高石秀樹 記事集

2022 年

日本語版

388 本

Ameblo 掲載記事（校訂版）

Ameblo 元投稿日順

確認できた誤記、法的記述及び訳文を修正した。各記事の制度説明・見通し・集計は、原則として原記事掲載時点に基づく。

記事一覧

01 2022-01-04 東京地判平成 22 年(ワ)26341【油性液状クレンジング用組成物】事件<大須賀>

02 2022-01-04 米国 2004.06 CAFC Honeywell v. Hamilton

03 2022-01-04 英国最高裁[2017]UKSC48／独国最高裁 X ZR 29/15　Actavis v. Eli Lilly

04 2022-01-04 米国 2002.03CAFC en banc Johnson & Johnston v. R.E. Service

05 2022-01-04 米国 2006.11CAFC DePuy Spine v. Medtronic

06 2022-01-04 米国 2009.03 CAFC Crown Packaging v. Rexam

07 2022-01-04 米国 2017.05 CAFC Mylan v. Aurobindo Pharma

08 2022-01-05 2017.05 米国連邦最高裁 TC Heartland 【特許権侵害訴訟の裁判管轄】

09 2022-01-06 2017.05 米国連邦最高裁 Water Splash v. Menon

10 2022-01-07 知財高判令和 2 年(行ケ)10044【脂質含有組成物】＜大鷹＞

11 2022-01-07 論点別「特許裁判例事典」第三版が、本日発刊されました。（経済産業調査会）

12 2022-01-08 知財高判令和 2 年(行ケ)10132【骨粗鬆症治療剤】＜菅野＞

13 2022-01-08 知財高判令和 2 年(行ケ)10106【読取装置】＜森＞

14 2022-01-08 知財高判令和 2 年(行ケ)10115【美容器】＜菅野＞

15 2022-01-11 知財高判令和 2 年(行ケ)10134【…デジタル・アート配信および鑑賞の制御…のためのシステム】＜森＞

16 2022-01-12 大阪地判令和 1 年(ワ)5444【二酸化炭素含有粘性組成物】被告取締役の会社法 429 条 1 項責任肯定

17 2022-01-13 大阪地裁令和 2 年(ワ)3247【水道配管における漏水位置検知装置】＜杉浦＞

18 2022-01-14 大阪地判平成 29 年(ワ)10716【手摺の取付装置】＜杉浦＞

19 2022-01-17 大阪地判平成 30 年(ワ)6015＜杉浦＞

20 2022-01-17 知財高判平成 26 年(ネ)10109【経皮吸収製剤，経皮吸収製剤保持シート…】＜大鷹＞

21 2022-01-17 知財高判令和 2 年(ネ)10045【ドットパターン】＜菅野＞

22 2022-01-18 知財高判平成 25 年(行ケ)10346【水晶発振器の製造方法】＜石井＞

23 2022-01-19 知財高判平成 28 年(行ケ)10257【携帯情報通信装置】＜森＞

24 2022-01-20 知財高判令和 2 年(行ケ)10027【体液用センサーアッセンブリ】＜森＞

25 2022-01-21 東京地判令和 1 年(ワ)30991【…または２，３，３，３－テトラフルオロプロペンを含む組成物】＜田中＞

26 2022-01-24 【気体溶解装置】 0.8＜Ｌ＜1.4 の場合に、課題を解決できると当業者が認識できるか？

27 2022-01-24 大阪地判平成 27 年(ワ)5869【水中構造物の洗掘防止材】＜森崎＞

28 2022-01-24 知財高判令和 2 年(行ケ)10147【ゲームプログラム】＜森＞

29 2022-01-25 知財高判令和 1 年(行ケ)10159【Ｘ線透視撮影装置】＜菅野＞

30 2022-01-26 東京地判平成 23 年(ワ)27781【タッチスクリーンディスプレイ...】中間判決＜大須賀＞

31 2022-01-27 知財高判令和 2 年(行ケ)10030【排水栓装置】＜大鷹＞

32 2022-01-28 大阪地判平成 19 年(ワ)2076【組合せ計量装置】

33 2022-01-31 知財高判令和 2 年(行ケ)10037「遊技機」＜大鷹＞

34 2022-02-01 東京地判令和元年(ワ)31214「塩化ビニリデン系樹脂ラップフィルム」事件＜田中＞

35 2022-02-03 〔米国意匠〕 2019.09　CAFC Curver Luxembourg v. Home Expressions

36 2022-02-03 〔米国意匠〕 2021.10　CAFC In re SurgiSil, L.L.P.

37 2022-02-03 2014.06 米国連邦最高裁 Nautilus v. Biosig

38 2022-02-03 2019.10 CAFC HZNP v. Actavis

39 2022-02-03 2021.08 CAFC Eli Lilly v. Teva

40 2022-02-03 LINE ふるふる裁判の紹介記事を、事務所 HP に UP しました。 東京地判平成 29 年(ワ)36506＜佐藤＞

41 2022-02-04 知財高判平成 20 年(ネ)10061【冷凍システム並びに凝縮用熱交換装置】＜中野＞　特許事件の管轄

42 2022-02-05 知財高判令和 2 年(行ケ)10075【包装体】<森>

43 2022-02-07 【商標】大阪地裁平成 30 年(ワ)11672 「Re 就活」「リシュ活」

44 2022-02-08 東京地判平成 31 年（ワ）2034＜佐藤＞　事業譲渡契約に定める競業避止義務違反⇒差止め

45 2022-02-09 【発信者情報開示請求】大阪地判令和 2 年(ワ)1995

46 2022-02-10 【不競法】知財高判平成 31 年(ネ)10008 「生存率 100%」等の広告が、品質誤認表示と判断された!!

47 2022-02-12 知財高判令和 2 年(行ケ)10103【多色ペンライト】＜東海林＞

48 2022-02-12 知財高判令和 2 年(行ケ)10011【カテーテル組立体】＜大鷹＞

49 2022-02-14 知財高判令和 2 年(ネ)10025【発光装置、等】＜森＞

50 2022-02-14 東京地判平成 24 年(ワ)14227【ｐ型窒化ガリウム系化合物半導体の製造方法】<高野>

51 2022-02-15 大阪地裁平成 28 年(ワ)2688【ボールボンディング用被覆銅ワイヤ】

52 2022-02-16 大阪地判平成 18 年(ワ)6162【無鉛はんだ合金】＜山田＞

53 2022-02-17 東京地判平成 25 年(ワ)3360【非磁性材粒子分散型強磁性材スパッタリングターゲット】＜長谷川＞

54 2022-02-18 東京地判平成 29 年(ワ)44053【…B 細胞リンパ腫の併用療法】＜山田＞

55 2022-02-21 ≪論稿≫「種苗法における『現物主義』について」嶋末和秀判事、西村康夫判事

56 2022-02-21 ≪論稿≫「特許発明の実施に用いられる物の譲渡と消尽の成否」愛知靖之教授

57 2022-02-21 Chambers で、Band4 に選んで頂きました。

58 2022-02-22 知財高判平成 25 年(ネ)10026【粉粒体の混合及び微粉除去装置】＜飯村＞

59 2022-02-22 米国 2009 CAFC en banc Cardiac v. St. Jude Medical

60 2022-02-24 米国 2007.04 連邦最高裁　Microsoft v. AT&T

61 2022-02-25 米国 2004.07 CAFC　Pellegrini v. Analog Devices

62 2022-02-28 米国 2000.06 CAFC　Rotec v. Mitsubishi

63 2022-02-28 米国 2001.04 CAFC　Waymark v. Porta Systems

64 2022-02-28 米国 2018.06 連邦最高裁　　WesternGeco v. ION Geophysical

65 2022-02-28 2022.02.27　160 回簿記二級統一試験（ペーパー）を受検しました。

66 2022-03-01 米国 2008.06 連邦最高裁 Quanta v. LG Electronics

67 2022-03-02 米国 2017.05 連邦最高裁 IMPRESSION PRODUCTS v. LEXMARK

68 2022-03-03 米国 1961 連邦最高裁 ARO　＜消尽論＞

69 2022-03-04 2002.05 CAFC Husky v. R&D Tool & Engineering

70 2022-03-05 2011.05 米国連邦最高裁 Global-Tech v. SEB

71 2022-03-05 2015.05 米国連邦最高裁　Commil v. Cisco

72 2022-03-07 2005 CAFC NTP v.Research in Motion(BlackBerry 事件)

73 2022-03-08 2014.06 米国連邦最高裁　2015.08 CAFC　LIMELIGHT v. AKAMAI

74 2022-03-09 出願経過における減縮補正と、均等論（世界の裁判例の潮流と日本の裁判例紹介）

75 2022-03-10 「米国特許に係るプロセスにより製造された製品を米国へ輸入…による当該米国特許権の侵害」(矢作隆行)

76 2022-03-11 知財高判令和 2 年（行ケ）10124【…インキ組成物の製造方法】<東海林>　※「容易の容易」の問題ではない

77 2022-03-12 －東京地判平成 28 年（ワ）25436「Ｌ－グルタミン酸の製造方法」事件＜山田裁判長＞－

78 2022-03-14 ★知財訴訟で、取締役の会社法 429 条 1 項の責任が肯定・否定された裁判例

79 2022-03-15 欧州特許実務①<手続>　（長谷川寛ドイツ弁理士の講演録から ）

80 2022-03-16 欧州特許実務②<クレームドラフト>(長谷川寛ドイツ弁理士の講演録から)

81 2022-03-17 "Amendment to narrow scope of claim in process of prosecution and application of doctrine of equivalents (international trend in court cases and overview of Japanese court cases)"

82 2022-03-18 欧州特許実務③<補正>　（長谷川寛ドイツ弁理士の講演録から）

83 2022-03-18 160 回簿記二級統一試験（ペーパー、2022 年 2 月 27 日）無事に合格できました。（78 点）

84 2022-03-22 欧州特許実務④<新規性での落とし穴>（長谷川寛ドイツ弁理士の講演録から　）

85 2022-03-22 ＜出願経過における減縮補正と、均等論＞

86 2022-03-22 知財高判平成 31 年(行ケ)10046＜大鷹＞　【回路遮断器の取付構造】①進歩性〇、②分割要件〇

87 2022-03-23 知財高判令和 2 年(行ケ)10103【多色ペンライト】＜東海林＞

88 2022-03-24 東京地判平成 30 年(ワ)36690【携帯情報通信装置】＜國分＞

89 2022-03-24 「マルチマルチクレーム」の制限 ～ 改訂審査基準、解説資料、動画、意見募集結果が公表されました。

90 2022-03-25 知財高判令和 1 年(ネ)10057【タンパク質を抽出する混合液】＜大鷹＞＝平成 29(ワ)41474＜田中＞

91 2022-03-28 知財高判令和 2 年(ネ)10045【ドットパターン】＜菅野＞サポート要件×、補正要件×（新規事項追加）

92 2022-03-29 東京地判平成 30 年(ワ)1233【コンクリート造基礎の支持構造】＜國分＞ ※損害論

93 2022-03-30 知財高判令和 2 年(行ケ)10016【…凹凸とげを有するとげ付き縫合糸】＜菅野＞

94 2022-04-02 <論稿>「令和 2 年の審決取消訴訟の概況」

95 2022-04-02 韓国大法院（最高裁）判決 2021 年 4 月 8 日言渡 2019 フ 10609

96 2022-04-02 <論稿>「進歩性の全論点」(高石秀樹、2022.01)

97 2022-04-03 ＜論稿＞「アメリカ民事訴訟に関する送達と日本企業の対応」（コロンビア特別区弁護士　瀬川一真）

98 2022-04-03 【寸劇（知的財産剣）】効果のクレームアップ

99 2022-04-03 【寸劇（知的財産剣）】分割出願で更に広くする

100 2022-04-03 【寸劇（知的財産剣）】当初明細書に色々書いておく

101 2022-04-03 【寸劇（知的財産剣）】裁判例を基に当初明細書の記載を工夫する

102 2022-04-04 ＜論稿＞「『データ（構造）』の特許法における保護」（下萩原　勉）

103 2022-04-05 ＜論稿＞「中国における方法特許クレームの解釈―中国最高裁判決の考察を中心として」

104 2022-04-05 欧州特許実務①②③④<ALL>（長谷川寛ドイツ弁理士の講演録から）

105 2022-04-06 ＜論稿＞「意匠の類否判断における公知意匠の参酌」（加藤 幹 教授）

106 2022-04-07 ＜論稿＞「パラメータ発明のサポート要件」(高石秀樹、2021.5)

107 2022-04-08 ＜論稿＞〔ブルニアンリンク作成デバイス〕事件（柴田和雄）

108 2022-04-09 ＜論稿＞【意匠】「意匠の類否判断は何故分かりにくいのか」(2021.1、工藤由里子)

109 2022-04-11 ＜論稿＞「特許権侵害訴訟において本件発明の課題が与える影響」(2021.9、弁理士会特許委員会)

110 2022-04-12 ＜論稿＞「Therasense 判決後の不衡平行為」（吉田哲、深町美音子）

111 2022-04-13 ＜論稿＞訂正の再抗弁を主張するために訂正審判の提起は不要であるとした知財高裁判決(吉田広志教授)

112 2022-04-14 ＜論稿＞「中国における特許明細書の開示要件」（2021.3、林 軍，胡春豊）

113 2022-04-15 ＜論稿＞進歩性判断における「予測できない顕著な効果」の比較対象及び位置付け（2021、高石秀樹）

114 2022-04-18 ＜論稿＞「中間上位概念化－特殊な EPC 特許手続き－」（2019.11 クリスチャン ケスター）

115 2022-04-18 ＜論稿＞「プログラムの営業秘密性に対する裁判所の判断」（2019.7、石本貴幸）

116 2022-04-18 ＜論稿＞「拡大先願に関する裁判例の傾向分析」(2019.1、弁理士会特許委員会)

117 2022-04-19 ＜論稿＞「○○システムを生産する方法」クレームの有効性(2018.10、関西特許研究会 ソフトウェア研究班)

118 2022-04-20 ＜論稿＞米国弁理士の秘匿特権，連邦裁判所のみならず州裁判所でも認められる新判決...(服部健一)

119 2022-04-21 ＜論稿＞「数値限定発明の充足論，明確性要件」（2018.5、高石秀樹）

120 2022-04-25 知財高判令和 2 年(行ケ)10057【電動ベッド】＜菅野＞

121 2022-04-25 知財高判令和 2 年(行ケ)10053【二酸化炭素経皮・経粘膜吸収用組成物】＜菅野＞

122 2022-04-25 知財高判平成 24 年(行ケ)10252【耐熱性リボヌクレアーゼH】＜芝田＞

123 2022-04-25 ＜論稿＞「米国特許侵害訴訟における Markman クレーム解釈」（2017.3、ヨーク M. フォークナー、鈴木 亜矢）

124 2022-04-26 ＜論稿＞「均等論に関する裁判例の傾向と対策」(2017.01、弁理士会・特許委員会)

125 2022-04-27 ＜論稿＞「『用途発明』の権利範囲について（直接侵害・間接侵害）」（2017.1、高石秀樹）

126 2022-04-28 ＜論稿＞「『容易の容易』の射程範囲（第三の公知文献の位置付け）」（2018.12、高石秀樹）

127 2022-04-29 ＜論稿＞「外国企業とのライセンス契約」（日本弁理士,NY 州弁護士　龍神嘉彦）

128 2022-05-03 ＜論点＞「パラメータ発明の進歩性判断」（2021 日本工業所有権法学会年報、高石秀樹）

129 2022-05-03 ＜論稿＞『「発明の技術的範囲」と「発明の要旨認定」との間に，ダブルスタンダードは存在するか？』（2015.12、弁理士会・特許委員会）

130 2022-05-03 ＜論稿＞「…明確性要件を判断した重要裁判例の総覧と判断傾向の分析」（2021.11 知財管理、高石秀樹）

131 2022-05-03 ＜論稿＞『「商品形態」に関する周知・著名表示及び応用美術を巡る諸問題の網羅的検討』（2020.9、高石秀樹・山本飛翔）

132 2022-05-04 ＜論点＞「実施可能要件と明確性要件」（判例百選第 5 版、高石秀樹）

133 2022-05-05 ＜新着 Youtube＞控訴審の逆転「勝訴」（1-1）非充足⇒充足

134 2022-05-06 ＜新着 Youtube＞控訴審の逆転「敗訴」（1-2）充足⇒非充足

135 2022-05-08 ＜新着 Youtube＞控訴審の逆転「勝訴」（2-1）無効⇒有効

136 2022-05-08 ＜新着 Youtube＞控訴審の逆転「敗訴」（2-2）有効⇒無効

137 2022-05-09 大阪高判平成 14 年(ネ)2776【コンクリート埋設物】 ＝東京高判平成 15 年(行ケ)65

138 2022-05-13 東京地判令和 1 年(ワ)25152【コメント配信システム】＜國分＞（ドワンゴ v.ＦＣ２）

139 2022-05-16 知財高判令和 3 年(ネ)10007【含硫化合物と微量金属元素を含む輸液製剤】＜本多＞ 逆転文言充足

140 2022-05-17 ＜論稿＞「侵害行為が国境をまたいで構成されるネットワーク関連発明の差し止め行為について」（弁理士/湯浅竜、別冊パテント別冊 No.26）

141 2022-05-18 東京地判令和 2 年(ワ)19924<佐藤>等【…鎮痛剤】～用途発明の用途否定で非充足、訂正要件も×

142 2022-05-20 知財高判令和 2 年(ネ)10059＜本多裁判長＞（控訴審） 【エクオール含有抽出物…の製造方法】

143 2022-05-23 【新着 Youtube】効果のクレームアップ（進歩性）

144 2022-05-24 【新着 Youtube】譲渡（等）の申出（場所（国内外）＋時期（存続期間満了間際の申出））

145 2022-05-25 知財高判令和 2 年(行ケ)10122【ウデナフィル組成物を用いてフォンタン患者における心筋性能を改善する方法】＜菅野＞

146 2022-05-26 【著作権法～「建築」の著作物性×】知財高判令和 3 年(ネ)10044＜大鷹＞

147 2022-05-27 【著作権法～「建築」の著作物性×】大阪高判平成 15 年(ネ)3575「グルニエ・ダイン事件」

148 2022-05-29 知財高判令和 2 年(行ケ)10150【エクオール含有大豆胚軸発酵物】＜本多＞

149 2022-05-30 【商標権】大阪地判平成 31 年(ワ)784「蛸焼工房事件」

150 2022-06-01 東京地判平成 31 年(ワ)7470,7476【…黒鉛系炭素素材】＜佐藤＞

151 2022-06-02 東京地判令和 2 年(ワ)8506【電気工事作業に使用する作業用手袋】＜佐藤＞

152 2022-06-03 知財高判令和 2 年(行ケ)10004【骨粗鬆症治療剤ないし予防剤】＜菅野＞

153 2022-06-04 知財高判令和 2 年(行ケ)10123【燃料電池システム】＜本多＞

154 2022-06-04 ＜韓国＞ 先行文献記載に従って製造した場合に"必然的"に特許発明と同じ物が製造される⇒新規性×

155 2022-06-06 ＜商標＞知財高判令和 3 年(行ケ)10113「睡眠コンサルタント」（東海林）

156 2022-06-06 【新着 Youtube】++均等論（統合版）＋2020 年収録後の均等論認容判決５件を追記収録!!

157 2022-06-07 【米国特許】2022.01CAFC Nature Simulation v. Autodesk

158 2022-06-08 【米国特許】1961 米国連邦最高裁 ARO v. Convertible Top Replacement

159 2022-06-09 【米国特許】2008.06 米国連邦最高裁 Quanta v. LG Electronics

160 2022-06-10 【米国特許】2017.05 米国連邦最高裁 IMPRESSION PRODUCTS v. LEXMARK

161 2022-06-11 【米国特許】2007.04 米国連邦最高裁 KSR v. Teleflex

162 2022-06-11 【米国特許】2010.03　米国 CAFC　Jeffrey Griffin v. Heidi Marrin

163 2022-06-13 【米国特許】2010.07　米国 CAFC In re Giacomini, et al.,

164 2022-06-15 【米国特許】2012.11 米国 CAFC Voter Verified v. Premier

165 2022-06-15 知財高判令和 2 年(ネ)10057＜大鷹＞「リコー事件」⇒独占禁止法違反とした一審判決が変更された!!

166 2022-06-16 【米国特許】2011.06 米国連邦最高裁 Microsoft v. i4i

167 2022-06-17 【米国特許】2015.04 米国 CAFC　INEOS v. BERRY PLASTICS

168 2022-06-20 【米国特許】2013.08　米国 CAFC　Hamilton Beach v. Sunbeam

169 2022-06-20 【米国特許】2016.07　米国 CAFC　Medicines v. Hospira

170 2022-06-20 【米国特許】2019.01 米国連邦最高裁　Helsinn v. Teva

171 2022-06-21 【米国特許】2017 米国 CAFC en banc Aqua Products v. Matal

172 2022-06-22 【米国特許】2021.04　米国 CAFC　Raytheon Technologies v. GE

173 2022-06-23 【米国特許】2018.05　米国 CAFC　TAOS v. Intersil

174 2022-06-24 【米国特許】1998　米国 CAFC　Ethicon v. U.S. Surgical Corp.

175 2022-06-25 【米国特許】2001.05　米国 CAFC Mycogen Plant v. Monsanto

176 2022-06-25 【論稿】「輸出入差止申立手続きにおける疎明資料」（乾智彦、東京税関業務部総括知的財産調査官）

177 2022-06-27 【論稿】「特許権侵害訴訟における損害賠償額の推定覆滅の主張立証に関する研究」知財管理 Vol.72

178 2022-06-28 知財高判令和 1 年(行ケ)10174【エアロゾル発生装置】＜森＞

179 2022-06-29 知財高判令和 3 年(行ケ)10056【情報処理装置事件】＜東海林＞

180 2022-06-30 知財高判令和２年(行ケ)10128【安否確認システム】＜東海林＞

181 2022-06-30 欧州移行時の独立クレームから特徴を削除する補正は厳しい。分割出願も同じ。

182 2022-07-01 知財高判令和 1 年(行ケ)10108【通信ネットワークシステムにおけるコントロールチャネル】＜菅野＞

183 2022-07-03 知財高判令和 2 年(行ケ)10037【遊技機】＜大鷹＞

184 2022-07-04 【商標】知財高判令和 3 年（行ケ）第 10100 号（大鷹裁判長）

185 2022-07-05 大阪高判平成 14 年(ネ)2481　中国の判決が、日本で効力が認められなかった事例

186 2022-07-06 知財高判平成 28 年(行ケ)10078【命令スレッドを組み合わせた実行の管理システム】＜森＞

187 2022-07-07 【商標】知財高判令和２年(ネ)10062「2UNDR 事件」～真正品の並行輸入

188 2022-07-08 【不競法】東京地判平成 27 年(ワ)30656　不使用秘密情報～損害額計算

189 2022-07-11 大阪地判令和 2 年(ワ)7486【高圧水の弓門内噴射による魚体内の血液の瞬間除去装置および方法】＜杉浦＞

190 2022-07-11 知財高判平成 22 年(行ケ)10265【くつ下】＜滝澤＞

191 2022-07-11 【商標権】東京地判平成 31 年(ワ)8117　～先使用権不成立

192 2022-07-12 「競業避止義務契約の有効性について」（経産省）

193 2022-07-13 【論稿】「新規事項の追加に関する,判決の傾向と特許庁審査基準等との対比」(2017.10)

194 2022-07-13 知財高判令和 2 年(行ケ)10015【免疫原性組成物を安定化させ，沈殿を阻害する新規製剤】＜鶴岡＞

195 2022-07-14 知財高判平成 20 年(行ケ)10304【樹脂配合用酸素吸収剤】＜滝澤＞

196 2022-07-15 知財高判平成 28 年(行ケ)10212【接触端子】＜髙部＞

197 2022-07-16 知財高判平成 31 年(行ケ)10026【流体圧シリンダ及びクランプ装置】＜鶴岡＞

198 2022-07-16 課題と同義の特定がされている発明のサポート要件

199 2022-07-17 弁理士春秋会で、「映画の著作物」と題して研修会をしたので、編集カット版を共有します。

200 2022-07-18 動機付けに係る技術的思想が効果の判断に与える影響について

201 2022-07-19 知財高判平成 30 年(行ケ)10175＜髙部＞【アクセスポート】

202 2022-07-20 知財高判平成 29 年(行ケ)10006,10015【ランフラットタイヤ】＜髙部＞　明確性要件〇

203 2022-07-21 知財高判平成 29 年(行ケ)10172＜髙部＞【抗ウイルス剤】

204 2022-07-22 ＜商標＞大阪地判令和 2 年(ワ)8061 「ハッシュタグ（＃）＋ブランド名」を商標的使用と認めた

205 2022-07-23 知財高判令和 3 年(行ケ)10111【レーザ加工装置】＜菅野＞

206 2022-07-23 知財高判平成 27 年(行ケ)10206【エアバッグ用基布】＜髙部＞

207 2022-07-25 知財高判平成 25 年(行ケ)10275【加硫ゴム組成物】<石井>

208 2022-07-26 知財高判平成 30 年(行ケ)10108【廃棄物の処理方法】＜髙部＞

209 2022-07-27 知財高判平成 24 年(行ケ)10005【グルコサミン含有パップ剤】＜塩月＞

210 2022-07-28 知財高判平成 29 年(行ケ)10147【…チアゾールカルボン酸の結晶多形体】＜髙部＞

211 2022-07-29 知財高判平成 28 年(行ケ)10152【電荷制御剤】＜森＞

212 2022-07-29 中村合同特許法律事務所の HP において、「オープンイノベーション」のページを公開しました。

213 2022-07-30 知財高判平成 27 年(行ケ)10081【ピタバスタチンカルシウム塩の結晶】＜髙部＞

214 2022-07-30 知財高判平成 27 年(行ケ)10256【逆流防止装置】＜清水＞

215 2022-08-01 知財高判平成 29 年(行ケ)10113【…発泡性組成物】＜鶴岡＞

216 2022-08-02 知財高判平成 27 年(行ケ)10052【ナルメフェン…を使用する疾患の処置】＜設樂＞

217 2022-08-03 知財高判平成 30 年(行ケ)10134【液晶媒体】＜森＞

218 2022-08-04 知財高判令和 1 年(行ケ)10120【油冷式スクリュ圧縮機】＜鶴岡＞

219 2022-08-05 ＜論稿＞『特許法上の諸論点と，「課題」の一気通貫』（2019、高石秀樹）

220 2022-08-08 ＜論稿＞『特許法 105 条 1 項の運用状況―「必要性」・「正当な理由」を中心として―』

221 2022-08-08 ＜論稿＞『進歩性判断における「異質な効果」の意義』（2016、高石秀樹）

222 2022-08-08 ＜論稿＞「…サポート要件における『課題』」（2019.6 知財管理、高石秀樹）

223 2022-08-09 ＜論稿＞「特許請求の範囲の訂正における『実質的変更』の判断基準」（2009、高石秀樹、中村彰吾）

224 2022-08-10 ＜論稿＞「間接侵害品の譲渡と特許権の『消尽』」(2015、高石秀樹)

225 2022-08-11 知財高判令和 2 年(行ケ)10077【５－ＨＴ１Ａ受容体サブタイプ作動薬】＜大鷹＞

226 2022-08-12 ＜著作権＞東京地判平成 30 年(ワ)38486＜國分＞

227 2022-08-12 知財高判平成 23 年(行ケ)10127【旋回式クランプ】＜塩月＞

228 2022-08-12 知財高判平成 17 年(行ケ)10737【殺菌剤】＜三村＞

229 2022-08-15 知財高判令和 3 年(ネ)10022【ウェブページ閲覧方法】＜東海林＞

230 2022-08-16 東京地判平成 29 年(ワ)3569【ソレノイド】＜嶋末＞

231 2022-08-17 控訴審・知財高判平成 30 年(ネ)10034【ソレノイド】＜菅野＞

232 2022-08-18 米国最高裁判決 2022.6.13 ZF Automotive v. Luxshare

233 2022-08-19 【不競法】東京地判平成 30 年(ワ)29036 ＜外箱と容器の商品等表示が認められた事例＞

234 2022-08-22 東京地判令和 3 年(ワ)3816【ビタミンＤ誘導体結晶およびその製造方法】＜柴田＞

235 2022-08-22 2022.01 米国 CAFC　Evolusion v. Juggernaut

236 2022-08-22 ＜商標＞知財高判令和 3 年(行ケ)10010（大鷹）

237 2022-08-23 東京地判平成 10 年(ワ)8345【養殖貝類の耳吊り装置】＜三村＞

238 2022-08-24 東京高判平成 10 年(行ケ)298 CD-ROM の実施例を上位概念化～「ディスク記録及び/又は再生装置」

239 2022-08-25 東京地判平成 15 年(ワ)3552【水晶振動子】＜髙部＞

240 2022-08-26 大阪地判平成 14 年(ワ)6178【重炭酸透析用人工腎臓灌流用剤】<小松>

241 2022-08-27 大阪地判平成 28 年(ワ)2688【ボールボンディング用被覆銅ワイヤ】

242 2022-08-27 東京地判平成 14 年(ワ)16268【電気コネクタ用銅基合金】＜飯村＞

243 2022-08-29 東京地判平成 15 年(ワ)9102【非水系二次電池】＜飯村＞

244 2022-08-30 知財高判平成 17 年(ネ)10052【電子的に検知可能で不作動化可能な標識】＜塚原＞

245 2022-08-31 東京高判平成 15 年(ネ)1223【生体高分子-リガンド分子の安定複合体構造の探索方法】＜山下＞

246 2022-09-01 東京地判平成 15 年(ワ)6742【包装ラベル付き細口瓶】＜髙部＞

247 2022-09-02 大阪地判平成 4 年(ワ)6690【転写印刷シート】＜小松＞

248 2022-09-03 知財高判令和 3 年(ネ)10007【含硫化合物と微量金属元素を含む輸液製剤】＜本多＞

249 2022-09-03 知財高判平成 31 年(ネ)10009【薬剤分包用ロールペーパ】＜大鷹＞

250 2022-09-05 東京地判平成 14 年(ワ)9503【核酸増幅反応モニター装置】

251 2022-09-06 大阪地判平成 15 年(ワ)13703【頭髪処理促進装置】<山田>

252 2022-09-07 東京高判平成 16(行ケ)4【ベランダ用パイプ取付金具】＜塚原＞

253 2022-09-08 東京高判平成 13 年(行ケ)392【２軸配向ポリアミドフイルム及びその製造法】＜佐藤＞

254 2022-09-09 知財高判令和 2 年(行ケ)10004、知財高判令和 2 年(行ケ)10056

255 2022-09-10 東京地裁平成 30 年(ワ)35053「2UNDR 事件」

256 2022-09-12 東京高判平成 12 年(行ケ)120【アルカリ蓄電池用ニッケル電極活物質】＜山下＞

257 2022-09-12 東京地判平成 14 年(ワ)1943【サンゴ化石微粉末】事件

258 2022-09-13 知財高判令和 3 年(行ケ)10136、10138【半田付け装置】＜本多＞

259 2022-09-13 「すごい知財 EXPO」（2022 年 10 月 6 日、7 日）で「特許重要裁判例 20 選」と題して登壇します

260 2022-09-14 知財高判令和 2 年(ネ)10059【エクオール含有抽出物及びその製造方法】＜本多＞

261 2022-09-15 ＜論稿＞裁判所における優先権の判断に関する研究（知財管理 Vol.72, No.4, 2022）

262 2022-09-15 営業秘密（秘匿化）～企業における技術情報の保護戦略の選択～

263 2022-09-16 知財高判平成 20 年(行ケ)10196【ダイボンディング材及び接着方法】＜中野＞

264 2022-09-20 知財高判令和元年(行ケ)10142【ロール製品パッケージ】＜森＞

265 2022-09-20 東京高判平成 13 年(ネ)959【置換プリン(アシクロビル)】＜山下＞

266 2022-09-20 東京高判平成 16 年(ネ)1589＜塚原＞【液晶組成物】＝原審・東京地判平成 14 年(ワ)25697

267 2022-09-20 【意匠】知財高判令和 3 年(行ケ)10067～本件意匠と引用意匠とは物品が異なる。⇒新規性〇

268 2022-09-20 【Youtube ショート】【特許】消尽論の日米比較

269 2022-09-20 【Youtube ショート】【特許】発明の「解像度」

270 2022-09-20 【Youtube ショート】【特許】パイオニア発明とは？

271 2022-09-21 東京地判令和 2 年(ワ)22071【角栓除去用液状クレンジング剤】＜國分＞

272 2022-09-22 東京高判平成 14 年(行ケ)58「ミシン」（山下）

273 2022-09-23 【不競法、著作権】京都地判令和 2(ワ)1874

274 2022-09-23 【YouTube ショート】特許権の「共有者」が自由に実施許諾（等）できる範囲

275 2022-09-23 中村合同特許法律事務所が Asialaw Rankings で Outstanding に選出されました

276 2022-09-27 知財高判平成 22 年(行ケ)10122＜飯村＞

277 2022-09-27 【YouTube ショート】CGC（コーポレートガバナンスコード）改定と知財

278 2022-09-27 中村合同特許法律事務所の法情報提供＋ニュースレター

279 2022-09-27 知財高判令和 3 年(行ケ)10037【片手支持可能な表示装置】＜菅野＞

280 2022-09-27 【YouTube ショート】均等論（まとめ、２０２２年版）

281 2022-09-27 知財高判令和 2 年(行ケ)10150 号【エクオール含有大豆胚軸発酵物】＜本多＞

282 2022-09-27 【YouTube ショート】機能的クレーム

283 2022-09-27 知財高判令和 1 年(行ケ)10108【通信ネットワークシステムにおけるコントロールチャネル】＜菅野＞

284 2022-09-28 【外国サーバ問題】知財高判平成 30 年(ネ)10077（ドワンゴ v. FC2，INC.）＜本多裁判長＞

285 2022-09-29 知財高判令和 3 年(ネ)10049,10069【吹矢の矢】＜本多＞　逆転敗訴（非充足）

286 2022-09-29 中村合同特許法律事務所の HP に「個人情報保護法」を掲載しました。

287 2022-09-30 控訴審・知財高判令和 2 年(ネ)10029【セルロース粉末】＜大鷹＞

288 2022-10-03 東京地判平成 31 年(ワ)7038,9618＜國分＞ グラフェン前駆体として用いられる黒鉛系炭素素材

289 2022-10-03 知財高判令和 1 年(ネ)10078＜菅野＞ 【屋根煙突貫通部の施工方法及び屋根煙突貫通部の防水構造】

290 2022-10-04 知財高判平成 31 年(行ケ)10043「高コントラストタイヤパターン」＜鶴岡＞

291 2022-10-05 東京地判平成 25 年(ワ)30271＜職務発明の対価請求事件＞

292 2022-10-06 【著作権】知財高判令和 3 年(ネ)10028「放置系 RPG」事件<大鷹>

293 2022-10-07 【不競法】大阪地判平成 30 年(ワ)8708

294 2022-10-08 大阪地判平成 30 年(ワ)5037

295 2022-10-11 東京地判平成 15 年(ワ)19324【ブラニュート顆粒の製造方法】＜三村＞

296 2022-10-11 東京高判平成 14 年(ネ)2457【生コンスラッジの再使用方法】＜山下＞

297 2022-10-11 知財高判令和 3 年(行ケ)10059【電子レンジ加熱食品用容器】<東海林>

298 2022-10-12 東京地判平成 29 年(ワ)24942【ウェブページ閲覧方法…装置】＜佐藤＞

299 2022-10-13 【著作権】東京地判令和 3 年(ワ)4491<佐藤>

300 2022-10-14 東京地判令和 1 年(ワ)23407【…吊張り…装置】＜柴田＞

301 2022-10-16 東京地判令和 1 年(ワ)23164【画像形成装置】＜田中＞

302 2022-10-16 ＣＧＣ（コーポレートガバナンスコード）を踏まえた、意思決定者が把握すべき知財

303 2022-10-16 【特許・裁判例紹介（YouTube）】 知財高判令和 2 年(ネ)10057＜大鷹＞

304 2022-10-16 【特許 YouTube　#short】①拒絶対応、②従属項の利活用（クレームディファレンシエーション）

305 2022-10-17 知財高判令和 3 年(行ケ)10006【Ｘ線検査装置】＜菅野＞

306 2022-10-18 米国特許 2016 CAFC Shaw Industries v. Automated Creel

307 2022-10-19 【米国特許】2016.06 米国連邦最高裁 Cuozzo Speed v. Lee

308 2022-10-20 東京地判令和 2 年(ワ)33027【有料自動機の制御システム】＜中島＞

309 2022-10-21 東京地判令和 3 年(ワ)13905【…エリブリンの使用】＜柴田＞

310 2022-10-21 【特許裁判例個別紹介（YouTube）】知財高判令和 2 年(ネ)10004【光照射】事件＜大鷹＞

311 2022-10-24 2021.08 CAFC　Gsk v. Teva スキニーラベルの後発品の販売～誘引侵害を認めた

312 2022-10-24 2014.03 CAFC　Endo v. Actavis　先行訴訟の和解～黙示ライセンス推定範囲

313 2022-10-25 米国意匠 2019CAFC Curver Luxembourg v. Home Expressions

314 2022-10-26 2015CAFC INEOS USA v. Berry Plastics 数値限定発明と新規性

315 2022-10-27 知財高判（大合議）令和 2 年(ネ)第 10024 号【椅子式マッサージ機】

316 2022-10-27 中村合同特許法律事務所の HP に、「パブリシティ権」の記事がアップされました。

317 2022-10-28 2014.06 米国連邦最高裁　Nautilus v. Biosig

318 2022-10-29 米国特許法 252 条～reissue の効果（中用権、介在権=Intervening Right）

319 2022-10-31 2022.01 CAFC Evolusion v. Juggernaut

320 2022-11-01 ＜WIPO 日本事務所ウェビナー＞過去動画＋資料がアップされています。

321 2022-11-01 【米国意匠】2021.10 CAFC In re SurgiSil, L.L.P., Peter Raphael, Scott Harris

322 2022-11-02 東京高判平成 9 年(行ケ)87【仮撚加工法】事件＜伊藤＞

323 2022-11-04 知財高判平成 24 年(行ケ)10328＜芝田＞【臭気中和化および液体吸収性廃棄物袋】

324 2022-11-04 大阪地判令和 1 年(ワ)9113【情報通信ユニット】＜杉浦＞

325 2022-11-05 2004.8.16 米国 CAFC　Fisher-Price v. Safety 1st, Inc

326 2022-11-05 知財高判令和 3 年(行ケ)10082【電気絶縁ケーブル】＜東海林＞

327 2022-11-07 【著作権】大阪地判令和 2 年(ワ)9992　時計の「原画の」著作物性が否定された。

328 2022-11-07 【特許】サポート要件　　偏光フィルム大合議判決～「パラメータ発明」について

329 2022-11-08 【意匠】東京地判平成 30 年（ワ）38585 等（意匠の創作者性⇒否定）

330 2022-11-09 知財高判令和 3 年(ネ)10091【…骨折固定システム】＜本多＞

331 2022-11-11 知財高判平成 28 年(行ケ)10118【高効率プロペラ】<清水>　29 条 1 項 3 号の「刊行物」

332 2022-11-12 「最高裁判例にみる商標の類否の本質」（宍戸充元判事）　商標に関する最高裁判決 11 件を紹介

333 2022-11-12 【特許】新規事項追加（親子孫出願）

334 2022-11-12 大阪地判令和 2 年(ワ)3474【照明器具】＜谷＞

335 2022-11-14 【論稿】「特許ライセンス契約の実務」（石田正泰教授）

336 2022-11-15 東京地判平成 26 年(ワ)17797【草質材圧着物】＜沖中＞　数値範囲外のものが相当量ある⇒非充足

337 2022-11-16 知財高判令和 3 年(行ケ)10111【レーザ加工装置】＜菅野＞　除くクレームの訂正⇒進歩性〇

338 2022-11-17 東京地判令和元年(ワ)33246【(続)事件】＜國分＞⇒前訴の侵害訴訟追行は、不法行為ではない。

339 2022-11-18 「そーとく日記」で、私の発信に言及して頂きました。

340 2022-11-18 知財高判令和 2 年(ネ)10004＜大鷹＞【光照射装置】　＝大阪地判平成 29 年(ワ)7532<杉浦>

341 2022-11-21 知財高判平成 26 年(行ケ)10059 石井　ヨードホールを含有する乾燥リポソーム製薬組成物を含むパッケージ

342 2022-11-21 東京地判令和 2 年(ワ)8506【…作業用手袋】＜佐藤＞

343 2022-11-21 YouTube【特許】進歩性（パラメータ発明）

344 2022-11-21 【商標】大阪地判令和 2 年(ワ)3646

345 2022-11-21 知財高判令和 3 年（ネ）10029【手摺の取付方法】事件＜東海林＞　≪複数主体の侵害≫⇒共同直接侵害成立

346 2022-11-22 東京地判平成 30 年(ワ)1130【印刷された再帰反射シート】＜田中＞　損害論

347 2022-11-24 知財高判令和 3 年(ネ)10088 等【情報通信ユニット】～競合製品による控除には、2 項と 3 項の重畳適用無し

348 2022-11-24 【著作権】大阪地判令和 3 年(ワ)3208　海賊版販売⇒著作権法 114 条 3 項の損害額

349 2022-11-24 知財高判平成 29 年(ネ)10090【医薬】事件＜高部＞

350 2022-11-25 東京地判令和 2 年(ワ)13326,13331【エルデカルシトールを含有する前腕部骨折抑制剤】<柴田>

351 2022-11-26 知財高判令和 2 年(ネ)10048＜鶴岡＞　⇒ノウハウについて、職務発明の対価請求が認められなかった事例

352 2022-11-26 【特許】譲渡の申し出 東京地判平成 28 年(ワ)25436【L-グルタミン酸の製造方法】＜山田＞

353 2022-11-28 知財高判平成 22 年(ネ)10001【モータ】＜中野＞ *国際裁判管轄

354 2022-11-28 中村合同特許法律事務所の HP に「講師派遣～社内の知財人材の育成を強力にサポート～」を UP しました

355 2022-11-28 【米国特許】2022.06 CAFC　Novartis v. Accord Healthcare

356 2022-11-29 ＜商標＞知財高判令和３年(行ケ)10013「リンガフランカ」　不使用取消

357 2022-11-30 東京高判平成 13 年(行ケ)489【バネ構体】＜塚原＞　*従来公知物が、偶然（数値範囲を）満たしても特許性×。

358 2022-12-01 【論稿】（米国）訴訟戦略上知っておきたい ITC の特徴（知財管理 Vol.69 No.1 2019）

359 2022-12-02 【論稿】仲裁合意が法人代表者に及ぶとして、法人代表者に対する訴訟が却下された事例（JCA ジャーナル 69 巻 8 号）

360 2022-12-04 【著作権】東京地判令和 2 年(ワ)19840＜中島＞ ロゴタイプにした会社名（商号）の著作物性否定

361 2022-12-04 大阪地判令和 2 年(ワ)4023【…装着補助プレート】＜谷＞

362 2022-12-05 大阪地判平成 30 年(ワ)866＜職務発明の対価請求＞ 独占の利益否定 ⇒請求棄却

363 2022-12-06 東京高判平成 13 年(ネ)2630【…補強杆】＜篠原＞　均等物が拡大先願と実質同一

364 2022-12-07 大阪地判平成 11 年(ワ)12699【発明者名誉権侵害事件】＜小松＞真の発明者は発明者欄補正請求可

365 2022-12-08 知財高判令和 1 年(行ケ)10132＜鶴岡＞【ブルニアンリンク作成デバイスおよびキット】

366 2022-12-09 知財高判令和 1 年(行ケ)10120【油冷式スクリュ圧縮機】＜鶴岡＞　一般的課題から、動機づけを認めた。

367 2022-12-10 東京地判令和 2 年(ワ)13326,13331＜柴田＞【エルデカルシトールを含有する前腕部骨折抑制剤】

368 2022-12-12 知財高判令和 3 年(ネ)10031＜東海林＞【半導体集積回路装置】＝東京地判令和 2 年(ワ)6675

369 2022-12-12 東京地判平成 9 年(ワ)938【芳香性液体漂白剤組成物】（カビキラー）

370 2022-12-13 知財高判平成 31 年(行ケ)10041【創傷被覆材】＜菅野＞　サポート要件〇　進歩性〇

371 2022-12-14 損害論（2 項と 3 項の重畳適用）知財高判（大合議）令和 2 年(ネ)10024、知財高判令和 3 年(ネ)10088

372 2022-12-16 【米国特許】2009CAFC 方法クレームについては、米国特許法第 271 条(f)が適用されない。

373 2022-12-17 【米国特許】2016.03 CAFC 主張できたはず⇒IPR が正式審理開始されず⇒無効理由に禁反言なし

374 2022-12-17 【個別裁判例紹介】東京地判令和 1 年(ワ)30991【…組成物】＜田中＞

375 2022-12-17 【米国特許】2016 連邦最高裁　IPR 手続におけるクレーム解釈も BRI 基準（当時）

376 2022-12-19 2019.05 米国連邦最高裁 Mission Product v. Tempnology

377 2022-12-20 【米国】米国関税法 337～輸入時には非充足でも、輸入後に顧客が使用すると充足となる製品も適用対象

378 2022-12-20 【米国】親の出願経過で述べた意見は、継続出願の特許クレームに関係する場合はクレーム解釈に影響する

379 2022-12-21 【米国特許】先行訴訟の和解による、黙示のライセンスが推定される範囲（一般論）

380 2022-12-22 【米国特許】スキニーラベルのジェネリック医薬品について、誘引侵害を認めた。

381 2022-12-26 【米国特許】2014.06 米国連邦最高裁 Nautilus v. Biosig　明確性要件の基準

382 2022-12-26 【論稿】「知財戦略としての米国特許訴訟」　米国特許法 252 条～再発行の効果（中用権、介在権）

383 2022-12-27 【米国特許】HZNP v. Actavis「consisting essentially of」

384 2022-12-27 知財高判平成 29 年(行ケ)10089、10090【医療用軟質容器】事件＜高部＞

385 2022-12-28 【米国特許】Eli Lilly v. Teva　使用方法の目的は、前文により限定的に解釈される

386 2022-12-28 中村合同特許法律事務所の HP に「知的財産権の価値評価」をアップしました。

387 2022-12-31 【米国】CAFC　Evolusion v. Juggernaut　クレーム文言解釈

388 2022-12-31 「知的財産権の価値評価～グループ内の移転…時の客観的評価の担保～」

東京地判平成 22 年(ワ)26341【油性液状クレンジング用組成物】事件<大須賀>

Ameblo 元投稿日：2022-01-04

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12719352846.html

東京地判平成 22 年(ワ)26341【油性液状クレンジング用組成物】事件<大須賀>

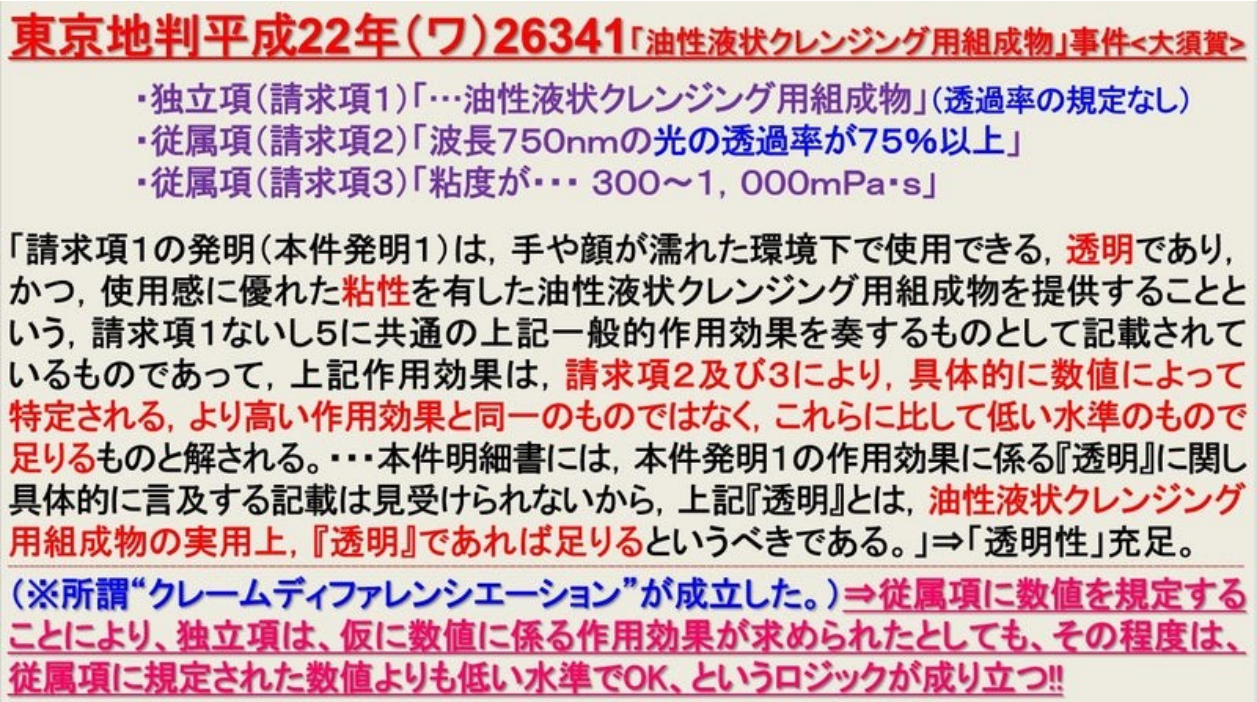
*当業者が配合割合を適宜変更して実施可能とした当てはめ例

(サポート要件も同様)

*「油性液状クレンジング用組成物」というクレーム文言解釈として、「透明性」という作用効果を構成要件とした

⇒結局、「透明性」を満たすとして充足

(透明度は、従属項の数値より低くても、充足とした。)



＜判旨抜粋＞

充足論

・独立項（請求項１）「…油性液状クレンジング用組成物」（透過率の規定なし）

・従属項（請求項２）「波長７５０ｎｍの光の透過率が７５％以上」

・従属項（請求項３）「粘度が・・・３００～１，０００ｍＰａ・ｓ」

「請求項１の発明（本件発明１）は，手や顔が濡れた環境下で使用できる，透明であり，かつ，使用感に優れた粘性を有した油性液状クレンジング用組成物を提供することという，請求項１ないし５に共通の上記一般的作用効果を奏するものとして記載されているものであって，上記作用効果は，請求項２及び３により，具体的に数値によって特定される，より高い作用効果と同一のものではなく，こ

れらに比して低い水準のもので足りるものと解される。・・・本件明細書には，本件発明１の作用効果に係る『透明』に関し具体的に言及する記載は見受けられないから，上記『透明』とは，油性液状クレンジング用組成物の実用上，『透明』であれば足りるというべきである。」⇒「透明性」充足。

（※所謂“クレームディファレンシエーション”が成立した。）

⇒従属項に数値を規定することにより、独立項は、仮に数値に係る作用効果が求められたとしても、その程度は、従属項に規定された数値よりも低い水準でOK、というロジックが成り立つ!!

特許法３６条４項（実施可能要件）

…本件発明１は，手や顔が濡れた環境下で使用することができる，透明であり，かつ，適度な粘性を有する油性液状クレンジング用組成物を提供することをその作用効果とするものであり，当該作用効果は，本件特許発明の請求項１ないし５に係る各発明に共通の作用効果として示されたものであって，請求項２は，本件発明１に係る構成に加え，その作用効果のうち，透明性に関する点を，光の透過率により限定し，より高い作用効果を得られる場合があることを示したものである。

したがって，本件発明１は，請求項２に該当する場合を包含するものということができるところ，…本件明細書の実施例…の記載における「外観」及び「透過率」は，請求項２に係る作用効果を示すものであるから，本件明細書には，（Ａ）ないし（Ｄ）成分からなる構成が示され，かつ，その場合に請求項２に係る作用効果が得られたことが記載されている…。そうすると，本件明細書には，本件発明１に係る構成のみの効果は記載されていないものの，本件発明１に係る構成を含む請求項２に係る作用効果は示されているものということができ，本件発明１がその作用効果を奏することを裏付ける記載がされている…。

また，本件明細書において，（Ａ）ないし（Ｄ）成分の具体例…が示され，かつ，各成分の好適な配合量が開示されており…，実施例１ないし７において各成分の具体的組合せや配合量も示されているのであるから…，本件明細書の記載に接した当業者は，その記載内容を参考に，技術常識に従い，（Ａ）ないし（Ｄ）成分として使用する各成分の具体的組合せ及び配合量を適宜決定することにより，本件発明１に係る作用効果を奏する油性液状クレンジング用組成物を得ることができるものと認められるのであり，これは，原告及び被告の行った各実験結果（甲２５，２７，２９，３０，乙２の８）において，本件発明１に係る作用効果を奏する油性液状クレンジング用組成物が得られていることからも明らかである。

この点に関し，被告は，（Ａ）ないし（Ｄ）成分を含有し，かつ，本件明細書の実施例に従って配合割合を決定した組成物であっても，…安定性を欠くものがみられたから，本件各発明は実施可能性を欠くものであると主張する。しかし，……被告の実験結果は，本件明細書記載の実施例において（Ａ）ないし（Ｄ）成分として使用されている物質のうち（Ｃ）成分を実施例とは異なる物質に，（Ｄ）成分について一部を実施例とは異なる物質に変更する一方，各成分の配合割合を本件明細書記載の実施例記載のものと同一としたもの（…）または本件明細書記載の実施例において，（Ｅ）成分として配合されているジイソステアリン酸デカグリセリンを配合せず，油剤の配合割合をその分だけ増やしたもの（…）である。被告実験では，安定性が認められないなどの実験結果が示されているものの，他方，原告からは，各成分について使用する物質を被告実験と変更することなく，その配合割合を変更したところ，本件発明１に係る作用効果を奏する油性液状クレンジング用組成物が得られた旨の実験結果（…）が示されている。そうすると，当業者は，（Ａ）ないし（Ｄ）成分として用いる物質の変更や，（Ｅ）成分を配合しないものとしたことに従い，各物質の特性等を考慮し，（Ａ）な

いし（Ｄ）の各成分の配合割合を適宜変更することにより，本件発明１を実施することができるものと認められ，かつ，配合割合等の適宜の変更は，当業者の技術常識に従って可能なものであると認められる。

特許法３６条６項１号（サポート要件）

…本件明細書には，（Ａ）ないし（Ｄ）成分として使用することのできる物質の具体例，各成分の好適な配合割合が記載されている。また，本件明細書の…には，「…油剤の配合量は油性液状クレンジング用組成物の全量に対して，４０～９５質量%が望ましい。４０質量%未満では，メイク化粧料を肌から浮き出させる効果が乏しくなり，９５質量%を超えるとメイク化粧料をなじませた後の洗い流しが困難となる。」，…「…デキストリン脂肪酸エステルの配合量は０．５～５質量%が好ましい。０．５質量%未満では，十分な粘性が得られにくく，５質量%を超えると，透明に溶解することが困難となり，製剤が固くなりすぎる傾向にある。」，…「炭素数８～１０の脂肪酸とポリグリセリンのエステルは，本発明のクレンジング用組成物の全組成に対し，１～４０%，特に５～２５%の範囲で配合するのが好ましい。１%より少ない場合には組成物の洗浄性，水洗性が不充分になり，４０%より多い場合は，『流動性が悪く油性液状を保てない』『使用時の肌への刺激等の問題が生じる』などの可能性が考えられる。」，…「…陰イオン界面活性剤の配合量は０．１～１質量%が好ましい。０．１質量%未満では，デキストリン脂肪酸エステルを透明に分散させる効果が得られ難く，１質量%以上では，陰イオン界面活性剤が析出する恐れがある。」と記載されているのであり，これらの記載は，上記配合割合等が好適である理由につき，皮膚が濡れている場合のクレンジング力，透明性，安定性，粘度との関係において説明するものであるから，本件明細書に接した当業者は，本件明細書の上記各記載から，本件各発明における課題（手や顔が濡れた環境下で使用することができる，透明であり，かつ，適度な粘性を有する油性液状クレンジング用組成物を提供すること）が解決されるものと認識することが可能であるものと解される。

したがって，本件各発明は，いわゆるサポート要件を欠くものではな…い。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-82335.pdf

米国 2004.06 CAFC Honeywell v. Hamilton

Ameblo 元投稿日：2022-01-04

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12719426346.html

米国 2004.06 CAFC Honeywell v. Hamilton

審査経過で、独立クレームを削除し、従属クレームを独立クレームとした場合、禁反言が推定され、原則として均等論を主張できない。

⇒Festo 米国連邦最高裁の要件あてはめとなる。

東京地判平成 28 年(ワ)35182＜嶋末＞

知財高判平成 29 年(ネ)10096＜高部＞

同旨

Honeywell v. Hamilton_CAFC en banc June 02 2004www.tatsuoyabe.aki.gs

英国最高裁[2017]UKSC48／独国最高裁 X ZR 29/15　Actavis v. Eli Lilly

Ameblo 元投稿日：2022-01-04

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12719429225.html

英国最高裁[2017]UKSC48_Actavis v. Eli Lilly

英国で初めて均等論を認めた最高裁判決。

欧州出願手続においてクレームが減縮補正されたが、この補正は、許容できない中間概念化に基づく新規事項追加の拒絶理由を回避する目的であり、補正要件を満たすものに過ぎないと判断した。

独国最高裁 X ZR 29/15 Actavis v. Eli Lilly

補正の理由が、先行技術に対して主題を限定した場合は均等論が排除されるが、形式要件（新規事項追加や明確性）が契機となった補正は、特許権者が選択決定したとは見做されず、均等論は排除されない。

⇒日本に波及した!

東京地判平成 28 年(ワ)25436<山田>

https://www.hoffmanneitle.com/wp-content/uploads/Recent-Trends-of-IP-Law-in-Europe-Chizai-Kanri-vol.68-No.4_2018.pdf

米国 2002.03CAFC en banc Johnson & Johnston v. R.E. Service

Ameblo 元投稿日：2022-01-04

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12719429450.html

米国 2002.03CAFC en banc Johnson & Johnston v. R.E. Service

（Dedication の法理）

明細書中に記載されているが、特許クレームに記載されていない実施形態は放棄されたとみなし、均等論を主張できない

=PSC v. FOXCONN (CAFC2004.01)

=日本最高裁判決平成 28 年(受)1242

【特許★★★】化学物質（マキサカルシトール）の製造方法に係る特許発明について、均等侵害を認めた知財高裁大合議判決を維持した最高裁判決 - NAKAMURA & PARTNERS 平成 29 年 3 月 24 日（平成 28 年（受）第 1242 号）（最高裁判所、第二小法廷）◆判決本文（判決要旨）www.nakapat.gr.jp

米国 2006.11CAFC DePuy Spine v. Medtronic

Ameblo 元投稿日：2022-01-04

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12719429671.html

米国 2006.11CAFC DePuy Spine v. Medtronic

（Vitiation の法理）

構成要件の一部を置換すると当該構成要件が無価値化(vitiated)される場合、均等不成立。

vitiated の判断方針

Phillips v. AWH(CAFC en banc2005)

「…クレーム文言を明細書中で明白に規定している場合、明細書は辞書の役割を果たす」

DEPUY SPINE V MEDTRONIC SOFAMOR, No. 05-1311 (Fed. Cir. 2006)DEPUY SPINE V MEDTRONIC SOFAMOR, No. 05-1311 (Fed. Cir. 2006) case opinion from the US Court of Appeals for the Federal Circuitlaw.justia.com

米国 2009.03 CAFC Crown Packaging v. Rexam

Ameblo 元投稿日：2022-01-04

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12719430053.html

米国 2009.03 CAFC Crown Packaging v. Rexam

実質的に同一の機能（Function）を実質的に同一の方法（Way）で果たし、実質的に同一の結果（Result）をもたらすかを検討する。本件では均等の成立を否定できないとされた。

方法の発明及び物の発明が両方含まれている場合に、方法の発明のみを権利主張する場合は、特許表示は不要であり、米国特許法第 287 条(a)は適用されない。

*2017.05CAFC と異なる!!

https://www.cafc.uscourts.gov/opinions-orders/08-1284.pdf

米国 2017.05 CAFC Mylan v. Aurobindo Pharma

Ameblo 元投稿日：2022-01-04

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12719430321.html

米国 2017.05 CAFC Mylan v. Aurobindo Pharma

Graver Tank 連邦最高裁(1950)に由来する均等の判断枠組みのうち、本件では非実質的差異テスト（insubstantial differences test）の方が適切かを検討すべきとされた。

機能‐方法‐結果テスト（function-way-result test）の適用を一律に排除したものではない。

function-way-result で判断する場合にも、酸化剤の働く方法（Way）等の相違を各構成要件について検討する必要がある。

【米国特許】＋＋均等論（DOE、Doctrine of Equivalents）#特許 #米国 #均等論 #DOE #GraverTank #Festo #フェスト #EliLily #イーライリリー #function-way-result #insubstantial-difference【米国特許】均等論（DOE、Doctrine of Equivalents）（弁護士・弁理士・米国 C...www.youtube.com

2017.05 米国連邦最高裁 TC Heartland 【特許権侵害訴訟の裁判管轄】

Ameblo 元投稿日：2022-01-05

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12719539970.html

2017.05 米国連邦最高裁 TC Heartland v. Kraft Foods

【特許権侵害訴訟の裁判管轄】

被告が米国企業である場合は,

① 設立準拠州

又は

② 被告が侵害行為を行い、かつ「恒常的かつ確立された事業拠点」を持つ裁判区

※米国外企業は射程範囲外であるが、米国子会社との関係では、日本企業にも影響あり!!

1990 年の VE 判決（CAFC）を覆して、1957 年の Fourco 連邦最高裁判決の基準に戻した。

⇒2018.05CAFC（In re: HTC Corporation）は、米国外企業を被告とする特許訴訟では、対人管轄の要件を満たし、被告が訴状の適切な送達を受けることのできる任意の米国連邦地方裁判所において提起可能であることを判示した。

https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Ipnews/us/2017/20170525.pdf

2017.05 米国連邦最高裁 Water Splash v. Menon

Ameblo 元投稿日：2022-01-06

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12719709986.html

2017.05 米国連邦最高裁 Water Splash v. Menon

受領国が拒否宣言をしていない場合、郵便送達はハーグ送達条約によって禁止されない。ただし、適用される他の法によっても当該郵便送達が認められている必要がある。

⇒**2018 年 12 月に、日本政府はハーグ条約 10 条(a)の拒否を宣言した**から、日本に所在する被告への郵便直接送達は許容されない。

＜残された論点＞

Email による直接送達の可否

英語（日本語未翻訳）による訴状の可否

https://japanese.pillsburylaw.com/sitefiles/41049/legal%20wire%2059_ver2%2020230213.pdf

知財高判令和２年(行ケ)10044【脂質含有組成物】＜大鷹＞

Ameblo 元投稿日：2022-01-07

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12719914040.html

知財高判令和２年(行ケ)10044【脂質含有組成物】＜大鷹＞

*刊行物に数値は記載されていたが、それ以下に限定する示唆は無かった。

刊行物５の記載は、「脂肪の摂取量」が「一日当り４０ｇ」に増加したこと自体が問題であることを述べたり，それを改善すべきことを示唆するものではない。

⇒超プロパテント!!?

（判旨抜粋）

【請求項１９】…ω－６脂肪酸の用量は，４０ｇ以下である，脂質含有配合物。

被告は，①刊行物５には，脂肪の摂取量については１日当たり４０ｇと増加しているとの記載及びそれを問題であると認識していることの記載があり，刊行物５発明は，脂質（脂肪）の取り過ぎの抑制を前提に，ω－６脂肪酸とω－３脂肪酸をバランス良く摂取することを技術思想とする発明であるから，脂質の一部である不飽和脂肪酸のさらに一部であるω－６脂肪酸を一定以下に抑えることは当然であり，脂質全体として取り過ぎであるとの認識である４０ｇという値以下と特定することには強い動機付けがある，②しかも，１日の脂質摂取は，刊行物５発明のドリンク剤組成物以外の食品からも生じるのであるから，１日又は１回当たりω－６脂肪酸４０ｇ以下との上限を設定することは，当業者が容易になし得る技術的事項であるから，当業者は，刊行物５発明において，相違点２に係る本願発明の構成とすることを容易に想到することができた旨主張する。

しかしながら，…刊行物５における「最近の日本人の食生活は欧米型化が進み，肉類を中心とした食事の機会が大幅に増え，脂肪の摂取量については一日当り４０ｇと増加し，それに伴い，疾病の種類も変化し，高血圧，心臓病の循環器系疾患や乳癌，大腸癌などが増加して，こちらも欧米型化になり，大きな社会問題になっている。」との記載は，「脂肪の摂取量」が「一日当り４０ｇ」に増加したこと自体が問題であることを述べたり，それを改善すべきことを示唆するものではない。また，刊行物５の記載全体をみても，刊行物５において，脂肪の摂取量を１日当たり４０ｇに差し控えるべきことや，「ω－６脂肪酸の用量」は，１日又は１回当たり「４０ｇ以下」とすべきことについての記載や示唆はない。 加えて，本件においては，他に「ω－６脂肪酸の用量は，４０ｇ以下」とすることが技術常識であることを認めるに足りる証拠はない。…

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-90569.pdf

論点別「特許裁判例事典」第三版が、本日発刊されました。（経済産業調査会）

Ameblo 元投稿日：2022-01-07

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12719980022.html

論点別「特許裁判例事典」第三版が、本日発刊されました。（経済産業調査会）

第二版から裁判例４００個追加!!

１００ページ増量!!

索引完備!!

事典としての使い方に加えて、★★★の裁判例をつまみ食いして近時の判断傾向を掴む、一言解説を概観して論点を把握する等、適宜ご活用ください!!

（可能であれば、Amazon にレビューを書いて頂けると嬉しいです!!）

皆様のお陰で、今回も、Amazon の「発明・特許」部門で１位を獲得することができました。

今回の第三版がご期待に沿う内容であることをお約束するとともに、今後も益々精進したいと思います。

引き続き、ご指導ご鞭撻のほど宜しくお願い致します。

弁護士・弁理士　高石秀樹





論点別 特許裁判例事典 第三版 (現代産業選書知的財産実務シリーズ) | 高石 秀樹 |本 | 通販 | Amazon Amazon で高石 秀樹の論点別 特許裁判例事典 第三版 (現代産業選書知的財産実務シリーズ)。アマゾンならポイント還元本が多数。高石 秀樹作品ほか、お急ぎ便対象商品は当日お届けも可能。また論点別 特許裁判例事典 第三版 (現代産業選書知的財産実務シリーズ)もアマゾン配送商品なら通常配送無料。www.amazon.co.jp

知財高判令和２年(行ケ)10132【骨粗鬆症治療剤】＜菅野＞

Ameblo 元投稿日：2022-01-08

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12720173501.html

知財高判令和２年(行ケ)10132【骨粗鬆症治療剤】＜菅野＞

*予測できない顕著な作用効果

当該発明の構成に近い構成を有するものとして選択された引用発明の奏する効果や技術水準において達成されていた同種の効果を参酌することは許される。

=知財高判 R2(行ケ)10056<菅野>

=知財高判 R2(行ケ)10004<菅野>

＜判旨抜粋＞

　発明の効果が予測できない顕著なものであるかについては，当該発明の特許要件判断の基準日当時，当該発明の構成が奏するものとして当業者が予測することのできなかったものか否か，当該構成から当業者が予測することのできた範囲の効果を超える顕著なものであるか否かという観点から検討する必要がある（最高裁判所平成３０年（行ヒ）第６９号…）。もっとも，…当該発明の構成に近い構成を有するものとして選択された引用発明の奏する効果や技術水準において達成されていた同種の効果を参酌することは許されると解される。…本件発明の構成から当業者が予測し得る範囲内のものというべきである。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-90550.pdf

知財高判令和２年(行ケ)10106【読取装置】＜森＞

Ameblo 元投稿日：2022-01-08

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12720173926.html

知財高判令和２年(行ケ)10106【読取装置】＜森＞

*引用発明適格否定（「甲１発明２」）

⇒単独で用いられることが想定されないと、引用発明適格×

甲１発明の「読取り／書込みモジュール 200」が単体で，本件発明と対比されるべき「読取装置」であると認めることはできない。

（判旨抜粋）

…甲１発明の「読取り／書込みモジュール２００」は，「防壁」が存在しない状態で単独に用いられること，すなわち，「読取り／書込みモジュール２００」だけで電波の漏えい又は干渉を防止することは想定されていないものと認められるところ，外部への電波の漏えい又は干渉を防止する機能は，本件発明と対比されるべき「読取装置」には欠かせないものであるから，甲１発明の「読取り／書込みモジュール２００」が単体で，本件発明と対比されるべき「読取装置」であると認めることはできない。以上によると，本件審決のように甲１発明２を認定して，これを本件発明と対比することはできないというべきである。

…被告は，読取装置を独立した発明として把握する公知文献等として…を挙げるが，甲１発明の「読取り/書込みモジュール２００」の構成は，これらの先行文献に記載された技術とは異なるものであるから，被告の主張は，上記…の判断を左右するものではない。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-90343.pdf

知財高判令和２年(行ケ)10115【美容器】＜菅野＞

Ameblo 元投稿日：2022-01-08

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12720174348.html

知財高判令和２年(行ケ)10115【美容器】＜菅野＞

「球，あるいは他のあらゆる任意の形状とすることが可能である。」との記載ぶりからすれば，まずは「球」が念頭に置かれていると理解するのが自然である。

⇒主引例の中央ハンドルを長尺状のものとする動機付けなし。阻害要因あり。

=知財高判 R2(行ケ)10057<菅野>

＜判旨抜粋＞

甲１には，請求項１に「任意の形状の中央ハンドル」との記載があり，発明の詳細な説明中に，ユーザが握る中央ハンドルは「球，あるいは他のあらゆる任意の形状とすることが可能である。」と記載があることから，長尺状のハンドルを排除するものではないと理解することはできる。しかし，「球，あるいは他のあらゆる任意の形状とすることが可能である。」との記載ぶりからすれば，まずは「球」が念頭に置かれていると理解するのが自然であり，しかも甲１の添付図…は，いずれも器具の正面図であり，実施例を表すとされているが，そこに描かれたハンドルの形状や全体のバランスに照らして，球状のハンドルが開示されているとしか理解できないものである。…たとえハンドルを球に限らず任意の形状とすることは可能であるとしても，甲１発明の球状のハンドルを長尺状のものとした場合における操作性の問題があることから，球状の実施形態しか開示されていない甲１発明の中央ハンドルを長尺状のものとする動機付けがあるとはいえない…。…むしろ阻害要因がある…。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-90449.pdf

知財高判令和２年(行ケ)10134【…デジタル・アート配信および鑑賞の制御…のためのシステム】＜森＞

Ameblo 元投稿日：2022-01-11

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12720653960.html

知財高判令和２年(行ケ)10134【インターネットを介したデジタル・アート配信および鑑賞の制御ならびに画像形成のためのシステム】＜森＞

*主引例と副引例は技術分野が異なる

広い技術分野に属することから直ちに,それらの関係性等を一切考慮することなく,適用が容易想到とは認め難い。

⇒進歩性〇

＜判旨抜粋＞

…甲３技術がピアツーピアシステムに係るものである…のに対し，引用発明は，コンテンツの取込み，自動パブリッシング，配信及び格納並びに収益化等の複合的なタスクが実行可能であるもので，それ自体が主体的にコンテンツの取込みや配信等を行う方法であるものと解されるから，甲３技術と引用発明とは，少なからず技術分野を異にするものというべきである。この点，「送信クライアント，受信クライアント及びサーバとの間でデータ送受信を行う方法」という広い技術分野に属することから直ちに，それらの関係性等を一切考慮することなく，引用発明に甲３技術を適用することを容易に想到することができるものとは認め難い。そして，甲３に，他に，甲３技術を引用発明に適用する動機付けや示唆となる記載があるとも認め難い。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-90508.pdf

大阪地判令和１年(ワ)5444【二酸化炭素含有粘性組成物】被告取締役の会社法 429 条１項責任肯定

Ameblo 元投稿日：2022-01-12

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12720849524.html

大阪地判令和 1 年(ワ)5444【二酸化炭素含有粘性組成物】

*大合議判決後、被告破産

⇒被告取締役の会社法 429 条 1 項の責任肯定

Cf.東京地裁平成 28 年(ワ)2720【生海苔異物除去機】＜嶋末＞

⇒被告の完全親会社に対する共同不法行為責任、被告取締役の会社法 429 条 1 項の責任否定

（判旨抜粋）

…被告Ｐ３は，特許権侵害の警告を受けた後も，主として被告製品１４の製造元であるネオケミア側からの説明に依拠し，前記(1)の①ないし④で検討したような方法をとることもなく，裁判所からの心証開示があるまでの間，被告製品の１４の販売をして特許権侵害の不法行為を継続し，原告に損害を生じさせたのであるから，取締役としての善管注意義務に違反した…。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-90602.pdf

大阪地裁令和２年(ワ)3247【水道配管における漏水位置検知装置】＜杉浦＞

Ameblo 元投稿日：2022-01-13

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12721028813.html

大阪地裁令和２年(ワ)3247【水道配管における漏水位置検知装置】＜杉浦＞

*特許権侵害訴訟提起が不法行為とされた!!

⇒50 万円認容

「原告は，本訴の提起に先立ち，被告の使用する漏水探査方法やこれに使用する装置に関する調査等を自ら積極的には必ずしも行っていなかった」

（判旨抜粋）

　原告と被告との一連のやり取りにおいて，原告は，被告から「特許侵害等の法を犯す工法ではありません」などと反論されたこともあるにもかかわらず，被告の使用する工法等が原告の特許権を侵害するものと考える理由に言及したことはなく，また，被告が使用する漏水探査方法の具体的内容やこれに使用する装置について質問等をしたのも，平成３０年２月７日付け「最後通告書」におけるものが初めてである。加えて，本件における原告の主張立証活動，就中，原告自身が「裁判を提訴するまで，被告の行って居る工法につては，知る由は無かった。」とし，実際，被告が主張する被告装置の構成等を前提として主張立証を行っていることに鑑みると，原告は，本訴の提起に先立ち，被告の使用する漏水探査方法やこれに使用する装置に関する調査等を自ら積極的には必ずしも行っていなかったことがうかがわれる。このような本訴の提起に至る経緯や訴訟の経過等に加え，前記のとおり，被告装置につき本件各発明の技術的範囲に属さないことに照らすと，原告は，本訴で主張する権利又は法律関係が事実的，法律的根拠を欠くものであることにつき，少なくとも通常人であれば容易にそのことを知り得たのに，被告による事業展開を妨げることすなわち営業を妨害することを目的として，敢えて本訴を提起したものと見るのが相当である。そうすると，原告による本訴の提起は，裁判制度の趣旨目的に照らして著しく相当性を欠くものと認められるから，被告に対する不法行為を構成する。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-90580.pdf

大阪地判平成 29 年(ワ)10716【手摺の取付装置】＜杉浦＞

Ameblo 元投稿日：2022-01-14

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12721197597.html

大阪地判平成 29 年(ワ)10716【手摺の取付装置】＜杉浦＞

※特許法 102-2〜2 割の覆滅

*102-2 の「利益」は、消費税相当分も含む。

=知財高判平成 28 年(ネ)10082＜鶴岡＞

【生海苔異物分離除去装置における生海苔の共回り防止装置】

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-86532.pdf

⇒消費税は、侵害時の税率。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-90093.pdf

大阪地判平成 30 年(ワ)6015＜杉浦＞

Ameblo 元投稿日：2022-01-17

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12721743528.html

大阪地判平成 30 年(ワ)6015＜杉浦＞

*特許権譲渡に伴い、ライセンサーの地位も承継した

⇒ライセンス契約上の特許維持義務違反を理由に、ライセンシーが契約解除

⇒原状回復請求認容/8857 万円

※ライセンサーの特許維持義務は諸説あるが、本件は、契約上の特許維持義務であった。

（判旨抜粋）

…事情を総合的に考慮すると，被告は，本件譲渡契約に伴い，本件許諾契約上の許諾者たる地位を JRT から承継した…。…

被告が特許料不納付により本件特許権５～８を消滅させたことは，本件許諾契約上の特許維持義務（…）の不履行に当たる。したがって，本件許諾契約は，原告の解除の意思表示…により解除されたこととなるから，被告は，原告に対し，原状回復義務（民法５４５条）として，本件許諾契約に基づき原告が支払った実施料の返還義務及び利息支払義務を負う。…本件各特許権のうち最もその消滅が遅かったのは本件特許権６…であり，それまでは，原告は，本件許諾契約に基づく通常実施権者としての地位を享受していた。このため，本件許諾契約の解除により，原告も，その間に享受した利益を返還すべき地位にある。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-90194.pdf

知財高判平成 26 年(ネ)10109【経皮吸収製剤，経皮吸収製剤保持シート…】＜大鷹＞

Ameblo 元投稿日：2022-01-17

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12721744471.html

知財高判平成 26 年(ネ)10109【経皮吸収製剤，経皮吸収製剤保持シート…】＜大鷹＞

*実質的変更の判断基準として、間接侵害の成立範囲を考慮した

「このような…訂正が許されるとすれば，…間接侵害…が成立する範囲も異なるものとなり，特許請求の範囲の記載を信頼する一般第三者の利益を害するおそれがある」

（判旨抜粋）

…本件訂正…は，…「経皮吸収剤。」…を「である，経皮吸収製剤保持シート。」…に訂正するというものであり，発明の対象を「経皮吸収製剤」という物の発明から「経皮吸収製剤保持シート」という物の発明に変更するものといえる。

仮にこのような物の発明の対象を変更する訂正が許されるとすれば，「その物の生産にのみ用いる物」又は「その物の生産に用いる物」の生産等の行為による間接侵害（同法１０１条１号ないし３号）が成立する範囲も異なるものとなり，特許請求の範囲の記載を信頼する一般第三者の利益を害するおそれがある…。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-85412.pdf

知財高判令和２年(ネ)10045【ドットパターン】＜菅野＞

Ameblo 元投稿日：2022-01-17

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12721744986.html

知財高判令和２年(ネ)10045【ドットパターン】＜菅野＞

*相容れない２つの実施例を組み合わせて claim up

⇒新規事項追加

「両ドットパターンは，相容れない情報の定義方法を用いているのであり，両ドットパターンの組合せは全く新たな情報の定義方法を創作することにほかならない。」

=知財高判平成 25 年(行ケ)10346【水晶発振器の製造方法】＜石井＞、知財高判平成 28 年(行ケ)10257【携帯情報通信装置】＜森＞

（判旨抜粋）

控訴人の主張によれば，本件補正１①部分は図１０５ドットパターンに基づくものであり，同②部分は図５ドットパターンに対応するものとなるから，本件補正１はこれら両パターンを組み合わせたものとなる。…両ドットパターンは，相容れない情報の定義方法を用いているのであり，両ドットパターンの組合せは全く新たな情報の定義方法を創作することにほかならない。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-90069.pdf

知財高判平成 25 年(行ケ)10346【水晶発振器の製造方法】＜石井＞

Ameblo 元投稿日：2022-01-18

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12721929610.html

知財高判平成 25 年(行ケ)10346【水晶発振器の製造方法】＜石井＞

*明細書中で、２つの段落に独立に記載した事項を併せた追加⇒新規事項追加

⇒訂正要件×

「各記載に係る構成の態様は，それぞれ独立したものであるから，そこに記載されているのは，各々独立した技術的事項であって…」

【（訂正後の）請求項１】第１音叉腕の上下面の少なくとも一面に，中立線を残してその両側に，前記中立線を含めた部分幅が０．０５mmより小さく，各々の溝の幅が０．０４mmより小さくなるように溝を形成する工程と，第２音叉腕の上下面の少なくとも一面に，中立線を残してその両側に，前記中立線を含めた部分幅が０．０５mmより小さく，各々の溝の幅が０．０４mmより小さくなるように溝を形成する工程と，…。

（判旨抜粋）

…本件特許明細書には，【００４１】に，中立線を残して，その両側に溝を形成し，音叉腕の中立線を含めた部分幅Ｗ７は０．０５mmより小さく，また，各々の溝の幅は０．０４mmより小さくなるように構成する態様，及び，このような構成により，Ｍ１をＭｎより大きくすることができることが記載されている。また，【００４３】には，溝が中立線を挟む（含む）ように音叉腕に設けられている第１実施例～第４実施例の水晶発振器に用いられる音叉形状の屈曲水晶振動子の基本波モード振動での容量比ｒ１が２次高調波モード振動の容量比ｒ２より小さくなるように構成されていること，及び，このような構成により，同じ負荷容量ＣＬの変化に対して，基本波モードで振動する屈曲水晶振動子の周波数変化が２次高調波モードで振動する屈曲水晶振動子の周波数変化より大きくなることが記載されている。

しかし，上記【００４１】と【００４３】の各記載に係る構成の態様は，それぞれ独立したものであるから，そこに記載されているのは，各々独立した技術的事項であって，これらの記載を併せて，本件追加事項，すなわち，「中立線を残してその両側に，前記中立線を含めた部分幅が０．０５mmより小さく，各々の溝の幅が０．０４mmより小さくなるように溝が形成された場合において，基本波モード振動の容量比ｒ１が２次高調波モード振動の容量比ｒ２より小さく，かつ，基本波モードのフイガーオブメリットＭ１が高調波モード振動のフイガーオブメリットＭｎより大きい」という事項が記載されているということはできない。…そうすると，本件追加事項の追加は，本件特許明細書等の全ての記載を総合することにより導かれる技術的事項との関係において，新たな技術的事項を導入するものというべきである。

【特許★】明細書中で、個別に記載されている特定の３種類の化合物の組み合わせが必然である根拠は記載されていないとして、新規事項追加（補正要件違反）であると判断した事例 - NAKAMURA & PARTNERS－東京地判令和元年(ワ)第３０９９１号＜田中裁判長＞【２，３－ジクロロ－１，１，１－トリフルオロプロパン，２－クロロ－１，１，１－トリフルオロプロペン，２－クロ
www.nakapat.gr.jp

知財高判平成 28 年(行ケ)10257【携帯情報通信装置】＜森＞

Ameblo 元投稿日：2022-01-19

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12722094731.html

知財高判平成 28 年(行ケ)10257【携帯情報通信装置】＜森＞

*明細書中で、2 つの段落に独立に記載した事項を併せた追加⇒新規事項追加

「段落【0143】には,段落【0117】,【0118】に記載されているような，ウェブページの閲覧やテレビ動画の表示の場合との関連性を示唆する記載はない」

（判旨抜粋）

ウ　原告は，本件発明特定事項の機能Ａは，当業者によって，本件明細書の段落【０１１７】，段落【０１１８】，段落【０１２０】及び段落【０１４３】などの記載を総合することにより導かれると主張する。

（ア）　しかし，段落【０１１７】は，ウェブサーバから画像データファイルをダウンロードすることについての記載ではなく，ウェブページを閲覧する場合についての記載であり，同段落の「ページ画像」とは，ウェブページをブラウザで表示した画像であって，画像データをデータファイルとしてダウンロードする場合に関する記載ということはできない。

また，同段落には，閲覧しているウェブページがＬＣＤパネル１５Ａの画面水平解像度よりも広い固定幅レイアウトを採用する場合に，中央演算回路１_１０Ａ１が，その固定幅と同じ水平画素数を有するページ画像の描画命令を生成し，ＶＲＡＭ１_１０Ｃに書き込むとともに，グラフィックコントローラ１_１０Ｂが，ＬＣＤパネル１５Ａの画面解像度と同じ解像度を有する画像のビットマップデータを切り出してＬＣＤドライバ１５Ｂに送信することが記載されているが，「その結果として，ＬＣＤパネル１５Ａにおいてページ画像がスクロール表示される。」のであり，ＬＣＤドライバ１５Ｂに送信される信号は，画像の一部分に対応するビットマップデータの信号であるから，この場合には，本来解像度がディスプレイパネルの画面解像度より大きい画像から，ディスプレイパネルの画面解像度と同じ画像への解像度の変更が行われているということはできない。

次に，段落【０１１８】に記載されている事項は，携帯電話機１がテレビ番組の視聴用に使用される場合のグラフィックコントローラ１_１０ＢやＶＲＡＭ１_１０Ｃ等の機能であり，携帯電話機１により表示される「画像」は，テレビ受信用アンテナ１１２Ａで受信した「テレビ番組の画像」であるから，画像データをデータファイルとしてダウンロードする場合とは異なるというべきである。

そして，段落【０１４３】には，段落【０１１７】，【０１１８】に記載されているような，ウェブページの閲覧やテレビ動画の表示の場合との関連性を示唆する記載はない上，段落【０１４３】の記載は前記のとおりであって，画像データファイルの解像度を変更することなく表示することが記載されているから，段落【０１４３】の記載に接した当業者が，その記載を段落【０１１７】，段落【０１１８】の記載と関連付けて，ウェブサーバから画像データファイルをダウンロードして画像を表示する場合に画像ファイルの解像度を変更することが記載されていると理解するとは考えられない。

(イ)　段落【０１２０】には，「デジタル音声信号及び／又はデジタル動画信号をデータファイルに変換して保存したり，該保存したデータファイルを読み出して必要な処理を行う」，「画像データ

ファイル及び／又は音声データファイルは，ウェブサイトにアクセスし，…受信・変換されたデジタル信号を，バス１９経由で中央演算回路１_１０Ａ１が受信し，必要な変換を行ってフラッシュメモリ１４Ａに書き込むことによっても保存することができる。」との記載があるが，段落【０１２０】には，受信した「デジタル音声信号及び／又はデジタル動画信号」を携帯電話１においてデータファイルに変換して保存したり，それを読み出して再生することが記載されているにすぎず，この記載と前記のような内容の段落【０１４３】の記載を併せて見たとしても，当業者が，ウェブサーバから本来解像度が携帯電話機のディスプレイパネルの画面解像度より大きい画像データファイルをダウンロードして画像を表示する場合に，ＶＲＡＭからディスプレイパネルの画面解像度と同じ解像度を有する画像のビットマップデータを読み出し，読み出したビットマップデータを伝達するデジタル表示信号を生成し，これをディスプレイ制御手段に送信する機能を想起するとは考えられない。

(ｳ)　そうすると，原告の主張する本件明細書の各記載を総合しても，訂正事項７に係る「前記ウェブサーバから「本来解像度がディスプレイパネルの画面解像度より大きい画像データファイル」をダウンロードして画像を表示する場合に，前記ＶＲＡＭから「前記ディスプレイパネルの画面解像度と同じ解像度を有する画像のビットマップデータ」を読み出し，「該読み出されたビットマップデータを伝達するデジタル表示信号」を生成し，該デジタル表示信号を前記ディスプレイ制御手段に送信する機能」が導かれるとは認められず，本件明細書には他に同機能の実現についての記載又は示唆は存在しない。

エ　したがって，訂正事項７は，本件明細書等に記載した事項の範囲内においてしたものということはできない。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-87162.pdf

知財高判令和２年(行ケ)10027【体液用センサーアッセンブリ】＜森＞

Ameblo 元投稿日：2022-01-20

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12722272844.html

知財高判令和２年(行ケ)10027【体液用センサーアッセンブリ】＜森＞

*数値は設計事項

引用例…の各記載及び一般的に，…標本サイズ，標本量等によってスペーサの溝の寸法を変更することは，当業者が適宜行う事項である。

⇒スペーサの切り抜き溝の寸法を…とすることは，容易想到。

（判旨抜粋）

…の各記載及び一般的に，電極を用いて生化学的な成分分析を行う装置について，標本サイズ，標本量等によってスペーサの溝の寸法を変更することは，当業者が適宜行う事項であることからすると，スペーサの切り抜き溝の寸法を「長さ１０mm～５０mm，幅１mm～５mm及び深さ０．２mm～０．６mm」（これに基づいて計算すると，内容積は２μＬ～１５０μＬとなる。）とすることは，当業者が容易に想到することができたものというべきである。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-90218.pdf

東京地判令和１年(ワ)30991【…または２，３，３，３－テトラフルオロプロペンを含む組成物】＜田中＞

Ameblo 元投稿日：2022-01-21

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12722444687.html

東京地判令和１年(ワ)30991【…または２，３，３，３－テトラフルオロプロペンを含む組成物】＜田中＞

*当初明細書において個別に記載されている特定の３種類の化合物の組み合わせが必然である根拠は記載無し。

～これらに着目する理由も記載無し。

⇒補正要件×（新規事項追加）

（判旨抜粋）

…請求項１及び２は，…補正（本件補正）により，本件特許請求の範囲は，「ゼロ重量パーセントを超え１重量パーセント未満の，ＨＦＯ－１２４３ｚｆ及びＨＦＣ－２４５ｃｂと，を含む，」という文言を有するものとなった。…

当初明細書においては，そもそもＨＦＯ－１２３４ｙｆに対する「追加の化合物」として，多数列挙された化合物の中から特に，ＨＦＯ－１２４３ｚｆとＨＦＣ－２４５ｃｂという特定の組合せを選択することは何ら記載されていない。この点，当初明細書においては，ＨＦＯ－１２３４ｙｆ，ＨＦＯ－１２４３ｚｆ，ＨＦＣ－２４５ｃｂは，それぞれ個別に記載されてはいるが，特定の３種類の化合物の組合せとして記載されているものではなく，当該特定の３種類の化合物の組合せが必然である根拠が記載されているものでもない。また，表６（実施例１６）については，８種類の化合物及び「未知」の成分が記載されているが，そのうちの「２４５ｃｂ」と「１２３４ｙｆ」に着目する理由は，当初明細書には記載されていない。さらに，当初明細書には，特許出願当初の請求項１に列記されているように，表６に記載されていない化合物が多数記載されている。それにもかかわらず，その中から特にＨＦＯ－１２４３ｚｆだけを選び出し，ＨＦＣ－２４５ｃｂ及びＨＦＯ－１２３４ｙｆと組み合わせて，３種類の化合物を組み合わせた構成とすることについては，当業者においてそのような構成を導き出す動機付けとなる記載が必要と考えられるところ，そのような記載は存するとは認められない（なお，本件特許につき，優先権主張がされた日から特許出願時までの間に，上記各説示と異なる趣旨の開示がされていたことを認めるに足りる証拠はない。）…

【特許★】明細書中で、個別に記載されている特定の３種類の化合物の組み合わせが必然である根拠は記載されていないとして、新規事項追加（補正要件違反）であると判断した事例 - NAKAMURA & PARTNERS－東京地判令和元年(ワ)第３０９９１号＜田中裁判長＞【２，３－ジクロロ－１，１，１－トリフルオロプロパン，２－クロロ－１，１，１－トリフルオロプロペン，２－クロ
www.nakapat.gr.jp

【気体溶解装置】 0.8＜Ｌ＜1.4 の場合に、課題を解決できると当業者が認識できるか？

Ameblo 元投稿日：2022-01-24

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12722979001.html

【気体溶解装置】0.8＜Ｌ＜1.4 の場合に、課題を解決できると当業者が認識できるか？

① 東地平成 29 年(ワ)13797＜佐藤＞

*数値の全範囲で課題を解決できると認識できる必要がある

⇒サポート要件×

② 知財高判平成 31 年(行ケ)10025＜大鷹＞

*発明の課題を抽象的に把握した

⇒サポート要件〇

※同じ JP6116658 についてサポート要件の判断結果が異なったのは、判断主体である裁判官が変わったこともあるが、①は暗黒の 2 年間の判決であり、②はピリミジン大合議判決後のサポート要件プロパテント後の判決であったという、時期の違いであると考えられる。

⇒① のスキームで判断したら、数値限定発明・パラメータ発明の多くがサポート要件違反になってしまう！！

（①の判旨抜粋）

ア　…本件訂正は，特許請求の範囲請求項１の「細管」の内径及び長さについて「１．０mmより大きく３．０mm以下の内径の細管（但し，０．８m以下の長さのものを除く）」と特定するものである。本件訂正後の請求項１の記載によれば，本件訂正後の「細管」の長さは０．８mより長いものをすべて含むと解される。

イ 本件訂正発明の目的は，①気体を過飽和の状態に液体へ溶解させ，かかる過飽和の状態を安定に維持して提供すること，②ウォーターサーバー等へ容易に取り付けることができる気体溶解装置を提供することにあるところ…，同明細書等には維持すべき過飽和の濃度に関し，「２．０ｐｐmより大きいことで過飽和状態を維持できる」…と記載されている。そして，本件訂正発明の「管状路」について，…「管状路５ａは，内部を流れる液体の圧力にもよるが比較的長尺であり径が小さいことが好まし」いと記載されている。本件明細書等の上記記載によれば，本件訂正発明の課題である過飽和状態の安定的な維持のためには，過飽和の濃度が２．０ｐｐmより大きいことを要すると解されるところ，管状路（細管）の長さについては，比較的長尺が好ましいとの記載が存するのみで，具体的にどのような長さであれば本件訂正発明の課題を解決することができるかは明らかではない。

ウ そこで，本件明細書等に開示された実施例及び比較例を参酌すると，実施例１～１３については，長さ１．４mから４mまでの長さの細管を使用し，過飽和の状態の水素水を得ることができ，かつ，持続的に維持できたとされている。他方，比較例においては，０．４m及び０．８mの長さの細管を使用したところ，２．０ｐｐm以上の過飽和状態の水素水を得ることができなかったとされている。…本件明細書等の実施例及び比較例…を参酌すると，長さ１．４mから４mまでの長さの細管を使用

した場合には本件訂正発明の課題を解決することができ，０．８m以下の長さの細管を使用した場合には同課題を解決することができないことが示されているが，長さが０．８mより長く，１．４mより短い細管については，本件訂正発明の課題を解決し得るような水素水を得られるとの結果は示されていない。

（②の判旨抜粋）

本件訂正は，…「降圧移送手段としての管状路」について，「１．０mmより大きく３．０mm以下の内径の細管（但し，０．８m以下の長さのものを除く）からなる降圧移送手段としての管状路」とし，細管の内径及び長さの数値を限定し…た…。

…本件明細書には，本件特許発明１の課題は，「気体を過飽和の状態に液体へ溶解させ，かかる過飽和の状態を安定に維持」する「気体溶解装置」を提供することにあり，その課題を解決する手段として，「降圧移送手段を設け，さらに液体にかかる圧力を調整する」構成を採用したことが開示されているものと認められる。…

加圧型気体溶解手段の圧力Ｙの値が大きければ，気体を液体に多く溶解させることができるが，細管内を流れる液体の流速は速くなり得ること，細管の長さＬの値が大きければ，細管内壁の抵抗により細管内を流れる液体の流速が遅くなり得ることは，技術常識である…。…細管の内径Ｘ及び水素水の流量の各値が同じである場合に，水素濃度の値を高めるには，加圧型気体溶解手段の圧力Ｙの値の増加割合が細管の長さＬの値の増加割合よりも大きくなるように各値を選択すればよいことを理解できる。

…当業者は，本件明細書の発明の詳細な説明の記載及び技術常識から，本件特許発明１の気体溶解装置は，水に水素を溶解させて水素水を生成し，取出口から吐出させる装置であって，気体を発生させる気体発生手段と，この気体を加圧して液体に溶解させる加圧型気体溶解手段と，気体を溶解している液体を導いて溶存及び貯留する溶存槽と，この液体が細管からなる管状路を流れることで降圧する降圧移送手段とを備え，降圧移送手段により取出口からの水素水の吐出動作による管状路内の圧力変動を防止し，管状路内に層流を形成させることに特徴がある装置であり，一方，必ずしも厳密な数値的な制御を行うことに特徴があるものではないと理解し，例えば，細管の内径（Ｘ）が１．０mmより大きく３．０mm以下で，かつ，細管の長さ（Ｌ）の値が０．８mより大きく１．４mより小さい数値範囲のときであっても，「細管の内径Ｘ及び水素水の流量の各値が同じである場合に水素濃度の値を高めるには，加圧型気体溶解手段の圧力Ｙの値を大きくすればよく，この場合に加圧型気体溶解手段の圧力Ｙ及び細管の長さＬの値をいずれも大きくして，水素濃度の値を高めるには，加圧型気体溶解手段の圧力Ｙの値の増加割合が細管の長さＬの値の増加割合よりも大きくなるように各値を選択すればよいこと」…を勘案し，細管からなる管状路内の水素水に層流を形成させるようＸ，Ｙ及びＬの値を選択することにより，「気体を過飽和の状態に液体へ溶解させ，かかる過飽和の状態を安定に維持」するという本件特許発明１の課題を解決できると認識できるものと認められる。

【特許】サポート要件（２）ピリミジン大合議判決直前の、暗黒の２年間＃特許 #サポート要件 #発明の課題 #ピリミジン #特許法 36 条 #大合議判決【特許】サポート要件（２）ピリミジン大合議判決直前の、暗黒の２年間（弁護士・弁理士・米国 California 州弁護士　高石秀樹）★プレゼン資料のダウンロードは、こちらから！！https://www.takaishihideki.co...www.youtube.com

大阪地判平成 27 年(ワ)5869【水中構造物の洗掘防止材】＜森崎＞

Ameblo 元投稿日：2022-01-24

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12722980329.html

大阪地判平成 27 年(ワ)5869【水中構造物の洗掘防止材】＜森崎＞

*公然実施品が数値に入れば、認識がなくても公然実施成立!!

「原告は…数値限定が認識されないと主張するが，公然実施されたＯＢネットユニットの使用態様が上記限定された数値内…であれば…公然実施された」

（判旨抜粋）

【請求項１】　…袋体に充填する塊状物の量が，袋体を吊りロープで吊り上げたとき，錐体状に形成される洗掘防止材の高さの２５％～８０％が塊状物の存在しない錐体状の空所となる量である，水中構造物の洗掘防止材。

原告は，上記の認識の限度であれば，本件発明の構成要件Ａの「式３≦Ｎ／Ｍ≦２０」の数値限定，あるいは構成要件Ｅの「２５％～８０％」の数値限定が認識されないと主張するが，公然実施されたＯＢネットユニットの使用態様が上記限定された数値内，すなわち本件発明の下位概念に一致するのであれば，これをもって本件発明が公然実施されたといって差し支えないから，この点についての原告の主張は失当である。

【特許】公然実施発明に基づく新規性、進歩性【特許】公然実施発明に基づく新規性、進歩性（弁護士・弁理士・米国 California 州弁護士　高石秀樹）★プレゼン資料のダウンロードは、こちらから！！https://www.takaishihideki.com/youtube①★「引用発明が公然実施発明の場合には、実施例自体は実在する具体的な技術そのものであり、...www.youtube.com

知財高判令和２年(行ケ)10147【ゲームプログラム】＜森＞

Ameblo 元投稿日：2022-01-24

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12722981205.html

知財高判令和２年(行ケ)10147【ゲームプログラム】＜森＞

当初明細書に接した当業者は，「特定のアイテム」は，「アイテムボックスに収納して保持する」ものではないと理解する

⇒「『特定のアイテム』を『アイテムボックス』に収納して保持すること」…発明特定事項は，新規事項追加

（判旨抜粋）

…当初明細書に接した当業者は，「特定のアイテム」は，「アイテムボックスに収納して保持する」ものではないと理解すると解される。そうすると，「『特定のアイテム』を『アイテムボックス』に収納して保持すること」を意味する「前記特定のアイテムを，前記ユーザに関連付けられたアイテムボックスに対応付けて記憶するアイテム記憶機能」との新たな発明特定事項は，当業者によって当初明細書等の全ての記載を総合することにより導かれる技術的事項の範囲内のものであるとはいえない。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-90452.pdf

知財高判令和１年(行ケ)10159【Ｘ線透視撮影装置】＜菅野＞

Ameblo 元投稿日：2022-01-25

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12723163707.html

知財高判令和１年(行ケ)10159【Ｘ線透視撮影装置】＜菅野＞

新たに課題として取り上げたことに意義があるとの評価も十分に可能…

こうした課題があることを前提として，引用発明との相違点の構成にする動機づけがあるとはいえ…ない。

「本願発明は，その操作者の便宜に着目して，操作者の観点から画像の調整を容易にするための問題点を新たに課題として取り上げたことに意義があるとの評価も十分に可能である。…

　引用文献１には，「操作用液晶ディスプレイ装置２１」を見て操作する「操作者」の視認方向が「診断用画像モニタ装置１７」を見る「術者」の「被検者」の視認方向と一致しないという課題（課題Ｂ２）について記載も示唆もなく，…こうした課題があることを前提として，引用発明との相違点の構成にする動機づけがあるとはいえず…。」

=知財高判 H22(行ケ)10075【換気扇フィルター】＜飯村＞

（判旨抜粋【Ｘ線透視撮影装置】）

…被告は，…当業者であれば…手術中に被検者の患部を表示する画像表示装置において，「操作者」が異なる方向から被検者に対向する場合，各々の被検者を見る向き（視認方向）に一致させるという周知の課題…を参照し，異なる方向から被検者に対向する操作者が見る操作用液晶ディスプレイ２１の画像の向きを，操作者が被検者を見る向き（視認方向）に一致させるという課題を当然に把握し，引用発明に技術事項２を適用する動機づけがある旨主張する。しかし，…原告が主張するように，術者と操作者との力関係や役割の違いに照らせば，操作者は，従前は，このような課題を具体的に意識することもなく，術者の指示に基づきその所望する方向に画像を調整することに注力していたものであるのに対して，本願発明は，その操作者の便宜に着目して，操作者の観点から画像の調整を容易にするための問題点を新たに課題として取り上げたことに意義があるとの評価も十分に可能である。…

本願発明と引用発明との相違点は，本願発明は「前記Ｘ線画像のうち，前記表示部に表示されるＸ線画像のみを回転させる画像回転機構を備え」ているのに対し，引用発明は，そのような特定がない点に尽きるが（本願発明における画像回転機構自体については目新しいものとはいえない。），引用文献１には，「操作用液晶ディスプレイ装置２１」を見て操作する「操作者」の視認方向が「診断用画像モニタ装置１７」を見る「術者」の「被検者」の視認方向と一致しないという課題（課題Ｂ２）について記載も示唆もなく，被告が提出した文献からは，手術中に被検者の患部を表示する画像表示装置において，異なる方向から被検者に対向する操作者が見る操作用液晶ディスプレイ２１の画像の向きを，操作者が被検者を見る向き（視認方向）に一致させるという課題があると認めるに足りないから，こうした課題があることを前提として，引用発明との相違点の構成にする動機づけがあるとはいえず，また，本件審決の技術事項２の認定に誤りがあり，引用文献２に記載された事項（技術事項２’）から引用発明との相違点の構成に想到するともいえないから，結局のところ，本願発明は，引用

発明及び引用文献２に記載された技術事項２’に基づいて当業者であれば容易に想到し得たものとはいえず，これと異なる本件審決の判断は，その余の点につき判断するまでもなく，誤りである。

（判旨抜粋【換気扇フィルター】）

…発明が容易に想到できたか否かは総合的な判断であるから，当該発明が容易であったとするためには，「課題解決のために特定の構成を採用することが容易であった」ことのみでは十分ではなく，「解決課題の設定が容易であった」ことも必要となる場合がある。すなわち，たとえ「課題解決のために特定の構成を採用することが容易であった」としても，「解決課題の設定・着眼がユニークであった場合」（例えば，一般には着想しない課題を設定した場合等）には，当然には，当該発明が容易想到であるということはできない。ところで，「解決課題の設定が容易であったこと」についての判断は，着想それ自体の容易性が対象とされるため，事後的・主観的な判断が入りやすいことから，そのような判断を防止するためにも，証拠に基づいた論理的な説明が不可欠となる。また，その前提として，当該発明が目的とした解決課題を正確に把握することは，当該発明の容易想到性の結論を導く上で，とりわけ重要であることはいうまでもない。…

…甲１８，１９及び３２等の例によっても，「金属製フィルター枠と不織布製フィルター材とが接着剤で接着されている換気扇フィルターにおいて，通常の状態では強固に接着されているが，使用後は容易に両者を分別し得ることを容易化すること」との解決課題を設けることが示されていない以上，当業者において，発明Ａに，甲２記載の発明を適用することによって，本件発明１における発明Ａとの異なる構成に想到することが容易であったとすることもできない。すなわち，発明Ａから，本件発明１の特徴点（「（通常の状態では強固に接着させるが，水に浸漬すれば接着力が低下し，容易に金属製フィルター枠と不織布製フィルター材とを分別し得る）皮膜形成性重合体を含む水性エマルジョン系接着剤を用いること」）に到達することの示唆が，甲２の記載に存在するとはいえないから，結局，発明Ａに甲２記載の発明を適用することが，容易とはいえない。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-90249.pdf

東京地判平成 23 年(ワ)27781【タッチスクリーンディスプレイ...】中間判決＜大須賀＞

Ameblo 元投稿日：2022-01-26

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12723344450.html

東京地判平成 23 年(ワ)27781【タッチスクリーンディスプレイにおけるリストのスクローリング，ドキュメントの並進移動，スケーリング及び回転】中間判決＜大須賀＞

*米国 USC1782 の対象物～証拠調べの必要性を否定.

「上記検証の申出，検証物提示命令及び文書提出命令の申立ては，公然実施の立証には必要がないものである」

（判旨抜粋）

５　検証の申出，検証物提示命令及び文書提出命令の申立てについて

被告らは，マックワールド等に係る公然実施と iPhone guided tour による公然実施の主張に関し，①２００７年マックワールドのデモンストレーションにおいて使用された iPhone，② iPhone guided tour のデモンストレーションにおいて使用された iPhone，③上記①及び②の iPhone にインストールされたのと同一バージョンのオペレーションシステムの実行ファイルがインストールされた iPhone の検証の申出とともに検証物提示命令を，また，上記①及び②の iPhone にインストールされたのと同一のオペレーションシステムを実行させるためのソースコードが記録された記録媒体の文書提出命令を申し立てた。しかしながら，上記検証の申出，検証物提示命令及び文書提出命令の申立ては，公然実施の立証には必要がないものであるから，いずれも却下する。

【特許】文書提出命令（４）日本で証拠とするための、米国 Discovery を用いた証拠収集（USC1782）#特許 #文書提出命令 #Discovery #ディスカバリー #USC1782 #Intel #証拠収集【特許】文書提出命令（４）日本で証拠とするための、米国 Discovery を用いた証拠収集（USC1782）（弁護士・弁理士・米国 California 州弁護士　高石秀樹）★プレゼン資料のダウンロードは、こちらか...www.youtube.com

知財高判令和２年(行ケ)10030【排水栓装置】＜大鷹＞

Ameblo 元投稿日：2022-01-27

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12723523451.html

知財高判令和２年(行ケ)10030【排水栓装置】＜大鷹＞

周知技術も組み合わせの動機付けが必要

⇒動機付けなし（進歩性〇）

※清水元判事は、周知技術は技術分野が同じであれば動機付け不要と述べたが、「周知技術」とは動機付け不要な程度に周知である技術であるという文脈であった。

（判旨抜粋）

甲１の記載事項全体（図面を含む。）をみても，…取付けの強固さや水密性等の観点から，改良すべき課題があることを示唆する記載もない。…本件周知技術に係る甲３，５及び８には，円筒状陥没部の底部に形成した内向きフランジ部を排水口金具と接続管とで挟持取付ける構成の作用等について述べた記載はない。また，甲３，５及び８には，取付けの強固さや水密性等の観点から，内向きフランジ部を排水口金具と接続管とで挟持取付ける構成が，甲１の図面記載の縁部２が排水カップ６と排水ケーシング３とで挟持取付けられる構成よりも優れていることを示唆する記載はない。…甲１に接した当業者は，甲１発明の縁部２の構成について，取付けの強固さや水密性の点において課題があることを認識するとはいえないから，甲１発明の縁部２に本件周知技術の構成を適用する動機付けがあるものと認めることはできない。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-90279.pdf

大阪地判平成 19 年(ワ)2076【組合せ計量装置】

Ameblo 元投稿日：2022-01-28

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12723691765.html

大阪地判平成 19 年(ワ)2076【組合せ計量装置】

*海外顧客への売上を損害額の基礎とした

（一般論も判示した）

Cf.知財高判（大合議）H24(ネ)10015「ごみ貯蔵機器」判決も、原告（外国法人）の海外逸失利益である

*存続期間満了後に訂正されたが、特許法 103 条の過失推定された。

（判旨抜粋）

証拠…及び弁論の全趣旨によれば，被告が，本件特許の存続期間中…，被告物件を国内向けに２３６台製造して販売し，外国向けに４５６２台製造して販売したこと，上記期間中の国内向け被告物件の売上額は９億１５５９万８０００円，外国向けの被告物件の売上額は２５５億３７８５万９０００円であること，国内向けの被告物件の売上額から売上原価を控除した粗利額は８５９３万８０００円であり，外国向けの被告物件の粗利額は６９億６５４１万６０００円であること，被告物件の販売に係る営業費（販売費と一般管理費の合計）は国内向けの分が４億５５７５万９０００円であり，外国向けの分が４８億２９０３万１０００円であることが認められる。…被告の限界利益の額は，被告物件の販売に係る粗利額から，被告の外国分の営業費のうち…円…を，国内分の営業費のうち…円…をそれぞれ控除して算出するのが相当である。…

本件特許権が日本国内でのみ効力を有するものであることはいうまでもないが，特許権者である原告としては，業として日本国内で本件特許発明の実施品を製造し日本国内でこれを販売することだけでなく，業として日本国内で本件特許発明の実施品を製造してこれを外国の顧客等に向けて販売（輸出）するという実施行為をする権利を専有し，これらの実施行為について本件特許権に基づく独占権を有している…。…被告は，米国では，販売会社である…ＹＤＷ…を設立し，ＹＤＷを通じて被告物件の機種，仕様，付属装置の有無等の顧客の要望がまとめられた注文を受けて日本国内で被告物件を製造し，これをいったんＹＤＷに販売した上で顧客に納品していたこと，米国以外の外国の顧客についても，米国と同様の方法で被告物件を販売していたことが認められる。かかる被告の行為が原告が有する上記独占権を侵害することは明らかであり，これにより原告が上記独占権に基づいて得ることができた利益を失ったことも明らかである。…

原告と原告の関連会社が，ＥＰ２６８３４６号特許権に基づき，被告の取引先を被告として，被告が製造販売した本件訴訟と同一の被告物件を対象として，欧州において損害賠償請求訴訟を提起しているとしても，ＥＰ２６８３４６号特許権と本件特許権とは別個の権利である上，原告は，本件訴訟において，特許法１０２条２項に基づいて被告が被告物件を製造販売したことにより得た利益を損害としてその賠償を求めているものであり，被告の取引先が得た利益を原告の受けた損害としてその賠償を求めるものではない。したがって，原告が日本と欧州とで同一の被告物件について二重の賠償を

得ようとしているとは認められず，欧州向けの被告物件を対象とする本件における原告の請求を制限することは相当でない。…

以上に検討したとおり，被告が日本国内で製造し外国向けに販売した被告物件はいずれも本件請求に係る損害賠償の対象に含まれるというべきである。

被告は，訂正前の特許に無効理由の存在がうかがわれる場合には特許法１０３条の過失推定規定は適用されないとも主張する。しかし，訂正前の特許請求の範囲の記載に基づく特許に無効理由があったとしても，訂正審判請求あるいは無効審判における訂正請求が行われて無効理由が回避される可能性があり，このことは，容易に予見し得るというべきである。したがって，特許法１０３条により過失を推定するためには，自らの行為が特許発明の技術的範囲に属する実施行為であることの予見可能性があれば足りると解すべきであって，訂正前の特許に無効理由があったとしても，それだけで特許法１０３条による過失の推定が覆ると解することはできない…。

民法７２４条は，不法行為による損害賠償請求権の期間制限（消滅時効）を定めたものであり，不法行為に基づく法律関係が，未知の当事者間に予期しない事情に基づいて発生することがあることにかんがみ，被害者による損害賠償請求権の行使を念頭に置いて，消滅時効の起算点に関して特則を設けたものである。したがって，同条にいう「損害及び加害者を知った時」とは，被害者において，加害者に対する賠償請求が事実上可能な状況の下に，その可能な程度にこれらを知った時を意味するものと解するのが相当であり，同条にいう被害者が損害を知った時とは，被害者が損害の発生を現実に認識した時をいうと解すべきである。そして，本件のような特許権侵害の不法行為に基づく損害賠償請求権については，被害者としては，加害者による物件の製造販売等を認識していたとしても，当該物件が自己の特許発明と対比してその技術的範囲に属し，当該加害者の行為が被害者の有する特許権を侵害する行為であることを現実に認識していなければ，これによる損害の発生を現実に認識し得ず，加害者に対して損害賠償請求権を行使することができないから，「損害及び加害者を知った」というためには，加害者の行為が被害者の特許権を侵害する行為であることを現実に認識することを要するものと解するのが相当である。…

被告は，…本件和解により本件特許発明と実質的に同一の技術を対象とする米国１２５特許発明の実施を許諾されているところ，これは米国に輸出する目的で米国１２５特許発明の実施品である被告物件を日本国内で製造することをも許諾するものであるから，米国向けの被告物件は損害賠償の対象には含まれない…と主張する。（しかし、）本件和解は，実施許諾の対象となる特許権等の権利について，本件目録に記載されたもの，「自動定量計量装置に係る特許権であって，本和解成立の日までに成立するもの」及び「自動定量計量装置に係る特許出願中の権利であって，本和解成立の日までに出願公開されるもの」として許諾の対象範囲を明確に特定しており，本件特許の出願公開がされたのは本件和解成立後であるから，本件和解条項の文言からは，本件特許権が本件和解による実施許諾の対象から除外されることは明らかである。そして，特許権は各国ごとに成立する別個の権利であり，実質的に同一の技術を対象とするものであっても，各国の特許権について，それぞれの国の市場状況等に応じて，ある国では実施を許諾し，他の国では許諾しないということは当然にあり得ることであって，このことは何ら不自然なことではない上，本件和解による実施許諾の対象が記載されている本件目録においても，各国ごとに実施許諾の対象となる特許権等は分類して記載されているのであるから，原告と被告が，本件和解において，各国の特許権ごとに実施許諾をするか否かを個別に決定することを当然に前提としていたことが明らかである。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-38428.pdf

知財高判令和２年(行ケ)10037「遊技機」＜大鷹＞

Ameblo 元投稿日：2022-01-31

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12724234706.html

知財高判令和２年(行ケ)10037「遊技機」＜大鷹＞

審決の拒絶理由を訴訟で変更するものであり，拒絶理由の変更を認めることは，拒絶査定不服審判の審判手続における請求人の防御の機会を奪うものであるから，

*同じ主引用文献であっても、審決取消訴訟で新たな技術事項の主張はできない。

（判旨抜粋）

…被告の上記主張は，本件審決が引用文献１記載の発明として認定した引用発明とは異なる技術事項Ａに係る発明に基づいて本願補正発明が新規性を欠くことを主張するものにほかならず，本件審決が示した本願の拒絶理由を本件訴訟の段階で変更するものであり，このような拒絶理由の変更を認めることは，拒絶査定不服審判の審判手続における請求人の防御の機会（特許法１５９条２項，５０条）を奪うものであるから，主引用例が同一であるからといって，主張自体許されるべきものではない…。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-90211.pdf

東京地判令和元年(ワ)31214「塩化ビニリデン系樹脂ラップフィルム」事件＜田中＞

Ameblo 元投稿日：2022-02-01

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12724415647.html

東京地判令和元年(ワ)31214「塩化ビニリデン系樹脂ラップフィルム」事件＜田中＞

組成値を満たしても物性値を満たすか分からない場合に、「パラメータ」に着目することの容易性を否定して進歩性を肯定し、サポート要件も認めた事例。充足も〇

事務所 HP に解説を UP しました!!

【本判決の要旨、若干の考察】

１．特許請求の範囲（請求項１）

（ABD が「物性値」。その他が「組成値」。⇒主引例は「組成値」が全て一致し、「物性値」が不明である。）

Ａ ＴＤ方向（ラップフィルムの幅方向）の引裂強度が２～６ｃＮであり，かつ，

Ｂ ＭＤ方向（ラップフィルムの流れ方向）の引張弾性率が２５０～６００ＭＰａである

Ｃ 塩化ビニリデン系樹脂ラップフィルムであって，

Ｄ 温度変調型示差走査熱量計にて測定される低温結晶化開始温度が４０～６０℃であり，

Ｅ 塩化ビニリデン繰り返し単位を７２～９３％含有するポリ塩化ビニリデン系樹脂に対して，

Ｆ エポキシ化植物油を０．５～３重量％，クエン酸エステル及び二塩基酸エステルからなる群より選ばれる少なくとも一種の化合物を３～８重量％含有し，かつ，

Ｇ 厚みが６～１８μｍである，

Ｈ 塩化ビニリデン系樹脂ラップフィルム。

２．パラメータ発明の進歩性（関連裁判例を後掲する）

*本判決は、パラメータに着目することの容易性を否定して、進歩性を認めた（=知財高判令和元年(行ケ)第 10137 号【セレコキシブ組成物】事件＜大鷹＞）。

*臨界的意義を認めたが決定打ではない（＝知財高判令和 2 年（行ケ）第 10043 号【架橋アクリル系樹脂粒子】事件＜森＞）。

*本件発明の課題が知られていたことは証拠上認められないと判示した。

（判旨抜粋）

…被告は，本件発明の組成値を満たす「塩化ビニリデン系樹脂ラップフィルム」は，当然に本件発明の物性値（構成要件Ａ，Ｂ，Ｄ）も満たす旨を主張する。しかし，…本件発明において上記のような関係は認められないから，引用発明１－２が，本件発明の組成値を満たす「塩化ビニリデン系樹脂ラップフィルム」に当たるからといって，当然に本件発明の物性値も満たすものと認めることはできず，他にこれを認めるに足りる証拠はない。…新規性を欠くとはいえない。…

主引例である引用例１－２（乙１２）には，ラップフィルムの性能としての「密着性」や「カット性」についての記載はあるものの，これらと関係する物性としての「引裂強度」や「引張弾性率」についての記載はなく，それらの数値範囲の設定が課題であるとの示唆もないから，引用例１－２に接した当業者において，様々な物性の中からあえて「引裂強度」及び「引張弾性率」に着目して，引用例２を適用する動機付けがあるとはいい難く，上記相違点を容易に想到し得たとはいえない。…

被告は，仮に本件発明と引用発明１－２との間に本件発明の構成要件Ｄの物性値（低温結晶化開始温度が４０～６０℃）に係る相違点があるとしても，上記物性値に係る数値範囲に臨界的意義はないから，本件発明の進歩性を基礎付けるものとはいえない旨を主張する。しかし，本件明細書によれば，本件発明は，従前のラップフィルムの「低温結晶化開始温度」が６０℃を上回っていたところを，フィルムの延伸環境・延伸倍率・延伸速度，緩和環境・緩和比率，原反の保管環境等の調整によって「４０～６０℃」に制御する（４０℃を下回ることはない。）ことにより，裂けトラブルを抑制するという課題を解決しようとするものであり，その効果も実施例及び比較例を通じて実証されている…。そうすると，本件発明の構成要件Ｄの物性値に係る数値範囲に臨界的意義がないということはできない。そして，引用例１－２及び引用例２には，「低温結晶化開始温度」についての記載はなく，その数値範囲の設定が課題であるとの示唆もないから，引用例１－２（及び引用例２）に接した当業者において，様々な物性の中からあえて「低温結晶化開始温度」に着目する動機付けがあるとはいえず，上記相違点を容易に想到し得たとはいえない。被告の上記主張は採用できない。…引用発明１－２に基づき，進歩性を欠くともいえない。

３．サポート要件における「組成値」及び「物性値」の在るべき関係

*本判決は、「組成値」を満たしても「物性値」を満たすか分からない場合に、（「組成値」で特定されるフィルムが高い蓋然性をもって「物性値」を満たし得ることを要求せずに、）サポート要件も認めた（知財高判平成 28 年(行ケ)第 10189 号【光学ガラス】事件<鶴岡>と正反対!!）。

*知財高判平成 28 年(行ケ)第 10189 号【光学ガラス】事件<鶴岡>は、「本願組成要件で特定される光学ガラスが高い蓋然性をもって本願物性要件を満たし得るものであることを，発明の詳細な説明の記載や示唆又は本願出願時の技術常識から当業者が認識できることが必要」と判示していた（※ただし、【光学ガラス】事件判決は、結論は権利者有利）。

*知財高判平成 24 年(行ケ)第 10151 号【高強度高延性容器用鋼板】事件＜芝田＞も、炭素の重量%のみを限定した「合金」が、明細書に記載された組成以外でもクレーム所定の数値限定を満足することが問題となり、サポート要件違反と判示された。

（判旨抜粋）

…被告は，仮に本件発明の組成値を満たすラップフィルムであれば本件発明の物性値も満たすという関係が否定されるのであれば…サポート要件を満たさない旨を主張する。…そこで検討するに，…本件明細書の「発明が解決しようとする課題」には，従来の塩化ビニリデン系樹脂ラップフィルムでは，カット性を良くするためにフィルムの引裂強度を低くすれば裂けトラブルが多発し，これを低減するためにフィルムの引裂強度を高くすればカット性が悪化するなど，裂けトラブルの抑制とカット性の向上の両立が課題となっていた旨の記載がある…。また，「課題を解決するための手段」には，本件発明は，上記課題の解決手段として，ＴＤ方向の引裂強度が２～６ｃＮであること，ＭＤ方向の引張弾性率が２５０～６００ＭＰａであること，温度変調型示差走査熱量計によって測定される低温結晶化開始温度が４０～６０℃であることという物性値を満たす構成の塩化ビニリデン系樹脂ラップフィ

ルムを採用した…旨の記載がある…。…そうすると，…本件発明の課題が，裂けトラブルの抑制とカット性の向上を両立させた塩化ビニリデン系樹脂ラップフィルムを提供することにあるところ，本件発明は，その解決手段として，本件発明の組成値に加えて，本件発明の物性値を満たすものを採用したものであり，その結果，裂けトラブルの抑制とカット性の向上を両立させた塩化ビニリデン系樹脂ラップフィルムを得ることができるものと優に認識できるというべきである。…

以上によれば，本件発明は，本件明細書の発明の詳細な説明に記載され，その記載から，本件発明の課題を解決することができると認識できる範囲のものであるといえ，本件特許には，サポート要件（特許法３６条６項１号）を満たさない無効理由（同法１２３条１項４号）があるとはいえない。

４．パラメータ発明の充足性

*原告の測定条件等は適切であり、被告の測定条件は不適切。⇒充足。

*数値の測定条件により測定結果が異なる場合，測定条件が明細書の記載又は出願当時の技術常識から導かれるのであれば，当該測定条件による測定結果に基づいて属否が決まる。この類型に関わる留意点として，従来より知られた測定条件が複数あり，明細書において測定条件が一義的に特定されていない場合，具体的な測定条件がクレームアップされていない方が発明の技術的範囲が狭くなる（通常の感覚とは逆である）。何故なら，具体的な測定条件がクレームアップされていないと，「従来より知られた測定条件」の何れでも充足しなければならないからである。

（判旨抜粋）

…被告は，本件発明の構成要件Ａの「ＴＤ方向の引裂強度」に関し，「軽荷重引裂試験機（東洋精機製）」を使用し，「ＪＩＳ－Ｐ－８１１６」記載の方法に準拠して測定する方法は明らかでなく，第三者機関を通じて「ＪＩＳ－Ｐ－８１１６」記載の方法に準拠して測定したところ，約７ｃＮという結果が得られた旨を主張する。しかし，…本件明細書の段落【００５７】の記載によれば，当業者において，「軽荷重引裂試験機（東洋精機製）」を使用してラップフィルムの「ＴＤ方向の引裂強度」を測定する方法を理解することができるといえるところ，被告が提出した一般財団法人カケンテストセンター作成の試験証明書…の「試験方法」欄には「ＪＩＳ Ｐ ８１１６準用」と記載され，その試験片の重ね枚数が１６枚であることからすると，上記においては本件明細書…記載の「軽荷重引裂試験機（東洋精機製）」…ではなく，「ＪＩＳ Ｐ ８１１６」…記載の「エルメンドルフ形引裂試験機」…を用いたものと考えられ，その測定方法自体が本件明細書から理解できる測定方法と異なっている…。

【関連裁判例の紹介（パラメータ発明の進歩性）】

　数値限定発明・パラメータ発明の進歩性判断について、特許庁審査基準は、予測できない有利な効果であり、引用発明と比較して「異質な効果」又は「同質であるが顕著な効果」がある場合には進歩性を認め、そのような効果を有しない発明は進歩性を否定するという判断手法を提示している。

過去の裁判例を振り返ると、平成２２年頃までは、特許庁審査基準と同じく数値限定発明・パラメータ発明の進歩性判断において発明が「異質な効果」又は「同質であるが顕著な効果」を有するか否かにより判断する裁判例も一定数存在した。この判断基準によれば、権利者側が効果を主張・立証する必要があり、立証責任は権利者側に課されることとなる。

しかしながら、近時の裁判例を見ると、「オキサリプラティヌムの医薬的に安定な製剤」事件＜飯村＞(知財高判平成 23 年 1 月 31 日裁判所 HP 参照（平成 22 年（行ケ）10122 号）)が「一般に，当該発明

の容易想到性の有無を判断するに当たっては，当該発明と特定の先行発明とを対比し，当該発明の先行発明と相違する構成を明らかにして，出願時の技術水準を前提として，当業者であれば，相違点に係る当該発明の構成に到達することが容易であったか否かを検討することによって，結論を導くのが合理的である。…この点は，当該発明の相違点に係る構成が，数値範囲で限定した構成を含む発明である場合においても，その判断手法において，何ら異なることはなく，当該発明の技術的意義，課題解決の内容，作用効果等について，他の相違点に係る構成等も含めて総合的に考慮すべきであることはいうまでもない。」と判示した頃から、特許庁審査基準と異なり、パラメータ・数値を発明特定事項と捉えて、当該パラメータ・数値の設定及びその範囲の容易想到性を問題として、これが容易想到でなければ進歩性ありという枠組みで判断する裁判例が大多数である。このような判断枠組みは、通常の進歩性判断と同じく、進歩性を否定する側が当該パラメータ・数値の設定及び範囲の容易想到性を主張・立証する責任を負うから、新しいパラメータ・数値が設定されてしまうと、既存のそれと一義的に変換できるような場合は格別（その場合は、パラメータ・数値が新しいとは言い難い。）、容易想到性を立証することは多くの場合は困難であり、進歩性を否定しきれなかった裁判例が多数存在する。

すなわち、①当該パラメータ・数値自体が新しく、これに着目できた動機付けが論証できないという場合は、発明特定事項の容易想到性が否定され、進歩性を肯定する裁判例が近時の主流である。これに対し、②パラメータ・数値自体が知られていた又はこれに着目できたと認定された事案に目を移すと、近時の裁判例においても、（設計事項であるとか、当該パラメータ・数値が開示されている副引用発明と組み合わせることが容易想到であるなどの論理付けにより、）当該パラメータ・数値の範囲は容易想到と判断され、進歩性が否定された事案が多数である。

したがって、①新しい「数値」ないし「パラメータ」により範囲を特定した発明の進歩性判断の勝負所は、出願当時の当業者が当該「数値」ないし「パラメータ」に着目することが容易想到であったか否かである。この点については、後掲・「ストレッチ包装フィルム」事件（知財高判平成 17 年 9 月 26 日裁判所 HP 参照（平成 17 年（行ケ）10222 号））が、パラメータ発明の進歩性を否定するための論理付けの一般論として、「パラメータに着目すべき動機付けが存在し，かつ，要件 B 及び要件 C を達成するための具体的な手段が当業者に知られている必要がある。」と判示していることと通ずるものがある。また、後掲・「回路接続用フィルム状接着剤及び回路板」事件（知財高判平成 17 年 4 月 12 日裁判所 HP 参照（平成 17 年（行ケ）10091 号））が数値範囲の上限値・下限値がそれぞれ特定の課題を解決することを進歩性を肯定する根拠としたこと、更に、後掲・「ランフラットタイヤ」事件＜高部＞(知財高判平成 29 年 12 月 21 日裁判所 HP 参照（平成 29 年（行ケ）10058 号）)が、①パラメータに着目できた⇒②主/副引例の組合せは動機付けあり⇒③数値に顕著な効果なし⇒④数値範囲は設計事項という論理付けで進歩性を否定したことも参考になる。この他にも、全ての裁判例を分析した結果、キーワードは「発明の課題」であると考える。優先日当時の当業者に本件発明の課題が知られていたか又はこれに着目することができたことを論証することが出来れば、本件発明の課題から当該「数値」ないし「パラメータ」に着目することも容易想到であったという論理付けが成り立つ可能性があるからである。他方、優先日当時の当業者が本件発明の課題に着目することができなかったとなると、当該新しい「数値」ないし「パラメータ」に着目することが容易想到であったという論理付けは成り立ち難く、進歩性〇とされ易い。

② パラメータ・数値自体が知られていたか又はこれに着目できたと認定された事案においても、本件発明の課題が知られていたか又はこれに着目することができた事案では、当該「数値」ないし「パラ

メータ」の範囲は設計事項であると判断され易いし、副引例に当該「数値」ないし「パラメータ」が開示されている場合には、主引例と組み合せることが容易想到と判断され易い。

以上の考察は、数値限定発明・パラメータ発明に特化したものではなく、むしろ、全ての発明に関する近時の裁判例の傾向と軌を一にするものである。すなわち、近時の裁判例は、主引例と副引例の組合せの容易想到性を判断する際に、特許庁審査基準が示す主引例と副引例の課題の共通性のみならず、本件発明と主引例の課題の共通性も相当程度重視しており、これが異なる場合には、主引例から出発して本件発明に到達することが容易想到でなかったとして進歩性〇と判断される傾向である。

⇒近時の裁判例は、主引例と副引例の組合せの容易想到性を判断する際に、特許庁審査基準が示す主引例と副引例の課題の共通性のみならず、本件発明と主引例の課題の共通性も相当程度重視しており、これが異なる場合には、主引例から出発して本件発明に到達することが容易想到でなかったとして進歩性〇と判断される傾向である。

数値限定発明・パラメータ発明においても、当該「数値」ないし「パラメータ」を発明特定事項としてその容易想到性を問題とする限り、通常の発明と同様に、主引例から出発して当該「数値」ないし「パラメータ」に到達することが容易想到であったか否かが問題とされ、その際に本件発明と主引例の課題の共通性も相当程度重視されている傾向にあるものであり、「数値」ないし「パラメータ」を発明特定事項として捉えるという近時の裁判所の傾向と相俟って、数値限定発明・パラメータ発明においても本件発明の課題がクローズアップされている。

最後に、特許庁審査基準の判断枠組みと近時の裁判例の判断枠組みとの関係性、どちらの判断枠組みが進歩性〇と判断され易いかについて考察する。厳密に考察するために先ず前提として、発明の「課題」と「効果」との関係を確認しておくと、「解決課題及び解決手段が提示されているか否かは、『発明の効果』がどのようなものであるかと不即不離の関係があるといえる」としても、両者は一対一対応ではない。課題Ａ、課題Ｂ、課題Ｃの何れを解決しても効果αを奏する場合、効果αを奏することができる解決課題としては課題Ａ、課題Ｂ、課題Ｃの３通りが存在する。そうすると、特許庁審査基準のように「効果」の異質性を問題とすると、本件発明の課題（例えば、課題Ａ）と異なる課題（例えば、課題Ｂ又は課題Ｃ）を解決する引用例との関係で効果が異質でないとして進歩性が否定されることがあり得る。他方、近時の裁判例の判断枠組みでは、そのような場合でも、引用発明の課題と異なる新規の課題Ａを解決するために当該「数値」ないし「パラメータ」に着目することは容易想到でなかったとして進歩性〇と判断される余地があるから、先ず第一に、発明の「課題」と「効果」との関係という意味で、後者（近時の裁判例）の判断枠組みの方が進歩性〇と判断される場合が広いと考えられる。（もっとも、「効果」が異なる場合は、発明の「課題」も異なることが多い。）

考察を続けると、特許庁審査基準の判断枠組みで「異質な効果」が認められる場合はパラメータ・数値が新しくそれに着目することが容易想到でないという関係が成り立つ。また、「同質であるが顕著な効果」が認められる場合はパラメータ・数値が公知であったとしてもその範囲が容易想到でないという関係が成り立つ。したがって、「異質な効果」又は「同質であるが顕著な効果」が認められるときは、どちらの判断枠組みでもパラメータ・数値発明の容易想到性が否定され、進歩性〇と判断される。他方、「異質な効果」又は「同質であるが顕著な効果」が認められない場合を考えると、特許庁審査基準の判断枠組みでは直ちに進歩性×となるが、近時の裁判例の判断枠組みでは、本件発明の課題を踏まえて、当該「数値」ないし「パラメータ」に着目すること、及び、その範囲を画定することまでが容易想到でなければ進歩性〇と判断されるから、近時の裁判例の判断枠組みの方が進歩性が認

められ易い。実際に筆者が全ての裁判例を検討して考察しているところ、このような裁判所の判断傾向は、平成２０年以降の審決取消訴訟判決において進歩性×の審決を取り消した判決が多いことに表れており、このことからも上記の考察が裏付けられる。

以上の考察の裏返しとして、近時の裁判例の判断枠組みにおいてパラメータ・数値の進歩性を否定する論理付けとしては、①”パラメータ・数値自体が知られていた”ことを立証するか、先ず本件発明の課題が知られていたことを立証した上でこれを足掛かりとして“パラメータ・数値自体に優先日当時の当業者が着目できたこと”を立証するという第一段階に注力すべきであり、これに続いて、②同じく本件発明の課題を足掛かりとして、当該パラメータ・数値の範囲が設計事項であるとか、副引例に開示されており組み合わせが容易である等の論理付けを試みる第二段階に進むという段取りとなる。このように、２段階（本件発明の課題が知られていたことを立証することを含めると３段階）の論理付けが必要となる。

以下、パラメータ・数値を発明特定事項と捉えた裁判例のうち進歩性を肯定した（容易想到でないとした）裁判例を紹介し、続いて進歩性を否定した（容易想到であるとした）裁判例を紹介する。両者の裁判例を対比することで、数値限定発明・パラメータ発明の進歩性を否定するための上述した論理付け・主張方針が読み取れる。

＜省略＞［編集注：裁判例の紹介は、元の投稿でも省略されている。］

【特許★】損害賠償等請求事件（組成値を満たしても物性値を満たすか分からない場合に、「パラメータ」に着目することの容易性を否定して進歩性を肯定し、サポート要件も認めた事例。充足も〇） - NAKAMURA & PARTNERS－東京地判令和元年（ワ）第 31214 号「塩化ビニリデン系樹脂ラップフィルム」事件＜田中裁判長＞－ ◆判決本文 www.nakapat.gr.jp

〔米国意匠〕 2019.09　CAFC Curver Luxembourg v. Home Expressions

Ameblo 元投稿日：2022-02-03

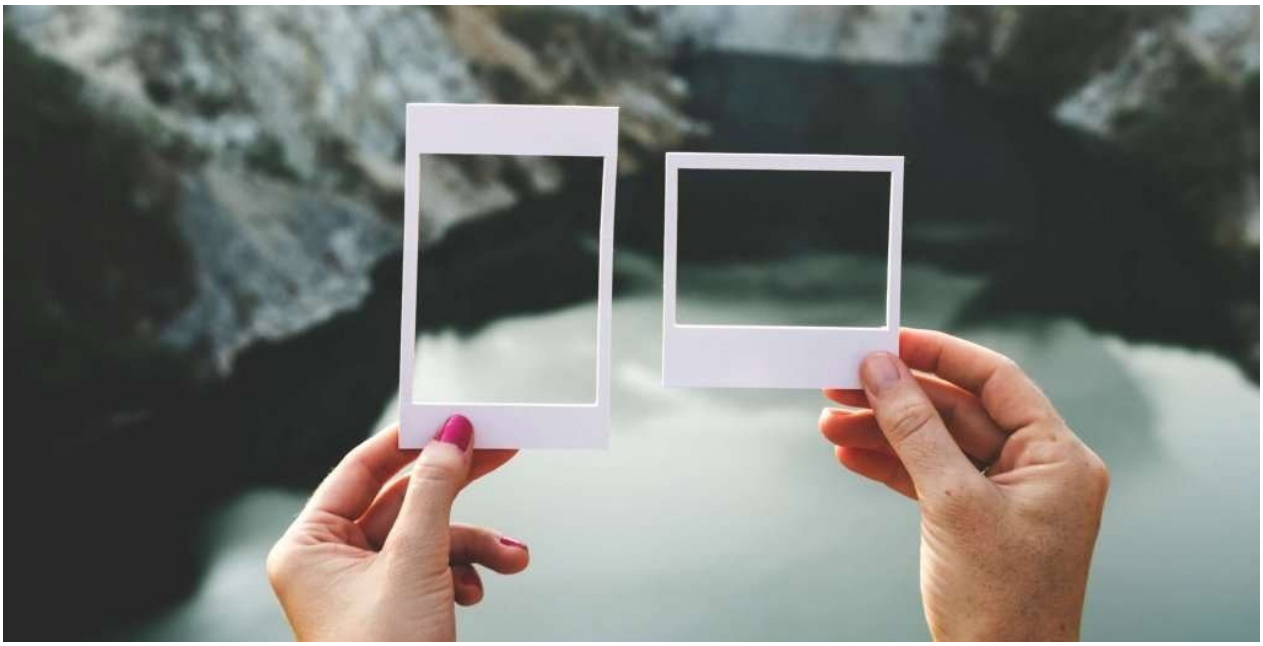
Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12724778130.html

〔米国意匠〕 2019.09　CAFC Curver Luxembourg v. Home Expressions

米国 Design Patent における侵害判断時に、本件意匠公報に記載された図面には「Chair（椅子）」が無かったが、クレーム文言が Pattern for 「a Chair」に amend された。

⇒意匠権は、椅子の模様に限定される。

意匠特許で利用可能な先行技術の範囲が狭まる - Open Legal Community 米国連邦巡回区控訴裁判所（CAFC）が、意匠特許出願の先行技術を類似分野のみに限定するという判決を下しました。これにより、出願人が意匠特許を取得することが容易になりましたが、意匠特許を無効にすることが困難になる可能性があります。openlegalcommunity.com



〔米国意匠〕 2021.10　CAFC In re SurgiSil, L.L.P.

Ameblo 元投稿日：2022-02-03

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12724778280.html

〔米国意匠〕 2021.10　CAFC In re SurgiSil, L.L.P.

米国 Design Patent の anticipation（新規性）判断において、本願意匠の範囲は、クレームに記載され、図面にも示された「lip implant」に限定される。したがって、形状が類似する画材の引用意匠によって新規性が否定されるものではない。

Cf. 2019 CAFC "Curver"

https://www.cafc.uscourts.gov/opinions-orders/20-1940.opinion.10-4-2021_1843781.pdf

2014.06 米国連邦最高裁 Nautilus v. Biosig

Ameblo 元投稿日：2022-02-03

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12724778476.html

2014.06 米国連邦最高裁 Nautilus v. Biosig

明確性要件 reasonable certainty 基準 ＝当業者が明細書や出願経過を参酌しても、合理的な確証（reasonable certainty）をもって、発明の権利範囲を理解できない場合は不明確と変更した。

⇒明確性要件違反と判断されやすくなった！！

https://www.jpaa.or.jp/cms/wp-content/uploads/2017/03/Nautilus-v-Biosig.pdf

2019.10 CAFC HZNP v. Actavis

Ameblo 元投稿日：2022-02-03

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12724778588.html

2019.10 CAFC HZNP v. Actavis

明確性要件 "consisting essentially of"というクレーム文言 未記載の無名成分が、基本的および新規的特性を実質的に変更するか否かを判断するため、Nautilus 最高裁判決の基準は、特性が既知かつ明瞭であることを要求する。

⇒結論は、不明瞭

https://www.oliff.com/wp-content/uploads/2019/11/2017-2149-OBJP.pdf

2021.08 CAFC Eli Lilly v. Teva

Ameblo 元投稿日：2022-02-03

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12724778695.html

2021.08 CAFC Eli Lilly v. Teva

物のクレームとは対照的に、使用方法は「何を行うか」に完全に依存する。 何を行うかは、通常、前文に記載されているから、使用方法の目的は、前文により限定的に解釈される傾向がある。

※米国でも、方法クレームの preamble が、明細書等を踏まえて限定として解釈される場合がある。本件では限定とされた。

https://www.cafc.uscourts.gov/opinions-orders/20-1876.opinion.8-16-2021_1819528.pdf

LINE ふるふる裁判の紹介記事を、事務所 HP に UP しました。 東京地判平成 29 年(ワ)36506＜佐藤＞

Ameblo 元投稿日：2022-02-03

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12724873890.html

LINE ふるふる裁判の紹介記事を、事務所 HP に UP しました。

平成 29 年(ワ)36506＜佐藤＞

① 副引例から「ＧＰＳ検索機能」のみを抽出して主引例に適用するロジックが否定され、同適用は阻害要因があるとして進歩性が認められた事例。

② 充足論がされていない被告サービスは損害賠償の対象とならず、「関係があっても希薄である」売上げは相当因果関係が否定され、３項の損害賠償の対象とならないと判断された事例。

【本判決の要旨、若干の考察】

１．特許請求の範囲（請求項１）

Ａ　現実世界で出会ったユーザ同士がユーザ端末を操作することによりコンピュータを利用してネットワークを介してのコミュニケーションによる交流を支援するコンピュータシステムであって，

Ｂ　互いにコミュニケーションによる交流に同意したユーザ同士が交流できるようにするための複数の交流先のリストをユーザに表示するための制御を行なう交流先リスト表示制御手段と，

Ｃ　ユーザが前記交流先リスト表示制御手段により表示された複数の交流先の内からコミュニケーションを取りたい相手を選択指定し，該選択指定した者と選択指定された相手とがユーザ端末を操作して入力した内容を互いに伝え合ってメッセージを送受信できるように該入力内容を前記ユーザ端末で報知するための入力内容報知手段と，

Ｄ　前記ユーザ端末の位置情報を取得し，該位置情報に基づいて所定時間中に所定距離内に位置するユーザ端末を検索する検索手段と，

Ｅ　該検索手段により前記所定時間中に所定距離内に位置するユーザ端末が検索されたことを必要条件として，該検索されたユーザ端末と前記メッセージの送受信を可能にするために新たな交流先として前記交流先のリストに追加する交流先追加処理を行う交流先追加手段と，を備え，

Ｆ　前記複数の交流先の内からコミュニケーションを取りたい相手を選択指定した者が選択指定された相手に対しメッセージを入力して送信する操作を行った場合に，前記選択指定された相手のユーザ端末にメッセージが入力された旨のポップアップ通知を行うための制御を実行する一方，

Ｇ　前記交流先として指定されて互いにメッセージを送受信できるユーザ端末同士の一方からの要求に応じて，他方のユーザ端末からメッセージを入力して送信する操作を行ったとしても前記ポップアップ通知を行わないように制御し，

Ｈ　前記コンピュータ側からの制御に基づいて前記交流先のリストを前記ユーザ端末に表示させることにより，前記ユーザ同士が連絡先の個人情報を知らせ合うことなく交流できるようにした，

Ｉ　コンピュータシステム。

２．判旨抜粋①（「進歩性」の判断部分）

（１）主引用発明（乙５）との相違点

「(ｲ)　相違点２

本件各発明は，ユーザ端末の位置情報を取得し，該位置情報に基づいて所定時間中に所定距離内に位置するユーザ端末を検索する，いわゆるＧＰＳ検索手段を備えているのに対し，乙５発明は，かかる検索手段を備えていない点

(ｳ)　相違点３

本件各発明は，ユーザ端末の位置情報を取得し，該位置情報に基づいて所定時間中に所定距離内に位置するユーザ端末が検索されたことを必要条件として交流先のリストに追加する交流先追加処理を行うのに対し，乙５発明は，利用者同士の出会い支援装置１１間での近接無線通信に基づいて相手ＩＤのリストに追加している点」

（２）相違点２及び３の容易想到性判断

「相違点２…，相違点３…は，本件各発明が，ＧＰＳ検索手段により，ユーザ端末の位置情報を取得し，該位置情報に基づいて所定時間中に所定距離内に位置するユーザ端末が検索されたことを必要条件として交流先のリストに追加する交流先追加処理を行うのに対し，乙５発明は，利用者同士の出会い支援装置１１間での近接無線通信に基づいて相手ＩＤのリストに追加している点の相違に関するものである。

この点につき，被告は，乙４２～４５公報に記載されているように，ユーザ端末を用いた出会い支援システムにおいて，ユーザ端末間の距離を検知する手段には，電波による端末間の無線通信を用いるものと，ＧＰＳ検索を用いるものが知られており，両者は当業者において適宜選択して用いられることは技術常識であり，乙５公報においては，利用者間の近接を検出する方法として，送受信する電波以外の方法が許容されているのみならず，ＧＰＳ機能を有するＰＤＡとの一体化も想定されているから，乙５発明にＧＰＳ検索手段を採用して近接を検出するように構成することは，当業者が容易に想到できたと主張する。

(ｱ)　そこで検討するに，被告が挙げる乙４３～４５公報に記載の技術は，いずれも，氏名，住所，電話番号，メールアドレスなどの個人情報を相手方に知らせることが前提となっているものであるから，これらの技術を，『出会いの初期段階においては相手に重要な個人情報を認知されることなく，利用者相互間，特に男女相互間で趣味嗜好が一致する出会いの可能性を向上させること』を目的とする乙５発明の技術に適用するには阻害要因があるというべきである。また，乙４２は，本件特許の優先日（平成２２年２月１５日）の３か月前（平成２１年１２月１７日）に公開されたものであることに照らすと，同公報に記載の技術をもって本件特許出願に係る優先日当時に周知の技術であったと認めることはできない。

(ｲ)　次いで，被告が，乙５公報においては，利用者間の近接を検出する方法として，送受信する電波以外の方法が許容されているのみならず，ＧＰＳ機能を有するＰＤＡとの一体化も想定されていると主張する点について検討する。

確かに，乙５公報の段落【００６３】には，出会い支援装置は，赤外線又はこれと電波の併用により近接を検出してもよい旨の記載はあるが，ここにおける赤外線通信も，出会い支援装置同士で直接通信を行って近接を検出するためのものである。

一方，乙５発明において，ＧＰＳ機能を利用する場合，各出会い支援装置がＧＰＳで位置情報等をそれぞれ取得し，別途，その情報等を基にサーバ等が近接を判別して各出会い支援装置に送信するといった，より複雑なシステムが必要となるが（乙２７，２８，５５参照），そのような煩雑な構成を採る理由は特に見出し難いから，かかる記載があるからといって，乙５発明の近距離無線通信技術を，ＧＰＳ機能を用いる方式に代替することが容易であるとはいい難い。

また，乙５公報の段落【００６５】には，ＰＣ端末をＰＤＡ等に代替可能である旨の記載はあるが，乙５発明において，利用者同士の近接等を判別するのは，ＰＣ端末１０２ではなく，出会い支援装置１１であるから，たとえＰＤＡの機能の１つとしてＧＰＳがあることが周知であったとしても，出会い支援装置１１が行うべき近接等の判別を，ＧＰＳ機能を用いる方法に代替することに容易に想到するとは認め難いというべきである。

(ｳ)　したがって，乙５発明に乙４２～４５公報記載の技術を適用して相違点２及び３の構成に容易に想到し得るとは認められない。」

３．判旨抜粋②（損害論のうち「売上高」に関する判示部分）

「(1)　売上高について

ア　当事者の主張

原告は，被告の事業のうち，本件特許権侵害の対象となる事業は，コア事業中の『アカウント広告』と『コミュニケーション』の売上げであ…ると主張する。

一方，被告は，主に被告アプリ上でアカウントを有する企業等からの売上げであるアカウント広告の売上げは損害賠償額算定の対象とならず，仮に，コミュニケーションの売上げが損害賠償額算定の対象となり得るとしても，対象となるのは本件機能と関係のある部分に限られると主張する。

イ　認定事実

そこで検討するに，前記前提事実，後掲の証拠及び弁論の全趣旨によると，以下の事実を認めることができる。

(ｱ)　被告の事業及び売上高（…）…

ａ　アカウント広告の売上げの内容等

アカウント広告の売上げは，①公式アカウント，②ビジネスコネクト，③ＬＩＮＥ@，④スポンサードスタンプ，⑤セールスプロモーション，⑥広告，⑦●（省略）●，⑧●（省略）●，⑨限定スタンプの各売上げにより構成される。

①～③は，いずれも企業等がアカウントを開設することにより，自社のアカウントを友だち登録しているユーザにメッセージの送信等をすることができるサービスであり，有償プランを利用する企業等による月額費用その他の費用に係る売上げが被告に生じる。

④は，企業等が広告宣伝のために自社オリジナルのスタンプをユーザに無料で提供できるサービスであり，企業がこれを利用するためには固定額の支払を要するために被告に売上げが生じる。

⑤は，被告アプリを使ってキャンペーンを行うことのできるサービスや，ユーザが一定の条件（ミッション）を満たした場合に限り，当該ユーザに『ＬＩＮＥポイント』が無料で付与されるようにするサービスであり，企業等は，キャンペーン内容に応じた費用等の支払を要するため，被告に売上げが生じる。

⑥は，企業等が被告アプリ内に掲載する広告であり，広告掲載料として被告に売上げが生じる。

⑦は，●（省略）●

⑧は，●（省略）●

⑨は，被告が企業等を通じてスタンプの販売をする場合に当該企業から対価の支払を受けるものである。

ｂ　コミュニケーションの売上げの内容等

コミュニケーションの売上げは，㋐ＬＩＮＥスタンプ，㋑ＬＩＮＥ着せ替え，㋒ＬＩＮＥ絵文字，㋓クリエイターズスタンプ，㋔クリエイターズ着せ替え，㋕クリエイターズ絵文字，㋖ＬＩＮＥスタンププレミアム，㋗ＬＩＮＥ Ｏｕｔの各売上げにより構成される。

スタンプ（㋐，㋓，㋖）は，ユーザ間のトークの中で送信できるイラストであり，被告サービス内のスタンプショップで購入することができる。

着せ替え（㋑，㋔）は，ユーザ自身の被告アプリの背景を変更するものであり，被告サービス内の着せ替えショップで購入することができる。

絵文字（㋒，㋕）は，ユーザ間のトークの中で，テキストメッセージの中に入れて使うことができるものであり，被告サービス内のスタンプショップで購入することができる。また，トークルーム内で相手（友だち等）が使用したスタンプや絵文字をタップ等すると，当該スタンプを販売しているスタンプショップに移行するため，同タップしたユーザは，かかる方法でスタンプショップに行き，当該スタンプや絵文字を購入することもできる。

ユーザがスタンプ，着せ替え及び絵文字（㋐～㋖）を購入すると，それが被告の売上げとなる。

㋗は，電話回線を使用し，ユーザが有料で音声通話をすることができるサービスであり，ユーザがこれを利用すると，被告の売上げとなる。なお，被告アプリのユーザ同士であれば，被告アプリ内でインターネット回線を使用する無料通話の利用が可能であって，有料の㋗を使用する必要はない。

(ｲ)　友だち登録手段（乙８１，１０１）

●（省略）●

(ｳ)　企業等のアカウントとの間の『ふるふる』による友だち登録（被告システム等図面【図３８】，甲６１）

ＬＩＮＥ@等のサービスを導入している企業等が住所の位置情報をあらかじめ登録している場合，一般ユーザが被告アプリの友だち追加画面で『ふるふる』を選択して手元のスマートフォンを振ると，半径１ｋｍ圏内の上記企業等も友だち登録の候補として表示され，同ユーザが同企業等につき友だち追加処理をすると，同企業等が同ユーザの友だちとして追加登録される。

ウ　『ふるふる』以外の友だち登録及び海外企業への輸出に係る売上げ等について

原告は，損害賠償の対象は，『ふるふる』による友だち登録及びこれにより友だちとなったユーザとの交流等に限定されず，ＱＲコードやＩＤ検索等の他の友だち登録も含み，また，海外企業を含む連結売上高を対象とすべきであると主張する。

(ｱ)　しかし，原告は，本訴提起当初から，一貫して『ふるふる』による友だち登録及びその後の交流が本件各発明の技術的範囲に属する旨の主張をしていたのであり（…），その余の友だち登録手段

による友だち登録等が本件各発明の技術的範囲に属する旨の主張立証は侵害論の対象とされていないので，損害賠償の対象となるのは，『ふるふる』による友だち登録と相当因果関係のある範囲の売上高に限定されるというべきである。

(ｲ)　また，海外企業を含む連結売上高を対象とすべきとの点については，被告から海外企業への実施品の輸出に係る売上高を対象とする趣旨と考えられるが，原告が侵害論において対象としていた被告の実施行為は，被告システムの使用と，被告アプリの生産，譲渡及び譲渡の申出にとどまっており，仮に被告システム等が輸出されているとしても，当該被告システム等に本件機能が搭載されているかどうかといった点も本件の証拠上明らかではないから，この点の原告の主張も採用し難い。

エ　損害賠償の対象となる売上高の範囲について

そこで，…本件において損害賠償の対象となる売上高の範囲につき検討する。

(ｱ)　アカウント広告の売上げについて

アカウント広告の売上げは，企業等からの売上げに関するものであるところ，一般ユーザは，かかる企業等との間でも『ふるふる』による友だち登録をなし得るものの，この場合は，企業等が住所の位置情報をあらかじめ登録している必要があり，また，その際，企業等はスマートフォンを操作するとは考え難いから，そもそも，この場合に，「近くにいるユーザ同士がスマートフォン(2)を操作して友だち登録することによりコンピュータ(14)を利用してコミュニケーションによる交流」（構成ａ等）を具備するとは認め難く，他にこの場合の被告システム等が本件各発明の技術的範囲に属するという的確な主張立証はない。

また，…アカウント広告を構成する各売上げの内容に照らすと，これらの売上げは，いずれも，一般のユーザ同士の本件機能による友だち登録との関係がないか，関係があっても希薄であるというべきである。

そうすると，アカウント広告の売上げは，本件の損害賠償の対象とならないと解するのが相当である。

(ｲ)　コミュニケーションの売上げについて

ａ　コミュニケーションの売上げのうち，着せ替え（前記イ(ｱ)ｂ㋑，㋔）は，ユーザ自身の被告アプリの背景を変更するものであるから，本件機能による友だち登録及びその後の交流とは関係がないか，関係があっても希薄であるというべきである。

また，ＬＩＮＥ Ｏｕｔ（同㋖）については，被告アプリのユーザ同士であれば，被告アプリ内での無料通話の利用が可能であることからすれば，ＬＩＮＥ Ｏｕｔのサービスを利用するのは，被告アプリのユーザがユーザでない者に対して電話を掛ける場合であることが通常であると推認されるから，同様に，本件機能による友だち登録及びその後の交流とは関係がないか，関係があっても希薄であるというべきである。

一方，スタンプ（同㋐，㋓，㋕）と絵文字（同㋒，㋗）については，友だち登録したユーザ間でトークルームにおけるコミュニケーションを図る際に，互いに送信するなどして利用されるものであって，『ふるふる』による友だち登録及びその後の交流の際に利用されるものであるということができるから，その売上高は，被告の侵害行為と関連するものというべきであるところ，…スタンプと絵文字の本件損害算定期間中の売上高（スタンプショップにおけるスタンプ及び絵文字の売上高）は，●（省略）●と認められる。…

４．若干の考察

（１）「進歩性」判断について

主引例（乙５）において、「ＧＰＳ検索手段により，ユーザ端末の位置情報を取得し，該位置情報に基づいて所定時間中に所定距離内に位置するユーザ端末が検索されたことを必要条件として交流先のリストに追加する交流先追加処理を行う」ことの容易想到性が問題となった。

副引例（乙４２～４５）に、ＧＰＳ検索を用いてユーザ端末間の距離を検知する手段が開示されていたから、「交流先のリストに追加する交流先追加処理」を、主引例（乙５）の近接無線通信に基づいて行う代わりに、「ＧＰＳ検索手段により」行うことは容易想到であると被告（LINE）は主張した。

しかしながら、本判決は、主引用発明（乙５）の目的・課題は『出会いの初期段階においては相手に重要な個人情報を認知されることなく，利用者相互間，特に男女相互間で趣味嗜好が一致する出会いの可能性を向上させること』であるところ、副引例は「氏名，住所，電話番号，メールアドレスなどの個人情報を相手方に知らせることが前提となっている」から阻害要因があると判断した。この判断については、副引例（乙４２～４５）の個人情報を通知する構成は採用せず、「ＧＰＳ検索を用いてユーザ端末間の距離を検知する」という技術だけを抽出して副引用発明（ないし周知技術）として認定した上で、この抽出した副引用発明（ないし周知技術）を主引例（乙５）に組み合わせるというロジックを取り上げて判断していない。控訴審がこの点をどのように判断するか興味深いところであったが、控訴審判決前に和解が成立したとのことである。

引用発明の構成中の一部を抽出できた事例、出来なかった事例を整理して後掲する。

（２）損害論における「売上高」に関する判断について

一般論として、特許法１０２条３項の推定は、損害「額」の推定までであり、損害の存在は特許権者に主張・立証責任がある。

また、「その特許発明の実施に対し受けるべき金銭の額」とは、特許発明の実施に関係する「売上高」×「相当実施料率」という計算式により計算されるところ、本判決は、３項でいう「売上高」は、特許発明の実施（『ふるふる』による友だち登録）と「相当因果関係のある範囲の売上高に限定される」と判示した上で、その範囲について、被告サービスごとに認定・判断した。

本件では、大別して２つの争点があり、何れも被告有利に判断された。

（２－１）一つは、原告は，損害賠償の対象は，『ふるふる』による友だち登録及びこれにより友だちとなったユーザとの交流等に限定されず，ＱＲコードやＩＤ検索等の他の友だち登録も含み，また，海外企業を含む連結売上高を対象とすべきであると主張した。しかしながら、本判決は、「原告は，本訴提起当初から，一貫して『ふるふる』による友だち登録及びその後の交流が本件各発明の技術的範囲に属する旨の主張をしていた」と認定し、「その余の友だち登録手段による友だち登録等」については、充足論がされていない以上、損害賠償の対象とならないと判断した。

この点については、例えば、被告製品が１０種類存在したときにそのうち１種類を代表として充足論を議論し、その結論がその他９種類にも及ぶという場合も多くある。他方、当然のことながら、その他９種類に代表である１種類の充足論とは異なる非充足論がある場合には、その結論が及ばないこととなる。本事案では後者であり、充足論の訴訟指揮で被告製品の範囲が狭くなったという経緯があるとしても、損害賠償請求の対象範囲も踏まえて、代表の充足論の審理結果がその他の被告製品にも及ぶことに争いがある場合には、各被告製品に対する個別の充足論に拘る必要がある。

（２－２）もう一つは、「『ふるふる』による友だち登録と相当因果関係のある範囲」として、「アカウント広告」の売上げ及びコミュニケーションの「ＬＩＮＥＯｕｔ」の売上げが、損害賠償の対象とならないと判断された。（「アカウント広告」の売上げについては、充足論が充分に議論されていないことも指摘されているが、その文脈とは段落を改めて、「ＬＩＮＥＯｕｔ」と同じく、「関係がないか，関係があっても希薄である」と判示している。）

これは、判決文が「関係がないか，関係があっても希薄である」という表現を用いており、特に、「関係があっても希薄」とされる（「相当因果関係」が否定され、損害賠償の対象とならない）境界線を探ることが今後の特許実務において極めて重要である。この点についても、控訴審がどのように判断するか興味深いところであったが、控訴審判決前に和解が成立したとのことである。

【引用発明の構成中の一部を抽出できるか否かが問題となった裁判例紹介】

引用発明の認定においては，引用発明に含まれるひとまとまりの構成及び技術的思想を抽出することができる。

１．≪権利者有利≫の裁判例

*副引用発明の構成の一部を独立して抽出できなかった事例

① 知財高判令和 1 年（行ケ）第 10102 号【立坑構築機】事件＜高部＞

（判旨抜粋）引用例３から前記第３の２〔原告らの主張〕⑴のとおりの発明を認定することは，旋回座軸受の一部のみに着目することになるが，これだけでは旋回座軸受が一体として機能することがないから，引用例３から原告らの主張するように発明を認定することは相当でない。

② 知財高判平成 27 年（行ケ）第 10077 号【水洗便器】事件＜清水＞

（判旨抜粋）水洗便器の技術分野において，洗浄水の噴出口の数，通水路の構造と洗浄水の供給路，流水路とは一連の技術事項であるといえ，このような一連の技術の一面だけに着目し，ひとまとまりの技術事項の一部を抽出することは，それ自体が技術思想の創作活動であるから，安易な抽象化，上位概念化は許されず，技術事項に対応した慎重な検討が求められるというべきである。…水洗便器の洗浄においては，洗浄水の供給の形態，噴出口の数，通水路及び流水路の形状に様々なものがあり，このような様々な洗浄方式の相違を考慮せずに，ボウル面の上縁部に洗浄水を導く水平な通水路を備えることが，噴出口の数，そして，それにより当然に異なる洗浄水の流路のいずれも問わない周知技術であると認めることは相当でなく，少なくとも，本件訂正発明及び甲１発明と同様の，洗浄水の水平方向への供給口が一つであって，その流路が一方向である水洗便器の洗浄方式を前提として，上記の周知技術が認められるか否かを判断すべきものといえる。

③ 知財高判平成 29 年（行ケ）第 10119 号、第 10120 号【空気入りタイヤ】事件＜高部＞

=知財高判 H21(行ケ)10242、=知財高判 H28(行ケ)10226

（判旨抜粋）上記イ①ないし③の技術的事項は，甲４に記載された課題を解決するための構成として不可分のものであり，これらの構成全てを備えることにより，耐摩耗性能を向上せしめるとともに，乾燥路走行性能，湿潤路走行性能及び乗心地性能をも向上せしめた乗用車用空気入りラジアルタイヤを提供するという，甲４記載の発明の課題を解決したものと理解することが自然である。したがって，甲４技術Ａから，ブロックパターンを前提とした技術であることを捨象し，さらに，溝面積比率に係る技術的事項のみを抜き出して，甲４に甲４技術が開示されていると認めることはできない。

④ 知財高判平成 23 年（行ケ）第 10284 号【オープン式発酵処理装置】事件

（判旨抜粋）…引用発明においては，撹拌機の構成と移動通路とは機能的に結び付いているものである。…

⑤ 知財高判平成 23 年（行ケ）第 10385 号【炉内ヒータを備えた熱処理炉】事件＜芝田＞

=知財高判 H27(行ケ)10077

（判旨抜粋）引用発明は，従来技術である第３図，第４図に記載の焼成炉の問題を解決するため，ファン２８を炉内に設けた構成が特徴点となっているのであり，その特徴点をないものとして引用発明を認定することは，引用例に記載されたひとまとまりの技術的思想を構成する要素のうち技術的に最も重要な部分を無視して発明を認定するものであり，許されないというべきである。引用発明においては，炉体の外部に配置された駆動モータにより駆動されるとともに一つの炉壁に支持されているファン２８によって，ヒータの熱で高温になった雰囲気ガスを強制的に攪拌することで炉内温度を均一にするものであるから，ヒータ３３は，ファン２８と被焼成物が収容されている匣組み２２との間に位置することが合理的であり，発熱体が炉側壁に沿って並列する構成は想定できないというべきである。

⑥ 知財高判平成 23 年（行ケ）第 10100 号【高張力合金化溶融亜鉛めっき鋼板】事件

（判旨抜粋）…引用例の【表１】には，独立した５種の鋼が例示され，鋼１ないし鋼５には，含有されている元素の含有量が示されている。ところで，合金においては，それぞれの合金ごとに，その組成成分の一つでも含有量等が異なれば，全体の特性が異なることが通常であって，所定の含有量を有する合金元素の組合せの全体が一体のものとして技術的に評価される…。…本件全証拠によっても，「個々の合金を構成する元素が他の元素の影響を受けることなく，常に固有の作用を有する」，すなわち「個々の元素における含有量等が，独立して，特定の技術的意義を有する」と認めることはできない。

２．≪権利者不利≫の裁判例

*引用発明の構成の一部を独立して抽出できた事例。

❶ 知財高判平成 18 年（行ケ）第 10499 号【無線式ドアロック制御装置】事件＜篠原＞

（判旨抜粋）引用例２には，１つの技術のみが記載されているというものではなく，…種々の発明が記載されているところ，その中から，引用発明２Ａという公知技術を把握することもできれば，付随事項①及び②を含めた公知技術を把握することもできる。そして，前者は，後者の上位概念に当たることが明らかであるが，公知技術との対比における進歩性の認定判断においては，本件発明に最も近い技術を選択するのが常道である。…スイッチが露出して設けられている場合，意図しない接触等により，スイッチの誤操作が生じ得ることは，経験則上明らかな事項であり，露出して設けられているスイッチによって施錠したり解錠したりする構造のものにおいては，スイッチの無意識的な誤操作によりロックが解除されるという事態が起こり得るという技術常識は，当業者が当然に気が付くものであり，かつ，その問題意識を持っているべきものである。したがって，引用例２に接した当業者が，引用発明２Ａに着目し，これを選択することは，ごく容易なことというべきである。

❷ 知財高判平成 22 年（行ケ）第 10220 号【携帯型家庭用発電機】事件

Cf.知財高判 H22(行ケ)10162、

=知財高判 H17(行ケ)10105〔レンジ用炊飯器〕

（判旨抜粋）なるほど，引用発明は，引用例記載の「携帯用扇風機」における，太陽光発電及び充電時の一態様であって，一義的には当該扇風機の駆動に供するものであるといえる。しかし，引用発明が開示する太陽光発電，充電時の開示された構造及びその機序は扇風機の駆動と直接関係しているものではなく，それ自体が技術的に独立し，技術的に扇風機の駆動と分離して論ずることができる…。したがって，引用例におけるこのような記載事項に接した当業者は，引用例に記載された事項を総合的にみて，独立した技術思想として，多目的活用可能な太陽電池である引用発明を読み取ることができる…。

❸ 知財高判平成 22 年（行ケ）第 10160 号【ダイシング・ダイボンディングテープ及び半導体チップの製造方法】事件

Cf.知財高判 H22(行ケ)10162、

（判旨抜粋）引用発明２は，…粘着剤層（２ａ）が担う軽剥離が可能とするとの機能は，粘着剤層（２ｂ）とは独立した機能の併存によって達成されるものであるから，粘着剤層（２ｂ）が存在することによって影響を受けるものではなく，粘着剤層（２ａ）のみによって独自に発揮されるものということができる。そうであるから，…当業者は，引用発明２の構成に係る粘着力が相対的に弱い粘着剤層（２ａ）と粘着力が相対的に強い粘着剤層（２ｂ）とをそれぞれ別個の構成のものとして認識することができ，それぞれが有する技術的意義も個別に認識することができるから，粘着剤層（２ａ）について，チップ状ワークを粘着剤層から剥離する時の軽剥離性に着目し，この粘着力が相対的に弱いものとして，独立して抽出することができるものということができる。

❹ 東京高判平成 16 年(行ケ)第 159 号【遊技機における制御回路基板の収納ケース】事件

（判旨抜粋）本件決定が刊行物 2，3 を引用したのは，遊技機の制御回路基板の収納ケースにおいて，該収納ケースの底板部に基板固定ピンを突設し，該基板固定ピンにより前記収納ケースの底板部に制御回路基板を固定させることが本件特許出願時に周知であったことを明らかにするためである。そして，制御回路基板を同基板の収納ケースの底板部に固定する技術と制御回路基板の収納ケースに静電気（電磁波）対策を施す技術とは技術的に関連性がないことは刊行物 2，3 の記載及び技術常識に照らして明らかであり，刊行物 2，3 の上記技術事項を刊行物 1 発明に適用する際に，静電気対策上悪影響があるか否かの問題は生じない…。

❺ 知財高判平成 17 年（行ケ）第 10672 号【高周波ボルトヒータ】事件

（判旨抜粋）…引用発明の認定においては，引用発明に含まれるひとまとまりの構成及び技術的思想を抽出することができるのであって，その際引用刊行物に記載された具体的な実施例の記載に限定されると解すべき理由はない。…甲 1 自体には実現できるように記載されてない高周波誘導加熱の具体的な構成そのものは，…本件特許出願当時，…技術常識であったのであるから，当業者は，甲 1 の「…高周波加熱トーチ」の高周波誘導加熱に上記技術常識であった誘導加熱体の具体的な構成を参酌し，高周波誘導加熱を実現することができるものとして，甲 1 発明を把握することができたものと認められる。

原告（特許権者）：株式会社フューチャーアイ

被告（被疑侵害者）：ＬＩＮＥ株式会社

【特許★★】損害賠償等請求事件（①副引例から「ＧＰＳ検索機能」のみを抽出して主引例に適用するロジックが否定され、同適用は阻害要因があるとして進歩性が認められた事例。②充足論がされていない被告サービスは損害賠償の対象とならず、「関係があっても希薄である」売上げは相当因果関係が否定され、３項の損害賠償の対象とならないと判断された事例。）－平成２９年（ワ）第３６５０６号「コンピュータシステム」（LINE ふるふる事件）＜佐藤裁判長＞－ - NAKAMURA & PARTNERS－平成２９年（ワ）第３６５０６号「コンピュータシステム」（LINE ふるふる事件）＜佐藤裁判長＞－ ◆判決本文 www.nakapat.gr.jp

知財高判平成 20 年(ネ)10061【冷凍システム並びに凝縮用熱交換装置】＜中野＞　特許事件の管轄

Ameblo 元投稿日：2022-02-04

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12724970735.html

知財高判平成 20 年(ネ)10061【冷凍システム並びに凝縮用熱交換装置】＜中野＞

「特許権に関する訴え」は，特許権に関係する訴訟を広く含む…，特許権侵害を理由とする差止請求訴訟や損害賠償請求訴訟，職務発明の対価の支払を求める訴訟などに限られず，本件のように特許権の専用実施権や通常実施権の設定契約に関する訴訟をも含む。

⇒原判決（さいたま地裁 H19(ワ)1020）は管轄違い

※判例タイムズの解説

⇒ 特許権の実施契約に基づく実施料支払請求訴訟、特許を受ける権利や特許権の帰属の確認訴訟、特許権の移転登録請求訴訟、専用実施権の設定の有無・帰属に関する訴訟のようなものも含まれると解されている。

（判旨抜粋）

　ここにいう「特許権に関する訴え」は，特許権に関係する訴訟を広く含むものであって，特許権侵害を理由とする差止請求訴訟や損害賠償請求訴訟，職務発明の対価の支払を求める訴訟などに限られず，本件のように特許権の専用実施権や通常実施権の設定契約に関する訴訟をも含むと解するのが相当である。そうすると，一審原告は東京都に住所を有し一審被告らはいずれも埼玉県に住所を有する本件訴訟の第一審の土地管轄は，民訴法６条１項によれば，東京地方裁判所に専属するということになるから，原判決は管轄違いの判決であって，取消しを免れない。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-37256.pdf

知財高判令和２年(行ケ)10075【包装体】<森>

Ameblo 元投稿日：2022-02-05

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12725250732.html

知財高判令和２年(行ケ)10075【包装体】<森>

※技術分野の共通性のみを根拠として、容易想到とできない。

※課題を具体的に認定し、主引例と副引例との課題が異なるとして、組み合わせる動機付け否定。

⇒進歩性〇

「甲１…包装時の容器の変形やチューブの歪みを防ぎ…甲３…主収縮方向と直交する幅方向における機械的強度が高い…ことを課題とする」

（判旨抜粋）

甲１発明と甲３に記載された発明は，課題においてもその解決手段においても共通性は乏しいから，甲３記載事項を甲１発明に適用することが動機付けられているとは認められない。…

被告は，甲１発明と甲３記載事項は，熱収縮という作用，機能が共通する旨主張するが，熱収縮は，通常，弁当包装体が持つ基本的な作用，機能の一つにすぎないことを考慮すると，被告の上記主張は，実質的に技術分野の共通性のみを根拠として動機付けがあるとしているに等しく，動機付けの根拠としては不十分である。以上によると，甲１発明において，熱収縮性フィルムとして，甲３記載事項で示される熱収縮性フィルムを適用する動機付けがあると認めることはできない。

甲１発明及び甲３記載事項は，共に，弁当包装体という技術分野に属するものであると認められる…。しかし，甲１発明は，熱収縮性チューブを使用した弁当包装体について，煩雑な加熱収縮の制御を実行することなく，包装時の容器の変形やチューブの歪みを防ぎ，また，店頭で，電子レンジによる再加熱をした際にも弁当容器の変形が生じることを防ぐことを課題とするものである…のに対し，甲３に記載された発明は，ラベルを構成する熱収縮性フィルムについて，主収縮方向である長手方向への収縮性が良好で，主収縮方向と直交する幅方向における機械的強度が高いのみならず，フィルムロールから直接ボトルの周囲に胴巻きした後に熱収縮させた際の収縮仕上がり性が良好で，後加工時の作業性の良好なものとするとともに，引き裂き具合をよくすることを課題とするもの…である。そして，上記課題を解決するために，甲１発明は，非熱収縮性フィルム（２１）と熱収縮性フィルム（２２）とでチューブ（２０）を形成し，熱収縮性フィルム（２２）の周方向幅はチューブ全周長の１／２以下である筒状体であり，熱収縮性フィルム（２２）の熱収縮により，弁当容器の外周長さにほぼ等しいチューブ周長に収縮して弁当容器に締着されてなるものとしたのに対し，甲３に記載された発明の熱収縮性フィルムは，甲３の特許請求の範囲記載のとおり，各数値を特定したものである。これらのことからすると，甲１発明と甲３に記載された発明は，課題においてもその解決手段においても共通性は乏しいから，甲３記載事項を甲１発明に適用することが動機付けられているとは認められない。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-90112.pdf

【商標】大阪地裁平成 30 年(ワ)11672 「Re 就活」「リシュ活」

Ameblo 元投稿日：2022-02-07

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12725524372.html

【商標】大阪地裁平成 30 年(ワ)11672

商標権者　　「Re 就活」

被疑侵害者　「リシュ活」

警告後

「リシュ活」商標出願⇒登録

⇒異議決定も非類似

大阪地裁は、求人企業は誤認混同しないが、求職者は誤認混同するとして、類似と判断した。

⇒控訴審で、非類似の内容で和解。

「リシュ活」商標権侵害訴訟のこれまでの経緯と和解内容について | 履修履歴活用コンソーシアム
consortium.workstudy.jp

東京地判平成 31 年（ワ）2034＜佐藤＞　事業譲渡契約に定める競業避止義務違反⇒差止め

Ameblo 元投稿日：2022-02-08

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12725700445.html

東京地判平成 31 年（ワ）2034＜佐藤＞

被告が原告へ事業譲渡後に同種事業を再開。

⇒事業譲渡契約に定める競業避止義務違反

（競業避止義務の範囲に争いがあった。）

⇒被告の事業の差止め認容!!

（損害賠償は、立証不奏功で棄却。）

※一般に、契約に基づく差止めは珍しい。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-90186.pdf

【発信者情報開示請求】大阪地判令和２年(ワ)1995

Ameblo 元投稿日：2022-02-09

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12725874810.html

【発信者情報開示請求】大阪地判令和２年(ワ)1995

侵害情報投稿後のログイン記録に基づく発信者情報開示請求が認められた！！

⇒これまでは裁判例が分かれていたが、本判決も指摘する必要性、４条の趣旨に鑑み、これを認める方向で立法作業が進んでいる。

https://www.soumu.go.jp/main_content/000708778.pdf

【不競法】知財高判平成 31 年(ネ)10008 「生存率 100%」等の広告が、品質誤認表示と判断された!!

Ameblo 元投稿日：2022-02-10

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12726078767.html

【不競法】知財高判平成 31 年(ネ)10008

「生存率 100%」等の広告が、品質誤認表示（不競法 2 条 1 項 20 号違反）と判断された。

⇒損害額 4346 万円認容

一審（沖中裁判長）では、「生存率 100%」でないとの立証不奏功とされていたのが逆転!!

（原告が、「生存率 100%」でない立証責任を負う）

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-90568.pdf

知財高判令和２年(行ケ)10103【多色ペンライト】＜東海林＞

Ameblo 元投稿日：2022-02-12

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12726518744.html

知財高判令和２年(行ケ)10103【多色ペンライト】＜東海林＞

*審決は、主引用例に内在する課題の認定を誤った。

*主引用例の課題に関する「演色性」と、副引例に記載された技術事項として認定された「演色性」とは異なる意味。

⇒動機付けの根拠とならない。

⇒進歩性〇（審決取消）

（判旨抜粋）

…甲１に，「イエロー」とされる黄色の発色自体に問題が内在しているという課題が示されていると認めることはできない。…

甲１発明と甲２に記載された技術事項は，技術分野が完全に一致しているとまではいえず，近接しているにとどまるから，甲１発明に甲２に記載された技術事項を採用して本件発明１を想到することが容易であるというためには，甲１発明に甲２に記載された技術事項を採用するについて，相応の動機付けが必要である…。

本件審決は，甲１発明に甲２に記載された技術事項を採用する動機付けがあり，甲１発明に甲２に記載された技術事項を採用して本件発明１を容易に想到することができたと判断する前提として，甲１発明に，「イエロー」とされる黄色の発色自体に問題が内在しているという課題があり…，甲１発明に，演色性を向上させるという，甲２と共通の課題があると認定した…。しかし，…甲１発明に，「イエロー」とされる黄色の発色自体に問題が内在しているという課題があるとする本件審決の認定は誤りであるし，また，本件審決が甲１発明の課題に関して認定する「演色性」…は，甲２に記載された技術事項として認定された「演色性」，すなわち，照明された物体の色が自然光で見た場合に近いか否かという，一般的な意味での「演色性」とは異なる…。そうすると，本件審決は，甲１発明に甲２に記載された技術事項を採用する動機を基礎づける甲１発明の課題の認定を誤っているものであり，…甲１発明に甲２に記載された技術事項を採用する動機付けがあるとは認められない。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-90618.pdf

知財高判令和２年(行ケ)10011【カテーテル組立体】＜大鷹＞

Ameblo 元投稿日：2022-02-12

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12726519465.html

知財高判令和２年(行ケ)10011【カテーテル組立体】＜大鷹＞

*機能的クレームの進歩性

引用例が機能を有すると看取できない

⇒相違点

引用文献…図 26 から，スリット 462 が流体の「流入及び流出を可能とするように開口可能」であることを直ちに看取できない。うかがわせる記載もない。

（判旨抜粋）

【請求項１】…第２弁部材は…近位方向及び遠位方向の両方向に流れることが可能となるように開口可能…を特徴とするカテーテル組立体。

　引用文献１…には，スリット４６２が流体の「流入及び流出を可能とするように開口可能」であることについての記載はない。また，図２６記載のスリット４６２の形状に照らすと，図２６から，スリット４６２が流体の「流入及び流出を可能とするように開口可能」であることを直ちに看取することはできない。さらに，引用文献１の記載全体（図面を含む。）をみても，スリット４６２が流体の「流入及び流出を可能とするように開口可能」な構成であることをうかがわせる記載はない。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-90032.pdf

知財高判令和２年(ネ)10025【発光装置、等】＜森＞

Ameblo 元投稿日：2022-02-14

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12726785172.html

知財高判令和２年(ネ)10025【発光装置、等】＜森＞

*大合議判決の規範を踏襲し、特許製品(LED)ではなく、被告製品(テレビ)を基準に、特許法 102 条 3 項の損害額が計算された。

⇒1 億 3200 万円認容

*原審（平成 29 年(ワ)27238＜柴田＞）は、LED の売上げを基準として、約 1795 万円であった。

（判旨抜粋）

ア 実施料率を乗じる基礎（ロイヤルティベース）について

(ｱ) 前記(1)で特許法１０２条３項について指摘した点に加え，①本件ＬＥＤは直下型バックライトに搭載されて一審被告製品に使用されていたところ，直下型バックライトは，液晶テレビである一審被告製品の内部に搭載された基幹的な部品の一つというべきであり，一審被告製品から容易に分離することが可能なものとはいえないこと，②ＬＥＤの性能は，液晶テレビの画質に大きく影響するとともに，どのようなＬＥＤを用い，どのようにして製造するかは製造コストにも影響するものであること，③一審被告は，後記イのとおり，本件ＬＥＤの特性を活かした完成品として一審被告製品を販売していたもので，一審被告製品の販売によって収益を得ていたこと等に照らすと，一審被告製品の売上げを基礎として，特許法１０２条３項の実施料相当額を算定するのが相当である。…

液晶テレビである一審被告製品は，本件ＬＥＤ以外の多数の部品から成り立っており，上記(ｱ)の実施料率をそのまま適用することは相当ではないが，…本件発明１～３の技術は，液晶テレビのバックモニタ用の白色ＬＥＤとして，大きく活かされるものであったということができる上，一審被告製品は，映像美を一つのセールスポイントとするなどして，売れ行きは好調であった…のであるから，一審被告製品の売上げに対する本件発明１～３の技術の貢献は相当に大きいものであり，…白色ＬＥＤの価格等に係る事情を考慮しても，…一審被告製品の売上げを基礎とした場合の実施料率は，０．５％を下回るものではないと認めるのが相当である。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-89853.pdf

東京地判平成 24 年(ワ)14227【ｐ型窒化ガリウム系化合物半導体の製造方法】<高野>

Ameblo 元投稿日：2022-02-14

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12726788288.html

東京地判平成 24 年(ワ)14227【ｐ型窒化ガリウム系化合物半導体の製造方法】<高野>

★「不純物」の許容範囲は、発明の効果を妨げない範囲

*「実質的に含まない」⇒微量に含むが充足

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-84218.pdf

Cf.東京地判 H12(ワ) 22926 は非充足

Cf. 東京地判 H12(ワ) 12193 は「含まない」で微量を非充足

（判旨抜粋）

【請求項１】　…実質的に水素を含まない雰囲気中，…アニーリングを行い，…水素を出すことを特徴とする…半導体の製造方法。

　アニーリング雰囲気中にＮＨ 3，Ｈ 2 等の水素原子を含むガスを使用したりキャップ層に水素原子を含む材料を使用することは，ｐ型不純物に結合した水素原子を熱的に解離するというｐ型のための反応が進行せず，上記作用効果を奏しないことがあるので好ましくないとされるが，逆に，ｐ型不純物に結合した水素原子を熱的に解離するというｐ型化のための反応が進行して，上記作用効果を奏することもあると考えられることから，アニーリング雰囲気中にＮＨ 3，Ｈ 2 等の水素原子を含むガスを使用したり，キャップ層に水素原子を含む材料を使用することが排除まではされていないということができる。

　そうであれば，構成要件Ｂの「実質的に水素を含まない雰囲気」とは，このような作用効果を奏するような雰囲気，言い換えれば，アニーリングにより低抵抗なｐ型窒化ガリウム系化合物半導体を得ることの妨げにならない程度にしか水素を含まない雰囲気を意味するものと解するのが相当である。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-84218.pdf

大阪地裁平成 28 年(ワ)2688【ボールボンディング用被覆銅ワイヤ】

Ameblo 元投稿日：2022-02-15

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12726972710.html

大阪地裁平成 28 年(ワ)2688【ボールボンディング用被覆銅ワイヤ】

★不純物の許容範囲は課題解決できる範囲

⇒許容される Pd の含有割合は約 2%

「金（Ａｕ）により形成した表面の被覆層に内側の被覆層のパラジウム（Ｐｄ）が約２％より多く混入すると，各金属の融点の高低関係を利用した本件各発明の課題解決原理が妥当しないこととなる」

（判旨抜粋）

…中間の被覆層にパラジウムを用いる場合には，…パラジウムの含有割合が増加するに連れて約１０６４℃より高くなっていき，パラジウムの含有割合が約２％を超えると銅固有の融点である約１０８５℃より高くなること…に照らせば，金（Ａｕ）により形成した表面の被覆層に内側の被覆層のパラジウム（Ｐｄ）が約２％より多く混入すると，各金属の融点の高低関係を利用した本件各発明の課題解決原理が妥当しないこととなる。他方，パラジウムの混入が約２％以内であれば，金とパラジウムの合金の融点は銅（Ｃｕ）の融点よりも低く，かつ，前記のような金とパラジウムの合金の融点は金（Ａｕ）とパラジウム（Ｐｄ）の各固有の融点が反映したものであるから，各金属の融点の高低関係を利用した本件各発明の課題解決原理が妥当するといえる。したがって，中間の被覆層にパラジウム（Ｐｄ）を用いる場合において，「金（Ａｕ）の表皮層」たるためには，必ずしも金（Ａｕ）のみからなる層である必要はないが，被告が予備的に主張するとおり，パラジウム（Ｐｄ）の混入が約２％までの層である必要があると解するのが相当である。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-88033.pdf

大阪地判平成 18 年(ワ)6162【無鉛はんだ合金】＜山田＞

Ameblo 元投稿日：2022-02-16

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12727151261.html

大阪地判平成 18 年(ワ)6162【無鉛はんだ合金】＜山田＞

*合金のクレーム上記載がない成分組成を含むイ号製品につき非充足とされた事例

★「不純物」の許容範囲は、発明の効果を妨げない範囲

例外的にそれが許容されるとしても，…合金の流動性向上に影響を与えないことが…予見し得るものに限られる。

（判旨抜粋）

…本件明細書の記載からすると，本件発明は…「Ｃｕ０．３～０．７重量%，Ｎｉ０．０４～０．１重量%，残部Ｓｎからなる」組成の無鉛はんだ合金が…「金属間化合物の発生を抑制し，流動性が向上した」との性質を有することを見出した点にその技術的意義を有するものであると認められるが，一般に合金は，その成分組成が異なれば，その特性が大きく異なることが通常のことである。上記のように本件発明の成分組成が厳密に限定されているのは，このためであると考えられる。

　これらの点からすると，本件発明は構成要件Ａに記載される以外の成分組成を含むことを基本的に許容するものではなく，例外的にそれが許容されるとしても，せいぜい，そのようなものとして本件明細書において言及されている不可避不純物か，又はそれと同様に合金の流動性向上に影響を与えないことが特許出願時ないし優先日の技術常識に照らして容易に予見し得るものに限られると解するのが相当である。しかるところ，被告製品は前記のとおりＡｇを０．０８４%含有しており，これは，本件発明の特許出願時ないし優先日当時のＪＩＳ規格において，Ｓｎ－Ｃｕ系のはんだ合金において定められた許容不純物としての範囲（０．０５%）を上回るものであるから，不可避不純物ということはできない。そして，特許出願ないし優先日の後にＪＩＳ規格が変更されたとしても，それはその時の技術常識や事情等に基づいて変更されたものと推認されるから，平成１８年制定のＪＩＳ－Ｚ３２８２においてＳｎ－Ｃｕ系の鉛フリーはんだについてＡｇは０．１０%以下と定められたとことをもって，Ａｇを０．０８４%程度含有しても合金の流動性向上に影響を与えないことが特許出願時ないし優先日当時の技術常識に照らして容易に予見し得たと認めることはできないし，他にこれを認めるに足りる証拠はない。

裁判例結果詳細 | 裁判所 - Courts in Japanwww.courts.go.jp

判決原文：https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-35950.pdf

東京地判平成 25 年(ワ)3360【非磁性材粒子分散型強磁性材スパッタリングターゲット】＜長谷川＞

Ameblo 元投稿日：2022-02-17

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12727328595.html

東京地判平成 25 年(ワ)3360【非磁性材粒子分散型強磁性材スパッタリングターゲット】＜長谷川＞

★「不純物」の許容範囲は、発明の効果を妨げない範囲

＊「全粒子」⇒全ての粒子が、充足必須

「構成要件１－Ｂは…非磁性材の全粒子が粗大粒子（…）でないことを要件とする」

（判旨抜粋）

【請求項１】…研磨面で観察される組織の非磁性材の全粒子は，非磁性材料粒子内の任意の点を中心に形成した半径２μｍの全ての仮想円よりも小さいか，又は該仮想円と，強磁性材と非磁性材の界面との間で，少なくとも２点以上の接点又は交点を有する形状及び寸法の粒子とからなり…

構成要件１－Ｂは…非磁性材の全粒子が粗大粒子（半径２μｍの仮想円を内包する大きさの粒子）でないことを要件とするところ，鑑定嘱託の結果及び当事者の主張によれば，被告製品１には２回目の研磨後の研磨面に少なくとも４か所の粗大粒子が存在する…。

東京地判平成 29 年(ワ)44053【…B 細胞リンパ腫の併用療法】＜山田＞

Ameblo 元投稿日：2022-02-18

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12727504574.html

東京地判平成 29 年(ワ)44053【…B 細胞リンパ腫の併用療法】＜山田＞

*被告製剤の添付文書から、用法・用量が特許発明と異なる。

*明細書中の記載が、発明の用途に対応するとは認められなかった。

⇒課題云々ではなく、発明の用途の記載又は示唆がないとされた。

（判旨抜粋）

【請求項１】リツキシマブを含み，低グレード／濾胞性非ホジキンリンパ腫（ＮＨＬ）の治療においてヒト患者において化学療法と組み合わせて使用するための，医薬組成物であって，治療上有効量の前記医薬組成物が，前記患者へ前記化学療法の間に投与され，かつ，前記化学療法が，ＣＶＰである，上記医薬組成物。

…本件原出願日前に発行された多数の文献の記載に照らせば，原告らが指摘する文献の多くは，多様な化学療法が研究される中で，一般的な認識とは異なる記載がされたものとみるのが相当であって，ＣＶＰ療法は，シクロホスファミドを１日目から５日目まで投与するものであるのに対し，ＣＯＰ療法は，１日目にのみ投与するものであるとして，シクロホスファミドの投与時期によって区別されていたと認めるのが相当である。

…被告製剤の添付文書には，用法・用量欄に「他の抗悪性腫瘍剤と併用する場合」が記載され，用法・用量に関連する使用上の注意として，「他の抗悪性腫瘍剤と併用する場合は，先行バイオ医薬品の臨床試験において検討された投与間隔，投与時期等について，【臨床成績】の項の内容を熟知し，国内外の最新のガイドライン等を参考にすること。」と記載されている。また，臨床成績欄には，被告製剤の臨床成績として，未治療の進行期ろ胞性リンパ腫の患者に，被告製剤又は先行バイオ医薬品がＲ－ＣＶＰレジメンによって投与されたことが記載されているほか，先行バイオ医薬品の臨床成績として，国外臨床第III相試験（ＰＲＩＭＡ試験）において，ろ胞性非ホジキンリンパ腫（ＮＨＬ）の患者に，Ｒ－ＣＶＰレジメンによる寛解導入療法等が実施されたことが記載されている。…被告製剤の添付文書に記載されているＲ－ＣＶＰレジメンは，リツキシマブを１日目に投与するとともに，シクロホスファミド（ＣＰＡ）及びビンクリスチン（ＶＣＲ）を１日目，プレドニゾロン又はプレドニソン（ＰＳＬ）を１日目から５日目まで投与するレジメンであると認められる。

　そうすると，被告製剤は，添付文書に記載されたＲ－ＣＶＰレジメンがシクロホスファミドを１日目にのみ投与するものであり，１日目から５日目まで投与するものでない点で，構成要件２Ｂの「ＣＶＰ」を充足するとはいえない。

…抗ＣＤ２０抗体ないしキメラ抗ＣＤ２０抗体として示されるリツキシマブの投与時期について，【００１５】では，「他の治療法の前または後」と「同時にまたは同じ時間枠（すなわち，治療は同時に進んでいるが，薬剤は全く同時に投与されるわけではない）」が併記されるにとどまり，また，

【００１７】では，「化学療法の前…または後」と「その最中」が併記されるにとどまっており，化学療法に用いられる薬剤の投薬期間や休薬期間に係る説明はされていないから，これらの記載をもって，リツキシマブをＣＨＯＰ療法の各薬剤の投薬期間中に投与するという本件発明１の用途を認識することは困難であり，もとより，リツキシマブを含む医薬組成物と化学療法に用いられる各薬剤を化学療法の各サイクルの１日目に投与するという本件発明３の用途を認識することもできない。…リツキシマブを含む医薬組成物について，対象疾患，併用される化学療法及び投与時期を特定した用途発明であるところ，【００１５】では，対象疾患及び併用される化学療法が特定されておらず，【００１７】でも，対象疾患が特定されておらず，併用される化学療法であるＣＨＯＰ療法も多数の選択肢の一つとして挙げられるにとどまっているから，その意味でも，これらが本件発明１及び３の用途を記載又は示唆するものと認めるに足りない。

≪論稿≫「種苗法における『現物主義』について」嶋末和秀判事、西村康夫判事

Ameblo 元投稿日：2022-02-21

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12728046395.html

≪論稿≫「種苗法における『現物主義』について」嶋末和秀判事、西村康夫判事

クレーム主義でなく、現物主義であるべき理由

① 出願審査段階は現物主義

②UPOV 条約

③ たまたま登録品種の登録特性を全て満たした場合に侵害成立は過大

④ 登録特性を一部満たさなくても現物が同一なら侵害

⑤ 寄託の推進

他

https://ci.nii.ac.jp/ncid/BB19076064

≪論稿≫「特許発明の実施に用いられる物の譲渡と消尽の成否」愛知靖之教授

Ameblo 元投稿日：2022-02-21

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12728046580.html

≪論稿≫「特許発明の実施に用いられる物の譲渡と消尽の成否」愛知靖之教授

Cf. インクタンク大合議判決

４号製品のみで方法発明の全工程を実施できる＋専用品

⇒方法発明は消尽する

４号製品が方法発明の一部の工程のみに用いられる

⇒方法発明は、原則として消尽しない

【特許】消尽論（２）間接侵害品の譲渡と消尽 - YouTube

Chambers で、Band4 に選んで頂きました。

Ameblo 元投稿日：2022-02-21

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12728047051.html

Chambers で、Band4 に選んで頂きました。

推薦してくれた方の期待に応えるべく,一層精進致します。

『He is described by market sources as "a recommended lawyer who studies cases really well."』

熱意を持って取り組んでいることが評価されることは、本当に嬉しいです!!

Hideki Takaishi, Global | Chambers Profiles

知財高判平成 25 年(ネ)10026【粉粒体の混合及び微粉除去装置】＜飯村＞

Ameblo 元投稿日：2022-02-22

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12728216862.html

知財高判平成 25 年(ネ)10026【粉粒体の混合及び微粉除去装置】＜飯村＞

=大阪地裁平成 20 年(ワ)10819

＊「不可欠」の一般論

⇒一審ではイ号製品は４号の間接侵害不成立（他方、２号及び５号の間接侵害は成立）

⇒控訴審も５号成立（原判決の判断を引用して維持）

非専用品⇒用途による区分を設けない差止認容（ただし、輸出入の差止めは除く）

「用途にかかわらず,製造販売等の差止めの必要性があるものと認めるのが相当であり,これを認めることが被告に過剰な負担を課すものであるとは認めることができない」

(判旨抜粋・原判決（大阪地判平成 20 年(ワ)10819）。控訴審判決はこの判断を引用した)

「発明による課題の解決に不可欠なもの」とは，特許請求の範囲に記載された発明の構成要素（発明特定事項）とは異なる概念であり，当該発明の構成要素以外の物であっても，物の生産や方法の使用に用いられる道具，原料なども含まれ得る。

　他方において，特許請求の範囲に記載された発明の構成要素であっても，その発明が解決しようとする課題とは無関係に従来から必要とされていたものは，「発明による課題の解決に不可欠なもの」には当たらない。すなわち，それを用いることにより初めて「発明の解決しようとする課題」が解決されるような部品，道具，原料等が「発明による課題の解決に不可欠なもの」に該当するものというべきである。換言すれば，従来技術の問題点を解決するための方法として，当該発明が新たに開示する，従来技術に見られない特徴的技術手段について，当該手段を特徴付けている特有の構成ないし成分を直接もたらす，特徴的な部材，原料，道具等が，これに該当するものと解される。

　したがって，特許請求の範囲に記載された部材，成分等であっても，課題解決のために当該発明が新たに開示する特徴的技術手段を直接形成するものに当たらないものは，「発明による課題の解決に不可欠なもの」には当たらない。…

　…イ号製品の構成ｅは，「横向き管(４Ｂ)より上側に，縦向き管(４Ａ)内の樹脂材料のレベルを，該吸引空気源を停止している場合に計測するレベル計(７０)が設けられている。」というものである。これは，本件特許発明２に係る上記「従来技術に見られない特徴的技術手段」と同一であるから，イ号製品は課題解決のために本件特許発明２が新たに開示する特徴的技術手段を直接形成するものに当たる…。

※表題のリンク先は原判決（大阪地判平成 20 年(ワ)10819・平成 25 年 2 月 21 日判決）である。控訴審判決（知財高判平成 25 年(ネ)10026・平成 26 年 3 月 27 日判決）：https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-84160.pdf

米国 2009 CAFC en banc Cardiac v. St. Jude Medical

Ameblo 元投稿日：2022-02-22

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12728315716.html

米国 2009.08 CAFC en banc

Cardiac Pacemakers v. St. Jude Medical

方法クレームに、米国特許法 271(f)が適用されない。

（理由）議会は、Deepsouth 最高裁判決（406 U.S. 518 (1972)）を覆す意図で、271(f)を制定した。

Deepsouth 事件は装置の「物理的構成部品」の輸出が問題となった。

⇒立法趣旨

英語判決原文：Cardiac Pacemakers, Inc. v. St. Jude Medical, Inc.

米国 2007.04 連邦最高裁　Microsoft v. AT&T

Ameblo 元投稿日：2022-02-24

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12728583561.html

米国 2007.04 連邦最高裁 Microsoft v. AT&T

コンピュータにインストールされたウインドウズのコピーは、米国特許法 271 条(f)の「部品（components）」に相当する。

　ソフトウェアをコンピュータで利用・結合可能にするには、そのコード（情報）をコンピュータが読み取れる媒体に記録してコピーを作成する別のステップ（extra step）が必要となる。　⇒271 条(f)規定の製品組み立て可能（combinable）な「部品」に当たるのは、このようなコピーであり、抽象的なコード自体ではない。本件で米国から「供給（supply）」されたマスターディスクは、外国製コンピュータに実際に組み込まれたコピーそのものではない。

　コード（情報）のコピーが米国外で行われている以上、「部品（components）」であるところの（コンピュータにインストールされた）コピーは、米国から「供給（supply）」されたものではない。

Microsoft v. AT&T 事件、連邦最高裁、原審棄却の判決 (jetro.go.jp)

米国 2004.07 CAFC　Pellegrini v. Analog Devices

Ameblo 元投稿日：2022-02-25

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12728741625.html

米国 2004.07 CAFC　Pellegrini v. Analog Devices

米国内で米国特許権に係る発明の構成部品について設計・販売指示を行っても、構成部品の製造・販売・販売の申し出が米国外である限り、271(f)(1)非侵害。

（当該構成部品が物理的に米国内に存在しない限り、米国外に供給（supply）されたことにならない）

Gerald N. Pellegrini, Plaintiff-appellant, v. Analog Devices, Inc., Defendant-appellee, 375 F.3d 1113 (Fed. Cir. 2004) :: Justia

米国 2000.06 CAFC Rotec v. Mitsubishi

Ameblo 元投稿日：2022-02-28

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12729290697.html

米国 2000.06 CAFC Rotec v. Mitsubishi

米国外における offer to sell は、"supply ... in or from the US" に該当しないから、米国特許法 271(f)(2)条の侵害とならない.

（米国特許法 271(f)(2)条は、実際に部品を supply することを要する。271(a)の offer to sell を 271(f)に類推適用することはできない）

ROTEC INDUSTRIES INC v. Mitsubishi International Corporation, Defendant-Appellee. | FindLaw

米国 2001.04 CAFC Waymark v. Porta Systems

Ameblo 元投稿日：2022-02-28

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12729291033.html

米国 2001.04 CAFC Waymark v. Porta Systems

271(f)(2)は、半製品が米国外に supply されていれば、米国外で実際に特許製品を完成させたことを立証する必要は無く、組み合わせの意図を立証すれば足りる。

⇒システムの完成を計画したが、実際には組み立てられなかった事案で、実際の組立てを要するとした 271(f)(2)に関する非侵害の略式判決を取り消し、差し戻した。

Waymark Corp. v. Porta Systems Corp., 245 F.3d 1364 | Justia

米国 2018.06 連邦最高裁　　WesternGeco v. ION Geophysical

Ameblo 元投稿日：2022-02-28

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12729291340.html

米国 2018.06 連邦最高裁　　WesternGeco v. ION Geophysical

本判決は、米国特許法 271 条(f)(2)の侵害に基づく米国外の逸失利益について、同法 284 条による損害賠償を認めた。

（地裁において WesternGeco 社に認められた米国外での逸失利益に基づく損害賠償は、米国特許法 284 条の域内適用による。）

WesternGeco LLC v. ION Geophysical Corp., 585 U.S. 407 (2018) | Cornell LII

2022.02.27　160 回簿記二級統一試験（ペーパー）を受検しました。

Ameblo 元投稿日：2022-02-28

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12729291807.html

160 回簿記二級統一試験（ペーパー）を受検しました。(2022.02.27)

敢えて結果が出ていない現時点で発信しますが、各予想問題と較べて、かなり簡単でした。

予想問題では 70 点ギリギリで、90 分使い切りましたが、本試験は 20 分余りました。

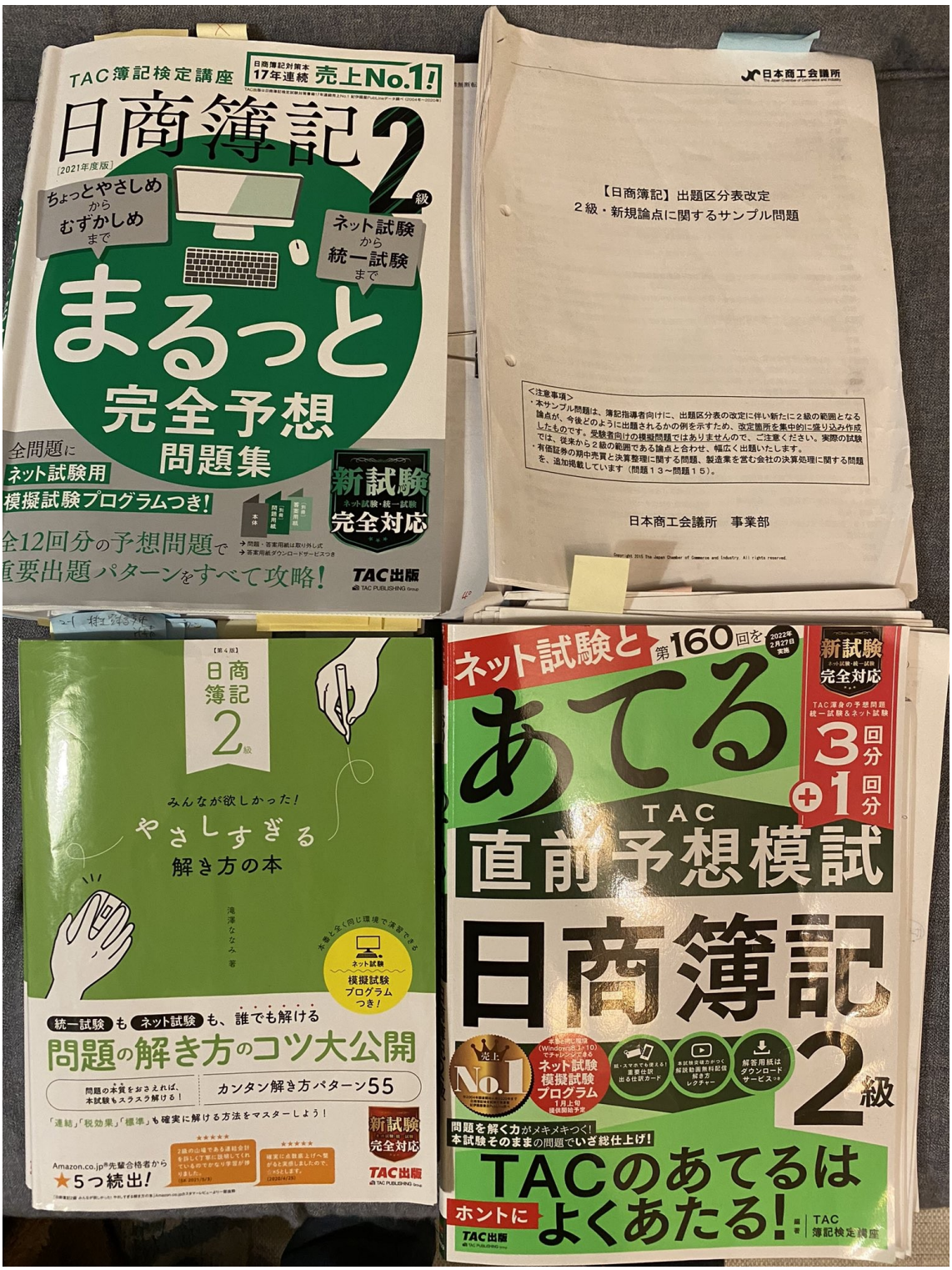
予想問題が本試験レベルか、情報が少ないので、私が発信します。（これで不合格だったら大笑いですが…、恥のリスクを忍んで発信します。）

予想問題が難し過ぎて、心が折れている受検生もおられるかもしれません。しかし、本試験はそこまで難しくないので、諦めずに頑張ってください！！

（おそらく、１２０分が９０分に短縮されたにもかかわらず、予想問題のレベルが下がっていないのでは。そして、時間短縮後の過去問が公開されていないことで、情報に偏りがありそうです。しかし、直近の統一試験の合格率が下がっていないので、問題が簡単にならないと辻褄が合わないのですが、そのとおりでした。）

次は簿記１級・・・、はやりません。

【簿記系 YouTuber?】ふくしままさゆき - YouTube


TAC簿記検定講座
日商簿記対策本17年連続 売上No.1!
日商簿記2級
[2021年度版]
ちょっとやさしめから むずかしめまで
ネット試験から 統一試験まで
まるっと
完全予想問題集
全問題に ネット試験用 模擬試験プログラムつき!
新試験 ネット試験・統一試験 完全対応
全12回分の予想問題で 重要出題パターンをすべて攻略!
TAC出版
日本商工会議所
【日商簿記】出題区分表改定
2級・新規論点に関するサンプル問題
<注意事項>
・本サンプル問題は、簿記指導者向けに、出題区分表の改定に伴い新たに2級の範囲となる論点が、今後どのように出題されるかの例を示すため、改定箇所を集中的に盛り込み作成したものです。受験者向けの模擬問題ではありませんので、ご注意ください。実際の試験では、従来から2級の範囲である論点と合わせ、幅広く出題いたします。
・有価証券の期中売買と決算整理に関する問題、製造業を営む会社の決算処理に関する問題を、追加掲載しています（問題13～問題15）。
日本商工会議所 事業部
Copyright 2015 The Japan Chamber of Commerce and Industry. All rights reserved.
【第4版】
日商簿記2級
みんなが欲しかった!
やさしすぎる解き方の本
滝澤ななみ 著
本番と全く同じ環境で演習できる ネット試験 模擬試験プログラムつき!
統一試験も ネット試験も、誰でも解ける
問題の解き方のコツ大公開
問題の本質を知ることができれば、本試験もスラスラ解ける!
カンタン解き方パターン55
「連結」「税効果」「標準」も確実に解ける方法をマスターしよう!
新試験 完全対応
Amazon.co.jp®先駆合格者から ★5つ続出!
TAC出版
ネット試験と 第160回を 2022年2月27日実施
新試験 ネット試験・統一試験 完全対応
あてる
TAC
直前予想模試
TAC簿記の予想問題 統一試験&ネット試験
3回分+1回分
日商簿記
2級
売上No.1
ネット試験 模擬試験プログラム
1月上旬提供開始予定
問題を解く力がメキメキつく!
本試験そのままの問題でいざ総仕上げ!
TACのあてるはホントによくあたる!
TAC 簿記検定講座
TAC出版

米国 2008.06 連邦最高裁 Quanta v. LG Electronics

Ameblo 元投稿日：2022-03-01

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12729470802.html

米国 2008.06 連邦最高裁 Quanta v. LG Electronics

❶従前の米国裁判例実務は米国内譲渡が「消尽」の大前提であるとされてきたが、Quanta 判決は、譲渡場所が米国内であるか否かに焦点を当てず、譲渡が特許権者に許諾されていたか否かに焦点を当てた（⇒LEXMARK 米国連邦最高裁が決着した）。

❷方法発明に係る特許権も「消尽」する。

❸物の発明と方法の発明とで、特許権の「消尽」の要件を区別していない。

❹間接侵害品の譲渡では、特許を「実質的に具現化する（substantially embodied）」場合は、実施権者の部品の販売により、特許権は消尽する。「実質的に具現化する（substantially embodied）」とは、「①部品の唯一の合理的及び意図された使用が、特許発明を実施するものであること」、かつ「②部品が、特許発明の本質的特徴を実施していること」を意味する。

❺許諾された販売に起因して生じる特許権の「消尽」は、少なくとも当該事案においては回避できなかった。（条件付きライセンス契約による「消尽」回避を一般的に否定したものではない。）

324a18_166eedf312b84aa9b36e2d0765082189.pdf (takaishihideki.com)

米国 2017.05 連邦最高裁 IMPRESSION PRODUCTS v. LEXMARK

Ameblo 元投稿日：2022-03-02

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12729660332.html

米国 2017.05 連邦最高裁 IMPRESSION PRODUCTS v. LEXMARK

米国外で販売した分も、米国特許権は消尽する!!（日本と異なる。）

特許権者が Single-use の条件付きで譲渡したカートリッジを使用後に入手したリサイクル業者がインクを再充填する等して販売した行為に対する特許権の行使は、消尽論により妨げられる（2008 年の Quanta 米国連邦最高裁判決を引用した）。米国外で販売した分についても、米国特許権は消尽する。（CAFC が引用する Boesch v. Graff は、米国外での販売が特許権者と無関係であった場合に特許権が消尽しないと示した。）契約の債権的拘束力は認められる。（※関連判決～著作権侵害も、Kirtsaeng 米国連邦最高裁判決が、海外譲渡で米国著作権法 109 条(a)の First Sale Doctrine が適用されると判断した。）

間接侵害品の譲渡と特許権の「消尽」 (jpaa.or.jp)

米国 1961 連邦最高裁 ARO　＜消尽論＞

Ameblo 元投稿日：2022-03-03

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12729835938.html

米国 1961 連邦最高裁 ARO　＜消尽論＞

⇒同事案は「修理」と判断した。（※日本と較べて、Anti Patent）

部品が不可欠であるか否かは重要でない。

特許装置を購入する行為は，使用のためのライセンス，すなわち，磨耗または破損によって影響を受ける可能性がある限りにおいて，クレームされた組合せが使用に適合する状態を維持する権利を含む。

・「修理」「再生産」の判断において、部品交換に必要な耐久性および経費，部品が不可欠な部品であるか否かは重要でない。

・特許装置を購入する行為は，使用のためのライセンス，すなわち，磨耗または破損によって影響を受ける可能性がある限りにおいて，クレームされた組合せが使用に適合する状態を維持する権利を含む。

・「再生産（reconstruction）」は、「such a true reconstruction of the entity as to "in fact make a new article," after the entity, viewed as a whole, has become spent」の場合に限られる。

<95B68F915F328341836283762D332E786477> (hokudai.ac.jp)

2002.05 CAFC Husky v. R&D Tool & Engineering

Ameblo 元投稿日：2022-03-04

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12730022079.html

2002.05 CAFC Husky v. R&D Tool & Engineering

（１）全特許事項が消耗され､再び使用可能にするために再生産が必要である場合は､

⇒「再生産」に該当し、特許侵害となる。（Cotton-Tie Co. v. Simmons, 106 U.S.（16 Otto）89（1882））

（２）消耗した部品が交換される場合は､

⇒消耗した部品の交換は、Aro 米国連邦最高裁が示した規範に従い、（当該部品が別途特許されていない限り）「修理（repair）」であり、「再生産（reconstruction）」には当たらない。

（３）消耗していない部品を交換して装置の機能を変える場合は､

⇒「修理」と同様（akin to repair）であり、非侵害である。

英語判決原文：Husky Injection Molding Systems Ltd. v. R & D Tool & Engineering Co., 291 F.3d 780

2011.05 米国連邦最高裁 Global-Tech v. SEB

Ameblo 元投稿日：2022-03-05

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12730261006.html

2011.05 米国連邦最高裁 Global-Tech v. SEB

誘引侵害（米国特許法第 271 条(b)）が成立するためには、①直接侵害が存在することに加え、②当該直接侵害が生じることを知っていたか、または、侵害の事実に故意に目をつぶっていた（Willful blindness）ことが必要である!!

⇒被疑侵害者が香港から米国へ模造品を輸出する際に、模造した事実を、鑑定を行う米国弁護士に伝えていなかった。

Global-Tech Appliances, Inc. v. SEB S.A. - Wikipedia

2015.05 米国連邦最高裁　Commil v. Cisco

Ameblo 元投稿日：2022-03-05

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12730261330.html

2015.05 米国連邦最高裁　Commil v. Cisco

特許が無効であるとの誠実な信念を有していたとしても、誘引侵害（米国特許法第 271 条(b)）が成立する。

⇒Global-Tech と併せると、非侵害を善意で信じていたことは誘引侵害に必要な認識を否定し得るが、非侵害鑑定があるだけで当然に免責されるわけではない。他方、特許が無効であるとの信念は、その認識を否定する抗弁とはならない。

13-896 Commil USA, LLC v. Cisco Systems, Inc. (05/26/2015) (govinfo.gov)

2005 CAFC NTP v.Research in Motion(BlackBerry 事件)

Ameblo 元投稿日：2022-03-07

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12730571370.html

2005.08 CAFC　NTP v. Research in Motion（BlackBerry 事件）

　物（システム）の発明の使用は、「システムの管理が行われ，システムの有益な使用が得られる場所」である。

　方法の発明は、各段階が米国内で実施されなければならず，また「各段階が米国内で実施されていない限り，製法は§271(a)で要求されるように米国『内』で使用できない」。

⇒方法クレームは非侵害，システムクレームは侵害。

「米国内にいる RIM の顧客が情報の送信を管理しており，結果として生ずる情報交換から恩恵を受けた。」

⇒Centillion v. Qwest (2011.01)、Georgetown Rail Equipment v. Holland (2017.08)も、物（システム）の発明につき同旨。

米国 CAFC 判決　NTP, Inc. v. Research In Motion, Ltd 事件 | 最新 IP 情報 | 伊東国際特許事務所 (itohpat.co.jp)

2014.06 米国連邦最高裁　2015.08 CAFC　LIMELIGHT v. AKAMAI

Ameblo 元投稿日：2022-03-08

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12730744428.html

2014.06 米国連邦最高裁　LIMELIGHT v. AKAMAI

方法の発明について、直接侵害が存在しない限り米国特許法 271 条(b)の誘引侵害は成立しないとし、同条(f)(1)の規定との対比も根拠として、誘引侵害が成立するとした CAFC en banc の判決を取り消した。

（方法発明の一部を顧客が行っていた事例。⇒CAFC en banc 2015.08 に続く）

2015.08 CAFC en banc　AKAMAI v. LIMELIGHT

★2014.06 最判後。誘引侵害（271(b)）でなく、直接侵害（271(a)）の有無を問題とした

方法発明が複数主体により分割実施された場合、全てのステップが単一主体により実行されたか、単一主体に帰属すると評価される場合は直接侵害成立

ex)他者を指揮又は管理、他者と共同事業体を形成

20150825.pdf (jetro.go.jp)

出願経過における減縮補正と、均等論（世界の裁判例の潮流と日本の裁判例紹介）

Ameblo 元投稿日：2022-03-09

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12730925337.html

＜出願経過における減縮補正と、均等論（世界の裁判例の潮流と日本の裁判例紹介）＞

日本の判例上、均等侵害が成立するための要件は以下の 5 つとされている。（最判平成 10 年 2 月 24 日「ボールスプライン事件」、最判平成 29 年 3 月 24 日「マキサカルシトール事件」）

１．特許発明の構成中、対象製品等との相違部分が特許発明の本質的部分ではないこと。（非本質的部分）

２．相違部分を対象製品等におけるものと置き換えても、特許発明の目的を達成することができ、同一の作用効果を奏すること。（置換可能性、作用効果の同一性）

３．相違部分を対象製品等におけるものと置き換えることが、対象製品等の製造等の時点において容易に想到できたこと。（置換容易性）

４．対象製品等が、特許発明の出願時における公知技術と同一、または公知技術から容易に推考できたものではないこと。

５．対象製品等が特許発明の出願手続において特許請求の範囲から意識的に除外されたものに当たるなどの特段の事情がないこと。

従前の日本の裁判例では、出願経過において新規性・進歩性欠如の拒絶理由通知を受けて、手続補正で追加した構成要件については、いわゆる「包袋禁反言」の法理により、第５要件で均等不成立とされていた。

これに対し、進歩性欠如の拒絶理由通知に応答して手続補正で追加した構成要件について、第５要件をクリアして、均等侵害が認められた裁判例が二つ出たため、諸外国（米国、ドイツ、英国）の状況と対比しつつ、以下に紹介する。

東京地判平成 29 年（ワ）第 18184 号「骨切術用開大器」は、「同意見書には，係合部の構成，すなわち，係合部を揺動部材の一部として構成するか，揺動部材とは別の部材により構成をするかを意識又は示唆する記載は存在しない。そうすると，…同記載をもって，同意見書の提出と同時にされた本件補正により構成要件Ｅが追加された際に，原告が，係合部を揺動部材とは別の部材とする構成を特許請求の範囲から意識的に除外したと認めることはできない。」と判示して、均等侵害を認めた（均等論第５要件クリア）。

東京地判平成 28 年（ワ）25436「Ｌ－グルタミン酸の製造方法」は、「出願時において，出願人である原告が，本件発明２の課題を解決し得るような，コリネバクテリウム・カルナエ由来の変異型ｙｇｇＢ遺伝子を用いた具体的な構成を特定し，サポート要件その他の記載要件を満たす形で特許請求の

範囲に記載することが容易に可能であったとは認められない…。…特段の事情が存するとは認められない。」と判示して、均等侵害を認めた（均等論第５要件クリア）。

ここで重要なことは、**予測可能性の基準時が「出願時」とされたことである。**判決文中では、理由が述べられていないが、補正時に「サポート要件その他の記載要件を満たす形で特許請求の範囲に記載することが容易に可能であった」としても、補正は当初明細書の範囲内でしか行うことができないため、この基準時を「補正時」とすることは出願人に酷であるためと考えられる。

予測可能性の基準時が「出願時」とされたことは、**2002 年 5 月の Festo 米国連邦最高裁判決と合致する。すなわち、Festo 米国連邦最高裁判決は、Flexible Bar を採りながら、『出願経過禁反言が適用された場合の反駁３要件，❶対象物が「出願時」に予測不能であった、❷減縮補正の根本的理由が対象物に対して殆ど関係ない、❸対象物を記載できなかった合理的理由がある。』というメルクマールを判示した。（しかし、その後の CAFC 判決は、予測不能かどうかの基準時を「補正時」としたものが多く、その後の CAFC 判決が基準時を「補正時」とする流れを作ったといわれている。（「審査経過禁反言・出願時同効材と均等論」（愛知靖之、日本工業所有権法学会年報(2015)）））**

　このような、（**Flexible Bar** を前提として）進歩性欠如の拒絶理由通知に応答して手続補正で追加した構成要件について均等侵害を認める傾向は、上記２件の日本の裁判例が出る直前に、各国裁判所に係属していた「Eli Lilly」事件で、英国最高裁、ドイツ最高裁がこれを認めていたことから、日本も続くのではないかと言われており、実際にそうなったという経緯がある。

米国、英国、ドイツの「Eli Lilly」事件　⇒何れも、減縮補正したクレームで均等論〇

●英国最高裁[2017]UKSC48（v. Actavis ）～英国で初めて均等論を認めた最高裁判決

⇒欧州出願手続においてクレームが減縮補正されたが、この補正は、許容できない中間概念化に基づく新規事項追加の拒絶理由を回避する目的であり、補正要件を満たすものに過ぎないとした。

●ドイツ最高裁[2016]X ZR 29/15 （v. Actavis ）

⇒補正の理由が、先行技術に対して主題を限定した場合は均等論が排除されるが、形式要件（新規事項追加や明確性）が契機となった補正は、特許権者が選択決定したとは見做されず、均等論は排除されない。

●米国 CAFC[2019.8.9]（Eli Lilly and Company v. Hospira, Inc.）

⇒特許出願人が実質的に特許性に関連する理由により審査過程においてクレームの範囲を減縮した場合、審査経過禁反言が生じる。このような減縮補正をした場合、当初のクレームと補正後のクレームとの間の範囲にあるすべての均等物が放棄される、との推定が働く。この推定は、例えば、当該補正の理由が問題の均等物と殆ど関係がない（”tangential”である）ことを特許権者が立証すれば、覆すことができる。

最後に、最判平成 29 年 3 月 24 日「マキサカルシトール事件」は、均等論第５要件について判示した重要判例であるから紹介しておくが、上掲した「包袋禁反言」に関する判示ではなく、**Dedication の法理（=典型的には、明細書で開示したがクレームしなかった構成は、Dedicate したと見做され、均等論が成立しないという法理。）**に関する判示である。

同最高裁判決は、「出願人が,特許出願時に,特許請求の範囲に記載された構成中の対象製品等と異なる部分につき、対象製品等に係る構成を**容易に想到することができた**にもかかわらず,それを特許請求

の範囲に記載しなかった場合において、**客観的、外形的にみて、対象製品等に係る構成が特許請求の範囲に記載された構成を代替すると認識しながらあえて特許請求の範囲に記載しなかった旨を表示していた**といえるときは,対象製品等が特許発明の特許出願手続において特許請求の範囲から意識的に除外されたものに当たるなど特段の事情が存する…。」と判示した。

もっとも、「マキサカルシトール事件」の事案を含めて、日本では、**Dedication の法理**により均等論第５要件を否定した裁判例が殆ど無く（存在しない可能性もある）、最高裁判決が示した一般論ではあるものの、被疑侵害者側として依拠すると危険な泥船である。

以　上

【特許★】＜出願経過における減縮補正と、均等論（世界の裁判例の潮流と日本の裁判例紹介）＞ - NAKAMURA & PARTNERS (nakapat.gr.jp)

「米国特許に係るプロセスにより製造された製品を米国へ輸入…による当該米国特許権の侵害」(矢作隆行)

Ameblo 元投稿日：2022-03-10

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12731096042.html

（論文紹介）

「米国特許に係るプロセスにより製造された製品を米国へ輸入・米国内で販売等することによる当該米国特許権の侵害」（日本弁理士、米国 NY 州弁護士、矢作隆行）

米国 2019.12 CAFC Syngenta v. Willowood

米国特許法第 271 条(g)「米国特許にかかるプロセスにより製造された製品の米国内への輸入等を米国特許権侵害とする規定」については、「single entity requirement（クレームに記載されたすべてのステップが単一の者により実施されるか、または単一の者の責めに帰する形で実施される必要があること）」が適用されない。

米国外で複数の者が分担してプロセスを使用した製品についても、これを米国内に輸入すれば、米国特許法第 271 条(g)により米国特許権侵害となる。

（※米国特許法第 271 条(a)とは異なる。）

米国特許法第 271 条(a)

本法に別段の定めがある場合を除き，特許の存続期間中に，権限を有することなく，特許発明を合衆国において生産し，使用し，販売の申出をし若しくは販売する者又は特許発明

を合衆国に輸入する者は，特許を侵害することになる。

米国特許法第 271 条(g)

何人かが権限を有することなく，合衆国において特許された方法によって製造された製品を合衆国に輸入し又は合衆国において販売の申出をし，販売し若しくは使用した場合において，その製品に係る輸入，販売の申出，販売又は使用が当該方法特許の存続期間中に生じていたときは，当該人は，侵害者としての責めを負わなければならない。方法特許の侵害訴訟においては，製品についての非商業的使用又は小売販売を理由とする侵害救済は認められない。ただし，本法の下で，当該製品の輸入その他の実施，販売の申出又は販売を理由とする適切な救済がない場合は，この限りでない。本法の適用上，特許方法によって製造される製品は，次のことが生じた後は，特許方法によって製造されたものとはみなされない。

(1) 当該製品がその後の工程によって著しく変更されたこと，又は

(2) 当該製品が他の製品の些細であり，重要でない構成部品になっていること

米国特許に係るプロセスにより製造された製品を米国へ輸入・米国内で販売等することによる当該米国特許権の侵害 (jpaa.or.jp)

知財高判令和２年（行ケ）10124【…インキ組成物の製造方法】<東海林>　※「容易の容易」の問題ではない

Ameblo 元投稿日：2022-03-11

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12731264347.html

知財高判令和２年（行ケ）10124【裏刷り用溶剤型グラビア印刷インキ組成物の製造方法】<東海林>

＊「容易の容易」の問題ではない

「当業者は，…甲１発明１…の原料としてバイオマス由来の成分を用いることを動機付けられる…，甲１発明１に原告が主張するような構成を付加して容易想到性を判断しているものではなく…」

（判旨抜粋）

原告は，相違点２について，…本件決定が甲１発明１に「ポリウレタンウレア樹脂組成物の原料としてバイオマス由来成分を使用する」という構成を付加した上で容易想到性を判断した…論理は「容易の容易」の場合に相当する旨主張する。

しかしながら，…本件優先日当時，印刷インキの技術分野においては，製品のバイオマス度を１０質量％以上に高めることが一般的な課題とされていたものであり，当業者は，このような状況の下で，甲１発明１のポリウレタンウレア樹脂組成物の原料としてバイオマス由来の成分を用いることを動機付けられるものであり，その上で，当該成分としてバイオマス由来のセバシン酸を用いることを動機付けられるものといえるところ，このような検討の内容に照らすと，甲１発明１に原告が主張するような構成を付加して容易想到性を判断しているものではなく，また，その論理がいわゆる「容易の容易」の関係に立つものでもないというべきである。

「容易の容易」の射程範囲（第三の公知文献の位置付け）(jpaa.or.jp)

090731_hanrei.pdf (courts.go.jp)

－東京地判平成 28 年（ワ）25436「Ｌ－グルタミン酸の製造方法」事件＜山田裁判長＞－

Ameblo 元投稿日：2022-03-12

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12731540844.html

東京地判平成28 年（ワ）25436「Ｌ－グルタミン酸の製造方法」事件＜山田裁判長＞

①進歩性欠如の拒絶理由通知に対応する補正で除かれた方法について、均等侵害が成立した事例（Flexible bar が柔軟に運用される世界的な傾向に沿っている。）、

②「譲渡の申出」が、譲渡人と申出者とが異なり、「譲渡」が外国である事案で成立した。

◆判決本文

【本判決の要旨、若干の考察】

１．特許請求の範囲（本件訂正発明２－２）

「Ｌ－グルタミン酸生産能を有するコリネ型細菌であって，変異型ｙｇｇＢ遺伝子が導入されたことにより非改変株と比較してＬ－グルタミン酸生産能が向上したコリネ型細菌であって、前記変異型ｙｇｇＢ遺伝子の変異は，配列番号６，６２，６８，８４もしくは８５のアミノ酸配列において，１００位のアラニンをスレオニンに，及び/または１１１位のアラニンをスレオニンもしくはバリンに置換する変異である，コリネ型細菌。」

２．判旨抜粋①（「均等論」の部分）

（１）本件訂正発明２－２と被告製法４との相違点３個

「相違点１　導入されている変異型ｙｇｇＢ遺伝子が，１９型変異使用構成の菌株ではコリネバクテリウム・グルタミカム由来のもの（変異前のアミノ酸配列は配列番号６）であるのに対して，被告製法４で使用される菌株（⑫，⑬の菌株）では，コリネバクテリウム・カルナエ（ＤＳＭ２０１４７株）由来のものである点。

相違点２　ｙｇｇＢ遺伝子に導入された変異が，１９型変異使用構成の菌株ではｙｇｇＢ遺伝子がコードするアミノ酸配列の１００番目のアラニンをスレオニンに置換するもの（Ａ１００Ｔ変異）であるのに対して，被告製法４で使用される菌株では，ｙｇｇＢ遺伝子がコードするアミノ酸配列の９８番目のアラニンをスレオニンに置換するもの（Ａ９８Ｔ変異）である点。

相違点３　１９型変異使用構成では，ｙｇｇＢ遺伝子にはＡ１００Ｔ変異のみが導入されているのに対して，被告製法４で使用される菌株では，Ａ１００Ｔ変異に加えてｙｇｇＢ遺伝子がコードす

るアミノ酸配列の２４１番目のバリンをイソロイシンに置換する変異（Ｖ２４１Ｉ変異）も導入されている点。」

（２）第1 要件（*３つの相違点は、何れも本質的部分ではない。）

「本件明細書２記載の従来技術と比較して，本件発明２における従来技術に見られない特有の技術的思想（課題解決原理）とは，従来，グルタミン酸生産に及ぼす影響について知られていなかったコリネ型細菌のｙｇｇＢ遺伝子に着目し，Ｃ末端側変異や膜貫通領域の変異といった変異型ｙｇｇＢ遺伝子を用いてメカノセンシティブチャネルの一種であるＹｇｇＢタンパク質を改変することによって，グルタミン酸の生産能力を上げるための，新規な技術を提供することにあったというべきである…。

したがって，１９型変異使用構成と被告製法４との相違点１ないし３は，いずれも，特許発明の本質的部分ではないから，⑫及び⑬の菌株を使用する被告製法４は均等の第１要件を充足すると認められる。」

（３）第３要件（*進歩性判断と同じ枠組みで置換容易性を認めた。均等論第３要件のダブルスタンダードが主張されたが、具体的判断は示されなかった。）

「…１９型変異使用構成について，相違点１及び２に係る構成に置換すること，すなわち変異型ｙｇｇＢ遺伝子が由来する菌株をコリネバクテリウム・グルタミカムからコリネバクテリウム・カルナエに置き換え，それに伴って，ｙｇｇＢ遺伝子のアミノ酸配列のうちアラニンをスレオニンに変更する位置を１００番目から９８番目に変更することは，当業者が，被告製法４による製造が開始された平成２８年７月の時点で，容易に想到することができたと認めるのが相当である。

被告は，第３要件にいう容易想到とは，当業者であれば，誰もが特許請求の範囲に明記されているのと同じように認識できる程度の容易さと解すべきであり，そのような容易さはなかった旨主張するが，上記の事情からすれば，当業者である，本件発明２の属する細菌を用いたグルタミン酸発酵工業における平均的技術者を基準として，相違点１及び２についての容易想到性は認められるというべきであり，この点の被告の主張は採用できない。…」

（４）第５要件（*進歩性欠如の拒絶理由通知に対応する補正で除かれた方法について、均等侵害が成立した事例（世界的なFlexible bar が柔軟に運用される傾向に沿っている。））

「…拒絶理由通知を受けて，２度の補正をした結果，…本件発明２には，被告製法４のように，コリネバクテリウム・カルナエ由来の変異型ｙｇｇＢ遺伝子を使用する構成が，文言上，本件発明２の技術的範囲に含まれなくなったことが認められる。また，…出願時の本件明細書２において，コリネバクテリウム・カルナエについての言及は，段落【００１２】及び【００１３】にのみ存在しており，この部分は上記の補正の際にも補正の対象とされなかったことが認められる。…

(ｱ)第５要件において，対象製品等が特許発明の特許出願手続において特許請求の範囲から意識的に除外されたものに当たるなどの特段の事情が存するときは，均等の主張は許されないものとしている理由は，特許権者の側においていったん特許発明の技術的範囲に属しないことを承認するか，または外形的にそのように解されるような行動をとったものについて，特許権者が後にこれと反する主張をすることは，禁反言の法理に照らし許されないというところにある（平成１０年最高裁判決，平成２９年最高裁判決参照）。

(ｲ)…出願時の請求項１は，被告製法４のような，コリネバクテリウム・カルナエ由来の変異型ｙｇｇＢ遺伝子を使用する構成を含み得るものであったところ，補正によって，そのような構成は文言上本件発明２に含まれなくなったものである。

(ｳ)しかしながら，…コリネバクテリウム・カルナエＤＳＭ２０１４７株の全ゲノム及びｙｇｇＢ遺伝子のアミノ酸配列の解析がされて利用可能となったのは平成２５年３月頃以降であり，本件優先日…あるいは…出願日…において，コリネバクテリウム・カルナエのｙｇｇＢ遺伝子のアミノ酸配列を特定することはできなかったものである。そうすると，…**出願時において，出願人である原告が，本件発明２の課題を解決し得るような，コリネバクテリウム・カルナエ由来の変異型ｙｇｇＢ遺伝子を用いた具体的な構成を特定し，サポート要件その他の記載要件を満たす形で特許請求の範囲に記載することが容易に可能であったとは認められない。**

(ｴ)また，…出願時の請求項１は，概括的に「Ｌ－グルタミン酸生産能を有するコリネ型細菌」という以上に菌種を特定しない記載をしたものであり，特に，コリネバクテリウム・カルナエ由来の変異型ｙｇｇＢ遺伝子を使用する構成を記載したものではなく，本件明細書２におけるコリネバクテリウム・カルナエへの言及も，本件発明２のコリネ型細菌として利用可能な細菌の例（【００１２】，【００１３】）として挙げられているものに留まり，コリネバクテリウム・カルナエ由来のｙｇｇＢ遺伝子を使用した構成についての言及は補正の前後を通じて本件明細書２ではされていない。

(ｵ)前記(ｳ)及び(ｴ)の事情に照らせば，前記(ｲ)の出願及び補正の経過をもって，客観的，外形的に見て，コリネバクテリウム・カルナエ由来の変異型ｙｇｇＢ遺伝子を使用する構成を特許請求の範囲からあえて除外する旨が表示されていたとはいえず，その他，本件全証拠によっても，被告製法４について，第５要件に係る，特許発明の特許出願手続において特許請求の範囲から意識的に除外されたものに当たるなどの特段の事情が存するとは認められない。」

３．判旨抜粋②（「サポート要件」、「実施可能要件」の部分）

訂正前は、課題を解決できない部分を含むからサポート要件×。⇒訂正の再抗弁で〇。

「本件発明１－１に記載された発明のうち，少なくともＧＤＨ遺伝子，ＣＳ遺伝子，ＩＣＤＨ遺伝子及びＰＤＨ遺伝子に変異を導入したコリネ型細菌によるアルギニンの製造方法については，本件明細書１の発明の詳細な記載により，当業者が，アミノ酸を高収率で生産する能力を有する変異株を遺伝子組換え又は変異により構築するとの前記の課題を解決できると認識できる範囲を超えるものであるといえる。また，これらの遺伝子の変異を用いたアルギニンの製造方法について，本件明細書１の記載のほかに，当業者が前記の課題を解決できるような出願時の技術常識があったとも認められない。…

訂正前の本件発明１－１は，ＩＣＤＨ遺伝子，ＰＤＨ遺伝子又はアルギニノコハク酸シンターゼ遺伝子のプロモーター配列に特定の塩基配列を導入したコリネ型細菌を用いた発明を含むものであったが，本件訂正１により，本件訂正発明１－１には，これらの発明が含まれなくなった。したがって，本件訂正発明１－１について，ＩＣＤＨ遺伝子，ＰＤＨ遺伝子及びアルギニノコハク酸シンターゼ遺伝子のプロモーターへの変異の導入についてのサポート要件違反及び実施可能要件違反は，いずれも認められない。」

４．判旨抜粋③（「譲渡の申出」の部分）

（１）譲渡人と申出者とが異なっても、一定の関係にある場合は、「譲渡の申出」成立、（２）「譲渡」が外国でも譲渡の申出が成立とした。（３）外国での売上高を基準として特許法 102 条 2 項を適用した。（外国販売分はいずれも日本の買主に対する販売であり，引渡し自体は船積みの際になされるとしても，その後に買主側によって日本国内に輸入されることが予定されていた、という特殊事情があった。）

≪なお、本事案では、被告製造方法は全て外国で使用されており、生産物が日本国内に輸入され、販売されていた。≫

「…ＣＪインドネシア販売分について，本件ＭＳＧの譲渡自体が日本国内で行われているとは認められないものの，…ＣＪグループにおける被告とＣＪインドネシアとの関係，…ＣＪインドネシア販売分の注文書が被告宛に提出され，被告を経由してＣＪインドネシアに送付されることがあったこと，…被告とＣＪインドネシアとの間でＣＪインドネシア販売分の売上高の一部を被告に支払う旨の本件コミッション契約が締結されていたこと，…ＣＪインドネシア販売分について，被告が日本国内での本件ＭＳＧのサンプル配送や不良品の回収を行っていたこと，…被告の会計処理において…ＣＪインドネシア販売分に係る経費が計上されていたことからすれば，被告各製法使用期間中のＣＪインドネシア販売分について，被告は，日本国内において，ＣＪインドネシアと共同して，ＣＪインドネシア販売分に係る営業活動を行っていたものと認めるのが相当であり，被告による譲渡の申出があったと認められる。そして，…被告各製法使用期間中に製造された本件ＭＳＧは被告各製法のいずれかによって製造されたもの（被告各製品）であるから，当該期間中の被告による本件ＭＳＧの譲渡の申出は，被告による本件発明１又は本件発明２の実施（特許法２条３項３号）に当たる。…

(a)被告は，『譲渡の申出』は，将来の譲渡人である売主によって行われる行為であり，広告宣伝等の申出行為を行う者が譲渡をする者と異なっている場合は譲渡の申出は成立しないとして，ＣＪインドネシア販売分について，売主ではない被告が何らかの関与をしたとしても，当該行為は譲渡の申出には当たらないと主張する。しかしながら，譲渡の申出が譲渡とは別個に実施行為とされている趣旨からすれば，譲渡の申出をする行為が譲渡人である売主によるものではないとしても，当該売主と一定の関係を有する者による行為であるなどの事情があれば，当該申出行為を譲渡の申出と解し得ると考えるべきである。…ＣＪインドネシアと被告とは，同じ企業グループに属している上，ＣＪインドネシア販売分について，本件コミッション契約を締結して利益の分配を行うなどの密接な関係にあったといえるから，ＣＪインドネシア販売分の売買契約の主体がＣＪインドネシアであって被告ではないことは，被告の…関与が本件ＭＳＧの譲渡の申出に当たるとの認定を妨げるものではない。

(b)被告は，特許法上の『譲渡』は日本国内での譲渡を意味し，その準備行為である「譲渡の申出」も日本国内での譲渡のための申出を意味するから，ＣＪインドネシア販売分についての被告の行為は譲渡の申出には当たらないとも主張する。確かに，…ＣＪインドネシア販売分に係る本件ＭＳＧの買主への譲渡は日本国外において行われているものと認められるものの，ＣＪインドネシア販売分はいずれも日本の買主に対する販売であり，本件ＭＳＧの引渡し自体は船積みの際になされるとしても，その後に本件ＭＳＧが買主側によって日本国内に輸入されることが予定されているものであった。譲渡の申出が譲渡とは別個に実施行為とされている趣旨からすれば，ＣＪインドネシア販売分に係る本件ＭＳＧのように，日本国内での営業活動の結果，日本の買主に販売され，日本国内に輸入される商品について，その買主への譲渡が日本国外で行われるか，日本国内で行われているか否かの違いのみで，

当該営業活動が，日本における譲渡の申出に当たるかどうかの結論を異にするのは相当ではなく，…日本国内において被告とＣＪインドネシアが共同してＣＪインドネシア販売分に係る営業活動を行うことは，被告による『譲渡の申出』に当たると解するのが相当であり，この点の被告の主張は採用できない。…

被告は，ＣＪインドネシア販売分に係る実施行為である『譲渡の申出』による損害額はＣＪインドネシア販売分の売上高に基づいて算出されるべきではなく，『譲渡の申出』に固有の範囲に留まるべきであると主張する。しかしながら，…ＣＪインドネシア販売分について，被告とＣＪインドネシアには共同不法行為が成立するため，損害額の算定に当たっては，被告のみならず被告ＣＪインドネシアの利益も考慮されること，…ＣＪインドネシア販売分はいずれも日本の買主に対する販売であり，買主への引渡し後に日本国内に輸入されることが予定されているものであったことからすれば，『譲渡』自体が日本国外で行われているとしても，ＣＪインドネシア販売分の売上高に基づいて算出される被告らの利益は，特許法１０２条２項の適用において，日本国内での『譲渡の申出』によって被告らが受けた利益と認めるのが相当であり，被告の上記主張は採用できない。」

５．若干の考察（「均等論」について）

（１）第１要件について

マキサカルシトール知財高裁大合議判決のメルクマールに沿っている。

⇒相違点が３個あっても、其々について淡々とあてはめている。

≪参考≫【特許★★★】化学物質（マキサカルシトール）の製造方法に係る特許発明について、均等侵害を認めた知財高裁大合議判決を維持した最高裁判決

https://www.nakapat.gr.jp/ja/legal_updates_jp/%E6%97%A5%E6%9C%AC%E8%AA%9E-%E3%80%90%E7%89%B9%E8%A8%B1%E2%98%85%E2%98%85%E2%98%85%E3%80%91%E5%8C%96%E5%AD%A6%E7%89%A9%E8%B3%AA%EF%BC%88%E3%83%9E%E3%82%AD%E3%82%B5%E3%82%AB%E3%83%AB%E3%82%B7/

（２）第３要件について

均等論第３要件（置換容易性）は，判断基準時は異なるものの，進歩性の容易想到性と比較して容易に認められにくく，「特許法二九条二項の場合とは異なり，当業者であれば誰もが，特許請求の範囲に明記されているのと同じように認識できる程度の容易さをいう」という判断基準が適用されると考えるのが判例・通説である（山田知司「均等論第３要件の意義・機能」，知財管理 Vol.63 No.5 2013）。

このような判断基準を適用すると，多くの事案において，均等論第３要件が否定され，均等論が成立しないという結論になりそうである。しかしながら，過去の裁判例を概観すると，均等論第１要件及び/又は第２要件を認めて，第３要件のみを否定した裁判例は極めて少ない。

⇒均等論第３要件の置換容易性を否定した判決の中には，進歩性の容易想到性より高いハードルである「特許法二九条二項の場合とは異なり，当業者であれば誰もが，特許請求の範囲に明記されているのと同じように認識できる程度の容易さ」を主張・立証する必要があるとした判決が４件ある。（下掲「均等論に関する裁判例の傾向と対策」（パテント誌 Vol. 70 No. 1、54 頁）に掲載された３件、及び、東京地判平成 28 年(ワ)第 7763 号【分断部分を有するセルフラミネート回転ケーブルマーカーラベル】事件＜嶋末＞）。

しかしながら，均等論第３要件の置換容易性を認めた判決を検討すると，そこまで論証しておらず，進歩性の容易想到性と同じ判断枠組みを採った判決が多数である。他方，第３要件の置換容易性を否定した判決を見ると，進歩性の容易想到性と異なる判断枠組みを採った判決が多数である。このように，均等論第３要件の置換容易性を判断した判決を網羅的に検討すると，均等論第３要件を認めた事案は，進歩性の容易想到性と同じ枠組みが採られた判決が多く，他方，均等論第３要件を否定した事案は，進歩性の容易想到性とは異なる枠組みが採られ，高いハードルを課されている，という傾向にある。 逆に言えば，均等論第３要件を認める事案では，進歩性の容易想到性と同程度であれば置換容易性を認め，他方，均等論第３要件を否定する事案では「特許法二九条二項の場合とは異なり，当業者であれば誰もが，特許請求の範囲に明記されているのと同じように認識できる程度の容易さ」を要求して，（公知文献に記載がなくても）当業者が容易に想到し得るか否かの論証に入らない，という傾向にある。

以上のような状況下であったところ、本判決（東京地判平成 28 年（ワ）第 25436 号＜山田＞「Ｌ－グルタミン酸の製造方法」事件）は、「**被告は，第３要件にいう容易想到とは，当業者であれば，誰もが特許請求の範囲に明記されているのと同じように認識できる程度の容易さと解すべきであり，そのような容易さはなかった旨主張するが，上記の事情からすれば，当業者である，本件発明２の属する細菌を用いたグルタミン酸発酵工業における平均的技術者を基準として，相違点１及び２についての容易想到性は認められる**というべきであり，この点の被告の主張は採用できない。」と判示し、均等論第３要件のダブルスタンダードを指摘した被告の主張に対し正面から答えず、恰も両者は同一の基準であるかの如く一行で否定した。

しかしながら、下掲・東京地判平成 28 年（ワ）第 7763 号【分断部分を有するセルフラミネート回転ケーブルマーカーラベル】事件＜嶋末＞は、「**第３要件にいう『当業者』が『対象製品等の製造等の時点において容易に想到することができた』とは，特許法２９条２項所定の，公知の発明に基づいて『容易に発明をすることができた』という場合や第４要件の『当業者』が『容易に推考できた』という場合とは異なり，当業者であれば誰もが，特許請求の範囲に明記されているのと同じように，すなわち，実質的に同一なものと認識できる程度に容易であることを要する**ものと解すべきである（東京地裁平成３年（ワ）第１０６８７号同１０年１０月７日判決・判時１６５７号１２２頁参照）。」と判示しており、明らかに進歩性判断とは異なるメルクマールとして、第３要件の成立を否定したものである。

本判決も、均等論第３要件についてダブルスタンダードの懸念があり、何れにしても、今後の裁判例の蓄積を注視する必要があろう。

参考：「均等論に関する裁判例の傾向と対策」（パテント誌 Vol. 70 No. 1、54 頁）

https://system.jpaa.or.jp/patents_files_old/201701/jpaapatent201701_054-067.pdf

（３）第５要件について

本判決は、「…**出願時において，出願人である原告が，本件発明２の課題を解決し得るような，コリネバクテリウム・カルナエ由来の変異型ｙｇｇＢ遺伝子を用いた具体的な構成を特定し，サポート要件その他の記載要件を満たす形で特許請求の範囲に記載することが容易に可能であったとは認められない。**」と判示して、進歩性欠如の拒絶理由通知に対応する補正で除かれた方法について均等侵害を認めたものであり、Flexible bar が柔軟に運用される世界的な傾向に沿っている。

更に述べれば、**「サポート要件その他の記載要件を満たす形で特許請求の範囲に記載することが容易に可能であった」**か否かというメルクマールも、下掲する世界の一連の Eli Lilly 判決群（独国最高裁、英国最高裁、米国 CAFC）が、出願経過の補正で除かれた構成（化合物）について均等論の適用を認める文脈中で示したメルクマールと同じであるから、国際的なハーモナイゼーションが図られていると思われる。

（注）英国最高裁判決（[2017] UKSC 48）の事件では、出願経過の補正は、欧州特許条約 83 条・84 条（開示・明確性）及び 123 条(2)（新規事項）に基づく審査官の指摘に対応したものである。米国 CAFC 判決（Eli Lilly v. Hospira、2019 年 8 月 9 日）の事件では、Arsenyan 文献による新規性の拒絶を回避するための補正である。独国最高裁判決（X ZR 29/15）は、均等を否定した原判決を破棄し、原審に差し戻した。

ここで、予測可能性の基準時を「出願時」としたことは、一つの合理的な説明としては、「補正時」に予測可能であっても、当該予測対象物/方法が明細書に開示されていなければ、新規事項追加となり補正できないから、それを明細書中に記載することが可能であった出願時を基準としたと考えられ、合理性が認められる。仮に、補正時に予測可能であり、当該予測対象物/方法が明細書に開示されていたにもかかわらず更に限定的な補正をしたという出願経緯であったならば、また別の論理で意識的除外として均等論第５要件違反と結論することも可能であろう。

関連情報として、2002 年 5 月の米国連邦最高裁判決「Festo v. Shoketsu Kinzoku」は、『① 出願手続中でクレームが減縮された場合，公知資料を回避するための減縮であるか否かを問わず，特許法上の要件を満たす目的で減縮された限り，出願経過禁反言が適用される。（Warner-Jenkinson 米国連邦最高裁判決を踏まえた判断） ② クレームを減縮した理由について特許権者が説明できない場合は，特許性に関係する実質的な理由に基づく補正と推定される。 ③ クレームの減縮に伴い出願経過禁反言が適用されても，均等論は当然には排除されない（＝Flexible Bar）。 ④ 出願経過禁反言が適用された場合の反駁のための３つの選択的事由，❶対象物が**「出願時」***に予測不能であった、❷減縮補正の根本的理由が対象物に対して殆ど関係ない、❸対象物を記載できなかった合理的理由がある。』というメルクマールを判示した。しかし、その後の CAFC 判決は、予測不能かどうかの基準時を**「補正時」**としたものが多く、その後の CAFC 判決が基準時を「補正時」とする流れを作ったといわれている。（「審査経過禁反言・出願時同効材と均等論」（愛知、日本工業所有権法学会年報(2015)））

【関連裁判例＜第３要件＞】

東京地判平成 28 年（ワ）第 7763 号【分断部分を有するセルフラミネート回転ケーブルマーカーラベル】事件＜嶋末＞

***第３要件(製造当初の置換想到性)のみを否定した**

***進歩性判断と異なる枠組みで置換容易性を否定した**

「…**第３要件にいう『当業者』が『対象製品等の製造等の時点において容易に想到することができた』とは，特許法２９条２項所定の，公知の発明に基づいて『容易に発明をすることができた』という場合や第４要件の『当業者』が『容易に推考できた』という場合とは異なり，当業者であれば誰もが，特許請求の範囲に明記されているのと同じように，すなわち，実質的に同一なものと認識できる程度に容易であることを要する**ものと解すべきである（東京地裁平成３年（ワ）第１０６８７号同１０年１０月７日判決・判時１６５７号１２２頁参照）。…

被告製品の構成については，たとえ物品に添付するラベルの技術分野において，ラベルにコの字状を含む非直線状の分断線を形成し，この分断線に沿って当該ラベルを複数の部分に分断することが周知技術であったとしても（…），当業者であれば誰もが，本件発明１に係る特許請求の範囲に明記されているのと同じように認識できる程度に容易であるとはいい難い…。

なお，原告は，被告製品における「第１接着領域１６’」をラベルの両角部の２点固定とする構成について，本件発明１の技術的範囲に含まれるものであるから，かかる構成とする動機付けは不要であると主張するが，ここで問題となるのは，本件発明１に係る特許請求の範囲の記載から，被告製品の本件発明１との相違部分に係る具体的構成が容易に想起できるかという点にあるのであって，その具体的構成には，「第１接着領域」を，ラベル内のどの部分に設けるかという点も当然に問題となるのであるから，被告製品が，本件発明１の「第１接着領域」に当たり得る部分を備えていることと，分断線をコの字状に形成することが周知技術であることのみをもっては，被告製品の構成が，本件発明１に係る特許請求の範囲に明記されているのと同じように認識できるとはいい難いというべきである。」

【関連裁判例＜第５要件＞】

①英国最高裁[2017]UKSC48（Actavis v. Eli Lilly）

均等論を認めた英国最高裁判決。**欧州出願手続においてクレームが減縮補正されたが、この補正は、許容できない中間概念化に基づく新規事項追加の拒絶理由を回避する目的であり、補正要件を満たすものに過ぎないとした。**⇒均等論成立

②ドイツ最高裁X ZR 29/15（Actavis v. Eli Lilly）

先行技術との差異を明確にするための補正は、他の構成を保護対象から除いた選択決定を示す場合がある。他方、**形式要件（新規事項追加や明確性）を理由とする補正からは、通常、そのような選択決定を推認できないとした。**⇒均等論を排除した原判決を破棄し、同一作用効果・置換容易性等の審理のため差戻し

③米国ＣＡＦＣ　／　Eli Lilly v. Hospira (Fed. Cir. Aug. 2019)

Eli Lilly は、Claim 12 of ‘209 patent を、出願経過で「pemetrexed disodium salt」にまで不必要に狭く限定してしまったところ、Hospira が販売承認を申請した製品は「pemetrexed ditromethamine salt」であった。

Festo 米国最高裁判決(2002)は、flexible bar を採用しており、出願経過で減縮した場合の Prosecution History Estoppel の推定を覆すための 3 つの選択的事由として以下の３つを示していた。

①Equivalent may have been unforeseeable at the time of the application.

②The rationale underlying the amendment may bear no more than a tangential relation to the equivalent in question.

③Some other reason suggesting that the patentee could not reasonably be expected to have described the insubstantial substitute in question.

本 CAFC 判決は、”no more than a tangential relation to the equivalent in question”として、米国の CAFC において、Prosecution History Estoppel の推定が覆され、出願経過で減縮したクレームについて均等論が認められた事例として重要である。

このCAFC判決は、ファミリー特許について、英国最高裁が均等侵害を認め、独国最高裁が均等論を排除した原判決を破棄差戻ししたことと無関係でないだろう。（上掲２件）

日本でも、近時、補正で追加された構成要件について均等侵害が認められた裁判例（「骨切術用開大器」事件）東京地判平成３０年１２月２１日、平成２９年（ワ）第１８１８４号＜佐藤裁判長＞がある（下掲）。（控訴審判決（知財高判平成31年（ネ）第１０００５号＜鶴岡裁判長＞）は、文言充足を認めた。）

★なお、2019年に、CAFCで均等論が3件認められている。米国の均等論は死んだかとも言われていたが、復活の狼煙が上がったかもしれない。

UCB, Inc. v. Watson Labs. Inc. (Fed. Cir. June 24, 2019)

Ajinomoto Co. v. USITC (Fed. Cir. Aug. 6, 2019)

Eli Lilly & Co. v. Hospira, Inc. (Fed. Cir. Aug. 9, 2019)

④日本（東京地判平成30年12月21日、平成29年（ワ）18184＜佐藤裁判長＞）

「…第５要件に関し，被告は，構成要件Ｅは本件補正によって追加されたものであるところ，本件拒絶理由通知に対する本件意見書における「本発明は，２組の揺動部材を備える点，および，揺動部材の一方に，他方に係合する係合部を備える点において，引用文献１に記載された発明…と相違しています。」との記載によれば，原告は，被告製品のように係合部を別部材とする構成を特許発明の対象から意識的に除外したと理解することができるから，均等侵害は成立しないと主張する。

しかし，本件意見書には，「引用文献１には，端部が回転可能に連結されることにより開閉可能に設けられた一対のジョーを備えた開創器アセンブリが開示されています。」，「このような構成（判決注：本件発明に係る構成）によれば，２組の揺動部材を同時に開かせることにより，骨に形成した切り込みの拡大作業を容易にし，また，切り込みの切断面に局所的に過大な押圧力が作用することを防ぐことができる」，「２つの開創器アセンブリを単に着脱可能に組み合わせただけでは本発明の構成を導くことはできません。」「引用発明１には，切り込みの切断面に作用する押圧力を低減するという課題，および，２つの開創器アセンブリを一体で開動作させるという係合部の作用に対する示唆がありません」などの記載がある。

上記記載によれば，**本件意見書の主旨は，特許庁審査官に対し，引用例１が一対の揺動部材を開示していることを指摘し，それに対し，本件発明は，開閉可能な２対の揺動部材を組み合わせ，一方の揺動部材を他方の揺動部材に係合するための係合部を設けることにより，両揺動部材が同時に開くことを可能にするものであることを説明する点にあるというべきである。そして，同意見書には，係合部の構成，すなわち，係合部を揺動部材の一部として構成するか，揺動部材とは別の部材により構成をするかを意識又は示唆する記載は存在しない。**そうすると，被告の指摘する「２組の揺動部材を備える点，および，揺動部材の一方に，他方に係合する係合部を備える」との記載は，上記説明の文脈において本件発明の構成を説明したものにすぎないというべきであり，同記載をもって，同意見書の提出と同時にされた本件補正により構成要件Ｅが追加された際に，原告が，係合部を揺動部材とは別の部材とする構成を特許請求の範囲から意識的に除外したと認めることはできない。」

https://www.nakapat.gr.jp/ja/legal_updates_jp/%E3%80%90%E7%89%B9%E8%A8%B1%E2%98%85%E2%98%85%E2%98%85%E3%80%91%E6%9D%B1%E4%BA%AC%EF%BC%88%E5%9C%B0%E8%A3%81%E3%80%81%E9%AB%98%E8%A3%81%EF%BC%89%E3%81%A7%E5%88%9D

%E3%82%81%E3%81%A6%E3%80%81%E8%A3%9C/?fbclid=IwAR0jJ058kRFhMKK_KcJESCo89MkhyUawJwH-o6Lvtp-vMViNi5NPrILLTVY

⑤2002.05 米国連邦最高裁「Festo v. Shoketsu Kinzoku」

① 出願手続中でクレームが減縮された場合，公知資料を回避するための減縮であるか否かを問わず，特許法上の要件を満たす目的で減縮された限り，出願経過禁反言が適用される。（Warner-Jenkinson 米国連邦最高裁判決を踏まえた判断）

② クレームを減縮した理由について特許権者が説明できない場合は，特許性に関係する実質的な理由に基づく補正と推定される。

③ クレームの減縮に伴い出願経過禁反言が適用されても，均等論は当然には排除されない（＝Flexible Bar）。

④ 出願経過禁反言が適用された場合の反駁のための３つの選択的事由，❶対象物が出願時に予測不能であった、❷減縮補正の根本的理由が対象物に対して殆ど関係ない、❸対象物を記載できなかった合理的理由がある。**⇒差戻審～審査経過禁反言は裁判官が判断する法律問題**

【関連裁判例の判旨抜粋～近時の”均等侵害”認容事例】

① 知財高判平成 21 年（ネ）第 10006 号「中空ゴルフクラブヘッド」（飯村）

（１）置換可能性について

…「（繊維強化プラスチック製の）縫合材」を用いたことによる目的，作用効果（ないし課題の解決原理）は，金属製の外殻部材と繊維強化プラスチック製の外殻部材との接合強度を高めることにある…。…被告製品では，金属製外殻部材の接着界面のみならず，その反対面側においても，ＦＲＰ製下部外殻部材９を当てて加熱・加圧する成形がされているため，帯片８は，金属製外殻部材の接着界面の反対面側においても，繊維強化プラスチック製の外殻部材（ＦＲＰ製上部外殻部材９）と，一体に接合している…ため，帯片８を，金属製外殻部材に設けた貫通穴に複数回通すことによって強度を確保する必要がない。…目的，作用効果（ないし課題解決原理）を共通にするものであるから，置換可能性がある。

（２） 置換容易性…

（３）非本質的な部分か否かについて

本件発明の目的，作用効果は，…金属製の外殻部材と繊維強化プラスチック製の外殻部材との接合強度を高めることにある。特許請求の範囲及び本件明細書の発明の詳細な説明の記載に照らすと，本件発明は，金属製の外殻部材の接合部に貫通穴を設け，貫通穴に繊維強化プラスチック製の部材を通すことによって上記目的を達成しようとするものであり，本件発明の課題解決のための重要な部分は，「該貫通穴を介して」「前記金属製外殻部材の前記繊維強化プラスチック製外殻部材との接着界面側とその反対面側とに通して前記繊維強化プラスチック製の外殻部材と前記金属製の外殻部材とを結合した」との構成にある…。…「縫合材であること」は，本件発明の課題解決のための手段を基礎づける技術的思想の中核的，特徴的な部分であると解することはできない。

② 知財高判平成 22 年（ネ）第 10014 号「地下構造物用丸型蓋」（中野、東海林）

エ 均等論適用のための第１要件具備の有無

『閉蓋の際，バールで蓋本体を引きずるようにしたり，蓋本体を後方から押し込むだけで蓋本体を受枠内にスムーズに収めることができる』との作用効果（本件作用効果①）…　『蓋本体のガタツキを防止できるとともに、土砂、雨水等の地下構造物内部への浸入を防止できる』との作用効果（本件作用効果②）…　本件発明が本件作用効果①を奏する上で，蓋本体及び受枠の各凸曲面部が最も重要な役割を果たす…『受枠には凹部が存在すれば足り，凹曲面部は不要である』との控訴人の主張は正当であると認められ，本件発明において，受枠の『凹曲面部』は本質的部分に含まれない…。…明細書…の記載においては、本件作用効果②を奏するにあたり、受枠の凹部が『曲面部』であるかどうかは問題とされていない…、本件作用効果②を奏する上でも、受枠の凹部が『曲面部』であることは本質的部分には含まれない。

オ 均等論適用のための第２要件具備の有無

…裁判所での実演は，実演者の開閉方法の巧拙等に大きく依存するものではあるが，被告製品Ｂも，本件作用効果①を一定程度奏するものと認められ，受枠に設けられているのが『凹曲面部』か『凹部』かによって大きな差異がない…。

③ 知財高判平成 22 年（ネ）10089「食品の包み込み成形方法及びその装置」（滝澤）

ウ 均等侵害の要件①について

…本件発明１は，その後に続く椀状に形成する工程や封着する工程との関連が強く，その後の椀状に形成する工程や封着する工程にとって重要な工程である外皮材の位置調整を，既に備わる封着用のシャッタで行う点，そして，別途の手段を設けることなく簡素な構成でこのような重要な工程を達成している点に，その特徴があるということができる。

本件発明１においては，シャッタ片及び載置部材と，ノズル部材及び生地押え部材とが相対的に接近することは重要であるが，いずれの側を昇降させるかは技術的に重要であるとはいえない。よって，本件発明１がノズル部材及び生地押え部材を下降させてシャッタ片及び載置部材に接近させているのに対し，被告方法２がシャッタ片及び載置部材を上昇させることによってノズル部材及び生地押え部材に接近させているという相違部分は，本件発明１の本質的部分とはいえない。

エ 均等侵害の要件②について

ノズル部材及び生地押え部材を下降させてシャッタ片及び載置部材に接近させているのに代えて，押し込み部材の下降はなく，シャッタ片及び載置部材を上昇させてノズル部材及び生地押え部材に接近させる被告方法２によっても，外皮材が所定位置に収まるように外皮材の位置調整を行うことができ，外皮材の形状のばらつきや位置ずれがあらかじめ修正され，より確実な成形処理を行うことが可能であり（【０００８】【００１３】），より安定的に外皮材を戴置し，確実に押え保持することができ（【００１１】），装置構成を極めて簡素化することができる（【００１２】）といった本件発明１と同一の作用効果を奏する…。

④ 東京地裁平成 23 年（ワ）第 8085 号「洗濯機用水準器」（高野）

本件発明４は，取付けに別部品を必要とせず，当接面に凹凸があっても，安価に精度良く取り付けることができ，視認性にも優れる洗濯機用水準器を提供するという従来技術では達成し得なかった技術的課題を解決するために，ケースと係合部を一体に形成するとともに，ケースの外方にケース及び蓋体よりも下方へ突出する外部ケースを一体に備えさせたものであり，これが本件発明４特有の課題解決手段を基礎付ける特徴的部分であると認められる。

そうであるから，…「取付部の内底面」という構成は，本件発明４の本質的部分でない…

被告らは，本件発明４が外部ケースの下端面を取付部の内底面に当接させて基準面とすることによって取付けの水平度の精度を良くするという課題を解決したものであるから，本件発明４の実質的価値が「取付部の内底面」という構成にもあるとして，本件発明４の本質的部分であると主張する。しかしながら，前記のとおり，取付部の内底面は，凹凸があることによって取付けの精度が悪くなるという問題点があるために，技術的課題を生じさせていた構成であって，課題を解決した構成ではない。

⑤ 知財高判平成 25 年（ネ）第 10017 号「オープン式発酵処理装置」（清水）

（１）本質的部分（第１要件）について

…堆積物の外側への掬い上げ時の拡散，崩れなどの不都合を解消するために，前後一対の板状の掬い上げ部材が，それぞれ回転軸の軸方向に対し所定角度内側（オープン式発酵槽の長尺壁の方向）を向くようにし，掬い上げ部材の内側に向いて傾斜した部材の外側が，その前方に堆積する堆積物の長尺開放面側の外端堆積部に当接し，斜め内側に向けてこれを掬い上げるよう，傾斜板を所定角度内側に向けて配置したことが，本件訂正発明２を基礎付ける特徴的部分である…。…

本件訂正発明２の攪拌機は，往復動走行に伴って正又は逆回転するものであることから，掬い上げ部が外端堆積部に当接する場合は，回転軸に直交する前後方向のいずれの場合もあり得ることから，そのいずれの場合においても，堆積物を掬い上げる必要があり，そのために，掬い上げ部材を前後にかつ前後方向に対し傾斜させて配置し，その前側の傾斜板の外面は斜め１側前方を向き，その後側の傾斜板の外面は斜め１側後方を向くように配向させて配設されたものと認められる。そうすると，掬い上げ部材が前後の両方向に傾斜されて配置されるとの構成も，本件訂正発明２を基礎付ける特徴的部分である…。

これに対して，本件訂正明細書２には，掬い上げ部材が２枚であることの技術的意義は，何ら記載されておらず，…傾斜板の外面が正又は逆回転時のそれぞれにおいて，外端堆積部に当接することが重要であるから，本件発明２の掬い上げ部材が２枚で構成されることに格別の技術的意義があるとはいえず，本件訂正明細書２に記載されるように２枚の部材を直接溶接してＶ字状を形成することと，１枚の部材を折曲してＶ字状を形成することとの間に技術的相違はないから，この点は本質的部分であるとはいえない。また，…前後に傾斜させる角度が，回転軸５ａの中心軸線に対して１０°～８０°の角度であればよく，逆への字状が含まれることや，掬い上げる部材としても，平面な板状に限定されず，外端堆積部に当接して内側に掬い上げることができればよいことに照らすと，掬い上げ部材が，平面な板状で構成されていることも，本質的部分であるとはいえない。

⑥ 東京地裁平成 24 年（ワ）第 31523 号「流量制御弁」（長谷川）

…被告製品３は，…本件発明が制水駒を接合金具に内嵌するブッシュを介して通水室に内設するものであるのに対し…，ブッシュを設けることなく制水駒を接合金具に形成されたＶ型のテーパに圧入することによって通水室に内設する構成を採用しているから，…文言上充足しない。

明細書の発明の詳細な説明の欄をみてもその具体的な構成やブッシュを設けることによる作用効果に関する記載は見当たらない。そして，…制水駒を通水室に内設することにより，１個の制水駒によって多様の流量制御に対応することができるという本件発明の技術的意義… に照らすと，制水駒は，上記形状の通水室内に下端から落ちることなく止まるよう，また，制水駒と通水室の間から水漏れが

しないよう，通水室内に固定されていることを要すると解すべきものとなる。…通水室に制水駒を固定するに当たっては，これらを直接結合するか，他の部材を介して間接的に結合するかのいずれかであるところ，本件発明は後者を採用したものであるが，ブッシュを介在させることの技術的意義は明細書に記載されていない。また，物を製造するに当たり，製造原価を削減する，工程を減らし工期を短くするなどの目的で部品の数を減らすことは，当業者であれば当然に考慮すべき事柄と解される。（★付加された構成により新たな効果を奏する場合に、第３要件を否定した裁判例も多数ある。）

そうすると，本件発明の特許請求の範囲及び明細書の詳細な説明の記載に接した当業者であれば，ブッシュを省略し，制水駒を通水室に直接結合する構成への設計変更を試みるものと考えられる。そして，本件発明の実施例に示されたとおり，通水室の断面及び制水駒の形状が円形であること，通水室には上端から下端方向に水が流れることからすれば，制水駒が下端から落ちることなく，かつ，制水駒と通水室の間から水が漏れないように両者を固定するため，接合金具の内側を下端側が狭まったＶ型のテーパ状に形成し，その円周部分に円盤状の制水駒を直接圧入するように構成することは，当業者にとって容易に想到できたものと考えられる。

⑦ 大阪地裁平成 26 年（ワ）第 5210 号「パック用シート」（高松）

ア　非本質的部分について

…従来のシートでも鼻の上部に切り込みは設けられておらず…，鼻の上部に当たる目頭付近部分は，従来技術によってもシートで覆うことが実現されていたのに対し，本件特許発明の技術的課題は，従来のパック用シートでは，小鼻部分にシートで覆えない大きな隙間が空き，また，シートの小鼻に対応した部分が浮き上がってしまう欠点があったことから，顔面で最も高く膨出する鼻の小鼻部分をもぴったりと覆うことにあり，本件特許発明は，「ほぼ台形の領域」にミシン目状の切り込み線を配するとしたことにより，不織布の横方向に伸びやすいという物性と相俟って，パック用シートが鼻筋や鼻の角度に沿って自然と横方向に伸び広がるようにし，隙間を生じることなく小鼻部分をもぴったり覆うようにしたものであると認められる。

これらからすると，本件特許発明は，鼻部にミシン目状の切り込み線を複数列配することによって，従来技術では困難であった小鼻部分を覆うことを実現した点に固有の作用効果があると認められる。そうすると，被告製品において，目頭の高さからやや下の部分までの領域に切り込み線が設けられていない点は，このような本件特許発明の固有の作用効果を基礎付ける本質的部分に属する相違点ではない…。

イ　置換可能性について

…被告製品は，目頭の高さからやや下の部分までの領域にミシン目状の切り込み線が設けられていなくとも，小鼻部分を含めた鼻全体に密着するものであると認められる。そうすると，被告製品も，本件特許発明の目的を達することができ，同一の作用効果を奏するものであると認められる。

⑧ 知財高判（大合議）平成 27 年（ネ）10014「マキサカルシトール」事件

＜第２要件＞控訴人方法における上記出発物質Ａ及び中間体Ｃのうち訂正発明のＺに相当する炭素骨格はトランス体のビタミンＤ構造であり，訂正発明における出発物質…及び中間体…のＺの炭素骨格がシス体のビタミンＤ構造であることとは異なるものの，両者の出発物質及び中間体は，いずれも，ビタミンＤ構造の２０位アルコール化合物を，同一のエポキシ炭化水素化合物と反応させて，それにより一工程でエーテル結合によりエポキシ基を有する側鎖が導入されたビタミンＤ構造という中間体

を経由するという方法により，マキサカルシトールを製造できるという，同一の作用効果を果たしており，訂正発明におけるシス体のビタミンＤ構造の上記出発物質及び中間体を，控訴人方法におけるトランス体のビタミンＤ構造の上記出発物質及び中間体と置き換えても，訂正発明と同一の目的を達成することができ，同一の作用効果を奏しているものと認められる。

控訴人らは，訂正明細書に記載がある効果は，工程数の短縮のみであり，訂正発明の作用効果は，従来技術に比して，シス体を出発物質とした場合のマキサカルシトールの側鎖の導入工程を短縮したことにある，また，工程の短縮としての効率性はトータルとしての製造工程数で決せられるべきであり，総工程数が異なる場合は同じ作用効果を有しない旨主張する。しかし，…明細書に『発明の効果』の記載がない特許発明について，一部の従来技術との対比のみにより発明の作用効果を限定して推認するのは相当ではない。…訂正発明は，ステロイド環構造をビタミンＤ構造へ転換する工程をも包含しており，特に転換工程の有無を含めた全工程数の違い（少なさ）を，従来技術との違いとして認識しているわけではないことからすれば，訂正発明の作用効果を，従来技術に比して，マキサカルシトール等の目的物質を製造する総工程数を短縮できることと認定することはできない。

⑨ 大阪地判平成 26 年（ワ）第 4916 号「足先支持パッド事件」（高松）

(2) 第１要件（非本質的部分性）

本件考案の技術的意義からすると，本件考案の本質的な作用効果は，足先支持パッドを足の付け根部下側に嵌め込んで，第２ないし第４指の指頭部と付け根を浮き上がらせて横アーチを形成し，土踏まずを維持して縦アーチを維持し，親指及び小指の指頭部と触球部，踵部の３点で身体を支える点にある…。親指及び小指は，接地して身体を支えるのであるから，それらの指の触球部の上辺から指頭部下辺までの間にパッドを嵌め込むことは，上記の作用効果を奏する上で必須のものとはいえない。…よって，本件考案の構成要件④と被告商品の構成との差異である，パッドの水平部が小指の指頭部下辺までの部分に達しているか否かという点は，本件考案の作用効果を基礎づける本質的部分に属する相違点ではない…。…したがって，…水平部が小指の指頭部下辺まで至り，水平部の上面及び第３凸状部の側面が小指の付け根部の下側と密接できるようになだらかに湾曲していること… に係る差異は，本件考案の固有の作用効果を基礎づける本質的部分に属するものではないというべきである。

⇒同判決も、第１要件の判断において、考案の固有の作用効果を基礎付ける部分を本質的部分と認定しており、第１要件と第２要件との関係は、【マキサカルシトール】大合議判決と整合する。

⑩ 東京地判平成 27 年（ワ）第 6812 号「搾汁ジューサー事件」（長谷川）

本件明細書の記載によれば，圧力排出路の存在は本件発明が解決すべき課題と直接関係するものではない。もっとも，…圧力排出路は，食材が網ドラムの底部で最終的に圧縮され脱水される過程で生じる一部の汁が防水円筒を超えてハウジングの外に流出するのを防ぐことを目的とするものであり，汁を排出するための通路をハウジング底面において防水円筒の下部縁に形成することは発明の本質的部分であるとみる余地がある。しかし，上記の効果を奏するためには，上記通路が防水円筒の下部縁に存在すれば足り，これをどのような部材で構成するかにより異なるものではない。そうすると，上記の異なる部分は本件発明の本質的部分に当たらないと解するのが相当である。

⇒同判決も、第１要件を満たす理由の一つとして、被告製品が有しない「圧力排出路」が発明の解決課題と直接関係ないことを挙げており、【マキサカルシトール】大合議判決と整合する。同判決は、発明と対象製品との相違点に係る構成が、発明の効果に関連するとしても、「どのような部材で構成するかにより異なるものではない」として、本質的部分に当たらないという結論を維持している。

⑪ 東京地判平成 25 年（ワ）7478「半導体チップの製造方法」

＜第１要件＞…本件明細書等には，「第二の割り溝」を形成する方法について，手法は特に問わないとしており，エッチング，ダイシング，スクライブ等の手法を用いることが可能であるとされ，このうち，線幅を狭くすることが可能であるなどの理由から，スクライブが特に好ましいとするにとどまっており…，「第二の割り溝」に関して，その形成の方法は特に限定されていない。

そして，本件においては，本件明細書等に従来技術が解決できなかった課題として記載されているところが，出願時の従来技術に照らして客観的に見て不十分であるという事情は認められない。…本件発明の従来技術に見られない特有の技術的思想を構成する特徴的部分は，サファイア基板上に窒化ガリウム系化合物半導体が積層されたウエハーをチップ状に切断するに当たり，半導体層側にエッチングにより第一の割り溝，すなわち，切断に資する線状の部分を形成し，サファイア基板側にも何らかの方法により第二の割り溝，すなわち，切断に資する線状の部分を形成するとともに，それらの位置関係を一致させ，サファイア基板側の線幅を狭くした点にあると認めるのが相当であり，サファイア基板側に形成される第二の割り溝，すなわち，切断に資する線状の部分が，空洞として溝になっているかどうか，また，線状の部分の形成方法としていかなる方法を採用するかは上記特徴的部分に当たらないというべきである。

⑫ 東京地判平成 29 年（ワ）第 18184 号「骨切術用開大器」（佐藤）※一審判決

＜第２要件＞被告は，揺動部材を閉じる際に，一方の揺動部材を閉じていくと，他方の揺動部材との係合が自動的に解除されるとの点も本件発明の作用効果に含まれるとの解釈を前提に，被告製品の場合，一方の揺動部材を閉じるだけでは，他方の揺動部材との係合は自動的に解除されないことから，本件発明と同一の作用効果を奏さないと主張する。しかし，本件明細書等に記載された本件発明の効果は，「本発明によれば，切込みを拡大した状態に維持しつつ，移植物の挿入を容易にすることができる」（段落【００１２】）というものである。このような効果は，２対の揺動部材で切込みを拡大した後に１対の揺動部材を取り外すことにより実現することが可能であり，係合の解除が自動的に行われることは本件発明の効果に含まれない…。

＜第５要件＞本件意見書の主旨は，特許庁審査官に対し，引用例１が一対の揺動部材を開示していることを指摘し，それに対し，本件発明は，開閉可能な２対の揺動部材を組み合わせ，一方の揺動部材を他方の揺動部材に係合するための係合部を設けることにより，両揺動部材が同時に開くことを可能にするものであることを説明する点にあるというべきである。そして，同意見書には，係合部の構成，すなわち，係合部を揺動部材の一部として構成するか，揺動部材とは別の部材により構成をするかを意識又は示唆する記載は存在しない。そうすると，…同記載をもって，同意見書の提出と同時にされた本件補正により構成要件Ｅが追加された際に，原告が，係合部を揺動部材とは別の部材とする構成を特許請求の範囲から意識的に除外したと認めることはできない。

⑬ 東京地判平成 29 年（ワ）第 29228 号「流体供給装置及び…プログラム」（柴田）

被告給油装置では，選択された給油量と実際の給油量との差に基づき給油後に記憶媒体に加算を行っているが，これは，内容的には，給油後に，給油前に差し引いた金額との精算をしているということができる…。…

本件発明１は，流体の供給後の精算に当たり，供給前の入金データの額から，流量値に相当する金額を差し引き，それらの差額データの金額を金額データに加算しているのに対し，被告給油装置においては，選択された給油量と実際の給油量の差を計測し，それに油の単価を乗じて返金額を求めていて，

それぞれの発明においてそれらを行うための演算手段，料金精算手段を有しているが，これらは，流体の供給の終了後の精算に当たり，当初に入金した額と実際に供給された油に相当する額との差額をどのように計算するかについての違いであり，前記に照らして，本件発明１の従来技術に見られない特有の技術的思想を構成する特徴的部分であるということはできない。

⑭ 東京地判平成 29 年（ワ）第 32839 号「美容器」（田中）

＜第１要件、第２要件＞本件発明の技術的思想からすれば，分枝部の軸孔とハンドル本体の凹部が連通していない場合であっても，ハンドルを，凹部を有するハンドル本体と，その凹部を覆うハンドルカバーで構成するときには，なお上記の従来の構成の問題点により生ずる技術的課題を解決できることに変わりはなく，この点を置換することによって全体として本件発明とは異なった別の技術的思想となるということはできない。また，新被告製品のように，「連通する軸孔」との構成をとらずに連通していない構成をとった場合にも，ハンドルの成形精度や強度を高く維持するとともに，美容器の組み立て作業性が向上されるとの上記作用効果を奏することについては，本件発明と変わらないものと認められる。したがって，本件発明と新被告製品の異なる部分（相違部分）は本件発明の本質的部分ではなく（第１要件の充足），本件発明の構成を新被告製品の構成に置き換えたとしても，本件発明の目的を達成でき，同一の作用効果を奏するといえる（第２要件の充足）。…

＜第４要件＞シャインは，新被告製品と全くその構成を異にするものであり， 新被告製品と対比すると，課題解決原理を全く異にする別の技術的思想によるものと評価するほかない。

⑮ 大阪地判平成 31 年（ワ）第 3273 号「学習用具」事件＜杉浦＞

本件明細書記載の従来技術に加え，甲１１発明及び乙６発明をも考慮すると，本件発明のうち，コンピューターを備え，対応する語句が存在する原画を該語句と結びつけて覚えるための学習用具であり，前記コンピューターが，前記原画（乙６発明の完全文字 22 に相当。以下，本項において括弧内は，乙６発明において相当する構成を意味する。）と，該原画に関連する画像（パーツ関連アニメ 24）からなる１セットの画像データが複数個記録された記録部（画像ファイル FV）と，記録部に記録された複数個の１セットの画像データから，表示すべき画像データを選択（１セクション分の英単語のデータを１単位として読み込み）する手段と，選択された画像データにより，原画，該原画に関連する画像を順次表示する画像表示手段（ディスプレイ７）と，前記原画と，原画に関連する画像に対応する語句の音声データ（それぞれ，英単語音声データ，連想文の音声データ）が記憶された記録部（音声ファイル FA）と，記録部から前記語句の音声データを選択（１セクション分の英単語のデータを１単位として読み込み）する手段と，前記選択された語句の音声データを再生する手段（スピーカ６）とを含み，前記画像表示手段が，原画と，該原画に関連する画像の表示を，対応する語句の再生と同期して表示（シンクロ出力処理）する学習用具という点は，従来技術にも見られたものといえる。

他方，乙６発明の完全文字 22 及びパーツ関連アニメ 24 は，原画，該原画の輪郭に似たもしくは該原画を連想させる輪郭を有し対応する語句が存在する第一の関連画，並びに該原画及び第一の関連画に似た若しくは該原画及び第一の関連画を連想させる輪郭を有し対応する語句が存在する第二の関連画といえるような関係性を有するものではない。その再生順も，完全文字 22 を表示した後にパーツ関連アニメ 24 を表示するものであって，第一の関連画，第二の関連画，原画の順に表示するものではない。甲１１発明においても，漢字，古代文字及び絵文字が相互に似た輪郭を有するものではあって

も，その表示の順に定めはなく，古代文字及び絵文字に対応する語句を有するものではなく，また，唱え言葉も，これらに対応する語句を含んだものではない。

したがって，本件発明のうち，組画の１単位として，原画，該原画の輪郭に似た若しくは該原画を連想させる輪郭を有し対応する語句が存在する第一の関連画，並びに該原画及び第一の関連画に似た若しくは該原画及び第一の関連画を連想させる輪郭を有し対応する語句が存在する第二の関連画から成る組画を組画記録媒体に記録する点，画像表示手段に表示するに際し，前記第一の関連画，前記第二の関連画，及び前記原画の順に表示する点，第一の関連画に対応する語句，第二の関連画に対応する語句，原画に対応する語句から成る語句の音声データを，音声記録媒体に記録し，音声再生手段で再生し，前記画像表示手段が前記第一の関連画，前記第二の関連画，及び前記原画を対応する語句の再生と同期して表示する点は，本件明細書の従来技術に記載されていないことはもとより，甲１１文献及び乙６文献のいずれにも記載がない。

そうすると，上記各点が本件発明の本質的部分というべきである。

原告（特許権者）：味の素株式会社

被告（被疑侵害者）：シージェイジャパン株式会社

【特許★★★】①進歩性欠如の拒絶理由通知に対応する補正で除かれた方法について、均等侵害が成立した事例（Flexible bar が柔軟に運用される世界的な傾向に沿っている。）、②「譲渡の申出」が、譲渡人と申出者とが異なり、「譲渡」が外国である事案で成立した。 - NAKAMURA & PARTNERS (nakapat.gr.jp)

★知財訴訟で、取締役の会社法 429 条１項の責任が肯定・否定された裁判例

Ameblo 元投稿日：2022-03-14

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12731806502.html

大阪地裁平成 31 年(ワ)3277【地盤強化工法】【ナビゲーション装置】

*（名目）取締役の会社法 429 条 1 項の責任を肯定した。

「名目上の取締役であっても，代表取締役…に対する監視・監督義務を負う…から，任務懈怠があり，これについて少なくとも重過失が認められる。」

=大阪地裁令和 1 年(ワ)5444【二酸化炭素含有粘性組成物】

*大合議判決後、被告破産。取締役の会社法 429 条 1 項の責任肯定

「…被告Ｐ３は，特許権侵害の警告を受けた後も，主として被告製品１４の製造元であるネオケミア側からの説明に依拠し，前記(1)の①ないし④で検討したような方法をとることもなく，裁判所からの心証開示があるまでの間，被告製品の１４の販売をして特許権侵害の不法行為を継続し，原告に損害を生じさせたのであるから，取締役としての善管注意義務に違反した…。」

※東京地判令和 1 年(ワ)30282（不競法事案）も、取締役の会社法 429 条 1 項の責任肯定

※東京地判平成 28 年(ワ)2720＜嶋末＞「生海苔異物除去機」

⇒被告の完全親会社に対する共同不法行為責任、被告取締役の会社法 429 条 1 項の責任が否定された
「旧製品に係る先行訴訟において和解交渉中であったことをもって…悪意又は重過失を裏付ける事情ということはできない」

会社法第 429 条 - Wikibooks

欧州特許実務①<手続>　（長谷川寛ドイツ弁理士の講演録から ）

Ameblo 元投稿日：2022-03-15

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12731995194.html

長谷川寛ドイツ弁理士の講演録から

欧州特許実務①<手続>

移行時に,

・明細書を補正しない

⇒英文の頁数を元に計算されて高額化

・特許性を考慮したクレーム補正をしない

⇒国際調査の結果があまり参照されない

・優先権の譲渡を証明する

・分割出願は早く

⇒維持年金の起算日は、原出願の出願日

プロフィール | 徒然なるままに欧州知財実務 (hasegawa-ip.com)

欧州特許実務②<クレームドラフト>(長谷川寛ドイツ弁理士の講演録から)

Ameblo 元投稿日：2022-03-16

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12732158270.html

長谷川寛ドイツ弁理士の講演録から

欧州特許実務②<クレームドラフト>

(1)多数の従属項を用意する

⇒補正・新文献で拒絶が繰り返されるという非効率を防止できる。

(2)マルチマルチクレーム

⇒欧州は,新規事項追加が厳しい。

⇒claim2 + claim3 が新規事項追加と判断される場合もある。

⇒4 月以降の日本出願も、明細書中にマルチマルチクレームライクな記載をしておくと、欧州での新規事項追加の懸念を減らせる。

(3)原則、1 カテゴリーに独立クレーム 1 つしか許されない。（例外も要研究!!）

⇒工夫例：A＋(b1 or b2)、A＋B

(4)外的有体物の引用を避ける

⇒外的有体物の引用は、無視される傾向

【高石】日本では、サブコンビネーションクレームとして発明特定事項になるのでは?と思われる。実務の違い。

(5)効果はクレームに書かない

⇒クレームアップされた効果が発明特定事項となりにくく、かえって、解消できない実施可能要件違反の懸念が生じる。

【高石】日本では、クレームアップされた効果が発明特定事項となることが多いので、実務の違い。

(6)独立クレームの特徴は最小限

⇒後から削除困難

⇒発明の課題と関係ない構成は外せる場合があるが、日本よりも厳格。

(7)数値範囲を上限と下限とに分けて記載しない（将来の補正のため）

「5～20wt%、好ましくは 10～15wt%」

なら,

「10～20wt%」とも、

「5～15wt%」とも補正可能

but

「下限は 5wt%、好ましくは 10wt%。上限は 20wt%、好ましくは 15wt%」

だと同補正不可

プロフィール | 徒然なるままに欧州知財実務 (hasegawa-ip.com)

"Amendment to narrow scope of claim in process of prosecution and application of doctrine of equivalents (international trend in court cases and overview of Japanese court cases)"

Ameblo 元投稿日：2022-03-17

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12732428611.html

"Amendment to narrow scope of claim in process of prosecution and application of doctrine of equivalents (international trend in court cases and overview of Japanese court cases)"

My article above has been posted in the “Court Decisions” section of the JPAA website.

Amendment-to-narrow-scope-of-claim-in-process-of-prosecution-and-application-of-doctrine-of-equivalents.pdf (jpaa.or.jp)

欧州特許実務③<補正>　（長谷川寛ドイツ弁理士の講演録から）

Ameblo 元投稿日：2022-03-18

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12732514394.html

長谷川寛ドイツ弁理士の講演録から

欧州特許実務③<補正>

「中間一般化」（＝実施形態を抽象化してクレームに追加する補正）が許される条件

- その特徴は、実施形態の他の特徴と関連しない

- 全体的な開示が、特徴の一般化された分離およびクレームへの導入を正当化する

【高石】日本でも、「中間一般化」（＝実施形態を抽象化してクレームに追加する補正）は、発明の課題と無関係の部分は捨象できるが、発明の課題と関係する部分は捨象できないという傾向。

【特許】新規事項追加と、本件発明の課題（分割出願時の拡張戦略） - YouTube

ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー

欧州では、図面のみに基づく補正は厳格。

【高石】日本でも、図面のみに基づく補正は、そもそも看取できるかという問題と、抽象化（上位概念化）の限界は、それなりに厳格。（図面からの引用発明認定とパラレル）

【特許・進歩性／新規性】＜引用発明の認定＞公報の図面から引用発明を読み取れるか？（形状、大小関係、位置関係、寸法、配列、方向、存在） - YouTube

160 回簿記二級統一試験（ペーパー、2022 年 2 月 27 日）無事に合格できました。（78 点）

Ameblo 元投稿日：2022-03-18

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12732541808.html

160 回簿記二級統一試験（ペーパー、2022 年 2 月 27 日）無事に合格できました。（78 点）

工業簿記は満点

商業簿記は、

設問２及び３は部分点狙い通り

設問１は満点かと思っていましたが…

⇒解答が出たら、照らし合わせてみます。

ふくしままさゆき先生の Youtube で学び、問題演習を繰り返しました。

ふくしままさゆき先生の Youtube は、合格レベル以上ですが、何故受検するのかを考えれば、合格に必要がないことは捨てるという発想は正しくないと思います。

正直なところ、３級はテクニックのみで合格してしまったので、今般反省して、３級の Youtube から見直しました。

当日も書きましたが、本試験は、TAC の予想問題よりもはるかに簡単で、時間もタイトではありません。

実は、3 月 5 日にネット試験も受けてみたのですが（そちらも合格しました。）、やはり、TAC の予想問題よりもはるかに簡単で、時間もタイトではありませんでした。

皆様

TAC の予想問題に跳ね返されて落ち込まないでください!!

予想問題が難し過ぎて、心が折れている受検生もおられるかもしれません。しかし、本試験はそこまで難しくないので、諦めずに頑張ってください！！

（おそらく、１２０分が９０分に短縮されたにもかかわらず、予想問題のレベルが下がっていないのでは。そして、時間短縮後の過去問が公開されていないことで、情報に偏りがありそうです。しかし、直近の統一試験の合格率が下がっていないので、問題が簡単にならないと辻褄が合わないのですが、そのとおりでした。）

そして、合格するまで勉強すれば合格できますから、頑張ってください!!

次は簿記１級・・・、はやりません。

次は、映画制作に向けて活動します。

【簿記系 YouTuber?】ふくしままさゆき - YouTube

https://www.youtube.com/channel/UCGDec349YIziUytZzc3d7Yg

欧州特許実務④<新規性での落とし穴>（長谷川寛ドイツ弁理士の講演録から　）

Ameblo 元投稿日：2022-03-22

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12733229989.html

長谷川寛ドイツ弁理士の講演録から

欧州特許実務④<新規性での落とし穴>

(1)新規性喪失の例外が乏しい

⇒日本特許法 30-２が無い!!

(2)用途

⇒原則限定しない!

【高石】日本とは実務が大きく異なる。

「用途発明」の権利行使について（直接侵害・間接侵害） (jpaa.or.jp)

(3)選択発明★

⇒２以上のリストからの選択でないと新規性が認められない!!!!

【高石】日本とは実務が大きく異なる。韓国も、最近、日本と同じ大法院（最高裁）判決が出た。

選択発明の場合でも構成の困難性が認められれば進歩性が否定されないとした大法院判決 | 判例データベース - 知的財産に関する情報 - 韓国 - アジア - 国・地域別に見る - ジェトロ (jetro.go.jp)

（注）欧州特許庁審査ガイドライン（2023 年版 G-VI, 8。2024 年版以降は G-VI, 7）は、具体的に開示された要素の単一のリストからの選択は新規性を生じないとし、一定の長さの二以上のリストからの選択を要する場合には、先行技術に具体的に開示されていない組合せが新規性を生じるとする。数値範囲からの部分範囲の選択は、別の基準で新規性を判断する。

(4)自己衝突（Self-collision）

⇒日本特許法 29 の 2 が無い!

（注）欧州特許条約 54 条(3)は、先に出願され後に公開された欧州特許出願の内容を新規性の判断において技術水準に含める。ただし、日本の特許法 29 条の 2 ただし書（出願人が同一の場合の適用除外）に相当する規定はない。このため、自己の先願が自己の後願の新規性を否定することがある（自己衝突）。

＜出願経過における減縮補正と、均等論＞

Ameblo 元投稿日：2022-03-22

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12733231414.html

＜出願経過における減縮補正と、均等論＞

Flexible Bar を前提として、拒絶理由通知に応答する手続補正で追加した構成要件について均等侵害を認める傾向は、世界の潮流!

⇒プロパテント

２件の日本の裁判例

英国最高裁、ドイツ最高裁、米国 CAFC「Eli Lilly 事件」

【特許★】＜出願経過における減縮補正と、均等論（世界の裁判例の潮流と日本の裁判例紹介）＞ - NAKAMURA & PARTNERS (nakapat.gr.jp)

知財高判平成 31 年(行ケ)10046＜大鷹＞　【回路遮断器の取付構造】①進歩性〇、②分割要件〇

Ameblo 元投稿日：2022-03-22

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12733232469.html

知財高判平成 31 年(行ケ)10046＜大鷹＞　【回路遮断器の取付構造】①進歩性〇、②分割要件〇

① 部材の小ささを容易想到否定の理由とした!!

「…板ばねや分岐開閉器のような小さな部材にさらに操作用取手や突起等を設け，その精度を保つ構造とすることを想起することが容易であったものとは考え難い。」

② 分割事項が、発明の課題に直接関係ない

⇒原出願の当初明細書等の明示的記載を上位概念化した分割 OK

「どちらが爪部又は凹部かということ及び嵌合の具体的な態様は…課題解決に直接関係するものではない」

知財高判令和２年(行ケ)10103【多色ペンライト】＜東海林＞

Ameblo 元投稿日：2022-03-23

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12733403586.html

知財高判令和２年(行ケ)10103【多色ペンライト】＜東海林＞

*審決は、主引用例に内在する課題の認定を誤った。

*主引用例の「演色性」と副引例の「演色性」とは異なる意味。

⇒動機付けの根拠とならない。

『本件審決が甲１発明の課題に関して認定する「演色性」…は，甲２に記載された技術事項として認定された「演色性」，すなわち，照明された物体の色が自然光で見た場合に近いか否かという，一般的な意味での「演色性」とは異なる』

（判旨抜粋）

…甲１に，「イエロー」とされる黄色の発色自体に問題が内在しているという課題が示されていると認めることはできない。…

甲１発明と甲２に記載された技術事項は，技術分野が完全に一致しているとまではいえず，近接しているにとどまるから，甲１発明に甲２に記載された技術事項を採用して本件発明１を想到することが容易であるというためには，甲１発明に甲２に記載された技術事項を採用するについて，相応の動機付けが必要である…。

本件審決は，甲１発明に甲２に記載された技術事項を採用する動機付けがあり，甲１発明に甲２に記載された技術事項を採用して本件発明１を容易に想到することができたと判断する前提として，甲１発明に，「イエロー」とされる黄色の発色自体に問題が内在しているという課題があり…，甲１発明に，演色性を向上させるという，甲２と共通の課題があると認定した…。しかし，…甲１発明に，「イエロー」とされる黄色の発色自体に問題が内在しているという課題があるとする本件審決の認定は誤りであるし，また，本件審決が甲１発明の課題に関して認定する「演色性」…は，甲２に記載された技術事項として認定された「演色性」，すなわち，照明された物体の色が自然光で見た場合に近いか否かという，一般的な意味での「演色性」とは異なる…。そうすると，本件審決は，甲１発明に甲２に記載された技術事項を採用する動機を基礎づける甲１発明の課題の認定を誤っているものであり，…甲１発明に甲２に記載された技術事項を採用する動機付けがあるとは認められない。

東京地判平成 30 年(ワ)36690【携帯情報通信装置】＜國分＞

Ameblo 元投稿日：2022-03-24

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12733575323.html

東京地判平成 30 年(ワ)36690【携帯情報通信装置】＜國分＞

NPE 勝訴～実施料率 0.01%

SEP（標準必須特許）ではないが、パテントファミリーとしての実施許諾という“被告の”実情を考慮した。

(原告はライセンス実績なし)

アップル/サムソンの知財高判平成 25 年(ネ)10043 に続き、スマートフォンの特殊性が考慮された。

（判旨抜粋）

…株式会社帝国データバンクが作成した「知的財産の価値評価を踏まえた特許等の活用の在り方に関する調査研究報告書～知的財産（資産）価値及びロイヤルティ料率に関する実態把握～本編 平成２２年３月」（…「本件報告書」という。）…及び前記「実施料率〔第５版〕」には，電気等の分野の実施料率の平均値等の記載があるものの，本件報告書では，エレクトロニクス業界のライセンス交渉実態について，一つのデバイスが関連する特許が膨大な量となることから，実施料率の定めに特徴がある旨の記載がされており，そこで例示されている実施料率は，上記の平均値を大幅に下回るものである。このような事情は携帯電話機（スマートフォン）である被告各製品にも当てはまるものと考えられるから，被告各製品に関して，業界における実施料の相場等として上記の平均値等の記載を採用するのは相当とはいえない。…

被告従業員の前記陳述書においては，被告各製品に関連する標準必須特許以外のライセンス契約において，パテントファミリー単位での特許権１件あたりのライセンス料率が…％であり，そのうち，ランニング方式での契約をとるＣ社との契約においてはライセンス料率の平均が約…％であったこと，また，被告が，平成２２年頃，被告各製品の販売に関連し，画像処理・外部出力関連の標準規格の特許ライセンス料を含む使用許諾料として支払っていた額は１台当たり合計…米ドルであったことが説明されている（…被告各製品１台当たりの売上高は約●（省略）●円である。）。…

②本件発明が被告各製品にとって代替不可能なものとは認められず，③本件発明を実施することによる被告の利益の程度も明らかではないこと，…④原告と被告との間に競業関係がなく，原告は，特許発明について自社での実施はしておらず，他社に実施許諾をして実施料を得ることを営業方針としているものの，これまで保有する特許発明について，実施許諾契約の締結に至ったことはないことといった事情を総合考慮すれば，本件発明について，被告各製品の製造，販売に対して受けるべき実施料率は０．０１％と認めるのが相当である。

「マルチマルチクレーム」の制限 ～ 改訂審査基準、解説資料、動画、意見募集結果が公表されました。

Ameblo 元投稿日：2022-03-24

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12733615939.html

「マルチマルチクレーム」の制限

特許庁から、改訂審査基準、解説資料、動画、意見募集結果が公表されました。

「又は」でもマルチマルチクレーム

⇒マルチマルチクレームが禁止されていない欧州で新規事項追加とならないように、クレームライクな記載等、対策が必要です。

マルチマルチクレームの制限について | 経済産業省 特許庁 (jpo.go.jp)

知財高判令和１年(ネ)10057【タンパク質を抽出する混合液】＜大鷹＞＝平成 29(ワ)41474＜田中＞

Ameblo 元投稿日：2022-03-25

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12733742753.html

知財高判令和１年(ネ)10057【タンパク質を抽出する混合液】＜大鷹＞

*「抽出」の意義が、２層に分離することと解釈された。

⇒非充足

（判旨抜粋）

本件明細書の【００２６】中に，「タンパク質含有層中の水性溶媒に対するタンパク質の割合が，抽出対象液中の水性溶媒に対するタンパク質の割合よりも高ければ，抽出対象液からタンパク質が抽出されたと言える。」との記載があるが，上記記載は，タンパク質含有層中の水性溶媒に対するタンパク質の割合が，抽出対象液中の水性溶媒に対するタンパク質の割合よりも高い場合には，抽出対象液からタンパク質が抽出されたと評価できることを述べたものにすぎず，構成要件Ｂの「タンパク質を抽出する」にいう「抽出」が，かかる場合に限定されることを述べたものと理解することはできない。…

本件発明の特許請求の範囲には，「タンパク質を抽出する」にいう「抽出」の意義や方法について規定した記載はない。…

…本件明細書の記載を総合すると，構成要件Ｂの「タンパク質を抽出する」にいう「抽出」とは，タンパク質，水性溶媒等を含有する抽出対象液を少なくとも２層に分離させ，タンパク質含有層が形成されることを意味するものと解される。…

被告製品が添加された「抽材」が，被告製品によって，２層に分離し，下層にタンパク質含有層が形成されたものと認めることはできず，被告製品は…「タンパク質を抽出する」ことができるとの構成を有するものと認めることはできない。

＝【原審】東京地判平成 29(ワ)41474【タンパク質を抽出する混合液】＜田中＞

（判旨抜粋）

「タンパク質を抽出する」混合液において，その含有される界面活性剤の程度は，分離等された対象物質から界面活性剤を除去する工程が不要である程度を限度とするもの…と解する。

⇒非充足

知財高判令和２年(ネ)10045【ドットパターン】＜菅野＞サポート要件×、補正要件×（新規事項追加）

Ameblo 元投稿日：2022-03-28

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12734296412.html

知財高判令和２年(ネ)10045【ドットパターン】＜菅野＞　**サポート要件×、補正要件×（新規事項追加）**

*明細書中の開示が、クレームアップされた発明と整合する（矛盾なく解釈できる）だけでは記載として不足である…

⇒そのような構成としたものと理解すべき記載となっている必要がある！！

⇒サポート要件×（請求項３）

*相容れない２つの実施例を組み合わせてクレームアップした補正が、新規事項追加と判断された。（請求項１）

=知財高判平成 25 年(行ケ)10346【水晶発振器の製造方法】＜石井＞

＝知財高判平成 28 年(行ケ)10257【携帯情報通信装置】＜森＞

（判旨抜粋）

＜サポート要件違反の部分＞

…確かに，ドットパ ターンの方向を意味するドット又はドット群を設けてこれらを非回転対称の配置にすればドットパターンの向きを認識できることは明らかであり，また，図５ないし８に記載された「ｘ，ｙ座標フラグ」又は「一般コードフラグ」は非回転対称の位置に配置されているとはいえるから，これをドットパターンの向きを意味するドットとして兼用することも可能である。しかしながら，本件明細書３は，そのような構成としたものと理解すべき記載となっておらず，「本来の位置からのずらし方」としてどのような選択に従い本件発明３を構成したのかがそもそも記載されているとはいえない…。

＜新規事項追加の部分＞

控訴人の主張によれば，本件補正１①部分は図１０５ドットパターンに基づくものであり，同②部分は図５ドットパターンに対応するものとなるから，本件補正１はこれら両パターンを組み合わせたものとなる。…両ドットパターンは，相容れない情報の定義方法を用いているのであり，両ドットパターンの組合せは全く新たな情報の定義方法を創作することにほかならない。

東京地判平成 30 年(ワ)1233【コンクリート造基礎の支持構造】＜國分＞ ※損害論

Ameblo 元投稿日：2022-03-29

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12734466536.html

東京地判平成 30 年(ワ)1233【コンクリート造基礎の支持構造】＜國分＞　※損害論

大成建設 v.大林組（特許権侵害成立）

限界利益がマイナスの工事現場⇒限界利益額をゼロと計算

発明の作用効果が顧客吸引力に与えた影響はある程度限定的

⇒１０２条２項による損害額の推定を一部覆滅

実施対象の工事現場毎に２項、３項で高い方の金額の和が、損害額として認定された。

（判旨抜粋）

被告構造物６については，構造物全体の限界利益額がマイナスとなり，上記の計算による完成工事高相当額は，完成工事原価を下回ることになるが，それをもって直ちにこれらの額が異常な金額ということはできないと判断し，その上で，場所打ちコンクリ ート杭に係る限界利益の額についてはゼロとした。…

本件実施に係る場所打ちコンクリート杭について，本件発明の作用効果が顧客吸引力に与えた影響はある程度限定的であったというべきであり，この点は，１０２条２項による損害額の推定を一部覆滅すべき事情として考慮すべきである。…

本件実施に係る各構造物ごとに，特許法１０２条２項及び３項によって算定した損害額のうち，より額が大きいものを原告の損害額として認定する…。

知財高判令和２年(行ケ)10016【…凹凸とげを有するとげ付き縫合糸】＜菅野＞

Ameblo 元投稿日：2022-03-30

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12734640608.html

知財高判令和２年(行ケ)10016【…凹凸とげを有するとげ付き縫合糸】＜菅野＞

＜付加と置換＞

*引用発明の遷移点は不明⇒遷移点は設計事項!!

『引用例の構成は不明⇒設計事項

引用例の構成は確定⇒変更する動機付けが必要』

という方向性であるから、

『特許権者は、引用例の構成は確定と主張すべきであり、

無効審判請求人は、引用例の構成は不明と主張したい。』

「引用発明では…曲がり方向が変わる遷移領域は存在する。凹面から凸面に移行する形状として，遷移領域で移行するか，遷移点で移行するかは，当業者が採用する選択肢の一つである」

（判旨抜粋）

　引用発明では，遷移点を備えているか一見不明であり，凹状部が接続部と遷移点との間に延在し，凸状部が遷移点と先端部との間に延在しているか不明であるが，少なくとも，凹状部から凸状部に移行する領域に，曲がり方向が変わる遷移領域は存在する。凹面から凸面に移行する形状として，遷移領域で移行するか，遷移点で移行するかは，当業者が採用する選択肢の一つであると解することができるから，引用発明の外縁の遷移領域で凹状部から凸状部に移行する形状を，遷移点で移行する形状として，相違点１に係る補正発明の構成とすることは，当業者が容易に想到し得たことである。

【特許】進歩性判断における「付加」と「置換」（容易想到性） - YouTube

<論稿>「令和２年の審決取消訴訟の概況」

Ameblo 元投稿日：2022-04-02

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12735231953.html

<論稿>「令和２年の審決取消訴訟の概況」
近時の知財重要判決がコンパクトに纏まっている
＜掲載例＞
知財高判令和元年(行ケ)10174【エアロゾル発生装置】
課題を踏まえて，クレーム文言を限定解釈
⇒サポート要件〇
課題を解決できる構成に限りクレームされていることとなり,サポート要件に適合する。
（判旨抜粋）
サポート要件の判断は，特許請求の範囲の記載と発明の詳細な説明の記載とを対比して行うものであるが，対比の前提として特許請求の範囲から発明を認定するに当たり，特許請求の範囲に記載された発明特定事項の意味内容や技術的意義を明らかにする必要がある場合に，必要に応じて明細書や図面の記載を斟酌することは妨げられないというべきであり，当事者が引用するリパー ゼ判決は，そのことを禁じるものと解することはできない。そして，本件においては，本件明細書の記載に照らすと，特許請求の範囲の請求項１及び１５について，前記(1)で認定したとおりのものであると理解できるのであり，それを基に特許請求の範囲と発明の詳細な説明を対比すると，特許請求の範囲に記載された発明が，発明の詳細な説明に記載された発明で，発明の詳細な説明の記載により当業者が当該発明の課題を解決できると認識できる範囲のものであるといえる。
(イ) 原告は，この点について，サポート要件の判断に当たって，発明の詳細な説明に基づく特許請求の範囲の限定解釈が許されるとすると，特許請求の範囲が文言上どれだけ広くてもサポート要件違反になることがなくなり，その趣旨が没却されるし，侵害の場面で広範な特許請求の範囲に基づき充足を主張でき，二重の利得を得ることになるから不当であると主張する。しかし，サポート要件の判断に当たって，発明の詳細な説明を参酌するからといって，特許請求の範囲に発明の詳細な説明を参酌して認められる発明の内容が，発明の詳細な説明によってサポートされていないときは，サポート要件違反になること（例えば，特許請求の範囲の文言に発明の詳細な説明を参酌して認められる発明の内容が，ＡとＢの両方を含むものであるが，実施例等としては，Ｂしかないときに Ａはサポートされていないと判断する場合があることなど）はあり得るのであって，常にサポート要件違反を免れるということにはならない。また，特許発明の技術的範囲を定めるに当たり，明細書及び図面を考慮するとされていること（特許法７０条２項）からすると，原告のいう二重の利得が発生するとはいえない。
令和２年の審決取消訴訟の概況 (jpaa.or.jp)

韓国大法院（最高裁）判決 2021 年 4 月 8 日言渡 2019 フ 10609

Ameblo 元投稿日：2022-04-02

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12735232618.html

韓国大法院（最高裁）判決

2021 年 4 月 8 日言渡 2019 フ 10609

「選択発明」の進歩性の判断時においても、通常の発明と同様に構成の困難性を考慮する。

＝日本の裁判例と同じになった！！

*原審（高裁）は、日本の審査基準と同じく、「選択発明」は異質又は顕著な効果がないと特許性×としていた。

https://system.jpaa.or.jp/patent/viewPdf/3920

<論稿>「進歩性の全論点」(高石秀樹、2022.01)

Ameblo 元投稿日：2022-04-02

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12735233618.html

<論稿>「進歩性の全論点」(高石秀樹、2022.01)

近時のホットトピックは,

（1 － 1）★内在特性

（1 － 6）公然実施発明

（2 － 4）★★★効果のクレームアップ

（3 － 2）本件発明と引用発明の課題の相違

（3 － 7）★数値限定発明／パラメータ発明

（3 － 9）★★★除くクレーム

⇒最近、除くクレームで登録された特許が多い。2021 年だけで 1000 件以上。特許出願戦略上採り入れる余地がある。

（高石は 6-8 ルールで退きましたが、2022 年度弁理士会特許委員会で研究予定です。）

進歩性の全論点網羅 (jpaa.or.jp)

＜論稿＞「アメリカ民事訴訟に関する送達と日本企業の対応」（コロンビア特別区弁護士　瀬川一真）

Ameblo 元投稿日：2022-04-03

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12735377286.html

＜論稿＞「アメリカ民事訴訟に関する送達と日本企業の対応」（コロンビア特別区弁護士 瀬川一真）

2017 米国連邦最高裁 Water Splash

＝受領国の拒否宣言がなく、適用される他の法も認める場合には、郵便送達が可能。

⇒2018 年、日本政府はハーグ条約 10 条(a)の拒否を宣言した。

⇒日本への郵便直接送達は×

（email による送達が有り得る。日本語訳は不要か?）

https://system.jpaa.or.jp/patent/viewPdf/3922

【寸劇（知的財産剣）】効果のクレームアップ

Ameblo 元投稿日：2022-04-03

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12735378939.html

【寸劇（知的財産剣）】効果のクレームアップ

日本では、クレームアップされた効果が、構成が必ず奏するのでなければ、発明特定事項となる。

⇒進歩性に寄与する。

効果を奏するように解釈されるから、権利範囲（発明の技術的範囲）が狭まらない。

効果を奏しない物は権利範囲（発明の要旨）外であるから、サポート要件も満たし易い。

（弁護士・弁理士・米国 California 州弁護士　高石秀樹）

【寸劇（知的財産剣）】効果のクレームアップ（映画撮影は 2022 年 4 月 16 日・17 日） - YouTube

【寸劇（知的財産剣）】分割出願で更に広くする

Ameblo 元投稿日：2022-04-03

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12735379146.html

【寸劇（知的財産剣）】分割出願で更に広くする

特許査定後、更に広い特許にチャレンジする分割出願ができます。

（寸劇中では、特許が取れたと言ってますが、特許査定を得たという意味です。）

⇒そのとき、発明の課題と無関係の部分は、実施例等の具体的開示を抽象化するときに捨象可能です。

（弁護士・弁理士・米国 California 州弁護士　高石秀樹）

【寸劇（知的財産剣）】分割出願で更に広くする（映画撮影は 2022 年 4 月 16 日・17 日） - YouTube

【寸劇（知的財産剣）】当初明細書に色々書いておく

Ameblo 元投稿日：2022-04-03

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12735379875.html

【寸劇（知的財産剣）】当初明細書に色々書いておく

分割・補正・訂正の”ネタ”を当初明細書に記載しておくと、特許出願後でも、ライバル製品を見ながらクレームを創り込むことができる。

⇒当初明細書に多く開示しておくという特許出願戦略がありうる。

＊但し、明細書に記載した代替構成をあえてクレームから除外した旨が客観的・外形的に表示されているなどの事情がある場合、均等論第５要件を満たさないことがある（マキサカルシトール最高裁判決）。分割出願を繰り返さないことだけで、当然に第５要件が否定されるわけではない。

（弁護士・弁理士・米国 California 州弁護士　高石秀樹）

【寸劇（知的財産剣）】当初明細書に色々書いておく（映画撮影は 2022 年 4 月 16 日・17 日） - YouTube

【寸劇（知的財産剣）】裁判例を基に当初明細書の記載を工夫する

Ameblo 元投稿日：2022-04-03

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12735380174.html

【寸劇（知的財産剣）】裁判例を基に当初明細書の記載を工夫する

当初明細書に分割・補正・訂正する”ネタ”を埋め込むために、裁判例上認められているクレーム類型を把握し、将来のクレームを想定する。

例えば、パラメータ・数値限定、除くクレーム、効果・課題のクレームアップ、機能的クレーム、用途、サブコンビネーションクレーム。

（弁護士・弁理士・米国 California 州弁護士　高石秀樹）

【寸劇（知的財産剣）】裁判例を基に当初明細書の記載を工夫する（映画撮影は 2022 年 4 月 16 日・17 日） - YouTube

＜論稿＞「『データ（構造）』の特許法における保護」（下萩原 勉）

Ameblo 元投稿日：2022-04-04

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12735572831.html

＜論稿＞「『データ（構造）』の特許法における保護」（下萩原 勉）

発明該当性～物は「プログラム"等"」を含む

審査基準～「データ構造（データ要素間の相互関係で表される，データの有する論理的構造）」は「プログラム"等"」に該当しうる。

⇒本稿は、具体的事案に沿って検討しており、実務上参考になります。

https://www.jstage.jst.go.jp/article/patentsp/74/26/74_121/_pdf/-char/ja

＜論稿＞「中国における方法特許クレームの解釈―中国最高裁判決の考察を中心として」

Ameblo 元投稿日：2022-04-05

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12735724499.html

＜論稿＞「中国における方法特許クレームの解釈―中国最高裁判決の考察を中心として」（林軍中国弁理士・弁護士、 胡春豊中国弁理士）

① 献納の原則

明細書のみ記載、クレームに記載がない順序

⇒保護範囲外

（湯たんぽの製造方法事件）

② 順番限定の原則

クレームに記載がなくても,明細書から直接かつ明確に理解される順序に拘束される

（弾性ヒンジの製造方法事件）

※方法発明の解釈論は、日本と近いようです。中国最高裁判決を踏まえた解説であり、実務上参考になる。

中国における方法特許クレームの解釈－中国最高裁判決の考察を中心として (jpaa.or.jp)

欧州特許実務①②③④<ALL>（長谷川寛ドイツ弁理士の講演録から）

Ameblo 元投稿日：2022-04-05

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12735726237.html

長谷川寛ドイツ弁理士の講演録から～欧州特許実務①②③④<ALL>

欧州特許実務①<手続>

移行時に,

・明細書を補正しない

⇒英文の頁数を元に計算されて高額化

・特許性を考慮したクレーム補正をしない

⇒国際調査の結果があまり参照されない

・優先権の譲渡を証明する

・分割出願は早く

⇒維持年金の起算日は、原出願の出願日

欧州特許実務②<クレームドラフト>

(1)多数の従属項を用意する

⇒補正・新文献で拒絶が繰り返されるという非効率を防止できる。

(2)マルチマルチクレーム

⇒欧州は,新規事項追加が厳しい。

⇒claim2 + claim3 が新規事項追加と判断される場合もある。

⇒4 月以降の日本出願も、明細書中にマルチマルチクレームライクな記載をしておくと、欧州での新規事項追加の懸念を減らせる。

(3)原則、1 カテゴリーに独立クレーム 1 つしか許されない。（例外も要研究!!）

⇒工夫例：A＋(b1 or b2)、A＋B

(4)外的有体物の引用を避ける

⇒外的有体物の引用は、無視される傾向

（【高石】日本では、サブコンビネーションクレームとして発明特定事項になるのでは?と思われる。実務の違い。）

(5)効果はクレームに書かない

⇒クレームアップされた効果が発明特定事項となりにくく、かえって、解消できない実施可能要件違反の懸念が生じる。

（【高石】日本では、クレームアップされた効果が発明特定事項となることが多いので、実務の違い。）

(6)独立クレームの特徴は最小限

⇒後から削除困難

⇒発明の課題と関係ない構成は外せる場合があるが、日本よりも厳格。

(7)数値範囲を上限と下限とに分けて記載しない（将来の補正のため）

「5～20wt%、好ましくは 10～15wt%」

なら,

「10～20wt%」とも、

「5～15wt%」とも補正可能

but

「下限は 5wt%、好ましくは 10wt%。上限は 20wt%、好ましくは 15wt%」

だと同補正不可

欧州特許実務③<補正>

「中間一般化」（＝実施形態を抽象化してクレームに追加する補正）が許される条件

- その特徴は、実施形態の他の特徴と関連しない

- 全体的な開示が、特徴の一般化された分離およびクレームへの導入を正当化する

（【高石】日本でも、「中間一般化」（＝実施形態を抽象化してクレームに追加する補正）は、発明の課題と無関係の部分は捨象できるが、発明の課題と関係する部分は捨象できないという傾向。）

欧州では、図面のみに基づく補正は厳格。

（【高石】日本でも、図面のみに基づく補正は、そもそも看取できるかという問題と、抽象化（上位概念化）の限界は、それなりに厳格。（図面からの引用発明認定とパラレル））

欧州特許実務④<新規性での落とし穴>

(1)新規性喪失の例外が乏しい⇒日本特許法 30-２が無い!!

(2)用途⇒原則限定しない!

（【高石】日本とは実務が大きく異なる。）

(3)★選択発明⇒２以上のリストからの選択でないと新規性が認められない!!!!

（【高石】日本とは実務が大きく異なる。韓国も、最近、日本と同じ大法院（最高裁）判決が出た。）

（注）欧州特許庁審査ガイドライン（2023 年版 G-VI, 8。2024 年版以降は G-VI, 7）は、具体的に開示された要素の単一のリストからの選択は新規性を生じないとし、一定の長さの二以上のリストからの選択を要する場合には、先行技術に具体的に開示されていない組合せが新規性を生じるとする。数値範囲からの部分範囲の選択は、別の基準で新規性を判断する。

(4)自己衝突（Self-collision）⇒日本特許法 29 の 2 が無い!

（注）欧州特許条約 54 条(3)は、先に出願され後に公開された欧州特許出願の内容を新規性の判断において技術水準に含める。ただし、日本の特許法 29 条の 2 ただし書（出願人が同一の場合の適用除外）に相当する規定はない。このため、自己の先願が自己の後願の新規性を否定することがある（自己衝突）。

プロフィール | 徒然なるままに欧州知財実務 (hasegawa-ip.com)

＜論稿＞「意匠の類否判断における公知意匠の参酌」（加藤 幹 教授）

Ameblo 元投稿日：2022-04-06

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12735909107.html

＜論稿＞「意匠の類否判断における公知意匠の参酌」（加藤 幹 教授）

（意匠権侵害事件）意匠の要部を把握する際に参酌する公知意匠の時的基準

～裁判例は、出願時までに限るか否かで分かれている。

※大阪高判令和 2 年(ネ)211 は、登録意匠出願後の公知意匠も、要部認定に影響するとした。

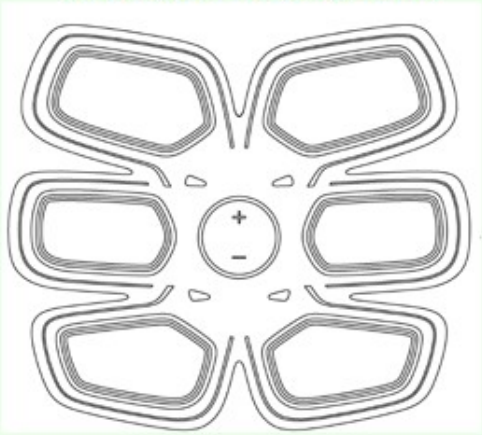
意匠の類否判断における公知意匠の参酌 (jpaa.or.jp)

（登録意匠出願後の公知意匠も、要部認定に影響する‼）

大阪地判平成29年（ワ）5109「トレーニング機器」事件の

＜控訴審＞大阪高判令和2年（ネ）211～控訴棄却

本件意匠（1536247）



被告意匠



＜※要部認定＞

「基本的構成態様」＋「各パッド片の形状，各パッド片の結合状態，各パッド間の切込みの形状，深さ」～一審と同じ⇒非類似（非侵害）

（判旨抜粋）「控訴人は，原審が要部を認定するに際し，本件意匠に後行する公知意匠を参照したことを批判する。しかし，ある登録意匠の要部を認定するに当たり，出願後の公知意匠（当該登録意匠を追随したようなものも含まれる。）を観察することによっても，当該登録意匠に含まれる当該形態が，需要者の注意を引くかどうかを判断することができると考える。」「広義の誤認混同のおそれは意匠法が規律するところではな」い。

5

＜論稿＞「パラメータ発明のサポート要件」(高石秀樹、2021.5)

Ameblo 元投稿日：2022-04-07

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12736081534.html

＜論稿＞「パラメータ発明のサポート要件」(高石秀樹、2021.5)

偏光フィルム知財高裁大合議判決は、「パラメータ発明」がサポート要件を満たす要件として、「数式が示す範囲と得られる効果（性能）との関係の技術的な意味」が認識できるという加重要件を課した。

⇒しかし、偏光フィルム知財高裁大合議判決後、この加重要件をあてはめてサポート要件を判断した裁判例は、〔トマト含有飲料事件〕（知財高判平成 28 年（行ケ）第 10147 号）のみ!!

⇒大合議判決がいうところの「パラメータ発明」は、殆ど無い!?

パラメータ発明のサポート要件－（令和元年（行ケ）第 10173 号〔両面粘着テープ事件〕を契機として）－ (jpaa.or.jp)

＜論稿＞〔ブルニアンリンク作成デバイス〕事件（柴田和雄）

Ameblo 元投稿日：2022-04-08

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12736258915.html

＜論稿＞〔ブルニアンリンク作成デバイス〕事件（柴田和雄）

「部分優先」について最も深く考察した論考

世界各国についても解説

(1)…

(2)後の出願で加えた新たな構成が、基礎出願日と現実の出願日との間の公知技術により新規性・進歩性が否定されない場合は、

優先権が認められる。

（注）知財高判令和元年（行ケ）第 10132 号は、基礎出願に含まれていなかった構成部分についてはパリ優先権が否定されるにとどまり、特許を無効とするには、当該構成部分が引用発明に照らし新規性又は進歩性を欠くことを要するとした（判決 33 頁）。

令和 2 年 11 月 5 日知財高裁判決令和元年（行ケ）第 10132 号〔ブルニアンリンク作成デバイスおよびキット〕事件（全ての範囲での優先権を認めることによって無効不成立とした審決につき，部分優先が認められることによって審決の判断は結論において誤りはないとされた事例） (jpaa.or.jp)

＜論稿＞【意匠】「意匠の類否判断は何故分かりにくいのか」(2021.1、工藤由里子)

Ameblo 元投稿日：2022-04-09

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12736431440.html

＜論稿＞【意匠】「意匠の類否判断は何故分かりにくいのか」(2021.1、工藤由里子)

冷蔵庫の具体的意匠から、審査基準の類否判断方法とグッドデザイン賞の評価に矛盾はないが、評価対象が、製品そのものか，抽象化された「意匠」（美感の面から把握したアイデア）かの違いが表れると考察した論稿。

意匠の類否判断は何故分かりにくいのか (jpaa.or.jp)

＜論稿＞「特許権侵害訴訟において本件発明の課題が与える影響」(2021.9、弁理士会特許委員会）

Ameblo 元投稿日：2022-04-11

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12736807031.html

＜論稿＞「特許権侵害訴訟において本件発明の課題が与える影響」(2021.9、弁理士会・特許委員会)

特許権侵害訴訟で戦うために、原告・被告のどちらも「発明の課題」が重要であり，「発明の課題」は訴訟の勝敗のキーとなることを、近時の裁判例を網羅的に検討することで確認するとともに、重要判決を紹介した論稿。

１００ページ超の答申書のエッセンスを抽出して、コンパクトに纏めて情報提供しています。

特許権侵害訴訟において本件発明の課題が与える影響 (jpaa.or.jp)

＜論稿＞「Therasense 判決後の不衡平行為」（吉田哲、深町美音子）

Ameblo 元投稿日：2022-04-12

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12736983682.html

＜論稿＞「Therasense 判決後の不衡平行為」（吉田哲、深町美音子）

米国連邦巡回区控訴裁判所（CAFC）Therasense 判決後に不衡平行為が議論される事件数は、安定している。

Therasense 判決の厳しい判断基準でも，不衡平行為を立証できると思える事件は一定数存在する。

Therasense 判決後も，不衡平行為の防御は可能なレベルを維持している。

Therasense 判決後の不衡平行為（Inequitable Conduct）の動向－米国特許の情報提供義務（IDS 違反）は緩和されたのか？－ (jpaa.or.jp)

＜論稿＞訂正の再抗弁を主張するために訂正審判の提起は不要であるとした知財高裁判決(吉田広志教授)

Ameblo 元投稿日：2022-04-13

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12737167417.html

＜論稿＞「訂正の再抗弁を主張するために訂正審判の提起は不要であるとした知財高裁判決」(2020.4、吉田広志教授)

訂正の再抗弁～法律上訂正審判/請求できないタイミングでは、不要とする判決が多い。

【光学情報読取装置事件】は、条件付提起不要説から、完全提起不要説への移行を示唆する。

訂正の再抗弁を主張するために訂正審判の提起は不要であるとした知財高裁判決－条件付提起不要説から完全提起不要説への移行は成るか－ (jpaa.or.jp)

＜論稿＞「中国における特許明細書の開示要件」（2021.3、林 軍，胡春豊）

Ameblo 元投稿日：2022-04-14

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12737365790.html

＜論稿＞「中国における特許明細書の開示要件」（2021.3、林 軍，胡春豊）

（中国最高人民法院）

明細書における技術的課題，技術的思想及び有益な効果の記載が互いに矛盾する場合,

裁判所は,

特許が解決しようとする技術的課題，実現しようとする技術的効果について,認定できる。

中国における特許明細書の開示要件－中国最高裁判決の考察を中心として－ (jpaa.or.jp)

＜論稿＞進歩性判断における「予測できない顕著な効果」の比較対象及び位置付け（2021、高石秀樹）

Ameblo 元投稿日：2022-04-15

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12737522502.html

＜論稿＞「令和元年 8 月 27 日最高裁判決平成 30 年（行ヒ）第 69 号「…点眼剤」事件（進歩性判断における「予測できない顕著な効果」の比較対象及び位置付け）」（2021.1、高石秀樹）

構成（医薬用途）が容易想到であるとする前訴判決が確定しており、拘束力があったが、「予測できない顕著な効果」で進歩性が認められ得る。独立要件説に親和的

「原審は，結局のところ，本件各発明の効果，取り分けその程度が，予測できない顕著なものであるかについて，優先日当時本件各発明の構成が奏するものとして当業者が予測することができなかったものか否か，当該構成から当業者が予測することができた範囲の効果を超える顕著なものであるか否かという観点から十分に検討することなく，本件化合物を本件各発明に係る用途に適用することを容易に想到することができたことを前提として，本件化合物と同等の効果を有する本件他の各化合物が存在することが優先日当時知られていたということのみから直ちに，本件各発明の効果が予測できない顕著なものであることを否定して本件審決を取り消したものとみるほかなく，このような原審の判断には，法令の解釈適用を誤った違法があるといわざるを得ない。」

⇒差戻し後、知財高判令和 1 年（行ケ）10118＜森＞

「…発明の構成に至る動機付けがある場合であっても，優先日当時，当該発明の効果が，当該発明の構成が奏するものとして当業者が予測することができた範囲の効果を超える顕著なものである場合には，当該発明は，当業者が容易に発明をすることができたとは認められないから，前訴判決は，このような予測できない顕著な効果があるかどうかまで判断したものではなく，この点には，前訴判決の拘束力（行政事件訴訟法３３条１項）は及ばない…。」

⇒「予測できない顕著な効果」で進歩性〇

令和元年 8 月 27 日最高裁判決平成 30 年（行ヒ）第 69 号「アレルギー性眼疾患を処置するための点眼剤」事件ー（進歩性判断における「予測できない顕著な効果」の比較対象及び位置付け） (jpaa.or.jp)

＜論稿＞「中間上位概念化－特殊な EPC 特許手続き－」（2019.11 クリスチャン ケスター）

Ameblo 元投稿日：2022-04-18

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12738053161.html

＜論稿＞「中間上位概念化－特殊な EPC 特許手続き－」（2019.11、ドイツ・欧州弁理士 クリスチャン ケスター）

EPO では、中間上位概念化は原則×であるが、許可される例もある。

⇒許された/許されなかった審決を挙げて、判断基準、主張方針を提案しており、欧州特許実務に有益!!

中間上位概念化－特殊な EPC 特許手続き－ (jpaa.or.jp)

＜論稿＞「プログラムの営業秘密性に対する裁判所の判断」（2019.7、石本貴幸）

Ameblo 元投稿日：2022-04-18

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12738053378.html

＜論稿＞「プログラムの営業秘密性に対する裁判所の判断」（2019.7、石本貴幸）

ソースコードに特徴的な処理がないと，営業秘密として保護される対象となるものは，現実のソースコードそのものと解釈され，不正使用の範囲は狭い。

アルゴリズムが営業秘密として認められた裁判例はない。

プログラムの営業秘密性に対する裁判所の判断 (jpaa.or.jp)

＜論稿＞「拡大先願に関する裁判例の傾向分析」(2019.1、弁理士会特許委員会)

Ameblo 元投稿日：2022-04-18

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12738054292.html

＜論稿＞「拡大先願に関する裁判例の傾向分析」(2019.1、弁理士会特許委員会)

<拡大先願違反と新規事項追加との関係>

先願の後願排除効の範囲は，制度趣旨に照らして…補正/訂正/分割が許されるか否かの基準である，新規事項追加に該当するか否かの判断基準と一致する筈である。

例外～知財高判平成 26 年(ネ)10080

例外として，知財高判平成 26 年（ネ）第 10080 号「スピネル型マンガン酸リチウムの製造方法」事件は，「…本件明細書には，『結晶構造中にナトリウムもしくはカリウムを実質的に含む』形態を除くスピネル型マンガン酸リチウムについて明示的な記載はなく，また，これが本件明細書の記載から自明な事項であるということもできないから，『（結晶構造中にナトリウムもしくはカリウムを実質的に含むものを除く。）』との技術的事項が，本件明細書に記載されているということはできない。」と判示して，「除くクレーム」の訂正を新規事項追加とした。もっとも，同判決の事案は，化学物質の構造式の一点を除く典型的な除くクレームの事案とは異なるため，一般化できるかは慎重な検討が必要である。何れにしても，この点の是非については，今後の検討課題となろう。

拡大先願に関する裁判例の傾向分析 (jpaa.or.jp)

＜論稿＞「○○システムを生産する方法」クレームの有効性(2018.10、関西特許研究会 ソフトウェア研究班)

Ameblo 元投稿日：2022-04-19

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12738237929.html

＜論稿＞「○○システムを生産する方法」クレームの有効性(2018.10、関西特許研究会 ソフトウェア研究班)

システムクレームの全技術的特徴を含み，かつ，「業として」問題，外国実施および複数主体の問題を従来よりも軽減している。

⇒システムクレームよりも権利取得性・実効性が高い。

「○○システムを生産する方法」クレームの有効性 (jpaa.or.jp)

＜論稿＞米国弁理士の秘匿特権，連邦裁判所のみならず州裁判所でも認められる新判決...(服部健一)

Ameblo 元投稿日：2022-04-20

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12738410610.html

＜論稿＞「米国弁理士の秘匿特権，連邦裁判所のみならず州裁判所でも認められる新判決　日本弁理士の秘匿特権も拡大される可能性有り」(2018.7,服部健一)

日本弁理士に日本特許法上の助言を求めた場合、

⇒基本となる法は日本法，日本弁理士に秘匿特権があるから，米国裁判所でも秘匿特権 OK。

米国弁理士の秘匿特権，連邦裁判所のみならず州裁判所でも認められる新判決 (jpaa.or.jp)

＜論稿＞「数値限定発明の充足論，明確性要件」（2018.5、高石秀樹）

Ameblo 元投稿日：2022-04-21

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12738586462.html

＜論稿＞「数値限定発明の充足論，明確性要件」（2018.5、高石秀樹）

1. 数値（パラメータ）が多義的

2. 数値範囲を僅かに外れる場合の有効桁数

3. 一個の製品中に数値範囲に含まれない要素が混在

4. 製造誤差

5. 製造後の経時変化

6. 十分、略、実質的に～程度を表わすクレーム

数値限定発明の充足論，明確性要件 (jpaa.or.jp)

知財高判令和２年(行ケ)10057【電動ベッド】＜菅野＞

Ameblo 元投稿日：2022-04-25

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12739302480.html

知財高判令和２年(行ケ)10057【電動ベッド】＜菅野＞

主引例と副引例との技術分野が隔絶している

⇒組合せの動機付け否定（請求項２）

技術分野が異なると、当業者が知らないということ?

それなのに何故組合せの動機付けの問題なのか?

本願発明と異なる技術分野だと主引例適格否定?

（判旨抜粋）

甲１発明は，医療用のベッド１０に関し，患者の予期されるニーズに従って，あらかじめ選択される垂直方向高さ位置にすることを課題とし，下方中間位置として，「ベッド１０に出入りするための便利な高さ」を選択したものである（その高さは，同時に，介護者又は患者の足が存在しても挟み込みが生じない高さである…。）。一方，甲３発明は，…車輌用幌開閉装置に関し，幌を閉じる際に物を挟んでしまう危険性があるという問題に鑑み，幌が全閉する手前で自動的に一時停止し，確実に安全を確認することができる車輌用幌開閉装置を提供することを課題とし，さらに操作者に不快感を与えないことを課題とするものである。

両者の技術分野は隔絶しているものであり，物を挟んでしまう危険性を回避するとの抽象化された課題としてしか共通せず，このように異なる技術分野の異なる発明から共通の課題を抽出し，相互の技術分野においてその特性に合わせた具体的な解決手段を適用しようとすることは，特段の創意を要する…。…甲１発明に甲３発明を適用する動機付けは存在しない…。

知財高判令和２年(行ケ)10053【二酸化炭素経皮・経粘膜吸収用組成物】＜菅野＞

Ameblo 元投稿日：2022-04-25

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12739302910.html

知財高判令和２年(行ケ)10053【二酸化炭素経皮・経粘膜吸収用組成物】＜菅野＞

主引例に本件発明の課題があるとは認識できない。

⇒進歩性〇

⇒あくまで、主引例からどのような課題を認識できるかを考える必要がある。

⇒相違点１（「増粘剤の含有量が 1～15 質量%」）は容易想到でない。

（判旨抜粋）

甲１発明において，あえてバブが「完全に溶けるまで待つ」と記載されていることには，バブから十分な量の二酸化炭素が発生し，水中に溶存するのを待つという技術的意義があると解される。そうすると，甲１に接した当業者は，甲１の上記記載から，甲１発明では，バブ片を完全に溶かし，湯に溶存している二酸化炭素を経皮吸収させて血行促進作用を図るものと理解するから，甲１発明に「気泡状の二酸化炭素を持続的に保持する」という課題があると認識するとは認められない。…甲１には，バブ片が「完全に溶けるまで待つ」と明記されているのであり，当業者がバブからの気泡状の二酸化炭素の発生を視認したとしても，溶存二酸化炭素を作り出す過程・手段であるにすぎず，それ自体が経皮吸収に寄与するとはいえない気泡状の二酸化炭素に着目するとは認め難いし，そもそも甲１発明において，湯に溶解せず空気中に二酸化炭素が発散してしまうことを防ぐことが課題とされていることを認めるに足りる証拠もない。なお，原告は，「気泡状の二酸化炭素を持続的に保持する」という課題は自明又は容易に発見できるのであるから，それが甲１発明から認識できるか否かを判断する必要はない旨主張するが，…本件発明が甲１発明から容易に想到できたか否かを考えるに当たっては，あくまで甲１発明に接する当業者が甲１発明からどのような課題を認識できるかを考えることが必要になるのであるから，原告の主張は失当というほかない。

知財高判平成 24 年(行ケ)10252【耐熱性リボヌクレアーゼＨ】＜芝田＞

Ameblo 元投稿日：2022-04-25

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12739303434.html

知財高判平成 24 年(行ケ)10252【耐熱性リボヌクレアーゼＨ】＜芝田＞

*出願後に頒布された刊行物により顕著な効果を認定×

*特許明細書に記載された知識に基づいて出願前の発明ないし技術常識を認定することは，後知恵に基づいて特許出願された発明の進歩性を判断することになりかねず×

（判旨抜粋）

一般に，発明の進歩性の判断は，審査を行う時点ではなく，出願日（優先権主張がなされている場合は優先権主張日）を基準になされるものであるから（特許法２９条２項），発明の進歩性の有無を判断するにあたって参酌することができる知見は，出願前までのものであって，このことは，発明の構成の容易想到性判断のみならず，発明の効果の顕著性の判断に関しても同様である。また，特許出願された発明に関する明細書に記載された知識に基づいて出願前の発明ないし技術常識を認定することは，後知恵に基づいて特許出願された発明の進歩性を判断することになりかねず，同項の趣旨に反するものであり，許されない。

＜論稿＞「米国特許侵害訴訟における Markman クレーム解釈」（2017.3、ヨーク M. フォークナー、鈴木 亜矢）

Ameblo 元投稿日：2022-04-25

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12739303686.html

＜論稿＞「米国特許侵害訴訟における Markman クレーム解釈」（2017.3、ヨーク M. フォークナー、鈴木 亜矢）

米国特許侵害訴訟の充足論におけるクレーム解釈～実務上有益!

ordinary and customary meaning

broadest reasonable interpretation (BRI)

2 つの基準に対する戦略的考察

075-081_鈴木様.mcd (jpaa.or.jp)

＜論稿＞「均等論に関する裁判例の傾向と対策」(2017.01、弁理士会・特許委員会)

Ameblo 元投稿日：2022-04-26

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12739474765.html

＜論稿＞「均等論に関する裁判例の傾向と対策」(2017.01、弁理士会・特許委員会)

明細書に課題・作用効果を複数記載することの功罪

明細書に課題を上位概念で記載することの功罪

第 2 要件を，作用効果の量または程度という観点から判示した裁判例

第 3 要件のダブルスタンダード

均等論に関する下級審裁判例の傾向と対策 (jpaa.or.jp)

＜論稿＞「『用途発明』の権利範囲について（直接侵害・間接侵害）」（2017.1、高石秀樹）

Ameblo 元投稿日：2022-04-27

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12739651689.html

＜論稿＞「『用途発明』の権利範囲について（直接侵害・間接侵害）」（2017.1、高石秀樹）

用途発明と直接侵害

① 用途発明の定義を限定するアプローチ

②～用というクレーム文言の意義を事案毎に解釈するアプローチ

用途発明をサブコンビネーション発明と捉える

用途発明と間接侵害

「用途発明」の権利行使について（直接侵害・間接侵害） (jpaa.or.jp)

＜論稿＞「『容易の容易』の射程範囲（第三の公知文献の位置付け）」（2018.12、高石秀樹）

Ameblo 元投稿日：2022-04-28

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12739825224.html

＜論稿＞「『容易の容易』の射程範囲（第三の公知文献の位置付け）」（2018.12、高石秀樹）

※複数の相違点を埋めるために、複数の副引例を組み合わせる必要がある場合、相違点同士が技術的に互いに独立していれば、「容易の容易」の問題ではない!!

Cf. 知財高判令和 2 年(行ケ)10124<東海林>

「容易の容易」の射程範囲（第三の公知文献の位置付け） (jpaa.or.jp)

＜論稿＞「外国企業とのライセンス契約」（日本弁理士,NY 州弁護士　龍神嘉彦）

Ameblo 元投稿日：2022-04-29

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12739995913.html

＜論稿＞「外国企業とのライセンス契約」（日本弁理士,NY 州弁護士　龍神嘉彦）

特許ライセンスを類型別に解説

権利行使型

技術援助型

ハイブリッド型

共同開発型

対象を区切らないと、予想外の技術が生まれたとき勿体ない

ノウハウライセンス～一定期間経過後は自由に使えるとすべき

外国企業とのライセンス契約―成功の秘訣と落とし穴― (jpaa.or.jp)

＜論点＞「パラメータ発明の進歩性判断」（2021 日本工業所有権法学会年報、高石秀樹）

Ameblo 元投稿日：2022-05-03

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12740839685.html

＜論点＞「パラメータ発明の進歩性判断」（2021 日本工業所有権法学会年報、高石秀樹）

新しい「パラメータ」により範囲を特定した発明の進歩性判断の勝負所は，出願当時の当業者が当該「パラメータ」に着目することが容易想到であったか否か。

⇒キーワードは「発明の課題」である!!

209-236 日本工業所有権法学会年報_第 44 号-11 高石.indd (takaishihideki.com)

＜論稿＞『「発明の技術的範囲」と「発明の要旨認定」との間に，ダブルスタンダードは存在するか？』（2015.12、弁理士会・特許委員会）

Ameblo 元投稿日：2022-05-03

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12740840040.html

＜論稿＞『「発明の技術的範囲」と「発明の要旨認定」との間に，ダブルスタンダードは存在するか？』（2015.12、弁理士会・特許委員会）

PBP 最判平成 24 年(受)1204 もあり、発明の要旨認定（無効論）と発明の技術的範囲（充足論）とを統一的に解釈する方向性

...知財高判令和 3 年(ネ)10020 は?

「発明の技術的範囲」と「発明の要旨認定」との間に，ダブルスタンダードは存在するか？ (jpaa.or.jp)

＜論稿＞「…明確性要件を判断した重要裁判例の総覧と判断傾向の分析」（2021.11 知財管理、高石秀樹）

Ameblo 元投稿日：2022-05-03

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12740840266.html

＜論稿＞「…明確性要件を判断した重要裁判例の総覧と判断傾向の分析」（2021.11 知財管理、高石秀樹）

明確性要件『も』プロパテント傾向

程度を表わす文言～課題を解決できる範囲という意味で明確

数値範囲の端部がクリアに決まらなくても，“ぶれ”が僅かであるならば明確性要件〇

1110 判例と実務.indd (takaishihideki.com)

＜論稿＞『「商品形態」に関する周知・著名表示及び応用美術を巡る諸問題の網羅的検討』（2020.9、高石秀樹・山本飛翔）

Ameblo 元投稿日：2022-05-03

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12740840452.html

＜論稿＞『「商品形態」に関する周知・著名表示及び応用美術を巡る諸問題の網羅的検討』（2020.9、高石秀樹・山本飛翔）

「応用美術」の著作物性は，厳格な基準が判決の多数

⇒著作物性〇でも、保護範囲は狭い

　商品の形状が「商品等表示」と認められた事案は多くないが，増加傾向

「商品形態」に関する周知・著名表示及び応用美術を巡る諸問題の網羅的検討 (jpaa.or.jp)

＜論点＞「実施可能要件と明確性要件」（判例百選第５版、高石秀樹）

Ameblo 元投稿日：2022-05-04

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12740876923.html

＜論点＞「実施可能要件と明確性要件」（判例百選第５版、高石秀樹）

実施可能要件は、発明の課題を解決できるように実施できる必要があるか?

⇒YES とした上で、（新規物質など）発明の課題が製造できること自体の場合に、実施できれば足りるかのような事案がある、と考えると矛盾ない。

<94BB97E19553914991E68CDC94C581408175825682518140 8EC08E7B89C2945C97768C8F82C696BE8A6D90AB97768C8F81768169323031392E3038816A2E786477> (takaishihideki.com)

＜新着 Youtube＞控訴審の逆転「勝訴」（1-1）非充足⇒充足

Ameblo 元投稿日：2022-05-05

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12741066096.html

＜新着 Youtube＞控訴審の逆転「勝訴」（1-1）非充足⇒充足

★知財高判平成 21 年（ネ）10006「中空ゴルフクラブヘッド」事件＜飯村＞

⇒逆転均等侵害（第 1 要件逆転）

★★★知財高判平成 29 年（ネ）10092「・・・電力電子装置を冷却する装置」事件＜高部＞

知財高判平成 22 年（ネ）10031「流し台のシンク」事件＜飯村＞

東京高判平成 15 年（ネ）1223「リガンド分子の安定複合体構造の探索方法」事件＜山下＞

⇒発明の課題を、原審と別異に認定し、文言解釈の範囲が広がった!!

⇒逆転文言充足

★知財高判平成 30 年（ネ）10016「液体を微粒子に噴射するノズル」事件＜大鷹＞

知財高判平成 23 年（ネ）10002「（切り）餅」＜飯村＞

知財高判平成 26 年（ネ）10082「４Ｈ型単結晶炭化珪素の製造方法」＜高部＞

⇒発明の「課題」に照らして、文言解釈の範囲が広がった!!

⇒逆転文言充足

知財高判平成 22 年（ネ）10089「食品の包み込み成形方法及びその装置」＜滝澤＞

知財高判平成 19 年（ネ）10025「印鑑基材」＜塚原＞

知財高判平成 17 年（ネ）10119「レンジフードのフィルタ装置」＜塚原＞

知財高判平成 20 年（ネ）10065「電話番号情報の自動作成装置」＜飯村＞

⇒発明の「課題」を直接の理由とすることなく、文言解釈の範囲が広がった!!⇒逆転文言充足

★知財高判平成 29 年（ネ）10027「金融商品取引管理方法」事件＜森＞

⇒イ号方法の認定変更

知財高判平成 24 年（ネ）10023「レーザーによつて材料を加工する装置」＜飯村＞

⇒対比の事実認定変更

(3) 【特許】＋控訴審逆転事例の総覧（１－１）非充足⇒充足 - YouTube

＜新着 Youtube＞控訴審の逆転「敗訴」（1-2）充足⇒非充足

Ameblo 元投稿日：2022-05-06

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12741249961.html

＜新着 Youtube＞控訴審の逆転「敗訴」（1-2）充足⇒非充足

★知財高判平成 21 年（ネ）10033「熱伝導性シリコーンゴム組成物によりなる放熱シート」事件＜中野＞

⇒数値限定の解釈～実施例から読み取れる、前提となる「処理」は重要

★知財高判平成 17 年（ネ）10047「椅子式エアーマッサージ機」事件＜塚原＞

⇒減縮補正したクレームに均等論〇（東京の高裁では唯一）

（注）本件は、文言充足の判断は否定されたが、対象製品 3、4 について均等侵害が認められた事例である。権利者の全部敗訴を意味しない。

⇒大阪地裁・大阪高裁では多数。東京地裁平成 29 年(ワ)18184「骨切術用開大器」＜佐藤＞

★★★知財高判令和 2 年（ネ）10044「流体供給装置・・・及びプログラム」事件＜鶴岡＞

※答弁書において「認める」としただけでは、「自白」は成立しない。答弁の全体を踏まえた判断!!

※発明の課題が生じない構成は、非充足!!（課題が狭い⇒発明も狭い。Cf.知財高判平成 29 年（ネ）10092）

★★★知財高判平成 29 年（ネ）10033「改修引戸装置」事件＜鶴岡＞

＜控訴審＞発明の課題～「有効開口面積を減少することがない」～「ほぼ同じ高さ」＝段差は含まない

＜原審＞発明の課題～「有効開口面積が減少する…程度が従来技術と比べて相当程度少ない」

⇒原審は、従来技術の高さの差異よりも相当程度小さければ，『ほぼ同じ高さ』であるとした。

(3) 【特許】＋控訴審逆転事例の総覧（１－２）充足⇒非充足 - YouTube

＜新着 Youtube＞控訴審の逆転「勝訴」（2-1）無効⇒有効

Ameblo 元投稿日：2022-05-08

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12741655979.html

＜新着 Youtube＞控訴審の逆転「勝訴」（2-1）無効⇒有効

★★知財高判平成 29 年（ネ）10086「美肌ローラ」事件＜鶴岡＞

＝★★知財高判平成 31 年（ネ）10009「薬剤分包用ロールペーパ」事件＜大鷹＞

⇒維持審決を取消訴訟で争わず確定させた請求人は、特段の事情がない限り、同一の事実・証拠に基づく無効の抗弁×。

★知財高判平成 30 年（ネ）10006〔カプコン v.コーエー〕＜鶴岡＞

⇒原審と異なり、阻害要因を認めた。

★知財高判平成 25 年（ネ）10025「金属製ワゴン」事件＜清水＞

⇒原審と異なり、発明特定事項の技術的意義に立ち入らなかった。

★知財高判平成 21 年（ネ）10028「鉄骨柱の建入れ直し装置」事件＜滝澤＞

★知財高判平成 20 年（ネ）10085「インターネットサーバのアクセス提供方法」事件＜滝澤＞

⇒本件発明と主引例との「課題」の相違を重視した!!

(3) 【特許】＋控訴審逆転事例の総覧（２－１）無効⇒有効 - YouTube

＜新着 Youtube＞控訴審の逆転「敗訴」（2-2）有効⇒無効

Ameblo 元投稿日：2022-05-08

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12741656187.html

＜新着 Youtube＞控訴審の逆転「敗訴」（2-2）有効⇒無効

知財高判平成 17 年（ネ）10004「核酸増幅反応モニター装置」＜中野＞

⇒公知日立証の間接事実

知財高判（大合議）平成 17 年（ネ）10040〔一太郎〕、知財高判平成 29 年（ネ）10055「連続貝係止具」＜森＞、知財高判平成 30 年（ネ）10033「スプレー缶製品」＜大鷹＞、知財高判令和元年（ネ）10066「情報管理プログラム」＜森＞

⇒控訴理由書と同時であれば、時機後れ却下された事例はない。

★知財高判平成 28 年（ネ）10083「治療用マーカー」事件＜森＞

原判決を踏まえて、控訴審で新たな副引用発明（乙９）及び周知技術を提出し、

これらを同じ主引用発明に組み合わせた。⇒進歩性×

★知財高判平成 26 年（ネ）10080 等「スピネル型マンガン酸リチウムの製造方法」事件＜清水＞

*原判決を踏まえて、主引用発明と副引用発明とを逆にした⇒進歩性×

★知財高判平成 20 年（ネ）10088「対物レンズと試料との位置関係を逆にして拡大像を得る方法」事件＜飯村＞

*「前記レンズに前記観察する試料を直接接触させつつ」～サポート要件×

(3) 【特許】＋控訴審逆転事例の総覧（２－２）有効⇒無効 - YouTube

大阪高判平成 14 年(ネ)2776【コンクリート埋設物】 ＝東京高判平成 15 年(行ケ)65

Ameblo 元投稿日：2022-05-09

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12741796809.html

大阪高判平成 14 年(ネ)2776【コンクリート埋設物】

＝東京高判平成 15 年(行ケ)65

子出願が補正の遡及効で分割要件違反

⇒孫出願の出願日は、親出願まで遡及しない

*子出願の無効確定は、孫出願の出願日が親出願まで遡及するか否かとは無関係

子出願の分割要件適合性が全て!!

東京高判平成 13 年(行ケ)421＜山下＞【側溝構造】

*請求項の全部が訂正で削除 ⇒訴えの利益なし

「請求項の全部が削除された…初めから存在しなかったものとみなされる…」

★孫分割に向けて、子出願が新規事項追加で最後の拒絶理由通知を受けたとき、請求項を全部削除する補正で OK!?

平成 27 年(ワ)8517【畦塗り機】＜嶋末＞判決では、 原出願⇒第 1 世代⇒第 2 世代⇒第 3 世代という経緯における第 3 世代の特許で、 第 2 世代の出願が取り下げられていたが、第 3 世代が第 1 世代、原出願に出願日遡及できることは、そもそも争われなかった。

東京高判平成 1 年(行ケ)135＜竹田＞【塩化ビニルの水性懸濁重合法】

*特許法 39 条 5 項以外、出願取下げに遡及効なし

⇒出願取下げで、子出願の新規事項追加違反の分割要件違反を治癒できない。

⇒最悪、全請求項削除補正だが、分割時に新規事項追加でない請求項を 1 個用意すれば…

99F18E381FDF9C6049256D39000E304 (courts.go.jp)

東京地判令和１年(ワ)25152【コメント配信システム】＜國分＞（ドワンゴv.ＦＣ２）

Ameblo 元投稿日：2022-05-13

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12742511150.html

令和１年(ワ)25152【コメント配信システム】＜國分＞（ドワンゴv.ＦＣ２）

*物の発明の「生産」に当たるためには、特許発明の構成要件の全てを満たす物が、日本国内において新たに作り出されることが必要

⇒日本国内における「生産」無し

⇒構成要件充足するが、非侵害!!

（判旨抜粋）

…物の発明の「実施」としての「生産」（特許法２条３項１号）とは、発明の技術的範囲に属する「物」を新たに作り出す行為をいうと解される。また、特許権の効力が当該国の領域内においてのみ認められることを意味する属地主義の原則（最高裁平成７年（オ）第１９８８号同９年７月１日第三小法廷判決・民集５１巻６号２２９９頁、最高裁平成１２年（受）第５８０号同１４年９月２６日第一小法廷判決・民集５６巻７号１５５１頁参照）からは、上記「生産」は、日本国内におけるものに限定されると解するのが相当である。したがって、上記の「生産」に当たるためには、特許発明の構成要件の全てを満たす物が、日本国内において新たに作り出されることが必要であると解すべきである。…「サーバ」は…目的を実現する構成として重要な役割を担うものというべきである。この点からしても、…ユーザ端末のみが日本に存在することをもって、「生産」の対象となる被告システム１の構成要素の大部分が日本国内に存在するものと認めることはできない…。…

被告サービスにおいては、日本語が使用可能であり、日本在住のユーザに向けたサービスが提供されていたと考えられ、…日本法人である被告ＨＰＳが、被告ＦＣ２の委託を受けて、被告サービスを含む同被告の運営するサービスに関する業務を行っていたという事情は認められるものの、…米国法人である被告ＦＣ２が本件特許権の侵害の責任を回避するために動画配信用サーバ及びコメント配信用サーバを日本国外に設置し、実質的には日本国内から管理していたといった、結論として著しく妥当性を欠くとの評価を基礎付けるような事情は認められない。…

…被告システムは本件発明の技術的範囲に属すると認められるものの、…本件特許が登録された令和元年５月１７日以降において被告らによる被告システムの日本国内における生産は認められず、被告らが本件発明を日本国内において実施したとは認められないから、被告らによる本件特許権の侵害の事実を認めることはできない。

知財高判令和３年(ネ)10007【含硫化合物と微量金属元素を含む輸液製剤】＜本多＞　逆転文言充足

Ameblo 元投稿日：2022-05-16

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12743084420.html

知財高判令和３年(ネ)10007【含硫化合物と微量金属元素を含む輸液製剤】＜本多＞（原審・東地H30(ワ)29802＜田中＞）

複数の「室」というクレーム文言解釈～「連通可能」という限定がある物の発明は非充足、限定がない方法の発明は充足とした

⇒何れも非充足とした一審判決を逆転!!

【本判決の要旨、若干の考察】

１．特許請求の範囲（請求項１、請求項１０）

（請求項１）

１Ａ 外部からの押圧によって連通可能な隔壁手段で区画されている複数の室を有する輸液容器において，

１Ｂ その一室に含硫アミノ酸および亜硫酸塩からなる群より選ばれる少なくとも１種を含有する溶液が充填され，

１Ｃ 他の室に鉄，マンガンおよび銅からなる群より選ばれる少なくとも１種の微量金属元素を含む液が収容された微量金属元素収容容器が収納されており，

１Ｄ 微量金属元素収容容器は熱可塑性樹脂フィルム製の袋である

１Ｅ ことを特徴とする輸液製剤。

（請求項１０）

１０Ａ 複室輸液製剤において，

１０Ｂ 含硫アミノ酸および亜硫酸塩からなる群より選ばれる少なくとも１種を含有する溶液を収容している室と

１０Ｃ 別室に鉄，マンガンおよび銅からなる群より選ばれる少なくとも１種の微量金属元素を含む液が収容された微量金属元素収容容器を収納し，

１０Ｄ 微量金属元素収容容器は熱可塑性樹脂フィルム製の袋である

１０Ｅ ことを特徴とする輸液製剤の保存安定化方法。

２．原審・東京地判平成 30 年（ワ）第 29802 号のクレーム文言解釈（判旨抜粋）

被告製品及び被告方法は構成要件１Ｃ及び１０Ｃの「室に･･･微量金属元素収容容器が収納」されている構成を備えるか…について判断する。…

輸液中には，通常，銅等の微量金属元素が含まれていないことから，患者は，輸液の投与が長期になるときにはいわゆる微量金属元素欠乏症を発症することとなる。しかるところ，これを予防するため

に必要な微量金属元素を輸液と混合した状態で保存すると，化学反応によって品質劣化の原因になり，これを防ぐべく含硫アミノ酸を含むアミノ酸輸液を一室に充填し，微量金属元素収容容器を同室に収容すると，当該アミノ酸輸液と微量金属元素とを隔離していても，微量金属元素を含む溶液が不安定となるという技術的課題が生じていた。

本件各発明は，このような技術的な課題に対して，連通可能な隔壁手段で区画されている複室の一室に含硫アミノ酸を含有する溶液を充填し，これとは他の室に，微量金属元素を収容した容器を収納するという構成を採用することにより，上記技術的な課題を解決し，微量金属元素が安定に存在していることを特徴とする含硫化合物を含む溶液を有する輸液製剤を提供するという効果を奏するようにしたものであるというべきである。

そうである以上，本件各発明の課題解決の点における特徴的な技術的構成は，微量金属元素収容容器を，含硫アミノ酸を含有する溶液と同じ室ではなく，同室と連通可能な他の室に収納するという構成を採用したところにあるものというべきである。そして，これは，連通可能な隔壁手段で区画された複数の室を有する輸液容器であることを前提として，その複数の各「室」については，それぞれ異なる輸液を充填して保存するための構造となっており，上記の微量金属元素収容容器を収納する「室」は，含硫アミノ酸を含有する溶液とは異なる輸液の充填・保存のための構造となっている「室」であるという技術的構成が採用されたものということができる。

すなわち，本件各発明において，構成要件１Ａの「複数の室」及び構成要件１０Ａの「複室」は，各種輸液を充填して保存するための構造となっている各空間を意味すると解されることから，輸液容器に設けられた空間がその一室である構成要件１Ｃ及び１０Ｃの「室」に当たるためには，当該空間が輸液を充填して保存し得る構造を備えていることを要する…。…

被告製品ないし被告方法について見ると，…小室Ｔの外側の樹脂フィルムと内側の樹脂フィルムとの間の空間は，使用時に中室及び小室Ｖと連通するものではなく，これに照らすと，同空間が，輸液を充填して保存し得る構造を備えているものとは認められないといわざるを得ず，同空間が「室」に当たるということはできない。

３．知財高判令和３年（ネ）第10007号のクレーム文言解釈（判旨抜粋）

…本件各訂正発明の課題について…

本件各訂正発明は，連通可能な隔壁手段で区画された複数の室を有する輸液容器が病院で使用されているところ，輸液中には通常微量金属元素が含まれていないことから投与が長期になると微量金属元素欠乏症を発症するが，微量金属元素は輸液と混合した状態で保存すると品質劣化が問題となるため，依然として輸液の投与直前に混合されているという現状に鑑み，外部からの押圧によって連通可能な隔壁手段で区画された複数の室を有する輸液容器を用い，用時に細菌汚染の可能性なく微量金属元素を混入することができ，かつ，保存安定性にも優れた輸液製剤の創製研究が開始されたものの，含硫アミノ酸を含むアミノ酸輸液を一室に充填して微量金属元素収容容器を同室に収容すると，当該アミノ酸輸液と微量金属元素が隔離してあっても微量金属元素を含む溶液が不安定であるという問題が生じることを知見し，その上で，微量金属元素が安定に存在していることを特徴とする含硫化合物を含む溶液を有する輸液製剤を提供することを目的とするものである。…

本件訂正発明１及び２は，微量金属元素が安定に存在していることを特徴とする含硫化合物を含む溶液を有する輸液製剤を提供することを課題とするものであるが，より具体的には，外部からの押圧によって連通可能な隔壁手段で区画された複数の室を有する輸液容器を用いて，あらかじめ微量金属元

素を用時に混入可能な形で保存してある輸液製剤であって，含硫化合物を含む溶液を一室に充填した場合であっても微量金属元素が安定に存在している輸液製剤を提供することを課題とするものと解される。同様に，本件訂正発明１０及び１１の課題は，そのような輸液製剤の保存安定化方法を提供することを課題とするものである。…

…「室」について…

…被控訴人製品に係る輸液容器について，その構成の中で基礎となる一連の部材によって構成される空間は，大室及び中室を直接構成するとともに小室Ｔ及び小室Ｖの外側を構成する一連の部材によって構成される空間であるといえる。…本件明細書の段落【００２４】は，「微量金属元素収容容器を収納している室」には，溶液が充填されていてもよいし，充填されていなくてもよい旨を明記しており，同【００３３】は，「本態様の輸液製剤では，図１に示す輸液容器の第１室４に，溶液が充填されていてもよいし，充填されていなくてもよい」と明記しているところであるから，本件各訂正発明においては，輸液が充填される空間であるか否かという点は，「室」であるか否かを決定する不可欠の要素ではない…。…

構成要件１Ａ…においては，「複数の室を有する輸液容器」の前に，「外部からの押圧によって連通可能な隔壁手段で区画されている」との特定が付加されている。…被控訴人製品は，「室」が「連通可能」という要件を充足しないから，構成要件１Ａ…を充足しない…。…

構成要件１Ａ…と異なり，構成要件１０Ａ…については，「室」が「連通可能」であることは要件とされていない。したがって，…被控訴人方法は，構成要件１０Ａ…を充足する…。

４．若干の検討

一審判決は、「構成要件１Ｃ及び１０Ｃの『室に･･･微量金属元素収容容器が収納』されている構成を備えるか…について判断する。」とした上で、本件発明の「室」は、「連通可能な隔壁手段で区画された複数の室を有する輸液容器であることを前提として，」それぞれ異なる輸液を充填して保存するための構造であり、「含硫アミノ酸を含むアミノ酸輸液を一室に充填し，微量金属元素収容容器を同室に収容すると，当該アミノ酸輸液と微量金属元素とを隔離していても，微量金属元素を含む溶液が不安定となるという技術的課題」を解決したと解釈し、「被告製品ないし被告方法について見ると，…小室Ｔの外側の樹脂フィルムと内側の樹脂フィルムとの間の空間は，使用時に中室及び小室Ｖと連通するものではなく，これに照らすと，同空間が，輸液を充填して保存し得る構造を備えているものとは認められないといわざるを得ず，同空間が『室』に当たるということはできない。」として、非充足と判断した。

他方、控訴審判決は、一審判決と異なり、複数の室が連通可能であるという前提を置かず、本件発明の課題について「微量金属元素が安定に存在していることを特徴とする含硫化合物を含む溶液を有する輸液製剤を提供することを課題とする」と認定した上で、構成要件１Ａ（物の発明）は，「複数の室を有する輸液容器」の前に「外部からの押圧によって連通可能な隔壁手段で区画されている」との特定が付加されているから「連通可能」でない被告製品は非充足であるが、構成要件１０Ａ（方法発明）は，「室」が「連通可能」であることが要件とされていないから、「連通可能」でない被告方法も充足すると判断した。

以上のように、一審判決と控訴審判決との結論の相違は、構成要件１０Ａ（方法発明）は，「室」が「連通可能」であることが要件とされていないにもかかわらず、一審判決は、「連通可能な隔壁手段で区画された複数の室を有する輸液容器であることを前提として」いると解釈し、クレーム文言に無

い「連通可能」という限定を加えた限定解釈をしたことによるものである。他方、控訴審判決は、請求項１（物の発明）は「連通可能」という発明特定事項を有するが、請求項１０（方法発明）はこれを有しないことを指摘し、限定解釈をしなかった。（従属関係ではないが、）複数の請求項で「連通可能」という発明特定事項を有する請求項と有しない請求項があるとき、これを有しない請求項は当該限定がないとして、前者は非充足、後者は充足という結論となった。典型的な「クレームディファレンシエーション」の事案ではないが、従属項であるか独立項であるかにかかわらず、発明特定事項を入れた請求項と入れなかった請求項とで結論が分かれることは当然に有り得るところ、それが顕在化した事案であると理解可能である。（もちろん、請求項１がなく、請求項１０のみが争われても同じ結果であったかもしれないが、このように複数の請求項同士で発明特定事項を変えることで、例えば、限定された従属項はより具体的な「課題」に対応するという関係を構築することで、限定解釈の紛れを低減することが可能であろう。）

なお、控訴審判決は、発明の課題について、「微量金属元素が安定に存在していることを特徴とする含硫化合物を含む溶液を有する輸液製剤を提供することを課題とするものであるが，」と一旦認定した上で、さらに、「より具体的には，外部からの押圧によって連通可能な隔壁手段で区画された複数の室を有する輸液容器を用いて，あらかじめ微量金属元素を用時に混入可能な形で保存してある輸液製剤であって，含硫化合物を含む溶液を一室に充填した場合であっても微量金属元素が安定に存在している輸液製剤を提供することを課題とする」と、課題を「より具体的に」認定した。下掲・知財高判平成 29 年（ネ）10092「電力電子装置を冷却する装置」事件判決のように、一審判決と控訴審判決とで発明の課題の解釈が異なったことで結論が変わった（逆転した）のではないかと考察したが、控訴審判決のロジックを検討した限り、発明の課題をより具体的に認定したことと、請求項１０の方法発明がクレーム文言にない「連通可能」という限定解釈をされないという結論とは、直接関係ないと思われる。

【関連裁判例の紹介（控訴審で逆転勝訴した近時１６年間の裁判例網羅）】

≪① 非充足⇒充足（特許権者逆転勝訴）≫

（１）★知財高判平成 21 年（ネ）10006「中空ゴルフクラブヘッド」事件＜飯村＞

「（１）置換可能性について…目的，作用効果（ないし課題解決原理）を共通にするものである

（２） 置換容易性

（３）非本質的な部分か否かについて

本件発明の目的，作用効果は…金属製の外殻部材と繊維強化プラスチック製の外殻部材との接合強度を高めることにある。」⇒均等侵害〇

原審・東京地判平成 19 年（ワ）28614＜阿部＞

「本件発明は・・・金属製の外殻部材の接合部と繊維強化プラスチック製の外殻部材の接合部とを接着するだけでは十分な接合強度が得られないため，接着に加え・・・縫合材を用いることにより，両者の外殻部材を結合して接合強度を高めたものである。　・・・縫合材により，金属製の外殻部材と繊維強化プラスチック製の外殻部材とを結合したことが課題を解決するための特徴的な構成であって，このような縫合材は，本件発明の本質的部分というべきである。」⇒均等侵害×（第１要件×）

（２）★★★知財高判平成 29 年（ネ）10092「電力電子装置を冷却する装置」事件＜高部＞

「冷却流体通路が，熱放散ブリッジを冷却するための構成・・・熱放散ブリッジの底面により形成される壁は，冷却効率の観点から，冷却流体通路の全長にわたっている必要がある。一方，・・・後部軸受けの冷却は，冷却流体通路を通る空気によってではなく，・・・必ずしも，冷却通路全体にわたる必要はない。」

⇒イ号製品の「後部軸受けブリッジ側通路」は長手方向全長でないが、逆転文言充足

※「熱放散ブリッジ」を冷却することに発明の課題を限定したことで、発明が広がった!!

原審・東京地判平成 28 年（ワ）13239＜柴田＞

「特許請求の範囲の記載において，本件発明１には，流体の通り道として複数の部分が存在することが定められ，・・・『冷却流体通路（17）』は，上記の各長手方向壁が対向する空間をいうことが定められているといえる。」⇒非充足

（３）知財高判平成 22 年（ネ）10031「流し台のシンク」事件＜飯村＞

「構成要件Ｃ１・・・は，従来技術においては・・・上側段部と中側段部のそれぞれに・・・専用の調理プレートを各別に用意しなければならないという課題があったのに対して，同課題を解決するため，後方側の壁面について，上側段部の前後の間隔と中側段部の前後の間隔とをほぼ同一の長さに形成して，それら上側段部と中側段部とに，選択的に同一のプレートを掛け渡すことができることを図ったものである。」⇒充足

⇒イ号製品の「傾斜面」は途中まで奥方に延びた先に垂直面を含むが、逆転文言充足

※課題を、専用の調理プレートを用意不要と認定した結果、発明が広がった!!

原審・東京地判平成 21 年（ワ）5610＜清水＞

※「内部空間を広くすることができ」ること（段落【００１８】）は、本件発明の課題である。

「『・・・』【００１８】）との記載から，・・・構成要件Ｃ１の『下方に向かうにつれて，奥方に向かって延びる傾斜面』とは，上側段部と中側段部との間において，下方に向かうにつれて奥方に延びることにより，奥方に向けて一定の広がりを有する『内部空間』を形成するような，ある程度の面積と傾斜角度を有する傾斜面を意味する」⇒非充足

（４）東京高判平成 15 年（ネ）1223「リガンド分子の安定複合体構造の探索方法」事件＜山下＞

※本件発明の課題を、原審と別異に認定した。⇒「ダミー原子」が多数であってもＯＫ。

「本件特許発明は・・・生体高分子の水素結合性領域において安定して結合するリガンド分子を探索するために，その水素結合等に注目し，生体高分子中の水素結合性官能基の水素結合の相手となり得るヘテロ原子の位置に設定したダミー原子の間の距離と，リガンド分子中の水素結合性ヘテロ原子の間の距離を比較するのと同時に，リガンド分子の活性配座を推定することに，その発明としての中核的な技術思想があるのであり，ダミー原子自体は，必須のものではあるものの，その個数は，本件特許発明の上記技術思想と直接には関係しない・・・。」⇒逆転文言充足

原審・東京地判平成 13 年（ワ）21278＜三村＞

「本件特許発明における『ダミー原子』とは，生体高分子中の各水素結合可能原子の各水素結合性領域につき１個ずつ設定されるものである。」⇒非充足

（理由）①明細書中で一点を示すものとして使用されている。②原告執筆の論文でも、１点のダミー原子しか設定されていない。③ダミー原子が多いと計算の高速化という、本件発明の目的が実現されない。④多数のダミー原子を含むならば記載要件違反。

（５）★知財高判平成 30 年（ネ）10016「液体を微粒子に噴射するノズル」事件＜大鷹＞

「請求項４・・・『微粒子』の粒子径を特定の数値範囲のものに限定する記載はない。・・・明細書・・・全体として読めば・・・『１０μｍ以下』の粒子径の微粒子を噴射できることに格別の作用効果があることを述べたものではない。・・・『微粒子』とは，小さな粒子径の粒子を意味するものであって，粒子径の数値範囲に限定はな・・・い。」⇒逆転文言充足

※明細書に記載された数値で発明の課題を解決したものではない。⇒数値限定なし!!

原審・大阪地判平成 27 年（ワ）12965＜高松＞

「本件明細書においては，まず，従来技術において，粒子径を１０μｍ以下の微粒子に噴射できるノズルは，極めて詰まりやすいという欠点があることを指摘した上で，本件発明はその詰まりやすいという課題を解決することを目的とするものであることを説明し，さらに，課題解決手段の項で・・・粒子径を１０μｍ以下の微粒子の液滴を噴射することに『成功』することを説明している。・・・本件発明の『液体を微粒子に噴射する』とは，高速流動空気によって押しつけられた液体の薄膜流が平滑面ないし傾斜面から離れるときに１０μｍ以下の液滴の微粒子になることをいう」～明細書の数値に限定⇒非充足

（６）知財高判平成 23 年（ネ）10002「（切り）餅」事件＜飯村＞ ⇒逆転文言充足

≪争点≫「切餅の載置底面又は平坦上面ではなくこの小片餅体の上側表面部の立直側面である側周表面に…溝部を設け」というクレームが、餅体の”側周表面”のみならず”平坦上面”にも「溝部」があるイ号製品を含むか否か。

①「載置底面又は平坦上面ではなく、この小片餅体の上側表面部の立直側面である側周表面に」のように句読点が無い。②「発明の詳細な説明欄・・・載置底面又は平坦上面に切り込み部等を形成すると、上記作用効果が生じないなどとの説明がされた部分はない」③「側周表面のみに」とする手続補正について新規事項追加を理由とする拒絶理由通知を受けたため出願人が同手続補正を撤回した。

原審・東京地判平成 21 年（ワ）7718＜大鷹＞⇒非充足

①「かかる態様を排除しない意図であれば『載置底面又は平坦上面ではない…側周表面』というクレーム表現が適切であった」、②「『焼いた後の焼き餅の美感も損なわず実用化でき』るという作用効果・・・載置底面又は平坦上面に溝部を設ける態様を排除している」③手続補正撤回とともに出願人が提出した、限定されない旨の意見書は結論に影響なし

（７）知財高判平成 26 年（ネ）10082「４Ｈ型単結晶炭化珪素の製造方法」事件＜高部＞

特許請求の範囲も、本件明細書も、坩堝に充填する出発原料を限定する記載はない。

「坩堝に充填する材料が炭化珪素固体に限られないことを明記する」文献（甲 14、40 の 5）

「半導体炭化珪素技術に関する書籍」（甲３、２５）の説明を踏まえ、裁判所は、坩堝に充填する出発原料の点で、種結晶を用いた昇華再結晶法とレーリー法との間に基本的な相違はないと判断した。

「実施例・・・のみに限定して解釈すべきであるとはいえない。・・・『昇華再結晶法』は・・・出発原料として珪素と炭素を用い・・・て結晶状態の炭化珪素を形成し，この炭化珪素を昇華させることで種結晶上に単結晶炭化珪素を形成する態様も含まれる」⇒逆転文言充足

原審・東京地判平成 23 年（ワ）23651＜高野＞ ⇒非充足

「本件発明は，高品質の単結晶炭化珪素を得るために導入された炭化珪素原料粉末を原料とし種結晶を用いて昇華再結晶を行う改良型のレーリー法においても解決できなかった課題を解決するために，炭化珪素からなる原材料を加熱昇華させ，単結晶炭化珪素からなる種結晶上に供給し，この種結晶上に単結晶炭化珪素を成長する方法・・・を採用した・・・。・・・『昇華再結晶法』は・・・生成物と同じ物質からなる多結晶固体原料（注：炭化珪素固体）を昇華させてから結晶させて単結晶の生成物を得ることを意味する」

（８）知財高判平成 22 年（ネ）10089「食品の包み込み成形方法及びその装置」事件＜滝澤＞

「押し込み部材が一定の深さで外皮材に進入することにより，外皮材を『椀状』に形成し，その後押し込み部材を上昇させながら，形成された椀状の部分の中に内材を配置することを想定して上記作用効果が記載されているとはいえるものの，そのような配置以外の方法を除外しているわけではなく，特許請求の範囲の記載においては，配置の仕方について特段の限定はされていない。・・・押し込み部材が一定程度の深さまで外皮材に進入し，外皮材を『椀状』に形成し（構成要件１Ｄ），押し込み部材から内材を供給して外皮材に内材が配置されるものであれば・・・充足する」⇒逆転充足（別の構成要件均等）

原審・東京地判平成 21 年（ワ）1201＜阿部＞

「本件発明 1 における『押し込み部材』とは・・・『外皮材が必要以上に下方へ伸びてしまう,こと』及び『押し込み部材の上昇に伴い外皮材が収縮するのを防ぐ』必要がある程度に,深く外皮材に進入し,外皮材の縁部周辺を伸ばしながら外皮材を椀状に形成することを想定しているといえ,同部材によって,外皮材を成形品の高さと同程度の深さに『椀』形の形状に形成し,同部材によって形成された椀状の部分の中に内材が吐出されるものを意味する」～イ号製品の「ノズル部材」は「押し込み部材」に該当しない⇒非充足

（９）知財高判平成 17 年（ネ）10119「レンジフードのフィルタ装置」事件＜塚原＞

無効理由があるが、充足を理由に、不競法の虚偽事実告知流布の過失が否定された

≪注意≫虚偽事実告知流布は、”無効・充足”で必ず過失が否定される訳ではない!!

「構成要件⑦が『相似形状の平面方形状に形成されており』と規定し『相似形状』の語句が『平面方形状』の語句を限定していることにかんがみて，単に方形状であれば『相似形状』の要件を満たすと解することはできない。しかしながら，数学的な厳密さをもって『相似形状』と解すれば，本件発明を実施することさえ困難となるから，結局，縦横の辺の長さの比がおおむね等しければ，相似形状といえる」⇒逆転文言充足（虚偽事実告知流布の過失否定）

原審・大阪地判平成 17 年（ワ）1394、平成 17 年（ワ）3681＜山田＞

「通常の用語法においては、正方形と長方形や、縦横の長さの比が著しく異なる長方形同士を『相似形』の形状とは呼ばない・・・。・・・『フィルタは、金属製フィルタ又はフィルタ要素の平面形状に対応する相似形状を有していてもよい。例えば、フィルタは、方形状の金属製フィルタ又はフィル

タ要素に対応して平面方形状であってもよく』（【００１８】）との記載・・・を参酌しても、『相似形状』が、通常の用語法と異なる趣旨で使われていると解することはできない。」⇒非充足

（１０）知財高判平成 19 年（ネ）10025「印鑑基材」事件＜塚原＞

「『芯材』は・・・特許請求の範囲の記載による限り『筒体内に注入された透明な合成樹脂からなる』ことを要素としているものの，その形状については特に定められていない。・・・筒体の内周面及びシート体の内側に『芯材』が存在していなければならないが，それ以外の定めはない。・・・本件明細書の記載によれば『芯材』とは，透明な合成樹脂からなり，液状で筒体内のシート体内側に注入され，その後に固化処理により硬化するものを意味する・・・が，原判決が判示するような・・・真ん中ないし中央に位置しなければならないという限定を示すべき記載は・・・見当たらない。・・・『芯』とは『かなめ』としての意味をも有しているところ，本件の合成樹脂は・・・『かなめ』としての機能を果たすものであるから，辞書的意義を考慮に入れても，原判決の判断は妥当ではない。」⇒逆転文言充足

原審・大阪地判平成 17 年（ワ）3668＜山田＞

「国語的には，『芯』は，『心』とも書き，辞書的には『物のまん中。1)物の中央の（固い）部分。2)かなめ。根本。本性。3)形を保ち整えるために衿・帯などに入れる布。4)華道で，中心となる役枝の称。』を意味するものと一般的に解される。本件発明・・・は印鑑基材の発明であるから，・・・「芯」は，2)，3)，4)ではなく，1)の意味と解される。」⇒非充足

（１１）知財高判平成 20 年（ネ）10065「電話番号情報の自動作成装置」事件＜飯村＞

他のクレーム文言、出願時の技術水準（ISDN）から、実施例限定解釈した原審を逆転!!

「構成要件Ｂにおける『接続信号』は・・・可聴信号及び非可聴信号の両者を含む上位概念と理解すべきであることに照らすならば，構成要件Ｃにおける『応答メッセージ』も，可聴なものに限られると解すべき根拠はなく，・・・出願時において，既にＩＳＤＮ技術が存すること，ＩＳＤＮの網から応答される情報を取得し，同情報に基づいて電話番号の有効性を判別することが知られていたことからすれば，本件明細書に接した当業者としては，本件発明においては，ＩＳＤＮ技術を除外して，上記の技術思想が開示されていると認識することはない・・・。」 ～音声メッセージに限定されない!! ⇒逆転文言充足

原審・東京地判平成 19 年（ワ）32525＜大鷹＞⇒非充足

「本件明細書において，『メッセージ』の語は，交換機から応答される音声アナウンス（音声の伝言）として使用されている。・・・『応答メッセージ』の語は使用されておらず，また，『音声メッセージ』以外の接続信号に基づいて，３種類の電話番号の判別・仕分けを行うことができることについての記載も示唆もない。」～音声メッセージに限定される

（１２）★知財高判平成 29 年（ネ）10027「金融商品取引管理方法」事件＜森＞

※原審とイ号方法の認定が異なる!! ⇒逆転文言充足

「顧客は，画面２において，複数の注文同士の『値幅』を認識し，新規指定レートと利食いレートとの差から『利幅』を認識し，必要に応じて変更を加えた上で，『戻る』ボタンや『キャンセル』ボタンをクリックして注文しないことを選択できるにもかかわらず，『注文』ボタンをクリックし

て・・・注文をすることができるのであるから，顧客が『値幅を示す情報』及び『利幅を示す情報』を売買注文申込情報として入力し・・・ている・・・。」

原審・東京地判平成 27 年（ワ）4461＜東海林＞

「被告サービス１では・・・所定の価格で買（売）った後に他の価格で売る（買う）場合の『利幅』情報を売買注文申込情報として入力する欄がなく，それゆえ，『利幅』を売買注文申込情報として受信して受け付けていない。」⇒非充足

（１３）知財高判平成 24 年（ネ）10023「レーザーによつて材料を加工する装置」事件＜飯村＞

※クレーム文言解釈は、原審と同じ。イ号製品として「グリーンレーザー」が認定された!!

「①被告製品においては，グリーンレーザーが使用されているところ，グリーンレーザーにおいても，流速が十分でなく，水がフォーカス円錐先端範囲内に長時間滞留している場合には，時間の経過により熱レンズが発生し，ノズル壁が損傷することがあり，②被告製品においてノズル壁の損傷を防ぐための対応がされることが必要であること等からすると，被告製品の液体貯留室内のフォーカス円錐先端範囲においては，レーザービームの一部がノズル壁を損傷しないところまで，熱レンズの形成が抑圧される程度に，流速が十分に高いものといえるから，被告製品は・・・充足する」⇒逆転文言充足

原審・東京地判平成 20 年（ワ）12409＜大鷹＞

「『せき止め空間のない』とは，・・・ノズル壁の損傷に至る原因となる熱レンズの形成を抑圧する程度に液体の流速を十分に高・・・いことをいう・・・。・・・『液体の流速が，十分に高く』とは，『フォーカス円錐先端範囲（５６）において，レーザービームの一部がノズル壁を損傷しないところまで，熱レンズの形成が抑圧される』程度に流速が高いことを意味する」～損傷がない結果と「せき止め空間のない」構成との因果関係否定 ⇒非充足

≪② 充足⇒非充足（特許権者逆転敗訴）≫

（１）知財高判平成 28 年（ネ）10031「オキサリプラチン溶液組成物」事件＜鶴岡＞

「本件発明は・・・乙１発明等に比して・・・不純物が少ないオキサリプラチン溶液組成物を提供することをその目的とし,その解決手段として,所定量の『シュウ酸・・・』を『緩衝剤』として包含する構成を採用した・・・。・・・本件発明の『緩衝剤』は，乙１発明・・・に比して少ない量の不純物しか生成されないように作用する・・・。・・・オキサリプラチンの分解により・・・自然に生成される解離シュウ酸は，乙１発明中にも当然に存在する・・・。」

「実施例においても，『緩衝剤』・・・は外部から加えられたもの・・・。・・・乙１発明と同様の・・・実施例１８⑹と比較し・・・有意に少ない量の不純物しか生成されていない・・・。」

⇒「緩衝剤」は、オキサリプラチンの分解により自然に生成される解離シュウ酸を含まない

原審・東京地判平成 27 年（ワ）12416＜長谷川＞

クレームの限定なし。/解離シュウ酸も緩衝剤として機能する。/実施例は一考慮要素。

⇒「緩衝剤」は、オキサリプラチンの分解により自然に生成される解離シュウ酸を含む。

※解離シュウ酸を含むなら新規性×の主張～再現実験の正確性が否定された。

（２）★知財高判平成 21 年（ネ）10033「熱伝導性シリコーンゴム組成物によりなる放熱シート」事件＜中野＞

【請求項１】「熱伝導性無機フィラーが・・・組成物全量に対して４０ vol%～８０ vol%」

「実施例においても，熱伝導性無機フィラー全量をカップリング処理してシリコーンゴムに充填することが示されており，全量未処理のものと比較することにより，その効果を確認している。・・・当業者は，・・・全量をカップリング処理するものと理解する・・・。」

⇒全量処理された熱伝導性無機フィラーが「８０ｖｏｌ%以下」であれば，硬化成形物が硬く脆くなることを防止できる。（カップリング剤込みの量ではないという）原告主張で、表面処理を施した熱伝導性無機フィラーが１%，未処理が３９～７９%でも充足し，作用効果を奏しないものが含まれる。⇒数値は、カップリング剤込みの量である。⇒非充足

原審・大阪地判平成 18 年（ワ）11429＜田中＞

「数値限定の意義について『４０ vol%に満たないと高い熱伝導率を得ることが困難であり』と記載されていることからすると，４０ vol%以上でなければならないものは，あくまで熱伝導率に影響を与える熱伝導性無機フィラーそのものの量であって，本件カップリング剤込みの量ではない・・・。」⇒イ号製品（ＧＲ－ｎ）は、文言充足

（３）知財高判平成 18 年（ネ）10075「フルオロエーテル組成物…の分解抑制法」事件＜田中＞

【構成要件Ｄ】該容器の該内壁を空軌道を有するルイス酸の当該空軌道に電子を供与するルイス酸抑制剤で被覆する工程

【イ号方法ｄ】該容器の該内壁を…エポキシフェノリックレジンのラッカーで被覆する工程

⇒明細書の記載から、「ルイス酸抑制剤」の目的は「中和」による抑制であると認定し、他の因果関係によりルイス酸抑制の効果を得られると仮定しても非充足と判断した。

知財高判平成 20 年（行ケ）10276″実施可能要件×”～『ルイス酸』の概念が不明確である以上，その『ルイス酸』の空軌道に電子を供与する『ルイス酸抑制剤』なる概念も不明確…。

原審・東京地判平成 17 年（ワ）10524＜設樂＞

「エポキシフェノリックレジンは、ルイス酸の空軌道と相互作用し、それにより当該ルイス酸の潜在的な反応部位を遮断して当該ルイス酸と接触するセボフルラン等のフルオロエーテル化合物がルイス酸によって分解することを抑制する化合物であるから、本件特許発明の・・・『ルイス酸抑制剤』に当たる」⇒充足（実施可能要件違反なし）

（４）★知財高判平成 17 年（ネ）10047「椅子式エアーマッサージ機」事件＜塚原＞

控訴審は文言非充足⇒減縮補正したクレームに均等論〇（東京の高裁では唯一）

（注）本件は、文言充足の判断は否定されたが、対象製品 3、4 について均等侵害が認められた事例である。権利者の全部敗訴を意味しない。

⇒大阪地裁・大阪高裁では多数。東京地裁平成 29 年(ワ)18184「骨切術用開大器」＜佐藤＞

「本件明細書には，脚部の片側のみに袋体が配設され，両脚部を一体として挟持することや，そのための具体的な構成についての何ら示唆はなく，実施例及びその図面においても，左右の脚部それぞれの両側に脚用袋体が配設されている構成のみが記載ないし図示されている。・・・空気袋によって脚

部を確実に挟持する・・・目的を達成するには，左右それぞれの足を両側から袋体で挟持する構成とする方が適しており，空気で膨脹した袋体で両脚を一体的に挟持するのはいかにも不安定であることなども考え併せると『使用者の脚部』との用語は『左右それぞれの脚部』を意味する」⇒文言非充足

原審・東京地判平成 13 年（ワ）3485＜飯村＞

※クレーム文言は「左右の脚部の各々の両側について脚用袋体が配置される構成」に限定なし。実施例の記載等によっても限定されない。⇒文言充足

（５）★★★知財高判令和 2 年（ネ）10044「流体供給装置…」事件＜鶴岡＞

発明の課題～「プリペイドカードが見えないため，給油終了後にプリペイドカードを挿入してあるのを忘れてしまい，プリペイドカードを置いたまま給油所から退場してしまうおそれ」他２つ

（①”自白”の成否）「…自白が成立しているかどうかは，当事者の答弁の全体を踏まえて検討すべき…。…原審答弁書において，構成要件１Ｃの充足を『認める』としたものの，…実質的には，被告給油装置において行われている処理は，本件発明１の構成要件１Ｃにおいて行われている処理とは異なることを主張するものと理解すべきものである…。」

（②文言非充足論）「…『媒体預かり』と『後引落し』との組合せによる決済を想定できる記憶媒体でなければ，本件３課題が生じることはなく，したがって，本件発明の構成によって課題を解決するという効果が発揮されたことにならないから，上記の組合せによる決済を想定できない記憶媒体は，本件発明の『記憶媒体』には当たらない。」⇒非充足

原審・東京地判平成 29 年（ワ）29228＜柴田＞

*構成要件 1C は、自白成立

*他の構成要件均等論〇

*プログラム発明は間接侵害〇

（６）★★★知財高判平成 29 年（ネ）10033「改修引戸装置」事件＜鶴岡＞

発明の課題～「有効開口面積を減少することがない」～「ほぼ同じ高さ」＝段差は含まない

「『ほぼ同じ高さ』とは・・・寸法誤差，設計誤差等により両者が完全には『同じ高さ』とならない場合もあり得ることから，そのような場合をも含めることを含意した表現であると理解される。・・・『段差』と評価される程度に至っている場合には・・・含まれない・・・。本件発明は・・・『リフォーム』に関する・・・，リフォームに際して・・・『段差』と評価されるものを敢えて設けたにもかかわらず，『ほぼ同じ高さ』に含まれると解することは，当業者の一般的な理解とは異なるからである。そして、証拠（乙・・・）によれば，バリアフリー住宅の基準として，設計寸法で３ mm 以下の・・・段差形状は『段差なし』と評価されている」⇒非充足

原審・東京地判平成 26 年（ワ）7643＜東海林＞

発明の課題～「有効開口面積が減少する…程度が従来技術と比べて相当程度少ない」

「・・・『ほぼ同じ高さ』とするのは，広い開口面積を確保するという効果を得るための構成である・・・。そして，上記課題及び効果からすると，・・・従来技術・・・の高さの差異よりも・・・相当程度小さいものであれば，『ほぼ同じ高さ』であると認められる」

【特許★】特許権侵害差止請求控訴事件（複数の「室」というクレーム文言解釈～「連通可能」という限定がある物の発明は非充足、限定がない方法の発明は充足とした。何れも非充足とした一審判決を逆転した事例。特許権者勝訴。 - NAKAMURA & PARTNERS (nakapat.gr.jp)

＜論稿＞「侵害行為が国境をまたいで構成されるネットワーク関連発明の差し止め行為について」（弁理士/湯浅竜、別冊パテント別冊 No.26）

Ameblo 元投稿日：2022-05-17

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12743218399.html

＜論稿＞「侵害行為が国境をまたいで構成されるネットワーク関連発明の差し止め行為について」（弁理士/湯浅竜、別冊パテント別冊 No.26）

① インターネットナンバー事件（知財高裁 H22.3.24）

⇒本件発明は「アクセス」の発明ではなく，「アクセスを提供する方法」の発明

⇒韓国にサーバがあったが、特許権侵害が認められ，サーバの除去命令が出た。

② 商標権の使用（場所）について「商業的効果」によって判断すべきとの 2001 年 WIPO 勧告

＝インターネット上における標識の使用を特定国における使用と認めるか否かについては，「商業的効果（commercial effect）」の有無によって判断する旨が提言された。

③ サイトブロッキングを用いて，侵害行為を行っているサービス等へのアクセスを制限するという選択肢

3834 (jpaa.or.jp)

東京地判令和２年(ワ)19924<佐藤>等【…鎮痛剤】～用途発明の用途否定で非充足、訂正要件も×

Ameblo 元投稿日：2022-05-18

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12743383652.html

東京地判令和２年(ワ)19924<佐藤>、19932<佐藤>、19918<田中>、19919<國分>【イソブチルＧＡＢＡまたはその誘導体を含有する鎮痛剤】

被告医薬品の用途は出願経過で排除した用途である。

⇒「用途」非充足!!

「患者の訴える痛みがいかなる種類の疼痛に当たるかの判断が困難な場合があるとしても…充足性…を左右しない」

*実施可能要件×

*サポート要件も×

*訂正要件も×（効果を奏するように実施可能である開示が無いと、用途発明の訂正要件×）=知財高判R2(行ケ)10135

（判旨抜粋＜①充足論＞）

構成要件３Ｂは「炎症を原因とする痛み，又は手術を原因とする痛みの処置における」というものであり，…構成要件４Ｂは「炎症性疼痛による痛覚過敏の痛み，又は術後疼痛による痛覚過敏若しくは接触異痛の痛みの処置における」というものである。…本件訂正の際に原告が特許庁に提出した上申書…において，「訂正発明３及び４において，鎮痛剤の処置対象である痛みを，審決の予告において実施可能要件及びサポート要件を満たすと判断された『炎症を原因とする痛み（炎症性疼痛）』及び『手術を原因とする痛み（術後疼痛）』に限定した。」…などと説明しているところ，…構成要件３Ｂの「炎症を原因とする痛み」，「手術を原因とする痛み」及び構成要件４Ｂの「炎症性疼痛」，「術後疼痛」は，いずれも，侵害受容性疼痛に分類される炎症性疼痛や術後疼痛を意味し，神経障害性疼痛や線維筋痛症は含まれない…。…被告医薬品は「効能・効果を神経障害性疼痛及び線維筋痛症に伴う疼痛とする」ものであり，「炎症を原因とする痛み」，「手術を原因とする痛み」，「炎症性疼痛」又は「術後疼痛」を処置対象とするものではないから，構成要件３Ｂ及び４Ｂを充足しない。…

原告は，炎症や手術による組織損傷から神経細胞の感作という神経の機能異常を生じ，痛覚過敏や接触異痛を生ずることなどを理由に，神経障害性疼痛を効能，効果とする被告医薬品は，炎症を原因とする痛み，又は手術を原因とする痛みを用途とするものであると主張するが，侵害受容性疼痛において神経細胞の感作が生じることがあるとしても，そのことから，「神経障害性疼痛及び線維筋痛症に伴う疼痛」を効能・効果とする被告医薬品の用途が炎症を原因とする痛み又は手術を原因とする痛み等であるということはできない。…

原告は，痛みは患者の主観的心理状態であるから，混合性疼痛において，侵害受容性疼痛と神経障害性疼痛とは，同一の患者において生ずる一つの痛みであり，両者を区別できないなどと主張するが，

実際の臨床の場において患者の訴える痛みがいかなる種類の疼痛に当たるかの判断が困難な場合があるとしても，そのことは，構成要件充足性に関する上記結論を左右しない。

（判旨抜粋＜②実施可能要件、サポート要件＞）

医薬の用途発明においては，一般に，物質名，化学構造等が示されることのみによっては，当該用途の有用性を予測することは困難であり，当該医薬を当該用途に使用することができないから，医薬の用途発明において実施可能要件を満たすためには，明細書の発明の詳細な説明にその医薬の有用性を当業者が理解できるような薬理試験結果を記載する必要があるが，前記判示のとおり，本件明細書等には，本件化合物が神経障害性疼痛又は心因性疼痛による痛覚過敏又は接触異痛の痛みの治療に有効であると当業者が理解し得るような薬理試験結果の記載は存在しない。…

侵害受容性疼痛，神経障害性疼痛等で出現する痛覚過敏と，脊髄のＮＭＤＡ受容体の活性化による中枢性感作との間に関連性があるといい得るとしても，本件特許出願当時，本件明細書等に記載された侵害受容性疼痛（炎症性疼痛，術後疼痛，転移癌に伴う骨関節炎の痛み，痛風，火傷痛等）や神経障害性疼痛（三叉神経痛，急性疱疹性神経痛，糖尿病性神経障害，カウザルギー等）により出現する痛覚過敏がすべて末梢や中枢の神経細胞の感作という神経の機能異常により生じるとの技術常識が存在したとは認め難く，まして，これらの記載から，当業者が，薬理試験結果の記載もなく，本件化合物が神経障害性疼痛の治療に有効であると認識し得たということはできない。

（判旨抜粋＜③（用途発明の）訂正要件＞）

本件発明１に係る訂正は，対象となる痛みを，「痛覚過敏又は接触異痛の痛み」と限定している。ところが，本件明細書等には，侵害受容性疼痛に関する試験結果の記載しかない。本件化合物が神経障害性疼痛である「神経障害による痛覚過敏又は接触異痛の痛み」や心因性疼痛に含まれる「線維筋痛症による痛覚過敏又は接触異痛の痛み」に効果があることについては，本件明細書等に記載されていないし，本件明細書等の記載から自明な事項であるともいえない。この点は，本件特許出願時の技術常識を踏まえても，同じである…。本件発明２に係る訂正は，鎮痛剤の処置対象となる痛みを「神経障害又は線維筋痛症による，痛覚過敏又は接触異痛の痛み」と限定している。しかし，上記…と同様の理由により，本件発明２に係る訂正は，本件明細書等に記載されていない新規事項を追加するものであるから，訂正要件を充足しない…。…

本件発明３及び４に「神経障害による痛み」や「線維筋痛症」を含むとする原告の主張内容を前提とすれば，本件発明３及び４に係る訂正は，明細書に記載のない新たな事項を追加するものであって，訂正要件に違反する…。

知財高判令和２年(ネ)10059＜本多裁判長＞（控訴審） 【エクオール含有抽出物…の製造方法】

Ameblo 元投稿日：2022-05-20

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12743735915.html

知財高判令和２年(ネ)10059＜本多裁判長＞（控訴審）【エクオール含有抽出物…の製造方法】

「本件特許の特許出願日」が（被告方法との関係でも）優先日まで遡れた。（この点が、原判決と結論が異なる。）

⇒優先日と親出願日との間の公知物は考慮されず、本件優先日当時「公然知られた物でない」と判断された。

⇒特許法 104 条が適用された!!

⇒逆転勝訴

（「本件特許の特許出願日」についての判示部分）

「基礎出願Ａ，Ｂの上記記載に接した当業者は，上記本件優先日当時の技術常識とを考え併せ，「大豆胚軸」以外の「ダイゼイン類を含む原料」を発酵原料とした場合でも，ラクトコッカス２０-９２株のようなエクオール及びオルニチンの産生能力を有する微生物によって，発酵原料中の「ダイゼイン類」がアルギニンと共に代謝されるようにすることにより，発酵物の乾燥重量１ｇ当たり，８ｍｇ以上のオルニチン及び１ｍｇ以上のエクオールを含有する，食品素材として用いられる粉末状の発酵物を生成することが可能であると認識することができたというべきであるから，本件訂正発明を基礎出願Ａ，Ｂから読み取ることができるものと認められる。したがって，本件訂正発明は，少なくとも基礎出願Ａ，Ｂに記載されていたか，記載されていたに等しい発明であると認められ，本件訂正発明は，基礎出願Ａ，Ｂに基づく優先権主張の効果を享受できるというべきである。

　そうすると，本件特許は，特許法１０４条の規定の適用については，本件優先日…に出願されたものとみなされるから，本件訂正発明生産物が同条の特許出願前に日本国内において「公然知られた物でない」か否かを検討するに当たり，本件優先日以降に公開された乙Ｂ３…を考慮することはできない。…本件訂正発明生産物は，本件優先日当時，「公然知られた物でない」といえる。…被控訴人原料の生産に本件訂正発明の方法を使用していないことが立証されているとはいえないから，特許法１０４条の推定が覆滅されたと認めることはできない。」

（「公然知られた物でない」についての判示部分）

「その物が特許法１０４条の「公然知られた」物に当たるといえるには，基準時において，少なくとも当業者がその物を製造する手がかりが得られる程度に知られた事実が存することを有するというべきところ，本件訂正発明生産物が，本件優先日当時に公知であった乙Ｂ１６，乙Ｂ２４に記載されていたとはいえず，また，乙Ｂ１６又は乙Ｂ２４から本件訂正発明を容易に想到することができない…。そうすると，本件優先日時点において，乙Ｂ１６又は乙Ｂ２４に触れた当業者が本件訂正発明生産物を製造する手がかりが得られたということはできない。

また，被控訴人らは，本件訂正発明生産物は，乙Ｂ１６の「実施例１」の「乾燥重量１ｇ当たり，１ｍｇ－３ｍｇのエクオールが生成」している発酵物「９９２ｍｇ」に栄養強化添加物である「９７．４８％」の純度のオルニチン（乙Ｂ６７の国際公開公報（ＷＯ２００６／０５１９４０））を「８ｍｇ」加えたものであるにすぎないから，「公然知られた物」であると主張するが，…本件訂正発明生産物は，「オルニチン及びエクオールを含有する粉末状の発酵物であって，前記発酵物の乾燥重量１ｇ当たり，８ｍｇ以上のオルニチン及び１ｍｇ以上のエクオールが生成され，食品素材として用いられる物」であるから，乙Ｂ１６に乙Ｂ６７を組み合わせたとしても，「発酵物の乾燥重量１ｇ当たり，８ｍｇ以上のオルニチン及び１ｍｇ以上のエクオールが生成された」物に当たらないから，上記被控訴人らの主張は採用できない。」

＜若干の考察＞

本裁判例（控訴審判決）は、特許法１０４条による新規物質の生産方法の推定が認められ、特許権者が勝訴した事例である。

同条の各要件のうち「特許出願」前とは、優先権主張が認められる場合には、優先日（基礎出願の出願日）より前という意味である。本件事例では、基礎出願の明細書に開示されている発酵原料は「大豆胚軸」のみであり，「大豆胚軸」以外のダイゼイン類は開示されていなかったという事実関係の下、一審判決は「発酵原料が大豆胚軸である発明」についてのみ「特許出願」日が優先日となる一方，「発酵原料が大豆胚軸以外のダイゼイン類である発明」については「特許の特許出願」日は優先日まで遡らないとして、部分優先の考えを示した。他方、控訴審判決は、基礎出願の明細書に開示されている課題解決に係るメカニズムは、発酵原料が「大豆胚軸」でも「大豆胚軸以外のダイゼイン類」でも同様に妥当するとして、被告製品のような「大豆胚軸以外のダイゼイン類」も「特許の特許出願」日は優先日であり、優先日後の公知物は特許法１０４条の「公然知られた物」に当たらないとした。

控訴審判決は、特許法１０４条の「公然知られた物」のあてはめにおいて、『本件訂正発明生産物は，「オルニチン及びエクオールを含有する粉末状の発酵物であって，前記発酵物の乾燥重量１ｇ当たり，８ｍｇ以上のオルニチン及び１ｍｇ以上のエクオールが生成され，食品素材として用いられる物」であるから，乙Ｂ１６に乙Ｂ６７を組み合わせたとしても，「発酵物の乾燥重量１ｇ当たり，８ｍｇ以上のオルニチン及び１ｍｇ以上のエクオールが生成された」物に当たらない』と判示した。この論理によると、進歩性と関係なく補正・訂正によりクレーム文言を“被告製品がぎりぎり入る”ように減縮すると、過去の公知物が特許法１０４条の「公然知られた物」に入りにくくなる。新規物質の生産方法の特許発明を権利行使するときは念頭に置くべきである。逆に、被告側としては、そもそも、控訴審判決は、２つの文献に記載された物を組み合わせた物を「公然知られた物」として主張すること自体を否定していない。すなわち、特許法１０４条の「公然知られた物」は、当該物が新規性がないように知られていなくても、進歩性のように組合せれば実現される物も含まれうる。この意味で、特許法１０４条の「公然知られた物」は権利者側からも、被疑侵害者側からも、進歩性類似の議論を含む概念であるといえる。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-90953.pdf

平成 30 年(ワ)18555＜田中＞（原審）

【エクオール含有抽出物…の製造方法】

＊「本件特許の特許出願日」が（被告方法との関係では）優先日まで遡れない…

⇒優先日と親出願日との間の公知物により特許法 104 条不適用

※部分優先の考え⇒被告方法は部分優先が及ばない態様

【新着 Youtube】効果のクレームアップ（進歩性）

Ameblo 元投稿日：2022-05-23

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12744262223.html

【新着 Youtube】効果のクレームアップ（進歩性）

※発明の「効果」をクレームアップした場合は、当該構成がかかる「効果」を必ず奏する場合でない限り、発明特定事項と認める裁判例が大多数。

※審査基準、及び、請求項中に記載された「効果」が発明特定事項と認められなかった各裁判例における発明では、クレームアップされた「効果」が、物（の構成、用途等）を、更に特定するものではないため、発明特定事項と認められない。

他方、※請求項中に記載された「効果」が発明特定事項と認められた裁判例における発明では、クレームアップされた「効果」が、物（の構成、用途等）を、更に特定するものであるものが大多数である。

※さらに、上掲・知財高判平成 29 年（行ケ）10041「熱間プレス部材」、知財高判令和 2 年（行ケ）10015「…新規製剤」事件は、クレームアップされた「効果」が優先日当時の当業者が認識できたものでない限り進歩性〇という判断枠組みであり、「効果」が、物（の構成、用途等）を、更に特定しなくても発明特定事項となるのか、今後の裁判例の蓄積が待たれる。

(9) 【特許】効果のクレームアップ（進歩性） - YouTube

【新着 Youtube】譲渡（等）の申出（場所（国内外）＋時期（存続期間満了間際の申出））

Ameblo 元投稿日：2022-05-24

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12744437118.html

【新着 Youtube】譲渡（等）の申出（場所（国内外）＋時期（存続期間満了間際の申出））

①「譲渡の申出」行為は、日本国内である必要があるか？

⇒日本～必要あり（知財高判平成 22 年（ネ）10001「モータ」（中野裁判長）～国際裁判管轄が争われた事例）

⇒米国～必要なし? （「譲渡」が米国内であれば OK ?）（Transocean 判決（2010））

②「譲渡」が外国であっても、「譲渡の申出」が成立するか？

⇒日本～「譲渡の申出」は不成立とする学説が多数

※「Ｌ－グルタミン酸の製造方法」事件～「外国販売分はいずれも日本の買主に対する販売」が予定されていた。特殊事情あり。

⇒米国～将来の販売予定地が米国内でなければ、不成立（TAOS 判決（2018））

※（“国内”）「譲渡」の意義～「占有の移転」かつ「所有権の移転」？

⇒製品自体は外国にあり、売買契約を国内で締結しても、“国内”譲渡は成立しない？（米国も同様の地裁判決がある）

③「譲渡」が特許権存続期間満了後を予定している場合 ⇒ 侵害成立

④ その他 ⇒HP 上の紹介が「譲渡の申出」に該当する“一般的規範”（知財高判平成 27 年（ネ）10109）

(10) 【特許】譲渡（等）の申出（場所（国内外）＋時期（満了間際）） - YouTube

知財高判令和２年(行ケ)10122【ウデナフィル組成物を用いてフォンタン患者における心筋性能を改善する方法】＜菅野＞

Ameblo 元投稿日：2022-05-25

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12744630707.html

知財高判令和２年(行ケ)10122【ウデナフィル組成物を用いてフォンタン患者における心筋性能を改善する方法】＜菅野＞

*発明の課題は、運動耐容能の「改善」～医薬用途発明

（明細書で「維持」と「改善」を区別している）

⇒「改善」に使用できることが，当業者が理解できるように記載されている必要がある

実施可能要件×

*サポート要件も×

（判旨抜粋）

…本願明細書に接した当業者は，本件処方は，運動耐容能の改善をもたらし得ることを理解するものといえる（なお，本願明細書では最大努力時ＶＯ２測定値が「維持」される場合と「改善」される場合を区別しており（【００７８】），最大努力時ＶＯ２測定値の単なる「維持」は「改善」には含まれないことを理解するものといえる。）…

本願発明は，…フォンタン手術を受けた患者における，最大努力時ＶＯ２により測定される運動耐容能の改善のため，シルデナフィルに比べ長い半減期を持つＰＤＥ５阻害剤の投与がフォンタン手術後に患者の有酸素運動能力の低下を防止又は改善することになるとの仮説の下に，ＰＤＥ５阻害剤ウデナフィルが様々な病態に対して１日１回治療として有用であり得ることから，フォンタン患者に対してウデナフィルを特定量投与する医薬組成物としたものであり，医薬についての用途発明である。そうすると，本願発明が実施可能要件を満たすためには，本願明細書の発明の詳細な説明に，ウデナフィル又はその薬剤的に許容可能な塩の，１回当たり８７.５ｍｇ，１日２回の投与により，フォンタン手術を受けた患者において，最大努力時ＶＯ２により測定される運動耐容能の改善に使用できることが，当業者が理解できるように記載されている必要がある。…

原告は，実際に症状が大幅に改善した患者がいるとするが…，本願明細書には，実施例３における試験結果全体が記載されているのであり，その記載内容を全体としてみれば，フォンタン手術を受けた患者に対し，本件処方が最大努力時ＶＯ２により測定される運動耐容能の改善に使用できることを当業者が理解できるとはいえない…。

【著作権法～「建築」の著作物性×】知財高判令和３年(ネ)10044＜大鷹＞

Ameblo 元投稿日：2022-05-26

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12744790766.html

【著作権法～「建築」の著作物性×】知財高判令和３年(ネ)10044＜大鷹＞

「原告滑り台が該当する『建築』は，応用美術に類することから，その著作物性の判断は，応用美術に係る基準と同様の基準による…。」

*「応用美術」の著作物性も×

=大阪高判平成 15 年(ネ)3575「グルニエ・ダイン事件」

【著作権法★】控訴人（原告）製作のタコの形状を模した公園の遊具である滑り台「ミニタコ」について美術の著作物性及び建築の著作物性がいずれも否定された事例 - NAKAMURA & PARTNERS (nakapat.gr.jp)

【著作権法～「建築」の著作物性×】大阪高判平成 15 年(ネ)3575「グルニエ・ダイン事件」

Ameblo 元投稿日：2022-05-27

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12744978011.html

【著作権法～「建築」の著作物性×】大阪高判平成 15 年(ネ)3575「グルニエ・ダイン事件」

「一般住宅が著作権法上の『建築の著作物』として保護されるには,…独立して美的鑑賞の対象となり、…造形芸術としての美術性を備えた場合である」

=知財高判令和 3 年(ネ)10044＜大鷹＞「タコの滑り台」

弁理士の著作権情報室：建築の著作物とは？　～グルニエ・ダイン事件～ | イノベーションズアイ BtoB ビジネスメディア (innovations-i.com)

知財高判令和２年(行ケ)10150【エクオール含有大豆胚軸発酵物】＜本多＞

Ameblo 元投稿日：2022-05-29

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12745319527.html

知財高判令和２年(行ケ)10150【エクオール含有大豆胚軸発酵物】＜本多＞

（１）新規性〇

本件明細書【表３】と引用文献の試験例では、発酵原料及び発酵条件が異なる。

⇒乾燥重量１ｇ当たりのオルニチンの量も変化する

知財高判 H31(ネ)10015‹大鷹›は、限定解釈⇒非充足

（２）進歩性〇

主引用発明に副引用発明を適用して容易想到とする考慮要素は、引用発明に周知技術を適用して容易に発明できたかを判断する場合にも妥当する

（３）分割要件〇

【（訂正後）請求項１】発酵物の乾燥重量 1g 当たり,8㎎以上のオルニチン及び 1㎎ 以上の…製造方法

～当初明細書中「8～15mg」の下限値のみをクレームアップ

（判旨抜粋）

＜委任省令要件違反＞

…原告は，本件明細書の【発明が解決しようとする課題】段落【００１０】においてオルニチンに係る記載がないことを指摘するが，…特許法施行規則２４条の２は，「発明の詳細な説明の記載」に係る規定であるから，本件明細書全体の記載から理解できれば足り，必ずしも，発明の技術上の意義を理解するために必要な事項が「発明が解決しようとする課題」の項目に記載されている必要はない。

＜分割要件＞

…当初明細書の段落【００５０】には，「エクオール含有大豆胚軸発酵物に含まれるオルニチンの含有量として具体的には，エクオール含有大豆胚軸発酵物の乾燥重量１ｇ当たりオルニチンが５～２０mg，好ましくは８～１５ mg，更に好ましくは９～１２ mg 程度が例示される。」との記載があり，発酵物の乾燥重量１ｇ当たり８～１５ mg のオルニチンが含まれることが好ましい旨の記載があるところ，上記③の構成は，当初明細書に例示された「８～１５ mg」のうちの下限値により特定したものということができる。

＜新規性＞

…原告の主張は，本件明細書の【表３】においてアルギニンからオルニチンへと１００％（変換率約１５９％）を優に超える変換がなされていることを前提とするものであるところ，…発酵原料及び発酵条件が異なる。そして，発酵原料や培地中の固形成分の含有量により発酵物の乾燥重量が大きく変化し得るので，発酵原料が変わると乾燥重量１ｇ当たりのオルニチンの量も変化するから，発酵原料として大豆胚軸溶液を用いた場合と豆乳を用いた場合で発酵物の乾燥重量１ｇ当たりのオルニチンの

産生量は大きく変化し得る。また培養条件が異なるとアルギニンからオルニチンへの変換率も異なり得る。そうすると，甲１の試験例におけるオルニチンの産生量を推定するに当たって，本件明細書の【表３】を前提とすることが相当であるということはできない。…甲１の試験例では培地とするＢＨＩブロスの組成が特定されていない以上，甲１発明においては，発酵物の乾燥重量１ｇ当たり８ mg 以上のオルニチンが産生されるとは限らない…。そうすると，甲１発明は「発酵物の乾燥重量１ｇ当たり８ mg 以上のオルニチンを産生するもの」であるということはできない。

＜進歩性＞

…主引用発明に副引用発明を適用することにより本願発明を容易に発明をすることができたかどうかを判断する場合には，①主引用発明又は副引用発明の内容中の示唆，技術分野の関連性，課題や作用・機能の共通性等を総合的に考慮して，主引用発明に副引用発明を適用して本願発明に至る動機付けがあるかどうかを判断するとともに，②適用を阻害する要因の有無，予測できない顕著な効果の有無等を併せ考慮して判断するのが相当であるところ（知的財産高等裁判所平成３０年４月１３日判決〔平成２８年（行ケ）第１０１８２号・第１０１８４号事件〕参照），これは，引用発明に周知技術を適用して本願発明を容易に発明することができたかどうかを判断する場合にも妥当する。

090780_hanrei.pdf (courts.go.jp)

【商標権】大阪地判平成 31 年(ワ)784「蛸焼工房事件」

Ameblo 元投稿日：2022-05-30

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12745500719.html

【商標権】平成 31 年(ワ)784「蛸焼工房事件」

被告事業は平成 6 年～

原告（商標権者）事業は平成 9 年～

出願は平成 14 年

平成 14 年当時、被告標章が被告商品役務を表示するものとして「需要者の間に広く認識されて」いたとは認められない

⇒先使用権不成立

★商標出願の重要性

090322_hanrei.pdf (courts.go.jp)

東京地判平成 31 年(ワ)7470,7476【…黒鉛系炭素素材】＜佐藤＞

Ameblo 元投稿日：2022-06-01

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12745869166.html

東京地判平成 31 年(ワ)7470,7476【グラフェン前駆体として用いられる黒鉛系炭素素材】＜佐藤＞

公然実施品が数値に入れば、認識なくても公然実施成立（争われていない）

被告製品（公然実施品）は、

　転売禁止なし

　一般的に販売される黒鉛粉末

　機密保持契約の対象外

X 線回折法は本件明細書でも説明なし

（判旨抜粋）

【請求項１】…Ｒａｔｅ（３Ｒ）が３１％以上である…黒鉛系炭素素材。Ｒａｔｅ（３Ｒ）＝Ｐ３／（Ｐ３＋Ｐ４）×１００…（式１） ここで， Ｐ３は，菱面晶系黒鉛層（３Ｒ）のＸ線回折法による（１０１）面のピーク強度 Ｐ４は，六方晶系黒鉛層（２Ｈ）のＸ線回折法による（１０１）面のピーク強度

　被告製品…は，導電材や導電塗料などに用いる黒鉛粉末であり，その転売が禁じられていたともうかがえないものであり…，これを購入した相手方において，それらの製品のような黒鉛粉末の物性に係る秘密を保持すべき義務を負うとは考え難い。…被告らがそのような義務を課した秘密保持契約を取引先と締結していたと認めるに足りる証拠はない。これに対し，原告は，基本契約書の実例…を証拠として提出するが，同契約書は「相手方の技術情報および営業上の秘密情報」に係る秘密保持を定めるのみであり…，被告が提出する基本契約書の実例…も「業務上の機密」を秘密保持の対象とするにすぎない。また，原告は，被告日本黒鉛工業と締結した…機密保持契約書…を提出するが，当該契約書は，「共同技術開発」などの「検討」に係る契約書であり…，製品の販売先が秘密保持義務を負うことの根拠となるものではなく，被告製品…のように一般に販売される黒鉛粉末の物性が，当然に秘密保持義務の対象になるとは考え難い。…

　原告は，被告らが，本件各出願前に，被告製品…を販売していたとしても，被告ら及びその相手方は，同各製品を分析することにより，本件各発明の特許請求の範囲に記載されている物に該当するかどうかの判断をし得る技術を有していなかったと主張する。しかし，Ｘ線回折法は，本件明細書等に特段の説明もなしに記載されているとおり，物質の一般的な分析方法であると考えられ，外部の業者に委託し，これを測定・解析することは可能であったと認められる。…

090941_hanrei.pdf (courts.go.jp)

東京地判令和２年(ワ)8506【電気工事作業に使用する作業用手袋】＜佐藤＞

Ameblo 元投稿日：2022-06-02

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12746044679.html

東京地判令和２年(ワ)8506【電気工事作業に使用する作業用手袋】＜佐藤＞

「原告は…「凹凸」が意図して形成されたものであることを要するとした上で，当該凹凸は，製造上不可避に生じる「表面粗さ」にすぎないと主張する。しかし，…乙１手袋の表面には…凹凸が製造上不可避に生じたものということはできず，意図して形成された」

⇒公然実施は、意図して形成された必要がある?

独占的に販売しても、「第三者に開示された」といえ、公然実施となる。（※秘密保持契約を認める証拠なし）

公然実施品の表面の凹凸は、意図して形成された。

その他、クレーム文言上限定がない諸点は、相違点ではない。

（判旨抜粋）

【請求項１】…生地体の繊維や目部に沿って凹凸が形成されていることを特徴とする電気工事作業に使用する作業用手袋。

原告は，乙１製品の設計が東北電力の作業員の要求に基づいたものであるとして，東北電力は共同開発者に当たると主張する。 しかし，東北電力は，従前の製品のサイズの見直しについて，その作業員から意見や要望を集約し，その結果を被告ヨツギに伝えていたにすぎず，他に東北電力が被告ヨツギと共同して乙１製品を開発したと認めるに足りる証拠はない。…

原告は，東北電力は，乙１製品の独占的な購入者であり，商慣習上，乙１発明の内容を第三者に開示することはないと主張する。しかし，原告の主張するような商慣習があったことを認めるべき証拠は存在せず，被告ヨツギは，これを東北電力に販売し，その所有権を譲渡しており，東北電力が，その購入した製品の構成について，第三者に開示しないという義務を負っていたと認めるに足りる証拠はない。実際のところ，乙１製品は，東北電力の現場の作業員に使用されていたのであるから，乙１発明の内容は第三者に開示されていたものというべきである…

原告は，構成要件Ｈの「凹凸」が意図して形成されたものであることを要するとした上で，当該凹凸は，製造上不可避に生じる「表面粗さ」にすぎないと主張する。しかし，…乙１手袋の表面には，その中間部に存在する編み物により形成された網目状の模様が認められ，生地体の繊維や目部に沿って凹凸が形成されているのであるから，その凹凸が製造上不可避に生じたものということはできず，意図して形成されたものというべきである。…

原告は…と主張する。しかし、…構成要件Ｅは，…に限定していない。

090942_hanrei.pdf (courts.go.jp)

知財高判令和２年(行ケ)10004【骨粗鬆症治療剤ないし予防剤】＜菅野＞

Ameblo 元投稿日：2022-06-03

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12746221883.html

知財高判令和２年(行ケ)10004【骨粗鬆症治療剤ないし予防剤】＜菅野＞

=知財高判令和２年(行ケ)10038＜菅野＞

*投与対象患者の限定（50 以上 80 未満）が容易想到

審議結果報告書は，腎機能障害の程度を，クレアチニンクリアランスを指標として，「80 以上」，「50 以上 80 未満」，「30 以上 50 未満」及び「30 未満」と区分している。

（判旨抜粋）

…本件条件（４）が，骨粗鬆症の患者群の一部を構成する，本件３条件の全てを満たす患者群を取り出して，当該患者群に対する安全性を確認したにすぎないものである以上，本件３条件と本件条件（４）とはその目的を異にする独立の条件であると理解できる。原告は，本件４条件が有機的に結合した一体のものである旨主張するが…採用することはできない。…

…重度の腎機能障害患者を除くと明記された甲７文献の記載に接した当業者であれば，甲７発明の投与対象患者に軽度又は中等度の腎機能障害を有する患者が相当程度含まれていると認識する…。さらに，…骨粗鬆症治療薬についても腎機能障害を有する患者における安全性の確認が求められていたことが明らかであるから，甲７発明に接した当業者が，投与対象患者の腎機能に着目することは，当業者が当然に行うべきこととして格別なものではない。…

甲１０文献では，「軽度」 の腎機能障害を有する患者は，「ＧＦＲ５０～７９ｍｌ／分」の患者であると定義され，クレアチニンクリアランスが５０ないし７９ｍｌ／分である患者を，軽度腎機能障害を有する患者としている。…審議結果報告書…には，腎機能障害の程度を，クレアチニンクリアランスを指標として，この値に沿って，「８０以上」，「５０以上８０未満」，「３０以上５０未満」及び「３０未満」と区分している…。…そうすると，甲７発明の投与対象患者の中から，…「５０以上８０未満ｍｌ／ｍｉｎ」の者をその投与対象とすることは，当業者であれば何ら困難を要しないものである。

090548_hanrei.pdf (courts.go.jp)

知財高判令和２年(行ケ)10123【燃料電池システム】＜本多＞

Ameblo 元投稿日：2022-06-04

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12746440268.html

知財高判令和２年(行ケ)10123【燃料電池システム】＜本多＞

*故障を検知する引用発明を、定期的に確認する構成に変更することは容易でない

⇒進歩性〇（拒絶審決取消）

（相違点）

気体流動を調整する「所定条件」が、

本願発明～「定期的に」

引用発明～「出力電圧が約 0.4V 未満」

(判旨抜粋)

　燃料電池の故障を示すものとみ得る状態を具体的に検知したとの引用発明に係る「燃料電池の出力電圧が０．４Ｖより低くなる場合」の動作について，実際の出力が閾値以上に変化しているか否かにかかわらず，これを「定期的に」行うことを想到することが，当業者において容易であるとはいい難い…。…甲３…には…「約０．４Ｖより低い範囲に低下する場合」以外の記載があるが，そこで挙げられている他の特性パラメータも，燃料電池の故障を示すものとみ得る状態の検知の範疇に止まるものである。燃料電池の保湿レベルを周期的に増加させることに係る周知の事項…を参照しても，上記判断は左右されない。

090621_hanrei.pdf (courts.go.jp)

＜韓国＞ 先行文献記載に従って製造した場合に"必然的"に特許発明と同じ物が製造される⇒新規性×

Ameblo 元投稿日：2022-06-04

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12746441185.html

＜韓国＞

先行文献記載の製造方法に従って製造した場合に"必然的"に特許発明と同じ物が製造されることが証明された場合,新規性×

大法院 2017 フ 1304

日本も同じだが"必然的"であると立証することは難しい

⇒追試が先行文献記載の製造方法と同じかという段階でハードルが高い

事後的に提出した技術資料(実験証明書)と特許性判断の問題 | 文献情報 | J-GLOBAL 科学技術総合リンクセンター (jst.go.jp)

＜商標＞知財高判令和３年(行ケ)10113「睡眠コンサルタント」（東海林）

Ameblo 元投稿日：2022-06-06

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12746755250.html

＜商標＞知財高判令和３年(行ケ)10113「睡眠コンサルタント」（東海林）

「睡眠コンサルタント」と横書きしてなる商標が指定役務の質を表示記述するものとして取引に際し必要適切な表示であり，取引者・需要者によって指定役務に使用された場合に役務の質

を表示したと一般に認識される

⇒商標法３条１項３号該当

【商標法★】「睡眠コンサルタント」の文字を横書きしてなる商標について，第４１類「技芸・スポーツ又は知識の教授，セミナーの企画・運営又は開催，電子出版物の提供，書籍の制作」等の指定役務の質を表示記述するものとして取引に際し必要適切な表示であり，取引者・需要者によって当該指定役務に使用された場合に役務の質を表示したものと一般に認識されるものであるから，商標法３条１項３号に該当する，と判断して，特許庁の拒絶審決を維持した事例 - NAKAMURA & PARTNERS (nakapat.gr.jp)

【新着 Youtube】++均等論（統合版）＋2020 年収録後の均等論認容判決５件を追記収録!!

Ameblo 元投稿日：2022-06-06

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12746775127.html

【新着 Youtube】++均等論（統合版）＋2020 年収録後の均等論認容判決５件を追記収録!!

従前の動画４本（第１・２要件、第３要件、第５要件、認容裁判例紹介）に加えて、

2020 年収録後の均等論認容判決５件を追記収録!!

⑬ 平成 28 年(ワ)21762

⑭ 平成 29 年(ワ)29228

⑮ 平成 29 年(ワ)32839

⑯ 平成 28 年(ワ)25436

⑰′知財高判令和 3 年(ネ)10040

【特許】＋＋均等論（統合版）＋2020 年収録後の均等論認容判決を追記済み#均等論、#マキサカルシトール、#禁反言、#Dedication、#ダブルスタンダード、#DOE【特許】＋＋均等論（統合版）＋2020 年収録後の均等論認容判決を追記済み　（１）（第１要件、第２要件）マキサカルシトール大合議判決+α　（２）（第３要件）ダブルスタンダード　（３）（第５要件）① Dedication の法...www.youtube.com

【米国特許】2022.01CAFC Nature Simulation v. Autodesk

Ameblo 元投稿日：2022-06-07

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12746939374.html

【米国特許】2022.01 米国 CAFC　Nature Simulation v. Autodesk

審査官の提案に従う補正で許可されたことを含め、クレーム、明細書、審査経過及び当業者の理解を検討して明確性を判断した。審査官が文言を提案したことだけで、明確性が当然に確定するものではない。

⇒不明確とした原審を破棄した。

（ダイク裁判官は反対意見）

「近隣する複数の三角形の検索」

「改良されたワトソン方法」

January 2022 Federal Circuit Newsletter (Japanese).pdf (knobbe.com)

【米国特許】1961 米国連邦最高裁　ARO v. Convertible Top Replacement

Ameblo 元投稿日：2022-06-08

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12747115379.html

【米国特許】1961 米国連邦最高裁　ARO v. Convertible Top Replacement

⇒同事案は「修理」と判断した

*「再生産（reconstruction）」は、「such a true reconstruction of the entity as to "in fact make a new article," after the entity, viewed as a whole, has become spent」の場合

米国最高裁判所は高い基準を設定： 特許侵害の誘引の立証には認識または故意の無知を要する - 最新情報 | モリソン・フォースター (mofo.jp)

判決原文（365 U.S. 336 (1961)、米国議会図書館所蔵の U.S. Reports）：https://tile.loc.gov/storage-services/service/ll/usrep/usrep365/usrep365336/usrep365336.pdf

【米国特許】2008.06　米国連邦最高裁 Quanta v. LG Electronics

Ameblo 元投稿日：2022-06-09

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12747281272.html

【米国特許】2008.06　米国連邦最高裁 Quanta v. LG Electronics

方法発明に係る特許権も「消尽」する。

間接侵害品の譲渡では、特許を「実質的に具現化する（substantially embodied）」場合は、実施権者の部品の販売により、特許権は消尽する。

＝（日本の）間接侵害の要件に近い。

間接侵害品の譲渡と特許権の「消尽」 (jpaa.or.jp)

【米国特許】2017.05　米国連邦最高裁 IMPRESSION PRODUCTS v. LEXMARK

Ameblo 元投稿日：2022-06-10

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12747464347.html

【米国特許】2017.05　米国連邦最高裁 IMPRESSION PRODUCTS v. LEXMARK

特許権者が Single-use の条件付きで譲渡後、インクを再充填する等して販売した。

⇒消尽論成立（Quanta 連邦最判を引用）

米国外で販売した分についても、米国特許権は消尽する（※日本と異なる!!）

契約の債権的拘束力は認められる。

324a18_166eedf312b84aa9b36e2d0765082189.pdf (takaishihideki.com)

【米国特許】2007.04 米国連邦最高裁 KSR v. Teleflex

Ameblo 元投稿日：2022-06-11

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12747733493.html

【米国特許】2007.04 米国連邦最高裁 KSR v. Teleflex

TSM テスト（教示(teaching)-示唆(suggestion)-動機(motivation)テスト）を支持しながらも、CAFC の厳格な TSM テストは誤りであるとした。

あらゆる必要性及び問題点等も TSM テストに採用することができる。

070430.pdf (jetro.go.jp)

(57) 【米国特許】non-obviousness　非自明性（米国特許法 103 条）（日本の「進歩性」に対応する） - YouTube

【米国特許】2010.03　米国 CAFC　Jeffrey Griffin v. Heidi Marrin

Ameblo 元投稿日：2022-06-11

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12747737217.html

【米国特許】2010.03　米国 CAFC　Jeffrey Griffin v. Heidi Marrin

プリアンブルに「for permitting a user to write thereon without the use of a marking implement」という使用目的を記載しても、新規性×。

（本件では、物のクレームの前文に記載された使用目的はクレームの範囲を限定しないとされ、新規性を基礎付けなかった。）

2008 yokoben 2 (2008.3.30).pdf (ebiaya.com)

【米国特許】2010.07　米国 CAFC In re Giacomini, et al.,

Ameblo 元投稿日：2022-06-13

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12747998820.html

【米国特許】2010.07　米国 CAFC In re Giacomini, et al.,

米国特許法第 102 条(e)は、優先日に公開されていない先願であっても、のちに公開又は特許されると後願排除効を有する。本願の優先日が、先願の仮出願日と本出願日との間であった場合、先願が後願排除効を有する基準日は、仮出願日。

■特許/第 102 条(e)/仮出願の日を優先権主張する特許の引例有効日の認定 | NGB 株式会社

【米国特許】2012.11 米国 CAFC Voter Verified v. Premier

Ameblo 元投稿日：2022-06-15

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12748362948.html

【米国特許】2012.11　米国 CAFC Voter Verified v. Premier Election

インターネット上で公衆が利用可能な状態であった文書は、索引付けの証拠がなくても「刊行物」に該当し得る。本件では当該文献を先行技術として請求項 49 の非自明性が否定された。

https://law.justia.com/cases/federal/appellate-courts/cafc/11-1553/11-1553-2012-11-05.html

知財高判令和２年(ネ)10057＜大鷹＞「リコー事件」⇒独占禁止法違反とした一審判決が変更された!!

Ameblo 元投稿日：2022-06-15

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12748421034.html

知財高判令和２年(ネ)10057＜大鷹＞「リコー事件」
⇒独占禁止法違反を認め、差止請求、損害賠償請求を権利濫用とした一審判決が変更された!!
「再生品が装着された原告プリンタにおいても，トナー残量表示に『？』と表示されるとともに，『印刷できます。』との表示がされるので，再生品であるため残量表示がされないことも容易に認識し得るものであり，ユーザーが印刷機能に支障があるとの不安を抱くものとは認められない…。残量表示がされない再生品と純正品との上記機能上の差異及び価格差を考慮して，再生品を選択するユーザーも存在する」
「電子部品の形状を工夫することで，本件各発明１ないし３の技術的範囲に属さない電子部品を製造し，これを原告電子部品と取り替えることで，本件各特許権侵害を回避し，残量表示をさせることは，技術的に可能」
＜結論＞
⇒「リサイクル品をもっぱら市場から排除する目的によるものと認めることはできない」
「控訴人が本件書換制限措置という合理性及び必要性のない行為により，被控訴人らが原告製品に搭載された原告電子部品を取り外し，被告電子部品に取り替えることを余儀なくさせ，上記消尽の成立を妨げたものと認めることはできない。以上の認定事実及びその他本件に現れた諸事情を総合考慮すれば，控訴人が，被控訴人らに対し，被告電子部品について本件各特許権に基づく差止請求権及び損害賠償請求権を行使することは，競争者に対する取引妨害として，独占禁止法（独占禁止法１９条，２条９項６号，一般指定１４項）に抵触するものということはできないし，また，特許法の目的である『産業の発達』を阻害し又は特許制度の趣旨を逸脱するものであるということはできないから，権利の濫用に当たるものと認めることはできない。」
https://www.ip.courts.go.jp/app/hanrei_jp/list?filter%5Bkeyword1%5D=&filter%5Bkeyword2%5D=&filter%5Bkeyword3%5D=&filter%5Bkeyword4%5D=&filter%5Bkeyword5%5D=&filter%5Bkeyword6%5D=&filter%5Bkeyword7%5D=&filter%5Bkeyword8%5D=&filter%5Bkeyword9%5D=&filter%5BjudgeGengoFrom%5D=&filter%5BjudgeYearFrom%5D=&filter%5BjudgeMonthFrom%5D=&filter%5BjudgeDayFrom%5D=&filter%5BjudgeGengoTo%5D=&filter%5BjudgeYearTo%5D=&filter%5BjudgeMonthTo%5D=&filter%5BjudgeDayTo%5D=&filter%5BjikenGengo%5D=%E4%BB%A4%E5%92%8C&filter%5BjikenYear%5D=2&filter%5BjikenCode%5D=%28%E3%83%8D%29&filter%5BjikenNumber%5D=10057&filter%5BgenshinCourtName%5D=&filter%5BgenshinCourtType%5D=&filter%5BgenshinBranchName%5D=&filter%5BgenshinJikenGengo%5D=&filter%5BgenshinJikenYear%5D=&filter%5BgenshinJikenCode%5D=&filter%5BgenshinJikenNumber%5D=&filter%5BjudgeResult%5D=&filter%5Bshinketsu%5D=&filter%5BappealResult%5D=&action_search=%E6%A4%9C%E7%B4%A2

https://www.nakapat.gr.jp/ja/legal_updates_jp/%E3%80%90%E7%89%B9%E8%A8%B1%E2%98%85%E2%98%85%E3%80%91%E7%89%B9%E8%A8%B1%E6%A8%A9%E4%BE%B5%E5%AE%B3%E8%A8%B4%E8%A8%9F%EF%BC%88%E7%8B%AC%E5%8D%A0%E7%A6%81%E6%AD%A2%E6%B3%95%E9%81%95%E5%8F%8D%E3%81%8C/

【米国特許】2011.06 米国連邦最高裁 Microsoft v. i4i

Ameblo 元投稿日：2022-06-16

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12748530204.html

【米国特許】2011.06 米国連邦最高裁 Microsoft v. i4i

特許無効の抗弁において、侵害被疑者は明確かつ説得力ある証拠（Clear and convincing evidence）を提出し、無効理由の立証責任を負う!!

※USPTO における審査段階では、証拠の優越（"preponderance of the evidence"）で拒絶される!!（ダブルスタンダード）

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/n_america/us/ip/news/pdf/110610.pdf

【米国特許】2015.04 米国 CAFC　INEOS v. BERRY PLASTICS

Ameblo 元投稿日：2022-06-17

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12748709831.html

【米国特許】2015.04 米国 CAFC　INEOS v. BERRY PLASTICS

クレームの数値範囲が引用発明の数値範囲とオーバーラップしていても、その数値範囲が発明の作用にとって臨界的であることを示すことにより、新規性が認められ得る。

⇒本事案は結論×。

（日本：東京高判平成 6 年（行ケ）第 30 号、東京高判平成 2 年（行ケ）第 269 号で進歩性有りと判断された）

https://system.jpaa.or.jp/patents_files_old/201002/jpaapatent201002_046-067.pdf

【米国特許】2013.08　米国 CAFC　Hamilton Beach v. Sunbeam

Ameblo 元投稿日：2022-06-20

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12749228503.html

【米国特許】2013.08　米国 CAFC　Hamilton Beach v. Sunbeam

特許発明の優先日の１年以上前に、特許製品の仕入先が製造の受注をしたことを理由に On-Sale Bar による特許無効!!

（*商業的販売申出は、契約に至る前段階の電子メール等のコミュニケーションによっても成立する。仕入先にも On-Sale Bar が適用される!!）

http://www.unitedgips.com/articles/dc201309.pdf

【米国特許】2016.07　米国 CAFC　Medicines v. Hospira

Ameblo 元投稿日：2022-06-20

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12749228735.html

【米国特許】2016.07　米国 CAFC　Medicines v. Hospira

旧米国特許法 102(b)の On-Sale Bar は、商業的な販売（の申し出）の対象である必要があり、統一商法典 2-106 の要件を満たさなければならない。製造委託しただけであれば、On-Sale Bar に抵触しない。

Cf. 2013.08　米国 CAFC　Hamilton Beach v. Sunbeam

https://www.oliff.com/wp-content/uploads/2018/03/2014-1469-OBJP.pdf

【米国特許】2019.01 米国連邦最高裁　Helsinn v. Teva

Ameblo 元投稿日：2022-06-20

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12749228965.html

【米国特許】2019.01 米国連邦最高裁　Helsinn v. Teva

特許出願の 1 年以上前の秘密保持義務を負う第三者への商業的販売は、改正米国特許法 102(a)の On-Sale Bar において、新規性を喪失する。

Cf.2013.08 米国 CAFC　Hamilton Beach v. Sunbeam

https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Ipnews/us/2019/20190123.pdf

【米国特許】2017 米国 CAFC en banc Aqua Products v. Matal

Ameblo 元投稿日：2022-06-21

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12749421119.html

【米国特許】2017.10　米国 CAFC en banc　Aqua Products v. Matal

当事者系レビュー（IPR）係属中に行われた補正（amendment）による補正後クレームの特許性について、特許性欠如の立証責任は、請求人に課せられる。

（従来の PTAB 実務と異なる。１１名の裁判官が関与し、５つの意見に分かれている。）

http://tokugikon.jp/gikonshi/288/288tokusyu4.pdf

【米国特許】2021.04　米国 CAFC　Raytheon Technologies v. GE

Ameblo 元投稿日：2022-06-22

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12749588004.html

【米国特許】2021.04　米国 CAFC　Raytheon Technologies v. GE

引用文献が優先日時点で自己実施可能（self-enabling）でなく、他の先行技術や証拠によっても当業者がクレーム発明を製造・使用できたことが示されない場合、その文献に基づいて本件発明を自明（obviousness）と判断できない。

⇒この実施可能性を適切に判断していない USPTO の判断を reverse した（★引用文献は、NASA の技術メモ～想像上のエンジン）

他方、実施不可能な引用文献の技術が、他の実施可能な先行技術を改善する動機付けの根拠となるというロジックは有り得る。

http://tatsuoyabe.aki.gs/Raytheon%20Tech%20v%20GE%20Fed%20Cir%202021-04-16.htm

【米国特許】2018.05　米国 CAFC　TAOS v. Intersil

Ameblo 元投稿日：2022-06-23

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12749759608.html

【米国特許】2018.05　米国 CAFC　TAOS v. Intersil

販売の申し出が米国内でされたのみでは足りず、将来の販売予定地が米国内にある場合でなければ販売の申し出は侵害とならない。

（Transocean Offshore Deepwater Drilling v. Maersk Contractors USA, 617 F.3d 1296 (Fed. Cir. 2010)）

https://chosakai.or.jp/intell/pat/contents19/201904/201904_12.pdf

【米国特許】1998　米国 CAFC　Ethicon v. U.S. Surgical Corp.

Ameblo 元投稿日：2022-06-24

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12749932420.html

【米国特許】1998　米国 CAFC　Ethicon v. U.S. Surgical Corp.

クレームの一部のみが共同発明であっても、その他の（他の発明者の）単独発明であるクレームについても権利を有するものであり、ライセンスできる。

米国出願、移行の際は、共同発明者性に注意。

米国の発明者性は日本より緩い。

https://ryujinpatent.com/docs/report.pdf

【米国特許】2001.05　米国 CAFC Mycogen Plant v. Monsanto

Ameblo 元投稿日：2022-06-25

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12750168565.html

【米国特許】2001.05　米国 CAFC Mycogen Plant v. Monsanto

271 条(g) 侵害は、米国特許が発行され、有効に存在しているときに当該製造方法が使用された場合のみ。

⇒非侵害

※Monsanto Co. v. Syngenta Seeds, Inc., 503 F.3d 1352, 1360 (Fed. Cir. 2007)は、Mycogen 判決を説明した。

https://system.jpaa.or.jp/patent/viewPdf/3849

【論稿】「輸出入差止申立手続きにおける疎明資料」（乾智彦、東京税関業務部総括知的財産調査官）

Ameblo 元投稿日：2022-06-25

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12750168772.html

【論稿】「輸出入差止申立手続きにおける疎明資料」（乾智彦、東京税関業務部総括知的財産調査官弁理士上席）（パテント 2021　No.6）

税関が要求する、侵害事実の疎明資料。

*訴状との違い

① 請求の趣旨がない

② 鑑定書が疎明資料の代わりになる

③ インカメラ手続等がない

https://system.jpaa.or.jp/patent/viewPdf/3807

【論稿】「特許権侵害訴訟における損害賠償額の推定覆滅の主張立証に関する研究」知財管理 Vol.72

Ameblo 元投稿日：2022-06-27

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12750444902.html

【論稿】「特許権侵害訴訟における損害賠償額の推定覆滅の主張立証に関する研究」（知財管理 Vol.72 No.2 2022）

近時 13 年間の裁判例分析

1 項、2 項で特許権者勝訴　142 件

被告が推定覆滅を主張した　78 件(55％)

⇒(一部)推定覆滅した　43 件(55％)

覆滅が認められた理由は、競合品と、寄与率等が多い。

https://cir.nii.ac.jp/crid/1520291856318296960

知財高判令和１年(行ケ)10174【エアロゾル発生装置】＜森＞

Ameblo 元投稿日：2022-06-28

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12750619436.html

知財高判令和１年(行ケ)10174【エアロゾル発生装置】＜森＞

サポート要件を判断する際、発明特定事項の意味内容等を明らかにするために、必要に応じて明細書や図面の記載を斟酌することはリパーゼ判決も禁止しない!!

*発明の課題を踏まえてクレーム文言解釈した。

⇒サポート要件〇

（判旨抜粋）

サポート要件の判断は，特許請求の範囲の記載と発明の詳細な説明の記載とを対比して行うものであるが，対比の前提として特許請求の範囲から発明を認定するに当たり，特許請求の範囲に記載された発明特定事項の意味内容や技術的意義を明らかにする必要がある場合に，必要に応じて明細書や図面の記載を斟酌することは妨げられないというべきであり，当事者が引用するリパーゼ判決は，そのことを禁じるものと解することはできない。…

原告は，この点について，サポート要件の判断に当たって，発明の詳細な説明に基づく特許請求の範囲の限定解釈が許されるとすると，特許請求の範囲が文言上どれだけ広くてもサポート要件違反になることがなくなり，その趣旨が没却されるし，侵害の場面で広範な特許請求の範囲に基づき充足を主張でき，二重の利得を得ることになるから不当であると主張する。しかし，サポート要件の判断に当たって，発明の詳細な説明を参酌するからといって，特許請求の範囲に発明の詳細な説明を参酌して認められる発明の内容が，発明の詳細な説明によってサポートされていないときは，サポート要件違反になること（例えば，特許請求の範囲の文言に発明の詳細な説明を参酌して認められる発明の内容が，ＡとＢの両方を含むものであるが，実施例等としては，Ｂしかないときにはサポートされていないと判断する場合があることなど）はあり得るのであって，常にサポート要件違反を免れるということにはならない。また，特許発明の技術的範囲を定めるに当たり，明細書及び図面を考慮するとされていること（特許法７０条２項）からすると，原告のいう二重の利得が発生するとはいえない。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-89665.pdf

知財高判令和３年(行ケ)10056【情報処理装置事件】＜東海林＞

Ameblo 元投稿日：2022-06-29

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12750794789.html

知財高判令和３年(行ケ)10056【情報処理装置事件】＜東海林＞

*サブコンビネーションクレームの相手方が、請求項に係る発明の構成を何も限定しない。

⇒発明特定事項でない!!

⇒サーバの処理を特定するだけの構成要件を除外して発明の要旨認定を行い、新規性欠如とした審決を維持した。

（判旨抜粋）

サブコンビネーション発明においては，特許請求の範囲の請求項中に記載された「他の装置」に関する事項が，形状，構造，構成要素，組成，作用，機能，性質，特性，行為又は動作，用途等（以下「構造，機能等」という。）の観点から当該請求項に係る発明の特定にどのような意味を有するかを把握して当該発明の要旨を認定する必要があるところ，「他の装置」に関する事項が当該「他の装置」のみを特定する事項であって，当該請求項に係る発明の構造，機能等を何ら特定してない場合は，「他の装置」に関する事項は，当該請求項に係る発明を特定するために意味を有しないことになるから，これを除外して当該請求項に係る発明の要旨を認定することが相当である…。…

構成要件（Ｂ）の「サーバによる第２情報及び第３情報の抽出の根拠となる情報を含む第１情報として」との記載事項は，第１情報の通知を受けたサーバが当該第１情報から第２情報及び第３情報を抽出するという，サーバにおける処理（構成要件（C1）及び（C2））を特定しているにすぎない。すなわち，上記記載事項は，第１情報自体が，第２情報及び第３情報を抽出するため通常の公報とは異なる格別の情報を含むことを特定しているものではない。このように，本件補正後発明の構成要件（Ｂ）のうち「サーバによる第２情報及び第３情報の抽出の根拠となる情報を含む第１情報として」の記載事項は，サーバの処理を特定したものであり，情報処理装置が備える公報通知手段の内容を特定するものではないから，構成要件（Ｂ）によって特定される発明特定事項の認定に当たっては，上記記載事項を除外するのが相当であり，本件審決が（B'）のとおり認定したことに誤りはない。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-90915.pdf

知財高判令和２年(行ケ)10128【安否確認システム】＜東海林＞

Ameblo 元投稿日：2022-06-30

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12750962655.html

知財高判令和２年(行ケ)10128【安否確認システム】＜東海林＞

相違点の看過⇒審決取消

本願発明は、照明装置が発信装置を備え、識別した設置場所の ID に応じた安否通知ルールに従う

引用発明は、照明装置の検出部 ID を有するが、設置場所を識別できないから、付加的情報が必要となる。

090864_hanrei.pdf (courts.go.jp)

欧州移行時の独立クレームから特徴を削除する補正は厳しい。分割出願も同じ。

Ameblo 元投稿日：2022-06-30

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12750963164.html

＜長谷川寛ドイツ弁理士のブログ＞

このような出願時の独立クレームから特徴を削除する補正は欧州特許庁ではガイドライン上 3 つの要件をクリアしなければ認められません（GL H-V, 3.1、T 0331/87）。

（※この「出願時」とは、PCT 出願時のこと。）

日本でなされる「親出願の原クレーム 1 からいくつか特徴を削除したチャレンジクレームで分割出願」が欧州特許庁では原則できない。（GL C-IX, 1.4）

欧州では出願時の独立クレームから特徴を削除するのは極めて難しいです | 徒然なるままに欧州知財実務 (hasegawa-ip.com)

知財高判令和１年(行ケ)10108【通信ネットワークシステムにおけるコントロールチャネル】＜菅野＞

Ameblo 元投稿日：2022-07-01

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12751142341.html

知財高判令和１年(行ケ)10108【通信ネットワークシステムにおけるコントロールチャネル】＜菅野＞

① 実施例を抽象化してクレームに記載する訂正が、新規事項の追加には当たらないとされた一事例

図４の具体的開示を抽象化した。

本件発明の課題と訂正事項との関係は、着目されていない。

⇒新規事項の追加には当たらないとしたが、訂正が特許請求の範囲を実質上変更するものに当たるとして、訂正を認めなかった審決を維持し、原告の請求を棄却した。

② クレーム文言を追加した訂正が、実質上変更と判断された。

（判旨抜粋）

①…明細書の上記記載に加えて，図４を総合すると，スケジュールに使用可能なコントロールチャネル候補の制限をツリー構造によって課される割合は，図４の実施例では，最高レベルの集合レベル１では，２４個のコントロールチャネルを４つの候補に（候補の割合６分の１），比較的低いレベルの集合レベル２では１２個のコントロールチャネルを４つの候補に（候補の割合３分の１），集合レベル４では６個のコントロールチャネルを４つの候補に（候補の割合３分の２）それぞれ制限し，集合レベル８の３個のコントロールチャネルを制限しない（候補の割合１分の１）ことが開示されているに等しい事項といえる。

②…訂正後の請求項１は，訂正前の請求項にはない，「ユーザイクイップメントに対するアロケーションに使用可能なコントロールチャネル候補」という概念を追加した上で，「前記最高レベルよりも低い各レベルにおける，ユーザイクイップメントに対するアロケーションに使用可能なコントロールチャネル候補の割合を，前記最高レベルにおける，ユーザイクイップメントに対するアロケーションに使用可能なコントロールチャネル候補の割合よりも大きくして，ユーザイクイップメントに対するアロケーションを実行する」，「ツリー構造における，より低いレベルほど，ユーザイクイップメントに対するアロケーションに使用可能なコントロールチャネル候補の割合がより大きくされる」との事項を追加し，これによって，訂正前の方法では，ツリー構造で表される比較的低い各レベルのアロケーションについては特に規定するところがなかった，ツリー構造で示されるより低いレベルほどユーザイクイップメントに対するアロケーションに使用可能なコントロールチャネル候補の割合を大きくすることが発明特定事項に含まれることになった…。そうすると，訂正事項１ないし３は，特許請求の範囲を実質上変更するものであるから，特許法１２６条５項に適合するものとはいえない。

090287_hanrei.pdf (courts.go.jp)

知財高判令和２年(行ケ)10037【遊技機】＜大鷹＞

Ameblo 元投稿日：2022-07-03

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12751507838.html

知財高判令和２年(行ケ)10037【遊技機】＜大鷹＞

*同じ主引用文献の記載でも、取消訴訟で新たな技術事項の主張は×

「審決が示した…拒絶理由を本件訴訟の段階で変更するものであり…主引用例が同一であるからといって,主張自体許されるべきものではない」～★拘束力は及ばないのか？

本願発明～“最初にボタンを押したときに”、大当たりが分かる

引用例～ボタンを押す毎に期待値が高いキャラクターが登場し、最後は期待値100%の保健医が登場する。

⇒相違するから、新規性〇（進歩性は議論されていない）

（判旨抜粋）

…被告の上記主張は，本件審決が引用文献１記載の発明として認定した引用発明とは異なる技術事項Ａに係る発明に基づいて本願補正発明が新規性を欠くことを主張するものにほかならず，本件審決が示した本願の拒絶理由を本件訴訟の段階で変更するものであり，このような拒絶理由の変更を認めることは，拒絶査定不服審判の審判手続における請求人の防御の機会（特許法１５９条２項，５０条）を奪うものであるから，主引用例が同一であるからといって，主張自体許されるべきものではない…。

090211_hanrei.pdf (courts.go.jp)

【商標】知財高判令和３年（行ケ）第10100号（大鷹裁判長）

Ameblo 元投稿日：2022-07-04

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12751664456.html

【商標】知財高判令和３年（行ケ）第10100号（大鷹裁判長）

「Scrum Master」の標準文字を横書きしてなる登録商標について，第41類等の指定役務の質を表示記述するものとして取引に際し必要適切な表示である。

⇒商標法３条１項３号違反

⇒無効審判における一部維持審決を一部取り消した。

【商標法★】「Ｓｃｒｕｍ　Ｍａｓｔｅｒ」の標準文字を横書きしてなる登録商標について，第４１類「技芸・スポーツ又は知識の教授，教育訓練研修，資格検定試験の企画・運営又は実施，セミナーの企画・運営又は開催」等の指定役務の質を表示記述するものとして取引に際し必要適切な表示であり，取引者・需要者によって当該指定役務に使用された場合に役務の質を表示したものと一般に認識されるものであるから，商標法３条１項３号に該当する，と判断して，無効審判における一部維持審決を一部取り消した事例 - NAKAMURA & PARTNERS (nakapat.gr.jp)

大阪高判平成 14 年(ネ)2481　中国の判決が、日本で効力が認められなかった事例

Ameblo 元投稿日：2022-07-05

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12751836979.html

大阪高判平成 14 年(ネ)2481

中国の判決が、民訴法 118 条 4 号「相互の保証」を満たさないとして、日本で効力が認められなかった事例

外国当事者との契約で、管轄を日本にすると、相手国で執行するために「相互の保証」が必要.

⇒仲裁にしておくと、NY 条約で、中国でも効力が認められる。

https://higashimachi.jp/column/283/

知財高判平成 28 年(行ケ)10078【命令スレッドを組み合わせた実行の管理システム】＜森＞

Ameblo 元投稿日：2022-07-06

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12752023242.html

知財高判平成 28 年(行ケ)10078【命令スレッドを組み合わせた実行の管理システム】＜森＞

「タイプ（Ｓ，Ｃ）」という補正で追加したクレーム文言の「（Ｓ，Ｃ）」という記号から「（サービスタイプ、計算タイプ）」と限定解釈し、新規事項追加を免れた。

★特許庁の主張～命令スレッドのタイプを特定するのであれば…「タイプ（計算タイプ、サービスタイプ）」とすべきであった。

⇒念のため、クレーム文言は、記号でなく、文字で描写すべき!!

（判旨抜粋）

　当初明細書等の記載を考慮して，特許請求の範囲に記載された用語の意義を解釈すると，本件補正後の請求項６～８で命令スレッドのタイプとされている記載「タイプ（Ｓ，Ｃ）」は，「サービスタイプ」，「計算タイプ」の意味であると解することができる。…本件補正は，本件補正前の請求項６において，命令スレッドの「タイプ」は，どのような種類のタイプが存在するのかについて，記載がなかったのを，「タイプ（Ｓ，Ｃ）」とし，当初明細書等に記載されていた「タイプ（サービスタイプ，計算タイプ）」としたものであり，当初明細書等に記載された事項の範囲内を超えるものではない。

087286_hanrei.pdf (courts.go.jp)

【商標】知財高判令和２年(ネ)10062「2UNDR 事件」～真正品の並行輸入

Ameblo 元投稿日：2022-07-07

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12752185573.html

【商標】知財高判令和２年(ネ)10062「2UNDR 事件」～真正品の並行輸入

H15.2.27 フレッドペリー最判の 3 要件～①真正商品性、②内外商標権者が実質同一、③保証する品質において実質的に差異がない

代理店契約解除済み、シンガポール限定だった、訳あり品として販売した。⇒①②③を満たす。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-90384.pdf

【不競法】東京地判平成 27 年(ワ)30656　不使用秘密情報～損害額計算

Ameblo 元投稿日：2022-07-08

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12752363981.html

【不競法】東京地判平成 27 年(ワ)30656

正当なアクセス権限を有していても、転職先の業務に使用する目的だと不競法 2 条 1 項 4 号にあたる。

不使用秘密情報について、見込まれる将来の利益に係るライセンス料を現在価値に引き直す方法により計算し、不競法 5 条 3 項の損害額を計算した。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-90709.pdf

大阪地判令和２年(ワ)7486【高圧水の弓門内噴射による魚体内の血液の瞬間除去装置および方法】＜杉浦＞

Ameblo 元投稿日：2022-07-11

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12752842092.html

大阪地判令和２年(ワ)7486【高圧水の弓門内噴射による魚体内の血液の瞬間除去装置および方法】＜杉浦＞

共同発明者性肯定⇒持分移転請求認容

特徴①～被告製作品に接したことが契機だが、原告の着想及び具体化に基づく

特徴②～被告の考えを採用も、原告も創作的に寄与した

（判旨抜粋）

本件各発明は、どのような大きさの魚であっても、瞬時にして簡潔確実に血抜きができる魚の生き締めの装置及びその方法を内容とするものであり、①魚の尾部の血液弓門から動脈又は静脈を含む血管内に圧力を掛けた高圧液体を噴射して魚の血抜きをすること（以下「特徴的部分①」という。）、②あらゆる大きさの魚に対応するための血液弓門の密着封止構造を実現すると共に、ノズル先端部の破損を抑制するため、ノズルの先端部分の形状をテーパ状にすること（以下「特徴的部分②」という。）を特徴とする魚の血抜き装置及びその方法であると認められる。…

本件各発明の特徴的部分①は、被告が製作した足踏み式試作品に接したことを契機とするものの、長年の水産会社勤務、とりわけ魚の生き締めに関する実地での経験等を背景とした原告の着想及び具体化に基づくものといってよい。したがって、本件各発明の特徴的部分①の完成については、被告のみならず原告も創作的に寄与したものというべきである。…

特徴的部分②につき、最終的には被告の考えに基づき発明として完成したものの、課題を解決するための着想及びその具体化の過程においては、被告のみならず原告も創作的に寄与したものというべきである。…

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-90980.pdf

知財高判平成 22 年(行ケ)10265【くつ下】＜滝澤＞

Ameblo 元投稿日：2022-07-11

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12752842372.html

知財高判平成 22 年(行ケ)10265【くつ下】＜滝澤＞

*優先権当初明細書に記載が無い「実質的」等の記載が明細書に追記されたが、くつ下の「Ｖ字の形状，構造に影響しない。…優先権当初明細書に記載された発明と比較して…請求項 1 及び請求項 3 の権利範囲が広がってい…ない」

⇒優先権〇

※この判決からすれば、明細書の新規事項追加は、それにより拡大する請求項が無効理由。人工乳首事件以降、クレーム変更なしで明細書の新規事項追加で無効という判決は無いことに実務上留意したい。

（判旨抜粋）

例えば，「尚，これまでの図１の説明において言う「実質的に同数」とは，針釜が正方向に回動した際の針数の減少数又は増加数と，逆方向に回動した際の針数の減少数と増加数との間に，編み立てに関与する編針の針数の約１０％程度が相違してもよいことを意味する。」という記載（本件訂正明細書【００１６】）や，「この針数の正逆方向の減少数は実質的に同数である。」（同【００１８】）という記載は，優先権当初明細書にはないものであるが，ここでいう実質的とは，いずれもＶ字の形状に関するものではなく，針釜が正方向に回動した際の針数の減少数又は増加数と，逆方向に回動した際の針数の減少数又は増加数の相違に関するものである。そして，Ｖ字は，正方向に回動した際の回動端であるところの連結線ＨＪと連結線ＨＭ又は連結線ＮＴと連結線ＶＮによって規定されるものであるから，正方向と逆方向の間における針数の増加数又は減少数の相違は，Ｖ字の形状，構造に影響しない。そうすると，優先権当初明細書に記載された発明と比較して，本件訂正発明の請求項１及び請求項３の権利範囲が広がっているということはできない。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-81619.pdf

【商標権】東京地判平成 31 年(ワ)8117　～先使用権不成立

Ameblo 元投稿日：2022-07-11

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12752842584.html

【商標権】東京地判平成 31 年(ワ)8117

「被告商品の販売開始から原告商標の登録出願日…までに約８年半の期間が経過していたことを考慮しても，…需要者…の間に広く認識されていたとは認めるに足りず…先使用権は認められ…ない」

⇒商標の先使用権は殆ど認められない!!

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-90475.pdf

「競業避止義務契約の有効性について」（経産省）

Ameblo 元投稿日：2022-07-12

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12753000334.html

「競業避止義務契約の有効性について」（経産省）

有効と認められる可能性が高いポイント

・競業避止義務期間が 1 年以内

・禁止行為の範囲につき、業務内容や職種等によって限定されている

・代償措置（高額な賃金など「みなし代償措置」といえるものを含む）が設定されている

https://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/pdf/handbook/reference5.pdf

【論稿】「新規事項の追加に関する,判決の傾向と特許庁審査基準等との対比」(2017.10)

Ameblo 元投稿日：2022-07-13

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12753171944.html

【論稿】「新規事項の追加に関する,判決の傾向と特許庁審査基準等との対比」（平成 28 年度特許委員会 新規事項の追加検討チーム）(2017.10)

「削除する事項が発明による課題の解決には関係がなく,任意の付加的な事項であることが当初明細書等の記載から明らかである場合には,この補正により新たな技術上の意義が追加されない場合が多い」

https://system.jpaa.or.jp/patent/viewPdf/2908

知財高判令和２年(行ケ)10015【免疫原性組成物を安定化させ，沈殿を阻害する新規製剤】＜鶴岡＞

Ameblo 元投稿日：2022-07-13

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12753184291.html

知財高判令和２年(行ケ)10015【免疫原性組成物を安定化させ，沈殿を阻害する新規製剤】＜鶴岡＞

*クレームアップされた効果が発明特定事項であるとした上で、これが容易想到ではないと判断した。

*本件発明の「シリコーン誘発凝集阻害という課題の発見の容易性」を否定した。⇒進歩性〇

【請求項１】タンパク質コンジュゲートの，シリコーンにより誘発される凝集を阻害する…を含む多糖類－タンパク質コンジュゲート，を含む製剤。

（判旨抜粋）

本件明細書の…開示事項を踏まえると，本件発明の製剤がシリコーン誘発凝集の阻害という効果を奏するという発明特定事項の技術的意義は，次のように理解される。①シリコーン誘発凝集には，肺炎球菌の血清型を問わず，遊離肺炎球菌コンジュゲートが関与している。②本件発明の製剤が(ⅰ)～(iii)の組成を備えることにより，溶液中においては，肺炎球菌ＣＲＭコンジュゲートとアルミニウム塩とが結合し，遊離の肺炎球菌ＣＲＭコンジュゲートの量が相対的に減少した状態にある。③上記②の状態にあることにより，上記①の原理によるシリコーン誘発凝集が阻害される。…

相違点４に係る本件発明の発明特定事項，すなわち「シリコーン処理された容器中に含まれる多糖類－タンパク質コンジュゲートの，シリコーンにより誘発される凝集を阻害する」は，肺炎球菌ＣＲＭコンジュゲートとアルミニウム塩が結合して，溶液中の遊離肺炎球菌ＣＲＭコンジュゲートの量が所期の量まで減少した状態であることにより，遊離肺炎球菌ＣＲＭコンジュゲートが関与するシリコーン誘発凝集が阻害されることを意味する。これに対し，…公知発明１に接する当業者は，リン酸アルミニウムに吸着された肺炎球菌ＣＲＭコンジュゲートが公知発明１の製剤に含まれることを認識するにとどまり，公知発明１の製剤溶液中における遊離肺炎球菌コンジュゲートの有無及び量を，遊離肺炎球菌コンジュゲートが関与するシリコーン凝集という課題との関係で認識することは容易ではなかったといえる。また，本件発明の製剤中における遊離肺炎球菌ＣＲＭコンジュゲートの量は，公知発明１の７ｖＰｎＣに対して追加する６種の血清型の肺炎球菌ＣＲＭコンジュゲートの量によって変わり得るし，追加する各血清型それぞれのアルミニウム塩への吸着しやすさによっても異なるから，当業者は，本件発明の組成を有する製剤の溶液中に遊離肺炎球菌ＣＲＭコンジュゲートが存在するかどうかさえ公知発明１から予測できず，その結果，遊離肺炎球菌ＣＲＭコンジュゲートが関与するシリコーン誘発凝集が本件発明の組成の製剤において阻害されるか否かも予測できない。

…原告は…相違点４は実質的には一致点であり，相違点とはならない旨主張する。しかしながら，…原告主張のように，凝集が生じ得るけれども通常はそれが阻害されていることを理解し得るとは必ずしもいえないし，ましてや，その凝集がシリコーンにより誘発されるものであるかどうかは断定し難いものといわざるを得ない。これに対し，本件発明は，１３ｖＰｎＣの凝集の原因をシリコーン誘発凝集であると明確に特定した上で，その凝集を阻害することを発明特定事項としているのであるから，この点において，公知発明１とは相違が存するものといえる。…

イ シリコーン誘発凝集阻害という課題の発見の容易性について

原告は，タンパク質製剤におけるシリコーン誘発凝集は知られており,タンパク質の凝集が多糖類－タンパク質コンジュゲート凝集の原動力であることを当業者は理解していたから，公知発明１に６種の肺炎球菌ＣＲＭコンジュゲートを追加することによりタンパク質含量が増える１３価の肺炎球菌ＣＲＭコンジュゲート製剤でシリコーン誘発凝集が生じることは予見可能であった旨主張する。しかし，原告がその主張の根拠とする公知文献…は，キャリアタンパク質がＣＲＭ又は破傷風毒素（ＴＴ）である多糖類－タンパク質コンジュゲートの構造的不安定性に関連する凝集について記載するのみであるから，これらの公知文献からは，多糖類－タンパク質コンジュゲートのシリコーン誘発凝集が本件優先日当時に課題として当業者に認識されていたとはいえない。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-90325.pdf

知財高判平成 20 年(行ケ)10304【樹脂配合用酸素吸収剤】＜滝澤＞

Ameblo 元投稿日：2022-07-14

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12753325997.html

知財高判平成 20 年(行ケ)10304【樹脂配合用酸素吸収剤】＜滝澤＞

*用途発明の実施可能要件

⇒用途の有用性を裏付ける程度に発明の目的，構成及び効果が記載されていることを要する。

⇒当該樹脂一般について，本件発明が所期する作用効果を奏することを裏付ける程度の記載が必要。

（判旨抜粋）

…本件発明のように，特定の用途（樹脂配合用）に使用される組成物であって，一定の組成割合を有する公知の物質から成るものに係る発明においては，一般に，当該組成物を構成する物質の名称及びその組成割合が示されたとしても，それのみによっては，当業者が当該用途の有用性を予測することは困難であり，当該組成物を当該用途に容易に実施することができないから，そのような発明について実施可能要件を満たすといい得るには，発明の詳細な説明に，当該用途の有用性を裏付ける程度に当該発明の目的，構成及び効果が記載されていることを要すると解するのが相当である。

さらに，本件発明は，その用途として，単に「樹脂配合用」と規定するのみであるから，本件発明について実施可能要件を満たす記載がされるべきである以上，発明の詳細な説明に，酸素吸収剤を適用する樹脂一般について，本件発明の酸素吸収剤を適用することが有用であること，すなわち，当該樹脂一般について，本件発明が所期する作用効果を奏することを裏付ける程度の記載がされていることを要すると解すべきである。

037906_hanrei.pdf (courts.go.jp)

知財高判平成 28 年(行ケ)10212【接触端子】＜髙部＞

Ameblo 元投稿日：2022-07-15

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12753522862.html

審判実務者研究会 2021《事例 10》P122

知財高判平成 28 年(行ケ)10212【接触端子】＜髙部＞

*分割要件違反～必須の構造を削除不可

原出願明細書においては，絶縁球を備えない接触端子は記載されておらず，プランジャーピンとコイルバネとの間に介在する絶縁球は必須の構成とされている。

（判旨抜粋）

本件発明１には，プランジャーピンの大径部とコイルバネとの間にあって，プランジャーピンの大径部の外側面を本体ケースの内周面に押し付ける「球の球状面からなる球状部」が導電性を有し，絶縁球を備えない接触端子も含まれる。…本件原出願に係る特許請求の範囲請求項１から９に係る構成のいずれも，プランジャーピンの大径部とコイルバネとの間に介在する絶縁球を含むものである。…原出願明細書においては，絶縁球を備えない接触端子は記載されておらず，プランジャーピンとコイルバネとの間に介在する絶縁球は必須の構成とされているものと解される。…分割出願の要件を満たすものということはできない。

https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/kenkyukai/document/sinposei_kentoukai/2021_houkokusyo_honpen.pdf

知財高判平成 31 年(行ケ)10026【流体圧シリンダ及びクランプ装置】＜鶴岡＞

Ameblo 元投稿日：2022-07-16

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12753746056.html

審判実務者研究会 2021《事例 1》P12

知財高判平成 31 年(行ケ)10026【流体圧シリンダ及びクランプ装置】＜鶴岡＞

補正により削除される事項が、発明の課題解決のための主たる手段

⇒ 補正要件違反

～構成の主従を明記すると、主が必須と判断され、主を削除する補正/分割が出来なくなる。

（判旨抜粋）

本件補正は，「弁体」を有する「開閉弁機構」について，本件補正前の請求項１から「この弁体が当接可能な弁座と，前記流体室の流体圧によって前記弁体を前記出力部材側に進出させた状態に保持する流体圧導入室と，前記流体室と前記流体圧導入室とを連通させる流体圧導入路とを備え」という発明特定事項を削除し，「前記弁体の前記大径軸部を前記流体室側に弾性付勢して前記弁体を前記流体室側に進出させた状態に保持する弾性部材と…を含」むという発明特定事項を新たに導入する内容を含むものである。したがって，本件補正後の本件発明１には，弁体を出力部材側に進出させた状態に保持する構成として，流体室の流体圧を利用するための流体圧導入室及び流体圧導入路を備えることなく，弾性部材のみとする構成も含まれる…。

…実施例２において，油圧導入室５３と油圧導入路５４は，発明の効果と結びつけられた構成といえる。…

…実施例２の構成は，油圧導入室５３と油圧導入路５４を備えることによる油圧による付勢を主とし，圧縮コイルスプリング５３ａによる付勢を補助的に用いるものである…。かかる構成から，主である油圧による付勢に係る構成をあえてなくし，補助的なものに過ぎない圧縮コイルスプリングのみで付勢するという構成を導くことはできないというべきであり，実施例２においては，油圧導入室５３と油圧導入路５４が発明の効果と結びつけられて記載されていること…を考慮するとなおさらである。…

開閉弁機構に流体圧導入室及び流体圧導入路を設けることなく，弾性部材のみによって弁体を出力部材側に進出させた状態に保持する構成は，当業者によって本件当初明細書等のすべての記載を総合することにより導かれる技術的事項とはいえない。

https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/kenkyukai/document/sinposei_kentoukai/2021_houkokusyo_honpen.pdf

課題と同義の特定がされている発明のサポート要件

Ameblo 元投稿日：2022-07-16

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12753746354.html

審判実務者研究会 2021《事例 2》P33

課題と同義の特定がされている発明のサポート要件

...これが課題解決手段となり得るかは技術的内容を踏まえて判断されるから,...課題と同義とも解され得る特定が課題解決手段となる場合もあれば，別の課題解決手段が必要とされる場合もある。

https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/kenkyukai/document/sinposei_kentoukai/2021_houkokusyo_honpen.pdf

弁理士春秋会で、「映画の著作物」と題して研修会をしたので、編集カット版を共有します。

Ameblo 元投稿日：2022-07-17

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12753894074.html

弁理士春秋会で、「映画の著作物」と題して研修会をしたので、編集カット版を共有します。

映画「知的財産村の財宝〜知的財産剣®VS ダーマス海賊団〜」

映画館上映は 8 月 5〜14 日（池袋）です。

応援に来てください!!

懇親会は、8 月 9 日(火)及び 12 日(金)です。

こちらも是非!!

https://twitter.com/CAL000000/status/1547158906463477760

https://www.youtube.com/watch?v=SJwIKfSieT4

動機付けに係る技術的思想が効果の判断に与える影響について

Ameblo 元投稿日：2022-07-18

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12753983437.html

審判実務者研究会 2021《事例 3》P41

動機付けに係る技術的思想が効果の判断に与える影響について

「本願発明と引用発明の課題が異なる場合...結果として，本願発明の効果と異なることになるため，...異質な効果を奏するとして，予測できない顕著性が肯定されやすくなる...」

https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/kenkyukai/document/sinposei_kentoukai/2021_houkokusyo_honpen.pdf

知財高判平成 30 年(行ケ)10175＜髙部＞【アクセスポート】

Ameblo 元投稿日：2022-07-19

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12754160520.html

審判実務者研究会 2021《事例 7》P80

知財高判平成 30 年(行ケ)10175＜髙部＞【アクセスポート】

サポート要件〇

⇒判決は、審決よりも本件発明の課題を抽象的に認定した

進歩性×

⇒複数の引用文献から主引用発明を認定することは原則×

=知財高判 H31(行ケ)10064

Cf.知財高判 H30(行ケ)10122 は例外的に〇

https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/kenkyukai/document/sinposei_kentoukai/2021_houkokusyo_honpen.pdf

知財高判平成 29 年(行ケ)10006,10015【ランフラットタイヤ】＜髙部＞　明確性要件〇

Ameblo 元投稿日：2022-07-20

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12754330332.html

審判実務者研究会 2021《事例 8》P96

知財高判平成 29 年(行ケ)10006,10015【ランフラットタイヤ】＜髙部＞　明確性要件〇

算出方法により微小な差が生じても明確性要件〇

交点温度は，その引き方によっても 1℃の差が生ずるにとどまる。…第三者の利益が不当に害されるほどに不明確なものとはいえない。

（判旨抜粋）

【請求項１】…外挿線Ａと…外挿線Ｂとの交点の温度が１７０℃以上であり，…ランフラットタイヤ。

…外挿線Ａと外挿線Ｂの交点温度として特定された１７０℃という温度は，補強用ゴム組成物の１８０℃から２００℃までの動的貯蔵弾性率の変動に着目したことから導かれたものであって，かかる交点温度は，その引き方によっても１℃の差が生ずるにとどまる。そうすると，外挿線Ａと外挿線Ｂの交点温度によって，ゴム組成物の構成を特定するという特許請求の範囲の記載は，第三者の利益が不当に害されるほどに不明確なものとはいえない。

https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/kenkyukai/document/sinposei_kentoukai/2021_houkokusyo_honpen.pdf

知財高判平成 29 年(行ケ)10172＜髙部＞【抗ウイルス剤】

Ameblo 元投稿日：2022-07-21

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12754497179.html

審判実務者研究会 2021《事例 9》P106

知財高判平成 29 年(行ケ)10172＜髙部＞【抗ウイルス剤】

分割出願で薬理試験結果がなくなった

⇒サポート要件×

H27 年(ワ)23087＜佐藤＞、知財高判 H29(ネ)10105＜高部＞同旨

化学構造の類似性が非常に高くても、特定の性質や物性が全く類似しない場合あり。

https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/kenkyukai/document/sinposei_kentoukai/2021_houkokusyo_honpen.pdf

＜商標＞大阪地判令和２年(ワ)8061 「ハッシュタグ（＃）＋ブランド名」を商標的使用と認めた

Ameblo 元投稿日：2022-07-22

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12754655352.html

＜商標＞大阪地判令和２年(ワ)8061

「ハッシュタグ（＃）＋ブランド名」が商標的使用と認められた!!

「シャルマントサック『風』」と表示したが、ブランド名に係る情報を検索する便に供することにより，被告サイトへ利用者を誘導し，被告商品等の販売促進目的であったと判示した。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-90606.pdf

知財高判令和３年(行ケ)10111【レーザ加工装置】＜菅野＞

Ameblo 元投稿日：2022-07-23

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12754825876.html

知財高判令和３年(行ケ)10111【レーザ加工装置】＜菅野＞

本件明細書中の図面から「溝」の不存在を看取できる⇒「溝が形成されている」構成を除くクレームの訂正 OK

（図面から"不"存在を読み取れた裁判例は初めて）

⇒「溝」は主引例の必須構成であり、除くことは阻害事由あり。進歩性〇

（判旨抜粋）

＜新規事項追加＞

訂正事項１は、本件訂正前の請求項１に係る発明から、概念的に包含されていた「シリコン単結晶構造部分に前記切断予定ラインに沿った溝が形成されているシリコンウェハ」ないし溝必須装置を除くにすぎないから、特許請求の範囲の減縮を目的とする訂正事項１により、請求項１に係る発明の「レーザ加工装置」に新たな技術的事項が追加されることはない。本件明細書の記載に照らしてみても、…本件明細書等の図１及び図３は、加工対象物１上の切断予定ラインが図示された平面図であるが、図１のＩＩ－ＩＩ線に沿った断面図である図２、図３のＩＶ－ＩＶ線に沿った断面図である図４のいずれにおいても、溝は形成されていないことが看取される。…図１ないし４によれば、「切断予定ライン」は記載されている一方で、「溝」は記載されていないところ、訂正前の本件発明において「溝」が存在することが前提となっているのであれば、「切断予定ライン」を記載しながら「溝」をあえて記載しないことは不自然というほかない。

＜進歩性＞

甲１１文献に接した当業者が、基板２０１から、半導体ウエハーの切断に利用される内部応力をもたらす溝部２０３を捨象することは想定し得ず、加工対象物として、ブレイクラインに沿った溝が形成されていない基板２０１を採用し、表面に溝が形成されていない基板２０１の内部側に形成された加工変質部を形成するよう改変を行う動機付けは存在しないのみならず、このような改変にはむしろ阻害事由がある…。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-91261.pdf

知財高判平成 27 年(行ケ)10206【エアバッグ用基布】＜髙部＞

Ameblo 元投稿日：2022-07-23

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12754826208.html

知財高判平成 27 年(行ケ)10206【エアバッグ用基布】＜髙部＞

＜審決＞

既存の製品であって機能に応じた最適化がなされているから、変更のためには相応の動機が必要

⇒進歩性〇

＜本判決＞

公然実施品の数値を本件発明に寄せる動機づけあるが、どの程度動かせばよいか不明

⇒進歩性〇

（判旨抜粋）

相違点１Ｂ：動的通気度。本件発明１においては「１３００mm／ｓ以下」，引用発明は「１４９８mm／ｓ」である点

相違点１Ｃ：構成糸の引抜抵抗。本件発明３においては「１４６～２００Ｎ／ｃｍ／ｃｍ」，引用発明１は「５３Ｎ／ｃｍ／ｃｍ」

＜審決（結論：進歩性〇。維持された。）＞

　課題が周知であるとしても、甲１発明は「既存の製品」であって機能に応じた最適化がなされているから、変更のためには、相応の動機が必要と解される。甲１発明において、動的通気度に影響を与える、沸水収縮率、構成糸の単糸繊度、構成糸の引抜抵抗、カバーファクターを、本件発明１が特定する範囲内で変更し、動的通気度を「１３００mm／ｓ以下」という具体的範囲にするまでの動機があるとは言えず、これが可能であることを示す証拠もない。

＜本判決＞

(イ) カバーファクターを大きくすることについて

…当業者は，本件優先日当時，引用発明１において，エアバッグの膨張展開時における縫合境界部の目ズレを小さくし，負荷後動的通気度を小さくするために，そのカバーファクターを２１３１より大きくすることを試みるものということができる。しかし，本件証拠上，カバーファクターの増加の程度と負荷後動的通気度の減少の程度との関係は，不明であり，この点に関する技術常識が本件優先日当時に存在したことも，うかがわれない。したがって，引用発明１における１４９８mm／ｓの負荷後動的通気度を…１３００mm／ｓ以下にするために，引用発明１におけるカバーファクター２１３１をどの程度まで上げればよいのか，不明である。本件発明１において「展開性能と生産性の両立性の観点から」より好ましいとして…，カバーファクターの数値範囲とされる２１００～２５００の上限値までよりも上げる必要がある場合も考えられる。また，カバーファクターは，構成糸の経緯平均の総繊度と経緯平均の織密度によって算出されるものであるから…，カバーファクターの変動は，構成糸の総繊度にも影響を及ぼすものといえる。…

(ウ) 構成糸の引抜抵抗を大きくすることについて

…当業者は，本件優先日当時，引用発明１において，エアバッグの膨張展開時における縫合境界部の目ズレを小さくし，負荷後動的通気度を小さくするために，構成糸の引抜抵抗を大きくすることにつき，動機付けがあったものということができる。しかし，本件証拠上，引用発明１における１４９８mm／ｓの負荷後動的通気度を…１３００mm／ｓ以下にするために，引用発明１における構成糸の引抜抵抗の経緯の平均値５３Ｎ／ｃｍ／ ｃｍをどの程度まで上げればよいのか，本件発明１において「構成糸への局所的な応力集中が起こらなくなり，エアバッグ破壊を引き起こすこともない」として…，上記平均値の上限値とされる２００Ｎ／ｃｍ／ｃｍまで上げれば足りるのかも，不明であり，上記上限値よりも上げる必要がある場合も考えられる。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-86260.pdf

知財高判平成 25 年(行ケ)10275【加硫ゴム組成物】<石井>

Ameblo 元投稿日：2022-07-25

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12755163026.html

知財高判平成 25 年(行ケ)10275【加硫ゴム組成物】<石井>

本件発明の課題を認識しなくても、本件発明の「構成」に容易に想到できれば進歩性×

「本件発明 1 の構成に至ることを合理的に説明することができれば足り，本件発明 1 の課題を認識するなど，実際に本件発明 1 に至ったのと同様の思考過程を経る必要はない」

（判旨抜粋）

被告は，甲１文献ないし甲３文献には，化学変性ミクロフィブリルセルロースを含有する加硫ゴム組成物における転がり抵抗特性，操縦安定性及び耐久性の性能バランスの改善という本件発明１の課題は開示されておらず，かかる課題の解決のために天然ゴム等のゴム成分を用いることの示唆等もない以上，当業者が本件発明１の構成を容易に想到し得たとはいえない旨主張する。…しかしながら，…甲３文献の記載によれば，変性ミクロフィブリルセルロースを用いることによる分散性の改善という課題の解決は，各種製品の材料として慣用される様々なポリマー等の疎水性媒体一般に妥当するものと理解することができるから，甲３発明Ａのスチレンーブタジエンコポリマーを天然ゴム等の周知のゴム成分に置換することの動機付けが存在するということができる。なお，本件発明１の容易想到性を判断するに当たっては，甲３発明Ａから本件発明１の構成に至ることを合理的に説明することができれば足り，本件発明１の課題を認識するなど，実際に本件発明１に至ったのと同様の思考過程を経る必要はないというべきである。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-84497.pdf

知財高判平成 30 年(行ケ)10108【廃棄物の処理方法】＜髙部＞

Ameblo 元投稿日：2022-07-26

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12755339448.html

知財高判平成 30 年(行ケ)10108【廃棄物の処理方法】＜髙部＞

*引用発明の自明な課題として内在する

「引用例 1 に…明示的に記載されていなくても…自明の課題として内在している…。…引用発明と甲 2 技術とは，廃棄物中の重金属の溶出を防止するという点で，解決すべき課題が共通する」

（判旨抜粋）

…引用発明において処理の対象となる「有機系廃棄物」にも，重金属が含まれ得ること，及びその溶出を防止することは，引用発明が属する技術分野において，当業者が当然に考慮すべき課題であると認められ，処理後の廃棄物と液体との分離に焦点を当てた引用例１にそのことが明示的に記載されていなくても，引用発明の自明の課題として内在している…。…引用発明と甲２技術とは，廃棄物中の重金属の溶出を防止するという点で，解決すべき課題が共通する…。…

…甲２には，前記有機系廃棄物の固形物上にトバモライト構造が層として形成されることの記載はない…。…トバモライト構造が「前記有機系廃棄物の固形物上に」「層」として「形成」されることが周知技術であったとは認められず，…引用発明１に甲２技術を適用して相違点２’に係る本願発明の構成に至るということはできない。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-88951.pdf

知財高判平成 24 年(行ケ)10005【グルコサミン含有パップ剤】＜塩月＞

Ameblo 元投稿日：2022-07-27

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12755495414.html

知財高判平成 24 年(行ケ)10005【グルコサミン含有パップ剤】＜塩月＞

引用発明は，ビタミンＣ特有の問題点を解決するために，そのような目的に適する架橋剤を限定した

⇒グルコサミンとビタミンＣが美白剤として公知でも、化学構造等の理化学的性質が類似するわけではない

⇒変更困難

（判旨抜粋）

…引用発明Ａは，有効成分としてビタミンＣ又はその誘導体を用いる場合に特有の問題点を解決するために，そのような目的に適する架橋剤を限定したものであって，特定の有効成分と架橋剤の組み合わせに特徴があるパップ剤である。…グルコサミンとビタミンＣ…はともに代表的な美白剤として従来から知られてい…ても，グルコサミンは，ビタミンＣと化学構造等の理化学的性質が類似するわけではないから，パップ剤中での金属架橋剤との相互作用が同様であるとは考えられない。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-82592.pdf

知財高判平成 29 年(行ケ)10147【…チアゾールカルボン酸の結晶多形体】＜髙部＞

Ameblo 元投稿日：2022-07-28

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12755662988.html

知財高判平成 29 年(行ケ)10147【…チアゾールカルボン酸の結晶多形体】＜髙部＞

*出願当時の技術水準として、本件化合物は結晶多形の存在を認識し得る。

⇒医薬品において、バイオアベイラビリティ（生体内での有用性）が最適な結晶形の探索は一般的課題

⇒容易想到（進歩性×）

（判旨抜粋）

…結晶多形が存在する医薬品においては，本件優先日当時の当業者の技術常識として，上記技術課題を解決するべく，再結晶条件につき検討を加えることでバイオアベイラビリティ（生体内での有用性），結晶状態における安定性及び製剤特性等の種々の要因を考慮して最適と思われる結晶形を探求し，これを得ようとすることは，当業者が当然に行うことということができる。…本件化合物は…結晶多形の存在を認識し得る。そうすると，引用発明…の結晶について，当業者には，再結晶条件につき検討を加えることで，安定性や製剤化に優れる結晶多形体を得ることについての動機付けがある…。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-88133.pdf

知財高判平成 28 年(行ケ)10152【電荷制御剤】＜森＞

Ameblo 元投稿日：2022-07-29

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12755885240.html

知財高判平成 28 年(行ケ)10152【電荷制御剤】＜森＞

＜新規性＞

引用例の追試×

～原料及び製造した物の同一性否定

被告は，甲１発明に係る特許出願…の前から「Ｔ－７７」の製品名で鉄錯塩化合物を販売していたが，これまで「アイゼンカラーＴ－７７」という製品名のものを販売したことはない…。

（判旨抜粋）

【請求項１】…金属錯塩化合物をイオン交換水に１重量%分散させたときの電気伝導度が１１０μＳ／ｃｍ以下である…電荷制御剤。

＜明確性要件＞

…異なる分散条件を採用した測定試料１と２の間での電気伝導度の差は，１μＳ／ｃｍにすぎないから，この実験結果は，分散方法が異なる場合であっても，測定される電気伝導度の値に格段の差が生じ得ないことを示すものであるということができる。

＜新規性＞

…被告は，甲１発明に係る特許出願…の前から「Ｔ－７７」の製品名で鉄錯塩化合物を販売していたが，これまで「アイゼンカラーＴ－７７」という製品名のものを販売したことはない…。…甲４実験を行った中国法人が，１９９９年（平成１１年）４月頃に「アイゼンカラーＴ－７７」を購入し，それを甲４実験の時期まで保管してきたとの事実を認めることはできない…。…甲４実験で使用された原料が，甲１に記載された「アイゼンカラーＴ－７７」と同一の製品であると認めることはできない。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-87017.pdf

中村合同特許法律事務所の HP において、「オープンイノベーション」のページを公開しました。

Ameblo 元投稿日：2022-07-29

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12755890686.html

中村合同特許法律事務所の HP において、「オープンイノベーション」のページを公開しました。

事業会社が自社の既存事業を維持成長させつつ、将来のさらなる成長のための「次の一手」を打つためには、新規事業に挑戦するスタートアップと連携することが効果的な手法の 1 つです。

https://www.nakapat.gr.jp/ja/practices-details/open-innovation/

知財高判平成 27 年(行ケ)10081【ピタバスタチンカルシウム塩の結晶】＜髙部＞

Ameblo 元投稿日：2022-07-30

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12756022957.html

知財高判平成 27 年(行ケ)10081【ピタバスタチンカルシウム塩の結晶】＜髙部＞

*日本薬局方解説書に記載された許容誤差を受け容れなかった

⇒引用例と本件発明との同一性否定

「…±０．２°以内であれば同一と判断し得るということが，当業者の技術常識であったということはできない」

（判旨抜粋）

…本件審決は，１４局解説書…の記載から，回折角が±０．２°以 内であれば同一と判断し得ると判断した。…

１４局解説書や１６局に記載された許容誤差が「±０．２°以内」との判断基準が，特許発明における粉末Ｘ線回折測定による回折角の数値一般について妥当するものと解することはできない。また，粉末Ｘ線回折測定の回折角の数値により結晶形態を特定した特許出願には，その特許請求の範囲に，特定の数値のみを記載してその許容誤差の範囲を記載していないものも，許容誤差の範囲を記載しているものも存在し，後者において記載された許容誤差の範囲も，±０．２°に限られず，様々である…。したがって，１４局解説書や１６局の記載から，本件優先日当時，特許発明の同一性を画する場面において，粉末Ｘ線回折測定による回折角の数値は，±０．２°以内であれば同一と判断し得るということが，当業者の技術常識であったということはできない。以上によれば，本件発明１と甲３結晶が同一であるとはいえない。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-85691.pdf

知財高判平成 27 年(行ケ)10256【逆流防止装置】＜清水＞

Ameblo 元投稿日：2022-07-30

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12756023264.html

知財高判平成 27 年(行ケ)10256【逆流防止装置】＜清水＞

*引用発明と同様の構造の装置が本件発明と同様の動作をすることが可能であるだけでは、引用発明と本件発明との同一性は認められない。

…可能であることを意味するにとどまる…上記動作をすることが甲２文献に記載されていると…認められない。

（判旨抜粋）

…実験報告書（甲３８の１）は，甲２文献の図２に記載されたものと同様の構造の逆流防止装置について，上水道の圧力低下がない状態においては水電磁弁（７）を閉じても弁（２３）が開弁しないというような動作をさせることが可能であることを意味するにとどまるものであり，上記実験報告書によって，甲２発明の遮断装置（１６）が上記動作をすることが甲２文献に記載されているとまでは認められない。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-86704.pdf

知財高判平成 29 年(行ケ)10113【…発泡性組成物】＜鶴岡＞

Ameblo 元投稿日：2022-08-01

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12756387433.html

知財高判平成 29 年(行ケ)10113【…発泡性組成物】＜鶴岡＞

① 実施例の誤記を認定して実施可能要件〇

*出願後の追試により実施可能要件を否定できなかった事例

*極端な場合に課題解決できないと追試結果を提出した

⇒アルコールの含有濃度には自ずと制約が存するから前提において誤り。

② 数値範囲の上限がクレームアップされていないが、事実上の上限値を想定できたから、サポート要件〇

（判旨抜粋①実施可能要件）

…組成物の発明にあっては，当業者が本件明細書の記載並びに親出願の出願日当時の技術常識に基づいて，その組成物を生産でき，かつ，使用できるように，方法の発明にあっては，その方法を使用できるように，それぞれ具体的に記載されていると認められる。…表の上部に「調整した溶液を泡が生成されたか否かについて評価し，もしそうであったならば生成した泡を下記のように既述した」と記載されていることを考慮しても，実施例３３～３６については，「泡の評価／記述／特性」欄の記載及びその組成に照らし，泡が生成したと考えるのが合理的であるから，当業者は「泡の生成」欄の「無」は誤記である可能性が高いと理解すると認めるのが相当である。したがって，実施例３３～３６の記載に関する原告の主張は採用し難い。…

原告は，原告が実施した実験において，エタノールの濃度が 99.5v/v%，界面活性剤として bis-PEG-12 ジメチコーンのみを 0.01 重量%含有する組成物では泡が形成されなかったと主張する。しかし、実施可能要件適合性は，出願時の技術常識を前提として，明細書の発明の詳細な説明の記載に基づいて判断すべきであるから，当該実験結果が本件特許の親出願時の技術常識であったと認められるのであればともかく，単に出願後に行われたにすぎない実験結果に基づいて要件適合性の有無の立証をすることはできないというべきである。仮にこの点を措くとしても，…本件発明は，アルコール，bis-PEG-[10-20]ジメチコーン又は bis-PEG-[10-20]ジメチコーンの混合物，水のほかに，第二の界面活性剤や泡安定剤を含有し得るものであるから，アルコールの含有濃度には自ずと制約が存するにもかかわらず，そのような制約を考慮しない原告の主張は，その前提において誤りである。

（判旨抜粋②サポート要件）

…原告は，…低級アルコールの濃度が 99.99 重量%又はそれに近い値である場合に，安定な泡の形成が可能な発泡性組成物を提供するという課題を解決することはできないと主張する。しかし，…本件発明１は，アルコール，bis-PEG-[10-20]ジメチコーン又は bis-PEG-[10-20]ジメチコーンの混合物及び水のほかに，第二の界面活性剤や泡安定剤を含有し得るものである。そうすると， 本件発明１においては， …アルコールの濃度に事実上の上限値が想定されているというべきである。…

原告の主張は，…発明の詳細な説明…を考慮していない誤った前提に基づく…。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-88083.pdf

知財高判平成 27 年(行ケ)10052【ナルメフェン…を使用する疾患の処置】＜設樂＞

Ameblo 元投稿日：2022-08-02

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12756568549.html

知財高判平成 27 年(行ケ)10052【ナルメフェン…を使用する疾患の処置】＜設樂＞

*追試で実施可能要件を満たすという主張が斥けられた。

本願明細書…に…用途における化合物の有用性について客観的な裏付けとなる記載が全くない…。

出願後…薬理試験結果…を考慮することは…許されない。

（判旨抜粋）

…一般に明細書に薬理試験結果等が記載されており，その補充等のために，出願後に意見書や薬理試験結果等を提出することが許される場合はあるとしても，…本願明細書の発明の詳細な説明には，式Ｒ－Ａ－Ｘの化合物を，Ｂ型肝炎ウィルスの感染を予防又は治療するために用いるという用途が記載されているのみで，当該用途における化合物の有用性について客観的な裏付けとなる記載が全くないのであり，このような場合にまで，出願後に提出した薬理試験結果や基礎出願の試験結果を考慮することは，…特許制度の趣旨から許されないというべきである。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-85819.pdf

知財高判平成 30 年(行ケ)10134【液晶媒体】＜森＞

Ameblo 元投稿日：2022-08-03

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12756753730.html

知財高判平成 30 年(行ケ)10134【液晶媒体】＜森＞

＊「しきい値電圧を低減できること」が、本件明細書に記載なく、出願日当時の当業者の技術常識でもない。

⇒サポート要件の判断にあたって、この技術的知見を確認した追試結果を考慮不可。

（他の裁判例と同じ。実施可能要件も同じ。）

（判旨抜粋）

原告は…実験について主張する。しかし，…本件明細書には，ｎ型の液晶化合物を用いたディスプレイにおいてＫ１を減少させることによって，しきい値電圧を低減できることは記載されておらず，また，上記実験結果が，本件特許の出願日当時，当事者の技術常識であったとも認められないから，上記実験結果を参照して，ｎ型液晶化合物を用いたディスプレイにおいて，Ｋ１を減少させることによって，しきい値電圧を低減できることをサポート要件の判断に当たって考慮することはできない…。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-88790.pdf

知財高判令和１年(行ケ)10120【油冷式スクリュ圧縮機】＜鶴岡＞

Ameblo 元投稿日：2022-08-04

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12756938357.html

知財高判令和１年(行ケ)10120【油冷式スクリュ圧縮機】＜鶴岡＞

当業者が一般的課題と認識できる。

⇒進歩性×

（判旨抜粋）

…当業者であれば，逆スラスト力（逆スラスト荷重状態）の発生という課題は…スクリュ圧縮機一般に生じることを認識することができるものと認められ，甲１発明…にも生じることを認識することができる…。このように，甲１発明についても，…そのような課題を解決するために，逆スラスト荷重解消のために非加圧の経路を設けるという動機付けも生じる…。そうすると，逆スラスト力（逆スラスト荷重状態）が発生するという技術的課題やその課題の解消について甲１に直接の言及がないとしても，そのような課題を解決するために甲１発明に非加圧の経路を設けるという動機付けが生じる…。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-90385.pdf

＜論稿＞『特許法上の諸論点と，「課題」の一気通貫』（2019、高石秀樹）

Ameblo 元投稿日：2022-08-05

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12757118748.html

＜論稿＞『特許法上の諸論点と，「課題」の一気通貫』（2019、高石秀樹）

特許法上の諸論点において，発明の課題を上位概念で（抽象的に）捉えるか，下位概念で（具体的に）捉えるかの結論への影響について，論点毎に考察した

進歩性

サポート要件

新規事項追加

その他

https://system.jpaa.or.jp/patent/viewPdf/3401

＜論稿＞『特許法 105 条 1 項の運用状況―「必要性」・「正当な理由」を中心として―』

Ameblo 元投稿日：2022-08-08

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12757694039.html

＜論稿＞『特許法 105 条 1 項の運用状況―「必要性」・「正当な理由」を中心として―』

特許訴訟の充足論で、文書提出命令は殆ど認められていないが、知財高判平成 27 年(ネ)10029 が「必要性」を柔軟に解しており、今後期待できる。

執筆後、査証制度が導入されたが、未だ発令例はない。

https://www.takaishihideki.com/_files/ugd/324a18_cde148ad4ec84f3995b471bcd42fe2a5.pdf

＜論稿＞『進歩性判断における「異質な効果」の意義』（2016、高石秀樹）

Ameblo 元投稿日：2022-08-08

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12757694241.html

＜論稿＞『進歩性判断における「異質な効果」の意義― 容易想到性判断における「課題」と「異質な効果」との融合的理解 ―』（2016、高石秀樹）

ユニークな課題設定は進歩性に寄与する

換気扇フィルタ

Ｘ線透視撮影装置

異質な効果とは、裁判例に即して言えば、異質の課題のこと!!

https://www.takaishihideki.com/_files/ugd/324a18_0e3af17bb2dc412da006b117716f98ac.pdf

＜論稿＞「…サポート要件における『課題』」（2019.6 知財管理、高石秀樹）

Ameblo 元投稿日：2022-08-08

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12757694399.html

＜論稿＞「…サポート要件における『課題』」（2019.6 知財管理、高石秀樹）

サポート要件の規範～偏光フィルム大合議判決

⇒発明の課題をどのレベルの抽象度で捉えるかにより、結論が左右される。

ピリミジン大合議判決を境に,プロパテントに傾向変化しており、2022 年現在も続いている。

https://www.takaishihideki.com/_files/ugd/324a18_110e4c29caba4d1d860db7cc446055cd.pdf

＜論稿＞「特許請求の範囲の訂正における『実質的変更』の判断基準」（2009、高石秀樹、中村彰吾）

Ameblo 元投稿日：2022-08-09

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12757838483.html

＜論稿＞「特許請求の範囲の訂正における『実質的変更』の判断基準」（2009、高石秀樹、中村彰吾）

条文上,「減縮」であっても「実質上の…変更」に当たり得る。

⇒（裁判例によれば、）訂正前後の発明･考案の目的ないし作用効果が実質的に同一であるか否かを基準として判断されている。

https://www.jpaa.or.jp/old/activity/publication/patent/patent-library/patent-lib/200912/jpaapatent200912_086-098.pdf

＜論稿＞「間接侵害品の譲渡と特許権の『消尽』」(2015、高石秀樹)

Ameblo 元投稿日：2022-08-10

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12758020332.html

＜論稿＞「間接侵害品の譲渡と特許権の『消尽』」(2015、高石秀樹)

物の発明(iPhone 大合議)

⇒「同一性を欠く特許製品が新たに製造された」場合に相当する

⇒消尽しない。

方法の発明(インクタンク大合議)

⇒間接侵害品なら消尽する。

米国 Quanta

⇒substantially embodied なら消尽する。

https://system.jpaa.or.jp/patents_files_old/201507/jpaapatent201507_062-077.pdf

知財高判令和２年(行ケ)10077【５－ＨＴ１Ａ受容体サブタイプ作動薬】＜大鷹＞

Ameblo 元投稿日：2022-08-11

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12758168407.html

知財高判令和２年(行ケ)10077【５－ＨＴ１Ａ受容体サブタイプ作動薬】＜大鷹＞

=同 10078,82、同 10079,83、同 10080,84

「様々な有害事象が生じる危険性」は,実施可能要件を否定する「特段の事由」にあたらない

サポート要件も〇

「投与を避けるべきことが明白で…ない限り…治療効果を有することを当業者が理解できるものであれば足りる」

（判旨抜粋）

本件出願当時，５－ＨＴ１Ａ受容体部分作動薬一般がその抗うつ作用により双極性障害のうつ病エピソードに対して治療効果を有することは技術常識であったことが認められる。…医薬品の開発の実情，医薬品の承認審査制度の内容，特許法の記載要件（実施可能要件，サポート要件）の審査は，先願主義の下で，発明の保護及び利用を図ることにより，発明を奨励し，もって産業の発達に寄与するとの特許法の目的を踏まえてされるべきものであることに鑑みると，物の発明である医薬用途発明について「その物の使用する行為」としての「実施」をすることができるというためには，当該医薬をその医薬用途の対象疾患に罹患した患者に対して投与した場合に，著しい副作用又は有害事象の危険が生ずるため投与を避けるべきことが明白であるなどの特段の事由がない限り，明細書の発明の詳細な説明の記載及び特許出願時の技術常識に基づいて，当該医薬が当該対象疾患に対して治療効果を有することを当業者が理解できるものであれば足りる…。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-90854.pdf

＜著作権＞東京地判平成 30 年(ワ)38486＜國分＞

Ameblo 元投稿日：2022-08-12

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12758372254.html

＜著作権＞平成 30 年(ワ)38486＜國分＞

使用許諾契約違反

⇒違約金請求

6609 万円認容!!

「…このような事情からすれば，本件違約金合意における違約金額が通常のライセンス料の１０倍という額であったことを考慮しても，本件違約金合意が公序良俗に反するとはいえ…ない。」

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-90283.pdf

知財高判平成 23 年(行ケ)10127【旋回式クランプ】＜塩月＞

Ameblo 元投稿日：2022-08-12

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12758441320.html

知財高判平成 23 年(行ケ)10127【旋回式クランプ】＜塩月＞

請求項 1 及び 2 は、基礎出願と同じクレーム文言

⇒優先権が認められる!!（が、それでも進歩性×）

追加した請求項 3 は新規事項追加

*Claim Differentiation

⇒請求項毎に、追加した請求項だけが新規事項追加として優先権主張×

（判旨抜粋）

本件発明３の特許請求の範囲では，「請求項１または２の旋回式クランプにおいて，」との特定がされ，本件発明１又は２の構成を引用しているものであるが（従属項），本件発明１では，クランプロッドのガイド溝につき，「周方向へほぼ等間隔に並べた複数の」との限定，「第２摺動部分（１２）に設けた複数の」との限定や「上記の複数のガイド溝（２６）は，それぞれ，上記の軸心方向の他端から一端へ連ねて設けた旋回溝（２７）と直進溝（２８）とを備え，上記の複数の旋回溝（２７）を相互に平行状に配置すると共に上記の複数の直進溝（２８）を相互に平行状に配置し，」との限定が付されているにすぎない。また，本件発明２でも，クランプロッドのガイド溝につき，「前記ガイド溝（２６）を３つ又は４つ設けた」との，ガイド溝の個数に関する限定が付されているにすぎない。

そうすると，本件発明１，２では，ガイド溝の傾斜角度に関する特定はされていないから，上記傾斜角度に関する本件発明３の発明特定事項である「傾斜角度を１０度から３０度の範囲にした」との事項が第１ないし第３基礎出願に係る明細書（図面を含む。）で開示されていないからといって，本件発明１，２が上記事項を発明特定事項として含む形で特定されて出願され，特許登録されたことになるものではない。この理は，例えば請求項３（本件発明３）が特許請求の範囲の記載から削除された場合を想定すれば，より明らかである。したがって，本件発明１，２（請求項 １，２）の特許請求の範囲の記載に照らせば，旧特許法４１条１項にいう先の出願「の願書に最初に添付した明細書又は図面・・・に記載された発明に基づ」いて特許出願されたものといい得るから，本件発明１，２については原告が優先権主張の効果を享受できなくなるいわれはなく，特許法２９条の規定の適用につき，最先の優先日（…第１基礎出願の出願日）を基準として差し支えない。

ただし，前記取消事由１，２について判断したとおり，この日を基準時としても，本件発明１，２に係る特許については甲第１２号証発明等に基づけば進歩性を欠いた無効なものである。

https://www.ip.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail?id=2857

知財高判平成 17 年(行ケ)10737【殺菌剤】＜三村＞

Ameblo 元投稿日：2022-08-12

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12758441586.html

知財高判平成 17 年(行ケ)10737【殺菌剤】＜三村＞

「化学物質につき…優先権主張の利益を享受するためには,第 1 国出願…書類において単に化学構造式や製造方法を示して理論上の製造可能性を明らかにしただけでは足りず…化学物質が現実に存在することが実際に確認できることを要する」

（判旨抜粋）

パリ条約による優先権主張の利益を享受するためには，…優先権主張の対象である第１国出願に係る出願書類全体から一つの完成した発明が把握される必要がある。また，本願発明は化学物質の発明であるが，化学物質につきパリ条約による優先権主張の利益を享受するためには，第１国出願に係る出願書類において単に化学構造式や製造方法を示して理論上の製造可能性を明らかにしただけでは足りず，当該出願書類全体から当該化学物質が現実に存在することが実際に確認できることを要する…。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-33861.pdf

知財高判令和３年(ネ)10022【ウェブページ閲覧方法】＜東海林＞

Ameblo 元投稿日：2022-08-15

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12758894838.html

知財高判令和３年(ネ)10022【ウェブページ閲覧方法】＜東海林＞

「アクセスポイントに対応する地域」＝アクセスポイントの設置されている地点とその近傍の一定の地域

⇒逆転非充足

一審(H29(ワ)24942)は充足

＝IP アドレスを割り当てるアクセスポイントが利用している物理 的回線網等の敷設範囲に相当する地域

（判旨抜粋）

…「アクセスポイントに対応する地域」等とは，「アクセスポイントの設置されている地点とその近傍の一定の地域」と解釈するのが相当であり，また，「近傍の一定の地域」とは，原則として，ダイヤルアップ接続を前提として，同一の市内通話料金で通信することができる地域，すなわち単位料金区域を指すものと解するのが相当である。…被告方法等においては，「アクセスポイントの設置場所及びその近傍の地域」を判別するものではないから，「ＩＰアドレス」と「アクセスポイントに対応する地域」（アクセスポイントの設置場所及びその近傍の地域）とが１対１で対応するデータベースなど用いておらず，また，「アクセスポイントが属する地域」（アクセスポイントの設置場所及びその近傍の地域）を判別してもいない…。

★一審/東京地判平成 29 年(ワ)24942＜佐藤＞の判旨抜粋

「構成要件１Ｂ１等にいう『アクセスポイントに対応する地域』等とは，『ＩＰアドレスを割り当てるアクセスポイントが利用している物理的回線網等の敷設範囲に相当する地域』を意味する」

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-91201.pdf

東京地判平成 29 年(ワ)3569【ソレノイド】＜嶋末＞

Ameblo 元投稿日：2022-08-16

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12759081720.html

東京地判平成 29 年(ワ)3569【ソレノイド】＜嶋末＞

＊「密封嵌合」といえるためには、端部部材それ自体によってソレノイドの腐食を防止する効果を発揮する必要がある。

⇒Ｏリングと併せて効果を発揮しても、非充足。

⇒控訴審(知財高判 H30(ネ)10034)で逆転

*一審/控訴審ともに「密封嵌合」の解釈

（判旨抜粋）

【請求項１】…取付孔に密封嵌合して該取付孔の開口部を塞ぐ耐食性材料による端部部材…を設けることを特徴とするソレノイド。

…「密封嵌合」がどの程度の密封性を要するのかは，上記のみでは一義的明確には定まらないから，本件明細書の特許請求の範囲以外の記載及び図面を考慮して解釈すべきである（特許法７０条２項…）。…本件発明は，耐食性に対して有利な構造であり，高い信頼性や長寿命を得ることなどを目的とするものであり（段落【００１４】），そのための手段として，ハウジング部材に備えられた取付孔に密封嵌合して取付孔の開口部を塞ぐ耐食性材料による端部部材により外部雰囲気（湿気や水などの流体）の進入を抑制させることとし（段落【００１５】，【００１６】），その効果として，ソレノイドの耐食性を向上することを可能とする発明である（段落【００４６】）。そうすると，端部部材が取付孔に密封嵌合する程度は，ソレノイドの耐食性を向上させる効果をもたらすように外部雰囲気の進入を抑制させる程度である必要があるというべきである。…

…Ｏリングを外した被告製 品が，取付孔内部への水分の進入を抑制する効果があるとは認められない…。これに対し，原告は，乙１４実験及び乙１５実験は，被告製品が実際に使用される条件とは全く異なる極端な条件下で使用された場合の結果を示したものであって，意味がないと主張する。しかし，上記のとおり，被告製品は，通常の使用形態として，潮風にさらされるような環境でも少なくとも１０年程度は制御弁が腐食しないことが求められるのであるから，４００時間の塩水の噴霧（乙１４）や多量の水分や振動等（乙１５）の条件下での実験が，通常の使用条件とは全く異なる極端な条件下で使 用された場合の結果を示したものとはいえない。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-87629.pdf

控訴審・知財高判平成 30 年(ネ)10034【ソレノイド】＜菅野＞

Ameblo 元投稿日：2022-08-17

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12759244637.html

控訴審・知財高判平成 30 年(ネ)10034【ソレノイド】＜菅野＞

＊「密封嵌合」とは、端部部材それ自体によってソレノイドの腐食を防止する効果を発揮する必要がない。

⇒Ｏリングと併せて効果を発揮するから充足。

⇒一審は非充足(H29(ワ)3569＜嶋末＞)

*一審と控訴審ともに,「密封嵌合」の解釈が争点。⇒結論は逆

（判旨抜粋）

【請求項１】…取付孔に密封嵌合して該取付孔の開口部を塞ぐ耐食性材料による端部部材…を設けることを特徴とするソレノイド。

…どの程度の「ぴっちりと封をする」ように機械部品が「嵌合」すれば本件発明における「密封嵌合」に当たるかについては特許請求の範囲の記載からは必ずしも一義的に特定されるものではないから、用語の意義を解釈するために本件明細書の記載を見てみると、本件明細書には、「前記取付孔に密封嵌合して該取付孔の開口部を塞ぐ耐食性材料による端部部材を備えることを特徴とする。」（段落【００１５】）、「これにより、取付孔の内部に収容されたソレノイドの端部部材より奥側の部材は外部に露出されることはなく、また、外部雰囲気（湿気や水などの流体）の進入が端部部材により抑制されるので、相手側ハウジング部材に組み付けられた状態における耐食性を向上させることが可能となる。」（段落【００１６】）との記載がある。こうした本件明細書の記載を踏まえると、…「密封嵌合」における「密封」とは、外部雰囲気（湿気や水等の流体）の進入を「抑制」する程度のものを指す…。

　被告製品は…プレートの外側の端部にはシール部材が設けられており、前記取付孔に収容されると、ボディと取付孔の間を密封して外部の空気、水分等が進入するのを抑制する…構成を有していることは当事者間に争いがない。…

　乙１実験、乙１４実験、甲４９実験、甲５８実験、乙１９実験及び乙２０実験の試験結果によれば、端部部材とシール部材（Ｏリング）を備えた被告製品においては、外部雰囲気（湿気や水等）の流入が完全に抑制されていることが認められる。そうすると、被告製品は、端部部材（H）をボディの上部側の開口部に嵌合させることにより外部雰囲気の流入を抑制し、シール部材の構成を備えることにより、ボディと取付孔の間を密封して外部雰囲気の流入をより抑制する効果を奏するものであるから、被告製品は…「『密封』嵌合」の文言も充足する。…

これに対し、被控訴人は、…「密封嵌合」は、端部部材それ自体によってソレノイドの腐食を防止できるという効果を発揮することができる程度に外部雰囲気の進入が抑制されなければならないことを前提とし、各試験結果からすると、Ｏリングを外した被告製品は取付内部への外部雰囲気の進入を抑制することができていない旨主張するが、…構成要件Ｂ６の「密封嵌合」に関する被控訴人の解釈には誤りがあるから、被控訴人の主張はその前提を欠いており、採用の限りではない。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-91122.pdf

米国最高裁判決 2022.6.13 ZF Automotive v. Luxshare

Ameblo 元投稿日：2022-08-18

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12759414470.html

米国最高裁判決

2022.6.13

ZF Automotive v. Luxshare

*本件の民間仲裁廷及び投資仲裁の臨時仲裁廷について、28 U.S.C. §1782 の適用を否定

⇒同条の対象は、一国又は複数国から公権力を付与された裁定機関である。

⇒本件は、非公権的紛争解決機関による仲裁であった

日本で国際仲裁するときは、USC1782 を使うためには、裁判所で仲裁すればよいのか…？

https://www.youtube.com/watch?v=QIypezEBrT8

【不競法】東京地判平成 30 年(ワ)29036 ＜外箱と容器の商品等表示が認められた事例＞

Ameblo 元投稿日：2022-08-19

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12759592659.html

【不競法】東京地判平成 30 年(ワ)29036

＜外箱と容器の商品等表示が認められた事例＞

全体的にオレンジ色を帯びた暖色系の色

文字や図柄が上下に配置

⇒オレンジ色の色合いが需要者に強い印象

上下に横方向の 2 本の赤色ライン

⇒特に，上方の赤色ラインに銀色の縁取りがあり，需要者の目を惹く

https://bran-design.jp/topics/column/1044/

東京地判令和３年(ワ)3816【ビタミンＤ誘導体結晶およびその製造方法】＜柴田＞

Ameblo 元投稿日：2022-08-22

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12760124170.html

令和３年(ワ)3816【ビタミンＤ誘導体結晶およびその製造方法】＜柴田＞

被告が参考合成例方法を採用すると直接裏付ける証拠はない。本件明細書及び日産化学明細書の記載のみからですら、参考合成例原料を経由しない手法が想定できる。

被告が製造方法の開示を拒んだが、非充足。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-91016.pdf

2022.01 米国 CAFC　Evolusion v. Juggernaut

Ameblo 元投稿日：2022-08-22

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12760124380.html

2022.01 米国 CAFC　Evolusion v. Juggernaut

同一のクレーム文言が他の請求項で使用されている場合、当該他の請求項において当該文言が明らかに異なる意味を有していない限り、当該文言は一貫した意味を有すると解釈される。

（実施例に特定の限定要素が含まれていても同じ）

https://www.oliff.com/wp-content/uploads/2022/02/2021-1987-OB.pdf

＜商標＞知財高判令和３年(行ケ)10010（大鷹）

Ameblo 元投稿日：2022-08-22

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12760124486.html

＜商標＞知財高判令和３年(行ケ)10010（大鷹）

「パールアパタイト」の標準文字からなり，第１類「化学品」，第３類「化粧品，せっけん類」等を指定商品とする被告保有の登録商標は，「商品の品質の誤認を生ずるおそれがある」ものではないため，商標法４条１項１６号に該当しない。

https://www.nakapat.gr.jp/ja/legal_updates_jp/%e3%80%90%e5%95%86%e6%a8%99%e6%b3%95%e2%98%85%e3%80%91%e3%80%8c%e3%83%91%e3%83%bc%e3%83%ab%e3%82%a2%e3%83%91%e3%82%bf%e3%82%a4%e3%83%88%e3%80%8d%e3%81%ae%e6%a8%99%e6%ba%96%e6%96%87%e5%ad%97%e3%81%8b/

東京地判平成 10 年(ワ)8345【養殖貝類の耳吊り装置】＜三村＞

Ameblo 元投稿日：2022-08-23

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12760289169.html

東京地判平成 10 年(ワ)8345【養殖貝類の耳吊り装置】＜三村＞

*分割出願と補正は、同じ範囲で許される

＝東地平成 15 年(ワ)9215＜三村＞

【止め具及び紐止め装置】

「分割出願が適法なものと...認められるためには...原出願について補正のできる範囲で行われることが、必要」

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-13449.pdf

東京高判平成 10 年(行ケ)298　CD-ROM の実施例を上位概念化～「ディスク記録及び/又は再生装置」

Ameblo 元投稿日：2022-08-24

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12760461922.html

東京高判平成 10 年(行ケ)298

CD-ROM の実施例を上位概念化して、「ディスク記録及び/又は再生装置」と訂正できた。

⇒新規事項追加でない

～本件考案の目的から、その技術的事項の内容は、どのような「ディスク記録及び/又は再生装置」等であっても、適用可能な汎用性のある考案であった。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-12020.pdf

東京地判平成 15 年(ワ)3552【水晶振動子】＜髙部＞

Ameblo 元投稿日：2022-08-25

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12760644885.html

東京地判平成 15 年(ワ)3552【水晶振動子】＜髙部＞

(請求項 1)…保持容器の外周面の形状に適合する曲面を有する保持容器外周面位置決め用片…を設け…た…水晶振動子

＊「…に適合する曲面」のクレーム解釈

⇒効果を奏する形状であれば足り、保持容器の外周面の形状と一致することまでは要求されない。

（判旨抜粋）

【請求項１】　…保持容器の外周面の形状に適合する曲面を有する保持容器外周面位置決め用片…を設け…たことを特徴とする水晶振動子。

本件発明は,① 製造時に水晶振動子本体が傾いてリード溶接が外れたりすることがなくなること,② 実装時に保持容器をアースすることができ,水晶振動子をノイズに強い状態で使用しうることを目的とし,そのために,i)外周面位置決め用片と保持容器頂面位置決め用片により水晶振動子本体を位置決めしてモールドするとともに(構成要件 D),ii)前記外周面位置決め用片ないし保持容器頂面位置決め用片を水晶振動子本体アース用外部端子としたことを特徴とするもの(構成要件 E)である。

したがって,構成要件 B の外周面位置決め用片の形状も,水晶振動子が傾かないように位置決めできるもので,かつアース用外部端子の役割を果たせるものでなければならず,そのような形状であればその目的を達するものである。すなわち,外周面位置決め用片は,モールド時に,水晶振動子が傾かないように,保持容器の外周面に適合する曲面を有すること及びアース用外部端子の役割を果たせるように保持容器に接触していることが必要であるが,水晶振動子を支えられる形状であれば足り,外周面の形状と一致することまでは要求していないものと解される。

https://www.nakapat.gr.jp/ja/legal_updates_jp/%E3%80%90%E7%89%B9%E8%A8%B1%E2%98%85%E2%98%85%E3%80%91%E3%80%8C%E8%96%AC%E5%89%A4%E5%88%86%E5%8C%85%E7%94%A8%E3%83%AD%E3%83%BC%E3%83%AB%E3%83%9A%E3%83%BC%E3%83%91%E3%80%8D%E4%BA%8B%E4%BB%B6%EF%BC%8D/

大阪地判平成 14 年(ワ)6178【重炭酸透析用人工腎臓灌流用剤】<小松>

Ameblo 元投稿日：2022-08-26

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12760813127.html

大阪地判平成 14 年(ワ)6178【重炭酸透析用人工腎臓灌流用剤】<小松>

(請求項 7)…複数個の塩化ナトリウム粒子が該コーティング層を介して結合した造粒物からなる…人工腎臓灌流用剤

＊「からなる」のクレーム解釈

⇒効果を奏する程度に造粒物が形成されていれば足りる

⇒充足

（判旨抜粋）

…本件発明は、人工腎臓灌流用剤に用いられる A 剤の形態として、輸送コスト、保管スペース、容器の廃棄物処理等の問題点を有するもの(溶液状のもの)ではなく、粉末状のものとすることを選択した上で、A 剤の粉末化技術として公知の造粒法を採用した場合の異物混入、成分組成のばらつき等の問題点を解決するために、その特許請求の範囲(請求項 7)所定の各電解質化合物を必須成分として含有する、均一な組成の「コーティング」を形成し、当該コーティング層を結合材として塩化ナトリウム粒子同士を結合させることにより、その各成分割合がほぼ一定の特定の値となる A 剤を得ることができるようにしたものである…。

…そうすると、本件発明の構成要件 A、B にいう「コーティング層」とは、上記の作用効果を奏する程度に、塩化ナトリウム粒子の表面がコーティングされていれば足り(被告らの主張に係る均一性の要請もこの限度で満たされれば足りる。)、完全に(100%)又はほぼ完全に覆われている状態であることまで要するものではなく、同様に、同構成要件 B にいう「からなる」も、上記の作用効果を奏する程度に、複数個の塩化ナトリウム粒子が該コーティング層を介して結合した造粒物が形成されていれば足り、単独の塩化ナトリウム粒子が一切含まれないことまで要するものではないというべきである。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-10298.pdf

大阪地判平成 28 年(ワ)2688【ボールボンディング用被覆銅ワイヤ】

Ameblo 元投稿日：2022-08-27

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12761079089.html

大阪地判平成 28 年(ワ)2688【ボールボンディング用被覆銅ワイヤ】

*不純物の許容範囲は、本件発明の課題を解決できる範囲

⇒許容される Pd の含有割合は約 2%

「パラジウムの混入が約 2%以内であれば…各金属の融点の高低関係を利用した本件各発明の課題解決原理が妥当する…」

（判旨抜粋）

…中間の被覆層にパラジウムを用いる場合には，…パラジウムの含有割合が増加するに連れて約１０６４℃より高くなっていき，パラジウムの含有割合が約２％を超えると銅固有の融点である約１０８５℃より高くなること…に照らせば，金（Ａｕ）により形成した表面の被覆層に内側の被覆層のパラジウム（Ｐｄ）が約２％より多く混入すると，各金属の融点の高低関係を利用した本件各発明の課題解決原理が妥当しないこととなる。他方，パラジウムの混入が約２％以内であれば，金とパラジウムの合金の融点は銅（Ｃｕ）の融点よりも低く，かつ，前記のような金とパラジウムの合金の融点は金（Ａｕ）とパラジウム（Ｐｄ）の各固有の融点が反映したものであるから，各金属の融点の高低関係を利用した本件各発明の課題解決原理が妥当するといえる。したがって，中間の被覆層にパラジウム（Ｐｄ）を用いる場合において，「金（Ａｕ）の表皮層」たるためには，必ずしも金（Ａｕ）のみからなる層である必要はないが，被告が予備的に主張するとおり，パラジウム（Ｐｄ）の混入が約２％までの層である必要があると解するのが相当である。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-88033.pdf

東京地判平成 14 年(ワ)16268【電気コネクタ用銅基合金】＜飯村＞

Ameblo 元投稿日：2022-08-27

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12761079288.html

東京地判平成 14 年(ワ)16268【電気コネクタ用銅基合金】＜飯村＞

① 本件明細書の記載

② 成分元素や添加量の変化が,合金の性質に与える予測可能性が極めて低いこと

③ 出願過程における主張

「実質的に～からなる」

⇒合金の特性に影響を与える元素を含有することは許容しない

（判旨抜粋）

…②一般的に,合金は,成分元素や添加量を変化させた場合に合金の性質に与える予測可能性が極めて低いこと,③ 原告は,本件特許の出願過程において,Cu-Ni-Si 基合金に,他の元素を増加させると電気伝導率や曲げ特性が悪化すると述べて,スズ(Sn)を 0.39%含有する合金は電気伝導率が下がるので採用し得ないとして,本件発明の技術的範囲から除外すべきである旨述べていること等の事実に照らすならば,構成要件 A の「実質的に…から成る」とは,ニッケル(Ni),ケイ素(Si),マグネシウム(Mg)及び銅(Cu)以外の元素について,明細書中に具体的な記載がある元素,及び明細書の記載に基づいて当業者が容易に想到できる元素を含有させることを許容する趣旨と解すべきであるが,その範囲を超えた,合金の特性に影響を与える元素を含有させることを許容する趣旨と解することはできない。…被告製品に含有されている亜鉛(Zn)とスズ(Sn)は,構成要件 A 所定のマグネシウム(Mg)と比較して,含有量においてこれをしのぐものであり,合金の特性において,耐応力緩和性を向上させる一方,電気伝導性を低下させるという差異をもたらしている。そうすると,亜鉛(Zn)とスズ(Sn)を含有する被告製品は,構成要件 A を充足しない。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-10491.pdf

東京地判平成 15 年(ワ)9102【非水系二次電池】＜飯村＞

Ameblo 元投稿日：2022-08-29

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12761336015.html

東京地判平成 15 年(ワ)9102【非水系二次電池】＜飯村＞

【請求項１】…偏心していることを特徴とする非水系二次電池

本件明細書中の「偏心させる」という能動的な表現等を理由に、「偏心している」というクレーム文言は、製造時に必然的に生じる程度のずれを含まないと解釈した

⇒非充足。均等不成立

【請求項１】…偏心していることを特徴とする非水系二次電池。

（判旨抜粋）

…〈１〉センターピンには、スプリングバックにより、わずかなずれが必然的に生ずること（甲２６の１、２参照）、〈２〉本件明細書の発明の詳細な説明の欄には、センターピンの筒を「偏心させる」と能動的な表現がされていること等からすれば、「偏心している」には、このような金属の曲げから必然的に生ずるスプリングバックによる、巻き始め端を基準とした場合の巻き終り端側の反り返りの程度のずれが存在することを含まないことは明らかである。

http://matlaw.info/hank-r04.htm

知財高判平成 17 年(ネ)10052【電子的に検知可能で不作動化可能な標識】＜塚原＞

Ameblo 元投稿日：2022-08-30

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12761511689.html

知財高判平成 17 年(ネ)10052【電子的に検知可能で不作動化可能な標識】＜塚原＞

*本件明細書に記載された「貫通孔」の意義から…

⇒被告製品の「亀裂」は，絶縁層を薄くし，薄いポリエチレン部を形成する際に，偶発的に形成されたものであるから，構成要件Ｊの「貫通孔」に該当しない。

【請求項１】…予定短絡通路が，前記絶縁層(1)に設けた少なくとも１ケの貫通切込み又は貫通孔(11)で形成されている…共振ラベル

（判旨抜粋）

…本件明細書２の記載内容に照らすと，本件発明２は，放電を特定の位置に生じさせてラベルを非作動化させるために，特に電極間の絶縁体の一定の場所を何らかの方法により切り開いて一定の大きさ，間隔で切込み又は孔を形成することにその特徴があるから，…「貫通切込み又は貫通孔」とは，電極間の絶縁層を切り開いて設けた開口を意味するものというべきである。そして，原判決は，「被告製品のクレーター状部を設ける際に，アルミニウム及びポリエチレン部に亀裂が生じ」と認定しているところ，ここにいう亀裂は，絶縁層を薄くし，薄いポリエチレン部を形成する際に，偶発的に形成されたものであるから，原判決の認定した「亀裂」が構成要件Ｊの「貫通孔」に該当するということはできない。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-9540.pdf

東京高判平成 15 年(ネ)1223【生体高分子-リガンド分子の安定複合体構造の探索方法】＜山下＞

Ameblo 元投稿日：2022-08-31

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12761687090.html

東京高判平成 15 年(ネ)1223【生体高分子-リガンド分子の安定複合体構造の探索方法】＜山下＞

のみ品の間接侵害成立

「…を使用しない用途が社会通念上経済的、商業的ないしは実用的な用途であることを認めるに足り…ない」

*全範囲で専用実施権を設定しても,特許権者は差止請求権あり

＝最判 H16(受)997 も同じ

（判旨抜粋）

ＳＹＢＹＬは…分子設計に必要な様々なツールを含んでいるとはいえ、ＦｌｅｘＸが、分子設計において極めて重要な中心的な役割を果たしているものであることは、これまでに認定してきたことから優に認められ、ＦｌｅｘＸを使用せずに分子設計をすることがほとんど考え難いことであることは、上記に認定した口号方法の内容、機能から明らかである。

特許法１０１条２号の「その発明の実施にのみ使用する物」とは、その方法の発明に使用する以外の用途を有しない物との意味であり、「その発明の実施にのみ使用する物」との立証を覆すためには、その方法の発明に使用する以外の用途が抽象的にあることをいうだけでは足りず、その用途が社会通念上経済的、商業的ないしは実用的な用途であると認めるに足りるものであることを主張し立証することを要する…。しかし、ＳＹＢＹＬについては、…ＦｌｅｘＸ以外のソフトウエアを備えているとしても、ＳＹＢＹＬを分子設計以外の用途に使用することが実際上は考えられず、分子設計における、ＦｌｅｘＸの上記のような重要性の下で、ＦｌｅｘＸを使用しない用途が社会通念上経済的、商業的ないしは実用的な用途であることを認めるに足りる証拠は、本件全証拠を検討しても見いだすことができない。…ＦｌｅｘＸ（口号方法）を使用する場合において、疎水性相互作用のみを利用した安定複合体を探索するとの方法が、社会通念上、経済的、商業的ないしは実用的な用途であるとまでいうことはできず、ＦｌｅｘＸ（口号方法）は、相互作用として水素結合を含む安定複合体の探索方法にのみ使用されるものである…。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-10483.pdf

東京地判平成 15 年(ワ)6742【包装ラベル付き細口瓶】＜髙部＞

Ameblo 元投稿日：2022-09-01

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12761864534.html

東京地判平成 15 年(ワ)6742【包装ラベル付き細口瓶】＜髙部＞

【請求項１】…熱収縮フイルムに紫外線吸収剤を含有若しくは塗布し…せたことを特徴とする包装ラベル付き細口瓶。

⇒「紫外線吸収剤」を透明性を維持するものと限定的に解釈し、白色の被告製品は、非充足と判断した

（判旨抜粋）

…本件明細書には，紫外線吸収剤を適用することにより透明な瓶の使用が可能となること及び内容物を透明な瓶の外から確認することができることを本件考案の効果として挙げていること，…拒絶査定に対する審判請求理由補充書において，引用文献３…に記載される遮光機能によって紫外線を防止するものや，引用文献４…に例示される着色剤・顔料を添加，アルミニウムの蒸着によって紫外線を防止するものとは，ラベルの透明性を維持しながら紫外線を防止する点によって区別されることを強調して本件実用新案権を取得していることを総合すれば，本件考案における「紫外線吸収剤」とは，それを含有させてラベルの透明性を維持し得るものに限定されると解される。…被告製品の白インキに含まれる酸化チタンは，白色であり，透明性を維持するものではないから，この点からしても本件考案における「紫外線吸収剤」であるとはいえない。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-10471.pdf

大阪地判平成４年(ワ)6690【転写印刷シート】＜小松＞

Ameblo 元投稿日：2022-09-02

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12762056605.html

大阪地判平成４年(ワ)6690【転写印刷シート】＜小松＞

*界面活性剤と消泡剤とは、本件明細書中で、並列する別個の概念

⇒被告製品中のシリコーン系化合物は、消泡剤として添加されている場合と、界面活性剤として添加されている場合がある

⇒イ号製品の用途は消泡剤

⇒非充足

【請求項１】配合界面活性剤の少なくとも一部に…よりなる群から選ばれた少なくとも１種の界面活性剤を用いた…転写印刷シート。

（判旨抜粋）

…本件訂正明細書において、消泡剤と界面活性剤が並列する別個の概念として用いられており、…シリコーン系化合物は消泡剤としても用いられ、…本件訂正明細書において、シリコーン系化合物の添加剤が界面活性剤と区別されている場合があることからすれば、被告製品にシリコーン系化合物が添加されているとしても、常にそれが界面活性剤であることになるわけではなく、消泡剤として添加されている場合と界面活性剤として添加されている場合があるものと認められ、構成要件の充足性を判断するに当たっては、それが消泡剤として添加されているのか、界面活性剤として添加されているのかについて検討を経る必要がある…。…シリコーン系化合物について、消泡剤として添加されている場合と界面活性剤として添加されている場合があることからすると、消泡剤であることが明らかな構成ｂは、界面活性剤であることが明らかな構成要件②を充足しない…。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-11137.pdf

知財高判令和３年(ネ)10007【含硫化合物と微量金属元素を含む輸液製剤】＜本多＞

Ameblo 元投稿日：2022-09-03

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12762336405.html

知財高判令和３年(ネ)10007【含硫化合物と微量金属元素を含む輸液製剤】＜本多＞

原審・東地平成30年(ワ)29802＜田中＞

複数の「室」というクレーム文言解釈～「連通可能」という限定がある物の発明は非充足、限定がない方法の発明は充足

何れも非充足とした原審を逆転。

物のクレームと方法クレームで従属関係も無かったが、「連通可能」という文言の有無で非充足と充足との結論が分かれており、“クレームディファレンシエーション”の発想が通ずる裁判例であったと評価可能である。

⇒特許権者勝訴

https://www.nakapat.gr.jp/ja/legal_updates_jp/%E3%80%90%E7%89%B9%E8%A8%B1%E2%98%85%E3%80%91%E7%89%B9%E8%A8%B1%E6%A8%A9%E4%BE%B5%E5%AE%B3%E5%B7%AE%E6%AD%A2%E8%AB%8B%E6%B1%82%E6%8E%A7%E8%A8%B4%E4%BA%8B%E4%BB%B6%EF%BC%88%E8%A4%87%E6%95%B0%E3%81%AE/

知財高判平成 31 年(ネ)10009【薬剤分包用ロールペーパ】＜大鷹＞

Ameblo 元投稿日：2022-09-03

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12762337041.html

知財高判平成 31 年(ネ)10009【薬剤分包用ロールペーパ】＜大鷹＞

「～に用いられる」という文言は、『用いることが可能な』を意味するものであり、実際に「～」に使用されなくても充足

大阪地裁平成 30 年(ワ)3461

「…に装着可能な分包紙ロール…」というクレームで「装着可能」の充足性は問題にすらならなかった!

⇒別被告の知財高判平成 31 年(ネ)10031＜森＞同旨

*H30(ワ)13400「アンテナ」事件は「～用」を実際に用いられるものと解釈した。⇒非充足

（判旨抜粋）

本件訂正発明の特許請求の範囲（請求項１）の記載によれば，本件訂正発明は，構成要件Ａないし Ｄの構成から成る『薬剤分包用ロールペーパ』（構成要件Ｅ）の物の発明であり，構成要件Ａには，薬剤分包装置に関する事項が，構成要件Ｂ及びＤには，『薬剤分包用ロールペーパ』の『中空芯管』，『ロールペーパ』及び『複数の磁石』（以下，これらを併せて『本件ロールペーパ等』）に関する事項が，構成要件Ｃにはその両者に関する事項がそれぞれ記載され，構成要件Ａにおいて，薬剤分包用ロールペーパが薬剤分包装置に『用いられ』るものとして記載されている。

そして，構成要件Ａ…にいう『用いられ』の用語については，『られる』の助動詞は，受け身とともに可能を示すものであること，物の発明の特許請求の範囲の記載は，物の構造，特性等を特定するものとして解釈すべきであることに鑑みると，『用いることが可能な』を意味するものと解するのが自然である。

次に，本件明細書には，構成要件Ａの『薬剤分包装置に用いられ，』にいう『用いられ』の用語を定義した記載はなく，また，上記解釈に抵触する記載もない。

そうすると，構成要件Ａの『用いられ』とは，『用いることが可能な』を意味すると解するのが相当である。

※被告らを共通にする別件の大阪地裁平成 30 年(ワ)3461 は、「磁気検出手段を備える薬剤包装装置に装着可能な分包紙ロールであって…」というクレーム文言で、「装着可能」の充足性は問題にすらならなかった。

別件・大阪地判平成 30 年(ワ)3461（令和 3 年 2 月 18 日判決）：https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-90185.pdf

本判決（知財高判平成 31 年(ネ)10009・令和元年 6 月 27 日判決）：https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-88768.pdf

別被告の知財高判平成 31 年(ネ)10031（令和元年 10 月 10 日判決）：https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-89026.pdf

東京地判平成 14 年(ワ)9503【核酸増幅反応モニター装置】

Ameblo 元投稿日：2022-09-05

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12762620891.html

東京地判平成 14 年(ワ)9503【核酸増幅反応モニター装置】

同一出願人の後願明細書の記載を参酌しなかった事例

⇒侵害

※差止請求認容による不作為義務は被告製品全体であるが、解析コンピュータ及びカラープリンターは汎用製品であることを理由に、廃棄対象から除外された。

（判旨抜粋）

被告は，本件後願の明細書において，本件特許の優先権主張の基礎となった米国出願の明細書に記載された装置が光学系として光ファイバーを使用するのに対し，本件後願の発明に係る装置は光ファイバーを使用せず，かつ，光学系としてＣＣＤカメラを使用するという点で優れていると強調していることから，本件発明の技術的範囲は，光学系として光ファイバーを使用し，かつ，ＣＣＤカメラを使用しないものに限定され，本件においてこれに反する主張をすることは信義則等に反し許されないと主張する。

しかし，本件発明の技術的範囲は，本件明細書の特許請求の範囲の記載に基づいて定めることを要し，その際に発明の詳細な説明の記載や図面を斟酌することはできるが，本件特許出願と別個の特許出願である本件後願の明細書の記載を斟酌することには合理的な理由がない。また，仮に本件発明における「光学系」の意義について，本件後願の明細書の記載において異なる説明がされていたとしても，本件においては，その点が禁反言の原則や信義側に反するということもできない。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-11162.pdf

大阪地判平成 15 年(ワ)13703【頭髪処理促進装置】<山田>

Ameblo 元投稿日：2022-09-06

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12762820516.html

大阪地判平成 15 年(ワ)13703【頭髪処理促進装置】<山田>

「半円形状」というクレーム文言解釈

⇒明細書中の２つの効果との関係では、半円弧状が「完全」か否かということには意味がない

⇒完全な半円形状でなくても、ほぼ同一で発明の効果を奏する略半円形状も含む

⇒充足

（判旨抜粋）

…構成要件 B 及び C の構成によって奏されるべき効果に鑑みれば、構成要件 B でいう「半円形状」のヒータ及び発熱装置とは、中心角が 180 度の「完全な」半円弧状のもののみを指すものではなく、これとほぼ同一で、上記効果を奏することができるようなものであれば、わずかに中心角が 180 度に満たないものや、部位ごとにわずかに半径が異なるものといった、略半円弧状のものも含むものと解すべきである。

すなわち、…加熱の対象(施術中の被施術者の頭髪)が完全な半球状ではないため、ヒータの半円弧状をどれだけ「完全な」ものにしても、厳密な意味で被施術者の頭髪を均一にムラなく加熱することは原理的にも実際的にも不可能であって、そうである以上、ヒータの形状については、半円弧状が「完全」か否かということには意味が存在しないこともまた自明だからである。

また、発熱装置の形状についていえば、動作時の必要空間を小さくする目的は…理美容室における施術者の作業性の向上であるから、これもまた、「完全な」半円弧状でなければならないものではないからである。

したがって、構成要件 B でいう「半円形状」とは、上記のとおり、完全な半円弧状に限らず、これとほぼ同一で、上記効果を奏するような略半円弧状を含むものと解するのが相当である。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-9372.pdf

東京高判平成 16(行ケ)4【ベランダ用パイプ取付金具】＜塚原＞

Ameblo 元投稿日：2022-09-07

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12763042070.html

東京高判平成 16(行ケ)4【ベランダ用パイプ取付金具】＜塚原＞

技術的視点から見て必然的に伴うものではない構成要素を削除する補正は、当該構成要素を含まない態様が出願当初明細書に開示されていなくても、新規事項追加とならない

=東京高判 H10(行ケ)298

=知財高判 H31(行ケ)10046

=知財高判 H26(行ケ)10087【ラック搬送装置】

https://www.youtube.com/watch?v=caYkLhd5rYM

東京高判平成 13 年(行ケ)392【２軸配向ポリアミドフイルム及びその製造法】＜佐藤＞

Ameblo 元投稿日：2022-09-08

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12763186807.html

東京高判平成 13 年(行ケ)392【２軸配向ポリアミドフイルム及びその製造法】＜佐藤＞

文献記載の引用例（特許法 29 条 1 項 3 号）でたまたま本件発明の物が製造されても新規性〇

※公然実施（特許法 29 条 1 項 2 号）についても、一般論同旨。～東京地判平成 24 年(ワ)11800＜高野＞同旨

（判旨抜粋）

…引用発明において，特段の意図に基づくことなく，たまたま本件発明１の物性を具えるものが製造されることがあり得るからといって，当業者が容易に実施し得る程度に本件発明１の物性を持つ物の製造方法が引用例に開示されているとはいえないことはいうまでもない（もとより，必ずしも工業的に安定して製造できる方法が開示されていなければならないわけでない…が，…たまたま本件発明１の物性を具えるものが製造されることがあり得るということだけで，本件発明１が引用例に開示されているとか，本件発明１に新規性がないとすることはできない…。）

※公然実施は、東京地裁平成 24 年（ワ）11800＜高野＞同旨

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-10126.pdf

知財高判令和２年(行ケ)10004、知財高判令和２年(行ケ)10056

Ameblo 元投稿日：2022-09-09

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12763366759.html

知財高判令和２年(行ケ)10004

投与対象はクレアチニンクリアランスが 50 以上 80 未満 ml/min（軽度腎機能障害）

知財高判令和２年(行ケ)10056

投与対象は同 30 以上 50 未満 ml/min（中等度腎機能障害）

⇒軽度又は中等度の腎機能障害でも有害反応が正常者と同じという出願時の知見。いずれも進歩性×.

（判旨抜粋）

…本件条件（４）が，骨粗鬆症の患者群の一部を構成する，本件３条件の全てを満たす患者群を取り出して，当該患者群に対する安全性を確認したにすぎないものである以上，本件３条件と本件条件（４）とはその目的を異にする独立の条件であると理解できる。原告は，本件４条件が有機的に結合した一体のものである旨主張するが…採用することはできない。…

…重度の腎機能障害患者を除くと明記された甲７文献の記載に接した当業者であれば，甲７発明の投与対象患者に軽度又は中等度の腎機能障害を有する患者が相当程度含まれていると認識する…。さらに，…骨粗鬆症治療薬についても腎機能障害を有する患者における安全性の確認が求められていたことが明らかであるから，甲７発明に接した当業者が，投与対象患者の腎機能に着目することは，当業者が当然に行うべきこととして格別なものではない。…

甲１０文献では，「軽度」の腎機能障害を有する患者は，「ＧＦＲ５０～７９ｍｌ／分」の患者であると定義され，クレアチニンクリアランスが５０ないし７９ｍｌ／分である患者を，軽度腎機能障害を有する患者としている。…審議結果報告書…には，腎機能障害の程度を，クレアチニンクリアランスを指標として，この値に沿って，「８０以上」，「５０以上８０未満」，「３０以上５０未満」及び「３０未満」と区分している…。…そうすると，甲７発明の投与対象患者の中から，…「５０以上８０未満ｍｌ／ｍｉｎ」の者をその投与対象とすることは，当業者であれば何ら困難を要しないものである。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-90548.pdf

東京地裁平成 30 年(ワ)35053「2UNDR 事件」

Ameblo 元投稿日：2022-09-10

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12763615474.html

【商標】真正品の並行輸入が認められた

東京地裁平成 30 年(ワ)35053「2UNDR 事件」

フレッドペリー最判を踏襲

① 日本商品が他国商品と比べて格別の品質等を有しない

② 販売地域の制限が品質の維持や管理等と関係しない

③ 運送中に品質が直ちに劣化するものではない男性用下着

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-89801.pdf

東京高判平成 12 年(行ケ)120【アルカリ蓄電池用ニッケル電極活物質】＜山下＞

Ameblo 元投稿日：2022-09-12

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12763883604.html

東京高判平成 12 年(行ケ)120【アルカリ蓄電池用ニッケル電極活物質】＜山下＞

*物の発明において、当業者が物を容易に製造できない場合は「製造方法」の開示が必要である

*知財高判 H17(行ケ)10205 同旨

*知財高判 H17(行ケ)10280 同旨

⇒引用例の製造方法と区別できる程度に記載がない

⇒実施可能要件×

（判旨抜粋）

物の発明であっても，そこに開示されたその物の目的，構成及び効果の開示だけでは，当業者がその物を容易に製造することができないという場合には，その物を製造する方法まで開示していなければ，「その発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者が容易にその実施をすることができる程度」に「その発明の目的，構成及び効果」が明細書に記載されているとはいえない…。…仮に，明細書に，従来技術の下で存在しなかった物が，現に得られており，特有の作用効果を呈していることが記載されているとしても，それは，その物に新規性がある，進歩性があるというにすぎない。特許法は，新規性，進歩性に関する 29 条 1 項，2 項の規定のほか，上述したとおり，旧特許法 36 条 4 項によって，当業者にとって実施容易であることをも要件としているのである。原告の主張は，要するに，当業者が実施することができなくても，新規性，進歩性があるものには特許を認めよ，ということであり，特許法による発明保護の要件の理解を誤っている…。…

本件発明に係る製造方法は，乙第１,２号証公報に記載された各技術とは同じではなく，本件明細書の記載が不十分であるため，乙第１，２号証公報に記載された各技術と区別がつかない状態になっている…。このように，本件明細書には，漠然とした操作，ＰＨ，温度範囲が示されているだけであって，本件粉末又はこれを含む水酸化ニッケル粉末を製造するために必要な，具体的な指針もない以上，当業者がこれに従って製造しようとしても，製造できるかどうかも不明のまま不相当に多くの試行錯誤をしなければならないことになるのである。このようなとき，当業者が，本件粉末を含む水酸化ニッケル粉末を容易に製造することができるとすることはできず，このような明細書の記載について，「その発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者が容易にその実施をすることができる程度」に記載されているということができない…。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-12035.pdf

東京地判平成 14 年(ワ)1943【サンゴ化石微粉末】事件

Ameblo 元投稿日：2022-09-12

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12763885700.html

＜不競法・虚偽事実の流布告知＞

東京地判平成 14 年(ワ)1943【サンゴ化石微粉末】事件

米国特許の充足性を米国法に則り判断し、非充足と認定した。

日本から（原告の取引先である）米国法人宛ての email や書簡による警告行為が、不競法違反（虚偽事実の流布告知）と判断された。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-10784.pdf

知財高判令和３年(行ケ)10136、10138【半田付け装置】＜本多＞

Ameblo 元投稿日：2022-09-13

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12764056199.html

知財高判令和３年(行ケ)10136、10138【半田付け装置】＜本多＞

＜審決＞

甲１発明の半田片として「記号 F1 の半田片」を用いた場合には容易想到

＜本判決＞

本件発明の課題・作用効果を知らないまま、引用発明において特定の半田片（F1）を使う動機づけがない

⇒進歩性〇（選択発明の一種）

【請求項１】（容易想到でないと判断された「相違点２」に係る部分）

「・・・前記加熱手段は、前記端子の先端に当接した前記半田片に前記ノズルを介して熱伝達させる位置に設けられ、溶融前の前記半田片が前記端子の先端に当接した状態で当該熱伝達を受けて溶融し、溶融した前記半田片が丸まって略球状になろうとするが前記ノズルの内壁と前記端子の先端に規制されるため必ず真球になれないまま前記端子の上に載った状態で前記半田片が供給された方向へ移動せずに停止し、この停止した状態で前記ノズルから前記溶融した半田片に伝わる熱を当該溶融した半田片から前記端子に伝えて前記端子を加熱し、この加熱によって前記端子が加熱された後に前記溶融した半田片が流れ出す構成である半田付け装置」

＜審決・無効２０１９－８０００９４号＞（「相違点２」が容易想到と判断した部分）

本件審決は、「甲１発明の半田片として、記号Ｆ１として定められた規格であるフラックス含有量１．０質量％（ｗｔ％）の半田片を用いた場合」には、「…真球になれない」ことになるから、容易想到であると判断した。以下に、引用する。

「甲１発明…半田のフラックス（ロジン）含有量は、甲１５…には半田にロジンを１～４ｗｔ％含有させることが記載され、甲１０…には日本工業規格として、やに入りはんだの規格としてフラックス含有量が１．０質量％、許容範囲が０．５質量％以上１．５質量％未満のものが記号Ｆ１と定められていることが記載されていることを考慮すれば、フラックス含有量が１ｗｔ％程度の半田を用い半田付けを行うことは当業者が容易になし得たことと認められる。そこで、甲１発明の半田片として、記号Ｆ１として定められた規格であるフラックス含有量１．０質量％（ｗｔ％）の半田片を用いた場合について検討する。…

甲１発明に、規格でＦ１と定められた半田を使用することにより、半田片が当接位置で加熱溶融され溶融した場合に半田鏝の先端部の貫通孔の内壁とピンの先端に規制されるために真球になれない。…」

＜本判決の判旨抜粋＞（「相違点２」が容易想到でないと判断した部分）

本件発明の課題が知られていなかった以上、引用発明（甲１発明）において特定の半田片（記号Ｆ１のもの）を用いる動機づけがないとして、容易想到性を否定した。以下引用する。

「…本件発明１は、溶融前の半田片をノズルの内壁及び端子の先端に必ず当接させるとともに、溶融した半田片を必ず真球にならないまま端子の上に載った状態で下方に移動しないように停止させ、ノズルからの熱伝導等により半田片及び端子を十分に加熱し、これにより適正温度での半田付けを実現する結果、半田付け不良の防止という効果を奏するものである。これに対し、甲１には、…溶融した半田が必ず真球にならないまま停止すること、すなわち、溶融後も半田がノズルの内壁に当接し続けることにより半田片及び端子が十分に加熱されることについての記載及び示唆はないから、甲１に接した当業者にとって、溶融した半田が必ず真球にならないとの構成が解決しようとする課題及び当該構成が奏する作用効果を知らないまま、当該構成を得るためにフラックスの含有量が１ｗｔ％の半田をわざわざ採用しようとする動機付けはない…。」

＜若干の考察＞

本件審決は、引用発明（甲１発明）において特定の半田片（記号Ｆ１）を用いれば相違点は実質的に存在しないと判断したのに対し、本判決は、そもそも引用発明において当該特定の半田片（記号Ｆ１）を用いる動機づけを否定し、進歩性を認めた。

一般に、引用発明において用いる構成に複数の選択肢がある場合には、いわゆる選択発明として、当該一つの選択肢を選択する容易想到性が問題となる。

本件審決も「甲１発明…半田のフラックス（ロジン）含有量は、甲１５…には半田にロジンを１～４ｗｔ％含有させることが記載され、甲１０…には日本工業規格として、やに入りはんだの規格としてフラックス含有量が１．０質量％、許容範囲が０．５質量％以上１．５質量％未満のものが記号Ｆ１と定められていることが記載されていることを考慮すれば」と説示して、本判決がいうところの「フラックスの含有量が１ｗｔ％の半田をわざわざ採用しようとする動機付け」を論証しているが、本件審決は選択肢を提示したに留まっており、その中で「フラックスの含有量が１ｗｔ％の半田」（記号Ｆ１）に着目することの容易想到性、動機付けまでは論証し切れていないと判断したのが本判決である。

特許庁としては、周知技術の中から選択しただけであり設計事項と考えたものと思われるが、近時の裁判例の傾向としては、本件発明の課題に着目できたかを重視する傾向にあるところ、本判決も、本件発明の「課題及び当該構成が奏する作用効果を知らないまま、当該構成を得るためにフラックスの含有量が１ｗｔ％の半田をわざわざ採用しようとする動機付けはない…。」という言い回しで決着した。

この点については、必ずしも本件発明の課題・作用効果を知らなくても、甲１発明において「フラックスの含有量が１ｗｔ％の半田」（記号Ｆ１）を用いることの容易想到性を肯定することは可能なのではないかという考え方や、そもそも本件明細書には「【発明が解決しようとする課題】【０００７】この発明は、上述の問題に鑑みて、半田付け不良を防止することを目的とする。」と記載されており、「半田付け不良を防止する」という一般的課題であればこれが知られていたと議論することも可能であったかもしれない。本判決を精査する限り、本件発明の課題を「半田付け不良を防止する」という一般的課題よりも具体的なものとして認定しておらず、仮に発明の課題を具体的に認定すれば、次は、出願時の技術水準において当業者が当該課題を解決できると認識できたかが問題となるから（サポート要件）、一般に、特許無効を主張する立場としては、サポート要件や新規事項追加を主張する布石としても、発明の課題は争っておくことも一考であろう。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-91387.pdf

「すごい知財 EXPO」（2022 年 10 月 6 日、7 日）で「特許重要裁判例 20 選」と題して登壇します

Ameblo 元投稿日：2022-09-13

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12764070920.html

「すごい知財 EXPO」（2022 年 10 月 6 日、7 日）で、「特許重要裁判例 20 選」と題して登壇します。

この動画は、本編（40 分）の予告編（6 分）です。

すごい知財 EXPO に登録して、本編もご視聴頂き、豆知識をゲットして下さい!!

＜目次＞

１．サポート要件

２．新規事項追加（一般、部分優先、親子孫出願）

３．進歩性（本件発明の課題、パラメータ発明、効果のクレームアップ）

４．先使用権（＋公然実施発明との対比）

５．特許法１０４条（新規物質の生産方法の推定）

６．均等論（第３要件、第５要件。第２要件）

７．譲渡の申し出（日本国内譲渡を国外で申し出）

８．諸外国移行を念頭においた出願戦略（優先基礎出願明細書の工夫）

９．特許権侵害と、取締役の個人責任（会社法４２９条１項）

１０．共同侵害

１１．特許権行使と独占禁止法

１２．外国サーバと日本国内における実施

１３．消尽論の日米比較

１４．クレーム文言の工夫＜１２選＞まとめ

（弁護士・弁理士・米国 California 州弁護士　高石秀樹）

https://www.youtube.com/watch?v=o4dEMjPq6OM

知財高判令和２年(ネ)10059【エクオール含有抽出物及びその製造方法】＜本多＞

Ameblo 元投稿日：2022-09-14

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12764221143.html

知財高判令和２年(ネ)10059【エクオール含有抽出物及びその製造方法】＜本多＞

特許権侵害差止請求控訴事件（特許法104条により生産方法が推定された事例。優先権主張が認められ、「本件特許の特許出願」の時が優先日と判断された。特許権者逆転勝訴。）

【本判決の要旨、若干の考察】

１．特許請求の範囲（特許第6275313号、請求項１）

＜訂正前＞

「ダイゼイン配糖体，ダイゼイン及びジヒドロダイゼインよりなる群から選択される少なくとも１種のダイゼイン類，並びに，アルギニンを含む発酵原料をオルニチン産生能力及びエクオール産生能力を有する微生物で発酵処理することを含む，オルニチン及びエクオールを含有する発酵物の製造方法。」

＜訂正後＞

「ダイゼイン配糖体，ダイゼイン及びジヒドロダイゼインよりなる群から選択される少なくとも１種のダイゼイン類にアルギニンを添加すること，及び，

前記ダイゼイン類と前記アルギニンを含む発酵原料をオルニチン産生能力及びエクオール産生能力を有する微生物で発酵処理することを含む，オルニチン及びエクオールを含有する粉末状の発酵物の製造方法であって，

前記発酵処理により，前記発酵物の乾燥重量１ｇ当たり，８mg以上のオルニチン及び１mg以上のエクオールを生成し，及び，

前記発酵物が食品素材として用いられるものである，

前記製造方法。」

２．本件訴訟における最大の論点～特許法１０４条

本事案における最大の論点は、「被控訴人原料は，特許法１０４条により，本件訂正発明の方法により生産したものと推定されるか（争点１－１）」である。

特許法１０４条は，物を生産する方法の発明について特許がされている場合において，その物が特許出願前に日本国内において公然知られた物でないときは，その物と同一の物は，その方法により生産したものと推定する旨規定する。

本判決は、特許法１０４条の各要件について、以下のとおり検討した。

２－1．「物を生産する方法の発明」

①「物を生産する方法の発明」については、「本件特許は，「オルニチン及びエクオールを含有する粉末状の発酵物であって，前記発酵物の乾燥重量１ｇ当たり，８ｍｇ以上のオルニチン及び１ｍｇ以上のエクオールが生成され，食品素材として用いられる物」という物（本件訂正発明生産物）を生産する方法について特許がされている場合に当たる。」と判示した。

２－２．「その物と同一の物」について

②「その物と同一の物」については、「被控訴人原料が，上記本件訂正発明生産物に当たることについては，被控訴人らが認否しておらず，その事実を明らかにしないから，被控訴人らは，被控訴人原料が，上記本件訂正発明生産物に当たる事実を自白したものとみなすこととする（民事訴訟法１５９条１項）。」と判示した。

そうすると、「本件訂正発明生産物が本件特許の特許出願前に日本国内において公然知られた物でないときは，被控訴人原料は，本件訂正発明の方法により生産されたものと推定される」こととなるから、「本件特許の特許出願」日がいつになるかが決定的である。具体的には、本件訂正発明が、本件特許の優先権主張の基礎出願（「本件基礎出願」）に係る出願書類に記載されていたか、記載されていたに等しい発明であるか否かが最大の論点となった。

２－３．「本件特許の特許出願」日～優先権主張の可否

③「本件特許の特許出願」日については、「本件訂正発明は，少なくとも基礎出願Ａ，Ｂに記載されていたか，記載されていたに等しい発明であると認められ，本件訂正発明は，基礎出願Ａ，Ｂに基づく優先権主張の効果を享受できるというべきである。そうすると，本件特許は，特許法１０４条の規定の適用については，本件優先日である平成１９年６月１３日に出願されたものとみなされるから，本件訂正発明生産物が同条の特許出願前に日本国内において「公然知られた物でない」か否かを検討するに当たり，本件優先日以降に公開された乙Ｂ３（国際公開第２００７／０６６６５５号。国際公開日２００７（平成１９）年６月１４日）を考慮することはできない。」と判示した。

本事案における最大の争点は、本件訂正発明が少なくとも基礎出願Ａ，Ｂに記載されていたか，記載されていたに等しい発明であると認められ，本件訂正発明が基礎出願Ａ，Ｂに基づく優先権主張の効果を享受できるか否かである。原判決も、控訴審判決と同じ枠組みで検討したうえで、優先権主張の効果を享受できないと判断したものであり、控訴審判決はこの点について反対の結論を取ったものである。詳細は、下記「３」項で詳述する。

２－４．「公然知られた物でない」という要件について

④「公然知られた物でない」については、「その物が特許法１０４条の『公然知られた』物に当たるといえるには，基準時において，少なくとも当業者がその物を製造する手がかりが得られる程度に知られた事実が存することを有するというべきところ，本件訂正発明生産物が，本件優先日当時に公知であった乙Ｂ１６，乙Ｂ２４に記載されていたとはいえず，また，乙Ｂ１６又は乙Ｂ２４から本件訂正発明を容易に想到することができない…。そうすると，本件優先日時点において，乙Ｂ１６又は乙Ｂ２４に触れた当業者が本件訂正発明生産物を製造する手がかりが得られたということはできない。

また，被控訴人らは，本件訂正発明生産物は，乙Ｂ１６の『実施例１』の『乾燥重量１ｇ当たり，１ｍｇ－３ｍｇのエクオールが生成』している発酵物『９９２ｍｇ』に栄養強化添加物である『９７．４８％』の純度のオルニチン（乙Ｂ６７の国際公開公報（ＷＯ２００６／０５１９４０））を『8ｍｇ』加えたものであるにすぎないから，『公然知られた物』であると主張するが，…本件訂正発明生

産物は，『オルニチン及びエクオールを含有する粉末状の発酵物であって，前記発酵物の乾燥重量１ｇ当たり，８ｍｇ以上のオルニチン及び１ｍｇ以上のエクオールが生成され，食品素材として用いられる物』であるから，乙Ｂ１６に乙Ｂ６７を組み合わせたとしても，『発酵物の乾燥重量１ｇ当たり，８ｍｇ以上のオルニチン及び１ｍｇ以上のエクオールが生成された』物に当たらないから，上記被控訴人らの主張は採用できない。」と判示した。

以上のように、本判決に拠れば、特許法１０４条の「公然知られた物」は、特許法２９条１項１号の「公然知られた発明」と解釈が異なっており、本判決によれば、「基準時において，少なくとも当業者がその物を製造する手がかりが得られる程度に知られた事実が存すること」が必要である。

同要件については、例えば、東京地判昭和４５年（ワ）第７９３５号も、「特許法第１０４条にいう『その物が……日本国内において公然知られた物』の意味につき、当裁判所は、その物が必ずしも現実に存在することは必要でないが、少くとも当該技術の分野における通常の知識を有する者においてその物を製造する手がかりが得られる程度に知られた事実が存することをいう」と判示しており、同判決では特許法１０４条の推定が認められた。

また、大阪地判平成９年（ワ）第１１６１７号も、「同条にいう『公然知られた物でない』とは、右のような蓋然性の有無という観点からして、その物が現実に存在していないというだけでは足りず、少なくとも当該技術分野における通常の知識を有する者においてその物を製造する手がかりが得られる程度に知られた事実も存しないことをいうと解すべきである。」と判示した。（同判決では特許法１０４条の推定が認められなかった。）

また、東京高判昭和５４年（ネ）第８２５号は、「被控訴人は、本件特許発明の目的物質に属する化合物中に本件特許発明の特許出願前に既に公知となつていたものがあるとして、特許法第一〇四条の規定が適用される余地はない旨主張するが、仮にそのように公知のものがあつたとしても、前記のとおり、被控訴人がジピリダモールを製造、販売し、ジピリダモールが本件特許発明の目的物質に包含され、かつ、この目的物質が本件特許発明の特許出願前日本国内において公然知られた物でなかつた以上、同法条を適用することに妨げはない」と判示した。（同判決では特許法１０４条の推定が適用されたが、被控訴人方法が本件特許発明の技術的範囲に属しないとして、推定が覆滅された。）

なお、本判決は、特許法１０４条の「公然知られた」物に当たるか否かの文脈において、「基準時において，少なくとも当業者がその物を製造する手がかりが得られる程度に知られた事実が存することを有するというべきところ，本件訂正発明生産物が，本件優先日当時に公知であった乙Ｂ１６，乙Ｂ２４に記載されていたとはいえず，また，乙Ｂ１６又は乙Ｂ２４から本件訂正発明を容易に想到することができない」と判示した。ここでは、本判決が、公知発明から容易想到であれば特許法１０４条の「公然知られた」物に当たるとしたならば、これまでの裁判例とは異なる、一歩踏み込んだ判示である。詳細は考察部分で後述するが、特許法２９条１項１号の「公然知られた」発明と同じ文言でありながら解釈が全く異なり、その妥当性については更なる検討が必要であろう。

２－５．本事案において、特許法１０４条の推定の覆滅がないこと

⑤特許法１０４条の推定の覆滅がないことについては、「被控訴人原料の生産に本件訂正発明の方法を使用していないことが立証されているとはいえないから，特許法１０４条の推定が覆滅されたと認めることはできない。」と判示した。

３．「本件特許の特許出願」日～優先権主張の可否

３－１．原判決（東京地判平成 30 年(ワ)第 18555 号＜田中裁判長＞）

「本件特許の特許出願日」が（被告方法との関係では）優先日まで遡れないと判断された。⇒優先日と親出願日との間の公知物により特許法１０４条不適用。（※部分優先の考え。⇒被告方法は部分優先が及ばない）

「特許法１０４条の適用について…『オルニチン及びエクオールを含有する発酵物』が本件特許の特許出願前に日本国内において公然知られた物でないときは，被告原料は，本件発明の方法により生産されたものと推定されることとなる。…『本件特許の特許出願』日とは具体的にはいつのことを指すかについて検討する。…『本件特許の特許出願』日は，優先日…とみることが考えられる。しかし，本件発明の方法に係る発酵原料は，『ダイゼイン配糖体，ダイゼイン及びジヒドロダイゼインよりなる群から選択される少なくとも１種のダイゼイン類』であって，本件明細書においても，様々なダイゼイン類が開示されている…のに対し，優先権…基礎出願の明細書…に開示されている発酵原料は『大豆胚軸』のみであって，『大豆胚軸』以外のダイゼイン類は開示されていない。そうすると，本件発明のうち，発酵原料が大豆胚軸である発明については，上記『本件特許の特許出願』日は，優先日…となる一方，発酵原料が大豆胚軸以外のダイゼイン類である発明については，上記『本件特許の特許出願』日は，親出願日…となる…。そして，被告方法は…発酵原料として大豆胚軸以外のダイゼイン類を用いるものである。…

以上によれば，このような被告方法が生産方法の推定を受ける本件発明に関し，上記『本件特許の特許出願』日は，優先日…ではなく，親出願日…であるというべきところ，…上記親出願日の時点において，『オルニチン及びエクオールを含有する発酵物』は日本国内において公然知られた物であると認められるから，被告原料は，本件発明の方法により生産されたものとは推定されない…。」

３－２．本控訴審判決（知財高判令和 2 年(ネ)第 10059 号＜本多裁判長＞）

「本件特許の特許出願日」が（被告方法との関係でも）優先日まで遡れると判断された。⇒優先日と親出願日との間の公知物は考慮されないから、特許法１０４条が適用される。

「基礎出願Ａ，Ｂの上記記載に接した当業者は，上記本件優先日当時の技術常識とを考え併せ，「大豆胚軸」以外の「ダイゼイン類を含む原料」を発酵原料とした場合でも，ラクトコッカス２０-９２株のようなエクオール及びオルニチンの産生能力を有する微生物によって，発酵原料中の「ダイゼイン類」がアルギニンと共に代謝されるようにすることにより，発酵物の乾燥重量１ｇ当たり，８ｍｇ以上のオルニチン及び１ｍｇ以上のエクオールを含有する，食品素材として用いられる粉末状の発酵物を生成することが可能であると認識することができたというべきであるから，本件訂正発明を基礎出願Ａ，Ｂから読み取ることができるものと認められる。したがって，本件訂正発明は，少なくとも基礎出願Ａ，Ｂに記載されていたか，記載されていたに等しい発明であると認められ，本件訂正発明は，基礎出願Ａ，Ｂに基づく優先権主張の効果を享受できるというべきである。

そうすると，本件特許は，特許法１０４条の規定の適用については，本件優先日…に出願されたものとみなされるから，本件訂正発明生産物が同条の特許出願前に日本国内において「公然知られた物でない」か否かを検討するに当たり，本件優先日以降に公開された乙Ｂ３…を考慮することはできない。…本件訂正発明生産物は，本件優先日当時，「公然知られた物でない」といえる。…被控訴人原料の生産に本件訂正発明の方法を使用していないことが立証されているとはいえないから，特許法１０４条の推定が覆滅されたと認めることはできない。」

４．若干の考察

本裁判例（控訴審判決）は、特許法１０４条による新規物質の生産方法の推定が認められ、特許権者が勝訴した珍しい事例である。

同条の各要件のうち「特許出願」前とは、優先権主張が認められる場合には、優先日より前という意味である。本件事例では、基礎出願の明細書に開示されている発酵原料は「大豆胚軸」のみであり，「大豆胚軸」以外のダイゼイン類は開示されていなかったという事実関係の下、一審判決は「発酵原料が大豆胚軸である発明」についてのみ「特許出願」日が優先日となる一方，「発酵原料が大豆胚軸以外のダイゼイン類である発明」については「本件特許の特許出願」日は優先日まで遡らないとして、部分優先の考えを示した。他方、控訴審判決は、基礎出願の明細書に開示されている課題解決に係るメカニズムは、発酵原料が「大豆胚軸」でも「大豆胚軸以外のダイゼイン類」でも同様に妥当するとして、被告製品のような「大豆胚軸以外のダイゼイン類」を発酵原料とする発酵物の製造方法についても、「本件特許の特許出願」日は優先日であり、優先日後の公知物は、特許法１０４条の「公然知られた物」に当たらないとした。

控訴審判決は、特許法１０４条の「公然知られた物」のあてはめにおいて、「本件訂正発明生産物は，『オルニチン及びエクオールを含有する粉末状の発酵物であって，前記発酵物の乾燥重量１ｇ当たり，８ｍｇ以上のオルニチン及び１ｍｇ以上のエクオールが生成され，食品素材として用いられる物』であるから，乙Ｂ１６に乙Ｂ６７を組み合わせたとしても，『発酵物の乾燥重量１ｇ当たり，８ｍｇ以上のオルニチン及び１ｍｇ以上のエクオールが生成された』物に当たらない」と判示した。この論理によると、進歩性と関係なく補正・訂正によりクレーム文言を”被告製品がぎりぎり入る”ように減縮すると、過去の公知物が特許法１０４条の「公然知られた物」に入りにくくなる。新規物質の生産方法の特許発明を権利行使するときは念頭に置くべきである。逆に、被告側としては、そもそも、控訴審判決は、２つの文献に記載された物を組み合わせた物を「公然知られた物」として主張すること自体を否定していない。すなわち、特許法１０４条の「公然知られた物」は、当該物が新規性を欠如するように知られていなくても、公知物同士を進歩性のように組み合わせれば実現される物も含まれうる。この意味で、本判決に拠れば、特許法１０４条の「公然知られた物」は、権利者側からも、被疑侵害者側からも、進歩性類似の議論を含む概念であるといえるところ、その是非については更なる検討が必要であろう。

５．＜参考＞本控訴審判決の２か月前に判決された審決取消訴訟（知財高判令和 2 年(行ケ)第 10150 号＜本多裁判長＞）

５－１．分割要件〇～当初明細書中「8～15mg」の下限値のみをクレームアップした。

「【（訂正後）請求項１】　発酵物の乾燥重量１ｇ当たり，８ mg 以上のオルニチン及び１ mg 以上のエクオールを生成…製造方法

…当初明細書の段落【００５０】には，「エクオール含有大豆胚軸発酵物に含まれるオルニチンの含有量として具体的には，エクオール含有大豆胚軸発酵物の乾燥重量１ｇ当たりオルニチンが５～２０ mg，好ましくは８～１５ mg，更に好ましくは９～１２ mg 程度が例示される。」との記載があり，発酵物の乾燥重量１ｇ当たり８～１５ mg のオルニチンが含まれることが好ましい旨の記載があるところ，上記③の構成は，当初明細書に例示された「８～１５ mg」のうちの下限値により特定したものということができる。」

５－２．新規性〇

「…原告の主張は，本件明細書の【表３】においてアルギニンからオルニチンへと１００％（変換率約１５９％）を優に超える変換がなされていることを前提とするものであるところ，…発酵原料及び発酵条件が異なる。そして，発酵原料や培地中の固形成分の含有量により発酵物の乾燥重量が大きく変化し得るので，発酵原料が変わると乾燥重量１ｇ当たりのオルニチンの量も変化するから，発酵原料として大豆胚軸溶液を用いた場合と豆乳を用いた場合で発酵物の乾燥重量１ｇ当たりのオルニチンの産生量は大きく変化し得る。また培養条件が異なるとアルギニンからオルニチンへの変換率も異なり得る。そうすると，甲１の試験例におけるオルニチンの産生量を推定するに当たって，本件明細書の【表３】を前提とすることが相当であるということはできない。…甲１の試験例では培地とするＢＨＩブロスの組成が特定されていない以上，甲１発明においては，発酵物の乾燥重量１ｇ当たり８mg以上のオルニチンが産生されるとは限らない…。そうすると，甲１発明は「発酵物の乾燥重量１ｇ当たり８ mg以上のオルニチンを産生するもの」であるということはできない。」

５－３．進歩性〇～周知技術も組合せの動機付け等が必要

「主引用発明に副引用発明を適用することにより本願発明を容易に発明をすることができたかどうかを判断する場合には，①主引用発明又は副引用発明の内容中の示唆，技術分野の関連性，課題や作用・機能の共通性等を総合的に考慮して，主引用発明に副引用発明を適用して本願発明に至る動機付けがあるかどうかを判断するとともに，②適用を阻害する要因の有無，予測できない顕著な効果の有無等を併せ考慮して判断するのが相当であるところ（知的財産高等裁判所平成３０年４月１３日判決〔平成２８年（行ケ）第１０１８２号・第１０１８４号事件〕参照），これは，引用発明に周知技術を適用して本願発明を容易に発明することができたかどうかを判断する場合にも妥当する。」

https://www.nakapat.gr.jp/ja/legal_updates_jp/%e3%80%90e7%89%b9%e8%a8%b1%e2%98%85%e3%80%91%e7%89%b9%e8%a8%b1%e6%a8%a9%e4%be%b5%e5%ae%b3%e5%b7%ae%e6%ad%a2%e8%ab%8b%e6%b1%82%e6%8e%a7%e8%a8%b4%e4%ba%8b%e4%bb%b6%ef%bc%88%e7%89%b9%e8%a8%b1%e6%b3%9510/

＜論稿＞裁判所における優先権の判断に関する研究（知財管理 Vol.72, No.4, 2022）

Ameblo 元投稿日：2022-09-15

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12764402671.html

＜論稿＞裁判所における優先権の判断に関する研究（知財管理 Vol.72, No.4, 2022）

人工乳首事件以降、実施の形態の追加や発明特定事項を一部削除した事案で優先権主張の可否が争われた裁判例は 6 件あるが、6 件とも優先権主張〇!!

人工乳首事件は異例に厳しかったのか…

その他の類型も裁判例解説有り。

https://pbs.twimg.com/media/EyWxEH_UcAMF6hH?format=jpg&name=large

※人工乳首事件は、最初の出願後、優先権主張出願までの間に螺旋形の他社出願があり、この優先権主張が認められれば、当該他社の実施が特許権侵害になるという状況であった。特許権者は、分割で螺旋形でない形状の権利を確保した上で、螺旋形の追加実施例削除を拒み、権利範囲の最大化を図っていた事案。

営業秘密（秘匿化）～企業における技術情報の保護戦略の選択～

Ameblo 元投稿日：2022-09-15

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12764473407.html

中村合同特許法律事務所の HP に「営業秘密（秘匿化）～企業における技術情報の保護戦略の選択～」の記事を掲載しました。

① 技術的価値・性質

② 経済的価値

③ 関係各国の法制や実務運用の相違

④ 関連する製品及びサービスに係る自企業の事業戦略と整合するように

戦略を決定する。

https://www.nakapat.gr.jp/ja/practices-details/trade-secrets/

知財高判平成 20 年(行ケ)10196【ダイボンディング材及び接着方法】＜中野＞

Ameblo 元投稿日：2022-09-16

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12764566225.html

知財高判平成 20 年(行ケ)10196【ダイボンディング材及び接着方法】＜中野＞

*発明の要旨認定で、「…と…とから合成される」を「のみ」＝クローズド形式の意味に解釈した。⇒進歩性〇

⇒明細書中で、他のモノマーと組成の差異を前提に特質を比較し、差別化する実施例・比較例があった。

（判旨抜粋）

…本件発明１～１２は「ダイボンディング材を用いて半導体素子を支持部材に接着した段階でのピール強度が０．５ｋｇｆ／５mm×５mmチップ以上である」ことを特定要素とするものでないことは明らかである（…）。そうすると，審決の指摘する事項について「発明」の実施可能が問題となるものではなく，審決の上記判断は前提において誤りがある…。…

被告は，本件訂正前の明細書の記載に基づいてなされた審判事件における原告の答弁書の記載に基づき，「ピール強度が０．５ｋｇｆ／５mm×５mmチップ以上であること」は本件発明の実質的な特定要素の一つであると主張するが，上記答弁書の記載は本件訂正前の請求項の記載を前提とするものである上，上記答弁書の記載いかんにより請求項に記載されていない発明特定事項が新たに付加されるものではないから，被告の上記主張は採用することができない。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-point_pdf-37234.pdf

知財高判令和元年(行ケ)10142【ロール製品パッケージ】＜森＞

Ameblo 元投稿日：2022-09-20

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12765254603.html

知財高判令和元年(行ケ)10142【ロール製品パッケージ】＜森＞

「消費者が指を引っ掛けている部分は破れる可能性が高い…このような破れる可能性の高い部分のフィルムを破れにくいものとすることを課題としていないということは不合理である」

*発明の課題を具体的に認定した!!

サポート要件×

（判旨抜粋）

…「フィルムが破れにくい」という課題を，フィルム及びロール製品を本件発明の数値限定の範囲のものとすることによって解決したことは，本件発明にとって欠かすことができないものであり，これについて発明の詳細な説明の記載及び技術常識により当業者が解決することできると認識できる範囲のものと認められないときは，サポート要件に反する…。…

原告は，本件発明は，包装袋以外の部分の破れ，例えば，持手部の破断の防止までを目的とするものではないと主張するが，…ガゼット包装パッケージを消費者が運搬する場合，持手部に設けられた指掛け用の穴のうち，消費者が指を引っ掛けている部分は破れる可能性が高いのであるから，本件発明において，このような破れる可能性の高い部分のフィルムを破れにくいものとすることを課題としていないということは不合理である。…

本件官能評価によって，本件ロール製品パッケージを持手部を持って運搬する際に本件接合部分のフィルムが破れにくいといえても，持手部のないキャラメル包装パッケージを原告把持方法によって運搬する際にも，本件接触部分のフィルムが破れにくいということはできない…。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-89538.pdf

東京高判平成 13 年(ネ)959【置換プリン(アシクロビル)】＜山下＞

Ameblo 元投稿日：2022-09-20

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12765255180.html

東京高判平成 13 年(ネ)959【置換プリン(アシクロビル)】＜山下＞

原告製剤からアシクロビルを取り出し，精製し，再結晶させた前記の行為

⇒アシクロビルをその同一性の範囲内で単に使用し，譲渡等する行為とみられる限り、消尽している。

⇒「生産」と評価できない

～非侵害

（判旨抜粋）

…原告製剤からアシクロビルを取り出し，精製し，再結晶させた前記の行為が，控訴人グラクソが販売した原告製剤に含まれるアシクロビルをその同一性の範囲内で単に使用し，譲渡等する行為とみられる限り，本件特許権の効力は…消尽により消滅しているため，これには及ばないものであり，本件特許権の効力が及ぶのは…本件特許発明の実施対象であるアシクロビルを生産したものと評価される場合のみである…。…単にこれを使用する行為というべきであるから，本件特許発明の実施対象という側面からみる限り，これを新たな生産行為ということはできない…。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-12158.pdf

東京高判平成 16 年(ネ)1589＜塚原＞【液晶組成物】＝原審・東京地判平成 14 年(ワ)25697

Ameblo 元投稿日：2022-09-20

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12765255500.html

東京高判平成 16 年(ネ)1589＜塚原＞

＝原審・東京地判平成 14 年(ワ)25697＜三村＞

【液晶組成物】

「～からなる」というクレーム文言⇒他の第三成分を排除する趣旨で使用するのが通常

発明の詳細な説明は、クレームアップされた成分以外が望ましくないと説明している

⇒非充足

（判旨抜粋）

…「ＡとＢからなる」との文言は，ＡとＢ以外の第三成分を排除する趣旨で使用するのが通常であるから，本件明細書の特許請求の範囲や発明の詳細な説明にＡとＢ以外の第三成分を明示的に加える旨の記載があるなどの特段の事情が認められない限り，「ＡとＢからなる」との文言が「ＡとＢを用いている」との文言と同様にＡとＢ以外の第三成分を排除する意味合いがないと解することはできない。…また，本件明細書の発明の詳細な説明には，非カイラル剤として，一般式（Ｉ）で表されるもの以外のものをさらに混合させることについて何ら記載されていない上，「－ＣＮ基やカルボン酸エステル構造を官能基として有する化合物は，得られる液晶素子の電圧保持率を高く維持するという観点からは本発明の非カイラルな成分として不適当である。同様にこれらのＣＮ基やエステル基等の官能基を有するカイラルな化合物は吸着性が大きいために，更にまた電圧 保持率の観点からも本発明のカイラルな成分としては一般的に言って望ましくない。」…，「表３から，式（Ｘ）の化合物（判決注：カイラル剤化合物）はエステル化合物であっても混合物Ａの成分に比べて著しく大きな分子量を有し吸着性がフッ素系化合物とほぼ同程度であることから本発明の組成物の成分として好ましく用いられる。」…と記載されている。これらの記載によれば，本件特許発明の構成要件Ｄにいう「液晶組成物」には，一般式（Ｉ）で表される非カイラル化合物のほか第三成分としてエステル基（－ＣＯＯ－）含有化合物を含むものと解することはできない。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-9803.pdf

【意匠】知財高判令和３年(行ケ)10067～本件意匠と引用意匠とは物品が異なる。⇒新規性〇

Ameblo 元投稿日：2022-09-20

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12765255975.html

【意匠】知財高判令和３年(行ケ)10067

審決～物品・意匠ともに類似

判決～本件意匠の「インジェクターカートリッジ」は、引用意匠の「注射器用シリンジ」と物品が異なる⇒審決取消

※意匠法３条２項の創作容易性（物品の転用）が問題となるか？（投稿日現在、意匠登録されていない。）

https://www.tokkyoteki.com/2022/01/2022-01-12-r3-gyo-ke-10067.html

【Youtube ショート】【特許】消尽論の日米比較

Ameblo 元投稿日：2022-09-20

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12765257178.html

【Youtube ショート】【特許】消尽論の日米比較

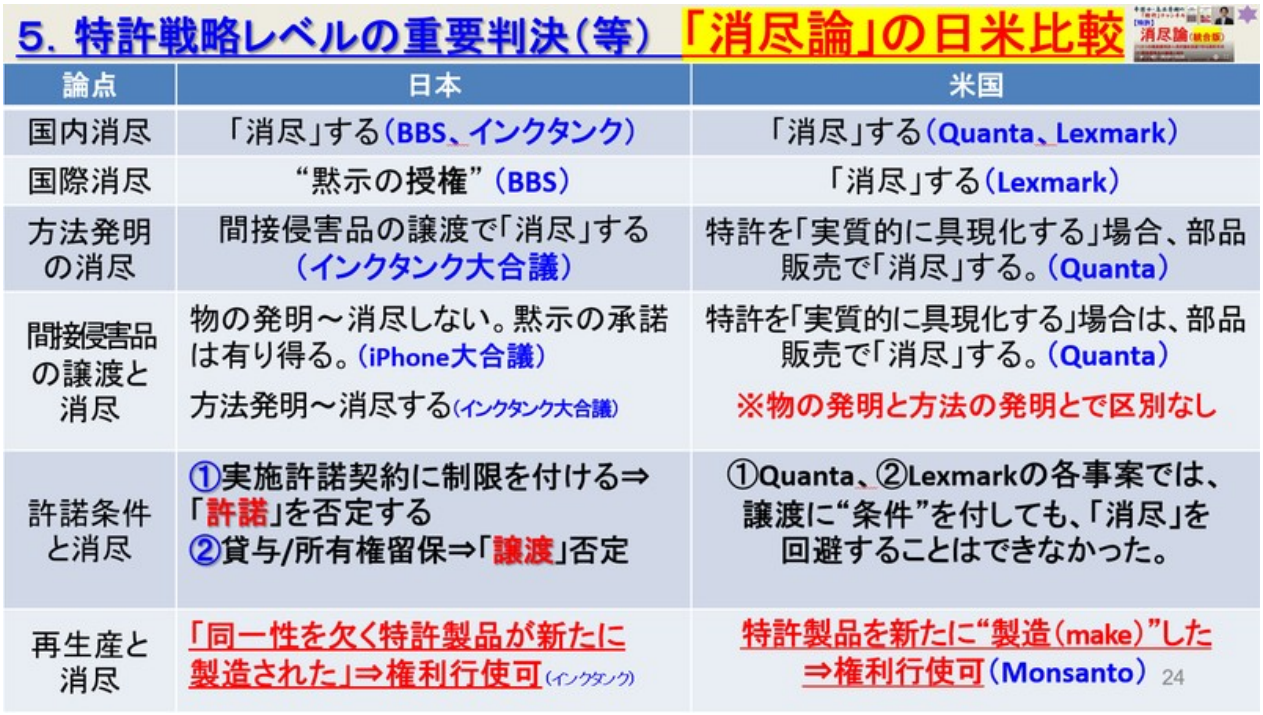
国際消尽～消尽の成否が逆

（日本は、黙示の授権）

間接侵害品の譲渡～消尽の成否が逆

（日本は、物の発明は消尽しない（iPhone 大合議判決）。方法発明は、インクタンク大合議が生きていれば消尽する）

https://youtu.be/uwMtinDHKrE



5. 特許戦略レベルの重要判決（等）「消尽論」の日米比較

論点	日本	米国
国内消尽	「消尽」する（BBS、インクタンク）	「消尽」する（Quanta、Lexmark）
国際消尽	“黙示の授権”（BBS）	「消尽」する（Lexmark）
方法発明の消尽	間接侵害品の譲渡で「消尽」する（インクタンク大合議）	特許を「実質的に具現化する」場合、部品販売で「消尽」する。（Quanta）
間接侵害品の譲渡と消尽	物の発明～消尽しない。黙示の承諾は有り得る。（iPhone大合議） 方法発明～消尽する（インクタンク大合議）	特許を「実質的に具現化する」場合は、部品販売で「消尽」する。（Quanta） ※物の発明と方法の発明とで区別なし
許諾条件と消尽	①実施許諾契約に制限を付ける⇒「許諾」を否定する ②貸与/所有権留保⇒「譲渡」否定	①Quanta、②Lexmarkの各事案では、譲渡に“条件”を付しても、「消尽」を回避することはできなかった。
再生産と消尽	「同一性を欠く特許製品が新たに製造された」⇒権利行使可（インクタンク）	特許製品を新たに“製造（make）”した⇒権利行使可（Monsanto） 24

【Youtube ショート】【特許】発明の「解像度」

Ameblo 元投稿日：2022-09-20

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12765257595.html

【Youtube ショート】【特許】発明の「解像度」

発明～「技術理解力」＋「文章力」

～具体例を特許化することに付加価値はない。

他方、過度に広げてしまうと、発明の解像度が低くなり、記載要件×。

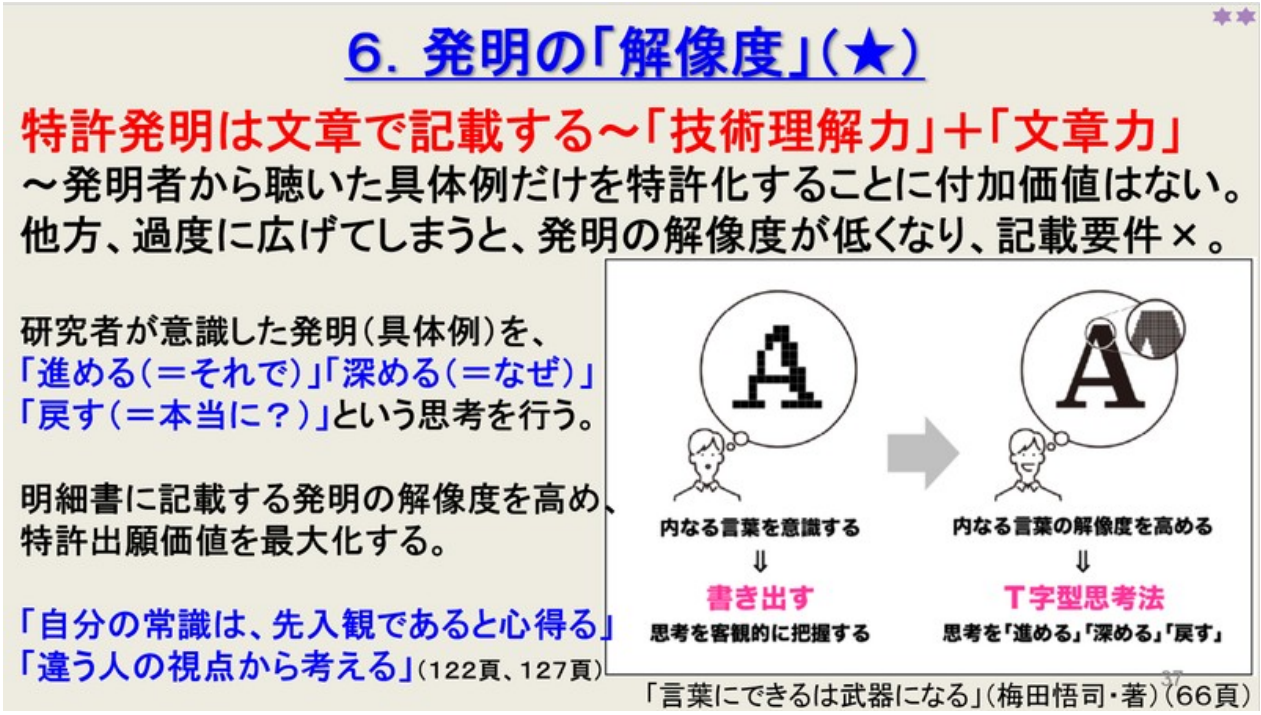
「進める（＝それで）」

「深める（＝なぜ）」

「戻す（＝本当に？）」

という思考を繰り返す!!

https://www.youtube.com/shorts/5q1T6n04tdw



【Youtube ショート】【特許】パイオニア発明とは？

Ameblo 元投稿日：2022-09-20

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12765309770.html

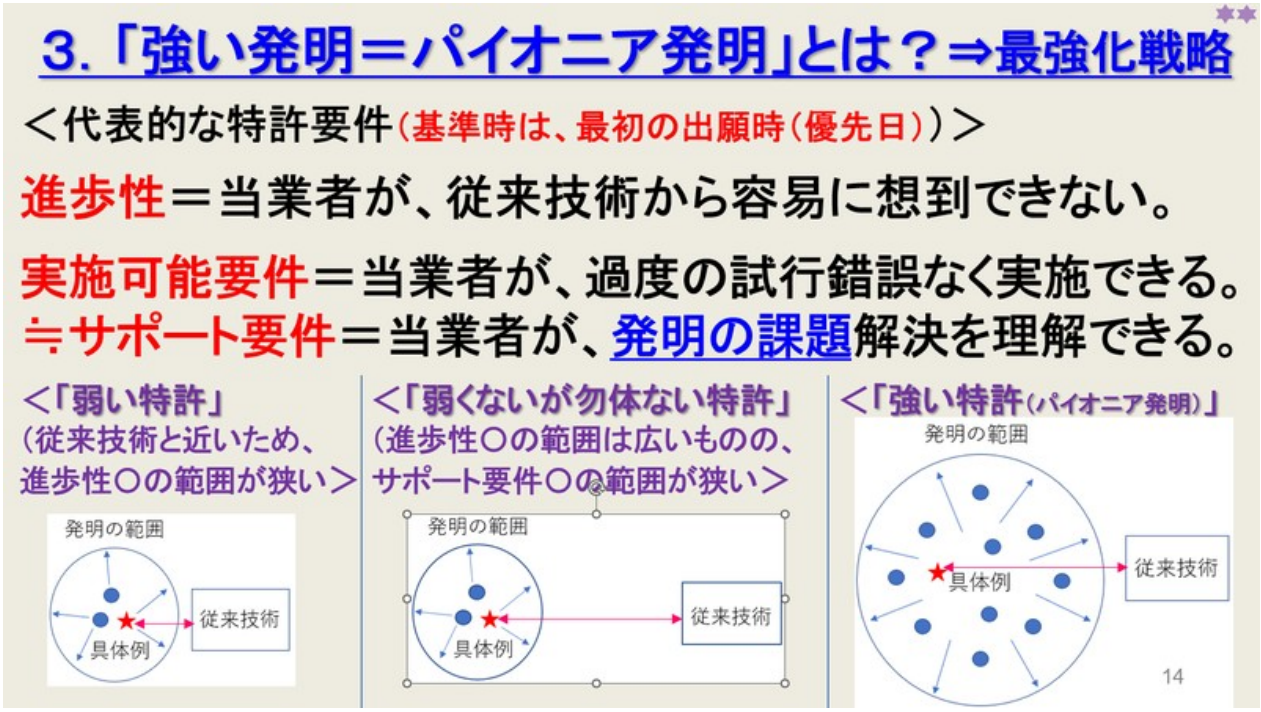
【Youtube ショート】【特許】パイオニア発明とは？

サポート要件＝当業者が、発明の課題解決を理解できる

「勿体ない特許」～進歩性〇の範囲は広いものの、サポート要件〇の範囲が狭い

「強い特許（パイオニア発明）」～進歩性〇の範囲が広く、サポート要件〇の範囲も広い

(1) 【特許】パイオニア発明とは？　#shorts - YouTube



東京地判令和２年(ワ)22071【角栓除去用液状クレンジング剤】＜國分＞

Ameblo 元投稿日：2022-09-21

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12765426895.html

令和２年(ワ)22071【角栓除去用液状クレンジング剤】＜國分＞

*発明の課題を限定的に解釈した。

～課題欄は従来技術の課題解決を踏まえて解釈される。

<本件発明の課題>

×　単にタンパク質を抽出できること

〇　界面活性剤がごく少量でもタンパク質を抽出できること

⇒サポート要件×

（判旨抜粋）

…【０００６】には，本件発明の目的が「タンパク質を抽出できる液状化粧品を提供すること」と記載されているにとどまり，界面活性剤の含有の有無や含有量，界面活性剤がタンパク質の抽出に与える作用に関する記載はない。しかし，本件明細書において，【０００６】は，【０００５】とともに「発明が解決しようとする課題」についての記載と位置付けられるところ，【０００５】には，「界面活性剤は，皮膚に負担をかけ，荒れ等を生じさせ得るため，界面活性剤を使用していないか，又は，界面活性剤の使用量が極少量である方法が求められていた。」との記載が存在する。そうすると，【０００６】に記載された本件発明の目的は，【０００５】に記載された従来技術の課題の解決を踏まえたものと解釈するのが合理的である。…

本件発明の課題は，単にタンパク質を抽出できる液状化粧品を提供することと解することはできず，界面活性剤を使用していないか又は界面活性剤の使用量がごく少量であってもタンパク質を抽出できる液状化粧品を提供することである…。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-90979.pdf

東京高判平成 14 年(行ケ)58「ミシン」（山下）

Ameblo 元投稿日：2022-09-22

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12765606867.html

東京高判平成 14 年(行ケ)58「ミシン」（山下）

本願発明とは引用例の課題が異なることは相違点でないが、進歩性に影響し得る!!

「両者に共通する構成の設置目的が異なることに起因して,相違点に係る構成に想到することが容易でない,と判断されることはあり得るが...設置目的の相違が...相違点となるものではない」

15 年前は進歩性判断が厳しくて、本願発明と引用発明の課題が異なっても、主副引用発明の課題が同じであれば組み合わせられるという判決が多かったといわれるが…、ミシン判決のように、一般論としては、「相違点に係る構成に想到することが容易でない,と判断されることはあり得る」と判示されていた!!

（判旨抜粋）

本願発明と引例発明 1 との一致点及び相違点の認定は,本願発明の構成を引例発明 1 が備えるか否かに着目してなされるべきものであり,構成の設置目的に着目してなされるべきものではない。例えば,本願発明と引例発明 1 とがすべての構成において一致しているならば,一部の構成の設置目的が相違していたとしても,両者は同一発明であるとみるべきである。発明相互の間に構成上の相違点がある場合において,両者に共通する構成の設置目的が異なることに起因して,相違点に係る構成に想到することが容易でない,と判断されることはあり得るが,その場合であっても,設置目的の相違が両発明の相違点となるものではない。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-11278.pdf

【不競法、著作権】京都地判令和 2(ワ)1874

Ameblo 元投稿日：2022-09-23

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12765826633.html

【不競法、著作権】京都地判令和 2(ワ)1874

YouTube に侵害通知⇒動画削除

「技術や手法…の表現が著作権法上保護されるとしても，その範囲は比較的狭い」⇒非類似

「編み方が同一又は類似のものを説明する動画であれば…著作権を侵害する…との独自の見解」⇒重過失あり

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-91029.pdf

【YouTube ショート】特許権の「共有者」が自由に実施許諾（等）できる範囲

Ameblo 元投稿日：2022-09-23

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12765827100.html

【YouTube ショート】経営層が知るべき特許

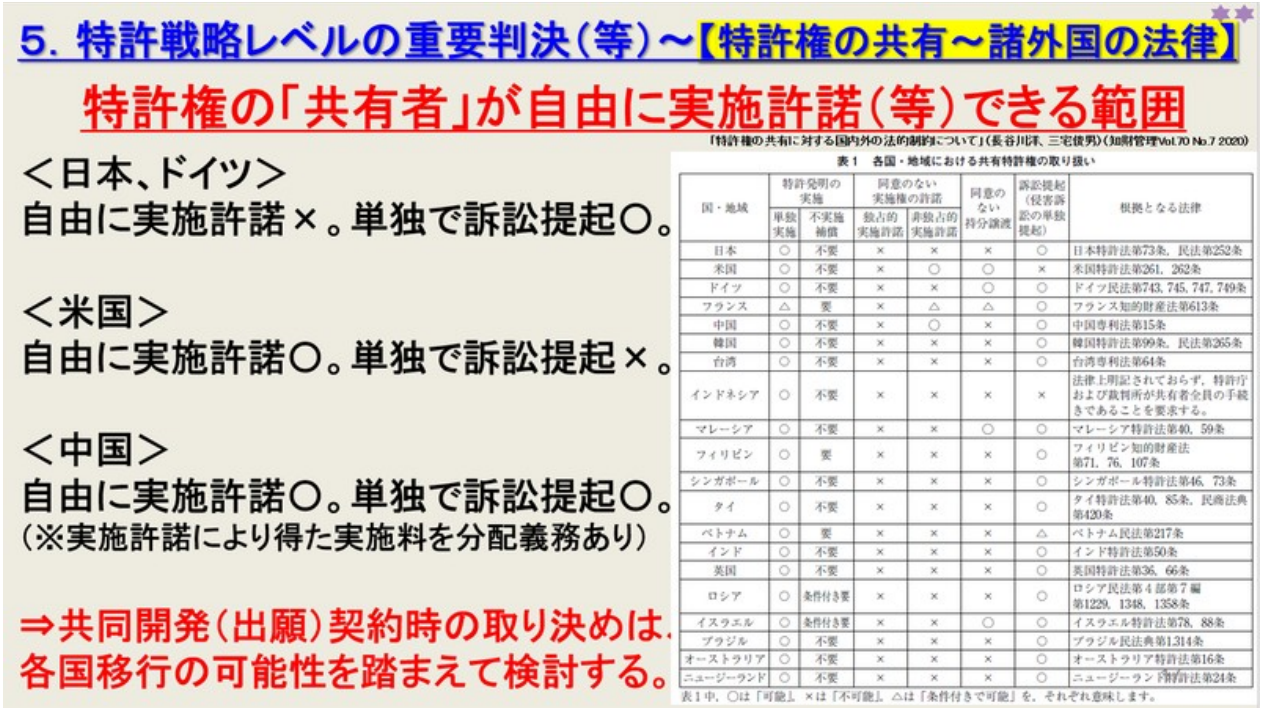
特許権の「共有者」が自由に実施許諾（等）できる範囲

＜日本、ドイツ＞ 自由に実施許諾× 単独で訴訟提起〇

＜米国＞ 自由に実施許諾〇 単独で訴訟提起×

＜中国＞共有者間に別段の合意がない場合、単独で通常実施許諾をすることができる。受領した使用料は共有者間で分配する。 単独で訴訟提起〇。

【特許】CGC 改定と知財　#shorts - YouTube



中村合同特許法律事務所が Asialaw Rankings で Outstanding に選出されました

Ameblo 元投稿日：2022-09-23

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12765847676.html

私が所属する中村合同特許法律事務所が、Asialaw 2022/23 Rankings において、日本の知財部門における優れた事務所として Outstanding に選出されました。

関係者の皆様には、深く感謝申し上げます。

私自身、最高の事務所に所属させて頂いていることを、本当に有難く思います。

https://www.nakapat.gr.jp/ja/awards-jp/

現行の掲載先（受賞歴）：https://www.nakapat.gr.jp/ja/awards/

知財高判平成 22 年(行ケ)10122＜飯村＞

Ameblo 元投稿日：2022-09-27

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12766436325.html

知財高判平成 22 年(行ケ)10122＜飯村＞

「相違点に係る構成が，数値範囲で限定した構成を含む発明である場合においても，その判断手法において，何ら異なることはなく，当該発明の技術的意義，課題解決の内容，作用効果等について，他の相違点に係る構成等も含めて総合的に考慮すべき…。」

https://www.takaishihideki.com/_files/ugd/324a18_ed5f0d7975c342ecb2530c6041d32cc5.pdf

【YouTube ショート】CGC（コーポレートガバナンスコード）改定と知財

Ameblo 元投稿日：2022-09-27

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12766436484.html

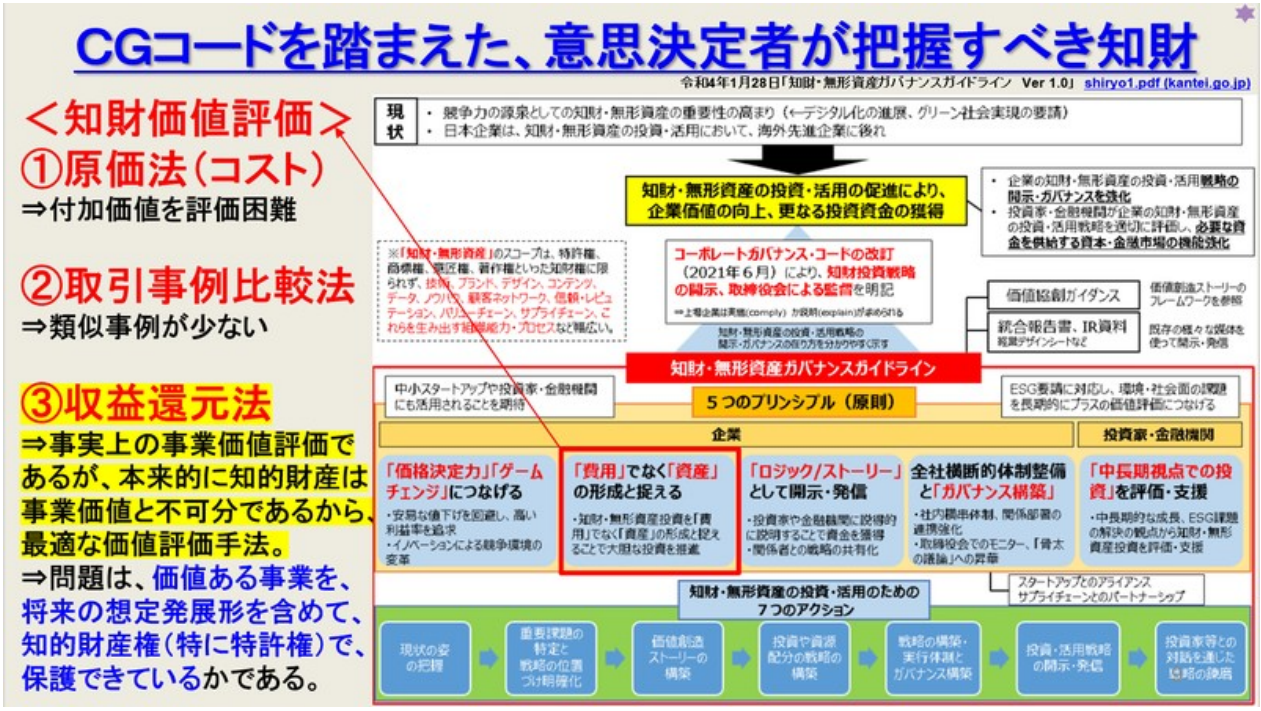
【YouTube ショート】CGC（コーポレートガバナンスコード）改定と知財

知財を「費用」でなく「資産」と捉える!!

米国企業は、企業価値に占める無形資産の割合が過半

企業価値向上の原動力となる知財・無形資産について、日本企業に蓄積

企業経営者と投資家との間の相互理解



https://www.youtube.com/shorts/_LC19RQjb-A

中村合同特許法律事務所の法情報提供＋ニュースレター

Ameblo 元投稿日：2022-09-27

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12766437228.html

私が所属する中村合同特許法律事務所では、HP において最新の法情報を提供するとともに、月１通のメルマガを発行しています。何方でも購読でき、無料ですので、宜しければご登録ください!!

⇒知財裁判例（特許、商標他）の紹介、法改正

（英語版の法情報も提供しております。）

https://a00.hm-f.jp/index.php?action=PR1&a=824&f=1&g=1&fa_code=8fe73c7022f1ceee96f26d999a2f7c6f

知財高判令和３年(行ケ)10037【片手支持可能な表示装置】＜菅野＞

Ameblo 元投稿日：2022-09-27

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12766437447.html

知財高判令和３年(行ケ)10037【片手支持可能な表示装置】＜菅野＞

*訂正後クレームの限定解釈は理由なし

「『任意の角度』を約120度から約170度までの範囲内のいずれかの角度を意味するなどと限定して解釈する根拠はない…通常の語義に従い、0度から360度の範囲が含まれる」

⇒訂正×

（判旨抜粋）

…２つの表示板を約１２０度から約１７０度までの範囲内のいずれかの角度に「ストッパにより」「固定する」構成ｅの中間左右見開き固定手段は、「一時的に固定」する手段であり、２つの表示板を「摩擦力により」「保持する」構成Ｃの任意角度保持手段は「半固定」をする手段であることは明らかであり、両者は異なる固定手段を用いる別な手段であることが当然に理解できる。…任意角度保持手段について「任意の角度」を約１２０度から約１７０度までの範囲内のいずれかの角度を意味するなどと限定して解釈する根拠はないこととなり、…通常の語義に従い、０度から３６０度の範囲が含まれると理解すべきものである。…このような構成は訂正前明細書には記載されていない。…

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-90896.pdf

【YouTube ショート】均等論（まとめ、２０２２年版）

Ameblo 元投稿日：2022-09-27

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12766437620.html

【YouTube ショート】均等論（まとめ、２０２２年版）

均等論を主張した事案のうち約 10%成立

機械が多いが、化学でも「マキサカルシトール」「Ｌ-グルタミン酸」

「Ｌ-グルタミン酸」～「サポート要件その他の記載要件を満たす形で特許請求の範囲に記載することが容易に可能であった」かがポイント!

https://www.youtube.com/shorts/qhRWFayidrI

知財高判令和２年(行ケ)10150号【エクオール含有大豆胚軸発酵物】＜本多＞

Ameblo 元投稿日：2022-09-27

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12766437786.html

知財高判令和２年(行ケ)10150号【エクオール含有大豆胚軸発酵物】＜本多＞

⇒委任省令要件違反なし

特許法施行規則24条の2は，「発明の詳細な説明の記載」に係る規定…発明の技術上の意義を理解するために必要な事項が「発明が解決しようとする課題」の項目に記載されている必要はない。

【（訂正後）請求項１】　発酵物の乾燥重量１ｇ当たり，８mg以上のオルニチン及び１mg以上のエクオールを生成…製造方法

（判旨抜粋）

…原告の主張は，本件明細書の【表３】においてアルギニンからオルニチンへと１００％（変換率約１５９％）を優に超える変換がなされていることを前提とするものであるところ，…発酵原料及び発酵条件が異なる。そして，発酵原料や培地中の固形成分の含有量により発酵物の乾燥重量が大きく変化し得るので，発酵原料が変わると乾燥重量１ｇ当たりのオルニチンの量も変化するから，発酵原料として大豆胚軸溶液を用いた場合と豆乳を用いた場合で発酵物の乾燥重量１ｇ当たりのオルニチンの産生量は大きく変化し得る。また培養条件が異なるとアルギニンからオルニチンへの変換率も異なり得る。そうすると，甲１の試験例におけるオルニチンの産生量を推定するに当たって，本件明細書の【表３】を前提とすることが相当であるということはできない。…甲１の試験例では培地とするＢＨＩブロスの組成が特定されていない以上，甲１発明においては，発酵物の乾燥重量１ｇ当たり８mg以上のオルニチンが産生されるとは限らない…。そうすると，甲１発明は「発酵物の乾燥重量１ｇ当たり８mg以上のオルニチンを産生するもの」であるということはできない。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-90780.pdf

【YouTube ショート】機能的クレーム

Ameblo 元投稿日：2022-09-27

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12766437896.html

【YouTube ショート】機能的クレーム

「特許請求の範囲が…抽象的，機能的な表現で記載されている場合」は「明細書及び図面の記載から当業者が実施し得る構成であれば，その技術的範囲に含まれる」

⇒サポート要件〇である範囲で発明を捉えることにより 36 条違反を回避できる!?

https://www.youtube.com/shorts/CiyifuCSLEg

知財高判令和１年(行ケ)10108【通信ネットワークシステムにおけるコントロールチャネル】＜菅野＞

Ameblo 元投稿日：2022-09-27

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12766438181.html

知財高判令和１年(行ケ)10108【通信ネットワークシステムにおけるコントロールチャネル】＜菅野＞

クレーム文言を追加した訂正～実質的変更

「訂正後の請求項１は，訂正前の請求項にはない，『ユーザイクイップメントに対するアロケーションに使用可能なコントロールチャネル候補』という概念を追加した…。」

（判旨抜粋）

…明細書の上記記載に加えて，図４を総合すると，スケジュールに使用可能なコントロールチャネル候補の制限をツリー構造によって課される割合は，図４の実施例では，最高レベルの集合レベル１では，２４個のコントロールチャネルを４つの候補に（候補の割合６分の１），比較的低いレベルの集合レベル２では１２個のコントロールチャネルを４つの候補に（候補の割合３分の１），集合レベル４では６個のコントロールチャネルを４つの候補に（候補の割合３分の２）それぞれ制限し，集合レベル８の３個のコントロールチャネルを制限しない（候補の割合１分の１）ことが開示されているに等しい事項といえる。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-90287.pdf

【外国サーバ問題】知財高判平成 30 年(ネ)10077（ドワンゴ v. FC2，INC. ）＜本多裁判長＞

Ameblo 元投稿日：2022-09-28

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12766606829.html

【外国サーバ問題】知財高判平成 30 年(ネ)10077（ドワンゴ v. FC2，INC. ）＜本多裁判長＞

逆転充足

＋

日本国外のサーバーから、日本国内の視聴者に「動画へのコメント表示用プログラム」を配信していた被告（米国 FC2）について、本判決は「実質的かつ全体的にみて、配信は日本国内で行われたものと評価」した。

FC2 のプログラム配信が日本国内で行われたと判断する際に判示した事実。

① 日本国内の利用者がアクセスすることによって開始・完結し、日本国内と国外の部分を区別困難。

② 日本国内の利用者が制御している。

③ 日本国内の利用者に向けられている。

④ 得られる効果が日本国内で発現する。

（判旨抜粋）

…本件発明１－９及び１０のようにネットワークを通じて送信され得る発明につき特許権侵害が成立するために、問題となる提供行為が形式的にも全て日本国の領域内で完結することが必要であるとすると、そのような発明を実施しようとする者は、サーバ等の一部の設備を国外に移転するなどして容易に特許権侵害の責任を免れることとなってしまうところ、数多くの有用なネットワーク関連発明が存在する現代のデジタル社会において、かかる潜脱的な行為を許容することは著しく正義に反するというべきである。他方、特許発明の実施行為につき、形式的にはその全ての要素が日本国の領域内で完結するものでないとしても、実質的かつ全体的にみて、それが日本国の領域内で行われたと評価し得るものであれば、これに日本国の特許権の効力を及ぼしても、前記の属地主義には反しないと解される。

したがって、問題となる提供行為については、当該提供が日本国の領域外で行われる部分と領域内で行われる部分とに明確かつ容易に区別できるか、当該提供の制御が日本国の領域内で行われているか、当該提供が日本国の領域内に所在する顧客等に向けられたものか、当該提供によって得られる特許発明の効果が日本国の領域内において発現しているかなどの諸事情を考慮し、当該提供が実質的かつ全体的にみて、日本国の領域内で行われたものと評価し得るときは、日本国特許法にいう「提供」に該当すると解するのが相当である。

ｃ これを本件についてみると、本件配信は、日本国の領域内に所在するユーザが被控訴人ら各サービスに係るウェブサイトにアクセスすることにより開始され、完結されるものであって（甲３ないし５、４４、４６、４７、丙１ないし３）、本件配信につき日本国の領域外で行われる部分と日本国の領域内で行われる部分とを明確かつ容易に区別することは困難であるし、本件配信の制御は、日本国

の領域内に所在するユーザによって行われるものであり、また、本件配信は、動画の視聴を欲する日本国の領域内に所在するユーザに向けられたものである。さらに、本件配信によって初めて、日本国の領域内に所在するユーザは、コメントを付すなどした本件発明１－９及び１０に係る動画を視聴することができるのであって、本件配信により得られる本件発明１－９及び１０の効果は、日本国の領域内において発現している。これらの事情に照らすと、本件配信は、その一部に日本国の領域外で行われる部分があるとしても、これを実質的かつ全体的に考察すれば、日本国の領域内で行われたものと評価するのが相当である。

ｄ 以上によれば、本件配信は、日本国特許法２条３項１号にいう「提供」に該当する。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-91418.pdf

知財高判令和３年(ネ)10049,10069【吹矢の矢】＜本多＞　逆転敗訴（非充足）

Ameblo 元投稿日：2022-09-29

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12766769837.html

知財高判令和３年(ネ)10049,10069【吹矢の矢】＜本多＞　逆転敗訴（非充足）

*本件発明の３個の課題解決に支障が生じ"得る"

⇒「楕円形」という構成要件は、長手方向両端の曲率が同じものに限定される。

⇒文言非充足、均等×

⇒特許権者逆転敗訴(原審・H31(ワ)2675)

*一審と控訴審判決で、３個の課題は同じ。

（判旨抜粋）

…請求項１の発明においては先端部が「球形」とされ，本件明細書でも「球形」と「楕円形」が使い分けられていることを踏まえると，少なくとも，本件発明の「楕円形」は…円形を含み得るような広い意味の語ではないことは理解される…。…

本件発明が解決しようとする課題は，従来技術について，矢の先端部に「かえし」が存在することにより生じていた，①矢を的から外すときに丸釘のピンだけ的に残ってフィルムだけ引き抜かれてしまうという課題と，②ダブル突入の場合に後ろの矢を引き抜くときにフィルムが丸釘のピンから抜け，後ろの矢のピンが前の矢のフィルム内に残ってしまうという課題…のほか，矢の先端部の頭部と円柱部の位置のずれやフィルムの重なりにより生じていた，③上下方向の重心に偏りがあるという課題…であると解される。…曲率に差のある形状とした場合，具体的な形状次第では，的やダブル突入の場合の前の矢のフィルムに曲率の差のある形状の先端部が残ってしまうという可能性が別途生じ，ピン抜けの課題の解決に支障が生じ得る…。…曲率に差のある形状とした場合，具体的な形状次第では，円柱部との位置の調整が困難になったり，上下方向の重心に偏りがなく，かつ，先端部が相対的に重くなるといった特徴が十分に発揮できなくなり，重心の課題の解決に支障を生じ得る…。…

…構成要件Ｂ及びＤの「楕円形」は，幾何学上の楕円の形状や，本件発明の実施例の形のような，楕円に近い形状であって長手方向の両端の曲率を同じくする形状は含むものと解される一方で，曲率に差のある形状は含まない…。…被告製品のピンの先端部は，「長手方向断面が，前部が曲率の緩い曲線形状，後部が略円錐形となるように円弧を描き，後部の円柱部との接合面が上下に角を有し，前記後部の角と角とを直線で結んだ形状である先端部」…であり，曲率に差のある形状の一端を更に一定の範囲で切断した形状というべきものであるから，構成要件Ｂ及びＤの「楕円形」には含まれない。

https://twitter.com/CAL000000/status/1575259059611062272

中村合同特許法律事務所の HP に「個人情報保護法」を掲載しました。

Ameblo 元投稿日：2022-09-29

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12766857221.html

中村合同特許法律事務所の HP に「個人情報保護法」を掲載しました。

個人情報が漏えいした場合、原因を特定し、再発を防止するだけではなく、適切な情報開示が重要です。

個人情報保護委員会への報告や本人への通知だけでなく、場合によっては、プレスリリース等も必要です。

https://www.nakapat.gr.jp/ja/practices-details/personal-information-protection/

控訴審・知財高判令和２年(ネ)10029【セルロース粉末】＜大鷹＞

Ameblo 元投稿日：2022-09-30

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12766940966.html

控訴審・知財高判令和２年(ネ)10029【セルロース粉末】＜大鷹＞

サポート要件〇（一審と逆!!）

明細書で引用されたBATTISTA論文を覆すために、一審では１個文献を出したが、控訴審で更に２個提出し、原判決を逆転した。

BATTISTA論文の11年後の公知文献が決め手となった！！

=知財高判R1(行ケ)10160<大鷹>

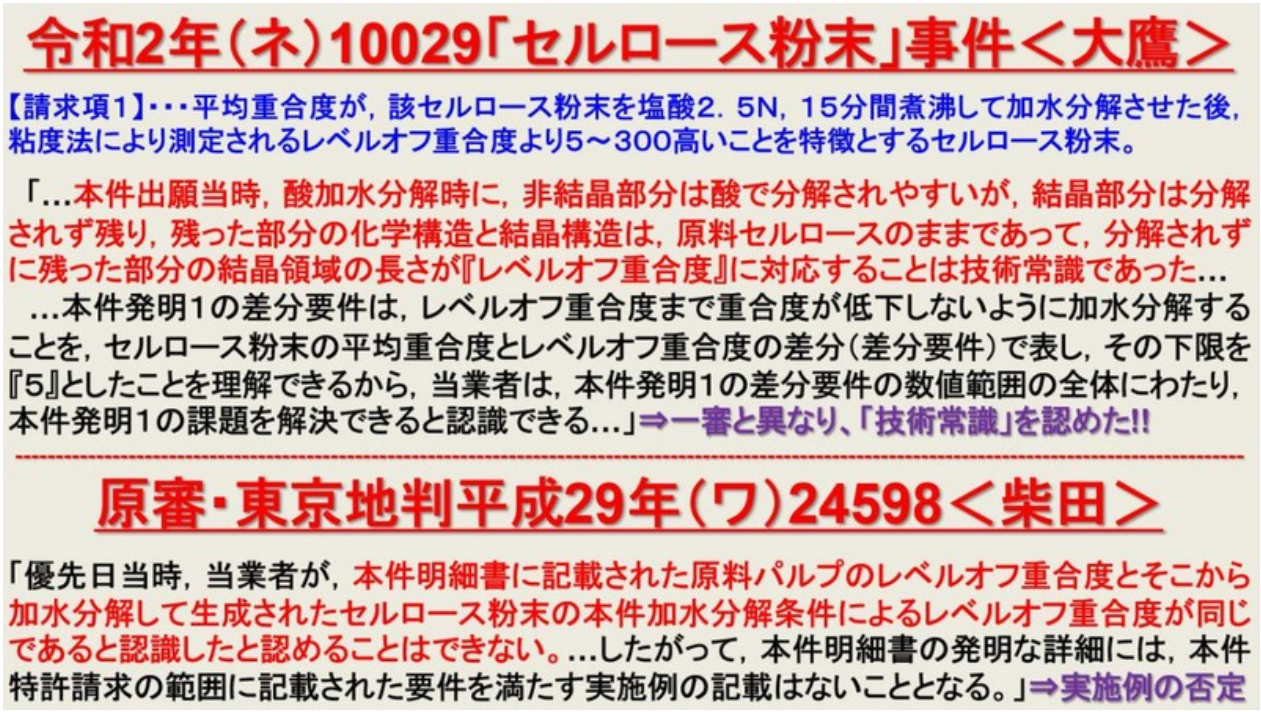
＜原審＞東京地判平成29年（ワ）第24598号＜柴田＞

【請求項１】・・・平均重合度が，該セルロース粉末を塩酸２．５Ｎ，１５分間煮沸して加水分解させた後，粘度法により測定されるレベルオフ重合度より５～３００高いことを特徴とするセルロース粉末。

（判旨抜粋）

本件明細書には，実施例２ないし７及び比較例１ないし１１のセルロース粉末について，それぞれの原料パルプ（市販ＳＰパルプ，市販ＫＰパルプ等）のレベルオフ重合度が記載されている…。…本件出願当時，酸加水分解時に，非結晶部分は酸で分解されやすいが，結晶部分は分解されず残り，残った部分の化学構造と結晶構造は，原料セルロースのままであって，分解されずに残った部分の結晶領域の長さが「レベルオフ重合度」に対応することは技術常識であったことを踏まえると，本件明細書の上記実施例及び比較例記載のセルロース粉末のレベルオフ重合度は，原料パルプのレベルオフ重合度とおおむね等しいものと理解できる。…加えて，本件明細書の表４には，実施例２ないし７及び比較例１ないし１１のセルロース粉末の平均重合度の記載があることからすると，本件明細書に接した当業者は，上記セルロース粉末が差分要件を満たすかどうかを把握できるものと解される。また，本件明細書の表４には，「平均重合度」，「粒子の平均Ｌ／Ｄ（長径短径比）」，「平均粒子径」，「見掛け比容積」，「見掛けタッピング比容積」，「安息角」及び「平均重合度とレベルオフ重合度との差分」（差分要件）のいずれもが本件発明１の数値範囲内にある実施例２ないし７のセルロース粉末の円柱状成形体とそのいずれかが本件発明１の数値範囲外である比較例１ないし１１とのセルロース粉末の円柱状成形体について，平均降伏圧［ＭＰａ］，錠剤の水蒸気吸着速度Ｋａ，硬度［Ｎ］及び崩壊時間［秒］が示されている。そして，実施例２ないし７のセルロース粉末は，いずれも，安息角が５５°以下，錠剤硬度が１７０Ｎ以上，崩壊時間が１３０秒以下であり，ここで，安息角は，５５°を超えると，流動性が著しく悪くなり…，錠剤硬度は成形性を示す実用的な物性値であり，１７０Ｎ以上が好ましく…，崩壊時間は崩壊性を示す実用的な物性値であり，１３０秒以下が好ましい…のであるから，実施例２ないし７のセルロース粉末は，成形性，流動性及び崩壊性の諸機能をバランスよく併せ持つセルロース粉末であるということができる。したがって，当業者は…実施例２ないし７のセルロース粉末は，本件発明１の課題を解決できると認識できる…。…

…本件明細書…の記載から，セルロース粉末がレベルオフ重合度まで加水分解されてしまうと，乾燥前のセルロース粒子のＬ／Ｄが低下しやすく，その後の乾燥工程でセルロース粒子が凝集して，得られるセルロース粉末のＬ／Ｄが小さくなり，Ｌ／Ｄが小さくなると，成形性が低下することを理解できる。そして，本件発明１の差分要件は，レベルオフ重合度まで重合度が低下しないように加水分解することを，セルロース粉末の平均重合度とレベルオフ重合度の差分（差分要件）で表し，その下限を「５」としたことを理解できるから，当業者は，本件発明１の差分要件の数値範囲の全体にわたり，本件発明１の課題を解決できると認識できるものと認められる。…



https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-90773.pdf

東京地判平成 31 年(ワ)7038,9618＜國分＞ グラフェン前駆体として用いられる黒鉛系炭素素材

Ameblo 元投稿日：2022-10-03

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12767455613.html

東京地判平成 31 年(ワ)7038,9618＜國分＞

【グラフェン前駆体として用いられる黒鉛系炭素素材】

本件特許出願日前から、①品名/品番が同じ、②製造工程に大きな変更はなく，製品の規格にも変更なし、③出願日前サンプルに発明の数値範囲内のものが含まれていた。

⇒公然実施成立（新規性×）

（判旨抜粋）

…(ｳ)日本黒鉛らが本件特許出願前から本件各発明の技術的範囲に属する日本黒鉛各製品を製造販売していたか

…菱面晶系黒鉛層の増加に影響を及ぼすと考えられる要素のほとんどは，黒鉛製品の製造工程及び製造された製品が満たすべき規格に関わるといえるが，具体的に，どのような条件の下，どのような操作をすることにより，単に菱面晶系黒鉛層が増加するだけでなく，六方晶系黒鉛層との総和における菱面晶系黒鉛層の割合であるＲａｔｅ（３Ｒ）がどの程度変動するかは，本件訴訟に現れた全証拠によっても確定することができない。…日本黒鉛工業は，本件特許出願前から日本黒鉛各製品を製造しており，本件特許出願前から現在に至るまで，その製造工程及び出荷の基準となる規格値に大きな変更はない。…原告が日本黒鉛製品結果をもって日本黒鉛らに対して提訴したのは平成３１年３月であり，平成２６年９月９日の本件特許出願からそれほど長い年月が経過しているものとはいえない。

以上によれば，日本黒鉛らは，本件特許出願前から現在に至るまで，日本黒鉛各製品の各名称を付した黒鉛製品を製造販売しており，この間，菱面晶系黒鉛層の増減に影響を与えると考えられるこれらの製品の製造工程及び規格値に変更はないことから，この間に製造販売された日本黒鉛各製品は，同じ製造工程を経て，同じ規格を満たすものであると認められる。そして，他にこれらの製品に対してＲａｔｅ（３Ｒ）の増減に影響を及ぼす事情が存したとは認められず，…現時点において，日本黒鉛製品１ないし３は本件各発明の，日本黒鉛製品４及び５は本件発明１の各技術的範囲に属する。これらの事情に照らせば，日本黒鉛らは，本件特許出願前から，このような日本黒鉛各製品を製造販売していたと認めるのが相当であり，…本件特許出願前の平成２０年に採取した日本黒鉛製品４及び５のＲａｔｅ（３Ｒ）が３１％以上であることも，この結論を裏付ける…。

なお，日本黒鉛製品２に係るサンプル結果③は，乙Ａ１８結果と相違しているが，日本黒鉛製品２は土状黒鉛であり，菱面晶系黒鉛層（３Ｒ）の（１０１）面及び六方晶系黒鉛層（２Ｈ）の（１０１）面の各ピークが出現するとされる回折線の角度４３ないし４４°付近のピークが必ずしも明瞭ではなく，…ＰＤＸＬは，ピークが不明瞭な場合，自動解析機能によっては不合理な解に収束したり，解が発散したりすることがあり，同じく土状黒鉛である日本黒鉛製品１に係るサンプル結果③及び乙Ａ１８結果を見てもばらつきがあることからすると，日本黒鉛製品２に係るサンプル結果③と乙Ａ１

８結果が相違することは，日本黒鉛らが本件特許出願前から本件各発明の技術的範囲に属する日本黒鉛製品２を製造販売していたという上記認定を左右するとはいえない。…

原告は，第三者において，被告ら，日本黒鉛ら及び中越黒鉛から本件各発明を実施した製品を取得したとしても，本件各発明の構成ないし組成を知り得なかったと主張する。しかし，…本件特許出願当時，当業者は，物質の結晶構造を解明するためにＸ線回折法による測定をし，これにより得られた回折プロファイルを解析することによって，ピークの面積（積分強度）を算出していた。このような分析を外部の専門機関に依頼するのに，費用や労力，時間がかかることは，本件各発明が公然と実施されていたことの認定判断の妨げになるものとは認められない。…

原告は，本件特許出願前に販売された製品と近時に販売された製品の品名・品番が同一であるからといって，製品として同一であるとはいえないと主張する。しかし，品名・品番を基準として，製品の品質が管理されることが多いことは，当裁判所に顕著な事実である。そして，このような事情に加えて，…被告ら，日本黒鉛ら及び中越黒鉛において，本件特許出願の前後を通じて，製品の製造工程に大きな変更はなく，製品の規格にも変更がなかったこと，本件特許出願前の製品のサンプルにＲａｔｅ（３Ｒ）が３１％以上又は４０％以上のものが含まれていることなどを考慮すると，…被告ら，日本黒鉛ら及び中越黒鉛は，本件特許出願前から，本件発明１又は本件各発明の各技術的範囲に属する製品を製造販売していたものと認めるのが相当である。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-90726.pdf

知財高判令和１年(ネ)10078＜菅野＞ 【屋根煙突貫通部の施工方法及び屋根煙突貫通部の防水構造】

Ameblo 元投稿日：2022-10-03

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12767455826.html

知財高判令和１年(ネ)10078＜菅野＞

【屋根煙突貫通部の施工方法及び屋根煙突貫通部の防水構造】

外部から視認可能な状況で建築

⇒公然実施

「Ａ邸の屋根からストーブの煙突が突出している側…の隣地は…Ａ邸より高いのであって…同駐車場からは煙突についても十分視認が可能である」

（判旨抜粋）

Ａ邸工事が「公然」実施されたものではないとの主張について控訴人は，Ａ邸は塀や草木に囲まれており，容易に外部からＡ邸をのぞき見ることはできないこと，山に囲まれており，近隣の住民もわずかであること，作業が屋根上で行われるものであり，外部から容易にその作業の内容を確認することができないことから，Ａ邸工事は，公然と行われたものとはいえないと主張する。しかし，…Ａ邸の屋根からストーブの煙突が突出している側（煙突の正面側）の隣地は，本件工事の当時には駐車場であり…，敷地もＡ邸より高いことが認められるのであって…，同駐車場からは煙突についても十分視認が可能であるし，当該工事が第三者から視認されること等を拒むような態様で行われていたことはうかがえない。…Ａ邸工事の施工方法及び防水構造は，…いずれも複雑なものではなく，当業者であれば…これらの発明を技術的に理解できるものと認められる。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-90037.pdf

知財高判平成 31 年(行ケ)10043「高コントラストタイヤパターン」＜鶴岡＞

Ameblo 元投稿日：2022-10-04

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12767626006.html

知財高判平成 31 年(行ケ)10043「高コントラストタイヤパターン」＜鶴岡＞

*主引例と異なる課題を解決した副引例を組み合わせることが、「別の理由から、」容易想到とされた事例

⇒数値限定発明の、進歩性×

*甲２文献には，コントラストを高めるという発想はないが，そうであっても，別の理由から，甲１発明との組み合わせが試みられる。

（判旨抜粋）

［相違点２］本件発明３は「ブレードの壁は，その面積の少なくとも１／４にわたり，５μm～３０μmの平均粗さＲｚを有し，この平均粗さを有するブレードの壁は，ブレードの高さの下四分の一に位置している」との事項を有しているのに対して，甲１発明は，多数の細溝４から形成される壁状の構造の平均粗さについて特定されていない点。…

…表示マークの識別性向上は，タイヤの外観を優れたものとするための一手段であり，甲１発明のタイヤの外観をさらに向上させる手段があるのであれば，それが望ましいことといえる。…甲２文献は外観を向上することを目的とするとされているから，甲１発明に接した当業者であれば，甲２文献に記載された内容を検討対象とすると考えられる。…

甲２文献の記載事項は，表示マーク部分を含む，甲１発明のタイヤの外観をさらに向上させるのに適した内容と考えられるから，当業者であれば，甲１発明に甲２文献の記載事項を組み合わせることを試みる十分な動機付けがあるといえる。

…甲２文献には，コントラストを高めるという発想はないが，そうであっても，別の理由から，甲１発明との組み合わせが試みられることは，以上に述べたところから明らかである。

https://l.facebook.com/l.php?u=https%3A%2F%2Fwww.nakapat.gr.jp%2Fja%2Flegal_updates_jp%2F%25E3%2580%2590%25E7%2589%25B9%25E8%25A8%25B1%25E2%2598%2585%25E3%2580%2591%25E6%2590%258D%25E5%25AE%25B3%25E8%25B3%25A0%25E5%2584%259F%25E7%25AD%2589%25E8%25AB%258B%25E6%25B1%2582%25E4%25BA%258B%25E4%25BB%25B6%25EF%25BC%2588%25E7%25B5%2584%25E6%2588%2590%25E5%2580%25A4%25E3%2582%2592%25E6%25BA%2580%25E3%2581%259F%25E3%2581%2597%2F%3Ffbclid%3DIwAR3EKUrGhA7uuZTs0qatg9wFcPCvhF8vpKUaO4DvTTwfas2aTmBgED7Brfc&h=AT3n55XPPiKBxLOmq9jLdDy_ZgNFWFEti4GMqgBTb_AlID_SnHPYqW8ETJu3uEGy0yFbdRy0G0jQEIxvkDdbrSfN7DcKcCSQQY_8PMOmQyWu_VflY6SybfqlK3EdOZasFrxK&__tn__=H-R&c[0]=AT03iRTaJKc5aJVMSXBVy3CbvVLt2GpHLTMp5Mjylo7qe243AO61rA20mYPO2Q6qAFsFWTIbKXhKqRSYpAFyJuPyHvuQVOrlbSKobJAQqQiTK6uQJc76OgdDVOr1JmPVAQ3n

東京地判平成 25 年(ワ)30271＜職務発明の対価請求事件＞

Ameblo 元投稿日：2022-10-05

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12767795620.html

東京地判平成 25 年(ワ)30271＜職務発明の対価請求事件＞

*本件発明と引用例の課題が異なっても、新規性判断を左右しない

「別異の技術的課題を解決するための発明であったとしても，結果として開示されている技術的事項が同一であるならば，発明として同一である…新規性の判断を左右するものではない」

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-87250.pdf

【著作権】知財高判令和３年(ネ)10028「放置系 RPG」事件<大鷹>

Ameblo 元投稿日：2022-10-06

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12767964960.html

【著作権】知財高判令和３年(ネ)10028「放置系 RPG」事件<大鷹>

ゲームのデータをコピーしたが…複製・翻案に当たらない

「被告ソースコードの大部分が原告ソースコードと共通しているとしても，原告ソースコードに係るプログラムの著作物性は認められないから，被告ソースコードの制作は，原告ソースコードに係るプログラム著作権（複製権又は翻案権）の侵害に当たらない。」

一般不法行為も不成立

「著作権法が規律の対象とする著作物の独占的な利用の利益…と異なる法的保護に値する利益であるものと認めることはできない」

Cf.翼システム事件

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-90590.pdf

【不競法】大阪地判平成 30 年(ワ)8708

Ameblo 元投稿日：2022-10-07

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12768131457.html

【不競法】大阪地判平成 30 年(ワ)8708

特許権行使～非充足

「特許権…行使が認められない…場合に，構成や充足に争いのない…一般的な構成，形状に属する部分が共通であることを理由に，不正競争防止法に基づく権利行使を認めることは，特段の理由がない限り認められない…」

Cf.北朝鮮～著作権に関する最高裁判決

https://www.nikkei.com/article/DGXNASDG08043_Y1A201C1CR8000/

https://www.nakapat.gr.jp/ja/

大阪地判平成 30 年(ワ)5037

Ameblo 元投稿日：2022-10-08

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12768342306.html

大阪地判平成 30 年(ワ)5037

カネカ～特許権者

ヒラノ～実施権者

ピーアイ～ヒラノから購入した機械を用いてフィルムを製造し、米国でカネカに特許権侵害訴訟敗訴

米国訴訟と異なり,ヒラノがカネカの競合に機械を販売しない黙示の合意否定

ピーアイの製造は消尽でセーフ

しかし…

090450_hanrei.pdf (courts.go.jp)

東京地判平成 15 年(ワ)19324【ブラニュート顆粒の製造方法】＜三村＞

Ameblo 元投稿日：2022-10-11

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12768798363.html

東京地判平成 15 年(ワ)19324【ブラニュート顆粒の製造方法】＜三村＞

出願経過も考慮して、

「…30℃～0℃に調節」

とは、

「何らかの手段によって押出造粒機に供給する練合物の温度を 30 ないし 0℃にするような積極的な温度調節を行うこと」を意味すると解釈された。

⇒非充足

【請求項１】…押出造粒機に供給する練合物の温度を３０℃～０℃に調節することを特徴とする…医薬用顆粒の製造方法。

（判旨抜粋）

…無効審決…においては，本件第２特許発明の範囲における「押出造粒機に供給する練合物の温度を３０℃～０℃に調節する」とは，単に「押出造粒機に供給する練合物の温度が３０℃～０℃である」という状態を意味するのではなく，例えば造粒機に供給される練合物の温度が検知され，設定温度範囲を維持するに必要な処理がなされることをいうのであって，そうでなければ「調節」しているとはいえないとされ，このような解釈に従って，本件第２特許発明は，温度が自然に３０ないし０℃に保たれる場合もあり得るが積極的な温度調節を行うことについて何ら開示のない先行技術とは区別されるものであり，このような先行技術によって本件第２特許発明の新規性が否定されることはないとされたものである。

上記のような経緯に照らせば，…「押出造粒機に供給する練合物の温度を３０℃～０℃に調節する」とは，「温度調節の手段を備える」ことを必須とするとまではいわないとしても，少なくとも何らかの手段によって押出造粒機に供給する練合物の温度を３０ないし０℃にするような積極的な温度調節を行うこと（例えば，練合時の水の温度をかなり低めに設定するなど）を意味し，練合物の温度が作業環境によって自然に３０ないし０℃に保たれるような場合は，これに該当しない…。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-9779.pdf

東京高判平成 14 年(ネ)2457【生コンスラッジの再使用方法】＜山下＞

Ameblo 元投稿日：2022-10-11

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12768798695.html

東京高判平成 14 年(ネ)2457【生コンスラッジの再使用方法】＜山下＞

「被告方法中に，たまたま…20.2 重量%以下であり調整行為が必要でない場合が含まれている点において本件発明と一致する点があるとしても，…『調整』がなされている，とすることができない…。」

⇒非充足

【請求項１】…生コンスラッジの固形分濃度を２０．２重量%以下に調整…することを特徴とする生コンスラッジの再使用方法

（判旨抜粋）

…「調整」とは，一般に「調子をととのえ，過不足をなくし，程よくすること」（広辞苑第４版），「①調子をととのえること。②ある基準にあわせてととのえること。過不足をなくすこと。③つり合いのとれた状態にすること。」（大辞林）を意味する語である。上記「調整」の語の一般的な意味（特に，ある基準にあわせてととのえること，という意味）に照らすと，構成要件Ｃのうち「生コンスラッジの固形分濃度を２０．２重量%以下に調整し，」とは，反対に解すべき特別の事情が認められない限り，基準である固形分濃度２０．２重量%以下になるようととのえること，具体的には，固形分濃度を測定し，これが２０．２重量%を超えた場合には，２０．２重量%以下になるように操作をすることを意味する，と解釈するのが相当である…。被告方法中に，たまたま測定した固形分濃度が２０．２重量%以下であり調整行為が必要でない場合が含まれている点において本件発明と一致する点があるとしても，そのことをとらえて被告方法においては「調整」がなされている，とすることができない

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-10781.pdf

知財高判令和３年(行ケ)10059【電子レンジ加熱食品用容器】<東海林>

Ameblo 元投稿日：2022-10-11

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12768799756.html

知財高判令和３年(行ケ)10059【電子レンジ加熱食品用容器】<東海林>

*適切に水蒸気を逃がすために孔の大きさと個数を定めることは設計的事項

「容器内の食品から発生し得る水蒸気の量を勘案し，適切に水蒸気を逃がすために，小孔の直径及び個数…開口面積合計を定める…設計的事項」

【請求項１】…前記排気細孔の直径は０．１５ないし０．５９mmであり，前記排気細孔の個数は８ないし１０００個であり，かつ前記排気孔群における前記排気細孔の開口面積の合計は０．２５ないし１００㎟である…電子レンジ加熱食品用容器

（判旨抜粋）

引用発明の小孔は，「容器内の加熱状態の空気や水蒸気の排出を確実に行なうことのできる，適宜な大きさの０．５～１mm径前後で適宜な個数」形成されるものである。この「適宜」な大きさ及び個数について，甲２には具体的な開示がないが，容器内の内容物から発生する水蒸気の量が変われば，適切に水蒸気を逃がすために，水蒸気を逃がす孔の大きさ（径）と個数もそれに合わせて変える必要があることは，当業者にとって明らかである…。そうすると，引用発明に接した当業者にとって，容器内の食品から発生し得る水蒸気の量を勘案し，適切に水蒸気を逃がすために，小孔の直径及び個数並びにこれらから簡単に算出される開口面積合計を定めることは，設計的事項にすぎない。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-90730.pdf

東京地判平成 29 年(ワ)24942【ウェブページ閲覧方法…装置】＜佐藤＞

Ameblo 元投稿日：2022-10-12

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12768973006.html

平成 29 年(ワ)24942【ウェブページ閲覧方法…装置】＜佐藤＞

(原告主張)

繋ぎやすい遠隔地のアクセスポイントに接続する場合も相当数に上る

(判決)

ダイヤルアップ接続でも，ユーザ端末の所在地の最寄りのアクセスポイントにアクセスすることが通常

⇒充足

⇒10 億円超認容!

・・・しかし、控訴審で逆転非充足

知財高判令和 3 年(ネ)10022＜東海林＞

「アクセスポイントに対応する地域」の解釈

（控訴審）「アクセスポイントの設置されている地点とその近傍の一定の地域」

（原審）「『ＩＰアドレスを割り当てるアクセスポイントが利用している物理 的回線網等の敷設範囲に相当する地域』を意味する」

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-90338.pdf

【著作権】東京地判令和３年(ワ)4491<佐藤>

Ameblo 元投稿日：2022-10-13

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12769135299.html

【著作権】東京地判令和３年(ワ)4491<佐藤>

口頭弁論陳述前の訴状をインターネットで公表

⇒著作者人格権（公表権）侵害で慰謝料認容

陳述前の訴状の公表に、著作権法40条1項（公開して行われた…裁判手続…における公開の陳述は…利用することができる）は類推適用されない。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-90530.pdf

東京地判令和１年(ワ)23407【…吊張り…装置】＜柴田＞

Ameblo 元投稿日：2022-10-14

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12769306624.html

令和１年(ワ)23407【…吊張り…装置】＜柴田＞

「調整手段」の文言解釈

⇒クレームアップされていないが、差分が認識された上で予め調整することが課題解決原理として明細書に記載されており、他の手段で解決する方策の記載が無かった。

⇒課題を解決できる範囲に限定解釈した。

被告製品は、通常用いられる連結材であり、調整していない。

⇒非充足

（判旨抜粋）

…本件発明の「調整手段」（構成要件Ｃ）とは，吊張体を過不足なく適切に吊り張りするため，認識された本件差分を基準としてこれに合うように長さをあらかじめ変更するための手段であると解される。なお、…吊張り装置に何らかの長さ変更を行う構成があったとしても，本件差分を基準としてこれに合うように吊り上げワイヤー等の長さをあらかじめ変更するための手段であると認められないものは，本件発明の「調整手段」とはいえないと解される。仮に，本件発明において，単に長さを変更する手段のみをもって調整手段に該当すると解するとすれば，吊張体の施工やメンテナンスに際して吊り上げワイヤー等の長さを変更するに当たり，他の手段によって，本件差分を基準としてこれに合うようにしなければならないことになるが，そのような作業を床面側のみで行うことが可能であることは本件明細書の記載等によっても明らかではなく，このような構成によっては本件発明の課題を解決することができない。ここで，本件明細書には，吊り上げワイヤーにネット体への係止体を設けることで，又は，ネット体に吊り上げワイヤーの係止体を設けることで，吊り上げワイヤーの長さの調整を行うこともできることが記載されている（段落【００５８】）。これまで述べてきたところから，そのような係止体が，認識された本件差分を基準としてこれに合うように吊り上げワイヤー等の長さをあらかじめ変更するための手段といえる場合には，本件発明の「調整手段」といえ，上記記載はその趣旨のものと理解することができる。それに対し，そのような手段とはいえず，通常の係止体としての構成，機能を超える構成，機能等を有しないものは，これまで述べたところに照らせば，本件発明と関係なく用いられている係止体であり，本件発明の「調整手段」が有する効果を奏するものではなく，本件発明の「調整手段」に該当するとは認められない。…被告製品…のワイヤークリップは，ワイヤーを係止する際に通常 用いられる連結材と認められる…。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-90574.pdf

東京地判令和１年(ワ)23164【画像形成装置】＜田中＞

Ameblo 元投稿日：2022-10-16

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12769619993.html

令和１年(ワ)23164【画像形成装置】＜田中＞

*子出願が分割要件違反

⇒孫出願の出願日は、子出願の現実の出願日までしか遡及しない

=大阪高判 H14(ネ)2776

=東京高判 H15(行ケ)65

*明細書の追加記載が分割要件違反の理由とされた。

⇒人工乳首事件（東京高判平成 14 年(行ケ)539）以来!?

（判旨抜粋）

…本件特許出願は，本件出願１の分割出願である本件出願２に係る，更にその分割出願である本件出願３に係る，更にその分割出願に係る特許出願であるところ，被告は，本件出願２が分割要件違反になる旨を主張するので，この点について検討する。

…分割出願が適法な場合には，その効果は原出願の出願日に遡及する（特許法４４条２項本文）が，分割出願が不適法な場合には，分割出願をした時点を基準として実体審査が行われることになる。そして，分割出願の出願日が原出願の出願日へ遡及するためには，①分割出願の明細書等に記載された事項が，原出願の出願当初の明細書等に記載された事項の範囲内であること，及び，②分割出願の明細書等に記載された事項が，原出願の分割直前の明細書等に記載された事項の範囲内であることを要するものと解するのが相当である。なお，原出願の明細書等について補正をすることができる時期に特許出願の分割がされた場合には，上記①の要件が満たされれば，上記②の要件も満たされるものと解されるところ，本件出願２は…本件出願１の明細書等について補正をすることができる時期…にされたものではないことからすれば，本件出願２の分割要件としては上記①の要件とは別に，上記②の要件を満たすことも必要となると解される。…

…本件出願２が分割出願された時点における本件出願１の明細書等，すなわち，本件出願１の特許査定時の明細書等…と，本件出願２の明細書等（本件出願２分割時明細書…）とを比較すると，本件出願２分割時明細書は，例えば，指定キープ指示部によって，電源ＯＦＦ後も加工条件をキープし，次回以降最初に表示される画面に表示することに関する記載が追加されている点（段落【０１００】），倍率を指示する「一つ上」や「一つ下」の表示によって，使用頻度の高い加工条件である倍率の設定数を減らし，メニューの設定数を減らすことに関する記載が追加されている点（段落【０１０５】），登録されたメニューを変更不可にロックする手段を設けることによって，安易なメニュー変更による誤指示を防止することに関する記載が追加されている点（段落【０１４５】），図７ないし図１５及びこれに関連する記載が追加されている点（段落【００４１】…）で，本件出願１査定時明細書の記載と相違しており，本件出願２分割時明細書は，本件出願１査定時明細書には存在しない記載事項を含むものであるから，本件出願１査定時明細書に記載された事項の範囲内であるとはいえない…。そ

うすると，本件出願２は，…②の分割要件を満たさないから，分割要件違反となるものというべきであり，本件出願２には特許法４４条２項の適用がない。

…以上によれば，本件特許出願が本件出願３に対して分割要件を満たし，本件出願３が本件出願２に対して分割要件を満たすとしても，本件出願２は本件出願１に対して分割要件を満たしていないから，本件出願２の出願日は，本件出願１の出願日まで遡及せず，現実の出願日…であることとなり，同様に，本件特許出願の遡及する出願日は，本件出願２の出願日…となる。

https://www.nakapat.gr.jp/ja/legal_updates_jp/%e3%80%90%e7%89%b9%e8%a8%b1%e2%98%85%e2%98%85%e3%80%91%e5%af%a9%e6%b1%ba%e5%8f%96%e6%b6%88%e8%ab%8b%e6%b1%82%e4%ba%8b%e4%bb%b6%ef%bc%88%e8%a6%aa%e3%83%bb%e5%ad%90%e3%83%bb%e5%ad%ab%e3%81%a8/

ＣＧＣ（コーポレートガバナンスコード）を踏まえた、意思決定者が把握すべき知財

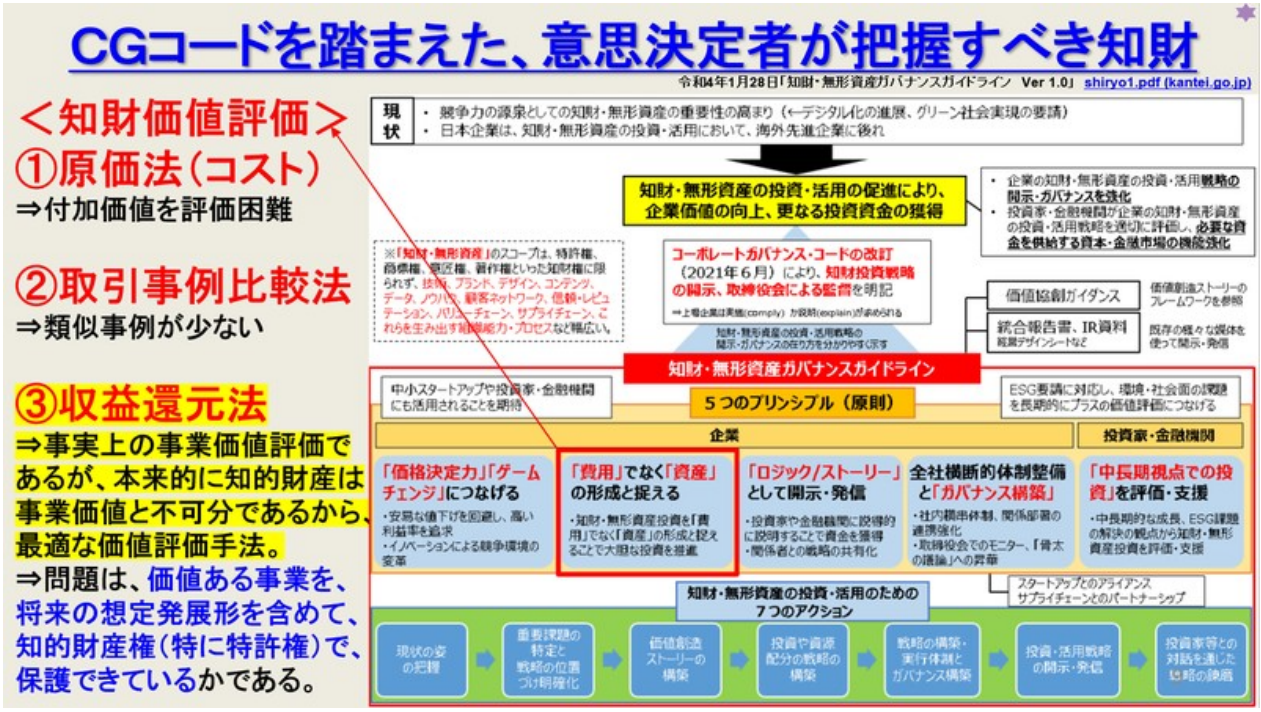
Ameblo 元投稿日：2022-10-16

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12769637481.html

【YouTube #short】 ＣＧＣ（コーポレートガバナンスコード）を踏まえた、意思決定者が把握すべき知財

経営者は、知財・無形資産の投資は単年度「費用」でなく「資産」の形成という発想を持つことにより、安易に削減の対象とすることのないよう意識することが重要である。

https://youtube.com/shorts/_LC19RQjb-A



【特許・裁判例紹介（YouTube）】 知財高判令和２年(ネ)10057＜大鷹＞

Ameblo 元投稿日：2022-10-16

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12769637718.html

【特許・裁判例紹介（YouTube）】 知財高判令和２年(ネ)10057＜大鷹＞

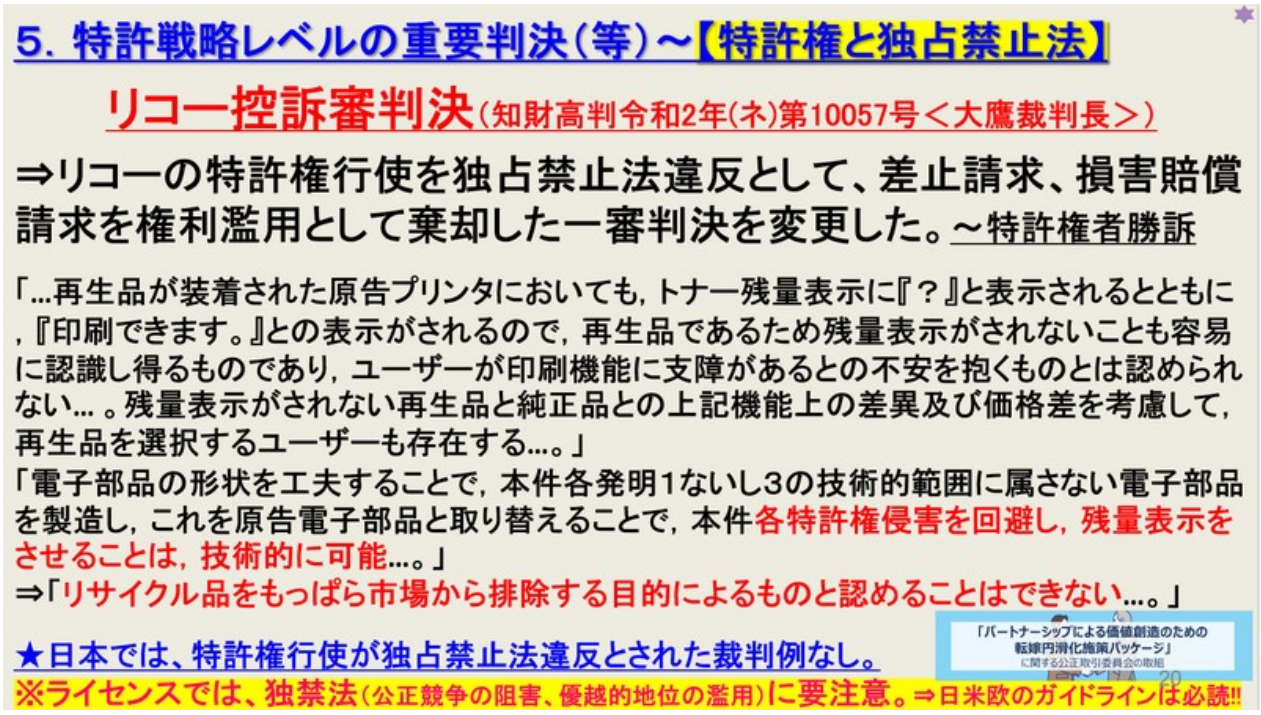
特許権行使を独占禁止法違反で権利濫用とした一審判決を変更した。

⇒特許権者逆転勝訴

「本件各特許権侵害を回避し，残量表示をさせることは，技術的に可能」

～リサイクル品をもっぱら市場から排除する目的でない。

https://youtube.com/watch?v=IMeI3-Rlbd8



【特許 YouTube　#short】①拒絶対応、②従属項の利活用（クレームディファレンシエーション）

Ameblo 元投稿日：2022-10-16

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12769637942.html

【特許 YouTube　#short】①拒絶対応、②従属項の利活用（クレームディファレンシエーション）

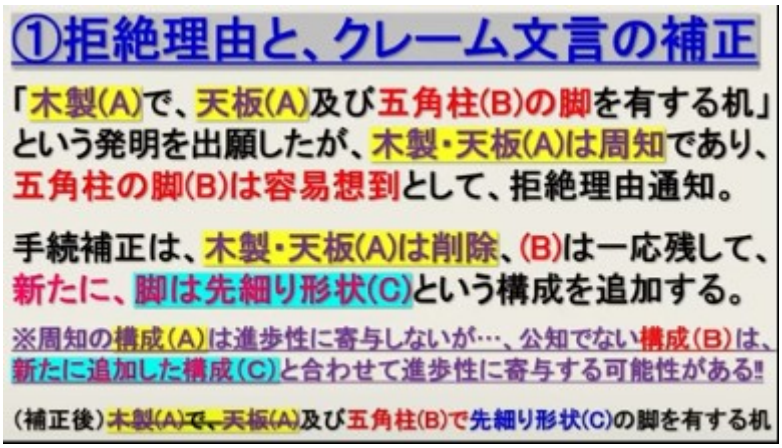
① 拒絶対応

⇒進歩性に寄与しない構成を削除して、発明を強いまま広くする

② 従属項の利活用（クレームディファレンシエーション）

⇒当該限定的な構成を含む従属項があると、当該「課題」は従属項の課題であるとして、独立項の限定解釈を回避できる!

(30) 【特許】①拒絶対応、②従属項の利活用（クレームディファレンシエーション）、⑩別出願の利活用　　#shorts - YouTube



知財高判令和３年(行ケ)10006【Ｘ線検査装置】＜菅野＞

Ameblo 元投稿日：2022-10-17

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12769802791.html

知財高判令和３年(行ケ)10006【Ｘ線検査装置】＜菅野＞

主副引用例の課題を抽象的に把握して、課題同一

⇒容易想到

「食品等の異物検査を行うＸ線検出装置である引用発明１…，医療検査や荷物検査を行う引用文献２技術事項…は，Ｘ線検査装置が用いられる技術分野として関連する…」

（判旨抜粋）

引用文献２技術事項は，物質に特有な高吸収Ｘ線を利用することにより，荷物や人体内に隠匿した麻薬，あるいは爆薬や象牙などの禁制品の有無を検査できるものであるから，人体用だけでなく，荷物の中の見えない物体の有無を検査するＸ線荷物検査装置でもある…。そうすると，食品等の異物検査を行うＸ線検出装置である引用発明１の技術分野と，医療検査や荷物検査を行う引用文献２技術事項の技術分野は，Ｘ線検査装置が用いられる技術分野として関連する…。…引用発明１と引用文献２技術事項との間に，技術分野，解決課題及び作用機能に密接な関連性・共通性がある…組み合わせることに強い動機付けがある…。

…引用発明１が，コンベア搬送路上のワークの金属異物等の混入の有無を検査する異物検査装置であることからして，引用発明１が製品製造現場用の装置であり，引用文献２の記載上は，引用文献２技術事項が直接には医療用検査装置に用いることを想定しているとしても，コストをどの程度かけるかということと技術分野とは直結しないところ，製品の性質，製造現場の規模，製品の販路等も度外視して，製品製造現場用の装置であれば，おしなべて性能の低い製品で足り，当業者は性能の向上には意を払わず，医療検査装置用の技術には関知しないなどとは当然にいえることではな…い。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-90649.pdf

米国特許 2016 CAFC Shaw Industries v. Automated Creel

Ameblo 元投稿日：2022-10-18

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12769973196.html

【米国特許】2016.03 CAFC

Shaw Industries v. Automated Creel

２０１６年の Shaw 判決は、PTAB で IPR の正式審理が開始（institute）されなかった無効理由については、「主張し、又は合理的に主張できたはず（raised or reasonably could have raised）」の理由に関する禁反言（estoppel）が及ばないとした。

（注）2016 年の Shaw 判決の取扱いについては、2022 年 2 月 4 日の California Institute of Technology v. Broadcom 判決により変更された。後者は、申立書に合理的に含めることのできた理由にも禁反言が及ぶとした。

https://t.co/IgzT6nfOus

【米国特許】2016.06 米国連邦最高裁 Cuozzo Speed v. Lee

Ameblo 元投稿日：2022-10-19

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12770138615.html

【米国特許】2016.06 米国連邦最高裁 Cuozzo Speed v. Lee

２０１６年判決当時の規則下では、IPR 手続のクレーム解釈は「合理的な最も広い解釈（Broadest Reasonable Interpretation）」（BRI）基準に従うとされた。

⇒当時のクレーム解釈基準に関しては、連邦地裁での無効の抗弁よりも IPR が申立人側（無効を主張する側）に有利となり得た。

https://www.oliff.com/ja/ipr%E3%81%AB%E3%81%8A%E3%81%91%E3%82%8B%E6%9C%80%E3%82%82%E5%B9%85%E3%81%AE%E5%BA%83%E3%81%84%E7%90%86%E5%B1%88%E3%81%AB%E9%81%A9%E3%81%A3%E3%81%9F%E8%A7%A3%E9%87%88%E3%81%AE%E5%9F%BA%E6%BA%96/

東京地判令和２年(ワ)33027【有料自動機の制御システム】＜中島＞

Ameblo 元投稿日：2022-10-20

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12770298882.html

令和２年(ワ)33027【有料自動機の制御システム】＜中島＞

※上位概念化の補正が、当初明細書等から「自明」でないとして補正要件違反。

⇒削除する発明特定事項が、発明の課題と直接関係しないときは補正 OK とする

審査ハンドブック附属書 A（7. 新規事項を追加する補正）・事例７

知財高判平成 26 年(行ケ)10087【ラック搬送装置】事件＜設樂＞

知財高判平成 29 年(行ケ)10089、10090【医療用軟質容器】事件＜髙部＞

との整合性を検討したい!!

（判旨抜粋）

…補正により、「有料自動機の動作を検知するセンサー」が本件特許の構成から除外されるとともに、「ＩＣカードリーダー／ライタ部と通信部とを有する装置」によって生成された「接続されている前記ランドリー装置が運転中であるか否かを示す情報」を管理サーバに送信するという構成に変更された…。…当初明細書等の記載内容によれば、有料自動機の動作を検知するセンサーの検知信号以外の情報に基づき、有料自動機が運転中であるか否かを判定したり、当該結果を推測したりする方法については、何ら開示されていない…。そして、当初明細書等の記載に接した当業者において、出願時の技術常識に照らし、上記補正された事項が当初明細書等から自明である事項であるものと認めることはできない。…

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-91267.pdf

特許要件を踏まえた、「明細書に記載された発明の解像度」

⇒分割出願戦略


［附属書A］

「特許・実用新案審査基準」　事例集

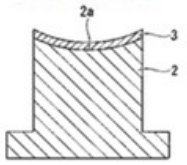
（審査基準の附属書A）

事例7：上位概念化～クレーム文言を削除する補正【結論○】

補正前のクレーム　「・・・凹面状の成形面・・・」
補正後のクレーム　「・・・~~凹面状の~~成形面・・・」

⇒補正後のクレームは、「凹面状の成形面」も、「凸面状の成形面」も、両方含む。

実施例の図面



［説明］本願の発明が解決しようとする課題は、光学素子用成形型の表面に被覆する被覆膜を改良することで、高温下での離型性や耐久性に優れた光学素子用成形型を提供することであって、光学素子用成形型の成形面の形状は、このような課題の解決には直接関係しない。そのため、上記課題を解決する手段として、成形型の成形面の形状は必要不可欠な要素とはいえず、本願発明にとって任意の付加的な要素であって、新たな技術的事項を導入するものではない。」

＜注意＞この論理で下位概念化しても、結局は進歩性×となるから意味が無い。
⇒特許査定後の分割出願において、上位概念化し、発明の技術的範囲を広げる(た)ケースにおいて、実務上有用な論理である!!

463

東京地判令和３年(ワ)13905【…エリブリンの使用】＜柴田＞

Ameblo 元投稿日：2022-10-21

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12770455037.html

東京地判令和３年(ワ)13905【…エリブリンの使用】＜柴田＞

*特許があるから厚労省の製造承認、薬価収載の蓋然性は高くない

⇒後発品に対する"将来"の差止不存在確認請求は、訴えの利益なし

*"現在"の製造(試験研究)は、非侵害・権利行使意図なしで訴えの利益なし。

⇒訴え却下

（判旨抜粋）

本件において、近い将来において、原告医薬品の製造販売についての厚生労働大臣の承認がされ、原告医薬品の薬価基準への収載がされる蓋然性が高いとは認められず、ひいては、原告が原告医薬品を製造販売する蓋然性が高いとは認められない…。近い将来において、原告と被告らとの間に、被告エーザイＲＤの原告に対する本件各特許権による差止請求権及び被告らの原告に対する本件各特許権の侵害を理由とする不法行為による損害賠償請求権が存在しないことについて法律上の紛争が発生することは何ら確実ではなく、現時点において、原告の有する権利又は法律的地位に危険又は不安が存在しているとは認めるに足りない。

したがって、原告の被告らに対する、将来において原告医薬品が薬価基準に収載された場合に、被告エーザイＲＤが原告に対し本件各特許権による差止請求権を有しないこと、被告らが原告に対し本件各特許権の侵害を理由とする不法行為による損害賠償請求権を有しないことの確認を求める訴えは、確認の利益を欠くものというべきである。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-91454.pdf

【特許裁判例個別紹介（YouTube）】知財高判令和２年(ネ)10004【光照射】事件＜大鷹＞

Ameblo 元投稿日：2022-10-21

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12770530756.html

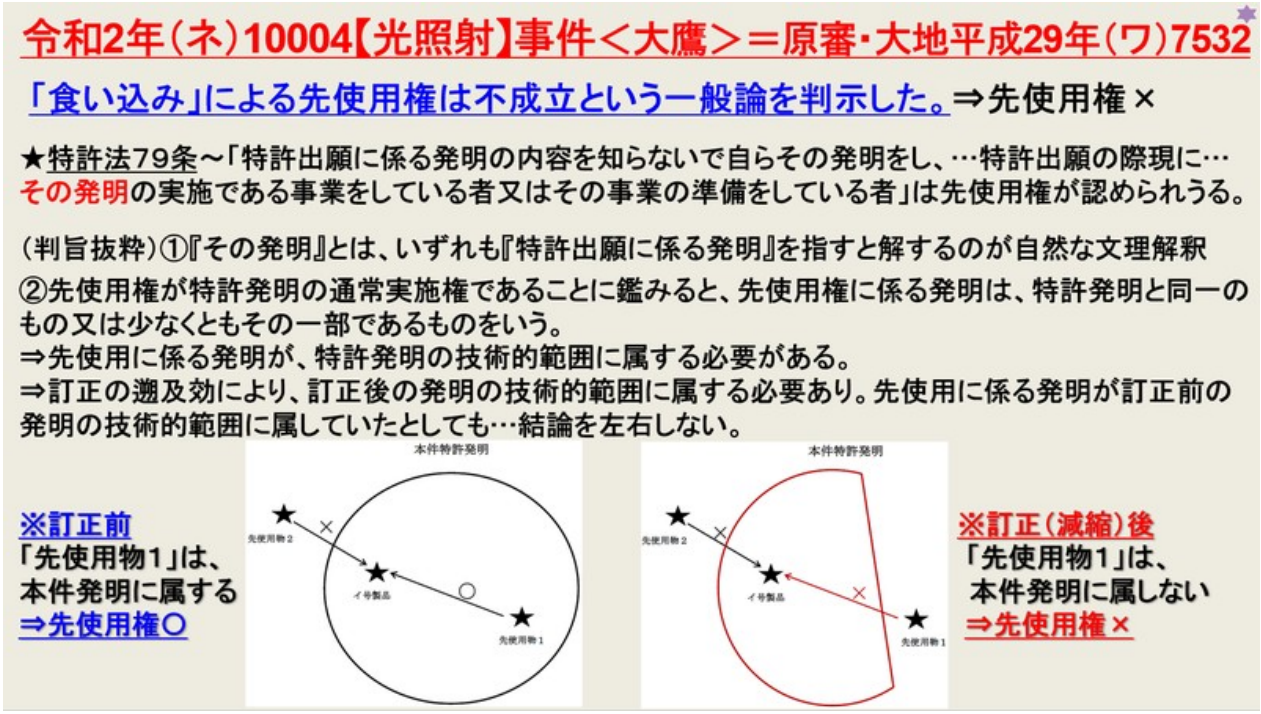
【特許裁判例個別紹介（YouTube）】知財高判令和２年(ネ)10004【光照射】事件＜大鷹＞

いわゆる「食い込み」による先使用権は不成立という一般論を判示した。

＝原審・大地平成 29 年（ワ）7532

訂正の遡及効により、先使用に係る発明が、訂正後の発明の技術的範囲に属する必要がある。

(14) 【特許】知財高判令和２年（ネ）10004【光照射】事件＜大鷹＞～「食い込み」による先使用権は不成立という一般論を判示した。 - YouTube



2021.08 CAFC　Gsk v. Teva スキニーラベルの後発品の販売～誘引侵害を認めた

Ameblo 元投稿日：2022-10-24

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12770936134.html

2021.08 CAFC　Glaxosmithkline v. Teva

スキニーラベル（特許方法を除いたラベル）のジェネリック医薬品の販売について誘引侵害を認めた。

うっ血性心不全に効く旨のマーケティングを行っており、医師も知っており、ラベルからうっ血性心不全を削除したが高血圧症等を削除しなかった。

=日本の裁判例／知財高判平成 17 年(ネ)10125

2014.03 CAFC　Endo v. Actavis　先行訴訟の和解～黙示ライセンス推定範囲

Ameblo 元投稿日：2022-10-24

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12770936394.html

2014.03 CAFC　Endo Pharmaceuticals v. Actavis

先行する特許権侵害訴訟における和解による、黙示のライセンスが推定される範囲（一般論）

⇒継続特許（continuation）には、黙示のライセンスが推定される。

⇒仮出願（provisional application）を共通するだけでは、黙示のライセンスは推定されない。

米国意匠 2019CAFC Curver Luxembourg v. Home Expressions

Ameblo 元投稿日：2022-10-25

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12771108167.html

【米国意匠】2019.09　CAFC Curver Luxembourg v. Home Expressions

本件では、意匠特許の名称だけでなく、クレーム及び図面の説明も椅子の模様に限定して補正され、権利範囲が限定された。出願経過で、名称は「Pattern for a Chair」に、クレームは「ornamental design for a pattern for a chair」に補正された。

⇒Home Expressions のバスケットは、非侵害。

2015CAFC INEOS USA v. Berry Plastics 数値限定発明と新規性

Ameblo 元投稿日：2022-10-26

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12771268830.html

2015.04 CAFC INEOS USA v. Berry Plastics （数値限定発明と新規性）

① 引用例がクレームされた数値範囲内の特定の数値を開示している。

⇒新規性×

② 引用例が特定の数値ではなく数値範囲を開示している場合、クレームされた数値範囲と引用例の数値範囲における発明の働き方（operability of the invention）に合理的な相違がないと合理的な事実認定者が結論できるほど十分具体的に、クレームされた数値範囲を記載している。

⇒新規性×

=日本の裁判例東京高判平成 6 年(行ケ)267、東京高判平成 6 年(行ケ)30

知財高判（大合議）令和 2 年(ネ)第 10024 号【椅子式マッサージ機】

Ameblo 元投稿日：2022-10-27

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12771444835.html

知財高判（大合議）令和 2 年(ネ)第 10024 号【椅子式マッサージ機】

特許法 102 条 2 項の推定覆滅部分について、

⇒特許権者が実施許諾できた場合は、3 項の適用あり。

特許発明が侵害品の部分のみに実施されていることを理由とする覆滅事由に係る推定覆滅部分については、3 項の適用なし。

市場の非同一性を理由とする覆滅事由に係る推定覆滅部分については、3 項の適用あり。

https://www.ip.courts.go.jp/vc-files/ip/2022/2n10024.pdf

中村合同特許法律事務所の HP に、「パブリシティ権」の記事がアップされました。

Ameblo 元投稿日：2022-10-27

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12771513111.html

中村合同特許法律事務所の HP に、「パブリシティ権」の記事がアップされました。

① 肖像等それ自体を独立して鑑賞の対象となる商品として使用し、

② 商品等の差別化を図る目的で肖像等を商品等に付し、

③ 商品等の広告として使用するなど、専ら肖像等の有する顧客吸引力の利用を目的とすると言える場合に、

⇒パブリシティ権侵害となります。

（最判平成２１年（受）第２０５６号「ピンク・レディー事件」）

https://www.nakapat.gr.jp/ja/practices-details/right-of-publicity/

2014.06 米国連邦最高裁　Nautilus v. Biosig

Ameblo 元投稿日：2022-10-28

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12771582717.html

2014.06 米国連邦最高裁　Nautilus v. Biosig

明確性要件の基準を、従来の「insolubly ambiguous 基準」から、「reasonable certainty 基準」（「当業者が明細書や出願経過を参酌しても、合理的な確証（reasonable certainty）をもって、発明の権利範囲を理解できない」場合は不明確となる。）に変更した。

https://www.jpaa.or.jp/cms/wp-content/uploads/2017/03/Nautilus-v-Biosig.pdf

米国特許法 252 条～reissue の効果（中用権、介在権=Intervening Right）

Ameblo 元投稿日：2022-10-29

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12771831428.html

（米国特許法 252 条）～再発行（reissue）の効果（中用権、介在権=Intervening Rights）

⇒再発行特許クレームが原特許クレームと実質的に同一である場合には、Intervening Rights は発生せず、reissue 前の侵害行為についても損害賠償請求できる。

（岸本芳也著「知財戦略としての米国特許訴訟」159 頁）

2022.01 CAFC Evolusion v. Juggernaut

Ameblo 元投稿日：2022-10-31

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12772074984.html

2022.01 CAFC Evolusion v. Juggernaut

同一のクレーム文言が他の請求項で使用されている場合、当該他の請求項において当該文言が明らかに異なる意味を有していない限り、当該文言は一貫した意味を有すると解釈される。

実施例に特定の限定要素が含まれていても、クレーム文言がそのように限定されない。

＜WIPO 日本事務所ウェビナー＞過去動画＋資料がアップされています。

Ameblo 元投稿日：2022-11-01

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12772245653.html

＜WIPO 日本事務所ウェビナー＞過去動画＋資料がアップされています。

外国関係の特許、商標、意匠等について、多数のトピックについて動画＋資料を提供して頂いており、非常に有益です!!

私は、先ずは全ての資料を読みました。

その上で、特に興味があるトピックについて動画を視聴しています。

WIPO 日本事務所 P26

「日本税関を利用した模倣品対策」

*税関を利用するときは、事前相談が重要です!!

⇒中村合同特許法律事務所の同僚で、日本全国の税関と人的に繋がっていて、スムースに事前相談できる態勢にある弁護士がいます。しかも、ご当地の警察を上手く使っている。

https://www.wipo.int/about-wipo/ja/offices/japan/webinars_in_japanese.html

https://www.wipo.int/edocs/mdocs/mdocs/ja/wipo_webinar_wjo_2021_26/wipo_webinar_wjo_2021_26_presentation.pdf

【米国意匠】2021.10 CAFC In re SurgiSil, L.L.P., Peter Raphael, Scott Harris

Ameblo 元投稿日：2022-11-01

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12772245878.html

【米国意匠】2021.10 CAFC In re SurgiSil, L.L.P., Peter Raphael, Scott Harris

米国 Design Patent の anticipation（新規性）判断において、本願意匠の範囲は、クレームに記載され、図面にも示された「lip implant」に限定される。したがって、形状が類似する画材の引用意匠によって新規性が否定されるものではない。

※日本の意匠法でも、新規性に「物品」が影響する。

https://www.patest.co.jp/in-re-surgisil-llp-peter-raphael-scott-harris-%E4%BA%8B%E4%BB%B6/

東京高判平成９年(行ケ)87【仮撚加工法】事件＜伊藤＞

Ameblo 元投稿日：2022-11-02

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12772413896.html

東京高判平成９年(行ケ)87【仮撚加工法】事件＜伊藤＞

*主引例と副引例とを逆にした進歩性否定の審決は、拘束力違反

「主たる引用例を引用例１とした点で本件前審決と異なるものの、本件前判決の拘束力（行政事件訴訟法三三条一項）に反する違法」

Cf.知財高判 H24(行ケ)10328 と逆!!

（判旨抜粋）

前判決は、引用例２及び引用例１から本願発明を当業者が容易に発明することができたとはいえないとの理由で本件前審決を取り消し、本件前判決は確定したものであるから、本件審決をする審判官は、本件前判決の拘束力が及ぶ結果、本件前審決におけると同一の引用例から本願発明をその特許出願前に当業者が容易に発明することができたと認定判断することは許されず、この理は、本件審決の理由中で、本件前審決と異なり引用例１を主たる引用例とする場合であっても同様である。…

引用例Ａと引用例Ｂの二つの引用例がある場合に、引用例Ａを主たる引用例とするか、引用例Ｂを主たる引用例とするかは、ある発明が引用例Ａ及び引用例Ｂとの関係で進歩性を有するか否かを判断するに際しての判断方法の問題にすぎない…。

そうすると、本願発明が引用例１及び引用例２に基づき容易に発明することができたとの本件審決の認定判断は、本件前審決と引用例を同じくするものであるから、主たる引用例を引用例１とした点で本件前審決と異なるものの、本件前判決の拘束力（行政事件訴訟法三三条一項）に反する違法なものといわざるを得ず、その点の違法が本件審決の結論に影響する…。

https://www.itohpat.co.jp/ip/385/

知財高判平成 24 年(行ケ)10328＜芝田＞【臭気中和化および液体吸収性廃棄物袋】

Ameblo 元投稿日：2022-11-04

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12772743586.html

知財高判平成 24 年(行ケ)10328＜芝田＞【臭気中和化および液体吸収性廃棄物袋】

＊主引例と副引例を入れ替えた進歩性否定の審決は、本件では前訴判決の拘束力に違反しないとされた。

「審決は，主引用例を入れ替えたことにより，前訴判決とは判断の対象を異にするものと認められるから，前訴判決の拘束力…に違反するとはいえない」

Cf.東京高判 H9(行ケ)87 と逆

⇒前訴判決の拘束力に違反しないが，相違点に係る容易想到性判断に誤りがあるとして、審決取り消しとなった。

（判旨抜粋）

…本件審決は，…第１審決において，相違点１に係る周知例２として示された文献を主引用例とし，臭気中和組成物の有無を相違点として，主として引用例２（第１審決の周知例６）に記載された事項から，上記相違点に係る構成に想到することは容易であったとの判断をしたものである。そうすると，本件審決は，主引用例を入れ替えたことにより，前訴判決とは判断の対象を異にするものと認められるから，前訴判決の拘束力（行政事件訴訟法３３条１項）に違反するとはいえない。

https://www.nakapat.gr.jp/ja/legal_updates_jp/%E3%80%90%E7%89%B9%E8%A8%B1%E2%98%85%E2%98%85%E3%80%91%E3%80%8C%E5%B0%8E%E9%9B%BB%E6%80%A7%E6%9D%90%E6%96%99%E3%81%AE%E8%A3%BD%E9%80%A0%E6%96%B9%E6%B3%95%E3%80%8D%E4%BA%8B%E4%BB%B6%EF%BC%8D%E2%91%A0/

大阪地判令和１年(ワ)9113【情報通信ユニット】＜杉浦＞

Ameblo 元投稿日：2022-11-04

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12772743768.html

大阪地判令和 1 年(ワ)9113【情報通信ユニット】＜杉浦＞

＜損害論＞

消費税算入

為替差益は算入

2 項と 3 項の重畳適用は、競合製品による控除に適用無し

「２項…推定を覆滅すべき事情…競合製品…のみ…被告製品の販売実績等と直接の関わりを有しない…３項適用の基礎を欠く」

⇒控訴審判決知財高判令和 3 年（ネ）10088 等も、競合製品による控除には、2 項と 3 項の重畳適用無しと判断した。

（判旨抜粋）

…為替差益は，各被告製品の仕入れを外貨建で決済していることに関連して発生しているものと解される。そうすると，一定の期間の各被告製品の仕入れについて外貨建決済したことによる輸入契約時の為替相場との計算上の為替差益は，各被告製品の販売によって被告が受けた利益の額の算定においては，各被告製品の仕入額と合わせて原価と評価すべきものであり，被告の利益の計算にあたって算入すべきものと見るのが相当である。

特許法１０２条２項及び３項の重畳適用については，…２項に基づく損害額の推定を覆滅すべき事情として考慮すべきものは競合製品の存在のみであるところ，被告による各被告製品の販売実績等と直接の関わりを有しないこのような事情に基づく覆滅部分に関しては，同条３項適用の基礎を欠く。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-90650.pdf

2004.8.16 米国 CAFC　Fisher-Price v. Safety 1st, Inc

Ameblo 元投稿日：2022-11-05

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12773008092.html

2004.8.16 米国 CAFC　Fisher-Price v. Safety 1st, Inc.

当初クレームは「シート後面に固定する」という限定があったが、審査段階で削除された。

⇒「シート後面に固定する」ことは本件発明の本質的な要件ではなく、当業者が発明を認識できないとの立証が無い。記載要件〇

（知財管理 Vol.56 No.8 2006）

知財高判令和３年(行ケ)10082【電気絶縁ケーブル】＜東海林＞

Ameblo 元投稿日：2022-11-05

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12773008246.html

知財高判令和３年(行ケ)10082【電気絶縁ケーブル】＜東海林＞

引用発明が既に実現した課題達成のため副引例を組み合わせる動機付けなし。

=知財高判 H19(行ケ)10238【…コンクリートブロック】

=知財高判 H24(行ケ)10328【…廃棄物袋】

=知財高判 H28(行ケ)10103【掴線器】

=知財高判 H29(行ケ)10013【乾麺の製造方法】等

091207_hanrei.pdf (courts.go.jp)

【著作権】大阪地判令和２年(ワ)9992　時計の「原画の」著作物性が否定された。

Ameblo 元投稿日：2022-11-07

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12773257780.html

【著作権】大阪地判令和２年(ワ)9992

時計の「原画の」著作物性が否定された。

「本件原画は，実用に供する目的で制作されたものであり，いわゆる応用美術に当たる」

⇒時計の実用目的に必要な構成と分離して美的鑑賞の対象となるような美的特性を備えている部分を把握できない。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-90473.pdf

【特許】サポート要件　　偏光フィルム大合議判決～「パラメータ発明」について

Ameblo 元投稿日：2022-11-07

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12773338703.html

【特許】サポート要件

偏光フィルム大合議判決～「パラメータ発明」について「その数式が示す範囲と得られる効果（性能）との関係の技術的な意味」が理解可能である必要がある。

⇒パラメータに技術的意味が要求されるが、それを「パラメータ発明」と定義するならば同義反復!?

https://www.youtube.com/watch?v=jTjDl9d8dFI

【意匠】東京地判平成 30 年（ワ）38585 等（意匠の創作者性⇒否定）

Ameblo 元投稿日：2022-11-08

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12773425067.html

【意匠】平成 30 年（ワ）38585 等（意匠の創作者性⇒否定）

「原告が設計した当該ヒンジの形状は，…蓋に上記のような機能を持たせるために…不可欠と認めるのが相当である。したがって，原告が設計した入れ歯入れ容器のヒンジ部分の形状は，…意匠としては保護されない…。」

https://kanz.jp/hanrei/detail/90605/

知財高判令和３年(ネ)10091【…骨折固定システム】＜本多＞

Ameblo 元投稿日：2022-11-09

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12773601574.html

東京地判令和１年(ワ)14314【…骨折固定システム】＜柴田＞

「原告は…グループの知的財産権の一部を管理する法人なのであって…その管理を超えて、何らかの製品の販売等をしていることを認めるに足りず、被告製品１～３と競合する製品の販売等をしていない。…特許法 102 条 2 項を適用することはできない。」

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-90844.pdf

⇒控訴審知財高判 R3(ネ)10091<本多>で、逆の判断!

知財高判令和３年(ネ)10091【…骨折固定システム】＜本多＞

*グループの知財管理法人は、102 条２項〇

⇒一審判決とは逆

「一審原告は、…同グループのために、本件特許権の管理及び権利行使につき、独立して権利を行使することができる立場にある…。」

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-91183.pdf

知財高判平成 28 年(行ケ)10118【高効率プロペラ】<清水>　29 条 1 項 3 号の「刊行物」

Ameblo 元投稿日：2022-11-11

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12773925979.html

知財高判平成 28 年(行ケ)10118【高効率プロペラ】<清水>

29 条 1 項 3 号の「刊行物」

*特許法 29 条 1 項 3 号の「刊行物に記載された発明」といえるためには、当業者が特別な思考を要することなく当該発明を認識し実施できる程度に記載されていれば OK。

（判旨抜粋）

…原告は，図１発明は従来例にすぎないから，引用発明は，図３等発明と認定されるべき，と主張する。…特許法２９条１項…３号にいう「特許出願前に日本国内又は外国において，頒布された刊行物に記載された発明」とは，頒布された刊行物に接した当業者において，特別の思考を要することなく当該発明を認識しこれを実施し得る程度に記載されたものであればよいと解されるから，当該刊行物が公開特許公報である場合，公開の対象となった当該特許発明のみならず，その公報に技術思想として記載された従来技術も，それが当該技術を認識し実施し得る程度に記載されていれば，同号にいう「刊行物に記載された発明」に当たる…。…当該発明が引用文献において「背景技術」として記載されていることは，上記認定を妨げるものではない。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-86418.pdf

「最高裁判例にみる商標の類否の本質」（宍戸充元判事） 商標に関する最高裁判決 11 件を紹介

Ameblo 元投稿日：2022-11-12

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12774169970.html

【論稿/商標】「最高裁判例にみる商標の類否の本質」（宍戸充元判事）

商標に関する最高裁判決 11 件を簡潔に紹介しており、有益な論稿!!

＜類否＞

コカコーラ

蛇の目

シンガー

三桝

リラ宝塚

しょうざん

保土谷化学工業

大森林

＜ 結合商標＞

セイコーアイ

小僧寿し

つつみのおひなっこや

https://system.jpaa.or.jp/patent/viewPdf/2911

【特許】新規事項追加（親子孫出願）

Ameblo 元投稿日：2022-11-12

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12774170283.html

【特許】新規事項追加（親子孫出願）

子出願が補正により新規事項追加となると、補正の遡及効により子出願が分割要件違反。

⇒優先権主張時は「部分優先」が有り得るが、分割出願時の明細書追記は百害利無。（原明細書等に開示があれば追記不要、開示がなければ新規事項追加）

https://www.youtube.com/watch?v=jTjDl9d8dFI

令和元年（行ケ）23164【画像形成装置】事件＜田中裁判長＞

※子出願が分割要件違反⇒孫出願の出願日は、子出願の現実の出願日までしか遡及しない。（親出願日まで遡及しない。） ＝大阪高判H14(ネ)2776、東京高判H15(行ケ)65同旨

※明細書の追加記載が新規事項追加～【人工乳首事件】（平成14年（行ケ）539）以来!?

「本件出願2が分割出願された時点における本件出願1の明細書等…と，本件出願2の明細書等（本件出願2分割時明細書…）とを比較すると，本件出願2分割時明細書は，例えば，指定キープ指示部によって，電源OFF後も加工条件をキープし，次回以降最初に表示される画面に表示することに関する記載が追加されている点（段落【0100】），倍率を指示する「一つ上」や「一つ下」の表示によって，使用頻度の高い加工条件である倍率の設定数を減らし，メニューの設定数を減らすことに関する記載が追加されている点（段落【0105】），登録されたメニューを変更不可にロックする手段を設けることによって，安易なメニュー変更による誤指示を防止することに関する記載が追加されている点（段落【0145】），図7ないし図15及びこれに関連する記載が追加されている点（段落【0041】…）で，本件出願1査定時明細書の記載と相違しており，本件出願2分割時明細書は，本件出願1査定時明細書には存在しない記載事項を含むものであるから，本件出願1査定時明細書に記載された事項の範囲内であるとはいえない…。そうすると，本件出願2は，…②の分割要件を満たさない…」⇒親出願日後、子出願日前の引用発明に基づき進歩性欠如

***優先権主張時は「部分優先」が有り得るが、分割出願時の明細書追記は百害利無（原明細書等に開示があれば追記不要、開示がなければ新規事項追加となる。）**

（注）本件は、東京地判令和元年(ワ)23164【画像形成装置】＜田中＞（令和 3 年 11 月 11 日判決）である。判決は、本件各発明と引用発明との間に相違点がないとして、特許法 29 条 1 項 3 号に基づく新規性欠如の無効理由を認めた。

大阪地判令和２年(ワ)3474【照明器具】＜谷＞

Ameblo 元投稿日：2022-11-12

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12774170415.html

大阪地判令和２年(ワ)3474【照明器具】＜谷＞

原告は,各被告製品の存在を知り,その外観から本件特許権侵害の疑いを持った時点で,各被告製品の構造等を容易に検討することができた。

⇒その時点で，損害賠償請求をすることが可能な程度に,損害及び加害者を知った。

⇒消滅時効進行。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-90665.pdf

【論稿】「特許ライセンス契約の実務」（石田正泰教授）

Ameblo 元投稿日：2022-11-14

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12774431585.html

【論稿】「特許ライセンス契約の実務」（石田正泰教授）

関連する諸論点を考察しており、実務上有益!

共同研究開発の成果に関する知的財産問題

ライセンス契約における保証問題

ライセンシーの改良技術の取扱い

実施契約における許諾者の留意事項

知財活用と法的リスクマネジメント

https://system.jpaa.or.jp/patent/viewPdf/2818

東京地判平成 26 年(ワ)17797【草質材圧着物】＜沖中＞　数値範囲外のものが相当量ある⇒非充足

Ameblo 元投稿日：2022-11-15

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12774588127.html

東京地判平成 26 年(ワ)17797【草質材圧着物】＜沖中＞

*カサ比重を 0.15～0.25 以下の範囲に調整するとの数値限定がされる一方，明細書中に数値範囲を外れることを許容する記載なし

⇒安定的に上記範囲内においてされていることが必要

⇒数値範囲から外れるものが相当量あると、充足性×

【請求項１】…カサ比重０．１５～０．２５以下に調整したリグニンに富む草質材の粉砕物を…結着して圧着物とし，次いで圧着をほぐしてなる解着物。

（判旨抜粋）

…草質材の粉砕物のカサ比重を０．１５～０．２５以下の範囲に調整するとの数値限定がされる一方，草質材の粉砕物の一部についてのカサ比重が上記範囲を外れることがあるといった記載は見当たらない。そうすると，被告製品が構成要件Ｂを充足するというためには，少なくとも被告製品における粉砕物のカサ比重の調整が，安定的に上記範囲内においてされていることが必要というべきであって，被告製品における粉砕物のカサ比重が安定せず，粉砕物のうち上記範囲を外れるものが相当量存在するという状況であれば，粉砕物のカサ比重を上記範囲に調整したということはできないから，構成要件Ｂを充足するとは認められない。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-85655.pdf

知財高判令和３年(行ケ)10111【レーザ加工装置】＜菅野＞　除くクレームの訂正⇒進歩性〇

Ameblo 元投稿日：2022-11-16

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12774757781.html

知財高判令和３年(行ケ)10111【レーザ加工装置】＜菅野＞

明細書中の図面から溝の不存在を看取し、除くクレームの訂正が認められた。引用発明は溝が必須であるから、阻害事由がある。

⇒進歩性〇

29の2（拡大先願違反）回避のための除くクレームの補正は、新たな技術的事項の導入でないとしてスルーされることが多い印象がある。

他方、進歩性回避のための除くクレームの補正は、明細書中の開示をしっかりと検討されるような印象である。

⇒どちらも「ソルダーレジスト知財高裁大合議判決」の新規事項追加の問題であるはずであるが、違いを感じる。

⇒日本審査基準も、米国MPEP、欧州審査ガイドラインも区別している。…が、この区別の法的根拠は無いと思われる。

（判旨抜粋）

＜新規事項追加＞

訂正事項１は、本件訂正前の請求項１に係る発明から、概念的に包含されていた「シリコン単結晶構造部分に前記切断予定ラインに沿った溝が形成されているシリコンウェハ」ないし溝必須装置を除くにすぎないから、特許請求の範囲の減縮を目的とする訂正事項１により、請求項１に係る発明の「レーザ加工装置」に新たな技術的事項が追加されることはない。本件明細書の記載に照らしてみても、…本件明細書等の図１及び図３は、加工対象物１上の切断予定ラインが図示された平面図であるが、図１のＩＩ－ＩＩ線に沿った断面図である図２、図３のＩＶ－ＩＶ線に沿った断面図である図４のいずれにおいても、溝は形成されていないことが看取される。…図１ないし４によれば、「切断予定ライン」は記載されている一方で、「溝」は記載されていないところ、訂正前の本件発明において「溝」が存在することが前提となっているのであれば、「切断予定ライン」を記載しながら「溝」をあえて記載しないことは不自然というほかない。

＜進歩性＞

甲１１文献に接した当業者が、基板２０１から、半導体ウエハーの切断に利用される内部応力をもたらす溝部２０３を捨象することは想定し得ず、加工対象物として、ブレイクラインに沿った溝が形成されていない基板２０１を採用し、表面に溝が形成されていない基板２０１の内部側に形成された加工変質部を形成するよう改変を行う動機付けは存在しないのみならず、このような改変にはむしろ阻害事由がある…。

https://www.nakapat.gr.jp/ja/legal_updates_jp/%e3%80%90e7%89%b9%e8%a8%b1%e2%98%85%e2%98%85%e3%80%91%e6%98%8e%e7%b4%b0%e6%9b%b8%e4%b8%ad%e3%81%ae%e5%9b%b3%e9%9d%a2%e3%81%8b%e3%82%89%e6%ba%9d%e3%81%ae%e4%b8%8d%e5%ad%98%e5%9c%a8%e3%82%92%e7%9c%8b/

東京地判令和元年(ワ)33246【(続)事件】＜國分＞⇒前訴の侵害訴訟追行は、不法行為ではない。

Ameblo 元投稿日：2022-11-17

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12774916332.html

東京地判令和元年(ワ)33246【(続)事件】＜國分＞

自らの過去製品に「間隙」があるとは認識していなかったとしても不自然とはいえない。

⇒前訴の侵害訴訟追行は、不法行為ではない。

<前訴>

東地平成 29 年(ワ)17791（＝知財高判平成 30(ネ)10088）

⇒自らの過去製品で公然実施

「…熱カシメ機の熱カシメホーンを下降させて，熱カシメ用の突起を上から潰した後，熱カシメホーンを反転上昇させると，熱カシメの突起が応力によって若干戻ることから，軸部の回転軸線方向の間隙が生じると考えられる (乙１３)。原告通水実験において，できる限り間隙がないように無１～無５が製作されたにもかかわらず，前記のとおりの間隙が生じているということは，原告の熱カシメ機による熱カシメの際に軸部の回転軸線方向の間隙が生じることは不可避であることを示すものということができる。」

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-91228.pdf

「そーとく日記」で、私の発信に言及して頂きました。

Ameblo 元投稿日：2022-11-18

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12775073927.html

「そーとく日記」で、私の発信に言及して頂きました。

「【請求項１】構成 A を有する物（であって、効果 X を奏しても奏さなくてもよい物）。

【請求項２】構成 A を有する物であって、効果 X を奏する物。

請求項１は「効果 X を奏する物」と「効果 X を奏さない物」が含まれるのに対し、請求項２は「効果 X を奏さない物」が除かれているから、請求項２においては「効果 X を奏さない物」がサポートされている必要はないので、サポート要件は請求項１よりも満たしやすいと言えるだろうか？」

私の意見は、以下のとおりです。

サポート要件は、発明の課題次第です。

⇒発明の課題が（新規物質）A の提供であれば、サポート要件の満たしやすさは、請求項１と請求項２とで同じと考えられます。

しかしながら、発明の課題が効果 X である場合は、サポート要件は、少なくとも比較の観点からは、請求項 1 よりも請求項 2 の方が満たし易いと考えます。

⇒裁判では、発明の課題自体が論点になることも考慮すると、請求項 2 は実務上有用と考えています。

https://thinkpat.seesaa.net/article/493159174.html

知財高判令和２年(ネ)10004＜大鷹＞【光照射装置】　＝大阪地判平成 29 年(ワ)7532<杉浦>

Ameblo 元投稿日：2022-11-18

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12775074275.html

知財高判令和２年(ネ)10004＜大鷹＞【光照射装置】

公然実施品を含む、製品ラインナップ（2004 年～LED 照明総合カタログ）を容易想到性否定の理由とした。「食い込み」による先使用権は不成立。

⇒訂正前発明の範囲内であっても訂正後発明の範囲外では×

＝大阪地判平成 29 年(ワ)7532<杉浦>

*公然実施発明=先使用発明を引用例としても進歩性ありと判断した。

（判旨抜粋）

特許法は，先願主義（同法３９条１項）の例外として，同法７９条所定の要件を満たす場合に先使用による法定通常実施権（先使用権）の成立を認める。ここで，先使用権が認められる者は，「特許出願に係る発明の内容を知らないで自らその発明をし，…特許出願の際現に日本国内においてその発明の実施である事業をしている者又はその事業の準備をしている者」とされているところ，「その発明」とは，いずれも「特許出願に係る発明」を指すと解するのが自然な文理解釈である。また，上記のとおり，先使用権が特許発明の通常実施権であることに鑑みると，先使用権に係る発明は，特許発明と同一のもの又は少なくともその一部であるものをいうと解される。したがって，先使用権が成立するためには，先使用に係る発明が特許発明の技術的範囲に属する必要があると解される。…本件再訂正に係る審決の確定により，本件特許については，本件再訂正後における特許請求の範囲により特許出願，特許権の設定登録等がされたものとみなされるから（特許法１２８条），…本件訂正発明の技術的範囲に属していたとしても…左右しない。また，このように解したとしても，訂正の結果，特許権者は訂正後の特許請求の範囲の記載に基づく特許発明の技術的範囲の限度で権利が認められるにとどまることを考えると，特許権者と先行して特許発明を実施していた者との公平を図るという先使用権の制度趣旨に反するものとはいえない。

089805_hanrei.pdf (courts.go.jp)

令和2年（ネ）10004【光照射】事件＜大鷹＞＝原審・大地平成29年（ワ）7532

「食い込み」による先使用権は不成立という一般論を判示した。⇒先使用権×

★特許法79条～「特許出願に係る発明の内容を知らないで自らその発明をし、…特許出願の際現に…その発明の実施である事業をしている者又はその事業の準備をしている者」は先使用権が認められうる。

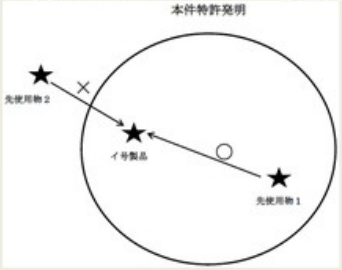
（判旨抜粋）①『その発明』とは、いずれも『特許出願に係る発明』を指すと解するのが自然な文理解釈

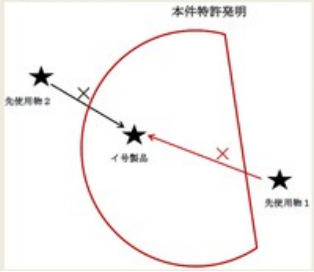
②先使用権が特許発明の通常実施権であることに鑑みると、先使用権に係る発明は、特許発明と同一のもの又は少なくともその一部であるものをいう。

⇒先使用に係る発明が、特許発明の技術的範囲に属する必要がある。

⇒訂正の遡及効により、訂正後の発明の技術的範囲に属する必要あり。先使用に係る発明が訂正前の発明の技術的範囲に属していたとしても…結論を左右しない。

※訂正前
「先使用物1」は、
本件発明に属する
⇒先使用権○





※訂正（減縮）後
「先使用物1」は、
本件発明に属しない
⇒先使用権×

知財高判平成 26 年(行ケ)10059 石井　ヨードホールを含有する乾燥リポソーム製薬組成物を含むパッケージ

Ameblo 元投稿日：2022-11-21

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12775556560.html

知財高判平成 26 年(行ケ)10059【ヨードホールを含有する乾燥リポソーム製薬組成物を含むパッケージ】＜石井＞

*構成が容易想到

⇒相違点(A)に係る本願発明の構成とすれば、自動的にクレームアップされた効果（「保存安定性」）も達成する。

⇒進歩性×

【請求項１】…ヨードホールを含有する乾燥リポソーム製薬組成物を含む，保存安定性を備えたパッケージ。

（判旨抜粋）

…引用例１発明におけるヨードホール含有乾燥リポソーム製薬組成物について，保存容器の素材の如何にかかわらず本願発明の「保存安定性を備えた」を満足するとして，相違点（Ｂ）を実質的な相違点ではないと判断した審決には…誤りがある…。…

しかしながら，…引用例１発明において，相違点（Ａ）に係る本願発明の構成とすることに当業者は容易に想到し得たものであり，それと同時に相違点（Ｂ）に係る本願発明の構成も達成されるものであるから，引用例１発明において，相違点（Ｂ）に係る本願発明の構成とすることも当業者が容易になし得たものといえる。したがって，本願発明は，引用例１及び引用例２に記載された発明に基づいて，当業者が容易に想到し得たものというべきであるから，…審決の上記誤りは，審決の結論に影響するものではない。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-84708.pdf

東京地判令和２年(ワ)8506【…作業用手袋】＜佐藤＞

Ameblo 元投稿日：2022-11-21

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12775556998.html

東京地判令和２年(ワ)8506【…作業用手袋】＜佐藤＞

「原告は…「凹凸」が意図して形成されたものであることを要するとした上で，当該凹凸は，製造上不可避に生じる「表面粗さ」にすぎないと主張する。しかし，…乙１手袋の表面には…凹凸が製造上不可避に生じたものということはできず，意図して形成された」

⇒公然実施は、意図して形成された必要がある?

独占的に販売しても、「第三者に開示された」といえ、公然実施となる。（※秘密保持契約を認める証拠なし）

公然実施品の表面の凹凸は、意図して形成された。

その他、クレーム文言上限定がない諸点は、相違点ではない。

被告ヨツギは，これを東北電力に販売し，その所有権を譲渡しており，東北電力が…第三者に開示しないという義務を負っていたと認めるに足りる証拠はない。

…乙１製品は，東北電力の現場の作業員に使用されていたのであるから，乙１発明の内容は第三者に開示されていた…。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-90942.pdf

YouTube【特許】進歩性（パラメータ発明）

Ameblo 元投稿日：2022-11-21

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12775557918.html

YouTube【特許】進歩性（パラメータ発明）

"セレコキシブ"事件

パラメータに着目する容易性否定、進歩性〇

⇒発明の課題＋パラメータに着目できたかがポイント

"エアバッグ用基布"事件は...,

公然実施品の「数値」に着目し、同数値を本件発明に寄せる動機付けがあっても、進歩性〇

https://www.youtube.com/watch?v=jTjDl9d8dFI

【商標】大阪地判令和２年(ワ)3646

Ameblo 元投稿日：2022-11-21

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12775558236.html

【商標】大阪地判令和２年(ワ)3646

「被告ら標章により販売することにより，原告…商品よりも優れたものであることを表示した…事案ではなく，原告は，商品名を原告標章から被告ら標章に変更したことをもって，原告標章を剥離する不法行為にあたるというもの」

⇒不法行為不成立

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-90734.pdf

知財高判令和３年（ネ）10029【手摺の取付方法】事件＜東海林＞≪複数主体の侵害≫⇒共同直接侵害成立

Ameblo 元投稿日：2022-11-21

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12775631886.html

【YouTube 個別裁判例】
知財高判令和３年（ネ）10029【手摺の取付方法】事件＜東海林＞
≪複数主体の侵害≫方法発明の一部を他人が実施した。⇒共同直接侵害成立
＝原審・大阪地判平成 29 年（ワ）第 10716 号＜杉浦＞
「被告は…被告方法のうち，手摺本体にガラス取付枠を取り付ける施工までを行い，ガラス取付作業は別の施工業者によって施工されている…。もっとも，…ガラス取付作業に当たる施工業者は，被告製品を使用して，被告の指定した被告方法により，被告の作業に引き続いて取付作業を行った…。この点で，被告とガラス取付作業に当たる施工業者とは，共同して被告方法を実施していたものと評価できる。」
※共同直接侵害が成立し得る場合を傍論で示した大阪地判昭和 36.5.4 下民集 12.5.937【スチロピーズ】事件、道具理論で単独直接侵害を認めた東京地判平成 12 年（ワ）第 20503 号【電着画像の形成方法】事件、等
※支配理論で、複数主体が関与する物（システム）の発明について、単独直接侵害を認めた東京地判平成 16 年（ワ）第 25576 号【ヤゲン付き眼鏡レンズの供給方法】事件（【HOYA】事件）
「…特許権侵害を理由に，だれに対して差止め及び損害賠償を求めることができるか，すなわち発明の実施行為を行っている者はだれかは，構成要件の充足の問題とは異なり，当該システムを支配管理している者はだれかを判断して決定されるべきである。」
※米国裁判実務も、支配理論で、「誘引侵害（271 条(b)）」でなく「直接侵害（271 条(a)）」成立（2014.06 連邦最判後の 2015.08CAFC en banc AKAMAI 事件）（≒上掲・日本の【HOYA】事件）
⇒直接侵害が成立する具体例としては、①他者を「指揮又は管理（direct or control）」する場合、及び、②他者と「共同事業体（joint enterprise）」を形成する場合を挙げた。⇒更に「指揮又は管理」の類型として、代位責任に係る一般法理を考慮して、❶代理関係（agent）、❷契約関係（contract）、❸被疑侵害者が、特定の行為への参加又は利益の享受の条件として、方法発明のステップの一部を他者に実行させ（first prong）、被疑侵害者が実行方法又はタイミングを確立する場合（second prong）を挙げた（two - prong test）。
【特許/個別裁判例紹介】　知財高判令和３年(ネ)10029【手摺の取付方法】事件＜東海林＞　≪複数主体の侵害≫方法発明の一部を他人が実施した。　⇒共同直接侵害成立【特許/個別裁判例紹介】知財高判令和３年(ネ)10029【手摺の取付方法】事件＜東海林＞≪複数主体の侵害≫方法発明の一部を他人が実施した。⇒共同直接侵害成立（弁護士・弁理士・米国 California 州弁護士　高石秀樹）★プレゼン資料のダウンロードは、こちらから！！https://www.takaishihideki.co...www.youtube.com

東京地判平成 30 年(ワ)1130【印刷された再帰反射シート】＜田中＞　損害論

Ameblo 元投稿日：2022-11-22

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12775717187.html

東京地判平成 30 年(ワ)1130【印刷された再帰反射シート】＜田中＞

原告は,本訴訟提起前に,被告らを含む 3M グループに対し 5%を提案した。

…

被告 3M ジャパンらは,原告に提起した特許権侵害訴訟において 10%と主張している。

…

事後的に定められるべき実施料率は 10%

⇒15 億円認容

（判旨抜粋）

　原告は，本件訴訟の提起前に，被告らを含む３Ｍグループに対し，本件特許のライセンス料率５％を提案していたこと…，他方で，米国３Ｍは，過去に第三者に提起した特許権侵害訴訟において，再帰反射シートに関する特許の実施料率は９％であると主張していたこと…，米国３Ｍらは，過去に第三者に提起した訴訟において，ロイヤルティ料率２０％での合意をしたこと…，…被告３Ｍジャパンらは，原告に提起した特許権侵害訴訟において，実施料率を１０％と主張していること等が認められる。…

本件特許権を侵害した被告らに事後的に定められるべき，本件での実施に対し受けるべき料率は，１０％を下らない…。

https://t.co/pG9Fh55ZgN

知財高判令和３年(ネ)10088等【情報通信ユニット】～競合製品による控除には、２項と３項の重畳適用無し

Ameblo 元投稿日：2022-11-24

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12776051541.html

控訴審・知財高判令和３年(ネ)10088等【情報通信ユニット】＜菅野＞も、競合製品による控除には、２項と３項の重畳適用無しと判断した（一審判決と同じ）

一審・大地令和１年(ワ)9113

「為替差益は…仕入額と合わせて原価と評価すべきものであり，被告の利益の計算にあたって算入すべき」

（判旨抜粋/一審・大地令和１年(ワ)9113）

…為替差益は，各被告製品の仕入れを外貨建で決済していることに関連して発生しているものと解される。そうすると，一定の期間の各被告製品の仕入れについて外貨建決済したことによる輸入契約時の為替相場との計算上の為替差益は，各被告製品の販売によって被告が受けた利益の額の算定においては，各被告製品の仕入額と合わせて原価と評価すべきものであり，被告の利益の計算にあたって算入すべきものと見るのが相当である。

特許法１０２条２項及び３項の重畳適用については，…２項に基づく損害額の推定を覆滅すべき事情として考慮すべきものは競合製品の存在のみであるところ，被告による各被告製品の販売実績等と直接の関わりを有しないこのような事情に基づく覆滅部分に関しては，同条３項適用の基礎を欠く。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-91319.pdf

【著作権】大阪地判令和 3 年(ワ)3208　海賊版販売⇒著作権法 114 条 3 項の損害額

Ameblo 元投稿日：2022-11-24

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12776051678.html

【著作権】令和 3 年(ワ)3208

海賊版販売⇒著作権法 114 条 3 項の損害額

「原告製品の永久ライセンス版の定価をもって，…著作権の行使につき受けるべき価額」「得られたであろう永久ライセンス版の定価の額に相当する額を得られなかった」

Cf.東京地判平成 13 年 5 月 16 日「LEC 事件」

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-90685.pdf

知財高判平成 29 年(ネ)10090【医薬】事件＜高部＞

Ameblo 元投稿日：2022-11-24

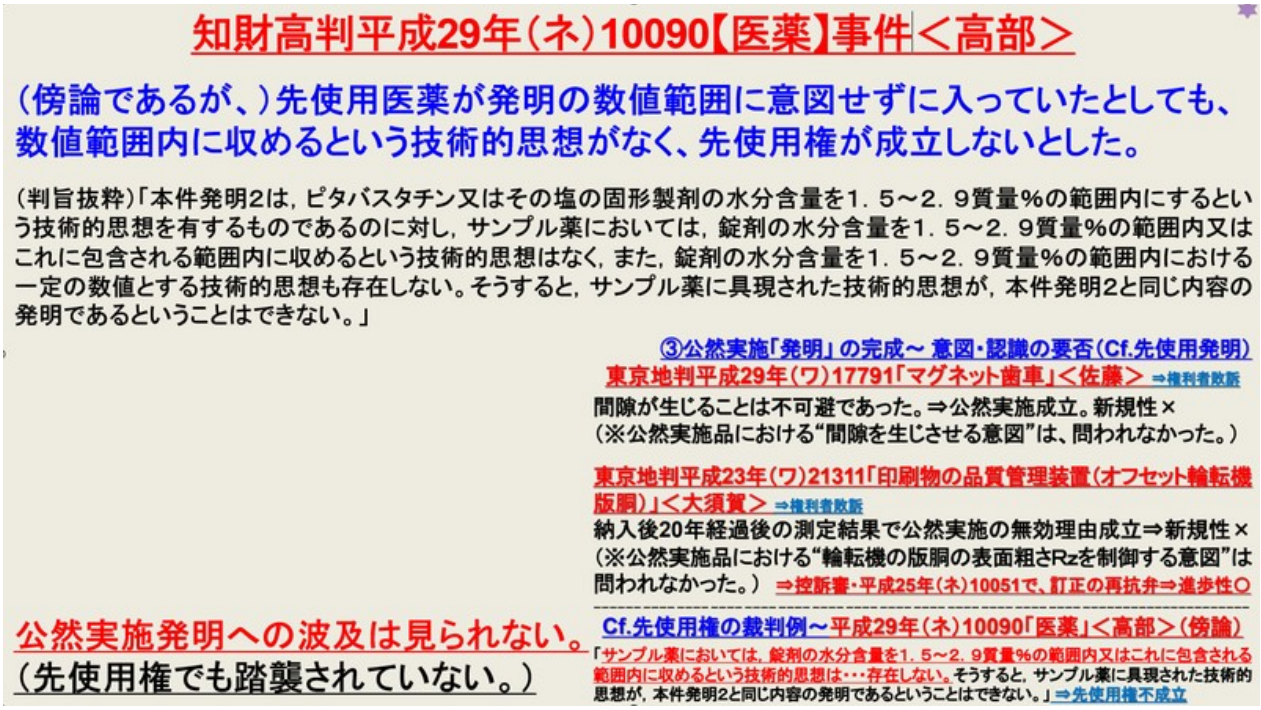
Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12776051865.html

知財高判平成 29 年(ネ)10090【医薬】事件＜高部＞

（傍論であるが、）先使用医薬が発明の数値範囲に意図せずに入っていたとしても、数値範囲内に収めるという技術的思想がなく、先使用権が成立しないとした。

⇒第二次訴訟（損害賠償請求事件）では、一審サポート要件×、二審進歩性×。

https://www.youtube.com/watch?v=pyijXtGm9so



東京地判令和２年(ワ)13326,13331【エルデカルシトールを含有する前腕部骨折抑制剤】<柴田>

Ameblo 元投稿日：2022-11-25

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12776211867.html

令和２年(ワ)13326,13331【エルデカルシトールを含有する前腕部骨折抑制剤】<柴田>

用途発明の新規性欠如

「橈骨の骨折予防を用途とする構成については、乙１文献に記載された発明と同一であるというべきであり、新規性が欠如している」

⇒29 の 2 の場面に向けて,有意義な裁判例

（判旨抜粋）

投与される対象をⅠ型骨粗鬆症患者に限定する点について、本件優先日当時、女性における閉経後の最初の１５～２０年に生ずる、皮質骨と比較して海綿骨の過度かつ不均衡な現象を特徴とする骨粗鬆症をⅠ型骨粗鬆症として分類することが提唱されていた…。このように提唱されていたⅠ型骨粗鬆症は、骨粗鬆症の一種であることは明らかである。他方、本件明細書には、投与対象として、乙１発明が対象とする骨粗鬆症患者からⅠ型骨粗鬆症患者を区別することによって生ずる効果等についての記載は一切ない。そうすると、投与対象をⅠ型骨粗鬆症患者に限定することは、乙１発明で想定されていた用途と評価されるべきであり、乙１発明との相違点になるとはいえない。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-91266.pdf

知財高判令和２年(ネ)10048＜鶴岡＞　⇒ノウハウについて、職務発明の対価請求が認められなかった事例

Ameblo 元投稿日：2022-11-26

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12776425364.html

知財高判令和２年(ネ)10048＜鶴岡＞

原審・東京地判平成30年(ワ)36424

⇒ノウハウについて、職務発明の対価請求が認められなかった事例

*ノウハウの特許性が否定された。

⇒逆に言えば、ノウハウに特許性があれば、職務発明の対価請求が認められる可能性あり!!

（判旨抜粋）

…控訴人は，本件ノウハウにおいては，ペイアウト率９０％のメインゲームと同１００％のサブゲームとが組み合わされ，ゲームセンターと顧客との間の利害のバランスがとられている点が画期的であるとも主張する。しかしながら，ペイアウト率をいくらに設定するかという問題は，それ自体としては，技術の問題ではなく，取極めの問題にすぎないから，控訴人主張の点は，本件ノウハウの特許性を根拠付ける事情には当たらない。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-90409.pdf

https://www.youtube.com/watch?v=SPbJ4sPVgAQ

【特許】譲渡の申し出 東京地判平成 28 年(ワ)25436【L-グルタミン酸の製造方法】＜山田＞

Ameblo 元投稿日：2022-11-26

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12776425643.html

（YouTube）【特許】譲渡の申し出

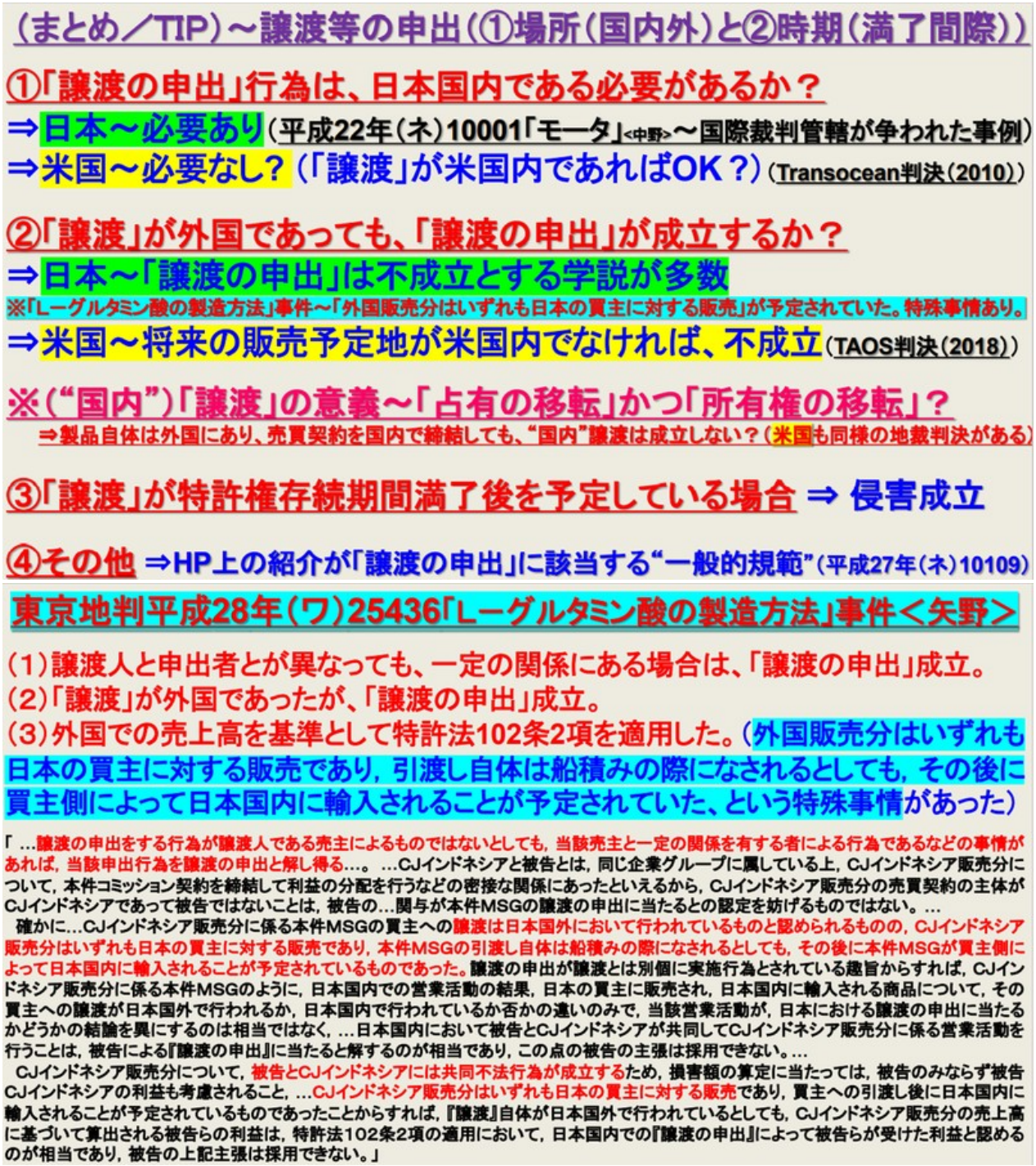
東京地判平成 28 年(ワ)25436【L-グルタミン酸の製造方法】＜山田＞

1. 譲渡人と申出者とが異なっても、一定の関係にある場合は「譲渡の申出」成立

2.「譲渡」が外国であったが「譲渡の申出」成立

3. 外国での売上高を基準として特許法 102 条 2 項を適用した

https://www.youtube.com/watch?v=2U8_ddBQLNI&feature=youtu.be



（注）図中の＜矢野＞について、本判決の裁判長は山田真紀裁判官である（判決 243 頁 5～6 行）。

知財高判平成 22 年(ネ)10001【モータ】＜中野＞ *国際裁判管轄

Ameblo 元投稿日：2022-11-28

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12776704886.html

知財高判平成 22 年(ネ)10001【モータ】＜中野＞

*国際裁判管轄

「譲渡の申出行為」について，申出の発信行為又はその受領という結果の発生が客観的事実関係として日本国内においてなされたか否かにより，日本の国際裁判管轄の有無が決せられる。

⇒被告の日本での営業活動が認定された。

（判旨抜粋）

…国際裁判管轄の有無に関して斟酌される民訴法５条９号の適用において，不法行為に関する訴えについて管轄する地は「不法行為があった地」とされているが，この「不法行為があった地」とは，加害行為が行われた地(「加害行為地」)と結果が発生した地(「結果発生地」)の双方が含まれると解されるところ，本件訴えにおいて控訴人(一審原告)が侵害されたと主張する権利は日本特許第３６８８０１５号であるから，不法行為に該当するとして控訴人が主張する，被控訴人(一審被告)による「譲渡の申出行為」について，申出の発信行為又はその受領という結果の発生が客観的事実関係として日本国内においてなされたか否かにより，日本の国際裁判管轄の有無が決せられることになると解するのが相当である。…

被控訴人が英語表記のウエブサイトを開設し，製品として被告物件の一つを掲載するとともに，「Sales Inquiry」(販売問合せ)として「Japan」(日本)を掲げ，「Sales Headquarter」(販売本部)として，日本の拠点(東京都港区)の住所，電話，Fax 番号が掲載されていること，日本語表記のウエブサイトにおいても，「Slim ODD Motor」を紹介するウエブページが存在し，同ページの「購買に関するお問合せ」の項目を選択すると，「Slim ODD Motor」の販売に係る問い合わせフォームを作成することが可能であること，控訴人営業部長が，被控訴人の営業担当者が ODD モータについて我が国で営業活動を行っており，被告物件が…において，製品(ODD)に搭載すべきか否かの評価の対象になっている旨陳述書で述べていること，被控訴人の経営顧問Ａが，その肩書と被控訴人の会社名及び東京都港区の住所を日本語で表記した名刺を作成使用していること，被告物件の一つを搭載した DVD マルチドライブが国内メーカーにより製造販売され，国内に流通している可能性が高いことなどを総合的に評価すれば，控訴人が不法行為と主張する被告物件の譲渡の申出行為について，被控訴人による申出の発信行為又はその受領という結果が，我が国において生じたものと認めるのが相当である。…

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-80702.pdf

中村合同特許法律事務所の HP に「講師派遣～社内の知財人材の育成を強力にサポート～」を UP しました

Ameblo 元投稿日：2022-11-28

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12776705043.html

中村合同特許法律事務所の HP に「講師派遣～社内の知財人材の育成を強力にサポート～」を UP しました。

企業においては、日々、経営層も含めて、上記各部門・段階について、適した組織・体制を構築するとともに、適した人材を育成・確保するように努め続けることが不可欠です。

https://www.nakapat.gr.jp/ja/practices-details/dispatch-lecturer/

【米国特許】2022.06 CAFC　Novartis v. Accord Healthcare

Ameblo 元投稿日：2022-11-28

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12776705315.html

【米国特許】2022.06 CAFC　Novartis v. Accord Healthcare

除くクレーム（negative limitation）は,112 条(a)の記述要件(Written Description Requirement)を満たすために,明細書全体として,発明者が当該構成を排除することを意図していたことが理解できる記載が必要。

⇒記述要件×（地裁判決を逆転）

https://kilpatricktownsend.jp/%E3%82%AF%E3%83%AC%E3%83%BC%E3%83%A0%E4%B8%AD%E3%81%AE%E5%90%A6%E5%AE%9A%E7%9A%84%E9%99%90%E5%AE%9A/

＜商標＞知財高判令和３年(行ケ)10013「リンガフランカ」　不使用取消

Ameblo 元投稿日：2022-11-29

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12776863375.html

＜商標＞知財高判令和３年(行ケ)10013「リンガフランカ」　不使用取消

要証期間前に終了し、商標権者が引き継いでいないサービスに関する広告の動画は、業として行われている役務について使用されているものではないから，そこに本件商標が表示されているとしても，商標的使用でない。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-90491.pdf

東京高判平成 13 年(行ケ)489【バネ構体】＜塚原＞　*従来公知物が、偶然（数値範囲を）満たしても特許性×。

Ameblo 元投稿日：2022-11-30

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12777050238.html

東京高判平成 13 年(行ケ)489【バネ構体】＜塚原＞

*従来公知物が、偶然（数値範囲を）満たしても特許性×。

従来公知のバネ構体においては D/h という概念に着目されていなかったとしても…偶然にその数値範囲に含まれることが判明することも十分あり得る...従来公知のバネ構体そのものに特許を与えることにほかならず…不当…

（判旨抜粋）

…出願前において D/h に着目した者がおらず,従来公知のバネ構体においては D/h という概念に着目されていなかったとしても,その構成要素である D(ゴム板の直径),h(ゴム板の総厚)自体は当然知られ得る状態で存在するので,その比である D/h が特定の数値範囲に属するバネ構体が性能において優れていることが発見された場合に,従来公知のバネ構体の D/h を計算すると,偶然にその数値範囲に含まれることが判明することも十分あり得ることであり,その場合に,D/h が特定の数値範囲に属するバネ構体に特許を与えることは,従来公知のバネ構体そのものに特許を与えることにほかならず,これが不当であることは明らかである。

https://www.youtube.com/watch?v=DlVnhbFibS0

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-10813.pdf

【論稿】（米国）訴訟戦略上知っておきたいITCの特徴（知財管理 Vol.69 No.1 2019）

Ameblo 元投稿日：2022-12-01

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12777183094.html

【論稿】（米国）訴訟戦略上知っておきたいITCの特徴（知財管理 Vol.69 No.1 2019）

eBay判決の差止め４要件は、ITCの337条手続きにおける排除命令発令に適用されない。

⇒米国裁判所よりも、ITCの方が差止めが認められ易い。

ITCへの提起は、請求資格（国内産業要件）が必要である!!

https://www.youtube.com/watch?v=spPaitOtvR8

【論稿】仲裁合意が法人代表者に及ぶとして、法人代表者に対する訴訟が却下された事例（JCA ジャーナル 69 巻 8 号）

Ameblo 元投稿日：2022-12-02

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12777349214.html

【論稿】仲裁合意が法人代表者に及ぶとして、法人代表者に対する訴訟が却下された事例（JCA ジャーナル 69 巻 8 号）

渉外【リング・リング・サーカス事件】最判平成 9.9.4

国内～名古屋地判平成 7.10.27

実質的に法人に対する請求で代表者に対し訴訟提起し、法人を主観的併合することは、仲裁合意に実質的に反する。

https://www.google.co.jp/url?sa=t&rct=j&q=&esrc=s&source=web&cd=&ved=2ahUKEwjdxbikudn7AhVTQPUHHQ8pD8MQFnoECBgQAQ&url=https%3A%2F%2Fkokushikan.repo.nii.ac.jp%2F%3Faction%3Drepository_action_common_download%26item_id%3D11332%26item_no%3D1%26attribute_id%3D189%26file_no%3D1&usg=AOvVaw1rDXFV6lal5ar9kupt_2lS

【著作権】東京地判令和２年(ワ)19840＜中島＞ ロゴタイプにした会社名（商号）の著作物性否定

Ameblo 元投稿日：2022-12-04

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12777668717.html

【著作権】東京地判令和２年(ワ)19840＜中島＞

ロゴタイプにした会社名（商号）の著作物性否定

被告には，原告の知名度や信用を利用しようとする意思も必要もなかった。

⇒被告商号を独自に考案した。

⇒会社法８条１項の「不正の目的」、不競法２条１項19号の「不正の利益を得る目的」否定

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-90848.pdf

大阪地判令和２年(ワ)4023【…装着補助プレート】＜谷＞

Ameblo 元投稿日：2022-12-04

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12777669036.html

大阪地判令和２年(ワ)4023【…装着補助プレート】＜谷＞

プレートがカバー本体の重量が加えられてもその形状を保つことができるものでなければ，カバー本体の位置を高く保つことは困難

⇒自重で屈曲し，硬さ又は弾性を有しないものは「プレート」には当たらない（一部非充足）

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-90666.pdf

大阪地判平成 30 年(ワ)866＜職務発明の対価請求＞ 独占の利益否定 ⇒請求棄却

Ameblo 元投稿日：2022-12-05

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12777820542.html

大阪地判平成 30 年(ワ)866＜職務発明の対価請求＞

独占の利益否定

⇒請求棄却

「被告のシェア増大といった事情もない…特許権の存在が競合他社による本件各発明の実施を回避させているとまではいえない。…特許料不納付により…各特許権を消滅させ…ていることとも平仄が合う」

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-91579.pdf

東京高判平成 13 年(ネ)2630【…補強杆】＜篠原＞　均等物が拡大先願と実質同一

Ameblo 元投稿日：2022-12-06

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12777995151.html

東京高判平成 13 年(ネ)2630【…補強杆】＜篠原＞

均等物が拡大先願と実質同一

⇒第４要件×

「④'の要件が…何人も実用新案登録を受けることができなったはずのものについて、登録実用新案の技術的範囲に属するものということができないとの考えに基づく」

⇒実用新案権者逆転負け

⇒他の特許要件は?

（均等物がサポート要件でも、均等論成立でよいのか？…という点は、議論すら見当たらない。）

（判旨抜粋）

…控訴人は、上記④'の要件（非公知技術）に関し、上記最高裁判決の根底にある考えは、均等論による登録実用新案の技術的範囲の拡張が当該実用新案登録の無効理由を含む結果となる場合には、そのような拡張は許されないというものであるところ、補強杆の上端の取付位置を台枠の側杆とする構成とこれを後杆とする構成が均等であるとすると、これによって技術的範囲が拡張された本件考案は先願明細書記載の考案と同一となり、実用新案法３条の２本文の規定に該当する無効理由を含むこととなるから、被控訴人の均等の主張は成り立たない旨主張する。

そこで、控訴人の上記主張について判断するに、上記④'の要件が、そもそも何人も実用新案登録を受けることができなったはずのものについて、登録実用新案の技術的範囲に属するものということができないとの考えに基づくものであることは前示のとおりであるところ、ある登録実用新案が、その出願日前の他の実用新案登録出願であって当該実用新案登録出願後に出願公開がされたものの願書に最初に添付した明細書又は図面に記載された考案と同一であるときも、実用新案法３条の２本文の規定により、当該考案は何人も実用新案登録を受けることができなかったはずのものであることに変わりはないから、このような場合には、上記④'の要件に規定する場合と同様、これを登録実用新案の技術的範囲に属するとすることは相当ではない。

したがって、対象製品が登録実用新案の先願に係る実用新案法３条の２本文に規定する明細書又は図面に記載された考案と同一である場合には、出願時における公知技術に準じ、対象製品が実用新案登録請求の範囲に記載された構成と均等なものとしてその登録実用新案の技術的範囲に属すると解することはできないというべきである。

https://www.uslf.jp/wp-content/uploads/2018/08/P41.%E6%9D%B1%E4%BA%AC%E9%AB%98%E8%A3%81%E5%B9%B3%E6%88%9013%E5%B9%B411%E6%9C%8828%E6%97%A5%E5%88%A4%E6%B1%BA%EF%BC%88%E4%B8%89%E8%84%9A%E8%84%9A%E7%AB%8B%E4%BA%8B%E4%BB%B6%EF%BC%89.pdf

大阪地判平成 11 年(ワ)12699【発明者名誉権侵害事件】＜小松＞ 真の発明者は発明者欄補正請求可

Ameblo 元投稿日：2022-12-07

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12778141075.html

大阪地判平成 11 年(ワ)12699【発明者名誉権侵害事件】＜小松＞

真の発明者は願書の発明者欄の記載を補正すべきことを請求できる。

「人格権たる発明者名誉権(発明者掲載権)を有する…願書に発明者が被告 B である旨記載されていることにより原告の発明者名誉権が侵害されている」

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-11858.pdf

知財高判令和１年(行ケ)10132＜鶴岡＞ 【ブルニアンリンク作成デバイスおよびキット】

Ameblo 元投稿日：2022-12-08

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12778317333.html

知財高判令和１年(行ケ)10132＜鶴岡＞

【ブルニアンリンク作成デバイスおよびキット】

① 部分優先

（注）後の出願で加えた新たな構成が基礎出願に含まれていない場合、その構成部分については優先権が否定される。ただし、そのことだけで特許が無効となるものではなく、当該構成部分について引用発明に照らした新規性又は進歩性の欠如が認められる必要がある。

② 課題解決に不可欠でない構成は削除しても新規事項追加とならない

⇒補正要件〇

=知財高判 H26(行ケ)10087、知財高判 H31(行ケ)10046

③ 補正後の発明に一体成型の構成が含まれるかは新規事項とは無関係

（判旨抜粋）

本件発明が…原告が新たな構成であると主張する①ないし④の点を含まない構成，すなわち，本件米国仮出願の明細書に記載された実施例どおりの構成を含むことは明らかであるところ…，この構成は，１まとまりの完成した発明を構成しているのであって，①ないし④の構成が補充されて初めて発明として完成したものになるわけではない。このような場合，パリ条約４条Ｆによれば，パリ優先権を主張して行った特許出願が優先権の基礎となる出願に含まれていなかった構成部分を含むことを理由として，当該優先権を否認し，又は当該特許出願について拒絶の処分をすることはできず，ただ，基礎となる出願に含まれていなかった構成部分についてパリ優先権が否定されるのにとどまるのであるから，当該特許出願に係る特許を無効とするためには，単に，その特許が，パリ優先権の基礎となる出願に含まれていなかった構成部分を含むことが認められるだけでは足りず，当該構成部分が，引用発明に照らし新規性又は進歩性を欠くことが認められる必要がある…。…このように解しないと，例えば，特許権者がＡという構成の発明について外国出願をし，その後，その構成を含む発明Ｂが公知となった後に，わが国において，パリ優先権を主張し，構成Ａと，前記外国出願には含まれないが，発明Ｂに対して新規性，進歩性が認められる構成Ｃを合わせた構成Ａ＋Ｃという発明について特許出願をした場合，当該発明は，構成Ａの部分は，発明Ｂよりも外国出願が先行しており，優先権も主張されており，かつ，構成Ｃは，発明Ｂに対し新規性，進歩性が認められるにも関わらず，前記外国出願に含まれない構成Ｃを含んでいることのみを理由として構成Ａについての優先権までが否定され，特許出願が拒絶されるという結論にならざるを得ないが，そのような結論は，パリ条約４条Ｆが到底容認するものではないと考えられるからである。なお，①ないし④も，それぞれ独立した発明の構成部分となり得るものであるから，引用発明に対する新規性，進歩性は，それぞれの構成について，別個に問題とする必要がある。…甲１動画に係るツールは，前記③の構成を有している…。そして，本

件発明の請求項は…前記③の構成を含む…から…本件発明は…甲１動画との関係で新規性を欠く…。したがって，パリ優先権が認められるかどうかを判断するため，さらに，構成③が，本件米国仮出願に含まれない構成であるかどうかを判断する必要がある。これに対し，甲１動画に係るツールは，前記①，②，④の構成を含むものとは認められないから，新規性が問題となる余地はなく，また，これらの構成が，甲１動画に係る発明に対して進歩性を欠くことを認めるに足りる主張立証はない。そうであるとすると，これらの構成が，本件米国仮出願に含まれない構成であるかどうかを判断するまでもなく，原告の主張は失当というべきである。…③に係る構成が，本件米国仮出願に含まれない構成であるとはいえないから，この点に関する原告の主張も失当ということになる。…本件発明は，甲１動画との関係で新規性，進歩性欠如の無効事由を有するものとは認められない。

原告は，本件補正により，複数のピンの各々が直接ベースに固定されているものを含むこととなったと主張するが，…実施例において，「ピンバー」は複数のピンについて多様な配置を実現するための構成であって，本件発明の課題解決に不可欠な構成ではないから，当初明細書等において，ピンバーが存在しない構成，すなわち，「ピンバー」を介さずにピンがベースにサポートされるという技術的思想が排除されていたということはできない…。また，原告は，「審決が，本件発明６のベースにサポートされたピンにつき，ピンとベースが一体成型の構成を含むと考えていることを踏まえると，そのような構成が開示されていないことは明らかである。」とも主張するが，本件補正は一体成型という具体的な構成を請求項に記載したものではないから，一体成型の構成が本件発明６に含まれるかどうかは，新規事項の追加に当たるか否かの判断に影響を与えるものではない（それは，本件発明６の解釈の問題にすぎない。）。よって，原告の上記各主張はいずれも採用できない。

https://www.nakapat.gr.jp/ja/legal_updates_jp/%E3%80%90%E7%89%B9%E8%A8%B1%E2%98%85%E2%98%85%E3%80%91%E5%AF%A9%E6%B1%BA%E5%8F%96%E6%B6%88%E8%AB%8B%E6%B1%82%E4%BA%8B%E4%BB%B6%EF%BC%88%E3%83%91%E3%83%AA%E6%9D%A1%E7%B4%84%E3%81%AB%E5%9F%BA%E3%81%A5/

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-89824.pdf

知財高判令和１年(行ケ)10120【油冷式スクリュ圧縮機】＜鶴岡＞一般的課題から、動機づけを認めた。

Ameblo 元投稿日：2022-12-09

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12778473480.html

知財高判令和１年(行ケ)10120【油冷式スクリュ圧縮機】＜鶴岡＞

引用文献に言及無いが、出願日に当業者が認識できた一般的課題が引用発明にも適用されるとして、動機づけを認めた⇒進歩性×

判決では「本件発明の課題」は検討されていない。周知の課題は本件発明の課題でもあるから?

（判旨抜粋）

…当業者であれば，逆スラスト力（逆スラスト荷重状態）の発生という課題は…スクリュ圧縮機一般に生じることを認識することができるものと認められ，甲１発明…にも生じることを認識することができる…。このように，甲１発明についても，…そのような課題を解決するために，逆スラスト荷重解消のために非加圧の経路を設けるという動機付けも生じる…。そうすると，逆スラスト力（逆スラスト荷重状態）が発生するという技術的課題やその課題の解消について甲１に直接の言及がないとしても，そのような課題を解決するために甲１発明に非加圧の経路を設けるという動機付けが生じる…。

https://www.nakapat.gr.jp/ja/legal_updates_jp/%e3%80%90e7%89%b9%e8%a8%b1%e2%98%85%e3%80%91%e5%af%a9%e6%b1%ba%e5%8f%96%e6%b6%88%e8%ab%8b%e6%b1%82%e4%ba%8b%e4%bb%b6%ef%bc%88%e5%bc%95%e7%94%a8%e6%96%87%e7%8c%ae%e3%81%ab%e8%a8%80%e5%8f%8a%e7%84%a1/

東京地判令和２年(ワ)13326,13331＜柴田＞【エルデカルシトールを含有する前腕部骨折抑制剤】

Ameblo 元投稿日：2022-12-10

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12778700212.html

東京地判令和２年(ワ)13326,13331＜柴田＞

【エルデカルシトールを含有する前腕部骨折抑制剤】

＊「用途」の新規性が否定された。

「投与対象をⅠ型骨粗鬆症患者に限定することは、乙１発明で想定されていた用途と評価されるべきであり、乙１発明との相違点になるとはいえない」

⇒進歩性欠如でなく、新規性欠如とした。

⇒拡大先願（２９の２）の場面でも使えるため、有用な判示!!

（判旨抜粋）

投与される対象をⅠ型骨粗鬆症患者に限定する点について、本件優先日当時、女性における閉経後の最初の１５～２０年に生ずる、皮質骨と比較して海綿骨の過度かつ不均衡な現象を特徴とする骨粗鬆症をⅠ型骨粗鬆症として分類することが提唱されていた…。このように提唱されていたⅠ型骨粗鬆症は、骨粗鬆症の一種であることは明らかである。他方、本件明細書には、投与対象として、乙１発明が対象とする骨粗鬆症患者からⅠ型骨粗鬆症患者を区別することによって生ずる効果等についての記載は一切ない。そうすると、投与対象をⅠ型骨粗鬆症患者に限定することは、乙１発明で想定されていた用途と評価されるべきであり、乙１発明との相違点になるとはいえない。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-91266.pdf

知財高判令和３年(ネ)10031＜東海林＞【半導体集積回路装置】＝東京地判令和２年(ワ)6675

Ameblo 元投稿日：2022-12-12

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12778940481.html

知財高判令和３年(ネ)10031＜東海林＞

【半導体集積回路装置】＝東地令和２年(ワ)6675

請求項の「半導体集積回路装置」とは、一般的意味としてはDRAMが含まれる余地があるとしても、発明の詳細な説明で、システムLSIを意味するものとして用いられている。

⇒DRAMであるイ号製品は非充足

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-90865.pdf

東京地判平成９年(ワ)938 【芳香性液体漂白剤組成物】（カビキラー）

Ameblo 元投稿日：2022-12-12

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12778943331.html

東京地判平成９年(ワ)938

【芳香性液体漂白剤組成物】（カビキラー）

＊「含有する」というクレーム文言＝普通の意味どおり、含んでいれば足りる。

*経時変化する製品の直接侵害を認めた

Cf.東京高判平成 14(ネ)4193「ドクターブレード事件」（本記事集外の参照裁判例）

Cf.H19(ワ)10364

Cf.知財高判 H23(ネ)10074

（判旨抜粋）

本件特許発明一は、芳香性液体漂白剤組成物という物の発明であって、その製造方法には何らの限定もないものであるから、特許請求の範囲に記載された香料を当初から添加する場合だけでなく、当該香料が製造後使用時までの間に含有されるように、当該香料を生成させ得る別の香料を製造時に添加する場合も、その技術的範囲に属するものというべきである。

…被告側の実験の結果によっても、実験開始から二八日が経過した時点で、「ジメチルベンジルカルビニルイソブチレート」の約三分の一が「ジメチルベンジルカルビノール」に変化していることが認められる。本件被告製品は家庭用かび取り剤であるところ、右の二八日ないし三〇日という期間は、本件被告製品が製造されてから商品の流通過程を経て一般需要者の手にわたるまでの通常の期間と比較して決して長すぎるものではなく、また、家庭用かび取り剤は、一本の容器の内容物を一回で使い切ることはまれであり、通常、家庭に備えられてある程度の期間にわたって清掃等の都度使用されるものであることからも、本件被告製品においては、需要者による使用時までの間に「ジメチルベンジルカルビニルイソブチレート」のうちのかなりの部分が「ジメチルベンジルカルビノール」に変化しているものと認めるのが相当である。

したがって、本件被告製品は、その製造時（別紙「被告製品目録」一記載の構成）には本件特許発明一の構成要件(1)に記載された香料のいずれをも含有するものではないが、その後の経時変化により必然的に構成要件(1)に記載された「ジメチルベンジルカルビノール」を含有することになるのであるから、被告が本件被告製品を製造する行為は、本件特許発明一を実施する行為に該当するというべきである。…

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-13508.pdf

知財高判平成 31 年(行ケ)10041【創傷被覆材】＜菅野＞　サポート要件〇　進歩性〇

Ameblo 元投稿日：2022-12-13

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12779095646.html

知財高判平成 31 年(行ケ)10041【創傷被覆材】＜菅野＞

＜サポート要件＞

*明細書に記載された２つの数値範囲から最小値同士に基づく計算により、サポート要件〇。

「直径の最小値である 280μｍ，密度の最小値である 50 個／cm2 を基に計算すると…開孔率は 3.07%となる。…記載されているに等しい事項である...。」

＜進歩性＞

*副引用発明の一部のみを取り出して、主引用発明に適用する動機付けなし

（判旨抜粋）

＜サポート要件＞

…創傷部位上に適量の滲出液を保持するための貫通孔の開孔率は，本件明細書の「第１表面（１１）での開口面積が，直径２８０～１４００μｍの円形に相当することが好ましい。」…，「貫通孔（１３）は，５０～４００個／ｃｍ２の密度で存在することが好ましく，６０～３２５個／ｃｍ２の密度で存在することがより好ましい。」…との記載から，貫通孔の孔径及び密度に関する好ましい範囲のうち，直径の最小値である２８０μｍ，密度の最小値である５０個／ｃｍ２を基に計算すると…開孔率は３．０７％となる。…「開孔率３．０７％以上」との発明特定事項は，本件明細書の発明の詳細な説明に直接の記載はないものの，記載されているに等しい事項であるといえるから，貫通孔に関して上記の開孔率とすることにより，本件発明の課題を解決すると認識するといえる。

＜進歩性＞

…甲４に記載された発明は，創傷面と第２層との間において適度な貯留空間を形成して創傷面上に適度な滲出液を保持するとともに，滲出液が面内方向に広がるのを防止する機能を有する多数の孔が設けられた第１層と，初期耐水圧シート材である第２層，水を吸収し保持することが可能なシート材（第３層）を一体化させた構造を有することにより，創傷面の湿潤状態を保つ技術的意義を有するものであるから，甲４に記載された発明のうち第１層のみを取り出して，甲１発明に適用する動機付けはない。…原告が主張する技術常識１の３つの機能は，そのような機能を有する創傷被覆材に関する上記３つの特許文献に記載されているにすぎず，具体的な創傷被覆材の構成を捨象して，このような特許文献の各記載から，創傷被覆材一般において，湿潤療法を効果的に行うためには，技術常識１の機能を持たせることが技術常識であると認めるには足りない。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-90012.pdf

損害論（2項と3項の重畳適用）知財高判（大合議）令和2年(ネ)10024、知財高判令和3年(ネ)10088

Ameblo 元投稿日：2022-12-14

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12779252643.html

知財高判（大合議）令和2年(ネ)10024【椅子式マッサージ機】

102条2項の推定の覆滅事由のうち、特許発明が侵害品の部分のみに実施されていることを理由とする…推定覆滅部分については同条3項の適用を否定したが、市場の非同一性を理由とする…推定覆滅部分については3項の適用を認めた。

https://www.ip.courts.go.jp/vc-files/ip/2022/Re2ne10024-zen.pdf

知財高判令和3年(ネ)10088【情報通信ユニット】<菅野>　損害論⇒2項と3項の重畳適用について

「競合品が販売された蓋然性があることにより推定が覆滅される部分については、そもそも特許権者…が控訴人に対して許諾をするという関係に立たず、同条3項に基づく実施料相当額を受ける余地はない…」

⇒2項と3項の重畳適用否定

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-91319.pdf

【米国特許】2009CAFC 方法クレームについては、米国特許法第271 条(f)が適用されない。

Ameblo 元投稿日：2022-12-16

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12779552281.html

【米国特許】2009.08　CAFC en banc

Cardiac Pacemakers v. St. Jude Medical

方法クレームについては、米国特許法第 271 条(f)が適用されない。

※Union Carbide v. Shell Oil Co., 425 F.3d 1366 (Fed. Cir. 2005)を、CAFC 大法廷として覆した。

https://www.jpaa.or.jp/old/about_us/organization/affiliation/chuuou/pdf/no22/no22-3.pdf

https://www.youtube.com/watch?v=H9q946WD_Z0

【米国特許】2016.03 CAFC 主張できたはず⇒IPR が正式審理開始されず⇒無効理由に禁反言なし

Ameblo 元投稿日：2022-12-17

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12779781682.html

【米国特許】2016.03 CAFC　Shaw Industries v. Automated Creel

２０１６年の Shaw 判決は、PTAB で IPR の正式審理が開始（institute）されなかった無効理由については、「主張し、又は合理的に主張できたはず（raised or reasonably could have raised）」の理由に関する禁反言（estoppel）が及ばないとした。

（注）2016 年の Shaw 判決の取扱いについては、2022 年 2 月 4 日の California Institute of Technology v. Broadcom 判決により変更された。後者は、申立書に合理的に含めることのできた理由にも禁反言が及ぶとした。

https://www.youtube.com/watch?v=4C9YW0eD9dE

【個別裁判例紹介】東京地判令和１年(ワ)30991【…組成物】＜田中＞

Ameblo 元投稿日：2022-12-17

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12779781843.html

【個別裁判例紹介】東京地判令和１年(ワ)30991【…組成物】＜田中＞

「当初明細書に…それぞれ個別に記載されてはいるが，特定の３種類の化合物の組合せとして記載されているものではなく，当該特定の３種類の化合物の組合せが必然である根拠が記載されているものでもない。」

https://www.youtube.com/watch?v=qWW83hjTF9Q

【米国特許】2016 連邦最高裁　IPR 手続におけるクレーム解釈も BRI 基準（当時）

Ameblo 元投稿日：2022-12-17

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12779782093.html

【米国特許】2016.06 米国連邦最高裁 Cuozzo Speed v. Lee

２０１６年判決当時の規則下では、IPR 手続のクレーム解釈は「合理的な最も広い解釈（Broadest Reasonable Interpretation）」（BRI）基準に従うとされた。

⇒当時のクレーム解釈基準に関しては、連邦地裁での無効の抗弁よりも IPR が申立人側（無効を主張する側）に有利となり得た。

【米国特許】non-obviousness　非自明性（米国特許法 103 条）（日本の「進歩性」に対応する） - YouTube

2019.05 米国連邦最高裁 Mission Product v. Tempnology

Ameblo 元投稿日：2022-12-19

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12780010844.html

2019.05 米国連邦最高裁 Mission Product v. Tempnology

商標権ライセンサーが破産し、連邦破産法 365(a)に基づき未履行契約の履行拒絶しても、ライセンシーによる当該商標の継続使用（ライセンス）が認められた。

連邦破産法 101(35A)の「知的財産」の定義に商標が含まれず、365(n)の特則の対象外であることが論点となっていた。

https://www.supremecourt.gov/opinions/18pdf/17-1657_4f15.pdf

【米国】米国関税法 337～輸入時には非充足でも、輸入後に顧客が使用すると充足となる製品も適用対象

Ameblo 元投稿日：2022-12-20

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12780167792.html

【米国特許】2020.03 CAFC

Comcast v. ITC

米国関税法 337 条～輸入時には非充足でも、輸入後に顧客が使用すると充足となる製品も適用対象である。

（注）本件では、顧客の輸入後の使用による直接侵害及び Comcast による誘引侵害を前提として、輸入時には非侵害である製品も米国関税法 337 条の対象とされた。

https://openlegalcommunity.com/itc-infringement-after-importation-method-claim/

【米国】親の出願経過で述べた意見は、継続出願の特許クレームに関係する場合はクレーム解釈に影響する

Ameblo 元投稿日：2022-12-20

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12780168052.html

【米国特許】2019.08 CAFC

Iridescent Networks v. AT&T

親出願の出願経過において述べた意見は、継続出願の特許クレームに関係する場合は、継続出願のクレーム解釈に影響する。

Enablement に対する主張がクレーム範囲を狭める結果に - Open Legal Community

【米国特許】先行訴訟の和解による、黙示のライセンスが推定される範囲（一般論）

Ameblo 元投稿日：2022-12-21

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12780319955.html

【米国特許】2014.03 CAFC Endo Pharmaceuticals v. Actavis

先行する特許権侵害訴訟における和解による、黙示のライセンスが推定される範囲（一般論）

ライセンス特許の継続特許には、黙示のライセンスが推定される。

ライセンス特許と仮出願を共通するだけでは、黙示のライセンスは推定されない。

https://www.oliff.com/wp-content/uploads/2019/06/2018-1054-OBJP.pdf

【米国特許】スキニーラベルのジェネリック医薬品について、誘引侵害を認めた。

Ameblo 元投稿日：2022-12-22

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12780473549.html

【米国特許】2021.08 CAFC　Glaxosmithkline v. Teva

スキニーラベル（特許方法を除いたラベル）のジェネリック医薬品について誘引侵害を認めた。

Teva はうっ血性心不全に効く旨のマーケティングを行っており、医師も知っており、ラベルから高血圧症等に関して削除しなかった。

=日本の知財高判平成 17 年(ネ)10125

https://www.elementiplaw.com/%E3%82%B8%E3%82%A7%E3%83%8D%E3%83%AA%E3%83%83%E3%82%AF%E5%8C%BB%E8%96%AC%E5%93%81%E3%81%AB%E3%81%8A%E3%81%91%E3%82%8B%E8%AA%98%E5%BC%95%E4%BE%B5%E5%AE%B3%E3%81%AE%E5%88%A4%E6%96%AD%E3%81%AB%E3%81%A4/

【米国特許】2014.06 米国連邦最高裁 Nautilus v. Biosig　明確性要件の基準

Ameblo 元投稿日：2022-12-26

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12781115200.html

【米国特許】2014.06 米国連邦最高裁 Nautilus v. Biosig

明確性要件の基準を、従来の「insolubly ambiguous 基準」から、「reasonable certainty 基準」（当業者が明細書や出願経過を参酌しても、合理的な確証をもって発明の権利範囲を理解できない場合は不明確）に変更した。

⇒明確性要件違反となり易い。

米国情報：Nautilus, Inc. v. Biosig Instruments, Inc. (jpaa.or.jp)

【論稿】「知財戦略としての米国特許訴訟」　米国特許法 252 条～再発行の効果（中用権、介在権）

Ameblo 元投稿日：2022-12-26

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12781115371.html

【論稿】「知財戦略としての米国特許訴訟」（岸本芳也、日本経済新聞出版社 159 頁）

米国特許法 252 条～再発行の効果（中用権、介在権）

⇒再発行特許クレームが原特許クレームと実質的に同一である場合には、Intervening Rights は発生せず、reissue 前の侵害行為についても損害賠償請求できる。

https://www.amazon.co.jp/%E7%9F%A5%E8%B2%A1%E6%88%A6%E7%95%A5%E3%81%A8%E3%81%97%E3%81%A6%E3%81%AE%E7%B1%B3%E5%9B%BD%E7%89%B9%E8%A8%B1%E8%A8%B4%E8%A8%9F-%E5%B2%B8%E6%9C%AC%E8%8A%B3%E4%B9%9F-ebook/dp/B079Y4WPH9/ref=sr_1_1?adgrpid=54049165420&gclid=CjwKCAiAhqCdBhB0EiwAH8M_GnQFg-YG6Qu9xojHfLEACjiqtefzIg1P2Pf6FbwiRswd8Px0EmzYQRoCdu8QAvD_BwE&hvadid=618622781956&hvdev=c&hvlocphy=1009280&hvnetw=g&hvqmt=e&hvrand=6909192450780647391&hvtargid=kwd-334805789956&hydadcr=27707_14598618&jp-ad-ap=0&keywords=%E7%9F%A5%E8%B2%A1%E6%88%A6%E7%95%A5%E3%81%A8%E3%81%97%E3%81%A6%E3%81%AE%E7%B1%B3%E5%9B%BD%E7%89%B9%E8%A8%B1%E8%A8%B4%E8%A8%9F&qid=1672015578&sr=8-1

【米国特許】HZNP v. Actavis「consisting essentially of」

Ameblo 元投稿日：2022-12-27

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12781256241.html

【米国特許】2019.10 CAFC　HZNP v. Actavis

「consisting essentially of」というクレーム文言は、それ自体が不明確なのではない。基本的かつ新規な特性を実質的に変えない限り、列挙されていない成分を含む組成物にもクレーム範囲が及び得る。ただし、その特性と境界が当業者に合理的な確実性をもって理解できる必要がある。

⇒Nautilus 最高裁判決の基準は、特性が既知かつ明瞭であることを要求する。

⇒不明瞭。

https://www.oliff.com/wp-content/uploads/2019/11/2017-2149-OBJP.pdf

知財高判平成 29 年(行ケ)10089、10090【医療用軟質容器】事件＜高部＞

Ameblo 元投稿日：2022-12-27

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12781256642.html

（Youtube 特許個別裁判例）

知財高判平成 29 年(行ケ)10089、10090【医療用軟質容器】事件＜高部＞

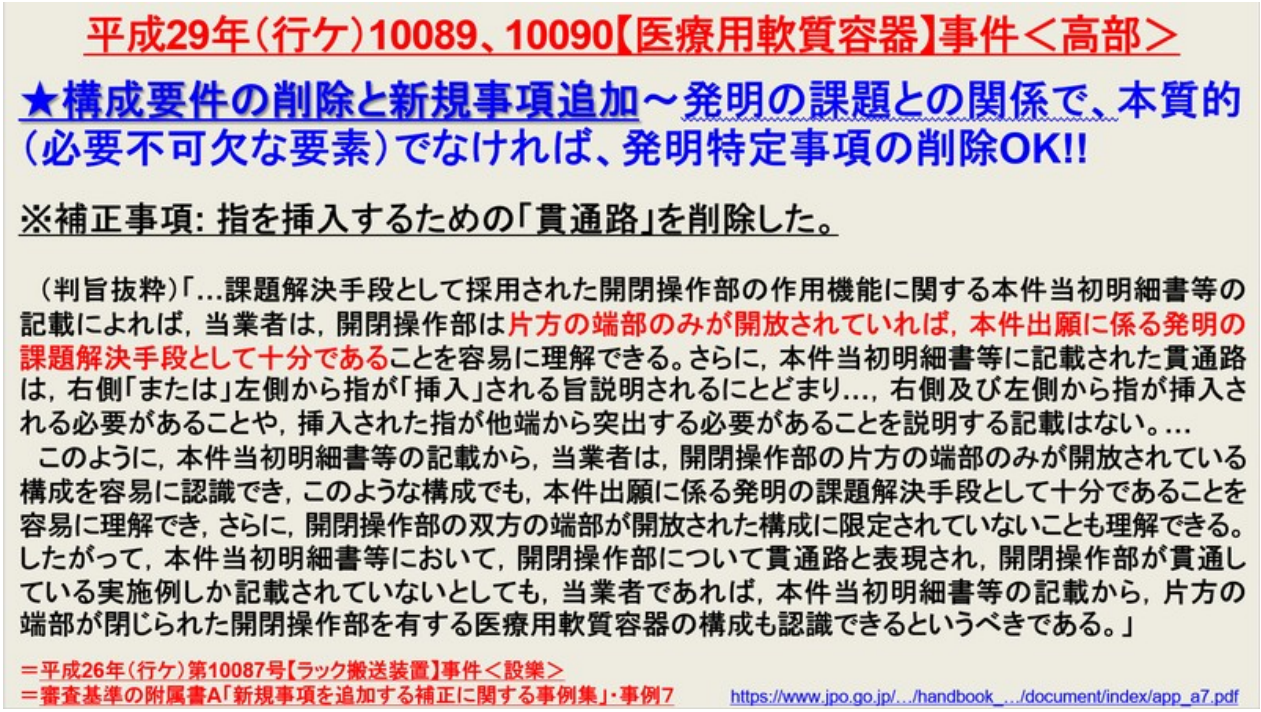
<構成要件の削除と新規事項追加>

発明の課題との関係で、本質的（必要不可欠な要素）でなければ、発明特定事項の削除 OK!!

＝知財高判平成 26 年(行ケ)10087

＝審査ハンドブック附属書 A（7. 新規事項を追加する補正）・事例 7

https://www.youtube.com/watch?v=Y8NpVGolOeg



【米国特許】Eli Lilly v. Teva　使用方法の目的は、前文により限定的に解釈される

Ameblo 元投稿日：2022-12-28

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12781407031.html

【米国特許】2021.08 CAFC　　Eli Lilly v. Teva

装置や組成物を使用する方法は…通常、その方法が 「何を行うか」に完全に依存している。

方法が何を行うかは、通常、前文に記載されるから、使用方法の目的は、前文により限定的に解釈される傾向あり。

※米国でも、方法クレームの preamble が、明細書等を踏まえて限定として解釈される場合がある。本件では限定とされた。

https://www.cafc.uscourts.gov/opinions-orders/20-1876.opinion.8-16-2021_1819528.pdf

中村合同特許法律事務所の HP に「知的財産権の価値評価」をアップしました。

Ameblo 元投稿日：2022-12-28

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12781456203.html

中村合同特許法律事務所の HP に「知的財産権の価値評価～グループ内の移転…時の客観的評価の担保～」をアップしました。

「会社としての説明責任、又は、取締役個人としての善管注意義務を果たすことができます。」

（近時、特許権侵害訴訟の特許権者勝訴事案で、取締役の個人責任が立て続けに認定されています。）

https://www.nakapat.gr.jp/ja/practices-details/ip-valuation/

【米国】CAFC　Evolusion v. Juggernaut　クレーム文言解釈

Ameblo 元投稿日：2022-12-31

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12781984188.html

【米国特許】2022.01 CAFC　Evolusion v. Juggernaut

同一のクレーム文言が他の請求項で使用されている場合、明らかに異なる意味を有していない限り、当該文言は一貫した意味を有すると解釈される。

実施例に特定の限定要素が含まれていても、そのように限定されない。

⇒日本では同旨の裁判例が無い！！

https://www.oliff.com/wp-content/uploads/2022/02/2021-1987-OBJP.pdf

「知的財産権の価値評価～グループ内の移転…時の客観的評価の担保～」

Ameblo 元投稿日：2022-12-31

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12781985011.html

中村合同特許法律事務所の HP に「知的財産権の価値評価～グループ内の移転…時の客観的評価の担保～」をアップしました。

「会社としての説明責任、又は、取締役個人としての善管注意義務を果たすことができます。」

（近時、取締役の個人責任が立て続けに認定されています。）

https://www.youtube.com/watch?v=P43hYOZIhAA

https://www.nakapat.gr.jp/ja/practices-details/ip-valuation/

高石秀樹 記事集

2023 年 1 月〜6 月

日本語版

177 本

Ameblo 掲載記事（校訂版）

Ameblo 元投稿日順

確認できた誤記、法的記述及び訳文を修正した。各記事の制度説明・見通し・集計は、原則として原記事掲載時点に基づく。

記事一覧

01 2023-01-02 知財高判令和 2 年(行ケ)10089【…チャイルド…シート】＜東海林＞

02 2023-01-03 知財高判平成 30 年(ネ)10034【ソレノイド】＜菅野＞　控訴審逆転充足

03 2023-01-04 【特許】分割出願～子出願が分割要件違反/新規事項追加だと、孫の出願日が、親の出願日まで遡らない!

04 2023-01-04 【米国】Georgetown Rail v. Holland～preamble と権利範囲の限定

05 2023-01-06 知財高判平成 17 年(行ケ)10608＜篠原＞　「除くクレーム」の訂正要件

06 2023-01-07 知財高判平成 17 年(行ケ)10143【フィルター基材】＜中野＞　*測定方法に関する明確性要件×

07 2023-01-07 東京高判平成 13 年(行ケ)209【電子写真複写機用クリーニングブレード】　測定方法に関する実施可能要件×

08 2023-01-09 東京地判平成 30 年(ワ)17586 等【医薬】（興和 v.東和薬品）　二次判決　（損害賠償請求事件では特許権者敗訴）

09 2023-01-10 知財高判令和 4 年(ネ)10052＜本多＞【医薬】（興和 v.東和薬品）*先行する差止請求事件は特許権者勝訴

10 2023-01-11 東京地判平成 20 年(ワ)38602【無線アクセス通信システム】＜東海林＞　サポート要件、実施可能要件×

11 2023-01-12 【著作権】東京地判令和 3 年(ワ)1333＜田中＞　公衆送信権侵害の幇助と認定された。

12 2023-01-13 大阪地判令和 2 年(ワ)3247, 8842　訴訟提起が不法行為!!

13 2023-01-14 中村合同特許法律事務所の HP～「知財ミックス～複数の知的財産権による多面的保護と権利行使～」

14 2023-01-14 知財高判令和 3 年(行ケ)10137【作業機】＜東海林＞　※公然実施品の外観から認識できない⇒新規性○

15 2023-01-16 2019.08 CAFC Iridescent Networks v. AT&T　親出願の出願経過

16 2023-01-16 【商標】知財高判令和元年(行ケ)10078「AROMA　ZONE」譲渡場所が国外でも、国内使用／展示

17 2023-01-17 【米国特許】2020.03　CAFC Comcast v. ITC　米国関税法 337 条

18 2023-01-18 2019.05　米国連邦最高裁 Mission Product v. Tempnology

19 2023-01-20 【中国裁判例】最高人民法院(2020)最高法知民終 621 号（判決日 2021 年 12 月 18 日）

20 2023-01-21 2022.08 CAFC In re McDonald <Recapture rule>

21 2023-01-23 【不競法】東京地判令和 2 年(ワ)19889

22 2023-01-24 知財高判令和 3 年(行ケ)10157,10155【運動障害治療剤】<本多>　※対象患者を限定して進歩性○

23 2023-01-25 知財高判平成 27 年(行ケ)10206 エアバッグ用基布<髙部>　数値をどの程度動かせばよいか不明⇒進歩性○

24 2023-01-26 大阪地判平成 29 年(ワ)7391、平成 31 年(ワ)3587　職務発明の対価請求（三菱電機）

25 2023-01-26 【YouTube 動画】進歩性の全論点(57 分)　プレミア動画　1 月 29 日(日)午後 8 時

26 2023-01-27 大阪地判平成 18 年(ワ)6264　≒東地平成 14 年(ワ)1943【サンゴ化石微粉末】

27 2023-01-28 【不競法２条１項１号】知財高判令和３年(ネ)10025　打ち消し表示と認定して混同しないと判断した。

28 2023-01-28 【不競法】知財高判令和３年(ネ)10018　オリゴ糖100%とうたっていた。

29 2023-01-30 【論稿】「欧州特許庁審判部のリーディングケースを読む」（宮崎賢司,神野将志）

30 2023-01-31 【米国特許】2015.04 CAFC　INEOS USA v. Berry Plastics

31 2023-02-01 知財高判令和３年(行ケ)10066＜東海林＞【エルデカルシトールを含有する前腕部骨折抑制剤】

32 2023-02-07 東京地判平成30年(ワ)1130【印刷された再帰反射シート】<田中>～大合議後の損害論の傾向

33 2023-02-08 東京地判平成10年(ワ)16963【月の投影器】事件＜三村＞請負契約の締結も、「譲渡」にあたる。

34 2023-02-08 中村合同特許法律事務所のHPに「標準化の戦略的な活用」について記事をアップしました。

35 2023-02-08 【論稿】「学習済みプログラムのパラメータを物の発明として把握できるのか」（松下正弁理士）

36 2023-02-08 【米国特許】2022.10CAFC　Nature Simulation Systems v. Autodesk

37 2023-02-08 【論稿】「内在特性と新規性ー免疫関連分野の発明を題材にしてー」（細田芳徳弁理士）

38 2023-02-08 知財高判平成31年(ネ)10007【…異常発生時にラダー回路を表示する装置】＜菅野＞間接侵害101条2号

39 2023-02-08 【論稿】データ（構造）の特許法における保護（下萩原勉）

40 2023-02-08 知財高判令和３年(行ケ)10111【レーザ加工装置】＜菅野＞　除くクレームと進歩性

41 2023-02-09 【米国】仮出願に基づく後願排除効　2018年1月改正MPEP 706.02(f),2136.03

42 2023-02-09 中村合同特許法律事務所のHPに「スポーツ法」を掲載しました。

43 2023-02-09 【新着YouTube動画】分割出願戦略（23分完全版）

44 2023-02-10 知財高判令和３年(行ケ)10093【PCSK9第二訴訟(リジェネロン)】　第一訴訟と異なりサポート要件×

45 2023-02-11 知財高判令和３年(行ケ)10140【電鋳管】＜菅野＞ *PBPクレームの明確性要件違反

46 2023-02-12 【米国特許】新規性MPEP　2015.04 CAFC　INEOS v. BERRY PLASTICS

47 2023-02-13 【米国特許】1995(CAFC) Exxon Chem. Patents v. Lubrizol

48 2023-02-14 【米国特許】2016.08 CAFC　Multilayer Stretch Cling Film

49 2023-02-15 【米国特許】2019.07 CAFC Enzo v. Roche

50 2023-02-16 【米国特許】2018.07 CAFC Boston University v. Everlight

51 2023-02-17 【商標】知財高判令和元年(行ケ)10078「AROMA ZONE」　★海外サーバ～日本人向けで国内使用○

52 2023-02-17 【商標】知財高判平成29年(行ケ)10071「COVERDERM」★海外サーバ～日本語⇒国内使用○

53 2023-02-17 【米国商標】Playboy v. Chuckleberry　⇒米国居住者からの新規購読申込みの受諾を禁止

54 2023-02-17 【商標】知財高判平成17年(行ケ)10095「PAPA JOHN'S」★海外サーバ～日本の需要者向けと認められない英語サイト⇒国内使用×

55 2023-02-17 【YouTube】海外サーバ問題（プログラムの「提供」と有体物の「譲渡」とは、パラレルであるか？）

56 2023-02-20 【商標】知財高判平成 25 年(行ケ)10031「グラム」事件～素材の商標が、被服についての使用でもある。

57 2023-02-22 【中国（論稿）】中国企業への技術ライセンスにおける保証責任のリスク低減―ビジネス環境に応じた最適スキームの考察―（2015 年　知財管理）

58 2023-02-24 知財高判平成 30 年(行ケ)10023【研磨用クッション材】＜大鷹＞

59 2023-02-24 東京地判平成 29 年(ワ)35663【エクオール含有大豆胚軸発酵物】＜沖中＞

60 2023-02-25 東京地判平成 19 年(ワ)27187【テレビジョン番組リストのユーザインタフェース】

61 2023-03-01 【米国特許】2020.08 CAFC　IP Bridge v. TCL

62 2023-03-02 【韓国特許】韓国特許法院 2022 年 2 月 17 日判決・2020 ホ 5832

63 2023-03-03 【米国特許】2016.03 CAFC　DSS v. Taiwan Semiconductor

64 2023-03-05 【米国特許】2021 連邦最高裁 Minerva v. Hologic

65 2023-03-05 【米国特許】2020.04 CAFC　Nike v. Adidas

66 2023-03-06 【米国特許】2020.11 CAFC In re Google Technology

67 2023-03-07 【米国特許】SIMO v. Hong Kong / SuperGuide v. DirecTV

68 2023-03-08 【米国特許】弁護士費用の敗訴者負担

69 2023-03-09 【米国特許】2020.02 CAFC　Samsung v. Prisua

70 2023-03-10 【米国特許】Paper Example ＜2021.7.1USPTO 通知＞

71 2023-03-13 【著作権】大阪地判令和 3 年(ワ)5086

72 2023-03-14 【米国特許/条文】271 条(g)　米国特許に係る製法を米国外で使用して生産した物を米国内に輸入する行為は侵害。

73 2023-03-15 【米国特許/条文】295 条

74 2023-03-16 大阪地判平成 28 年(ワ)4815【油冷式スクリュ圧縮機】＜杉浦＞

75 2023-03-17 大阪地判平成 27 年(ワ)8974【…ラダー回路を表示する装置】 事実を認めても充足性は自白不成立

76 2023-03-18 知財高判(大合議)平成 28 年(ネ)10046【エルプラット事件】⇒上告不受理

77 2023-03-20 【ドイツ】デュッセルドルフ高裁（2009 年）「プリペイドカード事件」

78 2023-03-20 【英国】EWHC [2002] Menashe v. William Hill

79 2023-03-20 【中国】最高人民法院 2021 年 5 月 25 日判決＜(2020)最高法知民終 746 号＞

80 2023-03-20 【韓国】ソウル中央地方法院 2007 年 9 月 7 日＜2006 ガ合 73442＞

81 2023-03-21 知財高判令和 3 年(行ケ)10090【噴射製品および噴射方法】＜大鷹＞

82 2023-03-22 【契約/違約金】大阪地判令和 3 年(ワ)4467　違約金⇒本件では損害額と同額の違約金の限度で有効。

83 2023-03-23 大阪地判令和元年(ワ)9842　結論として否定されたが、「作用効果不奏功の抗弁」が検討された!!

84 2023-03-24 「審判実務者研究会報告書 2022」

85 2023-03-25 【著作権】大阪地判令和 4 年(ワ)2064

86 2023-03-25 大阪地判令和 4 年(ワ)3374【微生物の生長制御方法】＜松阿彌＞

87 2023-03-27 知財高判令和 3 年(行ケ)10164【銅銀合金を用いた導電性部材…】＜本多＞

88 2023-03-27 【日本/刑事】最決平成 26 年 11 月 25 日・平成 25 年(あ)574＜集刑 315 号 187 頁＞、510＜刑集 68 巻 9 号 1053 頁＞

89 2023-03-28 【商標】知財高判令和 3 年(行ケ)10079<菅野>

90 2023-03-29 知財高判令和 2 年(ネ)10042【車両誘導システム】＜本多＞

91 2023-03-30 【著作権】大阪地判令和 2 年(ワ)9992　「原画が美術の著作物に当たると主張した」が、著作物性×

92 2023-03-30 【YouTube 裁判例 1 個紹介】知財高判令和 1 年(行ケ)10159【X線透視撮影装置】事件＜菅野＞

93 2023-03-31 【米国特許】2022.11 AMP Plus, Inc. (d/b/a ELCO Lighting) v. DMF, Inc. <CAFC>

94 2023-04-02 【専属管轄違反】大阪高判令和 4 年(ネ)1273

95 2023-04-03 東京地判令和 1 年(ワ)20074【エアロゾル発生システムのための加熱アセンブリ】＜國分＞

96 2023-04-04 【米国特許】非法定二重特許　MPEP804,サブセクション I.B.1.b)(iv)

97 2023-04-06 【米国】2015(CAFC)Dow v. Nova (2015)Teva v. Sandoz

98 2023-04-07 【論稿】「欧州特許におけるソフトウェア発明の技術的特徴に関する事例研究」（知財管理 2023 年 1 月号、ソフトウェア委員会第 1 小委員会）

99 2023-04-08 【論稿】〔米国〕流動的な機能的属クレームの記載要件とその対策（知財管理 2023 年 1 月号,高田奈生）

100 2023-04-10 【著作権】東京地判平成 31 年(ワ)8969

101 2023-04-11 【米国特許】2022.12 CAFC　Google v. Hammond　　＜付随禁反言＞

102 2023-04-12 【論稿】公知の用途と区別ができないとして用途発明が特許無効とされた事例（吉田広志教授）

103 2023-04-13 【論稿】特許権の越境侵害―近時の 2 つの裁判例を素材として―（愛知靖之教授,2022.9）

104 2023-04-14 知財高判令和 2 年(ネ)10042【車両誘導システム】＜本多＞　※控訴審逆転充足

105 2023-04-15 【商標】東京地判令和 2 年(ワ)1160＜國分＞　「KENT」「BROS.」

106 2023-04-15 大阪地判平成 27 年(ワ)8974【…異常発生時にラダー回路を表示する装置】事件

107 2023-04-17 知財高判令和 3 年(行ケ)10085【印刷された再帰反射シート】＜菅野＞

108 2023-04-19 【米国特許】2020.8.18　USPTO のメモランダム　　IPR で AAPA の扱い

109 2023-04-20 知財高判平成 29 年(行ケ)10201【美容器】＜髙部＞

110 2023-04-24 知財高判令和 3 年(行ケ)10140【電鋳管事件】※中村合同特許法律事務所の HP に解説記事をアップしました

111 2023-04-24 【米国特許】2022.06 CAFC　Novartis v. Accord Healthcare

112 2023-04-24 知財高判令和 4 年(行ケ)10019【多角形断面線材用ダイス】＜本多＞

113 2023-04-24 知財高判令和 4 年(行ケ)10027【耕耘爪】＜東海林＞　※「略一定」「略同じ」⇒明確性要件○

114 2023-04-25 【米国特許】2005.07 CAFC en banc　Phillips v. AWH Corp.

115 2023-04-26 【著作権】福岡地判令和元年(わ)1181<漫画村/刑事>　※本件リバースプロキシの設定は送信可能化権侵害

116 2023-04-27 【論稿】事業譲渡、買収及び倒産時のライセンス契約の対応について（知財管理 Vol.64, No.9, 2014）

117 2023-04-28 【著作権/出版権】東京地判令和 3 年(ワ)13720＜國分＞

118 2023-04-29 知財高判令和３年(行ケ)10135【スタッファー／フィラーポリヌクレオチド配列を含むベクター】＜菅野＞

119 2023-04-29 ★臨界的意義を認めた審決 2020-015732　【弾性波装置】事件

120 2023-05-01 【米国特許】2015 連邦最高裁 Commil v. Cisco　米国では単純方法クレームが超有用!

121 2023-05-02 【米国特許】2016.02 CAFC　　PPC Broadband v. Corning

122 2023-05-03 【米国特許】2018.03CAFC In re Power Integrations

123 2023-05-04 【米国特許】2022.08 CAFC　In re McDonald

124 2023-05-05 【著作権】ツイートの書籍への掲載が著作権法 32 条 1 項の適法な引用とされた例 : KuToo 事件

125 2023-05-08 【著作権】法 61 条 2 項の推定が覆された事例① 大阪高決平成 23 年 3 月 31 日「ひこにゃん事件」

126 2023-05-08 東京地判平成６年(ワ)22487【高硬度工具用焼結体】＜三村＞

127 2023-05-08 知財高判令和２年(行ケ)10146【TDI ラインイメージセンサ】＜菅野＞

128 2023-05-10 【肖像権】東京地判令和２年(ワ)33192＜中島＞

129 2023-05-11 知財高判令和３年(行ケ)10056【情報処理装置事件】＜東海林＞　サブコンの発明特定事項

130 2023-05-12 【米国商標/特許・意匠】In re Reelex Packaging Solutions (CAFC 2020.11.5)

131 2023-05-13 【米国特許】Almirall v. Amneal (CAFC) 2022.3.14

132 2023-05-13 大阪地判平成 27 年(ワ)8974【…異常発生時にラダー回路を表示する装置】<高松>

133 2023-05-15 東京地判平成 20 年(ワ)19874【医療用器具】＜大鷹＞

134 2023-05-16 知財高判平成 17 年(ネ)10125【シロスタゾール】＜佐藤＞

135 2023-05-17 【米国特許】2010.03 CAFC en banc　　Ariad v. Eli Lilly

136 2023-05-17 【新着 YouTube】５月 26 日のドワンゴ大合議判決を前に、今知っておくべき諸論点の総覧

137 2023-05-19 【論稿】製薬会社によるプロダクトホッピングの反トラスト法上の評価（鞠山尚子、2017.9）

138 2023-05-22 【人格権】東京地判令和３年(ワ)30051　～「平穏な日常生活が害されたということはできない」

139 2023-05-22 東京地判令和２年(ワ)28889【アスベスト含有壁の処理方法】

140 2023-05-23 審判実務者研究会報告書 2022<テーマ 1>高石所属

141 2023-05-24 審判実務者研究会報告書 2022<テーマ 2>明確性要件

142 2023-05-25 審判実務者研究会報告書 2022<テーマ 3>　新規性判断における内在特性

143 2023-05-26 審判実務者研究会報告書 2022<テーマ 4>　相違点が…ゲームのルール…である場合の進歩性

144 2023-05-26 知財高判令和４年(ネ)10046「ドワンゴ大合議判決」　　特許権者（ドワンゴ）逆転勝訴!!

145 2023-05-27 【商標】審判実務者研究会報告書 2022<テーマ 5>　結合商標の類否判断

146 2023-06-02 知財高判令和４年(ネ)10093【乳がんの処置におけるエリブリンの使用】＜大鷹＞

147 2023-06-02 「分割出願に対する審査中止」

148 2023-06-02 「期間徒過後の救済規定に係る回復要件の緩和」

149 2023-06-05 知財高判令和３年(行ケ)10136【半田付け装置】＜本多＞

150 2023-06-05 【米国特許】2023.05 米国連邦最高裁判決 Amgen v. Sanofi　　⇒実施可能要件×

151 2023-06-05 知財高判平成 31 年(ネ)10007【…ラダー回路を表示する装置】＜菅野＞

152 2023-06-07 【商標】知財高判令和４年(行ケ)10023【ベガスベガス事件】

153 2023-06-07 東京地判令和２年(ワ)29897＜國分＞「職務発明対価請求事件」

154 2023-06-08 知財高判令和４年(行ケ)10030【ポリエステル樹脂組成物の積層体】＜菅野＞

155 2023-06-09 知財高判令和４年(行ケ)10037【空調服の空気排出口調整機構】＜本多＞

156 2023-06-10 知財高判平成 28 年(行ケ)10152【電荷制御剤】＜森＞

157 2023-06-10 【商標】知財高判令和３年(行ケ)10087（不使用取消）「ＩＲＯ PARIS」

158 2023-06-12 東京高判平成 11 年(行ケ)230【磁気テープ用ガイド】＜山下＞

159 2023-06-13 知財高判令和３年(行ケ)10093「PCSK9 に対する抗原結合タンパク質」２次判決（リジェネロン）＜菅野＞

160 2023-06-14 知財高判令和３年（行ケ）第 10140 号【電鋳管事件】＜菅野＞　ＰＢＰクレームの明確性要件×

161 2023-06-15 知財高判令和３年(行ケ)10096【光源】＜本多＞

162 2023-06-16 【商標】知財高判令和４年(行ケ)10002＜東海林＞

163 2023-06-17 大阪地判平成 17 年(ワ)10821【台車固定装置】

164 2023-06-17 知財高判令和３年(行ケ)10144【ドットパターン】＜菅野＞

165 2023-06-19 【著作権/プ】知財高判令和４年(ネ)10019　発信者情報開示請求

166 2023-06-20 【不競法２条１項３号】東京地判令和３年(ワ)3418＜國分＞　「最初に販売された日」

167 2023-06-22 【論稿/意匠】「創作非容易性の判断に関する考察」（佐々木　眞人弁理士）(パテント 2021 Vol.74No.3)

168 2023-06-22 【論稿】「用途発明の新規性と効果」（パテント 2021、３月号）（大須賀滋元裁判官）

169 2023-06-23 【論稿】分割出願の戦略的活用事例（鈴木守弁理士、安井友章弁護士）（パテント 2020 Vol.73, No.1）

170 2023-06-24 【商標/論稿】色彩のみからなる商標に係る審決取消訴訟の現状（大塚理彦）(パテント 2021 Vol.74, No.4)

171 2023-06-25 【論稿/一般】「私の書棚（特許実務に有用な書籍、日本語の発信）」会社法務 AtoZ2023 年６月号

172 2023-06-26 知財高判令和４年(行ケ)10092【プログラム】＜東海林＞　中位概念化が新規事項追加でないとされた事例

173 2023-06-27 知財高判令和４年(行ケ)10009【ガス系消火設備】＜大鷹＞

174 2023-06-28 【論稿】医薬品特許紛争の和解と独占禁止法（鞠山尚子、2021.9）

175 2023-06-29 知財高判令和３年(行ケ)10027【情報提供装置】＜大鷹＞

176 2023-06-30 知財高判平成 28 年(ネ)10093【…スキンケア用化粧料】＜清水＞

177 2023-06-30 【商標】知財高判令和４年(行ケ)10122＜本多＞　「朔北カレー」事件

知財高判令和２年(行ケ)10089【…チャイルド…シート】＜東海林＞

Ameblo 元投稿日：2023-01-02

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12782248249.html

令和２年(行ケ)10089【…チャイルド…シート】＜東海林＞

*クレーム文言が、明細書/図面において通常と異なる意味で定義/説明されていない限り、通常の意味で解釈される。

⇒「…別異の，それらに更に追加される構造要素」とした本件審決のクレーム文言解釈は誤り。

⇒進歩性×

（判旨抜粋）

発明の要旨認定は，特許請求の範囲の記載に基づいて行うべきであり，発明が属する技術分野における優先日前の技術常識を考慮した通常の意味内容により特許請求の範囲の記載を解釈するのが相当である。もっとも，特許請求の範囲の記載の意味内容が，明細書又は図面において，通常の意味内容とは異なるものとして定義又は説明されていれば，通常の意味内容とは異なるものとして解される余地はあるものの，そのような定義又は説明がない場合には，上記のとおり解釈するのが相当である。

…本件発明では，支持部材が，シートシェルの内側のみにあるとか，シートシェルの側面や背面を覆っていないという特定はないし，支持部材がシートシェルと別の骨格構造体を備えるとの特定はなく，また，本件明細書の段落【００３１】にもそのような記載はない。…従来技術（技術常識）における「シートシェル」及び「子供を支える柔軟性のある素材」とは別異の，それらに更に追加される構造要素と…の本件審決の解釈を採用すべき根拠を見出すことはできない…。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-90833.pdf

知財高判平成 30 年(ネ)10034【ソレノイド】＜菅野＞　控訴審逆転充足

Ameblo 元投稿日：2023-01-03

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12782413373.html

平成 30 年(ネ)10034【ソレノイド】＜菅野＞

端部部材それ自体によって「密封」される必要があるか否かのクレーム文言解釈の判断が変更され、特許権者が逆転勝ち!!

⇒Ｏリングと併せて効果を発揮するから充足。

控訴審逆転の 7 割以上はクレーム文言解釈の変更

発明の詳細な説明のどの段落に着目するかで結論が左右された。

⇒控訴審で特許権者逆転勝訴(原審：平成 29 年(ワ)3569)

*一審と控訴審ともに、「密封嵌合」の解釈が争点。

⇒結論は逆。

【請求項１】…取付孔に密封嵌合して該取付孔の開口部を塞ぐ耐食性材料による端部部材…を設けることを特徴とするソレノイド。

（判旨抜粋）…どの程度の「ぴっちりと封をする」ように機械部品が「嵌合」すれば本件発明における「密封嵌合」に当たるかについては特許請求の範囲の記載からは必ずしも一義的に特定されるものではないから、用語の意義を解釈するために本件明細書の記載を見てみると、本件明細書には、「前記取付孔に密封嵌合して該取付孔の開口部を塞ぐ耐食性材料による端部部材を備えることを特徴とする。」（【００１５】）、「これにより、取付孔の内部に収容されたソレノイドの端部部材より奥側の部材は外部に露出されることはなく、また、外部雰囲気（湿気や水などの流体）の進入が端部部材により抑制されるので、相手側ハウジング部材に組み付けられた状態における耐食性を向上させることが可能となる。」（【００１６】）との記載がある。こうした本件明細書の記載を踏まえると、…「密封嵌合」における「密封」とは、外部雰囲気（湿気や水等の流体）の進入を「抑制」する程度のものを指す…。…また、本件発明は、「外部雰囲気の進入を抑制するために前記取付孔と前記端部部材との間に配置されるシール部材」（…）との発明特定事項を有しており、本件明細書には、「前記取付孔と端部部材との間にシール部材を備えることも好適である。これによって、より外部雰囲気の進入が抑制される。」（【００１９】）との記載があることから、本件発明における「取付孔と端部部材との間に配置されるシール部材」も、より外部雰囲気の進入を抑制するために設けられる部材であるということができる。このように、本件発明は、外部雰囲気の進入を抑制する構成として、①…端部部材と、②…シール部材の２つの構成によって…ソレノイドの耐食性の向上という本件発明の効果がもたらされると解されるのであるから、「端部部材」のみによって外部雰囲気の進入を完全に抑制する必要があると限定して解釈する理由もない。

被告製品は…プレートの外側の端部にはシール部材が設けられており、前記取付孔に収容されると、ボディと取付孔の間を密封して外部の空気、水分等が進入するのを抑制する…構成を有していることは当事者間に争いがない。…

乙１実験、乙１４実験、甲４９実験、甲５８実験、乙１９実験及び乙２０実験の試験結果によれば、端部部材とシール部材（Ｏリング）を備えた被告製品においては、外部雰囲気（湿気や水等）の流入が完全に抑制されていることが認められる。そうすると、被告製品は、端部部材（H）をボディの上部側の開口部に嵌合させることにより外部雰囲気の流入を抑制し、シール部材の構成を備えることにより、ボディと取付孔の間を密封して外部雰囲気の流入をより抑制する効果を奏するものであるから、被告製品は…「『密封』嵌合」の文言も充足する。…

https://t.co/LnO9Icmsiv

【特許】分割出願～子出願が分割要件違反/新規事項追加だと、孫の出願日が、親の出願日まで遡らない!

Ameblo 元投稿日：2023-01-04

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12782564506.html

【特許】親子孫…と分割出願したとき、子出願に分割要件違反/新規事項追加の違法があると、孫の出願日が、親の出願日まで遡らない!

子出願後の補正は遡及効を有し、補正の内容によって分割の適否が変動する。新規事項追加の瑕疵が解消されていない場合は、孫出願日は親出願日まで遡らない。

新規事項追加の判断に関する分割要件と補正要件の異同⇒裁判例では同じ基準で判断。

子出願の拒絶確定、これに基づく特許の無効確定又は子出願の取下げだけを理由に、適法にされた孫出願の分割が不適法になるわけではない。

https://www.nakapat.gr.jp/ja/legal_updates_jp/%e3%80%90%e7%89%b9%e8%a8%b1%e2%98%85%e2%98%85%e3%80%91%e5%af%a9%e6%b1%ba%e5%8f%96%e6%b6%88%e8%ab%8b%e6%b1%82%e4%ba%8b%e4%bb%b6%ef%bc%88%e8%a6%aa%e3%83%bb%e5%ad%90%e3%83%bb%e5%ad%ab%e3%81%a8/

【米国】Georgetown Rail v. Holland～preamble と権利範囲の限定

Ameblo 元投稿日：2023-01-04

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12782571634.html

【米国特許】2017.08 CAFC Georgetown Rail v. Holland

物の発明につき、当該事案では preamble が権利範囲を限定しないとしたが、限定し得る５つの場合を判示した。（“mounted on a vehicle for movement along the railroad track”は、発明の主要な用途を説明する記載であり、構造上の限定ではない。）

（１）必須の構造（本質的構成）またはステップが preamble に記載されている場合

（２）クレーム本文が、争いとなっている preamble の文言を先行詞として援用している場合

（３）クレーム本文における限定や用語を理解するために preamble が不可欠（本質的）である場合

（４）明細書中で重要であると強調された追加的構成またはステップが preamble に記載されている場合

（５）従来技術からクレーム発明を差別化するために、出願経過において preamble に明示的に拠った場合

＜参考＞2021.08　CAFC　Eli Lilly v. Teva

装置や組成物のクレームとは対照的に、装置や組成物を使用する方法は、その方法が「何であるか」に向けられるのではなく、通常、その方法が 「何を行うか 」に完全に依存している。方法が何を行うかは、通常、前文に記載されているから、使用方法の目的は、前文により限定的に解釈される傾向がある。

（※米国でも、方法発明は preamble で限定解釈される場合がある）

https://www.itohpat.co.jp/ip/38/

知財高判平成 17 年(行ケ)10608＜篠原＞　「除くクレーム」の訂正要件

Ameblo 元投稿日：2023-01-06

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12782879391.html

平成 17 年(行ケ)10608＜篠原＞　「除くクレーム」の訂正要件

⇒重なりを除く訂正でないし、先行技術と技術的思想が顕著に異なる旨の主張立証なし

⇒訂正要件×

「先行技術との重なりを除く訂正を…明細書に記載した事項の範囲内のものであると取り扱うことの当否はさておき…」

（判旨抜粋）

…先行技術との重なりを除く訂正を，いわゆる「除くクレーム」として，明細書に記載した事項の範囲内のものであると取り扱うことの当否はさておき，…本件訂正事項は，鉄系材料におけるアルミニウムについて，「不可避的不純物として含まれる量を超える量のアルミニウムを含まない」とするものであるところ，…本件特許明細書の記載はもとより，本件出願時の当業者の技術常識…を参酌しても…「不可避的不純物として含まれる量を超える量」が，どのような量であるかが明確であるとは認められない以上，本件訂正によって，「アルミニウムを０．０３－０．１％（好ましくは０．０３－０．０７％）」含むという引用発明との重なりが除かれるとは，直ちには，認めることができない。そして，脱酸剤として添加されたアルミニウムも不可避的不純物という場合があるという…当業者の技術常識に従うと，アルミニウムが脱酸剤として添加される場合，最終製品の性質に対する影響から，その割合が０．１パーセント以内に限る趣旨の記載が先行技術に係る公開特許公報等にみられること…からも，引用例のように，鉄系材料に０．０３パーセントから０．１パーセントのアルミニウムを含む場合も，「不可避的不純物として含まれる量を超える量のアルミニウムを含まない」場合であるともいい得るのであり，この意味でも，本件訂正事項により引用発明と本件発明１との重なりは除かれていないこととなる。したがって，本件訂正事項は，鉄系材料におけるアルミニウムの含有の点について，引用発明と本件発明１との重なりを除くものであるとは認められないのであるから，重なりが除かれることを前提とする原告の主張は，そもそも，その前提を欠く…。…

…いわゆる「除くクレーム」についての上記取扱いは…審査基準…のとおり，先行技術と技術的思想としては顕著に異なり本来進歩性を有する発明であるが，たまたま先行技術と重複するような場合に許されるとされており，補正の有無にかかわらず当該先行技術と技術的思想が顕著に異なる発明について許されるとされているものと解される。本件において，鉄系材料におけるアルミニウムの含有について，本件訂正事項のように限定することは，本件特許明細書に記載していない事項であるし，そのような限定が，本件特許明細書から自明な事項であるともいえない…から，上記取扱いによる本件訂正の適法性をいうためには，原告は，鉄系材料におけるアルミニウムの含有についての限定がないと解される本件発明１について，先行技術である引用発明と技術的思想としては顕著に異なり本来進歩性を有する旨の主張・立証をすることを要すると解されるところ，原告は，鉄系材料について「不可避的不純物として含まれる量を超える量のアルミニウムを含まない」発明と引用発明との技術的思想の違いを主張するのみであって，この点でも原告の主張は，理由がない。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-33236.pdf

知財高判平成17年(行ケ)10143【フィルター基材】＜中野＞　*測定方法に関する明確性要件×

Ameblo 元投稿日：2023-01-07

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12783037318.html

平成17年(行ケ)10143【フィルター基材】＜中野＞

*測定方法に関する明確性要件×

⇒明細書中で有意としている有効桁数を測定可能な条件等を記載する必要あり

～小数第3位までの数値に意味があるが，その小数第3位の値を正確に特定できない。

=H13(行ケ)209（実施可能要件×）

（判旨抜粋）

…特許請求の範囲で規定する「Ｙ／Ｘ^2」の値は…小数第３位までの数値に意味があるものであるところ，ある試料について「Ｙ／Ｘ^2」の数値を求めた場合に，その数値の小数第３位に測定誤差が現れてしまうというのでは，その試料が特許請求の範囲に包含されるかどうかを確定することができない事態が生じてしまう…。したがって，「Ｙ／Ｘ^2」の値は小数第３位までの数値が正確に特定されるものでなければならない…。以上のとおり，「Ｙ／Ｘ^2」の値が小数第３位までの数値に意味があるにもかかわらず，その小数第３位の値を正確に特定することができないものである以上は，「Ｙ／Ｘ^2≧０．０３」という構成によって本件発明の技術的範囲を明確に表すことはできない。この点において，本件明細書の特許請求の範囲の記載は不明確なものであるといわざるを得ず，本件発明の構成に欠くことができない事項のみが記載されているということはできない。そうすると，本件明細書の記載は法３６条５項２号所定の要件を満足していない…。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-9353.pdf

東京高判平成13年(行ケ)209【電子写真複写機用クリーニングブレード】　測定方法に関する実施可能要件×

Ameblo 元投稿日：2023-01-07

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12783037437.html

平成13年(行ケ)209【電子写真複写機用クリーニングブレード】

測定方法に関する実施可能要件×

⇒明細書中で有意としている有効桁数を測定可能な条件等を記載する必要あり

使用するカラムの種類・本数が異なると，比が異なると考えられていた

=H17(行ケ)10143（明確性要件×）

（訂正後のクレーム）重量平均分子量（Mw）と数平均分子量（Ｍｎ）の比（Mw／Ｍｎ）が，ＧＰＣ法の測定によって２以下である分子量分布を有するポリオールとポリイソシアネートとを反応させてなるウレタンゴムからなることを特徴とする電子写真複写機用クリーニングブレード

（判旨抜粋）

…比（Mw／Ｍｎ）の数値に注目すると，小数点以下第一位までを有効数字としていること，及び，数値２．０のＦＴ５を本件訂正前発明の具体例とし，数値２．１のＦＴ１１を比較例とし，これら小数点以下第一位が「１」違うものを対比して，上記効果を裏付けようとしていることから，当初明細書は，比（Mw／Ｍｎ）の具体的数値として，小数点以下第一位までを有意なものとしていると認められる。

甲４文献の…記載によれば，同文献が発行された昭和４３年当時，…同じＧＰＣ法による場合であっても，使用するカラムの種類・本数が異なると，やはり比（Mw／Ｍｎ）が異なるものと，一般的に考えられていた，と認めることができる。…分子量分布を示す比（Mw／Ｍｎ）の算出において，その求め方を特定しなければ，比（Mw／Ｍｎ）の数値を，小数点以下第一位までを有効桁数として得ることはできないとの知見が，甲４文献の出版当時，すなわち本件出願前に，一般的なものとして存在していたものと認められる。そして，…上記状況は本件出願時にも継続して存在していたと推認できるのである。

…結局，当初明細書には，比（Mw／Ｍｎ）の値が２以下（小数点以下第一位までを有意なものとする）であるポリオールをどのように求めたらよいのか，記載されていないことになり，本件発明の原材料としてどのようなポリオールを用いればよいのか，当業者は理解できない。したがって，当初明細書には，当業者が容易に本件訂正前発明を実施することができる程度に，発明の構成が記載されている，と認めることはできない。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-11245.pdf

東京地判平成 30 年(ワ)17586 等【医薬】（興和 v.東和薬品）　二次判決　（損害賠償請求事件では特許権者敗訴）

Ameblo 元投稿日：2023-01-09

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12783380657.html

東京地判平成 30 年(ワ)17586,平成 31 年(ワ)7191,令和 2 年(ワ)7989,令和 3 年(ワ)8097＜柴田＞

【医薬】（興和 v.東和薬品）

先行する差止請求事件（平成 29 年(ネ)10090＜高部＞）は特許権者勝訴（先使用不成立）

⇒損害賠償請求事件（本件）はサポート要件違反

*発明の課題を具体的数値で再設定した

⇒結晶セルロース無しで課題達成認識不可

（控訴審は進歩性×）

（判旨抜粋）

…本件各発明の課題は、ラクトン体の生成率を抑制した医薬品を提供することであり、その課題の解決とは、本件各発明が医薬品を提供する発明であることを前提として、水分含量を「２．９質量％以下」という一定値以下にすることによりラクトン体の生成率（４０℃７５％ＲＨ２か月後）が０．２３％と０．３５％の間のいずれかの値以下に抑制されたことをいう…。

…処方例１に基づき製造された口腔内崩壊型錠剤については、固形製剤の水分含量を２．９質量％以下にすることによって、ラクトン体の生成を相当量に抑制することができ、本件各発明の課題が解決されたことが記載されているといえる。

他方、本件明細書には、本件各発明の実施例としては、上記の実施例の記載があるだけであって、表２の処方例１に基づき製造された口腔内崩壊型錠剤以外の構成を有する本件各発明の医薬品について、本件各発明の固形製剤の水分含量を２．９質量％以下にした場合のラクトン体の生成率を示した実施例の記載はない。

…処方例１に基づき製造された口腔内崩壊型錠剤に含有する結晶セルロースがピタバスタチンカルシムの安定性に寄与した可能性がある…。これに加えて、本件明細書には、本件各発明の固形製剤の水分含量を２．９質量％以下にすることによって、ラクトン体の生成が抑制される具体的な作用機序についての記載はない…。そして、表２の処方例１に基づき製造された口腔内崩壊型錠剤以外の構成について、固形製剤の水分含量を２．９質量％以下にすることによって、ラクトン体の生成率がどのようになるか示した実施例の記載もなく、また、処方例１に基づき製造された口腔内崩壊型錠剤の結晶セルロースを除いた構成によってラクトン体の生成率を抑制した医薬品を提供することができるとの技術常識もない。

これらを併せて考えれば、本件明細書の記載から、当業者が、本件各発明の固形製剤の水分含量を２．９質量%以下にすることにより、**結晶セルロースを除いた構成によってラクトン体の生成率（４０℃７５%ＲＨ２か月後）が０．２３%と０．３５%の間のいずれかの値以下に抑制された医薬品を提供することができると認識することはできず**、本件各発明の課題を解決することができると認識することはできないというべきである。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-91417.pdf

知財高判令和４年(ネ)10052＜本多＞【医薬】（興和 v.東和薬品）*先行する差止請求事件は特許権者勝訴

Ameblo 元投稿日：2023-01-10

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12783549296.html

令和４年(ネ)10052＜本多＞【医薬】（興和 v.東和薬品）

*先行する差止請求事件は特許権者勝訴

平成 29 年(ネ)10090＜高部＞先使用不成立

⇒本件は進歩性×

*原判決はサポート要件×

「…が乙 12 発明の必須の構成であると認めることはできない。…変更することに阻害要因が…ない」

（判旨抜粋）

…控訴人は、乙１２発明は「ポリビニルアルコール又はセルロース誘導体をフィルム形成剤として含む材料の層でコーティングされた構成」を必須の構成とするものであり、これを…他のコーティングに変更することは想定されていないから、上記の必須の構成を相違点２に係る本件訂正発明６の構成に変更することには阻害要因がある旨主張する。

しかしながら、…乙１２発明の適切な「膜形成剤」は、（環境影響に敏感な）粒子又は活性物質を含む医薬剤形のコアにコーティングの形態で塗布され、環境影響（酸化及び／又は環境湿度等）から活性物質を保護する任意のものであり、最も好ましい「膜形成剤」は、活性物質を酸化から保護する任意のものであるとまず理解され、当該任意の「膜形成剤」のうち好適なものがポリビニルアルコール（ＰＶＡ）及びセルロース誘導体からなる群から選択されるものであると理解するのが自然であるから、「ポリビニルアルコール又はセルロース誘導体をフィルム形成剤として含む材料の層でコーティングされた構成」が乙１２発明の必須の構成であると認めることはできない。したがって、この構成を相違点２に係る本件訂正発明６の構成に変更することに阻害要因があるということはできない。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-91429.pdf

東京地判平成 20 年(ワ)38602【無線アクセス通信システム】＜東海林＞　サポート要件、実施可能要件×

Ameblo 元投稿日：2023-01-11

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12783714900.html

平成 20 年(ワ)38602【無線アクセス通信システム】＜東海林＞

発明の詳細な説明に記載がない

⇒サポート要件×

「本件発明…の…と解釈される部分は…本件明細書等の発明の詳細な説明に記載のない事項であり，かつ…発明の課題を解決できると認識できる範囲のものでもなく…。」

⇒実施可能要件×

作用効果を奏するように実施できる必要あり。

（判旨抜粋）

…本件当初明細書等に記載された時刻の制御は，交換システムの内部構成におけるプロセッサからボコーダに送信する時刻を制御することを意味するものであって，「交換システム」の「出口」から「送信」する「時刻」を制御するものについては何らの記載もなく，また，示唆もない…。…本件発明…「入トラヒックを運ぶパケットが当該交換システムの出口から送信される時刻の前の所定のウィンドウ時間内に当該交換システムの入口で受信されるように入トラヒックを当該交換システムの出口が送信する時刻を制御する手段」と解釈される部分は…本件明細書等の発明の詳細な説明に記載のない事項であり，かつ，本件明細書等の発明の詳細な説明の記載により当業者が当該発明の課題を解決できると認識できる範囲のものでもなく，また，その記載や示唆がなくとも当業者が出願時の技術常識に照らし当該発明の課題を解決できると認識できる範囲のものともいえない…。

…実施可能要件を満たすためには，出願当時の技術常識からみて，当業者が，出願に係る発明を正確に理解でき，かつ過度の試行錯誤を経ることなく発明を再現することができるだけの記載がなければならず，その結果，所期の作用効果を奏することができるものであることを要すると解するのが相当である。…

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-83253.pdf

【著作権】東京地判令和３年(ワ)1333＜田中＞　公衆送信権侵害の幇助と認定された。

Ameblo 元投稿日：2023-01-12

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12783875638.html

【著作権】令和３年(ワ)1333＜田中＞

インターネット上の海賊版サイト（漫画村）に掲載する広告主を募り、広告の出稿を取り次いでサイト運営者側に広告料を支払った行為が、公衆送信権侵害の幇助と認定された。（広告主が幇助と認定された訳ではない。）

⇒広告掲載料がほぼ唯一の資金源であったことも理由とされた。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-90901.pdf

大阪地判令和２年(ワ)3247, 8842　　訴訟提起が不法行為!!

Ameblo 元投稿日：2023-01-13

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12784046662.html

大阪地判令和２年(ワ)3247, 8842

「訴えの提起が…違法な行為といえるのは,…事実的，法律的根拠を欠くものである上,…通常人であれば容易にそのことを知り得たといえるのにあえて訴えを提起したなど，訴えの提起が裁判制度の趣旨目的に照らして著しく相当性を欠く…ときに限られる」

⇒不法行為成立!!

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-90580.pdf

中村合同特許法律事務所のHP～「知財ミックス～複数の知的財産権による多面的保護と権利行使～」

Ameblo 元投稿日：2023-01-14

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12784240020.html

中村合同特許法律事務所のHPに「知財ミックス～複数の知的財産権による多面的保護と権利行使～」の記事が掲載されました。

特に、創作物の機能的特徴が構造として描写できる場合は、機能が意匠の要部と認定されやすいため、特許と意匠の二重保護が可能であり、非常に有効です。

https://www.nakapat.gr.jp/ja/practices-details/ip-mix/

知財高判令和３年(行ケ)10137【作業機】＜東海林＞　※公然実施品の外観から認識できない⇒新規性〇

Ameblo 元投稿日：2023-01-14

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12784240688.html

令和３年(行ケ)10137【作業機】＜東海林＞

「展示」(参加者は、触れることは許された)

⇒公然実施品から、外観から認識できない構成要件は開示無し。新規性あり

*追試は信用性×

*展示会出席者のブログは認識不足

触れることで当業者が認識可能であれば、新規性×という枠組み?

（判旨抜粋）

原告は、本件展示会において、本件発明に係る作業機と同じ構造（ガススプリングの向きが逆である点を除く。）を有する検甲１を見た当業者は、力学的な技術常識から構成要件Ｇの理論的説明を認識できると主張し、構成要件Ｇは検甲１を見れば認識できるから検甲１は構成要件Ｇを備えると主張する…。しかし、…エプロンを跳ね上げるのに要する力（Ｆｓ）とエプロンの角度に係る…関係に照らすと、…構成要件Ｇにおける「エプロンを跳ね上げるのに要する力は、エプロン角度が増加する所定角度範囲内において徐々に減少」するとの構成を有しているか否かは、アシスト機構で採用される「ガススプリング」の特性（ストローク長とガス反力の関係等）に依存するものであり、外観のみから認識できる性質のものではない…。…

甲１０３は、本件訴訟が提起された後…に測定された結果を示すものであり、約６年半前…に開催された本件展示会における検甲１の状態を示すものとは認められない…。…甲１０３の測定結果は、甲１０６の２に撮影された作業機の挙動とは整合しないものと認められ、その測定結果に信用性があるとは認められない。…

…本件展示会から約２か月後の…ブログ…には、「バネがキツくて持ち上がらない均平板がラクに持ち上がるようになる…みたいです。」と記載されて…いる。…しかし、これらの記載によれば、アシスト機構によって均平板を持ち上げるのに要する力が軽くなるようにされていたことは窺われるものの、「エプロンを跳ね上げるのに要する力は、エプロン角度が増加する所定角度範囲内において徐々に減少する」ということを体験できたことが記載されていると認めることはできない。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-91384.pdf

2019.08 CAFC Iridescent Networks v. AT&T　親出願の出願経過

Ameblo 元投稿日：2023-01-16

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12784523168.html

2019.08　CAFC Iridescent Networks v. AT&T

親出願の出願経過において述べた意見は、継続出願の特許クレームに関係する場合は、継続出願のクレーム文言解釈に影響する。

Enablement 要件に関する主張がクレーム範囲を狭める結果になった。

https://openlegalcommunity.com/enablement-argument-narrowed-claim-scope/

【商標】知財高判令和元年(行ケ)10078「AROMA　ZONE」譲渡場所が国外でも、国内使用／展示

Ameblo 元投稿日：2023-01-16

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12784525326.html

【商標】令和元年(行ケ)10078「AROMA　ZONE」＜鶴岡＞

商標権者からフランスの販売業者への譲渡場所が国外でも、日本の消費者への販売を認識した譲渡と、当該業者による日本向けの販売・展示等の事実に基づき、日本国内での使用が認められた!!

<Keywords>

「フランスに在住する日本人Aが運営するオンラインショップ

日本語

日本向けに商品販売

日本円

日本において消費者に販売されることを認識」

（判旨抜粋）

「ランジュビオは，フランスに在住する日本人Aが運営するオンラインショップであり，日本語で運営され，日本向けに商品販売を行っている。…本件要証期間中…ランジュビオのウェブページには，原告製品である瓶やガラス製容器が販売商品として掲載され，日本円で価格が表示されている。

…原告は，ランジュビオに対し，日本において消費者に販売されることを認識しつつ本件商標を付して使用立証対象商品を譲渡し，ランジュビオは，本件要証期間中に，本件商標を付した状態で日本の消費者に対して本件使用対象商品を譲渡した事実を推認することができるし，少なくとも，ランジュビオが譲渡のための展示をしたことは明らかである。

かかる事実によれば，本件商標は，本件要証期間内に，商標権者である原告によって，日本国内で，使用立証対象商品に，使用されたものと評価することができる。」

⇒国外での譲渡に加え、日本の消費者への販売を認識していたことと、日本向けの販売・展示等の事実を踏まえて、「日本国内での使用」と認められた。

⇒ドワンゴ先行事件知財高裁判決の「プログラムの提供」が、有体物にも通ずるかという論点に関し、参考になる判決。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-89219.pdf

【米国特許】2020.03　CAFC Comcast v. ITC　　米国関税法 337 条

Ameblo 元投稿日：2023-01-17

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12784689407.html

【米国特許】2020.03　CAFC Comcast v. ITC

米国関税法 337 条～本件のように輸入後の顧客による侵害を誘引した場合は、輸入時には非充足でも、輸入後に顧客が使用することで充足となる製品も適用範囲に含まれる。

（Comcast の顧客が X1 システムを使用すると直接侵害となる。）

https://t.co/2KsoB6daWf

2019.05　米国連邦最高裁 Mission Product v. Tempnology

Ameblo 元投稿日：2023-01-18

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12784888492.html

2019.05　米国連邦最高裁 Mission Product v. Tempnology

商標権ライセンサーが破産し、連邦破産法 365(a)に基づき未履行契約の履行を拒絶しても、ライセンシーによる当該商標の継続使用（ライセンス）が認められた。

連邦破産法 365(n)で用いられる「知的財産」の定義（同法 101(35A)）に商標が含まれていないため論点となっていた。

https://system.jpaa.or.jp/patent/viewPdf/3468

【中国裁判例】最高人民法院(2020)最高法知民終 621 号（判決日 2021 年 12 月 18 日）

Ameblo 元投稿日：2023-01-20

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12785161970.html

【中国裁判例】最高人民法院(2020)最高法知民終 621 号（判決日 2021 年 12 月 18 日）

本件では、守秘期間終了後は、本件ノウハウを自ら使用できるが、第三者に使用させることはできない。ライセンシーは、権利侵害法上の一般の不作為義務及び信義則に基づく契約付随の守秘義務を負い続ける。

⇒日本法上も参考になる。

https://kyk-ip.com/2022/03/01/%E3%80%90%E4%B8%AD%E5%9B%BD%E3%80%91%E3%80%8C%E6%9C%80%E9%AB%98%E4%BA%BA%E6%B0%91%E6%B3%95%E9%99%A2%E7%9F%A5%E7%9A%84%E8%B2%A1%E7%94%A3%E6%A8%A9%E8%A3%81%E5%88%A4%E6%89%80%E8%A3%81%E5%88%A4%E8%A6%81/

2022.08 CAFC In re McDonald <Recapture rule>

Ameblo 元投稿日：2023-01-21

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12785373094.html

2022.08 CAFC In re McDonald

<Recapture rule>Reissue により権利範囲を拡張する場合、元の特許の権利取得のために出願手続中に意図的に放棄された保護対象を再取得できない。

⇒Recapture rule は、102 条,103 条のみならず、101 条を克服するための補正にも適用される。

https://patent-law.hatenablog.com/entry/2022/08/12/020827

【不競法】東京地判令和２年(ワ)19889

Ameblo 元投稿日：2023-01-23

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12785636153.html

【不競法】令和２年(ワ)19889

「原告は、…システム開発の業務に従事する技術者を派遣して、被告会社はその業務委託料を支払っているから、その当時、両社は良好な関係にあったということができる。…本件メールの『グループ会社（株式会社ソフトユージング）』との記載が虚偽であるとまでは認められず、他にこれを認めるに足りる証拠はない。」

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-90987.pdf

知財高判令和３年(行ケ)10157,10155【運動障害治療剤】<本多>※対象患者を限定して進歩性〇

Ameblo 元投稿日：2023-01-24

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12785805522.html

令和３年(行ケ)10157,10155【運動障害治療剤】<本多>

※有効成分と病名が同じであったが、対象患者を限定することで新規性・進歩性が認められた!!

＜一致点＞

有効成分

パーキンソン病動物を対象

L-ドーパと併用

＜相違点１＞

本件発明は、

「…ウェアリング・オフ現象および／またはオン・オフ変動を示すに至った段階の患者」を対象とし、

「…ウェアリング・オフ現象および／またはオン・オフ変動のオフ時間を減少させるために前記患者に投与され」、

「...Ｌ－ドーパ療法」において投与される

Cf.（骨折抑制の）対象部位を（前腕部に）限定したが新規性が否定された令和３年(行ケ)10066、令和４年(ネ)10065＜東海林＞と対比して要検討。

⇒従来医薬品が当該「対象患者」「部位」に効くことを優先日当時の当業者が認識し得たか否かがポイント!!

（判旨抜粋）

本件優先日当時の当業者において、甲Ａ１に基づき…ＫＷ－６００２を本件相違点１に係る本件発明の用途（用法）に用いることに容易に想到し得たものと認めることはできない。…甲Ａ２ないし甲Ａ５は、いずれも本件相違点１に係る本件発明の構成（「前記薬剤」が「前記Ｌ－ドーパ療法におけるウェアリング・オフ現象および／またはオン・オフ変動のオフ時間を減少させるために」、「前記Ｌ－ドーパ療法」において投与されるとの構成）を開示し、又は示唆するものではない…。…

原告東和は、①本件優先日当時、ウェアリング・オフ現象はＬ－ドーパの薬効時間が短くなる現象であり、その原因はドーパミン作動系の異常であると認識されていたこと、②ＫＷ－６００２の作用機序はＬ－ドーパ等のドーパミン作動性ではなく、別の作用機序に基づくものであることが本件優先日当時に広く知られていたことを根拠に、甲Ａ１に接した当業者であれば、本件相違点１に係る本件発明の構成に容易に想到し得たと主張する。しかしながら、上記①の点については、…本件優先日当時の当業者は、ウェアリング・オフ現象やオン・オフ変動については、ドーパミンニューロンのドーパミン保持能の低下等やドーパミン受容体の感受性の低下のほか、Ｌ－ドーパの継続的な投与によって

引き起こされる前シナプスや後シナプスにおける事象の関与も重要な発生原因たり得ると認識していたのであるから、…ウェアリング・オフ現象の原因が専らドーパミン作動系の異常であると認識していたということはできない。また、上記②の点については、…ＫＷ－６００２を単独投与した場合、当該投与の２４時間後において運動障害の明らかな回復がみられなかったにもかかわらず、…ＫＷ－６００２の投与の２４時間後にＬ－ドーパを投与した場合、その６時間後においてＬ－ドーパの作用が増強したとの結果を示すものであるから、…ＫＷ－６００２がＬ－ドーパによる神経回路とは無関係に独自の作用をもたらすものと理解するとは考え難い。したがって、甲Ａ１におけるＫＷ－６００２の作用機序につき、Ｌ－ドーパ等のドーパミン作動性ではなく、別の作用機序に基づくものであると当業者が認識したということはできない。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-91684.pdf

知財高判平成 27 年(行ケ)10206 エアバッグ用基布<髙部>　数値をどの程度動かせばよいか不明⇒進歩性〇

Ameblo 元投稿日：2023-01-25

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12785954714.html

平成 27 年(行ケ)10206【エアバッグ用基布】＜髙部＞

＜審決＞

既存の製品であって機能に応じた最適化がなされているから、変更のためには相応の動機が必要

⇒進歩性〇

＜本判決＞

公然実施品の数値を本件発明に寄せる動機づけあるが、どの程度動かせばよいか不明

⇒進歩性〇

相違点１Ｂ：動的通気度。本件発明１においては「１３００mm／ｓ以下」，引用発明は「１４９８mm／ｓ」である点

相違点１Ｃ：構成糸の引抜抵抗。本件発明３においては「１４６～２００Ｎ／ｃｍ／ｃｍ」，引用発明１は「５３Ｎ／ｃｍ／ｃｍ」

＜審決（結論：進歩性〇。維持された。）＞

課題が周知であるとしても、甲１発明は「既存の製品」であって機能に応じた最適化がなされているから、変更のためには、相応の動機が必要と解される。甲１発明において、動的通気度に影響を与える、沸水収縮率、構成糸の単糸繊度、構成糸の引抜抵抗、カバーファクターを、本件発明１が特定する範囲内で変更し、動的通気度を「１３００mm／ｓ以下」という具体的範囲にするまでの動機があるとは言えず、これが可能であることを示す証拠もない。

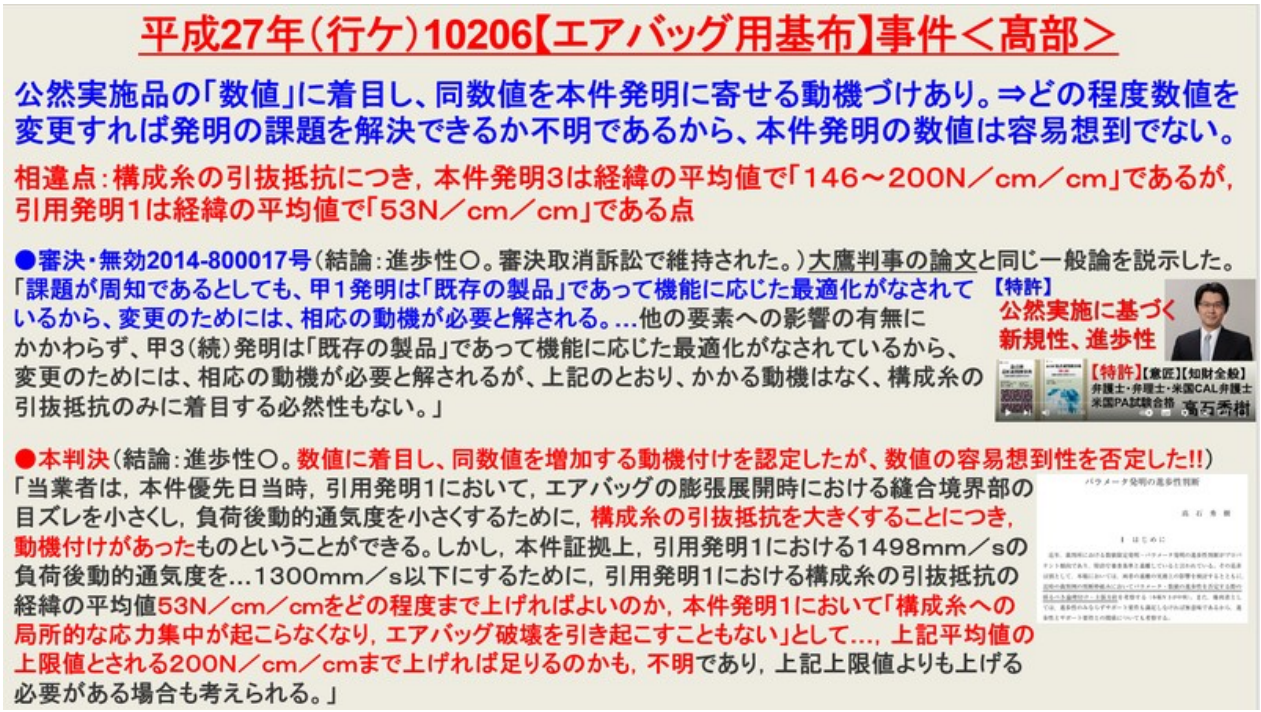
＜本判決＞

(イ) カバーファクターを大きくすることについて

…当業者は，本件優先日当時，引用発明１において，エアバッグの膨張展開時における縫合境界部の目ズレを小さくし，負荷後動的通気度を小さくするために，そのカバーファクターを２１３１より大きくすることを試みるものということができる。しかし，本件証拠上，カバーファクターの増加の程度と負荷後動的通気度の減少の程度との関係は，不明であり，この点に関する技術常識が本件優先日当時に存在したことも，うかがわれない。したがって，引用発明１における１４９８mm／ｓの負荷後動的通気度を…１３００mm／ｓ以下にするために，引用発明１におけるカバーファクター２１３１をどの程度まで上げればよいのか，不明である。本件発明１において「展開性能と生産性の両立性の観点から」より好ましいとして…，カバーファクターの数値範囲とされる２１００～２５００の上限値までよりも上げる必要がある場合も考えられる。また，カバーファクターは，構成糸の経緯平均の総繊度と経緯平均の織密度によって算出されるものであるから…，カバーファクターの変動は，構成糸の総繊度にも影響を及ぼすものといえる。…

(ウ) 構成糸の引抜抵抗を大きくすることについて

…当業者は，本件優先日当時，引用発明１において，エアバッグの膨張展開時における縫合境界部の目ズレを小さくし，負荷後動的通気度を小さくするために，構成糸の引抜抵抗を大きくすることにつき，動機付けがあったものということができる。しかし，本件証拠上，引用発明１における１４９８mm／ｓの負荷後動的通気度を…１３００mm／ｓ以下にするために，引用発明１における構成糸の引抜抵抗の経緯の平均値５３Ｎ／ｃｍ／ｃｍをどの程度まで上げればよいのか，本件発明１において「構成糸への局所的な応力集中が起こらなくなり，エアバッグ破壊を引き起こすこともない」として…，上記平均値の上限値とされる２００Ｎ／ｃｍ／ｃｍまで上げれば足りるのかも，不明であり，上記上限値よりも上げる必要がある場合も考えられる。



https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-86260.pdf

大阪地判平成 29 年(ワ)7391、平成 31 年(ワ)3587　職務発明の対価請求（三菱電機）

Ameblo 元投稿日：2023-01-26

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12786124785.html

平成 29 年(ワ)7391、平成 31 年(ワ)3587　職務発明の対価請求（三菱電機）

「被告規程の基準の開示の状況に不合理な点は認められない。…被告の一連の対応につき不合理ないし不誠実と評価すべきものはないというべきである。」

「なお、原告は、…被告規程における実績補償金の算定基準の内容面及びその適用の不合理性をも主張する。しかし、これをもって不合理とすべき具体的な事情は見当たらない…」

https://chizaihanrei.com/h29wa7391/

【YouTube 動画】進歩性の全論点(57 分)　プレミア動画　1 月 29 日(日)午後 8 時

Ameblo 元投稿日：2023-01-26

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12786141584.html

【YouTube 動画】進歩性の全論点(57 分)

1 月 29 日(日)午後 8 時

初の試みで、プレミア動画設定しました。

⇒プレミア動画放送中はチャットが出来るので、質問に何でも答えます!!

もしよろしければ、一寸遊びに来て下さい。

＜プレゼン資料＞

https://takaishihideki.com/_files/ugd/324a18_285d3f33fcac4cf79916272da8df9eaa.pdf

＜動画＞

https://www.youtube.com/watch?v=HEU-zc-jOXI

大阪地判平成 18 年(ワ)6264　≒東地平成 14 年(ワ)1943【サンゴ化石微粉末】

Ameblo 元投稿日：2023-01-27

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12786278736.html

大阪地判平成 18 年(ワ)6264

本件では、日本企業Ｙの外国における製品頒布が日本企業Ｘの外国特許権の侵害に当たるとして、ＸがＹの取引先に警告状を発送した事案について、ＹがＸに対して日本の裁判所で求めた差止請求権の不存在確認の利益が認められた。

≒東地平成 14 年(ワ)1943【サンゴ化石微粉末】

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-34491.pdf

【不競法２条１項１号】知財高判令和３年(ネ)10025　打ち消し表示と認定して混同しないと判断した。

Ameblo 元投稿日：2023-01-28

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12786530921.html

【不競法２条１項１号】令和３年(ネ)10025

「タカギ社製」「浄水蛇口の交換用カートリッジを」「お探しの皆様へ」との３段書き。

⇒「純正カートリッジより浄水の流量が少ないですが，当社製品は…」という文章を打ち消し表示と認定して、混同しない。

（被告 HP が変更されている!）

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-90875.pdf

【不競法】知財高判令和３年(ネ)10018　オリゴ糖100%とうたっていた。

Ameblo 元投稿日：2023-01-28

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12786531104.html

【不競法】令和３年(ネ)10018

品質誤認表示成立～損害論で推定覆滅91%

信用毀損行為成立～損害論で推定覆滅99%

被告製品はオリゴ糖配合割合約53%なのに100%とうたっていた。

アフィリエーター対象のイベントで、原告製品はオリゴ糖100%でないが、被告製品はオリゴ糖100%と述べた。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-90899.pdf

【論稿】「欧州特許庁審判部のリーディングケースを読む」（宮崎賢司,神野将志）

Ameblo 元投稿日：2023-01-30

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12786759084.html

【論稿】「欧州特許庁審判部のリーディングケースを読む」（宮崎賢司,神野将志）

EPO の課題解決アプローチは、課題の認定も含め、日本実務に通ずる。

同じ要素が特許性〇に寄与するときもあり、×に寄与するときもある。

⇒効果のクレームアップは、日本では有用だが、欧州では藪蛇!!

（注）日本でも、効果の追記が常に特許請求の範囲の減縮となるわけではない（第８１記事参照）。

http://www.tokugikon.jp/gikonshi/305/305kiko2.pdf

【米国特許】2015.04 CAFC　　INEOS USA v. Berry Plastics

Ameblo 元投稿日：2023-01-31

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12786916384.html

【米国特許】2015.04 CAFC　　INEOS USA v. Berry Plastics

引用例が特定の数値ではなく数値範囲を開示している場合は、クレームされた数値範囲を十分に具体的に記載しており、合理的な事実認定者が両範囲における発明の作動に合理的な相違がないと結論できる場合に限り、その範囲の記載により新規性を否定し得る。

Cf. 日本の平成 6 年(行ケ)267、平成 6 年(行ケ)30

https://www.cafc.uscourts.gov/opinions-orders/14-1540.opinion.4-14-2015.1.pdf

知財高判令和３年(行ケ)10066＜東海林＞【エルデカルシトールを含有する前腕部骨折抑制剤】

Ameblo 元投稿日：2023-02-01

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12787073033.html

令和３年(行ケ)10066＜東海林＞【エルデカルシトールを含有する前腕部骨折抑制剤】

＝令和４年（ネ）第 10065 号

*用途の新規性否定

「前腕部の骨の病態及びこれに起因する骨折リスクについて、他の部位の骨の病態及び骨折リスクと異なると認識するものではなく」

≒東京地判令和２年(ワ)13326,13331＜柴田＞

（判旨抜粋）

…技術常識によれば、当業者は、甲１発明の「骨粗鬆症治療薬」につき、椎体、前腕部、大腿部及び上腕部を含む全身の骨について骨量の減少及び骨の微細構造の劣化による骨強度の低下が生じている患者に対し、各部位における骨折リスクを減少させるために投与される薬剤であると認識するものといえる。また、…技術常識によれば、当業者は、エルデカルシトールの効果は海綿骨及び皮質骨のいずれに対しても及ぶと期待するものであり、海綿骨及び皮質骨からなる前腕部の骨に対してもその効果が及ぶと認識するものといえる。さらに、前記⑶イ及びウの技術常識によれば、当業者は、骨粗鬆症においては身体のいずれの部位も外力によって骨折が生じるものであり、また、前腕部における骨折リスクは、骨強度が低下することによって増加する点において、骨粗鬆症において骨折しやすい他の部位における骨折リスクと共通するものであると認識するものといえる。以上の事情を考慮すると、当業者は、骨粗鬆症患者における前腕部の骨の病態及びこれに起因する骨折リスクについて、他の部位の骨の病態及び骨折リスクと異なると認識するものではなく、また、甲１発明の「骨粗鬆症治療薬」としてのエルデカルシトールを投与する目的及びその効果についても、前腕部と他の部位とで異なると認識するものではないというべきである。…

エルデカルシトールの用途が「非外傷性である前腕部骨折を抑制するため」と特定されることにより、当業者が、エルデカルシトールについて未知の作用・効果が発現するとか、骨粗鬆症治療薬として投与されたエルデカルシトールによって処置される病態とは異なる病態を処置し得るなどと認識するものではないというべきである。そうすると、本件各訂正発明については、公知の物であるエルデカルシトールの未知の属性を発見し、その属性により、エルデカルシトールが新たな用途への使用に適することを見出した用途発明であると認めることはできないから、相違点１に係る用途は甲１発明の「骨粗鬆症治療薬」の用途と区別されるものではない。…したがって、相違点１は実質的な相違点ではない。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-91620.pdf

東京地判平成 30 年(ワ)1130【印刷された再帰反射シート】<田中>～大合議後の損害論の傾向

Ameblo 元投稿日：2023-02-07

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12788073766.html

東京地判 R3.8.31・平成 30 年(ワ)1130【印刷された再帰反射シート】<田中>

特許権者が訴訟前の交渉中に提案した実施料率（5%）が一要素として勘案され、事後的に定められる実施料率はその 2 倍にあたる 10%と判断された

考察～二酸化炭素含有粘性組成物事件大合議判決後の損害論の傾向

（判旨抜粋）

原告は，本件訴訟の提起前に，被告らを含む３Ｍグループに対し，本件特許のライセンス料率５％を提案していたこと…，他方で，米国３Ｍは，過去に第三者に提起した特許権侵害訴訟において，再帰反射シートに関する特許の実施料率は９％であると主張していたこと…，米国３Ｍらは，過去に第三者に提起した訴訟において，ロイヤルティ料率２０％での合意をしたこと…，…被告３Ｍジャパンらは，原告に提起した特許権侵害訴訟において，実施料率を１０％と主張していること等が認められる。…

本件特許権を侵害した被告らに事後的に定められるべき，本件での実施に対し受けるべき料率は，１０％を下らない…。

https://www.nakapat.gr.jp/ja/legal_updates_jp/%e3%80%90%e7%89%b9%e8%a8%b1%e2%98%85%e3%80%91%e7%89%b9%e8%a8%b1%e6%a8%a9%e4%be%b5%e5%ae%b3%e5%b7%ae%e6%ad%a2%e7%ad%89%e8%ab%8b%e6%b1%82%e4%ba%8b%e4%bb%b6%ef%bc%88%e7%89%b9%e8%a8%b1%e6%a8%a9%e8%80%85/

東京地判平成 10 年(ワ)16963【月の投影器】事件＜三村＞請負契約の締結も、「譲渡」にあたる。

Ameblo 元投稿日：2023-02-08

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12788235310.html

東京地判平成 10 年(ワ)16963【月の投影器】事件＜三村＞

*請負契約の締結も、「譲渡」にあたる。

「被告装置二を対価を得て製造・納入する旨の請負契約を締結することも、特許法二条所定の『譲渡』に当たると解されるので、本件特許権二の侵害行為に該当するといえる。」

*先使用物が特許発明の技術思想を有しないとした。

「被告装置三は、光束取出口に接眼部の先端が床上の観察者に届く長さの接眼鏡筒を取り付けるという技術思想を有するものではない。したがって、本件発明二と被告装置三における接眼鏡筒の長さに関する相違点は、単に実施形式が異なる程度の相違であるとはいえず、本件発明二と被告装置三に具現化されている技術思想が同一であるということはできない。」

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-12747.pdf

中村合同特許法律事務所の HP に「標準化の戦略的な活用」について記事をアップしました。

Ameblo 元投稿日：2023-02-08

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12788235522.html

中村合同特許法律事務所の HP に「標準化の戦略的な活用」について記事をアップしました。

当所では、標準必須特許に関するワールドワイドの裁判、必須判定、標準化作業における助言を行っており、ノウハウが蓄積しています。

標準化で法的助言が必要なときは、お声掛け下さい。

https://www.nakapat.gr.jp/ja/practices-details/standardization/

【論稿】「学習済みプログラムのパラメータを物の発明として把握できるのか」（松下正弁理士）

Ameblo 元投稿日：2023-02-08

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12788235601.html

【論稿】「学習済みプログラムのパラメータを物の発明として把握できるのか」（松下正弁理士）

製造方法で学習済みモデルを特定するスキームを超えた考察

パラメータの最適値では狭過ぎる

⇒パラメータの範囲指定

⇒一部のパラメータの特定

データ構造クレームは特定困難か

https://www.jstage.jst.go.jp/article/patentsp/75/27/75_1/_article/-char/ja/

【米国特許】2022.10CAFC　Nature Simulation Systems v. Autodesk

Ameblo 元投稿日：2023-02-08

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12788235699.html

【米国特許】2022.10CAFC　Nature Simulation Systems v. Autodesk

明瞭性要件は、明細書及び出願経過を考慮して、クレームが発明の範囲を合理的な確実性をもって当業者に伝えることを要求するが、絶対的な正確性（absolute precision）は要求しない。

クレームのみによる達成は不要。

https://www.patest.co.jp/nature-simulation-systems-inc-%E5%AF%BE-autodesk-inc-%E4%BA%8B%E4%BB%B6/

【論稿】「内在特性と新規性―免疫関連分野の発明を題材にして―」（細田芳徳弁理士）

Ameblo 元投稿日：2023-02-08

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12788235769.html

【論稿】「内在特性と新規性―免疫関連分野の発明を題材にして―」（細田芳徳弁理士）

特に、用途発明に焦点を当てた考察

IL-17 産生の阻害

IL-2 改変体

ワクチン組成物

近時、機能的クレーム、効果のクレームアップが活用されており、公知物の内在性が問題となる事案が多い。

https://www.jstage.jst.go.jp/article/patentsp/75/27/75_199/_pdf/-char/ja

知財高判平成 31 年(ネ)10007【…異常発生時にラダー回路を表示する装置】＜菅野＞間接侵害 101 条 2 号

Ameblo 元投稿日：2023-02-08

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12788236074.html

平成 31 年(ネ)10007【…異常発生時にラダー回路を表示する装置】＜菅野＞

既存部品を組み合わせた発明において、其々の既存部品（プログラマブル表示器本体とその OS）が、両方共不可欠品と認定された。

⇒間接侵害 101 条 2 号成立

原審/大阪地判平成 27 年(ワ)8974 も 101 条 2 号成立

（判旨抜粋）

（エ）被告製品３について

被告製品３は、拡張／オプション機能ＯＳのうちの回路モニタ機能等部分を格納しており、これが被告表示器Ａにインストールされることによって、被告表示器Ａにおいて回路モニタ機能等の使用が可能となるものである。そして、被告製品３の回路モニタ機能等部分とこれを除く他の部分とは、物理的にかつ機能的にも一体性を有するものと認められる。

そうすると、被告製品３は、全体として、本件発明１の特徴的技術手段を直接もたらす特徴的部品であると認められる。

したがって、被告製品３は本件発明１の課題解決不可欠品に当たる。

（オ）被告表示器Ａについて

本件発明１が新たに開示する特徴的技術手段である、異常発生時のタッチによる接点検索との構成は、被告表示器Ａと被告製品３の双方があって初めて実現し得る構成である。そして、一審被告が自認するとおり、回路モニタ機能等を実現するために被告表示器ＡにインストールできるＯＳは被告製品３のみであり、同機能の実現のために被告製品３がインストールできる表示器は被告表示器Ａのみであるから…、上記構成を実現するように被告表示器Ａが機能し得るのは、被告製品３のＯＳがインストールされた場合であり、かつ、その場合に限る。その上、被告表示器Ａと被告製品３は、いずれも一審被告が生産、販売するものであり、一審被告は上記のような構成を熟知し、あえてこのような構成を選択し、かつ、顧客に両者を提供しているものといえる。

以上からすると、被告表示器Ａと被告製品３とは、たまたま物理的に別個の製品とされたことにより、一つの機能が複数の部品に分属させられているものの、本来的には、被告表示器Ａは、被告製品３と機能的一体不可分の関係にあるものであって、独立した製品とされていたとしても、本件発明１の特徴的技術手段を直接もたらす特徴的部品等を構成するものであるというべきである。したがって、被告表示器Ａは本件発明１の課題解決不可欠品である。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-91445.pdf

【論稿】データ（構造）の特許法における保護（下萩原勉）

Ameblo 元投稿日：2023-02-08

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12788236209.html

【論稿】データ（構造）の特許法における保護（下萩原勉）

データ関連発明は、「プログラムに準ずるもの」に該当する場合、特許法上の保護対象となり得る。

データのどのような「構造」がコンピュータのどのような「処理」を規定しているかを明確にする必要があり，「構造」も「処理」も両方が必要である。

https://www.jstage.jst.go.jp/article/patentsp/74/26/74_121/_pdf/-char/ja

知財高判令和３年(行ケ)10111【レーザ加工装置】＜菅野＞　除くクレームと進歩性

Ameblo 元投稿日：2023-02-08

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12788236476.html

令和３年(行ケ)10111【レーザ加工装置】＜菅野＞

明細書中の図面から溝の不存在を看取し、除くクレームの訂正が認められた。引用発明は溝が必須であるから阻害事由がある。⇒進歩性〇

<考察>

(1)図面に基づく補正・訂正・分割出願等（新規事項追加）

(2)除くクレームと進歩性

（判旨抜粋）

＜新規事項追加＞

訂正事項１は、本件訂正前の請求項１に係る発明から、概念的に包含されていた「シリコン単結晶構造部分に前記切断予定ラインに沿った溝が形成されているシリコンウェハ」ないし溝必須装置を除くにすぎないから、特許請求の範囲の減縮を目的とする訂正事項１により、請求項１に係る発明の「レーザ加工装置」に新たな技術的事項が追加されることはない。本件明細書の記載に照らしてみても、…本件明細書等の図１及び図３は、加工対象物１上の切断予定ラインが図示された平面図であるが、図１のＩＩ－ＩＩ線に沿った断面図である図２、図３のＩＶ－ＩＶ線に沿った断面図である図４のいずれにおいても、溝は形成されていないことが看取される。…図１ないし４によれば、「切断予定ライン」は記載されている一方で、「溝」は記載されていないところ、訂正前の本件発明において「溝」が存在することが前提となっているのであれば、「切断予定ライン」を記載しながら「溝」をあえて記載しないことは不自然というほかない。

＜進歩性＞

甲１１文献に接した当業者が、基板２０１から、半導体ウエハーの切断に利用される内部応力をもたらす溝部２０３を捨象することは想定し得ず、加工対象物として、ブレイクラインに沿った溝が形成されていない基板２０１を採用し、表面に溝が形成されていない基板２０１の内部側に形成された加工変質部を形成するよう改変を行う動機付けは存在しないのみならず、このような改変にはむしろ阻害事由がある…。

https://www.nakapat.gr.jp/ja/legal_updates_jp/%e3%80%90e7%89%b9%e8%a8%b1%e2%98%85%e2%98%85%e3%80%91%e6%98%8e%e7%b4%b0%e6%9b%b8%e4%b8%ad%e3%81%ae%e5%9b%b3%e9%9d%a2%e3%81%8b%e3%82%89%e6%ba%9d%e3%81%ae%e4%b8%8d%e5%ad%98%e5%9c%a8%e3%82%92%e7%9c%8b/

【米国】仮出願に基づく後願排除効　2018年1月改正MPEP 706.02(f),2136.03

Ameblo 元投稿日：2023-02-09

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12788415871.html

【米国特許】仮出願に基づく後願排除効　2018年1月改正MPEP 706.02(f),2136.03

＜要件＞

・仮出願が明細書＋必要な図面を含む

・仮出願に基づく通常出願（への変更）

⇒公開された米国特許出願だけでなく、2000年11月29日以降に出願され、米国を指定し、英語で国際公開されたPCT国際出願も、Pre-AIA102(e)の仮出願の出願日に基づく後願排除効の要件の一つを満足する。

（注）仮出願の利益を適法に主張し、拒絶に用いる引用事項が仮出願の記載により裏付けられていること等も必要となる。仮出願日の利益に依拠する場合には、引用文献となる出願の少なくとも１つの請求項についても、仮出願の記載による裏付けが必要である。

http://www.ip.uec.ac.jp/ipo/announcement/pdf/provisional.pdf

参考（現行のMPEP 2136）：https://www.uspto.gov/web/offices/pac/mpep/s2136.html

中村合同特許法律事務所の HP に「スポーツ法」を掲載しました。

Ameblo 元投稿日：2023-02-09

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12788425116.html

中村合同特許法律事務所の HP に「スポーツ法」を掲載しました。

スポーツ法は、事故・トラブルをはじめとして、競技団体のガバナンス、ドーピング規制、プロ野球やオリンピックを含むスポーツビジネスの世界に至るまで様々な領域を含み、他の法分野にはない特殊性があります。

https://www.nakapat.gr.jp/ja/practices-details/sports-law/

【新着 YouTube 動画】分割出願戦略（23 分完全版）

Ameblo 元投稿日：2023-02-09

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12788458218.html

【新着 YouTube 動画】分割出願戦略（23 分完全版）

＜目次＞

１．出願統計（分割出願、諸外国移行）

２．親子孫（三世代）分割出願の留意点

３．明細書の記載追加と「新規事項追加」

４．新規事項追加の判断基準（一般論）

５．分割出願戦略が成功した事例紹介

https://www.youtube.com/watch?v=nB0lo8UagWI&feature=youtu.be

知財高判令和３年(行ケ)10093【PCSK9第二訴訟(リジェネロン)】第一訴訟と異なりサポート要件×

Ameblo 元投稿日：2023-02-10

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12788553594.html

令和３年(行ケ)10093＜菅野＞【PCSK9第二訴訟（リジェネロン）】

⇒第一訴訟（サノフィ）と正反対でサポート要件×

*一連の第一訴訟の裁判長ではない

*前訴で検討されていないメカニズムから主張

*本件では、効果をクレームに記載すればサポート要件を充たすとの考え方を否定

*専門家意見書を重視

【請求項１】　ＰＣＳＫ９とＬＤＬＲタンパク質の結合を中和することができ、ＰＣＳＫ９との結合に関して、配列番号４９のアミノ酸配列からなる重鎖可変領域を含む重鎖と、配列番号２３のアミノ酸配列からなる軽鎖可変領域を含む軽鎖とを含む抗体と競合する、単離されたモノクローナル抗体。

（判旨抜粋）

…そもそも本件発明の課題は、…ＬＤＬＲタンパク質と結合することにより、対象中のＬＤＬＲタンパク質の量を減少させ、ＬＤＬの量を増加させるＰＣＳＫ９とＬＤＬＲタンパク質との結合を中和する抗体又はこれを含む医薬組成物を提供することであり、このような課題の解決との関係では、参照抗体と競合すること自体に独自の意味を見出すことはできないから、このような観点からも…**本件発明の技術的意義は、２１Ｂ１２抗体と競合する抗体であれば、２１Ｂ１２抗体と同様のメカニズムにより、結合中和抗体としての機能的特性を有することを特定した点にある**というべきである。…

被告は、…２１Ｂ１２抗体（参照抗体）と競合するが、ＰＣＳＫ９とＬＤＬＲタンパク質との結合を中和できない抗体が仮に存在したとしても、そのような抗体は、本件発明１の技術的範囲から文言上除外されているなどとして、本件発明がサポート要件に反する理由とはならない旨主張する。しかし、既に説示したとおり、２１Ｂ１２抗体と競合する抗体であれば、２１Ｂ１２抗体と同様のメカニズムにより、ＰＣＳＫ９とＬＤＬＲタンパク質との結合中和抗体としての機能的特性を有することを特定した点に本件発明の技術的意義があるというべきであって、２１Ｂ１２抗体と競合する抗体に結合中和性がないものが含まれるとすると、その技術的意義の前提が崩れることは明らかである（本件のような事例において、結合中和性のないものを文言上除けば足りると解すれば、抗体がＰＣＳＫ９と結合する位置について、例えば、ＰＣＳＫ９の大部分などといった極めて広範な指定を行うことも許されることになり、特許請求の範囲を正当な根拠なく広範なものとすることを認めることになるから、相当でない。）。…

本件発明に係る別件審決取消訴訟においては…サノフィによるサポート要件違反に関する主張は退けられている。しかし、これは、当時の主張や立証の状況に鑑み、２１Ｂ１２抗体と競合する抗体は、２１Ｂ１２抗体とほぼ同一のＰＣＳＫ９上の位置に結合し２１Ｂ１２抗体と同様の機能を有するものであることを当然の前提としたことによるものと理解することも可能である。これに対し、本訴においては、【A】博士や【B】博士の各供述書、【F】教授の鑑定書等…による構造解析、「ＥＧＦａミミック抗体」に係る関係書証…等の新証拠に基づく新主張により、上記前提に疑義が生じたにもかかわらず、この前提を支える判断材料が見当たらないのであるから、別件判決の結論と本件判断が異なることには相応の理由があるというべきである。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-91744.pdf

知財高判令和３年(行ケ)10140【電鋳管】＜菅野＞ *PBP クレームの明確性要件違反

Ameblo 元投稿日：2023-02-11

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12788789259.html

令和３年(行ケ)10140【電鋳管】＜菅野＞

*PBP クレームの明確性要件違反

⇒出願時に、製造される物の構造又は特性が、特許請求の範囲・明細書・図面や技術常識から一義的に明らかな場合には、不可能・非実際的事情がなくても明確性要件違反には当たらない。

⇒本発明は、一義的に明らかでない

⇒不可能・非実際的事情の不存在を被告が認めた

*最判の PBP でないとした裁判例との整合性は?

（判旨抜粋）

…物の発明についての特許に係る特許請求の範囲にその物の製造方法が記載されている場合であっても、上記一般的な場合と異なり、出願時において当該製造方法により製造される物がどのような構造又は特性を表しているのかが、特許請求の範囲、明細書、図面の記載や技術常識より一義的に明らかな場合には、第三者の利益が不当に害されることはないから、不可能・非実際的事情がないとしても、明確性要件違反には当たらないと解される。…

…本件明細書には、本件発明６及び訂正発明９の製造方法により製造された電鋳管の内面精度について、何ら記載も示唆もされていない。そして、本件明細書には、細線材を除去する方法として、①電着物等を加熱して熱膨張させ、又は細線材を冷却して収縮させることにより、電着物等と細線材の間に隙間を形成する方法、②液中に浸して又は液をかけることにより、細線材と電着物等が接触している箇所を滑りやすくする方法、③一方又は両方から引っ張って断面積が小さくなるように変形させて、細線材と電着物等の間に隙間を形成したりして、掴んで引っ張るか、吸引するか、物理的に押し遣るか、気体又は液体を噴出して押し遣る方法、④熱又は溶剤で溶かす方法が記載されている（【００４１】、【０１１６】）が、これらの方法と、製造される電鋳管の内面精度との技術的関係についても一切記載がなく、ましてや、本件発明６及び訂正発明９の製造方法（上記③の方法に含まれる。）が、他の方法で製造された電鋳管とは異なる特定の内面精度を意味することについてすら何ら記載も示唆もない。さらに、上記各方法により内面精度の相違が生じるかについての技術常識が存在したとも認められない。そうすると、本件発明６及び訂正発明９の製造方法により製造された電鋳管の構造又は特性が一義的に明らかであるとはいえない。…

以上のとおりであるから、本件発明６及び訂正発明９が明確であるといえるためには、本件出願時において、本件発明６及び訂正発明９の電鋳管をその構造又は特性により直接特定することについて不可能・非実際的事情が存在するときに限られるところ、被告はこのような事情が存在しないことは認めている。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-91552.pdf

【米国特許】新規性 MPEP　2015.04 CAFC　INEOS v. BERRY PLASTICS

Ameblo 元投稿日：2023-02-12

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12788878935.html

【米国特許】新規性 MPEP

1. 先行技術の具体的実施例がクレームの範囲内にあれば，その範囲は新規性がない。

2. 2012(CAFC) Clear Value v. Pearl River

3. クレーム範囲に極めて近いが重複又は接触しない数値又は範囲を教示する先行技術は， 新規性を欠くものとしない。

参考：2014(CAFC) In re Patel（非自明性判断において、数値範囲が近接することだけでは一応の自明性の立証に足りないとされた事案）

ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー

2015.04 CAFC　INEOS v. BERRY PLASTICS

クレームの数値範囲が引用発明とオーバーラップしていても、先行技術に対して Critical であることを示すことにより、新規性が認められる場合がある。

⇒本事案は、結論×

=2012(CAFC) Clear Value v. Pearl River

日本：平成 6 年(行ケ)30、平成 2 年(行ケ)269 で進歩性有り

https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/usa-shinsa_binran2100.pdf

【米国特許】1995(CAFC) Exxon Chem. Patents v. Lubrizol

Ameblo 元投稿日：2023-02-13

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12789041201.html

【米国特許】1995(CAFC) Exxon Chem. Patents v. Lubrizol

被告はクレームに列挙された原料成分を使用していたが、混合後の化学反応が問題となり、被告製品がクレーム所定量の無灰分散剤を含むことは立証されなかった。

⇒「comprising」とは、組成物がある成分を有するという意味であり、同成分から生成される組成物という意味ではない。

⇒非充足

https://www.ryuka.com/jp/news/topics/patent/26995/

【米国特許】2016.08 CAFC　Multilayer Stretch Cling Film

Ameblo 元投稿日：2023-02-14

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12789199877.html

【米国特許】2016.08 CAFC　Multilayer Stretch Cling Film v. Berry Plastics

「consisting of」を用いたマーカッシュクレームのグループの従属項に、別の要素を追加できない。

⇒従属項でクレームの範囲（発明の技術的範囲）を拡張する別の要素を追加した従属請求項 10 は無効。

https://www.oliff.com/wp-content/uploads/2012/03/2015-1420-OB.pdf

【米国特許】2019.07 CAFC Enzo v. Roche

Ameblo 元投稿日：2023-02-15

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12789363954.html

【米国特許】2019.07 CAFC Enzo v. Roche

クレームはハイブリダイズ可能且つ検出可能な標識プローブを規定している以上、明細書では、標識プローブの作成を可能とする以上の開示が必要。

⇒明細書は、広いクレームの多くの実施形態が必要な機能を発揮するか否かを当業者に教示していない。

⇒実施可能要件（enablement）×

https://www.oliff.com/wp-content/uploads/2019/08/2017-2498-OBJP.pdf

【米国特許】2018.07 CAFC Boston University v. Everlight

Ameblo 元投稿日：2023-02-16

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12789524546.html

【米国特許】2018.07 CAFC Boston University v. Everlight

本特許は、間接 or 直接×多結晶 or 非晶質 or 混合の６種類が含まれるが、直接×非晶質の態様の実施を可能にする開示が不十分⇒enablement×

=2008(CAFC)Sitrick v. Dreamworks

=2003(CAFC)AK Steel v. Sollac and Ugine

https://www.itohpat.co.jp/ip/1315/

【商標】知財高判令和元年(行ケ)10078「AROMA ZONE」　★海外サーバ～日本人向けで国内使用〇

Ameblo 元投稿日：2023-02-17

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12789681608.html

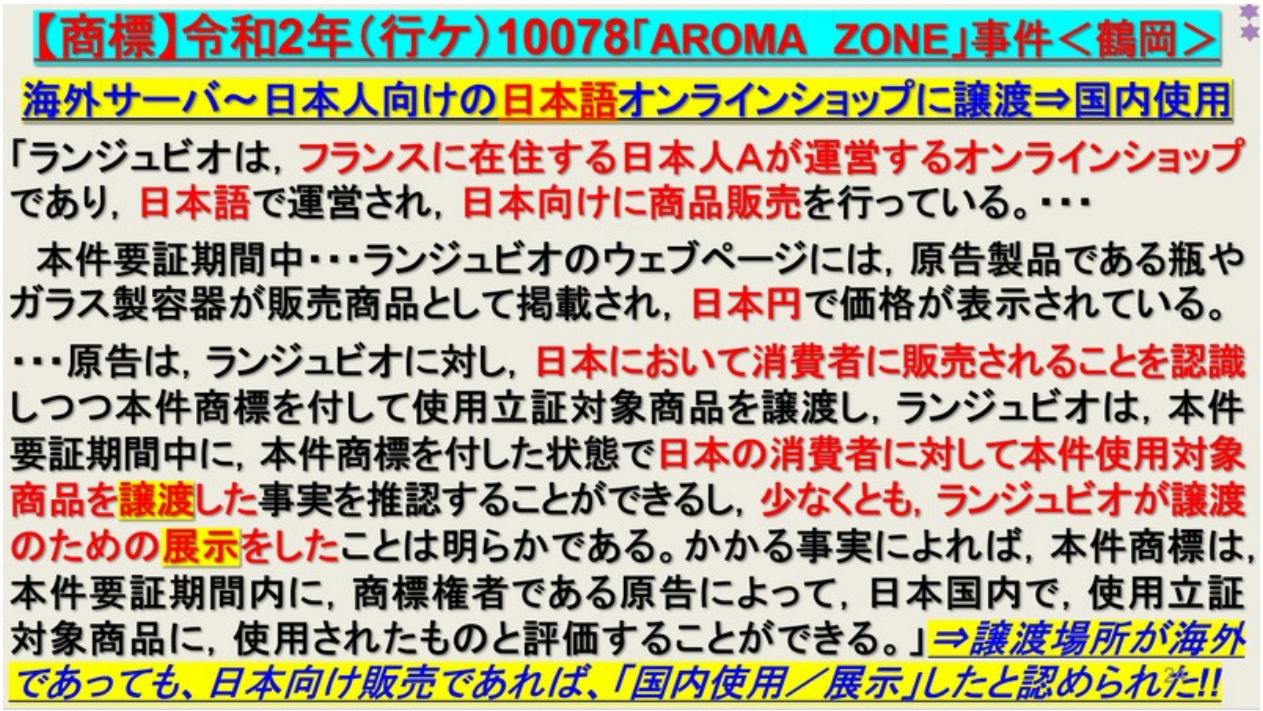
【商標】令和元年(行ケ)10078「AROMA ZONE」事件＜鶴岡＞

海外サーバ～日本人向け日本語オンラインショップに、日本での販売を認識しつつ商品を譲渡⇒国内使用〇

「フランスに在住する日本人Aが運営するオンラインショップであり，日本語で運営され，日本向けに商品販売を行っている。…日本円で価格が表示されている。…日本の消費者に対して本件使用対象商品を譲渡した事実を推認することができるし，少なくとも，ランジュビオが譲渡のための展示をしたことは明らかである。」

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-89219.pdf

画像見出しの訂正　事件番号は令和元年(行ケ)10078である（判決日は令和２年１月２８日）。



【商標】知財高判平成 29 年(行ケ)10071「COVERDERM」★海外サーバ～日本語⇒国内使用〇

Ameblo 元投稿日：2023-02-17

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12789682044.html

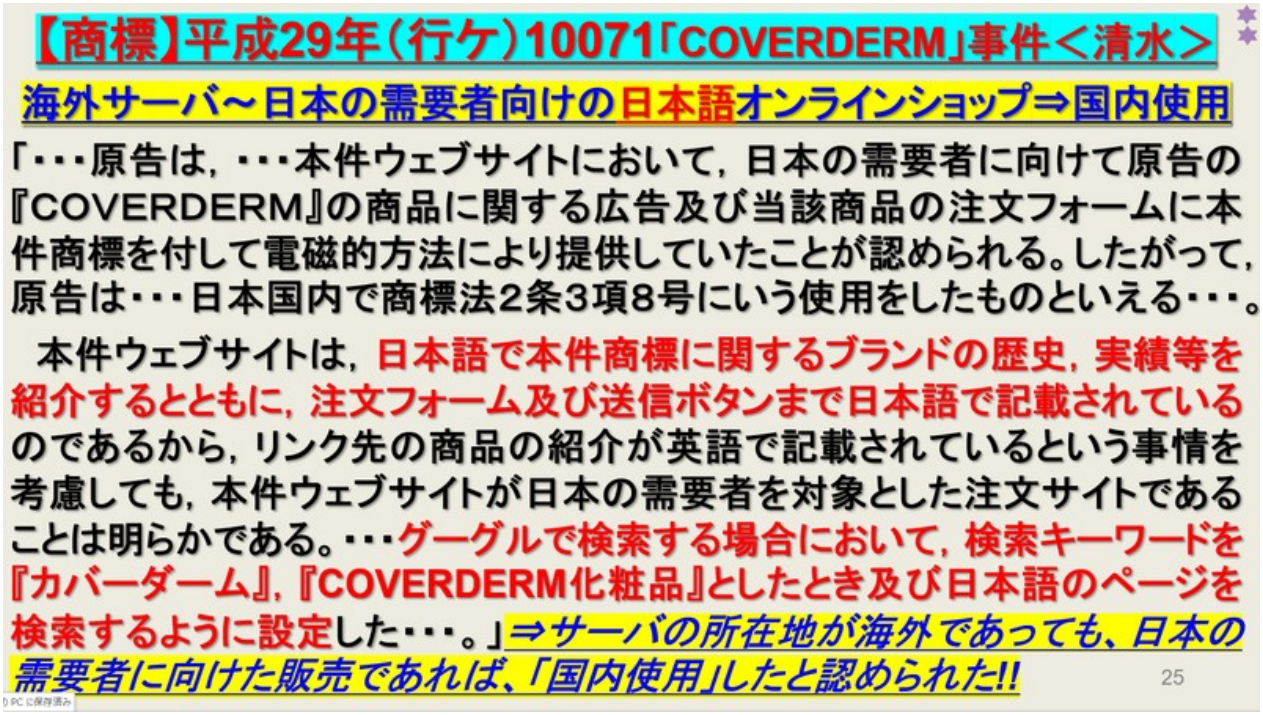
【商標】平成 29 年(行ケ)10071「COVERDERM」事件<清水>

海外サーバ～日本の需要者向けの日本語オンラインショップ⇒国内使用〇

「日本語で…ブランドの歴史，実績等を紹介するとともに，注文フォーム及び送信ボタンまで日本語」

「グーグルで検索する場合に…日本語のページを検索するように設定した」

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-87298.pdf



【米国商標】Playboy v. Chuckleberry　⇒米国居住者からの新規購読申込みの受諾を禁止

Ameblo 元投稿日：2023-02-17

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12789682291.html

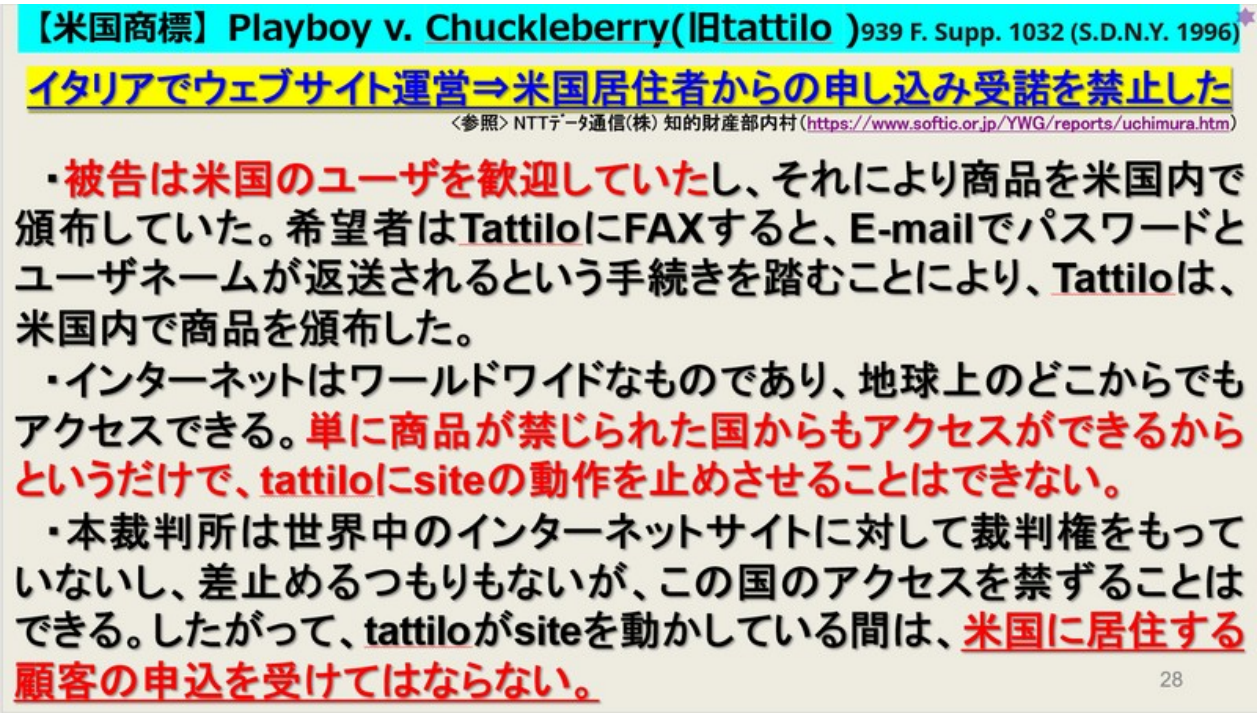
【米国商標】Playboy v. Chuckleberry（本件命令の対象被告は Tattilo Editrice）939 F. Supp.1032(S.D.N.Y.1996)

被告は、イタリアでウェブサイト運営

⇒米国居住者からの新規購読申込みの受諾を禁止した。

「単に商品が禁じられた国からもアクセスができるからというだけで、Tattilo に site の動作を止めさせることはできない。」

https://www.softic.or.jp/YWG/reports/uchimura.htm



【商標】知財高判平成 17 年(行ケ)10095「PAPA JOHN’S」★海外サーバ～日本の需要者向けと認められない英語サイト⇒国内使用×

Ameblo 元投稿日：2023-02-17

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12789682616.html

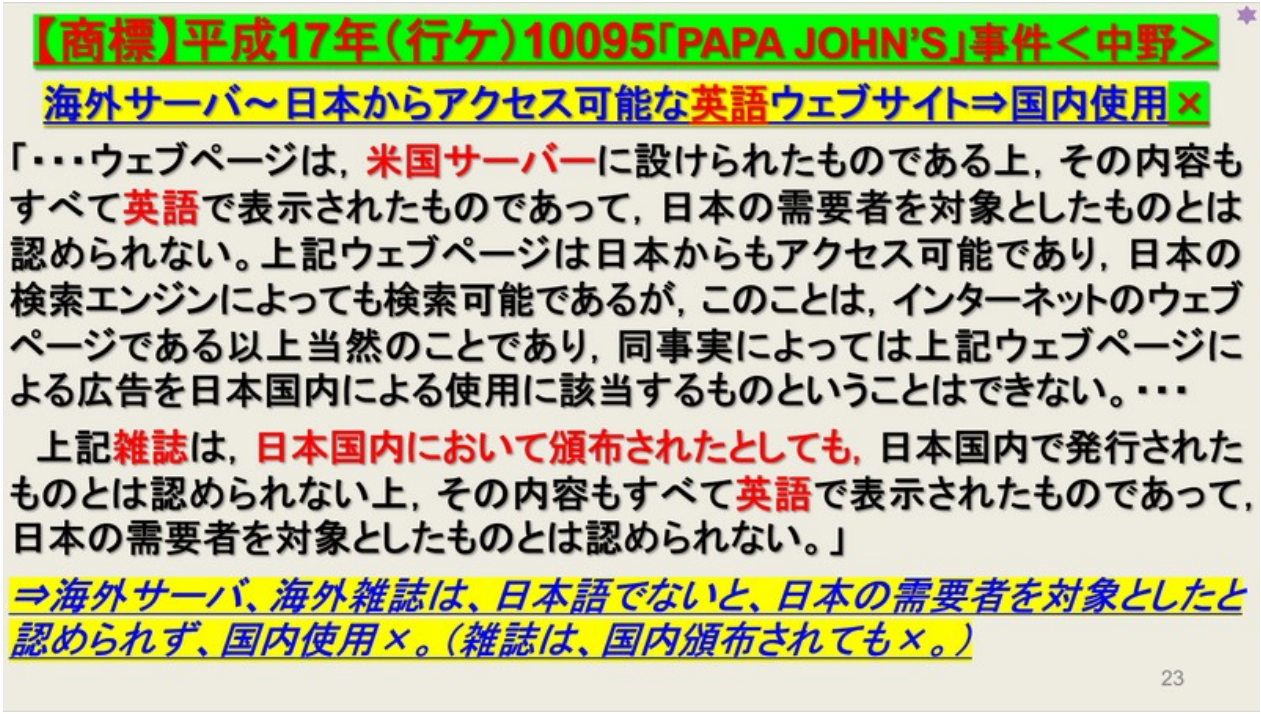
【商標】平成 17 年(行ケ)10095「PAPA JOHN’S」事件＜中野＞

★海外サーバ～日本からアクセス可能な”英語”ウェブサイト～「日本の需要者を対象としたものとは認められない」⇒国内使用×

★海外で発行された”英語”雑誌は、国内頒布されても「日本の需要者を対象としたものとは認められない」⇒国内使用×

（注）本件では、言語だけでなく、日本の需要者を対象としたウェブサイト又は雑誌と認められるかが問題となった。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-9225.pdf



【YouTube】海外サーバ問題（プログラムの「提供」と有体物の「譲渡」とは、パラレルであるか？）

Ameblo 元投稿日：2023-02-17

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12789728314.html

【新着 YouTube 動画】海外サーバ問題（プログラムの「提供」と有体物の「譲渡」とは、パラレルであるか？）

＜目次＞

１．２つの特許の関係

２．第一訴訟（プログラム+表示装置の特許）

（１）逆転充足～特定の場面で充足ならOK？

（２）属地論～国内ユーザへのプログラム配信

⇒プログラムの「提供」と有体物の「譲渡」とは、パラレルであるか？

（３）規範的侵害主体論（著作権の「カラオケ法理」）

３．第二訴訟（システム特許）～複数主体

４．分割出願戦略（一般）

（★下記リンクからダウンロードできるプレゼン資料は、以下の裁判例群を充実しました!!）

【商標】令和元年(行ケ)10078「AROMA ZONE」事件＜鶴岡裁判長＞

海外サーバ～日本人向け日本語オンラインショップに、日本での販売を認識しつつ商品を譲渡⇒国内使用○

「フランスに在住する日本人Aが運営するオンラインショップであり，日本語で運営され，日本向けに商品販売を行っている。…日本円で価格が表示されている。…日本の消費者に対して本件使用対象商品を譲渡した事実を推認することができるし，少なくとも，ランジュビオが譲渡のための展示をしたことは明らかである。」

【商標】平成 29 年(行ケ)10071「COVERDERM」事件＜清水裁判長＞

海外サーバ～日本の需要者向けの日本語オンラインショップ⇒国内使用○

「日本語で…ブランドの歴史，実績等を紹介するとともに，注文フォーム及び送信ボタンまで日本語」

「グーグルで検索する場合に…日本語のページを検索するように設定した」

【米国商標】Playboy v. Chuckleberry（本件命令の対象被告は Tattilo Editrice）939 F. Supp.1032(S.D.N.Y.1996)

イタリアでウェブサイト運営⇒米国居住者からの新規購読申込みの受諾を禁止した。

「単に商品が禁じられた国からもアクセスができるからというだけで、Tattilo に site の動作を止めさせることはできない…。」

【商標】平成 17 年(行ケ)10095「PAPA JOHN'S」事件＜中野裁判長＞

★海外サーバ～日本からアクセス可能な"英語"ウェブサイト～「日本の需要者を対象としたものとは認められない」⇒国内使用×

★海外で発行された"英語"雑誌は、国内頒布されても「日本の需要者を対象としたものとは認められない」⇒国内使用×

※米国特許～域外適用を認めた CAFC 判決として「California Institute v. Broadcom and Apple 事件（2022 年）」が挙げられているが、十分に検討出来ておらず、プレゼン資料に採用していません。
https://www.aoyamapat.gr.jp/news/3207

＜資料＞

https://takaishihideki.com/_files/ugd/324a18_ce6878142a254ef98dfebb22646e9301.pdf

＜動画＞

https://youtube.com/watch?v=tS4Xl9oRXfs

【商標】知財高判平成 25 年(行ケ)10031「グラム」事件～素材の商標が、被服についての使用でもある。

Ameblo 元投稿日：2023-02-20

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12790157682.html

【商標】平成 25 年(行ケ)10031「グラム」事件

素材の商標が、単に素材を示すための使用ではなく、最終製品(被服)についての使用でもあると判断した。

「素材が非常に軽いため，…軽量感のあるソフトな風合いの機能性，快適性に優れるものであることを示すものであるとも解することができ，…」

Cf.「ZAX」事件

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-83614.pdf

【商標】平成 16 年(行ケ)404「ZAX」事件 素材の商標が、最終製品についての使用ではない。 「『素材』の品質ないし機能を保証するものであると解し得るとしても…スラックス…について保証」ではない。「…責任を負わず，苦情等に関与もしないことが約されている」 Cf.グラム事件

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-9698.pdf

【中国（論稿）】中国企業への技術ライセンスにおける保証責任のリスク低減―ビジネス環境に応じた最適スキームの考察―（2015 年　知財管理）

Ameblo 元投稿日：2023-02-22

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12790469198.html

【中国（論稿）】中国企業への技術ライセンスにおける保証責任のリスク低減―ビジネス環境に応じた最適スキームの考察―（2014 年度ライセンス第 1 委員会、第 2 小委員会）

同論稿が対象とした当時の中国の技術輸出入管理条例～ライセンサーが技術保証＋権利保証責任を負う。

⇒日中合弁会社にライセンスする場合等を除き、（中国外所在の中系企業を介した）間接ライセンスが有用!!

（注）２０１９年改正では、輸入技術の実施による第三者の権利侵害について譲渡人が責任を負担する旨の規定が削除された。上記は同論稿が対象とした当時の制度に関する記述であり、技術性能の保証と権利侵害に関する責任は区別して検討する必要がある。

知財高判平成 30 年(行ケ)10023【研磨用クッション材】＜大鷹＞

Ameblo 元投稿日：2023-02-24

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12790878168.html

平成 30 年(行ケ)10023【研磨用クッション材】＜大鷹＞

包袋禁反言⇒訂正×

意識的に除外したクレームを訂正で復活不可

⇒実質的変更

「訂正は…出願経過において旧請求項５及び６を削除したことと相反する…,これを認めることは…出願経過に接した第三者に不測の損害を及ぼすおそれがある」

（判旨抜粋）

原告は，…拒絶理由通知を受けて…補正により自発的に旧請求項５及び６を削除し，…特許査定がされたものであるから，旧請求項５及び６に係る発明を本件特許の権利範囲から意識的に除外する意思を表明したものと認められる。…

本件訂正後の請求項３及び４（訂正事項２）は，本件補正により削除した旧請求項５及び６に係る…構成を含む発明を実質的に復活させる内容のものといえるから，訂正事項２に係る訂正は，本件特許の出願経過において旧請求項５及び６を削除したことと相反する行為であって，これを認めることは，本件特許の出願経過に接した第三者に不測の損害を及ぼすおそれがあるものと認められる。…実質上特許請求の範囲を変更するものである…。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-88518.pdf

東京地判平成 29 年(ワ)35663【エクオール含有大豆胚軸発酵物】＜沖中＞

Ameblo 元投稿日：2023-02-24

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12790878599.html

東京地判平成 29 年(ワ)35663【エクオール含有大豆胚軸発酵物】＜沖中＞

※控訴審は、平成 31 年(ネ)10015＜大鷹＞

*本件の分割出願において、クレーム文言解釈は親出願の審査経過における主張と同じ

Cf.H19(ワ)27187 と逆

「親出願の分割出願に係るものであるから、本件発明における『大豆胚軸』も親出願と同様に理解されるべき」

（判旨抜粋）

…親出願の出願経過における原告（出願人）の上記主張は、…「大豆胚軸」を「大豆胚軸の抽出物（イソフラボン等）」と異なる「発酵を阻害する成分が含まれる大豆胚軸自体」であると主張していると認められる。本件特許は親出願の分割出願に係るものであるから、本件発明における「大豆胚軸」も親出願と同様に理解されるべきところ、親出願の出願経過における原告の上記主張の内容は、上記（２）の説示と同内容であり、これを裏付けるものということができる。…

被告製品は…大豆胚軸から抽出された大豆胚軸抽出物である高い純度の原料イソフラボン（その９０％以上がダイジンなどの大豆イソフラボンである。）を、さらに発酵させて得られたものであることが認められる。そうすると、被告製品に含まれる「ＥＱ－５」は、大豆胚軸抽出物の発酵物であって、大豆胚軸自体の発酵物ではないから…本件発明の技術的範囲に属さない…。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-88389.pdf

東京地判平成 19 年(ワ)27187【テレビジョン番組リストのユーザインタフェース】

Ameblo 元投稿日：2023-02-25

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12790996305.html

東京地判平成 19 年(ワ)27187【テレビジョン番組リストのユーザインタフェース】

*分割出願でクレーム文言解釈を原出願の審査経過と異なる主張 OK

Cf.H29(ワ)35663 と逆

「分割出願…,本来，内容を異にするもの…原出願の手続における文言の解釈と必ずしも一致する必要はない」

（判旨抜粋）

分割出願制度は，一つの出願において二つ以上の異なる発明の特許出願をした出願人に対し，出願を分割する方法により，各発明につき，それぞれ元の出願の時に遡って出願がされたものとみなして特許を受けさせるものであるから，原出願で特許出願された発明と，分割出願で特許出願された発明は，本来，内容を異にするものであり，分割出願された発明の「特許請求の範囲」に記載された文言の解釈が，原出願の手続における文言の解釈と必ずしも一致する必要はないというべきである。

したがって，本件特許の「テレビジョン番組リスト」の文言の解釈において，仮に，原出願の拒絶査定に対する審判手続及び原出願審決に対する審決取消訴訟手続において使用された「テレビジョン番組リスト」の文言の意味とは異なる解釈をしたとしても，禁反言法理から許されないとはいえず，被告の上記主張は採用できない。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-37845.pdf

【米国特許】2020.08 CAFC　IP Bridge v. TCL

Ameblo 元投稿日：2023-03-01

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12791587077.html

【米国特許】2020.08 CAFC　IP Bridge v. TCL

標準必須特許の「必須性」は、クレーム解釈に係る法律問題として裁判官が判断する事項ではなく、侵害判断における事実問題であり、本件では陪審が判断する。

⇒自称 SEP 特許が本当に標準必須特許か否かの立証方針に影響あり

Cf.

侵害～事実問題

新規性～事実問題

自明性～事実問題に基づく法律問題

https://iplegal.livedoor.blog/archives/1077761044.html

【韓国特許】韓国特許法院 2022 年 2 月 17 日判決・2020 ホ 5832

Ameblo 元投稿日：2023-03-02

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12791744293.html

【韓国特許】韓国特許法院 2022 年 2 月 17 日判決・2020 ホ 5832

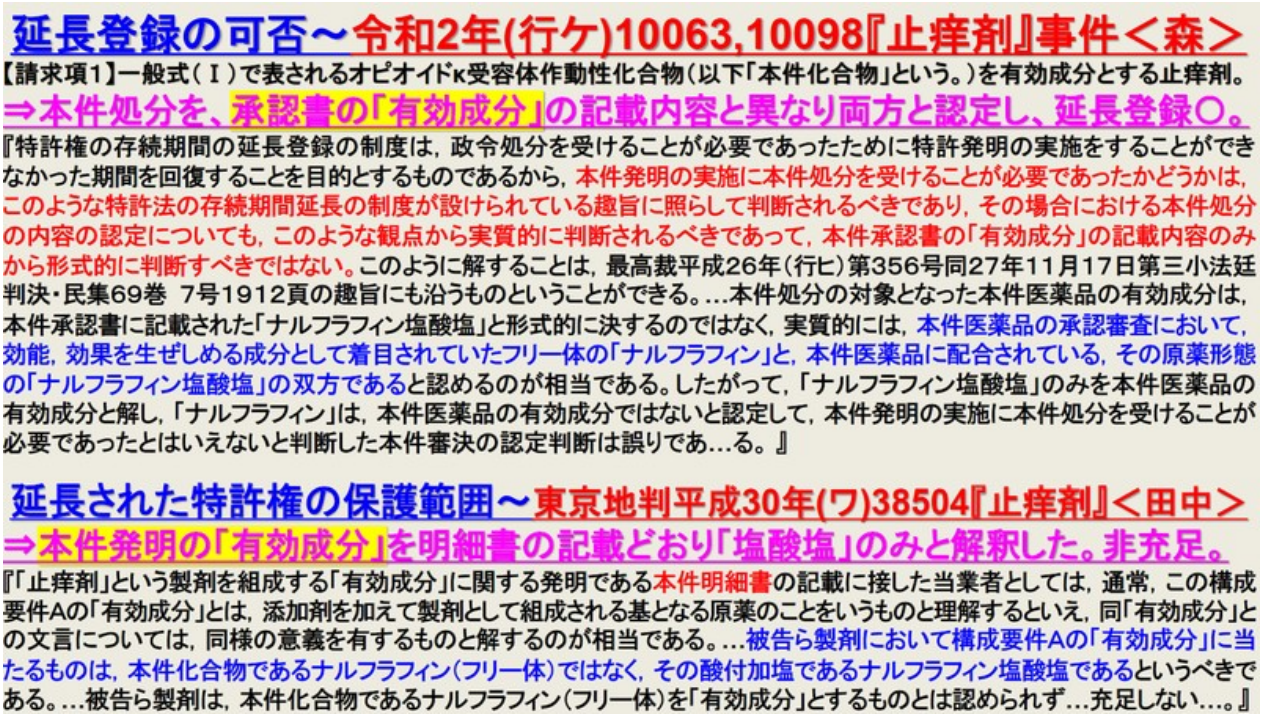
プロドラッグ（体内で化学変化して、薬効を示す物質になる）に、物質特許が均等論で及んだ。

出願経過で減縮したが、意識的除外でない。

⇒東京地判平成 30 年(ワ)38504 止痒剤事件は、塩酸塩を出願経過で削除したので均等論×（意識的除外）。

http://www.central.kr/jp/sub04/index.php#

日本の比較事例　止痒剤の延長登録及び延長された特許権の保護範囲



【米国特許】2016.03 CAFC　DSS v. Taiwan Semiconductor

Ameblo 元投稿日：2023-03-03

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12791906925.html

【米国特許】2016.03 CAFC　DSS v. Taiwan Semiconductor

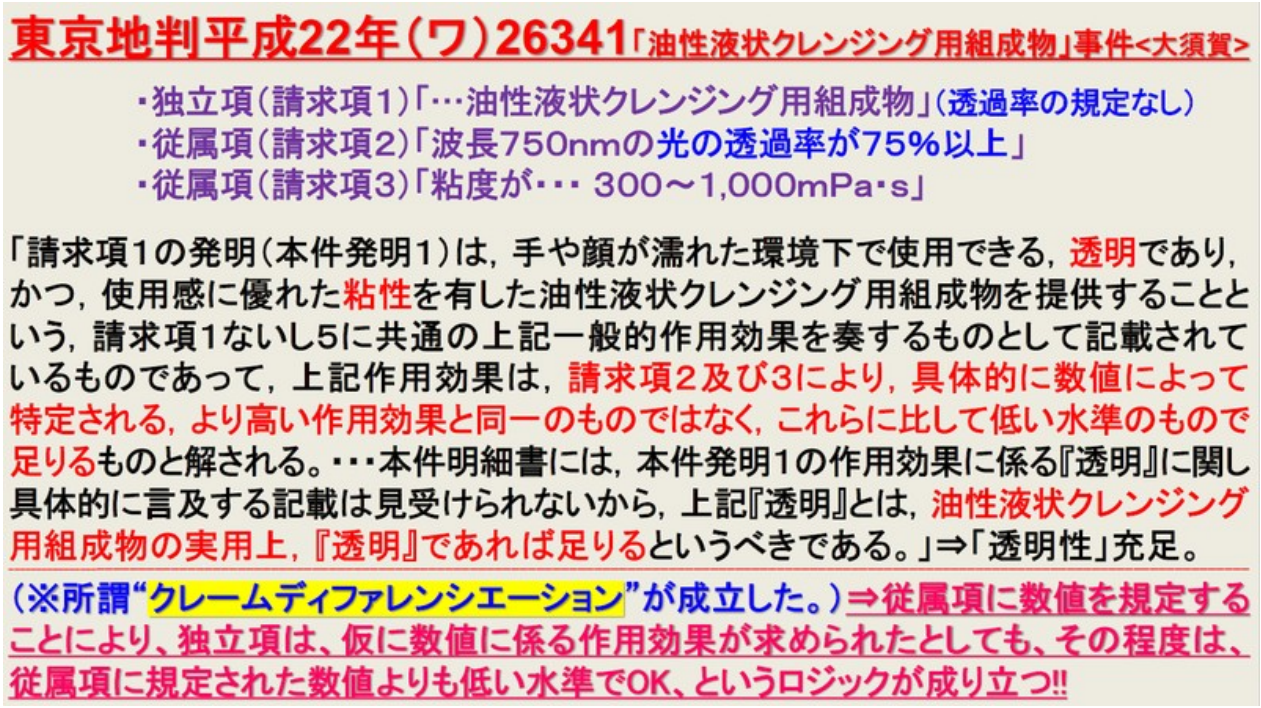
独立項を限定解釈しても、従属項の範囲は更に狭いから、Claim Differentiation（関連規定：米国特許法 112(d)）に違背しない。

⇒限定解釈されたくない構成等を従属項に埋めておく!!

=日本も,東京地判平成 22 年(ワ)26341<大須賀>

DSSvTSM.pdf (jpaa.or.jp)

日本の比較事例　油性液状クレンジング用組成物の独立項と従属項



【米国特許】2021 連邦最高裁 Minerva v. Hologic

Ameblo 元投稿日：2023-03-05

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12792217296.html

【米国特許】2021 連邦最高裁 Minerva v. Hologic

「譲渡人禁反言」は,例えば以下の場合は制限される。

(1)発明者が有効性を保証できる可能性がある前に譲渡された（ex.雇用契約による譲渡）

(2)その後の法の変更により、譲渡時の保証が無意味となった

(3)譲渡後に特許クレームが変更され、譲渡時のクレームより実質的に広くなった

https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Ipnews/us/2021/20210701.pdf

【米国特許】2020.04 CAFC　Nike v. Adidas

Ameblo 元投稿日：2023-03-05

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12792217407.html

【米国特許】2020.04 CAFC　Nike v. Adidas

PTAB は、IPR において、記録中の先行技術に基づいて補正後クレームの特許性を否定する新たな根拠を提示し得るが、最終決定前に、特許権者に通知をし、応答の機会を与えなければならない。

⇒IPR 係属中に記録されていた先行技術であっても、新たな無効理由の根拠として用いる場合は、応答の機会が必要となる。

https://www.cafc.uscourts.gov/opinions-orders/19-1262.opinion.4-9-2020_1566865.pdf

【米国特許】2020.11 CAFC In re Google Technology

Ameblo 元投稿日：2023-03-06

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12792392596.html

【米国特許】2020.11 CAFC In re Google Technology

本件では、PTAB に対して主張しなかったクレーム解釈を、控訴審で初めて主張することは許されなかった。

PTAB が自発的にクレーム解釈したとしても、Google は同社にとって望ましいクレーム解釈を PTAB に対して主張提起すべきであった。

https://www.knobbe.com/blog/claim-construction-arguments-not-made-ptab-are-forfeited-appeal/

【米国特許】SIMO v. Hong Kong / SuperGuide v. DirecTV

Ameblo 元投稿日：2023-03-07

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12792546801.html

【米国特許】2021.01 CAFC SIMO v. Hong Kong uCloudlink

クレーム文言を「a plurality of A, B, C, D and E」と抽象化すると、A、B、C、D、E の各々が複数必要と解釈された。

⇒非充足

“a plurality of”が「E」に掛からないならば、「E」の前に不定冠詞”a”が付いたはずである。

https://www.fukamipat.gr.jp/region_ip/5976/

【米国特許】2004.02 CAFC SuperGuide v. DirecTV Enters.

クレーム文言を「at least one of A, B, C, D and E」と抽象化すると、A、B、C、D、E の各カテゴリーから少なくとも 1 つずつ必要と解釈された。

⇒非充足

明細書に一つだけ選択してよいという裏付けなし。

サポートが無いクレーム解釈の権利行使を否定。

⇒Comprises at least one of A, B and C は、Comprises at least one of A, at least one of B and at least one of C と解釈される

「and」⇒「or」と変更すべき

Comprises at least one selected from the group consisting of A, B and C

なら OK

（注）これらは起案上の検討案であり、解釈結果が一律に決まるものではない。列挙事項、文法及び明細書の記載を踏まえて検討する。

https://jpaa-patent.info/patents_files_old/201609/jpaapatent201609_111-119.pdf

【米国特許】弁護士費用の敗訴者負担

Ameblo 元投稿日：2023-03-08

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12792703638.html

【米国特許】弁護士費用の敗訴者負担

Octane Fitness v. Icon Health & Fitness

Highmark v. Allcare Health Management System

2014 年 4 月 29 日連邦最高裁判決

(1)不合理な訴訟遂行が十分に例外的であれば、弁護士費用の転嫁が認められ得る。

(2)訴訟の主観的悪意又は客観的根拠の欠如の一方だけでも、例外性を基礎付け得る。

（注）上記（１）（２）はＯＣＴＡＮＥ ＦＩＴＮＥＳＳ判決の例外的事件の判断に関する説明である。ＨＩＧHMＡＲＫ判決は、地裁の米国特許法２８５条の判断の全側面について、控訴審が裁量濫用基準により審査するとした。

https://t.co/6JS7X3calg

【米国特許】2020.02 CAFC　Samsung v. Prisua

Ameblo 元投稿日：2023-03-09

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12792857487.html

【米国特許】2020.02 CAFC　Samsung v. Prisua

(1)IPR では、不明瞭性を根拠として無効とされない。

⇒不明瞭性は、付与後レビュー(PGR)で争える。

(2)対象クレームが不明瞭であっても、必ずしも新規性・自明性の審理を妨げるとは限らない。

⇒本件では、差戻審で新規性・非自明性の判断を行うべきとされた。

https://www.cafc.uscourts.gov/opinions-orders/19-1169.opinion.2-4-2020_1526242.pdf

【米国特許】Paper Example ＜2021.7.1USPTO 通知＞

Ameblo 元投稿日：2023-03-10

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12793021244.html

【米国特許】Paper Example ＜2021.7.1USPTO 通知＞

米国では Prophetic Example（未実施の実験・予測結果）を Working Example（実際に行った実験・実測結果）と区別することが義務付けられている。（MPEP 608.01(p)）

⇒Prophetic Example（=Paper Example）は未来/現在形で記載すべき。

https://www.aoyamapat.gr.jp/news/3066

【著作権】大阪地判令和３年(ワ)5086

Ameblo 元投稿日：2023-03-13

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12793492437.html

【著作権】大阪地判令和３年(ワ)5086

著作物性〇

「桜のイラストにみられるごく一般的な表現であり,ありふれたもの…本質的特徴に当たらない。…アイデアなど表現それ自体でない部分又は表現上創作性がない部分において…同一性を有するにとどまり…複製及び翻案に当たらない」

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-91665.pdf

【米国特許/条文】271 条(g)　米国特許に係る製法を米国外で使用して生産した物を米国内に輸入する行為は侵害。

Ameblo 元投稿日：2023-03-14

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12793672795.html

【米国特許/条文】271 条(g)　米国特許に係る製法を米国外で使用して生産した物を米国内に輸入する行為は侵害。

以下は例外

1)後の加工により重要な変更

ex.中間体と最終製品（CAFC1996Eli Lilly v. American Cyanamid）

2)他の製品の些細で本質的でない部分とされた

日本:製法特許の間接生成物～裁判例無し

【特許】単純方法と製造方法との区別＋製造方法の特許権の及ぶ範囲 - YouTube

【米国特許/条文】295 条

Ameblo 元投稿日：2023-03-15

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12793774655.html

【米国特許/条文】295 条

(1)製法特許により生産された相当の蓋然性＋(2)実際に用いられた製法を確定するための合理的な努力（Discovery 等）をしても確定できなかったことを裁判所が認めた場合に、製法使用が推定される。

⇒日本特許法 104 条と異なり、新規な物である必要なし

⇒米国で製法特許を持っていれば、ディスカバリーに加え、上記要件を満たす場合には推定も利用でき、さらに 271 条(g)と併せて活用できる!!

*28 USC 1782 と併せて要確認

https://t.co/c9eQhbwYUP

大阪地判平成 28 年(ワ)4815【油冷式スクリュ圧縮機】＜杉浦＞

Ameblo 元投稿日：2023-03-16

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12793931425.html

大阪地判平成 28 年(ワ)4815【油冷式スクリュ圧縮機】＜杉浦＞

特許請求の範囲の記載に関する解釈は自白の対象でない!!

=大地 H23(ワ)10590

（判旨抜粋）

「被告は，「仕切り壁」の意味につき，原告が，当初は被告主張に係る解釈を主張しながら，後にこれを撤回し，異なる解釈を主張したことは自白の撤回に当たると指摘する。しかし，特許請求の範囲の記載に関する解釈は，事実に関する主張ではないから，そもそも自白の対象ではない。この点に関する被告の主張は採用できない。」

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-89306.pdf

大阪地判平成 27 年(ワ)8974【…ラダー回路を表示する装置】 事実を認めても充足性は自白不成立

Ameblo 元投稿日：2023-03-17

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12794094128.html

大阪地判平成 27 年(ワ)8974【…異常発生時にラダー回路を表示する装置】

*事実を認めても充足性は自白不成立

「被告は…入出力要素をタッチすることで検索対象を指定することができることを認めていたにとどまり，…充足についてまで自白が成立していたとは認められない」

（判旨抜粋）

被告は被告表示器２Ａを含め，入出力要素をタッチすることで検索対象を指定することができることを認めていたにとどまり，…構成要件１Ｆを充足するかは解釈問題である。そして，被告は構成要件１Ｆの充足性自体は争っていたのであるから（…），被告表示器Ａにおいてラダー回路の入出力要素の検索の際に入出力要素をタッチするという構成を備えているという事実だけでなく，同構成要件の充足についてまで自白が成立していたとは認められない。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-88263.pdf

知財高判(大合議)平成 28 年(ネ)10046【エルプラット事件】⇒上告不受理

Ameblo 元投稿日：2023-03-18

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12794320391.html

知財高判(大合議)平成 28 年(ネ)10046【エルプラット事件】⇒上告不受理

「からなる」というクレーム文言が、他の添加剤等の成分が含まれる場合も包含するのか否かについて、特許請求の範囲の記載自体からは，いずれの解釈も可能であると判示したうえで、「のみからなる」と解釈した。

⇒非充足

＝「からなる」が「のみ」に限定された裁判例～H11(ワ)3012、H14(ワ)25697、H20(ワ)10196

Cf.「からなる」が「のみ」に限定されなかった裁判例～H24(ワ)15621

（判旨抜粋）

…特許請求の範囲の記載の「オキサリプラティヌムの水溶液からなり」との構成要件Ｃは，オキサリプラティヌムと水のみからなる水溶液であるのか，オキサリプラティヌムと水からなる水溶液であれば足り，他の添加剤等の成分が含まれる場合も包含されるのかについて，特許請求の範囲の記載自体からは，いずれの解釈も可能である。そこで，構成要件Ｃについては，本件明細書の記載及び出願の経過を参酌して判断する。…本件発明の課題は，公知の有効成分である「オキサリプラティヌム」について，承認された基準に従って許容可能な期間医薬的に安定であり，凍結乾燥物から得られたものと同等の化学的純度及び治療活性を示す，そのまま使用できるオキサリプラティヌム注射液を得ることであり，その解決手段…示したものである。…本件発明がオキサリプラティヌムと水のみからなる水溶液であって，他の添加剤等の成分を含まないことを意味する…。

https://www.courts.go.jp/ip/vc-files/ip/file/zen_28ne10046.pdf

【ドイツ】デュッセルドルフ高裁（2009年）「プリペイドカード事件」

Ameblo 元投稿日：2023-03-20

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12794546504.html

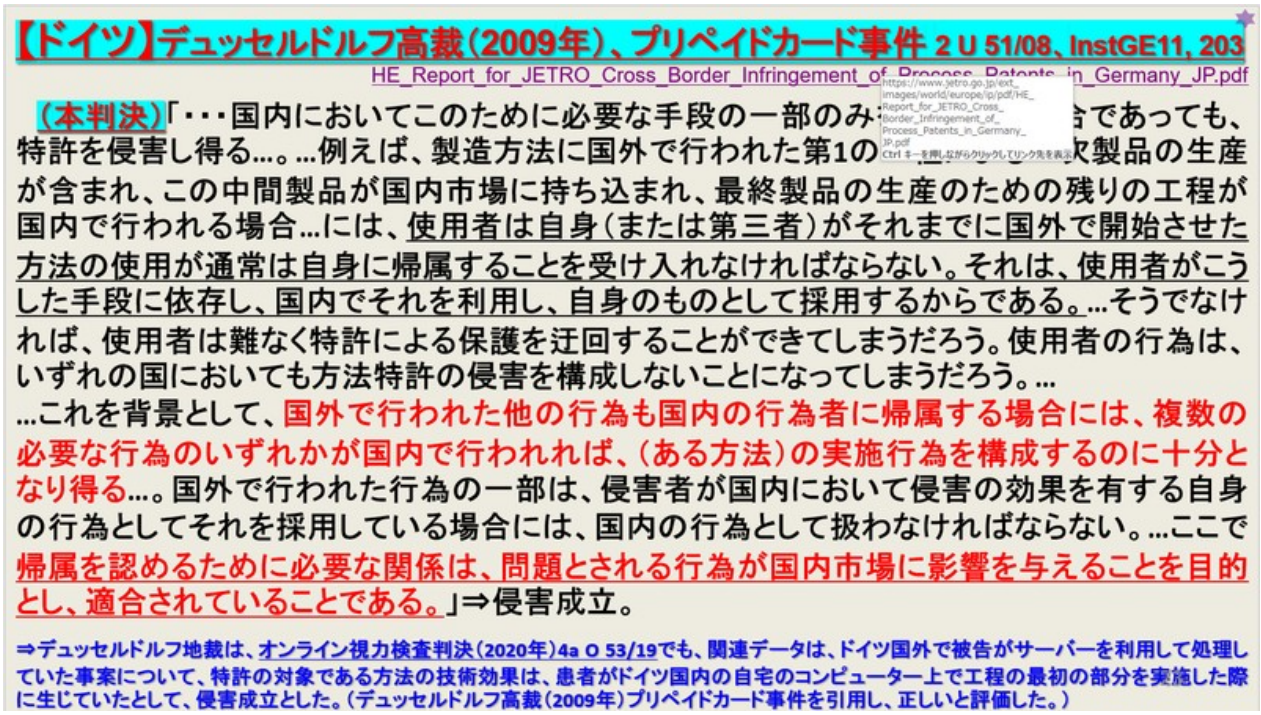
【ドイツ】デュッセルドルフ高裁（2009年）「プリペイドカード事件」 2 U 51/08、InstGE11, 203

（本判決）「・・・国内においてこのために必要な手段の一部のみを実施する場合であっても、特許を侵害し得る…。…例えば、製造方法に国外で行われた第1の工程による一次製品の生産が含まれ、この中間製品が国内市場に持ち込まれ、最終製品の生産のための残りの工程が国内で行われる場合…には、使用者は自身（または第三者）がそれまでに国外で開始させた方法の使用が通常は自身に帰属することを受け入れなければならない。それは、使用者がこうした手段に依存し、国内でそれを利用し、自身のものとして採用するからである。…そうでなければ、使用者は難なく特許による保護を迂回することができてしまうだろう。使用者の行為は、いずれの国においても方法特許の侵害を構成しないことになってしまうだろう。…

…これを背景として、**国外で行われた他の行為も国内の行為者に帰属する場合には、複数の必要な行為のいずれかが国内で行われれば、（ある方法）の実施行為を構成するのに十分となり得る**…。国外で行われた行為の一部は、侵害者が国内において侵害の効果を有する自身の行為としてそれを採用している場合には、国内の行為として扱わなければならない。…ここで**帰属を認めるために必要な関係は、問題とされる行為が国内市場に影響を与えることを目的とし、適合されていることである。**」⇒侵害成立。

⇒デュッセルドルフ地裁は、オンライン視力検査判決（2020年）4a O 53/19でも、関連データは、ドイツ国外で被告がサーバーを利用して処理していた事案について、特許の対象である方法の技術効果は、患者がドイツ国内の自宅のコンピューター上で工程の最初の部分を実施した際に生じていたとして、侵害成立とした。（デュッセルドルフ高裁（2009年）プリペイドカード事件を引用し、正しいと評価した。）

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/europe/ip/pdf/HE_Report_for_JETRO_Cross_Border_Infringement_of_Process_Patents_in_Germany_JP.pdf



【ドイツ】デュッセルドルフ高裁（2009年）、プリペイドカード事件 2 U 51/08、InstGE11, 203

HE_Report_for_JETRO_Cross_Border_Infringement_of_Process_Patents_in_Germany_JP.pdf

（本判決）「・・・国内においてこのために必要な手段の一部のみ[illegible]であっても、特許を侵害し得る…。…例えば、製造方法に国外で行われた第1の[illegible]製品の生産が含まれ、この中間製品が国内市場に持ち込まれ、最終製品の生産のための残りの工程が国内で行われる場合…には、使用者は自身（または第三者）がそれまでに国外で開始させた方法の使用が通常は自身に帰属することを受け入れなければならない。それは、使用者がこうした手段に依存し、国内でそれを利用し、自身のものとして採用するからである。…そうでなければ、使用者は難なく特許による保護を迂回することができてしまうだろう。使用者の行為は、いずれの国においても方法特許の侵害を構成しないことになってしまうだろう。…

…これを背景として、国外で行われた他の行為も国内の行為者に帰属する場合には、複数の必要な行為のいずれかが国内で行われれば、（ある方法）の実施行為を構成するのに十分となり得る…。国外で行われた行為の一部は、侵害者が国内において侵害の効果を有する自身の行為としてそれを採用している場合には、国内の行為として扱わなければならない。…ここで帰属を認めるために必要な関係は、問題とされる行為が国内市場に影響を与えることを目的とし、適合されていることである。」⇒侵害成立。

⇒デュッセルドルフ地裁は、オンライン視力検査判決（2020年）4a O 53/19でも、関連データは、ドイツ国外で被告がサーバーを利用して処理していた事案について、特許の対象である方法の技術効果は、患者がドイツ国内の自宅のコンピューター上で工程の最初の部分を実施した際に生じていたとして、侵害成立とした。（デュッセルドルフ高裁（2009年）プリペイドカード事件を引用し、正しいと評価した。）

【英国】EWHC [2002] Menashe v. William Hill

Ameblo 元投稿日：2023-03-20

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12794546846.html

【英国】Menashe v. William Hill [2002] EWHC 397、[2002] EWCA Civ 1702

William Hill は、CD に記録したコンピュータプログラムであって、コンピュータをインターネットを介してホストコンピュータと通信させる端末コンピュータに変えるものを顧客に提供していた。William Hill のホストコンピュータは、英国外（オランダ領アンティル）に設置されていた。

本控訴審判決は、一審判決が示した、「効果」が英国内で発揮されていれば十分であるとの理由を（侵害を）確信させる理由とはみなさず、事実上、ホストコンピュータの場所は、ユーザには全く関連性がないとして、**ゲームシステム全体を使用するという点で、ホストコンピュータが国外に設置されていたが、（英国内で）ホストシステムを使用している**と判示した。

また、本控訴審判決は、「ホストコンピュータがアンティグア島に、端末コンピュータが英国に設置されている場合、クレームされたゲームシステムのユーザは誰なのかを尋ねることが適切である。その回答は顧客となるはずである。顧客はそれをどこで利用するのか。顧客が端末を英国内で使用するのは間違いなく、顧客はホストコンピュータを英国内で使用していると言っても言葉の誤用ではない。」と判示した。 ⇒国外ホストを理由とする抗弁を排斥し、間接侵害責任が成立し得るとした（1977 年英国特許法 60 条 2 項）。

ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー

【英国】 Illumina v. Premaitha Health [2017] EWHC 2930 (Pat) 2017.11.21

提案された代替方法では、英国内で血液検査、配列決定を行い、情報を台湾に送り、予め定められた計算処理に基づく出力結果を英国に送り返して英国内で使用する予定であった。**⇒この方法の実質的な使用場所は英国内と判断された。**

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/europe/ip/pdf/HE_Report_for_JETRO_Cross_Border_Infringement_of_Process_Patents_in_Germany_JP.pdf

【英国】Menashe v. William Hill [2002] EWHC 397、[2002] EWCA Civ 1702

HE_Report_for_JETRO_Cross_Border_Infringement_of_Process_Patents_in_Germany_JP.pdf

William Hillは、CDに記録したコンピュータプログラムであって、コンピュータをインターネットを介してホストコンピュータと通信させる端末コンピュータに変えるものを顧客に提供していた。William Hillのホストコンピュータは、英国外（オランダ領アンティル）に設置されていた。

本控訴審判決は、一審判決が示した、「効果」が英国内で発揮されていれば十分であるとの理由を（侵害を）確信させる理由とはみなさず、事実上、ホストコンピュータの場所は、ユーザには全く関連性がないとして、**ゲームシステム全体を使用するという点で、ホストコンピュータが国外に設置されていたが、（英国内で）ホストシステムを使用している**と判示した。

また、本控訴審判決は、「ホストコンピュータがアンティグア島に、端末コンピュータが英国に設置されている場合、クレームされたゲームシステムのユーザは誰なのかを尋ねることが適切である。その回答は顧客となるはずである。顧客はそれをどこで利用するのか。顧客が端末を英国内で使用するのは間違いなく、顧客はホストコンピュータを英国内で使用していると言っても言葉の誤用ではない。」と判示した。⇒間接侵害成立（1977年英国特許法60条2項）。

【英国】Illumina v. PremAltha Health [2017] EWHC 2930 (Pat) 2017.11.21

英国内で血液検査、配列決定を行い、情報を台湾に送り、予め定められた計算処理に基づく出力結果は英国に送り返され、英国内で使用されている。⇒**検出方法の使用場所は英国内。**

【中国】最高人民法院 2021 年 5 月 25 日判決＜(2020)最高法知民終 746 号＞

Ameblo 元投稿日：2023-03-20

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12794547611.html

【中国】最高人民法院 2021 年 5 月 25 日判決＜(2020)最高法知民終 746 号＞

「最高人民法院情報ネットワーク伝達権侵害に係る民事紛争事件の審理における法律適用の若干の問題に関する規定」第 15 条

＝「…侵害行為地と被告の住所地が・・・外国にある場合，原告が侵害に係るコンテンツを発見したコンピューター端末などの機器の所在地は，侵害行為地と見なすことができる。」

（本判決）「サーバーの所在地は，侵害行為地を判断するための唯一の要素ではなく，要素の一つにすぎない。侵害行為地には，侵害行為の実施地と侵害結果の発生地が含まれる。中国の法律で保護されている特許権については，特許権侵害行為の実質的な構成の一部または侵害結果の一部が中国の領土内にある場合，侵害行為地が中国の領土内であると判断できる。

・・・なお，侵害行為地をサーバーの所在地のみで判断すると，不足がある。インターネットのグローバル性から，ネットワークデータの送受信及び相互作用は国際的である。インターネットに係るコンピュータプログラムを含む方法・システム特許の場合，データキャリア，つまり，被疑侵害サイトのサーバーがどこにあるかということだけで被疑侵害行為の実施地を判断すると，このような特許の権利範囲は厳しく制限され，このような特許を実質上実施した侵害者は侵害責任の回避が非常に容易になる。その結果，このような特許に対する法律の保護がなくなる虞がある。よって，**サーバーの所在地は，被疑侵害行為の実施地を判断するための唯一のまたは中心的な要素として考慮すべきではない。**」⇒侵害成立。（AIPPI 会報（2023）Vol.68 No.2 号内 20～23 頁の日本語訳引用）

※判示理由と上掲規定が存在することから、有体物の中国内への送付は射程範囲外か。

【中国】最高人民法院2021年5月25日判決＜(2020)最高法知民終746号＞

「最高人民法院情報ネットワーク伝達権侵害に係る民事紛争事件の審理における法律適用の若干の問題に関する規定」第15条=「…侵害行為地と被告の住所地が・・・外国にある場合，原告が侵害に係るコンテンツを発見したコンピューター端末などの機器の所在地は，侵害行為地と見なすことができる。」

(本判決)「サーバーの所在地は，侵害行為地を判断するための唯一の要素ではなく，要素の一つにすぎない。侵害行為地には，侵害行為の実施地と侵害結果の発生地が含まれる。中国の法律で保護されている特許権については，特許権侵害行為の実質的な構成の一部または侵害結果の一部が中国の領土内にある場合，侵害行為地が中国の領土内であると判断できる。
・・・なお，侵害行為地をサーバーの所在地のみで判断すると，不足がある。インターネットのグローバル性から，ネットワークデータの送受信及び相互作用は国際的である。インターネットに係るコンピュータプログラムを含む方法・システム特許の場合，データキャリア，つまり，被疑侵害サイトのサーバーがどこにあるかということだけで被疑侵害行為の実施地を判断すると，このような特許の権利範囲は厳しく制限され，このような特許を実質上実施した侵害者は侵害責任の回避が非常に容易になる。その結果，このような特許に対する法律の保護がなくなる虞がある。よって，サーバーの所在地は，被疑侵害行為の実施地を判断するための唯一の、または中心的な要素として考慮すべではない。」⇒侵害成立。(AIPPI会報(2023)Vol.68 No.2 P13の日本語訳引用

21

※判示理由と上掲規定が存在することから、有体物の中国内への送付は射程範囲外が。

【韓国】ソウル中央地方法院 2007 年 9 月 7 日＜2006 ガ合 73442＞

Ameblo 元投稿日：2023-03-20

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12794547936.html

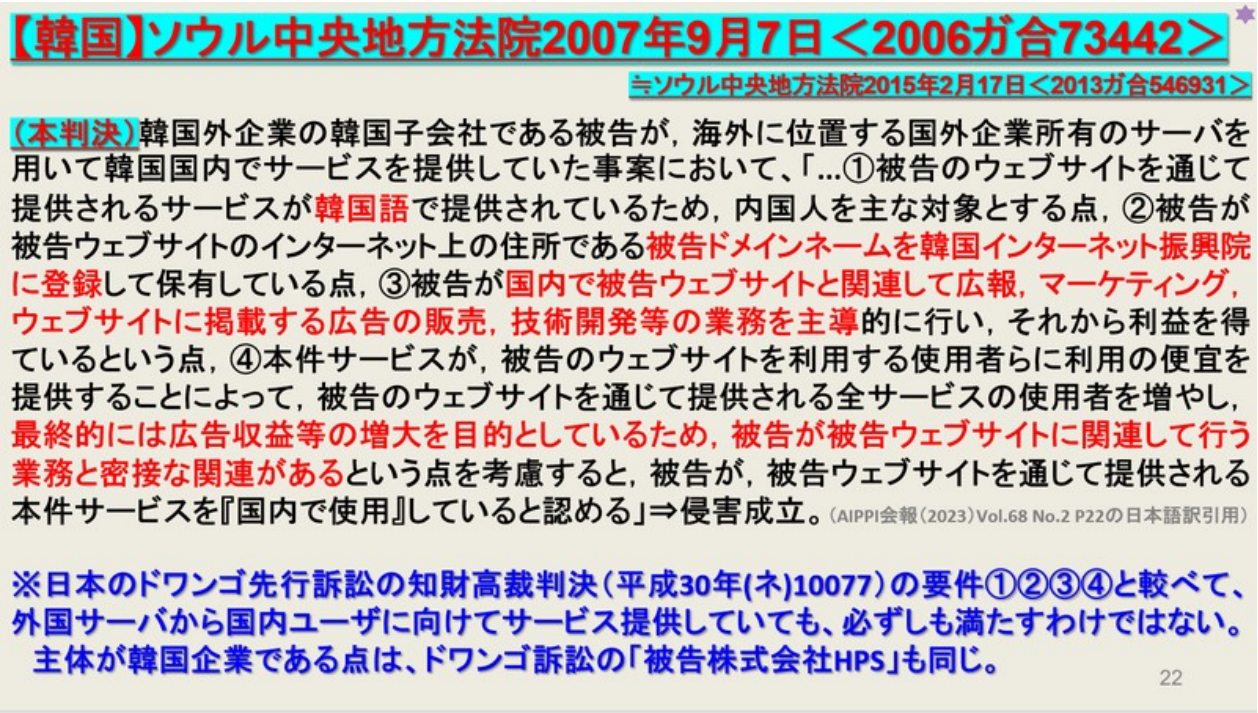
【韓国】ソウル中央地方法院 2007 年 9 月 7 日＜2006 ガ合 73442＞

≒ソウル中央地方法院 2015 年 2 月 17 日＜2013 ガ合 546931＞

（本判決）韓国外企業の韓国子会社である被告が，海外に位置する国外企業所有のサーバを用いて韓国国内でサービスを提供していた事案において、「...① 被告のウェブサイトを通じて提供されるサービスが**韓国語**で提供されているため，内国人を主な対象とする点，②被告が被告ウェブサイトのインターネット上の住所である被告ドメインネームを韓国インターネット振興院に登録して保有している点，③被告が**国内で被告ウェブサイトと関連して広報，マーケティング，ウェブサイトに掲載する広告の販売，技術開発等の業務を主導**的に行い，それから利益を得ているという点，④本件サービスが，被告のウェブサイトを利用する使用者らに利用の便宜を提供することによって，被告のウェブサイトを通じて提供される全サービスの使用者を増やし，**最終的には広告収益等の増大を目的としているため，被告が被告ウェブサイトに関連して行う業務と密接な関連がある**という点を考慮すると，被告が，被告ウェブサイトを通じて提供される本件サービスを『国内で使用』していると認めるのが相当であり，…」⇒国内での使用を肯定。ただし、同事件の侵害差止請求は、新規性欠如を理由とする権利濫用として棄却された。（AIPPI 会報（2023）Vol.68 No.2 14 頁（通巻 128 頁）の日本語訳引用）

※日本のドワンゴ先行訴訟の知財高裁判決（平成 30 年(ネ)10077）の要件①②③④と較べて、外国サーバから国内ユーザに向けてサービス提供していても、必ずしも満たすわけではない。

韓国の事件で主体が韓国企業である点は、ドワンゴ訴訟の「被告株式会社 HPS」が日本企業である点に対応する。



知財高判令和３年(行ケ)10090【噴射製品および噴射方法】＜大鷹＞

Ameblo 元投稿日：2023-03-21

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12794793273.html

令和３年(行ケ)10090【噴射製品および噴射方法】＜大鷹＞

ある構成によって奏される作用効果を記載しただけでは、減縮とならない。⇒訂正要件×

「構成によって奏される作用効果を記載したにすぎないものであるから、…特許請求の範囲を狭くしたものと認めることはできない」

（判旨抜粋）

訂正事項１は…「噴射製品」を「粘膜への刺激が低減された、噴射製品」と訂正し、訂正事項２は…「噴射方法」を「粘膜への刺激を低減する、噴射方法」と訂正するものであり…「噴射製品」及び…「噴射方法」の各記載事項に、それぞれ「粘膜への刺激が低減された」又は「粘膜への刺激を低減する」という作用に係る記載事項を加えたものと認められる。…

本件明細書には、本件訂正前の請求項１及び３の上記各構成にした場合であっても、「粘膜への刺激の低減」の作用効果を奏しない場合があることについての記載も示唆もない。そうすると、訂正事項１及び２により加えられた「粘膜への刺激が低減された」又は「粘膜への刺激を低減する」という作用に係る記載事項は、本件訂正前の請求項１及び３の上記各構成によって奏される作用効果を記載したにすぎないものであるから、訂正事項１及び２は、本件訂正前の請求項１及び３の各発明に係る特許請求の範囲を狭くしたものと認めることはできない。…したがって、訂正事項１及び２は、「特許請求の範囲の減縮」…を目的とするものと認めることはできない…。

https://t.co/qu38crRN4y

【契約/違約金】大阪地判令和３年(ワ)4467　違約金⇒本件では損害額と同額の違約金の限度で有効。

Ameblo 元投稿日：2023-03-22

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12794861773.html

【契約/違約金】大阪地判令和３年(ワ)4467

形態模倣⇒告知⇒依拠認定

輸入時に「模倣」を知っていたと認定。

前回の侵害/和解時に違約金2000万円を定めていた。

⇒2000万円という金額設定だけで直ちに無効になるわけではない。

⇒損害と著しく均衡を欠く過大なものは公序良俗違反となる。

⇒本件では、弁護士費用を除く損害額と同額の違約金の限度で有効。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-91578.pdf

大阪地判令和元年(ワ)9842　結論として否定されたが、「作用効果不奏功の抗弁」が検討された!!

Ameblo 元投稿日：2023-03-23

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12794978297.html

大阪地判令和元年(ワ)9842　特許権侵害成立

結論として否定されたが、「作用効果不奏功の抗弁」が一項目立てて検討された!!

「4 作用効果不奏功の抗弁の成否（争点 1-3）について…

被告製品は、本件各訂正後発明が解決しようとする課題に対して効果を奏しているものといえる」

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-91241.pdf

「審判実務者研究会報告書 2022」

Ameblo 元投稿日：2023-03-24

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12795219675.html

「審判実務者研究会報告書 2022」

私個人としては、弁理士会特許委員会を 6-8 ルールで強制引退させられて、9 年連続で途絶えたかと残念に思っていたところ、特許庁から一本釣りしてもらえたため、判事以外で唯一のオブザーバとして参加でき、10 年連続皆勤賞を達成することができました!!

もう、思い残すことはありません!!

2022_houkokusyo_honpen.pdf (jpo.go.jp)

審判実務者研究会報告書2022

令和５年３月
特許庁 審判部

特許庁
JAPAN PATENT OFFICE

【著作権】大阪地判令和４年(ワ)2064

Ameblo 元投稿日：2023-03-25

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12795365727.html

【著作権】大阪地判令和４年(ワ)2064

欠席裁判であったが、

損害論で、日本写真家ユニオンの規定で計算されなかった。

⇒文化庁の裁定時は業界団体の規定が重視されるが…

また、逸失利益、著作者人格権侵害及び虚偽告知による無形損害について合計1000万円が請求され、虚偽告知による無形損害に著作者人格権侵害の損害を包摂して80万円が認容された。

信用回復措置の謝罪文掲載請求は認容。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-91293.pdf

大阪地判令和４年(ワ)3374【微生物の生長制御方法】＜松阿彌＞

Ameblo 元投稿日：2023-03-25

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12795366136.html

大阪地判令和４年(ワ)3374【微生物の生長制御方法】＜松阿彌＞

青色「光の照射」と「微生物の生長を抑制させる」ことの「直接的な関連性」を要求した。

⇒非充足（立証不十分。成長抑制は青色光でなく低温が理由であり得る。）

「【構成要件】…およそ 400nm から 490nm までの光波長領域にある光の照射下で培養して、この微生物の生長を抑制させる…方法」

（判旨抜粋）

…「光の照射下で」の字義、本件特許に係る特許請求の範囲及び本件明細書の記載内容に加え、原告は、「光の照射下で」とは、枯草菌、 黄色ブドウ状球菌等の微生物に対して生長を抑制させる青色光が照射されていることを指す旨を主張していることに照らすと、構成要件Ｂにいう「光の照射下で」とは、青色光の照射の影響によって微生物の生長が抑制されていること（青色光の照射と微生物の生長抑制させることとの間に直接的な関連性があること）を要件としていると解するのが相当である…。…

主たる青色光源であるＬＥＤ⑤が青色発光するのは、パーシャル室を（チルドではなく）微凍結パーシャル状態とし、かつオート急冷中のときであって、この場合、パーシャル室内は約－３℃から約－１℃に保たれることになるから、乙１２ないし乙１５の各実験の結果にみられるとおり、培地の一部や豚肉が凍結していたとする結果と整合的に理解できるものであり、乙１２、１３実験における黄色ブドウ球菌や枯草 菌のコロニーが見られなかったという結果も、黄色ブドウ球菌の一般的な増殖可能温度域は５～４７．８℃（至適増殖温度は３０～３７℃）であり、枯草菌の一般的な増殖可能温度域は５～５５℃（最適発育温度帯は２０～４５℃）であること（乙１２、１３に添付の参考資料）と矛盾なく理解することができる。…

本件製品が、…青色光の照射の影響によって微生物の生長が抑制されていること（光の照射と微生物の生長抑制させることとの間に直接的な関連性があること）を認めるに足りる証拠はない。したがって、本件製品の使用方法は、「光の照射下で」（構成要件Ｂ）を充足せず、本件発明の技術的範囲に属しない。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-91269.pdf

知財高判令和３年(行ケ)10164【銅銀合金を用いた導電性部材…】＜本多＞

Ameblo 元投稿日：2023-03-27

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12795584639.html

令和３年(行ケ)10164【銅銀合金を用いた導電性部材…】＜本多＞

*不服審決で新たな文献⇒手続違背

「…審査段階で指摘されることはなく、本件審判手続に至っても予め指摘されることなく、本件審決で初めて指摘された文献である…。…原告の手続保障の観点から許されない…」

（判旨抜粋）

甲１６（引用文献５）については、審査段階で指摘されることはなく、本件審判手続に至っても予め指摘されることなく、本件審決で初めて指摘された文献である…。…拒絶理由通知をもって甲１６（引用文献５）を示されていた場合には、…原告の方針には重大な影響が生じていた…。…引用発明５を主引用例として本願補正発明の進歩性を判断することは、原告の手続保障の観点から許されないというべきである。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-91524.pdf

【日本/刑事】最決平成 26 年 11 月 25 日・平成 25 年(あ)574＜集刑 315 号 187 頁＞、510＜刑集 68 巻 9 号 1053 頁＞

Ameblo 元投稿日：2023-03-27

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12795632854.html

【日本/刑事】最決平成 26 年 11 月 25 日・平成 25 年(あ)574＜集刑 315 号 187 頁＞、510＜刑集 68 巻 9 号 1053 頁＞

日本在住の被告人

日本国内で作成したわいせつ画像を海外サーバに送信

日本人を中心とした不特定かつ多数の顧客に頒布

日本語のウェブサイトを運営

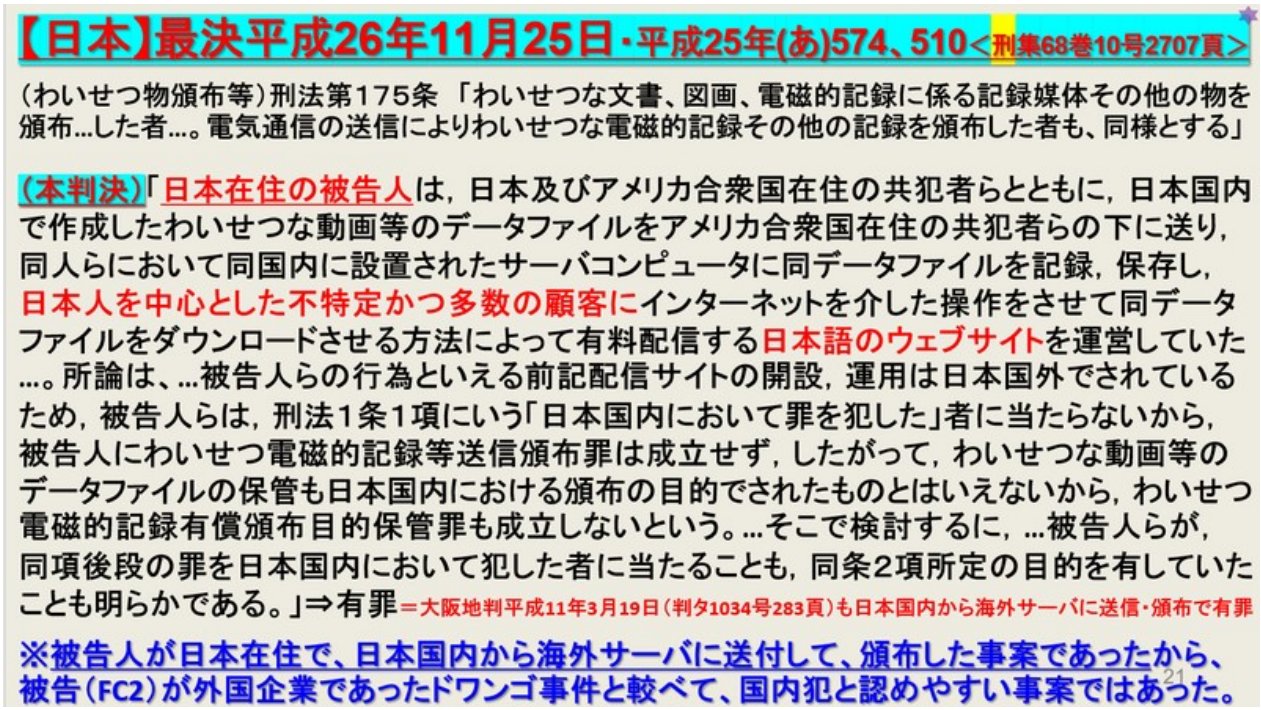
⇒「日本国内において罪を犯した」者に当たる

⇒有罪

※被告人が日本在住で、日本国内から海外サーバに送付して、頒布した事案であったから、被告（FC2）が外国企業であったドワンゴ事件と較べて、国内犯と認めやすい事案ではあった。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-84650.pdf

画像見出しの訂正　平成 25 年(あ)574 は集刑 315 号 187 頁、平成 25 年(あ)510 は刑集 68 巻 9 号 1053 頁である。いずれも平成２６年１１月２５日最高裁第三小法廷決定である。



【商標】知財高判令和３年(行ケ)10079<菅野>

Ameblo 元投稿日：2023-03-28

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12795754080.html

【商標】令和３年(行ケ)10079<菅野>

辞典に掲載されていること及び記事の見出しに使用されていることは，直ちに，その語が広く一般に知られていることを示すものではない。

「VEGAS」の欧文字を横書きしてなる登録商標が，41類「娯楽施設の提供」について３条１項３号違反なし。

https://www.nakapat.gr.jp/ja/legal_updates_jp/%e3%80%90%e5%95%86%e6%a8%99%e6%b3%95%e2%98%85%e3%80%91%e3%80%8cvegas%e3%80%8d%e3%81%ae%e6%ac%a7%e6%96%87%e5%ad%97%e3%82%92%e6%a8%aa%e6%9b%b8%e3%81%8d%e3%81%97%e3%81%a6%e3%81%aa%e3%82%8b%e7%99%bb/

知財高判令和２年(ネ)10042【車両誘導システム】＜本多＞

Ameblo 元投稿日：2023-03-29

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12795877464.html

令和２年(ネ)10042【車両誘導システム】＜本多＞

*控訴審で逆転充足!!

*明細書中の「課題」「効果」欄に親出願の請求項１と較べて過大な記載

⇒原判決も控訴審判決も、課題/効果を考慮して限定解釈したが、控訴審では広めに解釈した。

「誘導手段」は、係員の手動による関与を排除しない。

（判旨抜粋）

本件各発明は、本件作用効果１（一般車がＥＴＣ車用出入口に進入した場合又はＥＴＣ車に対してＥＴＣシステムが正常に動作しない場合であっても、車両を安全に誘導する車両誘導システムを提供すること）を奏するものであるところ、「通信手段」がＥＴＣ車載器から受信したデータにより、ＥＴＣによる料金徴収が可能か判定され、各遮断機が適切なタイミングで動くことにより車両が安全に誘導できるのであれば本件作用効果１は奏するのであって、「通信手段」がＥＴＣ車載器からデータを受信するタイミングにつき、車両が第１の遮断機を通過する前後のいずれであっても、本件作用効果１を奏することが可能である。また、本件作用効果２（ＥＴＣシステムを利用した車両誘導システムにおいて、逆走車の走行を許さず、或いは先行車と後続車の衝突を回避し得る、安全な車両誘導システムを提供すること）についてみると、本件各発明にいう「逆走車」には、料金不払などを目的として、ＥＴＣ車用レーンの出口や離脱レーンの出口から遡ってＥＴＣ車用レーンに逆進入する車両も含まれ、そのような「逆走車」の走行を防止することと、「通信手段」と「第１の遮断機」の位置関係とは関係がないことは明らかであるし、通信手段の位置にかかわらず、車両が第１の遮断機を通過した後に第１の遮断機を下ろすことで、後退による逆走を防止することができる。…したがって、本件各発明の課題及び作用効果との関係で、「通信手段」と「第１の遮断機」の位置関係が、被控訴人が主張するように特定されるとはいえない。…

本件特許の特許請求の範囲の記載をみても、「第２のレーンへ誘導する誘導手段」が自動誘導である旨の記載はなく、本件明細書をみても、「誘導手段」に係員が関与することを除外する記載はない。そして、被控訴人各システムにおいては、発進制御機［開閉バー］①及び⑤が人的操作によって開かれているものの、インターホンで係員を現地に呼び出す必要はないし、また、発進制御機［開閉バー］①及び⑤が開くことで、車両は第２のレーンの方向に前進することができるので、バック走行によりレーンから出ようとするおそれはないから、「インターホンで係員を呼び出す必要があるので渋滞が助長されること」、「車両がバック走行をして出ようとすると後続の車両と衝突するおそれがあって危険であること」という本件各発明の課題を解決することができ、「車両を安全に誘導する車両誘導システムを提供する」、「先行車と後続車の衝突を回避し得る安全な車両誘導システムを提供する」という作用効果を奏することができる。なお、本件各発明においても、車両が第１の遮断機の手前で停止することが想定されているといえる…。そうすると、「第２のレーンへ誘導する誘導手段」について、被控訴人の主張するとおりに限定的に解釈すべき理由はなく、上記被控訴人の主張は採用できない。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-91286.pdf

【著作権】大阪地判令和２年(ワ)9992　「原画が美術の著作物に当たると主張した」が、著作物性×

Ameblo 元投稿日：2023-03-30

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12796033617.html

【著作権】大阪地判令和２年(ワ)9992

時計の原画は応用美術⇒実用的機能と分離した美的特性が認められず、著作物性×

原告は、時計の原画が応用美術であっても純粋美術としての性質を有する場合には美術の著作物として保護されると主張した。裁判所は、原画に基づき商品化された時計を量産販売していたことなどから、「本件原画は，実用に供する目的で制作されたものであり，いわゆる応用美術に当たる。」とした上で、実用的機能と分離して美術鑑賞の対象となる美的特性は認められないとして、著作物性を否定した。

著作物性×

hanrei-pdf-90473.pdf (courts.go.jp)

【YouTube 裁判例１個紹介】知財高判令和１年(行ケ)10159【Ｘ線透視撮影装置】事件＜菅野＞

Ameblo 元投稿日：2023-03-30

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12796107779.html

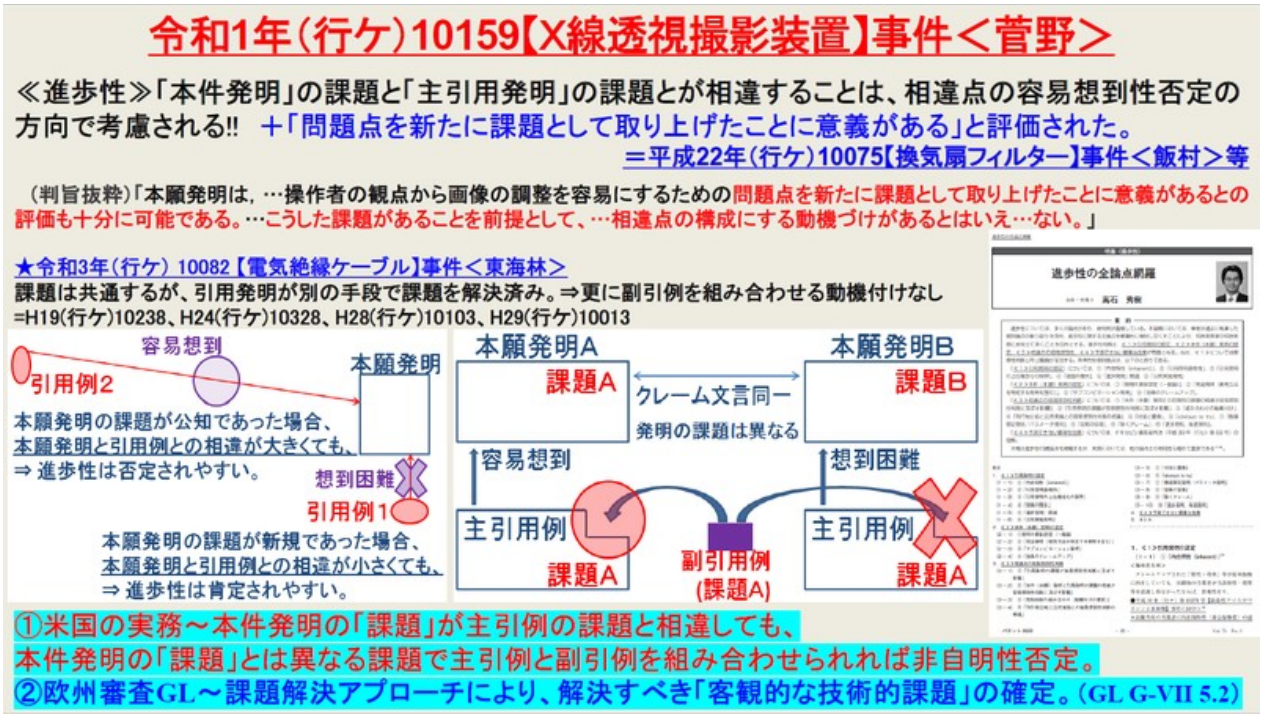
【YouTube 裁判例１個紹介】令和１年(行ケ)10159【Ｘ線透視撮影装置】事件＜菅野＞

≪進歩性≫「本件発明」の課題と「主引用発明」の課題とが相違することは、相違点の容易想到性否定の方向で考慮される!!

＋「問題点を新たに課題として取り上げたことに意義がある」と評価された。

＝平成 22 年(行ケ)10075【換気扇フィルター】事件＜飯村＞等

(15) 【特許】Ｘ線透視撮影装置 - YouTube



【米国特許】2022.11 AMP Plus, Inc. (d/b/a ELCO Lighting) v. DMF, Inc. <CAFC>

Ameblo 元投稿日：2023-03-31

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12796188006.html

【米国特許】2022.11 AMP Plus, Inc. (d/b/a ELCO Lighting) v. DMF, Inc. <CAFC>

新規性判断時に、カタログの LED に関する一般的な開示が、掲載されている複数の特定の製品に限定される理由は無いと判断された。

出願経過でクレーム文言の解釈を主張しても、権利範囲を明確かつ一義的に放棄したといえなければ、出願経過における権利範囲の放棄（prosecution disclaimer）は認められない。

https://t.co/YYX3Kz92Kt

【専属管轄違反】大阪高判令和４年(ネ)1273

Ameblo 元投稿日：2023-04-02

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12796501098.html

【専属管轄違反】大阪高判令和４年(ネ)1273

一審は神戸地裁平成 31 年(ワ)488

研究委託契約の債務不履行に基づく損害賠償請求

⇒民訴６条１項の「特許権…に関する訴え」は、特許を受ける権利に関する訴えも含む。

⇒被告が発明が受託研究対象でないと争っている

⇒大阪地裁に移送

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-91436.pdf

東京地判令和１年(ワ)20074【エアロゾル発生システムのための加熱アセンブリ】＜國分＞

Ameblo 元投稿日：2023-04-03

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12796660319.html

東京地判令和１年(ワ)20074【エアロゾル発生システムのための加熱アセンブリ】＜國分＞

<充足論>

不可分一体でも「ヒータに結合された」に該当する。

⇒一体成型であっても「結合された」に含まれるか否かは、射程範囲外かもしれない。

<損害論>

売上げに直接関連する広告費は、102 条 2 項の利益から控除 OK

デザインの売上げへの貢献不明

競合品はシェア等を要立証

（判旨抜粋）

構成要件Ｃは，本件発明の加熱アセンブリが「ヒータに結合されたヒータマウント」を備えることを規定しているところ，一般に「結合」には「二つ以上のものが結びついて一つになること。また，結び合わせて一つにすること。」といった語義があること（乙１）からすると，ヒータと結び付いて１つのユニット又はアセンブリを形成するヒータマウントであれば，それらが不可分一体をなすものとまでいえるか否かにかかわらず，これに該当すると解するのが文言上自然であり，また，そのようなヒータマウントであれば，ヒータを構造的に支持してヒータをエアロゾル発生装置内に確実に固定することができるという…ヒータマウントの作用効果を奏するものと考えられる。さらに，本件明細書においても，「ヒータに結合された」を限定して解釈すべき旨の説明等は見当たらない。そうすると，ヒータと結び付いて１つのユニット又はアセンブリを形成するヒータマウントであれば，それらが不可分一体をなすものとなっているか否かにかかわらず，「ヒータに結合された」に該当する…。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-91282.pdf

【米国特許】非法定二重特許　MPEP804,サブセクションI.B.1.b)(iv)

Ameblo 元投稿日：2023-04-04

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12796806862.html

【米国特許】非法定二重特許　MPEP804,サブセクションI.B.1.b)(iv)

審査官の対応指針を提供するために改訂された。

自明性二重特許（Obviousness-type Double Patenting）

⇒非法定二重特許（Non-Statutory Double Patenting）

ターミナル・ディスクレーマは、PTA（Patent Term Adjustment）を考慮すべし!

https://www.uspto.gov/web/offices/pac/mpep/s804.html

【米国】2015(CAFC)Dow v. Nova (2015)Teva v. Sandoz

Ameblo 元投稿日：2023-04-06

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12797163922.html

【米国】2015.08 CAFC　Dow v. Nova

「ひずみ硬化勾配係数」（SHC）の算定に必要な「ひずみ硬化の傾き」について、複数の測定方法が異なる結果を与えるのに、どの方法を用いるべきかが特許及び出願経過から明らかでないため不明確。

=CAFC(2003)Honeywell v. ITC

CAFC(2015)Teva v. Sandoz も、「分子量」とはピーク平均、数平均、重量平均の何れか不明確とした。

https://www.cafc.uscourts.gov/opinions-orders/14-1431.opinion.8-25-2015.1.pdf

【論稿】「欧州特許におけるソフトウェア発明の技術的特徴に関する事例研究」（知財管理 2023 年 1 月号、ソフトウェア委員会第 1 小委員会）

Ameblo 元投稿日：2023-04-07

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12797318088.html

【論稿】「欧州特許におけるソフトウェア発明の技術的特徴に関する事例研究」（知財管理 2023 年 1 月号、ソフトウェア委員会第 1 小委員会）

EPC 第 56 条（進歩性）の拒絶における「非技術的事項」の指摘は以下の 3 パターンに分類できる

① 一般的な CP の動作に過ぎない

② 技術的効果を達成しない

③ 技術的に貢献しない

https://www.jipa.or.jp/official-publication/intellectual-property-management-journal/backnumber/mokuji2301

【論稿】〔米国〕流動的な機能的属クレームの記載要件とその対策（知財管理 2023 年 1 月号,高田奈生）

Ameblo 元投稿日：2023-04-08

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12797554023.html

【論稿】〔米国〕流動的な機能的属クレームの記載要件とその対策（知財管理 2023 年 1 月号,高田奈生）

Ariad v. Eli Lilly(Fed. Cir. 2010)

必要な開示

① 属の範囲に入る代表的な数の種

OR

② 当業者が属に所属するメンバーを「可視化もしくは認識」できるような構造上の共通した特徴

その後 4 件、同じ判断基準

https://www.cafc.uscourts.gov/opinions-orders/08-1248.pdf

【著作権】東京地判平成 31 年(ワ)8969

Ameblo 元投稿日：2023-04-10

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12797810114.html

【著作権】東京地判平成 31 年(ワ)8969

本件では、インラインリンクの設定について、複製権侵害も、複製権・公衆送信権侵害の幇助も認められなかった。

① 有形的に再製しない。

② リンク設定行為が動画投稿者による複製・公衆送信を容易にしたとは言い難い。

＜私見＞限定公開のページにリンクを貼った場合は別であろう。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-91123.pdf

【米国特許】2022.12 CAFC　Google v. Hammond　＜付随禁反言＞

Ameblo 元投稿日：2023-04-11

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12797973156.html

【米国特許】2022.12 CAFC　Google v. Hammond

第 2 特許（’816 特許）の請求項 18 は、非特許性が確定した第 1 特許（’483 特許）の請求項 18 と実質的に同一であり（明細書も同じであった）、特許性の争点は同一であるとして**付随禁反言**が適用され、非特許性が認められた。同じ結論になるとの当事者の合意により請求項 14 も非特許性が認められたが、請求項 15～17 及び 19 については、非特許性が立証されていないとした審決が維持された。

⇒特許性の争点の同一性が重要!!

https://openlegalcommunity.com/old-related-ipr-may-be-used-to-invalidate-claims-in-anoter-ipr-collateral-estoppel/

【論稿】公知の用途と区別ができないとして用途発明が特許無効とされた事例（吉田広志教授）

Ameblo 元投稿日：2023-04-12

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12798138341.html

【論稿】「公知の用途と区別ができないとして用途発明が特許無効とされた事例」（吉田広志教授、2023.3）

＜公知物、方法、用途、効果との区別＞

パブリックドメインとの区別という観点から、用途、効果のクレームアップ、内在特性、パラメータ発明と統一的に考察している。

https://www.inpit.go.jp/content/100877332.pdf

【論稿】特許権の越境侵害―近時の２つの裁判例を素材として―（愛知靖之教授,2022.9）

Ameblo 元投稿日：2023-04-13

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12798293705.html

【論稿】特許権の越境侵害―近時の２つの裁判例を素材として―（愛知靖之教授,2022.9）

ネットワークで接続されたサーバ…日本市場に向けて行われることで，我が国の特許発明に対する需要が奪われるのであれば，実施行為自体がどの地で行われていようとも…差止め・損害賠償請求が認められ得ると考えるべきである。

https://www.inpit.go.jp/content/100875847.pdf

知財高判令和２年(ネ)10042【車両誘導システム】＜本多＞　※控訴審逆転充足

Ameblo 元投稿日：2023-04-14

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12798460321.html

令和２年(ネ)10042【車両誘導システム】＜本多＞

明細書中の「課題」「効果」欄に過大な記載

⇒原審も控訴審も、課題/効果を考慮して解釈したが、控訴審では広めに解釈

⇒逆転充足

「発明の課題及び作用効果との関係で…被控訴人が主張するように特定されるとはいえない。」

「本件特許の特許請求の範囲の記載をみても、『第２のレーンへ誘導する誘導手段』が自動誘導である旨の記載はなく、本件明細書をみても、『誘導手段』に係員が関与することを除外する記載はない。…作用効果を奏することができる。」

（判旨抜粋）

本件各発明は、本件作用効果１（一般車がＥＴＣ車用出入口に進入した場合又はＥＴＣ車に対してＥＴＣシステムが正常に動作しない場合であっても、車両を安全に誘導する車両誘導システムを提供すること）を奏するものであるところ、「通信手段」がＥＴＣ車載器から受信したデータにより、ＥＴＣによる料金徴収が可能か判定され、各遮断機が適切なタイミングで動くことにより車両が安全に誘導できるのであれば本件作用効果１は奏するのであって、「通信手段」がＥＴＣ車載器からデータを受信するタイミングにつき、車両が第１の遮断機を通過する前後のいずれであっても、本件作用効果１を奏することが可能である。また、本件作用効果２（ＥＴＣシステムを利用した車両誘導システムにおいて、逆走車の走行を許さず、或いは先行車と後続車の衝突を回避し得る、安全な車両誘導システムを提供すること）についてみると、本件各発明にいう「逆走車」には、料金不払などを目的として、ＥＴＣ車用レーンの出口や離脱レーンの出口から遡ってＥＴＣ車用レーンに逆進入する車両も含まれ、そのような「逆走車」の走行を防止することと、「通信手段」と「第１の遮断機」の位置関係とは関係がないことは明らかであるし、通信手段の位置にかかわらず、車両が第１の遮断機を通過した後に第１の遮断機を下ろすことで、後退による逆走を防止することができる。…したがって、本件各発明の課題及び作用効果との関係で、「通信手段」と「第１の遮断機」の位置関係が、被控訴人が主張するように特定されるとはいえない。…

本件特許の特許請求の範囲の記載をみても、「第２のレーンへ誘導する誘導手段」が自動誘導である旨の記載はなく、本件明細書をみても、「誘導手段」に係員が関与することを除外する記載はない。そして、被控訴人各システムにおいては、発進制御機［開閉バー］①及び⑤が人的操作によって開かれているものの、インターホンで係員を現地に呼び出す必要はないし、また、発進制御機［開閉バー］①及び⑤が開くことで、車両は第２のレーンの方向に前進することができるので、バック走行によりレーンから出ようとするおそれはないから、「インターホンで係員を呼び出す必要があるので渋滞が助長されること」、「車両がバック走行をして出ようとすると後続の車両と衝突するおそれがあって危険であること」という本件各発明の課題を解決することができ、「車両を安全に誘導する車両誘導システムを提供する」、「先行車と後続車の衝突を回避し得る安全な車両誘導システムを提供する」という作用効果を奏することができる。なお、本件各発明においても、車両が第１の遮断機の手前で停止することが想定されているといえる…。そうすると、「第２のレーンへ誘導する誘導手段」について、被控訴人の主張するとおりに限定的に解釈すべき理由はなく、上記被控訴人の主張は採用できない。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-91286.pdf

【商標】東京地判令和２年(ワ)1160＜國分＞　「KENT」「BROS.」

Ameblo 元投稿日：2023-04-15

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12798702721.html

【商標】東京地判令和２年(ワ)1160＜國分＞

登録商標「Kent」

被告標章「KENT」「BROS.」の二段書き

⇒分離観察可能

⇒類似

被告は「KENT　BROS.」「ケントブロス」二段書きの登録商標を保有していたが・・・。

「仮に…登録商標使用の抗弁の適用があり得るとしても…専用権の範囲内の使用」でない。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-90919.pdf

大阪地判平成 27 年(ワ)8974【…異常発生時にラダー回路を表示する装置】事件

Ameblo 元投稿日：2023-04-15

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12798703159.html

大阪地判平成 27 年(ワ)8974

＝控訴審平成 31 年(ネ)10007

【…異常発生時にラダー回路を表示する装置】事件

不可欠品の間接侵害成立

訂正前の特許請求の範囲に係る特許発明を知っていれば，特許請求の範囲が訂正された後の特許発明との関係でも，主観的要件①（「発明が特許発明であること」）を満たす。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-88263.pdf

知財高判令和３年(行ケ)10085【印刷された再帰反射シート】＜菅野＞

Ameblo 元投稿日：2023-04-17

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12798957874.html

令和３年(行ケ)10085【印刷された再帰反射シート】＜菅野＞

課題解決のための不可欠の構成に係る複数の相違点は、一体の構成として容易想到性を検討すべき。

「…課題を認識することができず、こうした課題を前提として甲３記載技術を適用する動機付けはない。」

⇒進歩性○

「…本件発明においては、…『表面保護層』と『保持体層』とが密着性があることは当然の前提とされているものであるから、被告の主張は、その前提を誤るものというべきであり、採用し得ない。」

⇒サポート要件○

（判旨抜粋）

＜進歩性＞

本件発明は…従来技術の問題点を解決するために、①…②…③…④…に技術的意義があり、…②と③は、課題解決のための不可欠の構成であるといえる。そうすると、②と③に関する相違点１－１と１－４のそれぞれについて容易想到性を検討するのではなく、一体の構成として検討されるべきである（なお、仮に、個別に検討したとしても、本件結論は左右されない…）

…甲１発明は、カバー層１８及びその片面又は両面に複数の点で均一なパターンで白色に着色された印刷層と、微小球１６の間には空隙があり、カバー層１８は材料片の端部に隣接する部分を除いて組立体に取り付けられていない構成であって、空隙部は再帰反射の光路を形成するために設けられたものであるから、甲１発明に接した当業者は、印刷部と第２の層１４の間の空隙部に水等が侵入することで印刷層にふくれ等が生じ再帰反射性が低下することによる課題を認識することができず、こうした課題を前提として甲３記載技術を適用する動機付けはない。

＜サポート要件＞

…被告は、…本件審決は、「保持体層」と「表面保護層」とが接着していることが特定されていない点だけでなく、本件発明１の「独立印刷領域」がない部分の「保持体層」と「表面保護層」とが密着性が保たれるような幅で接着しているとはいえない点を問題にしており、上記構成を欠いた「再帰反射シート」が本件明細書…に記載された耐候性試験において「異常無し」との評価を得るに至らない態様が含まれる以上は、サポート要件違反が認められる旨主張する。しかし、本件発明においては、…「表面保護層」と「保持体層」とが密着性があることは当然の前提とされているものであるから、被告の主張は、その前提を誤るものというべきであり、採用し得ない。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-91498.pdf

【米国特許】2020.8.18　USPTO のメモランダム　　IPR で AAPA の扱い

Ameblo 元投稿日：2023-04-19

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12799264032.html

【米国特許】2020.8.18　USPTO のメモランダム

IPR では、Applicant Admitted Prior Art (AAPA)自体を 35 USC 311(b)の無効理由の基礎となる先行技術とすることはできない。ただし、2022 年改訂指針の下では、先行特許又は印刷刊行物を基礎とする自明性判断において、当業者の一般的知識を示す証拠として利用できる場合がある。

⇒明細書中の先行技術の自認は、特に米国では勿体ないことになるので要注意!!

https://www.patent-topics-explorer.com/entry/2022/02/15/211448

知財高判平成 29 年(行ケ)10201【美容器】＜髙部＞

Ameblo 元投稿日：2023-04-20

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12799436317.html

平成 29 年(行ケ)10201【美容器】＜髙部＞

*相互に密接に関係する相違点１及び２（各数値範囲）がそれぞれ異なる文献に記載されていても、進歩性○

Cf.「容易の容易」

⇒明細書に各数値範囲の関係を書いておく!!

Cf.同日同一当事者同部の H30(行ケ)10013 同旨

「相違点 1 及び 2 に係る各構成は，完全に独立したものではなく,相互に密接に関係したものであるから…各数値範囲の構成がそれぞれ異なる文献に記載されていることをもって…各構成を当業者が容易に想到し得たものということはできない」

（判旨抜粋）

…少なくとも，相違点１及び２に係る各構成は，完全に独立したものではなく，相互に密接に関係したものであるから，相違点１及び２に係る各数値範囲の構成がそれぞれ異なる文献に記載されていることをもって，相違点１及び２に係る各構成を当業者が容易に想到し得たものということはできない。…

本件訂正発明に係る美容器の使用状態において，相違点３に係る構成は，ボール支持軸が肌面に直接接触しないようにするための構成であるということができるところ，ボールのどの部分が肌面に接触するかに関係するという点では，一致点に係る「往復動作中にボールの軸線が肌面に対して一定角度を維持できるように，ボールの軸線をハンドルの中心線に対して前傾させ」る構成のほか，相違点１に係る「一対のボール支持軸の開き角度を６５～８０度とし」た構成及び相違点２に係る「一対のボールの外周面間の間隔を１０～１３mm」とする構成も同様である。そうである以上，相違点３に係る構成は，相違点１及び２に係るものを含む本件訂正発明の上記各構成と，それぞれ別個独立に捉えられるべきものではなく，相互に関連性を有するものとして理解・把握するのが相当である。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-87967.pdf

知財高判令和３年(行ケ)10140【電鋳管事件】※中村合同特許法律事務所のHPに解説記事をアップしました

Ameblo 元投稿日：2023-04-24

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12799998131.html

令和３年(行ケ)10140【電鋳管事件】＜菅野裁判長＞

【特許★】原記事公表時点で筆者が把握した範囲では、製造方法により特定された物の発明の明確性要件について、「不可能・非実際的事情」を要求し、明確性要件違反と判断した初めて且つ唯一の下級審裁判例

※中村合同特許法律事務所のHPに解説記事をアップしました。

（判旨抜粋）

…物の発明についての特許に係る特許請求の範囲にその物の製造方法が記載されている場合であっても、上記一般的な場合と異なり、出願時において当該製造方法により製造される物がどのような構造又は特性を表しているのかが、特許請求の範囲、明細書、図面の記載や技術常識より一義的に明らかな場合には、第三者の利益が不当に害されることはないから、不可能・非実際的事情がないとしても、明確性要件違反には当たらないと解される。…

…本件明細書には、本件発明６及び訂正発明９の製造方法により製造された電鋳管の内面精度について、何ら記載も示唆もされていない。そして、本件明細書には、細線材を除去する方法として、①電着物等を加熱して熱膨張させ、又は細線材を冷却して収縮させることにより、電着物等と細線材の間に隙間を形成する方法、②液中に浸して又は液をかけることにより、細線材と電着物等が接触している箇所を滑りやすくする方法、③一方又は両方から引っ張って断面積が小さくなるように変形させて、細線材と電着物等の間に隙間を形成したりして、掴んで引っ張るか、吸引するか、物理的に押し遣るか、気体又は液体を噴出して押し遣る方法、④熱又は溶剤で溶かす方法が記載されている（【００４１】、【０１１６】）が、これらの方法と、製造される電鋳管の内面精度との技術的関係についても一切記載がなく、ましてや、本件発明６及び訂正発明９の製造方法（上記③の方法に含まれる。）が、他の方法で製造された電鋳管とは異なる特定の内面精度を意味することについてすら何ら記載も示唆もない。さらに、上記各方法により内面精度の相違が生じるかについての技術常識が存在したとも認められない。そうすると、本件発明６及び訂正発明９の製造方法により製造された電鋳管の構造又は特性が一義的に明らかであるとはいえない。…

以上のとおりであるから、本件発明６及び訂正発明９が明確であるといえるためには、本件出願時において、本件発明６及び訂正発明９の電鋳管をその構造又は特性により直接特定することについて不可能・非実際的事情が存在するときに限られるところ、被告はこのような事情が存在しないことは認めている。

https://www.nakapat.gr.jp/ja/legal_updates_jp/%e3%80%90%e7%89%b9%e8%a8%b1%e2%98%85%e3%80%91%e8%a3%bd%e9%80%a0%e6%96%b9%e6%b3%95%e3%81%ab%e3%82%88%e3%82%8a%e7%89%b9%e5%ae%9a%e3%81%95%e3%82%8c%e3%81%9f%e7%89%a9%e3%81%ae%e7%99%ba%e6%98%8e%e3%81%ae/

【米国特許】2022.06 CAFC　Novartis v. Accord Healthcare

Ameblo 元投稿日：2023-04-24

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12799999104.html

【米国特許】2022.06 CAFC　Novartis v. Accord Healthcare

先行技術を回避するために審査中に追加された除くクレームは、明細書中に単に肯定的記載が存在しないだけでは記載要件×。（明細書で除くクレームを開示しているに等しいと当業者が理解できる場合は、記載要件〇）

⇒本件事案では、記載要件×

https://www.itohpat.co.jp/ip/1900/

知財高判令和４年(行ケ)10019【多角形断面線材用ダイス】＜本多＞

Ameblo 元投稿日：2023-04-24

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12799999248.html

令和４年(行ケ)10019【多角形断面線材用ダイス】＜本多＞

「略多角形」というクレーム文言

⇒課題・効果（開口部の角部に潤滑剤が溜まり難くなること）と直接関係している。

⇒角部にどの程度の丸みを帯びさせたものが該当するか明らかでない。

⇒明確性要件違反（審決取消）

（判旨抜粋）

…（…開口部の角部における潤滑剤のたまりやすさは、当該角部の丸みの曲率半径の大きさのみならず、線材の種類、潤滑剤の種類、加工発熱の度合い等の様々な要素によって左右されるものであると解され、当該曲率半径が０．３mm程度以下であれば、一律に本件各発明の上記効果が得られないと認めることはできないから、被告の主張を採用することはできない。）。…

特許請求の範囲の記載及び本件明細書の記載によると、本件各発明の「略多角形」とは、本件各発明の効果（開口部の角部に潤滑剤がたまりにくくなること）を得るため、その角部を丸める積極的な処理をしていない開口部につき、その角部の全部又は一部を丸める積極的な処理をした図形をいうものと一応解することができるものの、客観的な形状からは、本件各発明の「略多角形」と「基礎となる多角形断面」とを区別することができず、また、「基礎となる多角形断面」の角部にどの程度の大きさの丸みを帯びさせたものが本件各発明の「略多角形」に該当するのかも明らかでなく、本件各発明の技術的範囲は明らかでないというほかないから、本件各発明の「略多角形」は、第三者の利益が不当に害されるほどに不明確である…。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-91532.pdf

知財高判令和４年(行ケ)10027【耕耘爪】＜東海林＞　※「略一定」「略同じ」⇒明確性要件〇

Ameblo 元投稿日：2023-04-24

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12799999446.html

令和４年(行ケ)10027【耕耘爪】＜東海林＞

「略一定の距離」＝発明の詳細な説明中の「所定の距離」

⇒明確性要件〇

「略同じ位置」～発明の効果（偏摩耗の発生を抑制する）を奏する程度の位置であればよく,当業者であればその程度を理解可能である。

⇒明確性要件〇

（判旨抜粋）

【請求項１】…前記硬質合金部の前記取付基部側の端部は、前記縦刃部の刃付け端部と略同じ位置に位置しており、…前記硬質合金部の峰側の端部は…前記縦刃部及び前記横刃部の峰から刃縁側に略一定の距離をおいて峰に沿って延びている…耕耘爪。

…本件発明１の構成１Ｅの「略一定の距離」という記載も、本件明細書等の段落【００３２】及び【００４２】の「所定の距離」という記載も、硬質合金部の峰側の端部と、縦刃部及び横刃部の峰との距離について用いられていることからすれば、後者の「所定の距離」は、前者の「略一定の距離」と同じ意味を表すと解するのが自然である。そして、そのように解することによって、本件発明１やその実施例が、本件明細書等に記載された作用効果を奏するものと理解することができる。

…本件明細書等の【発明の効果】に、「本発明によれば…横刃部に対して縦刃部が大きく摩耗する偏摩耗の発生を抑制することができ」（段落【０００９】）という記載があることからすれば、上記端部同士が「略同じ位置」といえるかどうかは、それによって、硬質合金部が設けられていない部分を含めて「横刃部に対して縦刃部が大きく摩耗する偏摩耗の発生を抑制する」といえる程度に硬質合金部で縦刃部の刃付け部が覆われるような位置であればよく、その程度も当業者であれば本件明細書等の記載等を勘案して理解することができるものと解される。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-91667.pdf

【米国特許】2005.07 CAFC en banc　Phillips v. AWH Corp.

Ameblo 元投稿日：2023-04-25

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12800143008.html

【米国特許】2005.07 CAFC en banc　Phillips v. AWH Corp.

「Claim differentiation」を認めた

（関連規定：米国特許法 112(d)〔当時の 112 条第 4 段落〕）

「クレーム 1 のバッフルが本来的に角度付けされるものなら、この特徴を限定する他のクレームと重複する」

+クレーム解釈において外的証拠よりも内的証拠の信頼性が高い。

https://www.oliff.com/wp-content/uploads/2022/03/07-25-05-Phillips-v-AWH-_Japanese_.pdf

【著作権】福岡地判令和元年(わ)1181<漫画村/刑事>　※本件リバースプロキシの設定は送信可能化権侵害

Ameblo 元投稿日：2023-04-26

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12800289280.html

【著作権】福岡地判令和元年(わ)1181<漫画村/刑事>

⇒本件のリバースプロキシ（リクエストを受け取ると、第三者のサーバから画像データを取得して、閲覧者に送信する）の設定は、送信可能化権侵害とされた。

東京地判平成 31 年(ワ)8969<國分>

⇒本件のインラインリンクは公衆送信権侵害でない。幇助も不成立。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-91123.pdf

【論稿】事業譲渡、買収及び倒産時のライセンス契約の対応について（知財管理 Vol.64, No.9, 2014）

Ameblo 元投稿日：2023-04-27

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12800422410.html

【論稿】事業譲渡、買収及び倒産時のライセンス契約の対応について（知財管理 Vol.64, No.9, 2014）

ライセンサーが倒産しても、日本では破産法 56 条 1 項による 53 条の解除権等の制限、米国では連邦倒産法 365 条(n)等により、ライセンシーが保護される方策がある。

しかし、同論稿が扱う 2014 年当時の比較では、ドイツ、フランス、中国には、日本や米国と同様の特別なライセンシー保護法制がないと紹介されている。

https://jglobal.jst.go.jp/detail?JGLOBAL_ID=201402299317631313

【著作権/出版権】東京地判令和３年(ワ)13720＜國分＞

Ameblo 元投稿日：2023-04-28

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12800574883.html

【著作権/出版権】東京地判令和３年(ワ)13720＜國分＞

出版権＝「原作のまま…複製」する権利（著作権法 80 条 1 項 1 号）

⇒原作のままの複製に当たらない同人誌、二次創作作品には及ばない。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-91733.pdf

大阪地判平成 17 年(ワ)153

「原作のまま」複製したとは、原作をそのまま複製したもののほか、誤字・脱字・仮名遣い等を補正したにとどまるものを含む。

知財高判令和３年(行ケ)10135【スタッファー／フィラーポリヌクレオチド配列を含むベクター】＜菅野＞

Ameblo 元投稿日：2023-04-29

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12800692051.html

令和３年(行ケ)10135【スタッファー／フィラーポリヌクレオチド配列を含むベクター】＜菅野＞

実施例データ不足の数値限定

⇒技術的意義が同一

⇒数値限定が、実質的な相違点でないとされた!!

⇒新規性×　!!!!!!!!!!!!!

【請求項１】…ポリヌクレオチド配列が 7.0 ないし 10.0Kb の長さ…

「『7.0 ないし 10.0Kb の長さ』という特定の範囲の長さであることには技術的意義がなく、…実質的な相違点とはいえない」

（判旨抜粋）

【請求項１】…該第１の不活性のフィラーまたはスタッファーポリヌクレオチド配列が７．０ないし１０．０Ｋｂの長さを有する組換えベクタープラスミド。

ベクタープラスミドのフィラー又はスタッファーポリヌクレオチド配列の長さが「７．０ないし１０．０Ｋｂの長さ」という特定の範囲の長さであることには技術的意義がなく、…引用発明においても、バックボーンがＡＡＶのパッケージング許容限界を超えるようにスタッファー配列を改変するものであり、導入遺伝子の長さ（４２９７ｎｔ（約４．２９７Ｋｂ））とこのバックボーン（６９８０ｂｐ（約６．９８０Ｋｂ））に含まれるスタッファー配列の長さが少なくともパッケージング許容限界である４．７Ｋｂを上回るものと理解できるから、本願発明…と引用発明とは、その技術的意義において同一であり、本願発明…において、ベクタープラスミドのフィラー又はスタッファーポリヌクレオチド配列の長さを「７．０ないし１０．０Ｋｂの長さ」という特定の範囲の長さにしたことは実質的な相違点とはいえない。…本願発明…のＡＡＶ粒子に含まれる残存ＤＮＡの量が２．６９±０．６９ｐｇ／１０^{9}ｖｇよりも更に少ないと直ちに認めることはできないし、残存ＤＮＡの量の減少が生じたとしても、その減少がサイズ超過のバックボーンの長さを長くしたことによるものと直ちに認めることもできない…。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-91565.pdf

★臨界的意義を認めた審決 2020-015732　【弾性波装置】事件

Ameblo 元投稿日：2023-04-29

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12800770445.html

★臨界的意義を認めた審決 2020-015732

【弾性波装置】事件

「…本願の【図 7】のグラフに示されるように、ギャップ長を 0.22λ 以下にする数値限定は、0.22λ において伝搬損失（リターンロス）を 0.24λ 以上と比較して大幅に小さくするという、いわゆる、臨界的意義を有している…」

https://www.j-platpat.inpit.go.jp/a0202

【米国特許】2015 連邦最高裁 Commil v. Cisco　米国では単純方法クレームが超有用!

Ameblo 元投稿日：2023-05-01

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12800995999.html

2015.05 米国連邦最高裁 Commil v. Cisco

<損害論（訴訟経過中の評決額）>直接侵害 370 万ドル、誘引侵害 6370 万ドル

米国は「業として」要件なし

⇒ユーザが侵害

⇒単純方法についても、直接侵害及び認識等の要件を満たせば誘引侵害が成立し得る。

⇒米国では単純方法クレームが超有用!

※日本でも、間接侵害で直接行為者に「業」不要だから、通ずるものがある。

https://www.jpaa.or.jp/cms/wp-content/uploads/2017/03/8_CommilUSA_LLCv_CiscoSystems_Inc.pdf

【米国特許】2016.02 CAFC　　PPC Broadband v. Corning

Ameblo 元投稿日：2023-05-02

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12801142292.html

【米国特許】2016.02 CAFC　　PPC Broadband v. Corning

reside "around"を、明細書を参酌して、BRI 基準で限定的に解釈した。

around は明細書で 7 回記載

⇒何れも encircling or surrounding の意味

near,nearest は明細書で 12 回記載

⇒何れも in the vicinity of の意味

両者は混同なし

http://beikokupat.com/us-patent/number15/

【米国特許】2018.03CAFC In re Power Integrations

Ameblo 元投稿日：2023-05-03

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12801307033.html

【米国特許】2018.03CAFC In re Power Integrations

*coupled というクレーム文言を、明細書を参酌して、BRI 基準で限定的に解釈した。

BRI 基準はクレームを広く解釈するが、クレーム全体や明細書の記載を無視して、クレーム文言を解釈する無制限の権限が与えられるのではない。

https://t.co/Y9iARgtUHO

【米国特許】2022.08 CAFC　In re McDonald

Ameblo 元投稿日：2023-05-04

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12801478959.html

【米国特許】2022.08 CAFC　In re McDonald

特許権者が審査中に意図的に放棄した発明は、再捕捉（recapture）禁止ルールにより、再発行（reissue）で取り戻せない。

⇒101 条違反の拒絶に応答して processor を入れたところ、reissue で削除できなかった。

https://openlegalcommunity.com/reissue-cannot-get-back-what-is-gave-away/

【著作権】ツイートの書籍への掲載が著作権法 32 条 1 項の適法な引用とされた例 : KuToo 事件

Ameblo 元投稿日：2023-05-05

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12801580604.html

【論稿】ツイートの書籍への掲載が著作権法 32 条 1 項の適法な引用とされた例 : KuToo 事件（平澤卓人著）

同論稿が調査した裁判例のうち、引用を否定した裁判例が理由とした要件については、

「正当な範囲内」要件否定が多い!

「公正な慣行」のみ否定は、2 裁判例（同一事件の一審・控訴審）

「主従関係」否定は、2 件

「公表された」のみ否定は、3 件

「引用の目的」否定は、1 件

https://eprints.lib.hokudai.ac.jp/dspace/bitstream/2115/87756/1/66_05_Hirasawa.pdf

【著作権】法61条2項の推定が覆された事例① 大阪高決平成23年3月31日「ひこにゃん事件」

Ameblo 元投稿日：2023-05-08

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12802019807.html

【著作権】法61条2項の推定が覆された事例①　大阪高決平成23年3月31日「ひこにゃん事件」

彦根城築城400年祭のイメージキャラクターとして広く利用されることを予定して採用された。

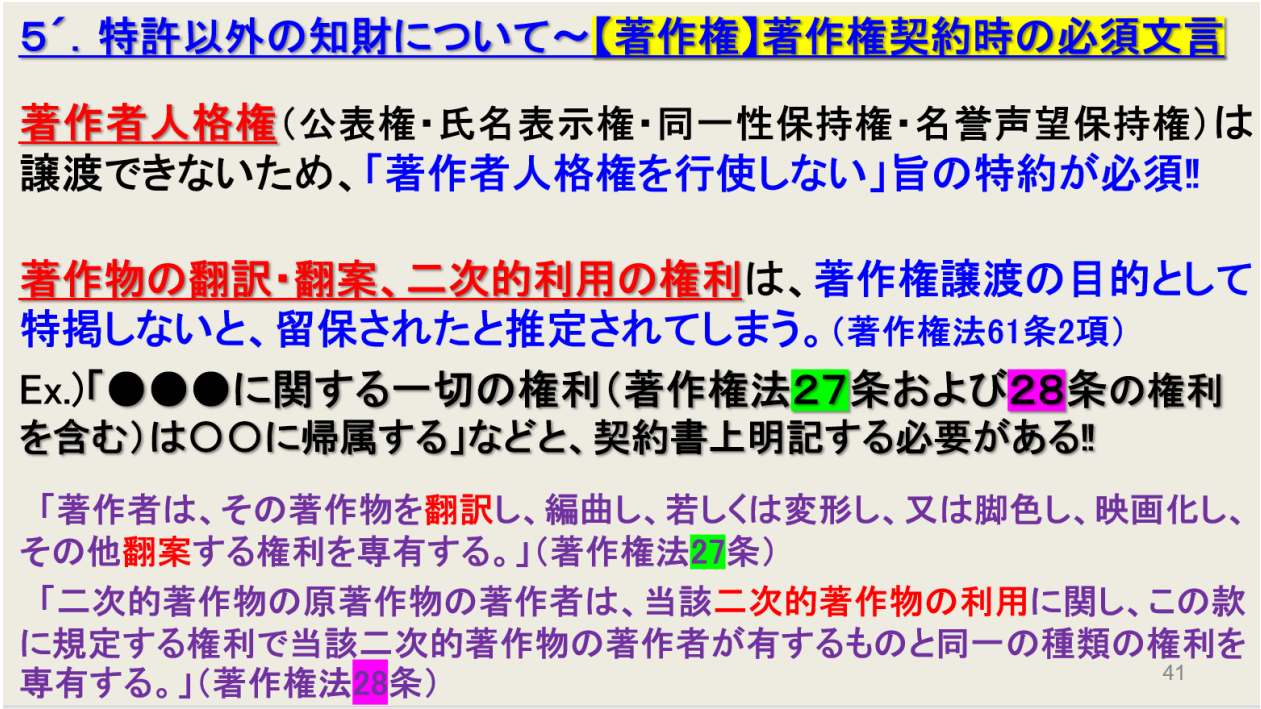
契約書に、立体物については自由に作成・使用できると記載されている。

⇒各イラストに基づいて、立体物を作成OK。

【著作権】法61条2項の推定が覆された事例② 知財高判平成18年8月31日 「システムK2事件」

基本契約で、個別契約による著作権譲渡の効果が個別契約失効後も失われない旨規定し、本件プログラムの著作権を被告に帰属させ、被告が利用できる規定。 開発費が相当額。 原告は被告販売利益の分配を受ける。

https://iplaw-net.com/column/1577



東京地判平成６年(ワ)22487【高硬度工具用焼結体】＜三村＞

Ameblo 元投稿日：2023-05-08

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12802020051.html

東京地判平成６年(ワ)22487【高硬度工具用焼結体】＜三村＞

「不可避的に含まれることのある成分が焼結体中に存在することまでをも排除するものではないが、…全体から見て無視し得る程度のわずかな量（右の組成を実質的に変更することのない量）に限られる…。」

⇒非充足

https://www.juris.hokudai.ac.jp/riilp/wp-content/uploads/2020/10/e6017159ea8578b7609aa6c8d8bc9aa0.pdf

知財高判令和２年(行ケ)10146【TDI ラインイメージセンサ】＜菅野＞

Ameblo 元投稿日：2023-05-08

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12802020308.html

令和２年(行ケ)10146【TDI ラインイメージセンサ】＜菅野＞

（進歩性）相違点の看過はあったが、容易想到であるから、結論に影響なし。

⇒異議取消決定維持

「…技術常識を踏まえると、甲２発明においても増幅器の数とＡＤ変換器の数も同一の構成を有するものであることは当業者であれば容易に想到する…」

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-91058.pdf

【肖像権】東京地判令和２年(ワ)33192＜中島＞

Ameblo 元投稿日：2023-05-10

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12802296907.html

【肖像権】令和２年(ワ)33192＜中島＞

肖像等の撮影・公表による人格的利益の侵害は、①私的領域の撮影・公表で、その情報が公共の利害に関する事項ではない場合、又は、②公的領域であっても、社会通念上受忍すべき限度を超えて侮辱的な情報を撮影・公表する場合や、公表により社会通念上受忍すべき限度を超えて平穏な日常生活が害されるおそれがある場合などに、社会通念上受忍すべき限度を超える精神的苦痛を受けるときに認められる。

「原告が社会的に強い非難の対象とされる行為を犯した旨を摘示する本件記事を補足するものであるから、公共の利害に関する事項である」ことも、肖像権侵害でない理由とされた!!

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-91350.pdf

知財高判令和３年(行ケ)10056【情報処理装置事件】＜東海林＞ サブコンの発明特定事項

Ameblo 元投稿日：2023-05-11

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12802443112.html

令和３年(行ケ)10056【情報処理装置事件】＜東海林＞

本件では、サブコンビネーションクレームの相手方に関する記載が、請求項に係る情報処理装置の構成・機能を限定しないとされた。

⇒発明特定事項でない。（補正後発明の進歩性を否定した補正却下と、補正前発明の新規性欠如を理由とする審決を維持した）

<疑問>サブコンの相手方が ABCD だからインターフェイスとして D'が必要としたとき、ABC も発明特定事項？

⇒そうであるとすると…、進歩性判断では「サブコンの相手方が ABCD」であることの容易想到性が判断されるのに、充足論では、「インターフェイスとして D'」があればよいのか？

それとも、充足論を用途発明的に考えるのか？

それとも、新規性・進歩性を PBP のように考えるのか？

Cf.「薬剤分包用ロールペーパ」事件判決（知財高判平成３１年（ネ）第１０００９号、令和元年６月２７日判決（大鷹裁判長））

https://www.nakapat.gr.jp/ja/legal_updates_jp/%e3%80%90e7%89%b9%e8%a8%b1%e2%98%85%e3%80%91%e3%80%8c%e8%96%ac%e5%89%a4%e5%88%86%e5%8c%85%e7%94%a8%e3%83%ad%e3%83%bc%e3%83%ab%e3%83%9a%e3%83%bc%e3%83%91%e3%80%8d%e4%ba%8b%e4%bb%b6%ef%bc%88%e6%8e%a7/

【米国商標/特許・意匠】In re Reelex Packaging Solutions (CAFC 2020.11.5)

Ameblo 元投稿日：2023-05-12

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12802584733.html

【米国商標/特許・意匠】In re Reelex Packaging Solutions (CAFC 2020.11.5)

① 実用特許の明細書・図面がデザインの機能性を示した

② 出願人の広告がデザインの実用性を訴求

③ 他の証拠から機能性が認められる場合、代替設計が存在するだけでは登録は認められない。提示された代替設計の証拠も不十分とされた。

⇒トレードドレスの出願拒絶

※日本の東京地判平成１１年（ワ）１３２４２「ラック用カバー」事件では、物品の機能を果たすために必然的な形状等を意匠の要部とせず、残る要部の相違から非類似と判断して請求を棄却した。意匠登録を機能性ゆえに無効とした判決ではない。

https://openlegalcommunity.com/trade-dress-and-patents/

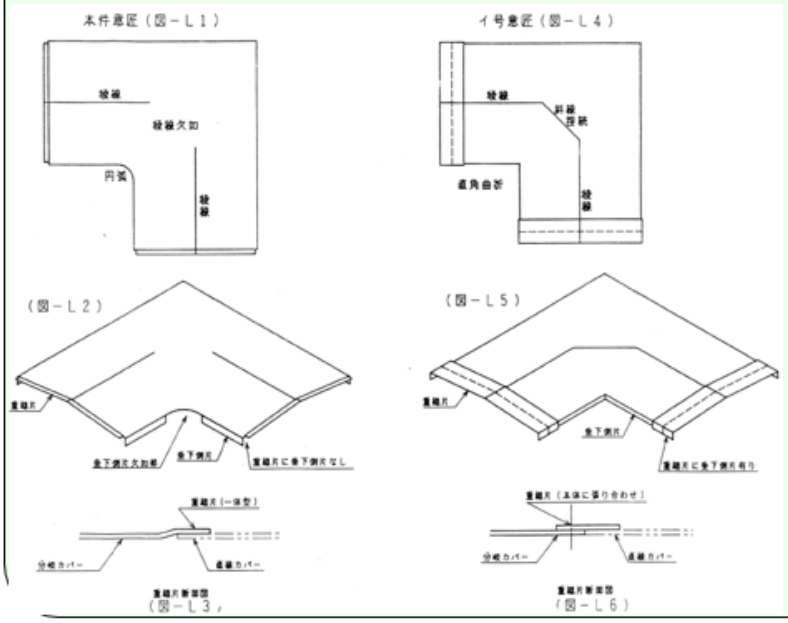
２－２．意匠の類似（侵害論）

機能的に必然な構造は、「要部」でない⇒非類似

東京地判平成11年（ワ）13242「ラック用カバー」事件

「L字状及びT字状の形状は，冷媒管等のラックカバーという物品の機能を果たすためには必然的なものであるから，この形状が本件登録意匠の特徴的部分ということはできず，これを要部ということはできない。・・・90度に交わる2つの突出部がそれぞれ山型屋根状をしているが，この頂部稜線が接することなく途切れている。そして，この稜線が途切れた部分は平らになっている。この部分は・・・ほとんどが機能必然的な構成からなる本件登録意匠1において，看者の注意を引きやすい部分である」

⇒非類似(非侵害)



【米国特許】Almirall v. Amneal (CAFC) 2022.3.14

Ameblo 元投稿日：2023-05-13

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12802794331.html

【米国特許】Almirall v. Amneal (CAFC) 2022.3.14

クレーム「…アダパレンを含まない」

主引例は、アダパレンを含んでいないが、アダパレンを含まない旨の積極記載はない。

特許権者の主張～主引例は「アダパレンを含まない」という記載が無い。

本判決～否定的な限定を開示するために、特徴の不在を述べる必要はない。

⇒この限定は先行技術に開示されているとされ、他の判断と併せて自明性（進歩性欠如）が認められた。

https://openlegalcommunity.com/overlapping-ranges-and-negative-limitation-obviousness/

大阪地判平成 27 年(ワ)8974【…異常発生時にラダー回路を表示する装置】<高松>

Ameblo 元投稿日：2023-05-13

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12802794501.html

大阪地判平成 27 年(ワ)8974【…異常発生時にラダー回路を表示する装置】<高松>

「例外的とはいえない範囲の者が当該製品を特許権侵害に利用する蓋然性…を認識，認容していること…で足りる」

⇒被告は、オプション機能ボードの購入者が「約４分の１」にとどまると主張したが、その割合は立証されておらず、仮に前提としても「例外的」といえる割合ではないとされた。

⇒間接侵害成立!!

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-88263.pdf

東京地判平成 20 年(ワ)19874【医療用器具】＜大鷹＞

Ameblo 元投稿日：2023-05-15

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12803003392.html

東京地判平成 20 年(ワ)19874【医療用器具】＜大鷹＞

「約 27%…の症例において…採用されている…結果からすれば，一体化同時穿刺という被告製品の使用態様が，特異なものではなく…医師らによって通常行われ得る…使用態様の一つである」

⇒間接侵害成立

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-81477.pdf

知財高判平成 17 年(ネ)10125【シロスタゾール】＜佐藤＞

Ameblo 元投稿日：2023-05-16

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12803202092.html

平成 17 年(ネ)10125【シロスタゾール】＜佐藤＞

「本件製剤に再狭窄予防効果等があることをその特性として積極的に位置付けた販売活動を行っていた」「その一定量の販売の限度で，本件用途発明に係る…発明の実施があったというべきである。」

⇒職務発明の相当の対価の算定において、適応外使用の対象となる用途発明の実施を認定。「心臓循環」部門の処方分２０％のうち２５％に相当する、全売上額の５％を本件用途発明の実施による売上額と推認した。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-33823.pdf

【米国特許】2010.03 CAFC en banc　　Ariad v. Eli Lilly

Ameblo 元投稿日：2023-05-17

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12803337062.html

【米国特許】2010.03 CAFC en banc　　Ariad v. Eli Lilly

米国特許法１１２条第１段落（本件に適用された当時の規定）は、実施可能要件とは独立の記述要件を定める。

⇒製造及び使用のために過度の実験を必要とせず、実施可能要件を満たすが、発明されていないため記述され得ないクレームを排除する重要な役割を果たす。

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/n_america/us/ip/news/pdf/100401_2.pdf

100401_2.pdf (jetro.go.jp)

【新着 YouTube】5 月 26 日のドワンゴ大合議判決を前に、今知っておくべき諸論点の総覧

Ameblo 元投稿日：2023-05-17

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12803337200.html

【新着 YouTube】5 月 26 日のドワンゴ大合議判決を前に、今知っておくべき諸論点の総覧

（一部）国外実施と特許権等侵害 （海外⇒国内）

有体物の場合（+商標）

一部国外実施事案の諸外国判決

＜目次＞

１．２つの特許の関係

２．第一訴訟（プログラム+表示装置の特許）

（１）逆転充足～特定の場面で充足なら OK？

（２）属地論～国内ユーザへのプログラム配信

（３）規範的侵害主体論（著作権の「カラオケ法理」）

３．第二訴訟（システム特許）～複数主体

４．分割出願戦略（一般）

https://www.youtube.com/watch?v=nxFYw1cqaQI

【論稿】製薬会社によるプロダクトホッピングの反トラスト法上の評価（鞠山尚子、2017.9）

Ameblo 元投稿日：2023-05-19

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12803617069.html

【論稿】製薬会社によるプロダクトホッピングの反トラスト法上の評価（鞠山尚子、2017.9）

米国では、先発医薬品のハードスイッチ（例えば、剤形変更時に旧製品を販売中止する）は、後発はそのたびに ANDA 申請が必要となり、競争を阻害するという議論がある。

⇒「合理の原則」

https://www.inpit.go.jp/content/100862918.pdf

【人格権】東京地判令和３年(ワ)30051　～「平穏な日常生活が害されたということはできない」

Ameblo 元投稿日：2023-05-22

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12804040440.html

【人格権】令和３年(ワ)30051

被告(NHK)が原告(個人)のウェブサイトの文章に依拠してナレーション等を作成したことは不適切であったが、放送の４日後に謝罪文を掲載した。

⇒損害賠償請求可能な程度に、原告の平穏な日常生活が害されたということはできないから侵害無し。

⇒棄却

★「放送の４日後に謝罪文を掲載した」ことが、人格権侵害を否定する方向で参酌された。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-91458.pdf

東京地判令和２年(ワ)28889【アスベスト含有壁の処理方法】

Ameblo 元投稿日：2023-05-22

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12804040843.html

東京地判令和２年(ワ)28889【アスベスト含有壁の処理方法】

「密接」というクレーム文言は、発明の詳細な説明を考慮すると、原則的に、内容物の飛散を防止し、これを確実に回収し得る位置関係ないし状態にあるといえる程度に、筐体とアスベスト含有壁とが近く隣り合っていることを意味する。

⇒非充足

審判実務者研究会報告書 2022<テーマ 1>高石所属

Ameblo 元投稿日：2023-05-23

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12804199275.html

審判実務者研究会報告書 2022<テーマ 1>高石所属

数値限定発明におけるサポート要件

偏光フィルム大合議判決

「実施例から読み取ったパラメータの傾向やメカニズム，複数のパラメータが存在する場合は各パラメータが相関するか独立か，などを明細書に記載しておくことが，パラメータの傾向の把握のために有効であろう」

審判実務者研究会報告書 2022<事例 1>機械 H31(行ケ)10046

「上位概念化…された範囲に属する具体的な技術的事項について，より詳細な検討が望ましい」

「課題解決に直接関係する構成でなければ拡張可能」

「物の大きさには技術分野毎に一定の枠があり大きさが違いすぎて技術分野が異なる場合や、物の大きさの差異が課題に影響を与える場合は、動機付けがないといえる場合もあるだろうが、単に大きさが違うことのみで動機付けがないとはいえない、との意見で一致した。」

https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/kenkyukai/document/sinposei_kentoukai/2022_houkokusyo_honpen.pdf

審判実務者研究会報告書 2022

<1>数値限定発明におけるサポート要件(機械)※高石が所属した部会

<2>明確性要件(化学①)

<3>新規性判断における内在特性(化学②)

<4>相違点がビジネス方法，ゲームのルールや取決めに関する事項である場合の進歩性の判断(電気)

<5>結合商標の類否判断

審判実務者研究会報告書 2022<テーマ 2>明確性要件

Ameblo 元投稿日：2023-05-24

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12804346158.html

審判実務者研究会報告書 2022<テーマ 2>明確性要件

「実施例においては，追試可能な程度に詳細に，実験方法，実験条件，実際に用いた装置を記載する。

少なくとも，実施例において上記事項を記載しておくことにより，当該記載に基づいて発明特定事項を解釈できるため，不明確と判断される可能性は低くなる。」

審判実務者研究会報告書 2022<事例 2>化学① H29(行ケ)10063

「被告実験による酸化防止剤の分子量の臨界的意義の裏付けの有無については、意見が分かれた。被告実験により実際に示された実験結果が本件明細書に記載された事項の範囲内のものといえるか否か、また、被告実験の内容（条件設定、評価手法）が、本件明細書の記載に沿うものか否か、妥当なものか否か、という点についての認識が異なったことが、影響したのではないかと考えられる。」

https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/kenkyukai/document/sinposei_kentoukai/2022_houkokusyo_honpen.pdf

審判実務者研究会報告書 2022

<1>数値限定発明におけるサポート要件(機械)

<2>明確性要件(化学①)

<3>新規性判断における内在特性(化学②)

<4>相違点がビジネス方法，ゲームのルールや取決めに関する事項である場合の進歩性の判断(電気)

<5>結合商標の類否判断

審判実務者研究会報告書 2022<テーマ 3>　新規性判断における内在特性

Ameblo 元投稿日：2023-05-25

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12804532673.html

審判実務者研究会報告書 2022<テーマ 3>　新規性判断における内在特性

「…機能・作用効果等の特性に基づく用途で特定されている物については，当該性質が新たな用途を提供するものであって，引用発明と用途の点で区別できるように請求項に記載されている場合には，内在特性として相違しないとすべきではない」

審判実務者研究会報告書 2022<事例 3>化学② H29(行ケ)10165

（検討意見の要旨）事後的資料が判決で参酌された可能性のある条件について、シミュレーションから添付文書記載程度のトラフ血清濃度が得られると理解できる記載が明細書にあれば、参酌された可能性があるとの意見が出された。また、シミュレーションでより良好なベストスコアを示すことや、4/2/1 との比較を行っておくことを挙げる意見もあった。

https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/kenkyukai/document/sinposei_kentoukai/2022_houkokusyo_honpen.pdf

審判実務者研究会報告書 2022

<1>数値限定発明におけるサポート要件(機械)

<2>明確性要件(化学①)

<3>新規性判断における内在特性(化学②)

<4>相違点がビジネス方法，ゲームのルールや取決めに関する事項である場合の進歩性の判断(電気)

<5>結合商標の類否判断

審判実務者研究会報告書 2022<テーマ 4>　相違点が…ゲームのルール…である場合の進歩性

Ameblo 元投稿日：2023-05-26

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12804687341.html

審判実務者研究会報告書 2022<テーマ 4>　　相違点が…ゲームのルール…である場合の進歩性

「肯定的な進歩性の判断を得るために，特許出願の際は…ゲームのルール…についても，発明の詳細な説明の中で，自然法則を利用した技術的な事項を明確にしたり，…意義，機能や作用効果を説明したりしておくことが肝要と思われる」

審判実務者研究会報告書 2022<事例 4>　電気 R3(行ケ)10056

「『前記サーバにおいて…当該第 7 情報が，当該情報処理装置に送信された場合において』との点は，サブコンビネーション発明である『情報処理装置』の機能，構造等を特定することに資するものではないから，これを除外して認定した判決の判断は妥当…」

https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/kenkyukai/document/sinposei_kentoukai/2022_houkokusyo_honpen.pdf

審判実務者研究会報告書 2022

<1>数値限定発明におけるサポート要件(機械)

<2>明確性要件(化学①)

<3>新規性判断における内在特性(化学②)

<4>相違点がビジネス方法，ゲームのルールや取決めに関する事項である場合の進歩性の判断(電気)

<5>結合商標の類否判断

知財高判令和４年(ネ)10046「ドワンゴ大合議判決」　　特許権者（ドワンゴ）逆転勝訴!!

Ameblo 元投稿日：2023-05-26

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12804751492.html

令和４年(ネ)10046「ドワンゴ大合議判決」　★特許権者（ドワンゴ）逆転勝訴!!

⇒サーバが外国に存在するが、日本国内におけるシステムの「生産」に該当する。

「サーバを国外に設置さえすれば特許を容易に回避し得ることとなり、当該システムの発明に係る特許権について十分な保護を図ることができないこととなって、妥当ではない。」という実質的価値判断は、先行事件知財高裁判決と同じ。

★諸外国においても、同種事件で同様の判決が出ており、世界的に外国サーバ問題は、結果（経済的利益）が発生した地を問題として侵害にしている印象。

⇒大合議判決前に作成した私の YouTube 動画（下掲）及びそのプレゼン資料（同動画の概要欄）をご参照ください。

https://www.youtube.com/watch?v=nxFYw1cqaQI

（要旨抜粋） サーバが国外に存在する場合であっても、当該行為の具体的態様、当該システムを構成する各要素のうち国内に存在するものが当該発明において果たす機能・役割、当該システムの利用によって当該発明の効果が得られる場所、その利用が当該発明の特許権者の経済的利益に与える影響等を総合考慮し、当該行為が我が国の領域内で行われたものとみることができるときは、特許法２条３項１号の「生産」に該当する…。

https://www.courts.go.jp/ip/vc-files/ip/2023/R4ne10046.pdf

【商標】審判実務者研究会報告書 2022<テーマ 5>　結合商標の類否判断

Ameblo 元投稿日：2023-05-27

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12804880741.html

【商標】審判実務者研究会報告書 2022<テーマ 5>　結合商標の類否判断

「外観（位置，大きさ等）に次いで，指定商品・役務の取引分野における商標の各構成要素の周知性ないし識別力が重視されている…との意見があった」

「図形と文字の結合商標の場合，…より高い類似性を求める…必要性はないとの意見が多数」

【商標】審判実務者研究会報告書 2022<事例 5> R2(行ケ)10125

「商標権…侵害訴訟を提起した場合，どのような不都合が起こり得るか等の観点から考察される場合…，指定商品・役務により権利範囲に広狭があってよいという考えと，広狭を考えるべきではないという考え方があり…判決においても統一されていない」

https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/kenkyukai/document/sinposei_kentoukai/2022_houkokusyo_honpen.pdf

審判実務者研究会報告書 2022

<1>数値限定発明におけるサポート要件(機械)※高石が所属した部会

<2>明確性要件(化学①)

<3>新規性判断における内在特性(化学②)

<4>相違点がビジネス方法，ゲームのルールや取決めに関する事項である場合の進歩性の判断(電気)

<5>結合商標の類否判断

知財高判令和４年(ネ)10093【乳がんの処置におけるエリブリンの使用】＜大鷹＞

Ameblo 元投稿日：2023-06-02

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12805776749.html

令和４年(ネ)10093【乳がんの処置におけるエリブリンの使用】＜大鷹＞

*控訴棄却

本件特許のために厚生労働大臣の製造販売承認が得られないとの点は、原告の主張である。裁判所は、近い将来の承認・薬価収載、ひいては製造販売の蓋然性が高いとは認められないこと等を理由とした。

⇒確認の利益を欠く

① 承認申請に対して不作為の違法確認の訴え可能!!

② 厚生労働大臣等に不服申し立て等可能!!

https://www.tokkyoteki.com/2023/05/2023-05-10-r4-ne-10093.html

「分割出願に対する審査中止」

Ameblo 元投稿日：2023-06-02

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12805787815.html

「分割出願に対する審査中止」

令和５年４月１日以降に審査請求がされた審査着手前の分割出願であって、以下の（１）～（３）の全ての要件を満たす分割出願が、審査中止の対象となり得ます。

（１）原出願の拒絶査定後に分割された分割出願であること

（２）原出願について拒絶査定不服審判請求がされており、原出願が前置審査又は拒絶査定不服審判に係属中であること

（３）原出願の前置審査又は審判の結果を待つことが便宜であるもの

https://www.nakapat.gr.jp/ja/legal_updates_jp/%e5%88%86%e5%89%b2%e5%87%ba%e9%a1%98%e3%81%ab%e5%af%be%e3%81%99%e3%82%8b%e5%af%a9%e6%9f%bb%e4%b8%ad%e6%ad%a2%e3%81%ae%e9%81%8b%e7%94%a8/

「期間徒過後の救済規定に係る回復要件の緩和」

Ameblo 元投稿日：2023-06-02

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12805788082.html

「期間徒過後の救済規定に係る回復要件の緩和」

令和５年４月１日以降に手続期間を徒過した、救済規定の対象となる手続について、回復要件が、これまでの「正当な理由があること」から「故意によるものでないこと」へと緩和されました。

https://www.nakapat.gr.jp/ja/legal_updates_jp/%e6%9c%9f%e9%96%93%e5%be%92%e9%81%8e%e5%be%8c%e3%81%ae%e6%95%91%e6%b8%88%e8%a6%8f%e5%ae%9a%e3%81%ab%e4%bf%82%e3%82%8b%e5%9b%9e%e5%be%a9%e8%a6%81%e4%bb%b6%e3%81%ae%e7%b7%a9%e5%92%8c/

知財高判令和３年(行ケ)10136【半田付け装置】＜本多＞

Ameblo 元投稿日：2023-06-05

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12806199697.html

令和３年(行ケ)10136【半田付け装置】＜本多＞

「フラックスの含有量を１ｗｔ％とする半田は、本件出願日当時、やに入り半田の市場において普通に流通していなかった…。…１ｗｔ％の半田をわざわざ採用し…得ることが容易になし得たものであったと認めることはでき…ない。」

⇒本件では、市場で普通に流通していない半田を採用して当該構成を得ることは容易でないとされた!!

（判旨抜粋）

フラックスの含有量を１ｗｔ％とする半田は、本件出願日当時、やに入り半田の市場において普通に流通していなかった…。

…溶融した半田が必ず真球にならないとの構成が解決しようとする課題及び当該構成が奏する作用効果を知らないまま、当該構成を得るためにフラックスの含有量が１ｗｔ％の半田をわざわざ採用し…、溶融した半田が必ず真球にならないとの構成を得ることが容易になし得たものであったと認めることはでき…ない。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-91387.pdf

【米国特許】2023.05 米国連邦最高裁判決 Amgen v. Sanofi ⇒実施可能要件×

Ameblo 元投稿日：2023-06-05

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12806199800.html

【米国特許】2023.05 米国連邦最高裁判決 Amgen v. Sanofi

⇒実施可能要件×

本件特許のクレームは、明細書に示された例示的な抗体よりもはるかに広範囲に及ぶ。発明の性質と基礎となる技術に応じた合理的な量の実験が許容されるとしても、本件明細書は当業者がクレームの全範囲を実施できるように開示していないとされた。

https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Ipnews/us/2023/20230519.pdf

知財高判平成 31 年(ネ)10007【…ラダー回路を表示する装置】＜菅野＞

Ameblo 元投稿日：2023-06-05

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12806199947.html

平成 31 年(ネ)10007【…ラダー回路を表示する装置】＜菅野＞

既存部品を組み合わせた発明において、其々の既存部品が、不可欠品と判断された!!

⇒101 条 2 号の間接侵害成立

⇒被告製品１－２のユーザのうち、回路モニタ機能等を利用できる者は最大でも約４分の１であったが、例外的とはいえない範囲のユーザが直接侵害品を生産する高度の蓋然性があるとの推認は妨げられないとされた。

⇒第一審は対象製品の差止めを命じたが、控訴審では特許権の存続期間満了に伴う差止請求等の取下げにより、その差止め等を命じた原判決主文は失効した。

直接侵害品の生産に用いられない部分は、特許法１０２条１項１号の「販売することができないとする事情」として数量から控除され、同条２項では損害額の推定を覆す事情となる。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-91445.pdf

【商標】知財高判令和４年(行ケ)10023【ベガスベガス事件】

Ameblo 元投稿日：2023-06-07

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12806493179.html

【商標】令和４年(行ケ)10023【ベガスベガス事件】

１次審決～チラシ１及び２で使用成立

1次判決～チラシ１及び２による使用を否定（これら以外に使用を裏付ける証拠はないとの記載はあるが、チラシ３及び４を主要事実として判断したものではない）。

2次審決～チラシ1～4で使用不成立

2次判決～チラシ３及び４で使用成立

3次審決～チラシ３及び４で使用成立

3次判決（本判決）

第１次判決は、チラシ３及び４について判決主文を導き出すのに必要な主要事実として判断しておらず、その点には拘束力が及ばないとされた。したがって、チラシ３及び４による使用を認めた本件審決に拘束力違反はない!!

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-91357.pdf

東京地判令和２年(ワ)29897＜國分＞「職務発明対価請求事件」

Ameblo 元投稿日：2023-06-07

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12806558613.html

東京地判令和２年(ワ)29897＜國分＞「職務発明対価請求事件」

「登録報奨金請求権」及び「相当の対価請求権」を別の請求権として観念した。

本件の発明規程等には、相当の対価の支払時期やその請求権の行使を制限する定めがなかった。

⇒本件では、両請求権の消滅時効の起算点は、特許を受ける権利の承継時とされた。

⇒本件に適用される改正前の法の下では、相当の対価請求権の時効期間は１０年、発明規程に基づく登録報奨金請求権の時効期間は５年（改正前商法５２２条）とされた。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-91237.pdf

知財高判令和４年(行ケ)10030【ポリエステル樹脂組成物の積層体】＜菅野＞

Ameblo 元投稿日：2023-06-08

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12806654365.html

令和４年(行ケ)10030【ポリエステル樹脂組成物の積層体】＜菅野＞

*本件の「除くクレーム」による訂正は、明細書等から導かれる技術的事項との関係において新たな技術的事項を導入せず、除外によって発明の技術的課題に影響も及ばないとされた。

⇒訂正要件〇(訂正後の進歩性判断せず)

★差し戻し後の異議手続では、除くクレームでも進歩性×との見解から、２０２３年５月１９日付けで取消理由通知（決定の予告）。

（判旨抜粋）

…被告は、本件訂正事項２のような「除くクレーム」とする訂正は、第三者に明細書等の記載に関して誤解を与える可能性があり、不測の不利益を及ぼす蓋然性が高いものというべきである旨主張する。しかし、被告主張のような懸念が仮にあったとしても、それは、訂正後の請求項につき、明確性要件やサポート要件等の適合性を巡って検討されるべき問題というべきであるから、いずれにしても、本件事案において、この点をもって直ちに訂正を認めない理由とすることは相当でない。…

…訂正…によって「該積層体上に無機酸化物の蒸着膜が設けられ、その蒸着膜上にガスバリア性塗布膜が設けられてなるもの」を除外することにより、新たな技術的事項が導入されるわけではなく、新規事項が追加されるものではない。本件発明の課題は、バイオマスエチレングリコールを用いたカーボンニュートラルなポリエステルを含む樹脂組成物からなる層を有する積層体を提供することであって、従来の化石燃料から得られる原料から製造された積層体と機械的特性等の物性面で遜色ないポリエステル樹脂フィルムの積層体を提供すること（【０００８】）であるが、上記除外によってこの技術的課題に何らかの影響が及ぶものではない。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-91870.pdf

知財高判令和４年(行ケ)10037【空調服の空気排出口調整機構】＜本多＞

Ameblo 元投稿日：2023-06-09

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12806886258.html

令和４年(行ケ)10037【空調服の空気排出口調整機構】＜本多＞

＊４つの特許公報から、本件出願当時に「周知かつ自明な課題」が存在したことを認定した。

「そうすると…本件公然実施発明に接した本件出願日当時の当業者は、上記の課題を認識するものと認めるのが相当である」

（判旨抜粋）

…ａ 甲１５の記載…ｂ 甲１６の記載…ｃ 甲１７の記載…ｄ 甲１８の記載…

…前記ａないしｄの各記載によると、本件出願日当時、被服の技術分野においては、２つの紐状部材を結んでつないで長さを調整することや、そもそも２つの紐状部材を結んでつなぐこと自体、手間がかかって容易ではないとの周知かつ自明の課題が存在したものと認められる…。そうすると、…本件公然実施発明に接した本件出願日当時の当業者は、上記の課題を認識するものと認めるのが相当である。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-91755.pdf

知財高判平成 28 年(行ケ)10152【電荷制御剤】＜森＞

Ameblo 元投稿日：2023-06-10

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12807097839.html

平成 28 年(行ケ)10152【電荷制御剤】＜森＞

*発明の課題

⇒「電荷制御剤の表層の無機塩量のみに起因する電気伝導度を測定できるよう，可能な限り電気伝導度の小さいものを意味している」

⇒「イオン交換水」の明確性〇

【請求項１】…金属錯塩化合物をイオン交換水に１重量%分散させたときの電気伝導度が１１０μＳ／ｃｍ以下である…電荷制御剤。

（判旨抜粋）

本件発明は，電荷制御剤の表層に存在する無機塩量と画像安定性との関係に着目し，金属錯塩化合物をイオン交換水に１重量%分散させたときの電気伝導度を測定することにより，電荷制御剤の表層の無機塩量を測定し，この電気伝導度を一定範囲に制御することで，優れた画像安定性の得られる電荷制御剤を提供するものであるから，本件発明の「イオン交換水」は，できるだけ電荷制御剤の表層の無機塩量のみに起因する電気伝導度を測定できるよう，可能な限り電気伝導度の小さいものを意味していることは，当業者に明らかである…。

…異なる分散条件を採用した測定試料１と２の間での電気伝導度の差は，１μＳ／ｃｍにすぎないから，この実験結果は，分散方法が異なる場合であっても，測定される電気伝導度の値に格段の差が生じ得ないことを示すものであるということができる。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-87017.pdf

【商標】知財高判令和３年(行ケ)10087（不使用取消）「ＩＲＯ PARIS」

Ameblo 元投稿日：2023-06-10

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12807098013.html

【商標】令和３年(行ケ)10087（不使用取消）

登録第 5623868 号商標「I R O PARIS」が、指定商品「フランス製の被服」等に使用されていない。

⇒不使用取消審決が維持（フランスでデザインされていても×）

審査段階で拒絶に対応して「フランス製」と入れたのに、その後の審判で不使用は厳しいか…

https://japan.marks-iplaw.jp/newsletter-151/

東京高判平成 11 年(行ケ)230【磁気テープ用ガイド】＜山下＞

Ameblo 元投稿日：2023-06-12

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12807322755.html

東京高判平成 11 年(行ケ)230【磁気テープ用ガイド】＜山下＞

*実用新案登録を受ける権利を登録時までに承継していた場合には、冒認出願を理由とする無効事由に当たらないとされた。本件では、遅くとも登録異議申立ての時点までの権利承継が推認された。

「実用新案法３７条１項５号所定の無効事由（冒認出願）は、権利の帰属に関する問題であって、正当な権利者に権利が与えられたか否かが問題とされるのであるから、出願人が実用新案登録の時までに実用新案登録を受ける権利を承継していた場合には、その出願人の出願に対してされた実用新案登録は、同号にいう「考案者でない者であってその考案について実用新案登録を受ける権利を承継しないものの実用新案登録出願に対してされた」実用新案登録に当たらないものと解すべきである。」

https://jitsuyou.hanrei.jp/hanrei/um/3952.html

知財高判令和３年(行ケ)10093「PCSK9に対する抗原結合タンパク質」２次判決（リジェネロン）＜菅野＞

Ameblo 元投稿日：2023-06-13

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12807460253.html

令和３年(行ケ)10093「PCSK9に対する抗原結合タンパク質」２次判決（リジェネロン v. アムジェン）＜菅野＞

＝令和３年(行ケ)10094

１次判決（前訴確定判決）と異なり、機能的に表現されたリーチスルークレームにつき、効果のクレームアップでサポート要件を充たすという考え方が否定された。

１次判決は、平成29年(行ケ)10225（サノフィ）

【請求項１】　ＰＣＳＫ９とＬＤＬＲタンパク質の結合を中和することができ、ＰＣＳＫ９との結合に関して、配列番号４９のアミノ酸配列からなる重鎖可変領域を含む重鎖と、配列番号２３のアミノ酸配列からなる軽鎖可変領域を含む軽鎖とを含む抗体と競合する、単離されたモノクローナル抗体。

（判旨抜粋）

…そもそも本件発明の課題は、…ＬＤＬＲタンパク質と結合することにより、対象中のＬＤＬＲタンパク質の量を減少させ、ＬＤＬの量を増加させるＰＣＳＫ９とＬＤＬＲタンパク質との結合を中和する抗体又はこれを含む医薬組成物を提供することであり、このような課題の解決との関係では、参照抗体と競合すること自体に独自の意味を見出すことはできないから、このような観点からも…本件発明の技術的意義は、２１Ｂ１２抗体と競合する抗体であれば、２１Ｂ１２抗体と同様のメカニズムにより、結合中和抗体としての機能的特性を有することを特定した点にあるというべきである。…

被告は、…２１Ｂ１２抗体（参照抗体）と競合するが、ＰＣＳＫ９とＬＤＬＲタンパク質との結合を中和できない抗体が仮に存在したとしても、そのような抗体は、本件発明１の技術的範囲から文言上除外されているなどとして、本件発明がサポート要件に反する理由とはならない旨主張する。しかし、既に説示したとおり、２１Ｂ１２抗体と競合する抗体であれば、２１Ｂ１２抗体と同様のメカニズムにより、ＰＣＳＫ９とＬＤＬＲタンパク質との結合中和抗体としての機能的特性を有することを特定した点に本件発明の技術的意義があるというべきであって、２１Ｂ１２抗体と競合する抗体に結合中和性がないものが含まれるとすると、その技術的意義の前提が崩れることは明らかである（本件のような事例において、結合中和性のないものを文言上除けば足りると解すれば、抗体がＰＣＳＫ９と結合する位置について、例えば、ＰＣＳＫ９の大部分などといった極めて広範な指定を行うことも許されることになり、特許請求の範囲を正当な根拠なく広範なものとすることを認めることになるから、相当でない。）。…

本件発明に係る別件審決取消訴訟においては…サノフィによるサポート要件違反に関する主張は退けられている。しかし、これは、当時の主張や立証の状況に鑑み、２１Ｂ１２抗体と競合する抗体は、２１Ｂ１２抗体とほぼ同一のＰＣＳＫ９上の位置に結合し２１Ｂ１２抗体と同様の機能を有するものであることを当然の前提としたことによるものと理解することも可能である。これに対し、本訴においては、【A】博士や【B】博士の各供述書、【F】教授の鑑定書等…による構造解析、「ＥＧＦａミミック抗体」に係る関係書証…等の新証拠に基づく新主張により、上記前提に疑義が生じたにもかかわらず、この前提を支える判断材料が見当たらないのであるから、別件判決の結論と本件判断が異なることには相応の理由があるというべきである。

https://www.nakapat.gr.jp/ja/legal_updates_jp/%e3%80%90e7%89%b9%e8%a8%b1%e2%98%85%e2%98%85%e3%80%91%e6%a9%9f%e8%83%bd%e7%9a%84%e3%81%ab%e8%a1%a8%e7%8f%be%e3%81%95%e3%82%8c%e3%81%9f%e3%83%aa%e3%83%bc%e3%83%81%e3%82%b9%e3%83%ab%e3%83%bc%e3%82%af/

知財高判令和３年（行ケ）第10140号【電鋳管事件】＜菅野＞ＰＢＰクレームの明確性要件×

Ameblo 元投稿日：2023-06-14

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12807610190.html

令和３年（行ケ）第10140号【電鋳管事件】＜菅野＞

原記事公表時点で筆者が把握した範囲では、製造方法により特定された物の発明の明確性要件について、「不可能・非実際的事情」を要求し、明確性要件違反と判断した初めて且つ唯一の下級審裁判例。（規範は他の知財高判と同じ）

⇒PBPの請求項６及び９は、明確性要件×

＊ＰＢＰクレームの明確性要件違反

⇒出願時に、製造される物の構造又は特性が、特許請求の範囲・明細書・図面や技術常識から一義的に明らかな場合には、不可能・非実際的事情がなくても明確性要件違反には当たらない。

⇒本発明は一義的に明らかでない。

⇒不可能・非実際的事情の存在を否定した。

*最判のPBPでないとした過去の各裁判例との整合性は？

（判旨抜粋）

…物の発明についての特許に係る特許請求の範囲にその物の製造方法が記載されている場合であっても、上記一般的な場合と異なり、出願時において当該製造方法により製造される物がどのような構造又は特性を表しているのかが、特許請求の範囲、明細書、図面の記載や技術常識より一義的に明らかな場合には、第三者の利益が不当に害されることはないから、不可能・非実際的事情がないとしても、明確性要件違反には当たらないと解される。…

…本件明細書には、本件発明６及び訂正発明９の製造方法により製造された電鋳管の内面精度について、何ら記載も示唆もされていない。そして、本件明細書には、細線材を除去する方法として、①電着物等を加熱して熱膨張させ、又は細線材を冷却して収縮させることにより、電着物等と細線材の間に隙間を形成する方法、②液中に浸して又は液をかけることにより、細線材と電着物等が接触している箇所を滑りやすくする方法、③一方又は両方から引っ張って断面積が小さくなるように変形させて、細線材と電着物等の間に隙間を形成したりして、掴んで引っ張るか、吸引するか、物理的に押し遣るか、気体又は液体を噴出して押し遣る方法、④熱又は溶剤で溶かす方法が記載されている（【００４１】、【０１１６】）が、これらの方法と、製造される電鋳管の内面精度との技術的関係についても一切記載がなく、ましてや、本件発明６及び訂正発明９の製造方法（上記③の方法に含まれる。）が、他の方法で製造された電鋳管とは異なる特定の内面精度を意味することについてすら何ら記載も示唆もない。さらに、上記各方法により内面精度の相違が生じるかについての技術常識が存在したとも認められない。そうすると、本件発明６及び訂正発明９の製造方法により製造された電鋳管の構造又は特性が一義的に明らかであるとはいえない。…

以上のとおりであるから、本件発明６及び訂正発明９が明確であるといえるためには、本件出願時において、本件発明６及び訂正発明９の電鋳管をその構造又は特性により直接特定することについて不可能・非実際的事情が存在するときに限られるところ、被告はこのような事情が存在しないことは認めている。

https://www.nakapat.gr.jp/ja/legal_updates_jp/%e3%80%90e7%89%b9%e8%a8%b1%e2%98%85%e3%80%91%e8%a3%bd%e9%80%a0%e6%96%b9%e6%b3%95%e3%81%ab%e3%82%88%e3%82%8a%e7%89%b9%e5%ae%9a%e3%81%95%e3%82%8c%e3%81%9f%e7%89%a9%e3%81%ae%e7%99%ba%e6%98%8e%e3%81%ae/

知財高判令和３年(行ケ)10096【光源】＜本多＞

Ameblo 元投稿日：2023-06-15

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12807819959.html

令和３年(行ケ)10096【光源】＜本多＞

引用文献中の複数の段落から一まとまりの技術思想を抽出可能、データがない数値限定を設計事項として、進歩性を否定した事案。

「本願明細書に…10 重量%を超える場合の実験結果についての記載は全くみられない…特段の臨界的意義はない」

（判旨抜粋）

…引用文献の段落［００１２］、［００１３］及び［００１５］には、緑色発光半導体ナノ結晶及び赤色発光半導体ナノ結晶のそれぞれの発光ピークのＦＷＨＭ（半値全幅）が約４５ｎｍ以下であること又は４５ｎｍ以下であってもよいことが開示されているところ、引用文献の前後の文脈に照らすと、これらの開示は、引用文献が開示する発明一般に当てはまるものと解される。…引用発明において「緑色発光半導体ナノ結晶と赤色発光半導体ナノ結晶の発光ピークのＦＷＨＭ（半値全幅）は約４５ｎｍ以下であり」との構成を採用すると…との構成が採用できなくなるとの記載又は示唆はみられない。そうすると、…一まとまりの技術的思想に基づく単一の発明中に両者の構成を併存させることは十分に可能であるから、前者の構成を含むものとして引用発明を認定した本件審決に誤りはない。

…低コスト化が多くの技術分野に共通する技術的課題であることは、引用文献を始めとする刊行物等に明示の記載や示唆がなくても自明のこととして認められる事柄である…。

…（相違点）「光変換層」について、本件補正発明は、「散乱剤を含み」、「前記散乱剤は、前記光変換層の全体重量に対して１０重量%以下で含まれて」いるのに対し、引用発明は、「散乱剤」の有無は不明である点。…

…「散乱剤が光変換層の全体重量に対して１０重量%以下で含まれている」との構成について

…本願明細書には、単に、「１０重量%以下で含まれてもよい。」…、「１０重量%以下含まれることが好ましく、１重量%以上５重量%以下含まれることがより好ましい。」…、「１０重量%以下であることが好ましい。」…などの記載があるのみである。しかも、…実施例として記載されている同含有割合の最大値は、６重量%…にすぎず、本願明細書には、同含有割合が１０重量%を超える場合の実験結果についての記載は全くみられない…。以上によると、光変換層の全体重量に対する散乱剤の含有割合を１０重量%以下とすることには、特段の臨界的意義はないものといわざるを得ない。加えて、…、光変換層内の散乱剤、赤色量子ドット材料及び緑色量子ドット材料の含量比を調節することにより、白色光の色座標を調節することは可能であり、また、本願明細書の段落【０１３７】によると、散乱剤の含量を調節することにより、白色光の輝度等を調節することも可能であると認められ、周知文献１の段落【０１１６】に「ある好ましい実施形態において、散乱体の濃度範囲は０．１から１０重量%である。」との記載があることも併せ考慮すると、光変換層の全体重量に対する散乱剤の含有割合は、当業者において、光変換層により得られる白色光をどのようなものにするかに応じ適宜設計することのできたものである。

https://www.nakapat.gr.jp/ja/legal_updates_jp/%e4%b8%bb%e8%a6%81%e5%88%a4%e6%b1%ba%e5%85%a8%e6%96%87%e7%b4%b9%e4%bb%8b/

【商標】知財高判令和４年(行ケ)10002＜東海林＞

Ameblo 元投稿日：2023-06-16

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12807981602.html

【商標】令和４年(行ケ)10002＜東海林＞

第 44 類…

「おんじゃくきゅう」と「温石灸」の文字を二段併記した商標

① 役務の質を普通に用いられる方法で表示する

②「温めた石を用いた灸（施術）」以外に使用された場合には，役務の質の誤認を生ずるおそれがある

⇒拒絶審決維持

https://www.nakapat.gr.jp/ja/legal_updates_jp/%e3%80%90%e5%95%86%e6%a8%99%e6%b3%95%e2%98%85%e3%80%91%e7%ac%ac%ef%bc%94%ef%bc%94%e9%a1%9e%e3%80%8c%e3%81%82%e3%82%93%e6%91%a9%e3%83%bb%e3%83%9e%e3%83%83%e3%82%b5%e3%83%bc%e3%82%b8%e5%8f%8a%e3%81%b3/

大阪地判平成 17 年(ワ)10821【台車固定装置】

Ameblo 元投稿日：2023-06-17

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12808175182.html

大阪地判平成 17 年(ワ)10821【台車固定装置】

＊「使用」とは，発明の目的を達するような方法で当該発明に係る物を用いることをいう。

⇒本件では、単に台車固定装置の点検、修理及び部品の交換をしただけでは「使用」に当たらないとされた。

*本件では、後に特許権者となる者が特許登録前に販売した当該製品についても、消尽を認めた。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-33337.pdf

知財高判令和３年(行ケ)10144【ドットパターン】＜菅野＞

Ameblo 元投稿日：2023-06-17

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12808175358.html

令和３年(行ケ)10144【ドットパターン】＜菅野＞

*特許請求の範囲に文言を追加したが、減縮でない。

⇒訂正要件×

=R3(行ケ)10146<菅野>

訂正前～任意の４５°間隔による８方向をドットの配置に利用できる方向として情報を表現

訂正後～縦横の４方向をドットの配置に利用…

（判旨抜粋）

本件訂正前の上記構成は、任意の４５°間隔による８方向をドットの配置に利用できる方向として、情報の内容を表現するものである一方、本件訂正後の上記構成は、縦横の４方向をドットの配置に利用できる方向として、情報の内容を表現するものであるから、情報の内容を定義する情報ドットの種類やデータの表現方法を異にするものであり、端的に、両者は異なる構成というべきものであって、包含ないしは上位下位概念の関係には立たない。したがって、訂正事項１は、特許法１３４条の２第１項ただし書１号に掲げる「特許請求の範囲の減縮」を目的とするものとはいえない。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-91467.pdf

【著作権/プ】知財高判令和４年(ネ)10019　発信者情報開示請求

Ameblo 元投稿日：2023-06-19

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12808385994.html

【著作権/プ】令和４年(ネ)10019　発信者情報開示請求

⇒発信者情報開示を請求する者は、権利侵害に加え、違法性阻却事由の存在をうかがわせるような事情が存在しないことまで主張立証する必要がある。

⇒適法な引用

本件では、ツイッター等の仕様に応じてタイムライン上の表示が変わり、画像をクリックすると全体が表示されること等を踏まえ、一部のみの表示は「やむを得ないと認められる改変」（著作権法２０条２項４号）に当たるとされた。

Cf.最判は氏名表示権

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-91469.pdf

【不競法２条１項３号】東京地判令和３年(ワ)3418＜國分＞　「最初に販売された日」

Ameblo 元投稿日：2023-06-20

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12808612896.html

【不競法２条１項３号】令和３年(ワ)3418＜國分＞

「最初に販売された日」

仮に原告が自己の費用・労力で第１世代製品を開発して市場に置いたとしても、その費用・労力のほとんどはシェード部分の形状の開発に投下されたと考えるのが合理的であるとされた。

⇒その後の電球から蛍光灯・ＬＥＤへの置換やリモコンの取付けについて、特段の費用・労力を要したとは認められない。

⇒保護を求める商品形態を具備した第１世代

Cf.平成30年(ネ)10038「サックス用ストラップ」

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-91401.pdf

【論稿/意匠】「創作非容易性の判断に関する考察」（佐々木　眞人弁理士）(パテント 2021 Vol.74No.3)

Ameblo 元投稿日：2023-06-22

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12808933388.html

【論稿/意匠】「創作非容易性の判断に関する考察」（佐々木　眞人弁理士）(パテント 2021 Vol.74No.3)

複数の相違点がある場合に、各相違点を通じて把握される「意匠の着想の新しさないし独創性」に基づいてそれぞれ創作非容易性を判断している判決と、意匠の全体構成に基づいて判断している判決がある。

https://jpaa-patent.info/patent/viewPdf/3767

【論稿】「用途発明の新規性と効果」（パテント 2021、3 月号）（大須賀滋元裁判官）

Ameblo 元投稿日：2023-06-22

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12808933489.html

【論稿】「用途発明の新規性と効果」（パテント 2021、3 月号）（大須賀滋元裁判官）

用途発明の新規性及び技術的範囲について、重要裁判例を考察するとともに、有力な学説を紹介している。

パブリック・ドメイン（PD）の保護を踏まえ、技術的に公知といえず、公然使用ともいえない付随的使用については、新規性の問題として処理するより、権利行使の場面で適切な調整を図る方が適切であると論じている。

用途発明の新規性と効果―パブリック・ドメインの保護を重視する学説の検討を踏まえて― (jpaa-patent.info)

【論稿】分割出願の戦略的活用事例（鈴木守弁理士、安井友章弁護士）（パテント 2020 Vol.73, No.1）

Ameblo 元投稿日：2023-06-23

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12809136567.html

【論稿】分割出願の戦略的活用事例（鈴木守弁理士、安井友章弁護士）（パテント 2020 Vol.73, No.1）

事例 2：兄弟分割により、被告製品や設計変更を捉える出願と、原出願の発明を維持して係属を続ける出願とを確保している。

事例 5：分割出願の系列には、途中の親出願が取り下げられていても、その子出願が登録されている例がある。

事例 6:被告製品に合わせて分割し、図面も変更した。

分割出願の戦略的活用事例 (jpaa-patent.info)

【商標/論稿】色彩のみからなる商標に係る審決取消訴訟の現状（大塚理彦）(パテント 2021 Vol.74, No.4)

Ameblo 元投稿日：2023-06-24

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12809280408.html

【商標/論稿】色彩のみからなる商標に係る審決取消訴訟の現状（大塚理彦）(パテント 2021 Vol.74, No.4)

本論稿執筆時（２０２１年）、新しいタイプの商標において，登録例が現れていないものは，色彩のみからなる商標のうち「単色」「位置特定」のみであった。

⇒油圧ショベル事件でどちらも否定

⇒アンケートの評価

https://jpaa-patent.info/patent/viewPdf/3780

【論稿/一般】「私の書棚（特許実務に有用な書籍、日本語の発信）」会社法務 AtoZ2023 年 6 月号

Ameblo 元投稿日：2023-06-25

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12809338876.html

【論稿/一般】「私の書棚（特許実務に有用な書籍、日本語の発信）」（会社法務 AtoZ2023 年 6 月号）※私の執筆記事を、第一法規の許諾を得て転載します。

筆者の専門分野は特許及び意匠であり、それぞれについて重要裁判例を網羅した裁判例事典を執筆している。特に、特許実務は、技術と法律の融合であることに加えて、特許庁の審決が相当割合（例えば、2022 年に判決に至った特許の審決取消訴訟では、査定系審判で 18.2%、当事者系審判で 20.0%）裁判所で覆されるという行政訴訟としては珍しい状況であるため、実務家としては特許裁判例を離れて実務を語ることができない。他方、日本の特許出願数が減少傾向であるといっても年間約３０万件あり、そのうち審査請求される特許出願が年間約２３万件もあるのに対し、特許侵害訴訟が年間１５０件程度に過ぎないことを考えると、特許査定を得て設定登録されない限り特許権は発生しない以上、特許実務に費やされる時間は見掛け上特許庁の審査が９９．９%であるかもしれない。もっとも、０．１%の裁判に至らなくても特許権は抑止力を供し、クロスライセンスに使われる。特許裁判例は、他の法分野と異なり、特許法上の諸論点について裁判例の判断傾向が数年単位で変化する。最新裁判例を受けて、特許庁の審査基準やハンドブックも数年毎に改定されているから、殆どの論点で整合する。

（１）特許庁審査基準・ハンドブック（付属事例集を含む）

特許法上の全論点について、実体法上・手続法上の、審査官が従う方針が記載されている。特許庁における手続は審査基準等に従えば略間違いがなく、迷ったときは特許庁に電話で質問することもできる。他方、実体法については、多数裁判例と若干ずれている論点もあり、裁判所、特許庁審判で主張するとき、特許権行使時は裁判例に沿って主張する必要があるが、審判に進まずに審査段階で特許化を狙う場合は、裁判所的な考え方を封印して、審査基準に完全に沿った主張を展開することとなる。（意匠、商標も同じ。）

＜対象＞特許実務家全員

＜用途＞特許庁の審査実務（裁判、審判では裁判例が優先される）

（２）特許庁編　工業所有権法（産業財産権法）逐条解説〔第 20 版〕

特許法の全条文について、特許庁の解釈が示されている。裁判所と見解が分かれることがないと見込まれる事項に絞って解説されているため、実務上争いがある論点は解説がなく、実務上の迷いを解決できる場合は多くない。本書は 2,132 頁の大部の書籍である。逆に言えば、逐条解説で解説されている事項は実務上略争いがないことの指標として確認できる。その意味で、上級者は内容を知らないということはないが、逐条解説に記載されている事項は説得力があるため、審査、審判、裁判、交渉等の実務において常に確認する書籍である。（意匠、商標も同じ。）

＜対象＞特許実務家全員（初心者は必須）

＜用途＞当該論点について実務上略争いがないことの指標

（３）日米欧中に対応した特許出願戦略と審査対応実務（改訂版）（弁理士　立花顕治）

特許を活用する事業はグローバルであるから、日米欧中韓で権利化を目指すことが多い。そうすると、日本の審査基準のみならず、米国 MPEP、欧州特許審査ガイドライン、中国専利審査指南及び最高人民法院の解説、韓国の審査基準を確認し、各論点毎に日本の審査基準等との相違点を把握することが重要である。其々の日本語訳が公表されているから、私は論点毎の対比表を作成しているが、各国審査基準の文章のみからは読み取れない各国特許庁実務が存在する。同書籍は、多数の外国出願における審査も踏まえた日米欧中の特許庁への対応方針が解説されており、諸外国出願に携わる実務家のバイブルである。立花弁理士所属のレクシア特許事務所が発行する無料メルマガも更に実務的なコンテンツを提供している。

＜対象＞外国出願に携わる者（中級者、上級者）

＜用途＞諸外国の審査実務につき、論点毎に日本の審査基準等との相違点を把握する

（４）特許裁判例事典＜第３版＞（弁護士・弁理士・米国 CA 州弁護士　高石秀樹）

日本の重要特許裁判例を、論点毎に権利者有利・不利という視点から分類した事典的書籍。例えば、実務で「パラメータ発明の進歩性」という論点が問題となり、裁判例を確認したいときは、同論点の項目に挙がっている裁判例群を確認することにより、権利者側であっても、被疑侵害者側であっても、自社に有利な裁判例、不利な裁判例を把握することが可能となり、時期的なトレンドの変化も把握できる。判決文中の重要箇所を引用し、核心的部分を赤字にしたため一目で理解できる。各裁判例を一言で纏めた説明が付されているため、各論点中のどの裁判例について確認すればよいかもわかりやすい。（「意匠裁判例事典」も同じ。）

＜対象＞特許実務において issue から始めることができる上級者

＜用途＞実務上問題となった論点について自社に有利/不利な裁判例を把握し、戦略・戦術を構築する。

（５）新・注解特許法〔第２版〕

特許に関する最も厚い本（３分冊）。学者、弁護士、弁理士が特許法の条文毎に詳述した書籍であり、裁判例に加えて、諸学説まで紹介されている。下級審裁判例が割れているとき、最高裁に上告受理申し立てするときに、学説まで網羅的に整理する場面において重宝する。また、マイナーな論点で裁判例が蓄積していない論点が実務で問題となったとき（例えば、強制実施権、製造方法の推定など）、逐条解説に記載がないときは、学説に依拠した議論を展開する必要があるため、必読である。

＜対象＞上級者

＜用途＞裁判例が蓄積していないマイナー論点について諸学説を確認する。

（６）文書提出命令の理論と実務〔第２版〕

裁判所においては、特許権者が被告製品/方法を特定し、特許発明の技術的範囲を充足することを立証する必要があるところ、被告工場内の装置や、BtoB 製品では特許権者がこれを特定することは困難である場合が多い。そのため、特許権者としては裁判所に文書提出命令（民事訴訟法２２０条、特許法１０５条）を申し立てるが、特許事件においては侵害の疎明が足りないとして否定されることも多い。（令和２年 10 月に査証制度が施行されたが、文書提出命令よりもハードルが高い。）もっとも、裁判所が文書提出命令を発令する事案である旨の心証を被告に伝え、被告が任意に証拠を提出す

ることも多いため、裁判所における文書提出命令の理論と実務を把握することは、実務上重要である。（特許以外の知財事件も同じ。）

＜対象＞弁護士、裁判担当者

＜用途＞裁判所における主張・立証方針の確立

（７）その他の特許実務上有用な日本語の発信

①「徒然なるままに欧州知財実務」（長谷川寛弁理士、ドイツ弁理士）https://hasegawa-ip.com

日本弁理士資格を有し、ドイツ弁理士資格も取得した長谷川寛先生が、ドイツの事務所で特許出願実務を遂行する中で得た欧州特許に関する知見を惜しみなく提供してくれている。欧州特許実務を日本語で学習する情報源としては、一次情報でもあり最適である。

②「Open Legal Community」（野口剛史米国特許弁護士）

https://openlegalcommunity.com/blog/

米国特許弁護士である野口剛史先生が、米国連邦最高裁判決、CAFC 判決を含む米国特許実務の最新情報を日本語で提供してくれる。雑誌記事よりも圧倒的に情報が早い。

③「医薬系 "特許的" 判例」ブログ（匿名/Fubuki）https://www.tokkyoteki.com

医薬分野の裁判例に加えて、審決、諸外国動向、医薬品の権利関係について紹介しており、医薬業界の知財関係者必読のブログ。学者の論文中でも多数引用されている。

④「そーとく日記」（匿名/そーとく）https://thinkpat.seesaa.net

厳選した裁判例について紹介している。学者の論文とは異なる視点から、他の関連裁判例との関係も踏まえて考察しており、実務上極めて有用な特許実務家必見のブログ。各学者の論文中でも多数引用されている。同ブログしか指摘していない視点も多い。

⑤「特許法の八衢」（田中汞介弁理士）https://patent-law.hatenablog.com

学者の論文とは異なる視点から、裁判例を考察しており、実務上極めて有用な特許実務家必見のブログ。学者の論文中でも引用されている。

⑥「知財みちしるべ」（松下正弁理士）www.furutani.co.jp/matsushita/001/

知財全分野の裁判例を完全網羅して紹介するブログ。考察を付さずに判決公開後直ちにアップすることにより、国内最速の紹介スピードを誇る。（知財全分野）

⑦ 弁護士・高石秀樹の特許チャンネル（高石秀樹）https://www.youtube.com/@tokkyo

特許法上の諸論点について動画で説明している YouTube チャンネル。特許実務において、問題となった論点について視聴することにより単元毎に学習できる。知財部に配属された新人教育にも使える。（意匠も同じ。）

⑧ ゲストがスピーカーとして登壇する形式の知財実務上有用なチャンネル

・知財実務オンライン（加島広基弁理士、押谷昌宗弁理士）

https://www.youtube.com/channel/UC9wUmfwG0y4sYYGh5GApneA

・知財実務情報 Lab.（高橋政治弁理士）https://chizai-jj-lab.com

・e-patent（野崎篤志）https://www.youtube.com/@ePatent

以　上

掲載当時の原誌面

特許実務家が参照すべき実務上有用な書籍、その他の日本語の発信

弁護士・弁理士・カリフォルニア州弁護士 高石秀樹



筆者の専門分野は特許および意匠であり、それぞれについて重要裁判例を網羅した裁判例事典を執筆している。特に、特許実務は、技術と法律の融合であることに加えて、特許庁の審決が相当割合（数十％）裁判所で覆されるという行政訴訟としては珍しい状況であるため、実務家としては特許裁判例を離れて実務を語ることができない。他方、日本の特許出願数が減少傾向であるといっても年間約三〇万件あるのに対し、特許権侵害訴訟が年間一五〇件程度にすぎないことを考えると、特許査定を得られない限り権利は存在しない以上、特許実務に費やされる時間は見掛け上特許庁の審査が九九・九％であるかもしれない。もっとも、〇・一％の裁判に至らなくても特許権は抑止力を供し、クロスライセンスに使われる。特許裁判例は、他の法分野と異なり、特許法上の諸論点について裁判例の判断傾向が数年単位で変化する。もっとも、最新裁判例を受けて、特許庁の審査基準やハンドブックも数年ごとに改定されているから、ほとんどの論点で整合する。

特許庁
『特許・実用新案審査基準』 ❶
『特許・実用新案審査ハンドブック』（附属事例集を含む） ❷（注1）

特許法上の全論点について、実体法上・手続法上の、審査官が従う方針が記載されている。特許庁における手続は審査基準等に従えばほぼ間違いがなく、迷ったときは特許庁に電話で質問することもできる。他方、実体法については、多数裁判例と若干ずれている論点もあり、裁判所、特許庁審判で主張するとき、特許権行使時は裁判例に沿って主張する必要があるが、審判に進まずに審査段階で特許化をねらう場合は、裁判所的な考え方を封印して、審査基準に完全に沿った主張を展開することとなる（意匠、商標も同じ）。

特許庁編
『工業所有権法（産業財産権法）逐条解説（第二二版）』 ❸

特許法の全条文について、特許庁の解釈が示されている。裁判所と見解が分かれることがないと見込まれる事項に絞って解説されているため、実務上争いがある論点は解説がなく、実務上の迷いを解決できる場合は多くない。逆にいえば、逐条解説で解説されている事項は実務上ほぼ争いがないことの指標として確認できる。その意味で、上級者は内容を知らないということはないが、逐条解説に記載されている事項は説得力があるため、審査、審判、裁判、交渉等の実務において常に確認する書籍である（意匠、商標も同じ）。

立花顕治著
『日米欧中に対応した特許出願戦略と審査対応実務（改訂版）』 ❹

特許権はグローバルであるから、日米欧中韓で権利化を目指すことが多い。そうすると、日本の審査基準のみならず、米国MPEP（特許審査便覧）、欧州特許審査ガイドライン、中国審査指南および最高人民法院の解説、韓国の審査基準を確認し、各論点ごとに日本の審査基準等との相違点を把握することが重要である。それぞれの日本語訳が公表されているから、私は論点ごとの対比表を作成しているが、各国審査基準の文章のみからは読み取れない各国特許庁実務が存在する。本書は、多数の外国出願における審査も踏まえた日米欧中の特許庁の特許庁対応方針が解説されており、諸外国出願に携わる実務家のバイブルである。著者である立花弁理士所属のレクシア特許法律事務所が発行する無料メールマガジンもさらに実務的なコンテンツを提供している。

高石秀樹著
『論点別 特許裁判例事典（第三版）』 ❺

日本の重要特許裁判例を、論点ごとに権利者有利・不利という視点から分類した事典的書籍。例えば、実務で「パラメータ発明の進歩性」という論点が問題となり、裁判例を確認したいときは、同論点の項目に上がっている裁判例群を確認することにより、権利者側であっても、被疑侵害者側であっても、自社に有利な裁判例、不利な裁判例を把握することが可能となり、時期的なトレンドの変化も把握できる。判決文中の重要箇所を引用し、核心的部分を赤字にしたため一目で理解できる。各裁判例を一言でまとめた説明が付されているため、各論点中のどの裁判例について確認すればよいかもわか

（注1）▶https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/index.html
（注2）長谷川寛▶https://hasegawa-ip.com
（注3）野口剛史▶https://openlegalcommunity.com/blog/
（注4）Fubuki▶https://www.tokkyoteki.com
（注5）想特一三▶https://thinkpat.seesaa.net
（注6）田中禾介▶https://patent-law.hatenablog.com

りやすい（高石秀樹著、吉田和彦監修『論点別 意匠裁判例事典』（経済産業調査会、二〇二〇年）⑤も同じ）。

中山信弘・小泉直樹編「新・注解特許法（第二版）」⑦

特許に関する最も厚い書（三分冊）。学者、弁護士、弁理士が特許法の条文ごとに詳述した書籍であり、裁判例に加えて、諸学説まで紹介されている。下級審裁判例が割れているとき、最高裁に上告受理申立てをするときに、学説まで網羅的に整理する場面において重宝する。また、マイナーな論点で裁判例が蓄積していない論点が実務で問題となったとき（例えば、強制実施権、製造方法の推定など）、逐条解説に記載がないときは、学説に依拠した議論を展開する必要があるため、必読である。

山本和彦・須藤典明・片山英二・伊藤尚編『文書提出命令の理論と実務（第二版）』⑧

裁判所においては、特許権が被告製品／方法を特定し、特許発明の技術的範囲を充足することを立証する必要があるところ、被告工場内の装置や、BtoB製品では特許権者がこれを特定することは困難である場合が多い。そのため、特許権者としては裁判所に文書提出命令（民事訴訟法220条、特許法105条）を申し立てるが、特許事件においては侵害の疎明が足りないとして否定されることも多い（二〇二〇年に査証制度が導入されたが、文書提出命令よりもハードルが高い）。もっとも、裁判所が文書提出命令を発令する事案である旨の心証を被告に伝え、被告が任意に証拠を提出することも多いため、裁判所における文書提出命令の理論と実務を把握することは、実務上重要である（特許以外の知財事件も同じ）。

その他の特許実務上有用な日本語の発信

長谷川寛「徒然なるままに欧州知財実務」（注2）

日本弁理士資格を有し、ドイツ弁理士資格も取得し欧州特許訴訟代理人としても登録されている長谷川寛先生が、ドイツの事務所で特許出願実務を遂行する中で得た欧州特許に関する知見を惜しみなく提供している。欧州特許実務を日本語で学習する情報源としては、一次情報でもあり最適である。

野口剛史「Open Legal Community」（注3）

米国特許弁護士である野口剛史先生が、米国連邦最高裁判決、CAFC（米国連邦巡回区控訴裁判所）判決を含む米国特許実務の最新情報を日本語で提供してくれる。雑誌記事よりも圧倒的に情報が早い。

匿名／Fubuki「医薬系特許的判例ブログ」（注4）

医薬分野の裁判例に加えて、審決、諸外国動向、医薬品の権利関係について紹介しており、医薬業界の知財関係者必読のブログ。学者の論文中でも多数引用されている。

匿名／想特一三「そーとく日記」（注5）

厳選した裁判例について紹介している。学者の論文とは異なる視点から、他の関連裁判例との関係も踏まえて考察しており、実務上極めて有用な特許実務家必見のブログ。各学者の論文中でも多数引用されている。同ブログでしか指摘していない視点も多い。

田中永介「特許法の八衢」（注6）

学者の論文とは異なる視点から裁判例を考察しており、実務上極めて有用な特許実務家必見のブログ。学者の論文中でも引用されている。

松下正「知財みちしるべ」（注7）

知財全分野の裁判例を完全網羅して紹介するブログ。考察を付さずに判決公開後直ちにアップすることにより、国内最速の紹介スピードを誇る（知財全分野）。

高石秀樹「弁護士・高石秀樹の特許チャンネル」（注8）

特許法上の諸論点について動画で説明しているYouTubeチャンネル。特許実務において、問題となった論点について視聴することにより単元ごとに学習できる。知財部に配属された新人教育にも使える（意匠も同じ）。

ゲストがスピーカーとして登壇する形式の特許実務上有用なチャンネル

- 加島広基・押谷昌宗「知財実務オンライン」（注9）
- 高橋政治「知財実務情報Lab.®」（注10）
- 野崎篤志「野崎篤志のイーパテントチャンネル―調査・分析系中心―」（注11）

（注7）松下正▶www.furutani.co.jp/matsushita/
（注8）高石秀樹▶https://www.youtube.com/@tokkyo
（注9）▶https://www.youtube.com/channel/UC9wUmfwG0y4sYYGh5GApneA
（注10）▶https://chizai-jj-lab.com
（注11）▶https://www.youtube.com/@ePatent



たかいし・ひでき

東京工業大学工学部卒業、同大学院修了。弁護士（55期）、弁理士、Duke Law修了、米国カリフォルニア州弁護士、米国パテント・エージェント試験合格。中村合同特許法律事務所パートナー。特許・意匠裁判例を網羅的に研究し、『論点別　特許裁判例事典（第三版）』（経済産業調査会、2022年）、『論点別　意匠裁判例事典』（経済産業調査会、2020年）を出版するとともに、SNS（Twitter、FB、Ameblo）で特許裁判例等を毎日1個情報発信しています。また、特許・意匠の各重要論点を10分程度の動画で説明するYouTubeチャンネル「弁護士・高石秀樹の特許チャンネル」を運営しています。

知財高判令和４年(行ケ)10092【プログラム】＜東海林＞　中位概念化が新規事項追加でないとされた事例

Ameblo 元投稿日：2023-06-26

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12809491228.html

令和４年(行ケ)10092【プログラム】＜東海林＞　中位概念化が新規事項追加でないとされた事例

※出願時の技術常識に基づいて、当初明細書中の具体的な記載を上位概念化してクレームアップした補正（中位概念化）が、新規事項追加にあたらないとされた事例。

⇒特許法17条の２第３項違反とした審決を取り消した!!

【第２次補正】＝ゲームにおける「強さ」を、明細書中に明記されている「攻撃力及び防御力の合計値」でなく、「数値が高い程前記対戦ゲームを有利に進めることが可能な所定のパラメータである強さ」と中位概念（明細書中の具体的な開示より広い概念）に減縮した。

【請求項１（第２次補正後）】…数値が高い程前記対戦ゲームを有利に進めることが可能な所定のパラメータである強さの下限値及び上限値により定められた強さの各段階のうち、前記ユーザがいずれの強さの段階であるかを決定する…プログラム。（※下線部が第２次補正で追記した部分）

（判旨抜粋）

…当初明細書等に記載の発明と第２次補正後の明細書等に記載の発明は、課題を共通にするものであり、また、それらの技術的意義も同じである…。…「ゲーム」分野における技術常識に関して、「ユーザ」の「強さ」に、攻撃力及び防御力以外に、体力、俊敏さ、所持アイテム数等が含まれることが本願の出願時の技術常識であった…。…対戦ゲームにおいて、強さに大差のある相手ではなく、ユーザに適した対戦相手を選択するという発明の技術的意義に鑑みれば、当初明細書等記載の「強さ」とは、ゲームにおけるユーザの強さを表す指標であって、ゲームの勝敗に影響を与えるパラメータであれば足りると解するのが相当であり、「強さ」を「攻撃力と防御力の合計値」とすることは、発明の一実施形態としてあり得るとしても、技術常識上「強さ」に含まれる要素の中から、あえて体力、俊敏さ、所持アイテム数等を除外し、「強さ」を「攻撃力と防御力の合計値」に限定しなければならない理由は見出すことができない。言い換えれば、「強さ」を「攻撃力及び防御力の合計値」に限定するか否かは、発明の技術的意義に照らして、そのようにしてもよいし、しなくてもよいという、任意の付加的な事項にすぎない…。

Ｃｆ．特許・実用新案審査ハンドブックの附属書Ａ「新規事項を追加する補正に関する事例集」・事例７

⇒同事例７では、課題の解決に直接関係せず、解決手段として必要不可欠とはいえない成形面の形状を任意の付加的な要素として、その限定の削除は新たな技術的事項を導入しないとされている。

＝平成29年（行ケ）10089〔医療用軟質容器〕＜高部＞、平成26年（行ケ）10087〔ラック搬送装置〕＜設樂＞

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-91983.pdf

知財高判令和４年(行ケ)10009【ガス系消火設備】＜大鷹＞

Ameblo 元投稿日：2023-06-27

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12809639656.html

令和４年(行ケ)10009【ガス系消火設備】＜大鷹＞

主引例の課題（部屋の加圧を防止する）を解決するために副引例の構成（ラプチャーディスク）を採用しうるとしても、他の解決手段（容器弁の開弁時期をずらして複数のガスシリンダーからそれぞれ順次ガスを放出する）は想到困難。

（判旨抜粋）

甲１記載の「容器弁」付き窒素ガス貯蔵容器の「容器弁」と甲２技術的事項の「ラプチャーディスク」は、動作及び機能が異なること、甲１及び２のいずれにおいても貯蔵容器の容器弁又はガスシリンダーのバルブの開閉時期をずらして複数のガスシリンダーからそれぞれ順次ガスを放出することによって保護区域又は保護された部屋の加圧を防止することについての記載や示唆はないことに照らすと、甲１及び２に接した当業者は、甲１発明において、保護区域又は保護された部屋の加圧を防止するために甲２記載のラプチャーディスクを適用することに思い至ることがあり得るとしても、ラプチャーディスクを用いることなく、各「窒素ガス貯蔵容器」に付いた「容器弁」の開弁時期をずらして複数のガスシリンダーからそれぞれ順次ガスを放出することよって加圧を防止することが実現できると容易に想到することができたものと認めることはできない。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-91973.pdf

【論稿】医薬品特許紛争の和解と独占禁止法（鞠山尚子、2021.9）

Ameblo 元投稿日：2023-06-28

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12809785175.html

【論稿】医薬品特許紛争の和解と独占禁止法（鞠山尚子、2021.9）

米国 Actavis 最高裁判決～リバースペイメントを正当化し得る事情として、和解によって節約できる訴訟費用や、後発医薬品メーカーが先発医薬品メーカーに提供するサービスに見合う対価が例示されている。

⇒本論稿（２０２１年９月）は、日本ではそれまで違反行為として取り上げられたことはないとする。公正取引委員会のＨＰでは、欧米のリバースペイメント事例を紹介し、日本での監視強化を提言する共同研究報告書が公表されている。

https://www.inpit.go.jp/content/100872973.pdf

知財高判令和３年(行ケ)10027【情報提供装置】＜大鷹＞

Ameblo 元投稿日：2023-06-29

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12809923843.html

令和３年(行ケ)10027【情報提供装置】＜大鷹＞

ネットワークを介して情報処理を行う形態をユーザ端末単独で行う形態に変更することはサービスの内容如何に関わらず設計事項というわけではない。

⇒単独の情報提供装置に変更する動機付けは認められないから、容易想到でない。

（判旨抜粋）

一般的に、情報提供サービスを行う場合において、当該サービスを提供するために必要となる処理をサーバを含むシステム全体で行うことと、当該処理をユーザ端末のみで行うことが、提供するサービスの内容いかんにかかわらず適宜選択可能な事項であるとはいえない。そして、当業者が、ネットワークＮを介して接続された学習・生活支援サーバ２と、複数の受講生・生徒が使用するユーザ端末３とを備え、受講生・生徒同士がコミュニケーションをとることのできる甲１発明の「学習・生活支援システム１」において、当該システムで必要となる処理の全てを単独のユーザ端末３で行うようにすることについては、その必要性、合理性が認められない。よって、甲１発明の「学習・生活支援システム１」を単独の情報提供装置に変更することが設計的事項の範疇にあるということはできない。…

甲１の【００２２】には、学習・生活支援サーバ２が備える記憶部に記憶されるようにされている各種情報をユーザ端末３に記憶するようにしてもよいとの記載があるにすぎず、学習・生活支援サーバ２が備える他の機能をユーザ端末３に備えることについての記載や示唆はない。したがって、甲１に接した当業者が、甲１発明の「学習・生活支援システム１」の構成全体を単独の情報提供装置に変更することの動機付けは認められないから、相違点３に係る本件発明１の構成を容易に想到することができたものと認めることはできない。…当業者が容易に発明をすることができたものとはいえない…。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-91607.pdf

知財高判平成 28 年(ネ)10093【…スキンケア用化粧料】＜清水＞

Ameblo 元投稿日：2023-06-30

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12810053036.html

平成 28 年(ネ)10093【…スキンケア用化粧料】＜清水＞

「…クエン酸が収れん剤として機能するものであるとしても，このことは，上記クエン酸が『ｐＨ調整剤』に該当するとの充足性判断についての結論を左右するものとはいえない。」

※結局、無効の抗弁が成立した。

（判旨抜粋）

控訴人は，乙３４及び乙３５の各ウェブページは，それぞれ「よっこ」及び「＊Ｉｈａｓａ＊さん」と称する匿名者による記事にすぎず，それらの正確性，信頼性に何らの裏付けもなく，また，公開日に関しては，乙３４ウェブページのブログ記事も乙３５ウェブページのクチコミ記事も過去の投稿内容をいつでも容易に編集することが可能なのであって…，…実際に…公衆に利用可能になっていたことは疑わしいから，乙３４ウェブページは証拠として採用されるに値しないと主張する。

しかしながら，本件特許の出願前において，化粧品の全成分表示が義務付けられていたところ…，控訴人は，乙３４ウェブページにおける控訴人旧製品の全成分の記載内容の正確性について争っておらず，また，本件特許の出願前の平成１９年１月１５日に発売された控訴人旧製品の全成分リストを，乙３４ウェブページの作成者が参照することができなかったなどというような具体的な主張もしていない。さらに，乙３４ウェブページと乙３５ウェブページとは，異なるウェブページであり，その作成者のペンネームも異なることから，異なる者によって記載されたものであり，控訴人旧製品の全成分の記載内容については，各成分の名称も表記順序も一致していることなどを考慮すると，両ウェブページを記載した者は，いずれも控訴人旧製品の容器等に記載された全成分表示を参照したものと考えるのが自然かつ合理的であるといえる。このように，異なる複数の者が控訴人旧製品の全成分表示を参照していることなどからすると，乙３４ウェブページは，その内容を書き換えられる可能性が皆無ではないとしても，平成１９年１月１５日の控訴人旧製品の発売日より後の平成１９年１月１７日（乙３４）に記載されたものであると推認することができる…。…

本件発明と乙３４発明とでは，本件発明のｐＨの値が５．０～７．５の範囲であるのに対し，乙３４発明のｐＨ値が特定されていない点で相違し，その余の点で一致する。…本件特許の出願前に，化粧品のｐＨを弱酸性～弱アルカリ性の範囲に設定することは技術常識であったと認められるから，ｐＨが特定されていない化粧品である乙３４発明のｐＨを，弱酸性～弱アルカリ性のものとすることは，当業者が適宜設定し得る事項というべきものである。そして，皮膚表面と同じ弱酸性とされることも多いという化粧品の特性に照らすと，化粧品である乙３４発明のｐＨを，弱酸性～弱アルカリ性の範囲に含まれる「５．０～７．５」の範囲内のいずれかの値に設定することも，格別困難であるとはいえず，当業者が適宜なし得る程度のことといえる。…

控訴人は，乙３４ウェブページには控訴人旧製品に係る全成分のリストが掲載されている以上，乙３４ウェブページに接した当業者は乙３４ウェブページに記載されているものは控訴人旧製品という具体的かつ特定の製品であると認識するから，乙３４発明は，乙３４ウェブページに掲載されている全ての成分を含み，そのｐＨは控訴人旧製品のｐＨ（７．９～８．３）を有するものと認定されるべきであると主張する。しかしながら，乙３４ウェブページには，控訴人旧製品という具体的製品のｐＨ値は記載されておらず，また，各成分の含有量も記載されていないから，本件特許の出願当時の技術常識を考慮したとしても，乙３４ウェブページの記載内容から，特定のｐＨ値を有する美容液であることを把握することはできないというべきである。すなわち，乙３４ウェブページに記載された控訴人旧製品の全成分情報からは，そこに示された各成分を含有するものの，これら各成分の含有量は明らかではなく，そのｐＨも明らかではない「スキンケア用化粧料」という発明が把握されるにとどまる。そして，控訴人の上記主張も，控訴人旧製品自体の成分を検査すればｐＨの値を知ることができるというにとどまるものと解されるのであって，技術常識を踏まえても，乙３４ウェブページに掲載されている内容自体から，そのスキンケア化粧料のｐＨが７．９～８．３であると導くことができるとは認められない。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-87249.pdf

【商標】知財高判令和４年(行ケ)10122＜本多＞　　「朔北カレー」事件

Ameblo 元投稿日：2023-06-30

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12810113612.html

【商標】令和４年(行ケ)10122＜本多＞　　「朔北カレー」事件

結合商標の分離・要部観察により本願商標「朔北カレー」のうち「朔北」部分を引用商標「サクホク」と比較して，非類似（商標法４条１項１１号不該当）と判断し，類似（該当）と判断した拒絶審決を取り消した事例。

（判旨抜粋）

ア 外観

本願要部は「朔北」という２文字の漢字からなるのに対し、引用商標は「サクホク」の４文字の片仮名からなり、外観が明らかに異なる。

イ 称呼

本願要部の称呼は「さくほく」であり、引用商標の称呼も「さくほく」であるから、同一である。

ウ 観念

本願要部からは「北の方角」「北方の地」の観念を生じるものであるのに対し、「サクホク」は、辞書等に掲載されていない造語であって、特定の観念を生じないものであるから、観念が明らかに異なる。

エ 以上のとおり、本願要部と引用商標は、称呼が共通するものの、外観及び観念は明確に異なっているところ、需要者、取引者が「朔北」から引用商標である「サクホク」や引用商標の権利者を想起するというような取引の実情はなく、また、本願商標及び引用商標の指定商品において、需要者、取引者が、専ら商品の称呼のみによって商品を識別し、商品の出所を判別するような実情があるものとは認められず、称呼による識別性が、外観及び観念による識別性を上回るとはいえないから、本願商標及び引用商標が同一又は類似の商品に使用された場合に、商品の出所につき誤認混同を生ずるおそれがあるとはいえない。そうすると、本願商標が引用商標に類似するとはいえない。

https://www.nakapat.gr.jp/ja/legal_updates_jp/%e3%80%90%e5%95%86%e6%a8%99%e6%b3%95%e2%98%85%e3%80%91%e7%b5%90%e5%90%88%e5%95%86%e6%a8%99%e3%81%ae%e5%88%86%e9%9b%a2%e3%83%bb%e8%a6%81%e9%83%a8%e8%a6%b3%e5%af%9f%e3%81%ab%e3%82%88%e3%82%8a%e6%9c%ac/

高石秀樹 記事集

2023 年 7 月〜12 月

日本語版

171 本

Ameblo 掲載記事（校訂版）

Ameblo 元投稿日順

確認できた誤記、法的記述及び訳文を修正した。各記事の制度説明・見通し・集計は、原則として原記事掲載時点に基づく。

記事一覧

01 2023-07-01 【商標】知財高判令和２年(ネ)10017「守半」事件＜本多＞

02 2023-07-02 大阪地判平成 27 年(ワ)4292（大合議判決の原審）【二酸化炭素含有粘性組成物】

03 2023-07-02 知財高判（大合議）平成３０年（ネ）第１００６３号　令和元年６月７日判決（高部裁判長）＜損害論＞

04 2023-07-02 知財高判（大合議）平成２４年（ネ）第１００１５号　平成２５年２月１日判決（飯村裁判長）＜損害論＞

05 2023-07-05 東京地判令和２年(ワ)19221【洗濯用洗浄補助用品】＜國分＞

06 2023-07-06 知財高判令和４年(ネ)10008【情報提供装置、システム及びプログラム】＜大鷹＞

07 2023-07-07 知財高判令和３年(ネ)10099【生体用水素ガス供給装置】＜菅野＞

08 2023-07-08 【著作権】知財高判令和４年(ネ)10059

09 2023-07-09 【商標】知財高判令和４年(行ケ)10067＜菅野＞

10 2023-07-10 【論稿/外国】欧州統一特許裁判所（UPC）条約発効後の欧州特許戦略－日本企業のための有効なドイツ特許制度の活用－

11 2023-07-11 【著作権/取締役の個人責任】東京地判令和３年(ワ)20472＜中島＞

12 2023-07-11 【特許】同一特許、同一引用文献で、同日同部の新規性判断が分かれた。訂正の再抗弁が時機後れ却下。

13 2023-07-13 【特許/実案】東京地判令和２年(ワ)15955＜柴田＞

14 2023-07-14 【不競法】東京地判令和２年(ワ)21047＜國分＞

15 2023-07-15 【論稿/外国】欧州におけるコンピュータ実装発明の特許要件－『技術的特徴』の考察－パテント 2019

16 2023-07-15 【論稿】「地理的表示制度　商標法との比較の視点から」（外村玲子）（パテント 2020 Vol.73 No.2）

17 2023-07-16 ドワンゴ v.米国 FC2 知財高裁大合議判決（外国サーバ問題、先行事件判決との対比を含む）

18 2023-07-18 【不競法/虚偽事実の告知流布】東京地判令和３年(ワ)18135　⇒請求棄却

19 2023-07-20 知財高判令和４年(行ケ)10010【治療薬のＣＮＳ送達】＜本多＞

20 2023-07-22 【論稿】特許法の先使用権に関する一考察 (2)（田村善之教授）

21 2023-07-23 【論稿】近年の審決取消訴訟における逆転判決事例の分析（知財管理 Vol.73 No.7 2023）

22 2023-07-24 【論稿】進歩性判断における「予測できない顕著な効果」の意義（前田健教授）(パテント 2021)

23 2023-07-25 知財高判令和２年(行ケ)10143【塩化ビニリデン系樹脂ラップフィルム】＜大鷹＞

24 2023-07-26 【YouTube 新着動画】ドワンゴ vs.米国 FC2 大合議判決（後行訴訟）10 分短縮版

25 2023-07-27 知財高判令和４年(行ケ)10012【接触操作型入力装置】＜菅野＞

26 2023-07-28 知財高判令和４年(行ケ)10007【熱搬送システム】＜東海林＞課題が大きく異ならなければ具体的課題の共通性は不要

27 2023-07-30 知財高判令和４年(行ケ)10007【熱搬送システム】＜東海林＞

28 2023-07-30 【論稿】「商標権に基づく不当な権利行使による法的責任‐日本法の観点から」（金子敏哉教授）

29 2023-07-31 大阪地判令和２年(ワ)3473【照明器具】

30 2023-08-01 【論稿】グループ会社が特許製品を販売…特許法102条2項の適用を認めた知財高裁判決（高石秀樹）

31 2023-08-02 【論稿】レーザ加工装置事件（知財管理 Vol.73 No.6 2023。高橋政治、右田俊介）

32 2023-08-03 東京地判平成30年(ワ)1130【印刷された再帰反射シート】

33 2023-08-04 大阪地判平成28年(ワ)4815【油冷式スクリュ圧縮機】 102条2項の推定覆滅～９割覆滅

34 2023-08-07 東京地判平成31(ワ)2675【吹矢の矢】 ＜損害論＞102条2項の推定覆滅～一部期間の利益について65%覆滅

35 2023-08-07 東京地判平成29年(ワ)7207【真空洗浄装置】 ＜損害論＞102条2項の推定覆滅～５割覆滅

36 2023-08-07 東京地判平成28年(ワ)25436【アミノ酸生産菌の構築方法】＜損害論＞

37 2023-08-08 知財高判令和4年(行ケ)10003【海生生物の付着防止方法】＜菅野＞

38 2023-08-09 【不競法/形態模倣】大阪地判令和元年(ワ)11484　～「依拠」認定⇒不競法2条1項3号違反

39 2023-08-10 【商標】大阪地判令和2年(ワ)4272

40 2023-08-11 知財高判令和3年(行ケ)10150【船舶】＜東海林＞=R3(行ケ)10151　⇒除くクレームで進歩性○

41 2023-08-11 知財高判令和4年(行ケ)10029【防眩フィルム】＜東海林＞

42 2023-08-15 東京地判令和4年(ワ)9716【５-アミノレブリン酸リン酸塩】＜柴田＞

43 2023-08-17 知財高判令和4年(行ケ)10059【ガラス】＜菅野＞

44 2023-08-18 大阪地判平成30年(ワ)5189【養殖魚介類への栄養補給体及びその製造方法】＜谷＞

45 2023-08-19 【商標】知財高判令和4年(行ケ)10073＜菅野＞『ｚｈｉｙｕｎ』事件

46 2023-08-22 【商標】知財高判令和4年(行ケ)10090「HEAVEN」事件

47 2023-08-23 【論稿】米国判例に見る「使用」に基づくロイヤルティ算定手法（高橋弘史、パテント2022）

48 2023-08-24 【商標／審決２件】 不服2022-10002、無効2022-890031

49 2023-08-25 【商標】知財高判令和2年(行ケ)10114和解契約上の不争義務（will not interfere）

50 2023-08-28 大阪地判令和2年(ワ)7486【魚体内の血液の瞬間除去装置】⇒共同発明者性肯定

51 2023-08-29 知財高判平成30年(ネ)10034【ソレノイド】＜菅野＞

52 2023-08-30 知財高判令和2年(ネ)10004【光照射装置】＜大鷹＞

53 2023-08-31 【商標】知財高判令和元年(行ケ)10151「CORE ML」事件

54 2023-09-01 知財高判大合議平成31年(ネ)10003【美容器】 ＜損害論＞推定覆滅事情～102条1項但書５割

55 2023-09-03 東京地判平成29年(ワ)29228【流体供給装置】 ＜損害論＞102条2項の推定覆滅～４割

56 2023-09-03 大阪地判平成29年(ワ)7576【基礎パッキン用スペーサ】 102条2項の推定覆滅事由～７割

57 2023-09-04 東京地判平成27年(ワ)23843【生海苔異物除去機】 ＜損害論＞102条2項の推定覆滅なし

58 2023-09-05 東京地判平成27年(ワ)16829【防蟻用組成物】 ＜損害論＞102条2項推定覆滅事由～３割

59 2023-09-06 知財高判平成28年(ネ)10082【生海苔異物分離除去装置】102条2項推定覆滅事情なし、寄与度100%

60 2023-09-07 大阪地判令和3年(ワ)10032【チップ型ヒューズ】＜武宮＞

61 2023-09-08 東京地判令和3年(ワ)26762【地盤安定化薬液用硬化剤】<國分>

62 2023-09-09 東京地判平成24年(ワ)35757【水消去性書画用墨汁組成物】

63 2023-09-10 【商標】知財高判令和2年(行ケ)10108「寿司ざんまい」事件

64 2023-09-11 【商標】知財高判令和元年(行ケ)10167「GUZZILLA」事件＜髙部＞

65 2023-09-12 【論稿】「知的財産ローカルベンチマーク」（乾智彦）（パテント 2020 Vol.73 No.9）

66 2023-09-12 ＜知財 LAB①＞ 進歩性判断に何故「本件発明の課題」が影響するのか？

67 2023-09-13 【商標】知財高判令和 2 年(行ケ)10126「マツモトキヨシ」事件＜大鷹＞

68 2023-09-14 【商標】知財高判令和 2 年(行ケ)10017「空調服」事件＜高部＞

69 2023-09-15 【不競法】東京地判平成 30 年(ワ) 29036「毛穴ケア用化粧水」事件

70 2023-09-18 【著作権】大阪高判令和 1 年(ネ)1735「金魚電話ボックス」事件

71 2023-09-18 【不競法】大阪地判令和元年(ワ)7786「京都市立芸術大学」「京都芸術大学」

72 2023-09-18 【商標】知財高判令和 3 年(行ケ)10047「福米」事件　商標法 50 条 1 項～黙示の使用許諾が認定された

73 2023-09-19 【不競法/営業秘密】東京地判平成 30 年(ワ)35263「2WAY 対応型酸素チャンバー」

74 2023-09-20 知財高判平成 18 年(行ケ)10053【ティッシュペーパー収納箱】＜篠原＞

75 2023-09-22 知財高判平成 22 年(行ケ)10407【ウインドパークの運転方法】＜飯村＞

76 2023-09-22 【著作権】知財高判令和 2 年(ネ)10018＜鶴岡＞

77 2023-09-24 知財高判平成 21 年(行ケ)10153【切削工具インサート…の作成方法】＜中野＞

78 2023-09-24 知財高判平成 19 年(行ケ)10241【収納袋の排気弁】

79 2023-09-25 知財高判平成 17 年(行ケ)10677【メモリ制御装置】＜三村＞

80 2023-09-26 知財高判平成 21 年(行ケ)10142【粉粒体の混合及び微粉除去…装置】＜中野＞

81 2023-09-27 知財高判平成 23 年(行ケ)10193【椅子式マッサージ機】<塩月>

82 2023-09-28 知財高判平成 22 年(行ケ)10318【記録媒体用ディスクの収納ケース】＜飯村＞

83 2023-09-29 知財高判平成 23 年(行ケ)10364【…比出力が高い電動モータ】

84 2023-09-30 知財高判令和 3 年(行ケ)10053【電子レンジ加熱食品用容器の製法】＜大鷹＞

85 2023-09-30 東京地判平成 23 年(ワ)3292【電池式警報器】（損害論）＜大須賀＞

86 2023-10-02 知財高判平成 25 年(ネ)10017, 平成 25 年(ネ)10041【オープン式発酵処理装置】

87 2023-10-03 知財高判平成 31 年(行ケ)10043【高コントラストタイヤパターン】＜鶴岡＞

88 2023-10-04 知財高判平成 29 年(行ケ)10146【導光フィルム】<鶴岡>

89 2023-10-05 知財高判令和 4 年(行ケ)10012、10045【接触操作型入力装置】＜菅野＞

90 2023-10-06 知財高判令和 4 年(ネ)10061【マグネットスクリーン装置】＜本多＞

91 2023-10-10 東京地判令和 3 年(ワ)26762 等【地盤安定化薬液用硬化剤】＜國分＞

92 2023-10-10 知財高判令和 3 年(行ケ)10152【永久磁石の樹脂封止方法】＜本多＞

93 2023-10-11 東京地判平成 27 年(ワ)25780【地盤改良装置】＜嶋末＞

94 2023-10-12 東京地判平成 24 年(ワ)15621【強度と曲げ加工性に優れた Cu-Ni-Si 系合金】＜高野裁判長（署名代行：三井裁判官）＞

95 2023-10-13 知財高判令和 1 年(行ケ)10126＜鶴岡＞【鋼矢板圧入引抜機】三次判決

96 2023-10-14 知財高判令和 2 年(行ケ)10054【核酸分解処理装置】＜菅野＞二次判決

97 2023-10-16 知財高判平成 26 年(行ケ)10057【入金端末】＜石井＞

98 2023-10-17 知財高判平成 23 年(行ケ)10115【シクロヘキサン化合物】＜滝澤＞

99 2023-10-18 大阪地判平成 20 年(ワ)10819、同控訴審判決・知財高判平成 25 年(ネ)10026＜飯村＞

100 2023-10-19 知財高判令和 4 年(行ケ)10094【中敷き】<本多>

101 2023-10-20 知財高判令和 4 年(ネ)10094【…テトラフルオロプロペンを含む組成物】<清水響>

102 2023-10-20 【米国特許】Netflix v. DivX (CAFC 2023.9.11) – Analogous Art

103 2023-10-23 東京地判令和 2 年(ワ)25891【…フィルタ付きシガレット】＜柴田＞

104 2023-10-24 【論稿/米国】異業種間における「標準必須特許」のライセンス供与に関する控訴審判決（知財管理 73）

105 2023-10-25 【論稿/著作権】現実空間と仮想空間・デジタル空間における著作権法の働き方の比較（知財管理）

106 2023-10-26 【商標】知財高判令和 3 年(行ケ)10148<菅野> 「NICO」事件

107 2023-10-27 【商標】知財高判平成 23 年(行ケ)10093＜飯村＞ 「PAG」事件

108 2023-10-30 【商標】知財高判令和 4 年(行ケ)10121＜菅野＞ 「TART」事件

109 2023-10-30 【論稿】特許法 53 条 1 項に定める補正却下処分の適法性：・・・（特許研究 2013/3、吉田広志）

110 2023-10-30 【商標】知財高判令和 5 年(行ケ)10005＜大鷹＞ 「KAZE」事件

111 2023-10-31 【商標】知財高判令和 4 年(行ケ)10119＜本多＞ 「 CLEAR」事件

112 2023-11-01 【商標】東京地判令和 3 年（ワ）33526<杉浦>

113 2023-11-02 大阪地判令和 2 年(ワ)3473【照明器具】＜松阿彌＞＜損害論＞102 条 2 項の推定覆滅～８割覆滅

114 2023-11-03 防護標章の登録要件としての「需要者の間に広く認識された商標」の意義につき判断した知財高裁判決

115 2023-11-04 知財高判令和 3 年(行ケ)10090【噴射製品および噴射方法】＜大鷹＞

116 2023-11-05 知財高判令和 4 年(行ケ)10017【感圧転写式粘着テープ】＜菅野＞

117 2023-11-07 【商標】大阪地判令和 2 年(ワ)4272「LEADERBIKES」事件

118 2023-11-08 東京地判令和 3 年(ワ)29388【HFO-1234yf】＜杉浦＞R1(ワ)30991 の特許の第 4 世代

119 2023-11-09 知財高判令和 4 年(行ケ)10061【ショベル】＜菅野＞

120 2023-11-10 【不競法 2 条 1 項 1 号】周知な商品形態の模倣＜損害論＞知財高判令和 4 年(ネ)10095、10112＜本多＞

121 2023-11-12 ※当事者とその補助参加人の代理人弁護士が共通である事例

122 2023-11-12 【著作権/プロバイダ責任法】知財高判令和 4 年(ネ)10102 ⇒逆転開示命令

123 2023-11-13 知財高判令和 3 年(行ケ)10091【粘着テープ】＜本多＞

124 2023-11-14 知財高判令和 4 年(行ケ)10001【超高感度マイクロ磁気センサ】<菅野>

125 2023-11-15 知財高判令和 4 年(行ケ)10111【車両ドアのベルトラインモール】＜本多＞

126 2023-11-16 【商標/契約】大阪地判平成 8 年(ワ)6700 解除権の濫用

127 2023-11-17 【肖像権】東京地判令和 3 年(ワ)28420《本訴》＜中島＞

128 2023-11-18 知財高判令和 4 年(行ケ)10099【レーザ加工装置】＜本多＞

129 2023-11-18 大阪地判令和 4 年(ワ)2695『職務発明』

130 2023-11-20 【論稿】特許権侵害事例における取締役個人の特許権者に対する損害賠償責任（三和圭二郎、杉光一成）

131 2023-11-21 大阪地判平成 29 年(ワ)7384【マッサージ機】＜損害論＞

132 2023-11-22 知財高判令和 3 年(ネ)10088、令和 4 年(ネ)10014【情報通信ユニット】

133 2023-11-23 東京地判平成 24 年(ワ)12351【餅】

134 2023-11-24 東京地判平成 25 年(ワ)33070【農産物の選別装置】＜長谷川＞

135 2023-11-25 【論稿】侵害警告と不競法上の虚偽事実告知に係る裁判例（別冊パテント 2023、金子敏哉教授）

136 2023-11-26 【論稿】民法不法行為による不正競争の補完性（別冊パテント 2023、上野達弘教授）

137 2023-11-27 【米国特許】2023.11.06CAFC<ACTELION v. MYLAN> 数値限定の解釈と四捨五入

138 2023-11-28 【論稿】不正競争防止法 2 条 1 項 1 号における「混同」と「営業上の利益」の関係性（横山久芳教授）

139 2023-11-29 【不競法／営業秘密】東京地判平成 26 年(ワ)1397 『靴木型事件』

140 2023-11-30 【意匠／禁反言】知財高判令和 3 年(行ケ)10067＜本多＞

141 2023-12-02 【商標】大阪高判令和 3 年(ネ)2608『ローラーステッカー』事件　*本件の登録商標の剥離抹消行為等は、それ自体では商標権侵害を構成しない

142 2023-12-02 【著作権／出版権】東京地判令和 3 年(ワ)13720＜國分＞

143 2023-12-03 【商標】知財高判令和 1 年(行ケ)10157『NUDE NAIL』事件＜菅野＞　＜外国商標権者の代理人＞

144 2023-12-04 【特許・実用新案審査ハンドブック／附属書 A】新規事項追加　図面に基づく補正(8 事例)549 頁

145 2023-12-05 大阪地判平成 23 年(ワ)15499【蓋体及びこの蓋体を備える容器】

146 2023-12-06 大阪地判平成 23 年(ワ)6878【着色漆喰組成物の着色安定化方法】　＜損害論＞102 条 2 項

147 2023-12-07 大阪地判平成 21 年(ワ)10811【回転歯ブラシの製造方法及び製造装置】＜損害論＞102 条 1 項

148 2023-12-08 大阪地判平成 23 年(ワ)3850【軟質プラスチック容器】

149 2023-12-09 知財高判平成 23 年(ネ)10002【餅】＜飯村＞　＜損害論＞102 条 2 項

150 2023-12-09 【商標】知財高判令和 5 年(行ケ)10063＜宮坂＞「VENTURE」事件～結合商標

151 2023-12-10 知財高判平成 22 年(ネ)10032、平成 22 年(ネ)10041【ソリッドゴルフボール】損害論 102 条 1 項

152 2023-12-11 知財高判平成 22 年(ネ)10091【飛灰中の…重金属固定化処理剤】＜損害論＞102 条 1 項、102 条 3 項

153 2023-12-13 東京地判平成 20 年(ワ)2944【ノーマルクローズ型流量制御バルブ】＜損害論＞102 条 2 項

154 2023-12-13 大阪地判平成 19 年(ワ)13513【X 線異物検査装置】＜損害論＞102 条 2 項

155 2023-12-14 東京地判平成 15 年(ワ)19926【豆腐用凝固剤組成物】＜損害論＞102 条 1 項

156 2023-12-15 【商標】東京地判令和 4 年(ワ)18610＜國分＞

157 2023-12-16 【商標】知財高判平成 28 年(行ケ)10164 、平成 29 年(行ケ)10169

158 2023-12-19 知財高判令和 3 年(行ケ)10097【ゴルフスイングモニタリングシステム】＜大鷹＞

159 2023-12-19 東京地判令和 4 年(ワ)5905【皮下組織増加促進用組成物】＜柴田＞

160 2023-12-19 知財高判平成 30 年(行ケ)10146【パチンコ機】＜大鷹＞

161 2023-12-20 【意匠】知財高判令和 5 年(行ケ)10001＜東海林＞ 創作容易性否定

162 2023-12-21 知財高判令和 4 年(行ケ)10125＜清水響＞『除くクレームと訂正要件』

163 2023-12-22 【不競法2条1項3号】東京地判平成29年(ワ)21145<佐藤>

164 2023-12-23 【論稿/欧州】中間上位概念化－特殊なEPC特許手続き

165 2023-12-26 【論稿／外国】EPOにおける選択発明（パテント2020 Vol.73 No.14、Charles Renney・Eleanor Maciver）

166 2023-12-27 知財高判平成27年(行ケ)10190【油または脂肪中の環境汚染物質の低減方法】＜鶴岡＞

167 2023-12-28 知財高判平成17年(行ケ)10717【…シロキサン…】＜塚原＞

168 2023-12-30 東京高判平成15年(行ケ)405【抗ウイルス性を有する置換1,3-オキサチオラン】＜佐藤＞

169 2023-12-30 知財高判平成20年(行ケ)10366【胃炎治療剤】＜飯村＞

170 2023-12-30 ＜新着YouTube動画＞【特許】事業に資する知財戦略（5時間で行った有料講義の公開可能部分抜粋）

171 2023-12-31 知財高判平成25年(行ケ)10209【血管内膜の肥厚抑制剤】＜清水＞

【商標】知財高判令和２年(ネ)10017「守半」事件＜本多＞

Ameblo 元投稿日：2023-07-01

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12810193045.html

【商標】知財高判令和２年(ネ)10017「守半」事件＜本多＞

「守半」～40年近く権利行使無し。被告も信用蓄積に貢献してきた。

⇒権利濫用!!

「守半總本舗」～被告は2006年（平成18年）から使用開始。被告商標出願も拒絶（商標法４条１項11号）。守半三者の関係性を変質させる。

⇒権利濫用ではない!!

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-91601.pdf

大阪地判平成 27 年(ワ)4292（大合議判決の原審）【二酸化炭素含有粘性組成物】

Ameblo 元投稿日：2023-07-02

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12810335103.html

大阪地判平成 27 年(ワ)4292（大合議判決の原審）【二酸化炭素含有粘性組成物】

＜損害論＞102 条 2 項の推定覆滅否定

① 原告製品と被告製品において，二酸化炭素の皮膚への効果・効能が相当程度異なることを認めるに足りる証拠はない。

② 被告製品の宣伝広告においては，二酸化炭素による皮膚の美容上の問題や部分肥満の改善効果を実現することが強調されており，消費者の購入動機に相当程度影響を与えた。

③ 被告製品が本件各特許権以外の原告の有する特許権に係る発明の技術的範囲に属していることを認めるに足りる証拠はない。

④ 競合品が推定覆滅事由となるためには，当該競合品が本件特許と同等の作用効果を有しており，需要者である消費者にとって同等の選択肢として競合する存在であることを要する。

⑤（従来技術に）被告主張の技術常識を組み合わせることには，阻害要因があり容易に想到し得たとは認められないから、本件各発明の技術的価値が低いとはいえない。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-87963.pdf

知財高判（大合議）平成３０年（ネ）第１００６３号　令和元年６月７日判決（高部裁判長）＜損害論＞

Ameblo 元投稿日：2023-07-02

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12810340433.html

知財高判（大合議）平成３０年（ネ）第１００６３号　令和元年６月７日判決（高部裁判長）＜損害論＞

【二酸化炭素含有粘性組成物】＜損害論＞102 条 2 項の推定覆滅否定

＜一般論＞

「侵害者が得た利益と特許権者が受けた損害との相当因果関係を阻害する事情がこれに当たると解される。例えば、①特許権者と侵害者の業務態様等に相違が存在すること（市場の非同一性）、②市場における競合品の存在、③侵害者の営業努力（ブランド力、宣伝広告）、④侵害品の性能（機能、デザイン等特許発明以外の特徴）」

「特許発明が侵害品の部分のみに実施されている場合…、特許発明が実施されている部分の侵害品中における位置付け、当該特許発明の顧客誘引力等の事情を総合的に考慮してこれを決する」

＜当てはめ（事実）＞

・競合品と主張する製品は，その販売時期や市場占有率等が不明であり，市場において被告各製品と競合関係に立つものと認めるには足りない。

・通常の範囲の工夫や営業努力をしたとしても、推定覆滅事由に当たるとはいえない。

・侵害品が特許権者の製品に比べて優れた効能を有するとしても直ちに推定の覆滅が認められるのではなく、当該優れた効能が侵害者の売上げに貢献している事情が必要。

・侵害品が他の特許発明の実施品であるとしても直ちに推定の覆滅が認められるのではなく、他の特許発明を実施したことが侵害品の売上げに貢献しているといった事情が必要。

【特許★★】「二酸化炭素含有粘性組成物」事件－特許法１０２条２項、３項に基づく損害額の算定方法及び考慮要素について判断した事例。 - NAKAMURA & PARTNERS (nakapat.gr.jp)

知財高判（大合議）平成２４年（ネ）第１００１５号　平成２５年２月１日判決（飯村裁判長）＜損害論＞

Ameblo 元投稿日：2023-07-02

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12810342559.html

知財高判（大合議）平成２４年（ネ）第１００１５号　平成２５年２月１日判決（飯村裁判長）＜損害論＞

【ごみ貯蔵カセット及びごみ貯蔵機器】＜損害論＞102 条 2 項の推定覆滅否定

・原告（外国企業）はコンビ社を通じて原告製カセットを日本国内において販売しており，日本国内において，原告製品の販売から利益を得ているのは，コンビ社のみではない。

・イ号物件がＭａｒｋⅡ本体に使用された場合に本件発明の作用効果を奏さないと主張するが、Ｍａｒｋ Ⅱ本体に使用された数は不明であり，その数量を確定できない。

・イ号物件も原告製カセットと同様，通常，原告製本体とともに，当該用途にのみ使用されるものである。（本件発明はサブコンビネーションクレーム）

・イ号物件と原告製カセットの価格差は小さい。（１個当たり約１６７円）

・原告が日本における販売店に指定したコンビ社は，日本国内において「アップリカ」（被告）とブランド力において遜色はない。

判決全文（裁判所公表）

東京地判令和２年(ワ)19221【洗濯用洗浄補助用品】＜國分＞

Ameblo 元投稿日：2023-07-05

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12810766628.html

東京地判令和２年(ワ)19221【洗濯用洗浄補助用品】＜國分＞

＊「純度 99.95%」が「実質的に 100 重量%」に該当すると判断した。

*本件各発明の実施にのみ用いる場合を含む。

⇒「単なる規格品や普及品」ではない。

⇒間接侵害成立

※近時、101 条の各要件は殆ど認められている!!

（判旨抜粋）

被告製品は、「純度が約９９．９５%…の金属マグネシウムの粒子」である…、これは…「複数の金属マグネシウムの粒子」（構成ｃ）であるから、金属マグネシウムの粒子は「複数個」（構成要件１Ａ）あるといえる。…「粒子が金属マグネシウム（Ｍｇ）単体を実質的に１００重量%含有するものである」（構成要件２Ａ）に該当する。

本件明細書には、洗濯用洗浄補助用品として用いられる金属マグネシウムの粒子の組成は、金属マグネシウム（Ｍｇ）単体を実質的に１００重量%含有するものがより好ましく（【００２０】）、洗濯洗浄補助用品として用いられる金属マグネシウムの粒子の平均粒径は、４．０～６．０mmであることが最も好ましい（【００２２】）と記載されているところ、…被告製品は、これらの点をいずれも満たしている。そうすると、被告製品を洗濯ネットに封入することにより、必ず本件各発明の構成要件を充足する洗濯用洗浄補助用品が完成するといえるから、被告製品は、本件各発明の実施にのみ用いる場合を含んでいると認められ…単なる規格品や普及品であるということはできない。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-91828.pdf

知財高判令和４年(ネ)10008【情報提供装置、システム及びプログラム】＜大鷹＞

Ameblo 元投稿日：2023-07-06

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12810902603.html

知財高判令和４年(ネ)10008【情報提供装置、システム及びプログラム】＜大鷹＞

原審で新規性欠如であったが、無効審判で維持審決だったため、特許権者は控訴審の最初から訂正の再抗弁を主張せず、第１回口頭弁論期日で訂正の再抗弁を主張した。

⇒時機後れ却下

⇒予備的に、訂正の再抗弁を主張しておけば…

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-91603.pdf

知財高判令和３年(ネ)10099【生体用水素ガス供給装置】＜菅野＞

Ameblo 元投稿日：2023-07-07

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12811056503.html

知財高判令和３年(ネ)10099【生体用水素ガス供給装置】＜菅野＞

イ号と本件発明との相違点が本質的部分（発生した水素ガスに着目し…により水素ガスを爆発限界外の一定濃度未満に維持する）でないが、動機付け無し

⇒均等論第１・第２要件を肯定し、第３要件を否定（第５要件は判断せず）

※第３要件は本質的部分と独立に要検討!!

（判旨抜粋）

本件訂正発明６における「被電解原水が導入される電解室」とは、電解室の内部と外部が別個の独立した状態となるべく、電解室の内部と外部とで水が連通しないように、隔膜によって、内部と外部とが完全に区画されているものを指す…。…

本件訂正発明６は、発生した水素ガスに着目して、希釈用ガスを陰極又は陰極水面に送風することにより、水素ガスを爆発限界外の一定濃度未満に維持するものであり、これが本件訂正発明６の本質的部分というべきである。したがって…水素ガスの濃度に関わるものでないから、本質的部分を置換するものとはいえない。よって、被告製品１は、均等の第１要件を充足する。

…被告製品１は、陰極から約６ｃｍ前後上にある陰極水面にも空気を送風しており、水素ガス濃度が２．６ｖｏｌ％の、水素ガスと空気を含む混合ガスを生体に供給するものであるから、本件訂正発明６と同様の効果が奏されるものといえる。よって、被告製品１は、第２要件を充足する。…

控訴人主張の周知技術は、いずれも、本件訂正発明６における「前記電解室の内部と外部とを区画する一つ以上の隔膜」という構成を、被告製品１における「①内タンク６の側壁の一部、②流出孔３を有する内タンク６の底部、③４つの高分子膜１０」との構成に置換する動機付けになるものとはいえない。これらの事実関係によれば、このような置換が容易であったとはいえないから、被告製品１は、均等の第３要件を充足しない。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-91706.pdf

【著作権】知財高判令和４年(ネ)10059

Ameblo 元投稿日：2023-07-08

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12811246567.html

【著作権】知財高判令和４年(ネ)10059

音楽事務所と実演家（バンドグループ）との間の専属的マネージメント契約における、契約終了後の競業避止義務条項

⇒競業避止期間は６カ月であったが、先行投資回収と無関係

⇒公序良俗違反

※退職時の競業避止は,秘密保持の観点があるから別問題。

多くの場合は先行投資回収の必要性があるのではないかと思われます。その場合でも、競業避止期間として許容される期間が職種により変わるように、先行投資回収の必要性に応じて公序良俗違反にならない期間も変わるでしょう。

本件事案という意味ではなく、競業避止の事案において職種により公序良俗違反となるレベルが違うことと同じように、本件事案の「先行投資回収」もその必要性があるときはその必要性の程度に応じて公序良俗違反となるレベルが違うだろうということです。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-91677.pdf

【商標】知財高判令和４年(行ケ)10067＜菅野＞

Ameblo 元投稿日：2023-07-09

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12811305482.html

【商標】知財高判令和４年(行ケ)10067＜菅野＞

*特許庁

「OLYMPIAD」「オリンピアード」の引用標章との関係で４条１項６号に違反として、本件商標（OLYMBEER）を取消決定

*裁判所

非類似と判断して決定取消

OLYM の４文字は同じだが…

本件商標では濁音「ビ」、引用標章では半濁音「ピ」を、非類似の方向で参酌した!

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-91704.pdf

【本件商標】



【論稿/外国】欧州統一特許裁判所（UPC）条約発効後の欧州特許戦略－日本企業のための有効なドイツ特許制度の活用－

Ameblo 元投稿日：2023-07-10

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12811464796.html

【論稿/外国】欧州統一特許裁判所(UPC)条約発効後の欧州特許戦略-日本企業のための有効なドイツ特許制度の活用-（知財管理 Vol.73 No.5 2023）（竹中俊子、クリストフ・カール）

ドイツの特許権者勝訴率は約 65%（判決前終了は約 50%）

日本は約 25%

米国は陪審評決では 75%だが、95～97%は Trial 前終了

【著作権/取締役の個人責任】東京地判令和３年(ワ)20472＜中島＞

Ameblo 元投稿日：2023-07-11

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12811600750.html

【著作権/取締役の個人責任】令和３年(ワ)20472＜中島＞

「少なくとも…無断複製防止措置なく…掲載するような態様についてまで、クリエイターに利用許諾を求めない慣行」は認められない。

＋代表取締役の個人責任認容～「知的財産権の侵害を防止するための社内体制が不十分であった」

092100_hanrei.pdf (courts.go.jp)

【特許】同一特許、同一引用文献で、同日同部の新規性判断が分かれた。訂正の再抗弁が時機後れ却下。

Ameblo 元投稿日：2023-07-11

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12811616256.html

【特許】同一特許、同一引用文献で、同日同部の知財高裁判決（審決取消訴訟と侵害訴訟控訴審）**で、新規性判断が分かれた事例。訂正の再抗弁が時機後れ却下された事例。**

（１）新規性ありとした、審決取消訴訟判決⇒進歩性も〇

令和４年１１月２９日判決言渡**【情報提供装置】事件**

知財高判令和３年**（行ケ）**第１００２７号 ＜大鷹＞

口頭弁論終結日 令和４年９月２２日

091607_hanrei.pdf (courts.go.jp)

特許第６５３８０９７号

主引用文献～特開２０１５－１０２９９４号公報（甲１）

⇒審決は、甲１発明の「学習・生活支援システム１」は、本件発明の「情報提供装置」と異なると判断した。

⇒判決も同じ。（新規性ありとした審決を維持した。進歩性も〇。）

（判決文の引用）甲１発明の「学習・生活支援システム１」は、「ネットワークＮを介して接続された学習・生活支援サーバ２と、複数の受講生・生徒が使用するユーザ端末３とを備え」るものであり、複数の要素（装置）から成るものであって、前記のとおり単独の装置を意味する本件発明１の「情報提供装置」とは異なるものである。したがって、本件審決における相違点３の認定に誤りはない。

（２）新規性なしとした、侵害訴訟の控訴審判決

令和４年１１月２９日判決言渡**【情報提供装置】事件**

知財高判令和４年**（ネ）**第１００００８号 ＜大鷹＞（原審・東京地方裁判所令和元年(ワ)第２５１２１号＜田中＞）

口頭弁論終結日 令和４年９月２２日

091603_hanrei.pdf (courts.go.jp)

特許第６５３８０９７号

主引用文献～特開２０１５－１０２９９４号公報（乙８）

⇒被告（被控訴人）は、**審決が相違点とした、本件発明の「情報提供装置」は単独の装置であるという点**を踏まえて、（侵害訴訟の控訴審における補充主張として、）「学習・生活支援サーバの発明」（乙８発明１）を主張した。要するに、引用例の「学習・生活支援システム１」が「学習・生活支援サーバ２」と「ユーザ端末３」とを含むことが相違点とされたことを踏まえて、無効審判とは異な

り、**「学習・生活支援サーバ２」のみが引用例であると対比し直すことにより、同相違点を一致点に変えることに成功した!!**

※もっとも、原判決も「乙８発明の学習・生活支援サーバ」と対比しており、控訴審から対比を変えたものではない。

＜若干の考察＞

（１）引用発明の認定（引用発明の上位概念化・具体化の限界。本事案では、具体化の限界）

単数複数の相違点を回避するために、引用例が複数要素を含む場合に、そのうちの発明との対比に必要な一つの要素に絞ることにより、相違点を一致点に変えることに成功した。（阻害事由と主従引例の入れ替えと同様に、同一の引用文献でも論理付け次第で新規性・進歩性判断が異なり得るという一類型である。）

もちろん、引用例から、一つの要素に絞った引用例´を認定できるか（引用発明の上位概念化・具体化の限界。本事案では、具体化の限界）という論点がある。本事案では、原告が本人訴訟であったこともあり、「引用発明の認定」という論点を持ち出さず、「乙８発明１」という引用発明を認定できるか（主引用文献から、「学習・生活支援システム１」でなく、「ユーザ端末３」を捨象して、「学習・生活支援サーバ２」のみを主引用発明として認定できるか否か）を徹底的に争わなかった。

新規性・進歩性判断時の引用発明の上位概念化・具体化の限界は、裁判例を概観すると、引用文献（や公然実施品等）から**「ひとまとまりの技術事項」**を把握することが出来るか否かで決まるとされており、新規事項追加の判断時の本件明細書の開示とパラレルである。

（２）時機後れ却下（控訴審における控訴理由書提出後の新たな主張）

特許権者は、侵害訴訟の控訴審（本判決）の最初の段階で（控訴理由書提出時までに）訂正の再抗弁を主張せず、令和４年９月５日付け第４準備書面に基づき、同月 22 日の第１回口頭弁論期日で訂正の再抗弁を主張した。裁判所は、被控訴人の申立てにより、これを時機に後れた攻撃防御方法として却下した。

同一の主引用文献で新規性・進歩性を認める維持審決が出ていることから、訂正せずに新規性・進歩性が認められることを期待して訂正の再抗弁をしないでチャレンジしようと考えた特許権者の方針も理解できるところがあり、厳しい判決とも思える。しかしながら、審決が特許維持（新規性・進歩性〇）と判断した決定的な「相違点３」について、被告が同審決の「相違点３」が一致点に変わるように対比を変えて新規性欠如を主張した結果、原判決で新規性欠如と判断されたという状況であったから、原審で適時に主張せず、控訴審でも書面による準備手続が終結するまで訂正の再抗弁を主張しなかったことを重視した控訴審判決も厳し過ぎるとは言い難い。（筆者としては、控訴審で主張するのであれば、その最初の段階で、控訴理由書提出時までに主張するべきであったと考える。技巧的には、控訴審の最初から、一部の請求項だけ訂正の再抗弁を主張しておくことも可能であった。）

本事案は、同一の主引用文献で新規性・進歩性を認める維持審決が出されているという特殊な事案であったが、一般に、控訴審で新たな主張（新たな無効理由、訂正の再抗弁、均等論、その他の抗弁等）を始めた事案では、控訴審の最初の段階で（控訴理由書提出時までに）主張した場合は時機後れ却下されなかった事案が多数であり、他方、控訴理由書提出後、特に控訴審の第１回口頭弁論後に主張した場合は時機後れ却下された事案が多い。

何れにしても、控訴審で新たな主張をするときは、（一部の請求項だけ主張するなどの工夫をしながら、）控訴理由書において主張するべきであろう。

【特許/実案】東京地判令和２年(ワ)15955＜柴田＞

Ameblo 元投稿日：2023-07-13

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12811878964.html

【特許/実案】東京地判令和２年(ワ)15955＜柴田＞

実用新案技術評価書提示前は、実用新案権侵害の故意・過失なしとされた。

（侵害自体は成立している。補償金請求と異なる。権利自体は知っていたが…）

⇒不当利得返還請求権は、（故意・過失が要件でないから）認容された!!

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-91693.pdf

【不競法】東京地判令和２年(ワ)21047＜國分＞

Ameblo 元投稿日：2023-07-14

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12812006613.html

【不競法】東京地判令和２年(ワ)21047＜國分＞

原告従業員は余った販促用 USB を自由に使っていた。

⇒所有権は被告(元従業員)

現時点までに被告が秘密情報を使用・開示した証拠無し

⇒秘密保持契約に基づく請求は「あらかじめその請求をする必要」(民訴法 135 条)がないから却下!!

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-91485.pdf

【論稿/外国】欧州におけるコンピュータ実装発明の特許要件－『技術的特徴』の考察－パテント 2019

Ameblo 元投稿日：2023-07-15

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12812168083.html

【論稿/外国】「欧州におけるコンピュータ実装発明の特許要件－『技術的特徴』の考察－」（伊藤信和、北出英敏、十河誠治、山田くみ子。パテント 2019 Vol.72 No.10）

「相違点があり，しかもその相違点が技術的な貢献をもたらす場合には，その技術的効果に基づく客観的な技術的課題が設定される。」

〇×の EPO 審決多数紹介

https://jpaa-patent.info/patent/viewPdf/3415

【論稿】「地理的表示制度　商標法との比較の視点から」（外村玲子）（パテント 2020 Vol.73 No.2）

Ameblo 元投稿日：2023-07-15

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12812168334.html

【論稿】「地理的表示制度　商標法との比較の視点から」（外村玲子）（パテント 2020 Vol.73 No.2）

*地域団体商標では出願人に法人格が必要

*地理的表示制度では周知性は不要

*地域ブランドとして多種多様なバリエーションで設計する場合には地域団体商標の方が対応しやすい

https://jpaa-patent.info/patent/viewPdf/3491

ドワンゴ v.米国 FC2 知財高裁大合議判決（外国サーバ問題、先行事件判決との対比を含む）

Ameblo 元投稿日：2023-07-16

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12812260523.html

ドワンゴv.米国FC2 大合議判決（先行事件との対比を含む）

－（先行事件）知財高判平成30 年（ネ）第10077 号＜本多裁判長＞－

国外に所在するサーバから日本のユーザにプログラムを送信する行為が、日本国内の行為と評価された事例。逆転充足で特許権者逆転勝ち。

－（後行事件）知財高裁大合議判決令和4 年（ネ）第10046 号＜大鷹裁判長＞－

国外に所在するサーバを含む「（コメント配信）システム」を米国FC2 が「生産」する行為が、日本国内の行為と評価された事例。特許権者逆転勝ち。

◆判決本文（後行事件）

★先行事件判決の解説記事（中村合同特許法律事務所）

★先行事件までの解説動画～「プログラムの提供」から「有体物の譲渡」への敷衍

★同資料

【知財高裁大合議判決の要旨、若干の考察（先行事件との対比を含む）】

1．特許請求の範囲（JP6526304/大合議判決で侵害が認められた特許）

（1）請求項1

１Ａ　サーバと、これとネットワークを介して接続された複数の端末装置と、を備えるコメント配信システムであって、

１Ｂ　前記サーバは、前記サーバから送信された動画を視聴中のユーザから付与された前記動画に対する第１コメント及び第２コメントを受信し、

１Ｃ　前記端末装置に、前記動画と、コメント情報とを送信し、

１Ｄ　前記コメント情報は、前記第１コメント及び前記第２コメントと、前記第１コメント及び前記第２コメントのそれぞれが付与された時点に対応する、前記動画の最初を基準とした動画の経過時間を表す動画再生時間であるコメント付与時間と、を含み、

１Ｅ　前記動画及び前記コメント情報に基づいて、前記動画と、前記コメント付与時間に対応する動画再生時間において、前記動画の少なくとも一部と重なって、水平方向に移動する前記第１コメント及び前記第２コメントと、を前記端末装置の表示装置に表示させる手段と、

１Ｆ　前記第２コメントを前記１の動画上に表示させる際の表示位置が、前記第１コメントの表示位置と重なるか否かを判定する判定部と、

１Ｇ　重なると判定された場合に、前記第１コメントと前記第２コメントとが重ならない位置に表示されるよう調整する表示位置制御部と、を備えるコメント配信システムにおいて、

１Ｈ　前記サーバが、前記動画と、前記コメント情報とを前記端末装置に送信することにより、前記端末装置の表示装置には、前記動画と、前記コメント付与時間に対応する動画再生時間において、前記動画の少なくとも一部と重なって、水平方向に移動する前記第１コメント及び前記第２コメントと、が前記第１コメントと前記第２コメントとが重ならないように表示される、

１Ｉ　コメント配信システム。

（２）請求項２

２Ａ　動画配信サーバ及びコメント配信サーバと、これらとネットワークを介して接続された複数の端末装置と、を備えるコメント配信システムであって、

２Ｂ　前記コメント配信サーバは、前記動画配信サーバから送信された動画を視聴中のユーザから付与された前記動画に対する第１コメント及び第２コメントを受信し、

２Ｃ１　前記端末装置にコメント情報を送信し、

２Ｃ２　前記動画配信サーバは、前記端末装置に前記動画を送信し、

２Ｄ　前記コメント情報は、前記第１コメント及び前記第２コメントと、前記第１コメント及び前記第２コメントのそれぞれが付与された時点に対応する、前記動画の最初を基準とした動画の経過時間を表す動画再生時間であるコメント付与時間と、を含み、

２Ｅ　前記動画及び前記コメント情報に基づいて、前記動画と、前記コメント付与時間に対応する動画再生時間において、前記動画の少なくとも一部と重なって、水平方向に移動する前記第１コメント及び前記第２コメントと、を前記端末装置の表示装置に表示させる手段と、

２Ｆ　前記第２コメントを前記１の動画上に表示させる際の表示位置が、前記第１コメントの表示位置と重なるか否かを判定する判定部と、

２Ｇ　重なると判定された場合に、前記第１コメントと前記第２コメントとが重ならない位置に表示されるよう調整する表示位置制御部と、を備えるコメント配信システムにおいて、

２Ｈ　前記コメント配信サーバが前記コメント情報を、前記動画配信サーバが前記動画を、それぞれ前記端末装置に送信することにより、前記端末装置の表示装置には、前記動画と、前記コメント付与時間に対応する動画再生時間において、前記動画の少なくとも一部と重なって、水平方向に移動する前記第１コメント及び前記第２コメントと、が前記第１コメントと前記第２コメントとが重ならないように表示される、

２Ｉ　コメント配信システム。

２．属地主義について

（１）原判決（東京地判令和元年(ワ)第25152 号）～日本国内における「生産」否定

原審は、属地主義の原則から、特許法２条３項１号の「生産」（日本国内における「生産」）に該当するためには、特許発明の全ての構成要件を満たす物が、日本国内において新たに作り出されることが必要であるという規範を立てたうえで、被告各システムの構成要素である被告各サーバは、いずれも米国内に存在し、日本国内に存在するユーザ端末のみでは、本件特許に係る発明の全ての構成要件を充足しないから、被控訴人らが被告各システムを日本国内で「生産」したものとは認められないとした。（※原審は、被告各システムが本件特許発明の技術的範囲に属する旨を判断した上で、日本国内における「生産」を否定した。）

（２）本判決（知財高裁大合議判決）～日本国内における「生産」肯定（「要旨」に基づく整理）

本件発明１のように、インターネット等のネットワークを介して、サーバと端末が接続され、全体としてまとまった機能を発揮するシステム（ネットワーク型システム）の発明における「生産」とは、単独では当該発明の全ての構成要件を充足しない複数の要素が、ネットワークを介して接続することによって互いに有機的な関係を持ち、全体として当該発明の全ての構成要件を充足する機能を有するようになることによって、当該システムを新たに作り出す行為をいうものと解される。

被告サービス１のＦＬＡＳＨ版においては、ユーザ端末が各ファイルを受信した時点において、被控訴人Ｙ１の各サーバとユーザ端末はインターネットを利用したネットワークを介して接続されており、 ユーザ端末のブラウザにおいて動画上にコメントをオーバーレイ表示させることが可能となるから、**ユーザ端末が上記各ファイルを受信した時点で、本件発明１の全ての構成要件を充足する機能を備えた被告システム１が新たに作り出された**ものということができる。（以下、この行為を「本件生産１の１」という。）

本件生産１の１において、各ファイルが米国に存在するサーバから国内のユーザ端末へ送信され、ユーザ端末がこれらを受信することは、米国と我が国にまたがって行われるものであり、また、新たに作り出される被告システム１は、米国と我が国にわたって存在するものである。

ネットワーク型システムにおいて、サーバが日本国外（国外）に設置されることは、現在、一般的に行われており、また、サーバがどの国に存在するかは、ネットワーク型システムの利用に当たって障害とならないことからすれば、サーバが国外に存在していたとしても、当該システムを構成する端末が日本国内（国内）に存在すれば、これを用いて当該システムを国内で利用することは可能であり、その利用は、特許権者が当該発明を国内で実施して得ることができる経済的利益に影響を及ぼし得るものである。そうすると、ネットワーク型システムの発明について、属地主義の原則を厳格に解釈し、当該システムを構成する要素の一部であるサーバが国外に存在することを理由に、一律に我が国の特許法２条３項の「実施」に該当しないと解することは、サーバを国外に設置さえすれば特許を容易に回避し得ることとなり、当該システムの発明に係る特許権について十分な保護を図ることができないこととなって、妥当ではない。

ネットワーク型システムを新たに作り出す行為が日本国内における「生産」に該当するか否かは、当該システムを構成する要素の一部であるサーバが国外に存在する場合であっても、当該行為の具体的態様、当該システムを構成する各要素のうち国内に存在するものが当該発明において果たす機能・役割、当該システムの利用によって当該発明の効果が得られる場所、その利用が当該発明の特許権者の経済的利益に与える影響等を総合考慮し、当該行為が我が国の領域内で行われたものとみることができるときは、特許法２条３項１号の「生産」に該当すると解するのが相当である。

本件生産１の１についてみると、米国に存在するサーバから国内のユーザ端末に各ファイルが送信され、国内のユーザ端末がこれらを受信することによって行われるものであって、当該送信及び受信（送受信）は一体として行われ、国内のユーザ端末が各ファイルを受信することによって被告システム１が完成することからすれば、上記送受信は国内で行われたものと観念することができる。次に、被告システム１は、米国に存在する被控訴人Ｙ１のサーバと国内に存在するユーザ端末とから構成されるものであるところ、国内に存在する上記ユーザ端末は、本件発明１の主要な機能である動画上に表示されるコメント同士が重ならない位置に表示されるようにするために必要とされる構成要件１Ｆの判定部の機能と構成要件１Ｇの表示位置制御部の機能を果たしている。さらに、被告システム１は

ユーザ端末を介して国内から利用することができるものであって、コメントを利用したコミュニケーションにおける娯楽性の向上という本件発明１の効果は国内で発現しており、また、その国内における利用は、控訴人が本件発明１に係るシステムを国内で利用して得る経済的利益に影響を及ぼし得るものである。以上の事情を総合考慮すると、本件生産１の１は、我が国の領域内で行われたものとみることができる。

被告システム１は、米国ＦＣ２が被告システム１に係るウェブサーバ、動画配信用サーバ及びコメント配信用サーバを設置及び管理しており、これらのサーバが、ＨＴＭＬファイル及びＳＷＦファイル、動画ファイル並びにコメントファイルをユーザ端末に送信し、ユーザ端末による各ファイルの受信は、ユーザによる別途の操作を介することなく、米国ＦＣ２がサーバにアップロードしたプログラムの記述に従い自動的に行われるものであることからすれば、被告システム１を「生産」した主体は被控訴人Ｙ１（米国ＦＣ２）であるというべきである。

（３）大合議判決の被控訴人（米国FC2）の主張と、それに対する判旨部分

…被控訴人らは、①被告各システムの「生産」に関連する被控訴人ＦＣ２の行為は、被告各システムに対応するプログラムを製作すること及びサーバに当該プログラムをアップロードすることに尽き、いずれも米国内で完結しており、その後、ユーザ端末にコメントや動画が表示されるまでは、ユーザらによるコメントや動画のアップロードを含む利用行為が存在するが、ユーザ端末の表示装置は汎用ブラウザであって、当該利用行為は、本件各発明の特徴部分とは関係がない、②被告システム１において、ユーザ端末は、被控訴人ＦＣ２がサーバにアップロードしたプログラムの記述並びに第三者が被控訴人ＦＣ２のサーバにアップロードしたコメント及び被控訴人ＦＣ２のサーバにアップロードした動画（被告システム２及び３においては第三者のサーバにアップロードした動画）の内容に従って、動画及びコメントを受動的に表示するだけものにすぎず、ユーザ端末に動画やコメントが表示されるのは、既に生産された装置（被告各システム）をユーザがユーザ端末の汎用ブラウザを用いて利用した結果にすぎず、そこに「物」を「新たに」「作り出す行為」は存在しない、③乙３１１記載の「一般に、通信に係るシステムはデータの送受を伴うものであるため、データの送受のタイミングで毎回、通信に係るシステムの生産、廃棄が一台目、二台目、三台目、ｎ台目と繰り返されることまで「生産」に含める解釈は、当該システムの中でのデータの授受の各タイミングで当該システムが再生産されることになり、採用しがたい」との指摘によれば、被控訴人ＦＣ２の行為は本件発明１の「生産」に該当しないというべきである旨主張する。

しかしながら、①については、**被控訴人ＦＣ２が被告システム１に対応するプログラムを製作すること及びサーバに当該プログラムをアップロードすることのみでは、前記ａのとおり、本件発明１の全ての構成要件を充足する機能を備えた被告システム１が完成していない**というべきである。

②については、前記ａのとおり、被控訴人ＦＣ２の動画配信用サーバ及びコメント配信用サーバとユーザ端末がインターネットを利用したネットワークを介して接続され、**ユーザ端末が必要なファイルを受信することによって、本件発明１の全ての構成要件を充足する機能を備えた被告システム１が新たに作り出される**のであって、ユーザ端末が上記ファイルを受信しなければ、被告システム１は、その機能を果たすことができないものである。

③については、上記のとおり、被告システム１は、被控訴人ＦＣ２の動画配信用サーバ及びコメント配信用サーバとユーザ端末がインターネットを利用したネットワークを介して接続され、ユーザ端末が必要なファイルを受信することによって新たに作り出されるものであり、ユーザ端末のブラウザ

のキャッシュに保存されたファイルが廃棄されるまでは存在するものである。また、**上記ファイルを受信するごとに被告システム１が作り出されることが繰り返される**としても、そのことを理由に「生産」に該当しないということはできない。

よって、被控訴人らの上記主張は理由がない。

３．（ドワンゴvs.米国ＦＣ２）先行事件との対比

（１）知財高判平成30 年（ネ）第10077 号＜本多裁判長＞（先行事件）

先行事件において問題とされた一部の特許発明の対象は「プログラム」であり、米国 FC2 が米国に所有するサーバーから、日本国内に所在するユーザに向けて「プログラム」を配信していた行為が、日本国特許法にいう「提供」に該当するかという論点に関して、本判決は、以下のとおり判示して、日本国特許法にいう（国内の）「提供」に該当すると判断した。（「表示装置」のクレームも間接侵害成立。）

『…ネットワークを通じて送信され得る発明につき特許権侵害が成立するために、…形式的にも全て日本国の領域内で完結することが必要であるとすると、…サーバ等の一部の設備を国外に移転するなどして容易に特許権侵害の責任を免れることとなってしまうところ、…かかる潜脱的な行為を許容することは著しく正義に反する…。…

①当該提供が日本国の領域外で行われる部分と領域内で行われる部分とに明確かつ容易に区別できるか、

②当該提供の制御が日本国の領域内で行われているか、

③当該提供が日本国の領域内に所在する顧客等に向けられたものか、

④当該提供によって得られる特許発明の効果が日本国の領域内において発現しているかなどの諸事情を考慮し、

当該提供が実質的かつ全体的にみて、日本国の領域内で行われたものと評価し得るときは、日本国特許法にいう「提供」に該当すると解するのが相当である。』

『…本件配信は、日本国の領域内に所在するユーザが被控訴人ら各サービスに係るウェブサイトにアクセスすることにより開始され、完結されるものであって…、

① 本件配信につき日本国の領域外で行われる部分と日本国の領域内で行われる部分とを明確かつ容易に区別することは困難であるし、

② 本件配信の制御は、日本国の領域内に所在するユーザによって行われるものであり、また、

③ 本件配信は、動画の視聴を欲する日本国の領域内に所在するユーザに向けられたものである。さらに、

④ 本件配信によって初めて、日本国の領域内に所在するユーザは、コメントを付すなどした…動画を視聴することができるのであって、本件配信により得られる本件発明１－９及び１０の効果は、日本国の領域内において発現している。

これらの事情に照らすと、本件配信は、その一部に日本国の領域外で行われる部分があるとしても、これを実質的かつ全体的に考察すれば、日本国の領域内で行われたものと評価するのが相当である。』

（2）大合議判決（後行事件）と先行事件判決との対比

先行事件は、外国サーバから日本へのプログラムの提供につき、上記①②③④を考慮事情として挙げて当てはめた。これら①②③④の事情は、日本のユーザからのリクエストに応じて外国サーバから日本のユーザに向けてプログラムを送信すれば常に成り立つように思われ、同判決も自然に当てはめて「プログラム」の日本国内における提供を認めた。

本知財高裁大合議判決（後行事件）は、サーバが国外に存在する場合であっても、当該行為の具体的態様、当該システムを構成する各要素のうち国内に存在するものが当該発明において果たす機能・役割、当該システムの利用によって当該発明の効果が得られる場所、その利用が当該発明の特許権者の経済的利益に与える影響等を総合考慮するものであるから、規範自体が規範的なものに留まり、特許権者と被疑侵害者のバランスを採った規範である。

もっとも、「具体的態様」のあてはめが「米国に存在するサーバから国内のユーザ端末に各ファイルが送信され、国内のユーザ端末がこれらを受信することによって行われるものであって、当該送信及び受信（送受信）は一体として行われ、国内のユーザ端末が各ファイルを受信することによって被告システム１が完成すること」という抽象的なファイルの送受信であり、国を跨るネットワークにおいて常に成り立つものである。

他方、「当該システムを構成する各要素のうち国内に存在するものが当該発明において果たす機能・役割」のあてはめについては、「国内に存在する上記ユーザ端末は、本件発明１の主要な機能である動画上に表示されるコメント同士が重ならない位置に表示されるようにするために必要とされる構成要件１Ｆの判定部の機能と構成要件１Ｇの表示位置制御部の機能を果たしている。」と判示しており、本件発明の課題解決に係る重要部分が日本国内にあるユーザ端末により実現されているという事実を摘示しており、本件発明の技術的意義、本質的部分の主張が重要となる（このような議論は、例えば、サポート要件を議論するときに、本件発明の課題により結論が左右されることと通ずるものがある。）。何れにしても、この判断基準では、一般にネットワーク関連発明では、サーバ所在地で特許発明の機能・役割が発揮されるものではなく、端末所在地で特許発明の機能・役割が発揮されるから、サーバの所在地が国外であり端末が国内である場合には成り立ちやすいものである。（※逆に、サーバの所在地が国内であり、端末が国外である場合には成り立ち難いが、そのような場合に日本国内における実施が無いと判決されるのであろうか。更に言えば、その場合に外国の裁判所において、当該外国の特許権を侵害したとして判決されることに違和感はないのか、という考察も必要であろう。）

次に、「当該システムの利用によって当該発明の効果が得られる場所」についても、外国サーバから日本のユーザに向けてプログラムを送信すれば常に成り立つように思われる。

続いて最後に「その利用が当該発明の特許権者の経済的利益に与える影響等」についても、外国サーバから日本のユーザに向けてプログラムを送信すれば上記「効果」は日本で現れることになるから、日本の特許権者、特に日本で競合事業を実施している者であれば常に成り立つように思われる。

そうすると、本知財高裁大合議判決（後行事件）が示した規範に含まれる４要素のうち、結論に影響を大きく及ぼす要素は、「当該システムを構成する各要素のうち国内に存在するものが当該発明において果たす機能・役割」である。これは、外国にサーバがあるときに常に成り立つわけではなく、サーバが当該発明における重要な機能・役割を果たす場合もあり、その場合は国内実施は否定されるかもしれない。逆に、サーバが国内、端末が国外の場合であっても、サーバが当該発明における重要

な機能・役割を果たす場合には国内実施が肯定されるかもしれない。そうすると、サーバに限らず一部国外という状況を想定した特許出願戦略としては、発明の課題解決原理がサーバにあるクレーム、端末装置にあるクレーム、その他、色々な場合を想定する工夫の余地がある。（もっとも、上述したとおり、一般に、ネットワーク関連発明では、サーバ所在地で特許発明の機能・役割が発揮されるものではなく、端末所在地で特許発明の機能・役割が発揮されるから、サーバの所在地が国外であり端末が国内である場合には成り立ちやすいものである。）

４．若干の考察

（１）大合議判決（後行事件）の規範及び当てはめの妥当性

後行事件においては、特許発明に係るシステムの「生産」主体が被控訴人（米国 FC2）であることについて、『被控訴人ＦＣ２が、上記ウェブサーバ、動画配信用サーバ及びコメント配信用サーバを設置及び管理しており、これらのサーバが、ＨＴＭＬファイル及びＳＷＦファイル、動画ファイル並びにコメントファイルをユーザ端末に送信し、ユーザ端末による各ファイルの受信は、ユーザによる別途の操作を介することなく、被控訴人ＦＣ２がサーバにアップロードしたプログラムの記述に従い、自動的に行われるものであることからすれば、被告システム１を「生産」した主体は、被控訴人ＦＣ２であるというべきである。…ユーザの各行為は、被控訴人ＦＣ２の管理するウェブページの閲覧を通じて行われるものにとどまり、ユーザ自身が被告システム１を「生産」する行為を主体的に行っていると評価することはできない。』と判示した。

このように、本件特許発明に係るシステムの「生産」主体が被控訴人（米国 FC2）であること自体に違和感はないが、このように「生産」主体を決定する文脈では「被控訴人ＦＣ２が、上記ウェブサーバ、動画配信用サーバ及びコメント配信用サーバを設置及び管理しており、これらのサーバが、ＨＴＭＬファイル及びＳＷＦファイル、動画ファイル並びにコメントファイルをユーザ端末に送信し、ユーザ端末による各ファイルの受信は、ユーザによる別途の操作を介することなく、被控訴人ＦＣ２がサーバにアップロードしたプログラムの記述に従い、自動的に行われる」として、サーバの重要性を強調している。

これに対し、本件特許発明に係るシステムの「生産」場所の評価を決定する文脈では、「国内に存在する上記ユーザ端末は、本件発明１の主要な機能である動画上に表示されるコメント同士が重ならない位置に表示されるようにするために必要とされる構成要件１Ｆの判定部の機能と構成要件１Ｇの表示位置制御部の機能を果たしている。」と判示してユーザ端末の機能・役割の重要性を強調し、また、被控訴人の反論に対する判示として、「**被控訴人ＦＣ２が被告システム１に対応するプログラムを製作すること及びサーバに当該プログラムをアップロードすることのみでは、前記ａのとおり、本件発明１の全ての構成要件を充足する機能を備えた被告システム１が完成していない**というべきである。…被控訴人ＦＣ２の動画配信用サーバ及びコメント配信用サーバとユーザ端末がインターネットを利用したネットワークを介して接続され、**ユーザ端末が必要なファイルを受信することによって、本件発明１の全ての構成要件を充足する機能を備えた被告システム１が新たに作り出される**のであって、ユーザ端末が上記ファイルを受信しなければ、被告システム１は、その機能を果たすことができないものである」と判示して、要するに、本件特許発明に係るシステムはサーバのみで完成せず、「**ユーザ端末が必要なファイルを受信すること**」により完成＝**新たに作り出される**と判示しており、ユーザ端末の機能・役割の重要性を強調している。

このように、後行事件大合議判決（本判決）は、本件特許発明に係るシステムの「生産」について、主体論ではサーバの重要性を強調しており、生産場所の評価を決定する文脈ではユーザ端末の機能・役割の重要性を強調しているものであり、矛盾とまでは言えないとしても、ねじれがある。

（ドワンゴ先行事件判決がユーザの行為を米国 FC2 の行為と見做す規範的行為論は否定したこと、また、著作権の事案であるが**最高裁（一小）令和 4 年 10 月 24 日判決（令和 3 年(受)1112）**が生徒の演奏を音楽教室の演奏と見做す規範的行為論を否定したことに鑑み、本件事案でも、大合議判決は、ユーザの行為を米国 FC2 の行為と見做すという論理構成ではない。）

（２）ドワンゴ先行事件判決～「プログラムの提供」から「有体物の譲渡」への敷衍

これまでも、「外国サーバ問題」について日本国内で商標が使用されたと評価できるかが不使用取消請求事案（商標法５０条）で多く判決されており、日本人向け、日本語、日本円決済の場合は日本国内で商標が使用されたと評価されてきた。

本判決（ドワンゴ後行事件）は、ドワンゴ先行事件と合わせて、特許についても同様の価値判断を導入した点において画期的と考える。

ドワンゴ先行事件・後行事件はネットワークの発明であり、「ネットワーク型システムの発明に係る特許権を適切に保護する観点から」（本判決／ドワンゴ後行事件）、「数多くの有用なネットワーク関連発明が存在する現代のデジタル社会において、かかる潜脱的な行為を許容することは著しく正義に反する」（ドワンゴ先行事件）と留保されていることからしても、有体物についても同様の議論が妥当するかは別問題である。

他方、特許法２条３項１号は、特許発明の実施行為として「物（プログラム等を含む。以下同じ。）の発明にあつては、その物の生産、使用、譲渡等（譲渡及び貸渡しをいい、その物がプログラム等である場合には、電気通信回線を通じた提供を含む。以下同じ。）、輸出若しくは輸入又は譲渡等の申出（譲渡等のための展示を含む。以下同じ。）をする行為」と定義しており、日本の特許法のもとでは、プログラムは物であり、プログラムの提供は物の「譲渡等」に含まれるから、プログラムの提供と有体物の譲渡とをある程度パラレルに考える余地はあり、ドワンゴ先行事件が有体物の譲渡事案に影響を及ぼす可能性がある。

実際に、有体物の譲渡が問題となった裁判例を見ても、**東京地判平成 28 年（ワ）25436「Ｌ－グルタミン酸の製造方法」事件＜山田裁判長＞**が、譲渡地は国外（インドネシア）であったが、仕向地が日本であったことから「譲渡の申出」を認めて、特許権者勝訴とした。このグルタミン酸判決とドワンゴ先行事件を足掛かりに、各ドワンゴ事件判決の、有体物の譲渡への敷衍の限界が議論されるであろう。

また、諸外国においても「外国サーバ問題」について多数の判決がなされている。国際調和の観点からも各国の裁判結果は影響を与え合うため、常にウォッチを欠かせない。

【不競法/虚偽事実の告知流布】東京地判令和３年(ワ)18135　⇒請求棄却

Ameblo 元投稿日：2023-07-18

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12812541903.html

【不競法/虚偽事実の告知流布】令和３年(ワ)18135

⇒請求棄却

「納期の迫った栗原市案件について、関係者に迷惑をかけることがなく速やかに作業を進めるために考えられる協力を…求めるところに要点がある。…取引先が誰であるか…を実際に重視したことを認めるに足りない。」

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-91558.pdf

知財高判令和４年(行ケ)10010【治療薬のＣＮＳ送達】＜本多＞

Ameblo 元投稿日：2023-07-20

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12812811737.html

知財高判令和４年(行ケ)10010【治療薬のＣＮＳ送達】＜本多＞

請求項１の文言から、本件発明１の薬学的組成物が「リン酸塩を含」むものであることは明らかで、50mM までのリン酸塩であれば、どれほどわずかの量を含む場合であっても、本件発明１のリン酸塩に係る発明特定事項を満たすことは明確…

⇒明確性要件〇

技術常識を踏まえると、優先権基礎明細書に…組成物が実質的に記載されていたものと認められるのみならず、…組成物による送達の効果が、ICV 投与した場合のものとして実質的に記載されていたと認められる必要がある。

⇒優先権主張×（しかし進歩性〇）

副引用文献に「製剤の発明」として開示されているか疑問があり、仮に開示があっても容易想到性を否定 「甲６に、そもそも製剤の発明として引用発明を認定できる程度に…処方物が記載されているといえるかには疑問があり、仮にそれが記載されているとしても…容易想到で…ない」

【請求項１】…リソソーム酵素のレベルまたは活性の減少を伴うリソソーム蓄積症に罹患しているかまたは、これに罹患しやすい対象に脳室内投与されることを特徴とし、ここで、該組成物は、５ｍｇ／ｍｌ～１００ｍｇ／ｍｌの濃度の該補充酵素と、５０mMまでのリン酸塩を含み、かつ該組成物が、５．５～７．０のｐＨを有することをさらに特徴とする、薬学的組成物。

（判旨抜粋）

…本件特許の請求項１の文言から、本件発明１の薬学的組成物が「リン酸塩を含」むものであることは明らかで、５０mMまでのリン酸塩であれば、どれほどわずかの量を含む場合であっても、本件発明１のリン酸塩に係る発明特定事項を満たすことは明確であって、リン酸塩の下限値が特定されていないことが何ら第三者に不測の損害を被らせるものでないことは明らかである。

…技術常識を踏まえると、本件発明１が甲１７に記載されていた発明であると認められるためには、甲１７に、本件発明１の組成物が実質的に記載されていたものと認められるのみならず、甲１７に、本件発明１の組成物による送達の効果が、ＩＣＶ投与した場合のものとして、実質的に記載されていたと認められる必要がある…。…甲１７には、投与の態様としてＩＣＶ投与とＩＴ投与とが選択的なものである旨は記載されているといえる一方で、いずれの方法によっても同様に送達され得る旨等を明らかにする記載もないから…ＩＣＶ投与した場合のものとして、本件発明１の組成物による送達の効果を記載するものでもない…から、本件出願について、基礎出願２に基づく優先権を主張することはできない。

…甲６には、…処方物を投与した場合の送達や治療効果について具体的な記載がされているとは直ちに認め難く、また、ＩＴ投与の治療効果とＩＣＶ投与の治療効果とを同視し得る旨等を明らかにする記載も見当たらない。…甲６に、そもそも製剤の発明として引用発明を認定できる程度に…処方物が記載されているといえるかには疑問があり、仮にそれが記載されているとしても、当業者において、ＩＣＶ投与に係る甲２’発明に、ＩＴ投与に係る…処方物を適用して、本件発明１の構成に至ることが容易想到であったと認めるに足りる事情はない。…

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-92007.pdf

【論稿】特許法の先使用権に関する一考察 (2)（田村善之教授）

Ameblo 元投稿日：2023-07-22

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12813146811.html

【論稿】特許法の先使用権に関する一考察 (2)（田村善之教授）

公然実施でなく先使用権のみが頼りとなる場面

＝後行特許が選択発明で併存し、蹴り合いとなったとき

⇒このとき、「食い込み」が認められないと、先行特許権者は先使用権でも救われない（救われるべきかは別論）

https://eprints.lib.hokudai.ac.jp/repo/huscap/all/76026/

【論稿】近年の審決取消訴訟における逆転判決事例の分析（知財管理 Vol.73 No.7 2023）

Ameblo 元投稿日：2023-07-23

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12813218328.html

【論稿】近年の審決取消訴訟における逆転判決事例の分析（知財管理 Vol.73 No.7 2023）

＜2018～2020 年の取消判決率＞

不服審決　22%(19/85)

異議決定　72%(18/25)

無効成立　約 22%(35/161)

無効不成立 26%(79/305)

＜筆者の考察＞拒絶査定不服審判の審決取消訴訟には、補正せずに広いクレームを維持して争うという選択の結果として提起されるものがある。

⇒本命クレームは分割で確保したうえで、広くチャレンジしている状況が本線。（※一寸ずれるが、リパーゼ最高裁の事案も、Ra リパーゼを既に権利確保したうえで、Ra と付けないクレームにチャレンジしているという構図であった。）

異議は、取消率が低く、取消決定後も逆転有効が多い。

⇒取消率が低い理由としては、特許権者が面接できる、イ号製品が存在せず特許権維持のための訂正を厭わない状況、維持決定は裁判所でレビューされない、等の理由が考えられる。

https://www.jipa.or.jp/official-publication/intellectual-property-management-journal/backnumber/mokuji2307

【論稿】進歩性判断における「予測できない顕著な効果」の意義（前田健教授）(パテント 2021)

Ameblo 元投稿日：2023-07-24

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12813344179.html

【論稿】進歩性判断における「予測できない顕著な効果」の意義（前田健教授）(パテント 2021 Vol.74, No.7)

前訴判決の拘束力があるので…用途に適用することは容易想到であるとの判断を前提…とすると…ヒト結膜肥満細胞安定化作用を有することは予想の範囲内であり…予測できない顕著な効果とは評価できない可能性がある。

https://jpaa-patent.info/patent/viewPdf/3816

知財高判令和２年(行ケ)10143【塩化ビニリデン系樹脂ラップフィルム】＜大鷹＞

Ameblo 元投稿日：2023-07-25

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12813478705.html

知財高判令和２年(行ケ)10143【塩化ビニリデン系樹脂ラップフィルム】＜大鷹＞

*明細書中に、特定の測定装置＋「JIS 準拠」の記載

⇒当該測定装置の取扱説明書に従って測定し、記載が無い項目を JIS に従ったことを述べたと解するのが自然。

⇒実施可能要件〇

*数値範囲の両端まで実施例がなくても、明細書の一般記載でサポート要件〇!!

引裂強度(cN)

　本件発明 2～6

　実施例 2.4～3.0

引張弾性率(MPa)

　本件発明 250～600

※侵害訴訟も特許権者勝訴

【請求項１】（構成要件Ａ・Ｂ・Ｄが「物性値」、Ｅ～Ｇが判決でいう「組成値」（厚みを含む）、Ｃ・Ｈが対象物を示す。⇒引用発明１－２（乙１２）はＥ～Ｇの要件を満たす塩化ビニリデン系樹脂ラップフィルムであるが、Ａ・Ｂ・Ｄの物性値を満たすか否かは不明である。）

Ａ ＴＤ方向（ラップフィルムの幅方向）の引裂強度が２～６ｃＮであり，かつ，

Ｂ ＭＤ方向（ラップフィルムの流れ方向）の引張弾性率が２５０～６００ＭＰａである

Ｃ 塩化ビニリデン系樹脂ラップフィルムであって，

Ｄ 温度変調型示差走査熱量計にて測定される低温結晶化開始温度が４０～６０℃であり，

Ｅ 塩化ビニリデン繰り返し単位を７２～９３％含有するポリ塩化ビニリデン系樹脂に対して，

Ｆ エポキシ化植物油を０．５～３重量％，クエン酸エステル及び二塩基酸エステルからなる群より選ばれる少なくとも一種の化合物を３～８重量％含有し，かつ，

Ｇ 厚みが６～１８μｍである，

Ｈ 塩化ビニリデン系樹脂ラップフィルム。

（判旨抜粋）

…本件明細書の【００３８】の記載から、「ＴＤ方向の引裂強度」が、「２ｃＮ以上」であれば、「特に巻回体からラップフィルムを引き出す際の裂けを低減でき、また、ラップフィルム使用時の意図しない裂けトラブルを抑制」することができ、「６ｃＮ以下」であれば、「化粧箱に付帯する鋸刃

でフィルムをＴＤ方向にカットする際に裂きやすく、カット性が向上する」ことから、「本実施形態のラップフィルム」（本件発明）のＴＤ方向の引裂強度を「２～６ｃＮ」の範囲としたことを理解できる。また、本件明細書には、ＴＤ方向の引裂強度が「２．４ｃＮ」ないし「３．０ｃＮ」の範囲の本件発明の実施例（実施例１ないし６）では、「裂けトラブル抑制効果」の評価結果が「◎」又は「○」、「カット性」の評価結果がいずれも「◎」であったことが示されており、「塩化ビニリデン系樹脂ラップフィルムのフィルム切断刃によるカット性を維持しつつ、巻回体からのフィルム引き出し時、及び化粧箱の中に巻き戻ったフィルム端部の摘み出し時の裂けトラブルを低減する」という本件発明の効果が確認されている。一方、本件明細書には、「３ｃＮを超え６ｃＮまで」の範囲については実施例の記載がないが、裂けトラブルについては、上記【００３８】の記載から、「ＴＤ方向の引裂強度」を「２ｃＮ以上」に高くすれば、裂けトラブルを抑制できることを理解できるから、「３ｃＮを超え６ｃＮまで」の範囲のものも、裂けトラブルを低減できることを理解できる。また、「カット性」については、本件明細書の【０００９】の「裂けトラブルを抑制するためにフィルムを厚くする等の手法によって、フィルムの引裂強度を高くすることは可能であるが、フィルムがカットしにくくなり、使い勝手が悪くなっていた。」との記載に照らすと、フィルム切断刃によるカット性それ自体を向上させるというよりも、引裂強度を高くするためにフィルムを厚くする等の手法によってカット性を低下させることなく、「カット性を維持」することにあると理解できる。そして、上記【００３８】の記載から、「６ｃＮ以下」であれば、「化粧箱に付帯する鋸刃でフィルムをＴＤ方向にカットする際に裂きやすく、カット性が向上する」ことを理解できるから、「３ｃＮを超え６ｃＮまで」の範囲のものも、カット性を維持できることを理解できる。…

本件明細書の【００３９】の記載から、「ＭＤ方向の引張弾性率」が、「２５０ＭＰａ以上」であれば、「鋸刃でフィルムをカットするために力を加える際、フィルムのＭＤ方向への延びを抑制でき、鋸刃がフィルムに食い込みやすくでき、カット性が向上」し、「６００ＭＰａ以下」であれば、「フィルムが軟らかく、鋸刃の形状に沿ってフィルムをきれいにカットでき、切断端面に多数の裂け目が発生するのを抑制できる」ことから、「本実施形態のラップフィルム」（本件発明）の「ＭＤ方向の引張弾性率」を「２５０～６００ＭＰａ」の範囲としたことを理解できる。また、本件明細書には、ＭＤ方向の引張弾性率が「５１０ＭＰａ」ないし「５４０ＭＰａ」の範囲の本件発明の実施例（実施例１ないし６）では、「裂けトラブル抑制効果」の評価結果が「◎」又は「○」、「カット性」の評価結果がいずれも「◎」であったことが示されており、「塩化ビニリデン系樹脂ラップフィルムのフィルム切断刃によるカット性を維持しつつ、巻回体からのフィルム引き出し時、及び化粧箱の中に巻き戻ったフィルム端部の摘み出し時の裂けトラブルを低減する」という本件発明の効果が確認されている。一方、本件明細書には、「２５０ＭＰａから５００ＭＰａまで」の範囲については実施例の記載がないが、上記【００３９】の記載が不合理であることをうかがわせる証拠はないから、上記【００３９】の記載から、上記範囲のものについても、本件発明の上記効果を奏するものと理解できる。以上によれば、当業者は、本件明細書の発明の詳細な説明の記載から、本件発明の「引張弾性率」の「２５０～６００ＭＰａ」の数値範囲全体にわたり、本件発明の上記効果を奏するものと認識できるものと認められるから、上記効果を奏する塩化ビニリデン系樹脂ラップフィルムを提供するという本件発明の課題を解決できると認識できる…。

本件明細書記載の実施例１ないし６は、いずれも「流通・保管時」の条件が「２８℃に設定した恒温槽にて１ヶ月間保管したもの」という特定の条件におけるもの…。しかしながら、…本件明細書の記載から、本件発明の「低温結晶化開始温度」の意味、「低温結晶化開始温度」を「４０～６０℃」の

範囲に制御することにより、「巻回体からのフィルム引き出し時、及び化粧箱の中に巻き戻ったフィルム端部の摘み出し時の裂けトラブル」の発生を抑制する機序を理解できる…。

…原告は、本件明細書には、「引裂強度」の測定方法について、軽荷重引裂試験機（東洋精機製）を使用し、ＪＩＳ－Ｐ－８１１６記載の方法に準拠して、測定したとの記載…があるが、軽荷重引裂試験機（東洋精機製）による測定方法…とＪＩＳ－Ｐ－８１１６記載の方法…とは、測定機器、試験片の枚数（ひいては、その厚み）及び引き裂き長さが異なるものであることからすると、…測定機器と準拠すべきＪＩＳ規格とが一致せず、本件発明の「引裂強度」の測定方法が一義的に定まらないから…実施可能要件に適合しない旨主張する。…

そこで検討するに、本件明細書には、引裂強度の測定に関し、「ラップフィルムの出荷後の流通、及び家庭での保管を想定し、作製後のラップフィルムを２８℃に設定した恒温槽にて１ヶ月間保管した後、測定を実施した。測定は軽荷重引裂試験機（東洋精機製）を使用し、２３℃、５０％ＲＨの雰囲気中にて評価した。ＪＩＳ－Ｐ－８１１６記載の方法に準拠して、ラップフィルムの引裂強度を測定した。」…との記載がある。しかるところ、当業者においては、本件出願前に発行された東洋精機作成の「型式Ｄ 製品名 軽荷重引裂試験機」の取扱説明書…記載の「装置の用途」、「仕様」（試験片寸法、測定レンジ、試験片枚数等）、「試験片作成」、「測定原理」の各項目の記載に基づいて、塩化ビニリデン系樹脂ラップフィルムについて、試験片を作成（作製）し、装置（「軽荷重引裂試験機」）を操作し、試験片の「引裂強度」を測定することに特段の困難はないものと認められる。…「測定は軽荷重引裂試験機（東洋精機製）を使用」し、「ＪＩＳ－Ｐ－８１１６記載の方法に準拠して…測定した。」との記載は、その文脈から、本件発明の「引裂強度」の測定は、実際の測定に使用する軽荷重引裂試験機（東洋精機製）の取扱説明書の記載に従って測定し、上記取扱説明書に記載のない項目（例えば、「引裂強さ」の定義、「試験結果の表し方」等）については、ＪＩＳ－Ｐ－８１１６に従ったことを述べたものと解するのが自然であるから、ＪＩＳ－Ｐ－８１１６記載の方法による「引裂強度」の測定方法と軽荷重引裂試験機による測定方法とに異なる点があるからといって、本件発明の「引裂強度」の測定方法が一義的に定まらないということはできない。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-91270.pdf

【YouTube 新着動画】ドワンゴ vs.米国 FC2 大合議判決（後行訴訟）10 分短縮版

Ameblo 元投稿日：2023-07-26

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12813605661.html

【YouTube 新着動画】ドワンゴ vs.米国 FC2 大合議判決（後行訴訟）10 分短縮版

（弁護士・弁理士・米国 California 州弁護士　高石秀樹）

https://www.youtube.com/watch?v=J-ybGVNq6OU

◆AMEBLO の記事

https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12812260523.html

★本動画のプレゼン資料

https://www.takaishihideki.com/_files/ugd/324a18_0bf5a828b98a472fa747ce104a5ee595.pdf

◆判決本文（本大合議判決/後行事件）

https://www.courts.go.jp/ip/vc-files/ip/2023/4n10046chizaisaishuu.pdf

★先行事件判決の解説記事（中村合同特許法律事務所の HP）

https://www.nakapat.gr.jp/ja/legal_updates_jp/%E3%80%90%E7%89%B9%E8%A8%B1%E2%98%85%E2%98%85%E3%80%91%E5%9B%BD%E5%A4%96%E3%81%AB%E6%89%80%E5%9C%A8%E3%81%99%E3%82%8B%E3%82%B5%E3%83%BC%E3%83%90%E3%81%8B%E3%82%89%E6%97%A5%E6%9C%AC%E3%81%AE%E3%83%A6/

★先行事件までの解説動画～「プログラムの提供」から「有体物の譲渡」への敷衍

https://www.youtube.com/watch?v=nxFYw1cqaQI

⇒同資料

https://www.takaishihideki.com/_files/ugd/324a18_a2d829f6a90746178fb8549d5b8da7ff.pdf

知財高判令和４年(行ケ)10012【接触操作型入力装置】＜菅野＞

Ameblo 元投稿日：2023-07-27

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12813742811.html

知財高判令和４年(行ケ)10012【接触操作型入力装置】＜菅野＞

*周知技術も組合せの動機付け等が必要

⇒主引例と周知技術の其々の技術分野を上位概念化した上で組み合わせたことを咎めた。

※特許権者が、同特許で原告 Apple 相手に侵害訴訟の第一審で勝訴（認容額 3 億 3664 万 1920 円）した過去がある。平成 19 年（ワ）第 2525 号・第 6312 号

（判旨抜粋）

…取消事由１－１（甲１発明を主引用例とする本件特許発明１の進歩性の判断の誤り）…

周知技術１を、タッチパネルによる選択をプッシュスイッチで確定して何らかの入力情報を生成する技術であると上位概念化して理解したとしても、甲１発明は、プッシュスイッチに割り当てるべき機能（選択を確定する機能）をそもそも有さないし、甲１文献には、タッチパネルにより磁気テープの走行方向や走行速度を連続制御することは記載されているが、タッチパネルにより選択された走行方向や走行速度を確定する操作や、当該操作に対応するボタン等の構成は記載も示唆もないから、 甲１発明に、周知技術１を適用する動機付けがない。…

…取消事由２－１（甲２発明を主引用例とする本件特許発明１の進歩性の判断の誤り）…

甲２発明は、従前技術のジョグダイヤルでは部品点数が増加し、また、厚みを薄くするには限度があり、操作パネル部の薄型化を図る上で妨げとなっていたため、簡単な構成で操作パネル部の薄型化及び操作性の向上を図ることができるジョグダイヤル状スイッチを提供することを目的とするものであるから…、これに周知技術１のプッシュボタンを適用することは、部品点数の増加を招き、薄型化の要請にも反するものであり、阻害要因がある。…

…取消事由３－１（甲３発明を主引用例とする本件特許発明１の進歩性の判断の誤り）…

１つのキーにより既に実現されている複合機能を、あえて複数の部品に分けて構成することは、「スイッチの薄型 化及び低コスト化」という甲３発明の課題や効果…にも反することになる。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-91805.pdf

知財高判令和４年(行ケ)10007【熱搬送システム】＜東海林＞課題が大きく異ならなければ具体的課題の共通性は不要

Ameblo 元投稿日：2023-07-28

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12813872860.html

知財高判令和４年(行ケ)10007【熱搬送システム】＜東海林＞

*解決課題が大きく異なるものでない限り、主引用例の選択に当たり具体的な課題が共通している必要はない

「主引用例の選択の場面では、そもそも請求項に係る発明と主引用発明との間で、解決すべき課題が大きく異なるものでない限り、具体的な課題が共通している必要はない…」

⇒欧州では、closest prior art は重要論点である!!

（判旨抜粋）

主引用例の選択の場面では、そもそも請求項に係る発明と主引用発明との間で、解決すべき課題が大きく異なるものでない限り、具体的な課題が共通している必要はないというべきである。…これを本件についてみるに、本願発明の…課題は、…格別新規でもなく、いわば自明の課題というべきものであり、二酸化炭素を熱搬送媒体として採用した引用発明においては解決されているといえるものである。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-91747.pdf

知財高判令和４年(行ケ)10007【熱搬送システム】＜東海林＞

Ameblo 元投稿日：2023-07-30

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12814140381.html

知財高判令和４年(行ケ)10007【熱搬送システム】＜東海林＞

＊「請求項に係る発明と主引用発明との間で、解決すべき課題が大きく異なるものでない限り、」主引用例の選択に当たり具体的な課題が共通している必要はない

⇒…解決すべき課題が大きく異なると、日本でも主引用例適格が否定されるのか！？

⇒欧州では、closest prior art は重要論点である!!

※知財高判平成 22 年(行ケ)10237「水処理装置」＜滝澤＞～判例タイムズは、引用例選択の容易性を論証する必要があると解説している。判決は、引用発明が「水熱反応処理」であり、本件発明の「水処理」の範疇に含まれないという、一致点・相違点の判断誤りとしており、必ずしも判タの解説と同じではない。

（判旨抜粋）

主引用例の選択の場面では、そもそも請求項に係る発明と主引用発明との間で、解決すべき課題が大きく異なるものでない限り、具体的な課題が共通している必要はないというべきである。…これを本件についてみるに、本願発明の…課題は、…格別新規でもなく、いわば自明の課題というべきものであり、二酸化炭素を熱搬送媒体として採用した引用発明においては解決されているといえるものである。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-91747.pdf

【論稿】「商標権に基づく不当な権利行使による法的責任‐日本法の観点から」（金子敏哉教授）

Ameblo 元投稿日：2023-07-30

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12814140650.html

【論稿】「商標権に基づく不当な権利行使による法的責任‐日本法の観点から」（金子敏哉教授）

本論稿が扱う裁判例の範囲では、虚偽事実の告知流布類型は、正当行為としての違法性阻却は 2011 年以降 1 件しかない。過失否定も減少。

（令和 4 年度知的財産に関する日中共同研究調査報告書 P198）

ex.令和 3(ワ)22940

https://www.jpo.go.jp/resources/report/takoku/nicchu_houkoku/2022.html

表-2　権利侵害警告（知的財産権）関連損害賠償請求事例（21 号該当肯定事例に限定）

	請求認容・棄却				違法性		故意過失		全損害×	消滅時効完成
	全部棄却	（一部）認容	合計	全部棄却率	（一部）阻却△×	阻却否定○	（一部）否定（△×）	全部肯定○		
2000 年以前	21	25	46	45.7%	1	0	11	15	5	4
2001～2010 年	12	37	49	24.5%	8	10	8	24	0	1
2011 年以降	9	27	36	25.0%	1	14	6	25	2	0
合計	42	89	131	32.1%	10	24	25	64	7	5

大阪地判令和２年(ワ)3473【照明器具】

Ameblo 元投稿日：2023-07-31

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12814274660.html

大阪地判令和２年(ワ)3473【照明器具】

＜損害論＞102 条２項の推定覆滅～８割覆滅

① 製品として当然に担保されるべき機能及び要素

② コスト削減の程度が不明

③ 競合品

④ 代替技術の存在～原告後継品が本件発明と異なる技術により同様の作用効果を奏する

⇒大きく推定覆滅させる

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-91850.pdf

【論稿】グループ会社が特許製品を販売…特許法102条２項の適用を認めた知財高裁判決（高石秀樹）

Ameblo 元投稿日：2023-08-01

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12814414651.html

【論稿】『グループ会社が特許製品を販売していることを理由に特許法102条２項の適用を認めた知財高裁判決―骨折固定システム事件―』（知財管理 Vol.73 No.7 2023、高石秀樹）

「特許権者に，侵害者による特許権侵害行為がなかったならば利益が得られたであろうという事情が存在する場合」という判断枠組みの射程範囲

～ごみ貯蔵機器大合議判決との対比を含む～

目　次

1.　はじめに

2.　事案の概要

2．1 原告ジンマー・バイオメットグループについて

2．2 原判決（東京地判令和元年（ワ）第14314号）における原告の主張，及び裁判所の判断⇒特許法102条２項の適用不可

2．3 本判決（知財高判令和３年（ネ）第10091号）における原告・被告の主張，及び裁判所の判断⇒特許法102条２項の適用肯定

3.　検　討

3．1 本判決の検討（原判決との対比）

3．2 知財高判平成24年（ネ）第10015号〔ごみ貯蔵機器大合議事件〕との対比

3．3「特許権者に，侵害者による特許権侵害行為がなかったならば利益が得られたであろうという事情が存在する場合」という判断枠組みの射程範囲

4.　おわりに（関連論点について）

https://www.takaishihideki.com/_files/ugd/324a18_7c43370f2fed4ec5809c5d5f8933212e.pdf

【論稿】レーザ加工装置事件（知財管理 Vol.73 No.6 2023。高橋政治、右田俊介）

Ameblo 元投稿日：2023-08-02

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12814563321.html

【論稿】レーザ加工装置事件ー①除くクレームと新規事項追加、特許請求の範囲の減縮、進歩性　②図面の記載に基づく補正・訂正ー（知財管理 Vol.73 No.6 2023。高橋政治、右田俊介）

筆者らの肌感として、図面に基づく補正が新規事項とされる傾向が高いのは

欧州＞中国＞＞日本≒韓国＞米国

⇒日本の基礎出願において図面中の情報を言語化する＋PCT 出願時に見返して言語化の補充

https://chizai-jj-lab.com/2023/07/04/0704/

東京地判平成 30 年(ワ)1130【印刷された再帰反射シート】

Ameblo 元投稿日：2023-08-03

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12814697441.html

東京地判平成 30 年(ワ)1130【印刷された再帰反射シート】＜損害論＞102 条 2 項の推定覆滅～２割覆滅

原告製品が低価格であることで推定覆滅するが，原告の販売数量が大きくなる可能性もあるから，大幅な推定覆滅は相当でない。

製品の価格や性能等を捨象して，競合品であると解するのは相当ではない。

＜推定覆滅事由＞

本件発明の一部のみを捉えて技術的特徴を措定する被告らの主張は，前提を欠く。

被告旧製品と被告新製品の耐候性の実験結果も，実験条件や環境の適否については必ずしも明らかでないから，実質的な差異はないとはいえない。

被告旧製品のカタログやウェブサイトには，本件発明の技術的特徴である耐水性・耐候性・色相に関する性能の良さを強調する記載が多数存在する。

被告らが３Ｍグループとしてのブランド力を有するとしても，これが被告旧製品の販売にどの程度の貢献をしたかを裏付ける証拠なし。

被告旧製品から被告新製品に切り替えた前後で売上高が大きく変化していないとしても，顧客において被告旧製品と被告新製品との相違点を認識しているか否かが定かでない以上，従前の被告旧製品の顧客吸引力がその後の被告新製品の販売に影響を与えた可能性が否定できない。

競合品といえるためには，市場において侵害品と競合関係に立つ製品であることを要する。製品の価格や性能等を捨象して，同様の用途に用いられる再帰反射シートであることをもって競合品であると解するのは相当ではない。

原告製品の販売単価が低価格であることにより推定覆滅するが，原告の販売数量が被告製品の販売数量よりも大きくなる可能性もあるから，大幅な推定覆滅は相当でない。

（判旨抜粋＜覆滅事情＞）

被告らが特許法１０２条１項ただし書の推定覆滅事由として主張する点について検討するに，次のとおり，２割の推定覆滅を認めるのが相当である。

⒜ 被告らは，本件発明において従来発明と相違する特徴とされる印刷層の印刷領域の面積の限定は，顧客吸引には全く寄与しておらず，被告旧製品と被告新製品の耐候性にも実質的な差異はないのであり，被告旧製品のカタログでも，印刷層の面積の大小はセールスポイントとされていないし，原告も本件発明の実施品を日本国内で販売していないのであり，本件発明は，被告旧製品の販売に寄与しているとはいえない旨を主張する。

しかし，前記１⑼で説示したとおり，本件発明の従来技術とは異なる技術的特徴は，再帰反射シートの印刷層について，「印刷領域が独立した領域をなして繰り返しのパターンで設置されており，連続層を形成せず」，「独立印刷領域の面積が０．１５㎟～３０㎟」，かつ，「白色の有機顔料…着色

剤を含有させる」との構成を組み合わせることにより，印刷層周辺の密着性を向上させ，耐水性・耐候性を向上させるとともに，色相の改善を図ることにあるのであるから，その一部のみを独立して捉えて技術的特徴を措定する被告らの上記主張は，その前提を欠くものである。また，被告旧製品と被告新製品の耐候性の実験結果（乙４５～４９）についても，その実験条件や環境の適否については必ずしも明らかでないから，これをもって直ちに被告旧製品と被告新製品の耐候性に実質的な差異はないとはいえない。そして，証拠（甲３，４，９，１０，２３，６７～７０）及び弁論の全趣旨によれば，被告旧製品のカタログやウェブサイトには，本件発明の技術的特徴である耐水性・耐候性・色相に関する性能の良さを強調する記載が多数存在することも認められる。

したがって，被告らの上記主張をもって推定覆滅事由と認めるのは相当ではないというべきである。

⑹ 次に，被告は，本件発明は，被告旧製品の顧客への販売に貢献しておらず，むしろ，３Ｍブランドに裏付けられた被告らの信用，実績及び知名度等こそが，被告旧製品の販売に極めて大きな貢献をしているというべきであり，現に被告旧製品から被告新製品に切り替えた前後でも売上高は大きく変化していないと主張する。

しかし，仮に被告らが３Ｍグループとしてのブランド力を有するとしても，これが被告旧製品の販売にどの程度の貢献をしたかを裏付ける的確な証拠は提出されていない。また，仮に被告旧製品から被告新製品に切り替えた前後で売上高が大きく変化していないとしても，顧客において被告旧製品と被告新製品との相違点を認識しているか否かが定かでない以上，従前の被告旧製品の顧客吸引力がその後の被告新製品の販売に影響を与えた可能性が否定できないから，これをもって直ちに本件発明が顧客への販売に貢献していないということはできない。

したがって，被告らの上記主張をもって推定覆滅事由であると認めるのは相当ではない。

⑹ また，被告らは，主要国道および高速道路等における道路標識に用いられる被告製品を含む長尺ロール製品については，再帰反射シートのパイオニア的存在である被告らの売上シェアが極めて大きく，原告は被告旧製品の販売数量分の実施能力を有していないのであり，実際に，被告らの販売する被告製品並びにその他の製品（Ｄｉａｍｏｎｄグレード及びＥｎｇｉｎｅｅｒｉｎｇグレードの再帰反射シート）の売上比がそれぞれ●（省略）●であり，原告製品の売上比が１０％であるから，仮に被告製品⑴が販売できなくなったとすれば，そのうちの●（省略）●（＝１０／（１０＋●（省略）●））のみが原告製品に向かうことになると主張する。

しかし，そもそも，競合品といえるためには，市場において侵害品と競合関係に立つ製品であることを要するものと解される。被告らは，被告らが販売するＤｉａｍｏｎｄグレード及びＥｎｇｉｎｅｅｒｉｎｇグレードの再帰反射シートが競合品であることを前提としているが，弁論の全趣旨によれば，前者の価格は被告旧製品の●（省略）●以上であり，後者の性能は被告旧製品と同等ではないこともうかがわれるから，これらの製品の価格や性能等を捨象して，同様の用途に用いられる再帰反射シートであることをもって競合品であると解するのは相当ではない。そうすると，被告らが主張するＤｉａｍｏｎｄグレード及びＥｎｇｉｎｅｅｒｉｎｇグレードの再帰反射シートが市場において被告旧製品と競合関係に立つものと認めることはできず，それゆえに被告旧製品の需要がＤｉａｍｏｎｄグレード及びＥｎｇｉｎｅｅｒｉｎｇグレードの再帰反射シートと原告製品の売上シェアに応じて按分されるとはいえないというべきである。

したがって，被告らの上記主張をもって推定覆滅事由であると認めるのは相当ではない。

⑷ さらに，被告らは，仮に被告旧製品の需要が全て原告製品に向かったとしても，原告の逸失利益は，被告旧製品の販売数量に原告製品の限界利益率を乗じた額にとどまるところ，原告製品の販売単価は被告旧製品の●（省略）●程度の価格帯であり，原価等の控除すべき費用も被告旧製品と同じく●（省略）●程度であるはずであり，原告製品の限界利益率は被告製品のそれの●（省略）●程度にすぎないことが推認されるから，特許法１０２条２項によって推定される損害額は，原告の逸失利益を大幅に超えることとなると主張する。

この点，弁論の全趣旨によれば，原告製品の販売単価は，被告旧製品の●（省略）●程度の価格帯であることが認められるところ，仮に被告旧製品が販売されなかったとしても，原告において，被告旧製品の限界利益と同額の限界利益を得ることができたとは認め難く，この点については，一定割合の推定覆滅を認めるのが相当であるが，他方で，原告製品の販売単価が低価格であることにより，その販売数量が，被告製品の販売数量よりも大きくなる可能性もあるのであるから，大幅な推定覆滅を認めるのが相当であるともいえない。

⑸ 以上の事情を総合考慮すると，被告らが主張する推定覆滅事由のうち，原告製品と被告旧製品の販売単価の差異についてのみ，推定覆滅事由として考慮するのが相当であり，その覆滅割合は２割と認めるのが相当である

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-90776.pdf

大阪地判平成 28 年(ワ)4815【油冷式スクリュ圧縮機】 102 条 2 項の推定覆滅～９割覆滅

Ameblo 元投稿日：2023-08-04

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12814830804.html

大阪地判平成 28 年(ワ)4815【油冷式スクリュ圧縮機】

＜損害論＞102 条 2 項の推定覆滅～９割覆滅

約 13.8 億円認容

原告の宣伝広告物において，本件発明の作用効果について、直接的な記載も示唆もない。

原告自身も、本件発明を不実施。

原告・被告の業務形態が大幅に異なる。

＜推定覆滅事由＞

原告作成に係る原告各製品の宣伝広告物には，本件発明の作用効果に関する直接的な記載は見られず，また，これを示唆する具体的記載もない。原告自身も本件発明を不実施。

原告・被告の業務形態が大幅に異なることは，本件の侵害品である NewTon システムへの需要と原告各製品への需要とが質的に異なる面があることをうかがわせる。

⇒被告製品が組み込まれた被告製プラントの販売がなかった場合に，需要の全てが原告各製品やこれを組み込んだスクリュ圧縮機，更にはこれを使用したプラントに向かったであろうと見ることに合理性はなく，むしろ，そのような需要はごく限られる。（★９割覆滅は、高額であることと関連がある。売上げが高いことは、特許以外の付加価値を推認させる。）

⇒控訴審で逆転（進歩性×）

知財高裁令和 3 年 5 月 19 日令和 2 年(ネ)10019 号判決（控訴審）において本件発明は進歩性なしとして、被告敗訴部分取消し⇒請求棄却という結果となった。

（判旨抜粋）

"ウ　推定の覆滅について

(ｱ)　基礎となる事情

ａ　NewTon システム及び被告製品２－２及び２－３等について

(a)　NewTon システムの特徴及び販売促進活動

NewTon システムは，平成１９年に NewTon3000 が商品化され，平成２０年以降，被告製プラントに使用される形で販売されており（甲８の３，乙４５），基本的に，冷凍・冷蔵プラントとは別個独立のものとしては販売されていない。被告製品２－２及び２－３のみならず，被告製品２は，いずれも NewTon システム専用の圧縮機であり（甲３），NewTon システムを使用した被告製プラントを購入する際には，必然的に購入することになるところ，これらも，NewTon システムと同様に，基本的に別個独立のものとして販売されていない。また，NewTon3000 は，ＩＰＭモーターを搭載すること

などにより，従来式に比べて２０％の省エネを実現するとされ，発売開始当初は年間２００台，１０年後には年間８００台の販売を目標にしていた（乙４５，１１６）。

被告は，その後もNewTonシステムの開発を継続し，平成２４年にはチルド専用のNewTonC，フリーザー専用のNewTonF等のシリーズ展開が行われ，平成２８年までに累計●（省略）●台以上を販売した。さらに，被告は，平成２８年７月，省エネ性を保ちつつ，冷媒充填量の削減，メンテナンス性の向上及び小型・軽量化を達成したフリーザー専用の機種として，F-300，F-600等の販売を開始した（甲８の３，乙４５）。

NewTonシステムは，被告自ら開発したＩＰＭモーターを搭載することなどによって，より高度な経済性と省エネルギー性を実現する点，令和２年に全廃されるフロン冷媒対策として，自然冷媒であるアンモニアで二酸化炭素を冷却するという間接冷却方式を採用するとともに，アンモニアを機械室に閉じ込める構造によりその安全な利用を可能とし，さらに，漏洩センサー等を装備するなどしてアンモニアが漏洩しても素早い対応が取れるようにしている点，コンパクトなユニット設計を採用することで導入を容易としている点，遠方監視システム及び保全診断システムなど２４時間３６５日のサポート体制を設けている点等に特徴があるとされ，これらの点が強調された形で販売促進活動が行われていた（甲８の３，乙３８，４５）。

なお，NewTonシステムや被告製品２－２及び２－３の宣伝広告物には，本件明細書記載の本件発明の作用効果に直接言及し，又はこれを具体的にうかがわせる記載は見られない（甲３，８の３，乙３８，６６の１）。

(b)　NewTonシステムを導入した業者によるNewTonシステムについての評価

被告は，その作成に係る「Customer’s Point of View」と題する記事において，NewTonシステムを導入した顧客の導入の動機，導入後の成果等を紹介しているところ，これには，以下のような記載がある。

・　脱フロンに加え，省エネ性及びシステムの完成度を特に評価しつつ，運用管理面での改善も決め手として，NewTonシステムを導入した。その結果，脱フロン対策と電気使用量平均１５～１８％の削減，メンテナンス契約によるより安心で人手のかからない運用管理体制等を実現した（乙６７）。

・　NewTonシステムが脱フロンで高効率に生産を担うことができる点や被告の施工及びメンテナンスに対応する総合力を評価して，NewTonシステムを導入した。その結果，効率を追求した生産ラインを構築して生産能力を向上させ，環境及び省エネ対応も充実することができた。また，パッケージ方式による工期の短縮化と，全自動運転により安全で人手のかからない運用管理体制を実現した（乙６８）。

・　従来機と比較した場合の省エネ性，冷却スピード及び連続運転時間を評価して，NewTonシステムを導入した。その結果，約４０％の年間電力使用量の削減と品質の高い冷凍パン生地の安定的な製造，フロン全廃への対応による環境負荷の低減，全自動運転による保全の手間の軽減を実現することができた。

なお，この顧客においては，設備更新に当たり数社から提案を受け，徹底的に調査・検討したとのことである（乙６９）。

・　アンモニア直接冷却式と比較した場合の省エネ性及び安全性を評価して，NewTon システムを導入した。その結果，同規模施設と比較して，電力使用量平均約３８％の削減，二酸化炭素排出量の削減，省施工・工期短縮，安全性の向上（アンモニア漏洩リスクの軽減，遠隔監視システム等）を実現することができた（乙７０）。

(c)　環境省のウェブサイトの「省エネ型自然冷媒機器導入企業担当者インタビュー集」には，NewTon システムを導入したと見られる顧客に関する記事が掲載されているところ，これには，以下のような記載がある。

・　会社の重点テーマの一つである「フロン冷凍機全廃計画」を進める一環として，冷凍機器につき自然冷媒を使用した機器へと更新を進めている（乙６０）。

・　冷蔵倉庫に高効率自然冷媒冷凍機「NewTon」を導入した。自然冷媒冷凍機を導入した理由は，補助金による初期導入コストを削減できること，省エネにより電気代が削減できると判断したことによる。冷凍機の選定に当たっては，自然冷媒冷凍機を前提として複数社からの提案を受けたが，補助金を利用することによって現実的に採算が合うようなレベルで導入可能な機種として，被告からの提案を選定した。その結果，機械導入後間もないことなどから明確な省エネ効果は見えない面はあるものの，電力使用のピークがかなり下がったことは導入の効果の一つである（乙６１）。

・　フロンに関する規制への対応として，省エネ型自然冷媒機器を導入した。その効果として，自然冷媒を選択したことよるリスク回避のほか，電気代の削減は大きな効果であると考えている。導入コストはこれまでの設備より１０～１５％程度高いが，地球温暖化を考えると，この程度の差は仕方ないと考えている（乙６２）。

・　省エネ型自然冷媒機器を導入したことによる効果のうち，省エネ効果としては，平均して１５～２０％の電気使用量の削減を達成した。しかし，全社方針としては省エネよりも脱フロン化の方が優先順位が高いところ，これも一定程度の削減を実現できている（乙６３）。

(d)　「日本冷蔵倉庫協会セミナー」における「自然冷媒機器導入の取組み」と題する報告資料には，NewTon シリーズの冷凍機２機種合計１０台とその他の機器を導入した結果，電力使用量の約５０％の削減及び二酸化炭素排出量年間２０７３トンの削減を実現することができた旨の記載がある（乙１１８）。

(e)　上記(b)～(d)記載の記事等において，各顧客は，いずれも，NewTon システム導入の理由としても，また，その成果としても，本件発明の作用効果に直接言及しておらず，また，その寄与を示唆する具体的記載もない。

(f)　NewTon システムに関連する被告の受賞歴

・　アンモニアと炭酸ガスを冷媒としたノンフロン化に取り組むとともに，高効率の省エネ型冷凍装置を開発した功績により，平成２０年度地球温暖化防止活動環境大臣表彰を受賞した（乙６４）。

・　アンモニアや二酸化炭素等の自然冷媒を使用する冷凍システムを採用し，代替フロンを一切使用せず，また，独自開発したモーターに永久磁石を使用することにより電気使用量を従来機種より約３割削減したとして，大型冷凍機「NewTon3000」により，日経優秀製品・サービス賞２００８を受賞した（乙６５）。

・　高効率な自然冷媒冷凍機 NewTon F システムとフリーザー各機種を組み合わせた MAYEKAWA フリーザーパックにより，コスト削減などで食品業界の発展を支えた製品を表彰する平成２７年度「日食優秀食品機械資材・素材賞」を受賞した（乙６６）。

なお，上記各受賞に当たり，その理由として，本件発明の作用効果に直接言及するものはなく，また，これを具体的に示唆するものもない（乙６４～６６）。

(g)　NewTon システムに関する記事

「共創するイノベーション－顧客との共創と営業との共創－」と題する取材レポート（マーケティングジャーナル Vol.35 No4(2016)。乙４５）は，被告の NewTon システムを事例として取り上げているところ，同稿では，その特徴として，圧倒的な省エネ性能，環境対応能力，標準品生産とすることによる工事の工期短縮の実現，高い信頼性と安全性，２４時間の遠方監視ネットワークによる「予知保全」を実現するサービス等を挙げ，更に，継続的な性能向上等により製品の競争優位性を保っているとされている。また，ランニングコストが２０～４０%安いとはいえ，製品価格が代替フロンを用いた他社製品の３～４倍となっているにもかかわらず普及が拡大している理由として，製造した製品を他の冷凍倉庫用装置と組み合わせてパッケージ化し，施工とメンテナンスまでを全て手掛けるというビジネスモデルにより，プラント受注の中で製品価格差をある程度吸収してトータルコストを抑えるとともに，需要者に安心感と信頼感を与えることを挙げている。

他方，同稿において，本件発明の作用効果に関する直接的な言及はなく，また，これを具体的に示唆する記載もない。

(h)　製造原価割合

証拠（甲６）及び弁論の全趣旨によれば，被告製品２－２及び２－３が組み込まれた NewTon システムのうち，被告主張の侵害部分（圧縮機本体，油分離器及び配管部分）だけでなく，油冷却器，フィルター，駆動モーター及び制御装置も，油冷式スクリュ圧縮機として必要な構成部分である。他方，証拠（乙１０９）及び弁論の全趣旨によれば，被告製品２－２及び２－３が組み込まれた NewTon システムのうち，油戻しは，油冷式スクリュ圧縮機として必要な構成部分ではない。

そして，証拠（乙７５，８４，１０９，１１０）及び弁論の全趣旨によれば，上記油冷式スクリュ圧縮機として必要な構成部分の製造原価が NewTon システムの製造原価に占める割合は●（省略）●%であることが認められる。

ｂ　原告各製品について

(a)　原告各製品の特徴

原告各製品のうち，圧縮機ユニットと呼ばれるものはスクリュ圧縮機に，コンデンシングユニットと呼ばれるものはスクリュ圧縮機に凝縮器を備えたものに，それぞれ相当することが認められるところ（甲１３），弁論の全趣旨によれば，原告各製品はいずれも本件発明を実施していない。

原告各製品のうち，SHN シリーズはガス漏れ，オイル漏れに対する信頼性を向上させた製品であり，オゾン層を破壊せず，温暖化係数も小さい，地球環境にやさしい冷凍機として宣伝されている（甲１３）。

また，iZ シリーズについては，「二段半密閉アンモニア冷凍機」と題する記事（神戸製鋼技術／Vol.63 No.2（Sep. 2013）。甲１３の５）において，優れた省エネ性能，冷凍能力の増強，静音という特徴を有した冷凍機であり，省エネ性能の向上は，顧客におけるランニングコストの削減及び二酸化

炭素排出量の削減に寄与し，冷凍能力の増強は，顧客のイニシャルコスト削減につながるとともに，冷却対象物の品質向上にも寄与するとされる。さらに，半密閉アンモニア冷凍機は，地球温暖化防止や環境保全の流れにマッチし，平成２５年９月時点で，累計出荷台数が２００台を超えたとされている。その宣伝広告物においては，高い省エネ性，半密閉化によるアンモニア漏れの心配の解消とメンテナンス性の向上，従来機と比較における冷凍能力増強，運転状態の常時モニタリングによる緊急時への対応能力が強調されていた（甲１３）。

他方，原告作成に係る原告各製品の宣伝広告物には，本件発明の作用効果に関する直接的な記載は見られず，また，これを示唆する具体的記載もない（甲１３）。

(b)　原告各製品の取扱業者による販売促進活動

「コンプレッサの販売とシステム提案」により「工場の省エネ化をトータルでプロデュース」するという業者が，その取扱製品として原告各製品のうちiZシリーズを紹介しているところ，そこでは，「平成１５年度日本機械工業連合会会長賞受賞」という実績と共に，従来機との比較で冷凍能力の４０％向上，運転状態の常時モニタリングによる緊急時への対応能力，省エネ性能等を強調している（甲１５の２）。

(c)　原告各製品の受賞歴

原告各製品のうちiZシリーズは，優れた省エネ機器に与えられる平成１５年度日本機械工業連合会会長賞を受賞する（甲１５の２）とともに，平成１６年には日本冷凍空調協会の技術賞を受賞した（甲１５）。

ｃ　NewTonシステム及び原告各製品の販売実績

証拠（甲１３の４，乙７３）及び弁論の全趣旨によれば，アンモニア／二酸化炭素冷媒・冷凍設備の冷凍機用途の油冷式スクリュ圧縮機市場は，事実上被告と原告の二社寡占状態であること，平成２０年～平成２８年における，被告製品２－２及び２－３の組み込まれたNewTonシステムを被告が販売した実績と，原告各製品を原告が販売した実績の推移が以下のグラフのとおりであることがそれぞれ認められる。

●（省略）●

他方，証拠（甲１８，１９，乙７３，８５，９３，１１０）及び弁論の全趣旨によれば，同時期に，被告製品２－１の組み込まれたNewTonシステムを被告が販売した実績は，多くとも合計●（省略）●である。

(ｲ)　検討

ａ　前記認定のとおり，被告は，基本的には，油冷式スクリュ圧縮機である被告製品２－２及び２－３を独立して販売しておらず，また，これらを組み込んだNewTonシステムについても同様であり，被告製品２－２及び２－３を組み込んだNewTonシステムを使用した被告製プラントを販売している。他方，原告は，スクリュ圧縮機又はこれに凝縮器を付加した原告各製品を販売しているにとどまり，プラントという単位でみると，「セットメーカ」などといわれる別の業者が需要者に対して提案するパッケージに組み込まれて販売されるという関係にある。このように両者の業務形態が大幅に異なることは，本件の侵害品であるNewTonシステムへの需要と原告各製品への需要とが質的に異なる面があることをうかがわせる。このため，仮に被告製品２－２ないし２－３を組み込んだNewTonシステムが販売されなかったとしても，原告各製品のいずれかが被告製品２－２又は２－３に直接代

替されることは考え難い。他方，そのような場合に，被告製品２－２及び２－３の譲渡数量に対応する需要の全部又は一部が原告各製品の組み込まれたシステムを使用したプラントに向かうことはあり得ることから，その場合は，結果的に，上記需要が原告各製品に向かったことになる。もっとも，原告は，プラントを構成する圧縮機を販売するにとどまり，プラント全体の構成及び価格の決定や需要者に対する販売促進活動において及ぼし得る影響力には限りがあると思われる。

以下では，このような観点も踏まえて，推定覆滅の有無及び程度を検討する。

ｂ　被告製品２－２及び２－３は，本件発明の技術的範囲に属するものである以上，基本的には本件発明の作用効果を奏すると考えられるところ，被告製品２－２及び２－３において，本件発明の作用効果を奏していないという事情はうかがわれない。この点，被告は，被告製品２－２及び２－３が本件発明の作用効果を奏するものではない旨主張するが，採用できない。

もっとも，本件発明の作用効果は，スラスト軸受の負荷容量を大きくすること，バランスピストンの受圧面積を大きくすること，逆スラスト荷重状態の発生をなくすことなど，単純かつコンパクトな構造で，振動，騒音を低減させることができるというものであり，技術的にはさておき，本件発明の実施品ないしこれを組み込んだシステムの経済的価値に強いインパクトを及ぼすような性質のものとは必ずしもいえない。このことは，被告製品２－２及び２－３につき，被告がその販売促進活動において本件発明の作用効果に直接的に言及していないこと，NewTon システムに対する外部的な評価においても，本件発明の作用効果に直接的に関わるものは見当たらず，これを示唆するものもないこと，特許権者である原告自身も，スクリュ圧縮機等である原告各製品において本件発明を実施していないことによっても裏付けられる。そうすると，本件発明の作用効果それ自体には，それほど強い顧客吸引力はないと見るのが相当である。

また，弁論の全趣旨によれば，NewTon システムは被告製プラントの顧客吸引力の中核を成す部分であり，被告製品２－２及び２－３は，NewTon システムを稼働させるために不可欠な部品であることが認められる。そこで，NewTon システムの顧客吸引力を検討すると，被告は，NewTon システムの販売促進活動において，省エネ，安全性，サポート体制等を特徴とするものであるとの点を強調している。しかも，被告が強調する NewTon システムのこれらの特徴は，表彰の受賞理由とされ，また，その導入の動機となり，現にその実績も上がっているとされるなど，第三者からも積極的に評価されていることがうかがわれる（なお，原告は，省エネや安全性が本件発明の作用効果であるとも主張するけれども，NewTon システムにおける省エネや安全性はＩＰＭモーターや間接冷却方式を採用するなどしたことによるものであり，本件発明の作用効果とは無関係と見られることから，この点に関する原告の主張は採用できない。）。

ｃ　被告製品２－２及び２－３の製造原価が NewTon システムの製造原価に占める割合は，被告製品２－２及び２－３の技術的・商業的価値を直接的に反映したものではないが，これを推し測る一事情とはなるところ，被告製品２－２及び２－３が NewTon システムを可動させるために不可欠な部分であるといっても，NewTon システムの製造原価における被告製品２－２又は２－３の製造原価の割合は，●（省略）●にとどまる。

ｄ　NewTon システムを使用した被告製プラントとそれ以外の同様のプラントの販売実績は，アンモニア／二酸化炭素冷媒・冷凍設備の冷凍機用途の油冷式スクリュ圧縮機市場が事実上被告と原告の二社寡占状態であることに鑑みると，原告及び被告の各製造に係る圧縮機の納入実績におおむね対応するものと推察されることから，NewTon システムを使用した被告製プラントの販売実績の方が右

肩上がりである●（省略）●。また，被告製プラントで使用されるNewTonシステムに組み込まれる圧縮機として被告の製造に係るもの以外のもの（おのずと，原告の製造に係る製品がその候補となる。）が組み込まれるという事態は考え難い。そうすると，被告が非侵害品を販売していたり，販売することが容易であったりすれば，仮に被告製品２－２及び２－３が組み込まれたNewTonシステムが販売されなかったとしても，需要の多くは被告の製造に係る非侵害品等を組み込んだNewTonシステムを使用したプラントに向かったであろうと考えるのが合理的である。

そして，被告は，被告製品２－２及び２－３以外にも，本件発明を侵害しないNewTonシステム専用品として，被告製品２－１を製造しており，これによって被告製品２－２及び２－３に代替することが考えられる。なお，原告は，被告製品２－１が組み込まれたNewTonシステムの販売実績が少なかったことを指摘するけれども，現に納入実績がある以上，需要者の需要を満たすものである限り，被告製品２－１による代替に需要が向かう可能性を否定することはできない。

また，被告は，本件特許権侵害行為当時，被告製品２以外にはNewTonシステム専用の油冷式スクリュ圧縮機を製造していなかったものの，弁論の全趣旨によれば，NewTonシステムにおいて，本件特許権の侵害を回避するために，例えば油ポンプを加えて加圧流路を設けることについての物理的な制約はさほどなく，また，コスト的にも問題とすべき程度に至るとは見られない。そうすると，被告製プラントを欲する需要者の要望に対し，既存機種をベースとしたカスタマイズ等の形で対応し，本件特許権侵害を回避することは比較的容易であったとうかがわれる。実際には，本件特許権の非侵害品であるNewTonシステム専用の圧縮機としては被告製品２－１しかなく，また，上記カスタマイズといった対応も取られなかったとはいえ，推定を覆滅すべき事情としては，この点も考慮するのが合理的である。この点につき，原告は，競合品として考慮できるのは現実に市場に存在した製品に限られると主張するが，上記のとおり，これを採用することはできない。

ｅ　被告は，被告のNewTon事業の限界利益率が，原告の圧縮機事業の限界利益率を上回ることを前提に，特許法１０２条２項により算定された利益の額が，特許権者である原告がその実施能力に基づき得られたであろう利益の額を上回る場合は，その限度で覆滅されると主張する。

しかし，仮に被告のNewTon事業の限界利益率が原告の圧縮機事業の限界利益率を上回るとしても，それをもって原告の圧縮機事業の実施能力が被告のNewTon事業の実施能力に劣ることを意味するものではないから，被告の上記主張は，その前提を欠く。

したがって，この点に関する被告の主張は採用できない。

ｆ　以上の事情を総合的に考慮すると，本件においては，被告製品２－２及び２－３が組み込まれたNewTonシステムを使用した被告製プラントの販売がなかった場合に，これに対応する需要の全てが原告各製品やこれを組み込んだスクリュ圧縮機，更にはこれを使用したプラントに向かったであろうと見ることに合理性はなく，むしろ，そのような需要はごく限られると考えられる。そうすると，本件では，９割の限度で，特許法１０２条２項による推定を覆滅するのが相当である。"

089306_hanrei.pdf (courts.go.jp)

東京地判平成 31(ワ)2675【吹矢の矢】＜損害論＞102 条 2 項の推定覆滅～一部期間の利益について 65%覆滅

Ameblo 元投稿日：2023-08-07

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12815238520.html

東京地判平成 31(ワ)2675【吹矢の矢】＜損害論＞102 条 2 項の推定覆滅～一部期間の利益について 65%覆滅

＜推定覆滅事由＞

被告製品は，そのほとんどが吹矢協会と関係がある需要者により、吹矢協会の公認用具であることを理由として購入された割合が相当に高い。

⇒原告の吹矢用具は吹矢協会の公認用具でなかったから、被告製品の需要の全てが原告の製造販売する吹矢の矢に向かうとは認められない。

（判旨抜粋）

被告製品は，そのほとんどが吹矢協会と関係がある需要者により購入されたと認めることが相当である。そして，被告製品は，吹矢協会の関係者において吹矢協会の公認用具であることを理由として購入された割合が相当に高いと認められる。原告の製造販売する吹矢用具は令和２年１２月１日以降は吹矢協会の公認用具でなかったから上記の理由で購入された被告製品の需要の全てが原告の製造販売する吹矢の矢に向かうとは認められない。他方，原告の製造する吹矢の矢については，吹矢協会の公認がなくとも購入するとする者もいたことがうかがわれ，被告製品の需要が全く原告の製造販売する吹矢用具に向かわないとはいえない。

被告は，原告の吹矢用具が吹矢協会の公認用具でないことを理由として令和２年１２月１日以降の被告の売上げについての推定覆滅を主張するところ，上記事情に照らせば，同日以降の利益については，６５％の割合で損害額の推定が覆滅すると認めるのが相当である。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-90335.pdf

東京地判平成 29 年(ワ)7207【真空洗浄装置】＜損害論＞102 条 2 項の推定覆滅～５割覆滅

Ameblo 元投稿日：2023-08-07

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12815238865.html

東京地判平成 29 年(ワ)7207【真空洗浄装置】＜損害論＞102 条 2 項の推定覆滅～５割覆滅

＜推定覆滅事由＞

本件発明は真空洗浄装置の乾燥工程に関する。真空洗浄装置の主目的はワーク洗浄。被告製品全体において、本件特許の寄与する割合はその一部にとどまる。

顧客は，所望のワークを洗浄し得るかという点に大きな関心を有する。本件発明による急速乾燥の効果が顧客誘引力に与える程度は，洗浄能力に比べると小さい。

（「浸漬なし」のタイプで共通するから、）原告製品の被告製品に対する代替性は、競合他社に比べて高い。

（判旨抜粋）

特許法１０２条２項は推定規定であるから，侵害者の側で，侵害者が得た利益の一部又は全部について，特許権者が受けた損害との相当因果関係が欠けることを主張立証した場合には，その限度で前記の推定は覆滅される。そして，以下に検討するとおり，当該推定は，５割の限度で覆滅されるというべきであるから，被告製品の製造販売自体について，原告らに生じた損害は，３億２１１１万５１３０円であると認めることができる。

ア 本件特許権２は，真空洗浄装置の乾燥工程に関するものである。真空洗浄装置は，本件明細書等の段落【００２３】～【００３１】にも記載があるとおり，準備工程，搬入工程，洗浄工程，乾燥工程，搬出工程などを経て一連の作業が行われる。このうち，乾燥工程も重要な役割を担うものの，真空洗浄装置の主たる目的はワークを洗浄することにあるので，被告製品全体において本件特許の寄与する割合はその一部にとどまるということができる。

また，顧客が真空洗浄機を購入するに当たっても，所望のワークを洗浄し得るかという点に大きな関心を有すると考えられ，本件発明２による急速乾燥の効果が顧客誘引力に与える程度は，洗浄能力に比べると小さいというべきである。

イ 証拠（甲３６・添付資料）によれば，平成２７年３月期における真空洗浄装置の市場占有率は，不二越５２．５％，原告２５．０％，アクア化学株式会社７．５％，株式会社クリンビー４．５％，被告４．５％であったと認められる。

他方で，例えば，市場シェアが首位の不二越は「浸漬あり（洗浄室内の洗浄湯に製品を浸して洗う）」のタイプの製品に強いのに対し，原告及び被告は，いずれも「浸漬なし（蒸気やシャワーなどを利用して洗う）」のタイプの製品の開発・販売にも注力していたものと認められる（甲５０）。

実際のところ，被告製品は「浸漬なし」のタイプに属し，容量の大きいＬ型真空弁及び水冷バッフルを用いることにより急速な乾燥を可能にするものであると認められ，被告製品の製品案内（甲３７）にも「製品を急速乾燥する。従来の乾燥時間の１０分を１～２分へ大幅に短縮」などの記載があり，

洗浄性能等を強調する他社の製品案内（甲３８～甲４３）と比較すると，原告製品（甲４４）と同様，急速乾燥をメリットとして顧客にアピールる製品であったと認められる。

そうすると，本件特許権２の侵害行為がなければ，被告製品の顧客の一定の割合が原告ではなく，競合他社から真空洗浄装置を購入したとしても，被告製品が「浸漬なし」のタイプに属し，急速乾燥の実現を特徴としていることに照らすと，原告製品の被告製品に対する代替性は競合他社に比べて高いというべきである。

ウ 被告は，本件発明２の進歩性の程度が低いと主張する（なお，この点に関する被告の主張が，損害論としてのものであるから，これが時機に遅れた攻撃防御方法であり，却下されるべきであるとする原告らの主張は理由がない。）。

しかし，本件発明２は，洗浄室・乾燥室を真空ポンプで真空引きして減圧するという従来の方法では乾燥工程に長時間を要するとの課題を解決するため，「前記真空ポンプによって前記洗浄室とは独立して減圧され，当該減圧の状態が保持される凝縮室と，」との構成（構成要件２Ｄ）や，

「洗浄室を…凝縮室と連通させてワークを乾燥させる」との構成（同２Ｇ）等を採用し，凝縮室と洗浄室との連通による凝縮作用により急速な乾燥を実現するものであるが，同発明の技術思想や特徴的な構成が特許２の出願当時に公知であったと認めるに足りる証拠はない。

そうすると，本件においては，被告製品を販売することができなかった事情として，本件発明２の進歩性の程度を考慮することは相当でない。

エ 以上の事情を総合考慮すれば，特許法１０２条２項による前記の損害の推定は，５割の限度で覆滅されるというべきである。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-90438.pdf

東京地判平成 28 年(ワ)25436【アミノ酸生産菌の構築方法】＜損害論＞

Ameblo 元投稿日：2023-08-07

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12815239110.html

東京地判平成 28 年(ワ)25436【アミノ酸生産菌の構築方法】＜損害論＞

＜102 条 2 項の推定覆滅～50%覆滅＞

競合品（シェアで按分）

＜推定覆滅事由＞

競合品の販売（シェアに応じた減額）

⇒原告以外の業者によるインドネシアからの輸入量を裏付ける証拠はない。もっとも、被告ら販売分に係る本件ＭＳＧに向けられた需要の少なくとも５０％程度は，原告以外によって輸入販売されたグルタミン酸ナトリウムに向かった可能性がある。

＜寄与率＞　発酵法によるグルタミン酸の製造に当たり，発酵段階と精製段階があり，さらに発酵段階において菌株内で複数の反応があり，本件発明がそのうちの特定の段階ないし反応に係るものであるとしても，それをもって本件ＭＳＧの製造への上記各特許発明の寄与の程度が低いとは認められない。

（判旨抜粋）

推定覆滅事由

(7)　競合品の販売（シェアに応じた減額）について

ａ　証拠（乙１０１，１１７）及び弁論の全趣旨によれば，被告各製法使用期間中のグルタミン酸ナトリウムの各国から日本への輸入量は，別紙１６被告各製法使用期間中のグルタミン酸ナトリウムの輸入状況の①欄から⑩欄までに記載のとおりであり，そのうち，①タイと②ブラジルからの輸入については，その全量が原告が輸入して日本国内で販売したものであり，③インドネシアからの輸入については，被告ら販売分（③Ａ）のほか，原告が輸入したものがあったことが認められる。なお，平成２９年分の算定に当たっては，平成２３年から平成２８年までの資料（乙１１７）と同様の資料として，乙第１０１号証の添付資料６ではなく，添付資料７に記載の数量を採用した。

ｂ　本件ＭＳＧはグルタミン酸ナトリウムであり，前記ａのとおり，被告各製法使用期間中に輸入されていた前記ａのグルタミン酸ナトリウムは，いずれも被告ら販売分に係る本件ＭＳＧと同等なものとして日本の市場において競合関係にある製品に当たると認められる。

このように，被告ら販売分と原告による輸入販売分以外に，上記の競合品が存在していたことは，前記オの被告らの限界利益の合計額の一部について，特許法１０２条２項の推定を覆滅すべき事情として考慮すべきである。

ｃ　上記事情による覆滅割合を以下検討する。

前記ａの③インドネシアからの輸入分のうち，被告ら販売分（③Ａ）以外の数量（③Ｂ）について，被告はその半分は原告以外によるものと推定されると主張するが，原告以外の業者によるインドネシアからの輸入量を裏付ける証拠はない。

原告が，当該数量（③Ｂ）のほとんどは原告によるものであったと主張していることを考慮して，これについて原告による輸入であったと仮定した上で，原告による輸入販売分（⑪）を算定し，全体の輸入量（⑩）から被告ら販売分を控除した数量（③Ａ）に占める，原告による輸入販売分（⑪）の割合を算定すると，被告各製法使用期間中の各年における当該割合は，同別紙記載のとおり，それぞれ●（省略）●％から●（省略）●％までとなり，各年の平均は４４．７％と算定される。

原告は，被告が提出する財務省の貿易統計の資料（乙１１７の資料３～１０）について，当該資料に含まれていない輸入量として，グルタミン酸として輸入されて，国内でグルタミン酸ナトリウムに加工されるものがあり，それはほとんどが原告による輸入であったとも主張するが，それを裏付ける具体的な資料を提出しておらず，証拠（乙１０１の添付資料７）によれば，このようなグルタミン酸の輸入量は，グルタミン酸ナトリウムの輸入量に比較して少ないものであったことがうかがわれる。

そうすると，原告の主張を考慮しても，被告各製法使用期間中に，被告ら販売分が販売されていなかったとしても，被告ら販売分に係る本件ＭＳＧに向けられた需要の少なくとも５０％程度は，原告以外によって輸入販売されたグルタミン酸ナトリウムに向かった可能性があると認めるのが相当であり，これによる５０％の推定覆滅を認めるのが相当である。

(ｲ)　本件各特許権の損害に対する寄与の程度について

被告は，本件各特許に係る発明は，複雑かつ多様な工程を備えたグルタミン酸の製造方法のうちごく一部に寄与しているにすぎず，それぞれの本件ＭＳＧの製造への寄与の程度は低いとして，特許法１０２条２項による損害の算定に当たっては，本件各特許の寄与率を考慮すべきであり，あるいは，寄与率に応じた推定の覆滅が認められるべきであると主張する。

しかしながら，被告各製法使用期間において実施が認められる，本件発明１－１（本件訂正発明１－１），本件発明１－２（本件訂正発明１－２）及び本件発明１－４（本件訂正発明１－３）並びに本件発明２－５（本件訂正発明２－５）は，いずれも，特定の特徴を有する菌株を使用することによるグルタミン酸（アミノ酸）の製造方法の発明であるから，当該菌株を使用して製造された本件ＭＳＧの販売等によって上記の各特許発明の実施が認められる場合には，当該各特許発明は，いずれも販売された本件ＭＳＧの全体について実施されているものというべきである。

そして，発酵法によるグルタミン酸の製造に当たり，発酵段階と精製段階があり，さらに発酵段階において菌株内で複数の反応があって，上記の各特許発明がそのうちの特定の段階ないし反応に係るものであるとしても，それをもって本件ＭＳＧの製造への上記各特許発明の寄与の程度が低いとは認められず，その他，本件証拠上，上記各特許発明の寄与度を理由として，本件各特許権に基づく請求について特許法１０２条２項の推定を覆滅すべき事情があるとは認められないから，被告の上記主張は採用できない。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-90053.pdf

知財高判令和４年(行ケ)10003【海生生物の付着防止方法】＜菅野＞

Ameblo 元投稿日：2023-08-08

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12815371164.html

知財高判令和４年(行ケ)10003【海生生物の付着防止方法】＜菅野＞

「甲５発明は、…甲１発明における有効塩素発生剤の添加によりトリハロメタン類が生成されるという課題があることを前提として…塩素剤を特定の濃度で添加するという…塩素剤の使用を前提として同課題を解決しているものであるから,当業者が塩素剤をあえて二酸化塩素に置換すべき動機付けは認められない。」

⇒進歩性○

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-92064.pdf

【不競法/形態模倣】大阪地判令和元年(ワ)11484　～「依拠」認定⇒不競法２条１項３号違反

Ameblo 元投稿日：2023-08-09

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12815506613.html

【不競法/形態模倣】大阪地判令和元年(ワ)11484　～「依拠」認定⇒不競法２条１項３号違反

「原告と同業者である被告において、原告商品に依拠して被告商品を製作することは可能であったといえる。…被告商品の形態は原告商品の形態と実質的に同一である。…さらに、被告は、平成２９年夏頃、中国の製造業者に希望する機能やイメージを伝えて当該業者がすでに製造している商品（サンプル）を基にデザインを完成させた旨の主張をするものの、その経緯についての説明は具体性に乏しく、…デザインの創作過程を裏付ける指示書や提案書その他の製造業者とのやり取りに係る証拠はなく、被告代表者が供述するように製造業者に抽象的に機能やイメージを電話で伝えただけで、偶然に原告商品に酷似した被告商品が製作されたとは考え難い。…これらの事情を総合考慮すると、被告商品は、原告商品に依拠して作り出されたものと認められる。」

⇒不競法２条１項３号違反

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-91609.pdf

【商標】大阪地判令和２年(ワ)4272

Ameblo 元投稿日：2023-08-10

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12815639374.html

【商標】大阪地判令和２年(ワ)4272

商標法４条１項11号該当を理由とする無効審判が請求されないまま商標権の設定登録から５年が経過した後は、商標権侵害訴訟の相手方が同号該当性に係る「他人の登録商標」の商標権者であるなどの特段の事情がない限り、同号該当の無効理由に基づく権利濫用の抗弁を主張できない。

*エマックス最高裁は４条１項10号の事案

⇒本判決は４条１項11号の事案

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-91719.pdf

知財高判令和３年(行ケ)10150【船舶】＜東海林＞=R3(行ケ)10151 ⇒除くクレームで進歩性〇

Ameblo 元投稿日：2023-08-11

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12815755637.html

知財高判令和３年(行ケ)10150【船舶】＜東海林＞=R3(行ケ)10151　⇒除くクレームで進歩性〇

①「本件明細書等には、浸水防止部屋としてタンクの機能を兼ねるもののみが記載されていると解すべき理由はない」

＋「除くクレーム」で発明の作用効果が変わらない。

⇒新たな技術的事項の導入に当たらない

②「浸水防止部屋」として機能するタンクを、タンク機能を有しない「浸水防止部屋」に置き換えると、新たにタンクを収める配置スペースが必要となる上、タンクとして利用できた配置位置をタンクとして利用できなくなる。

⇒阻害要因あり

⇒除くクレームで進歩性〇

＜若干の考察＞

（１）「除くクレーム」の新規事項追加と進歩性判断との関係　除くクレームにより進歩性が認められた裁判例は本判決が４件目であるが、特許庁での審査・審判では年間１０００件以上の除くクレームが権利化されている 。　本判決も、「除くクレーム」により“進歩性”を認めたこれまでの３件の裁判例と同じく、進歩性を認める文脈では、主引用発明の課題との関係で特定の構成を除くことは阻害事由があるという論理を判示した。　他方、他の多数裁判例と同じく、本判決も、新規事項追加でないとして訂正要件を認める文脈では、除くクレームの訂正により本件発明の作用効果が変わらないことを判示した。　このように、「除くクレーム」には、新規事項追加の判断時には本件発明の課題との関係が問題となるのに対し、進歩性の判断時には引用発明の課題との関係が問題となるという捩じれを孕んでおり、権利者側にとって便利過ぎるという声もあるところである。　もっとも、この点は、進歩性判断時には本件発明の課題が引用発明の課題と異なることが進歩性肯定の理由とされるのに対し、侵害訴訟時の充足論では本件発明の課題を対象製品・方法が課題としているかを問題としないという現行実務の大きな捩じれに較べれば些細な捩じれに過ぎないかもしれない。（２）「除くクレーム」の新規事項追加判断（拡大先願と進歩性との温度差）　「除くクレーム」の新規事項追加判断は、拡大先願違反を回避するために補正/訂正する場面よりも、進歩性欠如を回避するために補正/訂正する場面の方が厳格に当てはめているように感じられる。以下、４つの裁判例の当てはめ部分を引用する。 知財高判令和３年（行ケ）第 10151 号「船舶」事件＜本判決＞は、『「浸水防止部屋」は、タンクの機能を備えることが許容されるから、「浸水防止部屋」には、タンクの機能を兼ねるものと、 タンクの機能を兼ねないものがある』と認定しており、本件発明の従来の作用効果を変更せず、新たな作用効果を生じさせないという形式論に留まらない実質論を判示した。 知財高判令和３年(行ケ)第 10111 号【レーザ加工装置】事件も、『「切断予定ライン」を記載しながら「溝」をあえて記載しないことは不自然』と認定しており、本件発明の従来の作用効果を変更せず、新たな作用効果

を生じさせないという形式論に留まらない実質論を判示した。 知財高判平成 30 年(ネ)第 10006 号【システム作動方法(カプコン v.コーエー)】事件は、新規事項追加の論点が争点とならなかった。 知財高判平成 29 年(行ケ)第 10032 号【導電性材料の製造方法（銀フレーク）】事件一次判決は、除くクレームを含む請求項９とは別に、請求項１０に作用機序を付加する訂正について、『本件訂正発明１０における「融着」が「前記銀の粒子の一部を局部的に酸化させること」に起因して生じるものであることを明示する記載は，願書に添付した明細書，特許請求の範囲又は図面にないとはいえないから…新規事項の追加には当たらない。』と判示した。 このことは、欧州特許庁のガイドラインが、当初開示のない除くクレームについて、拡大先願等に対する新規性の回復を一定の場合に認める一方、進歩性の判断に寄与するものを許容しないことに通じるものがある。ただし、除外対象が当初開示されている場合には、除外後に残る発明が当初出願から直接かつ一義的に導かれるかを判断するという、別の枠組みによる。

（判旨抜粋）

①…「浸水防止部屋」は、タンクの機能を備えることが許容されるから、「浸水防止部屋」には、タンクの機能を兼ねるものと、 タンクの機能を兼ねないものがあるものと認められる。本件明細書等には、浸水防止部屋としてタンクの機能を兼ねるもののみが記載されていると解すべき理由はないから、本件明細書等には、タンクの機能を兼ねる「浸水防止部屋」とともに、タンクの機能を兼ねない「浸水防止部屋」が記載されていると認められる。そして、タンクの機能を兼ねる「浸水防止部屋」を備える発明と、タンクの機能を兼ねない「浸水防止部屋」を備える発明は、いずれも本件明細書等に記載された発明であったから、…特許請求の範囲の請求項１の「浸水防止部屋」がタンクの機能を兼ねない「浸水防止部屋（ただし、タンクを除く。）」に訂正されて、タンクの機能を兼ねる「浸水防止部屋」を備える発明が除かれても、新たな技術的事項を導入しないことは明らかである。なお、本件訂正により、本件訂正後の発明が、側壁における隔壁の近傍が損傷を受けても、浸水防止部屋が浸水するだけで、複数の部屋に跨って浸水することはなく、船損傷時における複数の部屋への浸水を防止することができると共に、複数の部屋の大型化を抑制して設計の自由度を拡大することができるという本件発明の効果を奏することなく、新たな効果を奏する発明となると解すべき理由はない。そのため、本件訂正によって発明の作用効果が変わることによって新たな技術的事項が導入されたと解する余地もない。

②…甲６発明の「船尾トリミングタンク（バラスト水タンク）」は、もともとタンクの機能を備えるものであり、側壁に面しており、当該側壁が損傷し浸水しても、それが設けられた「部屋」に浸水しないような水密の構造となっている部屋であるから、「浸水防止部屋」にも当たり、タンクの機能を兼ねる水密防止部屋であるものと認められる。しかし、タンクを兼ねる「浸水防止部屋」を、タンクと、タンクを兼ねない「浸水防止部屋」として別々に構成することを示唆する証拠はなく、また、もともとタンクとしての機能を発揮するように設計されたものであって「浸水防止部屋」としての機能も有すると解されるようなタンクの配置位置に、タンクとしての機能を有しない「浸水防止部屋」を配置しつつ、その配置位置とは異なる箇所に別個のタンクを配置することを示唆する証拠もないから、甲６発明において「船尾トリミングタンク（バラスト水タンク）」を、タンクと、タンクでない「浸水防止部屋」として別々に構成することや、「船尾トリミングタンク（バラスト水タンク）」を、「浸水防止部屋」としての空所に置き換えることについて動機付けがあるとは認められない。

また、タンクと、タンクの機能を有しない「浸水防止部屋」を別々に構成することとし、もともとタンクとしての機能を発揮するように設計されたものであって「浸水防止部屋」としての機能も有すると解されるようなタンクを、タンクの機能を有しない「浸水防止部屋」に置き換えるとすると、新たにタンクを収める配置スペースが必要となる上に、タンクとして利用できた配置位置をタンクとして利用できなくなり、設計の自由度を損なうこととなるから、そのようなことをするについては阻害要因があるといえる。そうすると、甲６発明において、「船尾トリミングタンク（バラスト水タンク）」を「浸水防止部屋」としての空所に置き換え、後方の部屋に「船尾トリミングタンク（バラスト水タンク）」を配置することを当業者が容易に想到し得るとは認められない。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-91422.pdf

知財高判令和４年(行ケ)10029【防眩フィルム】＜東海林＞

Ameblo 元投稿日：2023-08-11

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12815756027.html

知財高判令和４年(行ケ)10029【防眩フィルム】＜東海林＞

①明細書に記載された実施形態がクレームに入らない形状・構造を含んでいても、実施可能性〇（サポート要件も〇）

②測定条件には自ずと制限があり、当業者は合理的に測定する。⇒明確性要件〇

③２つのパラメータが関連しあうときに、主引用発明の片方のパラメータのみを、他方のパラメータと切り離して調整する示唆を否定した。⇒進歩性〇

【請求項１】「ヘイズ値が６０％以上９５％以下の範囲の値であり、内部ヘイズ値が０．５％以上８．０％以下の範囲の値であ…る、防眩フィルム。」

（判旨抜粋）

①第１実施形態により作成できる防眩フィルムの中に、第２実施形態や第３実施形態により作成できないものがあったとしても、それにより、第１実施形態により本件各発明が実施可能であることが否定されるものではない。なお、第２実施形態により製造された第２構造防眩層、第３実施形態により製造された第３構造防眩層の中に、第１構造防眩層とは異なる形状・構造を有するものがあり、それらが本件各発明の光学三特性を満たさなかったとしても、それらは本件各発明を実施するものではないというにとどまり、それによって本件各発明の実施可能性が否定されるわけではない。

②…当業者であれば、測定結果に変動が生じないように測定条件を設定しようとすると解され、本件各発明の輝度分布の標準偏差を得るに当たり、測定結果に変動が生じないように測定条件を設定することが不可能であることを示す証拠はない。また、…当業者が、およそディスプレイのユーザが感じるギラツキとの乖離が著しくなるような条件で…輝度分布を測定するものと解することはできない。そうすると、本件各発明における輝度分布の測定に当たり設定可能な条件には、同じ防眩フィルムに関する測定結果が変動せず一定になるように設定する…等の制限があるということができ、当業者であればこれらの制限のもとで合理的な範囲で条件を設定して測定するものと推認される。…

③相違点１－１/「防眩層」が、本件発明１は、「内部ヘイズ値が０．５％以上８．０％以下の範囲の値であ」るのに対して、引用発明は、「内部ヘイズ値」が分からない点。…

引用例２は…表面ヘイズを規定することにより、凹凸の程度（表面拡散要素）をより具体的に表すことが記載されており…、表面ヘイズの値は、ギラツキと技術的に一体不可分である凹凸の形状を規定するものであるから、引用例２の記載は、表面ヘイズ値と切り離してギラツキを調整することを示唆するものと解することはできない。…周知文献Ａ１も、「内部ヘイズは、５～３０％であることが好ましく」と記載されているものの、他方で、「表面ヘイズは２０～５０％であることが好ましく」とも記載されているから…、表面ヘイズ値と切り離してギラツキを調整することを示唆するものではない。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-91988.pdf

東京地判令和４年(ワ)9716【５-アミノレブリン酸リン酸塩】＜柴田＞

Ameblo 元投稿日：2023-08-15

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12816299668.html

東京地判令和４年(ワ)9716【５-アミノレブリン酸リン酸塩】＜柴田＞R5.7.28

＜充足論＞

新規物質の発明～単離されなくても、濃度が低くても充足!!

Cf.東京高判平成 15 年(ネ)3034＜篠原＞

【形態学的に均質型のチアゾール誘導体の製造方法】

*混合物が従来技術⇒特定の結晶形が本件発明!

「…出願経過を参酌…Ａ型…Ｂ型…の混合物が存在することを前提とした上で…特定の結晶形である「『Ｂ』型のファモチジン」に限定した」

＜無効論＞

新規性〇～理由は、知財高判令和４年(行ケ)10091【５-アミノレブリン酸リン酸塩】＜東海林＞R5.3.22 と同じ

⇒引用文献に物質名が記載されていても、当業者が創作能力を要する思考や試行錯誤等を経ずに実施可能であると認められなければ、開示が認められない。

⇒引用文献等から、技術常識に基づいて、少なくとも、混合物として『リン酸塩』を製造可能であった必要がある。

★出願時はリン酸塩が製造困難であった!!

⇒均等論第３要件に通ずる!!

＜若干の考察＞

本判決は、充足論では、対象製品が本件発明の５－アミノレブリン酸リン酸塩を単離していなくても、混合物として含有されているだけで充足とした。　本判決は、新規性判断の冒頭において「本件優先日当時において、５－アミノレブリン酸単体を得る技術が周知であったとは認められない。」と判示しており、充足論と矛盾するかと早とちりしそうであるが、新規性判断に関する判示を読み進めると「５－アミノレブリン酸リン酸塩という化合物が製造されたと評価することはできない」と判示しており、本件優先日当時、本件発明の新規化合物を製造することを当業者が創作能力を要する思考や試行錯誤等を経ずに実施可能であったとは認められなかったことを理由に、新規性欠如の主張を退けたものである。　本事案においては、引用文献中に物質名（本件発明の５－アミノレブリン酸リン酸塩）が記載されていたが、当業者が創作能力を要する思考や試行錯誤等を経ずに実施可能であったとは認められなかったとして、当該引用文献の開示が認められない、あるいは、引用発明適格が否定された。　本判決のみならず、多数の裁判例においても、引用文献中に引用発明の開示が認められるためには、引用文献の開示から技術常識に基づいて、本件発明の構成等を当業者が創作能力を要する

思考や試行錯誤等を経ずに実施可能である必要があるとされている。本事案に即して言えば、少なくとも、混合物として『５－アミノレブリン酸リン酸塩』を当業者が創作能力を要する思考や試行錯誤等を経ずに製造可能であった必要がある。　しかしながら、本件優先日当時の技術水準では、単離することが困難であったのみならず、混合物としても５－アミノレブリン酸「リン酸塩」を製造することが困難であったため、引用文献中に物質名が記載されていたにもかかわらず、新規性欠如の主張が退けられたものである。本事案のように、公知文献中に本件発明の化合物が文字として記載されていても、優先日当時の技術水準において当業者が創作能力を要する思考や試行錯誤等を経ずに製造可能でなかったという反論が有り得ることを常に念頭に置くべきであろう。　そうすると、本判決は、充足論と無効論とで矛盾はなく、出願日（優先日）の技術水準では当業者が本件発明の化合物を創作能力を要する思考や試行錯誤等を経ずに製造可能でなかったが、充足論では侵害対象製品が現実に本件発明の化合物を含有することに基づいて充足と判断されたものである。明細書の開示によって製造可能となったという因果関係を認定したものではない。実施可能要件・サポート要件は別途検討される。　このような状況は、均等論第３要件に通ずるものがある。すなわち、均等論第３要件は対象製品等の製造等の時点での置換容易性を問題とする一方、第４要件は対象製品等が出願時の公知技術と同一又はこれから容易に推考できたものでないことを問題とする。基準時の違いという共通点はあるが、判断対象も異なるので、同じ容易性が時間の経過により変化した場合にだけ均等が成立するという意味ではない。　但し、本判決を含めた多数裁判例が採る一般論に従えば、公知文献中に化合物名が記載されていても出願日（優先日）の技術水準では当業者が本件発明の化合物を創作能力を要する思考や試行錯誤等を経ずに製造可能であったことを立証できない限り新規性・進歩性は直ちには否定されないところ、初めて特定の化合物を混合物に含まれる形で製造することに成功した者は、他の特許要件も満たす限り、単離しなくても物の発明として特許権を取得し得て、当該化合物を含む混合物を実施する者に対し、その特許権に基づいて権利行使し得ることとなる。本件発明のように、５－アミノレブリン酸は公知であり、それを「リン酸塩」にしたという新規物質であり、しかも、「５－アミノレブリン酸リン酸塩」という化合物自体は公知文献に明記されていた以上、「リン酸塩」を初めて製造できたことに技術的意義が認められる発明において、製造方法の発明でなく、物の発明として特許権が与えられることがバランスを失しないか、発明者が現実に発明した製造方法以外でも当該化合物を含む混合物を製造等した被疑侵害者に対し権利行使できることでよいのかという点は、議論が有り得るところである。　この点については、さらに、知財高判平成 19 年(行ケ)第 10378 号【結晶性アジスロマイシン２水和物】では、本件優先日前の技術常識・技術水準を基礎として、引用文献に本件発明と同一の物が記載されていると理解できたかが問題とされ、同一物が優先日前に事実として存在したか否かを決め手とはしなかった。裁判所は、引用例に記載された結晶がアジスロマイシン２水和物と客観的に認められるか否かを判断するまでもなく、引用例から本件発明の構成の開示を認めることはできないとした。この判示を踏まえ、仮に事実としては新規物質ではなく、発明者が当該物質の存在に初めて気付いたという場合を考えると、物の発明として特許権が与えられることがバランスを失しないか、従来技術（＝当該物質に誰も気付いていなかったが事実として当該物質が含まれていた物）を引き続き製造販売している被疑侵害者に対し権利行使できることでよいのかという点は、パブリックドメインとの関係で、議論が有る。

（判旨抜粋）

＜充足論＞⇒新規物質の発明であるから、単離されていなくても、濃度が低くても充足!!

被告は、各被告製品が、アミノ酸含有食品であること、５－アミノレブリン酸リン酸塩が単離されておらず、その純度が低いことを挙げて、各被告製品が本件発明の技術的範囲に属さない旨主張する。しかし、本件発明は新規な化学物質の発明であり、本件発明の目的は、新規な化学物質としての５－アミノレブリン酸リン酸塩を提供することであって、５－アミノレブリン酸リン酸塩の純度を向上させることにあるのではない。本件発明の５－アミノレブリン酸リン酸塩であれば、それが単離されていなくとも、また、それを含む製品においてそれが高い濃度でなくとも、発明の効果を奏するといえる。

＜無効論（新規性）＞

⇒新規性○（理由は、知財高判令和４年（行ケ）10091＜東海林＞と同じ）

…乙１６文献から乙１８文献までにおいて、５－アミノ レブリン酸単体を得る技術が開示されているとはいえない。これに加え、…本件引用例においても「５－ＡＬＡは…化学的にきわめて不安定な物質である」、「５－ＡＬＡＨＣｌの酸性水溶液のみが充分に安定であると示される」と記載されていて（【０００７】）、これらの事項が本件優先日当時の技術常識であったと認められることも考慮すると、本件優先日当時において、５－アミノレブリン酸単体を得る技術が周知であったとは認められない。

この点に関し、原告は、５－アミノレブリン酸リン酸塩を製造する上で、５－ＡＬＡが物質として取り出されている必要はなく、発酵液中に培地成分等と混合した状態であってもよい旨主張する。しかしながら、本件優先日当時、種々の成分を含む混合液に酸又は塩基を添加するという方法が、化合物である塩の製造方法として技術常識であったとは認められないことからすれば、本件引用例に接した本件優先日当時の当業者が、化合物である５－アミノレブリン酸リン酸塩を製造する方法として、培地成分等と混合した状態で５－アミノレブリン酸が存在する発酵液にリン酸を添加する方法(又はこの発酵液をリン酸溶液に添加する方法)を、思考や試行錯誤等の創作能力を発揮することなく見出すことができたとはいえない。また、…乙１７文献において、培地に酵母抽出物やトリプトン等が含まれることが記載されていることからも明らかなように、培地成分等と混合した状態にある発酵液には種々のイオンが夾雑物として含まれているのであるから、このような発酵液にリン酸を添加したとしても、等しい物質量の酸及び塩基の中和反応によって５－アミノレブリン酸リン酸塩という化合物が製造されたと評価することはできない…。…そして、このほか、本件優先日当時の当業者が、５－ＡＬＡホスフェートの製造方法その他の入手方法を見出すことができたというべき事情は存しない。…

以上によれば、本件引用例に接した本件優先日当時の当業者が、思考や試行錯誤等の創作能力を発揮するまでもなく、本件優先日当時の技術常識に基づいて、５－ＡＬＡホスフェートの製造方法その他の入手方法を見出すことができたとはいえない。したがって、本件引用例から５－ＡＬＡホスフェートを引用発明として認定することはできない。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-92268.pdf

知財高判令和４年(行ケ)10059【ガラス】＜菅野＞

Ameblo 元投稿日：2023-08-17

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12816621161.html

知財高判令和４年(行ケ)10059【ガラス】＜菅野＞

*発明の課題を物性要件と異なると認定し、組成要件を満たす物が物性要件を満たす蓋然性は不要とした。

⇒組成要件を満たすが物性要件を満たさないガラスは、特許請求の範囲に含まれないだけである。

知財高判平成 28 年(行ケ)10189【光学ガラス】＜鶴岡＞と区別した!!

【請求項１】…液相温度が１１４０℃以下であり、ガラス転移温度が６７２℃以上であり、屈折率ｎｄが1.８２５～1.８５０の範囲であり、かつアッベ数νｄが４１.５～４４である酸化物ガラスであるガラス

（判旨抜粋）

原告は、…本件組成要件を満たしながら本件物性要件を満たさないものがあって、本件組成要件を満たすことと本件物性要件を満たすこととの間に相関関係を見いだすことは不可能である…などと主張する。

しかしながら、本件発明の課題は…高屈折率低分散ガラスの有用性を更に高めるために、Ｇｄ、Ｔａ及びＹｂのガラス組成において占める割合を低減すること、熱的安定性に優れたガラスを提供すること及び機械加工に適するガラスを提供することであって、そのために、本件組成要件及び本件物性要件を満たす構成をとることとして、その課題の解決を図ったものである。

したがって、本件組成要件と本件物性要件とが課題と解決手段の関係にあるということはできないから、本件組成要件で特定されるガラスが高い蓋然性をもってガラス転移温度を含む全ての物性要件を満たすという関係を有することが認識されるまでの必要はない。また、本件発明は、本件組成要件と本件物性要件の双方を満たすものを特許請求の範囲としているものであって、本件組成要件の全数値範囲にわたって、本件組成要件を満たすガラスは本件物性要件を満たすとしているものでもない。本件組成要件を満たすが本件物性要件を満たさないガラスがあるとして、それは端的に本件発明の特許請求の範囲に含まれないガラスにすぎない。なお、本件明細書において好ましい範囲として記載された数値の範囲とその選択の根拠に鑑みると、本件組成要件の数値範囲が過度に広いとは認め難い。…

（なお、原告は、知的財産高等裁判所がした別件判決（甲７）で示された「組成要件で特定される光学ガラスが高い蓋然性をもって当該物性要件を満たし得るものであることを、発明の詳細な説明の記載や示唆又はその出願時の技術常識から当業者が認識できること」を本件におけるサポート要件充足の判断基準とすべき旨を指摘するが、サポート要件の充足の有無は、発明の課題との関係において認定されるべきものであるところ、同判決では発明の課題を「所定の光学定数を有し、高屈折率高分散であって、かつ、部分分散比が小さい光学ガラスを提供すること」としているのであり、このような、異なる発明における異なる課題において事例判断として示された別件の理由中の判断を、そのまま本件に適用することは相当ではない。）。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-92153.pdf

大阪地判平成 30 年(ワ)5189【養殖魚介類への栄養補給体及びその製造方法】＜谷＞

Ameblo 元投稿日：2023-08-18

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12816730871.html

大阪地判平成 30 年(ワ)5189【養殖魚介類への栄養補給体及びその製造方法】＜谷＞

*共有者による実施で、特許権が消尽した。

⇒当該販売済み製品については，製造方法に係る特許権も消尽!!

=控訴審知財高判 R1(ネ)10065

「共有特許発明の実施品として被告製品を製造し，これを被告会社に販売した場合には，共有特許権は…消尽」

※インクタンク知財高裁大合議判決（最高裁ではない）は、製造方法の特許について、概略として間接侵害が成立する場面では消尽するという傍論を述べたが、「（…特許権の「消尽」といい，あるいは「黙示の許諾」というかどうかは，単に表現の問題にすぎない。）」というくだりは批判もある。

⇒これに対し、大阪地判平成 30 年(ワ)5189 は、「消尽」すると言い切った点に着目される。

https://www.courts.go.jp/ip/vc-files/ip/file/10021.pdf

（判旨抜粋）

共有特許権の共有者である被告Ｐ２...は，原告の同意を得ることなく，共有特許発明を実施することができるから，被告Ｐ２が，仮に共有特許発明の実施品として被告製品を製造し，これを被告会社に販売した場合には，共有特許権はその目的を達成したものとして消尽し，共有特許権の共有者である原告は，被告会社が被告製品を譲渡等することに対し，特許権を行使することはできないものと解される。なお，被告会社は解散会社から購入した被告製品を第三者に販売したこともあったが，これは共有特許権の特許権者である原告及び被告Ｐ２から実施の許諾を受けて製造され，被告会社に販売されたものであるから，同じくその被告製品についても共有特許権は消尽したと解される。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-88930.pdf

【商標】知財高判令和４年(行ケ)10073＜菅野＞『ｚｈｉｙｕｎ』事件

Ameblo 元投稿日：2023-08-19

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12816838841.html

【商標】知財高判令和４年(行ケ)10073＜菅野＞『ｚｈｉｙｕｎ』事件

４条１項７号違反（公序良俗違反）

「先願主義に名を借りて…出所識別機能とは関係なく、剽窃的な商標出願を大量にした上、金銭的利益を得る…事案であって、単なる特定の当事者間の私的な問題に止まるものではなく、公正な取引秩序そのものに関わる重大な違反がある」

（判旨抜粋）

本件商標の登録出願日である平成３０年９月２４日以前に、被告は、引用商標ないしそれに類似する商標を付したスタビライザー等の商品について、海外において相当な売上げを得ており、我が国においても、遅くとも平成２８年７月１３日以降、引用商標ないしそれに類似する商標を付したジンバル雲台やスタビライザーがＡｍａｚｏｎジャパンで販売され、平成２９年には見本市に参加し、平成３０年には日本市場に本格参入している。

また、同ウによれば、本件商標の登録出願は、平成２９年９月２５日から令和３年５月１１日までの間に原告によりされた大量の商標登録出願の一部であるところ、これらの出願のうち２２件については、登録後１、２年で移転され、そのうち少なくとも１８件については原告による登録出願が、類似する他人の商標の使用に後れるものであり、原告出願に係るこれらの商標の多くが特徴的な造語で、先行する他人の商標と偶然に一致したものとは考えられず、また、原告は本件商標についても使用料を得ようとしていたことが認められる。

これらの事情によれば、原告は、先願主義に名を借りて、先行して使用されてきた他人の商標と類似する商標を出願した上、金銭的利益を得ることを業とする者と認めざるを得ない。また、本件商標についても、日本語とも英語とも考えられない造語であり、およそ原告が独自に考え出したものとは認められないもので、原告は、被告が海外において、引用商標を付したスタビライザーやジンバル雲台で相当の販売実績を有していることを知りながら、これらの商品と同じ商品を指定商品として、我が国で先に商標登録を得ることで、金銭的利益を得ようとしていたものと推認し得るものである。このような本件商標の登録出願に至る経緯等に照らせば、登録を認めることは、商標法の予定する公正な取引秩序に著しく反するものというべきであるから、本件商標の商標登録は、公序良俗に反するものというほかない。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-91769.pdf

【商標】知財高判令和４年(行ケ)10090 「HEAVEN」事件

Ameblo 元投稿日：2023-08-22

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12817283359.html

【商標】知財高判令和４年(行ケ)10090　「HEAVEN」事件

本願～43類「ホストクラブにおける飲食物の提供…」

引用商標～43類「インドカレー・インド料理の提供」

ホストクラブでもカレー等のインド料理が除かれると解すべき特段の事情なし。

⇒出所について混同のおそれあり

⇒役務類似

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-91756.pdf

【論稿】米国判例に見る「使用」に基づくロイヤルティ算定手法（高橋弘史、パテント 2022）

Ameblo 元投稿日：2023-08-23

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12817384954.html

【論稿】米国判例に見る「使用」に基づくロイヤルティ算定手法（高橋弘史、パテント 2022 Vol. 75 No. 13）

日本の特許訴訟における損害論において、販売数量ではなく「使用」を前提としたものは見当たらない。

⇒米国判例を手掛かりに「使用」を前提とする価値算定を検討した。

https://jpaa-patent.info/patent/viewPdf/4114

【商標／審決２件】 不服 2022-10002 、無効 2022-890031

Ameblo 元投稿日：2023-08-24

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12817552871.html

【商標／審決２件】

不服 2022-10002

本願「チョコモ～モ～」

引用「モーモーチョコ」

⇒非類似

無効 2022-890031

本件登録商標「Swan Angel」

引用「ANGEL SWAN」

⇒類似

「需要者は…各文字が単に前後に入れ替わってなるにすぎないものと認識し、把握するとみるのが自然である」「別異の観念を生ずるというような事情は認められない」

【商標】知財高判令和２年(行ケ)10114 和解契約上の不争義務（will not interfere）

Ameblo 元投稿日：2023-08-25

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12817646544.html

【商標】知財高判令和２年(行ケ)10114

和解契約上の不争義務あり（will not interfere）

⇒不使用取消審判請求（商標法 50 条）は信義則違反

⇒不使用取消しを認めた審決取消し

被告は出頭せず。

もっとも、契約に拘束されない独立の第三者による不使用取消審判請求を当然に排除するものではないから、商標権者としては不争義務条項だけに依拠することはできない。契約当事者が第三者名義を利用する場合の契約上・信義則上の評価は別途検討を要する。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-90916.pdf

大阪地判令和２年(ワ)7486【魚体内の血液の瞬間除去装置】⇒共同発明者性肯定

Ameblo 元投稿日：2023-08-28

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12818054706.html

大阪地判令和２年(ワ)7486【魚体内の血液の瞬間除去装置】

⇒共同発明者性肯定

「課題を解決するための着想及びその具体化の過程において、発明の特徴的部分の完成に創作的に寄与したことを要する。発明の特徴的部分とは…従来技術には見られない部分…発明特有の課題解決手段を基礎付ける部分を指す」

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-90980.pdf

知財高判平成 30 年(ネ)10034【ソレノイド】＜菅野＞

Ameblo 元投稿日：2023-08-29

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12818180628.html

知財高判平成 30 年(ネ)10034【ソレノイド】＜菅野＞

＜共有特許の損害論＞

*特許法 102 条２項による損害算定

～共有者が３項で受ける実施料相当額を控除する。

*特許法 102 条１項による損害算定

～同条２項による損害の推定における場合と異なり、共有者が３項で受ける実施料相当額を控除することもできない。

（判旨抜粋）

特許法１０２条１項により算定される損害については、侵害者による侵害組成物の譲渡数量に特許権者等がその侵害行為がなければ販売することができた物の単位数量当たりの利益額を乗じて算出される額には、特許権の非実施の共有者に係る侵害者による侵害組成物の譲渡数量に応じた実施料相当額の損害が含まれるものではなく、その全部又は一部に相当する数量を特許権者等が販売することができないとする事情にも当たらないから、後記の同条２項による損害の推定における場合と異なり、非実施の共有者の実施料相当額を控除することもできない。

…実施料に相当する損害は、特許権の実施の有無にかかわらず請求することができるから、特許権を共有するがその特許を実施していない共有者であっても、その特許が侵害された場合には、特許法１０２条３項により推定される実施料相当額の損害賠償を受けられる余地があるところ、仮に、同条２項により推定される全額を共有に係る特許権を実施する共有者の損害額であると推定されると、侵害者は実際に得た利益以上に損害賠償の責めを負うことになることからすると、共有に係る特許権を実施する共有者が同条２項に基づいて侵害者が得た利益を損害として請求するときは、同条３項に基づいて推定される共有に係る特許権を実施していない共有者の損害額は控除されるべきである。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-91122.pdf

知財高判令和２年(ネ)10004【光照射装置】＜大鷹＞

Ameblo 元投稿日：2023-08-30

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12818315731.html

知財高判令和２年(ネ)10004【光照射装置】＜大鷹＞

※共有者も実施していた場合の損害論

（先使用権の食い込みの論点も重要!!）

「…侵害者が，他の共有者が特許発明を実施していることを主張立証したときは，同条２項による推定は他の共有者の実施の程度（共有者間の実施による利益額の比）に応じて按分し…覆滅される…」

（判旨抜粋）

特許権が他の共有者との共有であること及び他の共有者が特許発明の実施により利益を受けていることは，同項による推定の覆滅事由となり得るものであり，侵害者が，特許権が他の共有者との共有であることを主張立証したときは，同項による推定は他の共有者の共有持分割合による同条３項に基づく実施料相当額の損害額の限度で覆滅され，また，侵害者が，他の共有者が特許発明を実施していることを主張立証したときは，同条２項による推定は他の共有者の実施の程度（共有者間の実施による利益額の比）に応じて按分した損害額の限度で覆滅されるものと解するのが相当である。

https://www.nakapat.gr.jp/ja/legal_updates_jp/%E3%80%90%E7%89%B9%E8%A8%B1%E2%98%85%E2%98%85%E3%80%91%E3%80%8C%E9%A3%9F%E3%81%84%E8%BE%BC%E3%81%BF%E3%80%8D%E3%81%AB%E3%82%88%E3%82%8B%E5%85%88%E4%BD%BF%E7%94%A8%E6%A8%A9%E3%81%AF%E4%B8%8D%E6%88%90/

【商標】知財高判令和元年(行ケ)10151「CORE ML」事件

Ameblo 元投稿日：2023-08-31

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12818452732.html

【商標】知財高判令和元年(行ケ)10151「CORE ML」事件

本願商標：CORE ML

引用商標：CORE、コア

＜審決及び被告の判断・主張の要旨＞ML は Machine Learning の略語

⇒商品の品質を表す語として認識される。

⇒前半の「CORE」の文字部分が強く支配的な印象を与えるから、要部として抽出できる。

⇒類似（商標法 4 条 1 項 11 号違反）とするのが審決及び被告の立場である。
＜裁判所の判断＞本件指定商品との関係では、「CORE」の部分が強く支配的な印象を与えるとはいえず、「ML」の部分の出所識別機能が特段弱いともいえない。したがって、「CORE」のみを抽出して類否を判断することは許されない。
⇒商標全体を対比すると、引用商標「CORE」「コア」のいずれとも非類似であり、審決を取り消した。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-89516.pdf

知財高判大合議平成 31 年(ネ)10003【美容器】＜損害論＞推定覆滅事情～102 条 1 項但書 5 割

Ameblo 元投稿日：2023-09-01

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12818608181.html

知財高判大合議平成 31 年(ネ)10003【美容器】

＜損害論＞推定覆滅事情～102 条 1 項但書 5 割

価格差～原告製品 24000 円，被告製品 3000～5000 円

原/被告製品双方に当てはまる事情

⇒覆滅事情でない

原告製品は微弱電流を発生する

⇒被告製品が顧客誘引力が劣る

⇒覆滅事情でない

＜推定覆滅事情＞102 条 1 項但書：原告が原告製品を販売することができないとする事情

価格差～原告製品は２万４０００円，被告製品は３０００円～５０００円。被告製品を購入した者は，被告製品が存在しなかった場合に，原告製品を購入するとは必ずしもいえない。

大手通販業者や百貨店において商品を購入する者がディスカウントストアや雑貨店において商品を購入しないというような経験則があるとは認め難い。価格の差を離れて，原告製品と被告製品の上記販売態様の差異が，需要者の購入動機に影響を与えているとは認められず，販売態様の差異は，販売できない事情として認めることはできない。

競合品～市場において，原告製品と競合関係に立つ製品が販売されていたと認めるに足りないから，この点を，販売できない事情と認めることはできない。

被告の主張する「軸受けの部分は外見上認識することができない」という事情は，被告製品及び原告製品のいずれにも当てはまるものであるから，同事情の存在によって，被告製品がなかった場合に，被告製品に対する需要が原告製品に向かわなくなるということはできず，したがって，これらの事情を販売できない事情と認めることはできない。

原告製品は微弱電流を発生する機構を有しており，被告製品はそのような機構を有していないが，このことは，被告製品が原告製品に比べ顧客誘引力が劣ることを意味するから，被告製品が存在しなかった場合に，その需要が原告製品に向かうことを妨げる事情とはいい難い。

＜寄与率＞

本件発明２が美容器の一部に特徴のある発明であるという事情は，既に原告製品の単位数量当たりの利益の額の算定に当たって考慮しているから，重ねて考慮する必要はない。

（判旨抜粋）

102 条 1 項但書の事情

(ｱ) 一審被告は，原告製品と被告製品の価格の差異や販売店舗の差異を，販売できない事情として主張する。

ａ 本件においては，前記(2)ウ，(3)アのとおり，原告製品は，大手通販業者や百貨店において，２万３８００円又はこれに近い価格で販売されているのに対し，被告製品はディスカウントストアや雑貨店において，３０００円ないし５０００円程度の価格で販売されているが，このように，原告製品は，比較的高額な美容器であるのに対し，被告製品は，原告製品の価格の８分の１ないし５分の１程度の廉価で販売されていることからすると，被告製品を購入した者は，被告製品が存在しなかった場合には，原告製品を購入するとは必ずしもいえないというべきである。したがって，上記の販売価格の差異は，販売できない事情と認めることができる。

そして，原告製品及び被告製品の上記の価格差は小さいとはいえないことからすると，同事情の存在による販売できない事情に相当する数量は小さくはないものと認められる。

一方で，上記両製品は美容器であるところ，美容器という商品の性質からすると，その需要者の中には，価格を重視せず，安価な商品がある場合は同商品を購入するが，安価な商品がない場合は，高価な商品を購入するという者も少なからず存在するものと推認できるというべきである。また，前記(3)アのとおり，原告製品は，ローラの表面にプラチナムコートが施され，ソーラーパネルが搭載されて，微弱電流を発生させるものであるから，これらの装備のない被告製品に比べてその品質は高いということができ，したがって，原告製品は，その販売価格が約２万４０００円であるとしても，３０００円ないし５０００円程度の販売価格の被告製品の需要者の一定数を取り込むことは可能であるというべきである。以上からすると，原告製品及び被告製品の上記価格差の存在による販売できない事情に相当する数量がかなりの数量になるとは認められない。

ｂ このように，原告製品と被告製品との価格の差異は，需要者の購入動機に影響を与えているといえるが，大手通販業者や百貨店において商品を購入する者がディスカウントストアや雑貨店において商品を購入しないというような経験則があるとは認め難いから，価格の差を離れて，原告製品と被告製品の上記販売態様の差異が，需要者の購入動機に影響を与えているとは認められず，販売態様の差異は，販売できない事情として認めることはできないというべきである。

(ｲ) 一審被告は，競合品が多数存在することを，販売できない事情として主張する。

平成３１年４月の時点で，原告製品と被告製品の同種の製品として，少なくとも２９種類の製品が販売されていることが認められる（乙１７６，弁論の全趣旨）が，本件証拠上，本件侵害期間（平成２７年１２月４日ないし平成２９年５月８日）に市場において，原告製品と競合関係に立つ製品が販売されていたと認めるに足りないから，この点を，販売できない事情と認めることはできない。

(ｳ) 一審被告は，本件発明２は軸受けについての発明であるところ，被告製品における軸受けの製造費用は全体の製造費用の僅かな部分を占めるにすぎず，軸受けは付属品に類するものであることを販売できない事情として主張する。

しかし，本件発明２が美容器の一部に特徴のある発明であるという事情は，既に原告製品の単位数量当たりの利益の額の算定に当たって考慮しているのであるから，重ねて，これを販売できない事情として考慮する必要はないというべきである。

(ｴ) 一審被告は，軸受けの部分は外見上認識することができず，代替技術が存することなどを販売できない事情として主張する。

しかし，一審被告の主張する上記の事情は，被告製品及び原告製品のいずれにも当てはまるものであるから，同事情の存在によって，被告製品がなかった場合に，被告製品に対する需要が原告製品に向かわなくなるということはできず，したがって，これらの事情を販売できない事情と認めることはできない。

(オ) 一審被告は，原告製品は，微弱電流を発生する機構を有しているが，被告製品はそのような機構を有していないことを販売できない事情として主張する。

確かに，前記(3)アのとおり，原告製品は，微弱電流を発生する機構を有しており，一方で，被告製品はそのような機構を有していないが，このことは，被告製品は，原告製品に比べ顧客誘引力が劣ることを意味するから，被告製品が存在しなかった場合に，その需要が原告製品に向かうことを妨げる事情とはいい難い。したがって，上記の点は，販売できない事情と認めることはできない。

(カ) 一審被告は，一審被告の営業努力を，販売できない事情として主張するが，本件証拠上，一審被告に，販売できない事情と認めるに足りる程度の営業努力があったとは認められない。

ウ 以上によれば，本件においては，前記イ(ｱ)ａで判示した事情を考慮すると，この販売できない事情に相当する数量は，全体の約５割であると認めるのが相当である。

寄与率

前記(3)及び(5)のとおり，原告製品の単位数量当たりの利益の額の算定に当たっては，本件発明２が原告製品の販売による利益に貢献している程度を考慮して，原告製品の限界利益の全額から６割を控除し，また，被告製品の販売数量に上記の原告製品の単位数量当たりの利益の額を乗じて得た一審原告の受けた損害額から，特許法１０２条１項ただし書により５割を控除するのが相当である。仮に，一審被告の主張が，これらの控除とは別に，本件発明２が被告製品の販売に寄与した割合を考慮して損害額を減額すべきであるとの趣旨であるとしても，これを認める規定はなく，また，これを認める根拠はないから，そのような寄与度の考慮による減額を認めることはできない。

https://www.nakapat.gr.jp/ja/legal_updates_jp/%E3%80%90%E7%89%B9%E8%A8%B1%E2%98%85%E2%98%85%E3%80%91%E3%80%8C%E7%BE%8E%E5%AE%B9%E5%99%A8%E3%80%8D%E4%BA%8B%E4%BB%B6%EF%BC%8D%E7%89%B9%E8%A8%B1%E6%B3%95%EF%BC%91%EF%BC%90%EF%BC%92%E6%9D%A1%EF%BC%91/

東京地判平成 29 年(ワ)29228【流体供給装置】＜損害論＞102 条 2 項の推定覆滅～４割

Ameblo 元投稿日：2023-09-03

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12818904762.html

東京地判平成 29 年(ワ)29228【流体供給装置】

＜損害論＞102 条 2 項の推定覆滅～４割

（注）以下は第一審判決の損害論である。控訴審の知財高判令和 3 年 6 月 28 日・令和 2 年(ネ)10044【流体供給装置】＜鶴岡＞は、第一審の原告勝訴部分を取り消し、その部分の請求を棄却した。

ガソリンスタンドの設定器をめぐる市場の事情に、「被告と旧 EMG 系列ガソリンスタントとの営業上の関係等が強いものであったこと」

⇒被告設定器と同数を、原告が販売できたとは認められない。

＜推定覆滅事情＞

ガソリンスタンドの設定器をめぐる市場の事情に、被告と旧ＥＭＧ系列ガソリンスタンドとの営業上の関係等が強いものであったことに照らせば，被告が販売した被告設定器と同数について原告が設定器を販売することができたとは認められない。４０パーセントの割合で覆滅。

（判旨抜粋）

特許法１０２条２項の推定は，侵害者が得た利益と特許権者が受けた損害との相当因果関係を阻害する事情が認められる場合に覆滅すると解される。

上記のようなガソリンスタンドの設定器をめぐる市場の事情に被告と旧ＥＭＧ系列ガソリンスタントとの営業上の関係等が強いものであったことがうかがえることなどに照らせば，被告が販売した被告設定器と同数について原告が設定器を販売することができたとは認められず，侵害者が得た利益と特許権者が受けた損害との相当因果関係を阻害する事情があると認められる。そして，上記に述べたところによれば，被告が販売した被告設定器の台数のうち，少なくとも４０パーセントの台数 販売台数の合計●（省略）●×０．４＝●（省略）●）について原告が同様の設定器を販売することができなかったと認められる。そうすると，それによって，被告が被告設定器を販売したことに基づく特許法１０２条２項に基づく損害については，４０パーセントの割合で覆滅すると認められる。

https://www.nakapat.gr.jp/ja/legal_updates_jp/%E3%80%90%E7%89%B9%E8%A8%B1%E2%98%85%E3%80%91%E7%89%B9%E8%A8%B1%E6%A8%A9%E4%BE%B5%E5%AE%B3%E5%B7%AE%E6%AD%A2%E7%AD%89%E8%AB%8B%E6%B1%82%E4%BA%8B%E4%BB%B6%EF%BC%88%E7%89%B9%E8%A8%B1%E6%A8%A9%E8%80%85/

大阪地判平成 29 年(ワ)7576【基礎パッキン用スペーサ】 102 条 2 項の推定覆滅事由～７割

Ameblo 元投稿日：2023-09-03

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12818905126.html

大阪地判平成 29 年(ワ)7576【基礎パッキン用スペーサ】

＜損害論＞102 条 2 項の推定覆滅事由～７割

被告カタログでは，本件発明以外が強調されている（強度や換気性能，供給・品質・価格の安定性，カットしやすい独自の形状を有する省施工商品であること等）

効果を奏しないで使用されることがあり得る。

＜推定覆滅事由＞

被告カタログから、「テーパ部」の存在故に「素手で持っても痛く」ないという効果を奏しているとも断じ得ない。本件発明の効果に言及する記載もない。

被告カタログに「６つの特徴」の１つとして「スピード施工」が挙げられているが、「連結構造」とされる接続部の構造や接続の仕方ないし効果に関する説明はない。

⇒被告カタログでは，本件発明以外が強調されている（被告製品の強度や換気性能，供給・品質・価格の安定性，カットしやすい独自の形状を有する省施工商品であること等）。

この点は，原告や同業他社のカタログ等にも共通する。このうち，原告のカタログ等には「テーパ部」や「接続部」に関する記載も見られるものの，その構造は具体的に示されておらず，作用効果も，他の記載と比較すると，強調の度合いは低い。

被告製品が本件発明の効果を奏しない形で使用されることがあり得る。

被告は，被告製品の形状変更後に売上げが増加したことを指摘しているが，形状変更後の４か月の売上額を集計したものにすぎない。

（判旨抜粋）

覆滅事由

・被告主張の競合品⇒競合品と認められないとして否定

・顧客吸引力の観点から被告第２製品における本件第２及び第３特許の技術的意義の有無及び程度を検討すると，まず，本件被告カタログ記載の「６つの特徴」の１つとして，被告第２製品は「素手で持っても痛くありません。」との記載がある。「テーパ部」の解釈に関する被告の主張をも考慮すると，これは「テーパ部」の存在をうかがわせるものとも理解し得るものの，いかなる構成によって「素手で持っても痛く」ないことを実現しているのかは具体的に示されていない。当該記載に付された写真では，製品のアンカーボルト挿通用の開口部に手指を通して握る形で，当該開口部を囲む部材のうち長辺部分をなす部材のうちの１つを掌全体で把持していること（甲４，乙３２）に鑑みると，「テーパ部」の存在故に「素手で持っても痛く」ないという効果を奏しているとも断じ得ない。また本件第２発明の効果２に言及する記載もない。

さらに，本件被告カタログには，「６つの特徴」の１つとして，「スピード施工」が挙げられているところ，その部分には，被告第２製品の片方の端部の接続部について「連結構造」との説明が付されている。もっとも，「連結構造」とされる接続部の構造や接続の仕方ないし効果に関する説明はない。

むしろ，前記認定のとおり，本件被告カタログでは，被告第２製品の強度や換気性能，供給・品質・価格の安定性，カットしやすい独自の形状を有する省施工商品であること等が強調されている。

この点は，原告や同業他社のカタログ等にも共通する。このうち，原告のカタログ等には「テーパ部」や「接続部」に関する記載も見られるものの，その構造は具体的に示されておらず，作用効果も，他の記載と比較すると，強調の度合いは低い。

むしろ，全周敷き込みの簡単施工や特殊構造の換気スリット・防鼠材といった点が前面に出されて強調されている。

以上の事情に加え，被告第２製品が本件第２発明の効果を奏しない形で使用されることがあり得ることは否定できないこと（ただし，実務上そのような使用態様が採られる割合は不明である以上，この事情を推定覆滅に当たって過大視することはできない。），前述のとおり，台輪の幅方向への移動を防止する別の方法もあることを踏まえると，本件第２及び第３発明は，施工容易性の実現という観点から一定の顧客吸引力を有するといえるものの，本件第２発明の「テーパ部」の構成や本件第３発明の構成要件３Ｃ～３Ｇの構成を有することによる顧客吸引力は，相対的には小さいというべきである。

なお，被告は，被告第２製品の形状変更後に売上げが増加したことを指摘しているが，その裏付けとなる資料（乙６０）は形状変更後の４か月の売上額を集計したものにすぎないし，売上げの変動要因としては様々なものが考えられることから，上記事情が直ちに本件第２及び第３特許が被告第２製品の需要に与える影響が小さいことを裏付けると見ることはできない。

これらの事情を総合的に考慮すると，本件では，７割の限度で特許法１０２条２項による推定が覆滅されると認めるのが相当である。これに反する原告及び被告の各主張はいずれも採用できない。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-89022.pdf

東京地判平成 27 年(ワ)23843【生海苔異物除去機】＜損害論＞102 条 2 項の推定覆滅なし

Ameblo 元投稿日：2023-09-04

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12819017561.html

東京地判平成 27 年(ワ)23843【生海苔異物除去機】

＜損害論＞102 条 2 項の推定覆滅なし

本件発明は，共回り現象の発生を回避してクリアランスの目詰まりをなくし，効率的・連続的な異物分離を実現するものであって，生海苔異物除去装置の構造の中心的部分に関する。…寄与する割合を減ずることは相当でない。

＜寄与率＞

本件発明は，共回り現象の発生を回避してクリアランスの目詰まりをなくし，効率的・連続的な異物分離を実現するものであって，生海苔異物除去装置の構造の中心的部分に関する。

⇒本件発明が被告製品の販売に寄与する割合を減ずることは相当でない。

（判旨抜粋）

寄与率

被告らは，損害賠償額の算出に当たっては本件発明の寄与度を十分考慮すべきであり，その寄与度の程度については，被告装置については１０％，本件固定リングについては２５％，本件板状部材については１００％とする旨主張する。

しかし，本件各発明は，共回り現象の発生を回避してクリアランスの目詰まりをなくし，効率的・連続的な異物分離を実現するものであって，生海苔異物除去装置の構造の中心的部分に関するものというべきである。

すなわち，生海苔異物除去装置として，選別ケーシング（固定リング）と回転円板との間に設けられたクリアランスに生海苔混合液を通過させることによりクリアランスを通過できない異物を分離除去する装置が従来用いられていたとしても，本件各発明の解決課題を従来の装置が抱えていることは明らかであり，この点は需要者の購買行動に強い影響を及ぼすものと推察される。このことと，従来の装置の現在における販売実績等の主張立証もないことを考えると，本件各発明の実施は生海苔異物除去装置の需要者にとって必須のものであることがうかがわれる。

他方，本件各発明が被告製品に寄与する割合を減ずべきである旨の被告らの主張は，いずれも具体性を欠くものにとどまる。

したがって，本件各発明が被告製品の販売に寄与する割合を減ずることは相当でない。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-87343.pdf

東京地判平成 27 年(ワ)16829【防蟻用組成物】＜損害論＞102 条 2 項推定覆滅事由～３割

Ameblo 元投稿日：2023-09-05

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12819157728.html

東京地判平成 27 年(ワ)16829【防蟻用組成物】

＜損害論＞102 条 2 項推定覆滅事由～３割

本件発明の作用効果は，防蟻用組成物である被告製品にとって最も重要な効果の一つである。

被告製品の需要者は建築物の施工業者等であり，被告の営業努力や被告と顧客との継続的な関係性が被告の売上に相当な役割を果たした。

＜推定覆滅事情＞

本件発明の作用効果は，防蟻用組成物である被告製品にとって最も重要な効果の一つであり，需要者の購入意欲に大きく結びつくものである。

他方，被告製品の需要者は建築物の施工業者等であり，一般消費者へ小売りされる性質のものでないことからすると，被告の営業努力や被告と顧客との継続的な関係性といった要素が被告の売上に相当な役割を果たしたことは否定できない。

⇒法１０２条２項の推定について，大幅にその推定が覆滅するとはいえない。推定は３０％の限度で覆滅。

（判旨抜粋）覆滅割合

本件訂正発明の上記作用効果は，防蟻用組成物である被告製品にとって最も重要な効果の一つであるといえ，需要者の購入意欲に大きく結びつくものである。

他方，被告製品は建築物の床下の土台部分の建材に塗布して塗膜形成する防蟻剤であって，被告製品の需要者は建築物の施工業者等であり，一般消費者へ小売りされる性質のものでないことからすると，被告の営業努力や被告と顧客との継続的な関係性といった要素が被告の売上に相当な役割を果たしたことは否定できない。証拠（甲６，６３，６４の１・２，６８，７６の１・２）によれば，被告製品の販売代理店や被告製品を使用した建築家等が，被告製品にホウ酸類が含まれていることに関する意見を出し，また，被告製品の特性として木炭とホウ酸が含まれていることを紹介していることが認められるところ，かかる事実も被告が顧客との継続的な関係を築いていたことをうかがわせる。

以上のとおり，本件訂正発明は，塗膜形成用の防蟻用組成物全体に関する発明であることに加えて，本件訂正発明の作用効果は被告製品の需要者の購入意欲に大きく結びつくものであることすれば，法１０２条２項の推定について，大幅にその推定が覆滅するとはいえない。他方，被告の営業努力や被告と顧客との継続的な関係性といった要素が被告の売上げに大きな役割を果たしたことは否定できないことを踏まえると，本件において，上記アの推定は３０％の限度で覆滅し，被告による特許権侵害により原告に生じた損害は上記ア記載の損害の７０％であるとするのが相当である。

https://gkchizai.exblog.jp/26142053/

知財高判平成 28 年(ネ)10082【生海苔異物分離除去装置】102 条 2 項推定覆滅事情なし、寄与度 100%

Ameblo 元投稿日：2023-09-06

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12819293124.html

知財高判平成 28 年(ネ)10082【生海苔異物分離除去装置】

＜損害論＞102 条 2 項推定覆滅事情なし、寄与度 100%

原告は単なる製造業者であり，アフターサービスをする人材を配置していないとしても，本件発明の顧客吸引力にもかかわらず，原告がその取引先に対する販売の機会を持ち得なかったということはできない。

＜寄与率＞＜推定覆滅事由＞

原告は単なる製造業者であり，販売店である被告会社のようにアフターサービスをするだけの人材を配置していないとしても，本件発明の実施品の顧客吸引力にもかかわらず，原告がその取引先に対する販売の機会を持ち得なかったということはできない。⇒特許法１０２条２項による推定を覆滅するには足りないというべきである。

（判旨抜粋）

＜寄与率＞

本件各発明の売上への寄与の程度に関する主張については，本件各発明は，共回り現象の発生を回避してクリアランスの目詰まりをなくし，効率的・連続的な異物分離を実現するものであって，生海苔異物除去装置の構造の中心的部分に関するものといってよい。すなわち，１審被告ワンマン及び同西部機販指摘のとおり，選別ケーシング（固定リング）と回転円板との間に設けられたクリアランスに生海苔混合液を通過させることによりクリアランスを通過できない異物を分離除去する装置が従来用いられていたとしても，従来の装置は本件各発明が解決課題とする問題点を抱えていることは明らかであり，この点は需要者の購買行動に強い影響を及ぼすものと推察される。このことと，従来の装置の現在における販売実績等の主張立証もないことを考えると，本件各発明の実施は生海苔異物除去装置の需要者にとって必須のものであることがうかがわれる。

他方，本件各発明が本件装置に寄与する割合を減ずべきであるとする１審被告ワンマン及び同西部機販の主張の根拠は，いずれも具体性を欠くものにとどまる。

そうすると，本件各発明が本件装置及び本件各部品の販売に寄与する割合を減ずることは相当でない。

＜覆滅事由＞

推定覆滅事由の主張については，１審被告ワンマン及び同西部機販の主張は，要するに１審原告が販売店ではなく製造業者であるという事実ゆえに製造業者であるとともに販売も行う１審被告ワンマンや販売業者である同西部機販と同程度に利益を得ることはできない，というにとどまるところ，当該主張事実のみをもって，本件各発明の実施品の顧客吸引力にもかかわらず，１審原告がその取引先

に対する販売の機会を持ち得なかったということはできない。他に１審原告が取引の機会を奪われたとはいえない特段の事情もない。

したがって，１審被告ワンマン及び同西部機販の指摘に係る事情は，法１０２条２項による推定を覆滅するには足りないというほかない。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-86532.pdf

大阪地判令和３年(ワ)10032【チップ型ヒューズ】＜武宮＞

Ameblo 元投稿日：2023-09-07

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12819437709.html

大阪地判令和３年(ワ)10032【チップ型ヒューズ】＜武宮＞

「特許発明の構成要件の一部を欠く場合であっても、当該一部が特許発明の本質的部分ではなく…他の要件を充足するときは、均等侵害が成立し得る」

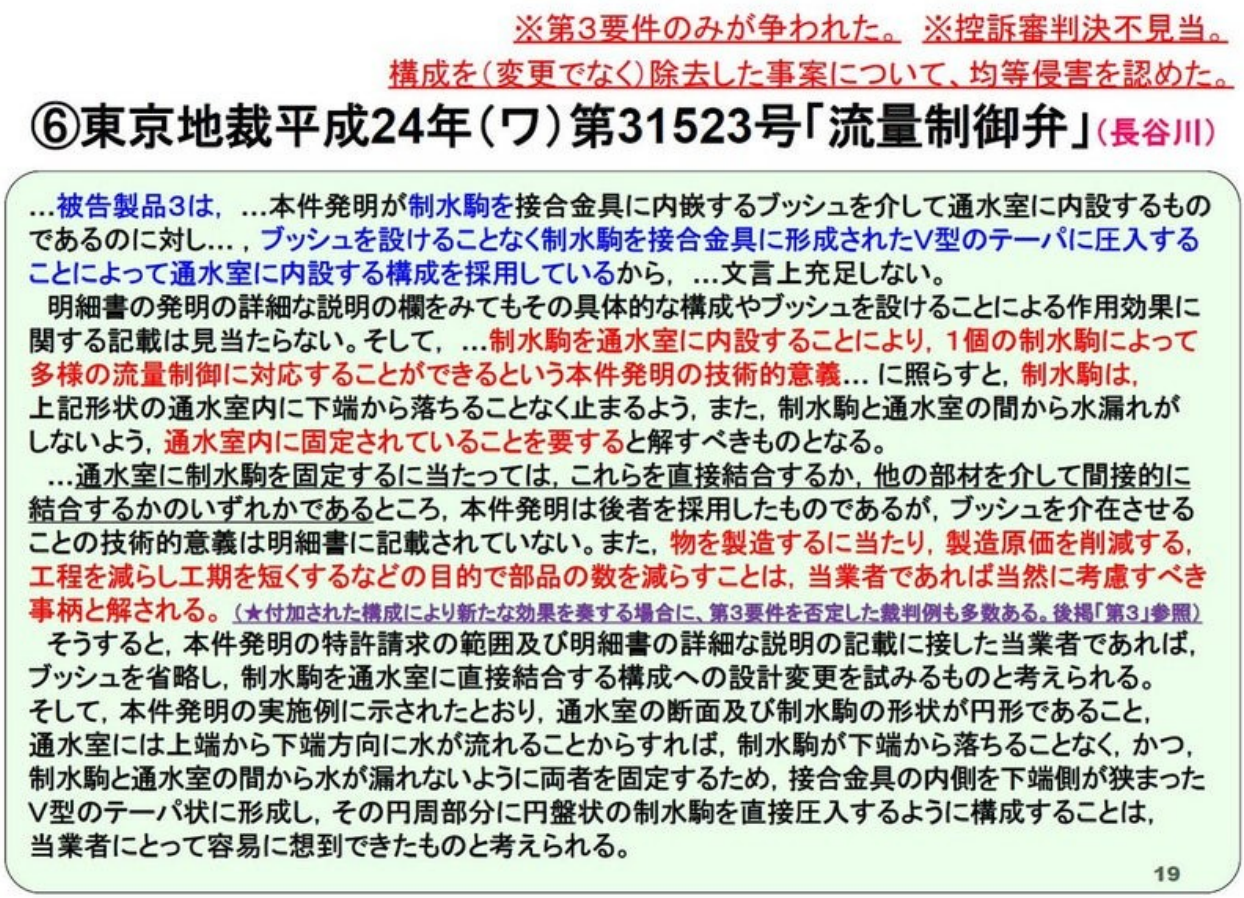
⇒本件では均等不成立

Cf.東京地判 H24(ワ)31523＜長谷川＞は均等成立

（判旨抜粋）

対象製品等が特許発明の構成要件の一部を欠く場合であっても、当該一部が特許発明の本質的部分ではなく、かつ前記均等の他の要件を充足するときは、均等侵害が成立し得るものと解される。これに対し、被告は、対象製品等が構成要件の一部を欠く場合に均等論を適用することは、特許請求の範囲の拡張の主張であって許されない旨を主張するが、構成要件の一部を他の構成に置換した場合と構成要件の一部を欠く場合とで区別すべき合理的理由はない…。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-92171.pdf



東京地判令和３年(ワ)26762【地盤安定化薬液用硬化剤】<國分>

Ameblo 元投稿日：2023-09-08

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12819564286.html

東京地判令和３年(ワ)26762【地盤安定化薬液用硬化剤】<國分>

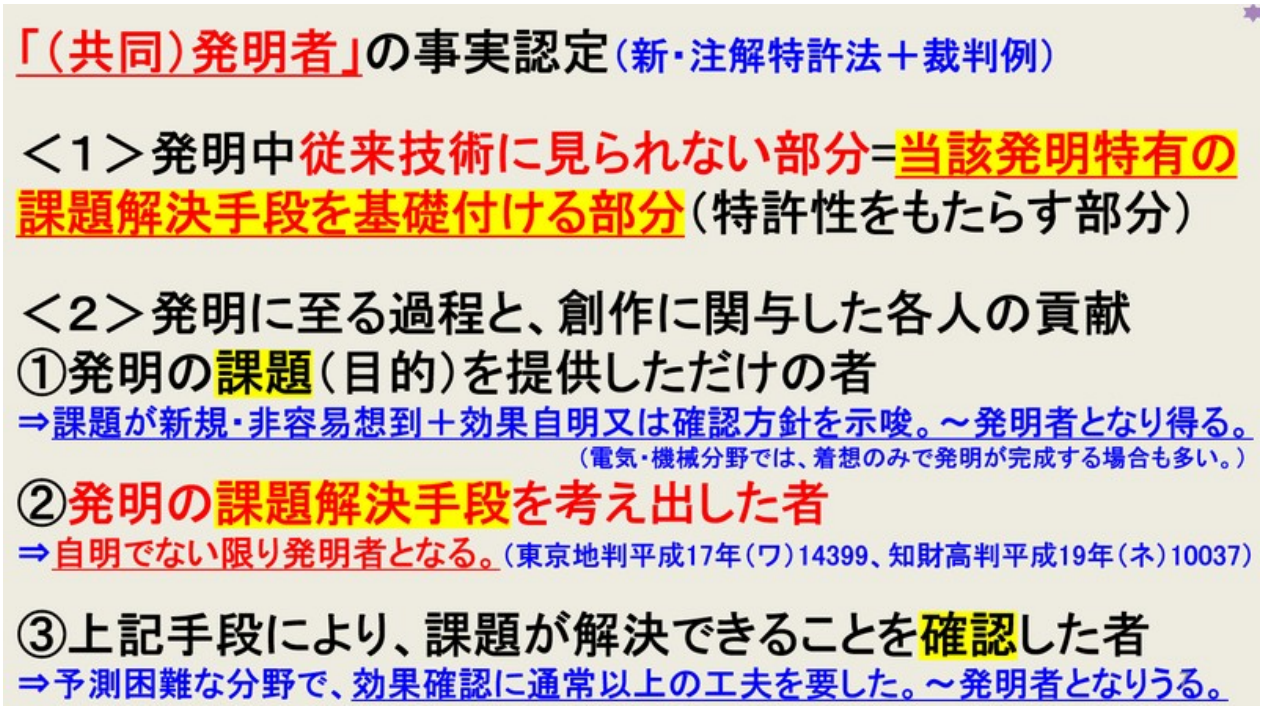
「本件硬化剤発明は…本件特許発明に包含される…ところ Bi 及び Ci が…相違点に係る構成を着想し，それを具体化して本件特許発明を完成させるための…創作活動に寄与した…証拠はな…い」

⇒冒認不成立（先使用権は成立）

（判旨抜粋）

本件硬化剤発明は、構成要件Ｂ２、Ｄ、Ｇ、Ｈ及びＩにおいて、本件特許発明に包含されるものであって、両者はそれらの点で相違するものと認められるから、本件特許発明と本件硬化剤発明が同一のものであるということはできない…ところ、Ｂｉ及びＣｉが、本件特許発明と本件硬化剤発明との相違点に係る構成を着想し、それを具体化して本件特許発明を完成させるための創作活動に寄与したと認めるに足りる証拠はなく、本件全証拠によっても、両名が本件特許発明を発明したと認めることはできない。したがって、本件特許発明の発明者がＢｉ及びＣｉであったとは認められない。…本件特許が…冒認出願に対してされたものであるということはできない。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-92102.pdf



東京地判平成 24 年(ワ)35757【水消去性書画用墨汁組成物】

Ameblo 元投稿日：2023-09-09

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12819765702.html

東京地判平成 24 年(ワ)35757【水消去性書画用墨汁組成物】

＜損害論＞特許法 102 条 2 項推定覆滅なし、寄与度減額なし

被告製品は、「洗濯で落ちる墨液」という商品名を付し，広告に洗濯試験の比較写真を掲載し，「誤って付いた衣服の汚れが落とせ」ることを特徴としており，主たる購入動機になっている。

＜推定覆滅事情＞

被告製品は，「洗濯で落ちる墨液」という商品名を付し，その広告に洗濯試験の比較写真を掲載し，「誤って付いた衣服の汚れが落とせ」ることを第１の特徴として販売されており，本件各発明と同様の作用効果を奏することが主たる購入動機になっている。

⇒侵害後に構成の変更をしたことをもって本件発明の寄与度が低いと解することはできない。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-84867.pdf

【商標】知財高判令和２年(行ケ)10108「寿司ざんまい」事件

Ameblo 元投稿日：2023-09-10

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12819835642.html

【商標】知財高判令和２年(行ケ)10108「寿司ざんまい」事件

「すしざんまい」の文字部分は，取引者，需要者に対し商品，役務の出所識別標識として強く支配的な印象を与える部分である。

⇒文字部分を要部として抽出し，類否を判断できる。

筆文字風に書かれている点も共通する

⇒類似（商標法４条１項11号違反）

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-90016.pdf

1　登録商標



引用商標１

1　登録商標



【商標】知財高判令和元年(行ケ)10167「GUZZILLA」事件＜髙部＞

Ameblo 元投稿日：2023-09-11

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12819972193.html

【商標】知財高判令和元年(行ケ)10167「GUZZILLA」事件＜髙部＞

商標権の分割がされないまま，異議申立てや無効審判の手続が進行すればするほど，商標登録の無効を主張した相手方には，商標権の分割がされないとの信頼が生じる。

⇒本件訴訟における商標権の分割の主張は、権利濫用。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-89644.pdf

【論稿】「知的財産ローカルベンチマーク」（乾智彦）（パテント 2020 Vol.73 No.9）

Ameblo 元投稿日：2023-09-12

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12820114048.html

【論稿】「知的財産ローカルベンチマーク」（乾智彦）（パテント 2020 Vol.73 No.9） 平成 28 年 3 月に経済産業省が策定したローカルベンチマークをモデルに、知的財産に関する 6 つの指標を検討する論稿である。

① 知財増加率（知財持続性）

② 知財貢献率（貢献性）

③ 知財生産性（生産性）

④ ライセンス収支バランス（健全性）

⑤ 平均維持年数（効率性）

⑥ 自己実施自己知財比率（安全性）

https://jpaa-patent.info/patent/viewPdf/3604

＜知財 LAB①＞ 進歩性判断に何故「本件発明の課題」が影響するのか？

Ameblo 元投稿日：2023-09-12

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12820114434.html

＜知財 LAB＞弁護士・高石秀樹の特許チャンネル①

進歩性判断に何故「本件発明の課題」が影響するのか？

私が 3 年前に YouTube を始めた最初の動画です。もっとも重要な特許要件である進歩性について、日本裁判所の判断傾向を解説しています。（近時は、特許庁も概ね同様です。）

https://www.youtube.com/watch?v=jIR0ckvmv3c

https://www.takaishihideki.com/_files/ugd/324a18_a734b0f7356e4b72891f8a16f910c022.pdf

本稿では、同動画の行間を埋めて、敷衍して説明します。

＜目次＞

１．日本の審査基準，知財高裁発足前の裁判例、欧米の実務

２．日本の裁判例では，進歩性判断に「本件発明の課題」が影響していること

３．進歩性判断に何故「本件発明の課題」が影響するのか？

＜本文＞

１．日本の審査基準，知財高裁発足前の裁判例、欧米の実務

（１）特許庁・審査基準（日本）

審査基準では，「主引用発明」と「副引用発明」の課題の共通性は，組合せの動機付けを判断する一要素とされている。課題の相違は，動機付けを否定し，進歩性を肯定する方向に働き得るが，技術分野の関連性，作用・機能の共通性，引用発明中の示唆等も総合的に考慮される。

もっとも，審査基準でも，「請求項に係る発明の解決すべき課題が新規であり，当業者が通常は着想しないようなものである場合は，請求項に係る発明と主引用発明とは，解決すべき課題が大きく異なることが通常である。したがって，請求項に係る発明の課題が新規であり，当業者が通常は着想しないようなものであることは，進歩性が肯定される方向に働く一事情になり得る。」と説明しており[i]，「本件発明」と「主引用発明」の課題が異なっていることが進歩性判断に影響を与えうることを説明している。

（２）知財高裁発足前の裁判例（日本）

知財高裁発足前の裁判例を評して，「本件発明」と「主引用発明」の課題が異なっていても，優先日当時の当業者が，別の課題等を足掛かりとして「主引用発明」と「副引用発明」とを組み合わせることが容易想到であれば進歩性を否定する判決が多かったという意見もあり，例えば，平成１５年の【ミシン】東京高裁判決[ii]が挙げられることがある。

しかしながら，判決文を精査すると，【ミシン】東京高裁判決も，「発明相互の間に構成上の相違点がある場合において,両者に共通する構成の設置目的が異なることに起因して,相違点に係る構成に想

到することが容易でない,と判断されることはあり得るが,その場合であっても,設置目的の相違が両発明の相違点となるものではない。」と判示しており，「本件発明」と「主引用発明」との「目的」の相違が容易想到性に影響し得ると判示した。ここで，「目的」と「課題」は基本的に同じ意味であるから，やはり本件発明の課題が影響し得るとしている。

もちろん，筆者も昭和時代からの特許裁判例を精査した結論として，知財高裁発足前後で，正確には平成 22 年頃から，本件発明の課題を重視し，これを具体的に認定する進歩性判断にプロパテントな判決が増加した傾向を感じている。もっとも，これは「本件発明の課題」の認定や容易想到性の判断自体の傾向が変化したものであり，進歩性判断において「本件発明の課題」を一要素とするか否かという規範自体が変更されたものではないと考える。

（３）米国の現行実務

米国の現行実務は，本件発明の「課題」が主引例の課題と相違しても，本件発明の「課題」とは異なる課題で主引例と副引例を組み合わせられれば，自明（Obvious）とされてしまう。したがって，日本実務とはこの点において異なるため、日本依頼者が米国移行するときに、また、米国代理人から日本移行を依頼されたときに、この点を意識して説明することにより、スムースかつ適切に出願を遂行できる。

（４）欧州の現行実務

欧州審査ガイドライン（GL G-VII 5.2）は，「課題解決アプローチ（Problem-and-Solution Approach）」を採っており，closest prior art（CPA）を特定した後，a) CPA との差異的特徴の特定，b) 差異的特徴による技術的効果の特定，c) 技術的課題の構築を行って，容易想到性を判断すると記載されており，特に，この方法で導き出された客観的な技術的課題は出願人が自己の出願で「課題」として提示したものでない場合もあると明記されている。

すなわち，欧州審査ガイドラインでは，明細書の記載に囚われずに，従来技術と対比して解決すべき「客観的な技術的課題」を確定する点で日本実務と若干異なるが，進歩性判断に「本件発明の課題」が影響するという意味では日本実務と同じである。

フランスの裁判所は EPO と考え方が近いと言われているところ、実事案で関与しているフランス判決で、主張した二つの主引例のうち一つが closest prior art（CPA）でないという理由で排斥されており、欧州では、日本実務との相違を意識した戦略が必要である。例えば、日本実務では時に構成上の相違点が多いが発明の課題が共通する公知発明を主引例にするという戦略が有効であるが、欧州では closest prior art（CPA）でないという反論が有り得ることを念頭に置いて戦略を練る必要がある。

２．日本の裁判例では，進歩性判断に「本件発明の課題」が影響していること

平成 20 年頃から，進歩性判断において，本件発明と引用発明との課題の相違が組合せの動機付けを否定する要素として重視される傾向にあり，発明の「課題」を具体的に認定する裁判例が多く見られる[iii]。もちろん，このように発明の「課題」を具体的に認定する傾向は，進歩性を肯定する方向に働く重要な要素であるが，本稿が主として考察する対象ではないため，本稿においては更なる深掘りは控えておく。

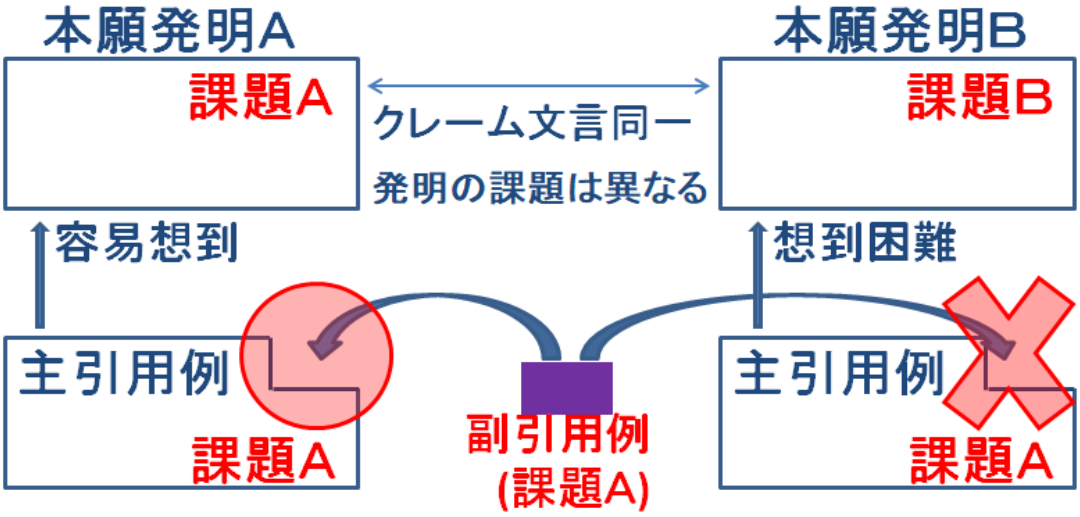
日本の裁判例では進歩性判断に「本件発明の課題」が影響することについては，例えば，平成２３年の【換気扇フィルター】知財高裁判決[iv]が，「当該発明が容易に想到できたか否かは総合的な判断であるから，当該発明が容易であったとするためには，『課題解決のために特定の構成を採用するこ

とが容易であった』ことのみでは十分ではなく，『解決課題の設定が容易であった』ことも必要となる場合がある。すなわち，たとえ『課題解決のために特定の構成を採用することが容易であった』としても，『解決課題の設定・着眼がユニークであった場合』（例えば，一般には着想しない課題を設定した場合等）には，当然には，当該発明が容易想到であるということはできない」と判示した。

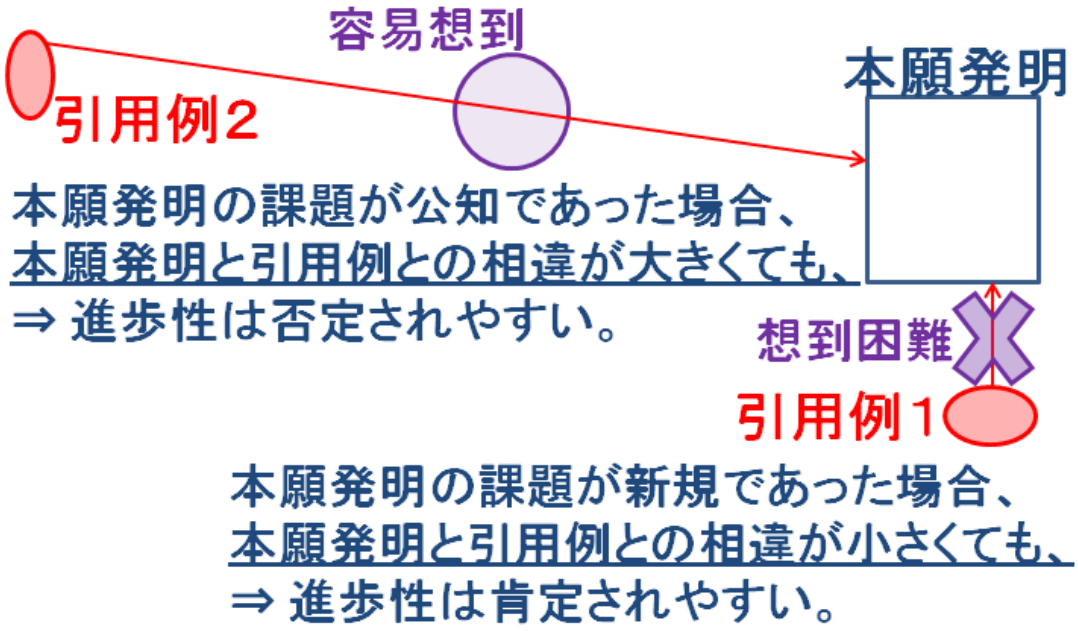
最近の判決でも，【X線透視撮影装置】知財高裁判決[v]が，「本願発明は，…操作者の観点から画像の調整を容易にするための問題点を新たに課題として取り上げたことに意義があるとの評価も十分に可能である。…こうした課題があることを前提として，…相違点の構成にする動機づけがあるとはいえず，…」と判示した。

このことを模式的に図示すれば，下掲・図１及び図２のとおりである。すなわち，従来技術が本願発明と近くても（従来技術と本願発明との相違点が少なくても），発明の課題が新規である場合は進歩性が肯定されやすい。特許庁・審査基準と整合的な理解を試みるならば，発明の課題が従来技術と異なることにより，課題を解決する効果が「異質な効果」となると理解することが可能であり，そのように考えると一層整合的である。

逆に，従来技術が本願発明と遠くても（相違点が多くても），課題が公知であると進歩性が否定されやすい。これを山登りに例えるならば，麓から山道を登るよりも９合目から崖を登る方が難しいのである。このように，発明の構成が同じであっても（クレーム文言が同一であっても），「課題」の書き方を工夫する余地があることから，特許出願時には，実施例のデータを新たな視点から再検討する姿勢が必要かもしれない。



＜図１：同じクレーム文言でも，発明の課題により進歩性判断が左右される可能性がある。＞



＜図２：主引例は，相違点が少ないものよりも，本件発明と課題が共通するものを優先する。＞

以上を纏めると，本件発明の「課題」が上位概念で抽象的に（低い程度で）認定されれば進歩性が否定される方向性であり，逆に，本件発明の「課題」が下位概念で具体的に（高い程度で）認定されれば進歩性が肯定されるという方向性である。（この方向性は，サポート要件とは逆である。すなわち，サポート要件の判断時は，本件発明の課題が抽象的（低い程度）であれば，高いレベルで実施例がなく，メカニズムが開示されていなくても足りるが，他方，本件発明の課題が具体的（高い程度）であると，そのような具体的（高い程度）の課題解決が為し得ると当業者が理解できるように開示されているかが問題となり，サポート要件を充たし難くなる。このように，特許法上の論点毎の相同性は，特許実務を複雑化させるとともに，全く同じ発明であっても，特許出願時の当初明細書において工夫の余地が多分にある。）

　また，進歩性を否定する無効審判請求人の立場となった場合には，本件発明との相違点が少ない従来技術を主引例とするよりも，本件発明との相違点が多くても，本件発明と課題が共通する従来技術を主引例として相違点を副引例で埋めるロジックの方が，（容易の容易の問題が生じない限り[vi]，）進歩性否定の論理付けが成功しやすいことが多い。したがって，２つの従来技術を組み合わせると本件発明に至る場合に，組合せの容易想到性が問題となるところ，どちらを主引例にするかによって結論が変わりうるため[vii]，表裏両方のロジックを主張することも実務上一考である[viii]。

３．進歩性判断に何故「本件発明の課題」が影響するのか？

（１）発明を“構成”と捉えれば，主引例発明の課題が本件発明の課題と共通しなくても，主引例と副引例とが共通の課題を有していれば，少なくとも本件発明の“構成”が容易に想到できれば進歩性欠如と結論されるため，（主引例及び副引例の課題の異同は進歩性判断に影響するが，）本件発明と主引例（又は副引例）との課題の異同は進歩性判断に影響しないはずである。

この点につき，裁判所の考え方は，発明は「技術的思想（技術的課題及びその解決手段）」であり[ix]，引用例から本件発明である「技術的思想」に想到できるか否かの判断において，本件発明の課題を解決できるかが問題とされるというものである。それ故に，本件発明と主引例（又は副引例）との課題の異同は，進歩性判断に影響するという裁判例が主流である。

本稿においては，（その是非は別として，）このような裁判例の傾向を合理的に説明する論理構築を試みる。

（２）特許法２条１項は「この法律で『発明』とは，自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度のものをいう。」と規定しており，同２項は「この法律で『特許発明』とは，特許を受けている発明をいう。」と規定しているから，進歩性を有する発明は「技術的思想」である。

特許法には２条以外に「技術的思想」という用語は登場しないから，その字義的意味として理解すると，産学連携キーワード辞典の説明を踏まえると，技術とは，一定の目的を達成するための具体的手段であって，実際に利用でき，知識として伝達できるものと理解できる。また，精選版日本国語大辞典によれば「思想」とは「思考されている内容。…文や推論などの論理的な構造において理解されている意味内容」を意味する。したがって，特許用語に引き付けて再定義すれば，「技術的思想」とは，“当該発明の課題を達成するための具体的手段の思考内容”であると理解できる。

すなわち，日本特許法における「発明」とは，発明の課題を達成するための具体的手段である構成（物の発明）やステップ（方法の発明）だけでなく，「発明の課題」自体も発明の一部であると理解することができる。それ故に、知財高裁判決においても、「発明」である「技術的思想（技術的課題及びその解決手段）」と明記されているものである[x]。

例えば，日本では「用途発明」（「(i)ある物の未知の属性を発見し，(ii)この属性により，その物が新たな用途への使用に適することを見いだしたことに基づく発明」）は，「その物」が公知であっても，「用途」が発明特定事項となり新規性・進歩性が認められているし，その用途発明の一場合として，同一有効成分で同一の病気を対象としていても，対象患者群を例えば病気の進行度合いで限定することで新規性・進歩性が認められた裁判例もある[xi]。すなわち，日本では，従来技術と（物としての）構成が同一であっても新規性・進歩性が認められるのであるから，日本特許法における「発明」が，発明の課題を達成するための具体的手段である構成だけでないことは実務上大前提として受け容れられている。

前述のとおり米国の現行実務は，本件発明の「課題」が主引例の課題と相違しても，本件発明の「課題」とは異なる課題で主引例と副引例を組み合わせられれば自明（Obvious）とされてしまう。この点は，米国特許実務における「発明」は構成であり，用途は物の発明では発明特定事項とならないとされていることと整合する。

（注）米国特許審査便覧（MPEP）2111.02 は，プリアンブルの記載がクレームを限定するか否かについて「The determination of whether a preamble limits a claim is made on a case-by-case basis in light of the facts in each case」とし，発明の目的又は意図する用途の記載については，それがクレームに係る発明と先行技術との間に構造上の差異（方法クレームでは操作上の差異）をもたらすか否かを評価するものとし，「If so, the recitation serves to limit the claim.」としている。https://www.uspto.gov/web/offices/pac/mpep/s2111.html

また，令和元年の【局所的眼科用処方物】最高裁判決[xii]は，用途発明の構成及び用途まで容易想到であるとした前訴判決が確定しており拘束力がある状況において，それでも「予測できない顕著な効果」が認められれば進歩性が認められるとし[xiii]，差戻審で知財高裁は「予測できない顕著な効果」を認めて進歩性を肯定した[xiv]。このように，日本では，用途という発明特定事項に相違点がある先述の「用途発明」よりも更に進んで，「用途」も含めた発明特定事項が優先日当時の当業者において

容易想到であると判断した前訴判決[xv]が確定していても，発明の効果次第で進歩性が認められるのである[xvi]。

そうであるところ，特許法２９条２項は「特許出願前にその発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者が前項各号に掲げる発明に基いて容易に発明をすることができたときは，その発明については，同項の規定にかかわらず，特許を受けることができない。」と規定するから，「用途」も含めた発明特定事項が優先日当時の当業者において容易想到であるにもかかわらず，効果次第で進歩性が認められる（＝「容易に発明をすることができ」ない）ということは，「発明」が「用途」も含めた発明特定事項のみならず，少なくとも「効果」を含むということである。

この【局所的眼科用処方物】最高裁判決に照らせば，日本の最高裁も日本特許法における「発明」が，発明の課題を達成するための具体的手段である構成だけでないことを大前提としていることが分かる。そして，課題の裏返しが効果であるし[xvii]（ここで留意しておきたいことは，効果の裏返しは，課題ではないということである。何故なら，異なる課題を解決して同じ効果を奏することがあり，１対１対応ではないからである。），そもそも発明特定事項が容易想到である状況で効果により進歩性を認めるよりも，発明特定事項の容易想到性判断時に発明の課題，効果を参酌する方が比較的ハードルが低いから，この日本実務は最高裁も前提としていると考えられる。

以上のとおりであるから，特許法の条文及び【局所的眼科用処方物】最高裁判決に照らせば，「発明」を，構成/ステップ/発明特定事項のみと理解するのではなく，それに発明の課題，効果を合わせた概念を「発明」と理解することができる。このような理解は下級審裁判例の大勢と整合するし，進歩性判断を整合的に説明できる。また，このような理解は，サポート要件，新規事項追加，その他の特許法上の諸論点において発明の課題が影響することもより合理的に説明できる。

以　上

[i] 審査基準第 III 部第 2 章第 2 節進歩性 3.3(2)

[ii] 東京高判平成 15 年 2 月 27 日裁判所ウェブサイト/平成 14 年（行ケ）58【ミシン】事件＜山下裁判長＞

[iii] 発明の課題・効果や引用発明との関係を具体的に検討し、進歩性を肯定する判断をした裁判例

・知財高判平成 20 年 12 月 25 日判例時報 2046 号 134 頁/平成 20 年（行ケ）第 10130 号【レーダ】事件

・知財高判平成 21 年 1 月 28 日判例時報 2043 号 117 頁/平成 20 年（行ケ）第 10096 号【回路用接続部材】事件

・知財高判平成 22 年 5 月 27 日裁判所ウェブサイト/平成 21 年（行ケ）第 10361 号【耐油汚れの評価方法】事件

・知財高判平成 23 年 11 月 30 日判例時報 2134 号 116 頁/平成 23 年（行ケ）第 10018 号【うっ血性心不全の治療へのカルバゾール化合物の利用】事件

・知財高判平成 25 年 3 月 21 日裁判所ウェブサイト/平成 24 年（行ケ）第 10262 号【ガラス溶融物を形成する方法】事件

・知財高判平成 25 年 3 月 6 日判例時報 2197 号 119 頁/平成 24 年（行ケ）第 10278 号【換気扇フィルター及びその製造方法】事件

・知財高判平成 25 年 4 月 10 日裁判所ウェブサイト/平成 24 年（行ケ）第 10328 号【臭気中和化および液体吸収性廃棄物袋】事件

・知財高判平成 26 年 7 月 17 日裁判所ウェブサイト/平成 25 年（行ケ）第 10242 号【照明装置】事件

・知財高判平成 27 年 12 月 10 日裁判所ウェブサイト/平成 27 年（行ケ）第 10059 号【農産物の選別装置】事件

・知財高判平成 28 年 11 月 16 日裁判所ウェブサイト/平成 28 年（行ケ）第 10079 号【タイヤ】事件

・知財高判平成 29 年 2 月 7 日裁判所ウェブサイト/平成 28 年（行ケ）第 10068 号【空気入りタイヤ】事件,

・知財高判令和 3 年 2 月 8 日裁判所ウェブサイト/令和 2 年（行ケ）第 10001 号【（メタ）アクリル酸エステル共重合体】事件＜鶴岡裁判長＞

・知財高判令和 3 年 4 月 15 日裁判所ウェブサイト/令和 1 年（行ケ）第 10159 号【Ｘ線透視撮影装置】事件＜菅野裁判長＞，その他，裁判例多数

[iv] 知財高判平成 23 年 1 月 31 日判例時報 2107 号 131 頁/平成 22 年（行ケ）第 10075 号【換気扇フィルター】事件＜飯村裁判長＞

[v] 知財高判令和 3 年 4 月 15 日裁判所ウェブサイト/令和 1 年（行ケ）第 10159 号【Ｘ線透視撮影装置】事件＜菅野裁判長＞

[vi] 高石秀樹「『容易の容易』の射程範囲 （第三の公知文献の位置付け）」（パテント Vol. 71 No. 13，2018）

[vii] 知財高判平成 28 年 3 月 30 日裁判所ウェブサイト/平成 26 年（ネ）第 10080 号等【スピネル型マンガン酸リチウムの製造方法】事件＜清水裁判長＞

[viii] 知財高判平成 29 年 1 月 17 日判例タイムズ 1440 号 137 頁/平成 28 年(行ケ)第 10087 号【物品の表面装飾構造】事件＜髙部裁判長＞は，審決取消訴訟において，当事者双方が審決で判断された主引例と副引例を入れ替えた判断を望んでいた事案においてこれを判断した。逆に言えば，当事者双方が同意していないと，審決取消訴訟で主引例と副引例を入れ替えた進歩性欠如の無効理由を主張することは（訴訟物が異なるから）できない。

（注）本判決の判決要旨は，「本判決は，引用発明１ないし３が，本件審判において特許法２９条１項３号に掲げる発明に該当するものとして審理された公知事実であり，当事者双方が，上記予備的主張を本件訴訟において審理判断することを認め，特許庁における審理判断を経由することを望んでおらず，その点についての当事者の主張立証が尽くされている本件においては，上記予備的主張を審理判断することは，紛争の一回的解決の観点からも許されると判断した。」と記載している。すなわち，本判決は，審判で審理された公知事実であること，当事者双方が本件訴訟での審理判断を認め，特許庁における審理判断の経由を望んでいなかったこと，その点の主張立証が尽くされていたこと，及び紛争の一回的解決の観点を，主引例と副引例を入れ替えた主張の審理判断を許した理由として挙げている。https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-point_pdf-86435.pdf

[ix] 知財高判令和 3 年 3 月 17 日裁判所ウェブサイト/令和 2 年（ネ）第 10052 号【特許権持分一部移転登録手続等請求控訴】事件＜大鷹裁判長＞

[x] 同[ix]

[xi] 知財高判令和 5 年 1 月 12 日裁判所ウェブサイト/令和 3 年（行ケ）第 10157,10155 号【運動障害治療剤】事件＜本多裁判長＞

[xii] 最判令和元年 8 月 27 日集民 262 号 51 頁/平成 30 年（行ヒ）第 69 号【…ドキセピン誘導体を含有する局所的眼科用処方物】事件

[xiii] 高石秀樹「令和元年 8 月 27 日最高裁判決平成 30 年（行ヒ） 第 69 号「アレルギー性眼疾患を処置するための点眼剤」事件ー（進歩性判断における「予測できない顕著な効果」の比較対象及び位置付け）」（パテント Vol. 73 No. 1，2020）

[xiv] 知財高判令和 2 年 6 月 17 日判例時報 2461 号 30 頁/令和 1 年（行ケ）第 10118 号＜森裁判長＞（最高裁判決後の差戻審）

[xv] 知財高判平成 26 年 7 月 30 日裁判所ウェブサイト/平成 25 年（行ケ）第 10058 号＜富田裁判長＞

[xvi] 発明特定事項が容易想到でも効果次第で進歩性が認められる考え方を，独立要件説という。裁判例を見ても，例えば，東京高判平成 14 年 3 月 28 日裁判所ウェブサイト/平成 12 年（行ケ）第 312 号【焼き菓子】事件は，「構成自体の推考は容易であると認められる発明に特許性を認める根拠となる作用効果は，当該構成のものとして，予測あるいは発見することの困難なものであり，かつ，当該構成のものとして予測あるいは発見される効果と比較して，よほど顕著なものでなければならないことになるはずである。」と判示した（東京高判平成 15 年 12 月 25 日裁判所ウェブサイト/平成 13 年（行ケ）第 499 号【コンクリート製品の製造方法】事件同旨）。確かに，これらの裁判例は，一般論として独立要件説を前提とした論理展開ではあるが，進歩性を否定する際のリップサービスに過ぎないと理解することも可能である。独立要件説により進歩性を認めた数少ない裁判例として，知財高判平成 25 年 7 月 24 日裁判所ウェブサイト/平成 24 年（行ケ）第 10207 号【光学活性ピペリジン誘導体の酸付加塩及びその製法】事件＜設樂裁判長＞等がある。（高石秀樹「進歩性判断における『異質な効果』の意義ー容易想到性判断における『課題』と『異質な効果』との融合的理解ー」（パテント Vol. 69 No. 5〔別冊 No.15〕、2016 年）参照。）

[xvii] 知財高判平成 22 年 7 月 15 日判例時報 2088 号 124 頁/平成 21 年（行ケ）第 10238 号【日焼け止め剤組成物】事件＜飯村裁判長＞

【商標】知財高判令和２年(行ケ)10126「マツモトキヨシ」事件＜大鷹＞

Ameblo 元投稿日：2023-09-13

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12820247573.html

【商標】知財高判令和２年(行ケ)10126「マツモトキヨシ」事件＜大鷹＞

取引の実情に照らし、商標登録出願時において、音商標に接した者が、普通は、音商標を構成する音から人の氏名を連想、想起するものと認められないときは…商標法４条１項８号の「他人の氏名」を含む商標に当たらない。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-90553.pdf

【商標】知財高判令和２年(行ケ)10017「空調服」事件＜高部＞

Ameblo 元投稿日：2023-09-14

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12820397901.html

【商標】知財高判令和２年(行ケ)10017「空調服」事件＜高部＞

商標法51条１項の「他人の業務に係る商品若しくは役務と混同を生ずるもの」に当たるためには、商標の具体的表示態様が他人の業務に係る商品等との間で具体的に混同を生ずるおそれを有することが必要である

⇒出所の混同なし

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-89794.pdf



【不競法】東京地判平成 30 年(ワ) 29036「毛穴ケア用化粧水」事件

Ameblo 元投稿日：2023-09-15

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12820519455.html

【不競法】東京地判平成 30 年(ワ) 29036「毛穴ケア用化粧水」事件

⇒不競法 2 条 1 項 1 号請求認容

「…店頭で販売される場合には，外箱の正面が需要者から見える形で陳列されることが通常である…自他識別機能又は出所識別機能を果たす中心的な部分は，その正面のデザインである」

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-90083.pdf



【著作権】大阪高判令和１年(ネ)1735「金魚電話ボックス」事件

Ameblo 元投稿日：2023-09-18

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12820915962.html

【著作権】大阪高判令和１年(ネ)1735「金魚電話ボックス」事件

～著作物性○

「非日常的な情景を表現している…，受話器の受話部から気泡が発生することも本来あり得ない…。…通話をしている状態がイメージされており，鑑賞者に強い印象を与える…。…個性が発揮されている」

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-90019.pdf

【不競法】大阪地判令和元年(ワ)7786「京都市立芸術大学」「京都芸術大学」

Ameblo 元投稿日：2023-09-18

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12820916055.html

【不競法】大阪地判令和元年(ワ)7786

原告「京都市立芸術大学」

被告「京都芸術大学」

⇒不競法２条１項１号、２号不成立

周知であるが

「外観及び称呼を異にする…。観念…主体が京都市であることを想起させるか…異なる。取引の実情…一部でも異なる…異なる大学として識別する」

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-89685.pdf

【商標】知財高判令和３年(行ケ)10047「福米」事件　商標法50条１項～黙示の使用許諾が認定された

Ameblo 元投稿日：2023-09-18

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12820916209.html

【商標】知財高判令和３年(行ケ)10047「福米」事件

商標法50条１項～黙示の使用許諾が認定された

「本件ステッカーには…本件商標の商標登録証が表示されていることからすると、原告は…本件ステッカーが米袋の包装に貼付された『福米2018』を桂ヶ丘開発が販売することを承知していた…」

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-91355.pdf



【不競法/営業秘密】東京地判平成 30 年(ワ)35263「2WAY 対応型酸素チャンバー」

Ameblo 元投稿日：2023-09-19

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12821056781.html

【不競法/営業秘密】東京地判平成 30 年(ワ)35263「2WAY 対応型酸素チャンバー」

不競法 2 条 6 項の営業秘密に該当する（秘密管理性、有用性、非公知）

「目的がその検査・点検にあったとの…主張は不自然・不合理…。しかし…データを実際に読み出して取得し…た…証拠は…ない。」

判決引用を含む解説：https://www.ip-bengoshi.com/archives/5812

知財高判平成 18 年(行ケ)10053【ティッシュペーパー収納箱】＜篠原＞

Ameblo 元投稿日：2023-09-20

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12821189126.html

知財高判平成 18 年(行ケ)10053【ティッシュペーパー収納箱】＜篠原＞

*機械分野の発明につき「各押し上げ片側に食い込む係止用凹み（係止用凹みの最奥部で相互に押し合うもの）が形成される」という作用効果、機能自体をクレームアップした。

⇒これを相違点として、新規性・進歩性〇

※昔から、効果のクレームアップは機能していた。注目されていなかっただけ。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-33572.pdf

知財高判平成 22 年(行ケ)10407【ウインドパークの運転方法】＜飯村＞

Ameblo 元投稿日：2023-09-22

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12821507010.html

知財高判平成 22 年(行ケ)10407【ウインドパークの運転方法】＜飯村＞

電気分野の発明につき機能（＝定格出力電力の 0～100%で設定）をクレームアップして、これを相違点として、新規性・進歩性〇

「引用発明と本願発明とは，解決課題…，課題解決手段において相違する」⇒阻害要因あり

（判旨抜粋）

引用例１で開示された発明において，個々の風力発電設備をその定格出力電力の０から１００％の範囲内で調整する目的は，送電網の電圧に応じて風力発電施設全体の出力電力を送電網の最大許容送電量とするためであって，風力発電施設全体の出力電力を送電網の最大許容送電量よりも小さくするためではない。また，引用例１で開示された発明では，個々の風力発電設備の定格出力電力を合計した風力発電施設の最大出力電力は，送電網の最大許容送電量よりも大きいことから，風力発電施設全体の出力電力を定格出力電力の１００％と設定すると，送電網の最大許容送電量を超過することになり，このように送電網の最大許容送電量を超えた出力電力となるように設定することも想定されていない。したがって，引用例１に，「送電網の電圧に応じて風力発電施設全体の出力電力を（その定格出力電力の）０から１００％の範囲内の所望値に設定する」ことが実質的に開示されているとはいえない。…引用発明と本願発明とは，解決課題において，相違する。…両者は，課題解決手段において相違する。…引用発明に相違点２に係る構成を組み合わせることには，阻害要因がある…。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-81852.pdf

【著作権】知財高判令和２年(ネ)10018＜鶴岡＞

Ameblo 元投稿日：2023-09-22

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12821507077.html

【著作権】知財高判令和２年(ネ)10018＜鶴岡＞

同人作品の無断コピーは著作権侵害

「原著作物に対する著作権侵害が…認められる場合であっても…二次的著作権が成立し得る部分に基づき…各漫画の著作権侵害を主張し，損害賠償等を求めることが権利の濫用に当たるということはできない」

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-89748.pdf

知財高判平成 21 年(行ケ)10153【切削工具インサート…の作成方法】＜中野＞

Ameblo 元投稿日：2023-09-24

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12821732714.html

知財高判平成 21 年(行ケ)10153【切削工具インサート…の作成方法】＜中野＞

*引用例の図面に本願方法発明の開示がないとした事例

「引用文献…図 3～図 5…には幾何学的特徴を有する保持部材を提供し…この提供された保持部材を…切削体に接合するとの一連の工程が記載されてい…ない」

（判旨抜粋）

引用文献…図３～図５には，硬質金属に形成される凹所の様が図示されるとともに，これら凹所は所望の断面形状を選択できる旨が記載されている…。…旋盤用切削工具を形成する方法に関し引用文献には…切削体に溝，蟻継ぎ等を成す幾何学的特徴が形成される点，及び硬質金属をダイキャスト，プレス成形，成型，又は鋳造によって保持部材に密に固定する，との点は記載されている。しかし，硬質金属を鋳造等で保持部に固定するに先立って，保持部に溝，蟻継ぎ等をなす幾何学的特徴が形成されるとまで記載されているということはできない…。そうすると引用文献には幾何学的特徴を有する保持部材を提供し…この提供された保持部材をその幾何学的特徴を介して切削体に接合するとの一連の工程が記載されているということはできない。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-38193.pdf

知財高判平成 19 年(行ケ)10241【収納袋の排気弁】

Ameblo 元投稿日：2023-09-24

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12821732857.html

知財高判平成 19 年(行ケ)10241【収納袋の排気弁】

*引用例の図面から構成を読み取れなかった事例

「…蓋体２を３回転程度回転操作するように見えないこともないが，…願書に添付された図面は…必ずしも設計図面のように詳細，正確なものではないから，甲第１号証の図１～３に係る螺刻部１１と螺刻部２１との相対的な位置関係の表示により，上記のように見える…のみで，甲１発明が蓋体２を「数回転」回転操作するものに限定されるとすることはできない…。」

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-36376.pdf

知財高判平成 17 年(行ケ)10677【メモリ制御装置】＜三村＞

Ameblo 元投稿日：2023-09-25

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12821865301.html

知財高判平成 17 年(行ケ)10677【メモリ制御装置】＜三村＞

*引用発明よりも古い技術を採用する動機付け否定

⇒進歩性○

「引用発明は…方式におけるアクセス単位の制約を前提とした上で…を発明の目的とする…から…具体的な前提を離れてページモードに変更する…契機にはならない」

（判旨抜粋）

引用発明は，ニブル・モード・アクセス方式におけるアクセス単位の制約を前提とした上で，ニブル・モードによるアクセスと通常モードによるアクセスの両方に対応可能とすることを発明の目的とするものであるから，一般にメモリへの高速アクセス方式としてニブル・モードアクセス方式とページ・モード・アクセス方式が知られていることや，ページ・モード・アクセス方式の方が古い技術であることが知られているというだけでは，引用発明に接した当業者が，そこで採用されている特定のニブル・モード・アクセス方式を，具体的な前提を離れてページモードに変更することの契機にはならない。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-33477.pdf

知財高判平成 21 年(行ケ)10142【粉粒体の混合及び微粉除去…装置】＜中野＞

Ameblo 元投稿日：2023-09-26

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12822005883.html

知財高判平成 21 年(行ケ)10142【粉粒体の混合及び微粉除去…装置】＜中野＞

*技術分野同一のみで容易想到とならず、動機づけが必要

*請求項毎に分かれた

「技術分野や技術内容に同一性や密接な関連性や目的・機能の類似性があったとしても…組み合せることが可能な技術は無数にあり得る…結び付ける事情，例えば共通の課題の存在やこれに基づく動機付けが必要」

（判旨抜粋）

たとえ技術分野や技術内容に同一性や密接な関連性や目的・機能の類似性があったとしても，そこで組み合せることが可能な技術は無数にあり得るのであって，それらの組合せのすべてが容易想到といえるものでないことはいうまでもない。その意味で，上記のような一定の関連性等がある技術の組合せが当業者（その発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者）において容易想到というためには，これらを結び付ける事情，例えば共通の課題の存在やこれに基づく動機付けが必要なのであって，本件においてこれが存しない…。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-80063.pdf

知財高判平成 23 年(行ケ)10193【椅子式マッサージ機】<塩月>

Ameblo 元投稿日：2023-09-27

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12822140937.html

知財高判平成 23 年(行ケ)10193【椅子式マッサージ機】<塩月>

「一般的に生じるものであって，甲 2…～甲 4…特有の課題ではない。…当業者が…上記の一般的な課題を…解決するために…施療子を移動させる際に,突出量を最小とする…ことは,甲 1 公報自体に示唆等がなくとも,適宜なし得る」

（判旨抜粋）

…マッサージ機の技術分野において，施療子を移動させる際に突出量が大きいと，使用者の身体に対する危険がある，あるいは，駆動装置に大きな負荷がかかるなどといった…課題は，施療子を人体に沿って移動させることにより一般的に生じるものであって，甲 2 公報～甲 4 公報に開示されたマッサージ機のように施療子を背もたれ等に設けた場合に特有の課題ではない。…当業者が，脚部用の移動する施療子を設けた甲 1 発明に接した場合に，施療子の移動に関する上記の一般的な課題を認識し，これを解決するために周知の技術事項を甲 1 発明に適用して，スイッチ操作等の入力に応じて制御回路が（脚支持台ごと）施療子を移動させる際に，突出量を最小とする，すなわち非突出状態とすることや，突出量を適宜小さく調整することは，甲 1 公報自体に示唆等がなくとも，適宜なし得ることというべきである。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-82035.pdf

知財高判平成 22 年(行ケ)10318【記録媒体用ディスクの収納ケース】＜飯村＞

Ameblo 元投稿日：2023-09-28

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12822273649.html

知財高判平成 22 年(行ケ)10318【記録媒体用ディスクの収納ケース】＜飯村＞

*周知技術適用の「その結果」

⇒容易の容易ではない

「周知の技術を基礎として，甲 1 発明に係るディスク収納ケースにおいて…を…に配置し，その結果，…突出形成する…ことは…当業者が容易に想到し得る」

（判旨抜粋）

…甲２，１３ないし１６に例示された周知の技術を基礎として，甲１発明に係るディスク収納ケースにおいて，蓋側ケース部材の上下端縁部の周壁を本体側ケース部材の上下端縁部の周壁の外側に配置し，本体側ケース部材の上下ヒンジ部を蓋側ケース部材の上下ヒンジ部の外側に配置し，その結果，本体側ケース部材のヒンジ部に設けられたヒンジ軸を上下ヒンジ部の対向内面に突出形成するということは，当業者が容易に想到し得るといえる。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-81469.pdf

知財高判平成 23 年(行ケ)10364【…比出力が高い電動モータ】

Ameblo 元投稿日：2023-09-29

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12822408137.html

知財高判平成 23 年(行ケ)10364【…比出力が高い電動モータ】

*複数の部材から成る発明の実施可能要件は、構成する部材ごとに検討すべき（商事法務「特許審決取消判決の分析」P91）

*作用効果の説明や、本願発明の構成部材ではない事項がいささか不明瞭でも、本件では実施可能要件○

*上限値が特定されていないが実施可能要件○

*複数の部材から成る本願発明の実施可能要件は、本願発明を構成する部材ごとに実施可能要件を検討すべきである。（※商事法務「特許審決取消判決の分析」の分析。同書 P91）

（判旨抜粋）

【請求項】　ポリマー材料で作製されて固定子を含むモータ・ハウジングを備えた流体冷却式電動モータであって…熱伝導性で電気絶縁性の充填剤を少なくとも４０重量%の量で含有することを特徴とする電動モータ

本願発明は…物の発明であるが，その特許請求の範囲（前記第２の２）に記載の構成を備えた電動モータであるから，本願発明が実施可能であるというためには，本願明細書の発明の詳細な説明に本願発明を構成する部材を製造する方法についての具体的な記載があるか，あるいはそのような記載がなくても，本願明細書の記載及び本件出願日当時の技術常識に基づき当業者が当該部材を製造することができる必要があるというべきである。

…本願明細書【０００６】の記載部分は，本願発明の作用効果について言及しているにすぎないものであって，本願発明の実施方法について言及しているものではないから，仮に当該部分が明瞭でないとしても，そのことは，当業者が本願発明を構成する部材のうち，特に当該記載部分と関係する「ポリマー材料」及びこれに関連する部材を製造することを不可能ならしめるものではない。…

…被告は，本願発明の構成では充填剤の充填量が１００重量%近くの場合も含まれる結果，モータ・ハウジングをどのようにして形成するのかを当業者が容易に実施し得ない旨を主張する。しかしながら，本願明細書の記載…及び図１によれば，本願発明の「モータ・ハウジング」は，ポンプ及び電動マイクロモータ等を備える構造的な部材であることが明らかであって，「流体によって冷却される，比出力が高い電動モータ」として使用可能な程度に強度等を備えていることは，当然の前提であるというべきであって，モータ・ハウジングを構成する「ポリマー材料」について，充填剤が１００重量%近くとなり，主たる成分であるデュロマーをほとんど含まない材料を使用することは，それ自体，想定することが不合理な前提である。したがって，被告の上記主張は，それ自体不合理なものとして採用できない。

また，被告は，本願発明の「ポリマー材料」となるデュロマー（液体エポキシ樹脂）の物性や充填剤（Ａｌ２Ｏ３の細粉）の熱伝導性が一義的に決まらないから，本願発明の作用効果が推認できず，デュロマーが４０重量%以上含有されることで熱伝導率が著しく増大する理由（臨界性）が不明であ

るばかりか，液体エポキシ樹脂やＡｌ２Ｏ３の細粉も当業者が実施できる程度に具体化されていない旨を主張する。しかしながら，作用効果の有無や，デュロマーの重量比が有する技術的意義は，いずれも本願発明の容易相当性の判断において考慮され得る要素の一つであるにすぎず，実施可能性とは直接関係がないばかりか，上記の液体エポキシ樹脂及びＡｌ２Ｏ３の細粉の材料は，いずれも市販品として容易に入手可能である…から，これらの材料の詳細が本願明細書に示されていないからといって，当業者が本願発明を実施できなくなるものではない。

本願明細書【００１４】の記載部分は…日本語としていささか不明瞭なものであり，…より明瞭なものに補正されることが望ましい。しかし，…上記「軸受」及び「シャフト封止材」は，いずれも本願発明を構成する部材ではないから，上記引用に係る記載部分が，上記のとおりいささか不明瞭であるとしても，そのことによって，当業者が本願発明を実施することができなくなるというものではない。…

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-82338.pdf

知財高判令和３年(行ケ)10053【電子レンジ加熱食品用容器の製法】＜大鷹＞

Ameblo 元投稿日：2023-09-30

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12822614181.html

知財高判令和３年(行ケ)10053【電子レンジ加熱食品用容器の製法】＜大鷹＞

「…電子レンジ加熱食品用容器において，加熱時に発生する水蒸気を逃すために設ける孔をいかなる形状にし，どの程度設けるかは，当業者が水蒸気の排出量を勘案して適宜選択する設計的事項である」

⇒進歩性×

（判旨抜粋）

引用文献１には，即席食品入り容器の蓋に設ける「小孔」の形状を特定の形状に限定する記載や示唆はなく，また，「小孔」を形成する具体的な方法についての記載や示唆もない。…電子レンジ加熱食品用容器において，加熱時に発生する水蒸気を逃すために設ける孔をいかなる形状にし，どの程度設けるかは，当業者が水蒸気の排出量を勘案して適宜選択する設計的事項であること，引用文献１記載の実施例１の即席食品入り容器の「小孔」（開孔９）の開孔面積は１個当たり約８．０３mm２で，その開孔面積の合計は約６４．２４mm２（８．０３mm２×８）であること…に鑑みると，引用文献１及び５に接した当業者においては，引用文献１の実施例１記載の即席食品入り容器内に収容された食品から発生する水蒸気を外部に排出するため，蓋に設けられた８個の円形の「小孔」について，その形状を「長孔」とし，これを形成するために，プラスチック構造体に対するレーザー照射による加工方法である，引用文献５に開示された幅が２００μm以下である貫通孔を形成する加工方法を採用して，開孔面積の合計が約６４．２４mm２となるように，その「長孔」の幅を２００μm以下（０．２mm以下）に設定することを試みる動機付けがあるものと認められるから，上記「小孔」を「幅０．１５～１．０mm」の数値範囲の「排気長孔を複数穿設して排気長孔群からなる排気部」の構成とすることを容易に想到することができたものと認められる。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-90972.pdf

東京地判平成 23 年(ワ)3292【電池式警報器】（損害論）＜大須賀＞

Ameblo 元投稿日：2023-09-30

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12822614433.html

平成 23 年(ワ)3292【電池式警報器】（損害論）＜大須賀＞

＜推定覆滅事情＞

102 条 1 項但書：原告が原告製品を販売することができないとする事情

他社の競合品によって代替されたと考えられる割合、及び被告自身の営業力や本件発明の実施部分以外の被告製品の特性等により販売することができたと考えられる割合について，これらを総合して，原告が原告製品を「販売することができないとする事情」があると解するのが相当である。そして，上記諸事情に照らし，上記数量は７割とみるのが相当である。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-84120.pdf

知財高判平成 25 年(ネ)10017, 平成 25 年(ネ)10041【オープン式発酵処理装置】

Ameblo 元投稿日：2023-10-02

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12822827625.html

知財高判平成 25 年(ネ)10017, 平成 25 年(ネ)10041【オープン式発酵処理装置】

＜102 条 1 項但書＞

本件発明の特徴的部分は「Ｖ字型掬い上げ部材」のみ

多数本のパドルのうち，数本にすぎない

原価わずか

被告のパンフレット、原告 HP 及び製品カタログにおいて，堆積物の拡散を防ぐ掬い上げ部材を採用したことを特徴として示す記載なし

＜推定覆滅事由＞102 条 1 項但書：原告が原告製品を販売することができないとする事情

本件発明は改良発明であって，発明を基礎付ける特徴的部分は「Ｖ字型掬い上げ部材」のみ。それ以外のオープン式発酵装置の構成は進歩性欠如。

当該「Ｖ字型掬い上げ部材」は，多数本の長杆からなるパドルのうち，長尺開放側面側に位置する該回転軸の外端から１本ないし数本のパドルについて用いられるものにすぎない。

当該「Ｖ字型掬い上げ部材」の原価は，オープン式発酵装置の原価に比して，ごくわずかである。

被告のパンフレット、原告 HP 及び製品カタログにおいて，堆積物の拡散を防ぐ掬い上げ部材を採用したことを特徴として示す記載はなく，同部材の形状が需要者の購入動機に大きく寄与したとはいえない。

当該「Ｖ字型掬い上げ部材」は、技術的には重要である。

各社の設計から、当該「Ｖ字型掬い上げ部材」の形状の採用は，オープン式の発酵槽を採用したことに伴う，必須の改良事項であったものと推測できる。

（判旨抜粋）

覆滅事由

本件訂正発明２は，本件発明１の改良発明であって，発明を基礎付ける特徴的部分は，Ｖ字型掬い上げ部材であり，それ以外のオープン式発酵装置の構成については，前記のとおり，本件発明１がＫＳ７－１２発明との対比において進歩性を欠き無効とされる以上，進歩性を有するものでないことからすれば，かかる事情は，特許法１０２条１項ただし書の「販売することができないとする事情」として考慮すべきものである。

本件訂正発明２のＶ字型掬い上げ部材に係る構成以外の構成については，進歩性を有するものではなく，発明を基礎づける特徴的部分は，当該掬い上げ部材に限局されており，しかも，当該掬い上げ部材は，回転軸の周面にその軸方向に配設された多数本の長杆からなるパドルのうち，長尺開放側面側に位置する該回転軸の外端から少なくとも１本ないし数本のパドルについて用いられるものにすぎな

い。さらに，掬い上げ部材に関する原価は，オープン式発酵装置の原価に比して，ごくわずかであることは明らかである。被告のパンフレット（甲５）原告日環エンジニアリングのホームページ（乙１２の１～３，６８），製品カタログ（甲１５）において，長尺開放側面への堆積物の拡散を防げるような掬い上げ部材を採用したことが特徴であることを示す記載はなく，需要者に対する購入動機として，掬い上げ部材の形状が大きく寄与したということはできない。

しかし，前記において述べたとおり，本件訂正発明２は，堆積物の外側への掬い上げ時の拡散，崩れなどを防いで，床面を走行する台車の車輪の軌道上に堆肥が達し，円滑な走行を阻害し，その外方へ崩れた拡散分を人手によりスコップなどで掬い上げ，堆積物の頂面へ積み上げる面倒な作業を要するなどの不都合を解消できるという効果を奏するものである。そのための構成として，長尺開放側面側に位置する該回転軸の外端から少なくとも１本ないし数本のパドルについて，本件訂正発明２のＶ字型掬い上げ部材を採用したもので，オープン式発酵装置が，平行する長尺壁を設けその長尺壁間に被処理物を投入堆積させるピット式発酵槽を採用せず，一方を長尺壁とし，他方を長尺開放側面としたことにより，攪拌機の往復動に伴って長尺開放側側面に堆積物が拡散することになるのは必然であることからすれば，本件訂正発明２のＶ字型掬い上げ部材は，これを防ぐための構成として重要なものである。そして，現に，後掲の証拠及び弁論の全趣旨によれば，原告日環エンジニアリングが製造し，荏原製作所に販売し，同社によって所在の「堆肥センター」に納入設置された「オープン式ＫＳ５－Ｈ１２００型混合機」（本件混合機）について，平成１２年３月ころに納入後の試運転が行われたが，それから間もない同年５月８日に三角爪（Ｖ字型掬い上げ部材）と無償での交換がなされていること（甲１２の７，乙１５，１６），被告が鈴木建設に販売したロ号装置においても，増田牧場に納入した分については，納入後２か月以内に無償で掬い上げ部材１０５ｄへと交換がなされ，その後の大木牧場への納入の際には，当初から掬い上げ部材１０５ｄが装着されていたこと（甲６，７，乙６６），本件特許２の実施品としては，上記に認定した原告日環エンジニアリングが本件独占的実施権２に基づいて製作した３件に限られず，「エコ・マックスせんだい」，所在の堆肥製造施設，所在の「おおえ朝日堆肥センター」，所在の「浪江町共同有機堆肥センター」，所在の「鮭川村堆肥センター」，所在の「なかよしゆうきセンター」に納品設置されたオープン式発酵装置においても，Ｖ字型掬い上げ部材が用いられたこと（甲３２～３８，５７，６１），及び本件訂正明細書２に記載された本件訂正発明２の開発動機，経緯を考慮すると，本件訂正発明２のＶ字型掬い上げ部材の採用は，オープン式の発酵槽を採用したことに伴う，必須の改良事項であったものと推測できる。

以上の事情を総合考慮すれば，ロ号装置の販売数量の８０％については，原告日環エンジニアリングが販売することができないとする事情があったと認めるのが相当である。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-84077.pdf

知財高判平成 31 年(行ケ)10043【高コントラストタイヤパターン】＜鶴岡＞

Ameblo 元投稿日：2023-10-03

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12822964310.html

知財高判平成 31 年(行ケ)10043【高コントラストタイヤパターン】＜鶴岡＞

*主引例と異なる課題を解決した副引例を組み合わせることが、「別の理由から、」容易想到とされた

⇒数値限定発明の進歩性×

「甲 1 発明に組み合わせるにあたって、表面粗さを 5μm～30μm とすることは…適宜設計」

⇒数値限定発明の、進歩性×

（判旨抜粋）

［相違点２］本件発明３は「ブレードの壁は，その面積の少なくとも１／４にわたり，５μm～３０μmの平均粗さＲｚを有し，この平均粗さを有するブレードの壁は，ブレードの高さの下四分の一に位置している」との事項を有しているのに対して，甲１発明は，多数の細溝４から形成される壁状の構造の平均粗さについて特定されていない点。…

…表示マークの識別性向上は，タイヤの外観を優れたものとするための一手段であり，甲１発明のタイヤの外観をさらに向上させる手段があるのであれば，それが望ましいことといえる。…甲２文献は外観を向上することを目的とするとされているから，甲１発明に接した当業者であれば，甲２文献に記載された内容を検討対象とすると考えられる。…

甲２文献の記載事項は，表示マーク部分を含む，甲１発明のタイヤの外観をさらに向上させるのに適した内容と考えられるから，当業者であれば，甲１発明に甲２文献の記載事項を組み合わせることを試みる十分な動機付けがあるといえる。

…甲２文献には，コントラストを高めるという発想はないが，そうであっても，別の理由から，甲１発明との組み合わせが試みられることは，以上に述べたところから明らかである。…甲１発明に組み合わせるにあたって、表面粗さを５μm～３０μmとすることは、当業者が適宜設計する事項の範囲内であるといえる。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-89248.pdf

知財高判平成 29 年(行ケ)10146【導光フィルム】<鶴岡>

Ameblo 元投稿日：2023-10-04

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12823106349.html

知財高判平成 29 年(行ケ)10146【導光フィルム】<鶴岡>

*パラメータ発明の進歩性否定

「審決は…引用例 3…の突起を引用発明及び引用例 2…に更に組み合わせることで…容易想到…と判断したわけではない。…本願発明の『接着部分』の形状に関する…数値範囲に臨界的な技術的意義が…ない」

（判旨抜粋）

…原告は，…引用例３には，上向きの構造を有するプリズムの底面に突起が設けられている構造が記載されているが，この突起をすぐさまプリズムの頂部に移動させることはできないし，引用発明に引用例２記載技術を組み合わせた上で更に引用例３の記載を参照することはいわゆる「容易の容易」に該当し許されないと主張する。しかしながら，審決は，幅５μm，長さ１０μm程度の形状（の固定部）ならば，当業者であれば周知の材料及び製造方法の範囲内で実現可能であると考えられることの一例（根拠）として引用例３を示しているにすぎず…，引用例３に記載されたプリズムの底面の突起を引用発明及び引用例２記載技術に更に組み合わせることで相違点に係る構成が容易想到であると判断したわけではない。…本願発明の「接着部分」の形状に関する上記①ないし③の数値範囲に臨界的な技術的意義があるものとは認められない。

判決原文：https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-87773.pdf

知財高判令和４年(行ケ)10012、10045【接触操作型入力装置】＜菅野＞

Ameblo 元投稿日：2023-10-05

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12823240127.html

知財高判令和４年(行ケ)10012、10045【接触操作型入力装置】＜菅野＞

*周知技術も組合せの動機付け等が必要

⇒主引例と周知技術の其々の技術分野を上位概念化した上で組み合わせたことを咎めた。

*同特許で Apple を相手とする第一審で勝訴。H19(ワ)2525

⇒進歩性○

「甲１発明は、プッシュスイッチに割り当てるべき機能…をそもそも有さないし、…走行方向や走行速度を確定する操作…は記載も示唆もない」

（判旨抜粋）

…磁気テープの走行方向や走行速度を制御するための甲１発明のタッチパネルと、走行方向や走行速度という要素を含まない位置データを入力する装置に関する周知技術１とは、制御する対象が異なるし、たとえ両者がタッチパネルという共通の構成を有するとしても、磁気テープの制御信号供給装置である甲１発明において、位置データを入力する装置に関するものである周知技術１を適用することが容易であるとはいえない。結局のところ、甲１発明に、周知技術１を適用できるとする原告らの主張は、実質的に異なる技術を上位概念化して適用しようとするものであり、相当でない。…

仮に、周知技術１を、タッチパネルによる選択をプッシュスイッチで確定して何らかの入力情報を生成する技術であると上位概念化して理解したとしても、甲１発明は、プッシュスイッチに割り当てるべき機能（選択を確定する機能）をそもそも有さないし、甲１文献には、タッチパネルにより磁気テープの走行方向や走行速度を連続制御することは記載されているが、タッチパネルにより選択された走行方向や走行速度を確定する操作や、当該操作に対応するボタン等の構成は記載も示唆もないから、甲１発明に、周知技術１を適用する動機付けがない。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-91805.pdf

知財高判令和４年(ネ)10061【マグネットスクリーン装置】＜本多＞

Ameblo 元投稿日：2023-10-06

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12823369472.html

知財高判令和４年(ネ)10061【マグネットスクリーン装置】＜本多＞

① 周知慣用技術の付加転換＋設計事項

⇒拡大先願違反

「乙 10 公報には…取手がある旨の記載はない。…出願当時,…ケースに取手を設けることは周知・慣用手段…。…運搬の便宜等のため、必要に応じて適宜選択できる…。」

② 完全に収まらなくても「収納」に当たる

⇒充足

（判旨抜粋）

①…乙１０公報には、押さえ部を固定した構成が開示されている…。…

乙１０公報には押さえ部が回転可能である旨の記載はない。…移動するシート状のものと接触する部分を…回転可能なものとすること、及び、シートとの摺動接触に起因してローラーが回転するものとすることは…出願当時、周知・慣用手段であり、これは本件特許１のようなマグネットスクリーン装置の分野においても同様であった…。…横断面視の形状が円弧面である押さえ部を回転可能とし、その結果、押さえ部に接触しながら巻き出され又は巻き取られるスクリーンの摺動接触に起因して押さえ部が回転するものとすることは、当業者が押さえ部の構成の工夫として適宜選択する範囲のものにすぎない…。…

乙１０公報には…ケーシングに相当する「収納ケース」に取手がある旨の記載はない。…出願当時、…マグネットスクリーン装置の技術分野において、ケースに取手を設けることは周知・慣用手段であったと認められる。そして、引用発明１－１において収納ケースに取手を設けることは、当業者が、運搬の便宜等のため、必要に応じて適宜選択できることであると認められる。

②…本件明細書１には、長尺部材の位置に関し、発明の一態様において、「巻回状態のスクリーンシート１０に隣接して長尺部材３０も同様にケーシング４０内に収められている。」（【００４４】）、「長尺部材３０は、ケーシング４０の開口部４６に位置付けられている。」（【００４８】）といった記載があり、【図９】には長尺部材がケーシングの内部に位置する構成が記載されているものの、落下や振動、衝突、汚損から保護するために長尺部材をケーシングの内部に収納する旨の記載はなく、本件明細書１のその余の記載に照らしても、本件再訂正後発明１において、長尺部材が、ケーシングの外部に露出することなく、衝撃や汚損から可及的に保護されるよう、その中にきちんと入っている状態にあることを要すると解することはできない。

…被控訴人製品においては、本体ケースの内部に押さえローラーの大部分が入れられているから、長尺部材がケーシングに収納されているということができる。…充足する。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-91775.pdf

東京地判令和３年(ワ)26762等【地盤安定化薬液用硬化剤】＜國分＞

Ameblo 元投稿日：2023-10-10

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12823937535.html

令和３年(ワ)26762等【地盤安定化薬液用硬化剤】＜國分＞

⇒先使用権成立、冒認否定

「原告が…出願したのは…退職した14年以上後であって…原告が…退職した後に本件特許発明を完成させた可能性が否定できない…、被告らにおいて本件特許発明の内容を認識していなかった…」

（判旨抜粋）

本件硬化剤発明は、構成要件Ｂ２、Ｄ、Ｇ、Ｈ及びＩにおいて、本件特許発明に包含されるものであって、両者はそれらの点で相違するものと認められるから、本件特許発明と本件硬化剤発明が同一のものであるということはできない…ところ、Ｂｉ及びＣｉが、本件特許発明と本件硬化剤発明との相違点に係る構成を着想し、それを具体化して本件特許発明を完成させるための創作活動に寄与したと認めるに足りる証拠はなく、本件全証拠によっても、両名が本件特許発明を発明したと認めることはできない。したがって、本件特許発明の発明者がＢｉ及びＣｉであったとは認められない。…本件特許が…冒認出願に対してされたものであるということはできない。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-92102.pdf

知財高判令和３年(行ケ)10152【永久磁石の樹脂封止方法】＜本多＞

Ameblo 元投稿日：2023-10-10

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12823937904.html

知財高判令和３年(行ケ)10152【永久磁石の樹脂封止方法】＜本多＞

*課題解決に不可欠な構成を削除した分割

⇒サポート要件×

「本件明細書…によると、従来技術の問題２を解決するために搬送トレイを不可欠の構成としている…これに代わる構成が当業者に…明らかである…証拠もない」

（判旨抜粋）

本件発明１には、回転子積層鉄心を搭載する搬送トレイを含む構成の発明だけでなく、この搬送トレイを含まない構成の発明も含まれており、搬送トレイを構成に含まない特許請求の範囲の記載を前提にした場合、…安価に作業ができる永久磁石の樹脂封止方法を提供するという本件発明１の課題を解決できると認識できる範囲のものとはいえない。…段落【００１０】には…搬送トレイを不可欠の構成とはしていないことを前提とした発明の詳細な説明の記載があるが、…本件明細書の発明の詳細な説明の記載によると、従来技術の問題２を解決するために搬送トレイを不可欠の構成としているから、搬送トレイを用いずに本件発明の課題を解決するためには搬送トレイに代わる構成が必要となるものと解されるところ、本件明細書の記載によっても搬送トレイの具体的構造に関する記載…はあるものの搬送トレイに代わる構成を具体的に示唆する記載はなく、これに代わる構成が当業者にとって明らかであることを認めるに足りる証拠もないから、当業者が出願時の技術常識に照らしてみたとしても、発明の詳細な説明に具体的な記載がないまま、回転子積層鉄心を下型上に固定し、また下型から取り外す工程に係る課題を解決できると認識できる範囲のものであるともいえない。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-92382.pdf

※当初明細書中の実施例：構成A+B、B+C。構成Aが課題αを解決。
⇒新規事項追加でなく、「構成B」というクレームを立てられるか？

	構成	課題	備考
原出願	A＋B （実施例の一つ）	α （明細書記載あり）	構成Aは、 課題αの解決に必須。
第1世代	A	α	構成Bは、課題αの解決とは 無関係なので捨象OK。
第2世代	B＋C （実施例の一つ）	β （明細書記載なし） （出願時の技術常識）	構成B・Cは、課題αの解決とは 無関係。⇒構成Bは、課題βの 課題解決に必須…。⇒発明の 課題がβに変化するならば…。
第3世代	B	β	構成Cは、課題βの解決とは 無関係なので捨象OK。

※「分割時に課題を変更可」＋「課題解決に直接関係しない構成は捨象可能」⇒[redacted]

東京地判平成 27 年(ワ)25780【地盤改良装置】＜嶋末＞

Ameblo 元投稿日：2023-10-11

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12824047833.html

東京地判平成 27 年(ワ)25780【地盤改良装置】＜嶋末＞

*共同発明者性肯定

⇒持分確認請求認容

「被告が…原告らにした着想の開示さえあれば，これを具体的，客観的なものとして構成し，反復して実施することが，当事者にとって自明程度のものにすぎないということはできない」

（判旨抜粋）

被告は，原告らに対し…基本的な構成のアイデアを示し，参考資料…を交付したにとどまり，これを超えて，簡易な模型や図面等を提供したとの事実は何ら認められないところ，…原告らは…半年以上の期間を要し，さらに，現実に動作する製品を製作するにはギアの調整等に試行錯誤を要したことなどからしても，被告が…原告らにした着想の開示さえあれば，これを具体的，客観的なものとして構成し，反復して実施することが，当事者にとって自明程度のものにすぎないということはできない。そうすると，被告従業員らにより示された…着想を当業者が実施可能な程度に具体化する過程において，原告らが相応に創作的な貢献をした…

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-87456.pdf

東京地判平成 24 年(ワ)15621【強度と曲げ加工性に優れた Cu-Ni-Si 系合金】＜高野裁判長（署名代行：三井裁判官）＞

Ameblo 元投稿日：2023-10-12

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12824183089.html

東京地判平成 24 年(ワ)15621【強度と曲げ加工性に優れた Cu-Ni-Si 系合金】＜高野裁判長（署名代行：三井裁判官）＞

「特許出願に係る発明」は訂正後の発明

⇒先使用権の判断において、訂正前の数値範囲を基準とすべきであるとする被告の主張を排斥した。

★先使用権の「食い込み」の論点に通ずる!

Cf.知財高判令和 2 年(ネ)10004【光照射装置】

（判旨抜粋）

被告は，法７９条における『特許出願に係る発明』は，現実の特許出願に係る発明を意味すると解すべきことを前提として，被告の各先使用製品のＸ線ランダム強度比の極大値は，本件第一次訂正前のＸ線ランダム強度比の極大値の範囲である２．０以上１０．０以下に含まれていたと主張する。しかしながら，本件第二次訂正に係る審決が確定したことにより，訂正後における明細書，特許請求の範囲又は図面により特許出願がされたものとみなされるのであるから（法１２８条），本件における『特許出願に係る発明』が本件第二次訂正後の本件発明であることは明らかである。

https://youtu.be/TwgRg2xPqa4

知財高判令和１年(行ケ)10126＜鶴岡＞【鋼矢板圧入引抜機】三次判決

Ameblo 元投稿日：2023-10-13

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12824319969.html

知財高判令和１年(行ケ)10126＜鶴岡＞【鋼矢板圧入引抜機】三次判決

進歩性×

審判決通じて特許権者から反論無し

審判は、特許権者有利

判決は、特許権者不利

⇒もっとも、擬制自白の対象ではない。本判決は、進歩性等を判断した上で、結論した。

（判旨抜粋）

本件審判手続と第２次審決に係る無効審判手続とでは，類似の無効理由が主張されていたことが認められるので，第２次審決との抵触等が問題にならないではないが，同証拠によれば，両者で主張された無効理由は，主引例が異なる上に，その根拠として提出された証拠にも違いがあることが認められるから，本件において，原告が，甲１発明に基づく進歩性欠如を主張することが，第２次審決の効力に違反するものではないし，また，その主張が既に決着済みの問題を蒸し返すものであって信義則に違反するとまで認めるに足りる証拠もない。

★自白の範囲は特技懇 no.301 参照↓↓

http://www.tokugikon.jp/gikonshi/301/301hanketsu.pdf

知財高判令和２年(行ケ)10054【核酸分解処理装置】＜菅野＞二次判決

Ameblo 元投稿日：2023-10-14

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12824515153.html

知財高判令和２年(行ケ)10054【核酸分解処理装置】＜菅野＞二次判決

*進歩性×の一次判決後、訂正請求した二次判決

⇒訂正で加えられた構成の容易想到性を検討した。

（※他の相違点との関係は議論なし。）

「さらに…という訂正発明２の構成が容易想到といえるかについて判断される」

（判旨抜粋）

…審決取消訴訟は行政事件訴訟法の適用を受けるから、再度の審理ないし審決には、同法３３条１項の規定により、上記取消判決の拘束力が及び、この拘束力は、判決主文が導き出されるのに必要な事実認定及び法律判断にわたるものであるから、取消判決の上記認定判断に抵触する認定判断をすることは許されず（最高裁第三小法廷判決平成４年４月２８日判決・民集４６巻４号２４５頁参照）、その審判を不服とする審決取消訴訟においても、これを前提に判断されるべきことになる。…

本件審決は…本件訂正により訂正発明２に加わった構成である「暴露部の庫内差圧を陰圧で一定にすることを特徴とする」点を同相違点に加えた。以上の経緯を踏まえると、訂正発明２の進歩性の判断に関しては、…さらに、「暴露部の庫内差圧を陰圧で一定にする」という訂正発明２の構成が容易想到といえるかについて判断されるべきことになる。…

甲１及び甲２に接した当業者は、甲１発明において安定した濃度の殺菌ガスを発生させるとともに、十分に保証可能な殺菌効果を得るために、甲２記載の被殺菌空間内のホルムアルデヒドガス濃度、湿度、温度をそれぞれ所定の値に制御し、かつ、被殺菌空間の室圧を一定に保つための構成を適用する動機づけがある。…

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-90493.pdf

知財高判平成 26 年(行ケ)10057【入金端末】＜石井＞

Ameblo 元投稿日：2023-10-16

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12824709803.html

知財高判平成 26 年(行ケ)10057【入金端末】＜石井＞

*増項補正の一般論

「特許法 17 条の 2 第 5 項 2 号…増項補正であるかどうかではなく，①…減縮…，②…限定…，③補正前…と補正後…の産業上の利用分野及び解決しようとする課題が同一であること…が必要であり，かつそれで十分である」

（判旨抜粋）

…特許法１７条の２第５項２号の…は，かっこ書を含めてその要件を明確に規定しているのであるから，問題となる補正が同号の「特許請求の範囲の減縮」を目的とするものに該当するといえるためには，それがいわゆる増項補正であるかどうかではなく，①特許請求の範囲の減縮であること，②補正前の請求項に記載した発明を特定するために必要な事項を限定するものであること，③補正前の当該請求項に記載された発明と補正後の当該請求項に記載される発明の産業上の利用分野及び解決しようとする課題が同一であること，という要件…を満たすことが必要であり，かつそれで十分である…。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-84872.pdf

知財高判平成 23 年(行ケ)10115【シクロヘキサン化合物】＜滝澤＞

Ameblo 元投稿日：2023-10-17

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12824853593.html

知財高判平成 23 年(行ケ)10115【シクロヘキサン化合物】＜滝澤＞

*引用発明適格性あり

引用例には引用発明の誘電異方性及び光学異方性の値が明記されており，したがって引用発明の発明者が引用発明を現実に製造していた。

引用例に記載された（純粋な）原料も入手困難ではなかった。

（判旨抜粋）

本願発明が引用発明を包含するものであることそれ自体は争いがなく，本願発明は…特定の新規な化合物をその特許請求の対象とするものであるから，引用例に本願発明が記載されているといえるためには，引用例の記載及び本件出願日当時の技術常識を参酌することにより，当業者が，本願発明に包含される引用発明を製造することができたといえなければならない。…

…引用例に記載された引用発明を合成しようとすれば，当業者は…を使用することにより，引用発明を得ることができると認識するものといえる。そして，このことは，…引用例には引用発明の誘電異方性及び光学異方性の値が明記されており，したがって引用発明の発明者が引用発明を現実に製造していたことによっても裏付けられる。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-82053.pdf

大阪地判平成 20 年(ワ)10819、同控訴審判決・知財高判平成 25 年(ネ)10026＜飯村＞

Ameblo 元投稿日：2023-10-18

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12824994527.html

大阪地判平成 20 年(ワ)10819、同控訴審判決・知財高判平成 25 年(ネ)10026＜飯村＞

【粉粒体の混合及び微粉除去方法並びにその装置】

「…被告公然実施発明が本件各特許発明の技術的範囲に属するということはできず，先使用権の主張はその前提を欠く…。」

⇒同裁判例も、先使用権の「食い込み」の議論に通ずる。

*ロ号装置の一部について，４号の間接侵害成立

（注）第一審は、イ号製品について特許法 101 条 4 号の間接侵害を否定したが、本件特許発明 1 に関する同条 5 号及び本件特許発明 2 に関する同条 2 号の間接侵害を認めた。ロ号製品の一部については、本件特許発明 1 に関する同条 4 号の間接侵害を認めた。以下の抜粋は、第一審のイ号製品に関する同条 4 号の判断である。

（判旨抜粋）

…イ号製品は，それ自体としては材料供給源に接続されておらず，複数種類の材料を対象とすることを前提とした装置ではなく，同一材料の微粉除去にのみ用いることも可能な構成のものである。そうすると，イ号製品は，本件特許発明１に係る「方法の使用にのみ用いる物」には当たらないから，イ号製品に係る被告の行為について，本件特許発明１に係る特許権に対する特許法１０１条４号の間接侵害は成立しない。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-83053.pdf

知財高判令和４年(行ケ)10094【中敷き】<本多>

Ameblo 元投稿日：2023-10-19

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12825135207.html

知財高判令和４年(行ケ)10094【中敷き】<本多>

「引用発明について…技術常識等を踏まえ、前坪の位置を個人の足に合わせてより適切に調節するため、突起具を適切な位置に調節するとの技術思想に係る甲２技術を適用し…左右方向にも前坪取付孔を複数有する構成とすることは、容易…想到」

（判旨抜粋）

…甲２技術についても、足の指間等で突起具を支えることによって、足先と靴との摩擦が生じなくなるよう、靴及び足の寸法や形に合わせ、突起具を適切な位置に調節するとの技術思想が示されているといえる。

…足指等の形状、長さ、幅などに個人差があることは、公知の事実であって、趾股の位置について、前後方向だけでなく左右方向にも個人差があることは、技術常識（本件技術常識）であると認められる（甲３の１・２）。

　さらに、靴を履いて歩行する際に、靴や足の寸法や形状、進行方向や路面の状況等により、靴の内部で、足が前後方向のみならず、左右方向にも一定の範囲で移動し得ること、その際、移動方向は、前後方向又は左右方向に明確に区別されるものではなく、斜め方向を含めて足が移動することも考え得るところである。

…以上によると、甲１に接した当業者において、引用発明について、前記…の技術常識等を踏まえ、前坪の位置を個人の足に合わせてより適切に調節するため、突起具を適切な位置に調節するとの技術思想に係る甲２技術を適用して、第１趾と第２趾の間の趾股内に位置する前坪１４Ａの取付け位置において、中敷き本体４Ａの前後方向のみならず、左右方向にも前坪取付孔を複数有する構成とすることは、容易に想到し得たものというべきである。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-92079.pdf

知財高判令和４年(ネ)10094【…テトラフルオロプロペンを含む組成物】<清水響>

Ameblo 元投稿日：2023-10-20

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12825253409.html

知財高判令和４年(ネ)10094【…テトラフルオロプロペンを含む組成物】<清水響>

R1(ワ)30991 の第４世代

本件明細書に課題の記載が無い。

⇒課題を読み取れるとしても、発明が明細書に記載されていないから、サポート要件×。

原審・東地令和３年(ワ)29388 は分割要件×（新規事項追加）⇒新規性×

（判旨抜粋）

…本件明細書には、ＨＦＯ－１２３４ｙｆが低地球温暖化係数（ＧＷＰ）を有することが知られており、高ＧＷＰ飽和ＨＦＣ冷媒に替わる良い候補であること、ＨＦＯ－１２３４ｙｆを調製する際に特定の追加の化合物が少量存在すること、本件発明の組成物に含まれる追加の化合物の一つとして約１重量パーセント未満のＨＦＣ－１４３ａがあること、ＨＦＯ－１２３４ｙｆを調製する過程において生じる副生成物や、ＨＦＯ－１２３４ｙｆ又はその原料（ＨＣＦＣ－２４３ｄｂ、ＨＣＦＯ－１２３３ｘｆ、ＨＣＦＣ－２４４ｂｂ）に含まれる不純物が、追加の化合物に該当することが記載されているということができる。

しかるところ、ＨＦＯ－１２３４ｙｆは、原出願日前において、既に低地球温暖化係数（ＧＷＰ）を有する化合物として有用であることが知られていたことは、【００１０】の記載自体からも明らかである。したがって、ＨＦＯ－１２３４ｙｆを調製する際に追加の化合物が少量存在することにより、どのような技術的意義があるのか、いかなる作用効果があり、これによりどのような課題が解決されることになるのかといった点が記載されていなければ、本件発明が解決しようとした課題が記載されていることにはならない。しかし、本件明細書には、これらの点について何ら記載がなく、その余の記載をみても、本件明細書には、本件発明が解決しようとした課題をうかがわせる部分はない。本件明細書には、「技術分野」として、「本開示内容は、熱伝達組成物、エアロゾル噴霧剤、発泡剤、ブロー剤、溶媒、クリーニング剤、キャリア流体、置換乾燥剤、バフ研磨剤、重合媒体、ポリオレフィンおよびポリウレタンの膨張剤、ガス状誘電体、消火剤および液体またはガス状形態にある消火剤として有用な組成物の分野に関する。特に、本開示内容は、２，３，３，３，－テトラフルオロプロペン（ＨＦＯ－１２３４ｙｆまたは１２３４ｙｆ）または２，３－ジクロロ－１，１，１－トリフルオロプロパン（ＨＣＦＣ－２４３ｄｂまたは２４３ｄｂ）、２－クロロ－１，１，１－トリフルオロプロペン（ＨＣＦＯ１２３３ｘｆまたは１２３３ｘｆ）または２－クロロ－１，１，１，２－テトラフルオロプロパン（ＨＣＦＣ－２４４ｂｂ）を含む組成物等の熱伝達組成物として有用な組成物に関する。」（【０００１】）との記載があるが、同記載は、本件発明が属する技術分野の説明にすぎないから、この記載から本件発明が解決しようとする課題を理解することはできない。そうすると、本件明細書に形式的に記載された「発明が解決しようとする課題」は、本件発明の課題の記載としては不十分であり、本件明細書には本件発明の課題が記載されていないというほかない。そうであ

る以上、当業者が、本件明細書の記載により本件発明の課題を解決することができると認識することができるということもできない。…

仮に、上記【０００１】の記載をもって本件発明の課題を説明したものと理解したとしても、…本件発明の課題は、「２，３，３，３，－テトラフルオロプロペン（ＨＦＯ－１２３４ｙｆまたは１２３４ｙｆ）または2，３－ジクロロ－１，１，１－トリフルオロプロパン（ＨＣＦＣ－２４３ｄｂまたは２４３ｄｂ）、２－クロロ－１，１，１－トリフルオロプロペン（ＨＣＦＯ－１２３３ｘｆまたは１２３３ｘｆ）または２－クロロ－１，１，１，２－テトラフルオロプロパン（ＨＣＦＣ－２４４ｂｂ）を含む組成物等の熱伝達組成物として有用な組成物を提供すること」と理解されることとなるはずである。そして、本件発明は、①ＨＦＯ－１２３４ｙｆ、②０．２重量パーセント以下のＨＦＣ－１４３ａ、③１．９重量パーセント以下のＨＦＣ－２５４ｅｂを含む組成物によって、当該課題を解決するものということになる。しかるところ、本件明細書には、上記①～③を含む組成物についての記載がされているとはいえない。…それのみならず、本件明細書には、このような構成を有する組成物が、ＨＦＯ－１２３４ｙｆの前記有用性にとどまらず、いかなる意味において「有用」な組成物になるのか、という点について何ら記載されておらず、示唆した部分もない。したがって、当業者が、本件明細書の記載から、上記①～③の構成を有する組成物が、熱伝達組成物として「有用な」組成物であるものと理解することもできない。したがって、当業者は、本件明細書の記載により本件発明の課題を解決することができると認識することはない。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-92407.pdf

【米国特許】Netflix v. DivX (CAFC 2023.9.11) – Analogous Art

Ameblo 元投稿日：2023-10-20

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12825329121.html

【米国特許】Netflix v. DivX (CAFC 2023.9.11) – Analogous Art

In re Bigio, 381 F.3d 1320, 1325 (Fed. Cir. 2004).

⇒prior art が“analogous art”に当たるか否か（引用発明適格）の規範

– (1) Whether the art is from the same field of endeavor, regardless of the problem addressed;

又は

– (2) If the reference is not within the field of the inventor’s endeavor, whether the reference still is reasonably pertinent to the particular problem with which the inventor is involved.

Netflix 事件では、PTAB が、Netflix は(1)を主張していないとしたうえで、(2)を否定して、analogous art（引用発明適格）を否定した。

これに対し、CAFC は、(2)は PTAB に同意したものの、(1)について、Netflix の主張を実質的に見ると、Netflix は(1)について主張しているから、再検討すべきとして PTAB に差し戻した。

※米国でも、In re Bigio の上記(2)は、本件発明の課題と主副引用例の課題との異同を問題としているから、日本と共通するかと一見勘違いしそうですが、米国代理人から聞いたところによれば、殆どの事案は(1)で共通技術分野であるから(2)の議論に入らないから、(2)の議論は弱く、実際に、Netflix 事件でも(1)は結局差戻審では認められる可能性が高そうなので、やはり日米の進歩性判断の相違は依然として存在し、Netflix 事件により逆に相違が際立ったと受け止められるかもしれません。

https://patent-law.hatenablog.com/entry/2023/09/24/210001

東京地判令和２年(ワ)25891【…フィルタ付きシガレット】＜柴田＞

Ameblo 元投稿日：2023-10-23

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12825643857.html

東京地判令和２年(ワ)25891【…フィルタ付きシガレット】＜柴田＞

「主流煙は、煙変性剤に実質的に接触することなく通過する」とは、主流煙の内容物が煙変性剤に接触しないことにより、実質的に改変されない味質等を保持させるためにチャネルを設けること。

⇒被告製品は、チャネルがない部位に煙変性剤がある

⇒非充足

＝控訴審・知財高判令和５年（ネ）第１００１５号＜清水響＞

（判旨抜粋）

構成要件Ｉには、「主流煙は、煙変性剤に実質的に接触することなく通過する」と規定されている。主流煙が接触しない「煙変性剤」のシガレット上の位置については、特許請求の範囲では、構成要件Ｉの「主流煙は、煙変性剤に実質的に接触することなく通過する」の直前で改行されて構成要件ＡからＨまでの記載内容と区切られている。また、構成要件Ｉの「煙変性剤」について、「前記煙変性剤」とするなど対象となる煙変性剤を他の構成要件で記載された構成に限定する記載もない。そうすると、特許請求の範囲の記載は、構成要件ＡからＨまでの構成及び構成要件Ｉの構成がそれぞれ「シガレット」（構成要件Ｊ）の構成を説明していると理解できるものであって、「主流煙は、煙変性剤に実質的に接触することなく通過する」との構成要件Ｉの記載は、特許請求の範囲の記載上、本件発明のシガレットについて、タバコロッドで発生した主流煙が、マウス端に至るまでの間、煙変性剤に実質的に接触しないことを意味すると理解することができるものである。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-92233.pdf

【論稿/米国】異業種間における「標準必須特許」のライセンス供与に関する控訴審判決（知財管理 73）

Ameblo 元投稿日：2023-10-24

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12825782275.html

【論稿/米国】異業種間における「標準必須特許」のライセンス供与に関する控訴審判決－Continental Automotive Systems, Incorporated v. Avanci, L.L.C., et al.事件－（知財管理 Vol.73 No.6 2023、阪和之）

第 5 巡回区控訴裁判所

本件では、標準必須特許をサプライヤーにライセンスせず自動車メーカーにライセンスする行為について、シャーマン法 1 条・2 条違反を理由とするサプライヤーの請求を棄却した判断が維持された。

⇒日本の自動車業界その他業界への影響

https://www.jipa.or.jp/official-publication/intellectual-property-management-journal/backnumber/mokuji2306

【論稿/著作権】現実空間と仮想空間・デジタル空間における著作権法の働き方の比較（知財管理）

Ameblo 元投稿日：2023-10-25

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12825913447.html

【論稿/著作権】現実空間と仮想空間・デジタル空間における著作権法の働き方の比較（知財管理 Vol.73 No.6 2023、著作権委員会）

リアル空間でのダンス＝実演

メタバース空間

⇒モーションデータ取得時のリアル空間での踊りは実演に当たるが、これと連動したアバターの疑似実演は「その実演」でないとする解釈が有力

https://www.jipa.or.jp/official-publication/intellectual-property-management-journal/backnumber/mokuji2306

【商標】知財高判令和３年(行ケ)10148<菅野>　「NICO」事件

Ameblo 元投稿日：2023-10-26

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12826045066.html

【商標】知財高判令和３年(行ケ)10148<菅野>　「NICO」事件

本願商標「natural baby soap／nico(図案化)」

引用商標「NICO／ニコ」

⇒本願商標の「nico」を分離観察可能

o の文字を顔を表すように図案化することは一般的

o の上部のイラストも特異ではなく特定の観念も生じない

⇒類似

Cf.知財高判 H23(行ケ)10093「PAG」事件

https://www.fujimarks.jp/pdf/sp01_153.pdf



【商標】知財高判平成 23 年(行ケ)10093＜飯村＞　「PAG」事件

Ameblo 元投稿日：2023-10-27

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12826172582.html

【商標】知財高判平成 23 年(行ケ)10093＜飯村＞　「PAG」事件

本願商標「PAG(図柄化)」

引用商標「PAG」

①「PAG」及び「!」は独特の字体

② 上段の PAG の文字は，下段の Point AD Game の頭文字であることが想起される

③ 足跡状の図形がオレンジ色でアクセント

⇒非類似

Cf.知財高判 R3(行ケ)10148「NICO」事件

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-81715.pdf



【商標】知財高判令和４年(行ケ)10121＜菅野＞　「TART」事件

Ameblo 元投稿日：2023-10-30

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12826616882.html

【商標】知財高判令和４年(行ケ)10121＜菅野＞　「TART」事件

本件商標　Julius Tart

引用商標　TART

「空白部分があるが…文字は同書同大で…強調されていない…周知な商標であるとはいえない…『Tart』が…出所識別標識として強く支配的な印象を与えるものではない」

⇒Tart を要部抽出不可

⇒非類似

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-92054.pdf

【論稿】特許法53条1項に定める補正却下処分の適法性：・・・（特許研究2013/3、吉田広志）

Ameblo 元投稿日：2023-10-30

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12826617076.html

【論稿】特許法53条1項に定める補正却下処分の適法性：補正却下が適正手続違反とされた事例を端緒として（特許研究2013/3、吉田広志）

最後の拒絶理由通知後の請求項の補正は、請求項の削除、限定的減縮、誤記の訂正、又は明瞭でない記載の釈明（拒絶理由に示された事項に限る）を目的とするものに制限される。特許性を主張するための実効的な手段として、同論稿は限定的減縮に着目している。

条文上、法53条1項による補正却下の場合には、法50条ただし書により拒絶理由通知が要求されない。

⇒審尋よりも、拒絶理由通知を発して、出願人に補正の機会を与えるべき。

https://www.inpit.go.jp/content/100526198.pdf

【商標】知財高判令和５年(行ケ)10005＜大鷹＞　「KAZE」事件

Ameblo 元投稿日：2023-10-30

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12826617253.html

【商標】知財高判令和５年(行ケ)10005＜大鷹＞　「KAZE」事件

本願商標　KAZE（図柄化）

引用商標　KAZE

「KAZE」の「A」をデザイン化した部分のみが出所識別標識として強く支配的な印象を与えない。

「カゼ」の称呼を生じ、「風（空気の流れ）」及び「風邪（感冒）」という観念で共通する。

⇒類似

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-92195.pdf



【商標】知財高判令和４年(行ケ)10119＜本多＞　「CLEAR」事件

Ameblo 元投稿日：2023-10-31

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12826717183.html

【商標】知財高判令和４年(行ケ)10119＜本多＞　「CLEAR」事件

本願商標　図柄＋GINZA CLEAR

引用商標　Clear,等

本願商標の「CLEAR」の文字部分は出所識別力が強いが、図形部分及び「GINZA」の文字部分は弱い

図案化の程度が顕著

書体の相違

視覚上分離、独立した印象を与える

⇒要部抽出 OK

⇒類似

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-92087.pdf



【商標】東京地判令和３年（ワ）33526<杉浦>

Ameblo 元投稿日：2023-11-01

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12826858099.html

【商標】東京地判令和３年（ワ）33526<杉浦>

本件商標　バレないふたえ

被告標章　バレナイ二重

「二重瞼を形成していることが他人に容易に露顕しない…という被告商品の効能等の説明ないしそのような効能等のキャッチフレーズと認識・理解する」

⇒被告標章に及ばない(商標法 26 条 1 項 6 号)

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-92101.pdf

大阪地判令和２年(ワ)3473【照明器具】＜松阿彌＞＜損害論＞102条２項の推定覆滅～８割覆滅

Ameblo 元投稿日：2023-11-02

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12826996220.html

大阪地判令和２年(ワ)3473【照明器具】＜松阿彌＞

＜損害論＞102条２項の推定覆滅～８割覆滅

＜推定覆滅事由＞

①本件意義１＝外装部の変形及び破損防止は、製品として当然に担保されるべき機能及び要素である。

⇒材質、ブラケットの取付方法及び取付部分の構造の工夫等、本件発明以外の技術によっても実現可能である。

②本件意義３は、不良率低減という製造コスト削減に寄与するが、コスト削減（製品価格への反映）の程度が不明である。

③代替技術の存在～原告後継品が本件発明とは異なる技術により同様の作用効果を奏していることは、本件推定を大きな割合で覆滅させる事情である。

④競合品～原告実施品及び被告製品と価格帯も概ね同程度である。

（判旨抜粋）

本件意義１

スポットライト製品一般は、本件特許発明より相当前から市場に存在し、既に成熟した市場が形成されており（乙５、弁論の全趣旨）、市場動向調査によれば、スポットライト製品は、演色性や色温度などにおいて高い付加価値を有する製品の開発が期待されている状況にあり（乙３０、３１）、原告、被告、競合他社のカタログ等において、配光制御・特性、光色、レンズ設計、省エネ、製品の大きさ、軽さ、デザイン等が訴求されていることもうかがえる（甲５、６、乙１５、１６、２５ないし２９）これに対し、外装部の変形及び破損防止という本件意義１は、いわば製品として当然に担保されるべき機能及び要素であるといえ、また、材質、ブラケットの取付方法及び取付部分の構造の工夫等、本件各発明以外の技術によっても実現可能であり、現に各照明器具メーカーにおいて一般に実現している効果であると考えられる。

また、原告は、平成２６年以降、原告実施品と同じシリーズ名・製品名で、ブラケットを放熱部ではなく外装部に取り付け、外装部を厚肉とすることで外装部の変形及び破損の防止を実現した原告後継品を販売している（弁論の全趣旨）。すなわち、本件意義１は、これを欠いても、同一シリーズ・製品として顧客に販売することが可能な程度の顧客誘引力しか有しないと評価し得る。このことは、カタログに文言上本件意義１が明示されてないとしても、商品の写真から本件意義１に係る特徴を看取できることを考慮しても同様である。

本件意義３

本件意義３は、不良率低減という製造コスト削減に寄与するものであるといえるが、本件意義３によるコスト削減（製品価格への反映）の程度が不明であること等を踏まえると、被告製品の利益に対する寄与度が大きいとは認められない。

以上のような事情を踏まえると、本件意義１及び３の顧客誘引力は限定的であり、本件意義１及び３が被告製品の売り上げに貢献する程度は低いと言わざるを得ない。

販売実績

原告が本件登録日以降原告実施品を製造しておらず、その販売方法（販路）等が相当程度限定され、その規模も極めて小さいことや、原告が原告後継品を販売しているものの、当該製品が本件各発明とは異なる技術により本件各発明と同様の作用効果を奏していることは、前記(1)で説示した特許法１０２条２項の推定の前提事実を欠くとまでいうことはできないものの、本件推定を大きな割合で覆滅させる事情というべきである。

競合品

本件期間中、ブラケットが外装部ではなく、放熱部を含む別の部分に取り付けられているという特徴を有する製品は、パナソニックのＴＯＬＳＯシリーズ（乙２５）、オーデリックのＣ１０００シリーズ（乙２７の２ないし２７の４）、三菱電機のＡＫシリーズ、彩明シリーズ、鮮明シリーズ及びＬＥＤスポットライトシリーズ（乙２９）をはじめ、複数存在する。これらの製品は、原告実施品及び被告製品と価格帯も概ね同程度である。

以上の事情に鑑みると、被告製品には、競合品が存すると認められ、かかる競合品の存在も推定を覆滅させる事情に当たる。

以上の事情、とりわけ本件特許発明の技術的意義や実施品の販売状況を重視した上総合的に考慮すると、本件においては、被告製品の販売がなかった場合に、これに対応する需要が原告実施品ないし原告後継品に向かう蓋然性はむしろ低いとみるべきであって、特許法１０２条２項により推定された損害の８割について覆滅されるというべきである。これに反する原告及び被告の各主張はいずれも採用できない。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-91850.pdf

防護標章の登録要件としての「需要者の間に広く認識された商標」の意義につき判断した知財高裁判決

Ameblo 元投稿日：2023-11-03

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12827166886.html

【商標/論稿】防護標章の登録要件としての「需要者の間に広く認識された商標」の意義につき判断した知財高裁判決（特許研究 2011/3、宮脇正晴）

知財高判平成 21 年(行ケ)10189 は、商品・役務が非類似でも出所の混同を来たす程の強い識別力=著名性を要求した

⇒同論稿は、結論は妥当としつつ、一般論には反対する。

https://www.inpit.go.jp/content/100126269.pdf

知財高判令和３年(行ケ)10090【噴射製品および噴射方法】＜大鷹＞

Ameblo 元投稿日：2023-11-04

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12827279339.html

知財高判令和３年(行ケ)10090【噴射製品および噴射方法】＜大鷹＞

*公然実施品に目的が表れていなくても、物の効果が客観的に把握できれば一致点である。⇒進歩性×

公然実施品の「水」が本件発明の「揮発抑制成分」に該当するかは、噴射後の揮発を抑制するための成分であることを客観的に把握できるかで判断する。

⇒添加目的や揮発抑制成分として認識されていたかに左右されない。

*訂正要件×

ある構成によって奏される作用効果を記載しただけでは、減縮とならない。

（判旨抜粋）

＜進歩性＞⇒進歩性×

公然実施発明１－１に含まれる「２０℃での蒸気圧が２．３３６６ｋＰａである水」は、本件発明１の「揮発抑制成分」に該当するものと認められるから、相違点１は実質的な相違点であるとは認められない。…この点に関し、本件審決は、公然実施発明１－１には、水が含まれているが、甲２によれば、水は、「溶剤」として添加されたものであり、噴射後の揮発を抑制するための揮発抑制成分として認識されていたとは認められないことを、相違点１が実質的な相違点であることの理由の一つとして挙げている。しかしながら、物の発明に係る特許の特許請求の範囲は、その構造、特性等により特定されることに照らすと、公然実施発明１－１に含まれる「水」が本件発明１の「揮発抑制成分」に該当するかどうかは、当該「水」が噴射後の揮発を抑制するための成分であることを客観的に把握できるか否かによって判断すべきであるから、水の添加目的や、水が噴射後の揮発を抑制するための揮発抑制成分として認識されていたかによって上記判断は左右されるものではない。

＜訂正要件＞⇒訂正要件×

訂正事項１は…「噴射製品」を「粘膜への刺激が低減された、噴射製品」と訂正し、訂正事項２は…「噴射方法」を「粘膜への刺激を低減する、噴射方法」と訂正するものであり…「噴射製品」及び…「噴射方法」の各記載事項に、それぞれ「粘膜への刺激が低減された」又は「粘膜への刺激を低減する」という作用に係る記載事項を加えたものと認められる。…

本件明細書には、本件訂正前の請求項１及び３の上記各構成にした場合であっても、「粘膜への刺激の低減」の作用効果を奏しない場合があることについての記載も示唆もない。そうすると、訂正事項１及び２により加えられた「粘膜への刺激が低 減された」又は「粘膜への刺激を低減する」という作用に係る記載事項は、本件訂正前の請求項１及び３の上記各構成によって奏される作用効果を記載したにすぎないものであるから、訂正事項１及び２は、本件訂正前の請求項１及び３の各発明に係る特許請求の範囲を狭くしたものと認めることはできない。…したがって、訂正事項１及び２は、「特許請求の範囲の減縮」…を目的とするものと認めることはできない…。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-91366.pdf

知財高判令和４年(行ケ)10017【感圧転写式粘着テープ】＜菅野＞

Ameblo 元投稿日：2023-11-05

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12827397676.html

知財高判令和４年(行ケ)10017【感圧転写式粘着テープ】＜菅野＞

＜明確性要件＞

＊「紙破現象を起こし得るように構成している」というクレームアップされた効果を満たさない物は、本件発明から排除されている。

⇒「紙破現象」の発生割合や発生条件が特許請求の範囲で特定されていなくても明確性要件〇

＜進歩性＞

*引用文献と数値範囲が重なっても、「紙破現象を起こし得る」というクレームアップされた効果との関係で有意な数値として開示されていない。⇒相違点

＊「紙破現象」を起こさない構成も、比較例として説明されている。

Cf.知財高判令和3(行ケ)10091【粘着テープ】＜本多＞

（判旨抜粋）

＜明確性要件＞

…本件明細書の記載及び図面を総合すると、本件発明１における「紙破現象」とは、粘着製品の粘着剤層を剥離させた際に紙類の表層が粘着剤に付着し、紙類が厚み方向に破断する現象をいうものであると理解することができる。そして、本件発明１の「紙破現象を起こし得るように構成している」との発明特定事項は、その他の構成要件を充足する「感圧転写式粘着テープ」のうち、「紙破現象を起こし得る」ように構成されているものと解することができ、「紙破現象を起こし得ない」構成は、本件発明１の技術的範囲に含まれないものと理解することができる。そうすると、「紙破現象」の発生割合や発生条件について本件発明１に係る請求項１には特定されていないとしても、特許請求の範囲の記載が第三者に不測の損害を被らせるほど不明確な記載であるとはいえない。

＜進歩性＞

…上市されている「永久接着タイプ」のテープ糊は全て「紙破現象を起こし得る」ものであることを裏付ける証拠がないことは措くとしても、…本件発明１は…「パターン塗工」が前提となっているところ、本件明細書…によれば、パターン塗工を施した比較例の中で紙破し得る特性を示したものはなかったとされており…比較例９等…は、「パターン塗工適性試験に採用された塗工パターンにおける粘着剤の配置と略同様の部位に位置する粘着剤のみが粘着力を示すように粘着剤層を部分的に不活性化させた」ことが明らかにされている。…また、原告は…相違点３及び４について、原告主張の各文献記載の数値範囲と重なることから、周知技術の範囲内といえる旨主張するが、各文献に記載された数値範囲が紙破現象との関係で有意な数値として開示されているものではない…当を得ない主張である。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-91543.pdf

【商標】大阪地判令和２年(ワ)4272「LEADERBIKES」事件

Ameblo 元投稿日：2023-11-07

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12827678007.html

【商標】大阪地判令和２年(ワ)4272「LEADERBIKES」事件

① 登録後５年経過

⇒本件では、商標法４条１項11号違反の無効の抗弁不可、エマックス抗弁も不可

② 旧リーダー社商品の製造元であった原告が、旧リーダー社等の破産手続において商標権を取得することは不当でない。

⇒権利濫用でない

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-91719.pdf

東京地判令和３年(ワ)29388【HFO-1234yf】＜杉浦＞R1(ワ)30991の特許の第４世代

Ameblo 元投稿日：2023-11-08

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12827806311.html

東京地判令和３年(ワ)29388【HFO-1234yf】＜杉浦＞

R1(ワ)30991の特許の第４世代

クレームアップした「追加の化合物」は、技術的意義の記載や示唆が原出願当初明細書にない!!

⇒不純物や副生成物が少量存在することが記載されていただけ

⇒分割要件×（新規事項追加）

⇒新規性×

Cf.控訴審・知財高判令和４年（ネ）第10094号<清水響>は、分割出願でクレームされた発明が明細書に記載されていないと判断して、サポート要件違反とした。

（判旨抜粋）

…原出願当初明細書には、原出願当初発明の実施形態としてHFO-1234yfと組み合わせる他の化合物が列挙されている。もっとも、HFC-143aはこれに明示的に含まれているものの、HFC-254ebは明示的には言及されておらず、開示された組成物を作製する化合物にも含まれておらず…上記各実施例において、HCFC-244bbのHFO1234yfへの触媒なしでの変換による生成物の１つとして示されているにとどまる。また、これらの生成物は、HFO-1234yf等の新たな低地球温暖化係数の化合物を調製する際に少量存在する特定の追加の化合物…に当たるものとも理解し得るものの、この「追加の化合物」が存在する技術的意義等に関する記載や示唆は、原出願当初明細書には見当たらない。そうすると、実施例15及び16に示されるHFO-1234yfを除く生成物については、単に、HFO-1234yfを調製する際に、その原料等に含まれる不純物や副生成物…が「追加の化合物」として少量存在することが記載されているに過ぎないものと理解される。…実施例は、分析の結果得られた化合物及びその含有割合を単に記載しているに過ぎないものと理解するほかない。…

…本件原出願に係る特許請求の範囲には、HFO-1234yf及びHFC-254ebに、HFC-245cb及びHFC-143aから成る群から選択される少なくとも　１つのメンバーを含む組成物等が記載されている。しかし、この記載を踏まえても、上記組成物からHFO-1234yfのほかにHFC-143aとHFC-254ebを選択し、これら２つの成分の含有量につき、HCFC-143aは0.2重量%以下、HFC-254ebは1.9重量%以下と特定して、これらをHFO-1234yfと組み合わせた構成とすることを導き出すことは必ずしもできない。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-91940.pdf

知財高判令和４年(行ケ)10061【ショベル】＜菅野＞

Ameblo 元投稿日：2023-11-09

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12827950447.html

知財高判令和４年(行ケ)10061【ショベル】＜菅野＞

従来技術の説明に基づいて補正した。

⇒① 従来技術の構成を【発明を実施するための形態】に記載の構成が備えることを開示するものではないし、②従来技術の構成を前提とするものであることをうかがわせる記載もない。

⇒新規事項追加

（判旨抜粋）

…当初明細書における【０００２】の「…危険である場合に警報を行う」との記載は…従来技術についての説明であり、このような従来技術の構成を【発明を実施するための形態】に記載の構成が備えることを開示するものではないし、このような構成を前提としなければ【発明を実施するための形態】に記載の構成が成立しないという事情もなく、その他【発明を実施するための形態】に記載の構成が従来技術の構成を前提とするものであることをうかがわせる記載もない。…

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-91936.pdf

【不競法２条１項１号】周知な商品形態の模倣＜損害論＞知財高判令和４年(ネ)10095、10112＜本多＞

Ameblo 元投稿日：2023-11-10

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12828064892.html

【不競法２条１項１号】周知な商品形態の模倣＜損害論＞知財高判令和４年(ネ)10095、10112＜本多＞

侵害論は、知財高判平成31年(ネ)10002で確定

原判決・令和２年(ワ)17626＜杉浦＞

⇒Y販売が全てX商品と誤認混同によるとは考え難い

⇒不競法５条１項の販売することができないとする事情により４割控除

控訴審・知財高判令和４年(ネ)10095、10112＜本多＞

⇒現実に誤認混同しなくても、①強い競合関係、②切替えを促す販売方法であった

⇒不競法５条１項の販売することができないとする事情による控除なし

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-91955.pdf

※当事者とその補助参加人の代理人弁護士が共通である事例

Ameblo 元投稿日：2023-11-12

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12828335509.html

※当事者とその補助参加人の代理人弁護士が共通である事例

東京地判令和 4 年 4 月 27 日（令和 2 年(ワ)29604）　被告と被告補助参加人

東京地判令和元年 5 月 29 日（平成 29 年(ワ)44053）　原告と原告補助参加人

知財高判平成 30 年 12 月 18 日（平成 29 年(ネ)10086）　被控訴人と被控訴人補助参加人

東京地判平成 29 年 9 月 21 日（平成 28 年(ワ)24175）　被告と被告補助参加人

Cf. 大阪地判平成 30 年 12 月 18 日（平成 28 年(ワ)6494）　被告三者

【著作権/プロバイダ責任法】知財高判令和４年(ネ)10102　⇒逆転開示命令

Ameblo 元投稿日：2023-11-12

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12828335651.html

【著作権/プロバイダ責任法】知財高判令和４年(ネ)10102　⇒逆転開示命令

「…本件特有の事情を総合勘案すると、本件ログイン１より本件ツイートに時間的に近接した本件ログイン２が存在するとの理由で…発信者情報の開示を認めないことは、救済の実効性を図った改正法５条の趣旨に反する」

⇒逆転開示命令

091992_hanrei.pdf (courts.go.jp)

知財高判令和３年(行ケ)10091【粘着テープ】＜本多＞

Ameblo 元投稿日：2023-11-13

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12828468834.html

知財高判令和３年(行ケ)10091【粘着テープ】＜本多＞

*本件では、引用発明の数値範囲との重なり等を踏まえて容易想到と判断された。

（判決に記載された相違点及び判旨抜粋）

粘着部（Ｂ）の周波数１Ｈｚで測定される動的粘弾性スペクトルに基づく損失正接のピーク温度が、本件発明１においては「－２５℃～５℃」であるのに対して、甲１発明においては損失正接のピーク温度が不明な点。（以下「相違点γ」という。）

…相違点γについては、甲１発明及び周知技術により容易に想到できる甲１発明の感圧接着剤層のｔａｎδのピーク温度が「－２５℃～５℃」の範囲となると認められる必要はなく、それが上記範囲と一部でも重なるものと認められれば、相違点γに係る本件発明１の構成が容易想到であるといえる…。

Cf.知財高判令和 4(行ケ)10017【感圧転写式粘着テープ】＜菅野＞

*引用文献と数値範囲が重なっても、「紙破現象を起こし得る」というクレームアップされた効果との関係で有意な数値として開示されていない。⇒相違点

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-91160.pdf

知財高判令和４年(行ケ)10001【超高感度マイクロ磁気センサ】<菅野>

Ameblo 元投稿日：2023-11-14

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12828594027.html

知財高判令和４年(行ケ)10001【超高感度マイクロ磁気センサ】<菅野>

無効審判請求人：愛知製鋼

特許権者：マグネデザイン

（判旨抜粋）

「自然科学的な意味で従来の技術と区別できる効果であるか…は特許要件とは関係がなく…容易に想到し得ない技術思想であれば特許が付与される」

⇒サポート要件◯

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-91863.pdf

知財高判令和４年(行ケ)10111【車両ドアのベルトラインモール】＜本多＞

Ameblo 元投稿日：2023-11-15

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12828723031.html

知財高判令和４年(行ケ)10111【車両ドアのベルトラインモール】＜本多＞

段差部が「ほぼ水平に」延びることの技術的意義について、本件明細書に記載無し。

段差部が「ほぼ水平に」延びても「やや下方」に延びても、本件発明の作用効果に影響なし。

⇒設計的事項に過ぎない。進歩性×

※技術的意義が本件明細書に記載されていない発明特定事項であり、本件発明の作用効果に影響なし。

⇒設計事項に過ぎず進歩性×

パラメータ発明でも、技術的意義が問題となる

知財高判令和３年(行ケ)10096

知財高判令和３年(行ケ)10135

知財高判平成22年(行ケ)10296

知財高判平成18年(行ケ)10132

知財高判平成17年(行ケ)10665

知財高判平成17年(行ケ)10754

知財高判平成17年(行ケ)10189

（判旨抜粋）

本件明細書には、段差部が縦フランジ部の下部から内側方向に「ほぼ水平に」延びることの技術的意義についての記載はない。…段差部が「ほぼ水平に」に延びても「やや下方」に延びても、本件発明の作用効果に何ら影響するものではない。そうすると、段差部が「ほぼ水平に」延びるものとすることについて何らかの技術的意義があるとは認められない。そして、甲１発明１においても、段差部が縦フランジ部の下部から昇降窓ガラス側方向（内側方向）に「やや下方に」延びることに何らかの技術的意義があるとは認められず、甲１発明１において「やや下方に」延びる段差部を「ほぼ水平に」延びるように構成することは、当業者が適宜なし得る設計的事項にすぎないというべきである。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-92217.pdf

【商標/契約】大阪地判平成８年(ワ)6700　　解除権の濫用

Ameblo 元投稿日：2023-11-16

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12828845326.html

【商標/契約】大阪地判平成８年(ワ)6700

原告は被告の反論書の提出行為を黙認していた。

⇒継続的契約関係において、信頼関係を破壊するような重大な契約違反行為とまでは評価することができない。

⇒本件事情の下で、一部契約条項違反の点を取り上げて解除権を行使することは、解除権の濫用。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-13056.pdf

【肖像権】東京地判令和３年(ワ)28420《本訴》＜中島＞

Ameblo 元投稿日：2023-11-17

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12828975257.html

【肖像権】令和３年(ワ)28420《本訴》＜中島＞

「白昼路上において…原告が警察官により片手に手錠を掛けられ、…現行犯逮捕の状況等を撮影したものである。…本件逮捕動画の内容が社会通念上受忍すべき限度を超えて原告を侮辱するものである…。」

⇒肖像権侵害（名誉権・肖像権侵害を併せた慰謝料として30万円認容）

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-91515.pdf

知財高判令和４年(行ケ)10099【レーザ加工装置】＜本多＞

Ameblo 元投稿日：2023-11-18

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12829167945.html

知財高判令和４年(行ケ)10099【レーザ加工装置】＜本多＞

周知技術を適用する動機付け否定

⇒進歩性〇

「甲１の記載に触れた当業者が、…によって…品質低下を生じさせると理解するとはいえない。そうすると、甲１発明において、AF 制御をする動機付けがあると認めることはできない。」

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-92185.pdf

大阪地判令和４年(ワ)2695『職務発明』

Ameblo 元投稿日：2023-11-18

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12829168821.html

大阪地判令和４年(ワ)2695『職務発明』

会社と元従業員間の「相当の対価請求権を含む請求権が全て消滅」する対価30万円という合意が、交渉経緯から有効と判断された。

⇒請求棄却

被告が警告書を送付したのは本件合意の２か月後。

⇒本件合意当時、被告が、他社製品が本件特許権に抵触することを認識していたとは認められない。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-91696.pdf

【論稿】特許権侵害事例における取締役個人の特許権者に対する損害賠償責任（三和圭二郎、杉光一成）

Ameblo 元投稿日：2023-11-20

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12829359437.html

【論稿】特許権侵害事例における取締役個人の特許権者に対する損害賠償責任（三和圭二郎、杉光一成）（パテント 2023 Vol.76 No.5）

善管注意義務の判断要素

① 中立的な専門家の意見聴取等の調査義務

② 実施行為の停止、損害賠償相当額の留保

⇒同論稿の検討時点では、統一的な基準は確立していない。

https://jpaa-patent.info/patent/viewPdf/4202

大阪地判平成 29 年(ワ)7384【マッサージ機】＜損害論＞

Ameblo 元投稿日：2023-11-21

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12829494841.html

大阪地判平成 29 年(ワ)7384【マッサージ機】＜損害論＞

＜損害論＞102 条 2 項の推定覆滅～98％覆滅（発明 2）、85％覆滅（発明 3）

請求 55 億円,認容約 27.8 億円

＜推定覆滅事由＞

① 本件発明Ⅱの貢献の程度はわずかであり、本件発明Ⅲの貢献の程度は限定的である。本件発明Ⅱに係る被告製品の大部分は、その特徴とは別の機能等が誘因となって購入された。

② シェア第２位を占めるパナソニック製の競合品が多数存在する。

（※本件発明Ⅱと本件発明Ⅲとで推定覆滅された率は異なるが、判決上のあてはめ文言は概ね同じ。）

（判旨抜粋）

対象被告製品のうち本件発明Ⅱに係るものは、本件発明Ⅱの貢献の程度がわずかであり、同被告製品の大部分は、本件発明Ⅱの特徴とは別の機能等が誘因となって購入されたものと認められる。これに加え、マッサージチェアのシェア第２位を占めるパナソニック製の競合品が多数存在すること、その他の事情を考慮すると、被告が得た利益と原告が受けた損害との因果関係を大きく阻害する事情があるといえ、被告が得た利益の９８％についてその推定が覆滅されるとするのが相当である。

また、対象被告製品のうち本件特許Ⅲに係るものは、本件発明Ⅲの貢献の程度は限定的であるといえること、前記パナソニック製の競合品が多数存在すること、その他の事情を考慮すると、被告が得た利益と原告が受けた損害との因果関係を相当程度阻害する事情があるといえ、被告が得た利益の８５％についてその推定が覆滅されるとするのが相当である。

なお、対象被告製品のうち本件特許Ⅱ及びⅢに係るものは、本件特許Ⅲに係るものと同様に、被告が得た利益の８５％についてその推定が覆滅されるとするのが相当である。

＜推定覆滅部分についての 102 条 3 項の適用＞

特許法１０２条２項による推定の覆滅が肯定され、これにより侵害者の利益の額により推定された特許権者等の実施利益の減少による逸失利益の額がそのまま損害として認めることができないとしても、当該部分について侵害者により無許諾で実施されたことに違いはない以上、当該部分に係る損害評価が尽くされたとはいえず、特許権者等は、侵害者から得べかりし実施料の喪失という損害の賠償を求めることができると解するのが相当である。したがって、特許法１０２条２項による推定が覆滅された部分について同条３項に基づく損害を請求することができると解するのが相当である。

https://www.courts.go.jp/osaka/vc-files/osaka/attachmentfile/attachmentfile-file-204868.pdf

知財高判令和３年(ネ)10088、令和４年(ネ)10014【情報通信ユニット】

Ameblo 元投稿日：2023-11-22

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12829616666.html

知財高判令和３年(ネ)10088、令和４年(ネ)10014【情報通信ユニット】

＜損害論＞102 条２項の推定覆滅～競合品の存在により、15%覆滅

※「顧客の個別的な要望に応えた」「在庫を確保した」「保守サービス内容をウェブサイトに明示した」等は、102 条２項の推定を覆すだけの格別な営業努力とは認められない!!

（判旨抜粋）

＜覆滅事由＞

本件各発明の顧客吸引力がないか、乏しいとする点について控訴人は、前記第２の３⑴ウ ｃ⒜のとおり、原判決が顧客吸引力を認めた本件各発明の効果①及び②は、本件各発明の顧客吸引力を高めるものではない旨主張する。

しかし、本件各発明は、上記効果①と効果②が相まって、コンパクトさと通信速度という一体として評価すべき顧客誘引力を有するといえ、 現に、控訴人の営業担当者による週報（乙５４）によれば、控訴人の開 発過程では、控訴人が各被告製品の前に販売していた製品が、被控訴人 製品に比べ「コンパクトさ」と「通信速度」で劣っていたため競り負けた事例があることが認められるのであるから、控訴人の主張は採用できない。

市場の同一性がないとする点について控訴人は、前記第２の３⑴ウ ｃ⒝のとおり、各被告製品と原告製品は、直接の取引先に関し基本的に競合せず、エンドユーザーにおいてもほとんど競合しない旨主張する。

しかし、原告製品と各被告製品は、ＪＩＳ規格のコンセントプレートに対応した壁埋込型の情報コンセント型 無線ＬＡＮアクセスポイントとして互換性が高いばかりでなく、平成２８年から令和３年の控訴人の販売個数●●●●●●●個のうち，●●● ●●●個が被控訴人の販売先に対するものであったことが認められるから（乙４８、甲７８）、市場の同一性がないとの主張は採用できない。

競合品の存在について控訴人は、前記第２の３⑴ウ ｃ⒞のとおり、甲５６製品以外にも、 原告製品の競合品は存在する旨主張する。

確かに、証拠（甲７８、乙６０の２ないし４、乙６１）によれば、エレコムは、甲５６製品以外にも、原告製品と競合し得るＪＩＳ規格対応の壁埋込式情報コンセント型無線ＬＡＮアクセスポイントを３種類販売し、知名度を有し、原告製品に比べ価格競争力を有することが認められる。

また、証拠（甲７８、乙６１ないし６６）によれば、Ｒｕｉｊｉｅ社が、原告製品と競合し得る壁埋込式情報コンセント型無線ＬＡＮアクセスポイントを令和２年以降販売し、令和２年の販売実績は１．７億円、 令和３年１月から１１月までの販売実績が５．７９億円であることが認められる。

一方、原告製品の売上げは、●●●

東京地判平成 24 年(ワ)12351【餅】

Ameblo 元投稿日：2023-11-23

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12829752808.html

東京地判平成 24 年(ワ)12351【餅】

＜損害論＞特許法 102 条 2 項～非寄与度減額 90%（寄与度 10%）約 8 億円認容

＜寄与率＞

① 本件発明の意義（焼餅の美観、突発的な膨化による噴き出しの抑制）

② 被告製品の外装における宣伝～「切り餅に施されたスリット」を表示

③ 被告の有価証券報告書等において、スリットを入れたことによる業績向上を記載

（判旨抜粋）

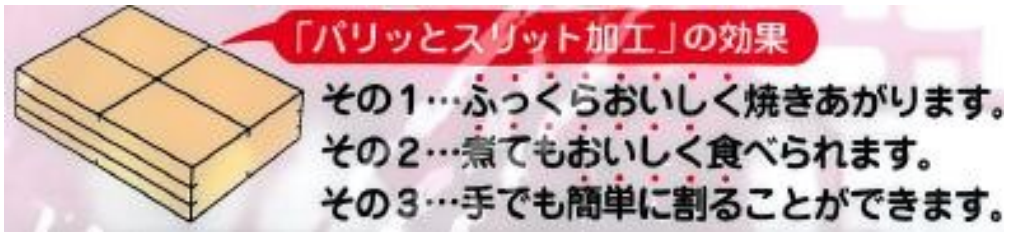
＜寄与率＞

本件特許に係る発明の寄与率について，原告は１５％が相当であるとし，被告は１ないし１．５％程度が相当であると主張するので，以下，この点につき検討する。

証拠によれば，以下の事実が認められ，これを覆すに足りる的確な証拠はない。

ア　本件発明は，焼き網に載置して焼き上げて食する輪郭形状が方形の小片餅体である切餅においては，従来，餅を焼いた際の加熱時の膨化によって内部の餅が外部へ突然膨れ出て下方へ流れ落ち，焼き網に付着してしまうことにより，焼き網を汚すほか餅も引き上げづらく，しかも食べにくく，餅全体も均一に焼くことができないこと，一度に多く焼くこともできず，焼き上がり状態も忌避すべき状態となるなどの課題が存したところ，その解決のため，本件発明に示された構成をとることにより，切り込みの設定によって焼き途中での突発的な膨化による噴き出しを制御（抑制）し，美感も損なわず均一に焼き上げることができ，食べ易く，食欲をそそり，現に美味しく食することができる餅を提供するとの作用効果を達することを目的としたものである（前記１(1)イ）

イ　被告は，切り餅に施されたスリットにつき，被告製品の外装の裏面に以下のとおり表示して宣伝している。〔甲３２の１，２〕



ウ　また，被告は有価証券報告書等に以下のとおり記載する（甲７７ないし７９）ほか，食品マーケティング便覧には，以下の記載（乙２１９の１ないし９）がある。

・「当期の業績の概況

包装餅部門においては，包装餅生産全工場でのパリットスリットタイプの生産体制を整え，平成１６年９月より４００ｇに加え７００ｇ及び１ｋｇ規格をラインナップし拡販に努めた結果『サトウの切り餅パリッとスリット』が堅調に推移いたしましたが，平成１５年産米の作況不良によるもち米不

足及び昨年末の暖冬の影響により，売上高は３．８％減（前年同期比）の１２９億７８百万円となりました。」〔甲７７：有価証券報告書（事業年度：平成１６年５月１日～平成１７年４月３０日，提出日：平成１７年７月２２日）〕

・「(1) 当期の業績の概況

包装餅部門につきましては，組み立て不要な『サトウのサッと鏡餅』や，パリッとスリットタイプの切り餅を入れた『サトウの切り餅入り鏡餅』等の消費者の購買動向に対応したラインナップの充実により鏡餅が伸長いたしました。また，『サトウの切り餅パリッとスリット』及び『サトウの丸餅シングルパック』が堅調に推移した結果，包装餅の売上高は０．５％増（前年同期比）の１３０億４５百万円となりました。」〔甲７８：有価証券報告書（事業年度：平成１７年５月１日～平成１８年４月３０日，提出日：平成１８年７月２８日）〕

・「包装餅部門につきましては，消費者の餅に対する利便性及び食感の更なる向上を目的に，包装餅業界で当社が先駆けて開発した『パリッとスリット』を全ての切り餅タイプに導入するとともに，店頭での需要喚起を目的とした低価格帯対抗商品として『純情もち』『徳用杵つきもち』の投入を行いましたが，全国的な暖冬による鍋物需要等の消費低迷により，最需要期となる年末年始の販売環境が厳しい状況で推移した結果，売上数量は前年同期比１．９％増となりましたが，売上高は同１．７％減の１２８億１９百万円となりました。」〔甲７９：有価証券報告書（事業年度：平成１８年５月１日～平成１９年４月３０日，提出日：平成１９年７月２７日）〕

・「①佐藤食品工業は，・・・２００３年から手で４分割できる切り込みを入れた『パリッとスリット』を発売，徐々に『つきたてシングルパック』からのシフトを図って２００４年は大きく力を入れている。」「②越後製菓は，・・・切り餅の『越後生一番』も好調な推移であった。２００３年から技術的に難しいとされていた丸餅のサイドに切り込みを入れた『ふっくら名人』を発売し，佐藤食品工業とスリット餅戦争を展開し始めている。」〔乙２１９の１，２枚目〕

・「２００３年・・・は餅に切り込みを入れる技術が開発され，オーブントースターでも焦げ目が付き，器具を汚さない餅が商品化され注目を集め，上位メーカーである佐藤食品工業と越後製菓は切り込み入りの餅への注力度を高めている。」，「２００５年は，佐藤食品工業と越後製菓が切り込み入りの切り餅への注力度を高めており，切り餅における主流となりうるかが注目されている。」〔乙２１９の２，１枚目〕

・「①佐藤食品工業は，２００４年に切り込み加工を施した『サトウの切り餅パリッとスリット』を発売し，切り餅は前年並みを維持した・・・。２００５年は『サトウの切り餅パリッとスリット』を主力商品として注力度を高め，販路の拡大を図っていく。鏡餅は・・・『サトウの切り餅パリッとスリット』を入れた『サトウの切り餅入り鏡餅』を新たに投入，・・・前年の巻き返しを図っている。」

「②越後製菓は，・・・２００５年は，主力の『越後生一番』に切り込み（“ふっくらカット”）を全面的に採用し，調理特性の優位性を訴求し，シェアアップを図っている。」

「佐藤食品工業と越後製菓が切込み入りの餅の拡販に力を入れているが，他社は様子見のところが多く，今後の切り込み餅の動向次第では市販用の切り餅で切り込み入りが主流になると見られ，切り込み入りの餅への注目が高まっている。」〔乙２１９の２，２枚目〕

・「③業務用中心のきむら食品は２００８年に『うさぎ１切れパック丸もち』を切りもちに続いて，特別栽培米の仕様のスリット入りに切り替え，・・・，価格改定後も好調な販売を維持したためプラスでの着地となった。」

「全体の傾向としては簡便性を訴求した商品が主流で，割りやすく見た目も良く焼きあがるスリット入りの商品が３位までを占めており・・・。」〔乙２１９の６，２枚目〕

・「個包装での賞味期限表示やスリット入りなど食べやすさ，使いやすさを訴求した商品展開が進んでいる。」〔乙２１９の７，１枚目〕

・「①佐藤食品工業では，『シングルパック』から『サトウの切り餅・パリッとスリット』への切り替えを進めており，２００９年には，『パリッとスリット』の機能性訴求によって需要を獲得，切り替えによるプラス効果もあり実績は前年を上回った。２０１０年には『パリッとスリット』の集中展開を図っている。夏場の猛暑による需要減の影響はあるものの，機能訴求とブランド強化を図りながら前年実績を上回る計画を立てている。」〔乙２１９の７，２枚目〕

エ　上記アないしウ記載の事実を総合考慮し，特に，本件発明の意義や被告におけるスリットの宣伝内容，スリットを入れたことによる業績向上の程度に加え，本件特許登録の時点が平成２０年（２００８年）４月１８日であり，本件損害賠償請求の対象製品は，既に先行して損害賠償等請求が提起された代表的な製品である先行事件製品を除く被告製品であることをも勘案すると，特許法１０２条２項の損害を算定するに当たり，本件発明に係る特許の寄与率は１０％が相当であると認められる。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-85042.pdf

東京地判平成 25 年(ワ)33070【農産物の選別装置】＜長谷川＞

Ameblo 元投稿日：2023-11-24

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12829877402.html

東京地判平成 25 年(ワ)33070【農産物の選別装置】＜長谷川＞

＜損害論＞特許法 102 条 2 項推定覆滅～発明 1：75%、発明 2：95%

① 被告物件は仕分区分が集積状態によって適宜変動する結果，そうでない構成と比べてオーバーフローする数が減少する。

② 発明以外の設備の利益も含まれている。

③ 各発明は入札条件でなかった。

（判旨抜粋）

＜覆滅事由＞

本件の各発明が被告の上記利益に寄与した割合について，本件発明１につき被告は２．５％，原告は５０％であると，同２－１及び２－２につき被告はロ号物件につき０．３％，ニ号物件につき０．９％，ヘ号物件につき０．２％，原告は３０％であるとし，その余の部分につき特許法１０２条２項の推定が覆滅する旨主張する。

そこで判断するに，本件明細書１（甲２）によれば本件発明１は農産物の選別装置に関するものであって主としてリターンコンベアを設けること及びその終端を工夫したことに，同２（甲４）によれば本件発明２－１及び２－２は内部品質検査装置に係るものであって主として複数の光源を設け，遮光手段を工夫したことに，それぞれ技術的意義があるものと認められる。その一方で，前記１⑴のとおりロ号～ホ号物件はプールコンベアに設定される仕分区分が集積状態によって適宜変動する構成を採用しており，その結果，そうでない構成と比べてオーバーフローする青果物入り受皿の数が減少するものと認められ，その限度において本件発明１が被告の上記利益に寄与した割合が減少すると考えられる。

また，後掲の証拠及び弁論の全趣旨によれば，①ロ号～ヘ号物件は，選別設備及び内部品質検査装置のほかに荷受設備（ニ号物件を除く。），箱詰設備，封函・製品搬送設備，製函・空箱搬送設備その他の設備から構成されるものであり，上記イの利益にこれらの製造及び施工に係る利益が含まれていること（乙３８～４１），②ロ号～ヘ号物件の各設置場所に関する入札条件（甲１４～１８）上，少なくともリターンコンベアの戻し位置を本件発明１所定の位置にすること及び内部品質検査装置において本件発明２－１及び２－２所定の複数の発光光源を設けることは必須の要件とされていなかったこと，以上の事実が認められる。

上記の技術的意義及び事実関係によれば，上記利益額の一部については特許権侵害による原告の損害額であるとの推定を覆滅する事情があると認められ，その割合は本件発明１につき７５％，同２－１及び２－２につき９５％と認めるのが相当である。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-86137.pdf

【論稿】侵害警告と不競法上の虚偽事実告知に係る裁判例（別冊パテント 2023、金子敏哉教授）

Ameblo 元投稿日：2023-11-25

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12830068905.html

【論稿】侵害警告と不競法上の虚偽事実告知に係る裁判例―近時の動向及び非登録型知財関係事案を中心に―（別冊パテント 2023、金子敏哉教授）

Amazon 等のプラットフォーマーへの侵害申し立て

東京地判平成 28 年(ワ)12829〔CERAKOTE／Facebook への申立て〕

⇒主観的な認識の表明～事実の告知でない。

知財高判平成 30 年(ネ)10068〔ジョレンクリームブリーチ〕（原審：東京地判平成 28 年(ワ)15812）も関連事例。

平成 30 年(ワ)22428

⇒不競法違反

※同論稿の対象とする近年の裁判例では、違法性や過失を否定した事例は少ない。

https://jpaa-patent.info/patent/viewPdf/4168

【論稿】民法不法行為による不正競争の補完性（別冊パテント2023、上野達弘教授）

Ameblo 元投稿日：2023-11-26

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12830137987.html

【論稿】民法不法行為による不正競争の補完性―「知的財産法と不法行為法」をめぐる議論の到達点―（別冊パテント 2023、上野達弘教授）

北朝鮮映画事件最高裁判決(H23.12.8)は、著作権法上保護されない映画の利用が問題となった事案であるが、同論稿が検討する判決後の裁判例では、著作権、不競法、意匠権による保護が否定された場合に、一般不法行為の成立を肯定した例は見当たらないとされる。

https://jpaa-patent.info/patent/viewPdf/4166

【米国特許】2023.11.06CAFC<ACTELION v. MYLAN> 数値限定の解釈と四捨五入

Ameblo 元投稿日：2023-11-27

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12830270100.html

【米国特許】2023.11.06CAFC<ACTELION v. MYLAN>

「pH13 以上」というクレームについて、連邦地裁は、そのうち「pH13」を四捨五入により 12.5～13.4 を含むものと解釈した。「以上」という文言があるため、クレームの上限を 13.4 としたものではない。連邦地裁は、教科書等の外部証拠を検討していなかった。

⇒CAFC は、本件では当業者が有効数字をどのように理解するかを外部証拠に照らして検討する必要があるとして、クレーム解釈及び侵害判決を取り消し、その検討のために差し戻した。

※四捨五入論を否定したものではない!!

https://jpaa-patent.info/patent/viewPdf/3011

https://www.cafc.uscourts.gov/opinions-orders/22-1889.OPINION.11-6-2023_2217732.pdf

【論稿】不正競争防止法２条１項１号における「混同」と「営業上の利益」の関係性（横山久芳教授）

Ameblo 元投稿日：2023-11-28

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12830400515.html

【論稿】不正競争防止法２条１項１号における「混同」と「営業上の利益」の関係性（別冊パテント2023、横山久芳教授）

「購買後の混同（post-sale confusion）」

同論稿は、（直接の）購買者以外の者に混同が生じることを契機として、将来の商品等の選択に不合理な影響が及ぶおそれがあれば、１号の適用が認められると論じる。

https://jpaa-patent.info/patent/viewPdf/4191

【不競法／営業秘密】東京地判平成 26 年(ワ)1397 『靴木型事件』

Ameblo 元投稿日：2023-11-29

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12830530025.html

【不競法／営業秘密】平成 26 年(ワ)1397 『靴木型事件』

「靴の皮革は柔軟性を有するため，市場に出回っている革靴から，その靴の製造に用いた木型と全く同一の形状・寸法の木型を再現しその設計情報を取得…できない」✛特段の労力をかけずに取得できる事情なし

⇒非公知性〇

086520_hanrei.pdf (courts.go.jp)

【意匠／禁反言】知財高判令和３年(行ケ)10067＜本多＞

Ameblo 元投稿日：2023-11-30

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12830655860.html

【意匠／禁反言】知財高判令和３年(行ケ)10067＜本多＞

意匠登録出願についての拒絶理由の存否は，審査官が職権により判断すべきものであって、自白の拘束力が働くものではない。

本件では、権利設定の適否が問題となる審決取消訴訟であり、審査・審判段階と異なる主張によって被告である行政庁の利益が不当に害される関係もないことから、禁反言を理由に当該主張を禁止することはできないとされた。

⇒本願意匠の物品につき、審判と異なる主張 OK

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-90849.pdf

【商標】大阪高判令和３年(ネ)2608『ローラーステッカー』事件 *本件の登録商標の剥離抹消行為等は、それ自体では商標権侵害を構成しない

Ameblo 元投稿日：2023-12-02

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12830954072.html

【商標】大阪高判令和３年(ネ)2608『ローラーステッカー』事件

*本件の登録商標の剥離抹消行為等は、それ自体では商標権侵害を構成しない

「商標を…流通過程で剥離抹消し…異なる自己の標章を付して流通させる行為は…出所を誤認混同するおそれを生ぜしめるものではなく…商標法の予定する保護の態様とは異なる」

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-91175.pdf

【著作権／出版権】東京地判令和３年(ワ)13720＜國分＞

Ameblo 元投稿日：2023-12-02

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12830954149.html

【著作権／出版権】令和３年(ワ)13720＜國分＞

「上記共通部分に創作的表現が認められる場合には、被告は…別の著作物である被告表紙等を創作したものであるから、原告表紙を翻案したものといえる。…被告表紙等は、いずれにしても、原告表紙を『原作のまま…複製』（著作権法８０条１項１号）したものとは認められない」

⇒原告漫画に係る出版権侵害なし!!

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-91733.pdf

【商標】知財高判令和１年(行ケ)10157『NUDE NAIL』事件＜菅野＞　＜外国商標権者の代理人＞

Ameblo 元投稿日：2023-12-03

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12831091457.html

【商標】知財高判令和１年(行ケ)10157『NUDE NAIL』事件＜菅野＞

＜外国商標権者の代理人＞

本件期間内の納入は合計５回、1261 万円。

継続的な取引関係を前提とする。

原告が商標の使用権を取得しようとした。

⇒代理店契約の存否等にかかわらず、商標法 53 条の２にいう「代理人」に該当する。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-91407.pdf

【特許・実用新案審査ハンドブック／附属書 A】新規事項追加　図面に基づく補正(8 事例)549 頁

Ameblo 元投稿日：2023-12-04

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12831181576.html

【特許・実用新案審査ハンドブック／附属書 A】新規事項追加　図面に基づく補正(8 事例)549 頁

構成の存否、位置関係は図面から看取しやすい。

but

① 図面中の溝が「ドライバー挿入用」か不明

② 接触している様子は示されているが,「水平な非押鍵状態で軽く接触していること」を意味するか不明

⇒補正×

https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/handbook_shinsa/document/index/app_a.pdf

大阪地判平成 23 年(ワ)15499【蓋体及びこの蓋体を備える容器】

Ameblo 元投稿日：2023-12-05

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12831314773.html

大阪地判平成 23 年(ワ)15499【蓋体及びこの蓋体を備える容器】

＜損害論＞102 条 2 項

認容額約 3257 万円

寄与度 15%(85%減額)

代替技術の存在～食品を収納し，加熱可能な容器は多数存在する

⇒フラップ部と蓋を一体成型したものは，原告製品，被告各製品及び乙３０発明に係る実施品のみである。

（判旨抜粋）

＜寄与度＞

原告製品及び被告各製品のほかにも，食品を収納するとともに，当該食 材を加熱可能な容器が多数存在することは当事者間で争いがない。 もっとも，このうちフラップ部と蓋を一体成型したものについては，原告製品，被告各製品及び乙３０発明に係る実施品の存在を認めることができるにとどまる。

本件各特許発明は，「加熱調理後，容器内の水分を，開口部を通じて， 排出可能である。この結果，本発明の容器は，パスタ等の調理に好適に使 用可能となる。」（段落【００２３】）という作用効果を奏する点に技術 的意義があるものである。 このような代替品の有無などに関する状況及び本件各特許発明の技術 的意義に加え，本件で表れた一切の事情を総合すると，本件各特許発明の被告各製品の売上げに対する寄与度は１５％とするのが相当である。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-83697.pdf

大阪地判平成 23 年(ワ)6878【着色漆喰組成物の着色安定化方法】＜損害論＞102 条 2 項

Ameblo 元投稿日：2023-12-06

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12831440848.html

大阪地判平成 23 年(ワ)6878【着色漆喰組成物の着色安定化方法】

＜損害論＞102 条 2 項

認容額約 2678 万円

＜推定覆滅事由＞60%

① 競業他者の存在

② 本件発明以外の特長～被告カタログは，本件発明の含有成分やそれに伴う着色の均一性や安定性，色むら防止等を特徴として挙げていない

＜推定覆滅事由＞

本件発明は，着色漆喰組成物の着色を均一かつ安定的にし，当該漆喰組成物の使用時に形成される着色漆喰塗膜の色むらを防止するという作用効果を有する。これは，塗壁材としての用途を有する着色漆喰組成物にとって，その有用性を高め，商品価値に直結するものであり，被告製品の販売による利益に寄与している。

しかし，本件特許発明１は，物の発明でも，物を生産する方法の発明でもなく，単純方法の発明であるから，物の販売による利益への寄与度については，低く評価せざるを得ない。

本件発明以外の特長～被告製品を紹介するウェブサイト及びカタログは，本件発明で特定されている含有成分やそれに伴う着色の均一性や安定性，製品使用時に形成される着色漆喰塗膜の色むら防止等の作用効果を被告製品の特徴として挙げていなかった。むしろ，それらウェブサイトやカタログは，被告製品につき，漆喰が有する調湿機能などを基本としつつ，酸化チタンを配合することによる防臭機能や，銀イオンを含有することによる抗菌機能などを特徴として強調しており，この点が現に一定の需要を喚起したこともうかがわれる。

競業他者の存在

（判旨抜粋）

＜覆滅事由＞

特許法１０２条２項により，特許権（あるいは独占的通常実施権）を侵害した者がその侵害行為により利益を受けているときは，その利益の額が損害額と推定されるが，特許発明の実施が当該利益に寄与した度合によっては，上記損害額の推定の一部が覆滅されるものと解される。

この点，前記イでも論じたとおり，本件特許発明１は，着色漆喰組成物の着色を均一かつ安定的にし，当該漆喰組成物の使用時に形成される着色漆喰塗膜の色むらを防止するという作用効果を有する。これは，塗壁材としての用途を有する着色漆喰組成物にとって，その有用性を高め，商品価値に直結するものであり，被告製品１の販売による利益に寄与していることは確かである。

しかし，本件特許発明１は，物の発明でも，物を生産する発明の方法でもなく，単純方法の発明であるから，物の販売による利益への寄与度については，低く評価せざるを得ない。

また，被告製品１を紹介するウェブサイト（甲２５）及びカタログ（甲２６）は，本件特許発明１で特定されている含有成分やそれに伴う着色の均一性や安定性，製品使用時に形成される着色漆喰塗膜の色むら防止といった作用効果を，被告製品１の特徴として挙げていなかった。むしろ，それらウェブサイトやカタログは，被告製品１につき，漆喰が有する調湿機能などを基本としつつ，酸化チタンを配合することによる防臭機能や，銀イオンを含有することによる抗菌機能などを特徴として強調しており，この点が現に一定の需要を喚起したこともうかがわれる（乙５０～５２）。

以上の事情に加え，競業他者の存在（甲３３，乙１２，１３）も考慮し，６０％の範囲で，特許法１０２条２項の推定が覆滅されると認めるのが相当である。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-83546.pdf

大阪地判平成 21 年(ワ)10811【回転歯ブラシの製造方法及び製造装置】＜損害論＞102 条 1 項

Ameblo 元投稿日：2023-12-07

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12831575626.html

大阪地判平成 21 年(ワ)10811【回転歯ブラシの製造方法及び製造装置】

＜損害論＞102 条 1 項

寄与度 10%(90％減額)

販売不可事情 80%

＜販売することができないとする事情＞102 条 1 項但書

① 多数の小売店と取引関係

② 広告宣伝活動

③ 価格差

＜寄与度＞

物の発明を前提として製造方法を進歩させただけ

＜販売することができないとする事情＞102 条 1 項但書：原告が原告製品を販売することができないとする事情

被告は，希望小売価格５００円とし，多数の小売店と取引関係を持った上，多大な費用をかけての広告宣伝活動も相まって，かかる数量の販売を遂げたものといえる。

原告製品の販売数量は，平成１５年，平成１６年をピークに，平成１７年から平成１８年にかけては落ち込み，同年には事業が行き詰まりを見せていた。

原告製品では円筒形のブラシが回転自在に取り付けられている一方，被告製品ではブラシの柄に固定されているなど構造上の差異がある。

価格差～被告は希望小売価格５００円。原告製品の小売価格は１５００～３０００円と，歯ブラシとしては相当に高額。

＜寄与度＞

原告製品の最大の特徴は，ブラシ単体を多数枚重ねて形成した回転ブラシを柄部材に回転自在に取り付けている点にあり，かかる構造の有する歯垢駆除，歯茎マッサージによる歯周病予防・改善などの効能，さらに一般の歯ブラシとは一線を画するその形態の有する美感が，一般消費者たる需用者の需要を喚起するものといえる。

⇒被告が侵害したのは，そういった回転ブラシやブラシ単体を熟練技術を必要とせず，効率よく製造する方法及び装置の発明に係る特許権であって，

本件方法発明は，物の発明を前提として，その製造方法を進歩させたという位置付けにとどまる。⇒本件発明の寄与度を１０％と認めるのが相当である。

（判旨抜粋）

販売することができないとする事情

被告は平成１９年１１月９日以降の約４年間で，●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●の被告製品を譲渡したものであるが，希望小売価格５００円（甲２７の２・３）とし，多数の小売店と取引関係を持った（甲３３，３４）上，多大な費用をかけての広告宣伝活動（甲９，甲２７の１～３，弁論の全趣旨）も相まって，かかる数量の販売を遂げたものといえる。

これに対し，原告製品は，原告Ｔ・World が平成１９年１１月９日に設立されて本件独占的通常実施権の許諾を得る前から，原告Ｐ１が代表取締役を務める TC・Dental によって製造販売され，同日以降は原告Ｔ・World のみが製造販売してきたものであるが，両者を通じた原告製品の販売数量は，おおよそ以下のとおりであった（甲５５）。（中略）

すなわち，原告製品の販売数量は，平成１５年の約●●●本，平成１６年の約●●●本をピークに，平成１７年から平成１８年にかけては既に年間●●本台にまで落ち込み，同年には事業が行き詰まりを見せていた（甲５６）。しかも，本件独占的通常実施権の許諾があった平成１９年１１月９日以降（さらにいえば本件特許権の設定登録がされた同年７月６日以降），原告製品について，小売店での店頭販売は行われていない（甲５６，弁論の全趣旨）上，それ以前に TC・Dental による広告宣伝（甲２３，５３）はあったにせよ，上記時期以降，自社インターネットを除いては，テレビＣＭや雑誌掲載などの目立った広告宣伝活動が行われたと認めるに足りる証拠はないのである（原告Ｔ・World 自身，原告製品において，広告宣伝費が発生していないことを認めている。）。

また，原告製品と被告製品とは，いずれも円筒形のブラシを備えるとの点で共通するものの，原告製品ではこれが回転自在に取り付けられている一方，被告製品ではブラシの柄に固定されているなど構造上の差異がある（甲２３～２５，甲２７の１～３，甲２８，３１，３２）上，具体的な販売数量が明らかでないものの，原告製品同様に円筒形のブラシ部が回転自在に取り付けられている歯ブラシ，被告製品同様に円筒形のブラシ部が柄に固定されている歯ブラシともに類似製品が散見される（乙５６～６８）のであるから，被告製品が販売されなかったとしても，そのすべての顧客が原告製品を購入するとの関係も認め難い。

加えて，原告製品の小売価格は，TC・Dental が販売していた当時で３０００円，原告Ｔ・World においても１５００円と，歯ブラシとしては相当に高額なのであるから，この一点をしても，被告製品と同じ数量の販売ができたかは疑わしい。原告Ｐ１自身，「●●●●●●●●●●●●●●●●という計画で」あった（甲５６）というのであるから，損害額の主張において，原告製品１本当たりの利益の算定で高い価格設定を前提としている以上，販売できたであろう数量が少なく認定されることは甘受すべきともいえる。

以上からすれば，原告Ｔ・World が本件独占的通常実施権を得た平成１９年１１月９日以降，被告による本件独占的通常実施権の侵害行為がなかったとしても，原告製品が，被告製品と同じ●●●●●●●●本もの数量を販売することができないとする事情があったといわざるを得ない。そして，これら事情に相当する控除数量は，被告の譲渡数量●●●●●●●●本の８０％に当たる●●●●●●●●本と認めるのが相当である。

寄与度

原告製品によって原告が得る利益について，本件特許方法発明の寄与度を検討するに，原告Ｔ・World 自身も強調するとおり，原告製品の最大の特徴は，ブラシ単体を多数枚重ねて形成した回転ブ

ラシを柄部材に回転自在に取り付けている点にあり，かかる構造の有する歯垢駆除，歯茎マッサージによる歯周病予防・改善などの効能，さらに一般の歯ブラシとは一線を画するその形態の有する美感が，一般消費者たる需用者の需要を喚起するものといえる。しかし，本件で被告が侵害したのは，そういった，回転ブラシやブラシ単体を熟練技術を必要とせず，効率よく製造する方法及び装置の発明に係る特許権であって，回転ブラシやブラシ単体の機能に直接関するものではない。原告製品自体は，原告Ｐ１が別途特許出願した発明（特願平１２－８３７３６号，乙４５の１中の丙１７。特許査定を受けたかは証拠上明らかでない。）の実施品であり，本件特許方法発明は，かかる物の発明を前提として，その製造方法を進歩させたという位置付けにとどまる。また，原告は，上記のような原告製品の形態について，意匠登録をしており（甲４７），原告製品のパッケージにも当該登録意匠が明記されている（甲１１）。なお，同パッケージには，発明の名称をロール歯ブラシとする別の特許（甲４5）が表示される一方，本件特許の表示がないのは前記のとおりである。

このように考えると，本件特許方法発明は，原告製品の主要部たる回転ブラシを構成するブラシ単体の製造方法につき，従来技術と比べ，「高度な熟練を要することなく，しかもできるだけ工程数少なく効率良く製造できる」（甲２）技術という意味で，原告製品による利益に一定の寄与をしているといえるものの，その寄与度は，原告製品自体，すなわち，その構造上の特徴や作用効果，さらにはその形態の有する美感の寄与度に比べると相当に低いといわざるを得ない。

したがって，本件特許方法発明の寄与度を１０％と認めるのが相当である。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-83148.pdf

大阪地判平成 23 年(ワ)3850【軟質プラスチック容器】

Ameblo 元投稿日：2023-12-08

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12831702139.html

大阪地判平成 23 年(ワ)3850【軟質プラスチック容器】

＜損害論＞102 条 1 項

認容額約 1973 万円

寄与度 10%(90%減額)

＜寄与率＞

判決で参照された漏れ等に関するクレーム（苦情）件数は、年間販売数量に比して極めて少数。

原告の宣伝広告においても，ピンホールリスクの低減効果は「細部機能改良」の項に記載されているだけ。

＜販売することができないとする事情＞102 条 1 項但書：原告が原告製品を販売することができないとする事情

原告製品又は被告製品と同様の軟質プラスチック容器に関する市場占有率は，原告が３０.４％，被告が２８.６％であることについて，当事者間に争いがない。

被告製品の販売数量は原告の実施の能力の範囲内であり，本件発明について代替技術は立証されていない。

＜寄与率＞本件発明の寄与率は１０％

代替技術は立証されていない。

本件発明の技術的意義～特定の用途を要する補強リブにより突条を保護し，ピンホールの発生を防止した。

⇒もっとも、原告製品及び被告製品の１年当たりの販売数量と対比すると、判決で参照されたクレーム（苦情）件数は、総数としてみても極めて数が少ない。

　原告の宣伝広告～原告製品の販売広告において，折り畳み自在であること，軽量であること，その他容器の信頼性を高める工夫がされていることなどとともに，本件特許発明によるピンホールリスクの低減効果についても相当の割合を割いている。⇒ピンホールリスク以外の様々な要因についても考慮されることが認められるし，原告の宣伝広告においても，本件特許発明によるピンホールリスクの低減効果については「細部機能改良」の項に記載されている…，本件特許発明の販売における寄与について，過大に評価することはできない。

　被告の宣伝広告～被告が，「２０リットル改良品（２０Ａ）のご提案について」と題する書面を顧客らに送付した。被告製品における寄与率も，原告製品における寄与率と同等。

（判旨抜粋）

　102 条 1 項但書の事情

原告製品又は被告製品と同様の軟質プラスチック容器に関する市場占有率は，原告が３０.４％，被告が２８.６％であることについて，当事者間に争いがない。

しかしながら，前記(１)のとおり，被告製品の販売数量は，原告の実施の能力の範囲内であったことなどが認められる上，後記のとおり，本件特許発明について代替技術が存在することを認めるに足りる主張立証もない。

そうすると，被告製品は，本件特許発明の実施品である原告製品を代替したものと解するのが相当である。

寄与率

以下の事情からすれば，本件特許発明の寄与率は，１０％とするのが相当である。

（１）本件特許発明の有用性

ア 本件特許発明の技術的意義

（中略）

前述したところによれば，本件特許発明の本質的特徴は，このような用途を要する補強リブにより突条を保護し，ピンホールの発生を防止したところにあることが認められる。

イ 代替技術の存否

被告は，このような本件特許発明の代替技術として，乙１発明及び特開平８－４８３６４公報（以下「乙１０公報」という。）に記載された発明（以下「乙１０発明」という。）がある旨主張するが，以下の理由から，この主張を採用することはできない。

（中略）

乙１０発明は，本件特許発明と同様の課題を解決するための発明であるとはいえるものの，その実施状況や効果について認めるに足りる証拠もないから，本件特許発明を代替するものといえるかは不明である。

ウ 本件特許発明の作用効果

証拠によれば，原告が原告製品の製造販売を開始した平成８年より前の平成７年度におけるクレーム総数●●●件のうち折り溝部からの漏れは●●件であったこと（甲２６），これに対し，平成１１年度における折り溝部からの漏れに関するクレームは●件であり，クレーム総数に占める割合は●●●●％であったこと（甲２７の２）が認められる。

これらのことからすれば，本件特許発明は，ピンホールの発生を防止するという課題解決において，相応の効果を奏するものであることが認められる。

もっとも，原告製品及び被告製品の１年当たりの販売数量と対比すると，上記クレーム件数は，総数としてみても極めて数が少ないものである。

（２）原告による宣伝広告

証拠（甲２３の１ないし２５の２）によれば，原告は，原告製品の販売広告において，折り畳み自在であること，軽量であること，その他容器の信頼性を高める工夫がされていることなどとともに，本件特許発明によるピンホールリスクの低減効果についても相当の割合を割いていることが認められる。

また，軟質プラスチック折り畳み容器自体は，比較的単純な構造のものであり，原告も約４２年間にわたり製造販売を継続してきたこと（甲２８）などからすれば，相当に成熟した技術分野であること，そうした状況において他の競合製品と差別化するために，本件特許発明が相応の価値を有することは認められる。

他方において，上記原告の宣伝広告の内容から明らかなとおり，原告製品又は被告製品の購入に当たっては，ピンホールリスク以外の様々な要因についても考慮されることが認められるし，原告の宣伝広告においても，本件特許発明によるピンホールリスクの低減効果については「細部機能改良」の項に記載されていること及び前記(１)ウで検討したところからすれば，本件特許発明の販売における寄与について，過大に評価することはできないものというべきである。

（３）被告による宣伝広告

証拠（甲３）によれば，被告が，「２０リットル改良品（２０Ａ）のご提案について」と題する書面を顧客らに送付したこと，同書面は，被告現行品から本件特許発明に関する構成を備えた被告製品に改良したことを報告し，購入を促す内容のものであることが認められる。

このことからすれば，被告製品についても本件特許発明の実施による販売への寄与があったものと推認される。

前記(３)のとおり，原告製品又は被告製品の購入に当たっては，ピンホールリスク以外の様々な要因についても考慮されるものであるとしても，被告製品における本件特許発明の販売における寄与率についても，原告製品における寄与率と同等のものと解するのが相当である。

（４）被告製品の販売数の推移

乙３１，４８によると，被告が「バロンボックス」という製品名で製造販売していた液体容器について，被告現行品から被告製品に切り替え，その後，改めて，被告現行品に切り替えたところ，平成２０年６月から平成２４年２月までの販売数には，大きな変化はなく，全体として漸増し，その傾向は，被告製品の販売中止後も変わりないことが窺える。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-82662.pdf

知財高判平成 23 年(ネ)10002【餅】＜飯村＞　＜損害論＞102 条 2 項

Ameblo 元投稿日：2023-12-09

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12831894367.html

知財高判平成 23 年(ネ)10002【餅】＜飯村＞　＜損害論＞102 条 2 項

認容額約 8 億円

寄与度 15%(85%覆滅)

＜寄与度＞

① 本件発明の意義（焼餅の美観、突発的な膨化による噴き出しの抑制）

② 被告製品の宣伝～「切り餅に施されたスリット」を表示して宣伝している

＋侵害部分の価値，顧客吸引力，消費者の選択購入の動機

（判旨抜粋）＜寄与度＞

被告製品は，別紙被告製品図面（斜視図）のとおり，切り込み部１３が対向二側面である側周表面１２の長辺部に形成されており，本件発明と同様に，焼き上げるに際して切り込み部１３の上側が下側に対して持ち上がり，最中やサンドウイッチのように上下の焼板状部の間に膨化した中身が挟まれた状態に膨化変形することで膨化による外部への噴き出しを抑制する構成を有する。

そして，被告は，被告製品について，①平成１５年９月ころから「サトウの切り餅パリッとスリット」との名称で販売し，切餅の上下面及び側面に切り込みが入り，ふっくら焼けることを積極的に宣伝・広告において強調していること，②平成１７年ころから，切り込みを入れた包装餅が消費者にも広く知られるようになり，売上増加の一因となるようになったこと，③平成２２年度からは包装餅のほぼ全部を切り込み入りとしたことが認められ，これらを総合すると，切餅の立直側面である側周表面に切り込み部等を形成し，切り込みによりうまく焼けることが，消費者が被告製品（別紙物件目録１ないし５）を選択することに結びつき，売上げの増加に相当程度寄与していると解される（甲４，２１～２６，４３，５１，５６の１～２２，甲６０～６３，乙１５２，１５３，１６４～１６７）。

上記のとおり被告製品（別紙物件目録１ないし５）における侵害部分の価値ないし重要度，顧客吸引力，消費者の選択購入の動機等を考慮すると，被告が被告製品（別紙物件目録１ないし５）の販売によって得た利益において，本件特許が寄与した割合は１５％と認めるのが相当である。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-82175.pdf

【商標】知財高判令和５年(行ケ)10063＜宮坂＞「VENTURE」事件～結合商標

Ameblo 元投稿日：2023-12-09

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12831894769.html

【商標】知財高判令和５年(行ケ)10063＜宮坂＞「VENTURE」事件～結合商標

「…①…②…③商標の外観等に照らし、商標全体としての構成上の一体性が希薄で、取引者、需要者がこれを分離して理解・把握し、その一部を略称等として認識する結果、当該構成部分が独立した出所識別標識としての機能を果たすと考えられる場合」は分離 OK

⇒「分離された各構成部分の全てが当然に要部…となるものではない」

⇒引用商標は「遊」が要部

⇒本願商標「VENTURE」と非類似

★結合商標を分離して理解・把握できるかの規範として、従前の①②に加えて、③を一般論として判示した!!

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-92548.pdf



知財高判平成 22 年(ネ)10032、平成 22 年(ネ)10041【ソリッドゴルフボール】損害論 102 条 1 項

Ameblo 元投稿日：2023-12-10

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12831955596.html

知財高判平成 22 年(ネ)10032、平成 22 年(ネ)10041【ソリッドゴルフボール】＜損害論＞102 条 1 項

認容額約 9 億 2152 万円

寄与度 50%

販売不可事情による控除後の割合 40%（原審）。本判決では寄与率 50%も考慮し、控除後の割合 20%（控除割合 80%）。

102 条 1 項但書

高品質、高性能，品質均一と高評価

ZnPCTP の費用は，全体の 1.0～4.1%

芯球に特定の化学物質⇒必ずしも製品全体の利益に直結しない。

＜寄与率＞　＜販売することができないとする事情＞102 条 1 項但書：原告が原告製品を販売することができないとする事情

被告のゴルフボール製品は，高品質で高性能である上，品質が均一であるとして評価が高く，世界ではもちろん，日本のツアーにおいても使用率が非常に高い。

原告の製品カタログにおいては，ゴルフボールの技術として「コアテクノロジー」，「カバーテクノロジー」，「ディンプルテクノロジー」が並列的に記載されている。また，原告の製品カタログにおいては，「飛びのメカニズム」として，ボール初速のほか，スピン，打ち出し角，ディンプルが並列して記載されている。

被告のゴルフボール製品において，ペンタクロロチオフェノールの亜鉛塩（ＺｎＰＣＴＰ）にかかる費用は，製品全体の費用の１．０%ないし４．１%程度である。⇒ゴルフボールの芯球部分において特定の化学物質を利用することを特徴とする本件特許は，必ずしも製品（ゴルフボール）全体の利益に直結するとはいえない。

ゴルフボールは特許の塊ともいわれ，原告のゴルフボールにおいても，本件特許以外に多くの特許が用いられている。⇒ゴルフボールにおいては，コア（芯球）のみでなく，カバー，ディンプルも重要であって，その性能としても，飛び性能のみならずスピン，打ち出し角，ディンプル等に関するものも重要である。

⇒本件特許の寄与率を５０%と認定する。原告が「販売することができないとする事情」に相当する数量に応じた控除後の割合としては，原判決における４０%を前提としつつ，本件特許の寄与率５０%をも考慮して，上記控除後の割合を２０%と認める。

（判旨抜粋）＜寄与率、102条1項但書の事情＞

ａ 一審被告の親会社であるアクシネット・カンパニーは，２００５年（平成１７年）ころ，米国内のゴルフボール市場において，数量で約４９．６％，金額では約６０％のシェアを有していた。他方，一審原告は，同時期において，日本国内では４割ほどのシェアを有していたが，米国内のシェアでは，数量で約５．６％，金額で約４．８％であった。

ｂ 一審被告のゴルフボール製品は，高品質で高性能である上，品質が均一であるとして評価が高く，世界ではもちろん，日本のツアーにおいても使用率が非常に高い。

また，平成１５年ころ，ゴルフ関係の雑誌において，一審被告のゴルフボールが，欧米でも広く使われており，勝率が高いこと等につき大きく宣伝されていた。

ｃ ゴルフボールは，小さなゴム球であるが，最先端の科学技術がぎっしり詰まった特許の塊といわれている。

ｄ 本件特許に係る発明は，更に飛び性能の向上したソリッドゴルフボールを提供することを目的とするもので，ゴルフボールの芯球部分につき，特定の化学物質を含有するゴム組成物で形成したことを特徴とする。

ｅ 一審原告又は親会社である株式会社ブリヂストンが保有するゴルフボール関連の特許のうち，平成１５年１月から平成１８年２月までの間に権利が存続していたものは，合計２３３件であった。

ｆ ２００５年（平成１７年）２月ころに米国で販売された一審原告の製品「PRECEPT LADY」には，米国特許に対応する日本の特許（本件特許を含む。）が少なくとも６件使用され，同じく「PRECEPT MC LADY」には，７件の一審原告の米国特許が実施されていた。

ｇ 一審原告の製品カタログにおいては，ゴルフボールの技術として「コアテクノロジー」，「カバーテクノロジー」，「ディンプルテクノロジー」が並列的に記載されている。

また，同カタログにおいては，「飛びのメカニズム」として，ボール初速のほか，スピン，打ち出し角，ディンプルが並列して記載されている。

ｈ 一審被告のゴルフボール製品において，ペンタクロロチオフェノールの亜鉛塩（ＺｎＰＣＴＰ）にかかる費用は，製品全体の費用の１．０％ないし４．１％程度である。

(ｳ) ゴルフボールの芯球部分において特定の化学物質を利用することを特徴とする本件特許は，必ずしも製品（ゴルフボール）全体の利益に直結するとはいえないため，特許法１０２条１項ただし書の適用において，本件特許の寄与率を考慮することとする。

そして，前記(ｱ)，(ｲ)のとおり，我が国のゴルフボール市場においては，平成１５年ないし平成１９年において，一審原告が１位，一審被告が３位のシェアを有しており，一審被告を除いた市場を仮定すると，一審原告のシェアは約４０％強である。一方，米国では，２００５年（平成１７年）ころ，アクシネット・カンパニーがゴルフボール市場のシェアにおいて１位であり，日本でも，宣伝等によりその知名度は非常に高い。

また，前記のとおり，ゴルフボールは特許の塊ともいわれ，一審原告のゴルフボールにおいても，本件特許以外に多くの特許が用いられており，本件特許は，ゴルフボールの芯球部分を特定の化学物質を含有するゴム組成物で形成したことを特徴とし，飛び性能の更なる向上を目的とするものである。

そして，ゴルフボールにおいては，コア（芯球）のみでなく，カバー，ディンプルも重要であって，その性能としても，飛び性能のみならずスピン，打ち出し角，ディンプル等に関するものも重要である。

以上の諸事情を総合的に考慮して，本件特許の寄与率を５０％と認定することとし，本件において，一審原告が「販売することができないとする事情」に相当する数量に応じた控除後の割合としては，原判決における４０％を前提としつつ，本件特許の寄与率５０％をも考慮して，上記控除後の割合を２０％と認めるのが相当である。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-82056.pdf

知財高判平成 22 年(ネ)10091【飛灰中の…重金属固定化処理剤】＜損害論＞102 条 1 項、102 条 3 項

Ameblo 元投稿日：2023-12-11

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12832089491.html

知財高判平成 22 年(ネ)10091【飛灰中の…重金属固定化処理剤】

＜損害論＞102 条 1 項、102 条 3 項

認容額約 18 億円

販売不可事情は、平成 15～18 年度の競合他社の存在を考慮し、市場占有率に応じて算定（102 条 3 項：第 1 期⇒原告製品販売前、102 条 1 項：第 2 期・第 3 期⇒原告製品販売開始後）。

102 条 1 項但書

競業他者

被告の営業努力（特定時期に届出を行ったこと等）については、販売することができないとする事情としての主張を排斥。

（102 条 3 項：第 1 期⇒原告製品販売前、102 条 1 項：第 2 期・第 3 期⇒原告製品販売開始後）102 条 1 項但書：原告が原告製品を販売することができないとする事情

競業他者の存在～平成１５年度ないし平成１８年度における競合他社の存在を推認させる。⇒市場占有率に応じて按分。

被告の営業努力等（特定時期に届出を行ったこと）が，その後の飛灰用重金属固定化処理剤におけるピペラジン系の製品の市場形成に関していかなる意味を持ったのか、証拠上不明。

原告製品の平均販売単価の高低が入札価格に直ちに反映するという前提自体が必ずしも正しいとはいえない。

（判旨抜粋）

(6)　第２期及び第３期における特許法１０２条１項ただし書（販売することができないとする事情）の適用について

ア　前提となる市場規模について

(ア)　１審被告は，当審において，被告製品の販売がなければ販売可能であった原告製品の数量の算定に当たり，非ピペラジン系を含む全ての飛灰用重金属固定化処理剤の市場（乙６０，６１，６４，９４，１０８）を前提とすべきである旨を主張する。

(イ)　しかしながら，非ピペラジン系の飛灰用重金属固定化処理剤は，ピペラジン系の飛灰用重金属固定化処理剤とは異なる化学物質を有効成分とする製品であるから，そもそも，代替品に当たるものということはできない。

加えて，１審被告が主張するように，一部の廃棄物処理事業体による入札仕様書の記載のみから，被告製品の代替品として非ピペラジン系の飛灰用重金属固定化処理剤が販売された可能性があるものと断定することは困難であり，このことは，多くの入札仕様書（甲６８，乙９６）がいずれもピペラ

ジン系の飛灰用重金属固定化処理剤のみを入札対象商品に掲げていること（甲６７の１）によっても裏付けられる。

よって，１審被告の上記主張は，採用できない。

イ　競合他社の存在について

(ア)　ピペラジン系の飛灰用重金属固定化処理剤の市場規模及び市場占有率について

①　１審被告は，ピペラジン系の飛灰用重金属固定化処理剤については，１審原告及び１審被告以外にも，これを製造，販売する競合他社が存在することから，被告製品が市場に存在しなかったと仮定した場合であっても，１審原告において，被告製品の販売数量の全てを販売することは不可能であり，ピペラジン系の飛灰用重金属固定化処理剤の市場から，被告製品を除いた市場を想定し，被告製品の販売数量のうち，当該市場における競合他社の市場占有率に相当する数量は，１審原告において「販売することができないとする事情」に相当する数量に当たる旨主張する。

②　そこで検討すると，旧化審法及び平成１６年４月１日施行の化審法は，いずれもその第１条で，人の健康を損なうおそれがある化学物質による環境の汚染を防止するため，新規の化学物資の製造等に必要な規制を行うことを目的としている旨を規定しているところ，ジカリウム＝ピペラジン－１，４－ビス（カルボジチオアート）及びカリウム＝ピペラジン－１－カルボジチオアートは，旧化審法２条４項の規定に基づく指定化学物質として指定されている（平成１６年１月９日付け厚生労働省，経済産業省，環境省告示第１号。乙５５）。したがって，上記各化学物質は，同日より前においては旧化審法３条の新規化学物質に該当し，それ以後においては，指定化学物質に該当する。そして，上記各化学物質は，いずれも，化審法２条５項の規定に基づく第二種監視化学物質に該当する。

旧化審法２３条１項及び化審法２３条１項は，いずれも，指定化学物質又は第二種監視化学物質を製造又は輸入する者は，毎年度，当該指定化学物質の製造数量及び輸入数量を経済産業大臣に届け出なけらばならない旨を規定しており，旧化審法４５条２号は，これに違反した者について１０万円以下の罰金に処する旨を，化審法４５条２号も，これに違反した者について３０万円以下の罰金に処する旨を，それぞれ規定しており，旧化審法２３条２項及び化審法２３条２項は，経済産業大臣が，毎年度，上記届出に係る製造数量及び輸入数量を公表する旨を規定している。

以上のように，経済産業大臣が旧化審法２３条２項又は化審法２３条２項に基づいて公表する上記各化学物質の製造数量及び輸入数量の合計値は，その正確性が刑罰によって担保されている以上，我が国におけるこれらの化学物質の市場規模（販売数量）を正確に反映しているものというべきである。

③　次に，前記各化学物質を使用したピペラジン系の飛灰用重金属固定化処理剤全体の市場規模（販売数量）については，直接これを明らかにする資料がないところ，１審被告は，ピペラジン系の重金属固定化処理剤の市場における１審原告及び１審被告以外の競合他社の存在について特段具体的な証拠を提出していない。他方，１審原告従業員の陳述書（甲６７の１）には，平成１８年４月以降，市場におけるピペラジン系の飛灰用重金属固定化処理剤が原告製品及び被告製品のみであった旨が記載されている。

そこで検討すると，経済産業省告示により公表されている上記各化学物質の製造数量及び輸入数量の合計は，それぞれ，平成１５年度が５６１９トン（甲３５の１），平成１６年度が７７７３トン（甲４の１），平成１７年度が７５８６トン（甲４の２），平成１８年度が１０４３４トン（甲３５の２），平成１９年度が７４８２トン（乙５４の１・２），平成２０年度が７８９３トン（乙５４の

１・２），平成２１年度が７０２３トン（甲５０）であることが認められる。なお，平成２２年度については，上記数量を確認し得る資料がないため，正確な数値を把握することはできないが，計算上，直近の平成２１年度の同数量をもって代替させることとする。そして，原告製品及び被告製品においては，上記化学物質が平均値で３８％含まれる水溶液として製造，販売されていることから，当該化学物質全体の届出数量を０．３８で除することによって，仮に上記公表数値のみに立脚した場合のピペラジン系の飛灰用重金属固定化処理剤の市場規模（販売数量）の暫定値が得られることになる。

以上の方法により，第２期及び第３期の年度ごとのピペラジン系の飛灰用重金属固定化処理剤の市場規模（販売数量）の暫定値を算出すると，別表３のＣ欄記載のとおりとなる。

そして，前記(5)イ(ア)で認定した被告製品の販売数量（別表３のＢ欄記載の数量）及びＡ鑑定書第４表及び甲６４から認められる原告製品の販売数量（別表３のＡ欄記載の数量）を前提に，第２期及び第３期における年度ごとの市場における原告製品及び被告製品の市場占有率を仮に算出すると，別表３のＤ欄記載のとおりとなり，原告製品及び被告製品は，平成１９年度において暫定値による市場を全て占有しているほか，平成２０年度ないし平成２２年度においても，●　●●●％ないし●●●●％という高い市場占有率を示すことになる。他方，原告製品及び被告製品の平成１８年度における暫定値による市場占有率は，●●●●％にとどまる。

④　以上のとおり，経済産業大臣により公表された前記各化学物質の製造数量及び輸入数量とピペラジン系の重金属固定化処理剤の市場規模（販売数量）とは，必ずしも一致するとは限らないものの，当該市場が原告製品及び被告製品のみにより占有されているとする１審原告従業員の前記陳述書は，平成１９年度については原告製品及び被告製品が前記暫定値による市場を全て占有しているという裏付けがあるほか，平成２０年度については，原告製品及び被告製品が上記暫定値によっても平成２１年度及び平成２２年度と近接した高い市場占有率を示しているばかりか，平成２１年度及び平成２２年度については，多くの廃棄物処理事業体の入札仕様書において入札対象商品として原告製品又は被告製品のみが挙げられている（甲６８）という裏付けがある。したがって，上記陳述書は，平成１９年度ないし平成２２年度に関する限り，その記載を信用できる。したがって，原告製品が上記暫定値によっても客観的に高い市場占有率を示しているこれらの年度については，市場におけるピペラジン系の飛灰用重金属固定化処理剤が原告製品及び被告製品のみであったものと認めるのが相当である。

他方，平成１８年度についてみると，上記陳述書の裏付けとなる各廃棄物処理事業体の入札仕様書がいずれも平成１８年度とは隔たった平成２１年度及び平成２２年度のものであるばかりか，原告製品及び被告製品の暫定値による市場占有率が７５．２％にとどまっており，原告製品及び被告製品が市場を全て占有していたとの上記陳述書の記載には十分な裏付けがないというほかない。むしろ，前記②に説示のとおり，上記公表に係る製造数量及び輸入数量の届出の正確性は，刑罰によって担保されているところ，上記の平成１８年度の暫定値による市場占有率●●●●％という数値は，前記③に認定の平成１９年度以降の暫定値による市場占有率（●●●●％～●●●％）との比較で有意な差異を示しており，かつ，前記各化合物が飛灰用重金属固定化処理剤以外の用途に大量に使用されていると認めるに足りる証拠がない以上，この差異の存在は，平成１８年度における競合他社の存在を推認させるに十分であるというべきである。

また，平成１５年度ないし平成１７年度についてみると，この期間は，ＯＥＭ３社が競合他社として市場に存在した時期である。

以上によれば，平成１５年度ないし平成１８年度においては，他に拠るべき的確な証拠が見当たらない以上，１審原告が販売することができないとする事情の考慮に当たり，ピペラジン系の重金属固定化処理剤の市場規模をおおむね正確に反映した経済産業大臣への上記各化学物質の製造数量及び輸入数量の届出数量が当該市場規模に相当するものと考えるほかない。

⑤　したがって，平成１５年度ないし平成１８年度における被告製品の販売数量のうち，被告製品の販売がなければ競合他社の製品（競合品）が販売されていたものと考えられる数量を除いた，１審原告における原告製品の販売可能数量は，被告製品の販売数量（別表４のＡ欄の平成１５年度ないし平成１８年度の部分）に，上記で算出した被告製品を除くピペラジン系の飛灰用重金属固定化処理剤の市場における原告製品の市場占有率（別表４のＢ欄の平成１５年度ないし平成１８年度の部分）を乗じて得られる数量とするのが相当である（別表４のＦ欄の平成１５年度ないし平成１８年度の部分）。

他方，平成１９年度ないし平成２２年度においては，前記のとおり，市場におけるピペラジン系の飛灰用重金属固定化処理剤が原告製品及び被告製品のみであったものと認められるから，競合他社の存在という１審原告が原告製品を販売することができないとする事情の存在を認めることができない。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-82109.pdf

東京地判平成 20 年(ワ)2944【ノーマルクローズ型流量制御バルブ】＜損害論＞102 条 2 項

Ameblo 元投稿日：2023-12-13

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12832384709.html

東京地判平成 20 年(ワ)2944【ノーマルクローズ型流量制御バルブ】＜損害論＞102 条 2 項

認容額約 3 億 9620 万円

寄与度 40%(60%減額)

＜寄与度及び推定覆滅事由＞

代替技術の存在～圧力式制御装置とサーマル式流量制御装置は，そもそも，流量制御の基本的な考え方を異にするものであり，一方が他方の改良製品であるというわけではなく，その性質についても一長一短があることから，利用者がどちらの方式を採用するかは，各装置の特長を勘案して制御対象に最適なものを選択する。また，被告が主張する被告製品の特長の多くは，上記のとおり，マスフローコントローラーであっても，顧客から同様の仕様希望があれば原告において対応することが可能であった。

（判旨抜粋）＜寄与度及び推定覆滅事由＞

・・・以上のとおり，圧力式制御装置とサーマル式流量制御装置は，そもそも，流量制御の基本的な考え方を異にするものであり，一方が他方の改良製品であるというわけではなく，その性質についても一長一短があることから，利用者がどちらの方式を採用するかは，各装置の特長を勘案して，制御対象に最適なものを選択するものといえる。また，被告が主張する被告製品の特長の多くは，上記のとおり，マスフローコントローラーであっても，顧客から同様の仕様希望があれば原告において対応することが可能であったと認められる。

（中略）

前記８で認定した事情を総合的に考慮すると，被告製品の売上げに対する本件発明の寄与度は，４０％とするのが相当である。

これに対し，被告は，①被告製品は販売先との共同開発品であること，②被告製品は原告製品にない特長（圧力センサによる流量の制御）を有していること，③原告は，被告製品の販売先への販売実績がなく，同販売先は従前原告以外の会社からマスフローコントローラーを購入していたことなどを理由に，本件特許権侵害がなかったとしても原告が被告製品の販売先に原告製品を販売することができた可能性はなく，被告製品の販売利益相当額の損害を被ったものではないと主張する。しかしながら，前記８で認定した事情に照らすと，必ずしも，被告製品の方が原告製品と比べて優れているとか，競合会社の製品の方が原告製品より優れており，被告製品の購入先は被告製品が販売されなければ競合会社の製品を購入したはずであるということはできず，これらの事情があると認めることはできない。したがって，本件において，特許法１０２条２項の推定を覆す事情があるとは認められない。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-81244.pdf

大阪地判平成 19 年(ワ)13513【Ｘ線異物検査装置】＜損害論＞102 条２項

Ameblo 元投稿日：2023-12-13

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12832385120.html

大阪地判平成 19 年(ワ)13513【Ｘ線異物検査装置】＜損害論＞102 条２項

認容額約３億 7150 万円

寄与度 20%(80%覆滅)

① メンテナンス性について重要な機能であるが，付随的な機能。

② 被告がＸ線異物検査装置の市場で 48%のトップシェアを有し，充実したサポート体制を敷いている。

本件発明は，Ｘ線異物検査装置において重要な構成要素である搬送機構及びラインセンサの支持構造そのものに係るものであり，被告製品の全体構造において欠くことのできないものである。

被告は，本件特許発明の作用効果であるメンテナンスの容易さについて，被告製品のパンフレットにおいて「簡単に分解して水洗いが可能」であるとして「清掃性」を強調している。⇒ベルトコンベアの清掃性に直結する本件発明は，被告製品の販売において少なからぬ寄与をしているものというべきである。ただし，被告製品の本来的な機能はＸ線を用いて食品に異物が混入しているかどうかを検査するというものであり，メンテナンス性については重要な機能ではあるものの，あくまで付随的な機能である。したがって，本件特許発明の寄与度についても，かかる付随的な機能であるという限度において判断される。

被告の販売力～被告がＸ線異物検査装置に係る市場において４８％のトップシェアを有すること，被告が充実したサポート体制を敷いていることは，被告製品の販売において相応の寄与をしている。

競合他社の動向～特許権の独占力（特許法６８条）は法によって付与される特別の効力であり，競合他社の無断実施によってかかる法律上の効果が減殺されるものではない。

かえって，本件においては，被告が主張するとおり，アンリツ，日新電子及びシステムスクエア等の競合他社が本件特許発明を実施しているというのであるから，Ｘ線異物検査装置において，本件特許発明の有用性は高く，かつ容易に取って代わる代替技術も存在しないものと認められる。

（判旨抜粋）

(ア)　被告製品における本件特許発明の位置づけ

本件特許発明は，Ｘ線異物検査装置において重要な構成要素である搬送機構及びラインセンサの支持構造そのものに係るものであり，被告製品の全体構造において欠くことのできないものと認められる。

また，被告は，本件特許発明の作用効果であるメンテナンスの容易さについて，被告製品のパンフレット（甲５及び１５）において，「簡単に分解して水洗いが可能」であるとして「清掃性」を強調している。被告製品は主として食品を被検査物とするものであるところ，食品に係る機械については，常に衛生的に保つ必要があり，特に食品を搬送するコンベアについては，衛生状態に気を配る必

要がある。被告製品の取扱説明書においても，「一日の運転が終了したら，コンベヤ各部を清掃してください」として，毎日の清掃を推奨している。そうとすれば，ベルトコンベアの清掃性に直結する本件特許発明は，被告製品の販売において少なからぬ寄与をしているものというべきである。

ただし，被告製品の本来的な機能はＸ線を用いて食品に異物が混入しているかどうかを検査するというものであり，メンテナンス性については重要な機能ではあるものの，あくまで付随的な機能である。

したがって，本件特許発明の寄与度についても，かかる付随的な機能であるという限度において判断されるべきものである。

(イ)　代替技術の有無

被告は，公用物件に係る構成をして，本件特許発明の代替技術に当たると主張する。たしかに，公用物件においてもメンテナンスを容易にするという技術思想は窺うことができる。しかし，公用物件における解決方法は，搬送機構であるコンベアユニットをＸ線検査異物装置本体の支持部材とは別の部材により支持した上，これを手前側に引き出して行うものであり，本件特許発明とは大きく異なるものである。なお，被告は，乙第６号証や乙第１３号証において，コンベアユニットを手前側に引き出さないまま清掃作業を行う様子を示すが，公用物件の取扱説明書（甲９の１２６頁）においては，コンベアの清掃作業の手順として，コンベアユニットを引き出すことが記載されているのであるから（被告は，公用物件の発売元であるにもかかわらず，説明書とは異なるメンテナンス手順を示すのである。），公用物件におけるメンテナンスを容易にするという課題解決手段は，コンベアユニットを手前側に引き出すことにあるというべきである。そして，公用物件は，かかる構造を採るがゆえに，その分，手数を要することになるから，メンテナンス性という意味においては，本件特許発明より劣るものといわざるを得ない。

そうすると，公用物件はメンテナンスを容易にするための構成を有してはいるものの，本件特許発明にとって，容易に取って代わるような代替技術であるとは認められない。

(ウ)　被告の技術力

被告は，被告製品が本件特許発明以外の技術的要素によって販売できていると主張し，その具体例として，被告製品のコンベアの下方が開放されており，清掃が容易であることを挙げる。

しかし，かかる作用効果について，被告製品のパンフレット（甲５，１５）では何ら触れられていない。また，被告は原告製品では下方が開放されていないことを指摘するが，原告製品のパンフレット（甲２０の２頁，甲２１の３頁）によれば，原告製品でも検査室ドアを開けることによって容易に搬送機構の下方を清掃することができるのであり，食品に係るＸ線異物検査装置では毎日清掃することが推奨されていることを併せ考慮すれば，被告製品においてコンベアの下方が開放されていることが大きなセールスポイントになるとは考え難い。

また，被告は，被告製品が「欠品検査精度」，「耐久性」，「取扱の簡便性」によって販売できている旨も主張するが，これを認めるに足りる証拠はない。

(エ)　被告の販売力

弁論の全趣旨によれば，Ｘ線異物検査装置はコンピュータスケールや重量チェッカーなどと同じラインの前後で使用されるものであること，これら周辺機器に対する販売力がＸ線異物検査装置の販売機会獲得につながったこと，被告がＸ線異物検査装置に係る市場において４８％のトップシェアを有

すること，被告が充実したサポート体制を敷いていること，以上の事実が認められ，かかる事実は，被告製品の販売において相応の寄与をしていると認められる。

この点，原告は，被告がＸ線異物検査装置の分野で一定の地位を確保することができたのは，原告と被告が密接不可分の協力をしていたからであると主張する。しかし，被告の販売網の確立において原告が寄与したかどうかは，被告製品の販売における本件特許発明の寄与を判断するに当たっては，基本的に関係のない事柄であり，採用できない。

(オ)　競合他社の動向

被告は，Ｘ線異物検査装置の市場において，アンリツ等の競合他社が本件特許発明を実施しており，本件特許発明に抑止力がないとして独占的価値がないと主張する。

しかし，特許権の独占力（特許法６８条）は法によって付与される特別の効力であり，競合他社の無断実施によってかかる法律上の効果が減殺されるものではない。

かえって，本件においては，被告が主張するとおり，アンリツ，日新電子及びシステムスクエア等の競合他社が本件特許発明を実施しているというのであるから（本件では，かかる事実につき当事者間に争いがないので，これを前提とする。），Ｘ線異物検査装置において，本件特許発明の有用性は高く，かつ容易に取って代わる代替技術も存在しないものと認められる。

(カ)　上記のとおり，本件特許発明はＸ線異物検査装置の本来的な機能に係るものではないものの，メンテナンス性という食品を取り扱う機器にとって重要な機能において有用性の高いものであり，かつ容易に取って代わる代替技術も認められないこと，本件特許発明は，被告製品の構造上不可欠なものであることを考慮すれば，被告製品の販売において被告の販売網が寄与したことを考慮したとしても，本件特許発明の寄与率については２０％と認めるのが相当である。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-38170.pdf

東京地判平成15年(ワ)19926【豆腐用凝固剤組成物】＜損害論＞102条1項

Ameblo 元投稿日：2023-12-14

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12832479061.html

東京地判平成15年(ワ)19926【豆腐用凝固剤組成物】＜損害論＞102条1項

認容額約1億5229万円

＜販売することができないとする事情＞102条1項但書：なし

⇒豆腐用の乳化型ニガリ製品に対する需要は急速に拡大していること等の事情に照らせば，原告製品と被告各製品に補完関係がないとはいえない。

（判旨抜粋）

被告らは，特許法１０２条１項ただし書に係る事情として，①被告各製品は製品自体の特性及び被告らの営業努力によって発生した需要がある，②被告川商事は，原告が供給を止めた株式会社星高の販路にのみ被告各製品を供給している，として，原告製品と被告各製品には相互の補完関係がないと主張する。

しかし，本件全証拠によるも，株式会社星高と原告との取引に関する事情を認めることはできないこと，豆腐用の乳化型ニガリ製品に対する需要は，平成１０年４月以降，大手の豆腐大量製造業者に急速に拡大していること（甲８の１，８の２）等の事情に照らせば，原告製品と被告各製品に補完関係がないとはいえず，その他，被告らの主張に沿う事実を認めるに足りる証拠はないから，被告らの主張は採用できない。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-9931.pdf

【商標】東京地判令和４年(ワ)18610＜國分＞

Ameblo 元投稿日：2023-12-15

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12832606903.html

【商標】東京地判令和４年(ワ)18610＜國分＞

破産会社（オンキヨーホームエンターテイメント）の破産管財人が、使用許諾契約解約日後６か月間の本件商標（Pioneer）を使用できる合意期間経過後に、同商標を付した在庫商品を販売すれば商標権侵害となる。

フレッドペリー最判は並行輸入の違法性。本件は過去の使用権者自身の違法性であり事案が異なる。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-92167.pdf

【商標】知財高判平成 28 年(行ケ)10164 、平成 29 年(行ケ)10169

Ameblo 元投稿日：2023-12-16

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12832797762.html

【商標】知財高判平成 28 年(行ケ)10164

本件商標：ゲンコツメンチ

引用商標：ゲンコツ

⇒非類似 分離不可能。

メンチの語はメンチカツを表す名詞としてそれほど普及していない。

【商標】知財高判平成 29 年(行ケ)10169

本件商標：ゲンコツコロッケ

引用商標：ゲンコツ

⇒類似 分離可能。 コロッケの部分は識別力が低い。

知財高判令和３年(行ケ)10097【ゴルフスイングモニタリングシステム】＜大鷹＞

Ameblo 元投稿日：2023-12-19

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12833126467.html

知財高判令和３年(行ケ)10097【ゴルフスイングモニタリングシステム】＜大鷹＞

*増項補正の一般論

「補正後の新しい請求項がそれと対応関係にある補正前の特定の請求項の発明特定事項を限定するものであれば」増項補正自体はOK!!

*本件の構成削除～減縮でない

★増項補正は、特技懇no.307

https://www.tokugikon.jp/gikonshi/307/307hanketsu.pdf

東京地判令和４年(ワ)5905【皮下組織増加促進用組成物】＜柴田＞

Ameblo 元投稿日：2023-12-19

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12833126611.html

東京地判令和４年(ワ)5905【皮下組織増加促進用組成物】＜柴田＞

被告は複数種類の薬剤を患者に別々に投与したと主張。裁判所は、複数種類の薬剤を同時に含む製剤を調合・製造して患者に投与したとは認めるに足りないとした。

⇒文言非充足（間接侵害の主張無し）

関連事例：東京地判平成23年(ワ)19435、大阪地判平成23年(ワ)7576【ピオグリタゾン】

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-92235.pdf

知財高判平成 30 年(行ケ)10146【パチンコ機】＜大鷹＞

Ameblo 元投稿日：2023-12-19

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12833126637.html

知財高判平成 30 年(行ケ)10146【パチンコ機】＜大鷹＞

＊「所定個数の遊技球」を原則として複数個と解釈した

⇒結論に影響なし

「本願発明と請求項 1 に係る発明とは…構成 G…が異なる点で相違するだけであるから…本願発明の『所定個数の遊技球』の解釈も，請求項 1…と同様な解釈を行う」

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-88767.pdf

【意匠】知財高判令和５年(行ケ)10001＜東海林＞ 創作容易性否定

Ameblo 元投稿日：2023-12-20

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12833247790.html

【意匠】知財高判令和５年(行ケ)10001＜東海林＞ 創作容易性否定

「本件意匠の本体部の上端の形状、本体部開口端部及び本体部底面の形状並びに把手部の形状は…ありふれた手法により変更可能なものあるいは軽微な改変又は単なる寄せ集めではなく、略逆円錐台形状で、正面及び側面から見た本体部の左右両端が上部にいくにつれて逆ハ字状に広がっている全体の形状とまとまり感のある一体の美観を形成している点に、着想の新しさないし独創性が認められないものではないから、本件意匠は前記意匠から創作容易であるとはいえず、審決の判断に誤りはない。」

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-92129.pdf

知財高判令和４年(行ケ)10125＜清水響＞『除くクレームと訂正要件』

Ameblo 元投稿日：2023-12-21

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12833371802.html

知財高判令和４年(行ケ)10125【２，３－ジクロロ－１，１，１－トリフルオロプロパン，２－クロロ－１，１，１－トリフルオロプロペン，２－クロロ－１，１，１，２－テトラフルオロプロパンまたは２，３，３，３－テトラフルオロプロペンを含む組成物】＜清水響＞

『除くクレームと訂正要件』

① 先願発明、先行技術と同一である部分のみを除くことは訂正要件ではない。

② 新規性・進歩性欠如の無効理由の根拠とされた先行技術と、実質的に同一と評価される蓋然性がある部分を除いたと認定した。

⇒訂正要件の影響あり?

① が初めて判示された!!

② の判示の評価は物議を醸すかもしれない…

（判旨抜粋）

…特許請求の範囲を訂正するときは、…先願発明と同一である部分のみを除外することや、当該特許出願前に公知であった先行技術と同一である部分のみを除外することは要件とされていない。そして、訂正が、「明細書、特許請求の範囲又は図面に記載した事項の範囲内において」行われた場合、すなわち、当初技術的事項との関係において、新たな技術的事項を導入しないものであるときは、当該訂正によって第三者に不測の損害をおよぼすとは考え難いから、同項に規定する訂正要件の解釈として、被告が主張するような要件を加重することは相当ではないというべきである。

また、被告は、除くクレームの形式で自由に訂正発明の内容を規定することは許されない旨主張しているところ、本件訂正は…甲４による新規性欠如及び進歩性欠如の無効理由がある旨の審決の予告を受けてされた訂正であるが、…甲４には…「ＨＣＦＣ－２２５ｃｂを含むハロカーボン混合物から…ヒドロフルオロカーボンを直接的に調製する有利な方法に関する。…この方法は相当量の該ＨＣＦＣ－２２５ｃｂを他の化合物へ転化することなく行われる。」（【００１２】）、「本発明による好ましい混合物とは、化合物ＨＣＦＣ－２２５ｃｂを含む混合物である。他の好ましい態様において、混合物は本質的に約１～約９９重量パーセントのＨＣＦＣ－２２５ｃｂ...とから成る」（【００１５】）との記載があり、同各記載を踏まえると、本件訂正は、甲４に記載された発明と実質的に同一であると評価される蓋然性がある部分を除外しようとするものといえるから、本件訂正は先行技術である甲４に記載された発明とは無関係に、自由に訂正発明の内容を規定するものとはいえない。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-92409.pdf

【不競法２条１項３号】東京地判平成 29 年(ワ)21145<佐藤>

Ameblo 元投稿日：2023-12-22

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12833494414.html

【不競法 2 条 1 項 3 号】東京地判平成 29 年(ワ)21145<佐藤>

*不競法上の「商品」の概念は無体物も含む

原告ソフトウェアは，タブレットとは別個に経済的価値を有し，独立して取引の対象となる…「商品」ということができ，また，…画面の形状，模様，色彩等は「形態」に該当し得る。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-88101.pdf

【論稿/欧州】中間上位概念化－特殊なEPC特許手続き

Ameblo 元投稿日：2023-12-23

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12833680537.html

【論稿/欧州】中間上位概念化－特殊なEPC特許手続き（パテント2019 Vol.72, No.13、クリスチャンケスター）

<許可事例>

T2297/16

N-アセチルグルコサミンの濃度10%という特徴が、他の技術構成と密接に関連する、またはクリーム組成物の特定の特性と関係していると考える理由はないとされた。

T1396/13

分離不可能に関連しているわけではない。

https://jpaa-patent.info/patent/viewPdf/3454

【論稿／外国】EPO における選択発明（パテント 2020 Vol.73 No.14、Charles Renney・Eleanor Maciver）

Ameblo 元投稿日：2023-12-26

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12834008813.html

【論稿／外国】EPO における選択発明（パテント 2020 Vol.73 No.14、Charles Renney・Eleanor Maciver）

EPO における選択発明について、一定の長さの 2 つ以上のリストから選択することにより得られ、先行技術に個別に開示されていない組合せは、新規性を有し得る（two-list principle）。これは、全ての新規性判断に 2 つ以上のリストからの選択を要求するという意味ではない。

同論稿の説明では通常、「一定の長さ」のリストは 3 個以上の要素を想定する。ただし、一律の数的基準ではなく、事案ごとの判断である。

同論稿は、3 つ以上のリストから選択する場合、2 個の要素でも十分な長さとみなすこともあると説明する（T686/99 を引用）。

https://jpaa-patent.info/patent/viewPdf/3722

知財高判平成 27 年(行ケ)10190【油または脂肪中の環境汚染物質の低減方法】＜鶴岡＞

Ameblo 元投稿日：2023-12-27

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12834137552.html

知財高判平成 27 年(行ケ)10190【油または脂肪中の環境汚染物質の低減方法】＜鶴岡＞

*引用発明の工程のうち一部を周知技術に置換すると、引用発明の３つの課題の内、２つを解決できない。

⇒阻害事由あり!!

★特許権者としては、主引例が複数の課題を解決すると主張することが得策!!

（判旨抜粋）

甲１…発明は…エ①及び③の課題の解決のためには，「リパーゼを用いた選択的エステル交換を行って脂肪酸エステルを含む油組成物を生成」し，その上で分子蒸留を行うことにより，所望でない飽和および単不飽和脂肪酸を実質的に有しないグリセリドの残余画分を得ることが不可欠であり，この工程を，「揮発性作業流体を油組成物に外部から添加」した上で分子蒸留を行う工程に置換したのでは，…エ②の課題は解決できたとしても，…エ①及び③の課題の解決はできないことになる。してみると，甲１…発明において，「リパーゼを用いた選択的エステル交換を行って脂肪酸エステルを含む油組成物を生成する」構成に代えて，周知技術である「揮発性作業流体を油組成物に外部から添加する」構成を採用することは，当該発明の課題解決に不可欠な構成を，あえて当該課題を解決できない他の構成に置換することを意味するものであって，当業者がそのような置換を行うべき動機付けはなく，かえって阻害要因がある…。…

甲１…発明は…任意的，付加的な工程がない場合においても，上記エ①ないし③の課題を解決するものであることを前提としているというべきであり，そのためには，「リパーゼを用いた選択的エステル交換を行って脂肪酸エステルを含む油組成物を生成する」構成が不可欠なものである…。…後続工程の存在を考慮しても，上記…の判断が左右されるものではな…い。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-86533.pdf

知財高判平成 17 年(行ケ)10717【…シロキサン…】＜塚原＞

Ameblo 元投稿日：2023-12-28

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12834261339.html

知財高判平成 17 年(行ケ)10717【…シロキサン…】＜塚原＞

*主引例は平坦化が必須だが、副引例は平坦化に適さない。

⇒阻害事由あり!!

「引用発明１ｂのオーバーコート層は，光散乱部の凹凸面を実質的に平坦化し得るものでなければならないが，引用発明３…平坦化には適さない…。」

（判旨抜粋）

…引用発明１ｂのオーバーコート層は，光散乱部の凹凸面を実質的に平坦化し得るものでなければならないが，引用発明３のシロキサンが，その形成方法や膜厚を含めて平坦化に適した特質を有することを認めるに足りる証拠はなく，却って…平坦化には適さないことが窺われる。そうすると，たとえ，引用発明１ｂも引用発明３も発光部分（引用発明１ｂの有機ＥＬ素子，引用発明３の積層構造体）が被覆層（引用発明１ｂのオーバーコート層，引用発明３のシロキサン）に覆われているものであり，また，引用発明１ｂと引用発明３とは，有機発光素子という同一技術分野に属しているとしても，それだけでは，引用発明１ｂのオーバーコート層に換えて引用発明３のシロキサンを用いることが，当業者にとって容易になし得たと論理付けることはできない。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-33644.pdf

東京高判平成 15 年(行ケ)405【抗ウイルス性を有する置換 1,3-オキサチオラン】＜佐藤＞

Ameblo 元投稿日：2023-12-30

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12834554514.html

東京高判平成 15 年(行ケ)405【抗ウイルス性を有する置換 1,3-オキサチオラン】＜佐藤＞

「交叉耐性が生じる蓋然性があっても…薬剤の有効性を確認するための実験を行うことに強力な動機付けがあり…実験を行いさえすれば，交差耐性を示すか否か容易に分かる」

⇒進歩性×

Obvious to try

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-10075.pdf

知財高判平成 20 年(行ケ)10366【胃炎治療剤】＜飯村＞

Ameblo 元投稿日：2023-12-30

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12834554708.html

知財高判平成 20 年(行ケ)10366【胃炎治療剤】＜飯村＞

*第２医薬用途発明の進歩性判断基準

*出願当時の技術常識を認定する資料として、阻害事由の主張に反する出願後の文献・意見書も検討!!

⇒進歩性×

「…出願後の文献，意見書においては…との見解…もあり，本件出願前後を通じて，胃潰瘍と胃炎の病態・発症機序が異なるとする確立した見解はなかった…。」

（判旨抜粋）

【請求項】…を有効成分とする，胆汁酸の胃内への逆流に起因する胃炎の治療剤

物質の用途発明について，新規に発見した属性（用途）が，当業者において容易に想到し得たものであるか否かは，当該発明の属する技術分野における公知技術や技術常識を基礎として判断すべきであることはいうまでもない。本件についてみると，本件出願前に，「胃潰瘍治療剤」としての薬効が知られている場合，当業者が，「胃炎治療剤」としての薬効も存在するとの技術思想に容易に想到し得たか否かは，①「胃潰瘍」と「胃炎」の病態・発症機序における相違の有無，②「胃潰瘍治療剤」と「胃炎治療剤」の作用機序における相違の有無，③「胃潰瘍治療剤」と「胃炎治療剤」の双方に効果のある他の薬剤の比較，検討，④本件化合物の胃炎治療への適用を阻害する要素の有無等を総合的に考慮して判断すべきである。…

本件出願当時…，急性胃炎の原因として急性胃粘膜病変が指摘されるようになっていたことがうかがわれるが，胃潰瘍についても，胃液の刺激による正常な粘膜への攻撃が指摘されており，両者の病態や発症機序が明確に区別して認識されていたとは認められない。また，本件出願後の文献，意見書においては，ピロリ菌発見後の胃炎の分類の変更がみられるものの，胃潰瘍と胃炎の関係については，胃炎の進展したものが胃潰瘍であるとの見解（乙８）もあれば，原告が提出する意見書のように胃潰瘍と胃炎は発症機序として異なるとの見解（甲５２）もあり，本件出願前後を通じて，胃潰瘍と胃炎の病態・発症機序が異なるとする確立した見解はなかったというべきである。そうすると，本件出願当時，当業者においても，胃潰瘍と胃炎とが病態・発生機序において異質であり，その治療剤の作用機序が異なるとの認識をもっていたとは認め難い。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-38010.pdf

＜新着 YouTube 動画＞【特許】事業に資する知財戦略（5 時間で行った有料講義の公開可能部分抜粋）

Ameblo 元投稿日：2023-12-30

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12834565399.html

＜新着 YouTube 動画＞【特許】事業に資する知財戦略（5 時間で行った有料講義の公開可能部分の抜粋/２時間分）

★一般公開に適しない部分を半分以上カットしたので、セリフが飛んでいる箇所があります。ご容赦ください。

https://www.youtube.com/watch?v=jXGvy82Ihvg

＜目次＞

１．はじめに　IP ランドスケープ

２．特許制度概論（＋ＩＰランドスケープ）（「オープン・クローズ戦略」は省略）

⇒コーポレートガバナンス（ＣＧ）コードを踏まえた、意思決定者が把握すべき知財

ＣＧコードを踏まえた、意思決定者が把握すべき知財　知財を「資産」と捉える。

知財 DD：「知的財産デュー・デリジェンス標準書及び解説」（特許庁、平成 30 年 3 月）

３．強い（特許を取れる）発明（パイオニア発明）＝将来のイ号製品を捉える分割出願を可能とする当初明細書

４．技術分野別の特許出願戦略（ＩＴ、医薬・バイオ）

５．特許戦略レベルの重要判決（等）＋特許以外の知財に関する重要ポイント

特許権の共有～諸外国の法律

米国訴訟における「ディスカバリー（Discovery）」において提出を拒む法理

①弁護士・依頼者間秘匿特権（Attorney-Client Privilege）

②ワークプロダクトの法理（Work Product Doctrine）

米国裁判所を利用した“証拠収集”＜28 U.S.C. § 1782＞

過失の推定（特許法１０３条）

特許権と独占禁止法

分割出願戦略（特許法 44 条）

数値限定/パラメータ発明の功罪～当初明細書における発明の課題の書き方

先使用権（「食い込み」の否定）

均等論第 2 要件

複数主体　「消尽論」の日米比較

（名目）取締役の個人責任　海外サーバと国内実施

【商標】～「モンシュシュ」事件、「たこ焼き工房」事件

【不正競争防止法】～営業秘密侵害の刑事事件、営業秘密の３要件、虚偽事実流布告知、

【著作権】著作権契約時の必須文言　知財ミックス（商標＋意匠）（特許＋意匠）

【意匠】拒絶後は非公開、部分意匠、変更出願、関連意匠、画像の意匠、“機能”の保護、出願後の公知意匠とイ号の類似判断、

６．発明の「解像度」（★）⇒特許要件を踏まえた「明細書に記載された発明の解像度」

７．特許出願後、出願日の優先権を確保したまま、競合他社の実施品を見た後に、別の発明を権利化する余地（『オプション権』）を確保する出願戦略（★）⇒分割出願戦略（裁判例に見る「新規事項追加」）⇒諸外国移行を念頭においた出願戦略（優先基礎出願明細書の工夫/諸外国の実務）

８．特許出願価値を最大化するための、その他の工夫（多種多様な小技）

① 拒絶理由と、クレーム文言の補正～中間処理の工夫!!

② 従属項の利活用～クレームディファレンシエーション

③ 機能的クレーム～全件、独立クレームとして検討に値する!!

④ サブコンビネーションクレーム～講義で取り上げた事例では、使途相違による敗訴無し

⑤「用途」「使用態様」の特定～講義で取り上げた事例では、用途相違による敗訴は１件のみ

⑥ 除くクレーム～主引例の必須要素を除くことで、進歩性〇!!

⑦ 数値限定・パラメータ発明～新たな「課題」とのセット!!

⑧ 効果のクレームアップ～構成容易を免れない場合の最終奥義

⑨ 製造方法の発明

⑩ 別出願の活用

⑪ 程度を表わす文言

⑫ 間接侵害、複数主体侵害の想定（システムクレームの見直し）

知財高判平成 25 年(行ケ)10209【血管内膜の肥厚抑制剤】＜清水＞

Ameblo 元投稿日：2023-12-31

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12834656128.html

知財高判平成 25 年(行ケ)10209【血管内膜の肥厚抑制剤】＜清水＞

*請求項は「血管内膜の肥厚抑制剤」と用途を直接特定する形ではなく、所定の作用を有する「剤」として記載されている!!

(効果のクレームアップ)

【筆者の考察】⇒人体に摂取する意味で用途発明であるが、技術的範囲は医薬品に限られないか？

「特に IPP 及び VPP の ACE 阻害活性は上記 ACE 阻害剤よりもかなり低い…から，試行の対象として…選択することは，容易に想到するものではない…。」

（判旨抜粋）

【請求項１】…Ile Pro Pro 及び／又は Val Pro Pro を有効成分として含有し，血管内皮機能改善及び血管内膜の肥厚抑制の少なくとも一方の作用を有する剤

本願優先日当時においては，ＡＣＥ阻害剤が血管内皮の収縮・拡張機能改善作用，血管内膜の肥厚抑制作用を示した実例はあるものの，ＡＣＥ阻害剤であれば原則として上記作用のうち少なくともいずれか一方を有するとまではいえず，個々のＡＣＥ阻害剤が実際にこれらの作用を有するか否かは，各別の実験によって確認しなければ分からないというのが，当業者の一般的な認識であったものと認められる。…ＩＰＰ及びＶＰＰは，性質，構造において上記ＡＣＥ阻害剤と大きく異なり，特にＩＰＰ及びＶＰＰのＡＣＥ阻害活性は上記ＡＣＥ阻害剤よりもかなり低いものといえるから，試行の対象としてＩＰＰ及び／又はＶＰＰを選択することは，容易に想到するものではない…。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-84454.pdf

画像の取得状況

第 66 記事の図 1・図 2 は、同一記事の別掲載版に掲載された図版を原位置に補完した。第 133 記事の外装表示の図版は、裁判所公表判決から補完した。記事本文及び既存図版は保持した。

記事 ID：12820114434

図 1　本文中に収録

記事 ID：12820114434

図 2　本文中に収録

高石秀樹 記事集

2024 年 1 月〜6 月

日本語版

167 本

Ameblo 掲載記事（校訂版）

Ameblo 元投稿日順

確認できた誤記、法的記述及び訳文を修正した。各記事の制度説明・見通し・集計は、原則として原記事掲載時点に基づく。

記事一覧

01 2024-01-01 起業家の 14.3%は元旦から仕事をしているという記事を信じて来ましたが…、ビル入館一人目でした。

02 2024-01-01 謹賀新年 2024 年 1 月 1 日

03 2024-01-01 東京地判平成 30 年(ワ)28930【レーザ加工装置】＜中島＞

04 2024-01-04 東京地判平成 26 年(ワ)7643【改修引戸装置】＜東海林＞

05 2024-01-04 【商標／損害論】東京地判令和 2 年(ワ)23616, 23627＜中島＞

06 2024-01-04 知財高判令和 5 年(ネ)10030＜特許権移転登録請求＞ ⇒原告敗訴

07 2024-01-06 東京地判平成 17 年(ワ)1599【キー変換式ピンタンブラー錠】＜市川＞

08 2024-01-06 【不競法/営業秘密侵害罪/刑事】名古屋地判平成 29 年(わ)427

09 2024-01-09 大阪地判平成 29 年(ワ)4178＜武宮＞【シュープレス用ベルト】　公然実施⇒新規性×

10 2024-01-10 ＜知財 LAB＞弁護士・高石秀樹の特許チャンネル②「パラメータ発明の進歩性」

11 2024-01-10 ＜知財 LAB③＞“副”引用発明の抽象化の限界（進歩性）

12 2024-01-10 ＜知財 LAB④＞「一行記載と引用発明の認定」（新規性・進歩性）

13 2024-01-10 ＜知財 LAB⑤＞「除くクレーム」と“進歩性”

14 2024-01-11 【米国特許】2023.9 CAFC　Apple v. Corephotonics

15 2024-01-12 【論稿】特許法第 38 条の２（鈴木守、知財管理 Vol.73, No.8, 2023）

16 2024-01-14 【米国特許】Cleveland v. True Health 859 F.3d 1352

17 2024-01-14 【論稿/米国】米国における誘引侵害に関する判決の動向と実務上の留意点（知財管理 11, 2023)

18 2024-01-15 【米国特許】Enplas Display v. Seoul Semiconductor 909 F.3d 398 (CAFC 2018.11)

19 2024-01-16 【米国特許】Power Integrations v. Fairchild 843 F.3d 1315 (CAFC 2016.12)

20 2024-01-17 【米国特許】Power Integrations v. Fairchild (CAFC 2016.12)

21 2024-01-18 【米国】Takeda v. West-Ward 785 F.3d 625(CAFC 2015)

22 2024-01-19 【米国】2010CAFC (633 F.3d 1042) AstraZeneca v. Apotex

23 2024-01-21 【米国】1998CAFC (152 F.3d 1342) Johns Hopkins University v. Cellpro

24 2024-01-21 【米国】2003CAFC(316 F.3d 1348) Warner v. Apotex

25 2024-01-22 【米国】2003CAFC（324 F.3d 1322）Allergan v. Alcon

26 2024-01-22 【新着 YouTube 動画】【特許】パラメータ発明の進歩性（2023 年 JAFBIC 講演２時間のうち 30 分）

27 2024-01-23 【米国】誘引侵害～Willful blindness 成立事例

28 2024-01-24 【不競法/営業秘密】大阪地判平成 28 年(ワ)648

29 2024-01-25 【不競法/営業秘密】知財高判令和 1 年(ネ)10044＜大鷹＞=東京地判平成 29 年(ワ)29604＜山田＞

30 2024-01-26 【不競法/営業秘密】知財高判平成 29 年(ネ)10031＜森＞

31 2024-01-27 【新着 YouTube 動画】サポート要件（2023 年 12 月 20 日の知財 LAB レクチャーの短縮版）

32 2024-01-28 【不競法/営業秘密】大阪高判平成 29 年(ネ)442

33 2024-01-29 【不競法/営業秘密】大阪地判平成 28 年(ワ)5649

34 2024-01-30 【契約（特許保証）】大阪地判令和 2 年(ワ)7001

35 2024-01-31 【統計資料】特許権の現存率

36 2024-02-01 【統計】特許権の侵害に関する訴訟における統計（東京地裁・大阪地裁平成 26 年～令和 4 年）

37 2024-02-02 【論稿】不正競争防止法 2 条 1 項 1 号における「混同」と「営業上の利益」の関係性（2023 横山久芳)

38 2024-02-05 【論稿】裁判例等から見たノウハウ・営業秘密の法的保護―民事上の救済と刑事罰―（2023、外川英明）

39 2024-02-06 【論稿】限定提供データと AI（2023、林いづみ）

40 2024-02-07 知財高判令和 5 年(行ケ)10014【ナビゲーション装置】＜東海林＞　*クレーム文言を追加して実質的変更

41 2024-02-12 【契約／特許法 73 条 2 項】東京地判平成 31 年(ワ)3141＜田中＞

42 2024-02-12 知財高判令和 5 年(行ケ)10059【患者保有分項目を設けた処方箋】＜東海林＞人為的取り決め⇒発明該当性×

43 2024-02-12 【論稿】ドワンゴ知財高裁大合議判決(パテント誌 2023 年 12 月号、高石秀樹)

44 2024-02-12 【商標】東京地判令和 3 年(ワ)10991＜國分＞⇒商標類似

45 2024-02-12 【商標】知財高判平成 27 年(行ケ)10086＜大鷹＞「ハイガード」事件

46 2024-02-13 【商標】知財高判平成 30 年(行ケ)10103＜鶴岡＞　使用商標「ブロマガ」

47 2024-02-14 【商標】不使用取消審判の使用～商標的使用であることを要するか？

48 2024-02-15 【商標】知財高判令和 4 年(行ケ)10087「EMPIRE STEAK HOUSE」事件＜菅野＞

49 2024-02-16 【外国】韓国大法院 2022 年 3 月 31 日判決（2018 フ 10923）　　結晶型発明の進歩性

50 2024-02-19 知財高判令和 4 年(行ケ)10131【熱伝導性ワイヤ編物を用いた熱交換装置】＜本多＞

51 2024-02-19 大阪地判令和 2 年(ワ)4913【電動式衝撃締め付け工具】＜武宮＞

52 2024-02-19 知財高判平成 17 年(行ケ)10223【酸性水中油型乳化調味料】＜佐藤＞

53 2024-02-24 【韓国】大法院 2021 年 12 月 30 日判決・2017 フ 1304

54 2024-02-24 【米国】＜連邦地裁＞Sonos v. Google LLC (N.D. Cal. 2023)

55 2024-02-24 知財高判令和 4 年(行ケ)10109【防眩フィルム】＜宮坂＞

56 2024-02-25 【論稿/外国】欧州における抗体特許（知財管理 Vol.73 No.6, 2023 藤本なほ）

57 2024-02-26 弁理士会員サイト★特許委員会の報告書　～現代の特許実務に必須情報!!

58 2024-02-27 知財高判令和 4 年(ネ)10008【情報提供装置】＜大鷹＞

59 2024-02-28 知財高判令和 4 年(ネ)10078【片手支持可能な表示装置】＜菅野＞

60 2024-02-29 知財高判令和 3 年(ネ)10094【…作業用手袋】＜菅野＞

61 2024-03-03 知財高判令和 5 年(行ケ)10046【角栓除去用液状クレンジング剤】＜宮坂＞

62 2024-03-03 【商標】文字結合商標（分離観察不可⇒類似２件、分離観察し得るとしても非類似１件）

63 2024-03-04 【不競法/営業秘密】東京地判平成 30 年(ワ)33583＜國分＞「樹脂製宅配ボックス」事件

64 2024-03-05 【論稿】IPR 審理開始の判断基準「NHK-Fintiv ルール」の運用指針が明らかに（岸本芳也…）

65 2024-03-06 【論稿】記載要件違反による取消理由に対する実験成績証明書の参酌可否に関する考察（知財管理 Vol.73 No.12 2023）

66 2024-03-07 【論稿】意匠権と商標権の重畳的保護に関する考察（村上画里、東京造形大学[研究報]24）

67 2024-03-08 【論稿】中国の用途に関する発明（知財管理 Vol.73 No.12 2023、丁文蘊／ 王未東）

68 2024-03-09 【論稿】日本企業の特許出願における米国特許法 112 条に関する近年の米国審決例（2023）

69 2024-03-10 【論稿】米国特許法の域外適用について（パテント 2023 Vol. 76 No. 13、龍野文）

70 2024-03-11 【論稿】特許明細書の品質向上のための発明提案書（石橋克之、知財管理 Vol.73, 2023)

71 2024-03-12 ＜損害論＞特許法 102 条 2 項と 3 項の重畳適用の可否

72 2024-03-13 【米国特許】Caltech v. Broadcom, 25 F.4th 976 (2022)

73 2024-03-14 【米国特許】2003 CAFC (340 F.3d 1367) Bayer v. Housey

74 2024-03-15 【米国特許】Centillion v. Qwest 631F.3d 1279(Fed. Cir. 2011)

75 2024-03-16 【米国】IPR における PTAB の決定に対し上訴した請願人に事実上の損害がない場合は当事者適格なし

76 2024-03-18 【米国】103 条の非自明性の要件、IPR 請求人の Reply Brief の新たな議論の検討は不適法

77 2024-03-18 【米国】争点効に関する米国最高裁判決（B&B Hardware v. Hargis Ind）

78 2024-03-19 【米国】上級審でのｸﾚｰﾑ解釈に使用する判断基準：連邦最判及び差戻審 Teva v. Sandoz　2015

79 2024-03-20 【著作権】『TRIPP TRAPP』事件～著作物性の判断基準 東京地判令和 3 年(ワ)31529

80 2024-03-21 【米国】Ironburg v. Valve (CAFC, 2023.4.3)

81 2024-03-22 知財高判令和 5(行コ)10001＜宮坂＞=原審・東京地判令和 4 年(行ウ)382＜杉浦＞

82 2024-03-23 【商標】知財高判令和 5 年(行ケ)10030＜清水響＞

83 2024-03-24 【商標】知財高判令和 3 年(行ケ)10100＜大鷹＞　「Scrum Master」～識別力なし（審決取消）

84 2024-03-25 知財高判平成 29 年(ネ)10043【デジタル格納部を備えた電子番組ガイド】＜森＞　⇒間接侵害×

85 2024-03-27 東京地判平成 28 年(ワ)37954【デジタル格納部を備えた電子番組ガイド】＜沖中＞

86 2024-03-28 東京地判令和 2 年(ワ)27972【照明装置】＜柴田＞

87 2024-03-30 知財高判令和 3 年(行ケ)10082【電気絶縁ケーブル】＜東海林＞

88 2024-04-01 大阪地判令和 3 年(ワ)10032【チップ型ヒューズ】＜武宮＞

89 2024-04-02 知財高判令和 5 年(ネ)10041【トレーニング 器具】＜清水響＞

90 2024-04-03 【商標】知財高判令和 5 年(行ケ)10067＜本多＞　5252byO!Oi

91 2024-04-06 【商標】東京地判令和 3 年(ワ)22287＜杉浦＞　『バーキン、ケリー』商標

92 2024-04-06 【商標】東京地判令和 3 年(ワ)13895＜中島＞

93 2024-04-06 【商標】東京地判令和 4 年(ワ)19876＜杉浦＞「現代の理論」事件

94 2024-04-08 【審判実務者研究会 2023】（機械）「数値限定発明の進歩性」（高石が参加した部会）

95 2024-04-10 【審判実務者研究会 2023】（化学 1）「新規事項」「食品分野のパラメータ発明におけるサポート要件」

96 2024-04-11 【審判実務者研究会 2023】（化学 2）「サポート要件」「用途発明の新規性」

97 2024-04-14 【審判実務者研究会 2023】（電気）ソフトウェア関連発明の進歩性

98 2024-04-15 【審判実務者研究会 2023】（意匠）「物品」「創作容易性判断における当業者の知識と資料の範囲」

99 2024-04-17 【審判実務者研究会 2023】（商標）「商標法 3 条 1 項 3 号　識別力」「結合商標の類否判断」

100 2024-04-19 知財高判令和 3 年(行ケ)10033【内装用短尺コーナー材による施工方法】＜菅野＞ 明細書の誤記訂正 OK

101 2024-04-20 知財高判令和 4 年(行ケ)10081【ゴルフクラブ用シャフト】＜本多＞

102 2024-04-22 知財高判令和 4 年(行ケ)10112【有料自動機の制御システム】＜本多＞

103 2024-04-22 知財高判平成 30 年(行ケ)10100【経皮吸収製剤】＜鶴岡＞ *発明の詳細な説明の誤記の訂正を認めた。

104 2024-04-23 【論稿】判例からみた先使用権―主張立証責任を中心に―（髙部眞規子）

105 2024-04-24 大阪地判平成 29 年(ワ)1390【ランプ】　*数値限定発明につき先使用権を認めた。

106 2024-04-25 【論稿】商品形態と機能性（2023、宮脇正晴教授）

107 2024-04-26 【意匠】知財高判令和 5 年(行ケ)10008（東海林）　*共同出願違反（原告従業員の創作者性）否定

108 2024-04-30 Patent Law で、Best Lawyers に選出して頂けました!!　2024.4.30

109 2024-04-30 【不競法】主要事案※平成 30 年～令和 2 年<経産省>　※一覧表が秀逸です!!

110 2024-04-30 【不競法】東京地判令和 4 年(ワ)4104＜中島＞　「商品等表示」に該当しない!

111 2024-04-30 【論稿】混同の判断における類似性の程度（2023、佐藤俊司）

112 2024-04-30 【論稿】民法不法行為による不正競争の補完性（2023、上野達弘教授）

113 2024-05-01 東京地判平成 29 年(ワ)22010＜山田＞=控訴審・知財高判 R2(ネ)10038＜大鷹＞【…空調服】

114 2024-05-02 【米国】K-Fee System v. Nespresso(CAFC, 2023.12)

115 2024-05-04 『先使用権―主要論点 大激論』(田村、井関、髙部、佐藤、梶並、森田)

116 2024-05-04 知財高判令和 3 年(ネ)10061　ヒラノテクシード、PI v. カネカ⇒訴えの利益なし（不存在確認訴訟）

117 2024-05-05 東京地判令和 2 年(ワ)8642【PCSK9】

118 2024-05-06 知財高判令和 4 年(行ケ)10082【PIVKA-II に関する抗体】＜東海林＞　⇒明確性要件〇

119 2024-05-07 【統計】特許の無効審判、異議の件数推移　～無効（一部含む）審決は 20%弱

120 2024-05-08 【意匠】知財高判令和 5 年(行ケ)10066＜宮坂＞　「瓦」事件 ⇒　類似（新規性×）

121 2024-05-09 【不競法】大阪高判令和 4 年(ネ)2081＜森崎＞

122 2024-05-10 【商標】知財高判令和 5 年(行ケ)10030「くるんっと前髪カーラー」＜清水響＞ ⇒識別力×(商標法 3 条 1 項 3 号該当)

123 2024-05-11 【意匠】東京地判令和 4 年(ワ)17015【スチーム調理用蓋付きトレー】＜柴田＞

124 2024-05-12 【特許】『新規事項追加』について、裁判例を網羅的に説明しました。

125 2024-05-13 知財高判令和 3 年(行ケ)10133【回転子積層鉄心の製造方法】＜本多＞

126 2024-05-14 記念の盾をゲットしました!!

127 2024-05-15 【商標】知財高判令和 5 年(行ケ)10141「知財実務オンライン」＜宮坂＞　⇒識別力×

128 2024-05-16 【パブリシティ権】東京地判令和 5 年(ワ)70056＜中島＞　※パブリシティ権侵害成立

129 2024-05-17 知財高判平成 25 年(行ケ)10089【２室容器入り経静脈用総合栄養輸液製剤】＜清水節＞

130 2024-05-18 【不競法 2 条 1 項 1 号/刑事】名古屋地判令和 4 年 12 月 16 日＜市松模様(鬼滅の刃)＞

131 2024-05-19 東京地判平成 30 年(ワ)28931【レーザ加工装置】＜柴田＞⇒102 条 2 項適用なし、1 項適用あり

132 2024-05-20 【不競法2条1項3号】東京地判令和3年(ワ)25324＜柴田＞⇒形態が実質的に同一。形態模倣を認めた!!

133 2024-05-21 【論稿】グルタミン酸ナトリウム事件/東京地判令2・9・24（平28ワ25436）（平井佑希、パテント2021年9月号）

134 2024-05-22 【論稿】商標権と属地主義（田村善之、パテント誌2023年12月号）

135 2024-05-23 【米国特許】Amgen v. Chugai(1991 CAFC)927 F.2d 1200

136 2024-05-24 【米国特許】Conopco v. May Dept.（1994,CAFC）46 F.3d 1556

137 2024-05-28 知財高判令和5年(行ケ)10009【古紙処理装置】＜清水響＞

138 2024-05-28 【米国特許】Par v. Hospira（2020,CAFC） ※第一審で均等論による侵害も予備的に認められた事例（控訴審では文言侵害を維持）

139 2024-05-28 【米国特許】Cohesive v. Waters（2008,CAFC）数値範囲を広く解釈された!

140 2024-05-28 【米国特許】Ortho-McNeil v. Caraco（2007,CAFC）

141 2024-05-29 【米国】Cordis v. Boston Scientific (2009, CAFC)

142 2024-05-30 【米国】Weber v. Provisur（2024, CAFC）

143 2024-05-31 知財高判令和5(行ケ)10011【携帯端末の遠隔操作用デバイス】＜宮坂＞

144 2024-06-02 【米国特許】Dyfan v. Target (CAFC 2022.03)ソフトウェア特許のMPF

145 2024-06-02 【著作権】大阪高判令和5年(ネ)1384　単語帳の商品写真～原審と異なり、著作物性を認めた!!

146 2024-06-03 知財高判令和4年(行ケ)10099【レーザ加工装置】＜本多＞

147 2024-06-05 【契約】知財高判令和2年(ネ)10016＜高部＞

148 2024-06-06 知財高判平成25年(行ケ)10228【光触媒体の製造法】　※技術指導に関する合意と権利帰属

149 2024-06-06 知財高判令和3年(ネ)10086【ランプ】＜本多＞≒原審・大阪地判平成29年(ワ)1390　先使用権成立

150 2024-06-08 【契約締結上の過失】東京地判平成8年(ワ)20909

151 2024-06-10 知財高判令和4年(行ケ)10097【アミノシラン】＜本多＞

152 2024-06-11 大阪地判令和1年(ワ)5620【…発電制御システム】＜武宮＞

153 2024-06-12 大阪地判令和3年(ワ)4920【機能水】＜武宮＞ *公然実施品の数値の意図は問題とされなかった

154 2024-06-13 【米国】LG v. Immervision (CAFC, 2022.7.11)

155 2024-06-14 【米国】Salazar v. AT&T Mobility LLC (CAFC, 2023.4.5)

156 2024-06-15 【米国】Arbutus v. ModernaTX（CAFC、2023.04）

157 2024-06-16 【書籍】「戦略コンサルが知らない　最強の知財経営」（林力一、渋谷高弘）『攻めのオープンな知財戦略』

158 2024-06-17 知財高判令和4年(行ケ)10003【海生生物の付着防止方法】＜菅野＞

159 2024-06-18 【不競法/営業秘密】大阪地判平成27年(ワ)11753

160 2024-06-19 【論稿】全世界同時公開による先行技術及び時差の関係と、グレースピリオド（パテント誌2023年5月号,ジャニス・ローガン等）

161 2024-06-20 【論稿】不正競争防止法上の諸要件立証のための需要者アンケート（2023、井上由里子）

162 2024-06-21 【論稿】[インド]特許付与前の補正に関する前向きな判決（山口晶子、知財管理2024)

163 2024-06-22 【特許】特許権の共有と単独での（非独占）実施許諾（各国比較）

164 2024-06-24 【論稿】職務発明規程に基づき相当の利益を与える際の「不合理性の判断」について(藤田達郎、知財管理 Vol.74 No.1 2024)

165 2024-06-24 東京地判平成 25 年(ワ)21383<嶋末>必須宣言特許権利行使、権利濫用、虚偽事実告知

166 2024-06-26 大阪地判令和 4 年(ワ)9521【熱可塑性樹脂組成物】数値限定～四捨五入論×、均等×

167 2024-06-28 【不競法】東京地判令和 4 年(ワ)14148＜杉浦＞ ⇒具体的態様の明示義務違反なし

起業家の 14.3%は元旦から仕事をしているという記事を信じて来ましたが…、ビル入館一人目でした。

Ameblo 元投稿日：2024-01-01

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12834862911.html

起業家の 14.3%は元旦から仕事をしているという記事を信じて来ましたが…、午後 1 時半でビル入館一人目でした 😅 （管理室は稼働していました。ご苦労様です。） パテント誌の原稿に着手します。





謹賀新年 2024 年 1 月 1 日

Ameblo 元投稿日：2024-01-01

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12834863078.html

謹賀新年 2023 年は、年初に立てた目標を何とか達成できました。

これも、皆様から良い機会と御縁を頂戴できた結果です。本当にお世話になりました。

2024 年も、旧年と同様の業績、論文、毎日投稿に加えて『運動』の習慣化を目標とします!

心身ともに健康を維持して、日本の特許実務の円滑化に貢献します!!

東京地判平成 30 年(ワ)28930【レーザ加工装置】＜中島＞

Ameblo 元投稿日：2024-01-01

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12834863205.html

東京地判平成 30 年(ワ)28930【レーザ加工装置】＜中島＞

「主文… ３ 被告は、原告に対し、15 億 0697 万 8762 円及び別紙遅延損害金目録記載の各金員を支払え。 … ６ この判決は、第１項ないし第３項に限り、原告が 10 億円の担保を供するときは、仮に執行することができる。」

仮執行宣言の申立ての採否について付言あり!!

092186_hanrei.pdf (courts.go.jp)

東京地判平成 26 年(ワ)7643【改修引戸装置】＜東海林＞

Ameblo 元投稿日：2024-01-04

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12835209578.html

東京地判平成 26 年(ワ)7643【改修引戸装置】＜東海林＞

*被告製品のうち２割が非侵害であるため売上額を８割として、102 条 2 項で推定される損害額を計算した。

⇒複数の被告製品のうち一部が特許権侵害であるときに、その割合に応じて損害額を計算した裁判例として挙げられる。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-86669.pdf

【商標／損害論】東京地判令和２年(ワ)23616, 23627＜中島＞

Ameblo 元投稿日：2024-01-04

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12835209734.html

【商標／損害論】東京地判令和２年(ワ)23616, 23627＜中島＞

*仮処分決定後は実施料率が２倍になった!!

「仮処分決定前は10%…同決定後は…同決定後も被告製品の販売を続けたという侵害態様の悪質性を考慮して20%」

確認書は仮処分申立後に作成された。

⇒過失は否定されない。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-91729.pdf

知財高判令和５年(ネ)10030＜特許権移転登録請求＞ ⇒原告敗訴

Ameblo 元投稿日：2024-01-04

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12835209850.html

令和５年(ネ)10030＜特許権移転登録請求＞

⇒原告敗訴

A が退職後、起業した会社名義で特許出願

控訴人が主張する発明完成時（平成 30 年 5 月頃）には、元会社の就業規則は、会社の要求と協議により定めた金額の支払による承継を定めており、原始取得の合意は認められなかった。

⇒後に原始取得を定める職務発明取扱規程の遡及適用が主張されたが、仮に適法に制定されていたとしても、既に発生した特許を受ける権利の原始的な帰属を変更することはできないとされた。

*損害賠償請求しても過失なしか!?

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-92161.pdf

東京地判平成 17 年(ワ)1599【キー変換式ピンタンブラー錠】＜市川＞

Ameblo 元投稿日：2024-01-06

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12835536271.html

東京地判平成 17 年(ワ)1599【キー変換式ピンタンブラー錠】＜市川＞

*変換アンダーピンとボールが分離されていない侵害品の割合を 25%として、102 条 2 項の損害算定の基礎となる被告３社の利益額を算出した。

「…分離されていない被告製品の割合を 25%とし…利益額を算出する…計算式 28,854,463÷0.40÷0.3333×0.25＝…」

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-35166.pdf

【不競法/営業秘密侵害罪/刑事】名古屋地判平成 29 年(わ)427

Ameblo 元投稿日：2024-01-06

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12835536632.html

【不競法/営業秘密侵害罪/刑事】名古屋地判平成 29 年(わ)427

被告人は、愛知製鋼の元従業員であり、マグネデザイン社を起業した。

⇒無罪（検察官は控訴断念）

被告人の第三者への説明は抽象化、一般化され過ぎていて、ありふれた方法の組み合わせに留まる。

⇒非公知性否定（故意も否定）

（判旨抜粋）

「本件打合せにおいて被告人両名がｅに説明した情報は，アモルファスワイヤを基板上に整列させる工程に関するものではあるが，ｂの保有するワイヤ整列装置の構造や同装置を用いてアモルファスワイヤを基板上に整列させる工程とは，工程における重要なプロセスに関して大きく異なる部分がある。また，上記情報のうち検察官主張工程に対応する部分は，アモルファスワイヤの特性を踏まえて基板上にワイヤを精密に並べるための工夫がそぎ落とされ，余りにも抽象化，一般化されすぎていて，一連一体の工程として見ても，ありふれた方法を選択して単に組み合わせたものにとどまり，一般的には知られておらず又は容易に知ることができないとはいえないので，営業秘密の三要件（秘密管理性，有用性，非公知性）のうち，非公知性の要件を満たすとはいえない。したがって，被告人両名は，本件打合せにおいて，ｂの営業秘密を開示したとはいえない。

また，仮に，被告人両名の行為が客観的には営業秘密開示行為に該当するという見解を採ったとしても（この仮定は，当裁判所の見解ではない。），被告人両名において，本件打合せでｅに説明した情報について，ｂの営業秘密に該当しないと考えていた疑いが残り，そのように考えたことについて，相当な理由があるといえることなどからすると，被告人両名について，故意責任を問うことはできない。

よって，被告人両名は無罪である。」

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-91195.pdf

大阪地判平成 29 年(ワ)4178＜武宮＞【シュープレス用ベルト】公然実施⇒新規性×

Ameblo 元投稿日：2024-01-09

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12835874853.html

令和 5 年 1 月 31 日判決大阪地判平成 29 年(ワ)4178＜武宮＞【シュープレス用ベルト】

公然実施品に含まれる硬化剤に着目できた。

⇒新規性×

「通常の方法で分解，分析すれば知ることができた。」（平成 27 年(行ケ)10069【棒状ライト】事件＜設樂＞）というメルクマールと同じか?

⇒先使用権の知財高判平成 29 年（ネ）10090＜高部裁判長＞に通ずる要注意判決!!

本件発明 2 では、被告製品の排水溝の全長にわたり、壁面の表面粗さ（Ra）が数値範囲内に含まれる必要あり!

⇒非充足

★本判決によれば、「その字義どおり」としては排水溝の全長に亘って数値範囲に入る必要があり、例外を許容する記載がクレーム文言又は明細書中に必要となる…

（判旨抜粋）

原告は、ベルトの現物自体からは当該ベルトが幾つの層によって構成されているか等を把握することは不可能であること、ベルトを構成するポリウレタンは様々な化学物質で構成されているから、外周面を構成するポリウレタンに含有される硬化剤に着目した分析が行われたとはいえないこと、当時、硬化剤として考え得る候補物質は極めて多数存在していた上に、エタキュアー３００を用いることでクラックの発生を抑制できることは当業者においてすら知られていなかったから、硬化剤としてＤＭＴＤＡに着目し、これをわざわざ入手してサンプルとして分析機関に送付し、分析を依頼したとは到底いえないことを指摘して、ベルトＢを日本製紙に納品したとしても、ベルトＢの外周面に硬化剤としてＤＭＴＤＡが含有されていたことが特定できたとはいえない旨を主張する。しかし、…ベルトＢは、日本製紙に納品され、自由に解析等をなされ得る状態におかれたものであり、解析等によりベルトの構造等を特定することは可能であるほか…、本件特許１の出願前に、エタキュアー３００は、ウレタン用の硬化剤として注目され、実用化されていたものと認められ、分析機関のライブラリにＤＭＴＤＡのマススペクトルが登録されていなかったとしても…、エタキュアー３００をサンプルとして分析機関に送付して分析を依頼した蓋然性があったといえ、当業者は、公然実施発明Ｂの内容を知り得たものと認められる。…

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-91743.pdf

＜知財 LAB＞弁護士・高石秀樹の特許チャンネル②「パラメータ発明の進歩性」

Ameblo 元投稿日：2024-01-10

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12836020741.html

＜知財 LAB＞弁護士・高石秀樹の特許チャンネル②

パラメータ発明の進歩性

審査基準と異なり、裁判所は、パラメータ及びその範囲を発明特定事項と見做して、その容易想到性が論証されない限り進歩性を認める傾向にあります。詳しくは後述するとおり、新規のパラメータが発明の課題解決と関連していると、容易想到性が否定（進歩性が肯定）されやすいと言えます。別の観点から言うと、発明の課題・効果・技術的意義が明細書中に記載されていない場合、パラメータと無関係である場合は、設計事項と判断されやすいので、その意味では、パラメータと発明の課題・効果・技術的意義との関係が中核論点となります。

https://www.takaishihideki.com/_files/ugd/324a18_ed5f0d7975c342ecb2530c6041d32cc5.pdf

https://www.youtube.com/watch?v=MnJC0emQ7Ho

１．発明の課題とパラメータとの相関関係と進歩性（一般論）

発明の課題の解決と、当パラメータとが相関している場合は、パラメータに技術的意義が認められる。相関関係が、一対一関係であればパラメータの技術的意義は高いといえます。他方、一対ｎ関係である場合や、間接的な弱い相関関係であれば、技術的意義は低くなり、進歩性が認められにくくなる（容易想到と判断されやすくなる）傾向にあります。すなわち、進歩性判断時の命題はパラメータ及びその範囲の容易想到性ですが、発明の課題との相関の程度によりパラメータ自体の技術的意義が評価され、容易想到性のハードルが異なるという判断傾向にあります。

　したがって、進歩性判断において、発明の課題がどのように認定されるかは最重要論点の一つであり、結論を左右します。なお、ピリミジン大合議判決は、（サポート要件の文脈で）明細書の記載に基づいて判断することを原則としました。審査基準も同じであり、例外的に、補正・分割により明細書記載の課題がずれたときは、外部証拠を参照できるとしています。

２．パラメータ発明が進歩性を満たす条件

　パラメータ発明は、数値のみが引用例との相違点であるとき、以下の①及び②を満たすと、多数の裁判例で進歩性ありと判断されています。（すなわち、発明の課題の設定如何です）。

①　発明の課題の解決とパラメータとが（数値の全範囲で）相関している。

②　発明の課題が非公知であり、容易想到でもない

OR

発明の課題が公知又は容易想到であっても、発明の課題解決に寄与するファクターとして当該パラメータに着目することが非公知であり、容易想到でもない。

⇒逆に言えば、①発明の課題が本件明細書から読み取れず、認定できない、又は、②パラメータと発明の課題（作用効果）とが相関しない（本件明細書に記載がない）場合か、相関しても当該パラメー

タが公知又は着目可能であった場合には、数字自体は設計事項等と判断した裁判例が多数であり（※この類型は、審査基準でいう「異質な効果」に相当する。）、数値範囲の臨界的意義、同質であるが顕著な効果、予測できない顕著な効果を認定して進歩性を肯定した裁判例は極めて少ない。

パラメータと発明の課題（作用効果）とが相関しない（本件明細書に記載がない）場合に、パラメータの設定が設計事項等として扱われ、新規性又は進歩性が否定された裁判例としては、例えば、知財高判令和３年（行ケ）第１００９６号【光源】事件＜本多裁判長＞、知財高判令和３年（行ケ）第１０１３５号【スタッファー／フィラーポリヌクレオチド配列を含むベクター】事件＜菅野裁判長＞（本願発明 30 の新規性欠如）、平成２２年（行ケ）第１０２９６号【ペトロラタムを基にした鼻用軟膏】事件＜滝澤裁判長＞等があります（=**平成 18 年(行ケ)10132、平成 17 年(行ケ)10665、平成 17 年(行ケ)10754、平成 17 年(行ケ)10189**）。パラメータ発明以外でも、知財高判令和４年（行ケ）第１０１１１号【車両ドアのベルトラインモール】事件＜本多裁判長＞等があります。

なお、パラメータをどちらの方向にどの程度動かすか容易想到でないとして進歩性を認めた裁判例もありますが（令和２年（行ケ）第１００４４号＜大鷹裁判長＞、平成３１年（行ケ）第１００１１号＜高部裁判長＞、平成２７年（行ケ）第１０２０６号＜高部裁判長＞、等）、例外的ですから依拠は禁物です。

⇒「予測できない顕著な効果」については，ドキセピン最高裁判決（平成３０年（行ヒ）第６９号）の事案は別として、裁判所で、構成が容易想到の発明が、効果で逆転進歩性〇となった裁判例は極めて少数です。

予測できない顕著な効果により進歩性〇とした審決は知財高裁で取り消されやすいことを踏まえて、審判段階から、効果ではなく課題の相違を主張することが望ましいと言えます。（※もちろん、先発医薬品メーカーがパテントリンケージとの関係で有効審決を得ることが目的である場合は別論です。）

３．複数のパラメータが発明の課題解決と相関している場合

主引例にパラメータが複数ある場合、パラメータの一つだけを動かすことの容易想到性を問題とするときは、当該一つだけを動かすことができる合理性の論証が必要です。

（１）主引例のパラメータの一つだけを動かすことができなかった（進歩性〇）裁判例は、例えば、知財高判令和４年（行ケ）第１００２９号【防眩フィルム】事件＜東海林裁判長＞があります。

（２）主引例のパラメータの一つだけを動かすことができた（進歩性×）裁判例としては、例えば、東京地判平成２７年（ワ）第１０２５号【ｐＨを調整した低エキス分のビールテイスト飲料】事件＜長谷川裁判長＞があります。

以　上

令和 3 年（行ケ）第 10096 号＜本多＞	光源 *実施例のデータがない数値限定 ⇒技術的意義なし ⇒設計事項	…（相違点）「光変換層」について、本件発明は、「散乱剤を含み」、「前記散乱剤は、前記光変換層の全体重量に対して１０重量%以下で含まれて」いるのに対し、引用発明は、「散乱剤」の有無は不明である点。… …「散乱剤が光変換層の全体重量に対して１０重量%以下で含まれている」との構成について …本願明細書には、単に、「１０重量%以下で含まれてもよ	負不★

		い。」…、「１０重量%以下含まれることが好ましく、１重量%以上５重量%以下含まれることがより好ましい。」…、「１０重量%以下であることが好ましい。」…などの記載があるのみである。しかも、…実施例として記載されている同含有割合の最大値は、６重量%…にすぎず、本願明細書には、同含有割合が１０重量%を超える場合の実験結果についての記載は全くみられない…。以上によると、光変換層の全体重量に対する散乱剤の含有割合を１０重量%以下とすることには、特段の臨界的意義はないものといわざるを得ない。加えて、…、光変換層内の散乱剤、赤色量子ドット材料及び緑色量子ドット材料の含量比を調節することにより、白色光の色座標を調節することは可能であり、また、本願明細書の段落【０１３７】によると、散乱剤の含量を調節することにより、白色光の輝度等を調節することも可能であると認められ、周知文献１の段落【０１１６】に「ある好ましい実施形態において、散乱体の濃度範囲は０．１から１０重量%である。」との記載があることも併せ考慮すると、光変換層の全体重量に対する散乱剤の含有割合は、当業者において、光変換層により得られる白色光をどのようなものにするかに応じ適宜設計することのできたものである。	
令和3年（行ケ）第10135号＜菅野＞	スタッファー／フィラーポリヌクレオチド配列を含むベクター *実施例データ不足の数値限定 ⇒技術的意義が同一 ⇒数値限定は実質的な相違点でない!! ⇒新規性×	**【請求項１】…該第１の不活性のフィラーまたはスタッファーポリヌクレオチド配列が７．０ないし１０．０Ｋｂの長さを有する組換えベクタープラスミド。** ベクタープラスミドのフィラー又はスタッファーポリヌクレオチド配列の長さが「７．０ないし１０．０Ｋｂの長さ」という特定の範囲の長さであることには技術的意義がなく、…引用発明においても、バックボーンがＡＡＶのパッケージング許容限界を超えるようにスタッファー配列を改変するものであり、導入遺伝子の長さ（４２９７ｎｔ（約４．２９７Ｋｂ））とこのバックボーン（６９８０ｂｐ（約６．９８０Ｋｂ））に含まれるスタッファー配列の長さが少なくともパッケージング許容限界である４．７Ｋｂを上回るものと理解できるから、本願発明…と引用発明とは、その技術的意義において同一であり、本願発明…において、ベクタープラスミドのフィラー又はスタッファーポリヌクレオチド配列の長さを「７．０ないし１０．０Ｋｂの長さ」という特定の範囲の長さにしたことは実質的な相違点とはいえない。…本願発明…のＡＡＶ粒子に含まれる残存ＤＮＡの量が２．６９±０．６９ｐｇ／10^9 ｖｇよりも更に少ないと直ちに認めることはできないし、残存ＤＮＡの量の減少が生じたとしても、その減少がサイズ超過のバックボーンの長さを長くしたことによるものと直ちに認めることもできない…。	負不★
平成27年	エアバッグ用基布	相違点１Ｂ：動的通気度。本件発明１においては「１３００ｍｍ／ｓ以下」，引用発明は「１４９８mm／ｓ」である点	勝有★★

（行ケ） 第10206号 ＜髙部＞	*公然実施品の数値を本件発明の数値の方に寄せる動機づけあり。⇒しかし、どの程度数値を動かせば発明の課題を解決できるかが不明であったから、本件発明の数値は、容易想到でない。	相違点１Ｃ：構成糸の引抜抵抗。本件発明３においては「１４６～２００Ｎ／ｃｍ／ｃｍ」，引用発明１は「５３Ｎ／ｃｍ／ｃｍ」 ＜審決（結論：進歩性○。維持された。）＞ 課題が周知であるとしても、甲１発明は「既存の製品」であって機能に応じた最適化がなされているから、変更のためには、相応の動機が必要と解される。甲１発明において、動的通気度に影響を与える、沸水収縮率、構成糸の単糸繊度、構成糸の引抜抵抗、カバーファクターを、本件発明１が特定する範囲内で変更し、動的通気度を「１３００mm／ｓ以下」という具体的範囲にするまでの動機があるとは言えず、これが可能であることを示す証拠もない。 ＜本判決＞ (イ) カバーファクターを大きくすることについて …当業者は，本件優先日当時，引用発明１において，エアバッグの膨張展開時における縫合境界部の目ズレを小さくし，負荷後動的通気度を小さくするために，そのカバーファクターを２１３１より大きくすることを試みるものということができる。しかし，本件証拠上，カバーファクターの増加の程度と負荷後動的通気度の減少の程度との関係は，不明であり，この点に関する技術常識が本件優先日当時に存在したことも，うかがわれない。したがって，引用発明１における１４９８mm／ｓの負荷後動的通気度を…１３００mm／ｓ以下にするために，引用発明１におけるカバーファクター２１３１をどの程度まで上げればよいのか，不明である。本件発明１において「展開性能と生産性の両立性の観点から」より好ましいとして…，カバーファクターの数値範囲とされる２１００～２５００の上限値までよりも上げる必要がある場合も考えられる。また，カバーファクターは，構成糸の経緯平均の総繊度と経緯平均の織密度によって算出されるものであるから…，カバーファクターの変動は，構成糸の総繊度にも影響を及ぼすものといえる。… (ウ) 構成糸の引抜抵抗を大きくすることについて …当業者は，本件優先日当時，引用発明１において，エアバッグの膨張展開時における縫合境界部の目ズレを小さくし，負荷後動的通気度を小さくするために，構成糸の引抜抵抗を大きくすることにつき，動機付けがあったものということができる。しかし，本件証拠上，引用発明１における１４９８mm／ｓの負荷後動的通気度を…１３００mm／ｓ以下にするために，引用発明１における構成糸の引抜抵抗の経緯の平均値５３Ｎ／ｃｍ／ｃｍをどの程度まで上げればよいのか，本件発明１において「構成糸への局所的な応力集中が起こらなくなり，エアバッ	★

		グ破壊を引き起こすこともない」として…，上記平均値の上限値とされる２００Ｎ／ｃｍ／ｃｍまで上げれば足りるのかも，不明であり，上記上限値よりも上げる必要がある場合も考えられる。	
平成22年（行ケ）第10296号＜滝澤＞	ペトロラタムを基にした鼻用軟膏 *数値限定の技術的意義が明細書に記載されていないから、直接の示唆がないとしても，進歩性×	**【請求項１】ＤＩＮ５１５６２法による８ mm²／秒（１００℃）以上の粘度を有することを特徴とする…吸入アレルギー性反応の予防のための鼻用軟膏** 引用例…には，…吸入アレルギー性反応の予防との関係においては，確かに，飽和炭化水素の混合物の粘度に着目するという直接の示唆は存在しない。しかし，そもそも，本願明細書にも，飽和炭化水素の混合物の粘度について，８ mm²／秒という数値が特別な技術的意義を有すると認められる記載はなく，ワセリンの各種物性（密度，凝固点，粘度，コーン貫入（粘度の一種。…），平均炭素数，炭化水素の炭素数分布）の中で，粘度に着目することの技術的意義も記載されていないのであって，本願明細書において，粘度や，その８ mm²／秒という数値についての技術的意義が開示されているということはできない。…本願発明は，粘度が数値範囲で特定されていない従来技術を超えるものではなく，本願発明が飽和炭化水素の混合物の粘度を調整することにより顕著な作用効果を有するということはできないものである。 このように，本願明細書に，粘度に着目することの技術的意義も，粘度を８ mm²／秒という数値以上のものに特定することの技術的意義も記載されていないことに照らすと，引用例に飽和炭化水素の混合物の粘度を調整することによりアレルギー性反応を予防しようという直接の示唆がないとしても，本願発明の発明特定事項を根拠に，本願発明が進歩性を有するということはできない。	負 不△
令和4年（行ケ）第10111号＜本多＞	車両ドアのベルトラインモール *技術的意義につき明細書に記載無し。 作用効果に影響なし ⇒設計的事項	本件明細書には、段差部が縦フランジ部の下部から内側方向に「ほぼ水平に」延びることの技術的意義についての記載はない。…段差部が「ほぼ水平に」延びても「やや下方」に延びても、本件発明の作用効果に何ら影響するものではない。そうすると、段差部が「ほぼ水平に」延びるものとすることについて何らかの技術的意義があるとは認められない。そして、甲１発明１においても、段差部が縦フランジ部の下部から昇降窓ガラス側方向（内側方向）に「やや下方に」延びることに何らかの技術的意義があるとは認められず、甲１発明１において「やや下方に」延びる段差部を「ほぼ水平に」延びるように構成することは、当業者が適宜なし得る設計的事項にすぎないというべきである。	負不〇
令和2年（行	脂質含有組成物 *刊行物に数	**【請求項１９】…ω－６脂肪酸の用量は，４０ｇ以下である，脂質含有配合物。** 被告は，①刊行物５には，脂肪の摂取量については１日当たり	勝 有 ★★

ケ） 第 10044 号 ＜大鷹＞	値自体は記載されていたが、それ以下に限定する示唆は無かった。 ⇒動機付けなし *パラメータ及び数字は着目できたが…、「それ以下」にする動機付けが否定された	４０ｇと増加しているとの記載及びそれを問題であると認識していることの記載があり，刊行物５発明は，脂質（脂肪）の取り過ぎの抑制を前提に，ω－６脂肪酸とω－３脂肪酸をバランス良く摂取することを技術思想とする発明であるから，脂質の一部である不飽和脂肪酸のさらに一部であるω－６脂肪酸を一定以下に抑えることは当然であり，脂質全体として取り過ぎであるとの認識である４０ｇという値以下と特定することには強い動機付けがある，②しかも，１日の脂質摂取は，刊行物５発明のドリンク剤組成物以外の食品からも生じるのであるから，１日又は１回当たりω－６脂肪酸４０ｇ以下との上限を設定することは，当業者が容易になし得る技術的事項であるから，当業者は，刊行物５発明において，相違点２に係る本願発明の構成とすることを容易に想到することができた旨主張する。 しかしながら，…刊行物５における「最近の日本人の食生活は欧米型化が進み，肉類を中心とした食事の機会が大幅に増え，脂肪の摂取量については一日当り４０ｇと増加し，それに伴い，疾病の種類も変化し，高血圧，心臓病の循環器系疾患や乳癌，大腸癌などが増加して，こちらも欧米型化になり，大きな社会問題になっている。」との記載は，それに引き続き「しかし，研究が進むにつれて，脂肪を構成する不飽和脂肪酸の種類の摂取アンバランスによることが判明した。」などの記載があることに照らすと，「脂肪の摂取量」が「一日当り４０ｇ」に増加したこと自体が問題であることを述べたり，それを改善すべきことを示唆するものではないと理解するのが自然である。…	★
平成 31 年（行ケ） 第 10010 号 （関連事件：第 10011 号。上記本文で別途紹介） ＜高部＞	配列操作のための系，方法および最適化ガイド組成物のエンジニアリング *先願発明の認定 (進歩性と同じ作業) ⇒H25(行ケ)10199, H11(行ケ)285 も同じ基準 *特許出願人は、先願明細書の実験データの矛盾を指	…特に先願明細書等に記載がなくても，先願発明を理解するに当たって，当業者の有する技術常識を参酌して先願の発明を認定することができる一方，抽象的であり，あるいは当業者の有する技術常識を参酌してもなお技術内容の開示が不十分であるような発明は，ここでいう「発明」には該当せず，同条の定める後願を排除する効果を有しない。そして，ここで求められる技術内容の開示の程度は，当業者が，先願発明がそこに示されていること及びそれが実施可能であることを理解し得る程度に記載されていれば足りるというべきである。…引用発明１の実施例１～３には，引用発明１の（ｉ）～（iii）の各ベクターを製造する方法が詳細に記載されており，実施例４には，ドナー配列（ＧＦＰ遺伝子）が標的配列又はその近傍に組み込まれていることを確認するための具体的な試験方法も明記されている。また，…実施例４の実験結果から，核局在化シグナルを含むＲＮＡ誘導型エンドヌクレアーゼ，ガイドＲＮＡ，ドナーポリヌクレオチドの組合せが，真核細胞に組み込まれ，標的部位にて二本鎖の切断及び修復が生じていると理解することができ，実施例５の実験結果も上記の理解の妨げになるものとは解されない。さらに，上記（ｉ）～（iii）のベクターを含むベク	負不△

	摘して先願発明の系が本願発明の課題を解決できないと主張したが、認められなかった。	ター系は，真核細胞内で適切に転写，翻訳，核移行等がなされるに必要な技術手段，及び，真核細胞内で適切に標的配列の改変がなされるに必要な技術手段を備えたものであるから，ベクター系にした場合でも，真核細胞中の標的配列を開裂し，標的配列の改変を行う機能を有するものと理解できることも，上記のとおりである。そうすると，引用例１には，当業者が，先願発明がそこに示されていること及びそれが実施可能であることを理解し得る程度の記載があるといえるから，…後願を排除するに足りる程度の技術が公開されていたものと認めるのが相当である。	
令和4年 (行ケ) 第10029号 ＜東海林＞	防眩フィルム *２つのパラメータが関連しあうときに、主引用発明の片方のパラメータのみを、他方のパラメータと切り離して調整する示唆を否定した。	**【請求項１】ヘイズ値が６０％以上９５％以下の範囲の値であり、内部ヘイズ値が０．５％以上８．０％以下の範囲の値であ・・・る、防眩フィルム。** 相違点１－１/「防眩層」が、本件発明１は、「内部ヘイズ値が０．５％以上８．０％以下の範囲の値であ」るのに対して、引用発明は、「内部ヘイズ値」が分からない点。… 引用例２は…表面ヘイズを規定することにより、凹凸の程度（表面拡散要素）をより具体的に表すことが記載されており…、表面ヘイズの値は、ギラツキと技術的に一体不可分である凹凸の形状を規定するものであるから、引用例２の記載は、表面ヘイズ値と切り離してギラツキを調整することを示唆するものと解することはできない。…周知文献Ａ１も、「内部ヘイズは、５～３０％であることが好ましく」と記載されているものの、他方で、「表面ヘイズは２０～５０％であることが好ましく」とも記載されているから…、表面ヘイズ値と切り離してギラツキを調整することを示唆するものではない。	勝 有★
平成27年 （ワ） 第1025号 ＜長谷川＞	ｐＨを調整した低エキス分のビールテイスト飲料 *パラメータ同士に関連性がなければ、公然実施発明から、相違点である特定のパラメータのみを抽出して認定してもＯＫ!! *消費者の評価から公然実施品の課題を	原告は，本件発明はエキス分の総量，ｐＨ及び糖質の含量の各数値範囲と飲み応え感及び適度な酸味付与という効果の関連性を見いだしたことを技術思想とするものであり，公然実施発明１はこのような技術思想を開示するものではないから，オールフリーの多数の分析項目の中からエキス分の総量，ｐＨ及び糖質の含量のみを抜き出して公然実施発明１を特定することは許されず，エキス分の総量，ｐＨ及び糖質の含量をひとまとまりの構成として相違点を認定すべきである旨主張する。… 本件発明は，特許請求の範囲の記載上，エキス分の総量，ｐＨ及び糖質の含量につき数値範囲を限定しているが，各数値がそれぞれ当該範囲内にあれば足りるのであり，これらが相互に特定の相関関係を有することは規定されていない。また，本件明細書の発明の詳細な説明の欄をみても，例えば，エキス分の総量が０．５重量％であるときはｐＨをどの範囲とし，これが２．０重量％であるときはｐＨをどの範囲とするのが望ましいなどといった記載は見当たらず，要は，エキス分の総量，ｐＨ及び糖質の含量がそれぞれ数値範囲内にあれば足りるとされて	負 不★

	認定した。⇒進歩性× **Cf.H24(行ケ)10275**	いる。…別紙１－１～３に示された公然実施発明１の多数の分析項目のうちエキス分の総量，ｐＨ及び糖質以外の成分等の分析結果は，本件発明の進歩性を検討するに当たり考慮する必要はないと考えられる。…本件発明の進歩性を判断する前提として公然実施発明１との相違点を認定するに当たっては，エキス分の総量，ｐＨ及び糖質の各数値をみれば足りる…。	

＜知財 LAB③＞“副”引用発明の抽象化の限界（進歩性）

Ameblo 元投稿日：2024-01-10

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12836020890.html

＜知財 LAB③＞

“副”引用発明の抽象化の限界（進歩性）

今回は、副引例が前提とする構造を捨象して副引例を過度に抽象化（上位概念化）した異議決定を取り消した知財高判令和４年（行ケ）第 10009 号【ガス系消火設備】事件＜大鷹裁判長＞を契機として、進歩性判断における「“副”引用発明の抽象化の限界」について考察するとともに、裁判例を紹介する。

ピリミジン大合議判決（知財高判大合議平成２８年（行ケ）第１０１８２号）は、「引用発明として主張された発明が『刊行物に記載された発明』であって，当該刊行物に化合物が一般式の形式で記載され，当該一般式が膨大な数の選択肢を有する場合には，特定の選択肢に係る技術的思想を積極的あるいは優先的に選択すべき事情がない限り，当該特定の選択肢に係る具体的な技術的思想を抽出することはできず，これを引用発明と認定することはできないと認めるのが相当である。この理は，本願発明と主引用発明との間の相違点に対応する他の同条１項３号所定の『刊行物に記載された発明』（以下『副引用発明』という。）があり，主引用発明に副引用発明を適用することにより本願発明を容易に発明をすることができたかどうかを判断する場合において，刊行物から副引用発明を認定するときも，同様である。したがって，副引用発明が『刊行物に記載された発明』であって，当該刊行物に化合物が一般式の形式で記載され，当該一般式が膨大な数の選択肢を有する場合には，特定の選択肢に係る具体的な技術的思想を積極的あるいは優先的に選択すべき事情がない限り，当該特定の選択肢に係る具体的な技術的思想を抽出することはできず，これを副引用発明と認定することはできないと認めるのが相当である。」と判示して、進歩性判断時に主引例に組み合わせる対象を「本願発明と主引用発明との間の相違点に対応する他の同条１項３号所定の『刊行物に記載された発明』（以下『副引用発明』という。）」と表現した。

知財高判令和４年（行ケ）第 10009 号【ガス系消火設備】事件＜大鷹裁判長＞は（多数の判決と同じく）副引例を「甲２技術的事項」としているが、副引例についても「ひとまとまりの技術思想」の一部を摘まみ食いすること（上位概念化）を誤りとしたものと解されるから、副引例を「甲２技術的事項」と表現するか「甲２発明」と表現するかは別として、ピリミジン大合議判決と整合する。実際、主引例のみならず、副引例についても「ひとまとまりの技術思想」である必要があるとした裁判例は多数あり（下掲・裁判例群★）、逆に、副引例は「ひとまとまりの技術思想」である必要がないと明言した裁判例は存在しない。

したがって、無効審判請求人として、主引例・副引例の開示事項の抽象化・上位概念化は要注意である。逆に言えば、公知文献としては、本件発明と対比するために必要のない具体的な記載を含まない方が好ましい。また、公知文献中に抽象度の異なる複数の記載がある場合は、本件発明と対比した場合に相違点になるような具体的な技術事項を含まない適度に抽象的な技術事項を提示することが望ましい。その意味で、公知文献中の実施例を引用例とするか、公知文献中の一般的記載を引用例とするか、何れの抽象レベルの開示を引用例とすべきかを、常に検討すべきである。（例えば、後述のとお

り、知財高判令和４年（ネ）第１００００８号、令和３年（行ケ）第１００２７号【情報提供装置】事件＜大鷹裁判長＞は、公知文献中のどの抽象度の開示を引用例とするかにより新規性・進歩性判断の結論が分かれた事例である。）

この論点に関連して、引用文献から認定される引用発明の抽象度の判断を覆して、審決取消となった裁判例としては、以下の２件が重要である（詳細は後掲する。）。

知財高判平成２８年（行ケ）第１００６１号＜鶴岡裁判長＞は、引用発明が引用文献に記載された実施例に限られないとし、相違点の認定を誤って進歩性を肯定した審決を取り消した。

知財高判平成２９年（行ケ）第１００６２号＜髙部裁判長＞は、引用発明が本件発明と異なる構成に特定されるとして、進歩性を肯定した。

知財高判令和４年（行ケ）第10009号【ガス系消火設備】事件＜大鷹裁判長＞も、甲２技術的事項が「ラプチャーディスクを使用することを前提」とするという認定が決定打となり、ラプチャーディスクを使用しない場合の論理付けが否定されており、引用例の抽象度は、新規性・進歩性判断における重要論点である。

なお、筆者はこの引用発明の抽象化の限界という重要論点については、以下の「進歩性の全論点」という動画中で言及している。

https://www.youtube.com/watch?v=HEU-zc-jOXI&t=636s

【関連裁判例の紹介（“副”引用発明の抽象化の限界）】

（１）副引例についても「ひとまとまりの技術思想」である必要があるとした裁判例（★）

知財高判令和２年（行ケ）第１００６６号【２軸ヒンジ】事件＜森裁判長＞～副引用発明の一部のみを取り出して、主引用発明に適用する動機付けなし。

（判旨抜粋）

…機能的に連動しており、一体的に構成され、…上記の一体的に構成された部材から、支持片５１１及び支持片５１２のみを取り出して、一対の支持片を有するという構成を甲２発明に適用する動機付けはない…。…甲２発明は、甲１発明のストッパ機構に相当する部材を備え…甲２発明は、選択的回転規制手段を有し…甲１発明の上記の一体的に構成された部材は、ストッパ機構と選択的回転規制手段を含むものであるから、甲１発明の上記の一体的に構成された部材を甲２発明に適用しようする動機付けもない…。

知財高判平成３１年（行ケ）第１００４１号【創傷被覆材】事件＜菅野裁判長＞～副引用発明の一部のみを取り出して、主引用発明に適用する動機付けなし。

（判旨抜粋）

…甲４に記載された発明は，創傷面と第２層との間において適度な貯留空間を形成して創傷面上に適度な滲出液を保持するとともに，滲出液が面内方向に広がるのを防止する機能を有する多数の孔が設けられた第１層と，初期耐水圧シート材である第２層，水を吸収し保持することが可能なシート材（第３層）を一体化させた構造を有することにより，創傷面の湿潤状態を保つ技術的意義を有するものであるから，甲４に記載された発明のうち第１層のみを取り出して，甲１発明に適用する動機付けはない。…原告が主張する技術常識１の３つの機能は，そのような機能を有する創傷被覆材に関する上記３つの特許文献に記載されているにすぎず，具体的な創傷被覆材の構成を捨象して，このような

特許文献の各記載から，創傷被覆材一般において，湿潤療法を効果的に行うためには，技術常識１の機能を持たせることが技術常識であると認めるには足りない。

知財高判平成２５年（ネ）第１００２５号＜清水裁判長＞～副引用発明の過度の上位概念化を否定した。⇒原審・大阪地判平成２３年(ワ)第１１１０４号は、同一の主副引例で進歩性×。

（判旨抜粋）

乙７には，「箱底」の四辺に「側壁」と「内接片」が，この順序で連接されていて，四辺に近い方の「側壁」が，「支柱の幅の長さ分だけ切欠」かれている構成は，開示されていない。箱底から遠い外側側板の一部を切欠した甲２発明から，内外いずれの側板であってもその一部だけを切欠するという上位概念化した技術思想を抽出し，乙１３発明の内側に折り返した内側側板に適用しようとすることは，当業者にとって容易とはいえず，これを容易想到とする考えは，まさに本件発明の構成を認識した上での「後知恵」といわなければならない。

知財高判(大合議)平成２８年（行ケ）第１０１８２号【ピリミジン誘導体】事件～副引例も「発明」（=具体的な技術的思想）である必要がある。

（判旨抜粋）

…進歩性の判断に際し，本願発明と対比すべき同条１項各号所定の発明（以下「主引用発明」といい，後記「副引用発明」と併せて「引用発明」という。）は，通常，本願発明と技術分野が関連し，当該技術分野における当業者が検討対象とする範囲内のものから選択されるところ，同条１項３号の「刊行物に記載された発明」については，当業者が，出願時の技術水準に基づいて本願発明を容易に発明をすることができたかどうかを判断する基礎となるべきものであるから，当該刊行物の記載から抽出し得る具体的な技術的思想でなければならない。そして，当該刊行物に化合物が一般式の形式で記載され，当該一般式が膨大な数の選択肢を有する場合には，当業者は，特定の選択肢に係る具体的な技術的思想を積極的あるいは優先的に選択すべき事情がない限り，当該刊行物の記載から当該特定の選択肢に係る具体的な技術的思想を抽出することはできない。したがって，引用発明として主張された発明が「刊行物に記載された発明」であって，当該刊行物に化合物が一般式の形式で記載され，当該一般式が膨大な数の選択肢を有する場合には，特定の選択肢に係る技術的思想を積極的あるいは優先的に選択すべき事情がない限り，当該特定の選択肢に係る具体的な技術的思想を抽出することはできず，これを引用発明と認定することはできない…。

この理は，本願発明と主引用発明との間の相違点に対応する他の同条１項３号所定の「刊行物に記載された発明」（以下「副引用発明」という。）があり，主引用発明に副引用発明を適用することにより本願発明を容易に発明をすることができたかどうかを判断する場合において，刊行物から副引用発明を認定するときも，同様である。したがって，副引用発明が「刊行物に記載された発明」であって，当該刊行物に化合物が一般式の形式で記載され，当該一般式が膨大な数の選択肢を有する場合には，特定の選択肢に係る具体的な技術的思想を積極的あるいは優先的に選択すべき事情がない限り，当該特定の選択肢に係る具体的な技術的思想を抽出することはできず，これを副引用発明と認定することはできない…。…

甲２には…一般式（Ⅰ）で示される化合物のうちの「殊に好ましい化合物」のピリミジン環の２位の置換基Ｒ３の選択肢として「－ＮＲ４Ｒ５」が記載されるとともに，Ｒ４及びＲ５の選択肢として「メチル基」及び「アルキルスルホニル基」が記載されている。しかし，甲２に記載された「殊に好ましい化合物」におけるＲ３の選択肢は，極めて多数であり，その数が，少なくとも２０００万通り

以上ある…ところ，Ｒ３として，「－ＮＲ４Ｒ５」であってＲ４及びＲ５を「メチル」及び「アルキルスルホニル」とすることは，２０００万通り以上の選択肢のうちの一つになる。また，甲２には，「殊に好ましい化合物」だけではなく，「殊に極めて好ましい化合物」が記載されているところ，そのＲ３の選択肢として「－ＮＲ４Ｒ５」は記載されていない。さらに，甲２には…一般式（Ｉ）のＸとＡが甲１発明と同じ構造を有する化合物の実施例として，実施例８（Ｒ３はメチル），実施例１５（Ｒ３はフェニル）及び実施例２３（Ｒ３はフェニル）が記載されているところ，Ｒ３として「－ＮＲ４Ｒ５」を選択したものは記載されていない。そうすると，甲２にアルキルスルホニル基が記載されているとしても，甲２の記載からは，当業者が…一般式（Ｉ）のＲ３として「－ＮＲ４Ｒ５」を積極的あるいは優先的に選択すべき事情を見いだすことはできず，「－ＮＲ４Ｒ５」を選択した上で，更にＲ４及びＲ５として「メチル」及び「アルキルスルホニル」を選択すべき事情を見いだすことは困難である。

したがって，甲２から，ピリミジン環の２位の基を「－Ｎ（ＣＨ３）（ＳＯ２Ｒ’）」とするという技術的思想を抽出し得ると評価することはできないのであって，甲２には，相違点（１－ｉ）に係る構成が記載されているとはいえず，甲１発明に甲２発明を組み合わせることにより，本件発明の相違点（１－ｉ）に係る構成とすることはできない。…

（２）引用文献から認定される引用発明の抽象度を覆して、審決取消となった裁判例

知財高判平成２８年（行ケ）第１００６１号＜鶴岡裁判長＞は、引用発明が引用文献に記載された実施例に限られないとし、相違点の認定を誤って進歩性を肯定した審決を取り消した。

（判旨抜粋）

…刊行物１には，実施例として，複数の固定無線機が施設の所定の各部屋にそれぞれ設けられる構成が示されている…。しかしながら，複数の固定無線機の設置位置を「施設の各部屋」に限定することと課題解決手段との間に特に技術的関連性があるとは認められず，また，そのような限定がなくとも，刊行物１発明の課題を解決し作用効果を奏することは可能であると認められるから，同発明を上記実施例に係る技術内容に限定してしまうことは相当でない（上記実施例の記載は，飽くまで発明の一実施態様を示したものにすぎず，そのことにより刊行物１から他の態様による実施が読み取れないとはいえない。）。したがって，引用発明Ａについても…かかる技術内容に限定することは相当でなく，本件訂正発明１との対比は，飽くまで複数の固定無線機の設置位置が「施設の各部屋」を含むがこれに限定されないものとして認定した引用発明Ａをもってなされるのが相当である。…

上記のように相違点１´を認定した場合，仮に同相違点に係る構成（移動体の位置検出を行うために複数の起動信号発信器を出入口の一方側と他方側に設置する構成）が本件特許の出願時において周知であったとすれば，引用発明Ａとかかる周知技術とは，移動体の位置検出を目的とする点において，関連した技術分野に属し，かつ，共通の課題を有するものと認められ，また，引用発明Ａは，複数の固定無線機の設置位置を特定（限定）しないものである以上，前記の周知技術を適用する上で阻害要因となるべき事情も特に存しないことになる…。

知財高判平成２９年（行ケ）第１００６２号＜髙部裁判長＞は、引用発明が本件発明と異なる構成に特定されるとして、進歩性を肯定した。

（判旨抜粋）

…引用例には，「…」との発明（…）が記載されているものと認められる。よってＳｉＣＭＯＳＦＥＴの一の電極とＳｉＣショットキーダイオードの一方の電極がいずれも不明であるとした本件決定の認定には，誤りがあるというべきである。…

そして，引用例には，ＩＧＢＴ４とダイオード５との組合せを，ＳｉＣＭＯＳＦＥＴとショットキーバリアダイオードとの組合せに置き換える場合，置換えの前後で動作を異ならせる旨の記載や示唆はない。

また，引用発明Ａは…を課題とし，…を目的とする発明であって（…），この目的を達成することと，ＳｉＣＭＯＳＦＥＴの型や並列接続するショットキーバリアダイオードの接続方向を変更することは，無関係である。したがって，当業者が，引用発明Ａにおいて，上記目的を達成するために，「前記ＰＮ接合ダイオードの一の電極」及び「前記ショットキーバリアダイオードの一方の電極」をカソード電極からアノード電極に変更する動機付けがあるとはいえないから，相違点１’に係る本件発明１の構成を当事者が容易に想到できたものであるとは認められない。

（３）令和４年(ネ)１００００８、令和３年(行ケ)１００２７【情報提供装置】事件＜大鷹裁判長＞の紹介

同一特許、同一引用文献で、同日同じ部の知財高裁判決（侵害訴訟控訴審と審決取消訴訟）で特許性判断が分かれた事例。⇒無効の抗弁は、柔軟にロジックを変更可能!!

侵害訴訟控訴審（令和４年（ネ）１００００８）と審決取消訴訟（令和３年（行ケ）１００２７）とは、以下の諸点で共通する。

本件発明の「情報提供装置」は、単独の装置を意味する。

引用文献の「学習・生活支援システム１」は、①ネットワークＮを介して接続された学習・生活支援サーバ２と、②複数の受講生・生徒が使用するユーザ端末３という、複数の要素（装置）から成る。

＜審決取消訴訟判決（令和３年（行ケ）１００２７）の判断枠組み＋結論＞～請求棄却

（審判段階の対比を前提として）引用文献の「学習・生活支援システム１」は、複数の装置から成るから、本件発明の「情報提供装置」に相当しない。相違点は容易想到でない。⇒進歩性〇

＜侵害訴訟の控訴審判決（令和４年（ネ）１００００８）の判断枠組み＋結論＞～控訴棄却

引用文献の「学習・生活支援システム１」の内「サーバ２」のみを本件発明の「情報提供装置」に相当すると対比した。どちらも単独の装置であり、この対比では一致点となる。⇒新規性×

＜知財 LAB④＞ 「一行記載と引用発明の認定」（新規性・進歩性）

Ameblo 元投稿日：2024-01-10

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12836020972.html

＜知財 LAB④＞

「一行記載と引用発明の認定」（新規性・進歩性）

新規性・進歩性を否定するための公知文献記載の主引例は、「発明」である必要がある（特許法２９条１項３号）。（なお、ピリミジン大合議判決（知財高判平成２８年（行ケ）１０１８２、１０１８４号）によれば、副引例も「発明」である必要があるが、同大合議判決後の審判決を見ても、副引例を「発明」でなく「事項」と称するものが多数である。）

したがって、少なくとも文献公知による主引例は「発明」である必要があるから、特許法３６条４項の実施可能要件を満たす必要まではないとしても、特許法２９条１項の「発明」として当業者が理解できる必要があり、いわゆる一行記載は引用発明として認められない。（引用文献に「どこでもドア」が記載されていても、特許を取得できるだろう。引用発明が発明として完成していなくても、発明として当業者が理解できれば引用発明適格があるとした裁判例がある（東京高判平成１２年（行ケ）第３１５号）。）

今回は、特定のリン酸塩が特許出願により製造可能となったから充足であるが、出願日前は当業者が思考や試行錯誤なく製造可能でなかったから、公知文献に当該特定のリン酸塩が文字として記載されていても引用発明として認められず、新規性・進歩性〇と判断された（特許権者勝訴）、東京地判令和４年（ワ）第９７１６号【５－アミノレブリン酸リン酸塩】について考察するとともに、新規性・進歩性判断時の“一行記載と引用発明の認定”という論点に関する裁判例を紹介する。

（注）本判決は、各被告製品に本件発明の５－アミノレブリン酸リン酸塩そのものが含まれていることを理由に構成要件の充足を認め、同化合物であれば単離されていなくても、また製品中で高い濃度でなくても発明の効果を奏するとした（判決 12～13 頁）。特許明細書の開示によって製造可能となったことを充足の理由とはしていない。

なお、筆者は引用発明の認定という重要論点については、以下の３つの動画をリリースしているので紹介する。

① 進歩性の全論点

https://www.youtube.com/watch?v=HEU-zc-jOXI&t=636s

② ＜引用発明の認定＞公報の図面から引用発明を読み取れるか？（形状、大小関係、位置関係、寸法、配列、方向、存在）

https://www.youtube.com/watch?v=Ew49FtfJVwE

③ 明細書中の「本件発明の趣旨を逸脱しない範囲で種々変更可能である」という記載と、進歩性判断

https://www.youtube.com/watch?v=m9qsrCbhOI4&t=183s

東京地判令和４年（ワ）第９７１６号【５－アミノレブリン酸リン酸塩】＜柴田裁判長＞**※進歩性〇（充足論も〇、特許権者勝訴）**

『…乙１６文献から乙１８文献までにおいて、５－アミノレブリン酸単体を得る技術が開示されているとはいえない。これに加え、…本件引用例においても「５－ＡＬＡは…化学的にきわめて不安定な物質である」、「５－ＡＬＡＨＣｌの酸性水溶液のみが充分に安定であると示される」と記載されていて（【０００７】）、これらの事項が本件優先日当時の技術常識であったと認められることも考慮すると、本件優先日当時において、５－アミノレブリン酸単体を得る技術が周知であったとは認められない。

この点に関し、原告は、５－アミノレブリン酸リン酸塩を製造する上で、５－ＡＬＡが物質として取り出されている必要はなく、発酵液中に培地成分等と混合した状態であってもよい旨主張する。しかしながら、本件優先日当時、種々の成分を含む混合液に酸又は塩基を添加するという方法が、化合物である塩の製造方法として技術常識であったとは認められないことからすれば、本件引用例に接した本件優先日当時の当業者が、化合物である５－アミノレブリン酸リン酸塩を製造する方法として、培地成分等と混合した状態で５－アミノレブリン酸が存在する発酵液にリン酸を添加する方法(又はこの発酵液をリン酸溶液に添加する方法)を、思考や試行錯誤等の創作能力を発揮することなく見出すことができたとはいえない。また、…乙１７文献において、培地に酵母抽出物やトリプトン等が含まれることが記載されていることからも明らかなように、培地成分等と混合した状態にある発酵液には種々のイオンが夾雑物として含まれているのであるから、このような発酵液にリン酸を添加したとしても、等しい物質量の酸及び塩基の中和反応によって５－アミノレブリン酸リン酸塩という化合物が製造されたと評価することはできない…。…そして、このほか、本件優先日当時の当業者が、５－ＡＬＡホスフェートの製造方法その他の入手方法を見出すことができたというべき事情は存しない。…

以上によれば、本件引用例に接した本件優先日当時の当業者が、思考や試行錯誤等の創作能力を発揮するまでもなく、本件優先日当時の技術常識に基づいて、５－ＡＬＡホスフェートの製造方法その他の入手方法を見出すことができたとはいえない。したがって、本件引用例から５－ＡＬＡホスフェートを引用発明として認定することはできない。』

（※「５－ＡＬＡホスフェート」＝「５－アミノレブリン酸リン酸塩」）

本判決は、新規性判断の冒頭において「本件優先日当時において、５－アミノレブリン酸単体を得る技術が周知であったとは認められない。」と判示しており、充足論と矛盾するかと早とちりしそうであるが、新規性判断に関する判示を読み進めると「５－アミノレブリン酸リン酸塩という化合物が製造されたと評価することはできない」と判示しており、本件優先日当時、本件発明の新規化合物を製造することを当業者が試行錯誤なく実施可能でなかったことを理由に、新規性・進歩性を認めたものである。

本事案においては、引用文献中に物質名（本件発明の５－アミノレブリン酸リン酸塩）が記載されていたが、本件優先日当時の当業者が試行錯誤なく実施可能ではなかったとして、当該引用文献の開示が認められない、あるいは、引用発明適格が否定された。

本判決のみならず、多数の裁判例においても、引用文献中に引用発明の開示が認められるためには、引用文献の開示から技術常識に基づいて、本件発明の構成等を当業者が試行錯誤なく実施可能である必要があるとされている。本事案に即して言えば、少なくとも、混合物として『５－アミノレブリン酸リン酸塩』を当業者が試行錯誤なく製造可能であった必要がある。

しかしながら、本件優先日当時の技術水準では、単離することが困難であったのみならず、混合物としても５－アミノレブリン酸「リン酸塩」を製造することが困難であったため、引用文献中に物質名が記載されていたにもかかわらず、新規性・進歩性が認められたものである。本事案のように、公知文献中に本件発明の化合物が文字として記載されていても、優先日当時の技術水準において当業者が試行錯誤なく製造可能でなかったという反論が有り得ることを常に念頭に置くべきであろう。

そうすると、本判決は、充足論と無効論とで矛盾はなく、出願日（優先日）の技術水準では当業者が本件発明の化合物を試行錯誤なく製造可能でなかったが、本件特許明細書の開示により（そうでなければ実施可能要件・サポート要件の問題がある）、侵害時の当業者は本件発明の化合物を試行錯誤なく製造可能であるから充足と判断されたものである。

このような状況は、判断の基準時が異なるという点で、均等論第３要件と第４要件との関係に通ずるものがある。すなわち、第３要件では、特許請求の範囲に記載された構成を対象製品等の構成に置き換えることを、対象製品等の製造等の時点において当業者が容易に想到できたかが問題となる。他方、第４要件では、対象製品等が出願時の公知技術と同一又はこれから容易に推考できたものではないことが求められる。したがって、出願後の技術の進展により置換が容易となる場合も含まれるが、出願時から製造時にかけて容易性が変化したこと自体が均等成立の必須条件となるものではない。

但し、本判決を含めた多数裁判例が採る一般論に従えば、公知文献中に化合物名が記載されていても出願日（優先日）の技術水準では当業者が本件発明の化合物を試行錯誤なく製造可能であったことを立証できない限り新規性・進歩性は直ちには否定されないところ、初めて特定の化合物を混合物に含まれる形で製造することに成功した者は、単離しなくても特許権が付与され、出願後に当該化合物を含む混合物を実施するものに対し権利行使できることとなる。本件発明のように、５－アミノレブリン酸は公知であり、それを「リン酸塩」にしたという新規物質であり、しかも、「５－アミノレブリン酸リン酸塩」という化合物自体は公知文献に明記されていた以上、「リン酸塩」を初めて製造できたことに技術的意義が認められる発明において、製造方法の発明でなく、物の発明として特許権が与えられることがバランスを失しないか、発明者が現実に発明した製造方法以外でも当該化合物を含む

混合物を製造等した被疑侵害者に対し権利行使できることでよいのかという点は、議論が有り得るところである。

（注）特許法 66 条 1 項は「特許権は、設定の登録により発生する。」と定めている。したがって、特許権を行使できるのは設定登録後である。

この点については、さらに、下掲・知財高判平成 19 年(行ケ)第 10378 号【結晶性アジスロマイシン２水和物】のように、本件発明と同一の物が出願前に存在していたとの主張がされたものの、優先日当時の当業者が引用文献からその物を特定できず、記載された製造方法の追試可能性も認められないとして、新規性欠如の無効理由が認められなかった事案がある。同判決は、引用文献の物が実際に本件発明と同一であったかを判断していない。ただし、仮に事実としては新規物質ではなく、発明者が当該物質に初めて気付いたという場合には、物の発明として特許権が与えられることがバランスを失しないか、従来技術（＝当該物質に誰も気付いていなかったが事実として当該物質が含まれていた物）を引き続き製造販売している被疑侵害者に対し権利行使できることでよいのかという点は、パブリックドメインとの関係で、議論が有る。

＜関連裁判例の紹介＞

東京高判平成 8 年（行ケ）136【新規ペプチド】拒絶審決⇒審決取消（*引用発明の適格性×）

「一般的に化合物が引用例に記載されていると認められるには、その化合物が現実に提供されることが必要であり、単に化学構造式や製造法を示して理論上の製造可能性を明らかにしただけでは足りず、化合物が実際に確認できるものであることが必要であるところ、引用例には、…であるモチリン誘導体（本願モチリン）の製造法についての開示がなされておらず、また、融点の表示その他これが現実に製造されたことを示す根拠も記載されていない。」

知財高判平成 21 年（行ケ）10180【4-アミノ-1-ヒドロキシブチリデン-1，1-ビスホスホン酸又はその塩の製造方法及び前記酸の特定の塩】拒絶審決⇒審決取消（*引用発明の適格性×）

*"引用発明の適格性"として，実施可能であることが必要。**(H16(行ケ)259 同旨)(H24(行ケ)10134 同旨)**

⇒学会発表要旨集の一行記載について、引用発明の適格性が否定された事例。

*実験証明書は優先日当時の技術常識でない知見に拠っている。

『本件…３水和物が新規の化学物質であること，甲７文献には，本件３水和物と同等の有機化合物の化学式が記載されているものの，その製造方法について記載も示唆もされていないこと，以上の点については…審決も認めるところである。

そこで，このような場合，甲７文献が，特許法２９条２項適用の前提となる２９条１項３号記載の「刊行物」に該当するかどうかがまず問題となる。ところで，特許法２９条１項は，同項３号の「特許出願前に‥‥頒布された刊行物に記載された発明」については特許を受けることができないと規定するものであるところ，上記「刊行物」に「物の発明」が記載されているというためには，同刊行物に当該物の発明の構成が開示されていることを要することはいうまでもないが，発明が技術的思想の創作であること（同法２条１項参照）にかんがみれば，当該刊行物に接した当業者が，思考や試行錯誤等の創作能力を発揮するまでもなく，特許出願時の技術常識に基づいてその技術的思想を実施し得る程度に，当該発明の技術的思想が開示されていることを要するものというべきである。特に，当該物が，新規の化学物質である場合には，新規の化学物質は製造方法その他の入手方法を見出すことが困難であることが少なくないから，刊行物にその技術的思想が開示されているというためには，一般

に，当該物質の構成が開示されていることに止まらず，その製造方法を理解し得る程度の記載があることを要するというべきである。そして，刊行物に製造方法を理解し得る程度の記載がない場合には，当該刊行物に接した当業者が，思考や試行錯誤等の創作能力を発揮するまでもなく，特許出願時の技術常識に基づいてその製造方法その他の入手方法を見いだすことができることが必要である…。

本件については，…甲７文献には製造方法を理解し得る程度の記載があるとはいえないから，上記…の判断基準に従い，甲７文献が特許法２９条１項３号の「刊行物」に該当するというためには，甲７文献に接した当業者が，思考や試行錯誤等の創作能力を発揮するまでもなく，特許出願時の技術常識に基づいて本件３水和物の製造方法その他の入手方法を見いだすことができることが必要である…。…本件においては，本件出願当時，そのような技術常識が存在したと認めることはできない…。』

知財高判平成 19 年（行ケ）第 10120 号【結晶性アジスロマイシン２水和物】＜田中裁判長＞

*一行記載について、引用発明の適格性が否定された事例

『…特許法２９条１項は，同項３号の「特許出願前に…頒布された刊行物に記載された発明」については，特許を受けることができないと規定するものであるところ，上記「刊行物」に「物の発明」が記載されているというためには，…刊行物に接した当業者が，特別の思考を経ることなく，容易にその技術的思想を実施し得る程度に，当該発明の技術的思想が開示されていることを要するものというべきである。そして，当該物が，例えば新規の化学物質である場合には，新規の化学物質は，一般に製造方法その他の入手方法を見出すことが困難であることが少なくないから，刊行物にその技術的思想が開示されているというために，製造方法を理解し得る程度の記載があることを要することもあるといわなければならない。』

知財高判平成 19 年(行ケ)第 10378 号【結晶性アジスロマイシン２水和物】＜田中裁判長＞

*新規物質に関する特許法２９条１項３号の適用は，優先日に引用文献に本件発明と同一の物が記載されていると理解できたか否かが問題であり，本件発明と同一の物が本件優先日前に存在したか否かが問題となるものではない。

*引用文献の追試も否定した事例である

*追試による新規性を判断した事例は多数存在する。

ex)平成 7 年(行ケ)205「エチレン重合体事件」（知財管理 2010.4 号「物性で特定された発明の新規性」参照）

=H19(行ケ)10120「結晶性アジスロマイシン２水和物」（結晶性アジスロマイシン１水和物からの進歩性）

『【請求項１】　結晶性アジスロマイシン２水和物

(1)特許法２９条１項は，同項３号の「特許出願前に…頒布された刊行物に記載された発明」については，特許を受けることができないと規定するものであるところ，上記「刊行物」に「物の発明」が記載されているというためには，まず，同刊行物に当該物の発明の構成が開示されていることが必要であり，また，発明が技術的思想の創作であること（同法２条１項参照）にかんがみれば，当該物の発明の構成が開示されていることに止まらず，当該「刊行物」に接した当業者が，特別の思考を経ることなく，容易にその技術的思想を実施し得る程度に，当該発明の技術的思想が開示されていることを

要するものというべきである。そして，当業者が，特別の思考を経ることなく，容易にその技術的思想を実施し得る程度に，当該発明の技術的思想が開示されていることを要するという点は，「刊行物」に記載されている「物の発明」が，新規の化学物質の発明である場合と，公知の化学物質の発明である場合とを問わず，何ら変わりがない。ただ，それが公知の化学物質である場合には，先行技術文献の記載や技術常識等により，当該「刊行物」自体に当該化学物質の製造方法その他の入手方法が記載されていなくとも，当業者がその入手方法を理解し得ることが多いのに対し，新規の化学物質の場合には，一般に製造方法その他の入手方法を見出すことが困難であることが少なくないから，当該「刊行物」にその技術的思想が開示されているというために，製造方法を理解し得る程度の記載があることを要する場合が少なくないということができる。新規の化学物質と公知の化学物質とで，「刊行物」に記載されているというために必要な記載内容（特に製造方法の記載の要否）が異なるように説明されることがあるのは，この点に由来するものである。

…本件において，アジスロマイシンと称される物質自体は公知であったとしても，アジスロマイシン分子一つに対し，水分子二つが分子間力により特定の位置関係を保持し，２水和物という結晶構造を形成したものが，少なくとも，甲第２号証の頒布前に公知でなかった…から，甲第２号証にアジスロマイシン２水和物が記載されているかどうかについての判断を，一般の公知の化学物質と同様に（すなわち，甲第２号証自体にアジスロマイシン２水和物の製造方法その他の入手方法が記載されていなくとも，当業者が，先行技術文献の記載や技術常識等により，その入手方法を理解し得るものとして）行うことができないことは明らかである。すなわち，アジスロマイシン２水和物は，かかる意味で，新規の化学物質として扱うことを要するものである。

…なお，原告の引用する東京高裁平成３年１０月１日判決は，一対の光学異性体（光学的対掌体）から成るラセミ化合物（ラセミ体）である(R,S)α-シアノ-３-フェノキシベンジルアルコールが引用例に開示されている場合に，同ラセミ体を形成する一対の光学異性体の一方である(S)α-シアノ-３-フェノキシベンジルアルコールの発明が，同引用例に記載されているというべきであるとした審決の認定判断を是認したものであるが，ラセミ体については同発明に係る特許出願前から種々のラセミ分割（光学分割）の方法が行われていたことが当業者にとって技術常識であったという事態を踏まえた判断であるから，物の発明について特許法２９条１項３号に当たるとするために，刊行物に当該物の製造方法が記載されている必要がおよそないとしたものということはできない。

(2)ところで，上記(1)のとおり，特許法２９条１項３号所定の「刊行物」に「物の発明」が記載されているというためには，同刊行物に当該発明の技術的思想が開示されていることを要するという以前に，まず，当該物の発明の構成が開示されていることが必要である。…甲第２号証には，得られた結晶（結晶Ａ）がアジスロマイシン２水和物であることはもとより，アジスロマイシンの水和物であることについても，明示的な記載がないことは明らかであり，また，同号証に「結晶学的データ」として記載された物性に関するデータも，その記載のみによって，結晶Ａがアジスロマイシン２水和物であることが容易に知れるというものではない。かえって，弁論の全趣旨によれば，同「結晶学的データ」の欄の冒頭に記載された分子式「Ｃ３８Ｈ７２０１２Ｎ２」及び分子量７４８（Ｍｒ＝７４８ｇ／ｍｏｌ）は，いずれもアジスロマイシン無水物に関するものである…。

…原告は，甲第２号証に記載された上記結晶Ａの格子定数が，甲第３，第４号証に，それぞれアジスロマイシン２水和物の格子定数として記載された数値と一致するのであるから，甲第２号証に記載された結晶Ａがアジスロマイシン２水和物と特定される旨主張する。しかしながら，甲第２号証に「アジスロマイシン２水和物の構成」が開示されているといえるかどうかは，甲第２号証が特許法２

９条１項３号所定の刊行物に当たるかどうかという問題に係るものであって，同項の規定上，甲第２号証が同号所定の刊行物に当たるというためには，特許出願前（…本件優先日…前）における当業者の技術常識ないし技術水準を基礎として，甲第２号証記載の結晶Ａが結晶性アジスロマイシン２水和物であると容易に知ることができたことを要する…。しかるに，甲第３号証…，甲第４号証は，…いずれも，本件優先日の後に頒布された刊行物である…。したがって，これらの刊行物に記載された知見は，本件優先日当時の当業者の技術常識ないし技術水準を構成するものではなく，仮に，これらの刊行物の記載を参酌することにより，当業者において甲第２号証記載の結晶Ａが結晶性アジスロマイシン２水和物であると容易に知ることができたとしても，本件特許出願との関係で，甲第２号証が特許法２９条１項３号所定の刊行物であるとすることはできない。

原告は，甲第３，第４号証は，甲第２号証に記載された結晶Ａが２水和物であるという事実を確認するために用いるにすぎないものであるから，甲第３，第４号証自体が，本件優先日後に頒布された刊行物であることは問題とならないと主張する。しかしながら，上記のとおり，甲第２号証が特許法２９条１項３号所定の刊行物に当たるというためには，本件優先日…前における当業者の技術常識ないし技術水準を基礎として，甲第２号証記載の結晶Ａが結晶性アジスロマイシン２水和物であると容易に知ることができたことを要するものであり，本件優先日後の技術常識ないし技術水準を基礎とすることにより，甲第２号証記載の結晶Ａは結晶性アジスロマイシン２水和物であったことが初めて理解されるというにすぎない場合には，甲第２号証は同号所定の刊行物に当たるということはできない。そして，甲第２号証以外の刊行物である甲第３，第４号証は，その記載に係る知見が，当業者の技術常識ないし技術水準を構成する可能性があるというものにすぎないから，それらが本件優先日後に頒布された刊行物であり，その知見が本件優先日当時の当業者の技術常識ないし技術水準を構成するものに当たらない以上，本件特許出願との関係で，甲第２号証が同号所定の刊行物に当たるか否かについての判断に影響を及ぼすものということはできない。

また，原告は，特許法２９条１項３号の適用においては，本件発明と同一の物が本件優先日前に存在したか否かが問題となるのであって，その事実が，本件優先日後に頒布された刊行物を参照することにより左右されるものではないと主張するが，同号の適用については，本件優先日前において，甲第２号証に本件発明と同一の物が記載されていると理解できたかどうかが問題となるのであって，本件発明と同一の物が本件優先日前に存在したか否かが問題となるものではない。…

…甲第７号証の追試及び甲第１７号証の追試は，いずれも甲第２号証記載の結晶Ａの製造方法についての追試と認めることはできず，他に，本件優先日当時における当業者の技術常識ないし技術水準に基づいて，甲第２号証の結晶Ａの製造方法に関する記載から実際に結晶Ａを製造することが可能である（甲第２号証の結晶Ａの製造方法が追試可能である）と認めるに足りる証拠もない。…甲第２号証が，本件優先日当時において，製造方法によりアジスロマイシン２水和物という物そのものを特定していたと認めることもできない。』

知財高判平成 22 年（行ケ）第 10029 号【…Ｂリンパ芽腫細胞系】

*引用文献に記載された細胞系が入手不可。⇒記載なし

『本願優先日前，A 博士（及び共同研究者）は，Ｌ６１２細胞系につき，第三者から分譲を要求されても，同要求に応じる意思はなかったものと認められ，その結果，Ｌ６１２細胞系は，第三者にとって入手可能ではなかったことになり，「引用例１，２に記載されるＬ６１２細胞系は，第三者から分

譲を請求された場合には，分譲され得る状態にあったものと推定することができる」とした審決の認定判断は誤りであって，同誤りが審決の結論に影響を及ぼすおそれがある…。』

知財高判平成 17 年（行ケ）第 10445 号【非水電解液二次電池】

*引用例の認定につき、一行の記載が適用可能な電池構造の単なる例示にとどまり、具体的構成を開示していないとして、該当する引用発明の記載を認めなかった。

Cf.H22(行ケ)10324

『…原告は，甲１の「‥‥電池の構造としては‥‥正極，負極，更に要すればセパレーターをロール状に巻いた円筒状電池等の形態が一例として挙げられる。」との記載に基づいて，甲１には，帯状の正極集電体と負極集電体とをセパレータを介して積層した状態で多数回巻回した渦巻型の二次電池の構造が記載されているから，この点を本件発明と甲１発明との一致点として認定すべきであるにもかかわらず，これを看過し，相違点イとして認定した審決は誤りであ…ると主張する…。…

しかし，発明の進歩性を判断する前提として認定されるべき「刊行物に記載された発明」(特許法２９条２項，１項３号)とは，刊行物に記載されている事項及び記載されているに等しい事項から把握される発明をいうものであり，また，ここにいう「記載されているに等しい事項」とは，刊行物に明示的に記載されている事項から，当業者（その発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者）が，特許出願時における技術常識を参酌することにより，導き出すことのできる事項をいうものである。

これを甲１の記載についてみると，原告が引用する上記記載は，発明の詳細な説明中の「問題点を解決するための手段及び作用」の項の末尾部分の記載であり，「更に要すれば」，「電池の構造としては，特に限定されるものでないが」，「一例として挙げられる」との記載から明らかなように，特許請求の範囲に記載された二次電池の発明を実施する場合に適用可能な電池の構造ないし形態を単に例示したにとどまるものであって，具体的な実施態様を開示したものとは認められない。換言すると，甲１には，特許請求の範囲に記載された複合酸化物等を活物質とする円筒状電池の開示はあるということはできるとしても，そのような円筒状電池における電極の具体的な形態（短冊状ではなく帯状のものか，それ以外の形態があり得るのかなど）や，活物質の具体的な形成態様（両面に形成されているか，正極及び負極のそれぞれの膜厚がどのような範囲にあり，膜厚の比や和がどのような関係にあるかなど）を示唆する記載は一切ないのである。また，本件の証拠を総合しても，甲１の特許請求の範囲に記載された複合酸化物等を活物質とする円筒状電池において，電極を帯状のものとすること，活物質を両面に塗布すること，膜厚を一定範囲のものとすることが本件特許出願時における技術常識であったとは認められない。そうすると，技術常識を参酌したとしても，原告が本件発明と甲１発明との一致点であると認定されるべきであるとする構成…（帯状の正極集電体及び負極集電体が渦巻型の巻回体を構成するもの）を備えた二次電池が甲１に記載されているとみることはできない。…。』

知財高判平成 24 年（行ケ）第 10233 号【抗菌性ガラス】

*一行記載について、引用発明の適格性が否定された事例。

『…被告は，引用例１の発明の詳細な説明中に「本発明で使用する溶解性ガラスは，硼珪酸塩系及び燐酸塩系の内，少なくとも１種類である」（段落【０００６】）との記載があることを根拠として，引用例１に硼珪酸塩系ガラスが開示されていると主張する。しかし，…引用例１の請求項１では，溶

解性ガラスを燐酸塩系ガラスに限定している以上，上記記載から，硼珪酸塩系ガラスが示されていると認定することはできない…。引用例１には，引用例１に先立つ従来技術として，乙１文献が挙げられており…，同文献には，水溶性ガラスとして，硼珪酸塩系ガラスと燐酸塩系ガラスの両者が記載されているが，そのような文脈を根拠として，溶解性ガラスを燐酸塩系ガラスに限定した引用例１発明の「溶解性ガラス」について，硼珪酸塩系ガラスと燐酸塩系ガラスの両者を共に含むと理解することは無理があり，採用できない。』

＜知財 LAB⑤＞ 「除くクレーム」と“進歩性”

Ameblo 元投稿日：2024-01-10

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12836021025.html

＜知財 LAB⑤＞

「除くクレーム」と“進歩性”

１．「除くクレーム」の新規事項追加と進歩性判断との関係

　除くクレームにより進歩性が認められた裁判例としては、知財高判令和３年（行ケ）第 10151 号「船舶」事件が４件目であるが、特許庁での審査・審判では年間１０００件以上の除くクレームが権利化されている。[i]

令和３年（行ケ）第 10151 号も、「除くクレーム」により“進歩性”を認めたこれまでの３件の裁判例と同じく、進歩性を認める文脈では、主引用発明の課題との関係で特定の構成を除くことは阻害事由があるという論理を判示した。

他方、他の多数裁判例と同じく、令和３年（行ケ）第 10151 号も、新規事項追加でないとして訂正要件を認める文脈では、除くクレームの訂正により本件発明の作用効果が変わらないことを判示した。

このように、「除くクレーム」は、新規事項追加の判断時には本件発明の課題との関係が問題となるのに対し、進歩性の判断時には引用発明の課題との関係が問題となるという捩じれを孕んでおり、権利者側にとって便利過ぎるという声もあるところである。[ii]

もっとも、この点は、進歩性判断時には本件発明の課題が引用発明の課題と異なることが進歩性肯定の理由とされるのに対し、侵害訴訟時の充足論では本件発明の課題を対象製品・方法が課題としているかを問題としないという現行実務の大きな捩じれに較べれば些細な捩じれに過ぎないかもしれない。[iii]

なお、筆者は「除くクレームと進歩性」という重要論点について、「除くクレームの活用」という YouTube 動画をリリースしているので紹介する。（動画作成後の裁判例が含まれていないが、動画中の説明は２０２３年現在も同様である。）

https://www.youtube.com/watch?v=MCoshkBBcRo

２．「除くクレーム」の新規事項追加判断（拡大先願と進歩性との温度差）

「除くクレーム」の新規事項追加判断は、拡大先願違反を回避するために補正/訂正する場面よりも、進歩性欠如を回避するために補正/訂正する場面の方が厳格に当てはめているように感じられる。以下、４つの裁判例の当てはめ部分を引用する。

令和３年（行ケ）第 10151 号「船舶」事件は、『「浸水防止部屋」は、タンクの機能を備えることが許容されるから、「浸水防止部屋」には、タンクの機能を兼ねるものと、タンクの機能を兼ねないものがある』と認定しており、本件発明の効果を変えることなく、新たな効果を奏しないという形式論に留まらない実質論を判示した。

令和3年(行ケ)第10111号【レーザ加工装置】事件も、『「切断予定ライン」を記載しながら「溝」をあえて記載しないことは不自然』と認定しており、本件発明の効果を変えることなく、新たな効果を奏しないという形式論に留まらない実質論を判示した。

平成30年(ネ)第10006号【システム作動方法(カプコンv.コーエー)】事件は、新規事項追加の論点が争点とならなかった。

平成29年(行ケ)第10032号【導電性材料の製造方法（銀フレーク）】事件一次判決も、『本件訂正発明１０における「融着」が「前記銀の粒子の一部を局部的に酸化させること」に起因して生じるものであることを明示する記載は，願書に添付した明細書，特許請求の範囲又は図面にないとはいえないから…新規事項の追加には当たらない。』と判示した。

　このことは、欧州特許庁におけるガイドラインにおいては以下のとおり解説されており、進歩性を認めるための除くクレームは新規事項追加の判断枠組み自体が厳格であるというダブルスタンダードが採られていることに通じるものがある。

「G1/03「Undisclosed disclaimer」が許されるのは、以下の３つの場合のみ

１．EPC54条（3）の先行技術（日本特許法29条の2の文献に対応）に対して新規性を確保する場合。

２．偶発的な先行技術に対し新規性を確保する場合。

３．非技術的理由により特許性を除外されている事項（例えば治療方法）を除く場合。

　ただし以下に該当する場合は許されない：

（１）実施できない実施形態を除外したり、実施可能要件の不十分さを是正する目的がある場合

（２）進歩性に関連する場合

（３）先願未公開出願（EPC54条(3)）または偶発的開示先行技術以外の先行技術に対しても新規性を確保する場合

（４）必要以上に主題を除く場合（G1/03、G2/03）」（欧州GWの引用）

【関連裁判例の紹介（除くクレームにより進歩性が認められた裁判例４件＋審決１件）】

≪権利者有利の裁判例≫

主引例の課題解決原理、本質的部分に関わる部分を除いてしまえば、進歩性も認められる!!

●令和3年（行ケ）第10151号「船舶」事件＜東海林裁判長＞

*主引用発明の課題解決原理となっている又はその前提となっている構成を除くことにより、当該主引用発明から当該構成を除くことは阻害事由があるという論理で、進歩性を認めた。具体的には、主引用発明中の「浸水防止部屋」として機能するタンクを、タンク機能を有しない「浸水防止部屋」に置き換えると、新たにタンクを収める配置スペースが必要となる上、タンクとして利用できた配置位置をタンクとして利用できなくなることを理由として、阻害要因があると判断し、進歩性を認めた。

（判旨抜粋）…甲６発明の「船尾トリミングタンク（バラスト水タンク）」は、もともとタンクの機能を備えるものであり、側壁に面しており、当該側壁が損傷し浸水しても、それが設けられた「部屋」に浸水しないような水密の構造となっている部屋であるから、「浸水防止部屋」にも当たり、タンクの機能を兼ねる水密防止部屋であるものと認められる。しかし、タンクを兼ねる「浸水防止部

屋」を、タンクと、タンクを兼ねない「浸水防止部屋」として別々に構成することを示唆する証拠はなく、また、もともとタンクとしての機能を発揮するように設計されたものであって「浸水防止部屋」としての機能も有すると解されるようなタンクの配置位置に、タンクとしての機能を有しない「浸水防止部屋」を配置しつつ、その配置位置とは異なる箇所に別個のタンクを配置することを示唆する証拠もないから、甲６発明において「船尾トリミングタンク（バラスト水タンク）」を、タンクと、タンクでない「浸水防止部屋」として別々に構成することや、「船尾トリミングタンク（バラスト水タンク）」を、「浸水防止部屋」としての空所に置き換えることについて動機付けがあるとは認められない。

また、タンクと、タンクの機能を有しない「浸水防止部屋」を別々に構成することとし、もともとタンクとしての機能を発揮するように設計されたものであって「浸水防止部屋」としての機能も有すると解されるようなタンクを、タンクの機能を有しない「浸水防止部屋」に置き換えるとすると、新たにタンクを収める配置スペースが必要となる上に、タンクとして利用できた配置位置をタンクとして利用できなくなり、設計の自由度を損なうこととなるから、そのようなことをするについては阻害要因があるといえる。そうすると、甲６発明において、「船尾トリミングタンク（バラスト水タンク）」を「浸水防止部屋」としての空所に置き換え、後方の部屋に「船尾トリミングタンク（バラスト水タンク）」を配置することを当業者が容易に想到し得るとは認められない。

●令和３年(行ケ)第 10111 号【レーザ加工装置】事件＜菅野裁判長＞

*本件明細書中の図面から溝の不存在を看取し、除くクレームの訂正が認められた。

（判旨抜粋）…本件明細書等の図１及び図３は、加工対象物１上の切断予定ラインが図示された平面図であるが、図１のＩＩ－ＩＩ線に沿った断面図である図２、図３のＩＶ－ＩＶ線に沿った断面図である図４のいずれにおいても、溝は形成されていないことが看取される。…図１ないし４によれば、「切断予定ライン」は記載されている一方で、「溝」は記載されていないところ、訂正前の本件発明において「溝」が存在することが前提となっているのであれば、「切断予定ライン」を記載しながら「溝」をあえて記載しないことは不自然というほかない。

…甲１１文献に接した当業者が、基板２０１から、半導体ウエハーの切断に利用される内部応力をもたらす溝部２０３を捨象することは想定し得ず、加工対象物として、ブレイクラインに沿った溝が形成されていない基板２０１を採用し、表面に溝が形成されていない基板２０１の内部側に形成された加工変質部を形成するよう改変を行う動機付けは存在しないのみならず、このような改変にはむしろ阻害事由がある…。

●平成 30 年(ネ)第 10006 号【システム作動方法(カプコン v.コーエー)】事件＜鶴岡裁判長＞

*（原審と異なり、）「除くクレーム」で進歩性が認められた!!　⇒実質的に構成の相違であるから、特殊な判断ではない。

（判旨抜粋）…「キャラクタ」，「プレイ実績」の情報をセーブできない記憶媒体を採用すると，前作のゲームにおける「キャラクタ」，「プレイ実績」の情報が記憶媒体に記憶されないこととなり，「前作のゲームのキャラクタで，後作のゲームをプレイする」，「前作のキャラクタのレベルが１６以上であると，後作において拡張ゲームプログラムを動作させる」という本件公知発明１を実現することができなくなることは明らかである。したがって，…本件公知発明１において，記憶媒体を，ゲームのキャラクタやプレイ実績をセーブできない「記憶媒体（ただし，セーブデータを記憶可能な

記憶媒体を除く。）」に変更する動機付けはなく，そのような記憶媒体を採用することには，阻害要因がある。

●平成 29 年(行ケ)第 10032 号【導電性材料の製造方法（銀フレーク）】事件＜髙部裁判長＞一次判決

*「除くクレーム」で進歩性が認められた!!　⇒二次判決（大鷹）は拘束力を理由に同旨。

（判旨抜粋）…引用発明１の製造方法は，本件訂正発明９の「前記銀の粒子が互いに隣接する部分において融着し（但し，銀フレークがその端部でのみ融着している場合を除く），それにより発生する空隙を有する導電性材料を得る方法」とは異なる…。…引用例１は，銀フレークを端部でのみ焼結させて，端部を融合させる方法を開示するにとどまり，焼成の際の雰囲気やその他の条件を選択することによって，銀の粒子の融着する部位がその端部以外の部分であり，端部でのみ融着する場合は除外された導電性材料が得られることを当業者に示唆するものではない…。

●＜特許庁＞訂正 2017-390031

【請求項１】…抗体または抗体誘導体（ただし、抗体クローンＡＨＩＸ-５０４１：Ｈａｅｍａｔｏｌｏｇｉｃ　Ｔｅｃｈｎｏｌｏｇｉｅｓ社製、および抗体クローンＨＩＸ-１：ＳＩＧＭＡ-ＡＬＤＲＩＣＨ社製を除く）

⇒除かれた２つの公然実施発明（抗体）に基づいて「凝血促進活性を増大させる」抗体を作成することは、当業者にとって容易想到ではなかった。

（審決抜粋）「…これら２つの抗体が『凝血促進活性を増大させる』ことまでが知られていたと認めるにたる証拠は示されていない。さらに、本件の優先日当時に、『第ＩＸ因子または第ＩＸａ因子に対する抗体または抗体誘導体』が『凝血促進活性を増大させる』ことが知られていたことを示す証拠もない。したがって、これら２つの抗体に基づいて『凝血促進活性を増大させる』抗体を作成することは、当業者にとって容易想到ではなく、訂正後の請求項１に係る発明は進歩性を有する…。」⇒進歩性〇

≪権利者不利の裁判例≫

●平成 26 年(行ケ)第 10204 号【経皮吸収製剤】事件＜石井裁判長＞

*除くクレームにおいて除かれる部分が物として明確でないことから、特許請求の範囲の減縮に当たらないとして、訂正要件×。＝同一当事者の平成 28 年(行ケ)10160

[i] 萬秀憲「よろず知財コンサルティングのブログ」2022 年 3 月 14 日の記事「除くクレーム」https://yorozuipsc.com/blog/4130957

[ii] 知財実務オンライン「こんなに便利な『除くクレーム』」（弁理士・田中研二）

https://www.youtube.com/watch?v=1QfcGA-Nh2E

[iii] 高石秀樹「進歩性判断に何故『本件発明の課題』が影響するのか？」（知財実務情報 Lab.、2023 年 9 月 12 日公開・同月 16 日更新）　https://chizai-jj-lab.com/2023/09/12/0912/

【米国特許】2023.9 CAFC　Apple v. Corephotonics

Ameblo 元投稿日：2024-01-11

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12836138009.html

【米国特許】2023.9 CAFC　Apple v. Corephotonics

　クレーム文言において不定冠詞「ａ」が「一つ又は複数」を意味すると解釈された。（a point of view）

　明細書中で複数の実施態様を開示している場合、「一つ又は複数」を意味するというクレーム文言解釈に寄与する。

https://www.cafc.uscourts.gov/opinions-orders/22-1350.OPINION.9-11-2023_2188207.pdf

【論稿】特許法第 38 条の２（鈴木守、知財管理 Vol.73, No.8, 2023）

Ameblo 元投稿日：2024-01-12

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12836257818.html

【論稿】特許法第 38 条の２（鈴木守、知財管理 Vol.73, No.8, 2023）

平成 27 年改正法で導入された。

請求項が無くても、出願日を確保できる。

米国仮出願と異なり、それ自体が審査対象であり、記載要件を満たす必要があるが、優先権主張するために当初出願時からの開示が必要という限りでは両者は同じ。

395d2af9ca5a4aa9b2214f98f4911b7e.pdf (ksilawpat.jp)

【米国特許】Cleveland v. True Health 859 F.3d 1352

Ameblo 元投稿日：2024-01-14

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12836523845.html

【米国特許】Cleveland Clinic Found v. True Health Diagnostics 859 F.3d 1352 (CAFC,2017.06.16)

治療方法特許

医師に検査結果をレポートした

検査結果レポートは material or apparatus の提供に当たらない⇒寄与侵害請求棄却

特許権侵害を誘引する specific intent and action を示す具体的事実の主張が不十分⇒誘引侵害請求棄却

https://www.supremecourt.gov/DocketPDF/17/17-997/20700/20171117152103851_Exhibit%20A.PDF

2016.12 CAFC (843 F.3d 1315) Power Integrations v. Fairchild Semiconductor	誘引侵害には、＜1＞誘印者と直接侵害者（被誘引者）との間で意思疎通（successful communication）が必要である。＋＜2＞特許権侵害行為を放置するという不作為では足りず、第三者（直接侵害者（被誘引者））の実施行為に影響を与える積極的な行為（Affirmative act）が必要である。 ⇒米国にテクニカルサポートセンターを設置したことに加え、顧客が米国販売代理店を見つけることを可能にし、標準約款で米国特許の侵害に対するクレームから顧客を補償していた。⇒米国市場をターゲットとしたものであり、誘引侵害成立。271(b)	★
2018.11 CAFC (909 F.3d 398) Enplas Display v. Seoul Semiconductor	米国外でレンズ販売⇒照明装置に係る米国特許の誘引侵害成立。271(b) 被疑侵害者の世界市場シェアが５０％を有しており、被疑侵害者の顧客が米国でも最終製品（テレビ）を販売していることを知っていた以上、「specific intent to induce infringement」を認めた。	★
2015.05 CAFC (785 F.3d 625) Takeda v. West-Ward Pharm ⇒誘引侵害不成立 271(b)	被疑侵害者（製薬メーカー）が被疑侵害医薬品の侵害用途を知っていたとしても、そのラベルが曖昧で（vague）、必然的に医師が特許発明の用途で処方するわけではない場合には、誘引侵害の意図は認められない。271(b) Arthrocare v. Smith&Nephew 406 F.3d 1365 (Fed. Cir. 2005)事件では、ラベルが特許権侵害を「必然的に導く(necessarily lead)」ものであったから、事案が異なる。（一般論はその後も同じ。Sanofi v. Watson 875 F.3d 636 (Fed. Cir. 2017)）	★
2010.11 CAFC (633 F.3d 1042) AstraZeneca v. Apotex	特許発明は１日１回の処方。被告が承認を得たラベルには１日２回の処方と記載されていたが、喘息が安定したら服用量を徐々に減らすことが推奨されていた。被告医薬品は濃度 0.25mg と 0.5mg しかなかった。医師や患者がラベルの推奨通り服用量を減らすと１日１回服用する者も現れる。⇒治療方法の特許発明の誘引侵害成立。271(b) ⇒一定割合の直接侵害者を「necessarily lead」すれば足り、100%侵害用途で使われることは要件でない。何%で誘引侵害？	★
1998.08 CAFC (152 F.3d 1342) Johns Hopkins University v. Cellpro	医療機器の宣伝・広告で、誘引侵害成立。271(b) ⇒特許発明を知りながら、被告機器を使えば特許発明の純化率を実現できると唱っていた。 ≒CAFC 2020.10 Glaxosmithkline v. Teva（ラベルに特許用途が明記されていなかったが、同等品であると記載されていた。） ＝日本の知財高判平成 17 年(ネ)第 10125 号【シロスタゾール事件（職務発明の対価請求訴訟）】＜佐藤＞	○
2003.01 CAFC（316 F.3d 1348） Warner-Lambert v. Apotex	存続期間満了後の OFF-LABEL USE⇒271(e)(2)不成立（※物が同一である医薬品特有の判決か？） ＜傍論＞特許発明用途の OFF-LABEL USE に 2.1%（5000 万ドル）使われても、誘引侵害不成立。271(b) ⇒特に、製品に非侵害用途が相当程度ある場合、被告がその製品の一部のユーザーが特許を侵害している可能性があることを実際に知っていたとしても、侵害を誘引する意図（intent）を推論することはできない。gabapentinのように、ある製品に多くの用途があり、侵害する用途に用いられる製品販売が46件に1件以下である場合は、直接的な証拠がない限り、Apotex社の意図（intent）を推論することも推論しないこともできない。	★ ★ ★
2003.03 CAFC（324 F.3d 1322） Allergan v. Alcon	特許発明とは別用途の OFF-LABEL USE⇒271(e)(2)不成立（※特許発明は緑内障。被疑侵害者の商品は眼圧低下。） Warner-Lambert の先例に基づき、FDA に特許発明の用途で承認を求めていないことから、被告 Alcon 有利な略式判決。（多数意見は 271(b)の誘引侵害を検討していない。271(e)(2)をクリアしても、ANDA 承認後 271(b)が更に争われる。）	△

（注）上図の第１行（Power Integrations v. Fairchild Semiconductor）の「誘引侵害成立。271(b)」について、CAFC は、陪審説示の誤りを理由に、35 U.S.C. § 271(b)の誘引侵害評決を取り消して差し戻した（下表参照）。

（上図の内容を校訂者が転記・訂正したもの）

米国誘引侵害の裁判例

事件	判断・比較	評価
2016.12 CAFC, 843 F.3d 1315 Power Integrations v. Fairchild Semiconductor	誘引には、誘引者から直接侵害者への意思伝達（successful communication）と、直接侵害に結び付く積極的行為（affirmative act）が必要であり、侵害を放置するだけでは足りない。米国の技術支援拠点、顧客による米国販売代理店の探索支援、米国特許の侵害請求に対する補償等は、米国市場を対象とする誘引意図を認定し得る証拠とされた。ただし、CAFC は陪審説示の誤りを理由に、35 U.S.C. § 271(b)の誘引侵害評決を取り消して差し戻した。	★

事件	判断・比較	評価
2018.11 CAFC, 909 F.3d 398 Enplas Display Device v. Seoul Semiconductor	国外で販売されたレンズを用いた米国内の照明装置について、§ 271(b)の誘引侵害を認めた。世界市場シェア約 50%、顧客の最終製品であるテレビが米国でも販売されることの認識に加え、特許権者との共同開発の経緯、米国で発見された侵害製品の通知、侵害する構成を推奨する製品仕様書の顧客への提供等を総合し、侵害を誘引する具体的意図（specific intent to induce infringement）を認め得る証拠があるとした。	★
2015.05 CAFC, 785 F.3d 625 Takeda Pharmaceuticals v. West-Ward Pharmaceutical	仮差止めの段階で、誘引侵害の本案勝訴の蓋然性が立証されていないとして申立ての却下を維持した。製薬会社が侵害用途を知っていても、ラベルの文言が曖昧で、医師を特許用途の処方へ必然的に導くものではない場合、ラベルから誘引意図を推認できるとは限らない。ArthroCare v. Smith & Nephew, 406 F.3d 1365（Fed. Cir. 2005）の使用指示等とは事案を区別した。（一般論はその後も同じ。Sanofi v. Watson, 875 F.3d 636（Fed. Cir. 2017））	★
2010.11 CAFC, 633 F.3d 1042 AstraZeneca v. Apotex	特許は 1 日 1 回の吸入投与に係る。承認ラベルは 1 日 2 回の投与を記載する一方、喘息が安定した後は最低有効量へ徐々に減量するよう指示していた。製剤の含量は 2 mL バイアル当たり 0.25 mg 又は 0.5 mg であり、指示に従った減量が一部の患者について 1 日 1 回投与を必然的に導くと判断された。CAFC は誘引侵害の本案勝訴の蓋然性を認めた仮差止命令を維持した。⇒一定割合の直接侵害者を「necessarily lead」すれば足り、100%侵害用途で使われることは要件でない。何%で誘引侵害？	★
1998.08 CAFC, 152 F.3d 1342 Johns Hopkins University v. CellPro	医療機器の宣伝・広告等による§ 271(b)の誘引侵害を認めた。特許を知りながら、機器を用いれば特許発明の純度水準を達成できる旨を宣伝していた。比較例：GlaxoSmithKline v. Teva の 2020 年判決は 2021 年の再審理判決に置き換えられた。後者は、ラベルには特許用途がなお残り、特許用途の除外が不完全であったとする陪審認定を支持し、ラベルの具体的記載、先発品と同等である旨の広報等を総合して誘引の評決を支持した。≒日本の知財高判平成 17 年（ネ）第 10125 号【シロスタゾール事件（職務発明の対価請求訴訟）】＜佐藤＞	○
2003.01 CAFC, 316 F.3d 1348 Warner-Lambert v. Apotex	化合物及び承認用途（てんかん治療）の特許が満了しても、別の未承認用途（神経変性疾患治療）の方法特許は残っていた。承認申請の対象が特許のない承認用途であるため、§ 271(e)(2)の侵害は成立しないとした。（※物が同一である医薬品特有の判決か？） 傍論として、原告の主張する特許用途への適応外使用割合 2.1%（原告の試算では 5,000 万ドル）という事情だけでは§ 271(b)の誘引意図は認められないとした。相当な非侵害用途があり、46 件に 1 件未満の使用が侵害用途である場合、使用者の一部が侵害する可能性の認識だけから意図を推認できない。判決は、本件の証拠関係では、直接証拠なしにその割合だけから誘引意図を推認することも否定することもできないと述べた。	★ ★ ★
2003.03 CAFC, 324 F.3d 1322 Allergan v. Alcon	承認用途は眼圧低下、特許に係る未承認用途は視神経保護・神経保護であった。Warner-Lambert の先例に従い、Alcon が FDA に特許用途の承認を求めていないため、§ 271(e)(2)の侵害は成立しないとした。多数意見は§ 271(b)の誘引侵害の成否を判断していない。ANDA 提出による§ 271(e)(2)の責任がなくても、承認後の実際の行為について§ 271(b)が問題となる余地はある。	△

【論稿/米国】米国における誘引侵害に関する判決の動向と実務上の留意点（知財管理 11, 2023)

Ameblo 元投稿日：2024-01-14

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12836524035.html

【論稿/米国】米国における誘引侵害に関する判決の動向と実務上の留意点（知財管理 Vol.73, No.11, 2023）

誘引者と直接侵害者との間で意思疎通＋積極的な行為が必要

Takeda v. West-Ward 事件では、ラベルの記載及びその他の証拠から、特許発明に係る用途の実施を誘引する意図が立証されたとはいえず、誘引侵害について仮差止めに必要な本案勝訴の蓋然性は認められなかった。

米国外での部品販売が、米国特許の誘引侵害になり得る

故意の無知

https://www.jipa.or.jp/official-publication/intellectual-property-management-journal/backnumber/mokuji2311

2016.12 CAFC (843 F.3d 1315) Power Integrations v. Fairchild Semiconductor	誘引侵害には、＜１＞誘印者と直接侵害者（被誘引者）との間で意思疎通（successful communication）が必要である。＋＜２＞特許権侵害行為を放置するという不作為では足りず、第三者（直接侵害者（被誘引者））の実施行為に影響を与える積極的な行為（Affirmative act）が必要である。 ⇒米国にテクニカルサポートセンターを設置したことに加え、顧客が米国販売代理店を見つけることを可能にし、標準約款で米国特許の侵害に対するクレームから顧客を補償していた。⇒米国市場をターゲットとしたものであり、誘引侵害成立。271(b)	★
2018.11 CAFC (909 F.3d 398) Enplas Display v. Seoul Semiconductor	米国外でレンズ販売⇒照明装置に係る米国特許の誘引侵害成立。271(b) 被疑侵害者の世界市場シェアが５０％を有しており、被疑侵害者の顧客が米国でも最終製品（テレビ）を販売していることを知っていた以上、「specific intent to induce infringement」を認めた。	★
2015.05 CAFC (785 F.3d 625) Takeda v. West-Ward Pharm ⇒誘引侵害不成立 271(b)	被疑侵害者（製薬メーカー）が被疑侵害医薬品の侵害用途を知っていたとしても、そのラベルが曖昧で（vague）、必然的に医師が特許発明の用途で処方するわけではない場合には、誘引侵害の意図は認められない。271(b) Arthrocare v. Smith&Nephew 406 F.3d 1365 (Fed. Cir. 2005)事件では、ラベルが特許権侵害を「必然的に導く(necessarily lead)」ものであったから、事案が異なる。（一般論はその後も同じ。Sanofi v. Watson 875 F.3d 636 (Fed. Cir. 2017)）	★
2010.11 CAFC (633 F.3d 1042) AstraZeneca v. Apotex	特許発明は１日１回の処方。被告が承認を得たラベルには１日２回の処方と記載されていたが、喘息が安定したら服用量を徐々に減らすことが推奨されていた。被告医薬品は濃度 0.25mg と 0.5mg しかなかった。医師や患者がラベルの推奨通り服用量を減らすと１日１回服用する者も現れる。⇒治療方法の特許発明の誘引侵害成立。271(b) ⇒一定割合の直接侵害者を「necessarily lead」すれば足り、100%侵害用途で使われることは要件でない。何%で誘引侵害？	★
1998.08 CAFC (152 F.3d 1342) Johns Hopkins University v. Cellpro	医療機器の宣伝・広告で、誘引侵害成立。271(b) ⇒特許発明を知りながら、被告機器を使えば特許発明の純化率を実現できると唱っていた。 ≒CAFC 2020.10 Glaxosmithkline v. Teva（ラベルに特許用途が明記されていなかったが、同等品であると記載されていた。） ＝日本の知財高判平成 17 年(ネ)第 10125 号【シロスタゾール事件（職務発明の対価請求訴訟）】＜佐藤＞	○
2003.01 CAFC（316 F.3d 1348) Warner-Lambert v. Apotex	存続期間満了後の OFF-LABEL USE⇒271(e)(2)不成立（※物が同一である医薬品特有の判決か？） ＜傍論＞特許発明用途の OFF-LABEL USE に 2.1%（5000 万ドル）使われても、誘引侵害不成立。271(b) ⇒特に、製品に非侵害用途が相当程度ある場合、被告がその製品の一部のユーザーが特許を侵害している可能性があることを実際に知っていたとしても、侵害を誘引する意図（intent）を推論することはできない。gabapentinのように、ある製品に多くの用途があり、侵害する用途に用いられる製品販売が46件に1件以下である場合は、直接的な証拠がない限り、Apotex社の意図（intent）を推論することも推論しないこともできない。	★ ★ ★
2003.03 CAFC（324 F.3d 1322) Allergan v. Alcon	特許発明とは別用途の OFF-LABEL USE⇒271(e)(2)不成立（※特許発明は緑内障。被疑侵害者の商品は眼圧低下。） Warner-Lambert の先例に基づき、FDA に特許発明の用途で承認を求めていないことから、被告 Alcon 有利な略式判決。（多数意見は 271(b)の誘引侵害を検討していない。271(e)(2)をクリアしても、ANDA 承認後 271(b)が更に争われる。）	△

（注）上図の第１行（Power Integrations v. Fairchild Semiconductor）の「誘引侵害成立。271(b)」について、CAFC は、陪審説示の誤りを理由に、35 U.S.C. § 271(b)の誘引侵害評決を取り消して差し戻した（下表参照）。

（上図の内容を校訂者が転記・訂正したもの）

米国誘引侵害の裁判例

事件	判断・比較	評価
2016.12 CAFC, 843 F.3d 1315 Power Integrations v. Fairchild Semiconductor	誘引には、誘引者から直接侵害者への意思伝達（successful communication）と、直接侵害に結び付く積極的行為（affirmative act）が必要であり、侵害を放置するだけでは足りない。米国の技術支援拠点、顧客による米国販売代理店の探索支援、米国特許の侵害請求に対する補償等は、米国市場を対象とする誘引意図を認定し得る証拠とされた。ただし、CAFC は陪審説示の誤りを理由に、35 U.S.C. § 271(b)の誘引侵害評決を取り消して差し戻した。	★
2018.11 CAFC, 909 F.3d 398 Enplas Display Device v. Seoul Semiconductor	国外で販売されたレンズを用いた米国内の照明装置について、§ 271(b)の誘引侵害を認めた。世界市場シェア約 50%、顧客の最終製品であるテレビが米国でも販売されることの認識に加え、特許権者との共同開発の経緯、米国で発見された侵害製品の通知、侵害する構成を推奨する製品仕様書の顧客への提供等を総合し、侵害を誘引する具体的意図（specific intent to induce infringement）を認め得る証拠があるとした。	★
2015.05 CAFC, 785 F.3d 625 Takeda Pharmaceuticals v. West-Ward Pharmaceutical	仮差止めの段階で、誘引侵害の本案勝訴の蓋然性が立証されていないとして申立ての却下を維持した。製薬会社が侵害用途を知っていても、ラベルの文言が曖昧で、医師を特許用途の処方へ必然的に導くものではない場合、ラベルから誘引意図を推認できるとは限らない。ArthroCare v. Smith & Nephew, 406 F.3d 1365（Fed. Cir. 2005）の使用指示等とは事案を区別した。（一般論はその後も同じ。Sanofi v. Watson, 875 F.3d 636（Fed. Cir. 2017））	★
2010.11 CAFC, 633 F.3d 1042 AstraZeneca v. Apotex	特許は 1 日 1 回の吸入投与に係る。承認ラベルは 1 日 2 回の投与を記載する一方、喘息が安定した後は最低有効量へ徐々に減量するよう指示していた。製剤の含量は 2 mL バイアル当たり 0.25 mg 又は 0.5 mg であり、指示に従った減量が一部の患者について 1 日 1 回投与を必然的に導くと判断された。CAFC は誘引侵害の本案勝訴の蓋然性を認めた仮差止命令を維持した。⇒一定割合の直接侵害者を「necessarily lead」すれば足り、100%侵害用途で使われることは要件でない。何%で誘引侵害？	★
1998.08 CAFC, 152 F.3d 1342 Johns Hopkins University v. CellPro	医療機器の宣伝・広告等による§ 271(b)の誘引侵害を認めた。特許を知りながら、機器を用いれば特許発明の純度水準を達成できる旨を宣伝していた。比較例：GlaxoSmithKline v. Teva の 2020 年判決は 2021 年の再審理判決に置き換えられた。後者は、ラベルには特許用途がなお残り、特許用途の除外が不完全であったとする陪審認定を支持し、ラベルの具体的記載、先発品と同等である旨の広報等を総合して誘引の評決を支持した。≒日本の知財高判平成 17 年（ネ）第 10125 号【シロスタゾール事件（職務発明の対価請求訴訟）】＜佐藤＞	○

事件	判断・比較	評価
2003.01 CAFC, 316 F.3d 1348 Warner-Lambert v. Apotex	化合物及び承認用途（てんかん治療）の特許が満了しても、別の未承認用途（神経変性疾患治療）の方法特許は残っていた。承認申請の対象が特許のない承認用途であるため、§ 271(e)(2)の侵害は成立しないとした。（※物が同一である医薬品特有の判決か？） 傍論として、原告の主張する特許用途への適応外使用割合 2.1%（原告の試算では 5,000 万ドル）という事情だけでは§ 271(b)の誘引意図は認められないとした。相当な非侵害用途があり、46 件に 1 件未満の使用が侵害用途である場合、使用者の一部が侵害する可能性の認識だけから意図を推認できない。判決は、本件の証拠関係では、直接証拠なしにその割合だけから誘引意図を推認することも否定することもできないと述べた。	★ ★ ★
2003.03 CAFC, 324 F.3d 1322 Allergan v. Alcon	承認用途は眼圧低下、特許に係る未承認用途は視神経保護・神経保護であった。Warner-Lambert の先例に従い、Alcon が FDA に特許用途の承認を求めていないため、§ 271(e)(2)の侵害は成立しないとした。多数意見は § 271(b)の誘引侵害の成否を判断していない。ANDA 提出による§ 271(e)(2)の責任がなくても、承認後の実際の行為について§ 271(b)が問題となる余地はある。	△

【米国特許】Enplas Display v. Seoul Semiconductor 909 F.3d 398 (CAFC 2018.11)

Ameblo 元投稿日：2024-01-15

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12836652957.html

【米国特許】Enplas Display v. Seoul Semiconductor 909 F.3d 398 (CAFC 2018.11)

米国外でレンズ販売

⇒照明装置に係る米国特許の誘引侵害成立

被疑侵害者の世界市場シェアが 50%であり、顧客が米国でも最終製品を販売していることを知っていた。さらに、侵害構成を推奨する製品仕様書を顧客に提供していたことも、認定を支える証拠とされた。

⇒specific intent あり!!

https://law.justia.com/cases/federal/appellate-courts/cafc/16-2599/16-2599-2018-11-19.html

2016.12 CAFC (843 F.3d 1315) Power Integrations v. Fairchild Semiconductor	誘引侵害には、＜１＞誘印者と直接侵害者（被誘引者）との間で意思疎通（successful communication）が必要である。＋＜２＞特許権侵害行為を放置するという不作為では足りず、第三者（直接侵害者（被誘引者））の実施行為に影響を与える積極的な行為（Affirmative act）が必要である。 ⇒米国にテクニカルサポートセンターを設置したことに加え、顧客が米国販売代理店を見つけることを可能にし、標準約款で米国特許の侵害に対するクレームから顧客を補償していた。⇒米国市場をターゲットとしたものであり、誘引侵害成立。271(b)	★
2018.11 CAFC (909 F.3d 398) Enplas Display v. Seoul Semiconductor	米国外でレンズ販売⇒照明装置に係る米国特許の誘引侵害成立。271(b) 被疑侵害者の世界市場シェアが５０％を有しており、被疑侵害者の顧客が米国でも最終製品（テレビ）を販売していることを知っていた以上、「specific intent to induce infringement」を認めた。	★
2015.05 CAFC (785 F.3d 625) Takeda v. West-Ward Pharm ⇒誘引侵害不成立 271(b)	被疑侵害者（製薬メーカー）が被疑侵害医薬品の侵害用途を知っていたとしても、そのラベルが曖昧で（vague）、必然的に医師が特許発明の用途で処方するわけではない場合には、誘引侵害の意図は認められない。271(b) Arthrocare v. Smith&Nephew 406 F.3d 1365 (Fed. Cir. 2005)事件では、ラベルが特許権侵害を「必然的に導く(necessarily lead)」ものであったから、事案が異なる。（一般論はその後も同じ。Sanofi v. Watson 875 F.3d 636 (Fed. Cir. 2017)）	★
2010.11 CAFC (633 F.3d 1042) AstraZeneca v. Apotex	特許発明は１日１回の処方。被告が承認を得たラベルには１日２回の処方と記載されていたが、喘息が安定したら服用量を徐々に減らすことが推奨されていた。被告医薬品は濃度 0.25mg と 0.5mg しかなかった。医師や患者がラベルの推奨通り服用量を減らすと１日１回服用する者も現れる。⇒治療方法の特許発明の誘引侵害成立。271(b) ⇒一定割合の直接侵害者を「necessarily lead」すれば足り、100%侵害用途で使われることは要件でない。何%で誘引侵害？	★
1998.08 CAFC (152 F.3d 1342) Johns Hopkins University v. Cellpro	医療機器の宣伝・広告で、誘引侵害成立。271(b) ⇒特許発明を知りながら、被告機器を使えば特許発明の純化率を実現できると唱っていた。 ≒CAFC 2020.10 Glaxosmithkline v. Teva（ラベルに特許用途が明記されていなかったが、同等品であると記載されていた。） ＝日本の知財高判平成 17 年(ネ)第 10125 号【シロスタゾール事件（職務発明の対価請求訴訟）】＜佐藤＞	○
2003.01 CAFC（316 F.3d 1348） Warner-Lambert v. Apotex	存続期間満了後の OFF-LABEL USE⇒271(e)(2)不成立（※物が同一である医薬品特有の判決か？） ＜傍論＞特許発明用途の OFF-LABEL USE に 2.1%（5000 万ドル）使われても、誘引侵害不成立。271(b) ⇒特に、製品に非侵害用途が相当程度ある場合、被告がその製品の一部のユーザーが特許を侵害している可能性があることを実際に知っていたとしても、侵害を誘引する意図（intent）を推論することはできない。gabapentinのように、ある製品に多くの用途があり、侵害する用途に用いられる製品販売が46件に1件以下である場合は、直接的な証拠がない限り、Apotex社の意図（intent）を推論することも推論しないこともできない。	★ ★ ★
2003.03 CAFC（324 F.3d 1322） Allergan v. Alcon	特許発明とは別用途の OFF-LABEL USE⇒271(e)(2)不成立（※特許発明は緑内障。被疑侵害者の商品は眼圧低下。） Warner-Lambert の先例に基づき、FDA に特許発明の用途で承認を求めていないことから、被告 Alcon 有利な略式判決。（多数意見は 271(b)の誘引侵害を検討していない。271(e)(2)をクリアしても、ANDA 承認後 271(b)が更に争われる。）	△

（注）上図の第１行（Power Integrations v. Fairchild Semiconductor）の「誘引侵害成立。271(b)」について、CAFC は、陪審説示の誤りを理由に、35 U.S.C. § 271(b)の誘引侵害評決を取り消して差し戻した（下表参照）。

（上図の内容を校訂者が転記・訂正したもの）

米国誘引侵害の裁判例

事件	判断・比較	評価
2016.12 CAFC, 843 F.3d 1315 Power Integrations v. Fairchild Semiconductor	誘引には、誘引者から直接侵害者への意思伝達（successful communication）と、直接侵害に結び付く積極的行為（affirmative act）が必要であり、侵害を放置するだけでは足りない。米国の技術支援拠点、顧客による米国販売代理店の探索支援、米国特許の侵害請求に対する補償等は、米国市場を対象とする誘引意図を認定し得る証拠とされた。ただし、CAFC は陪審説示の誤りを理由に、35 U.S.C. § 271(b)の誘引侵害評決を取り消して差し戻した。	★
2018.11 CAFC, 909 F.3d 398 Enplas Display Device v. Seoul Semiconductor	国外で販売されたレンズを用いた米国内の照明装置について、§ 271(b)の誘引侵害を認めた。世界市場シェア約 50%、顧客の最終製品であるテレビが米国でも販売されることの認識に加え、特許権者との共同開発の経緯、米国で発見された侵害製品の通知、侵害する構成を推奨する製品仕様書の顧客への提供等を総合し、侵害を誘引する具体的意図（specific intent to induce infringement）を認め得る証拠があるとした。	★
2015.05 CAFC, 785 F.3d 625 Takeda Pharmaceuticals v. West-Ward Pharmaceutical	仮差止めの段階で、誘引侵害の本案勝訴の蓋然性が立証されていないとして申立ての却下を維持した。製薬会社が侵害用途を知っていても、ラベルの文言が曖昧で、医師を特許用途の処方へ必然的に導くものではない場合、ラベルから誘引意図を推認できるとは限らない。ArthroCare v. Smith & Nephew, 406 F.3d 1365（Fed. Cir. 2005）の使用指示等とは事案を区別した。（一般論はその後も同じ。Sanofi v. Watson, 875 F.3d 636（Fed. Cir. 2017））	★
2010.11 CAFC, 633 F.3d 1042 AstraZeneca v. Apotex	特許は 1 日 1 回の吸入投与に係る。承認ラベルは 1 日 2 回の投与を記載する一方、喘息が安定した後は最低有効量へ徐々に減量するよう指示していた。製剤の含量は 2 mL バイアル当たり 0.25 mg 又は 0.5 mg であり、指示に従った減量が一部の患者について 1 日 1 回投与を必然的に導くと判断された。CAFC は誘引侵害の本案勝訴の蓋然性を認めた仮差止命令を維持した。⇒一定割合の直接侵害者を「necessarily lead」すれば足り、100%侵害用途で使われることは要件でない。何%で誘引侵害？	★
1998.08 CAFC, 152 F.3d 1342 Johns Hopkins University v. CellPro	医療機器の宣伝・広告等による§ 271(b)の誘引侵害を認めた。特許を知りながら、機器を用いれば特許発明の純度水準を達成できる旨を宣伝していた。比較例：GlaxoSmithKline v. Teva の 2020 年判決は 2021 年の再審理判決に置き換えられた。後者は、ラベルには特許用途がなお残り、特許用途の除外が不完全であったとする陪審認定を支持し、ラベルの具体的記載、先発品と同等である旨の広報等を総合して誘引の評決を支持した。≒日本の知財高判平成 17 年（ネ）第 10125 号【シロスタゾール事件（職務発明の対価請求訴訟）】＜佐藤＞	○

事件	判断・比較	評価
2003.01 CAFC, 316 F.3d 1348 Warner-Lambert v. Apotex	化合物及び承認用途（てんかん治療）の特許が満了しても、別の未承認用途（神経変性疾患治療）の方法特許は残っていた。承認申請の対象が特許のない承認用途であるため、§ 271(e)(2)の侵害は成立しないとした。（※物が同一である医薬品特有の判決か？） 傍論として、原告の主張する特許用途への適応外使用割合 2.1%（原告の試算では 5,000 万ドル）という事情だけでは§ 271(b)の誘引意図は認められないとした。相当な非侵害用途があり、46 件に 1 件未満の使用が侵害用途である場合、使用者の一部が侵害する可能性の認識だけから意図を推認できない。判決は、本件の証拠関係では、直接証拠なしにその割合だけから誘引意図を推認することも否定することもできないと述べた。	★ ★ ★
2003.03 CAFC, 324 F.3d 1322 Allergan v. Alcon	承認用途は眼圧低下、特許に係る未承認用途は視神経保護・神経保護であった。Warner-Lambert の先例に従い、Alcon が FDA に特許用途の承認を求めていないため、§ 271(e)(2)の侵害は成立しないとした。多数意見は§ 271(b)の誘引侵害の成否を判断していない。ANDA 提出による§ 271(e)(2)の責任がなくても、承認後の実際の行為について§ 271(b)が問題となる余地はある。	△

【米国特許】Power Integrations v. Fairchild 843 F.3d 1315 (CAFC 2016.12)

Ameblo 元投稿日：2024-01-16

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12836775574.html

【米国特許】Power Integrations v. Fairchild 843 F.3d 1315 (CAFC 2016.12)

誘引侵害成立には、

① 誘引者と直接侵害者との間で意思疎通（successful communication）が必要

＋

② 特許権侵害行為を放置するという不作為では足りず、実施行為に影響を与える積極的な行為（Affirmative act）が必要

https://www.cafc.uscourts.gov/opinions-orders/15-1329.opinion.12-8-2016.1.pdf

2016.12 CAFC (843 F.3d 1315) Power Integrations v. Fairchild Semiconductor	誘引侵害には、＜1＞誘印者と直接侵害者（被誘引者）との間で意思疎通（successful communication）が必要である。＋ ＜2＞特許権侵害行為を放置するという不作為では足りず、第三者（直接侵害者（被誘引者））の実施行為に影響を与える積極的な行為（Affirmative act）が必要である。 ⇒米国にテクニカルサポートセンターを設置したことに加え、顧客が米国販売代理店を見つけることを可能にし、標準約款で米国特許の侵害に対するクレームから顧客を補償していた。⇒米国市場をターゲットとしたものであり、誘引侵害成立。271(b)	★
2018.11 CAFC (909 F.3d 398) Enplas Display v. Seoul Semiconductor	米国外でレンズ販売⇒照明装置に係る米国特許の誘引侵害成立。271(b) 被疑侵害者の世界市場シェアが５０％を有しており、被疑侵害者の顧客が米国でも最終製品（テレビ）を販売していることを知っていた以上、「specific intent to induce infringement」を認めた。	★
2015.05 CAFC (785 F.3d 625) Takeda v. West-Ward Pharm ⇒誘引侵害不成立 271(b)	被疑侵害者（製薬メーカー）が被疑侵害医薬品の侵害用途を知っていたとしても、そのラベルが曖昧で（vague）、必然的に医師が特許発明の用途で処方するわけではない場合には、誘引侵害の意図は認められない。271(b) Arthrocare v. Smith&Nephew 406 F.3d 1365 (Fed. Cir. 2005)事件では、ラベルが特許権侵害を「必然的に導く(necessarily lead)」ものであったから、事案が異なる。（一般論はその後も同じ。Sanofi v. Watson 875 F.3d 636 (Fed. Cir. 2017)）	★
2010.11 CAFC (633 F.3d 1042) AstraZeneca v. Apotex	特許発明は１日１回の処方。被告が承認を得たラベルには１日２回の処方と記載されていたが、喘息が安定したら服用量を徐々に減らすことが推奨されていた。被告医薬品は濃度 0.25mg と 0.5mg しかなかった。医師や患者がラベルの推奨通り服用量を減らすと１日１回服用する者も現れる。⇒治療方法の特許発明の誘引侵害成立。271(b) ⇒一定割合の直接侵害者を「necessarily lead」すれば足り、100%侵害用途で使われることは要件でない。何%で誘引侵害？	★
1998.08 CAFC (152 F.3d 1342) Johns Hopkins University v. Cellpro	医療機器の宣伝・広告で、誘引侵害成立。271(b) ⇒特許発明を知りながら、被告機器を使えば特許発明の純化率を実現できると唱っていた。 ≒CAFC 2020.10 Glaxosmithkline v. Teva（ラベルに特許用途が明記されていなかったが、同等品であると記載されていた。） ＝日本の知財高判平成 17 年(ネ)第 10125 号【シロスタゾール事件（職務発明の対価請求訴訟）】＜佐藤＞	○
2003.01 CAFC（316 F.3d 1348） Warner-Lambert v. Apotex	存続期間満了後の OFF-LABEL USE⇒271(e)(2)不成立（※物が同一である医薬品特有の判決か？） ＜傍論＞特許発明用途の OFF-LABEL USE に 2.1%（5000 万ドル）使われても、誘引侵害不成立。271(b) ⇒特に、製品に非侵害用途が相当程度ある場合、被告がその製品の一部のユーザーが特許を侵害している可能性があることを実際に知っていたとしても、侵害を誘引する意図（intent）を推論することはできない。gabapentinのように、ある製品に多くの用途があり、侵害する用途に用いられる製品販売が46件に1件以下である場合は、直接的な証拠がない限り、Apotex社の意図（intent）を推論することも推論しないこともできない。	★ ★ ★
2003.03 CAFC（324 F.3d 1322） Allergan v. Alcon	特許発明とは別用途の OFF-LABEL USE⇒271(e)(2)不成立（※特許発明は緑内障。被疑侵害者の商品は眼圧低下。） Warner-Lambert の先例に基づき、FDA に特許発明の用途で承認を求めていないことから、被告 Alcon 有利な略式判決。（多数意見は 271(b)の誘引侵害を検討していない。271(e)(2)をクリアしても、ANDA 承認後 271(b)が更に争われる。）	△

（注）上図の第１行（Power Integrations v. Fairchild Semiconductor）の「誘引侵害成立。271(b)」について、CAFC は、陪審説示の誤りを理由に、35 U.S.C. § 271(b)の誘引侵害評決を取り消して差し戻した（下表参照）。

（上図の内容を校訂者が転記・訂正したもの）

米国誘引侵害の裁判例

事件	判断・比較	評価
2016.12 CAFC, 843 F.3d 1315 Power Integrations v. Fairchild Semiconductor	誘引には、誘引者から直接侵害者への意思伝達（successful communication）と、直接侵害に結び付く積極的行為（affirmative act）が必要であり、侵害を放置するだけでは足りない。米国の技術支援拠点、顧客による米国販売代理店の探索支援、米国特許の侵害請求に対する補償等は、米国市場を対象とする誘引意図を認定し得る証拠とされた。ただし、CAFC は陪審説示の誤りを理由に、35 U.S.C. § 271(b)の誘引侵害評決を取り消して差し戻した。	★
2018.11 CAFC, 909 F.3d 398 Enplas Display Device v. Seoul Semiconductor	国外で販売されたレンズを用いた米国内の照明装置について、§ 271(b)の誘引侵害を認めた。世界市場シェア約 50%、顧客の最終製品であるテレビが米国でも販売されることの認識に加え、特許権者との共同開発の経緯、米国で発見された侵害製品の通知、侵害する構成を推奨する製品仕様書の顧客への提供等を総合し、侵害を誘引する具体的意図（specific intent to induce infringement）を認め得る証拠があるとした。	★
2015.05 CAFC, 785 F.3d 625 Takeda Pharmaceuticals v. West-Ward Pharmaceutical	仮差止めの段階で、誘引侵害の本案勝訴の蓋然性が立証されていないとして申立ての却下を維持した。製薬会社が侵害用途を知っていても、ラベルの文言が曖昧で、医師を特許用途の処方へ必然的に導くものではない場合、ラベルから誘引意図を推認できるとは限らない。ArthroCare v. Smith & Nephew, 406 F.3d 1365（Fed. Cir. 2005）の使用指示等とは事案を区別した。（一般論はその後も同じ。Sanofi v. Watson, 875 F.3d 636（Fed. Cir. 2017））	★
2010.11 CAFC, 633 F.3d 1042 AstraZeneca v. Apotex	特許は 1 日 1 回の吸入投与に係る。承認ラベルは 1 日 2 回の投与を記載する一方、喘息が安定した後は最低有効量へ徐々に減量するよう指示していた。製剤の含量は 2 mL バイアル当たり 0.25 mg 又は 0.5 mg であり、指示に従った減量が一部の患者について 1 日 1 回投与を必然的に導くと判断された。CAFC は誘引侵害の本案勝訴の蓋然性を認めた仮差止命令を維持した。⇒一定割合の直接侵害者を「necessarily lead」すれば足り、100%侵害用途で使われることは要件でない。何%で誘引侵害？	★
1998.08 CAFC, 152 F.3d 1342 Johns Hopkins University v. CellPro	医療機器の宣伝・広告等による§ 271(b)の誘引侵害を認めた。特許を知りながら、機器を用いれば特許発明の純度水準を達成できる旨を宣伝していた。比較例：GlaxoSmithKline v. Teva の 2020 年判決は 2021 年の再審理判決に置き換えられた。後者は、ラベルには特許用途がなお残り、特許用途の除外が不完全であったとする陪審認定を支持し、ラベルの具体的記載、先発品と同等である旨の広報等を総合して誘引の評決を支持した。≒日本の知財高判平成 17 年（ネ）第 10125 号【シロスタゾール事件（職務発明の対価請求訴訟）】＜佐藤＞	○

事件	判断・比較	評価
2003.01 CAFC, 316 F.3d 1348 Warner-Lambert v. Apotex	化合物及び承認用途（てんかん治療）の特許が満了しても、別の未承認用途（神経変性疾患治療）の方法特許は残っていた。承認申請の対象が特許のない承認用途であるため、§ 271(e)(2)の侵害は成立しないとした。（※物が同一である医薬品特有の判決か？） 傍論として、原告の主張する特許用途への適応外使用割合 2.1%（原告の試算では 5,000 万ドル）という事情だけでは§ 271(b)の誘引意図は認められないとした。相当な非侵害用途があり、46 件に 1 件未満の使用が侵害用途である場合、使用者の一部が侵害する可能性の認識だけから意図を推認できない。判決は、本件の証拠関係では、直接証拠なしにその割合だけから誘引意図を推認することも否定することもできないと述べた。	★ ★ ★
2003.03 CAFC, 324 F.3d 1322 Allergan v. Alcon	承認用途は眼圧低下、特許に係る未承認用途は視神経保護・神経保護であった。Warner-Lambert の先例に従い、Alcon が FDA に特許用途の承認を求めていないため、§ 271(e)(2)の侵害は成立しないとした。多数意見は § 271(b)の誘引侵害の成否を判断していない。ANDA 提出による§ 271(e)(2)の責任がなくても、承認後の実際の行為について§ 271(b)が問題となる余地はある。	△

【米国特許】Power Integrations v. Fairchild (CAFC 2016.12)

Ameblo 元投稿日：2024-01-17

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12836900393.html

【米国特許】Power Integrations v. Fairchild (CAFC 2016.12)

① 米国にテクニカルサポートセンターを設置した。

② 顧客が米国販売代理店を見つけることを可能にした。

③ 標準約款で米国特許の侵害に対するクレームから顧客を補償していた。

⇒米国市場をターゲットとする販売活動は、誘引侵害の意図を認定し得る証拠とされた。ただし、陪審説示の誤りにより誘引侵害の評決は取り消され、差し戻された。

https://patentlyo.com/patent/2016/12/integrations-fairchild-semiconductor.html

2016.12 CAFC (843 F.3d 1315) Power Integrations v. Fairchild Semiconductor	誘引侵害には、＜1＞誘印者と直接侵害者（被誘引者）との間で意思疎通（successful communication）が必要である。＋＜2＞特許権侵害行為を放置するという不作為では足りず、第三者（直接侵害者（被誘引者））の実施行為に影響を与える積極的な行為（Affirmative act）が必要である。 ⇒米国にテクニカルサポートセンターを設置したことに加え、顧客が米国販売代理店を見つけることを可能にし、標準約款で米国特許の侵害に対するクレームから顧客を補償していた。⇒米国市場をターゲットとしたものであり、誘引侵害成立。271(b)	★
2018.11 CAFC (909 F.3d 398) Enplas Display v. Seoul Semiconductor	米国外でレンズ販売⇒照明装置に係る米国特許の誘引侵害成立。271(b) 被疑侵害者の世界市場シェアが５０％を有しており、被疑侵害者の顧客が米国でも最終製品（テレビ）を販売していることを知っていた以上、「specific intent to induce infringement」を認めた。	★
2015.05 CAFC (785 F.3d 625) Takeda v. West-Ward Pharm ⇒誘引侵害不成立 271(b)	被疑侵害者（製薬メーカー）が被疑侵害医薬品の侵害用途を知っていたとしても、そのラベルが曖昧で（vague）、必然的に医師が特許発明の用途で処方するわけではない場合には、誘引侵害の意図は認められない。271(b) Arthrocare v. Smith&Nephew 406 F.3d 1365 (Fed. Cir. 2005)事件では、ラベルが特許権侵害を「必然的に導く（necessarily lead）」ものであったから、事案が異なる。（一般論はその後も同じ。Sanofi v. Watson 875 F.3d 636 (Fed. Cir. 2017)）	★
2010.11 CAFC (633 F.3d 1042) AstraZeneca v. Apotex	特許発明は１日１回の処方。被告が承認を得たラベルには１日２回の処方と記載されていたが、喘息が安定したら服用量を徐々に減らすことが推奨されていた。被告医薬品は濃度 0.25mg と 0.5mg しかなかった。医師や患者がラベルの推奨通り服用量を減らすと１日１回服用する者も現れる。⇒治療方法の特許発明の誘引侵害成立。271(b) ⇒一定割合の直接侵害者を「necessarily lead」すれば足り、100%侵害用途で使われることは要件でない。何%で誘引侵害？	★
1998.08 CAFC (152 F.3d 1342) Johns Hopkins University v. Cellpro	医療機器の宣伝・広告で、誘引侵害成立。271(b) ⇒特許発明を知りながら、被告機器を使えば特許発明の純化率を実現できると唱っていた。 ≒CAFC 2020.10 Glaxosmithkline v. Teva（ラベルに特許用途が明記されていなかったが、同等品であると記載されていた。） ＝日本の知財高判平成 17 年(ネ)第 10125 号【シロスタゾール事件（職務発明の対価請求訴訟）】＜佐藤＞	○
2003.01 CAFC（316 F.3d 1348） Warner-Lambert v. Apotex	存続期間満了後の OFF-LABEL USE⇒271(e)(2)不成立（※物が同一である医薬品特有の判決か？） ＜傍論＞特許発明用途の OFF-LABEL USE に 2.1%（5000 万ドル）使われても、誘引侵害不成立。271(b) ⇒特に、製品に非侵害用途が相当程度ある場合、被告がその製品の一部のユーザーが特許を侵害している可能性があることを実際に知っていたとしても、侵害を誘引する意図（intent）を推論することはできない。gabapentinのように、ある製品に多くの用途があり、侵害する用途に用いられる製品販売が46件に1件以下である場合は、直接的な証拠がない限り、Apotex社の意図（intent）を推論することも推論しないこともできない。	★ ★ ★
2003.03 CAFC（324 F.3d 1322） Allergan v. Alcon	特許発明とは別用途の OFF-LABEL USE⇒271(e)(2)不成立（※特許発明は緑内障。被疑侵害者の商品は眼圧低下。） Warner-Lambert の先例に基づき、FDA に特許発明の用途で承認を求めていないことから、被告 Alcon 有利な略式判決。（多数意見は 271(b)の誘引侵害を検討していない。271(e)(2)をクリアしても、ANDA 承認後 271(b)が更に争われる。）	△

（注）上図の第１行（Power Integrations v. Fairchild Semiconductor）の「誘引侵害成立。271(b)」について、CAFC は、陪審説示の誤りを理由に、35 U.S.C. § 271(b)の誘引侵害評決を取り消して差し戻した（下表参照）。

（上図の内容を校訂者が転記・訂正したもの）

米国誘引侵害の裁判例

事件	判断・比較	評価
2016.12 CAFC, 843 F.3d 1315 Power Integrations v. Fairchild Semiconductor	誘引には、誘引者から直接侵害者への意思伝達（successful communication）と、直接侵害に結び付く積極的行為（affirmative act）が必要であり、侵害を放置するだけでは足りない。米国の技術支援拠点、顧客による米国販売代理店の探索支援、米国特許の侵害請求に対する補償等は、米国市場を対象とする誘引意図を認定し得る証拠とされた。ただし、CAFC は陪審説示の誤りを理由に、35 U.S.C. § 271(b)の誘引侵害評決を取り消して差し戻した。	★

事件	判断・比較	評価
2018.11 CAFC, 909 F.3d 398 Enplas Display Device v. Seoul Semiconductor	国外で販売されたレンズを用いた米国内の照明装置について、§ 271(b)の誘引侵害を認めた。世界市場シェア約 50%、顧客の最終製品であるテレビが米国でも販売されることの認識に加え、特許権者との共同開発の経緯、米国で発見された侵害製品の通知、侵害する構成を推奨する製品仕様書の顧客への提供等を総合し、侵害を誘引する具体的意図（specific intent to induce infringement）を認め得る証拠があるとした。	★
2015.05 CAFC, 785 F.3d 625 Takeda Pharmaceuticals v. West-Ward Pharmaceutical	仮差止めの段階で、誘引侵害の本案勝訴の蓋然性が立証されていないとして申立ての却下を維持した。製薬会社が侵害用途を知っていても、ラベルの文言が曖昧で、医師を特許用途の処方へ必然的に導くものではない場合、ラベルから誘引意図を推認できるとは限らない。ArthroCare v. Smith & Nephew, 406 F.3d 1365（Fed. Cir. 2005）の使用指示等とは事案を区別した。（一般論はその後も同じ。Sanofi v. Watson, 875 F.3d 636（Fed. Cir. 2017））	★
2010.11 CAFC, 633 F.3d 1042 AstraZeneca v. Apotex	特許は 1 日 1 回の吸入投与に係る。承認ラベルは 1 日 2 回の投与を記載する一方、喘息が安定した後は最低有効量へ徐々に減量するよう指示していた。製剤の含量は 2 mL バイアル当たり 0.25 mg 又は 0.5 mg であり、指示に従った減量が一部の患者について 1 日 1 回投与を必然的に導くと判断された。CAFC は誘引侵害の本案勝訴の蓋然性を認めた仮差止命令を維持した。⇒一定割合の直接侵害者を「necessarily lead」すれば足り、100%侵害用途で使われることは要件でない。何%で誘引侵害？	★
1998.08 CAFC, 152 F.3d 1342 Johns Hopkins University v. CellPro	医療機器の宣伝・広告等による§ 271(b)の誘引侵害を認めた。特許を知りながら、機器を用いれば特許発明の純度水準を達成できる旨を宣伝していた。比較例：GlaxoSmithKline v. Teva の 2020 年判決は 2021 年の再審理判決に置き換えられた。後者は、ラベルには特許用途がなお残り、特許用途の除外が不完全であったとする陪審認定を支持し、ラベルの具体的記載、先発品と同等である旨の広報等を総合して誘引の評決を支持した。≒日本の知財高判平成 17 年（ネ）第 10125 号【シロスタゾール事件（職務発明の対価請求訴訟）】＜佐藤＞	○
2003.01 CAFC, 316 F.3d 1348 Warner-Lambert v. Apotex	化合物及び承認用途（てんかん治療）の特許が満了しても、別の未承認用途（神経変性疾患治療）の方法特許は残っていた。承認申請の対象が特許のない承認用途であるため、§ 271(e)(2)の侵害は成立しないとした。（※物が同一である医薬品特有の判決か？） 傍論として、原告の主張する特許用途への適応外使用割合 2.1%（原告の試算では 5,000 万ドル）という事情だけでは§ 271(b)の誘引意図は認められないとした。相当な非侵害用途があり、46 件に 1 件未満の使用が侵害用途である場合、使用者の一部が侵害する可能性の認識だけから意図を推認できない。判決は、本件の証拠関係では、直接証拠なしにその割合だけから誘引意図を推認することも否定することもできないと述べた。	★ ★ ★
2003.03 CAFC, 324 F.3d 1322 Allergan v. Alcon	承認用途は眼圧低下、特許に係る未承認用途は視神経保護・神経保護であった。Warner-Lambert の先例に従い、Alcon が FDA に特許用途の承認を求めていないため、§ 271(e)(2)の侵害は成立しないとした。多数意見は§ 271(b)の誘引侵害の成否を判断していない。ANDA 提出による§ 271(e)(2)の責任がなくても、承認後の実際の行為について§ 271(b)が問題となる余地はある。	△

【米国】Takeda v. West-Ward 785 F.3d 625(CAFC 2015)

Ameblo 元投稿日：2024-01-18

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12837091724.html

【米国】Takeda v. West-Ward 785 F.3d 625(CAFC 2015)

本件では、ラベルの記載及びその他の証拠から、特許発明に係る用途の実施を誘引する意図が立証されたとはいえず、誘引侵害について仮差止めに必要な本案勝訴の蓋然性は認められなかった。

Cf. Arthrocare 事件(CAFC 2005)は"necessarily lead"であった。

https://www.finnegan.com/a/web/2896/2G4ikc/15-1139-05-06-15.pdf

2016.12 CAFC (843 F.3d 1315) Power Integrations v. Fairchild Semiconductor	誘引侵害には、＜１＞誘印者と直接侵害者（被誘引者）との間で意思疎通（successful communication）が必要である。＋＜２＞特許権侵害行為を放置するという不作為では足りず、第三者（直接侵害者（被誘引者））の実施行為に影響を与える積極的な行為（Affirmative act）が必要である。 ⇒米国にテクニカルサポートセンターを設置したことに加え、顧客が米国販売代理店を見つけることを可能にし、標準約款で米国特許の侵害に対するクレームから顧客を補償していた。⇒米国市場をターゲットとしたものであり、誘引侵害成立。271(b)	★
2018.11 CAFC (909 F.3d 398) Enplas Display v. Seoul Semiconductor	米国外でレンズ販売⇒照明装置に係る米国特許の誘引侵害成立。271(b) 被疑侵害者の世界市場シェアが５０％を有しており、被疑侵害者の顧客が米国でも最終製品（テレビ）を販売していることを知っていた以上、「specific intent to induce infringement」を認めた。	★
2015.05 CAFC (785 F.3d 625) Takeda v. West-Ward Pharm ⇒誘引侵害不成立 271(b)	被疑侵害者（製薬メーカー）が被疑侵害医薬品の侵害用途を知っていたとしても、そのラベルが曖昧で（vague）、必然的に医師が特許発明の用途で処方するわけではない場合には、誘引侵害の意図は認められない。271(b) Arthrocare v. Smith&Nephew 406 F.3d 1365 (Fed. Cir. 2005)事件では、ラベルが特許権侵害を「必然的に導く(necessarily lead)」ものであったから、事案が異なる。（一般論はその後も同じ。Sanofi v. Watson 875 F.3d 636 (Fed. Cir. 2017)）	★
2010.11 CAFC (633 F.3d 1042) AstraZeneca v. Apotex	特許発明は１日１回の処方。被告が承認を得たラベルには１日２回の処方と記載されていたが、喘息が安定したら服用量を徐々に減らすことが推奨されていた。被告医薬品は濃度 0.25mg と 0.5mg しかなかった。医師や患者がラベルの推奨通り服用量を減らすと１日１回服用する者も現れる。⇒治療方法の特許発明の誘引侵害成立。271(b) ⇒一定割合の直接侵害者を「necessarily lead」すれば足り、100%侵害用途で使われることは要件でない。何%で誘引侵害？	★
1998.08 CAFC (152 F.3d 1342) Johns Hopkins University v. Cellpro	医療機器の宣伝・広告で、誘引侵害成立。271(b) ⇒特許発明を知りながら、被告機器を使えば特許発明の純化率を実現できると唱っていた。 ≒CAFC 2020.10 Glaxosmithkline v. Teva（ラベルに特許用途が明記されていなかったが、同等品であると記載されていた。） ＝日本の知財高判平成 17 年(ネ)第 10125 号【シロスタゾール事件（職務発明の対価請求訴訟）】＜佐藤＞	○
2003.01 CAFC（316 F.3d 1348） Warner-Lambert v. Apotex	存続期間満了後の OFF-LABEL USE⇒271(e)(2)不成立（※物が同一である医薬品特有の判決か？） ＜傍論＞特許発明用途の OFF-LABEL USE に 2.1%（5000 万ドル）使われても、誘引侵害不成立。271(b) ⇒特に、製品に非侵害用途が相当程度ある場合、被告がその製品の一部のユーザーが特許を侵害している可能性があることを実際に知っていたとしても、侵害を誘引する意図（intent）を推論することはできない。gabapentinのように、ある製品に多くの用途があり、侵害する用途に用いられる製品販売が46件に1件以下である場合は、直接的な証拠がない限り、Apotex社の意図（intent）を推論することも推論しないこともできない。	★ ★ ★
2003.03 CAFC（324 F.3d 1322） Allergan v. Alcon	特許発明とは別用途の OFF-LABEL USE⇒271(e)(2)不成立（※特許発明は緑内障。被疑侵害者の商品は眼圧低下。） Warner-Lambert の先例に基づき、FDA に特許発明の用途で承認を求めていないことから、被告 Alcon 有利な略式判決。（多数意見は 271(b)の誘引侵害を検討していない。271(e)(2)をクリアしても、ANDA 承認後 271(b)が更に争われる。）	△

（注）上図の第１行（Power Integrations v. Fairchild Semiconductor）の「誘引侵害成立。271(b)」について、CAFC は、陪審説示の誤りを理由に、35 U.S.C. § 271(b)の誘引侵害評決を取り消して差し戻した（下表参照）。

（上図の内容を校訂者が転記・訂正したもの）

米国誘引侵害の裁判例

事件	判断・比較	評価
2016.12 CAFC, 843 F.3d 1315 Power Integrations v. Fairchild Semiconductor	誘引には、誘引者から直接侵害者への意思伝達（successful communication）と、直接侵害に結び付く積極的行為（affirmative act）が必要であり、侵害を放置するだけでは足りない。米国の技術支援拠点、顧客による米国販売代理店の探索支援、米国特許の侵害請求に対する補償等は、米国市場を対象とする誘引意図を認定し得る証拠とされた。ただし、CAFC は陪審説示の誤りを理由に、35 U.S.C. § 271(b)の誘引侵害評決を取り消して差し戻した。	★

事件	判断・比較	評価
2018.11 CAFC, 909 F.3d 398 Enplas Display Device v. Seoul Semiconductor	国外で販売されたレンズを用いた米国内の照明装置について、§ 271(b)の誘引侵害を認めた。世界市場シェア約 50%、顧客の最終製品であるテレビが米国でも販売されることの認識に加え、特許権者との共同開発の経緯、米国で発見された侵害製品の通知、侵害する構成を推奨する製品仕様書の顧客への提供等を総合し、侵害を誘引する具体的意図（specific intent to induce infringement）を認め得る証拠があるとした。	★
2015.05 CAFC, 785 F.3d 625 Takeda Pharmaceuticals v. West-Ward Pharmaceutical	仮差止めの段階で、誘引侵害の本案勝訴の蓋然性が立証されていないとして申立ての却下を維持した。製薬会社が侵害用途を知っていても、ラベルの文言が曖昧で、医師を特許用途の処方へ必然的に導くものではない場合、ラベルから誘引意図を推認できるとは限らない。ArthroCare v. Smith & Nephew, 406 F.3d 1365（Fed. Cir. 2005）の使用指示等とは事案を区別した。（一般論はその後も同じ。Sanofi v. Watson, 875 F.3d 636（Fed. Cir. 2017））	★
2010.11 CAFC, 633 F.3d 1042 AstraZeneca v. Apotex	特許は 1 日 1 回の吸入投与に係る。承認ラベルは 1 日 2 回の投与を記載する一方、喘息が安定した後は最低有効量へ徐々に減量するよう指示していた。製剤の含量は 2 mL バイアル当たり 0.25 mg 又は 0.5 mg であり、指示に従った減量が一部の患者について 1 日 1 回投与を必然的に導くと判断された。CAFC は誘引侵害の本案勝訴の蓋然性を認めた仮差止命令を維持した。⇒一定割合の直接侵害者を「necessarily lead」すれば足り、100%侵害用途で使われることは要件でない。何%で誘引侵害？	★
1998.08 CAFC, 152 F.3d 1342 Johns Hopkins University v. CellPro	医療機器の宣伝・広告等による§ 271(b)の誘引侵害を認めた。特許を知りながら、機器を用いれば特許発明の純度水準を達成できる旨を宣伝していた。比較例：GlaxoSmithKline v. Teva の 2020 年判決は 2021 年の再審理判決に置き換えられた。後者は、ラベルには特許用途がなお残り、特許用途の除外が不完全であったとする陪審認定を支持し、ラベルの具体的記載、先発品と同等である旨の広報等を総合して誘引の評決を支持した。≒日本の知財高判平成 17 年（ネ）第 10125 号【シロスタゾール事件（職務発明の対価請求訴訟）】＜佐藤＞	○
2003.01 CAFC, 316 F.3d 1348 Warner-Lambert v. Apotex	化合物及び承認用途（てんかん治療）の特許が満了しても、別の未承認用途（神経変性疾患治療）の方法特許は残っていた。承認申請の対象が特許のない承認用途であるため、§ 271(e)(2)の侵害は成立しないとした。（※物が同一である医薬品特有の判決か？） 傍論として、原告の主張する特許用途への適応外使用割合 2.1%（原告の試算では 5,000 万ドル）という事情だけでは§ 271(b)の誘引意図は認められないとした。相当な非侵害用途があり、46 件に 1 件未満の使用が侵害用途である場合、使用者の一部が侵害する可能性の認識だけから意図を推認できない。判決は、本件の証拠関係では、直接証拠なしにその割合だけから誘引意図を推認することも否定することもできないと述べた。	★ ★ ★
2003.03 CAFC, 324 F.3d 1322 Allergan v. Alcon	承認用途は眼圧低下、特許に係る未承認用途は視神経保護・神経保護であった。Warner-Lambert の先例に従い、Alcon が FDA に特許用途の承認を求めていないため、§ 271(e)(2)の侵害は成立しないとした。多数意見は§ 271(b)の誘引侵害の成否を判断していない。ANDA 提出による§ 271(e)(2)の責任がなくても、承認後の実際の行為について§ 271(b)が問題となる余地はある。	△

【米国】2010CAFC (633 F.3d 1042) AstraZeneca v. Apotex

Ameblo 元投稿日：2024-01-19

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12837155552.html

【米国】2010CAFC (633 F.3d 1042) AstraZeneca v. Apotex

誘引侵害について本案勝訴の見込みを認め、仮差止めを維持（治療方法）

Cf. Takeda v. West-Ward 785 F.3d 625(CAFC 2015)

特許発明は 1 日 1 回の処方。

被告ラベルは 1 日 2 回と記載も、漸減が推奨されていた。

被告医薬品は、2mL 入りバイアル当たりの含量が 0.25mg と 0.5mg のものしかない。

医師又は患者がラベルの推奨に従って吸入投与量を減らすと、１日１回の吸入投与となる者も現れる。

https://www.cafc.uscourts.gov/opinions-orders/09-1381-1424.pdf

2016.12 CAFC (843 F.3d 1315) Power Integrations v. Fairchild Semiconductor	誘引侵害には、＜１＞誘印者と直接侵害者（被誘引者）との間で意思疎通（successful communication）が必要である。＋＜２＞特許権侵害行為を放置するという不作為では足りず、第三者（直接侵害者（被誘引者））の実施行為に影響を与える積極的な行為（Affirmative act）が必要である。 ⇒米国にテクニカルサポートセンターを設置したことに加え、顧客が米国販売代理店を見つけることを可能にし、標準約款で米国特許の侵害に対するクレームから顧客を補償していた。⇒米国市場をターゲットとしたものであり、誘引侵害成立。271(b)	★
2018.11 CAFC (909 F.3d 398) Enplas Display v. Seoul Semiconductor	米国外でレンズ販売⇒照明装置に係る米国特許の誘引侵害成立。271(b) 被疑侵害者の世界市場シェアが５０％を有しており、被疑侵害者の顧客が米国でも最終製品（テレビ）を販売していることを知っていた以上、「specific intent to induce infringement」を認めた。	★
2015.05 CAFC (785 F.3d 625) Takeda v. West-Ward Pharm ⇒誘引侵害不成立 271(b)	被疑侵害者（製薬メーカー）が被疑侵害医薬品の侵害用途を知っていたとしても、そのラベルが曖昧で（vague）、必然的に医師が特許発明の用途で処方するわけではない場合には、誘引侵害の意図は認められない。271(b) Arthrocare v. Smith&Nephew 406 F.3d 1365 (Fed. Cir. 2005)事件では、ラベルが特許権侵害を「必然的に導く(necessarily lead)」ものであったから、事案が異なる。（一般論はその後も同じ。Sanofi v. Watson 875 F.3d 636 (Fed. Cir. 2017)）	★
2010.11 CAFC (633 F.3d 1042) AstraZeneca v. Apotex	特許発明は１日１回の処方。被告が承認を得たラベルには１日２回の処方と記載されていたが、喘息が安定したら服用量を徐々に減らすことが推奨されていた。被告医薬品は濃度 0.25mg と 0.5mg しかなかった。医師や患者がラベルの推奨通り服用量を減らすと１日１回服用する者も現れる。⇒治療方法の特許発明の誘引侵害成立。271(b) ⇒一定割合の直接侵害者を「necessarily lead」すれば足り、100%侵害用途で使われることは要件でない。何%で誘引侵害？	★
1998.08 CAFC (152 F.3d 1342) Johns Hopkins University v. Cellpro	医療機器の宣伝・広告で、誘引侵害成立。271(b) ⇒特許発明を知りながら、被告機器を使えば特許発明の純化率を実現できると唱っていた。 ≒CAFC 2020.10 Glaxosmithkline v. Teva（ラベルに特許用途が明記されていなかったが、同等品であると記載されていた。） ＝日本の知財高判平成 17 年(ネ)第 10125 号【シロスタゾール事件（職務発明の対価請求訴訟）】＜佐藤＞	○
2003.01 CAFC（316 F.3d 1348） Warner-Lambert v. Apotex	存続期間満了後の OFF-LABEL USE⇒271(e)(2)不成立（※物が同一である医薬品特有の判決か？） ＜傍論＞特許発明用途の OFF-LABEL USE に 2.1%（5000 万ドル）使われても、誘引侵害不成立。271(b) ⇒特に、製品に非侵害用途が相当程度ある場合、被告がその製品の一部のユーザーが特許を侵害している可能性があることを実際に知っていたとしても、侵害を誘引する意図（intent）を推論することはできない。gabapentinのように、ある製品に多くの用途があり、侵害する用途に用いられる製品販売が46件に1件以下である場合は、直接的な証拠がない限り、Apotex社の意図（intent）を推論することも推論しないこともできない。	★ ★ ★
2003.03 CAFC（324 F.3d 1322） Allergan v. Alcon	特許発明とは別用途の OFF-LABEL USE⇒271(e)(2)不成立（※特許発明は緑内障。被疑侵害者の商品は眼圧低下。） Warner-Lambert の先例に基づき、FDA に特許発明の用途で承認を求めていないことから、被告 Alcon 有利な略式判決。（多数意見は 271(b)の誘引侵害を検討していない。271(e)(2)をクリアしても、ANDA 承認後 271(b)が更に争われる。）	△

（注）上図の第１行（Power Integrations v. Fairchild Semiconductor）の「誘引侵害成立。271(b)」について、CAFC は、陪審説示の誤りを理由に、35 U.S.C. § 271(b)の誘引侵害評決を取り消して差し戻した（下表参照）。

（上図の内容を校訂者が転記・訂正したもの）

米国誘引侵害の裁判例

事件	判断・比較	評価
2016.12 CAFC, 843 F.3d 1315 Power Integrations v. Fairchild Semiconductor	誘引には、誘引者から直接侵害者への意思伝達（successful communication）と、直接侵害に結び付く積極的行為（affirmative act）が必要であり、侵害を放置するだけでは足りない。米国の技術支援拠点、顧客による米国販売代理店の探索支援、米国特許の侵害請求に対する補償等は、米国市場を対象とする誘引意図を認定し得る証拠とされた。ただし、CAFC は陪審説示の誤りを理由に、35 U.S.C. § 271(b)の誘引侵害評決を取り消して差し戻した。	★
2018.11 CAFC, 909 F.3d 398 Enplas Display Device v. Seoul Semiconductor	国外で販売されたレンズを用いた米国内の照明装置について、§ 271(b)の誘引侵害を認めた。世界市場シェア約 50%、顧客の最終製品であるテレビが米国でも販売されることの認識に加え、特許権者との共同開発の経緯、米国で発見された侵害製品の通知、侵害する構成を推奨する製品仕様書の顧客への提供等を総合し、侵害を誘引する具体的意図（specific intent to induce infringement）を認め得る証拠があるとした。	★
2015.05 CAFC, 785 F.3d 625 Takeda Pharmaceuticals v. West-Ward Pharmaceutical	仮差止めの段階で、誘引侵害の本案勝訴の蓋然性が立証されていないとして申立ての却下を維持した。製薬会社が侵害用途を知っていても、ラベルの文言が曖昧で、医師を特許用途の処方へ必然的に導くものではない場合、ラベルから誘引意図を推認できるとは限らない。ArthroCare v. Smith & Nephew, 406 F.3d 1365（Fed. Cir. 2005）の使用指示等とは事案を区別した。（一般論はその後も同じ。Sanofi v. Watson, 875 F.3d 636（Fed. Cir. 2017））	★
2010.11 CAFC, 633 F.3d 1042 AstraZeneca v. Apotex	特許は 1 日 1 回の吸入投与に係る。承認ラベルは 1 日 2 回の投与を記載する一方、喘息が安定した後は最低有効量へ徐々に減量するよう指示していた。製剤の含量は 2 mL バイアル当たり 0.25 mg 又は 0.5 mg であり、指示に従った減量が一部の患者について 1 日 1 回投与を必然的に導くと判断された。CAFC は誘引侵害の本案勝訴の蓋然性を認めた仮差止命令を維持した。⇒一定割合の直接侵害者を「necessarily lead」すれば足り、100%侵害用途で使われることは要件でない。何%で誘引侵害？	★
1998.08 CAFC, 152 F.3d 1342 Johns Hopkins University v. CellPro	医療機器の宣伝・広告等による§ 271(b)の誘引侵害を認めた。特許を知りながら、機器を用いれば特許発明の純度水準を達成できる旨を宣伝していた。比較例：GlaxoSmithKline v. Teva の 2020 年判決は 2021 年の再審理判決に置き換えられた。後者は、ラベルには特許用途がなお残り、特許用途の除外が不完全であったとする陪審認定を支持し、ラベルの具体的記載、先発品と同等である旨の広報等を総合して誘引の評決を支持した。≒日本の知財高判平成 17 年（ネ）第 10125 号【シロスタゾール事件（職務発明の対価請求訴訟）】＜佐藤＞	○

事件	判断・比較	評価
2003.01 CAFC, 316 F.3d 1348 Warner-Lambert v. Apotex	化合物及び承認用途（てんかん治療）の特許が満了しても、別の未承認用途（神経変性疾患治療）の方法特許は残っていた。承認申請の対象が特許のない承認用途であるため、§ 271(e)(2)の侵害は成立しないとした。（※物が同一である医薬品特有の判決か？） 傍論として、原告の主張する特許用途への適応外使用割合 2.1%（原告の試算では 5,000 万ドル）という事情だけでは§ 271(b)の誘引意図は認められないとした。相当な非侵害用途があり、46 件に 1 件未満の使用が侵害用途である場合、使用者の一部が侵害する可能性の認識だけから意図を推認できない。判決は、本件の証拠関係では、直接証拠なしにその割合だけから誘引意図を推認することも否定することもできないと述べた。	★ ★ ★
2003.03 CAFC, 324 F.3d 1322 Allergan v. Alcon	承認用途は眼圧低下、特許に係る未承認用途は視神経保護・神経保護であった。Warner-Lambert の先例に従い、Alcon が FDA に特許用途の承認を求めていないため、§ 271(e)(2)の侵害は成立しないとした。多数意見は§ 271(b)の誘引侵害の成否を判断していない。ANDA 提出による§ 271(e)(2)の責任がなくても、承認後の実際の行為について§ 271(b)が問題となる余地はある。	△

【米国】1998CAFC (152 F.3d 1342) Johns Hopkins University v. Cellpro

Ameblo 元投稿日：2024-01-21

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12837407942.html

【米国】1998CAFC (152 F.3d 1342) Johns Hopkins University v. Cellpro

医療機器の宣伝・広告で、誘引侵害成立。

特許発明を知りながら、被告機器を使えば特許発明に係る純度を実現できると謳っていた。

≒CAFC 2021 GlaxoSmithKline v. Teva（再審理判決。特許用途の除外は不完全で、ラベルに特許用途が残っており、同等品との表示を含む販促資料等も踏まえて誘引侵害の評決を支持した。）

https://law.justia.com/cases/federal/appellate-courts/F3/152/1342/543785/

2016.12 CAFC (843 F.3d 1315) Power Integrations v. Fairchild Semiconductor	誘引侵害には、＜1＞誘引者と直接侵害者（被誘引者）との間で意思疎通（successful communication）が必要である。＋＜2＞特許権侵害行為を放置するという不作為では足りず、第三者（直接侵害者（被誘引者））の実施行為に影響を与える積極的な行為（Affirmative act）が必要である。 ⇒米国にテクニカルサポートセンターを設置したことに加え、顧客が米国販売代理店を見つけることを可能にし、標準約款で米国特許の侵害に対するクレームから顧客を補償していた。⇒米国市場をターゲットとしたものであり、誘引侵害成立。271(b)	★
2018.11 CAFC (909 F.3d 398) Enplas Display v. Seoul Semiconductor	米国外でレンズ販売⇒照明装置に係る米国特許の誘引侵害成立。271(b) 被疑侵害者の世界市場シェアが５０％を有しており、被疑侵害者の顧客が米国でも最終製品（テレビ）を販売していることを知っていた以上、「specific intent to induce infringement」を認めた。	★
2015.05 CAFC (785 F.3d 625) Takeda v. West-Ward Pharm ⇒誘引侵害不成立 271(b)	被疑侵害者（製薬メーカー）が被疑侵害医薬品の侵害用途を知っていたとしても、そのラベルが曖昧で（vague）、必然的に医師が特許発明の用途で処方するわけではない場合には、誘引侵害の意図は認められない。271(b) Arthrocare v. Smith&Nephew 406 F.3d 1365 (Fed. Cir. 2005)事件では、ラベルが特許権侵害を「必然的に導く（necessarily lead）」ものであったから、事案が異なる。（一般論はその後も同じ。Sanofi v. Watson 875 F.3d 636 (Fed. Cir. 2017)）	★
2010.11 CAFC (633 F.3d 1042) AstraZeneca v. Apotex	特許発明は１日１回の処方。被告が承認を得たラベルには１日２回の処方と記載されていたが、喘息が安定したら服用量を徐々に減らすことが推奨されていた。被告医薬品は濃度 0.25mg と 0.5mg しかなかった。医師や患者がラベルの推奨通り服用量を減らすと１日１回服用する者も現れる。⇒治療方法の特許発明の誘引侵害成立。271(b) ⇒一定割合の直接侵害者を「necessarily lead」すれば足り、100%侵害用途で使われることは要件でない。何%で誘引侵害？	★
1998.08 CAFC (152 F.3d 1342) Johns Hopkins University v. Cellpro	医療機器の宣伝・広告で、誘引侵害成立。271(b) ⇒特許発明を知りながら、被告機器を使えば特許発明の純化率を実現できると唱っていた。 ≒CAFC 2020.10 Glaxosmithkline v. Teva（ラベルに特許用途が明記されていなかったが、同等品であると記載されていた。） ＝日本の知財高判平成 17 年(ネ)第 10125 号【シロスタゾール事件（職務発明の対価請求訴訟）】＜佐藤＞	○
2003.01 CAFC（316 F.3d 1348） Warner-Lambert v. Apotex	存続期間満了後の OFF-LABEL USE⇒271(e)(2)不成立（※物が同一である医薬品特有の判決か？） ＜傍論＞特許発明用途の OFF-LABEL USE に 2.1%（5000 万ドル）使われても、誘引侵害不成立。271(b) ⇒特に、製品に非侵害用途が相当程度ある場合、被告がその製品の一部のユーザーが特許を侵害している可能性があることを実際に知っていたとしても、侵害を誘引する意図（intent）を推論することはできない。gabapentinのように、ある製品に多くの用途があり、侵害する用途に用いられる製品販売が46件に1件以下である場合は、直接的な証拠がない限り、Apotex社の意図（intent）を推論することも推論しないこともできない。	★ ★ ★
2003.03 CAFC（324 F.3d 1322） Allergan v. Alcon	特許発明とは別用途の OFF-LABEL USE⇒271(e)(2)不成立（※特許発明は緑内障。被疑侵害者の商品は眼圧低下。） Warner-Lambert の先例に基づき、FDA に特許発明の用途で承認を求めていないことから、被告 Alcon 有利な略式判決。（多数意見は 271(b)の誘引侵害を検討していない。271(e)(2)をクリアしても、ANDA 承認後 271(b)が更に争われる。）	△

（注）上図の第１行（Power Integrations v. Fairchild Semiconductor）の「誘引侵害成立。271(b)」について、CAFC は、陪審説示の誤りを理由に、35 U.S.C. § 271(b)の誘引侵害評決を取り消して差し戻した（下表参照）。

（上図の内容を校訂者が転記・訂正したもの）

米国誘引侵害の裁判例

事件	判断・比較	評価
2016.12 CAFC, 843 F.3d 1315 Power Integrations v. Fairchild Semiconductor	誘引には、誘引者から直接侵害者への意思伝達（successful communication）と、直接侵害に結び付く積極的行為（affirmative act）が必要であり、侵害を放置するだけでは足りない。米国の技術支援拠点、顧客による米国販売代理店の探索支援、米国特許の侵害請求に対する補償等は、米国市場を対象とする誘引意図を認定し得る証拠とされた。ただし、CAFC は陪審説示の誤りを理由に、35 U.S.C. § 271(b)の誘引侵害評決を取り消して差し戻した。	★

事件	判断・比較	評価
2018.11 CAFC, 909 F.3d 398 Enplas Display Device v. Seoul Semiconductor	国外で販売されたレンズを用いた米国内の照明装置について、§ 271(b)の誘引侵害を認めた。世界市場シェア約 50%、顧客の最終製品であるテレビが米国でも販売されることの認識に加え、特許権者との共同開発の経緯、米国で発見された侵害製品の通知、侵害する構成を推奨する製品仕様書の顧客への提供等を総合し、侵害を誘引する具体的意図（specific intent to induce infringement）を認め得る証拠があるとした。	★
2015.05 CAFC, 785 F.3d 625 Takeda Pharmaceuticals v. West-Ward Pharmaceutical	仮差止めの段階で、誘引侵害の本案勝訴の蓋然性が立証されていないとして申立ての却下を維持した。製薬会社が侵害用途を知っていても、ラベルの文言が曖昧で、医師を特許用途の処方へ必然的に導くものではない場合、ラベルから誘引意図を推認できるとは限らない。ArthroCare v. Smith & Nephew, 406 F.3d 1365（Fed. Cir. 2005）の使用指示等とは事案を区別した。（一般論はその後も同じ。Sanofi v. Watson, 875 F.3d 636（Fed. Cir. 2017））	★
2010.11 CAFC, 633 F.3d 1042 AstraZeneca v. Apotex	特許は 1 日 1 回の吸入投与に係る。承認ラベルは 1 日 2 回の投与を記載する一方、喘息が安定した後は最低有効量へ徐々に減量するよう指示していた。製剤の含量は 2 mL バイアル当たり 0.25 mg 又は 0.5 mg であり、指示に従った減量が一部の患者について 1 日 1 回投与を必然的に導くと判断された。CAFC は誘引侵害の本案勝訴の蓋然性を認めた仮差止命令を維持した。⇒一定割合の直接侵害者を「necessarily lead」すれば足り、100%侵害用途で使われることは要件でない。何%で誘引侵害？	★
1998.08 CAFC, 152 F.3d 1342 Johns Hopkins University v. CellPro	医療機器の宣伝・広告等による§ 271(b)の誘引侵害を認めた。特許を知りながら、機器を用いれば特許発明の純度水準を達成できる旨を宣伝していた。比較例：GlaxoSmithKline v. Teva の 2020 年判決は 2021 年の再審理判決に置き換えられた。後者は、ラベルには特許用途がなお残り、特許用途の除外が不完全であったとする陪審認定を支持し、ラベルの具体的記載、先発品と同等である旨の広報等を総合して誘引の評決を支持した。≒日本の知財高判平成 17 年（ネ）第 10125 号【シロスタゾール事件（職務発明の対価請求訴訟）】＜佐藤＞	○
2003.01 CAFC, 316 F.3d 1348 Warner-Lambert v. Apotex	化合物及び承認用途（てんかん治療）の特許が満了しても、別の未承認用途（神経変性疾患治療）の方法特許は残っていた。承認申請の対象が特許のない承認用途であるため、§ 271(e)(2)の侵害は成立しないとした。（※物が同一である医薬品特有の判決か？） 傍論として、原告の主張する特許用途への適応外使用割合 2.1%（原告の試算では 5,000 万ドル）という事情だけでは§ 271(b)の誘引意図は認められないとした。相当な非侵害用途があり、46 件に 1 件未満の使用が侵害用途である場合、使用者の一部が侵害する可能性の認識だけから意図を推認できない。判決は、本件の証拠関係では、直接証拠なしにその割合だけから誘引意図を推認することも否定することもできないと述べた。	★ ★ ★
2003.03 CAFC, 324 F.3d 1322 Allergan v. Alcon	承認用途は眼圧低下、特許に係る未承認用途は視神経保護・神経保護であった。Warner-Lambert の先例に従い、Alcon が FDA に特許用途の承認を求めていないため、§ 271(e)(2)の侵害は成立しないとした。多数意見は§ 271(b)の誘引侵害の成否を判断していない。ANDA 提出による§ 271(e)(2)の責任がなくても、承認後の実際の行為について§ 271(b)が問題となる余地はある。	△

【米国】2003CAFC(316 F.3d 1348) Warner v. Apotex

Ameblo 元投稿日：2024-01-21

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12837408488.html

【米国】2003CAFC(316 F.3d 1348) Warner-Lambert v. Apotex

271(e)(2)不成立

+

＜傍論＞裁判所は、特許用途に係る使用が２．１％で、その売上げが５０００万ドルに当たるとの原告の試算が正しいと仮定しても、その事情だけでは、本件のように適法用途も存在する医薬品について誘引侵害を認めるには足りないとした。

*侵害用途に用いられる販売が 46 件に 1 件未満

本件の証拠関係に即した判断であり、間接証拠による誘引の意図の認定を一般に排除したものではない。

https://www.law.uh.edu/faculty/gvetter3/fcplc/CaseFiles/2003/PDF/Warner-Lambert%20v.%20Apotex,%2002-1073%20(Fed.%20Cir.%20Jan%202003).pdf

2016.12 CAFC (843 F.3d 1315) Power Integrations v. Fairchild Semiconductor	誘引侵害には、＜１＞誘印者と直接侵害者（被誘引者）との間で意思疎通（successful communication）が必要である。＋＜２＞特許権侵害行為を放置するという不作為では足りず、第三者（直接侵害者（被誘引者））の実施行為に影響を与える積極的な行為（Affirmative act）が必要である。 ⇒米国にテクニカルサポートセンターを設置したことに加え、顧客が米国販売代理店を見つけることを可能にし、標準約款で米国特許の侵害に対するクレームから顧客を補償していた。⇒米国市場をターゲットとしたものであり、誘引侵害成立。271(b)	★
2018.11 CAFC (909 F.3d 398) Enplas Display v. Seoul Semiconductor	米国外でレンズ販売⇒照明装置に係る米国特許の誘引侵害成立。271(b) 被疑侵害者の世界市場シェアが５０％を有しており、被疑侵害者の顧客が米国でも最終製品（テレビ）を販売していることを知っていた以上、「specific intent to induce infringement」を認めた。	★
2015.05 CAFC (785 F.3d 625) Takeda v. West-Ward Pharm ⇒誘引侵害不成立 271(b)	被疑侵害者（製薬メーカー）が被疑侵害医薬品の侵害用途を知っていたとしても、そのラベルが曖昧で（vague）、必然的に医師が特許発明の用途で処方するわけではない場合には、誘引侵害の意図は認められない。271(b) Arthrocare v. Smith&Nephew 406 F.3d 1365 (Fed. Cir. 2005)事件では、ラベルが特許権侵害を「必然的に導く（necessarily lead）」ものであったから、事案が異なる。（一般論はその後も同じ。Sanofi v. Watson 875 F.3d 636 (Fed. Cir. 2017)）	★
2010.11 CAFC (633 F.3d 1042) AstraZeneca v. Apotex	特許発明は１日１回の処方。被告が承認を得たラベルには１日２回の処方と記載されていたが、喘息が安定したら服用量を徐々に減らすことが推奨されていた。被告医薬品は濃度 0.25mg と 0.5mg しかなかった。医師や患者がラベルの推奨通り服用量を減らすと１日１回服用する者も現れる。⇒治療方法の特許発明の誘引侵害成立。271(b) ⇒一定割合の直接侵害者を「necessarily lead」すれば足り、100%侵害用途で使われることは要件でない。何%で誘引侵害？	★
1998.08 CAFC (152 F.3d 1342) Johns Hopkins University v. Cellpro	医療機器の宣伝・広告で、誘引侵害成立。271(b) ⇒特許発明を知りながら、被告機器を使えば特許発明の純化率を実現できると唱っていた。 ≒CAFC 2020.10 Glaxosmithkline v. Teva（ラベルに特許用途が明記されていなかったが、同等品であると記載されていた。） ＝日本の知財高判平成 17 年(ネ)第 10125 号【シロスタゾール事件（職務発明の対価請求訴訟）】＜佐藤＞	○
2003.01 CAFC（316 F.3d 1348） Warner-Lambert v. Apotex	存続期間満了後の OFF-LABEL USE⇒271(e)(2)不成立（※物が同一である医薬品特有の判決か？） ＜傍論＞特許発明用途の OFF-LABEL USE に 2.1%（5000 万ドル）使われても、誘引侵害不成立。271(b) ⇒特に、製品に非侵害用途が相当程度ある場合、被告がその製品の一部のユーザーが特許を侵害している可能性があることを実際に知っていたとしても、侵害を誘引する意図（intent）を推論することはできない。gabapentinのように、ある製品に多くの用途があり、侵害する用途に用いられる製品販売が46件に1件以下である場合は、直接的な証拠がない限り、Apotex社の意図（intent）を推論することも推論しないこともできない。	★ ★ ★
2003.03 CAFC（324 F.3d 1322） Allergan v. Alcon	特許発明とは別用途の OFF-LABEL USE⇒271(e)(2)不成立（※特許発明は緑内障。被疑侵害者の商品は眼圧低下。） Warner-Lambert の先例に基づき、FDA に特許発明の用途で承認を求めていないことから、被告 Alcon 有利な略式判決。（多数意見は 271(b)の誘引侵害を検討していない。271(e)(2)をクリアしても、ANDA 承認後 271(b)が更に争われる。）	△

（注）上図の第１行（Power Integrations v. Fairchild Semiconductor）の「誘引侵害成立。271(b)」について、CAFC は、陪審説示の誤りを理由に、35 U.S.C. § 271(b)の誘引侵害評決を取り消して差し戻した（下表参照）。

（上図の内容を校訂者が転記・訂正したもの）

米国誘引侵害の裁判例

事件	判断・比較	評価
2016.12 CAFC, 843 F.3d 1315 Power Integrations v. Fairchild Semiconductor	誘引には、誘引者から直接侵害者への意思伝達（successful communication）と、直接侵害に結び付く積極的行為（affirmative act）が必要であり、侵害を放置するだけでは足りない。米国の技術支援拠点、顧客による米国販売代理店の探索支援、米国特許の侵害請求に対する補償等は、米国市場を対象とする誘引意図を認定し得る証拠とされた。ただし、CAFC は陪審説示の誤りを理由に、35 U.S.C. § 271(b)の誘引侵害評決を取り消して差し戻した。	★
2018.11 CAFC, 909 F.3d 398 Enplas Display Device v. Seoul Semiconductor	国外で販売されたレンズを用いた米国内の照明装置について、§ 271(b)の誘引侵害を認めた。世界市場シェア約 50%、顧客の最終製品であるテレビが米国でも販売されることの認識に加え、特許権者との共同開発の経緯、米国で発見された侵害製品の通知、侵害する構成を推奨する製品仕様書の顧客への提供等を総合し、侵害を誘引する具体的意図（specific intent to induce infringement）を認め得る証拠があるとした。	★
2015.05 CAFC, 785 F.3d 625 Takeda Pharmaceuticals v. West-Ward Pharmaceutical	仮差止めの段階で、誘引侵害の本案勝訴の蓋然性が立証されていないとして申立ての却下を維持した。製薬会社が侵害用途を知っていても、ラベルの文言が曖昧で、医師を特許用途の処方へ必然的に導くものではない場合、ラベルから誘引意図を推認できるとは限らない。ArthroCare v. Smith & Nephew, 406 F.3d 1365（Fed. Cir. 2005）の使用指示等とは事案を区別した。（一般論はその後も同じ。Sanofi v. Watson, 875 F.3d 636（Fed. Cir. 2017））	★
2010.11 CAFC, 633 F.3d 1042 AstraZeneca v. Apotex	特許は 1 日 1 回の吸入投与に係る。承認ラベルは 1 日 2 回の投与を記載する一方、喘息が安定した後は最低有効量へ徐々に減量するよう指示していた。製剤の含量は 2 mL バイアル当たり 0.25 mg 又は 0.5 mg であり、指示に従った減量が一部の患者について 1 日 1 回投与を必然的に導くと判断された。CAFC は誘引侵害の本案勝訴の蓋然性を認めた仮差止命令を維持した。⇒一定割合の直接侵害者を「necessarily lead」すれば足り、100%侵害用途で使われることは要件でない。何%で誘引侵害？	★
1998.08 CAFC, 152 F.3d 1342 Johns Hopkins University v. CellPro	医療機器の宣伝・広告等による§ 271(b)の誘引侵害を認めた。特許を知りながら、機器を用いれば特許発明の純度水準を達成できる旨を宣伝していた。比較例：GlaxoSmithKline v. Teva の 2020 年判決は 2021 年の再審理判決に置き換えられた。後者は、ラベルには特許用途がなお残り、特許用途の除外が不完全であったとする陪審認定を支持し、ラベルの具体的記載、先発品と同等である旨の広報等を総合して誘引の評決を支持した。≒日本の知財高判平成 17 年（ネ）第 10125 号【シロスタゾール事件（職務発明の対価請求訴訟）】＜佐藤＞	○

事件	判断・比較	評価
2003.01 CAFC, 316 F.3d 1348 Warner-Lambert v. Apotex	化合物及び承認用途（てんかん治療）の特許が満了しても、別の未承認用途（神経変性疾患治療）の方法特許は残っていた。承認申請の対象が特許のない承認用途であるため、§ 271(e)(2)の侵害は成立しないとした。（※物が同一である医薬品特有の判決か？） 傍論として、原告の主張する特許用途への適応外使用割合 2.1%（原告の試算では 5,000 万ドル）という事情だけでは§ 271(b)の誘引意図は認められないとした。相当な非侵害用途があり、46 件に 1 件未満の使用が侵害用途である場合、使用者の一部が侵害する可能性の認識だけから意図を推認できない。判決は、本件の証拠関係では、直接証拠なしにその割合だけから誘引意図を推認することも否定することもできないと述べた。	★ ★ ★
2003.03 CAFC, 324 F.3d 1322 Allergan v. Alcon	承認用途は眼圧低下、特許に係る未承認用途は視神経保護・神経保護であった。Warner-Lambert の先例に従い、Alcon が FDA に特許用途の承認を求めていないため、§ 271(e)(2)の侵害は成立しないとした。多数意見は § 271(b)の誘引侵害の成否を判断していない。ANDA 提出による§ 271(e)(2)の責任がなくても、承認後の実際の行為について§ 271(b)が問題となる余地はある。	△

【米国】2003CAFC（324 F.3d 1322）Allergan v. Alcon

Ameblo 元投稿日：2024-01-22

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12837545279.html

【米国】2003CAFC（324 F.3d 1322）Allergan v. Alcon

承認用途は眼圧低下であり、特許用途である視神経保護・神経保護は未承認用途（OFF-LABEL USE）であった。

⇒271(e)(2)不成立

Warner-Lambert の先例拘束性

※多数意見は、271(b)の誘引侵害を検討していない。

271(e)(2)をクリアしても、ANDA 承認後 271(b)が更に争われる。

https://law.justia.com/cases/federal/appellate-courts/F3/324/1322/577219/

2016.12 CAFC (843 F.3d 1315) Power Integrations v. Fairchild Semiconductor	誘引侵害には、＜１＞誘印者と直接侵害者（被誘引者）との間で意思疎通（successful communication）が必要である。＋＜２＞特許権侵害行為を放置するという不作為では足りず、第三者（直接侵害者（被誘引者））の実施行為に影響を与える積極的な行為（Affirmative act）が必要である。 ⇒米国にテクニカルサポートセンターを設置したことに加え、顧客が米国販売代理店を見つけることを可能にし、標準約款で米国特許の侵害に対するクレームから顧客を補償していた。⇒米国市場をターゲットとしたものであり、誘引侵害成立。271(b)	★
2018.11 CAFC (909 F.3d 398) Enplas Display v. Seoul Semiconductor	米国外でレンズ販売⇒照明装置に係る米国特許の誘引侵害成立。271(b) 被疑侵害者の世界市場シェアが５０％を有しており、被疑侵害者の顧客が米国でも最終製品（テレビ）を販売していることを知っていた以上、「specific intent to induce infringement」を認めた。	★
2015.05 CAFC (785 F.3d 625) Takeda v. West-Ward Pharm ⇒誘引侵害不成立 271(b)	被疑侵害者（製薬メーカー）が被疑侵害医薬品の侵害用途を知っていたとしても、そのラベルが曖昧で（vague）、必然的に医師が特許発明の用途で処方するわけではない場合には、誘引侵害の意図は認められない。271(b) Arthrocare v. Smith&Nephew 406 F.3d 1365 (Fed. Cir. 2005)事件では、ラベルが特許権侵害を「必然的に導く(necessarily lead)」ものであったから、事案が異なる。（一般論はその後も同じ。Sanofi v. Watson 875 F.3d 636 (Fed. Cir. 2017)）	★
2010.11 CAFC (633 F.3d 1042) AstraZeneca v. Apotex	特許発明は１日１回の処方。被告が承認を得たラベルには１日２回の処方と記載されていたが、喘息が安定したら服用量を徐々に減らすことが推奨されていた。被告医薬品は濃度 0.25mg と 0.5mg しかなかった。医師や患者がラベルの推奨通り服用量を減らすと１日１回服用する者も現れる。⇒治療方法の特許発明の誘引侵害成立。271(b) ⇒一定割合の直接侵害者を「necessarily lead」すれば足り、100%侵害用途で使われることは要件でない。何%で誘引侵害？	★
1998.08 CAFC (152 F.3d 1342) Johns Hopkins University v. Cellpro	医療機器の宣伝・広告で、誘引侵害成立。271(b) ⇒特許発明を知りながら、被告機器を使えば特許発明の純化率を実現できると唱っていた。 ≒CAFC 2020.10 Glaxosmithkline v. Teva（ラベルに特許用途が明記されていなかったが、同等品であると記載されていた。） ＝日本の知財高判平成 17 年(ネ)第 10125 号【シロスタゾール事件（職務発明の対価請求訴訟）】＜佐藤＞	○
2003.01 CAFC（316 F.3d 1348） Warner-Lambert v. Apotex	存続期間満了後の OFF-LABEL USE⇒271(e)(2)不成立（※物が同一である医薬品特有の判決か？） ＜傍論＞特許発明用途の OFF-LABEL USE に 2.1%（5000 万ドル）使われても、誘引侵害不成立。271(b) ⇒特に、製品に非侵害用途が相当程度ある場合、被告がその製品の一部のユーザーが特許を侵害している可能性があることを実際に知っていたとしても、侵害を誘引する意図（intent）を推論することはできない。gabapentinのように、ある製品に多くの用途があり、侵害する用途に用いられる製品販売が46件に1件以下である場合は、直接的な証拠がない限り、Apotex社の意図（intent）を推論することも推論しないこともできない。	★ ★ ★
2003.03 CAFC（324 F.3d 1322） Allergan v. Alcon	特許発明とは別用途の OFF-LABEL USE⇒271(e)(2)不成立（※特許発明は緑内障。被疑侵害者の商品は眼圧低下。） Warner-Lambert の先例に基づき、FDA に特許発明の用途で承認を求めていないことから、被告 Alcon 有利な略式判決。 （多数意見は 271(b)の誘引侵害を検討していない。271(e)(2)をクリアしても、ANDA 承認後 271(b)が更に争われる。）	△

（注）上図の第１行（Power Integrations v. Fairchild Semiconductor）の「誘引侵害成立。271(b)」について、CAFC は、陪審説示の誤りを理由に、35 U.S.C. § 271(b)の誘引侵害評決を取り消して差し戻した（下表参照）。

（上図の内容を校訂者が転記・訂正したもの）

米国誘引侵害の裁判例

事件	判断・比較	評価
2016.12 CAFC, 843 F.3d 1315 Power Integrations v. Fairchild Semiconductor	誘引には、誘引者から直接侵害者への意思伝達（successful communication）と、直接侵害に結び付く積極的行為（affirmative act）が必要であり、侵害を放置するだけでは足りない。米国の技術支援拠点、顧客による米国販売代理店の探索支援、米国特許の侵害請求に対する補償等は、米国市場を対象とする誘引意図を認定し得る証拠とされた。ただし、CAFC は陪審説示の誤りを理由に、35 U.S.C. § 271(b)の誘引侵害評決を取り消して差し戻した。	★
2018.11 CAFC, 909 F.3d 398 Enplas Display Device v. Seoul Semiconductor	国外で販売されたレンズを用いた米国内の照明装置について、§ 271(b)の誘引侵害を認めた。世界市場シェア約 50%、顧客の最終製品であるテレビが米国でも販売されることの認識に加え、特許権者との共同開発の経緯、米国で発見された侵害製品の通知、侵害する構成を推奨する製品仕様書の顧客への提供等を総合し、侵害を誘引する具体的意図（specific intent to induce infringement）を認め得る証拠があるとした。	★
2015.05 CAFC, 785 F.3d 625 Takeda Pharmaceuticals v. West-Ward Pharmaceutical	仮差止めの段階で、誘引侵害の本案勝訴の蓋然性が立証されていないとして申立ての却下を維持した。製薬会社が侵害用途を知っていても、ラベルの文言が曖昧で、医師を特許用途の処方へ必然的に導くものではない場合、ラベルから誘引意図を推認できるとは限らない。ArthroCare v. Smith & Nephew, 406 F.3d 1365（Fed. Cir. 2005）の使用指示等とは事案を区別した。（一般論はその後も同じ。Sanofi v. Watson, 875 F.3d 636（Fed. Cir. 2017））	★
2010.11 CAFC, 633 F.3d 1042 AstraZeneca v. Apotex	特許は 1 日 1 回の吸入投与に係る。承認ラベルは 1 日 2 回の投与を記載する一方、喘息が安定した後は最低有効量へ徐々に減量するよう指示していた。製剤の含量は 2 mL バイアル当たり 0.25 mg 又は 0.5 mg であり、指示に従った減量が一部の患者について 1 日 1 回投与を必然的に導くと判断された。CAFC は誘引侵害の本案勝訴の蓋然性を認めた仮差止命令を維持した。⇒一定割合の直接侵害者を「necessarily lead」すれば足り、100%侵害用途で使われることは要件でない。何%で誘引侵害？	★
1998.08 CAFC, 152 F.3d 1342 Johns Hopkins University v. CellPro	医療機器の宣伝・広告等による§ 271(b)の誘引侵害を認めた。特許を知りながら、機器を用いれば特許発明の純度水準を達成できる旨を宣伝していた。比較例：GlaxoSmithKline v. Teva の 2020 年判決は 2021 年の再審理判決に置き換えられた。後者は、ラベルには特許用途がなお残り、特許用途の除外が不完全であったとする陪審認定を支持し、ラベルの具体的記載、先発品と同等である旨の広報等を総合して誘引の評決を支持した。≒日本の知財高判平成 17 年（ネ）第 10125 号【シロスタゾール事件（職務発明の対価請求訴訟）】＜佐藤＞	○

事件	判断・比較	評価
2003.01 CAFC, 316 F.3d 1348 Warner-Lambert v. Apotex	化合物及び承認用途（てんかん治療）の特許が満了しても、別の未承認用途（神経変性疾患治療）の方法特許は残っていた。承認申請の対象が特許のない承認用途であるため、§ 271(e)(2)の侵害は成立しないとした。（※物が同一である医薬品特有の判決か？） 傍論として、原告の主張する特許用途への適応外使用割合 2.1%（原告の試算では 5,000 万ドル）という事情だけでは§ 271(b)の誘引意図は認められないとした。相当な非侵害用途があり、46 件に 1 件未満の使用が侵害用途である場合、使用者の一部が侵害する可能性の認識だけから意図を推認できない。判決は、本件の証拠関係では、直接証拠なしにその割合だけから誘引意図を推認することも否定することもできないと述べた。	★ ★ ★
2003.03 CAFC, 324 F.3d 1322 Allergan v. Alcon	承認用途は眼圧低下、特許に係る未承認用途は視神経保護・神経保護であった。Warner-Lambert の先例に従い、Alcon が FDA に特許用途の承認を求めていないため、§ 271(e)(2)の侵害は成立しないとした。多数意見は§ 271(b)の誘引侵害の成否を判断していない。ANDA 提出による§ 271(e)(2)の責任がなくても、承認後の実際の行為について§ 271(b)が問題となる余地はある。	△

【新着 YouTube 動画】【特許】パラメータ発明の進歩性（2023 年 JAFBIC 講演２時間のうち 30 分）

Ameblo 元投稿日：2024-01-22

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12837589112.html

【新着 YouTube 動画】

【特許】パラメータ発明の進歩性（2023 年 JAFBIC 講演２時間のうち 30 分）

課題とパラメータの相関が分水嶺

押さえるべき裁判例と共に

ロジックの組み立て方を徹底解説

*数値限定/パラメータ発明以外にも通用する考え方

⇒「設計事項」となる類型別の考察!!

https://www.youtube.com/watch?v=xqcalGBpzmk&t=1s

【米国】誘引侵害～Willful blindness 成立事例

Ameblo 元投稿日：2024-01-23

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12837683662.html

【米国】誘引侵害～Willful blindness 成立事例

最高裁 Global-Tech

⇒模造した事実を鑑定者に伝えなかった。

Smith&Nephew v. Arthrex, 502 F. App'x 945 (CAFC 2013)

⇒特許と対比しなかった。

Global Traffic v. Morgan, 620 F. App'x 895 (CAFC 2015)

⇒特許の内容を確認しなかった。

https://www.youtube.com/watch?v=ITAuaHAXYDw

2016.12 CAFC (843 F.3d 1315) Power Integrations v. Fairchild Semiconductor	誘引侵害には、＜１＞誘印者と直接侵害者（被誘引者）との間で意思疎通（successful communication）が必要である。＋ ＜２＞特許権侵害行為を放置するという不作為では足りず、第三者（直接侵害者（被誘引者））の実施行為に影響を与える積極的な行為（Affirmative act）が必要である。 ⇒米国にテクニカルサポートセンターを設置したことに加え、顧客が米国販売代理店を見つけることを可能にし、標準約款で米国特許の侵害に対するクレームから顧客を補償していた。⇒米国市場をターゲットとしたものであり、誘引侵害成立。271(b)	★
2018.11 CAFC (909 F.3d 398) Enplas Display v. Seoul Semiconductor	米国外でレンズ販売⇒照明装置に係る米国特許の誘引侵害成立。271(b) 被疑侵害者の世界市場シェアが５０％を有しており、被疑侵害者の顧客が米国でも最終製品（テレビ）を販売していることを知っていた以上、「specific intent to induce infringement」を認めた。	★
2015.05 CAFC (785 F.3d 625) Takeda v. West-Ward Pharm ⇒誘引侵害不成立 271(b)	被疑侵害者（製薬メーカー）が被疑侵害医薬品の侵害用途を知っていたとしても、そのラベルが曖昧で（vague）、必然的に医師が特許発明の用途で処方するわけではない場合には、誘引侵害の意図は認められない。271(b) Arthrocare v. Smith&Nephew 406 F.3d 1365 (Fed. Cir. 2005)事件では、ラベルが特許権侵害を「必然的に導く(necessarily lead)」ものであったから、事案が異なる。（一般論はその後も同じ。Sanofi v. Watson 875 F.3d 636 (Fed. Cir. 2017)）	★
2010.11 CAFC (633 F.3d 1042) AstraZeneca v. Apotex	特許発明は１日１回の処方。被告が承認を得たラベルには１日２回の処方と記載されていたが、喘息が安定したら服用量を徐々に減らすことが推奨されていた。被告医薬品は濃度 0.25mg と 0.5mg しかなかった。医師や患者がラベルの推奨通り服用量を減らすと１日１回服用する者も現れる。⇒治療方法の特許発明の誘引侵害成立。271(b) ⇒一定割合の直接侵害者を「necessarily lead」すれば足り、100%侵害用途で使われることは要件でない。何%で誘引侵害？	★
1998.08 CAFC (152 F.3d 1342) Johns Hopkins University v. Cellpro	医療機器の宣伝・広告で、誘引侵害成立。271(b) ⇒特許発明を知りながら、被告機器を使えば特許発明の純化率を実現できると唱っていた。 ≒CAFC 2020.10 Glaxosmithkline v. Teva（ラベルに特許用途が明記されていなかったが、同等品であると記載されていた。） ＝日本の知財高判平成 17 年(ネ)第 10125 号【シロスタゾール事件（職務発明の対価請求訴訟）】＜佐藤＞	○
2003.01 CAFC (316 F.3d 1348) Warner-Lambert v. Apotex	存続期間満了後の OFF-LABEL USE⇒271(e)(2)不成立（※物が同一である医薬品特有の判決か？） ＜傍論＞特許発明用途の OFF-LABEL USE に 2.1%（5000 万ドル）使われても、誘引侵害不成立。271(b) ⇒特に、製品に非侵害用途が相当程度ある場合、被告がその製品の一部のユーザーが特許を侵害している可能性があることを実際に知っていたとしても、侵害を誘引する意図（intent）を推論することはできない。gabapentinのように、ある製品に多くの用途があり、侵害する用途に用いられる製品販売が46件に1件以下である場合は、直接的な証拠がない限り、Apotex社の意図（intent）を推論することも推論しないこともできない。	★ ★ ★
2003.03 CAFC (324 F.3d 1322) Allergan v. Alcon	特許発明とは別用途の OFF-LABEL USE⇒271(e)(2)不成立（※特許発明は緑内障。被疑侵害者の商品は眼圧低下。） Warner-Lambert の先例に基づき、FDA に特許発明の用途で承認を求めていないことから、被告 Alcon 有利な略式判決。 （多数意見は 271(b)の誘引侵害を検討していない。271(e)(2)をクリアしても、ANDA 承認後 271(b)が更に争われる。）	△

（注）上図の第１行（Power Integrations v. Fairchild Semiconductor）の「誘引侵害成立。271(b)」について、CAFC は、陪審説示の誤りを理由に、35 U.S.C. § 271(b)の誘引侵害評決を取り消して差し戻した（下表参照）。

（上図の内容を校訂者が転記・訂正したもの）

米国誘引侵害の裁判例

事件	判断・比較	評価
2016.12 CAFC, 843 F.3d 1315 Power Integrations v. Fairchild Semiconductor	誘引には、誘引者から直接侵害者への意思伝達（successful communication）と、直接侵害に結び付く積極的行為（affirmative act）が必要であり、侵害を放置するだけでは足りない。米国の技術支援拠点、顧客による米国販売代理店の探索支援、米国特許の侵害請求に対する補償等は、米国市場を対象とする誘引意図を認定し得る証拠とされた。ただし、CAFC は陪審説示の誤りを理由に、35 U.S.C. § 271(b)の誘引侵害評決を取り消して差し戻した。	★
2018.11 CAFC, 909 F.3d 398 Enplas Display Device v. Seoul Semiconductor	国外で販売されたレンズを用いた米国内の照明装置について、§ 271(b)の誘引侵害を認めた。世界市場シェア約 50%、顧客の最終製品であるテレビが米国でも販売されることの認識に加え、特許権者との共同開発の経緯、米国で発見された侵害製品の通知、侵害する構成を推奨する製品仕様書の顧客への提供等を総合し、侵害を誘引する具体的意図（specific intent to induce infringement）を認め得る証拠があるとした。	★
2015.05 CAFC, 785 F.3d 625 Takeda Pharmaceuticals v. West-Ward Pharmaceutical	仮差止めの段階で、誘引侵害の本案勝訴の蓋然性が立証されていないとして申立ての却下を維持した。製薬会社が侵害用途を知っていても、ラベルの文言が曖昧で、医師を特許用途の処方へ必然的に導くものではない場合、ラベルから誘引意図を推認できるとは限らない。ArthroCare v. Smith & Nephew, 406 F.3d 1365（Fed. Cir. 2005）の使用指示等とは事案を区別した。（一般論はその後も同じ。Sanofi v. Watson, 875 F.3d 636（Fed. Cir. 2017））	★
2010.11 CAFC, 633 F.3d 1042 AstraZeneca v. Apotex	特許は 1 日 1 回の吸入投与に係る。承認ラベルは 1 日 2 回の投与を記載する一方、喘息が安定した後は最低有効量へ徐々に減量するよう指示していた。製剤の含量は 2 mL バイアル当たり 0.25 mg 又は 0.5 mg であり、指示に従った減量が一部の患者について 1 日 1 回投与を必然的に導くと判断された。CAFC は誘引侵害の本案勝訴の蓋然性を認めた仮差止命令を維持した。⇒一定割合の直接侵害者を「necessarily lead」すれば足り、100%侵害用途で使われることは要件でない。何%で誘引侵害？	★
1998.08 CAFC, 152 F.3d 1342 Johns Hopkins University v. CellPro	医療機器の宣伝・広告等による§ 271(b)の誘引侵害を認めた。特許を知りながら、機器を用いれば特許発明の純度水準を達成できる旨を宣伝していた。比較例：GlaxoSmithKline v. Teva の 2020 年判決は 2021 年の再審理判決に置き換えられた。後者は、ラベルには特許用途がなお残り、特許用途の除外が不完全であったとする陪審認定を支持し、ラベルの具体的記載、先発品と同等である旨の広報等を総合して誘引の評決を支持した。≒日本の知財高判平成 17 年（ネ）第 10125 号【シロスタゾール事件（職務発明の対価請求訴訟）】＜佐藤＞	○

事件	判断・比較	評価
2003.01 CAFC, 316 F.3d 1348 Warner-Lambert v. Apotex	化合物及び承認用途（てんかん治療）の特許が満了しても、別の未承認用途（神経変性疾患治療）の方法特許は残っていた。承認申請の対象が特許のない承認用途であるため、§ 271(e)(2)の侵害は成立しないとした。（※物が同一である医薬品特有の判決か？） 傍論として、原告の主張する特許用途への適応外使用割合 2.1%（原告の試算では 5,000 万ドル）という事情だけでは§ 271(b)の誘引意図は認められないとした。相当な非侵害用途があり、46 件に 1 件未満の使用が侵害用途である場合、使用者の一部が侵害する可能性の認識だけから意図を推認できない。判決は、本件の証拠関係では、直接証拠なしにその割合だけから誘引意図を推認することも否定することもできないと述べた。	★ ★ ★
2003.03 CAFC, 324 F.3d 1322 Allergan v. Alcon	承認用途は眼圧低下、特許に係る未承認用途は視神経保護・神経保護であった。Warner-Lambert の先例に従い、Alcon が FDA に特許用途の承認を求めていないため、§ 271(e)(2)の侵害は成立しないとした。多数意見は § 271(b)の誘引侵害の成否を判断していない。ANDA 提出による§ 271(e)(2)の責任がなくても、承認後の実際の行為について§ 271(b)が問題となる余地はある。	△

【不競法/営業秘密】大阪地判平成 28 年(ワ)648

Ameblo 元投稿日：2024-01-24

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12837798528.html

【不競法/営業秘密】大阪地判平成 28 年(ワ)648

「就業規則において顧客情報の開示等を禁止する…など，規範的な管理がなされていた…加え，配置販売業者…にとっての顧客情報の重要性に鑑みれば，従業員らにとっても，それが秘密管理の対象と…容易に理解し得る」

⇒秘密管理性〇

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-87795.pdf

【不競法/営業秘密】知財高判令和１年(ネ)10044＜大鷹＞=東京地判平成 29 年(ワ)29604＜山田＞

Ameblo 元投稿日：2024-01-25

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12837926295.html

【不競法/営業秘密】令和 1 年(ネ)10044＜大鷹＞

=東京地判平成 29 年(ワ)29604＜山田＞

「機密保持規程に基づき，本件技術情報を含む電磁鋼板工場の全設備について…機密性が著しく高い…扱いとし，被告に対しても秘密保持の書面を提出させるなどの秘密管理の努力をしてきている…」

⇒秘密管理性〇

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-89431.pdf

【不競法/営業秘密】知財高判平成 29 年(ネ)10031＜森＞

Ameblo 元投稿日：2024-01-26

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12838055350.html

【不競法/営業秘密】知財高判平成 29 年(ネ)10031＜森＞

「設計木型情報」～就業規則＋誓約書＋通常は従業員が取り扱えないように厳重管理していた。

⇒秘密管理性〇

「取引先受託業者情報」～就業規則のみ,営業秘密の内容を紙その他の媒体に可視化していない。

⇒秘密管理性×

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-87425.pdf

【新着 YouTube 動画】サポート要件（2023 年 12 月 20 日の知財 LAB レクチャーの短縮版）

Ameblo 元投稿日：2024-01-27

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12838172641.html

【新着 YouTube 動画】サポート要件（特許裁判例第 4 版の原稿読み合わせ）知財 LAB で 2023 年 12 月 20 日に開催したレクチャーを編集した短縮版

サポート要件を論点とする裁判例をその要点と共に総ざらい。

過去から最新までこれ一本!!

*動画の最後に、Q&A セッションの録画もあります。

https://www.youtube.com/watch?time_continue=3212&v=AxqzQ1V1BWY&embeds_referring_euri=https%3A%2F%2Ftwitter.com%2F&source_ve_path=MzY4NDIsMjM4NTE&feature=emb_title

【不競法/営業秘密】大阪高判平成 29 年(ネ)442

Ameblo 元投稿日：2024-01-28

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12838304376.html

【不競法/営業秘密】大阪高判平成 29 年(ネ)442

原審：大阪地判平成 27 年(ワ)7288

同じく秘密管理性を認めた別事件：大阪地判平成 25 年(ワ)12149

平成 27 年(ワ)7288 では、他に漏らしてはならない営業上の情報であると認識できたとされた。

本来施錠されたキャビネットに保管するべきものであることを認識しながら，そうしなかったが…

⇒秘密管理性〇

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-87039.pdf

【不競法/営業秘密】大阪地判平成 28 年(ワ)5649

Ameblo 元投稿日：2024-01-29

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12838434437.html

【不競法/営業秘密】大阪地判平成 28 年(ワ)5649

「就業規則でも対象となる秘密を特定しているわけではなく，被告 P1 自身も本件図面データが秘密であるとの認識を有していたとも認められず，他に…営業秘密であることを認識できるようにする措置…ない」

⇒取締役だが秘密管理性×

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-88649.pdf

【契約（特許保証）】大阪地判令和２年(ワ)7001

Ameblo 元投稿日：2024-01-30

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12838571868.html

【契約（特許保証）】大阪地判令和２年(ワ)7001

本件特約「…抵触した場合には、被告の負担と責任において処理解決するものとし、原告会社には損害をかけない」

⇒対抗主張に必要な情報を共有したから、対応義務違反なし。

⇒取引先の取引中止を受けて原告会社が販売事業を断念したのは、最終的には原告会社の経営判断によるとされた。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-92075.pdf

【統計資料】特許権の現存率

Ameblo 元投稿日：2024-01-31

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12838692023.html

【統計資料】特許権の現存率

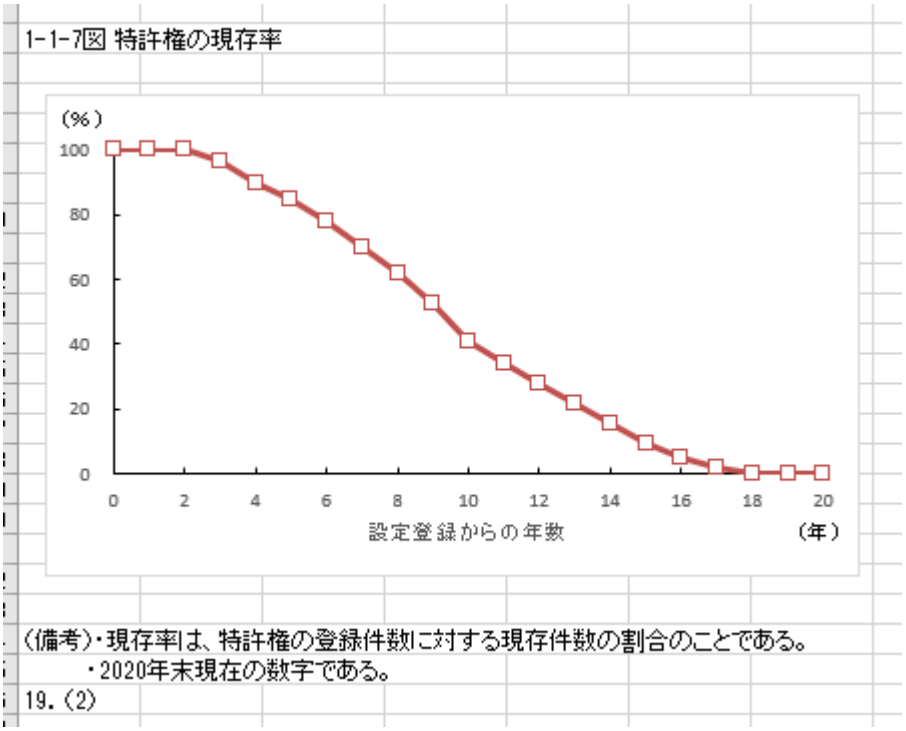
設定から８年で７０%、９年で６４%、１０年で５７%、１１年で４５%、１２年で３５%となっている。

（注）年数は設定登録からの経過年数である。存続期間は特許出願の日から２０年で終了する（特許法６７条１項）ため、設定登録から２０年より前に満了する。

年金が徐々に高額になるため、想定どおりの傾向。

特許整理の判断材料になる。

https://www.e-stat.go.jp/stat-search/file-download?fileKind=2&statInfId=000040077880



【統計】特許権の侵害に関する訴訟における統計（東京地裁・大阪地裁平成 26 年～令和 4 年）

Ameblo 元投稿日：2024-02-01

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12838830485.html

【統計】特許権の侵害に関する訴訟における統計（東京地裁・大阪地裁平成 26 年～令和 4 年）

① 判決・和解合計７４５件のうち、認容判決（一部認容を含む）は１５４件で、約２１％である。判決５１９件に限った認容割合は約３０％である。認容判決１５４件と給付条項のある和解１８１件を合わせると３３５件となり、判決・和解合計の約４５％である。

③ 和解は、差止め/金銭両方なしは 20%だけ

④1 億円以上認容判決 35 件

⑤1 億円以上支払和解 29 件

⑥ 無効の抗弁が判断された場合、無効率 50%

https://www.ip.courts.go.jp/vc-files/ip/2023/2022_sintoukei_H26-r4.pdf

【編集注】列挙番号は出典統計資料の図番号どおりである。①は②（判決の内容）と③（和解の内容）の合算である。

【論稿】不正競争防止法２条１項１号における「混同」と「営業上の利益」の関係性（2023 横山久芳)

Ameblo 元投稿日：2024-02-02

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12838968451.html

【論稿】不正競争防止法 2 条 1 項 1 号における「混同」と「営業上の利益」の関係性（2023、横山久芳教授）

post-sale confusion～将来の商品等の選択に不合理な影響が及ぶおそれがあれば 1 号の適用あり。

ex.)直接取得者は偽物と知っているが、将来の転得者の下で混同を生じる場合。

https://www.jstage.jst.go.jp/article/patentsp/76/29/76_43/_pdf/-char/ja

【論稿】裁判例等から見たノウハウ・営業秘密の法的保護―民事上の救済と刑事罰―（2023、外川英明）

Ameblo 元投稿日：2024-02-05

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12839369111.html

【論稿】裁判例等から見たノウハウ・営業秘密の法的保護―民事上の救済と刑事罰―（2023、外川英明）

「技術情報」は退職者の故意による漏洩が主流。

リバースエンジニアリングが高額、長期間～非公知性は失われない。

不正競争防止法 3 条 2 項に基づく競業会社への就職の差止めは、差止請求権の性質上、解釈論としては認められない模様である（同論稿は、アルミナ長繊維営業秘密事件・大阪地判平成 29 年 10 月 19 日を例に挙げる）。退職時に競業避止義務を明示した秘密保持契約を締結しておく手段については、同論稿は、憲法上の「職業選択の自由」との関係で議論があるとする。

https://www.jstage.jst.go.jp/article/patentsp/76/29/76_107/_pdf/-char/ja

【論稿】限定提供データと AI（2023、林いづみ）

Ameblo 元投稿日：2024-02-06

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12839506662.html

【論稿】限定提供データと AI（2023、林いづみ）

「…指針」令和 4 年 5 月改訂

「業として」事業の遂行/一環であれば OK

「提供」意思だけで OK

「相当蓄積性」投資も考慮できる。

「(秘密として管理されているものを除く)」２つの制度による保護が重複して及ばないことを意味するだけ。

https://www.jstage.jst.go.jp/article/patentsp/76/29/76_131/_pdf/-char/ja

知財高判令和５年(行ケ)10014【ナビゲーション装置】＜東海林＞*クレーム文言を追加して実質的変更

Ameblo 元投稿日：2024-02-07

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12839638977.html

令和５年(行ケ)10014【ナビゲーション装置】＜東海林＞

*クレーム文言を追加して、実質的変更と判断された!!

「地点候補の」との文言を加えることにより、位置情報を取得し得る「地点」についての「制限」をなくし、…発明特定事項の一部を削除するものということができる。

（判旨抜粋）

⑵　訂正事項が実質上特許請求の範囲を変更するものであるか否かについて

ア　特許法１２６条６項は、訂正前の特許請求の範囲には含まれないこととされた発明が訂正後の特許請求の範囲に含まれることとなると、第三者に不測の不利益が生じる恐れがあるため、そうした事態の発生を防ぐ趣旨の規定であるから、同条項の「実質上特許請求の範囲を拡張し、又は変更するもの」であるか否かの判断は、訂正の前後の特許請求の範囲の意義を基準としてされるべきであり、「実質上」の拡張又は変更に当たるかどうかは訂正により第三者に不測の不利益を与えることになるかどうかの観点から決するのが相当である。

イ　本件明細書の用語の解釈

これを本件についてみると、本件訂正の前後を通じ、その請求項１に係る発明において、その特許請求の範囲の記載によれば、地図画面上にシンボルマーク表示される地点候補は、候補抽出手段で抽出された後の「地点候補」である一方、位置情報取得手段により位置情報を取得し得るのは「地点」についてのものであり、その取得し得る「地点」をシンボルマークに対応する「位置」に制限するとするものである。

ところで、明細書の用語は、その有する普通の意味で使用し、かつ明細書及び特許請求の範囲全体を通じて統一して使用することが求められるものであるから（特許法施行規則２４条、様式第２９備考８）、この観点から、以下、本件明細書における用語の意味を検討する。

まず、本件明細書における「地点」については、「経由地等の地点を設定する」（段落【０００３】、【０００４】）、「この従来のナビゲーション装置においては、表示装置に表示される地図画面の中から所望地点の位置情報を取得するものである」（段落【０００５】）、「地図画面上のカーソルで地点を指定することによって対象位置の位置情報を取得する」（段落【００３０】）、「縮尺の大きい地図画面であっても不要な地点を誤って設定してしまうことがない」（段落【００４０】）及び「地図画面上のシンボルマークに対応する地点以外の位置情報を取得できないようにしている」（段落【００４２】）との各記載から、もっぱら地図画面上に表示された地理的範囲の中の任意の場所をいい、シンボルマーク表示のされていないものも含むと解される。

次に、本件明細書における「位置」については、「地点候補をリスト表示してユーザーがその中から地点候補を選択する場合、ユーザーは地図上における地点候補の位置を確認することができない」

（段落【０００３】）及び「こうしてシンボルマークが表示されると、その表示のある間は、位置情報を取得し得る地点がシンボルマークに対応する位置に制限され、他の位置からは位置情報が取得されなくなる。」（段落【０００７】）の各記載のように、「地点の地球上の所在地」を指すものとしても用いられるほか、「車両の現在位置と目的地」（段落【０００２】）及び「人工衛星を利用して車両の位置を測定する」（段落【００２４】）の各記載のように、「車両の現在地」を指すものとしても用いられ、いずれにしても、これらについての地球上の所在地を指すものと解される。

そして、本件明細書における「位置情報」については、「記憶部４１は、現在位置検出部１１から出力される現在位置情報」（段落【００２９】）及び「図５のステップＳ１０１において、表示装置５１に地図画面を表示し、ステップＳ１０２で目的地設定処理によって目的地の位置情報を取得するとともに、つづくステップＳ１０３において、現在位置と目的地の位置情報を基にして経路探索を行い、ステップＳ１０４において、探索した経路を地図画面に表示する。このとき、地図画面上には、例えば、図８に示すように現在位置ｏを示すカーソルｃと目的地ｐを意味するマークが、複数の候補経路とともに表示される。ユーザーはこのとき適宜希望の経路Ｒ１を選択する。」（段落【００３２】）との各記載から明らかなとおり、地図画面上の位置（画面座標）ではなく、現実世界の位置を表す情報と理解される。そのうち、地点についての位置情報をいう場合には、前記「現在位置と目的地の位置情報を基にして」（段落【００３２】）との記載によれば、目的地も含まれることが明らかである。

ウ　本件訂正前の特許請求の範囲請求項１の発明の意義

以上の用語の意味を前提として、本件訂正前の特許請求の範囲請求項１の発明の意義を検討する。

本件明細書における発明の詳細な説明の【課題を解決するための手段】には、「上記の課題を解決する請求項１に記載の発明は、・・・表示手段の地図画面上から対象地点の位置情報を取得する場合には、候補抽出手段によって地点候補が絞り込まれ、抽出された地点候補が地図画面上にシンボルマークで表示される。こうしてシンボルマークが表示されると、その表示のある間は、位置情報を取得し得る地点がシンボルマークに対応する位置に制限され、他の位置からは位置情報が取得されなくなる。」（段落【０００７】）と記載されているところ、この段落【０００７】の「位置情報を取得し得る地点がシンボルマークに対応する位置に制限され、他の位置からは位置情報が取得されなくなる」の記載は、請求項１の特許請求の範囲の「前記位置情報取得手段によって位置情報を取得し得る地点を、前記シンボルマークに対応する位置に制限する」との記載と同義であると解される。その意については、「地点」について本件明細書の意味するところの、もっぱら地図画面上に表示された地理的範囲の中の任意の場所であってシンボルマーク表示のなされていないものを含むとのことからすれば、位置情報取得手段によって位置情報を取得し得るのは、そのような地図画面上に表示された任意の地点であったものが、表示画面上にシンボルマークが地点候補として表示されている間については、現実世界の位置を表す位置情報を取得し得るのがシンボルマークに対応した位置に制限されることにより、それ以外の画面上に表示された地点に係る位置情報は取得し得なくなることを意味するものということができる。

そうすると、訂正前の請求項１の発明においては、地点候補がシンボルマークで表示がされている間は、位置情報を取得し得る地点は、このシンボルマークに対応した位置に限られ、それ以外の地点の位置情報は取得し得ないこととなる。これは、本件明細書の発明の詳細な説明の【発明の効果】に、「請求項１に記載の発明によれば、候補抽出手段によって地点候補を絞り込み、絞り込まれた地

点候補を地図画面上にシンボルマークで表示するとともに、そのシンボルマークの表示のある間、位置情報を取得可能な地点をシンボルマークに対応する位置に制限するので、表示されたシンボルマークを選択するだけで、地図画面上から所望の位置情報を取得することができる。」（段落【００１５】）と記載され、シンボルマークが表示されている間に位置情報が取得可能な地点は、シンボルマークが表示されている位置のみとされていることからも明らかである。さらには、前記⑴イのとおり、本件発明はユーザーに煩雑な操作を強いることなく地図画面上から所望の位置情報を取得することのできるナビゲーション装置を提供するものとし、そのため「地図画面上のカーソルで地点を指定することによって対象位置の位置情報を取得する位置情報取得手段４６を備え」（段落【００３０】）、「地点候補以外のシンボルマークが消失する大縮尺の地図表示になっても、地点候補を示すシンボルマークが残るように設定されており、それによって利便性の向上が図れている」（段落【００３８】）、「経由地を設定する際には、シンボルマークに対応する位置以外は位置情報の取得が制限されるため、縮尺の大きい地図画面であっても不要な地点を誤って設定してしまうことがない」（段落【００４０】）及び「地図画面上のシンボルマークに対応する地点以外の位置情報を取得できないようにしているが、単に、取得できないだけでなく、位置情報の選択カーソルを地点候補（シンボルマーク）以外には移動できないようにしても良い」（段落【００４２】）とする本件明細書の各記載の内容にも沿うものである。

エ　本件訂正後の特許請求の範囲請求項１の発明の意義

これに対し、訂正後の請求項１の発明は、「前記地点候補がシンボルマークで表示されている間は、」「地点候補の位置情報を取得し得る地点を前記シンボルマークに対応する位置に制限する」とするものであるところ、前記イのとおり、特許請求の範囲の記載によれば、候補抽出手段で抽出された後の地点候補が地図画面上にシンボルマークで表示されているのであるから、「前記シンボルマークに対応する位置」とは、すなわち地図画面上にシンボルマークで表示されている地点候補の地球上の所在地であり、これは、地図画面上における「地点候補の位置情報を取得し得る地点」と同じものを意味している。そうすると、訂正後の請求項１においては、位置情報を取得し得る地点についての「制限」は何らなされていないこととなる。

加えて、前記イのとおり、位置情報取得手段は地点についての位置情報を取得するものであり、地点候補についての位置情報を取得するものではないから、訂正後の請求項１においては、地点候補以外の地図画面上に表示された任意の場所である地点について、地点候補がシンボルマークで表示されている間、位置情報取得手段により位置情報を取得し得るのか否かについて、明らかにしないものとなる。

すなわち、訂正後の請求項１の発明では、「地点候補の」との文言を加えることにより、位置情報を取得し得る「地点」についての「制限」をなくし、位置情報を取得できる範囲を不明とするものであり、特許請求の範囲の記載のうち、「前記表示手段の地図画面上に前記地点候補がシンボルマークで表示されている間は、前記位置情報取得手段によって位置情報を取得し得る地点を、前記シンボルマークに対応する位置に制限する」との文言（構成要件Ｇ）を無意味とし、発明特定事項の一部を削除するものということができる。

オ　本件訂正前の請求項１の発明と本件訂正後の請求項１の発明の対比

そうすると、訂正事項１により、請求項１に係る発明は、本件訂正前の請求項１に記載される地点の位置情報を取得し得るのがシンボルマークに対応した位置に限られ、それ以外の地点の位置情報は

取得し得ないこととなるものから、位置情報を取得し得る地点についての「制限」をなくし、位置情報の取得範囲を不明として、発明特定事項の一部を削除するものに変更されることになるから、この変更は、特許請求の範囲を変更するものであるところ、その変更は、減縮的な変更には当たらず、また、「明瞭でない記載の釈明」を目的としたものともいえず、本件訂正前の請求項１の記載の表示を信頼した第三者に不測の不利益を与えることになることは明らかである。

したがって、訂正事項１は、実質上特許請求の範囲を変更するものと認められるから、特許法１２６条６項の要件に適合しないというべきである。これと同旨の本件審決の判断に誤りはない。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-92616.pdf

【契約／特許法 73 条 2 項】東京地判平成 31 年(ワ)3141＜田中＞

Ameblo 元投稿日：2024-02-12

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12840272429.html

【契約／特許法 73 条 2 項】東京地判平成 31 年(ワ)3141＜田中＞

特許権は原告に帰属する、という契約文言

but 被告出願後、共有にしていた。

⇒協業終了後、持分移転請求が否定された。

（理由）協業終了で同契約も終了したから

※「原告に単独で帰属する」と定めればよかった？

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-90235.pdf

知財高判令和５年(行ケ)10059【患者保有分項目を設けた処方箋】＜東海林＞人為的取り決め⇒発明該当性×

Ameblo 元投稿日：2024-02-12

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12840272565.html

令和５年(行ケ)10059【患者保有分項目を設けた処方箋】＜東海林＞

＊人為的取り決め⇒発明該当性×

（明細書中に「電子処方箋」「PC 用プログラム」の記載が無かった。）

（判旨抜粋）

本願発明のうち、「処方箋」の記載事項は、医師法施行規則２１条で規定されているから、「分量、用法、用量」の記載は法令に基づく規定、すなわち人為的な取決めと解され、したがって、「分量、用法、用量」として記載される「投与日数」も人為的な取決めであり、本願発明において、処方箋に「投与日数」として「患者保有分」の項目を設けることもまた、処方箋に医師が記載する事項を定めた人為的な取決めにすぎず、自然法則を利用したものであるとはいえない。また、本願発明は、患者が保有している医薬品に相当する分を除いた投与期間を…算定方法を具体化しているが、いずれの算定方法も、医師が患者に対して医薬品を処方し、投与する際の投与期間の算定の方法を定めた人為的取決めであって、自然法則を利用したものであるとはいえない。…本願明細書等には「処方箋」が「電子処方箋」であることについての記載も示唆も一切ないし、「ＰＣ用プログラム」に関する記載も示唆も一切ないから、「電子処方箋」及び「ＰＣ用プログラム」に関する原告の主張は本願発明と関係がない…。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-92588.pdf

【論稿】ドワンゴ知財高裁大合議判決(パテント誌 2023 年 12 月号、高石秀樹)

Ameblo 元投稿日：2024-02-12

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12840272817.html

【論稿】ドワンゴ知財高裁大合議判決(パテント誌 2023 年 12 月号、高石秀樹)

「プログラムの提供」の「有体物の譲渡」への敷衍

(2)商標に関する関連裁判例

(2-1)オンラインショップのサーバが日本国外

(2-2)有体物を外国から日本へ輸出

(3)特許…重要裁判例

(4)…諸外国の裁判例

＜目次＞

1.概要

2.知財高判（大合議）令和 4 年（ネ）第 10046 号（後行事件）（システムの生産）

（1）　特許請求の範囲（JP6526304／大合議判決で侵害が認められた特許）

（2）　充足論について（後行事件、大合議判決）

（3）　判旨抜粋～属地主義について（後行事件、大合議判決）

（4）　大合議判決の考察

（4－1）　大合議判決の規範及び当てはめの妥当性

（4－2）　大合議判決における論理の捩れ

3.知財高判平成 30 年（ネ）第 10077 号＜本多裁判長＞（先行事件）（プログラムの提供）

（1）　特許請求の範囲（JP4734471／先行事件知財高裁判決で侵害が認められた特許）

（2）　充足論について（先行事件）（控訴審で逆転）

（3）　判旨抜粋～属地主義について（先行事件）

（4）　知財高判平成 30 年（ネ）第 10077 号（先行事件）の更なる考察～規範的侵害主体論の否定

4.大合議判決（後行事件）と先行事件判決との対比（先行事件判決（平成 30 年（ネ）10077）と後行事件の第一審判決（東京地判令和元年（ワ）25152）との整合的理解）

5.先行事件～「プログラムの提供」の「有体物の譲渡」への敷衍（特許、商標、諸外国）

（1）　概論

（2）　商標に関する関連裁判例

（2－1）　オンラインショップのサーバが日本国外にある事案

（2－2）　有体物を外国から日本へ輸出する事案

（3）　特許に関する重要裁判例（【Ｌ－グルタミン酸の製造方法】事件）

（4）　サーバが国外に所在する事案に関する、諸外国の裁判例

6.後行事件（大合議判決）～複数主体の侵害について

（1）　概論（間接侵害を含む）

（2）　道具理論（単独直接侵害）

（3）　支配理論（HOYA 事件、米国 AKAMAI 差戻審 CAFC en banc）（単独直接侵害）

（4）　共同侵害

（5）　教唆・幇助

https://jpaa-patent.info/patent/viewPdf/4344

【商標】東京地判令和３年(ワ)10991＜國分＞⇒商標類似

Ameblo 元投稿日：2024-02-12

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12840273000.html

【商標】東京地判令和３年(ワ)10991＜國分＞⇒商標類似

① 称呼なし

② 観念同一

水の上に浮かぶビーチマットに寝そべる女性

③ 外観類似

（②に加えて、）黒色サングラス、靴を履いたビキニ姿の女性、膝から下の脚を背部に向けて折り曲げて、頭部は画面奥に向く体勢で共通する

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-92422.pdf

商標権目録

登録番号	商標登録第５８２００２４号
出願日	平成２７年（２０１５年）７月２８日
登録日	平成２８年（２０１６年）１月１５日
商品の区分	第２５類
指定商品	「被服、ガーター、靴下止め、ズボンつり、バンド、ベルト、履物、仮装用衣服、運動用特殊衣服、運動用特殊靴」
登録商標	



被告イラスト目録



【商標】知財高判平成 27 年(行ケ)10086＜大鷹＞「ハイガード」事件

Ameblo 元投稿日：2024-02-12

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12840273164.html

【商標】平成 27 年(行ケ)10086＜大鷹＞

使用商標「ハイガード」

登録商標は片仮名＋英語の２段書き

登録商標からは，片仮名「ハイガード」と同じ観念（＝「高度な防御」OR「物を保護する程度が高い」）が生ずる。

⇒社会通念上同一

※２段書きは、上下段が同一『観念』の場合

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-85357.pdf

（本件商標）



【商標】知財高判平成 30 年(行ケ)10103＜鶴岡＞　使用商標「ブロマガ」

Ameblo 元投稿日：2024-02-13

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12840411839.html

【商標】平成 30 年(行ケ)10103＜鶴岡＞

使用商標「ブロマガ」

登録商標は片仮名＋英語の２段書き

登録商標の下段「BlogMaga」は「ブログマガ」の称呼で,上段と異なる。何れも造語で観念なし。

⇒社会通念上同一でない

⇒不使用取消

※２段書きは、上下段が同一『称呼』の場合

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-88220.pdf



【商標】不使用取消審判の使用～商標的使用であることを要するか？

Ameblo 元投稿日：2024-02-14

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12840542430.html

【商標】不使用取消審判の使用～商標的使用であることを要するか？

*必要説

令和 3 年(行ケ)10076 知本主義＜本多＞

*不要説

東京高判 H3.2.28 POLA

平成 28 年(行ケ)10086 LE MANS＜高部＞

平成 26 年(行ケ)10234 アイライト＜高部＞

平成 27 年(行ケ)10032 ヨーロピアン＜高部＞は、商標的使用を認定した。

【商標】知財高判令和４年(行ケ)10087「EMPIRE STEAK HOUSE」事件＜菅野＞

Ameblo 元投稿日：2024-02-15

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12840672026.html

【商標】令和４年(行ケ)10087「EMPIRE STEAK HOUSE」事件＜菅野＞

⇒分離観察可能

⇒引用商標「EMPIRE」と類似

文字部分が図形部分に埋没した印象を与えない。

＋

文字間に間隔があるから、3語と認識される。

「EMPIRE」は自他役務識別機能が高いが、「STEAK HOUSE」は低い。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-91732.pdf

本願商標

商標の構成



【外国】韓国大法院 2022 年 3 月 31 日判決（2018 フ 10923）結晶型発明の進歩性

Ameblo 元投稿日：2024-02-16

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12840800818.html

【外国】韓国大法院 2022 年 3 月 31 日判決（2018 フ 10923）　　**結晶型発明の進歩性**

従前は、顕著な効果 or 異質な効果が必要であった。

⇒④ 有利な効果の他に、

① 結晶多型が予想されたか、

② クレームされた特定の結晶型に至る動機づけ、

③ 通常の多形体スクリーニングで検討される範囲か、

を考慮して判断すべきとした。

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/kr/ip/pdf/han_2022.pdf

知財高判令和４年(行ケ)10131【熱伝導性ワイヤ編物を用いた熱交換装置】＜本多＞

Ameblo 元投稿日：2024-02-19

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12841202853.html

令和４年(行ケ)10131【熱伝導性ワイヤ編物を用いた熱交換装置】＜本多＞

構成要件 DF は、構成 ABC が必ず奏する効果をクレームアップしただけ。

⇒進歩性×

※効果のクレームアップが発明特定事項となるためには、発明を特定する必要あり。構成が必ず奏する効果を追記しても新規性・進歩性に寄与しない。

（判旨抜粋）

引用発明において本願発明の構成Ａ～Ｃを備えるようにすることは当業者が容易に想到し得たことであるから、それに伴い引用発明において本願発明の構成Ｄ及びＦを備えることもおのずと充足される…。構成Ｄは構成Ａ～Ｃを備えることで実現される作用を特定したものであるところ、構成Ｃにおける「放熱又は吸熱を必要とするデバイス」が物理的な構成要素としてどのような部材を含むかは特定されていないから、引用発明の「発熱部を有するヒートパイプ４」の内部にいかなる構成要素が含まれているかは、構成Ｃについての本願発明と引用発明の一致点及び相違点の認定や容易想到性の判断を左右するものではなく、構成Ｄについての判断にも影響を与えない。…構成Ｆにおいて比較の基準は特定されていないから、構成Ｆの「生成された熱を、最短の距離で最大の放熱面に迅速に伝導する」とは、構成Ａ～Ｃを備えた装置が有する機能であり何らかの基準との比較により特定される作用ではない。…

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-92501.pdf

大阪地判令和２年(ワ)4913【電動式衝撃締め付け工具】＜武宮＞

Ameblo 元投稿日：2024-02-19

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12841203377.html

大阪地判令和２年(ワ)4913【電動式衝撃締め付け工具】＜武宮＞

*2 項,3 項の重畳適用否定～競合品が非充足と認定した。

「競合品をみると…アウタロータ型電動モータを採用していると認められるものはなく、…原告が…覆滅部分について、実施許諾の機会を喪失したとはいえない」

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-92070.pdf

【請求項１】…電動モータは、…アウタロータ型電動モータであることを特徴とする電動式衝撃締め付け工具。

（判旨抜粋）

市場における競合品の存在を理由とする覆滅事由に係る覆滅部分については、侵害品が販売されなかったとしても、侵害者及び特許権者以外の競合品が販売された蓋然性があることに基づくものであるところ、競合品が販売された蓋然性があることにより推定が覆滅される部分については、特許権者である原告が被告に対して実施許諾をするという関係に立たないことから、原告が被告に実施許諾をすることができたとは認められないし、本件における競合品をみると、いずれも本件訂正発明の効果と同様の性能等を有するものの、アウタロータ型電動モータを採用していると認められるものはなく、本件訂正発明の構成とは異なる機構を有していると認められるから、この点からも、原告が、当該覆滅部分について、実施許諾の機会を喪失したとはいえない。…本件においては、特許法１０２条２項による推定の覆滅部分について、同条３項の適用は認められない。

知財高判平成 17 年(行ケ)10223【酸性水中油型乳化調味料】＜佐藤＞

Ameblo 元投稿日：2024-02-19

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12841203804.html

平成 17 年(行ケ)10223【酸性水中油型乳化調味料】＜佐藤＞

*予測できない相乗効果を考慮して進歩性を認めた事例

「併用することにより…一方を用いる場合と比較して…油相分離を生じ難いという…相乗効果である…。…相乗効果は，当業者が予測できなかったことを合わせ考えれば…」容易想到でない。

（判旨抜粋）

本件発明１は，ホスホリパーゼＡ処理卵黄とオクテニルコハク酸化澱粉を併用することにより，ホスホリパーゼＡ処理卵黄又はオクテニルコハク酸化澱粉の一方を用いる場合と比較して，焼成あるいはフライという加熱処理を施した場合に，油相分離を生じ難いという効果を奏するものであることが認められ，上記(ウ)によれば，ホスホリパーゼＡ処理卵黄又はオクテニルコハク酸化澱粉の一方しか用いない場合には，その配合量を増加させても，焼成した場合に，油相分離が生じ，保形成も崩れることが推認されるから，本件発明１の上記効果は，ホスホリパーゼＡ処理卵黄とオクテニルコハク酸化澱粉を併用することによる相乗効果であると認めるのが相当である。…

…相乗効果は，刊行物１，２の記載から当業者が予測することができないものであることを合わせ考えれば，刊行物１において，引用発明に必要に応じ配合することができるとされているでんぷん，デキストリン，ガム類に代えて，刊行物２の教示に従って，オクテニ ルコハク酸化澱粉を配合することについて，当業者が容易に想到することができたということはできない…。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-32956.pdf

【韓国】大法院 2021 年 12 月 30 日判決・2017 フ 1304

Ameblo 元投稿日：2024-02-24

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12841843999.html

【韓国】大法院 2021 年 12 月 30 日判決・2017 フ 1304

先行論文に開示された製造方法により『必然的に』特許発明の構成を有する場合は、内在的開示が認められて、新規性が否定される。

『蓋然性』では足りない。

内在特性を把握するために、出願日後の資料を証拠として使用できる。

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/kr/ip/pdf/han_2022.pdf

【米国】＜連邦地裁＞Sonos v. Google LLC (N.D. Cal. 2023)

Ameblo 元投稿日：2024-02-24

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12841844322.html

【米国】＜連邦地裁＞Sonos v. Google LLC (N.D. Cal. Oct. 6, 2023)

Sonos が継続出願で Google 製品が充足する発明

⇒陪審は 3250 万ドル認容

しかし、裁判官は、競合製品を見てからクレームを補正するアプローチは不公平として、権利行使不能とした。（長期間 pending していたことも大きく影響している。）

⇒Google は当該機能を復活

★この判決が CAFC で維持されたら、特許分割戦略を根本から覆す影響があるだろう。

★中国最高人民法院の分割時期制限に通ずる考え。

★投稿後に貰ったコメントによると、ブラジルも中国と同じ実務らしい。

https://patentlyo.com/patent/2024/02/redefining-continuation-strategy.html

【2026 年追記】2025 年 8 月 28 日の米国連邦巡回区控訴裁判所判決は、米国特許第 10,469,966 号及び第 10,848,885 号の記載要件違反による無効判断と、出願手続の遅延を理由とする権利行使不能の判断を取り消した。他方、米国特許第 10,779,033 号の請求項については、進歩性欠如による無効判断を維持した。上記の「CAFC で維持されたら」は 2024 年当時の見通しであり、後続判決の結論ではない。

知財高判令和４年(行ケ)10109【防眩フィルム】＜宮坂＞

Ameblo 元投稿日：2024-02-24

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12841844520.html

令和４年(行ケ)10109【防眩フィルム】＜宮坂＞

１．明確性要件〇

数回の撮影を行って最もコントラストが高くなるFナンバーを求めることに特段の困難性はない。

被写体の大きさに個別性があるとしても、本件明細書に記載の装置を使用して同記載の方法により調整すれば、被写体毎に自ずと撮影距離は定まる。

２．サポート要件〇

「ヘイズ値を変動させることにより、透過像鮮明度も調整…できる。…ギラツキを抑制しながら防眩性を向上させるには、 防眩層の凹凸を縮小するだけでなく…凹凸の傾斜を高くして…急峻化すると共に、凹凸の数を増やせばよい（【0078】）」

３．実施可能要件〇

被告の指摘に対し、裁判所は、「微粒子の凝縮によって形成される凹凸構造の形状は、スピノーダル分解の凝集が進行したことによる上記液滴相構造の形状と同様のものであると解されるから、第１実施形態の凹凸構造を参考にできるものと解される」と判断した。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-92560.pdf

【論稿/外国】欧州における抗体特許（知財管理 Vol.73 No.6, 2023 藤本なほ）

Ameblo 元投稿日：2024-02-25

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12841968141.html

【論稿/外国】欧州における抗体特許（知財管理 Vol.73 No.6, 2023 藤本なほ）

欧州の進歩性～効果が重要

全範囲で効果が得られると信じられるかが問われる。

⇒効果が認められないと課題は「代替物の提供」であり自明とみなされる。

構造クレームも配列が違うだけでは進歩性厳しい。

アムジェンも進歩性×

https://www.jipa.or.jp/official-publication/intellectual-property-management-journal/backnumber/mokuji2306

弁理士会員サイト★特許委員会の報告書　～現代の特許実務に必須情報!!

Ameblo 元投稿日：2024-02-26

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12842108769.html

弁理士会員サイト★特許委員会の報告書　～現代の特許実務に必須情報!!

① 除くクレームと進歩性～『審決』研究

⇒裁判例と同様

② 間接侵害～システム、単純方法の見直し!!

近時 10 年

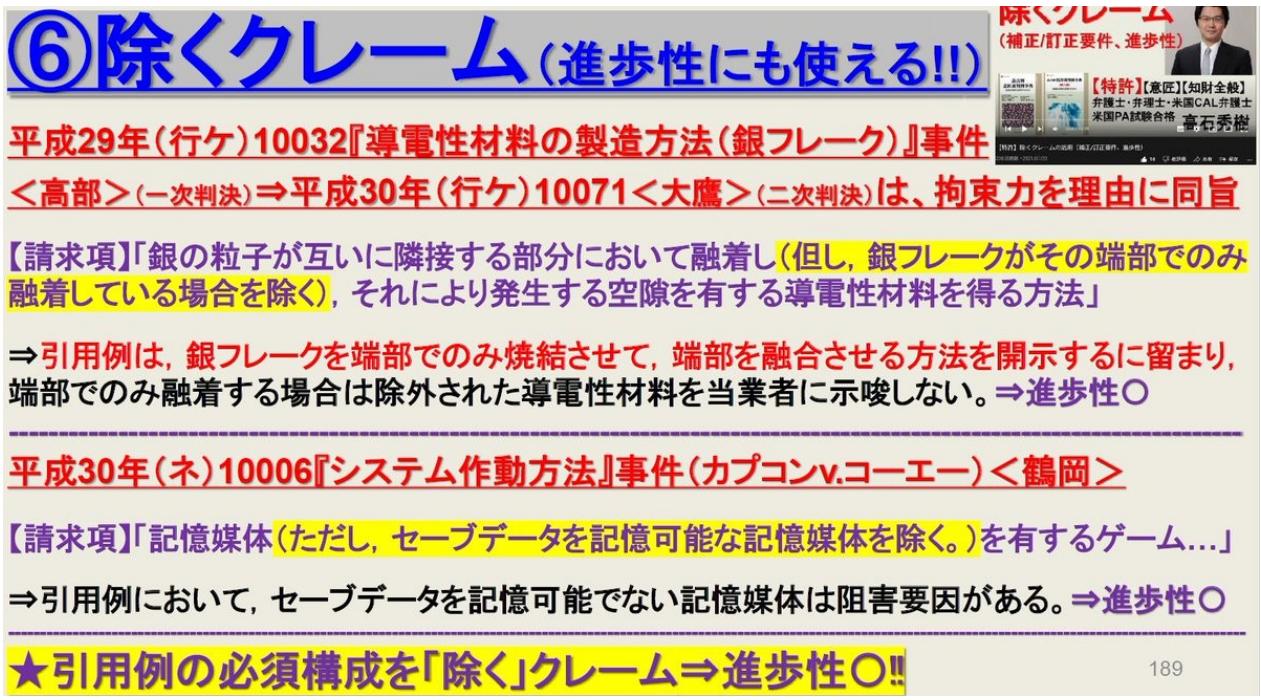
1 号 4 号の認容率 83%(30 件)

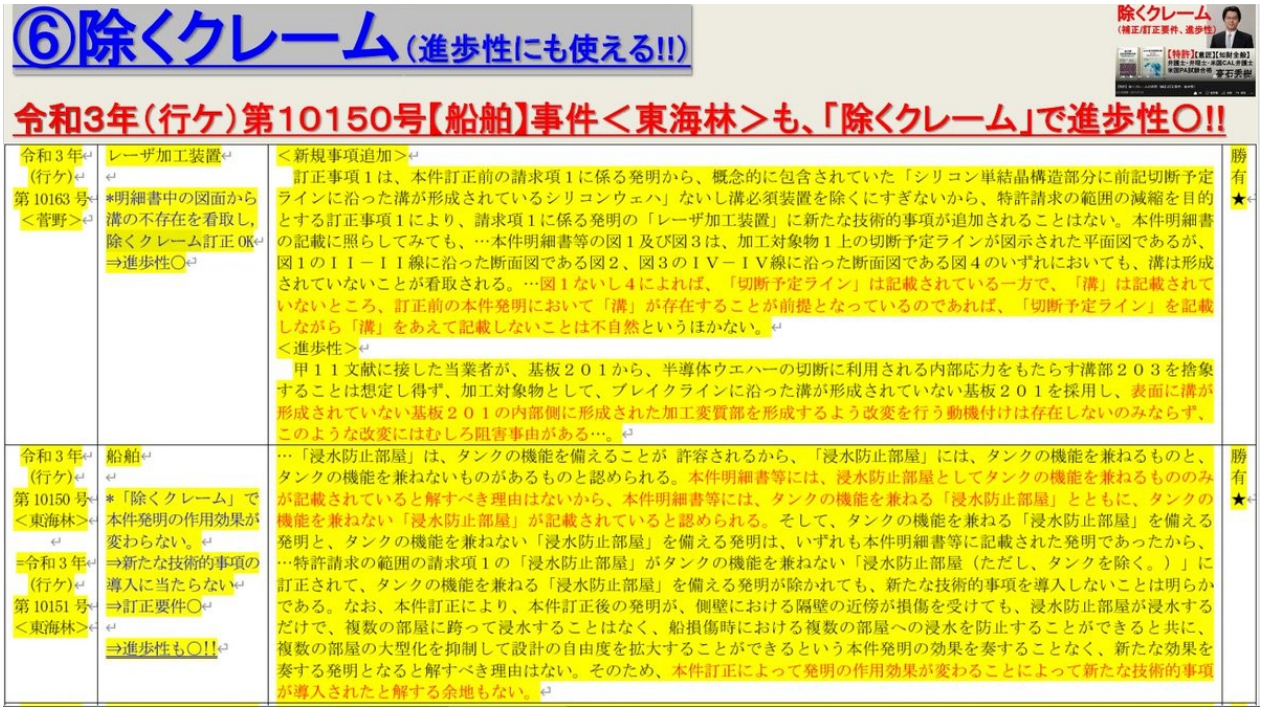
※但し、2 号 5 号で拾われた事案あり

2 号 5 号の認容率 47%(9 件)

※「不可欠要件」否定は少ない!!

令和３年 （行ケ） 第 10150 号 ＜東海林＞ =令和３年 （行ケ） 第 10151 号 ＜東海林＞	船舶 *「除くクレーム」で本件発明の作用効果が変わらない。 ⇒新たな技術的事項の導入に当たらない ⇒訂正要件○ ⇒進歩性も○!!	…「浸水防止部屋」は、タンクの機能を備えることが 許容されるから、「浸水防止部屋」には、タンクの機能を兼ねるものと、タンクの機能を兼ねないものがあるものと認められる。本件明細書等には、浸水防止部屋としてタンクの機能を兼ねるもののみが記載されていると解すべき理由はないから、本件明細書等には、タンクの機能を兼ねる「浸水防止部屋」とともに、タンクの機能を兼ねない「浸水防止部屋」が記載されていると認められる。そして、タンクの機能を兼ねる「浸水防止部屋」を備える発明と、タンクの機能を兼ねない「浸水防止部屋」を備える発明は、いずれも本件明細書等に記載された発明であったから、…特許請求の範囲の請求項１の「浸水防止部屋」がタンクの機能を兼ねない「浸水防止部屋（ただし、タンクを除く。）」に訂正されて、タンクの機能を兼ねる「浸水防止部屋」を備える発明が除かれても、新たな技術的事項を導入しないことは明らかである。なお、本件訂正により、本件訂正後の発明が、側壁における隔壁の近傍が損傷を受けても、浸水防止部屋が浸水するだけで、複数の部屋に跨って浸水することはなく、船損傷時における複数の部屋への浸水を防止することができると共に、複数の部屋の大型化を抑制して設計の自由度を拡大することができるという本件発明の効果を奏することなく、新たな効果を奏する発明となると解すべき理由はない。そのため、本件訂正によって発明の作用効果が変わることによって新たな技術的事項が導入されたと解する余地もない。	勝有★
令和４年 （行ケ） 第 10030 号 ＜菅野＞	ポリエステル樹脂組成物の積層体 *「除くクレーム」は発明の課題に影響が及ばなければ、新たな技術的事項の導入に当たらない。 ⇒訂正要件○（訂正後の進歩性判断せず）	…被告は、本件訂正事項２のような「除くクレーム」とする訂正は、第三者に明細書等の記載に関して誤解を与える可能性があり、不測の不利益を及ぼす蓋然性が高いものというべきである旨主張する。しかし、被告主張のような懸念が仮にあったとしても、それは、訂正後の請求項につき、明確性要件やサポート要件等の適合性を巡って検討されるべき問題というべきであるから、いずれにしても、本件事案において、この点をもって直ちに訂正を認めない理由とすることは相当でない。… …訂正…によって「該積層体上に無機酸化物の蒸着膜が設けられ、その蒸着膜上にガスバリア性塗布膜が設けられてなるもの」を除外することにより、新たな技術的事項が導入されるわけではなく、新規事項が追加されるものではない。本件発明の課題は、バイオマスエチレングリコールを用いたカーボンニュートラルなポリエステルを含む樹脂組成物からなる層を有する積層体を提供することであって、従来の化石燃料から得られる原料から製造された積層体と機械的特性等の物性面で遜色ないポリエステル樹脂フィルムの積層体を提供すること（【０００８】）であるが、上記除外によってこの技術的課題に何らかの影響が及ぶものではない。	勝有○
令和４年 （行ケ） 第 10125 号 ＜清水響＞	２，３－ジクロロ－１，１，１－トリフルオロプロパン，２－クロロ－１，１，１－トリフルオロプロペン，２－クロロ－１，１，１，２－テトラフルオロプロパンまたは２，３，３，３－テトラフルオロプロペンを含む組成物 *先行技術と同一である部分のみを除くことは訂正要件ではない。 *進歩性欠如の先行技術と実質的に同一と評価される蓋然性がある部分を除いたと認定した。⇒影響あり?	…特許請求の範囲を訂正するときは、…先願発明と同一である部分のみを除外することや、当該特許出願前に公知であった先行技術と同一である部分のみを除外することは要件とされていない。そして、訂正が、「明細書、特許請求の範囲又は図面に記載した事項の範囲内において」行われた場合、すなわち、当初技術的事項との関係において、新たな技術的事項を導入しないものであるときは、当該訂正によって第三者に不測の損害をおよぼすとは考え難いから、同項に規定する訂正要件の解釈として、被告が主張するような要件を加重することは相当ではないというべきである。 また、被告は、除くクレームの形式で自由に訂正発明の内容を規定することは許されない旨主張しているところ、本件訂正は…甲４による新規性欠如及び進歩性欠如の無効理由がある旨の審決の予告を受けてされた訂正であるが、…甲４には…「ＨＣＦＣ－２２５ｃｂを含むハロカーボン混合物から…ヒドロフルオロカーボンを直接的に調製する有利な方法に関する。…この方法は相当量の該ＨＣＦＣ－２２５ｃｂを他の化合物へ転化することなく行われる。」（【００１２】）、「本発明による好ましい混合物とは、化合物ＨＣＦＣ－２２５ｃｂを含む混合物である。他の好ましい態様において、混合物は本質的に約１～約９９重量パーセントのＨＣＦＣ－２２５ｃｂ…とから成る」（【００１５】）との記載があり、同各記載を踏まえると、本件訂正は、甲４に記載された発明と実質的に同一であると評価される蓋然性がある部分を除外しようとするものといえるから、本件訂正は先行技術である甲４に記載された発明とは無関係に、自由に訂正発明の内容を規定するものとはいえない。	勝有△





（上図の内容を校訂者が転記・訂正したもの）

⑥ 除くクレーム（進歩性にも使える!!）

令和３年（行ケ）第 10150 号「船舶」事件（東海林裁判長）でも、除くクレームを前提として進歩性が認められた。

事件	要旨・判旨抜粋
令和３年（行ケ）第 10111 号 レーザ加工装置 菅野裁判長 勝 ★	明細書中の図面から溝の不存在を看取し、除くクレームの訂正を許容。進歩性も肯定。 〈新規事項の追加〉 「訂正事項１は、本件訂正前の請求項１に係る発明から、概念的に包含されていた「シリコン単結晶構造部分に前記切断予定ラインに沿った溝が形成されている

事件	要旨・判旨抜粋
	シリコンウェハ」ないし溝必須装置を除くにすぎないから、特許請求の範囲の減縮を目的とする訂正事項１により、請求項１に係る発明の「レーザ加工装置」に新たな技術的事項が追加されることはない。…本件明細書等の図１及び図３は、加工対象物１上の切断予定ラインが図示された平面図であるが、図１のＩＩ－ＩＩ線に沿った断面図である図２、図３のＩＶ－ＩＶ線に沿った断面図である図４のいずれにおいても、溝は形成されていないことが看取される。…図１ないし４によれば、「切断予定ライン」は記載されている一方で、「溝」は記載されていないところ、訂正前の本件発明において「溝」が存在することが前提となっているのであれば、「切断予定ライン」を記載しながら「溝」をあえて記載しないことは不自然というほかない。」 〈進歩性〉 「甲１１文献に接した当業者が、基板２０１から、半導体ウエハーの切断に利用される内部応力をもたらす溝部２０３を捨象することは想定し得ず、加工対象物として、ブレイクラインに沿った溝が形成されていない基板２０１を採用し、表面に溝が形成されていない基板２０１の内部側に形成された加工変質部を形成するよう改変を行う動機付けは存在しないのみならず、このような改変にはむしろ阻害事由がある…。」
令和 3 年（行ケ）第 10150 号・第 10151 号 船舶 東海林裁判長 勝 ★	除くクレームによって発明の作用効果が変わらず、新たな技術的事項を導入しない。訂正要件を充足し、進歩性も肯定。 〈新規事項の追加・作用効果（第 10151 号判旨抜粋）〉 「…「浸水防止部屋」は、タンクの機能を備えることが許容されるから、「浸水防止部屋」には、タンクの機能を兼ねるものと、タンクの機能を兼ねないものがあるものと認められる。本件明細書等には、浸水防止部屋としてタンクの機能を兼ねるもののみが記載されていると解すべき理由はないから、本件明細書等には、タンクの機能を兼ねる「浸水防止部屋」とともに、タンクの機能を兼ねない「浸水防止部屋」が記載されていると認められる。そして、タンクの機能を兼ねる「浸水防止部屋」を備える発明と、タンクの機能を兼ねない「浸水防止部屋」を備える発明は、いずれも本件明細書等に記載された発明であったから、訂正事項１により、特許請求の範囲の請求項１の「浸水防止部屋」がタンクの機能を兼ねない「浸水防止部屋（ただし、タンクを除く。）」に訂正されて、タンクの機能を兼ねる「浸水防止部屋」を備える発明が除かれても、新たな技術的事項を導入しないことは明らかである。なお、本件訂正により、本件訂正後の発明が、側壁における隔壁の近傍が損傷を受けても、浸水防止部屋が浸水するだけで、複数の部屋に跨って浸水することはなく、船損傷時における複数の部屋への浸水を防止することができると共に、複数の部屋の大型化を抑制して設計の自由度を拡大することができるという本件発明の効果を奏することなく、新たな効果を奏する発明となると解すべき理由はない。そのため、本件訂正によって発明の作用効果が変わることによって新たな技術的事項が導入されたと解する余地もない。」

知財高判令和４年(ネ)10008【情報提供装置】＜大鷹＞

Ameblo 元投稿日：2024-02-27

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12842238055.html

令和４年(ネ)10008【情報提供装置】＜大鷹＞

*控訴審において書面による準備手続終結後に「訂正の再抗弁」を主張した。⇒時機後れ却下

特許維持審決後に、新規性×の原判決という時系列であった以上、請求項１又は５について、予備的に、訂正の再抗弁を主張しておけばよかった。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-91603.pdf

知財高判令和４年(ネ)10078【片手支持可能な表示装置】＜菅野＞

Ameblo 元投稿日：2024-02-28

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12842365112.html

令和４年(ネ)10078【片手支持可能な表示装置】＜菅野＞

*特許権者は、原審で第２次訂正及び第３次訂正に係る訂正の再抗弁を主張した。

⇒"控訴理由書で"第４次訂正に係る訂正の再抗弁を主張したが、審理経過に鑑みると、本来であれば時機後れ却下であるとされた。

（ただ、反論されていることから判断を示した。）

（判旨抜粋）

原審における審理経過についてみると、控訴人は、原審において、第１回弁論準備手続期日（令和元年１１月１８日）における本件特許が新規性及び進歩性を欠く旨の無効の抗弁の主張（被告第１準備書面）を受けて、第３回弁論準備手続期日（令和２年７月２７日）までに、第２次訂正に係る訂正の再抗弁に係る原告第２準備書面を提出したが、本件無効審判の手続における訂正請求に合わせて、第３次訂正に係る訂正の再抗弁を記載した令和３年３月３日付け原告第５準備書面及び同年５月２７日 付け原告第６準備書面を提出した（これらの準備書面は、第４回弁論準備手続期日（令和３年１２月１６日）において、訂正書面を含めて陳述された。）。原判決は、第２次訂正及び第３次訂正に係る訂正の再抗弁はいずれも訂正要件を充足せず、本件特許は特許無効審判により無効とすべきものと判断したところ、控訴人は、控訴理由書で、第４次訂正に係る訂正の再抗弁の主張を追加したものである。こうした原審での審理経過に鑑みると、第４次訂正は、時機に後れて提出された攻撃防御方法に当たり、その提出が後れたことについて控訴人には重過失があるから、本来であれば却下は免れないが、被控訴人から第４次訂正については訂正要件を充足しないこと等を含め、第４次訂正に係る訂正の再抗弁についての反論がされており、この限度では訴訟の完結を遅延させることになるとまではいえないため、以下、判断を加えることとする。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-91824.pdf

関連事件　知財高判令和３年(行ケ)10037【片手支持可能な表示装置】
判決年月日　令和４年２月２日
以下は、同審決取消訴訟における訂正の適否に関する判旨抜粋である。

…２つの表示板を約１２０度から約１７０度までの範囲内のいずれかの角度に「ストッパにより」「固定する」構成ｅの中間左右見開き固定手段は、「一時的に固定」する手段であり、２つの表示板を「摩擦力により」「保持する」構成Ｃの任意角度保持手段は「半固定」をする手段であることは明らかであり、両者は異なる固定手段を用いる別な手段であることが当然に理解できる。…任意角度保持手段について「任意の角度」を約１２０度から約１７０度までの範囲内のいずれかの角度を意味するなどと限定して解釈する根拠はないこととなり、…通常の語義に従い、０度から３６０度の範囲が含まれると理解すべきものである。…このような構成は訂正前明細書には記載されていない。…

知財高判令和３年(ネ)10094【…作業用手袋】＜菅野＞

Ameblo 元投稿日：2024-02-29

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12842496801.html

令和３年(ネ)10094【…作業用手袋】＜菅野＞

*特許権者が、原審で特許無効の心証開示後に「訂正の再抗弁」を主張して、時機後れ却下されていた。

⇒"控訴理由書で"原審で却下された「訂正の再抗弁」を主張したが、時機後れ却下された。

Cf. 平成 28 年(ネ)10100＜髙部＞と真逆!!

★依然として、控訴審で『新しい』主張を『控訴理由書で』主張して、時機後れ却下された判決は無い!!

（判旨抜粋）

　控訴人は、控訴理由書で、本件発明について訂正する（訂正の再抗弁）旨主張するが、当裁判所は、これを時機に後れた攻撃防御方法に当たるものとして却下した。その理由は、一件記録によると、当該訂正の再抗弁は、原審裁判所が本件特許は無効であるとの心証開示をした後にされたものであるため、 原審で時機に後れた攻撃防御方法に当たるものとして却下されたものであるところ、適宜の時機に原審で主張することができなかった事情は見当たらないから、当審における上記主張は、明らかに時機に後れたものであって、そのことについて控訴人には少なくとも重過失があり、また、この攻撃防御方法の主張を許せば、本件訴訟の完結が著しく遅れることは明らかであるためである。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-91303.pdf

知財高判令和５年(行ケ)10046【角栓除去用液状クレンジング剤】＜宮坂＞

Ameblo 元投稿日：2024-03-03

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12842951645.html

令和５年(行ケ)10046【角栓除去用液状クレンジング剤】＜宮坂＞

*数値範囲の除くクレーム⇒進歩性×

「本件除く構成における『０～１０体積%であるものを除く』との特定は、…『１０体積%超』の範囲である…ことを意味するものにほかならない。」

⇒進歩性×

※この解釈論は、令和４年(行ケ)10125＜清水響＞とは異なる!!

※侵害訴訟令和４年(ネ)10029<大鷹>＝原審・東京地判令和２年(ワ)22071＜國分＞は、サポート要件違反。

https://www.youtube.com/watch?v=hMHc8iJvPTQ&t=1s

【商標】文字結合商標（分離観察不可⇒類似２件、分離観察し得るとしても非類似１件）

Ameblo 元投稿日：2024-03-03

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12842951821.html

【商標】文字結合商標

★分離観察不可⇒類似は 2 件

平成 22 年(行ケ)10332<中野>

「天下米」v.「天下」

平成 22 年(行ケ)10215<飯村>

「ハーブヨーグルトン」v.「ヨーグルトン」

★分離観察し得るとしても非類似は 1 件

平成 23 年(行ケ)10135<飯村>

「スーパー/みらべる」v.「MIRABELL/ミラベル」

https://www.jpaa.or.jp/old/activity/publication/patent/patent-library/patent-lib/201605/jpaapatent201605_080-093.pdf

【不競法/営業秘密】東京地判平成 30 年(ワ)33583＜國分＞「樹脂製宅配ボックス」事件

Ameblo 元投稿日：2024-03-04

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12843032720.html

【不競法/営業秘密】東京地判平成 30 年(ワ)33583＜國分＞

「樹脂製宅配ボックス」事件

PW 設定無かったが、原告被告間で機密保持契約が締結され、別の秘密表示がないデータを受領した被告従業員が秘密を前提とする行動（他社への開示許可を要請した）をとった。

⇒秘密管理性〇

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-91398.pdf

【論稿】IPR 審理開始の判断基準「NHK-Fintiv ルール」の運用指針が明らかに（岸本芳也…）

Ameblo 元投稿日：2024-03-05

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12843162379.html

【論稿】IPR 審理開始の判断基準「NHK-Fintiv ルール」の運用指針が明らかに（岸本芳也、知財管理 Vol.73 No.12 2023）

裁判期日が近いと PTAB が裁量不開始できる。

連邦最高裁が是非を判断せず（上告不受理）。

2021 年前半をピークに裁量不開始は減少傾向。

無効の見込みがかなり高い場合は審理開始する。

https://www.jipa.or.jp/official-publication/intellectual-property-management-journal/backnumber/mokuji2312

【論稿】記載要件違反による取消理由に対する実験成績証明書の参酌可否に関する考察（知財管理 Vol.73 No.12 2023）

Ameblo 元投稿日：2024-03-06

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12843296777.html

【論稿】記載要件違反による取消理由に対する実験成績証明書の参酌可否に関する考察（知財管理 Vol.73 No.12 2023）

異議で特許権者が実験成績証明書を提出して参酌された件数

29 条　51/62(82%)

36 条　56/63(89%)

36 条で参酌されなかった 7 件は何れも取消決定

請求項が広過ぎて不足 4 件,実験条件不十分 3 件

https://www.jipa.or.jp/official-publication/intellectual-property-management-journal/backnumber/mokuji2312

【論稿】意匠権と商標権の重畳的保護に関する考察（村上画里、東京造形大学[研究報]24）

Ameblo 元投稿日：2024-03-07

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12843431805.html

【論稿】意匠権と商標権の重畳的保護に関する考察（村上画里、東京造形大学[研究報]24）

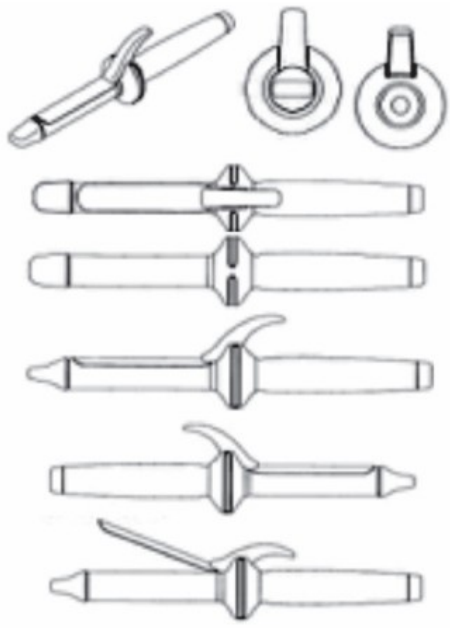
*意匠と商標を同時期に権利化した例

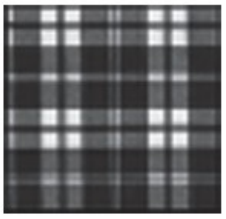
① ヘアアイロン（立体商標）

② 織物地（平面の模様）

⇒物品を織物地として意匠登録を受けておき、原材料である生地の製造・輸入等を侵害追及する。

google.co.jp/url?sa=t&rct=j&q&esrc=s&source=web&cd&ved=2ahUKEwjxiNv59uCEAxXzZ_UHHadyCtoQFnoECBAQAQ&url=https%3A%2F%2Fzokei.repo.nii.ac.jp%2Frecord%2F137%2Ffiles%2F24-06murakami.pdf&usg=AOvVaw0LCM1-M2uJXFMKfYJB5cZ7&opi=89978449&fbclid=IwAR0KXIs17Iv1A0MLnlCHYZx-vEtY9jtUm8h3hwCq-xK2ThFlkCSKaljDnG4

意匠登録 1493260号 平成26（2014）年2月21日登録	商標登録 6194602号 令和元（2019）年11月1日登録
	

II	意匠登録 1235826号 平成17（2005）年2月25日登録 ＊登録商標に色彩あり	商標登録 4954194号 平成18（2006）年5月19日登録 ＊登録商標に色彩あり
		

【論稿】中国の用途に関する発明（知財管理 Vol.73 No.12 2023、丁文蘊／ 王未東）

Ameblo 元投稿日：2024-03-08

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12843551531.html

【論稿】中国の用途に関する発明（知財管理 Vol.73 No.12 2023、丁文蘊／ 王未東）

中国の用途発明は「…の用途」or「…の応用」

「…用」という限定は、単に用途や使い方を記述しているだけだと、新規性に寄与しない。

ex.「クレーン用フック」と「魚釣り用フック」であれば、構造が異なり、新規性〇

https://www.jipa.or.jp/official-publication/intellectual-property-management-journal/backnumber/mokuji2312

【論稿】日本企業の特許出願における米国特許法 112 条に関する近年の米国審決例（2023）

Ameblo 元投稿日：2024-03-09

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12843742562.html

【論稿】日本企業の特許出願における米国特許法 112 条に関する近年の米国審決例（パテント Vol.76 No.4 2023、山田信太郎）

USPTO で審査官×⇒審判(Appeal)で逆転〇<近時 5 年>

記載要件 22/59

実施可能要件 12/23

明確性要件 15/54

⇒粒径測定方法によっても、直ちに不明確ではない。

https://jpaa-patent.info/patent/viewPdf/4171

【論稿】米国特許法の域外適用について（パテント 2023 Vol. 76 No. 13、龍野文）

Ameblo 元投稿日：2024-03-10

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12843841664.html

【論稿】米国特許法の域外適用について（パテント 2023 Vol. 76 No. 13、龍野文）

米国外で製品引き渡し

米国内で価格設定＋契約交渉～271(a)否定(Halo 判決)

米国内での活動により,271(a)肯定も有り得る(Caltech 判決)

271(f)は方法特許に適用なし

271(f)(2)は米国内行為のみ

https://jpaa-patent.info/patent/viewPdf/4328

【論稿】特許明細書の品質向上のための発明提案書（石橋克之、知財管理 Vol.73, 2023)

Ameblo 元投稿日：2024-03-11

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12843940032.html

【論稿】特許明細書の品質向上のための発明提案書（石橋克之、知財管理 Vol.73, No.7 2023）

発明提案書において、課題解決原理に関する素材（文章および具体例／データ）を提供する。自社で採用予定があるか否かに関わらず、変形例も提供する。

⇒特許事務所は、無から素材を作り出すことはできない!!

https://www.jipa.or.jp/official-publication/intellectual-property-management-journal/backnumber/mokuji2307

＜損害論＞特許法 102 条 2 項と 3 項の重畳適用の可否

Ameblo 元投稿日：2024-03-12

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12844070008.html

＜損害論＞特許法 102 条 2 項と 3 項の重畳適用の可否

実施能力を超える部分～〇 R2(ネ)10024

市場の非同一性～〇 R2(ネ)10024

競合品の存在～×大地 R2(ワ)4913（特許庁資料では〇）

侵害者の営業努力～〇 H30(ネ)10034

侵害品の性能～×大地 R2(ワ)4913,H30(ネ)10034

侵害品の一部分のみで特許発明実施～×R2(ネ)10024

https://www.takaishihideki.com/_files/ugd/324a18_7c43370f2fed4ec5809c5d5f8933212e.pdf

【米国特許】Caltech v. Broadcom, 25 F.4th 976 (2022)

Ameblo 元投稿日：2024-03-13

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12844196643.html

【米国特許】Caltech v. Broadcom, 25 F.4th 976 (Fed. Cir. 2022)

販売活動の多くが米国内～授受が国外でも国内販売となり得る。

Halo v. Pulse 831 F.3d 1369 (Fed. Cir. 2016)は、販売サイクルに起因する design wins が国内取引になり得ないと一律に判断するものではない。

https://www.aoyamapat.gr.jp/news/3207

【米国特許】2003 CAFC (340 F.3d 1367) Bayer v. Housey

Ameblo 元投稿日：2024-03-14

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12844326330.html

【米国特許】2003 CAFC (340 F.3d 1367) Bayer v. Housey

米国特許法 271 条(g)の製品は「physical goods」に限定される。

⇒スクリーニング方法（単純方法）を使用して得られた『情報』を米国内に輸入する行為には及ばない。

※日本の製造方法の特許とパラレルに考えられる。

https://www.youtube.com/watch?v=0Inc-wqmOe8

【米国特許】Centillion v. Qwest 631F.3d 1279(Fed. Cir. 2011)

Ameblo 元投稿日：2024-03-15

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12844450335.html

【米国特許】Centillion v. Qwest 631F.3d 1279(Fed. Cir. 2011)

*271(a)に基づくシステムの「生産」は全てのクレーム要素を組み合わせる必要があるが、Qwest ではなく、ユーザが行っているとした。

知財高判大合議令和 4 年(ネ)10046 と異なる。

原審の東京地判令和 1 年(ワ)25152＜國分裁判長＞と同じ。

⇒この米国 CAFC 判決も 13 年前だから、ネット社会が進んだ現在では、異なる判断がなされるかもしれない。

https://patent-law.hatenablog.com/entry/2022/10/02/151755

【米国】IPR における PTAB の決定に対し上訴した請願人に事実上の損害がない場合は当事者適格なし

Ameblo 元投稿日：2024-03-16

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12844630544.html

【米国】当事者系レビュー（IPR）における特許審判部（PTAB）の決定に対して CAFC に上訴した IPR 請願人に事実上の損害がない場合は当事者適格なしとして却下した CAFC 判決の紹介

製品を開発中の請願人の IPR

⇒PTAB が一部クレームを維持

⇒事実上の損害ないから、CAFC が上訴却下

PAE も同様か?

https://www.jpaa.or.jp/cms/wp-content/uploads/2019/08/JTEKTvGKN_final20190808.pdf

【米国】103 条の非自明性の要件、IPR 請求人の Reply Brief の新たな議論の検討は不適法

Ameblo 元投稿日：2024-03-18

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12844827439.html

【米国】103 条の非自明性の要件を明確にするとともに、IPR 請求人の Reply Brief 等による新たな議論の検討は不適法であるとした CAFC 判決の紹介

「文献を組み合わせるための動機付け」及び「成功の合理的期待」の両方を立証する必要あり!!

Reply Brief で新たな議論をしてもダメ!!

https://www.jpaa.or.jp/cms/wp-content/uploads/2017/03/Biosystems-v.-Illumina.pdf

【米国】争点効に関する米国最高裁判決（B&B Hardware v. Hargis Ind）

Ameblo 元投稿日：2024-03-18

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12844834285.html

【米国】争点効に関する米国最高裁判決 2015 年 3 月 24 日（B&B Hardware v. Hargis Ind）

争点効の一般的要件を充足する限り、TTAB が判断した商標の使用態様と裁判所で争われている商標の使用態様とが実質的に同一であるときは、TTAB 判断に争点効が生じる。

もっとも、争点効の一般的要件を充足する事案は限定的である。

https://www.jpaa.or.jp/cms/wp-content/uploads/2017/03/2_S.C.BB20150714.pdf

【米国】上級審でのｸﾚｰﾑ解釈に使用する判断基準：連邦最判及び差戻審 Teva v. Sandoz　2015

Ameblo 元投稿日：2024-03-19

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12844963381.html

【米国】上級審でのｸﾚｰﾑ解釈に使用する判断基準に関する連邦最高裁判決及び CAFC 差戻審判決 Teva v. Sandoz(2015)

CAFC 差戻審では、Nautilus 134 S. Ct. 2120(2014)基準に従い、当業者がｸﾚｰﾑ上の molecular weight が Mp によるものであると合理的に明確であると考えるか否かについて、出願経過を検討した。

https://www.jpaa.or.jp/cms/wp-content/uploads/2017/03/7_TEVAv.Sandoz.pdf

【著作権】『TRIPP TRAPP』事件～著作物性の判断基準 東京地判令和３年(ワ)31529

Ameblo 元投稿日：2024-03-20

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12845120352.html

【著作権】『TRIPP TRAPP』事件～著作物性の判断基準

東京地判令和３年(ワ)31529＜中島＞

「実用目的に係る機能と分離して、それ自体独立して美術鑑賞の対象となる創作性を備えている場合」

⇒著作物性検討せず、非侵害（複製、翻案なし）

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-92439.pdf

知財高判平成 26 年(ネ)10063＜清水節＞

「作成者の個性が発揮されているか否か」

⇒著作物性〇、非侵害（「被控訴人製品は，控訴人製品の著作物性が認められる部分と類似しているとはいえない。」）

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-85044.pdf

原告製品目録

製品名：　　ＴＲＩＰＰ　ＴＲＡＰＰ

（日本語表記：トリップトラップ）

カラー：　　ナチュラル、ブラック、ホワイト、ホワイトウォッシュ、ウォールナットブラウン、ウォームレッド、ストームグレー、ヘイジーグレー、モスグリーン、ソフトミント、セレーヌピンク、サンフラワーイエロー

形態：　　下図のとおり。



被告製品目録

1　被告製品１

製品名：　　Ｃｈｏｉｃｅ　Ｋｉｄｓ

カラー：　　ナチュラル、ウォールナット、アイボリー、ホワイト、レッド

形態：　　下図のとおり。



【米国】Ironburg v. Valve (CAFC, 2023.4.3)

Ameblo 元投稿日：2024-03-21

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12845216529.html

【米国】Ironburg v. Valve (CAFC, 2023.4.3)

IPR エストッペル（IPR の最終書面決定後に、その IPR で主張した、又は合理的に主張し得た無効理由を、裁判所及び ITC で主張できなくなること）について、主張し得た無効理由か否かは、熟練サーチャーが合理的な注意を払って調査すれば発見すると合理的に期待できたかで判断する。その立証責任は、エストッペルを主張する特許権者が負う。

+開始対象とならなかった無効理由が、IPR エストッペルの対象となった。

⇒申立てに含まれていたが開始対象とならなかった無効理由の主張は不可。他方、申立てに含まれず後に発見された無効理由については、地裁が立証責任を誤って無効主張者に負わせたため、エストッペルの判断が破棄され、差し戻された。

【Cases & Trends】米 CAFC 最新判決：IPR エストッペル適用における判断基準と証明責任 | NGB 株式会社

知財高判令和 5(行コ)10001＜宮坂＞=原審・東京地判令和 4 年(行ウ)382＜杉浦＞

Ameblo 元投稿日：2024-03-22

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12845343834.html

知財高判令和 5(行コ)10001＜宮坂＞=原審・東京地判令和 4 年(行ウ)382＜杉浦＞

*特許査定謄本送達日から 30 日以内（特許法 44 条 1 項 2 号）に分割出願したが、分割出願前に特許料を納付し、設定登録された。

⇒「特許出願人」ではないとして分割出願を却下した処分が適法とされた。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-92405.pdf

【商標】知財高判令和５年(行ケ)10030＜清水響＞

Ameblo 元投稿日：2024-03-23

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12845531025.html

【商標】令和５年(行ケ)10030＜清水響＞

「くるんっと前髪カーラー」～識別力なし（審決取消）

「くるんと」の語は、前髪を含む毛髪について用いられるときは、通常、「（毛髪が）丸く曲がった様子」を示す語として用いられている。…（前髪が）丸く曲がった様子」を示す…。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-92351.pdf

【商標】知財高判令和３年(行ケ)10100＜大鷹＞　「Scrum Master」～識別力なし（審決取消）

Ameblo 元投稿日：2024-03-24

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12845627399.html

【商標】令和３年(行ケ)10100＜大鷹＞　「Scrum Master」～識別力なし（審決取消）

（判旨抜粋）

…使用実績の程度や周知性の有無が問題となるものではない。…アジャイルソフトウェア開発の手法の一つである「Scrum」を修得した者、「Scrum」に熟達した者などの観念をも生ずる。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-91256.pdf

知財高判平成 29 年(ネ)10043【デジタル格納部を備えた電子番組ガイド】＜森＞　⇒間接侵害×

Ameblo 元投稿日：2024-03-25

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12845724255.html

平成 29 年(ネ)10043【デジタル格納部を備えた電子番組ガイド】＜森＞

⇒間接侵害×

＊「不可欠」要件否定

「従来技術に見られない特徴的技術手段は，双方向テレビ番組ガイドシステムがデジタル格納デバイスを…内蔵することにある…。…被告物件は…内蔵するものではない…。」

（判旨抜粋）

本件発明は，独立型のアナログ格納デバイスでは不可能であった高度な機能をユーザに提供するために，双方向テレビ番組ガイドシステムがデジタル格納デバイスを備えることを目的としたものであり，従来技術に見られない特徴的技術手段は，双方向テレビ番組ガイドシステムがデジタル格納デバイスを備えること，すなわち，これを内蔵することにあるというべきである。そうすると，被告物件は，デジタル格納デバイスを内蔵するものではないから，本件発明による「課題の解決に不可欠なもの」であるとはいえない。

*「生産に用いる物」要件否定

「…外付けの USB ハードディスク…を被告物件に接続することによって初めて…録画することが可能であるから，デジタル格納部を被告物件に内蔵させる余地はない。…」

（判旨抜粋）

被告物件である液晶テレビ製品は，単に放送を受信するだけで，いずれもそれ自体に録画できるメモリー部分（デジタル格納部）を備えておらず，録画先としては，外付けのＵＳＢハードディスクやレグザリンク対応の東芝レコーダーとされており，これらを被告物件に接続することによって初めて，被告物件で受信した番組を上記ハードディスク等に録画することが可能であるから，デジタル格納部を被告物件に内蔵させる余地はない。そうすると，被告物件は，デジタル格納デバイスを含むユーザテレビ機器を備えた双方向テレビガイドシステムの「生産に用いる物」ということができない。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-87430.pdf

東京地判平成 28 年(ワ)37954【デジタル格納部を備えた電子番組ガイド】＜沖中＞

Ameblo 元投稿日：2024-03-27

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12846010046.html

東京地判平成 28 年(ワ)37954【デジタル格納部を備えた電子番組ガイド】＜沖中＞

文言解釈で禁反言!

=東京地判平成 24 年(ワ)16103＜長谷川＞

出願人が、進歩性を主張するために、引用文献と異なり「番組データが格納される前に，番組が格納される」という先後関係を主張した。

【請求項１】（構成要件Ｄ）該複数の番組をデジタル的に格納したことに応答して，該双方向テレビ番組ガイドを用いて，該デジタル格納デバイス（３１）に複数の番組デー タをデジタル的に格納する手段であって，該複数の番組データのそれぞれは，該複数の番組のうちの１つに関連付けられている，手段と，…を備えた，システム。

（判旨抜粋）

本件特許の出願人であったユナイテッド社は，本件特許の出願段階で，特許庁に対し，本件発明が「引用文献３」…記載の発明とは異なり，進歩性を有することを示すことを目的として，本件発明では，同文献記載の発明とは異なり，「番組データが格納される前に，番組が格納される」旨主張していたものである。そして，特許庁では，ユナイテッド社の以上のような主張をも考慮した上で，本件発明は「引用文献３」記載の発明とは異なり，かつ同発明からは容易想到ではないとして，特許査定をしたものと解される。そうであれば，本件発明の構成要件Ｄにおける番組の格納と番組データの格納の先後関係については，ユナイテッド社の上記主張のとおり，「番組データが格納される前に番組が格納される」ものと解すべきであり，上記特許出願人の地位を承継した原告が上記特許出願人による上記主張内容と異なる主張を本件訴訟においてすることは，禁反言の原則に反するものとして許されない…。 …被告物件において「番組データが格納される前に番組が格納（録画）される」という先後関係があるものとは認められないから，被告物件は，構成要件Ｄを充足しない。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-86498.pdf

東京地判令和２年(ワ)27972【照明装置】＜柴田＞

Ameblo 元投稿日：2024-03-28

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12846102586.html

東京地判令和２年(ワ)27972【照明装置】＜柴田＞

*各レンズ部の範囲を特定不能

⇒非充足

（判旨抜粋）

特許請求の範囲及び本件明細書の記載によれば、本件各発明の拡散レンズは、それぞれについてその位置、形状が特定される複数のレンズ部を有するものであり、そのそれぞれのレンズ部についてのＬＥＤの並設方向への曲率半径及びＬＥＤの並設方向と直交する方向への曲率半径を把握することができるものであるといえる。

そして、特許請求の範囲及び本件明細書の記載からも、本件各発明は、拡散レンズにおいてそのような各レンズ部を有する発明について、前記１⑵のような効果を奏するという技術的意義を有するものと認められる。…各被告製品に使用されているＬＳＤの形状によれば、各被告製品において、本件各発明の「複数のレンズ部」、「各レンズ部」…にいうそれぞれの「レンズ部」の範囲を特定することができないものであって、各被告製品は本件各発明にいう「各レンズ部」を有するということはできず、それぞれのレンズ部についてのＬＥＤの並設方向への曲率半径及びＬＥＤの並設方向と直交する方向への曲率半径を把握することができず、各被告製品は、本件各発明の曲率半径についての構成…を充足するともいえない。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-91871.pdf

知財高判令和３年(行ケ)10082【電気絶縁ケーブル】＜東海林＞

Ameblo 元投稿日：2024-03-30

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12846335663.html

令和３年(行ケ)10082【電気絶縁ケーブル】＜東海林＞

*課題は共通するが、引用発明が別の手段で課題を解決済み。

⇒更に副引例を組み合わせる動機付けなし

=H19(行ケ)10238

=H24(行ケ)10328

=H28(行ケ)10103

=H29(行ケ)10013

「引用発明…は、本願発明と共通する課題が本願発明とは異なる別の手段によって既に解決されているのであるから…両線心をテープ部材で巻き、その結果、両線心とシースとの間にテープ部材が配置される…必要はない…。」

（判旨抜粋）

本願発明は、被覆層を除去してコア電線を露出させる作業の作業性に関し、コア材の外周面に粉体が塗布された従来のケーブルには、コア材を取り出す作業の際に粉体が周囲に飛散し、作業性が低下してしまうという課題があったことから、コア電線と被覆層との間に、コア電線に巻かれた状態で配置されたテープ部材を備える構成とすることにより、テープ部材を除去することによって容易にコア電線と被覆層とを分離することができるようにして、上記課題を解決しようとする点に技術的意義を有するものである。他方で、…引用発明は、線心の取り出しを容易に行うことができるようにすることを課題の一つとする発明であり、この点で本願発明と課題を共通にするものといえるが、電源用線心及び信号用線心の外周をシースで覆うのみの形で被覆する構成とすることによって上記課題を解決しようとするものであり、本願発明とは課題を解決する手段を異にするものといえる。このように、引用発明においては、本願発明と共通する課題が本願発明とは異なる別の手段によって既に解決されているのであるから、当該課題解決手段に加えて、両線心をテープ部材で巻き、その結果、両線心とシースとの間にテープ部材が配置される構成とする必要はないというべきである。そして、引用発明に上記のような構成を加えると、線心を取り出そうとする際に、シースを除去する作業のみでは足りず、更にテープ部材を除去する作業が必要となることから、かえって作業性が損なわれ、引用発明が奏する効果を損なう結果となってしまうものといえる。加えて、甲１公報をみても、引用発明の効果を犠牲にしてまで両線心をテープ部材で巻くことに何らかの技術的意義があることを示唆するような記載は存しない。

★この論点で、

特許権者有利な裁判例が、

・平成 28 年（行ケ）第 10103 号＜高部＞掴線器

・平成 29 年（行ケ）第 10013 号＜高部＞乾麺の製造方法

・令和 3 年(行ケ)第 10082 号＜東海林＞電気絶縁ケーブル

・令和 4 年(行ケ)第 10003 号＜菅野＞海生生物の付着防止方法

特許権者に不利な裁判例が、

・平成 22 年（行ケ）第 10328 号＜滝澤＞安全シールドアセンブリ

*同様な目的のための手段を複数併用し，多重に設けることが容易想到とされた

・平成 27 年(行ケ)第 10114 号＜高部＞タイヤ

*当業者は、主引例の問題を完全に解決するために、他の解決手段も試みる

・平成 28 年(行ケ)第 10039 号＜清水＞医療用複室容器

*副引用例で引用発明の課題が解決されても、別の方法で解決しようとする動機は失われない

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-91207.pdf

大阪地判令和３年(ワ)10032【チップ型ヒューズ】＜武宮＞

Ameblo 元投稿日：2024-04-01

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12846653463.html

大阪地判令和３年(ワ)10032【チップ型ヒューズ】＜武宮＞

*実験合戦となり、同一の作用効果が認められなかった。

⇒均等論第２要件×

被告製品の「密閉された空間」と本件発明の「消弧材部」の各作用効果の対比自体を行うものではない…、被告…試験報告書…と相反する結果。

※なお、構成要件を一部欠く場合も均等成立し得るという一般論を判示した。（★東京地判H24(ワ)31523＜長谷川＞では、構成要件の一部を欠くイ号製品につき均等成立!!）

（判旨抜粋）

原告は、被告製品の構成ｃの「接着剤で接着することにより形成された密閉された空間２６」が本件発明の構成要件Ｃの「消弧材部」と同一の作用効果（消弧作用）を有することを示す実験報告書等…を証拠提出する。これらは、被告製品と同じ構造を有する製品につき、ヒューズエレメント部が密閉構造である場合と、非密閉構造である場合又は端子一体型ヒューズ素子を取り出して遮断試験用基板に実装して遮断試験を行った場合の、各アーク放電の持続時間を対比した結果、密閉構造のものは、非密閉構造等のものに比べ、同持続時間が２分の１ないし３分の１になったというものである。しかし、これらは、被告製品の「密閉された空間」と本件発明の「消弧材部」の各作用効果の対比自体を行うものではないことに加え、被告が証拠提出する試験報告書…によれば、被告製品、被告製品に消弧材部を設けたヒューズ及び被告製品のヒューズ素子のみを対象として、アーク放電の持続時間を記録したところ、被告製品が最も同時間が長かったという結果であったことが認められ、被告製品とヒューズ素子の各アーク放電の持続時間について、原告が提出する実験報告書…と相反する結果となっている。そうすると、 原告が提出する前記証拠その他の事情等から、被告製品の構成ｃが本件発明の構成要件Ｃと同様の作用効果を有するとまでは認め難いから、少なくとも第２要件が満たされるとはいえない。

対象製品等が特許発明の構成要件の一部を欠く場合であっても、当該一部が特許発明の本質的部分ではなく、かつ前記均等の他の要件を充足するときは、均等侵害が成立し得るものと解される。これに対し、被告は、対象製品等が構成要件の一部を欠く場合に均等論を適用することは、特許請求の範囲の拡張の主張であって許されない旨を主張するが、構成要件の一部を他の構成に置換した場合と構成要件の一部を欠く場合とで区別すべき合理的理由はない…。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-92171.pdf

知財高判令和５年(ネ)10041【トレーニング 器具】＜清水響＞

Ameblo 元投稿日：2024-04-02

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12846760261.html

令和５年(ネ)10041【トレーニング 器具】＜清水響＞

甲７公報記載の装置からバーのみを独立した引用発明として認定することを否定し、重り支持部分を取り除くことについても容易想到性を否定した事例である。

「…バー 10 のみ…が独立した引用発明であると認定することはできず、バー 10 のみならず重り支持部分をも備えた…引用発明である…進歩性の判断…に当たっては…重り支持部分を取り除くことについての容易想到性が問題となる」

（判旨抜粋）

…本件においては、バー１０のみ（甲７発明）が独立した引用発明であると認定することはできず、バー１０のみならず重り支持部分をも備えた甲７発明（被告）が引用発明であると認定するのが相当であるから、甲７公報記載の発明を引用発明とする本件各発明の進歩性の判断…に当たっては、そのような甲７発明（被告）から重り支持部分を取り除くことについての容易想到性が問題となるところ、甲７発明（被告）におけるバー１０は、甲７発明（被告）を構成する部材の一部であり、重り支持部分と不可分の部材であるから、バー１０のみをもって、原告が主張するリング状の器具であるとみることはできない…。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-92504.pdf

【商標】知財高判令和５年(行ケ)10067＜本多＞　5252byO!Oi

Ameblo 元投稿日：2024-04-03

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12846874803.html

【商標】令和５年(行ケ)10067＜本多＞

本件商標　**5252byO!Oi**

⇒O!Oi が要部

引用商標 OIOI（マルイ）

「称呼について相応に類似し、外観において互いに相紛らわしい本件要部…本件商標の各指定商品に使用された場合には、取引者、需要者が両者の出所を見誤る可能性は否定できず…」

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-92567.pdf

登録商標：

5252byO!Oi

引　用　商　標　目　録

１　登録第１３１８６０３号商標（甲１５。以下「引用商標１」という。）

商標の構成：



登録出願日：昭和４８年１１月１４日

設定登録日：昭和５３年１月１０日

書換登録日：平成２０年６月２５日

【商標】東京地判令和３年(ワ)22287＜杉浦＞　『バーキン、ケリー』商標

Ameblo 元投稿日：2024-04-06

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12847333484.html

【商標】東京地判令和３年(ワ)22287＜杉浦＞

『バーキン、ケリー』商標

「中古市場で取引される原告商品１の中には新品より相当低廉な価格で販売されているものもあること…、通常の取引において購入者が刻印の有無やファスナーポケットの有無を必ず確認した上で購入しているとまで認めるに足りる証拠はないこと等に照らすと、…なお被告商品１の出所について誤認混同を生じるおそれがあることは否定されない。」

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-91965.pdf

【商標】東京地判令和３年(ワ)13895＜中島＞

Ameblo 元投稿日：2024-04-06

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12847333789.html

【商標】東京地判令和３年(ワ)13895＜中島＞

商標法４条１項１号違反なし

「本件商標及びスイスの国旗は、幅広の十字を内部に有するという点において共通するものの、スイスの国旗は、正方形であって白色の外縁部分がなく、内部の十字部分を除いた部分が鮮やかな赤色である点において相違するものと認められる。」

⇒非類似

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-92147.pdf

1　控訴人標章１



2　控訴人標章２



１　控訴人標章１



２　控訴人標章２



登録商標



【商標】東京地判令和４年(ワ)19876＜杉浦＞「現代の理論」事件

Ameblo 元投稿日：2024-04-06

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12847333913.html

【商標】東京地判令和４年(ワ)19876＜杉浦＞　　「現代の理論」事件

商標登録出願がされた平成 28 年当時、雑誌その他の出版物につき、同一人が同一内容の出版物を紙媒体及び電子版として出版することが広く行われていた。

⇒「電子出版物」（9 類）と「印刷物」（16 類）とは類似商品

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-92397.pdf

【審判実務者研究会 2023】（機械）「数値限定発明の進歩性」（高石が参加した部会）

Ameblo 元投稿日：2024-04-08

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12847567252.html

【審判実務者研究会 2023】事例 1（機械）「数値限定発明の進歩性」（高石が参加した部会）

① 数値限定の技術的意義（本願発明における課題に対する課題解決手段としての作用効果）が低い場合は、（設計事項等として）進歩性が否定されやすい。

② 数値限定の技術的意義が高い場合には、副引用文献の数値限定を主引用発明に適用する動機づけが問題とされる。

⇒進歩性が認められるために、本願発明の課題解決手段として、数値限定の数値範囲とすることにより、どのような作用・効果を有するかについて明細書中に記載しておくことが最も重要である。

事例 7（機械）「数値限定発明の進歩性」

令和 3 年(行ケ)10091「粘着テープ」事件

4 つの数値限定に係る相違点は、何れも技術的意義が低い。

本件明細書に数値限定の一般的な効果は記載されているが、メカニズムの記載がなく、好ましい数値範囲が広い。

⇒設計事項であり進歩性×

https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/kenkyukai/document/sinposei_kentoukai/2023_houkokusyo_youyaku.pdf

【審判実務者研究会 2023】（化学 1）「新規事項」「食品分野のパラメータ発明におけるサポート要件」

Ameblo 元投稿日：2024-04-10

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12847828499.html

【審判実務者研究会 2023】事例 2（化学 1）

「新規事項」

新規性を確保する場合に限らず、自由に「除くクレーム」を活用できている現状に、新規事項から制限することは難しい。

⇒除いた後の発明が全体として共通の効果を奏し、課題を解決できているかをサポート要件で確認すべき

Cf.令和 4 年(行ケ)10125

【審判実務者研究会 2023】事例 8（化学 1）

「食品分野のパラメータ発明におけるサポート要件」

平成 28 年(行ケ)10147「トマト含有飲料」事件

・実験条件を揃える

・発明特定事項以外で発明の課題及び効果に影響を与える他の要素に言及する。

・官能評価については、比較の基準を設けて客観性を担保する。

https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/kenkyukai/document/sinposei_kentoukai/2023_houkokusyo_youyaku.pdf

【審判実務者研究会 2023】（化学 2）「サポート要件」「用途発明の新規性」

Ameblo 元投稿日：2024-04-11

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12847983100.html

【審判実務者研究会 2023】事例 3（化学 2）「サポート要件」

数値限定発明についても、サポート要件の基本的な考え方は数値限定発明以外の発明と同じであり（偏光フィルム）大合議の判断基準が適用されることについては、参加者に異議なし。

⇒技術的な意味が理解可能であれば、具体例は限定的で足りる。

【審判実務者研究会 2023】事例 9（化学 2）「用途発明の新規性」

令和 3 年(行ケ)10066

同判決は、病態、目的及び効果、作用が甲 1 発明と異ならないと当業者が認識することから、「未知の属性」,「新たな用途」を否定した。

用途発明の特許性を認めた別の裁判例は、パブリックドメインとの区別が難しい。

https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/kenkyukai/document/sinposei_kentoukai/2023_houkokusyo_youyaku.pdf

【審判実務者研究会 2023】（電気）ソフトウェア関連発明の進歩性

Ameblo 元投稿日：2024-04-14

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12848331171.html

【審判実務者研究会 2023】事例 4（電気）

「ソフトウエア関連発明の進歩性判断，特に情報や情報処理の機能的に表現された特徴に着目して」

ソフトウェア分野では、警告状送付事案が多く、抽象的なクレームによる警告でもデューデリジェンスで問題視されて投資が見送られる等、「牽制力」が発揮されている。

【審判実務者研究会 2023】事例 10（電気）

「ソフトウェア関連発明における商慣行等の取り扱いについて」

令和 3 年(行ケ)10116

主引用発明は「ゲーム」分野

⇒商品販売やマーケティング業界の「商慣行」を動機づけなく適用可能でない。

⇒業務システムの発明であれば、業界横断的な商慣習を考慮した変更は設計事項。

https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/kenkyukai/document/sinposei_kentoukai/2023_houkokusyo_youyaku.pdf

【審判実務者研究会 2023】（意匠）「物品」「創作容易性判断における当業者の知識と資料の範囲」

Ameblo 元投稿日：2024-04-15

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12848429963.html

【審判実務者研究会 2023】事例 5（意匠）「意匠に係る物品」の認定

「意匠に係る物品」の類否判断においては、用途・機能の共通性に基づき形態が類似する可能性があれば、広く認めてよい。

意匠法 24 条 2 項の「需要者」は、物品ではなく、意匠の形態面における着眼点や評価の重み付けの判断主体である。

【審判実務者研究会 2023】事例 11（意匠）「創作容易性判断における当業者の知識と資料の範囲」

令和 3 年(行ケ)10158

資料を意匠に係る物品の当業者が「当然に目にする」状況にあったことを前提とすることは妥当

機能が同一であればモチーフの転用は容易という判示部分は、個別事情により変わり得る。

https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/kenkyukai/document/sinposei_kentoukai/2023_houkokusyo_youyaku.pdf

【審判実務者研究会 2023】（商標）「商標法３条１項３号　識別力」「結合商標の類否判断」

Ameblo 元投稿日：2024-04-17

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12848686359.html

【審判実務者研究会 2023】事例 6（商標）「商標法 3 条 1 項 3 号　識別力」

「将来を含め」役務の質を表示したものと一般に認識されるものであれば、識別力×

例えば、需要者の一部が共通する他の商品・役務分野で特定の品質表示として使用されている語、観念に基づいて商品・役務の内容が想像できる場合。

【審判実務者研究会 2023】事例 12（商標）「結合商標の類否判断」

各最判の規範の個別事案への当てはめ方針

結合商標は一体的に観察するのが原則

⇒一体性判断の視点は様々あり得るところ、事案に適した規範に基づき筋道を立てて判断することが重要

※その他は,全て一部委員の意見紹介に留まっている

https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/kenkyukai/document/sinposei_kentoukai/2023_houkokusyo_youyaku.pdf

知財高判令和３年(行ケ)10033【内装用短尺コーナー材による施工方法】＜菅野＞ 明細書の誤記訂正 OK

Ameblo 元投稿日：2024-04-19

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12848944205.html

令和３年(行ケ)10033【内装用短尺コーナー材による施工方法】＜菅野＞

***明細書の記載の誤記の訂正を認めた**

本件訂正前は…同じ段階について「接合」と「接続」の２つの用語が用いられていたのであるから，本件訂正は用語の統一を図るものであるといえ，誤記の訂正に当たる。

（判旨抜粋）

（１） 本件訂正が誤記の訂正に当たるかについて…

本件訂正前は，施工の段階である第３工程について，請求項１及び訂正前明細書の【００２２】に「接合」の語が用いられていたのに対し，訂正前明細書の【００２５】には，施工の段階について「このとき，第１，第２内装用短尺コーナー材２１－１，２１－２の端面を接続して切除は行わず，…」とあり，同じ段階について「接合」と「接続」の２つの用語が用いられていたのであるから，本件訂正は用語の統一を図るものであるといえ，誤記の訂正に当たる。…

（２） 本件訂正が不明瞭な記載の釈明に当たるかについて…

本件訂正前は，同じ施工段階の作業について，請求項１には「接合」と，訂正前明細書の【００２５】には「接続」とあったのであるから，本件訂正は不明瞭な記載の釈明に当たる。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-90805.pdf

知財高判令和４年(行ケ)10081【ゴルフクラブ用シャフト】＜本多＞

Ameblo 元投稿日：2024-04-20

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12849120132.html

令和４年(行ケ)10081【ゴルフクラブ用シャフト】＜本多＞

トルク（1.6 ≦ Tq ≦ 4.0）

バイアス層合計重量比（0.5 ≦ B / (B + S) ≦ 0.8）

細径側バイアス層重量とバイアス層合計重量との比（0.05 ≦ A / B ≦ 0.12）

細径側バイアス層重量と太径側バイアス層重量との比（1.0 ≦ A / C ≦ 1.8）

という４つの数値範囲の上限及び下限（計８個）を個別に検討して、「出願日当時の当業者が本件課題を解決できると認識でき…ない」とした。

Tq はシャフトのトルク（°）、B はバイアス層の合計重量（g）、S はストレート層の合計重量（g）、A は細径側バイアス層の重量（g）、C は太径側バイアス層の重量（g）である。

⇒サポート要件×

（判旨抜粋）

本件各発明の課題は、「ねじり剛性が高い繊維強化樹脂製のゴルフクラブ用シャフト（ロートルクの繊維強化樹脂製のゴルフクラブ用シャフト）であって、スイングの安定性が高く、プレーヤーのスイングスピードや力量に左右されることなく飛距離の安定性と方向安定性の双方に優れたものを提供すること」（以下「本件課題」という。）であると認めるのが相当である。…

シャフトのトルクを４．０°以下とするとの点については、本件出願日当時の当業者がその当時の技術常識に照らし本件課題を解決できると認識できる範囲のものであるということはできない。…

シャフトのトルクを１．６°以上とするとの点については、本件出願日当時の当業者がその当時の技術常識に照らし本件課題を解決できると認識できる範囲のものであるということはできない。…

バイアス層の合計重量をバイアス層の合計重量とストレート層の合計重量の和の５０％以上とするとの点については、本件出願日当時の当業者がその当時の技術常識に照らし本件課題を解決できると認識できる範囲のものであるということはできない。…

ストレート層の合計重量をバイアス層の合計重量とストレート層の合計重量の和の２０％以上とするとの点については、本件明細書の発明の詳細な説明の記載により本件出願日当時の当業者が本件課題を解決できると認識できる範囲のものであるということはできない。…

細径側バイアス層の重量を太径側バイアス層の重量の１８０％以下とするとの点については、本件明細書の発明の詳細な説明の記載により本件出願日当時の当業者が本件課題を解決できると認識できる範囲のものであるということはできない。…

細径側バイアス層の重量を太径側バイアス層の重量の１００％以上とするとの点については、本件明細書の発明の詳細な説明の記載により本件出願日当時の当業者が本件課題を解決できると認識できる範囲のものであるということはできない。…

細径側バイアス層の重量をバイアス層の合計重量の１２％以下とするとの点については、本件明細書の発明の詳細な説明の記載により本件出願日当時の当業者が本件課題を解決できると認識できる範囲のものであるということはできない。…

細径側バイアス層の重量をバイアス層の合計重量の５％以上とするとの点については、本件明細書の発明の詳細な説明の記載により本件出願日当時の当業者が本件課題を解決できると認識できる範囲のものであるということはできない。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-92205.pdf

知財高判令和４年(行ケ)10112【有料自動機の制御システム】＜本多＞

Ameblo 元投稿日：2024-04-22

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12849321194.html

令和４年(行ケ)10112【有料自動機の制御システム】＜本多＞

「…ができていれば課題を解決し得るものであるから、課題解決手段…の細部である、入力される信号の種類や判断方法といった個別要素は、当初明細書等において当該構成に包括されていた…。」

⇒新規事項追加でない

（判旨抜粋）

…本件補正後の本件発明１は、本件補正前と同様に、入力される信号の種類や「運転中」か「否か」を判断する具体的方法によらず、ＩＣカードリーダー／ライタ部と通信部とを有する装置から管理サーバに「運転中か否かを示す情報を出力」することができていれば課題を解決し得るものであるから、課題解決手段を構成する「監視して送信」や「情報を出力」との構成についての細部である、入力される信号の種類や判断方法といった個別要素は、当初明細書等において当該構成に包括されていたものであったといえる。仮に入力される信号の種類や判断方法として当初明細書等に例示されていないものが補正後の本件発明１に含まれることになったとしても、当初明細書等を総合して得られる技術的事項に対し新たな技術的事項を付加することにはならない。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-92460.pdf

知財高判平成 30 年(行ケ)10100【経皮吸収製剤】＜鶴岡＞ *発明の詳細な説明の誤記の訂正を認めた。

Ameblo 元投稿日：2024-04-22

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12849321437.html

平成 30 年(行ケ)10100【経皮吸収製剤】＜鶴岡＞

***発明の詳細な説明の誤記の訂正を認めた。**（クレーム文言より若干緩いか？）

「皮内」と「皮膚内」が別の概念を持つ医学用語であると認めるに足りる証拠は存在しないし，…訂正箇所において，そのような別の概念としての「皮内」が用いられていたとは考えられない。

（判旨抜粋）

本件訂正事項１２は，本件明細書の【０００３】に「皮内」とあるのを「皮膚内」と訂正するものであるところ，当該記載箇所は，背景技術としてマイクロニードル，特に自己溶解型マイクロニードルを「皮膚」に挿入する場合について説明するものであることが，その文脈からして明らかである。このことに，【０００３】の他の箇所では，全て「皮膚」という用語が用いられていることを併せ考えれば，訂正箇所である「皮内」は，「皮膚」の「膚」を脱落させたものであって，正しくは「皮膚内」と記載されるべきものであったと理解するのが相当であるから，本件訂正事項１２は，誤記の訂正として訂正要件を満たすものというべきである。これに対し，原告は，「皮内」は「皮膚内」とは別の概念を持つ医学用語であって，訂正箇所においても，その別の概念を示す「皮内」が用いられていたと主張するが，「皮内」と「皮膚内」が別の概念を持つ医学用語であると認めるに足りる証拠は存在しないし，少なくとも，【０００３】の訂正箇所において，そのような別の概念としての「皮内」が用いられていたとは考えられないことは既に説示したとおりである。そうすると，本件訂正事項１２に係る訂正を認めた本件審決は，結論において相当であり，適法というべきである…。

本件訂正事項１６は，本件明細書の【００７７】に，「皮膚の表面や真皮」とあるのを，「皮膚の表皮や真皮」に訂正するものである。当該記載箇所は，吸収促進剤としての界面活性剤に関連して，目的物質の皮膚における溶解性について説明するものであるところ，そもそも，本件発明は，基剤と目的物質とを有し，表皮及び真皮から成る皮膚に挿入して使用する経皮吸収製剤であるから，目的物質の溶解性が問題になるのは，「皮膚の表面や真皮」ではなく，「皮膚の表皮や真皮」であることが明らかである。このことに，【００７７】に対応するものというべき【００３０】においては，「皮膚の表皮又は真皮」という用語が用いられていること…を併せ考えると，訂正箇所である「表面」は「表皮」と記載すべきところを誤って「表面」と記載したものと理解するのが相当であるから，本件訂正事項１６は，誤記の訂正として訂正要件を満たすものというべきである。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-88401.pdf

【論稿】判例からみた先使用権―主張立証責任を中心に―（髙部眞規子）

Ameblo 元投稿日：2024-04-23

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12849453247.html

【論稿】判例からみた先使用権―主張立証責任を中心に―（髙部眞規子）

平成 29 年(ネ)10090＜高部裁判長＞

⇒（水分含量に係る）数値が技術的意義を有するものと先使用者が認識している必要があるとする判例評釈もあるが、同判決は、認識まで要求したつもりはなかったし、そのような判示はしていない。

https://jpaa-patent.info/patent/viewPdf/4366

大阪地判平成 29 年(ワ)1390【ランプ】　*数値限定発明につき先使用権を認めた。

Ameblo 元投稿日：2024-04-24

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12849582464.html

大阪地判平成 29 年(ワ)1390【ランプ】　*数値限定発明につき先使用権を認めた。

経時変化なし。

403W 発明は、y=15.7mm，x=11.7mm であり，y=1.34x との構成を有する。

⇒機能を維持したまま，本件各発明の特定する x 値及び y 値の関係性を充たす数値範囲に設計変更することは可能。

https://www.lawlibrary.jp/pdf/z18817009-00-111652435_tkc.pdf

【論稿】商品形態と機能性（2023、宮脇正晴教授）

Ameblo 元投稿日：2024-04-25

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12849706108.html

【論稿】商品形態と機能性（2023、宮脇正晴教授）

＜米国＞機能上有利な点がないのにあえて特定の形態にしたことは、機能性を否定する有力な事情として考慮される。

特許がある場合は、原告形態と非類似で充足する選択肢が確保されていない限り、商品等表示性を否定すべき。

https://www.jstage.jst.go.jp/article/patentsp/76/29/76_79/_pdf

【意匠】知財高判令和５年(行ケ)10008（東海林）　*共同出願違反（原告従業員の創作者性）否定

Ameblo 元投稿日：2024-04-26

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12849832079.html

【意匠】令和５年(行ケ)10008（東海林）

***共同出願違反（原告従業員の創作者性）否定**

「意匠の創作者…といえるためには、当該意匠における美観の創作行為に現実に加担したこと、すなわち、美観の創作行為、とりわけ従前の意匠に係る部分とは異なる特徴的部分の完成に現実に関与することが必要」

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-92226.pdf

Patent Law で、Best Lawyers に選出して頂けました!! 2024.4.30

Ameblo 元投稿日：2024-04-30

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12850338724.html

Patent Law で、Best Lawyers に選出して頂けました!!

私を推薦して頂いた方々に感謝するとともに、期待を裏切らないように一層精進する所存です。

2024.4.30

https://www.bestlawyers.com/search?q=hideki+takaishi&sort=relevancy

Best Lawyers



Hideki Takaishi

Nakamura & Partners

Recognized since 2024

Tokyo, Japan

Practice Areas

Patent Law

【不競法】主要事案※平成 30 年～令和 2 年<経産省>　※一覧表が秀逸です!!

Ameblo 元投稿日：2024-04-30

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12850338898.html

【不競法】主要事案※平成 30 年～令和 2 年<経産省>　※一覧表が秀逸です!!

周知表示混同惹起行為 (民事)

著名表示冒用行為 (民事)

形態模倣品提供行為 (民事)

営業秘密侵害行為 (民事)(刑事)

技術的制限手段無効化装置提供行為 (民事)

誤認惹起行為 (刑事)

信用毀損行為 (民事)

外国公務員贈賄 (刑事)

https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/chiteki_zaisan/fusei_kyoso/pdf/011_s03_00.pdf

【不競法】東京地判令和４年(ワ)4104＜中島＞　「商品等表示」に該当しない!

Ameblo 元投稿日：2024-04-30

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12850339290.html

【不競法】東京地判令和４年(ワ)4104＜中島＞

独占的に 20 年以上販売したガスバルブ

本件事情では形状に着目して取引されない。

⇒「商品等表示」に該当しない!

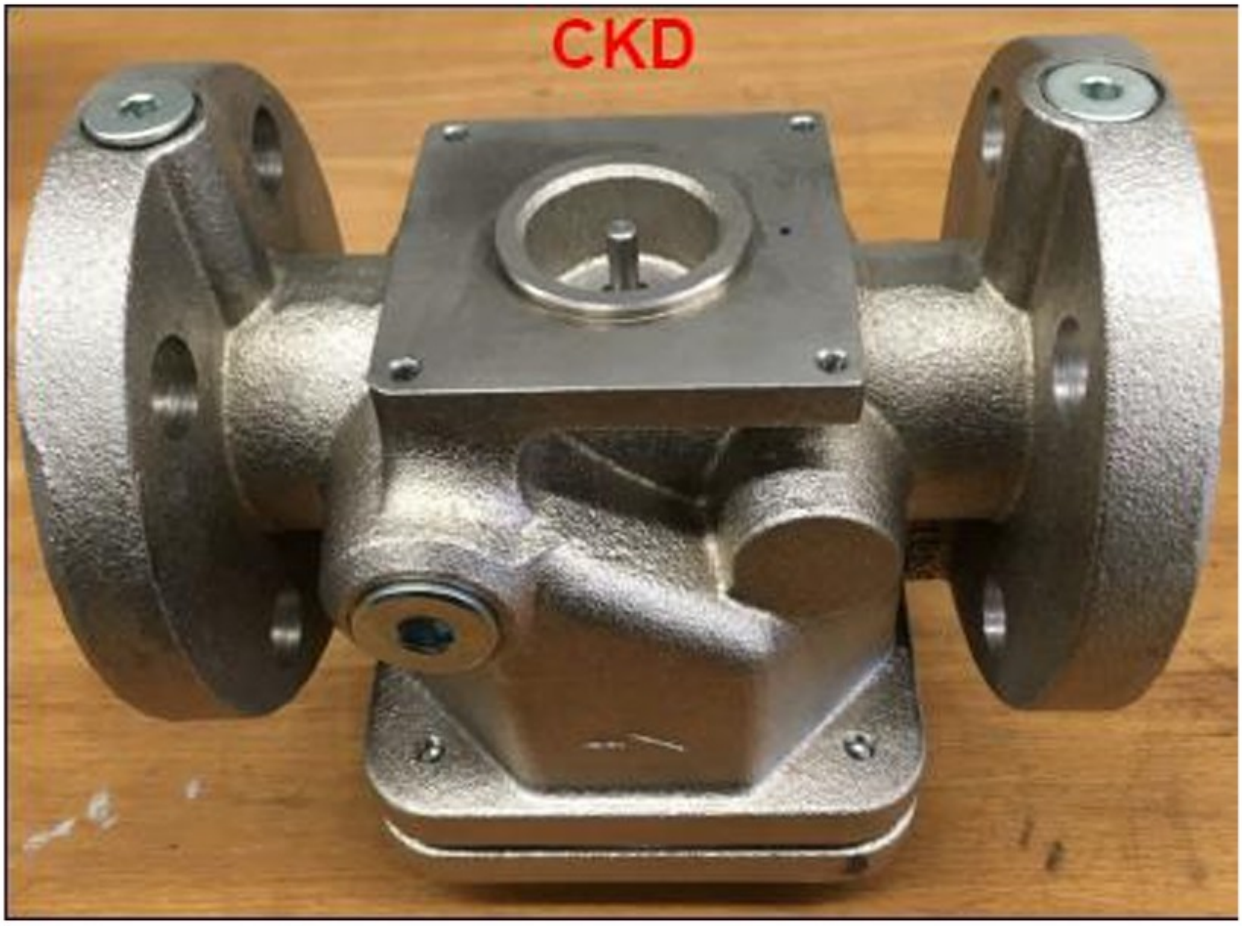
二次的意味(secondary meaning)があっても、取引の際に出所表示機能を有しない商品形態は、不競法２条１項１号の商品等表示に該当しない。

091854_hanrei.pdf (courts.go.jp)

写真１（ＧＲＶ－２）



写真２



ガスの流れ

【論稿】混同の判断における類似性の程度（2023、佐藤俊司）

Ameblo 元投稿日：2024-04-30

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12850339446.html

【論稿】混同の判断における類似性の程度（2023、佐藤俊司）

商標法 4 条 1 項 10 号、11 号、15 号の対比表は超有用!!

米国のポラロイドテスト、デュポンテストも要確認!!

15 号（他人の業務に係る商品又は役務と混同を生ずるおそれ）が適用されるケースの殆どは,商標が同一/類似だが商品・役務が非類似である類型

https://jpaa-patent.info/patent/viewPdf/4255

【論稿】民法不法行為による不正競争の補完性（2023、上野達弘教授）

Ameblo 元投稿日：2024-04-30

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12850339567.html

【論稿】民法不法行為による不正競争の補完性（2023、上野達弘教授）

北朝鮮最判以降、知財法で保護されない場合に不法行為を認めた裁判例はない。

⇒商品形態模倣、ドメイン、限定提供データ等、法的保護を要する場合について、立法的に対応されてきたという見方もあり得る。

https://jpaa-patent.info/patent/viewPdf/4166

東京地判平成 29 年(ワ)22010＜山田＞=控訴審・知財高判 R2(ネ)10038＜大鷹＞【…空調服】

Ameblo 元投稿日：2024-05-01

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12850474762.html

東京地判平成 29 年(ワ)22010＜山田＞=控訴審 R2(ネ)10038＜大鷹＞【…空調服】

＜間接侵害＞のみ要件○

「ハーネス型安全帯を全く利用しない使用形態は，経済的，商業的，実用的な用途として想定されていない」

＜先使用権＞否定

試作品を社内で試着をしたが、即時実施が可能な状況であったか不明

（判旨抜粋）

＜間接侵害＞

被告の空調服のカタログに，「ウェアのみ」の製品は「洗い替え用やファン・バッテリーなどをお持ちの方向けのウェアのみです。」と記載され，被告製品３及び６は「フルハーネス安全帯着用者専用空調服です。背中部分からランヤードを取り出すことができます。もちろん空気は逃がしません。…」などと記載されていることなどからすると，被告製品３及び６は，ハーネス型安全帯を着用するために販売されている製品であると認めるのが相当であり，ハーネス型安全帯を全く利用しない使用形態は，経済的，商業的，実用的な用途として想定されていないというべきであるから，本件登録実用新案に係る物品である被告製品の製造のみに用いるものと認めるのが相当である。

＜先使用権＞

フルハーネス対応空調服の構成に係る手書き図面が作成され，その試作品を作成して，社内でその試着をしたからといって，被告らにおいて，即時実施が可能な状況にあったかは必ずしも明らかとはいえないところ，…被告らが被告各製品の製造，販売等を開始したのは平成２８年５月であり，本件試作品が作成され，試着された平成２７年３月及び同年４月から１年以上を要したことにも照らせば，本件出願日の時点では，少なくとも，本件考案の実施に当たる被告各製品の事業に係る被告らの即時実施の意図が客観的に認識される態様，程度に表明されていたということはできない…。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-89683.pdf

【米国】K-Fee System v. Nespresso(CAFC, 2023.12)

Ameblo 元投稿日：2024-05-02

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12850604781.html

【米国】K-Fee System v. Nespresso(CAFC, 2023.12)

＜争点＞“bar code”というクレーム文言が“bit code”でよいか？

原審は対応 EP 特許に対する特許権者の主張を根拠に限定解釈して非充足とした。

⇒特許権者の EPO における主張を考慮しつつ限定解釈を否定し、原審に差し戻した。

https://www.cafc.uscourts.gov/opinions-orders/22-2042.OPINION.12-26-2023_2244064.pdf

『先使用権―主要論点 大激論』(田村、井関、髙部、佐藤、梶並、森田)

Ameblo 元投稿日：2024-05-04

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12850931826.html

『先使用権―主要論点 大激論』(田村、井関、髙部、佐藤、梶並、森田、別冊パテント 2024)

森田弁理士以外(P89)は、特許法 79 条の「その発明」を、公然実施「発明」と異なって解釈していると思われる。

⇒特許法上の「発明」概念が統一しないならば、実施対象の「発明」は?

※公然実施「発明」も管理必要??

https://www.jstage.jst.go.jp/article/patentsp/77/30/77_167/_pdf

知財高判令和３年(ネ)10061　ヒラノテクシード、PI v. カネカ⇒訴えの利益なし（不存在確認訴訟）

Ameblo 元投稿日：2024-05-04

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12850932078.html

令和３年(ネ)10061＜東海林＞　ヒラノテクシード、PI v. カネカ

「本件実施許諾契約の範囲内にあるのは、一審原告による機械装置の製造販売のみ」

許諾を受けて販売された装置により製造した樹脂フィルムについて、本件契約に基づく特許権者の権利不行使義務は認められなかった。

また、債務不存在確認請求については、訴えの利益なし（不存在確認訴訟）

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-92503.pdf

東京地判令和２年(ワ)8642【PCSK9】

Ameblo 元投稿日：2024-05-05

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12850981052.html

東京地判令和２年(ワ)8642【PCSK9】

（特許権者の主張）

出願日当時に EGFa ミミック抗体を取得できなかったが、出願時に存在しなかった課題の解決手段を提供することまでは求められていない。

（判決）

「将来解決すべき…課題解決手段の構成」が明細書に開示ないから、サポート要件・実施可能要件違反

※出願日当時に知られていなかったが特許請求の範囲に属するものが出願日後に分かった場合も、サポート要件・実施可能要件が問題となる。

⇒不可避的問題であるが、除くクレームで対応可能か？

（本判決は未公開であるため不明であるが、侵害訴訟であることから、被告製品が「EGFa ミミック抗体」であったのかもしれない。）

（注）上記括弧内の記述は、２０２４年５月５日の元記事執筆時点の説明である。

※不可思議なことに、均等論では、出願日後に知られた物に対し均等侵害を主張可能であり、そのときに、第４要件はあるものの、均等物に対するサポート要件・実施可能要件が問われない。

筆者はこの点を疑問に思っているが、本判決はその矛盾が顕在化したと考える。すなわち、元々のクレーム文言が「EGFa ミミック抗体」を含まなければ、「EGFa ミミック抗体」に対し均等論を主張する余地があるのに、含んでいるとサポート要件・実施可能要件違反になってしまう。

（今から除くクレームで減縮しても、第５要件で均等論は×なのか。それとも、サポート要件・実施可能要件違反を免れるための減縮では均等論が認められた事案も多く、ワンチャンあるのか？）

知財高判令和４年(行ケ)10082【PIVKA-II に関する抗体】＜東海林＞　⇒明確性要件〇

Ameblo 元投稿日：2024-05-06

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12851115255.html

令和４年(行ケ)10082【PIVKA-II に関する抗体】＜東海林＞

⇒明確性要件〇

（サポート要件、実施可能要件、進歩性、拡大先願も全て〇）

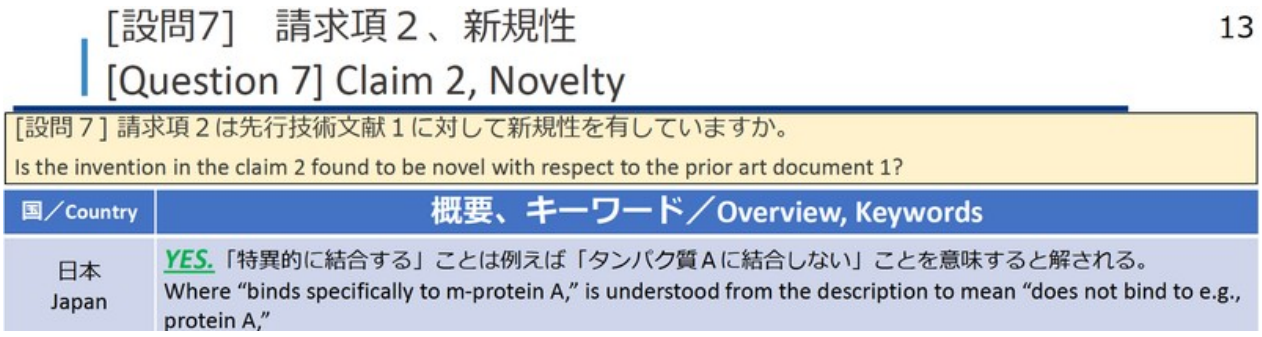
「PIVKA-II を特異的に認識して結合」するとは、結合性タンパク質が、PIVKA-II における６位及び／又は７位の Glu を含む特異的な構造部位の有無に依存して反応性が異なることを意味すると当業者は理解する。

本件発明の「PIVKA-II を特異的に認識して結合する」というクレーム文言は、「正常プロトロンビンよりもその変異体である PIVKA-II に対してより高い親和性を有する抗体」と解釈された。

Cf.2023 年の国際知財司法シンポジウム P13、日本は「特異的に結合する」を『例えば他と結合しない』と解釈したことと異なる!?

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-92709.pdf

https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/seminar/document/chizaishihou-2023/5-03.pdf



【統計】特許の無効審判、異議の件数推移　～無効（一部含む）審決は 20%弱

Ameblo 元投稿日：2024-05-07

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12851247423.html

【統計】特許の無効審判、異議の件数推移

２０１８～２０２２年の無効審判請求件数は、年９７～１５９件、年平均１１９．２件である。

同期間の表中の審判部最終処分件数６２６件のうち、請求成立（一部成立を含む）は１０６件で約１６．９％である。

同期間の取下げ及び放棄は１５９件で約２５．４％である。２０２２年単年では、最終処分件数１１５件のうち取下げ及び放棄は４１件で約３５．７％である。

⇒侵害訴訟絡みだけが残り、和解とともに取り下げられている。

異議申立件数（権利単位）は、２０１８～２０２２年に年１０２９～１３２２件、年平均１１５１．８件である。

同期間の表中の審判部最終処分件数５５５５件（権利単位）のうち、取消決定（一部取消を含む）は６２８件で約１１．３％である。

※訂正請求があるから、妥当か?

https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2023/index.html

(3) 無効審判

	特許			
	請求件数	審判部最終処分件数		
		請求成立（含一部成立）	請求不成立（含却下）	取下・放棄
2013年	247	43	139	29
2014年	215	37	106	41
2015年	231	39	144	36
2016年	140	56	125	42
2017年	161	35	108	24
2018年	159	19	84	22
2019年	113	26	102	34
2020年	121	28	60	24
2021年	106	17	57	38
2022年	97	16	58	41

(7) 異議申立て

	特許					
	申立件数		審判部最終処分件数			
			取消決定(含一部取消)		維持決定(含却下)	取下・放棄
2015年	364	(389)	0	(0)	5 (5)	0 (0)
2016年	1,214	(1,334)	55	(59)	645 (680)	7 (8)
2017年	1,251	(1,371)	128	(146)	1,085 (1,182)	1 (2)
2018年	1,075	(1,172)	150	(165)	1,006 (1,095)	4 (5)
2019年	1,073	(1,164)	140	(161)	896 (971)	4 (6)
2020年	1,029	(1,127)	139	(166)	874 (939)	1 (1)
2021年	1,260	(1,398)	104	(114)	961 (1,044)	1 (4)
2022年	1,322	(1,446)	95	(109)	1,178 (1,300)	2 (3)

注：2015年の件数については、2015年4月1日以降に申立てられた件数である。
　　また、(　)外の数字は権利単位、(　)内の数字は申立単位の件数である。

【意匠】知財高判令和５年(行ケ)10066＜宮坂＞　「瓦」事件⇒類似（新規性×）

Ameblo 元投稿日：2024-05-08

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12851367146.html

【意匠】令和５年(行ケ)10066＜宮坂＞「瓦」事件

⇒類似（新規性×）

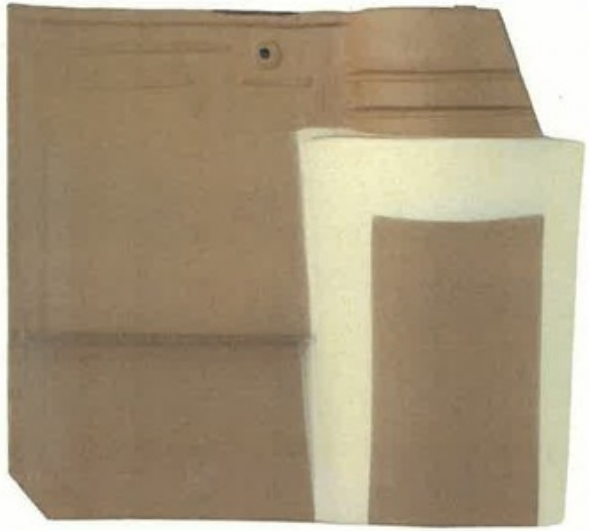
「…最終的には施主の満足を得させる施工後の外観が最も重視されるものと考えられる。そうすると、瓦を葺いた施工後の状態から看取できない構成態様が意匠の類否判断に及ぼす影響は相対的に小さい…。」

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-92650.pdf

別紙　本件登録意匠と引用意匠の対比

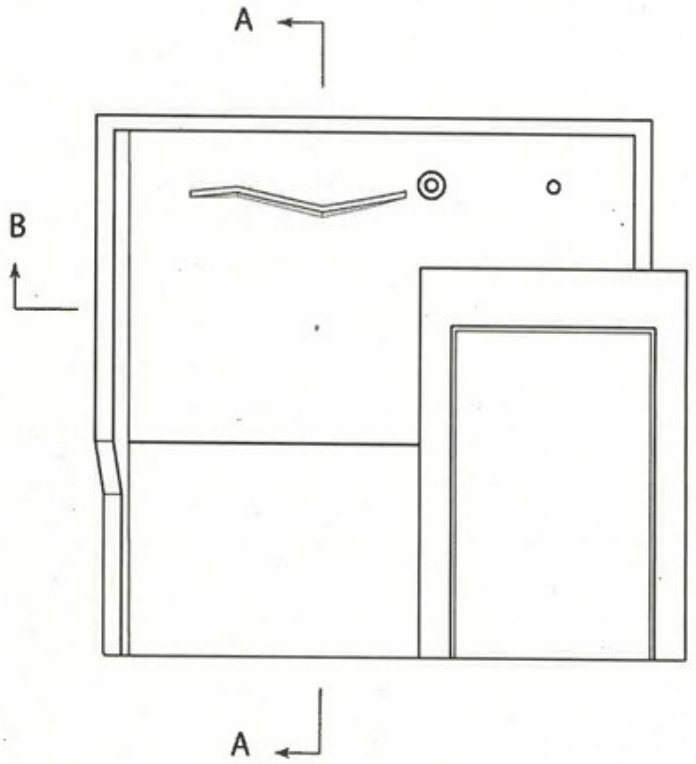
＜本件登録意匠＞

正面図　←　【平面図】



＜引用意匠＞

正面図



【不競法】大阪高判令和４年(ネ)2081＜森崎＞

Ameblo 元投稿日：2024-05-09

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12851525538.html

【不競法】大阪高判令和４年(ネ)2081＜森崎＞

需要者が棒うき、円錐うき等の種類を商品形態で見分けるとしても、微細な商品形態の差に依拠して商品選択しない「うき」の商品形態に「特別顕著性」があるといえるためには、「他のうきとはかけ離れた特異な形態であることが必要」である。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-92074.pdf

【商標】知財高判令和５年(行ケ)10030「くるんっと前髪カーラー」＜清水響＞ ⇒識別力×(商標法３条１項３号該当)

Ameblo 元投稿日：2024-05-10

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12851617918.html

【商標】令和５年(行ケ)10030「くるんっと前髪カーラー」＜清水響＞

⇒識別力×(商標法３条１項３号該当)

（判旨抜粋）

「前髪」の語の直前に置かれた本件商標の構成中の「くるんっと」の語は、…通常、「（前髪が）丸く曲がった様子」を示すものとして、本件需要者等に認識されるものと認めるのが相当である。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-92351.pdf

【意匠】東京地判令和４年(ワ)17015【スチーム調理用蓋付きトレー】＜柴田＞

Ameblo 元投稿日：2024-05-11

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12851811067.html

【意匠】東京地判令和４年(ワ)17015【スチーム調理用蓋付きトレー】＜柴田＞

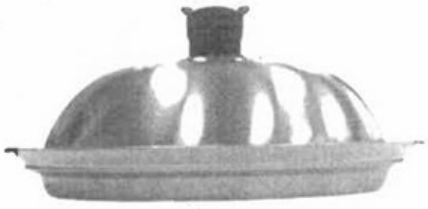
「円形ドーム状を前提とする蓋部の各部位における曲率等の具体的な形状、蓋部の頂上に取手部が存在することを前提とする、取手部の具体的な形状等の具体的な構成態様である」

要部に顕著な差異あり。

⇒非類似

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-92639.pdf

別紙対比図面

	本件意匠	被告意匠
【斜視図】		
【正面図】		

【特許】『新規事項追加』について、裁判例を網羅的に説明しました。

Ameblo 元投稿日：2024-05-12

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12851877254.html

【特許】『新規事項追加』

新規事項追加について、裁判例を網羅的に説明しました。

2024 年 4 月 10 日「知財 LAB」のミニレクチャーを編集したものです。

プレゼン資料は、概要欄のリンクから取得して下さい。

https://www.youtube.com/watch?v=cYifFclB3is

知財高判令和３年(行ケ)10133【回転子積層鉄心の製造方法】＜本多＞

Ameblo 元投稿日：2024-05-13

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12852003522.html

令和３年(行ケ)10133【回転子積層鉄心の製造方法】＜本多＞

＊原出願明細書中で深く検討されても、本件発明において『必須』でないと判断された。

⇒新規事項追加ではない。

「…最初の親出願の明細書中、発明が解決しようとする課題等において、…が特に取り上げられて深く検討されているとしても、…最初の親出願の明細書等に記載された発明が…上記構成を含むものに限定され…ない。」

（判旨抜粋）

…原告は…明細書等に記載された発明は、逃げ空間あり構成を必須とするものであるなどと主張する。しかし、最初の親出願の明細書中、発明が解決しようとする課題等において、かしめ部・逃げ空間あり構成に係る事項が特に取り上げられて深く検討されているとしても、そのことから直ちに、最初の親出願の明細書等に記載された発明が上記構成を含むものに限定されるものではない。…したがって、本件発明１は、原出願の明細書等に記載されていたものと認められる。…

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-91427.pdf

記念の盾をゲットしました‼

Ameblo 元投稿日：2024-05-14

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12852189445.html

記念の盾をゲットしました ‼



【商標】知財高判令和５年(行ケ)10141「知財実務オンライン」＜宮坂＞　⇒識別力×

Ameblo 元投稿日：2024-05-15

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12852270768.html

【商標】令和５年(行ケ)10141「知財実務オンライン」＜宮坂＞

9類、41類、45類⇒識別力×

＜出願人の主張＞

①4万人超の知財関係者が不使用

② 商品役務の特徴を間接的に表示するだけ

③ 造語

④ 審決が挙げる使用例も出所表示する

⑤ 定期刊行物の題号と同様に、内容と同時に出所も表示する

＜判旨抜粋＞

① 商標出願人の「4万人超の知財関係者が不使用」という主張について

⇒本願商標は「知財実務」と「オンライン」の文字の意義及び「オンライン」の文字を末尾に付する標章の一般的な実情からみて、商品の品質又は役務の質を表示したものと認識されると認められ、この認定は、第三者が使用する事実があれば更に裏付けられるということはできても、第三者が使用する事実がないからといって左右されるものではない。

② 商標出願人の「商品役務の特徴を間接的に表示するだけ」という主張について

③ 商標出願人の「造語」という主張について

⇒本願商標は「知的財産に関する実務の情報をオンラインで提供するもの」として需要者に認識され、その内容に一定の幅があるとしても、いずれにせよ商品の品質又は役務の質を表示したものと理解されることに変わりはなく、一定の意味を有しない造語であるとはいえない。

④ 商標出願人の「審決が挙げる使用例も出所表示する」という主張について

⇒別紙２の各事例は、「オンライン」の前の文字がそれ自体として出所識別標識として機能しているものを除き、「オンライン」の文字を付すことによって出所識別標識として認識される態様で使用されているとは認められない。事例１６の「神社仏閣オンライン」に係る甲３のＳＮＳの投稿は、この認定を左右するものではない。

⑤ 商標出願人の「定期刊行物の題号と同様に、内容と同時に出所も表示する」という主張について

⇒新聞、雑誌等の定期刊行物の商品については、個人の著作物である書籍と異なり、主として特定の新聞社・出版社が継続的に編集・発行するものであって、その内容は新聞社・出版社ごとに異なり（題号と関わりの薄い記事が掲載されることも含まれる。）、その題号が品質・内容を示すもので

あっても出所識別標識としての機能を果たし得るという、他の商品と異なる取引の実情が認められるものである（原告らの引用する大審院昭和７年６月１６日判決も、これと同旨と解される。）。

そして、このような定期刊行物を電子化した電子定期刊行物についてはともかく、本願指定商品役務について、定期刊行物と同様の取引の実情があると認めるに足りる証拠はない。

例えば、オンラインによる映像等の提供を内容とする指定役務⑩、⑪についていえば、ＹｏｕＴｕｂｅなどに代表されるインターネット上の動画投稿・共有サービスは原則として誰もが簡便に動画を投稿できるものであるから、「知的財産に関する」、「各回異なる内容のものが定期的又は逐次的に提供される」といった限定が付されたからといって、新聞、雑誌等の定期刊行物と同様の取引の実情があると認めることはできない。

原告らは、商標審査基準改訂における放送番組の番組名に係る議論に言及して、「番組」に関する商品・役務のうち「各回異なる内容のものが定期的又は逐次的に提供されること」が明確になっているものは定期刊行物と同様であると主張するが、そもそもオンラインによる映像等の提供については、映像等の内容、性質に多様なものが含まれることからすれば、「放送番組」の一部がオンラインでも提供されている現状を考慮しても、放送番組そのものと同様の取引の実情があるとは認められない。

また、知的財産に関する定期的に発行される電子出版物（指定商品⑤）についても、このうち個人の著作する書籍に相当するものについては、直ちに新聞、雑誌等の定期刊行物と同視することはできない。

なお、近年の電子技術や通信技術の発達に伴い、情報コンテンツ及びその伝達手段が拡大・多様化しており、新聞社・出版社による「定期刊行物」、テレビ局・ラジオ局による「放送番組」といった従来からの商品役務とそれ以外のオンラインにより伝達される情報コンテンツとの境界も変容しつつあることは事実であるが、そうであるからといって、従来からの取引において長年にわたり形成された「定期刊行物」に係る取引の実情が、オンラインによる映像等の提供について直ちに認められることにはならない。

別紙２　「オンライン」を末尾に付す標章の一覧表

事例	名称	種類	開設者等	内容（説明）	証拠等
1	国語辞典ＯＮＬＩＮＥ	ウェブサイト	㈱ジテンオン	言葉の読み方や意味を調べることができる辞書サイトです。	甲29の1 乙15
2	電卓オンライン	ウェブサイト	不明	基本的な計算から高度な計算をオンラインで行う必要がある人のための認定プラットフォームです。100％無料のオンライン電卓を提供しました。	甲29の2 乙17
3	漢字辞典ＯＮＬＩＮＥ	ウェブサイト	㈱ジテンオン	漢字の部首・画数・読み方・筆順・意味などを調べることができる漢字辞典サイトです。	甲29の3 乙16
4	小児科オンライン	ウェブサイト	㈱KidsPublic	子どもたち及び子どもたちを守る大人が誰一人孤立しない社会の実現を目指し立ち上がった遠隔健康医療相談サービスです。	甲29の4
5	メディカルオンライン	ウェブサイト	㈱メテオ	医学文献の検索全文閲覧をはじめ医薬品・医療機器・医療関連サービスの情報を幅広く提供する、会員制の医学・医療の総合サイトです。	甲29の5
6	慶應オンライン	ウェブサイト	慶応義塾大学	慶應義塾大学の卒業生（塾員）限定のインターネットサービスです	甲29の6
7	読売新聞オンライン	ウェブサイト	読売新聞社グループ	読売新聞ご購読の皆様のためのデジタルサービスです。	甲29の7 乙46
8	東洋経済ＯＮＬＩＮＥ	ウェブサイト	㈱東洋経済新報社	独自に取材した経済関連ニュースを中心とした情報配信プラットフォームです。東洋経済の業界担当記者のほか、多くのジャーナリスト、ライター、組織との連携のもとで運営しています。	甲29の8
9	ＰＲＥＳＩＤＥＮＴ Ｏｎｌｉｎｅ	ウェブサイト	㈱プレジデント社	プレジデント社が運営する総合情報サイトです。プレジデントオンライン編集部の独自記事と、雑誌「プレジデント」（月２回刊）からの転載記事を中心に、さまざまな情報をお届けしています。	甲29の9
10	クロワッサンＯＮＬＩＮＥ	ウェブサイト	㈱マガジンハウス	…雑誌『クロワッサン』が運営するオンラインメディア。健康、料理、ファッション、コスメ、インテリア、収納、お金などのテーマを扱う40代～50代女性をメインターゲットとするライフスタイルメディアです。	甲29の10 乙47
11	ＦＡＮＣＬ　ＯＮＬＩＮＥ（ファンケルオンライン）	ウェブサイト	㈱ファンケル	株式会社ファンケルまたはその代理人が運営するＷｅｂサイトです。美容と健康に役立つ便利でお得な情報が満載で、ファンケルの取扱商品をその場でご注文いただけます。	甲29の11
12	ジッセン！オンライン	ウェブサイト	SO Technologies㈱	デジタルマーケティングの最先端で活躍する講師陣から「実践的」な知識とノウハウを学べるため、社内研修や勉強会等ですぐにご活用いただけます。	甲29の12
13	月刊総務オンライン	ウェブサイト	㈱月刊総務	…戦略的な視点が求められている総務部門の方々に向けて、実務情報や組織運営に役立つ情報の提供を中心に、さまざまなサービスを提供するプラットフォームです。	甲29の13 乙48

事例	名称	種類	開設者等	内容（説明）	証拠等
14	朝カルオンライン	ウェブサイト	朝日カルチャーセンター	ご自宅からＰＣやスマートフォン、タブレット端末を使って受講できる講座を行っています。受講される方は、招待メールに記載されているＵＲＬをクリックすることで、比較的簡単にご参加いただけます。	乙32
15	よみカルＯＮＬＩＮＥ	ウェブサイト	㈱読売・日本テレビ文化センター	インターネット環境とパソコン・スマホ・タブレット端末などがあれば、お好きなところで受講できます。	甲29の14
16	神社仏閣オンライン	YouTubeチャンネル	不明	神社・お寺・日本文化をもっと身近にする！①禅語ライブ（毎朝7:45～）…などなど！	甲35の1
17	湘南投資勉強会オンライン	YouTubeチャンネル	不明	もっと企業のＩＲに注目して欲しいという想いで、決算資料を読む動画を中心にアップしています。	甲35の2
18	地政学オンライン	YouTubeチャンネル	不明	不明	甲35の3
19	ひろしま助産師オンライン	YouTubeチャンネル	一般社団法人広島県助産師会	毎年行う妊活セミナーなどを今年はオンラインセミナーに変更し、１種類→４種類に増やしました！期間限定で配信します！	甲35の4
20	総合型選抜対策オンライン	YouTubeチャンネル	不明	不明	甲35の5
21	マンスリー・マジック・レッスン・オンライン	ウェブサイト	不明	不明	乙5
22	Fashion Biz Study オンライン	ウェブサイト	不明	Fashion Biz Study は、ファッションビジネスに必要なスキルを学ぶ場です。オンライン講座	乙6
23	適正取引講習会オンライン	ウェブサイト	中小企業庁	適正価格で取引する方法を実験的に学べる適正取引講習会　実践ライブ配信セミナー	乙7
24	スタディーオンライン	ウェブサイト	不明	インターネットを通じて映像授業を受けることができるサービスです。自宅に居ながら塾さながらの授業を受けることができ…	乙8
25	ラーニングＯＮＬＩＮＥ	ウェブサイト	ＭＯＲＩ ＡＲＴ ＭＵＳＥＵＭ森美術館	シンポジウム…など、森美術館はさまざまな形式で…ラーニング・プログラムを開催しています。「MAMデジタル」ではこれらをウェブサイト…などでお届けします。	乙9
26	政府広報オンライン	ウェブサイト	内閣府	政府の施策や知りたい情報をあなたの暮らしにお届けします。	乙10
27	文化遺産オンライン	ウェブサイト	文化庁	文化庁が運営する我が国の文化遺産についてのポータルサイトです。	乙11
28	数値地図（国土基本情報）オンライン	ウェブサイト	一般財団法人日本地図センター	数値地図（国土基本情報）を２次元メッシュ単位…で、インターネットを利用したオンライン提供を行っています。	乙12
29	Educational Video Online	ウェブサイト	丸善出版㈱	医学・看護の映像教材配信サービスです。	乙13
30	おうちｄｅチャレンジ！ＭＥＳＨ™発明ワークショップ オンライン	ウェブサイト	ソニー㈱	参加する子どもたちは自宅で「MESH」と、一緒に貸し出すタブレットを使ってプログラミングや作品づくりを体験…するワークショップです。	乙14

事例	名称	種類	開設者等	内容（説明）	証拠等
31	２０２０特許・情報フェア＆コンファレンスＯｎｌｉｎｅ	ウェブサイト	一般社団法人発明推進協会ほか	新型コロナウィルス感染症の収束の見通しが立たない状況から…科学技術館で予定しておりましたリアルの開催から、オンライン展示会に交流の場を移します。	乙18
32	地方自治情報化推進フェアオンライン	ウェブサイト	地方公共団体情報システム機構	情報システムオンライン展示会（出展者セミナーも含む）	乙19
33	隠れん坊 オンライン	ウェブサイト	Google	このゲームについて：リアルタイムのオンラインかくれんぼ	乙20
34	早稲田アカデミーＯｎｌｉｎｅ	ウェブサイト	㈱早稲田アカデミー	塾での学習や、模擬試験の結果の参照、オンライン学習システムの利用など…様々な機能をご利用いただくことができます。	乙21
35	Ken Hirai Films Vol.16 「Ken's Bar 2021 -ONLINE-」	ＤＶＤ		オンライン開催された音楽ライブの映像作品	乙22

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-92967.pdf

【パブリシティ権】東京地判令和５年(ワ)70056＜中島＞　※パブリシティ権侵害成立

Ameblo 元投稿日：2024-05-16

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12852378350.html

【パブリシティ権】東京地判令和５年(ワ)70056＜中島＞　パブリシティ権侵害成立

「日本一稼いだ伝説のキャバクラ嬢として、世の中に広く認知されている…原告名称又は原告肖像には…商品の販売等を促進する顧客吸引力がある」

「ピンク・レディー判決の第２類型に該当するものとして、パブリシティ権を侵害する」

（判旨抜粋）

被告らは、当裁判所の釈明にかかわらず、ピンク・レディー判決にいう３類型該当性につき反論しないものの、念のため、以下検討する。

前記前提事実及び前記認定事実によれば、原告名称及び原告肖像には、商品の販売等を促進する顧客吸引力があるところ、原告名称及び原告肖像の掲載態様等を踏まえると、被告らが提供する全てのサービスに共通してエンリケというブランド価値を全面に押し出していることからすれば、被告らは、エンリケ空間にあっては内装の設計等の事業につき、エンリケスタイルにあってはエステティックサロンの経営等の事業につき、エンリケスタッフにあっては労働者派遣事業等の事業につき、上記顧客吸引力により他の同種事業に係るサービスとの差別化を図るために、商号、標章、ウェブページ、ドメイン名において原告名称又は原告肖像を付したものと認めるのが相当である。

したがって、被告らが原告名称又は原告肖像を使用する行為は、ピンク・レディー判決の第２類型に該当するものとして、パブリシティ権を侵害するものといえる。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-92634.pdf

知財高判平成 25 年(行ケ)10089【２室容器入り経静脈用総合栄養輸液製剤】＜清水節＞

Ameblo 元投稿日：2024-05-17

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12852510705.html

平成 25 年(行ケ)10089【２室容器入り経静脈用総合栄養輸液製剤】＜清水節＞

*高圧蒸気滅菌の適用でビタミン類の分解を招く

⇒阻害事由あり

⇒進歩性○

ビタミンの種類ごとに分解される量は異なるから，ビタミンの種類ごとに量を調整する必要が生じることになり，別の技術的課題が生じる。

（判旨抜粋）

…輸液製剤を高圧蒸気滅菌することが周知であるとしても…引用発明に適用する動機付けはない。むしろ，一般にビタミン類は熱や光によって分解されやすいという技術常識からすれば，マルチビタミン剤を混注した後…高圧蒸気滅菌すると，ビタミン類が分解されてしまい，アシドーシス予防効果を充分に達し得ないことにもなりかねないから，高圧蒸気滅菌することには阻害要因がある…。…ビタミンの種類ごとに熱安定性が異なり，高圧蒸気滅菌によって分解される量は異なるから，電解質や栄養素の充分な補給という当初の目的を達成するためには，単純にネオラミン・マルチＶの投与量を増加すれば足りるわけではなく，ビタミンの種類ごとに量を調整する必要が生じることになり，これは別の技術的課題というほかない。かかる技術的課題が新たに生じるにもかかわらず，高圧蒸気滅菌をすることは一般的には想定し難い。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-84358.pdf

【不競法２条１項１号/刑事】名古屋地判令和４年12月16日＜市松模様(鬼滅の刃)＞

Ameblo 元投稿日：2024-05-18

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12852690966.html

【不競法２条１項１号/刑事】名古屋地判令和４年12月16日＜市松模様(鬼滅の刃)＞

「4種類以上組み合わせる場合には無数の選択肢が存在するところ…類似した模様…を選択すること自体…作品を知った上で意図的に選択しなければまず起こり得ない」

Cf.2色模様は商標法3条1項6号で拒絶査定

（判旨抜粋）

まず、本件模様Ａないし Ｃについて検討すると、これらの各模様単体では、色の選択も単一色又は２色を選択するにとどまり、その配色も、市松模様、麻の葉模様、鱗文様（鱗文）といった伝統的柄模様ないし一般的に使用される装飾的図柄の上に配色されているにとどまり、特別顕著性を有するということはできない。

他方、本件模様Ｄないし Ｆについて検討すると、いずれも３色の色を選択している上、本件模様Ｄについては、それ自体が亀甲柄と無地とを組み合わせた模様であり、亀甲柄と無地それぞれに特定の２色と１色が配色されている特徴がある。本件模様Ｅについては、特定の３色のグラデーションとなっており、グラデーション内の色の特定の順序や、白色の配色部分が多いことも特徴として挙げられる。本件模様Ｆについては、３色の特定の順序及び黄色部分と小豆色部分の境界部分の形状によって炎の模様が表現されているという特徴がある。これらの特徴に加え、伝統的な日本の文様や着物の文様についての調査によっても本件模様Ｄないし Ｆに類似する模様が認められなかったこと（証人庚）、これらの模様単体で商標登録がされていることを併せ考えれば、本件模様Ｄないし Ｆについては、各模様単体でも特別顕著性を有すると認められる。

さらに、上記⑵のとおり、「ＫＭＴ」のグッズ展開に当たっては、多種多様な商品が存在し、多くの場合、各商品ごとに複数のラインナップを揃えて商品化されるというのであるから、本件各模様を組み合わせるに当たり、単体では特別顕著性を有しない模様が含まれていたとしても、少なくとも本件模様Ａないし Ｄの組合せにおいては、単体で特別顕著性を有する本件模様Ｄが含まれることに加え、本件模様Ａないし Ｃ各単体では単純な色と単純な柄を組み合わせた模様にすぎないとしても、そのような模様を任意に４種類組み合わせる方法は無数に存在するのであるから、その中から本件模様Ａないし Ｄのみを任意に選出する可能性は限りなく低く、本件模様Ａないし Ｄを組み合わせる場合には、色彩や形状について他者が使用する自由を制限することにはならないといえる。

これらを併せ考えれば、本件模様Ａないし Ｄの組合せは特別顕著性を有すると認められる。そうすると、これらに本件模様Ｅ及び Ｆを加えた６種類の組合せについても、当然に特別顕著性を有すると認められる。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-91740.pdf

東京地判平成 30 年(ワ)28931【レーザ加工装置】＜柴田＞⇒102 条 2 項適用なし、1 項適用あり

Ameblo 元投稿日：2024-05-19

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12852747265.html

東京地判平成 30 年(ワ)28931【レーザ加工装置】＜柴田＞

*原告が、被告製品（SD 装置）の一部に相当する製品（SD エンジン）を製造販売していた。

⇒102 条 2 項適用なし

⇒102 条 1 項適用あり

★必ず 1 項も選択的主張すべし

*102 条 1 項と 3 項との重畳適用を一般的に否定した!?

（判旨抜粋）

⑵ 特許法１０２条２項の適用について

特許法１０２条２項…の推定は、侵害者による特許権侵害行為がなかった場合に、侵害者が特許権侵害行為により受けた利益やそれと同質といえる利益を特許権者が獲得し得るという関係があることを前提としているといえる。そうすると、侵害者による特許権侵害行為がなかったとしても、侵害者が特許権侵害行為により受けた利益と同質といえる利益を特許権者が獲得し得るという関係が類型的にない場合には、同条適用の基礎を欠くといえる。

本件において、原告は、ＳＤエンジン…を製造、販売しているが、ＳＤ装置を製造、販売することはしておらず、ＳＤエンジンはＳＤ装置の一部品であって、ＳＤエンジンの需要者は半導体製造装置の製造業者であるのに対し、ＳＤ装置の需要者は半導体の製造業者である…。原告は、本件各発明の実施品であるＳＤ装置の製造等に使用される部品に相当するＳＤエンジンを製造、販売等するにすぎず、ＳＤ装置を販売等していない。そうすると、被告による特許権侵害行為がなかった場合に、原告が、被告に代わってＳＤエンジンを搭載した装置であるＳＤ装置を販売できたわけではない。本件で被告の利益は被告がＳＤ装置を販売したことにより得た利益であり、被告による本件特許権の侵害行為がなかったとしても、原告がそのようなＳＤ装置を販売等することによる利益と同質の利益を得ることができたとは認められないから、被告が特許権侵害行為により受けた利益について、類型的に原告が獲得し得るという関係がない。そうすると、本件においては特許法１０２条２項の適用の基礎を欠く。…

⑶ 特許法１０２条１項の適用について

特許法１０２条１項における、特許権者等が「侵害行為がなければ販売することができた物」とは、侵害行為によってその販売数量に影響を受ける特許権者の製品であれば足りるところ、特許権者である原告はＳＤエンジンである原告エンジンを販売している。そして、ＳＤ装置にはＳＤエンジンは必要なものであったといえるのであるから、被告によるＳＤ装置の販売により原告エンジンの販売数量が影響を受ける。したがって、本件には、特許法１０２条１項を適用する基礎があるといえる。…

…特許法１０２条１項は、同項各号を含めた同項全体によって特許権者の損害額を推定するものであり、同項に加えて同条３項が適用されるものではない。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-92821.pdf

【不競法２条１項３号】東京地判令和３年(ワ)25324＜柴田＞⇒形態が実質的に同一。形態模倣を認めた!!

Ameblo 元投稿日：2024-05-20

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12852882011.html

【不競法２条１項３号】令和３年(ワ)25324＜柴田＞

⇒形態が実質的に同一であるとして、形態模倣を認めた!!

原告商品 17800〜19800 円

被告商品 1980〜3980 円

形状は、ほぼ同一。

背面のファスナー及びホックや肩紐の太さについては、指摘されてようやく気付く程度のささいな違いである。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-92651.pdf

原告商品１



被告商品１



【論稿】グルタミン酸ナトリウム事件/東京地判令2・9・24（平28ワ25436）（平井佑希、パテント2021年9月号）

Ameblo 元投稿日：2024-05-21

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12853008951.html

【論稿】グルタミン酸ナトリウム事件/東京地判令2・9・24（平28ワ25436）（平井佑希、パテント2021年9月号）

国外で海外の関連会社が譲渡した分についても、被告日本法人が国内でその関連会社と共同して営業活動を行っていた事情から、「譲渡の申出」が認められた。

⇒損害論では、海外の関連会社の利益も、被告日本法人の限界利益（102条2項）として評価された!

https://jpaa-patent.info/patent/viewPdf/3871

(2) しかし，ここで数字を単純化した以下のような設例を考えた場合，一般的な考え方に従えば，被告が譲渡行為によって得た被告製品1個あたりの限界利益は，10円（120円[売上額]－100円[仕入額]－10円[経費額]＝10円[限界利益額]）となるはずである。これに対して，本判決の算定方法によれば，限界利益額は50円（120円[売上額]－60円[CJインドネシア経費]－10円[被告経費額]＝50円[限界利益額]）となる。

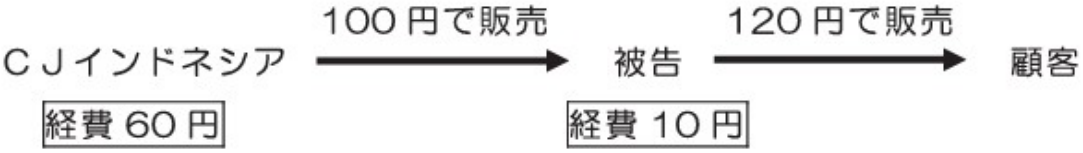


図5　数字を単純化した設例

(3) 本判決は，実質的にはCJインドネシアから被告への譲渡に係るCJインドネシアの限界利益額を，被告に対して請求していることになる。上記設例で言えば，CJインドネシアから被告への譲渡に係る限界利益は，40円（100円[売上額]－60円[経費額]＝40円[限界利益額]）となる。本判決の算定では，，本来的な被告の限界利益額である10円に，このCJインドネシアの限界利益である40円を加えた，計50円が被告販売分に係る限界利益として評価されていることになる。

【論稿】商標権と属地主義（田村善之、パテント誌 2023 年 12 月号）

Ameblo 元投稿日：2024-05-22

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12853142492.html

【論稿】商標権と属地主義（田村善之、パテント誌 2023 年 12 月号）

出所識別機能を保証する登録商標制度の趣旨

⇒インターネット上の使用の場合、有意な程度に需要者が存在する地の商標法を適用すべき。

*サーバ所在地は、結論に影響しない。

+日本の過去の裁判例とも合致する。

https://jpaa-patent.info/patent/viewPdf/4339

【米国特許】Amgen v. Chugai(1991 CAFC)927 F.2d 1200

Ameblo 元投稿日：2024-05-23

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12853261248.html

【米国特許】Amgen v. Chugai(1991 CAFC)927 F.2d 1200

「280nm での吸光度単位当たり at least about(少なくとも約)160,000IU の比活性」というクレーム文言が、「128,620IU の比活性」である先行技術との間のどの中間値が侵害するか明細書・出願経過からヒントがない

⇒不明瞭

https://www.juris.hokudai.ac.jp/riilp/wp-content/uploads/2023/01/ea30b2ac4114b4924753979778009ba8.pdf

【米国特許】Conopco v. May Dept.（1994,CAFC）46 F.3d 1556

Ameblo 元投稿日：2024-05-24

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12853386701.html

【米国特許】Conopco v. May Dept.（1994,CAFC）46 F.3d 1556

「about 40 : 1」というクレーム文言に対し、「162.9 : 1」の被告製品は非充足。均等論も×

「about」の通常の慣例的な意味からは、「約 40:1 から 1:1」の上限を「先行技術が許す限り」拡大することはできない。

https://law.justia.com/cases/federal/appellate-courts/F3/46/1556/591683/

知財高判令和５年(行ケ)10009【古紙処理装置】＜清水響＞

Ameblo 元投稿日：2024-05-28

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12853895453.html

令和５年(行ケ)10009【古紙処理装置】＜清水響＞

本件発明と引用発明とが同一の目的であることを、設計的事項の理由とした。

（他の相違点は、主副引用発明が同一の目的であることを理由に組み合わせにより容易想到と判断した。設計的事項と、パラレルの論理付けを採った。）

（判旨抜粋）

引用発明において、「再生予想時間」は、これがユーザにより設定された「運転時間」を下回る場合等に、ユーザに対する警告として表示部に表示されるものであるところ（なお、甲１の段落【００５４】の記載によると、そのような警告は、原料貯留部に貯留された原料を使い切った後も運転が継続されることについて、ユーザに対し注意喚起を行うことを目的とするものであると認められる。）、そのような警告の手段として「再生予想時間」を表示するとの技術を採用することと「運転終了予定時刻」を表示するとの技術を採用することは、時間表示と時刻表示の差にすぎず、同一の目的を達成する手段として、当業者がその通常の創作能力を発揮して適宜選択し得る設計的事項であると認めるのが相当である。…

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-92483.pdf

【米国特許】Par v. Hospira（2020,CAFC） ※第一審で均等論による侵害も予備的に認められた事例（控訴審では文言侵害を維持）

Ameblo 元投稿日：2024-05-28

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12853895740.html

【米国特許】Par v. Hospira（2020,CAFC）「about 6 to 8 mg/mL」というクレーム文言

⇒控訴審は文言侵害の判断を維持した。第一審は予備的に均等論でも侵害を認定した。

① about が数値範囲に使用されると、境界の厳密な解釈を回避できる

② about で数値範囲を拡張できる範囲は、当業者が合理的であると考えられる程度

③…

https://openlegalcommunity.com/what-is-about/

【2026 年追記】本件の控訴審は、数値範囲における「about」の解釈を踏まえて文言侵害の認定を維持し、均等論による侵害の証拠に関する検討を省略した。均等論については第一審が予備的に侵害を認定したものである。控訴審が均等論を認めた事例ではない。

【米国特許】Cohesive v. Waters（2008,CAFC）数値範囲を広く解釈された!

Ameblo 元投稿日：2024-05-28

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12853895948.html

【米国特許】Cohesive v. Waters（2008,CAFC）

平均直径が「greater than about 30μm」というクレーム文言は、(1)25.434μm 超、又は(2)23.044μm 超であって、カラムが乱流を生じ得るほど十分に大きな粒子径であることを意味すると解釈された。

⇒25μm を非充足とした地裁の summary judgment を reverse した。

★25μm カラムの文言非侵害とした略式判決は取り消されて差し戻され、数値範囲は広く解釈された。他方、均等論による非侵害の略式判決は維持された。

https://www.cafc.uscourts.gov/opinions-orders/08-1029.pdf

【米国特許】Ortho-McNeil v. Caraco（2007,CAFC）

Ameblo 元投稿日：2024-05-28

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12853896066.html

【米国特許】Ortho-McNeil v. Caraco（2007,CAFC）

「about 1 : 5」というクレーム文言が「1 : 3.6-7.1」を超えない範囲の比率を包含する（“approximately 1:5, encompassing a range of ratios no greater than 1:3.6 to 1:7.1”）と解釈された!!

⇒被告製品の「1 : 8.67」は非充足。均等論も×

※クレーム及び明細書（内在的証拠）と、統計上の信頼区間 95%の範囲まで含むという専門家証言（外在的証拠）とに依拠した地裁のクレーム解釈が affirm された。

https://law.justia.com/cases/federal/appellate-courts/cafc/06-1102/06-1102-2011-03-27.html

【米国】Cordis v. Boston Scientific (2009, CAFC)

Ameblo 元投稿日：2024-05-29

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12854022998.html

【米国】Cordis v. Boston Scientific (2009, CAFC)

「printed publication」該当性は、文書が限られた数の者に対してのみ配布され、拘束力のある守秘合意があれば、公衆からのアクセス性を覆すことができる。

　しかし、そのような拘束力のある守秘合意は、必須ではない。

https://www.cafc.uscourts.gov/opinions-orders/08-1003.pdf

【米国】Weber v. Provisur（2024, CAFC）

Ameblo 元投稿日：2024-05-30

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12854145857.html

【米国】Weber v. Provisur（2024, CAFC）

IPR 請求人である Weber の製品マニュアルは、限られた数の者に配布され、複製・譲渡を制限する著作権表示等もあったが、関心を持つ公衆が合理的な努力によりアクセス可能であったため、「printed publication」に該当すると判断された。CAFC は、その表示等を理由に公衆からのアクセス性を否定した PTAB の判断を覆した。

https://patent-law.hatenablog.com/entry/2024/02/11/150656

知財高判令和 5(行ケ)10011【携帯端末の遠隔操作用デバイス】＜宮坂＞

Ameblo 元投稿日：2024-05-31

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12854276036.html

令和 5(行ケ)10011【携帯端末の遠隔操作用デバイス】＜宮坂＞

「…（カメラにより撮影された映像を除く）」という除くクレームの補正

⇒引用文献の独立項に「…撮像部」が記載されていたが、（引用発明の課題を解決するために）必須の構成とは認定されなかった…。

⇒進歩性×

https://www.youtube.com/watch?v=V5JxxqbXTZQ

【米国特許】Dyfan v. Target (CAFC 2022.03)ソフトウェア特許の MPF

Ameblo 元投稿日：2024-06-02

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12854558605.html

【米国特許】Dyfan v. Target (CAFC 2022.03)

means という文言が無い場合の、ソフトウェア特許における Means-Plus-Function クレーム

⇒「code/application 」「system」というクレーム文言が、専門家証言に基づき、構造を暗示すると当業者が理解するから、MPF でないとした。

https://www.cafc.uscourts.gov/opinions-orders/21-1725.OPINION.3-24-2022_1926111.pdf

【著作権】大阪高判令和５年(ネ)1384　　単語帳の商品写真～原審と異なり、著作物性を認めた!!

Ameblo 元投稿日：2024-06-02

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12854558738.html

【著作権】大阪高判令和５年(ネ)1384

単語帳の商品写真～原審と異なり、著作物性を認めた!!

「2 枚目以降の単語カード…わずかに各写真が垣間見えるように広げることによって各単語カードにそれぞれ異なる写真が印刷されていることを表現しており、白い背景によって…浮き立たせる効果」

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-92728.pdf

［編集注：原記事の画像は取得できなかったため、判決別紙「被告画像目録３」に掲載された対象写真を掲載した。］

知財高判令和４年(行ケ)10099【レーザ加工装置】＜本多＞

Ameblo 元投稿日：2024-06-03

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12854662370.html

令和４年(行ケ)10099【レーザ加工装置】＜本多＞

*主引用発明においてブランクの相違点を容易想到でないとした!!

＜相違点＞本件発明はAF**（オートフォーカス）**制御を行うが、主引用発明は明らかでない。

「Z軸方向のずれが、品質低下の問題を生じる程度のものであることが明らかとなるものではない」

（判旨抜粋）

甲１…記載をもって、シリコンウエハの反りやＸ、Ｙ軸ステージの振動に起因する改質領域の形成される位置のＺ軸方向のずれが、品質低下の問題を生じる程度のものであることが明らかとなるものではないから、上記記載部分を踏まえても、当業者が、甲１の記載から甲１発明において加工中の集光点のＡＦ制御が当然に採用されると理解するとはいえない。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-92185.pdf

【契約】知財高判令和２年(ネ)10016＜高部＞

Ameblo 元投稿日：2024-06-05

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12854927653.html

【契約】令和２年(ネ)10016＜高部＞

ABCD ４者の共同出願契約～「事前の協議・許可なく，本件の各権利を新たに取得し，又は生産・販売行為を行った場合，本件の各権利は剥奪される。」

⇒A が勝手に販売した～A は持分権を喪失した!!

⇒BCD が販売開始～A は持分権喪失しているから権利行使不可

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-89675.pdf

知財高判平成 25 年(行ケ)10228【光触媒体の製造法】　※技術指導に関する合意と権利帰属

Ameblo 元投稿日：2024-06-06

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12855061241.html

平成 25 年(行ケ)10228【光触媒体の製造法】※技術指導に関する合意と権利帰属

佐賀県窯業技術センターと田中転写の間の「技術指導関連発明の取扱いに関する確認書」には、独自に行った技術指導関連発明の出願に先立ち、佐賀県知事の同意を得る旨が定められていた。

⇒原告らが出願時に佐賀県知事の同意を得なかったが、直ちに佐賀県知事に（特許を受ける権利が）帰属するわけではない。

（同意を得るとの手続に違反したかどうかの問題が残るだけ。）

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-84241.pdf

知財高判令和３年(ネ)10086【ランプ】＜本多＞≒原審・大阪地判平成29年(ワ)1390　先使用権成立

Ameblo 元投稿日：2024-06-06

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12855106770.html

令和３年(ネ)10086【ランプ】＜本多＞≒原審・大阪地判平成29年(ワ)1390

⇒先使用製品のバラツキを認定した上で、調整可能範囲を先使用権の範囲として認定した。

*出願日前の実施品が特許発明に包含され得ることに言及した!

⇒パラメータを認識していなくても、先使用権成立

※本判決については、柔軟に先使用権を認めたという評価もされており、そのとおりではあるかもしれないが、過去の裁判例と整合しているとも評価できる。

① パラメータ発明の先使用権につき、パラメータの認識を要求した裁判例は存在しない。

平成29年(ネ)10090【医薬】＜高部＞も、傍論で、先使用者が数値（水分量）をコントロールしていなかったことを指摘したが、数値（水分量）の認識までは要求していなかったと高部先生自身が論稿で説明されている。

https://jpaa-patent.info/patent/viewPdf/4366

② 公然実施「発明」の完成という文脈であるが、**東京地判平成24年(ワ)11800【ポリイミドフィルム】＜高野＞**は、以下のとおり判示して、公然実施「発明」が完成したといえるために反復可能性が必要としつつ、同事案においては反復可能性〇として、公然実施を認めた。同事案では、本件発明の数値を目標としていた必要なし。⇒本判決（ランプ事件）も、先使用製品のバラツキの範囲を認定し、それが特許発明の数値範囲にすっぽりと入っていることを認定している。

『…特許法２条１項の「発明」は，自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度のものをいうから，当業者が創作された技術内容を反復実施することにより同一の結果を得られること，すなわち，反復可能性のあることが必要である（最高裁平成１０年（行ツ）第１９号…）。被告は，…先行発明の技術的範囲に属する２８本の先行製品を製造したのであって，先行発明には反復可能性があるから，被告が…先行発明を完成させていたことは明らかである。確かに，先行製品は，別表記載のとおり，１ロットの中でも，αＭＤが１０ｐｐｍ／℃未満であったり，αＴＤが３ｐｐｍ／℃未満や７ｐｐｍ／℃超であったりしたのであるが，弁論の全趣旨によれば，それは，被告が，本件発明１の内容を知らず，αＭＤを１０ｐｐｍ／℃以上，αＴＤを３～７ｐｐｍ／℃以上とすることを目標にしていなかったからにすぎないことが認められる。…

　原告は，前記譲渡がＣＯＦ用のポリイミドフィルムを共同開発するためであって，相互に守秘義務を負っていたと主張する。しかしながら，…前記銅張積層体メーカーの１社である東レ株式会社が…業界誌に投稿した論文には，αＴＤをαＭＤより低くしたポリイミドフィルムがＣＯＦ用に適している旨の記載があることが認められ，この事実に照らすと，被告や前記銅張積層体メーカーが相互に守秘義務を負っていたとは考え難い。』

③ 先使用権が成立した後は、先使用権の範囲については、過去の裁判例は非常に柔軟であり、『食い込み』以外は（令和２年(ネ)10004【光照射装置】＜大鷹＞＝大阪地判平成 29 年(ワ)7532＜杉浦＞）、特許発明の範囲内の変更は大多数の事案において先使用権の範囲とされてきた。

https://www.takaishihideki.com/_files/ugd/324a18_7d066756d0994288a8ad244cb6a66bd0.doc?dn=3%EF%BC%A8%EF%BC%B4%E3%80%80Rev.%E7%AC%AC%E4%B8%80%E6%B3%95%E8%A6%8F%EF%BC%88%E5%85%88%E4%BD%BF%E7%94%A8%E6%A8%A9%E3%80%802015%E5%B9%B4%EF%BC%89.doc

（判旨抜粋　／　令和３年(ネ)10086【ランプ】）

【請求項１】…複数のＬＥＤチップの各々の光が前記ランプの最外郭を透過したときに得られる輝度分布の半値幅をｙ（mm）とし、隣り合う前記ＬＥＤチップの発光中心間隔をｘ（mm）とすると、ｙ≧１．０９ｘの関係を満たす、ランプ。

…被控訴人 403W 製品全２４本について、左から２５番目と５０番目のＬＥＤ２個についてｙ／ｘ値を計測したところ、左から２５番目のＬＥＤについては、最小値１．３０３、最大値１．３８８、平均値３σが１．２８１、１．３９７であり、左から５０番目のＬＥＤについては、最小値１．２９７、最大値１．３８１、平均値３σが１．２７２、１．４０３であったことが認められる。ここで、工業製品にあっては、同一生産工程で生産されても、その品質はさまざまな原因によってばらつきが存在するものであり、照明器具においても同様のことがいえると解されるところ、上記のとおり、被控訴人 403W 製品においても、それぞれ数値範囲にばらつきが生じているものと理解できる。また、品質管理の手法としては、製品の検査結果を要求される品質標準と比較して、この差（製造誤差）を標準偏差の３倍（３σ）の範囲に収めることが一般的に採用される手法の一つであると理解できる…。これらを踏まえると、被控訴人 403W 製品のｙ／ｘ値は、実測値で１．２７～１．３８程度、一般的な製造誤差を考慮した場合である３σは、403W 製品に要求される品質標準は不明であるものの、一般的な管理手法に照らせば、実測された平均値がそれに該当するといえ、被控訴人 403W 製品のｙ／ｘ値は、おおむね１．２７～１．４０程度であったと認めることができる。…

以上のことを踏まえると、403W 製品に具現化された発明であるｙ／ｘ値が１．４を超える部分から１．７又は１．７を超える範囲は、被控訴人においてｘ値を適宜調整することで実現していた範囲であって自己のものとして支配していた範囲であるといえる。…さらに、本件各発明１の課題であるＬＥＤ照明の粒々感を抑えることは、ＬＥＤ照明の当業者において本件優先権主張日前から知られた課題であり、当業者はこのような課題につき、本件パラメータを用いずに、試行錯誤を通じて、粒々感のない照明器具を製造していたものといえる。そのような技術状況からすると、「物」の発明の特定事項として数式が用いられている場合には、出願（優先権主張日）前において実施していた製品又は実施の準備をしている製品が、後に出願され権利化された発明の特定する数式によって画定される技術的範囲内に包含されることがあり得るところであり、被控訴人が本件パラメータを認識していなかったことをもって、先使用権の成立を否定すべきではない。…

https://www.ip.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail?id=6176

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-93015.pdf

【契約締結上の過失】東京地判平成８年(ワ)20909

Ameblo 元投稿日：2024-06-08

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12855357108.html

【契約締結上の過失】東京地判平成８年(ワ)20909

共同開発契約締結に至らず

～Ｘは開発したが、Ｙは失敗

～期限付き協定書締結、販売を前提とした営業活動、Ｙの詫び状、Ｙのハードウェア選定ミス、１年半の交渉

⇒X の期待は法的保護に値する、開発費用の請求認容

⇒控訴審で逆転負け💦

home.j02.itscom.net/it-adr/Hanrei-Ichirann-HYOpage1.html

知財高判令和４年(行ケ)10097【アミノシラン】＜本多＞

Ameblo 元投稿日：2024-06-10

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12855558148.html

令和４年(行ケ)10097【アミノシラン】＜本多＞

引用文献に物質名が記載されていても、当業者が試行錯誤なく実施可能でないと、開示が認められない

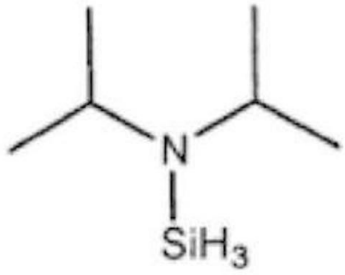
⇒反応式が一般化できるだけでは不足

=令和４年(行ケ)10091＜東海林＞、令和４年(ワ)9716＜柴田＞【5-アミノレブリン酸リン酸塩】

１．特許請求の範囲（請求項１）

以下の式により示されるアミノシラン。

【化１】



２．判旨抜粋

（１）新規性

『…少なくとも化学分野の場合、化学物質の化学式や名称を、その製造方法その他の入手方法を見いだせているか否かには関係なく、形式的に表記すること自体可能である場合もあるから、刊行物に化学物質の発明としての技術的思想が開示されているというためには、一般に、当該化学物質の構成が開示されていることに止まらず、その製造方法その他の入手方法を理解し得る程度の記載があることを要するというべきである。また、刊行物に製造方法その他の入手方法を理解し得る程度の記載がない場合には、当該刊行物に接した当業者が、思考や試行錯誤等の創作能力を発揮するまでもなく、特許出願時の技術常識に基づいてその製造方法その他の入手方法を見いだすことができることが必要であるというべきである。…

甲１には、実質的に「ＳｉＨ３［Ｎ（Ｃ３Ｈ７）２］」との化学式に対応した化学物質の名称である「ジイソプロピルアミノシラン」が記載されているといえるものの、甲１によってもその製造方法その他の入手方法を理解し得る程度の記載は見当たらない。

…仮に反応式が一般化できたとしても、当業者にとって、その下位概念に含まれる化合物の合成方法が直ちに理解できるとか、又は技術常識であったとまでは認められない。…

したがって、甲１に記載された発明の化学物質として「ジイソプロピルアミノシラン」を、特許法２９条１項３号の「刊行物に記載された発明」と認定することはできない。…

一見すると、甲１発明及び甲１’発明の有機アミノシランに包含されるような化合物であっても、上記前提を満たさないものについては、刊行物に記載された発明としての甲１発明及び甲１’発明の有機アミノシランには包含されないものと解される。』

（２）進歩性

『上記…検討したように、本件優先日前にジメチルアミノシランやジエチルアミノシランが製造できることは知られていても、ジイソプロピルアミノシランを製造・入手できることまでは知られていなかったといえ、通常の創作能力を有する当業者であっても、本件優先日前に本件発明１のジイソプロピルアミノシランを得ることが容易であったとはいえない。』

３．若干の考察

本判決は、引用文献に物質名が記載されていても、当業者が試行錯誤なく実施可能でないとして、引用発明適格性を否定したものである。近時の東京地判令和４年（ワ）第９７１６号「５－アミノレブリン酸リン酸塩」事件＜柴田裁判長＞及び知財高判令和４年（行ケ）第１００９１号「５－アミノレブリン酸リン酸塩」事件＜東海林裁判長＞と同旨であり、実務上重要である。

本事案においては、引用文献中に物質名（本件発明のアミノシラン）が記載されていたが、本件優先日当時の当業者が試行錯誤なく入手・製造可能ではなかったとして、当該引用文献におけるアミノシランの開示が認められない、あるいは、引用発明適格が否定された。

本判決のみならず、多数の裁判例においても、引用文献中に引用発明の開示が認められるためには、引用文献の開示から技術常識に基づいて、本件発明の構成等を当業者が試行錯誤なく実施（入手・製造）可能である必要があるとされている。これを本事案に即して言えば、少なくとも、本件発明の『アミノシラン』を当業者が試行錯誤なく入手・製造可能であった必要がある。

しかしながら、本件優先日当時の技術水準では、本件発明の『アミノシラン』を入手・製造することが困難であったため、引用文献中に当該物質名が記載されていたにもかかわらず、新規性が認められ、本件優先日当時の当業者が同化合物を製造できなかったことから進歩性も認められたものである。本事案のように、公知文献中に本件発明の化合物が文字として記載されていても、優先日当時の技術水準において当業者が試行錯誤なく入手・製造可能でなかったという反論が有り得ることを常に念頭に置くべきであろう。（この点は、微生物の発明については、当業者が当該微生物を入手・培養可能であるとは限らないため、1977 年に採択された「特許手続上の微生物の寄託の国際的承認に関するブダペスト条約」により寄託し、請求に応じて分譲する必要がある（特許法施行規則第 27 条の 2 及び 3）ことと通ずる。）

すなわち、出願日（優先日）の技術水準では当業者が本件発明の化合物を試行錯誤なく入手・製造可能でなかったが、本件特許明細書の開示により（少なくとも公開公報公開後は、）当業者が本件発明の化合物を試行錯誤なく製造可能となったという関係にあるから、公知文献に本件発明の『アミノシラン』が文字として記載されていたにもかかわらず新規性が否定されず、且つ、実施可能要件及びサポート要件が問題とならなかったと整理できる。

このような状況は、均等論の判断時点の違いを考える上でも参考となる。均等論第３要件は、対象製品等の製造等の時点における本件発明の構成から対象製品等の構成への置換容易性である。他方、第４要件は、対象製品等が特許出願時の公知技術と同一又は公知技術から容易に推考できるものでない

ことであり、判断対象も異なる。したがって、両要件の充足を、同じ対象について容易推考性が出願時から製造時までに変化したことだけで説明することはできない。

但し、本判決を含めた多数裁判例が採る一般論に従えば、公知文献中に化合物名が記載されていても出願日（優先日）の技術水準では当業者が本件発明の化合物を試行錯誤なく製造可能であったことを立証できない限り新規性・進歩性は直ちには否定されないところ、初めて特定の化合物を混合物に含まれる形で製造することに成功した者は、単離しなくても特許権が付与され、出願後に当該化合物を含む混合物を実施するものに対し権利行使できることとなる。（これは、本判決というより、上掲「５－アミノレブリン酸リン酸塩」事件判決において争点として問題となった。すなわち、「５－アミノレブリン酸リン酸塩」事件においては、公知であった５－アミノレブリン酸を「リン酸塩」にしたという新規物質の発明であったところ、「５－アミノレブリン酸リン酸塩」という化合物自体は公知文献に明記されていたことから、「リン酸塩」を初めて製造できたことに技術的意義が認められる発明において、製造方法の発明でなく、物の発明として特許権が与えられることがバランスを失しないか、発明者が現実に発明した製造方法以外でも当該化合物を含む混合物を製造等した被疑侵害者に対し権利行使できることでよいのかという点は、議論が有り得るところである。）

（注）特許法 66 条 1 項は「特許権は、設定の登録により発生する。」と定めている。したがって、特許権を行使できるのは設定登録後である。

この点については、さらに、例えば知財高判平成 19 年(行ケ)第 10378 号【結晶性アジスロマイシン２水和物】のように、同一の物が優先日前に存在したか否かではなく、当業者が優先日前の技術常識に基づき引用文献に同一の物が記載されていると理解できたかどうかが問題とされ、新規性が否定されなかった事案を踏まえ、仮に、事実としては新規物質ではなく、発明者が当該物質に初めて気付いたという事案において、物の発明として特許権が与えられることがバランスを失しないか、従来技術（＝当該物質に誰も気付いていなかったが事実として当該物質が含まれていた物）を引き続き製造販売している被疑侵害者に対し権利行使できることでよいのかという点は、パブリックドメインとの関係で議論が有り得る。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-92666.pdf

大阪地判令和１年(ワ)5620【…発電制御システム】＜武宮＞

Ameblo 元投稿日：2024-06-11

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12855682326.html

大阪地判令和１年(ワ)5620【…発電制御システム】＜武宮＞

*被告のみが設定変更できる。

⇒専用品に設定された仕様の被告製品は「のみ」要件を満たす。

「いったん設定された仕様の変更も、被告…が特殊ツールを使って同作業を行い、再設定済みの機器を現地に送付するほかない」

（判旨抜粋）

…被告製品にインストールされている本件仕様①～③に係るプログラムに対してキッティング作業を行うことでいずれかのプログラムが解放されて稼働することになるが、同作業は被告フィールドロジック以外の者が行うことができず、いったん設定された仕様の変更も、被告フィールドロジックが特殊ツールを使って同作業を行い、再設定済みの機器を現地に送付するほかない…。…本件仕様②に係るプログラムが現に稼働した被告製品②については…被告システムに使用されるものと認められるところ、被告製品②の使用を続けながら、本件仕様①又は③に係るプログラムが稼働する使用を行うことはできないから、かかる使用を被告製品②の他の用途ということはできない…。…同条１号に基づく間接侵害が成立する…。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-91085.pdf

大阪地判令和３年(ワ)4920【機能水】＜武宮＞ *公然実施品の数値の意図は問題とされなかった

Ameblo 元投稿日：2024-06-12

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12855815046.html

大阪地判令和３年(ワ)4920【機能水】＜武宮＞

***公然実施品の数値の意図は問題とされなかった。**

*機能がクレームアップされた発明が公然実施で新規性×（用途のように当てはめた）

「(旧製品)は、鮮魚の鮮度を保持する機能があり、魚の鮮度保持を主な用途として販売されており」

（判旨抜粋）

【請求項１】『…機能が…魚介類又は精肉の鮮度保持、魚介類又は精肉の熟成、植物の成長調整、切り花の延命、切り花の開花調整、害虫駆除、アニサキス防除、抗微生物、抗ウイルス、便臭軽減、血圧低下、体温上昇、及び口腔内環境の改善のうちの少なくとも１つ…』

　被告は、保管ボトルのうち１本…を、株式会社東ソー分析センターに提供し、前記センターは…分析をした結果、その重量平均分子量は、４．５×１０^{4}であった。…無限七星ＦＩＳＨは、鮮魚の鮮度を保持する機能があり、魚の鮮度保持を主な用途として販売されており、また、証拠…及び弁論の全趣旨によれば、リベラル社が被告に販売した旧ＡＴＷの成分表記には「重合アミン、水」との記載があったことが認められる。…

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-91670.pdf

【米国】LG v. Immervision (CAFC, 2022.7.11)

Ameblo 元投稿日：2024-06-13

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12855946712.html

【米国】LG v. Immervision (CAFC, 2022.7.11)

*引例の開示が明らかな誤りを含む場合、当該開示を自明性の根拠とできない。

⇒実施例の大きな相違に鑑みれば、表 3 と表 5 が同じデータであることは不合理。

In re Yale（1970）はタイプミス、本件は米国引用文献の表へのコピペミスであり、日本の優先権基礎出願との比較でも誤りが確認されたが、同じ法理が適用された。

https://knpt.com/contents/cafc/2022.08.10.pdf

【米国】Salazar v. AT&T Mobility LLC (CAFC, 2023.4.5)

Ameblo 元投稿日：2024-06-14

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12856060548.html

【米国】Salazar v. AT&T Mobility LLC (CAFC, 2023.4.5)

"a microprocessor"は１つ又は複数

⇒一般論として、"said microprocessor"は先行する"a microprocessor"を指し、その非単数の意味を引き継ぐ。

Convolve 判決～"a ..."と"the ..."が全ステップを要実行

Varma 判決～”a ...”が 1 つのリクエスト

⇒本件では、少なくとも１つのマイクロプロセッサが、記載された全機能を実行できることが必要である。

※「a」と「said」の選択はクレーム全体の文脈に依存する。本判決だけで「said」を一律に避けるべきとすることはできない。

https://www.fukamipat.gr.jp/region_ip/9674/

【米国】Arbutus v. ModernaTX（CAFC、2023.04）

Ameblo 元投稿日：2024-06-15

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12856250601.html

【米国】Arbutus v. ModernaTX（CAFC、2023.04）

先行文献記載の DDM（製法）により調製した脂質組成の組成物が、本件発明の形態的特性（morphological property）を当然に有することから、（特性を知り得たか否かに関係なく、）新規性否定。

（日本でいう「広義の刊行物発明」）

https://www.cafc.uscourts.gov/opinions-orders/20-1183.OPINION.4-11-2023_2108936.pdf

【書籍】「戦略コンサルが知らない　最強の知財経営」（林力一、渋谷高弘）『攻めのオープンな知財戦略』

Ameblo 元投稿日：2024-06-16

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12856311150.html

【書籍】「戦略コンサルが知らない　最強の知財経営」（林力一、渋谷高弘）

『攻めのオープンな知財戦略』

① 強者（技術力高）が系列外と提携、エコシステム構築

② 弱者（コスト競争力高）がクロスライセンスで事業自由化

高度経済成長期に、日本は②で欧米を抜いた

その後、日本は②のままで中韓台に抜かれた

日本は①で行くべき

https://www.amazon.co.jp/%E6%88%A6%E7%95%A5%E3%82%B3%E3%83%B3%E3%82%B5%E3%83%AB%E3%81%8C%E7%9F%A5%E3%82%89%E3%81%AA%E3%81%84-%E6%9C%80%E5%BC%B7%E3%81%AE%E7%9F%A5%E8%B2%A1%E7%B5%8C%E5%96%B6-%E6%9E%97%E5%8A%9B%E4%B8%80/dp/4296118269

知財高判令和４年(行ケ)10003【海生生物の付着防止方法】＜菅野＞

Ameblo 元投稿日：2024-06-17

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12856435347.html

令和４年(行ケ)10003【海生生物の付着防止方法】＜菅野＞

*副引用発明は主引例の課題をそれ自体で解決するものであり、塩素剤の使用を前提とするため、主引例の有効塩素発生剤を二酸化塩素に置換した上で更に組み合わせる動機付けなし。

「甲５発明は、甲１発明…課題を、それ自体で解決…している…から、…甲１発明に…甲５発明を組み合わせる…動機付けが…ない。」

＜同旨の裁判例＞

令和３年(行ケ)10082【電気絶縁ケーブル】＜東海林＞

*課題は共通するが、引用発明が別の手段で課題を解決済み。

⇒更に副引例を組み合わせる動機付けなし

=H19(行ケ)10238

=H24(行ケ)10328

=H28(行ケ)10103

=H29(行ケ)10013

（判旨抜粋）

甲５発明は、…甲１発明における塩素剤の添加によりトリハロメタン類が生成されるという課題があることを前提として、工業用海水冷却水系にあらかじめ過酸化水素剤を特定の濃度で分散させた後、塩素剤を特定の濃度で添加するという解決手段を採用しているのであり、かつ、各特定の濃度について…としているのである…。そうすると、甲５発明は、甲１発明における上記課題を、それ自体で解決しており、かつ、塩素剤の使用を前提としているのであるから、当業者において、甲１発明における有効塩素発生剤を二酸化塩素に置換した上で、更に甲５発明を組み合わせるという動機付けがあるとはいえない。また、甲５文献は、二酸化塩素の添加を想定していないから、二酸化塩素の特定の濃度割合を開示するものでもない。したがって、当業者が、甲１発明と甲５文献の組合せにより、相違点１のうち、本件数値範囲を容易に想到することができるとはいえない。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-92064.pdf

【不競法/営業秘密】大阪地判平成 27 年(ワ)11753

Ameblo 元投稿日：2024-06-18

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12856560877.html

【不競法/営業秘密】大阪地判平成 27 年(ワ)11753

「自ら原告の顧客情報を秘密とする措置を採っていた…上，代表取締役の退任後…在任中に取得した…情報を漏洩しない旨を約している」

⇒秘密管理性〇

「代表取締役として記憶した顧客情報についても，秘密管理が及んでいた」

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-87802.pdf

【論稿】全世界同時公開による先行技術及び時差の関係と、グレースピリオド（パテント誌 2023 年 5 月号,ジャニス・ローガン等）

Ameblo 元投稿日：2024-06-19

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12856700852.html

【論稿】全世界同時公開による先行技術及び時差の関係と、グレースピリオド（パテント誌 2023 年 5 月号,ジャニス・ローガン等）

新規性判断を「時刻」で判断するのは、日本及び韓国

日本の出願時刻を特許法 186 条 1 項の請求で確認可

外国公知は、日本時間に換算した時刻で比較する

https://jpaa-patent.info/patent/viewPdf/4206

【論稿】不正競争防止法上の諸要件立証のための需要者アンケート（2023、井上由里子）

Ameblo 元投稿日：2024-06-20

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12856817241.html

【論稿】不正競争防止法上の諸要件立証のための需要者アンケート（2023、井上由里子）

「わからない」の選択肢を設けるなど推測による回答を抑制する措置が必要である。

周知性、混同のおそれ、普通名称化について、それぞれ複数の調査技法を紹介しつつ、特徴を説明している。

https://jpaa-patent.info/patent/viewPdf/4233

【論稿】[インド]特許付与前の補正に関する前向きな判決（山口晶子、知財管理 2024)

Ameblo 元投稿日：2024-06-21

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12856946733.html

【論稿】[インド]特許付与前の補正に関する前向きな判決（山口晶子、知財管理 Vol.74 No.1 2024）

NIPPON 事件＜デリー高裁＞

PBP を方法に変更する補正が,「補正前の明細書のクレームの範囲内」とされた。

Allergan 事件＜デリー高裁＞

治療方法のクレームを物のクレームに変更し、出願時のクレームには記載されていなかったが明細書に開示されていた構成を追加できた。

Vol.74 記事詳細 | 「知財管理」誌 | 機関誌・資料 | 一般社団法人 日本知的財産協会 (jipa.or.jp)

【特許】特許権の共有と単独での（非独占）実施許諾（各国比較）

Ameblo 元投稿日：2024-06-22

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12857130830.html

【特許】特許権の共有と単独での（非独占）実施許諾（各国比較）

＜日本＞ 自由に実施許諾×

＜ドイツ＞ 過半数の同意があれば OK（持分の大きさによる多数決。通常の管理・利用の範囲に限る。BGB745 条 1 項）

＜米国＞ 自由に実施許諾〇

第三者への実施許諾を定めた条文なし（米国特許法 262 条は共有者自身の実施を定める。第三者への実施許諾は判例による。Ethicon, 135 F.3d 1456 (Fed. Cir. 1998)）。

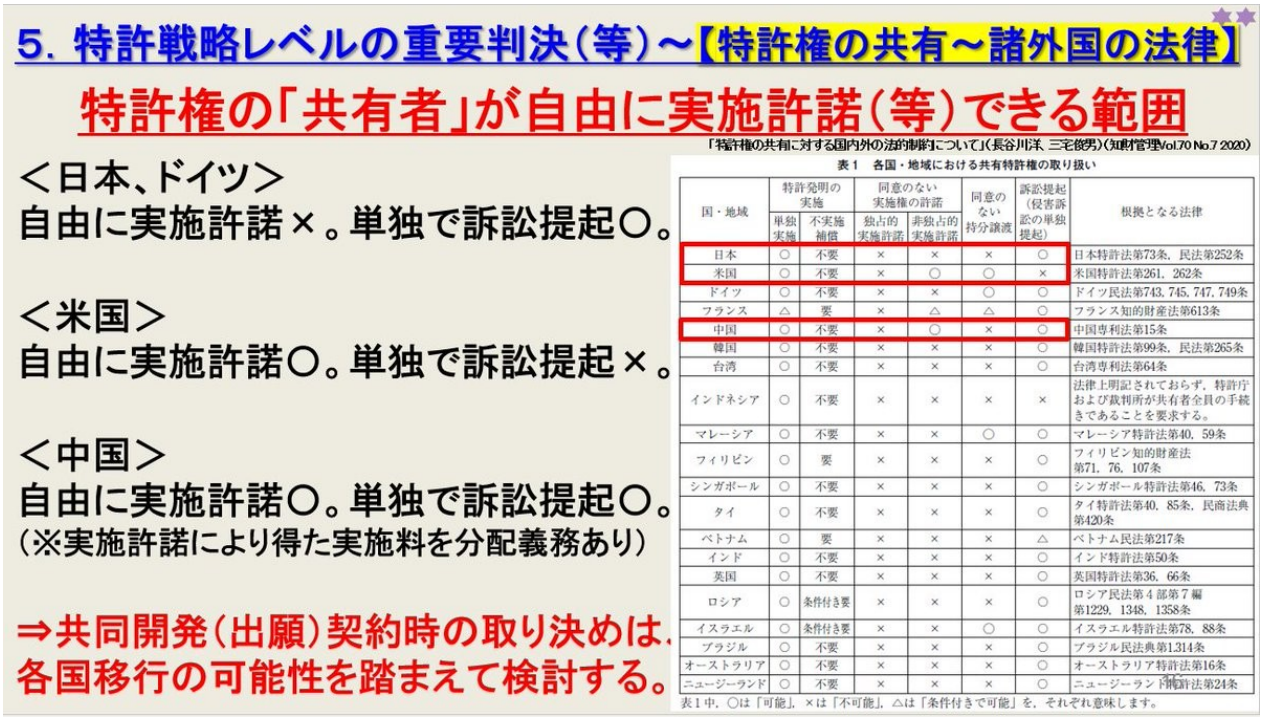
共有者間で別段の合意があれば単独で実施許諾不可。

＜中国＞ 自由に実施許諾〇（別段の約定がない場合の通常実施許諾。専利法 14 条）

※実施許諾により得た実施料を分配義務あり

＜フランス＞ 非独占的実施許諾〇。ただし、実施していない他の共有者への衡平な補償と、持分譲渡の申出を伴う事前通知を要し、他の共有者は通知後３か月以内に当該持分を取得して異議を述べることができる（知的財産法典 L613-29 条 c）。

各国の共有特許に関する比較表（2020 年の掲載資料）



国・地域	特許発明の実施		同意のない実施権の許諾		同意のない持分譲渡	訴訟提起（侵害訴訟の単独提起）	根拠となる法律
	単独実施	不実施補償	独占的実施許諾	非独占的実施許諾			
日本	〇	不要	×	×	×	〇	日本特許法第73条，民法第252条
米国	〇	不要	×	〇	〇	×	米国特許法第261，262条
ドイツ	〇	不要	×	×	〇	〇	ドイツ民法第743，745，747，749条
フランス	△	要	×	△	△	〇	フランス知的財産法第613条
中国	〇	不要	×	〇	×	〇	中国専利法第15条
韓国	〇	不要	×	×	×	〇	韓国特許法第99条，民法第265条
台湾	〇	不要	×	×	×	〇	台湾専利法第64条
インドネシア	〇	不要	×	×	×	×	法律上明記されておらず，特許庁および裁判所が共有者全員の手続きであることを要求する。
マレーシア	〇	不要	×	×	〇	〇	マレーシア特許法第40，59条
フィリピン	〇	要	×	×	×	〇	フィリピン知的財産法第71，76，107条
シンガポール	〇	不要	×	×	×	〇	シンガポール特許法第46，73条
タイ	〇	不要	×	×	×	〇	タイ特許法第40，85条，民商法典第420条
ベトナム	〇	要	×	×	×	△	ベトナム民法第217条
インド	〇	不要	×	×	×	〇	インド特許法第50条
英国	〇	不要	×	×	×	〇	英国特許法第36，66条
ロシア	〇	条件付き要	×	×	×	〇	ロシア民法第４部第７編第1229，1348，1358条
イスラエル	〇	条件付き要	×	×	〇	〇	イスラエル特許法第78，88条
ブラジル	〇	不要	×	×	×	〇	ブラジル民法典第1.314条
オーストラリア	〇	不要	×	×	×	〇	オーストラリア特許法第16条
ニュージーランド	〇	不要	×	×	×	〇	ニュージーラン 特許法第24条

【論稿】職務発明規程に基づき相当の利益を与える際の「不合理性の判断」について(藤田達郎、知財管理 Vol.74 No.1 2024)

Ameblo 元投稿日：2024-06-24

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12857330295.html

【論稿】職務発明規程に基づき相当の利益を与える際の「不合理性の判断」について(藤田達郎、知財管理 Vol.74 No.1 2024)

平成 25 年(ワ)6158 は、「協議の状況」「開示の状況」「意見聴取」の不備を補う金額かを問題としたが控訴審/平成 26 年(ネ)10126 は「算定の結果の当否を問うまでもなく」不合理とした。

職務発明規程に基づき相当の利益を与える際の「不合理性の判断」について | CiNii Research

東京地判平成 25 年(ワ)21383<嶋末>必須宣言特許権利行使、権利濫用、虚偽事実告知

Ameblo 元投稿日：2024-06-24

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12857330513.html

東京地判平成 25 年(ワ)21383<嶋末>

必須宣言特許で相手方顧客に対し「差止請求権を有する」旨の告知 相手方とライセンス条件で長期間隔絶していたが、ライセンスを受ける意思は否定されず、差止請求権行使は権利濫用として許されない状況にあった。

⇒虚偽の事実の告知にあたる

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-84904.pdf

東京地判平成 25 年（ワ）第 21383 号（2015 年 2 月 18 日）判決本文

大阪地判令和４年(ワ)9521【熱可塑性樹脂組成物】数値限定～四捨五入論×、均等×

Ameblo 元投稿日：2024-06-26

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12857582824.html

大阪地判令和４年(ワ)9521【熱可塑性樹脂組成物】

***四捨五入が認められず非充足。均等も×**

＜四捨五入論＞

「有効数字は…小数点以下あるいは整数値でも 10 の位、100 の位とするかは、分野や使用目的によってまちまちである…。…被告 UVA は、分子量が 699.91848 であって…分子量が 700 以上…はない…。」

＜均等論＞

数値限定発明…数値に設定することに意義がある発明は、その数値の範囲内の技術に限定することで、その発明に対して特許が付与されたと考えられるから、特段の事情のない限り、その数値による技術的範囲の限定は特許発明の本質的部分に当たる ⇒均等×

（判旨抜粋）

＜四捨五入論＞

…原告は、被告ＵＶＡと同じ分子式で表されるＵＶＡについて、カタログや他の特許公報等において、その分子量が７００と表記されることがあること…を指摘するものの、「６９９．９」とか、「６９９．９２」とかと表記される例もある…ことからすると、当業者において、ＵＶＡの分子量を、算出された分子量を丸めて整数値とすることが技術常識であると認めることもできない（原告自身、有効数字は整数値をとるか、小数点以下あるいは整数値でも１０の位、１００の位とするかは、分野や使用目的によってまちまちであることは自認している。）。…以上によると、被告ＵＶＡは、分子量が６９９．９１８４８であって、構成要件１Ｂ及び同６Ｂの「分子量が７００以上」であるＵＶＡではない…。

＜均等論＞

…本件各発明の本質的部分は、ヒドロキシフェニルトリアジン骨格を有する、分子量が７００以上のＵＶＡが、主鎖に環構造を有する熱可塑性アクリル樹脂と相溶性を有することを見出したことにより、１１０℃以上という高い優れた耐熱性や高温成形時における発泡及びブリードアウトの抑制、ＵＶＡの蒸散による問題発生の減少という効果を有する樹脂組成物を提供することを可能にした点にあると認められる。…数値をもって技術的範囲を限定し（数値限定発明）、その数値に設定することに意義がある発明は、その数値の範囲内の技術に限定することで、その発明に対して特許が付与されたと考えられるから、特段の事情のない限り、その数値による技術的範囲の限定は特許発明の本質的部分に当たると解すべきである。上記検討によれば、分子量を「７００以上」とすることには技術的意義があるといえるうえ、本件において、上記特段の事情は何らうかがえない。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-92802.pdf

【不競法】東京地判令和４年(ワ)14148＜杉浦＞ ⇒具体的態様の明示義務違反なし

Ameblo 元投稿日：2024-06-28

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12857834321.html

【不競法】令和４年(ワ)14148＜杉浦＞ ⇒具体的態様の明示義務違反なし

「…具体的態様の明示を求め得るためには、濫用的・探索的な提訴等を抑止する観点から、当該事案の性質・内容等を踏まえつつ、提訴等を一応合理的といい得る程度の裏付けを要する」

⇒原告の各実験は不適切

⇒具体的態様の明示義務違反なし

※特許法１０４条の２にも通ずる!!

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-92092.pdf

高石秀樹 記事集

2024 年 7 月〜12 月

日本語版

167 本

Ameblo 掲載記事（校訂版）

Ameblo 元投稿日順

HP 掲載文を優先し、不足分は Ameblo 原文及び新規の全文英訳で補完している。出典 URL は収録時点（2026 年 11 月 1 日）に確認したものである。

確認できた誤記、法的記述及び訳文を修正した。各記事の制度説明・見通し・集計は、原則として原記事掲載時点に基づく。

記事一覧

01 2024-07-01 知財高判令和５年(行ケ)10057【噴射製品】＜本多＞

02 2024-07-01 『ドクターマーチンの黄色のスティッチ』【商標】知財高判 R5 行ケ 10003【不競法】知財高判 R5 ネ 10048

03 2024-07-02 知財高判令和５年(行ケ)10020【鋼管杭式桟橋】＜本多＞

04 2024-07-03 【特許/職務発明】知財高判令和５年(ネ)10090＜清水響＞　⇒(共同)発明者性×

05 2024-07-04 知財高判令和４年(行ケ)10127【セレコキシブ】＜宮坂＞（二次判決）訂正によりサポート要件○。明確性×

06 2024-07-05 知財高判令和５年(ネ)10071【チップ型ヒューズ】＜宮坂＞⇒均等論×

07 2024-07-07 知財高判令和５年(行ケ)10046【角栓除去用液状クレンジング剤】＜宮坂＞

08 2024-07-07 知財高判令和５年(行ケ)10054【保護部材】＜東海林＞　公然実施発明の前提と異なる⇒進歩性○

09 2024-07-08 【米国／ランハム法・虚偽広告】最高裁判所 No.12-761　POM v. COCA-COLA2014 年６月 12 日

10 2024-07-09 知財高判令和４年(行ケ)10110【鋼管矢板式係船岸】＜宮坂＞　*数式の容易想到性を問題とした

11 2024-07-10 大阪地判平成 15 年(ワ)10959【Al 系スパッタリング用ターゲット材】＜山田＞

12 2024-07-11 知財高判令和５年(ネ)10026【シュープレス用ベルト】＜宮坂＞（原審・大地平成 29 年(ワ)4178）

13 2024-07-13 【論稿】不正競争防止法２条１項 21 号（虚偽事実告知流布行為）適用に係る学説と裁判例の最新動向～企業が活用できるチェックリスト～

14 2024-07-14 知財高判令和４年(行ケ)10052【水分制御装置】<菅野>　⇒手続違背なし

15 2024-07-15 知財高判令和５年(行ケ)10024【経皮的分析物センサを適用するためのアプリケータ】＜清水響＞

16 2024-07-16 【不競法/品質等誤認惹起行為】東京地判令和４年(ワ)14148＜杉浦＞

17 2024-07-17 知財高判令和５年(行ケ)10011【携帯端末の遠隔操作用デバイス】＜宮坂＞ *除くクレームで進歩性×

18 2024-07-18 東京地判令和３年(ワ)26762＜國分＞⇒『冒認』否定

19 2024-07-19 東京地判令和２年(ワ)29523【凹凸素材の遮熱構造】＜國分＞ *実質的な窓口⇒幇助成立

20 2024-07-20 東京地判令和３年(ワ)18262【女性用衣料】＜國分＞

21 2024-07-22 大阪地判令和３年(ワ)10586【旨み成分と栄養成分を保持した無洗米】

22 2024-07-22 知財高判令和４年(ネ)10055【特定加熱食肉製品】＜東海林＞*特定の測定方式を用いると認識できた。

23 2024-07-23 知財高判令和３年(ネ)10084【印刷された再帰反射シート】＜宮坂＞

24 2024-07-24 東京地判令和５年(ワ)70102【半発酵茶葉】＜中島＞

25 2024-07-25 東京地判令和２年(ワ)25891＜柴田＞＝知財高判令和５年(ネ)10015【…フィルタ付シガレット】

26 2024-07-26 東京地判令和２年(ワ)25892【喫煙物品】＜柴田＞

27 2024-07-27 知財高判令和４年(ネ)10113【コンプレッションサポーター】＜宮坂＞

28 2024-07-29 知財高判令和４年(ネ)10107【…電気プローブユニット】＜本多＞

29 2024-07-29 東京地判令和４年(ワ)2049【包装容器】＜杉浦＞

30 2024-07-30 大阪地判平成 30 年(ワ)10590【下肢用衣料】

31 2024-07-31 【特許行政年次報告書 2024 年版】 特許の『分割出願』急増!!　⇒出願数 30 万件回復!!

32 2024-08-01 【パブリシティ権】東京地判令和 5 年(ワ)3171＜中島＞

33 2024-08-03 知財高判令和 2 年(行ケ)10033【油組成物からの好ましくない成分の除去】＜鶴岡＞

34 2024-08-03 【商標】大阪地判令和 2 年(ワ)7918＜武宮＞

35 2024-08-04 【米国】スキニーラベルと「誘引侵害」 2024.06<CAFC>Amarin v. Hikma

36 2024-08-06 【外国/論稿】EPO 拡大審判部の審決(G2/21)と当該審決を踏まえた実務上の提案（ペーター・ヘッヒャール／佐伯奈美、知財管理 Vol.74 No.4 2024）

37 2024-08-06 知財高判令和 3 年(行ケ)10091＜本多＞粘着テープ事件

38 2024-08-07 知財高判平成 30 年(ネ)10043【第IX因子/第IX a 因子の抗体および抗体誘導体】＜森＞

39 2024-08-08 東京地判令和 3 年(ワ)10171【折り畳み式テーブル】＜國分＞

40 2024-08-11 【契約/特許保証】知財高判令和 5 年(ネ)10064＜本多＞

41 2024-08-11 【不競法】知財高判令和 5 年(ネ)10012＜東海林＞

42 2024-08-12 知財高判令和 4 年(行ケ)10113【表示装置】＜宮坂＞

43 2024-08-13 【商標】知財高判令和 5 年(行ケ)10095＜宮坂＞ ※エルメスのオレンジボックス～商標法 3 条 2 項不該当

44 2024-08-14 【商標】知財高判令和 5 年(行ケ)10079＜清水響＞「地球グミ」事件　⇒商標法 4 条 1 項 10 号違反

45 2024-08-15 【商標】知財高判令和 5 年(行ケ)10067＜本多＞⇒登録商標のうち「O!Oi」部分を、引用商標と比較した

46 2024-08-16 【商標】知財高判令和 5 年(ネ)10011「バレナイ二重」事件＜清水響＞　⇒控訴審は非類似、原審は商標的使用でないと判断

47 2024-08-17 【商標】知財高判平成 21 年(行ケ)10075＜中野＞太極柔力球事件～識別力なし、商標法 4 条 1 項 16 号該当

48 2024-08-18 【不競法 2 条 1 項 1 号】知財高判令和 5 年(ネ)10048＜宮坂＞『ドクターマーチン』事件 *特別顕著性あり

49 2024-08-22 【商標】知財高判令和 3 年(行ケ)10028＜本多＞ 本件商標『ヒルドマイルド』 引用商標『ヒルドイド』

50 2024-08-22 【不競法】知財高判令和 5 年(ネ)10048「ドクターマーチン」＜宮坂＞

51 2024-08-22 東京地決令和 5 年(ヨ)30214【ダサチニブ】＜杉浦＞　※仮処分命令

52 2024-08-22 【意匠】知財高判令和 5 年(行ケ)10072＜清水響＞ ※意匠法 46 条 2 項

53 2024-08-23 【著作権等管理事業法 16 条「正当な理由」】知財高判令和 3 年(ネ)10047＜菅野＞

54 2024-08-24 知財高判令和 2 年(行ケ)10144【含硫化合物と微量金属元素を含む輸液製剤】＜本多＞『容易の容易』でない

55 2024-08-25 知財高判令和 3 年(行ケ)10129【…標的ＤＮＡを切断するための組成物】＜菅野＞⇒『容易の容易』ではない

56 2024-08-26 知財高判令和 4 年(行ケ)10007【熱搬送システム】＜東海林＞⇒『容易の容易』ではない

57 2024-08-27 【商標】知財高判令和 2 年(ネ)10017＜本多＞　商標で初めて、商標法 38 条 2 項・3 項の重畳適用〇

58 2024-08-28 【論稿】英国における消尽（山田くみ子、別冊パテント No.30）

59 2024-08-29 【商標】大阪地判令和５年(ワ)691「子どもとママの歯医者さん」事件

60 2024-08-30 【韓国/特許】2016 ホ 7954　　数値限定発明につき均等論〇

61 2024-09-02 東京地判令和４年(ワ)22517＜柴田＞ 【トイレットロール】【ロール製品パッケージ】

62 2024-09-03 知財高判令和５年(行ケ)10034【立毛シートの製造方法】＜清水響＞

63 2024-09-04 知財高判令和５年(行ケ)10091【バリア性積層体】＜宮坂＞

64 2024-09-05 知財高判平成 24 年(ネ)10018【ソフトビニル製大型可動人形の骨格構造】＜芝田＞

65 2024-09-06 【契約/消滅時効】最判平成 10 年４月 24 日・平成７年(オ)2472

66 2024-09-07 【中国】最高人民法院（2016）最高法行再 41 号『第一三共事件』

67 2024-09-08 大阪地判平成 10 年(ワ)7191【筆記具のインキ筒】※充足するイ号に別物質を加えたら非充足!!

68 2024-09-09 東京地判平成 17 年(ワ)14346【天端出し補助具】＜市川＞

69 2024-09-10 【著作権/職務著作】知財高判平成 22 年(ネ)10081　⇒職務著作否定（「法人等の発意」否定）

70 2024-09-11 【欧州】EPO 審決 T61/14　※パラメータ発明が EPC83 条の実施可能要件を満たす要件

71 2024-09-12 【米国】2023.07<CAFC＞In re Float’N’Grill LLC　再発行出願

72 2024-09-13 【商標】知財高判令和１年(行ケ)10101＜大鷹＞　「南三陸キラキラ丼」事件

73 2024-09-14 東京地判平成 30 年(ワ)1130【印刷された再帰反射シート】＜田中＞

74 2024-09-14 【米国】2012.09<CAFC>Santarus v. Par Pharmaceutical

75 2024-09-16 【米国】2015.11<CAFC>805 F.3d 1350　Inphi v. Netlist

76 2024-09-17 【米国】2014.06<CAFC>752 F.3d 1371　Q.I. Press Controls v. Lee

77 2024-09-18 【米国】2020.01<CAFC>946 F.3d 1367　Eko Brands v. Adrian Rivera

78 2024-09-18 【米国】2013.01<CAFC>　Ernie Ball v. Earvana

79 2024-09-18 【米国】2022.06<CAFC>38 F.4th 1013　Novartis v. Accord

80 2024-09-20 【米国】2022.06<CAFC>38 F.4th 1013　Novartis v. Accord

81 2024-09-21 【商標】知財高判令和５年(行ケ)10018「プレジャー」＜東海林＞

82 2024-09-22 東京地判令和４年(ワ)18830【転がり装置】＜柴田＞

83 2024-09-24 知財高判令和５年(行ケ)10013【磁極ハウジングの製作方法】＜清水響＞

84 2024-09-24 【米国/商標】連邦最高裁 2023.06 Abitron v. Hetronic

85 2024-09-25 知財高判令和４年(行ケ)10131【熱伝導性ワイヤ編物を用いた熱交換装置】＜本多＞

86 2024-09-26 知財高判令和３年(ネ)10084【印刷された再帰反射シート】＜宮坂＞　控訴審から開始～時機後れ却下

87 2024-09-28 知財高判令和５年(行ケ)10011【携帯端末の遠隔操作用デバイス】＜宮坂＞

88 2024-09-30 【特許/民法】東京地判令和４年(ワ)19222＜國分＞⇒民法 94 条２項類推適用

89 2024-09-30 知財高判令和４年(行ケ)10124【卵パックを移載するロボットシステム】＜宮坂＞

90 2024-10-01 Nepal Tiger～識別力〇・４条１項 16 号非該当　／　Tibet Tiger～識別力×

91 2024-10-03 弁理士試験の口述受験生向け～「趣旨」問題（特許）

92 2024-10-04 【米国】2024.05 In re Bystolic 事件（第２巡回区控訴裁判所）

93 2024-10-07 【米国/意匠特許】2024.05 CAFC en banc　　LKQ v. GM Global

94 2024-10-07 知財高判令和５年(行ケ)10084、10089【電動式衝撃締め付け工具】＜清水響＞

95 2024-10-07 知財高判令和 3(ネ)10086【ランプ】＜本多＞　※先使用権成立

96 2024-10-08 東京地判令和３年(ワ)18031【携帯電話、受信装置】＜國分＞

97 2024-10-09 知財高判令和６年(行ケ)10002【土木工事用不織布】＜東海林＞

98 2024-10-10 知財高判令和 5(行ケ)10002【光源ユニット】＜本多＞

99 2024-10-11 知財高判令和５年(行ケ)10056【ワクチンアジュバントの製造の間の親水性濾過】＜清水響＞

100 2024-10-12 東京地判令和１年(ワ)24736【…空調服】＜國分＞

101 2024-10-16 知財高判令和５年(ネ)10086【5-アミノレブリン酸リン酸塩】＜宮坂＞

102 2024-10-17 知財高判令和 5(行ケ)10034【立毛シートの製造方法】＜清水響＞

103 2024-10-21 知財高判令和５年(行ケ)10069【半田付け装置】＜清水響＞ *進歩性判断～既判力の範囲

104 2024-10-21 知財高判令和５年(行ケ)10015【ガス吹込みノズル用耐火物の製造方法】<東海林>

105 2024-10-21 知財高判令和５年(行ケ)10049【光学イメージング装置】＜宮坂＞

106 2024-10-22 知財高判令和４年(行ケ)10007【熱搬送システム】<東海林> *設計事項と動機付け

107 2024-10-23 大阪地判令和 3(ワ)2873【食用畜肉塊の除毛装置】　損害論～文書提出命令に従わなかった

108 2024-10-24 知財高判令和４年(行ケ)10123【レーザ加工装置】＜宮坂＞

109 2024-10-25 知財高判令和４年(行ケ)10057、10054【ランプ】＜本多＞　　⇒サポート要件〇

110 2024-10-26 知財高判令和５年(行ケ)10101【鑑定証明システム】＜東海林＞

111 2024-10-28 【論稿/不競法】営業秘密の有用性と非公知性について―錫合金組成事件―…大阪地判平成 26 年(ワ)11151『錫合金』

112 2024-10-29 知財高判令和 5(行ケ)10145【発光装置】＜宮坂＞　⇒新規事項追加

113 2024-10-30 【不競法/虚偽事実の告知】東京地判令和 3(ワ)22564＜國分＞

114 2024-10-31 東京地判令和３年(ワ)15964【弾塑性履歴型ダンパ】＜柴田＞

115 2024-11-01 【著作権】東京地判令和５年(ワ)70422＜杉浦＞

116 2024-11-05 【新着 YouTube 動画】充足論・クレーム文言解釈／勝訴＋敗訴（第４版の読み合わせ③）2024/9/11

117 2024-11-05 大阪地判令和５年(ワ)3375【庇】

118 2024-11-05 知財高判令和５年(ネ)10071【チップ型ヒューズ】＜宮坂＞

119 2024-11-05 ドイツ弁理士@長谷川寛『UPC は Problem Solution Approach を捨てたか？』

120 2024-11-07 知財高判令和５年(行ケ)10069【半田付け装置】＜清水響＞

121 2024-11-10 知財高判令和４年(行ケ)10007【熱搬送システム】＜東海林＞引用発明の認定と新規事項追加の関係

122 2024-11-11 【ドイツ/人工知能の発明者性】

123 2024-11-12 東京地判令和 4(ワ)9100【モールドコイルの製造方法】＜柴田＞

124 2024-11-13 知財高判令和５年(行ケ)10098【衣料用洗浄剤組成物】＜東海林＞

125 2024-11-14 東京地判令和 5(ワ)70454【検査分析のサービスを提供する方法】＜國分＞

126 2024-11-15 知財高判令和４年(行ケ)10003【海生生物の付着防止方法】＜菅野＞

127 2024-11-16 知財高判令和 5(ネ)10047【授乳用ユニット】<宮坂>

128 2024-11-17 知財高判令和 5(行ケ)10023【高速ドローン等航空機】＜宮坂＞

129 2024-11-18 知財高判令和 4(行ケ)10108【ハイダイナミックレンジトーンマッピング】＜本多＞

130 2024-11-20 知財高判平成 31 年(行ケ)10022【光学情報読取装置】＜高部＞

131 2024-11-21 知財高判平成 22 年(行ケ)10400＜飯村＞

132 2024-11-22 【商標】知財高判令和 6 年(行ケ)10003＜宮坂＞

133 2024-11-25 【商標】大阪地判令和 4 年(ワ)9818　「熱中対策応急キット」⇒識別力×

134 2024-11-25 【米国】IOENGINE v. Ingenico (CAFC 2024.5.3)

135 2024-11-25 【不競法／営業秘密】大阪地判令和 2 年(ワ)12387

136 2024-11-27 【不競法 2 条 1 項 1 号】東京地判令和 5 年(ワ)70654＜中島＞

137 2024-11-28 知財高判令和 5 年(行ケ)10019【IL-4R アンタゴニストを投与することによるアトピー性皮膚炎を処置するための方法】＜宮坂＞

138 2024-11-30 知財高判令和 5(行ケ)10146【ラベル投入装置】＜本多＞

139 2024-12-02 知財高判令和 4 年(行ケ)10011【非常に低い抵抗材料で形成された電気的デバイス】＜東海林＞

140 2024-12-02 知財高判令和 4 年(行ケ)10059【ガラス】＜菅野＞

141 2024-12-03 知財高判令和 3 年(行ケ)10089【経皮吸収製剤】＜菅野＞

142 2024-12-04 知財高判令和 4 年(行ケ)10018【感圧転写式粘着テープ】＜菅野＞

143 2024-12-05 知財高判令和 3 年(行ケ)10164【銅銀合金を用いた導電性部材】＜本多＞

144 2024-12-06 知財高判令和 3 年(行ケ)10165【配送荷物保管装置】＜東海林＞

145 2024-12-07 知財高判令和 3 年(行ケ)10069【PTH 含有骨粗鬆症治療/予防剤】＜菅野＞

146 2024-12-10 知財高判令和 3 年(行ケ)10080【図柄表示媒体】＜本多＞

147 2024-12-10 知財高判令和 2 年(行ケ)10071【骨粗鬆症治療/予防剤】＜菅野＞

148 2024-12-10 知財高判令和 3 年(行ケ)10072【増幅器の出力回路】＜本多＞

149 2024-12-10 知財高判令和 3 年(行ケ)10068【弾球遊技機】＜大鷹＞

150 2024-12-11 東京地判令和 2 年(ワ)22071【角栓除去用液状クレンジング剤】＜國分＞

151 2024-12-12 知財高判令和 3 年(行ケ)10123【食器】＜大鷹＞

152 2024-12-13 知財高判令和 3 年(行ケ)10097＜大鷹＞ *増項補正の一般論

153 2024-12-14 知財高判令和 3 年(行ケ)10006【Ｘ線検査装置】＜菅野＞

154 2024-12-15 知財高判令和 2 年(行ケ)10134【インターネットを介したデジタル・アート配信および鑑賞の制御ならびに画像形成のためのシステム】＜森＞

155 2024-12-16 知財高判令和 1 年(行ケ)10120【油冷式スクリュ圧縮機】＜鶴岡＞

156 2024-12-17 知財高判令和 2 年(行ケ)10110【血管強化方法】＜菅野＞

157 2024-12-18 知財高判令和 2 年(行ケ)10032【撮像装置】＜菅野＞

158 2024-12-19 【不競法/営業秘密】大阪地判平成 27 年(ワ)4169「アルミナ繊維」

159 2024-12-21 【不競法/営業秘密】東京地判平成 12 年(ワ)22457 「派遣スタッフ名簿」 ⇒秘密管理性〇

160 2024-12-22 【不競法/営業秘密】横浜地判平成 30 年(わ)1931＜刑事＞⇒有罪

161 2024-12-23 【不競法/営業秘密】東京地判平成 18 年(ワ)29160「コエンザイムＱ」

162 2024-12-24 【不競法/営業秘密】東京地判平成 21 年(ワ)47959「ストロープワッフル」

163 2024-12-25 【不競法/営業秘密】東京地判平成 28 年(ワ)26919「まつげ施術ノウハウ」

164 2024-12-26 【不競法/営業秘密】知財高判平成 31 年(ネ)10016「まつげエクステ施術履歴」

165 2024-12-27 知財高判平成 27 年(行ケ)10095【内燃機関の燃費削減装置】＜設樂＞

166 2024-12-28 知財高判平成 26 年(行ケ)10186 号【エラストマー糸を含有する弾性生地の丸編】＜清水＞

167 2024-12-30 知財高判平成 29 年(行ケ)10075【…エクササイズバイク】＜森＞

知財高判令和５年(行ケ)10057【噴射製品】＜本多＞

Ameblo 元投稿日：2024-07-01

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12858278372.html

HP: https://www.takaishihideki.com/single-post/ameblo-12858278372-ja

英語版: https://www.takaishihideki.com/single-post/ameblo-12858278372-en

知財高判令和５年(行ケ)10057【噴射製品】＜本多＞

優先権１明細書の請求項に記載があったが実施例は無かった化合物につき、優先権２出願時に実施例追加した。

⇒優先権１の優先権主張 OK

優先権１明細書中に、明細書１の実施例記載の別の化合物とメカニズムが共通する旨の説明があった。

※人工乳首事件は優先期間中に他人の出願があった事案であったが、これが他人の公然実施や公開であったならば、ブルニアンリンク事件と同じく、部分優先の問題となっただろう。

※米国でも、Ian Frazer v. Richard Schlegel (CAFC, 2007.8.20)は、実施例追加したパリ優先権主張出願に係る発明について、優先期間内の他人の出願があったが、優先権の効果を認め、先発明者としての地位を認めた。（パテント 2024 Vol.77 No.7　P153）

（判旨抜粋）

…優先権出願１の明細書等において、実施例として記載されているのは、害虫忌避成分としてＥＢＡＡＰを含む噴射製品のみであり、害虫忌避成分としてイカリジンを含む噴射製品に係る実施例は、優先権出願２の明細書等…により追加されたものであるが、当該実施例は、本件訂正発明１の実施に係る具体例であるとともに、優先権出願１の特許請求の範囲の請求項１又は２に発明特定事項が記載されていた発明の実施に係る具体例を確認的に記載したものと理解できるから、優先権出願１の明細書等に記載された技術的事項との関係において、新たな技術的事項を導入するものとはいえない。…

優先権出願１の明細書等には、本件訂正発明１に関する背景技術、課題、解決手段に加えて、発明の効果に関するメカニズムや各構成要件の技術的意義が記載されており、これらはＥＢＡＡＰ、ｐ－メンタン－３，８－ジオール及びイカリジンに共通して適用されることも把握できるものといえる。すなわち、優先権出願１の明細書等には、本件訂正発明１について、害虫忌避成分をイカリジンとする部分を含めて、その技術内容が、当該の技術分野における通常の知識を有する者（当業者）が反復実施して目的とする技術効果を挙げることができる程度にまで具体的・客観的なものとして構成されていると認められる。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-92886.pdf

『ドクターマーチンの黄色のスティッチ』【商標】知財高判 R5 行ケ 10003【不競法】知財高判 R5 ネ 10048

Ameblo 元投稿日：2024-07-01

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12858278614.html

HP: https://www.takaishihideki.com/single-post/ameblo-12858278614-ja

英語版: https://www.takaishihideki.com/single-post/ameblo-12858278614-en

『ドクターマーチンの黄色のスティッチ』

【商標】知財高判令和 5 年(行ケ)10003＜本多＞

⇒敗訴

位置商標は、識別性×

スティッチ以外が黒色しか証拠なく、3 条 2 項も×

【不競法】知財高判令和 5 年(ネ)10048＜宮坂＞

⇒勝訴

不競法 2 条 1 項 1 号の周知性〇、類似性〇

原審と異なり、他の特徴とあわせて「商品等表示」とした!!

知財高判令和５年(行ケ)10020【鋼管杭式桟橋】＜本多＞

Ameblo 元投稿日：2024-07-02

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12858354238.html

HP: https://www.takaishihideki.com/single-post/ameblo-12858354238-ja

英語版: https://www.takaishihideki.com/single-post/ameblo-12858354238-en

知財高判令和５年(行ケ)10020【鋼管杭式桟橋】＜本多＞

*明細書中には特定の条件の実施例のみが記載されていたが、本件発明の解決課題から、「当業者は…他の条件を加味した上で、適宜上記技術的思想を取り入れ、本件各発明の課題を解決することが可能である」とした。

⇒サポート要件◯

*特定の場所を局所的に高強度にする容易想到性を否定した。

⇒進歩性◯

（判旨抜粋）

＜サポート要件◯＞

被告は、本件明細書には特定の条件下（鋼管杭列の数、水深、地盤構造、鋼管杭の板厚、直径）での地震応答解析（シミュレーション）で確かめられたことが記載されるにとどまり、別の条件下においても曲率φｐの数値範囲とすることで課題が解決できるとは理解できない旨主張するが、もとより鋼管杭式桟橋が設置される地盤等は様々であって、その性能照査は状況に応じた適切な方法によらねばならないものであるが、本件明細書が開示しているのは、鋼管杭のうち少なくとも陸側に対面して配置された地中部における発生曲率が大きい部分にのみ、局所的に特定の数値以上の変形性能を有する鋼管杭を用いるという技術的思想であって、これに触れた当業者は、現実に地震応答解析等の性能照査を行う場合、他の条件を加味した上で、適宜上記技術的思想を取り入れ、本件各発明の課題を解決することが可能であるから、特定の条件下での結果のみが記載されていることのみをもって、本件各発明がサポート要件を満たさないとする理由とはならない…。

＜進歩性要件◯＞

（相違点３Ａ）本件発明３の「鋼管杭」が「前記鋼管杭列を構成する鋼管杭の一部であって、外力に対して鋼管杭に生じる曲率が大きい少なくとも陸側に対面して配置された鋼管杭の地中部における発生曲率が大きい部分を、前記鋼管杭の直径Ｄと前記鋼管杭の全塑性モーメントに対応する曲率φｐが、という関係を満足するものとし、前記鋼管杭の地中部の他の部分は前記部分よりも変形性能が低いものとした」ものであるのに対し、甲１発明の「鋼管杭９」がそのようなものか不明である点。…

…曲率の条件式を用いずに、地震応答解析の結果を踏まえて鋼管杭の強度を順に上げていくことが通常の設計により行われ得るとしても、これを越えて、発生曲率の大きい部分にのみ、局所的に高強度の鋼管杭を配置するまでに当然に至るとはいえず、少なくとも相違点３Ａ又は３Ｂに係る構成を容易に想到できたということは困難というほかない。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-92697.pdf

【特許/職務発明】知財高判令和５年(ネ)10090＜清水響＞　⇒(共同)発明者性×

Ameblo 元投稿日：2024-07-03

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12858472717.html

HP: https://www.takaishihideki.com/single-post/ameblo-12858472717-ja

英語版: https://www.takaishihideki.com/single-post/ameblo-12858472717-en

【特許/職務発明】知財高判令和５年(ネ)10090＜清水響＞

従来技術にみられた部分に貢献しただけ。

⇒(共同)発明者性×＜原判決は〇＞

OD 錠化に関して瀬踏み実験を行ったが、制御放出微粒子等及びこれらを配合した OD 錠の各成分や構造を設定するための具体的な方法を認識したとはいえない。

https://www.tokkyoteki.com/2024/06/2024-03-25-r5-ne-10090.html

知財高判令和４年(行ケ)10127【セレコキシブ】＜宮坂＞（二次判決）訂正によりサポート要件〇。明確性×

Ameblo 元投稿日：2024-07-04

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12858605429.html

HP: https://www.takaishihideki.com/single-post/ameblo-12858605429-ja

英語版: https://www.takaishihideki.com/single-post/ameblo-12858605429-en

知財高判令和４年(行ケ)10127【セレコキシブ】＜宮坂＞（二次判決）

***訂正によりサポート要件〇。明確性×**

「技術常識を適用しようとしても、いかなる特性に着目して…判断すればよいのかといった手掛かりさえない…」不可能・非実際的事情を検討する以前の問題として…明確性を欠く。

（判旨抜粋）

…本件明細書には、「ピンミルで粉砕されたセレコキシブ粒子」の凝集力の小ささ、改善されたというブレンド均一性が、ピンミルのいかなる作用によって実現されるものかの記載がないため、衝撃式ミル一般によって実現されるものなのか、衝撃式ミルのうち、ピンミルと何らかの特性を共通にするものについてのみ達成されるものなのかも明らかとなっていない。そのため、技術常識を適用しようとしても、いかなる特性に着目して、ある衝撃式ミルが本件ピンミル構成にいう「ピンミルのような衝撃式ミル」に当たるか否かを判断すればよいのかといった手掛かりさえない状況といわざるを得ない。…不可能・非実際的事情を検討する以前の問題として、…特許請求の範囲に記載された製造方法自体が明確性を欠く…。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-92858.pdf

知財高判令和５年(ネ)10071【チップ型ヒューズ】＜宮坂＞⇒均等論×

Ameblo 元投稿日：2024-07-05

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12858729219.html

HP: https://www.takaishihideki.com/single-post/ameblo-12858729219-ja

英語版: https://www.takaishihideki.com/single-post/ameblo-12858729219-en

知財高判令和５年(ネ)10071【チップ型ヒューズ】＜宮坂＞

⇒均等論×（原審・大阪地判令和３年(ワ)10032 と同じ）

「乙１発明に乙３発明の『ヒューズエレメント部と外部電極を一体の金属で形成する』構成を適用する動機付けは十分にある」

⇒第４要件を、進歩性と同じロジックで当てはめた。

※原審・大阪地判令和３年（ワ）10032＜武宮＞は、構成要件を一部欠く場合も均等成立し得るとした点で重要。

⇒結論は、均等不成立（第２要件×）。実験合戦となり、同一の作用効果が認められなかった。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-92795.pdf

知財高判令和５年(行ケ)10046【角栓除去用液状クレンジング剤】＜宮坂＞

Ameblo 元投稿日：2024-07-07

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12858971879.html

HP: https://www.takaishihideki.com/single-post/ameblo-12858971879-ja

英語版: https://www.takaishihideki.com/single-post/ameblo-12858971879-en

知財高判令和５年(行ケ)10046【角栓除去用液状クレンジング剤】＜宮坂＞

*進歩性判断において、除くクレームと、積極的な数値限定を同視した。

Cf.知財高判令和４年(行ケ)10125・新規事項追加

*「0～10 体積%であるものを除く」

⇒10 体積%超とすることを容易に想到できたかを検討すれば足りる。

※侵害訴訟知財高判令和４年(ネ)10029<大鷹>＝原審・東京地判令和２年(ワ)22071＜國分＞は、サポート要件違反

（判旨抜粋）

…本件除く構成における「０～１０体積%であるものを除く」との特定は、「０体積%～１００体積%」から「０～１０体積%であるものを除く」範囲のものであるため、結局、「１０体積%超」の範囲である（「１０体積%より多く配合する」）ことを意味するものにほかならない。そうすると、構成の容易想到性を判断するに当たっては、甲１発明において、界面活性剤の配合量を「１０体積%超」とする（「１０体積%より多く配合する」）ことを、当業者が容易に想到できたことの論理付けができるかを検討すれば足りる。…本件除く構成の数値限定が顕著な効果を有するものであれば格別、 本件発明はそのようなものとも認められない。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-92623.pdf

知財高判令和５年(行ケ)10054【保護部材】＜東海林＞　公然実施発明の前提と異なる⇒進歩性◯

Ameblo 元投稿日：2024-07-07

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12858973126.html

HP: https://www.takaishihideki.com/single-post/ameblo-12858973126-ja

英語版: https://www.takaishihideki.com/single-post/ameblo-12858973126-en

知財高判令和５年(行ケ)10054【保護部材】＜東海林＞

公然実施発明（甲８）の『前提』と異なって、「甲８発明の台車用安全カバー（保護部材）にグリップ部を設けることは全く想定されていないといえる。」

⇒進歩性◯

＋公然実施品製造メーカの社長陳述書も、パンフレットから理解される客観的な理解が優先され、効かなかった。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-92759.pdf

【米国／ランハム法・虚偽広告】最高裁判所 No.12-761　POM v. COCA-COLA2014 年 6 月 12 日

Ameblo 元投稿日：2024-07-08

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12859099740.html

HP: https://www.takaishihideki.com/single-post/ameblo-12859099740-ja

英語版: https://www.takaishihideki.com/single-post/ameblo-12859099740-en

【米国／ランハム法・虚偽広告】最高裁判所 No.12-761　POM v. COCA-COLA(2014 年 6 月 12 日)

ランハム法に基づく本件の食品・飲料表示に関する虚偽広告の訴えは、ＦＤＣＡ（連邦食品・医薬品・化粧品法）及びＦＤＡ（米国食品医薬品局）の規則によって排除されない。両法は異なる目的を有し、相互に補完する。

ＦＤＣＡの州法に対する明文の専占規定は、別の連邦法であるランハム法に基づく本件請求を排除しない。連邦法が他の連邦法に基づく請求を一切排除できないという一般則を示したものではない。

https://www.jpaa.or.jp/cms/wp-content/uploads/2017/03/POM-Wonderful-v-Coca-Cola.pdf

知財高判令和４年(行ケ)10110【鋼管矢板式係船岸】＜宮坂＞　*数式の容易想到性を問題とした

Ameblo 元投稿日：2024-07-09

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12859226993.html

HP: https://www.takaishihideki.com/single-post/ameblo-12859226993-ja

英語版: https://www.takaishihideki.com/single-post/ameblo-12859226993-en

知財高判令和４年(行ケ)10110【鋼管矢板式係船岸】＜宮坂＞

***数式の容易想到性を問題とした**

⇒進歩性〇

「甲1…ρの式に係る構成…が理論的にあり得ることを示すにとどまる…ρの式を導出…が容易…と認められない…、数値限定発明であるρの式に係る構成の進歩性を否定するものではない」

※パラメータ・数値限定発明は、数式が理論的に有り得ることを示すだけでは、進歩性を否定できない!!

（判旨抜粋）

本件特許出願当時の技術常識…からすれば、ＳＫＹ４９０より降伏強度が高い鋼材を使用し、ρの式を用いずにρの式を満たす物が合理的に設計され得るとは認め難いし、そのような抽象的な可能性があることは、数値限定発明であるρの式に係る構成の進歩性を否定するものではない。甲１文献の図６．９については、【図２】のグラフが鋼管矢板について当てはまるのと同様に、鋼矢板、鋼管矢板を問わず当てはまると認められるが、このことは、ρの式に係る構成を満たす鋼管矢板式係船岸が理論的にあり得ることを示すにとどまるものであって、上記図６．９のグラフからρの式を導出することを当業者が容易になし得たと認められない…、数値限定発明であるρの式に係る構成の進歩性を否定するものではない。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-92832.pdf

大阪地判平成 15 年(ワ)10959【Al 系スパッタリング用ターゲット材】＜山田＞

Ameblo 元投稿日：2024-07-10

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12859340371.html

HP: https://www.takaishihideki.com/single-post/ameblo-12859340371-ja

英語版: https://www.takaishihideki.com/single-post/ameblo-12859340371-en

大阪地判平成 15 年(ワ)10959【Al 系スパッタリング用ターゲット材】＜山田＞

あるターゲット材が数値限定を充足するか否かを判断するために、均一であるならば、対象製品の一部の組織、一部の物、端材を観察すれば充足立証 OK

（但し、先使用発明の文脈）

Cf.知財高判令和 5 年(ネ)10026

（判旨抜粋）

…あるターゲット材が…充足するか否かを判断するためには、その表面全体を観察しなくとも、一部分の組織を観察すれば足りる…。加えて、製造方法と製造条件を同様にして複数のターゲット材を製造する場合には、そのうちの一部を観察した結果によって、他のターゲット材も含めた…充足性を判断することができ、さらに、ターゲット材を製造する際に生じた端材についても、これが同一の母材である圧延板から製造されたターゲット材とほぼ均質の組織であるといえるならば、これを観察した結果によって、同一の母材である圧延板から製造されたターゲット材…の充足性を判断することができる…。なぜならば、工業的実施の場面を考えれば、そもそも、製品となるターゲット材…の全表面積を光学顕微鏡を用いて組織観察することは、事実上不可能というべきであり、また、光学顕微鏡を用いてターゲット材の組織観察をするためには、表面の研磨等を伴う破壊検査となるところ…、出荷前の製品についてこのような検査を行えば、その製品は出荷不能となるのであるから、組織観察の対象としては、製造方法と製造条件を同一とする複数の最終製品のうちの一部について、さらにその表面の一部分を観察すれば足りるものと解すべきである。…端材であっても、その組織が製品となったターゲット材の組織とほぼ均質である限り、製品となったターゲット材から得たサンプルと本質において変わるものではないから、このような端材を観察することによっても、最終製品であるターゲット材の…充足性を判断することができる…。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-9731.pdf

知財高判令和５年(ネ)10026【シュープレス用ベルト】＜宮坂＞（原審・大地平成 29 年(ワ)4178）

Ameblo 元投稿日：2024-07-11

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12859462217.html

HP: https://www.takaishihideki.com/single-post/ameblo-12859462217-ja

英語版: https://www.takaishihideki.com/single-post/ameblo-12859462217-en

知財高判令和５年(ネ)10026【シュープレス用ベルト】＜宮坂＞

（原審・大地平成 29 年(ワ)4178）

控訴人は、排水溝の『全長にわたって』Ra が 2.0μm 以下は非現実的と主張するが、特許請求の範囲には、一部は 2.0μm を超える、あるいは平均値が 2.0μm 以下であるものを含むと解すべき文言はない。

（原審・大地平成 29 年(ワ)4178 の判旨抜粋）

構成要件２Ｂは「前記排水溝の壁面の表面粗さが、算術平均粗さ（Ｒａ）で、２．０μｍ以下であることを特徴とする、」と規定しており、その他の構成要件をみても、表面粗さが２．０μｍ以下であるべき範囲や割合等について何ら限定を加えていない。また、本件明細書２をみるに、表面粗さが２．０μｍ以下であるべき範囲や割合等について限定を加える記載や表面粗さが２．０μｍを超えた場合であっても表面粗さが２．０μｍ以下である場合と同様の作用効果を奏する条件等に関する記載は見当たらない。そうすると、構成要件２Ｂの「排水溝の壁面の表面粗さが、算術平均粗さ（Ｒａ）で、２．０μｍ以下であること」とは、その字義どおり、排水溝の全長にわたって、その壁面の表面粗さが、算術平均粗さ（Ｒａ）で、２．０μｍ以下であることを要すると解するのが相当である…。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-92751.pdf

【論稿】不正競争防止法２条１項21号（虚偽事実告知流布行為）適用に係る学説と裁判例の最新動向～企業が活用できるチェックリスト～

Ameblo 元投稿日：2024-07-13

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12859778925.html

HP: https://www.takaishihideki.com/single-post/ameblo-12859778925-ja

英語版: https://www.takaishihideki.com/single-post/ameblo-12859778925-en

【論稿】不正競争防止法２条１項21号（虚偽事実告知流布行為）適用に係る学説と裁判例の最新動向～企業が活用できるチェックリスト～（パテント 2023 Vol.76 No.5）（妹尾恵里）

＜判決に影響を与える要素＞

専門家意見書

告知後の係争

競業者との交渉後か

取引先に訴訟提起したか

送付回数

特定の会社を貶めたか

その他

https://jpaa-patent.info/patent/viewPdf/4201

知財高判令和４年(行ケ)10052【水分制御装置】<菅野>　⇒手続違背なし

Ameblo 元投稿日：2024-07-14

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12859841240.html

HP: https://www.takaishihideki.com/single-post/ameblo-12859841240-ja

英語版: https://www.takaishihideki.com/single-post/ameblo-12859841240-en

知財高判令和４年(行ケ)10052【水分制御装置】<菅野>

⇒手続違背なし

本件審決は、拒絶査定で認定された技術的事項を甲２文献等から技術常識として確定し、引用発明と技術常識に基づいて容易想到とした。

⇒拒絶査定と同旨であり、理由の論旨を変更するものではない。不意打ちでもない。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-91798.pdf

知財高判令和５年(行ケ)10024【経皮的分析物センサを適用するためのアプリケータ】＜清水響＞

Ameblo 元投稿日：2024-07-15

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12859957318.html

HP: https://www.takaishihideki.com/single-post/ameblo-12859957318-ja

英語版: https://www.takaishihideki.com/single-post/ameblo-12859957318-en

知財高判令和５年(行ケ)10024【経皮的分析物センサを適用するためのアプリケータ】＜清水響＞

*明細書に記載無くても、証拠上、水蒸気透過率は１時間又は１日単位の何れかである。

⇒単位に「/24h」と付記して、１日単位の水蒸気透過率に限定しても、新たな技術的事項は付加されない!??

（判旨抜粋）

…各証拠上、水蒸気透過率について１時間単位又は２４時間（１日）単位で表すことが通常であると認められ、これを前提とすると、本願発明２の「１０グラム／１００ｉｎ^{2}未満または好ましくは１グラム／１００ｉｎ^{2}未満」との記載は、「１０グラム／１００ｉｎ^2／ｈ未満または好ましくは１グラム／１００ｉｎ^2／ｈ未満」又は「１０グラム／１００ｉｎ^2／２４ｈ未満または好ましくは１グラム／１００ｉｎ^2／２４ｈ未満」のいずれかを意味することが当業者にとって自明である…。そして、「１０グラム／１００ｉｎ^2／ｈ未満または好ましくは１グラム／１００ｉｎ^2／ｈ未満」を２４時間単位に換算すると「２４０グラム／１００ｉｎ^2／２４ｈ未満または好ましくは２４グラム／１００ｉｎ^2／２４ｈ未満」となる。そうすると、本願補正発明２は、本願発明２の特許請求の範囲の記載と同じか又はそれよりも狭い範囲で水蒸気透過率を定めたものであり、また、この限定により何らかの技術的意義があることはうかがえないことからすると、本件補正により、本願発明２に関し、新たな技術的事項が付加されたということはできない。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-92665.pdf

【不競法/品質等誤認惹起行為】東京地判令和４年(ワ)14148＜杉浦＞

Ameblo 元投稿日：2024-07-16

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12860097005.html

HP: https://www.takaishihideki.com/single-post/ameblo-12860097005-ja

英語版: https://www.takaishihideki.com/single-post/ameblo-12860097005-en

【不競法/品質等誤認惹起行為】東京地判令和４年(ワ)14148＜杉浦＞

ヘアドライヤー「髪の潤い 1.9 倍」等の広告

⇒原告実験 1～5 は信頼性に疑義あり

⇒請求棄却

具体的態様の明示義務(6 条)は「濫用的・探索的な提訴等を抑止する観点から…提訴等を一応合理的といい得る程度の裏付けを要する」

※比較広告に記載された『効果』を攻撃されたとき、原告の実験自体の信頼性を反撃するという訴訟活動も有用。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-92092.pdf

知財高判令和５年(行ケ)10011【携帯端末の遠隔操作用デバイス】＜宮坂＞ *除くクレームで進歩性×

Ameblo 元投稿日：2024-07-17

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12860214337.html

HP: https://www.takaishihideki.com/single-post/ameblo-12860214337-ja

英語版: https://www.takaishihideki.com/single-post/ameblo-12860214337-en

知財高判令和５年(行ケ)10011【携帯端末の遠隔操作用デバイス】＜宮坂＞

***除くクレームで進歩性×**

「携帯端末に表示されている映像（カメラにより撮影された映像を除く）」と補正した。

⇒引用文献中の独立請求項に記載された事項を『引用発明の必須事項』として除いたが、斥けられた。

（判旨抜粋）

原告は、相違点２（引用発明は表示されている映像がカメラで撮影されている点）に関し、引用発明において端末表示部の表示画面の「撮像」は必須の構成であり、これを置き換える動機がないと主張する。

しかし、引用文献１（甲１）の記載上、引用発明において「撮像」、すなわちカメラで映像を撮影することが必須の構成であることを示唆する記載は見当たらない。

また、本件審決が引用する引用文献２（甲２）及び被告が本件訴訟において追加した周知例（乙１、２）によれば、本願の優先日当時、無線通信を用いてスマートフォンなどの携帯端末の画面に表示された画像を別の装置の画面に表示する技術である miracast は、android4.2 の標準規格としてスマートフォンにおいて広く用いられている技術であり、スマートフォンの画面を miracast で車載モニタやカーナビゲーション装置の画面に出力することも、普通に行われていたことが認められる。そして、引用発明における「撮像部２５２」の意義は、「撮像部２５２が撮像した携帯端末１１０の表示画面をそのまま装置表示部２５８に表示することで、ユーザに携帯端末１１０の表示画面をそのまま認識させることができる。」（甲１【００８１】）ことであり、「携帯端末１１０の表示画面をそのまま装置表示部２５８に表示する」機能、すなわち「ユーザに携帯端末１１０の表示画面をそのまま認識させる」作用という点では、「撮像部２５２」と miracast 等の上記技術は共通するものといえる。

そうすると、引用発明において「撮像部２５２」に代えて miracast 等の周知技術を用いることで、「携帯端末に表示されている映像（カメラにより撮影された映像を除く）を表示する表示部(22)」を備えた構成とすること、すなわち、相違点２に係る構成とすることは、当業者が容易に想到し得たことであるといえる。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-92579.pdf

東京地判令和３年(ワ)26762＜國分＞⇒『冒認』否定

Ameblo 元投稿日：2024-07-18

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12860341879.html

HP: https://www.takaishihideki.com/single-post/ameblo-12860341879-ja

英語版: https://www.takaishihideki.com/single-post/ameblo-12860341879-en

東京地判令和３年(ワ)26762＜國分＞

⇒『冒認』否定

研究部長であり、月報に原告の印が押されていた。

⇒本件発明に係る報告内容を把握し得る立場にあったが、複数の含有物を異なる割合で混合する発明であるから、月報を一瞥しただけで完全に記憶することは容易ではなかった。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-92102.pdf

東京地判令和２年(ワ)29523【凹凸素材の遮熱構造】＜國分＞ *実質的な窓口⇒幇助成立

Ameblo 元投稿日：2024-07-19

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12860459429.html

HP: https://www.takaishihideki.com/single-post/ameblo-12860459429-ja

英語版: https://www.takaishihideki.com/single-post/ameblo-12860459429-en

東京地判令和２年(ワ)29523【凹凸素材の遮熱構造】＜國分＞

***実質的な窓口⇒幇助成立**

「AA は、自社のウェブサイトに遮熱シートの施工例を掲載し、BB からの本件工事の施工の申込みを誘引した…。…AA の担当者は…被告から遮熱シートの具体的な設置方法を伝えられていた…。」

（判旨抜粋）

ＡＡは、自社のウェブサイトに遮熱シートの施工例を掲載し、ＢＢからの本件工事の施工の申込みを誘引した上で、同社との間で請負契約を締結したものであるから、注文者である同社との関係で本件工事の実質的な窓口になっていたといえる。また、ＡＡの担当者は、被告代表者と共に施工現場に赴いて施工範囲を確認しただけでなく、被告から遮熱シートの具体的な設置方法を伝えられていたのであるから、本件工事によって被告遮熱構造が作製されることも認識しながら、本件工事が円滑に施工されるための事務を遂行したものと評価できる。…少なくとも幇助したものと認めるのが相当である。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-92673.pdf

東京地判令和３年(ワ)18262【女性用衣料】＜國分＞

Ameblo 元投稿日：2024-07-20

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12860637127.html

HP: https://www.takaishihideki.com/single-post/ameblo-12860637127-ja

英語版: https://www.takaishihideki.com/single-post/ameblo-12860637127-en

東京地判令和３年(ワ)18262【女性用衣料】＜國分＞

*広辞苑第６版には、「ともに」という用語の意味は、①「ひとつになって。いっしょに。相連れて。同じく。」と、②「同時に。」の二つが記載されている。

⇒被告（被疑侵害者）は、広辞苑に２つの意味が記載されているときは先に記載されている意味がより一般的であると主張したが、認められず、裁判所は、本件特許発明の「ともに」は②「同時に。」という意味であるとクレーム文言解釈した。

⇒充足（特許権者勝訴）

『広辞苑第６版において、広く一般に用いられる意味から記載するとの編纂方針が採用されていることを認めるに足りる証拠はない。また、…明細書において「連結部材」として具体的例示されているものは…被告…解釈とは相容れない…。』

（判旨抜粋）

被告は、構成要件Ｄの「ともに」について、辞書を編纂するに際し、各語句の意味は、広く一般に用いられるものから記載されるから、広辞苑第６版において最初に記載されている「ひとつになって。いっしょに。相連れて。同じく。」の意味であ…るべきと主張する。しかし、語句の意味をどのようなものから優先的に記述するかは、各辞書の編纂方針によると考えられるところ、…広辞苑第６版において、広く一般に用いられる意味から記載するとの編纂方針が採用されていることを認めるに足りる証拠はない。また、…本件明細書において「連結部材」として具体的例示されているものは、いずれも連結部材同士の連結を解除しなければ、その連結幅を調節できないものであるから、被告が主張する「ともに」との解釈とは相容れない…。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-92632.pdf

大阪地判令和３年(ワ)10586【旨み成分と栄養成分を保持した無洗米】

Ameblo 元投稿日：2024-07-22

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12860831203.html

HP: https://www.takaishihideki.com/single-post/ameblo-12860831203-ja

英語版: https://www.takaishihideki.com/single-post/ameblo-12860831203-en

大阪地判令和３年(ワ)10586【旨み成分と栄養成分を保持した無洗米】

「米は自然物であるから、同一の品種であっても、生育環境が異なれば、米粒…に個体差が生じる…、同一条件で搗精をしたとしても、米粒ごとに搗精の程度が異なる」

⇒他の実験結果は参考にできない

⇒非充足

（⇒控訴無し）

（判旨抜粋）

…米は自然物であるから、同一の品種であっても、生育環境が異なれば、米粒の各細胞層の大きさや、含有する成分に個体差が生じることになり、同一条件で搗精をしたとしても、米粒ごとに搗精の程度が異なるものと認められる。したがって、デンプン染色試験（甲７試験及び甲３０試験）の結果、被告製品（令和２年及び令和３年産宮城県産つや姫胚芽一番）の米粒表面に糊粉細胞層が存在しないことが確認されたとしても、他の被告製品（令和４年産宮城県産つや姫胚芽一番）を対象とした甲８２試験の結果を検討する上で前提とすることもできない。…原告が実施した各試験を個別にみても、これらを総合考慮しても、いずれにしても被告製品の米粒表面に亜糊粉細胞層が露出していることを認めるに足り…ない。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-92688.pdf

知財高判令和４年(ネ)10055【特定加熱食肉製品】＜東海林＞*特定の測定方式を用いると認識できた。

Ameblo 元投稿日：2024-07-22

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12860831474.html

HP: https://www.takaishihideki.com/single-post/ameblo-12860831474-ja

英語版: https://www.takaishihideki.com/single-post/ameblo-12860831474-en

知財高判令和４年(ネ)10055【特定加熱食肉製品】＜東海林＞

***明細書に記載無いが２種類の測定方式のうち片方を用いると認識できた。**

⇒数値限定を充足!!

「当業者は、SCI 方式は包材の光沢により強い影響を受け…てしまう…ので…適当ではないと認識する…SCE 方式を用いると認識できた」

（判旨抜粋）

　ＳＣＥ方式とＳＣＩ方式による測定値の差は正反射光を測定値に加味するか否かに基づくものであるところ、一般に、光沢の強い物質では正反射光が強くなることが知られている…。包材で覆われた食肉等を目視すると包材が光沢を帯びるものも多いことからすると、当業者は、ＳＣＩ方式は包材の光沢により強い影響を受け、測定対象物のミオグロビンの割合に対応する吸光度と異なる吸光度を得てしまうことになってしまうので、ＳＣＩ方式を用いることは適当ではないと認識するといえる。…これらの本件発明の意義や技術常識等を勘案すれば、当業者は、本件発明において包材越しにロースト ビーフのミオグロビン割合を算出する前提とするためにその吸光度を測定するに当たって、ＳＣＥ方式を用いると認識できたといえる。

https://www.youtube.com/watch?v=DJUlPRGr0tU

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-92732.pdf

知財高判令和３年(ネ)10084【印刷された再帰反射シート】＜宮坂＞

Ameblo 元投稿日：2024-07-23

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12860956350.html

HP: https://www.takaishihideki.com/single-post/ameblo-12860956350-ja

英語版: https://www.takaishihideki.com/single-post/ameblo-12860956350-en

知財高判令和３年(ネ)10084【印刷された再帰反射シート】＜宮坂＞

***サポート要件に課題解決に影響する条件網羅は要求されない。**

⇒サポート要件〇

*控訴審から開始した進歩性欠如の主張①②が、時機後れ却下された!!（※判決文から、控訴理由書で主張したか不明。）

① 原審で主張した主引例＋他の副引例

② 原審で主張した主引例の解釈（主引用発明の認定）を変更する主張

（判旨抜粋）＜サポート要件＞

…印刷領域を連続させるか独立させるかの違い以外の条件が上記課題の解決に影響を及ぼし得ることは否定できないものの、そうした条件と影響を網羅することまでサポート要件の要求するところではない。当業者であれば、本件特許の特許請求の範囲と明細書の記載とを対比し、上記課題の解決に資する発明として本件発明が記載されていると認識できるものと解される。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-92685.pdf

東京地判令和５年(ワ)70102【半発酵茶葉】＜中島＞

Ameblo 元投稿日：2024-07-24

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12861103242.html

HP: https://www.takaishihideki.com/single-post/ameblo-12861103242-ja

英語版: https://www.takaishihideki.com/single-post/ameblo-12861103242-en

東京地判令和５年(ワ)70102【半発酵茶葉】＜中島＞

「茎が取り除かれた」のクレーム文言解釈

⇒実施例は全て茎を含まず、茎を含む示唆もない

⇒「茎を含まない」と解釈される

⇒非充足

※実施例限定論はダメだが、『全ての実施例に共通する事項』は、発明の技術的範囲論において、多くの裁判例で考慮されている!!

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-92608.pdf

東京地判令和２年(ワ)25891＜柴田＞ ＝知財高判令和５年(ネ)10015 【…フィルタ付シガレット】

Ameblo 元投稿日：2024-07-25

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12861255190.html

HP: https://www.takaishihideki.com/single-post/ameblo-12861255190-ja

英語版: https://www.takaishihideki.com/single-post/ameblo-12861255190-en

東京地判令和２年(ワ)25891＜柴田＞

＝知財高判令和５年(ネ)10015＜清水響＞

【…フィルタ付シガレット】

*特許請求の範囲で構成要件Ｉの直前に改行があること、「前記」の文言の有無によりクレーム文言解釈。

⇒主流煙がマウス端に至るまで煙変性剤に実質的に接触しないことを意味する。

⇒非充足

（判旨抜粋）

構成要件Ｉには、「主流煙は、煙変性剤に実質的に接触することなく通過する」と規定されている。主流煙が接触しない「煙変性剤」のシガレット上の位置については、特許請求の範囲では、構成要件Ｉの「主流煙は、煙変性剤に実質的に接触することなく通過する」の直前で改行されて構成要件ＡからＨまでの記載内容と区切られている。また、構成要件Ｉの「煙変性剤」について、「前記煙変性剤」とするなど対象となる煙変性剤を他の構成要件で記載された構成に限定する記載もない。そうすると、特許請求の範囲の記載は、構成要件ＡからＨまでの構成及び構成要件Ｉの構成がそれぞれ「シガレット」（構成要件Ｊ）の構成を説明していると理解できるものであって、「主流煙は、煙変性剤に実質的に接触することなく通過する」との構成要件Ｉの記載は、特許請求の範囲の記載上、本件発明のシガレットについて、タバコロッドで発生した主流煙が、マウス端に至るまでの間、煙変性剤に実質的に接触しないことを意味すると理解することができるものである。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-92233.pdf

東京地判令和２年(ワ)25892【喫煙物品】＜柴田＞

Ameblo 元投稿日：2024-07-26

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12861321032.html

HP: https://www.takaishihideki.com/single-post/ameblo-12861321032-ja

英語版: https://www.takaishihideki.com/single-post/ameblo-12861321032-en

東京地判令和２年(ワ)25892【喫煙物品】＜柴田＞

広辞苑から、「篏合端部」は「一定の形状を有するもので、二つの嵌合端部は、それぞれが相補形状を有して、その形状によって互いにほとんど隙間なくはまり合うものをいう」と解され、明細書中の全ての開示も整合する。

⇒非充足

（判旨抜粋）

広辞苑（第７版）の…語句の一般的な意義からすると、「篏合端部」は、一定の形状を有するもので、二つの嵌合端部は、それぞれが相補形状を有して、その形状によって互いにほとんど隙間なくはまり合うものをいうと解される。…

本件明細書には、カートリッジの嵌合端部と制御ハウジングの嵌合端部（受容端部）が嵌合すると記載され、その実施形態として、カートリッジが制御ハウジングの受容チャンバーに挿入されることで、相補形状を有するといえる、…これは、上記の「嵌合」についての一般的な意義に沿ったものである。他方、本件明細書…等にも記載があるが、カートリッジの嵌合端部の端面に接触又は近接するのみで、それを制御ハウジングの「受容端部」とする記載はないし、上記…の一般的な意義と異なる意味で「嵌合」が使われていることを示唆する記載もない。…

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-92563.pdf

知財高判令和４年(ネ)10113【コンプレッションサポーター】＜宮坂＞

Ameblo 元投稿日：2024-07-27

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12861494440.html

HP: https://www.takaishihideki.com/single-post/ameblo-12861494440-ja

英語版: https://www.takaishihideki.com/single-post/ameblo-12861494440-en

知財高判令和４年(ネ)10113【コンプレッションサポーター】＜宮坂＞

原審・東京地判令和３年(ワ)11507 と異なり、

「樹脂より成る」とのクレーム文言は、明細書の記載、一般常識によれば「合成樹脂」であると解され、「合成繊維」であると解することはできないとした。

⇒非充足。均等論も×

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-92458.pdf

知財高判令和４年(ネ)10107【…電気プローブユニット】＜本多＞

Ameblo 元投稿日：2024-07-29

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12861677436.html

HP: https://www.takaishihideki.com/single-post/ameblo-12861677436-ja

英語版: https://www.takaishihideki.com/single-post/ameblo-12861677436-en

知財高判令和４年(ネ)10107【…電気プローブユニット】＜本多＞

特許権者は、「摺動」とは、一瞬も離れずに接触した状態で動くことまで意味しないと主張したが、発明の意義から、連続して一対のプランジャの一方と接触して電気的に導通可能である必要があるとして排斥した。

⇒非充足

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-92119.pdf

東京地判令和４年(ワ)2049【包装容器】＜杉浦＞

Ameblo 元投稿日：2024-07-29

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12861679761.html

HP: https://www.takaishihideki.com/single-post/ameblo-12861679761-ja

英語版: https://www.takaishihideki.com/single-post/ameblo-12861679761-en

東京地判令和４年(ワ)2049【包装容器】＜杉浦＞

*辞書的意味+明細書の記載から「前記底部を形成する底面片」は筒状の包装容器の下側を塞ぐ部材を意味すると限定的に解釈された。

原告は底部の形状保持機能を考慮すべきと主張したが、明細書に記載なしとして斥けられた。

⇒非充足

（判旨抜粋）

「底部」とは「底」となる部分を意味するところ、「底」とは、「①凹んだものや容器の下の所。」、「②物体の下面。底面。また、集積したものの下層部。」等の意味を有する（乙１）。そうすると、本件発明１における「底部」は、「包装容器」の筒状部分が開口部と共に有するものであり、筒状の構造部分の「下の所」すなわち底に当たる部分を意味するものと理解される。また、筒状の構造部分が「容器」（物を入れるうつわ。入れ物）として機能するものである以上、その「底部」は、筒状の包装容器の下側を塞いでいる部分を指すものと理解される。…

本件明細書の記載からも、「底部」は、包装容器の筒状部分である包囲部の下端にあって、上端の開口部と共に包装容器を構成するものであり、容器として機能する筒状の構造部分の底に当たる部分であって、筒状の包装容器の下側を塞いでいる部分を指すものと理解される。また、「底面片」は、このような「底部」を形成するものであり、包装容器を容器として形成した状態において、筒状の包装容器の下側を塞ぐ部材を意味するものと理解される。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-92237.pdf

大阪地判平成 30 年(ワ)10590【下肢用衣料】

Ameblo 元投稿日：2024-07-30

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12861801098.html

HP: https://www.takaishihideki.com/single-post/ameblo-12861801098-ja

英語版: https://www.takaishihideki.com/single-post/ameblo-12861801098-en

大阪地判平成 30 年(ワ)10590【下肢用衣料】

*「付近」の解釈～明細書の記載及び技術常識から、一定の広がりが認められた。

「腸骨棘点付近」とは、上前腸骨棘を中心としつつ、下前腸骨棘付近をも含み、下前腸骨棘付近から外れた大転子の最も外側の点付近は含まない…。

⇒充足

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-91987.pdf

【特許行政年次報告書 2024 年版】 特許の『分割出願』急増!! ⇒出願数 30 万件回復!!

Ameblo 元投稿日：2024-07-31

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12861922914.html

HP: https://www.takaishihideki.com/single-post/ameblo-12861922914-ja

英語版: https://www.takaishihideki.com/single-post/ameblo-12861922914-en

【特許行政年次報告書 2024 年版】

特許の『分割出願』急増!!

これはバブルではない。実体経済。

⇒出願数 30 万件回復!!

2014 年-27878 件

2015 年-28242 件

2016 年-29717 件

2017 年-27535 件

2018 年-27267 件

2019 年-27665 件

2020 年-26827 件

2021 年-29319 件

2022 年-33528 件

2023 年-37279 件

https://www.e-stat.go.jp/stat-search/file-download?fileKind=2&statInfId=000040196634

1-1-17図【JPOにおける特許出願構造】



(備考)・国別内訳は筆頭出願人の国籍でカウントしている。
(資料)・第2部第2章4.（1）を基に特許庁作成。

1-1-18図【USPTOにおける特許出願構造】



(備考)・Utility Patentが対象。
・国別内訳は下記資料の定義に従っている。
(資料)・USPTOウェブサイト（2014年～2020年）及びUSPTO提供資料（2021年～2023年暫定値）を基に特許庁作成。

1-1-19図【EPOにおける特許出願構造】



(備考)・EPC加盟国は各年末における加盟国。
・国別内訳は下記資料の定義に従っている。
(資料)・EPOウェブサイト　Patent Index 2023及びEPO提供資料（2023年暫定値）を基に特許庁作成。

1-1-20図【CNIPAにおける特許出願構造】



(備考)・国別内訳は下記資料の定義に従っている。
・2023年のデータは未公表。
(資料)・CNIPA Annual Reportを基に特許庁作成。

1-1-21図【KIPOにおける特許出願構造】



(1)出願

	出願種別	2014年		2015年		2016年		2017年		2018年	
特許	通常出願	〈3,922〉 (49,069)	298,008	〈4,188〉 (49,027)	290,388	〈4,875〉 (48,143)	288,560	〈5,034〉 (48,388)	290,841	〈4,944〉 (50,415)	286,207
	うち延長登録出願		301		376		459		451		539
	分割出願	〈4,598〉 (10,953)	27,878	〈4,744〉 (10,660)	28,242	〈4,460〉 (9,987)	29,717	〈4,804〉 (9,790)	27,535	〈4,806〉 (9,513)	27,267
	変更出願	(8)	103	〈2〉 (7)	91	(7)	104	(11)	105	(5)	93
	計	〈8,520〉 (60,030)	325,989	〈8,934〉 (59,694)	318,721	〈9,335〉 (58,137)	318,381	〈9,838〉 (58,189)	318,481	〈9,750〉 (59,933)	313,567
実用新案	通常出願	(1,581)	6,712	(1,570)	6,532	(1,465)	6,141	(1,440)	5,748	(1,510)	5,081
	分割出願	(0)	3	(8)	13	(1)	1	(2)	2	(4)	7
	変更出願	(85)	380	(69)	315	(86)	338	(86)	356	(64)	300
	計	(1,666)	7,095	(1,647)	6,860	(1,552)	6,480	(1,528)	6,106	(1,578)	5,388
意匠	通常出願	(4,376)	27,815	(4,658)	27,760	(6,015)	28,616	(6,864)	29,524	(7,193)	28,777
	秘密出願	(198)	1,427	(177)	1,657	(95)	1,841	(195)	1,801	(177)	1,855
	分割出願	(290)	337	(258)	297	(218)	258	(449)	482	(574)	602
	変更出願	(6)	147	(5)	185	(5)	152	(1)	123	(9)	167
	却下後の新出願	(0)	12	(1)	4	(3)	12	(20)	31	(0)	5
	一括手続きによる出願	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
	計	(4,870)	29,738	(5,099)	29,903	(6,336)	30,879	(7,529)	31,961	(7,953)	31,406
商標	通常出願	(24,257)	122,015	(29,224)	137,533	(28,390)	142,689	(35,979)	164,996	(39,090)	174,431
	防護標章	(7)	64	(3)	34	(4)	32	(3)	32	(2)	40
	分割出願	(97)	1,921	(74)	9,470	(103)	18,729	(141)	25,314	(110)	9,486
	却下後の新出願	(0)	14	(0)	6	(1)	11	(1)	14	(1)	11
	防護更新	(28)	420	(22)	228	(24)	396	(35)	577	(6)	513
	変更出願	(0)	1	(0)	1	(0)	0	(0)	1	(0)	2
	重複更新	(0)	7	(0)	11	(0)	2	(0)	5	(0)	0
	計	(24,389)	124,442	(29,323)	147,283	(28,522)	161,859	(36,159)	190,939	(39,209)	184,483

	出願種別	2019年		2020年		2021年		2022年		2023年	
特許	通常出願	〈4,928〉 (52,708)	280,212	〈4,372〉 (51,892)	261,586	〈4,802〉 (56,021)	259,815	〈4,733〉 (57,991)	255,955	〈4,524〉 (56,385)	262,808
	うち延長登録出願		737		725		798		675		503
	分割出願	〈5,077〉 (9,680)	27,665	〈5,023〉 (9,227)	26,827	〈5,873〉 (10,722)	29,319	〈7,352〉 (12,721)	33,528	〈8,813〉 (14,807)	37,279
	変更出願	(6)	92	〈1〉 (5)	59	(5)	66	(5)	47	(5)	46
	計	〈10,005〉 (62,394)	307,969	〈9,396〉 (61,124)	288,472	〈10,675〉 (66,748)	289,200	〈12,085〉 (70,717)	289,530	〈13,337〉 (71,197)	300,133
実用新案	通常出願	(1,259)	4,902	(1,575)	5,724	(1,412)	4,919	(1,475)	4,217	(2,013)	4,664
	分割出願	(11)	13	(4)	5	(1)	3	(2)	2	(4)	5
	変更出願	(92)	326	(62)	289	(64)	317	(72)	294	(64)	280
	計	(1,362)	5,241	(1,641)	6,018	(1,477)	5,239	(1,549)	4,513	(2,081)	4,949
意匠	通常出願	(7,587)	28,508	(8,318)	29,324	(9,155)	29,454	(8,515)	28,257	(9,479)	28,255
	秘密出願	(313)	2,040	(327)	1,624	(177)	1,583	(350)	1,803	(243)	2,041
	分割出願	(717)	758	(691)	717	(561)	614	(755)	784	(568)	609
	変更出願	(4)	171	(4)	123	(1)	162	(1)	143	(5)	148
	却下後の新出願	(1)	12	(0)	10	(4)	14	(0)	5	(0)	4
	一括手続きによる出願	–	–	–	–	(549)	(698)	(611)	719	(635)	690
	計	(8,622)	31,489	(9,340)	31,798	(10,447)	32,525	(10,232)	31,711	(10,930)	31,747
商標	通常出願	(41,750)	189,704	(45,564)	180,041	(51,478)	183,669	(44,742)	169,148	(41,694)	162,902
	防護標章	(1)	44	(4)	29	(0)	20	(1)	24	(0)	17
	分割出願	(101)	725	(111)	772	(127)	749	(124)	850	(120)	902
	却下後の新出願	(0)	6	(1)	9	(0)	9	(0)	11	(0)	4
	防護更新	(8)	294	(16)	219	(17)	183	(43)	240	(34)	235
	変更出願	(0)	0	(1)	2	(0)	1	(1)	2	(0)	1
	重複更新	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0
	計	(41,860)	190,773	(45,697)	181,072	(51,622)	184,631	(44,911)	170,275	(41,848)	164,061

【パブリシティ権】東京地判令和５年(ワ)3171＜中島＞

Ameblo 元投稿日：2024-08-01

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12862040369.html

HP: https://www.takaishihideki.com/single-post/ameblo-12862040369-ja

英語版: https://www.takaishihideki.com/single-post/ameblo-12862040369-en

【パブリシティ権】東京地判令和５年(ワ)3171＜中島＞

所属タレントを紹介するHPで、所属する事実を示し、人物情報を補足するために、本件写真を使用した。

⇒商品等として使用されず、商品等の差別化を図るものでもなく、商品等の広告としての使用でもない。

⇒パブリシティ権侵害なし

先行事件で、専属契約を解除されたタレントが地位確認を争っており、タレント敗訴判決が確定するまで、事務所が写真を掲載していた。

⇒少なくとも、精神的苦痛が社会通念上受忍すべき限度を超えることを裏付ける的確な証拠はなく、肖像権侵害の主張も採用されない。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-92649.pdf

知財高判令和２年(行ケ)10033【油組成物からの好ましくない成分の除去】＜鶴岡＞

Ameblo 元投稿日：2024-08-03

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12862350584.html

HP: https://www.takaishihideki.com/single-post/ameblo-12862350584-ja

英語版: https://www.takaishihideki.com/single-post/ameblo-12862350584-en

知財高判令和２年(行ケ)10033【油組成物からの好ましくない成分の除去】＜鶴岡＞

*周知の脱ガム処理又は水洗は、本件発明７のステップ（ｂ）と同様に親水性不純物を除去でき、甲２発明への適用が動機付けられるとされた。

⇒本件発明７の相違点に係る構成は容易想到（本件発明１０も同様）

「本件発明7…は…不純物の少なくとも一部を油から分離させて除去し得る点において…水性流体…処理と異なるところはない」

（判旨抜粋）

本件優先日当時，油の精製において…アルカリ精製による脱酸処理の前に脱ガム処理を経ること，一般的な脱ガム処理の方法の１つとして，水や水蒸気等の水性流体を油組成物と接触させ，水和したガム質を含む親水性の不純物を油から分離して除去する方法があったことは，いずれも周知の技術であったと認められる。また，…本件優先日当時，蒸留（物理的精製）による脱酸処理の前に脱ガム処理又は水洗の処理を経ることは，周知であったと認められる上，…水や水蒸気等の水性流体を油組成物と接触させた後に分離する処理によってタンパク質性化合物が除去されることも，周知であったと認められる。…そうすると，本件発明７のステップ（ｂ）は，タンパク質性化合物を含む親水性の不純物の少なくとも一部を油から分離させて除去し得る点において，上記の水や水蒸気等の水性流体を用いた脱ガム処理又は水洗の処理と異なるところはないというべきである。…

甲２文献においては，油をストリッピング工程の前に前処理してもよいと記載されている…。…そして，…ストリッピング処理を行う前に水や水蒸気等の水性流体を用いた脱ガム処理又は水洗の処理を経ることが周知であったことからすれば，甲２発明のストリッピング処理の前に，水や水蒸気等の水性流体を用いた脱ガム処理又は水洗の処理を行い，親水性の不純物の少なくとも一部を油から分離させて除去することを，当業者は当然に動機付けられるものといえる。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-90471.pdf

【商標】大阪地判令和２年(ワ)7918＜武宮＞

Ameblo 元投稿日：2024-08-03

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12862350768.html

HP: https://www.takaishihideki.com/single-post/ameblo-12862350768-ja

英語版: https://www.takaishihideki.com/single-post/ameblo-12862350768-en

【商標】大阪地判令和２年(ワ)7918＜武宮＞

出願経過で３条１項３号の拒絶理由通知書を受けて除外したロボットと同一又は類似するものに対する侵害主張は、禁反言により許されない。

本件態様では、需要者は被告標章を「ロボット」「店舗」の意味に理解しない。

⇒26 条１項２号非該当

https://bran-design.jp/topics/case/2564/

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-92597.pdf

【米国】スキニーラベルと「誘引侵害」 2024.06<CAFC>Amarin v. Hikma

Ameblo 元投稿日：2024-08-04

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12862421999.html

HP: https://www.takaishihideki.com/single-post/ameblo-12862421999-ja

英語版: https://www.takaishihideki.com/single-post/ameblo-12862421999-en

【米国】スキニーラベルと「誘引侵害」2024.06<CAFC>Amarin v. Hikma

Motion to dismiss を認めた地裁判決を取消し ⇒ 地裁での審理継続へ

ジェネリック医薬品のスキニーラベルと「誘引侵害」。ＣＶ（心血管）適応をカーブアウトして承認を得たため、ラベルにＣＶ適応の明示的記載がない医薬品でも、非侵害用途と侵害用途の両方を含み得る表示・宣伝が問題となる。本件では、以下のラベル、声明及び宣伝に関する原告の主張を全体として検討し、誘引侵害の請求をもっともらしいものとして訴訟を継続させるに足りると判断した。

<1>ラベル中の「臨床試験」のセクションに記載されている患者群が、特許のＣＶ適応の対象患者群と重複すると原告が主張した。

<2>被告はプレスリリースで先発品ＶＡＳＣＥＰＡの売上高を宣伝しており、原告は、被告がその売上の大部分はＣＶ適応によると認識していたと主張した。

<3>被告は「高トリグリセリド血症（Hypertriglyceridemia）」という幅広いカテゴリーで宣伝していたと原告が主張した。

https://openlegalcommunity.com/amarin-v-hikma-generic-drug-skinny-label-new-inducement-infringement-risk/

【外国/論稿】EPO 拡大審判部の審決(G2/21)と当該審決を踏まえた実務上の提案（ペーター・ヘッヒャール／佐伯奈美、知財管理 Vol.74 No.4 2024）

Ameblo 元投稿日：2024-08-06

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12862658119.html

HP: https://www.takaishihideki.com/single-post/ameblo-12862658119-ja

英語版: https://www.takaishihideki.com/single-post/ameblo-12862658119-en

【外国/論稿】EPO 拡大審判部の審決(G2/21)と当該審決を踏まえた実務上の提案（ペーター・ヘッヒャール／佐伯奈美、知財管理 Vol.74 No.4 2024）

① 技術的効果を裏付ける証拠は、出願日前に公衆に利用可能でなく、かつ出願日後に提出されたという理由だけで排斥できない。

② 当業者が、技術常識に照らし、当初出願から、その効果が技術的教示に包含され、かつ当初開示された同じ発明によって具体化されると理解できる場合、その技術的効果に依拠できる。

https://www.jipa.or.jp/official-publication/intellectual-property-management-journal/backnumber/mokuji2404

知財高判令和３年(行ケ)10091＜本多＞粘着テープ事件

Ameblo 元投稿日：2024-08-06

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12862674976.html

HP: https://www.takaishihideki.com/single-post/ameblo-12862674976-ja

英語版: https://www.takaishihideki.com/single-post/ameblo-12862674976-en

知財高判令和３年(行ケ)10091＜本多＞粘着テープ事件

４つのパラメータの技術的意義が明細書に記載（実験データ）不十分

⇒進歩性×

発明の課題解決と、クレームアップされたパラメータとが相関していると、技術的意義が認められる方向性。（1 対 1 対応なら最強!!）

https://www.youtube.com/watch?v=oiVwi2Iiy6w

知財高判平成 30 年(ネ)10043【第IX因子/第IX a 因子の抗体および抗体誘導体】＜森＞

Ameblo 元投稿日：2024-08-07

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12862768595.html

HP: https://www.takaishihideki.com/single-post/ameblo-12862768595-ja

英語版: https://www.takaishihideki.com/single-post/ameblo-12862768595-en

知財高判平成 30 年(ネ)10043【第IX因子/第IX a 因子の抗体および抗体誘導体】＜森＞

*一部の測定値が発明の数値範囲に属しても非充足とした。

機能的クレーム

⇒数値範囲で発明特定

⇒「バイオシミラー…と先発医薬品との同一性を担保することが困難とされていること」等が理由とされた。

（判旨抜粋）

本件明細書の…記載に加え，…本件各発明の請求項の記載を考慮すると，当業者は，本件各発明の範囲に含まれる抗体又はその誘導体は，複数の評価方法のうち，色素形成アッセイ（ＦＶＩＩＩアッセイ）を実施した場合には，少なくとも３のバックグラウンドの対測定値の比（ネガティブコントロールとの比）を示すものが本件各発明の抗体及び抗体誘導体であると理解すると認められるから，「凝血促進活性を増大させる」とは，色素形成アッセイを実施した場合には，ネガティブコントロールとの比が３を超えることを意味すると認めるのが相当である。…

一般に，バイオ医薬品においては，バイオ医薬品の複雑な分子構造と特有な製造プロセスのため，バイオシミラー（バイオ後続品。既に認可された先発バイオ医薬品と，直接あるいは一対一比較により品質特性，有効性，安全性の観点から類似性を示すことにより先発品と類似した製品）と先発医薬品との同一性を担保することが困難とされていることが認められることも併せて考慮すると，一部に値が３を上回っているものがあるとしても，多くの場合において，値が３を下回っている前記実験結果に基づき，被控訴人製品が本件各発明の技術的範囲に属すると認めることはできない。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-88994.pdf

東京地判令和３年(ワ)10171【折り畳み式テーブル】＜國分＞

Ameblo 元投稿日：2024-08-08

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12862892981.html

HP: https://www.takaishihideki.com/single-post/ameblo-12862892981-ja

英語版: https://www.takaishihideki.com/single-post/ameblo-12862892981-en

東京地判令和３年(ワ)10171【折り畳み式テーブル】＜國分＞

*「離間付勢手段」について、明細書中の対応部分においても、「２つの脚部材を相互に離間するための」付勢手段であるとされている以上の限定はされていない。

⇒機能的クレームであることを理由に、明細書開示の構造又はその均等物に限定するという被告の主張は採用されなかった。

⇒文言充足

（判旨抜粋）

…「離間付勢手段」は、上記の構成要件Ｃの記載から、「天板下面」に配置され、「天板部材が回動する軸線を挟んで対向する位置にある」「２つの脚部材」を「相互に離間する」方向に付勢できる手段を意味すると認められる。…

この点に関し、被告は、構成要件Ｃは、いわゆる機能的クレームであるから、その技術的範囲は、本件明細書に開示されているものと同一構造のもの又はその均等物に限られると主張する。しかし、「離間付勢手段」について、特許請求の範囲において被告が主張するような限定はされていないし、構成要件Ｃに対応すると解される本件明細書の記載部分においても、「２つの脚部材を相互に離間するための」付勢手段であるとされている（【０００９】）以上に何らの限定もされていない。したがって、被告の上記主張を採用することはできない。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-92520.pdf

【契約/特許保証】知財高判令和５年(ネ)10064＜本多＞

Ameblo 元投稿日：2024-08-11

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12863239646.html

HP: https://www.takaishihideki.com/single-post/ameblo-12863239646-ja

英語版: https://www.takaishihideki.com/single-post/ameblo-12863239646-en

【契約/特許保証】知財高判令和５年(ネ)10064＜本多＞

「抵触した場合には…の負担と責任」

⇒求めに応じて、技術的知見等を提供し、情報不足で敗訴し、交渉上不利にならないように協力する積極的な義務も規定している!!

*もっとも、第三者からの解決案に応じる義務なし

⇒義務違反なし

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-92496.pdf

【不競法】知財高判令和５年(ネ)10012＜東海林＞

Ameblo 元投稿日：2024-08-11

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12863239752.html

HP: https://www.takaishihideki.com/single-post/ameblo-12863239752-ja

英語版: https://www.takaishihideki.com/single-post/ameblo-12863239752-en

【不競法】知財高判令和５年(ネ)10012＜東海林＞

アストラゼネカの気管支喘息用の吸入器の形態

⇒「商品等表示」非該当は仕方ない

医療用医薬品の主たる需要者が医師及び薬剤師であり、患者は従たる需要者であるとして「混同のおそれ」が否定されており、一刀両断。（同旨判決多数）

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-92524.pdf

知財高判令和４年(行ケ)10113【表示装置】＜宮坂＞

Ameblo 元投稿日：2024-08-12

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12863426221.html

HP: https://www.takaishihideki.com/single-post/ameblo-12863426221-ja

英語版: https://www.takaishihideki.com/single-post/ameblo-12863426221-en

知財高判令和４年(行ケ)10113【表示装置】＜宮坂＞

「最低輝度の維持制御技術と照度輝度比例構成とは、技術思想としては両立・並存する…阻害要因になるものではない」

⇒進歩性×（拒絶審決維持）

進歩性における『阻害要因』の主張に対しては、「両立・並存する」という反論が有効!!

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-92545.pdf

【商標】知財高判令和５年(行ケ)10095＜宮坂＞ ※エルメスのオレンジボックス～商標法３条２項不該当

Ameblo 元投稿日：2024-08-13

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12863479337.html

HP: https://www.takaishihideki.com/single-post/ameblo-12863479337-ja

英語版: https://www.takaishihideki.com/single-post/ameblo-12863479337-en

【商標】知財高判令和５年(行ケ)10095＜宮坂＞ ※エルメスのオレンジボックス～商標法３条２項不該当

箱全体の橙色とその上部周囲の茶色の組合せのみからなる包装箱（通称オレンジボックス）の商標（エルメス）

⇒指定商品・役務が『革用クリーム、時計、キーホルダー、紙製箱等、文房具類、日記帳、写真立て、リュックサッ ク、カード入れ、傘』等の安価な日用品を含むから、需要者は広く消費者一般を基準とする。

⇒商標法３条２項不該当（使用及び宣伝広告による自他商品・役務識別力否定）

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-92909.pdf

https://www.nakapat.gr.jp/ja/legal_updates_jp/【商標法★】箱全体の橙色（ｒｇｂの組合せ：ｒ/

【商標】知財高判令和５年(行ケ)10079＜清水響＞「地球グミ」事件　⇒商標法４条１項10号違反

Ameblo 元投稿日：2024-08-14

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12863603716.html

HP: https://www.takaishihideki.com/single-post/ameblo-12863603716-ja

英語版: https://www.takaishihideki.com/single-post/ameblo-12863603716-en

【商標】知財高判令和５年(行ケ)10079＜清水響＞「地球グミ」事件

査定日までに、「地球グミ」の語が、他者の商品である「Planet　Gummi」等を表示するものとして、需要者である若者を始めとするグミキャンディの消費者の間に広く認識されていた。

⇒商標法４条１項10号違反（維持審決取消）

https://www.nakapat.gr.jp/ja/legal_updates_jp/【商標法★】指定商品「グミキャンディ」（第３/

【商標】知財高判令和５年(行ケ)10067＜本多＞⇒登録商標のうち「O!Oi」部分を、引用商標と比較した

Ameblo 元投稿日：2024-08-15

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12863713938.html

HP: https://www.takaishihideki.com/single-post/ameblo-12863713938-ja

英語版: https://www.takaishihideki.com/single-post/ameblo-12863713938-en

【商標】知財高判令和５年(行ケ)10067＜本多＞　結合商標の分離・要部観察

⇒登録商標のうち「O!Oi」部分を、引用商標と比較して、類似（商標法４条１項11号）と判断した。（維持審決取消）

登録商標「5252byO!Oi」（個人）

引用商標「OIOI」（丸井）

登録商標



引用商標



（判旨抜粋）

本件商標は、前記第２の１(1)のとおり、『５２５２ｂｙＯ！Ｏｉ』の数字、欧文字及び感嘆符を黒色のゴシック体にて同じ大きさ、等しい間隔で一連に横書きしてなるものである。もっとも、このうち『ｂｙ』という語は、一般に『ｂｙ〇〇〇』との用法により『商品や役務の出所が〇〇〇』であることを表す英語の前置詞として我が国において広く用いられ、親しまれていることや、『ｂｙ』が小文字で書されていることからすると、本件商標は、全体として、『ｂｙ』の後の『Ｏ！Ｏｉ』の部分を、独立して、見る者の注意を引くように構成されているといい得るものである。また、本件商標のうち『５２５２』の部分は単に数字を羅列するものであって格別の識別力を有しないのに対し、『Ｏ！Ｏｉ』の部分は、欧文字を用いながらも辞書等に載録される語ではない上、『オーオイ』又は『オーオーアイ』との称呼を生じ得るものではあるが、感嘆符を用いていることからその称呼も一様に定まるものではなく、丸と縦線とが交互に用いられている点において視覚的に際立った印象を与え、造語とも図形とも理解できる特徴的なものといえる。これらに加えて、上記のとおり、『商品や役務の出所が〇〇〇』であることを示すものとして『ｂｙ〇〇〇』との用法が広く用いられ、親しまれていることからすると、『ｂｙ』の後に配された『Ｏ！Ｏｉ』の部分は、本件商標の構成の中で

も、出所識別標識として強く支配的な印象を与えるというべきである。そうすると、『Ｏ！Ｏｉ』の部分は、本件商標の一部分ではあるものの、商標全体の出所識別標識としての機能を果たしていると認められるから、この部分を本件商標の要部として抽出し、この部分（以下『本件要部』という。）だけを他人の商標と比較して商標の類否を判断することが許されるというべきである。

本件要部からは特段の観念を生じないのに対して、引用商標３からは『マルイのロゴマーク』との観念を生じるので、両者の観念は同一とはいい難い。

次に、本件要部からは『オーオイ』『オーオーアイ』の称呼を生じ得るのに対し、引用商標３からは『オーアイオーアイ』『オイオイ』及び『マルイ』の称呼を生じ得るところ、本件要部に『！』が含まれていることの関係で厳密には称呼が異なるものの、多くの音を共通にしており、相応に類似しているというべきである。

また、両者の外観についてみると、本件要部及び引用商標３は、いずれもゴシック体にて四つの文字又は記号を書してなり、１字目と３字目はいずれも『Ｏ』で共通している。２字目は『！』と『Ｉ』、４字目は『ｉ』と『Ｉ』と異なる文字又は記号が使用されているが、いずれも１本の縦線又は１本の縦線とその延長線上にある点により構成される点において形状が類似している。加えて、各文字の字間を含めた配列も近似している。そうすると、両者の外観は、子細にみると異なる部分はあるが、時と場所とを異にする隔離的観察の下では、互いに相紛らわしいというべきである。

以上に加え、本件商標及び引用商標の各指定商品は、いずれもファッション・アパレル関連商品や一般消費者が身に付ける物であるから、その取引者、需要者には一般消費者が含まれるところ、本件要部からは特段の観念を生じず、本件要部及び引用商標３から生じ得る称呼は同一ではないが相応に類似している上、いずれも単一の確たる称呼が生じるといい難いことから、取引者、需要者にとってみれば称呼が出所識別標識として決め手とはなりにくいとうかがわれること、一般消費者は、アパレル・ファッションや身に付ける物の出所につき、主として対象商品やロゴマークの外観等に注目するとみられること等も総合すると、上記のとおり、引用商標３との関係で、称呼について相応に類似し、外観において互いに相紛らわしい本件要部を持つ本件商標は、その構成全体が引用商標３と同一ではないことを考慮しても、両商標が本件商標の各指定商品に使用された場合には、取引者、需要者が両者の出所を見誤る可能性は否定できず、その商品の出所において誤認混同が生じるおそれがあるものと認められる。

したがって、本件商標は、取引者、需要者に与える印象、記憶、連想等を総合し、その商品に係る取引の実情を踏まえて全体的に考察すると、引用商標３に類似する商標と認められる。

https://www.nakapat.gr.jp/ja/legal_updates_jp/【商標法★】結合商標の分離・要部観察により下/

【商標】知財高判令和５年(ネ)10011「バレナイ二重」事件＜清水響＞　⇒控訴審は非類似、原審は商標的使用でないと判断

Ameblo 元投稿日：2024-08-16

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12863825783.html

HP: https://www.takaishihideki.com/single-post/ameblo-12863825783-ja

英語版: https://www.takaishihideki.com/single-post/ameblo-12863825783-en

【商標】知財高判令和５年(ネ)10011「バレナイ二重」事件＜清水響＞

原告商標（２段書き）

「バレない

　ふたえ」

被告標章（２段書き）

「バレナイ

　二重」

⇒控訴審は非類似を理由に控訴棄却。原審は、商標的使用でないこと（商標法 26 条１項６号）を理由に請求棄却。

⇒原告の請求棄却という結論が維持された。

被告標章１及び２



原告商標２



（判旨抜粋）

＜類否＞

本件商標及び被告標章が商品の出所識別標識としての機能を果たすとしても、『バレないふたえ』及び『バレナイ二重』という表現そのものは、本件化粧品の品質及び効能に関するありふれた表現であるから、当該表現による出所識別機能は、かなり限定的なものであるといわざるを得ない。…

加えて、……本件商標及び被告標章の使用態様も併せ考慮すると、本件化粧品に係る需要者は、一般に、商品又はその包装等において、商品の出所を識別し得る外形的な表示（視認することのできる文字、模様、色彩等）の具体的態様に従って、商品（本件化粧品）の出所を識別しているものと認めるのが相当である。

このような「取引の実情に照らすと、本件商標と被告標章の類否の判断においては、商品（本件化粧品）又はその包装等において具体的にされている出所識別標識の外形的な表示の態様、すなわち当該出所識別標識（商標）の外観の異同が、それらの称呼及び観念の異同と比べ、より需要者に対し強く支配的な印象を与えるものとして相対的に重要になるものと解される。」

そして、「本件商標と被告標章は、これらから生じる称呼及び観念をいずれも同一にする一方、これらの外観は、看者である本件化粧品の需要者にとって相紛らわしくない程度に相違するところ、前記アにおいて説示したところも踏まえ、これらの事情を総合して全体的に考察すると、本件商標と被告標章については、これらが同一の商品（本件化粧品）について使用された場合であっても、商品の出所につき誤認混同を生ずるおそれがあると認めることはできないから、少なくとも本件化粧品に使用される限りにおいては、被告標章は、本件商標に類似するとはいえないと評価するのが相当である。」

＜商標法 26 条 1 項 6 号（一審判決の引用）＞

(1)　証拠（掲記したもの）及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。　　ア　「ばれない」、「バレない」、「バレナイ」の用例等　(ｱ)　「ばれない」との語は、「ばれる」という動詞に「ない」という打消しの助動詞が付されて成る語である。「ばれる」の語意は、秘密・嘘・悪事が露顕することであるから、「ばれない」とは、秘密等が露顕しないという意味となる。また、「ばれない」、「バレない」及び「バレナイ」は、平仮名のみ、平仮名とカタカナの組合せ又はカタカナのみである点で表記としては異なるものの、そのいずれであるかにより意味合いが異なるものではない。　(ｲ)　インターネット検索の結果によれば、二重瞼を形成する美容施術や二重瞼形成用化粧品等の宣伝広告として、「作った二重だなんてバレない」、「バレにくい二重」、「バレない自然な二重まぶたに！？」、「絶対バレない！自然な二重まぶたの作り方」、「バレないコツ」、「本気でバレない二重の作り方」、「バレないふたえまぶた」「バレない・腫れない二重整形」といった表現が使用されていることが認められる（甲 16、乙 2～5）。また、「【専門家監修】アイプチのおすすめ人気ランキング 15 選【学生向けやバレないものも！】」と題して二重瞼形成用化粧品等をランキング形式で紹介するウェブページ（丙 3）においても、「アイプチでは周りの人にバレてしまうのが心配な方も多いはずです。」、「使っていることがバレないようにしたいですよね！バレにくさを重視するなら、ファイバーや皮膜式のアイプチがおすすめです。」といった記載がされている。さらに、原告商品及び被告商品以外の二重瞼整形用化粧品等において、商品の説明として、「バレない整形級ふたえ」（丙 1-1）、「バレない！テカらない！」（丙 1-2・3）、「目をつぶってもバレない！」（丙 1-4）、「閉じてもバレにくい！」（丙 1-5）、「極細繊維ファイバーでバレないふたえ成

形」（丙 1-6）、「バレない！！整形メイク」（丙 1-7）といった表現が見受けられる。加えて、二重瞼形成用化粧品等以外にも、鼻筋整形用の化粧品の説明として「バレない！カンタン！自然な仕上がり！」との表現が（丙 2-1）、つけ爪（ネイルチップ）の説明として「バレないつけ爪」との表現が（丙 2-2・3）、頬の美容整形施術の説明として「バレないリフト」との表現（丙 2-4）が、それぞれ使用されていることが認められる。　　イ　被告商品における被告標章の使用態様等　証拠（甲 5）によれば、被告商品 1 の包装には、その表面の上部半分程度を占める大きさの黒色ハート形の図形が配置され、その図形内の最上段には下線付きの「長時間キープ」の文字が、中段には被告標章 1 が、いずれも包装のベース色であるピンク色で表示されている。また、その最下段には緑色の帯状の図形上に黒色で「リキッドタイプ」の文字が記載されると共に、当該帯状の図形の左端に接着した黒色丸形の図形内に緑色で「細筆」の文字及び筆先の形状のイラストが記載されている。さらに、同包装の下部左上側には、上下二段からなる「Eye Catching」、「Beauty」（なお、「Beauty」の「t」は、2 画の交点の左側及び下側が右側及び上側に比して長い十文字状にデザインされている。）との記載が、下部左中央には同じく上下二段からなる「FUTAE」、「LIQUID」との記載が、下部右側には「＃目元サギメイク」との記載が、それぞれ置かれている。加えて、下部のこれらの記載の間に存在する透明な窓部からは被告商品 1 の本体を視認し得るところ、これには、下部左上側と同様の構成からなる「Eye Catching」、「Beauty」との表示が存在する（ただし、全ての被告商品 1 において上記窓部から上記表示が看取し得ることを認めるに足りる証拠はない。）。他方、裏面には、表面と同様の構成からなる「Eye Catching」、「Beauty」の記載と、一連一体に並べられた「FUTAE LIQUID」の記載のほか、「アイキャッチングビューティ　ふたえリキッド（二重まぶた化粧品）」の記載等があるが、被告標章 1 の記載はない。　次に、証拠（甲 6）によれば、被告商品 2 の包装には、その表面の上部半分程度を占める大きさの黒色ハート形の図形が配置され、その図形内の最上段には下線付きの「長時間キープ」の文字が、中段には被告標章 2 が、いずれも包装のベース色である黄色で表示されている。また、その最下段には青紫色の帯状の図形上に黒色で「テープタイプ」の文字が記載されると共に、当該帯状の図形の左端に接着した黒色丸形の図形内の上部に水滴状のイラストが記載され、その中に黒色の「水」の文字が置かれると共に、当該水滴状のイラストの下に青紫色の「で貼る」の文字が置かれている。さらに、同包装の下部左上側には、被告商品 1 と同様の構成の「Eye Catching」、「Beauty」との記載が、下部左中央には被告商品 1 と同様の構成の「FUTAE」、「MESH TAPE」との記載が、下部右側には「＃目元サギメイク」との記載が、それぞれ置かれている（なお、下部のこれらの記載の間に存在する透明な窓部から視認可能な被告商品 2 の本体に、文字の記載は見受けられない。）。他方、裏面には、表面と同様の構成の「Eye Catching」、「Beauty」の記載と、一連一体に並べられた「FUTAE MESH TAPE」の記載のほか、「アイキャッチングビューティ　ふたえメッシュテープ（二重形成片面テープ）」の記載等があるが、被告標章 2 の記載はない。 (2)　被告標章の使用態様等について　　ア　被告商品の需要者については、商品そのものの機能及びその販売チャネル（これが店頭及びオンライン通販であることは、当事者間に争いがない。）等に鑑みると、若い世代の女性に限定されず、一般消費者と見るのが相当である。この点に関する被告の主張は採用できない。　　イ　上記(1)イ認定に係る被告商品の包装の表面及び裏面の各記載等を総合的に考慮すると、一般消費者からみて、被告商品の名称は、「Eye Catching Beauty FUTAE LIQUID」及び「アイキャッチングビューティ　ふたえリキッド」（被告商品 1）、「Eye Catching Beauty FUTAE MESH TAPE」及び「アイキャッチングビューティ　ふたえメッシュテープ」（被告商品 2）と認識されることがうかがわれる。　他方、被告標章については、上記(1)認定を踏まえると、以下のとおり理解される。すなわち、「ばれない」、「バレない」、「バレナイ」は、

その表記いかんにかかわらず、秘密等が露顕しないという意味である。また、被告商品が属する二重瞼形成用化粧品等や二重瞼形成のための美容施術の宣伝広告においては、化粧品や美容施術により一重瞼を二重瞼に整えたことが他人に容易には露顕しないという当該化粧品ないし美容施術の効能や役務の内容の説明又はそのような効能等をうたうキャッチフレーズと理解される表現として、「ばれない」等に「二重」を組み合わせたものが多数みられる。また、二重瞼形成用化粧品等以外の化粧品や美容整形施術等美容関係の商品及び役務においても、「ばれない」等の語が、他人から当該化粧品や当該施術を使用していることが露顕しないという説明ないしそのような効能等のキャッチフレーズとして少なからず用いられていることがうかがわれる。これは、美容関係の商品等の需要者の多くが、当該商品等を使用して人工的・意図的にその状態を形成していることが他人には容易に明らかにならず、当該商品等を使用した結果が自然の状態として見られることを欲することを踏まえ、当該商品等の提供者において、その欲求にこたえる効果を訴求することを狙ったものと理解される。　「ばれない」等の語が美容関係の商品等においてこのように多く使用されている実情を踏まえると、二重瞼形成用化粧品等の需要者である一般消費者は、「バレナイ」に「二重」が組み合わされた被告標章につき、二重瞼を形成していることが他人に容易に露顕しない化粧品等であるという被告商品の効能等の説明ないしそのような効能等のキャッチフレーズと認識・理解するのがむしろ通常といえる。被告商品の包装において、被告標章は、「長時間キープ」、「リキッドタイプ」（被告商品 1）又は「テープタイプ」（被告商品 2）という文字等の記載に挟まれるように配置されていること、被告標章のほかに被告商品の名称と認識し得る記載が存在することなどを考慮すると、なおさらである。このことは、被告標章をなす「二重」の「二」の文字の下部が、その左端に二条の跳ねがあるかのように図案化されていることを考慮しても異ならない。　以上より、被告標章は、被告商品の需要者である一般消費者にとって、被告商品の効能等の説明ないしキャッチフレーズとして理解されるものであり、自他商品識別又は出所識別標識としての機能を有するものとは認められない。

https://www.nakapat.gr.jp/ja/legal_updates_jp/【商標法★★】黒色の背景に「バレナイ」及び「/

【商標】知財高判平成 21 年(行ケ)10075＜中野＞太極柔力球事件～識別力なし、商標法 4 条 1 項 16 号該当

Ameblo 元投稿日：2024-08-17

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12863940154.html

HP: https://www.takaishihideki.com/single-post/ameblo-12863940154-ja

英語版: https://www.takaishihideki.com/single-post/ameblo-12863940154-en

【商標】知財高判平成 21 年(行ケ)10075＜中野＞

登録商標「太極柔力球」

「太極柔力球の興行の企画・運営又は開催」・「太極柔力球のための運動施設の提供」・「太極柔力球のための娯楽施設の提供」及び「太極柔力球のための運動用具の貸与」（41 類）という指定役務は、識別力×（商標法３条１項３号）

～登録査定時に、商標権者の活動を指すものであるとの識別力は認められない。

「太極拳の指導に用いられる運動用具」（第２８類）に使用すると商品の品質の誤認を生じるおそれがあり、太極柔力球以外の一定の指定役務等に使用すると役務の質の誤認を生じるおそれがある（商標法４条１項１６号）。

（判決要旨・判旨抜粋）

＜商標法３条１項３号＞

（１）商標法３条１項３号に掲げる商標が商標登録の要件を欠くとされているのは，このような商標は，商品の産地，販売地その他の特性を表示記述する標章であって，取引に際し必要適切な表示として何人もその使用を欲するものであるから，特定人によるその独占使用を認めるのを公益上適当としないものであるとともに，一般的に使用される標章であって，多くの場合自他商品識別力を欠き，商標としての機能を果たし得ないものであることによるものと解すべきである（最高裁昭和５４年４月１０日第三小法廷判決・裁判集民事１２６号５０７頁［判例時報９２７号２３３頁］参照）

（２）裁判所は、当事者から提出された証拠に基づき、太極柔力球は、１９９１年（平成３年）に中国で山西医科大学晋中学院副教授（山西省衛生学校助教授）Ａによって新たなスポーツ（本件運動）として考案されたこと、本件運動は、太極拳の動きを取り入れた球技でラケットとボールを使用すること、コートでネットをはさんで打ち合うことにより競技として行われるほか、音楽の伴奏に合わせて表現する演技としても行われたことを認めた。また、太極柔力球の中国における普及状況として１９９４年（平成６年）から１９９６年（平成８年）まで、全国的な太極柔力球指導者講習会が実施されたこと、１９９６年（平成８年）に開催された第３回全国労働者運動会において「太極柔力球」は正式種目として実施されたこと、「人民日報」にＡのインタビューが掲載されたことが認定された。また、２００２年（平成１４年）以降は，中国老年人体育協会によって高齢者向けのスポーツとして講習会が開催され、全国大会が行われるなどした事実を認定し、本件商標の登録査定（平成１６年８月１０日）時に本件運動が中国においてスポーツとして確立していたことは明らかであると評価した。また、日本における普及状況として、原告Ｘ２が、２００２年（平成１４年）に太極柔力球指導員の研修を受けてコーチの資格を得て、堺市市民講座で紹介し、堺市金岡公園体育館で講習会を行っ

たほか、平成１５年８月に太極柔力球普及推進会を設立し、北京で行われた日中平和友好条約締結２５周年を記念する祝賀行事に被告の市民交流訪中団が参加し、そこで本件運動の模範演技が行われた等の事実を認定し、本件商標の登録査定（平成１６年８月１０日）時に、本件運動は、日本においても、中国生まれのスポーツとして「太極柔力球」という名称で知られていたものと評価した。

（３）本件商標である「太極柔力球」は，本件商標の登録査定（平成１６年８月１０日）時に、中国において、本件運動を指すスポーツの名称として一般的に用いられていたものであって、日本においても、本件運動は，中国生まれのスポーツとして，「太極柔力球」という名称で知られていたものと認められるのであり、前記認定の各事実によっても、本件商標の登録査定（平成１６年８月１０日）時に、本件商標が原告Ｘ２の活動を指すものであるとの識別力を有したとまでいうことはできないから、本件商標は、その指定役務中、「太極柔力球の興行の企画・運営又は開催」・「太極柔力球のための運動施設の提供」・「太極柔力球のための娯楽施設の提供」及び「太極柔力球のための運動用具の貸与」については，その商品又は役務の品質を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標（商標法３条１項３号）であるとの審決の判断に誤りがあるということはできない。

＜商標法４条１項１６号＞

本件商標である「太極柔力球」は，本件商標の登録査定（平成１６年８月１０日）時に，中国において本件運動を指すスポーツの名称として一般的に用いられていたものであって、日本においても、本件運動は中国生まれのスポーツとして「太極柔力球」という名称で知られていたものと認められるから、本件商標は、その指定商品「太極拳の指導に用いられる運動用具」に使用する場合は，商品の品質の誤認を生ずるおそれがあり，また，その指定役務中「太極拳の指導に関する技芸・スポーツ又は知識の教授」及び「太極柔力球の興業の企画・運営又は開催，太極柔力球のための運動施設の提供、太極柔力球のための娯楽施設の提供，太極柔力球のための運動用具の貸与」以外の「スポーツの興業の企画・運営又は開催，運動施設の提供，娯楽施設の提供，運動用具の貸与」に使用する場合は，役務の質の誤認を生ずるおそれがある（商標法４条１項１６号）ということができ，その旨の審決に誤りがあるということはできない。

https://www.nakapat.gr.jp/ja/legal_updates_jp/【商標法】本件は、商標「太極柔力球」（称呼「/

【不競法２条１項１号】知財高判令和５年(ネ)10048＜宮坂＞『ドクターマーチン』事件 *特別顕著性あり

Ameblo 元投稿日：2024-08-18

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12864063883.html

HP: https://www.takaishihideki.com/single-post/ameblo-12864063883-ja

英語版: https://www.takaishihideki.com/single-post/ameblo-12864063883-en

【不競法２条１項１号】知財高判令和５年(ネ)10048＜宮坂＞『ドクターマーチン』事件

***特別顕著性あり⇒権利者勝訴**

Cf.知財高判令和５年(行ケ)10003＜本多＞は、イエローステッチの位置商標につき、同じ位置にイエローステッチを有する他社製品の存在等を理由に、識別性を否定した。

⇒不競法では、イエローステッチ以外にも、被告製品と共通する点を多数主張し、併せ一本で「特別顕著性」が認められた。《※商標の識別性と、不競法の特別顕著性とで、考え方を異にしたという訳ではない!!》

（判旨抜粋）

上記認定事実のとおり、被控訴人のブランド「ドクターマーチン」の商品として我が国で販売されている「１４６０ ８ホールブーツ」（革製のブーツ）は、その大半のモデルにおいて、黄色のウェルトステッチ（形態(ｱ)）、ソールエッジ（形態(ｲ)）、ヒールループ（形態(ｳ)）、ソールパターン（形態(ｴ)）、アウトソール踵部分の傾斜（形態(ｵ)）、丸みを帯びた靴の前部（形態(ｶ)）、ピューリタンステッチ（形態(ｷ)）及び８ホール（形態(ｸ)）という形態上の特徴を備えていると認められる。…以上のとおり、被控訴人商品は、特に形態(ｱ)（黄色のウェルトステッチ）、形態(ｲ)（ソールエッジ）及び形態(ｳ)（ヒールループ）の３点において、他の同種商品とは異なる顕著な特徴を有し、強い出所識別力を発揮していると認められる。さらに、個別にみればさほど特徴的な形態とまではいえない形態(ｴ)～形態(ｸ)とも組み合わせて全体的に観察すれば、他の同種商品（ブーツ）には全く見られない顕著な特徴を有するものといえる。すなわち、上記の形態(ｱ)～(ｸ)の特徴を全て備える被控訴人商品は、いわゆる特別顕著性を備えるものと認められる。



https://www.nakapat.gr.jp/ja/legal_updates_jp/%e3%80%90%e4%b8%8d%e6%ad%a3%e7%ab%b6%e4%ba%89%e9%98%b2%e6%ad%a2%e6%b3%95%e2%98%85%e3%80%91%e8%a2%ab%e6%8e%a7%e8%a8%b4%e4%ba%ba%e5%95%86%e5%93%81%e3%81%ae%e5%bd%a2%e6%85%8b%e3%81%af%e3%80%81%e3%81%84/

【商標】知財高判令和３年(行ケ)10028＜本多＞ 本件商標『ヒルドマイルド』 引用商標『ヒルドイド』

Ameblo 元投稿日：2024-08-22

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12864549043.html

HP: https://www.takaishihideki.com/single-post/ameblo-12864549043-ja

英語版: https://www.takaishihideki.com/single-post/ameblo-12864549043-en

【商標】知財高判令和３年(行ケ)10028＜本多＞

本件商標『ヒルドマイルド』

引用商標『ヒルドイド』

『ヒルド』は造語、『マイルド』は自他識別能力低い

⇒『ヒルド』を分離観察 OK

⇒① 観念同じ（ヘパリン類似物質を配合した保湿剤）、②最初の３文字同じ（Cf.メバロカット事件）

⇒類似

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-90597.pdf

【不競法】知財高判令和５年(ネ)10048「ドクターマーチン」＜宮坂＞

Ameblo 元投稿日：2024-08-22

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12864549172.html

HP: https://www.takaishihideki.com/single-post/ameblo-12864549172-ja

英語版: https://www.takaishihideki.com/single-post/ameblo-12864549172-en

【不競法】知財高判令和５年(ネ)10048「ドクターマーチン」＜宮坂＞

① 黄色のウェルトステッチ

② ソールエッジ

③ ヒールループ

の３点において顕著な特徴、強い出所識別力

＋その他の形態

⇒被告商品２も、特徴③のヒールループは細部が異なるが、基本的な形態は共通しており、誤認混同あり

⇒権利者勝訴

（Cf.特徴①のみで商標登録は×）



https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-92497.pdf

東京地決令和５年(ヨ)30214【ダサチニブ】＜杉浦＞　※仮処分命令

Ameblo 元投稿日：2024-08-22

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12864549312.html

HP: https://www.takaishihideki.com/single-post/ameblo-12864549312-ja

英語版: https://www.takaishihideki.com/single-post/ameblo-12864549312-en

東京地決令和５年(ヨ)30214【ダサチニブ】＜杉浦＞

令和５年７月

仮処分命令申立

10 月

厚労省が効能/効果「慢性骨髄性白血病」を追加承認

11 月

仮処分命令

『債務者は、令和６年１月２７日が経過するまで、「効能又は効果」として慢性骨髄性白血病（ただし、イマチニブ抵抗性の慢性骨髄性白血病を除く。）を含む別紙物件目録１及び２記載の医薬品を製造し、販売し、又は販売の申出をしてはならない。』

https://www.bms.com/assets/bms/japan/pressrelease/20231129-pdf.pdf

【意匠】知財高判令和５年(行ケ)10072＜清水響＞ ※意匠法46条2項

Ameblo 元投稿日：2024-08-22

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12864549411.html

HP: https://www.takaishihideki.com/single-post/ameblo-12864549411-ja

英語版: https://www.takaishihideki.com/single-post/ameblo-12864549411-en

【意匠】知財高判令和５年(行ケ)10072＜清水響＞

※意匠法46条2項「その責めに帰することができない理由」否定。

*在外者が管理人を選任しなかった。

⇒意匠法68条5項が引用する特許法192条3項によれば、現実に受領していなくても、拒絶査定の謄本の発送日に送達を受けたとみなされる。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-92589.pdf

【著作権等管理事業法 16 条「正当な理由」】知財高判令和 3 年(ネ)10047＜菅野＞

Ameblo 元投稿日：2024-08-23

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12864657700.html

HP: https://www.takaishihideki.com/single-post/ameblo-12864657700-ja

英語版: https://www.takaishihideki.com/single-post/ameblo-12864657700-en

【著作権等管理事業法 16 条「正当な理由」】知財高判令和 3 年(ネ)10047＜菅野＞

ライブハウス経営者が JASRAC と楽曲の利用許諾契約を締結せず。

⇒JASRAC 勝訴したが、支払わなかった。

⇒JASRAC が出演者からの演奏利用許諾申込みを拒否

⇒「正当な理由」あり

※経営者は出演者から会場使用料を徴収していなかったが、飲食料金を収益とする構造等を踏まえ、楽曲の演奏主体と認定された。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-90653.pdf

知財高判令和２年(行ケ)10144【含硫化合物と微量金属元素を含む輸液製剤】＜本多＞『容易の容易』でない

Ameblo 元投稿日：2024-08-24

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12864780215.html

HP: https://www.takaishihideki.com/single-post/ameblo-12864780215-ja

英語版: https://www.takaishihideki.com/single-post/ameblo-12864780215-en

知財高判令和２年(行ケ)10144【含硫化合物と微量金属元素を含む輸液製剤】＜本多＞

相違点Ａは「溶液の組成」に係る相違点

相違点Ｂは「収容対象及び収納形態」に係る相違点

⇒両者は技術的観点を異にする。

⇒両相違点を別々に認定しても**『容易の容易』ではない**

（*結論は、進歩性○）

（判旨抜粋）

…被告は，相違点Ａ１－１と相違点Ｂ１－１とを分けて認定すべきではないと主張するが，相違点Ａ１－１は，アミノ酸を含有する溶液の組成に係る相違点である一方，相違点Ｂ１－１は，複数の室を有する輸液容器の一室に収納された容器に収容される対象及び当該容器の収納形態に係る相違点であって，両者は技術的観点を異にするものである。被告が上記主張の根拠とする点は，相違点Ａ１－１及び相 違点Ｂ１－１に係る本件訂正発明の構成が，一つの引用発明を構成するひとまとまりの技術思想に含まれるものとして把握されるべき根拠となる事情にとどまる…。

≪⇒結局、両相違点とも容易想到でなく、進歩性○≫

https://www.takaishihideki.com/_files/ugd/324a18_b3a0678016994ee093daa962aa909252.doc

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-90701.pdf

知財高判令和３年(行ケ)10129【…標的ＤＮＡを切断するための組成物】＜菅野＞⇒『容易の容易』ではない

Ameblo 元投稿日：2024-08-25

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12864892576.html

HP: https://www.takaishihideki.com/single-post/ameblo-12864892576-ja

英語版: https://www.takaishihideki.com/single-post/ameblo-12864892576-en

知財高判令和３年(行ケ)10129【…標的ＤＮＡを切断するための組成物】＜菅野＞

Cas9 ポリペプチドへの核局在化シグナルの付加（相違点２）は、引用発明の CRISPR/Cas 系を真核細胞へ適用しよう（相違点１）と試みると同時に当然導き出される

⇒『容易の容易』ではない!!（２段階ではない）

（判旨抜粋）

…核局在化シグナルはタンパク質を真核細胞の核内に移行させるための常套手段であるから、引用発明のＣＲＩＳＰＲ／Ｃａｓ９系を真核細胞に適用しようとすること、すなわち、Ｃａｓ９ポリペプチドを真核細胞の核内に移行しようとするならば、真核細胞の核内に移行する手段を採用するのは至極当然のことであり、Ｃａｓ９ポリペプチドへの核局在化シグナルの付加は、引用発明のＣＲＩＳＰＲ／Ｃａｓ系を真核細胞へ適用しようと試みると同時に当然導き出されることである。そうすると、核局在化シグナルの付加は、真核細胞に適用されたＣＲＩＳＰＲ／Ｃａｓ９系との構成を前提にしてこれに対して更に改変を加えるというものではなく、いわゆる「容易の容易」に当たるようなものではない。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-91645.pdf

https://www.takaishihideki.com/_files/ugd/324a18_b3a0678016994ee093daa962aa909252.doc

知財高判令和４年(行ケ)10007【熱搬送システム】＜東海林＞
⇒『容易の容易』ではない

Ameblo 元投稿日：2024-08-26

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12865028860.html

HP: https://www.takaishihideki.com/single-post/ameblo-12865028860-ja

英語版: https://www.takaishihideki.com/single-post/ameblo-12865028860-en

知財高判令和４年(行ケ)10007【熱搬送システム】＜東海林＞

公知文献に現実に開示されている事項の一つを対比のために選択した。

*相違点に関係する冷媒の組み合わせを選択して示すという精神作用が働いているとしても、本願発明と同一の用語を選択したに留まる。

⇒『容易の容易』ではない

（判旨抜粋）

原告らは、本件審決は、周知事項の認定の段階で、例示される複数の冷媒からＲ３２を選択するという推定・推論をしており、客観的に「周知事項」を認定していない旨、本件審決は、本願発明に接した後で、複数列挙の冷媒から、本願発明と同じ構成を選択しており、このような判断は、引用発明の認定に容易想到性の判断を持ち込むもので許されない旨、本件審決の認定は、周知技術の認定の段階で想定・推論し、さらに、本願発明と引用発明との相違点について論理付けができるかどうかの判断をしているから、いわゆる容易の容易であって許されない旨主張する…。…

しかし、…引用文献２と引用文献１１には、複数列挙されている１次側冷媒のそれぞれと二酸化炭素との組み合わせが、現実に記載されているものと認められ、複数列挙されている１次側冷媒の一つであるＲ３２と二酸化炭素の組み合わせは、現実に記載されている組み合わせのうちの一つである。そして、引用発明の認定は、本願発明との対比及び判断を誤りなくすることができるように行うものであり、相違点１において、１次側冷媒について、本願発明がＲ３２であるのに対して引用発明がプロパンであることが示されていることからすれば、相違点１に関係する冷媒の組み合わせとしては、１次側冷媒がＲ３２である組み合わせを選択することは当然に行われるべきことである。そこにおいて、相違点１に関係する冷媒の組み合わせを選択して示すという精神作用が働いているとしても、それは、引用文献の記載のうち相違点に関連する組み合わせを、「Ｒ３２」という本願発明の構成要件中の具体的な用語と同一の用語を探すことにより選択しているというにとどまり、それをもって、引用文献の記載と離れた推定、推論、想定が行われていると認めることはできないし、容易想到性に関する判断が行われているとはいえない。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-91747.pdf

https://www.takaishihideki.com/_files/ugd/324a18_b3a0678016994ee093daa962aa909252.doc

【商標】知財高判令和２年(ネ)10017＜本多＞　商標で初めて、商標法 38 条２項・３項の重畳適用〇

Ameblo 元投稿日：2024-08-27

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12865150608.html

HP: https://www.takaishihideki.com/single-post/ameblo-12865150608-ja

英語版: https://www.takaishihideki.com/single-post/ameblo-12865150608-en

【商標】知財高判令和２年(ネ)10017＜本多＞

「守半」標章を長年使用してきた三者のうち一者が「守半」の商標登録を受けた状況

⇒「守半」への権利行使は権利濫用に当たるが、「守半總本舗」への権利行使は権利濫用に当たらない。

商標で初めて、商標法 38 条２項・３項の重畳適用〇～『市場の非同一性』

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-91601.pdf

【論稿】英国における消尽（山田くみ子、別冊パテント No.30）

Ameblo 元投稿日：2024-08-28

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12865271332.html

HP: https://www.takaishihideki.com/single-post/ameblo-12865271332-ja

英語版: https://www.takaishihideki.com/single-post/ameblo-12865271332-en

【論稿】英国における消尽（山田くみ子、別冊パテント No.30）

「UK+Regime」

欧州経済領域（ＥＥＡ）内で権利者又はその同意を得た者により市場に置かれた商品については、原則として英国における知的財産権も消尽する。

英国で権利者又はその同意を得た者により市場に置かれたことだけでは、ＥＥＡ内で当然に消尽するわけではない。他国での取扱いは、その国の消尽制度による。

https://www.jstage.jst.go.jp/article/patentsp/77/30/77_137/_pdf/-char/en

【商標】大阪地判令和５年(ワ)691「子どもとママの歯医者さん」事件

Ameblo 元投稿日：2024-08-29

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12865394372.html

HP: https://www.takaishihideki.com/single-post/ameblo-12865394372-ja

英語版: https://www.takaishihideki.com/single-post/ameblo-12865394372-en

【商標】大阪地判令和５年(ワ)691「子どもとママの歯医者さん」事件

被告商標(結合商標)の「こどもとママの歯科医院」の文字部分は自他識別力が弱く、抽出不可。

⇒全体として比較すると、「香椎照葉」の文字が異なり、外観、称呼、観念（エリアを意味する）が異なる。

⇒非類似

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-92972.pdf

被告標章目録

1

香椎照葉こどもとママの歯科医院

2



商標目録

１　登録商標　「子どもとママの歯医者さん」（標準文字）

登録番号　商標登録第６２２９４８８号

出願日　平成３０年１２月１８日

登録日　令和２年２月２６日

商品及び役務の区分

第３類、第５類、第２１類、第３５類、第４１類、第４４類

２　登録商標　「ママとこどものはいしゃさん」（標準文字）

登録番号　商標登録第５６２４８７２号

出願日　平成２５年５月３１日

登録日　平成２５年１０月２５日

商品及び役務の区分

第３類、第５類、第２１類、第３５類、第４１類、第４４類

【韓国/特許】2016 ホ 7954　　数値限定発明につき均等論〇

Ameblo 元投稿日：2024-08-30

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12865518966.html

HP: https://www.takaishihideki.com/single-post/ameblo-12865518966-ja

英語版: https://www.takaishihideki.com/single-post/ameblo-12865518966-en

【韓国/特許】2016 ホ 7954　　～数値限定発明につき均等論〇

微細結晶性セルロースの主成分対比重量混合比が「0.5 以上 3 以下」であるが、イ号は「0.1 以上 0.5 未満」

⇒当該活性成分 100～500mg を含むコーティング錠剤の構成は非公知であり、当該構成に関するクレームの補正もなかった。

⇒意識的除外なし

⇒請求項 1 について、数値範囲、無水乳糖と乳糖水和物の相違は、何れも均等成立

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/kr/ip/pdf/han_2018.pdf

東京地判令和４年(ワ)22517＜柴田＞ 【トイレットロール】【ロール製品パッケージ】

Ameblo 元投稿日：2024-09-02

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12865900106.html

HP: https://www.takaishihideki.com/single-post/ameblo-12865900106-ja

英語版: https://www.takaishihideki.com/single-post/ameblo-12865900106-en

東京地判令和４年(ワ)22517＜柴田＞

【トイレットロール(第１特許)】

*ダブルエンボスである被告製品は、「表面と裏面にそれぞれ付されたエンボスが重なるとは限らず、エンボスの周縁が一致することが保証されていない」から、エンボスの周縁を特定できず、エンボスの深さも確定できないとされた。

⇒非充足

【ロール製品パッケージ（第２特許）】

*均等論第三要件(製造当初の置換想到性)及び第五要件のみを否定した!!

「被告製品…においては、スリットは、その中央部分のみが上方に対して弧状であり、本件発明２の構成とは基本的な形状が異なる…」

（判旨抜粋）

＜構成要件＞１Ｂ 前記エンボスのエンボス深さが０．０５～０．４０mm

仮にエンボスの形状が略正方形であるとしても、本件明細書１でいう最長部ａが、その横方向の辺の長さとなるとは必ずしもいえず…、原告測定方法におけるエンボスの深さを測定するための測定断面曲線の取得位置は、本件明細書１で示された位置であるとは必ずしもいえない。…各被告製品のワンショット画像…は…、各被告製品のエンボスは、エンボス周縁の位置が明確に特定できるようなものではない。…各被告製品においては、本件発明１が前提とするようなエンボスの周縁ｆｒが認められるとは必ずしもいえない。…

トイレットロールにおけるエンボスであるという性質上、各エンボスの形状については一定のばらつきがあることが想定されているといえる。もっとも、本件発明１のエンボス深さＤは、Ｘ－Ｙ平面上のエンボスの高さプロファイルを得ることができ…、エンボスの周縁ｆｒやその最長部ａがどこに位置するのかを特定できるトイレットロールについて、【図５】（ｂ)、【図６】のような断面曲線を得た上で、測定されたものであり、そのようにして測定されたものであるエンボス深さＤが一定の数値のトイレットロールについて本件発明１の効果を奏するとしているものといえる。各被告製品は、各シートのエンボスの凹凸の位置関係を特に調整しないまま、プライボンディングした通常の２プライのダブルエンボスである…。このようなダブルエンボスのトイレットロールにおいては、表面と裏面にそれぞれ付されたエンボスが重なるとは限らず、エンボスの周縁が一致することが保証されていないことから、エンボスの周縁が明確にならず、また、エンボスの凹凸の位置がずれることにより干渉し、その形状が明瞭でないエンボスが生じ得る。そして、甲５１報告書によれば、各被告製品につ

いては、原告がエンボスとして特定した部分の中央に、断面曲線で上に凸の曲率極大点が認められるなど、そのエンボスが本件発明１のエンボス深さＤを測定する際に想定されていた凹部形状のものであるかが必ずしも明らかではないほか、Ｘ－Ｙ平面上のエンボスの高さプロファイルによって、エンボスの周縁ｆｒやその最長部ａがどこに位置するのかを確定できるものとは必ずしもいえない。そうすると、そのようなエンボスが付された各被告製品のトイレットロールについてエンボスを１０個選んで測定を行い、それらの平均値として一定の深さＤを求めたとしても、本件発明１におけるエンボス深さＤが測定できたということはできない。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-93308.pdf

知財高判令和５年(行ケ)10034【立毛シートの製造方法】＜清水響＞

Ameblo 元投稿日：2024-09-03

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12866026354.html

HP: https://www.takaishihideki.com/single-post/ameblo-12866026354-ja

英語版: https://www.takaishihideki.com/single-post/ameblo-12866026354-en

知財高判令和５年(行ケ)10034【立毛シートの製造方法】＜清水響＞

特許権者は、無効審判請求人以外のタイキと、「秘密事項は書面で特定されるものとする。」と定める秘密保持条項を含む購買基本契約を締結。

⇒新栄染色が作成した工程文書は、特許権者からタイキへFAX送信され、タイキ、特許権者及び新栄染色の従業員らにも守秘義務を負わせることなく配布された。特許権者又はタイキが秘密事項として特定した旨の記載もなかった。

⇒公知

⇒新規性×

＋冒認も認められた!!

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-92893.pdf

知財高判令和５年(行ケ)10091【バリア性積層体】＜宮坂＞

Ameblo 元投稿日：2024-09-04

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12866149667.html

HP: https://www.takaishihideki.com/single-post/ameblo-12866149667-ja

英語版: https://www.takaishihideki.com/single-post/ameblo-12866149667-en

知財高判令和５年(行ケ)10091【バリア性積層体】＜宮坂＞

*数値限定に係る相違点について、技術的意義と構成の容易想到性は直結しないとした。

*3つの要素（炭素,酸素,珪素）で技術的意義を示す引用発明から、2つの要素（炭素,珪素）の数値範囲のみを抽出できなかった。

⇒取消決定取消

（判旨抜粋）

本件発明の内容は…、ポリプロピレンフィルムと蒸着膜との間に、密着性に優れた極性基を有する樹脂材料を含む表面コート層を備えることにより、層間の剥離を防止し、また、シランカップリング剤とともに用いられる場合も含め金属アルコキシドと水溶性高分子との樹脂組成物からなるバリアコート層を蒸着膜上に設けることで、蒸着膜のクラック発生をも防止し、さらには、ボイル又はレトルト処理が行われる場合であってもガスバリア性の低下の抑制が図られるように、バリアコート層表面の珪素原子と炭素原子との割合を特定の範囲にしたものであって、高いガスバリア性を有するボイル又はレトルト用バリア性積層体を提供するという技術的意義を有するといえる。そして、本件明細書によれば、珪素原子と炭素原子の比（Ｓｉ／Ｃ）の上限は、バリア性積層体を屈曲させてもガスバリア性の低下を抑制できるという観点から定められ、下限は、バリア性積層体を加熱してもガスバリア性の低下を抑制できるという観点から定められているのであるから…、ボイル又はレトルト用であるか否かに係る相違点１－３と、珪素原子と炭素原子の比の数値範囲に係る相違点１－２は、一体として検討されるべきものである。…

当業者において、甲３発明の食品包装材料についてボイル又はレトルト用途とすることを想起したとしても、甲４におけるオーバーコート層を構成する原子における金属原子の比率は加熱によってもガスバリア性が維持されるかどうかとは関わりのないものであること、甲４には、炭素原子と金属原子の比率と、膜質の脆性について、甲３と正反対の記載があることに鑑みても、甲３発明とは技術分野も積層構造も異なる真空断熱材用外包材に関する甲４の積層体の中から、オーバーコート層付きフィルムの中のオーバーコート層及び無機層に関する記載に着目した上、オーバーコート層における炭素原子に対する金属原子の比率（金属原子数／炭素原子数）を参酌して、甲３発明に適用する動機付けを導くには無理があるというほかなく、本件決定の判断には誤りがある。…

被告は、Ｓｉ／Ｃの数値範囲に特段の技術的意義はなく、層構成に係る共通の技術について「Ｓｉ／Ｃ」を用いて数値範囲を検討することが甲４にあるとおり公知であることを併せると、甲３発明において甲４記載事項を参考にして、相違点１－２に係る本件発明の構成とすることは、当業者が容易に想到し得た旨主張する。…

…しかし、上記①についていえば…技術的意義がないとは直ちにいえないし、そもそも、技術的意義が裏付けられているかどうかと、構成が容易想到といえるかどうかの問題は直結するものではない。

また、上記②についていえば、甲３発明の…数値範囲は、本件発明１の数値範囲である「０．９０以上１．６０以下」を包含するからといって、炭素と酸素と珪素の数値範囲で一定の技術的意義を示している甲３の記載から、炭素と珪素だけを抽出すべき合理的な理由、技術的な必然性は認められない。

甲４の表１には…本件発明１の数値範囲内のものが開示されているが、同表では膜特性は示されておらず、このＳｉ／Ｃ比率で、本件発明１の数値範囲外の他の質量部より優れていることが示されているわけでもないから、当業者が当該数値に着目するともいえない。そして、甲３とは「層構成に係る発明である」という程度の共通性しかない甲４に「Ｓｉ／Ｃ」を用いて数値範囲を検討することが記載されていたからといって、当業者において甲４記載事項を参考にして相違点１－２、相違点１－３に係る構成とすることが容易に想到できるとはいえない。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-92977.pdf

知財高判平成 24 年(ネ)10018【ソフトビニル製大型可動人形の骨格構造】＜芝田＞

Ameblo 元投稿日：2024-09-05

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12866280093.html

HP: https://www.takaishihideki.com/single-post/ameblo-12866280093-ja

英語版: https://www.takaishihideki.com/single-post/ameblo-12866280093-en

知財高判平成 24 年(ネ)10018【ソフトビニル製大型可動人形の骨格構造】＜芝田＞

*構成要件を一部欠く場合も均等成立し得る

⇒本件では不成立

＝大阪地判令和 3 年(ワ)10032【チップ型ヒューズ】

東京地判平成 24 年(ワ)31523【流量制御弁】<長谷川>は、構成要件の一部を欠く場合に均等〇

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-82638.pdf

【契約/消滅時効】最判平成 10 年 4 月 24 日・平成 7 年(オ)2472

Ameblo 元投稿日：2024-09-06

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12866400622.html

HP: https://www.takaishihideki.com/single-post/ameblo-12866400622-ja

英語版: https://www.takaishihideki.com/single-post/ameblo-12866400622-en

【契約/消滅時効】最判平成 10 年 4 月 24 日・平成 7 年(オ)2472

契約に基づく債務につき、債務者の責めに帰すべき債務の履行不能によって生ずる損害賠償請求権の消滅時効は、本来の債務の履行を請求し得る時からその進行を開始する。

⇒《要注意》履行不能となった時からではない!!

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-62776.pdf

【中国】最高人民法院（2016）最高法行再 41 号『第一三共事件』

Ameblo 元投稿日：2024-09-07

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12866528331.html

HP: https://www.takaishihideki.com/single-post/ameblo-12866528331-ja

英語版: https://www.takaishihideki.com/single-post/ameblo-12866528331-en

【中国】最高人民法院（2016）最高法行再 41 号『第一三共事件』

マーカッシュ形式クレームは概括論により解釈される。

⇒任意の選択肢の削除による不確定性が問題となる。マーカッシュ形式クレームの修正によって新たな性能・作用を有する化合物群又は個別化合物を生じさせないことが原則とされ、個別事情も考慮される。

Cf. 欧州では、選択肢の削除後の対象が原出願の開示の範囲内かを検討し、削除が許される場合もある。

⇒中国・欧州を見据え、従属項と具体的な組合せの開示を充実させる。

https://ipc.court.gov.cn/zh-cn/news/view-14.html

大阪地判平成 10 年(ワ)7191【筆記具のインキ筒】※充足するイ号に別物質を加えたら非充足!!

Ameblo 元投稿日：2024-09-08

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12866686154.html

HP: https://www.takaishihideki.com/single-post/ameblo-12866686154-ja

英語版: https://www.takaishihideki.com/single-post/ameblo-12866686154-en

大阪地判平成 10 年(ワ)7191【筆記具のインキ筒】　※充足するイ号に別物質を加えたら非充足となった事例!!

*ゲル化剤を加えないと充足であるが、ゲル化剤を加えたら非充足とした。

ゲル化したポリブテンは、本件考案の目的(逆流防止剤)に鑑みて、ゲル化前と異なる物質と認定した。

⇒「逆流防止剤がポリブテン」非充足

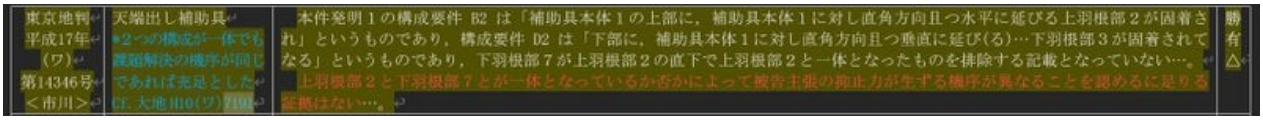
Cf.東地 H17(ワ)14346

（判旨抜粋）

…イ号物件の逆流防止剤のポリブテンは、ゲル化剤によってゲル化されているものの、ゲル化剤の３次元網の目構造の中において、なお、ポリブテンのまま存在しているのであるから、本件考案の「逆流防止剤がポリブテンよりなり」という構成を具備していると見る余地がないではない。…

ゲル化剤によってゲル化したポリブテンは、通常は高い粘度を示しつつも、筆記によるインキの流出に応じて、逆流防止剤の剪断速度が増加して、その見かけ粘度が低下し、インキに追従するものと認められる。…

逆流防止剤として用いられるという観点から見た場合、ゲル化剤によってゲル化したポリブテンを「ゲル化剤の添加（又はゲル化剤の網の目形状）」と「ポリブテン」とに分け、「ゲル化剤の添加（又はゲル化剤の網の目形状）」を単なる付加的構成と見るのは相当でなく、単体のポリブテンとゲル化剤によってゲル化したポリブテンとは、異なる物質というべきである。よって、逆流防止剤がゲル化剤によってゲル化したポリブテンよりなるイ号物件は、本件考案の「逆流防止剤がポリブテンよりなり」という構成を具備しないというべきである。



比較表　東京地判平成 17 年(ワ)14346【天端出し補助具】＜市川＞

＊２つの構成が一体でも課題解決の機序が同じであれば充足とした。

Cf. 大阪地判平成 10 年(ワ)7191

本件発明１の構成要件 B2 は，「補助具本体１の上部に，補助具本体１に対し直角方向且つ水平に延びる上羽根部２が固着され」というものであり，構成要件 D2 は，「下部に，補助具本体１に対し直

角方向且つ垂直に延び(る)…下羽根部３が固着されてなる」というものであり，下羽根部７が上羽根部２の直下で上羽根部２と一体となったものを排除する記載となっていない…。

上羽根部２と下羽根部７とが一体となっているか否かによって被告主張の抑止力が生ずる機序が異なることを認めるに足りる証拠はない…。

表の記号：勝・有・△。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-12566.pdf

東京地判平成 17 年(ワ)14346【天端出し補助具】＜市川＞

Ameblo 元投稿日：2024-09-09

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12866869405.html

HP: https://www.takaishihideki.com/single-post/ameblo-12866869405-ja

英語版: https://www.takaishihideki.com/single-post/ameblo-12866869405-en

東京地判平成 17 年(ワ)14346【天端出し補助具】＜市川＞

イ号製品は、構成要件 B2 と構成要件 D2 の２つの構成を一体とする構成であった。

⇒① 請求項は、一体となったものを排除する記載となっていない。+② 課題解決（抑止力）の機序が異なる証拠なし。

⇒充足

Cf.大地 H10(ワ)7191

（判旨抜粋）

本件発明１の構成要件 B2 は，「補助具本体１の上部に，補助具本体１に対し直角方向且つ水平に延びる上羽根部２が固着され」というものであり，構成要件 D2 は，「下部に，補助具本体１に対し直角方向且つ垂直に延び(る)…下羽根部３が固着されてなる」というものであり，下羽根部７が上羽根部２の直下で上羽根部２と一体となったものを排除する記載となっていない…。

上羽根部２と下羽根部７とが一体となっているか否かによって被告主張の抑止力が生ずる機序が異なることを認めるに足りる証拠はない…。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-33256.pdf

【著作権/職務著作】知財高判平成 22 年(ネ)10081　⇒職務著作否定（「法人等の発意」否定）

Ameblo 元投稿日：2024-09-10

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12866999188.html

HP: https://www.takaishihideki.com/single-post/ameblo-12866999188-ja

英語版: https://www.takaishihideki.com/single-post/ameblo-12866999188-en

【著作権/職務著作】知財高判平成 22 年(ネ)10081

① 出版社から従業員個人に執筆依頼

② 会社議事録に執筆依頼の記載なし

③ 退職者の執筆担当部分は、他の従業員に引き継ぎなし

④ 出版社が企画したシリーズ

⑤ 出版社から従業員個人に原稿料支払い

⇒職務著作否定（「法人等の発意」否定）

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-81151.pdf

【欧州】EPO 審決 T61/14　※パラメータ発明が EPC83 条の実施可能要件を満たす要件

Ameblo 元投稿日：2024-09-11

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12867121432.html

HP: https://www.takaishihideki.com/single-post/ameblo-12867121432-ja

英語版: https://www.takaishihideki.com/single-post/ameblo-12867121432-en

【欧州】EPO 審決 T61/14

*パラメータ発明が EPC83 条の実施可能要件を満たすために、クレームされた全範囲に亘って、パラメータの測定方法のみならず、当該パラメータを調整する方法が、出願当初明細書に記載されているか、出願時の技術常識から当業者が実施可能である必要あり。

パラメータがクレームされている場合はその調整方法の開示が必要です | 徒然なるままに欧州知財実務 (hasegawa-ip.com)

【米国】2023.07<CAFC＞In re Float’N’Grill LLC　再発行出願

Ameblo 元投稿日：2024-09-12

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12867247179.html

HP: https://www.takaishihideki.com/single-post/ameblo-12867247179-ja

英語版: https://www.takaishihideki.com/single-post/ameblo-12867247179-en

【米国】2023.07<CAFC＞In re Float’N’Grill LLC

再発行出願（米国特許法 251 条、Reissue）における上位概念化の限界

⇒必須の構成は削除不可

本件発明で「磁石」は必須であるから、これを削除した発明は、再発行×

⇒上位概念化の限界は、日本と同じ!!

https://www.youtube.com/watch?v=caYkLhd5rYM

https://www.cafc.uscourts.gov/opinions-orders/22-1438.OPINION.7-12-2023_2156183.pdf

【商標】知財高判令和１年(行ケ)10101＜大鷹＞　「南三陸キラキラ丼」事件

Ameblo 元投稿日：2024-09-13

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12867365147.html

HP: https://www.takaishihideki.com/single-post/ameblo-12867365147-ja

英語版: https://www.takaishihideki.com/single-post/ameblo-12867365147-en

【商標】知財高判令和１年(行ケ)10101＜大鷹＞　「南三陸キラキラ丼」事件

権利能力なき社団の代表者名義で登録された商標権について、裁判所は、「被告と南三陸町飲食店組合は同一人とみなして取り扱うのが相当である」と判断し、商標法４条１項10号、15号及び19号の「他人」性を否定した。

⇒商標権〇

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-89123.pdf

東京地判平成 30 年(ワ)1130【印刷された再帰反射シート】＜田中＞

Ameblo 元投稿日：2024-09-14

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12867551138.html

HP: https://www.takaishihideki.com/single-post/ameblo-12867551138-ja

英語版: https://www.takaishihideki.com/single-post/ameblo-12867551138-en

東京地判平成 30 年(ワ)1130【印刷された再帰反射シート】＜田中＞

*数値範囲外と比較した例が示されていなかったが、サポート要件〇。

（控訴審判決・知財高判令和３年(ネ)第 10084 号＜宮坂＞もサポート要件〇）

明細書中の「0.15㎟以上であれば，成形性に優れ…，30㎟以下であれば…層間密着強度を低下させ…ないので好ましい」という記載が貢献した!!

（判旨抜粋）

段落【００３０】には，「独立印刷領域の面積が０．１５㎟以上であれば，成形性に優れ，且つ色相の調整が容易であるので好ましく，３０㎟以下であれば，印刷周囲における印刷層⑵を挟む２層の層間密着強度を低下させることがないので好ましい」と記載されている。このような本件明細書の記載に接した当業者であれば，再帰反射シートの色相を改善ないし調整するための印刷層の面積が小さすぎると，色相の調整という効果が享受できないから，ある程度の大きさが必要であると理解でき，また，密着性に劣る印刷層の面積が大きすぎると，層間密着強度が低下するため，ある程度小さい印刷層である必要があると理解できるから，本件明細書に印刷領域の面積が０．１５㎟未満や３０㎟超えの場合と比較した例が示されていなくとも，本件発明の技術的意義を理解できる…。

控訴審判決・知財高判令和３年(ネ)第 10084 号＜宮坂＞も、サポート要件〇

「本件発明の課題は、三角錐型キューブコーナー再帰反射シートや蒸着型三角錐型キューブコーナー再帰反射シート等で色相を改善するために連続した印刷層を設けた場合における耐候性や耐水性に劣るという従来技術における欠点を、非常に簡単で安価な方法で解決し、色相の改善された再帰反射シートを提供するものであるといえる。印刷領域を連続させるか独立させるかの違い以外の条件が上記課題の解決に影響を及ぼし得ることは否定できないものの、そうした条件と影響を網羅することまでサポート要件の要求するところではない。当業者であれば、本件特許の特許請求の範囲と明細書の記載とを対比し、上記課題の解決に資する発明として本件発明が記載されていると認識できるものと解される。」

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-90776.pdf

【米国】2012.09<CAFC>Santarus v. Par Pharmaceutical

Ameblo 元投稿日：2024-09-14

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12867551677.html

HP: https://www.takaishihideki.com/single-post/ameblo-12867551677-ja

英語版: https://www.takaishihideki.com/single-post/ameblo-12867551677-en

【米国】2012.09<CAFC>694 F.3d 1344　　Santarus v. Par Pharmaceutical

「胃薬がスクラルファートを含まない」という否定的表現がサポート要件〇

明細書で理由が説明されていた。

⇒明細書にはスクラルファートの使用上の不利益が記載されており、当業者がその不利益を回避する理由を理解できるとされた。胃粘膜損傷をスクラルファートが引き起こすとの認定ではない。

https://www.cafc.uscourts.gov/opinions-orders/10-1360.-1380.pdf

【米国】2015.11<CAFC>805 F.3d 1350　Inphi v. Netlist

Ameblo 元投稿日：2024-09-16

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12867728040.html

HP: https://www.takaishihideki.com/single-post/ameblo-12867728040-ja

英語版: https://www.takaishihideki.com/single-post/ameblo-12867728040-en

【米国】2015.11<CAFC>805 F.3d 1350　Inphi v. Netlist

「“CAS, RAS, or bank address signals”を除く」という否定的表現が、サポート要件〇

明細書に本発明の技術に関する業界団体の標準刊行物が組み込まれており、当業者は特定信号が除かれることを合理的に推定できる。

（Santarus 判決を引用した）

https://jp.youme.com/sub_news/ipboardopen.aspx?idx=1562

【米国】2014.06<CAFC>752 F.3d 1371　Q.I. Press Controls v. Lee

Ameblo 元投稿日：2024-09-17

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12867852708.html

HP: https://www.takaishihideki.com/single-post/ameblo-12867852708-ja

英語版: https://www.takaishihideki.com/single-post/ameblo-12867852708-en

【米国】2014.06<CAFC>752 F.3d 1371　Q.I. Press Controls v. Lee

「印刷機の被印刷基材は照射点で支持されていない」という否定的表現が、サポート要件×。

図２は一見照射点で支持されていないが、図２の被印刷基材は floating であり、印刷機のローラーハードウェアの参照や追加の図がないから、当業者は認識できない。

https://eprints.lib.hokudai.ac.jp/dspace/bitstream/2115/81703/1/59_05-Tokii.pdf

【米国】2020.01<CAFC>946 F.3d 1367　Eko Brands v. Adrian Rivera

Ameblo 元投稿日：2024-09-18

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12868000111.html

HP: https://www.takaishihideki.com/single-post/ameblo-12868000111-ja

英語版: https://www.takaishihideki.com/single-post/ameblo-12868000111-en

【米国】2020.01<CAFC>946 F.3d 1367　Eko Brands v. Adrian Rivera

Ｒｅｙｎａ判事の一部反対意見は、「broad, thin mesh を含まない」という否定的限定をクレーム解釈で付加する根拠がないと批判した。多数意見は当該クレーム解釈を維持し、非侵害を認めた。

同反対意見によれば、明細書は mesh に言及せず、まして broad, thin mesh に言及していないため、これを除外する限定を支持する開示がない。

（同反対意見は、mesh を除外する限定がＥｋｏの被疑侵害製品の特徴に由来すると指摘した。）

https://www.cafc.uscourts.gov/opinions-orders/18-2215.opinion.1-13-2020.pdf

【米国】2013.01<CAFC>　Ernie Ball v. Earvana

Ameblo 元投稿日：2024-09-18

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12868002697.html

HP: https://www.takaishihideki.com/single-post/ameblo-12868002697-ja

英語版: https://www.takaishihideki.com/single-post/ameblo-12868002697-en

【米国】2013.01<CAFC>502 Fed.Appx. 971　Ernie Ball v. Earvana

「正弦波状の弧を形成しない…」という限定を含むクレーム１は、米国特許法旧１１２条第２段落の明確性要件に違反するとされた。

問題は、イントネーション部分を通る曲線の引き方が一義的に定まらず、同じ配置でも正弦波状にも非正弦波状にも描けることであった。「正弦波」という語に定義がないことだけを理由としたものではない。

https://www.cafc.uscourts.gov/opinions-orders/12-1276.opinion.1-22-2013.1.pdf

【米国】2022.06<CAFC>38 F.4th 1013　Novartis v. Accord

Ameblo 元投稿日：2024-09-18

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12868002849.html

HP: https://www.takaishihideki.com/single-post/ameblo-12868002849-ja

英語版: https://www.takaishihideki.com/single-post/ameblo-12868002849-en

同一事件の別記事（2024-09-20 掲載）も参照。

【米国】2022.06<CAFC>38 F.4th 1013　Novartis v. Accord

「直前に負荷用量の投与がない場合に 0.5mg/日の用量で」投与するという否定的表現がサポート要件×

一般論として、除外する根拠が明細書に記載されている場合

or

記載がなくても、明細書の開示から当該事項が必然的に除外されることを当業者が理解する場合には、記載要件を満たし得る。本件では、そのいずれも認められなかった。

https://www.itohpat.co.jp/ip/1900/

【米国】2022.06<CAFC>38 F.4th 1013　Novartis v. Accord

Ameblo 元投稿日：2024-09-20

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12868237057.html

HP: https://www.takaishihideki.com/single-post/ameblo-12868237057-ja

英語版: https://www.takaishihideki.com/single-post/ameblo-12868237057-en

同一事件の別記事（2024-09-18 掲載）も参照。

【米国】2022.06<CAFC>38 F.4th 1013　Novartis v. Accord

「直前に負荷用量の投与がない場合に 0.5mg/日の用量で」投与するという否定的表現がサポート要件×

一般論として、除外する根拠が明細書に記載されている場合

or

記載がなくても、明細書の開示から当該事項が必然的に除外されることを当業者が理解する場合には、記載要件を満たし得る。本件では、そのいずれも認められなかった。

https://www.cafc.uscourts.gov/opinions-orders/21-1070.OPINION.6-21-2022_1967294.pdf

【商標】知財高判令和５年(行ケ)10018「プレジャー」＜東海林＞

Ameblo 元投稿日：2024-09-21

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12868349184.html

HP: https://www.takaishihideki.com/single-post/ameblo-12868349184-ja

英語版: https://www.takaishihideki.com/single-post/ameblo-12868349184-en

【商標】知財高判令和５年(行ケ)10018「プレジャー」＜東海林＞

*不使用取消審判において使用証拠を提出しなかったとしても、審決取消訴訟において提出 OK

⇒使用認定（審決取消）

「平成３年最高裁判決の事案も…審判手続段階において…商標使用の事実について何ら主張立証しなかった」

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-92746.pdf

東京地判令和４年(ワ)18830【転がり装置】＜柴田＞

Ameblo 元投稿日：2024-09-22

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12868467962.html

HP: https://www.takaishihideki.com/single-post/ameblo-12868467962-ja

英語版: https://www.takaishihideki.com/single-post/ameblo-12868467962-en

東京地判令和４年(ワ)18830【転がり装置】＜柴田＞

*本件発明の効果

⇒「転送路の間に転動自在に介挿させた複数の転動体により構成され」という機能的クレームは、個々の転動体に対して公転速度の加減を行うことができ、それに基づき転動体同士の間隔を調整できるもの

⇒非充足

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-92809.pdf

知財高判令和５年(行ケ)10013【磁極ハウジングの製作方法】＜清水響＞

Ameblo 元投稿日：2024-09-24

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12868714473.html

HP: https://www.takaishihideki.com/single-post/ameblo-12868714473-ja

英語版: https://www.takaishihideki.com/single-post/ameblo-12868714473-en

知財高判令和５年(行ケ)10013【磁極ハウジングの製作方法】＜清水響＞

「…周知の事項１を適用する動機付けがある」「周知の事項２を…適用する動機付けがある」「当業者は、引用発明に周知の事項１及び２を適用し…容易に想到し得た」

⇒進歩性×『容易の容易』は問題とされなかった。

（判旨抜粋）

(5) 周知の事項２の引用発明への適用…

…引用発明は、電動機用の磁極ハウジングの技術分野に属する発明であり、周知の事項１は、電動機に用いられる円筒状のカバー等又は円筒状のカバー等を用いた電動機の技術分野に属する技術である。他方…周知の事項２も、電動機に用いられる管状のハウジング等又は管状のハウジング等を用いた電動機の技術分野に属する技術であると認められる。したがって、周知の事項１を適用した引用発明と周知の事項２とは、その属する技術分野を共通にするものといえる。…周知の事項１は、電動機のハウジングの端部に段付き部を形成することを前提とする技術であるから、周知の事項１を適用した引用発明においては、当然のことながら、当該段付き部の形成をどのような方法により行うかについて検討する必要が生じるところ、これは、周知の事項１を適用した引用発明が有する課題であるといえる。…周知の事項２は、管状部材の管端部に段付き部を形成するための具体的な方法（プレス装置の使用）を示す技術であるから、周知の事項２は、周知の事項１を適用した引用発明が当然に有する前記…の課題を解決することのできる手段（技術）であるといえる。…

以上によると、周知の事項１を適用した引用発明に周知の事項２を適用する動機付けがあったものと認めるのが相当である。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-92628.pdf

【米国/商標】連邦最高裁 2023.06 Abitron v. Hetronic

Ameblo 元投稿日：2024-09-24

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12868714556.html

HP: https://www.takaishihideki.com/single-post/ameblo-12868714556-ja

英語版: https://www.takaishihideki.com/single-post/ameblo-12868714556-en

【米国/商標】連邦最高裁 2023.06 Abitron v. Hetronic

被告製品の売上の 97%が米国外であった。

⇒域外適用は 2 段階テスト

① 法令の規定が域外適用可能か

if no

② 議会の関心の焦点に関連する行為が米国領土内で発生したか

⇒米国商標法 1114 条(1)(a),1125 条(a)(1)の域外適用否定

https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Ipnews/us/2023/20230706.pdf

知財高判令和４年(行ケ)10131【熱伝導性ワイヤ編物を用いた熱交換装置】＜本多＞

Ameblo 元投稿日：2024-09-25

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12868833391.html

HP: https://www.takaishihideki.com/single-post/ameblo-12868833391-ja

英語版: https://www.takaishihideki.com/single-post/ameblo-12868833391-en

知財高判令和４年(行ケ)10131【熱伝導性ワイヤ編物を用いた熱交換装置】＜本多＞

*ある構成によって奏される作用効果を記載しただけでは、減縮とならない。

＝知財高判令和３年（行ケ）第 10090 号【噴射製品および噴射方法】＜大鷹＞

「…の材料として金属を選択することは当業者が通常行う材料選択である…。また、金属を用いた部材の形成において鋳造又は溶接により一体に形成することも通常行われることである」

⇒進歩性×

容易の容易は、問題とされなかった。

（判旨抜粋）

引用発明において本願発明の構成Ａ～Ｃを備えるようにすることは当業者が容易に想到し得たことであるから、それに伴い引用発明において本願発明の構成Ｄ及びＦを備えることもおのずと充足される…。構成Ｄは構成Ａ～Ｃを備えることで実現される作用を特定したものであるところ、構成Ｃにおける「放熱又は吸熱を必要とするデバイス」が物理的な構成要素としてどのような部材を含むかは特定されていないから、引用発明の「発熱部を有するヒートパイプ４」の内部にいかなる構成要素が含まれているかは、構成Ｃについての本願発明と引用発明の一致点及び相違点の認定や容易想到性の判断を左右するものではなく、構成Ｄについての判断にも影響を与えない。…構成Ｆにおいて比較の基準は特定されていないから、構成Ｆの「生成された熱を、最短の距離で最大の放熱面に迅速に伝導する」とは、構成Ａ～Ｃを備えた装置が有する機能であり何らかの基準との比較により特定される作用ではない。…

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-92501.pdf

知財高判令和３年(ネ)10084【印刷された再帰反射シート】＜宮坂＞　控訴審から開始～時機後れ却下

Ameblo 元投稿日：2024-09-26

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12868946802.html

HP: https://www.takaishihideki.com/single-post/ameblo-12868946802-ja

英語版: https://www.takaishihideki.com/single-post/ameblo-12868946802-en

知財高判令和３年(ネ)10084【印刷された再帰反射シート】＜宮坂＞

（１）控訴審から開始した進歩性否定の主張①②が、時機後れ却下された!!

① 原審で主張した主引例＋他の副引例

② 原審で主張した主引例の解釈（主引用発明の認定）を変更する主張

※判決文から、控訴理由書で主張したか不明。

（２）*サポート要件では、課題解決に影響し得る全ての条件と影響を網羅することは不要

「本件発明の課題は、三角錐型キューブコーナー再帰反射シートや蒸着型三角錐型キューブコーナー再帰反射シート等で色相を改善するために連続した印刷層を設けた場合における耐候性や耐水性に劣るという従来技術における欠点を、非常に簡単で安価な方法で解決し、色相の改善された再帰反射シートを提供するものであるといえる。印刷領域を連続させるか独立させるかの違い以外の条件が上記課題の解決に影響を及ぼし得ることは否定できないものの、そうした条件と影響を網羅することまでサポート要件の要求するところではない。当業者であれば、本件特許の特許請求の範囲と明細書の記載とを対比し、上記課題の解決に資する発明として本件発明が記載されていると認識できるものと解される。」

⇒サポート要件◯

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-92685.pdf

知財高判令和５年(行ケ)10011【携帯端末の遠隔操作用デバイス】＜宮坂＞

Ameblo 元投稿日：2024-09-28

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12869249848.html

知財高判令和５年(行ケ)10011【携帯端末の遠隔操作用デバイス】＜宮坂＞

*「…映像（カメラにより撮影された映像を除く）」という除くクレームの進歩性×

「引用発明において端末表示部の表示画面の『撮像』は必須の構成であり、これを置き換える動機がない」という主張が否定された。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-92579.pdf

【特許/民法】東京地判令和４年(ワ)19222＜國分＞⇒民法 94 条２項類推適用

Ameblo 元投稿日：2024-09-30

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12869448646.html

【特許/民法】東京地判令和４年(ワ)19222＜國分＞

特許を受ける権利の無権限者による譲渡と、その後の特許権の転々譲渡

⇒原告に、虚偽の外観作出に係る帰責性あり

① 原告自身の内部事情や行為に一因

② 知りながら４年間放置

③ 株主総会決議の不存在判決確定後も半年間放置

＋被告らの善意無過失

⇒民法 94 条２項類推適用

（判旨抜粋）

⑵　本件における民法９４条２項類推適用の要件充足性について

ア　虚偽の外観作出に係る原告の帰責性について

⑺　後掲の各証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

ａ　Ｄは、トータルライフファクトリーの従業員として、株式会社エターナルとの間でヘアートリートメントアイロン「アフロート」の製造販売事業を企画しており、その企画に賛同したＨ（以下「Ｈ」という。）は、平成２３年１０月１１日、上記事業のために原告を設立した（甲１、２６）。

ｂ　Ａは、トータルライフファクトリーのアシスタントとして、Ｄからの指示を受け、同社の顧客対応や事務を行っていた（甲２６、原告代表者）。

ｃ　Ｈは、平成２６年頃、自身が経営する株式会社グレースの事業に専念するため、原告代表者を辞任し、また、原告の株式をトータルライフファクトリーに譲渡することにした。

そこで、Ｄは、Ａに対して原告代表者の就任を依頼し、Ａは、同年６月頃、原告代表者に就任し、その旨の登記がされた。

また、原告の株式については、株式会社グレースの取引先であるトータルライフファクトリーに対してＨから直接株式を譲渡することを避けるため、Ａを経由して株式を譲渡することとし、同月１１日、Ｄが作成した契約書により、原告の株式をＨからＡ及びＡからトータルライフファクトリーの順で譲渡する旨の契約が締結された。（甲２６、原告代表者）

ｄ　Ｄ及びＥは、平成２６年１１月１６日、本件発明について特許を受ける権利を原告に譲渡し、原告は、平成２７年４月６日、本件出願を行った。なお、Ａは、少なくとも同年６月１１日頃までは原告代表者としての地位を有していた。（甲３ないし５、７）

ｅ　Ａは、平成２７年７月１５日、自らが原告の株主であるとして臨時株主総会を開催し、同株主総会では、Ｄを原告の取締役から解任する旨の決議並びにＡを原告の取締役及び代表取締役に選任する旨の決議（本件株主総会決議①）がされ、同月２２日、その旨の登記がされた。また、Ａは、同月３０日、臨時株主総会を開催し、同株主総会では、Ｂを原告の取締役に選任する旨の決議（本件株主総会決議②）がされ、同月３１日、その旨の登記がされた。（甲７、８）Ｄは、同月頃、上記の登記がされていることを認識した。なお、Ｄは、Ｂと面識がなかった（甲２６、原告代表者）。

ｆ　Ａは、平成２７年８月１８日、Ｂとの間で本件譲渡契約①を締結し、原告の代表取締役の名義で、本件発明について特許を受ける権利をＢに譲渡する旨の譲渡証書（本件譲渡証書）を作成した（甲６）。

ｇ　Ａは、平成２８年３月１日、臨時株主総会を開催し、同株主総会では、原告を解散し、Ｆ弁護士を原告の代表清算人に選任する旨の決議（以下、当該決議と本件株主総会決議①及び②とを併せて「本件各株主総会決議」という。）がされ、同月１４日、その旨の登記がされた（甲７、８）。

ｈ　Ｆ弁護士は、平成２８年４月１９日、Ｄが原告の預金等を私的流用していたなどと主張して、原告の代表清算人として、Ｄに対し、損害賠償金の支払を求める支払督促の申立てを行い、同申立ては通常訴訟（以下「本件損害賠償訴訟」という。）に移行した。本件損害賠償訴訟においては、本件各株主総会決議の有効性が問題となった。（甲２６）

ｉ　Ｄは、平成２８年１１月２９日までに、本件発明について特許を受ける権利がＢに譲渡されていることを認識し、本件特許について原告の出願代理人を務めていた創光国際特許事務所のＬ弁理士（以下「Ｌ弁理士」という。）にその出願状況を確認したところ、Ｌ弁理士は、Ｄに対し、本件出願の出願人が原告からＢに変更され、それに伴い、出願代理人が特許業務法人京都国際特許事務所に変更されたことを報告した（甲３０、原告代表者）。

ｊ　本件特許については、平成３０年４月６日に審査請求がされ、平成３１年２月１４日に特許査定がされて、Ｂは、令和元年５月１７日、本件特許権の設定登録を受けた（甲５、乙１、２）。

Ｄは、同月頃には、上記の経過を経てＢが本件特許権の設定登録を受けたことを認識していた（原告代表者）。

ｋ　本件損害賠償訴訟については、令和元年１０月１１日、東京地方裁判所により、訴えを却下する旨の判決が言い渡され、これを不服として控訴が提起されたが、東京高等裁判所は、令和２年３月１９日、同控訴を棄却する旨の判決を言い渡し、同判決は確定した（甲２６、原告代表者）。

ｌ　その後、Ｄは、Ｆ弁護士に対し、原告に関する資料の引渡しを求めたが、Ｆ弁護士はそれに応じなかったため、令和３年になって、原告に対し、本件各株主総会決議不存在の確認を求める訴えを提起した。同訴えにおいて、原告は、適式な呼出しを受けたにもかかわらず、口頭弁論期日に出頭せず、東京地方裁判所は、令和３年７月２０日、Ｄの請求を認める旨の判決を言い渡し、同判決は同年８月５日に確定した。（甲７、８、２６、原告代表者）

ｍ　前記ｌの判決確定を踏まえ、令和３年８月３０日付けで、Ｄを原告の取締役から解任する旨の決議の不存在の判決が確定したこと及びＤの取締役としての地位が回復したことなどに関する登記がされ、また、同年９月２９日付けで、平成２７年７月１５日付けのＤの退任登記が職権抹消され、Ｄの代表取締役としての地位回復に関する登記がされた（甲７）。

ｎ　令和４年２月１日、Ｂとライツフォルとの間で、本件譲渡契約②が締結され、同年４月８日、ライツフォルと被告との間で、本件譲渡契約③が締結された（甲４、乙５、１０、弁論の全趣旨）。

(ｲ)　前記(ｱ)ｂないしｄのとおり、Ａは、トータルライフファクトリーのアシスタントとして、Ｄからの指示を受け、同社の顧客対応や事務を行っていたところ、平成２６年６月頃にＤからの依頼を受けて代表取締役に就任し、少なくとも平成２７年６月１１日頃までは原告の代表取締役であったもので、しかも、原告の設立者であったＨは、原告の株式を、いったんＡを経由させてからトータルライフファクトリーに譲渡することとし、平成２６年６月１１日には、Ｄが作成した契約書により、原告株式をＨからＡ及びＡからトータルライフファクトリーの順で譲渡する旨の契約が締結され、Ａは、そのような契約関係も利用して、本件株主総会決議①によって原告の代表取締役に就任したものである。

そして、前記(ｱ)ｅ及びｆのとおり、Ａは、平成２７年７月１５日に臨時株主総会を開催し、同株主総会では、自らを原告の代表取締役に選任する旨の本件株主総会決議①がされ、同年８月１８日には、ＡとＢとの間で、本件発明について特許を受ける権利をＢに譲渡する旨の本件譲渡契約①が締結されたものである。

そうすると、Ａによる本件譲渡契約①の締結は、原告の株主であったＨや原告の真の代表者とされるＤの行動に起因するものであって、Ｂが本件特許権を有しているとの虚偽の外観作出については、原告自身の内部的な事情や行為が大きく関わっていたものというべきである。

(ｳ)　また、前記(ｱ)ｅ及びｈのとおり、Ｄは、平成２７年７月頃には、同人を原告の取締役から解任し、Ａを原告の取締役及び代表取締役に、Ｂを原告の取締役に、それぞれ就任させる旨の登記がされていたことを認識しており、本件損害賠償請求訴訟においても、Ａ及びＢを取締役等に選任するなどした本件各株主総会決議の有効性が問題となっていたものである。

そして、前記(ｱ)ｅ及びｉ並びに弁論の全趣旨によれば、Ｄは、遅くとも平成２８年１１月２９日までに、本件発明について特許を受ける権利が、自己と面識はなく、Ａと協力関係にあると考えられるＢに譲渡されていたこと、本件出願の出願人が原告からＢに変更され、それに伴い、出願代理人が特許業務法人京都国際特許事務所に変更されていたことを認識していたものと認められる。

さらに、前記(ｱ)ｊのとおり、本件特許については、平成３０年４月６日に審査請求がされ、平成３１年２月１４日に特許査定がされて、Ｂは、令和元年５月１７日に本件特許権の設定登録を受けていたが、Ｄは、その経過についても認識していたものである。

このように、原告の真の代表者とされるＤは、平成２７年７月頃には、Ａが自らを原告の代表取締役に選任させるなどの行動をとっていたことを認識しており、さらに、平成２８年１１月２９日には、本件発明について特許を受ける権利が、Ｄと面識はなく、Ａと協力関係にあると考えられるＢに譲渡されていたことを認識していたものである。

それにもかかわらず、Ｄは、前記(ｱ)ｋ及びｌのとおり、令和２年３月１９日に本件損害賠償請求訴訟の控訴が棄却された後も、令和３年に至るまで、本件各株主総会決議の不存在確認を求める訴えを提起しておらず、弁論の全趣旨によれば、その他の訴訟又は非訟の手続やＢに対する働きかけといった措置もとっていないものと認められる。

(ｴ)　さらに、原告は、前記(ｱ) lのとおり、令和３年７月２０日に本件各株主総会決議不存在確認の訴えで勝訴判決を得て、同判決が同年８月５日に確定した後も、本件特許権がＢからライツフォルに譲渡される令和４年２月１日までの間に、Ｂに対する特許権移転登録手続請求や譲渡禁止の仮処分の申立てといった法的手段のみならず、原告に本件特許の登録を戻すことや他者にその登録を移転しないことを求める連絡等の措置もとらなかったものと認められる（原告代表者、弁論の全趣旨）。

(ｵ)　以上のように、そもそも、Ａが本件譲渡契約①を締結し、Ｂが本件特許に係る特許権者であるとの虚偽の外観を作出するに至ったのは、原告自身の内部事情や行為にその一因があるといえる上、原告の真の代表者とされるＤが、遅くとも平成２８年１１月２９日の段階で、上記の虚偽の外観が存在していることを認識していたにもかかわらず、令和３年までの約４年間、本件各株主総会決議の不存在確認の訴え等を行っておらず、さらに、令和３年８月５日に本件各株主総会決議の不存在を認める判決が確定してからも、Ｂからライツフォルに本件特許権が譲渡されるまでの約半年の間、Ｂに対して何らの措置もとっていないのである。

このような事情からすれば、原告には、虚偽の外観作出について、自ら外観の作出に積極的に関与した場合やこれを知りながらあえて放置した場合と同視し得るほど重い帰責性が認められるというべきである。

(ｶ)　これに対し、原告は、令和３年８月５日に本件各株主総会決議の不存在を認める判決が確定してからの行動について、嘱託登記が完了したのが同年１０月中旬頃であり、かつ、同判決の確定後、Ｂが更に本件特許権を譲渡することは考え難かったことからすれば、Ｆ弁護士に対して資料の引渡しを求めていた原告（Ｄ）の対応に何ら問題はないと主張する。

しかしながら、同年８月５日の段階で、本件譲渡契約①の締結から既に約６年が経過していたこと、Ｂは、Ｄと面識はなく、Ａと協力関係にあったと考えられることからすれば、本件各株主総会決議の不存在を認める判決が確定した段階で、Ｂに対して特許権移転登録手続請求等の法的な措置を速やかにとる必要性は高かったものといえる。

また、前記(ｱ) ｋ及び lのとおり、Ｆ弁護士は、本件損害賠償請求訴訟において、その訴えを却下する判決が確定した後も、Ｄからの資料の引渡請求に応じなかったこと、本件各株主総会決議不存在確認の訴えにおいて、原告の代表清算人とされていたＦ弁護士は、適式な呼出しを受けたにもかかわらず、口頭弁論期日に出頭しなかったことが認められ、このようなＦ弁護士の対応や訴訟態度を踏まえると、本件各株主総会決議の不存在を認める判決の確定後であっても、同弁護士がＤの資料の引渡請求に応じることは望めない状況であったものと認められる。

以上の事情に加え、原告としては、Ｆ弁護士に対して資料の引渡しを求めつつ、それと並行してＢに対して特許権移転登録手続請求等を行うことも可能であったといえることからすると、令和３年８月５日に本件各株主総会決議の不存在を認める判決が確定してからの原告（Ｄ）の対応に何ら問題はなかったという原告の主張は採用できないというべきである。

(ｷ)　さらに、原告は、Ｂは原告を不正に乗っ取った当事者であり、その代理人弁理士もＢの意向に沿って行動することが想定され、Ｄに協力することはあり得ないから、仮にＤがＢやその代理人弁理士に働きかけたとしても、何ら虚偽の外観を取り除くことにはつながらず、場合によっては逆効果となる可能性すらあるとも主張する。

しかしながら、そもそも、Ｂ自身が原告を不正に乗っ取った当事者であることを認めるに足りる証拠はない上、ＤがＢに対して接触した事実がない以上、Ｄからの働きかけに対してＢがどのような態

度に出るのかについては、それを示す兆候もなく、虚偽の外観を取り除くことにつながらないとか、逆効果となるといった結末に至ると断定するのは無理がある。さらに、Ｂやその代理人弁理士がＤからの働きかけに応じないということであれば、それは本件特許権の帰属について、ＢとＤとの間で争いがあることを意味するものにほかならず、そのような場合、Ｄとしては、速やかに本件各株主総会決議の不存在の確認の訴え等を行うべき状況にあったものといえる。

したがって、原告の上記主張は採用することができないというべきである。

イ　被告らの善意無過失について

(ｱ)　後掲各証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

ａ　被告の担当者であったＧは、令和３年５月頃、被告開発部からの調査依頼を受け、開発中のヘアーアイロンに関する特許調査を行ったところ、本件特許の存在を認識し、特許事務所に対し、侵害予防調査として上記のヘアーアイロンが本件発明の技術的範囲に属するか及び本件発明には無効理由が存在するかについての調査を依頼した（乙９、証人Ｇ）。

ｂ　前記ａの調査結果においては、被告が開発中のヘアーアイロンは本件発明の技術的範囲に属するが、本件発明には無効理由が存在するとの意見が述べられていたため、被告らは、本件特許について無効審判請求をするとともに、Ｂとの間で、本件特許権の譲渡交渉を行うことにし、この交渉を弁理士に依頼した（乙６、９、証人Ｇ）。

ｃ　前記ｂの依頼を受けた弁理士は、Ｂとの間で交渉を進め、令和４年２月１日、Ｂが同弁理士の所属する特許事務所を訪問して、Ｂとライツフォルとの間で本件譲渡契約②が締結された（甲４、乙５、９、１０、証人Ｇ、弁論の全趣旨）。

ｄ　Ｇは、本件譲渡契約②の締結時において、前記ｂの依頼を受けた弁理士から、ライツフォルが同契約②を締結することについて、不審事由があるとの報告は受けていなかった（証人Ｇ）。

(ｲ)　前記ａないしｄのとおり、Ｇは、特許事務所に属する弁理士に対して侵害予防調査やＢとの本件特許権の譲渡交渉等を依頼し、同弁理士は、令和４年２月１日に本件譲渡契約②を成立させているが、Ｇは、この本件譲渡契約②を締結することについて、同弁理士から不審事由に関する報告は受けていない。

このような事情に加え、本件譲渡契約②が締結された令和４年２月１日時点で、本件譲渡契約①の締結から既に６年５か月以上が経過していたにもかかわらず、同時点で同契約の有効性が明示的に争われていたわけではなかったことも併せ考慮すると、被告らは、本件譲渡契約②の締結時点で、Ｂが本件発明について特許を受ける権利の譲渡を受けておらず、本件特許権を有していなかったことについて、善意無過失であったと認めるのが相当である。

(ｳ)　これに対し、原告は、被告らが、原告の商業登記簿を確認することにより、本件譲渡契約①が締結された平成２７年８月１８日の時点で、Ａが原告代表者ではなかったことを認識していたはずであるから、Ｂが本件特許権を有していなかったことについて悪意であったと主張する。

しかしながら、証拠（証人Ｇ）及び弁論の全趣旨によれば、被告らは、原告の商業登記簿を確認していなかったものと認められ、本件全証拠によっても、被告らが、平成２７年８月１８日の時点において、Ａが原告代表者ではなかったことを認識していたという事実を認めることはできないから、原告の主張はその前提を欠くものであって採用できない。

したがって、被告らが、Ｂが本件特許権を有していなかったことについて、悪意であったとは認められない。

(ｴ)　また、原告は、①本件特許のように、個人が出願人及び特許権者になる場合で、出願人及び特許権者と発明者とが一致しないケースは、極めて異例であること、②出願した特許に係る発明を実施している法人である原告が、その特許を受ける権利を個人であるＢに譲渡することは、極めて不自然であること、③Ａが、平成２７年４月２２日付けの「発明の新規性の喪失の規定の例外の適用を受けるための証明書」では、原告の名称及び役職（代表取締役）が入った印鑑を用いている一方、本件譲渡証書では、その印鑑とは異なるＡの個人印を用いていること、④自ら実施している発明に関する特許を受ける権利を、その出願から僅か４か月後に、法人である原告が個人であるＢに譲渡することは、極めて不自然であること、⑤Ｂは、個人としても、Ｂが代表者を務めると思われる警備・メンテナンスを業とする法人としても、ヘアーアイロンに関する事業を行っておらず、原告からそのようなＢに対し本件発明について特許を受ける権利が譲渡されるのは不自然であることなどといった不審事由を指摘して、被告らには、Ａが平成２７年８月１８日時点で原告の代表権限を有していたか否かを確認すべき義務があったと主張する。

しかしながら、本件特許において、出願人及び特許権者が発明者と異なる個人（Ｂ）であることや（上記①）、法人である原告が、本件発明を実施しているにもかかわらず、本件発明に係る特許出願から４か月後に、その特許を受ける権利を個人であるＢに譲渡していること（上記②及び④）が、不自然といえるか否かについては、原告の内部事情等を踏まえて判断されるべきものといえるところ、被告らは、前記ア(ｲ)で説示した原告の内部事情等を認識し得ない状況にあり、そのような状況の中で本件譲渡契約①の有効性及び同契約に基づく特許庁の登録という外観を疑うことは、困難であったといえる。

そして、本件譲渡証書においてＡの個人印が使用されていること（上記③）については、比較的小規模の企業において契約の際に代表者の個人印が使用されることもあり得るものといえ、直ちに、本件譲渡契約①の有効性及び同契約に基づく特許庁の登録という外観を疑うべきということにはつながらない。

また、Ｂが、ヘアーアイロンに関する事業を行っていないこと（上記⑤）も、それだけでＢが原告から本件発明について特許を受ける権利の譲渡を受ける必要性を否定する事情とはいえない。

このような事情に加え、前記(ｲ)で説示したとおり、本件譲渡契約①の有効性は、その締結から６年５か月以上の間、明示的に争われていなかった上、Ｂが特許権者であるとの外観が相当長期間維持されていたことも踏まえると、原告の指摘する不審事由は、それらを総合考慮したとしても、被告らにおいて、本件譲渡契約①の有効性及び同契約に基づく特許庁の登録を疑い、Ａが平成２７年８月１８日時点で原告の代表権限を有していたか否かを確認すべき義務を基礎付けるものということはできない。

したがって、原告の上記主張は採用できない。

⑶　小括

以上によれば、本件においては、民法９４条２項が類推適用され、それによって、原告は、原告が本件発明について特許を受ける権利を有していることを被告に主張することができないものと解するのが相当である。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-92949.pdf

知財高判令和４年(行ケ)10124【卵パックを移載するロボットシステム】＜宮坂＞

Ameblo 元投稿日：2024-09-30

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12869448833.html

知財高判令和４年(行ケ)10124【卵パックを移載するロボットシステム】＜宮坂＞

「本件明細書に…一台二役の構成が記載されている…から…、…別個の装置（専用の構成）として実現することは、技術的には容易であり、…技術常識に基づいて…実施できる」

⇒サポート要件、実施可能要件◯

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-92564.pdf

Nepal Tiger～識別力○・4条1項16号非該当　／　Tibet Tiger～識別力×

Ameblo 元投稿日：2024-10-01

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12869571388.html

【商標】知財高判令和5年(行ケ)10115＜東海林＞　「Nepal Tiger」～識別力○（3条1項3号）・4条1項16号非該当

トラの形状を模した「チベットじゅうたん」を「チベタンタイガーラグ」等と表示するwebsiteが複数あるが、「Nepal Tiger」という表示はない。

＋裁判所は「Nepal Tiger」を一体的な造語と認定し、商品の産地・販売地・品質を直ちに認識させるものではないとした。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-92920.pdf

【商標】知財高判令和5年(行ケ)10116＜宮坂＞　「Tibet Tiger」～識別力×・4条1項16号該当

チベットのトラという意味合いを認識させる。

チベットという地名が著名でない証拠なし。

トラの形状を模した「チベットじゅうたん」が、「Tibetan Tiger Rug」等として多数販売されている。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-92801.pdf

【商標】知財高判令和5年(行ケ)10114＜清水響＞「Tibetan Tiger」～識別性×

トラの形状を模した「チベットじゅうたん」が「Tibetan Tiger Rug」等と称されている。

⇒トラを上から見た平面形状をかたどったチベットじゅうたん（商品）の品質等の特徴を表示する標章のみからなる商標。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-92927.pdf

弁理士試験の口述受験生向け～「趣旨」問題（特許）

Ameblo 元投稿日：2024-10-03

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12869897875.html

弁理士試験の口述受験生向け～「趣旨」問題（特許）

⇒意匠、商標も同様に趣旨を１０個ずつ覚えていてください。

・発明奨励＋産業の発達

・法的安定性

・第三者の不測の不利益防止

・防御の機会を保障

・国際調和

・迅速（一回的解決）

・公平

・開示と独占権とのバランス（衡平）

・権利者と一般公衆による自由実施とのバランス（衡平）

・立証困難の軽減～損害推定、文書提出命令、査証

・営業秘密の保護～秘密保持命令、閲覧謄写制限、インカメラ手続

・二重特許の排除

・判断の合理性担保

（特許制度の趣旨）

発明を公開したことの代償として独占権を付与する

発明を奨励し、もって産業の発達に寄与する

（補正）

① 出願当初から発明の開示を十分ならしめ，発明の開示が不十分にしかされていない出願と出願当初から発明の開示が十分にされている出願との間の取扱いの公平性の確保，

② 出願時に開示された発明の範囲を前提として行動した第三者が被る不測の不利益の防止

（特許法３９条）

一発明一特許の原則から、二重特許の成立を排除する趣旨

（特許法２９条の２）

後願の妥当かつ迅速な処理が不可能となることがないようにすることをも配慮

（特許法 157 条２項４号）が，審決に理由を付することを規定した趣旨は，審決が慎重かつ公正妥当にされることを担保し，不服申立てをするか否かの判断に資するとの目的に由来する

（特許法１０１条２号、間接侵害不可欠品）

生産，譲渡等を全面的に差し止め，その廃棄を命じるのが，多用途品であっても侵害につながる蓋然性の高い行為に特許権の効力を及ぼすこととした特許法１０１条２号の趣旨に沿うものというべきである

（先使用権）

特許権者と先行して特許発明を実施していた者との公平を図るという制度趣旨

＝利害調整

（特許法７７条４項）

専用実施権者は，特許権者の承諾を得た場合には，他人に通常実施権を許諾することができる旨規定しており，同規定は，専用実施権者が第三者に通常実施権を許諾した場合であっても専用実施権を有することに影響を及ぼすものではないことを前提としている

（特許法１０２条２項）

損害額の立証の困難性を軽減する趣旨

（秘密保持命令）の制度趣旨

＝訴訟において開示された当事者の営業秘密を保護すること

（特許法１６７条＝確定審決について、当事者及び参加人による同一の事実及び同一の証拠に基づく再度の無効審判請求を許さない）

同一の当事者間では紛争の一回的解決を実現させる点

（特許法 157 条２項＝審決書に理由記載を求めた）

審決における判断の合理性等を担保して恣意を抑制すること，客観的な証拠（技術資料）に基づかない認定や論理性を欠いた判断をする危険性を排除する

（特許法１３４条２項本文＝請求書の補正が許可される場合、原則として被請求人に補正書の副本を送達し、答弁書提出の機会を与える）

相手方の防御の機会を保障する

【米国】2024.05 In re Bystolic 事件（第 2 巡回区控訴裁判所）

Ameblo 元投稿日：2024-10-04

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12869949108.html

【米国】2024.05 In re Bystolic 事件（第 2 巡回区控訴裁判所）

医薬品特許訴訟の和解におけるリバースペイメントが「多額」かつ「不当」である場合、合理の原則に基づく反トラスト法上の審査対象となり得るが、当然に違法となるわけではない。本件では不当又は説明不能な支払であるとの主張が十分でないとして、訴えを退けた原審が維持された。

～訴訟費用、商品・サービスの価値等との比較が重要。

*日本でも、医薬以外でも検討場面が多い論点!!

https://openlegalcommunity.com/pharmaceutical-patent-settlement-reversepayment-antitrust-litigation-case/

【米国/意匠特許】2024.05 CAFC en banc　　LKQ v. GM Global

Ameblo 元投稿日：2024-10-07

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12870330677.html

【米国/意匠特許】2024.05 CAFC en banc　　LKQ v. GM Global Tech.

40 年続いた Rosen-Durling test（意匠特許の自明性を判断する際に,primary reference が出願 design と「基本的に同一」であることを要求するテスト）を覆し、2007 年 KSR 最高裁判決の自明性判断の基準に拠るとした。

意匠の常識が変わる：CAFC 大法廷が意匠特許の自明性判断により柔軟な判断基準を採用 - Open Legal Community

知財高判令和５年(行ケ)10084、10089【電動式衝撃締め付け工具】＜清水響＞

Ameblo 元投稿日：2024-10-07

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12870330748.html

知財高判令和５年(行ケ)10084、10089【電動式衝撃締め付け工具】＜清水響＞

主引例の実施形態は、アウターロータ、インナーロータに適用しても良いと記載されている。

⇒アウタロータ型において、磁石を保持するために、複数の磁石をステータの外周側（ロータの内周側）に沿って配置することは、周知技術であった。

⇒進歩性×

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-93258.pdf

知財高判令和 3(ネ)10086【ランプ】＜本多＞　※先使用権成立

Ameblo 元投稿日：2024-10-07

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12870330915.html

知財高判令和 3(ネ)10086【ランプ】＜本多＞　※先使用権成立

*数値限定発明につき設計変更後の製品も先使用権の範囲内とした。

⇒先使用製品のバラツキを（現実の先使用物よりも若干広く）認定した後、適宜調整可能範囲を先使用権が及ぶ(同一性の)範囲として認定した。

⇒パラメータを認識していなくても、先使用権成立

「カナデンは…共同研究その他の形で関与していた…事情も見当たらない…カナデンに納品された平成 24 年 4 月…既に一般向けに販売されていた…ことによると、カナデンに対する…納品が…守秘義務を…前提…とは考え難い。」

⇒公然実施～新規性×

【請求項１】…複数のＬＥＤチップの各々の光が前記ランプの最外郭を透過したときに得られる輝度分布の半値幅をｙ（mm）とし、隣り合う前記ＬＥＤチップの発光中心間隔をｘ（mm）とすると、ｙ≧１．０９ｘの関係を満たす、ランプ。

（判旨抜粋）

…被控訴人 403W 製品全２４本について、左から２５番目と５０番目のＬＥＤ２個についてｙ／ｘ値を計測したところ、左から２５番目のＬＥＤについては、最小値１．３０３、最大値１．３８８、平均値３σが１．２８１、１．３９７であり、左から５０番目のＬＥＤについては、最小値１．２９７、最大値１．３８１、平均値３σが１．２７２、１．４０３であったことが認められる。ここで、工業製品にあっては、同一生産工程で生産されても、その品質はさまざまな原因によってばらつきが存在するものであり、照明器具においても同様のことがいえると解されるところ、上記のとおり、被控訴人 403W 製品においても、それぞれ数値範囲にばらつきが生じているものと理解できる。また、品質管理の手法としては、製品の検査結果を要求される品質標準と比較して、この差（製造誤差）を標準偏差の３倍（３σ）の範囲に収めることが一般的に採用される手法の一つであると理解できる…。これらを踏まえると、被控訴人 403W 製品のｙ／ｘ値は、実測値で１．２７～１．３８程度、一般的な製造誤差を考慮した場合である３σは、403W 製品に要求される品質標準は不明であるものの、一般的な管理手法に照らせば、実測された平均値がそれに該当するといえ、被控訴人 403W 製品のｙ／ｘ値は、おおむね１．２７～１．４０程度であったと認めることができる。…

以上のことを踏まえると、403W 製品に具現化された発明であるｙ／ｘ値が１．４を超える部分から１．７又は１．７を超える範囲は、被控訴人においてｘ値を適宜調整することで実現していた範囲であって自己のものとして支配していた範囲であるといえる。…さらに、本件各発明１の課題であるＬＥＤ照明の粒々感を抑えることは、ＬＥＤ照明の当業者において本件優先権主張日前から知られた課題であり、当業者はこのような課題につき、本件パラメータを用いずに、試行錯誤を通じて、粒々感のない照明器具を製造していたものといえる。そのような技術状況からすると、「物」の発明の特定事項として数式が用いられている場合には、出願（優先権主張日）前において実施していた製品又は

実施の準備をしている製品が、後に出願され権利化された発明の特定する数式によって画定される技術的範囲内に包含されることがあり得るところであり、被控訴人が本件パラメータを認識していなかったことをもって、先使用権の成立を否定すべきではない。…

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-93015.pdf

東京地判令和３年(ワ)18031【携帯電話、受信装置】＜國分＞

Ameblo 元投稿日：2024-10-08

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12870440371.html

東京地判令和３年(ワ)18031【携帯電話、受信装置】＜國分＞

サブコンビネーション発明の要旨認定

「請求項４記載の携帯電話との間で送受信するための」との記載は、受信装置の構造、機能等自体を何ら特定していないから、受信装置に係る発明を特定しない。

⇒要旨認定から除外

⇒新規性×

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-92974.pdf

知財高判令和６年(行ケ)10002【土木工事用不織布】＜東海林＞

Ameblo 元投稿日：2024-10-09

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12870567413.html

知財高判令和６年(行ケ)10002【土木工事用不織布】＜東海林＞

*製品の同一性・品質を維持するために、仕様の遵守が求められるとしても、同製品を基に、仕様の一部を変更して、新たな製品を開発することは当然に行われる。

⇒公然実施品の黒色繊維の比率を変更することに阻害要因はない。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-93103.pdf

知財高判令和 5(行ケ)10002【光源ユニット】＜本多＞

Ameblo 元投稿日：2024-10-10

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12870690677.html

知財高判令和 5(行ケ)10002【光源ユニット】＜本多＞

本件発明の要旨認定～審決取消/進歩性×

本件発明は「取付部材」を器具本体に取り付けるための具体的な構成、例えば、ボルトやフックなどの構成について特定されていない。

⇒技術水準を踏まえて、任意のものを採用し得る。

⇒一致点

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-92987.pdf

知財高判令和５年(行ケ)10056【ワクチンアジュバントの製造の間の親水性濾過】＜清水響＞

Ameblo 元投稿日：2024-10-11

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12870814041.html

知財高判令和５年(行ケ)10056【ワクチンアジュバントの製造の間の親水性濾過】＜清水響＞

引用発明の認定～進歩性×

主引例中の工程(III)は、抗原溶液と組み合わせる場合と組み合わせない場合とがあることから便宜上設けられた工程とみる余地があり、後者の場合は、技術的に必須でない。

（判旨抜粋）

参加人が主張する工程（III）（アジュバントエマルジョンのバルクを大きな瓶に充填する工程）は、アジュバントエマルジョンを抗原溶液と組み合わせる場合とこれらを組み合わせない場合とがあることから便宜上設けられた工程とみる余地があり、少なくとも後者の場合においては、当該工程を経ることが技術的に必須であるとまでいえないと考えられるのであるから、甲１１記載の発明において第１の濾過工程と第２の濾過工程を連続して行うことは、同発明の技術的思想と何ら背馳するものではない…。そうすると、甲１１記載の発明の第１の濾過工程と第２の濾過工程が連続して行うことができない別個の工程であるということはできないから、…参加人の主張を採用することはできない。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-92860.pdf

東京地判令和１年(ワ)24736【…空調服】＜國分＞

Ameblo 元投稿日：2024-10-12

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12870994669.html

東京地判令和１年(ワ)24736【…空調服】＜國分＞

本件公然実施発明に接した当業者は「一組の調整紐を結んで所望の長さにする」という課題を認識する。

⇒調節方法が被服の技術分野で周知

⇒空調服という製品自体が革新的技術であることは,進歩性を基礎付ける事情とならない。

⇒進歩性×

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-92975.pdf

知財高判令和５年(ネ)10086【5-アミノレブリン酸リン酸塩】＜宮坂＞

Ameblo 元投稿日：2024-10-16

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12871443866.html

知財高判令和５年(ネ)10086【5-アミノレブリン酸リン酸塩】＜宮坂＞

*引用文献に物質名が記載されていても、当業者が創作能力を発揮する思考・試行錯誤等を要せず実施できる程度に開示されていなければ、引用発明としての開示は認められない。

⇒新規性・進歩性◯

「本件特許の出願後に製造方法等の発明をした者については通常実施権の設定の裁定（同法 92 条）により、特許権者との利益の調整が図られる」

（判旨抜粋）

控訴人は、化合物自体が公知文献に明記されており、当該化合物を初めて製造できたことに技術的意義が認められる物質特許の発明については、化合物自体は公知であるから、その発明は新規性を欠くと解すべきであり、仮に新規性を有するのであれば、その発明の技術的意義は当該化合物を製造できたことについて認められるものであるから、その技術的範囲は、発明者が現実に発明した製造方法によって製造された物か、単離された高純度の化合物に限定されるべきであると主張するが、以下に述べるとおり採用できない。

ア 発明が技術的思想の創作であること（特許法２条１項参照）にかんがみれば、特許出願前に頒布された刊行物（同法２９条１項３号）に物の発明が記載されているというためには、同刊行物に発明の構成が開示されているだけでなく、当該刊行物に接した当業者が、思考や試行錯誤等の創作能力を発揮するまでもなく、特許出願時の技術常識に基づいてその技術的思想を実施し得る程度に、当該発明の技術的思想が開示されていることを要する。

特に当該物が新規の化学物質である場合には、新規の化学物質は製造方法その他の入手方法を見出すことが困難であることが少なくないから、刊行物にその技術的思想が開示されているというためには、一般に、当該物質の構成が開示されていることにとどまらず、その製造方法を理解し得る程度の記載があることを要するというべきであり、刊行物に製造方法を理解し得る程度の記載がない場合には、当該刊行物に接した当業者が、思考や試行錯誤等の創作能力を発揮するまでもなく、特許出願時の技術常識に基づいてその製造方法その他の入手方法を見出すことができることが必要であるというべきである。

そして、本件において、公知文献である本件引用例に５－アミノレブリン酸リン酸塩の製造方法に関する記載は見当たらず、乙１６～１８の各論文によっても、特許出願時の技術常識に基づいて当業者がその製造方法その他の入手方法を見出すことができたとは認められない（以上は原判決「事実及び理由」第３の３(1)イ〔１４頁～〕に同じ。）。

イ 他方、本件明細書には、５－アミノレブリン酸リン酸塩の物質の構成が開示されている（【０００９】、【００１４】～【００１６】）にとどまらず、当業者がその製造方法を理解し得る程度の記

載があるところ（【０００７】、【００１９】～【００２８】、【００３４】～【００３６】）、これは、新規の化学物質の発明である本件発明について、当業者が実施し得る程度の発明の技術的思想を開示するものであって、単なる製造方法としての技術的意義にとどまるものではない。

そして、特許が物の発明についてされている場合には、その特許権の効力は、当該物と構造、特性等が同一である物であれば、その製造方法にかかわらず及ぶこととなる（最高裁平成２４年（受）第１２０４号同２７年６月５日第二小法廷判決・民集６９巻４号７００頁参照）。

ウ なお、控訴人が指摘するような、本件特許の出願の際に製造等していた者については先使用による通常実施権（特許法７９条）により、本件特許の出願後に製造方法等の発明をした者については通常実施権の設定の裁定（同法９２条）により、特許権者との利益の調整が図られることになる。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-92864.pdf

知財高判令和 5(行ケ)10034【立毛シートの製造方法】＜清水響＞

Ameblo 元投稿日：2024-10-17

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12871573705.html

知財高判令和 5(行ケ)10034【立毛シートの製造方法】＜清水響＞

*冒認成立（審決取消）

真の発明者の陳述書～パイル長 2～3mm

請求項 4 は 3～10mm だから整合する

冒認者が染色工程につき様々な工夫をしたとしても、いずれも特許請求の範囲の内容に含まれない。

⇒『冒認者が工夫した構成』を訂正で追加すれば紛れた?

※『冒認者が工夫した構成』が無くても特許性があった以上、共同出願違反になるだけか。『冒認者が工夫した構成』を訂正で追加して初めて特許性が認められるという構図であれば、公報記載の発明者の単独発明であったかもしれない。他者が絡む発明を単独出願する際の留意点を学べる判決!!

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-92893.pdf

知財高判令和５年(行ケ)10069【半田付け装置】＜清水響＞ *進歩性判断～既判力の範囲

Ameblo 元投稿日：2024-10-21

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12872054956.html

知財高判令和５年(行ケ)10069【半田付け装置】＜清水響＞

*進歩性判断～本件発明４についての既判力と、本件発明１等についての拘束力の区別

本件発明１等について、第一次判決が判断しなかった点があるが、進歩性判断は、本件発明及び引用発明の認定、一致点・相違点の認定を踏まえた法律判断である。

審判官が、第一次判決とは別異の事実を認定して異なる判断を加えることは、第一次判決の拘束力により許されない。

「最高裁昭和 51 年３月 10 日大法廷判決…の趣旨を踏まえると、…既判力は、審決に違法性一般がないことではなく、特許無効審判事件において審理された特定の引用例に記載された発明（公知技術）に基づく進歩性の有無について判断した審決に違法性がないことに関して生じる」

（判旨抜粋）

最高裁昭和 51 年３月 10 日大法廷判決（昭和４２年（行ツ）第２８号）民集３０巻２号７９頁の趣旨を踏まえると、特許発明の進歩性判断が問題となる特許無効審判事件の審決の取消訴訟における請求棄却判決の既判力は、審決に違法性一般がないことではなく、特許無効審判事件において審理された特定の引用例に記載された発明（公知技術）に基づく進歩性の有無について判断した審決に違法性がないことに関して生じるものと解するのが相当である。

これを本件についてみるに、前記認定のとおり、第一次判決（原告の請求を棄却した部分。以下同じ。）は、本件発明４につき、これが本件出願日前に当業者において甲１引用発明に基づき容易に発明をすることができたものとはいえないと判断して、これと同じ判断をした第一次審決を是認し、原告の請求を棄却したものである。そして、第一次判決は、その後確定したのであるから、甲１引用発明に基づき、本件発明４が進歩性を欠くとはいえないとした第一次審決に違法性がないことは、既判力をもって確定されているというべきである。

本件で問題となっているのは、本件審決の違法性であって、第一次審決の違法性ではないが、原告が、本件訴訟において、甲１引用発明に基づき、本件発明４が進歩性を欠く旨主張（取消事由３）し、進歩性欠如を否定した本件審決の判断部分が違法である旨主張することは、実質的にみれば、第一次審決の違法性に関し既判力が生じている部分（同じ引用発明に基づき進歩性がないとはいえないとの判断）について、これと異なる判断を求めるものとして、許されないというべきである。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-92861.pdf

知財高判令和５年(行ケ)10015【ガス吹込みノズル用耐火物の製造方法】<東海林>

Ameblo 元投稿日：2024-10-21

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12872056015.html

知財高判令和５年(行ケ)10015【ガス吹込みノズル用耐火物の製造方法】<東海林>

「甲２発明の煉瓦のほうが甲１発明の耐火物よりも損傷しやすい過酷な環境にさらされる蓋然性が高い…甲２発明の煉瓦では…変形を防ぐことが…重要であるとしても…甲１発明…にも、当然同じ特性が求められるものとはいえない」

⇒動機付けなし～進歩性〇

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-92719.pdf

知財高判令和５年(行ケ)10049【光学イメージング装置】＜宮坂＞

Ameblo 元投稿日：2024-10-21

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12872056398.html

知財高判令和５年(行ケ)10049【光学イメージング装置】＜宮坂＞

「内視鏡の技術分野において挿入部を細径化することは周知の課題である…から…引用発明にも内在している…。…周知の手法は、引用発明にも内在する上記の課題の解決手段となる…から…動機付けはある…。」

⇒進歩性×

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-92742.pdf

知財高判令和４年(行ケ)10007【熱搬送システム】<東海林> *設計事項と動機付け

Ameblo 元投稿日：2024-10-22

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12872170863.html

知財高判令和４年(行ケ)10007【熱搬送システム】<東海林>

***設計事項と動機付け**

「主引用発明に、その課題を解決するための技術の具体的適用に伴う設計変更や設計的事項を採用することによって本願発明に至る場合は、そのような**設計変更や設計的事項の採用は…特段の動機付けがなくても本願発明の容易想到性が認められる**」

（判旨抜粋）

イ　主引用発明に周知技術を適用する動機付けの有無について

(ｱ)　動機付けの判断の有無について

原告らは、周知事項を根拠に設計事項であるとする場合でも、周知事項であるという理由だけで、容易想到であることの論理付けができるか否かの検討（その周知事項の適用に動機付けがあるか、阻害要因がないか等の検討）を省略してはならないところ、本件審決は、これらの判断をしていないから、その判断は失当であると主張する（前記第３の３〔原告らの主張〕⑵ア）。

本願発明の容易想到性が肯定されるためには、主引用発明に、副引用例に記載された発明又は周知技術を組み合わせることについて、原則として動機付けがなければならないと解される。しかし、主引用発明に、その課題を解決するための技術の具体的適用に伴う設計変更や設計的事項を採用することによって本願発明に至る場合は、そのような設計変更や設計的事項の採用は、当業者の通常の創作能力の発揮にすぎないから、それについて特段の動機付けがなくても本願発明の容易想到性が認められるというべきである。前記⑴及び⑵のとおり、引用発明に相違点１及び２に係る本願発明の構成を適用することは、当業者の通常の創作能力の発揮にすぎないから、設計事項ということができるものであり、その適用について特段の動機付けのあることが示されなくても容易想到性は認められる。

また、前記⑴及び⑵のとおり、引用発明が解決しようとする課題は、引用発明の解決手段を採用することで解決し得るものであり、引用発明において相違点１及び２に係る本願発明の構成を適用することによって引用発明の課題が解決できなくなるような事情はないから、それらの適用に阻害事由はない。本件審決は、阻害要因についての原告らの主張を挙げた上、それらの主張を採用できないことを判断しており（本件審決６⑶イ〔本件審決２６、２７頁〕）、その判断に誤りがあるとは認められない。なお、上記のとおり、相違点１及び２の容易想到性を認めるためには、特段の動機付けを要するものではないが、以下、念のため、原告らの主張について検討する。

(ｲ)　技術分野の関連性の有無について

原告らは、技術分野の関連性を判断するに当たっては、各技術を上位概念化してはならないとし、本願発明はビル用マルチに関するものであるのに対し、引用発明は、ペア機特有の課題に着目したもので、しかも２シリンダ形回転式圧縮機に係るものであって、その具体的な技術分野は相違している

から、引用発明に他の技術を組み合わせて本願発明を想到するための動機付けは極めて薄いと主張する（前記第３の３〔原告らの主張〕⑵イ）。

しかし、前記３⑵ウのとおり、本願発明はビル用マルチに限定されるものではなく、媒体昇圧機の具体的な構造等は特定されていないし、前記⑵のとおり、引用発明の課題はペア機特有のものではないから、原告らの主張はその前提において採用することができない。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-91747.pdf

大阪地判令和 3(ワ)2873【食用畜肉塊の除毛装置】　損害論～文書提出命令に従わなかった

Ameblo 元投稿日：2024-10-23

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12872297200.html

大阪地判令和 3(ワ)2873【食用畜肉塊の除毛装置】

特許法 102 条 2 項の損害計算のために文書提出命令をしたが、被告は提出しなかった。

⇒「原告の主張によると、被告製品 10 台の利益率は 6 割を超えるものとなって、合理的とは言い難い」

⇒被告の限界利益率を、約 31%と認定した。

★充足論では、文書提出命令は殆ど出ない。

★損害論では、被告が任意提出しないと文書提出命令が多く出る。

⇒被告が更に文書提出命令に従わず、文書提出を拒否しても、裁判所は、原告の主張を真実と認めることができるだけであり、本件のように、必ずしも、原告主張の損害額が認められるわけではない。

【特許】文書提出命令（３）不提出の効果、所持否定

高石秀樹「文書提出命令（３）不提出の効果、所持否定」関連資料

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-93136.pdf

知財高判令和４年(行ケ)10123【レーザ加工装置】＜宮坂＞

Ameblo 元投稿日：2024-10-24

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12872420296.html

知財高判令和４年(行ケ)10123【レーザ加工装置】＜宮坂＞

「甲１発明は…加工対象物の内部に集光点を合わせて改質領域を形成し、切断予定ラインに沿って加工対象物を割るというものである。…レーザ光の集光点についてＺ軸方向の制御をする…記載もない」

⇒周知技術適用の動機付け無し!

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-92618.pdf

知財高判令和４年(行ケ)10057、10054【ランプ】＜本多＞　⇒サポート要件〇

Ameblo 元投稿日：2024-10-25

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12872532550.html

知財高判令和４年(行ケ)10057、10054【ランプ】＜本多＞

当業者は、直線近似式と実測データには残差が存在するという技術常識を踏まえて、明細書中の発明の効果を僅かに満たさない試料についても、"おおよそ所望の"輝度均斉度が得られ、発明の課題を解決できると理解できる。

⇒サポート要件〇

（判旨抜粋）

本件明細書に接した当業者は、…本件パラメータが１．０９＜ｙ／ｘであれば、粒々感を抑制するという課題を解決できると認識するものである。他方、本件訂正後の特許請求の範囲に特定された本件各発明における本件パラメータについてみると、１．０９＜ｙ／ｘの範囲で、ｙ／ｘの下限や上限を適宜特定し、さらには、ｘ値（請求項５～８）の範囲を特定するものであるから、本件…発明は、輝度均斉度がおおよそ８５％以上となる範囲を特定するものであることを理解できる。…

原告は、本件明細書の実験結果【図７Ａ】には、ｙ＝１．０９ｘの段階で輝度均斉度が８５％に達していない試料…が記載されていること等から、実験結果から当業者が課題を解決できると認識できないなどと主張するが、…当業者は、直線近似式と実測データには残差が存在するという出願時の技術常識を踏まえて、本件各発明を理解するところ、原告が指摘する試料番号１０、１３等についても、このような技術常識を踏まえて、おおよそ所望の輝度均斉度が得られ、本件各発明の課題を解決できると理解できるものである。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-92986.pdf

知財高判令和５年(行ケ)10101【鑑定証明システム】＜東海林＞

Ameblo 元投稿日：2024-10-26

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12872707022.html

知財高判令和５年(行ケ)10101【鑑定証明システム】＜東海林＞

*秘密鍵・公開鍵に関する出願当時の技術常識

⇒要鑑定製品１に付与された秘密鍵α1及びギャランティカード２に付与された秘密鍵β1は、それらと対の関係にある公開鍵と共に、本人認証に使用されると理解できる

⇒実施可能要件〇

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-92988.pdf

【論稿/不競法】営業秘密の有用性と非公知性について―錫合金組成事件―…大阪地判平成 26 年(ワ)11151『錫合金』

Ameblo 元投稿日：2024-10-28

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12872886872.html

【論稿/不競法】営業秘密の有用性と非公知性について―錫合金組成事件―…大阪地判平成 26 年(ワ)11151『錫合金』（陳珂羽、知的財産法政策学研究 Vol.52(2018)）

*「有用性」否定～原告製品に採用されているが、原告主張の効果は立証不十分

＝東京地判平成 13 年(ワ)7445『クレープミックス』も、配合条件を限定したことによる特段の効果が証拠上明らかでないこと等を理由に、有用性を否定した。

Cf.大阪地判平成 19 年(ワ)11138『発熱セメント』は、明細書に開示された情報から当業者が容易に開発できる設計事項であるとして、有用性を否定した。

⇒東京地判平成 25 年(ワ)30447『顕微鏡組立図』は、当業者が開発できるが、開発期間を短縮していること等を理由に、有用性を認めた。

https://www.juris.hokudai.ac.jp/riilp/wp-content/uploads/2019/01/26139757b3a2882c15acc0420875315f.pdf

知財高判令和 5(行ケ)10145【発光装置】＜宮坂＞　⇒新規事項追加

Ameblo 元投稿日：2024-10-29

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12873009502.html

知財高判令和 5(行ケ)10145【発光装置】＜宮坂＞　⇒新規事項追加

実施形態３は、貫通孔Ｆを開放空間形成の手段としており、貫通孔Ｆが設けられていない構成についての記載や示唆もない。

⇒「開放空間は…一周することなく…接着剤が配されることで形成される」という補正が、新規事項追加と判断された!!

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-93204.pdf

【不競法/虚偽事実の告知】東京地判令和 3(ワ)22564＜國分＞

Ameblo 元投稿日：2024-10-30

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12873131844.html

【不競法/虚偽事実の告知】東京地判令和 3(ワ)22564＜國分＞

「被告らにおいて本件通知行為時までに本件特許が無効となることを具体的に認識し得たことを基礎付ける事情は認められない。…同時点において…無効である旨の主張は一切されておらず…」

⇒無効で虚偽事実だが、過失なし!!

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-92973.pdf

東京地判令和３年(ワ)15964【弾塑性履歴型ダンパ】＜柴田＞

Ameblo 元投稿日：2024-10-31

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12873249493.html

東京地判令和３年(ワ)15964【弾塑性履歴型ダンパ】＜柴田＞

*実施例が全て備えることを、限定的解釈の一理由とした。

「複数方向からの入力が想定される場合に…解決…課題が存在する…。…明細書に記載された実施例は、全て、複数方向からの入力が問題とな…るものである…」

⇒非充足

（判旨抜粋）

…単一方向からの入力でなく複数方向からの入力が想定される場合に、本件各発明が解決すべき課題が存在することとなる。 そして、本件明細書には、前記…本件各発明の意義が記載されているほか、本件明細書に記載された実施例は、全て、複数方向からの入力が問題となり、そのような複数方向からの入力に対し、本件発明１の構成をとることによって対応することができるものであると認められる。本件明細書のその他の部分にも、単一方向からの入力に対応することに関する記載はない。これらの本件明細書の記載及び構成要件Ｇ、Ｈの記載から、本件発明１に係るダンパは、ダンパに対して複数方向からの入力が想定される構造物等の部位に用いられ、ダンパの剪断部に対して複数方向からの入力があり、これに対して対応することができるダンパであると解するのが相当である。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-92956.pdf

【著作権】東京地判令和５年(ワ)70422＜杉浦＞

Ameblo 元投稿日：2024-11-01

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12873372809.html

【著作権】東京地判令和５年(ワ)70422＜杉浦＞

「本件動画…につき、本件写真にモザイク処理を施したものをサムネイルとして利用した…、本件動画…については、サムネイルとして、本件写真の背景部分を切除すると共にＥ肖像部分もトリミングして利用した」

⇒同一性保持権侵害

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-93296.pdf

【新着 YouTube 動画】充足論・クレーム文言解釈／勝訴＋敗訴（第４版の読み合わせ③）2024/9/11

Ameblo 元投稿日：2024-11-05

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12873878657.html

【新着 YouTube 動画】

【特許】知財 LAB　充足論・クレーム文言解釈／勝訴＋敗訴（第４版の読み合わせ③）2024/9/11

特許発明の技術的範囲に関する全てのタイプのクレーム文言解釈をこれ一本で裁判例と共に総ざらい！

https://www.youtube.com/watch?v=aaoI1dK98xc

大阪地判令和５年(ワ)3375【庇】

Ameblo 元投稿日：2024-11-05

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12873878717.html

大阪地判令和５年(ワ)3375【庇】

『庇の小型化や構造の簡易化』という本件発明の目的

⇒「前面が雨水を下方へ導くガイド面となっている」部分と「庇板の開放された前端面に当接され」た部分とが離間しており、当接部分の前面がガイド面となっていない構成は、「縦板部」に含まれない。

⇒非充足

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-92899.pdf

知財高判令和５年(ネ)10071【チップ型ヒューズ】＜宮坂＞

Ameblo 元投稿日：2024-11-05

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12873910495.html

知財高判令和５年(ネ)10071【チップ型ヒューズ】＜宮坂＞

原審で心証開示後に、請求項３の主張開始。

⇒当初から争点になっていた均等論第４要件回避目的

同一特許の別の請求項に係る発明を請求原因として追加することは、訴えの変更ではなく、攻撃防御方法である。

⇒時機後れ却下

★既判力の範囲という超重要問題に直結する!!

※原審・大阪地判令和３年(ワ)10032 は、請求原因の追加を訴えの追加的変更と捉え、著しく訴訟手続を遅滞させるとして、これを許さないこととした（民訴法 143 条１項ただし書・４項）。

Cf.知財高判令和５年(行ケ)10069【半田付け装置】＜清水響＞

*相違点に係る事実認定についても、第一次判決の拘束力は及ぶ!!

⇒第一次審決で本件発明１等の無効を認められた無効審判請求人に、前訴で審決が判断しなかった主張をするよう求めることは、若干酷か…。

⇒審決勝訴側も、予備的主張をしておかないと、拘束力により第二次訴訟で主張できなくなる。

Cf. **知財高判平成 17 年(行ケ)10179【おしゃれ増毛装具】＜三村＞** *主引例と副引例を差し替えて、特許取消決定を維持した事例 「一致点・相違点…、…組合わせにつき審決や取消決定と異なる主張をすることは、…直ちに審判や特許異議…で審理判断された公知事実との対比の枠を超え…ない。」

Cf. **【論稿】塩月元判事の講演録（パテント誌 2011 年）**

Q:審判で二つの無効理由が主張され，審決では無効理由Ａが認められ，無効理由Ｂは否定されて，無効審決が下された場合

Ａ：「二つの無効理由は審決で判断されているから，昭和 51 年最高裁大法廷判決の枠組みの範囲内で，審決取消訴訟で両方の無効理由について，審理判断できるのではないかと考えられます。」

（注）塩月判事の講演録（パテント 64 巻 15 号（2011 年））における当該回答の原文は、「二つの無効理由は審決で判断されているから，昭和 51 年最高裁大法廷判決の枠組みの範囲内で，審決取消訴訟で両方の無効理由について，審理判断できるのではないかと考えられます。」である。https://system.jpaa.or.jp/patents_files_old/201112/jpaapatent201112_120-134.pdf

創部三十周年記念講演第３回 審決取消訴訟における審理の範囲

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-92795.pdf

ドイツ弁理士@長谷川寛『UPC は Problem Solution Approach を捨てたか？』

Ameblo 元投稿日：2024-11-05

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12873910851.html

ドイツ・日本弁理士の長谷川寛先生の記事

『UPC は Problem Solution Approach を捨てたか？』

欧州特有の進歩性ロジック（主引例の選定）が、欧州統一特許裁判所により変更されるとすれば、少なくとも進歩性判断ロジックは世界的に共通となる方向か。

～欧州特許庁とでダブルスタンダードになると複雑…

https://hasegawa-ip.com/ep-patent/upc-psa/

知財高判令和５年(行ケ)10069【半田付け装置】＜清水響＞

Ameblo 元投稿日：2024-11-07

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12874115556.html

知財高判令和５年(行ケ)10069【半田付け装置】＜清水響＞

*相違点に係る事実認定についても、第一次判決の拘束力は及ぶ!!

⇒第一次審決で本件発明１等の無効を認められた無効審判請求人に、前訴で審決が判断しなかった主張をするよう求めることは、若干酷か…。

⇒審決勝訴側も、予備的主張をしておかないと、拘束力により第二次訴訟で主張できなくなる。

（判旨抜粋）

確かに、…第一次判決においては、原告が本件訴訟において取消事由１及び２として指摘する事項（相違点２又は４に係る本件発明１等の構成のうち本件構成に係る部分の実質的相違点性）についての判断がされなかった…。しかしながら、本件発明１等に係る甲１引用発明に基づく進歩性の判断は、本件発明１等及び甲１引用発明の各認定並びにこれを前提とする一致点及び相違点の認定を踏まえて行われる法律判断である。…拘束力は、判決主文が導き出されるのに必要な事実認定及び法律判断にわたるものであるから、甲１ 引用発明に基づく進歩性欠如を否定した第一次判決の法律判断の前提となった本件発明１等と甲１引用発明との間の相違点に係る事実認定についても、第一次判決の拘束力は及ぶ…。したがって、本件審決の審判官が、同じ甲１引用発明に基づく進歩性の判断に当たり、第一次判決とは別異の事実を認定して異なる判断を加えることは、第一次判決の拘束力により許されず、第一次判決の拘束力に従ってされた本件審決は適法なものである。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-92861.pdf

知財高判令和４年(行ケ)10007【熱搬送システム】＜東海林＞引用発明の認定と新規事項追加の関係

Ameblo 元投稿日：2024-11-10

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12874480718.html

知財高判令和４年(行ケ)10007【熱搬送システム】＜東海林＞

*引用発明の課題解決に必須でなく、任意付加的な構成は捨象して引用発明を認定してＯＫ!!

⇒新規事項追加とパラレル!?

新規事項追加の文脈における本件発明の開示と、新規性・進歩性の文脈における引用発明の開示は、パラレルと考えられる。本判決の規範は、新規事項と同じ。

　もっとも、進歩性は容易想到の範囲があるから、結論が同じという訳ではない。

*引用文献中の具体的な列挙記載は、それぞれ開示あり。

（判旨抜粋）

…引用文献１において、実施の形態は、上記のようにペア機であることが把握できるものの、その特許請求の範囲の請求項１の記載をみると、上記課題を解決する手段である圧縮機に係る構成（二つのシリンダのうち一つは圧縮運転と非圧縮運転とを切替可能に構成）が特定される一方で、室内熱交換器の数量等の具体的な構成については特定されていない上、その発明の詳細な説明の記載を見ても、前記課題解決手段と室内熱交換器数量等の具体的な構成が密接不可分であることをうかがわせる記載はない。このような特許請求の範囲や発明の詳細な説明の記載に照らすと、上記課題を解決する手段との関係において、室内熱交換器２７０の数量等の具体的な構成は、課題の解決に必須のものではなく、任意付加的なものであって、引用文献１に記載された発明は、ペア機に特定されるものではないものと認められる。そうすると、引用文献１の記載に基づいて、本件審決が引用発明の認定において、室内熱交換器の数量等を記載せずに、単に「室内熱交換器２７０」と認定したことに誤りはない…。

…

…引用文献２と引用文献１１のように、一般式のような形式ではなく、１次側冷媒が具体的に列挙されている場合には、複数列挙されている１次側冷媒のそれぞれと二酸化炭素との組み合わせが、並列的に、現実に記載されているものと認められるから、当該刊行物の記載から、１次側冷媒のうちの一つと二酸化炭素の組み合わせからなる特定の選択肢に係る具体的な技術的思想を示す構成を認めることができる…。…

https://youtube.com/watch?v=caYkLhd5rYM

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-91747.pdf

【ドイツ/人工知能の発明者性】

Ameblo 元投稿日：2024-11-11

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12874579575.html

【ドイツ/人工知能の発明者性】

ドイツ連邦通常裁判所は、人工知能「DABUS」を発明者とする特許出願について、人工知能は発明者となることができないとした。

https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Ipnews/europe/2024/20241021.pdf

EPO 審判部も「DABUS」を発明者とする特許出願の拒絶を維持した。

https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Ipnews/europe/2022/20220711.pdf

日本も同様

https://www.tokkyoteki.com/2024/05/2024-05-16-r5-gyo-u-55001.html

東京地判令和 4(ワ)9100【モールドコイルの製造方法】＜柴田＞

Ameblo 元投稿日：2024-11-12

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12874704876.html

東京地判令和 4(ワ)9100【モールドコイルの製造方法】＜柴田＞

被告方法における、

① 隙間の幅、形状・構造等は不明

② 具体的な粒子径の分布は不明

③ 最小粒子径が「●(省略)●よりも大きいことを認めるに足りない」

⇒原告が主張するメカニズムの前提事実が立証できなかった!

⇒非充足

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-92824.pdf

知財高判令和５年(行ケ)10098【衣料用洗浄剤組成物】＜東海林＞

Ameblo 元投稿日：2024-11-13

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12874830821.html

知財高判令和５年(行ケ)10098【衣料用洗浄剤組成物】＜東海林＞

*当該成分の重要性が低い

～数値範囲に格別な技術的意義なし

⇒設計事項!

「含まれていてもよいという位置付けの成分…重要性が高くなかった…他の実施例に比べて優れた防臭効果を得られていない…格別な技術的意義」なし

（判旨抜粋）

…本件明細書の記載からは、「（Ａ）成分以外の界面活性剤」という意味での（Ｇ）成分は、含まれていてもよいという位置付けの成分であって、重要性が高くなかったものであり、本件発明１で特定された（Ｇ）成分に含まれるＧ－２、Ｇ－２’及びＧ－３についても、本件防臭効果評価において、これらの成分を用いた実施例が他の実施例に比べて優れた防臭効果を得られていないことからすれば、本件発明１において、（Ｇ）成分を一般式（Ｉ）又は一般式（ＩＩ）に特定したことに格別な技術的意義があるとは認められず、少なくとも、ノニオン界面活性剤（（Ｇ）成分）の含有量を、甲１発明における含有量の範囲内で検討し、「２０～２５質量%」としたことは、当業者における設計事項であると認められる。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-93047.pdf

東京地判令和 5(ワ)70454【検査分析のサービスを提供する方法】＜國分＞

Ameblo 元投稿日：2024-11-14

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12874951385.html

東京地判令和 5(ワ)70454【検査分析のサービスを提供する方法】＜國分＞

被告サーバは、検査分析の対象となる試料の装填等を想定したものではなく、ユーザからリモート操作されることにより情報等を分析し、検査する検査分析ユニットを備えない。

⇒「検査分析装置」に該当せず、非充足

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-92755.pdf

知財高判令和４年(行ケ)10003【海生生物の付着防止方法】＜菅野＞

Ameblo 元投稿日：2024-11-15

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12875069072.html

知財高判令和４年(行ケ)10003【海生生物の付着防止方法】＜菅野＞

*副引用発明が既に解決した主引例の課題を達成するために主引例に組み合わせる動機付けなし

「…これらは、甲５発明の実施例であり…拡散器を備えたことを前提とするものであって、当業者が…拡散器を備えないまま…実施例１６ないし２０に係る本件換算後の二酸化塩素濃度と過酸化水素濃度の数値のみを甲１発明に単純に適用しようと考え…ない」

⇒進歩性〇

（判旨抜粋）

甲５発明は、…甲１発明における塩素剤の添加によりトリハロメタン類が生成されるという課題があることを前提として、工業用海水冷却水系にあらかじめ過酸化水素剤を特定の濃度で分散させた後、塩素剤を特定の濃度で添加するという解決手段を採用しているのであり、かつ、各特定の濃度について…としているのである…。そうすると、甲５発明は、甲１発明における上記課題を、それ自体で解決しており、かつ、塩素剤の使用を前提としているのであるから、当業者において、甲１発明における有効塩素発生剤を二酸化塩素に置換した上で、更に甲５発明を組み合わせるという動機付けがあるとはいえない。また、甲５文献は、二酸化塩素の添加を想定していないから、二酸化塩素の特定の濃度割合を開示するものでもない。したがって、当業者が、甲１発明と甲５文献の組合せにより、相違点１のうち、本件数値範囲を容易に想到することができるとはいえない。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-92064.pdf

知財高判令和 5(ネ)10047【授乳用ユニット】<宮坂>

Ameblo 元投稿日：2024-11-16

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12875188362.html

知財高判令和 5(ネ)10047【授乳用ユニット】<宮坂>

「乙６発明に係る授乳室は…壁と床から独立した部材からなる筐体…を既存の建物内に搬入…した…から、設置場所の変更や一時的な退避等…による移動…も十分想定される…。…移動を容易にするという動機付けを内在している」

⇒進歩性×

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-92420.pdf

知財高判令和 5(行ケ)10023【高速ドローン等航空機】＜宮坂＞

Ameblo 元投稿日：2024-11-17

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12875349583.html

知財高判令和 5(行ケ)10023【高速ドローン等航空機】＜宮坂＞

*リパーゼ最判を彷彿とさせる判示

『図７～９の実施例がそのような構成を有するものだとしても、特許請求の範囲に当該構成を加える訂正（減縮）をしたわけでもないのに、「内接」という文言自体をそのような限定的な意味で解釈することは許されないというべきである。』

⇒進歩性×

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-92412.pdf

知財高判令和 4(行ケ)10108【ハイダイナミックレンジトーンマッピング】＜本多＞

Ameblo 元投稿日：2024-11-18

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12875436355.html

知財高判令和 4(行ケ)10108【ハイダイナミックレンジトーンマッピング】＜本多＞

本件周知技術は、甲１発明の課題を解決するための技術であるし、甲１発明の予め用意された LUT で時間的変化が小さいトーンマッピング関数を使用する構成に代えて採用し得る。

⇒適用の動機付けあり

～進歩性×

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-92315.pdf

知財高判平成 31 年(行ケ)10022【光学情報読取装置】＜高部＞

Ameblo 元投稿日：2024-11-20

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12875688524.html

知財高判平成 31 年(行ケ)10022【光学情報読取装置】＜高部＞

*公然実施で進歩性×

技術分野と課題が共通する

⇒公然実施発明に周知技術を組み合わせて「反射光が絞りを通過した後で結像レンズに入射するよう，絞りを配置することによって…反射光が斜めになる度合いを小さく」することは容易想到。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-89110.pdf

知財高判平成 22 年(行ケ)10400＜飯村＞

Ameblo 元投稿日：2024-11-21

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12875817484.html

知財高判平成 22 年(行ケ)10400＜飯村＞

*公然実施成立

「書面作成者が記憶に基づいて自ら記載したのではないとしても，直ちに記載内容が真実でないとはいえず…記載内容に反する事情を認めるに足りる証拠はない。…出図書の…受領印…ねつ造した疑い…を裏付けるに足りる証拠はない。」

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-81528.pdf

【商標】知財高判令和６年(行ケ)10003＜宮坂＞

Ameblo 元投稿日：2024-11-22

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12875939739.html

【商標】知財高判令和６年(行ケ)10003＜宮坂＞

『骨格診断７タイプ』⇒識別力×

「法３条１項３号は『その役務の質を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標』…,…出願商標が何を表示する…かを客観的に把握する上では、取引者、需要者の認識を基準として判断せざるを得ない」

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-93028.pdf

【商標】大阪地判令和４年(ワ)9818　　「熱中対策応急キット」⇒識別力×

Ameblo 元投稿日：2024-11-25

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12876269862.html

【商標】大阪地判令和４年(ワ)9818

登録商標「熱中対策応急キット」

⇒識別力(商標法３条１項３号)否定

*取引の実情～登録査定時に第三者が、熱中症対策の意味で「熱中対策応急キット」と称していた。

⇒「熱中」との語は「熱中症」から「症」を除いたとみても不自然ではない。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-92615.pdf

【米国】IOENGINE v. Ingenico (CAFC 2024.5.3)

Ameblo 元投稿日：2024-11-25

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12876269974.html

【米国】IOENGINE v. Ingenico (CAFC 2024.5.3)

プリンティッドマター法理＝まず限定が情報の伝達内容を対象とするかを判断し、対象とする場合は情報と媒体との機能的又は構造的関係の有無を検討して、その限定に特許性判断上の重みを与えるかを決める法理である。

⇒本発明のクレームの「encrypted communications」と「program code」の限定は、情報の伝達内容のみをクレームしたものではない。

https://openlegalcommunity.com/printed-matter-doctrine-clarified-by-cafc-communicative-content-only/

【不競法／営業秘密】大阪地判令和２年(ワ)12387

Ameblo 元投稿日：2024-11-25

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12876270153.html

【不競法／営業秘密】大阪地判令和２年(ワ)12387

*科研費により取得した実験装置の使用差し止め否定

特定された本件情報は、抽象的過ぎて、具体的内容が理解不可能。営業秘密の３要件検討不可能。

寄付=実験装置の所有権の無償譲渡。

実験装置に化体する本件情報は大阪大学に残らない。

原告が、秘密情報は容易に解析できないから非公知と主張したが、返す刀で、このように判決されました。

秘密保持契約を締結することが重要ですね。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-92216.pdf

【不競法２条１項１号】東京地判令和５年(ワ)70654＜中島＞

Ameblo 元投稿日：2024-11-27

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12876512673.html

【不競法２条１項１号】東京地判令和５年(ワ)70654＜中島＞

*書籍の題号が「商品等表示」にあたらないとされた。

「書籍の題号は、特段の事情がない限り…『商品等表示』に該当しない…『牧野日本植物圖鑑』という本件題号は、牧野執筆に係る日本の植物図鑑という書籍の内容を端的に示す」

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-93208.pdf

知財高判令和５年(行ケ)10019【IL-4R アンタゴニストを投与することによるアトピー性皮膚炎を処置するための方法】＜宮坂＞

Ameblo 元投稿日：2024-11-28

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12876631434.html

知財高判令和５年(行ケ)10019【IL-4R アンタゴニストを投与することによるアトピー性皮膚炎を処置するための方法】＜宮坂＞

主引例（臨床試験のプロトコル）との相違点は、医薬品であるか治験薬であるかのみ

⇒フェーズ２の成功率はアレルギー疾患の場合 33%

⇒当該治験薬が、試験結果を見るまでもなく当然に治療上有効であると当業者が理解するとは言えない。

⇒進歩性〇

※医薬用途特許は、臨床試験のどの段階で出願するか、サポート要件との関係で要検討である。早めに出願して優先権を何段階かに分けて主張したいが、臨床試験は１年以上続くため、常に悩ましい。

https://yorozuipsc.com/blog/510019

「上記作用機序は、本件抗体の一つであるｍＡｂ１がＩＬ－４Ｒに結合し、ＩＬ－４のシグナルを遮断する作用を有するものであり、ｍＡｂ１が投与された本件患者では、アトピー性皮膚炎における臨床症状が改善し、アトピー性皮膚炎のバイオマーカーも低下したのであるから、ｍＡｂ１以外の抗ＩＬ－４Ｒアンタゴニスト抗体である本件抗体等（ｍＡｂ１以外の３２種）も同様の作用効果を有すると当業者が理解できることは明らかである。本件明細書に開示された薬理試験結果はｍＡｂ１に関するもののみであるとの原告の指摘は、上記認定判断を左右するものではない。」

⇒サポート要件〇

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-93292.pdf

知財高判令和 5(行ケ)10146【ラベル投入装置】＜本多＞

Ameblo 元投稿日：2024-11-30

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12876876407.html

知財高判令和 5(行ケ)10146【ラベル投入装置】＜本多＞

「原告は、引用発明は…傾斜の下方延長方向と…卵パックの搬送方向とが交わる…ことで…目的を達成している…搬送方向を変更…はその目的に反する…と主張する」

が、搬送方向を変更しても引用発明の目的は達成される。

⇒進歩性×

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-93254.pdf

知財高判令和４年(行ケ)10011【非常に低い抵抗材料で形成された電気的デバイス】＜東海林＞

Ameblo 元投稿日：2024-12-02

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12877133845.html

知財高判令和４年(行ケ)10011【非常に低い抵抗材料で形成された電気的デバイス】＜東海林＞

クレームの数値範囲の抵抗率でジョセフソン効果が得られることは、出願時の技術常識に反する。

⇒明細書等において、このような現象が生じ得ることを裏付ける試験結果等が必要

⇒実施可能要件×

（判旨抜粋）

『…ジョセフソン接合が超伝導体である二つの導体を用いた接合であることは、本件原出願日当時の技術常識であったと認められることからすれば、導体の抵抗値がゼロではない場合であっても、上記のような範囲の抵抗率であればジョセフソン効果が得られるというのは、技術常識に反する現象である。そうすると、本願明細書等において、このような現象が生じ得ることを裏付ける試験結果等が記載されていなければ、当業者は、本願各発明を実施することができると認識するものではない…。』

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-91802.pdf

知財高判令和４年(行ケ)10059【ガラス】＜菅野＞

Ameblo 元投稿日：2024-12-02

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12877134847.html

知財高判令和４年(行ケ)10059【ガラス】＜菅野＞

*望ましい数値範囲をクレームアップした

⇒本件では、明細書に記載された望ましい範囲から請求項の範囲を選択したものであり、上下限が明細書記載の上下限と一致しなくてもサポート要件を満たすとされた。

クレームの「上限値及び下限値として、本件明細書に記載の数値範囲に含まれる数値が記載されていれば足りる」

*物性要件と組成要件からなる本件発明の課題を物性要件とは異なると認定して、組成要件を満たす物が物性要件を満たす高い蓋然性の認識までは不要とした

（※知財高判平成 28 年(行ケ)10189 と区別した!!）

（判旨抜粋）

【請求項１】…Ｂ 液相温度が１１４０℃以下であり、Ｃ ガラス転移温度が６７２℃以上であり、Ｄ 屈折率ｎｄが１.８２５～１.８５０の範囲であり、Ｅ かつアッベ数ｖｄが４１.５～４４である酸化物ガラスであるガラス…

…構成要件Ａ⑦の上限値である「０．８２８」は、本件明細書【００２６】の【表２】に記載された最も好ましい上限である「０．８５」を下回るものであるから、やはり好ましい上限値といえ…、構成要件Ａ⑫の上限値である「０．５０」は、本件明細書【００６３】の【表２２】に記載された最も好ましい上限である「０．６」を下回るものであるから、やはり好ましい上限値といえる…。なお、本件発明は本件明細書に記載の数値範囲から望ましい数値範囲を請求項に記載したにすぎないと認められるから、数値範囲の上限及び下限が本件明細書に記載の上限及び下限と一致しなければサポート要件に適合しないとはいい得ず、上限値及び下限値として、本件明細書に記載の数値範囲に含まれる数値が記載されていれば足りると解される。…

…当業者において、本件明細書で説明された成分調整の方法に基づいて、参考例を起点として光学ガラス分野の当業者が通常行う試行錯誤を加えることにより本件発明１の各構成要件を満たす具体的組成に到達可能であると理解できるときには、本件発明１は、発明の詳細な説明の記載若しくは示唆又は出願時の技術常識に照らし課題を解決できると認識できる範囲のものといえる。

原告は、…本件組成要件を満たしながら本件物性要件を満たさないものがあって、本件組成要件を満たすことと本件物性要件を満たすこととの間に相関関係を見いだすことは不可能である…などと主張する。

しかしながら、本件発明の課題は…高屈折率低分散ガラスの有用性を更に高めるために、Ｇｄ、Ｔａ及びＹｂのガラス組成において占める割合を低減すること、熱的安定性に優れたガラスを提供すること及び機械加工に適するガラスを提供することであって、そのために、本件組成要件及び本件物性要件を満たす構成をとることとして、その課題の解決を図ったものである。

したがって、本件組成要件と本件物性要件とが課題と解決手段の関係にあるということはできないから、本件組成要件で特定されるガラスが高い蓋然性をもってガラス転移温度を含む全ての物性要件を満たすという関係を有することが認識されるまでの必要はない。また、本件発明は、本件組成要件と本件物性要件の双方を満たすものを特許請求の範囲としているものであって、本件組成要件の全数値範囲にわたって、本件組成要件を満たすガラスは本件物性要件を満たすとしているものでもない。本件組成要件を満たすが本件物性要件を満たさないガラスがあるとして、それは端的に本件発明の特許請求の範囲に含まれないガラスにすぎない。なお、本件明細書において好ましい範囲として記載された数値の範囲とその選択の根拠に鑑みると、本件組成要件の数値範囲が過度に広いとは認め難い。…

（なお、原告は、知的財産高等裁判所がした別件判決（甲７）で示された「組成要件で特定される光学ガラスが高い蓋然性をもって当該物性要件を満たし得るものであることを、発明の詳細な説明の記載や示唆又はその出願時の技術常識から当業者が認識できること」を本件におけるサポート要件充足の判断基準とすべき旨を指摘するが、サポート要件の充足の有無は、発明の課題との関係において認定されるべきものであるところ、同判決では発明の課題を「所定の光学定数を有し、高屈折率高分散であって、かつ、部分分散比が小さい光学ガラスを提供すること」としているのであり、このような、異なる発明における異なる課題において事例判断として示された別件の理由中の判断を、そのまま本件に適用することは相当ではない。）

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-92153.pdf

知財高判令和３年(行ケ)10089【経皮吸収製剤】＜菅野＞

Ameblo 元投稿日：2024-12-03

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12877261654.html

知財高判令和３年(行ケ)10089【経皮吸収製剤】＜菅野＞

*鋳型で乾燥させる液体溶液の粘度調整

⇒粘稠性でも鋳型に充填し得る

⇒乾燥目的を勘案し、液体溶液の粘度を高くすることは容易想到

⇒ヒアルロン酸と薬剤を含む液体溶液を「曳糸性を示す糊状物」とすることは設計事項（進歩性×）

［編集注：原記事の画像は取得できませんでした］

知財高判令和４年(行ケ)10018【感圧転写式粘着テープ】＜菅野＞

Ameblo 元投稿日：2024-12-04

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12877384905.html

知財高判令和４年(行ケ)10018【感圧転写式粘着テープ】＜菅野＞

「紙破現象を起こし得るように構成している」

⇒明確性〇（殆ど同義反復!?）

「『紙破現象を起こし得る』ように構成されているものと解する…。…発生割合や発生条件について…特定されていないとしても…第三者に不測の損害を被らせ…ない」

（判旨抜粋）

…本件明細書の記載及び図面を総合すると、本件発明１における「紙破現象」とは、粘着製品の粘着剤層を剥離させた際に紙類の表層が粘着剤に付着し、紙類が厚み方向に破断する現象をいうものであると理解することができる。そして、本件発明１の「紙破現象を起こし得るように構成している」との発明特定事項は、その他の構成要件を充足する「感圧転写式粘着テープ」のうち、「紙破現象を起こし得る」ように構成されているものと解することができ…る。そうすると、「紙破現象」の発生割合や発生条件について…特定されていないとしても、特許請求の範囲の記載が第三者に不測の損害を被らせるほど不明確な記載であるとはいえない。…「通常利用者が視認可能な状態」で紙が破れることという条件を付加して解釈する必要はない。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-91549.pdf

知財高判令和３年(行ケ)10164【銅銀合金を用いた導電性部材】＜本多＞

Ameblo 元投稿日：2024-12-05

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12877510785.html

知財高判令和３年(行ケ)10164【銅銀合金を用いた導電性部材】＜本多＞

引用例～耐食性にNiが寄与すると明記され、比較例７のみNiが添加されておらず耐食性×で、好ましくないと明記されている。

⇒Ni添加が引用発明の課題解決に必須

～Niの添加を省略することは阻害要因あり。

⇒進歩性〇

（判旨抜粋）

甲１６（引用文献５）については、審査段階で指摘されることはなく、本件審判手続に至っても予め指摘されることなく、本件審決で初めて指摘された文献である…。…拒絶理由通知をもって甲１６（引用文献５）を示されていた場合には、…原告の方針には重大な影響が生じていた…。…引用発明５を主引用例として本願補正発明の進歩性を判断することは、原告の手続保障の観点から許されないというべきである。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-91524.pdf

知財高判令和３年(行ケ)10165【配送荷物保管装置】＜東海林＞

Ameblo 元投稿日：2024-12-06

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12877625987.html

知財高判令和３年(行ケ)10165【配送荷物保管装置】＜東海林＞

「甲２発明1…は、配達物を収納していないとき…は…玄関外側…に掛けられ、他方で、宅配容器に接続された…ワイヤは、玄関内側…に接続する…から、同ワイヤは…十分な長さを確保する必要がある」

⇒短縮は、阻害要因あり!!

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-91446.pdf

知財高判令和３年(行ケ)10069【PTH 含有骨粗鬆症治療/予防剤】＜菅野＞

Ameblo 元投稿日：2024-12-07

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12877743594.html

知財高判令和３年(行ケ)10069【PTH 含有骨粗鬆症治療/予防剤】＜菅野＞

*顕著な効果否定⇒進歩性×

「被告は、３条件充足患者における骨折抑制効果がプラセボに対する関係で有意差があり、非３条件充足患者における骨折抑制効果がプラセボに対する関係で有意差が無ければ、直ちに、本件発明１の骨粗鬆症治療剤が３条件充足患者に対して優れた効果を有するといえる旨主張する。

　しかしながら、有意差が無いということは効果が優れているかどうか不明であるということにすぎず、効果が優れていないということを直ちに意味するものではないし、有意差が無かったことが症例数が不足していることによることも否定できない」

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-91346.pdf

知財高判令和３年(行ケ)10080【図柄表示媒体】＜本多＞

Ameblo 元投稿日：2024-12-10

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12878154847.html

知財高判令和３年(行ケ)10080【図柄表示媒体】＜本多＞

*引用文献中は無限定

⇒出願日当時の技術常識を示す証拠を踏まえると、甲４は透光性のインクを用いた印刷にも対応するものと理解される。

「出願日当時…透光性…CMY のインクが広く用いられていた…、非透光性…に限られるとの記載も示唆もみられない甲 4…は透光性…に対応しているものと容易に理解した」

（判旨抜粋）

…本件出願日当時、溶剤インクジェット印刷においては、透光性（透明性）を有するＣＭＹのインクが広く用いられていたものと認められるから、仮に、本件出願日当時、溶剤インクジェット印刷において非透光性のインクが用いられることがあったとしても、溶剤インクジェット印刷に対応しており、…溶剤インクジェット印刷が非透光性のインクを用いたものに限られるとの記載も示唆もみられない甲４の記載に接した当業者は、甲４は透光性を有するインクを用いた溶剤インクジェット印刷に対応しているものと容易に理解したといえる。…これと異なる本件審決の認定は誤りである。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-91172.pdf

知財高判令和２年(行ケ)10071【骨粗鬆症治療/予防剤】＜菅野＞

Ameblo 元投稿日：2024-12-10

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12878155081.html

知財高判令和２年(行ケ)10071【骨粗鬆症治療/予防剤】＜菅野＞

*出願日当時の技術常識⇒容易想到

「骨粗鬆症は，加齢とともに発生が増加するとの技術常識…65 歳以上…はごく自然な選択」「75 歳以上の…リスク減少率が…低いとしても…投与対象を 65 歳以上…動機付けに…影響を与えない」

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-90895.pdf

知財高判令和３年(行ケ)10072【増幅器の出力回路】＜本多＞

Ameblo 元投稿日：2024-12-10

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12878155229.html

知財高判令和３年(行ケ)10072【増幅器の出力回路】＜本多＞

「入出力電圧の点で引用発明と本願発明が異なるという原告の主張は，本願発明の発明特定事項に含まれていない構成を前提に本願発明についていうものであって，その前提を欠き，採用…できない。」

⇒進歩性×（明確性要件は〇）

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-90951.pdf

知財高判令和３年(行ケ)10068【弾球遊技機】＜大鷹＞

Ameblo 元投稿日：2024-12-10

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12878155388.html

知財高判令和３年(行ケ)10068【弾球遊技機】＜大鷹＞

「…状態となる場合には…第２操作手段の選択率が高く、…状態とならない場合には…第１操作手段の選択率が高い」

⇒明確性要件〇

「第１操作手段と第２操作手段の両方が操作される場合…を規定しているものと読み取ることはできない」

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-91103.pdf

東京地判令和２年(ワ)22071【角栓除去用液状クレンジング剤】＜國分＞

Ameblo 元投稿日：2024-12-11

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12878219145.html

東京地判令和２年(ワ)22071【角栓除去用液状クレンジング剤】＜國分＞

*課題欄を補正したが抽象的な課題は認定されなかった

⇒サポート要件×

「出願経過において…『上記課題を解決するためになされたものであり，』との記載を削除する補正をした事実によっても左右され…ない」

（判旨抜粋）

…【０００６】には，本件発明の目的が「タンパク質を抽出できる液状化粧品を提供すること」と記載されているにとどまり，界面活性剤の含有の有無や含有量，界面活性剤がタンパク質の抽出に与える作用に関する記載はない。しかし，本件明細書において，【０００６】は，【０００５】とともに「発明が解決しようとする課題」についての記載と位置付けられるところ，【０００５】には，「界面活性剤は，皮膚に負担をかけ，荒れ等を生じさせ得るため，界面活性剤を使用していないか，又は，界面活性剤の使用量が極少量である方法が求められていた。」との記載が存在する。そうすると，【０００６】に記載された本件発明の目的は，【０００５】に記載された従来技術の課題の解決を踏まえたものと解釈するのが合理的である。…

本件発明の課題は，単にタンパク質を抽出できる液状化粧品を提供することと解することはできず，界面活性剤を使用していないか又は界面活性剤の使用量がごく少量であってもタンパク質を抽出できる液状化粧品を提供することである…。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-90979.pdf

知財高判令和３年(行ケ)10123【食器】＜大鷹＞

Ameblo 元投稿日：2024-12-12

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12878353710.html

知財高判令和３年(行ケ)10123【食器】＜大鷹＞

*カタログの写真から詳細な寸法を読み取れないと判断した。

⇒新規性・進歩性〇

「甲４…写真（別紙２参照）…のアングル、解像度等に照らすと…『立面と底面とのなす角』の角度や『半径』の寸法についてまで認識することは困難である。」

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-91193.pdf

知財高判令和３年(行ケ)10097＜大鷹＞ *増項補正の一般論

Ameblo 元投稿日：2024-12-13

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12878473969.html

知財高判令和３年(行ケ)10097＜大鷹＞

***増項補正の一般論**

「補正後の新しい請求項がそれと対応関係にある補正前の特定の請求項の発明特定事項を限定するものであれば…減縮…に該当する」

⇒本件は、減縮でなく、補正要件違反とされた。

*増項補正は、青木良憲「シリーズ判決紹介―最近の判決から―」（特技懇 No.307、114–120 頁）参照。

https://www.tokugikon.jp/gikonshi/307/307hanketsu.pdf

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-91141.pdf

知財高判令和３年(行ケ)10006【Ｘ線検査装置】＜菅野＞

Ameblo 元投稿日：2024-12-14

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12878638981.html

知財高判令和３年(行ケ)10006【Ｘ線検査装置】＜菅野＞

*主副引用例の課題を抽象的に把握して、課題同一

⇒容易想到

「引用文献２…は，コスト度外視…で…ない。…引用発明１が製品製造現場用の装置であり，引用文献２の記載上…医療用検査装置に用いることを想定しているとしても，コストをどの程度かけるか…と技術分野とは直結しない」

⇒進歩性×

（判旨抜粋）

引用文献２技術事項は，物質に特有な高吸収Ｘ線を利用することにより，荷物や人体内に隠匿した麻薬，あるいは爆薬や象牙などの禁制品の有無を検査できるものであるから，人体用だけでなく，荷物の中の見えない物体の有無を検査するＸ線荷物検査装置でもある…。そうすると，食品等の異物検査を行うＸ線検出装置である引用発明１の技術分野と，医療検査や荷物検査を行う引用文献２技術事項の技術分野は，Ｘ線検査装置が用いられる技術分野として関連する…。…引用発明１と引用文献２技術事項との間に，技術分野，解決課題及び作用機能に密接な関連性・共通性がある…組み合わせることに強い動機付けがある…。

…引用発明１が，コンベア搬送路上のワークの金属異物等の混入の有無を検査する異物検査装置であることからして，引用発明１が製品製造現場用の装置であり，引用文献２の記載上は，引用文献２技術事項が直接には医療用検査装置に用いることを想定しているとしても，コストをどの程度かけるかということと技術分野とは直結しないところ，製品の性質，製造現場の規模，製品の販路等も度外視して，製品製造現場用の装置であれば，おしなべて性能の低い製品で足り，当業者は性能の向上には意を払わず，医療検査装置用の技術には関知しないなどとは当然にいえることではな…い。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-90649.pdf

知財高判令和２年(行ケ)10134【インターネットを介したデジタル・アート配信および鑑賞の制御ならびに画像形成のためのシステム】＜森＞

Ameblo 元投稿日：2024-12-15

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12878750393.html

知財高判令和２年(行ケ)10134【インターネットを介したデジタル・アート配信および鑑賞の制御ならびに画像形成のためのシステム】＜森＞

*技術分野が異なる。⇒進歩性○

（判旨抜粋）

…甲３技術がピアツーピアシステムに係るものである…のに対し，引用発明は，コンテンツの取込み，自動パブリッシング，配信及び格納並びに収益化等の複合的なタスクが実行可能であるもので，それ自体が主体的にコンテンツの取込みや配信等を行う方法であるものと解されるから，甲３技術と引用発明とは，少なからず技術分野を異にするものというべきである。この点，「送信クライアント，受信クライアント及びサーバとの間でデータ送受信を行う方法」という広い技術分野に属することから直ちに，それらの関係性等を一切考慮することなく，引用発明に甲３技術を適用することを容易に想到することができるものとは認め難い。そして，甲３に，他に，甲３技術を引用発明に適用する動機付けや示唆となる記載があるとも認め難い。

「甲２において…ディスプレイ 110 は，あくまで…表示コントローラ 105 と接続される外部装置として取り扱われており，…何らかの情報を取得することについての記載は…ない。…ディスプレイ装置の品質等の情報が含まれているとまでは認められ…ない。」

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-90508.pdf

知財高判令和１年(行ケ)10120【油冷式スクリュ圧縮機】＜鶴岡＞

Ameblo 元投稿日：2024-12-16

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12878881346.html

知財高判令和１年(行ケ)10120【油冷式スクリュ圧縮機】＜鶴岡＞

***一般的課題**

***阻害要因無し～阻害要因の『事実』立証失敗**

「…迂回したとしても…コンプレツサ 10 が機能しなくなるとは認められない。また，このように構成を変更するとしても…液体パイプ接合の数が著しく増えるとする根拠はない。」

（判旨抜粋）

…当業者であれば，逆スラスト力（逆スラスト荷重状態）の発生という課題は…スクリュ圧縮機一般に生じることを認識することができるものと認められ，甲１発明…にも生じることを認識することができる…。このように，甲１発明についても，…そのような課題を解決するために，逆スラスト荷重解消のために非加圧の経路を設けるという動機付けも生じる…。そうすると，逆スラスト力（逆スラスト荷重状態）が発生するという技術的課題やその課題の解消について甲１に直接の言及がないとしても，そのような課題を解決するために甲１発明に非加圧の経路を設けるという動機付けが生じる…。

・・・

被告は，加圧ポンプ１４０や空所１３４を経由しない経路を設けると，スラストピストン室６０に供給される液体がフイルタ１４６を迂回することになるので，異物…がスラストピストン室６０に到達して詰まり等が生じることなどの不都合があり，ひいてはコンプレツサ１０が機能不全に陥るとし，…阻害要因があると主張する…。しかし，スラストピストン室６０に供給される液体がフイルタ１４６を迂回したとしても，圧縮機全体での液体の循環が繰り返される中で，大部分の異物はいずれはフイルタ１４６を通って除去されることになるし，必要であれば，ポンプの前にフイルタを経由するように構成を変更し，ポンプにより圧力を加えられる液体も，圧力を加えられない液体もフイルタを通過するようにするなどの対応を取ることもできるから，コンプレツサ１０が機能しなくなるとは認められない。また，このように構成を変更するとしても，それによってコンプレツサ外部の液体パイプ接合の数が著しく増えるとする根拠はない。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-90385.pdf

知財高判令和２年(行ケ)10110【血管強化方法】＜菅野＞

Ameblo 元投稿日：2024-12-17

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12878945879.html

知財高判令和２年(行ケ)10110【血管強化方法】＜菅野＞

「甲 1-3 発明には，加圧工程と除圧工程を交互に繰り返す圧力調整手段を制御する…『下ピーク』のときに緊締具が所定の部位に与える締付け力…特定部分を締付ける加圧力を付与しない状態…に制御する…記載も示唆もない」

⇒進歩性〇

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-90140.pdf

知財高判令和２年(行ケ)10032【撮像装置】＜菅野＞

Ameblo 元投稿日：2024-12-18

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12879064177.html

知財高判令和２年(行ケ)10032【撮像装置】＜菅野＞

*効果のクレームアップ⇒引用発明は当該効果を奏しないから相違点

⇒進歩性〇

（判旨抜粋）

画像撮像装置を…回転…させて…水平面…に平行になった状態である…としても…第１傾斜度及び第２傾斜度が用いられることは読み取ることができるものの，ピッチ方向の傾きを検出し，判定に用いることを開示してい…ない。…

本件発明１における「ピッチ方向の傾き」を「検出する傾き検出部」は，撮像装置の水平軸周りの傾き度合いを検出する「傾き検出部」であると解することができる。…これに対し，…甲１で測定される第１傾斜度及び第２傾斜度は，撮像装置の水平軸が水平面と平行である場合を除き，撮像装置を水平軸周りの傾き度合いであるピッチ方向の傾きを算出するものではない。… 一致点ではなく相違点である。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-90205.pdf

【不競法/営業秘密】大阪地判平成 27 年(ワ)4169「アルミナ繊維」

Ameblo 元投稿日：2024-12-19

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12879193975.html

【不競法/営業秘密】大阪地判平成 27 年(ワ)4169「アルミナ繊維」

⇒「おそれ」で差止め認容

「被告は…転職を視野に入れ…複製保存した…双和化成…も…認識がありながら原告を懲戒解雇されて間もない被告との一定の関係を持つようになった…開示…使用するおそれが十分ある」

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-87262.pdf

【不競法/営業秘密】東京地判平成 12 年(ワ)22457 「派遣スタッフ名簿」 ⇒秘密管理性〇

Ameblo 元投稿日：2024-12-21

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12879486435.html

【不競法/営業秘密】東京地判平成 12 年(ワ)22457

「派遣スタッフ名簿」

⇒秘密管理性〇

「…他の従業員との間に秘密保持契約を締結した当時，被告…取締役であったために…誓約書を差し入れていないというにすぎず，上記情報の重要さについては一般の従業員以上に知悉していた」

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-10714.pdf

【不競法/営業秘密】横浜地判平成 30 年(わ)1931＜刑事＞⇒有罪

Ameblo 元投稿日：2024-12-22

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12879575276.html

【不競法/営業秘密】横浜地判平成 30 年(わ)1931＜刑事＞⇒有罪

図面に㊙マーク無かったが、本社役員 5 名、本社従業員 33 名であり、各工場で図面に類する技術上の情報に接し得る社員数は限定的であったと推認される。

⇒"会社の規模"を踏まえると、他の各施策により秘密管理意思を客観的に十分に認識できた。

https://plaza.rakuten.co.jp/03459/diary/202107070000/

【不競法/営業秘密】東京地判平成 18 年(ワ)29160「コエンザイムQ」

Ameblo 元投稿日：2024-12-23

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12879660203.html

【不競法/営業秘密】東京地判平成 18 年(ワ)29160「コエンザイムQ」

*営業秘密を無断で持ち出した元従業員に対する、就業規則に基づく退職金返還が認められた。

『退職者が在職中に行った背信行為が発覚した場合，… すでに支給した退職金・退職年金を返還させ…ることができる。』

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-80188.pdf

【不競法/営業秘密】東京地判平成 21 年(ワ)47959「ストロープワッフル」

Ameblo 元投稿日：2024-12-24

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12879777167.html

【不競法/営業秘密】東京地判平成 21 年(ワ)47959「ストロープワッフル」

*取引先と店舗経営の提携を協議したが提携に至らなかった。

⇒取引先が営業秘密（ビジネスモデル）を無断使用したと主張したが、機密保持同意書を交付ないし説明したことや、了承を得た証拠なし。

⇒敗訴

https://www.xn--zdkzaz18wncfj5sshx.com/2018/07/blog-post_19.html

【不競法/営業秘密】東京地判平成 28 年(ワ)26919「まつげ施術ノウハウ」

Ameblo 元投稿日：2024-12-25

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12879911911.html

【不競法/営業秘密】東京地判平成 28 年(ワ)26919「まつげ施術ノウハウ」

⇒秘密管理性×

① 就業規則の秘密保持規定は機密情報/秘密情報の具体的内容が不明確

② 退職時提出の機密保持誓約書に記載された機密情報の具体的内容も不明確

③ 本件ノウハウを網羅的に記載した書面がない

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-88127.pdf

【不競法/営業秘密】知財高判平成 31 年(ネ)10016「まつげエクステ施術履歴」

Ameblo 元投稿日：2024-12-26

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12880026268.html

【不競法/営業秘密】知財高判平成 31 年(ネ)10016「まつげエクステ施術履歴」

⇒秘密管理性×

*就業規則の「顧客に関する情報，…営業上の情報，商品についての機密情報」との文言は，非常に広範で抽象的であり、このような包括的規定により具体的に施術履歴を秘密指定したと解されない。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-88887.pdf

知財高判平成 27 年(行ケ)10095【内燃機関の燃費削減装置】＜設樂＞

Ameblo 元投稿日：2024-12-27

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12880154027.html

知財高判平成 27 年(行ケ)10095【内燃機関の燃費削減装置】＜設樂＞

*水蒸気層に関する赤外線の吸収帯は…の波長領域にも存在することは…技術常識…。

⇒エンジンの燃焼効率改善効果を得るために，赤外線の光の波長領域について，どの吸収帯を用いるかは，当業者が適宜なし得る設計事項である。

（判旨抜粋）

水蒸気層に関する赤外線の吸収帯は，約２．４～３．４μmの波長領域だけでなく，約１．３３～１．５μmの波長領域及び約１．８～２．０μmの波長領域にも存在することは…赤外線ないし近赤外線を用いる技術分野における技術常識である…。そうすると，エンジンの燃焼効率改善効果（燃費削減効果）を得るために，赤外線の光の波長領域について，どの吸収帯を用いるかは，当該技術常識を認知している当業者が適宜なし得る設計事項であり，引用文献１に接した当業者が，エンジンの燃焼効率改善効果（燃費削減効果）を得るために，約１．３３～１．５μmの波長領域，すなわち近赤外領域の吸収帯を用いる動機付けもあると認められる。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-85706.pdf

知財高判平成 26 年(行ケ)10186 号【エラストマー糸を含有する弾性生地の丸編】＜清水＞

Ameblo 元投稿日：2024-12-28

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12880267810.html

知財高判平成 26 年(行ケ)10186 号【エラストマー糸を含有する弾性生地の丸編】＜清水＞

本願発明における延伸率である 2.5 倍という上限値は、本願出願時において特別に高い値ではない。

*引用発明が同じパラメータ（延伸率）で近い数字（2.7 倍）

⇒引用発明は限界値でない。

～設計事項

（判旨抜粋）

本願発明における延伸率である２．５倍という上限値は，一般的な糸の使用を前提とすれば，その糸の太さにかかわらず，本願出願時において特別に高い値ではない（乙５）。現に，引用文献…の実施例１で，本願発明に入るデシテックス数の４４デシテックスで，商業上許容される範囲の収縮率を実現する上で，延伸率として２．７倍を選択していることからすれば，２．７倍よりも小さい２．５倍以下という延伸率を設定することに，技術的困難性はない。そうすると，引用発明において想定されている収縮率は，本願出願時の技術水準上，限界値であったわけではないから，引用発明のデシテックスを大きくするのと同時に，延伸率を大きくすること自体に阻害要因はないし，その場合における「２．５倍以下」という数値設定も，当業者が容易になし得る程度の設計事項といえる。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-85181.pdf

知財高判平成 29 年(行ケ)10075【…エクササイズバイク】＜森＞

Ameblo 元投稿日：2024-12-30

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12880489765.html

知財高判平成 29 年(行ケ)10075【…エクササイズバイク】＜森＞

*相違点１～６について容易想到と判断した。

*新たな課題を解決しない(技術的意義なし)

⇒設計事項

*限られた選択肢は、設計事項

*周知技術で設計事項

「従来知られていなかった新たな課題が解決されたといった記載はないから，…設計的事項」

（判旨抜粋）

…本願明細書には，「トンボハンドル仕様のシティサイクル」という構成を採用することにより，従来知られていなかった新たな課題が解決されたといった記載はないから，刊行物１発明のエクササイズバイクのハンドルの形状を周知のトンボハンドルとすることは，当業者が適宜選択し得る設計的事項である。…

…トレーニング機器において，それを使用する使用者の体格や能力に合わせた寸法を有する機材を選択することは，通常行われることであるし，クランクは可変式であるか否かのいずれかであるから，刊行物１発明の…クランクについて，「トレーニングする者にあったクランク長」で，「可変式でない」ものとすることは，当業者が適宜選択し得る設計的事項である。…

…「高さの調節が可能」であるエクササイズバイクのサドルが周知である…から，刊行物１発明のエクササイズバイクのサドルについて，「高さの調節が可能」であるものとすることは，当業者が適宜選択し得る設計的事項である。…

…「トンボハンドル仕様のシティサイクル」は周知技術である。そうすると，刊行物１発明のエクササイズバイクのハンドル，サドル，ペダルについて，「乗車した視点からの高低差の感覚を除いた実際のトンボハンドル仕様のシティサイクルと同じ乗車姿勢を構成及び運転感覚を保つ機能」を有するものとすることは，当業者が適宜選択し得る設計的事項である。…

…擬似的な自転車走行によりトレーニングを行う装置であるエクササイズバイクにおいて，実際の自転車と同様の変速機構を設けることが周知…であり，…この変速機構を操作する装置を，エクササイズバイクのどこに設け，どのような形態のものとするかは，当業者が適宜選択し得る設計的事項である。そうすると，刊行物１発明のエクササイズバイクにおいて，「電子機器に装備されているボタンスイッチにて手動でペダルの負荷量の変更をし，変更後の負荷量に比例した現在位置の移動速度に変わる動作をするギアチェンジの機能」を有するものとすることは，当業者が適宜選択し得る設計的事項である。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-87429.pdf

高石秀樹 記事集

2025 年 1 月〜6 月

日本語版

181 本

Ameblo 掲載記事（校訂版）

Ameblo 元投稿日順

確認できた誤記、法的記述及び訳文を修正した。各記事の制度説明・見通し・集計は、原則として原記事掲載時点に基づく。

記事一覧

01 2025-01-03 知財高判平成 27 年(行ケ)10200【プレススルーパック】＜高部＞ *精度を高めるだけでは設計事項

02 2025-01-03 【論稿】商標権の権利濫用の抗弁－家元制度下の組織及びのれん分けの内紛について－（石井美緒 2023）

03 2025-01-03 【商標】東京高判平成 14 年 (行ケ) 169「西京味噌」

04 2025-01-03 知財高判平成 27 年(行ケ)10205【車両用ルーフアンテナ】<設樂> *方向は設計事項

05 2025-01-04 知財高判令和 5 年(行ケ)10097、10120【コンテンツの受信装置】＜清水響＞

06 2025-01-05 知財高判平成 20 年(行ケ)10274【HCV に対する抗体】＜飯村＞ クレームの全範囲に実施可能の必要あり

07 2025-01-06 【著作権/写真の著作物性】大阪高判令和 5 年(ネ)1384 *写真の構図に著作物性を認めた!

08 2025-01-07 【論稿/不競法】退職後におけるノウハウの使用を禁止する契約の有効性とその適用範囲（平澤卓人）

09 2025-01-08 知財高判令和 4 年(ネ)10113【コンプレッションサポーター】＜宮坂＞

10 2025-01-09 【商法/著作権】知財高判令和 5 年(ネ)10060＜清水響＞

11 2025-01-10 【商標】知財高判平成 26 年(行ケ)10067「全国共通お食事券」事件＜設樂＞

12 2025-01-11 知財高判平成 31 年(行ケ)10015＜鶴岡＞ *「除くクレーム」が新規事項追加とされた!!

13 2025-01-13 【論稿】著作権法における「公に」及び「公衆」概念の限界－幸福の科学祈願経文事件（平澤卓人 2015）

14 2025-01-13 【論稿】商標権の譲渡後の従前の真正商品の並行輸入の可否－Converse 並行輸入事件－（田村善之）

15 2025-01-14 【論稿】中国特許権の禁反言に関する調査研究（国際第 3 委員会 第 1 小委員会、知財管理 Vol. 74 No. 9, 2024）

16 2025-01-15 東京地判平成 9 年(ワ)5741【自動弾丸供給機構付玩具銃】＜三村＞

17 2025-01-17 【商標】東京高判平成 13 年(行ケ)363＜永井＞

18 2025-01-17 【商標】知財高判平成 22 年(行ケ)10171<中野>

19 2025-01-18 【不競法/品質誤認惹起】東京地判令和 4 年(ワ)2551「生ごみ処理機」事件＜國分＞

20 2025-01-18 【商標】知財高判平成 22 年(行ケ)10101 本件商標「きっと、サクラサクよ＋桜の花びら図形」

21 2025-01-19 【不競法/品質誤認惹起】知財高判令和 5 年(ネ)10112「生ごみ処理機」控訴審＜東海林＞

22 2025-01-20 【不競法/品質誤認惹起】東京地判平成 30 年(ワ)3789「はぐくみオリゴ」事件＜柴田＞

23 2025-01-21 【不競法 2 条 1 項 3 号/形態模倣】東京地判令和 1 年(ワ)11673＜國分＞

24 2025-01-21 【不競法 2 条 1 項 3 号/形態模倣】大阪地判令和 3 年(ワ)4467＜松阿彌＞

25 2025-01-22 【不競法 2 条 1 項 3 号/形態模倣】大阪地判令和 4 年(ワ)6582

26 2025-01-23 【不競法 2 条 1 項 3 号/形態模倣】東京地判令和 5 年(ワ)4333＜柴田＞

27 2025-01-24 【不競法 2 条 1 項 3 号/形態模倣】大阪地判令和 4 年(ワ)3577＜松阿彌＞

28 2025-01-26 【不競法/品質誤認】大阪地判平成 26 年(ワ)12570<森崎>

29 2025-01-27 知財高決令和 6(ラ)10003 「閲覧等の制限申立却下決定に対する即時抗告申立事件」

30 2025-01-27 【論稿/特許】実施可能要件が求める「使用できるように」とは（長野篤史、知財管理 2024）

31 2025-01-28 知財高判令和 5(行ケ)10107【誘導加熱コイルユニット】＜清水響＞

32 2025-01-29 【商標】知財高判令和 6(行ケ)10030「遠隔シャンパン」＜清水響＞

33 2025-01-30 知財高判令和 5 年(行ケ)10124【動画像復号装置】＜宮坂＞

34 2025-01-31 【不法行為/信用毀損】知財高判令和 6 年(ネ)10014＜本多＞

35 2025-02-04 【米国】2023.11CAFC　Actelion v. Mylan　85 F.4th 1167

36 2025-02-04 知財高判令和 5 年(行ケ)10053【ペリクル膜】＜宮坂＞

37 2025-02-04 知財高判令和 5 年(行ケ)10104【非常に低い抵抗材料で形成された、電気的デバイス、機械的デバイス、コンピュータデバイス、および／または、他のデバイス】＜清水響＞

38 2025-02-04 大阪地判令和 4 年(ワ)9112、11173【もれ防止用シール材】＜松阿彌＞

39 2025-02-05 【米国】2021.12 CAFC AstraZeneca v. Mylan

40 2025-02-06 知財高判令和 5 年(行ケ)10110【カラーテクスチャを伴う口腔内 OCT（方法）】＜本多＞

41 2025-02-07 大阪地判令和 3 年(ワ)1720【電池】＜松阿彌＞　（損害論）文書提出命令による文書提出拒否

42 2025-02-09 知財高判令和 5 年(ネ)10101【照明装置】＜東海林＞

43 2025-02-09 【不正競争】東京地判令和 4 年(ワ)19400　NHKv.個人　　「NHK をぶっこわーす!」

44 2025-02-10 【不競法】東京地判令和 3 年(ワ)29242＜國分＞　『チームラボ』

45 2025-02-11 【論稿】標準必須特許の取得および活用におけるクレームチャートの利活用について（梶田邦之、知財管理 2024）

46 2025-02-12 東京地判令和 4 年(ワ)11921【側溝及び桝】＜杉浦＞

47 2025-02-13 知財高判令和 5 年(行ケ)10098【衣料用洗浄剤組成物】＜東海林＞

48 2025-02-15 東京地判令和 5 年(ワ)70114【ブレーキ制御装置】＜柴田＞

49 2025-02-18 知財高判令和 4 年(行ケ)10084【重症心不全の治療方法およびその薬剤】＜本多＞

50 2025-02-18 知財高判令和 5(行ケ)10086【皮膚刺激ブラシ】＜宮坂＞

51 2025-02-18 【論稿/著作権】改変への包括的な黙示の同意と同一性保持権（比良友佳理、知的財産法政策学研究 Vol.53(2019)）

52 2025-02-18 【論稿/米国】米国の製法特許権侵害における例外規定に関する調査研究（国際第 1 委員会、知財管理 Vol.74 No.8, 2024）

53 2025-02-19 知財高判令和 5 年(行ケ)10016【ワイヤレススカッフプレート】<宮坂>

54 2025-02-20 【著作権】知財高判令和 4 年(ネ)10044＜本多＞

55 2025-02-21 大阪地判令和 4 年(ワ)2058【床の開口蓋】＜武宮＞　※均等論第 3 要件のみを否定した!!

56 2025-02-22 【(写真の)著作物性】知財高判平成 17 年(ネ)10094『スメルゲット事件/控訴審』<塚原>

57 2025-02-23 【論稿/著作権】写真を参考にしたイラストによる著作権侵害が否定された事例（鮑妙堃、2021）

58 2025-02-24 【論稿】事業の内容が定まっていないことを理由に事業の準備を否定した事例（叶鵬、2022）

59 2025-02-26 大阪地判平成 3 年(ワ)585【アンカーの製造方法】

60 2025-02-26 札幌地判平成 12 年(ワ)407【２枚貝生剥方法及び装置】

61 2025-02-27 【論稿/商標】商標的使用論の機能的考察(2・完)（平澤卓人、知的財産法政策学研究 2017)

62 2025-02-28 大阪地判令和 4 年(ワ)5553【幼児用サークル】＜武宮＞

63 2025-03-01 東京地判令和 5 年(ワ)70001【廃水処理装置】＜柴田＞

64 2025-03-02 【民法】大阪地判令和 3 年(ワ)11286、令和 4 年(ワ)9132　⇒契約不適合なし。

65 2025-03-03 【商標】知財高判令和５年(行ケ)10050＜清水響＞ 本件商標「美容医局」（指定役務：職業のあっせん等）

66 2025-03-04 【意匠】知財高判令和５年(行ケ)10113＜宮坂＞　意匠法５条２号違反（エルメス事件）

67 2025-03-05 【特許/職務発明】知財高判令和４年(ネ)10018＜本多＞ 『独占の利益』なし!!　⇒請求(控訴)棄却

68 2025-03-06 【不競法/営業秘密】大阪高判令和５年(ネ)1657＜森崎＞ 営業秘密が「示された」とは言えない

69 2025-03-07 知財高判令和５年(行ケ)10039【レーザ加工装置】＜宮坂＞

70 2025-03-08 知財高判令和５年(行ケ)10055【レーザ加工装置】＜宮坂＞

71 2025-03-09 知財高判令和６年(ネ)10026【熱可塑性樹脂組成物】＜宮坂＞　※数値の四捨五入・均等論

72 2025-03-10 知財高判令和５年(行ケ)10085【画像形成装置】＜宮坂＞

73 2025-03-11 【商標】知財高判令和５年(ネ)10091『現代の理論』＜宮坂＞

74 2025-03-12 東京地決令和６年(ヨ)30029【加齢黄斑変性症事件】＜中島＞（民事 40 部）

75 2025-03-13 東京地決令和６年(ヨ)30028【加齢黄斑変性症事件】＜國分＞（民事 29 部）

76 2025-03-14 *差止め期間の終期を定めた判決２件 ⇒存続期間満了日又は延長登録前の満了日まで

77 2025-03-15 【契約】東京地判令和５年(ワ)70422＜杉浦＞

78 2025-03-17 知財高判令和４年(行ケ)10118【プログラム】＜本多＞

79 2025-03-18 大阪地判平成 10 年(ワ)12899【電動式パイプ曲げ装置】

80 2025-03-19 知財高判令和５年(行ケ)10011【携帯端末の遠隔操作用デバイス】＜宮坂＞

81 2025-03-20 【商標/立体商標・３条２項】知財高判令和６年(行ケ)10047＜宮坂＞

82 2025-03-21 知財高裁大合議判決令和５年(ネ)10040【豊胸用組成物】

83 2025-03-23 知財高裁令和６年(ラ)10002＜宮坂＞『発信者情報開示命令申立却下決定に対する即時抗告』事件

84 2025-03-23 知財高判令和６年(ネ)10010【女性用衣料】＜中平＞

85 2025-03-24 知財高決令和６年(ラ)10003 閲覧等の制限申立却下決定に対する即時抗告申立事件

86 2025-03-25 【論稿】特許審決取消訴訟における審理範囲：周知技術の新主張の許否―レーザ加工光学装置事件―（張鵬、2012)

87 2025-03-26 『特許庁ステータスレポート 2025』

88 2025-03-27 【論稿/著作権】編集著作物における著作者の認定（泉克幸、知的財産法政策学研究 2013)

89 2025-03-28 【商標/審決】不服 2024-278 本願商標「AONO」 ３条１項４号非該当

90 2025-03-29 特許庁の『戦略的な知的財産管理に向けて』（2007）

91 2025-03-29 【論稿/編集著作権】分割してインターネット配信する著作物に対する法的保護―日めくりカレンダー事件―（平澤卓人、2009)

92 2025-03-30 大阪地判令和４年(ワ)3344【高純度ＰＴＨ含有凍結乾燥製剤…の製造方法】＜武宮＞

93 2025-03-31 全請求項削除は、特許庁の Q&A で認められている

94 2025-04-01 知財高判令和６年(行ケ)10002【土木工事用不織布】＜東海林＞ *公然実施品の仕様を変更する動機付け

95 2025-04-01 『営業秘密管理指針』の改訂版が公表されました。

96 2025-04-02 知財高判令和３年(行ケ)10131【シート貼付構造体】＜本多＞

97 2025-04-03 【米国特許】Claim differentiation と米国特許法 112(d)

98 2025-04-04 【米国特許】UTTO v. Metrotech (2024.10 CAFC)

99 2025-04-07 知財高判令和 4 年(行ケ)10039【予約支援方法】＜本多＞

100 2025-04-07 知財高判平成 29 年(行ケ)10167【積層フィルム】＜森＞

101 2025-04-07 知財高判平成 26 年(行ケ)10097【扁平形非水電解質二次電池】＜清水＞

102 2025-04-08 【商標】神戸地判平成 7 年(ワ)661「茶福豆」

103 2025-04-09 知財高判平成 28 年(行ケ)10146【低いコアフコシル化を有する抗体及び抗体誘導体を調製するための方法並びに組成物】＜清水＞

104 2025-04-10 【商標】大阪地判平成 25 年(ワ)12788＜谷＞ 登録商標『ライサポ』

105 2025-04-11 【論稿/中国・営業秘密】中国における営業秘密保護－秘密管理性要件に関する中国の学説と裁判例の状況を中心として

106 2025-04-12 知財高判令和 5 年(ネ)10051【大容量送水システム】＜宮坂＞

107 2025-04-13 【論稿】審決取消訴訟における新証拠提出範囲の検討：裁判例の類型的整理（高橋正憲　2014)

108 2025-04-13 東京地判平成 24 年(ワ)12351【餅】 ＜損害論＞特許法 102 条 2 項～非寄与度減額 90%

109 2025-04-14 【論稿】著作者人格権の不行使特約－法と経済学における分析（河島伸子、知的財産法政策学研究 Vol.29(2010)）

110 2025-04-15 【論稿】平面的な絵柄に関する著作物性の判断：布団の絵柄事件控訴審（李遠杰、知的財産法政策学研究 Vol.69(2024)）

111 2025-04-16 知財高判平成 29 年(ネ)10068「不規則充填物」事件＜森＞

112 2025-04-17 知財高判平成 26 年(ネ)10080【スピネル型マンガン酸リチウムの製造方法】＜清水＞

113 2025-04-18 【論考／著作権】「ファッションショーにおける化粧、髪型のスタイリング、衣装やアクセサリーの選択とコーディネートにつき著作物性を否定した事例(1)(2)」（橋谷俊、Vol.47(2015)・Vol.48(2016)）

114 2025-04-20 【論稿／著作権】ツイートの書籍への掲載が著作権法 32 条 1 項の適法な引用とされた例－#KuToo 事件－（平澤卓人、知的財産法政策学研究 Vol.66(2022)）

115 2025-04-21 【論稿/著作権】未知の利用方法にかかる権利の帰属―快傑ライオン丸事件―（安藤和宏、知的財産法政策学研究 Vol.26(2010)）

116 2025-04-22 【論稿/不競法】商品形態のデッド・コピー規制の動向―制度趣旨からみた法改正と裁判例の評価―（田村善之、知的財産法政策学研究 Vol.25(2009)）

117 2025-04-23 【論稿/肖像権】スナップ肖像写真の著作物性と自由利用の可否－東京アウトサイダーズ事件－（2010）

118 2025-04-24 知財高判令和 4 年(行ケ)10084【重症心不全の治療剤】＜本多＞

119 2025-04-25 知財高判平成 30 年(行ケ)10094【流体で満たされた管内の狭窄部の特徴を描写するシステム】＜森＞

120 2025-04-26 【職業選択の自由】知財高判令和 4 年(ネ)10059＜本多＞

121 2025-04-27 【著作権】知財高判令和 3 年(ネ)10048＜大鷹＞

122 2025-04-28 【不競法】知財高判平成 31 年(ネ)10002＜大鷹＞

123 2025-04-30 【不競法/営業秘密】知財高判平成 29 年(ネ)10076＜髙部＞

124 2025-05-01 【契約】東京地判令和 5 年(ワ)70722＜中島＞

125 2025-05-02 【民法／不法行為】知財高判平成 30 年(ネ)10089＜髙部＞

126 2025-05-03 【商標/不使用取消】知財高判令和 2 年(行ケ)10114＜大鷹＞

127 2025-05-04 【論稿/商標】日本法における商標パロディの可能性-SHI-SA 事件-（平澤卓人、2009)

128 2025-05-07 【商標】知財高判平成 28 年(行ケ)10053＜髙部＞

129 2025-05-07 【商標】知財高判平成 27 年(行ケ)10111＜髙部＞

130 2025-05-07 【商標/事務管理】知財高判平成 30 年(ネ)10074＜髙部＞

131 2025-05-08 【商標】知財高判令和 6 年(行ケ)10029＜中平＞

132 2025-05-09 【不競法】知財高判令和 6 年(ネ)10024＜清水響＞

133 2025-05-10 【論稿】東京・大阪以外の地方裁判所の知的財産権関係民事判決全件調査（令和 2 年）（谷川和幸 2023）

134 2025-05-11 【論稿】越境的な行為への「譲渡の申出」の適用、損害の範囲及び均等論が問題となった裁判例について

135 2025-05-12 知財高判平成 27 年(行ケ)10127【レーザ加工装置】＜髙部＞

136 2025-05-13 知財高判平成 27 年(行ケ)10122【皮膚科学的治療のためのシステム】＜髙部＞

137 2025-05-15 東京地判令和 3 年(ワ)11507【コンプレッションサポーター】＜中島＞

138 2025-05-16 【論稿/不競法】営業秘密の有用性と非公知性について －錫合金組成事件－（陳珂羽、2018)

139 2025-05-18 【論稿/著作権】絵画的な表現の著作物の保護範囲 ー博士イラスト事件ー（津幡笑、(2009)）

140 2025-05-18 【意匠】東京地判令和 3 年(ワ)30281 他『保護部材および手押部材』＜國分＞

141 2025-05-19 【米国特許】2007.08.20 CAFC Ian Frazer v. C. Richard Schlegel

142 2025-05-20 【論稿/著作権】著作権侵害を回避するために広告宣伝物の制作委託者が負うべき注意義務（森脇肇）

143 2025-05-21 【論稿/商標】商標法の「商品」の意義について（上田卓哉、知的財産法の理論と実務　第 3 巻）

144 2025-05-22 【著作権】知財高判平成 22 年(ネ)10029＜滝澤＞

145 2025-05-23 【論稿/職務著作】空調機器講習テキスト事件（石井茂樹、パテント 2007）

146 2025-05-24 【著作権】知財高判平成 17 年(ネ)10070【振動制御器プログラム事件】

147 2025-05-25 【論稿/営業秘密】従業員が自ら開発・取得した営業秘密の利用・開示を企業が差し止めることはできるか

148 2025-05-26 知財高判平成 28 年(ネ)10047【電気コネクタ組立体】＜髙部＞

149 2025-05-28 知財高判平成 28 年(ネ)10042【接触端子】＜髙部＞

150 2025-05-29 【商標/外国サーバ】知財高判令和 6 年(ネ)10031＜清水響＞『Sushi Zanmai』事件

151 2025-05-30 東京地判平成 14 年(ワ)23687【テレホンカード】＜飯村＞

152 2025-05-31 東京高判平成 11 年(ネ)3800【脇下用汗吸収パッド】

153 2025-06-01 大阪地判平成 17 年(ワ)12207【ゴーグル】

154 2025-06-04 京都地判平成 8 年(ワ)1597【サーマルヘッド】

155 2025-06-04 東京地判平成 7 年(ワ)23005【抗真菌外用剤】

156 2025-06-04 静岡地判平成 2 年(ワ)360、平成 4 年(ワ)524【アルファカルシドール】

157 2025-06-05 東京地判令和 5 年(ワ)70178【酢酸亜鉛水和物錠及びその製造方法】＜中島＞

158 2025-06-06 【論稿/商標】令和以降の商標関係判決について（服部謙太朗、特許ニュース R7.2.14）

159 2025-06-07 知財高判平成 22 年（行ケ）10121【納豆食品】＜滝澤＞

160 2025-06-08 知財高判令和 6 年(行ケ)10023【情報処理端末】＜清水響＞

161 2025-06-09 東京地判令和４年(ワ)18332【無線通信システムにおける参照信号の送受信方法】＜中島＞

162 2025-06-10 東京地判令和４年(ワ)70139、令和５年(ワ)70009『特許を受ける権利の確認請求』＜中島＞

163 2025-06-11 【著作権】東京地判令和５年(ワ)70080『発信者情報開示請求事件』＜中島＞

164 2025-06-12 【商標】東京地判令和４年(ワ)16062『仙修』事件＜柴田＞

165 2025-06-13 【不競法/虚偽事実の告知】大阪地判令和４年(ワ)11394『将棋の棋譜情報』＜武宮＞

166 2025-06-14 知財高判令和５年(ネ)10093『映画の著作権者』＜東海林＞

167 2025-06-15 【商標】知財高判令和５年(行ケ)10131『hololive Indonesia』＜宮坂＞

168 2025-06-16 知財高判令和５年(行ケ)10034【立毛シートの製造方法】＜清水響＞

169 2025-06-17 【論稿】不正競争防止法の品質等誤認惹起行為における品質の外延（大塚理彦、パテント2025）

170 2025-06-18 【論稿】広い特許クレームの解釈について（廣田浩一、パテント 2005、Vol. 58　No.7）

171 2025-06-19 【米国特許】CloudofChange v. NCR (Fed. Cir. 2024)

172 2025-06-20 【論稿/欧州】待望の決定を経て―標準必須特許は欧州でも無用となったか（Christoph Rademacher、2016）

173 2025-06-23 知財高判令和４年(ネ)10078【片手支持可能な表示装置】＜菅野＞

174 2025-06-23 【商標】知財高判令和６年（行ケ）第 10058 号＜清水響＞

175 2025-06-23 【論稿／著作権】アクセス可能な著作物に対する公衆の利用の自由－はたらくじどうしゃ事件－村井麻衣子

176 2025-06-25 【米国】Provisur Tech v. Weber (2024.10.2) CAFC ※故意

177 2025-06-27 知財高判令和４年(ネ)10055【特定加熱食肉製品】＜東海林＞

178 2025-06-29 知財高判平成 17 年(行ケ)10366【炭酸飲料用ボトルの製造方法】＜塚原＞

179 2025-06-29 【米国】Finjan v. Secure Computing＜2010.11　CAFC＞

180 2025-06-29 【米国】Provisur Tech v. Weber (2024.10.2) CAFC

181 2025-06-30 【刑事／不競法／営業秘密】無罪事案・名古屋地判令和４年３月 18 日・平成 29 年（わ）第 427 号

知財高判平成 27 年(行ケ)10200【プレススルーパック】＜高部＞ *精度を高めるだけでは設計事項

Ameblo 元投稿日：2025-01-03

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12881038971.html

HP: https://www.takaishihideki.com/single-post/ameblo-12881038971-ja

英語版: https://www.takaishihideki.com/single-post/ameblo-12881038971-en

平成 27 年(行ケ)10200【プレススルーパック】＜高部＞

*精度を高めるだけでは設計事項

ANSI 規格で「A」級というスキャン精度を規定しても設計事項

「付与されたバーコードを正確に読み取ることのできる限りにおいて，バーコードの読み取りの精度をどの程度のものとするかは，当業者が適宜設定する事項である」

（判旨抜粋）

バーコード表示のためのスペースは限られたものとならざるを得ない…バーコード表示のサイズは，その機能を担保しうる限り，バーコード表示のためのスペースに応じて，適宜選択される設計的事項である…ところ， 医療用医薬品に使用されるバーコードとして，「公称０．１６９mm／モジュール」であるバーコードサイズは…従来周知の技術である…。さらに，バーコードを読み取りやすいものとすることは当然のことであり，バーコードリーダーで，付与されたバーコードを正確に読み取ることのできる限りにおいて，バーコードの読み取りの精度をどの程度のものとするかは，当業者が適宜設定する事項であるから，…「バーコード検証機で１０回スキャンしたときのＡＮＳＩ規格で定められている総合評価」において，最高品質である「A」のものとすることは，設計的事項にすぎない…。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-86043.pdf

【論稿】商標権の権利濫用の抗弁－家元制度下の組織及びのれん分けの内紛について－（石井美緒 2023）

Ameblo 元投稿日：2025-01-03

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12881039113.html

HP: https://www.takaishihideki.com/single-post/ameblo-12881039113-ja

英語版: https://www.takaishihideki.com/single-post/ameblo-12881039113-en

【論稿】商標権の権利濫用の抗弁－家元制度下の組織及びのれん分けの内紛について－（石井美緒、知的財産法政策学研究 Vol.67(2023)）

1. 家元は、一人だけ。統率権限、代表権を有する法律上の地位

⇒後継者を指名せずに逝去した場合は、間接事実だけで後継者は認定されていない。真磨琴会事件でも、何れの養子も後継者と認められなかった。

（その場合、一方が商標権を取得しても、他方に対する権利行使は権利濫用になる。）

2. のれん分け

⇒（家元制度の後継者指名と異なり、）使用許諾は黙示でも認められる。のれん分け先の一人が商標権を取得しても、他の（正当な）のれん分け先に対する権利行使は権利濫用になることが多い。

（ただし、守半事件控訴審判決では、被告が『守半総本舗』という標章を使い始めたところ、長年使ってきた「守半」と社会通念上同一でないとして、『守半総本舗』については権利濫用の抗弁を認めなかった。その意味で、商標権を先に取ってしまうことに一定の意義はある。）

3. 長期間権利行使しなくても、原則として失効しないが、以下の 2 類型では権利濫用となりうる。

① 被告標章が著名になった

② 原告・被告間が特別な関係

https://www.juris.hokudai.ac.jp/riilp/wp-content/uploads/2023/03/5769c93edd3bc55eeeabc293c04d0411.pdf

【商標】東京高判平成 14 年 (行ケ) 169「西京味噌」

Ameblo 元投稿日：2025-01-03

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12881039203.html

HP: https://www.takaishihideki.com/single-post/ameblo-12881039203-ja

英語版: https://www.takaishihideki.com/single-post/ameblo-12881039203-en

【商標】東京高判平成 14 年 (行ケ) 169「西京味噌」

*登録日以降に辞書・事典の記載について出版社に削除等を申し入れたが、普通名称であるとの認定は覆らなかった!!

⇒登録時の認識は左右されない。

・絶版になっても図書館等で閲読困難になるまで読者に対し影響する。

・出版社の対応が原告主張を真実と認めたものか、紛争を避けるための措置であったかは、確定できない。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-10803.pdf

知財高判平成 27 年(行ケ)10205【車両用ルーフアンテナ】<設樂> *方向は設計事項

Ameblo 元投稿日：2025-01-03

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12881046800.html

HP: https://www.takaishihideki.com/single-post/ameblo-12881046800-ja

英語版: https://www.takaishihideki.com/single-post/ameblo-12881046800-en

平成 27 年(行ケ)10205【車両用ルーフアンテナ】<設樂>

***方向は設計事項**

「魚鰭状カバー 21 の魚鰭の突出する内部空間に設置されているＡＭアンテナ 22 を…どのような方向で設置するかは，自動車用ラジオの電波の受信感度や内部空間の広さ等に応じて適宜決定し得る設計的な事項であるといえる」

*引用例中の図面と、明細書の記載を併せて構成（位置関係）を読み取れた事例

（判旨抜粋）

…当業者であれば…コイルピッチ，コイル径，巻数などを調整することによって，その全体の長さを短く設計することができるから，ＡＭアンテナ２２を，その軸方向を信号増幅回路板２３と垂直方向にして設置したとしても，魚鰭状カバー２１内に設置できない，あるいは信号増幅回路板２３と干渉するなどの問題を回避するように構成することは可能である…。そして，魚鰭状カバー２１の魚鰭の突出する内部空間に設置されているＡＭアンテナ２２を，上部に沿って設置するか（甲１発明。【図２】），その軸方向を信号増幅回路板２３と垂直方向にして設置するか（本件発明１。甲１２【図２】）など，どのような方向で設置するかは，自動車用ラジオの電波の受信感度や内部空間の広さ等に応じて適宜決定し得る設計的な事項である…。また，保持筒でコイルアンテナを保持することは周知技術であるから，甲１発明において，「ＡＭアンテナ」を，その軸方向を信号増幅回路板と垂直方向にして設置する際に，魚鰭状カバーの上面から突設された保持筒で保持するように構成することに格別の困難性はなく，相違点３に係る本件発明１の構成は，当業者であれば容易に想到し得るものであると認められる。

甲１文献の【図１】には，甲１発明にかかる実施例の外観立体図が記載されているところ，当該図面によれば，「魚鰭状カバー２１」の下部には，その周囲を取り囲むように「金属ベース２５」が実線で記載され，ある程度の厚みをもって図示されているから，「金属ベース２５」は，「魚鰭状カバー２１」の底面開口の周縁部の下に配置されていることが理解できる。そして，甲１文献の【発明を実施するための最良の形態】に，「魚鰭式アンテナ装置２０の底部に金属ベース２５が取り付けられ」ること（【００１３】），魚鰭式アンテナ装置２０が，「金属ベース２５」の上方に位置する「魚鰭状カバー２１」と組み合わせて構成されていること（【０００９】，【図２】）が記載されていることからも，「金属ベース２５」は，「魚鰭状カバー２１」の底部である底面開口の周縁部の下に配置されていると理解するのが自然である。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-85864.pdf

知財高判令和５年(行ケ)10097、10120【コンテンツの受信装置】＜清水響＞

Ameblo 元投稿日：2025-01-04

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12881126907.html

HP: https://www.takaishihideki.com/single-post/ameblo-12881126907-ja

英語版: https://www.takaishihideki.com/single-post/ameblo-12881126907-en

令和５年(行ケ)10097、10120【コンテンツの受信装置】＜清水響＞

*拒絶査定不服審判の不成立審決に対する審決取消訴訟は、固有必要的共同訴訟!!

⇒共同出願人の一人が提起した訴えは却下

⇒他方の出願人が出訴期間経過後に共同訴訟参加を申し出たが、瑕疵は治癒しない。

※法人と代表取締役の共同出願

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-92690.pdf

知財高判平成 20 年(行ケ)10274【HCV に対する抗体】＜飯村＞ クレームの全範囲に実施可能の必要あり

Ameblo 元投稿日：2025-01-05

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12881247875.html

HP: https://www.takaishihideki.com/single-post/ameblo-12881247875-ja

英語版: https://www.takaishihideki.com/single-post/ameblo-12881247875-en

平成 20 年(行ケ)10274【HCV に対する抗体】＜飯村＞

***クレームの全範囲に亘り実施可能である必要がある。**

（バイオ/抗体でも一般論は同じ!）

『公開の裏付けとなる明細書の記載の程度は…「その物の」一部についてのみ実施できる程度に記載されれば足りると解すべきではない。』

（判旨抜粋）

原告は，…本願発明が実施可能か否かは，本来任意に選択された一個の部分（本件ではポリペプチド）が生産及び使用をすることができるように本願明細書に記載されていることで足りると解すべきであるにもかかわらず，審決が「網羅的」に得ることが必要であるとした点には，誤りがあると主張する。…

特許権は，公開することの代償として，物の発明であれば，特許請求の範囲に記載された「その物」について，実施する権利を専有することができる制度であることに照らすならば，公開の裏付けとなる明細書の記載の程度は，「その物」の全体について実施できる程度に記載されていなければならないのは当然であって，「その物の」一部についてのみ実施できる程度に記載されれば足りると解すべきではない。…

原告は，バイオテクノロジー関連の分野では，実施可能要件は，すべての実施形態を網羅的に得ることを要求していないのが現状であり，それを要求することは，出願人に酷な結果をもたらし，ひいては発明を奨励するという特許法の趣旨に反し，著しく不合理であると主張する。確かに，バイオテクノロジー関連の分野では，発明の詳細な説明において，「欠失，挿入または置換」されたすべての実施態様が具体的に記載されていなくても，特許請求の範囲において，特定のアミノ酸配列を示し，さらに同配列中の「１又は数個が欠失，挿入または置換」等がされた場合をも包含する形式での記載が許容される場合がある。…しかし，そのような形式で特許請求の範囲の記載が許される場合であっても，…元のポリペプチドと同様の活性を有する改変されたポリペプチドを容易に得ることができるといえる事情が認められるときは，いわゆる実施可能要件を充足するものと解して差し支えないというべきであるが，…特許請求の範囲に属する技術の全体を実施することに，当業者に期待し得る程度を越える試行錯誤や創意工夫を強いる事情のある場合には，いわゆる実施可能要件を充足しないというべきである。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-37946.pdf

【著作権/写真の著作物性】大阪高判令和５年(ネ)1384 *写真の構図に著作物性を認めた!

Ameblo 元投稿日：2025-01-06

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12881384383.html

HP: https://www.takaishihideki.com/single-post/ameblo-12881384383-ja

英語版: https://www.takaishihideki.com/single-post/ameblo-12881384383-en

【著作権/写真の著作物性】令和５年(ネ)1384

***写真の構図に著作物性を認めた!**

東京高判 H13.6.21 スイカ以来?

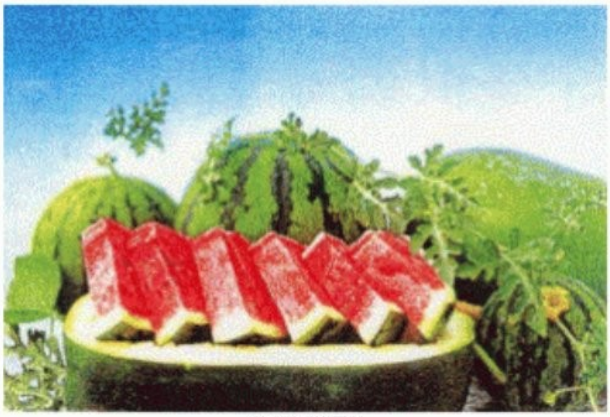
「被写体の選択・組合せ・配置、光線の調整・陰影の付け方、背景の選択には複数の余地があり、被告画像３の表現自体に撮影者の個性が表れている」

⇒結論は翻案不成立

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-92728.pdf



〈原告作品〉



〈被告作品〉

BTS JIMIN

ハングル単語カード



韓流BANK

【論稿/不競法】退職後におけるノウハウの使用を禁止する契約の有効性とその適用範囲（平澤卓人）

Ameblo 元投稿日：2025-01-07

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12881495720.html

HP: https://www.takaishihideki.com/single-post/ameblo-12881495720-ja

英語版: https://www.takaishihideki.com/single-post/ameblo-12881495720-en

【論稿/不競法】退職後におけるノウハウの使用を禁止する契約の有効性とその適用範囲（平澤卓人、知的財産法政策学研究 Vol.31(2010)）

大阪高判平成 21 年(ネ)1456～権利者逆転敗訴

⇒被控訴人技術のうち、控訴人らが使用している部分は、「既存の技術ないし眉に関する美容施術者ならば容易に取得ないし習得できる技術が相当範囲においてあり,被控訴人はその部分のみについては独占的権利を確保することはできない。」

同旨：東京地判平成 18 年(ワ)15404

「本件競業禁止合意は，原告の保有している営業上の秘密情報を用いることによって実施される業務に限ってこれを禁止する趣旨のものと解するのが相当であり，被告が原告就業中に得た，日常的で一般的な業務に関する知識，経験等を用いることによって実施される業務や，被告が本件契約以前から有していた知識，経験等を用いることによって実施される業務は，競業禁止義務の対象とはならない」

その他、多数の裁判例を紹介し、退職後の競業避止義務の限界を考察している。例えば、競業避止義務に基づく差止が認められる期間を 2 年間に限定した裁判例がある（東京地判平成 18(ワ)22955『トータルサービス』事件）。

https://eprints.lib.hokudai.ac.jp/dspace/bitstream/2115/44347/1/IPLPJ31_009.pdf

知財高判令和４年(ネ)10113【コンプレッションサポーター】＜宮坂＞

Ameblo 元投稿日：2025-01-08

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12881658443.html

HP: https://www.takaishihideki.com/single-post/ameblo-12881658443-ja

英語版: https://www.takaishihideki.com/single-post/ameblo-12881658443-en

令和４年(ネ)10113【コンプレッションサポーター】＜宮坂＞

構成要件Ｃの合成「樹脂」は「合成繊維」を文言上含まない

⇒均等論も×

「構成要件Ｃは本件発明の作用効果に直結する部分であって、その本質的部分に含まれる…構成要件Ｃを充足しないから…本質的部分を備えていない」

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-92458.pdf

【商法/著作権】知財高判令和５年(ネ)10060＜清水響＞

Ameblo 元投稿日：2025-01-09

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12881740000.html

HP: https://www.takaishihideki.com/single-post/ameblo-12881740000-ja

英語版: https://www.takaishihideki.com/single-post/ameblo-12881740000-en

【商法/著作権】令和５年(ネ)10060＜清水響＞

出版契約交渉決裂⇒出版社が行った作業について、商法512条に基づく報酬請求認容

原告(相続人)が推敲した原稿に基づき、原告の意見を聴きながら校正し、印刷すれば出版可能な状態にまで体裁を備えた最終的な印刷原稿を作成した。

*商法512条「商人がその営業の範囲内において他人のために行為をしたときは、相当な報酬を請求することができる。」

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-92644.pdf

【商標】知財高判平成 26 年(行ケ)10067「全国共通お食事券」事件

＜設樂＞

Ameblo 元投稿日：2025-01-10

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12881865738.html

HP: https://www.takaishihideki.com/single-post/ameblo-12881865738-ja

英語版: https://www.takaishihideki.com/single-post/ameblo-12881865738-en

【商標】平成 26 年(行ケ)10067「全国共通お食事券」事件＜設樂＞

「食事券の発行」との指定役務…全国で共通して非取扱店でも利用できる食事券の発行…は，実際にはおよそ考え難い…「全国共通お食事券」という表示が，役務の質の誤認を生じさせ…ない。

⇒4 条 1 項 16 号違反なし

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-84595.pdf

知財高判平成 31 年(行ケ)10015＜鶴岡＞　*「除くクレーム」が新規事項追加とされた!!

Ameblo 元投稿日：2025-01-11

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12882062461.html

HP: https://www.takaishihideki.com/single-post/ameblo-12882062461-ja

英語版: https://www.takaishihideki.com/single-post/ameblo-12882062461-en

平成 31 年(行ケ)10015＜鶴岡＞

＊「除くクレーム」が新規事項追加とされた!!

明細書…記載から…ウィスカの成長を抑制しつつゼロクロス時間を 0 秒に近づけることと熱処理時間の相関関係を読み取ることはできない…2.30 秒未満…自明で…ない。

【請求項３】…リード線と前記アルミ芯線との溶接部に…が含まれてなる（但し，前記電解コンデンサ用タブ端子について，ＪＩＳＣ－００５３はんだ付け試験方法（平衡法）に準拠して測定されたゼロクロス時間が２．５０秒以上のものを除く。），電解コンデンサ用タブ端子。

（判旨抜粋）

…本件明細書には…ゼロクロス時間が０秒以上２．３０秒未満であるタブ端子についての明示的な記載はない。…本件明細書の記載からは，ウィスカの成長を抑制しつつゼロクロス時間を０秒に近づけることと熱処理時間の相関関係を読み取ることはできないから，…ゼロクロス時間を０秒以上２．３０秒未満とした上でウィスカの発生を抑制することが自明で…ない。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-89038.pdf

【論稿】著作権法における「公に」及び「公衆」概念の限界－幸福の科学祈願経文事件（平澤卓人 2015）

Ameblo 元投稿日：2025-01-13

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12882328852.html

HP: https://www.takaishihideki.com/single-post/ameblo-12882328852-ja

英語版: https://www.takaishihideki.com/single-post/ameblo-12882328852-en

【論稿】著作権法における「公に」及び「公衆」概念の限界－幸福の科学祈願経文事件（平澤卓人、知的財産法政策学研究 Vol.46(2015)）

口述禁止権：『著作者は、その言語の著作物を公に口述する権利を専有する。』（著作権法 24 条）

著作権法 2 条 5 項～「公衆」に特定多数が含まれる。

⇒録音された著作物の口述を再生する場合が多いが、本件（東京地判平成 24 年(ワ)24933）は、口述自体が問題となった。

本件では、E から紹介を受けて被告を訪れた者に対する口述が「公に」なされたといえるかである。

⇒「当該著作物の利用が公衆に対するものであるか否かは，事前の人的結合関係の強弱に加え，著作物の種類・性質や利用態様等も考慮し，社会通念に従って判断するのが相当である。」

・5～6 人であると認定し、「多数」でないとした。

・人数は任意の条件のもとに増減しない、金員は祈願の対価でない、読み上げの回数は多くても 10 回で、定期的、継続的でないから、「不特定」でないとした。

⇒結論として、「公に」要件を否定した。

※各事実認定は、原告の主張を斥ける文脈でもあり、「不特定」のあてはめとの関連性が曖昧である。

https://www.juris.hokudai.ac.jp/riilp/wp-content/uploads/2015/06/f8b597eaecaf77a4b0a1ee3a9d424afa.pdf

【論稿】商標権の譲渡後の従前の真正商品の並行輸入の可否－Converse 並行輸入事件－（田村善之）

Ameblo 元投稿日：2025-01-13

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12882329007.html

HP: https://www.takaishihideki.com/single-post/ameblo-12882329007-ja

英語版: https://www.takaishihideki.com/single-post/ameblo-12882329007-en

【論稿】商標権の譲渡後の従前の真正商品の並行輸入の可否－Converse 並行輸入事件－（田村善之、知的財産法政策学研究 Vol.30(2010)）

⇒知財高判平成 21 年(ネ)10058＜控訴審＞、東京地判平成 18 年(ワ)26725・平成 19 年(ワ)15580、何れも商標権侵害（並行輸入の抗弁、権利濫用の抗弁不成立）

① 被告は、米国商標権者であった Converse の真正商品を並行輸入していた。

②Converse が日本の商標権を伊藤忠商事に譲渡し、伊藤忠商事が被告を訴えた。

⇒『同一人性』及び『品質管理性』を充たさないから、フレッドペリー並行輸入の抗弁不成立（権利濫用の抗弁も不成立）

③ 被告は、真正商品を並行輸入していたのに、商標権者が変わったことで、商標権侵害となってしまった!!

※東京地判昭和 59.12.7【LACOSTE】事件では、商標権者とライセンサーとの資本的な繋がりと、ライセンサーと外国拡布者とのライセンス関係という連鎖を手掛かりに同一の出所の範囲と認めた。

⇒Converse 事件でも、伊藤忠が新 Converse の株式を 5%保有していたこと、また、未だ日本国内では旧商標権者である Converse のブランドとして認知されていた以上、なお、真正商品を並行輸入として商標権非侵害とすべきであったというのが筆者の意見である。

なお、東京地判平成 11.1.18【ellesse】は、元々日本と韓国の商標権は一人に帰属していたが、日本商標権のみが譲渡され、資本関係もなく、品質も異にしているため、一つのグループとは言い難い事案で、真正商品の並行輸入が否定されている。

https://lex.juris.hokudai.ac.jp/gcoe/journal/IP_vol30/30_9.pdf

【論稿】中国特許権の禁反言に関する調査研究（国際第３委員会第１小委員会、知財管理 Vol. 74 No. 9, 2024）

Ameblo 元投稿日：2025-01-14

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12882385586.html

HP: https://www.takaishihideki.com/single-post/ameblo-12882385586-ja

英語版: https://www.takaishihideki.com/single-post/ameblo-12882385586-en

【論稿】中国特許権の禁反言に関する調査研究（国際第３委員会 第１小委員会、知財管理 Vol. 74 No. 9, 2024）

●禁反言成立

（2022）最高法知民終 905

請求項２が併記⇒1 つを請求項１に追記

●禁反言不成立

（2021）最高法知民終 712

物の発明～意見書で製造方法を主張したが、特許性に影響なし

（2020）最高法知民終 1593

「実質的に」というクレーム文言削除

https://www.jipa.or.jp/official-publication/intellectual-property-management-journal/backnumber/mokuji2409

東京地判平成９年(ワ)5741【自動弾丸供給機構付玩具銃】＜三村＞

Ameblo 元投稿日：2025-01-15

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12882551685.html

HP: https://www.takaishihideki.com/single-post/ameblo-12882551685-ja

英語版: https://www.takaishihideki.com/single-post/ameblo-12882551685-en

東京地判平成９年(ワ)5741【自動弾丸供給機構付玩具銃】＜三村＞

（損害論）

*計算鑑定

*卸売業者・小売業者等の各侵害者に実施料相当額を請求できるが、同一製品について実際に受ける賠償総額には上限がある。

*本件では、同一企業グループの製造担当会社と販売担当会社が連帯して支払義務を負う。

『転々と流通する場合…各人に対し…損害賠償請求できる』

Cf.平成 11 年(ワ)12586

*複数の流通段階の侵害者に請求する場合にも、同一製品について二重の填補を受けられるわけではない。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-12681.pdf

【商標】東京高判平成 13 年(行ケ)363＜永井＞

Ameblo 元投稿日：2025-01-17

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12882765471.html

HP: https://www.takaishihideki.com/single-post/ameblo-12882765471-ja

英語版: https://www.takaishihideki.com/single-post/ameblo-12882765471-en

【商標】東京高判平成 13 年(行ケ)363＜永井＞

本件商標「鳳凰」

引用商標「宝桜」

*出願時、引用商標の権利者は破産宣告＋解散登記

⇒「正当な権利者による使用の上に形成されるべき信用を保護すべき実体を欠く商標であった…混同が生ずる可能性も…ない」

⇒4 条 1 項 11 号非該当

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-11969.pdf

【商標】知財高判平成 22 年(行ケ)10171<中野>

Ameblo 元投稿日：2025-01-17

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12882771948.html

HP: https://www.takaishihideki.com/single-post/ameblo-12882771948-ja

英語版: https://www.takaishihideki.com/single-post/ameblo-12882771948-en

【商標】平成 22 年(行ケ)10171<中野>

本願商標「BOOKING.COM＋図形」

引用商標「Book-ing＋図形」（称呼「ブッキング」）

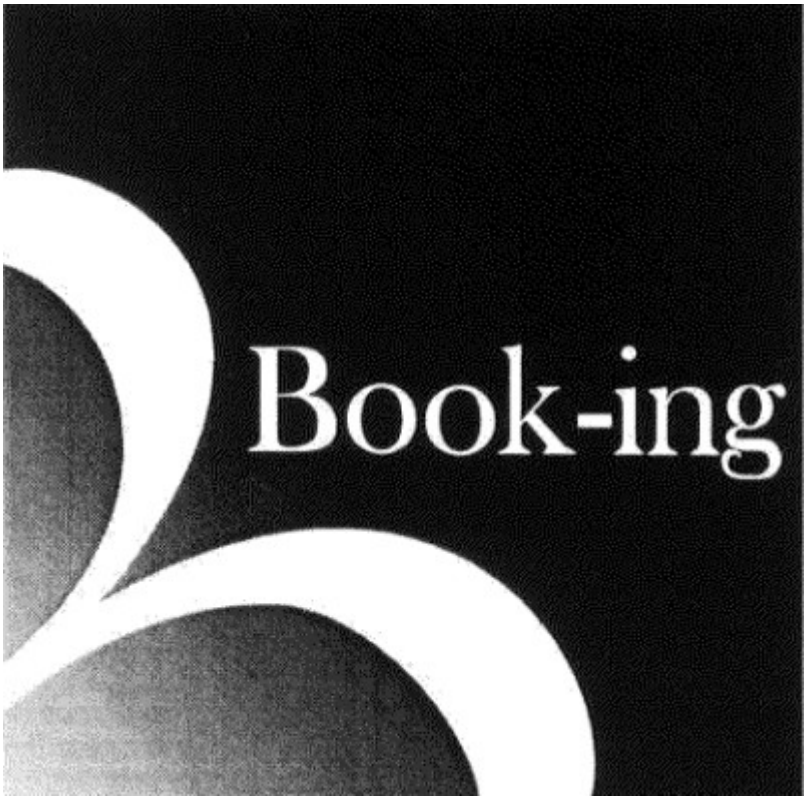
外観～相当異なる

称呼～原則として共通する

観念～「予約」との部分で一部共通する

取引の実情～原審決後に請求した不使用取消審判で引用商標が不使用と認められた

⇒4 条 1 項 11 号/非類似



https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-80945.pdf

【不競法/品質誤認惹起】東京地判令和４年(ワ)2551「生ごみ処理機」事件＜國分＞

Ameblo 元投稿日：2025-01-18

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12882961467.html

HP: https://www.takaishihideki.com/single-post/ameblo-12882961467-ja

英語版: https://www.takaishihideki.com/single-post/ameblo-12882961467-en

【不競法/品質誤認惹起】東京地判令和４年(ワ)2551「生ごみ処理機」事件＜國分＞

*販売実績が、事実と異なった。

⇒販売実績は、需要者に対し、品質が優れた商品であるとの権威付けがされ、安心感を与えるから、品質を誤認させる表示である。

⇒限界利益からの損害額覆滅なし!!

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-92506.pdf

【商標】知財高判平成 22 年(行ケ)10101 本件商標「きっと、サクラサクよ＋桜の花びら図形」

Ameblo 元投稿日：2025-01-18

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12882961744.html

HP: https://www.takaishihideki.com/single-post/ameblo-12882961744-ja

英語版: https://www.takaishihideki.com/single-post/ameblo-12882961744-en

【商標】平成 22 年(行ケ)10101

本件商標「きっと、サクラサクよ＋桜の花びら図形」

引用商標「サクラサク」

外観～大きく異なる

称呼～かなり類似する

観念～引用商標は「桜の花が咲く」「試験に合格した」、本件商標は受験生等に対するメッセージ的な観念であり、ある程度異なる。

⇒4 条 1 項 11 号/非類似

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-80620.pdf



【不競法/品質誤認惹起】知財高判令和５年(ネ)10112「生ごみ処理機」控訴審＜東海林＞

Ameblo 元投稿日：2025-01-19

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12883037707.html

HP: https://www.takaishihideki.com/single-post/ameblo-12883037707-ja

英語版: https://www.takaishihideki.com/single-post/ameblo-12883037707-en

【不競法/品質誤認惹起】令和５年(ネ)10112「生ごみ処理機」控訴審＜東海林＞

同種商品と性能に大差ないとしても、販売実績として実際よりも多い数値を表示したことが品質誤認表示に当たらないことにはならない。

+営業努力も寄与したから、推定覆滅事由にあたる。

⇒5 割覆滅

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-93284.pdf

【不競法/品質誤認惹起】東京地判平成 30 年(ワ)3789「はぐくみオリゴ」事件＜柴田＞

Ameblo 元投稿日：2025-01-20

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12883134705.html

HP: https://www.takaishihideki.com/single-post/ameblo-12883134705-ja

英語版: https://www.takaishihideki.com/single-post/ameblo-12883134705-en

【不競法/品質誤認惹起】東京地判平成 30 年(ワ)3789「はぐくみオリゴ」事件＜柴田＞

⇒広告宣伝に、オリゴ糖の純度以外の特徴も大きく取り上げられていた。

～97%覆滅

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-90080.pdf

控訴審・令和 3 年(ネ)10018＜東海林＞

⇒4 年 4 か月継続、直接的な競合

～91%覆滅

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-90899.pdf

【不競法２条１項３号/形態模倣】東京地判令和１年(ワ)11673＜國分＞

Ameblo 元投稿日：2025-01-21

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12883260957.html

HP: https://www.takaishihideki.com/single-post/ameblo-12883260957-ja

英語版: https://www.takaishihideki.com/single-post/ameblo-12883260957-en

【不競法２条１項３号/形態模倣】東京地判令和１年(ワ)11673＜國分＞

相違点①～カップ部の中央に約 2㎝のリボンがない

相違点②～左右の前身頃を構成する３枚の生地のうち最下部にある生地がレース生地である

⇒ありふれた形態であり、置き換える着想が困難であるともいえない。

⇒2 億円超の請求認容

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-90576.pdf

左側：原告商品　右側：被告商品１





【不競法２条１項３号/形態模倣】大阪地判令和３年(ワ)4467＜松阿彌＞

Ameblo 元投稿日：2025-01-21

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12883263884.html

HP: https://www.takaishihideki.com/single-post/ameblo-12883263884-ja

英語版: https://www.takaishihideki.com/single-post/ameblo-12883263884-en

【不競法２条１項３号/形態模倣】大阪地判令和３年(ワ)4467＜松阿彌＞

「背面上部のヨークの裾が縫い付けられているか、浮きヨークであるか…、カラーとラペルの間にノッチがあるか否か…の差異…商品の全体的形態に与える変化に乏しく、商品全体からみると些細な相違にとどまる」

原告商品目録

「０１６４１１」との品番の以下の写真に示される婦人用コート（色はベージュとネイビーの２色である。）

［正面（腰ベルトあり）］



［正面（腰ベルトなし）］



被告商品目録

以下の写真（正面、背面、及び側面）により示される婦人用コート（「２１０１３」との品番が付されているものを含みこれに限られない。）。

［正面（腰ベルトあり）］



［正面（腰ベルトなし）］



https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-91578.pdf

【不競法２条１項３号/形態模倣】大阪地判令和４年(ワ)6582

Ameblo 元投稿日：2025-01-22

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12883396626.html

HP: https://www.takaishihideki.com/single-post/ameblo-12883396626-ja

英語版: https://www.takaishihideki.com/single-post/ameblo-12883396626-en

【不競法２条１項３号/形態模倣】大阪地判令和４年(ワ)6582

相違点～「光沢及び質感」も衣服の形態模倣が問題となる場合に比較対象となるところ、着用する季節を異にするほどの質感の相違がある。

⇒商品全体に対して需要者の受ける印象に強く影響するから、実質的に同一でない。

原告商品目録

１の１　商品名：ＯＮＥＳＩＤＥ　ＰＥＡＲＬ　ＯＶＥＲＡＬＬ　ＤＲＥＳ

型番　：２１Ｗ－００１Ｄ

商品色：ＢＥＩＧＥ、ＢＬＡＣＫ、ＤＯＴ　ＢＬＡＣＫ

ＤＯＴ　ＢＬＡＣＫ

正面　　背面　　パールの装飾部拡大







被告商品目録

１の１　商品名　　：ワンサイドパールジャンスカ

商品番号：１３８８１０

商品色　　：ベージュ

正面　　背面







https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-92492.pdf

【不競法２条１項３号/形態模倣】東京地判令和５年(ワ)4333＜柴田＞

Ameblo 元投稿日：2025-01-23

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12883525179.html

HP: https://www.takaishihideki.com/single-post/ameblo-12883525179-ja

英語版: https://www.takaishihideki.com/single-post/ameblo-12883525179-en

【不競法２条１項３号/形態模倣】東京地判令和５年(ワ)4333＜柴田＞

マスクがパッケージに入った状態で流通し、消費者が購入する。

⇒パッケージ全体は、中に入ったマスクと一体となって「商品」を構成し、そのパッケージのデザインは、商品の「模様、色彩」に当たる。

⇒形態は実質的に同一!!

（ただし、原告が主張する損害と、被告商品の販売には因果関係が認められないとして、請求棄却）

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-92679.pdf


富源マスク
正口
— 耳に優しい —
肌にやさしい素材
99% カットフィルターでブロック
らくらく マスク
花 粉
ウイルス 飛 沫
PM2.5
ほこり
ふつうサイズ
175mm×90mm
お得な
安心の3層構造
50 枚入
Pana Suru
個包装 携帯に便利
肌にやさしい素材
99% カットフィルターでブロック
不織布マスク
花 粉
ウイルス 飛 沫
PM2.5
ほこり
ふつうサイズ
175mm×95mm
※イラストはイメージです
安心の3層構造
お得な
50 枚入
ラザフォードマスク

【不競法２条１項３号/形態模倣】大阪地判令和４年(ワ)3577＜松阿彌＞

Ameblo 元投稿日：2025-01-24

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12883664197.html

HP: https://www.takaishihideki.com/single-post/ameblo-12883664197-ja

英語版: https://www.takaishihideki.com/single-post/ameblo-12883664197-en

【不競法２条１項３号/形態模倣】大阪地判令和４年(ワ)3577＜松阿彌＞

裏面ポケットの有無、カード等を収納するための小サイズのポケットの数及び配置位置が相違するが、いずれも些細な差異であり、商品の全体的形態について需要者に与える印象に影響しない。

⇒実質的に同一である。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-92601.pdf

被告商品目録

１　被告商品１（通帳ケース）



（正面）



（背面）



（ケース内部）

原告商品目録

1　原告商品１（通帳ケース）



（正面）



（背面）



（内部）

【不競法/品質誤認】大阪地判平成 26 年(ワ)12570<森崎>

Ameblo 元投稿日：2025-01-26

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12883975466.html

HP: https://www.takaishihideki.com/single-post/ameblo-12883975466-ja

英語版: https://www.takaishihideki.com/single-post/ameblo-12883975466-en

【不競法/品質誤認】大阪地判平成 26 年(ワ)12570<森崎>

「シテイノトナー」とは，原告プリンターに用いられる…と理解する…。…純正品と非純正品がその品質により異なる…と取り扱っている実態がある。

⇒相応しい一定の品質，内容を有する…と理解する。

⇒「品質，内容」の表示である。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-86620.pdf

知財高決令和 6(ラ)10003 「閲覧等の制限申立却下決定に対する即時抗告申立事件」

Ameblo 元投稿日：2025-01-27

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12884026265.html

HP: https://www.takaishihideki.com/single-post/ameblo-12884026265-ja

英語版: https://www.takaishihideki.com/single-post/ameblo-12884026265-en

令和 6(ラ)10003 「閲覧等の制限申立却下決定に対する即時抗告申立事件」

「口外禁止条項があったとしても第三者からの記録の閲覧申請は拒否…できない…との意見を述べるが、和解成立後速やかに閲覧等制限の申立てがされ、現に閲覧等が行われた事実も…ない…採用できない。」

⇒閲覧されると、閲覧等制限申立×の恐れあり!!

第三者による閲覧も想定し、秘密情報を保護する必要がある場合は速やかに閲覧等制限を申し立て、申立て後の記録の取扱いを裁判所に確認すべきである。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-93381.pdf

【論稿/特許】実施可能要件が求める「使用できるように」とは（長野篤史、知財管理 2024）

Ameblo 元投稿日：2025-01-27

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12884026476.html

HP: https://www.takaishihideki.com/single-post/ameblo-12884026476-ja

英語版: https://www.takaishihideki.com/single-post/ameblo-12884026476-en

【論稿/特許】実施可能要件が求める「使用できるように」とは（長野篤史、知財管理 Vol.74 No.11 2024）

実施可能要件の「使用できるように」が、発明の課題を解決できる態様で使用できるように、と解釈すべきかは、裁判例が割れている。

審査ハンドブック事例 11 は、作用効果不要論を採用している。

裁判例は、平成 22 年から令和 6 年を見ると、作用効果不要論が 27 件、作用効果要求論が 15 件である。

※もっとも、作用効果要求論を採った裁判例の中には、結論として実施可能要件〇とした裁判例も多く、また、作用効果不要論を採った裁判例の中にはサポート要件違反とした裁判例もあるから、この論点が最終的な特許性の有無に決定的となった裁判例は多くない。

https://www.fukamipat.gr.jp/wp/wp-content/uploads/2024/12/202411_chizaikanri.pdf

知財高判令和 5(行ケ)10107【誘導加熱コイルユニット】＜清水響＞

Ameblo 元投稿日：2025-01-28

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12884147129.html

HP: https://www.takaishihideki.com/single-post/ameblo-12884147129-ja

英語版: https://www.takaishihideki.com/single-post/ameblo-12884147129-en

令和 5(行ケ)10107【誘導加熱コイルユニット】＜清水響＞

『誘導加熱の原理から…電気絶縁性の非磁性材は…磁束を通過させる性質を有するものであり…セラミックや樹脂があったことが周知であった…。…磁束を通過させる…電気絶縁性の非磁性材として周知のセラミック又は樹脂を選択…することは…容易想到』

また、特許権者は、本件発明の要旨認定として、ケース全体が絶縁性を有するセラミックや樹脂であると主張したが、認められなかった。（この点は、訂正で対応できたはずであろう。）

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-93344.pdf

【商標】知財高判令和 6(行ケ)10030「遠隔シャンパン」＜清水響＞

Ameblo 元投稿日：2025-01-29

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12884272998.html

HP: https://www.takaishihideki.com/single-post/ameblo-12884272998-ja

英語版: https://www.takaishihideki.com/single-post/ameblo-12884272998-en

【商標】令和 6(行ケ)10030「遠隔シャンパン」＜清水響＞

出願人は、実際に店舗に来店しなくても、シャンパン等を贈る行為を意味すると主張するが、一般的に認識されていないし、著名な「シャンパン」を前提とし、その名称を利用していることに変わりはない。

⇒4 条 1 項 7 号違反

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-93339.pdf

商　標　目　録

【商標登録を受けようとする商標】

遠隔シャンパン（標準文字）

【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】

（注）令和４年１０月２７日付け補正後のもの

第９類　シャンパーニュ地方産の発泡性のワインを注文するためのコンピュータソフトウェア用アプリケーション（電気通信回線を通じてダウンロードにより販売されるもの）、シャンパーニュ地方産の発泡性のワインを注文するための電子計算機用プログラム

以　上

知財高判令和５年(行ケ)10124【動画像復号装置】＜宮坂＞

Ameblo 元投稿日：2025-01-30

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12884413992.html

HP: https://www.takaishihideki.com/single-post/ameblo-12884413992-ja

英語版: https://www.takaishihideki.com/single-post/ameblo-12884413992-en

令和５年(行ケ)10124【動画像復号装置】＜宮坂＞

本件明細書における「変更フラグ」、「閾値 Th」及び「最大ベクトル数」は、いずれも「動きベクトル候補の数を変更するための制御情報」に該当せず…本件明細書等に記載した事項の範囲内においてしたものではない。

⇒新規事項追加

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-93350.pdf

【不法行為/信用毀損】知財高判令和６年(ネ)10014＜本多＞

Ameblo 元投稿日：2025-01-31

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12884544939.html

HP: https://www.takaishihideki.com/single-post/ameblo-12884544939-ja

英語版: https://www.takaishihideki.com/single-post/ameblo-12884544939-en

【不法行為/信用毀損】令和６年(ネ)10014＜本多＞

*業務マッチングサイト（ランサーズ）における投稿内容は、どのような仕事をするか等の参考にされるから、公共の利害に関し、目的の公益性あり

＋重要な部分は真実

＋意見又は論評の域を逸脱しない

⇒一審の 50 万円認容を覆した!!

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-93320.pdf

【米国】2023.11CAFC　Actelion v. Mylan　85 F.4th 1167

Ameblo 元投稿日：2025-02-04

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12885080409.html

HP: https://www.takaishihideki.com/single-post/ameblo-12885080409-ja

英語版: https://www.takaishihideki.com/single-post/ameblo-12885080409-en

【米国】2023.11CAFC　Actelion v. Mylan　85 F.4th 1167

「pH13 以上」の解釈が問題となった。

非自明性確保のために「pH11 超」を減縮した。

原審～「pH13」に 12.5～13.4 が含まれる。

本判決～出願経過は pH12 と区別しただけで、外部証拠が重要。

⇒差戻後、連邦地裁(1:20-cv-110, D.I. 239)は「pH12.98 以上」と解釈して非充足。

https://www.finnegan.com/a/web/wZSb7oZT8Kiz2EnxQd2jVd/2024_08_1011a-battle-of-what-a-ph-of-13-or-higher-means_jipa_ck.pdf

知財高判令和５年(行ケ)10053【ペリクル膜】＜宮坂＞

Ameblo 元投稿日：2025-02-04

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12885143547.html

HP: https://www.takaishihideki.com/single-post/ameblo-12885143547-ja

英語版: https://www.takaishihideki.com/single-post/ameblo-12885143547-en

令和５年(行ケ)10053【ペリクル膜】＜宮坂＞

*引用例が当然満たすとか、通常そうなるというラフな議論が退けられた。

「引用発明…が面内配向…といって、RB0.4 以上事項を当然に満たすと判断…できない。…通常の発想…について具体的に特定する主張立証」もない。

⇒進歩性○

（判旨抜粋）

引用発明１のＣＮＴバンドルが面内配向の特性を有しているからといって、ＲＢ０．４以上事項を当然に満たすと判断することはできない。…被告の主張する「通常の発想のもとで、通常の性状のＳＷＣＮＴ及び通常用いられるプロセスで製造された」との薄膜自立無秩序ＳＷＣＮＴシートの製造方法や、当該薄膜自立無秩序ＳＷＣＮＴシートの「膜厚、バンドル径及び自立性」について具体的に特定する主張立証はされておらず、したがって、「比較例１よりも実施例１に相当程度似通っている薄膜自立無秩序ＳＷＣＮＴシート」の内容も明らかではない…。かえって、…原告らが引用文献２記載の方法で作製したＣＮＴ自立膜…ではそれぞれＲＢが－０．３８、－０．２６であったのに対し、本件発明の完成当時に製造されたＣＮＴ自立膜では１．０４だったのであり、薄膜自立無秩序ＳＷＣＮＴシートであれば、ＲＢ０．４以上事項を満たしているともいえない。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-93155.pdf

知財高判令和５年(行ケ)10104【非常に低い抵抗材料で形成された、電気的デバイス、機械的デバイス、コンピュータデバイス、および／または、他のデバイス】＜清水響＞

Ameblo 元投稿日：2025-02-04

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12885143688.html

HP: https://www.takaishihideki.com/single-post/ameblo-12885143688-ja

英語版: https://www.takaishihideki.com/single-post/ameblo-12885143688-en

令和５年(行ケ)10104【非常に低い抵抗材料で形成された、電気的デバイス、機械的デバイス、コンピュータデバイス、および／または、他のデバイス】＜清水響＞

実施可能要件を満たすためには、明細書等に

1)2 つの ELR 導体がいずれも超電導状態

及び

2)バリア材料にトンネル電流が流れている

ことの記載が必要!!

⇒明細書に試験結果なし

⇒超電導以外の効果である可能性あり

⇒実施可能要件×

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-93330.pdf

大阪地判令和４年(ワ)9112、11173【もれ防止用シール材】＜松阿彌＞

Ameblo 元投稿日：2025-02-04

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12885143862.html

HP: https://www.takaishihideki.com/single-post/ameblo-12885143862-ja

英語版: https://www.takaishihideki.com/single-post/ameblo-12885143862-en

大阪地判令和４年(ワ)9112、11173【もれ防止用シール材】＜松阿彌＞

*パラメータ/数値を対象製品から認識できない。⇒非充足

画像解析の結果報告される糸の断面は、不定形で円又はそれに近い形状を備えておらず、かかる画像から、「径」（といえるもの）を認識することも困難である。…構成要件 1C の充足が立証されたということはでき…ない。

⇒非充足

（判旨抜粋）

原告…の測定は、被告製品のシール材に対し、接着剤を滴下して浸み込ませ、乾燥後、養生テープで固定し、パイル糸の配列方向に対し垂直となるように、シール材に金尺を当てて、カット治具である剃刀刃を沿わせて一回のスライスにより切断し、断面画像を撮像した上、該画像を解析して、緯糸とパイル糸の断面積を求めるというものである。…

しかし、…構成要件１Ｃは、糸の「径」の大小をその要素としており、糸の太さの比較に断面積を用いることは文言の一義的な意味に反し、また前述の当業者の技術常識にも合致しない…。…また、具体的な測定手段をみても、上記測定は、被告製品を加工、破壊した上で測定するものであって、原告が自らいう「製品状態での測定」とも前提を異にするものである…。加えて、上記切断方法は、繊維の方向に垂直に正確に切断されることが保証されるものともいえず、切断角度、切断箇所の違いによる断面積の変化が何ら考慮されていないと見受けられ、測定の条件統制にも疑義がある。画像解析についても、糸（及びこれを構成する繊維）の外郭のとらえ方や、空隙の有無等によって「断面積」が異なり得ることが見て取れる。…画像の作成過程、画像解析の双方において、測定の正確性、合理性が担保されたものとはいえないというべきである。また、画像解析の結果報告される糸の断面（空隙を含む外郭）は、不定形で円又はそれに近い形状を備えておらず、かかる画像から、「径」（といえるもの）を認識することも困難である。そうすると、…構成要件１Ｃの充足が立証されたということはでき…ない。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-93329.pdf

【米国】2021.12 CAFC AstraZeneca v. Mylan

Ameblo 元投稿日：2025-02-05

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12885213270.html

【米国】2021.12 CAFC AstraZeneca v. Mylan

*「0.001% w/w」のクレーム文言解釈 原審は、有効数字 1 桁で表現されたもの（0.0005％～0.0014％）と解釈した。

⇒充足

本判決は、「約 0.0005～約 0.05 %w/w」から「0.001%」に減縮し、「約」を削除した経緯も理由として「0.00095%～0.00104%」と解釈した。

⇒本判決は侵害認容判断を取り消し、クレーム解釈を示して差し戻した（控訴裁判所による非充足の最終判断ではない）。

小数点以下の数字が示すクレーム範囲は intrinsic evidence に大きく影響される - Open Legal Community

知財高判令和５年(行ケ)10110【カラーテクスチャを伴う口腔内OCT（方法）】＜本多＞

Ameblo 元投稿日：2025-02-06

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12885338026.html

令和５年(行ケ)10110【カラーテクスチャを伴う口腔内OCT（方法）】＜本多＞

「登録を通じてまたは登録を通じずに」のいずれか一方を必ず満たすから、同構成要件の有無により、本願発明の特定事項は実質的に変わらない。

※被疑侵害者は、自社製品の構成/工程への減縮を前提として無効論を検討すべきである!!

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-93166.pdf

大阪地判令和３年(ワ)1720【電池】＜松阿彌＞　（損害論）文書提出命令による文書提出拒否

Ameblo 元投稿日：2025-02-07

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12885462031.html

大阪地判令和３年(ワ)1720【電池】＜松阿彌＞

（損害論）

被告は、文書提出命令による文書提出拒否

⇒実施許諾に当たり特許権者が実施権者の正確な販売数量、利益等を把握できないリスクに相当するものであって、実施料の算定にあたり考慮される（上振れさせる）要因に当たる。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-93058.pdf

知財高判令和５年(ネ)10101【照明装置】＜東海林＞

Ameblo 元投稿日：2025-02-09

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12885745547.html

令和５年(ネ)10101【照明装置】＜東海林＞

「覚醒度合に応じて照度を略一定にしつつ色温度を変化させる点がその本質的部分であると主張する。しかし、…特許発明の貢献の程度は従来技術と比較して大きいとはいえないから、…これを上位概念化…できない…。」

⇒均等論第１要件×

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-93282.pdf

【不正競争】東京地判令和４年(ワ)19400　NHKv.個人「NHK をぶっこわーす!」

Ameblo 元投稿日：2025-02-09

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12885745697.html

【不正競争】令和４年(ワ)19400　NHKv.個人

「NHK をぶっこわーす!」との掛け声+NHK 会長との面談が実現しない場合には本件情報を拡散する旨を述べた。

⇒NHK の営業秘密が漏洩されたことを公表し、営業秘密管理体制の信用を毀損する意図あり

+仮処分の弁護士費用 55 万円全額認容!!

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-93076.pdf

【不競法】東京地判令和３年(ワ)29242＜國分＞　『チームラボ』

Ameblo 元投稿日：2025-02-10

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12885852447.html

【不競法】令和３年(ワ)29242＜國分＞

現時点においては著名な商品等表示に当たるが、著名になった時期は、早くとも**チームラボ**ボーダレス及びチームラボプラネッツが開館して約３年が経過した令和３年７月頃であった。

＋被告はそれ以前から被告表示等を使用している。

⇒原告敗訴

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-93291.pdf

【論稿】標準必須特許の取得および活用におけるクレームチャートの利活用について（梶田邦之、知財管理 2024）

Ameblo 元投稿日：2025-02-11

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12885969163.html

【論稿】標準必須特許の取得および活用におけるクレームチャートの利活用について（梶田邦之、知財管理 Vol.74 No.9 2024）

SEP の出願権利化

特許出願⇒標準化提案⇒規格採用⇒クレーム合わせ込み

他社が自社の提案を土台にした新たな提案をし、それを出願することもある。

⇒標準提案前のタイムリーな出願を!!

https://www.jipa.or.jp/official-publication/intellectual-property-management-journal/backnumber/mokuji2409

東京地判令和４年(ワ)11921【側溝及び桝】＜杉浦＞

Ameblo 元投稿日：2025-02-12

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12886106866.html

東京地判令和４年(ワ)11921【側溝及び桝】＜杉浦＞

*令和３年３月会議において、原告は、特許権侵害ではなく、契約問題であるとの認識を示した。

一連の経緯を踏まえると、原告は、同会議において、リタッグに対し、被告とのリタッグ許諾契約につき、その契約締結時に遡って同意をした。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-93295.pdf

知財高判令和５年(行ケ)10098【衣料用洗浄剤組成物】＜東海林＞

Ameblo 元投稿日：2025-02-13

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12886230241.html

令和５年(行ケ)10098【衣料用洗浄剤組成物】＜東海林＞

*当該成分の重要性が低い～数値範囲に格別な技術的意義なし⇒設計事項

「明細書の記載からは、『(A)成分以外の界面活性剤』という意味での(G)成分は、含まれていてもよいという位置付けの成分で…重要性が高くなかった」

（判旨抜粋）

…本件明細書の記載からは、「（Ａ）成分以外の界面活性剤」という意味での（Ｇ）成分は、含まれていてもよいという位置付けの成分であって、重要性が高くなかったものであり、本件発明１で特定された（Ｇ）成分に含まれるＧ－２、Ｇ－２’及びＧ－３についても、本件防臭効果評価において、これらの成分を用いた実施例が他の実施例に比べて優れた防臭効果を得られていないことからすれば、本件発明１において、（Ｇ）成分を一般式（Ｉ）又は一般式（ＩＩ）に特定したことに格別な技術的意義があるとは認められず、少なくとも、ノニオン界面活性剤（（Ｇ）成分）の含有量を、甲１発明における含有量の範囲内で検討し、「２０～２５質量%」としたことは、当業者における設計事項であると認められる。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-93047.pdf

東京地判令和５年(ワ)70114【ブレーキ制御装置】＜柴田＞

Ameblo 元投稿日：2025-02-15

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12886554890.html

東京地判令和５年(ワ)70114【ブレーキ制御装置】＜柴田＞

本件明細書中の式Ａが、一応、演算であると理解することはできるが、式Ａは本件発明の課題とされている傾斜角を算出しない上、そもそも物理学上意味をなさない。

+式Ａが式Ａ´の誤記であると理解できない。

⇒サポート要件×

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-92866.pdf

知財高判令和４年(行ケ)10084【重症心不全の治療方法およびその薬剤】＜本多＞

Ameblo 元投稿日：2025-02-18

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12886898017.html

令和４年(行ケ)10084【重症心不全の治療方法およびその薬剤】＜本多＞

急性心不全と慢性心不全、重症と軽症～中等症とで治療方法が異なるが、利尿薬に関していえばこれらの相違を問わず広く治療用に用いられていた。

既存の利尿薬と作用機序・薬理作用が異なることは、むしろ動機付けとなる。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-92879.pdf

知財高判令和 5(行ケ)10086【皮膚刺激ブラシ】＜宮坂＞

Ameblo 元投稿日：2025-02-18

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12886913373.html

令和 5(行ケ)10086【皮膚刺激ブラシ】＜宮坂＞

*阻害要因あり～進歩性○

「甲１発明では、…櫛歯の底端が頭皮に接触することで櫛歯がスムーズに伸縮することが前提とされているところ、スライドスリーブ４を径方向に屈曲する構成とすると…スムーズにスライドすることを妨げる」

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-93071.pdf

【論稿/著作権】改変への包括的な黙示の同意と同一性保持権（比良友佳理、知的財産法政策学研究 Vol.53(2019)）

Ameblo 元投稿日：2025-02-18

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12886913483.html

【論稿/著作権】改変への包括的な黙示の同意と同一性保持権（比良友佳理、知的財産法政策学研究 Vol. 53, 2019）

東京地判平成 28 年(ワ)23604

⇒改変予定あり、改変に異議を唱えず、明示的に承諾

⇒黙示の『包括同意』認定!

*各裁判例の検討要素

改変に言及、改変が前提、黙認

https://www.juris.hokudai.ac.jp/riilp/wp-content/uploads/2019/03/9d80bfea7f6db2985368e76ce8643da0.pdf

【論稿/米国】米国の製法特許権侵害における例外規定に関する調査研究（国際第１委員会、知財管理 Vol.74 No.8, 2024）

Ameblo 元投稿日：2025-02-18

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12886928183.html

【論稿/米国】米国の製法特許権侵害における例外規定に関する調査研究（国際第１委員会、知財管理 Vol.74 No.8, 2024）

米国特許法 271 条(g)

＝米国特許に係る製法で製造された物を、特許存続期間中に権限なく米国へ輸入する行為は特許権侵害

例外(1)追加工程で重要な変更、(2)他の製品の些細で本質的でない部品となった

*「重要な変更」の例外（271 条(g)(1)）のガイダンス～2 フェイズテスト

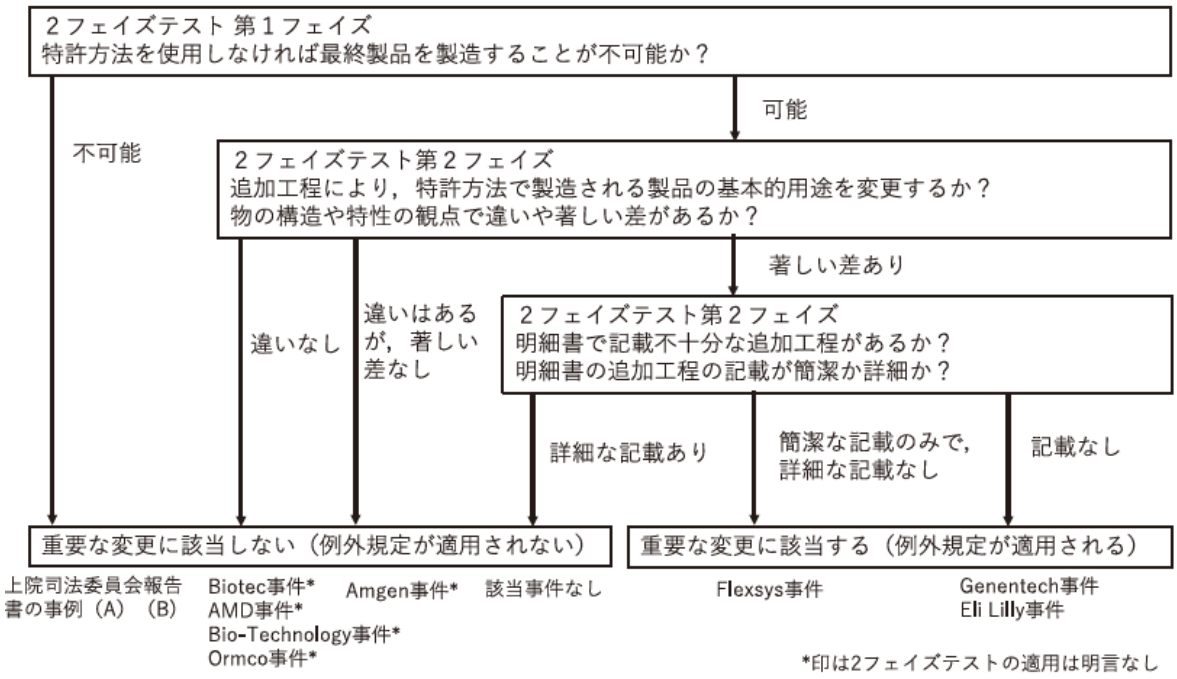


図１　２フェイズテストのガイダンスに沿った重要な変更について判断された事件の分類

知財高判令和５年(行ケ)10016【ワイヤレススカッププレート】<宮坂>

Ameblo 元投稿日：2025-02-19

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12887008237.html

令和５年(行ケ)10016【ワイヤレススカッププレート】<宮坂>

「…甲１発明をこのように変更することは、課題解決に直結した構成である「甲１電池収容構成」を変更する…から、動機付けはない…。…底板…がないから、下側から電池カバーを設けるという抽象的な点をもって…置換可能ということはできない。」

⇒進歩性〇

*従来技術と比較して課題を解決する新たな部分を有するか否かはサポート要件の判断において考慮すべきものではない。

⇒サポート要件〇

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-92607.pdf

【著作権】知財高判令和４年(ネ)10044＜本多＞

Ameblo 元投稿日：2025-02-20

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12887128482.html

【著作権】令和４年(ネ)10044＜本多＞

*他人の SNS 投稿のスクリーンショットを添付した。⇒『引用』にあたる!!

① 公正な慣行～OK（批評目的＋客観性担保）

② 引用の目的上正当な範囲内～OK（画像をキャプチャしてシェアするという手法が、情報を共有する際に一般に行われている）

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-91494.pdf

大阪地判令和４年(ワ)2058【床の開口蓋】＜武宮＞　※均等論第３要件のみを否定した!!

Ameblo 元投稿日：2025-02-21

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12887242987.html

大阪地判令和４年(ワ)2058【床の開口蓋】＜武宮＞

*均等論第３要件のみを否定した!!（第２要件〇）

（注）本判決は、「事案に鑑み、第２要件及び第３要件について検討する。」とした上で（判決12頁16行）、第２要件を認め、第３要件を否定した。第１要件、第４要件及び第５要件については判断していない。

「当業者において、本件発明１の『ネジ孔』の構成から、あえて締込みの強度が低下する…置換することが容易である…証拠はないから、均等侵害の第３要件を認めることはできない。」

（判旨抜粋）

本件発明１は、蓋枠の裏面に形成される「ネジ孔」にネジをねじ込んで蓋表板と蓋基板を密着状に固定し、段差やガタ付きを防止するとの作用効果を奏することになるのに対し、「蓋（フロア仕様）」は、被告製品１のふた枠に設けられるふた枠アシストねじ円弧部とこれと対となる裏蓋の円弧部が組み合わさって形成される空間にふた枠アシストねじが締め込まれて、裏蓋とフロア材を密着状に固定し、段差やガタ付きを防止されることになり、この点では本件発明１と同一の作用効果を奏するから、均等侵害の第２要件は認められる。

一方、ネジが締め込まれる空間は、複数部材より形成される場合と比較して単一の部材により形成される方がネジによるより強度の締込み（固着力）が実現されるというのが技術常識であると解されるところ、当業者において、本件発明１の「ネジ孔」の構成から、あえて締込みの強度が低下すると考えられる被告製品１の上記構成に置換することが容易であることを裏付けるに足りる証拠はないから、均等侵害の第３要件を認めることはできない。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-93073.pdf

【(写真の)著作物性】知財高判平成 17 年(ネ)10094『スメルゲット事件/控訴審』<塚原>

Ameblo 元投稿日：2025-02-22

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12887424323.html

【(写真の)著作物性】平成 17 年(ネ)10094『スメルゲット事件/控訴審』<塚原>

著作物性はあるが、創作性の程度は極めて低いものであって，限界事例に近い。

⇒もっとも、本件各写真をそのままコピーして被控訴人ホームページに掲載したから複製権侵害!!

*地図の著作権と同様!?

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-32817.pdf



〔スメルゲット事件〕販売商品の写真

【論稿/著作権】写真を参考にしたイラストによる著作権侵害が否定された事例（鮑妙堃、2021）

Ameblo 元投稿日：2025-02-23

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12887477528.html

【論稿/著作権】写真を参考にしたイラストによる著作権侵害が否定された事例（鮑妙堃、知的財産法政策学研究 Vol.60(2021)）

本質的特徴(被写体と光線の関係、色彩の配合、被写体と背景のコントラスト等)を備えない

⇒翻案でない

+写真の著作物性～裁判例を写真付きで多数紹介

https://www.juris.hokudai.ac.jp/riilp/wp-content/uploads/2021/09/096165a7406ab415defc9185bed40ded.pdf

［編集注：原記事の画像は取得できませんでした］

【論稿】事業の内容が定まっていないことを理由に事業の準備を否定した事例（叶鵬、2022）

Ameblo 元投稿日：2025-02-24

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12887605177.html

【論稿】事業の内容が定まっていないことを理由に事業の準備を否定した事例（叶鵬、知的財産法政策学研究 Vol.62(2022)）

試作品が出来ていても、その後改良した場合は「即時実施の意図」が否定された裁判例多数

⇒不良品問題で改良したが事業の準備〇となった裁判例もある!!

https://eprints.lib.hokudai.ac.jp/dspace/bitstream/2115/84916/1/62_06.pdf

大阪地判平成３年(ワ)585【アンカーの製造方法】

Ameblo 元投稿日：2025-02-26

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12887859081.html

大阪地判平成３年(ワ)585【アンカーの製造方法】

*試作品の不良品問題で契約解約されたが、改良を重ねてハ号製品完成

⇒事業の準備〇

⇒先使用権〇

「被告方法は，偏心回転押圧機を使用する点において相違するが，本件特許発明は…かしめに用いる工具は何ら限定しておらず…同一の技術的思想の範囲内」

ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー

大阪地裁平成７年７月11日判決（平成３年（ワ）第585号、特許権製造販売禁止等請求事件）

先使用権認否：〇

対象 ：アンカーの製造方法（特許権）

〔事実〕

・昭和52年4月 被告は、各種アンカーの設計、製作、販売等を目的として株式会社として設立された。

・昭和53、54年頃 被告は、発泡コンクリート用のアンカーとしてドリル孔をあけて発泡コンクリートに埋め込みナットを締め付けることにより先端の開脚部が傘状に広がる形式のもの（商品名「エバーキャッチ」）の製造、工業用ファスナーの販売、仲介を業とする誠和商事株式会社等に対するその販売を開始。

・昭和58年夏 当時、発泡コンクリートに打ち込むことにより脚片を拡開する形式のアンカーとしては2、3本の脚片を重ねてその頭部を熔接するものが主流であったが、外見が余り良くなかったので、被告代表者はその改良を考え、金属部品を押圧して他の部品と接合することが一般に行われていたことを参考に、円環に挿入した脚片の頭部を押圧してアンカーを作れるのではないかとの構想を持つに至り、この構造を実現すべく、吉田鉄工所こと吉田和孝に対し、鉄の脚片を3本束ね、その頭部を押圧によりつぶしてアンカーを作ってほしいと依頼。その頃間もなく、吉田和孝は、鉄の脚片を3本束ね、これにワッシャー（円環）を締まりばめし、ボール盤（ドリルを回転させて上から押圧し金属類に穴を開ける機械）のドリルを取り外して代わりに先に窪みのあるヘッドを取り付け、同ヘッドを回転させながら脚片の突出部を押圧し、同突出部に塑性変形を生じさせて脚片相互と円環を接合す

るという方法（以下「先使用方法」という。）により被告代表者の前記構想を実現

し、被告代表者に教示。被告は、先使用方法をもとに、有限会社三栄鐵工所に脚片の金型を注文し、鉄工所を経営する二井康夫らの下請業者にアンカー（この段階では、脚片に支持突起も膨出部も有しないニ号物件）の製造を開始させた。

・昭和 58 年後半 被告は、上記誠和商事株式会社に先使用方法を使用して製造したアンカーのサンプルを示して売り込んだ。誠和商事株式会社は同サンプルが実用に耐えることを確認して、これをデンサン工業株式会社（現商号・ジェフコム株式会社）に売り込み、デンサン工業株式会社は、同サンプルが実用に耐えることを確認し、購入を決め、誠和商事株式会社と被告の間で、誠和商事株式会社が被告から同アンカーを継続して買い受ける旨の合意が成立。

・昭和 59 年 4 月頃 被告は、生産体制を強化すべく、豊島鐵工所こと豊島芳郎に対して、上記同様のヘッド及び円環、脚片を提供して同アンカーの加工を依頼し、豊島芳郎はこれを引き受けた。

・昭和 59 年 4 月から 9 月まで豊島芳郎は、同アンカー合計 2,215 本を加工。

・昭和 59 年 5 月頃 誠和商事株式会社は、被告に対し、製品を最終的に確定するため、最終製作図面を提出するように求め、被告は図面を提出。

・昭和 59 年 5 月 11 日 誠和商事株式会社の担当者久住善彦は上記最終図面を承認。その後ほどなく、誠和商事株式会社は、被告に対し、同アンカーの主なサイズである 3 サイズについて各 10 万本、合計 30 万本を 3 か月後の納期の約束で注文したが、被告は納期に同アンカーを納入できなかったので、誠和商事株式会社は、納期から 1 か月から 40 日ほどして、同アンカーの売買契約を解除。

●出願日 昭和 59 年 11 月 29 日

・昭和 60 年暮頃 上記アンカーには膨出部も支持突起も存在せず問題があったため、被告は改良を重ね、最終的に、脚片の、円環を固定したい位置の下に支持突起を設けることにし、膨出部付脚片の製造用の金型に支持突起を設けるための窪みを設けたが、窪みを設ける位置を誤ったため、この金型で製造されたアンカー（イ号物件）では円環が固定すべき位置で固定されなかったため、金型の正しい位置にもう一つの窪みを設け、脚片の円環を固定すべき位置に支持突起を設けた（ハ号物件）結果、アンカーの製造が順調に行われるようになったので、被告は、大阪戸樋受製作所を通じて本格的にアンカーの販売を開始。その後、被告は、新しい金型を製作し、

脚片の円環を固定すべき位置に支持突起を設けたアンカー（ロ号物件）の製造販

売を開始。

〔判旨〕

「三 争点３（被告は本件特許権について先使用権を有するか）

１ 証拠（乙第四、第六号証、第七号証の１～１６、第八号証の１～５、第九ないし第一二号証、第一五号

証、第一八号証の１～３、第一九ないし第二四号証、第二六号証、証人久住善彦、証人吉田和孝、証人豊島

芳郎、被告代表者）及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

（一） 被告は、昭和五二年四月、各種アンカーの設計、製作、販売等を目的として設立された株式会社で

あり、昭和五三、四年頃から、発泡コンクリート用のアンカーとしてドリル孔をあけて発泡コンクリートに

埋め込みナットを締め付けることにより先端の開脚部が傘状に広がる形式のもの（商品名「エバーキャッチ」）

を製造し、工業用ファスナーの販売、仲介を業とする誠和商事株式会社等に販売していた。

また、発泡コンクリートに打ち込むことにより脚片を拡開する形式のアンカーとしては、昭和五八年当時、

二、三本の脚片を重ねてその頭部を熔接するものが主流であったが、外見があまりよくなかったので、被告

代表者は、その改良を考えていたところ、同年夏、金属部品を押圧して他の部品と接合することが一般に行

われていたことを参考に、円環に挿入した脚片の頭部を押圧してアンカーを作ることができるのではないか

との構想を持つに至り、この構想を実現すべく、吉田鉄工所こと吉田和孝に対し、鉄の脚片を三本束ね、そ

の頭部を押圧によりつぶしてアンカーを作ってほしいと依頼した。

（二） 吉田和孝は、その頃まもなく、鉄の脚片を三本束ね、これにワッシャー（円環）を締まりばめし、ボ

ール盤（ドリルを回転させて上から押圧し金属類に穴を開ける機械）のドリルを取り外して代わりに先に窪

みのあるヘッドを取り付け、右ヘッドをゆっくり回転させながらこれによって脚片の突出部を押圧し、右突

出部に塑性変形を生じさせて脚片相互と円環を接合するという方法（以下「先使用方法」という。）により被

告代表者の前記構想を実現し、被告代表者に教示した。被告は、先使用方法をもとに、有限会社三栄鐵工所

に脚片の金型を注文し、鉄工所を経営する二井康夫らの下請業者にアンカーの製造を開始させた。

（三） 被告は、昭和五八年後半、前記誠和商事株式会社に先使用方法を使用して製造したアンカーのサン

プルを示して売り込んだ。誠和商事株式会社は右サンプルが実用に耐えることを確認して、これをデンサン

工業株式会社（現商号・ジェフコム株式会社）に売り込み、デンサン工業株式会社は、同様に、右サンプル

が実用に耐えることを確認し、これを購入することにした。その結果、誠和商事株式会社と被告の間で、誠

和商事株式会社が被告から右アンカーを継続して買い受ける旨の合意が成立した。

被告は、これを受け、生産体制を強化すべく、昭和五九年四月ころには、豊島鉄工所こと豊島芳郎に対し

ても、前同様のヘッド及び円環、脚片を提供して右アンカーの加工を依頼した。その加工数量、加工賃から

して極めて小さな仕事であったが、豊島芳郎は被告代表者の意気に感じてこれを引き受けた。なお、豊島芳

郎は、同年四月から九月までの間に合計二二一五本（加工賃は一本当たり三・二円で合計七〇八八円）を加

工した（その際、豊島鉄工所名義の被告に対する納品書〔乙第七号証の１～１６〕は、豊島芳郎に手間をか

けさせないということで被告代表者が事実上記入した。 また、右加工賃の領収証は、被告が紛失してしま

ったため、被告に税務調査が入ることとなった平成三年四月頃、豊島芳郎は被告代表者の依頼で再発行した

〔乙第八号証の１～5〕。）。

（四） 誠和商事株式会社は、被告に対し、製品を最終的に確定するため、最終製作図面を提出するように

求め、被告は、昭和五九年五月頃、乙第四号証の図面を提出し（作成日付は同年四月五日。商品名「サンネ

イル」）、同年五月一一日、誠和商事株式会社の担当者久住善彦がこれに承認を与えた。右図面では、円環と

おぼしき「C」の左（アンカーの先端側）に三本の脚片が束ねられて記載されており、「C」の右（アンカー

の頭部側）にはアンカー頭部Eが記載されているが、Eの直径は三本の脚片を束ねたものの直径より大きく、

右図面の左下方に、「“E”の頭の部分は“C”を貫通してカシメの事」との記載がある（したがって、三本の

脚片を束ねてこれに円環を外嵌し、脚片の頭部突出部をかしめにより押圧して押し拡げるように変形させる

ものであることが判る。）。

誠和商事株式会社は、右最終図面の提出後ほどなく、被告に対し、右アンカーの主なサイズである三サイ

ズについて各一〇万本、合計三〇万本を三か月後の納期の約束で注文したが、後記（五）の事情から被告は

納期に右アンカーを納入することができなかったので、誠和商事株式会社は、納期から一か月ないし四〇

日ほどして、右アンカーの売買契約を解除した。

（五） 右アンカーは、脚片の円環の直下に当たる部分に膨出部も支持突起も存在しないもの（ニ号物件）

であったため、押圧後円環が下がり過ぎたり斜めになって止まる等の問題があり、熟練した技術者が時間を

かけて慎重に製造しても二、三割の不良品が出る状態であった。

そこで、被告は、吉田和孝に改良を依頼し、同人は、まず脚片に膨出部をつけ、そこで円環が止まるよう

にしたが、それでもなお不良品が出たので、被告は、脚片の頭部（突出部分）を細くし、円環の孔を小さく

することによって段を作り、脚片の径が太くなっている部分で円環が止まるようにするという方法を考えた

が、脚片の頭部が細く、つぶし代（しろ）が小さいため、円環が十分に固定されなかった。

（六） 以上の経緯から、被告は、最終的に、脚片の、円環を固定したい位置の下に支持突起を設けること

に決定した。

（１） まず、被告は、費用節約のため、右（五）の膨出部付脚片の製造用の金型に支持突起を設けるため

の窪みを設けたが、窪みを設ける位置を誤ったため、この金型で製造されたアンカー（イ号物件）では、支

持突起が円環を固定すべき位置から完全に離れていて円環に当接せず、結果的に、円環は脚片の膨出部で固

定されるかたちになった。

（２） そこで、被告は、費用節約のため、更に、右（１）の金型の正しい位置にもう一つ窪みを設け、脚片

の円環を固定すべき位置に支持突起を設けた（脚片には正しい位置と誤った位置の二か所に支持突起がある

ことになる。ハ号物件）。その結果、アンカーの製造は順調に行われるようになったので、被告は、昭和六〇

年暮頃から、大阪戸樋受製作所を通じて本格的にアンカーを販売するようになった。

（３） その後、被告は、新しい金型を製作し、脚片の円環を固定すべき位置に支持突起を設けたアンカー

（ロ号物件）を製造販売するようになった。

２（一） 右１認定の事実によれば、昭和五八年当時、発泡コンクリートに打ち込むことにより脚片を拡開

する形式のアンカーとしては、二、三本の脚片を束ねてその頭部を熔接するものが主流であったが、外見が

あまりよくなかったので、各種アンカーの設計、製作、販売等を目的とする株式会社である被告の代表者は、

その改良を考えていたところ、同年夏、金属部品を押圧して他の部品と接合することが一般に行われていた

ことを参考に、円環に挿入した脚片の頭部を押圧してアンカーを作ることができるのではないかとの構想を

持つに至り、この構想を実現すべく、吉田鉄工所こと吉田和孝に対し、鉄の脚片三本を束ね、その頭部を押

圧によりつぶしてアンカーを作ってほしいと依頼し、吉田和孝は、鉄の脚片を三本束ね、これにワッシャー

（円環）を締まりばめし、ボール盤のドリルを取り外して代わりに先に窪みのあるヘッドを取り付け、右ヘ

ッドをゆっくり回転させながらこれによって脚片の突出部を押圧し、右突出部に塑性変形を生じさせて脚片

相互と円環を接合するという方法、すなわち先使用方法により被告代表者の右構想を実現し、被告代表者に

教示した、というのであるから、鉄の脚片三本を束ね、これに円環を締まりばめし、右突出部を押圧により

つぶしてアンカーを製造するという先使用方法の根幹たる技術思想は、被告代表者が本件特許発明の内容を

知らないで発明したということができ、仮に右押圧の具体的方法として、ボール盤のドリルを取り外して代

わりに先に窪みのあるヘッドを取り付け右ヘッドをゆっくり回転させながらこれによって脚片の突出部を押

圧する方法を採用するという点まで含めなければ発明として完成したといえないとしても、被告代表者は吉

田和孝からこれを知得したものということができる。

先使用方法が、本件特許発明の構成要件Ａ「二本以上の脚素材の先端に円環を外嵌し、」、同Ｂ「該先端を

かしめて、該脚素材相互と円環とを、一体化してアンカーの頭部を形成する」（前示のとおり、「円環を外嵌

した二本以上の脚素材の先端を工具で打ったり締めたりして脚素材相互と円環とを密着、接合させ一体化し

てアンカーの頭部を形成する」ことをいう。）及び同Ｃ「ことを特徴とするアンカーの製造方法。」を具備し、

本件特許発明の技術的範囲に属することは明らかである。

（二） そして、被告は、本件特許発明の出願日である昭和五九年一一月二九日より前の昭和五八年夏以降、

既に下請業者に先使用方法を使用してアンカー（この段階ではニ号物件、すなわち脚片に支持突起も膨出部

も有しないもの）を製造させていたものであり、このアンカーを現実に他に販売したとの事実を認めるに足

りる証拠はないものの、昭和五八年後半には、以前から取引のあった工業用ファスナーの販売、仲介を業と

する誠和商事株式会社に対し先使用方法を使用して製造したアンカー（ニ号物件）のサンプルを示して売り

込み、同社との間で右アンカーを同社に対し継続的に売り渡す旨の合意を成立させ、昭和五九年五月頃、同

社の求めに応じて右アンカーの最終製作図面を提出して同社の承認を得、ほどなく同社から三か月後の納期

の約束で右アンカー三〇万本の注文を受け、右売買契約の解除後も先使用方法の改良を重ね、ハ号物件が完

成した昭和六〇年暮頃から大阪戸樋受製作所等を通じて本格的にアンカーを販売するようになった、という

のであるから、本件特許発明の出願の際、現に日本国内において、少なくとも先使用方法を使用してアンカ

ーを製造し、先使用方法を使用して製造したアンカーを販売するという事業の準備をしていたということが

できる。

なお、先使用方法は、脚片頭部の押圧に用いる機械として、ボール盤のドリルを取り外して代わりに先に

窪みのあるヘッドを取り付けたものを使用するのに対し、被告方法は、偏心回転押圧機を使用する点におい

て相違するが、先使用権は、特許発明の出願の際に当該先使用権者が現に準備をしていた実施形式だけでは

なく、これに具現された発明と同一性を失わない範囲内において変更された実施形式にも及ぶものであると

ころ、本件特許発明は構成要件Ｂのかしめに用いる工具は何ら限定しておらず、本件明細書に示されている

ポンチを用いる方法（公報２欄１３行～４欄３行）が一実施例であることは明らかであるから、被告方法は

先使用方法と同一の技術的思想の範囲内において単に実施形式を変更したものに過ぎないというべきである。

また、被告方法中のイ号ないしハ号方法は、素材たる脚片に支持突起又は膨出部を有する点で先使用方法と

相違するが、支持突起３ｂ・３ｂ・３ｂ又は膨出部３ｄ・３ｄが円環１４の円孔内に没入されることは単な

る構成の付加に過ぎず、本件特許発明の技術的範囲に属するとの判断の妨げにならないことは前記二３説示

のとおりであるので、右同様、先使用方法と同一の技術的思想の範囲内において単に実施形式を変更したも

のに過ぎないというべきである。

（三）右（一）、（二）によれば、被告は本件特許権について、被告方法を使用してアンカーを製造し、被告

方法を使用して製造したアンカーを販売する範囲で先使用権を有するものといわなければならない。」

https://www.jpo.go.jp/system/patent/gaiyo/senshiyo/document/index/saibanrei.pdf

札幌地判平成 12 年(ワ)407【２枚貝生剥方法及び装置】

Ameblo 元投稿日：2025-02-26

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12887859361.html

札幌地判平成 12 年(ワ)407【２枚貝生剥方法及び装置】

*試作品製作後設計見直しが必要だったが事業の準備〇

⇒先使用権〇

「帆立貝を水平に置くか傾斜させて置くかの点等においてイ号物件と異なるものの，貝に噴射する温水の温度及び噴射時間においてはほぼ同一であって…本件特許発明の技術的範囲に含まれる」

https://www.juris.hokudai.ac.jp/riilp/wp-content/uploads/2022/04/46282a1a111b8c8b275ecab10484142a.pdf

【論稿/商標】商標的使用論の機能的考察(2・完)（平澤卓人、知的財産法政策学研究 2017)

Ameblo 元投稿日：2025-02-27

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12887985939.html

【論稿/商標】商標的使用論の機能的考察(2・完)（平澤卓人、知的財産法政策学研究 Vol.49(2017)）

*購入後の混同で類似

東地 H15.1.21、東高 H16.8.31『リソグラフ』

Karl Storz Endoscopy-America, Inc. v. Surgical Technologies, Inc., 285 F.3d 848 (9th Cir. 2002)

*他人の混同で類似

Cartier v. Aaron Faber Inc., 396 F. Supp. 2d 356 (S.D.N.Y. 2005)

https://www.juris.hokudai.ac.jp/riilp/wp-content/uploads/2017/06/5ec22a603cefe6b8ffe7ffb4b1f647f9.pdf

大阪地判令和４年(ワ)5553【幼児用サークル】＜武宮＞

Ameblo 元投稿日：2025-02-28

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12888104124.html

大阪地判令和４年(ワ)5553【幼児用サークル】＜武宮＞

原告は、公然実施品のねじは、日常的に繰り返し取り外す部位に使用されないから、再組立できなくなるリスクを冒して取外すことは想定されていない旨主張するが、本件訂正発明では、取外しの態様や頻度等の限定なし。

⇒新規性×

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-92566.pdf

東京地判令和５年(ワ)70001【廃水処理装置】＜柴田＞

Ameblo 元投稿日：2025-03-01

記事種類：判決紹介

分類：特許

論点：クレーム解釈

HP 掲載日：2026-10-16

事件情報：令和５年(ワ)70001

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12888273127.html

HP: https://www.takaishihideki.com/single-post/ameblo-12888273127-ja

英語版: https://www.takaishihideki.com/en/single-post/ameblo-12888273127-en

東京地判令和５年(ワ)70001【廃水処理装置】＜柴田＞

「課題の解決手段…『第２の収容槽内に酸素を含むマイクロナノバブルを供給する酸素供給手段』は、第１の収容槽への供給手段と異なり…オゾンが積極的に加えられたマイクロナノバブルを供給する供給手段を含まない」

⇒非充足

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-92925.pdf

原文公開日：2025-03-01

AMEBLO 原文：https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12888273127.html

【民法】大阪地判令和３年(ワ)11286、令和４年(ワ)9132　⇒契約不適合なし。

Ameblo 元投稿日：2025-03-02

記事種類：判決紹介

分類：日本その他

論点：契約、契約解釈

HP 掲載日：2026-10-16

事件情報：令和３年(ワ)11286 / 令和４年(ワ)9132

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12888358739.html

HP: https://www.takaishihideki.com/single-post/ameblo-12888358739-ja

英語版: https://www.takaishihideki.com/en/single-post/ameblo-12888358739-en

【民法】大阪地判令和３年(ワ)11286、令和４年(ワ)9132

最低計画購入量の未達による補償金請求等に対し、解除・錯誤を主張したが認められなかった。

～本件製品の効能や生体内での作用機序、水素発生量等は契約書上で何ら明記されておらず、具体的に契約内容として合意されたとは認められない。

⇒契約不適合なし。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-92359.pdf

原文公開日：2025-03-02

AMEBLO 原文：https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12888358739.html

【商標】知財高判令和５年(行ケ)10050＜清水響＞ 本件商標「美容医局」（指定役務：職業のあっせん等）

Ameblo 元投稿日：2025-03-03

記事種類：判決紹介

分類：商標

論点：周知・著名性、公序良俗

HP 掲載日：2026-10-16

事件情報：令和５年(行ケ)10050

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12888476433.html

HP: https://www.takaishihideki.com/single-post/ameblo-12888476433-ja

英語版: https://www.takaishihideki.com/en/single-post/ameblo-12888476433-en

【商標】知財高判令和５年(行ケ)10050＜清水響＞

本件商標「美容医局」（指定役務：職業のあっせん等）

需要者は「美容外科医、美容皮膚科医及びその医療施設関係者」

美容外科又は美容皮膚科に転職する可能性のない医師は、需要者でない

⇒周知性○

⇒商標法４条１項10号違反

「商標法４条１項７号は、商標登録を受けることができない商標の類型の一つとして、「公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある商標」を掲げているが、これは、当該商標の構成自体が公序良俗に反する場合のほか、商標登録の出願の経緯に鑑み、当該商標の登録を認めることが著しく社会的妥当性を欠くような場合も含まれる」

⇒「本訴においても、引用商標を知らなかった旨の事実とは異なる主張をし、極めて高額の対価をもって譲渡する旨の提案をしていることも考慮すると、原告が本件商標の登録出願をした動機は、自らの支配する会社に本件商標を用いて本件サービスと同種のサービスを提供する旨の表示をさせ、需要者を混乱させるとともに、被告からの抗議を待って自己に有利な取引の妥結を図ろうとする点にあったと認めるのが自然である。」

⇒商標法４条１項７号違反

（裁判中の有償譲渡提案を一理由とされてしまった!!）

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-92774.pdf

原文公開日：2025-03-03

AMEBLO 原文：https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12888476433.html

【意匠】知財高判令和５年(行ケ)10113＜宮坂＞　意匠法５条２号違反（エルメス事件）

Ameblo 元投稿日：2025-03-04

記事種類：判決紹介

分類：意匠

論点：混同、周知・著名性

HP 掲載日：2026-10-16

事件情報：令和５年(行ケ)10113

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12888606812.html

HP: https://www.takaishihideki.com/single-post/ameblo-12888606812-ja

英語版: https://www.takaishihideki.com/en/single-post/ameblo-12888606812-en

【意匠】知財高判令和５年(行ケ)10113＜宮坂＞

意匠法５条２号違反（他人の業務に係る物品と混同を生ずるおそれがある意匠）

① 意匠の中央上部に付けられている南京錠は、欧文字『H』をデザイン化したエルメスの H 商標 5864813 の特徴を備えている。

②H 商標はエルメスの出所表示標章として著名である。

③ エルメスは H 商標を留め具（カデナ）に使用している。

https://ipagent.jp/magazine/hatsumei2024.05.pdf

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-92792.pdf

原文公開日：2025-03-04

AMEBLO 原文：https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12888606812.html

参考図：原文画像２点は取得できなかったため、原文が引用する『発明』2024 年５月号の図を掲載（元画像と同一であることは未確認）。

https://ipagent.jp/magazine/hatsumei2024.05.pdf



X意匠

X南京錠



Y商標

【特許/職務発明】知財高判令和４年(ネ)10018＜本多＞ 『独占の利益』なし!!　⇒請求(控訴)棄却

Ameblo 元投稿日：2025-03-05

記事種類：判決紹介

分類：特許

論点：職務発明

HP 掲載日：2026-10-16

事件情報：令和４年(ネ)10018

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12888734028.html

HP: https://www.takaishihideki.com/single-post/ameblo-12888734028-ja

英語版: https://www.takaishihideki.com/en/single-post/ameblo-12888734028-en

【特許/職務発明】知財高判令和４年(ネ)10018＜本多＞

*『独占の利益』なし!!　⇒請求(控訴)棄却

「控訴人が主張するように、溶剤分別法が危険を伴い、時に重大な事故を引き起こし得るものであるとしても、…特許権に基づく禁止権の効果により、競合他社による本件乾式分別法の採用を排除し、これにより使用者として有する通常実施権に基づく実施によって得られる利益を超えた利益を得たと認めることは困難である。

　なお、本件施設の稼働後、ＣＢＥ市場における被控訴人のシェアが増加したのは、被控訴人が、規制緩和や経済動向をみて国際的なＣＢＥの需要増加を見込み、ＦＶＯを拠点に生産施設を新設し、これが現実に稼働したことに伴う結果とみられ、本件乾式分別法を採用したことにより特にシェアを拡大できたことをうかがわせる事情はないというべきである。

　以上を総合すると、被控訴人が、本件特許権Ａ２につき有する通常実施権に基づいて本件発明Ａ２を実施して得られる利益の額を超えて、特許による独占的、排他的な実施により超過して利益を得たと認めることはできない。したがって、被控訴人につき、本件発明Ａ２による独占の利益は認められない。」

*子会社が実施していたことについて

「本件発明Ａについては…被控訴人の子会社で…が…実施しているから、…被控訴人が受けるべき利益を検討するに当たっては、被控訴人グループの持株会社として経営管理事業を目的とする被控訴人が…自己実施している場合と同視して検討するのが相当である。」

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-92793.pdf

原文公開日：2025-03-05

AMEBLO 原文：https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12888734028.html

【不競法/営業秘密】大阪高判令和５年(ネ)1657＜森崎＞ 営業秘密が「示された」とは言えない

Ameblo 元投稿日：2025-03-06

記事種類：判決紹介

分類：不競法

論点：営業秘密

HP 掲載日：2026-10-16

事件情報：令和５年(ネ)1657

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12888875693.html

HP: https://www.takaishihideki.com/single-post/ameblo-12888875693-ja

英語版: https://www.takaishihideki.com/en/single-post/ameblo-12888875693-en

【不競法/営業秘密】大阪高判令和５年(ネ)1657＜森崎＞

*実験装置に化体しているとされる営業秘密が「示された」とは言えない。

⇒請求（控訴）棄却

控訴人らの関与なしに営業秘密を取得できないという主張に対し、返す刀で、寄附を受けても営業秘密を「示された」ことにならないと判示された。

～特許で、当業者が容易に解析できない場合は譲渡しても公然実施とならないこととパラレルに考えられる。

（判旨抜粋）

「控訴人らは、営業秘密たる本件情報は、本件物件の外観を見ただけでは解析が不可能であり、控訴人らの関与なしにはこれを取得できないため非公知性は維持されていると主張する。…しかし、そうであれば、被控訴人が本件物件の寄付を受け、これらをその管理下においたとしても、それだけでは本件情報を知ることができないということになるから、…被控訴人が本件物件の寄付を受けることで、これにより、あるいはその際、営業秘密たる本件情報を示された旨をいう控訴人らの主張する事実は認める余地がないということになる。なお、控訴人らが被控訴人に対して本件物件の引渡しのほかに本件情報を開示したとの事実は主張立証されていないことはもとより、これをうかがわせる事実はない。また、控訴人らの主張に従う限り、本件物件を実験等に利用したとしても、そのことで本件物件の構造等にかかわる本件情報を知ることができないはずであるから、被控訴人は現時点においてもなお本件情報を「示された」とも認められないということになる。」

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-92747.pdf

原文公開日：2025-03-06

AMEBLO 原文：https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12888875693.html

知財高判令和５年(行ケ)10039【レーザ加工装置】＜宮坂＞

Ameblo 元投稿日：2025-03-07

記事種類：判決紹介

分類：特許

論点：進歩性、動機付け・阻害要因

HP 掲載日：2026-10-16

事件情報：令和５年(行ケ)10039

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12888984577.html

HP: https://www.takaishihideki.com/single-post/ameblo-12888984577-ja

英語版: https://www.takaishihideki.com/en/single-post/ameblo-12888984577-en

知財高判令和５年(行ケ)10039【レーザ加工装置】＜宮坂＞

「甲１には、改質領域の加工領域の主面からの位置や大きさを確認する必要があることについて記載されていない。…撮像素子として赤外線用のものを用いることにより、赤外線（レーザ光）の反射光を利用してフォーカス調整を行い、加工対象物の表面を撮像することを示唆するにすぎない…。上記のような必要性があることが周知又は技術常識であるとも認められない。」

⇒進歩性○

※審決が、動機付けを否定する理由として、相違点１に係る本件発明１の構成Ｆ及びＧについて、本件明細書に記載されていない技術的意義を認定した点は相当でないと判示されたが、結論は変わらなかった。

～審決の粗を突くだけでは、審決を取り消せない。特許権者側としては、審決の論理を守る必要はない。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-92772.pdf

原文公開日：2025-03-07

AMEBLO 原文：https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12888984577.html

知財高判令和５年(行ケ)10055【レーザ加工装置】＜宮坂＞

Ameblo 元投稿日：2025-03-08

記事種類：判決紹介

分類：特許

論点：進歩性、動機付け・阻害要因

HP 掲載日：2026-10-16

事件情報：令和５年(行ケ)10055

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12889146059.html

HP: https://www.takaishihideki.com/single-post/ameblo-12889146059-ja

英語版: https://www.takaishihideki.com/en/single-post/ameblo-12889146059-en

知財高判令和５年(行ケ)10055【レーザ加工装置】＜宮坂＞

審決は、「甲１には、基板の厚さ方向における改質領域が存在しないから、基板の厚さ方向における改質領域の位置や大きさを確認する必要性がなく、甲１に接した当業者が、相違点２に係る構成Ｇを採用する動機があるとはいえない。」と判断した。裁判所は、「そうすると、甲１発明には、半導体ウエハー内部の改質領域は存在しないのであって、存在しない改質領域を撮像するように構成すること、すなわち、相違点２に係る本件発明１の構成を採用する動機付けは存在しないというよりほかはない。」と判断した。

⇒進歩性〇

※本件発明の「改質領域」が従来技術にない画期的な技術思想であるならば、強い特許である。
（「改質領域」が従来技術にもあったのであれば、それを主引例とすることで異なる結論も有り得たが、他の構成次第である。）

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-92782.pdf

原文公開日：2025-03-08

AMEBLO 原文：https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12889146059.html

知財高判令和６年(ネ)10026【熱可塑性樹脂組成物】＜宮坂＞　※数値の四捨五入・均等論

Ameblo 元投稿日：2025-03-09

記事種類：判決紹介

分類：特許

論点：数値限定・パラメータ、均等論、クレーム解釈

HP 掲載日：2026-10-16

事件情報：令和６年(ネ)10026

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12889274205.html

HP: https://www.takaishihideki.com/single-post/ameblo-12889274205-ja

英語版: https://www.takaishihideki.com/en/single-post/ameblo-12889274205-en

知財高判令和６年(ネ)10026【熱可塑性樹脂組成物】＜宮坂＞　※数値の四捨五入・均等論

被控訴人製品に含まれる紫外線吸収剤（分子量 699.91848）が、分子量「700 以上」という数値限定を充足するかが問題となった。

⇒結局、出願人が『あえて』「700 以上」と整数で区切っている以上、四捨五入論は使えないし、技術的範囲から除外することを客観的、外形的に承認したものとして均等論第５要件×。

　この判示からすれば、「700.0 以上」とクレームしてあれば四捨五入論により 699.95 以上は充足となったのか？

　整数でなく、有効数字３桁であることを明示するために、「7.00×10^2 以上」と書けばよいのか？確かに、特許は科学と全く同じではなく、請求項の記載の文言解釈であるから、切りよく「700」と書かれている場合と、「7.00×10^2 以上」と書かれている場合で同じではないかもしれない。

ただ、本件で問題となった特定化合物の分子量は、構造式に基づいて計算された値であり、測定のぶれが問題となる場面ではなかった。このため、本件は四捨五入論が適する類型ではなかったかもしれない。

　本件では数値について均等論第５要件を満たさないとされたので、これまでの裁判例と同じく、数値については、均等論よりも四捨五入論の方がまだ可能性があるだろう。

　そうはいっても、第三者の予見可能性を考えると特許では、四捨五入論も均等論も、科学のように柔軟に解釈することもできず、本判決の結論が妥当なのかもしれない。

※大阪地判平成 14 年(ワ)10511 が、測定誤差論を斥ける文脈で、『有効数字の桁数とは別に、実施例を根拠として、特許請求の範囲に技術的範囲の上限を「３ミクロン」とクレームした場合に、実施例における誤差の最大の範囲が権利範囲に含まれるとすることにも疑問があるところである。なぜなら、実施例において、０．５ミクロンの誤差があるのであれば、その誤差の範囲まで、すなわち、「３．５ミクロン未満」を上限として特許請求の範囲に記載すればよいのである。ところが、これをせずにおいて、特許請求の範囲に上限を「３ミクロン」と記載しておきながら、「３．５ミクロン未満」が技術的範囲であるとすることは、特許請求の範囲の記載の明確性を損なうものである。』と判示したことと通ずる。

・・・もっとも、そのようにすればよかったことは判決文を見て初めてわかることなので、当該具体的事案においては特許権者に酷である。ただ、我々実務家は、今後の出願については、本判決を意識してクレーム作成するべきであろう。

★結論～『科学における数値（範囲）と、特許における数値（範囲）は異なる!!』

（令和 6 年(ネ)10026 の判旨抜粋）

① 文言充足について（四捨五入論）⇒非充足

『本件で問題となっている（紫外線吸収剤の分子量）「700 以上」という数値範囲は、権利者（出願人）が、権利範囲を画定するために自ら定めたものであり、特許発明の技術的範囲（独占の範囲）に属するものと属さないものを、一線をもって区分する線引きにほかならない。そうである以上、上記数値範囲の下限である「700」は、切り下げられた小数点以下の端数も、切り上げられた小数点以下の端数も持たない、本来的な意味での整数値と解釈するのが相当である。 数値範囲にこれと異なる趣旨、役割を持たせたいのであれば、特許請求の範囲又は明細書に、分子量の計算方法や小数点以下の数値の処理等を説明しておくべきである。本件明細書等にそのような記載がないことは前述のとおりであり、以上によれば、「分子量が 700 以上」という構成要件は、分子量が 700 をたとえ 0.00001 でも下回れば、これを充足しない（その技術的範囲に属さない）ものと解すべきことになる。』

② 均等論～第 1 要件〇だが、第 5 要件×

『上記数値範囲は、臨界的意義を有するものではなく、本来、本件各発明の作用効果との関係で技術的意義を有する分子量は、ピンポイントの 700 ではなく、かなり広い幅にまたがる数字と考えられるところ、いわば「切りのよい数字」として「700 以上」という数値限定を採用したものと理解される…。そして、紫外線吸収剤としての性質が分子量 699.91848 の場合と 700 の場合とで実質的に異なるとは考え難い…。そうすると、上記分子量の相違は、本件各発明の本質的部分に関するものとはいえないと解される。本件で、均等論の第１要件は充足する。』

『「700 以上」という整数値をあえて使用している。本件において、分子量 700 という数値に臨界的意義も認められないから、当該数値は控訴人がいわば任意に選択して定めたものといえる。また、控訴人としては、その数値範囲を「699.5 以上」とすることや、分子量の小数点以下の数値の取扱いについて定めることも容易にできたと解されるにもかかわらず、あえてそのような手当もしていない。これは、小数点以下の数値は、技術的に意味のある数字でないという理解に加え、法的にも特段の含意がない（特別な意味を持たせない）ことを前提とするものと解するべきである。そうすると、控訴人が特許請求の範囲において分子量を「700 以上」とする数値範囲を定めたということは、「700 以上」か「700 未満」かという線引きをもって特許発明の技術的範囲を画し、下限値「700」をわずかでも下回る分子量のものについては、技術的範囲から除外することを客観的、外形的に承認したと認めるのが相当である。…したがって、本件においては、均等論の第５要件を充足せず、控訴人主張の均等侵害は成立しない。』

*原審・大阪地判令和 4 年(ワ)9521 は、「数値に設定することに意義のある発明は、特段の事情のない限り、その数値による技術的範囲の限定が特許発明の本質的部分に当たる」として、均等論第 1 要件も否定していた。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-93860.pdf

原文公開日：2025-03-09

AMEBLO 原文：https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12889274205.html

知財高判令和５年(行ケ)10085【画像形成装置】＜宮坂＞

Ameblo 元投稿日：2025-03-10

記事種類：判決紹介

分類：特許

論点：分割出願、訂正

HP 掲載日：2026-10-16

事件情報：令和５年(行ケ)10085

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12889359637.html

HP: https://www.takaishihideki.com/single-post/ameblo-12889359637-ja

英語版: https://www.takaishihideki.com/en/single-post/ameblo-12889359637-en

知財高判令和５年(行ケ)10085【画像形成装置】＜宮坂＞

*特許出願に係る分割手続の瑕疵が看過されたとしても、これを治癒するために、明瞭でない記載の釈明として「訂正」することは出来ない。

補正・分割の瑕疵が看過されて登録されると、取り返しがつかなくなる!!

補正要件違反が看過されて登録されたため、分割ツリーが途切れてしまった事例もある。（大阪高判平成 14 年(ネ)2776＜若林＞、東京高判平成 15 年(行ケ)65＜篠原＞）

チャレンジの補正・分割は、セーフ兄弟分割出願とセットで!!

（判旨抜粋）

『原告らは、本件特許出願には分割出願手続上の瑕疵があることから、これを治癒するための訂正は同項３号の明瞭でない記載の釈明に該当する旨主張する。この主張は、①本件設定登録時明細書等の記載は、原出願当初明細書等の記載の範囲内であるものの、本件特許出願時までに補正されていた分割直前の明細書等に記載された事項の範囲内のものではなかった、②その結果、分割出願としての要件を満たしていないことになるが、拒絶理由通知による注意喚起もなされないまま特許査定されてしまい、本件特許は瑕疵を帯びるものとなった、③本件判断対象訂正事項の実質的な内容は、本件明細書等の記載を原出願当初明細書等に相当する記載内容からその後補正された分割直前の明細書等に相当する記載内容へと訂正することで、上記瑕疵を解消しようというものである、というものと解される。しかし、特許法１２６条１項にいう「願書に添付した明細書」又は「図面」は、訂正審判請求時の特許明細書及び図面と解すべきであり、したがって、同項２号、３号に規定する訂正の目的の要件を満たすか否かについては、訂正審判請求時の明細書等と訂正後の明細書等とを対比して判断すべきであって、このことは同項の条文の文言からも、その趣旨（上記(2)）からも明らかである。そして、本件において上記①～③の事情が認められるとしても、分割直前の出願明細書等と本件設定登録時明細書等の関係における分割手続の瑕疵は、同法４４条の適用における問題であり、それ自体は訂正の対象である本件設定登録時明細書等自体に明瞭でない記載（同法１２６条１項３号）があることを意味するものではないし、同項２号にいう誤記又は誤訳に当たるものでもない。本件特許出願に係る分割手続の瑕疵が看過されたという事情が仮に認められるとしても、原告らの主張は、明細書等の訂正の名の下に分割出願のやり直しを求めるに等しいものといわざるを得ないところ、これを正当化する根拠を見いだすことはできない。』

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-92813.pdf

原文公開日：2025-03-10

AMEBLO 原文：https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12889359637.html



【商標】知財高判令和５年(ネ)10091『現代の理論』＜宮坂＞

Ameblo 元投稿日：2025-03-11

記事種類：判決紹介

分類：商標

論点：権利濫用、商標的使用

HP 掲載日：2026-10-16

事件情報：令和５年(ネ)10091

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12889488165.html

HP: https://www.takaishihideki.com/single-post/ameblo-12889488165-ja

英語版: https://www.takaishihideki.com/en/single-post/ameblo-12889488165-en

【商標】知財高判令和５年(ネ)10091『現代の理論』＜宮坂＞

*権利濫用なし～結局は、被告 NPO 法人が商標登録しなかったことが敗因。

原告は、「現代の理論編集委員会」の一員として、平成 26 年以降、電子版「現代の理論」を発行。

被告は、平成 28 年６月以降、雑誌「現代の理論」を発行。

被告らは、原告が、平成 28 年２月に被告が雑誌「現代の理論」再刊を周知するや否や、第９類「電子印刷物」及び第１６類「印刷物」を指定商品として本件商標権１を取得したと主張した。

被告らはさらに、令和３年３月２４日に本件商標１の指定商品のうち、第１６類「印刷物」に係る商標登録について不使用を理由に取り消す審決が確定したが、第１審原告は、それから間もない令和３年９月６日には、１６類「印刷物」を指定商品として、本件商標２について商標登録出願を行い、設定登録を受け、本件訴訟を提起したと指摘した。

⇒被告らが被告各標章を印刷物に付して使用する行為は、少なくとも、本件商標１の指定商品である第９類「電子印刷物」に類似する商品についての使用ということができるから、原告は、雑誌等「印刷物」としての「現代の理論」の発行予定がないにしても，「電子印刷物」を指定商品とする商標権に基づき，第１審被告らの上記行為についての差止請求をなし得る。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-92814.pdf

原文公開日：2025-03-11

AMEBLO 原文：https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12889488165.html

東京地決令和６年(ヨ)30029【加齢黄斑変性症事件】＜中島＞（民事 40 部）

Ameblo 元投稿日：2025-03-12

記事種類：判決紹介

分類：特許、不競法

論点：クレーム解釈、新規性、パテントリンケージ、虚偽告知、差止請求

HP 掲載日：2026-10-16

事件情報：令和６年(ヨ)30029

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12889616530.html

HP: https://www.takaishihideki.com/single-post/ameblo-12889616530-ja

英語版: https://www.takaishihideki.com/en/single-post/ameblo-12889616530-en

東京地決令和６年(ヨ)30029【加齢黄斑変性症事件】＜中島＞（民事 40 部）

★不正競争防止法違反に基づく差止仮処分申立事件（医薬用途発明の実施を専ら基準により非充足とし、一定割合でよいという特許権者の主張によれば新規性を欠くとして、特許権侵害を否定した事例）

※ただし、「専ら」という語は１００％を意味するわけではない。

１．裁判所の判断①（用途発明の侵害論）

本決定は、以下のとおり判示して、医薬用途発明の実施を専ら基準（特許法２条３項にいう「実施」とは、専ら請求項で特定された医薬用途に用いるために（本件発明では本件特定患者群に投与するために）生産、使用、譲渡等をする場合に用途充足となる）により非充足とし、一定割合でよいという特許権者の主張によれば新規性を欠くとして、特許権侵害を否定した。

『用途発明とは、既知の物質について未知の性質を発見し当該性質に基づき顕著な効果を有する新規な用途を創作したことを技術的特徴とするものである。そうすると、用途発明についての特許法２条３項にいう「実施」とは、専ら新規な用途に使用するために既知の物質を生産、使用、譲渡等をする行為をいうものと解するのが相当である。これを本件発明についてみると、本件発明に係る特許請求の範囲の記載及び本件明細書（【０００５】、【０００６】、【００１８】）の記載によれば、既知の物質である抗 VEGF 剤は、従来、全病変サイズの少なくとも 50%を占めるクラシック主体型活動性中心窩下 CNV 領域を有する wAMD 患者（pCNVwAMD 患者）に有効なものとして認識されていたところ、本件発明は、一定の組入基準及び除外基準を満たす全病変サイズの 50%未満の活動性 CNV 病変サイズを有する wAMD 患者（sCNVwAMD 患者。以下「本件特定患者群」ともいう。）において、pCNVwAMD 患者よりも優れた治療効果を発揮するという抗 VEGF 剤の未知の性質の発見に基づき、本件特定患者群に投与することによって顕著な効果を有する新規な用途を創作したことを特徴とするものと認められる。そうすると、本件発明における特許法２条３項にいう「実施」とは、専ら本件特定患者群に投与するために、抗 VEGF 剤を生産、使用、譲渡等をする行為をいうものと解するのが相当である。・・・

これを本件における債権者製品についてみると、前記前提事実によれば、債権者製品は、そもそも債務者製品のバイオ後続品であり、本件承認申請時に提出された債権者製品の添付文書案には、適応症として「中心窩下脈絡膜新生血管を伴う加齢黄斑変性」という記載があるにとどまり、【効能又は効果】及び【用法及び用量】の各欄においても、本件特定患者群に関する記載は一切認められず、本件特定患者群に投与することによって顕著な効果を有する趣旨をいう記載も一切認めることはできない。上記認定事実によれば、債権者製品は、本件発明の構成要件Ａ２、Ｂ、Ｃによって規定される患者群（本件特定患者群）に投与するものとして承認申請がされているものとはいえない。そうすると、債権者が、本件承認申請とは異なる用途で債権者製品をあえて販売等する蓋然性が認められる特段の事情があれば格別、本件全疎明資料によっても、当該特段の事情を明らかに認めるに足りない。これらの事情の下においては、債権者による債権者製品の製造販売等は、専ら本件特定患者群に投与するために抗 VEGF 剤を生産、使用、譲渡等をする行為とはいえず、本件特許権を侵害するものと認めるに足りない。

のみならず、仮に債権者製品が結果的に一定割合の本件特定患者群に投与される可能性を理由として、債権者製品の製造販売等が本件特許権を侵害するという債務者の見解に立ったとしても、前記前提事実によれば、債権者製品は、債務者製品のバイオ後続品であって、債務者製品と同等性、同質性を有するものであり、かつ、債務者製品は、本件優先日よりも前の時点において製造販売されていたのであるから、債務者製品についても、債権者製品と同様に、一定割合の本件特定患者群に投与されていたものと認められる。そうすると、債務者製品の製造販売は、特許法２９条１項２号にいう公然実施に該当し、本件特許が無効にされるべきものであることは、自明である。』

２．裁判所の判断②（不正競争防止法／虚偽事実の告知について）

本決定は、特許権者が厚労省等に“債務者製品のバイオ後続品を製造販売すれば本件特許を侵害する”旨を回答した行為（本件告知）は虚偽事実の告知に当たるが、以下のとおり判示して、「パテントリンケージの趣旨目的に照らして著しく相当性を欠くものと認められる特段の事情がある場合」に限り、不正競争防止法違反となるとして、本件事案では不正競争防止法違反と認めなかった。

『仮に、パテントリンケージの下で、上記特許権者等が、その後に確定した裁判所の判断とは異なり、先発医薬品に係る特許と後発医薬品との特許抵触がある旨の回答をする行為が、虚偽の事実を告知するものとして直ちに違法になるのであれば、上記特許権者等は、医薬品特許情報報告票に特許抵触の有無につき自己の見解を十分に記載することができなくなる。そのため、厚労省等が後発医薬品の安定供給を確保し得るか否かの判断を的確に行うことができず、ひいてはパテントリンケージの趣旨目的を阻害するおそれがある。もっとも、パテントリンケージは、後発医薬品の安定供給を確保する観点から、後発医薬品の承認審査に当たり先発医薬品に係る特許と後発医薬品との特許抵触の有無を確認することを趣旨目的とするものであるから、先発医薬品に係る特許権者等に対し恣意的な情報提供を許容したり、これに広く免責を与えたりするものではないことは明らかである。そうすると、パテントリンケージの下において、先発医薬品に係る特許権者等が先発医薬品に係る特許と後発医薬品との特許抵触がある旨の虚偽の回答をする行為が、外形的にはパテントリンケージの下における情報提供という形式をとりつつも、実質的には後発医薬品の製造販売承認を申請する者を不利な立場に置き、自ら競争上有利な地位に立とうとするものである場合には、上記行為は、事業者間の公正な競争を阻害するものとして、不競法２条１項２１号の上記趣旨目的に鑑み、不正競争の一類型に含まれると解するのが相当である。以上の観点からすると、先発医薬品に係る特許権者等がパテントリンケージにおいて先発医薬品に係る特許と後発医薬品との特許抵触がある旨の虚偽の回答をする行為

は、パテントリンケージの趣旨目的に照らして著しく相当性を欠くものと認められる特段の事情がある場合には、競争関係にある後発医薬品の製造販売承認を申請する者の営業上の信用を害する虚偽の事実を告知するものとして、不競法２条１項２１号に掲げる不正競争に該当すると解するのが相当である。』

３．若干の考察

（１）「用途発明」の定義

先ず議論のベースとして、「用途発明」を定義する必要がある。（日本の）特許判決を網羅的に考察した結果、特許権侵害訴訟において「用途」を標榜して製造・販売していなければ侵害にならないという発明は、「～用」という用途部分以外の物の構成部分のみでは新規性・進歩性が無く、「～用」という用途の特定により初めて新規性・進歩性が認められる場合であると言える 。

本決定は、「用途発明とは、既知の物質について未知の性質を発見し当該性質に基づき顕著な効果を有する新規な用途を創作したことを技術的特徴とするものである。」と判示して、「用途発明」とは、用途部分以外の物の構成部分のみでは新規性が無い発明を意味すると定義しているから、用途の特定により初めて新規性・進歩性が認められる場合であり、「用途」を標榜して製造・販売していなければ侵害にならない上記場合に含まれる。

（２）投与対象を特定した「（医薬）用途発明」の技術的範囲

投与対象を限定した医薬用途発明は、本決定の「専ら」基準に拠れば、投与対象が「６０歳以上」「乳癌を再発していない」「アレルギー性喘息を発症していない」者であることを、「ラベル」ないし「プロモーション」等により標榜して製造・販売していない限り非充足となると考えられる。

また、近時のホットトピックである、新たに見出したメカニズムを発明特定事項とした発明に係る知財高判平成 30 年（行ケ）10036 で新規性が認められた特許第 5705483 号は「Ｔ細胞によるインターロイキン－１７（ＩＬ－１７）産生を阻害するためのインビボ処理方法において使用するための、インターロイキン－２３（ＩＬ－２３）のアンタゴニストを含む組成物。」という請求項であるところ、同発明も用途発明であると考えられるから、「ＩＬ－１７産生を阻害するため」に販売等した場合に限り充足し、すなわち、投与対象が「ＩＬ－１７濃度の上昇が見られる患者」であることを「ラベル」ないし「プロモーション」により標榜して製造・販売していない限り非充足という整理になると考えられる。

（３）多機能型間接侵害の「知りながら」要件（２５％ルール）との対比的考察

多機能型間接侵害の「知りながら」要件（特許法１０１条２号及び５号）は、その発明が特許発明であること及び当該物がその発明の実施に用いられることを知りながら、その物を生産・譲渡等することであり、後掲裁判例のように「例外的とはいえない範囲の者」が直接侵害品の生産に用いることを知っていれば充足するとされており（最決平成２３年１２月１９日刑集６５巻９号１３８０頁【Winny 事件】で採用された基準を参考にしたものと認められる。）、約『２５％』で「例外的とはいえない範囲の者」を満たすとした裁判例が３件ある。（なお、最決【Winny 事件】は「著作権侵害のために利用する者の割合が，…４割程度といった例外的とはいえない範囲の者に広がっていることを認識，認容していたとまでは認められない」として、故意を否定した無罪の原判決を維持したものである。民事では、訴状送達等により必要な認識を得た後の行為について、他の要件も満たせば差止めが認められ得る。）

用途発明についても、「ラベル」ないし「プロモーション」により当該用途を標榜して販売している場合に限らず、販売者が「結果的に一定割合の本件特定患者群に投与される可能性」を理由として、用途発明の実施となるという考え方もあり、本事案においても特許権者はそのように主張した。仮にかかる考え方を前提とすると、販売者が販売した物のうち何%が特許発明の用途に使用されることを販売者が認識していると用途発明の侵害となるのか、１００％であるか、９９％であるか、「例外的とはいえない範囲の者」（≒２５％？）なのかが未解決論点であった。

これに対し、本決定は、「専ら」基準を立てたものであるから、仮に「専ら」を数量的に 100%と解すれば、1%でも他用途に用いられる場合は用途非充足となるが、本決定はそのような数値基準を示していないので、いわゆる Off-Label Use（医薬品が承認された適応症や使用方法とは異なる方法で使用されること。ラベル（添付文書）に記載されていない使い方をすること）は、（当該適応外の用途をプロモーションしている等の事情が無い限り、）用途発明の侵害とならないことになってしまうと思われる。（もっとも、「専ら」という語は１００％を意味するわけではないから、依然として、どの程度の割合ないし量が「用途発明の用途以外に用いられる」場合に用途非充足となるかは、残された未解決論点である。）

そのような結論の是非については、本決定は、「仮に債権者製品が結果的に一定割合の本件特定患者群に投与される可能性を理由として、債権者製品の製造販売等が本件特許権を侵害するという債務者の見解に立った」場合は新規性欠如の無効理由があると判示している。

ただし、本決定のような考えを前提とすると、医薬用途発明に限らず、特に効果が高い物の範囲を限定した選択発明において、従来から選択された範囲も出願前に実施されていた場合は、（用途発明でない以上、）新規性が否定される結果となるおそれがある。そのような考え方も不合理ではないが、これまでのプラクティスと必ずしも整合しない面もあるため、整合的理解を試みるための更なる検討が必要であろう。

更に言えば、予測できない顕著な効果を理由として進歩性が認められた場合、いわゆる用途発明と同様に当該効果を標榜して販売等した場合にのみ特許権侵害となるのか、それとも、当該効果の標榜と関わりなく特許権侵害となるのか、という問題が提起されている（清水節，特許判例百選〔第 5 版〕69 事件「進歩性（5）―顕著な効果の独立要件説〔シュープレス用ベルト事件〕」）。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-93519.pdf

原文公開日：2025-03-12

AMEBLO 原文：https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12889616530.html

米国の誘引侵害・寄与侵害等に関するＣＡＦＣ判決

2016.12 CAFC (843 F.3d 1315) Power Integrations v. Fairchild Semiconductor	誘引侵害には、＜１＞誘引者と直接侵害者（被誘引者）との間で意思疎通（successful communication）が必要である。＋＜２＞特許権侵害行為を放置するという不作為では足りず、第三者（直接侵害者（被誘引者））の実施行為に影響を与える積極的な行為（Affirmative act）が必要である。 ⇒米国にテクニカルサポートセンターを設置したことに加え、顧客が米国販売代理店を見つけることを可能にし、標準約款で米国特許の侵害に対するクレームから顧客を補償していた。⇒米国市場をターゲットとしたものであり、誘引侵害成立。271(b)	★
2018.11 CAFC (909 F.3d 398) Enplas Display v. Seoul Semiconductor	米国外でレンズ販売⇒照明装置に係る米国特許の誘引侵害成立。271(b) 被疑侵害者の世界市場シェアが５０％を有しており、被疑侵害者の顧客が米国でも最終製品（テレビ）を販売していることを知っていた以上、「specific intent to induce infringement」を認めた。	★
2015.05 CAFC (785 F.3d 625) Takeda v. West-Ward Pharm ⇒誘引侵害不成立 271(b)	被疑侵害者（製薬メーカー）が被疑侵害医薬品の侵害用途を知っていたとしても、そのラベルが曖昧で（vague）、必然的に医師が特許発明の用途で処方するわけではない場合には、誘引侵害の意図は認められない。271(b) Arthrocare v. Smith&Nephew 406 F.3d 1365 (Fed. Cir. 2005)事件では、ラベルが特許権侵害を「必然的に導く(necessarily lead)」ものであったから、事案が異なる。（一般論はその後も同じ。Sanofi v. Watson 875 F.3d 636 (Fed. Cir. 2017)）	★
2010.11 CAFC (633 F.3d 1042) AstraZeneca v. Apotex	特許発明は１日１回の処方。被告が承認を得たラベルには１日２回の処方と記載されていたが、喘息が安定したら服用量を徐々に減らすことが推奨されていた。被告医薬品は濃度 0.25mg と 0.5mg しかなかった。医師や患者がラベルの推奨通り服用量を減らすと１日１回服用する者も現れる。⇒治療方法の特許発明の誘引侵害成立。271(b) ⇒一定割合の直接侵害者を「necessarily lead」すれば足り、100%侵害用途で使われることは要件でない。何％で誘引侵害？	★
1998.08 CAFC (152 F.3d 1342) Johns Hopkins University v. Cellpro	医療機器の宣伝・広告で、誘引侵害成立。271(b) ⇒特許発明を知りながら、被告機器を使えば特許発明の純化率を実現できると唱っていた。 ≒CAFC 2020.10 Glaxosmithkline v. Teva（ラベルに特許用途が明記されていなかったが、同等品であると記載されていた。） ＝日本の知財高判平成 17 年(ネ)第 10125 号【シロスタゾール事件（職務発明の対価請求訴訟）】＜佐藤＞	○
2003.01 CAFC（316 F.3d 1348） Warner-Lambert v. Apotex	先行特許存続期間満了後の用途で FDA 承認（部分発作性てんかん）を得た後発品の一部が、特許の用途（神経変性疾患）に使われていた。⇒ＡＮＤＡ申請につき、271(e)(2)の特許権侵害不成立 ＜傍論＞特許発明用途の OFF LABEL USE に 2.1%（5000 万ドル）使われても、誘引侵害不成立。271(b) ⇒特に、製品に非侵害用途が相当程度ある場合、被告がその製品の一部のユーザーが特許を侵害している可能性があることを実際に知っていたとしても、侵害を誘引する意図（intent）を推論することはできない。gabapentin のように、ある製品に多くの用途があり、侵害する用途に用いられる製品販売が 46 件に 1 件以下である場合は、直接的な証拠がない限り、Apotex 社の意図（intent）を推論することも推論しないこともできない。	★ ★ ★
2003.03 CAFC（324 F.3d 1322） Allergan v. Alcon	特許発明とは別用途で FDA 承認（眼圧低下）を得た後発品の一部が、特許の用途（緑内障患者における神経保護効果）に使われていた。⇒ＡＮＤＡ申請につき、271(e)(2)の特許権侵害不成立 Warner-Lambert の先例に基づき、FDA に特許発明の用途で承認を求めていないことから、被告 Alcon 有利な略式判決。（多数意見は 271(b)の誘引侵害を検討していない。271(e)(2)をクリアしても、ANDA 承認後 271(b)が更に争われる。）	△
2024.10 CAFC Provisur Tech v. Weber	対象製品の設定変更により発明の技術的範囲に属する場合、理論上の可能性のみでは侵害とならず、現実に容易に構成可能（readily configurable）である必要がある。=Fantasy Sports Props. v. Sportsline.com, 287 F.3d 1108 (Fed. Cir. 2002). ⇒claim14 の機能（advance to fill）を有効化する設定画面への顧客のアクセスが制限されていた。侵害認容の地裁判決取消	★

1

2010.11 CAFC（626 F.3d 1197） Finjan v. Secure Computing	記録媒体である製品に組み込まれたプロアクティブスキャン用のソフトウェアがロックされていた。 ①ユーザが鍵を購入すればロック解除できるから、物の発明は直接侵害成立。＜ACCO v. ABA, 501 F.3d 1307 (Fed Cir. 2007)の事案では問題となった特許の請求項が特定の構成（例：ロック装置のピンが所定のスロットに配置される）を要求しており、実際に侵害モードで使用されなければ直接侵害と認められないのに対し、Finjan の請求項は、プロアクティブスキャン機能が実行されるために特定の構成や「有効化」を要求しないから、その機能を実行するためのプログラムが存在していれば侵害と認めた。＞ ②方法の発明は、現実の実施が無いから非侵害。＜=Southwest Software v. Harlequin, 226 F.3f 1280 (Fed. Cir. 2000)＞	★

医薬用途発明に関する関連重要裁判例

令和４年 (行ケ) 第 10084 号 ＜本多＞	重症心不全の治療剤 *対象患者の相違点と用法容量の相違点を別個の相違点として容易想到性判断 OK *患者を限定したが、公知医薬も当該患者にも投与されていたから、容易想到	治療薬の用量を検討するに際しては、対象患者や治療の相違は当然に考慮に入れるべきものであり、治療薬に係る特許発明と引用発明の相違点を認定するに際し、対象患者や治療について相違点を認定したときに、用量についてこれら対象患者や治療を含めた相違点として重ねて認定する必要はないというべきである。したがって、本件審決が、前記の相違点１と区別して、トルバプタンの１日当たりの用量の点のみを相違点２として認定したことに誤りはない。… 本件特許発明は、ＮＹＨＡクラスＩＶの患者に入院下で経口にて投与開始される重症心不全の治療薬と特定されている点（相違点１）、及び活性成分の１日当たりの用量が０．３７１ｍｇ／ｋｇ以下の範囲と特定されている点（相違点２）で甲２発明と相違する。 しかしながら、相違点１について、本件優先日当時、利尿薬は急性心不全、慢性心不全、心不全の重症度を問わず広く用いられていた薬剤であり、トルバプタンと同じ作用機序の利尿薬がＮＹＨＡクラスＩＶの患者に投与されていたことからも、重症でないとは即断できない患者を含むＮＹＨＡクラスＩ～ＩＩＩの患者に有効である甲２発明のトルバプタンをＮＹＨＡクラスＩＶの患者の治療薬とすることには十分な動機付けがあり、その阻害要因があったともいえず、容易に想到し得たということができる。また、治療薬を投与する際に患者が入院下であるか否かという点は実質的な相違点とはいい難い。さらに、本件優先日当時のトルバプタンの使用態様から、これを経口投与とすることは当業者が適宜なし得た事項というべきである。相違点２についても、これは甲２発明の最小有効量である１日１回３０ｍｇとほぼ同一の用量であって、１日当たりの用量を０．３７１ｍｇ／ｋｇ以下の範囲とすることに臨界的意義があるとも言えず、甲２の記載及び技術常識を参酌して用量を上記範囲とするのは適宜なし得ることというべきである。… …利尿薬は、急性心不全と慢性心不全とを問わず、また重症と軽症～中等症とを問わず、心不全の症状の一つである体液貯留、うっ血、浮腫等を改善する治療薬として広く用いられており、さらに、上記主張の例は利尿薬とは異なる心不全治療薬が含まれているため、ＮＹＨＡクラスＩＶであることを理由に利尿薬の取扱いを異にすべき旨が記載されていると読み取ることはできない。加えて、本件特許の試験はＮＹＨＡクラスＩＩＩおよびＩＶの患者が混在した試験であり、ＮＹＨＡクラスＩＶの患者のみの死亡数は明らかになっていないのであるから、ＮＹＨＡクラスＩＶの患者に対する効果は不明である。	勝有△

東京地判 平成20年 （ワ） 第19874号	医療用器具 *薬事法上の添付文書で禁止された態様で使用された医療用器具について間接侵害が成立した事例 ⇒警告状のみでは、具体的な証拠がなく「知っていた」ことにならないと判断した *差し止め請求なし	…一般に，医療機器に係る添付文書の記載（薬事法６３条の２に基づくもの）は，医師が当該機器を使用する際の指針となるべきものであるから，添付文書の「使用上の注意」として，当該機器の特定の使用方法に危険性があるとして，その使用方法を禁止する注意書きが記載されている場合には，当該機器を使用する医師があえてそのような使用方法を用いることは，通常は考え難い事態であるということができる。 この点，被告製品の添付文書に，一体化同時穿刺の方法で被告製品を使用することには危険性があるため，そのような使用方法を禁止する旨の注意書きが記載されている…。 したがって，上記のような被告製品の添付文書の記載にもかかわらず，なお，医師らが被告製品を一体化同時穿刺の方法で使用することがあり得ることを，被告らにおいて認識していたものと認められるか否かという観点からの検討が必要となる。 …⑤被告らに対し，被告製品が一体化同時穿刺のできる構造であることを指摘し，本件特許に抵触する旨を警告する内容の本件通知書を送付した…。上記⑤の点については，…本件特許の特許権者のＸ１が，被告製品について一体化同時穿刺のできる構造である旨を主張していることが，被告らによって認識されたこと示す事情にすぎず，この時点において，Ｘ１から被告らに対して，上記主張を裏付ける具体的な証拠資料が示されていたとの事情も認められないから，本件通知書の送付を受けたことによって，直ちに被告らが…被告製品が一体化同時穿刺の方法で使用されるであろうことを具体的に認識し得たものと断ずることはできない。…被告らは，本件訴状及びこれとともに提出された書証の写しの送達を受けることによって，少なくとも被告製品を用いて一体化同時穿刺を行っている医師が存在することを疑わせるに足りる事実を認識した…。	勝有★★★
大阪地判 平成27年 （ワ） 第8974号 控訴審 平成31年 （ネ） 第10007号 も不可欠品の間接侵害成立	…異常発生時にラダー回路を表示する装置 *例外的とはいえない範囲の者が当該製品を特許権侵害に利用する蓋然性が高いことを認識・認容していれば足りる。 ⇒「約４分の１」で、102-2の間接侵害○	…特許法１０１条２号においては，「発明が特許発明であること」（主観的要件①）及び発明に係る特許権の直接侵害品の生産に用いる「物がその発明の実施に用いられること」（主観的要件②）を知りながら，その生産，譲渡等をすることが間接侵害の成立要件として規定されている。…主観的要件②について，部品等の生産，譲渡等をする者において，当該部品等の個々の生産，譲渡等の行為の際に，当該部品等が個々の譲渡先等で現実に特許発明の実施に用いられることの認識を必要とすると解するのでは，当該部品等の譲渡等により特許権侵害が惹起される蓋然性が高い状況が現実にあることを認識，認容している場合でも，個別の譲渡先等の用途を現実に認識していない限り特許権の効力が及ばないこととなり，直接侵害につながる蓋然性の高い予備的行為に特許権の効力を及ぼすとの特許法１０１条２号のそもそもの趣旨に沿わないと解される。以上を勘案すると，主観的要件②が認められるためには，当該部品等の性質，その客観的利用状況，提供方法等に照らし，当該部品等を購入等する者のうち例外的とはいえない範囲の者が当該製品を特許権侵害に利用する蓋然性が高い状況が現に存在し，部品等の生産，譲渡等をする者において，そのことを認識，認容していることを要し，またそれで足りると解するのが相当であり，このように解することは，「その物がその発明の実施に用いられることを知りながら」との文言に照らしても不合理な解釈ではない。…	勝有★
大阪地判 平成30年 （ワ） 第4851号	クランプ装置 *例外的とはいえない範囲の者が当該製品を特許権侵害に利用する蓋然性が高いことを認識・認容していれば足りる。 ⇒102-2の間接侵害○ *全部差し止めても、過剰差止めではない	被告製品群７及び８は，スイングクランプのほか，リンククランプ，リフトシリンダ，ワークサポートにも使用可能なものである…。しかし，特許法１０１条２号の趣旨に鑑みれば，発明に係る特許権の侵害品「の生産に用いる物…がその発明の実施に用いられること」とは，当該部品等の性質，その客観的利用状況，提供方法等に照らし，当該部品等を購入等する者のうち例外的とはいえない範囲の者が当該製品を特許権侵害に利用する蓋然性が高い状況が現に存在し，部品等の生産，譲渡等をする者において，そのことを認識，認容していることを要し，またそれで足りると解される。 本件においては，…被告製品群７及び８に属する製品がスイングクランプと組み合わせて販売される割合が大きいことに鑑みると，これを購入等する者のうち例外的とはいえない範囲の者が被告製品群７及び８を特許権侵害に利用する蓋然性が高い状況が現に存在するとともに，被告らはそのことを認識，認容していたものといえる。そうである以上，上記事情は本件における間接侵害の成立を妨げるものではない。… 被告らは，被告製品群７及び８につき差止を認めることは過剰差止として許されないなどと主張する。しかし，前記…のとおり，被告製品群７及び８については，これを購入等する者のうち例外的とはいえない範囲の者が特許権侵害に利用する蓋然性が高い状況が現に存在することなどから，その製造，販売等につき間接侵害が成立するのであるから，用途に係る限定を付すことなく差止請求を認めたとしても過剰とはいえない。	勝有★

（上図の内容を校訂者が転記・訂正したもの）

米国の誘引侵害・寄与侵害等に関する CAFC 判決

2016.12　Power Integrations v. Fairchild Semiconductor — CAFC, 843 F.3d 1315　★

誘引侵害には、誘引者と直接侵害者（被誘引者）との間で意思疎通（successful communication）が実際に行われ、直接侵害が誘引されたことが必要である。特許権侵害行為を放置するという不作為では足りず、第三者（直接侵害者）の実施行為に影響を与える積極的な行為（affirmative act）が必要である。

米国にテクニカルサポートセンターを設置し、顧客が米国販売代理店を見つけることを可能にし、標準約款で米国特許の侵害に対するクレームから顧客を補償していた。これら米国市場に向けた行為を含む証拠は誘引侵害の認定を支え得るため、非侵害の JMOL は認められなかった。他方、実際の誘引を不要とする誤った陪審説示に基づく誘引侵害の評決は取り消され、再審理の対象となった。35 U.S.C. § 271(b)。

2018.11　Enplas Display v. Seoul Semiconductor — CAFC, 909 F.3d 398　★

米国外でのレンズ販売について、米国内の照明装置に係る特許の誘引侵害が認められた。被疑侵害者の世界市場シェアは 50%で、顧客が米国でも最終製品（テレビ）を販売していることを知っていた。これに加え、特許及び侵害の認識、侵害構成を推奨する製品仕様書の提供等の証拠を総合し、specific intent to induce infringement を認める陪審評決に十分な証拠があるとされた。35 U.S.C. § 271(b)。

2015.05　Takeda v. West-Ward Pharm. — CAFC, 785 F.3d 625　★

誘引侵害について本案勝訴の蓋然性が示されず、仮差止めの却下が維持された。被疑侵害者（製薬メーカー）が医薬品の侵害用途を知っていたとしても、ラベルの記載が曖昧（vague）で、医師が特許発明の用途で処方するとの推測だけでは、誘引の意思を認定できない。35 U.S.C. § 271(b)。

Arthrocare v. Smith & Nephew, 406 F.3d 1365 (Fed. Cir. 2005)では、販売資料及び取扱説明書が侵害となる使用を勧めていた。Takeda 判決が、ラベルに従えば侵害に必然的に至る（necessarily lead）として区別したのは、下記の AstraZeneca v. Apotex である。誘引の意思を要するという一般論はその後も同じである（Sanofi v. Watson, 875 F.3d 636 (Fed. Cir. 2017)）。

2010.11　AstraZeneca v. Apotex — CAFC, 633 F.3d 1042　★

特許発明は 1 日 1 回以下の投与である。後発品の予定ラベルは 1 日 2 回の投与を記載していたが、喘息が安定したら投与量を徐々に減らすことを推奨していた。製剤は 0.25 mg と 0.5 mg のみであり、推奨に従って減量する医師又は患者の一部は 1 日 1 回投与に至る。誘引侵害について本案勝訴の蓋然性が認められ、仮差止めが維持された。35 U.S.C. § 271(b)。

一定割合の直接侵害者を「necessarily lead」すれば足り、100%侵害用途で使われることは要件ではない。何%で誘引侵害となるのか、という問題がある。

1998.08　Johns Hopkins University v. CellPro — CAFC, 152 F.3d 1342　○

医療機器の宣伝・広告等を根拠として、地裁で侵害及び誘引侵害が認められ、CAFC は侵害判断を維持した。特許発明を知りながら、被告機器を使えば特許発明に係る純化率を実現できると宣伝していた。35 U.S.C. § 271(b)。

比較：GlaxoSmithKline v. Teva の 2020 年 10 月判決は、2021 年 2 月に撤回され、2021 年 8 月 5 日に再判決がされた。再判決は、部分ラベルにも特許方法を勧める記載が残っていたことや販売促進資料等を根拠として、誘引侵害の陪審評決を支持した。

比較：日本の知財高判平成 17 年（ネ）10125 号【シロスタゾール事件（職務発明の対価請求訴訟）】＜佐藤＞。

2003.01　Warner-Lambert v. Apotex — CAFC, 316 F.3d 1348　★★★

Apotex は、先行特許の存続期間満了後に、FDA 承認用途（部分発作てんかん）について後発品を販売するための ANDA を提出した。別の特許用途（神経変性疾患）については承認を求めていなかった。ANDA 提出について 35 U.S.C. § 271(e)(2)の侵害は成立しないとされた。

＜傍論＞誘引侵害についても否定された。判決は、Warner-Lambert 側のデータで神経変性疾患向けの処方が 2.1%であり、それが 5,000 万ドルに相当するとの主張を仮定しても、侵害を促進する意思の推認には足りないとした。特に非侵害用途が相当程度ある場合、製品の一部ユーザーが侵害している可能性を知っていたことのみから誘引の意思（intent）は推論できない。gabapentin のように用途が多く、侵害用途の販売が 46 件に 1 件未満の場合、直接的な証拠なしに Apotex の意思を推論することも、推論しないこともできないとされた。35 U.S.C. § 271(b)。

2003.03　Allergan v. Alcon — CAFC, 324 F.3d 1322　△

Alcon らは、特許の用途（緑内障患者における神経保護効果）とは別の、FDA 承認用途（眼圧低下）について後発品の ANDA を提出した。特許用途での処方の可能性が主張されたが、Warner-Lambert に従い、ANDA 提出について 35 U.S.C. § 271(e)(2)の侵害を否定する略式判決が維持された。

多数意見は本件における§ 271(b)の誘引侵害を判断していない。ANDA 提出について§ 271(e)(2)の侵害が成立しなくても、承認後の行為について§ 271(b)が別途問題となり得る。

2024.10　Provisur Technologies v. Weber — CAFC　★

対象製品の設定変更によりクレームの構成を満たす場合でも、理論上の可能性だけでは侵害とはならず、容易にその構成に設定可能（readily configurable）である必要がある。Fantasy Sports Props. v. Sportsline.com, 287 F.3d 1108 (Fed. Cir. 2002)。

’936 特許 claim 14 の advance-to-fill 機能に設定するために必要な画面へ、顧客はアクセスできなかった。専門家も実際にその設定を行ったことを示せず、同クレームについて非侵害 JMOL を認めなかった地裁判断が取り消された。

2010.11　Finjan v. Secure Computing — CAFC, 626 F.3d 1197　★

製品に組み込まれたプロアクティブスキャンのソフトウェアはロックされていた。①ユーザーが鍵を購入すればロックを解除できるため、システム及び記録媒体のクレームについて直接侵害が認められた。

ACCO v. ABA, 501 F.3d 1307 (Fed. Cir. 2007)では、特許の請求項が特定の構成（例えば、ロック装置のピンが所定のスロットに配置されること）を要求しており、実際に侵害モードで使用されなければ直接侵害は認められなかった。これに対し、Finjan のクレームはプロアクティブスキャンの実行に必要な特定の構成又は「有効化」を要求せず、その機能を実行するプログラムが存在すれば侵害が認められた。

② 方法クレームについては、被告による米国内での現実の実施が立証されていないため、非侵害とされた。提出された証拠は、せいぜいドイツで一度テストを行ったことを示すにとどまった。参照：Southwest Software v. Harlequin, 226 F.3d 1280 (Fed. Cir. 2000)。

医薬用途発明に関する関連重要裁判例

令和４年（行ケ）10084 号【重症心不全の治療方法およびその薬剤】＜本多＞ — 無効審決維持（取消請求棄却）　△

対象患者の相違点と用法用量の相違点を、別個の相違点として容易想到性を判断することができる。患者を限定したが、同じ作用機序の公知の利尿薬が当該患者群にも投与されていたこと等から、容易想到とされた。

判旨の抜粋及び要旨

治療薬の用量を検討するに際しては、対象患者や治療の相違は当然に考慮に入れるべきものであり、治療薬に係る特許発明と引用発明の相違点を認定するに際し、対象患者や治療について相違

点を認定したときに、用量についてこれら対象患者や治療を含めた相違点として重ねて認定する必要はないというべきである。したがって、本件審決が、前記の相違点１と区別して、トルバプタンの１日当たりの用量の点のみを相違点２として認定したことに誤りはない。…

（以下は判決理由の要旨）　本件特許発明は、ＮＹＨＡクラスＩＶの患者に入院下で経口にて投与開始される重症心不全の治療薬と特定されている点（相違点１）、及び活性成分の１日当たりの用量が０．３７１ｍｇ／ｋｇ以下の範囲と特定されている点（相違点２）で甲２発明と相違する。

しかしながら、相違点１について、本件優先日当時、利尿薬は急性心不全、慢性心不全、心不全の重症度を問わず広く用いられていた薬剤であり、トルバプタンと同じ作用機序の利尿薬がＮＹＨＡクラスＩＶの患者に投与されていたことからも、重症でないとは即断できない患者を含むＮＹＨＡクラスＩ～ＩＩＩの患者に有効である甲２発明のトルバプタンをＮＹＨＡクラスＩＶの患者の治療薬とすることには十分な動機付けがあり、その阻害要因があったともいえず、容易に想到し得たということができる。また、治療薬を投与する際に患者が入院下であるか否かという点は実質的な相違点とはいい難い。さらに、本件優先日当時のトルバプタンの使用態様から、これを経口投与とすることは当業者が適宜なし得た事項というべきである。相違点２についても、これは甲２の試験で用いられた１日１回３０ｍｇとほぼ同一の用量であって、１日当たりの用量を０．３７１ｍｇ／ｋｇ以下の範囲とすることに臨界的意義があるとも言えず、甲２の記載及び技術常識を参酌して用量を上記範囲とするのは適宜なし得ることというべきである。…

...利尿薬は、急性心不全と慢性心不全とを問わず、また重症と軽症～中等症とを問わず、心不全の症状の一つである体液貯留、うっ血、浮腫等を改善する治療薬として広く用いられており、さらに、上記主張の例は利尿薬とは異なる心不全治療薬が含まれているため、ＮＹＨＡクラスＩＶであることを理由に利尿薬の取扱いを異にすべき旨が記載されていると読み取ることはできない。加えて、本件特許の試験はＮＹＨＡクラスＩＩＩおよびＩＶの患者が混在した試験であり、ＮＹＨＡクラスＩＶの患者のみの死亡数は明らかになっていないのであるから、ＮＹＨＡクラスＩＶの患者に対する効果は不明である。

日本の間接侵害と主観的要件に関する裁判例

東京地判平成 20 年（ワ）19874 号【医療用器具】 ― 権利者勝訴　★★★

薬事法上の添付文書で禁止された態様で使用された医療用器具について、間接侵害が成立した事例である。警告状のみでは、具体的な証拠がなく「知っている」ことにならないと判断した。差止め請求はない。

...一般に，医療機器に係る添付文書の記載（薬事法６３条の２に基づくもの）は，医師が当該機器を使用する際の指針となるべきものであるから，添付文書の「使用上の注意」として，当該機器の特定の使用方法に危険性があるとして，その使用方法を禁止する注意書きが記載されている場合には，当該機器を使用する医師があえてそのような使用方法を用いることは，通常は考え難い事態であるということができる。

この点，被告製品の添付文書に，一体化同時穿刺の方法で被告製品を使用することには危険性があるため，そのような使用方法を禁止する旨の注意書きが記載されていることは，前記(イ)ｃのとおりである。

したがって，上記のような被告製品の添付文書の記載にもかかわらず，なお，医師らが被告製品を一体化同時穿刺の方法で使用することがあり得ることを，被告らにおいて認識していたものと認められるか否かという観点からの検討が必要となる。

被告製品が一体化同時穿刺のできる構造であることを指摘し、本件特許に抵触する旨を警告した通知書に関し、裁判所は次のように判示した。「上記⑤の点については，結局のところ，本件特許の特許権者のＸ１が，被告製品について一体化同時穿刺のできる構造である旨を主張していることが，被告らによって認識されたこと示す事情にすぎず，この時点において，Ｘ１から被告らに対して，上記主張を裏付ける具体的な証拠資料が示されていたとの事情も認められないから，本件通知書の送付を受けたことによって，直ちに被告らが，被告製品の添付文書の前記(イ)ｃの記載にもかかわらず，被告製品が一体化同時穿刺の方法で使用されるであろうことを具体的に認識し得たものと断ずることはできない。…以上によれば，被告らは，本件訴状及びこれとともに提出された書証の写しの送達を受けることによって，少なくとも被告製品を用いて一体化同時穿刺を行っている医師が存在することを疑わせるに足りる事実を認識したものということができる。」

大阪地判平成 27 年（ワ）8974 号【異常発生時にラダー回路を表示する装置】 ― 権利者勝訴 ★★

控訴審：平成 31 年（ネ）10007 号でも不可欠品性と間接侵害の成立が認められた。例外的とはいえない範囲の者が当該製品を特許権侵害に利用する蓋然性が高いことを認識・認容していれば足りる。被告主張の「約 4 分の 1」という割合は裏付けを伴って立証されていないが、仮に前提としても「例外的」とはいえないとされ、特許法 101 条 2 号の間接侵害が成立した。

...特許法１０１条２号においては，「発明が特許発明であること」（主観的要件①）及び発明に係る特許権の直接侵害品の生産に用いる「物がその発明の実施に用いられること」（主観的要件②）を知りながら，その生産，譲渡等をすることが間接侵害の成立要件として規定されている。…他方，主観的要件②について，部品等の生産，譲渡等をする者において，当該部品等の個々の生産，譲渡等の行為の際に，当該部品等が個々の譲渡先等で現実に特許発明の実施に用いられることの認識を必要とすると解するのでは，当該部品等の譲渡等により特許権侵害が惹起される蓋然性が高い状況が現実にあることを認識，認容している場合でも，個別の譲渡先等の用途を現実に認識していない限り特許権の効力が及ばないこととなり，直接侵害につながる蓋然性の高い予備的行為に特許権の効力を及ぼすとの特許法１０１条２号のそもそもの趣旨に沿わないと解される。以上を勘案すると，主観的要件②が認められるためには，当該部品等の性質，その客観的利用状況，提供方法等に照らし，当該部品等を購入等する者のうち例外的とはいえない範囲の者が当該製品を特許権侵害に利用する蓋然性が高い状況が現に存在し，部品等の生産，譲渡等をする者において，そのことを認識，認容していることを要し，またそれで足りると解するのが相当であり，このように解することは，「その物がその発明の実施に用いられることを知りながら」との文言に照らしても不合理な解釈ではない。…

大阪地判平成 30 年（ワ）4851 号【クランプ装置】 ― 権利者勝訴　★

例外的とはいえない範囲の者が当該製品を特許権侵害に利用する蓋然性が高いことを認識・認容していれば、特許法 101 条 2 号の間接侵害が成立する。対象製品全部を差し止めても、過剰差止めではないとされた。

なお，被告製品群７及び８は，スイングクランプのほか，リンククランプ，リフトシリンダ，ワークサポートにも使用可能なものである（甲６，１０，乙４，５，９，１０）。しかし，特許法１０１条２号の趣旨に鑑みれば，発明に係る特許権の侵害品「の生産に用いる物…がその発明の実施に用いられること」とは，当該部品等の性質，その客観的利用状況，提供方法等に照らし，当該部品等を購入等する者のうち例外的とはいえない範囲の者が当該製品を特許権侵害に利用する蓋然性が高い状況が現に存在し，部品等の生産，譲渡等をする者において，そのことを認識，認容していることを要し，またそれで足りると解される。本件においては，後記６のとおり，被告製品群７及び８に属する製品がスイングクランプと組み合わせて販売される割合が大きいことに鑑みると，これを購入等する者のうち例外的とはいえない範囲の者が被告製品群７及び８を特許権侵害に利用する蓋然性が高い状況が現に存在するとともに，被告らはそのことを認識，認容していたものといえる。そうである以上，上記事情は本件における間接侵害の成立を妨げるものではない。…

これに対し，被告らは，被告製品群７及び８につき差止を認めることは過剰差止として許されないなどと主張する。しかし，前記３(2)のとおり，被告製品群７及び８については，これを購入等する者のうち例外的とはいえない範囲の者が特許権侵害に利用する蓋然性が高い状況が現に存在することなどから，その製造，販売等につき間接侵害が成立するのであるから，用途に係る限定を付すことなく差止請求を認めたとしても過剰とはいえない。この点に関する被告らの主張は採用できない。

東京地決令和 6 年(ヨ)30028【加齢黄斑変性症事件】＜國分＞（民事 29 部）

Ameblo 元投稿日：2025-03-13

記事種類：判決紹介

分類：特許、不競法

論点：パテントリンケージ、虚偽告知、差止請求

HP 掲載日：2026-10-16

事件情報：令和 6 年(ヨ)30028

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12889767027.html

HP: https://www.takaishihideki.com/single-post/ameblo-12889767027-ja

英語版: https://www.takaishihideki.com/en/single-post/ameblo-12889767027-en

東京地決令和 6 年(ヨ)30028【加齢黄斑変性症事件】＜國分＞（民事 29 部）

（東京地決令和 6 年(ヨ)30029＜中島＞（民事 40 部）と同時期に出された。）

⇒特許侵害の有無につき判断せず、事案に鑑み「正当な行為としての違法性阻却」から検討することとし、形式的には虚偽事実の流布・告知にあたる場合であっても、パテントリンケージ制度に基づく医薬品特許情報提供の趣旨に照らして相当性を有するものと認められるときには、パテントリンケージ制度が予定する正当な行為として違法性を欠くという判断枠組みを採用し、本件では相当性が認められると判断した。

（出典：NBL1285 号 33 頁「パテントリンケージ制度における特許権者の意見申述の差止め」京都大学名誉教授・高木光）

https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12889616530.html

原文公開日：2025-03-13

AMEBLO 原文：https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12889767027.html

*差止め期間の終期を定めた判決２件 ⇒存続期間満了日又は延長登録前の満了日まで

Ameblo 元投稿日：2025-03-14

記事種類：判決紹介

分類：特許

論点：差止請求

HP 掲載日：2026-10-16

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12889868336.html

HP: https://www.takaishihideki.com/single-post/ameblo-12889868336-ja

英語版: https://www.takaishihideki.com/en/single-post/ameblo-12889868336-en

*差止め期間の終期を定めた判決２件

⇒４Ｈ型単結晶炭化珪素事件は特許権の存続期間満了日まで。マキサカルシトール事件は５年の延長登録があったが、請求は延長登録前の存続期間満了日までに限定され、延長登録の効果は判断対象とされなかった。

※訴額を減らして、印紙代を節約できる!?

平成 26 年（ネ）10082【４Ｈ型単結晶炭化珪素の製造方法】＜高部＞

「主文…被控訴人は，控訴人に対し，平成２７年１２月８日までの間，別紙物件目録記載のウエハの輸入，販売又は販売のための展示をしてはならない。」

東京地判平成 25 年（ワ）4040【マキサカルシトール】＜嶋末＞

「主文…被告ＤＫＳＨは，平成２９年９月３日まで，別紙物件目録１記載のマキサカルシトール原薬を輸入し，又は譲渡してはならない。」

https://note.com/gaha9ben54/n/n873561e37716

原文公開日：2025-03-14

AMEBLO 原文：https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12889868336.html

【契約】東京地判令和５年(ワ)70422＜杉浦＞

Ameblo 元投稿日：2025-03-15

記事種類：判決紹介

分類：著作権

論点：契約、著作権譲渡

HP 掲載日：2026-10-16

事件情報：令和５年(ワ)70422

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12890018898.html

HP: https://www.takaishihideki.com/single-post/ameblo-12890018898-ja

英語版: https://www.takaishihideki.com/en/single-post/ameblo-12890018898-en

【契約】東京地判令和５年(ワ)70422＜杉浦＞

*契約書無いが、著作権譲渡が認定された。

「原告社団と原告Ａとの関係性に鑑みれば、そのような資料の不存在は必ずしも不自然ないし不合理とはいえない。同様の理由から、支払われた対価が著作権譲渡の対価としては相当に低廉であるとしても、これをもって著作権譲渡がなかったことをうかがわせる事情とは必ずしもいえない。」

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-93296.pdf

原文公開日：2025-03-15

AMEBLO 原文：https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12890018898.html

知財高判令和４年(行ケ)10118【プログラム】＜本多＞

Ameblo 元投稿日：2025-03-17

記事種類：判決紹介

分類：特許

論点：進歩性

HP 掲載日：2026-10-16

事件情報：令和４年(行ケ)10118

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12890243998.html

HP: https://www.takaishihideki.com/single-post/ameblo-12890243998-ja

英語版: https://www.takaishihideki.com/en/single-post/ameblo-12890243998-en

知財高判令和４年(行ケ)10118【プログラム】＜本多＞

請求項「…制御対象機器は、スピーカを有するがテレビではな…い制御装置」

引用発明において、制御対象がテレビであることに特段の技術的意義は認められない。

⇒進歩性×（除くクレームにより引用発明の本質的部分を除く戦術不発）

（判旨抜粋）

　無線通信を利用して電子機器の制御を行うとの技術において、制御主体が具体的に何であるか…及び制御対象機器が具体的に何であるか（例えば、テレビであるか…など）が特段の技術的意義を有するものとは認められず、…各技術に相当する技術がそれぞれの刊行物に記載された具体的な機器以外の機器の場合…を排除しているなどと認めることもできないことを併せ考慮すると、制御主体及び制御対象機器を特定の機器（それぞれデジタルカメラ３及び高精細テレビ１）に限定しないものとして甲４に記載された公知技術を認定したとしても、そのことが不当な抽象化に当たるとか、過度な上位概念化に当たるとかいうことはできないというべきである（なお、付言すると、…本願明細書の記載も、制御対象機器がスピーカを有するがテレビではない機器であるか、テレビであるかなどによる技術的意義の相違がないことを前提としているものと解される。）。そして、制御主体及び制御対象機器が特定の機器に限定されないのであれば、操作場所及び無効なものとされる操作の内容についても、これらを具体的な操作場所及び操作の内容に限定しないものとして甲４に記載された公知技術を認定することも当然に許される…。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-92310.pdf

原文公開日：2025-03-17

AMEBLO 原文：https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12890243998.html

大阪地判平成 10 年(ワ)12899【電動式パイプ曲げ装置】

Ameblo 元投稿日：2025-03-18

記事種類：判決紹介

分類：特許

論点：均等論、クレーム解釈

HP 掲載日：2026-10-16

事件情報：平成 10 年(ワ)12899

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12890374936.html

HP: https://www.takaishihideki.com/single-post/ameblo-12890374936-ja

英語版: https://www.takaishihideki.com/en/single-post/ameblo-12890374936-en

大阪地判平成 10 年(ワ)12899【電動式パイプ曲げ装置】

*被告は「電動式直管ベンダー」「ベンダーシュー」「ベンダー用ガイド」を同時に販売した。３つを組み立てると特許権侵害

⇒直接侵害とした!!

*禁反言の法理による限定解釈の主張を排斥し、構成要件の文言充足を認めた。

進歩性に影響ない主張

（判旨抜粋）

原告…が本件発明の特許出願経過中に意見書等でパイプホルダ（…）に関して述べた部分は、拒絶理由通知ないし拒絶査定で引用された公知技術と対比して、本件発明はパイプを支持する部分がパイプの曲げ開始点にはなく、曲げ開始点の両側に分散されており、曲がりの外側から好ましくない横圧を受けることがないということを主張したほかは、本件全文補正前のパイプ支持部材について特許請求の範囲第１項の記載に即して引用例との差異を述べたにすぎず、特にパイプ支持部材の構造についてそれ以外のものを排除する意思を示したものとはいえない。そして、パイプ支持部材（パイプホルダ）は、本件全文補正により当初明細書では「基板を介して前記マトリックスに連結されると共に、曲げ加工の際前記マトリックスと前記副マトリックスと協働できるように前記基板に取り付けられたピンのまわりを自由に回転する補助装置としての機能を果たす直軸の半円溝を有するパイプ支持部材」とされていたのが、「前記回転フォーマの外周部に設けられてパイプの曲げ開始部近傍を保持し、その回転フォーマの回転時にパイプを回転フォーマと一体的に保つパイプホルダ（…）」とされたものであるから、前記意見書等でパイプ支持部材について述べた部分のうち上記補正で変更された点に関するものは、補正後の特許請求の範囲の解釈を限定する理由はない（…）。本件発明は、パイプホルダに関する前記のような変更にもかかわらず、特許要件を満たすものとして特許されたものであるから、出願経過における意見書等でのパイプホルダに関する出願人の陳述は、出願人が特許庁審査官の拒絶理由又は特許異議申立の理由に対応して特許請求の範囲記載の意義を限定するなどの陳述を行い、それが特許庁審査官ないし審判官に受け入れられた結果、特許をすべき旨の査定がされた場合に当たるものとは認められない。

　よって、被告の禁反言の法理による限定解釈の主張は採用できない。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-12264.pdf

原文公開日：2025-03-18

AMEBLO 原文：https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12890374936.html

知財高判令和５年(行ケ)10011【携帯端末の遠隔操作用デバイス】＜宮坂＞

Ameblo 元投稿日：2025-03-19

記事種類：判決紹介

分類：特許

論点：進歩性

HP 掲載日：2026-10-16

事件情報：令和５年(行ケ)10011

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12890499843.html

HP: https://www.takaishihideki.com/single-post/ameblo-12890499843-ja

英語版: https://www.takaishihideki.com/en/single-post/ameblo-12890499843-en

知財高判令和５年(行ケ)10011【携帯端末の遠隔操作用デバイス】＜宮坂＞

請求項「…映像（カメラにより撮影された映像を除く）を表示する表示部…」

「引用文献１（甲１）の記載上、引用発明において「撮像」、すなわちカメラで映像を撮影することが必須の構成であることを示唆する記載は見当たらない。」

⇒進歩性×（除くクレームにより、引用発明の必須構成と主張された構成を除く戦術不発）

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-92579.pdf

原文公開日：2025-03-19

AMEBLO 原文：https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12890499843.html

【商標/立体商標・3条2項】知財高判令和6年(行ケ)10047＜宮坂＞

Ameblo 元投稿日：2025-03-20

記事種類：判決紹介

分類：商標

論点：識別力、周知・著名性

HP 掲載日：2026-10-16

事件情報：令和6年(行ケ)10047

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12890680721.html

HP: https://www.takaishihideki.com/single-post/ameblo-12890680721-ja

英語版: https://www.takaishihideki.com/en/single-post/ameblo-12890680721-en

【商標/立体商標・3条2項】知財高判令和6年(行ケ)10047＜宮坂＞

*シンゴジラのフィギュアの立体商標について、3条2項適用〇

（判旨抜粋）

シン・ゴジラの立体的形状は、それ以前のゴジラ・キャラクターと比較して、頭部が小さくなり、前脚（腕）の細さが一層際立つ一方、尻尾はより太く長くなっているなど、全体のプロポーションに違いが生じているほか、背中から尻尾にかけての部分を中心に赤みがかった色彩が加わっている等の違いがあり、被告が主張するとおり、両者を同一（実質的に同一）と認めることは相当でない。しかし、商標法3条2項の「使用」の直接の対象はシン・ゴジラの立体的形状に限られるとしても、その結果「需要者が何人かの業務に係る商品であることを認識することができる」に至ったかどうかの判断に際して、「シン・ゴジラ」に連なる映画「ゴジラ」シリーズ全体が需要者の認識に及ぼす影響を考慮することは、何ら妨げられるものではなく、むしろ必要なことというべきである。

…

被告は、使用商品が掲載された雑誌の種類が少ない、書籍や展示即売会の来場者は限定されている、ゴジラ像の恒常的設置は東京都内の４か所にとどまる、本件アンケートには本願商標の立体的形状と原告との関連についての質問がないなど、原告の主張立証の逐一を論難するが、ゴジラ・キャラクターの圧倒的な認知度の前では些末な問題にすぎず、上記(2)の判断を左右するものとはいえない。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-93479.pdf

原文公開日：2025-03-20

AMEBLO 原文：https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12890680721.html

別紙２　本願商標



知財高裁大合議判決令和５年(ネ)10040【豊胸用組成物】

Ameblo 元投稿日：2025-03-21

記事種類：判決紹介

分類：特許

論点：クレーム解釈、発明の実施、発明該当性

HP 掲載日：2026-10-16

事件情報：令和５年(ネ)10040

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12890754477.html

HP: https://www.takaishihideki.com/single-post/ameblo-12890754477-ja

英語版: https://www.takaishihideki.com/en/single-post/ameblo-12890754477-en

知財高裁大合議判決令和５年(ネ)10040【豊胸用組成物】

（原判決と異なり、）被控訴人が成分①②③を同時に含む薬剤を調合して投与したと認定した。

⇒充足（特許権者逆転勝訴）

※成分①②と③とを別々に投与しても充足かという注目されていた論点が消滅した…。

本件特許発明に係る「豊胸用組成物」は、豊胸のために使用するものであり、その目的は主として審美にあるとされている。

⇒現在の社会通念に照らして、「人の病気の診断、治療、処置又は予防のため使用する物」ではない。

⇒特許法 69 条 3 項の「二以上の医薬（人の病気の診断、 治療、処置又は予防のため使用する物）を混合することにより製造されるべき医薬の発明」に当たらない。

https://www.ip.courts.go.jp/vc-files/ip/2025/daigougi-5ne10040-n.pdf

原文公開日：2025-03-21

AMEBLO 原文：https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12890754477.html

知財高裁令和６年(ラ)10002＜宮坂＞『発信者情報開示命令申立却下決定に対する即時抗告』事件

Ameblo 元投稿日：2025-03-23

記事種類：判決紹介

分類：著作権

論点：国際裁判管轄、発信者情報開示

HP 掲載日：2026-10-16

事件情報：令和６年(ラ)10002

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12891046084.html

HP: https://www.takaishihideki.com/single-post/ameblo-12891046084-ja

英語版: https://www.takaishihideki.com/en/single-post/ameblo-12891046084-en

知財高裁令和６年(ラ)10002＜宮坂＞

『発信者情報開示命令申立却下決定に対する即時抗告』事件

台湾のプロバイダーが日本国内でサービス提供

⇒日本に裁判管轄あり!!

（原審は「管轄があるとはいえない」と判断していた。逆転!!）

（判旨抜粋）

１ プロバイダ責任制限法９条１項３号は、我が国の裁判所が発信者情報開示命令の申立てについて管轄権を有する場合として、同項１号及び２号に掲げるもののほか、日本において事業を行う者を相手方とする場合において、申立てが当該相手方の日本における業務に関するものであるときを定めている。ところで、近年における情報流通の国際化の現状を考えると、インターネット上の国境を越えた著作権侵害に対する司法的救済に支障が生じないよう適切な対応が求められている。地域的・国際的にオープンな性格を有するインターネット接続サービスの特性を踏まえると、当該サービスを提供する事業者の業務が「日本における」ものか否かを形式的・硬直的に判断することは適切でなく、その利用の実情等に即した柔軟な解釈・適用が必要になると解される。こうした点を踏まえて、以下具体的に検討する。

２ 相手方が「日本において事業を行う者」といえるか

　一件記録によれば、相手方は台湾に所在し、電気通信業を営む法人であるものの、日本国内において、主に台湾からの旅行者のために国際ローミングサービスを提供しており、日本の空港等では日本から台湾への旅行者向けにＳＩＭカードを販売していることが認められる。そうすると、相手方は、「日本において事業を行う者」に当たるということができる。

３ 「申立てが当該相手方の日本における業務に関するもの」といえるか

一件記録によれば、…日本語による記載があることが認められ、本件各投稿は、日本人向けに提供されているＳＩＭカードその他の相手方の日本人向けサービスを利用して行われた可能性が高いといえる。…

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-93389.pdf

原文公開日：2025-03-23

AMEBLO 原文：https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12891046084.html

知財高判令和６年(ネ)10010【女性用衣料】＜中平＞

Ameblo 元投稿日：2025-03-23

記事種類：判決紹介

分類：特許

論点：訴訟手続、進歩性

HP 掲載日：2026-10-16

事件情報：令和６年(ネ)10010

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12891046166.html

HP: https://www.takaishihideki.com/single-post/ameblo-12891046166-ja

英語版: https://www.takaishihideki.com/en/single-post/ameblo-12891046166-en

知財高判令和６年(ネ)10010【女性用衣料】＜中平＞

*控訴理由書で提出された新たな無効の抗弁は、時機に後れ、その提出遅延に重過失があるとされた。ただし、本件では訴訟の完結を遅延させるとまではいえないとして実体判断が行われ、理由がないとされた。（控訴審で新たな主張をする際には、原審の審理経過と提出時期に注意を要する。）

（判旨抜粋）

控訴人による当審における新たな無効理由の主張は…控訴理由書においてなされた…。

…裁判所から損害論に審理を進める旨の心証開示を受けて…損害論の審理が進められ、…口頭弁論期日において、控訴人は他に主張立証することはない旨を陳述し、原審口頭弁論が終結されて原判決が言い渡されたものである。…こうした原審での審理経過に鑑みると、当審における新たな無効理由の主張は、時機に後れて提出された攻撃防御方法に当たり、その提出が後れたことについて控訴人には重過失があるから、本来であれば却下は免れないが、被控訴人から、予備的にではあるものの、当審において提出された無効理由についての反論がされており、これに対する控訴人の再反論の主張はなく当審の口頭弁論終結に至っていることから、この限度では訴訟の完結を遅延させることになるとまではいえないため、以下、判断を加えることとする。…進歩性を欠く旨の主張には理由がない。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-93355.pdf

原文公開日：2025-03-23

AMEBLO 原文：https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12891046166.html

知財高決令和６年(ラ)10003 閲覧等の制限申立却下決定に対する即時抗告申立事件

Ameblo 元投稿日：2025-03-24

記事種類：判決紹介

分類：特許

論点：訴訟手続、営業秘密

HP 掲載日：2026-10-16

事件情報：令和６年(ラ)10003

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12891140309.html

HP: https://www.takaishihideki.com/single-post/ameblo-12891140309-ja

英語版: https://www.takaishihideki.com/en/single-post/ameblo-12891140309-en

令和６年(ラ)10003

閲覧等の制限申立却下決定に対する即時抗告申立事件

特許権侵害訴訟にて口外禁止条項を含む和解成立

⇒被告が、和解条項＋準備書面及び書証の一部につき、閲覧制限申立て

⇒知財高裁は、和解条項の全体が不可分なものとして営業秘密に該当するとして、和解条項全部について閲覧制限を認めた。

（1審決定は、準備書面及び書証の申立対象部分については全部認容した一方、和解条項については一部に限って閲覧制限を認め、その余の申立てを却下していた。）

（決定の抜粋～『裁判の公開原則との関係』の部分）

…基本事件原告の意見は、民事訴訟法９１条が憲法８２条の裁判の公開原則に由来するものであることを強調しているので、この点に関する当裁判所の考えを示しておく。

　まず、憲法８２条１項が裁判の公開を求めているのは、裁判の「対審」と「判決」であるところ、「対審」とは、民事訴訟における口頭弁論手続及び刑事訴訟における公判手続を指し、本件和解の手続が行われた弁論準備手続が当然に含まれるわけではないし、訴訟上の和解が「判決」と異なり、公開の法廷で言い渡すような性質のものでないことはいうまでもない。

そもそも、民事訴訟においては、私的自治の原則の反映として、訴訟物たる権利関係を当事者に委ねる処分権主義が採用されており、当事者の自律的解決を尊重することが求められている。本件の基本事件において、基本事件原告と基本事件被告（抗告人）は、公開の要請が働く判決の手続ではなく、訴訟上の和解という非公開の手続による終局的な解決を選択するとともに、口外禁止条 項を合意し、本件和解条項に係る情報の流出、漏洩を防止しようとしているのである。それにもかかわらず、民事訴訟法９１条１項の手続によって、和解条項が第三者に閲覧されてしまうとすれば、上記のような和解を決断した当事者の意図・期待に反する結果となることは明らかである。このような場合に、和解条項の全部につき閲覧等制限決定をすることは、民事訴訟の基本原則である処分権主義、当事者の自律的解決尊重の要請に沿うものであって、裁判の公開の原則と何ら抵触するものではない。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-93381.pdf

原文公開日：2025-03-24

AMEBLO 原文：https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12891140309.html

【論稿】特許審決取消訴訟における審理範囲：周知技術の新主張の許否―レーザ加工光学装置事件―（張鵬、2012)

Ameblo 元投稿日：2025-03-25

記事種類：論文・論稿紹介

分類：特許

論点：訴訟手続、審決取消、審査・審判実務

HP 掲載日：2026-10-16

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12891265447.html

HP: https://www.takaishihideki.com/single-post/ameblo-12891265447-ja

英語版: https://www.takaishihideki.com/en/single-post/ameblo-12891265447-en

【論稿】特許審決取消訴訟における審理範囲：周知技術の新主張の許否―レーザ加工光学装置事件―（張鵬、知的財産法政策学研究 Vol.38(2012)）

最判昭和 55.1.24『食品包装容器』事件は、裁判官は当業者と同等の知識を有しないから、審決の前提となる技術常識を認定するための新たな公知技術の主張・立証は許されるとした。

⇒（下級審）裁判所の裁量により判断できる。（脚注 31 参照）

https://lex.juris.hokudai.ac.jp/gcoe/journal/IP_vol38/38_4.pdf

原文公開日：2025-03-25

AMEBLO 原文：https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12891265447.html

『特許庁ステータスレポート 2025』

Ameblo 元投稿日：2025-03-26

記事種類：報告書・活動紹介

分類：特許

論点：審査・審判実務、分割出願

HP 掲載日：2026-10-16

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12891384718.html

HP: https://www.takaishihideki.com/single-post/ameblo-12891384718-ja

英語版: https://www.takaishihideki.com/en/single-post/ameblo-12891384718-en

『特許庁ステータスレポート 2025』

日本の特許出願件数が回復基調～306,855 件

拒絶査定不服審判は 2 万件

無効審判請求は 186 件で倍増（一人が 50 件以上出している）

原出願が審判係属中の分割出願に対する審査中止の運用

出願人にとって、原出願の前置審査又は審判の結果を踏まえて分割出願の対応を検討できることは、より効率的かつ効果的な出願戦略の構築につながると期待されている。

・2024 年に審査を中止した件数は 3,553 件。

https://www.jpo.go.jp/resources/report/statusreport/2025/index.html

原文公開日：2025-03-26

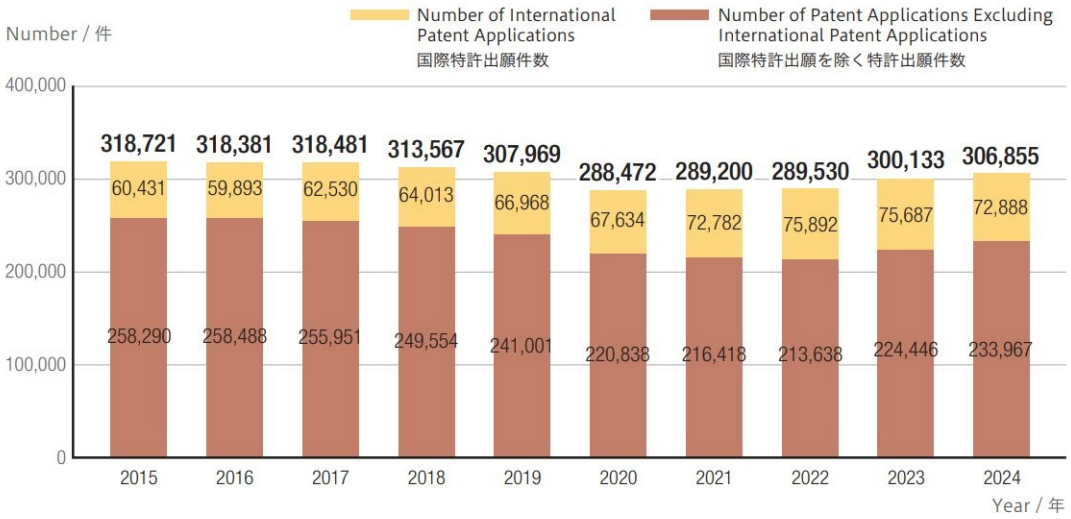
AMEBLO 原文：https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12891384718.html

Trends in Intellectual Property in Japan
我が国の知財動向

❶ Patents / 特許

1 Number of Patent Applications / 特許出願件数

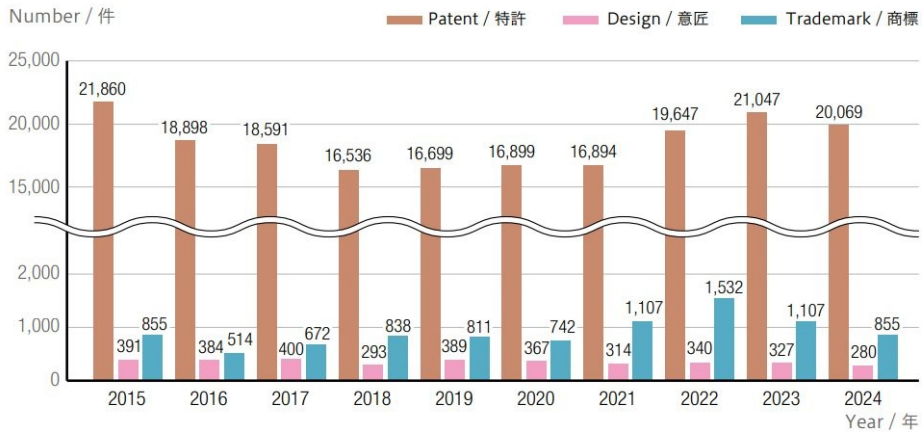
Figure 1-1-1 Number of Patent Applications / 特許出願件数



❺ Trials and Appeals / 審判

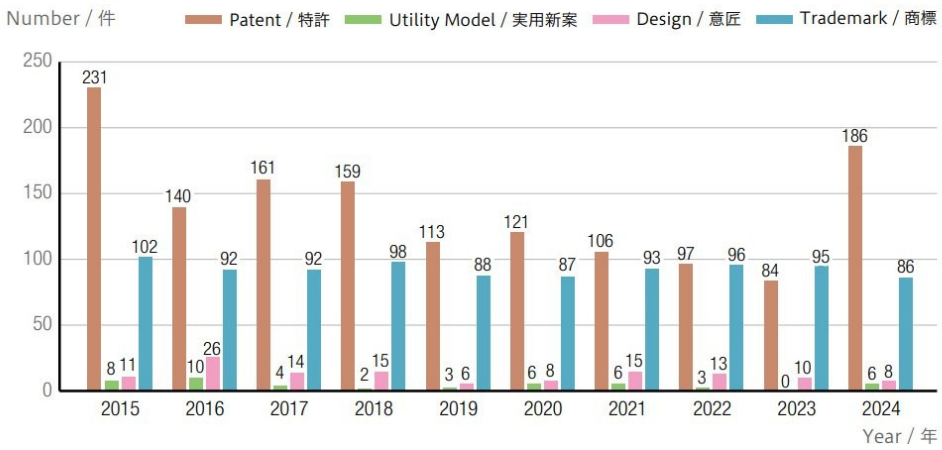
1 Statistics Related to Appeal against an Examiner's Decision of Refusal / 拒絶査定不服審判関連統計

Figure 1-1-31 Number of Requests for Appeal against an Examiner's Decision of Refusal
拒絶査定不服審判請求件数



② Number of Requests for Trial for Invalidation / 無効審判請求件数

Figure 1-1-34 Number of Requests for Trial for Invalidation / 無効審判請求件数



（iii）原出願が審判係属中の分割出願に対する審査中止の運用*14

2023年４月から、分割出願のうち、原出願の拒絶査定後、拒絶査定不服審判請求にあわせて出願されたものであって、申請がされた案件について、特許法第54条第１項を適用し、原出願の前置審査又は審判の結果が判明するまで当該分割出願の審査を中止する運用を開始している。出願人にとって、原出願の前置審査又は審判の結果を踏まえて分割出願の対応を検討できることは、より効率的かつ効果的な出願戦略の構築につながると期待されている。

また、2024年４月から、審査中止期間の終了前に、出願人側からの申請に基づき分割出願の審査を再開できる運用を開始した。

・2024年に審査を中止した件数は3,553件。

【論稿/著作権】編集著作物における著作者の認定（泉克幸、知的財産法政策学研究 2013)

Ameblo 元投稿日：2025-03-27

記事種類：論文・論稿紹介

分類：著作権

論点：創作者・発明者、著作物性

HP 掲載日：2026-10-16

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12891500657.html

HP: https://www.takaishihideki.com/single-post/ameblo-12891500657-ja

英語版: https://www.takaishihideki.com/en/single-post/ameblo-12891500657-en

【論稿/著作権】編集著作物における著作者の認定（泉克幸、知的財産法政策学研究 Vol.42(2013)）

編集著作物＝「その素材の選択または配列によって創作性を有するもの」（著 12 条 1 項）

編集著作物の著作者＝素材の選択・ 配列という行為に創作的に、かつ、実質的に関与した者

編集方針を決定した者も、編集著作物の著作者となり得る。（東京地判 S55.9.17「地のさざめごと事件」）

著作物作成の依頼者・原案の提供者も、創作に実質的に関与した場合には著作者となり得る。（大阪地判 S60.3.29「商業広告事件」）

https://eprints.lib.hokudai.ac.jp/dspace/bitstream/2115/52425/3/42_06.pdf

原文公開日：2025-03-27

AMEBLO 原文：https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12891500657.html

【商標/審決】不服 2024-278 本願商標「AONO」３条１項４号非該当

Ameblo 元投稿日：2025-03-28

記事種類：審決紹介

分類：商標

論点：識別力、審査・審判実務

HP 掲載日：2026-10-16

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12891634315.html

HP: https://www.takaishihideki.com/single-post/ameblo-12891634315-ja

英語版: https://www.takaishihideki.com/en/single-post/ameblo-12891634315-en

【商標/審決】不服 2024-278

本願商標「AONO」

3 条 1 項 4 号非該当

「青野」氏は順位 797 位又は 849 位で 2 万人、6000 世帯

⇒全国的にみてその数がさほど多いとはいえない。

https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/trademark/kijun/document/index/08_3-1-4.pdf

原文公開日：2025-03-28

AMEBLO 原文：https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12891634315.html

特許庁の『戦略的な知的財産管理に向けて』（2007）

Ameblo 元投稿日：2025-03-29

記事種類：報告書・活動紹介

分類：特許

論点：知財経営、AI・知的財産、生成 AI

HP 掲載日：2026-10-16

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12891783183.html

HP: https://www.takaishihideki.com/single-post/ameblo-12891783183-ja

英語版: https://www.takaishihideki.com/en/single-post/ameblo-12891783183-en

昔の資料を見返していたら、特許庁の『戦略的な知的財産管理に向けて』（2007）を発見した。

『他社の公開特許公報の「課題の欄」に基づいて研究開発テーマを提案』

という見出しを目にした。

2007 年の着眼としては新しかった？

現在なら、生成 AI を使えば研究できるのでは？

https://dl.ndl.go.jp/view/prepareDownload?contentNo=1&itemId=info%3Andljp%2Fpid%2F1247684

原文公開日：2025-03-29

AMEBLO 原文：https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12891783183.html

【論稿/編集著作権】分割してインターネット配信する著作物に対する法的保護―日めくりカレンダー事件―（平澤卓人、2009)

Ameblo 元投稿日：2025-03-29

記事種類：論文・論稿紹介

分類：著作権

論点：著作者人格権

HP 掲載日：2026-10-16

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12891783270.html

HP: https://www.takaishihideki.com/single-post/ameblo-12891783270-ja

英語版: https://www.takaishihideki.com/en/single-post/ameblo-12891783270-en

【論稿/編集著作権】分割してインターネット配信する著作物に対する法的保護―日めくりカレンダー事件―（平澤卓人、知的財産法政策学研究 Vol.24(2009)）

*知財高判 H20.6.23

日めくりカレンダーとしての画像配信でないが、週１回抜粋して近い日の画像を配信した。

⇒編集著作権の同一性保持権侵害なし。

『期待権』侵害も否定された。

*控訴審判決は、素材である写真そのものが改変されていないことを、編集著作権の同一性保持権侵害なしの一理由とした。

改変についての同意～「有効」が多数説

https://lex.juris.hokudai.ac.jp/gcoe/journal/IP_vol24/24_9.pdf

原文公開日：2025-03-29

AMEBLO 原文：https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12891783270.html

大阪地判令和４年(ワ)3344【高純度ＰＴＨ含有凍結乾燥製剤…の製造方法】＜武宮＞

Ameblo 元投稿日：2025-03-30

記事種類：判決紹介

分類：特許

論点：クレーム解釈、進歩性、新規性

HP 掲載日：2026-10-16

事件情報：令和４年(ワ)3344

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12891909511.html

HP: https://www.takaishihideki.com/single-post/ameblo-12891909511-ja

英語版: https://www.takaishihideki.com/en/single-post/ameblo-12891909511-en

大阪地判令和４年(ワ)3344【高純度ＰＴＨ含有凍結乾燥製剤…の製造方法】＜武宮＞

①★構成要件１Ｃの「０．１ｐｐｍ以下のオゾンとの接触を抑制すること」とは、何らかの方法により実現すれば足りる。⇒充足

②★従来技術とは目的が異なるとして、進歩性〇（新規性は争点ではない）

※構成要件１Ｃの「０．１ｐｐｍ以下のオゾンとの接触を抑制すること」を目的として、当該目的が従来技術に無いから進歩性を欠かないとするならば、充足論も、用途発明のように、ラベル論に準じた扱いをしないと不衡平なのでは？

Cf.東京地決令和６年（ヨ）第３００２９号【加齢黄斑変性症事件】＜中島裁判長＞が、医薬用途発明の実施を専ら基準により非充足とし、一定割合でよいという特許権者の主張によれば新規性を欠くとして、特許権侵害を否定したこととの対比的考察をすべきであろう。

（判旨抜粋）

（１）構成要件１Ｃの充足論

『構成要件１Ｃは、ＰＴＨペプチド含有溶液と無菌注射剤製造施設内空気に含まれる０．１ｐｐｍ以下のオゾンとの接触を抑制することを規定するのみで、その手段について特定の方法に限定するものではなく、本件発明の他の構成要件において、これを限定する記載はない。

また、本件明細書には、ＰＴＨペプチド含有溶液と無菌注射剤製造施設内空気に含まれる０．１ｐｐｍ以下のオゾンとの接触を抑制する手段は特に限定されないことが明記されており…、同手段の例示として、ＰＴＨペプチド含有溶液周辺の空気の流動性や流動量を抑制すること…及びＰＴＨペプチド含有溶液周辺を不活性化ガスで置換すること…が記載されている。

このような構成要件及び本件明細書の記載内容に照らすと、本件発明１において、ＰＴＨペプチド含有溶液と無菌注射剤製造施設内空気に含まれる０．１ｐｐｍ以下のオゾンとの接触を抑制する手段は限定されておらず、何らかの方法によりこれを実現すれば足りるものと解される。…

被告方法では、搬入工程を含む工程において、ＰＴＨペプチド含有溶液と無菌注射剤製造施設内空気に含まれる０．１ｐｐｍ以下のオゾンとの接触が抑制されるから、被告方法は構成要件１Ｃを充足する。』

（２）無効論／進歩性欠如（新規性については論点とされていない）

『相違点１－３

本件発明１では、ＰＴＨペプチド含有溶液と無菌注射剤製造施設内空気に含まれる０．１ｐｐｍ以下のオゾンとの接触を抑制することを特徴とする方法である旨定められているのに対し、乙１発明は、無菌薬剤製造施設内空気に含まれる０．１ｐｐｍ以下のオゾンとの接触を抑制することを特徴とする方法である旨の記載がない点』

『乙１公報に記載された発明は、無菌移送に着目したものであり、薬剤の酸化抑制を目的としたものとは認められない。確かに、乙１公報の特許請求の範囲のとおり、乙１発明では、滅菌「不活性」保護ガス（窒素）が使用され、これには酸化抑制効果があるが、これは薬剤を無菌状態で移送することを目的としていると解されるのであって、上記の発明の詳細な説明に鑑みれば、当業者が、周囲空気との接触による酸化の抑制を目的としていると認識するとは認め難い。被告が主張するような、窒素等の不活性ガスは滅菌されなければ「滅菌不活性保護ガス」にはならない、薬剤と周囲空気との接触を抑制し、不活性ガスを充填することによって薬剤の酸化防止を図ることができる、との技術常識が存在したとしても、乙１公報に、酸化抑制効果を意図した具体的な記載がなく、薬液と周囲空気との接触の抑制による酸化の抑制との技術思想が開示されているとは認められない。

そして、…乙１公報記載の実施例は「二酸化炭素に敏感なオメプラゾール」に関するものであるところ、オメプラゾールが、酸化防止を要する薬剤ではなく、「無菌状態で移送しようとしている」非密封容器内の薬剤の例として挙げられていることも踏まえると、当業者が、このような実施例を周囲空気との接触による酸化の抑制を要する薬剤の例と解するとは認められない。同様に、…「容器２およびその中味は必ず薬用でなければならないというわけではない。衛生的あるいは非酸化性の移送あるいは保管の状態を必要とする液体状あるいは固体状の化学物質を充填した他のタイプの容器も本発明の方法によって処理できる。」との記載は、薬用ではない衛生的あるいは非酸化性の移送等を要する化学物質を充填した他のタイプの容器も乙１発明の無菌移送方法により処理できることを示すものにすぎないと解すべきである。

　このような乙１公報記載の特許請求の範囲、従来技術の課題、発明の目的や効果、実施例からしても、乙１公報記載の発明は、薬液を無菌状態で移送することに着目した発明であって、薬液が周辺空気と接触することによって酸化することを抑制することを示唆するような発明であるとは認められない。』

『乙１発明は、薬液を無菌状態で移送することを目的とする発明であって、搬入工程（運搬及び搬入）において、薬液が周辺空気と接触することによる酸化を抑制することを目的とする発明であるとは認められないから、これを前提とする…主張は採用できないし、同様に、薬剤と無菌薬剤製造施設内空気に含まれるオゾンとの接触を抑制する作用がその構成自体に内在するという…主張も採用できない。…乙１公報にはオゾンによる薬液の酸化についての記載やその示唆はない。確かに、乙１公報には、非酸化性の移送あるいは保管の状態を必要とする液体状あるいは固体状の化学物質を充填した他のタイプの容器も本発明の方法によって処理できるとの記載があるものの、かかる記載は、当業者の理解を前提としても、乙１発明の無菌移送方法が、オゾンによる薬液の酸化の防止に使用できるこ

とを記載しているものとは認められない。また、本件特許の優先日前の技術常識を踏まえても、乙１発明をＰＴＨペプチド凍結乾燥製剤の製造に適用する当業者は、乙１発明の構成が、薬液のオゾンとの接触抑制のためにも作用すると当然に理解・認識するものとはいえない。すなわち、③ＰＴＨペプチドが酸化されやすいことが技術常識であったとしても…、これらの公報等はオゾンが酸化原因であることを特定するものではなく、④オゾンがメチオニンやトリプトファンを酸化することが技術常識であったとしても…乙第１０号証は、オゾン濃度が１ｐｐｍの環境下において、遊離のアミノ酸を対象とするものであり…、乙第１１号証は、ＰＴＨペプチドとはアミノ酸配列及びペプチド鎖長を異にするラナテンシンペプチドを対象として、溶媒を空気蒸発させる態様によるものであることから、これらの文献は、ＰＴＨペプチドが、空気に含まれるオゾンにより酸化されることを特定するものではない。そもそも、…本件発明は、ＰＴＨペプチドを含有する製剤は特に高純度であることが必要とされるという従来技術の課題に加え、本件発明の発明者らが、ＰＴＨペプチド含有凍結乾燥製剤を工業的に製造しようとするとＰＴＨ類縁物質を含んだ製剤が製造されることを知見したことによるものであるところ、乙１公報に工業的製造を前提とする前記課題に関する記載や示唆はなく、本件特許の優先日前において、前記知見が技術常識であったことを裏付ける資料もないから、乙１公報に接した当業者が、ＰＴＨ含有凍結乾燥製剤の搬入工程においてＰＴＨ類縁物質が生成されるという課題を認識することにはならず、ＰＴＨペプチド含有溶液と無菌注射剤製造施設内空気に含まれる０．１ｐｐｍ以下のオゾンとの接触を抑制することに関する動機付けがあるとはいえない。したがって、当業者は、乙１発明及び技術常識から、ＰＴＨペプチド含有溶液と無菌注射剤製造施設内空気に含まれる０．１ｐｐｍ以下のオゾンとの接触を抑制することを理解し認識するとはいえ…ない。』

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-93485.pdf

原文公開日：2025-03-30

AMEBLO 原文：https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12891909511.html

全請求項削除は、特許庁のＱ＆Ａで認められている

Ameblo 元投稿日：2025-03-31

記事種類：法令・審査基準等の動向

分類：特許

論点：訂正、審査・審判実務、分割出願

HP 掲載日：2026-10-16

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12892033192.html

HP: https://www.takaishihideki.com/single-post/ameblo-12892033192-ja

英語版: https://www.takaishihideki.com/en/single-post/ameblo-12892033192-en

今更ですが、メモ。

全請求項削除は、特許庁のQ&Aで認められており、審判便覧でも「特許請求の範囲の減縮」に該当するとされているので、やはり、親子孫問題で限定的減縮要件をクリアする最終兵器として、頭の片隅に入れておこう。

（注）特許庁「訂正審判・訂正請求Ｑ＆Ａ」のQ20（https://www.jpo.go.jp/faq/yokuaru/shinpan/document/index/03.pdf）は、「すでに登録されている自分の特許権により、特許法第３９条違反が発生しました。」という場面について、「全請求項を削除する訂正は認められますか。」との問いに「認められます。」と回答するものであり、登録後の特許の訂正に関するものである。審判便覧38-03は「請求項の削除（全請求項の削除を含む）も、これに該当する。」として、全請求項の削除が訂正の目的である特許請求の範囲の減縮に当たるとする。本文の「限定的減縮」は、最後の拒絶理由通知後等の補正について特許法17条の2第5項2号が定める要件である。

https://www.jpo.go.jp/faq/yokuaru/shinpan/document/index/03.pdf

原文公開日：2025-03-31

AMEBLO 原文：https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12892033192.html

≪全請求項を削除する訂正≫

Ｑ２０．すでに登録されている自分の特許権により、特許法第３９条違反が発生しました。特許権を放棄しても先願の地位は残るためその違反を回避できません。そこで、その自分の特許権を削除することで回避したいのですが、全請求項を削除する訂正は認められますか。

Ａ２０．認められます。

知財高判令和６年(行ケ)10002【土木工事用不織布】＜東海林＞＊公然実施品の仕様を変更する動機付け

Ameblo 元投稿日：2025-04-01

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12892137239.html

知財高判令和６年(行ケ)10002【土木工事用不織布】＜東海林＞

＊公然実施品の仕様を変更する動機付けあり。

⇒進歩性×

（判旨抜粋）

引用発明１の土木工事用不織布において、耐候性、耐摩耗性及び遮光性の向上、光の反射による作業者への作業上の障害の防止、景観を損なうことの防止、並びに不織布の伸び率測定のための斑模様の明確さを好適なものとするために、カーボンブラックにより着色した黒色繊維の比率を増減することは、当業者の設計事項にすぎないというべきである。また、白色繊維と、カーボンブラックにより着色した黒色繊維を混合した土木工事用不織布において、黒色繊維の割合を高めれば、斑模様が濃くなって、斑点の間の距離の測定に基づく不織布の伸び率の測定が容易になるほか、耐候性、耐摩耗性及び遮光性の向上、光の反射の抑制といった効果があることが、上記のとおり本件出願日の時点における技術常識であったといえるから、黒色繊維の比率を７．５％より高める動機付けがあったということができる。…

８００Ｚ製品について、製品の同一性あるいはその品質を維持するために、仕様書で定められた仕様の遵守が求められるとしても、同製品を基に、仕様の一部を変更して、新たな仕様の土木工事用不織布の製品を開発、製造しようとすることは当然に行われることであって、８００Ｚ製品の仕様として黒色繊維の比率が特定の値に定められているからといって、この値を変更することに阻害要因があると認められることにはならず、８００Ｚ製品の使用における黒色繊維の比率が１桁である５％とされていることから、この比率を２桁の１０％にすることに阻害要因があると解することもできない。

そして、…黒色繊維の比率を特定の割合又は特定の範囲に定めることについて特段の技術的意義があるとは認められず、かつ、カーボンブラックにより着色した黒色繊維の比率を高める動機付けがあったといえることからすれば、引用発明１について、その黒色繊維の比率を、上記仕様書に記載された数値から変更することに阻害要因があるとは認められない。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-93103.pdf

『営業秘密管理指針』の改訂版が公表されました。

Ameblo 元投稿日：2025-04-01

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12892193335.html

『営業秘密管理指針』の改訂版が公表されました。

刑事事件の判決が多数引用されています。

＜秘密管理性＞

・名古屋地判令和 4 年 3 月 18 日（平成 29 年（わ）427）

「刑事上の措置においても、営業秘密該当性の要件は、不正競争防止法の平成１５年改正の経緯等に照らしても、民事上の要件と同じものと解される」

非公知性については、複数の情報の総体としての情報につき、組み合わせの容易性、取得に要する時間や資金等のコスト等を考慮し、保有者の管理下以外で一般的に入手できるかどうかによって判断する。

・知財高判令和 2 年（ネ）10066

秘密管理性は、従業員全体の認識可能性も含めて客観的観点から定めるべきものであり、従業員個々が実際にどのような認識であったか否かに影響されるものではない。

・知財高判平成 22 年（ネ）10039 号、東京地判令和 4 年 12 月 9 日令和 3（特わ）129

情報の性質に関して、当該営業秘密保有者にとって重要な情報であり、当然に秘密として管理しなければならないことが従業員にとって明らかな場合には、そうした従業員の認識を活用した管理が許されて然るべきである。

・福岡高判令和 6 年（う）20

当該媒体に接触する者の限定に関して、従業員ごとに厳密に業務の必要性を考慮した上で限定することまでは求められるものではなく、業務上の必要性等から特定の部署で広くアクセス権限が付与されていたとしても、特定の従業員に限定されていたことに変わりはない。

＜有用性＞

・東京地判令和 3 年（特わ）129 号、東京地判令和 4 年（特わ）2148

当該情報が、営業秘密を保有する事業者の事業活動に使用・利用されているのであれば、基本的に営業秘密としての保護の必要性を肯定でき、当該情報が公序良俗に反するなど保護の相当性を欠くような場合でない限り有用性の要件は充足される。なお、有用性の要件の判断に際しては、当該情報を不正に取得した者がそれを有効に活用できるかどうかにより左右されない。

・横浜地判令和 3 年 7 月 7 日平成 30 年（わ）1931

不正競争防止法が営業秘密を保護する趣旨は、不正な競争を防止し、競争秩序を維持するため、正当に保有する情報によって占め得る競争上の有利な地位を保護することにあり、進歩性のある特別な情報を保護することにあるとはいえないから、当該情報が有用な技術上の情報といえるためには、必ずしもそれが「予想外の特別に優れた作用効果」を生じさせるものである必要はない。

＜非公知性＞

・東京高判令和 3 年（う）1407

非公知の情報といえるための要件として「予想外の特別に優れた作用効果」を生じさせるものであることまでは要しない。

・名古屋高判令和 2 年（う）162

市販製品の解析により本件情報を知るためには、塗料メーカーの知見を駆使し、原料メーカーの協力を仰ぐなどする必要がある上、なお一定の期間を要するのであって、誰でも容易に知り得るわけではないことを理由に、非公知性を肯定した。

・大阪地判平成 26 年（ワ）11151、平成 25 年（ワ）13167

一般的に利用可能な技術手段であって、その費用も過大ではない成分分析を用いて、市場で流通している原告製品に用いられている合金の種類や配合比率を調べることが容易であることを理由に、非公知性を否定した。

★第 27 回　不正競争防止小委員会

「営業秘密管理指針」の主な改訂内容一覧

https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/chiteki_zaisan/fusei_kyoso/027.html

https://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/guideline/r7ts.pdf

知財高判令和３年(行ケ)10131【シート貼付構造体】＜本多＞

Ameblo 元投稿日：2025-04-02

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12892273816.html

令和３年(行ケ)10131【シート貼付構造体】＜本多＞

*主引例において、複数個所であることの特段の技術的意義なし。

⇒１箇所でも固定力（粘着力）が劣ることを必ずしも意味せず、「PSA 領域 39」の大きさ等を適宜調節することにより、所望の固定力（粘着力）を…付与できる。

⇒適宜選択可能

⇒設計的事項

（判旨抜粋）

…甲３－１発明の「ＰＳＡ領域３９」を複数箇所に設けることにつき特段の技術的意義があるとは認められない。また、…「ＰＳＡ領域３９」の個数が「１箇所」であることは、「ＰＳＡ領域３９」が「複数箇所」である場合に比してその固定力（粘着力）が劣ることを必ずしも意味せず、「ＰＳＡ領域３９」の大きさ等を適宜調節することにより、所望の固定力（粘着力）を…付与することができる…。そうすると、…「ＰＳＡ領域３９」の個数を幾つにするかは、「積層体３０」の材質、大きさ、重さ、硬さ、「ＰＳＡ領域３９」の材質、大きさ等の諸般の考慮要素を調節し、当業者において適宜選択し得る設計的事項である…。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-91369.pdf

【米国特許】Claim differentiation と米国特許法 112(d)

Ameblo 元投稿日：2025-04-03

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12892403149.html

【米国特許】Claim differentiation と米国特許法 112(d)

2024.10　NexStep v. Comcast

独立クレーム４の音声出力限定を根拠に、クレーム１及び７の「VoIP」を一方向通信まで含むものと解する claim differentiation の主張は採用されなかった。クレーム４には VoIP 限定自体がなく、クレーム間には他の相違もあるとされた。

2005.07　CAFC en banc　Phillips v. AWH Corp.

クレーム解釈において外的証拠よりも内的証拠の信頼性が高い。

従属クレーム 2 と独立クレーム 17 は、バッフルがパネル部に対して角度をもって配向され、投射体を偏向するように機能することを特に限定している。クレーム 1 のバッフルが本来的に角度付けされるものなら、この特徴を限定する他のクレームは、クレーム 1 と重複するものとなることを、限定解釈しない理由付けとした。

https://www.cafc.uscourts.gov/opinions-orders/22-1815.OPINION.10-24-2024_2408132.pdf

【米国特許】UTTO v. Metrotech (2024.10 CAFC)

Ameblo 元投稿日：2025-04-04

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12892528928.html

【米国特許】UTTO v. Metrotech (2024.10 CAFC)

複数形のクレーム文言は複数と推定されるが、明細書から異なる意味が示されると推定が打ち破られる。

⇒クレーム文言「group of buried asset data points」について、地裁は「two or more」の data points を要求すると解釈した。CAFC は、明細書中の「one or more」等の記載を踏まえて追加検討が必要として、特許侵害請求の棄却を取り消し、クレーム解釈の追加審理のため地裁に差し戻した。地裁のクレーム解釈の正否や被告製品の侵害は確定していない。

https://www.cafc.uscourts.gov/opinions-orders/23-1435.OPINION.10-18-2024_2404584.pdf

知財高判令和４年(行ケ)10039【予約支援方法】＜本多＞

Ameblo 元投稿日：2025-04-07

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12892910857.html

令和４年(行ケ)10039【予約支援方法】＜本多＞

*両当事者が主張していない「本来的な要請」を認定して、動機付けを認めた。

⇒進歩性×

「本来的な要請を満たすために、第１施設からの予約可否の返信を長時間待ち続けるという事態を回避しようとすることは、当業者であれば当然に着想する」

（判旨抜粋）

引用発明と引用文献２記載技術とは、複数の施設を対象とした施設予約システムにおける施設予約方法という共通の技術分野に属するものであって、第１施設に対して予約可否の問合せを行い、第１施設から予約不可の返信を受けた場合には第１施設に類似する他の施設を抽出するという手法も共通するところ、…引用発明において、第１施設から予約可否の返信が長時間送信されない場合には、予定される利用日又は利用日時よりも前に、利用者の希望する条件に合致した施設を予約するという本来的な要請を満たすことができないおそれがあるところ、上記本来的な要請を満たすために、第１施設からの予約可否の返信を長時間待ち続けるという事態を回避しようとすることは、当業者であれば当然に着想するものと認められるから、引用発明に引用文献２記載技術のタイムアウト処理を適用する動機付けがあるといえる。そして、引用発明に引用文献２記載技術のタイムアウト処理を適用すると、引用発明は、施設端末からの返信を有効に受け付ける期間としてあらかじめ設定された待機期間内に前記施設端末からの返信がない場合には、予約結果情報の予約登録可否の結果がＮＧであった場合と同様に、予約内容に基づいて第１施設を除く一又は複数の第２施設を抽出し、前記抽出された一又は複数の前記第２施設の情報を前記ユーザー端末に通知する処理を行うことになる。そうすると、相違点３に係る構成は、引用発明に引用文献２記載技術を適用することより、当業者であれば容易に想到し得るものと認められる。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-91648.pdf

知財高判平成 29 年(行ケ)10167【積層フィルム】＜森＞

Ameblo 元投稿日：2025-04-07

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12892910986.html

平成 29 年(行ケ)10167【積層フィルム】＜森＞

*29 の 2 違反の範囲は先願明細書を基準に新規事項追加でない範囲よりも広い

⇒一般に言われている特許法 29 条の 2 の趣旨と異なる!!

*厚み「0.01～100μm」という数値限定が、先願発明になかったことが相違点。

（判旨抜粋）

原告は，特許法２９条の２は，後願の審査の便宜のために設けられた旨主張するとともに，ソルダーレジスト大合議判決を挙げて，同判決における「明細書又は図面に記載した事項の範囲内において」の文言解釈は，特許法１７条の２第３項における当該文言の一般的な解釈を判断したものであって，特許法２９条の２の「明細書，特許請求の範囲」「又は図面」「と同一であるとき」の解釈において，後願発明の発明特定事項が先願の願書に最初に添付された明細書又は図面の全ての記載を総合することにより導かれる技術的事項の範囲内といえるのは，当該発明特定事項が先願の願書に最初に添付された明細書等の記載から自明な事項である場合と解すべきである旨主張する。…特許法２９条の２…が規定する「同一であるとき」の範囲と特許法１７条の２第３項が規定する補正が許される範囲とが異なることとなったとしても，それぞれの規定の趣旨に従って解釈した結果であって，それにより不都合な点が生ずるとも認められない。そうすると，特許法２９条の２が規定する先願による後願排除の要件を判断するに当たって，特許法１７条の２第３項が規定する補正が許される要件と同じ解釈をとるべき理由は乏しい。

≪参考≫注解特許法～「補正により特許請求の範囲にとりこむことができる最大限である出願当初の明細書や図面に記載されている発明のすべてに後願を排除できる効果を与えておけば、先願について出願審査の請求もその審査処理もまつことなく後願を処理できる…」

⇒一般に言われている特許法 29 条の 2 の趣旨によれば、拡大先願の範囲は、新規事項追加の範囲と同じである。

本判決は異なる!!

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-87782.pdf

知財高判平成 26 年(行ケ)10097【扁平形非水電解質二次電池】＜清水＞

Ameblo 元投稿日：2025-04-07

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12892911085.html

平成 26 年(行ケ)10097【扁平形非水電解質二次電池】＜清水＞

*先願明細書に少なくとも５面とすることが『記載されているに等しい。』＋積層数をどの程度とするかは設計事項。

⇒拡大先願違反

（判旨抜粋）

甲１において，正極板と負極板との対向面の面数について具体的に明記されているのは…３面の場合のみであるが，もとより，甲１発明は対向面の面数を３面に限定する発明ではないところ，甲１発明は，正極板と負極板とを積層することにより，正極板と負極板との対向面積を大きくしようとするものであり，また，正極板と負極板との積層数（すなわち，正極板と負極板との対向面の面数）が多くなればなるほど，正極板と負極板との対向面積がこれに比例して単純に大きくなることも明らかである。そうであれば，甲１には，正極板と負極板との対向面を３面とすることだけではなく，複数のもの，すなわち，２面や４面以上とすることも記載されているに等しいということができる。したがって，甲１には，セパレータを介して対向している前記正極板の作用物質含有層と前記負極板の作用物質含有層との対向面が少なくとも５面であることも記載されていると認められ，正極板と負極板との積層数（すなわち，対向面の面数）をどの程度とするかは，要求される重負荷放電時の放電容量のレベルに応じて決定される，単なる設計的事項にすぎないといえる。

…審決の認定する相違点Ａは，要するに，本件発明と甲１発明とは，①対向面の面数と②対向面の対向面積とガスケットの開口面積の大小関係という量的な点において相違する，というものである。…本件発明と甲１発明とは，いずれも，扁平形非水電解質二次電池において，電極群として，正極構成材の表面に作用物質含有層を有する正極板と，負極構成材の表面に作用物質含有層を有する負極板とが，セパレータを介し多層積層されたものを用いて，正極板の作用物質含有層と負極板の作用物質含有層との対向面積の総和を大きくし，重負荷放電時の放電容量を大きくすることができるとするものであり，その課題と課題解決方法において共通するものである。…対向面が５面を超えても重負荷放電容量に大きな変化が見られず，場合によって逓減化することは，予想外のこととともいえるが，本件発明は，重負荷放電時の放電容量を大きくすることを技術課題とする発明であって，対向面の面数の下限値を特定したものであり，上限値を特定したものではないから，対向面数の増加に比例して放電容量が増加しないことをもって，本件発明における新たな効果ということはできない。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-84668.pdf

【商標】神戸地判平成７年(ワ)661「茶福豆」

Ameblo 元投稿日：2025-04-08

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12893042443.html

【商標】神戸地判平成７年(ワ)661「茶福豆」

・造語

・一般消費者が「茶福豆」の名称に触れるのは、殆どが原告及び被告の商品を通じてである。

・２例を除き、業界紙に「茶福豆」という言葉が登場するときは特定の商品の名称として使われている。

・異なる名称を付した業者が８社もあった。

⇒普通名称化していない!!

知財高判平成 28 年(行ケ)10146【低いコアフコシル化を有する抗体及び抗体誘導体を調製するための方法並びに組成物】＜清水＞

Ameblo 元投稿日：2025-04-09

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12893172466.html

平成 28 年(行ケ)10146【低いコアフコシル化を有する抗体及び抗体誘導体を調製するための方法並びに組成物】＜清水＞

*相当数の実施例⇒実施可能要件〇

（判旨抜粋）

原告が主張するように，フコース類似体の化学構造の違いによって生物学的活性が異なるものであるとしても，本件明細書の発明の詳細な説明において，相当数のフコース類似体についてコアフコシル化を阻害することが裏付けられており，請求項１に記載された他のフコース類似体についても，これを否定すべき理由は見当たらないのであるから，本件発明の全体にわたって実施をすることができるものと認めるのが相当である。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-86977.pdf

【商標】大阪地判平成 25 年(ワ)12788＜谷＞ 登録商標『ライサポ』

Ameblo 元投稿日：2025-04-10

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12893309858.html

【商標】大阪地判平成 25 年(ワ)12788＜谷＞

登録商標『ライサポ』

被告標章「ライサポいけだ」

⇒「ライフサポートネットワークいけだ」の略語であり、商標法２条３項８号の商標的使用に当たらない。

＋非類似

（判旨抜粋）

　被告標章の現実的な利用形態に照らすと，本件ウェブサイトを閲覧し被告標章に接する者は，被告標章を一体として認識し，「ライサポ」のみを抽 出して捉えることはなく，上記のとおり，池田市に本拠を置く，生活を支援することを目的とする団体である旨の観念を抱くと考えられるから，単に「ライサポ」の文字からなる原告商標との間に誤認混同のおそれはなく両者は類似しない…。

［編集注：原記事の画像は取得できませんでした］

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-84302.pdf

【論稿/中国・営業秘密】中国における営業秘密保護－秘密管理性要件に関する中国の学説と裁判例の状況を中心として

Ameblo 元投稿日：2025-04-11

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12893422734.html

【論稿/中国・営業秘密】中国における営業秘密保護－秘密管理性要件に関する中国の学説と裁判例の状況を中心として（楊健君、知的財産法政策学研究 Vol.44(2014)）

中国の「秘密管理性」は、2007 年以前は緩かった。

2007 年に最高人民法院の司法解釈が示され、以下の①～⑦のいずれかに該当し、通常の状況下で秘密情報の漏洩を防止するに足りる場合は、「権利者が秘密保持措置を講じている」と認定すべきとした。

① 秘密情報の開示範囲を限定し、知る必要がある関連人員のみにその内容を告知している場合

② 秘密情報の媒体に対し、施錠等の保護措置を講じている場合

③ 秘密情報の媒体上に秘密保持の表示を付している場合

④ 秘密情報に対しパスワード又はコード等を採用している場合

⑤ 秘密保持契約を締結している場合

⑥ 秘密に係る機械、工場、作業場等への立入りを制限し、又は訪問者に秘密保持を要求している場合

⑦ 秘密保持を確保するためのその他の合理的措置を講じている場合

※2020 年 9 月 12 日には、最高人民法院が「営業秘密侵害民事事件の審理における法律適用の若干問題に関する規定」を施行し、営業秘密の構成要件や侵害判断に関する規定がさらに整備されている。

https://www.juris.hokudai.ac.jp/riilp/wp-content/uploads/2014/03/9290231d65e48330f62497347220ec30.pdf

知財高判令和５年(ネ)10051【大容量送水システム】＜宮坂＞

Ameblo 元投稿日：2025-04-12

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12893590074.html

令和５年(ネ)10051【大容量送水システム】＜宮坂＞

構成要件Ｃの「燃料残量レベル信号に基づいて」の文言に鑑みれば…「燃料残量レベル信号」は「自動供給ポンプ機構」に送られ、当該信号をもって燃料の供給と停止のオン・オフ制御が自動で行われるものと理解される。

⇒非充足

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-92694.pdf

【論稿】審決取消訴訟における新証拠提出範囲の検討：裁判例の類型的整理（高橋正憲　2014)

Ameblo 元投稿日：2025-04-13

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12893715540.html

【論稿】審決取消訴訟における新証拠提出範囲の検討：裁判例の類型的整理（高橋正憲、知的財産法政策学研究 Vol.44(2014)）

⇒５類型のうち、審決取消訴訟における新証拠提出が許されるのは①②⑤のみ!!

メリヤス編機最大判昭和 51 年 3 月 10 日民集 30 巻 2 号 79 頁（当時の抗告審判は現在の無効審判に対応する。）

「審決の取消訴訟においては、抗告審判の手続において審理判断されなかつた公知事実との対比における無効原因は、審決を違法とし、又はこれを適法とする理由として主張することができないものといわなければならない。」

① 技術水準型

出願時の当業者の技術水準を知るための証拠の提出は、原則として認められる。

② 補強型

審判で判断された技術事項の意義を明らかにするための証拠の提出も、原則として認められる。

③ 特許性本質型

審判で審理された技術事項を補強する趣旨であっても、特許性の本質的事項に関する証拠の提出は認められない。

④ 追加型

審判で判断されていない技術事項に関する証拠の提出は認められない。

⑤ 非技術型

審理判断される事項のうち、技術的事項ではない事項に関する証拠の提出は許容される。

https://www.juris.hokudai.ac.jp/riilp/wp-content/uploads/2014/03/2f4ff70b709527ab2d6cc9f1dc07b39f.pdf

東京地判平成 24 年(ワ)12351【餅】 ＜損害論＞特許法 102 条 2 項～非寄与度減額 90%

Ameblo 元投稿日：2025-04-13

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12893715653.html

東京地判平成 24 年(ワ)12351【餅】

＜損害論＞特許法 102 条 2 項～非寄与度減額 90%（寄与度 10%）約 8 億円認容

① 本件発明の意義（焼餅の美観、膨化による噴き出しの抑制）

② 被告製品の外装における宣伝～「切り餅に施されたスリット」を表示

③ 被告の有価証券報告書等において、スリットを入れたことによる業績向上を記載

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-85042.pdf

【論稿】著作者人格権の不行使特約－法と経済学における分析（河島伸子、知的財産法政策学研究 Vol.29(2010)）

Ameblo 元投稿日：2025-04-14

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12893802585.html

【論稿】著作者人格権の不行使特約－法と経済学における分析（河島伸子、知的財産法政策学研究 Vol.29(2010)）

不行使特約＝著作者が自らの人格権を行使しない特約

日本法では、著作者人格権は著作者の一身に専属し、譲渡できない（著作権法 59 条）。著作者が存しなくなった後は、人格権そのものの存続ではなく、同法 60 条により一定の行為が禁止され、人格的利益が保護される。

著作者人格権を認めると、著作物が転々流通すると第三者に確認コストが掛かるが、一部のスターにとっては、プレミアがつくので有利になる。（その他大勢のアーティストにおいては、新たな負担として対価・条件が悪化する。）

https://lex.juris.hokudai.ac.jp/gcoe/journal/IP_vol29/29_7.pdf

【論稿】平面的な絵柄に関する著作物性の判断：布団の絵柄事件控訴審（李遠杰、知的財産法政策学研究 Vol.69(2024)）

Ameblo 元投稿日：2025-04-15

記事種類：論文・論稿紹介

分類：著作権

論点：著作物性、応用美術

HP 掲載日：2026-10-16

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12893930031.html

HP: https://www.takaishihideki.com/single-post/ameblo-12893930031-ja

英語版: https://www.takaishihideki.com/en/single-post/ameblo-12893930031-en

【論稿】平面的な絵柄に関する著作物性の判断：布団の絵柄事件控訴審（李遠杰、知的財産法政策学研究 Vol.69(2024)）

以下の３つの裁判例は、何れも、平面的な絵柄が付された実用品の著作物性を否定した。

・布団の絵柄事件（大阪高判令和４年(ネ)745）

・佐賀錦袋帯事件（京都地判昭和 60(ワ)1737）

・Chamois 事件（大阪地判平成 27(ワ)9648）

※シャトー勝沼事件（知財高判平成 25(ネ)10057）は、看板に描かれた絵の著作物性が否定された。

●第１類型：短い文字や簡単な幾何図形を組み合わせた単純な絵柄。～著作物性が否定される場合が多い。

●第２類型：実物を一定程度抽象化して描く要素が含まれた絵柄。～著作物性が認められる場合が多い。

●第３類型：実物の細部まで比較的詳しく描写する要素が含まれた絵柄。～著作物性が強く肯定される。

本論文は、これらの３類型に基づいて平面的な絵柄の著作物性を具体的に評価する枠組みを提示し、過去の裁判例との一貫性を比較した。

＜以下、高石のコメント＞

ただ…、例外も多く、類型分けの観点は引き続き研究が必要かもしれない。

その他、時計の原画事件（大阪地判令和 3.6.24）では著作物性が否定されており、実用向けに描かれた場合は著作物性が認められにくいかもしれない。

他方、T シャツイラスト事件２件（東京地判昭和 56.4.20、東京地判令和 5.9.29）は著作物性が肯定されている。

⇒昭和 56 年判決は T シャツに印刷するという実用目的によって表現が制約されないことを、令和５年判決は衣類の実用的機能に係る構成と分離して美的特性を把握できることを理由としている。

⇒本件でも、最初から布団用でなく実際に独立した絵画として絵柄を作成し、（絵画として発表した後に、）その後に布団の絵柄へ転用したという事実関係であれば結論が変わったのではないか？（本件では、量産衣料品の生地用のデザイン案として描かれ保存されていた絵柄を、その後、布団用に選択・取得している。）

AMEBLO 原文（2025-04-15）

https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12893930031.html

https://eprints.lib.hokudai.ac.jp/dspace/bitstream/2115/93511/1/69_06_Ri.pdf

LinkedIn

https://www.linkedin.com/feed/update/urn:li:activity:7516363652090761217/

原記事の画像



原告絵柄
（本件絵柄）

被告絵柄 1

被告絵柄 2

【図 1】



原告図柄



被告図柄

【図 27】



原告花柄



被告花柄

【図 28】



原告絵柄

知財高判平成 29 年(ネ)10068「不規則充填物」事件＜森＞

Ameblo 元投稿日：2025-04-16

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12894063622.html

知財高判平成 29 年(ネ)10068「不規則充填物」事件＜森＞

=原審・東京地判平成 27 年(ワ)24688＜東海林＞

比較対象：東京高判平成 15 年(ネ)366「PC フレーム」事件。同事件は商品等表示性を否定したが、知的財産権による独占状態の影響が払拭された後に保護が認められる余地を示している。

実用新案権の存続期間満了後 15〜30 年経過しており、第三者が市場に参入する機会が十分にあった。

⇒商品形態が「商品等表示」該当性 OK

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-87759.pdf

知財高判平成 26 年(ネ)10080【スピネル型マンガン酸リチウムの製造方法】＜清水＞

Ameblo 元投稿日：2025-04-17

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12894185703.html

知財高判平成 26 年(ネ)10080【スピネル型マンガン酸リチウムの製造方法】＜清水＞

*「除くクレーム」が新規事項追加とされた裁判例の一つ

『本件明細書には，「結晶構造中にナトリウムもしくはカリウムを実質的に含む」形態を除くスピネル型マンガン酸リチウムについて明示的な記載はなく，また，これが本件明細書の記載から自明な事項であるということもできないから，…』

侵害訴訟では、審決取消訴訟と較べて、各特許要件が厳しく判断される傾向にあるような気がします。これで差し止めてよいのかという価値判断が入るからでしょうか…。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-85824.pdf

【論考／著作権】「ファッションショーにおける化粧、髪型のスタイリング、衣装やアクセサリーの選択とコーディネートにつき著作物性を否定した事例(1)(2)」（橋谷俊、Vol.47(2015)・Vol.48(2016)）

Ameblo 元投稿日：2025-04-18

記事種類：論文・論稿紹介

分類：著作権

論点：著作物性、応用美術

HP 掲載日：2026-10-16

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12894521514.html

HP: https://www.takaishihideki.com/single-post/ameblo-12894521514-ja

英語版: https://www.takaishihideki.com/en/single-post/ameblo-12894521514-en

【論考／著作権】「ファッションショーにおける化粧、髪型のスタイリング、衣装やアクセサリーの選択とコーディネートにつき著作物性を否定した事例(1)(2)」（橋谷俊、Vol.47(2015)・Vol.48(2016)）

知財高判平成 26.8.28＜控訴審＞、東京地判平成 25.7.19

一審・二審ともに、ファッションショーを撮影した映像の一部を放送したことによる著作権等の侵害を否定した。モデルの動作・ポーズについては、著作物性及び実演該当性を否定した。

⇒控訴審は、①化粧や髪型、②③衣装等の組み合わせといったものに対して、応用美術の判断基準に拠りカテゴリカルに著作物性を否定した。

※一審は、①の化粧・髪型と⑦の背景映像について、写り方を問題とした。すなわち、短い時間で強い光を当てているため細部を把握できず、背景映像も短くぼやけているため具体的な内容を把握することは困難であるとした。

～写り込んだ書の著作物の創作的表現（墨の濃淡、かすれ具合、筆の勢い）が再生されていないとして著作権侵害を否定した先例として、東京地判平成 11.10.27、東京高裁平成 14.2.18［雪月花事件］がある。

AMEBLO 原文（2025-04-18）

https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12894521514.html

https://www.juris.hokudai.ac.jp/riilp/wp-content/uploads/2015/12/c077f97552316b1c24f02899c98ee513.pdf

https://www.juris.hokudai.ac.jp/riilp/wp-content/uploads/2016/10/be20ef6bd9b58f92369e3b79c97440fb.pdf

LinkedIn

https://www.linkedin.com/feed/update/urn:li:activity:7516364655301152769/

原記事の画像

<table>
<tr><th></th><th>事案</th><th>第一審</th><th>控訴審</th></tr>
<tr><td rowspan="5">著作物性</td><td>①化粧・髪型</td><td>一般的なもので創作性なし。
化粧・髪型自体いずれも一般的なもので、わずか数秒間の動きのある映像からは、細部の工夫は見て取れず。</td><td>応用美術であり実用目的を離れた美的特性なし。
著作者になれるのは、原告Ａではなく、ヘアメイク担当者。</td></tr>
<tr><td>②③衣装等の組み合わせ</td><td>ありふれたもの。</td><td>応用美術であり実用目的を離れた美的特性なし。</td></tr>
<tr><td>④⑤ポーズ・動作の振り付け</td><td colspan="2">特段目新しいものではない。</td></tr>
<tr><td>⑥上記［①～⑤］の組み合わせ</td><td colspan="2">創作性のないものの組み合わせであり、作成者の個性の表出というべき新たな印象もない。</td></tr>
<tr><td>⑦出演順序・背景映像</td><td colspan="2">モデルの出演順序に創作性はなく、映像はそれと順不同。
背景映像の写真はぼやけており、動きのあるわずか数秒間の映像からは具体的な内容は不明。</td><td>背景映像の写真は撮影者不明であり、原告らが著作権譲渡を受けているとは認められず。写真の選択にも創作性なし。</td></tr>
<tr><td>実演該当性</td><td>振り付けの演出
モデルのポーズ・動作
ファッションショー全体</td><td colspan="2">上記④⑤が著作物でない以上、振り付けの演出やモデルのポーズ・動作は著作物を演ずることに当たらず、実演には当たらない。ファッションショー全体は、「著作物を演じないが芸能的な性質を有するもの」にも当たらない。</td></tr>
</table>

（上図の内容を校訂者が転記・訂正したもの）

ファッションショー事件：両審級の判旨要旨

対象	第一審	控訴審
著作権侵害：①化粧・髪型	化粧・髪型はいずれも一般的で、創作的な個性の表現は認め難い。仮に細部に創作性があっても、数秒程度の動きのある映像では細部の工夫を看取できず、創作的表現を感得できる態様で放送されていない。	応用美術であり、実用目的を離れた美的特性を備えない。仮に著作物でも、著作者は原告Ａではなくヘアメイク担当者である。
著作権侵害：②③衣服・アクセサリーの選択及び組合せ	ありふれた組合せであり、創作性はない。	応用美術であり、実用目的を離れた美的特性を備えない。
著作権侵害：④⑤ポーズ・衣服を脱ぐ動作の振付け	モデルのポーズ・動作として特段目新しいものではなく、作成者の個性が表現されていない。	モデルのポーズ・動作として特段目新しいものではなく、作成者の個性が表現されていない。

対象	第一審	控訴審
著作権侵害：⑥上記①～⑤の組合せ	各要素に創作性がないか、創作的表現を感得できる態様で放送されておらず、組合せによる作成者の個性の表出というべき新たな印象もない。	各要素について原告Aが著作者と認められないか、著作物性がなく、組合せによる作成者の個性の表出というべき新たな印象もない。
著作権侵害：⑦モデルの出演順序	出演順序に創作性はない。放送映像はショーの出演順序と異なる順で編集されており、仮に出演順序に創作性があっても、その創作的表現は放送されていない。	出演順序に創作性はない。放送映像はショーの出演順序と異なる順で編集されており、仮に出演順序に創作性があっても、その創作的表現は放送されていない。
著作権侵害：⑦背景映像の写真	写真はぼやけて映っており、数秒程度の動きのある映像からは具体的内容を把握できず、創作的表現を感得できる態様で放送されていない。	写真の撮影者は不明で、原告らが著作権の譲渡を受けたとは認められない。写真の選択にも創作性はない。
実演：振付けの演出・モデルのポーズと動作・ファッションショー全体	④⑤が著作物でないため、モデルがそのポーズ・動作を行うことは著作物を演ずることに当たらず、実演ではない。ファッションショー全体も、著作物を演じないが芸能的な性質を有する行為とは認められない。	④⑤が著作物でないため、モデルがそのポーズ・動作を行うことは著作物を演ずることに当たらず、実演ではない。ファッションショー全体も、著作物を演じないが芸能的な性質を有する行為とは認められない。

【論稿／著作権】ツイートの書籍への掲載が著作権法 32 条 1 項の適法な引用とされた例－#KuToo 事件－（平澤卓人、知的財産法政策学研究 Vol.66(2022)）

Ameblo 元投稿日：2025-04-20

記事種類：論文・論稿紹介

分類：著作権

論点：引用、著作者人格権、名誉毀損

HP 掲載日：2026-10-16

事件情報：東京地判令和 2 年(ワ)19351

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12895471779.html

HP: https://www.takaishihideki.com/single-post/ameblo-12895471779-ja

英語版: https://www.takaishihideki.com/en/single-post/ameblo-12895471779-en

【論稿／著作権】ツイートの書籍への掲載が著作権法 32 条 1 項の適法な引用とされた例－#KuToo 事件－（平澤卓人、知的財産法政策学研究 Vol.66(2022)）

*東京地判令和 2 年(ワ)19351

本件ツイートにおける『#kutoo』との表記が書籍では『#KuToo』と表記されているが、誤記であり、引用該当性は否定されず、同一性保持権侵害もない。

「『へんてこりんな人』、『Twitter になると急にバグる』などの表現が原告の名誉感情を侵害するものに当たるとしても、これらの記載の趣旨は、本件活動が女性の靴問題にあるにもかかわらず、本件ツイートが海水パンツで男性が出勤するという女性の靴問題とはかけ離れた極端な状況を例として本件活動を批判していることについて、『逆に』という表現の使い方も含め、その趣旨が通常人の感覚や認識と乖離しており、その発想が理解し難いという点にあるものと考えられる。」

⇒「原告の名誉感情を侵害する部分があるとしても、これらの表現が社会通念上許される限度を超える侮辱行為に該当するということはできない。」（不法行為不成立）

『引用』の判断枠組みについて、多数の裁判例を考察している。

更に、「主従関係」「公正な慣行に合致するか」「引用の目的上正当な範囲内か」にブレイクダウンして、判断枠組みを考察している。

AMEBLO 原文（2025-04-20）

https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12895471779.html

https://www.juris.hokudai.ac.jp/riilp/wp-content/uploads/2023/01/a3e282d83467198b837c5deee97e9e97.pdf

LinkedIn

https://www.linkedin.com/feed/update/urn:li:activity:7516364906426793984/

原記事の画像

図１　美術鑑定書以降における裁判例の32条１項の判断枠組み[10]

	引用否定	引用肯定	合計	判　　決
総合考慮型の規範	3	2	5	新おかやま国際化推進プランパンフレット（肯定）、美術鑑定書Ⅱ（肯定）、風水甲（発信者情報開示）（否定）、沖縄うりずんの雨一審（否定）、同控訴審（否定）
二要件	0	1	1	ペンギンパレード（発信者情報開示）（肯定）
二要件を提示せず主従関係を否定	5	0	5	ウェブサイト投稿記事（発信者情報開示）（否定）、Amebaブログ（発信者情報開示）（否定）、フレーバーリキッド（発信者情報開示）（否定）、ゆーくろっく（発信者情報開示）（否定）、ツイッタースクリーンショット投稿（発信者情報開示）（否定） ※主従関係を否定して正当な範囲要件を否定している裁判例含む
「引用」要件に二要件組み込み	1	1	2	＃KuToo（肯定）、懲戒請求書一審（否定）
その他	39	6	45	要件を提示しないもの、32条１項の文言を要件として提示するもの、「目的上正当な範囲内」を社会通念に照らして合理的な範囲内のものであると言い換えているもの等
合計	48	10	58	

図２　32条１項の適用を否定した裁判例が同項の適用を否定した理由[11]

	裁判例数	主な裁判例
「正当な範囲内」要件を否定	13	
「正当な範囲内」「公正な慣行に合致」要件を否定	21	風水甲（発信者情報開示）、創価学会幹部会写真掲載（発信者情報開示）、懲戒請求書一審
「正当な範囲内」「引用」要件を否定	1	５ちゃんねる記事（発信者情報開示）
「正当な範囲内」「公正な慣行に合致」「引用」要件を否定	1	一竹辻が花
「引用の目的」「正当な範囲内」を否定	1	生活と意見
「公正な慣行に合致」要件を否定	2	沖縄うりずんの雨一審、同控訴審
「引用」要件を否定	3	
主従関係を否定	2	Amebaブログ（発信者情報開示）、ゆーくろっく（発信者情報開示）
「公表された」要件を否定	3	懲戒請求書控訴審
「公表された」「正当な範囲内」「公正な慣行に合致」要件を否定	1	懲戒請求書一審
合　計	48	

【論稿/著作権】未知の利用方法にかかる権利の帰属―快傑ライオン丸事件―（安藤和宏、知的財産法政策学研究 Vol.26(2010)）

Ameblo 元投稿日：2025-04-21

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12895752550.html

【論稿/著作権】未知の利用方法にかかる権利の帰属―快傑ライオン丸事件―（安藤和宏、知的財産法政策学研究 Vol.26(2010)）

*東京高判平成 14 年(ネ)5907（快傑ライオン丸事件）

「放送権」を 1000 万円で譲渡する内容の契約について、契約当時実用化されていなかった衛星放送による放送権は、譲渡対象に含まれないと判断した。

*東京地判平成 18(ワ)1769（THE BOOM 事件）

原盤に関して有する一切の権利を、何らの制限なく独占的に譲渡する内容の契約には、契約当時存在しなかったレコード製作者の「送信可能化権」も含まれると判断した。

⇒快傑ライオン丸事件との関係は、著作権の一部譲渡の事案であって、包括的な全部譲渡を目的としたものではなかったから、おのずと当事者の意思解釈の手法や内容が異なる。

*東京地判平成 18(ワ)8752（HEAT WAVE 事件）

「本件契約４条の『一切の権利(原告らの著作隣接権を含む)』に実演家の送信可能化権が含まれるか否かについては，契約の解釈の手法に則り，…対価の相当性等の諸事情を総合的に考慮して判断するのが相当である。」

⇒契約当時存在しなかった『送信可能化権』も含まれると判断した。

https://eprints.lib.hokudai.ac.jp/repo/huscap/all/43627/26_257-291.pdf

【論稿/不競法】商品形態のデッド・コピー規制の動向―制度趣旨からみた法改正と裁判例の評価―（田村善之、知的財産法政策学研究 Vol.25(2009)）

Ameblo 元投稿日：2025-04-22

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12895914689.html

【論稿/不競法】商品形態のデッド・コピー規制の動向―制度趣旨からみた法改正と裁判例の評価―（田村善之、知的財産法政策学研究 Vol.25(2009)）

*東京地判平成 14.11.27［ベルーナ・Ryu Ryu］事件

⇒袖を切り落とした以外は同一の形態の衣服について、不競法 2 条 1 項 3 号該当性を肯定した。

①「通常有する形態」

*東京地判 H17.3.30［フリル型カットソー］事件

⇒2005 年改正前の「通常有する形態」に関する同地裁判決は、既存の公知の商品形態の組合せが容易であることを理由に保護を否定した（控訴審は原判決を取り消した）。

② 部分の模倣

*東京地判平成 17.5.24［組立マンホール用足掛具］事件

⇒部分であっても、単体の商品として取引し得る部分については、全体模倣と同視する。

～大阪高判平成 15 年(ネ)3575［積水ハウス］事件。論稿は、家は正面が非常に重要であるため、正面の模倣を全体模倣と同視し得ると論じる。裁判所は、正面に加え、背面・両側面・全体構成等も考慮し、実質的同一性を否定した。

③ 内部の模倣

⇒論稿が紹介するドレンホース事件（大阪地判平成 8 年 11 月 28 日）及び小型ショルダーバッグⅠ事件（東京高判平成 13 年 9 月 26 日）では、通常の取引時に観察されない内部構造について「商品の形態」に当たらないと判断した。

④ 色彩・光沢・質感

「色彩、光沢及び質感」は 2005 年改正で商品の形態の定義に明記された。論稿は、その解釈に関係する事例として、質感の違いを理由に保護を否定したヌーブラ事件（大阪高判平成 18 年 4 月 19 日・平成 17 年(ネ)2866）を紹介する。

～改正後も、大阪地判平成 19 年(ワ)8262［化粧品容器］事件は光沢・色彩の相違を理由に実質的同一性否定

https://eprints.lib.hokudai.ac.jp/dspace/bitstream/2115/43612/1/25_33-65.pdf

【論稿/肖像権】スナップ肖像写真の著作物性と自由利用の可否－東京アウトサイダーズ事件－（2010）

Ameblo 元投稿日：2025-04-23

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12896288084.html

【論稿/肖像権】スナップ肖像写真の著作物性と自由利用の可否－東京アウトサイダーズ事件－（高瀬亜富、知的財産法政策学研究 Vol.32(2010)）

*知財高判平成 19 年(ネ)10003

元妻が撮影した夫と子が写っている写真を、子が写っている部分を切り取って、夫を説明する書籍で使った。

⇒著作権侵害

日常のスナップ写真でも、著作物性あり。

著作権は、撮影者である元妻に帰属する。

写真を提供した者から自由に使用してよいと言われたとの被告らの主張を仮に前提としても、著作権者を確認し掲載許諾を得る活動を全くしていないとして、過失が認められた。

公表された著作物でないから、引用でない。

氏名表示権侵害

同一性保持権侵害

⇒日常のスナップ写真であっても、創作性が認められ著作権が成立する場合には、被写体自身だからといって当然に自由利用できるわけではない。

自分が写っている写真であっても、撮影者等から必要な利用許諾を得るか、自ら撮影した写真を用いるなど、権利関係を確認して利用すべきである。

Cf.「過失」が否定された事例

・製作者の持ち込み企画により発行された学術書（医学部助手氏名脱漏事件：千葉地判昭和 54 年 2 月 19 日、東京高判昭和 55 年 9 月 10 日）

⇒採算性の低い学術書の出版に関して、出版社に対し権利関係についての厳密な調査を要求することは酷である。

・スポーツ医学に関する単行本（ぐうたら健康法事件：東京地判平成 7 年 5 月 31 日）

⇒侵害者が山梨県で名が知られた医師であり、被告出版社が地方の小出版社である。

・原告著作物は一定部数発行され雑誌等で紹介されていたが、一般に広く知られた書物とは認められなかった事例（「更年期からの素敵ダイエット」事件：東京地判平成 10 年 7 月 17 日）。

https://lex.juris.hokudai.ac.jp/gcoe/journal/IP_vol32/32_8.pdf

知財高判令和４年(行ケ)10084【重症心不全の治療剤】＜本多＞

Ameblo 元投稿日：2025-04-24

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12896667332.html

令和４年(行ケ)10084【重症心不全の治療剤】＜本多＞

*対象患者の相違点と用法用量の相違点を別個の相違点として容易想到性判断 OK。

*患者群を限定したが、同じ作用機序を有する公知の利尿薬が当該患者群にも投与されていたことなどから、本件の対象患者及び投与方法の構成は容易想到とされた。

（判旨抜粋）

治療薬の用量を検討するに際しては、対象患者や治療の相違は当然に考慮に入れるべきものであり、治療薬に係る特許発明と引用発明の相違点を認定するに際し、対象患者や治療について相違点を認定したときに、用量についてこれら対象患者や治療を含めた相違点として重ねて認定する必要はないというべきである。したがって、本件審決が、前記の相違点１と区別して、トルバプタンの１日当たりの用量の点のみを相違点２として認定したことに誤りはない。…

（以下は判決理由の要旨）　本件特許発明は、ＮＹＨＡクラスＩＶの患者に入院下で経口にて投与開始される重症心不全の治療薬と特定されている点（相違点１）、及び活性成分の１日当たりの用量が０．３７１ｍｇ／ｋｇ以下の範囲と特定されている点（相違点２）で甲２発明と相違する。

しかしながら、相違点１について、本件優先日当時、利尿薬は急性心不全、慢性心不全、心不全の重症度を問わず広く用いられていた薬剤であり、トルバプタンと同じ作用機序の利尿薬がＮＹＨＡクラスＩＶの患者に投与されていたことからも、重症でないとは即断できない患者を含むＮＹＨＡクラスＩ～ＩＩＩの患者に有効である甲２発明のトルバプタンをＮＹＨＡクラスＩＶの患者の治療薬とすることには十分な動機付けがあり、その阻害要因があったともいえず、容易に想到し得たということができる。また、治療薬を投与する際に患者が入院下であるか否かという点は実質的な相違点とはいい難い。さらに、本件優先日当時のトルバプタンの使用態様から、これを経口投与とすることは当業者が適宜なし得た事項というべきである。相違点２についても、これは甲２の試験で用いられた１日１回３０ｍｇとほぼ同一の用量であって、１日当たりの用量を０．３７１ｍｇ／ｋｇ以下の範囲とすることに臨界的意義があるとも言えず、甲２の記載及び技術常識を参酌して用量を上記範囲とするのは適宜なし得ることというべきである。…

…利尿薬は、急性心不全と慢性心不全とを問わず、また重症と軽症～中等症とを問わず、心不全の症状の一つである体液貯留、うっ血、浮腫等を改善する治療薬として広く用いられており、さらに、上記主張の例は利尿薬とは異なる心不全治療薬が含まれているため、ＮＹＨＡクラスＩＶであることを理由に利尿薬の取扱いを異にすべき旨が記載されていると読み取ることはできない。加えて、本件特許の試験はＮＹＨＡクラスＩＩＩおよびＩＶの患者が混在した試験であり、ＮＹＨＡクラスＩＶの患者のみの死亡数は明らかになっていないのであるから、ＮＹＨＡクラスＩＶの患者に対する効果は不明である。

https://t.co/rqqfJE7Sn3

知財高判平成 30 年(行ケ)10094【流体で満たされた管内の狭窄部の特徴を描写するシステム】＜森＞

Ameblo 元投稿日：2025-04-25

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12897171276.html

平成 30 年(行ケ)10094【流体で満たされた管内の狭窄部の特徴を描写するシステム】＜森＞

*必ずしも正確に測定できないとしても、（実施可能要件やサポート要件が問題となることがあるとしても，）明確性要件の問題ではない!!

【請求項１】…最大充血条件なしで前記管に沿った様々な位置で即時圧力測定を行う第１の測定センサ…を含む，システム…。

（判旨抜粋）

本願発明において，「最大充血条件なしで」とは，薬剤を投与して血流を最大に増加させた状態ではないことを意味し，「即時圧力測定」とは…瞬間の数値を測定すること…を意味することになり，…意義は一義的に明確である…。…

確かに，…同測定によって計算された血圧比を検討することによって，血管中の狭窄の有無や位置を必ずしも正確に把握することはできないと考えられるが，そうであるとしても，狭窄の程度や測定方法によっては，狭窄の有無や位置を把握することがおよそ不可能であるとはいえないから，本願発明が無意味なものとまでいうことはできない。そして，本願発明について，以上のような観点から実施可能要件…やサポート要件…が問題となることがあるとしても，それらは，審判においては，審理の対象でなかったから，本件訴訟において審理することはできないというべきである。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-88667.pdf

【職業選択の自由】知財高判令和４年(ネ)10059＜本多＞

Ameblo 元投稿日：2025-04-26

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12897551043.html

【職業選択の自由】令和４年(ネ)10059＜本多＞

*芸能事務所による契約終了後の制約が公序良俗に反すると判断された!!

バンドグループの元メンバー（一審原告ら）が、所属事務所（一審被告会社）との専属的マネジメント契約終了後に、バンド名やグループ名の使用、活動継続を事務所側から妨害されたと主張した。

１．競業避止義務条項の無効性

契約終了後６か月間、事務所の承諾なく実演を目的とする契約を締結することを禁じる条項について、裁判所は、元メンバーの職業選択の自由ないし営業の自由を制約するものであり、先行投資回収との関係でもその制約に合理性がないとして、公序良俗に反し無効と判断した。

２．バンド名に関する権利

裁判所は、メンバーがバンド名に係るパブリシティ権を行使できるとし、契約終了後に事務所が排他的使用権や実演家人格権（氏名表示権）を行使する権原を否定した。また、問題となった通知・要請の時点で、事務所がバンド名に係る商標権を有していなかったことに争いはなかった。

３．写真の著作権

本件写真の著作権が事務所に帰属するとの主張も認めず、撮影者Ｃが著作権を保有していると判断した。

４．事務所の妨害行為の違法性

事務所が虚偽の情報を含む通知や要請を行い、原告らの活動を妨害した行為は不法行為に該当するとした。

５．損害額

原告４名の各人について99万円（合計396万円。各人の内訳は財産的損害70万円、精神的損害20万円、弁護士費用９万円）及び遅延損害金。財産的損害は各88万4288円と認定されたが、一部請求の範囲である各70万円が認容された。

（判旨抜粋）

一審被告らは、本件条項について、先行投資回収のために設けたものであると主張しているところ、一審原告らの需要者（一審原告らのファン）に訴求するのは一審原告らの実演等であって、一審被告会社に所属する他の実演家の実演等ではないのであるから、本件条項により一審原告らの実演活動を制約したとしても、それによって一審被告会社に利益が生じて先行投資回収という目的が達成されるなどということはなく、本件条項による一審原告らの活動の制約と一審被告会社の先行投資回収には何ら関係がないというほかない。また、仮に、一審被告会社に先行投資回収の必要性があり、それに関して一審原告らが何らかの責任を負うような場合であったとしても、これについては一審原告らの実演活動等により生じる利益を分配するなどの方法による金銭的な解決が可能であるから、上記必要性は、本件専属契約終了後の一審原告らの活動を制約する理由となるものではない（加えて、本

件専属契約の合意解約がされた令和元年７月１３日までに、本件専属契約が締結された平成２２年８月１日から約９年間、一審原告ら全員が本件グループに加入することとなった平成２４年７月からでも約７年間が経過しており、また、本件専属契約も数回にわたり更新されてきたものであること（前提事実（２））からすると、本件においては、一審被告会社による先行投資の回収は当然に終了しているものと考えられるところである。）。

そうすると、その余の点につき検討するまでもなく、本件条項による制約には何ら合理性がないというほかないから、本件条項は公序良俗に違反し無効であると解するのが相当である。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-91677.pdf

【著作権】知財高判令和３年(ネ)10048＜大鷹＞

Ameblo 元投稿日：2025-04-27

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12897705229.html

【著作権】令和３年(ネ)10048＜大鷹＞

*会議の手法を説明したワークブックに係る著作物の著作権（複製権及び翻案権）侵害を否定した。

「会議が変わる。会社が変わる。」というキャッチコピーは、著作物性なし。

『原告ワークブック全体の構成と被告レジュメ全体の構成の共通性が認められる部分は，会議において，どのような項目を，どのような順序で行うかというアイデアそのものあって，表現それ自体ではない。』

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-90658.pdf

【不競法】知財高判平成 31 年(ネ)10002＜大鷹＞

Ameblo 元投稿日：2025-04-28

記事種類：判決紹介

分類：不競法

論点：商品等表示、混同

HP 掲載日：2026-10-16

事件情報：平成 31 年(ネ)10002

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12898039255.html

HP: https://www.takaishihideki.com/single-post/ameblo-12898039255-ja

英語版: https://www.takaishihideki.com/en/single-post/ameblo-12898039255-en

【不競法】知財高判平成 31 年(ネ)10002＜大鷹＞

需要者が『医療従事者』である商品について、不競法 2 条 1 項 1 号違反が認められた！！

～多くの事案で、医療従事者は混同しないと判断されているが、本件は消耗品でオンラインショップで販売されていることから、混同ありとされた。

（※原審・平成 30 年(ワ)13381＜山田＞も、周知な「商品等表示」該当性及び「類似」は認めていたが、「混同」を否定した。控訴審は混同を認め、譲渡等の差止め及び廃棄を認容した。）

１．周知な商品等表示

他の同種の商品と識別し得る独自の特徴を有する。

34 年間販売。

２．類似

「排液ボトル及び吸引ボトルの文字色、目盛等の色の相違は、青色の同系色の範疇での相違であり、原告商品及び被告商品を全体として見れば、細部の相違にすぎないものである。」

３．混同

「両商品は、消耗品に属する医療機器であり、販売形態が共通していることに鑑みると、医療従事者が、医療機器カタログやオンラインショップに掲載された商品画像等を通じて原告商品の形態と極めて酷似する被告商品の形態に接した場合には、商品の出所が同一であると誤認するおそれがあるものと認められるから，被控訴人による被告商品の販売は，原告商品と混同を生じさせる行為に該当するものと認められる。」

AMEBLO 原文（2025-04-28）

https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12898039255.html

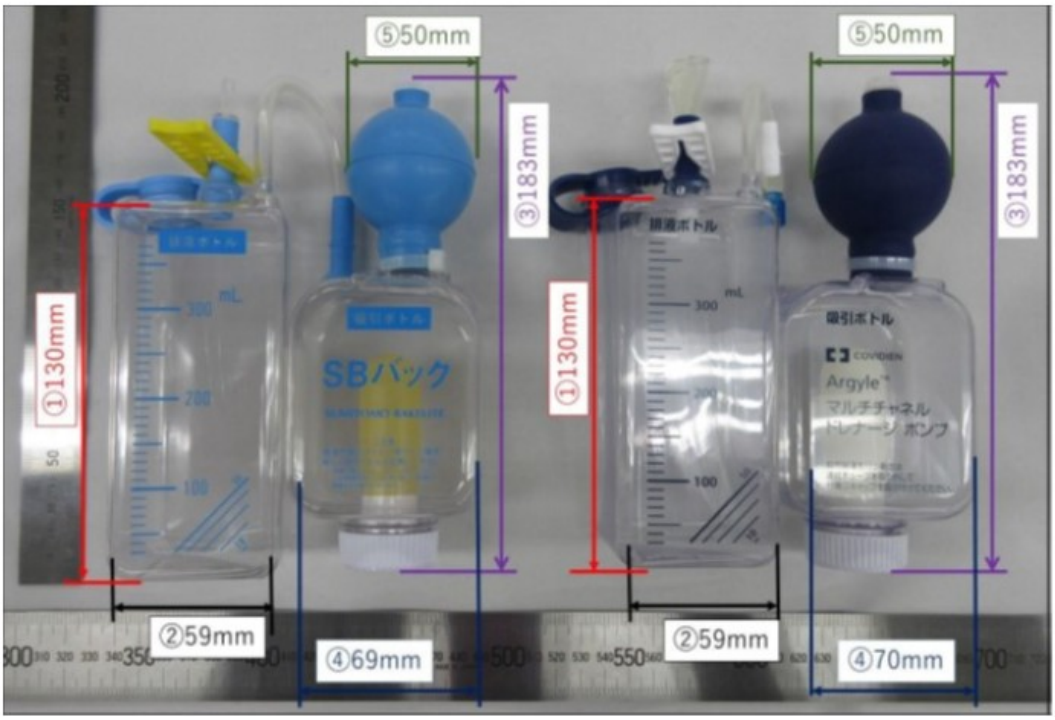
https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-88902.pdf

LinkedIn

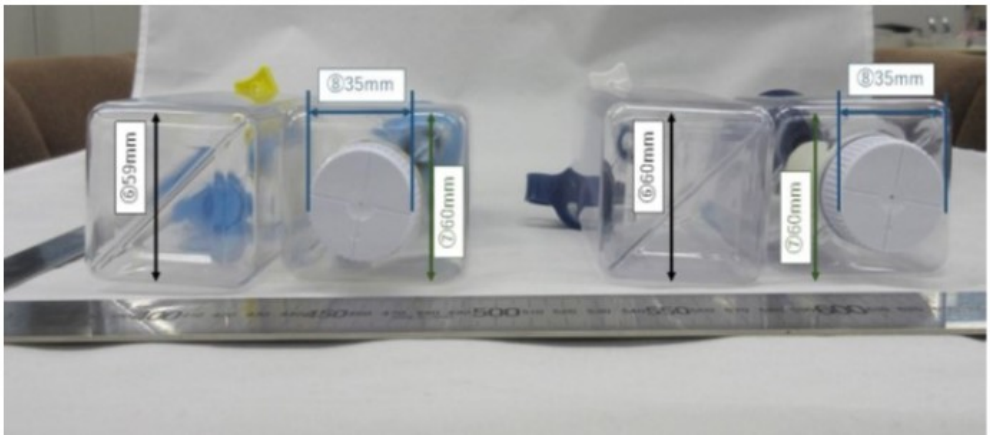
https://www.linkedin.com/feed/update/urn:li:activity:7516366443039330304/

原記事の画像

（左：原告商品、右：被告商品）



底面 （左：原告商品、右：被告商品）



【不競法/営業秘密】知財高判平成 29 年(ネ)10076＜髙部＞

Ameblo 元投稿日：2025-04-30

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12898624499.html

【不競法/営業秘密】平成 29 年(ネ)10076＜髙部＞

⇒文書に Confidential の表示があったが、不正開示行為等を調査する注意義務（重過失）否定

『被控訴人において，控訴人と取引先との間で秘密保持契約を締結した事実や，本件各文書が当該秘密保持の対象となった文書であることを知り得たとはいえないこと，本件各文書に記載された短尺ランプの本数が，被控訴人に知られてしまうだけで控訴人が深刻な不利益を被る情報とまではいえないこと，被控訴人が，本件各文書を取得するに当たり，本件各文書の Confidential の記載以外に，本件情報が秘密情報であることを疑うべき事実があったことはうかがわれないことに照らすなら，本件各文書の Confidential の記載から，直ちに守秘義務の対象であることが示されているとはいえない。そうすると，かかる記載だけから，被控訴人において，本件各文書の取得に当たって，不正開示行為等であることについて重大な疑念を抱いて調査確認すべき取引上の注意義務があったとまではいえず，控訴人の主張は採用できない。』

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-87414.pdf

【契約】東京地判令和５年(ワ)70722＜中島＞

Ameblo 元投稿日：2025-05-01

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12899005669.html

【契約】令和５年(ワ)70722＜中島＞

専属マネジメント契約中の「契約期間内の合意による解除」は、民法651条1項に基づく解除権の放棄を意味するものではない。

仮に、「原告らが契約期間中に他のエージェントと交渉していた」との事実があったとしても、委任契約に基づく解除権の行使を制限する根拠にはならない。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-93212.pdf

⇒カップルユーチューバーとタレントマネジメント会社との間の、契約終了が確認された。

【民法／不法行為】知財高判平成 30 年(ネ)10089＜髙部＞

Ameblo 元投稿日：2025-05-02

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12899374323.html

【民法／不法行為】平成 30 年(ネ)10089＜髙部＞

*企画型住宅の販社が，控訴人の商品の展示場で勧誘した顧客に自らの商品である建物を販売した。

⇒不法行為成立（建物 1 棟につき 100 万円の損害賠償）

（判旨抜粋）

ビッグフット事業では，展示場に来場し又は資料請求をした顧客をデータベースに登録し，直ちに販売ができなくても，「ストック顧客」と呼んで活用を図っていたというのであるが，‥ストックされた顧客情報は，将来ビッグフット商品を販売することのできる可能性を含んでいるという意味において財産的価値を有し，この点からすれば，被控訴人らが各顧客に自らの提供する建物を販売したことは，上記の可能性を低下させ又は失わせるものとして，控訴人に対して財産的損害を生じさせたというべきである。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-88974.pdf

【商標/不使用取消】知財高判令和２年(行ケ)10114＜大鷹＞

Ameblo 元投稿日：2025-05-03

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12899720600.html

【商標/不使用取消】令和２年(行ケ)10114＜大鷹＞

和解契約＝「世界中でボースト社又は原告によるその他の登録により保護される原告らの商号権及び商標権を妨害しない」

⇒不争義務を負う。

⇒承継人の商標登録取消審判は、信義則違反。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-90916.pdf

商　　標（商標登録第５６７４３２０号）



登録出願日　平成２４年５月９日

設定登録日　平成２６年５月３０日

指 定 商 品　第１８類及び第２８類に属する商標登録原簿記載の商品

【論稿/商標】日本法における商標パロディの可能性-SHI-SA 事件-（平澤卓人、2009)

Ameblo 元投稿日：2025-05-04

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12900086657.html

【論稿/商標】日本法における商標パロディの可能性-SHI-SA 事件-（平澤卓人、知的財産法政策学研究 Vol.25(2009)）

動物の種類が同一でポーズが異なる場合は類似

～キャラクター化して異なる印象を与える場合は非類似

⇒称呼が相違すれば、非類似の場合あり

※SHI-SA 事件は、非類似

パロディ標章も、広義の混同、希釈化、汚染化を必要以上に拡大して解釈しないという点に注意すれば、商標法、不競法の通常の解釈に委ねれば足りる。

https://eprints.lib.hokudai.ac.jp/dspace/bitstream/2115/43618/1/25_235-300.pdf

X（原告）は、平成17年６月21日、特許庁に対し、下記商標（以下「本件商標」という。）を出願し、特許庁は平成19年４月13日に本件商標を登録した（第5040036号）。



これに対し、ドイツ連邦共和国のプーマ アーゲー ルドルフ ダスラー スポーツ（以下「プーマ社」という。）は、下記引用商標の商標権者である。



【商標】知財高判平成 28 年(行ケ)10053＜髙部＞

Ameblo 元投稿日：2025-05-07

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12901068951.html

【商標】平成 28 年(行ケ)10053＜髙部＞

*引用商標が商標登録されていないことを奇貨として，それに化体された業務上の信用と顧客吸引力にただ乗りし，不正の利益を得る目的を有し，また，異議申立人に，DVD の売上減少等の損害を加える目的を有していた。

⇒商標法 4 条 1 項 19 号違反

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-86070.pdf



【商標】知財高判平成 27 年(行ケ)10111＜髙部＞

Ameblo 元投稿日：2025-05-07

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12901069587.html

【商標】平成 27 年(行ケ)10111＜髙部＞

本願商標はＧ，Ｌ，Ｌ，Ｃの４文字に相応した「ジイエルエルシイ」との称呼を生ずる。

⇒非類似

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-85484.pdf

【本願商標】



【引用商標１】



【引用商標２】



【引用商標３】

（標準文字）ＧＬＣ

【商標/事務管理】知財高判平成 30 年(ネ)10074＜髙部＞

Ameblo 元投稿日：2025-05-07

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12901070058.html

【商標/事務管理】平成 30 年(ネ)10074＜髙部＞

営業譲渡契約の解除に基づく原状回復又は事務管理として、被控訴人が取得した商標権の移転登録手続が認められなかった。

１．営業譲渡契約の解除による原状回復義務

被控訴人が独自に商標登録出願したものであり、営業譲渡契約の目的物ではない。原状回復の対象とならない。

２．事務管理に基づく権利移転

控訴人のために事務管理を行ったと評価できない。

３．商標の類似性と救済手段の有無

他の商標権や救済手段（損害賠償請求や無効審判請求）が存在する。

４．公平性と商標法の趣旨

商標法には、冒認による移転登録を認める特許法 74 条に類する規定がない。類似商標が分離して存続する状態を除去するためであっても、実体法上の根拠のない移転登録請求は認められない。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-88452.pdf



【商標】知財高判令和６年(行ケ)10029＜中平＞

Ameblo 元投稿日：2025-05-08

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12901314009.html

【商標】令和６年(行ケ)10029＜中平＞

本願商標『マーくん』

引用商標『Markun.』

⇒類似（4条1項11号違反）

（判決に記載された被告（特許庁長官）の主張から抜粋）

「本願商標と引用商標は、いずれも標準文字で表されていることからすれば、両者における文字種の相違が、取引者、需要者に対し、出所識別標識としての外観上の顕著な差異として強い印象を与えるとはいい難い。」「次に、称呼においては、本願商標より生じる「マークン」の称呼と引用商標から生じる「マークン」の称呼は共通するものであり、また、観念については、両商標はいずれも特定の観念が生じるものではないから、観念において比較できないものであるといえる。」「両商標は、観念において比較できないものの、外観上の相違が称呼の同一性を凌駕するほどの差異として、需要者に認識されるとはいい難く、時と所を異にして離隔的に観察した場合、互いに紛れるおそれのある類似の商標であるといえる。」

（裁判所の判断から抜粋）

「そうすると、本願商標と引用商標は、いずれも標準文字で表されてなることから、両者における上記文字種の相違は、取引者、需要者に対し、出所識別標識としての外観上の顕著な差異として、強い印象を与えるとはいい難いものというべきである。」「称呼において、本願商標から生じる「マークン」の称呼と、引用商標から生じる「マークン」の称呼は共通する。」「一方、観念について、両商標は、いずれも特定の観念が生じるものではないから、観念においては比較できない。」「本願商標と引用商標は、いずれも特定の観念を生じるものではなく、観念において比較できない上に（上記⑶）、商標の外観上の相違は上記のとおり強い印象を与えるものとはいえないから（上記⑴）、これらは称呼の同一性（上記⑵）をしのぐほどの差異として需要者に認識されるものとはいい難く、時と所を異にして離隔的に観察した場合、本願商標と引用商標とは互いに紛れるおそれのある類似の商標であると認められる。」「したがって、本願商標と引用商標が類似するとする本件審決の判断に誤りはない。」

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-93468.pdf

【不競法】知財高判令和６年(ネ)10024＜清水響＞

Ameblo 元投稿日：2025-05-09

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12901551895.html

【不競法】令和６年(ネ)10024＜清水響＞

本件商品は、1ppm 未満のニコチンを含むが、「身体及び精神に悪影響を与えるような程度の量のニコチンを含有していないことを示すことを目的」であるから、『ニコチン０ｍｇ』等の表示も、需要者の需要を「不当に」喚起するものではない。

⇒不競法２条１項 20 号違反でない。

（判旨抜粋）

原告は、定量下限０．１ｐｐｍで分析すると、客観的には、本件商品からニコチンが検出され、他の非たばこ加熱式スティックから検出されないが、本件表示に接した需要者は、本件商品はニコチンを一切含まないと認識し、他の商品より優れたものと認識することになるなどと主張する。しかしながら、…本件表示は、本件商品が身体及び精神に悪影響を与えるような程度の量のニコチンを含有していないことを示すことを目的とするものと認められ、定量下限を１ｐｐｍとする分析結果においてニコチンが検出されなかった非たばこ加熱式スティック商品（原告商品もこれに含まれる。）は、いずれも身体及び精神に悪影響を与えるような程度の量のニコチンを含有するものではないという意味において同等である。本件表示は、本件商品のニコチン含有量を、科学的正確性をもって示すことを目的とするものではなく、定量下限を１ｐｐｍとする分析結果によりニコチンが検出されないレベルの各非たばこ加熱式スティック商品の中で、さらにニコチンの含有量に差があったとしても、これにより本件表示が需要者に対し本件商品を他の商品よりも「優れたもの」と認識させるような表示になるということはできない。本件商品が前記レベルを満たす商品である以上、「ニコチンゼロ」「ニコチンフリー」等の表示をすることは社会通念上許容されると考えられるから、本件表示は、本件商品についての需要者の需要を「不当に」喚起するものということはできず、本件表示により被告らが「不当に」競争上優位に立つことになるとも認められない。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-93383.pdf

【論稿】東京・大阪以外の地方裁判所の知的財産権関係民事判決全件調査（令和２年）（谷川和幸 2023）

Ameblo 元投稿日：2025-05-10

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12901966593.html

【論稿】東京・大阪以外の地方裁判所の知的財産権関係民事判決全件調査（令和２年）（谷川和幸 知的財産法政策学研究 Vol.68(2023)）

東京・大阪以外の地方裁判所の知財判決が裁判所ウェブサイトに掲載される割合は極めて低く、平成29年から令和３年までの５年間の累計公開率はわずか4.1%に過ぎない。

⇒訴訟記録の閲覧等により調査した、未公開判決を含む17件について詳細に検討した!!

https://eprints.lib.hokudai.ac.jp/dspace/bitstream/2115/90487/1/68_01_Tanikawa.pdf

【論稿】越境的な行為への「譲渡の申出」の適用、損害の範囲及び均等論が問題となった裁判例について

Ameblo 元投稿日：2025-05-11

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12902184065.html

【論稿】越境的な行為への「譲渡の申出」の適用、損害の範囲及び均等論が問題となった裁判例についてー L-グルタミン酸製造方法事件一審判決ー（鈴木將文、知的財産法政策学研究 Vol.67(2023)）

※米国、英国、ドイツにおける「譲渡の申出」の動向

*独立の侵害行為と捉えている点では一致する。

特許制度の属地主義との関係で問題となり得る行為地に関し、『譲渡（又は販売）』と『その申出』のそれぞれの地について、

① 米国では、前者が国内であれば後者は国内でなくてもよい。

② 英国ではいずれも国内であることを要する。（英国では申出と侵害の双方が特許権存続中に行われる場合に侵害が成立する旨を述べる裁判例がある。）

③ ドイツでは、後者が国内であれば、前者は国内外を問わないとされてきたが、近年は、申出自体がドイツで行われたといえるにとどまらず、申出の対象もドイツとの関連性を必要とする考え方が強まっている。（ドイツでは、特許権の存続期間経過後の譲渡を約束する申出を、存続期間中に行う行為も侵害となる。）

https://www.juris.hokudai.ac.jp/riilp/wp-content/uploads/2023/03/66e559f4fcb1a95c0d6082cd7458cf65.pdf

知財高判平成 27 年(行ケ)10127【レーザ加工装置】＜髙部＞

Ameblo 元投稿日：2025-05-12

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12902299027.html

平成 27 年(行ケ)10127【レーザ加工装置】＜髙部＞

相違点 1：原告は「圧力水を冷却能力の低い気体に代える動機はなく，また，冷却能力を捨象して圧力媒体を気体に代えるのであれば，圧力媒体を冷却するために循環させる必要がなくなるので，流体供給経路と別体の流体排出経路を設ける理由もない」と主張した。しかし、裁判所はこの主張を採用せず、相違点 1 の容易想到性を肯定した。

相違点 4:「引用発明においては，流体排出経路と流体供給経路との間における広さ（径の大きさ）の差異の存否自体，不明」＋動機付けなし

⇒進歩性〇

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-85766.pdf

---

*相違点 1（流体の種類が気体か水か）について

まず裁判所は、引用例における「Fluid」という用語が、一般的に液体だけでなく気体も含む「流体」を指すかどうかに言及した。引用例原文はドイツ語で書かれており、「Fluid」は「流体」と訳される場合がある一方、自動車用語でいう「フルード」（液体）を意味しうるとの原告の主張もあった。しかし、裁判所は、いくつかの英独和辞典・独和辞典や、日本への同一出願時の公報などを総合し、引用例における「Fluid」が液体・気体を含む広い概念として用いられる可能性は十分あると認定した。

さらに、鏡面の曲率を変えてレーザ光線の焦点位置を調節する反射鏡において、液体の代わりに気体を用いる技術は周知例（例えば周知例 1, 3 など）に示されていると認められる。これらを総合して、引用発明において、圧力水ではなく気体を採用する構成は、当業者にとって容易に想起し得る事項と判断した。すなわち、相違点 1 については容易想到性を肯定し、本件審決の結論と同様に、引用例から当業者が気体を代用しようと考えること自体には阻害要因がないとしている。

*相違点 4（流体排出経路を供給経路より狭くしたこと）について

本件発明では、気体の供給経路より排出経路を狭くすることにより、少ない流量で反射鏡の背面に必要な圧力を加えることができる（明細書【0031】）。また、明細書は装置全体として反射鏡の曲率を速やかに変え、レーザビーム径を高速で制御する効果を述べている。ただし、排出経路を狭くすることだけから応答時間の短縮が当然に導かれるわけではない。

一方、引用発明では圧力水を循環させる前提があり、排出管や供給管の径を狭くして少量で圧力を発生させるなどの記載はない。裁判所は、引用発明から当業者がこのように「排出経路を供給経路より狭くして圧力を効率的に上げる」という発想に至るかどうかを検討した。

+周知技術の検討

審決では、周知例として、気体を用いるシステムで排出側を絞ることにより圧力を高める技術は周知である、という指摘があった。しかし、裁判所は、提示された周知例（周知例 10 や 11 など）を吟味した結果、それらはいずれも技術分野が異なるか、あるいは「供給経路と排出経路の広狭を変えて圧力を上げる」ことを直接示すものではない、と判断した。

特に周知例 11（貯蔵庫内のガス置換技術）は、レーザ加工とは全く異なる分野であり、「供給経路より排出経路を狭くする構成」を本件発明に適用すべき直接の示唆はないと認められる、とした。また、周知例 7〜9 に関しても「気体の圧縮性から配管の容積を小さくすべき」という教示はあるが、「排出経路」と「供給経路」の相対的な広狭に関する示唆があるとはいえないと整理している。

知財高判平成 27 年(行ケ)10122【皮膚科学的治療のためのシステム】＜髙部＞

Ameblo 元投稿日：2025-05-13

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12902639393.html

平成 27 年(行ケ)10122【皮膚科学的治療のためのシステム】＜髙部＞

『本件審決が認定した引用発明２の「液体水フィルター」は，【0077】の「液体水フィルター」を指し，懸濁フィルターはこれに含まれないと解するのが自然である。そして，…「液体水フィルター」は，皮膚を冷却するものということはできない。』

審決は、引用発明１に引用発明２を組み合わせれば、水フィルターで光をフィルタリングしつつ皮膚を冷却する構成を当業者が容易に想到する、と結論づけていた。

しかし裁判所は、引用発明２の「液体水フィルター」の実質的機能について検討した結果、水を吸収媒体として光スペクトルを調整するもので、装置構成要素の冷却に用いられる場合はあるものの、その水を皮膚の冷却に用いる構成は開示されていない、と判断した。

すなわち、裁判所は、引用例２に懸濁フィルター（凍結液体を用いる態様）という別形態も記載されていることを踏まえても、その動作原理や目的が異なり、懸濁フィルターは液体が完全に融解するまで導波管の冷却により皮膚を冷却するものと認められるが、あくまで融解後は高散乱板になりフィルタリング機能を失う特殊な構成である、と指摘している。加えて、液体水フィルターが常時フィルターとして作用する点と、懸濁フィルターが凍結時のみ作用する点を区別し、引用発明１との組合せによっても、光学的フィルターで生物組織を冷却する本願発明の構成には至らないとした。

また、引用発明１のプリズム等からなる光学的フィルターを引用例２の液体水フィルターに置き換えても、同フィルターの水を皮膚の冷却に用いる構成には至らないとされた。被告の設計変更の主張に対しても、皮膚冷却のため水の層を厚くすると光の透過率が低下し、装置の目的・機能を損なうことから、当業者がその変更を行うことが可能とは直ちにいえないと判断された。なお、使い捨て光源、プリズムの距離保持・接触機能や封止構造の複雑化は技術検討上の論点になり得るが、それらを裁判所が進歩性肯定の理由として判示したとまではいえない。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-85871.pdf

東京地判令和３年(ワ)11507【コンプレッションサポーター】＜中島＞

Ameblo 元投稿日：2025-05-15

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12903070131.html

東京地判令和３年(ワ)11507【コンプレッションサポーター】＜中島＞

*課題を解決できない構成を含む。

（しかも、その構成が被告製品）

⇒サポート要件×

（PCSK9 第二次訴訟と同じ構図）

（※控訴審判決では、サポート要件は判断されなかった。）

（判旨抜粋）

本件発明において、「低伸縮性材料を本体に固着」…する方法が、いわゆる別材料固着構造…以外に、被告製品１７が採用する一体編成・織成構造…をも含むと解される…。しかしながら、本件明細書等によれば、当業者が一体編成・織成構造のサポーターによって本件発明の課題を解決できるとする記載は一切なく、かえって、本件明細書の段落【０００２】によれば、一体編成・織成構造のサポーターによっては、膝関節の任意の箇所に必要な押圧を加えることができず、本件発明の課題を解決することができない旨明記されていることが認められる。そうすると、本件明細書等の記載内容を踏まえると、一体編成・織成構造のサポーターが、その記載や示唆がなくとも当業者が出願時の技術常識に照らし本件発明の課題を解決できると認識できるものと認めることはできない。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-91504.pdf

【論稿/不競法】営業秘密の有用性と非公知性について －錫合金組成事件－（陳珂羽、2018)

Ameblo 元投稿日：2025-05-16

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12903508011.html

【論稿/不競法】営業秘密の有用性と非公知性について －錫合金組成事件－（陳珂羽、知的財産法政策学研究 Vol.52(2018)）

営業秘密の『有用性』の判断基準は、①スキャンダラスな情報等、開発のインセンティブと無関係の情報を排除するという程度の意味という考え方と、②進歩性のように高度の要件であるという考え方がある。

東京地判平成 13 年(ワ)7445【クレープミックス液】事件と、大阪地判平成 26 年(ワ)11151【錫合金組成】事件（本件）は、公知技術に対する追加的効果がないことを理由に有用性を否定した。論稿は、これらを、進歩性のような高度の要件を課したものではなく、競争上の優位をもたらさない情報について有用性を否定した事例と位置付けている。

https://www.juris.hokudai.ac.jp/riilp/wp-content/uploads/2019/01/26139757b3a2882c15acc0420875315f.pdf

【論稿/著作権】絵画的な表現の著作物の保護範囲 ー博士イラスト事件ー（津幡笑、(2009)）

Ameblo 元投稿日：2025-05-18

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12904118131.html

【論稿/著作権】絵画的な表現の著作物の保護範囲 ー博士イラスト事件ー（津幡笑、知的財産法政策学研究 Vol.24(2009)）

東京地判平成 18 年(ワ)16899

本判決は、共通する部分は創作性が無いと判断した。

～両著作物の酷似度に鑑みると、また、被告ビデオが元々原告ビデオの OEM であったが、被告が OEM 契約解消後もキャラクターを使い続けたという特殊な経緯に照らすと、侵害を肯定してもよかった？

（判旨抜粋）

『角帽やガウンをまとい髭などを生やしたふっくらとした年配の男性とするという点はアイデアにすぎず，…原告博士絵柄と被告博士絵柄との共通点として挙げられているその余の具体的表現（ほぼ２頭身で，頭部を含む上半身が強調されて，下半身がガウンの裾から見える大きな靴で描かれていること，顔のつくりが下ぶくれの台形状であって，両頬が丸く，中央部に鼻が位置し，そこからカイゼル髭が伸びていること，目が鼻と横幅がほぼ同じで縦方向に長い楕円であって，その両目の真上に眉があり，首と耳は描かれず，左右の側頭部にふくらんだ髪が生えていること）は，きわめてありふれたもので表現上の創作性があるということはできず，両者は表現でないアイデアあるいは表現上の創作性が認められない部分において同一性を有するにすぎない。』

https://lex.juris.hokudai.ac.jp/gcoe/journal/IP_vol24/24_3.pdf

原告博士絵柄1目録




あいうえお
かきくけこ


ビデオをみながら
楽しく"ひらがな"が
おぼえられるヨ
あ
あり
あめ
あいすくりーむ
楽しいおべんきょう
あいうえおってなあに?
はじめて学習するためのビデオ
楽しいおべんきょう
あいうえおってなあに?
早おぼえ表付き
いぬ
りんご
くるま
VHS
1,980円
ピーエスジー
2~6才向

被告博士絵柄1目録




あいうえお
さしすせそ
たちつてと
なにぬねの


DVDをみながら
楽しく「ひらがな」が
おぼえられるヨ!!
あ
DVD
はじめてのひらがな
あいうえお ってなあに?
はじめてのひらがな
あいうえお
ってなあに?
かきくけこ
さしすせそ
たちつて
幼児からのDVD学習
¥500
¥476

【意匠】東京地判令和３年(ワ)30281 他『保護部材および手押部材』＜國分＞

Ameblo 元投稿日：2025-05-18

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12904118561.html

【意匠】東京地判令和３年(ワ)30281 他『保護部材および手押部材』＜國分＞

特許権侵害認容＋意匠権侵害認容

⇒意匠権侵害は、変更出願～部分意匠の間接侵害（意匠法 38 条１号イ）!!

被告らは、本件意匠の変更出願は不適法であるなどと主張して無効を主張したが、本件分割出願の明細書記載から保護部が円板状かつ下側が平面であることなどは読み取れ、同一性が否定されないと判断された。

（判旨抜粋）

被告製品は、ハンドグリップであり、運搬台車の単管の上端部に取り付けられ、その場合には、運搬台車の単管とともに運搬台車の手押部材となる。そして、被告製品が、運搬台車の単管以外のものに取り付けられ、手押部材とは異なる機能又は用途を有するに至ることはないと認められるから（弁論の全趣旨）、被告製品は、運搬台車の単管の上端部に取り付けられ、運搬台車の手押部材の「製造にのみ用いる物品」（意匠法３８条１号イ）であると認められる。

この点について、被告らは、被告製品は、被告運搬台車に挿入される手押部材以外にも使用され、様々な長さの単管に取付可能であり、グリップ部と単管全体の長さが本件各意匠のように一定の関係にはならないなどと主張する。しかし、仮に被告製品が種類の異なる運搬台車や単管に取り付けられるとしても、運搬台車の単管の上端部に取り付けられて、運搬台車の手押部材の「製造にのみ用いる物品」であることには何ら変わりがないから、被告らの上記主張は採用することができない。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-93266.pdf

【米国特許】2007.08.20 CAFC Ian Frazer v. C. Richard Schlegel

Ameblo 元投稿日：2025-05-19

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12904234387.html

【米国特許】2007.08.20 CAFC Ian Frazer v. C. Richard Schlegel

実施例追加がなされたパリ優先権主張を伴う出願に係る発明について、優先権の効果を認め、優先期間内になされた他人の出願に打ち克って先発明者としての地位を認めた。

～優先権が有効であるための要件は、米国特許法 112 条第 1 パラグラフに規定の記述要件及び実施可能要件を充足することである。

＝日本の令和 5 年(行ケ)10057＜本多＞

（人工乳首事件と対比的）

https://jpaa-patent.info/patent/viewPdf/4455

【論稿/著作権】著作権侵害を回避するために広告宣伝物の制作委託者が負うべき注意義務（森脇肇）

Ameblo 元投稿日：2025-05-20

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12904455057.html

【論稿/著作権】著作権侵害を回避するために広告宣伝物の制作委託者が負うべき注意義務（森脇肇、知財管理 Vol.58, No.11(2008)）

*委託者に高度の注意義務があるとした判決

⇒『過失』あり

大阪地判平成 9 年(ワ)3805～製薬企業

東京地判平成 6 年(ワ)23092～東京都

東京地判平成 19 年(ワ)1126～神社

*委託者に高度の注意義務が無いとした判決

⇒『過失』なし

大阪地判平成 15 年(ワ)2886～建築会社

大阪地判平成 17 年(ワ)1311～コーヒー会社

【論稿/商標】商標法の「商品」の意義について（上田卓哉、知的財産法の理論と実務　第３巻）

Ameblo 元投稿日：2025-05-21

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12904712939.html

【論稿/商標】商標法の「商品」の意義について（上田卓哉、知的財産法の理論と実務　第３巻）

*ノベルティ・販促品

BOSS 事件の T シャツ（大阪地判 S62.8.26）～ある物品がそれ自体独立の商品でなく他の商品の包装物又は広告媒体に過ぎない場合は、商標法にいう「商品」ではない。

関連例：ハーツレンタカー事件のボールペン（東京高判 H13.2.27）～販促品上の標章はレンタカー役務の宣伝のために用いられ、販促品自体の出所識別等の機能を果たさないとして、指定商品についての商標の使用が否定された。

＝武田薬品事件のおりがみ（東京高判 H1.11.7）

*パンフレット、入場券

趣味の会事件（東京地判 S36.3.2）、木馬企画事件（横浜地判川崎支部 S63.4.28）は、パンフレット、入場券が、独立の取引対象となる「印刷物」という商品に当たらないとして、商標法にいう「商品」ではないとした。

*店舗内で提供される飲食物が「商品」に該当するか否かは判断が分かれている。

中納言事件（大阪地判 S61.12.25）～商標権侵害否定

後楽事件（広島高裁岡山支部 S61.6.18）～商標権侵害肯定

*不動産～ヴィラージュ白山事件：第一審は、分譲マンションが「商品」に当たり、指定役務「建物の売買」に類似するとして商標権侵害を肯定した。控訴審（東京高判 H12.9.28）は、「建物の売買」という役務についての標章の使用を理由に商標権侵害を認めた。

【著作権】知財高判平成 22 年(ネ)10029＜滝澤＞

Ameblo 元投稿日：2025-05-22

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12904952235.html

【著作権】知財高判平成 22 年(ネ)10029＜滝澤＞

大学と外部団体との共同研究契約に基づく研究報告書につき、大学を著作者とする職務著作成立

(1) 法人等の発意あり

大学が北見市等との間で共同研究契約を締結し、その遂行の一環として研究報告書を作成する義務を負っていた。

(2) 職務上作成した

X の研究計画書の提出義務、大学による研究目的・内容や実施場所等の指定など、一般的な労務管理に留まらず、研究の実質的な内容にまで一定程度関与していた

(3) 法人等が自己の著作の名義の下に公表するものである

本件各報告書の表紙に「北見工業大学地域共同研究センター」等の名称が記載されており、目次及び本文に執筆分担者の表示はない。「まえがき」等には研究メンバー又は共同研究代表者として控訴人の氏名が記載されていたが、大学の著作名義による公表と認められた。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-80576.pdf

【論稿/職務著作】空調機器講習テキスト事件（石井茂樹、パテント 2007）

Ameblo 元投稿日：2025-05-23

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12905268870.html

【論稿/職務著作】空調機器講習テキスト事件（石井茂樹、パテント 2007）

『法人等の名義の下で公表するもの』要件を否定した!!

知財高判平成 18 年(ネ)10027【空調機器講習テキスト事件】

『Y1（株）東京支店計装システム部部長 X』との記載は，講師が X であること，及び、講師の肩書・所属会社名を表示すると理解される。

＝東京高判平成 12 年(ネ)4816【エスキース事件】

「社会通念に従えば，『早稲田大学 D 研究室』の部分は，これに続く『D』の肩書きにすぎないものであり，この記載をもって早稲田大学の著作の名義の下の公表であるということは，到底できない。」

https://www.jpaa.or.jp/old/activity/publication/patent/patent-library/patent-lib/200704/jpaapatent200704_106-112.pdf

【著作権】知財高判平成 17 年(ネ)10070【振動制御器プログラム事件】

Ameblo 元投稿日：2025-05-24

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12905536486.html

【著作権】知財高判平成 17 年(ネ)10070【振動制御器プログラム事件】

*著作権法 61 条 2 項にかかわらず、プログラム著作権の譲渡契約に特掲されない翻案権の譲渡が認められた!!

プログラムを、将来 Y が主体的に改良することが前提とされており、X はあくまで「貢献」すると位置付けられていた。

Cf.記念樹事件（東京地判 H15.12.19）、政治経済学論文事件（東京地判 H19.1.18）、宇宙戦艦ヤマト事件（東京地判 H18.12.27）は、何れも、本件と異なり、著作権法 61 条 2 項の推定により、翻案権等が譲渡者に留保されたと判断された。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-33474.pdf

【論稿/営業秘密】従業員が自ら開発・取得した営業秘密の利用・開示を企業が差し止めることはできるか

Ameblo 元投稿日：2025-05-25

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12905722262.html

【論稿/営業秘密】従業員が自ら開発・取得した営業秘密の利用・開示を企業が差し止めることはできるか（大寄麻代、知的財産法の理論と実務　第3巻）

※差止めが認められた事例等（③は営業秘密侵害を認めた中間判決）

① 札幌地決 H6.7.8～顧客名簿

② 大阪地判 H10.12.22～業務の一環として他社研究所で受けた技術指導

③ 東京地判 H14.12.26 中間判決～派遣スタッフ名簿（差止めの可否・範囲は後続審理に留保）

*大阪地判 H9.8.28～不正目的使用・開示が否定されたが、被告の行為が7号に該当し得ることを前提として判断された。

※差止めが認められなかった事例

① 東京地判 H10.11.30～顧客名簿を見るまでもなく熟知していた。使用否定。

② 大阪地判平成14年(ワ)3162～顧客名簿を見るまでもなく住所等を把握していた。使用否定。

Cf.その他の「示された」要件が問題となった事例

① 東京地判平成13年(ワ)5663【バイアグラ個人輸入事件】～被告が医師としての職務に基づいて得た患者情報は、依頼者である原告の保有する営業秘密ではない。

② 東京高判平成14年(ネ)1413【原価セール事件】～卸売価格は売主と買主との間の折衝を通じて形成されるから、各自原始的に取得した情報であり、「示された」情報ではない。

③ 東京高決 H15.3.31～クレジットカードの入会申し込み情報は、クレジット会社とポイントカード発行会社が各自原始的に取得した情報であり、「示された」情報ではない。

論文等(2003年～2015年6月) | 知的財産高等裁判所

知財高判平成 28 年(ネ)10047【電気コネクタ組立体】＜髙部＞

Ameblo 元投稿日：2025-05-26

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12906031295.html

平成 28 年(ネ)10047【電気コネクタ組立体】＜髙部＞

*審決取消訴訟の判決理由中の判断は、侵害訴訟における技術的範囲の確定を拘束しない。無効論における特許権者の反論も、必ずしも侵害訴訟の裁判所の判断を拘束しない。

（判旨抜粋）

…同一特許に係る審決取消請求事件の判決の理由中の判断は，侵害訴訟における技術的範囲の確定に対して拘束力を持つものではない。

…特許発明の技術的範囲を解釈するについて，相手方の無効主張に対する反論として述べた当事者の主張は，必ずしも裁判所の判断を拘束するものではない。そして，本件特許発明２に係る特許請求の範囲には，控訴人が主張するような限定は規定されていないし，…本件特許発明２の課題及び作用効果は，ロック突部の突部後縁の最後方位置が，ケーブルコネクタが上向き傾斜姿勢にあるとき，すなわち，コネクタ嵌合終了姿勢に至る前は，常にロック溝部の溝部後縁から溝内方に突出する突出部の最前方位置よりも前方に位置しているのでなければ奏し得ないというものではない。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-86212.pdf

知財高判平成 28 年(ネ)10042【接触端子】＜髙部＞

Ameblo 元投稿日：2025-05-28

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12906556081.html

平成 28 年(ネ)10042【接触端子】＜髙部＞

*被告製品と本件発明とは，技術的意義を異にするとして、「押付部材」というクレーム文言につき文言非充足＋均等も不成立

（判旨抜粋）

プランジャーピンは，その大径部に略円錐面形状を有する傾斜凹部を備えているものであるが，コイルバネにより付勢されて本体ケースの内周面に左右２箇所で接触するように設計されている。コマ状部材は，導電性を有するものであり，その球状部がプランジャーピンの大径部の傾斜凹部を押してこれと１点のみで接触することによって傾き，本体ケースの内周面に左右２箇所で接触するように構成されている。プランジャーピン及びコマ状部材が確実に傾いて本体ケースに接触するよう，コマ状部材の中心軸とプランジャーピン底面の最深位置は，オフセットされている。

このように合計４つの電流経路を確保することにより，被告製品の電気抵抗が低減し，被告製品を流れる電流についてコイルバネを通る経路以外の経路が存在しないという事態が生じる可能性は低くなり，コイルバネに流れる電流量が抑えられる。

加えて，コイルバネが●●●●●●によって被覆されていることから，絶縁性ボールを使用する必要はない。

他方，本件発明においては，…①傾斜凹部を略円錐面形状とすることによって，押付部材の球状面からなる球状部の中心を傾斜凹部の中心軸上に安定して位置させることができ，それにより，押付部材を介してプランジャーピンに伝達されるコイルバネの付勢に係る力の方向を安定させ，②さらに，傾斜凹部の中心軸をプランジャーピンの中心軸とオフセットさせることにより，コイルバネがプランジャーピンを本体ケースの中心軸に対して微小な角度を有する方向に付勢することを確実なものとすることによって，プランジャーピンの大径部を確実に本体ケースの管状内周面に接触させて本体ケースへ確実に電流を流すことを可能とするものである。

以上によれば，被告製品と本件発明とは，押付部材とプランジャーピンとの接触に関し，技術的意義を異にする…。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-86215.pdf

【商標/外国サーバ】知財高判令和６年(ネ)10031＜清水響＞『Sushi Zanmai』事件

Ameblo 元投稿日：2025-05-29

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12906944953.html

【商標/外国サーバ】令和６年(ネ)10031＜清水響＞

『Sushi Zanmai』事件

⇒逆転で、商標権侵害なし

【論点１：商標法２条３項８号該当性】

　第一審では、被告のウェブページが主に日本国内向けに作成され、飲食サービスに類似する役務として認定され、広告行為とみなされた。

　しかし、知財高裁は、全体のウェブサイト内容が日本からの食材輸出を促進するためのものであり、掲載された被告表示は単に海外店舗に関する事業紹介の一環に過ぎず、日本国内の消費者向け広告とは認められないと判断した。

【論点２：商標の使用及び出所表示機能の侵害】

　知財高裁は、たとえ表示が「広告」として評価された場合でも、被告表示は日本国内で役務を提供していない海外店舗に関連するものであり、その出所を誤認して当該店舗で役務の提供を受けるという結果は国外で生じるため、日本国内における原告の商標の出所表示機能が侵害されることはないと判断した。

【論点３：属地主義及び共同勧告との整合性】

　知財高裁は、パリ条約上の商標権独立の原則及び属地主義の原則からみても、国内の出所表示機能等を害しない本件表示について、日本の商標権によって外国で適法に登録された商標の当該外国での指定役務表示のための使用を制限することは相当でないと判断した。

　また、共同勧告に照らしても、日本国内に商業的効果が認められないため、商標としての使用に当たらないと結論付けた。

※共同勧告について、

　知財高裁は、共同勧告３条(1)項で掲げられている「商業的効果を決定するための要因」について、

「本件すし店が日本で役務を提供しておらず、提供する計画に着手した旨を示す状況はないこと（同項(a)）、本件各ウェブページには本件すし店の日本通貨による価格表示はされておらず（同項(c)(ii)）、日本国内における連絡方法も掲載されていないこと（同項(d)(ii)）等が認められることに加え、前記のとおり、本件各ウェブページ自体は日本からの食材の輸出という役務の広告を目的とするものであり、被告各表示は、輸出された食材を国外で使用する飲食店チェーンを紹介するという文脈で使用されていること」等の事情を総合的に考慮すると、「本件各ウェブページが日本語で作成されており（同項(d)(iv)）、日本国内の顧客に対し本件すし店の役務を提供する意図がないことが明示的に表示されているわけではない（同項(b)(ii)）こと」を踏まえても、「本件各ウェブページにおける被告各表示の使用は、日本国内における商業的効果を有するということはできないから、日本国内における商標としての使用に当たるものではない」と判示した。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-93478.pdf

東京地判平成 14 年(ワ)23687【テレホンカード】＜飯村＞

Ameblo 元投稿日：2025-05-30

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12907044334.html

東京地判平成 14 年(ワ)23687【テレホンカード】＜飯村＞

*分割出願の原出願の出願経過中における実用新案権者の主張が、クレーム文言解釈に考慮された。

※大阪地判 H17(ワ)12207 と整合する。

「原出願に係る当初明細書及び図面から，出願人が，補正によって，意識的に，一部を削除した場合には，分割出願に当たって，既に削除した事項に含まれる考案を拡張することは許されない」

（判旨抜粋）

本件考案は，本件原出願に係る当初明細書及び図面が補正され，出願公告がされた後に，本件原出願から分割出願されたものである。

このように本件原出願に係る当初明細書又は図面が分割出願前に補正され，出願公告されている場合には，分割出願に係る考案は，本件原出願に係る当初明細書又は図面及び補正後の公告明細書又は図面の双方に記載されている考案であることを要するものというべきである。

したがって，分割出願に係る「実用新案登録請求の範囲」を確定する場合においても，原出願の過程を考慮して解釈すべきことは当然である。

特に，原出願に係る当初明細書及び図面から，出願人が，補正によって，意識的に，一部を削除した場合には，分割出願に当たって，既に削除した事項に含まれる考案を拡張することは許されないので，分割出願に係る「実用新案登録請求の範囲」の確定に当たっても，右の趣旨に沿った解釈をすべきことになる。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-11371.pdf

東京高判平成 11 年(ネ)3800【脇下用汗吸収パッド】

Ameblo 元投稿日：2025-05-31

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12907233624.html

東京高判平成 11 年(ネ)3800【脇下用汗吸収パッド】

*同一実用新案登録についての別の確定判決の理由中の判断を尊重する。

*誤記の訂正である旨の主張が否定され、意識的に除外したと認定された。

Cf. 平成 28 年(ネ)10047【電気コネクタ組立体】＜高部＞

*審決取消訴訟の判決理由中の判断は、侵害訴訟における技術的範囲の確定を拘束しない。無効論における特許権者の反論も、必ずしも侵害訴訟の裁判所の判断を拘束しない。

（判旨抜粋）

控訴人は、本件訴訟において、本件明細書中の「曲率の小さな」という記載が「曲率半径の小さな」という意味を有することを前提に、被控訴人の実用新案権侵害を主張しているけれども、この前提事項は、別件訴訟において審理されてきた事項と実質的に同一の争点というべきであり、したがって、控訴人の主張は、正に、別件訴訟の確定により決着の付いたはずの事項を再び蒸し返して争おうとするものであって、既判力に抵触するものではないが、確定した裁判によって解決しようとした事柄を未解決の状態に置こうとするものであるから、法的安定性を著しく害することは明らかである。このような場合、誤記であることが外形上客観的に一見して明白である、あるいは、別件訴訟につき再審事由に該当するほどの事由があるなどの特段の事情がない限り、確定判決の理由中の判断を尊重するのが相当であって、再度蒸し返して争うことは、信義則に反して許されないものというべきである。…

原告の主張は、本件考案において技術的に意義を有することの明らかな「曲率の小さな」が、それと正反対の意味を有する「曲率半径の小さな」と、技術的意義において同等であるとするものであるから、結局のところ、本件明細書の「曲率の小さな」が「曲率半径の小さな」の明白な誤記であることを前提としてのみ成立するものである。しかし、前記一に説示したとおり、本件明細書の「曲率の小さな」は「曲率半径の小さな」の明白な誤記であると解することは許されないから、原告の右主張は、その余の点について判断するまでもなく失当なことが明らかである。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-13457.pdf

平成28年（ネ）第10047号＜高部＞	電気コネクタ組立体*無効論における特許権者の反論、審決取消訴訟の判断は、侵害訴訟の裁判所を拘束しない。	…同一特許に係る審決取消請求事件の判決の理由中の判断は，侵害訴訟における技術的範囲の確定に対して拘束力を持つものではない。…特許発明の技術的範囲を解釈するについて，相手方の無効主張に対する反論として述べた当事者の主張は，必ずしも裁判所の判断を拘束するものではない。そして，本件特許発明２に係る特許請求の範囲には，控訴人が主張するような限定は規定されていないし，…本件特許発明２の課題及び作用効果は，ロック突部の突部後縁の最後方位置が，ケーブルコネクタが上向き傾斜姿勢にあるとき，すなわち，コネクタ嵌合終了姿勢に至る前は，常にロック溝部の溝部後縁から溝内方に突出する突出部の最前方位置よりも前方に位置しているのでなければ奏し得ないというものではない。	★

大阪地判平成 17 年(ワ)12207【ゴーグル】

Ameblo 元投稿日：2025-06-01

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12907494065.html

大阪地判平成 17 年(ワ)12207【ゴーグル】

*分割後の原出願で請求項が削除された経過について、削除された請求項と本件各特許発明が同一とは認められないため、本件各特許発明を意識的に除外したものとはされなかった。

※東京地判 H14(ワ)23687 と整合する。

「原告が本件親出願の特許請求の範囲請求項４ないし７を削除したことにより，原告が本件各特許発明を意識的に除外したものとはいえない」

（判旨抜粋）

…上記補正は，本件親出願に関するものであって，本件分割出願に係る本件各特許発明についてではない。そして，本件親出願の特許請求の範囲請求項４ないし７が本件各特許発明と同一であると認められないことは，前記のとおりであるから，原告が本件親出願の特許請求の範囲請求項４ないし７を削除したことにより，原告が本件各特許発明を意識的に除外したものとはいえないというべきである。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-34563.pdf

京都地判平成８年(ワ)1597【サーマルヘッド】

Ameblo 元投稿日：2025-06-04

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12908157393.html

京都地判平成８年(ワ)1597【サーマルヘッド】

*分割出願の原出願の出願経過中における特許権者の主張も、クレーム文言解釈に考慮されなかった。

「分割出願に係る特許権の成立が原出願と密接な関係にある場合において、分割出願の際に既にもととなった原出願の願書に添付された明細書又は図面の意味内容が原出願の出願経過の参酌により明らかになるような例外的な場合に限り、原出願に係る発明の出願経過を参酌することができる」

（判旨抜粋）

分割出願に係る発明と分割後の原出願の発明は、別個独立のものであるから、右と同様に、分割出願に係る発明の技術的範囲を確定するのに原出願の発明の出願経過を参酌するのは原則として相当でない（原出願の発明の出願経過において述べられたことは、分割出願に係る発明に関して述べられたものとはいえない。）。

ただ、分割出願に係る特許権の成立が原出願と密接な関係にある場合において、分割出願の際に既にもととなった原出願の願書に添付された明細書又は図面の意味内容が原出願の出願経過の参酌により明らかになるような例外的な場合（この場合は、分割前の原出願の明細書の意味内容が確定されることにより、右明細書に記載されている分割出願に係る発明の意味内容も分割出願の時に明らかになっていると評価することができる。）に限り、原出願に係る発明の出願経過を参酌することができるというべきである。

http://imaokapat.biz/hanrei/jirei039-h8-1597.html

東京地判平成７年(ワ)23005【抗真菌外用剤】

Ameblo 元投稿日：2025-06-04

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12908158008.html

東京地判平成７年(ワ)23005【抗真菌外用剤】

*本件日本出願を優先権の基礎とする欧州出願の提出書類の内容も、クレーム文言解釈に考慮された。

＝大阪地判昭和 47 年(ワ)1526【チャック】

（判旨抜粋）

…本件発明の特許請求の範囲の文言、本件明細書の発明の詳細な説明における記載や実施例の内容、本件特許出願の過程における原告の主張内容、原告の欧州特許庁に対する提出書類の内容等を総合すると、本件発明は、抗真菌剤として公知のミコナゾール等を用いる抗真菌外用剤に関するものであり、製剤化するにあたって、通常の外用剤の製法に従って外用基剤にミコナゾール等を直接添加したのでは、結晶の析出がみられて所望の外用剤が得られないという問題点があることに鑑み、外用剤の薬効成分としては公知であるものの、ミコナゾール等の溶解剤としては知られていないクロタミトン等をミコナゾール等の溶解剤として使用するという新規な技術思想を用い、右の溶解液を外用基剤で製剤化することによって、結晶の析出のない優れた外用剤を得ることをその内容とする発明であるものということができる。

そうすると、…本件特許請求の範囲における「溶液」とは、化合物（Ⅰ）を溶質とし、クロタミトン等を溶媒とする溶液を指すものと解釈するのが相当である。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-13763.pdf

静岡地判平成２年(ワ)360、平成４年(ワ)524【アルファカルシドール】

Ameblo 元投稿日：2025-06-04

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12908158087.html

静岡地判平成２年(ワ)360、平成４年(ワ)524【アルファカルシドール】

*対応するドイツ特許の出願経過を根拠に、日本特許の目的物質について純度の差による融点の相違を説明することは許されないとの主張は、採用されなかった。

Cf. 東京地判平成７年(ワ)23005【抗真菌外用剤】、大阪地判昭和47年(ワ)1526【チャック】

（判旨抜粋）

被告らは、本件特許発明に対応するドイツ特許が、当該発明の方法によって得られる物質は純粋な物質である旨を強調して特許されたものであることを理由として、同じ発明に基づく本件特許の目的物質について、純度が劣ることをもって融点が異なる旨の弁解は許されないと主張するが、各国特許独立の原則に照らし、右の主張が失当であることは明らかである。

https://www.jpaa.or.jp/old/activity/publication/patent/patent-library/patent-lib/200308/jpaapatent200308_077-090.pdf

東京地判令和５年(ワ)70178【酢酸亜鉛水和物錠及びその製造方法】
＜中島＞

Ameblo 元投稿日：2025-06-05

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12908424986.html

令和５年(ワ)70178【酢酸亜鉛水和物錠及びその製造方法】＜中島＞

特許法104条の推定が及ぶとしても、反証されている。

⇒傍論として、以下を含めて判示した。

（判旨抜粋）

仮に、被告医薬品が特許法１０４条に基づき本件発明に係る製造方法により生産したものと推定された場合であっても、前記２において説示したところによれば、当該推定は、覆される…。…

本件発明により生産される「物」は、本件発明の優先日前の時点において、当業者がその物を製造する手がかりが得られる程度に知られたものであったと認めるのが相当である。したがって、被告医薬品は、特許法１０４条に基づき、本件発明に係る製造方法により生産したものと推定することはできない。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-93476.pdf

【論稿/商標】令和以降の商標関係判決について（服部謙太朗、特許ニュース R7.2.14）

Ameblo 元投稿日：2025-06-06

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12908597417.html

【論稿/商標】令和以降の商標関係判決について（服部謙太朗、特許ニュース R7.2.14）

2019～2024 年の商標関係民事訴訟

・地裁 92 件中請求棄却又は訴え却下は 31 件（もっとも、権利濫用が多く、商標非類似の事案は少ない。）

・控訴審 31 件中、逆転は 5 件（うち 4 件は権利濫用でないとした判決。）

審決取消訴訟

229 件中審決取消は 47 件。

このうち、不使用取消事案が 18 件、3 条関係が 7 件。

https://sakurazakalaw.tokyo/topics/pdf/2025/238.pdf

知財高判平成 22 年（行ケ）10121【納豆食品】＜滝澤＞

Ameblo 元投稿日：2025-06-07

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12908866363.html

平成 22 年（行ケ）10121【納豆食品】＜滝澤＞

*引用発明適格の「発明」性と、特許性判断時の「発明」性とは、基準が異なる。

（判旨抜粋）

…出願人の本来の意図と，請求項の記載との間に齟齬がないことは予定されているものであって，仮に，その間に齟齬があったとしても，それは，前記のとおり，本来，出願人の自己責任において処置されるべき問題であるから，審査官がその間に齟齬があるか否かを調査し，齟齬がある場合に，そのような出願の不備・欠陥を指摘する義務まで負うものではない。…

進歩性の判断に係る引用発明における「発明」の認定が，特許出願当時の技術水準を基礎として，特許出願に係る発明等の内容との対比に必要な限度において，その技術的思想を実施し得る程度に技術的思想の内容が開示されていることが必要であり，かつ，それで足りるというのに対し，特許性の判断における当該出願に係る「発明」の認定が，当業者が反復継続して目的とする技術効果を上げることができる程度にまで具体的・客観的なものとして構成されていることを要するというべきところ，両者における「発明」の認定について，同一の判断基準に拠っていないとしても，認定の目的及び対象が異なる以上，当然というべきであって，これを不合理であるということはできない。

したがって，被告が，同種事案について，特定の出願人に対して異なる基準を適用した場合に平等原則違反となることは格別，原告の主張をもって，被告が二重の基準に基づく不平等な取扱いをしているとはいえないことは明らかである。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-81149.pdf

知財高判令和６年(行ケ)10023【情報処理端末】＜清水響＞

Ameblo 元投稿日：2025-06-08

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12909092248.html

令和６年(行ケ)10023【情報処理端末】＜清水響＞

*クレーム文言を削除したが、新規事項追加でないと判断した。

（判旨抜粋）

本願発明の「決済に関する情報の入力の有無に関係なく、」を削除する補正事項４についてみると、文言上は…限定していた事項を削除するものであるから、「『決済に関する情報の入力』の有無が本件態様に関係する情報処理端末」は、本願発明の範囲には含まれていなかったが、本件補正発明の範囲には含まれることになったと解釈する余地がある。しかし、本願発明は、決済に関する情報…をユーザが入力してから決済に使用されるカードの読み取り操作を促す処理及び表示を行うという従来技術の構成では、決済以外の用途への適用が難しいという課題を解決するため、決済以外の用途において適用可能な情報処理端末であって、接触型・非接触型の別を問わず、情報記憶媒体から短時間で必要な情報を読み取り可能な情報処理端末を提供するものであり…、この点は、本件補正発明においても同様である。…補正事項４を含む本件補正後の発明が、これらの「決済に関する情報の入力の有無が本件態様に関係する情報処理端末」をその技術的範囲に含むと解することは、合理的な解釈とはいい難い。むしろ、本願発明及び本件補正発明の技術的範囲の内容について、本願明細書の内容を考慮して解釈するならば、本件補正の前後を通じ、本件態様となるために「決済に関する情報の入力」が不要であることに変わりはなく、本願発明の「決済に関する情報の入力の有無に関係なく、」との文言は、決済以外の用途において適用可能であることを特定していたにすぎないものと解するのが相当であるから、補正事項４により、本件補正発明に本願発明に含まれていなかった事項が含まれることにはならない。…補正事項４が新たな事項を追加するものではない以上、…全体として特許請求の範囲を減縮するものに当たる。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-93556.pdf

東京地判令和４年(ワ)18332【無線通信システムにおける参照信号の送受信方法】＜中島＞

Ameblo 元投稿日：2025-06-09

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12909308720.html

令和４年(ワ)18332【無線通信システムにおける参照信号の送受信方法】＜中島＞

＊『規格』では必須でない＋秘密保持命令による提出物で非充足が確認された。

LTE 規格は、NID_csh_DMRS などの値は上位層から提供される場合に使用するものであって、提供されない場合には通常のセル ID（NID_cell など）を使うと規定されている。

⇒CoMP 機能（複数基地局間での協調送受信）をサポートする構成かどうかは端末固有の実装に委ねられており、LTE 規格が CoMP 機能を端末に必須とはしていない。

　＋その上で、被告側が提出した秘密保持命令の対象証拠（乙 50～52）及び弁論の全趣旨によれば、被告製品に組み込まれたチップセットは本件パラメータを使用して参照信号を生成・送信するものではないと推認され、これに反する客観的な証拠もないと判断した。

⇒非充足

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-92805.pdf

東京地判令和４年(ワ)70139、令和５年(ワ)70009『特許を受ける権利の確認請求』＜中島＞

Ameblo 元投稿日：2025-06-10

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12909487358.html

令和４年(ワ)70139、令和５年(ワ)70009『特許を受ける権利の確認請求』＜中島＞

指定国において国内移行手続を行わなかったため、取下擬制された国際特許出願に係る発明について、原告が特許を受ける権利を有することの確認を求める訴えが、確認の利益を欠くとして却下された。

本判決は、日本法上の職務発明に基づく特許を受ける権利と、ドイツ法上の職務発明に基づく権利とは別個であるとし、日本で前者の帰属が認められても後者の帰属がドイツで当然に承認されるわけではないとした。そのため、本件紛争の解決にはドイツでドイツ法上の権利の帰属確認を求める方が有効かつ適切であると判断した。これは、本件の確認の利益に関する判断であり、日本の判決一般がドイツで承認されないとするものではない。

（判旨抜粋）

「属地主義の原則によれば、我が国の職務発明の規定に基づく特許を受ける権利と、ドイツ法の職務発明の規定に基づく特許を受ける権利とは、それぞれ異なるものといえるから、仮に我が国の職務発明の規定に基づく特許を受ける権利が日本において認められたとしても、ドイツ法の職務発明の規定に基づく特許を受ける権利が必ずしもドイツにおいて承認されるものとはいえない。…

原告は、ドイツ法の職務発明の規定に基づき特許を受ける権利の確認を求めて、ドイツの裁判所に対し訴えを提起することができるのであるから、日本の裁判所に対し日本法に基づく特許を受ける権利の帰属の確認を求めるよりも、端的に、ドイツの裁判所に対し直接ドイツ法に基づく特許を受ける権利の帰属の確認を求めるのが、本件における紛争の解決としては、より有効かつ適切であるといえる。」

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-92853.pdf

【著作権】東京地判令和５年(ワ)70080『発信者情報開示請求事件』＜中島＞

Ameblo 元投稿日：2025-06-11

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12909727022.html

【著作権】東京地判令和５年(ワ)70080『発信者情報開示請求事件』＜中島＞

原告は、匿名掲示板の年齢情報等の投稿についてプライバシー及び名誉感情の侵害を主張し、別の画像リンクの投稿について著作権及び氏名表示権の侵害を主張して、発信者情報の開示を求めた。

⇒年齢が既に広く周知されているうえ、その事実を公表されない法的利益が公表する理由を優越しないとして、プライバシー侵害を否定し、「普通にキモいよ」や「自分の年齢考えて！」等も、意見であり、社会通念上許される限度を超える侮辱行為であることが明らかでないとした。

また、画像リンクの投稿については、本件の表示方法や元画像に至る操作等の事情の下では、情報の流通が著作権侵害を直接もたらすとは認められず、氏名表示権についても権利侵害が明らかとはいえないとして、発信者情報開示請求を棄却した。

（判旨抜粋）

本件投稿２によって本件ＵＲＬを送信したことにより、本件元画像の解像度を下げた粗い画像が表示されたのに対し、本件元画像については、本件投稿２を閲覧したユーザーが、本件ＵＲＬをクリックした上で、更に別のサイトに移動する旨併記された本件ＵＲＬと同じＵＲＬをクリックしない限り、これを目にすることはない。

また、前記認定事実によれば、本件元画像の内容が、原告の顔を写さずにその衣装等を写すものにすぎず、そのサムネイルが本件投稿２において既に表示されていることが認められる。上記各認定事実を踏まえると、通常は、本件投稿２を閲覧したユーザーが、本件ＵＲＬをあえてクリックした上で、別のサイトに移動する旨告知されているのに更にＵＲＬをクリックするといえるような事情まで認めることはできない。

これらの事情の下においては、本件発信者による本件ＵＲＬの送信は、情報の流通によって原告の著作権の侵害を直接的にもたらしているものと認めることはできない。

したがって、本件投稿２は、上記にいう「権利の侵害」が明らかであるものと認めることはできない。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-92708.pdf

【商標】東京地判令和４年(ワ)16062『仙修』事件＜柴田＞

Ameblo 元投稿日：2025-06-12

記事種類：判決紹介

分類：商標

論点：商標の類否、商標権侵害

HP 掲載日：2026-10-16

事件情報：令和４年(ワ)16062

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12909987156.html

HP: https://www.takaishihideki.com/single-post/ameblo-12909987156-ja

英語版: https://www.takaishihideki.com/en/single-post/ameblo-12909987156-en

【商標】東京地判令和４年(ワ)16062『仙修』事件＜柴田＞

登録商標「仙脩」

① 被告標章１「仙修」⇒類似

② 被告標章２「仙修六神丸」⇒類似

③ 被告標章３「御所（枠囲い）　仙修」⇒類似

④ 被告標章４「御所仙修」⇒非類似

① 被告標章１（「仙修」）と本件商標（「仙脩」）との類否

両者は、外観上は二文字の漢字のうち、一文字目は「仙」で同一、二文字目は「脩」と「修」である。二文字目について、下部の一部形状が「月」のように見えるか「彡」に近いかという差異があるものの、残りの部分が酷似していることに加え、文字全体の視覚的な印象も近しいと判断された。称呼については、「せんしゅう」で同一であり、観念についても、本来「脩」には干し肉を意味するなどの由来があるとはいえ、「修」の意味の一部を含むと解される面が大きく、需要者に特定の意味の違いが強く想起されるほど顕著な差異は見いだせない。したがって、外観・称呼・観念の総合的考慮により類似と判断された。

② 被告標章２（「仙修六神丸」）との類否

これは全体としては漢字五文字だが、そのうち「六神丸」は古くから動悸や息切れなどを対象とする漢方薬・強心薬の呼称であり、需要者にとって「六神丸」という文字自体が固有の出所識別力を持つとはいえない、いわゆる普通名称に近い位置づけとみられる。したがって、商標法上は「仙修」の部分が出所識別標識として強い機能を担うと解される。そこで「仙修」の部分と本件商標「仙脩」の対比を行ったところ、前述のとおり外観・称呼・観念において類似性が認められるため、全体として被告標章２は本件商標に類似すると判断された。

③ 被告標章３（「御所（枠囲い）　仙修」）との類否

こちらは四文字中、前二文字が「御所」、後二文字が「仙修」となっており、しかも「御所」と「仙修」の間に空白があり、かつ「御所」の文字は枠で囲われている。このため、視覚上も「御所」と「仙修」が区切られていると評価できる。そこで、「仙修」の部分も独立して出所識別標識として機能すると解される。また、「御所」は奈良県の地名として知られる可能性はあるが、全国的に広く

直ちに想起されるほど一般的かどうかは明確ではなく、天皇の座所を意味する「ごしょ」と読む場合もあるなど、必ずしも単一の明確な観念に直結しない。そうすると、分離して観察されやすい「仙修」の部分は、本件商標「仙脩」との類似性を帯びるとして、全体として被告標章3も本件商標に類似すると裁判所は判断した。

④ 被告標章4（「御所仙修」）との類否

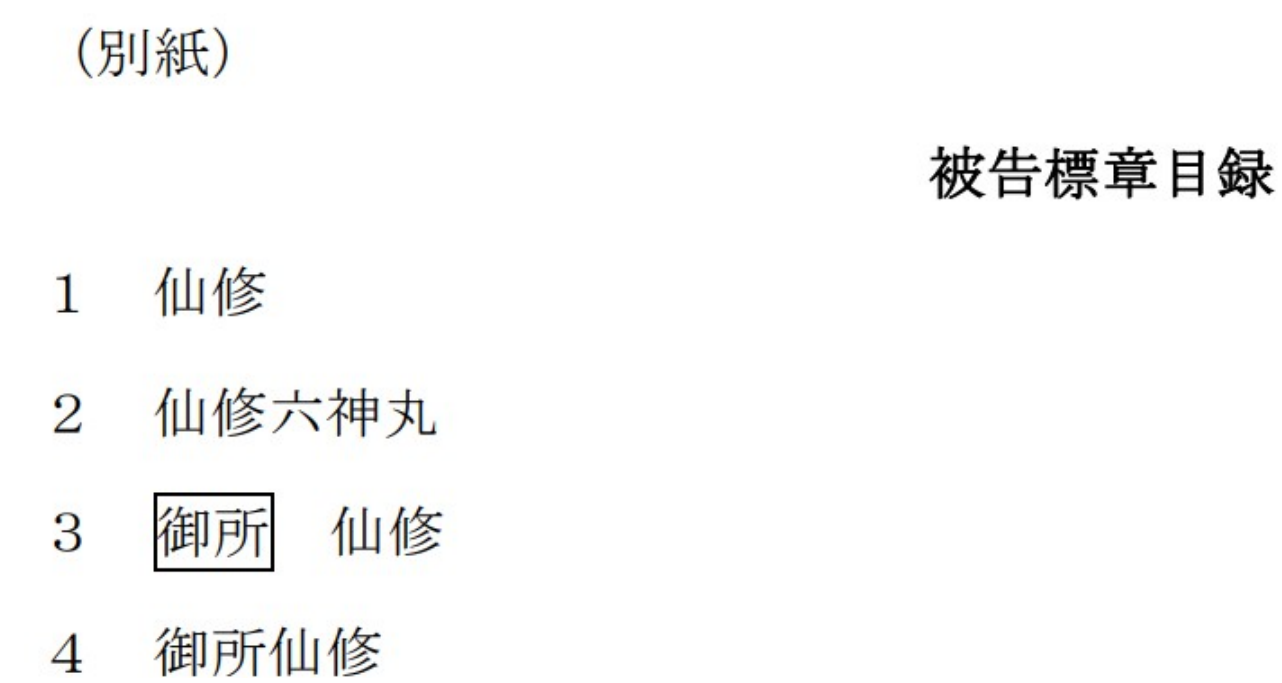
これは「御所」と「仙修」の間に空白もなく、「御所」の部分が別の枠で囲まれることもなく一続きで表記されているため、前後を分離して観察するのが当然とはいえない。さらに「御所」という文字にも一定の出所識別機能が認められ、全体として「御所仙修」という一連の称呼や外観を形作る。そうすると、外観上も二文字の「仙脩」とは一見して相違し、称呼として「ゴセセンシュウ」ないし「ゴショセンシュウ」となり、「センシュウ」とは相当程度違う響きをもつ。したがって、全体観察では類似しないとされた。裁判所はこの点につき、被告標章4は「御所」と「仙修」が完全に結合した単一の標章として機能するとみなし、本件商標とは混同を生じるほどの類似性はないと結論付けた。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-92766.pdf

LinkedIn

https://www.linkedin.com/feed/update/urn:li:activity:7515598083729055744/

原記事の画像（補完）



AMEBLO 原文

https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12909987156.html

【不競法/虚偽事実の告知】大阪地判令和４年(ワ)11394『将棋の棋譜情報』＜武宮＞

Ameblo 元投稿日：2025-06-13

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12910186575.html

【不競法/虚偽事実の告知】大阪地判令和４年(ワ)11394『将棋の棋譜情報』＜武宮＞

本件動画で利用された将棋の指し手・挙動に関する情報は、公表された客観的事実として原則自由利用の範疇に属するとされた。

棋譜には盤面図や符号・記号による指し手順の文字情報が含まれるが、本件で利用されたのは実況中継された対局者の指し手及び挙動（考慮中かどうか）という情報であった。裁判所は、こうした客観的事実と、それを伝える映像・文章等の具体的表現とを混同せず、本件動画による被告の著作権侵害がないとの争いのない前提で判断している。

被告が示した「王将戦における棋譜利用ガイドライン」は一方的に定められた内部規定にすぎず、棋譜情報を第三者が自由に利用することを法的に制限できる根拠にはならない。

⇒原告による動画配信が被告の著作権を侵害するものではなく、原告による棋譜情報の利用は、自由利用の範疇に属し、その取得手段や配信態様にも違法性は認められないから、プラットフォーマーへの削除申請は「虚偽の事実の告知」に当たる。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-92676.pdf

知財高判令和５年(ネ)10093『映画の著作権者』＜東海林＞

Ameblo 元投稿日：2025-06-14

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12910465129.html

令和５年(ネ)10093『映画の著作権者』＜東海林＞

※著作権法 29 条 1 項により映画製作者が映画の著作権を取得しても、著作者の著作者人格権はあることに注意!!

控訴人が制作したアニメーション映像（映画の著作物）につき、被控訴人が著作者名を表示せずにインターネット上で公開した。

本件映像の全体的形成に創作的に関与したのは控訴人のみであるから、著作者は控訴人である。

一方で、本件映像を製作する意思を有し、その製作に関する法律上の権利義務と経済的な収入・支出の主体となり、最終的な費用負担のリスクを負っていたのは被控訴人であるため、被控訴人が映画製作者と認められた。控訴人は被控訴人に対して製作への参加を約束していたので、著作権（財産権）は著作権法 29 条 1 項により被控訴人に帰属する。

しかし、著作者人格権としての氏名表示権は控訴人が有するため、氏名表示権（著作者人格権）を侵害する。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-92915.pdf

【商標】知財高判令和５年(行ケ)10131『hololive Indonesia』＜宮坂＞

Ameblo 元投稿日：2025-06-15

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12910640633.html

【商標】令和５年(行ケ)10131『hololive Indonesia』＜宮坂＞

※「hololive Indonesia」は、商標法４条１項16号違反。

「hololive Indonesia」の構成中、「hololive」は造語として自他商品・役務の識別力を有するが、「Indonesia」は東南アジアに存在するインドネシア共和国を表す語として我が国の需要者にも広く知られている。

そして、本願の指定商品や指定役務には、一般消費者が需要者となる化粧品や被服、飲食物の提供など多岐にわたり、インドネシアとは無関係のものが多数含まれている。そこで、本件商標をインドネシアで生産・販売されていない商品や、インドネシアと無関係な役務に用いた場合、「Indonesia」の文字部分から当該商品がインドネシアで生産又は販売されたものである、又は当該役務がインドネシアに関するものであると誤解されるおそれがある。

たとえ原告が本商標を「インドネシアを拠点とするバーチャルアイドルグループの名称」と主張し、ファンが誤認する可能性は小さいと述べても、指定商品・役務全般にわたる需要者は同グループのファンに限定されず、その多くは国名を表示した商標から商品の生産・販売地や役務との関連を想起する。

なお、原告はインターネット上の登録者数等から商標の周知性を主張したが、「hololive」以外の各チャンネルでは映像等の多くが欧文字で投稿され、登録者のうちどの程度が日本の需要者なのかの裏付けがないとして、我が国の需要者に広く認識されているとは認められなかった。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-92867.pdf

知財高判令和５年(行ケ)10034【立毛シートの製造方法】＜清水響＞

Ameblo 元投稿日：2025-06-16

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12910812675.html

令和５年(行ケ)10034【立毛シートの製造方法】＜清水響＞

本件発明の特徴的部分である蒸し工程と乾燥工程による立毛性付与を開発したのはＢであり、被告による出願は特許を受ける権利を有しない冒認に当たる。

※裁判所における冒認の論争は、証人尋問の結果が大きく影響する!!

（判旨抜粋）

…主張内容及び陳述内容の変更は、発明の課題そのものや発明の必要性、発明の創作過程に極めて大きな影響を与えるものであるから、真にＡが発明者であるのであれば、単なる記憶違いなどによって上記のごとくその内容を変遷させるとはおよそ考え難い。

なお、…新栄染色では当初は外注により、遅くとも平成１９年からは自社で蒸し工程を実施していたのであるから、新栄染色が以前は「蒸し工程をしていなかった」との被告の従前の主張は事実とは認められない。

さらに、被告の主張によると、従前の新栄染色の染色工程においてはプレセットを行っていなかったことになるが、Ａが述べる試行錯誤の内容は、プレセットについては、それを行う順番を試行錯誤したというものであって、プレセットを入れることとした理由については何ら説明をしていない。このことは、当時、既にプレセット工程自体は存在しており、Ａは専らその工程の順番について試行錯誤していたことをうかがわせるものである。また、Ａが蒸し工程について試行錯誤した内容として述べる条件は、「９０℃の蒸気で、０分、３０分、６０分、１２０分」と試したというものであって、「９５～１１０℃で２～３時間蒸す」（【００２２】）という本件明細書の記載と合致しない。Ａは、本件の審判手続の尋問において、自ら発明ノートを作成したことはないことを前提とした発言をしているが…、これは試行錯誤を繰り返していたはずの発明者としておよそ不自然というほかない。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-92893.pdf

【論稿】不正競争防止法の品質等誤認惹起行為における品質の外延（大塚理彦、パテント 2025）

Ameblo 元投稿日：2025-06-17

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12911048143.html

【論稿】不正競争防止法の品質等誤認惹起行為における品質の外延（大塚理彦、パテント 2025、Vol. 78　No. 2）

二重価格表示を品質等誤認惹起行為と認定する裁判例もある。

特許発明の実施品ではない商品に特許表示をする行為は直接的指示表示として品質等誤認惹起行為に該当する。

●最決昭和 53 年 3 月 22 日刑集 32 巻 2 号 316 頁『清酒特級事件』

級別の審査・認定を受けていない清酒に特級の表示をすれば、たとえその品質が実質的に清酒特級に劣らない優良なものであっても品質等誤認惹起行為に該当する。

●大阪地判平成 29 年 1 月 31 日『トナーカートリッジ事件』

「仮に被告商品が原告京セラ DS から指定を受けていないだけであって、客観的な品質、内容では、原告純正品と何ら変わりがないとしても、被告に指定する権限がない以上、被告によりなされた本件指定表示は、なお品質、内容につき『誤認させるような』表示であるといって差し支えないというべきである」と判示した。

創業・沿革を示す表示について品質等誤認惹起行為に該当するとした裁判例は見当たらない。

ランキングを示す表示が直接的指示表示を伴う場合には、そのような直接的指示表示をする行為が品質等誤認惹起行為に該当するか否かを判断すれば足りる。

https://jpaa-patent.info/patent/viewPdf/4609

【論稿】広い特許クレームの解釈について（廣田浩一、パテント 2005、Vol. 58　No.7）

Ameblo 元投稿日：2025-06-18

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12911248954.html

【論稿】広い特許クレームの解釈について（廣田浩一、パテント 2005、Vol. 58　No.7）

－穴あき説－

『選択発明と先願発明との比較において，概念的には，選択発明は先願発明の特許請求の範囲に属する。しかし，先願発明の発明者が，発明として認識した限度を超えるものであった故に，特許に至ったものであり，発明の保護は，発明者が認識した限度に限られる，との考え方からみると，選択発明は，先願発明とは別個独立の発明であって，利用関係はない，つまり，その技術的範囲には属しない，とすることになる』

『認識限度論については，「発明者が現に認識した限度内において保護を認めようとするものであり，逆に言えば発明者が認識していなかったものは保護すべきでない･･･この考え方を徹底させると，後述の均等論の適用の余地が極限されてしまう…」』

https://www.jpaa.or.jp/old/activity/publication/patent/patent-library/patent-lib/200507/jpaapatent200507_021-033.pdf

【米国特許】CloudofChange v. NCR (Fed. Cir. 2024)

Ameblo 元投稿日：2025-06-19

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12911406750.html

【米国特許】CloudofChange v. NCR (Fed. Cir. 2024)

システムクレームにおいて「使用」(use)といえる主体が誰であるか、また顧客の行為が被告 NCR に帰責される（代位責任）かどうかを詳細に検討し、被告の直接侵害を否定した。

⇒システムクレームでは、積極的誘引（米国特許法 271 条(b)）及び寄与侵害（米国特許法 271 条(c)）を主張することが得策。（本事案では、原告が積極的誘引・寄与侵害の主張を放棄している。）

１．「使用」の主体について

Centillion 判決を参照し、システムクレームの「使用」を行う者として、「システム全体を管理し、そこから利益を得る(control the system as a whole and obtain benefit from it)」主体が該当すると示された。

ここで「利益(benefit)」とは、単に金銭的収益を得るという意味ではなく、クレーム上に記載された目的・効果（すなわち、発明が実現する本質的メリット）を享受することである。

本件特許のクレームが目的としているのは、POS 端末の構築・編集や、ネットワーク越しに POS ソフトウェアと反復して相互作用できるシステムを用いることであるから、システムの本来の目的・効果を実際に享受しているのは顧客である。

２．「代位責任(vicarious liability)」が成立するか

方法クレームに関しては Akamai 判決で示されているとおり、全ステップのうち一部を被疑侵害者以外の第三者が行っていても、それを指示または支配する、あるいは被疑侵害者との間に代理・契約関係等の特別な関係がある場合には、被疑侵害者が責任を負う可能性がある。

しかし、本件はシステムクレームであり、そもそも「使用」の帰属がどこにあるかが問題の中心であるところ、方法クレームとは分析の仕方が異なると裁判所は指摘した。

そのうえで、裁判所は Akamai の代位責任原則を本件にも適用した。地裁の誤りは、その原則をシステムクレームに適用したこと自体ではなく、顧客がインターネット接続を供給する行為と、顧客によるシステム全体の「使用」とを混同した点にある。

Akamai のように方法クレームの個々のステップを誰が実施したかを積み上げて検証する手法を、そのままシステムクレームの「使用」分析に持ち込むことはできない。

システムクレームの場合は、「システムを構成する全要素が作動し、その結果としての発明の目的・効果を誰が享受しているのか」を一体として評価する必要がある。

したがって、システムクレームでは、顧客がシステム全体を稼働させて使用する行為を被告が指示・支配したかを検討する必要がある。本件では、顧客にインターネット接続を供給させる契約上の義務だけでは、その使用に対する NCR の指示・支配は認められないとされた。

https://patent-law.hatenablog.com/entry/2024/12/31/025010

【論稿/欧州】待望の決定を経て―標準必須特許は欧州でも無用となったか（Christoph Rademacher、2016）

Ameblo 元投稿日：2025-06-20

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12911615875.html

【論稿/欧州】待望の決定を経て―標準必須特許は欧州でも無用となったか（Christoph Rademacher、知的財産法政策学研究 Vol.48(2016)）

標準化技術の普及に伴い、特許権者が SEP を通じて市場を独占するリスクが指摘されてきた。

ドイツの「Orange-Book」判決（2009 年）は、特許権者が SEP を侵害する企業に対し差止請求を行うことを基本的に認めたが、その後の欧州委員会の方針は、FRAND（公平・合理的・無差別）条件でライセンスを提供すべきとの立場を強調した。

2013 年、Huawei と ZTE の訴訟を受け、CJEU に判断が委ねられた。

CJEU の 2015 年判決は、標準化団体に FRAND 条件での許諾を約束した、市場支配的地位にある SEP 権者による差止め・回収請求と EU 競争法との関係について、次の交渉手順等を示した。

①特許権者は、被疑侵害者に対し特許侵害の通知を行わなければならない。

②被疑侵害者は、FRAND 条件でのライセンス取得の意思を示す必要がある。

③特許権者は、FRAND 条件に基づく具体的なライセンス条件を提示する。

④被疑侵害者がライセンス条件を不服とする場合、FRAND に基づいた対案を提示しなければならない。

⑤ 対案提示後も FRAND 条件の合意に至らない場合、当事者は、合意により、独立した第三者に遅滞なくライセンス料を決定してもらうよう求めることができる。また、被疑侵害者が対案を拒絶された後も SEP の使用を続ける場合には、適切な担保の提供及び過去の使用についての計算資料の提出が必要となる。

この判決により、特許権者が FRAND 条件を遵守しないまま差止請求を行うことは、支配的地位の濫用とみなされる可能性があることが明確になった。一方で、ライセンス交渉を意図的に引き延ばす「牛歩戦術」は認められず、被疑侵害者も迅速な対応が求められる。

米国では、契約法やエクイティの原則が適用され、日本では権利濫用法理に基づく規制が行われている。これに対し、欧州では競争法に基づく支配的地位の濫用が主要な制約となる。

さらに、FRAND 条件のライセンス料率の算定方法についても議論があり、日本の知的財産高等裁判所が用いた標準必須特許の価値均等配分方式や、ドイツの Kühnen 判事が提唱する分類方式が紹介されている。

結論として、CJEU の判決により、欧州における標準必須特許の行使において特許権者と被疑侵害者双方に一定の手続き的制約が課されることになった。

しかし、未解決の論点も多く、各国裁判所の判断が今後の実務に大きな影響を与える。

https://www.juris.hokudai.ac.jp/riilp/wp-content/uploads/2016/10/7af29f3dc5278332cbcb2e7c387bd816.pdf

知財高判令和４年(ネ)10078【片手支持可能な表示装置】＜菅野＞

Ameblo 元投稿日：2025-06-23

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12912148809.html

令和４年(ネ)10078【片手支持可能な表示装置】＜菅野＞

*技術分野の共通性を理由に容易想到とした

*角度は設計事項

（判旨抜粋）

…乙１発明’と本件周知技術は、いずれも折り畳み式の小型電子機器の技術分野に関するものであり、技術分野が共通するから、乙１発明’において本件周知技術の中間ストッパを採用し、本件相違点に係る構成とすることは、当業者が容易に想到し得たことは、補正して引用する原判決が説示するとおりであり…、その際、２つの表示板を固定する角度は、当業者の設計的事項であって、「約１５０度から約１７０度までの範囲内の所定の角度」になるように調整することも、当業者が適宜なし得た…。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-91824.pdf

【商標】知財高判令和６年（行ケ）第10058号＜清水響＞

Ameblo 元投稿日：2025-06-23

記事種類：判決紹介

分類：商標

論点：識別力

HP 掲載日：2026-10-16

事件情報：令和６年(行ケ)第 10058

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12912148937.html

HP: https://www.takaishihideki.com/single-post/ameblo-12912148937-ja

英語版: https://www.takaishihideki.com/en/single-post/ameblo-12912148937-en

【商標】知財高判令和６年（行ケ）第10058号＜清水響＞

歯科用歯形模型用支持台の立体的形状

⇒商標法３条１項３号、２項×

本願商標の形状のうち、

①　略楕円状の上面を有する直方体状の形状（底面は中抜きされている。）であり、

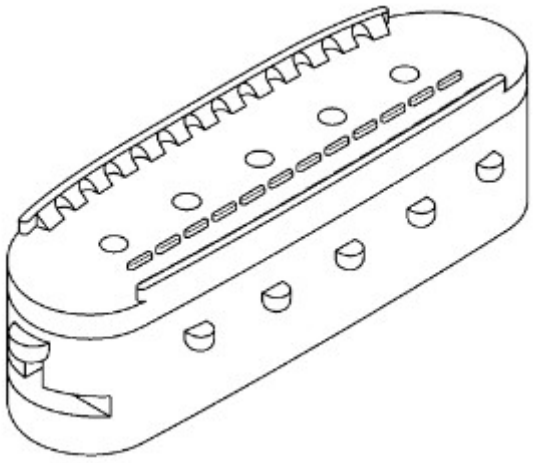
②　上面及び側面に規則的に孔やくぼみ、突起などを配置した形状であることは、一般的な支持台の形状ということができる。…

③その上面において、中央に５つの孔が一列に等間隔に並べられ、長手方向の両側縁の内側には、傾斜のある連続した突部が設けられ、その連続した突部の傾斜部には、半円状の切欠きが複数設けられた形状（第１特徴的形状）であること、前記連続した突部の一方と中央の連続した孔の間には、複数の小突起が一列に点線状に設けられた形状（第２特徴的形状）であることは、いずれも『歯科用歯形模型用支持台』（支持台）として、ともに『歯科用作業模型』を構成する『歯科用模型固定用プレート』（固定用プレート）の下面におけるダウエルピンの挿入だけでなく、切欠け部や突部との嵌合等により、両者が連結して固定され、又は連結強度を高めて確実に固定されるようにするという商品の機能に資することを目的とするものと認められる。

　さらに、支持台の上面における第１特徴的形状及び第２特徴的形状が、両側縁内側において連続的に突部が設けられたり、その一方と中央の連続した孔の間においても一列に点線状に小突起が設けられたりするなど、その配置は美感を高めるものと認められる。そして、同業者の同種の商品においても、上面の孔の周辺や縁辺等を含め種々の凹凸、くぼみ、突起等が設けられているものが多く製造販売されていることや、原告が保有する特許の明細書において、本願商標の各特徴的形状と同様の立体的形状を備える支持台が記載され、これらの複数の突部及び凹部が、連結補助用のものであり、支持台と固定用プレートの連結強度をより一層高めるためのものであることが開示されていることなどに照らすと、本願商標の各特徴的形状を含む形状は、客観的にみて、当該商品の用途、性質等に基づく制約の下で、同種の商品等について、機能又は美観に資することを目的とする形状の選択であると予測し得る範囲のものと認めるのが相当である。本願商標は、商品の立体的形状以外の標章は含んでいないから、本願商標は、その需要者からみて、指定商品である歯科用歯型模型用支持台の形状を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標として、自他商品識別力を有さない…。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-93699.pdf

LinkedIn
https://www.linkedin.com/feed/update/urn:li:activity:7515601265343610880/
原記事の画像（補完）



AMEBLO 原文
https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12912148937.html

【論稿／著作権】アクセス可能な著作物に対する公衆の利用の自由－はたらくじどうしゃ事件－村井麻衣子

Ameblo 元投稿日：2025-06-23

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12912149070.html

【論稿／著作権】アクセス可能な著作物に対する公衆の利用の自由－はたらくじどうしゃ事件－（村井麻衣子、知的財産法政策学研究 Vol.10(2006)）

*東京地判平成 13 年(ワ)56

アウトドアペインティングを中心に活動する画家が市営バス車体に描いた絵画を、被告出版社が出版した絵本に掲載したことを巡り、著作権侵害および著作者人格権（氏名表示権）侵害を主張した。

問題となった市営バスは一般道路を継続的に運行し夜間には車庫に入るものの、不特定多数の公衆が容易に観覧できる屋外の場所に恒常的に置かれていると評価された。

⇒著作権法 46 条の「美術の著作物の原作品を屋外の場所に恒常的に設置した場合」に当たり、著作権者の許諾なく自由に利用できる。

さらに、46 条 4 号が定める「専ら美術の著作物の複製物の販売を目的として複製し、又はその複製物を販売する場合」には該当しないかも問題となったが、被告絵本が町を走る各種自動車を幼児向けに紹介する教育的目的を有しており、原告作品を鑑賞や販売促進の主目的として掲げたものではないとされたため、該当しないと判断された。

また氏名表示権侵害については、著作物の利用目的・態様からみて著作者名を表示しないことによって原告の利益が害されるおそれはないとされ、最終的に原告の請求は棄却された。

本判決は、移動するバス車体への絵画も「恒常的に設置」された美術の著作物に該当すると認めることで、公共の場所で容易にアクセス可能な著作物の利用自由を広く認める一方、専ら美術の著作物の複製物の販売を目的とする複製等を自由利用の対象から除く 46 条 4 号の趣旨を改めて示した判例として意義がある。

https://lex.juris.hokudai.ac.jp/coe/english/pressinfo/journal/vol_10/10_9.pdf

【米国】Provisur Tech v. Weber (2024.10.2) CAFC ※故意

Ameblo 元投稿日：2025-06-25

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12912546111.html

【米国】Provisur Tech v. Weber (2024.10.2) CAFC

※故意侵害に関する証拠の取り扱い

35 U.S.C. § 298 は、「侵害者が、特許侵害の疑いに関して法律顧問から助言を受けなかった場合や、その助言を裁判所または陪審に提示しなかった場合、その事実をもって侵害者が故意に侵害を行ったと証明することはできない」と規定している。

＜１＞本 CAFC 判決は、Provisur 社の専門家による「Weber 社が第三者に特許評価を依頼しなかった」という証言が、法律サービスと非法律サービスを区別しておらず、法律顧問への相談を第三者への相談と言い換えて§ 298 を回避することはできないとして、その証言の採用は§ 298 に違反すると判断した。

＜２＞本 CAFC 判決は、単に被告が問題の特許を認識または追跡していたという事実だけでは不十分であり、故意侵害の立証には被告が特定の侵害行為を行う明確な意図を持っていたことを示す具体的な証拠が必要であると判断した。

＝BASF Plant Sci., LP v. Commonwealth Sci. and Indus. Rsch. Org.（CAFC, March 15, 2022）

https://www.cafc.uscourts.gov/opinions-orders/23-1438.OPINION.10-2-2024_2394588.pdf

知財高判令和４年(ネ)10055【特定加熱食肉製品】＜東海林＞

Ameblo 元投稿日：2025-06-27

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12913024094.html

令和４年(ネ)10055【特定加熱食肉製品】＜東海林＞

*十分な加熱を前提とする引用発明の技術を、加熱条件の異なる本件の特定加熱食肉製品にそのまま適用することについて、殺菌等に関する技術的相違を踏まえ、容易想到性が否定された。

⇒進歩性○

（判旨抜粋）

特定加熱食肉製品と加熱食肉製品の違いは、単に肉の中心部の加熱温度及び加熱時間だけではなく、…発色の原理においても全く異なるから、加熱温度及び時間の変更により加熱食肉製品を特定加熱食肉製品とすることが適宜設計できる事項であるとはいえない。

加えて、中心部まで十分な時間加熱し、殺菌が十分な加熱食肉製品と、あえて熱を十分に通さずにそのまま食べる特定加熱食肉製品では、安全性が全く異なるということができるから、当業者であれば、十分に加熱が行き届いている上、塩漬工程で亜硝酸塩が添加され安全性の担保されている加熱食肉製品の技術を、加熱が十分にされておらず菌が再繁殖する可能性のある特定加熱食肉製品に適用しようすることを考えないものといえる。

仮に適用するにしても、特定加熱食肉製品にするためには、加熱の温度及び時間管理、発色剤の使用の有無など、その仕様を大幅に変更しなければならないから、加熱食肉製品であるパストラミビーフの製品をみた当業者が、同様の製造技術を適用して、特定加熱食肉製品を製造しようとする動機付けにはならないというべきである。

さらには、たとえ発色剤の使用に否定的な消費者の志向があったとしても、それは購買時における消費者の商品の選択をいうものに過ぎず、製造技術までも適用し得るという根拠にはならない。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-92732.pdf

知財高判平成 17 年(行ケ)10366【炭酸飲料用ボトルの製造方法】＜塚原＞

Ameblo 元投稿日：2025-06-29

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12913416981.html

平成 17 年(行ケ)10366【炭酸飲料用ボトルの製造方法】＜塚原＞

*審決が非容易とした相違点を裁判所が容易と判断しても、審決が判断しなかった別の相違点が非容易であれば、不成立審決を維持し得る余地があると、本件の審理方針を説明した。

裁判所は、審決が「非容易」と判断した相違点２について「容易」と認定し直したうえで、審決が判断を留保していた相違点１も自ら審理し、「容易」と結論づけた。

もし裁判所が相違点１を「非容易」と判断していれば、たとえ相違点２が「容易」でも、結論（無効理由なし＝不成立）自体は維持できたという理屈を判示中で示唆している。

もっとも、本件では、相違点１も「容易」となったため、審決の結論が支えを失い、取消しに至った。

※両当事者の同意を得た。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-9349.pdf

【米国】Finjan v. Secure Computing＜2010.11　CAFC＞

Ameblo 元投稿日：2025-06-29

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12913417899.html

【米国】Finjan v. Secure Computing＜2010.11　CAFC（626 F.3d 1197）＞

　記録媒体である製品に組み込まれたプロアクティブスキャン用のソフトウェアがロックされていた。

⇒物の発明は侵害。方法の発明は非侵害。

① ユーザが鍵を購入すればロック解除できるから、物の発明は直接侵害成立。

※ACCO v. ABA, 501 F.3d 1307 (Fed. Cir. 2007)は、請求項が特定の構成（例：ロック装置のピンが所定のスロットに配置される）を要求しており、実際に侵害モードで使用されなければ直接侵害と認められないのに対し、Finjan の請求項は、プロアクティブスキャン機能が実行されるために特定の構成や「有効化」を要求しないから、その機能を実行するためのプログラムが存在していれば侵害と認めた。

② 方法の発明は、被告らによる米国内での現実の実施が立証されていないため非侵害。

=Southwest Software v. Harlequin, 226 F.3d 1280 (Fed. Cir. 2000)

https://www.cafc.uscourts.gov/opinions-orders/09-1576.pdf

【米国】Provisur Tech v. Weber (2024.10.2) CAFC

Ameblo 元投稿日：2025-06-29

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12913418146.html

【米国】Provisur Tech v. Weber (2024.10.2) CAFC

機能の実行能力を規定するクレームについて、対象製品の設定変更により発明の技術的範囲に属するという場合、理論上の可能性のみでは侵害とならず、現実に容易に構成可能（readily configurable）である必要がある。

=Fantasy Sports Props. v. Sportsline.com, 287 F.3d 1108 (Fed. Cir. 2002).

⇒対象製品は「retract-to-fill」で販売されており、claim14 の機能（advance-to-fill）を有効化するための設定画面への顧客のアクセスが制限されていた。

⇒当該特許の claim 14 について、侵害を認めた地裁の判断を取り消した。

https://www.cafc.uscourts.gov/opinions-orders/23-1438.OPINION.10-2-2024_2394588.pdf

【刑事／不競法／営業秘密】無罪事案・名古屋地判令和４年３月18日・平成29年（わ）第427号

Ameblo 元投稿日：2025-06-30

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12913607755.html

【刑事／不競法／営業秘密】無罪事案・名古屋地判令和４年３月18日・平成29年（わ）第427号『磁気センサワイヤ整列工程事件』

①「ありふれた方法を選択して単に組み合わせたものにとどまり，一般的には知られておらず又は容易に知ることができないとはいえない。」

⇒「非公知性」なし

②仮に上記①の点を措いても、「営業秘密に該当しないと考えていた疑いが残り，そのように考えたことについて，相当な理由がある」

⇒「故意」責任を問うことはできない。

（判旨抜粋）

本件打合せにおいて被告人両名がｅに説明した情報は，アモルファスワイヤを基板上に整列させる工程に関するものではあるが，ｂの保有するワイヤ整列装置の構造や同装置を用いてアモルファスワイヤを基板上に整列させる工程とは，工程における重要なプロセスに関して大きく異なる部分がある。また，上記情報のうち検察官主張工程に対応する部分は，アモルファスワイヤの特性を踏まえて基板上にワイヤを精密に並べるための工夫がそぎ落とされ，余りにも抽象化，一般化されすぎていて，一連一体の工程として見ても，ありふれた方法を選択して単に組み合わせたものにとどまり，一般的には知られておらず又は容易に知ることができないとはいえないので，営業秘密の三要件（秘密管理性，有用性，非公知性）のうち，非公知性の要件を満たすとはいえない。したがって，被告人両名は，本件打合せにおいて，ｂの営業秘密を開示したとはいえない。また，仮に，被告人両名の行為が客観的には営業秘密開示行為に該当するという見解を採ったとしても（この仮定は，当裁判所の見解ではない。），被告人両名において，本件打合せでｅに説明した情報について，ｂの営業秘密に該当しないと考えていた疑いが残り，そのように考えたことについて，相当な理由があるといえることなどからすると，被告人両名について，故意責任を問うことはできない。よって，被告人両名は無罪である。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-91195.pdf

高石秀樹 記事集

2025 年 7 月〜12 月

日本語版

158 本

個人ホームページ掲載本文および Ameblo 原文

Ameblo 元投稿日順

HP 掲載文を基本とし、不足分は Ameblo 原文とその英訳で補完している。判決文の引用は抜粋であり、英語版の判決引用には、省略箇所を明示して一部を省略したものがある。出典 URL は収録時点（2026 年 11 月 1 日）に確認したものである。

確認できた誤記、法的記述及び訳文を修正した。各記事の制度説明・見通し・集計は、原則として原記事掲載時点に基づく。

記事一覧

01 2025-07-01 【商標】知財高判令和６年(行ケ)10055『至福のギリシャ』＜清水響＞（原告：ギリシャ共和国）

02 2025-07-02 【商標】知財高判令和６年(行ケ)10066『UNITED GOLD』事件＜中平＞

03 2025-07-03 【肖像権】知財高判令和５年(ネ)10085＜本多＞

04 2025-07-04 知財高判令和５年(行ケ)10052【アシスト装置】＜宮坂＞

05 2025-07-05 【違約金請求事件】大阪地判令和５年(ワ)829＜松阿彌＞

06 2025-07-06 【韓国】特許法院 2024 年 12 月 3 日＜2023 ナ 10914＞

07 2025-07-07 【商標】漢字の順序が異なる商標の類否が争われた事例

08 2025-07-08 【特許／職務発明】大阪地判令和２年(ワ)12107

09 2025-07-09 東京高判平成６年(行ケ)243【仏壇】＜竹田稔＞

10 2025-07-10 東京高判平成 10 年(行ケ)82【半導体装置】＜篠原＞

11 2025-07-11 東京地判令和４年(ワ)70058【グラップルバケット装置】＜國分＞

12 2025-07-12 知財高判平成 25 年(ネ)10007【攪拌造粒装置】＜設樂＞

13 2025-07-13 知財高判令和５年(行ケ)10019【ＩＬ－４Ｒアンタゴニスト…アトピー性皮膚炎を処置するための方法】＜宮坂＞

14 2025-07-14 知財高判令和５年(行ケ)10090【フルベストラント製剤】＜中平＞

15 2025-07-15 東京高判平成 15 年(行ケ)104【タキキニン拮抗体の医学的新規用途】

16 2025-07-16 【論稿/不競法２条１項１号】識別力の弱い要素からなる商品パッケージの保護 ―サントリー黒烏龍茶事件―（比良友佳理、知的財産法政策学研究 Vol.35 （2011））

17 2025-07-17 【論稿/国際裁判管轄】外国法人のウェブサイトに特許権被疑侵害製品を掲載／日本に国際裁判管轄あり

18 2025-07-18 知財高判令和２年(行ケ)10057【電動ベッド】＜菅野＞

19 2025-07-20 ＜審判実務者研究会報告書 2024＞事例１（機械） 知財高判令和４年(行ケ)10007【熱搬送システム】

20 2025-07-21 ＜審判実務者研究会報告書 2024＞テーマ２（化学１）

21 2025-07-22 ＜審判実務者研究会報告書 2024＞事例２（化学１）

22 2025-07-23 ＜審判実務者研究会報告書 2024＞テーマ３（化学２）

23 2025-07-24 ＜審判実務者研究会報告書 2024＞事例３（化学２）

24 2025-07-25 ＜審判実務者研究会報告書 2024＞テーマ４（電気１）

25 2025-07-27 ＜審判実務者研究会報告書 2024＞事例４（電気１）

26 2025-07-27 ＜審判実務者研究会報告書 2024＞テーマ５（意匠）

27 2025-07-29 ＜審判実務者研究会報告書 2024＞テーマ６（商標）

28 2025-07-30 ＜審判実務者研究会報告書 2024＞事例６（商標）

29 2025-07-31 【米国特許】CAFC 2025.01 Honeywell v. 3G Licensing

30 2025-08-01 東京地判令和５年(ワ)70178【酢酸亜鉛水和物錠】＜中島＞

31 2025-08-02 【インド】Syngenta v. Controller (特許庁) 471/2022（2023 年 10 月 13 日デリー高裁合議審）

32 2025-08-05 【著作権】大阪地判令和１年(ワ)10940

33 2025-08-05 「CHATGPT をカスタマイズする」に入れる文章

34 2025-08-06 【中国】独立請求項に対して更なる限定を行うと共に、元の従属請求項を独立請求項に補正する場合の要件

35 2025-08-07 【商標】知財高判令和 6 年(行ケ)10038

36 2025-08-07 【商標】知財高判令和 5 年(行ケ)10117『ベスリ会　東京 TMS クリニック』事件＜本多＞

37 2025-08-07 【米国】CAFC 2023.8.2　Realtime Data v. Array Networks

38 2025-08-14 知財高判令和 2 年(行ケ)10094【逆流性食道炎の再発抑制剤】＜森＞

39 2025-08-14 【商標/類否】東京高判平成 12 年(ネ)6252

40 2025-08-14 【商標/不使用取消】知財高判平成 22 年(行ケ)10083『ECOPAC』事件

41 2025-08-14 【商標】審決・不服 2023-10504

42 2025-08-14 【商標】大阪地判令和 4 年(ワ)9818『熱中対策応急キット』事件＜武宮＞

43 2025-08-14 【商標／不使用取消】知財高判令和 6 年(行ケ)10054

44 2025-08-14 【不競法/商品等表示】東京地判令和 5 年(ワ)70036『カテーテル用コネクター』＜國分＞

45 2025-08-16 【商標】東京高判昭和 54 年(ネ)1097

46 2025-08-16 【意匠】部分意匠の間接侵害が認められた事例

47 2025-08-17 【商標/虚偽表示】大阪高判平成 3 年(ネ)1003（チョコクリスピー事件）

48 2025-08-18 【著作権】大阪高判平成 19 年（ネ）713（ピーターラビット事件）

49 2025-08-19 最判平成 4(オ)1491【アースベルト事件】

50 2025-08-20 知財高判令和 4 年(ネ)10070【画像表示方法】＜菅野＞

51 2025-08-21 知財高判令和 6 年(行ケ)10050【情報処理装置】事件＜宮坂＞

52 2025-08-22 知財高判令和 6 年(行ケ)10049【ビークル】＜中平＞

53 2025-08-23 知財高判平成 25 年(行ケ)10266【透明フィルム】＜石井＞

54 2025-08-24 知財高判令和 3 年(行ケ)10116【ゲームプログラム】＜本多＞

55 2025-08-25 大阪高判平成 23 年(ネ)2651＜不正競争防止法＞

56 2025-08-26 大阪高判平成 11 年(ネ)18【排気口へのフィルター取付け方法】

57 2025-08-27 東京地判平成 16 年(ワ)10431＜意匠権侵害訴訟＞

58 2025-08-28 知財高判(大合議)令和 5 年(ネ)10040【皮下脂肪組織増加促進用組成物】＜本多＞

59 2025-08-31 【新着 YouTube 動画】進歩性（拡張版）

60 2025-08-31 知財高判平成 25 年(ネ)10007【攪拌造粒装置】＜設樂＞

61 2025-09-01 東京地判令和 2 年(ワ)4331【加熱式エアロゾル発生装置】＜中島＞

62 2025-09-02 知財高判令和 5 年(行ケ)10098【衣料用洗浄剤組成物】＜東海林＞

63 2025-09-03 知財高判令和 1 年(行ケ)10103【コンクリート造基礎の支持構造】＜森＞

64 2025-09-05 【米国】Incyte v. Sun Pharm（CAFC、2025.05）

65 2025-09-05 知財高判平成 31 年(行ケ)10055【機械的締結具】＜大鷹＞

66 2025-09-08 【不競法/品質誤認表示】知財高判令和 5 年(ネ)10061「高浸透ナノイー」事件＜中平＞

67 2025-09-08 【商標】知財高判令和 6 年(行ケ)10061「CONART」事件＜本多＞

68 2025-09-09 【商標/類否】知財高判令和 6 年(行ケ)10091「コネクトワン」事件＜清水響＞

69 2025-09-10 【商標（異議決定）】異議 2023-900278

70 2025-09-11 東京地判令和５年(ワ)70114【自動二輪車のブレーキ制御装置】＜柴田＞

71 2025-09-12 知財高判令和３年(行ケ)10094＜菅野＞【PCSK9（二次訴訟）】

72 2025-09-13 知財高判平成 17 年(行ケ)10645【密封包装物の検査方法】＜塚原＞

73 2025-09-15 東京高判平成 15 年(行ケ)166＜塚原＞【…アトピー性皮膚炎治療用の外用剤】

74 2025-09-16 【商標】知財高判令和６年(行ケ)10071『大勝軒』事件＜宮坂＞

75 2025-09-17 【不競法】大阪高判令和６年(ネ)1775『Wam』事件

76 2025-09-19 【商標・審決】不服２０２４－５２５７

77 2025-09-21 【商標・審決】不服 2024-11680

78 2025-09-22 【商標・審決】不服 2024-7278

79 2025-09-25 【意匠】知財高判令和６年(行ケ)10034「容器入り飲料」＜中平＞

80 2025-09-26 知財高判令和６年(行ケ)10019【ポリエステル樹脂組成物の積層体】＜宮坂＞

81 2025-09-27 大阪地判令和４年(ワ)11025【ダニ捕獲マット】＜松阿彌＞

82 2025-09-28 知財高判令和６年(ネ)10019【転がり装置】＜宮坂＞

83 2025-09-29 【商標／４条１項７号】知財高判令和５年(行ケ)10128「MARK GONZALES」＜本多＞

84 2025-10-01 知財高判平成 25 年(ネ)10035【回転歯ブラシの製造方法】（控訴審）＜設樂＞

85 2025-10-02 知財高判令和６年(ネ)10041【受信装置】＜増田＞

86 2025-10-03 【米国】Maquet Cardiovascular LLC v. Abiomed Inc.

87 2025-10-04 【米国】In re Riggs（2025.03　CAFC）

88 2025-10-05 【米国】Sigray v. Carl Zeiss（CAFC、2025 年５月）

89 2025-10-06 【米国】IQRIS Techs v. Point Blank（CAFC、2025 年３月）

90 2025-10-08 【商標】知財高判令和５年(行ケ)10087「三金工業」事件＜清水響＞

91 2025-10-08 【米国】Sierra Wireless v. Sisvel (CAFC、2025 年３月)

92 2025-10-10 【中国／著作権】広州インターネット法院 2024.2.8

93 2025-10-12 【商標】知財高判令和６年(行ケ)10032＜宮坂＞

94 2025-10-13 【商標】知財高判令和６年(行ケ)10007『Jimny Fan』事件＜宮坂＞

95 2025-10-14 知財高判令和６年(行ケ)10016【未乾燥のペースト製茶】＜中平＞

96 2025-10-16 【著作権/営業秘密】大阪地判令和２年(ワ)1539＜武宮＞

97 2025-10-16 【不競法】東京地判令和５年(ワ)70513「空手道場」事件＜中島＞

98 2025-10-18 【商標/契約】大阪地判令和４年(ワ)7393「M ICHEL JURDAIN」＜武宮＞

99 2025-10-19 【不競法/契約】大阪地判令和５年(ワ)886＜武宮＞

100 2025-10-20 東京地判令和５年(ワ)70393【起伏収容式仮設防護柵】＜中島＞

101 2025-10-21 【著作権/引用】東京地判令和５年(ワ)70388＜中島＞

102 2025-10-23 知財高判令和５年(行ケ)10100【ガス・スクラバ流体浄化装置】＜清水響＞

103 2025-10-24 知財高判令和６年(行ケ)10014【加速回収発電機】＜宮坂＞

104 2025-10-31 【論稿／契約】大学と企業の共同出願契約の規定に関する検討（時田稔、知財管理 Vol.75 No.5 2025）

105 2025-11-01 【論稿／契約】共同出願の取り扱い等に関する契約について（櫻井克己、知財管理 Vol.61 No.2 2011）

106 2025-11-03 【知財実務オンライン】未来市場を勝ち抜く羅針盤～IP ランドスケープを経営の武器に変える方法～（荏原製作所・廣瀬浩弁理士）

107 2025-11-03 【動画紹介】島津知財における生成 AI プロンプトドリブン改革【阿久津 好二 先生】【サマリアウェビナー】

108 2025-11-05 【米国】HOOP v. HOOP（Fed. Cir.279 F.3d 1004）2002

109 2025-11-06 【論稿／米国】米国意匠特許における発明者（創作者）の認定（藤本一、AIPPI (2025) Vol.70 No.10）

110 2025-11-07 【米国】FMC v. Sharda（CAFC 2025.8.1）

111 2025-11-10 【知財実務オンライン】「分析」が変わる：生成 AI で進化する特許分析の世界（株式会社 LeXi/Vent　上村侑太郎）

112 2025-11-10 大阪地判令和 5 年(ワ)8403【笠木下換気構造体】＜武宮＞

113 2025-11-10 【知財実務オンライン】「中国でも模倣品を最高裁で撃退できた！ ～実際の発明者と勝訴のポイントを徹底解説～」（デンカ株式会社／伊藤康樹、菅原峻一 (弁理士)）

114 2025-11-11 知財高判平成 17 年(行ケ)10099【画像処理システム】

115 2025-11-12 知財高判平成 17 年(行ケ)10420【通信回線を用いた情報供給システム】＜篠原＞

116 2025-11-13 【米国】LAB v. Qiagen（CAFC、2025.8.13）

117 2025-11-14 東京地決令和 5 年(ヨ)30402【サイフォン雨樋システム】＜中島＞

118 2025-11-16 【内容案内】審査基準専門委員会ワーキンググループ／除くクレーム・ＡＩ関連の検討（2025.11.17）

119 2025-11-17 東京地判令和 5 年(ワ)70346【ワイヤレススカッフプレート】＜中島＞

120 2025-11-21 大阪地判令和 4 年(ワ)11025【ダニ用食餌入りの多孔質通気性袋】

121 2025-11-23 【知財実務オンライン】税関による知的財産侵害物品の水際取締りの現況と課題と対応策（弁護士・飯田圭）

122 2025-11-23 【知財実務オンライン】知的財産権と税関手続（弁護士・外村玲子）

123 2025-11-25 大阪地判令和 4 年(ワ)9696【活性型 GcMAF の製造方法】

124 2025-11-25 【知財実務オンライン】コロナで激増！アジア模倣品のネット販売の現状と対策（弁理士・舛谷威志）

125 2025-11-27 大阪地判令和 5 年(ワ)10237【野生動物屠殺用具】

126 2025-11-27 【不競法／営業秘密】大阪地判令和 5 年(ワ)2681

127 2025-11-28 東京地判令和 6 年(ワ)70106＜國分＞

128 2025-11-29 【新着 YouTube】2025 年 5 月 28 日（知財 LAB）

129 2025-11-30 【知財実務オンライン】楽しい特許クレームの解釈のお話（弁護士・小林正和）

130 2025-12-01 東京地判令和 5 年(ワ)70425【情報処理装置】＜中島＞

131 2025-12-02 【契約】大阪地判令和 5 年(ワ)12021

132 2025-12-03 【不競法／営業秘密】大阪地判令和 5 年(ワ)12731

133 2025-12-04 【欧州】外国特許侵害の国際裁判管轄と UPC への影響に関する CJEU 大法廷判決（2025.2.25）C-339/22

134 2025-12-05 【著作権】東京地判令和 6 年(ワ)70126＜中島＞

135 2025-12-09 知財高判大合議平成 18 年(行ケ)10563 号【ソルダーレジスト】

136 2025-12-09 【知財実務オンライン】米国における特許適格性問題の解説と権利化実務上の対応（弁理士・米国弁理士、竹内茂樹）

137 2025-12-09 【知財実務オンライン】特許権利化実務における論理と思考の軸としての仮説的推論～化学発明を中心として～（弁理士・都祭正則）

138 2025-12-09 【著作権】東京地判令和 6 年(ワ)70189＜中島＞

139 2025-12-10 東京地判令和 4 年(ワ)70058【グラップルバケット装置】＜國分＞

140 2025-12-11 ＜知財投資・活用戦略の有効な開示及びガバナンスに関する検討会（第 24 回）＞

141 2025-12-12 知財高判令和 7 年(行ケ)10046【多機能量子荷比流変換装置】＜中平＞

142 2025-12-13 『スタートアップのための事業会社との連携マニュアル』（INPIT）

143 2025-12-14 【知財実務オンライン】エセ著作権判例百選読み合わせフェスティバル（友利昴）

144 2025-12-15 東京地判令和 7 年(ワ)70002【量子ドットを有するナノ複合体及びその製造方法】＜髙橋＞

145 2025-12-16 知財高判令和 7 年(ネ)10032【棒状ライト】＜本多＞

146 2025-12-17 知財高判令和 6 年(行ケ)10012【乳酵素処理物】＜清水響＞

147 2025-12-18 知財高判令和 6 年(行ケ)10076【燃料及びその配合組み合わせ】＜清水響＞

148 2025-12-19 知財高判令和 6 年(ネ)10069【トイレットロール等】＜中平＞

149 2025-12-22 大阪地判令和 4 年(ワ)8985【交差連結具】＜松川＞

150 2025-12-22 知財高判令和 6 年(行ケ)10100【車両シートに取り付けるためのチャイルドセーフティシート】＜中平＞

151 2025-12-22 知財高判令和 6 年(行ケ)10085【…太陽光自家消費システム】＜中平＞

152 2025-12-23 知財高判令和 6 年(行ケ)10081【愛玩動物マッチングシステム】＜中平＞

153 2025-12-24 知財高判令和 7 年(ネ)10042 号【締結金物】＜清水響＞

154 2025-12-25 大阪地判令和 6 年(ワ)6216【タクシー配車管理システム】＜松阿彌＞

155 2025-12-26 知財高判令和 6 年(行ケ)10073【細胞傷害誘導治療剤】＜増田＞

156 2025-12-27 大阪地判令和 6 年(ワ)7193 号【物品搬送設備】＜松阿彌＞

157 2025-12-28 知財高判令和 7 年(ネ)10025【スピンドルモータ】＜中平＞ ⇒職務発明対価請求

158 2025-12-30 知財高判令和 7 年(ネ)10035【車両誘導システム】＜本多＞（PXZ v. 東日本高速道路株式会社）

【商標】知財高判令和６年(行ケ)10055『至福のギリシャ』＜清水響＞（原告：ギリシャ共和国）

Ameblo 元投稿日：2025-07-01

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12913799847.html

【商標】知財高判令和６年(行ケ)10055『至福のギリシャ』＜清水響＞（原告：ギリシャ共和国）

※『至福のギリシャ』は、「ギリシャ国産」であると限定、特定して認識されない。

⇒商標法３条１項３号等違反でない。

（判旨抜粋）

本件商標は、「至福の」という語が「ギリシャ」と組み合わされてなる商標であり、…「この上もない幸せの国ギリシャ」という程度の一つのまとまりのある意味を理解させるものと認められるから、ギリシャという国あるいは地域そのものを「至福の」という肯定的なイメージとともに需要者に想起させ、ヨーグルトである本件指定商品のイメージに仮託するものである。それは、「ギリシャ」のみからなる商標とは異なり、産地や販売地を記述的に表示したものではなく、ギリシャという国あるいは地域から連想される抽象的なイメージを利用して、ギリシャと何らかの形で関連する商品であることを表示するに止まるものであるから、その関連性は、産地や販売地に限られることはなく、「ギリシャ」を産地又は販売地として表示するものに当たるとはいえない。指定商品が含まれるヨーグルトの取引の実情や「至福のギリシャ」のインターネット検索の結果…をみても、「至福のギリシャ」、あるいはこれに類する「至福の」等の語と国名、地域名等を組み合わせた標章が、商品の産地又は販売地その他の特徴を表示するものとして一般に使用されている事実を認めるに足りない。 原告が挙げる「至福のハワイ」、「至福のアメリカ」等の用例…をみても、海外旅行や海外の不動産等を紹介する記事や広告において、その国や地域そのものを指す表現として用いられており、特定の商品の産地を示す表示の用例ではない。 したがって、本件商標は、「商品の産地、販売地その他の特徴を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標」とはいえない。 …

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-93616.pdf

【商標】知財高判令和６年(行ケ)10066『UNITED GOLD』事件＜中平＞

Ameblo 元投稿日：2025-07-02

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12914011169.html

【商標】知財高判令和６年(行ケ)10066『UNITED GOLD』事件＜中平＞

本件商標：「UNITED GOLD」

引用商標：「UNITED／ユナイテッド」（二段書き）

※ファッション業界等では「UNITED」は識別力が弱かったから、「UNITED GOLD」は一体不可分。

⇒非類似

（判旨抜粋）

…被服やそれに伴う身の回り品等を取り扱うファッション業界及びそれらの小売業界においては、「ＵＮＩＴＥＤ」という部分の識別力は弱いものと認められる。 したがって、本件商標のうち、「ＵＮＩＴＥＤ」の部分に格別の識別力があるものとは認められないから、本件商標は、「ＵＮＩＴＥＤＧＯＬＤ」との一体不可分の構成の商標としてみるのが相当であり、「ＵＮＩＴＥＤ」と「ＧＯＬＤ」とに分離して観察されるものではないと認められるから、本件商標からは「ユナイテッド」の称呼は生じないと解するのが相当である。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-93652.pdf

【肖像権】知財高判令和５年(ネ)10085＜本多＞

Ameblo 元投稿日：2025-07-03

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12914190373.html

【肖像権】知財高判令和５年(ネ)10085＜本多＞

演武の様子を収録した動画の販売は、受忍限度を超えないから、肖像権侵害とならない。

～控訴人が、動画販売を認識し、契約締結し、出演料を受領し、抗議した事情もない。

※同意の有無ではなく、受忍限度を超えるか否かを問題とした。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-92836.pdf

知財高判令和５年(行ケ)10052【アシスト装置】＜宮坂＞

Ameblo 元投稿日：2025-07-04

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12914394858.html

知財高判令和５年(行ケ)10052【アシスト装置】＜宮坂＞

請求項「…主軸受は、１つの単列式転がり軸受（クロスローラ軸受は含まない）のみにより構成されるか…」

甲１の記載上、主引例の「ベアリング」がどのような軸受であるか不明

⇒具体的に特定されていない

※（考察）『付加と置換』～主引例に特定の構成が開示されていると判断されると『置換』の容易想到性が問題となり進歩性否定のハードルが高いが、主引例の特定の構成が開示されていないと判断されると、『付加』の容易想到性が問題となるから、進歩性否定のハードルが低くなる。

（本件取消決定の理由の要旨）「ベアリングとして、クロスローラ軸受でない『単列式転がり軸受』や『滑り軸受』は機械要素として周知の構成」

（裁判所の判断から抜粋）

「…「１つのベアリング」がどのような軸受であるのかは、甲１の記載上、不明というほかない。」「甲１発明のアシスト装置に触れた当業者が、適切な軸受を選択するために、軸にかかる荷重の方向や大きさを計測し、その計測結果に基づいて、周知の軸受の選択肢の中から最適、安価な軸受に設計変更しようとすることは、当業者の通常の創作能力の発揮にすぎないというべきである。」「本件決定の判断も、当裁判所の上記イの判断も、単なる機械要素としての単列式転がり軸受の周知性を根拠とするものではなく、アシスト装置用減速機と産業用ロボット用減速機の違いを踏まえて、アシスト用減速機においていかなる主軸受が選択されるかという点に着目した議論を述べているところであり、原告の主張する構成Ａの前提（技術的コンテキスト）を十分踏まえたものである。」

⇒進歩性×

https://www.youtube.com/watch?app=desktop&v=eUH8ktGmkjQ

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-92825.pdf

【違約金請求事件】大阪地判令和５年(ワ)829＜松阿彌＞

Ameblo 元投稿日：2025-07-05

記事種類：判決紹介

分類：商標、不競法、日本その他

論点：商標的使用、営業秘密、契約

HP 掲載日：2026-10-16

事件情報：令和５年(ワ)829

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12914679709.html

HP: https://www.takaishihideki.com/single-post/ameblo-12914679709-ja

英語版: https://www.takaishihideki.com/en/single-post/ameblo-12914679709-en

【違約金請求事件】大阪地判令和５年(ワ)829＜松阿彌＞

被告は、フランチャイジーであったが、解約して、同じ場所で英会話スクールを継続した。

⇒原告従業員が相談会に来て執拗に要求したため、旧チラシを配布したが、Wam としては閉校したことを説明したものである。

⇒商標上の「使用」に該当しない。

営業秘密不正使用についても、原告が主張する「学習指導ノウハウ」は具体性を欠いており、否定。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-93290.pdf

LinkedIn

https://www.linkedin.com/feed/update/urn:li:activity:7514575338337632257/

原記事の画像（補完）

登録番号	第５９３５８３１号
出願日	平成２８年５月１７日
登録日	平成２９年３月３１日
役務の区分	第４１類
指定役務	学習塾での個別指導による教授
商　標	

AMEBLO 原文

https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12914679709.html

【韓国】特許法院 2024 年 12 月 3 日＜2023 ナ 10914＞

Ameblo 元投稿日：2025-07-06

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12914775015.html

【韓国】特許法院 2024 年 12 月 3 日＜2023 ナ 10914＞

外国での加工・組立が極めて些細か単純でない限り、半製品の国内生産は直接侵害にならない。

⇒部品又は半製品の生産で特許発明の作用効果を奏する状態に達している場合は、国内生産と認められるが（大法院 2019 ダ 222782）、当該事案では、残された混合工程が「極めて些細か単純」ではないとして、非侵害と判断された。

（注）特許法院 2024 年 12 月 3 日判決（2023 나 10914）は、大法院 2019 다 222782 判決の法理を引用し、国内で特許発明の実施のための部品若しくは構成の全部が生産され、又は大部分の生産段階を終えて主要な構成を全て備えた半製品が生産され、これが一つの主体に輸出されて最終段階の加工・組立てが予定され、その加工・組立てが極めて些細又は単純であって、作用効果を実現できる状態に至っている場合に、例外的に国内で特許発明の実施品が生産されたものと同視するとした。本件では、混合工程は極めて些細又は単純とはいえず、個別接合体原液の生産だけでは作用効果を実現できる状態に至っていないとされた。https://www.law.go.kr/LSW/precInfoP.do?precSeq=606645

★米国では、CAFC 2001.04 Waymark v. Porta Systems

米国特許法 271(f)(2)条について、同条の他の要件を満たす構成部品が米国から供給され、国外で組み合わせる意図がある場合、国外で実際に組立てが完了したことの立証までは必要ないとした。

⇒システムの完成が計画されたが実際には組み立てられなかった事案について、国外での実際の組立てがないことのみを理由とする非侵害判断を取り消し、同条の請求を差し戻した。

★日本でも、大阪地判平成 21 年(ワ)15096『炉内ヒータ…を備えた熱処理炉』事件

*一旦組み立てた後のノックダウン(全ての部品を輸出先で組み立てる方式)が譲渡にあたるとされた。

（判旨抜粋）

被告は，海外顧客向けの被告物件についても，日本国内…において，必要な部品を製造あるいは調達した上で仮組立ての状態にまで完成させて動作確認を行っており，一部については炉体の仮焼きまで行っている。そして，同物件は，その後，部品状態に戻されて輸出されるというのであるが，海外の現地での組立て時に付加される部品はあるものの，同部品は本件特許発明の構成要件とは関係がない部品であることからすると，その日本国内における仮組立ての段階において，被告物件は，仕掛品状態であるけれども，既に本件特許発明の構成要件を充足する程度に完成していたと認められる。そうすると，この点を捉えて，被告は，日本国内において，本件特許発明の実施行為である「生産」(特許法２条３項１号）したということができる。…

被告物件は，仮組立て及び動作確認の後，部品状態に戻されて梱包の上で輸出されるというのであるが，…被告物件の上記仮組立ての状態は，その状態での運搬が不可能というほど大きいわけでもないことがうかがえることからすると，いったん仮組立てをした上で部品状態に戻すのは，搬送の便宜のためにすぎないものと認められる。…

以上を総合して考えると，被告が，日本国内においてした被告物件の販売を巡る一連の行為は，被告物件が輸出前段階では部品状態にされていることを考慮したとしても，特許発明の実施である「譲渡」（特許法２条３項１号）であるということは妨げられないということができる。

https://www.hanketsu.jiii.or.jp/hanketsu/jsp/hatumeisi/news/201206news.pdf

【商標】漢字の順序が異なる商標の類否が争われた事例

Ameblo 元投稿日：2025-07-07

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12914987745.html

【商標】漢字の順序が異なる商標の類否が争われた事例

最判平成 3 年(オ)1805『木林森』と『大森林』の類否（類似の可能性に言及し、原判決を破棄差戻し）

知財高判平成 21 年(行ケ)10071『肌優』≒優肌

称呼を重視せず、観念を重視した。

指定商品の分野の慣習に照らし、自然に生じる観念に基づき、観念の類否を判断すべきと判示した裁判例としては、知財高判平成 26 年(行ケ)10180『発酵玄米菜食ギャバ』事件がある。

https://www.juris.hokudai.ac.jp/riilp/wp-content/uploads/2017/06/0007b0bda631a0cf1391238f78c314fa.pdf

【特許／職務発明】大阪地判令和２年(ワ)12107

Ameblo 元投稿日：2025-07-08

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12915224559.html

【特許／職務発明】大阪地判令和２年(ワ)12107

*OD 錠化が発明の特徴的部分であるから、これに関与した原告は発明者である。

別成分の製剤を OD 錠化した従来技術は存在したが、本件発明２と同じ成分に関するものではなく、原告の提案前に被告が先行販売品の OD 錠化を具体的に検討していた事情もないため、原告の発明者性を左右しない。

（判旨抜粋）

原告は、先発医薬品であるＬカプセル等の服用上の問題点を認識し、カプセル錠よりＯＤ錠の需要が多いことを調査した上で、アンブロキソール塩酸塩の口腔内崩壊錠であるＯＤ錠の開発を発想し、他社製品の調査や技術的検討を行った上で、その開発をＰＪ会議で提案し、…次期開発品目選定会議までの間のＰＪ会議にすべて出席し、ＯＤ錠化に関する瀬踏み実験にも関与して、微粒子コーティングの実現可能性を一定程度具体化させ、同選定会議において正式な開発承認を獲得するに至っている。

そうすると、原告は…本件発明２の特徴的部分の着想をしたといえる。したがって、原告は、この点のみをもっても、本件発明２の発明者であると認められる。

これに対し、被告は、上記着想は、被告自身がアンブロキソール塩酸塩のカプセ ル剤を先行して販売しており、これをＯＤ錠に剤形変更するとの発想は容易であり、この点は発明の特徴的部分とはいえず、その着想をもって本件発明２の発明者であるとはいえない、などと主張する。

従来技術として、カプセル錠からＯＤ錠にした例（タケプロンなど）も見られるが、本件発明２と同じ成分であるアンブロキソール塩酸塩に関するものではなく、また、原告の提案に先立って、被告が上記先行販売品をＯＤ錠に改良することを具体的に検討していたような事情も見当たらない。そうすると、被告の主張する事実をもって、上記特徴的部分及びこれを前提とする原告の発明者性に関する判断は左右されず、上記被告の主張は採用できない。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-92388.pdf

東京高判平成６年(行ケ)243【仏壇】＜竹田稔＞

Ameblo 元投稿日：2025-07-09

記事種類：判決紹介

分類：特許

論点：審査・審判実務

HP 掲載日：2026-10-16

事件情報：東京高判平成６年(行ケ)243

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12915398538.html

HP: https://www.takaishihideki.com/single-post/ameblo-12915398538-ja

英語版: https://www.takaishihideki.com/en/single-post/ameblo-12915398538-en

東京高判平成６年(行ケ)243【仏壇】＜竹田稔＞

*同日出願(39 条２項)は、一方の側からみた場合に他方の発明と同一であるというだけでは足りず、同時に、他方の発明の側からみても、一方の側の発明と同一であるとみなされる関係にあることを要する!!

（審査基準と同じ。）

（判旨抜粋）

…特許法３９条２項において、同日の出願に係る２以上の発明については、特許出願人間の協議が成立しなければ、一方のみならず、そのいずれについても特許を受けることができないとされている趣旨に鑑みるならば、同項における「同一の発明」とは、同日の出願に係る２以上の発明の一方の側からみた場合に、他方の発明と同一であるというだけでは足りず、同時に、他方の発明の側からみても、一方の側の発明と同一であるとみなされる関係にあることを要するものと解すべきである。

そして、同願発明のｂの要件については、…「揺動腕」が実際に果たす機能の面からみて、本件発明のＤの要件の下位概念に相当するものであるとしても、仏壇の扉体の折曲げ、収納手段を、その構造面から本件明細書に具体的に開示されていない「揺動腕」として特定したものであり、それにより…仏壇の扉体の開閉、収納手段を簡単に構成することができ、その組立性、作業性を向上させるという、本件発明…にはない作用効果を奏するものであることが明らかである…。

そうすると、同願発明のｂの要件は、…本件発明とは別個の作用効果を生じさせる構成を含むものである以上、同願発明から本件発明をみた場合においては、ｂの要件は、本件発明の要件から把握することができないものといわざるをえず、ｂの要件は、本件発明のＤの要件に一致するものとはいえないというべきである。

https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/tukujitu_kijun/document/index/03_0400bm.pdf

LinkedIn

https://www.linkedin.com/feed/update/urn:li:activity:7514575810062639104/

原記事の画像（補完）

平成22年 （行ケ） 第10379号 ＜飯村＞	スロットマシン *39条2項所定の 「同一の発明」の規範 ＋あてはめ	特許法３９条２項所定の「同一の発明」について，複数の発明相互の構成において相違部分がある場合に，その相違点に係る構成が，解決課題に対して，技術的な観点から何ら寄与しないと評価される場合には，複数の発明は，同一の発明と解すべきであるが，相違点に係る構成が，そのように評価されない場合には，特許法３９条２項所定の同一の発明とはいえない。… ぱちんこ遊技機では，ぱちんこ遊技機自体が所定時間後に自動的に事前に決定された当選フラグ役に対応した図柄で停止させる。これに対し，回胴式遊技機（スロットマシン）では，遊技者が停止ボタンを押して図柄を停止させる必要があり，停止ボタンを押すタイミングによって停止時の図柄が変化し得るから，遊技者はビッグボーナス当選の報知があるとビッグボーナス識別情報を揃えようと努力をするため，当該報知を行うことによる効果において，相違があると認められる。以上の事実に照らすならば，…ビッグボーナス役が内部当選していることを音で報知するとの技術が，スロットマシンの技術分野において，解決課題に対して，技術的な観点から何らの寄与をしないと評価されるような構成であると認めることができない。	勝 有 ○
平成24年 （行ケ） 第10123号 ＜飯村＞	発光ダイオード *39条2項所定の 「同一の発明」の あてはめ	…特許明細書…の記載からすると，「発光ダイオードの視感度を良くする」とは，発光ピークが波長４３０ｎｍ付近及び３７０ｎｍ付近にある紫色に近い青色の発光色を有する発光素子の発光波長を，視感度が頂点に達する波長５５０ｎｍ付近又は５００ｎｍ付近に近づけることを意味すると認められる。以上のとおり，第７分割出願発明の「発光色素の色補正をする」ことと，本件特許発明の「発光ダイオードの視感度を良くする」こととは，技術的意義が異なり，実質的に相違する。	勝 有 △
平成25年 （行ケ） 第10282号 ＜清水＞	餅 *39条2項所定の 「同一の発明」の あてはめ	…特許明細書…の記載によれば，分割発明は，…切り込みを簡単に形成でき，量産性に一層秀れるという作用効果を奏するものであり，一定程度の技術的意義を有するものといえる。一方，本件発明１は，分割発明と同様，切餅の立直側面である側周表面に切り込みを設けたものであるが，その切り込みは，「立直側面に沿う方向を周方向としてこの周方向に長さを有する」ものであるものの，単に，「周方向に一周連続させて角環状とした」もの，又は，「立直側面である側周表面の対向二側面に形成した」ものであり，分割発明のように技術的に限定された切り込みとは異なるものである。	勝 有 △
平成29年 （行ケ） 第10159号 ＜森＞	シートカッター *39条2項所定の 「同一の発明」の あてはめ	（分割特許発明２）分割特許発明２は、…簡単かつ迅速な切断を実現するという作用効果の観点から，技術的意義があると認められる。他方，本件特許発明１は，第１の刃又は第２の刃をガイド板から出すものではあるが，その際の動作は，本体がガイド板に対して単に「動く」ことによるものであり，分割特許発明２のように「傾ける」に限定された動作とは異なるものである。 （分割特許発明３）分割特許発明３において，本体の形状はガイド板と同じく平板状である。そして，本体の形状を平板状とすることによる作用効果については，分割明細書に明示の記載はないが，当業者は，本体の形状が平板状であり，かつ，ガイド板と同じ形状であることに起因する把持性の向上等の作用効果を認識することができ，本体の形状を平板状とすることには，技術的意義があると認められる。他方，本件特許発明１は，本体の形状について格段の限定はなく，分割特許発明３のように限定された形状ではないから，分割特許発明３とは異なるものである。	勝 有 △

AMEBLO 原文

https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12915398538.html

東京高判平成 10 年(行ケ)82【半導体装置】＜篠原＞

Ameblo 元投稿日：2025-07-10

記事種類：判決紹介

分類：特許

論点：審査・審判実務

HP 掲載日：2026-10-16

事件情報：東京高判平成 10 年(行ケ)82

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12915605830.html

HP: https://www.takaishihideki.com/single-post/ameblo-12915605830-ja

英語版: https://www.takaishihideki.com/en/single-post/ameblo-12915605830-en

東京高判平成 10 年(行ケ)82【半導体装置】＜篠原＞

TI v. 富士通

*39 条 1 項の「同一」性を認め、特許を無効とした審決を維持した。

（判旨抜粋）

…本件発明の要旨の規定に即してみれば、要件 e の「平面状配置」は、それに先立って記載されている各要件から構成された半導体装置の回路が、その結果として「本質的に平面状に配置され」ることになることを総括して表現したにすぎない記載であるといわざるを得ない。すなわち、そのような意味で、他の構成要件を重複記載したに等しく、特段の技術的意義を有しない…。 そして、そのような性質の記載として要件 e の「平面状配置」が意味するところを検討するに、…本件発明の半導体装置において、複数の回路素子は、ラップ加工により表面が磨かれ拡散領域が形成された半導体薄板の拡散領域と本体との間、又は拡散領域自体の間の P-N 接合によって形成されることから、それらが形成される面は凸凹が少ない平坦となり、結果として、本質的に平坦な配置となるものと考えられる。また、回路接続用導電物質の土台となる不活性絶縁物質が半導体薄板に蒸着により形成されることからその表面が平坦であることは明らかであるところ、回路接続用導電物質は、不活性絶縁物質上に被着されることから、これも平坦と解して差し支えない。そして、複数の回路素子が平坦に配置され、複数の回路素子間を接続する回路接続用導電物質も平坦であれば、それらによって構成される電子回路が平坦に配置されたことになるのは当然である。…したがって、相違点⑥が実質的な相違点ではないとした審決の判断に誤りはない。… 本件発明と原発明とは、明細書の特許請求の範囲の記載の差異によって、その包含する範囲に差異が生ずる点があることは認められるものの、当業者において、明細書の発明の詳細な説明に記載された発明の目的、作用効果、実施例の記載等を総合し、当該特許請求の範囲の記載の差異を両発明の技術的思想の差異として把握することができるものとは到底いい得ないものであって、両発明は、特許請求の範囲の記載の差異にかかわらず、実質的に同一の発明であるものと解するのが相当である。したがって、審決が、本件出願につき旧特許法 9 条 1 項の適用を受けることができないとして、その出願日の遡及を否定した上、現実の出願日である昭和 46 年 12 月 21 日の出願に係る本件特許は、特許法 39 条 1 項の規定に違反してされたものであるとしたことに誤りはない。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-12569.pdf

LinkedIn

https://www.linkedin.com/feed/update/urn:li:activity:7514576206168535040/

原記事の画像（補完）

平成10年 （行ケ） 第82号 ＜篠原＞	半導体装置 TI ｖ．富士通 *39 条の「同一」性を認めて、無効とした。	…本件発明の要旨の規定に即してみれば、要件eの「平面状配置」は、それに先立って記載されている各要件から構成された半導体装置の回路が、その結果として「本質的に平面状に配置され」ることになることを総括して表現したにすぎない記載であるといわざるを得ない。すなわち、そのような意味で、他の**構成要件**を重複記載したに等しく、特段の**技術的意義**を有しない…。 そして、そのような性質の記載として要件eの「平面状配置」が意味するところを検討するに、…本件発明の半導体装置において、複数の回路素子は、ラップ**加工**により表面が磨かれ拡散領域が形成された半導体薄板の拡散領域と本体との間、又は拡散領域自体の間のP–N接合によって形成されることから、それらが形成される面は凸凹が少ない平坦となり、結果として、本質的に平坦な配置となるものと考えられる。また、回路接続用導電物質の土台となる不活性絶縁物質が半導体薄板に蒸着により形成されることからその表面が平坦であることは明らかであるところ、回路接続用導電物質は、不活性絶縁物質上に被着されることから、これも平坦と解して差し支えない。そして、複数の回路素子が平坦に配置され、複数の回路素子間を接続する回路接続用導電物質も平坦であれば、それらによって構成される電子回路が平坦に配置されたことになるのは当然である。…したがって、相違点⑥が実質的な相違点ではないとした審決の判断に誤りはない。… 本件発明と原発明とは、明細書の特許**請求の範囲**の記載の差異によって、その包含する範囲に差異が生ずる点があることは認められるものの、当業者において、明細書の**発明の詳細な説明**に記載された発明の目的、作用効果、**実施**例の記載等を総合し、当該特許**請求の範囲**の記載の差異を両発明の**技術的思想**の差異として把握することができるものとは到底いい得ないものであって、両発明は、特許**請求の範囲**の記載の差異にかかわらず、**実質的に同一**の発明であるものと解するのが相当である。したがって、審決が、本件出願につき旧特許法**9条1項**の適用を受けることができないとして、その出願日の**遡及**を否定した上、現実の出願日である昭和46年12月21日の出願に係る本件特許は、特許法**39条1項**の規定に違反してされたものであるとしたことに誤りはない。	負 不 ○

平成6年 （行ケ） 第243号 〈竹田稔〉	仏壇 *同日出願(39 条２項)は、一方の側からみた場合に他方の発明と同一であるというだけでは足りず、同時に、他方の発明の側からみても、一方の側の発明と同一であるとみなされる関係にあることを要する（審査基準と同じ。）	…特許法３９条２項において、同日の出願に係る２以上の発明については、特許出願人間の協議が成立しなければ、一方のみならず、そのいずれについても特許を受けることができないとされている趣旨に鑑みるならば、同項における「同一の発明」とは、同日の出願に係る２以上の発明の一方の側からみた場合に、他方の発明と同一であるというだけでは足りず、同時に、他方の発明の側からみても、一方の側の発明と同一であるとみなされる関係にあることを要するものと解すべきである。 そして、同願発明のｂの要件については、…「掻動腕」が実際に果たす機能の面からみて、本件発明のＤの要件の下位概念に相当するものであるとしても、仏壇の扉体の折曲げ、収納手段を、その構造面から本件明細書に具体的に開示されていない「掻動腕」として特定したものであり、それにより…仏壇の扉体の開閉、収納手段を簡単に構成することができ、その組立性、作業性を向上させるという、本件発明…にはない作用効果を奏するものであることが明らかである…。 そうすると、同願発明のｂの要件は、…本件発明とは別個の作用効果を生じさせる構成を含むものである以上、同願発明から本件発明をみた場合においては、ｂの要件は、本件発明の要件から把握することができないものといわざるをえず、ｂの要件は、本件発明のＤの要件に一致するものとはいえないというべきである。	勝 有 ○

AMEBLO 原文

https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12915605830.html

東京地判令和４年(ワ)70058【グラップルバケット装置】＜國分＞

Ameblo 元投稿日：2025-07-11

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12915886850.html

東京地判令和４年(ワ)70058【グラップルバケット装置】＜國分＞

均等論第１要件×

※マキサカルシトール知財高裁大合議判決の判断枠組み

⇒均等論第１要件を否定したい被告側は、本件発明に近い従来技術をぶつけて、本件明細書記載の課題が不十分として、当該従来技術との相違点が本質的部分であるという方向に議論をもっていくべき。

*本件明細書に記載された課題は、従来技術で解決可能。

⇒課題の記載は、出願時の従来技術に照らして客観的に不十分であるから、外部証拠参酌可能。

⇒本件発明の貢献の程度が大きいと評価することはできない。

⇒本件発明の本質的部分については、これを上位概念化したものとして認定することはできず、特許請求の範囲の記載とほぼ同義のものとして認定される。

⇒従来技術との相違点が本質的部分。

（判旨抜粋）

本件特許の出願時において、グラップルバケット装置において、グラップルした木材が長尺である場合、所定以上の長さを有する木材をチェーンソー等の切断装置を用いて作業員が所定の長さに切断しなければならないとの課題については、甲２７文献において開示された従来技術によって解決することが可能であったから、本件明細書において従来技術が解決できなかった課題として記載されているところは、出願時の従来技術に照らして客観的に不十分であると認められる。そうすると、本件発明の従来技術に見られない特有の技術的思想を構成する特徴的部分を認定するに当たり、甲２７文献に記載されている技術的事項も参酌することが許されるというべきである。

…本件特許の出願前に、甲２７文献において、一方の側部に把持部、他方の側部に切断装置が装着されているバケットを備えた枝切り走行装置が開示されていたと認められるから、本件発明と従来技術との相違は、当該切断装置の構成に係る部分にすぎず、グラップルした被グラップル材を切断できるようにしたグラップルバケット装置であること自体ではないと認められる。そうすると、従来技術と比較して本件発明の貢献の程度が大きいと評価することはできないから、本件発明の本質的部分については、これを上位概念化したものとして認定することはできず、特許請求の範囲の記載とほぼ同義のものとして認定されるというべきである。

したがって、…本件発明における従来技術に見られない特有の技術的思想を構成する特徴的部分は、グラップル装置に設けられた切断装置について、バケットの側壁の外側あるいは内側の一方側に位置してバケットの開口縁から離れた位置からバケットの側壁に沿う位置にわたって側壁に沿う方向に回動し、かつバケットの開口縁側に対向する側の側縁に切刃を有してバケットの開口基端部に枢支された切断刃と、上記切断刃の回動基部に連結して上記切断刃を回動させる油圧シリンダとからなり、切

断刃の切刃を、切断刃の回動中心と油圧シリンダの連結点を結ぶ線に対して切断刃の切断方向側にずれた位置に設けるとともに、この切刃の切断方向への回動方向に対して後方へ円弧状に反らせたとの構成、すなわち構成要件Ｃ及びＤに係る構成を採用することによって、回動中心から遠い部分でも、刃先が対象物に当たる傾き角度θの値を大きく保つことで、引き切り作用を保ちスムーズな切断効果を発揮できるようにしたことと認めるのが相当である。

…本件発明の構成要件Ｃ及びＤに係る構成を採用することによって、回動中心から遠い部分でも、刃先が対象物に当たる傾き角度θの値を大きく保つことで、引き切り作用を保ちスムーズな切断効果を発揮できるようにしたことが本件発明の本質的部分であるから、被告製品が本件発明の本質的部分を備えているとは認められず、本件発明と被告製品とが異なる部分が本件発明の本質的部分ではないとはいえない。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-93448.pdf

知財高判平成 25 年(ネ)10007【攪拌造粒装置】＜設樂＞

Ameblo 元投稿日：2025-07-12

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12916082794.html

知財高判平成 25 年(ネ)10007【攪拌造粒装置】＜設樂＞

*裁判所は、被告が、特許発明の一部の構成要件を備えないブレードを付けて販売した攪拌造粒機について、該特許発明の構成要件を備えるブレードが同日に納品されたものである以上、これらは一体のものとして販売されたと判断した。

⇒直接侵害とした!!

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-84350.pdf

知財高判令和５年(行ケ)10019【ＩＬ－４Ｒアンタゴニスト…アトピー性皮膚炎を処置するための方法】＜宮坂＞

Ameblo 元投稿日：2025-07-13

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12916207396.html

知財高判令和５年(行ケ)10019【ＩＬ－４Ｒアンタゴニストを投与することによるアトピー性皮膚炎を処置するための方法】＜宮坂＞

*引用発明がフェーズ２臨床試験に至っても、判決が参照した資料ではアレルギー疾患のフェーズ２の成功率は約３３％にとどまるから、フェーズ２の結果を見るまでもなく当然に治療上有効であると当業者が理解するとはいえない。

⇒進歩性○

【相違点】本件訂正発明１は、中等度から重度のアトピー性皮膚炎（ＡＤ）であって、局所コルチコステロイド又は局所カルシニューリン阻害剤による処置に対して十分に応答しない患者を処置する方法に使用するための、治療上有効な量の抗ヒトＩＬ－４Ｒ抗体又はその抗原結合断片を含む医薬組成物であるのに対し、引用発明は、治験薬組成物である点。

（判決が引用する審決の理由の抜粋。裁判所も進歩性欠如の主張を排斥した。）

甲１の試験はフェーズ２臨床試験であるところ、フェーズ２の前に行われるフェーズ１臨床試験は、通常少数の健康人に対し治験薬の安全性や薬物動態を調査するものであり、患者に対する有効性の確認はフェーズ２臨床試験から始められることが技術常識である。そして、甲２１…によれば、フェーズ２臨床試験の成功の確率は他のどのフェーズよりもはるかに低く、アレルギー疾患の場合、３３％程度であり、このことからすると、フェーズ２臨床試験が行われていることから直ちに、当該治験薬が試験結果を見るまでもなく当然に治療上有効であると当業者が理解するとはいえない。

また、甲２～６を検討しても、本件特許の優先日前に、アトピー性皮膚炎患者に抗ヒトＩＬ－４Ｒ抗体が投与されて、実際に治療効果が得られたことを示す証拠はない。アトピー性皮膚炎の急性期と慢性期におけるサイトカインの役割に関する本件特許出願の優先日における技術常識を踏まえると、甲１で使用されているＲＥＧＮ６６８（抗ヒトＩＬ－４Ｒ抗体）が、甲３における抗体と同様、ＩＬ－４活性及びＩＬ－１３活性を遮断する能力を有するものであるとしても、少なくとも３年間の慢性アトピー性皮膚炎を患っており、ＩＬ－４が優勢である急性期とは異なり、ＩＬ－４よりもインターフェロンガンマ、ＩＬ－１２産生が優勢となっていると考えられる引用発明における患者に対し、ＲＥＧＮ６６８（抗ヒトＩＬ－４Ｒ抗体）を治療上有効に用いることを当業者が想到し得たとはいえず、また、臨床症状の改善をもたらすことを容易に予測はできない状況であったと認められる。

また、甲２４（審判乙４）に記載されるように、アトピー性皮膚炎における免疫経路の複雑さを考慮すると、ＩＬ－４の作用の遮断という、本件特許の優先日において、アトピー性皮膚炎の治療に対する使用実績のない特定のメカニズムに基づく治療薬について、臨床試験の結果を待つことなく、中等度から重度のアトピー性皮膚炎に対して治療効果が得られると予測をすることは困難であると認められる。そうすると、引用発明について、中等度から重度のアトピー性皮膚炎であって、局所コルチコステロイド又は局所カルシニューリン阻害剤による処置に対して十分に応答しない患者を処置する方法に使用するための、治療上有効な量の抗ヒトＩＬ－４Ｒ抗体を含む医薬組成物であるという相違点に係る構成を備え、本件訂正発明１に該当する患者において、実際に本件明細書に示されたアトピー性皮膚炎の臨床症状の改善効果を示すものとすることは、甲１～６の記載から当業者が容易になし得たことであるとはいえない。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-93292.pdf

知財高判令和５年(行ケ)10090【フルベストラント製剤】＜中平＞

Ameblo 元投稿日：2025-07-14

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12916367152.html

知財高判令和５年(行ケ)10090【フルベストラント製剤】＜中平＞

*雑誌 Clinical Cancer Research に、特許発明と同一の組成物を、仮説検証のための実験でエストロゲン活性を排除する補助剤としてマウスに皮下投与した試験が掲載されたが（原告によれば、組成物の提供者は特許権者）、その組成のままヒトに筋肉内注射するという技術常識は認められなかった。

⇒進歩性○

【相違点】訂正発明１は、「筋肉内注射によりヒトに投与するための医薬製剤であって、」「筋肉内注射に適する医薬製剤」であるのに対し、甲１発明は、「線維芽細胞成長因子（ＦＧＦ）をトランスフェクトした乳癌細胞（ＭＣＦ－７細胞）を注入された卵巣切除担癌マウスに対し皮下投与される、タモキシフェン抵抗性の乳癌の機序としてＦＧＦオートクリン活性を検証するための試験用組成物」である点。

（判旨抜粋）

(ｱ) 技術常識Ｉ（フルベストラントの筋肉内注射関係）について

フルベストラントを含有する医薬製剤は、本件優先日当時、臨床試験中であったのであって、いずれの国においてもいまだ承認されていなかったから…、フルベストラントが乳がん治療薬として確立していたとは認められない。したがって、技術常識Ｉ（フルベストラントの筋肉内注射関係）が存在したとは認められない。

もっとも、本件優先日当時実施されていたフルベストラントに関する薬物動態の試験（ＰＫ試験）及び臨床試験の結果…によれば、本件優先日当時、フルベストラントが、乳がん治療薬として使用される可能性があるものとして治験中であり、治験においては筋肉内注射により投与されていることが技術常識であったという余地はある。しかし、このような技術常識があるとしても、甲１の文献において抗エストロゲン薬としてマウスに投与された組成物を、その組成のまま、直ちにヒトに対して筋肉内注射により投与する医薬製剤として用いることができると、当業者が容易に認識するとは認められない。

(ｲ) 技術常識Ⅱ（マウスへの皮下注射関係）について

原告が挙げる文献…には、マウス等の小さな実験動物種については、筋肉内注射が困難である旨の記載や、ヒトに投与する場合に筋肉内注射を行う薬剤についてマウス等の小さな実験動物種を用いた試験では皮下に投与された例の記載等があるものの、ラットに筋肉内注射をした旨の記載も存在しており…、上記文献の記載によっても、原告が主張する技術常識Ⅱ（マウスへの皮下注射関係）が本件優先日当時に存在したとまでは認められない。また、仮に、技術常識Ⅱ（マウスへの皮下注射関係）が存在するとしても、マウスを用いた実験において皮下注射した薬剤であれば、常にヒトに対しては筋肉内注射をするという技術常識があるということにはならない。さらに、「ヒトに投与するときに筋肉内注射する医薬製剤であっても、マウスを用いた実験においては皮下注射されることがある」という限度で技術常識が存在するとしても、マウスに皮下注射した薬剤の組成と同一の組成の薬剤をヒトに筋肉内注射することが技術常識であるとは認められず、まして、甲１発明でマウスに投与されたフルベストラントは、仮説検証のための実験において、エストロゲン活性を排除するための補助剤として用いられているのであって、このフルベストラントの組成と同一の組成の薬剤をヒトに筋肉内注射することが動機付けられるとはいえない。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-93486.pdf

東京高判平成 15 年(行ケ)104【タキキニン拮抗体の医学的新規用途】

Ameblo 元投稿日：2025-07-15

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12916582613.html

東京高判平成 15 年(行ケ)104【タキキニン拮抗体の医学的新規用途】

*実施例以外の物質についても医薬用途を裏付ける記載が必要であるとして、請求項１～７及び９について記載要件違反を認めた。なお、請求項８については別途、進歩性を否定した決定を取り消した。

（判旨抜粋）

本件明細書の発明の詳細な説明において，ＮＫ１受容体拮抗活性と嘔吐治療活性との双方が確認されているのは，上記①の（±）シス－3－（2－メトキシベンジルアミノ）－2－フェニルピペリジンのうち，（2 S，3 S）鏡像異性体についてのみであると認められる。そうすると，明細書の発明の詳細な説明に，構造類似性のない相当多種類のＮＫ１受容体拮抗作用を有する物質が嘔吐治療に有効であることを確認できる記載があるなど，ＮＫ１受容体拮抗活性と嘔吐治療活性との相関関係を当業者が客観的に把握できると認められる場合であれば別論，本件明細書の発明の詳細な説明においては，ＮＫ１受容体拮抗体である（2 S，3 S）－3－（2－メトキシベンジルアミノ）－2－フェニルピペリジンが嘔吐治療に利用できることは裏付けられているといえるものの，それ以外のＮＫ１受容体拮抗体については，そもそもＮＫ１受容体拮抗活性と嘔吐治療活性の相関関係を裏付ける記載がないのであるから，それらを有効成分とする嘔吐治療剤について，当業者が容易に実施可能な程度に発明の詳細な説明の記載がされているものとは認められない…。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-10593.pdf

【論稿/不競法２条１項１号】識別力の弱い要素からなる商品パッケージの保護 ―サントリー黒烏龍茶事件―（比良友佳理、知的財産法政策学研究 Vol.35 （2011））

Ameblo 元投稿日：2025-07-16

記事種類：論文・論稿紹介

分類：不競法

論点：商品等表示、混同

HP 掲載日：2026-10-16

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12916747725.html

HP: https://www.takaishihideki.com/single-post/ameblo-12916747725-ja

英語版: https://www.takaishihideki.com/en/single-post/ameblo-12916747725-en

【論稿/不競法２条１項１号】識別力の弱い要素からなる商品パッケージの保護 ―サントリー黒烏龍茶事件―（比良友佳理、知的財産法政策学研究 Vol.35 （2011））

識別力の弱い部分がある程度似ていても、識別力の強い部分が共通しなければ、非類似。

⇒もっとも、ありふれた識別力の弱い表示であっても、表示が付された商品との関係で必然的に採用されるわけではないような部分までが一致していれば、類似。

（例えば、サントリー黒烏龍茶事件の商品 A、ロイヤルミルクティー事件）

https://lex.juris.hokudai.ac.jp/gcoe/journal/IP_vol35/35_14.pdf

LinkedIn

https://www.linkedin.com/feed/update/urn:li:activity:7514576873150926848/

原記事の画像（補完）



原告商品



被告ら商品Ａ



原告容器



被告容器

AMEBLO 原文

https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12916747725.html

【論稿/国際裁判管轄】外国法人のウェブサイトに特許権被疑侵害製品を掲載／日本に国際裁判管轄あり

Ameblo 元投稿日：2025-07-17

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12916968725.html

【論稿/国際裁判管轄】外国法人のウェブサイトに特許権被疑侵害製品を掲載していること、及び日本において同法人が営業行為を行っている等の事情により日本に国際裁判管轄を認めた事例―モータ事件（張鵬、知的財産法政策学研究 Vol.36(2011)）

＊知財高判平成 22 年(ネ)10001

円谷プロ最判が、特許権に基づく差止請求に及ぶことを示すとともに、要件を明らかにした。

被疑侵害者は外国企業であるが、HP で日本向けをうたっており、サムスングループ。

⇒日本に管轄あり

Cf.東京地判平成 13.5.14『眼圧降下剤』事件は、日本行為者の外国親会社は、法人格は形骸化していない以上、国内に経済的基盤を有しない被告に応訴を強要できないとして、日本の管轄を否定した。

Cf.東京地判平成 16 年(ワ)10667『データ伝送方式』は、日本国内で譲渡されることを認識しながら販売活動をしたとして、日本に管轄あり。

https://lex.juris.hokudai.ac.jp/gcoe/journal/IP_vol36/36_11.pdf

知財高判令和２年(行ケ)10057【電動ベッド】＜菅野＞

Ameblo 元投稿日：2025-07-18

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12917218930.html

知財高判令和２年(行ケ)10057【電動ベッド】＜菅野＞

*主引例と副引例との技術分野が隔絶していることを理由に、組合せの動機付けを否定した。

⇒進歩性○

（判旨抜粋）

甲１発明は，医療用のベッド１０に関し，患者の予期されるニーズに従って，あらかじめ選択される垂直方向高さ位置にすることを課題とし，下方中間位置として，「ベッド１０に出入りするための便利な高さ」を選択したものである（その高さは，同時に，介護者又は患者の足が存在しても挟み込みが生じない高さである…。）。一方，甲３発明は，…車輌用幌開閉装置に関し，幌を閉じる際に物を挟んでしまう危険性があるという問題に鑑み，幌が全閉する手前で自動的に一時停止し，確実に安全を確認することができる車輌用幌開閉装置を提供することを課題とし，さらに操作者に不快感を与えないことを課題とするものである。両者の技術分野は隔絶しているものであり，物を挟んでしまう危険性を回避するとの抽象化された課題としてしか共通せず，このように異なる技術分野の異なる発明から共通の課題を抽出し，相互の技術分野においてその特性に合わせた具体的な解決手段を適用しようとすることは，特段の創意を要する…。…甲１発明に甲３発明を適用する動機付けは存在しない…。

「『フレームと床との間に，介護者又は患者の足が存在しても，挟み込みが生じないように』との…特定事項は，フレームが停止する高さを何に基づいて決定するかを特定するものであるから…用途発明になることもない…。」

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-90469.pdf

＜審判実務者研究会報告書 2024＞事例１（機械） 知財高判令和４年(行ケ)10007【熱搬送システム】

Ameblo 元投稿日：2025-07-20

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12917659886.html

＜審判実務者研究会報告書 2024＞事例１（機械）

知財高判令和４年(行ケ)10007【熱搬送システム】

・実務において「並列的に、現実に記載されている」といえるか否かの判断は難しい…。また、技術水準を考慮すれば、引用文献中の一般式の記載からそこに含まれる一つを抽出することが認められる場合もある…。

・本件程度の数であれば、「並列的に、現実に記載されている」といえ、一方で、数が膨大であれば、特定の選択肢を抽出することはできないといえるのは理解できるが、境目がどこかは判然としない。

・設計変更や設計的事項の採用として、特段の動機付けがなくても容易想到性を認めた判決の判断は妥当であるとの意見で一致した。

一方で、設計的事項自体の判断については予見可能性が必ずしも高くはない、との懸念も示された。

周知技術を副引用発明として用いる場合は、適用（組み合わせ）の対象であり、当然動機付けが必要となる一方で、周知技術を設計変更等の根拠として用いる場合は、本件判決の規範からみて必ずしも動機付けは必要がないといえる。

・引用発明の認定について、課題の解決に必須なものではない構成は認定しなくてもよいことが判示されているが、具体的な認定において明細書等の記載をどこまで抽出し認定することができるのかについての判断は必ずしも明確ではない。

したがって、認定する側にとって都合のよい認定を行うことがないよう留意する必要がある。

https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/kenkyukai/sinposei_kentoukai/document/2024_houkokusyo/02_machinery.pdf

＜審判実務者研究会報告書 2024＞テーマ 2（化学 1）

Ameblo 元投稿日：2025-07-21

記事種類：報告書・活動紹介

分類：特許

論点：進歩性、数値限定・パラメータ、審査・審判実務

HP 掲載日：2026-10-16

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12917799811.html

HP: https://www.takaishihideki.com/single-post/ameblo-12917799811-ja

英語版: https://www.takaishihideki.com/en/single-post/ameblo-12917799811-en

＜審判実務者研究会報告書 2024＞テーマ 2（化学 1）

【パラメータ・数値限定発明の進歩性】

引用文献に明示されていない数値範囲を容易想到と判断できるのは、どのような場合か？

・本件発明と主引用発明の技術分野や課題の共通性

⇒「課題」の認定について、本件明細書作成の場面において、発明者が考えている課題は、従来技術全般を前提としているわけではなく、発明者が知り得る範囲内での技術常識と、出願前の調査で挙がった文献に対する貢献や効果を勘案し、特許出願する発明の課題として設定しているのが実情である。

　このため、課題の認定は本件明細書や主引用発明の明細書の【発明が解決しようとする課題】欄に記載された事項から認定するのが実態にも合致する。

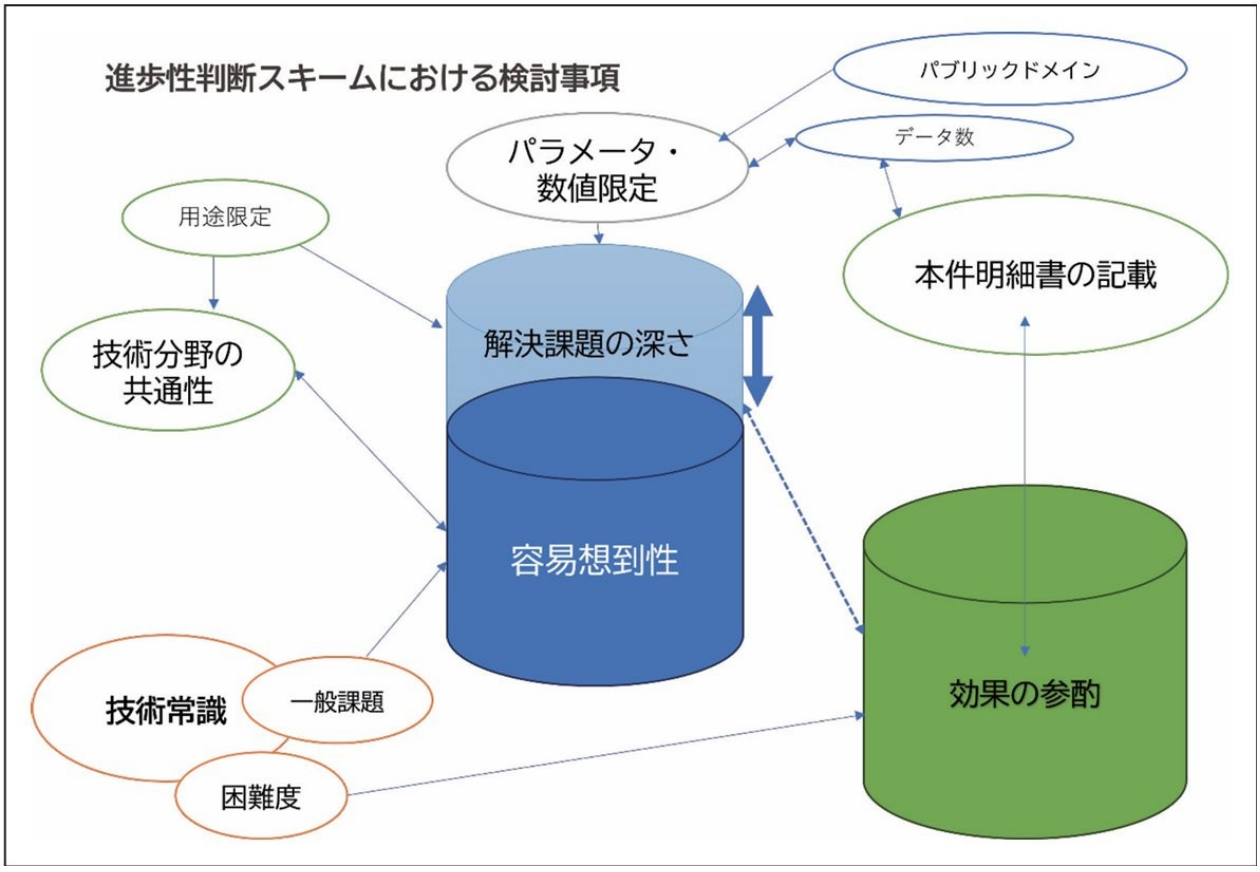
　極めて技術常識に過ぎない課題の場合は、当業者において自明の課題であることを示すために、業界団体の技術誌や規格等が有効である。

https://t.co/L8WFEh78VY

LinkedIn

https://www.linkedin.com/feed/update/urn:li:activity:7514577247542919168/

原記事の画像（補完）



AMEBLO 原文

https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12917799811.html

＜審判実務者研究会報告書 2024＞事例２（化学１）

Ameblo 元投稿日：2025-07-22

記事種類：報告書・活動紹介

分類：特許

論点：新規性、新規事項、審査・審判実務

HP 掲載日：2026-10-11

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12917931262.html

HP: https://www.takaishihideki.com/single-post/linkedin-7514577368691249152-ja

英語版: https://www.takaishihideki.com/en/single-post/linkedin-7514577404934270977-en

＜審判実務者研究会報告書 2024＞事例２（化学１）

【先願明細書に記載されているに等しい事項、実質同一について】

知財高判平成 26 年(行ケ)10097【扁平形非水電解質二次電池】

・拡大先願における「新たな効果」とは、進歩性判断における「顕著な効果」や「有利な効果」までを要求するものではなく、効果の程度が向上すれば足りる程度のものであり、進歩性判断における効果よりも低いレベルのものであってよい。

・新規性回避のために汎用される「除くクレーム」補正と拡大先願における微差の判断との関係について、「除くクレーム」補正がされた場合において、除かれた部分と除かれずに残っている部分とで、拡大先願の判断においての、新たな効果を奏するものであるか否かまで考慮されているのかどうか疑問ではないだろうか、という意見が出た。

（判旨抜粋）

…審決の認定する相違点Ａは，要するに，本件発明と甲１発明とは，①対向面の面数と②対向面の対向面積とガスケットの開口面積の大小関係という量的な点において相違する，というものである。…本件発明と甲１発明とは，いずれも，扁平形非水電解質二次電池において，電極群として，正極構成材の表面に作用物質含有層を有する正極板と，負極構成材の表面に作用物質含有層を有する負極板とが，セパレータを介し多層積層されたものを用いて，正極板の作用物質含有層と負極板の作用物質含有層との対向面積の総和を大きくし，重負荷放電時の放電容量を大きくすることができるとするものであり，その課題と課題解決方法において共通するものである。…対向面が５面を超えても重負荷放電容量に大きな変化が見られず，場合によって逓減化することは，予想外のこととともいえるが，本件発明は，重負荷放電時の放電容量を大きくすることを技術課題とする発明であって，対向面の面数の下限値を特定したものであり，上限値を特定したものではないから，対向面数の増加に比例して放電容量が増加しないことをもって，本件発明における新たな効果ということはできない。

https://lnkd.in/gy6XwKQ7

AMEBLO 原文（2025-07-22）：

https://lnkd.in/gk6TU9_G

LinkedIn 原文：https://www.linkedin.com/feed/update/urn:li:activity:7514577368691249152/

＜審判実務者研究会報告書 2024＞テーマ３（化学２）

Ameblo 元投稿日：2025-07-23
記事種類：報告書・活動紹介
分類：特許、欧州
論点：進歩性、審査・審判実務
HP 掲載日：2026-10-11
Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12918107191.html
HP: https://www.takaishihideki.com/single-post/linkedin-7514577453269467137-ja
英語版: https://www.takaishihideki.com/en/single-post/linkedin-7514577481144700928-en

＜審判実務者研究会報告書 2024＞テーマ３（化学２）

【出願後に提出された実験結果等の参酌（進歩性）】

進歩性の判断における、出願後に提出された実験結果等（事後的データ）の参酌については、「審査官は、意見書等で主張、立証がなされた効果が明細書に記載されておらず、かつ、明細書又は図面の記載から当業者が推論できない場合は、その効果を参酌すべきでない。」と記載されるとおり、明細書又は図面の記載から当業者が推論できる限りにおいて許容されることで、そのプラクティスは一定程度定着している。

欧州でも近時、欧州特許 EP2484209（害虫を防除するための殺虫剤組成物）を対象とした審判事件において、技術審判部から付託された質問を受けた拡大審判部により、審決Ｇ２/２１が公表され、進歩性を検討する際、出願日後に提出された証拠に関して、①後出しされたという理由のみで無視することはできないこと、②技術常識を念頭において、当初の出願に基づき、当業者が技術的教示に包含され、同一の当初開示された発明によって具体化されるものとして当該効果を導き出せる場合、進歩性に関する技術的効果に依拠することができる、という判断が示された。

https://lnkd.in/gUY-9ycp

AMEBLO 原文（2025-07-23）：

https://lnkd.in/gqEKdc5Q

https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/kenkyukai/sinposei_kentoukai/document/2024_houkokusyo/01_chemistry2.pdf

LinkedIn 原文：https://www.linkedin.com/feed/update/urn:li:activity:7514577453269467137/

＜審判実務者研究会報告書 2024＞事例３（化学２）

Ameblo 元投稿日：2025-07-24
記事種類：報告書・活動紹介
分類：特許
論点：新規事項、実施可能要件、サポート要件、審査・審判実務
HP 掲載日：2026-10-11
Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12918330164.html
HP: https://www.takaishihideki.com/single-post/linkedin-7514577641857814528-ja
英語版: https://www.takaishihideki.com/en/single-post/linkedin-7514577676771344384-en

＜審判実務者研究会報告書 2024＞事例３（化学２）

【医薬用途発明の訂正の要件（特に、新規事項）と訂正後の発明に係る実施可能要件及びサポート要件との関係について】知財高判令和２年(行ケ)10135

新規事項の追加は「明細書又は図面によって開示された技術的思想に関するもの」であり、サポート要件の「特許請求の範囲の記載と発明の詳細な説明の記載とを対比し、特許請求の範囲に記載された発明が発明の詳細な説明に記載された発明であって」 との判断と整合する。

「実質的に開示」されているか否かについては、サポート要件の判断における「発明の詳細な説明の記載により当業者が当該発明の課題を解決できると認識できる範囲のものであるか否か」として判断すべき領域として棲み分けられている。

https://lnkd.in/gu4v-xHj

AMEBLO 原文（2025-07-24）：

https://lnkd.in/gsjKtCiU

https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/kenkyukai/sinposei_kentoukai/document/2024_houkokusyo/02_chemistry2.pdf

LinkedIn 原文：https://www.linkedin.com/feed/update/urn:li:activity:7514577641857814528/

＜審判実務者研究会報告書 2024＞テーマ４（電気１）

Ameblo 元投稿日：2025-07-25
記事種類：報告書・活動紹介
分類：特許
論点：発明該当性、審査・審判実務
HP 掲載日：2026-10-11
Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12918548186.html
HP: https://www.takaishihideki.com/single-post/linkedin-7514577716843782144-ja
英語版: https://www.takaishihideki.com/en/single-post/linkedin-7514577753027997696-en

＜審判実務者研究会報告書 2024＞テーマ４（電気１）
【発明該当性（人間の精神活動、人為的な取決め）】
「全体として」自然法則を利用した技術的思想の創作に該当するか否かは、以下の（ｉ）～（iii）を要素として判断する。
（ｉ）人為的取決めや人間の精神活動そのものが特許請求の範囲に記載されているか、
（ii）当該発明に規定されたシステムという課題解決のための技術的手段が特定されているか、
（iii）発明の技術的意義が人為的取決めや人間の精神活動そのものに向けられているか
https://lnkd.in/grfQp-u5
AMEBLO 原文（2025-07-25）：
https://lnkd.in/gY-zfh3E
https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/kenkyukai/sinposei_kentoukai/document/2024_houkokusyo/01_electricity.pdf
LinkedIn 原文：https://www.linkedin.com/feed/update/urn:li:activity:7514577716843782144/

＜審判実務者研究会報告書 2024＞事例４（電気 1）

Ameblo 元投稿日：2025-07-27
記事種類：報告書・活動紹介
分類：特許
論点：進歩性、均等論、新規事項、分割出願、審査・審判実務
HP 掲載日：2026-10-11
Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12919021623.html
HP: https://www.takaishihideki.com/single-post/linkedin-7514577843465601024-ja
英語版: https://www.takaishihideki.com/en/single-post/linkedin-7514577881134481408-en

＜審判実務者研究会報告書 2024＞事例４（電気 1）
【ビジネス関連発明における進歩性】
知財高判令和４年(行ケ)10039
　本判決は、特段証拠を示すことなく施設の予約に関する「本来的な要請」を認定した。もっとも、本判決の結論を出願人の立場で見ると、証拠がないにもかかわらず「本来的な要請」を認定され進歩性が否定されているため、判断の予測が難しく厳しいと感じるとの意見もあった。
＜明細書に課題及び効果をどのように記載するか＞
　・ 明細書の課題欄はできるだけ抽象的に記載するか書かずに、明細書本文において記載するのが有効となる場合がある。
　・他方で、課題、効果及び技術的手段の個別の対応関係を具体的に書きすぎてしまうと、特許の権利範囲に広がりを持たせられないこともある。
　・均等論を想定するのであれば、課題欄でも「この発明の本質はこの点にある」ということを書いた方がよい。
　・課題欄に具体的に課題を書きすぎると、分割したいときに新規事項の追加にあたるとしてばっさり切られてしまうことがある。
https://lnkd.in/gAeTma-5
AMEBLO 原文（2025-07-27）：
https://lnkd.in/ggJesN-h
https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/kenkyukai/sinposei_kentoukai/document/2024_houkokusyo/02_electricity.pdf
LinkedIn 原文：https://www.linkedin.com/feed/update/urn:li:activity:7514577843465601024/

＜審判実務者研究会報告書 2024＞テーマ５（意匠）

Ameblo 元投稿日：2025-07-27

記事種類：報告書・活動紹介

分類：意匠

論点：意匠の類否、審査・審判実務

HP 掲載日：2026-10-11

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12919021887.html

HP: https://www.takaishihideki.com/single-post/linkedin-7514578410979921921-ja

英語版: https://www.takaishihideki.com/en/single-post/linkedin-7514578819605827584-en

＜審判実務者研究会報告書 2024＞テーマ５（意匠）

【意匠の類否判断（判断主体）】

判断主体の認定は、対象となる意匠に係る物品の性質、用途、使用態様が考慮されるものであり、また、物品の外観が最終消費者の購買を左右する場合は一般需要者が需要者となるが、物品の機能に由来する形状が購買を左右する場合は、一般需要者の他に、「専門家」が需要者となり得る。

一般需要者は全体の構成を重視する傾向があり、さらに、一見して容易に目につく部分を重視する傾向があって、全体の構成だけでなく、購買を決定する際のポイントとなる部分（デザイン選択時に重視する部分）の形状を重視する傾向がある。

専門家は、細部観察になる傾向があり、特に、機能と関係がある部分、機能上の重要な部分、改良部分等を細部観察している。

※審決取消訴訟と侵害訴訟とで判断主体が変わり得ることについても、検討された。

https://lnkd.in/gXApC5_J

AMEBLO 原文（2025-07-27）：

https://lnkd.in/g9G5CNTp

https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/kenkyukai/sinposei_kentoukai/document/2024_houkokusyo/01_design.pdf

LinkedIn 原文：https://www.linkedin.com/feed/update/urn:li:activity:7514578410979921921/

＜審判実務者研究会報告書 2024＞テーマ６（商標）

Ameblo 元投稿日：2025-07-29

記事種類：報告書・活動紹介

分類：商標

論点：商標の類否、識別力、審査・審判実務

HP 掲載日：2026-10-11

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12919433619.html

HP: https://www.takaishihideki.com/single-post/linkedin-7514579478090629120-ja

英語版: https://www.takaishihideki.com/en/single-post/linkedin-7514579770139996160-en

＜審判実務者研究会報告書 2024＞テーマ６（商標）

【結合商標の類否判断】

＜既登録商標に別の文字等を追加した構成からなる商標について＞

・既登録商標の部分が要部になるかは、既登録商標の周知性や、意味、用法に関する取引の実情が影響すると考えられる。ただ、「既登録商標に、自他商品又は役務の識別力の有無（強弱）に差がない別の文字等を追加した構成からなる商標」という状況はそもそもあまり存在せず、実際には、品質等表示を付加した（したがって、識別力に差がある） 事例が多い。

・二つの構成部分のうち識別機能が相対的に強い方の構成部分が要部として抽出され得る。

・本願商標「Ａ＋Ｂ」は、付加された文字「Ｂ」に強い識別力があったとしても、もとより既存の登録商標（引用商標）「Ａ」にも識別力があるがゆえに登録されているのであるから、付加された部分「Ｂ」のみならず当該既存の登録商標に相当する部分「Ａ」についても、 原則として、それぞれ分離抽出されて類否判断の対象となる。

・本願商標が「Ａ」で引用商標が「A’＋Ｂ」の場合、引用商標の出願人は「A’＋Ｂ」の組み合わせにおいて識別力があると考えて出願したのであるから、「Ａ」の登録を阻止する効力を原則として認めるべきではない。

・本願商標が「Ａ＋Ｂ」で引用商標が「A’」の場合、既存商標に要素を付け加えたというものであるため、類似性を認める方向で考えるべき場合が多い。

・既登録商標と、追加する文字等の識別力が共に弱い場合は、別の意味合いを持つ造語になることがあり、また一般的に取引者、需要者は全体を一体不可分のものとして認識、記憶される可能性があるから、周知・著名商標でない限りは非類似として登録を認めてもよいのではないか、との意見が示された。（※東京高判平成１２年（行ケ）第３０１号「ロマンティック北街道」事件は、いわゆるウィークマークを「自己の商標として選択した者は、その語が他の者の商標の一部として上記のように使用されることを、甘受しなければならないものというべきである。」旨判断している。）

https://lnkd.in/gveUz7DN

AMEBLO 原文（2025-07-29）：

https://lnkd.in/gABx3anQ

https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/kenkyukai/sinposei_kentoukai/document/2024_houkokusyo/01_trademark.pdf

LinkedIn 原文：https://www.linkedin.com/feed/update/urn:li:activity:7514579478090629120/

原記事の画像（補完）

（1）参考判決①：知財高判令和５年１１月３０日（令和５年（行ケ）第１００６３号、「遊＼ＶＥＮＴＵＲＥ」事件）

本願商標	類否	引用商標
ＶＥＮＴＵＲＥ （標準文字） 第２５類　被服等	非類似	遊 VENTURE 第２５類　被服

（2）参考判決②：知財高判令和３年２月２２日（令和２年（行ケ）第１００８８号、「ホームズくん」事件）

本願商標	類否	引用商標
ホームズくん 第３５類及び第４１類の役務等	類似	ホームズ君 耐震フォーラム 第３５類及び第４１類の役務

（3）参考判決③：知財高判令和３年２月２２日（令和２年（行ケ）第１０１０４号、「旬　ＪＡＰＡＮ＼ＳＨｕＮ」事件）

本願商標	類否	引用商標
旬 JAPAN SHUN 第２１類の商品	類似	市場365 旬 SYUN RAKU ZEN 第３５類の役務（小売等役務）

（4）参考判決④：知財高判令和元年９月１２日(平成３１年(行ケ)第１００２０号、「ＳＩＧＮＡＴＵＲＥ」事件)

本願商標	類否	引用商標
 第３４類　たばこ等	類似	ＳＩＧＮＡＴＵＲＥ (標準文字) 第３４類　たばこ

AMEBLO 原文

https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12919433619.html

＜審判実務者研究会報告書 2024＞事例 6（商標）

Ameblo 元投稿日：2025-07-30
記事種類：報告書・活動紹介
分類：商標
論点：識別力、審査・審判実務
HP 掲載日：2026-10-11
Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12919634690.html
HP: https://www.takaishihideki.com/single-post/linkedin-7514579945453473792-ja
英語版: https://www.takaishihideki.com/en/single-post/linkedin-7514580134021152768-en

＜審判実務者研究会報告書 2024＞事例 6（商標）
【ありふれた氏と慣用的名称とを結合してなる商標の商標法３条１項４号該当性】
知財高判令和５年(行ケ)10031『池上製麺所』事件
　氏以外の語義の方が知れ渡っており、語句が通常はそちらの語義の方で認識されている等の事情がある場合、「ありふれた氏」該当性の判断に影響し得る。
　「ありふれた氏」該当性の判断において、当該氏を有する者の人数をどう考慮し得るかという点については、具体的な人数で線引きすることは難しいとしつつも、判断の客観性を確保する観点から、具体的な数値的基準を置くことの合理性も認める見解が多数であった。
　商標を構成する語に当たる氏を有する者の人数が多くなくとも「ありふれた氏」といい得る場合
⇒① 歴史上の人物や架空の人物の氏の場合、
　②氏が地域的に偏在している場合
　ありふれた氏と慣用的に用いられる業種名等との組み合わせからなる結合商標に対する適用条文について、本件判決とは異なり、登録拒絶にあたっては６号を適用すべきであるとした裁判例が存在する。（知財高判令和６年３月１１日『田中箸店』事件）
https://lnkd.in/gsDfQ_bC
AMEBLO 原文（2025-07-30）：
https://lnkd.in/ghexMKCW
LinkedIn 原文：https://www.linkedin.com/feed/update/urn:li:activity:7514579945453473792/

【米国特許】CAFC 2025.01 Honeywell v. 3G Licensing

Ameblo 元投稿日：2025-07-31

記事種類：判決紹介

分類：米国

論点：進歩性、動機付け・阻害要因

HP 掲載日：2026-10-11

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12919845909.html

HP: https://www.takaishihideki.com/single-post/linkedin-7514580275985661952-ja

英語版: https://www.takaishihideki.com/en/single-post/linkedin-7514580408639008768-en

【米国特許】CAFC 2025.01 Honeywell v. 3G Licensing

　自明性判断時に、主引用発明を変える動機付けは、特許権者が過去に有していた動機付けと同一である必要はない。

　自明性を立証する際に、主引用発明に対する特定の組み合わせが、主引用発明における好ましい又は最も好ましい組み合わせである必要がない。

https://lnkd.in/g84mfXNG

AMEBLO 原文（2025-07-31）：

https://lnkd.in/gSMuQN6t

LinkedIn 原文：https://www.linkedin.com/feed/update/urn:li:activity:7514580275985661952/

東京地判令和５年(ワ)70178【酢酸亜鉛水和物錠】＜中島＞

Ameblo 元投稿日：2025-08-01

記事種類：判決紹介

分類：特許

論点：クレーム解釈、数値限定・パラメータ

HP 掲載日：2026-10-10

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12920092315.html

HP: https://www.takaishihideki.com/single-post/東京地判令和５年-ワ-70178【酢酸亜鉛水和物錠】-中島

英語版: https://www.takaishihideki.com/en/single-post/tokyo-district-court-reiwa-5-wa-no-70178-zinc-acetate-hydrate-tablets-judge-nakajima

東京地判令和５年(ワ)70178【酢酸亜鉛水和物錠】＜中島＞

*乾燥工程の最後まで、数値範囲の温度内でないと非充足とされた。

（判旨抜粋）

被告医薬品の医薬品製造販売承認書には「乾燥終点における製品温度は《５０℃》以下とする」と記載されており、被告医薬品に係る製造指図記録書においては、いずれも、品温４１．０℃以上で乾燥終了との指示がされていることからすると、被告方法における「乾燥して造粒物を得る工程」では、品温が４１℃以上になることが認められる。そうすると、「乾燥して造粒物を得る工程」とは、乾燥させる全ての工程を意味するものであるから、被告方法は、「乾燥して造粒物を得る工程」における「品温が４０℃未満」という構成要件を充足するものとはいえない。

https://t.co/b8MGhLV40w

AMEBLO 原文（2025-08-01）：

https://lnkd.in/ghH3aD25

LinkedIn 原文：https://www.linkedin.com/feed/update/urn:li:activity:7514133435477700608/

【インド】Syngenta v. Controller (特許庁) 471/2022（2023 年 10 月 13 日デリー高裁合議審）

Ameblo 元投稿日：2025-08-02

記事種類：判決紹介

分類：その他外国

論点：分割出願、原出願の開示、請求項の記載

HP 掲載日：2026-10-10

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12920306893.html

HP: https://www.takaishihideki.com/single-post/【インド】syngenta-v-controller-特許庁-471-202（2023 年 10 月 13 日デリー高裁合議審）

英語版: https://www.takaishihideki.com/en/single-post/india-syngenta-v-controller-patent-office-471-202-division-bench-of-the-delhi-high-court-oct

【インド】Syngenta v. Controller (特許庁) 471/2022（2023 年 10 月 13 日デリー高裁合議審）

※分割要件を緩和した、デリー高裁判決!!

同判決前は、親出願の明細書にのみ記載されており、親出願のクレームに記載されていない発明を分割出願できないという実務であった。

⇒同判決は、（親出願のクレームに記載されていなくても、）親出願の明細書のみに記載の発明からも分割出願できるとした。

※日米欧等諸外国の実務と整合的になった。

https://lnkd.in/g3G-_ZkX

AMEBLO 原文（2025-08-02）：

https://lnkd.in/gTfbYHKj

LinkedIn 原文：https://www.linkedin.com/feed/update/urn:li:activity:7514134249155923968/

【著作権】大阪地判令和１年(ワ)10940

Ameblo 元投稿日：2025-08-05
記事種類：判決紹介
分類：著作権
論点：損害賠償
HP 掲載日：2026-10-10
Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12920901156.html
HP: https://www.takaishihideki.com/single-post/【著作権】大阪地判令和１年-ワ-10940
英語版: https://www.takaishihideki.com/en/single-post/copyright-osaka-district-court-reiwa-1-wa-no-10940

【著作権】大阪地判令和１年(ワ)10940
ソースコードの分量を考慮して、プログラムの著作物性を肯定した。
※ソースコード及びそこに含まれる関数が膨大であるときは、特段の事情がない限り、創作性が認められる（東京地判 H23.1.28、New 増田足事件）。
複製・改変した行為は、黙示の許諾あり。
⇒著作権（複製権）及び著作者人格権（同一性保持権）の侵害を否定。
他方、被告がプログラムの起動画面やバージョン表示画面に自社名のみを表示し、原告の氏名を消去した点については、氏名表示権侵害あり。
⇒損害賠償 11 万円を認容（慰謝料 10 万円に弁護士費用 1 万円を加えた合計額）。
※控訴審判決（知財高判令和 6 年(ネ)10017・同 10036、令和 6 年 11 月 21 日）では、一部のプログラムについて「公衆への提供又は提示」がなかったとして、損害賠償額は 5 万 5000 円に減額された（慰謝料 5 万円及び弁護士費用 5000 円）。
https://lnkd.in/g2jBaeFY
AMEBLO 原文（2025-08-05）：
https://lnkd.in/gS6TFPZS
LinkedIn 原文：https://www.linkedin.com/feed/update/urn:li:activity:7514134609849163776/

「CHATGPT をカスタマイズする」に入れる文章

Ameblo 元投稿日：2025-08-05

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12920940421.html

裁判例、無効資料、その他の事実調査では、「CHATGPT をカスタマイズする」に以下の文章を入れることで、正確な引用と要約を求め、ハルシネーションの低減を図ることができる。

『CHATGPT に創作や忖度を一切求めていない。 プロンプトに入力する質問に対する回答を求めています。 回答は、必ず根拠としたリンクを引用して、根拠とした文章を『』で必ず引用してください。引用するときは、一文字も変えずに、そのまま引用してください。私が求めている出力は、正確な引用であり、分かりやすく言い換えたり、要約することを完全に禁止します。絶対に文章を作らず、文章を『』で引用してください。 一文字も変えない引用が終わったあとに、『』として引用した内容を要約もしてください。 質問に対応する対象が無ければないという回答が欲しいので、絶対に、存在しない判決を紹介したりしないでください。存在しないものを紹介されると、私が納品するレポートに嘘が入ってしまうので、最も困ることです。よろしくお願い致します。 temperature=0 とにかく、ハルシネーションが最も困るので、探そうとする回答が無ければ、無かったと正直に答えてください。 よろしくお願い致します。』

【中国】独立請求項に対して更なる限定を行うと共に、元の従属請求項を独立請求項に補正する場合の要件

Ameblo 元投稿日：2025-08-06

記事種類：判決紹介

分類：中国

論点：請求項の補正、追加限定、従属請求項の独立化

HP 掲載日：2026-10-10

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12921151409.html

HP: https://www.takaishihideki.com/single-post/【中国】独立請求項に対して更なる限定を行うと共に、元の従属請求項を独立請求項に補正する場合の要件

英語版: https://www.takaishihideki.com/en/single-post/china-requirements-when-further-limiting-an-independent-claim-while-amending-an-original-dependent

【中国】独立請求項に対して更なる限定を行うと共に、元の従属請求項を独立請求項に補正する場合の要件

＜最高人民法院（2021）最高法知行終 556 号（2023 年 12 月 12 日）＞

特許権者は、独立請求項を更に限定するとともに、元の従属請求項 3 を独立形式の新請求項 4 とする補正を行った。

新請求項 4 と元の請求項 3 の実質的な内容と保護範囲は完全に一致するため、補正後の請求項 4 は元の請求項 3 であり、元の請求項 1 と 3 を合併して得られたものではない。新請求項 4 は審査対象となる。

＜裁判要旨要点（2023）＞

専利権確認の手続きにおいて、ある請求項に対する補正が「更なる限定」であるか否かの審査は、単に、補正後の請求項が補正前の請求項の全ての技術特徴を完全に含んでいるか、及び補正後の請求項は補正前の請求項に比べ技術特徴が増加し、かつ増加した技術特徴が元の請求の範囲の他の請求項に記載されているかを判断基準にするべきである。

請求項に対する「更なる限定」の補正は、原則として無効審判理由に対応するために行う補正に限られ、無効理由に係る欠陥を解消する名目で行う、実質的には当該無効理由への対応ではなく請求項の記載を最適化する補正は、受け入れられないことがある。

上記の事例において、元の請求項 2、4、6、7 の技術的特徴を元の請求項 1 に盛り込むことは「更なる限定」に属する。このような状況で、元の請求項 3 を独立形式の新請求項 4 に書き改めることは、実質的な内容及び保護範囲を変更せずに記載形式を変更するものであり、請求項を実質的に再構成するものではないから、許容される。

https://t.co/J2U55kop1j

AMEBLO 原文（2025-08-06）：

https://lnkd.in/gZig7S2H

LinkedIn 原文：https://www.linkedin.com/feed/update/urn:li:activity:7514137479281664000/

【商標】知財高判令和６年(行ケ)10038

Ameblo 元投稿日：2025-08-07

記事種類：判決紹介

分類：商標

論点：審査・審判実務、識別力

HP 掲載日：2026-10-10

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12921367606.html

HP: https://www.takaishihideki.com/single-post/【商標】令和６年-行ケ-10038

英語版: https://www.takaishihideki.com/en/single-post/trademarks-reiwa-6-gyo-ke-no-10038

【商標】知財高判令和６年(行ケ)10038

本願商標：「新生甘酒」

⇒識別力×（商標法３条１項３号違反）

①「新生」＋「甘酒」と理解した場合

原材料、製法等を変えた甘酒として普通に使われ得る。

②「新」＋「生甘酒」と理解した場合

新しい「生甘酒」として普通に使われ得る。

（判旨抜粋）

①「新生」も「甘酒」も、辞書に掲載された一般的な語であり、「新生」の語に係る本件審決の時点で存在した取引の実情…に照らし、本願商標は、原材料、製法等を従前と変えて内容を新しくした甘酒を一般的に指す名称であると認識されるものといえ、そのような甘酒を表す場合に、普通に使われ得るものと認められ、本願商標は、その指定商品の取引者、需要者等によって当該商品に使用された場合に、商品の品質を表示したものと一般に認識されるものであ…る。…

②「新生甘酒」の語が「新」の文字と「生甘酒」の文字を組み合わせたものであると理解した場合、これが本願商標の指定商品に使用された場合には、需要者等は、その年に製造された生甘酒、又は製造方法や特徴が従前のものと異なる新しい甘酒を一般的に指す名称であると認識すると認められる。そして、「新」は、辞書に掲載された一般的な用語であり、飲料又は食料品を示す語の前に「新」を付すことについて上記のような取引の実情が認められ、「生甘酒」も、「加熱処理をせずに製造した甘酒」を示す語として用いる取引の実情があったから、これらを組み合わせた「新生甘酒」という語は、その年に製造された生甘酒、又は製造方法や特徴が従前のものと異なる新しい甘酒を表す場合に、普通に使われ得るものと認められ…る。

https://t.co/rEibmTw6FV

AMEBLO 原文（2025-08-07）：

https://lnkd.in/gjdSJFcX

LinkedIn 原文：https://www.linkedin.com/feed/update/urn:li:activity:7514137842126766081/

【商標】知財高判令和５年(行ケ)10117『ベスリ会　東京 TMS クリニック』事件＜本多＞

Ameblo 元投稿日：2025-08-07

記事種類：判決紹介

分類：商標

論点：結合商標、要部抽出、識別力、商標の類否

HP 掲載日：2026-10-10

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12921368060.html

HP: https://www.takaishihideki.com/single-post/【商標】令和５年-行ケ-10117『ベスリ会-東京 tms クリニック』事件-本多

英語版: https://www.takaishihideki.com/en/single-post/trademarks-reiwa-5-gyo-ke-no-10117-besurikai-tokyo-tms-clinic-judge-honda

【商標】知財高判令和５年(行ケ)10117『ベスリ会　東京 TMS クリニック』事件＜本多＞

本願商標：「ベスリ会　東京 TMS クリニック」

引用商標：「東京 TMS クリニック」

※医療法人の名称である「ベスリ会」は、出所識別標識機能を有するが、「東京 TMS クリニック」を要部抽出できる。

（判旨抜粋）

「ＴＭＳ」の語から直ちに「経頭蓋磁気刺激」や、鬱病の治療方法としての「ＴＭＳ治療」を想起するとは認められず、「東京ＴＭＳクリニック」の文字部分が一連となって、役務の提供主体である診療所の名称を表すものとして、出所識別標識としての機能を果たす…。…

「ベスリ会」の文字部分は、医療法人の名称を示すものとして、出所識別標識としての機能を有しないものではないが、医療法人の名称と医療機関の名称とが組み合わされて使用される場合の取引の実情に鑑みると、「東京ＴＭＳクリニック」との文字部分と組み合わせてなる本願商標全体の中にあっては、「ベスリ会」の文字部分の出所識別標識としての機能は相対的に弱いものになるといわざるを得ない。

そして、結合商標のうち複数の部分から出所識別標識としての称呼、観念が生じる場合であっても、…特定の部分が取引者、需要者に対し役務の出所識別標識として強く支配的な印象を与える場合等には、当該特定の部分を要部として抽出することが許されると解すべきであるから、「ベスリ会」の文字部分が出所識別標識としての機能を有するとしても、本願商標の構成中の「東京ＴＭＳクリニック」の文字部分を要部として抽出することは妨げられない…。

https://lnkd.in/gFj8qivP

AMEBLO 原文（2025-08-07）：

https://lnkd.in/g_mEw7ZA

LinkedIn 原文：https://www.linkedin.com/feed/update/urn:li:activity:7514138009374502912/

【米国】CAFC 2023.8.2　Realtime Data v. Array Networks

Ameblo 元投稿日：2025-08-07

記事種類：判決紹介

分類：米国

論点：特許適格性、ＡＬＩＣＥ判決、抽象的アイデア

HP 掲載日：2026-10-10

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12921368250.html

HP: https://www.takaishihideki.com/single-post/【米国】cafc-2023-8-2-realtime-data-v-array-network

英語版: https://www.takaishihideki.com/en/single-post/united-states-cafc-august-2-2023-realtime-data-v-array-network

【米国】CAFC 2023.8.2　Realtime Data v. Array Networks

【Alice 第 1 ステップ】⇒×

クレームは、データ圧縮を実行するための特別な技術を明確に定義せず、結果のみを抽象的に示しているに過ぎない。

【Alice 第 2 ステップ】⇒×

明細書には特定のプロセッサの使用法や従来技術との差異が示されていない。

データ圧縮自体は従来から周知であり、クレームが規定する要素や手順を組み合わせても、汎用コンピュータによる抽象的アイデアを超えた技術的特徴は見いだせない。

https://lnkd.in/g-akJbS5

AMEBLO 原文（2025-08-07）：

https://lnkd.in/gAJzsvMM

LinkedIn 原文：https://www.linkedin.com/feed/update/urn:li:activity:7514138484886929408/

知財高判令和２年(行ケ)10094【逆流性食道炎の再発抑制剤】＜森＞

Ameblo 元投稿日：2025-08-14

記事種類：判決紹介

分類：特許

論点：進歩性

HP 掲載日：2026-10-10

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12922879943.html

HP: https://www.takaishihideki.com/single-post/令和２年-行ケ-10094【逆流性食道炎の再発抑制剤】-森

英語版: https://www.takaishihideki.com/en/single-post/reiwa-2-gyo-ke-no-10094-agent-for-suppressing-recurrence-of-reflux-esophagitis-judge-mori

知財高判令和２年(行ケ)10094【逆流性食道炎の再発抑制剤】＜森＞

*優先日の技術常識⇒第Ⅱ相臨床試験が終了していることで進歩性×

第Ⅰ相臨床試験～安全性試験

第Ⅱ相臨床試験～少人数の有効性試験

第Ⅲ相臨床試験～大人数の有効性試験

＜相違点＞本件発明１は，「ラベプラゾールナトリウム」を有効成分とする，「維持療法のために」投与される「プロトンポンプ阻害剤抵抗性逆流性食道炎の再発抑制剤」であるのに対して，甲１発明は，「ＰＰＩ抵抗性逆流性食道炎患者に対する維持療法における」「有効性と安全性を検討するための第Ⅲ相臨床試験に供されるラベプラゾールナトリウム（E3810）」である点。

（判旨抜粋）

…安全性に関する技術常識を踏まえると，本件優先日当時，ラベプラゾールナトリウムの維持療法における２０ｍｇ１日１回長期投与の忍容性は，当業者に明らかであった…ところ，１日２回投与と１日１回投与とでは安全性に差異はないと考えられていたこと…をも考慮すると，「１回１０ｍｇを１日２回」「４週間以上」投与することについて，臨床上の安全性の観点から阻害されたといった事情も見受けられない。なお，甲４２及び４４のガイドラインには，ＰＰＩの長期投与の安全性に関する懸念についての記載があるが，「いずれの懸念もＰＰＩ投与との直接的な因果関係が明らかとはいいがたい」（甲４２）などとされており，上記判断を左右するものではないし，甲２３及び２９～３１の各ＰＰＩの添付文書における注意書きも，薬剤の添付文書における一般的な副作用等についての記載にすぎず，上記判断を左右するものではない。…そうすると，甲１発明のラベプラゾールナトリウムを，ＰＰＩ抵抗性逆流性食道炎患者の維持療法期に投与する再発抑制剤として用い，相違点１に係る本件発明１の発明特定事項を採用することは，当業者が容易に想到することができたものということができる。…

原告は，平成２９年判決（平成２８年（行ケ）第１０１０７号）を引用して主張するが，同判決は「新規性」について判断したもので「進歩性」について判断したものではないから，事案を異にすることは明らかである。

https://lnkd.in/gEsY9TJV

AMEBLO 原文（2025-08-14）：

https://lnkd.in/gz8sAyqr

LinkedIn 原文：https://www.linkedin.com/feed/update/urn:li:activity:7514138708854509568/

【商標/類否】東京高判平成 12 年(ネ)6252

Ameblo 元投稿日：2025-08-14

記事種類：判決紹介

分類：商標

論点：商標の類否、識別力

HP 掲載日：2026-10-10

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12922880039.html

HP: https://www.takaishihideki.com/single-post/【商標-類否】東京高判平成 12 年-ネ-6252

英語版: https://www.takaishihideki.com/en/single-post/trademarks-similarity-tokyo-high-court-heisei-12-ne-no-6252

【商標/類否】東京高判平成 12 年(ネ)6252

※出願経過で、「ＢｅａＲ」の特異な綴りを強調した。

⇒「ｂｅａｒ」とは非類似

（判旨抜粋）

本件商標の「ＢｅａＲ」を熊を意味する英語の「ｂｅａｒ」とみた場合であっても、本件商標の指定商品の分野において、「ｂｅａｒ（熊、ベアー）」に関連づけられる観念及び称呼を生じさせる多数の商標が独立の商標として登録され、実際に使用されていると認められることは前示のとおりである。このような実情に照らすと、本件商標の指定商品である被服等の市場においては、単なる「ベアー」の称呼や「ベアー（熊）」の観念のみによっては自他商品を識別することが困難であり、取引者・需要者は、むしろ「ｂｅａｒ」等に付加された語句や図形等の差異によって種々の形態の「ｂｅａｒ」商標を識別していると考えることが経験則に合致する。

そして、本件商標の出願人が拒絶理由通知に対して提出した前記意見書における主張は、「ｂｅａｒ」等を含む商標が単にベアーの称呼及び熊の観念によって識別されるものではないという一般的な取引事情についての出願人の認識を表明したものと解されるのであって、本件商標についてみれば、同意見書でも強調されているように、本件商標「ＢｅａＲ」の特異な綴り、特に末尾の「Ｒ」が大文字で強調されているという点が、本件商標を一 般的な「ｂｅａｒ」（熊）から区別する部分と解される。

言い換えれば、本件商標は、他の「ｂｅａｒ」（熊）に関連づけられる多数の登録商標群及び現に使用されている商標群の中にあって、「最後のＲが大文字のベアー」という特異なものとして看取され、観念され、そのようなものとしての識別力を発揮するものと解することが相当である。

なお、本件商標を「Ｂ」と「Ｒ」の間に「ｅ」「ａ」の入った造語とみるときは、本件商標が控訴人標章と称呼、観念において類似しない…。

https://lnkd.in/gbm6VVSB

AMEBLO 原文（2025-08-14）：

https://lnkd.in/gc6kZ7B5

LinkedIn 原文：https://www.linkedin.com/feed/update/urn:li:activity:7514138873728339968/

【商標/不使用取消】知財高判平成 22 年(行ケ)10083『ECOPAC』事件

Ameblo 元投稿日：2025-08-14
記事種類：判決紹介
分類：商標
論点：不使用取消、出願経過禁反言、商標の社会通念上同一性
HP 掲載日：2026-10-10
Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12922880119.html
HP: https://www.takaishihideki.com/single-post/【商標-不使用取消】平成 22 年-行ケ-10083『ecopac』事件
英語版: https://www.takaishihideki.com/en/single-post/trademarks-cancellation-for-non-use-heisei-22-gyo-ke-no-10083-ecopac

【商標/不使用取消】知財高判平成 22 年(行ケ)10083『ECOPAC』事件
※出願経過禁反言により、本件商標に「環境に優しい包装」の観念が生じるとの主張は許されない。
⇒本件商標「ECOPAC」≠「エコパック」
⇒不使用取消
（判旨抜粋）
現在において，本件使用商標「エコパック」は，「経済的で，環境に配慮した包装用容器」という観念を有するものである。また，本件商標「ECOPAC」は，「エコパック」の称呼を有するから，「包装容器」を意味する英単語は，「package」あるいは「pack」であることを考慮しても，取引者及び需要者は，本件商標の構成部分「ECO」からは「ecology」の省略形の「ECO」を想起し，さらに，「PAC」からは「包装容器」である「pack」を想起することにより，「経済的で，環境に配慮した包装用容器」という観念を有すると解する余地がある…。
しかしながら，原告は，そもそも，本件商標の出願経過において，本件商標は，特異の構成よりなるもので，構成文字に相応して，「エコパック」の称呼のみ生じる特定の観念を生じ得ない造語よりなるものであることを繰り返し主張し，拒絶査定不服審判を経て，登録査定されているものである。特に，原告は，商標登録異議の審理において，本件商標である「ECOPAC」は，「ecology」と「package」との合成語を想起させ，指定商品との関係において，「環境保護に十分配慮した包装容器」を指称する普通名称あるいはそのような容器の品質表示としてのみ認識されるとの異議申立人の主張に対し，本件商標は，「ECO」と「PAC」とに分離されるものではないし，仮に個々に看取したとしても，「ECO」の文字が「ecology」の略称を表示するものとして普通一般に採択使用されている事実はなく，また，「包装用容器」を指称する外来語として商品取引上，普通に採択使用されている語は，「package」あるいは「pack」であるから，本件商標の「PAC」とは構成を異にするものであって，「ECOPAC」と一連と連綴した構成よりなる本件商標は，「環境保護に十分配慮した包装容器」の意味合いを指称するものではなく，取引者及び需要者は，原告により創作された特定の観念を生じ得ない造語として把握し，理解するものであるなどと主張しているのである。そして，特許庁において，原告の主張が容れられて，本件商標の登録査定を受け，さらに，登録を維持すべき旨の決定を受けているのである。したがって，拒絶査定不服審判等における争点と，本件訴訟の取消事由とは必ずしも一致するものではないことや，本件商標と本件使用商標との社会通念上の同一性の判断において，本件商標の登録出願当時（昭和 63 年）及び拒絶査定不服審判の審決当時（平成 9 年）と比較して，現在においては環境保護に関する意識が高まっているという社会の情勢を考慮するとしても，原告自身，本件商標の出願経過において，「PAC」は「包装容器」を意味する外来語とは構成を異にす

るものであって，「ECO」と一連と連綴した構成よりなる本件商標「ECOPAC」は，「環境保護に十分配慮した包装容器」の意味合いを指称するものではなく，取引者及び需要者は，原告により創作された特定の観念を生じ得ない造語として把握し，理解するものであると明確に主張している以上，本件において，原告が，その前言を翻して，本件商標から「環境に優しい包装」の観念が生じるなどと主張することは，禁反言則に反し，許されないものというべきである。そうすると，本件商標と本件使用商標とが，称呼及び観念において同一であることを前提として，本件商標と本件使用商標とが社会通念上同一であるとする原告の主張を採用することはできない。

https://lnkd.in/gz5sjFi5

AMEBLO 原文（2025-08-14）：

https://lnkd.in/gtyC6vbc

LinkedIn 原文：https://www.linkedin.com/feed/update/urn:li:activity:7514139011221839874/

【商標】審決・不服 2023-10504

Ameblo 元投稿日：2025-08-14
記事種類：審決紹介
分類：商標
論点：審査・審判実務、識別力
HP 掲載日：2026-10-10
Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12922880245.html
HP: https://www.takaishihideki.com/single-post/【商標】審決・不服 2023-10504
英語版: https://www.takaishihideki.com/en/single-post/trademarks-trial-decision-appeal-against-refusal-no-2023-10504

【商標】審決・不服 2023-10504
本願商標：「完全」
⇒識別力×（商標法第３条第１項第６号違反）
（審決抜粋）
「完全」の文字からなる本願商標をその指定商品又は指定役務に使用しても、これに接する取引者、需要者は、その商品や役務について「すべてそなわっていること」や「足りないことのないこと」を理解させ、その指定商品又は指定役務の特性、優位性、特徴を端的に表した宣伝文句として認識するにとどまり、商品若しくは役務の出所を表示する標識又は自他商品若しくは自他役務の識別標識として認識することはない…。
https://lnkd.in/gdNdC8eW
AMEBLO 原文（2025-08-14）：
https://lnkd.in/gGMYJHhB
LinkedIn 原文：https://www.linkedin.com/feed/update/urn:li:activity:7514139313270493184/

【商標】大阪地判令和４年(ワ)9818『熱中対策応急キット』事件＜武宮＞

Ameblo 元投稿日：2025-08-14
記事種類：判決紹介
分類：商標
論点：識別力
HP 掲載日：2026-10-10
Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12922880338.html
HP: https://www.takaishihideki.com/single-post/【商標】大阪地判令和４年-ワ-9818『熱中対策応急キット』事件-武宮
英語版: https://www.takaishihideki.com/en/single-post/trademarks-osaka-district-court-reiwa-4-wa-no-9818-熱中対策応急キット-heatstroke-countermeasure-em

【商標】大阪地判令和４年(ワ)9818『熱中対策応急キット』事件＜武宮＞
※査定日の時点で、「熱中対策」の語は、「熱中症対策」の意味で理解されていた。
⇒識別力×（商標法３条１項３号違反）
（判旨抜粋）
「熱中対策」の語は、本件査定日の時点で、「熱中症対策」との意味でも一般的に理解され、「熱中対策応急キット」の語は、熱中症の対策又は応急処置に用いる物品一式ないしそのような物品を含む商品との意味を有することが一般に認識されていたことが認められる。…
「熱中対策応急キット」との本件商標がかかる商品に使用された場合、当該商品の取引者又は需要者によって、当該商品の用途を示すものとして一般に認識される状態となっていたといえる。
https://lnkd.in/g926qiDd
AMEBLO 原文（2025-08-14）：
https://lnkd.in/g7HbWd2d
LinkedIn 原文：https://www.linkedin.com/feed/update/urn:li:activity:7514139489804623888/

【商標／不使用取消】知財高判令和６年(行ケ)10054

Ameblo 元投稿日：2025-08-14

記事種類：判決紹介

分類：商標

論点：不使用取消、総合小売等役務、商標の使用

HP 掲載日：2026-10-10

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12922880456.html

HP: https://www.takaishihideki.com/single-post/【商標-不使用取消】令和６年-行ケ-10054

英語版: https://www.takaishihideki.com/en/single-post/trademarks-cancellation-for-non-use-reiwa-6-gyo-ke-no-10054

【商標／不使用取消】知財高判令和６年(行ケ)10054

「総合小売等役務」とは、「衣料品・飲食料品・生活用品の各商品を一事業所において扱っている場合であって、その取扱い規模がそれぞれ相当程度あり、かつ、継続的に行われている場合をいう」

⇒飲食料品の販売数や売上金額は衣料品や生活用品に比して小規模である。

原告店舗につき、一事業所において、衣料品・飲食料品及び生活用品に係る各商品の取扱い規模がそれぞれ相当程度あり、継続的に行われていると認めることはできない。

⇒不使用取消

https://lnkd.in/ggZE3paH

AMEBLO 原文（2025-08-14）：

https://lnkd.in/gaePf_Dm

LinkedIn 原文：https://www.linkedin.com/feed/update/urn:li:activity:7514139875655426049/

【不競法/商品等表示】東京地判令和５年(ワ)70036『カテーテル用コネクター』＜國分＞

Ameblo 元投稿日：2025-08-14
記事種類：判決紹介
分類：不競法
論点：商品等表示、商品形態、特別顕著性、周知性、混同、差止請求
HP 掲載日：2026-10-10
Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12922880680.html
HP: https://www.takaishihideki.com/single-post/【不競法-商品等表示】東京地判令和５年-ワ-70036『カテーテル用コネクター』-國分
英語版: https://www.takaishihideki.com/en/single-post/unfair-competition-indication-of-goods-or-business-tokyo-district-court-reiwa-5-wa-no-70036

【不競法/商品等表示】東京地判令和５年(ワ)70036『カテーテル用コネクター』＜國分＞
同種製品と較べた寸法を「商品等表示」と認めた。
⇒差し止め認容!!
※医療関係者が需要者である事案で、混同を生じさせると認定されることは珍しい。
【控訴審追記】知財高裁令和７年７月１６日判決（令和７年（ネ）第１００１２号）は、原告製品の形態の商品等表示性・周知性を認めつつ、被告製品の形態との類似性を否定し、原判決中の被告敗訴部分を取り消して、その部分の請求を棄却した。
（第一審判決の判旨抜粋）
① 特別顕著性
原告商品が上市されるよりも前に日本で販売され、現在も販売されている二弁式Ｙコネクターは、アボット社Ｙコネクター及びメリットメディカル社Ｙコネクターであるから、これらの商品については、原告Ｙコネクターの特別顕著性を検討するに当たって、当然に考慮されるべき他の同種商品であるといえる。…
二弁式Ｙコネクターは、ショートサイズを除くと、全長７２mmのものから全長７８．９９mmのものまで幅があり、さらに、ショートタイプの場合は、その全長が５８mmのものもある。そして、原告Ｙコネクター以外の二弁式Ｙコネクターは、被告Ｙコネクターを除くと、全長が原告Ｙコネクターに最も近いカネカ社Ｙコネクターでも約８２mmであって、原告Ｙコネクターの全長とは約６mmの差があること、原告Ｙコネクターのサムホイールの長さは２７．９０mm（スクリューの長さは１６．０４mm）であるのに対し、別紙二弁式コネクター比較及び証拠（乙２４）によれば、上記カネカ社Ｙコネクターのサムホイールの長さは３３．８８mm（スクリューの長さは２２．２２mm）と長く、被告Ｙコネクターを除き、原告Ｙコ ネクターと概ね同様の全長、サムホイール、メインブランチ、ローテータの比率を有する形態の商品はなかったと認められる。
そうすると、Ｙコネクターの全長が約８８㎜で、全長、サムホイール、メインブランチ、ローテータの概ねの比率が、４：１：２：１とする形態の二弁式Ｙコネクターは、原告Ｙコネクターのみであって、ありふれたものとはいえない。
したがって、原告Ｙコネクターは、本件特徴(オ)において、客観的に他の同種商品とは異なる顕著な特徴を有している…。…

…本件特徴(ｱ)及び(ｳ)については、商品の技術的な機能及び効用を実現するために他の形態を選択する余地のない不可避的な構成に由来するものといえるものの、その余の特徴については、複数の選択肢があり、商品の技術的な機能及び効用を実現するために他の形態を選択する余地のない不可避的な構成に由来するものとはいえない。

② 周知性

原告は、展示会における広告宣伝や医師に対する営業等を継続して売上げを伸ばし、原告が製造するＹコネクターは、Ｙコネクターが使用されるＰＴＣＡ市場において、平成２０年以降、販売数量、販売金額ともに５割以上のシェアを獲得し、令和４年には、販売数量で７割、販売金額で約８割のシェアを獲得していたものであり、原告が販売するＹコネクターの約７０パーセントは原告商品（ＹコネクターにＯＫＡＹⅡタイプのものが選択されて、これに付属品が組み合わされる商品）であった。そうすると、二弁式Ｙコネクターに限った市場データは存在しないものの、二弁式Ｙコネクター市場において原告商品が占めるシェアは、Ｙコネクター全体に占める割合よりも更に高いものと推認される。これらの事情に照らすと、原告Ｙコネクターの形態は、その形態が原告によって長期間独占的に使用されてきたことにより、平成２０年頃には、原告の出所を示すものとして需要者である医師を中心とする医療従事者に広く認識されるに至ったこと、すなわち、周知性を獲得したことが認められる。

③ 類似性

原告Ｙコネクターの形態と被告Ｙコネクターの形態は、全長（原告Ｙコネクター８７．９９mm、被告Ｙコネクター８７．８０mm）、スクリューの形状が円柱状であること、全体が透明な部材で製作され、オープナーは暖色系の色彩で着色されている点で共通しており、…全体的な寸法割合も非常に似かよっているところ、特に寸法や色彩といった構成が類似していることから、それらの外観により、需要者である医師を中心とした医療従事者は、両表示が全体的に類似するとの印象を受けるものといえる。

https://lnkd.in/gn3jKwvU

AMEBLO 原文（2025-08-14）：

https://lnkd.in/g57DZdB4

LinkedIn 原文：https://www.linkedin.com/feed/update/urn:li:activity:7514140042928406528/

【商標】東京高判昭和 54 年(ネ)1097

Ameblo 元投稿日：2025-08-16

記事種類：判決紹介

分類：商標

論点：商標の虚偽表示、登録前表示、商標法７４条

HP 掲載日：2026-10-10

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12923468365.html

HP: https://www.takaishihideki.com/single-post/【商標】東京高判昭和 54 年-ネ-1097

英語版: https://www.takaishihideki.com/en/single-post/trademarks-tokyo-high-court-showa-54-ne-no-1097

【商標】東京高判昭和 54 年(ネ)1097

出願人が登録査定を受けて登録料を納付し、登録原簿への登録手続が残されているにすぎない場合であっても、設定登録前に「登録商標」の表示を使用することについて、商標法７４条１号に違反し、同法８０条の虚偽表示罪を構成する疑いがあるとされた。

https://lnkd.in/gfX_M-BB

AMEBLO 原文（2025-08-16）：

https://lnkd.in/gceEuWyi

LinkedIn 原文：https://www.linkedin.com/feed/update/urn:li:activity:7514140204593602560/

【意匠】部分意匠の間接侵害が認められた事例

Ameblo 元投稿日：2025-08-16

記事種類：判決紹介

分類：意匠

論点：間接侵害、部分意匠

HP 掲載日：2026-10-10

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12923469325.html

HP: https://www.takaishihideki.com/single-post/【意匠】部分意匠の間接侵害が認められた事例

英語版: https://www.takaishihideki.com/en/single-post/designs-a-case-recognizing-indirect-infringement-of-a-partial-design

【意匠】部分意匠の間接侵害が認められた事例

東京地判令和３年(ワ)30281『運搬台車用の手押部材』＜國分＞

１．物品の類否

『本件各意匠に係る物品と、被告意匠に係る物品は、運搬台車に取り付けられて使用され、グリップ部を握った手を周囲の物体から保護する機能を有する物品であり、その用途と機能を同一にする』

２．形状の類否

『斜め上から見た本件意匠１のグリップ部の形状と保護部の形状を組み合わせた形状を持つ公知意匠はない…。

…本件意匠１と被告意匠１’の共通点…によれば、いずれも、正面から見たとき、略アルファベットの逆「T」字の美感を生じさせるといえる。この点について、本件意匠１のグリップ部の表面は凹凸がないのに対し、被告意匠１’はグリップ部の外周面には円環状の凸条が等間隔に９本形成されている点は、要部に関する差異点であるが、その凹凸は大きいものではなく、被告意匠１’から生じる略アルファベットの逆「T」字の美感を凌駕するほどの差異であるとは評価できない。』

３．間接侵害の要件

『被告製品が、運搬台車の単管以外のものに取り付けられ、手押部材とは異なる機能又は用途を有するに至ることはないと認められるから（弁論の全趣旨）、被告製品は、運搬台車の単管の上端部に取り付けられ、運搬台車の手押部材の「製造にのみ用いる物品」（意匠法３８条１号イ）である』

https://lnkd.in/gSEHixRU

AMEBLO 原文（2025-08-16）：

https://lnkd.in/grSG63Ac

LinkedIn 原文：https://www.linkedin.com/feed/update/urn:li:activity:7514140973271089152/

【商標/虚偽表示】大阪高判平成３年(ネ)1003（チョコクリスピー事件）

Ameblo 元投稿日：2025-08-17

記事種類：判決紹介

分類：商標

論点：商標の虚偽表示、不競法上の保護、周知性

HP 掲載日：2026-10-10

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12923668454.html

HP: https://www.takaishihideki.com/single-post/【商標-虚偽表示】大阪高判平成３年-ネ-1003（チョコクリスピー事件）

英語版: https://www.takaishihideki.com/en/single-post/trademarks-false-marking-osaka-high-court-heisei-3-ne-no-1003-choco-krispies

【商標/虚偽表示】大阪高判平成３年(ネ)1003（チョコクリスピー事件）

控訴人は、被控訴人ケロッグ社が、邦字「クリスピー」の登録失効後も包装に「クリスピー(R)」と表示し、あたかも登録商標であるかのように示したことは商標法 74 条 1 号違反であり、このような不正表示を行った者には商標法・不競法上の保護を与えるべきでないと主張した。

⇒裁判所は、この行為自体は確かに 74 条 1 号違反であり刑事罰の対象ともなると認めた。しかしながら、刑罰が規定されているからといって、当然に当該商標権に基づく民事的保護を拒絶すべきではないとした。特に本件請求は欧文字「KRISPIES」に基づくものであり、問題となった邦字「クリスピー(R)」表示とは異なるものであるから、虚偽表示の存在をもって本件商標権の請求を否定することはできないと判断した。

『3 当審における新たな争点(商標法 74 条 1 号違反の虚偽表示をした者が不正競争防止法上の保護を受けられるか)について

被控訴人日本ケロッグが邦字商標「クリスピー」につき、商標法 74 条 1 号に違反して、連合商標としての存続期間が満了した昭和五九年八月一日以降も登録商標であるとの説明をその商品の包装箱中にしていたことは前示のとおりであるところ、控訴人は、被控訴人日本ケロッグが使用する「チョコクリスピー」等の商標に周知性が認められるとしても、それは不正な方法によって獲得されたものであるから、不正競争防止法による保護を与えるべきではない旨主張する。

しかしながら、その違反行為に対する制裁として刑事罰が科せられるからといって、そのことから直ちに、その者の有する権利が民事上の保護を拒絶されることにはならないことは前示のとおりであるうえ、「チョコクリスピー」が被控訴人日本ケロッグの商標として周知性を獲得するに至ったのは、前示認定のとおりの同被控訴人の宣伝広告活動及び販売活動によるものであって、前記虚偽表示によって得られたものではないから、控訴人の右主張は採用できない。』

https://lnkd.in/gGS3X3YQ

AMEBLO 原文（2025-08-17）：

https://lnkd.in/gnKgKWgk

LinkedIn 原文：https://www.linkedin.com/feed/update/urn:li:activity:7514141262242013184/

【著作権】大阪高判平成 19 年（ネ）713（ピーターラビット事件）

Ameblo 元投稿日：2025-08-18
記事種類：判決紹介
分類：著作権
論点：差止請求
HP 掲載日：2026-10-10
Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12923801690.html
HP: https://www.takaishihideki.com/single-post/【著作権】大阪高判平成 19 年（ネ）713（ピーターラビット事件）
英語版: https://www.takaishihideki.com/en/single-post/copyright-osaka-high-court-heisei-19-ne-no-713-peter-rabbit

【著作権】大阪高判平成 19 年（ネ）713（ピーターラビット事件）

著作権保護期間が満了した絵本の絵柄の一部を利用したタオル製品の販売を企画した製造業者 X は、絵本の著作権管理会社 Y に対し、Y がライセンシーに著作権が存続しているかのように誤認させる表示をさせることで、需要者に対して著作権が日本において未だ存続しているかのように誤認させる表示（被告表示）をしていたと主張した。そして、これがライセンス商品の品質又は内容及び商品化許諾業務に係る役務の質又は内容を誤認させる不正競争行為に当たると主張した。

⇒本判決は、差止請求にかかる著作物の複製物に被告表示を表示させた商品は多岐にわたるところ、X は被告表示が使用されている商品を具体的に特定して主張立証しておらず、「商品」の「品質」「内容」を「誤認させる」表示をしたか否かは、具体的商品の具体的内容を前提に検討した上で決せられる事柄で、個々の商品につき個々の結論が異なる可能性もあるのだから、X が具体的商品を特定して主張立証していない以上、その主張を認めるに十分でないなどとして、不競法に基づく差止め等の請求を棄却した原審の判断を維持し、X の控訴を棄却した。

なお、Y が X に対して本件絵柄の原画の著作権に基づく差止請求権を有しないことの確認請求を認容した部分も、Y の附帯控訴の棄却により維持された。

著作権満了後の著作権表示

商品に実際には存在しない特許権、実用新案権、意匠権を表示する行為は不正競争行為に該当する場合が多いと解される。そのような表示が需要者をして当該商品が特許や、実用新案登録、意匠登録を認められたような優れた技術、デザインを有するという商品の品質、内容を誤認させるものである場合が多いからである。

https://lnkd.in/gccb-jUq

AMEBLO 原文（2025-08-18）：

https://lnkd.in/gcn5kf59

LinkedIn 原文：https://www.linkedin.com/feed/update/urn:li:activity:7514141420211924992/

最判平成 4(オ)1491【アースベルト事件】

Ameblo 元投稿日：2025-08-19

記事種類：判決紹介

分類：特許

論点：損害賠償

HP 掲載日：2026-10-10

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12924007350.html

HP: https://www.takaishihideki.com/single-post/最判平成 4-オ-1491【アースベルト事件】

英語版: https://www.takaishihideki.com/en/single-post/supreme-court-heisei-4-o-no-1491-earth-belt

最判平成 4(オ)1491【アースベルト事件】

特許表示と紛らわしい「ＰＡＴ」の文字を製品に書き込み、広告中に同じ文字を表示して、特許法１８８条、１９８条、当時の不正競争防止法１条１項５号に該当する行為その他の一連の反良俗的行為により商品表示の周知性を獲得した場合、右商品表示と類似の商品表示の使用等をする者に対し、不正競争防止法に基づき、損害賠償及び謝罪広告掲載の請求をすることができない。

とした原審（仙台高裁平成 4 年 2 月 12 日）を是認した。

https://lnkd.in/gFps_QTp

AMEBLO 原文（2025-08-19）：

https://lnkd.in/g7ijKRY6

LinkedIn 原文：https://www.linkedin.com/feed/update/urn:li:activity:7514141581994639360/

知財高判令和４年(ネ)10070【画像表示方法】＜菅野＞

Ameblo 元投稿日：2025-08-20
記事種類：判決紹介
分類：特許
論点：進歩性、動機付け・阻害要因
HP 掲載日：2026-10-10
Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12924117876.html
HP: https://www.takaishihideki.com/single-post/令和４年-ネ-10070【画像表示方法】-菅野
英語版: https://www.takaishihideki.com/en/single-post/reiwa-4-ne-no-10070-image-display-method-judge-kanno

知財高判令和４年(ネ)10070【画像表示方法】＜菅野＞

*「メリット」を理由に容易想到とした!!

⇒進歩性×

（判旨抜粋）

...また、Ｗｅｂクライアントに代えてＷｅｂブラウザを採用して動的表示を行う処理をＪａｖａＳｃｒｉｐｔで実装することは、そのメリットに鑑みて、当業者であれば容易に想到し得るものと認められるところ、ＨＴＭＬに直接記述してＪａｖａＳｃｒｉｐｔを用いるならば、Ｗｅｂブラウザが、ＨＴＭＬを受信する前に当該ＨＴＭＬに直接記述されたＪａｖａＳｃｒｉｐｔを実行することなどあるはずもないから、ＨＴＭＬを受信した後に当該ＨＴＬＭに直接記述されたＪａｖａＳｃｒｉｐｔによって地図を特定するステップをとるようにすればよく、また、そうせざるを得ない。このような必然的に生じる事項への対応のために当然なすべき、ＨＴＭＬの送受信と地図データの特定のステップに関する順序の入替え、不要なステップの削除、必要なステップの追加程度のことであれば、当業者における通常の創作の範囲内のことにすぎず、そのような改変が必要であることが阻害要因となることはない…。

https://lnkd.in/gbgUiGtX

AMEBLO 原文（2025-08-20）：

https://lnkd.in/gy22saqM

LinkedIn 原文：https://www.linkedin.com/feed/update/urn:li:activity:7514141915198472192/

知財高判令和６年(行ケ)10050【情報処理装置】事件＜宮坂＞

Ameblo 元投稿日：2025-08-21
記事種類：判決紹介
分類：特許
論点：発明該当性
HP 掲載日：2026-10-10
Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12924420776.html
HP: https://www.takaishihideki.com/single-post/令和６年-行ケ-10050【情報処理装置】事件-宮坂
英語版: https://www.takaishihideki.com/en/single-post/reiwa-6-gyo-ke-no-10050-information-processing-apparatus-judge-miyasaka

知財高判令和６年(行ケ)10050【情報処理装置】事件＜宮坂＞
*各処理部の演算が、本件発明の課題解決に資する。
⇒発明該当性〇
『本件特許発明は、…コンピュータプログラムがコンピュータに読み込まれ、コンピュータがコンピュータプログラムに従って作動することにより実現されるものと解され、それぞれの部について、その部によって行われるファンドに関する演算処理、最適化処理が具体的に特定され、上記各部の組み合わせによって、ファンドの商品の内容を決定するための情報処理装置の動作方法及びその順序等が具体的に示され、これが、投資対象が、運用利回り、需給バランス、及び取引相場の安定性に優れ、かつ、投資家の所望する損益を計上することができるファンドの商品を投資家に提供するという本件特許発明の課題…の解決手段とされているから、「発明」に該当するものと認めることができる。』
https://lnkd.in/gyRd-RgJ
AMEBLO 原文（2025-08-21）：
https://lnkd.in/gpRnhHHr
LinkedIn 原文：https://www.linkedin.com/feed/update/urn:li:activity:7514142578871648256/

知財高判令和６年(行ケ)10049【ビークル】＜中平＞

Ameblo 元投稿日：2025-08-22

記事種類：判決紹介

分類：特許

論点：進歩性、審査・審判実務、動機付け・阻害要因

HP 掲載日：2026-10-10

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12924573237.html

HP: https://www.takaishihideki.com/single-post/令和６年-行ケ-10049【情報処理装置】-宮坂

英語版: https://www.takaishihideki.com/en/single-post/reiwa-6-gyo-ke-no-10049-information-processing-apparatus-judge-miyasaka

知財高判令和６年(行ケ)10049【ビークル】＜中平＞

*審決は容易想到性の判断の理由を示していない。

⇒容易想到性の判断に誤りがあるとして、審決を取り消した。

（判旨要約）

＜引用発明の車両を「リーン姿勢で旋回可能に構成された車両」とすることの容易想到性＞

…仮に、「リーン姿勢で旋回可能に構成された車両及びそのエネルギー貯蔵装置は一般的に小型」であるといえるとしても、エネルギー貯蔵装置（バッテリ）が小さい場合に、当該バッテリから供給可能な電力の総量が小さいといえたとしても、当該バッテリがある時点において供給する電力が低いことを直ちに意味しない。引用文献の記載によれば、引用発明は、バッテリの温度が低いときに、バッテリから供給できる電力が小さいという課題を解決するものであると認められるところ、「リーン姿勢で旋回可能に構成された車両」について、エネルギー貯蔵装置（バッテリ）から供給可能な電力が低いとの課題が一般的に存在すると認めるに足りないから、引用発明が解決する課題と、「リーン姿勢で旋回可能に構成された車両」が一般的に有する課題が共通するとはいえず、課題の共通性をもって、当業者において、引用発明の車両を「リーン姿勢で旋回可能に構成された車両」とする動機付けがあるとも認められない。…

＜引用発明の車両をドローンとすることの容易想到性＞

…本件補正発明のドローンは、航空機のうち回転翼を有するものであり、回転翼を回転させて大気中を飛行するものである。これに対し、引用発明の車両は、駆動輪が動力を路面に伝えて走行するものであるから、車輪を有し、車輪が回転して陸上を走行する車である。そうすると、車輪が回転して陸上を走行するものである引用発明の車両と、回転翼を回転させ大気中を飛行するものである本件補正発明のドローンとは、構造・移動形態が本質的に異なる。

https://lnkd.in/gbgaW8cB

AMEBLO 原文（2025-08-22）：

https://lnkd.in/gGR5yMiE

LinkedIn 原文：https://www.linkedin.com/feed/update/urn:li:activity:7514142730604797952/

知財高判平成 25 年(行ケ)10266【透明フィルム】＜石井＞

Ameblo 元投稿日：2025-08-23
記事種類：判決紹介
分類：特許
論点：進歩性、訂正、新規事項
HP 掲載日：2026-10-10
Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12924742751.html
HP: https://www.takaishihideki.com/single-post/平成 25 年-行ケ-10266【透明フィルム】-石井
英語版: https://www.takaishihideki.com/en/single-post/heisei-25-gyo-ke-no-10266-transparent-film-judge-ishii

知財高判平成 25 年(行ケ)10266【透明フィルム】＜石井＞
*本件の「除くクレーム」による訂正は、受酸剤として使用される「金属酸化物」の技術的内容を変更する事情がなく、その種類を限定するものであることから、新たな技術的事項の導入に当たらないとされた。
⇒訂正要件〇(訂正後の進歩性×)
（判旨抜粋）
…本件発明１において受酸剤として使用される金属酸化物とは，そのような機能を有する金属酸化物であれば種類を問わないと解され，訂正事項は，そのような性質を有する金属酸化物のうち具体的に列挙された一部の金属酸化物を除外するものであると解される。そして，除外されるもののみが受酸剤として何らかの特有の性質を有するとか，除外後に残ったもののみが受酸剤として何らかの特有の性質を有するなど，本件訂正の前後で，受酸剤粒子として使用される「金属酸化物」の技術的内容を変更するような事情は見当たらない。したがって，…特許請求の範囲に記載された「金属酸化物」の種類を訂正前より限定するものであり，これによって新たな技術的事項を導入するものではない…。
…
太陽電池用封止膜が，甲１文献に示唆のある機器と接触する部材であることに照らすと，甲１文献に接した当業者にとって，甲１発明のフィルムを，架橋された透明なものとして太陽電池用封止膜の用途に用いることは，容易に想到し得ることであるということができる。よって，…甲１発明及び周知技術に基づき当業者が容易に想到し得たものと認められる。
https://lnkd.in/g4ftHvzX
AMEBLO 原文（2025-08-23）：
https://lnkd.in/ga5dE_8N
LinkedIn 原文：https://www.linkedin.com/feed/update/urn:li:activity:7514142882690179073/

知財高判令和３年(行ケ)10116【ゲームプログラム】＜本多＞

Ameblo 元投稿日：2025-08-24

記事種類：判決紹介

分類：特許

論点：進歩性、技術分野、周知技術

HP 掲載日：2026-10-10

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12924832106.html

HP: https://www.takaishihideki.com/single-post/令和３年-行ケ-10116【ゲームプログラム】-本多

英語版: https://www.takaishihideki.com/en/single-post/reiwa-3-gyo-ke-no-10116-game-program-judge-honda

知財高判令和３年(行ケ)10116【ゲームプログラム】＜本多＞

*上位概念で技術分野の同一性を認めた

（判旨抜粋）

原告は、ゲーム分野の当業者が、技術分野に関連性のない甲２や乙３及び４に記載された事項を引用発明に適用することはない旨を主張するが、…周知の事項や商慣行は、商品販売の業界（甲２）やマーケティング業界（乙３，４）において広く認められるべきものであり、原告が主張するようなゲーム分野等、上記各業界といった単位よりも細かな特定の技術分野に限定して適用されるべき特定の技術的な特徴等に関わる事項ではない。

https://lnkd.in/gYgYmF2P

AMEBLO 原文（2025-08-24）：

https://lnkd.in/giCqQBG7

LinkedIn 原文：https://www.linkedin.com/feed/update/urn:li:activity:7514143058456879105/

大阪高判平成 23 年(ネ)2651＜不正競争防止法＞

Ameblo 元投稿日：2025-08-25
記事種類：判決紹介
分類：不競法
論点：訴訟手続
HP 掲載日：2026-10-10
Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12925133538.html
HP: https://www.takaishihideki.com/single-post/大阪高判平成 23 年-ネ-2651-不正競争防止法
英語版: https://www.takaishihideki.com/en/single-post/osaka-high-court-heisei-23-ne-no-2651-unfair-competition-prevention-act

大阪高判平成 23 年(ネ)2651＜不正競争防止法＞
*ウェイバックマシンはリンク先が変わると画像が変わる。（リンク以外はそのような懸念なし。）
（判旨抜粋）
インターネット・アーカイブは，電子資料の保存を支援し，研究 者・歴史家等のためのインターネットライブラリを構築すること等を目的とする，米国に本部が置かれている団体であり，「ウェイバックマシン」という名称のウェブアーカイブサービス（ウェブページを収集してアーカイブ（保存）し，収集時点の情報を見ることができるとされるサービス）を運営している。…
ウェイバックマシンにおけるアーカイブ上の画像については，画 像のＵＲＬのみが保存されている場合と，ＵＲＬのみならず画像そのものが保存されている場合がある。前者の場合，同画像のＵＲＬ はアーカイブの外部に存在するデータにリンクしており，リンク先の外部のデータがアーカイブ上に表示される。したがって，アーカ イブされた後であっても，リンク先の外部のデータが変更されれば，アーカイブ上に表示される画像も変更されることになる。
https://lnkd.in/geM59vxH
AMEBLO 原文（2025-08-25）：
https://lnkd.in/gGsJpyzk
LinkedIn 原文：https://www.linkedin.com/feed/update/urn:li:activity:7514143659483721728/

大阪高判平成 11 年(ネ)18【排気口へのフィルター取付け方法】

Ameblo 元投稿日：2025-08-26

記事種類：判決紹介

分類：特許

論点：間接侵害

HP 掲載日：2026-10-10

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12925359455.html

HP: https://www.takaishihideki.com/single-post/大阪高判平成 11 年-ネ-18【排気口へのフィルター取付け方法】

英語版: https://www.takaishihideki.com/en/single-post/osaka-high-court-heisei-11-ne-no-18-method-of-attaching-a-filter-to-an-exhaust-outlet

大阪高判平成 11 年(ネ)18【排気口へのフィルター取付け方法】

*セット商品の場合、一体として「のみ」要件を検討する。

（判旨抜粋）

物件一は、レンジフードフィルターと磁石を入れた突起付きケースとをセットにして、取付方法の説明書とともに一体として販売されており、このように、部品をセットにした商品の場合には、当該商品の購入者は各部品がセットとなった商品を一体として使用するために購入するのであって、その中の個々の部品を個々的に使用するために購入するのではないと認められる。

したがって、セット商品につき、「実施にのみ使用」する物か否か、すなわち、他の用途があるか否かについて検討するに当たっては、セット商品を一体として、経済的・商業的・実用的な使用可能性があるか否かを検討すべきであり、物件一を構成するレンジフードフィルター及び磁石を入れた突起付きケースのそれぞれは、単独で使用することが可能であるとしても、セット全体としては、本件発明①の実施に使用する以外の使用は考えられないから、物件一は、本件発明①の実施にのみ使用する物というべきである。

https://lnkd.in/gRuaGK2m

AMEBLO 原文（2025-08-26）：

https://lnkd.in/gWfp9a6x

LinkedIn 原文：https://www.linkedin.com/feed/update/urn:li:activity:7514143883526569984/

東京地判平成 16 年(ワ)10431＜意匠権侵害訴訟＞

Ameblo 元投稿日：2025-08-27
記事種類：判決紹介
分類：意匠
論点：訴訟手続
HP 掲載日：2026-10-10
Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12925645984.html
HP: https://www.takaishihideki.com/single-post/平成 16 年-ワ-10431-意匠権侵害訴訟
英語版: https://www.takaishihideki.com/en/single-post/heisei-16-wa-no-10431-design-infringement-litigation

東京地判平成 16 年(ワ)10431＜意匠権侵害訴訟＞
*本件で証拠とされたウェイバックマシンの収集内容・日付の信用性を認めた。
（判旨抜粋）
米国ＮＰＯインターネット・アーカイブは，１９９６年，全世界のウェブの収集を開始し，２００１年，１００テラバイト，１６００万サイト以上の巨大なコレクションとなった本件 ARCHIVE の公開を WaybackMachine により開始したこと，世界知的所有権機関の特許協力条約(ＰＣＴ)国際出願の国際調査及び国際予備審査の実務を規定するガイドラインは，ウェブサイトに掲載された公開情報の公開日を知るための手段の１つとして，本件 ARCHIVE を挙げていることが認められる。また，…平成１５年１２月９日時点の被告ホームページでは，被告製品１及び２の写真に「※意匠登録申請済※」と付記されているが，同年２月２７日時点の被告ホームページでは，被告製品１及び２の写真に上記のような付記がないことが認められるところ，この点は，平成１５年５月２２日に出願された本件意匠権の出願経過に合致している。これらの事実からすると，本件 ARCHIVE の示す収集内容及び日付は，十分信用することができるものと認められる。
https://lnkd.in/gBAuqduq
AMEBLO 原文（2025-08-27）：
https://lnkd.in/ge84YQsF
LinkedIn 原文：https://www.linkedin.com/feed/update/urn:li:activity:7514144048614424576/

知財高判(大合議)令和５年(ネ)10040【皮下脂肪組織増加促進用組成物】＜本多＞

Ameblo 元投稿日：2025-08-28

記事種類：判決紹介

分類：特許

論点：クレーム解釈

HP 掲載日：2026-10-10

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12925792805.html

HP: https://www.takaishihideki.com/single-post/知財高判-大合議-令和５年-ネ-10040【皮下脂肪組織増加促進用組成物】-本多

英語版: https://www.takaishihideki.com/en/single-post/intellectual-property-high-court-grand-panel-reiwa-5-ne-no-10040-composition-for-promoting-a

知財高判(大合議)令和５年(ネ)10040【皮下脂肪組織増加促進用組成物】＜本多＞

*対価を取得すると、原則として、法69条1項の試験・研究にあたらない

（原判決と異なり、）被控訴人が成分①②③を同時に含む薬剤を調合して投与したと認定した。

⇒充足（特許権者逆転勝訴）

※成分①②と③とを別々に投与しても充足かという注目されていた論点が消滅した…。

本件特許発明に係る「豊胸用組成物」は、豊胸のために使用するものであり、その目的は主として審美にあるとされている。

⇒現在の社会通念に照らして、「人の病気の診断、治療、処置又は予防のため使用する物」ではない。

⇒特許法69条3項の「二以上の医薬（人の病気の診断、 治療、処置又は予防のため使用する物）を混合することにより製造されるべき医薬の発明」に当たらない。

（判旨抜粋）

法６９条１項の趣旨は、試験又は研究のためにする特許発明の実施は、通常は特許権者の有する経済的利益を害することはなく、このような実験にまで特許権の効力を及ぼすことは、かえって技術の進歩を阻害し、産業の発達を損なう結果となるため、産業政策上の見地から、特許権者と一般公共の利益との調和を図ることにあると解される。

ここで、特許権者は、業として特許発明の実施をする権利を専有するところ（法６８条本文）、対価を取得して特許発明を実施する行為は、特許権者の有する経済的利益を害することになり、特許権者と一般公共の利益との調和を図るとの法６９条１項の趣旨からすると、同行為に研究目的が併存しているとしても、特段の事情がない限り、「試験又は研究のためにする特許発明の実施」には当たらないと解すべきである。

これを本件についてみると、…被控訴人は…顧客から対価を得て本件手術を提供し、本件手術に用いるために、本件発明の技術的範囲に属する組成物を製造（生産）していたと認められる。…被控訴人が本件手術の対価として顧客から受領していた金額は、値引きがされていることが多いものの、その値引額は一様ではなく、また、被控訴人が主張するモニター期間…であっても値引きしていない例や、モニター期間後であっても多額の値引きをしている例があって、少なくとも、モニター期間であることを理由に、実質的にみて対価とはいえないような低廉な金額で本件手術が提供されたということはできない。そうすると、上記の特段の事情を認めることはできず、被控訴人による本件発明の実施は、「試験又は研究のためにする特許発明の実施」には当たらないというべきである。

https://lnkd.in/gyZnAYGx

AMEBLO 原文（2025-08-28）：

https://lnkd.in/gjNvHnG3

LinkedIn 原文：https://www.linkedin.com/feed/update/urn:li:activity:7514144212276117504/

【新着 YouTube 動画】進歩性（拡張版）

Ameblo 元投稿日：2025-08-31

記事種類：講演・動画

分類：特許

論点：進歩性

HP 掲載日：2026-10-10

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12926534264.html

HP: https://www.takaishihideki.com/single-post/【新着 youtube 動画】進歩性（拡張版）

英語版: https://www.takaishihideki.com/en/single-post/new-youtube-video-inventive-step-expanded-version

【新着 YouTube 動画】進歩性（拡張版）

特許裁判例事典（第 4 版）で追加した、進歩性に関する最新裁判例を紹介しています。

知財 LAB において、2025 年 7 月 30 日に講演した動画を編集したものです。

他のテーマも同様ですが、更に突っ込んだ話は、Live でお話ししています。

https://lnkd.in/gcWChG85

AMEBLO 原文（2025-08-31）：

https://lnkd.in/gJU7aCGi

LinkedIn 原文：https://www.linkedin.com/feed/update/urn:li:activity:7514144370510536705/

知財高判平成 25 年(ネ)10007【攪拌造粒装置】＜設樂＞

Ameblo 元投稿日：2025-08-31
記事種類：判決紹介
分類：特許
論点：間接侵害、クレーム解釈
HP 掲載日：2026-10-10
Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12926534612.html
HP: https://www.takaishihideki.com/single-post/平成 25 年-ネ-10007【攪拌造粒装置】-設樂
英語版: https://www.takaishihideki.com/en/single-post/heisei-25-ne-no-10007-stirring-and-granulating-apparatus-judge-shitara

知財高判平成 25 年(ネ)10007【攪拌造粒装置】＜設樂＞

*同日に納品した２つの製品は、一体として販売されたと判断。

⇒直接侵害成立!!

（控訴人の主張・判決「第３　争点に関する当事者の主張」からの抜粋。裁判所の判断ではない。）

被控訴人がフロイントに販売し，本件展示会で展示された…被控訴人製品は，本件特許発明の構成要件Ｄの構成を備える攪拌羽根（以下，このような攪拌羽根を「ＧＭブレード」という。）が当初より装着されていたか，又は，装着が予定されていたものであり，かつ，…ＧＭブレード（別紙一覧表のＨＳＭブレードはＧＭブレードの旧製品名である。）と，…ＧＭブレードとそれぞれ一体のものとして販売されたものである。仮に，…ＧＭブレードとそれぞれ一体のものとして販売されたものであると評価できず，…製品の販売が本件特許権を侵害しないとしても，…ＧＭブレードは，被控訴人の製造する攪拌造粒機のみに用いられるものであるから，これらの譲渡は本件特許権の間接侵害（特許法１０１条１号）となる。

（裁判所の判断・判決「第４　当裁判所の判断」からの引用）

当裁判所は，被控訴人製品は，本件特許発明の全ての構成要件を充足するので本件特許発明の技術的範囲に属し，かつ，本件特許は特許無効審判により無効にされるべきものとは認められないので，控訴人の本件特許権の侵害に基づく損害賠償請求は主文の限度で理由があるものの，その余の控訴人の不正競争防止法違反に基づく請求，著作権侵害に基づく請求及び本件基本契約違反に基づく請求は，いずれも理由がないと判断する。その理由は，以下のとおりである。

https://lnkd.in/gstgffPg

AMEBLO 原文（2025-08-31）：

https://lnkd.in/gxWX-jeU

LinkedIn 原文：https://www.linkedin.com/feed/update/urn:li:activity:7514144634965524481/

東京地判令和２年(ワ)4331【加熱式エアロゾル発生装置】＜中島＞

Ameblo 元投稿日：2025-09-01
記事種類：判決紹介
Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12926708559.html
HP: https://www.takaishihideki.com/single-post/linkedin-7513746680962289664-ja
英語版: https://www.takaishihideki.com/en/single-post/linkedin-7513747031136448512-en

東京地判令和２年(ワ)4331【加熱式エアロゾル発生装置】＜中島＞

*課題を解決し得ない態様は特許請求の範囲に含まれない。

⇒サポート要件◯

（判旨抜粋）

…他の持続時間の場合についても、本件特許の出願当時の技術常識も勘案しつつ、他の条件を適宜設定することにより、本件各発明の課題を解決することを理解し得る…。被告らは、本件各発明が、第１の温度が３６０℃、第２の温度が３５９℃、第３の温度が３６０℃の場合や、各段階の加熱の持続時間が１秒の場合も含むことなどを指摘するが、当業者であれば、本件各発明に含まれる第１ないし第３の温度や各段階の加熱の持続時間などの条件が「基材の加熱中にエアロゾルがより均等に送達されるように」（…）適宜設定されるべきものであることを容易に理解し得る…。

当業者が、被告らが主張するような数値を想定した上で、本件各発明の課題を解決し得ない態様が本件特許の特許請求の範囲に含まれていると認識するものとはいえない。

https://lnkd.in/gRJR-VUy

AMEBLO 原文 (2025-09-01):
https://lnkd.in/gVMrbM9n

同一本文の再掲載 (2025-09-04):
https://lnkd.in/gkVT3dpy

LinkedIn 原文：https://www.linkedin.com/feed/update/urn:li:activity:7513746680962289664/

知財高判令和５年(行ケ)10098【衣料用洗浄剤組成物】＜東海林＞

Ameblo 元投稿日：2025-09-02

記事種類：判決紹介

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12926905349.html

HP: https://www.takaishihideki.com/single-post/linkedin-7513747137831104514-ja

英語版: https://www.takaishihideki.com/en/single-post/linkedin-7513747245503037441-en

知財高判令和５年(行ケ)10098【衣料用洗浄剤組成物】＜東海林＞

*効果が「３点」でも一定の効果はある。

⇒サポート要件◯

（判旨抜粋）

　実施例に該当するものの防臭効果が、「３点：異臭がやや強く感じられる」という程度であったとしても、一定の防臭効果が得られたことは、本件防臭効果評価の結果によって認められる。…そうすると、本件各発明の効果が予測できない顕著なものであったとはいえないものの…、サポート要件違反の有無についてみれば、本件明細書の発明の詳細な説明の記載に照らし、本件発明１は、当業者が…課題を解決できると十分に認識できる範囲のものであ…る。

https://lnkd.in/gky2nw3u

AMEBLO 原文 (2025-09-02):

https://lnkd.in/gmw6nn2v

LinkedIn 原文：https://www.linkedin.com/feed/update/urn:li:activity:7513747137831104514/

知財高判令和１年(行ケ)10103【コンクリート造基礎の支持構造】＜森＞

Ameblo 元投稿日：2025-09-03
記事種類：判決紹介
Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12927251556.html
HP: https://www.takaishihideki.com/single-post/linkedin-7513747399119626240-ja
英語版: https://www.takaishihideki.com/en/single-post/linkedin-7513747706968895488-en

知財高判令和１年(行ケ)10103【コンクリート造基礎の支持構造】＜森＞
*課題を低く認定した。
⇒サポート要件〇
（判旨抜粋）
　原告は，本件発明の課題は，「当該杭頭部に過大な支圧力が作用した場合においても，当該杭頭部が損傷等をすることを防止することができる」…旨主張する。しかし，…本件発明において，杭頭部の損傷等防止の効果が得られるか否かは，特定の建築を行うに当たって種々の要素を検討した上で設計基準強度を設定するに際して，基礎コンクリートの設計基準強度より大きな設計基準強度の杭頭部コンクリートを用いた場合とそうでない場合とを比較することにより判断されるのであり，本件構成を採用していない場合に比べて杭頭部の損傷等が生じる可能性が低くなるというものであるから，原告の上記主張は理由がない。
https://lnkd.in/g6qP2AmB
AMEBLO 原文 (2025-09-03):
https://lnkd.in/gRYaesAB
LinkedIn 原文：https://www.linkedin.com/feed/update/urn:li:activity:7513747399119626240/

【米国】Incyte v. Sun Pharm（CAFC、2025.05）

Ameblo 元投稿日：2025-09-05

記事種類：判決紹介

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12927732477.html

HP: https://www.takaishihideki.com/single-post/linkedin-7513747861986177024-ja

英語版: https://www.takaishihideki.com/en/single-post/linkedin-7513748084523266048-en

【米国】Incyte v. Sun Pharm（CAFC、2025.05）

仮差止めには、本案で勝訴する蓋然性、回復不能な損害を被る蓋然性、衡平の比較及び公益に関する要件があり、回復不能な損害だけで判断されるものではない。

　経済的な損害であっても、数値化が可能な金銭的損害としては容易に賠償できないときは、認められることがある。

⇒本件では、Incyte 社の製品が開発の初期段階にとどまり、特許権満了までに市場投入できず、Sun 社の先行販売が避けられない状況であった。回復不能な損害について憶測によらない証拠がなく、仮差止命令が取り消された。

https://lnkd.in/gDYFKXgw

AMEBLO 原文 (2025-09-05):

https://lnkd.in/gtzaRDCZ

https://note.com/tskomatani/n/n01fbb5e4acec

LinkedIn 原文：https://www.linkedin.com/feed/update/urn:li:activity:7513747861986177024/

知財高判平成 31 年(行ケ)10055【機械的締結具】＜大鷹＞

Ameblo 元投稿日：2025-09-05
記事種類：判決紹介
Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12927733987.html
HP: https://www.takaishihideki.com/single-post/linkedin-7513748208679018496-ja

対応する英語記事：https://www.takaishihideki.com/en/single-post/mechanical-fastener-heisei31-gyoke-10055-en

知財高判平成 31 年(行ケ)10055【機械的締結具】＜大鷹＞

*引用文献の記載等に基づいて算定される通常想定の坪量の範囲は約１９．９～約４２．７ｇ／m^2であり、本件補正発明の２５～７５ｇ／m^2の範囲と重なる。

⇒シートを薄くする動機付け等も踏まえ、本件補正発明の数値範囲とすることは容易想到と判断された。

（判旨抜粋）

引用文献に接した当業者は，オス側シート材１の厚さを薄くするという動機付けに基づいて，引用発明の基材シート２の厚み及びオス型係合部３の高さをそれぞれの好ましいとされた範囲内でより小さな値を選択すれば，オス型係合部３の高さ以外の寸法や単位面積当たりのオス型係合部３の数等についても，引用文献に記載された好ましいとされる数値範囲のうちで小さい方の値を選択することを自然に想到するものと認められるから，オス側シート材１の坪量として，約１９．９～約４２．７ｇ／ｍ２の範囲のいずれかの値を適宜選択することに格別の困難はないものと認められる。そうすると，当業者は，引用発明において，オス側シート材１の坪量について，相違点３に係る補正発明の構成の範囲（「１平方メートル当たり２５グラム～１平方メートル当たり７５グラムの範囲」）の値とすることを容易に想到する…。

https://lnkd.in/gWbHNC86

AMEBLO 原文 (2025-09-05):
https://lnkd.in/gJs8Xv52

LinkedIn 原文：https://www.linkedin.com/feed/update/urn:li:activity:7513748208679018496/

【不競法/品質誤認表示】知財高判令和５年(ネ)10061「高浸透ナノイー」事件＜中平＞

Ameblo 元投稿日：2025-09-08

記事種類：判決紹介

分類：不競法

論点：品質誤認表示、訴訟手続、損害賠償、差止請求

HP 掲載日：2026-10-10

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12928568577.html

HP: https://www.takaishihideki.com/single-post/【不競法-品質誤認表示】令和５年-ネ-10061「高浸透ナノイー」事件-中平

英語版: https://www.takaishihideki.com/en/single-post/unfair-competition-misleading-representations-of-quality-reiwa-5-ne-no-10061-high-penetrat

【不競法/品質誤認表示】知財高判令和５年(ネ)10061「高浸透ナノイー」事件＜中平＞

*品質誤認表示の主張立証責任は、訴訟提起者

⇒相当の科学的根拠に基づくから、厳密に正確でなくても、品質誤認表示とは言えない。

（裁判所公表の判決要旨から抜粋）

ある者の表示行為が不競法２条１項２０号の品質誤認表示に当たると主張し、不競法に基づく損害賠償請求又は差止めを求める訴訟が提起された場合、当該表示行為が品質誤認表示であることの主張立証責任は、訴訟を提起した者（一審原告）にあると解すべきである。しかし、当該表示が、具体的な試験等に基づくものであるとの認識を需要者に抱かせる場合には、当該表示を裏付ける資料等を欠くならば、当該表示行為は品質誤認表示に当たると解されるから、当該表示行為をした者（一審被告）が当該表示を裏付ける資料等を提出しなければ、一審原告による品質誤認表示の主張立証が成功したと解される余地がある。本件では、Ｙが実験結果報告書等を提出し、Ｘが提出した提訴時検証試験及び控訴時検証試験の結果を提出しているので、これらを参酌して、Ｙ各表示が品質誤認表示に当たると認められるかを検討する。

Ｙ各表示は、Ｙのウェブページ及びカタログに掲載され、一般消費者に対し、被控訴人商品を使用することによってもたらされる効果を示し、その購買意欲を促すことを目的とするものであるが、Ｙ各表示に示される効果は、使用者が視認できない機能によるものであり、効果の度合いは、その測定方法が一義的に決められているものではなく、使用環境、使用方法、個人差などの条件によっても大きく異なり得るものであり、効果には個人差がある旨の注意書きも付されているところであって、このようなＹ各表示を見た一般消費者は、具体的な数値や実験結果については、効果の程度やその裏付けとなる科学的根拠の存在を示すものとして理解するにとどまり、それが厳密に正確なものであるかという点についてはそれほど高い関心を有しないものと考えられる。このようなＹ各表示の内容、性格等に照らせば、Ｙ各表示の記載内容について、厳密な正確性が認められなければ直ちに品質誤認表示に当たると判断されるものではなく、Ｙ各表示が相当の科学的根拠に基づくことが認められる場合には、品質誤認表示に当たるとは認められない。

https://lnkd.in/g9jbJ3ve

AMEBLO 原文 (2025-09-08):

https://lnkd.in/gGgaC86m

LinkedIn 原文：https://www.linkedin.com/feed/update/urn:li:activity:7513748636061777920/

【商標】知財高判令和６年(行ケ)10061「CONART」事件＜本多＞

Ameblo 元投稿日：2025-09-08

記事種類：判決紹介

分類：商標

論点：審査・審判実務、契約

HP 掲載日：2026-10-10

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12928568723.html

HP: https://www.takaishihideki.com/single-post/【商標】令和６年-行ケ-10061「conart」事件-本多

英語版: https://www.takaishihideki.com/en/single-post/trademarks-reiwa-6-gyo-ke-no-10061-conart-judge-honda

【商標】知財高判令和６年(行ケ)10061「CONART」事件＜本多＞

*商標の共有に注意!!

本件各商標は、原告（ラッフルズ プロパティーズ インコーポレイテッド）と日本の株式会社ラッフルズとの共有であった。

審決は、通常使用権者とのライセンス契約は、日本ラッフルズのみであり、共有者の同意があるとは認められないとした。

本判決は、原告が日本の株式会社ラッフルズに商標権の管理を委託し、エースタイル社への通常使用権の許諾に同意していたと認定した。また、使用されたコナート・ロゴと本件商標Ｃとの社会通念上の同一性に加え、パンフレット中の「CONART LOGO」の表示と本件商標Ａ・Ｂとの社会通念上の同一性も認め、本件商標Ａ・Ｂ・Ｃの各不使用取消審決をいずれも取り消した。

（判旨概要）

ラッフルズとエースタイル社との間のライセンス契約において、原告は当事者とはなっていないものの、同契約においては、原告が日本において有する商標権の管理をラッフルズに委託し、委託に基づき契約する旨が明示されている。これに加え、原告代表者の陳述書等によると、ライセンス契約の締結は、原告の同意を得た上で、ラッフルズの代表者だけで行われてきたと述べられており、その内容に特段不自然なところはない。また、上記ライセンス契約に係るロイヤリティーと認められる金額の５０％が未払金として、決算書に計上された上で、原告宛てに海外送金されていることが認められる。

（判旨抜粋）

以上によると、原告は、ラッフルズがエースタイル社との間で前記ライセンス契約を締結した際、同ライセンスの供与につき、原告もこれを許諾していたものと認められ、ラッフルズは、本件各商標に係る商標権の共有者である原告の同意を得て（商標法３５条、特許法７３条３項）、エースタイル社に対し通常使用権の許諾をしていたものと優に認められる。

https://lnkd.in/gXSnEQtr

図版は原記事参照。

AMEBLO 原文 (2025-09-08):
https://lnkd.in/gF-r6CnU

LinkedIn 原文：https://www.linkedin.com/feed/update/urn:li:activity:7513748888131059712/

原記事の画像（補完）



【本件商標 A】



【本件商標 B】



【本件商標 C】



【使用標章（コナート・ロゴ）】

AMEBLO 原文

https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12928568723.html

【商標/類否】知財高判令和６年(行ケ)10091「コネクトワン」事件＜清水響＞

Ameblo 元投稿日：2025-09-09

記事種類：判決紹介

分類：商標

論点：商標の類否

HP 掲載日：2026-10-10

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12928814900.html

HP: https://www.takaishihideki.com/single-post/【商標-類比】令和６年-行ケ-10091「コネクトワン」事件-清水響

英語版: https://www.takaishihideki.com/en/single-post/trademarks-similarity-reiwa-6-gyo-ke-no-10091-connect-one-judge-shimizu

【商標/類否】知財高判令和６年(行ケ)10091「コネクトワン」事件＜清水響＞

本願商標は、引用商標「コネクトワン（標準文字）」と類似すると判断された。

出願人は、本願商標の称呼は「コネクト　ドット　ワン」であると主張したが、１個の商標から２個以上の称呼が生じるときは、１個の称呼が同一であれば商標の類似性は否定されない。（最判昭和37年(オ)第953号）

https://lnkd.in/gKu96BJJ

図版は原記事参照。

AMEBLO 原文 (2025-09-09):

https://lnkd.in/gXVa59iW

LinkedIn 原文：https://www.linkedin.com/feed/update/urn:li:activity:7513749141601230848/

原記事の画像（補完）



AMEBLO 原文

https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12928814900.html

【商標（異議決定）】異議 2023-900278

Ameblo 元投稿日：2025-09-10

記事種類：異議決定紹介

分類：商標

論点：商標の類否、審査・審判実務

HP 掲載日：2026-10-10

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12928976505.html

HP: https://www.takaishihideki.com/single-post/【商標（審決）】異議 2023-900278

英語版: https://www.takaishihideki.com/en/single-post/trademarks-jpo-decision-opposition-no-2023-900278

【商標（異議決定）】異議 2023-900278

「UNIQLO」商標は周知性を有するが、「UNIPRO」商標とは非類似で、広義の混同（経済的・組織的な関係を有する者の商品であるとの誤認）も生じない。

「外観、称呼において相紛れるおそれがなく、観念において比較できない。」

⇒非類似

https://lnkd.in/g4Kw2P3x

図版は原記事参照。

AMEBLO 原文 (2025-09-10):

https://lnkd.in/gc7MpP_5

LinkedIn 原文：https://www.linkedin.com/feed/update/urn:li:activity:7513749404936257536/

原記事の画像（補完）

本件登録商標	引用商標
登録第 6746724 号商標 （指定商品：28 類　ペット用おもちゃ，運動用具）	1．登録第 5548834 号商標 （指定商品に：第 28 類「愛玩動物用おもちゃ，運動用具」を含む） 2．登録第 5283441 号商標「UNIQLO(標準文字)」 （指定商品に第 28 類「運動用具，愛玩動物用おもちゃ」を含む。）

AMEBLO 原文

https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12928976505.html

東京地判令和５年(ワ)70114【自動二輪車のブレーキ制御装置】＜柴田＞

Ameblo 元投稿日：2025-09-11
記事種類：判決紹介
分類：特許
論点：サポート要件
HP 掲載日：2026-10-10
Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12929322305.html
HP: https://www.takaishihideki.com/single-post/東京地判令和５年-ワ-70114【自動二輪車のブレーキ制御装置】-柴田
英語版: https://www.takaishihideki.com/en/single-post/tokyo-district-court-reiwa-5-wa-no-70114-motorcycle-brake-control-device-judge-shibata

東京地判令和５年(ワ)70114【自動二輪車のブレーキ制御装置】＜柴田＞
*発明の詳細な説明中の記載が誤り。
誤記の主張が斥けられた。
⇒サポート要件×
（判旨抜粋）
当業者は、式Ａに含まれる項の次元が異なることから何らかの誤りがあることは理解できるものの、次元の違いによる問題を解消する方法は原告が主張する訂正に限られるものではなく、また、式Ａの内容等から、次元の違いによる問題を解消するためには、式Ａ´に訂正する以外の方法はないと当業者が理解できると認めるに足りる証拠はない。さらに、式Ａの訂正と整合するように、本件明細書の式Ａに関する記載部分を訂正していくと、それまで問題なかった明細書の記載の趣旨が理解できなくなったり、整合しなくなってしまうことが認められる。これらの事情からすると、本件明細書の記載から、式Ａが式Ａ´の誤記であると理解できるとはいえない。よって、式Ａについて式Ａ´の誤記であると理解できることを前提とする原告の主張はその前提を欠く。…本件発明のいずれについても、本件明細書に記載された発明であるとはいえず、サポート要件を欠くものであると認められる。
https://lnkd.in/guU5pMaS
AMEBLO 原文 (2025-09-11):
https://lnkd.in/gS3TpH_F
LinkedIn 原文：https://www.linkedin.com/feed/update/urn:li:activity:7513749588948807680/

知財高判令和３年(行ケ)10094＜菅野＞【PCSK9（二次訴訟）】

Ameblo 元投稿日：2025-09-12
記事種類：判決紹介
分類：特許
論点：サポート要件
HP 掲載日：2026-10-10
Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12929609789.html
HP: https://www.takaishihideki.com/single-post/令和３年-行ケ-10094-菅野-【pcsk9（二次訴訟）】
英語版: https://www.takaishihideki.com/en/single-post/reiwa-3-gyo-ke-no-10094-pcsk9-second-litigation-judge-kanno

知財高判令和３年(行ケ)10094＜菅野＞【PCSK9（二次訴訟）】
*(特許権者が主張した)本件発明の技術的意義が成り立たないことを立証成功!!
⇒サポート要件×
（判旨抜粋）
…３１Ｈ４抗体と競合する抗体であれば、３１Ｈ４抗体と同様のメカニズムにより、ＰＣＳＫ９とＬＤＬＲタンパク質との結合中和抗体としての機能的特性を有することを特定した点に本件発明の技術的意義がある…。…このような抗体全般が３１Ｈ４抗体と類似の機能的特性を示すことを裏付けるメカニズムにつき特段の説明が見当たらない以上、本件発明の「ＰＣＳＫ９との結合に関して、３１Ｈ４抗体と競合する抗体」が３１Ｈ４抗体と「類似の機能的特性を示す」ということはできない。…当業者において、３１Ｈ４抗体と競合する抗体が結合中和抗体であるとの理解に至ることは困難というほかない。
…【Ｂ】博士が、「３１Ｈ４抗体と競合する抗体…の全てが結合を中和する効果を有するだろうというのは確実に誤りである。」旨の意見を述べているところである。…以上によれば、本件発明１及び５は、いずれもサポート要件に適合するものと認められない…
https://lnkd.in/gXa4cdJj
AMEBLO 原文 (2025-09-12):
https://lnkd.in/gaPYnprA
LinkedIn 原文：https://www.linkedin.com/feed/update/urn:li:activity:7513749935574425600/

知財高判平成 17 年(行ケ)10645【密封包装物の検査方法】＜塚原＞

Ameblo 元投稿日：2025-09-13

記事種類：判決紹介

分類：特許

論点：明確性、実施可能要件、審査・審判実務

HP 掲載日：2026-10-10

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12929865873.html

HP: https://www.takaishihideki.com/single-post/平成 17 年-行ケ-10645【密封包装物の検査方法】-塚原

英語版: https://www.takaishihideki.com/en/single-post/heisei-17-gyo-ke-no-10645-method-for-inspecting-sealed-packages-judge-tsukahara

知財高判平成 17 年(行ケ)10645【密封包装物の検査方法】＜塚原＞

*クレーム及び明細書記載のメカニズムが物理法則に反する。

⇒明確性要件、実施可能要件×

（審決の判断を引用した部分及び「当裁判所の判断」の抜粋。両者を区別して読む必要がある。）

特許法３６条４項及び６項違反についての審決の判断…

段落番号【０００８】に，『これにより，密封包装物３の側面部 31 に高圧電源６の電圧出力端子からの電極４を接触ないし近接せしめるとき該密封包装物３内の導電性を有する内容物１は，電極４にかかる高電圧(0.6kV～30kV)のマイナス又はプラスの電位により帯電してマイナス(－)イオン又はプラス(＋）イオンが発生する。』と記載され，図１にはマイナス（－）イオンのみが内容物全体に発生したように図示されているが，この『マイナス(－)イオン又はプラス(＋）イオン』がどのように発生したのか不明であり，当業者は容易にこのことを実施することができない。すなわち，閉回路がなく変位電流が流れず，あるいは，密封包装物３の側面部 31 を電荷が移動しないのであれば，マイナス(－)イオン又はプラス(＋）イオンを発生させるための電荷はどこから供給されるのかが不明である。もし内容物の外部から電荷が供給されずに内容物にマイナス(－)イオン又はプラス(＋）イオンが発生するというならば，電荷保存則に反している。

…

当裁判所の判断

…

本願発明のように，「該密封包装物３の側面部 31 に…単一の電極４を接触ないし近接せしめて…該密封包装物３内の内容物１に電気絶縁性被膜２を介して帯電せしめ」ることは，電荷保存則に反し，何人にも実現することが不可能であるから，このような発明は不明確であるといわざるを得ず，また，本願明細書の発明の詳細な説明は，当業者が本願発明の実施をすることができる程度に明確かつ十分に記載したものとはいえない…。

https://lnkd.in/gDNE3ceH

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-33052.pdf

AMEBLO 原文 (2025-09-13):

https://lnkd.in/gJwAZpft

同一本文の再掲載 (2025-09-14):

https://lnkd.in/gxHyxSDd

LinkedIn 原文：https://www.linkedin.com/feed/update/urn:li:activity:7513750204454539264/

東京高判平成 15 年(行ケ)166＜塚原＞【…アトピー性皮膚炎治療用の外用剤】

Ameblo 元投稿日：2025-09-15
記事種類：判決紹介
分類：特許
論点：発明該当性
HP 掲載日：2026-10-10
Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12930258763.html
HP: https://www.takaishihideki.com/single-post/東京高判平成 15 年-行ケ-166-塚原-【-アトピー性皮膚炎治療用の外用剤】
英語版: https://www.takaishihideki.com/en/single-post/tokyo-high-court-heisei-15-gyo-ke-no-166-topical-agent-for-treating-atopic-dermatitis-judge

東京高判平成 15 年(行ケ)166＜塚原＞【…アトピー性皮膚炎治療用の外用剤】
*明細書に記載された臨床試験の実施、使用薬剤及び結果の正確性を認めるに足りる証拠がなく、所期の技術効果を推認できないとして、未完成発明と判断された。
（注）判決は、明細書に記載された臨床試験の記載が虚偽であると認定したものではない。判決は、「仮に，ステロイドが混入していた確証がないからといって，直ちに，本件臨床試験に関する記載が真実であると確定されることになるわけではない。」、「結局，被告は，最も有力な証拠を自ら廃棄したものであって，これにより立証が困難となる不利益は，被告が負うべきであることはいうまでもない。」と述べ、審決を取り消した。https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-9822.pdf
⇒発明該当性×
（判旨抜粋）
本件明細書…においては，本件臨床試験結果が記載されてはいるものの，①本件臨床試験が実際にされたこと，②本件臨床試験に使用された薬剤が，真実…外用軟膏剤及び外用クリーム剤であったこと，並びに③本件臨床試験の結果が本件明細書に正確に記載されていることを認めるに足りる証拠はないというほかなく，また，本件臨床試験以外のものについて被告が主張する諸点を検討しても，本件薬剤に治療効果があることを認めるに足りる証拠はない。そうすると，本件発明の技術内容（技術手段）によってその目的とする技術効果を挙げることができるものであることを推認することはできないのであるから，本件発明とされるものは，発明として未完成であり，特許法２９条１項柱書きにいう「発明」に当たらず，特許を受けることができない…。
https://lnkd.in/gzhFJ4Pt
AMEBLO 原文 (2025-09-15):
https://lnkd.in/gG3Gqutt
LinkedIn 原文：https://www.linkedin.com/feed/update/urn:li:activity:7513750383282974720/

【商標】知財高判令和６年(行ケ)10071『大勝軒』事件＜宮坂＞

Ameblo 元投稿日：2025-09-16

記事種類：判決紹介

分類：商標

論点：不使用取消、通常使用権、黙示の合意

HP 掲載日：2026-10-10

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12930601260.html

HP: https://www.takaishihideki.com/single-post/【商標】令和６年-行ケ-10071『大勝軒』事件-宮坂

英語版: https://www.takaishihideki.com/en/single-post/trademarks-reiwa-6-gyo-ke-no-10071-taishoken-judge-miyasaka

【商標】知財高判令和６年(行ケ)10071『大勝軒』事件＜宮坂＞

*通常使用権設定の黙示の合意が成立したというためには、単なる「黙認」にとどまらない、「権利の付与」に向けた明確かつ積極的な意思を客観的に確認できる必要がある。

⇒不使用取消請求を不成立とした審決を取り消した。

（判旨抜粋）

商標権者が第三者に登録商標と同一の商標の使用を容認する態度を示していたとしても、それをもって無償の通常使用権の設定合意(黙示の合意)が成立したなどとたやすく認めるべきではない。 すなわち、通常使用権は、指定商品又は指定役務について登録商標の使用をする権利であり(商標法31条2項)、商標権者の承諾を得た場合及び相続その他の一般承継の場合には、移転することができ(同条3項)、登録を受ければ、その商標権若しくは専用使用権又はその商標権についての専用使用権をその後に取得した者に対して、その効力を対抗することができるものである(同条4項)。こうした通常使用権の権利性に鑑みれば、通常使用権設定の黙示の合意が成立したというためには、単なる「黙認」にとどまらない、「権利の付与」に向けた明確かつ積極的な意思を客観的に確認できる必要があるというべきである。

https://t.co/mCgbAeBll2

図版は原記事参照。

AMEBLO 原文 (2025-09-16):

https://lnkd.in/g6UfY-sN

LinkedIn 原文：https://www.linkedin.com/feed/update/urn:li:activity:7513750801912070144/

原記事の画像（補完）

本件商標

被告は、下記登録商標（登録第３１０５１２０号、以下「本件商標」という。）の商標権者である。

・構成：下記のとおり（「大勝軒」の文字を横書きしてなる。）

・指定役務：第４２類「中華料理の提供」

・登録出願：平成４年９月３０日

・設定登録：平成７年１２月２６日



AMEBLO 原文

https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12930601260.html

【不競法】大阪高判令和６年(ネ)1775『Wam』事件

Ameblo 元投稿日：2025-09-17
記事種類：判決紹介
分類：不競法
論点：契約終了、資料の返還義務、不競法
HP 掲載日：2026-10-10
Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12930738515.html
HP: https://www.takaishihideki.com/single-post/【不競法】大阪高判令和６年-ネ-1775『wam』事件
英語版: https://www.takaishihideki.com/en/single-post/unfair-competition-osaka-high-court-reiwa-6-ne-no-1775-wam

【不競法】大阪高判令和６年(ネ)1775『Wam』事件

*マニュアルの返還請求のみが認められた。

⇒本訴訟の終了により、マニュアル等の返却義務も確定する関係にあるから、訴訟目的のために保管していることは返却義務を免れる理由になり得ない。

（判旨抜粋）

本件契約では、その終了の効果として、「被控訴人は、本件契約により貸与若しくは供与された機材、マニュアル、その他の資料、書類等の原本及びコピーについて直ちに控訴人に返却し、又は控訴人の指示に基づき破棄する等の措置をとらなければならない。」との規定…が置かれているから、本件契約が…終了した以上、被控訴人は、現物が存在している本件マニュアル等の一部である物件１の複写物を控訴人に対して直ちに返却すべき義務を負うことになる。

この点、被控訴人は、物件１を訴訟目的のために保管しているとして上記規定に基づくマニュアル等の返却義務を争うが、判決の確定すなわち訴訟の終了により、上記規定に基づくマニュアル等の返却義務も確定する関係にあるから、訴訟目的のために保管していることは上記規定に基づく返却義務を免れる理由になり得ない。

https://lnkd.in/g3SnEm64

AMEBLO 原文 (2025-09-17):
https://lnkd.in/g3e-e2Fg

LinkedIn 原文：https://www.linkedin.com/feed/update/urn:li:activity:7513751010155163648/

【商標・審決】不服２０２４－５２５７

Ameblo 元投稿日：2025-09-19

記事種類：審決紹介

分類：商標

論点：商標の類否、類否判断

HP 掲載日：2026-10-09

事件・資料情報：不服２０２４－５２５７

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12931260967.html

HP: https://www.takaishihideki.com/single-post/jpo-appeal-2024-5257

英語版: https://www.takaishihideki.com/en/single-post/jpo-appeal-2024-5257-1

【商標・審決】不服２０２４－５２５７

*引用商標に、『The』を付けて図柄化した本願商標が、非類似と判断された。

（審決抜粋）

ア 本願商標について

本願商標は、別掲１のとおり、図形を左側に配し、当該図形の右側に顕著に大きく「ＴＨＥ ＣＬＡＳＳＩＣＡ」の文字を表し、その下部に小さく「ｏｍｏｔｅｓａｎｄｏ」の文字を表してなるところ、各構成部分は、間隔を空けて配置され、構成態様の差異（図形と文字、文字の大きさ）もあるから、それぞれが視覚上分離、独立した印象を与えるものである。

そして、本願商標の構成中、図形部分は、それ自体としては何らかの事物を具体的に描いてなるとは看取できず、独立した称呼、観念は生じない。

また、本願商標の構成中、「ｏｍｏｔｅｓａｎｄｏ」の文字部分は、「明治神宮の表参道。また、その周辺の地」である「表参道」（「広辞苑第七版」株式会社岩波書店）のローマ字表記であって、役務の提供場所などの表示に相当する。そうすると、当該文字部分は、他の図形部分や文字部分とは段を異にして、小さく付記的に表示されていることも相まって、独立した出所識別標識としての称呼及び観念が生じるものではない。

他方、本願商標の構成中、顕著に大きく表された「ＴＨＥ ＣＬＡＳＳＩＣＡ」の文字部分は、同じ書体で、「ＴＨＥ」及び「ＣＬＡＳＳＩＣＡ」それぞれの頭文字をやや大きく、それ以外の文字は同じ大きさで、外観上まとまりよく一体的に表されているものであり、当該文字部分に相応して生じる「ザクラシカ」の称呼は無理なく一連に称呼し得るというべきである。

また、「ＴＨＥ ＣＬＡＳＳＩＣＡ」の文字部分のうち、「ＴＨＥ」の文字は英語の定冠詞であり、他方、「ＣＬＡＳＳＩＣＡ」の文字は「伝統のある試合」等の意味を有するイタリア語（「伊和中辞典第２版」株式会社小学館）であるが、我が国において一般に広く知られているとはいい難く、特定の意味を有しない一種の造語として認識されるものである。そして、これらを組み合わせた当該文字部分全体としても、辞書等に載録されている既成の語ではなく、その指定役務との関係で直ちに特定の意味合いを想起させるともいい難いから、造語として看取されるものである。

してみれば、当該文字部分は、上記の構成、称呼からすれば、殊更に「ＣＬＡＳＳＩＣＡ」の文字部分のみが着目されるというよりは、当該文字部分の構成全体をもって、一体不可分のものとして認識し、把握されるとみるのが相当である。

そうすると、本願商標は、その構成中「ＴＨＥ ＣＬＡＳＳＩＣＡ」の文字部分が、取引者、需要者に対し、役務の出所識別標識として強く支配的な印象を与えるものと認められ、それ以外の部分から出所識別標識としての称呼、観念が生じないと認められるから、当該文字部分を分離、抽出し、これを要部として、他人の商標と比較して商標そのものの類否を判断することは許されるというべきである。

以上を踏まえると、本願商標は、その要部に相応して、「ザクラシカ」の称呼が生じ、特定の観念は生じないものである。

イ 引用商標１について

引用商標１は、別掲２のとおり、「クラシカ」及び「ＣＬＡＳＳＩＣＡ」の文字を普通に用いられる方法で上下二段に表してなるところ、その構成中、上段の「クラシカ」の文字は、下段の欧文字の読みを表したものと無理なく理解されるものである。

そして、「ＣＬＡＳＳＩＣＡ」の文字は、特定の意味を有しない一種の造語として認識されるというのが相当である。

したがって、引用商標１は、「クラシカ」の称呼が生じ、特定の観念は生じないものである。

ウ 本願商標と引用商標１との類否について

本願商標及びその要部と引用商標１を比較すると、外観においては、図形の有無やその構成文字において、明らかな差異があるから、容易に判別することができる。

そして、称呼においては、構成音数及び構成音が異なるから聴別は容易である。

また、観念においては、いずれも特定の観念は生じないから、比較できない。

そうすると、本願商標と引用商標１は、観念において比較できないとしても、外観及び称呼において判別及び聴別は容易だから、両商標は非類似の商標というべきである。

図版は原記事参照。

AMEBLO 原文 (2025-09-19):

https://lnkd.in/gWsC-8km

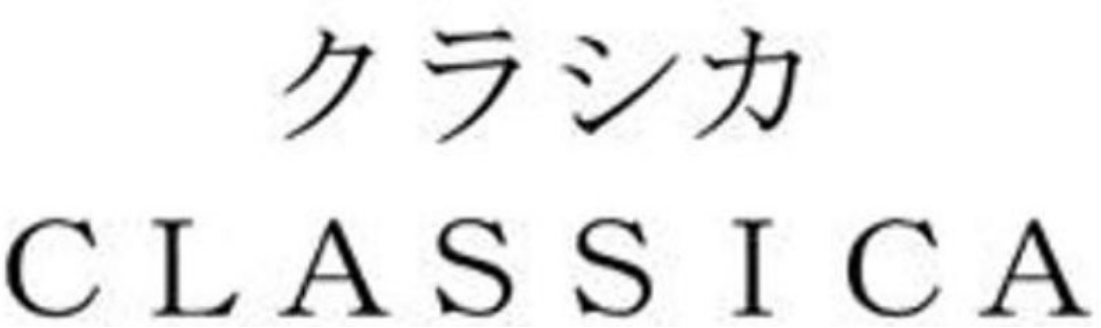
LinkedIn 原文：https://www.linkedin.com/feed/update/urn:li:activity:7513751291026681856/

原記事の画像（補完）

別掲１　本願商標（色彩は原本参照。）



別掲２　引用商標１



AMEBLO 原文

https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12931260967.html

【商標・審決】不服 2024-11680

Ameblo 元投稿日：2025-09-21
記事種類：審決紹介
分類：商標
論点：商標の類否、類否判断
HP 掲載日：2026-10-09
事件・資料情報：不服 2024-11680／不服 2024-10278／不服 2024-10716
Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12931916110.html
HP: https://www.takaishihideki.com/single-post/jpo-appeal-2024-11680
英語版: https://www.takaishihideki.com/en/single-post/jpo-appeal-2024-11680-1

【商標・審決】不服 2024-11680
*本願商標「SENJYU」、引用商標「千寿」
⇒非類似
※審判請求人は、「久保田千寿」等を販売している企業
*不服 2024-10278
本願商標「MANJYU」、引用商標「万寿」
⇒非類似
*不服 2024-10716
本願商標「HAKUJYU」、引用商標「白寿」
⇒非類似
（審決抜粋）
（１）本願商標について
本願商標は、「ＳＥＮＪＹＵ」の文字を標準文字で表してなるところ、これ自体は辞書類に掲載されている成語ではない。
そして、その構成中「ＪＹＵ」の文字部分は、我が国において一般的に用いられているローマ字のつづり方（参考：文化庁「ローマ字のつづり方 第１表・第２表」https://www.bunka.go.jp/kokugo_nihongo/sisaku/joho/joho/kijun/naikaku/roma/honbun.html）ではないが、その構成態様からすれば「センジュ」の称呼が生じるといえる。
そうすると、「ＳＥＮＪＹＵ」の文字は、特定の意味合いを理解させない造語と認識されるというべきものであって、本願商標よりは、その構成文字に相応した「センジュ」の称呼が生じ、また、特段の観念は生じないものというのが相当である。
（２）引用商標について
引用商標は、別掲のとおり、「千寿」の文字をゴシック体様の書体で横書きしてなるものである。
そして、この文字は、一般的な辞書類に掲載されている成語ではないが、原審が説示し、また、請求人も本件審判の請求の理由において認めるとおり、これを構成する「千」及び「寿」の各文字の意味や使用実情等からすれば、「長生きであること」ほどの意味合いを認識させ得るものである。
また、同文字は、例えば「万寿」の語を「マンジュ」又は「バンジュ」、「米寿」の語を「ベイジュ」と読むことなどに倣えば、「センジュ」と読むことが考えられるものである。

そうすると、引用商標よりは、その構成文字に相応した「センジュ」の称呼が生じるといえ、また、「長生きであること」ほどの観念が生じ得るものといえる。

（３）本願商標と引用商標の類否について

本願商標と引用商標を比較するに、外観においては、文字種や文字数が異なり、一見して別異の語を表していると理解できるものであるから、視覚上、明確に区別できるものである。なお、商標の使用において、商標の構成文字を同一の称呼の生じる範囲内で、文字種を相互に変換して表記することが一般に行われている取引の実情があるが、上記（１）のとおり、我が国において一般的に用いられているローマ字のつづり方においては、「ジュ」の音は「ｊｕ」（ヘボン式）又は「ｚｙｕ」（訓令式）とつづられるものであるから、本願商標は、「センジュ」と読む日本語をローマ字表記したものと、直ちにいうことはできない。そうすると、本願商標は引用商標を構成する「千寿」の文字種を単にローマ字に変換して表記したものとはいえず、別異の商標というのが相当である。

次に、称呼においては、いずれも「センジュ」の称呼で同一である。

そして、観念においては、本願商標より特定の観念が生じないのに対し、引用商標よりは「長生きであること」ほどの観念が生じ得るため、相紛れるおそれのないものである。

以上のことからすると、本願商標と引用商標とは、称呼において同一であるが、外観においては明確に区別できる別異のものであり、観念において相紛れるおそれのないものであるところ、本願商標及び引用商標の指定商品において、取引者、需要者が、専ら商品の称呼のみによって商品を識別し、商品の出所を判別するような実情があるものとは認められず、また、称呼による識別性が、外観及び観念による識別性を上回るとはいえないことから、両商標が与える印象、記憶等を総合してみれば、商品の出所について誤認混同を生じるおそれのない、非類似の商標というのが相当である。

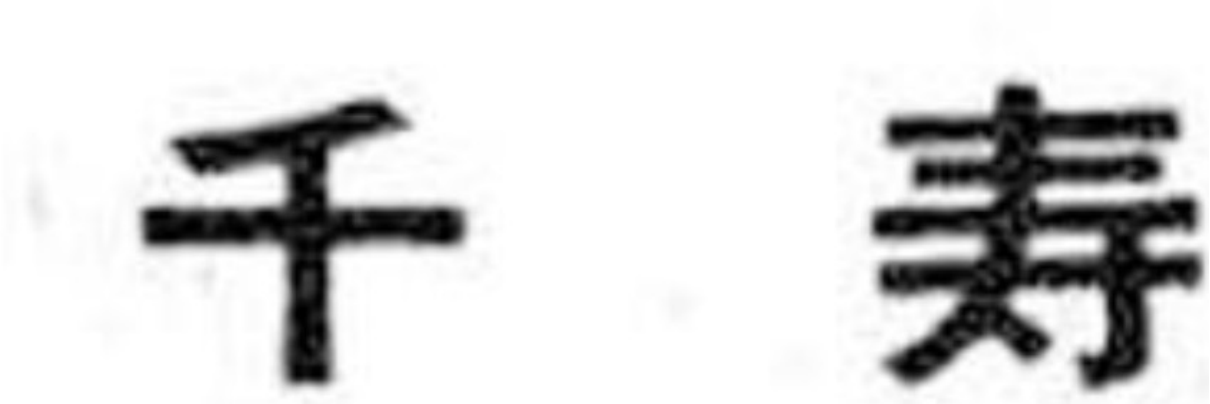
図版は原記事参照。

AMEBLO 原文 (2025-09-21):
https://lnkd.in/gNicMDgp

LinkedIn 原文：https://www.linkedin.com/feed/update/urn:li:activity:7513751769622003712/

原記事の画像（補完）

別掲　引用商標



AMEBLO 原文
https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12931916110.html

【商標・審決】不服 2024-7278

Ameblo 元投稿日：2025-09-22
記事種類：審決紹介
分類：商標
論点：商標の類否、類否判断
HP 掲載日：2026-10-09
事件・資料情報：不服 2024-7278
Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12932196169.html
HP: https://www.takaishihideki.com/single-post/jpo-appeal-2024-7278
英語版: https://www.takaishihideki.com/en/single-post/jpo-appeal-2024-7278-1

【商標・審決】不服 2024-7278

*図形と文字からなる本願商標「CONNECT」が、引用商標「&connect」と非類似と判断された。

（審決抜粋）

（１）本願商標について

本願商標は、別掲１のとおり、上部に図形を配し、その下部に「ＣＯｎｎＥＣＴ」（「Ｏ」の文字の内側が黄色で彩色されている。）の文字を表してなるものである。

本願商標の構成中、図形部分と文字部分とは、いずれも重なること無く間隔を空けて配置され、視覚的に分離して観察されることに加え、構成中の図形部分は、直ちに特定の事物を想起させるものではなく、文字部分との観念的な関連性も見いだすことはできないから、これらを分離して観察することが取引上不自然であると思われるほど不可分的に結合しているものとはいい難く、図形部分と文字部分とが、それぞれ要部として自他商品及び自他役務の識別標識としての機能を果たし得るものとみるのが相当である。

そうすると、本願商標は、その構成中の要部の一つである文字部分に相応して、「コネクト」の称呼を生じ、「つなぐ、接続する」等（「ベーシックジーニアス英和辞典第２版」株式会社大修館書店）の観念を生じる。

（２）引用商標について

引用商標は、別掲３のとおり、「＆ｃｏｎｎｅｃｔ」の文字を、同じ大きさで下をそろえて横書きしてなり、「＆」の文字が黒色の四角形中に白抜きで若干デザイン化されて表されているものの、「ｃｏｎｎｅｃｔ」の文字に近接するように配置されていることも相まって、一体不可分の商標と認識、把握される。

そして、「＆ｃｏｎｎｅｃｔ」の文字は、辞書等に載録されている既成の語ではなく、引用商標の指定役務との関係で直ちに特定の意味合いを想起させるともいい難いから、造語として看取されるものである。

したがって、引用商標からは、「アンドコネクト」の称呼のみを生じ、特定の観念を生じない。

（３）本願商標と引用商標との類否について

本願商標及びその要部と引用商標を比較すると、外観においては、図形部分の有無や構成文字等において、明らかな差異があるから、容易に判別することができる。

そして、称呼においては、本願商標から生じる「コネクト」の称呼と、引用商標から生じる「アンドコネクト」の称呼とを比較すると、両称呼は、構成音数及び構成音が相違し、容易に聴別することができる。

また、観念においては、本願商標は、「つなぐ、接続する」等の観念を生じるのに対し、引用商標は、特定の観念は生じないものであり、両商標は、観念上、互いに紛れるおそれはない。

そうすると、本願商標と引用商標とは、外観、称呼及び観念のいずれにおいても、互いに紛れるおそれのない非類似の商標というべきである。

図版は原記事参照。

AMEBLO 原文 (2025-09-22):

https://lnkd.in/gU3J5a3T

LinkedIn 原文：https://www.linkedin.com/feed/update/urn:li:activity:7513752328684912640/

原記事の画像（補完）

別掲１　本願商標（色彩は原本参照。）



別掲２　本願商標の指定商品及び指定役務

第２０類「木製・竹製又はプラスチック製の包装用容器，プラスチック製及び木製のふた，生物由プラスチック製ふた」

第３５類「プラスチック製の包装用容器の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益務において行われる顧客に対する便益の提供，生物由来の有機系原料を使用したプラスチック製ふ

別掲３　引用商標



AMEBLO 原文

https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12932196169.html

【意匠】知財高判令和６年(行ケ)10034「容器入り飲料」＜中平＞

Ameblo 元投稿日：2025-09-25

記事種類：判決紹介

分類：意匠

論点： 動的意匠

HP 掲載日：2026-10-09

事件・資料情報：知財高判令和６年(行ケ)10034

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12933291107.html

HP: https://www.takaishihideki.com/single-post/beverage-dynamic-design-10019

英語版: https://www.takaishihideki.com/en/single-post/beverage-dynamic-design-10019-1

【意匠】知財高判令和６年(行ケ)10034「容器入り飲料」＜中平＞

*変化の態様に一定の規則性がなく、変化する形状が定常的でないとして、動的意匠の対象外とした。

（判旨抜粋）

動的意匠は、出願に係る意匠が、意匠法２条１項の「意匠」である状態を保ちながらその要素である形状等を変化させる場合に、その変化の過程であるその前後の状況を含めて全体として一つの動的な形状等として把握し、これを一つの意匠として保護しようとするものであり、変化の前後にわたる物品の形状である中間状態も含め、全体として一つの物品の形状等として把握できる定形性等が必要である。

具体的には、…物品の形状は、その変化の前後にわたるいずれの状態においても、意匠法上の物品としての要件、すなわち物品の属性として一定の期間、一定の形状があり、その形状認識の資料である境界を捉えることのできる定形性があり、その変化の態様に一定の規則性があるか変化する形状が定常的なものであることが必要である。

これを本願についてみると、…発泡状態の変化を示す開蓋後の平面図１ないし３において、缶周縁に帯状となった気泡の幅は一定ではなく、その輪郭形状もいびつな円形であり、その過程において、気泡による帯の幅が増した箇所がある一方で、消滅ないし減少した箇所がある。また、中央部の白い部分が消えて、白い気泡の小さな集合が不規則に散在する状態になった後、円環形状の径が漸次的に狭まっていくものの、輪郭形状の径が狭まる進行の度合いも場所により一定ではなく、形状も円ではなくいびつな形状を示した後に、２段の円錐台形状に至る。このような気泡の発生及び消滅の状況は、上記意匠ないし動的意匠の要件である一定の期間、一定の形状を有し、境界を捉えることのできる定形性があるものとみられないほか、変化の態様に一定の規則性があるか、あるいは変化の形状が定常的であるとも認め難いものである。

https://lnkd.in/g--uJgD5

AMEBLO 原文 (2025-09-25):

https://lnkd.in/g7HkPkiy

LinkedIn 原文：https://www.linkedin.com/feed/update/urn:li:activity:7513752584562782209/

知財高判令和６年(行ケ)10019【ポリエステル樹脂組成物の積層体】＜宮坂＞

Ameblo 元投稿日：2025-09-26
記事種類：判決紹介
分類：特許
論点： 進歩性、動機付け・阻害要因
HP 掲載日：2026-10-09
事件・資料情報：知財高判令和６年(行ケ)10019
Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12933462150.html
HP: https://www.takaishihideki.com/single-post/polyester-laminate-10019
英語版: https://www.takaishihideki.com/en/single-post/polyester-laminate-10019-1

知財高判令和６年(行ケ)10019【ポリエステル樹脂組成物の積層体】＜宮坂＞

*文献を示すまでもなく一般的な課題と認定した

⇒進歩性×

（特許取消決定の理由の抜粋）

石油資源の枯渇を抑制し、地球温暖化の原因物質である大気中の二酸化炭素の増加を抑制することは、出願時において、文献を示すまでもなく一般的な課題であり、その解決のために、石油由来の原料からなるポリエチレンテレフタレートを減らして、生物由来のバイオマス素材を原料としたポリエチレンテレフタレートに置換することには動機付けがあり、…引用文献５記載事項を採用することは、当業者が容易に想到することができた。

https://lnkd.in/gxWbFv26

AMEBLO 原文 (2025-09-26):
https://lnkd.in/g5yfJ5Wp

LinkedIn 原文：https://www.linkedin.com/feed/update/urn:li:activity:7513752965241913344/

大阪地判令和４年(ワ)11025【ダニ捕獲マット】＜松阿彌＞

Ameblo 元投稿日：2025-09-27

記事種類：判決紹介

分類：特許

論点：クレーム解釈、均等論

HP 掲載日：2026-10-09

事件・資料情報：大阪地判令和４年(ワ)11025

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12933926529.html

HP: https://www.takaishihideki.com/single-post/mite-trapping-mat-11025

英語版: https://www.takaishihideki.com/en/single-post/mite-trapping-mat-11025-1

大阪地判令和４年(ワ)11025【ダニ捕獲マット】＜松阿彌＞

*「多孔質通気性袋」とは、内包物を内部で保持し、拡散を防止できる構造である。

⇒非充足

（判旨抜粋）

＜文言非充足＞

構成要件Ａ－３にいう「多孔質通気性袋」とは、辞書的にも、本件明細書の記載からも、少なくとも内包物を内部で保持し、拡散を防止することができる構造を有することが必要であると解することが相当である。一方、販売被告製品では、ダニ誘引物質が２枚の不織布シートやガーゼ等で重ねて挟み込まれているのみであり、その周囲からダニ誘引物質が零れ落ちるようなものであるから、誘引物質を内部で保持することができる構造であるとは認められない。

＜均等非充足＞

本件発明は、ダニ食餌を零れ落ちさせることなく保持することができる「多孔質通気性袋」に収納することで、粘着テープの高い粘着力を実現するとともに、構成材料の数を減らすことを実現しており、そのために袋構造を有することが本質的要素となっているものと認められる。そうすると、多孔質通気性袋に代わり、挟み込んだ物が零れ落ち得る２枚の不織布やガーゼでダニ誘引物質を挟み込む構造を有している販売被告製品は、本件発明の非本質的部分で相違点があるに過ぎないとはいえないし、これらを置換したときの作用効果が同一であるともいえない。

https://lnkd.in/gQrZFwjK

AMEBLO 原文 (2025-09-27):

https://lnkd.in/gZpUsTZM

LinkedIn 原文：https://www.linkedin.com/feed/update/urn:li:activity:7513753190597595136/

知財高判令和６年(ネ)10019【転がり装置】＜宮坂＞

Ameblo 元投稿日：2025-09-28
記事種類：判決紹介
分類：特許
論点：クレーム解釈
HP 掲載日：2026-10-09
事件・資料情報：知財高判令和６年(ネ)10019／東京地判令和４年(ワ)18830
Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12934177102.html
HP: https://www.takaishihideki.com/single-post/rolling-device-10019
英語版: https://www.takaishihideki.com/en/single-post/rolling-device-10019-1

知財高判令和６年(ネ)10019【転がり装置】＜宮坂＞
*一審判決（東京地判令和４年(ワ)18830）の限定解釈を否定したが、他の構成要件非充足
【本件発明１（請求項４）】…転送路の一部に転動体が一方の転送溝のみに当接する無負荷領域を生成し、…
（判旨抜粋）
　アンギュラ玉軸受である被控訴人製品は、予圧をかけて玉と内輪、玉と外輪を弾性変形させて、内輪軌道溝及び外輪軌道溝と、玉との間の隙間をなくした状態で使用されるものであるから、「転動体が一方の転送溝のみに当接する」ものではなく、「無負荷領域を生成」するとはいえない。
https://lnkd.in/gu73ryeW
AMEBLO 原文 (2025-09-28):
https://lnkd.in/gfYc79aS
LinkedIn 原文：https://www.linkedin.com/feed/update/urn:li:activity:7513753465588965377/

【商標／４条１項７号】知財高判令和５年(行ケ)10128「MARK GONZALES」＜本多＞

Ameblo 元投稿日：2025-09-29

記事種類：判決紹介

分類：商標

論点： 公序良俗

HP 掲載日：2026-10-09

事件・資料情報：知財高判令和５年(行ケ)10128

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12934409176.html

HP: https://www.takaishihideki.com/single-post/mark-gonzales-10128

英語版: https://www.takaishihideki.com/en/single-post/mark-gonzales-10128-1

【商標／4 条 1 項 7 号】知財高判令和 5 年(行ケ)10128「MARK GONZALES」＜本多＞

ライセンス終了が目前に迫った 2020 年以降，原告はエンジェル・被告氏名・(what it isNt)を含む商標を日韓中台などで大量出願し，ライセンス終了後も自社ブランド展開を継続する一方，被告の新規ライセンス事業を警告で妨害した。

本判決は、原告が、商標権に基づく差止め等により、原告等以外の者による当該商品の販売を妨害、阻止する不正の目的、意図を有していたと認定し、本件商標Ａ～Ｃの出願を公正な商標秩序を乱すものと評価した。

⇒商標法４条１項７号該当

（判旨抜粋）

被告は、平成２６年頃、サクラグループに対して本件ライセンス契約の解除を求め、令和２年頃には、本件ライセンス契約終了後はサクラグループとライセンスビジネスを継続する意思がないことを示し、全ての商標権の返還を求めるなどした。これに対し、原告は、サクラグループから本件商標Ｄ～Ｇに係る商標権の移転を受けて、本件ライセンス契約の最終盤期である令和２年頃から、日本、韓国、中国、台湾等で、「Mark Gonzales」、「（what it isNt）」等の文字列やエンジェルのデザインを含む商標の登録出願を多数行い、本件ライセンス契約が終了したことが明白である令和４年１月１日以降も、ライセンシーを通じて「Mark Gonzales」やエンジェルが付された商品を販売等している。しかし、…原告は、ＭＰＳＡ契約によってエンジェル１、２及び本件サインの著作権を取得したとはいえないし、本件ライセンス契約は事実上ＭＰＳＡ契約の内容を更改することを含むものである。仮にＭＰＳＡ契約がいまだ有効であるとしても、同契約上、原告に許容されているのは本件アルバムの宣伝目的で、かつ、Ｔシャツ等へのカバーアートの複製と被告等の氏名の使用にとどまっているのに、原告が現在行っている「（ what it isNt）」ブランドの展開は、本件アルバムの宣伝目的の範囲内や、カバーアートの複製の範囲を越えるものである。しかも、原告は、本件ライセ ンス契約の終了後、被告が自ら展開する日本国内のサブライセンシーや販売店に警告書を送付するなどして、被告のブランド展開を阻止しようとしている。

このような令和２年以降の原告の動きからすると、原告は、本件商標Ａ～Ｃを出願した時点…において、原告等と被告との紛争が顕在化し、本件ライセンス契約が終了した後はエンジェル１、２や被告の名称が使用できなくなることを十分了知しながら、これらの商標の登録を得た後は、商標権に基づき、被告が自ら日本国内で展開するエンジェルや「Mark Gonzales」の名称を用いた商品の販売等の差止めを求めるなどして、原告等以外の者がこれらの商品を販売することを妨害、阻止する不正の目的、意図を有していたと認められる。

そうすると、このような原告の本件商標Ａ～Ｃの登録出願は、商標登録出願について先願主義を採用している我が国の法制度を前提としても、「商標を保護することにより、商標の使用をする者の業務上の信用の維持を図り、もって産業の発達に寄与し、あわせて需要者の利益を保護する」という商標法の目的（同法１条）に反し、公正な商標秩序を乱すものというべきであり、かつ、健全な法感情に照らし条理上も許されないというべきであるから、本件商標Ａ～Ｃは、商標法４条１項７号の「公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある商標」に該当するというべきである。

https://lnkd.in/g-_e5WXg

AMEBLO 原文 (2025-09-29):

https://lnkd.in/gdX7t72Y

LinkedIn 原文：https://www.linkedin.com/feed/update/urn:li:activity:7513753731834949632/

知財高判平成 25 年(ネ)10035【回転歯ブラシの製造方法】（控訴審）＜設樂＞

Ameblo 元投稿日：2025-10-01

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12935168850.html

知財高判平成 25 年(ネ)10035【回転歯ブラシの製造方法】（控訴審）＜設樂＞

*製造方法中に時間的前後関係はあるが、順序につき、柔軟に充足を認めた。

【請求項２】(A) … (B) …素線群を台座に設けた挿通孔から外方に一定量突出させる第１の工程と，(C) この素線群の突出端の中央にエアを吹き込んで素線群を放射方向に開く第２の工程と，(D) 開かれた素線群を台座に固定した状態で素線群の中央部分を溶着する第３の工程と，(E) 溶着された中央部分の中心部を切除する第４の工程とからなる，(F) 回転ブラシのブラシ単体の製造方法

（判旨抜粋）

…構成要件Ｅの「溶着された中央部分の中心部を切除する」とは，「溶着」工程開始後，「溶かす」段階すなわち溶融した糸材が互いに粘着した状態となった後に「切除」の工程が開始され，その後，「着ける」段階すなわち固化の段階に入り，通常であれば「溶着」（固化）が完了していると評価できる時間が経過した後に「切除」の工程が終了するものであれば，これも含まれる…。

…「溶着」と「切除」の時間的関係についても，「溶着」工程開始後，「溶かす」段階すなわち溶融した糸材が互いに粘着した状態となった後に「切除」の工程が開始され，その後，「着ける」段階すなわち固化の段階に入り，通常であれば「溶着」（固化）が完了していると評価できる時間が経過した後に「切除」の工程が終了するものであれば，これも含まれる…。

知財高判令和６年(ネ)10041【受信装置】＜増田＞

Ameblo 元投稿日：2025-10-02

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12935558409.html

知財高判令和６年(ネ)10041【受信装置】＜増田＞

*サブコンビネーションクレームの相手方が、請求項に係る発明の構成を何も限定しない。

⇒発明特定事項でない（進歩性欠如）

【請求項５】（本件発明）

請求項４記載の携帯電話との間で送受信するためのＲＦＩＤインターフェースを有し、個別情報の発信要求を前記携帯電話に発信する発信手段と、前記携帯電話から受信した個別情報が要求した個別情報であるか否かを判断する判断手段とを有し、前記判断手段で受信した判断情報が、前記要求した個別情報であると判断されたときに、前記携帯電話との間で処理を行うことを特徴とする受信装置。

（判旨抜粋）

本件訂正発明は、携帯端末と受信装置とで構成される個別情報システムという全体装置の発明における「受信装置」の発明であり、いわゆるサブコンビネーションの発明である。

サブコンビネーション発明においては、請求項中に記載された他のサブコンビネーションに関する事項が、形状、構造、構成要素、組成、作用、機能、性質、特性、行為又は動作、用途等（以下「構造、機能等」という。）の観点から当該請求項に係る発明の特定にどのような意味を有するかを把握し、発明の技術的範囲を画する必要があるところ、他のサブコンビネーションに関する事項が、当該他のサブコンビネー ションに係る装置のみを特定する事項であって、当該請求項に係る装置の構造、機能等を何ら特定していない場合には、他のサブコンビネーションに関する事項は当該請求項に係る発明を特定するために意味を有しないといえる。

そこで本件訂正発明について検討するに、本件訂正発明は、請求項４記載の携帯電話との間で送受信するためのＲＦＩＤインターフェイスを有する受信装置に関する発明とされ（構成要件Ｊ’）、請求項４記載の携帯電話は、同項の記載のほか、請求項１及び３の記載によって特定されている。

しかしながら、請求項１、３及び４の記載は、いずれも携帯電話の構造、機能等を特定するものであって、「受信装置」の構造、機能等を特定するものではない。

そうすると、本件訂正発明における他のサブコンビネーションに関する事項である「請求項４記載の携帯電話」との事項は、「受信装置」の発明である本件訂正発明を特定するための意味を有しないといえる。

したがって、 本件訂正発明の要旨認定においては、「請求項４記載の（携帯電話）」との事項は除外して認定することが相当である。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-94075.pdf

【米国】Maquet Cardiovascular LLC v. Abiomed Inc.

Ameblo 元投稿日：2025-10-03

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12935785438.html

【米国】Maquet Cardiovascular LLC v. Abiomed Inc.（CAFC、2025 年 3 月 21 日）

特許ファミリー間で出願経過に基づく権利範囲の放棄（prosecution disclaimer）を適用するには、問題となるクレーム限定の共通性を検討する必要があり、放棄には「明確かつ明白な放棄」の厳格な基準が適用される。

本件では、審査官の特許査定理由に記載された見解に応答せず沈黙していたことは、明確かつ明白な権利範囲の放棄には当たらないとされた。

⇒本件では、問題となった出願経過に基づく権利範囲の放棄は認められなかった。

IPR（当事者系レビュー）手続き中の陳述も「明確かつ明白」基準を満たす必要がある。

https://t.co/9FRkmDupkR

【米国】In re Riggs（2025.03　CAFC）

Ameblo 元投稿日：2025-10-04

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12935951373.html

【米国】In re Riggs（2025.03　CAFC）

　仮出願に基づいて優先権を主張していても、すべての開示内容に出願日遡及が認められるわけではない。仮出願において裏付けられている具体的内容のみが、先行出願日の資格を与えられる。

⇒仮出願日が引例の基準日とされた場合、拒絶の対象となっている各要素が仮出願によってサポートされているか、確認する必要がある。

https://ameblo.jp/pa-sigetty/entry-12891377482.html

【米国】Sigray v. Carl Zeiss（CAFC、2025年5月）

Ameblo 元投稿日：2025-10-05

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12936014207.html

【米国】Sigray v. Carl Zeiss（CAFC、2025年5月）

＜新規性＞

引用例中に存在すると認識されない場合、微量である場合、不要なものとされている場合であっても、新規性が否定されることがある。

新規性では、阻害要因（teaching away）は無関係である。

⇒引用例では、ビームが完全に平行でない以上、必然的に広がるから、1倍を上回る投影拡大が発生するとして、新規性が否定された。

https://ameblo.jp/pa-sigetty/entry-12907025913.html

【米国】IQRIS Techs v. Point Blank（CAFC、2025 年 3 月）

Ameblo 元投稿日：2025-10-06

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12936302933.html

【米国】IQRIS Techs v. Point Blank（CAFC、2025 年 3 月）

*非充足とした地裁のサマリージャッジメントを破棄差し戻し。

(1) クレーム文言は、pull cord が「少なくとも一つの解放フック（releasable hook）に連結され、そのフックを作動させて係止を解除する」ことのみを規定し、誰が・どのように引くかについて限定しない。すなわち、pull cord は「引かれたときに解放フックを作動させるコード」という機能的記載に尽き、文言上「直接引く」限定は読み取れない。

(2) クレーム文言は pull cord の機能（フック作動）を定めるのみで、その構造（ハンドルの有無）を限定しない。明細書の図面は、pull cord の端部に球状ビード等の把持部が付されていることを一貫して描写しており、把持部の付加が pull cord 性を否定することを示唆しない。

https://t.co/ih0TFcO7Vc

【商標】知財高判令和５年(行ケ)10087「三金工業」事件＜清水響＞

Ameblo 元投稿日：2025-10-08

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12937191760.html

【商標】知財高判令和５年(行ケ)10087「三金工業」事件＜清水響＞

本件商標「三金工業（標準文字）」のうち「三金」は、他社（原告の日本子会社）の商品を表すものとして広く知られていた。

「三金」を分離観察可能。

⇒「三金」の部分と、引用商標（「Ｓａｎｋｉｎ」と「サンキン」を上下二段に表示したもの）は、外観が異なるが称呼が同一であり、本件商標は全体として引用商標と類似する。薬剤等の商品及び義歯加工の役務について４条１項11号に該当する。また、金属加工等の役務については混同を生ずるおそれがあり、４条１項15号に該当する。

https://tmfesta.com/2024/08/%E5%B7%A5%E8%97%A4%E8%8E%9E%E5%8F%B8%E3%81%AE%E6%B3%A8%E7%9B%AE%E8%A3%81%E5%88%A4%EF%BC%9A%E7%B5%90%E5%90%88%E5%95%86%E6%A8%99%E3%81%AE%E9%A1%9E%E5%90%A6%E5%88%A4%E6%96%AD%E7%AD%89%E3%81%AB%E8%AA%A4/

【米国】Sierra Wireless v. Sisvel (CAFC、2025 年 3 月)

Ameblo 元投稿日：2025-10-08

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12937340264.html

【米国】Sierra Wireless v. Sisvel (CAFC、2025 年 3 月)

新規性なし＆自明とした PTAB の判断（IPR）を取り消した。

CAFC は、クレームの明確な通常の意味に基づき、「処理[c]（タイマー作動中に未受信だったデータを受信した場合にタイマーを停止させる）」と「処理[d]（タイマー満了後、受信済みデータの受領を示す肯定応答を含むステータスレポートを送信する）」の両方が、それぞれの前提条件が満たされる場合に実行される必要があると解釈した。したがって、引用例が処理[c]または処理[d]の一方だけを開示すれば足りるとした PTAB の判断は誤りとされた。

https://ameblo.jp/pa-sigetty/entry-12889614242.html

【中国／著作権】広州インターネット法院 2024.2.8

Ameblo 元投稿日：2025-10-10
記事種類：判決紹介
Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12937698361.html
HP: https://www.takaishihideki.com/single-post/linkedin-7513390688059957249-ja
英語版: https://www.takaishihideki.com/en/single-post/linkedin-7513390791478853632-en

【中国／著作権】広州インターネット法院 2024.2.8

No.(2024)粤 0192 民初 113 号

「ウルトラマン」事件

生成 AI のキーワードに「ウルトラマン」を入力して生成された画像がウルトラマンに類似していた。

⇒生成 AI サービス提供事業者の責任を認めた。

＜主文＞

…ウルトラマンシリーズの著作物の著作権侵害行為を停止し、適切な技術的措置を講じて、サービス提供中にユーザーの正常な使用において原告の著作権を侵害する画像の生成を防止しなければならない。

＋1 万人民元の損害賠償

＜理由＞

① 苦情・通報機能の欠如

② 潜在的リスクの警告不足

③ 誤認可能性がある場合に AI 生成物である旨を明確に表示する義務違反

Cf.日本の「チュッパチャプス」事件（商標権）

https://lnkd.in/geZdr42q

https://t.co/G0SGfNDRBd

ＡＭＥＢＬＯ原文 (2025-10-10):

https://lnkd.in/gadarjX2

https://www.irify.jp/press/240220.html

LinkedIn 原文：https://www.linkedin.com/feed/update/urn:li:activity:7513390688059957249/

【商標】知財高判令和６年(行ケ)10032＜宮坂＞

Ameblo 元投稿日：2025-10-12

記事種類：判決紹介

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12938059665.html

HP: https://www.takaishihideki.com/single-post/linkedin-7513415365901680640-ja

英語版: https://www.takaishihideki.com/en/single-post/linkedin-7513415458100772864-en

【商標】知財高判令和６年(行ケ)10032＜宮坂＞

*商標法４条１項11号違反（役務の出所について誤認混同を生ずるおそれのある類似の商標である。）

（判旨抜粋）

本願商標の要部である本願文字部分と引用商標２の要部である引用２上段文字部分とは、その外観においては、語頭の小文字「ｉ」と大文字「Ｉ」の違い及び片仮名と欧文字という違いはあるが、我が国における英語や、歯科医院を示す「デンタルクリニック」「ＤＥＮＴＡＬ　ＣＬＩＮＩＣ」の概念の普及に鑑みれば、その違いが、取引者、需要者に対し、出所識別標識としての外観上の顕著な差異として強い印象を与えるとまではいえない。

次に、称呼においては、いずれも「アイデンタルクリニック」の称呼を生じ、両者は、称呼上同一である。

観念においては、いずれも特定の観念を生じるものではないから、両者は、観念上、比較することができない。

https://lnkd.in/g5-37a8n

図版は原記事参照。

ＡＭＥＢＬＯ原文 (2025-10-12):

https://lnkd.in/gZ8hPdmA

LinkedIn 原文：https://www.linkedin.com/feed/update/urn:li:activity:7513415365901680640/

原記事の画像（補完）

別紙１　本願商標



アイ
iデンタルクリニック



引用商標２

登録第５４９００４０号商標

出願日　平成２３年７月２４日

登録日　平成２４年４月２７日

指定商品　第４４類「歯科医業，医療情報の提供，健康診具の貸与，栄養の指導，医業」

登録商標の構成

23



AMEBLO 原文

https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12938059665.html

【商標】知財高判令和６年(行ケ)10007『Jimny Fan』事件＜宮坂＞

Ameblo 元投稿日：2025-10-13

記事種類：判決紹介

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12938232793.html

HP: https://www.takaishihideki.com/single-post/linkedin-7513415587394494464-ja

英語版: https://www.takaishihideki.com/en/single-post/linkedin-7513415678138265600-en

【商標】知財高判令和６年(行ケ)10007『Jimny Fan』事件＜宮坂＞

*分離観察できない。観念が異なる。「棲み分け」が成立している。

⇒非類似

（判旨抜粋）

本願商標の指定商品（本願補正商品）は、第１６類「オフロード車の改造に用いる部品及び附属品に関する情報雑誌」という極めてニッチな商品であるところ、取引の実情として先に認定したとおり、スズキ社を含む自動車メーカーが自ら又は系列ディーラー等を通じて、「オフロード車の改造に用いる部品及び附属品に関する情報雑誌」を発行している事実はなく、また、本願商標を使用した本願補正商品に接した取引者・需要者において、スズキ社を含む自動車メーカー又はその系列ディーラー等が発行主体となっている（可能性がある）と認識するとも考え難い。

加えて、スズキ社は、原告が本願商標の構成と同じ題名の本件雑誌を１０年以上にわたって発行していることを知悉しながら、Ｊｉｍｎｙ商標との関係での誤認混同を生じさせるといった警告、クレームを原告に伝えたことがないばかりか、原告に広告料を支払って本件雑誌にジムニーの広告を掲載するなどして本件雑誌の発行を援助している…。…

スズキ社がＪｉｍｎｙ商標の下で展開する業務としては、オフロード車（ジムニー）そのものにとどまらない関連グッズ、付随サービスを含み得るものではあるが、「オフロード車の改造に用いる部品及び附属品に関する情報雑誌」に係る業務は、スズキ社又はその系列ディーラー等とは直接関係のない第三者によって提供されているのが実情であり、スズキ社とは抵触関係に立たない「棲み分け」が成立していると認められる。

https://lnkd.in/gHSGvRw6

図版は原記事参照。

ＡＭＥＢＬＯ原文 (2025-10-13):

https://lnkd.in/gDRVM7j4

https://note.com/gaha9ben54/n/n7cb1c4f9bf63

LinkedIn 原文：https://www.linkedin.com/feed/update/urn:li:activity:7513415587394494464/

原記事の画像（補完）

本願商標

Jimny Fan

ジムニーファン

引用商標

1　引用商標１（甲８）



	称　呼	観　念
本願商標	ジムニーファン	スズキ社のオフロード車ジムニーの愛好者
引用商標１	ジムニー	スズキ社のオフロード車の名称
引用商標２	ジムニー	スズキ社のオフロード車の名称

AMEBLO 原文

https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12938232793.html

知財高判令和６年(行ケ)10016【未乾燥のペースト製茶】＜中平＞

Ameblo 元投稿日：2025-10-14

記事種類：判決紹介

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12938437788.html

HP: https://www.takaishihideki.com/single-post/linkedin-7513415778080141312-ja

英語版: https://www.takaishihideki.com/en/single-post/linkedin-7513415880572084224-en

知財高判令和６年(行ケ)10016【未乾燥のペースト製茶】＜中平＞

　拒絶審決に対する再審の請求を却下した審決につき、再審請求の時点では原審決は確定していなかったが、再審請求を却下した審決がされた時点では原審決は確定していたから、再審請求の時点で原審決が確定していなかったという瑕疵は本件審決がされた時点で治癒された。

　⇒この瑕疵を理由として、再審請求を却下することはできない。

　～審決取消

ＡＭＥＢＬＯ原文 (2025-10-14):

https://lnkd.in/g6kYCnXk

https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12938437788.html

LinkedIn 原文：https://www.linkedin.com/feed/update/urn:li:activity:7513415778080141312/

【著作権/営業秘密】大阪地判令和２年(ワ)1539＜武宮＞

Ameblo 元投稿日：2025-10-16

記事種類：判決紹介

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12938856667.html

HP: https://www.takaishihideki.com/single-post/linkedin-7513416000617316353-ja

英語版: https://www.takaishihideki.com/en/single-post/linkedin-7513416117407719424-en

【著作権/営業秘密】大阪地判令和２年(ワ)1539＜武宮＞

原告ソースコードの重要性を考慮しても、秘密管理性を欠く。

他のソースコードは、被告が保有していないとして提出しておらず、立証されていない。

～被告製品のソースコードの修正、消去は、証明妨害にあたらない。

https://lnkd.in/gZHnX8np

ＡＭＥＢＬＯ原文 (2025-10-16):

https://lnkd.in/gyQhQUBh

https://ipforce.jp/Hanketsu/jiken/no/14425

LinkedIn 原文：https://www.linkedin.com/feed/update/urn:li:activity:7513416000617316353/

【不競法】東京地判令和５年(ワ)70513「空手道場」事件＜中島＞

Ameblo 元投稿日：2025-10-16

記事種類：判決紹介

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12938913611.html

HP: https://www.takaishihideki.com/single-post/linkedin-7513416207610507264-ja

英語版: https://www.takaishihideki.com/en/single-post/linkedin-7513416373658886145-en

【不競法】東京地判令和５年(ワ)70513「空手道場」事件＜中島＞

原告の氏名は記載されていなかったが、原告と面識がある、または、原告が…道場主であるという知識を有する者の普通の読み方を基準とすれば、投稿文章中の「道場主」が原告を言うと同定できる。

⇒名誉毀損成立

https://lnkd.in/ga7dKtCr

ＡＭＥＢＬＯ原文 (2025-10-16):

https://lnkd.in/garx5Y9Z

https://note.com/chosakuken/n/nb150d3957258

LinkedIn 原文：https://www.linkedin.com/feed/update/urn:li:activity:7513416207610507264/

【商標/契約】大阪地判令和４年(ワ)7393「M ICHEL JURDAIN」＜武宮＞

Ameblo 元投稿日：2025-10-18

記事種類：判決紹介

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12939274105.html

HP: https://www.takaishihideki.com/single-post/linkedin-7513416876903899136-ja

英語版: https://www.takaishihideki.com/en/single-post/linkedin-7513416996949172224-en

【商標/契約】大阪地判令和４年(ワ)7393「M ICHEL JURDAIN」＜武宮＞

※差止め請求の一部認容!!

※別件破産事件における、破産管財人の認識が否定された。

＜主文＞「被告らは、時計若しくはその包装箱若しくは下げ札に、別紙２被告標章目録記載の各標章を付し、又は、同標章を付した時計若しくは包装箱若しくは下げ札に同標章を付した時計（ただし、別紙７他社製造被告製品品番目録記載の品番の時計であって、同標章の付された包装箱若しくは下げ札が付されていないものを除く。）を、譲渡し、譲渡のために展示し、所持し、輸出し、輸入し、若しくは電気通信回線を通じて提供してはならない。」

本件商標権の独占的通常使用権を許諾されていた。

⇒平成 30 年 1 月分、2 月分の実施料は請求放棄されており、不払いを理由とする解除は認められない。破産管財人の判断も詳細調査に基づくものではなく、使用権不存在の根拠とならない。

他社製造品について、被告は無標章箱の状態で入手後、類似標章付き箱を自製して付し、販売を行った。契約では再包装禁止であり、権限なく行った行為は本件商標権侵害に当たる。

（判旨抜粋）

原告らは、エリム貿易が平成３０年１月分及び同年２月分の実施料を支払っていなかったことや、別件破産事件におけるエリム貿易の破産管財人が、同年１月１８日時点でエリム貿易に対して使用許諾権が付与されていなかったことを前提としていたことを指摘する。

しかし、アンドリュースは同年１月分及び同年２月分の実施料の請求権を放棄しており（乙１６）、これらの不払を理由として使用許諾権を付与した契約が解除されていたとは認められない。

確かに、別件破産事件において、エリム貿易の破産管財人は、同年５月２８日付けの業務要点報告書（第１回）において、エリム貿易が、同年１月末頃、 被告マル周に対し、被告製品を譲渡し、被告マル周がこれを一方的に簿価の５０％で評価した上で買掛金債権と相殺したとして、これを代物弁済と解しつつ、本件商標権に関する使用許諾権の問題があり、売却が困難であったとの事情を踏まえて否認権対象行為としなかった旨述べている（甲１４）。しかし、本件商標の使用許諾権に関しては、破産管財人がエリム貿易とアンドリュースとの間の契約関係を詳細に調査したものではなく、動産買取業者の査定の結果、ライセンスが必要と言われたというにすぎないから、破産管財人の判断が、直ちに、エリム貿易が使用許諾権を付与されていなかったことを示すものとはいえない。

ＡＭＥＢＬＯ原文 (2025-10-18):

https://lnkd.in/g9nU-HeU

https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12939274105.html

LinkedIn 原文：https://www.linkedin.com/feed/update/urn:li:activity:7513416876903899136/

【不競法/契約】大阪地判令和５年(ワ)886＜武宮＞

Ameblo 元投稿日：2025-10-19
記事種類：判決紹介
Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12939458003.html
HP: https://www.takaishihideki.com/single-post/linkedin-7513417095313977344-ja
英語版: https://www.takaishihideki.com/en/single-post/linkedin-7513417362101084161-en

【不競法/契約】大阪地判令和５年(ワ)886＜武宮＞
*保証契約の対象が、売買対象商品に限られ、売買対象商品を含む完成品に及ばないと判断された。
（判旨概要）
部材購入に関する基本契約６条１項は、被告が原告に販売する「本商品」（二酸化塩素発生ユニットを構成するLED基板等）について、法令適合性や品質等を保証する旨定める。
同条２項は、本商品を除く原告作成の二酸化塩素発生ユニット搭載製品に関する表示は原告が保証すると定める。
同19条では、搭載製品の販売促進は原告が行い、景表法等の遵守義務も原告が負うことが明記されている。
これらの文言・構造から、被告の保証義務はあくまで本商品そのものに限られ、原告が販売する完成品（本件クレベリン商品）の化粧箱等の表示内容には及ばない。
本件では、化粧箱等の表示に景表法上の優良誤認表示があったとしても、その責任は契約上原告が負うべきものであり、被告に保証義務はない。
原告は、被告が詳細な指示を行ったことや中核部品供給者であることから表示主体性があると主張したが、被告が主導的にデザインを決定し原告が拘束される関係にあったとは認められない。被告は提案や資料提供はしているものの、原案作成・最終決定は原告であり、表示主体は原告と認められる。
また、原告のいう「表示のうち本商品部分は被告が保証」との解釈も採用できない。完成品パッケージの表示中に本商品説明が含まれていても、それを本商品の表示と評価することはできず、被告がその表示主体であったともいえない。
ＡＭＥＢＬＯ原文 (2025-10-19):
https://lnkd.in/gXRnJ5eX
https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12939458003.html
LinkedIn 原文：https://www.linkedin.com/feed/update/urn:li:activity:7513417095313977344/

東京地判令和５年(ワ)70393【起伏収容式仮設防護柵】＜中島＞

Ameblo 元投稿日：2025-10-20

記事種類：判決紹介

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12939664008.html

HP: https://www.takaishihideki.com/single-post/linkedin-7513417554057510913-ja

英語版: https://www.takaishihideki.com/en/single-post/linkedin-7513417723817930752-en

東京地判令和５年(ワ)70393【起伏収容式仮設防護柵】＜中島＞

*軽量化、コンパクト化が課題。

⇒「回動『板状』部材」は、薄い板状のものであり、円管または角筒管を含まない。

（判旨抜粋）

本件各発明の構成要件にいう「回動板状部材」に係る「板状」という文言に鑑みても、当該「回動板状 部材」は、回動部材を板状として基礎架台（H形鋼）の短手方向の厚みを薄くすることによって、本件各発明の課題を解決するものであるから、薄い板状のものであり、円管又は角筒管を含まないと解するのが相当である。

そうすると、被告製品は、上記「回動板状部材」に対応する構成として、角筒管を使用するものであるから、上記「回動板状部材」を充足するものと認めることはできない。

図版は原記事参照。

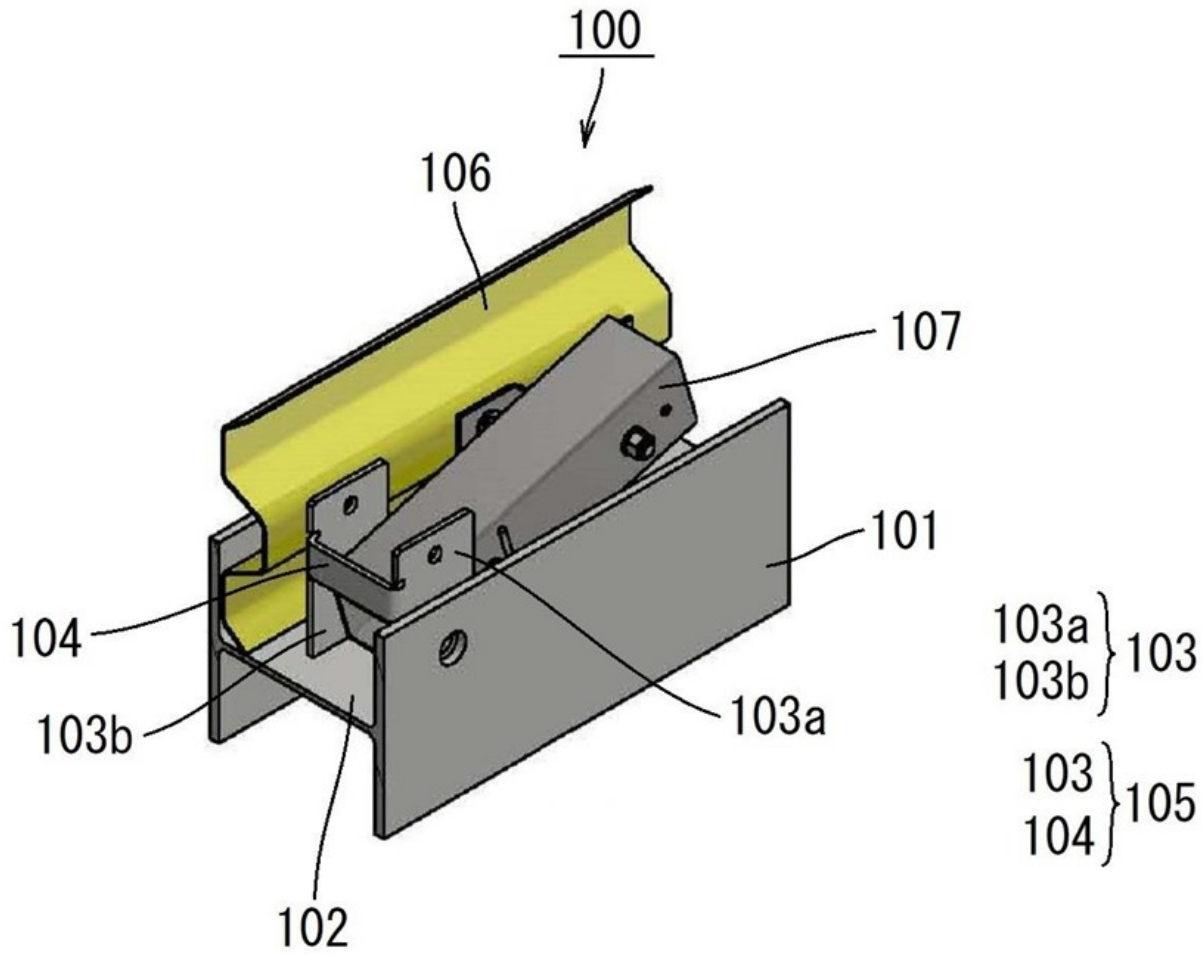
ＡＭＥＢＬＯ原文 (2025-10-20):

https://lnkd.in/g7s2xMKn

https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12939664008.html

LinkedIn 原文：https://www.linkedin.com/feed/update/urn:li:activity:7513417554057510913/

原記事の画像（補完）



AMEBLO 原文

https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12939664008.html

【著作権/引用】東京地判令和５年(ワ)70388＜中島＞

Ameblo 元投稿日：2025-10-21

記事種類：判決紹介

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12939868238.html

HP: https://www.takaishihideki.com/single-post/linkedin-7513417920920629250-ja

英語版: https://www.takaishihideki.com/en/single-post/linkedin-7513418111178457088-en

【著作権/引用】東京地判令和５年(ワ)70388＜中島＞

「最凶タッグ」という SNS 投稿

⇒引用成立

１．利用目的

自身が購読する聖教新聞の記事を題材に学会批判を行う意図で利用しており、批評目的が明確であった。記事と批評内容の関連性も認められる。

２．方法・態様

写真は記事と併せて１枚分のみを撮影し投稿しており、漫然と網羅的に転載したものではなかった。投稿ごとに記事と批評が対応していた。

３．著作物の性質

聖教新聞掲載の写真は、会合や人物等を伝える報道写真であり、その構図は総じてありふれていた。投稿画像では画質が粗く細部が捨象されているため、仮に元の写真に創作的表現部分があっても、複製されたのはそのごく僅かな部分にすぎないとされた。

４．利用形態

被告が投稿した写真は画質が粗く、不鮮明で細部は識別困難であり、独立して鑑賞の対象となるものではない。二次利用の可能性も低い。

５．著作権者への影響

被告の投稿により原告が経済的利益を失った事実は認められない。写真が高解像度で第三者利用に供される態様でもなかった。

６．出所の明示

被告は投稿において「聖教新聞」と明示したり文字を写り込ませるなどして出所を示しており、一般の読者にとって出所は十分に認識可能であった。

日本ユニ著作権センター／判例全文・2024/09/26

https://lnkd.in/g5nwdsy8

図版は原記事参照。

ＡＭＥＢＬＯ原文 (2025-10-21):

https://lnkd.in/g2P8kEEq

https://jucc.sakura.ne.jp/precedent/precedent-2024-09-26.html

LinkedIn 原文：https://www.linkedin.com/feed/update/urn:li:activity:7513417920920629250/

原記事の画像（補完）

５　URL　　（省略）

投稿日時　　平成31年3月16日　午前6:34

アカウント名　　@B

本文

今日の「寸鉄」

師弟の魂刻む「3・16」。誓願に生きる人は強し！青年よ立ち上がる時は今

師弟の魂刻む「3・16」？誓願より「世界聖教会館」定礎式の扱いが大きい不思議な新聞



別紙

投 稿 記 事 目 録

1　URL　　（省略）

投稿日時　　平成30年10月22日　午前8:11

アカウント名　　@B

本文

最凶タッグ



AMEBLO 原文

https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12939868238.html

知財高判令和５年(行ケ)10100【ガス・スクラバ流体浄化装置】＜清水響＞

Ameblo 元投稿日：2025-10-23

記事種類：判決紹介

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12940386808.html

HP: https://www.takaishihideki.com/single-post/linkedin-7513418313813618688-ja

英語版: https://www.takaishihideki.com/en/single-post/linkedin-7513418760431607809-en

知財高判令和５年(行ケ)10100【ガス・スクラバ流体浄化装置】＜清水響＞

本件各発明の技術的意義は、ディスク積層体遠心分離機でスクラバ流体を浄化し、保守負担や廃棄物体積を低減するとともに、バッファ・タンクを介した循環により堆積・閉塞等の問題を減少させることにある。バッファ・タンクが「排ガス導管から独立」していること自体の技術的意義については、明細書に説明がないとされた。

他方、引用発明において、「ガス・スクラバ」と別体として「バッファ・タンク」を、設ける動機付けなし。

⇒進歩性○

ＡＭＥＢＬＯ原文 (2025-10-23):

https://lnkd.in/gvxH2VGY

https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12940386808.html

LinkedIn 原文：https://www.linkedin.com/feed/update/urn:li:activity:7513418313813618688/

知財高判令和６年(行ケ)10014【加速回収発電機】＜宮坂＞

Ameblo 元投稿日：2025-10-24
記事種類：判決紹介
Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12940647277.html
HP: https://www.takaishihideki.com/single-post/linkedin-7513418920406556672-ja
英語版: https://www.takaishihideki.com/en/single-post/linkedin-7513419341078401025-en

知財高判令和６年(行ケ)10014【加速回収発電機】＜宮坂＞
【請求項１の構成の概要】
アーム先端の錘をモーターで駆動し、①加速 → ②前方での高速回転 → ③減速（回生ブレーキで「余剰エネルギー」を回収） → ④後方での低速回転。
⇒② での角速度を「定格運転角速度」とし、②・④での遠心力差で推進力、③で発電を得る。
　出願人は「古典力学には欠陥がある」「一定消費電力で一方向力Ｆを発生できる」等を主張し、消費エネルギー E1 は t の一次関数、運動エネルギー E2 は t の二次関数となって E2>E1 になるとした。しかし、裁判所は、一定の力Ｆを発生させるには E1 も t の二次関数に従って増加するため、その前提は誤りであり、本願発明はエネルギー保存則に反すると判断した。
⇒発明該当性、実施可能要件否定
https://lnkd.in/gWesxspA
ＡＭＥＢＬＯ原文 (2025-10-24):
https://lnkd.in/gttmFzxp
https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-93413.pdf
LinkedIn 原文：https://www.linkedin.com/feed/update/urn:li:activity:7513418920406556672/

【論稿／契約】大学と企業の共同出願契約の規定に関する検討（時田稔、知財管理 Vol.75 No.5 2025）

Ameblo 元投稿日：2025-10-31

記事種類：論文・論稿紹介

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12942204974.html

HP: https://www.takaishihideki.com/single-post/linkedin-7513419555235434496-ja

英語版: https://www.takaishihideki.com/en/single-post/linkedin-7513419858278031360-en

【論稿／契約】大学と企業の共同出願契約の規定に関する検討（時田稔、知財管理 Vol.75 No.5 2025）

改良発明の通知義務は、本発明と発明者が一部共有する場合に限り、公開まで、とすべき。

大学への利益配分は、企業が負担した出願等費用の半分を超えてから。

放棄の費用は、放棄者が負担すべき。

https://lnkd.in/g9ZBXupT

ＡＭＥＢＬＯ原文 (2025-10-31):

https://lnkd.in/gjQEj3Au

LinkedIn 原文：https://www.linkedin.com/feed/update/urn:li:activity:7513419555235434496/

【論稿／契約】共同出願の取り扱い等に関する契約について（櫻井克己、知財管理 Vol.61 No.2 2011）

Ameblo 元投稿日：2025-11-01
記事種類：論文・論稿紹介
Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12942513778.html
HP: https://www.takaishihideki.com/single-post/linkedin-7513027684252151808-ja
英語版: https://www.takaishihideki.com/en/single-post/linkedin-7513028316359139329-en

【論稿／契約】共同出願の取り扱い等に関する契約について（櫻井克己、知財管理 Vol.61 No.2 2011）
確認事項
・既存の合意
・契約の始期
・第三者への実施許諾
・下請け
・分割、変更、外国
大学への不実施補償（企業の視点）
事業化リスク
当該案件以外の企業努力
当該特許だけで製品が成り立たない
※企業の方の論稿であり、企業の視点が参考になる。
https://lnkd.in/gnVd-ahk
ＡＭＥＢＬＯ原文（2025-11-01）：
https://lnkd.in/gxQhgFCQ
原資料
LinkedIn 原文：https://www.linkedin.com/feed/update/urn:li:activity:7513027684252151808/

【知財実務オンライン】未来市場を勝ち抜く羅針盤〜IP ランドスケープを経営の武器に変える方法〜（荏原製作所・廣瀬浩弁理士）

Ameblo 元投稿日：2025-11-03
記事種類：講演・動画
Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12942839535.html
HP: https://www.takaishihideki.com/single-post/linkedin-7513028596878204928-ja
英語版: https://www.takaishihideki.com/en/single-post/linkedin-7513028759889985536-en

【知財実務オンライン】「未来市場を勝ち抜く羅針盤〜IP ランドスケープを経営の武器に変える方法〜」（荏原製作所・廣瀬浩弁理士）

※島津製作所の阿久津先生が最後に述べた、経営戦略に知財部門が効率的に関与する方針を、コンサルとの関係も踏まえて、企業内部の立場から考察した必見の動画!!

知財部門が持つ固有の強み（①技術動向を「時系列」で捉える能力、②抽象的な概念を「具体化」する能力、③契約面の知識）を生かすべき。

新規事業提案においては、技術アイデアに留まらず、事業性や市場性まで具体化し、決裁権限者を説得できるレベルまで高める必要がある。

組織論としては、経営層のトップダウンが理想であるが、そうでなくても、IPL 専任組織を設置し、事業部や開発部門と密に連携（三位一体）することで、ボトムアップでの成功も可能である。

（第 261 回）知財実務オンライン：「未来市場を勝ち抜く羅針盤〜IP ランドスケープを経営の武器に変える方法〜」（ゲスト：株式会社荏原製作所 精密・電子カンパニー 技術統括部 開発・知的財産部 廣瀬 浩）

https://lnkd.in/gmyjATF5

ＡＭＥＢＬＯ原文（2025-11-03）：

https://lnkd.in/gvuh77Hv

原資料

LinkedIn 原文：https://www.linkedin.com/feed/update/urn:li:activity:7513028596878204928/

【動画紹介】島津知財における生成 AI プロンプトドリブン改革【阿久津 好二 先生】【サマリアウェビナー】

Ameblo 元投稿日：2025-11-03

記事種類：講演・動画

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12942839630.html

HP: https://www.takaishihideki.com/single-post/linkedin-7513028913489518592-ja

英語版: https://www.takaishihideki.com/en/single-post/linkedin-7513029162211885056-en

【動画紹介】島津知財における生成 AI プロンプトドリブン改革【阿久津 好二 先生】【サマリアウェビナー】

年間 1 億円以上のコスト削減

ペーパーレス化のときと同様に、抵抗勢力を乗り越えて改革を推進した。

「ロジック化可能な知的労働」という専門業務そのものを AI に置き換えることである。社内共通のプロンプトを作った。

まず、外国出願の翻訳を内製化した。

当初は ChatGPT を使用していたが、用語の揺らぎや段落の省略があったため、Gemini のラージモデルに変更し品質が向上した。

次に、外国の中間処理において、現地代理人によるアナリシス（分析）を AI で代替した。

NotebookLM を使用し、OA 通知、引用文献、本願発明の PDF のみを読み込ませ、情報を限定することでハルシネーションを抑制し、精度の高い分析と補正案作成を 2 分程度で実現している。

さらに、発明者が作成する「発明届け」について、開発資料（PDF, PowerPoint 等）を Gemini のディープリサーチに入力し、発明技術の抽出、課題、解決手段、効果を整理させ、それに基づき自動で先行文献調査とクレームチャート作成まで行わせている。

これにより、発明の本質的な部分の特定と調査が 15 分程度で完了する。

明細書作成の自動化にも着手している。

先行文献調査を経て練り上げられた発明の構成に基づき、AI が明細書の「従来技術」「課題」「効果」や実施例、さらには請求の範囲（独立項・従属項）まで自動生成する。

図面作成はまだ難しい。

FTO（他社特許クリアランス）調査も、開発資料から製品仕様を自動抽出し、広めの検索式で得た数千件の母集団の請求項と製品仕様を AI（GPT-4o API）で全件比較判定させる。

これにより、従来 10 万件/年を研究者が読んでいた作業が激減し、知財部が確認すべき案件（三角・丸判定）のみに絞り込めるようになった。

こうした改革の核心は「プロンプト」にある。

プロンプト作成とは、ベテランが持つ暗黙知（判断ロジック）を言語化・形式知化する作業である。

ハルシネーション対策としては、①業務特性に合わせたモデル選定、②目的だけでなく「非常に細かい単位」でのステップ指示、③インプット情報の限定（クローズドな世界にする） が重要であると述べている。

今後は、経営戦略や開発計画から AI が特許戦略を立案し、明細書と共にアウトプットする時代が来ると展望している。AI には責任や権限執行はできず、最終的な「判断」は人間が担う必要がある。

https://lnkd.in/g6Fa8K52

ＡＭＥＢＬＯ原文（2025-11-03）:

https://lnkd.in/gUrSQDYt

原資料

LinkedIn 原文：https://www.linkedin.com/feed/update/urn:li:activity:7513028913489518592/

【米国】HOOP v. HOOP（Fed. Cir.279 F.3d 1004）2002

Ameblo 元投稿日：2025-11-05

記事種類：判決紹介

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12943352669.html

HP: https://www.takaishihideki.com/single-post/linkedin-7513029403845705729-ja

英語版: https://www.takaishihideki.com/en/single-post/linkedin-7513029827914895361-en

【米国】HOOP v. HOOP（Fed. Cir.279 F.3d 1004）2002

米国意匠特許における発明者（創作者）の認定

⇒仮差止めの段階では、後行意匠は先行意匠に類似し、単に改良して仕上げたものにすぎず、別個の発明（意匠）ではないと認定される可能性が高いとする原審判断が維持された。この事実問題の最終的な判断は本案審理に委ねられた。

★AI を利用した発明（意匠）の発明者（創作者）認定につながる!!

https://lnkd.in/g66tzbWc

ＡＭＥＢＬＯ原文（2025-11-05）:

https://lnkd.in/ghHiMs6N

原資料

LinkedIn 原文：https://www.linkedin.com/feed/update/urn:li:activity:7513029403845705729/

【論稿／米国】米国意匠特許における発明者（創作者）の認定（藤本一、AIPPI (2025) Vol.70 No.10）

Ameblo 元投稿日：2025-11-06
記事種類：論文・論稿紹介
Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12943532367.html
HP: https://www.takaishihideki.com/single-post/linkedin-7513029958471139328-ja
英語版: https://www.takaishihideki.com/en/single-post/linkedin-7513030045985226753-en

【論稿／米国】米国意匠特許における発明者（創作者）の認定（藤本一、AIPPI (2025) Vol.70 No.10）
米国 USPTO ガイダンス
α　自然人が作成した意匠を AI に入力
⇒AI 出力が類似していれば自然人が発明者（創作者）
β　AI 作成意匠を自然人が仕上げ
⇒AI 作成意匠と非類似であれば自然人が発明者（創作者）
HOOP v. HOOP（Fed. Cir.279 F.3d 1004）2002 を引用。
【追記】2024 年 2 月 13 日の USPTO ガイダンス（Inventorship Guidance for AI-Assisted Inventions）は、USPTO が 2025 年 11 月 26 日に公表し、同月 28 日に連邦官報（90 FR 54636）に掲載された改訂ガイダンスにより撤回され、差し替えられた。現行ガイダンスは、AI 利用の有無を問わない通常の着想（conception）の基準により判断するとしている。
ＡＭＥＢＬＯ原文（2025-11-06）:
https://lnkd.in/gaYEPT2e
原資料
LinkedIn 原文：https://www.linkedin.com/feed/update/urn:li:activity:7513029958471139328/

【米国】FMC v. Sharda（CAFC 2025.8.1）

Ameblo 元投稿日：2025-11-07

記事種類：判決紹介

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12943750560.html

HP: https://www.takaishihideki.com/single-post/linkedin-7513030131834273792-ja

英語版: https://www.takaishihideki.com/en/single-post/linkedin-7513030238377951232-en

【米国】FMC v. Sharda（CAFC 2025.8.1）

出願審査において、開示された組成物が安定しているという数件の教示を含む仮出願を最初に提出した。

その後、訴訟で主張された 2 件の特許の共通明細書では、安定性に関する全ての記載が削除されていた。

CAFC は、審査経過におけるそのような削除を考慮すると、当業者は、主張特許でクレームに記載の組成物が安定した製剤のみを対象とすると理解しないと判断した。

（教訓）当初明細書から限定的な記載を削除した経緯が、クレームの限定解釈を否定する方向に考慮される場合がある。削除すれば常に限定解釈を回避できるというものではない。

⇒日本でも同じ？　開示範囲拡張、新規事項の懸念は？

https://t.co/dOorQsAGU9

ＡＭＥＢＬＯ原文（2025-11-07）:
https://lnkd.in/gVCp5jiQ
原資料
LinkedIn 原文：https://www.linkedin.com/feed/update/urn:li:activity:7513030131834273792/

【知財実務オンライン】「分析」が変わる：生成 AI で進化する特許分析の世界（株式会社 LeXi/Vent　上村侑太郎）

Ameblo 元投稿日：2025-11-10
記事種類：講演・動画
Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12944455998.html
HP: https://www.takaishihideki.com/single-post/linkedin-7513030350793531393-ja
英語版: https://www.takaishihideki.com/en/single-post/linkedin-7513030465075924993-en

【知財実務オンライン】「分析」が変わる：生成 AI で進化する特許分析の世界（株式会社 LeXi/Vent 上村侑太郎）
①AI の出力は与える指示（プロンプト）の質に大きく依存するため、プロンプトエンジニアリングの技術が不可欠である。
② 分析の基礎となる「特許母集団」（インプットデータ）の選定が結果の信頼性を左右する。
③ ハルシネーション（架空の特許番号や事実誤認の生成）、機密情報の漏洩リスク、著作権侵害、そして AI が持つバイアスといった問題がある。
https://lnkd.in/gpQw-zsJ
ＡＭＥＢＬＯ原文（2025-11-10）:
https://lnkd.in/gnu3nwvA
原資料
LinkedIn 原文：https://www.linkedin.com/feed/update/urn:li:activity:7513030350793531393/

大阪地判令和５年(ワ)8403【笠木下換気構造体】＜武宮＞

Ameblo 元投稿日：2025-11-10
記事種類：判決紹介
Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12944456599.html
HP: https://www.takaishihideki.com/single-post/linkedin-7513030601713586176-ja
英語版: https://www.takaishihideki.com/en/single-post/linkedin-7513030720752283649-en

大阪地判令和５年(ワ)8403【笠木下換気構造体】＜武宮＞

*「換気部材」は、当業者にとって、それ自体が「通気性能及び防水性能」を有すると解するのが自然な文言解釈であり、かつ、本件明細書の記載にも合致する。

⇒非充足

（判旨抜粋）

構成要件Ｃが規定する「換気部材」については、当業者にとって、少なくともそれ自体が「通気性能及び防水性能」を有することを要すると解するのが構成要件Ｃの自然な文言解釈であり、かつ、本件明細書の記載にも合致する。

(ｲ) 被告製品を部材とする笠木下換気構造体についてみると、その概要は別紙 「図面」記載２のとおりであるところ、原告は、傾斜部⑤が「通気性能及び防水性能を発揮する換気部材」に相当する旨主張する。しかし、傾斜部⑤は、それが「笠木下部材」（第１垂直部①ないし第２水平部④）内に配置されたものに当たり得るとしても、ガルバリウム鋼板からなる板状物であって（弁論の全趣旨）、傾斜部⑤自体が素材としての通気性能を有するものとは認められない。傾斜部⑤の上部と第１水平部との間には一定の空間が確保されており、当該空間を通気路と想定することはできるけれども、当該空間が「換気部材」（又はその一部）に該当するとはいえず（原告も傾斜部⑤が「換気部材」に相当すると主張している。）、「換気部材」が通気性能を有すると解することはできない。傾斜部⑤は、その傾斜を含む形状によって遮断性能（防水性能）を担っていることから、明らかに通気が可能な領域を狭めており、「換気部材」として通気性能を発揮しているものとは認められない。

したがって、被告製品を部材とする笠木下換気構造体は、構成要件Ｃの「通気性能…を発揮する換気部材」を充足しない。

https://lnkd.in/g5qdZQcU

ＡＭＥＢＬＯ原文（2025-11-10）:

https://lnkd.in/gTveZbQt

原資料

LinkedIn 原文：https://www.linkedin.com/feed/update/urn:li:activity:7513030601713586176/

【知財実務オンライン】「中国でも模倣品を最高裁で撃退できた！ ～実際の発明者と勝訴のポイントを徹底解説～」（デンカ株式会社／伊藤康樹、菅原峻一 (弁理士)）

Ameblo 元投稿日：2025-11-10

記事種類：講演・動画

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12944457316.html

HP: https://www.takaishihideki.com/single-post/linkedin-7513030863744409601-ja

英語版: https://www.takaishihideki.com/en/single-post/linkedin-7513030997970546688-en

【知財実務オンライン】「中国でも模倣品を最高裁で撃退できた！ ～実際の発明者と勝訴のポイントを徹底解説～」（デンカ株式会社／伊藤康樹、菅原峻一 (弁理士)）

中国最高人民法院で勝訴に至るまでの７年以上にわたる経験について、発明者と知財部課長が振り返り、実務的な教訓を解説した。

１．裁判

中国では、侵害訴訟で無効の抗弁を主張できない。（ドイツと同じ）

被告は、侵害訴訟を提起されると、特許庁に無効審判を請求して対抗することがある。無効審判が請求されても侵害訴訟が当然に中止されるわけではなく、発明特許に関する侵害訴訟では、裁判所は訴訟を中止しないことができる。

中国での侵害立証では、模倣品の入手、開封、輸送、分析という一連の過程について公証を利用し、証拠の同一性・真正を確保する対応が重要である。ただし、裁判所に提出する全ての証拠について、全過程への公証人の立会いが一律の法的要件となるわけではない。

中国では、裁判所が指定する第三者機関が分析を行う「司法鑑定」が実施される。

デンカは、この司法鑑定に備え、事前に自社で信頼できる分析機関を選定し、発明者が技術指導まで行い、公証付きの正確な分析データを準備していた。

この事前準備が、後の司法鑑定の結果をデンカ側に有利に導く要因となった。

２． 無効審判

① デンカが、本件特許出願後に出願した別の特許、発明者の論文により、実施可能要件を攻撃された。

② 特許の信頼性を高めるため、明細書に「（試薬の）〇〇社製、製品名〇〇」といった具体的なメーカー名や製品名を記載していた。これは模倣業者に「レシピ」を提供するようなものであった。

③PCT 出願時に、発明者が「不完全だが、1 成分でも分離可能」ということを示す実施例データを追加していたことが、有利に働いた。

https://lnkd.in/gTrrRRab

ＡＭＥＢＬＯ原文（2025-11-10）：

https://lnkd.in/gwvDsAaf

原資料

LinkedIn 原文：https://www.linkedin.com/feed/update/urn:li:activity:7513030863744409601/

知財高判平成 17 年(行ケ)10099【画像処理システム】

Ameblo 元投稿日：2025-11-11

記事種類：判決紹介

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12944690873.html

HP: https://www.takaishihideki.com/single-post/linkedin-7513031104174391298-ja

対応する英語記事：https://www.takaishihideki.com/en/single-post/linkedin-7513031248231956480-en

知財高判平成 17 年(行ケ)10099【画像処理システム】

*原出願当初明細書から当業者が容易に実施できる程度に理解できるとしても、その発明が当初明細書に記載されていたことにはならず、分割要件違反とされた。

（判旨抜粋）

原出願当初明細書の上記記載を素直に読了すれば，そこに記載された発明の「デジタル画像データ」は，現像されたネガフィルムの像を読み取ることによって得られたデジタル画像データのみが記載され，それ以外の「デジタル画像データ」についての記載はないと認められる。

…原出願当時，①デジタル画像データを作成する装置として，テレビカメラ，スキャナ，電子カメラ，ビデオカメラなど，種々の装置，②上記種々の装置のいずれかにより作成した，いずれのデジタル画像データに対しても，パソコン等の画像処理装置により，所定の画像処理を施すことは，いずれも周知であったことが認められる。しかし，原出願当初明細書に記載された画像処理システムが，フィルムの像を読み取りデジタル画像データに変換するスキャナ手段を備え，画像処理された「デジタル画像データ」をラボ側システムに送信してプリントすることを特徴とするものであることは，上記記載のとおりであるから，一般にデジタル画像データを作成する装置として，テレビカメラ，電子カメラ，ビデオカメラが周知であっても，原出願当初明細書には，装置の構成として，これらの手段やこれによって作成されたデジタル画像データを画像処理システムに取り込む装置は何ら記載がない以上，テレビカメラ，電子カメラ，ビデオカメラで得られた「デジタル画像データ」が撮影者側で編集され，ラボ側システムに送信されてプリントされることが，原出願当初明細書の記載から自明であるということはできない。…

電子カメラなどにより作成したデジタル画像データの画像処理システムと，フィルムの像を読み取って得られたデジタル画像データの画像処理システムとが，同じ目的及び効果を有するものであるとしても，デジタル画像データの入力手段が異なるものであれば，この点でシステムや装置の構成が異なることは明らかである。構成の異なる二つの発明が同一の目的及び効果を有するとしても，両者が同じものであるということはできないから，発明の目的及び効果に関する記載から，「デジタル画像データについて撮影済みネガフィルムをスキャナで読み取ったものに限定されない」発明が原出願当初明細書に記載されていたとすることはできない。…画像処理システムの一部を構成する送信データ構成や送信システムが，「デジタル画像データ」を限定するものでないとしても，現像されたネガフィルムの像を読み取ることによって得られたデジタル画像データ以外の「デジタル画像データ」についての記載がない以上，その記載がない発明，すなわち，「対象画像を読み取ってデジタル画像データに変換する手段」がスキャナ手段に限定されない発明が原出願当初明細書に記載されていたということはできない。…

原出願当初明細書の記載から，「デジタル画像データ」がスキャナに限らず電子カメラなどが形成するデジタル画像データでもよいことが，当業者（その発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者）は容易に実施できる程度に理解することができるとしても，このことによって，「対象画像を読み取ってデジタル画像データに変換する手段」がスキャナ手段に限定されない発明が原出願当初明細書に記載されていたことになるものではない。

https://lnkd.in/gnWiKGzD

ＡＭＥＢＬＯ原文（2025-11-11）:

https://lnkd.in/gSBEhuRS

原資料

LinkedIn 原文：https://www.linkedin.com/feed/update/urn:li:activity:7513031104174391298/

知財高判平成 17 年(行ケ)10420【通信回線を用いた情報供給システム】＜篠原＞

Ameblo 元投稿日：2025-11-12

記事種類：判決紹介

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12944999497.html

HP: https://www.takaishihideki.com/single-post/linkedin-7513031469393539072-ja

英語版: https://www.takaishihideki.com/en/single-post/linkedin-7513031589426040832-en

知財高判平成 17 年(行ケ)10420【通信回線を用いた情報供給システム】＜篠原＞

*容易想到としても、国内優先×

（判旨抜粋）

…必ず明細書に明記されていなければならないものではないが，優先権制度の趣旨は，基礎出願明細書に開示した事項について，先の出願日の利益を享受できるとするものであるから，記載されているに等しい事項と，記載に基づいて容易に認識できる事項とは区別すべきであり，インターネットが広く知られており，基礎出願明細書に接した当業者が，基礎出願の発明を実施するのにインターネットを使ってもよいと認識したとしても，それだけでは，記載されていたに等しいと評価するには足りない。記載されているに等しい事項というためには，当業者において，明細書に当然に記載があると認識できる程度に自明となっていなければならないところ，基礎出願明細書がそのようなものとなっていないことは，明らかである。

https://lnkd.in/g846PdGA

ＡＭＥＢＬＯ原文（2025-11-12）：

https://lnkd.in/gqpn5gci

原資料

LinkedIn 原文：https://www.linkedin.com/feed/update/urn:li:activity:7513031469393539072/

【米国】LAB v. Qiagen（CAFC、2025.8.13）

Ameblo 元投稿日：2025-11-13

記事種類：判決紹介

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12945245671.html

HP: https://www.takaishihideki.com/single-post/linkedin-7513031693528834048-ja

英語版: https://www.takaishihideki.com/en/single-post/linkedin-7513031822788747264-en

【米国】LAB v. Qiagen（CAFC、2025.8.13）

クレーム内において、（修飾語を含むか否かで）クレーム文言が異なる場合、意図的に使い分けたと解される。

クレーム中に「一部が一致する」と「一致する」という文言があるとき、「一致する」とは、一部一致では足りないとして、非充足とした。

※教訓～「一部が一致する」と「一致する」を併存させる場合は、両者を使い分ける技術的意味と意図する範囲を明確にする。いずれも部分一致を含める意図であれば、その旨を各文言に整合的に反映すべきである。

https://www.cafc.uscourts.gov/opinions-orders/23-2350.OPINION.8-13-2025_2557800.pdf

ＡＭＥＢＬＯ原文（2025-11-13）:

https://lnkd.in/gZ97CNHm

英語判決原文

LinkedIn 原文：https://www.linkedin.com/feed/update/urn:li:activity:7513031693528834048/

東京地決令和５年(ヨ)30402【サイフォン雨樋システム】＜中島＞

Ameblo 元投稿日：2025-11-14

記事種類：判決紹介

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12945513246.html

HP: https://www.takaishihideki.com/single-post/linkedin-7513031962232516608-ja

英語版: https://www.takaishihideki.com/en/single-post/linkedin-7513032113068261376-en

東京地決令和５年(ヨ)30402【サイフォン雨樋システム】＜中島＞

*「蓋部材」というクレーム文言が、明細書の説明等から、完全に塞ぐ必要ないと解釈された。⇒充足

（判旨抜粋）

…構成要件及び本件明細書２の各記載によれば、本件構成要件にいう「蓋部材」は、落とし口部の開口を完全に塞ぐように配置されていない形状も含むものであり、落とし口部の上方に配置されれば足りる…。これを本件債務者製品についてみると、…債務者製品の落とし口対向部は、落とし口部の開口を完全に塞ぐように配置されていないものの、落とし口部の上方に配置されているものと認められる。そうすると、本件債務者製品の落とし口対向部は、構成要件２－２－Ｄの「蓋部材」を充足する…。

※本案・令和５年(ワ)70402

https://lnkd.in/g97fU9pv

ＡＭＥＢＬＯ原文（2025-11-14）：

https://lnkd.in/g9h8N5n3

原資料

LinkedIn 原文：https://www.linkedin.com/feed/update/urn:li:activity:7513031962232516608/

【内容案内】審査基準専門委員会ワーキンググループ／除くクレーム・ＡＩ関連の検討（2025.11.17）

Ameblo 元投稿日：2025-11-16

記事種類：法令・審査基準等の動向

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12946063025.html

HP: https://www.takaishihideki.com/single-post/linkedin-7513032254009331712-ja

英語版: https://www.takaishihideki.com/en/single-post/linkedin-7513032373446324224-en

2025.11.17

産業構造審議会 知的財産分科会 特許制度小委員会

第 18 回 審査基準専門委員会ワーキンググループ

＜資料 1＞審査基準に関する最近の取組

生成 AI の技術水準、AI 活用状況、人間関与なしの発明の有無等を調査した報告書を 2024 年 4 月に公表した。調査では、進歩性判断や記載要件に与える影響、人間の関与が少ない場合の発明者認定や AI に権利主体を認める要望などを課題として挙げている。

＜資料 2＞審査基準の改訂予定事項

「除くクレーム」への対応：拒絶理由解消のため請求項から一部事項を除外する「除くクレーム」補正が増加しており、利用実態に対する懸念が多い。審査基準の記載を点検して考え方を明確にすることを検討している。

＜資料 3＞「除くクレーム」とする補正の考え方

最近、「除くクレーム」補正が増加しており、個別企業や関係団体から利用実態への懸念が寄せられている。

特許庁は審査官向けの起案例作成や管理職による確認、留意点の周知などの取り組みを進めている。

進歩性への影響：引用発明と重なる部分を除外することで新規性欠如は解消できるが、進歩性については当業者が引用発明から本願発明に容易に到達できるかを改めて検討し、依然として進歩性がない場合は拒絶査定がされる。

必須構成を除外しても、他の構成へ設計変更することが当業者の通常の創作能力に当たる場合は進歩性が否定される。

本 WG では進歩性・新規事項追加・明確性等の観点から審査基準記載の点検・改訂要否を検討する。

＜参考資料 1＞（谷島委員）

一般社団法人日本知的財産協会からの意見で、「除くクレーム」補正はソルダーレジスト事件（2008 年知財高裁大合議判決）以降増加しており、権利化には有用な場面もあるが不適切な活用例もあると指摘する。

実務上、本来進歩性がない発明でも「除くクレーム」補正により進歩性が認められているケースがあることや、一つの引用文献を除外すると他の先行文献が使いにくくなること、補正の繰り返しで審査が長期化し第三者の事業判断が難しくなることなどが課題として挙げられている。

https://lnkd.in/g6XunAcf

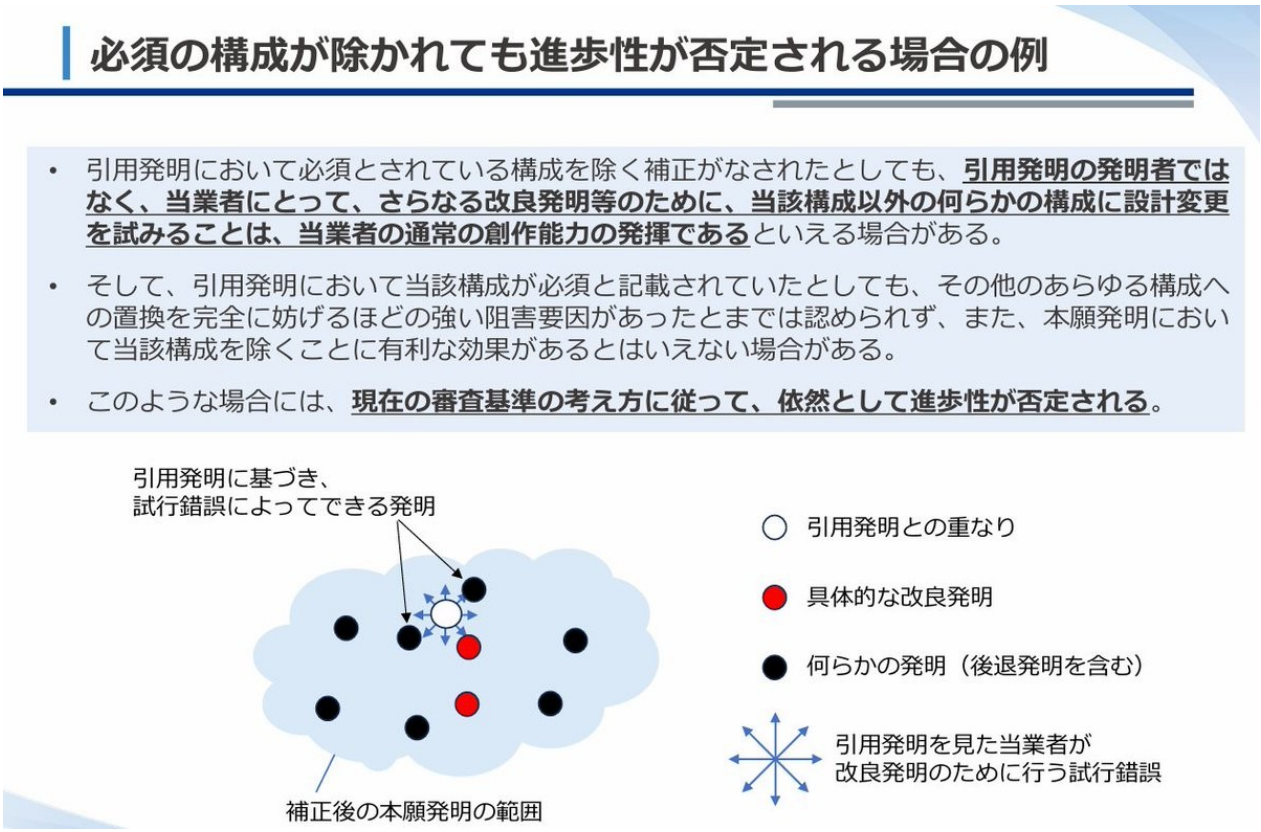
ＡＭＥＢＬＯ原文（2025-11-16）:

https://lnkd.in/g7jY5bPf

原資料

LinkedIn 原文：https://www.linkedin.com/feed/update/urn:li:activity:7513032254009331712/

原記事の画像（補完）



AMEBLO 原文

https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12946063025.html

東京地判令和５年(ワ)70346【ワイヤレススカッフプレート】＜中島＞

Ameblo 元投稿日：2025-11-17
記事種類：判決紹介
Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12946332678.html
HP: https://www.takaishihideki.com/single-post/linkedin-7513032486193528832-ja
英語版: https://www.takaishihideki.com/en/single-post/linkedin-7513032624441929728-en

東京地判令和５年(ワ)70346【ワイヤレススカッフプレート】＜中島＞
*「調整可能」というクレーム文言を,正確に調整できることを意味すると解した。
⇒能動的に「調整」できる必要あり!!
（判旨抜粋）
　本件発明の構成要件Ｆは、「そのオンとオフ状態の時間間隔を調整可能」と規定している。そして、上記にいう「調整可能」の意義につき、本件明細書【００１４】には、「制御モジュール６は、感応信号に従ってオンとオフ 状態の時間間隔を知的に調整することができる。」と、同【００１９】には、「制御モジュールが、光線を開閉する、又は発光持続時間を制御することができる。」と、それぞれ記載されている。上記構成要件Ｆ及び本件明細書の各記載を踏まえると、構成要件Ｆにいう「調整可能」とは、本件明細書の記載に係る「知的」及び「制御」の意味内容に鑑みても、「発光持続時間」を正確に調整できることを意味するものと解するのが相当である。…
　被告各製品は…、バックライトモジュールがオン状態（点灯状態）のまま放置されると、徐々に減光しながら消灯するが、これは、バックライトモジュールが、接続されているコンデンサの充電又は放電による影響を受けるからであり、発光持続時間を正確に調整するための制御回路や制御プログラムを用いることによって消灯までの時間が制御されているものではない…。
https://lnkd.in/gjzeY7xf
ＡＭＥＢＬＯ原文（2025-11-17）:
https://lnkd.in/gpGxpNcn
原資料
LinkedIn 原文：https://www.linkedin.com/feed/update/urn:li:activity:7513032486193528832/

大阪地判令和４年(ワ)11025【ダニ用食餌入りの多孔質通気性袋】

Ameblo 元投稿日：2025-11-21

記事種類：判決紹介

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12947503536.html

HP: https://www.takaishihideki.com/single-post/linkedin-7513032763835482114-ja

英語版: https://www.takaishihideki.com/en/single-post/linkedin-7513032887563186176-en

大阪地判令和４年(ワ)11025【ダニ用食餌入りの多孔質通気性袋】

*本件発明は、誘引物質を内部で保持することができる構造。

⇒被告製品は、ダニ誘引物質が２枚の不織布シートやガーゼ等で重ねて挟み込まれているのみであり、その周囲からダニ誘引物質が零れ落ちるようなものであるから、非充足

※…被告製品は、本当にそうなのか。実験等で、零れ落ちないと立証するべきであったか。

（判旨抜粋）

上記本件明細書の記載によると、本件発明は、大きなダニ捕獲能力を発揮することを目的として、その手段は、ダニ誘引物質を含浸させた織物シートからダニ誘引物質を拡散させることで広い範囲のダニを誘引した上で、マットの内部にダニ捕獲用の粘着テープと、これに対して千鳥状に被着させたダニ用食餌を入れた多孔質通気性袋を配することで、ダニ誘引物質で誘引されたダニを、マットの表裏両面からさらに内部に侵入させ、粘着テープに触れさせ、そこで捕捉するようにするというものである。そして、ダニを誘引させる物質として、「香料」を織物シートに含侵させた上、「食餌」入りの多孔質通気性袋を配置させる位置を両面粘着テープの表裏両面に配置させることにより、多孔質通気性カバーの内側に誘い込み、混ぜ物のない粘着層に触れさせて補足させる構成をとるものであるから、本件発明において「多孔質通気性袋」は、食餌が同位置にとどまり、粘着層の粘着力を低減させない機能を備えるべきことが想定されているといえる。加えて、多孔質通気性袋の構造上、一袋でこれらが実現でき、構成材料の数も減らすことができるようになっている。

以上を踏まえると、構成要件Ａ－３にいう「多孔質通気性袋」とは、辞書的にも、本件明細書の記載からも、少なくとも内包物を内部で保持し、拡散を防止することができる構造を有することが必要であると解することが相当である。一方、販売被告製品では、ダニ誘引物質が２枚の不織布シートやガーゼ等で重ねて挟み込まれているのみであり、その周囲からダニ誘引物質が零れ落ちるようなものであるから、誘引物質を内部で保持することができる構造であるとは認められない。

https://lnkd.in/gdV38XWc

ＡＭＥＢＬＯ原文（2025-11-21）:

https://lnkd.in/gkTWiecG

原資料

LinkedIn 原文：https://www.linkedin.com/feed/update/urn:li:activity:7513032763835482114/

【知財実務オンライン】税関による知的財産侵害物品の水際取締りの現況と課題と対応策（弁護士・飯田圭）

Ameblo 元投稿日：2025-11-23

記事種類：講演・動画

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12947756956.html

HP: https://www.takaishihideki.com/single-post/linkedin-7513033031834615808-ja

英語版: https://www.takaishihideki.com/en/single-post/linkedin-7513033143461830656-en

【知財実務オンライン】税関による知的財産侵害物品の水際取締りの現況と課題と対応策（弁護士・飯田圭）

知的財産侵害物品の輸入差し止め実績の現況

仕出し国別では中国が件数の約８割

２０２４年の輸入差止実績では、知的財産別の延べ差止件数に占める商標権侵害物品の構成比は９３．６％である。

小口化の傾向が顕著

模倣品は巧妙化しており、同一でなく、類似の商標・商品、あるいは無ブランドのデザイン模倣品が増加している。

個人輸入

商標権・意匠権に係る模倣品については、国内の個人による個人使用目的の輸入として捉える限り、事業性を欠くため侵害が成立せず、税関で差し止めることが難しいという問題があった。

この問題に対応するため、令和３年改正商標法・意匠法、令和４年改正関税法により、「外国にある者」が「他人をして持ち込ませる行為」も輸入行為に含まれると明記され、海外の EC 事業者等による模倣品の直送が規制対象となった。

⇒確認規定であり、特許でも同じ主張が可能か

消尽（並行輸入）

令和２年改正種苗法では、指定国以外への輸出（利用制限違反）も国内消尽が否定されることとなった。

外国で「無断増殖」された種苗から得られた収穫物の輸入は違法となるが、税関実務では輸入者側に適法性（無断増殖でないこと）の立証を求める運用が予想される。

抑止的効果のために、税関の受理状況を外国語でも表示するとともに、受理から 10 日で消える現状実務を変更すべきと考える。

https://lnkd.in/gJNnppJg

ＡＭＥＢＬＯ原文（2025-11-23）：

https://lnkd.in/gQ2j8MBX

原資料

LinkedIn 原文：https://www.linkedin.com/feed/update/urn:li:activity:7513033031834615808/

【知財実務オンライン】知的財産権と税関手続（弁護士・外村玲子）

Ameblo 元投稿日：2025-11-23
記事種類：講演・動画
Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12947757899.html
HP: https://www.takaishihideki.com/single-post/linkedin-7513033258515832832-ja
英語版: https://www.takaishihideki.com/en/single-post/linkedin-7513033363599945729-en

【知財実務オンライン】知的財産権と税関手続（弁護士・外村玲子）
税関における認定手続
税関が、権利者と輸入者（または輸出者）の双方から意見書の提出を受けて、当該物品が侵害品にあたるか否かを判断する。
販売地制限があっても、品質や出所（製造元）が正規品と同一である場合も「真正商品の並行輸入」になりうる。
映画以外の著作物については、著作権者等による適法な譲渡など法定の要件を満たす場合、その原作品又は複製物について譲渡権が消尽する。
税関手続は、単に侵害品の国内流入を防ぐだけでなく、その後の民事・刑事手続への連携も視野に入れた対応が可能である。
⇒告訴状を警察に受理してもらうためには、事前の相談と立証資料の準備が重要である。
警察は、告訴状を受け取ると捜査を開始しなければならないため、慎重。他方、送検後の起訴率は、７０～８０％と高い。
https://lnkd.in/gdyExtQS
ＡＭＥＢＬＯ原文（2025-11-23）:
https://lnkd.in/gxyWY3VB
原資料
LinkedIn 原文：https://www.linkedin.com/feed/update/urn:li:activity:7513033258515832832/
同じテーマの記事 — 【論稿/特許】これからの税関と育成者権（外村玲子、パテント誌 2024 年 9 月）

大阪地判令和４年(ワ)9696【活性型 GcMAF の製造方法】

Ameblo 元投稿日：2025-11-25

記事種類：判決紹介

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12947974109.html

HP: https://www.takaishihideki.com/single-post/linkedin-7513033506227372032-ja

英語版: https://www.takaishihideki.com/en/single-post/linkedin-7513033653447290880-en

大阪地判令和４年(ワ)9696【活性型 GcMAF の製造方法】

*特許法 74 条 1 項又は契約に基づく持ち分移転登録手続請求が認められなかった。

⇒共同研究の相手方が出願する場合には、特許化が難しそうでも直ちに諦めず、発明者性・権利承継及び契約内容を確認した上で、共同出願の要否を検討すべきである。共同出願に至らなかった当事者の動機は、確認できた事実と区別する必要がある。

（判旨抜粋）

...Ｐ１は、当該技術分野における知識経験や、特許・知財経営戦略等に関する同人なりの知見を有し、当該協議の当時においても本件発明について十分に理解し…、弁理士に意見を求めたうえで…本件発明につき特許申請を諦めることについてＰ３との間で確認がされたものである。

(3) 以上の経緯に鑑みれば、原告再生未来は、本件発明につき十分承知しつつ、被告との協議を経た上で、原告再生未来としては本件発明を含む本件研究の成果につき権利化しない（自己に帰属させない）と判断したものであるから、これにより本件契約１４条１項にいう協議が成立した…。

https://t.co/hy80EFi0Wn

ＡＭＥＢＬＯ原文（2025-11-25）:

https://lnkd.in/gVM2Dscc

原資料

LinkedIn 原文：https://www.linkedin.com/feed/update/urn:li:activity:7513033506227372032/

【知財実務オンライン】コロナで激増！アジア模倣品のネット販売の現状と対策（弁理士・舛谷威志）

Ameblo 元投稿日：2025-11-25

記事種類：講演・動画

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12947974203.html

HP: https://www.takaishihideki.com/single-post/linkedin-7513033758799917058-ja

英語版: https://www.takaishihideki.com/en/single-post/linkedin-7513033866840907776-en

【知財実務オンライン】コロナで激増！アジア模倣品のネット販売の現状と対策（弁理士・舛谷威志）

模倣品販売は国境を越えた「越境 EC」としてグローバルビジネス化しており、従来の中国国内中心の市場から、東南アジアやインドへと急速に拡散している。

模倣品ビジネスは巧妙化・高品質化している。

実在する本物の店舗写真を無断使用した「なりすまし販売」や、消費者レビューの偽装などが横行し、プラットフォーム側の取り締まりも限界に達している。

宅配便の普及による「小口輸送」の一般化も、ブランドオーナー側が侵害を発見することを困難にしている。

模倣品自体の品質も向上し、製造スピードも上がっている。最新製品が発売とほぼ同時に市場に出回る。

現地の正規製造工場からの技術や人材の流出、あるいは元現地代理人が模倣品製造に関与しているケースもある。

インドネシアやベトナムを中心に、日本の著名商標が現地で第三者に不正に登録される「冒認商標登録」も深刻な問題となっている。

中国では、WeChat のような SNS に、ブランドオーナー向けの強力な模倣品対策機能が実装されている。

他ユーザーからの苦情（写真や購入店情報付き）をブランドオーナーが閲覧でき、中国全土の侵害状況の把握や証拠収集に活用できる。

東南アジアでも、Lazada や Shopee といった主要 EC プラットフォームや、Facebook などで削除申請プロセスが簡略化されている。

タイやベトナムでは、警察や税関の担当者と LINE などの SNS で直接コミュニケーションが取れる。

税関職員から模倣品の疑いがある商品の写真が LINE で送られてきて、ブランドオーナーが真贋を鑑定し、即座に通関を差し止める。

https://lnkd.in/g4KyG3FN

ＡＭＥＢＬＯ原文（2025-11-25）:

https://lnkd.in/gAK3u3xW

原資料

LinkedIn 原文：https://www.linkedin.com/feed/update/urn:li:activity:7513033758799917058/

大阪地判令和５年(ワ)10237【野生動物屠殺用具】

Ameblo 元投稿日：2025-11-27
記事種類：判決紹介
Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12948165955.html
HP: https://www.takaishihideki.com/single-post/linkedin-7513033995362775040-ja
英語版: https://www.takaishihideki.com/en/single-post/linkedin-7513034105953878016-en

大阪地判令和５年(ワ)10237【野生動物屠殺用具】

*「伸縮自在の所定長さの竿体」

⇒固定長の竿体は、含まれない。

（原告は、「伸縮自在」とは、把持位置を変化させることで竿体の機能部分の長さを変えることができることを意味すると主張した。）

（判旨抜粋）

特許請求の範囲請求項１には「伸縮自在の所定長さの竿体」との記載があるところ（構成要件Ａ）、その文言から、「竿体」が「伸縮自在」である構成が示されているものと当業者は理解できる。

また、本件明細書をみると、本件発明が解決しようとする課題は、要するに、非力な者であっても、危険な野生動物が生息している場所において、簡単かつ確実に屠殺できるようにすることである…。

このような課題を解決するため、竿体を伸縮自在に構成することで、動物との距離を調整できるようにし、例えば、猛禽類に対しては距離を長く取ったり、安全性を確保できる場合には距離を短く取って確実に電極を動物の体に接触させたりすることができるという効果が得られる…。

これらによれば、当業者にとって、「伸縮自在の所定長さの竿体」とは、竿体部分の長さそれ自体を変更できる構造の竿体を意味するものと理解されるのであり、固定長の竿体は、含まれないものというべきである。

https://lnkd.in/gNHhpAmV

ＡＭＥＢＬＯ原文（2025-11-27）：

https://lnkd.in/gBArgimm

原資料

LinkedIn 原文：https://www.linkedin.com/feed/update/urn:li:activity:7513033995362775040/

【不競法／営業秘密】大阪地判令和５年(ワ)2681

Ameblo 元投稿日：2025-11-27
記事種類：判決紹介
Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12948166030.html
HP: https://www.takaishihideki.com/single-post/linkedin-7513034227572129792-ja
英語版: https://www.takaishihideki.com/en/single-post/linkedin-7513034360107855872-en

【不競法／営業秘密】大阪地判令和５年(ワ)2681
*『秘密保持特約が有効であるためには、保護に値する営業秘密等が存在しなければならない』!!
（注）上記『』内は、判決が摘示する被告側の主張であり、裁判所の判断ではない。裁判所は、秘密保持誓約書の内容に不合理な点はないとして、被告Ｐ２の秘密保持義務を認めた（後掲「裁判所の判断から抜粋」参照）。
⇒NDA の対象を不競法の「営業秘密」に限らないと解されるように条項を工夫すべき。
*本件情報は秘密管理性を欠き、不競法上保護される利益とは別個の利益を考慮すべき事情も本件では見当たらないとして、一般不法行為も否定された。
（判決に記載された被告らの主張から抜粋）
　秘密保持特約が有効であるためには、保護に値する営業秘密等が存在しなければならないが、本件複製情報には少なくとも秘密管理性及び有用性がなく、本件資料データは秘匿性の高いものではないから、いずれも保護すべき営業秘密等に当たらない。また、被告Ｐ２は、本件入社誓約書及び本件秘密保持誓約書に署名押印しているが、その具体的な内容を原告から説明されたことはなく、これらを根拠として不必要かつ過度な秘密保持義務を負わされるべきではない。よって、本件複製情報の取得や本件資料データの提供につき、被告Ｐ２に秘密保持義務違反はない。
（裁判所の判断から抜粋）
　そして、原告と被告Ｐ２は、在職中の秘密保持義務の内容について本件秘密保持誓約書に係る合意をしているところ、その内容に不合理な点はないから、被告Ｐ２は、本件秘密保持誓約書記載の「秘密情報」について秘密保持義務を負っていたというべきである。
　…原告の運営管理システム内の情報（本件複製情報及び本件資料データを含む）に係る当時の情報管理体制に照らせば、本件複製情報及び本件資料データは、いずれも秘密管理性を欠き、不競法２条６項にいう「営業秘密」に当たらず、また、このような情報の取扱いに関する行為につき、不競法上保護される利益とは別個の利益を考慮すべき事情も、本件において見当たらない。
　したがって、被告Ｐ２について違法な行為はなく、これを前提とする被告らの共同不法行為も成立しない。
https://lnkd.in/gJyr8rym
ＡＭＥＢＬＯ原文（2025-11-27）:
https://lnkd.in/guFb4Rkj
原資料
LinkedIn 原文：https://www.linkedin.com/feed/update/urn:li:activity:7513034227572129792/

東京地判令和６年(ワ)70106＜國分＞

Ameblo 元投稿日：2025-11-28
記事種類：判決紹介
Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12948273109.html
HP: https://www.takaishihideki.com/single-post/linkedin-7513034506950410242-ja
英語版: https://www.takaishihideki.com/en/single-post/linkedin-7513034621463306240-en

東京地判令和６年(ワ)70106＜國分＞

*他人の特許につき通常実施権を設定する債務を履行できなかった。⇒解除成立。

（判旨抜粋）

特許権者の同意を得ることなく他人に通常実施権を許諾した場合であっても、契約締結後に特許権者から許諾を得ることは可能であるから、通常実施権を許諾する権限を有しない者が第三者に通常実施権を許諾した場合であっても、契約を締結した当事者間においてその契約の効力を直ちに否定する必要はない。

しかしながら、このような実施許諾契約は、他人の権利を目的とした契約といえるから、通常実施権を許諾する権限を有しないにもかかわらず、これを許諾した者は、民法５５９条及び５６１条に基づき、通常実施権者のために通常実施権を許諾する権限を取得すべき義務を負うものと解される。

本件においては、…本件契約は、原告が、被告に対し、本件各特許権について通常実施権を許諾することなどを約したものであるが、…本件特許権１は国土防災技術株式会社及び日本ソフケンの共有に係るものであり、本件特許権３は、両社と日本ミクニヤ株式会社の共有に係るものであることが認められる。そうすると、原告は、被告に対し、本件契約に基づく債務として、上記の共有者から被告のために通常実施権を許諾する権限を取得すべき債務…を負っていたものと解される。

しかしながら、…原告は、本件特許権２について、その単独の特許権者である日本ソフケンから専用実施権の設定を受けているものの、弁論の全趣旨によれば、本件特許権１及び３については、上記の共有者から被告のために通常実施権を設定する旨の許諾を得ていないものと認められる。したがって、原告には本件債務の不履行がある…。…

…原告による本件契約に係る債務不履行、被告による相当の期間を定めての履行の催告、その期間内に履行がされなかったこと及び解除の意思表示という、催告による解除の要件（民法５４１条本文）が充たされているから、本件契約の解除により、被告は本件許諾料の支払義務を負わない…。

https://lnkd.in/gbFBYPUm

ＡＭＥＢＬＯ原文（2025-11-28）:

https://lnkd.in/g6ayXYz5

原資料

LinkedIn 原文：https://www.linkedin.com/feed/update/urn:li:activity:7513034506950410242/

【新着 YouTube】2025 年 5 月 28 日（知財 LAB）

Ameblo 元投稿日：2025-11-29

記事種類：講演・動画

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12948376641.html

HP: https://www.takaishihideki.com/single-post/linkedin-7513034722898460673-ja

英語版: https://www.takaishihideki.com/en/single-post/linkedin-7513034859343331328-en

【新着 YouTube】2025 年 5 月 28 日（知財 LAB）

（医薬）「用途」発明、間接侵害の主観的要件、目的のクレームアップと充足論について、特許裁判例事典（第４版に向けての原稿）の読み合わせ

https://lnkd.in/gpdSvX72

ＡＭＥＢＬＯ原文（2025-11-29）：

https://lnkd.in/gfGdUWwb

原資料

LinkedIn 原文：https://www.linkedin.com/feed/update/urn:li:activity:7513034722898460673/

【知財実務オンライン】楽しい特許クレームの解釈のお話（弁護士・小林正和）

Ameblo 元投稿日：2025-11-30

記事種類：講演・動画

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12948514671.html

HP: https://www.takaishihideki.com/single-post/linkedin-7513034976284536832-ja

英語版: https://www.takaishihideki.com/en/single-post/linkedin-7513035099232169986-en

【知財実務オンライン】楽しい特許クレームの解釈のお話（弁護士・小林正和）

例えば、「環状のシール部材」というクレーム文言中の「環状」は、辞書的な意味（広辞苑）では「輪のような形」「丸い形」などと説明される。

この文言に対し、特許権者は、「輪のような」という点や明細書記載の「密封機能」という技術的意義に着目し、「一周して両端が結ばれた形状」であれば、被告製品が四角形であっても権利範囲に含まれると主張する。（大阪の「環状線」が真円ではないといった具体例も、解釈の材料となり得る。）

これに対し、被告は、「丸い形」という定義や、明細書の実施例の図が円形であることを根拠に、権利範囲は円形に限定されると反論する。

同様に、「棒状の」という一見明確な言葉であっても、対象製品がＬ字型や円錐形であった場合に、これを「棒」と評価できるかが争点となり得る。この場合も、単なる言葉の定義だけでなく、その部材が発明の中でどのような「技術的意義」（例：「直線の長穴を摺動する」機能）を担っているかに立ち返って解釈が行われる。

クレーム解釈は、①用語の意義、②一体別体論（一つの部材か、複数部材の組み合わせか）、③全部一部論（全体が要件を満たす必要があるか、一部でもよいか）の３つに分類できる。

文言の解釈だけでは決着がつかない場合、クレーム文言解釈の主戦場は明細書に記載された「技術的意義」や「課題」「効果」に移る。

ここでも、例えば「密封機能」なのか、より限定された「均一な密封機能」なのかといった、技術的意義の捉え方（上位概念か下位概念か）を巡って解釈の争いが生じる。

数値限定発明も例外ではない。「分子量 700 以上」というクレームに対し、被告製品が 699.9 であった近時の事案では、文言侵害は厳格に否定された。

数値自体は明確であっても、測定対象（例：「粒子径」）の定義の曖昧さ、測定方法、製品のバラツキ、経時変化などが論点となり、解釈は容易ではない。

結論として、クレーム解釈とは、言葉の曖昧さを前提としつつ、明細書、図面、出願経過（審査履歴）、技術常識などを総動員して、自らの主張を法的に組み立てる行為である。

https://lnkd.in/gdN9pp2B

ＡＭＥＢＬＯ原文（2025-11-30）:

https://lnkd.in/gsuXKidZ

原資料

LinkedIn 原文：https://www.linkedin.com/feed/update/urn:li:activity:7513034976284536832/

東京地判令和５年(ワ)70425【情報処理装置】＜中島＞

Ameblo 元投稿日：2025-12-01

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12948604221.html

東京地判令和５年(ワ)70425【情報処理装置】＜中島＞

「アプリケーション」自体が、クレジット機能等を提供する必要がある。

　被告プログラム自体は、ｄ払いという決済機能そのものを提供しない。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-93658.pdf

【契約】大阪地判令和５年(ワ)12021

Ameblo 元投稿日：2025-12-02

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12948717992.html

【契約】大阪地判令和５年(ワ)12021

具体的にどのような情報をどのように利用したのか、またそれが「本件プロジェクト」の帰趨に具体的にどのような影響を与えたのかは主張上も不明であって、…本件において同被告らがそのような行為に及んだと認めるに足りる証拠もない。

また、本件研究場所からの退去は、甲３契約の終了に基づき原告が行ったものであるところ、結果的に被告Ｐ２が主導したものの、原告代表者（当時）の意思に反する点も認められ…ない。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-93713.pdf

【不競法／営業秘密】大阪地判令和５年(ワ)12731

Ameblo 元投稿日：2025-12-03

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12948829828.html

【不競法／営業秘密】大阪地判令和５年(ワ)12731

*秘密保持誓約書に署名しただけで、直ちに秘密管理性が認められるわけではない。

（判旨抜粋）

…原告は、被告が本件秘密保持誓約書に署名した旨主張するが、だからといって、本件情報１が直ちに「秘密情報」に該当するとか、秘密として管理されていたとはいえない

また、…顧客が無料見積もりを依頼し、訪問見積もりも承諾する内容の入力フォームが公開されており…、そのことと、顧客から業者に対して現場調査を依頼することとは、顧客からの申込みの体裁をとって訪問営業を行う点で同一であるから、本件情報１には非公知性も認められない。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-93700.pdf

【欧州】外国特許侵害の国際裁判管轄とUPCへの影響に関するCJEU大法廷判決（2025.2.25）C-339/22

Ameblo 元投稿日：2025-12-04

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12948936981.html

【欧州】外国特許侵害の国際裁判管轄とUPCへの影響に関するCJEU大法廷判決（2025.2.25）C-339/22

BSH Hausgeräte GmbH v Electrolux AB

本判決は、被告の本拠が所在するＥＵ加盟国裁判所が、他のＥＵ加盟国又は第三国で付与・有効化された特許の侵害訴訟について有する管轄を明らかにした。ＵＰＣ自体の管轄を判断した事件ではないが、ＵＰＣのロングアーム管轄を検討する上でも関係する。

関連する別件では、ＵＰＣデュッセルドルフ地方部が欧州特許の英国部分に係る侵害についても管轄を認めている。本ＣＪＥＵ判決と、このＵＰＣの判断とは区別を要する。

　本判決により、被告の居住国裁判所で、当該国で有効化された欧州特許部分のみならず、他国の欧州特許部分や外国特許に基づく侵害まで一括して追及する道が開かれた。

ブリュッセルⅠ ＢＩＳ規則２４条４項は、他のＥＵ加盟国で付与・有効化された特許の有効性について、無効が抗弁として争われる場合も、その加盟国裁判所の専属管轄を定める。ただし、侵害訴訟そのものの管轄が失われるわけではない。

　その結果、被告の本拠が所在するＥＵ加盟国裁判所は、外国部分の特許について無効抗弁が出されても侵害事件についての管轄権を失わず、他国や第三国での侵害についても判断できる。国境を越えた差止命令が認められるかは、個々の事件における差止めの実体的要件等による。

他のＥＵ加盟国の特許の有効性は、付与・有効化された加盟国裁判所の専属管轄に属する。他方、同規則２４条４項は第三国の裁判所には適用されず、第三国特許については、ルガノ条約や二国間条約、第三国での先行訴訟に関する規律による制限がない限り、被告の本拠地加盟国裁判所が当事者間限りの効力で無効抗弁を判断できる。ただし、第三国の特許登録の存在・内容を変更する効力はない。

　他方、侵害裁判所は、他国で係属する無効訴訟において特許が無効とされる合理的な可能性がある場合には、侵害訴訟を分離・停止する権限を有する。

　侵害と有効性が各国で並行して争われることにより、手続が複雑化し、被告の費用負担が増える。

本判決は、外国特許の有効性が抗弁として争われた場合にも、侵害訴訟の管轄と有効性判断の管轄を区別して扱うことを明らかにした。侵害者側が無効を主張することだけで、侵害事件について権利者が選択した法廷の管轄が当然に失われるわけではない。

⇒特許権者有利

ＵＰＣについては、英国・トルコ等の非締約国で有効化された欧州特許を対象とする管轄を検討する上でも本判決が関係する。ただし、本判決が個々のＵＰＣ事件や各国特許について管轄・差止命令を一律に認めたわけではない。

他方、ＥＵ各国の国内裁判所も同様に広い管轄権を持つことが確認されたため、権利者は、被告の本拠地国内裁判所とＵＰＣのいずれを選択するかというフォーラムショッピングの余地が拡大し、両者の間で司法競争が一層激しくなると予想される。

https://hasegawa-ip.com/ep-patent/upc-long-arm/#google_vignette

【著作権】東京地判令和６年(ワ)70126＜中島＞

Ameblo 元投稿日：2025-12-05

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12949049163.html

【著作権】東京地判令和６年(ワ)70126＜中島＞

*徳富蘆花記念文学館に展示されている解説文及び脚本は、被告（渋川市）の職務著作であり、その著作権は被告に帰属する。

「そもそも、原告は、本件文学館の展示室に関する業務に従事するために学芸員として被告に採用され、その展示室の完成まで当該業務に従事してきたのであるから、仮に、原告がその業務に多大な貢献をしたのに本件文学館の館長に任命されなかったとしても、これらの原告に酌むべき事情は、職務著作該当性という著作権の帰属を左右するものとはいえない。」

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-94072.pdf

知財高判大合議平成 18 年(行ケ)10563 号【ソルダーレジスト】

Ameblo 元投稿日：2025-12-09

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12949482642.html

知財高判大合議平成 18 年(行ケ)10563 号【ソルダーレジスト】

商標を用いて発明を特定できた事例（除くクレーム）

（判旨抜粋）

先願明細書の実施例２の特定の物質又は製品の記載を引用しながら，消極的な表現形式（いわゆる「除くクレーム」の形式）によって特定しているものであり，引用発明と同一の部分を過不足なく除外するためには，このような方法によるほかないと考えられることから，本件各訂正において，引用発明を特定する要素となっている「ＴＥＰＩＣ」との商標の記載を使用して除外部分を表示したことが，上記規則２４条に反するものということはできない。

https://www.courts.go.jp/ip/vc-files/ip/file/10563.pdf

https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/tukujitu_kijun/product_process/document/index/02.pdf

【知財実務オンライン】米国における特許適格性問題の解説と権利化実務上の対応（弁理士・米国弁理士、竹内茂樹）

Ameblo 元投稿日：2025-12-09

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12949482771.html

【知財実務オンライン】米国における特許適格性問題の解説と権利化実務上の対応（弁理士・米国弁理士、竹内茂樹）

<1>基本原則と判例

現在の適格性判断の枠組みは、最高裁の判例に基づく「アリス・テスト」である。

<2>USPTO（米国特許商標庁）の審査基準

審査官はアリス・テストに基づきつつ、独自のフローチャート（ステップ 2A、2B）を用いて審査を行う。

審査官によるクレーム解釈は「最も広い合理的解釈（BRI）」が原則である。

適格性の判断では、司法上の例外（自然法則、自然現象、抽象的アイデア）を単に利用するだけでなく、「実際上の応用」に統合しているかを検討する。「コンピュータ機能の改良」や「他の技術の改良」は、その判断を支える重要な事情となる。ただし、ＵＳＰＴＯの STEP 2A でこの統合が認められなくても、STEP 2B で例外を有意に超える追加要素が認められれば、適格性を満たし得る。

<3>実務上の対応策

日本出願の段階から、技術分野、その分野特有の技術的課題、そしてその課題を解決する技術的効果を明細書に詳細に記載することが推奨される。

特に AI 関連発明では、汎用的なモデルではなく、分野固有のデータや入出力、それによるシステムの機能改善を明記することが重要である。

クレーム作成においては、「結果に基づく機能的表現」（例：「分析する」「表示する」）を避け、具体的なハードウェア構成や処理ステップを記述することが求められる。

https://youtu.be/bbNVkn-i9sA

【知財実務オンライン】特許権利化実務における論理と思考の軸としての仮説的推論～化学発明を中心として～（弁理士・都祭正則）

Ameblo 元投稿日：2025-12-09

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12949482882.html

【知財実務オンライン】特許権利化実務における論理と思考の軸としての仮説的推論～化学発明を中心として～（弁理士・都祭正則）

論理的推論には「演繹」「帰納」の他に「仮説的推論（アブダクション）」が存在する。

1. 発明者資料には、客観的な事実は記載されているが、その構成を選んだ理由、他の構成がダメな理由、苦労話、効果発現のメカニズム等、「語られていない本質」が欠落している場合が多い。

　アブダクションを用いて、「なぜこの記載があるのか」「なぜこの点に触れていないのか」と推論しながら発明者資料を検討する。

2. 発明者資料に記載された因果関係が「綺麗すぎる」場合、後付けの理屈であり、実際には試行錯誤や想定外の結果があったのではないかと仮説を立てて質問を準備する。

3. 発明者との面談は、「悪魔の代弁者」の役割を演じるため、信頼関係を構築する

4. 明細書作成（特に化学発明）では、メカニズムを断定的に書くと「容易に予測できた」と進歩性を否定されるリスクがあるため、「驚くべきことにこの効果が発現したが、メカニズムは完全には解明されていない。しかし、このように推測される」といった形で、あえて論理の「淀み」を作る筆致が有効である。

　発明の課題は、ハードルを低く設定する（例：「速効性『または』高強度」とする、OK の基準値を緩める）ことで、より広い範囲をサポート要件違反なく権利化できる可能性が高まる。

https://youtu.be/IiLHKip0ey8

【著作権】東京地判令和６年(ワ)70189＜中島＞

Ameblo 元投稿日：2025-12-09

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12949483043.html

【著作権】東京地判令和６年(ワ)70189＜中島＞

*プログラムの著作物性否定（表現上の創作性なし）

「原告は、本件プログラムのソースコードのうち、①製品名のドロップダウンリストを表示する機能に関する部分（以下「①部分」という。）、②顧客の名前を検索、確定する機能に関する部分（以下「②部分」という。）、以上の２点を赤色でマーキングし、当該２点を創作的表現部分として主張するものと解されるところ、原告は、裁判所からの繰り返しの釈明にかかわらず…、これらが創作的表現に該当する理由を具体的に主張するものではない。」

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-93669.pdf

東京地判令和４年(ワ)70058【グラップルバケット装置】＜國分＞

Ameblo 元投稿日：2025-12-10

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12949591631.html

東京地判令和４年(ワ)70058【グラップルバケット装置】＜國分＞

「円弧状に反らせた」（構成要件 D2）を非充足

＜文言非充足＞

『構成要件Ｄ２の「円弧状」とは、全体が曲線によって構成されている円周の一部分のような形を意味するものであり、同「円弧状に反らせた」とは、円周の一部分のような形で弓なりに曲がる形状を意味すると解するのが相当である。』

⇒被告製品は二つの直線が交差する形状であり、円弧状とは認められない。

＜均等不成立＞

『本件発明における従来技術に見られない特有の技術的思想を構成する特徴的部分は…構成要件Ｃ及びＤに係る構成を採用することによって、回動中心から遠い部分でも、刃先が対象物に当たる傾き角度θの値を大きく保つことで、引き切り作用を保ちスムーズな切断効果を発揮できるようにしたことと認めるのが相当である。』

⇒被告製品は本件発明の本質的部分を備えていない。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-93448.pdf

＜知財投資・活用戦略の有効な開示及びガバナンスに関する検討会（第 24 回）＞

Ameblo 元投稿日：2025-12-11

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12949733265.html

＜知財投資・活用戦略の有効な開示及びガバナンスに関する検討会（第 24 回）＞

資料３（内閣府知的財産戦略推進事務局）

研究開発を費用ではなく資産形成と捉える発想転換、投資生産性の可視化、投資家との建設的対話による好循環の実現、知財・無形資産ガバナンスガイドライン（GGL）の普及や表彰制度推進、イノベーション拠点税制の整備を示す。

資料４（知財・無形資産ガバナンス推進協会）

民間主導の表彰制度の趣旨・体制・選定フローを示し、知財・無形資産戦略を企業価値に結び付ける取組の顕彰と社会的普及を狙う。

資料５（知財・無形資産ガバナンス協会）

プライム市場の時価総額上位 990 社の開示は改善傾向にあるが、未開示企業や非製造業には課題が残る。好事例を参照した積極的な開示で企業価値向上を図るべき。

資料６（特許庁）

コーポレートガバナンス・コード（CGC）の改訂を受け、知財・無形資産開示の質向上と投資家との建設的対話を通じて経営を高度化する枠組みを提示。専門家チーム派遣や価値創造ストーリーの構築等、実装支援の手順を示す。

資料７（経済産業省）

特許権と AI 関連プログラムの著作物を対象に、対象所得の 30%控除を規定し、運用面の事前確認・証明手続を説明する。

資料８（森俊彦委員）

企業価値担保権の施行を契機に、GGL の金融界・中小企業への普及やロゴ活用を提案する。研究開発等を費用でなく資産と捉える思考の浸透と、サプライチェーン全体への波及による価値創造力強化を狙うものである。

資料９（荒木委員）

知財から事業成果を生むための基盤と価値変換メカニズムを重視。経営トップ主導や IP ランドスケープ（IPL）の活用など促進要因と、人材等の制約といった阻害要因を踏まえ、現場と伴走して構造の維持・強化を最重要課題とする立場である。

（※資料１「議事次第」、資料２「委員名簿」は内容が名簿・議題のみのため省略。）

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/tyousakai/tousi_kentokai/dai24/gijisidai.html

知財高判令和７年(行ケ)10046【多機能量子荷比流変換装置】＜中平＞

Ameblo 元投稿日：2025-12-12

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12949805885.html

知財高判令和７年(行ケ)10046【多機能量子荷比流変換装置】＜中平＞

*出願人自身の著作では、技術常識を認定されなかった！！

(1)明確性要件×

本願発明の根幹をなす「ＮＩ（ｔ）ｅ－（負量子荷）」及び「ＰＩ（ｔ）ｅ＋（正量子荷）」が、乱数を電荷に作用させて生成されるとの記載について、これが出願当時の技術常識であった証拠はなく、明細書の説明も不明確である。

明細書は、エネルギー源の±電極からの「負電荷」及び「正電荷」に乱数の作用を与えることで、非周期的かつ変動的な「負量子荷 NI(t)e−」「正量子荷 PI(t)e+」が生成されるとの叙述を繰り返すが、その物理的意味や生成機構の具体には踏み込んでいない。図１・図２は基本概念図であることが付記されるにとどまり、回路・素子・条件等の特定に乏しい。

（仮に出願人が主張する誤記を前提としても、明確性要件×の結論を左右しない。）

原告が依拠する非特許文献は、自身の著作であり技術常識とは認められない。

(2) 実施可能要件×

「負（正）量子荷生成部」において、量子荷を生成するための具体的な構成が明細書に記載されていない。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-94989.pdf

『スタートアップのための事業会社との連携マニュアル』（INPIT）

Ameblo 元投稿日：2025-12-13

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12949935349.html

『スタートアップのための事業会社との連携マニュアル』（INPIT）

鈴木健二郎氏が、知財実務オンラインで紹介した。

スタートアップが大企業と協業する実務手引

① 連携候補探索（J-PlatPat 等で適切な特許分類・キーワードを設計し「ターゲットレポート」で候補企業をランキング化）

② 候補への提案（IR 等の非特許情報も踏まえ選定・面談・提案書作成）

提案書は、技術課題止まりを避けビジネス課題起点・シナリオ仮説・バックキャストの三資質を備えることが成功要件である。

⇒折角出会っても、自己の強みをプレゼンするだけでは、マッチングしない。婚活でも、自分の年収とか強みを言うだけでは結婚できないことと同じ。（鈴木氏）

https://www.inpit.go.jp/content/100882028.pdf

【知財実務オンライン】エセ著作権判例百選読み合わせフェスティバル（友利昴）

Ameblo 元投稿日：2025-12-14

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12950047923.html

【知財実務オンライン】エセ著作権判例百選読み合わせフェスティバル（友利昴）

1. 完全自殺マニア

『完全自殺マニュアル』の表紙デザインをパロディ

両者の具体的な表現（例：棺桶と墓石）は異なっており、共通しているのはレイアウトなどの「アイデア」や「ありふれた表現」に過ぎない。

被告が、原告も『ノルウェイの森』をパロディにした『ノルウェイの大森』など、批評性のない単なるダジャレ的なパロディ本を多数出版している事実を証拠提出する「ブーメラン戦略」が功を奏した。

2. 時間は夢を裏切らない

問題のセリフは1996年の続編に登場するもので知名度が低く、槇原氏がそれに依拠した（触れた）可能性は低いと判断された。

また、松本氏の「裏切ってはならない」（願望・忠告）と槇原氏の「決して裏切らない」（断定・確信）では、表現から受ける意味合いが異なる。

⇒松本氏の数々の発言が名誉毀損にあたるとされ、松本氏が槇原氏に謝罪することで和解が成立した。

3. LINEクリエイターズスタンプ『うるせぇトリ』

原告は「頭が楕円形」「目が黒点」「白シャツに赤ネクタイ」などの共通点を主張したが、いずれもアイデアやありふれた表現に過ぎず、著作物として保護される範囲は狭く、具体的な表現も異なっているとして、侵害を認めなかった。

（注）東京地裁令和2年10月14日判決（令和元年（ワ）第26106号）は、個々の特徴について「いずれも，擬人化したキャラクターの漫画・イラスト等においては，ありふれた表現であると認められる。」とする一方、「原告作品は，上記の特徴を組み合わせて表現した点にその創作性があるものと認められるものの，」と述べ、「原告作品が著作物として保護される範囲も，このような原告作品の内容・性質等に照らし，狭い範囲にとどまるものというべきである。」と判断した（判決10〜11頁）。https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-89898.pdf

4. どえらいモン大図鑑

ドラえもんの偽物おもちゃを紹介する本『どえらいモン大図鑑』の表紙が『ドラえもん』のコミックスデザインを模倣しているとして、小学館から不競法で警告を受けた。

藤子・F・不二雄氏自身も『スター・ウォーズ』のパロディ（R-3D-3）などを描いている例を挙げ、出版業界におけるパロディの慣行や、具体的な表現は異なっている点を反論の軸とした。

5. 著作権判例百選

第４版の編集者が、第５版の編集から外された。

出版社（有斐閣）は、「教授は表紙に名前があるだけで、第４版の実質的な著者ではない」と反論した。

内部メールなどから、その寄与は助言レベルに過ぎず「著作者」とは認められないと判断した。

https://youtu.be/YsB1ubb7Kuc

東京地判令和７年(ワ)70002【量子ドットを有するナノ複合体及びその製造方法】＜髙橋＞

Ameblo 元投稿日：2025-12-15

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12950128756.html

東京地判令和７年(ワ)70002【量子ドットを有するナノ複合体及びその製造方法】＜髙橋＞

*会社名義の出願に異議を述べなかった。

⇒特許を受ける権利の譲渡が認定された。

被告の元技術顧問である原告Ａと、創業者・元代表取締役である原告Ｂが、被告名義で出願された特許について、権利の共有持分確認を求めた。

原告らは、権利譲渡の対価（新株予約権や実施料等）を定めた契約書案（本件契約書案）を協議したが、調印には至っていないため合意は不成立である、研究成果を無償で譲渡するはずはないと主張した。

⇒棄却（権利譲渡の合意あり。）

＜裁判所の判断＞

(1) 原告らは、被告の役員・技術顧問として、特許事務所に被告を出願人とする手続を依頼し、出願書類案の出願人欄について異議を述べなかった。この事実は、遅くとも本件各出願の時までに、権利を被告に譲渡する合意があったことを推認させる。

(2) 契約書が作成されていない点については、権利譲渡に契約書は必須ではなく、同時期の別件出願でも作成されていなかったことから不自然ではない。

(3)　無償譲渡はおかしいとの点については、出願当時は関係が悪化しておらず、原告Ａが事業立ち上げに無償協力を申し出ていた状況であった。そのため、対価に関する合意をせずとも、まずは権利を被告に譲渡することは十分に考えられる。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-95009.pdf

知財高判令和７年(ネ)10032【棒状ライト】＜本多＞

Ameblo 元投稿日：2025-12-16

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12950237053.html

知財高判令和７年(ネ)10032【棒状ライト】＜本多＞

*特許法施行規則に基づき、特許請求の範囲の用語は明細書全体を通じて統一して使用すべきという原則から、「第１所定入力」という同一の用語は同一の入力方法を意味する。

⇒構成要件Ｊ３及びＪ４の「前記第１所定入力」は、Ｊ２で特定された「短押し」か「長押し」のいずれか一方の入力方法を指し、Ｊ３とＪ４において同一の入力方法を意味する。

　その結果、発明が不明瞭になったとしても、「出願人による特許請求の範囲の記載の結果というほかない。」

⇒非充足

（判旨抜粋）

　特許請求の範囲に記載された用語の解釈に当たっては、用語は、その有する普通の意味で使用し、かつ、明細書及び特許請求の範囲全体を通じて統一して使用すること（特許法施行規則２４条、様式第２９備考８）に照らして解釈すべきである。「または」は、二つ以上の事柄のどれかが選ばれる関係にあることを表す語であるから、構成要件Ｊ２の「第１所定入力」は、「第１所定入力」として特定された「短押し」か「長押し」のいずれか一方の入力方法を指すものであり、そして、構成要件Ｊ３及びＪ４の「前記第１所定入力」は、構成要件Ｊ２の「第１所定入力」と同一の入力方法を意味するものと解される。そうすると、本件発明における特許請求の範囲の文言の語義として、構成要件Ｊ３の「前記第１所定入力」の入力方法と構成要件Ｊ４の「前記第１所定入力」の入力方法とが異なるものと解する余地はなく、このような解釈によって、控訴人が主張するように、発光部が発光しているときに第２ボタンの「第１所定入力」を行ったときに、推薦色による記憶（構成要件Ｊ３）が行われるのか、推薦色による発光（構成要件Ｊ４）が行われるのかが定かではないことになったとしても、それは、本件特許の出願人による特許請求の範囲の記載の結果というほかない。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-94890.pdf

知財高判令和６年(行ケ)10012【乳酵素処理物】＜清水響＞

Ameblo 元投稿日：2025-12-17
記事種類：判決紹介
分類：特許
事件情報：知財高判令和６年(行ケ)10012【乳酵素処理物】＜清水響＞
Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12950339768.html
HP: https://www.takaishihideki.com/single-post/令和６年-行ケ-10012【乳酵素処理物】-清水響

英語版: https://www.takaishihideki.com/en/single-post/reiwa-6-gyo-ke-10012-enzyme-treated-milk-product-judge-hibiku-shimizu

知財高判令和６年(行ケ)10012【乳酵素処理物】＜清水響＞

*ウシ『常乳』を用いることの進歩性×

【主引例と本件発明との相違点】

「ウシ乳」について、本件補正発明は「ウシ由来の乳（ただし、ウシ初乳（母牛が分娩後１０日目までに分泌する乳汁）を除く）」であるのに対し、甲１発明は「ウシ初乳（分娩後数日間に分泌されるもの）」である点。

（本判決）

優先日前の文献によれば、初乳と常乳の Gc-グロブリン濃度の差は、分娩後 1 週間程度経過すればそれほど大きくなく、常に 40 倍以上の差があるとはいえない。

ウシ常乳は初乳に比べて圧倒的に流通量が多く入手しやすいため、Gc-グロブリン源として採用する動機付けは十分にある。

甲 10 実験結果は、比較対照である「ウシ初乳」の搾乳時期や、実験に用いたマクロファージの反応性が同一であるか不明であり、実験誤差や統計上の有意差についての検証の有無も不明であるため、顕著な効果を裏付ける証拠として採用できない。

https://lnkd.in/gJtyg7Up

原記事：

https://lnkd.in/g6whk3pq

判決・資料：https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-93505.pdf

LinkedIn 原文：https://www.linkedin.com/feed/update/urn:li:activity:7512689684767051776/

知財高判令和６年(行ケ)10076【燃料及びその配合組み合わせ】＜清水響＞

Ameblo 元投稿日：2025-12-18

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12950445101.html

知財高判令和６年(行ケ)10076【燃料及びその配合組み合わせ】＜清水響＞

～明確性要件×

＜判決＞

　請求項１の「（ａ）...（ｂ）...及び（ｃ）...」との記載は、接続詞「及び」の通常の用法に照らし、（ａ）（ｂ）（ｃ）の各条件を「同時に満たす」ことを意味する。

⇒条件（ｂ）は「（Ｌ）％／（Ｈ）％＝１」となることを意味するのに対し、条件（ｃ）は「（Ｌ）％／（Ｈ）％＝１」とならないような比率（例：０．４／１～０．６／１）を規定しており、両者を「同時に満たす（Ｌ）％と（Ｈ）％の組合せは存在しない」

＜審決＞

　審決は、「９０％留出温度の終点」という用語が、周知慣用の技術用語ではなく、明細書にも定義がない上、実質的に異なる「９０％留出温度」と「終点」という用語を合成したものであり、当業者が理解できないため不明確であると判断した。

⇒判決は、判断しなかった。

https://lnkd.in/gt5YqSW5

原記事：

https://lnkd.in/gg-3HGeF

判決・資料：https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-94786.pdf

知財高判令和６年(ネ)10069【トイレットロール等】＜中平＞

Ameblo 元投稿日：2025-12-19

記事種類：判決紹介

分類：特許

事件情報：知財高判令和６年(ネ)10069【トイレットロール等】＜中平＞

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12950550957.html

HP: https://www.takaishihideki.com/single-post/令和６年-ネ-10069【トイレットロール等】-中平

英語版: https://www.takaishihideki.com/en/single-post/reiwa-6-ne-10069-toilet-rolls-etc-judge-nakahira

知財高判令和６年(ネ)10069【トイレットロール等】＜中平＞

①「エンボス深さ」の定義がクレーム上にない。

⇒明細書に記載された特定の測定方法（断面曲線から輪郭曲線を算出し、Ｐ１、Ｐ２を特定する方法）に従うべきであり、控訴人が主張する独自の測定方法（面粗さ測定など）は採用できない。Ｐ１、Ｐ２は明細書では「上に凸となる２つの変曲点」と呼ばれているが、判決は「上に凸となる２つの曲率極大点」を意味すると解している。

（判旨抜粋）

＜トイレットロールの「エンボス深さ」の測定方法＞

　本件発明１に係る特許請求の範囲の記載には「エンボス深さ」の定義に関する記載はなく…。

　本件発明１に係る特許請求の範囲の記載の「エンボス深さ」の用語の意義は、本件明細書１の上記各段落に記載された測定方法によって測定される数値と解すべきである。…

　本件明細書３の上記各段落に記載された測定方法は、本件明細書１の前記各段落に記載された測定方法と同じである。

② パッケージの「スリット状の指掛け穴」の構成

⇒パッケージの持ち手部分の形状について、製品の状態（切り抜く前）で判断すべきである。

『被控訴人製品１及び３のスリットは、中央は弧状であるとしても、その両端部はそれぞれ外側に湾曲して下方に向かい、終端が内側に位置するという形状であるから、スリット自体の形状が「ほぼ長円」であるとはいえない。』

③ 均等侵害の成否

⇒異議申立事件における決定の予告後の訂正で、指掛け穴の形状を限定し、他の形状を意識的に除外した経緯もあるため、均等侵害も成立しない。

https://lnkd.in/gfwNdRyK

原記事：

https://lnkd.in/gsD8u_gV

判決・資料：https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-94688.pdf

LinkedIn 原文：https://www.linkedin.com/feed/update/urn:li:activity:7512690172145369088/

大阪地判令和４年(ワ)8985【交差連結具】＜松川＞

Ameblo 元投稿日：2025-12-22
記事種類：判決紹介
分類：特許
事件情報：大阪地判令和４年(ワ)8985【交差連結具】＜松川＞
Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12950883103.html
HP: https://www.takaishihideki.com/single-post/大阪地判令和４年-ワ-8985【交差連結具】-松川

対応する英語記事：https://www.takaishihideki.com/en/single-post/part-1-2-osaka-district-court-reiwa-4-wa-8985-cross-connector-judge-matsukawa

大阪地判令和４年(ワ)8985【交差連結具】＜松川＞

（原告：因幡電機産業 v. 被告：丸井産業）

明細書の記載や技術常識から、「第一保持部」と「第二保持部」が部材を共有する構成も本件発明に含まれると判断した。

⇒充足

（判旨抜粋）

特許請求の範囲の請求項及び本件明細書の各記載からすると、「第一保持部」と「第二保持部」が部材を共有できないことを定める文言はなく、むしろ共有し得ることを前提とする記載（本件明細書【0057】）が存在するから、「第一保持部」と「第二保持部」について、両者が部材を共有してはならないとの限定がされているとはいえない。

また、「第一保持部」について、ベース板部と第一保持板部の包囲部との間に第一棒状体を挟んで、一個の締結部材でベース板部と保持板部を緊結することにより第一棒状体を保持するものでなければならないとの限定がされているとも認められない（本件明細書にそのような構成が好適な態様等として説明されていたとしても、本件発明がそれに限定されないことは、本件明細書の記載からも明らかである。）。

そうすると、本件発明における「第一保持部」は、構成要件ＢないしＤ記載の文言どおり、「第一棒状体を保持する」ものであり、「板状に形成されたベース板部を含み」、「第二保持部」と「相対変位可能に連結され」る構成を有する部位をいうと解すべきである。

また、「第二保持部」は、構成要件Ｃ及びＦ記載の文言どおり、「第一保持部に対して相対変位可能に連結され」、「第二棒状体のそれぞれの軸方向に沿って対応する第二棒状体を挟み込んで保持」し、一対の「第二保持部」の一方が（ベース板部の両側に設けられた）一対の取付基部の一方に、他方が取付基部の他方にそれぞれ連結される構成を有する部位をいうと解すべきであり、前示のとおり、「第一保持部」と「第二保持部」が部材を共有してはならないとの限定がされているとはいえないから、かかる構成を有する部位は、「第一保持部」と部材を共有するとしても「第二保持部」に該当するというべきである。

さらに、（第二保持部が）「第一保持部に対して相対変位可能に連結され」（構成要件Ｃ）は、本件明細書（【0050】）の記載をも参照すると、施工の途中段階において、「第一保持部」に対する「第二保持部」の相対変位に伴って、吊りボルト８１（第一棒状体）とブレースボルト８２（第二棒状体）との交差角度変更操作を容易に行うことができることを含むものと解されるところ、前示のとおり、「第一保持部」と「第二保持部」が部材を共有してはならないとの限定がされているとはいえないから、「第一保持部」に対する「第二保持部」の相対変位に伴って、第一棒状体と第二棒状体との交差角度変更操作を容易に行うことができる場合、連結される部材が第一保持部と第二保持部で共有されているとしても「相対変位可能に連結され」に該当するというべきである。

https://lnkd.in/gAkpjpGy

原記事：

https://lnkd.in/gi-neYir

判決・資料：https://ipforce.jp/Hanketsu/jiken/no/14730

LinkedIn 原文：https://www.linkedin.com/feed/update/urn:li:activity:7512690411258204160/

知財高判令和６年(行ケ)10100【車両シートに取り付けるためのチャイルドセーフティシート】＜中平＞

Ameblo 元投稿日：2025-12-22
記事種類：判決紹介
分類：特許
事件情報：知財高判令和６年(行ケ)10100【車両シートに取り付けるためのチャイルドセーフティシート】＜中平＞
Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12950883167.html
HP: https://www.takaishihideki.com/single-post/令和６年-行ケ-10100【車両シートに取り付けるためのチャイルドセーフティシート】-中平

対応する英語記事：https://www.takaishihideki.com/en/single-post/part-1-2-reiwa-6-gyo-ke-10100-child-safety-seat-for-attachment-to-a-vehicle-seat-judge-nakahi

知財高判令和６年(行ケ)10100【車両シートに取り付けるためのチャイルドセーフティシート】
＜中平＞

誤訳の訂正を認めた審決を取り消した。

～特許権者の一貫しない方針が影響した。

（判決は、特許権者が以前は「LINEAR→直線的」が正しいと主張していたことを指摘している。）

＜誤訳訂正の要件＞

①国際出願日における国際出願の明細書、特許請求の範囲又は図面（原文）の記載と、設定登録時（訂正審判による訂正があれば訂正後）の明細書、特許請求の範囲又は図面の記載の意味が、翻訳の誤り（誤訳）により異なること、

②訂正後の記載は、原文の記載の意味を表すものとして、両記載の意味が一致すること

（判旨抜粋）

本件訂正に係る訂正事項７における訂正は、原文（…）における「linear」が「直線的」と翻訳されていた本件訂正前の本件明細書等の段落【０００８】の記載を、本件訂正により、誤訳の訂正を目的として「直接的」とする訂正事項を含むものであった…。

被告は、…「直線的」という単一の訳語のみに着目し、それ自体が誤訳だったために「直接的」という訳語に訂正したものではなく、全体として意味内容が原文に忠実となることを目的としたものであると主張している。

しかしながら、辞書によれば、「linear」は、「１ａ）直線状の、線状の」という意味を有する…。そして、被告は、前件訂正請求…において、段落【０００８】の上記「直線的」に係る記載を訂正の対象としていないどころか、…誤訳の訂正を理由とする取下みなし訂正請求の訂正事項ＸⅡにおいて、本件該当原文…の２か所の「linear」という文言を「直線的」と訳すことを明示的に内容に含む訂正を求めており、それが原文の正しい翻訳である旨を主張していたところである。

このような事情に鑑みれば、原文の「linear」という文言を明細書において「直線的」と訳した場合に、原文の記載と明細書の記載の意味が異なるとは認められない。

他方、「直線」という語と「直接」という語は意味が異なるから…、原文の「linear」という文言を明細書において「直線的」と訳す場合には、原文の記載と明細書の記載は意味が異なり、これらが一致するとは認められない。

そうすると、訂正事項７…においては、訂正前の本件明細書等の「直線的」の意味が、翻訳の誤りにより原文の「linear」の意味と異なるものということはできないから、上記⑴の要件の①を満たすものといえない上に、訂正後の記載が原文の記載の意味を表すものと一致するものともいえないから、同要件の②も満たさない。

https://lnkd.in/g8Guj6Pb

原記事：

https://lnkd.in/ghDWpVup

判決・資料：https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-94701.pdf

LinkedIn 原文：https://www.linkedin.com/feed/update/urn:li:activity:7512690775672078336/

知財高判令和６年(行ケ)10085【…太陽光自家消費システム】＜中平＞

Ameblo 元投稿日：2025-12-22

記事種類：判決紹介

分類：特許

事件情報：知財高判令和６年(行ケ)10085【…太陽光自家消費システム】＜中平＞

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12950883215.html

HP: https://www.takaishihideki.com/single-post/令和７年-行ケ-10085【-太陽光自家消費システム】-中平

英語版: https://www.takaishihideki.com/en/single-post/reiwa-7-gyo-ke-10085-solar-power-self-consumption-system-judge-nakahira

知財高判令和６年(行ケ)10085【…太陽光自家消費システム】＜中平＞

１．実施可能要件

本件明細書の実施例が、具体的なテーブル値（例：０＜α≦２０％でβ＝３０ｋW等）を示し、その効果（逆潮流回避・発電効率向上）を説明していること、また、テーブルは書き換え可能とされており、運用に応じてマージン調整を行うという思想自体が本件発明の一環として開示されていることを重視し、当業者が通常の設計・調整の範囲で実現し得るものであり、「過度の試行錯誤」とは評価できないとした。

２．進歩性

①甲１６～１８は、それぞれ環境負荷の算出、部品の故障率評価、省エネ管理など別分野の技術であり、太陽光発電の逆潮流回避と発電効率向上という甲１の課題とは異なる背景のものである

②これら公知技術から、甲１発明において「消費電力をＰＣＳ定格で割った比率を導入し、その比率に応じたテーブル参照で出力上限を制御する」ことへの具体的動機づけは読み取れない

③甲１発明は、一次関数の係数ａ・ｂをパラメータとして用いる方式を採用しており、その枠組みの中でａ・ｂを調整することによって課題解決を試みるものであって、わざわざ比率αとテーブル方式に置き換える必然性はない

⇒相違点１－１に係る構成は「初等数学的に比率を計算できる」というだけでは到達し得ず、技術的動機付けに欠ける。

⇒進歩性○

https://lnkd.in/gN9YmdQn

原記事：

https://lnkd.in/gWjekwr8

判決・資料：https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-94700.pdf

LinkedIn 原文：https://www.linkedin.com/feed/update/urn:li:activity:7512691281576263680/

知財高判令和６年(行ケ)10081【愛玩動物マッチングシステム】＜中平＞

Ameblo 元投稿日：2025-12-23

記事種類：判決紹介

分類：特許

事件情報：知財高判令和６年(行ケ)10081【愛玩動物マッチングシステム】＜中平＞

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12950974573.html

HP: https://www.takaishihideki.com/single-post/令和６年-行ケ-10081【愛玩動物マッチングシステム】-中平

英語版: https://www.takaishihideki.com/en/single-post/reiwa-6-gyo-ke-10081-pet-matching-system-judge-nakahira

知財高判令和６年(行ケ)10081【愛玩動物マッチングシステム】＜中平＞

*除くクレームの進歩性×

先行技術（動物病院で引き渡すシステム）との差別化のために「動物病院および獣医師が立ち会う場所を除く」という限定を加えたが、容易想到と判断された。

（判旨抜粋）

　原告は、…引用発明において、引き渡し場所が「獣医師又は動物病院の少なくとも一方」となっていることは、引用発明の技術思想の根幹をなすものであり、引用発明の課題を解決するための必須の要件であるとした上で、引用発明の引き渡し場所を、「獣医師又は動物病院の少なくとも一方」から、動物病院及び獣医師が立ち会う場所以外の場所に変更することは、引用発明の技術思想の根幹をなし、引用発明の課題を解決するための必須の要件を変更することとなり、引用発明の技術思想に反するものであるから、動機付けはなく、むしろ阻害要因があると主張する。

　しかし、原告の上記主張は、引用発明における動物の引き渡し場所が動物病院又は獣医師が立ち会う場所に限られることを前提とするものであるところ、この前提とされた内容が認められない…から、原告の主張はその前提を欠くものであって、採用することができない。

https://lnkd.in/gMSeAYiv

原記事：

https://lnkd.in/gJ76Zres

判決・資料：https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-94642.pdf

LinkedIn 原文：https://www.linkedin.com/feed/update/urn:li:activity:7512691509117280256/

知財高判令和７年(ネ)10042号【締結金物】＜清水響＞

Ameblo 元投稿日：2025-12-24
記事種類：判決紹介
分類：特許
事件情報：知財高判令和７年(ネ)10042号【締結金物】＜清水響＞
Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12951083841.html
HP: https://www.takaishihideki.com/single-post/令和７年-ネ-10042号【締結金物】-清水響

英語版: https://www.takaishihideki.com/en/single-post/reiwa-7-ne-10042-fastening-hardware-judge-hibiku-shimizu

知財高判令和７年(ネ)10042号【締結金物】＜清水響＞

*効果のクレームアップ（「ヒビ割れの成長によって生ずる破壊を遅くさせ、且つ短期許容耐力を向上させるため」）が、発明の構成を限定する意味を持たないとされた。

＋原告らが主張する比較対象（除外構成）は明細書に記載がない。

（判旨抜粋）

「短期許容耐力を向上させるため」との部分についても、本件明細書において、本件発明の作用・効果として記載されているものであって、本件明細書には、上記の作用・効果を得るために必要な構成として、「枝状部の構成」以上の構成は開示されていない…から、「枝状部の構成」により果たそうとする作用・効果を示すものにすぎず、発明の構成を限定する意味を持たない。仮に、現実に短期許容耐力を向上させるには、「枝状部の構成」のほかに原告らが主張する具体的な設計（条件）が必要となるとしても、「短期許容耐力を向上させるため」との文言をもって、「枝状部の構成」以外の具体的な設計（条件）を特定するものと認めることはできない。

https://lnkd.in/gmmwQ3x5

原記事：

https://lnkd.in/gnpxevMy

判決・資料：https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-94631.pdf

LinkedIn 原文：https://www.linkedin.com/feed/update/urn:li:activity:7512691800877473792/

大阪地判令和６年(ワ)6216【タクシー配車管理システム】＜松阿彌＞

Ameblo 元投稿日：2025-12-25
記事種類：判決紹介
分類：特許
事件情報：大阪地判令和６年(ワ)6216【タクシー配車管理システム】＜松阿彌＞
Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12951188984.html
HP: https://www.takaishihideki.com/single-post/大阪地判令和６年-ワ-6216【タクシー配車管理システム】-松阿彌

英語版: https://www.takaishihideki.com/en/single-post/osaka-district-court-reiwa-6-wa-6216-taxi-dispatch-management-system-judge-matsuami

大阪地判令和６年(ワ)6216【タクシー配車管理システム】＜松阿彌＞

*非充足

⇒本件では、心証開示後に提出された新たな攻撃防御方法について、故意又は重過失による提出の遅延があり、訴訟の完結を遅延させるとして、時機に後れた攻撃防御方法として却下された。

（判旨抜粋）

『被告製品は、構成③に至る前に「タクシー選択範囲情報」が送信されたことを前提とすると、構成③においてユーザ端末に示されるものは、「条件を選ぶ画面」であって、個々の車両の情報が示されるものではないから、被告製品は構成要件Ｂ３を充足しない。

　また、被告製品において、ユーザーが選択した特定のタクシーの配車を依頼する旨を要求するとの構成は存しないから、被告製品は、構成要件Ｂ４の「配車確認要求」も備えない。』

https://lnkd.in/gVkf5FWB

原記事：

https://lnkd.in/gFe7QgRJ

判決・資料：https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-94996.pdf

LinkedIn 原文：https://www.linkedin.com/feed/update/urn:li:activity:7512692778297106432/

知財高判令和６年(行ケ)10073【細胞傷害誘導治療剤】＜増田＞

Ameblo 元投稿日：2025-12-26

記事種類：判決紹介

分類：特許

事件情報：知財高判令和６年(行ケ)10073【細胞傷害誘導治療剤】＜増田＞

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12951291054.html

HP: https://www.takaishihideki.com/single-post/令和６年-行ケ-10073【細胞傷害誘導治療剤】-増田

英語版: https://www.takaishihideki.com/en/single-post/reiwa-6-gyo-ke-10073-therapeutic-agent-inducing-cytotoxicity-judge-masuda

知財高判令和６年(行ケ)10073【細胞傷害誘導治療剤】＜増田＞

≒知財高判令和６年(行ケ)10074

*特定の変異が技術常識であったとしても、引例に開示があるとまでは言えない。

⇒もっとも、進歩性×

（判旨）

相違点３（Ｆｃ領域の２６５位のアスパラギン酸がアラニンに変異しているかについての相違）について、判決は次のとおり述べる。『しかし、甲第１０号証の段落【０７４４】には、エフェクター機能を排除するか又は低減することが望ましい場合に「ある種の他のＦｃ領域」が用いられ得ることが記載されているのみであり、この「ある種の他のＦｃ領域」が具体的にいかなるものであるかは明らかにされていない。仮に、Ｆｃγ受容体結合親和性を低下させ、エフェクター機能を低下させるものの１つとして、Ｆｃ領域におけるＤ２６５Ａ変異が周知技術又は技術常識であったとしても、この「ある種の他のＦｃ領域」として、特定の変異であるＤ２６５Ａ変異が記載されているとか、記載されているに等しいとかまでいうことはできない。』

⇒もっとも、エフェクター機能を必要としない甲１０発明の二重特異性抗体において、上記技術常識に基づいて、Ｆｃ領域にＤ２６５Ａ変異を導入することは、当業者が容易に想到し得る。

⇒進歩性×

https://lnkd.in/gp5gi8Ub

原記事：

https://lnkd.in/ggHNqYqJ

判決・資料：https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-94878.pdf

LinkedIn 原文：https://www.linkedin.com/feed/update/urn:li:activity:7512693164973973504/

大阪地判令和６年(ワ)7193号【物品搬送設備】＜松阿彌＞

Ameblo 元投稿日：2025-12-27

記事種類：判決紹介

分類：特許

事件情報：大阪地判令和６年(ワ)7193号【物品搬送設備】＜松阿彌＞

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12951419510.html

HP: https://www.takaishihideki.com/single-post/大阪地判令和６年-ワ-7193号【物品搬送設備】-松阿彌

対応する英語記事：https://www.takaishihideki.com/en/single-post/article-transport-equipment-reiwa6-wa-7193-en

大阪地判令和６年(ワ)7193号【物品搬送設備】＜松阿彌＞

⇒職務発明対価請求棄却

① 規定の策定及び運用プロセス

被告は平成28年施行の改正特許法及びガイドライン公表を受け、労働組合と協議を行い、報奨金制度や算定方法を説明していた。また、規定改定時には全従業員から意見を募集し、原告の意見にも回答するなど、慎重かつ真摯な手続を経ており、これらは合理的である。

② 規定の周知性

規定は社内システムで常時閲覧可能であり、新人研修でも説明されていた。原告は在職中に報奨金を受領しており、制度を理解し得る立場にあった。

③ 規定の内容

実績報奨金は事業部及び知的財産部が客観的指標に基づいて評価し等級を決定する仕組みであり、発明者が意見を述べる機会も確保されているため、不合理ではない。

（判旨抜粋）『特許法３５条５項において定める不合理性の判断の観点に、それ自体私的自治に委ねられるとも考えられる対価の額の妥当性が当然に含まれるかは疑問であるし、仮に考慮要素の一要素となり得るとしても、例えば出願報奨、登録報奨の低廉な一時金のみを支払い、その後特許権の実施によって会社が得た利益を分配しないような規定であれば格別、本件細則は、実施に係る特許権等の経済的価値を、利益貢献や競合の排除といった様々な観点から評価して段階的に相応の実績報奨金を支払うものであって、不合理とする点は見出しがたい。』

結論として、本件規定は不合理ではないため、規定の適用がないことを前提とする特許法35条7項に基づく法定の相当利益の請求は理由がない。

https://lnkd.in/gT9puumr

原記事：

https://lnkd.in/gVXrBGeE

判決・資料：https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-95035.pdf

LinkedIn 原文：https://www.linkedin.com/feed/update/urn:li:activity:7512693537948463104/

知財高判令和７年(ネ)10025【スピンドルモータ】＜中平＞⇒職務発明対価請求

Ameblo 元投稿日：2025-12-28

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12951545162.html

知財高判令和７年(ネ)10025【スピンドルモータ】＜中平＞

⇒職務発明対価請求　棄却

（共同発明者性　否定）

本件日本発明の核心は特定の「連通孔」の形成にあるが、控訴人が提出した説明書にはその具体的構成への言及がなく、全く異なる課題と解決手段を説明しているため、控訴人のアイデアは本件日本発明の特徴を示していない。

（控訴人が勤務先に提出した「発明・考案説明書」は、別の課題・解決手段を述べるにとどまり、連通孔の具体的構成には触れていない。）

米国および中国の特許発明のうち、本件日本発明と異なる部分は、スリーブに貫通穴を設ける「A発明」に基づいている。この部分も、スリーブとハウジングの間に連通溝を設けるという控訴人の着想とは構成が異なり、控訴人の発明とは認められなかった。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-94960.pdf

知財高判令和７年(ネ)10035【車両誘導システム】＜本多＞（PXZ v. 東日本高速道路株式会社）

Ameblo 元投稿日：2025-12-30

Ameblo: https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12951727893.html

知財高判令和７年(ネ)10035【車両誘導システム】＜本多＞

（PXZ v. 東日本高速道路株式会社）

*知財高判令和６年(行ケ)10086が祖父出願の分割要件違反を指摘したのと同じ内容で、非充足とした。

『構成要件２Ｅの「一般車用出入口」に、本件発明２に係る車両誘導システムが設置されている有料道路料金所、サービスエリア又はパーキングエリアに隣接する別のインターチェンジの一般車用出入口が含まれると解することはできない。』

⇒非充足

「誘導」とは客観的に導くことであり、標識等がない以上、運転者の任意のＵターンは設備の機能による誘導とは評価できない。

⇒『原告各設備は、いずれも、ＥＴＣによる料金徴収が不可能な車両を「再度前記ＥＴＣ車専用出入口手前へ戻るルート」に誘導する誘導手段を備えているとはいえないから、構成要件２Ｅを充足しない。』

⇒非充足

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-94616.pdf

高石秀樹 記事集

2026 年 1 月〜6 月

日本語版

185 本

法情報提供（2026 年 1 月〜6 月掲載分）

掲載月順

2026 年 1 月〜6 月の各月の法情報提供（月別版）を、掲載月順に収録している。各月の冒頭には、月別版の概要、見どころ及び全記事の 3 行要約を収める。

記事一覧

01 2026-01 令和６年(行コ)10007【医薬組成物/存続期間延長登録】＜中平裁判長＞

02 2026-01 令和６年(ネ)10076【起伏収容式仮設防護柵】＜中平裁判長＞

03 2026-01 令和６年(行ケ)10024【Ｘ線検査装置】＜中平裁判長＞

04 2026-01 令和７年５月27日 令和３年(ネ)10037【止痒剤】＜清水響裁判長＞

05 2026-01 【著作物・商標権】東京地判令和３年(ワ)32244＜中島裁判長＞

06 2026-01 大阪地判令和６年(ワ)2705【角度調整可能なヒンジ】＜武宮裁判長＞

07 2026-01 大阪地判令和５年(ワ)10970【映像視聴装置】＜武宮裁判長＞

08 2026-01 令和７年(ネ)10008【故人及び／又は動物の放置された部屋の消臭方法】＜中平裁判長＞

09 2026-01 令和６年(ネ)10084【遠隔操縦無人ボート】＜中平裁判長＞

10 2026-01 令和６年(ネ)10078【ダニ用食餌入りの多孔質通気性袋】＜本多裁判長＞

11 2026-01 令和６年(ネ)10012【Ｒバッジ、受信装置】＜清水響裁判長＞

12 2026-01 令和６年(行ケ)10042【溶解炉】＜増田裁判長＞

13 2026-01 【特許★★★】第５世代分割出願における分割要件違反により、第７世代の特許が、原出願公開公報により新規性欠如の無効理由を有すると判断された。 －知財高判令和６年（行ケ）第１００８６号【車両誘導システム】事件＜本多裁判長＞－

14 2026-01 【特許★★】特許権侵害訴訟の控訴審において、控訴理由書で新たな無効理由を主張したが、原審で主張できたことを理由として、時機後れと判断された事例 －知財高判令和６年（ネ）第１００１０号【女性用衣料】事件＜中平裁判長＞－（第一審・東京地判令和３年（ワ）第１８２６２号＜國分裁判長＞）

15 2026-01 【特許★】サブコンビネーションの相手方の構成等が発明特定事項でないと判断された事例。⇒進歩性× －知財高判令和７年７月１０日・令和６年（ネ）第１００１２号【Ｒバッジ、受信装置】事件＜清水響裁判長＞－

16 2026-01 【特許★】請求項中のパラメータの導出方法に関する発明の詳細な説明中の記載が誤りであり、誤記の主張も斥けられ、サポート要件が否定された事例 －東京地判令和５年（ワ）第７０１１４号【自動二輪車のブレーキ制御装置】事件＜柴田裁判長＞－ （控訴審・知財高判令和６年（ネ）第１００３８号＜本多裁判長＞同旨）

17 2026-01 令和７年(ネ)10001『フルボ酸製造方法関連特許使用料』＜本多裁判長＞

18 2026-01 令和５年(行ケ)10147【ＲＮＡ依存性標的ＤＮＡ修飾】＜清水響裁判長＞

19 2026-01 東京地判令和７年(ワ)70003【喫煙具用カートリッジ】＜澁谷裁判長＞

20 2026-01 【商標／ドメイン】東京地判令和５年(ワ)70022『Legal Force』事件＜髙橋裁判長＞

21 2026-01 中間判決・令和６年(ネ)10034【弾塑性履歴型ダンパ】＜本多裁判長＞

22 2026-01 東京地判令和６年(ワ)70283【予約管理装置】＜杉浦裁判長＞

23 2026-01 大阪地判令和６年(ワ)4500【買物決済システム】＜松阿彌裁判長＞

24 2026-01 令和６年(ネ)10068【もれ防止用シール材】＜清水響裁判長＞

25 2026-01 令和７年(ネ)10005【親綱支柱用治具】＜増田裁判長＞

26 2026-01 東京地判令和６年(ワ)70128【箱型船】＜中島裁判長＞

27 2026-01 令和７年(ネ)10004【ワイヤレススカッフプレート】＜中平裁判長＞

28 2026-01 東京地判令和６年(ワ)70463【水栓エルボ連結固定具】＜杉浦裁判長＞

29 2026-01 【意匠】大阪地判令和５年(ワ)2668『土留め植生土嚢』事件＜松阿彌裁判長＞

30 2026-01 東京地判令和６年(ワ)70223【ゲームシステム及びゲームプログラム】＜中島裁判長＞

31 2026-01 大阪地判令和５年(ワ)7855【物理ハイブリッド自動再送要求指示チャネルのマッピング方法】＜松阿彌裁判長＞

32 2026-01 令和７年(ネ)10035【車両誘導システム】＜本多裁判長＞（PXZ v. 東日本高速道路株式会社）

33 2026-01 令和７年(ネ)10025【スピンドルモータ】＜中平裁判長＞ ⇒職務発明対価請求

34 2026-01 大阪地判令和６年(ワ)7193【物品搬送設備】＜松阿彌裁判長＞ ⇒職務発明対価請求棄却

35 2026-02 令和６年(行ケ)10037【木質複合材】＜清水響＞

36 2026-02 令和６年(ネ)10032【携帯情報通信装置】＜清水＞

37 2026-02 令和６年(ネ)10001【ヤーン色配置システム】＜清水響＞

38 2026-02 東京地判令和５年(ワ)70079【車両誘導システム】＜國分＞

39 2026-02 東京地判令和５年(ワ)70380【棒状ライト】＜髙橋＞

40 2026-02 10 立方センチメートルの液体及び/又は固体を運搬可能な容器

41 2026-02 令和６年(行ケ)10043【弾塑性履歴型ダンパ】＜本多＞

42 2026-02 知財高判令和６年(ネ)10048【電池】＜中平＞

43 2026-02 【種苗法★】育成者権侵害を立証する鑑定の信用性が認められないとして、原告の請求を棄却した事例

44 2026-02 令和６年(ネ)10056【洗浄作業用バン型自動車】＜中平＞

45 2026-02 【新着 YouTube】充足論（典型的な文言充足以外）（特許裁判例事典、第４版の読み合わせ）2025/11/5

46 2026-02 【契約】東京地判令和４年(ワ)9422＜澁谷＞

47 2026-02 東京地判令和５年(ワ)70449【締結金物】＜髙橋＞

48 2026-02 大阪地判令和５年(ワ)10217【立体網状繊維集合体】＜松阿彌＞

49 2026-02 【職務発明】東京地判令和５年(ワ)70495＜中島＞

50 2026-02 大阪地判令和４年(ワ)11405【複素環誘導体】＜武宮＞

51 2026-02 令和５年(ネ)10107『PCSK9（二次訴訟）』＜中平＞

52 2026-02 東京地判令和４年(ワ)7976 号【通信機器】＜中島＞

53 2026-02 令和６年(ネ)10074【電子タバコ用充填物】＜増田＞

54 2026-02 令和６年(行ケ)10109【介助機】＜本多＞

55 2026-02 東京地判令和６年(行ウ)5001＜澁谷＞

56 2026-02 令和６年(行ケ)10022【…抗微生物剤】＜本多＞

57 2026-02 令和６年(ネ)10029『特許を受ける権利の確認請求』＜増田＞

58 2026-02 令和５年(行ケ)10078【オーディオコントローラ】＜清水＞（被告：ピクシーダスト）

59 2026-02 令和５年(ワ)70563【取引管理システム】＜澁谷＞（キーソフト v. サンカクキカク）

60 2026-02 東京地判令和５年(ワ)70594【マットレス】

61 2026-02 令和５年(ネ)10114【キューブコーナー素子を有する層状体および再帰反射シート】＜中平＞

62 2026-02 令和５年(行ケ)10121【撮像装置】＜増田＞

63 2026-02 令和５年(ワ)70004【携帯情報通信装置】＜髙橋＞

64 2026-02 東京地決令和５年（ヨ）第30214号仮処分命令申立事件＜杉浦＞

65 2026-02 東京地判令和５年(ワ)70527【環状タンパク質チロシンキナーゼ阻害剤】＜杉浦＞

66 2026-02 令和６年(ネ)10080【笠木下換気構造体】＜中平＞ ＝原審・大阪地判令和５年(ワ)8403

67 2026-02 令和６年(ネ)10072【ドラフト差測定装置】＜中平＞

68 2026-02 【著作権法★】被控訴人（被告）が、控訴人（原告）の発行する新聞の記事（見出し、記事本文、本件各写真）をスマートフォンの写真１枚に写り込む限度で撮影し、２５回にわたり、インターネットを利用して、投稿本文とともにツイッター（X）に投稿した行為について、控訴人が本件各写真の著作権（送信可能化権）侵害を主張して、不法行為に基づく損害賠償請求をした事案において、引用の抗弁（著作権法３２条１項）又は付随対象著作物の利用の抗弁（著作権法３０条の２）を認めて、控訴人の請求を棄却すべきものとした事例

69 2026-03 大阪地判令和５年(ワ)10237【野生動物屠殺用具】＜武宮裁判長＞

70 2026-03 知財高判令和６年(行ケ)10008【新無線における時間及び周波数トラッキング用参照信号の使用のための方法及び装置】＜清水響裁判長＞

71 2026-03 知財高判令和６年(行ケ)10005【電子患者介護用のシステム】＜清水響裁判長＞

72 2026-03 知財高判令和６年(行ケ)10018【原動機付車両】＜宮坂裁判長＞ ＝知財高判令和５年(ネ)10042

73 2026-03 ＜知財実務オンライン＞「出願プロセスを支える英日特許翻訳者の思考法…」（藪内達也）

74 2026-03 東京地判令和５年(ワ)70495【スピンドルモータ】（職務発明対価請求事件）＜中島裁判長＞

75 2026-03 知財高判令和６年(行ケ)10081【愛玩動物マッチングシステム】＜中平裁判長＞

76 2026-03 知財高判令和６年(行ケ)10039【エンボスを有する袋】＜清水響裁判長＞

77 2026-03 東京地判令和５年(ワ)70738【ワインセラー】＜髙橋裁判長＞

78 2026-03 知財高判令和７年(行コ)10001『処分取消請求控訴事件』＜増田裁判長＞

79 2026-03 【EPO審決】T0070/23 (免疫原性組成物/GSK)

80 2026-03 ＜知財実務オンライン＞ 標準必須特許（SEP）の最前線グローバル訴訟動向を踏まえた実務　荒木昭子

81 2026-03 【米国】In re Butler（CAFC、2025.9.17）

82 2026-03 【論稿】アバターの名称・肖像の知的財産法等による保護（愛知靖之、別冊パテント2025年Vol.78 No.31、217–226頁）

83 2026-03 【商標/論稿】『商標としてのオノマトペ―日本の現状と各国の状況―』（AIPPI(2025)Vol.70 No.11、西村雅子）

84 2026-03 【論稿/特許】除くクレームの限界についての検討（田中研二他、パテント誌2025年Vol.78 No.7、85–97頁）

85 2026-03 【論稿/商標】商標の類否に関する近年の裁判例について－商標法４条１項11号を中心に－（山田朋彦、パテント誌2025年Vol.78 No.11、20–41頁）

86 2026-03 ＜知財実務オンライン＞「生成AIと知的財産権等」（柿沼太一弁護士）

87 2026-03 【論稿/商標】近年の商標の識別性に関する拒絶査定不服審判の審決の現状及び課題（浅田瑠衣、山田朋彦、パテント誌2025年Vol.78 No.11、42–60頁）

88 2026-03 知財高判令和６年(行ケ)10035【遊技機】＜本多裁判長＞

89 2026-03 【著作権法★★】被控訴人が、ラベルや外袋に特定の図柄を用いた商品「紋次郎いか」等を製造し、同商品の画像をウェブサイトに掲載したことが、小説「木枯し紋次郎」を原作としたテレビドラマに係る著作権（翻案権、公衆送信権）の侵害に当たるとして、控訴人らの被控訴人に対する差止請求及び損害賠償請求を一部認容した事例

90 2026-03 知財高判令和５年(行ケ)10105【電子マネー送金方法】＜中平裁判長＞

91 2026-03 【契約】東京地判令和５年(ワ)70680＜中島裁判長＞

92 2026-03 大阪地判令和５年(ワ)12280【防潮壁】＜武宮裁判長＞

93 2026-03 【契約】東京地判令和５年(ワ)70680＜中島裁判長＞

94 2026-03 【契約】知財高判令和６年(ネ)10058【水車を利用した青ノリの採苗技術の開発】＜清水響裁判長＞

95 2026-03 ＜知財実務オンライン＞傘理論も復活した！しかし、除くクレームはそんなに自由でいいのか？（柴田）

96 2026-03 知財高判令和６年(行ケ)10050【情報処理装置】＜宮坂裁判長＞

97 2026-03 知財高判令和６年(行ケ)10053【木質ボード】＜清水響裁判長＞

98 2026-04 令和５年(ネ)10063【電動式衝撃締め付け工具】＜清水響裁判長＞

99 2026-04 令和５年(ネ)10101【照明装置】＜東海林裁判長＞

100 2026-04 令和６年(ネ)10022【検査分析のサービスを提供するシステム】＜宮坂＞

101 2026-04 令和５年(行ケ)10061【燃焼器及びボイラ】＜宮坂＞

102 2026-04 令和５年(行ケ)10110【カラーテクスチャを伴う口腔内ＯＣＴ】＜本多＞

103 2026-04 令和５年(行ケ)10084【電動式衝撃締め付け工具】＜清水響＞

104 2026-04 令和５年(行ケ)10103【光フェルール】＜本多＞

105 2026-04 令和５年(行ケ)10107【誘導加熱コイルユニット】＜清水響裁判長＞

106 2026-04 令和５年(行ケ)10104【非常に低い抵抗材料で形成された…デバイス】＜清水響＞

107 2026-04 令和６年(ネ)10010【女性用衣料】＜中平裁判長＞

108 2026-04 令和５年(行ケ)10124【動画像復号装置】＜宮坂裁判長＞＝令和５年(行ケ)10125

109 2026-04 令和５年(行ケ)10148【販売システム】＜中平裁判長＞

110 2026-04 令和６年(ネ)10019【転がり装置】＜宮坂裁判長＞

111 2026-04 令和５年(行ケ)10143【手押部材】＜清水響裁判長＞

112 2026-04 東京地判令和５年(ワ)70407【電子タバコ用充填物】＜杉浦裁判長＞

113 2026-04 東京地判令和５年(ワ)70393【起伏収容式仮設防護柵】＜中島裁判長＞

114 2026-04 令和６年(ネ)10045【廃水処理装置】＜清水響裁判長＞

115 2026-04 ＜知財実務オンライン＞「営業秘密管理指針改訂の概要」（経済産業省　黒川直毅弁護士）

116 2026-04 令和５年(行ケ)10132【地盤固結材】＜清水響裁判長＞

117 2026-04 令和７年(ネ)10043【車両誘導システム】＜本多裁判長＞

118 2026-04 令和６年(ネ)10033【庇】＜中平裁判長＞

119 2026-04 東京地判令和５年(ワ)70272【親綱支柱用治具】＜國分裁判長＞

120 2026-04 東京地判令和５年(ワ)70607【遠隔操縦無人ボート】＜杉浦裁判長＞

121 2026-04 東京地判令和５年(ワ)70219【商取引システム】＜杉浦裁判長＞

122 2026-04 令和５年(行ケ)10144【食品電場処理装置用直流超高電圧電源装置】＜中平裁判長＞

123 2026-04 令和６年(ネ)10044【ヘアーアイロン】＜中平裁判長＞

124 2026-04 令和５年(行ケ)10139【遊技機】＜清水響裁判長＞

125 2026-04 東京地判令和５年(ワ)70619【船舶の両舷ドラフト差測定装置】＜中島裁判長＞

126 2026-04 【商標法★】「ゴミサー」の標準文字からなる本件商標に係る本件指定役務の第４０類「生ゴミ処理機の貸与、化学機械器具の貸与」が「ゴミサー」の標準文字からなる引用商標に係る引用指定商品の第７類「生ゴミ処理機、液体肥料製造装置」と類似する（商標法４条１項１１号該当）と判断し、本件指定役務中の第４０類「生ゴミ処理機の貸与」が引用指定商品中の第７類「生ゴミ処理機」と類似しない（商標法４条１項１１号不該当）等と判断して本件商標登録の無効審判請求を不成立とした審決を取り消した事例、

127 2026-05 【著作権法★★★】量産実用品の全体又は部分における形状等が、観念上、機能に由来する構成とは別個に、思想又は感情の創作的な表現として把握することができるものである場合には、当該量産実用品の全体又は部分は、著作権法２条１項１号にいう著作物のうち、美術の範囲に属するものに当たる旨を判示して、下記原告製品の著作物性を否定した原審の判断を是認し、上告を棄却した判例

128 2026-05 【意匠】大阪地判令和５年(ワ)10125『液体石鹸ディスペンサー用容器』事件＜松阿彌裁判長＞

129 2026-05 【著作権】東京地判令和５年(ワ)70125＜高橋裁判長＞

130 2026-05 【不競法/競業避止】大阪地判令和５年(ワ)9115＜松阿彌裁判長＞

131 2026-05 【契約】東京地判令和５年(ワ)70680【テロメラーゼ逆転写酵素のリン酸化阻害剤のスクリーニング方法】＜中島裁判長＞

132 2026-05 【著作権】大阪地判令和５年(ワ)11871『比較による相対化を基にした画像診断の方法』＜松阿彌裁判長＞

133 2026-05 【不競法／営業秘密】大阪地判令和５年(ワ)5749＜武宮裁判長＞

134 2026-05 【論稿/欧州特許】欧州特許庁における食品の 用途発明の特許保護（田胡信広、パテント誌 2025 年 9 月）

135 2026-05 【商標】東京地判令和４年(ワ)11316『パクとモグ』＜國分裁判長＞

136 2026-05 【商標（公序良俗違反）】知財高判令和６年(行ケ)10079＜本多裁判長＞

137 2026-05 【著作者人格権】大阪高判令和６年(ネ)1431＜森崎裁判長＞

138 2026-05 【商標】知財高判令和６年(行ケ)10089『VALENTINO』事件＜宮坂裁判長＞

139 2026-05 【商標法】知財高判令和６年(行ケ)10090『ぽんちゃん』事件

140 2026-05 【商標】知財高判令和６年(行ケ)10072＜中平裁判長＞

141 2026-05 【著作権】知財高判令和６年(ネ)10065＜宮坂裁判長＞

142 2026-05 【商標】知財高判令和６年(行ケ)10048＜清水響裁判長＞

143 2026-05 【不競法/虚偽事実の流布告知】大阪高判令和６年(ネ)338＜森崎裁判長＞

144 2026-05 【商標】知財高判令和6(行ケ)10067「MYOFOCUS」＝令和6(行ケ)10068

145 2026-05 【著作権】知財高判令和６年(ネ)10017＜本多裁判長＞

146 2026-05 【商標】不服 2024-18950

147 2026-05 大阪地決令和７年(ヨ)20008・20009【腹部不快感の処置のためのプロスタグランジン誘導体】

148 2026-05 【商標】不服 2025-416

149 2026-05 大阪高判令和７年(ネ)1750【恋苺】＜森崎裁判長＞

150 2026-05 【商標】大阪地判令和６年(ワ)5007『あわ恋いちご』＜松川裁判長＞

151 2026-05 東京地判令和元年(ワ)32779【服】＜國分裁判長＞

152 2026-05 知財高判令和５年(行ケ)10062【改善された固定強度を有する骨アンカー】＜東海林裁判長＞

153 2026-05 知財高判令和５年(行ケ)10092【袋体処理機】＜本多裁判長＞

154 2026-06 【論稿/不競法】知財事件における証拠保全の実際と理論等（高村隆司、パテント誌 2025 年 6 月）

155 2026-06 【論稿/米国意匠】米国意匠特許の新たな自明性判断基準（佐々木眞人、パテント誌 2025 年 6 月）

156 2026-06 【論稿/不競法】転職者が持ち込んだ他社営業秘密を使用することによる侵害リスク（石本貴幸、パテント誌 2025 年 10 月）

157 2026-06 【論稿/特許】近時の裁判例における明確性判断についての検討（岡田健太郎他、パテント誌 2025 年 6 月）

158 2026-06 令和 6 年(行ケ)10036【切屑検出装置】＜本多裁判長＞

159 2026-06 【論稿/特許】特許審査における AI の活用（五十嵐康弘、パテント誌 2025 年 8 月）

160 2026-06 【論稿/中国特許】中国における数値範囲の限定に関するサポート要件について（胡春豊、林軍、パテント誌 2025 年 9 月）

161 2026-06 【論稿/欧州特許】日本の特許制度と欧州の特許制度の留意すべき相違点（野村和弘・フロリアン キューベック、パテント誌 2025 年 9 月）

162 2026-06 【論稿/英国特許】FRAND レートの算定を巡る InterDigital v. Lenovo 英国訴訟（小林和人、パテント誌 2025 年 9 月）

163 2026-06 【論稿/特許】食品産業における知財・無形資産（藤原研二郎、パテント誌 2025 年 9 月）

164 2026-06 【論稿/米国意匠】米国意匠法による仮想空間における商品等の保護（山口洋一郎、パテント誌 2025 年 8 月）

165 2026-06 【論稿/意匠】仮想空間における意匠保護に関する我が国意匠法の今後の対応についての一考察―国際動向を踏まえて（星野光秀、パテント誌 2025 年 10 月）

166 2026-06 【論稿/商標】仮想空間に関する商品・役務の商標法上の取扱い―ニース国際分類、欧州、米国、韓国及び我が国の状況（星野光秀、パテント誌 2025 年 6 月）

167 2026-06 【論稿/商標】モデル事例を用いた「コンセント制度」利活用のための検討（中山真理子、竹山尚治、パテント誌 2025 年 10 月）

168 2026-06 令和 5 年(行ケ)10149【独立バッフルを有する多分岐熱交換器】＜宮坂裁判長＞

169 2026-06 令和 6 年(ネ)10038【自動二輪車のブレーキ制御装置及び挙動解析装置】＜本多裁判長＞

170 2026-06 【商標/類否】令和 7 年(行ケ)10111『SORA』＜森冨裁判長＞

171 2026-06 【論稿/オーストリア商標】「Jägermeister」の事件から学ぶ著名商標の保護及びパッケージ模倣による不正な使用に関する考察（遠藤華英、パテント誌 2025 年 11 月）

172 2026-06 【論稿/税関】税関の専門委員（磯貝克臣、パテント誌 2025 年 11 月）

173 2026-06 【論稿/知財全般】裁判所調査官としての弁理士（髙村和宗、岩永勇二、パテント誌 2025 年 11 月）

174 2026-06 【論稿/知財全般】知的財産権侵害における権利濫用禁止についての覚書（森本晃生、パテント誌 2025 年 12 月）

175 2026-06 【論稿/特許】選択肢で表現された発明に対する単一性違反の調査研究と提言（バイオ・ライフサイエンス委員会、パテント誌 2025 年 12 月）

176 2026-06 【論稿/農水】海外展開を見据えた知財ミックスによる知的財産の保護及び活用（農水委員会、パテント誌 2026 年 1 月）

177 2026-06 【論稿/意匠】職務創作意匠に関する裁判例の概観（藤本一、パテント誌 2026 年 1 月）

178 2026-06 【論稿/特許】バイオ医薬品特許保護の事例と課題（バイオ・ライフサイエンス委員会、パテント誌 2025 年 12 月）

179 2026-06 【論稿/特許】食品用途発明の各国出願における留意点（バイオ・ライフサイエンス委員会、パテント誌 2025 年 12 月）

180 2026-06 【論稿/意匠】職務創作意匠に関する裁判例の概観（藤本一、パテント誌 2026 年 1 月）

181 2026-06 【論稿/農水】海外展開を見据えた知財ミックスによる知的財産の保護及び活用（農水委員会、パテント誌 2026 年 1 月）

182 2026-06 【論稿/米国意匠】米国における意匠権侵害の判断手法の変遷（佐々木眞人、パテント誌 2026 年 1 月）

183 2026-06 【米国】Focus Prod v. Kartri Sales（CAFC、2025.9.30）

184 2026-06 令和 6 年(行ケ)10017【最適化された栄養処方物、それらから目的に合わせた食事を選択するための方法、およびその使用法】＜宮坂裁判長＞

185 2026-06 東京地判令和 6 年(ワ)4142【携帯情報通信装置及び携帯情報通信装置を使用したパーソナルコンピュータシステム】＜國分裁判長＞（同日判決の関連事件：東京地判令和 6 年(ワ)70083〔被告ソフトバンク株式会社〕）

法情報提供（2026年１月掲載分）

対象：２０２６年１月掲載記事として提供された高石秀樹弁護士（中村合同特許法律事務所）の記事集（共著記事を含む）

収録件数：34件

一覧ページ：https://www.nakapat.gr.jp/ja/legal_updates_jp/

全３４記事、図及び英語版の図説明を収録する。原記事の論評は裁判所の判示と区別して読む必要がある。

＜今月の見どころ＞２０２６年１月 知財・法務アップデートの重要ポイント

今月のリーガルアップデートでは、分割出願の連鎖、控訴審での新たな無効理由、明細書の科学的誤り、クレーム解釈、国際裁判管轄、標準必須特許及び職務発明まで、知財実務の広い領域にわたる３４件の裁判例・解説を取り上げる。重要な判断と実務上のポイントは、以下のとおりである。

１．分割出願の連鎖を揺るがす【車両誘導システム】事件＜本多裁判長＞

知財高判令和６年（行ケ）１００８６【車両誘導システム】事件は、第４世代当初明細書等で必要不可欠であった、ＥＴＣを利用できない車両を分岐レーンで戻し、その対象を通信可否により判定する構成に注目した。これを限定せず任意の基準・方法による誘導まで含めた第５世代分割出願は、新たな技術的事項を導入したものと判断された。その結果、特許法４４条２項による出願日の遡及が否定され、第７世代の本件特許は原出願公開公報により新規性を欠いた。同日付の知財高判令和７年（ネ）１００３５【車両誘導システム】事件＜本多裁判長＞も、「一般車用出入口」と「誘導手段」を明細書に即して限定し、非充足とした。分割ツリーの各世代で、必須構成の削除や無限定な上位概念化を点検すべきである。

２．控訴理由書でも救われない時機後れ―【女性用衣料】事件＜中平裁判長＞

知財高判令和６年（ネ）１００１０【女性用衣料】事件は、控訴理由書で初めて提出された米国特許文献に基づく無効理由を、原審で主張でき、提出困難な事情もなかったとして時機後れとした。もっとも、被控訴人が予備的に反論し、控訴人が再反論しなかったため、訴訟完結を遅延させるとまではいえないとして無効論も判断した。控訴審の初動でも当然に許されるわけではなく、原審で予備的主張まで出し切る必要がある。また、【喫煙具用カートリッジ】事件＜澁谷裁判長＞は損害賠償請求権放棄後の不存在確認の利益を否定し、【映像視聴装置】事件＜武宮裁判長＞は、非充足を前提にＡＭＡＺＯＮへの侵害報告を不正競争行為とした。請求・抗弁の提出時期と権利行使方法の双方に注意を要する。

３．明細書の科学的正確性と技術常識による補完の限界

東京地判令和５年（ワ）７０１１４【自動二輪車のブレーキ制御装置】事件＜柴田裁判長＞及び控訴審＜本多裁判長＞は、補正後の横Ｇを導く唯一の式が次元の異なる物理量を減算し、物理学上意味を持たないとした。誤りの存在を理解できても訂正方法が一義的でなく、他の記載との不整合も生じるため、誤記の主張は退けられ、サポート要件違反となった。対照的に、知財高判令和５年（行ケ）１０１４７【ＲＮＡ依存性標的ＤＮＡ修飾】事件＜清水響裁判長＞は、第１出願書類全体と出願時の技術常識から実質的開示を認め、優先権の利益を肯定した。技術常識は開示を補完し得るが、内容を一義的に確定できない誤記を作り直すものではない。数式、単位及びメカニズムの出願前検証が重要である。

４．クレーム文言、装置間の流れ及び発明の本質を精密に読む

知財高判令和６年（ネ）１００１２【Ｒバッジ、受信装置】事件＜清水響裁判長＞は、相手方の携帯電話に関する限定が受信装置自体の構造・機能を特定しないとして要旨認定から除外し、進歩性を否定した。他方、中間判決・知財高判令和６年（ネ）１００３４【弾塑性履歴型ダンパ】事件＜本多裁判長＞は、「入力」を特定方向の水平力に限定せず、一部製品につき損害賠償請求の原因を認めた。これに対し、【遠隔操縦無人ボート】事件は１つの制御装置が２条件を判断する構成、【予約管理装置】事件はサーバから印刷装置への直接送信、【買物決済システム】事件は画像を取得するカメラ、【ゲームシステム及びゲームプログラム】事件は２種類の数量を別々に記憶する構成を欠くとして非充足とした。処理順序、情報経路及び作用効果までの対応付けが、クレーム作成と侵害立証に不可欠である。

５．国境を越える権利行使、標準必須特許及び職務発明

大阪地判令和６年（ワ）２７０５【角度調整可能なヒンジ】事件＜武宮裁判長＞は、ドイツ及び中国の特許権の移転登録請求について、登録国の専属管轄を理由に日本の管轄を否定した。東京地判令和５年（ワ）７００２２『ＬＥＧＡＬ ＦＯＲＣＥ』事件＜髙橋裁判長＞も、ウェブサイトが日本の需要者を対象としていないとして商標権侵害等の訴えを却下する一方、日本のドメイン名に関する管轄は認めた。大阪地判令和５年（ワ）７８５５【物理ハイブリッド自動再送要求指示チャネルのマッピング方法】事件＜松阿彌裁判長＞は、ＧＯＯＧＬＥがＦＲＡＮＤ条件でのライセンス意思を示し、対案も提示して真摯に交渉していたとして、ＳＥＰに基づく差止請求を権利濫用とした。【スピンドルモータ】事件は発明の核心への寄与を欠くとして共同発明者性を否定し、【物品搬送設備】事件は労働組合との協議、周知、意見聴取及び評価制度を踏まえて職務発明規程の合理性を認めた。

このほか、添付文書改訂を存続期間延長の対象となる処分と認めなかった【医薬組成物／存続期間延長登録】事件、特許法１０２条１項と３項で消費税相当額の扱いを分けた【止痒剤】事件、抽象的な注意条項から広範な免責を導かなかった【フルボ酸製造方法関連特許使用料】事件も重要である。本号の各判断を、出願、契約、訴訟及び社内制度の点検に活用されたい。

全記事の３行要約

区分	記事名・３行要約
特許	**令和６年(行コ)10007【医薬組成物/存続期間延長登録】＜中平裁判長＞** ① 医薬品の添付文書の改訂が、特許権の存続期間延長登録の理由となる「処分」に該当するかが争われた事案である。 ② 投与速度は承認事項ではなく、ＰＭＤＡの指示は行政指導にとどまり、添付文書改訂届も権利義務を変更する処分ではないとして、延長登録の対象外とされた。 ③ 特許法施行令２条２号の処分は限定列挙であり、明文のない添付文書改訂を類推解釈により延長登録の対象へ拡張できないことを示す事例である。
特許	**令和６年(ネ)10076【起伏収容式仮設防護柵】＜中平裁判長＞** ① 被告製品の四角いパイプ状の支柱である「角筒管」が、特許発明の「回動板状部材」を充足し、又はこれと均等であるかが争われた事案である。 ② 「板状」として薄くしH形鋼のウェブ部に収容する構成が発明の本質的部分であるとして、文言充足が否定され、均等第１要件も満たさないとされた。 ③ 明細書に記載された課題及び効果から従来技術にない技術的思想を把握し、均等第１要件の本質的部分を判断した事例である。
特許	**令和６年(行ケ)10024【Ｘ線検査装置】＜中平裁判長＞** ① 引用文献２に記載された２つの冷却循環系のうち、審決がセンサ部の「冷風循環系」のみを抽出して技術的事項を認定したことの適否が争われた事案である。 ② センサ部の冷風循環系と信号処理回路部の液体冷媒循環系は別個の技術的思想として把握できるため、冷風循環系のみを認定した審決に誤りはないとされた。 ③ 引用文献中の複数の構成が異なる技術的思想として把握できる場合、その一方のみを客観的かつ具体的に抽出して引用発明を認定し得ることを示す事例である。

区分	記事名・３行要約
特許	**令和７年５月27日 令和３年(ネ)10037【止痒剤】＜清水響裁判長＞** ① 延長された特許権の侵害を認めて原判決を変更し合計２１７億円余を認容した事案において、特許法１０２条１項及び３項に基づく損害額の算定で消費税相当額を加算できるかが問題となった。 ② 同条１項の逸失利益は資産の譲渡等の対価ではなく消費税を加算できない一方、同条３項の実施料相当額はその対価と評価できるため消費税相当額を加算し得るとされた。 ③ 特許侵害による損害の消費税上の取扱いは、同条１項の逸失利益と同条３項の実施料相当額とで異なることを示す事例である。
著作権・商標	**【著作物・商標権】東京地判令和３年(ワ)32244＜中島裁判長＞** ① スケートボーダー兼アーティストである被告が、ライセンス契約先である原告に対し、著作権の帰属及び商標権の移転登録を争った事案である。 ② アルバムカバーアート等の著作権は被告に帰属し、原告らは商標権の返還義務及び返還協力義務を負い、返還義務を前提とする使用には自己のためにする意思がないため時効取得も成立しないとされた。 ③ 契約上の著作権譲渡と独占的使用権の付与を文言に即して区別し、商標権の返還条項が時効取得の成否にも影響することを示す事例である。
特許	**大阪地判令和６年(ワ)2705【角度調整可能なヒンジ】＜武宮裁判長＞** ① ドイツ及び中国の特許権について、日本の裁判所に移転登録手続を求める訴えの適法性が問題となった事案である。 ② 移転登録手続請求は登録国の専属管轄を理由に日本の管轄が否定された。予備的な権利帰属確認請求については応訴管轄を認めた上で、確認の利益を欠くとして却下された。 ③ 外国特許の権利帰属を争う際には、登録国の専属管轄と日本判決が現地で法的効果を持つかを検討する必要があることを示す事例である。
特許	**大阪地判令和５年(ワ)10970【映像視聴装置】＜武宮裁判長＞** ① 被告装置が構成要件Ｆ及びＧの「圧縮」を備えるか、並びにＡＭＡＺＯＮへの侵害報告が不正競争行為に当たるかが争われた事案である。 ② 「圧縮」には車両走行情報を元の期間より短い期間に収まるよう時間的に短縮することが必要であるとして非充足とされ、侵害報告について損害賠償請求が一部認容された。 ③ 販売プラットフォームへの特許侵害報告は、対象製品が特許発明を充足しない場合に不正競争行為として損害賠償責任を生じ得ることを示す事例である。
特許	**令和７年(ネ)10008【故人及び／又は動物の放置された部屋の消臭方法】＜中平裁判長＞** ① 特殊清掃において、解体作業で露出した箇所に汚物が残存し、その箇所を塗料で覆う構成要件Ｅを充足したかが争われた事案である。 ② 見積書はコーティングの必要性の予測にすぎず、洗浄剤やコーティングも予防的に使用され得るため、汚物の残存を推認できないとして非充足とされた。 ③ 作業の見積りや薬剤使用の事実だけでなく、解体後の露出箇所に汚物が残存したことを示す客観的証拠が充足立証に必要であることを示す事例である。
特許	**令和６年(ネ)10084【遠隔操縦無人ボート】＜中平裁判長＞** ① 構成要件Ｊの「第１制御装置」が、信号途絶と電源残量低下という２つの自動回帰発動条件の双方を判断できる機構を要求するかが争われた事案である。 ② 明細書の図８のフローチャート等から双方の条件を判断する１つの機構が必要であり、各条件を別々に備える２つの発明ではないとして文言充足が否定され、均等第１要件及び第５要件も否定された。 ③ 複数条件の関係はクレーム文言だけでなく明細書のフローチャートからも解釈され、各条件を別個に備える構成では充足しない場合があることを示す事例である。
特許	**令和６年(ネ)10078【ダニ用食餌入りの多孔質通気性袋】＜本多裁判長＞** ① ダニ誘引物質を２枚の不織布シートやガーゼ等で挟み込んだ被告製品が、構成要件Ａ－３の「多孔質通気性袋」を充足するかが争われた事案である。 ②「袋」は内部空間及び閉じられる口を有し、内包物を内部に保持して拡散を防ぐ構造を要するところ、被告製品はその構造を欠き非充足とされた。Ａ－１の「含浸」の充足性及び均等第１・第２要件も否定された。 ③「袋」の充足判断では外形だけでなく、内部空間・口という構造と、内容物を内部に保持して拡散を防ぐ機能の有無が立証上の要点となることを示す事例である。

区分	記事名・３行要約
特許	**令和６年(ネ)10012【Ｒバッジ、受信装置】＜清水響裁判長＞** ① 受信装置のサブコンビネーションクレームに引用された「請求項４記載の」携帯電話に関する事項を、受信装置の発明特定事項として扱うかが問題となった事案である。 ② 当該事項は受信装置を特定する意味を有しないため発明の要旨認定から除外され、乙５２発明に周知技術を適用することは容易であるとして進歩性が否定された。 ③ サブコンビネーションの相手方装置だけを特定し、自装置の構造又は機能を特定しない記載は、発明の要旨認定から除外され得ることを示す事例である。
特許	**令和６年(行ケ)10042【溶解炉】＜増田裁判長＞** ① 主引用発明のリジェネレーティブバーナーを周知のフラットフレームバーナーに置換し、さらに熱交換器を追加する動機付けがあるかが争われた事案である。 ② 主引用発明は周知技術が存在したにもかかわらずエネルギー効率等から別のバーナーをあえて採用し、既に排熱回収用の熱交換器も備えていたため、置換及び追加の動機付けがなく進歩性が肯定された。 ③ 周知技術であっても、主引用発明が別の構成を意図的に採用し、既に同じ課題を解決している場合には、適用の動機付けが否定され得ることを示す事例である。
特許	**【特許★★★】第５世代分割出願における分割要件違反により、第７世代の特許が、原出願公開公報により新規性欠如の無効理由を有すると判断された。 －知財高判令和６年（行ケ）第１００８６号【車両誘導システム】事件＜本多裁判長＞－** ① 第５世代分割出願が、第４世代当初明細書等で課題解決に必要不可欠とされた車両を戻す場合及び判定方法の限定を外したことが、分割要件を満たすかが争われた事案である。 ② 当該限定のない上位概念化は新たな技術的事項を導入するため分割要件違反であり、第７世代の本件出願も原出願日まで遡及せず、原出願公開公報により新規性を欠くとされた。 ③ 分割系列の途中に分割要件違反があると後続出願も原出願日への遡及利益を失い得るため、各世代の発明が直前の明細書等の開示範囲内かを確認する必要があることを示す事例である。
特許	**【特許★★】特許権侵害訴訟の控訴審において、控訴理由書で新たな無効理由を主張したが、原審で主張できたことを理由として、時機後れと判断された事例 －知財高判令和６年（ネ）第１００１０号【女性用衣料】事件＜中平裁判長＞－ （第一審・東京地判令和３年（ワ）第１８２６２号＜國分裁判長＞）** ① 一審で提出可能であった乙３１ないし３３に基づく新たな無効理由を、控訴理由書で初めて主張したことが時機に後れた攻撃防御方法に当たるかが問題となった事案である。 ② 新たな無効理由の提出には重過失があり本来は却下を免れないとされたが、被控訴人が反論し再反論なく弁論終結に至ったため訴訟遅延はないとして実体判断され、無効理由も否定された。 ③ 控訴理由書での提出であっても一審で主張できた無効理由は時機後れと評価され得るため、無効資料及び抗弁は一審段階で可能な限り提出する必要があることを示す事例である。
特許	**【特許★】サブコンビネーションの相手方の構成等が発明特定事項でないと判断された事例。⇒進歩性× －知財高判令和７年７月１０日・令和６年（ネ）第１００１２号【Ｒバッジ、受信装置】事件＜清水響裁判長＞－** ① サブコンビネーションクレームに記載された相手方装置の特徴が、自装置の発明特定事項として認定される基準が問題となった事案である。 ② 相手方装置だけを特定し、自装置の構造又は機能等を特定しない事項は発明の要旨認定から除外され、携帯電話の内部事情等は受信装置側に差異を生じさせないと整理された。 ③ 相手方装置の限定を発明特定事項とするには、それに対応する信号処理、物理的形状又はタイミング制御等を自装置側の構造又は機能としてクレームに反映することが有用である。
特許	**【特許★】請求項中のパラメータの導出方法に関する発明の詳細な説明中の記載が誤りであり、誤記の主張も斥けられ、サポート要件が否定された事例 －東京地判令和５年（ワ）第７０１１４号【自動二輪車のブレーキ制御装置】事件＜柴田裁判長＞－（控訴審・知財高判令和６年（ネ）第１００３８号＜本多裁判長＞同旨）** ① 補正後の横Ｇを導出する明細書中の式が物理学上成立するか、また、その式を一義的な誤記として訂正してサポート要件を満たすといえるかが争われた事案である。 ② 加速度から速度を減算する式は次元が一致せず物理学上意味を持たず、原告主張の訂正以外の解消方法もあり他の記載との不整合も生じるため誤記とは認められず、サポート要件が否定された。 ③ 課題解決の根幹となる演算やパラメータの導出方法は、物理的整合性を備え、当業者が一義的に理解できるよう明細書に記載する必要があることを示す事例である。

区分	記事名・３行要約
特許	**令和７年(ネ)10001『フルボ酸製造方法関連特許使用料』＜本多裁判長＞** ① 特許専用実施権の譲渡及び通常実施権の再許諾を目的とする契約について、実施許諾権限を欠く債務不履行による解除の有効性と契約書７条の免責効果が争われた事案である。 ② 同条は将来の登録不能の可能性を認識する注意条項にすぎず、契約締結時から実施許諾義務を履行できない状態についての免責条項ではないとして、被控訴人の解除が有効とされた。 ③ 将来の登録不能リスクを示す注意条項と、契約締結時から存在する主たる給付の履行不能に対する免責とは区別されることを示す事例である。
特許	**令和５年(行ケ)10147【ＲＮＡ依存性標的ＤＮＡ修飾】＜清水響裁判長＞** ① 第１出願書類にＰＡＭ配列、ＮＬＳ・コドン最適化及び真核細胞への適用が十分に開示され、本件発明が優先権主張の利益を享受できるかが争われた。 ② 裁判所は、ＰＡＭ配列の存在・役割が技術常識に属し、ＮＬＳ・コドン最適化も応用可能な周知技術であり、真核細胞への適用も過度の試行錯誤を要しなかったとして、実質的な開示と優先権の利益を認めた。 ③ 優先権の基礎となる開示は、第１出願書類の文言だけでなく、出願時の技術常識と過度の試行錯誤の要否を踏まえて判断されることを示すものである。
特許	**東京地判令和７年(ワ)70003【喫煙具用カートリッジ】＜澁谷裁判長＞** ① 損害賠償請求権不存在確認訴訟の提起後に被告が同請求権を放棄した場合、税関手続等が残る中で即時確定の利益があるかが争われた。 ② 裁判所は、損害賠償請求権不存在に現実の紛争はなく、確認判決も差止請求権等を妨げないとして、即時確定の利益を否定した。 ③ 権利者が損害賠償請求権を確定的に放棄した後は、差止請求権を争うには、その不存在確認を直接求める必要があることを示すものである。
商標	**【商標／ドメイン】東京地判令和５年(ワ)70022『Legal Force』事件＜髙橋裁判長＞** ① 米国法人による英語ウェブサイト上の「ＬＥＧＡＬ ＦＯＲＣＥ」商標の使用及び日本のドメイン名の使用について、日本の国際裁判管轄と侵害等が争われた。 ② 裁判所は、ウェブサイトが日本の需要者を対象としていないとして商標関係の管轄を否定する一方、．ＪＰドメインについては管轄を認めたものの、不正目的を否定して請求を棄却した。 ③ ウェブサービスの国際裁判管轄では日本の需要者を対象とする実態が重要であり、ドメイン名については管理機関の所在地と取得・使用目的が別個に判断されることを示すものである。
特許	**中間判決・令和６年(ネ)10034【弾塑性履歴型ダンパ】＜本多裁判長＞** ① 弾塑性履歴型ダンパについて、構成要件Ｇの「入力」の方向及び構成要件Ｄの「一対のプレート」の充足性が争われた。 ② 知財高裁は、「入力」を特定方向に限定せず、Σ形ダンパ５及び６の２枚の接続プレート又は補剛材を「一対のプレート」と認め、被告製品の一部につき損害賠償請求の原因は理由があるとした。 ③ クレーム及び明細書に方向の限定がない場合に「入力」へ限定を加えず、部材の形状・配置・接続関係から「一対」の該当性を判断した事例である。
特許	**東京地判令和６年(ワ)70283【予約管理装置】＜杉浦裁判長＞** ① 予約管理装置から画像印刷装置への「送信」に、薬局端末を介して画像データを印刷する被告システムが含まれるかが争われた。 ② 裁判所は、予約管理装置が別装置を介して送信する構成は特許請求の範囲にも明細書にも開示又は示唆されていないとして、被告システムの充足性を否定した。 ③ 送信経路の充足性は、サーバとプリンタの直接通信か端末を介した通信かを区別し、クレーム及び明細書の根拠に即して判断すべきことを示すものである。
特許	**大阪地判令和６年(ワ)4500【買物決済システム】＜松阿彌裁判長＞** ① 買物決済システムについて、バーコードスキャナーの「カメラ」該当性、顧客端末との「紐付け」及び「異常」検知の充足性が争われた。 ② 裁判所は、コードを取得するスキャナーは画像を取得するカメラでなく、会員番号との対応付けは顧客端末との紐付けでなく、重量変化による検知も画像識別の成否による異常でないとして、非充足とした。 ③ 取得する情報、対応関係を確立する対象及び異常検知の契機が、クレームの定める技術的構成と一致するかを個別に確認する必要があることを示すものである。
特許	**令和６年(ネ)10068【もれ防止用シール材】＜清水響裁判長＞** ①「径」の測定状態と、第三者が取り付ける被告製品が本件特許を侵害する物の生産にのみ用いる物に当たるかが争われた。 ② 知財高裁は、「径」を原糸状態の太さと解して非充足とし、キヤノンによる所定角度での取付けや他の経済的・商業的・実用的用法がないことの立証もないとして、間接侵害を否定した。 ③ 用語の測定状態は明細書と技術常識から定まり、特許法１０１条１号の適用には所定の使用実態と他用途の不存在について立証が必要であることを示すものである。

区分	記事名・３行要約
特許	**令和７年(ネ)10005【親綱支柱用治具】＜増田裁判長＞** ① 被告製品のフックが、矩形状の板の端部をＵ字状に折り曲げた「折り曲げ部」に当たるか及び均等侵害が成立するかが争われた。 ② 知財高裁は、フックが底板をＵ字状に折り曲げて形成されたものではなく、本質的部分にも相違があるとして、文言侵害及び均等侵害を否定し、虚偽事実の告知・流布を認めた原審を維持した。 ③ 部材の形状だけでなく、その形成方法が構成要件で特定され、本質的部分に関わる場合は、文言侵害と均等侵害の双方が否定され得ることを示すものである。
特許	**東京地判令和６年(ワ)70128【箱型船】＜中島裁判長＞** ① 耐用期間１年のＰＨセンサ等を交換するメンテナンス行為が、特許法２条３項１号の「生産」に当たるかが争われた。 ② 裁判所は、ＰＨセンサが消耗品で、本件発明の本質的部分ではなく、箱型船全体に比べ経済的価値も極めて僅かであるとして、交換後も製品の同一性は失われず、「生産」に当たらないとした。 ③ 交換行為の「生産」該当性は、交換部品の耐用期間、本質的部分との関係、経済的価値及び製品全体の同一性から判断され、取付行為のみを切り出すべきでないことを示すものである。
特許	**令和７年(ネ)10004【ワイヤレススカッフプレート】＜中平裁判長＞** ①「オンとオフ状態の時間間隔を調整可能に開閉する制御モジュール」の意味と、被控訴人各製品の充足性が争われた。 ② 知財高裁は、「調整可能」を発光持続時間を能動的に可変とすることと解し、各製品は磁気感知のタイミングと無関係にこれを可変調整する制御モジュールを備えないとして、非充足とした。 ③「調整可能」との機能的文言は、単にオン・オフできるだけでなく、対象時間を可変に制御できる構成の有無により判断されることを示すものである。
特許	**東京地判令和６年(ワ)70463【水栓エルボ連結固定具】＜杉浦裁判長＞** ① 被告との共有特許権に係る共同出願契約に基づく実施料請求等並びに拒絶査定を受けた水栓エルボ連結固定具の特許出願又は出願発明をめぐる契約上の請求及び不法行為の成否が争われた。 ② 裁判所は、権利設定の事情がなく、発明が本件契約の対象とも認められず、被告の出願過程又は実施への関与も認められないとして、請求を否定した。 ③ 拒絶された出願発明に基づく契約責任又は不法行為責任を問うには、権利設定、契約対象への包含及び相手方の具体的関与を裏付ける必要があることを示すものである。
意匠	**【意匠】大阪地判令和５年(ワ)2668『土留め植生土嚢』事件＜松阿彌裁判長＞** ① 自然物である「草」を含む土留め植生土嚢の意匠の特定及び類否並びに、植生シートの固定構成に関する均等侵害が争われた。 ② 裁判所は、草の形状も定型性・再現可能性の範囲で特定した上、被告土嚢は特に草の生え方が大きく異なり非類似であり、固定構成は発明の本質的部分であるとして均等侵害も否定した。 ③ 自然物を含む意匠でも再現可能な形状として類否を判断し、作用効果をもたらす特徴的な固定構成は均等論上の本質的部分となり得ることを示すものである。
特許	**東京地判令和６年(ワ)70223【ゲームシステム及びゲームプログラム】＜中島裁判長＞** ① ゲームシステムにおける購入アイテムとゲーム内獲得アイテムの数量管理・優先消費及び、ゲームプログラムにおける「累計獲得数」の充足性が争われた。 ② 裁判所は、被告システムが購入時の無料分とゲーム内獲得分を区別せず、優先消費機能もなく、該当数値にスキルチケット使用回数も含むとして、各特許の充足性を否定した。本件発明２については進歩性欠如も認めた。 ③ 数量を合算管理しているか区分管理しているか、また対象数値に別要素が混在するかが、データ構成を特定するクレームの充足性を左右することを示すものである。
特許	**大阪地判令和５年(ワ)7855【物理ハイブリッド自動再送要求指示チャネルのマッピング方法】＜松阿彌裁判長＞** ① 標準必須特許に基づく差止請求について、ライセンス交渉におけるＧ社の対応が不誠実なホールドアウトに当たるかが争われた。 ② 裁判所は、ＮＤＡ交渉や多数のクレームチャート検討に要した期間はやむを得ず、Ｇ社は根拠ある対案・修正案を示して真摯に交渉していたとして、差止請求を権利濫用として棄却した。 ③ ＦＲＡＮＤ交渉では、交渉期間の長さだけでなく、秘密保持や特許検討の必要性、料率根拠への応答及び対案の合理性を踏まえて誠実性が判断されることを示すものである。
特許	**令和７年(ネ)10035【車両誘導システム】＜本多裁判長＞（PXZ v. 東日本高速道路株式会社）** ①「一般車用出入口」の範囲と、ＥＴＣによる料金徴収が不可能な車両を所定ルートへ戻す「誘導手段」の有無が争われた。 ② 知財高裁は、隣接する別のインターチェンジの一般車用出入口は含まれず、標識等のない運転者の任意のＵターンは設備による誘導でないとして、非充足とした。 ③ 本件の「一般車用出入口」は車両誘導システムが設置された同じ施設の出入口を指し、隣接する別のインターチェンジの出入口を含まず、標識等のない運転者の任意のＵターンも設備による「誘導」には当たらないとした事例である。

区分	記事名・３行要約
特許	**令和７年(ネ)10025【スピンドルモータ】＜中平裁判長＞⇒職務発明対価請求** ① スピンドルモータに係る日本、米国及び中国の特許発明について、控訴人が共同発明者として職務発明対価を請求できるかが争われた。 ② 知財高裁は、控訴人の説明書は日本発明の核心である連通孔の具体的構成に触れず、米中発明の貫通穴も控訴人の溝の着想とは異なるとして、共同発明者性を否定し、請求を棄却した。 ③ 共同発明者性の立証には、発明の核心となる具体的構成への関与を示す資料が重要であり、異なる課題・解決手段を記載した説明書では足りないことを示すものである。
特許	**大阪地判令和６年(ワ)7193【物品搬送設備】＜松阿彌裁判長＞⇒職務発明対価請求棄却** ① 職務発明の社内規定の策定・運用、周知及び内容が特許法３５条５項に照らして不合理であり、同条７項に基づく相当の利益を請求できるかが争われた。 ② 裁判所は、労働組合との協議、全従業員からの意見募集、常時閲覧・研修、客観的指標による実績報奨金及び意見申述機会を踏まえ、規定は不合理でないとして請求を棄却した。 ③ 規定の合理性を支える事情として、策定時の協議と意見聴取、制度の周知、客観的評価、実績に応じた報奨及び発明者の意見申述機会が重視されることを示すものである。

令和６年(行コ)10007【医薬組成物/存続期間延長登録】＜中平裁判長＞

原記事 URL：https://www.nakapat.gr.jp/ja/note/%e4%bb%a4%e5%92%8c6%e5%b9%b4%e8%a1%8c%e3%82%b310007%e3%80%90%e5%8c%bb%e8%96%ac%e7%b5%84%e6%88%90%e7%89%a9-%e5%ad%98%e7%b6%9a%e6%9c%9f%e9%96%93%e5%bb%b6%e9%95%b7%e7%99%bb%e9%8c%b2%e3%80%91%ef%bc%9c/

令和６年(行コ)10007【医薬組成物/存続期間延長登録】＜中平裁判長＞

＜論点＞医薬品の「添付文書の改訂」が、特許権の存続期間延長登録の理由となる「処分」（特許法６７条４項、同法施行令２条）に該当するか？

⇒添付文書改訂は延長登録の対象となる「処分」には該当しない。

（１）添付文書改訂の法的性質（争点１関連）

＜承認事項との区別＞

本件医薬品の製造販売承認において「投与速度」は承認事項（用法・用量）としては申請されておらず、審査の対象にもなっていない。投与速度に関するＰＭＤＡの指示は行政指導に留まり、法的な拘束力を持つ処分ではない。

＜禁止の解除ではない＞

添付文書改訂前においても、本件投与方法（高速度での投与）が法令上禁止されていたわけではない。したがって、添付文書改訂によって何らかの禁止が解除された（特許発明の実施が可能になった）という関係にはない。

＜一部変更承認との相違＞

添付文書の改訂届出は、製造販売業者の義務履行であり、それ自体が行政庁による権利義務の変更（処分）を意味するものではない。したがって、薬機法上の「一部変更承認」とは法的性質が異なる。

（２）政令の類推適用の可否（争点２関連）

特許法施行令２条２号が定める延長登録の理由となる「処分」は限定列挙であると解される。

同施行令は度々改正されているが、添付文書改訂相談制度導入後も、添付文書改訂を処分に含める改正は行われていない。

特許権の存続期間終了後は何人も自由に発明を利用できるという特許制度の根幹（公益）に鑑みれば、明文の規定がない「添付文書改訂」を類推解釈によって延長登録の対象とすべきではない。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-94150.pdf

令和６年(ネ)10076【起伏収容式仮設防護柵】＜中平裁判長＞

原記事 URL：https://www.nakapat.gr.jp/ja/note/%e4%bb%a4%e5%92%8c7%e5%b9%b4%e3%83%8d10076%e3%80%90%e8%b5%b7%e4%bc%8f%e5%8f%8e%e5%ae%b9%e5%bc%8f%e4%bb%ae%e8%a8%ad%e9%98%b2%e8%ad%b7%e6%9f%b5%e3%80%91%ef%bc%9c%e4%b8%ad%e5%b9%b3%ef%bc%9e/

令和６年(ネ)10076【起伏収容式仮設防護柵】＜中平裁判長＞

被告製品「角筒管」（四角いパイプ状の支柱）は、本件特許発明の「回動板状部材」を文言非充足。

本件発明の課題は、訂正明細書等【０００７】に記載された「仮設用防護柵の起伏する部材の幅を小さくでき、軽量化、コンパクト化等を図るとともに、設置・撤去作業の効率化を可能とする起伏収容式仮設防護柵を提供すること」である。

⇒訂正明細書等【０００９】には、「前記回動板状部材は短手方向に厚さを有するので、短手方向の幅を薄くすることができる」と記載されている（判決１２頁）。判旨を要約すると、回動板状部材を薄くすることで、ガードレール及び回動板状部材を基礎架台（H形鋼）のウェブ部の幅に倒伏、収容可能とするという効果である。

⇒ 支柱を「板状」にすることで薄くし、H形鋼のくぼみ（ウェブ部）に収まるようにするという構成は、従来技術に見られない特有の技術的思想（＝本質的部分）である。

⇒均等侵害不成立（第１要件×）

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-94147.pdf

令和６年(行ケ)10024【Ｘ線検査装置】＜中平裁判長＞

原記事 URL：https://www.nakapat.gr.jp/ja/note/%e4%bb%a4%e5%92%8c6%e5%b9%b4%e8%a1%8c%e3%82%b110024%e3%80%90%ef%bd%98%e7%b7%9a%e6%a4%9c%e6%9f%bb%e8%a3%85%e7%bd%ae%e3%80%91%ef%bc%9c%e4%b8%ad%e5%b9%b3%ef%bc%9e/

令和６年(行ケ)10024【Ｘ線検査装置】＜中平裁判長＞

引用文献２には、センサ部の「冷風循環系」と信号処理回路部の「液体冷媒循環系」が記載されているが、これらは冷却構成として別個の技術的思想として把握可能である。

⇒したがって、審決がセンサ部の冷却に関連する「冷風循環系」のみを抽出して認定したことに誤りはない。

（判旨抜粋）

本件審決の引用文献２に記載された技術的事項の認定は、冷却を行う構成として、上記引用文献２の記載を基礎とし、異なる技術的思想として把握し得る二つの循環系のうちの一方の循環系であるセンサ部の熱を奪う冷風循環系を、客観的かつ具体的に認定したものと認められる。 以上によれば、引用文献２に記載された技術的事項に関する本件審決の認定に誤りがあったとは認められない。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-94148.pdf

令和７年５月27日 令和３年(ネ)10037【止痒剤】＜清水響裁判長＞

原記事 URL：https://www.nakapat.gr.jp/ja/note/%e4%bb%a4%e5%92%8c7%e5%b9%b45%e6%9c%8827%e6%97%a5-%e4%bb%a4%e5%92%8c3%e5%b9%b4%e3%83%8d10037%e3%80%90%e6%ad%a2%e7%97%92%e5%89%a4%e3%80%91%ef%bc%9c%e6%b8%85%e6%b0%b4%e9%9f%bf%ef%bc%9e/

令和７年５月27日

令和３年(ネ)10037【止痒剤】＜清水響裁判長＞

＜損害論＞消費税相当額の取扱い

消費税法４条・２条１項８号および消費税法基本通達５－２－５

⇒特許法１０２条１項に基づく「販売数量×単位利益」により算定される逸失利益については、「資産の譲渡等の対価」とはいえず、消費税を上乗せすることはできない。

他方、特許法１０２条３項に基づく「実施に対し受けるべき金銭の額」は、侵害者との間で事後的に定める実施料相当額であり、「資産の譲渡等の対価」と評価し得るから、その範囲で消費税相当額を加算しうる。

※延長登録の無効事由に関する判断は、同日付の、令和６年(行ケ)10033【止痒剤（ナルフラフィン塩酸塩／存続期間延長）】＜清水響裁判長＞と同旨。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-point_pdf-94302.pdf

【著作物・商標権】東京地判令和３年(ワ)32244＜中島裁判長＞

中村合同の旧記事ＵＲＬ：https://www.nakapat.gr.jp/ja/legal_updates_jp/%e3%80%90%e8%91%97%e4%bd%9c%e7%89%a9%e3%83%bb%e5%95%86%e6%a8%99%e6%a8%a9%e3%80%91%e6%9d%b1%e4%ba%ac%e5%9c%b0%e5%88%a4%e4%bb%a4%e5%92%8c3%e5%b9%b4%e3%83%af32244%ef%bc%9c%e4%b8%ad%e5%b3%b6%ef%bc%9e/

出典（著者：高石秀樹／記事名：【著作物・商標権】東京地判令和３年(ワ)32244＜中島＞）
ブログ：https://ameblo.jp/hideki-takaishi/entry-12954423597.html
個人ＨＰ：https://www.takaishihideki.com/single-post/linkedin-7512399803360694272-ja

【著作物・商標権】東京地判令和３年(ワ)32244＜中島裁判長＞

スケートボーダー兼アーティストである被告（ＡＩ）が、ライセンス契約を締結しビジネスを展開していた原告ＳＩに対し、商標権の移転登録を求めた（反訴）

① 本件各著作物に係る著作権は、被告に帰属する。

原告ＳＩは、２０００年の本件音楽契約に基づき著作権を譲受したと主張するが、同契約の解釈上、音楽作品等は譲渡対象（shall be transferred）であるのに対し、アルバムカバーアート等については宣伝目的の独占的使用権（shall have the exclusive rights）の付与に留まる。

② 原告らは被告に対し、本件各商標権の返還義務及び返還協力義務を負う。

本件ライセンス契約１１条は、被告の請求があれば商標登録を被告に返還することを条件として、権利保護のために「ＭＡＲＫ　ＧＯＮＺＡＬＥＳ」等の標章を登録できる旨定めている。

原告らは時効取得を主張するが、返還義務を前提とした使用であり「自己のためにする意思」が認められないため、時効取得は成立しない。

※米国と韓国の判決を証拠として引用している。米国 CA 州法が準拠法だから、米国判決を引用することは理解可能だが、韓国判決を引用したことは興味深い。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-93786.pdf

大阪地判令和６年(ワ)2705【角度調整可能なヒンジ】＜武宮裁判長＞

原記事 URL：https://www.nakapat.gr.jp/ja/note/%e5%a4%a7%e9%98%aa%e5%9c%b0%e5%88%a4%e4%bb%a4%e5%92%8c6%e5%b9%b4%e3%83%af2705%e3%80%90%e8%a7%92%e5%ba%a6%e8%aa%bf%e6%95%b4%e5%8f%af%e8%83%bd%e3%81%aa%e3%83%92%e3%83%b3%e3%82%b8%e3%80%91%ef%bc%9c/

大阪地判令和６年(ワ)2705【角度調整可能なヒンジ】＜武宮裁判長＞

ドイツおよび中国の特許権の移転登録手続請求

⇒不適法却下

特許の登録に関する訴えは「登録すべき地（その国）」の裁判所が専属的に管轄する。日本の裁判所には管轄権がない。

予備的な権利帰属確認請求については、被告が管轄違いの抗弁を提出せず本案について弁論したため、民事訴訟法３条の８による応訴管轄が認められた。以下の中国・ドイツ及び日本での訴訟に関する検討は、その確認の利益についての判断である。

（中国）日本と中国の間には判決承認の相互の保証がないため、中国で被告の勝訴判決が確定しても日本で承認されない。したがって、先行する日本判決との矛盾抵触を理由として中国判決の承認を妨げるために、日本で特許権の帰属を確認する利益は認められない。

（ドイツ）ドイツにおいて原告側がビジネスを行う具体的可能性が示されておらず、法的紛争が成熟していない。

（日本での提訴リスク）本判決は、日本国内での指示・提案等を理由とする外国特許侵害の請求について属地主義及び法の適用に関する通則法２２条を検討した。他方、中国の行為者が「手足」にすぎず、原告個人が中国での直接の侵害主体と認定される場合には損害賠償請求が成立する余地を認めている。それでも本件では紛争の成熟性が乏しく、抽象的に将来の訴訟に備えて権利帰属を確認する必要はないとした。外国特許侵害を理由とする日本での請求一般を否定したものではない。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-94374.pdf

大阪地判令和５年(ワ)10970【映像視聴装置】＜武宮裁判長＞

原記事 URL：https://www.nakapat.gr.jp/ja/note/%e5%a4%a7%e9%98%aa%e5%9c%b0%e5%88%a4%e4%bb%a4%e5%92%8c5%e5%b9%b4%e3%83%af10970%e3%80%90%e6%98%a0%e5%83%8f%e8%a6%96%e8%81%b4%e8%a3%85%e7%bd%ae%e3%80%91%ef%bc%9c%e6%ad%a6%e5%ae%ae%ef%bc%9e/

大阪地判令和５年(ワ)10970【映像視聴装置】＜武宮裁判長＞

構成要件Ｆ及びＧの「圧縮」を備えるというには、Ｔ１期間分（又は「Ｔ２期間＋Ｔ１期間」分）の車両走行情報が存在する場合に、これらの期間よりも短いＴ２期間に収まるように車両走行情報を時間的に短縮する（おしちぢめる）ことが必要である。

⇒非充足

⇒Amazon への侵害報告が不正競争行為に当たるとして、損害賠償請求一部認容（乙事件、１０７０万０３８２円）!!

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-94185.pdf

令和７年(ネ)10008【故人及び／又は動物の放置された部屋の消臭方法】＜中平裁判長＞

原記事 URL：https://www.nakapat.gr.jp/ja/note/%e4%bb%a4%e5%92%8c7%e5%b9%b4%e3%83%8d10008%e3%80%90%e6%95%85%e4%ba%ba%e5%8f%8a%e3%81%b3%ef%bc%8f%e5%8f%88%e3%81%af%e5%8b%95%e7%89%a9%e3%81%ae%e6%94%be%e7%bd%ae%e3%81%95%e3%82%8c%e3%81%9f%e9%83%a8/

令和７年(ネ)10008【故人及び／又は動物の放置された部屋の消臭方法】＜中平裁判長＞

原審・東京地判令和５年(ワ)70512

構成要件Ｅ『前記解体作業で露出した汚物の残存する箇所を塗料で覆う被覆作業』

⇒非充足

（判旨要約）

＜見積り記載＞

見積りへの計上は、あくまでコーティング作業が必要になるであろうという「予測」を示したにすぎず、実際に解体後の露出箇所に汚物が残存していたという客観的事実を認定する根拠にはならない。

＜薬剤使用＞

特殊清掃において洗浄剤やコーティングを用いたとしても、それは汚物が残存していた場合に限定されるものではなく、予防的あるいは念のための処置として行われる可能性もある。

したがって、これらの作業実施の事実のみをもって、解体により露出した箇所に汚物が残存していたと推認することはできない。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-94197.pdf

令和６年(ネ)10084【遠隔操縦無人ボート】＜中平裁判長＞

原記事 URL：https://www.nakapat.gr.jp/ja/note/%e4%bb%a4%e5%92%8c6%e5%b9%b4%e3%83%8d10084%e3%80%90%e9%81%a0%e9%9a%94%e6%93%8d%e7%b8%a6%e7%84%a1%e4%ba%ba%e3%83%9c%e3%83%bc%e3%83%88%e3%80%91%ef%bc%9c%e4%b8%ad%e5%b9%b3%ef%bc%9e/

令和６年(ネ)10084【遠隔操縦無人ボート】＜中平裁判長＞

構成要件Ｊの『第１制御装置』は、自動回帰発動条件①（信号途絶）及び条件②（電源残量低下）のいずれに係る判断をも行うことができる機構を備えるものである。…①又は②を別々に備える二つの発明が記載されたものでないことは、本件明細書の図８の記載（すなわち、フローチャートにおいて、所定時間内に受領信号を受信しなかった場合には自動回帰となるが、その受信を確かめた場合には、さらに電源残量が所定値以下であるか否かを確かめるステップに進むこととされ、自動回帰に至らない場合にはいずれの条件をも確かめるとされていること）からも明らかである。

⇒文言非充足

均等も不成立、第１要件、第５要件

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-94196.pdf

令和６年(ネ)10078【ダニ用食餌入りの多孔質通気性袋】＜本多裁判長＞

原記事 URL：https://www.nakapat.gr.jp/ja/note/%e4%bb%a4%e5%92%8c6%e5%b9%b4%e3%83%8d10078%e3%80%90%e3%83%80%e3%83%8b%e7%94%a8%e9%a3%9f%e9%a4%8c%e5%85%a5%e3%82%8a%e3%81%ae%e5%a4%9a%e5%ad%94%e8%b3%aa%e9%80%9a%e6%b0%97%e6%80%a7%e8%a2%8b%e3%80%91/

令和６年(ネ)10078【ダニ用食餌入りの多孔質通気性袋】＜本多裁判長＞

★特許は、原審・大阪地判令和４年(ワ)11025 と同じ。

*本件発明は、誘引物質を内部で保持することができる構造。

⇒被告製品は、ダニ誘引物質が２枚の不織布シートやガーゼ等で重ねて挟み込まれているのみであり、その周囲からダニ誘引物質が零れ落ちるようなものであるから、非充足

※…被告製品は、本当にそうなのか。実験等で、零れ落ちないと立証するべきであったか。

補足　上記は立証方法についての筆者の問いである。判決は、内部空間と閉じられる口という「袋」の構造を要求し、誘引物質の８割以上を保持しているという主張だけでは充足を認めていない。別途、構成要件Ａ－１の「含浸」及び均等第１・第２要件も否定したため、零れ落ちないことの立証だけで結論が変わるとはいえない。

（原審・判旨抜粋）

本件明細書の記載によると、本件発明は、大きなダニ捕獲能力を発揮することを目的として、その手段は、ダニ誘引物質を含浸させた織物シートからダニ誘引物質を拡散させることで広い範囲のダニを誘引した上で、マッ トの内部にダニ捕獲用の粘着テープと、これに対して千鳥状に被着させたダニ用食餌を入れた多孔質通気性袋を配することで、ダニ誘引物質で誘引されたダニを、マットの表裏両面からさらに内部に侵入させ、粘着テープに触れさせ、そこで捕捉するようにするというものである。そして、ダニを誘引させる物質として、「香料」を織物シートに含侵させた上、「食餌」入りの多孔質通気性袋を配置させる位置を両面粘着テープの表裏両面に配置させることにより、多孔質通気性カバーの内側に誘い込み、混ぜ物のない粘着層に触れさせて補足させる構成をとるものであるから、本件発明において「多孔質通気性袋」は、食餌が同位置にとどまり、粘着層の粘着力を低減させない機能を備えるべきことが想定されているといえる。加えて、多孔質通気性袋の構造上、一袋でこれらが実現でき、構成材料の数も減らすことができるようになっている。

以上を踏まえると、構成要件Ａ－３にいう「多孔質通気性袋」とは、辞書的にも、本件明細書の記載からも、少なくとも内包物を内部で保持し、拡散を防止することができる構造を有することが必要であると解することが相当である。一方、販売被告製品では、ダニ誘引物質が２枚の不織布シートやガーゼ等で重ねて挟み込まれているのみであり、その周囲からダニ誘引物質が零れ落ちるようなものであるから、誘引物質を内部で保持することができる構造であるとは認められない。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-94224.pdf

令和６年(ネ)10012【Ｒバッジ、受信装置】＜清水響裁判長＞

原記事 URL：https://www.nakapat.gr.jp/ja/note/%e4%bb%a4%e5%92%8c%ef%bc%96%e5%b9%b4%e3%83%8d10012%e3%80%90%ef%bd%92%e3%83%90%e3%83%83%e3%82%b8%e3%80%81%e5%8f%97%e4%bf%a1%e8%a3%85%e7%bd%ae%e3%80%91%ef%bc%9c%e6%b8%85%e6%b0%b4%e9%9f%bf%ef%bc%9e/

令和６年(ネ)10012【Ｒバッジ、受信装置】＜清水響裁判長＞

*サブコンビネーションが発明特定事項でないと判断された事例。

本件特許の優先日当時、スマートカード機能を携帯電話に取り込みＲＦＩＤで通信する技術（乙１９）や、ＩＣカードに代えて携帯電話と受信端末とで通信を行う技術（乙９及び１１）は、当業者にとって周知技術であった。乙５２発明とこれら周知技術は技術分野が共通しており、乙５２発明の非接触データキャリアを携帯電話とする構成を採用することは、当業者が容易に想到し得た。

⇒進歩性×

（判旨抜粋）

本件訂正後の請求項５における「他のサブコンビネーション」である「請求項４記載の」携帯電話に関する事項は、本件訂正発明５における「受信装置」の発明を特定するためには意味を有しないものといえる。

したがって、本件訂正発明５に係る発明の要旨認定においては、「請求項４記載の」との事項は除外して認定するのが相当というべきである。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-94282.pdf

令和６年(行ケ)10042【溶解炉】＜増田裁判長＞

原記事 URL：https://www.nakapat.gr.jp/ja/note/%e4%bb%a4%e5%92%8c%ef%bc%96%e5%b9%b4%e8%a1%8c%e3%82%b110042%e3%80%90%e6%ba%b6%e8%a7%a3%e7%82%89%e3%80%91%ef%bc%9c%e5%a2%97%e7%94%b0%ef%bc%9e/

令和６年(行ケ)10042【溶解炉】＜増田裁判長＞

① 主引例は、フラットフレームバーナーが周知であったにもかかわらず、エネルギー効率等の観点から保持バーナーにリジェネレーティブバーナーをあえて採用した。②主引例は既に排熱回収用の熱交換器を備えており、更に熱交換器を追加する動機付けがない。⇒進歩性〇

（判旨抜粋）

甲３発明のタワー型非鉄金属溶解保持炉は、その発売当時、フラットフレームバーナーがアルミ溶解等の用途において周知のものであったにもかかわらず、エネルギー効率等の観点であえて保持バーナーにリジェネレーティブバーナーを採用したと認めることができる。そうすると、甲３発明に接した当業者において、そのような保持バーナーに代えて、あえてフラットフレームバーナーを採用する動機付けが存在していたとは認められない。

甲３発明の保持バーナーにはリジェネレーティブバーナーが採用されていると認められるところ、リジェネレーティブバーナーには自己完結型排熱回収機能、すなわち、排ガスを吸引し蓄熱体で熱交換を行って空気を予熱する機能を有するものであり、熱交換器を備えているから…、これに追加して更に熱交換器を備えようとする動機付けが存在するとはいえない。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-94212.pdf

【特許★★★】第５世代分割出願における分割要件違反により、第７世代の特許が、原出願公開公報により新規性欠如の無効理由を有すると判断された。 －知財高判令和６年（行ケ）第１００８６号【車両誘導システム】事件＜本多裁判長＞－

原記事 URL：https://www.nakapat.gr.jp/ja/legal_updates_jp/%e3%80%90%e7%89%b9%e8%a8%b1%e2%98%85%e2%98%85%e2%98%85%e3%80%91%e7%ac%ac%ef%bc%95%e4%b8%96%e4%bb%a3%e5%88%86%e5%89%b2%e5%87%ba%e9%a1%98%e3%81%ab%e3%81%8a%e3%81%91%e3%82%8b%e5%88%86%e5%89%b2%e8%a6%81/

◆判決本文

【本判決の要旨、若干の考察】

１．事案の概要

第４世代当初明細書等には、車両誘導システムの発明において、①ＥＴＣを利用できない車両がＥＴＣ車専用レーンに進入した場合に、当該車両を、分岐レーンを走行させて戻すという事項、及び、②戻す対象となる車両は、ＥＴＣ車載器と路側アンテナとの無線通信が可能か否かにより判定するという事項が、必要不可欠な構成として記載されており、上記①及び②を必須の構成としない技術思想は、開示されていない。

他方、第５世代分割出願の特許請求の範囲に記載された各発明は、一般道路から有料道路のパーキングエリア若しくはサービスエリアに向かう入口側のレーンの途中から分岐する一般道路に戻るレーン、又は有料道路のパーキングエリア若しくはサービスエリアから一般道に向かう出口側のレーンの途中から分岐するパーキングエリア若しくはサービスエリアに戻るレーンを設けた三叉路型レーンにおいて、分岐した先の左右２か所の遮断機の開閉に関して、判定手段を特定しないことで、ＥＴＣシステムの路側アンテナと車載器との間の無線通信の不能又は不可が発生しているかの判定を伴うことに限らない任意の基準・方法によって、遮断機の一方は閉じたままで他方が開いて、本レーンをそのまま走行するか、分岐レーンに進むかを誘導するという新たな技術的事項を導入するものであり、①分岐レーンを走行させて車両を戻す場合についての限定がなく、②戻す対象となる車両を判定する方法についての限定もないのであるから、これら２点の構成において、第４世代当初明細書等に記載された必須の構成を、無限定に上位概念化させていることとなる。

したがって、第５世代各発明は、第４世代当初明細書等の全ての記載を総合することにより導かれる技術的事項との関係で、新たな技術的事項を導入するものというべきであり、第５世代分割出願は、特許法４４条２項本文の適用を受けることができず、その出願日は、現実の出願日である平成２６年１２月２日となる。

そうすると、第７世代の分割出願に当たる本件出願の出願日も、平成２６年１２月２日までしか遡及し得ないこととなる。

そして、平成２６年１２月２日より前に日本国内において頒布された甲９（最初の原出願の公開特許公報である特開２００６－７９５８０号公報）には、本件発明１及び２それぞれの構成を含む、有料道路料金所に設置

された車両誘導システムの構成が記載されており、同じ構成の車両誘導システムをサービスエリア又はパーキングエリアに設置できることが記載されている。

そうすると、本件各発明は、いずれも、甲９に記載された発明であって、特許法２９条１項３号の規定により特許を受けることができない。

２．判旨抜粋

特許請求の範囲の記載によると、第５世代各発明は、いずれも、ＥＴＣ専用の入口料金所、出口料金所又はその双方を有するスマートインターチェンジであって、当該料金所が設けられるレーン（以下「本レーン」という。）及び本レーンから分岐して車両が戻るレーン（以下「分岐レーン」という。）からなる三叉路型レーン、三叉路型レーンの分岐前の１か所と分岐した先の左右２か所に設けられた遮断機並びに三叉路型レーンの分岐前の本レーンに設けられた車両検知装置をその構成に含み、車両検知装置により車両が検知されることを契機として、分岐した先の左右２か所に設けられた遮断機のいずれかのみを開くものとして記載されている。

他方、第５世代各発明では、少なくとも、①分岐レーンを走行させて車両を戻す場合がいかなる場合であるか（第４世代当初明細書等の【請求項１】「路側アンテナと車載器と間で通信不能又は通信不可が発生したとき」）や、②車両を戻すべき場合に当たるか否かをＥＴＣシステムの無線通信により判定すること（同【請求項３】「前記路側アンテナは、車載器との間で無線通信可能か否かを判定するためのゲート前アンテナと入口情報及び料金情報の送受信を行なうＥＴＣアンテナとを有している」のような事項）が、発明特定事項として記載されていない。

したがって、第５世代各発明においては、①分岐レーンを走行させて車両を戻す場合についての限定がなく、②戻す対象となる車両を判定する方法についての限定もないということになる。

…

第４世代当初明細書等には、ＥＴＣ車専用レーンにＥＴＣを利用できない車両が進入すると渋滞や後続車との衝突の危険があるという課題に対し、その解決手段として、これらのＥＴＣを利用できない車両がＥＴＣ車専用レーンから離脱し得る手段を設け、離脱手段としてＥＴＣ専用レーンから分岐するレーンを設けることや、車両の進入を検知した場合に遮断機を下ろすことにより車両を誘導すること等が記載されており、ＥＴＣを利用できない車両を検知したときに、この車両をＥＴＣ車専用レーンから離脱させるべく誘導する車両誘導システムが開示されていると認められる。また、ＥＴＣを使用できない車両を検知し、これを判別する方法としては、【００１０】や【００１２】にみられるように、「路側アンテナと車載器との間で通信不能・不可」であるか否かによって行うとしており、その実施形態の説明のうち【００３１】～【００５３】、【００６６】～【００６８】、【図３】～【図８】、【図１２】において、車両がＥＴＣによる無線通信が可能か否かによって行うことが開示されており、また、逆進入防止機能を充実させたインターチェンジの実施例である【００５４】～【００６２】、【図９】、【図１０】、スマートインターチェンジの車両誘導システムの実施例である【００６３】～【００６５】、【図１１】も、「図９は、図４の変形例」（【００５５】）、「一般車レーンＢ、Ｃが無いことを除き、入口料金所１２のレーン（Ａ→Ｄ）と（Ａ→Ｅ）の役割、及び出口料金所１３のレーン（Ａ→Ｄ）と（Ａ→Ｅ）の役割は、図３、４、６及び７のそれと同じである」（【００６４】）とされており、いずれも車両がＥＴＣによる無線通信が可能か否かによって誘導されることが前提とされている。そうすると、第４世代当初明細書等には、渋滞や後続車との衝突の危険という課題を解決するため、ＥＴＣを利

用できない車両をＥＴＣ車専用レーンから離脱させる車両誘導システムの発明において、具体的な課題解決手段として、①ＥＴＣを利用できない車両がＥＴＣ車専用レーンに進入した場合に、当該車両を、分岐レーンを走行させて戻すという事項、及び、②戻す対象となる車両は、ＥＴＣ車載器と路側アンテナとの無線通信が可能か否かにより判定するという事項がそれぞれ記載されていると認められる。そして、第４世代当初明細書等の全ての記載を総合しても、他に、分岐レーンを走行させて車両を戻す場合や、戻す対象となる車両を判定する方法を開示し、又は示唆する記載はないから、上記①及び②の事項は、第４世代当初明細書等に開示された発明において、課題解決のために必要不可欠な構成であるというべきである。…

これに対し、…第５世代各発明は、一般道路から有料道路のパーキングエリア若しくはサービスエリアに向かう入口側のレーンの途中から分岐する一般道路に戻るレーン、又は有料道路のパーキングエリア若しくはサービスエリアから一般道に向かう出口側のレーンの途中から分岐するパーキングエリア若しくはサービスエリアに戻るレーンを設けた三叉路型レーンにおいて、分岐した先の左右２か所の遮断機の開閉に関して、判定手段を特定しないことで、ＥＴＣシステムの路側アンテナと車載器との間の無線通信の不能又は不可が発生しているかの判定を伴うことに限らない任意の基準・方法によって、遮断機の一方は閉じたままで他方が開いて、本レーンをそのまま走行するか、分岐レーンに進むかを誘導するという新たな技術的事項を導入するものであり、①分岐レーンを走行させて車両を戻す場合についての限定がなく、②戻す対象となる車両を判定する方法についての限定もないのであるから、これら２点の構成において、第４世代明細書等に記載された必須の構成を、無限定に上位概念化させていることとなる。したがって、第５世代各発明は、第４世代当初明細書等の全ての記載を総合することにより導かれる技術的事項との関係で、新たな技術的事項を導入するものというべきである。…

被告は、第５世代発明１について、第４世代当初明細書等に記載された発明の中から、車両検知装置と遮断機とを利用して、車両を入口側レーンをそのまま走行させるか戻り路に戻すかのいずれかに誘導するようにした誘導手段に関する発明のみを取り出して記載したものであると主張する。しかし、車両検知装置と遮断機を利用して、車両を入口側レーンをそのまま走行させるか戻り路に戻すかのいずれかに誘導するようにした誘導手段の発明というのであれば、車両検知装置と遮断機とを連関させるべく、検知した車両をいずれのレーンに誘導するかを決定する手段・方法がなければ誘導手段として機能し得ないところ、…第４世代当初明細書等には、検知した車両をいずれのレーンに誘導するかを決定する手段・方法としては、ＥＴＣ車載器と路側アンテナとの無線通信が可能か否かを判定する方法しか記載されていないのであるから、第４世代当初明細書等から、検知した車両をいずれのレーンに誘導するかを決定する手段・方法を特定することなく、車両検知装置と遮断機とを利用して車両をいずれかのレーンに誘導するようにした誘導手段の発明を取り出すことは、第４世代当初明細書等に記載された技術的事項との関係で、新たな技術的事項を導入するものといわざるを得ない。なお、被告は、当初出願の発明が第１及び第２工程からなる製造方法である場合に、第１工程のみの発明と補正することは、新規事項の追加に当たらないから、本件において、第４世代当初明細書等に記載された発明のうち下流側の構成のみを分割出願することは、新規事項の追加に当たらないとも主張する。しかし、第４世代当初明細書に記載されているのは、次の【図５】にみられるような処理フロー、すなわち車両検知装置による車両の検知、ゲート前アンテナとＥＴＣ車載器との通信、ＥＴＣ料金徴収の可否の判定、車両誘導装置による誘導、遮断機の開閉といった処理が順を追って行われ、全体としてその目的を達する車両誘導システムであって、その主要な処理（【図５】を例にすると、Ｓ０４、Ｓ０６、Ｓ０７）を省略したものは、誘導手段として機能し得ないのであるから、中間生成物を得る第１工程と、最終生成物を得る第２工程からなる物の製造方法の発明

と当然に同視して、下流側の構成のみを分割出願することが許容されるということはできない。したがって、被告の主張は採用することができない。（【図５】）

被告は、第５世代発明１は、不正車両を防止することを課題として、三叉路型レーンの分岐した先の左右２か所に設けた遮断機を常時「閉」とし、車両の通過を検知していずれかの遮断機を開くことにより、当該レーンから逆進入する不正車両を防止するという独立した発明であると主張する。しかし、第４世代当初明細書等のうち不正車両の進入を防止する旨の言及がある【００５４】～【００６２】においては、このような課題を解決するための手段として、分岐した両レーンのそれぞれに新たに遮断機と車両検知装置を設けて閉鎖区間を形成することが記載されている上に、「図４で説明した実施例では、料金不払いなどを目的とした不正車両が、ＥＴＣ車用レーンの出口や離脱レーンの出口から遡ってＥＴＣ車用レーンに逆進入することを防ぐことが出来ないという問題点を有している。」（【００５４】）として、分岐した先の左右２か所の遮断機の一方は閉じたままで他方が開くという構成（【図４】を用いて説明する【００３４】、【００３５】に記載された構成）では、被告が主張する課題が解決されないことが明記されている。このような記載に照らすと、当業者において、第４世代当初明細書等に、被告が主張するような、不正車両の逆進入を防止することを課題として、その解決手段を第５世代各発明の構成とする発明が記載されていると認識することはできないというべきである。したがって、被告の主張は採用することができない。…

３．同日付の侵害訴訟判決（令和７年（ネ）第１００３５号）～本判決と同じ論理で非充足

（１）「一般車用出入口」（構成要件２Ｅ）の非充足

本件明細書の記載等から、「一般車用出入口」に、本件発明２に係る車両誘導システムが設置されている有料道路料金所、サービスエリア又はパーキングエリア等に隣接する、別のインターチェンジの一般車用出入口は含まないと判断された。

（判旨抜粋）

本件親出願明細書の記載からは、ＥＴＣによる料金徴収が不可能であったためにスマートインターチェンジを利用できなかった車両が、隣接する別のインターチェンジの一般車用出入口を利用することが、本件発明２に係る誘導手段による誘導の結果であることを読み取ることはできない。したがって、構成要件２Ｅの「一般車用出入口」に、本件発明２に係る車両誘導システムが設置されている有料道路料金所、サービスエリア又はパーキングエリアに隣接する別のインターチェンジの一般車用出入口が含まれると解することはできない。

（２）「誘導手段」（構成要件２Ｅ）の非充足

「誘導」とは目的に向かっていざない導くことを意味するところ、（Ｕターンを指示する標識等がなく）運転者がＵターンしてＥＴＣ車専用出入口手前に戻ることが可能であったとしても、ＥＴＣ車専用出入口手前に戻るルートへの「誘導手段」にあたらないと判断された。

（判旨抜粋）

「誘導」とは、目的に向かっていざない導くことを意味するところ、原告各設備内にはＵターンを指示する標識等は存在しないのであるから、原告各設備が、ＥＴＣによる料金徴収が不可能な車両を再度ＥＴＣ車専用出入口手前へ戻るルートにいざない導いているということはできない。当該車両の運転者が、その選択によりＵ

ターンをして再度ＥＴＣ車専用出入口手前へ戻ることが事実上可能であるとしても、そのような運転者の意思による車両の走行を、原告各設備に設置された誘導手段によるものと評価することには無理があるというほかない。 したがって、原告各設備は、いずれも、ＥＴＣによる料金徴収が不可能な車両を「再度前記ＥＴＣ車専用出入口手前へ戻るルート」に誘導する誘導手段を備えているとはいえない

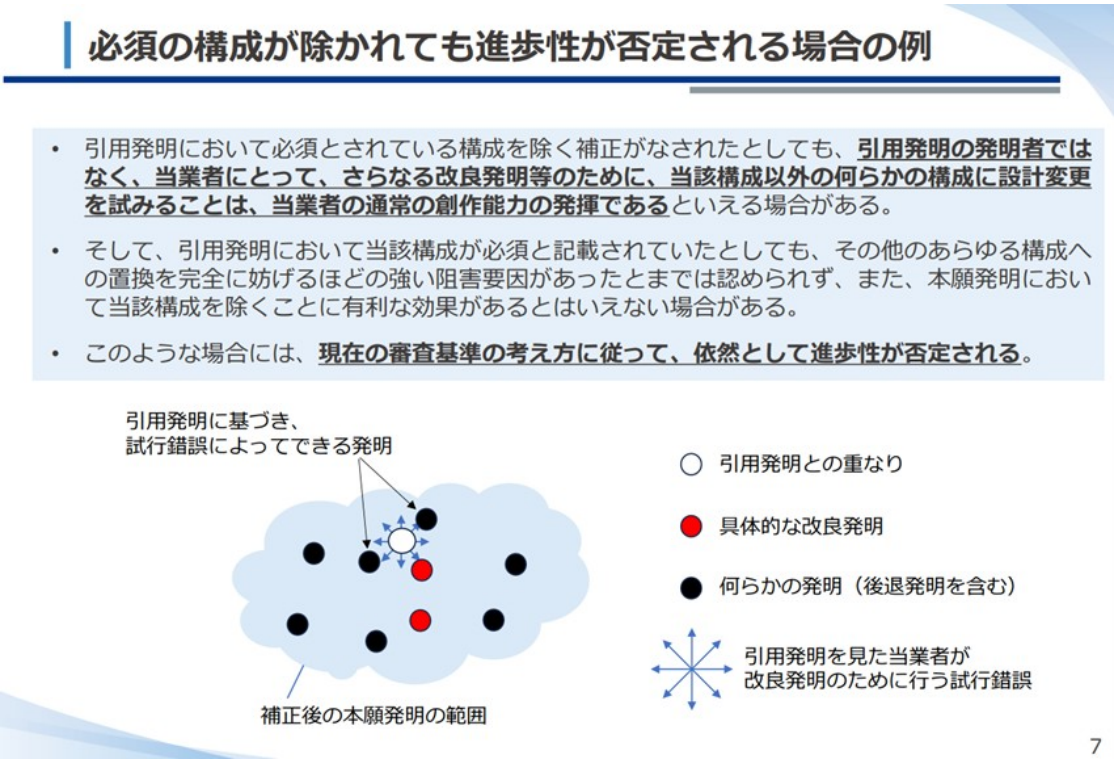
４．若干の考察

分割出願の割合が増加している昨今、分割ツリーの途中の特許出願に新規事項追加があり、出願日が原出願まで遡れないことにより新規性・進歩性が否定される事態が増加することが懸念される。これまでは、裁判所でそのように判決された事案は少なかったが、これから増えることが想定される。

特に、２０２５年に、特許庁からいわゆる『除くクレーム』の補正要件を厳格化する方向で、審査基準改訂を示唆するメッセージが出されている。特許として成立した『除くクレーム』の発明のなかに新規事項追加の無効理由を有すると判断されるものが現れれば、上記問題が顕在化し、今後、特許実務が混乱する事態が懸念される。（産業構造審議会 知的財産分科会 特許制度小委員会第 18 回 審査基準専門委員会ワーキンググループ資料参照）

https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/sangyo-kouzou/shousai/kijun_wg/18-shiryou.html

時点・評価の注　上記は２０２６年１月の原記事掲載時点における筆者の評価及び将来予測である。「厳格化」との評価は本件判決の判示ではなく、「除くクレーム」が一律に新規事項追加となる又は当然に無効となるという意味ではない。



新規事項の判断に係る審査基準の記載（３）

3.3.1 特許請求の範囲の補正

(1) 発明特定事項を上位概念化、削除又は変更する補正の場合

(2) 発明特定事項を下位概念化又は付加する補正の場合

b 請求項の発明特定事項を下位概念化する補正が当初明細書等に明示的に記載された事項又は当初明細書等の記載から自明な事項までは下位概念化しない補正であっても、**この補正により新たな技術上の意義が追加されないことが明らかな場合であれば、新たな技術的事項を導入するものではない**。したがって、このような補正は許される。

(3) 数値限定を追加又は変更する補正の場合

(4) 除くクレームとする補正の場合

「除くクレーム」とは、請求項に記載した事項の記載表現を残したままで、請求項に係る発明に包含される一部の事項のみをその請求項に記載した事項から除外することを明示した請求項をいう。

補正前の請求項に記載した事項の記載表現を残したままで、補正により当初明細書等に記載した事項を除外する「除くクレーム」は、**除外した後の「除くクレーム」が新たな技術的事項を導入するものではない場合には、許される。**

以下の(i)及び(ii)の「除くクレーム」とする補正は、新たな技術的事項を導入するものではないので、補正は許される。

(i) 請求項に係る発明が引用発明と重なるために新規性等(第29条第1項第3号、第29条の2又は第39条)が否定されるおそれがある場合に、その重なりのみを除く補正

・・・（後述）

(ii) 請求項に係る発明が、「ヒト」を包含しているために、第29条第1項柱書の要件を満たさない、又は第32条に規定する不特許事由に該当する場合において、「ヒト」のみを除く補正

・・・

(5) マーカッシュ形式等の択一形式のクレームについてする補正の場合

14

「除くクレーム」とする補正の類型と審査基準との関係

A) 特定の事項を含まないという技術的事項が、当初明細書等に明示的に記載されている場合

→ その補正は、新たな技術的事項を導入するものではないから**許される**。（審査基準の**3.1**）

B) 特定の事項を含まないという技術的事項が、当初明細書等の記載から自明な事項といえる場合

→ その補正は、新たな技術的事項を導入するものではないから**許される**。（審査基準の**3.2**）

C) 特定の事項を含む場合には第29条第1項柱書の要件を満たさない、又は第32条に規定する不特許事由に該当する場合

→ 請求項に係る発明が「ヒト」を包含しているために、第29条第1項柱書の要件を満たさない、又は第32条に規定する不特許事由に該当する場合において、「ヒト」を発明対象から除外することによって、上記拒絶理由を解消する補正は、補正前の明細書等から導かれる技術的事項に何らかの変更を生じさせるものとはいえない。したがって、このような補正は新たな技術的事項を導入しないものであることが明らかであるから、**許される**。（審査基準の**3.3.1(4)(ii)**）

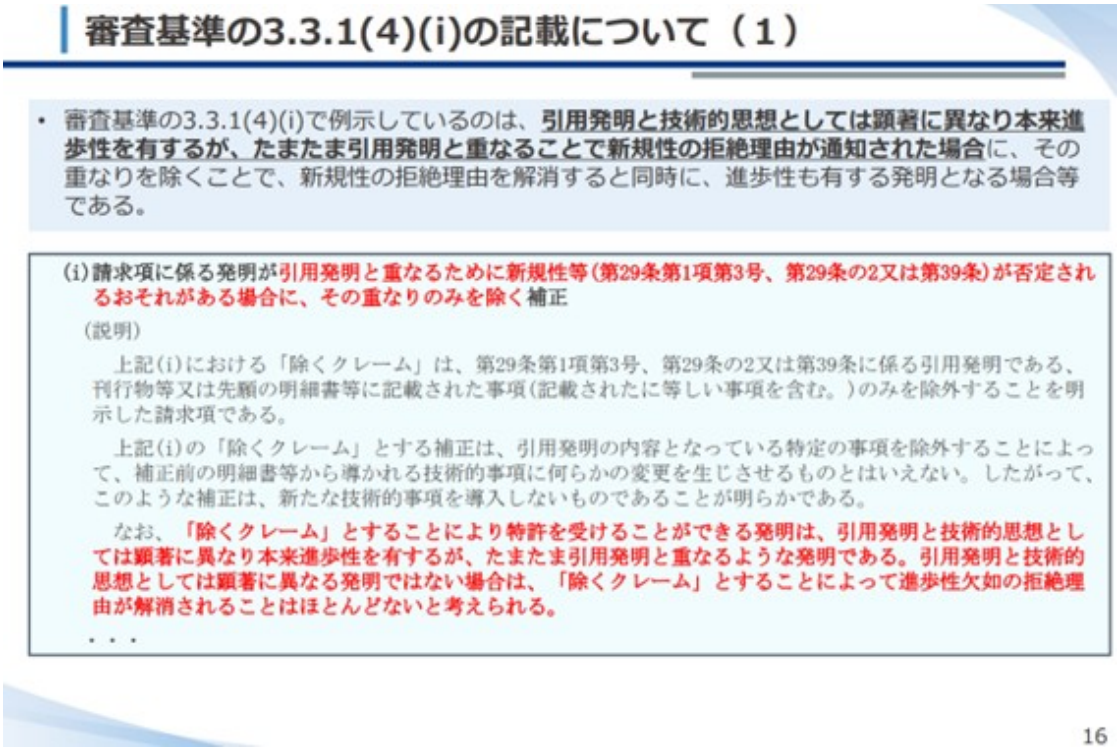
D) 類型A～Cのいずれにも該当しない場合

→ **新たな技術的事項を導入するものではない場合には許される。**

その一例として、「請求項に係る発明が引用発明と重なるために新規性等(第29条第1項第3号、第29条の2又は第39条)が否定されるおそれがある場合に、その重なりのみを除く補正」（審査基準の**3.3.1(4)(i)**）は、「新たな技術的事項を導入するものではないので、**許される**」とされている。

そのほかにも、例えば、下位概念化であって新たな技術上の意義が追加されないことが明らかな場合（審査基準の**3.3.1(2)b**）に該当すれば、「補正は許される」とされている。

15



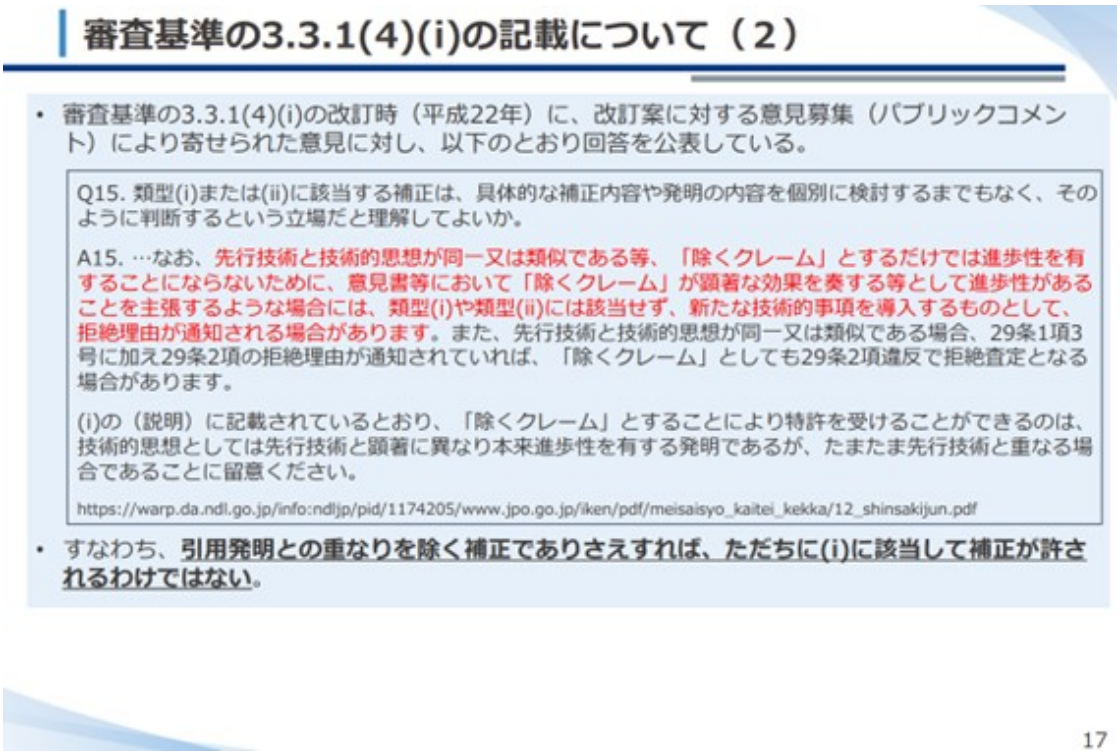


図６　多世代分割出願と補正・取下げの関係

⑤ 平成 28 年（行ケ）10263：「分割出願が適法であるための実体的要件としては，①もとの出願の明細書又は図面に二以上の発明が包含されていたこと，②新たな出願に係る発明はもとの出願の明細書又は図面に記載された発明の一部であること，③新たな出願に係る発明は，もとの出願の当初明細書等に記載された事項の範囲内であることを要する。本件出願は，第１出願から数えて５世代目になる分割出願であるため，本件出願が第１出願の出願時にしたものとみなされるには，本件出願，第４出願，第３出願及び第２出願が，それぞれ，もとの出願との関係で，上記①ないし③の分割の要件を満たし，かつ，本件発明が第１出願の出願当初の明細書等に記載した事項の範囲内のものであること，という要件を満たさなければならない。」

同旨：①大阪高判平成 14 年（ネ）2776＜若林＞、②東京高判平成 15 年（行ケ）65＜篠原＞。

子出願時は適法でも、子を出願後に補正すると、補正の遡及効により、子出願が分割要件違反となる場合がある。その場合、孫出願日は子出願日までしか遡及しない。

補正後が新規事項追加であると、分割要件違反となる。③東京地判平成 16 年（ワ）第 14649 号＜設樂＞。

分割要件＝補正要件：⑧東京地判平成 15 年（ワ）第 9215 号＜三村＞。

補正の遡及効：親出願日、子出願日、子の補正、孫の出願日の順序で検討する。補正により分割要件違反（要旨変更）が治癒されると、分割要件違反を免れる。④東京高判昭和 50 年（行ケ）第 75 号。

「本件訂正によって請求項の全部が削除されたことにより、本件実用新案登録は、初めから存在しなかったものとみなされる」⑥平成 13 年（行ケ）421＜山下＞。

子が取り下げられても、孫の出願日は親の出願日に遡及する。⑦平成 27 年（ワ）8517【畦塗り機事件】＜嶋末＞。同事件では、取下げ前に分割要件違反はなかった。特許法 39 条 5 項以外、出願取下げに遡及効はない（平成 1 年審 123 号）。

分割出願が新規事項追加のまま拒絶・無効確定すると、孫の出願日が親出願日に遡及しない。拒絶で終わる場合にも、新規事項追加を解消する補正を試みるべきである。

図 6 の③：東京地判平成 18 年 4 月 13 日・平成 16 年（ワ）第 14649 号（電話の通話制御システム事件）。

図 7　画像形成装置事件と分割出願の新規事項

令和元年（ワ）23164【画像形成装置】＜田中＞。参照：令和 2 年（行ケ）10131＜大鷹＞。

子出願が分割要件違反であれば、孫出願の出願日は子出願の現実の出願日までしか遡及せず、親出願日まで遡及しない。大阪高判平成 14 年（ネ）2776、東京高判平成 15 年（行ケ）65 も同旨。

明細書の追加記載が新規事項追加とされた例として、【人工乳首事件】（平成 14 年（行ケ）539）と比較する。

「本件出願 2 が分割出願された時点における本件出願 1 の明細書等…と、本件出願 2 の明細書等（本件出願 2 分割時明細書…）とを比較すると、本件出願 2 分割時明細書は、例えば、指定キープ指示部によって、電源 OFF 後も加工条件をキープし、次回以降最初に表示される画面に表示することに関する記載が追加されている点（段落【0100】）、倍率を指示する「一つ上」や「一つ下」の表示によって、使用頻度の高い加工条件である倍率の設定数を減らし、メニューの設定数を減らすことに関する記載が追加されている点（段落【0105】）、登録されたメニューを変更不可にロックする手段を設けることによって、安易なメニュー変更による誤指示を防止することに関する記載が追加されている点（段落【0145】）、図 7 ないし図 15 及びこれに関連する記載が追加されている点（段落【0041】…）で、本件出願 1 査定時明細書の記載と相違しており、本件出願 2 分割時明細書は、本件出願 1 査定時明細書には存在しない記載事項を含むものであるから、本件出願 1 査定時明細書に記載された事項の範囲内であるとはいえない…。そうすると、本件出願 2 は、…②の分割要件を満たさない…」

親出願日後、子出願日前の引用発明に基づき、進歩性欠如とされた。

優先権主張時は「部分優先」が有り得るが、分割出願時の明細書への追記には注意を要する。原明細書等に開示があれば追記は不要であり、開示がなければ新規事項追加となる。

図 7 の参照判例：知財高判令和 3 年 10 月 13 日・令和 2 年（行ケ）第 10131 号（画像形成装置事件）。

【関連裁判例（分割要件について）】

（1）知財高判令和６年（行ケ）第１００８６号【車両誘導システム】事件＜本多裁判長＞（本判決）

*子出願が分割要件違反⇒孫出願の出願日は親出願まで遡及しない。

＜判旨抜粋＞

第４世代当初明細書等には、ＥＴＣ車専用レーンにＥＴＣを利用できない車両が進入すると渋滞や後続車との衝突の危険があるという課題に対し、その解決手段として、これらのＥＴＣを利用できない車両がＥＴＣ車専用レーンから離脱し得る手段を設け、離脱手段としてＥＴＣ専用レーンから分岐するレーンを設けることや、車両の進入を検知した場合に遮断機を下ろすことにより車両を誘導すること等が記載されており、ＥＴＣを利用できない車両を検知したときに、この車両をＥＴＣ車専用レーンから離脱させるべく誘導する車両誘導システムが開示されていると認められる。また、ＥＴＣを使用できない車両を検知し、これを判別する方法としては、【００１０】や【００１２】にみられるように、「路側アンテナと車載器との間で通信不能・不可」であるか否かによって行うとしており、その実施形態の説明のうち【００３１】～【００５３】、【００６６】～【００６８】、【図３】～【図８】、【図１２】において、車両がＥＴＣによる無線通信が可能か否かによって行うことが開示されており、また、逆進入防止機能を充実させたインターチェンジの実施例である【００５４】～【００６２】、【図９】、【図１０】、スマートインターチェンジの車両誘導システムの実施例である【００６３】～【００６５】、【図１１】も、「図９は、図４の変形例」（【００５５】）、「一般車レーンＢ、Ｃが無いことを除き、入口料金所１２のレーン（Ａ→Ｄ）と（Ａ→Ｅ）の役割、及び出口料金所１３のレーン（Ａ→Ｄ）と（Ａ→Ｅ）の役割は、図３、４、６及び７のそれと同じである」（【００６４】）とされており、いずれも車両がＥＴＣによる無線通信が可能か否かによって誘導されることが前提とされている。そうすると、第４世代当初明細書等には、渋滞や後続車との衝突の危険という課題を解決するため、ＥＴＣを利用できない車両をＥＴＣ車専用レーンから離脱させる車両誘導システムの発明において、具体的な課題解決手段として、①ＥＴＣを利用できない車両がＥＴＣ車専用レーンに進入した場合に、当該車両を、分岐レーンを走行させて戻すという事項、及び、②戻す対象となる車両は、ＥＴＣ車載器と路側アンテナとの無線通信が可能か否かにより判定するという事項がそれぞれ記載されていると認められる。そして、第４世代当初明細書等の全ての記載を総合しても、他に、分岐レーンを走行させて車両を戻す場合や、戻す対象となる車両を判定する方法を開示し、又は示唆する記載はないから、上記①及び②の事項は、第４世代当初明細書等に開示された発明において、課題解決のために必要不可欠な構成であるというべきである。…

⇒第５世代各発明は、上記①及び②の事項（課題解決のために必要不可欠な構成）を有しないから、新規事項追加である。

-

（２）東京地判令和元年(ワ)第 23164 号【画像形成装置】事件＜田中裁判長＞

判決原文：https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-91102.pdf

*子出願が分割要件違反⇒孫出願の出願日は親出願まで遡及しない。

※同じ特許の令和２年(行ケ)10131;「上記追加部分を削除するなどの補正をすることによって，本件出願２の分割要件違反の状態を解消する機会があったこと…を総合考慮すれば，本件出願２の審査官が上記分割要件違反を看過したことは適切ではなかったが…」と判示した。

判決原文：https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-90633.pdf

＜判旨抜粋＞

…本件特許出願は，本件出願１の分割出願である本件出願２に係る，更にその分割出願である本件出願３に係る，更にその分割出願に係る特許出願であるところ，被告は，本件出願２が分割要件違反になる旨を主張するので，この点について検討する。

…分割出願が適法な場合には，その効果は原出願の出願日に遡及する（特許法４４条２項本文）が，分割出願が不適法な場合には，分割出願をした時点を基準として実体審査が行われることになる。そして，分割出願の出願日が原出願の出願日へ遡及するためには，①分割出願の明細書等に記載された事項が，原出願の出願当初の明細書等に記載された事項の範囲内であること，及び，②分割出願の明細書等に記載された事項が，原出願の分割直前の明細書等に記載された事項の範囲内であることを要するものと解するのが相当である。なお，原出願の明細書等について補正をすることができる時期に特許出願の分割がされた場合には，上記①の要件が満たされれば，上記②の要件も満たされるものと解されるところ，本件出願２は…本件出願１の明細書等について補正をすることができる時期…にされたものではないことからすれば，本件出願２の分割要件としては上記①の要件とは別に，上記②の要件を満たすことも必要となると解される。…

…本件出願２が分割出願された時点における本件出願１の明細書等，すなわち，本件出願１の特許査定時の明細書等…と，本件出願２の明細書等（本件出願２分割時明細書…）とを比較すると，本件出願２分割時明細書は，例えば，指定キープ指示部によって，電源ＯＦＦ後も加工条件をキープし，次回以降最初に表示される画面に表示することに関する記載が追加されている点（段落【０１００】），倍率を指示する「一つ上」や「一つ下」の表示によって，使用頻度の高い加工条件である倍率の設定数を減らし，メニューの設定数を減らすことに関する記載が追加されている点（段落【０１０５】），登録されたメニューを変更不可にロックする手段を設けることによって，安易なメニュー変更による誤指示を防止することに関する記載が追加されている点（段落【０１４５】），図７ないし図１５及びこれに関連する記載が追加されている点（段落【００４１】…）で，本件出願１査定時明細書の記載と相違しており，本件出願２分割時明細書は，本件出願１査定時明細書には存在しない記載事項を含むものであるから，本件出願１査定時明細書に記載された事項の範囲内であるとはいえない…。そうすると，本件出願２は，…②の分割要件を満たさないから，分割要件違反となるものというべきであり，本件出願２には特許法４４条２項の適用がない。

…以上によれば，本件特許出願が本件出願３に対して分割要件を満たし，本件出願３が本件出願２に対して分割要件を満たすとしても，本件出願２は本件出願１に対して分割要件を満たしていないから，本件出願２の出願日は，本件出願１の出願日まで遡及せず，現実の出願日…であることとなり，同様に，本件特許出願の遡及する出願日は，本件出願２の出願日…となる。

-

（３）大阪高判平成 14 年(ネ)第 2776 号【コンクリート埋設物】事件(未来工業 v.日動電工)

判決原文：https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-11279.pdf

*子出願が手続補正の遡及効により、分割要件違反となった。

⇒孫出願の出願日は親出願まで遡及しない。

*子出願の無効が確定したことは、孫出願の出願日が親出願まで遡及するか否かとは無関係である。

＜判旨抜粋＞

子出願の分割出願についてみると，**子出願の…補正**は，親出願の出願当初明細書又は図面に記載されておらず，子出願の出願当初明細書又は図面にも記載されていない事項を含み，上記補正後の子出願の明細書は，親出願の出願当初明細書又は図面の範囲内でない事項を含むものであるから，子出願は，親出願から特許法４４条１項に基づき適法に分割されたものといえないことになる。そして，子出願は，その後，特許登録され，本件無効審決を経て確定し，もはや，手続補正や訂正審判により…手続補正書による内容を是正する余地はなく，上

記補正後の内容で確定したから，子出願は，親出願から特許法４４条１項に基づき適法に分割されたものとはいえず，親出願の時に出願したとみなされることはない。そして，親出願の時に出願したとみなされないことから，…子出願の出願日は…補正書を提出した日…とみなされることになる。…この点に関し，原告は，子出願が特許法４４条により適法に分割された分割出願であり，…手続補正書による補正により，特許法４０条に基づき，出願日が…繰り下がったに過ぎず，子出願の分割自体が不適法，無効となるものでない旨主張するが，…そもそも子出願の分割は分割要件を具備しておらず不適法であることは明らかであって，原告の上記主張は採用することはできない。…

本件出願１（孫出願）は，子出願を親出願とする分割出願としては，その他の分割の要件も満たしているといえるから適法といえる。しかしながら，親出願との関係では，…**子出願が親出願から適法に分割されたものとはいえない以上，本件出願１（孫出願）も親出願の時に出願したとみなされることはなく，子出願の時に出願したとみなされることとなり，子出願の出願日とみなされる…日に出願したとみなされる**ことになる。…

孫出願の出願日の遡及の利益の享受は，あくまで子出願の出願日の利益の享受であって，子出願が分割要件を満たして分割が適法に行われることを前提とするものであり，孫出願の出願日が子出願と無関係に本来の分割可能な時期から離れて無限定に 親出願のときまで遡及するものではない。そして，特許法は…補正がその手続の初めに遡って効力を有することを認めており，特許に関する手続はこのような補正の遡及効を前提に運用されている。現に分割出願においても，出願の分割時には原出願に係る発明と分割出願に係る発明が同一であったが，その後に原出願の明細書又は図面が補正され両者の発明が同一でなくなった場合は，分割出願は適法なものとされ，他方，出願の分割時には原出願に係る発明と分割出願に係る発明が同一ではなかったが，その後に原出願の明細書又は図面が補正され両者の発明が同一となった場合は，分割出願は適法でないものとされており，しかも，このような補正の遡及効により分割不適法の事態などが生じる場合でも，補正を行った者はさらにこれを修正する補正を行うことにより不適法理由の解消を行うことなどが可能である。これらの点を考慮すると，親出願，子出願，孫出願と順次分割がされた場合において，子出願から孫出願への分割が分割要件に欠けるところがなかったとしても，子出願についての補正の有無，内容いかんにより，子出願の親出願からの分割がその要件を具備するか否かの帰趨が変動し，そのために，子出願の出願日が変動し，さらに孫出願の出願日が変動するような事態が生じることもやむを得ない…。

-

（４）東京高判平成 15 年(行ケ)第 65 号【コンクリート埋設物】事件(未来工業 v.日動電工)

判決原文：https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-10885.pdf

*子出願が手続補正の遡及効により、分割要件違反となった。

⇒孫出願の出願日は親出願まで遡及しない。

＜判旨抜粋＞

…本件において,本件特許出願(孫出願)は,親出願からの分割出願である子出願を更に分割出願したものであるから,孫出願(本件特許出願)及び子出願の各分割出願がそれぞれ特許法旧 44 条 1 項の分割要件を満たし,かつ,本件発明 1,2 が親出願の当初明細書等に記載した事項の範囲内のものである場合には,本件発明 1,2 の出願日は,親出願の出願日まで遡及することになる。しかしながら,子出願に係る発明は,平成 5 年 10 月 29 日付け手続補正書(甲 17)により補正され,親出願の当初明細書等に記載した事項の範囲内のものでないこととなり,いったん特許権の設定登録がされた後,当該補正がされた発明のまま,その無効審決が確定し,子出願に係る特許権は,初

めから存在しなかったものとみなされた。したがって,当該補正がされた発明はもはや訂正される余地はなく,子出願に係る発明は,親出願の当初明細書等に記載した事項の範囲内のものでないこととなったから,子出願が分割の実体的要件を満たさないことは明らかである。そうすると,孫出願の分割の適否を検討するまでもなく,孫出願である本件特許出願の出願日が親出願の出願日まで遡及する余地はない…。…

…子出願…補正は,本来,不適法なものとして却下されるべきものであったが,却下されることなく,当該補正がされた発明のまま,いったん特許権の設定登録がされた後,その無効審決が確定し,子出願に係る特許権が初めから存在しなかったものとみなされた…,子出願が分割要件を満たして分割が適法に行われたものでない…。…

…原告は,さらに,本件特許出願に適用される昭和 58 年 5 月特許庁作成に係る審査基準においても,原出願が取り下げられ又は放棄された日と同日に出願された分割出願は適法であり,ただ,原出願が取り下げられ,放棄され又は無効とされた場合に,これらの行為がされた時点での原出願に係る発明と分割出願に係る発明とが同一であるときには,分割出願は適法でないものとするとされており,子出願に係る権利が確定した後に無効になったからといって,孫出願までが無効になるものではないことは,特許庁における運用であると主張する。しかしながら,子出願は,上記のとおり,特許法旧 40 条により,手続補正書の提出日が出願日とみなされたものであって,子出願が取り下げられ,又は放棄されたとみなされたものではないし,子出願が無効になったから孫出願が無効であるとの判断をしているものでもないことは明らかである。原告の上記主張は,本件審決を正解しないでこれを論難するものにすぎず,採用の限りではない。

-

（５）東京地判平成 15 年（ワ）第 9215 号【止め具及び紐止め装置】事件(JP3367651)＜三村裁判長＞

判決原文：https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-10373.pdf

*分割出願と補正は、同じ範囲で許される。

=東京地判平成 10 年(ワ)8345【養殖貝類の耳吊り装置】事件＜三村裁判長＞

判決原文：https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-13449.pdf

＜判旨抜粋＞

特許出願の分割については，特許法４４条１項に，「特許出願人は，願書に添付した明細書又は図面について補正をすることができる期間内に限り，２以上の発明を包含する特許出願の一部を１又は２以上の新たな特許出願とすることができる。」と規定されているが，この分割出願が適法と認められるためには，もとの出願が特許庁に係属し，かつ，もとの出願が２以上の発明を含むものでなければならず，２つ以上の発明を含むということは，単に特許請求の範囲に含まれている場合だけではなく，明細書に２以上の発明が含まれていればよいと解されていること，また，分割出願は，補正をなし得る期間内に出願されることが必要であること（特許法４４条１項），さらに，分割出願はもとの特許出願の時にしたものとみなされ（同条２項），新規性・進歩性の判断等については分割出願の基になった特許出願時を基準とすることになることなどにかんがみると，出願の分割は補正（特許法１７条）と類似した機能を持つものであるといえるから，分割出願をすることができる範囲についても，もとの出願について補正をすることが可能である範囲に限られるものと解すべきであって（補正の要件を欠く場合にも出願の分割をなし得るとすれば，実質的には分割手続により補正の要件を潜脱することを許すことになり，不合理である。），分割出願の明細書又は図面に，原出願の出願当初の明細書又は図面に記載した事項の範囲外のものを含まないように解する…。

-

（６）東京地判平成 16 年(ワ)第 14649 号【電話の通話制御システム】事件＜設樂裁判長＞

判決原文：https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-32912.pdf

*分割要件を補正後のクレームで判断した事例（補正の遡及効）～補正要件と同じ論理及び結論

=東京高判平成 15 年(行ケ)65、Cf.平成 28 年(行ケ)10114

＜判旨抜粋＞

…本件出願２第１補正及び第２補正は，顧客が預託金を支払う前に，特殊な交換部のメモリー手段に予め預託金額及び特殊コードを記憶させるという実施例の記載を追加し，「…」という本件出願当初明細書には記載されていない新たな作用効果を奏する発明を追加的に記載したものというべきである。したがって，本件出願２第１補正及び第２補正は，本件出願当初明細書又は図面に記載した事項の範囲内において，本件分割出願における当初明細書の特許請求の範囲を増加し減少し又は変更した補正であるとは認められないから，本件分割出願は旧特許法４４条１項の分割出願の要件を満たさないものであり，平成９年５月７日に出願されたものとみなされる。そして，本件出願２第１補正及び第２補正は，本件分割出願の当初明細書又は図面に記載した事項の範囲内においてなされたものと認めることもできないため，特許法１７条の２第３項に反する…。

（７）東京高判昭和 50 年（行ケ）第 75 号

補正による治癒の可能性についての説明を、具体的事案で治癒を認めたとの結論や、現行法における無条件の救済策と読むことはできない。

*補正により分割要件違反が治癒される（補正の遡及効）

（参考）東京高判平成 15 年(行ケ)65「コンクリート埋設物事件」⇒子出願から分割した孫出願の出願日は，子出願が補正により分割要件を満たさなくなったときは、親出願日まで遡及しない。

⇒子出願の出願日は、手続補正書の提出日!!

＜判旨抜粋＞

本件特許出願は、その当初の明細書及び図面による限り、原特許出願との関係では、前記技術的事項に関する分割の要件を具備していないから、適法な分割出願であるということはできず、したがつて、出願日の遡及は認められず、現実の出願日である昭和三九年四月二三日に出願したものとして、取り扱われることとなる。

もっとも、本件特許出願に関し、その後の補正によつて、右分割の要件が満たされるに至つたときには、これにより改めて出願日の遡及が認められることとなる場合があるので、本件補正がこの場合に当るかどうかについて検討する。しかして、本件補正が、本件特許出願（分割出願であつて、新たな出願である。）それ自体との関係で、明細書又は図面の要旨を変更するものである場合には、その補正は許されず、本件補正によつて、本件特許出願が前記分割の要件を満たしたことにならないのはもとより、それが原特許出願の当初の明細書又は図面に記載されていた事項の範囲のものであると否とに拘らず、旧法の下において採用することができないのであり、新法の下でも却下されなければならない。…

本件補正は…本件特許出願の当初の明細書又は図面に記載された事項の範囲内のものでないことが認められる（なお、前掲各証拠によれば、右の点は、原特許出願の当初の明細書又は図面にも、記載されていないことが

認められる。）。したがつて本件補正によつて、本件特許出願が前記分割の要件を満たすに至つたとすることはできない。

（８）東京地判平成 27 年（ワ）第 8517 号【畦塗り機】事件＜嶋末裁判長＞

判決原文：https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-85939.pdf

*原出願⇒第 1 世代⇒第 2 世代⇒第 3 世代という経緯における第 3 世代の特許。

*第 2 世代の出願は取り下げられていたが、第 1 世代、原出願に出願日遡及できるかは争われなかった。

*東京高判平成 15 年(行ケ)65、大阪高判平成 14 年(ネ)2776～子出願が無効であること自体は関係ないとした。

＜判旨抜粋＞

【被告の主張】

請求項１における「前記連結片は，前記隣接する整畦板のうち，回転方向前側に位置する整畦板の整畦面の裏面に固定され，回転方向後側に位置する整畦板の整畦面に延在しない」との構成（本件補正によって付加された構成），及び「境界部分に沿って設けられた連結片」という構成は，いずれも，本件特許の原出願（特願２０１４－７８３９７号）の分割（本件特許の出願）直前の明細書，特許請求の範囲及び図面（以下，これらを併せて「原出願分割時明細書等」という。）に記載された事項の範囲内のものではない…。そうすると，本件特許に係る出願（特願２０１４－７８３９７号の分割）は，適法な分割出願（特許法４４条１項１号）ではなく，その出願日は原出願日に遡及しない。その結果，本件各発明は，本件特許の原出願（特願２０１４－７８３９７号）に係る公開特許公報（平成２６年７月１０日に頒布された特開２０１４－１２８２８７号公報〔乙１５〕）により新規性又は進歩性（特許法２９条１項３号又は２項）を欠くこととなる。

…

【当裁判所の判断】

原出願分割時明細書等における記載中，「前記連結片は，前記隣接する整畦板のうち，回転方向前側に位置する整畦板の整畦面の裏面に固定され，回転方向後側に位置する整畦板の整畦面に延在しない」との構成に関係する…記載は，当初明細書等の…記載と同じであることが推認できるから…同構成は，原出願分割時明細書等の上記記載から自明な事項であるというべきである。また，「境界部分に沿って設けられた連結片」との構成についても，原出願分割時明細書…の記載から自明な事項であると認められる。…以上によれば，本件各発明についての特許は，適法な分割出願に係るものでないとは認められない…。

（９）知財高判平成 28 年(行ケ)第 10263 号【配線ボックス】事件(未来工業 v.日動電工)＜髙部裁判長＞

判決原文：https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-87087.pdf

*第５世代（玄孫）特許の分割要件の判断手法（一般）

＜判旨抜粋＞

分割出願が適法であるための実体的要件としては，①もとの出願の明細書又は図面に二以上の発明が包含されていたこと，②新たな出願に係る発明はもとの出願の明細書又は図面に記載された発明の一部であること，③

新たな出願に係る発明は，もとの出願の当初明細書等に記載された事項の範囲内であることを要する。本件出願は，第１出願から数えて５世代目になる分割出願であるため，本件出願が第１出願の出願時にしたものとみなされるには，本件出願，第４出願，第３出願及び第２出願が，それぞれ，もとの出願との関係で，上記①ないし③の分割の要件を満たし，かつ，本件発明が第１出願の出願当初の明細書等に記載した事項の範囲内のものであること，という要件を満たさなければならない。

以　上

（原告）東日本高速道路株式会社

（被告）有限会社ＰＸＺ

【特許★★】特許権侵害訴訟の控訴審において、控訴理由書で新たな無効理由を主張したが、原審で主張できたことを理由として、時機後れと判断された事例 －知財高判令和６年（ネ）第１００１０号【女性用衣料】事件＜中平裁判長＞－ （第一審・東京地判令和３年（ワ）第１８２６２号＜國分裁判長＞）

原記事 URL：https://www.nakapat.gr.jp/ja/legal_updates_jp/%e3%80%90%e7%89%b9%e8%a8%b1%e2%98%85%e2%98%85%e3%80%91%e7%89%b9%e8%a8%b1%e6%a8%a9%e4%be%b5%e5%ae%b3%e8%a8%b4%e8%a8%9f%e3%81%ae%e6%8e%a7%e8%a8%b4%e5%af%a9%e3%81%ab%e3%81%8a%e3%81%84%e3%81%a6%e3%80%81/

◆判決本文

【本判決の要旨、若干の考察】

１．特許請求の範囲（請求項１）

A 少なくとも女性のバスト部を覆う女性用衣料において、

B 前記少なくとも女性のバスト部を覆うカップ部材と、

C 前記カップ部材と分離した状態で当該カップ部材の表面側に配置され、

前記バスト部の左右の各脇部からバストの側部を覆った状態でバスト下部の中央部にかけて設けられる左右の前身頃部材と、

D 前記左右の前身頃部材をバスト下部の中央部近傍で互いに連結するとともに、当該左右の前身頃部材の連結幅を調節可能に設けられた複数の連結部材とを備えた

E ことを特徴とする女性用衣料。

２．充足論（一審判決／東京地判令和３年(ワ)第１８２６２号【女性用衣料】＜國分裁判長＞）

第一審判決原文：https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-92632.pdf

広辞苑第６版には、「ともに」という用語の意味は、①「ひとつになって。いっしょに。相連れて。同じく。」と、②「同時に。」の二つが記載されている。

被告（被疑侵害者）は、広辞苑に２つの意味が記載されているときは先に記載されている意味がより一般的であると主張したが、認められなかった。

東京地裁は、「広辞苑第６版において、広く一般に用いられる意味から記載するとの編纂方針が採用されていることを認めるに足りる証拠はない。また、…明細書において『連結部材』として具体的例示されているものは…被告…解釈とは相容れない…。」本件特許発明の「ともに」は、②「同時に。」という意味であるとクレーム文言解釈し、充足を認めた。（特許権者勝訴）

（判旨抜粋／一審判決）

被告は、構成要件Ｄの「ともに」について、辞書を編纂するに際し、各語句の意味は、広く一般に用いられるものから記載されるから、広辞苑第６版において最初に記載されている「ひとつになって。いっしょに。相連れて。同じく。」の意味であ…るべきと主張する。しかし、語句の意味をどのようなものから優先的に記述するかは、各辞書の編纂方針によると考えられるところ、…広辞苑第６版において、広く一般に用いられる意味から記載するとの編纂方針が採用されていることを認めるに足りる証拠はない。また、…本件明細書において「連結部材」として具体的例示されているものは、いずれも連結部材同士の連結を解除しなければ、その連結幅を調節できないものであるから、被告が主張する「ともに」との解釈とは相容れない…。

３．無効論（時機後れとされたが、一応検討された。）

控訴人が原審で主張していた無効理由

- **乙８文献を主引用例とする新規性欠如・進歩性欠如**
- **乙９、乙10文献を副引用例とする進歩性欠如**

控訴人が控訴審で初めて主張した無効理由

- **乙31～33文献（米国特許）に基づく新規性欠如・進歩性欠如**

<u>時機後れに関する被控訴人の主張と知財高裁の判断</u>

１．被控訴人の主張：原審で主張すべき時期があった

- **令和４年８月31日の手続期日で侵害論について心証開示がされた**
- **この時点までに新たな無効理由を主張することが可能だった**

２．被控訴人の主張：原審では一切提出・主張されなかった

- **「控訴人からは、最後まで乙31ないし33の提出すらなされず」**
- **「またそれらに基づく無効論の主張等も一切なされていなかった」**

３．被控訴人の主張：主張が困難だった事情がない

- **「乙31ないし33の文献に基づく無効の抗弁を主張することが困難であったことをうかがわせる事情は存在しない」**

４．裁判所の判断：本件では訴訟完結の遅延までは認められなかった

- 審級又は代理人の変更は提出の遅れを正当化しない。他方、被控訴人が予備的に反論し、控訴人から再反論がないまま弁論終結に至ったため、この限度では訴訟完結を遅延させるとまではいえないとされた。

- **５．結論**

原審で主張できたのに、しなかったことが「時機に後れた」とされた。ただし、訴訟完結の遅延までは認められず、当該無効理由について実体判断がされた。

６．「訴訟の完結を遅延させることになるとまではいえない」

無効理由についての反論がされており、再反論なく口頭弁論終結に至ったことから、訴訟の完結を遅延させることになるとまではいえないとして、無効論について判断した。

（判旨抜粋／控訴審判決（本判決））

そこで、まず時機に後れた攻撃防御方法に当たるかについて検討すると、控訴人による当審における新たな無効理由の主張は、令和６年２月６日付け控訴理由書においてなされたものであるところ、特許権侵害訴訟において、無効の抗弁は、特許権の侵害に係る紛争をできる限り特許権侵害訴訟の手続内で迅速に解決するため、特許無効審判手続による無効審決の確定を待つことなく主張することができるものとされており、特許無効審判とは別の手続である民事訴訟手続内でのものであるから、審理の経過に鑑みて、審理を不当に遅延させるものであるときは、時機に後れた攻撃防御方法に当たるものとして却下されるべきである。

これを基に原審における審理経過についてみると、一審被告である控訴人は、原審において、令和３年１０月２７日提出の同月２２日付け答弁書において、被控訴人製品の本件発明の構成要件該当性を否認するとともに、乙８文献を主引用例とし、これと周知技術との組み合わせないし乙９文献を副引用例とする進歩性欠如の無効理由を主張した。これに対する一審原告である被控訴人の反論等を受け、令和４年３月１８日付け準備書面⑶において、乙８文献による新規性欠如の無効理由を追加し、これに対する被控訴人の更なる反論を受けて、令和４年５月２７日付け準備書面⑷において、更に乙８文献を主引用例とし、乙１０文献を副引用例とする進歩性欠如の無効理由を追加した。これについての被控訴人の反論に対しては、更に令和４年８月２９日付け準備書面⑸において反論をした。

そして、侵害論について当事者が主張立証を尽くしたことを前提とし、令和４年８月３１日に行われたウェブ会議の方法による書面準備手続において、裁判所から損害論に審理を進める旨の心証開示を受けて（令和４年８月３１日の書面準備手続の経過表には、協議の結果欄に、「当事者双方　侵害論についての主張立証は尽くした。」「裁判長　今後、損害論についての審理を進める。」との記載がある。）、損害論の審理が進められ、令和５年９月２２日に行われた口頭弁論期日において、控訴人は他に主張立証することはない旨を陳述し、原審口頭弁論が終結されて原判決が言い渡されたものである。

こうした原審での審理経過に鑑みると、当審における新たな無効理由の主張は、時機に後れて提出された攻撃防御方法に当たり、その提出が後れたことについて控訴人には重過失があるから、本来であれば却下は免れないが、被控訴人から、予備的にではあるものの、当審において提出された無効理由についての反論がされており、これに対する控訴人の再反論の主張はなく当審の口頭弁論終結に至っていることから、この限度では訴訟の完結を遅延させることになるとまではいえないため、以下、判断を加えることとする。・・・

４．若干の考察

原審の主張・立証の経緯は、通常の特許権侵害訴訟における進行であったから、本判決の論理で「控訴理由書においてなされた」新たな無効理由が時機後れと判断されるならば、実質的に、控訴審から新たな主張を成しえないことになりかねない。

一太郎事件（後記）では、一審が短かったこと、新たな主引例が外国語文献であったことを理由として、控訴審から新たな無効理由を主張することが許された。しかし、本事案では、英語文献である乙３１発明を主引例とする新たな無効理由を主張することが本来的に時機後れとされた。

被控訴人は「最後まで乙 31 ないし 33 の提出すらなされず」と主張した。この主張に対し、一審の心証開示後でも提出し、主張しておけばよいかというと、別の知財高判では、一審で時機後れ却下されたことを理由に時機後れとしているから、逃れる術がない。

時機後れと別に、本判決のように「訴訟の完結を遅延させることになるとまではいえない」と控訴審で判断されるためには、控訴理由書で主張を尽くした後、被控訴人からの反論に対し再反論しないという方針がありうる。本件ではそのように進行したため、「訴訟の完結を遅延させることになるとまではいえない」として無効論が判断された。

そうであるならば、被控訴人としては、控訴理由書で新たな無効理由が主張された場合、それに対し内容を反論せず、時機後れのみを主張するという方針がありうる。もっとも、その時点で控訴審が弁論終結され、無効の抗弁が成立して特許権者逆転敗訴と判断されることは、通常は考え難いとしても、反論しないという方針はリスクを伴うため、念のため反論しておくという方針を採ることが多いであろう。

控訴審で開始した主張と時機後れについては、過去の知財高判では控訴理由書において主張すれば時機後れとされず、控訴理由書より後の準備書面で主張すると時機後れとされた判決が多かったが、本判決は非常に厳しい。他の各知財高判では、控訴審から新たな無効理由を主張しても時機後れとされなかった事案もあることを念頭に置きつつ、総合的に戦略を練るべきであろう。

例えば、平成 28 年(ネ)第 10100 号【魚釣用電動リール】＜高部裁判長＞は、原審で特許無効の心証開示後に訂正の再抗弁を主張して時機後れ却下されていたが、控訴理由書において、原審で却下された訂正の再抗弁を主張したところ、時機後れ却下されなかった。

同判決は、「原審及び当審における審理の経過に照らすと，より早期に訂正の対抗主張を行うことが望ましかったということはできるものの，控訴人が原判決や審決の予告がされたのを受けて，控訴理由書において訂正の対抗主張を詳細に記載し，当審において速やかに上記主張を提出していることに照らすと，控訴人による訂正の対抗主張の提出が，時機に後れたものであるとまでいうことはできない。」と判示しており、実務的感覚に近い。一審判決が意外な判断であり、それを踏まえた主張を控訴審においてなしうるということは、控訴審の初動である控訴理由書で主張する限り、許されるべきではないだろうか。

【関連裁判例（控訴審での新たな主張について時機後れが問題となった事例）】

１．控訴審の初動（控訴理由書）での主張について時機後れが問題となった裁判例

知財高判令和６年(ネ)第 10010 号【女性用衣料】＜中平裁判長＞（本判決）

判決原文：https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-93355.pdf

*控訴理由書で主張した新たな無効の抗弁が時機後れとされた。（これでは、控訴審から何も新たに主張できない…）

補足　本件では訴訟完結の遅延までは認められず、無効の抗弁は却下されていない。上記括弧内は筆者の問題提起であり、控訴審での新たな主張が一律に許されないという判示ではない。

「控訴人による当審における新たな無効理由の主張は…控訴理由書においてなされた…。

…裁判所から損害論に審理を進める旨の心証開示を受けて…損害論の審理が進められ、…口頭弁論期日において、控訴人は他に主張立証することはない旨を陳述し、原審口頭弁論が終結されて原判決が言い渡されたものである。…こうした原審での審理経過に鑑みると、当審における新たな無効理由の主張は、時機に後れて提出された攻撃防御方法に当たり、その提出が後れたことについて控訴人には重過失があるから、本来であれば却下は免れないが、被控訴人から、予備的にではあるものの、当審において提出された無効理由についての反論がされており、これに対する控訴人の再反論の主張はなく当審の口頭弁論終結に至っていることから、この限度では訴訟の完結を遅延させることになるとまではいえないため、以下、判断を加えることとする。…進歩性を欠く旨の主張には理由がない。」

知財高判平成 29 年(ネ)第 10055 号【連続貝係止具】＜森裁判長＞

判決原文：https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-88166.pdf

*時機後れであるが、次回期日が指定され訴訟の完結を遅延させない。⇒却下せず。⇒新規性×

「控訴人らは，無効理由３（新規性欠如）に係る抗弁を，遅くとも**平成２９年１月２６日**までに提出することは可能であったといえるから，これは「時機に後れて提出した攻撃又は防御の方法」（民訴法１５７条１項）に該当することが認められる。

しかし，控訴人らは，本件の控訴審の第１回口頭弁論期日…において，控訴人シンワは，本件特許が出願されたとみなされる日より前に，本件各発明の構成要件を充足する製品を販売したので，本件特許は新規性を欠く旨の主張をしたものであって，上記期日において，次回期日が指定され，更なる主張，立証が予定されたことからすると，この時点における上記主張により，訴訟の完結を遅延させることとなると認めるに足りる事情があったとは認められない。」（※**平成２９年１月２６日は、原審の口頭弁論終結日**）

知財高判令和５年(ネ)第 10071 号【チップ型ヒューズ】＜宮坂裁判長＞

判決原文：https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-92795.pdf

*原審で時機後れ却下された別の請求項の主張が、控訴審でも時機後れ却下された。

「本件請求原因の追加に至るまでの原審における手続等の経緯として、別紙「本件請求原因の追加に至る経緯」記載の事実が認められる。すなわち、被控訴人は、答弁書（令和４年２月２８日付け）の段階で、乙１公報及び乙３公報等の公知文献を具体的に示して、均等論の第４要件の充足を争う詳細な主張を提出した。その後、控訴人と被控訴人は、同年１１月までに、当該争点に関する議論を含む主張書面を２往復させ主張立証を

尽くしてきた。この間の書面準備手続調書には、被控訴人の「均等論の第４要件を中心に反論書面を提出する」との進行意見が記載されるなど、均等論の第４要件の充足性は、少なくとも本件の中心的な争点の一つと認識されていた。そうして、侵害論に関する主張立証が一応の区切りとなった同月２８日のウェブ会議による協議（書面による弁論準備手続に係るもの。以下同じ。）において、裁判所から双方当事者に被控訴人製品は本件発明１の技術的範囲に属さないとの心証開示があり、双方は和解を検討することとなった。その後間もなく和解交渉は不調に終わったところ、令和５年１月２７日の協議において、控訴人は、消弧作用についての再反論（注・均等論の第２要件関係）及びこれまでの主張の補充等を記載した準備書面を提出すると述べた。ところが、控訴人は、同年２月２７日付け準備書面をもって、本件請求原因の追加の主張をするに至った。これに対し、被控訴人は、同年４月１３日付け準備書面をもって、時機に後れた攻撃方法としての却下又は著しく訴訟手続を遅延させる訴えの変更としての不許決定を求める申立てをした。

…以上に基づいて、まず、本件請求原因の追加が「時機に後れた」ものといえるかどうかを検討するに、本件において、控訴人が本件請求原因の追加を求めた理由は、請求項１に係る本件発明１の技術的範囲の属否を問題とする限り、被控訴人が提出した公知文献…との関係で均等論の第４要件（公知技術等の非該当）は満たさないと判断される可能性が高いことを踏まえ、本件付加構成を備える請求項３に係る本件発明２を議論の俎上に載せることで、均等論の第４要件をクリアしようとしたものと理解される。しかし、…均等論の第４要件を争う被控訴人の主張は、既に答弁書の段階で詳細かつ具体的に提出されており、これに対する対抗手段として、本件請求原因の追加を検討することは可能であったものである。その後、約９か月にわたり双方が主張書面を２往復させてこの点の主張立証を尽くしていたところ、その後に裁判所からの心証開示を受けた後に、しかも、控訴人自ら、補充的な書面提出のみを予定する旨の進行意見を述べていたにもかかわらず、突然、本件請求原因の追加を行ったものであって、これが時機に後れた攻撃方法の提出に当たることは明らかである。」

知財高判平成 29 年(ネ)第 10072 号【人脈関係登録システム】＜鶴岡裁判長＞

判決原文：https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-87419.pdf

*控訴審の初回期日で行った均等論の主張が、時機後れとして却下された。

Cf.平成 29 年(ネ)10029、平成 27 年(ネ)10076 は、却下しなかった。

「当裁判所は，当審の第１回口頭弁論期日において，…均等侵害の主張を時機に後れた攻撃防御方法に当たるものとして却下した。その理由は次のとおりである。…に関するクレーム解釈や被控訴人サーバの内部処理の態様如何によって構成要件充足，非充足の結論が変わり得ることは，控訴人としても当初から当然予想できたというべきであり，そうである以上，控訴人は，原審の争点整理段階で予備的にでも均等侵害の主張をするかどうか検討し，必要に応じてその主張を行うことは十分可能であったといえる（特許権侵害訴訟において計画審理が実施されている実情を踏まえれば，そのように考えるのが相当であるし，少なくとも控訴人についてその主張の妨げとなるような客観的事情があったとは認められない。）。ところが，控訴人は，原審の争点整理段階でその主張をせず，…「侵害論については他に主張・立証なし」と陳述し，そのまま争点整理手続を終了させたものである。しかるところ，控訴人が，上記のとおり当審に至り均等侵害の主張を追加することは，たとえ第１回口頭弁論期日前であっても，時機に後れていることは明らかであるし，そのことに関し控訴人に故意又は重大な過失が認められる…。」

Cf.知財高判平成 27 年(ネ)10076 号【円テーブル】＜高部裁判長＞

判決原文：https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-85463.pdf

*控訴審の初回期日で行った均等論の主張が、時機後れとして却下されなかった（第１回で控訴棄却＝特許権者負けだから）

「控訴人の前記主張は，控訴理由を記載した…準備書面に記載されており，被控訴人も認否反論を行い，既に提出済みの証拠に基づいて判断可能なものであった。そして，当裁判所は…当審第１回口頭弁論期日において口頭弁論を終結した。以上によれば，控訴人の前記主張が，『訴訟の完結を遅延させる』（民訴法１５７条１項）ものとまでは認められず，したがって，時機に後れたものとして却下すべきものとはいえない。」

Cf.知財高判平成 26 年(ネ)第 10111 号【粉粒体の混合及び微粉除去方法】＜高部裁判長＞

判決原文：https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-85366.pdf

*控訴審の初回期日で行った均等論の主張が時機後れとされたが、判断した。

「第１審における争点は，専ら構成要件２Ｅ及び１Ｂの充足性であったこと，控訴状には控訴理由の記載がなく，控訴理由書に…均等侵害に係る主張を記載せず，主張の予告もなかったこと，控訴人の第１準備書面が提出されたのは…当審第１回口頭弁論期日のわずか５日前であったことなど，本件審理の経過に照らせば，控訴人の均等侵害に係る主張は，時機に後れたものといわざるを得ない。しかしながら，被控訴人も上記主張に対する認否，反論をしたことに鑑み，均等侵害の成否について以下において判断する。」

Cf.知財高判令和４年(ネ)第 10078 号【片手支持可能な表示装置】＜菅野裁判長＞

判決原文：https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-91824.pdf

*原審で訂正の再抗弁を３回主張した⇒控訴理由書で４回目の訂正の再抗弁を主張したが、審理経過に鑑みると、本来であれば時機後れ却下であるとされた。ただ、反論されていることから、判断した。

「原審における審理経過についてみると、控訴人は、原審において、第１回弁論準備手続期日（令和元年１１月１８日）における本件特許が新規性及び進歩性を欠く旨の無効の抗弁の主張（被告第１準備書面）を受けて、第３回弁論準備手続期日（令和２年７月２７日）までに、第２次訂正に係る訂正の再抗弁に係る原告第２準備書面を提出したが、本件無効審判の手続における訂正請求に合わせて、第３次訂正に係る訂正の再抗弁を記載した令和３年３月３日付け原告第５準備書面及び同年５月２７日 付け原告第６準備書面を提出した（これらの準備書面は、第４回弁論準備手続期日（令和３年１２月１６日）において、訂正書面を含めて陳述された。）。原判決は、第２次訂正及び第３次訂正に係る訂正の再抗弁はいずれも訂正要件を充足せず、本件特許は特許無効審判により無効とすべきものと判断したところ、控訴人は、控訴理由書で、第４次訂正に係る訂正の再抗弁の主張を追加したものである。こうした原審での審理経過に鑑みると、第４次訂正は、時機に後れて提出された攻撃防御方法に当たり、その提出が後れたことについて控訴人には重過失があるから、本来であれば却下は免れないが、被控訴人から第４次訂正については訂正要件を充足しないこと等を含め、第４次訂正に係る訂正の再抗弁についての反論がされており、この限度では訴訟の完結を遅延させることになるとまではいえないため、以下、判断を加えることとする。」

２．控訴審で時機後れとされなかった裁判例。（無効審決が出たこと等を理由とした。⇒審決予告まで行っていれば同様の効果が期待できる。）

知財高判平成 30 年(ネ)第 10033 号【スプレー缶製品】＜大鷹裁判長＞

判決原文：https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-88388.pdf

*原審で却下された無効理由と同じだが控訴理由書で主張。⇒却下せず

「…原審の受命裁判官は，被控訴人の上記申立てを容れて，控訴人の上記無効の抗弁に係る主張及び証拠を却下した。特許庁は，…サポート要件違反…及び本件無効の抗弁に係る無効理由が存在するとして，上記特許を無効とする別件審決をした。…

控訴人の当審における本件無効の抗弁の主張は，原審において侵害論の審理を終了し，損害論の審理に入った段階で提出されたため，時機に後れた攻撃防御方法として却下された主張と同旨のものであるが，控訴人は，原審口頭弁論終結前に本件無効の抗弁に係る無効理由の存在等を認めて本件特許を無効とする旨の別件審決がされたのを受けて，当審において再度提出したものであること，控訴人は，控訴理由書に本件無効の抗弁を記載し，当審の審理の当初から本件無効の抗弁を主張していたことが認められるから，当審における控訴人による本件無効の抗弁の主張の提出が時機に後れたものということはできない。また，当審の審理の経過に照らすと，控訴人による本件無効の抗弁の主張の提出により，訴訟の完結を遅延させることとなるとは認められない。したがって，…時機に後れた攻撃防御方法として却下することはしない。」

知財高判令和１年(ネ)第 10066 号【情報管理プログラム】＜森裁判長＞

判決原文：https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-89631.pdf

*原審で却下された無効理由と同じ。⇒却下せず

原審において、乙１４発明に基づく新規性欠如の無効の抗弁が時機に後れたとして却下されていた。

⇒１審被告は、原審で時機後れとして却下された乙１４発明を主引例とする新規性欠如の無効の抗弁を、無効審決を踏まえて控訴理由書で改めて主張した。控訴審は当該無効理由について実体判断した。

⇒新規性欠如で、特許権者逆転負け。（★３か月前に同じ知財高裁２部で審決取消訴訟の判決＜令和１年(行ケ)10109＞があり、新規性欠如の無効審決が維持されていた。）

-

３．その他

知財高判平成 28 年(ネ)第 10100 号【魚釣用電動リール】＜高部裁判長＞

判決原文：https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-86595.pdf

*原審で特許無効の心証開示後に訂正の再抗弁を主張して時機後れ却下されていた。

⇒控訴理由書において、原審で却下された訂正の再抗弁を主張したところ、時機後れ却下されなかった。

「控訴人は，原審において，弁論準備手続が終結されるまでの間，訂正の対抗主張を提出することはなかったが，弁論準備手続終結後に提出された準備書面において初めてこれを主張するに至ったため，原審裁判所により時機に後れたものとして却下された（なお，原審において主張した訂正の内容は，「片手で」との文言の有

無の点を除き，当審における訂正の内容と同一である。）。控訴人は，平成２８年９月８日に原判決が言い渡されると，同月２１日控訴を提起した。他方，同月３０日には，本件特許１ないし３に係る各特許無効審判において，審決の予告がされた。そこで，控訴人は，同年１１月１０日提出に係る控訴理由書において，訂正の対抗主張を記載した。上記の原審及び当審における審理の経過に照らすと，より早期に訂正の対抗主張を行うことが望ましかったということはできるものの，控訴人が原判決や審決の予告がされたのを受けて，控訴理由書において訂正の対抗主張を詳細に記載し，当審において速やかに上記主張を提出していることに照らすと，控訴人による訂正の対抗主張の提出が，時機に後れたものであるとまでいうことはできない。また，本件における訂正の対抗主張の内容に照らすと，訂正の対抗主張の提出により訴訟の完結を遅延させることになるとも認められない。よって，控訴人の訂正の対抗主張を時機に後れたものとして却下することはしない。」

-

知財高判(大合議)平成 17 年(ネ)10040【一太郎事件】

判決原文：https://www.courts.go.jp/ip/vc-files/ip/file/10040.pdf

「攻撃防御方法の提出が時機に後れたものとして民事訴訟法１５７条により却下すべきであるか否かは，当該訴訟の具体的な進行状況に応じて，その提出時期よりも早く提出すべきことを期待できる客観的な事情があったか否かにより判断すべきものであるところ，控訴人が主張する前記事情は，いずれも，被控訴人の請求に係る本件訴訟の具体的な進行状況とは関係のない事情をいうものにすぎない。

原審においては，第１回口頭弁論期日が開かれてから第３回口頭弁論期日において口頭弁論が終結されるまで２か月余り，訴えの提起から起算しても４か月足らずの期間である。このように，原審の審理は極めて短期間に迅速に行われたものであって，控訴人の当審における新たな構成要件充足性及び本件特許の無効理由についての主張・立証は，若干の補 充部分を除けば，基本的に，当審の第１回口頭弁論期日において控訴理由書の陳述と共に行われたものであり，当審の審理の当初において提出されたものである。そして，前記の追加主張・立証の内容についてみると，まず，構成要件充足性に関する部分は，原審において既に控訴人が主張していた構成要件充足性（「アイコン」の意義）に関する主張を，若干角度を変えて補充するものにすぎないということができる。また，本件特許の無効理由に関する部分は，新たに追加された文献に基づくものではあるが，これらはいずれも外国において頒布された英語の文献であり，しかも，本件訴えの提起より１５年近くも前の本件特許出願時より前に頒布されたものであるから，このような公知文献を調査検索するためにそれなりの時間を要することはやむを得ないことというべきである。 以上の事情を総合考慮すれば，控訴人が当審において新たに提出した構成要件充足性及び本件特許の無効理由についての追加的な主張・立証が時機に後れたものであるとまではいうことができない。」

知財高判平成 30 年(ネ)第 10044 号【光学情報読取装置】＜大鷹裁判長＞

判決原文：https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-88010.pdf

*控訴審の第１回期日４日前の訂正の再抗弁が時機後れ却下された

「無効の抗弁に対する訂正の再抗弁の主張は，本来，原審において適時に行うべきものであり，しかも，控訴人は，当審において，遅くとも控訴理由書の提出期限までに訂正の再抗弁の主張をすることができたにもかかわらず，これを行わず，第１回口頭弁論期日の４日前になって初めて，本件訂正の再抗弁の主張を記載した準

備書面を提出したのであるから，本件訂正の再抗弁の主張は，控訴人の少なくとも重大な過失により時機に後れて提出された攻撃防御方法であるものというべきである。」

知財高判平成 30 年(ネ)第 10031 号【下肢用衣料】＜高部裁判長＞

判決原文：https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-88234.pdf

*控訴審の控訴理由書提出期限を経過した後の無効の抗弁が、時機後れ却下された。

「…１審被告らは，…控訴理由書提出期限…を１か月以上経過した後で…「控訴理由書⑶」を提出した。…無効の抗弁及び公知技術の抗弁の主張の追加については，民訴法１５７条１項に基づき時機に後れた攻撃防御方法として却下すべきである。…

上記事情に加え，…当審において追加しようとする無効理由は，…少なくとも６項目に及ぶ。控訴審におけるこれほど多数の無効理由による無効の抗弁の追加は，審理を不当に遅延させることを目的として提出されたものといわざるを得ない。したがって，無効の抗弁の追加主張については，特許法１０４条の３第２項によっても，却下されるべきものである。」

知財高判令和 3 年(ネ)第 10084 号【印刷された再帰反射シート】＜宮坂裁判長＞

判決原文：https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-92685.pdf

*控訴審の初回期日で新たな無効の抗弁が時機後れ却下された。

控訴審から開始した進歩性欠如の主張①②が、時機後れ却下された!!

- 原審で主張した主引例＋他の副引例
- 原審で主張した主引例の解釈（主引用発明の認定）を変更する主張

知財高判令和 4 年(ネ)第 10008 号【情報提供装置】＜大鷹裁判長＞

判決原文：https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-91603.pdf

*控訴審において書面による準備手続終結後に訂正の再抗弁主張⇒時機後れ却下

原審で新規性欠如であったが、特許庁無効審判で維持審決だったため、特許権者は控訴審の最初から訂正の再抗弁を主張せず、控訴審の争点整理手続においても、書面による準備手続が終結するまで訂正の再抗弁を主張しないでいたが、書面による準備手続終結後に訂正の再抗弁を主張した。⇒時機後れ却下＜維持審決後に原判決という時系列である以上、予備的に、訂正の再抗弁を主張しておけばよかった。＞維持審決が維持と判断した決定的な相違点について、被疑侵害者側がそれをカバーするように主引例との対比の主張を変えて、原判決で新規性欠如と判断された状況であった。

知財高判令和３年(ネ)第 10094 号【…作業用手袋】＜菅野裁判長＞

判決原文：https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-91303.pdf

*原審で特許無効の心証開示後に訂正の再抗弁を主張して時機後れ却下されていた。⇒控訴理由書において、原審で却下された訂正の再抗弁を主張したが、時機後れ却下された。

「控訴人は、控訴理由書で、本件発明について訂正する（訂正の再抗弁）旨主張するが、当裁判所は、これを時機に後れた攻撃防御方法に当たるものとして却下した。その理由は、一件記録によると、当該訂正の再抗弁は、原審裁判所が本件特許は無効であるとの心証開示をした後にされたものであるため、原審で時機に後れた攻撃防御方法に当たるものとして却下されたものであるところ、適宜の時機に原審で主張することができなかった事情は見当たらないから、当審における上記主張は、明らかに時機に後れたものであって、そのことについて控訴人には少なくとも重過失があり、また、この攻撃防御方法の主張を許せば、本件訴訟の完結が著しく遅れることは明らかであるためである。」

知財高判令和２年(ネ)第 10044 号【流体供給装置及び…プログラム】＜鶴岡裁判長＞

判決原文：https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-90472.pdf

*無効主張が原審の心証開示後であったが、原審の主張整理に問題があった(自白の成否)

⇒無効論に関する主張の要否・提出時期は、充足論における主張立証の推移を踏まえて判断する。本件では原審の争点整理に不備があり、心証開示後に提出されたことだけでは時機後れとされなかった。～却下せず

「「時機に後れた攻撃防御方法」該当性について 無効主張 A,B,D は,原審における侵害論の心証開示後に主張されたものであり,そのため,原審においては時機に後れたものとして取り扱われたわけであるが,既に充足論に関する項で指摘したとおり,構成要件 1C1 充足性(非侵害論主張④)及び構成要件 1A,1C,1F3,1F4 充足性(非侵害論主張⑤)に関する原審の主張整理には,本来は,争いがあるものとして扱うべき論点を争いのないものとして扱ったという不備があったといわざるを得ない。そして,無効論に関する主張の要否や主張の時期等は,充足論における主張立証の推移と切り離して考えることができないのであるから,充足論について,本来更に主張立証が尽くされるべきであったと考えられる本件においては,無効主張が原審による心証開示後にされたという一事をもって,時機に後れたものと評価するのは相当ではない。また,上記無効事由に関する当審における無効主張は,控訴後速やかに行われたといえる。以上によると,一審被告による上記無効主張は,原審及び当審の手続を全体的に見た観点からも,また,当審における手続に着目した観点からも,時機に後れたものと評価することはできない。」

以　上

（控訴人）株式会社ＦＬＯＲｅ

（被控訴人）株式会社ＭＩＣ

【特許★】サブコンビネーションの相手方の構成等が発明特定事項でないと判断された事例。⇒進歩性× －知財高判令和７年７月１０日・令和６年（ネ）第１００１２号【Ｒバッジ、受信装置】事件＜清水響裁判長＞－

原記事 URL：https://www.nakapat.gr.jp/ja/legal_updates_jp/%e3%80%90%e7%89%b9%e8%a8%b1%e2%98%85%e3%80%91%e3%82%b5%e3%83%96%e3%82%b3%e3%83%b3%e3%83%93%e3%83%8d%e3%83%bc%e3%82%b7%e3%83%a7%e3%83%b3%e3%81%ae%e7%9b%b8%e6%89%8b%e6%96%b9%e3%81%ae%e6%a7%8b%e6%88%90/

（１）サブコンビネーションクレームにおける発明特定事項の認定基準

本判決は、サブコンビネーション発明（多機能システムの一部を構成する装置の発明）の要旨認定において、クレーム中に引用された「他のサブコンビネーション（相手方装置）」に関する事項が、いかなる場合に発明特定事項として参酌されるか（あるいは無視されるか）という判断の指針を示した点で、実務上重要な意義を有する。

本判決は、サブコンビネーションの相手方装置に関する記載について、「当該他のサブコンビネーションに関する事項が、当該他のサブコンビネーションのみを特定する事項であって、請求項に係るサブコンビネーションの構造、機能等を特定しない場合には」、発明の要旨認定においてこれを除外（無視）するという判断枠組みを確認した。

引用出典　判決１７頁。ここでいう他のサブコンビネーションは相手方装置、請求項に係るサブコンビネーションは自装置を指す。
https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-94282.pdf

すなわち、単にクレーム文言上に相手方装置の限定（例：高機能な携帯電話、アプリＤＬ機能等）が含まれていたとしても、それが当該請求項に係る装置（例：受信装置）自体の構造・機能等に影響を与えない（＝特定する意味を有しない）場合には、新規性・進歩性判断の前提となる本件発明の要旨認定から除外（無視）されることが確認された。

（２）「構造、機能等」への反映の有無（関連裁判例との対比）

本判決と、後掲の【関連裁判例】（肯定例・否定例）を俯瞰すると、サブコンビネーションクレームが発明特定事項として認められるか否かの分水嶺は、サブコンビネーションの相手方装置の特徴が、自装置の「構造・機能等」を特定（限定）しているかにあるといえる。

① 発明特定事項と認められなかった事例（本判決、『情報処理装置事件』判決、『錠及び鍵事件』判決等）

本判決において、携帯電話（相手方）が「アプリをＤＬして機能追加する手段」や「クレジットカード機能」等を有しているか否かは、受信装置側から見れば、送られてくる識別情報（ID）を受け取るという基本動作において何ら差異を生じさせない。つまり、相手方装置の「内部事情」や扱う「情報の意味内容」が記述されているだけで、両者のインターフェースにおける信号形式や物理形状が変化しない場合、その記載は発明の要旨から除外される。

後掲する『情報処理装置事件』判決では、サーバが情報を抽出する「根拠」に関する記載は、情報処理装置の公報通知手段の内容を特定しないと判断された。『ロータリーディスクタンブラー錠及び鍵事件』判決では、

鍵自体の構成を特定する事項に基づいて発明を把握し、錠の構成に関する限定を加えても鍵自体の構成が限定されないため、特許請求の範囲の減縮等を目的とする訂正には当たらないとされた。後者は訂正要件についての判断も含む事例である。

② 発明特定事項と認められた事例（『ごみ貯蔵機器事件』判決、『液体収納容器事件』判決等）

他方、後掲する『ごみ貯蔵機器事件』判決では、回転装置の存在がカセットの係合構造や支持状態を直接決定づけていた。また、『液体収納容器事件』判決では、インク容器の発光部とプリンタ本体の受光部がシステムとして協働し、一方が他方の動作を直接制御・検知する関係にあった。

これらの事例についての筆者の整理として、サブコンビネーションの相手方装置の構成が、自装置の構成を「必然的に規定」する場合（物理的な嵌合や、システムとしての不可分な相互作用がある場合）には、発明特定事項として認められる。

（３）実務上の指針

本判決を踏まえると、サブコンビネーションクレームのドラフティングにおいては、単に「…という構成を有する（相手方装置）と通信する（自装置）」と記載するだけでは、自装置の構造、機能等を特定（限定）していないとして、発明特定事項とみなされないリスクがある。

サブコンビネーションの相手方装置の特徴的な構成に対応して、自装置側において「どのような信号処理を行うのか（復号、認証等）」、「どのような物理的形状が必要になるのか（嵌合、配置等）」、「タイミング制御がどう変化するのか」といった、自装置自身の構造・機能への「反映」をクレームアップすることが、有効な特許権取得及び行使のために有用である。

さらに進んで言えば、プリンタとインクカートリッジのように、自装置と相手方装置の両方を別々に製造・販売している場合は、其々についてサブコンビネーションクレームを特許化できるように、互いに相手方の装置により構造・機能が特定（限定）される関係になるように設計し、当該構造・機能に何らかの技術的意義を考察して明細書に記載しておくことが、特許出願戦略の一つとして考えられるだろう。

本件判決原文：https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-94282.pdf

関連裁判例と判決原文

１　知財高判令和４年２月１０日・令和３年（行ケ）第１００５６号「情報処理装置及び方法、並びにプログラム」判決３１～３６頁。サーバの処理に関する記載が情報処理装置の構造・機能を特定するかを検討し、該当しない記載を発明の要旨認定から除外した。
https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-90915.pdf

２　東京地判平成２３年１１月２５日・平成２２年（ワ）第２４８１８号「ロータリーディスクタンブラー錠及び鍵」判決３９～４１頁・５４頁。鍵自体の形状により発明を認定し、錠の構成についての限定を加えても鍵の構成を限定しない訂正は、特許請求の範囲の減縮等に当たらないとした。
https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-81783.pdf

３　知財高判大合議平成２５年２月１日・平成２４年（ネ）第１００１５号「ごみ貯蔵機器」及びその引用する原判決控訴審判決２２頁、原判決（東京地判平成２３年１２月２６日・平成２１年（ワ）第４４３９１号ほか）７７～８５頁。カセットが回転装置に係合し、支持・回転され、吊り下げられる構造であることを踏まえて充足性を判断した。実際の用

途を当該用法のみに限定することと、その用法に対応する構造を要求することを区別する。
https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-83009.pdf
https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-81995.pdf

４　知財高判平成２３年２月８日・平成２２年（行ケ）第１００５６号「液体インク収納容器」
判決５０頁。システムに専用される特定のインク収納容器が記録装置と一組のものとして発明を構成し、受光手段に投光するための限定は容器の発光部を限定するとして、記録装置を除外した容易想到性判断を否定した。
https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-81062.pdf

【特許★】請求項中のパラメータの導出方法に関する発明の詳細な説明中の記載が誤りであり、誤記の主張も斥けられ、サポート要件が否定された事例 －東京地判令和５年（ワ）第７０１１４号【自動二輪車のブレーキ制御装置】事件＜柴田裁判長＞－ （控訴審・知財高判令和６年（ネ）第１００３８号＜本多裁判長＞同旨）

原記事 URL：https://www.nakapat.gr.jp/ja/legal_updates_jp/%e3%80%90%e7%89%b9%e8%a8%b1%e2%98%85%e3%80%91%e8%ab%8b%e6%b1%82%e9%a0%85%e4%b8%ad%e3%81%ae%e3%83%91%e3%83%a9%e3%83%a1%e3%83%bc%e3%82%bf%e3%81%ae%e5%b0%8e%e5%87%ba%e6%96%b9%e6%b3%95%e3%81%ab%e9%96%a2/

◆判決本文

【本判決の要旨、若干の考察】

１．特許請求の範囲（請求項１）

１Ａ　所謂自動二輪車であり少なくても２つの車輪を有する車両に用いられるブレーキ制御装置であって、

１Ｂ　該ブレーキ制御装置は、車体速検出装置と、車両挙動検出装置と、ＥＣＵ（コントロールユニット）と、制動装置と、で構成され、

１Ｃ　車体速検出装置は、車輪速センサーであって、検出された信号より車両走行速度を得て、

１Ｄ　車両挙動検出装置は、進行方向に対して左右ロール方向と左右横方向の状態を検出するセンサーであって、該検出された信号により傾斜角速度（Ψ）と横加速度（Ｇｋｅｎ）を得て、

１Ｅ　ＥＣＵは、検出された信号演算と車両挙動に応じた目標制動力演算及び制動装置へ制動指令を行うものであって、

１Ｆ　前記信号演算として、横加速度を検出する加速度センサーのロールによる影響を取り除く演算を行った補正後の横Ｇ（Ｇｈｏｓｅｉ）の導出方法を少なくとも有し、

１Ｇ１　制動装置は、前記ＥＣＵからの制動指令により車両を減速させる機構であって、

１Ｇ２　エンジンブレーキとブレーキディスクへの加圧減圧の手段を有し、

１Ｈ　当該車両において、前記傾斜角速度（Ψ）と前記補正後の横Ｇ（Ｇｈｏｓｅｉ）の組合わせにより、車両挙動が判断され、

１Ｉ　該車両挙動に応じた目標制動力が決定され、前記車輪で制動がされ、制動によりロール方向の挙動の抑制が図られること、を特徴とする車両ブレーキ制御装置。

２．本判決

（１）本判決の要旨

本判決は、請求項中のパラメータである「…横Ｇの導出方法」に関する発明の詳細な説明中の記載が誤りであると判断し、原告（特許権者）の誤記である旨の主張も斥け、サポート要件を否定した。

明細書【0073】には、「Ghosei＝Gken−(Ψ・Rhsen)」との式（式Ａ）が記載されている。もっとも、Ψは傾斜角速度、Rhsen はセンサ位置の高さと解されるが、この式は加速度と速度を減算するものであり、次元が一致せず物理学的に意味を持たないと本判決は指摘した。すなわち、式Ａは物理的に成立しないため、当業者がこれを用いて実際に補正後の横Ｇを導出することは不可能であると判断された。

原告は式Ａは誤記であり、式中のΨを傾斜角加速度を表す（Ψの上に点を付した記号）に訂正して式Ａ´とすべきであると主張したが、本判決は、本件明細書全体において傾斜角速度Ψを一貫して用いていること、仮に加速度に訂正すると他の記載と整合性を欠き理解不能となる箇所が生じることから、誤記であると一義的に確定することはできないから、原告主張の訂正を前提とすることはできないとした。

『当業者は、式Ａに含まれる項の次元が異なることから何らかの誤りがあることは理解できるものの、次元の違いによる問題を解消する方法は原告が主張する訂正に限られるものではなく、また、式Ａの内容等から、次元の違いによる問題を解消するためには、式Ａ´に訂正する以外の方法はないと当業者が理解できると認めるに足りる証拠はない。さらに、式Ａの訂正と整合するように、本件明細書の式Ａに関する記載部分を訂正していくと、それまで問題なかった明細書の記載の趣旨が理解できなくなったり、整合しなくなってしまうことが認められる。これらの事情からすると、本件明細書の記載から、式Ａが式Ａ´の誤記であると理解できるとはいえない。よって、式Ａについて式Ａ´の誤記であると理解できることを前提とする原告の主張はその前提を欠く。…本件発明のいずれについても、本件明細書に記載された発明であるとはいえず、サポート要件を欠く。』

（２）サポート要件違反に関する本判決の判旨抜粋

『(1)　本件発明１について

ア　本件発明１の構成要件１Ｆは、「前記信号演算として、横加速度を検出する加速度センサーのロールによる影響を取り除く演算を行った補正後の横Ｇ（Ｇｈｏｓｅｉ）の導出方法を少なくとも有し、」というものであり、構成要件１Ｈは、「当該車両において、前記傾斜角速度（Ψ）と前記補正後の横Ｇ（Ｇｈｏｓｅｉ）の組合せにより、車両挙動が判断され、・・・」というものであり、本件発明１は、算出された補正後の横Ｇ（Ｇｈｏｓｅｉ）を利用するＥＣＵによって車輪を適切に制動し、これによってロール方向の挙動の抑制を図る車両ブレーキ制御装置（構成要件１Ｉ）であるとされている。

そして、本件発明１は、前記１のとおり、自動二輪車等の制御装置について、従来は、正確な傾斜角の検出ができなかったという課題を解決して、車両の走行状態での正確な横Ｇを検出できるようにしたというものである。これらからすると、構成要件１Ｆ及び１Ｈの「横Ｇ（Ｇｈｏｓｅｉ）」は、従来はできなかった正確な傾

斜角の検出を行うなどした上で算出された、車両の傾斜走行状態での正確な横Ｇであると認められる。

ここで、制動指令の前提となる「横Ｇ（Ｇｈｏｓｅｉ）」は、「横加速度を検出する加速度センサーのロールによる影響を取り除く演算を行った」（構成要件１Ｆ）ものであるとされていることから、「横Ｇ（Ｇｈｏｓｅｉ）」は、横加速度を検出する加速度センサーの検出値を基に、これに補正をかけて得られる値であると理解できる。もっとも、本件発明１の特許請求の範囲には、「横Ｇ（Ｇｈｏｓｅｉ）」について、単に加速度センサーの値から「ロールによる影響を取り除く演算を行った」（構成要件１Ｆ）と記載するのみで、どのような演算をするかは明示されていない。そうすると、特許請求の範囲には、従来の課題を解決するものを用いることのみが記載され、その解決のための構成は記載されていないといえる。

イ　本件明細書には本件発明の意義として前記１のとおりの記載があり、車両の正確な傾斜角の検出ができず、正確な横Ｇを検出できなかったという課題を解決して、車両の走行状態での正確な横Ｇを検出できるようにしたというものであるとされている。

もっとも、本件明細書には、従前は検出できなかった正確な傾斜角の検出をどのようにするかや、その傾斜角が判明した場合に正確な横Ｇを算出するためにどのような補正を行うかについての記載はない。

他方、本件明細書には、センサーによる検出結果を補正して横Ｇを算出する方法として、Ｇｈｏｓｅｉ＝Ｇｋｅｎ－（Ψ・Ｒｈｓｅｎ）（式Ａ）との記載がある（【００７３】）。本件明細書の【００７３】では、「Ｇｋｅｎ」は、実際の走行傾斜時に検出される検出横Ｇであるとされ、「Ψ」は傾斜角速度、「Ｇｈｏｓｅｉ」はΨを用いたＧｋｅｎの補正後の横Ｇであるとされていて（なお、「Ｒｈｓｅｎ」について、本件明細書には定義がないものの、「ｈｓｅｎ」について路面とセンサとの距離であることを示唆する記載があったり（【００５０】【００５８】【００６１】、図８、９）、「ＲはＧセンサー＃２３の実車取付けの高さ（図８ｂｈｓｅｎ）」（【００６３】）との記載、Ψ・Ｒｈｓｅｎについて、Ｒｈｓｅｎに１を代入した上で「但し、センサー取り付け高さＲを１ｍとする。」との記載（【００７４】）があったりすることから、「Ｒｈｓｅｎ」車体を垂直にしたときのセンサ取り付け位置の高さであることを一応推測できる。）、その「Ｇｈｏｓｅｉ」は、本件発明の課題として言及されている「正確な横Ｇ」であると理解することができる。そして、式Ａは、その体裁から、本件発明の意義（前記１参照）として記載されている、「横Ｇセンサー」で検出されたＧｋｅｎと「角速度センサー」で検出されたΨを用いて「正確な横Ｇ」を算出する方法を記載した式であると理解できる。

しかしながら、「Ψ・Ｒｈｓｅｎ」からは、傾斜角は算出されないし、式Ａから、傾斜角を算出することなく「正確な傾斜角の検出ができなかった諸問題」が解決されていると理解することもできない。さらに、Ｇｈｏｓｅｉ及びＧｋｅｎは、加速度の次元（長さ／時間２）を有し、Ψ・Ｒｈｓｅｎは速度の次元（長さ／時間）の次元を有していることから、式Ａは物理学上、明らかに意味を持たない式である（弁論の全趣旨）。

そして、本件明細書には、式Ａの他に、センサーによる測定値を基に「正確な横Ｇ」を算出する方法についての記載はない。

ウ　本件明細書によれば、本件発明は、車両制御のためには「正確な横Ｇ」の取得が必要であるところ、横加

速度を検出する加速度センサーの値をそのまま用いることができないこと、当該値から正確な横Ｇを算出するためには傾斜角度を取得することが必要だがそれができないことが課題として記載され、本件発明はその課題に対して、車両の傾斜走行状態での正確な横Ｇを算出したものであるとされており、「横加速度を検出する加速度センサーのロールによる影響を取り除く演算を行った」という「横Ｇ（Ｇｈｏｓｅｉ）」についての、当該演算が、本件発明の課題解決の根幹に当たる部分であるといえる。

しかしながら、特許請求の範囲には、その演算について、従来の課題を解決するに足りる構成は記載されていない。また、本件明細書の発明の詳細な説明をみても、関係する記載は前記イのとおりである。本件明細書の式Ａ（【００７３】）が、一応、上記の演算であると理解することはできるが、他に、関係する記載はない。そして、前記イのとおり、式Ａは本件発明の課題とされている傾斜角を算出しない上、そもそも物理学上意味をなさない式であり、当業者はおよそ式Ａを用いて車両制御に利用可能な横Ｇ（Ｇｈｏｓｅｉ）が算出できると理解できるものではない。

エ(ｱ)　原告は、本件明細書の記載は、別紙対比表のとおり誤記があり、正しくは同表の「訂正後」欄記載のとおりであると主張する。構成要件１Ｆの「演算」については、式Ａのみが当たり得るところ、式Ａは前記イで認定したとおり、次元の異なる物理量の差し引きをしていることから物理学上意味をなさない式であり、当業者は、式Ａに何らかの誤りがあると理解することができるといえる。この点について式Ａについて、原告が主張するとおり

Ｇｈｏｓｅｉ＝Ｇｋｅｎ－（$\dot{\Psi}$・Ｒｈｓｅｎ）（式Ａ´）

（ただし、「$\dot{\Psi}$」は傾斜角加速度）

の誤記であると理解すれば、減算される物理量の次元が異なるという問題については解消される。しかし、次元を整える目的のみであれば、その訂正の方法は式Ａ´とすることに限られるものではないのであり、他に解消方法を考え得るのであり、その考え得る解消方法が物理法則やそれを踏まえた技術常識等に照らして不合理であることを認めるに足りる証拠はない。そうすると、式Ａの記載のみから、どのような誤記であるかのかが一義的に定まるものであるとはいえない。

(ｲ)　さらに、原告は、式Ａについて「Ψ」を「$\dot{\Psi}$」に訂正するに当たって、そのままでは式Ａに関する説明が記載されている【００７３】のその他の記載と矛盾が生じるため、式Ａのみならず、同段落における他の「Ψ」の記載も「$\dot{\Psi}$」に訂正し、１か所の「傾斜角速度」との記載も「傾斜角加速度」に訂正するものとしている。

しかし、原告が主張する訂正により、訂正後の【００７３】は、「この補正後の横Ｇ（Ｇｈｏｓｅｉ）は、(0063)式のＧｋｅｎから傾斜角加速度($\dot{\Psi}$)を用いた補正であり、(0067)の式に対して、傾斜角が変化しない状況である。すなわち、式の「・Ｒｈｓｅｎ」の項については、ゼロとなることから二つの式を整理し記述すると、・・・」との記載を含むことになるが、傾斜角加速度($\dot{\Psi}$)がゼロであっても、傾斜角速度（Ψ）がゼロでないとき（定速傾斜時）は傾斜角が変化する状況なのだから、傾斜角加速度($\dot{\Psi}$)に関する項「$\dot{\Psi}$・Ｒｈｓｅｎ」がゼロであることは直ちに「傾斜角が変化しない状況」を意味するものではないから、原告が主張する訂

正をすると同記載部分の趣旨が理解できなくなってしまう。他方で、当該箇所について、「Ψ」を($\dot{\Psi}$)に訂正しなければ、その内容は理解可能である。

同様に、原告が主張する訂正後の【００７３】の「・・・この様に、式の「$\dot{\Psi}$・Ｒｈｓｅｎ」の項について、ゼロにしたデーターは、定常円旋回時に得られたデーターと呼ばれることがある。・・・」との記載についても、定常円旋回時には、傾斜角が一定になるため、「傾斜角速度」が０になるところ、「傾斜角加速度」に関する項が０になっても、「傾斜角」が変化しないとは限らない（傾斜角加速度が０の場合には、定速傾斜の場合も含まれる。）のであるから、訂正すると同記載部分の趣旨が理解できなくなってしまう。この点についても、当該箇所について訂正しなければその内容は理解可能である。

さらに、式Ａは、測定された加速度（Ｇｋｅｎ）を角速度（Ψ）の値によって補正する式であるといえるが、これは、「走行時の横Ｇセンサーと角速度センサーを関連付けることによって、従来は、正確な傾斜角の検出ができなかった諸問題を解決」（前記１）という本件明細書に記載されている課題解決の基本的な方法として明示されている手法に文言上最も沿うものである。他方、式Ａを式Ａ´に訂正すると少なくとも直接的にはこれに文言上最も沿うものとはいえない内容になってしまう。

(ｳ)　また、原告は、誤記を訂正した後の【００６３】の記載によれば、傾斜走行時に検出される検出横Ｇ（Ｇｋｅｎ）には、ロール速度の変化の影響である加速度成分（$\dot{\Psi}$・Ｒｈｓｅｎ）が重畳されていること、重畳された当該加速度成分は、傾斜角速度センサーの速度変化である傾斜角加速度($\dot{\Psi}$)を減算することで取り除くことができることが分かるなどと主張する。

しかし、前記イで説示したとおり、本件明細書においてセンサーで取得した加速度の値を修正して得られる制御に用いる加速度として言及されているのは【００７３】の横Ｇ（Ｇｈｏｓｅｉ）のみであり、【００６３】には、本件発明１の「横Ｇ（Ｇｈｏｓｅｉ）」の算出方法は記載されていない。仮に、【００６３】に本件発明１に係る「加速度センサーのロールによる影響を取り除く演算」が「$\dot{\Psi}$・Ｒｈｓｅｎ」を減算する趣旨であることを示唆する記載があると評価できるとしても、【００７３】の方がより直接的な制御に用いる修正後の加速度を算出する方法に関する記載であると評価できるにもかかわらず、式Ａについては、前記イで説示した問題がある。

また、【００６３】には、

Ｇｋｅｎ＝ｇ・ｃｏｓΦ・ｔａｎρ−Ψ・Ｒｈｅｎ

（訂正後は「Ｇｋｅｎ＝ｇ・ｃｏｓΦ・ｔａｎρ+Ψ̇・Ｒｈｓｅｎ」）

という式が記載されており、訂正後の式には「$\dot{\Psi}$・Ｒｈｓｅｎ」という項が含まれているものの、これを減算（訂正後は加算）した「ｇ・ｃｏｓΦ・ｔａｎρ」が物理学上、本件発明で算出することが課題とされている「正確な横Ｇ」に当たり、同物理量が判明すれば「正確な傾斜角の検出ができなかった諸問題」を解決できるものと理解できると認めるに足りる証拠はない。そうすると、仮に【００６３】の記載が原告の主張するとおりの誤記であると認定できるとしても、当該式のみからでは、センサーによる検出値である「Ｇｋｅｎ」から

「Ψ̇・Ｒｈｓｅｎ」を減算することが課題解決につながり、構成要件１Ｆの「ロールによる影響を取り除く演算」に当たるものであると理解できるとはいえない。

また、原告の主張中には、【００６３】より前の【００６１】、【００６２】の記載から【００６３】の記載が誤記であることが理解できると主張する部分があるが、【００６１】、【００６２】にも多数の誤記があり、「Ψ」と「$\dot{\Psi}$」に関する誤記のみならず「－」と「＋」に関する誤記まであり、どの部分が誤記であるのか容易に理解できるとは認め難い。もともと、本件明細書では、その全体にわたって、その説明の当初から基本的に一貫して加速度の次元の物理量から角速度（周速度）の次元の物理量を加算ないし減算するという式を前提とする内容で説明が記載されていて、前記エで説示したとおり、当該式に直接関連しない部分についてもこれと矛盾しない内容になっていた。そのような本件明細書について、当該式を訂正すると別の部分と矛盾が生じる内容になっている。これらからすると、当業者は、本件明細書に記載の誤りがあることを理解するとしても、本件明細書において、本来どのようなことが記載されようとしていたのかや、どの部分がどのような誤記であるかを理解することができるとは認められない。

(ｴ)　以上のとおり、当業者は、式Ａに含まれる項の次元が異なることから何らかの誤りがあることは理解できるものの、次元の違いによる問題を解消する方法は原告が主張する訂正に限られるものではなく、また、式Ａの内容等から、次元の違いによる問題を解消するためには、式Ａ´に訂正する以外の方法はないと当業者が理解できると認めるに足りる証拠はない。さらに、式Ａの訂正と整合するように、本件明細書の式Ａに関する記載部分を訂正していくと、それまで問題なかった明細書の記載の趣旨が理解できなくなったり、整合しなくなってしまうことが認められる。

これらの事情からすると、本件明細書の記載から、式Ａが式Ａ´の誤記であると理解できるとはいえない。よって、式Ａについて式Ａ´の誤記であると理解できることを前提とする原告の主張はその前提を欠く。・・・』

（３）控訴審・知財高判令和６年（ネ）第１００３８号＜本多裁判長＞における補充主張部分

控訴審判決原文：https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-93712.pdf

『控訴人が主張する「戻り角（ρ）」に着目すると、発明の詳細な説明には「ハイブリットセンサー２０には、進行方向の加速度を検出する加速度センサー２１、進行方向ロール速度を検出する傾斜角速度センサー２２及びロール方向の加速度を検出する加速度センサー２３が小型に内蔵されおり、ライダーの体重を含めた合成重心に近いところにレイアウトされる。ハイブリットセンサー２０には、傾斜時に生じる理論バンク角（Φ）及び傾斜によってタイヤでの荷重接地点変化から生じる戻り角（ρ）が同時に存在している。（図８も同時参照）センサー２０に生じる力（ベクトルＡ）と実際に生じる力（ベクトルＡ′）とはずれが生じている。このずれ角（戻り角（ρ））によって、正確な横Ｇを検出することが解析された。」（【００６０】）、「Ｇｋｅｎ＝ｇ・ｃｏｓΦ・ｔａｎρ－Ψ・Ｒｈｅｎと変形でき、シンプルな式になる。ここで、表されるΦは車両の理論バンク角度であり理論傾斜角でもある、傾斜角速度センサー２２から検出される角速度Ψ（ｒａｄ／ｓｅｃ）を時間積分して得られた角度であり、ρは傾斜戻り角であり、ＲはＧセンサー＃２３の実車取付けの高さ（図８ｂｈｓｅｎ）をそれぞれ示している。」(【００６３】)との記載が認められるが、この記載は、「横加速度（Ｇｋｅｎ）」を解析した結果として、傾斜角Φ、傾斜戻り角ρ、傾斜角速度Ψ等を用いた式で表すこ

とができることを示すに尽きるのであり、他方で、特許請求の範囲の記載において、本件発明１の「横加速度（Ｇｋｅｎ）」は「横加速度を検出する加速度センサー」により検出されたものとの特定がされているものの、傾斜角Φ、傾斜戻り角ρ、傾斜角速度Ψ及びＲｈｅｎに基づき、Ｇｋｅｎ＝ｇ・ｃｏｓΦ・ｔａｎρ−Ψ・Ｒｈｅｎという演算から導き出されたことは特定されていないから、控訴人の主張はその前提を欠く。

また、仮に「横加速度を検出する加速度センサー」により検出された「横加速度（Ｇｋｅｎ）」を正確な横Ｇであるとするならば、正確な横Ｇの検出は「横加速度を検出する加速度センサー」が本来的に備えている機能であり、正確な傾斜角の検出とは無関係である。そうすると、控訴人が主張する「①「走行時の横Ｇセンサーと角速度センサーを関連付けること」及び「正確な傾斜角の検出」によって、走行状態での「正確な横Ｇ」の検出を可能とすること」という課題とは矛盾することにもなるから、控訴人の主張は本件明細書の記載とは整合しない独自の見解であって採用することはできない。』

引用注　上記の「小型に内蔵されおり」は、判決原文の表記を維持したものである（原文ママ）。判決６頁。
https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-93712.pdf

３．若干の考察

サポート要件は、「・・・特許請求の範囲に記載された発明が，発明の詳細な説明に記載された発明で，発明の詳細な説明の記載により当業者が当該発明の課題を解決できると認識できる範囲のものであるか否か，また，その記載や示唆がなくとも当業者が出願時の技術常識に照らし当該発明の課題を解決できると認識できる範囲のものであるか否か」を検討して判断する。

ここで、明細書の記載について具体的な反論がなければ、その記載を前提に検討が進むことはある。しかし、反論がないことだけでサポート要件が当然に満たされるわけではなく、請求項の範囲、発明の詳細な説明及び出願時の技術常識から、当業者が課題を解決できると認識できる範囲かを検討する必要がある。

発明の詳細な説明中のメカニズム、作用機序、実施例・比較例等の誤り又は請求範囲全体への一般化が具体的に争われた場合には、争点に応じた主張立証が必要となる。サポート要件を満たすことの証明責任を特許出願人・特許権者に負わせる判例があり、実施可能要件についても出願人側の主張立証を問題とした裁判例がある（下掲）。ただし、各要件及び拒絶査定・無効審判・侵害訴訟等の手続の違いを区別する必要があり、これらを発明該当性まで含めて一括した立証責任の命題として扱うことはできない。進歩性を欠くとの無効理由はこれを主張する側が基礎付ける一方、特許権者等が予測できない顕著な効果を主張する場合には、その効果を基礎付ける具体的資料が問題となる。独立要件説・総合考慮説の対立とは区別して、効果についてどのような主張立証が必要かを個別に検討すべきである。明細書に記載された効果の信頼性が否定され、進歩性が否定された裁判例もある（下掲）。

なお、発明の詳細な説明中の記載が科学的に誤りである（自然法則に反する）ことの主張は、追試、公知文献（出願日後でもＯＫ）、専門家意見書等により立証することが多い。

【関連裁判例（発明の詳細な説明中の記載が誤りであるとして、特許要件が否定された裁判例）】

１．サポート要件、実施可能要件等の記載要件を否定した裁判例

（1）知財高判平成 17 年（行ケ）第 10645 号【密封包装物の検査方法】＜塚原裁判長＞

判決原文：https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-33052.pdf

分類注　本判決で否定されたのは実施可能要件及び明確性要件である。サポート要件（特許法３６条６項１号）違反の判断と混同しない。

「特許法３６条４項及び６項違反についての審決の判断…

段落番号【０００８】に，『これにより，密封包装物３の側面部 31 に高圧電源６の電圧出力端子からの電極４を接触ないし近接せしめるとき該密封包装物３内の導電性を有する内容物１は，電極４にかかる高電圧(0.6kV～30kV)のマイナス又はプラスの電位により帯電してマイナス(－)イオン又はプラス(＋）イオンが発生する。』と記載され，図１にはマイナス（－）イオンのみが内容物全体に発生したように図示されているが，この『マイナス(－)イオン又はプラス(＋）イオン』がどのように発生したのか不明であり，当業者は容易にこのことを実施することができない。すなわち，閉回路がなく変位電流が流れず，あるいは，密封包装物３の側面部 31 を電荷が移動しないのであれば，マイナス(－)イオン又はプラス(＋）イオンを発生させるための電荷はどこから供給されるのかが不明である。もし内容物の外部から電荷が供給されずに内容物にマイナス(－)イオン又はプラス(＋）イオンが発生するというならば，電荷保存則に反している。

…

当裁判所の判断

…

本願発明のように，「該密封包装物３の側面部 31 に…単一の電極４を接触ないし近接せしめて…該密封包装物３内の内容物１に電気絶縁性被膜２を介して帯電せしめ」ることは，電荷保存則に反し，何人にも実現することが不可能であるから，このような発明は不明確であるといわざるを得ず，また，本願明細書の発明の詳細な説明は，当業者が本願発明の実施をすることができる程度に明確かつ十分に記載したものとはいえない…。」

（2）知財高判令和３年(行ケ)第 10094 号【PCSK9（二次訴訟）】＜菅野裁判長＞

判決原文：https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-91751.pdf

*(特許権者が主張した)本件発明の技術的意義が成り立たないことを立証成功!!

⇒サポート要件×

「…３１Ｈ４抗体と競合する抗体であれば、３１Ｈ４抗体と同様のメカニズムにより、ＰＣＳＫ９とＬＤＬＲタンパク質との結合中和抗体としての機能的特性を有することを特定した点に本件発明の技術的意義がある…。…このような抗体全般が３１Ｈ４抗体と類似の機能的特性を示すことを裏付けるメカニズムにつき特段の説明が見当たらない以上、本件発明の「ＰＣＳＫ９との結合に関して、３１Ｈ４抗体と競合する抗体」が３１Ｈ４抗体と「類似の機能的特性を示す」ということはできない。…

当業者において、３１Ｈ４抗体と競合する抗体が結合中和抗体であるとの理解に至ることは困難というほかない。

…博士が、「３１Ｈ４抗体と競合する抗体…の全てが結合を中和する効果を有するだろうというのは確実に誤りである。」旨の意見を述べている。…以上によれば、本件発明１及び５は、いずれもサポート要件に適合するものとは認められない。」

（３）知財高判平成 28 年(行ケ)第 10064 号【ポリビニルアルコール系重合体フィルム】＜森裁判長＞

判決原文：https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-86905.pdf

*発明の物質であれば種類を問わず課題を解決できると認識不可

※発明の詳細な説明に「本発明者は、…水に溶解させた際のｐＨが一定範囲にあるＰＶＡ系重合体フィルムにより上記目的が達成されることを見出し…た。」と記載されていたが、当該メカニズムが認識できないと判断された。

「…当業者が，界面活性剤として本件ラウリン酸ジエタノールアミド混合物を採用し，ノニオン系界面活性剤の含有量の数値範囲を「０．３質量部」とし，ＰＶＡ系重合体フィルムのｐＨの数値範囲を「３．６～６．２」とした実施例において，３０℃長期保管試験及び８０℃短期保管試験において，黄変の抑制効果が得られたことが開示されていることに接した場合，本件訂正発明１の「ノニオン系界面活性剤（Ｂ）」であれば，その種類を問わず，ノニオン系界面活性剤の含有量の数値範囲を「０．００１～１質量部」とし，ＰＶＡ系重合体フィルムのｐＨの数値範囲を「２．０～６．８」とすることにより，常温長期保管時の黄変を抑制し得るＰＶＡ系重合体フィルムを提供するという本件訂正発明１の課題が解決できることを認識することができるとは認められない。そうすると，本件訂正発明１は，本件出願日当時の技術常識を有する当業者が本件訂正明細書において本件訂正発明１の課題が解決できることを認識できるように記載された範囲を超えるものであって，特許法３６条６項１号所定のサポート要件に適合するものということはできない。」

（４）知財高判平成 27 年(行ケ)第 10201 号【容器詰飲料】＜清水裁判長＞

判決原文：https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-86483.pdf

*課題を具体的に認定した⇒サポート要件×

実施例から課題解決メカニズムを読み取れない。

※発明の詳細な説明に「本発明者は，イソクエルシトリン及びその糖付加物とともにアルコール類をそれぞれ特定量含有せしめ，更にｐＨを特定範囲内に調整することで，長期間にわたって保存しても色調が変化し難く，外観が保持される飲料が得られることを見出した。」と記載されていたが、当該メカニズムを当業者が認識できないと判断された。

「…当業者において，本件明細書の実施例・比較例の条件において，Ｌ－アスコルビン酸に加え，イソクエルシトリン及びその糖付加物が配合されていることから，Ｌ－アスコルビン酸の褐変が生じない（したがって，本件明細書の実施例・比較例の飲料の色調変化には，Ｌ－アスコルビン酸の褐変に起因する色調変化は含まれない。）と理解するものとはいえない。…

以上によれば、本件明細書の発明の詳細な説明の記載及び本件出願日当時の技術常識に照らして，本件訂正発明９～１６は，容器詰飲料に含まれるイソクエルシトリン及びその糖付加物の色調変化を抑制することにより，

当該容器詰飲料の色調変化を抑制する方法を提供するという課題を解決できるものと，当業者が認識することができるとはいえない。」

（５）東京高判平成 12 年（行ケ）第 176 号【連続成形トリミング方法】

判決原文：https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-11944.pdf

*明細書に記載が無い場合の立証責任

⇒明細書の記載が不十分であった場合に、記載不備と判断した。

（判旨の要約）特許請求の範囲に記載された技術が、当業者にとって格別の説明なしに容易に実施できる程度の技術であると主張する側は、裁判所がそのように認定できるだけの主張立証をする必要があり、それがなければ明細書の記載に不備があるものとして扱われる。

「発明の詳細な説明には，当業者が容易にその実施をすることができる程度に，上記構成が記載されていなければならないはずである。もっとも，特許請求の範囲に記載されたところが，当業者にとって，その文言に接しさえすれば，それ以上に格別の説明はなくとも容易に実施することのできるという程度の技術である場合には，例外的に，必ずしも，その説明を明細書に記載する必要はないとするのが，上記条項の設けられた目的に照らし，合理的な解釈であるというべきである。しかし，審決取消訴訟において，特許請求の範囲に記載されたところが上記の程度の技術であるか否かが争われるに至った場合には，特許請求の範囲に記載されたところが上記の程度の技術であることを主張する側において，当業者ではない裁判所であってもそのように認定することができるだけの主張立証をしない限り，裁判所としては，明細書の記載に不備があるものとして扱うほかない…。」

（６）知財高判平成 25 年(行ケ)第 10250 号【ポリイミドフィルム】

判決原文：https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-85069.pdf

*実施可能要件の立証責任は出願人

⇒（判旨の要約）実施可能要件を巡り、実施可能要件の充足については本来出願人が主張立証責任を負う。本件明細書は熱膨張係数を小さくするための具体的指針を欠くのに，被告（出願人）は具体的な立証を行っていない。

「…本件明細書は，具体的に溶媒含量，温度条件，延伸速度等をどのように制御すれば熱膨張係数が本件発明９の程度まで小さくできるのかについて具体的な指針を何ら示していない。本来，実施可能要件の主張立証責任は出願人である被告にあるにもかかわらず，被告は，本件発明９の熱膨張係数の範囲を充足するＯＤＡ／ＢＰＤＡの２成分系ポリイミドフィルムの製造が可能であることについて何ら具体的な主張立証をしない。…」

２．発明該当性を否定した裁判例

（１）東京高判平成 15 年（行ケ）第 166 号【…アトピー性皮膚炎治療用の外用剤】＜塚原裁判長＞

判決原文：https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-9822.pdf

「本件明細書…においては，本件臨床試験結果が記載されてはいるものの，①本件臨床試験が実際にされたこと，②本件臨床試験に使用された薬剤が，真実…外用軟膏剤及び外用クリーム剤であったこと，並びに③本件臨床試験の結果が本件明細書に正確に記載されていることを認めるに足りる証拠はないというほかなく，また，本件臨床試験以外のものについて被告が主張する諸点を検討しても，本件薬剤に治療効果があることを認めるに足りる証拠はない。そうすると，本件発明の技術内容（技術手段）によってその目的とする技術効果を挙げることができるものであることを推認することはできないのであるから，本件発明とされるものは，発明として未完成であり，特許法２９条１項柱書きにいう「発明」に当たらず，特許を受けることができない…。」

３．進歩性を否定した裁判例（一次判決と異なり、予測できない顕著な効果が否定された）

（１）知財高判平成 24 年(行ケ)第 10419 号【カルベジロール（二次判決）】＜設樂裁判長＞

判決原文：https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-83666.pdf

⇒（進歩性の顕著な効果に関する判示であるが、）明細書中の実施例に記載された効果が、出願日後の文献等により否定された事例。進歩性×

「米国カルベジロール試験は，治療期間が短いこと等により，その結果の信頼性が低いものであることは，前記説示のとおりである。したがって，米国カルベジロール試験においてプラセボと比較して優位な効果が確認できたことにより試験が中止されたからといって，本件発明に顕著な効果があるということはできない。」

（原告）個人

（被告）ヤマハ発動機株式会社

令和７年(ネ)10001『フルボ酸製造方法関連特許使用料』＜本多裁判長＞

原記事 URL：https://www.nakapat.gr.jp/ja/note/%e4%bb%a4%e5%92%8c7%e5%b9%b4%e3%83%8d10001%e3%80%8e%e3%83%95%e3%83%ab%e3%83%9c%e9%85%b8%e8%a3%bd%e9%80%a0%e6%96%b9%e6%b3%95%e9%96%a2%e9%80%a3%e7%89%b9%e8%a8%b1%e4%bd%bf%e7%94%a8%e6%96%99%e3%80%8f/

令和７年(ネ)10001『フルボ酸製造方法関連特許使用料』＜本多裁判長＞

⇒被控訴人の解除は有効

契約書７条の趣旨は、「本日締結した特許専用実施権契約の対象特許・特願の中には、将来、登録庁で登録保全ができない瑕疵が存在する可能性もある」ことを関係会社３社が認識しているという注意条項に過ぎない。

⇒「登録できない／拒絶される可能性がある」という将来の不測の事態に備えたリスク認識の条項であり、現に契約締結時点で本件特許権１・３について共有者から実施権許諾権限を取得していない（すなわち、そもそも実施許諾義務の履行が不可能な状態にあった）というような債務不履行の責任を免除する条文ではない。

本件契約の主目的は「特許専用実施権の譲渡＋通常実施権の再許諾」なのであり、この主たる給付が履行されない場合にまで「債務不履行にはならない」と読めるほどの免責条項を、７条の抽象的な文言から導くのは不自然である。

⇒控訴人が７条から読み込もうとした「免責」効果は否定された。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-94268.pdf

令和５年(行ケ)10147【ＲＮＡ依存性標的ＤＮＡ修飾】＜清水響裁判長＞

原記事 URL：https://www.nakapat.gr.jp/ja/note/%e4%bb%a4%e5%92%8c%ef%bc%95%e5%b9%b4%e8%a1%8c%e3%82%b110147%e3%80%90%ef%bd%92%ef%bd%8e%ef%bd%81%e4%be%9d%e5%ad%98%e6%80%a7%e6%a8%99%e7%9a%84%ef%bd%84%ef%bd%8e%ef%bd%81%e4%bf%ae%e9%a3%be%e3%80%91/

令和５年(行ケ)10147【ＲＮＡ依存性標的ＤＮＡ修飾】＜清水響裁判長＞

*第１出願書類全体の記載及び出願時の技術常識に基づき、実質的にみれば開示されていたというべきであり、本件発明は、パリ条約４条Ａ項により第１出願に基づく優先権主張の利益を享受することができる。

（判旨抜粋）

すなわち、細菌（原核生物）の CRISPR/Cas システムを利用したＤＮＡ切断にＰＡＭ配列が必要であることは、本件優先日当時、多くの文献に記載されており、当業者には周知であったということができる。…本件優先日当時、同仕組みを利用してＤＮＡを切断する場合に原核細胞においてのみＰＡＭ配列が必要であり、真核細胞においては不要になると考えることが通常であったことを窺わせるような事情も見当たらない。そうすると、本件優先日当時、真核細胞において、CRISPR/Cas9 システムを利用してＤＮＡを切断する際も、標的ＤＮＡ配列の下流にＰＡＭ配列が存在する必要があるということは、当業者にとって容易に予測し、確認することができた事項というべきである。…以上によれば、本件優先日において、CRISPR/Cas9 システムにおけるＰＡＭ配列の存在及びその役割は当業者の技術常識の範疇に属するものであったと認めるのが相当であり、原告の主張を採用することはできない。

原告は、本件優先日時点で、ＮＬＳ・コドン最適化は、周知技術ではなかったなどと主張する。…よって、本件優先日の時点で、CRISPR/Cas9 システムにおいて、ＮＬＳ及びコドン最適化は、必須の技術ではなかったが、いずれも、多くの文献において実施が報告されており、CRISPR/Cas9 システムにも応用可能な周知技術であったと認めるのが相当である。

しかしながら、本件優先日時点で本件発明者らが実験に成功していなかったというだけで、第１出願書類における本件発明の開示が不十分になるわけではない。第１出願書類の記載に基づき、過度の試行錯誤を要するまでもなく、本件発明を実施することができると認められるのであれば、開示としては十分である。そもそも、生命科学の実験において、実験条件を変えながら最適な条件を見つけることは通常の試行錯誤の過程であると考えられる。原告が指摘するメールの内容等は、いずれも通常の試行錯誤の過程における仮想的な可能性や懸念について意見交換等しているものにすぎず、それだけでは、当業者において、過度の試行錯誤を要するような障壁があったことを認めることは困難である。むしろ、本件発明者らが第１優先基礎出願に係る CRISPR/Cas9 システムを刊行物（乙 12・2012 年 6 月 28 日）に発表した後、2012 年 10 月から 2013 年１月までの短期間に、多くの研究者により、CRISPR/Cas9 システムを真核細胞に適用しゲノム編集ができたことが報告されたことが認められる（前記２－４参照）。このことは、当業者において、第１出願書類の記載に基づき、過度の試行錯誤を要するまでもなく、本件発明を実施することができたことを示すものである。

hanrei-pdf-94292.pdf

東京地判令和７年(ワ)70003【喫煙具用カートリッジ】＜澁谷裁判長＞

原記事 URL：https://www.nakapat.gr.jp/ja/note/%e6%9d%b1%e4%ba%ac%e5%9c%b0%e5%88%a4%e4%bb%a4%e5%92%8c7%e5%b9%b4%e3%83%af70003%e3%80%90%e5%96%ab%e7%85%99%e5%85%b7%e7%94%a8%e3%82%ab%e3%83%bc%e3%83%88%e3%83%aa%e3%83%83%e3%82%b8%e3%80%91%ef%bc%9c/

東京地判令和７年(ワ)70003【喫煙具用カートリッジ】＜澁谷裁判長＞

*訴訟手続中で損害賠償請求権を放棄した。

⇒差止請求の税関手続きが残っているが、損害賠償請求権不存在のみを主張する不存在確認訴訟は、即時確定の利益なし。

（判旨抜粋）

被告は、本件各訴え提起後の令和７年２月２７日、原告らに対し、本件損害賠償請求権を放棄し、同請求権を行使しない旨通知し、また、同年４月２３日に行われた本件第２回口頭弁論期日において、本件損害賠償請求権を放棄し、訴訟内外を問わず、撤回、取消し又は無効の主張を行わないと陳述したことが認められる。

以上によれば、被告の原告らに対する本件損害賠償請求権が存在しないことは被告の自認するところであり、この点について、現に当事者間に紛争が存在し、原告らの有する権利又は法律上の地位の不安、危険が存在しているとはいえず、即時確定の利益があるとは認められない。

本件各訴えは、本件損害賠償請求権の不存在の確認を求める訴えであって、たとえこれを認容する判決が確定したとしても、本件特許権の侵害の有無に係る理由中の判断が既判力をもって確定されるものではないから、被告が原告らに対し本件特許権に基づく差止請求権や別件訴訟に係る請求権を行使することは妨げられない。かえって、原告らは、被告による本件特許権の侵害に基づく本件製品についての差止請求権を争うためには、端的に当該差止請求権の不存在確認請求訴訟を提起することができるのであるから、本件損害賠償請求権が存在しない旨の確認判決を得ることが、原告らの権利又は法的地位への危険又は不安を除去するために必要かつ適切であるということはできない。

なお、原告らは、被告が損害賠償の一部請求訴訟を提起する場合と原告らが差止請求権の不存在確認請求訴訟を提起する場合とで印紙代の負担に差異があるなどとも主張するが、かかる事情は即時確定の利益に直ちに影響を与えるものではなく、上記判断を左右するものではない。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-94270.pdf

【商標／ドメイン】東京地判令和５年(ワ)70022『Legal Force』事件＜髙橋裁判長＞

原記事 URL：https://www.nakapat.gr.jp/ja/note/%e3%80%90%e5%95%86%e6%a8%99%ef%bc%8f%e3%83%89%e3%83%a1%e3%82%a4%e3%83%b3%e3%80%91%e6%9d%b1%e4%ba%ac%e5%9c%b0%e5%88%a4%e4%bb%a4%e5%92%8c5%e5%b9%b4%e3%83%af70022%e3%80%8elegal-force%e3%80%8f%e4%ba%8b/

【商標／ドメイン】東京地判令和５年(ワ)70022『Legal Force』事件＜髙橋裁判長＞

米国法人である被告が同商標を付して英語でサービス提供する行為につき、商標権侵害等を請求した。

⇒被告のウェブサイトが日本の需要者を対象としていないこと等を理由に、日本の国際裁判管轄権を否定し、訴えを却下した。

※日本在住の米国弁護士は利用していないのか？

～被告の商標登録出願業務に関する日本の顧客について『被告が日本の顧客４４名について商標登録出願をしたことが認められる。』『ｌｅｇａｌｆｏｒｃｅｌａwウェブサイトには、「ＬｅｇａｌＦｏｒｃｅＲＡＰＣは、世界１００カ国以上のクライアントを代理しています。」「米国以外では、ＬｅｇａｌＦｏｒｃｅＲＡＰＣＴｒａｄｅｍａｒｋｉａの上位出願国は以下のとおりである。／（・・・中略・・・）日本９７／」「ＬｅｇａｌＦｏｒｃｅＲＡＰＣは、２００９年以降、世界８８カ国での商標出願を支援している／（・・・中略・・・）日本」との記載が英語でされている』

『本件被告ウェブサイトにおける「ＡＩに基づく契約書及び電子メールアカウントのレビュー」について、日本国内の利用者にサービスを提供していることを示す証拠は見当たらない』

⇒日本で本件被告ウェブサイトにおける「ＡＩに基づく契約書及び電子メールアカウントのレビュー」を利用している者が存在すれば、結論を左右したか!?

一方、日本のドメイン名（.jp）の使用に関する請求については、ドメイン管理機関が日本にあることから管轄権を認めた。

もっとも、被告は原告より先に米国で当該名称を使用しており、ドメインを自社の業務サイトへ自動接続させることは正当な目的であるとして、不正競争防止法上の「不正の利益を得る目的」や「他人に損害を加える目的」を否定し、請求を棄却した。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-93748.pdf

中間判決・令和６年(ネ)10034【弾塑性履歴型ダンパ】＜本多裁判長＞

原記事 URL：https://www.nakapat.gr.jp/ja/note/%e4%b8%ad%e9%96%93%e5%88%a4%e6%b1%ba%e3%83%bb%e4%bb%a4%e5%92%8c6%e5%b9%b4%e3%83%8d10034%e3%80%90%e5%bc%be%e5%a1%91%e6%80%a7%e5%b1%a5%e6%ad%b4%e5%9e%8b%e3%83%80%e3%83%b3%e3%83%91%e3%80%91%ef%bc%9c/

中間判決・令和６年(ネ)10034【弾塑性履歴型ダンパ】＜本多裁判長＞

中間判決により、被告Σ形ダンパ５及び６が組み込まれた住宅について、本件特許権侵害の不法行為に基づく損害賠償請求の原因（数額の点は除く。）は理由があるとした（原審・東京地判令和３年(ワ)15964）。

構成要件Ｇは、「前記剪断部は、入力により荷重を受けたときに、変形してエネルギー吸収を行うこと」と規定されている。原審は「入力」を橋軸方向等の特定方向の水平力に限定するように解して非充足と判示したが、知財高裁はこれを否定した。

本件訂正後の特許請求の範囲及び本件訂正明細書の記載によると、本件訂正発明１は…「板状の一対の剪断部」を「互いの向きを異ならせて設け」た構成としたものであり（【０００７】）、「剪断部」に対する「入力」の方向については何ら限定していない。そうすると、構成要件Ｇにいう「入力」は、「剪断部」に対して外部から与えられる荷重であれば足り、特定の方向に限定されるものではないと解するのが相当である。

そして、前提事実によると、被告ダンパが備える各ウェブ部は、「入力により荷重を受けたときに、変形してエネルギー吸収を行う」ものであると認められるから、被告ダンパは構成要件Ｇを充足する。

構成要件Ｄ「一対のプレート」

被告Σ形ダンパ１～４は、平行板部及びウェブ部の一端が垂直板部に溶接されており、垂直板部は、耐力パネルを構成する柱にボルトで固定されている。他方、平行板部及びウェブ部の他端は、耐力パネルを構成する鋼管（被告Σ形ダンパ１～３）又は溝形鋼（被告Σ形ダンパ４）に直接溶接されていることが認められる。垂直板部と鋼管又は溝形鋼が、二個で一組となる金属を薄く平たくしたものということはできないから、被告Σ形ダンパ１～４は、「一対のプレート」を備えていると認められない。

被告Σ形ダンパ５を構成するウェブ部及び平行板部は、２枚の接続プレートに挟まれた形で配置され、ウェブ部及び平行板部の両端はそれぞれ接続プレートに直接溶接されているところ、２枚の接続プレートは、同じ形状の長方形の金属板であって、ウェブ部及び平行板部を挟む形で左右両側に配置されているから、これらが「一 対のプレート」に該当すると認められる。

被告Σ形ダンパ６が用いられた耐力パネルにおいて、被告Σ形ダンパ６を構成するウェブ部及び平行板部は２枚の補剛材に挟まれた形で配置され、ウェブ部及び平行板部の両端はそれぞれ補剛材に直接溶接されていることが認められる。上記２枚 の補剛材は、同じ形状の長方形の金属板であって、ウェブ部及び平行板部を挟む形で左右両側に配置されているから、これらが「一対のプレート」に該当する。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-94603.pdf

東京地判令和６年(ワ)70283【予約管理装置】＜杉浦裁判長＞

原記事 URL：https://www.nakapat.gr.jp/ja/note/%e6%9d%b1%e4%ba%ac%e5%9c%b0%e5%88%a4%e4%bb%a4%e5%92%8c6%e5%b9%b4%e3%83%af70283%e3%80%90%e4%ba%88%e7%b4%84%e7%ae%a1%e7%90%86%e8%a3%85%e7%bd%ae%e3%80%91%ef%bc%9c%e6%9d%89%e6%b5%a6%ef%bc%9e/

東京地判令和６年(ワ)70283【予約管理装置】＜杉浦裁判長＞

本件特許発明は、予約管理装置（サーバ）が、店舗端末の操作に応じて、受信した画像データを画像印刷装置（プリンタ/FAX）に送信する。

流れ：サーバ → プリンタ

被告のシステム：サーバは画像データを薬局端末（PC/タブレット）に送り、薬局端末がプリンタにデータを送信して印刷する構成。サーバはプリンタと直接通信していない。

流れ：薬局端末 → プリンタ

予約管理装置が「別の装置を介して」送りさえすれば足りるといった拡張解釈は、明細書に根拠を欠く。

（判旨抜粋）

『特許請求の範囲の記載によれば、予約管理装置が別の装置を介して画像データを画像印刷装置に送信することをも含むことをうかがわせる記載はない。また、本件明細書を見ても、…予約管理装置から処方箋画像データを送信され、当該画像データが表示された店舗端末において、判読可能指示等を予約管理装置に送信することなく、利用者の店舗端末に対する操作により店舗端末から直接的に画像印刷装置により画像データを印刷する構成が含まれることを開示又は示唆する記載も見当たらない。』

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-94951.pdf

大阪地判令和６年(ワ)4500【買物決済システム】＜松阿彌裁判長＞

原記事 URL：https://www.nakapat.gr.jp/ja/note/%e5%a4%a7%e9%98%aa%e5%9c%b0%e5%88%a4%e4%bb%a4%e5%92%8c6%e5%b9%b4%e3%83%af4500%e3%80%90%e8%b2%b7%e7%89%a9%e6%b1%ba%e6%b8%88%e3%82%b7%e3%82%b9%e3%83%86%e3%83%a0%e3%80%91%ef%bc%9c%e6%9d%be%e9%98%bf/

大阪地判令和６年(ワ)4500【買物決済システム】＜松阿彌裁判長＞

本件特許発明の「カメラ」は画像（映像）を取得して商品を識別するためのものである。

他方、被告製品の「バーコードスキャナー」は、画像ではなくバーコード情報（コード）を取得するものであり、機能が異なる。

⇒非充足

本件特許発明は、カメラと「顧客端末」を特定の ID 等で紐付けることを求めている。

しかし、被告製品は会員番号（顧客識別情報）のみで店舗端末（カート）と対応関係を作っており、顧客端末自体との技術的な「紐付け」は行っていない。

⇒非充足

本件特許発明は、カメラ画像から商品識別ができない場合に「異常」とする。

他方、被告製品は、スキャン無しでカゴに入れた際の「重量センサーの変化」で異常を検知するものであり、画像識別の成否によるものではない。

⇒非充足

（判旨抜粋）

本件明細書の記載及び当業者の通常の理解によると、本件発明の「カメラ」は、光学系を用いて被写体の映像を撮影素子等の面上に結ばせる装置（広辞苑（第７版）参照）をいうものと認められる。被告製品のバーコードスキャナーについて被告製品のバーコードスキャナーが、上記のような機能を果たすことを認めるに足りる証拠はなく、また一般に、バーコードスキャナーは、バーコードに化体した「情報」を取得するものであって、「画像」を取得、すなわち撮像をしないから、被告製品のバーコードスキャナーが構成要件Ｂにいう「カメラ」に該当することはない。

・・・

構成要件Ｄにおける「紐付け」の技術的意義に係る原告の主張は判然としないが、本件発明１は、購入しようとする商品の撮像情報をカメラが管理サーバに送信し（構成要件Ｅ）、管理サーバが商品の識別結果を顧客端末に通知すること（構成要件Ｆ）を構成要素とするものであり、その前提としてカメラと顧客端末の対応関係を確立することをいうものと解される。この点、原告は、被告製品は、構成要件Ｆに係る処理が「店舗端末」

で行われること（顧客端末では行われないこと）を争わないところ、前記のとおり、被告製品は、顧客端末がなくとも正常に買物が可能であること（顧客端末が被告製品の技術思想を実現するのに必須の構成ではないこと）も考慮すると、店舗端末が対応関係を確立するのは顧客識別情報（会員番号）のみであると認められ、これを超えて、「顧客端末」と、店舗端末のバーコードスキャナーが、上記の意味で「紐付く」ものとは認められない。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-94493.pdf

令和６年(ネ)10068【もれ防止用シール材】＜清水響裁判長＞

原記事 URL：https://www.nakapat.gr.jp/ja/note/%e4%bb%a4%e5%92%8c6%e5%b9%b4%e3%83%8d10068%e3%80%90%e3%82%82%e3%82%8c%e9%98%b2%e6%ad%a2%e7%94%a8%e3%82%b7%e3%83%bc%e3%83%ab%e6%9d%90%e3%80%91%ef%bc%9c%e6%b8%85%e6%b0%b4%e9%9f%bf%ef%bc%9e/

令和６年(ネ)10068【もれ防止用シール材】＜清水響裁判長＞

＜原審・大阪地判令和４年(ワ)9112、11173＜松阿彌裁判長＞と、同じ論点、同じ結論。＞

「地糸の経糸または緯糸の径がパイル糸の径よりも細くされている」こと（構成要件１Ｃ）

⇒「径」は、製品状態ではなく、原糸状態で測定する。

⇒非充足

「使用状態では、回転体の回転方向に対し、該配列の方向が該予め定める角度θよりも大きな角度φをなすように、該配列の方向を該回転方向に対して傾斜させる」（構成要件１Ｅ）

キヤノン又は関連会社が製造するトナーカートリッジに被告製品がどのように設置されるのかについて被告らの関与はなく、取付位置・取付方法は、キヤノンの判断によるものであるところ、キヤノンが被告製品を角度θ＜角度φで取り付けていると認めるに足りる証拠はなく、これと異なる方法・用法で取り付けることが、経済的、商業的又は実用的なものでないことの立証もない。

したがって、被告製品が本件特許を侵害する物の生産にのみ用いられている物（特許法１０１条１号）であることを認めるに足りる立証はないというべきであるから、原告の間接侵害の主張を採用することはできない。

（判旨抜粋）

本件明細書においては、…「図４および図５では、パイル糸４として、地経糸２１および地緯糸２２よりも太い径の糸を使用する例を…それぞれ模式的に示す。」など、原糸状態の糸の「径」やその大小関係について述べる記載部分（段落【００４３】【００３３】【００５０】【００５２】）も存するのであり、後で述べるとおり、「径」とは一般的に繊維の「太さ」を指すものとして用いられている方法により示される「太さ」と同義であると解するのが相当であり、原糸状態の糸は、各糸の「径」がそれぞれ一様であることから、各糸の「径」の意味を一義的に把握することができ、これに基づき各糸の「径」の「大小」を比較することもできるものと解される。そうすると、本件訂正発明１の構成要件１Ｃの「径」及びその「大小」は、原糸状態の糸の「径」及びその「大小」を意味するものと解するのが相当である。エそして、前記⑶の技術常識によれば、繊維の重要な性質である「太さ」については、デニール（denier）のように一定の長さ当たりの重量で繊維の太さを示す方法が一般的に用いられている。繊維の素材が異なり比重（密度）が異なる場合には、デニール数では直ちには太さの比較をすることはできないが、繊維の比重とデニール数から断面積を容易に計算し、比較することができることは、技術常識であると認められる。

そうすると、本件訂正発明１の構成要件１Ｃにおける地糸の経糸・緯糸とパイル糸の各「径」とは、原糸状態

において、一般的に用いられている方法で示される各糸の「太さ」を意味し、その「大小」についても、当該方法を前提に、原糸状態の糸の繊維の断面積を算出して「径」の大小関係を決することをいうものと解するのが、出願当時の当業者の技術常識を踏まえた構成要件の合理的な解釈であるというべきである（以上によれば、構成要件１Ｃが不明確ということもできない。）。

原判決記載のとおり、キヤノン又は関連会社が製造するトナーカートリッジに被告製品がどのように設置されるのかについて被告らの関与はなく、取付位置・取付方法は、キヤノンの判断によるものであるところ、キヤノンが被告製品を角度θ＜角度φで取り付けていると認めるに足りる証拠はなく、これと異なる方法・用法で取り付けることが、経済的、商業的又は実用的なものでないことの立証もない。したがって、被告製品が本件特許を侵害する物の生産にのみ用いられている物（特許法１０１条１項１号）であることを認めるに足りる立証はないというべきであるから、原告の間接侵害の主張を採用することはできない。

引用注　上記判旨抜粋中の「特許法１０１条１項１号」は判決原文の表記である。正しい条文の指示は「特許法１０１条１号」である。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-94232.pdf

令和７年(ネ)10005【親綱支柱用治具】＜増田裁判長＞

原記事 URL：https://www.nakapat.gr.jp/ja/note/%e4%bb%a4%e5%92%8c7%e5%b9%b4%e3%83%8d10005%e3%80%90%e8%a6%aa%e7%b6%b1%e6%94%af%e6%9f%b1%e7%94%a8%e6%b2%bb%e5%85%b7%e3%80%91%ef%bc%9c%e5%a2%97%e7%94%b0%ef%bc%9e/

令和７年(ネ)10005【親綱支柱用治具】＜増田裁判長＞

被告製品の側板に形成されたフックは、底板をＵ字状に折り曲げて形成されたものではないから、被告製品は構成要件Ｃの「前記矩形状の板の前記第１の方向の端部で上下方向に間隔を開けてＵ字状に折り曲げられた折り曲げ部」を含まない。

⇒文言非充足

本質的部分の相違

⇒均等侵害も不成立

⇒虚偽事実の告知・流布を認めた原審を維持した。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-94223.pdf

東京地判令和６年(ワ)70128【箱型船】＜中島裁判長＞

原記事 URL：https://www.nakapat.gr.jp/ja/note/%e6%9d%b1%e4%ba%ac%e5%9c%b0%e5%88%a4%e4%bb%a4%e5%92%8c6%e5%b9%b4%e3%83%af70128%e3%80%90%e7%ae%b1%e5%9e%8b%e8%88%b9%e3%80%91%ef%bc%9c%e4%b8%ad%e5%b3%b6%ef%bc%9e/

東京地判令和６年(ワ)70128【箱型船】＜中島裁判長＞

*耐用期間１年のｐＨセンサの交換行為は新たな製品の製造に当たらない。

⇒当該メンテナンス行為について非侵害

なお、判決全体では別の行為について特許権侵害を認め、損害賠償９３万２５００円を認容している。本稿の「非侵害」は上記交換行為についての判断である。

（判旨抜粋）

被告製品の箱型船自体については、特段の耐用期間が定められているものではなく、本件メンテナンス行為の対象となる部品のうちｐＨセンサに限り、耐用期間が１年とされているため、毎年の本件メンテナンス行為により新品に交換されている･･･。･･･

本件メンテナンス行為は、箱型船全体のうち、耐用期間が１年とされているｐＨセンサに限り交換するものであるから、単に通常の用法に従って、箱型船の消耗品といえるｐＨセンサを交換するにとどまるものといえる。しかも、ｐＨセンサの技術的機能をみると、ｐＨセンサの検出値に基づいて酸原液の供給量を自動調節する原液供給装置を備える箱型船は、乙４公報に開示されているところであり、ｐＨセンサが本件発明の本質的部分に係る構成であるとはいえない。のみならず、ｐＨセンサの経済的価値についても、･･･本件発明の技術的範囲に属する箱型船全体の価値に比べて、極めて僅かなものといえる。これらの事情の下においては、本件メンテナンス行為は、本件発明の本質的部分に係る構成を欠くに至った状態のものについて、これを再び充足させるものとはいえない。したがって、本件メンテナンス行為は、被告製品の箱型船と同一性を欠く箱型船の新たな製造をしたものとはいえず、特許法２条３項１号に規定する「生産」に該当するものと解することはできない。

これに対し、原告は、本件メンテナンス行為につき、本件発明の技術的範囲に属さない製品（ｐＨセンサがなく構成要件Ｆを欠くもの）を、本件発明の技術的範囲に属する製品に変更するものであるから、同号に規定する「生産」に該当すると主張する。

しかしながら、「生産」に当たるか否かは、本件発明の本質的部分に係る構成を欠くに至った状態のものを再び充足させるものといえるかどうかという観点から上記にいう諸事情を検討すべきことは、上記において説示したとおりである。そうすると、ｐＨセンサがない状態からこれを新たに取り付けた行為のみを切り出して判断するのは相当ではなく、この理は、原告主張に係るチューブについても、同様である。

上記観点から検討すれば、原告主張に係るｐＨセンサの交換や、劣化や破損によるチューブの交換は、修理やメンテナンスそのものというべき行為であり、同一性を欠く箱型船を新たに製造するものとはいえず、本件メ

ンテナンス行為は、本件発明の「生産」に該当するものと解することはできない。

そもそも、原告主張に係る箱型船は本件特許登録前に既に製造されたとみるべきものであるから、原告が当該箱型船に関する利益を得られなかったとしても、本件特許登録前のものである以上、原告主張に係る不合理があるものとはいえない。

https://patent-law.hatenablog.com/entry/2025/07/19/230000

令和７年(ネ)10004【ワイヤレススカッフプレート】＜中平裁判長＞

原記事 URL：https://www.nakapat.gr.jp/ja/note/%e4%bb%a4%e5%92%8c7%e5%b9%b4%e3%83%8d10004%e3%80%90%e3%83%af%e3%82%a4%e3%83%a4%e3%83%ac%e3%82%b9%e3%82%b9%e3%82%ab%e3%83%83%e3%83%95%e3%83%97%e3%83%ac%e3%83%bc%e3%83%88%e3%80%91%ef%bc%9c%e4%b8%ad/

令和７年(ネ)10004【ワイヤレススカッフプレート】＜中平裁判長＞

＝原審・東京地判令和５年(ワ)70346＜中島裁判長＞

*「調整可能」とは、能動的に可変とすることを意味する。

⇒非充足

構成要件Ｆの「前記感応信号に従って前記バックライトモジュールをそのオンとオフ状態の時間間隔を調整可能に開閉する制御モジュール」は、感応信号に従ってバックライトモジュールをオンとオフの状態にすることができるとともに、感応信号に従ってオン状態にした後、再度の感応信号がなくても一定時間後にオフ状態にするまでの間隔、すなわち発光持続時間、を可変とすることができる制御モジュールを意味するものと解される。

⇒被控訴人各製品が、開閉に係る磁気を感知するタイミングとは関係なく、発光持続時間を可変に調整し制御する制御モジュールを備えるものとは認められない。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-94237.pdf

東京地判令和６年(ワ)70463【水栓エルボ連結固定具】＜杉浦裁判長＞

原記事 URL：https://www.nakapat.gr.jp/ja/note/%e6%9d%b1%e4%ba%ac%e5%9c%b0%e5%88%a4%e4%bb%a4%e5%92%8c6%e5%b9%b4%e3%83%af70463%e3%80%90%e6%b0%b4%e6%a0%93%e3%82%a8%e3%83%ab%e3%83%9c%e9%80%a3%e7%b5%90%e5%9b%ba%e5%ae%9a%e5%85%b7%e3%80%91%ef%bc%9c/

東京地判令和６年(ワ)70463【水栓エルボ連結固定具】＜杉浦裁判長＞

本件特許出願は拒絶査定を受け、その後、本件出願発明につき何らかの権利が設定されたことをうかがわせる具体的な事情もない。

本件契約の対象に本件出願発明が含まれるとみることもできない。

また、本件特許出願又は本件出願発明の実施に対する被告の何らかの関与をうかがわせる具体的な事情は見当たらないことから、その出願過程及び発明の実施に関して、被告の原告に対する何らかの不法行為があったとみることもできない。…

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-94920.pdf

【意匠】大阪地判令和５年(ワ)2668『土留め植生土嚢』事件＜松阿彌裁判長＞

原記事 URL：https://www.nakapat.gr.jp/ja/note/%e3%80%90%e6%84%8f%e5%8c%a0%e3%80%91%e5%a4%a7%e9%98%aa%e5%9c%b0%e5%88%a4%e4%bb%a4%e5%92%8c5%e5%b9%b4%e3%83%af2668%e3%80%8e%e5%9c%9f%e7%95%99%e3%82%81%e6%a4%8d%e7%94%9f%e5%9c%9f%e5%9a%a2%e3%80%8f/

【意匠】大阪地判令和５年(ワ)2668『土留め植生土嚢』事件＜松阿彌裁判長＞

本件意匠１の「草」の形状について、自然物であっても意匠としての定型性・再現可能性がある範囲で特定すべきである。

⇒被告土嚢の外観（特に草の生え方）が本件意匠１と大きく異なるから、非類似。

※特許権侵害（均等侵害）についても、植生シートを袋本体の「開口縁部においてのみ」脱落可能に固定する構成は、植生シートの変形防止等の作用効果を奏するための特有の技術的思想を構成する特徴的部分であり、発明の本質的部分に当たる。

⇒均等不成立

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-93781.pdf

東京地判令和６年(ワ)70223【ゲームシステム及びゲームプログラム】＜中島裁判長＞

原記事 URL：https://www.nakapat.gr.jp/ja/note/%e6%9d%b1%e4%ba%ac%e5%9c%b0%e5%88%a4%e4%bb%a4%e5%92%8c6%e5%b9%b4%e3%83%af70223%e3%80%90%e3%82%b2%e3%83%bc%e3%83%a0%e3%82%b7%e3%82%b9%e3%83%86%e3%83%a0%e5%8f%8a%e3%81%b3%e3%82%b2%e3%83%bc%e3%83%a0/

東京地判令和６年(ワ)70223【ゲームシステム及びゲームプログラム】＜中島裁判長＞

＜非充足（①ゲームシステム）＞

本件特許１では、購入アイテム（第１）とゲーム内獲得アイテム（第２）の数量を夫々記憶し、第１アイテムを優先消費させる構成が必要である。

しかし、被告システム（LINE：ディズニーツムツム）では、購入時の無料分とゲーム内獲得分が区別されず合算して管理されており、第２アイテム単独の数量を記憶していない。

また、両者を区別していないため、第１アイテムを優先消費させる機能も有していない。よって、構成要件１Ｂおよび１Ｃを満たさない。

＜非充足（②ゲームプログラム）＞

本件特許２は、同一アイテムの「累計獲得数」に応じてデータを変更する発明である。

しかし、被告プログラムにおける該当数値（スキルレベルの上昇に関わる数値）には、アイテム獲得そのものの数だけでなく、「スキルチケットの使用回数」という別の要素が含まれている。これは特許で規定する純粋な「累計獲得数」とは異なる。

補足　判決は文言充足を否定したほか、本件発明２について、乙６発明及び乙３９発明に基づく進歩性欠如も認めている。本件発明１まで同じ無効判断がされたという趣旨ではない。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-94988.pdf

大阪地判令和５年(ワ)7855【物理ハイブリッド自動再送要求指示チャネルのマッピング方法】＜松阿彌裁判長＞

原記事 URL：https://www.nakapat.gr.jp/ja/note/%e5%a4%a7%e9%98%aa%e5%9c%b0%e5%88%a4%e4%bb%a4%e5%92%8c5%e5%b9%b4%e3%83%af7855%e3%80%90%e7%89%a9%e7%90%86%e3%83%8f%e3%82%a4%e3%83%96%e3%83%aa%e3%83%83%e3%83%89%e8%87%aa%e5%8b%95%e5%86%8d%e9%80%81/

大阪地判令和５年(ワ)7855【物理ハイブリッド自動再送要求指示チャネルのマッピング方法】＜松阿彌裁判長＞

*標準必須特許（SEP）～権利濫用に当たる

⇒差止請求～請求棄却

１．被告の交渉態度

原告は２０２０年６月１２日にライセンス交渉を申し入れ、G社（ＧＯＯＧＬＥ）は同年７月７日にＦＲＡＮＤ条件でのライセンス意思を表明した。

ＮＤＡ交渉に合計５か月、２２件のクレームチャート検討に約８か月を要したが、ＮＤＡは営業秘密の開示に伴うものであり、多数の特許の検討期間としてもやむを得ないものであった。

G社は、原告の提案に対し、対案（G社第１案）やその後の修正案を提示するなどしており、２０２３年１１月末時点において、交渉に誠実性を欠く点は認められない。

２　原告及びG社の提案
原告第１案（０．７５％）について、G社はその根拠情報の古さ等に疑問を持ったが、原告はこれに十分に応答しなかった。累積ロイヤリティの上限を２７％とする前提は、G社の対案ではなく、原告第１案の算定根拠である。G社の対案について、裁判所は、その算定方法をＦＲＡＮＤ条件の検討から当然に排除すべきものとはせず、スマートフォンの価格が通信以外の性能に大きく依存することを重視したG社の判断も、あながち責められるものではないとした。もっとも、本判決が２７％又はG社の対案の料率を適正なＦＲＡＮＤ料率として確定したわけではない。

算定方法の注　累積ロイヤリティとＳＥＰ保有率を用いる原告第１案は、いわゆるトップダウン方式に沿うものと整理できる。他方、G社案の具体的算定内容には公表判決の非開示部分があるため、G社案の内容まで「２７％の上限を用いるトップダウン方式」と断定しない。

⇒G社は基準時である令和５年１１月末時点においても、ライセンス契約締結に向けて真摯に交渉を継続していたと認定し、不誠実なホールドアウトとは評価し得ないと判断した。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-94591.pdf

令和７年(ネ)10035【車両誘導システム】＜本多裁判長＞（PXZ v. 東日本高速道路株式会社）

原記事 URL：https://www.nakapat.gr.jp/ja/note/%e4%bb%a4%e5%92%8c7%e5%b9%b4%e3%83%8d10035%e3%80%90%e8%bb%8a%e4%b8%a1%e8%aa%98%e5%b0%8e%e3%82%b7%e3%82%b9%e3%83%86%e3%83%a0%e3%80%91%ef%bc%9c%e6%9c%ac%e5%a4%9a%ef%bc%9e-%ef%bc%88pxz-v-%e6%9d%b1/

令和７年(ネ)10035【車両誘導システム】＜本多裁判長＞

（PXZ v. 東日本高速道路株式会社）

*令和 6(行ケ)10086 が祖父出願の分割要件違反を指摘したと同じ内容で、非充足とした。

『構成要件２Ｅの「一般車用出入口」に、本件発明２に係る車両誘導システムが設置されている有料道路料金所、サービスエリア又はパーキングエリアに隣接する別のインターチェンジの一般車用出入口が含まれると解することはできない』

⇒非充足

「誘導」とは、目的に向かっていざない導くことを意味し、Ｕターンを指示する標識等がない以上、運転者の任意のＵターンは設備の機能による誘導とは評価できない。

⇒『原告各設備が、ＥＴＣによる料金徴収が不可能な車両を再度ＥＴＣ車専用出入口手前へ戻るルートにいざない導いているということはできない。』

⇒非充足

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-94616.pdf

令和７年(ネ)10025【スピンドルモータ】＜中平裁判長＞⇒職務発明対価請求

原記事 URL：https://www.nakapat.gr.jp/ja/note/%e4%bb%a4%e5%92%8c7%e5%b9%b4%e3%83%8d10025%e3%80%90%e3%82%b9%e3%83%94%e3%83%b3%e3%83%89%e3%83%ab%e3%83%a2%e3%83%bc%e3%82%bf%e3%80%91%ef%bc%9c%e4%b8%ad%e5%b9%b3%ef%bc%9e-%e2%87%92%e8%81%b7%e5%8b%99/

令和７年(ネ)10025【スピンドルモータ】＜中平裁判長＞

⇒職務発明対価請求　棄却

（共同発明者性　否定）

本件日本発明の核心は特定の「連通孔」の形成にあるが、控訴人が提出した説明書にはその具体的構成への言及がなく、全く異なる課題と解決手段を説明しているため、控訴人のアイデアは本件日本発明の特徴を示していない。

（控訴人が勤務先に提出した「発明・考案説明書」は、別の課題・解決手段を述べるにとどまり、連通孔の具体的構成には触れていない。）

米国および中国の特許発明は、スリーブに貫通穴を設ける「Ａ発明」に基づいている。これは、スリーブとハウジングの間に溝を設けるという控訴人の着想とは構成が明確に異なるため、控訴人の発明とは別物である。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-94960.pdf

大阪地判令和６年(ワ)7193【物品搬送設備】＜松阿彌裁判長＞⇒職務発明対価請求棄却

原記事 URL：https://www.nakapat.gr.jp/ja/note/%e5%a4%a7%e9%98%aa%e5%9c%b0%e5%88%a4%e4%bb%a4%e5%92%8c7%e5%b9%b4%e3%83%af7193%e5%8f%b7%e3%80%90%e7%89%a9%e5%93%81%e6%90%ac%e9%80%81%e8%a8%ad%e5%82%99%e3%80%91%ef%bc%9c%e6%9d%be%e9%98%bf%e5%bd%8c/

大阪地判令和６年(ワ)7193【物品搬送設備】＜松阿彌裁判長＞

⇒職務発明対価請求棄却

① 規定の策定及び運用プロセス

被告は平成 28 年の特許法改正及びガイドライン公表を受け、労働組合と協議を行い、報奨金制度や算定方法を説明していた。また、規定改定時には全従業員から意見を募集し、原告の意見にも回答するなど、慎重かつ真摯な手続を経ており、これらは合理的である。

② 規定の周知性

規定は社内システムで常時閲覧可能であり、新人研修でも説明されていた。原告は在職中に報奨金を受領しており、制度を理解し得る立場にあった。

③ 規定の内容

実績報奨金は事業部及び知的財産部が客観的指標に基づいて評価し等級を決定する仕組みであり、発明者が意見を述べる機会も確保されているため、不合理ではない。

（判旨抜粋）『特許法３５条５項において定める不合理性の判断の観点に、それ自体私的自治に委ねられるとも考えられる対価の額の妥当性が当然に含まれるかは疑問であるし、仮に考慮要素の一要素となり得るとしても、例えば出願報奨、登録報奨の低廉な一時金のみを支払い、その後特許権の実施によって会社が得た利益を分配しないような規定であれば格別、本件細則は、実施に係る特許権等の経済的価値を、利益貢献や競合の排除といった様々な観点から評価して段階的に相応の実績報奨金を支払うものであって、不合理とする点は見出しがたい。』

結論として、本件規定は不合理ではないため、規定の適用がないことを前提とする特許法 35 条 7 項に基づく法定の相当利益の請求は理由がない。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-95035.pdf

法情報提供（2026年２月掲載分）

対象：２０２６年２月に中村合同特許法律事務所の弁護士・高石秀樹（３２件）、弁護士・外村玲子（１件）及び弁護士・飯田圭（１件）が公開した記事

収録件数：34 件

一覧ページ：https://www.nakapat.gr.jp/ja/legal_updates_jp/（法情報提供。２件）、https://www.nakapat.gr.jp/ja/note/2026/02/（高石弁護士の知財速報。３２件）

＜今月の見どころ＞２０２６年２月 知財・法務アップデートの重要ポイント

今月のリーガルアップデートでは、クレーム解釈、進歩性、発明者性・職務発明、医薬品・標準必須特許、鑑定証拠・法定手続・著作権の例外規定まで、知財実務の広い領域にわたる３４件の裁判例・解説を取り上げる。特に注目すべき判断と実務上のポイントは、以下のとおりである。

１．クレーム文言と明細書から定まる権利範囲

東京地判令和５年(ワ)７０３８０【棒状ライト】＜髙橋裁判長＞は、推薦色の記憶と発光に異なる入力を使う製品等を非充足とし、同じ入力方法による課題解決の記載・示唆もないとしてサポート要件違反を認めた。令和６年(ネ)１００７４【電子タバコ用充填物】＜増田裁判長＞は、「切込み」を刃物で人為的・能動的に形成された切り目と解し、捲縮加工による筋状部分を非充足とした。他方、東京地判令和５年(ワ)７０５９４【マットレス】は、「圧着」を強い圧迫に限定せず、隙間が生じない程度に圧力がかかる状態と解して充足を認めた。令和６年(ネ)１００８０【笠木下換気構造体】＜中平裁判長＞は、換気部材「それ自体」が通気・防水性能を有することを要するとした。明細書の課題・解決手段・効果と形成手段を踏まえる必要がある。

２．進歩性を分ける技術常識、予測可能性、動機付け及び阻害要因

令和６年(行ケ)10037【木質複合材】＜清水響裁判長＞は、密度・寸法・ランダム配向に特段の相乗効果が示されないとして個別判断を是認し、周知技術等に基づく最適化・選択とした。令和６年(ネ)１００３２【携帯情報通信装置】＜清水響裁判長＞及び令和６年(ネ)１００００１【ヤーン色配置システム】＜清水響裁判長＞も、画像処理の技術常識や、引用発明に実質的に含まれ又は技術常識の適用により容易に想到できる調整であることを重視した。これに対し、令和６年(行ケ)１００２２【…抗微生物剤】＜本多裁判長＞は、有効成分が爪甲を透過して治療効果を発揮する合理的な期待がなかったとして進歩性を肯定した。令和６年(行ケ)１００４３【弾塑性履歴型ダンパ】＜本多裁判長＞は、一方向入力を前提とする引用発明への二次元配置に動機付けがなく阻害要因があるとし、知財高判令和６年(ネ)１００４８【電池】＜中平裁判長＞は、先行技術の部材位置と効果との密接な関連を重視した。技術常識、予測可能性、動機付け及び阻害要因を分けて論証すべきである。

３．発明者性・職務発明は特徴的部分への関与と規程の適用で決まる

令和５年(行ケ)１００７８【オーディオコントローラ】＜清水響裁判長＞は、委託者側が具体的解決手段を伴う着想を得て本件実験機により発明を完成させており、受託者は別課題を解決したにすぎないとして共同発明者性を否定した。令和６年(ネ)10029『特許を受ける権利の確認請求』＜増田裁判長＞は、血管プラグの課題と解決手段を研究ノートに記した教授を発明者とし、【職務発明】東京地判令和５年(ワ)７０４９５＜中島裁判長＞も、本件発明は原告の関与なく他の従業員らが独自に着想・具体化したものと認定し、原告主張の完成時期にも裏付けがないとして原告の発明者性を否定した。大阪地判令和５年(ワ)１０２１７【立体網状繊維

集合体】＜松阿彌裁判長＞は、褒賞規定の制定手続と製品の実績を踏まえて請求を棄却した一方、大阪地判令和４年(ワ)１１４０５【複素環誘導体】＜武宮裁判長＞は、規程適用の定め・合意がないとして法定の相当対価約９４００万円を認めた。特徴的部分への関与を資料化し、規程の対象と手続を明確にすべきである。

４．医薬品特許と標準必須特許の権利範囲・救済

令和５年(ネ)１０１０７『ＰＣＳＫ９（二次訴訟）』＜中平裁判長＞は、「競合」に立体障害による競合も含まれる一方、参照抗体と競合する抗体であれば参照抗体と同様の機序で中和するとはいえず、立体障害により競合する抗体の中和活性について明細書に何らの開示もないとしてサポート要件違反とした。訂正の再抗弁については、明細書の記載を削除する訂正事項１・２が法定の訂正目的に該当しないとして、その余の訂正事項を判断せず排斥した。東京地判令和５年(ワ)７０５２７【環状タンパク質チロシンキナーゼ阻害剤】＜杉浦裁判長＞は、無水物の採用等に起因する課題を踏まえた添加剤の付加・転換が周知・慣用技術に基づくと認めるに足りる的確な証拠はなく、むしろ原告の自己の技術等によるものとうかがわれるとして、原告製品をスプリセル錠と実質同一ではないとした。同裁判長による仮処分決定（差止め認容）と本判決（本訴却下・反訴棄却）とで結論が異なった点も注目される。東京地判令和４年(ワ)７９７６号【通信機器】＜中島裁判長＞は、ＬＴＥ標準必須特許の侵害を認めながら差止請求を権利濫用とし、ＦＲＡＮＤ条件で実施料を按分し、被告がＦＲＡＮＤ条件によるライセンスを受ける意思を有していたことから侵害プレミアムを認めなかった。

５．鑑定証拠、法定手続及び著作権の例外規定

【種苗法★】育成者権侵害事件は、原告が用意した試験管への菌糸の事前混入可能性と親株廃棄による事後検証不能を理由に、鑑定の信用性を否定した。本判決は、本件の事情の下では、少なくとも第三者機関による試験管の用意と親株の保存が不可欠であったとした。東京地判令和６年(行ウ)5001＜澁谷裁判長＞は、外国語特許出願で翻訳文提出前にした審査請求の瑕疵は後に治癒せず、処分を取り消す実益もないとした。令和６年(ネ)１００７２【ドラフト差測定装置】＜中平裁判長＞は、特許異議申立てが違法であったとは認められないとし、その他の出願・維持費用も行為との相当因果関係を欠くとした。知財高判令和７年７月３１日（令和６年（ネ）第１００７５号）【著作権法★】事件は、投稿本文の批評目的との関連性が認められた報道写真には引用を、批評対象の記事又は題字に隣接して同じ紙面に軽微に写り込んだ写真には付随対象著作物の利用を認めた。証拠の採取・保存、法定手続の順序、損害との因果関係及び引用の各要件を点検すべきである。

このほか、契約上の「客観的に支払不能」の認定、別名称の製品の販売申出による共同不法行為の否定、数値限定の技術的意義及び再審事由など、訴訟・出願・契約・社内制度を横断する判断を収録した。本号を争点整理と証拠設計の点検に活用されたい。

全記事の３行要約

区分	記事名・３行要約
特許	**令和６年(行ケ)10037【木質複合材】＜清水響＞** ① 木質複合材について、密度、小薄片の寸法及び繊維方向のランダム配向を相乗効果のある一体の相違点として判断すべきか、それぞれ個別に容易想到性を判断すべきかが争われた事案である。 ② 裁判所は、各要素の個別効果は認められるものの組合せによる特段の相乗効果は認められないとして個別判断を是認し、密度、寸法及びランダム配向はいずれも周知技術等に基づき容易に選択又は最適化できるとして進歩性を否定した。 ③ 明細書又は実験データに組合せによる特段の相乗効果が示されなければ、複数の相違点が個別に判断され得ることが示されている。

区分	記事名・３行要約
特許	**令和６年(ネ)10032【携帯情報通信装置】＜清水＞** ① 携帯情報通信装置の進歩性に関し、丙Ｂ９発明の認定（外部モニターとの解像度の違い、画像メモリへのドットデータの記憶等）と、ＣＰＵによる受信デジタル信号の処理及び表示パネルと同じ解像度の表示データの生成等に係る相違点の容易想到性が問題となった事案である。 ② 裁判所は、解像度の違い等は丙Ｂ９文献に開示されていると認定し、同文献に記載のない相違点は本件優先日当時の技術常識を適用して容易に想到できた（又は実質的な相違点ではない）として進歩性を否定し、請求を棄却した原判決を維持して控訴を棄却した。 ③ 公知文献に記載のない構成であっても、本件優先日当時の技術常識を適用して容易に想到できる場合には、進歩性が否定されることが示されている。
特許	**令和６年(ネ)10001【ヤーン色配置システム】＜清水響＞** ① ハイロー制御で隠れる糸を考慮し、実際の打込み密度を所望の外観密度より高く設定して裏打ち材料の送り速度を制御する構成の進歩性が争われた事案である。 ② 裁判所は、先行技術に糸の供給及び基材の送りを制御するシステムが存在し、打込み密度を所望の外観密度と同じにすれば所望の外観とならないことは自明であり、隠れる糸を考慮して基材の送り速度を調整し打込み密度を高くすることは乙４発明に実質的に含まれ、仮にそうでなくても本件優先日当時の技術常識を適用して当業者が容易に想到できたとして進歩性を否定し、請求を棄却した原判決を維持して控訴を棄却した（判決は、設計的事項を理由とする判断ではない旨を明示している。）。 ③ 引用発明に実質的に含まれ、又は技術常識の適用により容易に想到できる調整を別の概念名で表現しても、進歩性を基礎付けない場合があることが示されている。
特許	**東京地判令和５年(ワ)70079【車両誘導システム】＜國分＞** ① ＳＩＣにおけるバーの開閉及び表示器による車両誘導が、「ＥＴＣ車専用出入口から出入りをする車両を誘導するシステム」等の構成要件を充足するかが争われた事案である。 ② 原審は、ＥＴＣ車専用出入口を利用しようとする車両を発進制御機及び路側表示器によって所定のレーンに誘導しているとして、構成要件Ａ及びＦを含む各構成要件の充足並びに特許権侵害を認めた。 ③ 原審では、発進制御機及び路側表示器が車両を所定のレーンへ誘導する具体的な作用が、車両誘導システムの充足性判断に用いられている。 なお、知財高判令和７年 10 月 20 日・令和７年(ネ)10043 は、構成要件Ｆの充足を否定し、原判決中の被告敗訴部分を取り消して請求を棄却した。
特許	**東京地判令和５年(ワ)70380【棒状ライト】＜髙橋＞** ① 棒状ライトの推薦色の記憶及び発光に用いるボタン入力が、クレーム所定の同一の入力方法又は「第１所定入力」の検出に当たるかと、当該構成が明細書によりサポートされているかが争われた事案である。 ② 裁判所は、被告製品１及び２は記憶と呼出しに異なる入力方法を用い、被告製品３及び４は第１所定入力の検出のみで発光するものではないとして非充足とし、同じ入力方法による課題解決は明細書に記載も示唆もないとしてサポート要件違反も認めた。 ③ 記憶と発光に用いる入力方法の同一性及び所定入力の検出だけで発光するかが充足性を左右し、同じ入力方法を含むクレームにはそれに対応する明細書の記載又は示唆が必要となることが示されている。
知財一般	**10 立方センチメートルの液体及び/又は固体を運搬可能な容器** ①「Ａ及び／又はＢ」を「Ｂ」にする訂正が拡張又は変更となり得るかを、「１０立方センチメートルの液体及び／又は固体を運搬可能な容器」を例として検討対象とする記事である。 ② 記事は、選択肢を削る訂正の例を提示するとともに、逆のパターンとして「電気的に」との文言追加が拡張又は変更となる場合にも触れているが、結論自体は示していない。 ③ 訂正に際しては、選択肢の削除と文言の追加の双方について、拡張又は変更となる可能性を検討すべき問題が示されている。
特許	**令和６年(行ケ)10043【弾塑性履歴型ダンパ】＜本多＞** ① 弾塑性履歴型ダンパについて、建築用ダンパと橋梁用ダンパ等の組合せによる進歩性欠如及びどの方向からの荷重にも対応し得るかのように特定されているのに裏付けを欠くとのサポート要件違反が争われた事案である。 ② 裁判所は、一方向入力を前提とする甲１発明に二次元的な配置を適用する動機付けはなく阻害要因があり、他の引用例も互いの向きを異ならせた一対の剪断部を示唆しないとした上、本件発明は全方向からの荷重に対して最大限のエネルギー吸収を行うことまで求めるものではないとしてサポート要件違反も否定した。 ③ 引用発明が前提とする荷重の方向は組合せの動機付け又は阻害要因の判断に影響し、サポート要件はクレームが実際に求める課題解決の範囲を踏まえて判断されることが示されている。

区分	記事名・３行要約
特許	**知財高判令和６年(ネ)10048【電池】＜中平＞** ① 電池に関する特許権侵害訴訟において、発電要素が積層型を含むか、部材を介した接合がクレームに含まれるか、先行技術から構成要件Ａ４に容易に想到できるか、並びに本件特許２について控訴人製品２が技術的範囲に属するか（均等を含む）が争われた事案である。 ② 裁判所は、発電要素は巻回型に限定されず積層型も含み、部材を介した接合も排除されないとして充足を認める一方、乙１２発明のフランジ位置はその効果と密接に関連し、他の引用例からも構成要件Ａ４に到達せず動機付けがないとして進歩性を認め、損害賠償５億２９２８万５９４５円及び遅延損害金を認容し、差止め・廃棄の対象である控訴人製品２は本件特許２の技術的範囲に属さず均等も成立しないとしてその余の請求を棄却した原判決を維持し、控訴及び附帯控訴をいずれも棄却した。 ③ クレーム解釈では明細書から構成上の限定の有無を確認し、容易想到性判断では先行技術における部材の配置と発明の効果との密接な関連を検討する必要があることが示されている。
知財一般	**【種苗法★】育成者権侵害を立証する鑑定の信用性が認められないとして、原告の請求を棄却した事例** ① しいたけの育成者権侵害訴訟において、原告が自ら用意した試験管を用いて行われ、親株も廃棄された植継行為及びこれを前提とする鑑定の信用性が争われた事案である。 ② 裁判所は、試験管に原告品種の菌糸が事前に混入された可能性を十分に否定できず、親株の廃棄により事後的検証も不可能となったとして鑑定の信用性を否定し、その余の点を判断するまでもなく原告の請求を棄却した。 ③ 育成者権侵害の立証に用いる試料の分離・植継ぎでは、公平中立な第三者機関に試験管を用意させ、植継ぎ後も親株を廃棄せずに保存して、鑑定の公平性、透明性及び植継行為の事後検証可能性を確保することが重要である。
特許	**令和６年(ネ)10056【洗浄作業用バン型自動車】＜中平＞** ① ＫＣＳから納入を受けた被控訴人製品２（原判決で技術的範囲に属するとされ、差止め等が認容されたもの）について、ＫＣＳが販売する被控訴人製品１と異なる名称で販売の申出をした被控訴人が、ＫＣＳによる被控訴人製品１の販売について共同不法行為責任を負うかが争われた事案である。 ② 裁判所は、被控訴人が被控訴人製品１とは異なる名称の被控訴人製品２について販売の申出をしても、それによりＫＣＳによる被控訴人製品１の販売を援助又は容易にしたとは認められないとして、共同不法行為を否定した。 ③ 他の侵害者から納入を受けた製品を別名称で販売の申出をしただけでは、両製品の構造等が同一であっても、当該他の侵害者による販売を援助し又は容易にしたとは認められず、共同不法行為は成立しないことが示されている。
知財一般	**【新着 YouTube】充足論（典型的な文言充足以外）（特許裁判例事典、第４版の読み合わせ）2025/11/5** ① 典型的な文言充足以外の充足論として、均等論、数値限定及び用途発明等に関する主要判例を対象とする動画の紹介記事である。 ② 表題によれば「特許裁判例事典」第４版の読み合わせの動画であり、紹介文は、均等論・数値限定・用途発明など充足論を巡る主要判例を一つの動画でまとめて把握できる旨を述べている。 ③ 典型的な文言充足以外の充足論に関する主要判例を横断的に確認する際の手掛かりとなる動画である。
知財一般	**【契約】東京地判令和４年(ワ)9422＜澁谷＞** ① 共同開発・業務提携契約である本件契約の契約金２億１０００万円について、本件契約１７条２項所定の「客観的に支払不能の状態」を理由とする解除に基づく原状回復として返還が求められた事案である（被告は解除事由を積極的に争わなかった。）。 ② 裁判所は、証拠により被告が遅くとも令和７年２月７日時点で客観的に支払不能の状態にあったと認定し、契約解除を有効とし、契約金２億１０００万円の返還請求を全部認容した。 ③ 被告が解除事由を積極的に争わなかった事案の事例判断であり、解除の意思表示の時点で相手方が客観的に支払不能の状態にあったことを証拠により示した例として参照できる。
特許	**東京地判令和５年(ワ)70449【締結金物】＜髙橋＞** ① 締結金物の「過大な荷重が作用した際に変形を誘発させるため」との文言が発明の構成を限定するか、意匠公報記載の金具に対して新規性を有するかが争点となった事案である。 ② 裁判所は、同文言は前面部と後縁部を複数の枝状部で一体化する構成の目的又は必然的な作用・効果を示すにすぎず、甲５発明も同一形状により同効果を必然的に得るとして、新規性を否定した。 ③ 目的又は作用・効果を示すクレーム文言で先行技術との差異を主張する際は、その文言が構成を限定するか、同一構成から当該効果が必然的に生じるかを検討する必要がある。
特許	**大阪地判令和５年(ワ)10217【立体網状繊維集合体】＜松阿彌＞** ① 職務発明である立体網状繊維集合体について、社内褒賞規定による対価支払の不合理性と、同規定によらない場合の相当の対価（独占の利益）の有無が争われた事案である（裁判所は、後者を、実施褒賞金を支給しないとした被告の判断の合理性の観点から検討した。）。 ② 裁判所は、本件褒賞規定が制定・改訂の過程で一般的な勤務規則等を参照し、知的財産に知見を持つ者の意見を得て従業員等への案の開示・意見聴取等を経たため、同規定によって職務発明の対価を支払うことは不合理でないとし、被告製品がマットレスとして低位の評価を受け商品化が終了した等の状況の下で、実施褒賞金の支給要件に該当しないと被告が判断したことにも不合理な点はないとして、請求を棄却した。 ③ 職務発明の褒賞判断では、規定の制定・改訂手続に加え、対象製品の販売実績、評価及び事業への貢献を具体的に記録・立証することが重要である。

区分	記事名・３行要約
特許	**【職務発明】東京地判令和５年(ワ)70495＜中島＞** ① 元従業員である原告が職務発明の相当の対価として１億円を請求したのに対し、原告が本件発明の発明者又は共同発明者であるかについて、発明の完成時期及び原告の着想・具体化への関与が争われた事案である。 ② 裁判所は、原告がＢｉらと接することはなく原告説明書も回覧されていないこと、Ｄｉ発明は原告説明書の受領前に既に発表されていたこと等から、本件発明は原告の関与なくＢｉ、Ｄｉらが独自に着想し具体化したものと認定し（２回の釈明を経た検討でも同じ結論とした。）、原告が主張する発明完成時期にも的確な裏付けがないとして、原告の発明者性及び共同発明者性を否定し、請求を棄却した。 ③ 発明者性を主張するには、発明の完成時期と着想・具体化への現実の関与を具体的な資料によって裏付ける必要がある。
特許	**大阪地判令和４年(ワ)11405【複素環誘導体】＜武宮＞** ① 複素環誘導体に係る職務発明について、社内職務発明規程の適用可否と平成１６年改正前特許法に基づく相当対価額が争われた事案である。 ② 裁判所は、本件発明に職務発明規程を適用する定め又は合意がないとして法定の相当対価を算定し、自己実施分及び他者実施分について使用者貢献度９９％、共同発明者持分３分の１等を考慮して既払金６５１万９０００円を控除した約９４００万円を認容した。 ③ 職務発明規程では適用対象を明確にし、規程が適用されない場合には、超過売上高、仮想実施料率、ライセンス収入、使用者貢献度、特許の貢献割合及び共同発明者持分を対価算定資料として検討する必要がある。
特許	**令和５年(ネ)10107『PCSK9（二次訴訟）』＜中平＞** ① ＰＣＳＫ９とＬＤＬＲの結合を中和し、参照抗体と競合する機能によって定義された抗体発明について、サポート要件を満たすか及び訂正の再抗弁の成否が争われた事案である。 ② 裁判所は、「競合」には直接競合と立体障害による競合が含まれるところ、参照抗体と競合する抗体であれば参照抗体と同様の機序で中和するとはいえず（実証実験でも、参照抗体と競合する抗体の約８０％以上が結合中和性を有しなかった。）、立体障害により競合する抗体の中和活性については明細書に何らの開示もないとして、サポート要件違反と判断した。訂正の再抗弁については、訂正事項１・２が法定の訂正目的に該当しないとして、その余の訂正事項を判断せず排斥した。 ③ 機能によって定義された抗体クレームでは、実施例と異なる作用機序を含むクレーム全体が明細書によって裏付けられているかを確認し、訂正を主張する場合には、その適法性と、裏付けのない態様を実際に除外できるかをそれぞれ検討する必要がある。Ｆａｂ断片の中和・競合に関する条件を加える訂正と、発明の対象をＦａｂ断片自体に限定する訂正とは区別すべきである。
特許	**東京地判令和４年(ワ)7976号【通信機器】＜中島＞** ① ＬＴＥ標準必須特許の侵害をめぐり、差止請求が権利濫用となるか、ＦＲＡＮＤ条件に基づく損害額及び侵害プレミアムをどのように扱うかが争われた事案である。 ② 裁判所は、特許侵害を認めつつ、合意に至らなかった原因は料率の隔たりであり被告にライセンスを受ける意思がないとはいえないとして差止請求を権利濫用とし、規格全体の実施料率を特許数で按分して損害額を算定するとともに、被告がＦＲＡＮＤ条件によるライセンスを受ける意思を有していたことから、ＦＲＡＮＤ条件の性質に照らし、侵害プレミアムによる増額を認めなかった。 ③ 標準必須特許の権利行使では、料率に関する見解の隔たりと実施者のライセンス取得意思を区別し、規格全体の実施料率、特許数及び各規格の相対的貢献を踏まえて損害額を検討する必要がある。
特許	**令和６年(ネ)10074【電子タバコ用充填物】＜増田＞** ① 電子タバコ用充填物に係る構成要件Ｂの「切込み」の意義と、捲縮加工によって形成された被告製品の筋状部分がこれを充足するかが争われた事案である。 ② 裁判所は、辞書の記載及び明細書の形成手段の例示から、「切込み」は刃物を用いて人為的・能動的に形成された切り目又は切れ目を意味すると解し、被告製品の筋状部分は刃物によるものではないとして、非充足と判断した。 ③ クレーム文言の意義が明らかでない場合には、辞書の語義及び明細書に記載された形成手段（それ以外の形成手段の記載・示唆の有無）から限定的に解釈され得るため、形成手段を特定し得る用語の選択と明細書の記載に留意する必要がある。
特許	**令和６年(行ケ)10109【介助機】＜本多＞** ① 原審決とその後の第４次再審審決との関係が、特許法１７１条２項が準用する民訴法３３８条１項１０号の再審事由に当たるかが争われた事案である。 ② 裁判所は、再審請求の対象である原審決より後の第４次再審審決との抵触は原審決の再審事由にならず、仮に第４次再審審決を対象としても、原審決は拒絶査定不服審判請求を不成立とする審決、第４次再審審決は再審請求を不適法として却下する審決であって相互に抵触しないとして、請求を退けた。 ③ 審決に対する再審事由を主張する際は、再審の対象となる審決を特定した上で、各審決の時系列、主文及び法的性質から実際に抵触するかを検討する必要がある。

区分	記事名・３行要約
特許	**東京地判令和６年(行ウ)5001＜澁谷＞** ① 外国語による国際特許出願について、翻訳文の提出前にされた出願審査請求を特許庁が不適法として却下した処分の取消しが求められた事案である。 ② 裁判所は、特許法１８４条の１７は翻訳文提出後に出願審査請求をすることを手続要件とし、その先後関係の瑕疵は後の翻訳文提出でも治癒されず、処分を取り消しても特許庁が再度却下せざるを得ないため訴えの利益がないとして、訴えを却下した。 ③ 外国語特許出願では、翻訳文を提出した後に出願審査請求をしなければならず、手続の順序を誤った場合は事後の翻訳文提出によって治癒できないことに留意すべきである。
特許	**令和６年(行ケ)10022【…抗微生物剤】＜本多＞** ① 足白癬（甲１－１発明）又は皮膚真菌症（甲１－２発明）を治療対象とする各主引用発明から、ＫＰ-１０３を用いる爪白癬治療剤に係る訂正発明を容易に想到できたかが争われた事案である。 ② 裁判所は、爪甲には抗真菌剤が内部まで浸透・透過しにくい障害があり、当業者がＫＰ-１０３の感染部位への送達及び治療効果を合理的に期待できず、その効果も予測困難であったとして、主引用発明に基づく容易想到性を否定した。 ③ 医薬用途発明の進歩性判断では、原因菌又はケラチンの共通性だけでなく、有効成分が対象組織を通過して感染部位に送達され、治療効果を発揮することを合理的に期待できたかを検討する必要がある。
特許	**令和６年(ネ)10029『特許を受ける権利の確認請求』＜増田＞** ① 血管プラグ発明の特徴的部分の完成に現実に関与した発明者が誰であるか、及びＰＣＴ出願に係る外国の特許を受ける権利について確認を求める紛争が成熟しているかが争われた事案である。 ② 裁判所は、臨床上の知見を有するバックグラウンドが認められないＹ１ではなく、本件発明の課題及び解決手段を研究ノートに記載したＡ教授が特徴的部分の完成に現実に関与したと認定し、いかなる外国においても新たな出願又は国内移行等がされておらず、その具体的な予定も明らかにされていない現時点では、外国の特許を受ける権利を確認する紛争の成熟性も認められないと判断した。その結果、第１審原告の控訴を棄却し、第１審被告会社の控訴に基づき原判決主文第１項（請求１－２の認容部分）を取り消して同請求を棄却した。 ③ 発明者性については発明の特徴的部分への現実の関与を具体的資料で立証し、外国の特許を受ける権利の確認を求める場合には、対象国及び新たな出願又は国内移行等の具体的予定を明らかにする必要がある。
特許	**令和５年(行ケ)10078【オーディオコントローラ】＜清水＞（被告：ピクシーダスト）** ① 受託者Ｃらが本件発明の共同発明者に当たるか、これを前提として冒認又は共同出願違反が成立するかが問題となった事案である。 ② 裁判所は、委託者（ＰＤＴ社）側のＡ及びＢが具体的な解決手段を伴う着想を得て開発した本件実験機により本件発明は既に完成しており、発明者は特許公報記載のＡら（Ａ及びＤ）であるとした上で、受託者Ｃらが実現した機能は本件発明とは別の課題を解決するものにすぎず特徴的部分への創作的関与とはいえないとして、冒認及び共同出願違反を認めなかった。 ③ 共同発明者性の判断では、実施段階での寄与一般ではなく、本件発明の技術的課題を解決する特徴的部分を具体化した者であるかを検討する必要があることを示す事例である。
特許	**令和５年(ワ)70563【取引管理システム】＜澁谷＞（キーソフト v. サンカクキカク）** ① ふるさと納税に係る被告システムにおいて、地方団体が本件発明の「中間取引者」に該当するかが問題となった事案である。 ② 裁判所は、ふるさと納税及び返礼品の提供は売買取引ではなく、地方団体が寄附者から発注を受けて事業者へ発注する関係にもないため、地方団体は段階的な商品取引を行う「中間取引者」に該当しないと判断した。 ③ 取引システムに関する構成要件の充足性は、通知の形式だけでなく、取引の有償性及び発注情報が段階的に受領・伝達される実際の関係に即して検討する必要があることを示す事例である。
特許	**東京地判令和５年(ワ)70594【マットレス】** ① 複数のクッション体が「圧着」した状態でマットレスカバーに組み入れられているとの構成要件の解釈及び被告製品の充足性が問題となった事案である。 ② 裁判所は、「圧着」は強く圧迫してくっつく状態までは要さず、クッション体同士に隙間が生じない程度に何らかの圧力がかかる状態を意味すると解し、測定実験の結果から被告製品１及び４の中材間に少なくとも０．２ＭＰａの圧力がかかっていることが認められ、同種の他の被告製品も同様と推認されるとして充足性を肯定し、製造・譲渡等の差止め及び廃棄を認容した（その余の請求は棄却した。）。 ③ クレーム用語の解釈では、辞書的意味だけでなく、明細書の実施態様、図面及び発明の目的・効果を総合し、被告製品については構成要件に対応する物理的状態を測定により立証することが重要であることを示す事例である。 なお、控訴審（知財高判令和７年１１月１７日・令和７年(ネ)１００４５）は、控訴を棄却した。

区分	記事名・３行要約
特許	**令和５年(ネ)10114【キューブコーナー素子を有する層状体および再帰反射シート】＜中平＞** ① キューブコーナー素子の二面角誤差を１分～６０分とした数値限定に技術的意義があり、進歩性を基礎付けるかが問題となった事案である。 ② 裁判所は、明細書に当該数値範囲を好ましいとする根拠がなく、１分未満でも作用効果を奏する実施例があり、上限を６０分とする根拠や範囲内に特有の作用効果も示されていないため、数値範囲に特段の技術的意義はなく通常の創作能力の発揮にすぎないとして、乙１２発明に基づく進歩性欠如を認め、訂正の再抗弁も排斥して控訴を棄却した。 ③ 数値限定によって進歩性を基礎付けるには、数値範囲及び上下限の根拠並びに当該範囲に特有の作用効果を明細書上で裏付けることが重要であることを示す事例である。
特許	**令和５年(行ケ)10121【撮像装置】＜増田＞** ① 請求項の「直交する」との記載及び図４Ｂにおける軸Ａの描写との関係で、サポート要件を満たすかが問題となった事案である。 ② 裁判所は、「直交する」との記載は第１軸と第２軸の交差角度ではなくディスプレイの長方形の二辺が直角に交わる位置関係を示し、図４Ｂで軸Ａが動くように描かれた点は、請求項に軸Ａを動かすことの記載がない以上前提を欠き、仮にそうでないとしても当業者が正しい構成を容易に理解できる明らかな誤記であるとして、サポート要件違反を否定し（明確性要件違反及び実施可能要件違反の主張も排斥した。）、請求を棄却した。 ③ 図面に誤記があっても、請求項及び明細書全体から当業者が誤記と正しい構成を容易に理解できる場合には、直ちにサポート要件違反となるものではないことを示す事例である。
特許	**令和５年(ワ)70004【携帯情報通信装置】＜髙橋＞** ① 携帯情報通信装置について、乙６発明に技術常識を適用して相違点①（無線信号の受信・デジタル信号への変換・ＣＰＵへの送信）及び相違点②（画面解像度と同じ解像度を有する画像のビットマップデータの読出し）に係る構成を容易に想到できたかが問題となった事案である。 ② 裁判所は、優先日当時の当業者であれば、乙６発明に技術常識を適用し、外部から画像情報を取り込むため、通信部が無線信号を受信してデジタル信号に変換しＣＰＵへ送信する構成（相違点①）及び画面解像度と同じ解像度を有する画像のビットマップデータを読み出す構成（相違点②）をいずれも容易に想到できたとして進歩性を否定し、特許法１０４条の３第１項により原告の請求を棄却した。 ③ 先行発明との相違点が、優先日当時の技術常識を適用することにより具体的に導かれるかが、進歩性判断の重要な検討事項となることを示す事例である。
特許	**東京地決令和５年（ヨ）第 30214 号仮処分命令申立事件＜杉浦＞** ① 原記事本文には仮処分命令申立事件の具体的な事案及び争点の記載はなく、同じ杉浦裁判長による本訴・反訴事件の判決（令和５年(ワ)７０５２７）への参照が示されている。 ② 原記事は、仮処分と本訴・反訴事件の判決とで特許権者に対する結論が異なった旨を記載するが、控訴審による原判決取消しを意味するものではない。仮処分決定の主文等は公表写しで確認できる。公表された決定写し（正本）には「債権者の申立てを相当と認め」とあるほかに具体的な理由の記載はない。 ③ 同一裁判長による仮処分決定（差止め認容）と本訴・反訴事件の判決（本訴却下・反訴棄却）とで結論が異なった点を、本記事からリンクされた同判決の記事と併せて確認する必要があることを示す記事である。
特許	**東京地判令和５年(ワ)70527【環状タンパク質チロシンキナーゼ阻害剤】＜杉浦＞** ① 延長された医薬品特許権の効力が、有効成分の水和物・無水物及び添加剤の構成が異なる原告製品に「医薬品として実質同一なもの」として及ぶかが問題となった事案である。 ② 裁判所は、原告製品は有効成分の違い（無水物の採用）等に起因する課題を踏まえて添加剤の付加・転換（ＰＥＧの転換、カルナウバロウの添加）を行ったものとみられるところ、それが周知・慣用技術に基づくと認めるに足りる的確な証拠はなく、むしろ溶出挙動をスプリセル錠に近付け、又は生物学的同等性を得るために自己の技術等に基づいて行ったことがうかがわれるとして、原告製品は先発医薬品と実質同一ではなく、延長特許権の効力は及ばないと判断した。 ③ 控訴された場合には、添加剤の差異に係る課題及び技術的意義を問題とする本判決の論理が維持されるか、それとも有効成分が異なる場合に射程が限定されるかが実務上の注目点となる。 主文は、本訴の消極的確認の訴えを却下し、被告特許権者の損害賠償反訴請求を棄却したものである。
特許	**令和６年(ネ)10080【笠木下換気構造体】＜中平＞ ＝原審・大阪地判令和５年(ワ)8403** ① 被控訴人製品の板状部分が「通気性能及び防水性能を発揮する換気部材」に当たり、構成要件Ｃを充足するかが問題となった事案である。 ② 裁判所は、クレーム文言及び明細書に照らして換気部材それ自体が通気性能及び防水性能を有する必要があると解し、被控訴人製品の板状部分（傾斜部⑤）はそれ自体がこの性能を有するとは認められず、控訴人の主張する「寄与」の判断手法には合理性がない上、仮にその手法によっても傾斜部⑤は通気性能を低下させ同性能に寄与しないとして、被控訴人製品を部材とする笠木下換気構造体の構成要件Ｃの充足性を否定した。 ③ 性能を規定する構成要件は、クレーム文言及び明細書に即して当該部材自体が性能を有することを要するかを検討すべきであり、合理的根拠なく単なる性能への「寄与」を基準とすることはできないことを示す事例である。

区分	記事名・３行要約
特許	**令和６年(ネ)10072【ドラフト差測定装置】＜中平＞** ① 特許異議申立手続への対応費用及びそれ以外の特許出願・維持費用について、一審被告の不法行為に基づく損害として賠償を求められるかが問題となった事案である。 ② 裁判所は、特許異議の申立てが違法であったとは認められないため不法行為が成立せず、それ以外の費用も一審原告が自らの判断で支出したもので一審被告の行為との相当因果関係がないと判断した。 ③ 特許異議への対応費用又は特許の出願・維持費用を損害として請求するには、相手方行為の違法性及び当該行為と支出との相当因果関係を具体的に立証する必要があることを示す事例である。
著作権	**【著作権法★】被控訴人（被告）が、控訴人（原告）の発行する新聞の記事（見出し、記事本文、本件各写真）をスマートフォンの写真１枚に写り込む限度で撮影し、２５回にわたり、インターネットを利用して、投稿本文とともにツイッター（Ｘ）に投稿した行為について、控訴人が本件各写真の著作権（送信可能化権）侵害を主張して、不法行為に基づく損害賠償請求をした事案において、引用の抗弁（著作権法３２条１項）又は付随対象著作物の利用の抗弁（著作権法３０条の２）を認めて、控訴人の請求を棄却すべきものとした事例** ① 被告が聖教新聞の記事及び写真をスマートフォンで撮影し、投稿本文とともにツイッター（Ｘ）へ２５回投稿した行為について、写真の送信可能化権侵害に対する引用又は付随対象著作物の利用の抗弁が成立するかが問題となった事案である。 ② 知財高裁は、投稿本文の批評目的との関連性が認められた写真については投稿本文との明瞭区別性、主従関係、出所の認識可能性、引用目的との関連性及び範囲・分量の相当性を認めて引用の抗弁を肯定し、批評対象の記事又は題字に隣接して同じ紙面に軽微に写り込んだ写真（本件写真１０、２７～２９）については付随対象著作物として正当な範囲内の利用と認め、控訴を棄却した。 ③ 報道写真を含む紙面を投稿する場合の引用について、明瞭区別性、主従関係、公正な慣行及び目的上正当な範囲を具体的に検討するとともに、批評対象ではない軽微な写り込みを付随対象著作物の利用として区別して判断した点が実務上参考になる。

令和６年(行ケ)10037【木質複合材】＜清水響＞

原記事 URL：https://www.nakapat.gr.jp/ja/note/%e4%bb%a4%e5%92%8c7%e5%b9%b4%e8%a1%8c%e3%82%b110037%e3%80%90%e6%9c%a8%e8%b3%aa%e8%a4%87%e5%90%88%e6%9d%90%e3%80%91%ef%bc%9c%e6%b8%85%e6%b0%b4%e9%9f%bf%ef%bc%9e/

令和６年(行ケ)10037【木質複合材】＜清水響＞
判決日：令和７年２月 20 日。

進歩性×

原告は、密度・小薄片の寸法・配向（向き）の３つの要素が一体となって相乗効果を奏するため、これらを一つの相違点として判断すべきと主張したが、本判決は、明細書には密度及び配向に係る構成の効果が本件発明の効果として示されておらず、実験成績証明書（甲 20）にも各構成が単独で奏する効果が個別に示されているにとどまり、組合せによる相乗効果は認められないとして、個別に判断した特許庁の手法を是認した。

(1) 相違点１：密度（400～550kg/m3）について
甲１発明には密度の特定がないが、先行技術（乙 2～4）において、木質ボードの密度として 0.40～0.65g/cm3（400～650kg/m3）が好適であることは周知であった。
⇒用途（床材の基材）に応じて密度の数値範囲を最適化・好適化することは当業者が容易になし得る。

(2) 相違点２：木質小薄片の寸法（厚さ 0.2-0.5mm 等）について
本件発明は薄片のサイズを細かく規定しているが、先行技術（甲 4、甲５など）には類似した寸法の開示があった。
⇒薄片を小さくすると均質・平滑になるが強度は下がるという技術常識（トレードオフ）が存在し、その中で数値を最適化することは当業者の創作能力の範囲内であるとしました。「節がない」点も、細片化すれば当然の結果である。

(3) 相違点３：繊維方向のランダム配向について
本件発明は薄片がランダムに向いている。
⇒OSB において配向性を持たせるかランダムにするかは周知の選択肢であり、ランダムにすることで方向による強度のバラつき（異方性）をなくすことは技術常識であるため、用途に応じてランダム配向を選択することは容易である。

【補足】原記事の見出しは「令和７年(行ケ)10037」とするが、判決の事件番号は「令和６年（行ケ）第１００３７号」である（判決１頁２行）。また、原記事の「明細書や実験データからは各要素が個別に効果（強度の向上、表面性の向上など）を奏することは読み取れる」について、判決は、「「密度に係る構成」及び「配向に係る構成」の効果は、本件発明の効果として示されていない」とし（判決２２頁８～９行）、「各構成が単独で奏する効果がそれぞれ個別に示されているにとどまり」としたのは実験成績証明書（甲２０）についてである（判決２２頁１５行～２３頁８行）。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-93877.pdf

※本稿の内容は，一般的な情報を提供するものであり，法律上の助言を含みません。
執筆：弁護士・弁理士　高石秀樹（第二東京弁護士会）
本件に関するお問い合わせ先：h_takaishi☆nakapat.gr.jp（☆を@に読み換えてください。）

令和６年(ネ)10032【携帯情報通信装置】＜清水＞

原記事 URL：https://www.nakapat.gr.jp/ja/note/%e4%bb%a4%e5%92%8c6%e5%b9%b4%e3%83%8d10032%e3%80%90%e6%90%ba%e5%b8%af%e6%83%85%e5%a0%b1%e9%80%9a%e4%bf%a1%e8%a3%85%e7%bd%ae%e3%80%91%ef%bc%9c%e6%b8%85%e6%b0%b4%ef%bc%9e/

令和６年(ネ)10032【携帯情報通信装置】＜清水＞

進歩性×
⇒請求棄却した原審維持

携帯電話が無線信号を受信し、復調してデジタル信号にし、CPU がそれを処理して画像を表示するのは、本件優先日当時の技術常識である。
⇒判決は、丙Ｂ９文献に通信部 12 からＣＰＵ 11 への信号送信の記載がないことを相違点６ＢＤＧ’と認定した上で、技術常識の適用により容易想到であり、実質的な相違点でもないと判断した。

丙 B9 文献でも、携帯画面では見きれないデータを外部モニターに出す以上、「解像度の違い」がある。

ＶＲＡＭ（画像メモリ）及びビットマップデータ（ドットデータ）については、技術常識を踏まえ、丙Ｂ９文献を当業者がどのように理解するかという引用発明の認定として判断された。
また、表示パネルの解像度より大きい表示データから表示パネルと同じ解像度の表示データを生成して表示し、スクロール操作により全画像を見ることができることが、本件優先日当時の技術常識と認定された。
本件優先日：平成 16 年 12 月 24 日。

【補足】原記事の「⇒公知文献に明示されていなくても、当業者は当然そう理解する。」について、判決は、丙Ｂ９文献には「「通信部１２からＣＰＵ１１に何らかの信号を送信する」ことの記載はない」として相違点６ＢＤＧ’を認定した上で（判決１２頁１４～１７行、１８頁２６行～１９頁４行）、技術常識を適用することにより容易に想到できた（そもそも実質的な相違点ではない）とした（判決２２頁１３～１８行）。原記事の「VRAM（画像メモリ）やビットマップデータ（ドットデータ）を使うのは技術常識である」は、判決上、丙Ｂ９文献の記載を当業者がどのように理解するかという丙Ｂ９発明の認定として判断されている（判決１５頁７～１３行）。また、判決が技術常識（本件技術常識）と認定したのは、表示パネルの解像度より大きい表示データから表示パネルと同じ解像度の表示データを生成して表示し、スクロール操作を行うことで全画像を見ることができることであり（判決２２頁２０～２６行）、「縮小」は判決に記載がない。判断の基準時は本件優先日である（判決２頁１５行、２２頁８～１２行）。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-93879.pdf

※本稿の内容は，一般的な情報を提供するものであり，法律上の助言を含みません。
執筆：弁護士・弁理士　高石秀樹（第二東京弁護士会）
本件に関するお問い合わせ先：h_takaishi☆nakapat.gr.jp（☆を＠に読み換えてください。）

令和６年(ネ)10001【ヤーン色配置システム】＜清水響＞

原記事 URL：https://www.nakapat.gr.jp/ja/note/%e4%bb%a4%e5%92%8c6%e5%b9%b4%e3%83%8d10001%e3%80%90%e3%83%a4%e3%83%bc%e3%83%b3%e8%89%b2%e9%85%8d%e7%bd%ae%e3%82%b7%e3%82%b9%e3%83%86%e3%83%a0%e3%80%91%ef%bc%9c%e6%b8%85%e6%b0%b4%e9%9f%bf%ef%bc%9e/

令和６年(ネ)10001【ヤーン色配置システム】＜清水響＞

進歩性×⇒控訴棄却

「ハイロー制御（High-Low Control）」＝ 模様を作る際、表面に出したい色の糸は高く残し、隠したい色の糸は低く引き戻す（あるいは引き抜く）従来技術。

本件発明＝ 隠れる糸がある分、実際に打ち込む数（効果的レート）を、完成品の外観上の密度（所望のレート）よりも「高密度」に設定し、それに合わせて裏打ち材料の送り速度を制御する。

⇒先行技術（乙４発明）において、糸の供給や基材（裏打ち材料）の送りを制御して所望のパターンを作るシステムは存在していた。
「ハイロー制御」を使って一部の糸を隠す場合、当然ながら、隠れた分だけ隙間ができないよう、実際の打ち込み密度（ステッチレート）を高くしないと、所望の外観密度が得られないことは自明である。
⇒ 「所望の外観密度」を得るために、隠れる糸の分を考慮して「実際の打ち込み密度」を高く設定し、基材の送り速度を調整することは、乙４発明に実質的に含まれ、仮にそうでなくても、乙４発明に技術常識を適用することにより容易に想到できた。
（原告が主張した「効果的ステッチレート」という概念は、新しい発明ではなく、従来の「ハイロー制御」を行う上で必然的に行われている調整を別の言葉で表現したに過ぎない。）

【補足】原記事の「当業者が当然行う設計事項にすぎない」について、判決は、「前記の認定判断は、乙４発明が実質的には訂正発明３を含むものであり、仮にそうでなくても、乙４発明に技術常識を適用することにより訂正発明３に容易に想到することができたことを理由とするものである」とし、設計的事項を理由とする判断ではない旨を明示している（判決４２頁１４～２０行）。また、本判決は控訴審判決であり、主文は「本件控訴を棄却する。」である（判決１頁２６行）。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-93894.pdf

※本稿の内容は，一般的な情報を提供するものであり，法律上の助言を含みません。
執筆：弁護士・弁理士　高石秀樹（第二東京弁護士会）
本件に関するお問い合わせ先：h_takaishi☆nakapat.gr.jp（☆を＠に読み換えてください。）

東京地判令和５年(ワ)70079【車両誘導システム】＜國分＞

原記事 URL：https://www.nakapat.gr.jp/ja/note/%e6%9d%b1%e4%ba%ac%e5%9c%b0%e5%88%a4%e4%bb%a4%e5%92%8c5%e5%b9%b4%e3%83%af70079%e3%80%90%e8%bb%8a%e4%b8%a1%e8%aa%98%e5%b0%8e%e3%82%b7%e3%82%b9%e3%83%86%e3%83%a0%e3%80%91%ef%bc%9c%e5%9c%8b%e5%88%86/

東京地判令和５年(ワ)70079【車両誘導システム】＜國分＞

※原審は特許権侵害を認めた。⇒知財高判令和７年10月20日・令和７年(ネ)10043は、構成要件Ｆの非充足を理由に原判決中の被告敗訴部分を取り消し、請求を棄却した。以下は原審判断の紹介である。

構成要件Ａ（ＥＴＣ車専用出入口から出入りをする車両を誘導するシステム）の充足性に関し、要するに、ＳＩＣにおいて、ＥＴＣ車専用の出入口を利用しようとする車両に対し、バーの開閉や表示器を用いて、進入・退出ルート（レーンｃ）や退出・一般道ルート（レーンｄ）へ誘導している以上、本件発明の構成要件を満たすと認定した。
また、構成要件Ｆ（誘導手段等）やその他の構成要件についても充足を認めた。

（判旨抜粋）
被告各システムは、有料道路料金所、サービスエリア等に入るためにＥＴＣ車専用入口を通過しようとする車両、有料道路料金所、サービスエリア等から出るためにＥＴＣ車専用出口を通過しようとする車両を、上記各発進制御機及び⑧路側表示器によって、レーンｃ又はレーンｄのいずれかに誘導するものといえるから、「ＥＴＣ車専用出入口から出入りをする車両を誘導するシステム」に該当する。

【補足】原記事は、冒頭を「※特許権侵害を認めた。」「⇒控訴審判決で、逆転非充足」とし、判旨抜粋中の「通過しようとする車両、」を「通過しようとする車両又は」としていた。判決原文の該当箇所は「通過しようとする車両、」である（判決４８頁２６行～４９頁６行）。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-94081.pdf
控訴審判決要旨：https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-point_pdf-94945.pdf

※本稿の内容は，一般的な情報を提供するものであり，法律上の助言を含みません。
執筆：弁護士・弁理士　高石秀樹（第二東京弁護士会）
本件に関するお問い合わせ先：h_takaishi☆nakapat.gr.jp（☆を＠に読み換えてください。）

東京地判令和５年(ワ)70380【棒状ライト】＜髙橋＞

原記事 URL：https://www.nakapat.gr.jp/ja/note/%e6%9d%b1%e4%ba%ac%e5%9c%b0%e5%88%a4%e4%bb%a4%e5%92%8c5%e5%b9%b4%e3%83%af70380%e3%80%90%e6%a3%92%e7%8a%b6%e3%83%a9%e3%82%a4%e3%83%88%e3%80%91%ef%bc%9c%e9%ab%99%e6%a9%8b%ef%bc%9e/

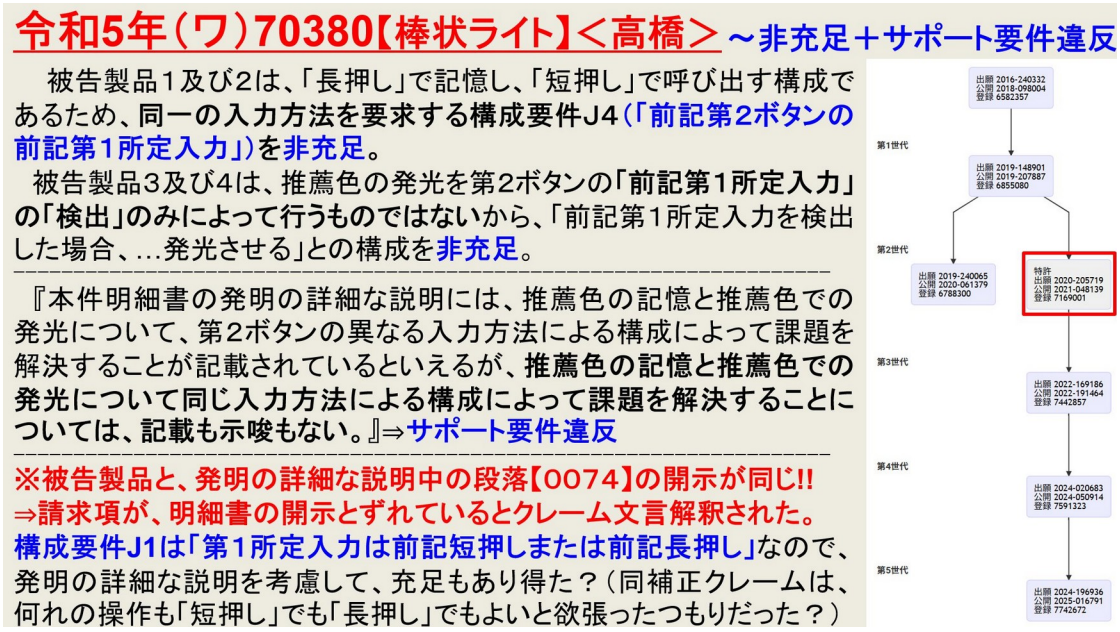
東京地判令和５年(ワ)70380【棒状ライト】＜髙橋＞

非充足＋サポート要件違反

被告製品１及び２は、「長押し」で記憶し、「短押し」で呼び出す構成であるため、同一の入力方法を要求する構成要件Ｊ４を非充足。
被告製品３及び４は、推薦色の発光を第２ボタンの「前記第１所定入力」の「検出」のみによって行うものではないから、「前記第１所定入力を検出した場合、…発光させる」との構成を非充足。

『本件明細書の発明の詳細な説明には、推薦色の記憶と推薦色での発光について、第２ボタンの異なる入力方法による構成によって課題を解決することが記載されているといえるが、推薦色の記憶と推薦色での発光について同じ入力方法による構成によって課題を解決することについては、記載も示唆もない。』
⇒サポート要件違反

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-94101.pdf



※本稿の内容は，一般的な情報を提供するものであり，法律上の助言を含みません。
執筆：弁護士・弁理士　高石秀樹（第二東京弁護士会）
本件に関するお問い合わせ先：h_takaishi☆nakapat.gr.jp（☆を@に読み換えてください。）

10 立方センチメートルの液体及び/又は固体を運搬可能な容器

原記事 URL：https://www.nakapat.gr.jp/ja/note/10%e7%ab%8b%e6%96%b9%e3%82%bb%e3%83%b3%e3%83%81%e3%83%a1%e3%83%bc%e3%83%88%e3%83%ab%e3%81%ae%e6%b6%b2%e4%bd%93%e5%8f%8a%e3%81%b3-%e5%8f%88%e3%81%af%e5%9b%ba%e4%bd%93%e3%82%92%e9%81%8b%e6%90%ac/

訂正で、A 及び/又は B を、B にしたときに、拡張・変更になることはあるのだろうか？

例えば、

10 立方センチメートルの液体及び/又は固体を運搬可能な容器 とか？

逆パターンは、

文言を追加して拡張・変更になるパターン

例えば、『電気的に』接続された…

※本稿の内容は，一般的な情報を提供するものであり，法律上の助言を含みません。
執筆：弁護士・弁理士　高石秀樹（第二東京弁護士会）
本件に関するお問い合わせ先：h_takaishi☆nakapat.gr.jp（☆を@に読み換えてください。）

令和６年(行ケ)10043【弾塑性履歴型ダンパ】＜本多＞

原記事 URL：https://www.nakapat.gr.jp/ja/note/%e4%bb%a4%e5%92%8c6%e5%b9%b4%e8%a1%8c%e3%82%b110043%e3%80%90%e5%bc%be%e5%a1%91%e6%80%a7%e5%b1%a5%e6%ad%b4%e5%9e%8b%e3%83%80%e3%83%b3%e3%83%91%e3%80%91%ef%bc%9c%e6%9c%ac%e5%a4%9a%ef%bc%9e/

令和６年(行ケ)10043【弾塑性履歴型ダンパ】＜本多＞

１．＜甲１発明＋甲２発明等＞
原告は、一方向の動きに対応する「甲１発明（建築用ダンパ）」に、二次元的な動きに対応する「甲２発明（橋梁用ダンパ）」の配置を適用することは容易であると主張した。
しかし、甲１発明は、建築物の構面に沿った一方向からの荷重を前提としている。
甲２発明は、橋梁の二次元的な動きに対応するために複数方向に配置されるものである。
甲１発明に甲２発明の配置を適用する動機付けはなく、むしろ甲１発明の前提（一方向入力）からは、向きを異ならせて配置することに阻害要因がある。

2. ＜甲 12 発明＋甲 13 発明＞
甲 12 発明は、剪断部が互いの向きを異ならせて一対配置された構成を備えていない。
甲 13 は縦リブの代わりに「窪み」を設けたものであり、「窪み」を一つとすることは、一つが窪みで他が平板となる構成であって、本件発明の「互いの向きを異ならせた一対の剪断部」を示唆するものではない。

3. ＜サポート要件違反＞
原告は、本件発明が「あらゆる方向からの荷重」に対応できるかのようにクレームされているが、明細書には全ての方向に対応できる裏付けがないと主張した。
⇒明細書の記載から、当業者は、従来の「一つの剪断部」しか持たないダンパの課題（一方向しか対応できない等）を、本件発明（二つの剪断部を向きを異ならせて配置）によって解決できると認識できる。
本件発明は「全ての方向からの荷重に対して最大限のエネルギー吸収を行うこと」までを求めているわけではない。

（判旨抜粋）
原告は、本件訂正発明１は、「入力により荷重を受けたときに、変形してエネルギー吸収を行う」とのみ特定され、どの方向からの荷重にも対応し得るかのように機能的に特定しているが、本件審決は、本件訂正発明１が全ての方向からのエネルギー吸収を行うことができるものではないことを認識していながらサポート要件に違反しないと判断しており、この点において本件審決には誤りがあると主張する。
しかしながら、本件明細書の記載によっても、本件訂正発明１が全ての方向からの荷重に対して最大限のエネルギー吸収を行うことまで求めるものとは認められないから、原告の主張は前提において誤っており、理由がない。

【補足】原記事の「甲 12 の波形鋼板は一つの連続した部材であり、構成が異なる」との理由は、判決の判断部分に記載がない。判決は、請求項２の「前記剪断部」は請求項１の「一対の剪断部」のうちの一つの「剪断部」をいうとした上で、「甲１２発明は、そのような剪断部が互いの向きを異ならせて一対（二つ）配置された構成を備えるものとは認められない」とした（判決２０頁１０～１４行）。また、原記事の「あらゆる方向からの荷重」との表現は判決にない。判決上の原告の主張は、本件訂正発明１を「どの方向からの荷重にも対応し得るかのように機能的に特定している」というものである（判決２３頁２０～２４行）。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-93912.pdf

※本稿の内容は，一般的な情報を提供するものであり，法律上の助言を含みません。

執筆：弁護士・弁理士　高石秀樹（第二東京弁護士会）
本件に関するお問い合わせ先：h_takaishi☆nakapat.gr.jp（☆を@に読み換えてください。）

知財高判令和６年(ネ)10048【電池】＜中平＞

原記事 URL：https://www.nakapat.gr.jp/ja/note/%e7%9f%a5%e8%b2%a1%e9%ab%98%e5%88%a4%e4%bb%a4%e5%92%8c6%e5%b9%b4%e3%83%8d10048%e3%80%90%e9%9b%bb%e6%b1%a0%e3%80%91%ef%bc%9c%e4%b8%ad%e5%b9%b3%ef%bc%9e/

知財高判令和６年(ネ)10048【電池】＜中平＞

損害賠償５億２９２８万５９４５円及び遅延損害金を認容し、差止め・廃棄等のその余の請求を棄却した原判決を維持した。
判決主文は「本件控訴及び本件附帯控訴をいずれも棄却する。」である。１２億７７６５万円は附帯控訴における請求額であり、認容額ではない（判決１頁２３行、２頁１１～１３行、３頁９～１５行）。

本件明細書の記載から、発電要素は、巻回型に限定されず積層型も含む。「活物質未塗工部の外側面」「表面が接合される」のクレーム文言も、クリップ等の部材を介した接合を排除しない。
⇒充足

乙１２のフランジ位置は、乙 12 発明の効果と不可分であり、具体的に開示された場所に限らないとは解されない。～組み合わせても、本件発明に至らない。
乙 22 は正負両極に端子接続部材を設ける構成Ａ４に至らず、乙 23 は導電体要素５が電池外装体の外方にあるといえない。また、乙９発明（乙 10 発明・乙 11 発明も同様）にこれらを適用する動機付けも認められない。
⇒進歩性〇

（判旨抜粋）
乙１２公報の特許請求の範囲【請求項１】の記載及び乙１２公報の発明の詳細な説明の記載によれば、乙１２公報に記載された「フランジ部」が、蓋体の下面に設けられており、蓋体の下面にはフランジ部の係合部に係合する回転阻止部が設けられていることにより、端子極柱に外力が加わっても端子極柱が回転することがないという効果を奏するものであると認められる…。
また、乙１２公報の段落【００８０】の記載によれば、同公報記載の発明の効果として、端子極柱に一体に形成された平面状フランジ部上面と蓋体下面の間に環状パッキングを介在させ、ポール部に環状押圧バネを係止させて端子極柱を蓋体に固定することによって、環状パッキングが上下方向に圧縮され、端子極柱を蓋板に対して確実に密閉しつつ固定できるとの効果もあると認められる。
このように、乙１２公報に記載の発明は、フランジ部が蓋体の下面に設けられていることが、発明の効果と密接に関連しているものであるから、…乙１２公報はフランジ部が蓋体の下面に設けられている構成を開示していると認められ、乙１２公報に本件発明１の構成要件Ａ４の構成に相当する構成が記載されているに等しいとはいえず、フランジ部を容器の内容に設置するか外方に設置するかが設計事項であるともいえず、乙９発明に乙１２構成を適用しても、本件発明１の構成には到達しない。

【補足】原記事の「差止め＋12.7 億円を認めた一審判決を維持した。」は判決と異なる。原判決は、損害賠償として５億２９２８万５９４５円及び遅延損害金の支払を求める限度で認容し、その余の請求を棄却しており（判決３頁９～１５行）、１２億７７６５万円は附帯控訴における請求額である（判決２頁１１～１３行）。差止め・廃棄の請求は本件特許２に基づき控訴人製品２に対するものであり（判決２頁２６行～３頁１行）、控訴人製品２は本件発明２の技術的範囲に属さず、均等も認められなかった（判決２８頁２３～２５行）。また、原記事の「乙２２・乙２３はいずれも…正負両極に端子接続部材を設ける構成Ａ４に到達せず」のうち、

正負両極の点は乙２２についての理由であり（判決３８頁１９～２４行）、乙２３については、導電体要素５が電池外装体の外方に配置されているといえないことから、構成要件Ａ４に相当する構成とは認められないとされた（判決３９頁１３～１６行、４０頁２～３行）。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-94167.pdf

※本稿の内容は，一般的な情報を提供するものであり，法律上の助言を含みません。
執筆：弁護士・弁理士　高石秀樹（第二東京弁護士会）
本件に関するお問い合わせ先：h_takaishi☆nakapat.gr.jp（☆を@に読み換えてください。）

【種苗法★】育成者権侵害を立証する鑑定の信用性が認められないとして、原告の請求を棄却した事例

原記事 URL：https://www.nakapat.gr.jp/ja/legal_updates_jp/%e3%80%90%e7%a8%ae%e8%8b%97%e6%b3%95%e2%98%85%e3%80%91%e8%82%b2%e6%88%90%e8%80%85%e6%a8%a9%e4%be%b5%e5%ae%b3%e3%82%92%e7%ab%8b%e8%a8%bc%e3%81%99%e3%82%8b%e9%91%91%e5%ae%9a%e3%81%ae%e4%bf%a1%e7%94%a8/

東京地判令和７年４月24日（令和４年(ワ)第2829号）（中島基至裁判長）

◆判決本文

【事案の概要】
原告は、しいたけ（登録番号第１７０３９号）の育成者権を有し、被告らの菌床の輸入及び譲渡並びに、しいたけの生産及び譲渡行為が、原告の育成者権を侵害するとして、民法７０９条及び７１９条１項に基づき、連帯して、損害賠償金５５４８万５７２４円及び遅延損害金の支払を求めた事案である。

裁判所は、中核的争点を①原告自ら用意した試験管の培地上に菌糸を事前に混入させることができるかどうか、②原告が親株を廃棄した理由及びこれが適切であったかどうかに絞った。本判決は、原告が本件試験管に原告品種の菌糸を事前に混入していた可能性を十分に否定することはできず、これを前提とする本件鑑定の結果は、その信用性を欠くものと認めるのが相当であり、その余の点について判断するまでもなく、原告の請求は理由がないとして、原告の請求を棄却した。

【従前の裁判例を踏まえた前提となる説明-種苗法における育成者権侵害の立証】
種苗法の品種登録制度により保護の対象とされる「品種」とは、特性の全部又は一部によって他の植物体の集合と区別することができ、かつ、その特性の全部を保持しつつ繁殖させることができる一の植物体の集合をいう（法２条２項）。これは、現実に存在する植物体の集合そのものを法による保護の対象とするものである。そして、育成者権の及ぶ範囲について，「品種登録を受けている品種（以下「登録品種」という。）及び当該登録品種と特性により明確に区別されない品種」を「業として利用する権利を専有する」と定める（法２０条１項）。この「登録品種と特性により明確に区別されない品種」とは、登録品種と特性に差はあるものの、品種登録の要件としての区別性が認められる程度の明確な差がないものをいう。具体的には、登録品種との特性差が形質毎に設定される階級値（特性を階級的に分類した数値。例えば、登録品種がイチゴの場合の特性として、「果実の縦横比」、「果実の大きさ」、「果皮の色」等がある。）の範囲内にとどまる品種は、ここにいう「登録品種と特性により明確に区別されない品種」に該当する場合が多いと解され、特性差が上記の範囲内にとどまらないとしても、相違する項目やその程度，植物体の種類，性質等を総合的に考慮して，「登録品種と特性により明確に区別されない品種」への該当性を肯定することができる場合もあるというべきとされる。そして、「育成者権の効力が及ぶ品種であるか否かを判定するためには，最終的には，植物体自体を比較して，侵害が疑われる品種が，登録品種とその特性により明確に区別されないものであるかどうかを検討する（現物主義）必要があるというべきである。」とされる（平成２７年６月２４日知財高裁判決・平成２７年（ネ）第１０００２号育成者権侵害差止請求控訴事件、原審：東京地判平成２６年１１月２８日・平成２１年（ワ）４７７９９号／平成２５年（ワ）２１９０５号）。なお、2022年施行の改正種苗法では、審査特性を用いた育

成者権の及ぶ範囲の推定及び農林水産大臣による判定制度が設けられた。上記は従前の裁判例の説明であり、現行制度の下で常に現物比較のみが許されることを意味しない。

【判決要旨】
１．本件各植継行為等の信用性に対する判断
前記前提事実、前記認定事実及び弁論の全趣旨によれば、本件各分離行為、本件各植継行為及びその後複数回行われた植継行為（以下、併せて「本件各植継行為等」という。）により、被告各商品から分離されて植え継がれた菌糸につき、本件鑑定が行われたことが認められる。そこで、本件鑑定の信用性を判断する前提として、本件各植継行為等の信用性（争点１－１）を検討する。
・・・そうすると、原告は、種苗管理センター等の第三者機関ではなく、原告自らあえて自社内で事前に本件試験管を準備するなど、原告品種の菌糸を混入させるに十分な時間があったことを踏まえると、本件試験管に目視できない程度の大きさの原告品種の菌糸を事前に混入することが十分可能であったというべきである。のみならず、前記認定事実及び弁論の全趣旨によれば、原告は、本件各植継行為等の後、本件親株を自ら又は種苗管理センターをして廃棄し、その合理的な理由を説明していないのであるから、原告は、本件各植継行為等の事後的な検証を自ら不可能にさせていることが認められる。これらの事情を総合すると、原告が本件試験管に原告品種の菌糸を事前に混入していた可能性を十分に否定することはできず、これを前提とする本件鑑定の結果は、その信用性を欠くものと認めるのが相当である。

２．その他
本件各植継行為等は、本来的には、公平中立な第三者機関において実施されるべきものであり、仮に原告の自社内において実施せざるを得ない事情があったとしても、そもそも原告の自社内で実施する以上菌種の混在又は試験管のすり替えなどのおそれがあることは、被告らが主張するとおりである。その他に前記において説示したところを踏まえると、本件各植継行為等に当たっては、少なくとも、種苗管理センター等の第三者機関に当該試験管を用意させ、その親株も廃棄せずに保管しておくことは、裁判手続における鑑定の公平性、透明性の重要性に鑑み、必要不可欠であったというべきである。それにもかかわらず、原告は、あえてこれらを怠ったものであり、本件試験管を原告自ら用意する必要性及び相当性について合理的な説明をするものではなく、また、本件親株の廃棄についても、菌糸の植継ぎによって本件親株は不要となったから廃棄したにすぎず何ら問題がない旨説明するにとどまるのであるから、少なくとも本件各植継行為等は、上記において説示したとおり、信用性を欠くものであり、これを前提とする本件鑑定も、信用性を欠くというほかない。

【コメント】
本件は育成者権侵害訴訟における侵害立証のための証拠としての鑑定の信用性について言及した貴重な裁判例である。従前の裁判例が示す現物主義による立証では、登録品種と侵害が疑われる品種を比較栽培する鑑定が重要となる。2022 年施行の審査特性による推定及び判定制度も踏まえ、事案に応じた立証方法を検討する必要がある。この点、種苗管理センター（https://www.naro.go.jp/laboratory/ncss/）は、種苗法１５条の２第１項に基づき、国が行う品種登録の審査に必要な出願品種と既存品種との区別性等のデータを得るための「栽培試験」を実施する機関であり、比較栽培試験について極めて専門性が高い。そのため、訴訟当事者は、公平中立な第三者機関として種苗管理センターに鑑定を依頼する場合が多いと考えられるが、本件判決からは、その際に試験管の用意を鑑定実施機関に依頼する、鑑定後の親株の保管も第三者に依頼する等極めて慎重に鑑

定を実施することが重要であることが理解される。
【補足】参照：農林水産省「種苗法の一部を改正する法律の概要」
https://www.maff.go.jp/j/shokusan/attach/pdf/shubyoho-22.pdf

【補足】種苗法の一部を改正する法律（令和２年法律第７４号）により、品種登録簿に記載された登録品種の審査特性により明確に区別されない品種を当該登録品種と特性により明確に区別されない品種と推定する規定（種苗法３５条の２）と、農林水産大臣の判定制度（同法３５条の３）が設けられ、令和４年４月１日に施行された。これらの規定により、比較栽培鑑定以外の立証手段も設けられている。本判決は、これらの規定に言及していない。また、令和４年４月１日以降、研究機構（種苗管理センター）が栽培試験を行う根拠規定は種苗法１５条の２第１項である。さらに、判決が必要不可欠としたのは、「本件各植継行為等に当たって」第三者機関に試験管を用意させ、親株も廃棄せずに保管しておくことであり（判決２２頁１５～１９行）、親株の保存は植継行為等の事後的な検証のためとされている（判決２２頁３～７行）。

【Keywords】育成者権、鑑定の信用性、現物主義

※本稿の内容は、一般的な情報を提供するものであり、法律上の助言を含みません
文責：弁護士・弁理士　外村　玲子（第二東京弁護士会）
本件に関するお問い合わせ先：r_tonomura☆nakapat.gr.jp　（☆を@に読み替えてください）

令和６年(ネ)10056【洗浄作業用バン型自動車】＜中平＞

原記事 URL：https://www.nakapat.gr.jp/ja/note/%e4%bb%a4%e5%92%8c6%e5%b9%b4%e3%83%8d10056%e3%80%90%e6%b4%97%e6%b5%84%e4%bd%9c%e6%a5%ad%e7%94%a8%e3%83%90%e3%83%b3%e5%9e%8b%e8%87%aa%e5%8b%95%e8%bb%8a%e3%80%91%ef%bc%9c%e4%b8%ad%e5%b9%b3%ef%bc%9e/

令和６年(ネ)10056【洗浄作業用バン型自動車】＜中平＞

*被控訴人が、ＫＣＳの販売する被控訴人製品１とは別の被控訴人製品２について販売の申出をした。
製品２も原審で侵害と差止め・廃棄が認められ、被控訴人は控訴していない。⇒その販売の申出が、ＫＣＳによる製品１の販売を援助し又は容易にしたとは認められず、共同不法行為は否定された。

（判旨抜粋）
被控訴人が、ＫＣＳから被控訴人製品２の納入を受けて、ＫＣＳが販売する被控訴人製品１と異なる「ＥＣＯＡＣＥ ＪＥＴ」の名称で販売の申出をしたとしても、それによって、ＫＣＳによる被控訴人製品１の販売を援助し又は容易にしたと認めることはできない。

【補足】原記事の「*侵害者製品とは別の製品について、販売の申出をした。」について、被控訴人製品２も、原判決で本件発明の技術的範囲に属すると判断され、被控訴人に対する譲渡等の差止め及び廃棄が認容されており（判決２頁２６行～３頁４行）、被控訴人は控訴していない（判決４頁２～３行）。また、判旨抜粋の末尾には、判決上「（なお、この点は、仮に、被控訴人製品２の車両及び洗浄装置の構造、性能等が、被控訴人製品１の車両及び洗浄装置の構造、性能等と同一であったとしても変わらない。）」との括弧書きが続く（判決１１頁７～９行）。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-93950.pdf

※本稿の内容は，一般的な情報を提供するものであり，法律上の助言を含みません。
執筆：弁護士・弁理士　高石秀樹（第二東京弁護士会）
本件に関するお問い合わせ先：h_takaishi☆nakapat.gr.jp（☆を@に読み換えてください。）

【新着 YouTube】充足論（典型的な文言充足以外）（特許裁判例事典、第４版の読み合わせ）2025/11/5

原記事 URL：https://www.nakapat.gr.jp/ja/note/%e3%80%90%e6%96%b0%e7%9d%80youtube%e3%80%91%e5%85%85%e8%b6%b3%e8%ab%96%ef%bc%88%e5%85%b8%e5%9e%8b%e7%9a%84%e3%81%aa%e6%96%87%e8%a8%80%e5%85%85%e8%b6%b3%e4%bb%a5%e5%a4%96%ef%bc%89%ef%bc%88%e7%89%b9/

【新着 YouTube】充足論（典型的な文言充足以外）（特許裁判例事典、第４版の読み合わせ）2025/11/5

＜均等論・数値限定・用途発明など、充足論を巡る主要判例を、これ一本で一気にキャッチアップ＞

https://youtu.be/IxWjTUBHpGQ

※本稿の内容は，一般的な情報を提供するものであり，法律上の助言を含みません。
執筆：弁護士・弁理士　高石秀樹（第二東京弁護士会）
本件に関するお問い合わせ先：h_takaishi☆nakapat.gr.jp（☆を@に読み換えてください。）

【契約】東京地判令和４年(ワ)9422＜澁谷＞

原記事 URL：https://www.nakapat.gr.jp/ja/note/%e3%80%90%e5%a5%91%e7%b4%84%e3%80%91%e6%9d%b1%e4%ba%ac%e5%9c%b0%e5%88%a4%e4%bb%a4%e5%92%8c4%e5%b9%b4%e3%83%af9422%ef%bc%9c%e6%be%81%e8%b0%b7%ef%bc%9e/

【契約】東京地判令和４年(ワ)9422＜澁谷＞

被告は、「客観的に支払不能の状態」（本件契約１７条２項）であったと認定され、解除が有効とされた。

『証拠（甲２７、２８、３０）によれば、被告は、遅くとも令和７年２月７日 の時点で、客観的に支払不能の状態にあったと認めることができる。』

【補足】被告は、解除事由について「積極的に争わない。」としている（判決３頁３行）。判決は、共同開発・業務提携契約である本件契約が令和７年２月７日解除により終了したとして、契約金２億１０００万円及び利息の支払を命じた（判決１頁１０～１１行、２頁１～２行、３頁７～１０行）。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-94059.pdf

※本稿の内容は，一般的な情報を提供するものであり，法律上の助言を含みません。
執筆：弁護士・弁理士　高石秀樹（第二東京弁護士会）
本件に関するお問い合わせ先：h_takaishi☆nakapat.gr.jp（☆を@に読み換えてください。）

東京地判令和５年(ワ)70449【締結金物】＜髙橋＞

原記事 URL：https://www.nakapat.gr.jp/ja/note/%e6%9d%b1%e4%ba%ac%e5%9c%b0%e5%88%a4%e4%bb%a4%e5%92%8c5%e5%b9%b4%e3%83%af70449%e3%80%90%e7%b7%a0%e7%b5%90%e9%87%91%e7%89%a9%e3%80%91%ef%bc%9c%e9%ab%99%e6%a9%8b%ef%bc%9e/

東京地判令和５年(ワ)70449【締結金物】＜髙橋＞

「過大な荷重が作用した際に変形を誘発させるため」というクレーム文言は、発明の構成を限定しない。
（『前面部と後縁部を複数の枝状部で一体化する構成により果たそうとする目的ないし必然的に得られる作用・効果を示すものにすぎず、発明の構成を限定する意味をもたない。』）

⇒意匠公報に基づいて、新規性×
（『甲５発明の柱材連結金具の複数の細板部は、本件発明の締結金物の複数の枝状部と形状において同一の構成を備えることにより、「過大な荷重が作用した際に変形を誘発させるため」と表現される作用・効果を必然的に得られる…。』

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-94135.pdf

※本稿の内容は，一般的な情報を提供するものであり，法律上の助言を含みません。
執筆：弁護士・弁理士　高石秀樹（第二東京弁護士会）
本件に関するお問い合わせ先：h_takaishi☆nakapat.gr.jp（☆を＠に読み換えてください。）

大阪地判令和５年(ワ)10217【立体網状繊維集合体】＜松阿彌＞

原記事 URL：https://www.nakapat.gr.jp/ja/note/%e5%a4%a7%e9%98%aa%e5%9c%b0%e5%88%a4%e4%bb%a4%e5%92%8c5%e5%b9%b4%e3%83%af10217%e3%80%90%e7%ab%8b%e4%bd%93%e7%b6%b2%e7%8a%b6%e7%b9%8a%e7%b6%ad%e9%9b%86%e5%90%88%e4%bd%93%e3%80%91%ef%bc%9c%e6%9d%be/

大阪地判令和５年(ワ)10217【立体網状繊維集合体】＜松阿彌＞

職務発明対価請求事件
⇒棄却

（判旨抜粋）
本件褒賞規定は、その制定及び改訂の過程において、一般的な勤務規則等が参照され、知的財産に知見を持つ者の意見も得た上、従業員等に案が開示され、意見聴取等を経て制定されたものであるから、被告においてされた職務発明の対価につき、適法な手続を経て定められた本件褒賞規定によって支払うことは不合理であると認めることはできない。…
被告製品は、汎用的な立体網状繊維集合体として、クッション材などに利用される余地はあるとうかがわれるものの、原告らが超過売上高の根拠として主張する寝具用マットレス用途においては、一旦は商品化が実現し、一定期間の販売実績は上げたものの、マットレスとしての性能においては低位の評価を受け、商品化は終了したものとうかがわれる。…
このような状況において、被告が、実施褒賞金の支給要件である「工業所有権の行使により、会社に対し大きな貢献をなした場合に」該当せず、本件各発明に対する実施褒賞を支給しないと判断したことに不合理な点はない。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-94104.pdf

※本稿の内容は，一般的な情報を提供するものであり，法律上の助言を含みません。
執筆：弁護士・弁理士　高石秀樹（第二東京弁護士会）
本件に関するお問い合わせ先：h_takaishi☆nakapat.gr.jp（☆を@に読み換えてください。）

【職務発明】東京地判令和５年(ワ)70495＜中島＞

原記事 URL：https://www.nakapat.gr.jp/ja/note/%e3%80%90%e8%81%b7%e5%8b%99%e7%99%ba%e6%98%8e%e3%80%91%e6%9d%b1%e4%ba%ac%e5%9c%b0%e5%88%a4%e4%bb%a4%e5%92%8c5%e5%b9%b4%e3%83%af70495%ef%bc%9c%e4%b8%ad%e5%b3%b6%ef%bc%9e/

【職務発明】東京地判令和５年(ワ)70495＜中島＞

*共同発明者と認められなかった。
～原告が主張した発明完成時期を裏付ける的確な証拠がなかった。

（判旨抜粋）
原告は、原告発明の完成時期が原告説明書を作成した時期よりも前である旨主張するものの、これを裏付ける的確な証拠がない上、本件発明は、そもそも原告が関与することなく着想し及び具体化されたものである…。その他に、当裁判所は、当事者双方による主張立証の２往復終了後においても、本件発明に関する原告の関与の実態が明らかではないとして、**当事者双方に対し、２回にわたり繰り返し釈明…をした**ところ、その結果を踏まえて十分に検討しても、本件発明は、原告の関与の実態等に鑑みると、原告の関与なく着想及び具体化されたものであり、原告が本件発明の発明者又は共同発明者であると認めることはできない。

【補足】判決上、原告は発明完成時期を主張している（判決１５頁１７～１８行）。ただし、判決の主たる理由は、「本件発明は、そもそも原告が関与することなく、Ｂｉ、Ｄｉらが独自に着想し及びその具体化をしたものと認めるのが相当である」との認定である（判決１４頁２１～２３行）。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-94170.pdf

※本稿の内容は，一般的な情報を提供するものであり，法律上の助言を含みません。
執筆：弁護士・弁理士　高石秀樹（第二東京弁護士会）
本件に関するお問い合わせ先：h_takaishi☆nakapat.gr.jp（☆を＠に読み換えてください。）

大阪地判令和４年(ワ)11405【複素環誘導体】＜武宮＞

原記事 URL：https://www.nakapat.gr.jp/ja/note/%e5%a4%a7%e9%98%aa%e5%9c%b0%e5%88%a4%e4%bb%a4%e5%92%8c4%e5%b9%b4%e3%83%af11405%e3%80%90%e8%a4%87%e7%b4%a0%e7%92%b0%e8%aa%98%e5%b0%8e%e4%bd%93%e3%80%91%ef%bc%9c%e6%ad%a6%e5%ae%ae%ef%bc%9e/

大阪地判令和４年(ワ)11405【複素環誘導体】＜武宮＞

【職務発明の対価請求】約 9400 万円認容
※職務発明規程が黒塗りで不明だが、本発明に適用されなかった。
⇒平成 16 年改正前特許法
（理由）被告には職務発明規程が存在したが、本件発明のようなケースに適用する合意があったとは認められず、法定の「相当の対価」を算定すべきとされました。

自己実施分（国内販売及びアクテリオンに対する金額を算定基礎に含む）：
（超過売上高）×（仮想実施料率 5.9%）×（1 － 使用者貢献度 99%）×（共同発明者の持分 1/3）

他者実施分（ライセンス収入）：
（ライセンス収入）×（1 － 使用者貢献度 99%）×（特許の貢献割合 25%※）×（共同発明者の持分 1/3）
＜※裁判所は、契約の対象等を踏まえ、本件特許の貢献割合は 25%を超えないと判断した。公表判決では契約内容の一部が非公開とされている。＞

（判旨抜粋）
本件職務発明規程は、●●●

令和５年(ネ)10107『PCSK9（二次訴訟）』＜中平＞

原記事 URL：https://www.nakapat.gr.jp/ja/note/%e4%bb%a4%e5%92%8c%ef%bc%95%e5%b9%b4%e3%83%8d10107%e3%80%8epcsk9%ef%bc%88%e4%ba%8c%e6%ac%a1%e8%a8%b4%e8%a8%9f%ef%bc%89%e3%80%8f%ef%bc%9c%e4%b8%ad%e5%b9%b3%ef%bc%9e/

令和５年(ネ)10107『PCSK9（二次訴訟）』＜中平＞

*二次訴訟で、新たにＢ博士及びＣ博士の供述書・実証実験等を提出し、サポート要件違反となった。

アムジェンの特許発明は、具体的な抗体の構造（アミノ酸配列）を限定するのではなく、以下の機能で定義される抗体である。
1.中和する： PCSK9 と LDLR の結合を阻害する。
2.競合する： アムジェンが作った特定の「参照抗体（21B12 等）」と、PCSK9 への結合を争う（競合する）。

裁判所は、「競合」には以下の２つのパターンがあると認定した。
1.直接競合（Direct Blocking）： 参照抗体と「同じ場所」に結合して邪魔をする。
2.立体障害による競合（Steric Hindrance）： 参照抗体とは「違う場所」に結合するが、抗体のサイズが大きいため、物理的に邪魔をして結合を阻害する。

本件明細書には、「同じ場所に結合する抗体（上記 1）」については記載があったが、「違う場所に結合して立体障害で邪魔をする抗体（上記 2）」が実際に中和作用を持つかどうかについての十分な開示（裏付け）がない。
⇒サポート要件違反

【被控訴人の主張】被控訴人は、Ｆａｂ断片の中和・競合に関する条件を追加しても、立体障害によって競合し、結合部位が異なる抗体が含まれる可能性は変わらない旨を主張した（判決４１頁１９行～４４頁２行）。
【補足】訂正事項３・４は抗体のＦａｂ断片について中和・競合の条件を追加するものであり、発明の対象をＦａｂ断片自体に限定するものではない（判決１２頁２０行～１３頁３行）。
【裁判所の判断】裁判所は、訂正事項１・２が特許法１３４条の２第１項ただし書所定の訂正目的に該当しないとし、「その余の訂正事項について判断するまでもなく、控訴人による訂正の再抗弁は、理由がない。」と判断した（判決６７頁５～８行、１７～１９行）。したがって、Ｆａｂ断片に関する訂正事項３・４を個別に審理した上で訂正後のサポート要件違反を判断したものではない。

【補足】原記事の一文「訂正により Fab 断片に限定しても、「立体障害によって競合するが、結合部位が異なる抗体」が含まれる可能性が残る。」は、被控訴人の主張（判決４１頁１９行～４４頁２行）を裁判所の判断のように記載し、訂正事項３・４を「Fab 断片に限定」と要約した記載である。また、原記事の「教授の技術意見書」について、判決が依拠したのはＢ博士及びＣ博士の供述書（実証実験）であり（判決５４頁２５行～５５頁１０行）、両名が教授である旨の記載は公表判決にない。原記事の「同じ場所」は、判決上「参照抗体がＰＣＳＫ９と結合する部位と同一の又は重複するＰＣＳＫ９上の部位」である（判決４９頁１０～１１行）。サポート要件違反の主たる理由は、参照抗体と競合する抗体であれば参照抗体と同様の機序で中和するとはいえないこと（判決５３頁１３行～５４頁４行）及び実証実験で参照抗体と競合する抗体の約８０％以上が結合中和性を有しなかったこと（判決５５頁２～１０行）である。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-94092.pdf

※本稿の内容は，一般的な情報を提供するものであり，法律上の助言を含みません。
執筆：弁護士・弁理士　高石秀樹（第二東京弁護士会）
本件に関するお問い合わせ先：h_takaishi☆nakapat.gr.jp（☆を@に読み換えてください。）

東京地判令和４年(ワ)7976号【通信機器】＜中島＞

原記事 URL：https://www.nakapat.gr.jp/ja/note/%e6%9d%b1%e4%ba%ac%e5%9c%b0%e5%88%a4%e4%bb%a4%e5%92%8c4%e5%b9%b4%e3%83%af7976%e5%8f%b7%e3%80%90%e9%80%9a%e4%bf%a1%e6%a9%9f%e5%99%a8%e3%80%91%ef%bc%9c%e4%b8%ad%e5%b3%b6%ef%bc%9e/

東京地判令和４年(ワ)7976号【通信機器】＜中島＞

*標準必須特許～侵害
⇒差止請求は、権利濫用（当事者間で合意に至らなかったのは料率の隔たりによるものであり、被告にライセンスを受ける意思がないとはいえない。）

⇒損害額は、「被告製品の売上高 × LTE 規格全実施料率 ÷ LTE 規格全特許数（1300 件） × 本件特許数（２件を同一ファミリーとして１件と計算）」
「LTE 規格全実施料率」については、LTE のみ対応製品は 9%、5G 対応製品（LTE の貢献度が相対的に下がるため）は 8%。
侵害プレミアム（特許法 102 条４項）による増額は、被告がＦＲＡＮＤ条件によるライセンスを受ける意思を有していたため認められなかった。

【補足】本件特許は本件第１特許及び本件第２特許の２件であり（判決２頁９～１０行）、同一の特許ファミリーに属するため、１３００件と単位を合わせて「１件として計算すべき」とされた（判決１１５頁１８～２２行）。侵害プレミアムによる増額が認められなかったのは、被告がＦＲＡＮＤ条件によるライセンスを受ける意思を有していたことによる（判決１１２頁１８～２２行）。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-94200.pdf

※本稿の内容は，一般的な情報を提供するものであり，法律上の助言を含みません。
執筆：弁護士・弁理士　高石秀樹（第二東京弁護士会）
本件に関するお問い合わせ先：h_takaishi☆nakapat.gr.jp（☆を@に読み換えてください。）

令和６年(ネ)10074【電子タバコ用充填物】＜増田＞

原記事 URL：https://www.nakapat.gr.jp/ja/note/%e4%bb%a4%e5%92%8c6%e5%b9%b4%e3%83%8d10074%e3%80%90%e9%9b%bb%e5%ad%90%e3%82%bf%e3%83%90%e3%82%b3%e7%94%a8%e5%85%85%e5%a1%ab%e7%89%a9%e3%80%91%ef%bc%9c%e5%a2%97%e7%94%b0%ef%bc%9e/

令和６年(ネ)10074【電子タバコ用充填物】＜増田＞

「切込み」（構成要件Ｂ）の意義について、各種辞書の記載を検討すると、「切り込む」、「切り目を入れる」、「切る」という能動的な行為が想定され、さらに、それが刃物によることを明示する例が複数存在する。

したがって、「切込み」とは、刃物を用いて人為的・能動的に「切り目」ないし「切れ目」が形成された構造ないし状態を意味する。

本件明細書において、切込みの形成手段としてカッター刃、カミソリの刃、ロータリーカッター等が例示されているのみであり、刃物以外による形成手段についての記載も示唆もない。

⇒被告製品について検討すると、たばこスティック（ロッド）の長手方向に沿ってたばこ基体の表面に略平行に３本形成された筋状部分は、捲縮加工工程における捲縮条件を制御することにより形成されたものであり、刃物によって形成されたものではない。

⇒非充足（原審・東京地判令和５年(ワ)70407 と同じ理由）

hanrei-pdf-93997.pdf

※本稿の内容は，一般的な情報を提供するものであり，法律上の助言を含みません。
執筆：弁護士・弁理士　高石秀樹（第二東京弁護士会）
本件に関するお問い合わせ先：h_takaishi☆nakapat.gr.jp（☆を＠に読み換えてください。）

令和６年(行ケ)10109【介助機】＜本多＞

原記事 URL：https://www.nakapat.gr.jp/ja/note/%e4%bb%a4%e5%92%8c6%e5%b9%b4%e8%a1%8c%e3%82%b110109%e3%80%90%e4%bb%8b%e5%8a%a9%e6%a9%9f%e3%80%91%ef%bc%9c%e6%9c%ac%e5%a4%9a%ef%bc%9e/

令和６年(行ケ)10109【介助機】＜本多＞

再審請求の対象は原審決と解されるところ、第４次再審審決より前に確定した原審決が第４次再審審決と抵触することをもって、特許法１７１条２項が準用する民訴法３３８条１項１０号による原審決の再審事由とならない。
仮に、原告が、再審請求の対象を第４次再審審決とし、これが原審決と抵触することを再審事由として主張するものと解するとしても、原審決は拒絶査定不服審判請求を不成立とする審決であり、第４次再審審決は再審の請求を不適法なものとして却下する審決であるから、第４次再審審決は原審決と抵触せず、原告の請求には理由がない。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-94030.pdf

※本稿の内容は，一般的な情報を提供するものであり，法律上の助言を含みません。
執筆：弁護士・弁理士　高石秀樹（第二東京弁護士会）
本件に関するお問い合わせ先：h_takaishi☆nakapat.gr.jp（☆を@に読み換えてください。）

東京地判令和６年(行ウ)5001＜澁谷＞

原記事 URL：https://www.nakapat.gr.jp/ja/note/%e6%9d%b1%e4%ba%ac%e5%9c%b0%e6%b1%ba%e4%bb%a4%e5%92%8c6%e5%b9%b4%e8%a1%8c%e3%82%a65001%ef%bc%9c%e6%be%81%e8%b0%b7%ef%bc%9e/

東京地判令和６年(行ウ)5001＜澁谷＞
判決日：令和７年４月 18 日。

国際特許出願（PCT 出願）を行った原告が、特許法で定められた「翻訳文」の提出前に「出願審査請求」を行ったところ、特許庁より当該請求を不適法として却下されたため、その処分の取消しを求めた。
⇒却下

特許法１８４条の１７は、外国語特許出願について、翻訳文提出等の手続をした「後」でなければ出願審査請求ができないと規定している。
この規定が出願審査請求前に翻訳文を提出することを手続要件とするものであり、この先後関係の瑕疵（誤り）は、事後的に翻訳文を提出しても治癒されない。
本件において、審査請求時に翻訳文が未提出であったことは明らかである。
仮に裁判所が本件処分を取り消したとしても、当該審査請求が同法に違反している事実に変わりはなく、瑕疵が治癒される余地もないため、特許庁は再度却下せざるを得ないから、本件処分を取り消しても原告に実益はなく、訴えの利益は存在しない。

【補足】原記事の見出しは「東京地決令和６年(行ウ)5001」とするが、本件は判決である（判決１頁１行「令和７年４月１８日判決言渡」）。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-94034.pdf

※本稿の内容は，一般的な情報を提供するものであり，法律上の助言を含みません。
執筆：弁護士・弁理士　高石秀樹（第二東京弁護士会）
本件に関するお問い合わせ先：h_takaishi☆nakapat.gr.jp（☆を@に読み換えてください。）

令和６年(行ケ)10022【…抗微生物剤】＜本多＞

原記事 URL：https://www.nakapat.gr.jp/ja/note/%e4%bb%a4%e5%92%8c6%e5%b9%b4%e8%a1%8c%e3%82%b110022%e3%80%90%e6%8a%97%e5%be%ae%e7%94%9f%e7%89%a9%e5%89%a4%e3%80%91%ef%bc%9c%e6%9c%ac%e5%a4%9a%ef%bc%9e/

令和６年(行ケ)10022【…抗微生物剤】＜本多＞

主引用発明の治療対象を（足白癬または皮膚真菌症から）「爪白癬」とし、相違点に係る構成とすることが容易想到であるためには、
本件出願日当時の技術水準に照らし、
当該治療剤を爪甲に単純塗布したときに、有効成分である KP-103 が爪甲の内部まで浸透、透過し、感染部位である爪甲下層及び爪床に送達され、治療効果を発揮することが合理的に期待できることを要する。
⇒医薬用途発明の進歩性〇

（判旨の要約）
(1)本件出願日当時の技術常識としては、①トリコフィトン・ルブルム及びトリコフィトン・メンタグロフィテスが足白癬と同様に爪白癬の原因菌の大半を占めていること、②外用剤による爪白癬の治療を効果的に行うには、抗真菌剤を爪甲の角質内に浸透させ、感染部位に送達させる必要があるが、爪甲の性質上、抗真菌剤がその内部まで浸透、透過しにくいという障害があって、爪白癬の外用剤での治療は非常に困難とされていた一方、経口剤にも副作用の問題があり、外用剤の開発が待たれていたこと、③爪と毛髪が、いずれも硬ケラチンを含み、アミノ酸組成も互いに類似することが、それぞれ認められる。

(2)本件出願日当時に知られていた技術的知見としては、④外用抗真菌剤を感染部位に送達させるための試みとして、ネイルラッカー剤の開発や、爪甲を化学的又は外科的に除いて抗真菌剤を塗布し、密封包帯法（ＯＤＴ）と併用する治療等が行われていたこと、⑤抗真菌剤であるチオコナゾールを外用爪白癬治療剤として評価する甲６試験が実施されたこと、⑥ KP-103 は、ヒト毛髪（ケラチン）を添加しても、抗トリコフィトン・メンタグロフィテス活性が減少せず、ケラチンに対する低い吸着、高い遊離といった性質を有すること、⑦抗真菌薬の角質への吸着性と角質吸着時の活性の低下について、ヒト毛髪を用いて評価する研究があったことが、それぞれ知られていたと認められる。

(3)（判旨の要約）主引用発明（甲１－１発明）の外用真菌症治療剤の治療対象を「爪白癬」とし、相違点に係る本件訂正発明の構成とすることが当業者において容易に想到できたというには、本件出願日当時の技術水準に照らし、当該治療剤を爪甲に単純塗布したときに、有効成分である KP-103 が爪甲の内部まで浸透、透過し、感染部位である爪甲下層及び爪床に送達され、治療効果を発揮することが合理的に期待できることを要する。上記(1)及び(2)の技術常識、技術的知見を総合すると、本件出願日当時、当業者において、そのように合理的に期待できるとはいえない。また、本件明細書等に示された本件訂正発明の効果は、本件出願日当時の技術常識に照らすと、当業者において予測することが困難であった。したがって、本件訂正発明は、本件出願日当時、当業者において甲１－１発明に基づいて容易に発明をすることができたものではない。

【補足】(3)の第２文以下は、判決原文ではなく判旨の要約である。また、原記事の「外用皮膚真菌症」について、甲１－２発明の治療対象は「皮膚真菌症」である（判決３４頁４～５行）。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-94078.pdf

※本稿の内容は，一般的な情報を提供するものであり，法律上の助言を含みません。
執筆：弁護士・弁理士　高石秀樹（第二東京弁護士会）
本件に関するお問い合わせ先：h_takaishi☆nakapat.gr.jp（☆を@に読み換えてください。）

令和６年(ネ)10029『特許を受ける権利の確認請求』＜増田＞

原記事 URL：https://www.nakapat.gr.jp/ja/note/%e4%bb%a4%e5%92%8c7%e5%b9%b4%e3%83%8d10029%e3%80%8e%e7%89%b9%e8%a8%b1%e3%82%92%e5%8f%97%e3%81%91%e3%82%8b%e6%a8%a9%e5%88%a9%e3%81%ae%e7%a2%ba%e8%aa%8d%e8%ab%8b%e6%b1%82%e3%80%8f%ef%bc%9c%e5%a2%97/

令和６年(ネ)10029『特許を受ける権利の確認請求』＜増田＞
判決日：令和７年４月24日。
*慶應義塾大学環境情報学部を卒業し、起業したが、臨床上の知見はない。
⇒発明者性×
（協力者である教授が発明者。）
＜発明者性（職務発明）＞
当該発明における技術的思想の創作行為、とりわけ従前の技術的課題の解決手段に係る発明の特徴的部分の完成に現実に関与することが必要である。
本件発明１－３の特徴的部分は、血管内の瘤の破裂を予防するため瘤を塞栓するプッシャワイヤとメッシュ部とを備えた血管プラグにおいて、サイズの異なる複数の血管プラグを用意しなければならず、また、メッシュ部の急激な拡張により瘤を損傷する危険があるという課題があったため、ステントの先端部が、非収納時には、カテーテルの先端部から押し出され、外向きにカールしながら拡張する構成を採用したこと、それにより、瘤に対するサイズの自由度が高く、また、分岐部動脈瘤に損傷を与えないことにある。
Ｙ１は文系の学部を卒業し、金融機関に勤務した後、理学博士の兄と共に第１審原告会社を立ち上げたが、臨床上の知見はない。
一方、協力者であったＡ教授は、臨床経験豊富であり、Ａ教授の研究ノートには、本件発明１－３の課題と解決手段が明確に記載されており、本件発明１－３の特徴的部分の完成に現実的に関与したのは、Ａ教授と認めるのが相当である。
＜ＰＣＴ出願に係る特許を受ける権利の確認請求＞
第１審原告は、本件訴訟において特許を受ける権利の確認判決を得た後、特許協力条約の締約国の中から現実に特許を取得したい国や地域を選択して、新たな出願又は権利の回復の手続を求めていくとする。しかし、属地主義の原則に照らし、特許を受ける権利が諸外国においてどのように取り扱われ、どのような効力を有するかについては、当該特許を受ける権利に基づいて特許権が登録される国の法律によって決せられると解されるところ、当該発明につき、いかなる外国においても新たな出願又は国内移行等がされておらず、その具体的な予定も明らかにされていない現時点において、当該発明につき特許を受ける権利を確認することについて、紛争の成熟性を認めることはできない。
【補足】原記事の見出しは「令和７年(ネ)10029」とするが、判決の事件番号は「令和６年（ネ）第１００２９号」である（判決１頁２行）。原記事の「文系の学部」は判決にない。判決は、Ｙ１が「慶應義塾大学環境情報学部を卒業後、銀行勤務を経て」起業したと認定し（判決２３頁１１～１３行）、「第１審被告Ｙ１にそのようなバックグラウンドがあるとは認められない」とした（判決２５頁１７～２１行）。
https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-94055.pdf

※本稿の内容は，一般的な情報を提供するものであり，法律上の助言を含みません。
執筆：弁護士・弁理士　高石秀樹（第二東京弁護士会）
本件に関するお問い合わせ先：h_takaishi☆nakapat.gr.jp（☆を＠に読み換えてください。）

令和５年(行ケ)10078【オーディオコントローラ】＜清水＞（被告：ピクシーダスト）

原記事 URL：https://www.nakapat.gr.jp/ja/note/%e4%bb%a4%e5%92%8c5%e5%b9%b4%e8%a1%8c%e3%82%b110078%e3%80%90%e3%82%aa%e3%83%bc%e3%83%87%e3%82%a3%e3%82%aa%e3%82%b3%e3%83%b3%e3%83%88%e3%83%ad%e3%83%bc%e3%83%a9%e3%80%91%ef%bc%9c%e6%b8%85%e6%b0%b4/

令和５年(行ケ)10078【オーディオコントローラ】＜清水＞（被告：ピクシーダスト）

Ｃ（受託者）は、本件発明とは別の課題を解決しただけ。
⇒冒認・共同出願違反不成立

（補足：ＡとＢは委託者（ＰＤＴ社）側である。）（判旨抜粋）
ＡとＢは、ＰＤＴ社が原告に本件試作機を発注する前から、「フェーズドアレイスピーカー」の着想を得ていたと認められる。…ＡとＢは、超音波の研究者であって、従来技術であるパラメトリックスピーカーの基本原理も認識していたと認められ、また、一定の制約があるとはいえ、焦点位置で可聴音を発生させることができる本件実験機を開発していたのであるから、ＡとＢの着想は、原告が主張するような単なる思い付きのレベルではなく、具体的な解決手段を伴う着想であった…。…

しかし、本件試作機が備える前記⑶アの各機能のうち、可聴音の波形が焦点位置で集束するような位相差で放射し、焦点位置で可聴音の波形を揃える機能…は、可聴音の音質を向上させるものではあっても、本件発明の技術的課題は、使用環境の制約の除去であって、可聴音の音質の向上ではないから、本件試作機の当該機能は本件発明の特徴的部分に当たるものではない。
その余の点も、本件発明の特徴的部分を実施する場合における具体的・客観的な態様の一つにすぎず、その内容に応じ、本件発明とは別の課題を解決したものということができることがあるとしても、本件発明の課題を解決したということはできない。
すなわち、本件試作機の各機能は、本件実験機の開発によって、本件発明の特徴的部分は当業者が実施することができる程度にまで具体的・客観的なものとして構成され、本件発明が完成していたとの前記認定を左右するものではない。

以上によれば、Ｃらは、本件発明の特徴的部分を当業者が実施することができる程度にまで具体的・客観的なものとして構成した者ということはできず、本件発明の発明者（共同発明者）ではない…。

【補足】判決が本件発明の発明者と認めたのは、特許公報記載の「Ａら」（Ａ及びＤ）である（判決３頁１５～１６行、７頁５～７行、４５頁１１～１３行）。また、判旨抜粋の「以上によれば、本件試作機が備える…各機能のうち、」は、判決原文では「しかし、本件試作機が備える前記⑶アの各機能のうち、」である（判決４４頁２２行）。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-94070.pdf

※本稿の内容は，一般的な情報を提供するものであり，法律上の助言を含みません。
執筆：弁護士・弁理士　高石秀樹（第二東京弁護士会）
本件に関するお問い合わせ先：h_takaishi☆nakapat.gr.jp（☆を＠に読み換えてください。）

令和５年(ワ)70563【取引管理システム】＜澁谷＞（キーソフト v. サンカクキカク）

原記事 URL：https://www.nakapat.gr.jp/ja/note/%e4%bb%a4%e5%92%8c5%e5%b9%b4%e3%83%af70563%e3%80%90%e5%8f%96%e5%bc%95%e7%ae%a1%e7%90%86%e3%82%b7%e3%82%b9%e3%83%86%e3%83%a0%e3%80%91%ef%bc%9c%e6%be%81%e8%b0%b7%ef%bc%9e-%ef%bc%88%e3%82%ad%e3%83%bc/

令和５年(ワ)70563【取引管理システム】＜澁谷＞
（キーソフト v. サンカクキカク）

本件発明における「中間取引者」とは、商品受取者である「下流取引者」と商品発送者である「上流取引者」の中間に介在し、特定の商品について段階的な売買取引、すなわち下流取引者から対象商品の売買について発注を受け、それを踏まえて上流取引者に当該商品の売買について発注を行う者を意味する。

被告システムは「ふるさと納税制度」に係るものであるところ、ふるさと納税は経済的利益の無償の供与（寄附）であり、返礼品の提供も寄附への御礼としての無償行為であって、寄附金と対価関係を有しない。
したがって、寄附者との間に売買取引（有償取引）があるとは認められず、地方団体は「中間取引者」に該当しない。

また、被告システムの動作としても、寄附者の申込みにより地方団体と事業者にメールで通知されるものの、地方団体が発注情報を受領した上で事業者へ通知を行うことは予定されておらず、地方団体が寄附者からのメールを踏まえて事業者に発注指示を行う関係にはない。
よって、地方団体は段階的な商品取引者とはいえず、この点でも「中間取引者」には該当しない。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-94153.pdf

※本稿の内容は，一般的な情報を提供するものであり，法律上の助言を含みません。
執筆：弁護士・弁理士　高石秀樹（第二東京弁護士会）
本件に関するお問い合わせ先：h_takaishi☆nakapat.gr.jp（☆を@に読み換えてください。）

東京地判令和５年(ワ)70594【マットレス】

原記事 URL：https://www.nakapat.gr.jp/ja/note/%e6%9d%b1%e4%ba%ac%e5%9c%b0%e5%88%a4%e4%bb%a4%e5%92%8c5%e5%b9%b4%e3%83%af70594%e3%80%90%e3%83%9e%e3%83%83%e3%83%88%e3%83%ac%e3%82%b9%e3%80%91%ef%bc%9c%e5%8b%9d%e5%8f%88%ef%bc%9e/

東京地判令和５年(ワ)70594【マットレス】

本件発明における「圧着」とは、強く圧迫してくっつくことまでを要するものではなく、手足等の落ち込みを防ぐ目的から、「クッション体同士に隙間が生じない程度に相互に何らかの圧力がかかる状態」をいうと解される。
原告の測定により、被告製品１及び４の中材間には０．２ＭＰａ以上の圧力がかかっていることが認められ、他の被告製品も同様であると推認されるため、被告製品は「圧着」の要件を充足する。
⇒充足

（判旨抜粋）
ア 本件発明においては、マットレスカバーが複数のクッション体を圧着させながら嵌め込み可能である有底筒状のカバー部材を有するものとされ（構成要件Ｇ）、複数のクッション体は、圧着した状態で前記マットレスカバーに組入れられているものとされている（構成要件Ｈ）。
そして、「圧着」は「強く圧迫してくっつけること」という意味を有するが（広辞苑第七版。乙１）、「圧」が「おさえる。おしつけて動けなくする」を意味する（広辞苑第七版付録。甲１５）ことからすると、「圧着」には「押さえてくっつく」といった程度の意味があるともいえる。
イ　次に、本件明細書をみると、「圧着」に関して、「例えば３個のクッション体を組入れる場合、まず底面側カバーの長さ方向両側の内面に２つのクッション体の側面をそれぞれ押し当てておき、これらのクッション体の間に、残りのクッション体（山折りしておいても良い）を下向きに押し込むことにより、全てのクッション体を圧着した状態でマットレスカバーに容易に組入れ
ることが可能となる。」（【００１７】）との記載や、「図５は、マットレス１について、底面側カバー１０ｂにクッション体２１～２３を圧着させながら収容する様子の一例を示す概念図である。」（【００５０】）、「図５には、マットレスカバー１０内に複数のクッション体２１～２３を組入れる方法として、底面側カバー１０ｂの長さ方向両側の側面部１３（側面部１３の前側と後側）を利用する方法が例示されている。この方法では、まず側面部１３の前側と後側に２つのクッション体２１、２３の側面をそれぞれ押し当てて、その後、クッション体２２を鉛直方向下向きに押し込む。この方法により、複数のクッション体２１～２３を、圧着した状態でマットレスカバー１０に容易に組入れることができる。」（【００５１】）との記載があり、マットレスカバー内に複数のクッション体を組入れる方法に係る【図５】をみると、２つのクッション体の間に、別のクッション体が下方向に押し込まれて、マットレスカバー内に３つのクッション体が隙間なく接して設置されていることが図示されているものの、クッション体同士が相互に、左右方向に強い圧力をかけるというような表現はされていない。
このことに加え、前記１(2)のとおり、本件発明が、手足等が溝に落ち込みにくいマットレスを提供するという効果を奏するものであるところ、本件明細書の記載によると、上記効果は、「マットレスカバーの周面部（側面部）には伸張防止部材が設けられている」（【００１１】）ことによるものであって、クッション体同士が強く圧迫してくっついていることによるものとはされて
いないことを総合すると、本件発明では、手足等が落ち込みにくくなるように、クッション体の境界部に手足

等が落ち込むような隙間が生じていないことは予定されているといえるものの、クッション体同士が強く圧迫してくっついているような状態にあることまで予定されていると認めることはできない。
そうすると、本件発明における「圧着」とは、クッション体同士に隙間が生じない程度に相互に何らかの圧力がかかる状態であることをいうものと解するのが相当である。

【補足】原記事の見出しは「＜勝又＞」とするが、判決上、勝又来未子は「裁判官勝又来未子は転補のため、裁判官吉川慶は退官のため、いずれも署名押印することができない。」と表示された陪席裁判官である（判決５５頁）。また、原記事の「被告製品の中材間には０．２ＭＰａ以上の圧力がかかっている」について、測定実験の対象は被告製品１及び４であり、他の被告製品は同様であると推認された（判決３７頁８～１５行）。本判決の控訴審（知財高判令和７年１１月１７日・令和７年（ネ）第１００４５号）は、控訴を棄却した（同判決１頁１～３行、２１行）。控訴審判決：https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-95075.pdf

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-94144.pdf

※本稿の内容は，一般的な情報を提供するものであり，法律上の助言を含みません。
執筆：弁護士・弁理士　高石秀樹（第二東京弁護士会）
本件に関するお問い合わせ先：h_takaishi☆nakapat.gr.jp（☆を@に読み換えてください。）

令和５年(ネ)10114【キューブコーナー素子を有する層状体および再帰反射シート】＜中平＞

原記事 URL：https://www.nakapat.gr.jp/ja/note/%e4%bb%a4%e5%92%8c5%e5%b9%b4%e3%83%8d10114%e3%80%90%e3%82%ad%e3%83%a5%e3%83%bc%e3%83%96%e3%82%b3%e3%83%bc%e3%83%8a%e3%83%bc%e7%b4%a0%e5%ad%90%e3%82%92%e6%9c%89%e3%81%99%e3%82%8b%e5%b1%a4%e7%8a%b6/

令和５年(ネ)10114【キューブコーナー素子を有する層状体および再帰反射シート】＜中平＞

=令和５(行ケ)10102

*数値限定の技術的意義が明細書に記載なし

⇒設計事項

（判旨抜粋）

本件明細書には、「素子は、好ましくは、１分～６０分の角度の二面角誤差を有する。」…と記載されているが、好ましいとする根拠については何ら記載されていない。

一方で、本件明細書に記載された…全ての実施例において…０．１分、－０．５分、０．８分等の１分未満の二面角誤差の実施例が記載されており、これらについては、いずれもスポットパターンは均一に分布し、本件各発明の作用効果を奏するものとされている。上限値に関しても、上記のとおり構成要件１－Ｃ４、４Ｃ－１はこれを６０分とするところ、実施例に示された二面角誤差の最大値は－１９．８分であり…、上限値を６０分とする根拠に係る記載もない。さらには、本件明細書に記載された実施例から、上記構成要件記載の数値範囲内のみからなるスポットパターンを抽出してこれを比較したとしても、スポットパターンが均一に分布するとの作用効果を奏することが示される実施例は存しない…。

そうすると、本件各発明の構成要件に記載された上記二面角誤差の数値範囲には、特段の技術的意義が認められないというほかなく、当業者の通常の創作能力の発揮にすぎないものと認められる。

courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-94132.pdf?fbclid=IwY2xjawPuQg1leHRuA2FlbQIxMQBzcnRjBmFwcF9pZBAyMjIwMzkxNzg4MjAwODkyAAEegjztdni-hA9B68ybThlUwz0jZmfaQnMZKGrk-q2mzvspjovtVNX8KIk-vTw_aem_owvKftxWnemJdJR6czUekg

※本稿の内容は，一般的な情報を提供するものであり，法律上の助言を含みません。
執筆：弁護士・弁理士　高石秀樹（第二東京弁護士会）
本件に関するお問い合わせ先：h_takaishi☆nakapat.gr.jp（☆を＠に読み換えてください。）

令和５年(行ケ)10121【撮像装置】＜増田＞

原記事 URL：https://www.nakapat.gr.jp/ja/note/%e4%bb%a4%e5%92%8c5%e5%b9%b4%e8%a1%8c%e3%82%b110121%e3%80%90%e6%92%ae%e5%83%8f%e8%a3%85%e7%bd%ae%e3%80%91%ef%bc%9c%e5%a2%97%e7%94%b0%ef%bc%9e/

令和５年(行ケ)10121【撮像装置】＜増田＞

請求項における「直交する」という記載は、第１軸と第２軸の交差角度を規定するものではなく、ディスプレイの長方形の二辺が角で直角に交わっている位置関係を示したものである。
図４Ｂにおいて軸Ａが動くように描かれているのは明らかな誤記であり、当業者は正しい構成（軸Ａは追従しない）を容易に理解できる。

⇒サポート要件〇

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-94108.pdf

※本稿の内容は，一般的な情報を提供するものであり，法律上の助言を含みません。
執筆：弁護士・弁理士　高石秀樹（第二東京弁護士会）
本件に関するお問い合わせ先：h_takaishi☆nakapat.gr.jp（☆を@に読み換えてください。）

令和５年(ワ)70004【携帯情報通信装置】＜髙橋＞

原記事 URL：https://www.nakapat.gr.jp/ja/note/%e4%bb%a4%e5%92%8c5%e5%b9%b4%e3%83%af70004%e3%80%90%e6%90%ba%e5%b8%af%e6%83%85%e5%a0%b1%e9%80%9a%e4%bf%a1%e8%a3%85%e7%bd%ae%e3%80%91%ef%bc%9c%e9%ab%99%e6%a9%8b%ef%bc%9e/

令和５年(ワ)70004【携帯情報通信装置】＜髙橋＞
（関連事件：令和５年(ワ)70035
、令和４年(ワ)70131）

本件特許の優先日当時、乙６発明に接した当業者にとって、乙６発明に前記アの技術常識を適用し、簡易型液晶表示パネル２３では明瞭に表示できない画像情報を外部から取り込むための構成として、通信部１２が当該画像情報を伝達する無線信号を受信してデジタル信号に変換の上、ＣＰＵ１１に送信し、ＣＰＵ１１が当該デジタル信号を受信するとの相違点①に係る構成を想到することは容易であった。
⇒進歩性×

【補足】原記事の判旨部分の「当業者にとって、乙６発明に…」は、判決原文では「乙６発明に接した当業者にとって、乙６発明に前記アの技術常識を適用し、」である（判決８１頁１６～１７行）。判決は、相違点②（画面解像度と同じ解像度を有する画像のビットマップデータの読出し）についても容易に想到できたとし（判決８３頁１５～２０行）、本件特許は進歩性を欠くとして、特許法１０４条の３第１項により請求を棄却した（判決８３頁２２～２５行）。原記事の「=令和５年(ワ)70035」「=令和４年(ワ)70131」は、判決に記載がない。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-94112.pdf

※本稿の内容は，一般的な情報を提供するものであり，法律上の助言を含みません。
執筆：弁護士・弁理士　高石秀樹（第二東京弁護士会）
本件に関するお問い合わせ先：h_takaishi☆nakapat.gr.jp（☆を@に読み換えてください。）

東京地決令和５年（ヨ）第30214号仮処分命令申立事件＜杉浦＞

原記事 URL：https://www.nakapat.gr.jp/ja/note/%e6%9d%b1%e4%ba%ac%e5%9c%b0%e6%b1%ba%e4%bb%a4%e5%92%8c5%e5%b9%b4%ef%bc%88%e3%83%a8%ef%bc%89%e7%ac%ac30214%e5%8f%b7%e4%bb%ae%e5%87%a6%e5%88%86%e5%91%bd%e4%bb%a4%e7%94%b3%e7%ab%8b%e4%ba%8b%e4%bb%b6/

東京地決令和５年（ヨ）第30214号仮処分命令申立事件＜杉浦＞

【補足】原記事の記載は「★同じ杉浦裁判長で、本訴は、特許権者逆転敗訴」である。これは、同じ杉浦裁判長による仮処分決定（差止め認容）と本訴・反訴事件の判決（令和５年(ワ)７０５２７。本訴却下・反訴棄却）とで結論が異なったという意味であり、控訴審で原判決が取り消されたという意味ではない。
東京地判令和５年(ワ)70527【環状タンパク質チロシンキナーゼ阻害剤】＜杉浦＞ | 弁護士・高石秀樹の特許チャンネル（弁護士/弁理士/米国 CAL 弁護士、PatentAgent 試験合格）
【決定の記載】公表された決定写し（正本）には「債権者の申立てを相当と認め」とあるほかに具体的な理由の記載はない。決定写し： https://www.bms.com/assets/bms/japan/pressrelease/20231129-pdf.pdf

※本稿の内容は，一般的な情報を提供するものであり，法律上の助言を含みません。
執筆：弁護士・弁理士　高石秀樹（第二東京弁護士会）
本件に関するお問い合わせ先：h_takaishi☆nakapat.gr.jp（☆を@に読み換えてください。）

東京地判令和５年(ワ)70527【環状タンパク質チロシンキナーゼ阻害剤】＜杉浦＞

原記事 URL：https://www.nakapat.gr.jp/ja/note/%e6%9d%b1%e4%ba%ac%e5%9c%b0%e5%88%a4%e4%bb%a4%e5%92%8c5%e5%b9%b4%e3%83%af70527%e3%80%90%e7%92%b0%e7%8a%b6%e3%82%bf%e3%83%b3%e3%83%91%e3%82%af%e8%b3%aa%e3%83%81%e3%83%ad%e3%82%b7%e3%83%b3%e3%82%ad/

東京地判令和５年(ワ)70527【環状タンパク質チロシンキナーゼ阻害剤】＜杉浦＞

「延長された特許権の効力範囲」は、政令処分の対象となった物（先発医薬品「スプリセル錠」）及びこれと「医薬品として実質同一なもの」に及ぶ。
医薬品の有効成分のみを特徴とする特許発明において、対象製品が有効成分以外の成分で異なる場合、その変更が「周知・慣用技術」に基づくものであれば実質同一に含まれる。

本件において、処分の対象となった「スプリセル錠」は有効成分が「ダサチニブ水和物」で添加剤としてＰＥＧを含むのに対し、原告製品は有効成分が「ダサチニブ（無水物）」でＰＥＧを含まずカルナウバロウ等を添加しているという差異がある。
この差異は、原告製品が「無水物」を採用したことに起因する安定性や溶出性の課題（無水物は水和物より光安定性が低く溶解度が高い等）に対処するため、原告独自の技術等に基づくことがうかがわれるとされた。
具体的には、ＰＥＧをＨＰＣに転換し、コーティング剤の成分を調整（カルナウバロウの添加等）したことは、周知・慣用技術に基づくと認めるに足りる的確な証拠がなく、原告独自の技術等に基づくことがうかがわれると判断された。
したがって、原告製品はスプリセル錠と「医薬品として実質同一」とは認められず、延長された本件特許権の効力は原告製品には及ばない。
⇒沢井製薬の本訴（消極的確認）に係る訴えはいずれも却下し、被告特許権者の反訴（損害賠償）請求は棄却した。

【補足】判決の主文は、「本件本訴に係る訴えをいずれも却下する。」「本件反訴に係る被告の請求を棄却する。」である（判決１頁８～９行）。原記事の「原告が独自の工夫を行った結果である」「積極的な製剤設計によるものと推認される」について、判決は、添加剤の付加・転換が「周知・慣用技術に基づくものと認めるに足りる的確な証拠はなく」、原告が自己の技術等に基づいてこれを行ったことが「うかがわれる」としたものである（判決３８頁１６～２４行）。また、原記事の「その変更が「周知・慣用技術」に基づくものであれば実質同一に含まれる」について、判決は、実質同一に含まれる類型の一つとして、「政令処分申請時における周知・慣用技術に基づき、一部において異なる成分を付加、転換等しているような場合」を挙げている（判決２４頁１８～２３行）。

【原記事執筆時のコメント】★同じ杉浦裁判長で、仮処分（令和５年（ヨ）第30214号仮処分命令申立事件）と判断が変わった!!
⇒控訴審に要注目
多くの実務家、学者がオキサリプラチン知財高判に照らして充足なのではないかと意見を述べており、逆の意見を聴かないので、控訴審が注目ですね。
レミッチを見ても、知財高裁は薬はプロパテントですからね。
ダサチニブ一審判決の結論が変わらないとしても、添加物違いの課題絡みの技術的意義を問題とするロジック

を維持するのか、有効成分が違う場合に射程が限定されるかも要注目です。前者のまま維持されるならば、後発企業は、課題創作＋添加物違い＋特許取得で容易に効力範囲外にできてしまいますからね。
https://www.bms.com/assets/bms/japan/pressrelease/20231129-pdf.pdf

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-94154.pdf

※本稿の内容は，一般的な情報を提供するものであり，法律上の助言を含みません。
執筆：弁護士・弁理士　高石秀樹（第二東京弁護士会）
本件に関するお問い合わせ先：h_takaishi☆nakapat.gr.jp（☆を@に読み換えてください。）

令和６年(ネ)10080【笠木下換気構造体】＜中平＞＝原審・大阪地判令和５年(ワ)8403

原記事 URL：https://www.nakapat.gr.jp/ja/note/%e4%bb%a4%e5%92%8c6%e5%b9%b4%e3%83%8d10080%e3%80%90%e7%ac%a0%e6%9c%a8%e4%b8%8b%e6%8f%9b%e6%b0%97%e6%a7%8b%e9%80%a0%e4%bd%93%e3%80%91%ef%bc%9c%e4%b8%ad%e5%b9%b3%ef%bc%9e-%ef%bc%9d%e5%8e%9f%e5%af%a9/

令和６年(ネ)10080【笠木下換気構造体】＜中平＞
＝原審・大阪地判令和５年(ワ)8403

「通気性能及び防水性能を発揮する換気部材」という文言及び本件明細書の記載（課題・解決手段・効果）に照らせば、換気部材「それ自体」が通気性能及び防水性能を有することを要すると解釈するのが自然である。
⇒被控訴人製品の板状部分は、それ自体が要件を満たすとは認められない。

控訴人は、部材が防水・通気に「寄与」しているかで判断すべきとも主張したが、裁判所は、この手法の合理性を基礎付ける技術常識等の主張立証がないとした。
仮にこの手法によっても、被控訴人製品の傾斜部⑤は、通気路を狭めており、これがない場合に比べて通気性能を下げるものであるから、通気性能に寄与しているとはいえず、構成要件Ｃを充足しない。

【補足】原記事の「裁判所は、この手法を用いるべき合理的根拠がない。」について、判決は、控訴人のいう「第２の判断手法」が合理的であると解すべき根拠となる技術常識その他の事情については「主張も立証もない」とし（判決１４頁１１～１３行）、仮にこの判断手法を用いたとしても構成要件Ｃを充足すると認めることはできないとした（判決１４頁２１～２３行）。また、判決は、傾斜部⑤について、通気路（通気間隙）は存在するが、傾斜部⑤自体は通気が可能な領域を狭めているとした（判決１４頁１４～２０行）。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-94137.pdf

※本稿の内容は，一般的な情報を提供するものであり，法律上の助言を含みません。
執筆：弁護士・弁理士　高石秀樹（第二東京弁護士会）
本件に関するお問い合わせ先：h_takaishi☆nakapat.gr.jp（☆を@に読み換えてください。）

令和６年(ネ)10072【ドラフト差測定装置】＜中平＞

原記事 URL：https://www.nakapat.gr.jp/ja/note/%e4%bb%a4%e5%92%8c6%e5%b9%b4%e3%83%8d10072%e3%80%90%e3%83%89%e3%83%a9%e3%83%95%e3%83%88%e5%b7%ae%e6%b8%ac%e5%ae%9a%e8%a3%85%e7%bd%ae%e3%80%91%ef%bc%9c%e4%b8%ad%e5%b9%b3%ef%bc%9e/

令和６年(ネ)10072【ドラフト差測定装置】＜中平＞

『本件特許維持費用等のうち、異議申立手続のために支出した費用は、一審被告及び日本製鉄による本件特許に係る特許異議の申立てに対応するための費用であるが（甲１０）、上記の特許異議の申立てが違法であったとは認められないから、一審被告の不法行為の存在は認められない。
本件特許維持費用等のうち、異議申立手続のための費用以外の費用については、一審原告が自らの判断で本件特許の出願及び維持のために支出したものであり、そもそも一審被告の行為によって一審原告がこれらの費用を支出しなければならなくなったものではないから、一審被告の行為と一審原告の支出との間に相当因果関係があるとは認められない。』

【補足】判決原文には「（甲１０）」との記載がある（判決６頁４行）。判決原文では、引用部分の冒頭に「また、」があり、２文は１段落である（判決６頁２～１０行）。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-94136.pdf

※本稿の内容は，一般的な情報を提供するものであり，法律上の助言を含みません。
執筆：弁護士・弁理士　高石秀樹（第二東京弁護士会）
本件に関するお問い合わせ先：h_takaishi☆nakapat.gr.jp（☆を@に読み換えてください。）

【著作権法★】被控訴人（被告）が、控訴人（原告）の発行する新聞の記事（見出し、記事本文、本件各写真）をスマートフォンの写真１枚に写り込む限度で撮影し、２５回にわたり、インターネットを利用して、投稿本文とともにツイッター（Ｘ）に投稿した行為について、控訴人が本件各写真の著作権（送信可能化権）侵害を主張して、不法行為に基づく損害賠償請求をした事案において、引用の抗弁（著作権法３２条１項）又は付随対象著作物の利用の抗弁（著作権法３０条の２）を認めて、控訴人の請求を棄却すべきものとした事例

原記事 URL：https://www.nakapat.gr.jp/ja/legal_updates_jp/%e3%80%90%e8%91%97%e4%bd%9c%e6%a8%a9%e6%b3%95%e2%98%85%e3%80%91%e8%a2%ab%e6%8e%a7%e8%a8%b4%e4%ba%ba%ef%bc%88%e8%a2%ab%e5%91%8a%ef%bc%89%e3%81%8c%e3%80%81%e6%8e%a7%e8%a8%b4%e4%ba%ba%ef%bc%88%e5%8e%9f/

知財高判令和７年７月31日（令和６年（ネ）第10075号）（清水響裁判長）

◆判決本文

【事案の概要】

本件は、宗教法人である控訴人（「原告」）の発行する聖教新聞の紙面上の記事（見出し、記事本文、本件各写真（本件写真１～３７））を、会員である被控訴人（「被告」）が、スマートフォンの写真１枚に写り込む限度で撮影し、２５回にわたり、インターネットを利用して、投稿本文とともにツイッター（Ｘ）に投稿した行為について、原告が本件各写真の著作権（送信可能化権、著作権法２３条）を侵害すると主張して不法行為に基づく損害賠償請求（民法７０９条、著作権法１１４条３項）をする事案である。

原審（東京地方裁判所令和５年（ワ）第７０３８８号）は、本件各写真について引用の抗弁（著作権法３２条１項）を認め、原告の請求を棄却した。これに対し、原告が本件控訴を提起した。

本判決は、本件各写真について引用の抗弁又は付随対象著作物の利用の抗弁（著作権法３０条の２第１項）を認めて、原告の請求を棄却すべきものとし、本件控訴を棄却した。

【判決要旨】

１．引用の抗弁（著作権法３２条１項）について

（１）引用の抗弁の要件及びその解釈

著作権法３２条１項の規定の文言によれば、著作物の全部又は一部を著作権者の承諾を得ることなく自己の作品に含めて利用するためには、①利用される側が公表された著作物であること、②当該著作物の利用が引用に該当すること、③当該引用が公正な慣行に合致すること、④当該引用が報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲内で行われること、の各要件を満たすことを要する。

そして、著作物等の文化的所産の公正な利用に留意しつつ、著作者等の権利の保護を図り、もって文化の発展に寄与するという著作権法の目的（著作権法１条参照）や、著作権の保護を図りつつ、文化的所産としての著作物等の公正な利用を可能ならしめる著作権法３２条１項の規定の趣旨を考慮すると、②の「引用」については、一般には、利用する側の作品から利用される側の著作物を明瞭に区別して認識できることが必要であり、また、利用する側の作品と利用される側の著作物の間に、利用する側が主、利用される側が従という主従関係があることを要するものと解するのが相当である。ただし、この主従関係も、量的な比較のみにより形式的に判断するのではなく、利用する側の作品や利用される側の著作物の性質、引用の目的、引用の方法や態様等の様々な要素を考慮した上、社会通念に照らし、実質的に判断すべきものであり、その場合には、④の「引用の目的上正当な範囲内」の判断とも一部重なることになる。

また、③の引用が「公正な慣行」に合致することについては、当該分野や公表媒体等における引用に関する公正な慣行が存在するのであれば、引用して利用する方法や態様が当該慣行に合致すると認められるかにより判断され、これが存在しないのであれば、社会通念上相当な方法等によるものと認められるかにより判断されるものと解される。この場合において、利用される側の著作物の出所が明らかにされていることは、当該公正な慣行又は社会通念上相当な方法等の一要素として考慮され得るものと考えられる。

さらに、④の引用が「報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲内」で行われることについては、引用の目的の内容及び正当性、引用の目的と利用される側の著作物との関連性、利用される側の著作物の性質、引用された範囲及び分量、引用の方法及び態様、利用する側が得る利益及び利用される側が被る不利益の程度等を考慮し、前記著作権法の目的及び規定の趣旨を踏まえ、総合的に評価するほかはない。

（２）あてはめ

ア．はじめに

本件各写真（引用）（本件写真１～９、１１～２６、３０～３７）は、記事と一体となって出来事を報道するために同じ紙面に掲載された報道写真であるから、それ自体は写真の著作物だとしても、引用の目的が記事により報道されている出来事と一定の関連性があれば、当該記事の一部を構成する報道写真についても同様の関連性が認められる。また、著作権法３２条１項の規定の文言上、引用の必然性や厳格な必要性までは要求されていないから、広く時事の出来事を知らしめ、読者の意見等の形成に資することを目的とする記事及び報道写真の性質に照らすと、著作権の保護と利用の調和という観点からは、記事及び報道写真により報道された出来事と引用の目的とに関連性が認められる場合には、商業的利用の有無、主従関係の要件の充足その他の事情を考慮した上で、本件各写真（引用）の引用が「引用の目的上正当な範囲内」の引用であると認めることは妨げられない。

イ．引用に該当すること

本件各投稿の投稿本文の部分と本件各写真（引用）を含む引用部分とは、明瞭に区別して認識することができる。また、本件各投稿の内容や本件各写真等の性質、引用の目的、引用の方法・表現態様等に照らせば、社会通念上、ツイッターの本文として投稿された部分が主であり、本件各写真（引用）が従であると認められる。

ウ．公正な慣行に合致すること

被告は、本件各投稿の投稿本文に聖教新聞からの引用である旨記載し、又は「聖教新聞」の題字を写り込ませてその写真を掲載するなどして、いずれも新聞紙面を撮影した写真とこれを批評する投稿本文という同様の体裁のものとして、概ね継続して投稿しており、本件各投稿の読者の多くが原告の会員やその関係者であると考えられることに照らすと、投稿内容や前後の投稿を参照することにより掲載された本件各写真（引用）の出所を容易に読み取ることができ、社会通念上相当な方法に合致する。

エ．引用の目的上正当な範囲内であること

本件各投稿は、投稿本文並びに「聖教新聞」の紙面上の記事及び本件各写真（引用）をスマートフォンの写真１枚に写り込む限度で撮影した写真から構成され、本件各投稿の目的は、原告の機関紙である聖教新聞の記事本文又は本件各写真（引用）を通じて被告が認識した原告の活動等を批評することを目的とするものと認められ、当該目的に不相当・不適切な点は認められない。本件各写真（引用）は、引用の目的との関係で、いずれも関連性が認められる。本件各投稿における批評を理解するために、スマートフォンの写真１枚に写りこむ限度で撮影された紙面中の本件各写真（引用）が引用の範囲として過大であったとまでは認められないから、本件の引用により利用された著作物の範囲及び分量は相当であったというべきである。そして、被告が本件各投稿により商業的利益を得た事実は認められない上、本件各写真（引用）の引用を認めることにより原告が販売部数の減少等の経済的不利益を被ることを認めるに足りる証拠はない。

オ．まとめ

以上によれば、本件各投稿に掲載した本件各写真（引用）については、引用の抗弁（著作権法３２条１項）が成立する。

２．付随対象著作物の利用の抗弁（著作権法３０条の２第１項）について

本件各写真（付随）（本件写真１０、２７～２９）に係る付随対象著作物の利用の抗弁については、経過規定の不存在、法改正の経緯及び目的等を踏まえると、令和２年改正法による改正後の同法３０条の２の規定は、令和２年改正法施行前に行われた行為についても適用されると解するのが相当である。

そして、本件各投稿に掲載された紙面の写真（作成伝達物）のうち本件各写真（付随）の占める割合から、本件各写真（付随）は、軽微な構成部分（付随対象著作物）と認められる。また、本件各写真（付随）は、被告がその利用により利益を得る目的はなく、批評の対象とされた新聞記事に隣接するために分離して撮影することも困難であって、作成伝達物において特段の役割を果たすものでもないことなどからすると、付随対象著作物として正当な範囲内で複製伝達行為に伴って利用されているものといえる。

以上によれば、本件各写真（付随）については付随対象著作物の利用の抗弁が成立する。

【コメント】

１．判決要旨１（１）について

最判昭和５５年3月２８日民集３４巻3号２４４頁〔マッド・アマノ事件〕は、旧著作権法に基づく引用の抗弁について、以下の要件①及び②が必要であると判示した。

① 引用された著作物が引用する著作物と明瞭に区別できること。

② 引用された著作物が引用する著作物に従属していること。

一方、現行著作権法３２条１項は、引用の抗弁について、以下の通り規定する。

「公表された著作物は、引用して利用することができる。この場合において、その引用は、公正な慣行に合致するものであり、かつ、報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲内で行なわれるものでなければならない。」

また、引用された著作物の出所明示義務については、現行著作権法４８条１項により、引用された著作物の出所を合理的と認められる方法及び程度で明示することが必要とされる。
【補足】原記事は、上記一文の冒頭を「また、引用の抗弁については、」とする。ただし、この義務と著作権法３２条１項の引用の適法要件とは区別される。本判決は、「出所の明示は引用を適法とするための直接の要件とはされていない。」とした上で、出所が明らかにされていることを、公正な慣行又は社会通念上相当な方法等の一要素として考慮している（判決１９頁６～９行、１２～１５行）。

そして、一般に、旧著作権法の解釈に係るマッド・アマノ事件最高裁判決は、現行著作権法３２条１項の解釈にも適用され得るものと考えられているため、上記①及び②と現行著作権法３２条１項に基づく引用の抗弁との関係について、例えば以下のような多くの分かれた裁判例や学説が存在する。

A) 上記①及び②は、必要かつ十分な要件である（東京高判昭和６０年１０月１７日無体集１７巻3号４６２頁〔藤田嗣治事件〕等）。

B) 上記①及び②は、重要な考慮要素となり得るが、他にも重要な考慮要素があり得、事案に応じて総合考慮により判断される（知財高判平成２２年１０月１３日判時２０９２号１３５頁〔絵画鑑定証書事件〕等）。

C) 上記①及び②は、必要な要件であり、他にも要件が存在する。（知財高判令和４年3月２９日（令３（ネ）１００６０号）裁判所ウェブサイト〔ＫｕＴｏｏ事件〕等）

また、上記①及び②と、現行著作権法３２条１項所定の「引用」、「公正な慣行に合致」及び「目的上正当な範囲内」との各文言との関係についても、例えば以下のような多くの分かれた裁判例や学説がある。

a) 上記①及び②は、「引用」、「公正な慣行に合致」及び「目的上正当な範囲内」の全各文言に関連し得る（東京高判昭和６０年１０月１７日無体集１７巻3号４６２頁〔藤田嗣治事件〕、知財高判平成２２年１０月１３日判時２０９２号１３５頁〔絵画鑑定証書事件〕等）。

b) 上記①及び②は、「引用」の文言に関連する（知財高判令和４年3月２９日（令３（ネ）１００６０号）裁判所ウェブサイト〔ＫｕＴｏｏ事件〕）。

c) 上記①は「引用」の文言に関連し、上記② は「目的上正当な範囲内」の文言に関連する（東海林保「引用の抗弁」髙部眞規子編『知的財産権訴訟Ⅱ最新裁判実務大系１１』（青林書院、２０１８年）７１３～７１４頁）。

なお、知財高判平成２２年１０月１３日判時２０９２号１３５頁〔絵画鑑定証書事件〕において引用する側が著作物であることは要しないものとされている。

かかる裁判例及び学説の状況の下で、判決要旨１（１）は、基本的に上記Ｃ）及びｂ）によったものと理解される。

２．判決要旨１（２）について

判決要旨１（２）は、引用の抗弁の成否について、明瞭区別性及び主従関係という引用該当性の要件は勿論、公正な慣行に合致すること及び引用の目的上正当な範囲内であることという他の各要件も、判決要旨１（１）における同各要件に係る具体的な解釈論の下で、本件の事案に応じて丁寧にあてはめを行っており、実務上参考になる。

３．判決要旨２について

原審が本件各写真の全てについて引用の抗弁を認めたのに対し、控訴審は、本件各写真（引用）（本件写真１～９、１１～２６、３０～３７）についてのみ、判決要旨１（２）の通り引用の抗弁を認め、本件各写真（付随）（本件写真１０、２７～２９）については、判決要旨２の通り付随対象著作物の利用の抗弁を認めた。この点、控訴審は、本件各写真（付随）（本件写真１０、２７～２９）については、被告の投稿本文による批評の対象ではなく、被告の投稿本文と関連性がないため、引用の抗弁を認め難いと考えたものと推察される。

【補足】判決上、本件各写真（引用）と本件各写真（付随）の区分は、被告がいずれの抗弁を主張したかによるものであり（判決２頁７～１３行、１２頁１４～１５行）、判決は、本件各写真（付随）について引用の抗弁の成否を判断していない。投稿本文との「関連性はない」との認定は、付随対象著作物の利用の抗弁の判断の中でされたものである（判決３９頁９～１０行）。

【Keywords】創価学会、聖教新聞、引用の抗弁、明瞭区別性、主従関係、付随対象著作物の利用の抗弁

※本稿の内容は、一般的な情報を提供するものであり、法律上の助言を含みません
文責：弁護士・弁理士　飯田　圭（第二東京弁護士会）
本件に関するお問い合わせ先：k_iida☆nakapat.gr.jp　（☆を@に読み替えてください）

法情報提供（2026年３月掲載分）

対象：一覧ページ上の公開日が２０２６年３月である記事

収録件数：29件（特許15件、知財一般９件、商標３件、外国１件、著作権１件）

一覧ページ：https://www.nakapat.gr.jp/ja/note/

＜今月の見どころ＞２０２６年３月 知財・法務アップデートの重要ポイント

本号は、一覧ページ上の公開日が２０２６年３月である２９件を収録する。特許１５件、知財一般９件、商標３件、外国１件、著作権１件であり、特許の補正・進歩性から商標の識別力、キャラクター保護、契約責任までを扱う。判決・審決の結論と論稿・講演の問題提起を読み分けることが、各記事を実務に生かす出発点である。

１．除くクレームの限界を国内外の判断から捉える

【愛玩動物マッチングシステム】令和６年（行ケ）１００８１では、動物病院等を除く限定を加えても進歩性が否定された。引用発明の引渡場所が限定されるという前提を裁判所が認めなかった点が重要である。田中研二氏ら「除くクレームの限界についての検討」は、設計事項、新たな引例、除外範囲の不足、必須でない構成の除外という４類型を整理する。柴田和雄氏の「傘理論も復活した！しかし、除くクレームはそんなに自由でいいのか？」は、優先権の証拠除外効に関する「傘理論」と、補正による発明の変質を検討する。米国の In re Butler も併読し、除外対象の開示、代替構成との区別、残存範囲の裏付けを検討すべきである。単に引用例との重複を取り除く説明にとどめず、技術的思想の違いを示すという論稿の提言にも注目したい。

２．進歩性・記載要件・手続を具体的な技術内容から検討する

【原動機付車両】、【エンボスを有する袋】及び【遊技機】では、技術分野や作用・機能の共通性が容易想到性の判断に結び付いた。【木質ボード】は、相乗効果を示す記載がないことを踏まえ、相違点を個別に扱う。一方、【電子マネー送金方法】では、電子証明書等とID・口座番号等の技術的意義の相違から進歩性が認められた。【電子患者介護用のシステム】は、用語の意味を技術常識から認定し、明確性を欠くとした判断及びそれを前提とする実施可能要件違反の判断を否定した。さらに、令和７年（行コ）１０００１は、外国語国際出願で翻訳文より先に審査請求をした瑕疵の治癒を否定した。技術内容の評価に加え、提出順序の管理も欠かせない。数値や用語が似ていることと、同じ技術的意味を担うことを直結させない読み方が求められる。

３．商標の識別力と類似性を分けてブランドを検討する

浅田瑠衣氏・山田朋彦氏「近年の商標の識別性に関する拒絶査定不服審判の審決の現状及び課題」は、２０２２年以降の転覆率低下と結合商標の分解的判断を取り上げる。使用できても独占権を得られないという問題を、出訴が少ない構造とともに捉える論稿である。山田氏の「商標の類否に関する近年の裁判例について」は、「ホームズくん」「富富富」「AWG治療」を通じ、分離観察、外観・称呼・観念の総合考慮及び類似群コードの限界を整理する。西村雅子氏の「商標としてのオノマトペ」は、品質表示との関係と各国の取扱いを比較する。登録可能性、他人の権利との抵触及び需要者への印象を、それぞれ検討する必要がある。掲載図表に示された登録審決の比率や分離観察の考慮要素も、本文と併せて参照する価値がある。

４．「紋次郎いか」、アバター及び生成 AI を表現と権利から読む

「紋次郎いか」事件の知財高判令和７年９月２４日は、「木枯し紋次郎」のテレビ作品の画像から本質的特徴を直接感得できるとして翻案権・公衆送信権侵害を認めた。飯田圭氏の解説は、ポパイネクタイ事件、キャンディ・キャンディ事件及び著作権法２８条との関係を詳論し、権利別の判断にも異論を示す。判決とコメントを混同せず読むべき記事である。愛知靖之氏「アバターの名称・肖像の知的財産法等による保護」は、名称・外見・動き・声の保護を整理する。柿沼太一氏「生成 AI と知的財産権等」は、開発・学習と生成・利用を区別し、非享受目的と技術的措置を検討する。対象表現、行為及び権利を具体化する視点が共通する。アバターの動きについて、モーションキャプチャとコントローラ操作とを区別する点も見逃せない。

５．権利行使・契約・国際交渉を裏付ける事実を確認する

【ワインセラー】は温度設定と実験結果、【防潮壁】は全体の水密性とその立証、【野生動物屠殺用具】は各部材・回路の構造が非充足の判断に関わる。【スピンドルモータ】では提案の時期・伝達経路・着想の相違が発明者性否定の根拠となった。東京地判令和５年（ワ）７０６８０の契約記事２件は、代表者の支払誓約による個人の連帯保証を扱う。【水車を利用した青ノリの採苗技術の開発】は、既存の着想と共同研究成果を区別して契約違反を否定する。荒木昭子氏の SEP 講演、EPO 審決 T0070/23、藪内達也氏の英日特許翻訳の講演も、法域・クレーム・言葉の違いが交渉や権利範囲に関わることを考える材料である。契約文言、研究の経緯、実機の挙動など、争点に即した資料を読み解くことの重要性が各記事に表れている。

全記事の３行要約

区分	記事名・３行要約
特許	大阪地判令和５年(ワ)10237【野生動物屠殺用具】＜武宮裁判長＞ ① 野生動物屠殺用具について、竿体の伸縮性、背負い構成、２本の通電コードの物理的な並列構造及び接地回路の充足性が争われた。 ② 裁判所は、被告製品の固定長の竿体、背負い不要の構成、コード途中に直列に設けられたスイッチ及び土中を通らない回路を理由に非充足と判断した。 ③ 侵害の検討では、各構成要件の具体的構造と被告製品の構造との対応を個別に確認する必要がある。
特許	知財高判令和６年(行ケ)10008【新無線における時間及び周波数トラッキング用参照信号の使用のための方法及び装置】＜清水響裁判長＞ ① 新無線の参照信号に関する補正発明について、「CSI-RS リソースセット定義の一部としての表示」の解釈と進歩性が問題となった。 ② 裁判所は、引用発明もリソースセットの一部を示す情報を受信する点で共通し、その情報を定義の一部として構成することは容易であるとして進歩性を否定した。 ③ 進歩性の検討では、表示の名称だけでなく、表示される情報の内容を引用発明と対比する必要がある。
特許	知財高判令和６年(行ケ)10005【電子患者介護用のシステム】＜清水響裁判長＞ ① 電子患者介護用システムの「トランザクション・ベースのウェブ・サービス」について、明確性と実施可能性が争われた。 ② 裁判所は、用語の意味は出願時の技術常識から明確であり、不明確性を前提とする実施可能要件違反の判断も誤りであるとして、審決を取り消した。 ③ 用語の説明不足を検討する際には、当業者の技術常識から意味を把握できるかを確認することが重要である。
特許	知財高判令和６年(行ケ)10018【原動機付車両】＜宮坂裁判長＞＝知財高判令和５年(ネ)10042 ① 制動保持装置の故障検知時に原動機停止装置を作動させない構成について、引用例の組合せによる進歩性が争われた。 ② 裁判所は、技術分野及び故障という課題の共通性から組合せの動機付けを認め、警報か作動禁止かの選択は設計事項であるとして進歩性を否定した。 ③ 故障対応の制御を差異とする場合は、引用発明の課題と対応手段の選択可能性を併せて検討する必要がある。
知財一般	＜知財実務オンライン＞「出願プロセスを支える英日特許翻訳者の思考法…」（藪内達也） ① 藪内達也氏の講演は、英日特許翻訳において技術・法律・言葉をつなぐ判断と思考を対象とする。 ② 講義資料の treatment の訳し分け等を紹介し、実務上の補足として法令用語、列挙構文、修飾関係及び表記統一を検討する。 ③ 翻訳の検討では、自然な日本語とともに、原文の技術内容及び権利範囲を維持することが重要である。

区分	記事名・３行要約
特許	東京地判令和５年(ワ)70495【スピンドルモータ】（職務発明対価請求事件）＜中島裁判長＞ ① スピンドルモータの職務発明対価請求で、原告の提案と本件発明との関係及び発明者性が争われた。 ② 裁判所は、発表と提案の時系列、開発者との接触・回覧の不存在及び着想・構成の相違などから発明者性を否定し、請求を棄却した。 ③ 発明者性の検討では、提案の内容だけでなく、開発への伝達や関与を示す経緯も確認する必要がある。
特許	知財高判令和６年(行ケ)10081【愛玩動物マッチングシステム】＜中平裁判長＞ ① 愛玩動物マッチングシステムについて、動物病院及び獣医師が立ち会う場所を除く限定による進歩性が争われた。 ② 裁判所は、引用発明の引渡場所が当該場所に限られるという原告の前提を否定し、除く限定を加えても容易想到であると判断した。 ③ 除くクレームを用いる際には、除外対象が引用発明の必須構成であるという前提を精査する必要がある。
特許	知財高判令和６年(行ケ)10039【エンボスを有する袋】＜清水響裁判長＞ ① エンボスを有する袋について、フィルムの模様形成技術の組合せと凹凸の数値範囲の進歩性が争われた。 ② 裁判所は、引用発明の技術分野及び作用・機能が共通し、重複する数値範囲も視認性等に応じた設計事項であるとして進歩性を否定した。 ③ 数値限定の検討では、引用例との範囲の重複と、数値選択が担う技術的意味を確認する必要がある。
特許	東京地判令和５年(ワ)70738【ワインセラー】＜髙橋裁判長＞ ① ワインセラーについて、ヒーター停止後に第２の温度より高い第３の温度でコンプレッサーを再起動する要件の充足性が争われた。 ② 裁判所は、両設定温度が同じであり、実験でも再起動時の温度が低い場合があることから、遅延タイマーの存在を考慮しても非充足とした。 ③ 温度制御の充足性は、設定値と実測結果の双方に即して検討する必要がある。
特許	知財高判令和７年(行コ)10001『処分取消請求控訴事件』＜増田裁判長＞ ① 外国語国際出願で翻訳文提出前に行った審査請求について、却下処分取消しの利益と手続の瑕疵が争われた。 ② 裁判所は取消しの法律上の利益を認めた一方、提出順序の瑕疵は後の翻訳文提出でも治癒されないとして処分を適法とし、控訴を棄却した。 ③ 外国語国際出願では、翻訳文提出等を済ませてから審査請求する順序の管理が重要である。
知財一般	【EPO 審決】T0070/23 (免疫原性組成物/GSK) ① EPO 審決 T0070/23 は、明記されていない治療的効能を明細書から黙示的な機能的特徴として読み込めるかを扱う。 ② 本審決は、明確なクレームを明細書で限定解釈できず、当該記載も特定の効能を裏付けないと判断した。主請求及び補助請求 2〜6 は進歩性欠如、補助請求 1 は不採用となり、特許は取り消された。 ③ その後の G 1/24 はクレーム解釈で常に明細書・図面を参照すべきであるとした。参照と、記載されていない限定の取込みとは区別して検討する必要がある。
知財一般	＜知財実務オンライン＞ 標準必須特許（SEP）の最前線グローバル訴訟動向を踏まえた実務　荒木昭子 ① 荒木昭子氏の講演は、標準必須特許の FRAND 交渉と国際訴訟の動向を対象とする。 ② UPC による差止め、中国のグローバル料率設定、米国の金銭的解決、ASI・AASI 及び EU 規則案を紹介する。同規則案は 2025 年 10 月に撤回されている。 ③ 国際的な SEP 交渉では、各法域の差止め・料率算定及び管轄権を巡る動きを併せて把握することが重要である。
外国	【米国】In re Butler（CAFC、2025.9.17） ① In re Butler は、クレーム中の消極的限定を支える明細書の記載を対象とする、先例拘束力を有しない判断である。 ② ＣＡＦＣは除外理由を示す開示を原則として求め、代替物との区別がその根拠となり得るとした。明示の記載がなくても必然的な除外が当業者に理解される場合を認める。 ③ 除くクレームを検討する際は、除外対象の開示と代替構成からの区別を明細書で確認する必要がある。
知財一般	【論稿】アバターの名称・肖像の知的財産法等による保護（愛知靖之、別冊パテント 2025 年 Vol.78 No.31、217–226 頁） ① 愛知靖之氏の論稿は、アバターの名称・肖像・動き・声を保護する法的枠組みを検討する。 ② 著作権、商標法、不正競争防止法、実演家の権利及び肖像・パブリシティ権を整理し、著者は偶然の一致を認識した後の利用継続について侵害を肯定すべきと論じる。 ③ アバターの保護では、名称・外見・動き・声と利用態様ごとに適用される権利を検討することが重要である。
商標	【商標/論稿】『商標としてのオノマトペ―日本の現状と各国の状況―』（AIPPI(2025)Vol.70 No.11、西村雅子） ① 西村雅子氏の論稿は、オノマトペ商標の識別力を日本及び諸外国の実務から検討する。 ② 指定商品との関係、辞書の確認及び各国の事例を整理し、登録可能性と需要者への印象の双方を重視する。 ③ オノマトペの採択では、商品・役務の品質を直接表示するかと、需要者に与える印象を確認する必要がある。

区分	記事名・３行要約
特許	【論稿/特許】除くクレームの限界についての検討（田中研二他、パテント誌 2025 年 Vol.78 No.7、85–97 頁） ① 田中研二氏らの論稿は、除くクレームで進歩性の拒絶理由を解消できない事例と記載要件上の限界を分析する。 ② 進歩性否定の４類型と新規事項・明確性・サポート・実施可能性の問題を整理し、除外対象の選択や当初明細書の準備を提言する。 ③ 除く限定の導入では、引用発明の必須構成、除外範囲の明確さ及び残存範囲の裏付けを併せて検討する必要がある。
商標	【論稿/商標】商標の類否に関する近年の裁判例について－商標法４条１項 11 号を中心に－（山田朋彦、パテント誌 2025 年 Vol.78 No.11、20–41 頁） ① 山田朋彦氏の論稿は、商標法４条１項１１号を中心に結合商標、称呼、商品・役務及び取引実情の近年の判断を扱う。 ② 「ホームズくん」「富富富」「AWG 治療」等の裁判例を通じて、分離観察、総合考慮及び類似群コードとの関係を整理する。 ③ 類否判断では、外観・称呼・観念と一般的・恒常的な取引実情を検討し、コードや自社特有の事情だけに依拠しないことが重要である。
知財一般	＜知財実務オンライン＞「 生成 AI と知的財産権等」（柿沼太一弁護士） ① 柿沼太一氏の講演は、生成 AI と著作権の問題を開発・学習段階と生成・利用段階に分けて検討する。 ② 著作権法３０条の４の非享受目的、享受目的を含む場合、出力結果からの推認の限界及び技術的措置を整理する。 ③ 企業実務では、学習データの性質、侵害抑止策及び社内ガイドラインを含む運用体制を確認する必要がある。
商標	【論稿/商標】近年の商標の識別性に関する拒絶査定不服審判の審決の現状及び課題（浅田瑠衣、山田朋彦、パテント誌 2025 年 Vol.78 No.11、42–60 頁） ① 浅田瑠衣氏・山田朋彦氏の論稿は、商標の識別力に関する拒絶査定不服審判の厳格化と是正の課題を扱う。 ② ２０２２年以降の転覆率低下、結合商標の分解的判断及び審決取消訴訟が少ない構造を分析する。 ③ ブランド戦略では、商標を使用できることと独占権を取得できることを区別して検討する必要がある。
特許	知財高判令和６年(行ケ)10035【遊技機】＜本多裁判長＞ ① 遊技機の画像変位演出において、振動の有無と大当たり信頼度を関連付ける構成の進歩性が争われた。 ② 裁判所は、両引用技術が基準画像と異なる見え方の画像を表示する点で共通し、振動手段の適用も当然であるとして進歩性を否定した。 ③ 演出手法の違いを論じる際は、表示の共通性と付加する振動手段の位置付けも検討する必要がある。
著作権	【著作権法★★】被控訴人が、ラベルや外袋に特定の図柄を用いた商品「紋次郎いか」等を製造し、同商品の画像をウェブサイトに掲載したことが、小説「木枯し紋次郎」を原作としたテレビドラマに係る著作権（翻案権、公衆送信権）の侵害に当たるとして、控訴人らの被控訴人に対する差止請求及び損害賠償請求を一部認容した事例 ① 「紋次郎いか」の図柄を用いた商品製造及びウェブ掲載について、「木枯し紋次郎」のテレビ作品に係る著作権侵害が争われた。 ② 知財高裁は、図柄からテレビ作品の画像の本質的特徴を直接感得できるとして翻案権・公衆送信権侵害を認め、差止め・損害賠償請求を一部認容した。 ③ 原著作者の権利を定める２８条と被侵害表現の特定を検討し、判決の権利別判断と筆者の異論を区別することが重要である。
特許	知財高判令和５年(行ケ)10105【電子マネー送金方法】＜中平裁判長＞ ① 電子マネー送金方法について、電子証明書等の「証明情報」と引用例の ID・口座番号等との対比による進歩性が争われた。 ② 裁判所は、デジタル署名等を含む証明情報は単なる ID 等と技術的意義が異なり、Alipay の口座番号・パスワードも該当しないとして進歩性を認めた。 ③ 情報を扱う発明では、情報の名称や見かけだけでなく、その技術的意義を対比する必要がある。
知財一般	【契約】東京地判令和５年(ワ)70680＜中島裁判長＞ ① 特許実施許諾契約の実施料等請求で、会社代表者が提出した支払誓約による個人の連帯保証の成立が争われた。 ② 裁判所は代表者個人による連帯保証契約の成立を認め、会社及び代表者に２２００万円と遅延損害金の連帯支払を命じた。 ③ 会社債務について代表者が文書を提出する際は、個人として負担する義務の内容を確認する必要がある。
特許	大阪地判令和５年(ワ)12280【防潮壁】＜武宮裁判長＞ ① 防潮壁について、透明樹脂板と枠体との間の「水密用のパッキン」の充足性が争われた。 ② 裁判所は間の全体を水密化する構成を要すると解し、ゴムガスケットでは足りず、押縁を含めても立証不足として非充足と判断した。 ③ 機能を示す構成要件では、要求される効果の範囲と、複数部材を含む実際の作用の立証が重要である。
知財一般	【契約】東京地判令和５年(ワ)70680＜中島裁判長＞ ① 特許実施許諾契約の実施料等請求で、会社代表者が提出した支払誓約による個人の連帯保証の成立が争われた。 ② 裁判所は代表者個人による連帯保証契約の成立を認め、会社及び代表者に２２００万円と遅延損害金の連帯支払を命じた。 ③ 会社債務について代表者が文書を提出する際は、個人として負担する義務の内容を確認する必要がある。

区分	記事名・３行要約
知財一般	【契約】知財高判令和６年(ネ)10058【水車を利用した青ノリの採苗技術の開発】＜清水響裁判長＞ ① 水車による青ノリ採苗の共同研究を巡り、公表が研究成果の無断公表及び特許取得妨害に当たるかが争われた。 ② 裁判所は、着想が研究前から存在し、公表も具体的技術内容を示さないため研究成果の公表に当たらず、特許取得妨害による債務不履行も否定した。 ③ 共同研究では、既存の着想と研究で得た具体的成果を区別し、公表内容を確認することが重要である。
知財一般	＜知財実務オンライン＞傘理論も復活した！しかし、除くクレームはそんなに自由でいいのか？（柴田） ① 柴田和雄氏の講演は、優先権の証拠除外効に関する「傘理論」と、除くクレームを用いた補正実務をそれぞれ検討する。 ② 当初記載のない事項を事後的に除外する運用が発明を実質的に変質させる懸念を示し、進歩性の肯定例・否定例を解説する。 ③ 除く限定を導入する際は、拒絶理由の回避とともに補正前後の発明の技術的内容を検討する必要がある。
特許	知財高判令和６年(行ケ)10050【情報処理装置】＜宮坂裁判長＞ ① 情報処理装置について、減価償却費の計算を明記しない処理が自然法則を利用した「発明」に当たるかが争われた。 ② 裁判所は、ソフトウェアの情報処理が CPU・メモリ等を用いて具体的に実現され、明細書に実施例もあるとして発明該当性を認め、無効不成立審決に対する取消請求を棄却した。 ③ ビジネスに関係する情報処理でも、ハードウェアによる具体的実現と明細書の記載を確認する必要がある。
特許	知財高判令和６年(行ケ)10053【木質ボード】＜清水響裁判長＞ ① 木質ボードについて、薄片の長さ、均質性及び節の不存在に係る相違点と相乗効果の有無が争われた。 ② 裁判所は相乗効果の記載がないことから相違点の個別認定を是認し、長さの調整は容易で、均質性等も実質的差異ではないか容易想到として進歩性を否定した。 ③ 複数構成の組合せを主張する際は、相互関係や相乗効果の記載と数値範囲の技術的意義を確認する必要がある。

大阪地判令和５年(ワ)10237【野生動物屠殺用具】＜武宮裁判長＞

原記事ＵＲＬ：https://www.nakapat.gr.jp/ja/note/%e5%a4%a7%e9%98%aa%e5%9c%b0%e5%88%a4%e4%bb%a4%e5%92%8c5%e5%b9%b4%e3%83%af10237%e3%80%90%e9%87%8e%e7%94%9f%e5%8b%95%e7%89%a9%e5%b1%a0%e6%ae%ba%e7%94%a8%e5%85%b7%e3%80%91%ef%bc%9c%e6%ad%a6%e5%ae%ae/

一覧ページ上の公開日：2026-03-27

大阪地判令和５年(ワ)10237【野生動物屠殺用具】＜武宮裁判長＞
⇒非充足（原記事によれば、控訴審も非充足）

構成要件Ａ（竿体の伸縮性）：
本件発明は竿体自体が伸縮する構造を指すが、被告製品の竿体は固定長である。

構成要件Ｆ（背負い状態）：
本件発明はバッテリー等を背負う構成が必須だが、被告製品は現場で組み立てて使用するもので背負う必要がなく、そのような付属品もない。

構成要件Ｇ（２本の通電コードの物理的な並列構造）：本件発明は、電源スイッチ部と DC/AC インバーターを接続する通電コードが、金属針部と DC/AC インバーターを接続する通電コードと物理的に並列の構造を備え、作業者が一方の手で竿体を、他方の手で電源スイッチ部を操作する構成である。被告製品では、電源スイッチ部が金属針部と DC/AC インバーターを接続する通電コードの途中に直列に設けられており、竿体と電源スイッチ部との距離も短い。

構成要件Ｈ（土中の接地電極）：
本件発明は土中を通る回路を形成するが、被告製品はアース棒等を用いず土中を通さない回路構成である。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-93555.pdf

知財高判令和６年(行ケ)10008【新無線における時間及び周波数トラッキング用参照信号の使用のための方法及び装置】＜清水響裁判長＞

原記事ＵＲＬ：https://www.nakapat.gr.jp/ja/note/%e4%bb%a4%e5%92%8c6%e5%b9%b4%e8%a1%8c%e3%82%b110008%e3%80%90%e6%96%b0%e7%84%a1%e7%b7%9a%e3%81%ab%e3%81%8a%e3%81%91%e3%82%8b%e6%99%82%e9%96%93%e5%8f%8a%e3%81%b3%e5%91%a8%e6%b3%a2%e6%95%b0%e3%83%88/

一覧ページ上の公開日：2026-03-27

知財高判令和６年(行ケ)10008【新無線における時間及び周波数トラッキング用参照信号の使用のための方法及び装置】＜清水響裁判長＞

本願補正発明における「CSI-RS リソースセット定義の一部としての表示」とは、CSI-RS リソースセットの内容を明確に限定するための情報（定義）の一部を構成する情報であり、「CSI-RS リソースセットの一部」を示すものである。
したがって、本願補正発明と引用発明は、「CSI-RS リソースセットの一部を示す情報を受信する手段」を備える点で共通している。
⇒引用発明の「単一シンボル CSI-RS リソースの集合の一部を示す情報」を、本願補正発明のように「定義の一部としての表示」として構成することは、当業者が容易に想到し得るものである。
⇒進歩性×

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-93574.pdf

知財高判令和６年(行ケ)10005【電子患者介護用のシステム】＜清水響裁判長＞

原記事ＵＲＬ：https://www.nakapat.gr.jp/ja/note/%e4%bb%a4%e5%92%8c6%e5%b9%b4%e8%a1%8c%e3%82%b110005%e3%80%90%e9%9b%bb%e5%ad%90%e6%82%a3%e8%80%85%e4%bb%8b%e8%ad%b7%e7%94%a8%e3%81%ae%e3%82%b7%e3%82%b9%e3%83%86%e3%83%a0%e3%80%91%ef%bc%9c%e6%b8%85/

一覧ページ上の公開日：2026-03-27

知財高判令和６年(行ケ)10005【電子患者介護用のシステム】＜清水響裁判長＞

「ウェブ・サービス」は「インターネット上に分散した複数のアプリケーションシステムを連携させる技術（XML 等の規格に適合）」という意味で、「トランザクション」は「複数の処理をひとまとまりにしたもので、データの一貫性を確保できるもの」という意味で、それぞれ技術常識となっていたと認定した。 したがって、「トランザクション・ベースのウェブ・サービス」とは「トランザクションを基礎としたウェブ・サービス」という意味で明確であり、明細書に具体的説明がなくとも、不明確とはいえない。 ⇒明確性を欠くとした判断及びその判断を前提とする実施可能要件違反の判断はいずれも誤りであるとして、審決を取り消した。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-93571.pdf

知財高判令和６年(行ケ)10018【原動機付車両】＜宮坂裁判長＞ ＝知財高判令和５年(ネ)10042

原記事ＵＲＬ：https://www.nakapat.gr.jp/ja/note/%e4%bb%a4%e5%92%8c6%e5%b9%b4%e8%a1%8c%e3%82%b110018%e3%80%90%e5%8e%9f%e5%8b%95%e6%a9%9f%e4%bb%98%e8%bb%8a%e4%b8%a1%e3%80%91%ef%bc%9c%e5%ae%ae%e5%9d%82%e8%a3%81%e5%88%a4%e9%95%b7%ef%bc%9e-%ef%bc%9d/

一覧ページ上の公開日：2026-03-27

知財高判令和６年(行ケ)10018【原動機付車両】＜宮坂裁判長＞
＝知財高判令和５年(ネ)10042＜宮坂裁判長＞

本件発明は、故障検知時に原動機停止装置の作動を禁止する。
甲１発明（アイドルストップ及び制動保持装置を備える車両）と甲５記載事項（坂道発進補助装置の異常検知・警報）は、共に制動保持装置を備え、ブレーキがかかった状態を保持する機能を用いる車両である点で技術分野が共通する。
甲１発明においても制動保持装置の故障発生は想定される課題であり、制動保持装置に異常があればブレーキ液圧を保持できなくなることは明らかであるため、その課題解決のために甲５記載事項（異常検出信号）を付加する動機付けがある。

甲１発明は、アイドルストップによる再始動時の急発進等の問題を、制動保持装置を作動させることで解消する技術思想を有する。
したがって、制動保持装置が故障し作動できない場合には、その検知結果をアイドルストップの条件として用い、作動を禁止する構成（相違点３）とすることは、当業者が容易になし得た。
故障時に単に警報を発するか（甲５）、装置の作動を禁止するか（本件発明）、あるいは両方行うかは設計事項。

⇒進歩性×

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-93661.pdf

＜知財実務オンライン＞「出願プロセスを支える英日特許翻訳者の思考法…」（藪内達也）

原記事ＵＲＬ：https://www.nakapat.gr.jp/ja/note/%ef%bc%9c%e7%9f%a5%e8%b2%a1%e5%ae%9f%e5%8b%99%e3%82%aa%e3%83%b3%e3%83%a9%e3%82%a4%e3%83%b3%ef%bc%9e%e3%80%8c-%e5%87%ba%e9%a1%98%e3%83%97%e3%83%ad%e3%82%bb%e3%82%b9%e3%82%92%e6%94%af%e3%81%88%e3%82%8b/

一覧ページ上の公開日：2026-03-27

＜知財実務オンライン＞「出願プロセスを支える英日特許翻訳者の思考法－技術・法律・言葉をつなぐ、翻訳者の判断と思考」（藪内達也）

「翻訳者の頭の中（ブラックボックス）」を開示し、彼らがどのような論理とリスクヘッジに基づいて訳語を決定しているかを言語化した。

１．「技術・法律・言葉」をつなぐ翻訳者の役割
特許翻訳においては、「逐語訳（直訳・ミラー翻訳）」が度々議論になるが、英語と日本語では言語構造が根本的に異なる。
翻訳者は、以下の３要素のバランスを取りながら、高度な判断を行っている。

・技術 (Technology)
表面的な文字だけでなく、発明の物理的な動作やメカニズム（実態）を正確にイメージし、理解すること。

・法律 (Law)
日本の特許法や審査基準、知財業界の慣行（お作法）に適合させ、審査で不利にならない法的文書として成立させる。

・言葉 (Language)
権利範囲（スコープ）を１ミリも変えずに、審査官や弁理士が読んで誤解を生まず、すっと頭に入る自然な日本語を構築する。

２．翻訳者の「思考法」と具体的な判断事例
treatment の訳し分け
講義資料は、therapy と treatment の意味の違いを踏まえ、treatment を「処置」と訳す例を示す。therapeutic treatment と prophylactic treatment が併記される場合、「治療的処置」「予防的処置」と訳し分けることで、原語の意味関係を保ち、日本語としての不自然さや後の修正を避けることができる。
法的留意点として、人間を手術、治療又は診断する方法に該当するかは発明の内容に即して検討する必要があり、「治療」を「処置」と訳すことだけで産業上の利用可能性の問題を回避できるものではない。

講義資料（藪内達也氏、２０２６年１月２２日、１７枚目）：https://drive.google.com/file/d/10HKuyknaSRHI4g7EB1qdaI0h965vco6l/view

法令用語の適切な選択（実務上の補足）
英文明細書の表現である“without wishing to be bound by theory”について、「理論に拘束されることを望むものではないが」という訳が考えられる。「束縛」と「拘束」の選択は、原文の文脈及び文書全体の用語との整合性を踏まえて検討する。

・権利範囲を変えないための構文処理（実務上の補足：ト書きや修飾関係）
要素が列挙される請求項（A, B, and C）において、単に「A、B、及び C」と訳すのではなく、「A と、B と、C と」のように早い段階で包含（and）か択一（or）かを示す表現（ト書き）を用いる。
構成要素が後置修飾で長く続く複雑な英文クレームにおいて、日本語の読みやすさを優先して勝手に権利範囲を限定・縮減してしまう「意訳」を避ける。
“at least one of” を「〜の少なくとも 1 つ」とするか「〜のうちの少なくとも 1 つ」とするかの論理的使い分け。
スタイルガイドと表記統一数字やアルファベットの全角・半角、「及び／および」「又は／または」といった漢字・ひらがなの使い分けなど、明細書全体の統一感を持たせることの重要性。

https://www.youtube.com/live/JzBCX4A6yPM?si=n1eV0NT79XBR27Qb

東京地判令和５年(ワ)70495【スピンドルモータ】（職務発明対価請求事件）＜中島裁判長＞

原記事ＵＲＬ：https://www.nakapat.gr.jp/ja/note/%e6%9d%b1%e4%ba%ac%e5%9c%b0%e5%88%a4%e4%bb%a4%e5%92%8c5%e5%b9%b4%e3%83%af70495%e3%80%90%e3%82%b9%e3%83%94%e3%83%b3%e3%83%89%e3%83%ab%e3%83%a2%e3%83%bc%e3%82%bf%e3%80%91%ef%bc%88%e8%81%b7%e5%8b%99/

一覧ページ上の公開日：2026-03-27

東京地判令和５年(ワ)70495【スピンドルモータ】（職務発明対価請求事件）＜中島裁判長＞

⇒請求棄却（発明者性否定）

原告が上司に説明書を提出した時点で、既に Di らの発明は発表されていた。

当時、原告は滋賀、Bi らは京都と勤務地が異なり、業務上の接触もなく、原告の提案書が Bi らに回覧された事実もなかった。
原告の提案は、本件特許の着想とは明らかに異なるものであった。

原告は Di らの発明が発表された会議に出席しておらず、開発部門にも所属していなかった。
原告の提案は、Di らの発明と構成が異なっていた。
https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-94170.pdf

知財高判令和６年(行ケ)10081【愛玩動物マッチングシステム】＜中平裁判長＞

原記事ＵＲＬ：https://www.nakapat.gr.jp/ja/note/%e4%bb%a4%e5%92%8c6%e5%b9%b4%e8%a1%8c%e3%82%b110081%e3%80%90%e6%84%9b%e7%8e%a9%e5%8b%95%e7%89%a9%e3%83%9e%e3%83%83%e3%83%81%e3%83%b3%e3%82%b0%e3%82%b7%e3%82%b9%e3%83%86%e3%83%a0%e3%80%91%ef%bc%9c-2/

一覧ページ上の公開日：2026-03-27

知財高判令和６年(行ケ)10081【愛玩動物マッチングシステム】＜中平裁判長＞

*除くクレームの進歩性×

先行技術（動物病院等での引渡しを含むが、引渡場所がそこに限られるとは認定されなかったシステム）との差別化のために「動物病院および獣医師が立ち会う場所を除く」という限定を加えたが、容易想到と判断された。

（判旨抜粋）
原告は、…引用発明において、引き渡し場所が「獣医師又は動物病院の少なくとも一方」となっていることは、引用発明の技術思想の根幹をなすものであり、引用発明の課題を解決するための必須の要件であるとした上で、引用発明の引き渡し場所を、「獣医師又は動物病院の少なくとも一方」から、動物病院及び獣医師が立ち会う場所以外の場所に変更することは、引用発明の技術思想の根幹をなし、引用発明の課題を解決するための必須の要件を変更することとなり、引用発明の技術思想に反するものであるから、動機付けはなく、むしろ阻害要因があると主張する。
しかし、原告の上記主張は、引用発明における動物の引き渡し場所が動物病院又は獣医師が立ち会う場所に限られることを前提とするものであるところ、この前提とされた内容が認められない…から、原告の主張はその前提を欠くものであって、採用することができない。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-94642.pdf

知財高判令和６年(行ケ)10039【エンボスを有する袋】＜清水響裁判長＞

原記事ＵＲＬ：https://www.nakapat.gr.jp/ja/note/%e4%bb%a4%e5%92%8c6%e5%b9%b4%e8%a1%8c%e3%82%b110039%e3%80%90%e3%82%a8%e3%83%b3%e3%83%9c%e3%82%b9%e3%82%92%e6%9c%89%e3%81%99%e3%82%8b%e8%a2%8b%e3%80%91%ef%bc%9c%e6%b8%85%e6%b0%b4%e9%9f%bf%e8%a3%81/

一覧ページ上の公開日：2026-03-27

知財高判令和６年(行ケ)10039【エンボスを有する袋】＜清水響裁判長＞

引用発明１及び２はともに「ロールを使用してフィルムを押圧し加工するエンボス加工」という同一の技術分野に属する。
引用発明１の「梨地部位」と引用文献２の「複数の波の列」は、いずれも「印刷工程を設けることなくフィルム表面に微小な凹凸を形成して模様を表現する」という共通の作用・機能を有する。
⇒容易想到（進歩性×）

★数値範囲は、設計事項:
凹凸の周期や高さの数値範囲（本願の 0.1μm～1mm 等と引用文献２の 500μm～2mm 等は重複）は、模様の視認性等に応じて当業者が適宜選択し得る設計事項にすぎない。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-93697.pdf

東京地判令和５年(ワ)70738【ワインセラー】＜髙橋裁判長＞

原記事ＵＲＬ：https://www.nakapat.gr.jp/ja/note/%e6%9d%b1%e4%ba%ac%e5%9c%b0%e5%88%a4%e4%bb%a4%e5%92%8c5%e5%b9%b4%e3%83%af70738%e3%80%90%e3%83%af%e3%82%a4%e3%83%b3%e3%82%bb%e3%83%a9%e3%83%bc%e3%80%91%ef%bc%9c%e9%ab%99%e6%a9%8b%e8%a3%81%e5%88%a4/

一覧ページ上の公開日：2026-03-27

東京地判令和５年(ワ)70738【ワインセラー】＜髙橋裁判長＞

構成要件Ｅ3：「加温ヒーターを停止した後の冷却器周辺温度が『第３の温度（第２の温度＜第３の温度）』に達した場合に、前記コンプレッサーを再起動する」

⇒被告製品では、ヒーター停止温度（P11）とコンプレッサー再起動温度（P6）の設定値が同じ温度に設定されていた。
被告製品には「コンプレッサーの保護機能（遅延タイマー）」があり、温度設定が同じでも再起動まで時間がかかる場合もあるが、実験結果では再起動時の温度がヒーター停止時より低い場合もあり、一貫して「第２の温度より高い第３の温度」で制御されているとは認められない。
⇒非充足

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-95140.pdf

知財高判令和７年(行コ)10001『処分取消請求控訴事件』＜増田裁判長＞

原記事ＵＲＬ：https://www.nakapat.gr.jp/ja/note/%e4%bb%a4%e5%92%8c7%e5%b9%b4%e8%a1%8c%e3%82%b310001%e3%80%8e%e5%87%a6%e5%88%86%e5%8f%96%e6%b6%88%e8%ab%8b%e6%b1%82%e6%8e%a7%e8%a8%b4%e4%ba%8b%e4%bb%b6%e3%80%8f%ef%bc%9c%e5%a2%97%e7%94%b0%e8%a3%81/

一覧ページ上の公開日：2026-03-27

知財高判令和７年(行コ)10001『処分取消請求控訴事件』＜増田裁判長＞

原判決は、本件処分が取り消されても本件出願審査請求に係る手続は不適法として却下を免れないため、取消しの利益がないとした。
⇒本控訴審判決は、判決により本件処分が取り消されれば、特許庁長官は同一の理由で再び却下処分をすることはできず、控訴人は審査を受けることができるようになるのであるから、控訴人には本件処分を取り消す法律上の利益があると認めた。

次に、本件処分の違法性について、特許法は、外国語でされた国際特許出願の出願審査請求について、翻訳文の提出等の手続をした後でなければ請求できないと規定している（１８４条の１７）。
控訴人は翻訳文提出前に出願審査請求を行っており、これは同条の要件を満たさない。
特許法は、この順序に関する瑕疵について治癒を許容する規定を置いていない。
翻訳文を欠く出願審査請求は、明細書等の添付を欠く特許出願と同視すべきものであり、実体審査を行うことができないため、その瑕疵は補正によって治癒し得ない本質的なものである。
したがって、後に翻訳文が提出されたとしても瑕疵は治癒されず、本件処分に違法はない。

なお、控訴人は、特許庁長官が再度の出願審査請求が不可能な時期になってから本件処分をしたことは行政手続法７条の趣旨に反し裁量権の逸脱であると主張したが、当裁判所は、特許庁長官に対し、再度の出願審査請求が可能な時期までに却下処分をすべき一般的な義務があるとは解せないとして、この主張を採用しなかった。

⇒控訴棄却。訴えを却下した原判決の理由は失当であるが、本案の請求には理由がないと判断された。被控訴人が控訴・附帯控訴をしていないため、不利益変更禁止の原則により、請求棄却の本案判決へ変更せず、控訴棄却にとどめた。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-95134.pdf

【EPO 審決】T0070/23 (免疫原性組成物/GSK)

原記事ＵＲＬ：https://www.nakapat.gr.jp/ja/note/%e3%80%90epo%e5%af%a9%e6%b1%ba%e3%80%91t0070-23-%e5%85%8d%e7%96%ab%e5%8e%9f%e6%80%a7%e7%b5%84%e6%88%90%e7%89%a9-gsk/

一覧ページ上の公開日：2026-03-27（個別記事ページの表示日：2026-03-26）

【EPO 審決】T0070/23 (免疫原性組成物/GSK)

＜争点＞
クレームに明記されていない「治療的効能」を、明細書の記載に基づいて黙示的な機能的特徴としてクレーム解釈に含めるべきか否か。

＜本審決における審判部の判断＞ クレーム自体が明確である場合、明細書を用いて限定的な解釈を行うことはできない。 また、当該段落の記載は一般的なものであり、特定の効能を裏付けるものではない。

⇒主請求及び補助請求 2～6 について進歩性が否定され、補助請求 1 は手続上採用されず、特許は取り消された。

https://www.epo.org/en/boards-of-appeal/decisions/t230070eu1

補足（その後の大審判部判断）: 本審決は 2025 年 1 月 28 日の判断である。その後の G 1/24（2025 年 6 月 18 日）は、EPC52 条から 57 条に基づく特許性の評価では、クレームが不明確又は曖昧な場合に限らず、解釈に当たり常に明細書及び図面を参照すべきであるとした。明細書を参照することと、クレームに記載されていない限定を取り込めるかは区別して検討する必要がある。

参照：EPO 大審判部 G 1/24（2025 年 6 月 18 日）

＜知財実務オンライン＞ 標準必須特許（SEP）の最前線グローバル訴訟動向を踏まえた実務　荒木昭子

原記事ＵＲＬ：https://www.nakapat.gr.jp/ja/note/%ef%bc%9c%e7%9f%a5%e8%b2%a1%e5%ae%9f%e5%8b%99%e3%82%aa%e3%83%b3%e3%83%a9%e3%82%a4%e3%83%b3%ef%bc%9e-%e6%a8%99%e6%ba%96%e5%bf%85%e9%a0%88%e7%89%b9%e8%a8%b1%ef%bc%88sep%ef%bc%89%e3%81%ae%e6%9c%80/

一覧ページ上の公開日：2026-03-27（個別記事ページの表示日：2026-03-26）

＜知財実務オンライン＞「標準必須特許（SEP）の最前線ーグローバル訴訟動向を踏まえた実務」（荒木昭子弁護士・弁理士・カリフォルニア州弁護士）

１．ＳＥＰとＦＲＡＮＤライセンスの現状
ＳＥＰは標準技術の実施に不可欠な特許であり、権利者によるＦＲＡＮＤ（公平・合理・非差別）条件でのライセンス提供義務は、適用される標準化機関のＩＰＲポリシー及び権利者の宣言・確約等に基づく。
しかし、料率算定や差し止めの可否を巡る紛争は激化しており、特にＡＩやＩＯＴ機器への技術普及に伴い、ライセンス交渉の複雑性が増している。

ＦＲＡＮＤ義務の根拠と範囲：ＥＴＳＩの公式説明は、権利者に書面による撤回不能の確約を求めることを「holders are requested to provide an irrevocable undertaking in writing」と記載する。要約すると、ＦＲＡＮＤライセンス義務の具体的根拠・範囲は、各標準化機関のＩＰＲポリシー及び権利者によるＦＲＡＮＤ宣言・確約等との関係で検討する必要があり、ＳＥＰであることだけから一律に同一の義務が生じるとする趣旨ではない。 出典：ＥＴＳＩ公式資料

２．国際的な訴訟動向の変化
欧州（ＵＰＣの活用）：欧州統一特許裁判所（ＵＰＣ）の運用開始により、権利者は一度の手続きで欧州広域での差し止めを得られるようになった。
これは権利者にとって強力な武器となり、交渉のパワーバランスを大きく変える要因となっている。

・中国の司法権拡大
中国の裁判所が全世界を対象としたライセンス料率を決定する権限（グローバル・レート設定権）を積極的に主張しており、国際的な管轄権争いの中心地となっている。

・米国の動向
差し止めが認められにくい現状が続いており、依然として「何が適切なライセンス料か」という金銭的な解決が主な論点である。

３．禁止令（ＡＳＩ／ＡＡＳＩ）を巡る攻防
他国での訴訟継続を禁じるＡＮＴＩ－ＳＵＩＴ ＩＮＪＵＮＣＴＩＯＮ（ＡＳＩ）と、それに対抗するＡＮＴＩ－ＡＮＴＩ－ＳＵＩＴ ＩＮＪＵＮＣＴＩＯＮ（ＡＡＳＩ）の応酬が頻発している。
特に中国と欧州（ドイツ等）の間で司法管轄権の衝突が顕在化しており、戦略的な法域選択（ＦＯＲＵＭ ＳＨＯＰＰＩＮＧ）の重要性が増している。

４．ＥＵ ＳＥＰ規則案の影響 欧州委員会が提案したＳＥＰ規則案には、欧州知的財産庁（ＥＵＩＰＯ）に設置するコンピテンスセンターを通じた必須性判定やＦＲＡＮＤ条件の決定手続などが盛り込まれていた。実現すれば、従来の交渉プロセスを見直す契機となり得る提案であった。

https://youtu.be/Y3YND0nJzd4

補足（規則案の状況）：欧州議会の立法手続資料によれば、この規則案は 2025 年 10 月に欧州委員会により正式に撤回された。同年 11 月には、欧州議会が撤回決定の取消しを求める司法裁判所への訴えを維持することを承認した。したがって、2026 年 3 月の紹介では、審議がそのまま進行している規則案として扱うことは適切でない。

参照：欧州議会 立法手続 2023/0133(COD)

【米国】In re Butler（CAFC、2025.9.17）

原記事ＵＲＬ：https://www.nakapat.gr.jp/ja/note/%e3%80%90%e7%b1%b3%e5%9b%bd%e3%80%91in-re-butler%ef%bc%88cafc%e3%80%812025-9-17%ef%bc%89/

一覧ページ上の公開日：2026-03-27（個別記事ページの表示日：2026-03-26）

【米国】In re Butler（CAFC、2025.9.17）

クレーム中の消極的限定（除くクレーム）の記載要件は、出願時の開示が、除外後のクレーム発明を発明者が保有していたことを当業者に伝えるかによって判断される。明細書には原則として除外理由を示す何らかの記載が必要であるが、消極的限定を逐語的に記載することまでは要求されない。ある構成要素とその代替物とを明細書で区別することは、除外理由を示す一方法である。もっとも、明細書に記載がなくても、その要素が必然的に除外されると当業者が常に理解することを立証できる場合は、記載要件を満たし得る。本件では、ゲルマニウムを含まないという限定について、そのような裏付けが不足すると判断された。出典：判決５、７–９頁。

https://www.cafc.uscourts.gov/opinions-orders/23-2380.OPINION.9-17-2025_2574190.pdf

補足: 本判決は nonprecedential（先例拘束力を有しない判断）と指定されている。判決冒頭には “NOTE: This disposition is nonprecedential.” と記載されている。

【論稿】アバターの名称・肖像の知的財産法等による保護（愛知靖之、別冊パテント 2025 年 Vol.78 No.31、217–226 頁）

原記事ＵＲＬ：https://www.nakapat.gr.jp/ja/note/%e3%80%90%e8%ab%96%e7%a8%bf%e3%80%91%e3%82%a2%e3%83%90%e3%82%bf%e3%83%bc%e3%81%ae%e5%90%8d%e7%a7%b0%e3%83%bb%e8%82%96%e5%83%8f%e3%81%ae%e7%9f%a5%e7%9a%84%e8%b2%a1%e7%94%a3%e6%b3%95%e7%ad%89%e3%81%ab/

一覧ページ上の公開日：2026-03-13

【論稿】アバターの名称・肖像の知的財産法等による保護（愛知靖之、別冊パテント 2025 年 Vol.78 No.31、217–226 頁）

書誌情報：愛知靖之「アバターの名称・肖像の知的財産法等による保護」は、別冊パテント２０２５年７８巻３１号２１７–２２６頁に掲載されている。 出典：Ｊ－ＳＴＡＧＥ掲載情報

１．著作権法
① 名称： キャラクター名と同様、アイデアに過ぎないため著作権保護は否定される。
② 肖像（外見）： 3D アバター作成ソフト（VRoid Studio 等）でパーツを組み合わせ、パラメータを微調整して完成させたアバターは、一般に著作物性が認められる。
パーツ単位： 個別のパーツ（目、髪型等）自体に創作性があれば、その部分の無断利用も侵害になり得る。

２．商標法・不正競争防止法
アバターが商品やサービスの「出所」を示す役割（例：VTuber のロゴ的な利用）を果たしていれば、商標権や不正競争防止法（2 条 1 項 1 号・2 号）による保護が可能。

３．アバターの「動き」と著作隣接権
① モーションキャプチャ利用〜「中の人」の動きが相応の精度で反映されている場合、それは実演家（中の人）の「実演」とみなされ、無断録画や生配信に対して著作隣接権を行使できる。
② コントローラ操作〜ゲームキャラを操作するのと同様の行為は、原則として「実演」には該当しない。
③ 声〜アバターを通した声の演技は、そのまま実演家の権利（口演・朗詠等）として保護される。

４．肖像権・パブリシティ権に関する見解の検討
愛知氏は、本人を識別・特定するものをその人の肖像と捉えれば、ＶＴｕｂｅｒのＣＧアバターが「中の人」の実際の姿を反映していなくても肖像として認められるという原田伸一朗氏の見解を紹介する。引用される原田氏の表現は「彼女・彼の『肖像』と認めることに障害はないはずである」である。要約すると、本人の識別・特定に基づいてアバターの肖像としての保護を認める見解である。
これに対し、愛知氏自身は、人物識別情報であれば常に人格の象徴といえるのかについて「疑問の余地もある」と述べ、本人の人格との結び付きも検討している。出典：原論文２２３–２２４頁及び注４１。

５．「偶然の一致」と侵害責任
＜認識後の責任＞生成時点では、学習データに含まれていない場合等に過失が認められなくても、他人の肖像と同一であることを警告等によって認識した後のアバター利用の継続について、愛知氏は肖像権・パブリシティ権侵害を肯定し、差止め及び損害賠償を認めるべきであると論じる。これは著者の見解である。原論文は「警告前の過去の行為に対する損害賠償は否定される」とも述べており、認識前の生成行為と認識後の利用継続とを分けて論じている。出典：原論文２２６頁。

https://www.jstage.jst.go.jp/article/patentsp/78/31/78_217/_pdf/-char/ja

【商標/論稿】『商標としてのオノマトペ―日本の現状と各国の状況―』（AIPPI(2025)Vol.70 No.11、西村雅子）

原記事ＵＲＬ：https://www.nakapat.gr.jp/ja/note/%e3%80%90%e5%95%86%e6%a8%99-%e8%ab%96%e7%a8%bf%e3%80%91%e3%80%8e%e5%95%86%e6%a8%99%e3%81%a8%e3%81%97%e3%81%a6%e3%81%ae%e3%82%aa%e3%83%8e%e3%83%9e%e3%83%88%e3%83%9a%e3%83%bc%e6%97%a5%e6%9c%ac%e3%81%ae/

一覧ページ上の公開日：2026-03-13

【商標/論稿】『商標としてのオノマトペ―日本の現状と各国の状況―』（AIPPI(2025)Vol.70 No.11、西村雅子）

題名確認：正式題名は「商標としてのオノマトペ―日本の現状と各国の状況―」、著者は西村雅子である。 出典：ＡＩＰＰＩ・ＪＡＰＡＮ公式目次

1. 日本におけるオノマトペ商標の現状と識別力
 日本語はオノマトペ（擬音語・擬態語）を多用する言語であり、食感を表す「もちもち」「サクサク」や、新語である「もふもふ」など、多数のオノマトペが商標登録されている。
 識別力の判断においては、商品・役務の品質表示（記述的）となる場合は原則として登録が認められないが、そうでない場合は登録される。

裁判例・審決例の動向：
 過去の事例として、指定商品「茶、コーヒー」等に対する「ササッと」について、知財高裁平成 18 年 4 月 26 日判決・平成 17 年(行ケ)10851 は「素早くできる」等の意味合いを看取させるとして識別力を否定した。
 また、新語である「ぴえん」が、指定商品のアパレル商品について「残念な気持ち」等を表すものとして識別力が否定された事例がある。
 識別力の判断において、広辞苑等の一般辞書だけでなく「オノマトペ辞典」等の専門辞典への掲載確認が必要である。

判決原文（知財高判平成 17 年(行ケ)10851、平成 18 年 4 月 26 日）：https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-32931.pdf

2. 各国・地域における状況
 各国・地域の法律事務所等への照会結果によると、オノマトペ商標に関する特別な審査基準は存在せず、一般的な識別力の基準で判断される。

欧米（ドイツ・フランス・米国・カナダ）： 米国やドイツでは、動物の鳴き声などが関連商品について登録されている事例（例：米国での犬のおもちゃに対する「BOW-WOW」、ドイツでの乳製品に対する「MUH」）が存在する。フランスでは「Miam」（おいしい）などが登録されているが、近年は厳格化の傾向にある。カナダでは、商品固有の音を表すオノマトペ（例：鐘に対する「DING-DING」）は記述的として拒絶される可能性が高い。

アジア（中国・香港・韓国・台湾）： 中国では、指定商品との関連性が薄い場合は識別力が認められやすいが、食感などを直接表す場合は否定される。香港は比較的厳しく、路面電車の音「Ding Ding」が登録されたのは例外的である。韓国では、指定商品の性質を直感させる場合（例：掃除用具に「ポドゥクポドゥク（きれいに拭く音）」）は識別力が否定される。

3. 結論と提言

日本語はオノマトペが豊富であるため商標採択も多いが、諸外国では必ずしもそうではなく、問題となっていない。

オノマトペ商標の採択において、登録可能性だけでなく需要者に好印象を与えるかという観点も重要であり、今後、言語学と商標の実務を架橋する「商標言語学」の研究が必要である。

https://www.aippi.or.jp/info/view/515

【論稿/特許】除くクレームの限界についての検討（田中研二他、パテント誌 2025 年 Vol.78 No.7、85–97 頁）

原記事ＵＲＬ：https://www.nakapat.gr.jp/ja/note/%e3%80%90%e8%ab%96%e7%a8%bf-%e7%89%b9%e8%a8%b1%e3%80%91%e9%99%a4%e3%81%8f%e3%82%af%e3%83%ac%e3%83%bc%e3%83%a0%e3%81%ae%e9%99%90%e7%95%8c%e3%81%ab%e3%81%a4%e3%81%84%e3%81%a6%e3%81%ae%e6%a4%9c%e8%a8%8e/

一覧ページ上の公開日：2026-03-13

【論稿/特許】除くクレームの限界についての検討（田中研二他、パテント誌 2025 年 Vol.78 No.7、85–97 頁）

１．特許庁における判断傾向の分析
２０２１年度の審査・審判事例を調査した結果、除くクレームによる進歩性の主張が認められなかった割合は１２％程度であった。原論文は、拒絶理由が解消した事例と解消しなかった事例とでノイズの除去基準が異なるため、この割合を参考値としている。

２．除くクレームの進歩性が否定される４つの類型
除くクレームを導入しても進歩性欠如の拒絶理由が解消しなかった事例は、以下の４つの類型に分類される。
① 設計事項： 除いた境界の技術的差異が小さく、当業者が適宜変更可能な範囲と判断されたもの。
② 新たな引例： 当初の引例を回避したものの、別の先行技術が引用されて拒絶されたもの。
③ 除く範囲が不十分： 引用発明との重複部分が完全には除外できていないと判断されたもの。
④ 引例の必須の構成ではない： 引例の任意的特徴を除外したに過ぎず、その構成を省くことが容易と判断されたもの。
⇒主引例の必須でない構成を除外した場合は、必須構成を除外した場合に比べて、「設計事項」又は「必須の構成ではない」ことを理由に拒絶される傾向が見出された。

原論文の射程：原論文は「主引例の必須でない構成を除外した場合は、主引例の必須構成を除外した場合に比べて「①設計事項」や「④必須の構成ではない」ことを理由に拒絶される傾向が見出された。」とする（９０頁）。さらに、主引用発明の必須構成を除外したクレームについて「進歩性が認められる可能性が比較的高いと考えられる」との評価を示している（９２頁）。要約すると、必須構成の除外に比較的高い有効性を認めつつ、請求項に形式的に記載された構成が必須構成とは限らず、引用発明の課題解決原理を理解する必要があるとするものである。必須構成の除外により当然に進歩性が肯定されるという意味ではなく、下記の「何を除くべきか」も、個別の引用発明及び除外後の発明に即して検討する必要がある。出典：田中研二ほか「除くクレームの限界についての検討」９０、９２–９３頁。 原資料

３－１．除くクレームに起因する『新規事項追加』
当初明細書にない境界値（引例の数値など）を用いた際、新たな技術的事項の導入とみなされるリスクがある。

３－２．除くクレームに起因する『明確性要件違反』
「～に該当しないもの」といった機能的・抽象的な除外表現が、権利範囲の一義的な把握を妨げると判断される。

３－３．除くクレームに起因する『サポート・実施可能要件違反』
除外後の残った範囲について、明細書中に具体的な実施例や裏付けが不足していると指摘される。

４． 除くクレーム活用のためのガイドライン
① 何を除くべきか： 主引例の必須構成（それがなければ課題が解決できない要素）を優先的に除外する。
② 書き方の工夫： 引例の不明確な記載をそのまま引用せず、技術常識に照らして除く範囲が明確になるよう定義する。
③ 意見書での主張： 単に「重複を除いた」とするだけでなく、それによって引例との「技術的思想の違い」がいかに明確になったかを論理的に説明する。
④ 出願時の備え： 当初明細書に多様な下位概念や代替構成を厚く記載しておくことで、通常の限定的減縮の選択肢を確保しておく。

https://jpaa-patent.info/patent/viewPdf/4660

【論稿/商標】商標の類否に関する近年の裁判例について－商標法４条１項11号を中心に－（山田朋彦、パテント誌 2025 年 Vol.78 No.11、20–41 頁）

原記事ＵＲＬ：https://www.nakapat.gr.jp/ja/legal_updates_jp/%e3%80%90%e8%ab%96%e7%a8%bf-%e5%95%86%e6%a8%99%e3%80%91%e5%95%86%e6%a8%99%e3%81%ae%e9%a1%9e%e5%90%a6%e3%81%ab%e9%96%a2%e3%81%99%e3%82%8b%e8%bf%91%e5%b9%b4%e3%81%ae%e8%a3%81%e5%88%a4%e4%be%8b%e3%81%ab/

一覧ページ上の公開日：2026-03-13

【論稿/商標】商標の類否に関する近年の裁判例について－商標法４条１項11号を中心に－（山田朋彦、パテント誌 2025 年 Vol.78 No.11、20–41 頁）

１．＜裁判所の最新アプローチ＞
「つつみのおひなっこや事件（最判 H20.9.8）」では、分離が許されるのは「その部分が強く支配的な印象を与える場合」等に限定されると解釈されがちであった。
本論稿は、近年の知財高裁（例：令和３年２月22日判決・令和２年(行ケ)10088 ホームズくん事件など）について、令和以前の裁判例と比べて類否判断の傾向が大きく異なるわけではないものの、分離が許される場合の判断枠組みが明確化されていると論じる。以下は、その判断枠組みに関する整理である。
①『一体不可分でないなら分離可』：リラ最判（最判 S38.12.5）の基準に立ち返り、結合が取引上不自然なほど強固でなければ分離してよい。
②『「相当程度」の印象で十分』：つつみ最判の「強く支配的」という高いハードルだけでなく、「独立して出所識別標識として機能し得る（相当程度強い印象）」レベルでも分離観察を認める傾向にある。

判決本文（ホームズくん事件）：https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-90043.pdf

２．称呼の類否：インターネット・ＡＩ時代の「耳」の重要性
原論文は、平成中期以降、取引の実情も踏まえ、称呼に加えて外観・観念を総合考慮する判断が出されるようになったと説明する。一方、近年も称呼の同一性を重視して類似とする判決が多いことを指摘している。

総合考慮：外観や観念が著しく異なる場合、称呼が同一でも非類似とされた例がある（例：令和２年(行ケ)10014【富富富】）。ただし、原論文は「観念・外観において相違していても称呼が同一のケースは類似と判断される判決も多い」と述べる。要約すると、非類似例の存在とともに、称呼の重要性が維持されている点も踏まえ、商品・役務及び取引の実情に即して検討する必要がある。出典：原論文２４頁。

視覚情報の優位： ネット通販など「見て買う」取引では外観のウェイトが高まる。

逆風としての音声検索： 一方で、AI スピーカーや音声検索の普及により、称呼の重要性が再評価される局面もある。実務上、称呼の同一性は依然として強力な拒絶・侵害リスクである。

3. 商品・役務の類否：類似群コードの「推定」をどう超えるか？
特許庁の「類似群コード」は強力な基準だが、裁判所はこれに拘束されない。
類似群コード上は非類似であっても、実態として同一営業主が提供していると認められれば類似と判断される（例：令和６年(行ケ)10028 AWG 治療事件）。

11C01（プログラム）の混雑： あらゆる業界がソフトウェアを扱う現代、第９類の「電子計算機用プログラム」を含む類似群コード 11C01 は飽和状態にあり、実務上の大きな障壁となっている。

4. 取引の実情の斟酌：考慮される「事実」の選別

「うちの会社はこういう売り方をしているから混同しない」という主張（特殊的・限定的な事情）は、原則として認められない。

https://jpaa-patent.info/patent/viewPdf/4716

考慮される事情（一般的・恒常的）	考慮されない事情（特殊的・限定的）
業界全体の慣習、周知・著名性の度合い	自社独自の販売キャンペーン、季節限定の使用
需要者の一般的な注意力の程度	引用商標権者との個別の住み分け合意

●要部とできるかどうかは、商標において占める割合・独自性・造語性・著名性等の要素を考慮するということを考慮することは従前から変わっていない。

これをバロメータ化すると以下のように表現でき、これらを総合的に勘案し、また後述するような取引の実情を加味して分離するか否かが決せられるといえよう。



＜知財実務オンライン＞「生成 AI と知的財産権等」（柿沼太一弁護士）

原記事ＵＲＬ：https://www.nakapat.gr.jp/ja/note/%ef%bc%9c%e7%9f%a5%e8%b2%a1%e5%ae%9f%e5%8b%99%e3%82%aa%e3%83%b3%e3%83%a9%e3%82%a4%e3%83%b3%ef%bc%9e%e3%80%8c-%e7%94%9f%e6%88%90ai%e3%81%a8%e7%9f%a5%e7%9a%84%e8%b2%a1%e7%94%a3%e6%a8%a9%e7%ad%89/

一覧ページ上の公開日：2026-03-13（個別記事ページの表示日：2026-03-12）

＜知財実務オンライン＞「生成 AI と知的財産権等」（柿沼太一弁護士）

1.「開発・学習段階」と「生成・利用段階」
生成 AI と著作権の問題を法的に検討する際は、AI にデータを読み込ませてモデルを作る「開発・学習段階」と、ユーザーがプロンプトを入力して生成物を出力する「生成・利用段階」の 2 つのフェーズを明確に分けて考える必要がある。

2.「開発・学習段階」における著作権法（第 30 条の 4）
・原則（適法）
日本の著作権法第 30 条の 4 では、機械による「情報解析」のように、作品を見聞きして楽しむことなどを目的としない「非享受目的」であれば、原則として著作権者の許諾なく著作物を収集・学習させることができる。

・例外（著作権侵害となり得るケース）
ただし、特定のクリエイターの作品を狙って「表現をそのまま出力させる（生成物に反映させて人間が楽しむ・利用する）」ような「享受目的」が含まれている場合は、同条の例外規定の適用外となり、原則通り著作権侵害に問われる可能性があります（意図的な過学習など）。

3.「生成・利用段階」における判断と「技術的措置」
・「出力結果」から「学習の違法性」は直ちに遡れない
仮に、AI が学習した元の著作物と共通する表現（類似性）を持つ生成物がたまたま出力されたとしても、「類似物が出力されたという事実（結果）のみをもって、過去の開発・学習段階に遡って『享受目的があった（＝学習行為自体が違法であった）』と直ちに推認することは通常できない」。

・侵害抑止のための「技術的措置」の重要性
一方で、AI 開発事業者やサービス提供者が、既存の著作物と類似した侵害物を生成しないよう「抑制的な技術的措置（フィルターやガードレール等の安全対策）」を講じているかどうかが重要である。
実効的な技術的措置を講じていることは、開発段階において「享受目的はなかった」という主張を裏付ける一事情となり得る。

享受目的：著作権法３０条の４の享受目的は、主観的な侵害の意図と同義ではない。文化審議会著作権分科会法制度小委員会「AI と著作権に関する考え方について」（令和６年３月１５日）は「この複数の目的の内にひとつでも「享受」の目的が含まれていれば、同条の要件を欠くこととなる」とする。要約すると、判断対象は享受目的の有無である。同資料２０頁の脚注２２は、実効的な技術的措置が非享受目的を推認させる事情となり得るという意見があったことを紹介している。技術的措置の有無は、その内容・実効性等を踏まえて評価する必要がある。出典：同小委員会資料１９–２１頁。 原資料

4. 企業実務におけるリスク管理と対応
・海賊版データの利用リスク
違法にアップロードされた海賊版（権利侵害コンテンツ）と知りながら学習データに用いることについては、実務上の法的リスクが非常に高い。

・社内体制（ガバナンス）の整備
技術的措置の実装や社内ガイドラインの策定など、コンプライアンスに配慮した運用が求められる。

https://youtu.be/pRu-6HkTZMc

【論稿/商標】近年の商標の識別性に関する拒絶査定不服審判の審決の現状及び課題（浅田瑠衣、山田朋彦、パテント誌 2025 年 Vol.78 No.11、42–60 頁）

原記事ＵＲＬ：https://www.nakapat.gr.jp/ja/legal_updates_jp/%e3%80%90%e8%ab%96%e7%a8%bf-%e5%95%86%e6%a8%99%e3%80%91%e8%bf%91%e5%b9%b4%e3%81%ae%e5%95%86%e6%a8%99%e3%81%ae%e8%ad%98%e5%88%a5%e6%80%a7%e3%81%ab%e9%96%a2%e3%81%99%e3%82%8b%e6%8b%92%e7%b5%b6%e6%9f%bb/

一覧ページ上の公開日：2026-03-13（個別記事ページの表示日：2026-03-12）

【論稿/商標】近年の商標の識別性に関する拒絶査定不服審判の審決の現状及び課題（浅田瑠衣、山田朋彦、パテント誌 2025 年 Vol.78 No.11、42–60 頁）

1. 識別力判断の急激な「厳格化」の実態
近年、商標法第 3 条第 1 項（識別力）に基づく拒絶査定不服審判において、拒絶理由を覆して登録に至る比率（転覆率）が顕著に低下している。
2021 年をピークに、2022 年以降は登録審決の割合が急落している。

2. 判断手法の変化：全体観察から「恣意的」分解へ
2021 年以前と 2022 年以降では、結合商標（A+B）の捉え方に明確な差異が生じている。
かつてのアプローチ（〜2021 年）: 商標全体の使用例が乏しい場合や、語順に造語性が認められる場合は、一種の造語として識別力を認める傾向があった（例：『純生うどん』は登録）。
現在のアプローチ（2022 年〜）: 商標全体の使用例がなくても、構成する各語の語義を丹念に拾い上げ、それらを恣意的に結びつけることで「特定の意味（品質表示等）を生じさせる」と断定する傾向がある（例：『純生さぬきうどん』は拒絶）。

懸念される手法（後知恵の危険性）: 商品や役務を念頭に置きつつ、各文字の語義に関連語を補足して無理やり意味を導き出す手法は、特許の進歩性判断で禁じられている「後知恵」に近い。

3. ビジネスおよびブランディングへの影響
識別力判断の厳格化は、企業のブランド戦略に冷や水を浴びせるおそれがある。
暗示的商標の権利化困難: 「おーいお茶」や「ほぼカニ」のように、商品の魅力を想起させつつ需要を喚起する「攻めのネーミング（暗示的商標）」が軒並み拒絶されるリスクがある。

4. なぜ「是正」が働かないのか：審決取消訴訟の壁
審判の厳格化をチェックする機能が十分に働いていない。その最大の理由は、識別力欠如を理由とする審決取消訴訟の提起が極めて少ないことにある。

＜アンケート結果（なぜ訴訟をしないのか）＞ 識別力欠如: 日本弁理士会の当該委員会の委員 46 人と、日本知的財産協会（JIPA）の令和 6 年度商標委員会の委員 28 人を対象とする調査で、識別力のみが争点の案件で審決取消訴訟の提起に至らない割合は、原論文によれば、それぞれ 89.1%（41 人／46 人）と 82.1%（23 人／28 人）である。これらは「使用に際して問題がない」という理由を選んだ人の割合ではない。拒絶されても独占権を得られないにとどまり、現実の使用は妨げられないことや、訴訟費用の高さが、提訴を見送る背景として論じられている。

類否（類似）: 他人の権利に抵触し使用停止のリスクがあることから、原論文は、類否が争点の案件では概ね五分五分で提訴が検討されると説明する。ただし、不提訴について記載された弁理士会の 54.1%と 46 人中 28 人という人数には不整合がある。「約 5〜6 割が出訴する」という確定的な実出訴率として扱うべきではない。この結果、知財高裁による「識別力判断の妥当性チェック」が行われにくい構造になっている。

https://jpaa-patent.info/patent/viewPdf/4717

拒絶条文	2021年（転覆率）	2023年（転覆率）	傾向
第3条第1項第3号（品質・地名等）	**76.6%**	**24.7%**	大幅低下
第3条第1項第6号（その他識別力欠如）	**77.1%**	**32.9%**	半減

知財高判令和６年(行ケ)10035【遊技機】＜本多裁判長＞

原記事ＵＲＬ：https://www.nakapat.gr.jp/ja/note/%e4%bb%a4%e5%92%8c6%e5%b9%b4%e8%a1%8c%e3%82%b110035%e3%80%90%e9%81%8a%e6%8a%80%e6%a9%9f%e3%80%91%ef%bc%9c%e6%9c%ac%e5%a4%9a%e8%a3%81%e5%88%a4%e9%95%b7%ef%bc%9e/

一覧ページ上の公開日：2026-03-13（個別記事ページの表示日：2026-03-12）

知財高判令和６年(行ケ)10035【遊技機】＜本多裁判長＞

本願発明は、画像が変位する「画像変位演出」において、振動が発生しない「通常態様」と、振動が発生し大当たり信頼度が高い「特別態様」とを設けた点に特徴がある。
⇒特許庁は、引用発明（甲１：信頼度の異なる第一・第二演出態様を有する画像変位演出）と、甲２技術事項（スーパーリーチ等の高期待度時に立体表示演出とともに操作ボタンが振動する技術）との組合せにより容易想到とした。

原告は、引用発明の「画像変位演出」と甲２の「立体表示演出」は手法や演出効果が異なり、組合せの動機付けがない旨主張した。
⇒本判決は、『各演出は、基準となる画像とは異なる見え方をする画像が表示されるものである点で共通するといえ、組合せの動機付けがないということはできない』とし、また『引用発明に係る遊技機において振動を含む演出を行うために振動する手段を適用することは当然行われる事項にすぎない』と判断した。
⇒進歩性×

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-93753.pdf

【著作権法★★】被控訴人が、ラベルや外袋に特定の図柄を用いた商品「紋次郎いか」等を製造し、同商品の画像をウェブサイトに掲載したことが、小説「木枯し紋次郎」を原作としたテレビドラマに係る著作権（翻案権、公衆送信権）の侵害に当たるとして、控訴人らの被控訴人に対する差止請求及び損害賠償請求を一部認容した事例

原記事ＵＲＬ：https://www.nakapat.gr.jp/ja/legal_updates_jp/%e3%80%90%e8%91%97%e4%bd%9c%e6%a8%a9%e6%b3%95%e2%98%85%e2%98%85%e3%80%91%e8%a2%ab%e6%8e%a7%e8%a8%b4%e4%ba%ba%e3%81%8c%e3%80%81%e3%83%a9%e3%83%99%e3%83%ab%e3%82%84%e5%a4%96%e8%a2%8b%e3%81%ab%e7%89%b9/

一覧ページ上の公開日：2026-03-06

知財高判令和７年９月24日（令和６年（ネ）第10007号）（中平健裁判長）

◆判決本文

判決言渡日：令和７年９月24日。

【事案の概要】

亡小説家笹沢左保（Ｂ）は、「紋次郎」という名の渡世人を主人公とする「木枯し紋次郎」シリーズの連載小説（本件小説）を執筆した。そして、本件小説を原作とする漫画、テレビドラマ及び映画が制作された。亡Ｂの死後、本件小説の著作権は、亡Ｂの妻である原告Ａが相続した。そして、原告会社（Ｘ会社）は、原告Ａから亡Ｂの著作物の独占的利用の許諾を受けた。被告会社（Ｙ会社）は、食品の製造販売等を業とする株式会社である。

本件は、Ｙ会社が商品名「紋次郎いか」等のいか乾製品（Ｙ商品）の外装（ラベル又は外袋）に下記のＹ図柄を付して製造販売したこと及びＹ商品の画像をウェブサイトに掲載したことが、本件小説、本件小説を原作とする漫画、テレビドラマ（本件テレビ作品）又は映画に係る著作権（複製権又は翻案権、公衆送信権及び譲渡権）、Ｘ会社の独占的利用許諾を受けた地位を侵害するとともに、Ｙ図柄を付してＹ商品を製造販売することは、不正競争防止法（不競法）２条１項１号又は２号の不正競争に当たるとして、著作権法１１２条１項、２項又は不競法３条１項、２項に基づくＹ商品の製造販売等の差止め及び廃棄の請求、不法行為又は不競法４条本文に基づく損害賠償請求がされた事案である。

原審及び控訴の経緯: 原審は東京地方裁判所令和５年（ワ）第70139号である。原告らが本件小説の著作物として挙げたのは、大きな三度笠を目深にかぶり、長い道中合羽をまとい、長い竹の楊枝をくわえ、長脇差を携える渡世人という特徴であった。原審は、これを創作的な具体的表現そのものとは認めず、原告らの主張する表示も不競法２条１項１号又は２号の商品等表示に当たらないなどとして、請求をいずれも棄却した。原告らが控訴した後、控訴審の係属中にＡが死亡し、その子であるＸらが訴訟を承継した。控訴審は、後記のとおりテレビ作品に係る著作権侵害を認め、原判決を変更して請求を一部認容した。



Ｙ図柄

【判決要旨】

１．権利の帰属

（１）本件小説につき、亡著作者Ｂは、著作権を有し、亡Ｂ死後は、相続により亡Ａが著作権を取得し、亡Ａ死後は、相続により控訴人Ｘ２、Ｘ３及びＸ４が著作権を取得する。

（２）本件小説を原著作物とする二次的著作物である本件テレビ作品につき、原著作物である本件小説の亡著作者Ｂは、本件テレビ作品の著作者が有する著作権（複製権又は翻案権、譲渡権、公衆送信権）と併存して、同著作権と同一の種類の著作権（複製権又は翻案権、譲渡権、公衆送信権）を専有し（著作権法２８条、最高裁平成１２年（受）第７９８号同１３年１０月２５日第一小法廷判決・集民２０３号２８５頁）、亡Ｂ死後は、相続により亡Ａが同著作権を取得し、亡Ａ死後は、相続により控訴人Ｘ２、Ｘ３及びＸ４が同著作権を取得する。

２．依拠

Ｙ会社は、自社のウェブサイト中のウェブページに、「紋次郎いかの由来」として、昭和４７年当時テレビで流行っていた木枯し紋次郎がくわえていた長い楊枝を串に見立てたことによる旨を記載しており、この事実によれば、「紋次郎いか」の名称が本件テレビ作品の主人公である紋次郎に由来することが認められるとともに、Ｙ図柄が本件テレビ作品に依拠して作成されたものであると推認される。

３．複製又は翻案の成否

（１）本件テレビ作品における下記の本件画像の紋次郎は、本件テレビ作品の紋次郎の画像を具体的に示すものであるから、本件画像をＹ図柄と対比することにより、本件テレビ作品の紋次郎の画像とＹ図柄の対比が明らかにされるものと認められる。そして、本件テレビ作品が本件小説の二次的著作物であることからすれば、このような本件テレビ作品の紋次郎の画像は、本件小説の二次的著作物であると認められる。



本件画像

（２）そして、本件画像の紋次郎は、①通常のテレビドラマや映画等で用いられるものよりも大きな三度笠をかぶり、②通常のテレビドラマや映画等で用いられるものよりも長く、模様が縦縞模様である道中合羽を身に着け、③細長い楊枝をくわえ、④長脇差を携えているという特徴をすべて兼ね備える者として表現されている。ここで、本件テレビ作品の放映や本件小説の執筆の前に同①ないし④の表現上の特徴の全てを兼ね備える人物が登場するドラマ、映画等や小説が存在したとは、認められない。そのため、同①ないし④の表現上の特徴をすべて兼ね備えるという点は、本件画像の創作的な表現をなす部分であり、表現上の本質的な特徴をなすものと認められる。

（３）他方、Ｙ図柄は、人物の特徴を誇張して手で描かれた絵であり、俳優を実写した本件画像とは表現の方法が異なり、本件画像と比較して、手書きの絵であることによる新たな創作性が加えられた別の著作物であるから、本件画像や本件テレビ作品の紋次郎の画像の複製には当たらない。

（４）もっとも、Ｙ図柄の人物は、三度笠をかぶっており、その三度笠は大きなものである。Ｙ図柄の三度笠は、人物の顔の大きさと比べたとき、本件画像の紋次郎のかぶる三度笠よりも更に大きなものであるが、これは、三度笠が大きいものであるという前記①の特徴をＹ図柄において強調して表現したことによるものであって、前記①の特徴を感得することを妨げることはなく、むしろ容易にするものといえる。そのため、Ｙ図柄から本件画像の前記①の表現上の特徴を直接感得できるものと認められる。

また、Ｙ図柄の人物は、道中合羽を身に着けており、その道中合羽は縦縞模様で長いものである。Ｙ図柄の道中合羽は、人物の身長と比べたとき、本件画像の紋次郎が身に着けている道中合羽よりも更に長いものであるが、これは、道中合羽が長いという前記②の特徴をＹ図柄において強調して表現したことによるものであって、前記②の特徴を感得することを妨げることはなく、むしろ容易にするものといえる。また、本件画像の人物が身に着ける道中合羽は、縞が細いのに対し、Ｙ図柄の人物が身に着ける道中合羽は、それよりも縞が太く表されているが、これも、道中合羽が縦縞模様であるという前記②の特徴の一部をＹ図柄において強調して表現したことによるものであって、前記②の特徴を感得することを妨げることはなく、むしろ容易にするものといえる。そのため、Ｙ図柄から本件画像の前記②の表現上の特徴を直接感得できるものと認められる。

さらに、本件画像の紋次郎は、細長い楊枝をくわえているのに対し、Ｙ図柄の人物は、細長い棒状のものをくわえているが、それが楊枝であることは、一見しては明らかでないともいえる。しかし、口にくわえている細長い棒状のものが楊枝であることは容易に推測されるから、それが楊枝であることが一見しては明らかでないとしても、その点は、前記③の特徴を感得することを妨げるものとはいえない。そのため、Ｙ図柄から本件画像の前記③の表現上の特徴を直接感得できるものと認められる。

また、Ｙ図柄の人物も、本件画像の紋次郎も、長脇差を携えているから、Ｙ図柄から本件画像の前記④の表現上の特徴を直接感得できるものと認められる。

（５）したがって、Ｙ図柄から、本件画像の創作的な表現をなす部分であり、表現上の本質的な特徴をなすものと認められる、前記①ないし④の表現上の特徴をすべて感得し得るものと認められる。
（６）そして、本件画像は、本件テレビ作品の紋次郎の画像を具体的に示すものであり、本件画像をＹ図柄と対比することにより、本件テレビ作品の紋次郎の画像とＹ図柄の対比が明らかにされるから、Ｙ図柄から、本件テレビ作品の紋次郎の画像の創作的な表現をなす部分であり、表現上の本質的な特徴をなすものと認められる、前記①ないし④の表現上の特徴をすべて感得し得るものと認められる。
（７）以上によれば、Ｙ図柄は、本件テレビ作品の紋次郎の画像に依拠し、その画像の表現上の本質的な特徴の同一性を維持しつつ、具体的な表現に変更を加えて、新たに思想又は感情を創作的に表現したものであり、Ｙ図柄に接する者が本件テレビ作品の紋次郎の画像に係る表現上の本質的な特徴を直接感得することができるといえるから、本件テレビ作品の紋次郎の画像の翻案であると認められる。

４　著作権侵害等の有無
Ｙ会社は、Ｙ商品の外装（ラベル又は外袋）にＹ図柄を付して製造したこと及びＹ商品の画像をウェブサイトに掲載したことにより、本件テレビ作品についての翻案権及び公衆送信権を侵害したものと認められる。他方、譲渡権は、著作物を原作品又は複製物の譲渡により公衆に提供する権利であるから、著作物を翻案したものの譲渡によって譲渡権が侵害されたとは認められない。なお、Ｘ会社は、Ｙ会社による同著作権侵害により、その独占的利用許諾を受けた地位が侵害されたものと認められる。

【コメント】

１．判決要旨１（２）について
判決要旨１（２）は、二次的著作物である連載漫画の原著作物である小説形式の物語原稿の原著作者が、連載漫画ひいては連載漫画における主人公が登場するコマ絵及び表紙絵のみならず連載漫画の主人公に係る新たな書下ろし原画についても、著作権法２８条に基づき、連載漫画の著作者が有する権利と同一の種類の権利を専有し、両権利が併存することになる旨を判示したキャンディ・キャンディ事件最判平成１３年１０月２５日判時１７６７号１１５頁によるものである。

２．判決要旨２について
判決要旨２は、Ｙ会社のウェブサイトにおけるＹ商品の商品由来説明及びＹ商品の商品名「紋次郎いか」それ自体からＹ図柄が本件テレビ作品に依拠して作成されたものであると推認するところ、かかる明白な依拠の推認は、判決要旨３における複製又は翻案の成否に係る実際上の判断に大きく影響を与えたであろうと推測される。

３．判決要旨３について
（１）判決要旨３（１）について
原審において、原告は、本件小説における①通常より大きい三度笠を目深にかぶり、②通常よりも長い引き回しの道中合羽で身を包み、③口に長い竹の楊枝をくわえ、④長脇差を携えた渡世人という記述を被侵害著作物として特定・主張した。しかしながら、「一定の名称、容貌、役割等の特徴を有する登場人物が反復して描かれている一話完結形式の連載漫画においては、当該登場人物が描かれた各回の漫画それぞれが著作物に当たり、具体的な漫画を離れ、右登場人物のいわゆるキャラクターをもって著作物ということはできない。けだし、キャラクターといわれるものは、漫画の具体的表現から昇華した登場人物の人格ともいうべき抽象的概念であって、具体的表現そのものではなく、それ自体が思想又は感情を創作的に表現したものということができないからである」と判示したポパイネクタイ事件最判平成９年７月１７日民集５１巻６号２７１４頁の下で、原判決により、「著作権者は、一話完結形式の連載小説に係る著作権侵害を主張する場合、その連載小説中の

どの回の文章表現に係る著作権が侵害されたのかを具体的に特定する必要がある」にもかかわらず、「Ｘらの特定論に係る主張を前提とすれば、Ｘらは、本件書籍において著作権が侵害されたという著作物を具体的に特定しないものとして、その主張自体失当というほかな」いと判示された。かかる原判決の判示は、ポパイネクタイ事件最判の調査官解説（三村量一・最判解説民事篇平成９年度（中）９４３頁）に沿うものである。

他方、控訴審において、被侵害著作物は、キャンディ・キャンディ事件最判による判決要旨１（２）の下で、原審のような本件小説における紋次郎に係る言語的記述ではなく、本件小説を原著作物とする二次的著作物である本件テレビ作品における紋次郎に係る視覚的画像と特定され、特に、判決要旨３（１）の通り、直接的には本件テレビ作品における紋次郎に係る本件画像により特定されつつも、究極的には本件テレビ作品における本件画像の紋次郎に具体的に示される紋次郎の画像一般と特定され、このように特定された本件テレビ作品における紋次郎の画像一般がＹ図柄における複製又は翻案の成否の審理判断の対象とされたものと理解される。

（２）判決要旨３（２）について

さらに、判決要旨３（２）は、原審において原告が被侵害著作物として特定・主張した本件小説における紋次郎に係る言語的記述と殆ど変わらない、本件テレビ作品における紋次郎の画像一般に共通する、本件画像の紋次郎における①通常のテレビドラマや映画等で用いられるものよりも大きな三度笠をかぶり、②通常のテレビドラマや映画等で用いられるものよりも長く、模様が縦縞模様である道中合羽を身に着け、③細長い楊枝をくわえ、④長脇差を携えているという特徴をすべて兼ね備える者としての視覚的表現について、本件テレビ作品の放映や本件小説の執筆の前に同①ないし④の表現上の特徴の全てを兼ね備える人物が登場するドラマ、映画等や小説が存在したと認められないことにより、本件画像の創作的な表現をなす部分であり、表現上の本質的な特徴をなすものと認めたものである。

この点、原判決と異なり、判決要旨３（１）及び（２）は、キャラクターの視覚的表現ではあるものの、言語的表現と実質同旨のものについて、複数の作品・表現に共通するものとして個別的・具体的表現から一般化・抽象化された創作的な表現要素・特徴を被侵害著作物として特定することを肯認したものと評価することができ、「キャラクター」自体の著作物性を否定するポパイネクタイ事件最判の下で、なお著作権法による創作的なキャラクター表現の実質的な保護に道を開こうとするものと評価することができる。この点に関連し、ポパイネクタイ事件最判後も、学説上、イラスト・絵柄・図柄・画像等ではない、人物像としての創作的なキャラクター表現の著作物性を肯認する見解がなお有力である（上野達弘「キャラクターの法的保護」パテント６９巻４号（２０１６年）５０頁、池村聡「今、考える『“キャラクター”と著作権』コピライト５８巻６８７号（２０１８年）」３８～３９頁、松田俊治「新時代におけるキャラクターの法的保護」コピライト６２巻７４２号（２０２３年）１５頁等）。

もっとも、判決要旨３（２）が上記①ないし④のみをもって本件画像の紋次郎における表現上の本質的な特徴をなすものと認めた点それ自体については、これをありふれたものとして傍論において否定した原判決と同様に、異論が有り得よう。

（３）判決要旨３（３）について

判決要旨３（３）は、Ｙ図柄が本件テレビ作品における紋次郎に係る本件画像ひいては紋次郎の画像一般を複製したものであることを否定したものであり、相当である。

（４）判決要旨３（４）～（７）について

判決要旨３（４）～（７）は、恐らく判決要旨２における明白な依拠の推認に実際上大きな影響を受けつつ、判決要旨３（２）を前提に、「翻案（著作権法２７条）とは、既存の著作物に依拠し、かつ、その表現上の本質的な特徴の同一性を維持しつつ、具体的表現に修正、増減、変更等を加えて、新たに思想又は感情を創

作的に表現することにより、これに接する者が既存の著作物の表現上の本質的な特徴を直接感得することのできる別の著作物を創作する行為をいう」と判示した江差追分事件最判平成１３年６月２８日民集５５巻４号８３７頁に沿って、Ｙ図柄が本件テレビ作品における紋次郎に係る本件画像ひいては紋次郎の画像一般を翻案したものであることを肯定したものであり、判決要旨２に鑑み、また、判決要旨３（２）を前提とすれば、相当である。

一方、判決要旨３（２）に異論があるとすれば、原判決と同様に、「既存の著作物に依拠して創作された著作物が、思想、感情若しくはアイデア、事実若しくは事件など表現それ自体でない部分又は表現上の創作性がない部分において、既存の著作物と同一性を有するにすぎない場合には、翻案には当たらない」とも判示した江差追分事件最判の下で、翻案を否定することも考えられよう。

４．著作権法２８条の趣旨及び解釈適用と著作権法による創作的なキャラクター表現の保護

「キャラクター」自体の著作物性を否定するポパイネクタイ事件最判の下で、なお本判決のように著作権法により創作的なキャラクター表現を実質的に保護するための法律構成として、二次的著作物の利用に関する原著作者の権利について規定する著作権法２８条の解釈適用の如何が注目される。ここで、キャンディ・キャンディ事件最判や同最判による本判決においては、著作権法２８条の趣旨自体は、直接的・明示的に判示されていない。もっとも、著作権法２８条の適用によりキャンディ・キャンディ事件最判や同最判による本判決においてキャラクターの絵柄・図柄等の利用について当該キャラクターが登場する小説形式の物語原稿・小説等に係る原著作者の権利の侵害が肯定されたことは、創作的表現を保護する著作権法の原則との関係において、その例外と位置付けるよりも、寧ろ実質的に正当化されるべきものである。そうであるとすれば、かかる侵害の肯定により、著作権法２８条の趣旨及び解釈として、原著作物である小説形式の物語原稿・小説等における人物像としての創作的なキャラクター表現に係る著作物としての保護が実質的に肯認されたものと理解することも不可能ではないように思われる。

５．判決要旨４について

二次的著作物の利用に関する原著作者の権利について規定する著作権法２８条を介した著作権法２１～２７条の適用により、裁判例及び学説上、一般には、判決要旨４とは異なり、Ｙ図柄の制作により「翻案」権（著作権法２７条）侵害が、Ｙ図柄を付したＹ商品の外装（ラベル又は外袋）の製造により「複製」権（同法２１条）侵害が、Ｙ図柄を付した外装（ラベル又は外袋）のＹ商品の販売により「譲渡」権（同法２６条の２第１項）侵害が、また、ウェブサイトへの同Ｙ商品の画像の掲載により「公衆送信」権（同法２３条１項）侵害が、それぞれ肯認され得るのではないかと考えられる。

【Keywords】木枯し紋次郎、紋次郎いか、キャラクター、言語的表現、視覚的表現、ポパイネクタイ事件最判、著作権法２８条、キャンディ・キャンディ事件最判

文責：弁護士・弁理士　飯田　圭（第二東京弁護士会）

知財高判令和５年(行ケ)10105【電子マネー送金方法】＜中平裁判長＞

原記事ＵＲＬ：https://www.nakapat.gr.jp/ja/note/%e4%bb%a4%e5%92%8c5%e5%b9%b4%e8%a1%8c%e3%82%b110105%e3%80%90%e9%9b%bb%e5%ad%90%e3%83%9e%e3%83%8d%e3%83%bc%e9%80%81%e9%87%91%e6%96%b9%e6%b3%95%e3%80%91%ef%bc%9c%e4%b8%ad%e5%b9%b3%ef%bc%9e/

一覧ページ上の公開日：2026-03-06

知財高判令和５年(行ケ)10105【電子マネー送金方法】＜中平裁判長＞
=知財高判令和５年(行ケ)10106

*進歩性〇

(1)進歩性あり（主引例：中国特許出願）
本件特許発明の「証明情報（電子証明書）」と、甲１の「身分情報（ID や電話番号）」とは、技術的意義が異なる。
⇒本件特許発明の「証明情報」はサーバ等で作成されるデジタル署名等を含むものであり、単なる ID とは区別されるため、甲１から容易に想到できるものではない。

(2) 進歩性あり（主引例：Alipay 関連技術）
甲７（Alipay の決済システム）の「口座番号」や「パスワード」は、本件特許発明の「証明情報」には当たらない。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-93773.pdf

【契約】東京地判令和５年(ワ)70680＜中島裁判長＞

原記事ＵＲＬ：https://www.nakapat.gr.jp/ja/note/%e3%80%90%e5%a5%91%e7%b4%84%e3%80%91%e6%9d%b1%e4%ba%ac%e5%9c%b0%e5%88%a4%e4%bb%a4%e5%92%8c5%e5%b9%b4%e3%83%af7068%ef%bc%9c%e4%b8%ad%e5%b3%b6%ef%bc%9e-2/

一覧ページ上の公開日：2026-03-06

【契約】東京地判令和５年(ワ)70680＜中島裁判長＞

特許実施権許諾契約に基づく実施料等請求
⇒認容（被告会社の代表者個人の連帯保証）

原告：特許権利者
被告会社：実施許諾を受けた
被告Ｂ：被告会社の代表取締役
Ｃ（訴外）：被告会社の財務担当者。原告との連絡窓口だったが、支払いを先延ばしにしていた人物。

被告Ｂが、「私、Ｂは債務不履行に際しては最大限のお支払いをさせて頂くことを誓約いたします」という文章を出した。

原告は、「私、Ｂは」と書いてあるのだから、Ｂ個人の財産で払う（＝連帯保証）という意味であると主張した。
⇒本判決は、被告Ｂ個人による連帯保証契約が成立していると認定した。

主文の要旨 被告ら（会社とＢ個人）に対し、連帯して2200万円及びこれに対する令和５年７月31日から支払済みまで年8%の割合による遅延損害金の支払を命じた。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-93851.pdf

本件を扱う２つの契約記事は、同一判決（令和５年（ワ）第70680号）に関して異なるURLで公開されたものであり、本号の全29件に双方を収録している。

大阪地判令和５年(ワ)12280【防潮壁】＜武宮裁判長＞

原記事ＵＲＬ：https://www.nakapat.gr.jp/ja/note/%e5%a4%a7%e9%98%aa%e5%9c%b0%e5%88%a4%e4%bb%a4%e5%92%8c7%e5%b9%b4%e3%83%af12280%e3%80%90%e9%98%b2%e6%bd%ae%e5%a3%81%e3%80%91%ef%bc%9c%e6%ad%a6%e5%ae%ae%ef%bc%9e/

一覧ページ上の公開日：2026-03-06

大阪地判令和５年(ワ)12280【防潮壁】＜武宮裁判長＞

本件明細書の記載や用語の意義から、「透明樹脂板・枠体間の水密用のパッキン」（構成要件Ｂ③）とは、「透明樹脂板と枠体との間にパッキンが一部でもあればよい」という意味ではなく、「透明樹脂板と枠体との間の全体を水密化（水が漏れないように）するためのパッキンが存在すること」を要する。
⇒非充足（被告製品の「ゴムガスケット」だけでは全体が水密化されていない。）

＋アルミニウム製の「押縁」をメタルパッキンとして考えても、水密であることを立証不足。

Cf. 平成30年(ネ)10034【ソレノイド】＜菅野裁判長＞
*「密封嵌合」とは、端部部材それ自体によってソレノイドの腐食を防止する効果を発揮する必要がない。
⇒Ｏリングと併せて効果を発揮するから充足。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-93806.pdf

【契約】東京地判令和５年(ワ)70680＜中島裁判長＞

原記事ＵＲＬ：https://www.nakapat.gr.jp/ja/note/%e3%80%90%e5%a5%91%e7%b4%84%e3%80%91%e6%9d%b1%e4%ba%ac%e5%9c%b0%e5%88%a4%e4%bb%a4%e5%92%8c5%e5%b9%b4%e3%83%af7068%ef%bc%9c%e4%b8%ad%e5%b3%b6%ef%bc%9e/

一覧ページ上の公開日：2026-03-06

【契約】東京地判令和５年(ワ)70680＜中島裁判長＞

特許実施権許諾契約に基づく実施料等請求
⇒認容（被告会社の代表者個人の連帯保証）

原告：特許権利者
被告会社：実施許諾を受けた
被告Ｂ：被告会社の代表取締役（個人）
Ｃ（訴外）：被告会社の財務担当者。原告との連絡窓口だったが、支払いを先延ばしにしていた人物。

被告Ｂが、「私、Ｂは債務不履行に際しては最大限のお支払いをさせて頂くことを誓約いたします」という文章を出した。

原告は、「私、Ｂは」と書いてあるのだから、Ｂ個人の財産で払う（＝連帯保証）という意味であると主張した。
⇒本判決は、被告Ｂ個人による連帯保証契約が成立していると認定した。

主文の要旨 被告ら（会社とＢ個人）に対し、連帯して2200万円及びこれに対する令和５年７月31日から支払済みまで年8%の割合による遅延損害金の支払を命じた。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-93851.pdf

本件を扱う２つの契約記事は、同一判決（令和５年（ワ）第70680号）に関して異なるURLで公開されたものであり、本号の全29件に双方を収録している。

【契約】知財高判令和６年(ネ)10058【水車を利用した青ノリの採苗技術の開発】＜清水響裁判長＞

原記事ＵＲＬ：https://www.nakapat.gr.jp/ja/note/%e3%80%90%e5%a5%91%e7%b4%84%e3%80%91%e4%bb%a4%e5%92%8c6%e5%b9%b4%e3%83%8d10058%e3%80%90%e6%b0%b4%e8%bb%8a%e3%82%92%e5%88%a9%e7%94%a8%e3%81%97%e3%81%9f%e9%9d%92%e3%83%8e%e3%83%aa%e3%81%ae%e6%8e%a1/

一覧ページ上の公開日：2026-03-06

【契約】知財高判令和６年(ネ)10058【水車を利用した青ノリの採苗技術の開発】＜清水響裁判長＞

１．共同研究契約違反（研究成果の無断公表）の有無
青ノリについて水車採苗を行うという着想自体は、本件共同研究以前の平成１０年当時から存在していた。
本件共同研究の目的は採苗の具体的条件の解明等にあったところ、本件公表行為は単に「水車式採苗装置による付着が可能である」ことを示したにすぎず、具体的な技術内容（好適な状況や条件等）を明らかにするものではない。
着想自体は共同研究の前提であって成果ではなく、本件公表行為は「研究成果」の公表には当たらないため、契約違反は認められない。

２．特許取得妨害の有無
青ノリの水車採苗という着想自体が周知であった以上、単に「可能になった」とするだけでは特許は付与されず、本件公表行為の有無にかかわらず、特許取得のためには具体的技術内容の開示が必要であった。
したがって、本件公表行為が特許審査過程で引用されたとしても、それが原告の特許取得を妨害したとは認められず、債務不履行とはならない。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-93787.pdf

＜知財実務オンライン＞傘理論も復活した！しかし、除くクレームはそんなに自由でいいのか？（柴田）

原記事ＵＲＬ：https://www.nakapat.gr.jp/ja/note/%ef%bc%9c%e7%9f%a5%e8%b2%a1%e5%ae%9f%e5%8b%99%e3%82%aa%e3%83%b3%e3%83%a9%e3%82%a4%e3%83%b3%ef%bc%9e%e5%82%98%e7%90%86%e8%ab%96%e3%82%82%e5%be%a9%e6%b4%bb%e3%81%97%e3%81%9f%ef%bc%81%e3%81%97%e3%81%8b/

一覧ページ上の公開日：2026-03-06

＜知財実務オンライン＞「傘理論も復活した！しかし、除くクレームはそんなに自由でいいのか？～補正実務の水平的垂直的俯瞰～」（柴田和雄）

現在の日本の実務では、先行技術による拒絶理由（新規性や進歩性違反など）を簡単に回避するための事実上の“常套手段”として多用されている。
審査官・審判官としての知見から、「本当にこんなに自由でいいのか？」と疑問を呈した。

優先権に関する「傘理論」と除くクレームによる発明の変質リスク

講義資料は「証拠除外効＝傘理論」と記載する。要約すると、優先権の対象となる構成部分に相当する優先期間中の公表等を、後の出願に対する拒絶・無効の証拠から排除するという、複合部分優先に関する議論である。講師は、この優先権の法理を検討するとともに、近年の事例を取り上げている。出典：講義資料２、５–６枚目。

除くクレームによる補正については、当初記載のない事項を事後的に除外する運用が、補正の前後で発明を実質的に変質させるリスクを検討する。上位概念の一部を除外する補正の許容性は、当初明細書等との関係における新規事項追加等の問題として検討すべきであり、優先権の証拠除外効を意味する「傘理論」と同一の法理ではない。

除くクレームで進歩性が認められた裁判例、認められなかった裁判例について、独自の視点から解説している。

https://youtu.be/nsDZxujMcak

講義資料（柴田和雄氏、２０２６年１月１５日、２、５–６枚目）：https://docs.google.com/presentation/d/1RdCOufWS2WiBrweGsKZAV4_qhMGy55rf/edit

知財高判令和６年(行ケ)10050【情報処理装置】＜宮坂裁判長＞

原記事ＵＲＬ：https://www.nakapat.gr.jp/ja/note/%e4%bb%a4%e5%92%8c6%e5%b9%b4%e8%a1%8c%e3%82%b110050%e3%80%90%e6%83%85%e5%a0%b1%e5%87%a6%e7%90%86%e8%a3%85%e7%bd%ae%e3%80%91%ef%bc%9c%e5%ae%ae%e5%9d%82%ef%bc%9e/

一覧ページ上の公開日：2026-03-06

知財高判令和６年(行ケ)10050【情報処理装置】＜宮坂裁判長＞

無効不成立審決を維持（審決取消請求棄却）

判決原文：判決主文は「１ 原告の請求を棄却する。」である。要約すると、無効不成立審決の取消請求が棄却され、同審決が維持されたという手続的結論である。 出典：知財高裁令和６年（行ケ）第１００５０号判決１–２頁

＜「発明」該当性（自然法則の利用）＞について
原告は、減価償却費の計算を含まない処理は抽象的であり、ハードウェア資源を利用した具体的な情報処理とは言えず、単なる人為的な取り決め（ビジネスルール）に過ぎないため「発明」ではないと主張した。
⇒本件発明は、各演算部や商品最適化部といったソフトウェアによる情報処理が、コンピュータ（CPU、メモリ等）というハードウェア資源を用いて具体的に実現されている。
減価償却費の演算が請求項に明記されていなくても、それを排除するものではなく、明細書には実施例が記載されているため、技術的思想の創作（発明）と認められる。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-93778.pdf

知財高判令和６年(行ケ)10053【木質ボード】＜清水響裁判長＞

原記事ＵＲＬ：https://www.nakapat.gr.jp/ja/note/%e4%bb%a4%e5%92%8c6%e5%b9%b4%e8%a1%8c%e3%82%b110053%e3%80%90%e6%9c%a8%e8%b3%aa%e3%83%9c%e3%83%bc%e3%83%89%e3%80%91%ef%bc%9c%e6%b8%85%e6%b0%b4%e9%9f%bf%ef%bc%9e/

一覧ページ上の公開日：2026-03-06

知財高判令和６年(行ケ)10053【木質ボード】＜清水響裁判長＞

進歩性×

本件明細書には、各構成が単独で奏する効果を超えて、互いに関連して機能することや、相乗効果を奏することを示す記載はなく、作用機序等の記載も認められない。各構成が互いに関連して相乗効果を奏するものとは認められないと判断された。相違点１及び２を個別に認定した特許取消決定に誤りはない。

判決原文：裁判所は「互いに関連して相乗効果を奏するものとは認められない。」と判断した。要約すると、本件明細書及び実験成績証明書を踏まえても相乗効果が認められず、相違点を個別に認定した特許取消決定に誤りはないとしたものである。 出典：知財高裁令和６年（行ケ）第１００５３号判決２４–２６頁

(1) 相違点１（木質小薄片の長さ）の容易想到性
甲１公報には、木材薄片の長さについて「平均値が４０．０～１１５．０ＭＭの範囲内であることが好ましい」との記載はあるものの、当該数値範囲が課題解決手段として厚さや幅と同様の技術的意義を有するとは認められず、当該範囲外とすることが技術思想を逸脱するものではない。
他方、構成要素の寸法が小さくなるに従い、得られる木質板は均質になり表面も平滑になること等は、当業者の技術常識である。この技術常識に照らせば、甲１発明において、木質板の用途に応じて寸法を調整し、その長さを本件発明１の「１０ＭＭ以上３５ＭＭ以下」とすることは、当業者の通常の創作能力の発揮といえ、容易に想到できたものである。また、阻害要因も認められない。

(2)相違点２（均質性及び節部分の不存在）の容易想到性
本件発明における「大きさと形状が均質に揃う」とは、寸法が一定範囲内にあることを意味し、甲１発明もこれを満たす。
また、「節部分がない」ことは、原木を細片化した再構成材が通常有する構成である。
⇒相違点２は実質的な相違点ではないか、そうでなくとも、甲１発明及び技術常識に基づいて当業者が容易に想到できた。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-93878.pdf

法情報提供（2026年４月掲載分）

対象：中村合同特許法律事務所の一覧ページ上の公開日が２０２６年４月である記事

収録件数：２９件（特許２７件、知財一般１件、商標１件）

執筆者：高石秀樹２８件、飯田圭１件

一覧ページ：https://www.nakapat.gr.jp/ja/note/（高石弁護士の知財速報。２８件）、https://www.nakapat.gr.jp/ja/legal_updates_jp/（法情報提供。１件）

原記事と判決本文の相違点

【照明装置】原記事の事件番号は「令和６年(ネ)10101」であるが、リンク先判決１頁は「令和５年（ネ）第１０１０１号」である（令和６年６月１８日判決）。判決上、東海林保は裁判長裁判官である（判決１８頁）。 判決本文

【手押部材】原記事の事件番号は「令和５年(行ケ)10100」であるが、リンク先判決１頁は「令和５年（行ケ）第１０１４３号」である（令和６年９月２５日判決）。 判決本文

【電子タバコ用充填物】原記事の事件番号は「令和６年(ワ)70407」であるが、リンク先判決１頁は「令和５年(ワ)第 70407 号」である（令和６年９月２６日判決）。 判決本文

【地盤固結材】原記事の事件番号は「令和６年(行ケ)10132」であるが、リンク先判決１頁は「令和５年（行ケ）第１０１３２号」である（令和６年１０月３０日判決）。 判決本文

【親綱支柱用治具】原記事は「均等の第２要件」にも言及するが、判決３５頁は「均等の第１要件を満たすとは認められない。」とし、「その余の要件を検討するまでもなく」としている。また、原記事の「小型化」の語は判決にない。 判決本文

＜今月の見どころ＞２０２６年４月 知財・法務アップデートの重要ポイント

今月の法情報提供は、特許２７件、知財一般１件、商標１件の計２９件である。特許では、進歩性の動機付け、クレーム解釈、均等論、実施可能要件、新規事項追加及び訴訟手続がまとまっている。営業秘密管理指針の改訂と、機械の商品・貸与役務の類似性を扱う商標判決も含まれる。各記事は一覧ページの４月掲載日によって収録しており、判決年月日はそれぞれ異なる。

１　進歩性の動機付けを認める事情と否定する事情

【電動式衝撃締め付け工具】の２記事は、高トルク化という周知の課題と、アウタロータ型の既知の利点との対応を取り上げる。【燃焼器及びボイラ】では、二酸化炭素排出量の低減という出願当時の社会的要請及びアンモニア利用の技術常識が、組合せの動機付けを支えた。他方、【販売システム】では、副引用例に相違点の構成がなく組合せの前提を欠くとされた上、仮にリスト化が周知技術であっても、追加するリスト化・出力が販売店の業務負担軽減という主引用発明の目的と相容れないとされ、【手押部材】では、引用例（甲８）がコ字状ハンドルのカーブ部分への取付けを前提とする技術的意義を有することから動機付けが否定され、阻害要因も認められた。【地盤固結材】も、溶液型と懸濁型の固結原理の違いから注入条件の適用を否定している。技術分野の共通性に加え、課題、作用機序及び変更後の構成が引用発明に適合するかを具体的に見る必要がある。

２　クレーム文言を限定する根拠と限定しない根拠

【誘導加熱コイルユニット】では、「で構成され」を当該材料のみと限定せず、「ユニット」も構成単位という意味に解した一方、冷却経路や合流機能の具体的相違が請求項２・３の進歩性を支えた。【カラーテクスチャを伴う口腔内ＯＣＴ】では、「登録を通じてまたは登録を通じずに」の併記は本願発明の特定事項を実質的に変えないとされ、「結合すること」も特定のデータ次元・表示形態に限定されないとされた。これに対し、【電子タバコ用充填物】の「切込み」、【起伏収容式仮設防護柵】の「回動板状部材」、【庇】の「縦板部」及び【廃水処理装置】の「酸素供給手段」は、辞書的意味、特許請求の範囲における構成の区別、明細書に記載された課題解決手段及び作用効果との関係で検討されている。文言ごとに限定の根拠を確かめることが重要である。

３　機能的な構成の充足には具体的な立証を要する

【転がり装置】は、転送路等の構成要件では原判決と異なる充足判断を得ても、予圧をかけて使用される被控訴人製品では無負荷領域が生成されるとはいえず、摩擦力の関係の立証も不足した事例である。【商取引システム】では、出品者が入力したＨＳコードや「登録完了」という応答だけでは、所定の関税情報の取得・通知を認めることができなかった。【車両誘導システム】では、一般道路等に出た運転者が自ら目的地に戻れることと、システムによる所定の誘導とが区別された。【遠隔操縦無人ボート】は、「少なくとも一方」の発動条件と、通信途絶・電源不足の両条件を判断できる機構との関係を扱う。機能を表す文言を、実際の処理、情報経路、使用条件及び装置構成に対応付ける必要がある。

４　記載要件と訂正における開示の限界

【非常に低い抵抗材料で形成された…デバイス】では、抵抗値の低下と抵抗値ゼロの超伝導状態が区別され、技術常識に反する現象の裏付けや具体的な実施方法が問題となった。【動画像復号装置】では、候補数が結果的に変わる情報と、候補数を変更する目的を持つ制御情報とが区別され、訂正は新規事項追加とされた上、訂正前の請求項もサポート要件に違反するとされた。技術的な結果を示すことと、クレームが要求する構成・機能を開示することは同じではない。

５　主張の提出時期と審理対象の実質

【女性用衣料】は、控訴理由書で追加した無効理由について時機後れと重過失を認めつつ、相手方の反論があり再反論もないことから、この限度では訴訟完結を遅延させないとして内容も判断した事例である。時機後れとの評価を、実際に却下されたとの結論に置き換えてはならない。【食品電場処理装置用直流超高電圧電源装置】では、周知性を補強する文献の追加を新たな拒絶理由と区別し、【遊技機】では、独立特許要件違反による補正却下には法文上拒絶理由通知を要しないとし、例外を考える場合でも、引用発明１・２が同一文献に基づき内容に共通の部分があり、同文献が拒絶理由通知で引用済みであったことから不意打ちを否定した。

６　営業秘密管理と商品・貸与役務の類似性

「営業秘密管理指針改訂の概要」は、合理的区分の位置付け、従業員にとっての秘密管理意思の認識可能性、クラウドのアクセス管理、生成ＡＩ利用に伴う非公知性のリスクを整理している。「ゴミサー」事件は、類似群コードが異なる組合せ（記事のコメントによる。判決は類似群コードに言及していない。）について、引用指定商品と同じ第７類に属する建設機械で製造業者等が販売と貸与を併せ行う実情と需要者の重なりから商品と役務の類似性を認めた。いずれも形式的な分類だけに依拠せず、管理や取引の実態を具体的に把握する必要性を示す内容である。

全記事の３行要約

区分	記事名・３行要約
特許	**令和５年(ネ)10063【電動式衝撃締め付け工具】＜清水響裁判長＞** ① 電動式衝撃締め付け工具について、モータ形式と磁石の保持態様に係る相違点の容易想到性が争われた事案である。 ② 裁判所は、乙１５発明が出力トルク増大の課題を有し、乙６文献に適用の示唆があるとしてアウタロータ型への置換を、周知技術から磁石の貼設を、それぞれ容易想到として無効の抗弁を認め、訂正の再抗弁も排斥して、原判決の認容部分を取り消して請求を棄却した。 ③ 同一技術分野における課題の共通性と、相違点を埋める技術の周知性が、組合せの動機付けを支えることを示す事例である。
特許	**令和５年(ネ)10101【照明装置】＜東海林裁判長＞** ① 照明装置について、電球色・昼光色のＬＥＤを備える製品が構成要件Ａ（赤・青・緑の各発光手段）を文言上充足するか、並びに構成要件Ａ及び構成要件Ｃ／Ｄ（生体情報に応じた調節部）について均等が成立するかが争われた事案である。 ② 裁判所は、明細書の波長範囲の記載から当該波長を含む光を発する発光手段が全て各色の発光手段に当たるとはいえず、赤・青・緑の各発光手段をそれぞれ有することを要するとして文言充足を否定し、従来技術への貢献を踏まえて均等の第１要件も否定した。 ③ 明細書の波長範囲の記載から直ちに各色の発光手段への該当性は導かれず、従来技術に対する貢献に即して本質的部分を把握すべきことを示す事例である。
特許	**令和６年(ネ)10022【検査分析のサービスを提供するシステム】＜宮坂＞** ① 検査分析サービスのシステムについて、「検査分析」が試料の分析を意味するか、リモート操作自体を意味するかが争われた事案である。 ② 裁判所は、半導体検査装置を除く記載がクレームにないとして控訴人の主張を退け、リモート制御の確認も試料分析の一工程にすぎないとして、非充足とした原判決を維持し、控訴を棄却した。 ③ 審査経過に基づく解釈もクレームの記載と整合する必要があり、検査分析のための一工程と検査分析自体を区別すべきことを示す事例である。
特許	**令和５年(行ケ)10061【燃焼器及びボイラ】＜宮坂＞** ① 燃焼器及びボイラについて、主引用発明にアンモニア利用技術を適用する動機付けと温度領域等の相違点が争われた事案である。 ② 裁判所は、出願当時の二酸化炭素排出量低減という社会的要請及び技術常識から動機付けを認め、相違点１・２を容易想到として、取消決定を維持した。 ③ 出願時の社会的要請と技術常識は課題の共通性を支え、温度表現は比較対象を踏まえて評価されることを示す事例である。
特許	**令和５年(行ケ)10110【カラーテクスチャを伴う口腔内ＯＣＴ】＜本多＞** ① 口腔内ＯＣＴについて、「登録を通じてまたは登録を通じずに」と「結合すること」の解釈が争われた事案である。 ② 裁判所は、「登録を通じてまたは登録を通じずに」との特定事項の有無により本願発明の特定事項は実質的に変わらず、結合も特定の次元や表示形態に限定されないとして進歩性を否定する審決を維持した。 ③ 選択肢を併記した文言やデータ結合の文言が、明細書の特定実施形態に当然に限定されるものではないことを示す事例である。
特許	**令和５年(行ケ)10084【電動式衝撃締め付け工具】＜清水響＞** ① 電動式衝撃締め付け工具について、インナロータ型からアウタロータ型への置換及び磁石の貼設の容易想到性が争われた事案である。 ② 裁判所は、訂正要件に係る取消事由は排斥したが、トルク向上が周知の課題であり、アウタロータ型の利点及び接着剤による固定も周知であったとして進歩性を否定し、無効審判請求を不成立とした審決を取り消した。 ③ 部品の置換を検討する際には、主引用発明の課題と置換先の既知の利点との対応が動機付けを左右することを示す事例である。
特許	**令和５年(行ケ)10103【光フェルール】＜本多＞** ① 光フェルールの「分割線加工物」の解釈と、引用発明を金型成形した際の分割線の位置が争われた事案である。 ② 裁判所は、分割線加工物に具体的な大きさ等の限定はなく、引用発明の成形時にも同じ位置に生じるとして進歩性を否定した。 ③ 製造に伴って生じる構造は、その文言の限定と製造時の必然性を対応させて評価する必要があることを示す事例である。
特許	**令和５年(行ケ)10107【誘導加熱コイルユニット】＜清水響裁判長＞** ① 誘導加熱コイルユニットについて、材料・ユニットの解釈と、冷却経路及び整流部に係る各請求項の進歩性が争われた事案である。 ② 裁判所は、請求項１・４の進歩性を否定し、これらを前提とする請求項５・６に係る判断も前提を欠くとして、審決のうち請求項１、４～６に係る部分を取り消す一方、冷却経路の相違や合流機能等を踏まえて請求項２・３の進歩性を認めた。 ③ 「で構成され」や「ユニット」の一般的な文言と、冷却流路の具体的構成・機能とを分けて検討すべきことを示す事例である。

区分	記事名・３行要約
特許	**令和５年(行ケ)10104【非常に低い抵抗材料で形成された…デバイス】＜清水響＞** ① 低抵抗材料を用いるデバイスについて、超伝導状態及びジョセフソン効果の実現を裏付ける開示の十分性が争われた事案である。 ② 裁判所は、抵抗値ゼロを示す試験結果や超伝導部分の具体的利用方法等がなく、技術常識に反する記載を裏付ける根拠もないとして実施可能要件違反とした。 ③ 技術常識と異なる現象を前提とする発明では、その現象及び実施方法を裏付ける具体的開示が必要となることを示す事例である。
特許	**令和６年(ネ)10010【女性用衣料】＜中平裁判長＞** ① 女性用衣料について、連結・調節機能の解釈と、控訴理由書で追加された無効理由の取扱いが争われた事案である。 ② 裁判所は侵害判断を維持し、新たな無効理由は時機に後れたものとしつつ、この限度では訴訟完結を遅延させないとして内容も判断し、無効を認めなかった。 ③ 控訴理由書での主張でも提出時期と重過失が問題となり、実際の却下には訴訟完結の遅延の検討も必要となる事例である。
特許	**令和５年(行ケ)10124【動画像復号装置】＜宮坂裁判長＞＝令和５年(行ケ)10125** ① 動画像復号装置の特許取消決定取消訴訟で、訂正前後に共通する「動きベクトル候補の数を変更するための制御情報」が明細書に記載されているか（変更フラグ、閾値Ｔｈ、最大ベクトル数が該当するか）が争われた事案である。 ② 裁判所は、同制御情報には候補数の変更との目的・手段の関係を要し、結果的・間接的な影響では足りないとして明細書に記載がないとし、訂正を新規事項追加として認めず、訂正前の請求項１・２もサポート要件に違反するとして取消決定を維持した。 ③ 「ための」という機能的文言を含むクレームについて、明細書に結果としての候補数の変化しか記載されていない場合、その文言を更に限定する訂正は認められず、サポート要件も満たさないとされた事例である。
特許	**令和５年(行ケ)10148【販売システム】＜中平裁判長＞** ① 販売システムについて、主引用発明（甲１発明）に甲２～甲４記載の事項を組み合わせて、相違点である構成要件（Ｄ）（Ｅ）（団体情報に基づく注文情報の抽出と、団体の担当者が閲覧できる形式での注文リストの出力）に至るか、及びその動機付けが争われた事案である。 ② 裁判所は、甲２～甲４に構成要件（Ｄ）（Ｅ）の記載がなく組合せの前提を欠くとし、さらに、仮にリスト化が周知技術であっても、学校の担当者が閲覧できる形式での出力は販売店の業務負担軽減という主引用発明の目的と相容れず動機付けもないとして、進歩性を認めた審決を維持した。 ③ 組合せの容易想到性では、追加する構成が主引用発明の目的に適合するかを検討する必要があることを示す事例である。
特許	**令和６年(ネ)10019【転がり装置】＜宮坂裁判長＞** ① 転がり装置について、転送路等の構成に加え、無負荷領域の生成及び摩擦力の大小関係の充足性が争われた事案である。 ② 裁判所は構成要件１－Ａ・２－Ａを充足すると判断したが、予圧をかけて使用される被控訴人製品では無負荷領域が生成されるとはいえず、遠心力に関する控訴人の主張は具体的な裏付けを欠き、摩擦力の関係についても具体的な証拠がないとして、特許権者の請求を認めなかった。 ③ 一部の構成要件で広い解釈が採られても、使用時の荷重や摩擦等に係る別の構成要件の立証が必要となることを示す事例である。
特許	**令和５年(行ケ)10143【手押部材】＜清水響裁判長＞** ① 手押部材について、無効審判請求を不成立とした審決の取消訴訟で、コ字状ハンドル用の安全カバー（甲８）を上下方向の長尺状の手押部材に適用する動機付け等が争われた事案である。 ② 裁判所は、甲８の安全カバーがコ字状ハンドルの水平部分をグリップ部とし、カーブ部分に取り付けることを前提とした技術的意義を有するとして、上下方向の長尺状の手押部材への適用の動機付けを否定して阻害要因も認め、甲９を主引用例とする組合せでも容易想到性を否定して、審決を維持した。 ③ 引用例の部材が前提とする取付対象の形状と技術的意義は、形状の異なる部材への適用の動機付け及び阻害要因の検討に関わることを示す事例である。
特許	**東京地判令和５年(ワ)70407【電子タバコ用充填物】＜杉浦裁判長＞** ① 電子タバコ用充填物について、捲縮加工等の過程で生じた断裂部が「切込み」に当たるかが争われた事案である。 ② 裁判所は、辞書、明細書及び作用効果から「切込み」を刃物で人為的・能動的に形成した構造と解し、裂け目・割れ目は非充足とした。 ③ 外観の類似だけでは足りず、クレームの構造が形成手段及び作用効果とどのように結び付いているかが問題となる事例である。
特許	**東京地判令和５年(ワ)70393【起伏収容式仮設防護柵】＜中島裁判長＞** ① 起伏収容式仮設防護柵について、角筒状の回動部材が「回動板状部材」に当たるかが争われた事案である。 ② 裁判所は、薄型化・コンパクト化に関する明細書の記載から薄い板状の部材を意味すると解し、文言侵害及び均等侵害を認めなかった。 ③ 形状を表すクレーム文言は、明細書に示された課題解決手段との関係で解釈されることを示す事例である。

区分	記事名・３行要約
特許	**令和６年(ネ)10045【廃水処理装置】＜清水響裁判長＞** ① 廃水処理装置について、微生物を用いる槽に酸素とともにオゾンを追加する手段が「酸素供給手段」に当たるかが争われた事案である。 ② 裁判所は、積極的なオゾン追加が生物処理の促進及び残存オゾン低減という技術的思想と相容れず、クレーム上もオゾン供給手段と酸素供給手段が区別されているとして非充足とし、専用実施権者の控訴を棄却した。 ③ 機能の一部を備えていても、追加機能が発明の課題解決と相容れない場合には、そのクレーム文言に含まれないことがあると示す事例である。
知財一般	**＜知財実務オンライン＞「営業秘密管理指針改訂の概要」（経済産業省　黒川直毅弁護士）** ① 営業秘密管理指針の２０２５年改訂を、テレワーク、クラウド、生成ＡＩ及び近時の裁判例との関係から解説する記事である。 ② 合理的区分の位置付け、秘密管理意思の客観的認識可能性、アクセス管理、有用性及び非公知性の判断を整理している。 ③ 改訂の重点が形式的な管理から実態に即した認識可能性の確保へ移ったとし、企業に管理措置の客観的認識可能性についての説明責任が求められるようになると予測するとともに、生成ＡＩへの入力データの学習利用による非公知性喪失のリスク等の記述が追加されたことを紹介する内容である。
特許	**令和５年(行ケ)10132【地盤固結材】＜清水響裁判長＞** ① 地盤固結材について、溶液型グラウトの注入条件を懸濁型グラウトに適用する容易想到性が争われた事案である。 ② 裁判所は、水硬性と土中のアルカリ分との反応という固結原理の相違及び適用の示唆の欠如から進歩性を認め、取消決定を取り消した。 ③ 同じ地盤改良技術でも、固結メカニズムが異なれば、注入条件をそのまま移すことが容易とはいえないことを示す事例である。
特許	**令和７年(ネ)10043【車両誘導システム】＜本多裁判長＞** ① 車両誘導システムについて、車両が任意の経路で目的地に戻れる場合に、所定のルートへの「誘導」が認められるかが争われた事案である。 ② 裁判所は、一般道路等に出た後に運転者の意思で戻れるだけでは所定の誘導に当たらず（一部のシステムには戻る経路自体がない。）、被告各システムには「一般車用出入口」もなく、隣接する別のインターチェンジの一般車用出入口もこれに含まれないとして、原判決と異なり非充足とし、原判決中の控訴人敗訴部分を取り消して請求を棄却した。 ③ 誘導先までの接続関係と装置が実際に導く範囲を、運転者の任意の行動による到達可能性と区別すべきことを示す事例である。
特許	**令和６年(ネ)10033【庇】＜中平裁判長＞** ① 庇の前縁板について、コ字状の部分が、前面を雨水のガイド面とする「縦板部」に当たるかが争われた事案である。 ② 裁判所は、横方向の部分を含む形状及びガイド面と当接部の離間等から文言充足を否定し、均等の第１要件及び第２要件を否定して均等侵害も認めず控訴を棄却した。 ③ 板の区分、接触箇所及びガイド面の位置関係を、庇の小型化という目的との関係で検討すべきことを示す事例である。
特許	**東京地判令和５年(ワ)70272【親綱支柱用治具】＜國分裁判長＞** ① 親綱支柱用治具について、折り曲げ部の位置及び板の長さとフランジ幅の関係の充足性と、反訴として原告による侵害告知の不正競争（信用毀損）該当性が争われた事案である。 ② 裁判所は、被告製品が両構成を文言上充足せず、相違部分が本質的部分に当たるとして均等の第１要件を否定し、本訴を棄却した。他方、原告のＳＮＳ投稿による侵害告知は不正競争防止法２条１項２１号の虚偽事実の流布に当たるとして、反訴のうち差止請求及び５５万円の限度で損害賠償請求を認容した。 ③ 部材間の連続性と寸法関係は、文言充足に加えて、従来技術との対比を踏まえた本質的部分の認定にも関わり、非侵害の結論は侵害告知の内容が虚偽の事実に当たるかの判断にも直結することを示す事例である。
特許	**東京地判令和５年(ワ)70607【遠隔操縦無人ボート】＜杉浦裁判長＞** ① 遠隔操縦無人ボートについて、通信途絶と電源残量に関する２つの帰還条件を判断する構成が争われた事案である。 ② 裁判所は、第１制御装置（構成要件Ｊ）は両方の危機的状況に対処できる機構を備えることを前提とすると解し、帰還開始の下限電圧を通常設定できる上限の４９Ｖとしても電力量の残量が満充電時の２０％台まで低下する被告製品は構成要件Ｊを充足しないとし、均等も第５要件を欠くとして否定した。 ③ 「少なくとも一方」という発動条件と、両条件を判断できる装置構成の要否を、発明の課題に即して区別すべきことを示す事例である。
特許	**東京地判令和５年(ワ)70219【商取引システム】＜杉浦裁判長＞** ① 商取引システムについて、関税情報を含む事前通関情報の取得及び商取引装置への通知の充足性が争われた事案である。 ② 裁判所は、出品者が入力するＨＳコードや「登録完了」の受信から所定の関税情報の取得は認められないとして構成要件Ｄを非充足とし、事前通関情報を取得しない以上その通知もないとして、送信内容が証拠上明らかでない点を措いても構成要件Ｅを非充足とした。 ③ 情報の名称だけでなく、内容、取得元及び送信先を特定して、各情報処理の実行を立証する必要があることを示す事例である。

区分	記事名・３行要約
特許	**令和５年(行ケ)10144【食品電場処理装置用直流超高電圧電源装置】＜中平裁判長＞** ① 食品電場処理装置用電源について、周知技術の補強文献追加に伴う手続と電源回路等の容易想到性が争われた事案である。 ② 裁判所は、追加文献は周知性の補強であって新たな拒絶理由ではないとし、電源回路及び電圧測定に関する周知技術から進歩性を否定した。 ③ 引用資料の追加が新たな拒絶理由か既存認定の補強かを区別し、関連部材の技術分野も当業者の知識として検討する必要がある事例である。
特許	**令和６年(ネ)10044【ヘアーアイロン】＜中平裁判長＞** ① 発明の名称を「ヘアーアイロン」とする発明についての特許を受ける権利が控訴人の代表権限を有しない者により譲渡されたとして、特許権者として登録されている被控訴人に対し、特許法７４条１項に基づく移転登録手続を求めた事案である。 ② 裁判所は、虚偽の外観の作出に控訴人自身の内部事情や行為が一因となったことに加え、真の代表者が虚偽の外観を長期間放置したことから重い帰責性を認め、被控訴人らの善意無過失も認めて、民法９４条２項の類推適用により請求を棄却した原判決を維持した。 ③ 権利の帰属を争う際には、無権限の外観を認識した時期と、その後に是正措置を講じたかが重要となる事例である。
特許	**令和５年(行ケ)10139【遊技機】＜清水響裁判長＞** ① 遊技機の一部オートモードについて、重要な演出を手動操作に残す構成の新規性・進歩性と、審判で拒絶理由通知をせずに拒絶査定と異なる引用発明に基づいて補正を却下した手続の適否が争われた事案である。 ② 裁判所は、期待度の高い演出のみ非オートとする引用文献の開示から本願補正発明の進歩性を否定して補正却下を是認し、本願発明は引用発明２と実質的に同一（予備的に進歩性欠如）とした。また、独立特許要件違反による補正却下には法文上拒絶理由通知を要せず、例外を考える場合でも、引用発明１・２は同一文献に基づき内容に共通の部分があり、同文献は拒絶理由通知で引用済みであったから不意打ちに当たらないとした。 ③ 審判請求時の補正を独立特許要件違反で却下する場合、拒絶査定で示していない引用発明に基づくときでも拒絶理由通知は原則として要せず、手続保障上の例外を考える場合も、根拠文献の同一性、内容の共通部分及びその文献が既に拒絶理由通知で示されていたかが考慮されることを示す事例である。
特許	**東京地判令和５年(ワ)70619【船舶の両舷ドラフト差測定装置】＜中島裁判長＞** ① 船舶の両舷ドラフト差測定装置をめぐる反復した訴訟の後、元従業員が、前訴での会社の虚偽主張により不要な特許維持費用を支出したとして損害賠償を求めるとともに本件特許権の帰属確認を求め、会社が不当訴訟を理由に反訴した事案である。 ② 裁判所は、特許権の帰属確認の訴えを訴えの利益を欠く又は特許法の趣旨に照らし不適法として却下し、会社の虚偽陳述や特許維持費用との責任関係を認めず、会社側の反訴も提訴が著しく相当性を欠くとまではいえないとして認めなかった。 ③ 職務発明の認定（確認の訴えを却下した上で念のため示された判断）に係る業務・費用・試験の実態と、訴え提起自体の違法性を、それぞれの要件に沿って検討すべきことを示す事例である。
商標	**【商標法★】「ゴミサー」の標準文字からなる本件商標に係る本件指定役務の第４０類「生ゴミ処理機の貸与、化学機械器具の貸与」が「ゴミサー」の標準文字からなる引用商標に係る引用指定商品の第７類「生ゴミ処理機、液体肥料製造装置」と類似する（商標法４条１項１１号該当）と判断し、本件指定役務中の第４０類「生ゴミ処理機の貸与」が引用指定商品中の第７類「生ゴミ処理機」と類似しない（商標法４条１項１１号不該当）等と判断して本件商標登録の無効審判請求を不成立とした審決を取り消した事例、** ① 「ゴミサー」について、第４０類の機械貸与役務と第７類の機械商品との類似性が争われた商標登録無効審決取消訴訟である。 ② 裁判所は、機械の販売と貸与を同一事業者等が行う取引実情及び需要者の共通性から類似性を認め、無効不成立審決を取り消した。 ③ 記事のコメントが指摘する類似群コードの相違だけで判断せず、関連する機械分野の取引実情や需要者の重なりを具体的に立証すべきことを示す事例である。

令和５年(ネ)10063【電動式衝撃締め付け工具】＜清水響裁判長＞

公開日：2026年04月23日

原記事ＵＲＬ：https://www.nakapat.gr.jp/ja/note/%e4%bb%a4%e5%92%8c5%e5%b9%b4%e3%83%8d10063%e3%80%90%e9%9b%bb%e5%8b%95%e5%bc%8f%e8%a1%9d%e6%92%83%e7%b7%a0%e3%82%81%e4%bb%98%e3%81%91%e5%b7%a5%e5%85%b7%e3%80%91%ef%bc%9c%e6%b8%85%e6%b0%b4%e9%9f%bf/

令和５年(ネ)10063【電動式衝撃締め付け工具】＜清水響裁判長＞

進歩性×

＜相違点Ａ＞電動モータに関し、本件発明は「アウタロータ型」であるのに対し、乙１５発明は「インナロータ型」である点。

＜相違点Ｂ＞磁石の保持態様が、本件発明は「磁石がステータの外周側に隙間を設けて貼設」されているのに対し、乙１５発明は磁石保持態様が明示されていない点。

１．相違点Ａ（アウタロータ型）の容易想到性
この技術分野では、出力トルクの増大及び小型・軽量化が一般的な課題であった。
＋乙６文献には、電動手工具への応用のための高トルク機械及びアウタロータ型の積層構造機が記載され、電動手工具への適用が示されている。インナロータ型と比較したアウタロータ型の高トルク化の利点は乙21・乙22にも記載され、判決は乙23の同旨の記載も参照した。ただし、乙23が本件優先日前に頒布されたかは判然としないとされている。
⇒当業者が、乙１５発明の課題を解決するために、同じ技術分野に属する乙６発明Ａを適用し、インナロータ型をアウタロータ型に置換することは容易想到。

２．相違点Ｂ（磁石の固定構造）の容易想到性
電動モータにおいて、接着剤を用いて磁石をロータに隙間を設けて貼設する技術は、本件優先日当時の周知技術であった。

【判決の補足】原記事の「出力トルクの増大及び小型・軽量化が一般的な課題であった」について、判決は「工具の小型化及び軽量化を図るとの観点からも、パワーハンドツール（電動手工具）である電動式衝撃締め付け工具においては、電動モータの出力トルクを大きくすることが一般的に要請されていたものと認められる。」とする（判決２０頁２～５行）。また、原記事は「乙６文献には、電動手工具用のアウタロータ型電動モータが高トルク化に有利であることが記載されている」とするが、判決は、アウタロータ型がインナロータ型よりも高トルクである旨等の記載を乙２１～乙２３の記載として摘示し（判決２１頁１１行～２２頁１３行）、乙６文献については「電動手工具（パワーハンドツール）への応用のための高トルク機械」等の記載を摘示している（判決２１頁２２～２３行）。 判決本文

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-93022.pdf

※本稿の内容は，一般的な情報を提供するものであり，法律上の助言を含みません。
執筆：弁護士・弁理士　高石秀樹（第二東京弁護士会）
本件に関するお問い合わせ先：h_takaishi☆nakapat.gr.jp（☆を@に読み換えてください。）

令和５年(ネ)10101【照明装置】＜東海林裁判長＞

公開日：2026年04月23日

原記事ＵＲＬ：https://www.nakapat.gr.jp/ja/note/%e4%bb%a4%e5%92%8c6%e5%b9%b4%e3%83%8d10101%e3%80%90%e7%85%a7%e6%98%8e%e8%a3%85%e7%bd%ae%e3%80%91%ef%bc%9c%e6%9d%b1%e6%b5%b7%e6%9e%97%e8%a3%81%e5%88%a4%e5%ae%98%ef%bc%9e/

令和５年(ネ)10101【照明装置】＜東海林裁判長＞

【事件番号の照合注記】冒頭の注記のとおり、判決原本の事件番号は令和５年(ネ)10101である。原記事の見出しと判決の事件番号は異なる。 判決原本１頁

＜構成要件Ａ（赤色、青色、緑色の各発光手段）＞

＜文言非充足＞
⇒裁判所は、概ね610～670ｎｍの波長を含む光を発する発光手段が全て構成要件Ａの赤色発光手段に含まれるとは解釈できないとした。対象製品のＬＥＤが赤色発光手段に該当するとの主張は採用されなかった。
また、特許発明は赤・青・緑の「三つの発光手段」をそれぞれ区別して有することを要件としているが、対象製品は電球色と昼光色の２種類の発光手段しか有しておらず、構成要件Ａを充足しない。

＜均等不成立＞
乙３には既に、生体情報（覚醒度合）に応じて２つの光源の光量比を変化させ、総光量を一定に保つ技術が開示されていたことから、本件発明の従来技術に対する貢献の程度は大きいとはいえず、その本質的部分は特許請求の範囲の記載に近接したもの（覚醒度合に関する生体情報に応じ、赤色・青色・緑色の３つの発光手段の発光量の総和を略一定にしたまま発光量比を変化させる調節部を有する点）になる。～第１要件×

【判決の補足】原記事の「明細書において各発光手段は特定の波長帯域（赤色は概ね610～670nm等）を持つものとして定義されており」は控訴人の主張に対応する記載であり、判決は「「概ね６１０～６７０ｎｍの波長」を含む光を発する発光手段が全て構成要件Ａの「赤色光を発光する赤色発光手段」に含まれると解することはできない。」とする（判決１０頁１１～１３行）。また、判決が本件発明の本質的部分と認定したのは、覚醒度合に関する生体情報に応じて赤色、青色及び緑色の三つの発光手段の発光量の総和を略一定としたまま発光量比を変化させるための「調節部」を有する点である（判決１５頁８～１３行）。 判決本文

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-93282.pdf

※本稿の内容は，一般的な情報を提供するものであり，法律上の助言を含みません。
執筆：弁護士・弁理士　高石秀樹（第二東京弁護士会）
本件に関するお問い合わせ先：h_takaishi☆nakapat.gr.jp（☆を@に読み換えてください。）

令和６年(ネ)10022【検査分析のサービスを提供するシステム】＜宮坂＞

公開日：2026年04月23日

原記事ＵＲＬ：https://www.nakapat.gr.jp/ja/note/%e4%bb%a4%e5%92%8c6%e5%b9%b4%e3%83%8d10022%e3%80%90%e6%a4%9c%e6%9f%bb%e5%88%86%e6%9e%90%e3%81%ae%e3%82%b5%e3%83%bc%e3%83%93%e3%82%b9%e3%82%92%e6%8f%90%e4%be%9b%e3%81%99%e3%82%8b%e3%82%b7%e3%82%b9/

令和６年(ネ)10022【検査分析のサービスを提供するシステム】＜宮坂裁判長＞

「検査分析」の意義と対象について、控訴人は、審査過程において半導体等の検査装置を除外した経緯等から、本件発明における「検査分析」の対象は「試料」ではなく「リモート操作」自体であると主張した。

＜本判決＞
特許請求の範囲に半導体検査装置を除く旨の記載が存在しないから、控訴人の主張はクレームの記載に基づかないため採用できない。
明細書における「リモート制御できるか確認する」との記載は、あくまで「試料」を検査分析するための一工程にすぎず、それ自体が検査分析を意味するものではない。

⇒非充足

【判決の補足】原記事の「リモート制御できるか確認する」は明細書の文言そのものではなく、判決が摘示する本件明細書【００３４】の記載は「・・・ユーザ自身でユーザのワークステーションまたはパソコンを用いて、検査分析装置のリモート制御できるか、否か、確認できるようにした。」である（判決４頁７～９行）。判決本文

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-93334.pdf

※本稿の内容は，一般的な情報を提供するものであり，法律上の助言を含みません。
執筆：弁護士・弁理士　高石秀樹（第二東京弁護士会）
本件に関するお問い合わせ先：h_takaishi☆nakapat.gr.jp（☆を@に読み換えてください。）

令和５年(行ケ)10061【燃焼器及びボイラ】＜宮坂＞

公開日：2026年04月23日

原記事ＵＲＬ：https://www.nakapat.gr.jp/ja/note/%e4%bb%a4%e5%92%8c5%e5%b9%b4%e8%a1%8c%e3%82%b110061%e3%80%90%e7%87%83%e7%84%bc%e5%99%a8%e5%8f%8a%e3%81%b3%e3%83%9c%e3%82%a4%e3%83%a9%e3%80%91%ef%bc%9c%e5%ae%ae%e5%9d%82%ef%bc%9e/

令和５年(行ケ)10061【燃焼器及びボイラ】＜宮坂＞

*進歩性×（出願日の社会的要請～動機付けあり）

甲２発明（主引用例）と甲１技術とは、共に燃焼熱を利用する装置として同一の技術分野に属する。
本件特許出願当時、二酸化炭素排出量の低減は社会的要請であり、アンモニアの燃焼熱を熱源として利用することは技術常識であった。
⇒課題及び解決手段において共通しており、当業者が甲２発明に甲１技術を適用する動機付けは存在する。

＜相違点１（バーナ構造）の容易想到性＞
甲１技術も、アンモニアを酸素が少ない還元性雰囲気（第２の反応領域）に供給して熱分解し、窒素酸化物の生成を抑制するものであり、本件発明と基本的な作用機序において異なるところはない。

＜相違点２（高温度領域）の容易想到性＞
甲１における「比較的低温」とは、炎の外側の最も高温な領域と比較した相対的な表現にすぎない。甲１の「第２の反応領域」はアンモニアを熱分解するに足りる温度となっており、これは本件発明の「高温度領域」に相当する。したがって、相違点２についても当業者が容易に想到し得たものである。

（判旨抜粋）
本件特許の出願当時、二酸化炭素排出量低減が社会的要請ないし周知の課題であったことが認められる。また、アンモニアの燃焼熱を熱源として利用することについては、甲１における従来技術としても「アンモニヤガスを燃焼する際に生ずる熱を経済的に利用することは知られており」と言及されており、しかも、証拠（乙５～７）によれば、本件特許の出願当時、アンモニアの燃焼熱の熱源としての利用は技術常識であったと認めることができる。そうすると、甲２発明と甲１技術は、燃焼熱を利用する装置という同じ技術分野に属するといえ、さらに、上記周知の課題や技術常識に照らせば、課題及び解決手段の点において共通していることは当業者には明らかであり、甲２発明に甲１技術を適用する動機付けがある…。

【判決の補足】原記事の「炎の外側の最も高温な領域と比較した相対的な表現にすぎない」について、判決は「甲１の「比較的低温で燃焼」という上記記載は、酸素が直接燃焼ガス流に当たって高温を発する「一方の反応領域」との対比において、相対的に低温であると説明するものと理解することができ、そのような理解が不自然ともいえない。」とする（判決２６頁１７～２０行）。また、原記事の「本件発明の「高温度領域」」について、判決は「そのような領域は本件発明３及び４の「高温度領域」に相当するものといえる。」とする（判決２６頁１２～１３行）。 判決本文

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-93197.pdf

※本稿の内容は，一般的な情報を提供するものであり，法律上の助言を含みません。
執筆：弁護士・弁理士　高石秀樹（第二東京弁護士会）
本件に関するお問い合わせ先：h_takaishi☆nakapat.gr.jp（☆を@に読み換えてください。）

令和５年(行ケ)10110【カラーテクスチャを伴う口腔内ＯＣＴ】＜本多＞

公開日：2026年04月23日

原記事ＵＲＬ：https://www.nakapat.gr.jp/ja/note/%e4%bb%a4%e5%92%8c5%e5%b9%b4%e8%a1%8c%e3%82%b110110%e3%80%90%e3%82%ab%e3%83%a9%e3%83%bc%e3%83%86%e3%82%af%e3%82%b9%e3%83%81%e3%83%a3%e3%82%92%e4%bc%b4%e3%81%86%e5%8f%a3%e8%85%94%e5%86%85%ef%bd%8f/

令和５年(行ケ)10110【カラーテクスチャを伴う口腔内ＯＣＴ】＜本多＞

*進歩性×（不服審決維持）

構成要件Ｄの「登録を通じてまたは登録を通じずに」について、明細書には、共通の光路を用いて追加処理なしでデータを取得する形態（登録を通じずに）と、別個のカメラを用いて追加処理を行う代替形態（登録を通じて）の双方が記載されている。
⇒引用発明が「結合」の要件を満たすのであれば、この「登録を通じてまたは…」という特定事項の有無によって発明の実質的な特定事項は変わらない。

「結合すること」の技術的意義について、特許請求の範囲においてデータの次元は特定されていない。
明細書の記載に照らしても、「結合」とは、座標（Ｘ、Ｙ）ごとにＲ、Ｇ、Ｂの各値とＩＯＣＴ測定値を相関付けることを意味するものの、表示する際の画像の形態を特定の次元やテクスチャマッピング等に限定するものとは解されない。

⇒審決の認定に誤りはない。

【判決の補足】原記事の「座標（Ｘ、Ｙ）」について、判決は「座標（ｘ、ｙ）」と表記している（判決１３頁１７～１８行）。判決本文

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-93166.pdf

※本稿の内容は，一般的な情報を提供するものであり，法律上の助言を含みません。
執筆：弁護士・弁理士　高石秀樹（第二東京弁護士会）
本件に関するお問い合わせ先：h_takaishi☆nakapat.gr.jp（☆を@に読み換えてください。）

令和５年(行ケ)10084【電動式衝撃締め付け工具】＜清水響＞

公開日：2026年04月23日

原記事ＵＲＬ：https://www.nakapat.gr.jp/ja/note/%e4%bb%a4%e5%92%8c5%e5%b9%b4%e8%a1%8c%e3%82%b110084%e3%80%90%e9%9b%bb%e5%8b%95%e5%bc%8f%e8%a1%9d%e6%92%83%e7%b7%a0%e3%82%81%e4%bb%98%e3%81%91%e5%b7%a5%e5%85%b7%e3%80%91%ef%bc%9c%e6%b8%85%e6%b0%b4/

令和５年(行ケ)10084【電動式衝撃締め付け工具】＜清水響＞

*進歩性×

＜相違点１（インナロータ型からアウタロータ型への置換）＞
引用発明（甲２：電動工具）の技術分野において「トルクを高めること」は周知の課題であり、アウタロータ型モータ（甲１）が高トルク化に有利であることも周知であった。
⇒甲２のインナロータ型モータを甲１のアウタロータ型に置き換える動機付けが存在し、当業者が容易になし得た。

＜相違点２（磁石の貼設）＞
モータの磁石を接着剤で固定（貼設）することは周知技術であった。

【判決の補足】判決は、原記事の「相違点１」「相違点２」に当たる相違点を「相違点Ⅰ」「相違点Ⅱ」と表記している（判決２２頁１２行、同頁１７行）。また、原記事は「アウタロータ型モータ（甲１）が高トルク化に有利であることも周知であった」とするが、判決は「本件優先日当時、甲１発明のようなアウタロータ型モータは、インナロータ型モータよりも高トルク化が容易であることは周知であったと認められる（甲１８から２０まで）。」とし（判決２９頁１０～１２行）、周知性の根拠を甲１８～甲２０としている。 判決本文

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-93258.pdf

※本稿の内容は，一般的な情報を提供するものであり，法律上の助言を含みません。
執筆：弁護士・弁理士　高石秀樹（第二東京弁護士会）
本件に関するお問い合わせ先：h_takaishi☆nakapat.gr.jp（☆を@に読み換えてください。）

令和５年(行ケ)10103【光フェルール】＜本多＞

公開日：2026年04月16日

原記事ＵＲＬ：https://www.nakapat.gr.jp/ja/note/%e4%bb%a4%e5%92%8c5%e5%b9%b4%e8%a1%8c%e3%82%b110103%e3%80%90%e5%85%89%e3%83%95%e3%82%a7%e3%83%ab%e3%83%bc%e3%83%ab%e3%80%91%ef%bc%9c%e6%9c%ac%e5%a4%9a%ef%bc%9e/

令和５年(行ケ)10103【光フェルール】＜本多＞

本願発明における「分割線加工物」とは、金型成形時に生じるパーティングライン（段差やバリ）のことであり、それ以上の具体的な大きさ等の限定はない。
引用発明を金型「成形」する場合、その外形形状（アンダーカットの回避やバリを目立たなくする設計）から、必然的に本願発明と同じ位置（嵌合面の外縁や稜線）にパーティングライン、すなわち分割線加工物が生じる。
⇒進歩性×

【判決の補足】判決は、「金型を用いた成型における「分割線」（パーティングライン）とは、金型の合わせ目のことを意味し」とし（判決１５頁６～７行）、「本願発明の「分割線加工物」とは、成型品上に生じる金型の合わせ目に起因する段差状ライン又はバリ状ラインのことを意味するものと解される。」とする（判決１５頁９～１０行）。判決は、パーティングライン（金型の合わせ目）と、これに起因して成型品上に生じる分割線加工物とを区別しており、原記事の「パーティングライン、すなわち分割線加工物」とは用語の使い方が異なる。 判決本文

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-93253.pdf

※本稿の内容は，一般的な情報を提供するものであり，法律上の助言を含みません。
執筆：弁護士・弁理士　高石秀樹（第二東京弁護士会）
本件に関するお問い合わせ先：h_takaishi☆nakapat.gr.jp（☆を@に読み換えてください。）

令和５年(行ケ)10107【誘導加熱コイルユニット】＜清水響裁判長＞

公開日：2026年04月16日

原記事ＵＲＬ：https://www.nakapat.gr.jp/ja/note/%e4%bb%a4%e5%92%8c5%e5%b9%b4%e8%a1%8c%e3%82%b110107%e3%80%90%e8%aa%98%e5%b0%8e%e5%8a%a0%e7%86%b1%e3%82%b3%e3%82%a4%e3%83%ab%e3%83%a6%e3%83%8b%e3%83%83%e3%83%88%e3%80%91%ef%bc%9c%e6%b8%85%e6%b0%b4/

令和５年(行ケ)10107【誘導加熱コイルユニット】＜清水響裁判長＞

１．請求項１について（進歩性×）
特許請求の範囲の「～で構成され」という記載は、その材料「のみ」で構成されることに限定されず、一部に含まれる場合も許容される。

（判旨抜粋）
請求項１においては、ケースの構成につき「電気絶縁性を有するセラミックまたは樹脂で構成され前記加熱コイルを収容するケース」と記載されるにとどまり、ケースが電気絶縁性を有するセラミック又は樹脂という要素「のみ」により構成されることを表すような文言は記載されていない。なお、本件明細書の発明の詳細な説明の記載を参酌しても、特許請求の範囲に記載されたケースが前記の要素のみから構成される趣旨であることを示唆するような記載は見当たらない。そうすると、本件発明１のケースが前記の要素のみにより構成されるものに限定されるものと解することはできないから、本件発明１の「電気絶縁性を有するセラミックまたは樹脂で構成され前記加熱コイルを収容するケース」は、前記の要素を含む構成のものであれば足りると解するのが相当である。
次に、本件発明１の「誘導加熱コイルユニット」は、本件特許の特許請求の範囲の請求項１においても、文言上、「ユニット」に特別な意味があることを示すような記載はされていない。本件明細書の発明の詳細な説明の記載を参酌しても、「誘導加熱コイルユニット」の構成に何らかの限定がされることを示唆するような記載は見当たらない。
したがって、本件発明１の「誘導加熱コイルユニット」とは、単に「誘導加熱コイルを含む構成単位」（ユニットとは、構成単位を意味する。）を意味するものと解するのが相当である。

２．請求項２について（進歩性〇）
甲４発明（誘導加熱調理器）は冷却経路の構造が不明確であり、甲５発明（電気調理器）は吸排気口の配置や冷却経路の構成（複数の流路に分割）が本件発明２（鋭角配置＋仕切り部）とは異なる。
これらを組み合わせたり変更したりする動機づけはなく、容易想到ではない。

３．請求項３について（進歩性〇）
本件発明３の「整流部」は、気体を分岐または「合流」させるものである。
甲５発明の「仕切板」は気体を分岐させたまま排出するものであり、ケース内部で合流させる機能を有していない。

４．請求項４について（進歩性×）
「誘導加熱コイルユニット」とは、単にコイルを含む構成単位を意味し、完成品である甲５発明の「電気調理器」であっても、他のシステムの構成単位となり得る以上、「ユニット」に該当する。

【判決の補足】請求項２について、甲４発明に基づく判断は「甲４発明については、その冷却経路の構造が明らかではなく、甲４発明に基づき、相違点１（第１冷却経路）及び相違点２（第２冷却経路）の構成とすることが当業者にとって容易想到で

あったと認めるに足りない。」というものであり（判決３４頁１７～２０行）、判決が「このような構成とすることの動機付けは認められない。」としたのは甲５発明に基づく判断においてである（判決４７頁４行）。また、原記事は請求項５及び６に触れていないが、判決は、請求項５及び６についても、請求項１～４（請求項６については請求項１～５）の全てに進歩性が認められることを前提とした審決の判断は前提を欠くとして（判決５９頁２３～２５行、６０頁８～１０行）、審決のうち請求項１及び４～６に係る部分を取り消している（判決１頁１６～１９行）。 判決本文

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-93344.pdf

※本稿の内容は，一般的な情報を提供するものであり，法律上の助言を含みません。

執筆：弁護士・弁理士　高石秀樹（第二東京弁護士会）
本件に関するお問い合わせ先：h_takaishi☆nakapat.gr.jp（☆を@に読み換えてください。）

令和５年(行ケ)10104【非常に低い抵抗材料で形成された…デバイス】＜清水響＞

公開日：2026年04月16日

原記事ＵＲＬ：https://www.nakapat.gr.jp/ja/note/%e4%bb%a4%e5%92%8c5%e5%b9%b4%e8%a1%8c%e3%82%b110104%e3%80%90%e9%9d%9e%e5%b8%b8%e3%81%ab%e4%bd%8e%e3%81%84%e6%8a%b5%e6%8a%97%e6%9d%90%e6%96%99%e3%81%a7%e5%bd%a2%e6%88%90%e3%81%95%e3%82%8c%e3%81%9f/

令和５年(行ケ)10104【非常に低い抵抗材料で形成された…デバイス】＜清水響＞

⇒実施可能要件×

明細書等に記載された試験結果（図１４Ａ～２１Ｂ）は、温度低下に伴う抵抗の減少を示しているものの、いずれも抵抗値がゼロになったことは示されていない。
抵抗値と抵抗率は区別されるべきであり、抵抗値がゼロとなった試験結果等が示されていないことから、超伝導状態にあることは裏付けられていない。
仮に材料の一部が超伝導化したとしても、その部分のみを取り出して導体とする具体的な方法が開示されていない。

⇒ジョセフソン効果の発現について導体が超伝導状態（抵抗値ゼロ）にあることの裏付けがないのに、バリア材料にジョセフソン電流が流れるとする明細書の記載は、技術常識に反する。
そのような現象が生じ得ることを裏付ける試験結果等は明細書に記載されておらず、原告提出の宣誓書にも具体的根拠がない。

【判決の補足】原記事は「抵抗値がゼロでない以上、超伝導状態にあるとはいえない。」とするが、判決は、抵抗値がゼロでないと認定したのではなく、「超伝導状態とは抵抗値がゼロの状態であり（技術常識１）、その場合は抵抗率もゼロとなるが、本願発明の材料の抵抗値がゼロとなった試験結果等が記載されていないことは、前記のとおりである。」とする（判決１４頁１４～１７行）。判決本文

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-93330.pdf

※本稿の内容は，一般的な情報を提供するものであり，法律上の助言を含みません。
執筆：弁護士・弁理士　高石秀樹（第二東京弁護士会）
本件に関するお問い合わせ先：h_takaishi☆nakapat.gr.jp（☆を@に読み換えてください。）

令和６年(ネ)10010【女性用衣料】＜中平裁判長＞

公開日：2026年04月16日

原記事ＵＲＬ：https://www.nakapat.gr.jp/ja/note/%e4%bb%a4%e5%92%8c6%e5%b9%b4%e3%83%8d10010%e3%80%90%e5%a5%b3%e6%80%a7%e7%94%a8%e8%a1%a3%e6%96%99%e3%80%91%ef%bc%9c%e4%b8%ad%e5%b9%b3%e8%a3%81%e5%88%a4%e9%95%b7%ef%bc%9e/

令和６年(ネ)10010【女性用衣料】＜中平裁判長＞

*特許権侵害を認めた原判決を維持した。
*控訴理由書で主張した新たな無効理由を、時機後れと判断した。（一応判断した。）

＜構成要件充足性＞
「連結するとともに」とは、連結機能と調節機能を同時に有する構成を意味し、控訴人が主張するような「連結状態を維持しながら調節する」ことまでは要しない
「連結幅」とは、胴体水平方向の重なり量である。

＜無効理由＞
乙３１文献に基づく主張は「時機に後れた攻撃防御方法」であるが、被控訴人が予備的に反論し、控訴人が再反論していないため、この限度では訴訟の完結を遅延させるとまではいえないとして判断を加えた。
⇒乙３１発明は、乳房全体を覆って圧迫し動きを拘束する構成であるのに対し、本件発明は、バストの側部のみを覆って左右から引き寄せる構成であり、両者は作用機序及び構成において明確に相違する。
また、全体を覆う構成から側部のみを覆う構成への変更には阻害要因があり、進歩性も否定されない。

（判旨抜粋）
まず時機に後れた攻撃防御方法に当たるかについて検討すると、控訴人による当審における新たな無効理由の主張は、令和６年２月６日付け控訴理由書においてなされたものであるところ、特許権侵害訴訟において、無効の抗弁は、特許権の侵害に係る紛争をできる限り特許権侵害訴訟の手続内で迅速に解決するため、特許無効審判手続による無効審決の確定を待つことなく主張することができるものとされており、特許無効審判とは別の手続である民事訴訟手続内でのものであるから、審理の経過に鑑みて、審理を不当に遅延させるものであるときは、時機に後れた攻撃防御方法に当たるものとして却下されるべきである。
これを基に原審における審理経過についてみると、一審被告である控訴人は、原審において、令和３年１０月２７日提出の同月２２日付け答弁書において、被控訴人製品の本件発明の構成要件該当性を否認するとともに、乙８文献を主引用例とし、これと周知技術との組み合わせないし乙９文献を副引用例とする進歩性欠如の無効理由を主張した。これに対する一審原告である被控訴人の反論等を受け、令和４年３月１８日付け準備書面⑶において、乙８文献による新規性欠如の無効理由を追加し、これに対する被控訴人の更なる反論を受けて、令和４年５月２７日付け準備書面⑷において、更に乙８文献を主引用例とし、乙１０文献を副引用例とする進歩性欠如の無効理由を追加した。これについての被控訴人の反論に対しては、更に令和４年８月２９日付け準備書面⑸において反論をした。
そして、侵害論について当事者が主張立証を尽くしたことを前提とし、令和４年８月３１日に行われたウェブ会議の方法による書面準備手続において、裁判所から損害論に審理を進める旨の心証開示を受けて（令和４年８月３１日の書面準備手続の経過表には、協議の結果欄に、「当事者双方侵害論についての主張立証は尽くした。」「裁判長今後、損害論についての審理を進める。」との記載がある。）、損害論の審理が進められ、令和５年９月２２日に行われた口頭弁論期日において、控訴人は他に主張立証することはない旨を陳述し、原審口頭弁論が終結されて原判決が言い渡されたものである。
こうした原審での審理経過に鑑みると、当審における新たな無効理由の主張は、時機に後れて提出された攻撃防御方法に当たり、その提出が後れたことについて控訴人には重過失があるから、本来であれば却下は免れないが、被控訴人から、予備的にではあるものの、当審において提出された無効理由についての反論がされており、これに対する控訴人の再反論の主張はなく当審の口頭弁論終結に至っていることから、この限度では訴訟の完結を遅延させることになるとまではいえないため、以下、判断を加えることとする。

【判決の補足】判決は、新たな無効理由の主張が時機に後れた攻撃防御方法に当たり控訴人に重過失もあるとした上で、被控訴人の反論がされ、控訴人の再反論がないまま口頭弁論が終結したことから、「この限度では訴訟の完結を遅延させることになるとまではいえないため、以下、判断を加えることとする。」とする（判決３８頁１０～１６行）。原記事の「訴訟遅延を避けるため判断を行った」とは、判断を加えた理由の構成が異なる。 判決本文

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-93355.pdf

※本稿の内容は，一般的な情報を提供するものであり，法律上の助言を含みません。
執筆：弁護士・弁理士　高石秀樹（第二東京弁護士会）
本件に関するお問い合わせ先：h_takaishi☆nakapat.gr.jp（☆を@に読み換えてください。）

令和５年(行ケ)10124【動画像復号装置】＜宮坂裁判長＞ ＝令和５年(行ケ)10125

公開日：2026年04月16日

原記事ＵＲＬ：https://www.nakapat.gr.jp/ja/note/%e4%bb%a4%e5%92%8c5%e5%b9%b4%e8%a1%8c%e3%82%b110124%e3%80%90%e5%8b%95%e7%94%bb%e5%83%8f%e5%be%a9%e5%8f%b7%e8%a3%85%e7%bd%ae%e3%80%91%ef%bc%9c%e5%ae%ae%e5%9d%82%e8%a3%81%e5%88%a4%e9%95%b7%ef%bc%9e/

令和５年(行ケ)10124【動画像復号装置】＜宮坂裁判長＞
＝令和５年(行ケ)10125

*本件は、特許異議の申立てに係る取消決定の取消訴訟である。結果的に数が変わるにすぎない情報は「動きベクトル候補の数を変更するための制御情報」に当たらないとされ、訂正の
新規事項追加に加え、請求項１・２のサポート要件違反を理由とする取消しが維持された。

～「変更フラグ」オンには候補ベクトル数が変わる場合と変わらない場合が含まれ、候補数を変更するための制御情報に当たらない。閾値Ｔｈ及び最大ベクトル数は候補数の変更に結果的、間接的に寄与するにすぎず、目的・手段の関係を欠く。本件訂正は新規事項を追加するものとして、特許法120条の５第９項、126条５項に適合しないと判断された。

『「動きベクトル候補の数の変更」との間に目的・手段の関係があることを要し、単に結果的、間接的に動きベクトルの数に影響する場合があるというのでは足りない』
『「変更フラグ」に係る制御情報は、動きベクトル候補の数の変更を目的とするものと理解することはできず、変更フラグは、「動きベクトル候補の数を変更するための制御情報」に当たらない。』
『「閾値Ｔｈ」に係る制御情報は、ベクトル数の変更に関与する情報ではあるが、変更に結果的、間接的に寄与するものにすぎず、動きベクトル候補の数の変更を目的とするものと解することはできない』

（判旨抜粋）
…「動きベクトル候補の数を変更するための制御情報」の意義については、本件明細書等に特段記載はないが、その「ための」との文言に基づく理解として、当該「制御情報」の技術的意義に照らし、「動きベクトル候補の数の変更」との間に目的・手段の関係があることを要し、単に結果的、間接的に動きベクトルの数に影響する場合があるというのでは足りない…。…
本件明細書…「閾値Ｔｈ」に係る制御情報は、ベクトル数の変更に関与する情報ではあるが、変更に結果的、間接的に寄与するものにすぎず、動きベクトル候補の数の変更を目的とするものと解することはできないから、「動きベクトル候補の数を変更するための制御情報」に該当しない。

【判決の補足】本件は特許異議の申立てに係る取消決定の取消訴訟であり、判決は、本件訂正について「特許法１２０条の５第９項、１２６条５項の規定に適合しない」とする（判決２０頁２３～２５行）。「動きベクトル候補の数を変更するための制御情報」は訂正前後に共通する事項であり（判決１７頁１～２行）、判決は「請求項１、２に係る本件特許はサポート要件違反を理由に取消しを免れない。」として請求を棄却した（判決２２頁７～８行）。また、原記事の「直接の目的」の語は判決になく、判決は「「動きベクトル候補の数の変更」との間に目的・手段の関係があることを要し、単に結果的、間接的に動きベクトルの数に影響する場合があるというのでは足りない」とする（判決１７頁９～１２行）。変更フラグについて、判決は、「「変更フラグ」オンは、候補ベクトル数が変わる場合と変わらない場合を含んでいることになる。」とした上で、変更フラグは「動きベクトル候補の数を変更するための制御情報」に当たらないとし（判決１８頁６～１０行）、「変更に結果

的、間接的に寄与するものにすぎず」としたのは閾値Ｔｈ及び最大ベクトル数についてである（判決１８頁２３～２４行、１９頁１０～１１行）。 判決本文

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-93350.pdf

※本稿の内容は，一般的な情報を提供するものであり，法律上の助言を含みません。

執筆：弁護士・弁理士　高石秀樹（第二東京弁護士会）
本件に関するお問い合わせ先：h_takaishi☆nakapat.gr.jp（☆を@に読み換えてください。）

令和５年(行ケ)10148【販売システム】＜中平裁判長＞

公開日：2026年04月16日

原記事ＵＲＬ：https://www.nakapat.gr.jp/ja/note/%e4%bb%a4%e5%92%8c5%e5%b9%b4%e8%a1%8c%e3%82%b110148%e3%80%90%e8%b2%a9%e5%a3%b2%e3%82%b7%e3%82%b9%e3%83%86%e3%83%a0%e3%80%91%ef%bc%9c%e4%b8%ad%e5%b9%b3%e8%a3%81%e5%88%a4%e9%95%b7%ef%bc%9e/

令和５年(行ケ)10148【販売システム】＜中平裁判長＞

主引用例と他の技術を組み合わせる動機付け
～『甲１発明の目的は、販売店の業務負担を軽減するところにあるから、そのようなリスト化を行い、それを学校の担当者が閲覧できる形式で出力するようにするのは、甲１発明の上記目的とは相容れないから、そうした動機付けはない。』
⇒進歩性〇

https://t.co/5wU66BxRCB

※本稿の内容は，一般的な情報を提供するものであり，法律上の助言を含みません。
執筆：弁護士・弁理士　高石秀樹（第二東京弁護士会）
本件に関するお問い合わせ先：h_takaishi☆nakapat.gr.jp（☆を@に読み換えてください。）

令和６年(ネ)10019【転がり装置】＜宮坂裁判長＞

公開日：2026年04月16日

原記事ＵＲＬ：https://www.nakapat.gr.jp/ja/note/%e4%bb%a4%e5%92%8c6%e5%b9%b4%e3%83%8d10019%e3%80%90%e8%bb%a2%e3%81%8c%e3%82%8a%e8%a3%85%e7%bd%ae%e3%80%91%ef%bc%9c%e5%ae%ae%e5%9d%82%e8%a3%81%e5%88%a4%e9%95%b7%ef%bc%9e/

令和６年(ネ)10019【転がり装置】＜宮坂裁判長＞

★立証不足で、特許権者敗訴…

①構成要件１－Ａ・２－Ａは、逆転充足
～特許請求の範囲には「保持器がないこと」等の限定はなく、被控訴人製品は「少なくとも１対の転送溝により構成される転送路」と「転動自在に介挿させた複数の転動体」を有しているため、文言上充足する。
明細書の記載（作用効果）を根拠に、限定解釈されない。

②構成要件１－Ｃ（無負荷領域の生成）は、非充足
～被控訴人製品（アンギュラ玉軸受）は予圧をかけて使用されるため、玉と内外輪の間に隙間がなく、常に接触している。
⇒「転動体が一方の転送溝のみに当接する無負荷領域」は生成されない。
控訴人は遠心力による影響を主張したが、予圧による荷重が遠心力を上回っており、無負荷領域が生じることは立証×。

③構成要件２－Ｃ（摩擦力の大小関係）は、非充足
～遠心力の発生のみをもって当然に要件を充足するとは立証×。

【判決の補足】原記事の「保持器がないこと」は判決の文言ではなく、判決は「保持器を備えていることは、その充足を認める妨げになるものではない。」とする（判決８頁２～３行）。 判決本文

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-93425.pdf

※本稿の内容は，一般的な情報を提供するものであり，法律上の助言を含みません。
執筆：弁護士・弁理士　高石秀樹（第二東京弁護士会）
本件に関するお問い合わせ先：h_takaishi☆nakapat.gr.jp（☆を@に読み換えてください。）

令和５年(行ケ)10143【手押部材】＜清水響裁判長＞

公開日：2026年04月10日

原記事ＵＲＬ：https://www.nakapat.gr.jp/ja/note/%e4%bb%a4%e5%92%8c5%e5%b9%b4%e8%a1%8c%e3%82%b110100%e3%80%90%e6%89%8b%e6%8a%bc%e9%83%a8%e6%9d%90%e3%80%91%ef%bc%9c%e6%b8%85%e6%b0%b4%e9%9f%bf%e8%a3%81%e5%88%a4%e9%95%b7%ef%bc%9e/

令和５年(行ケ)10143【手押部材】＜清水響裁判長＞

【事件番号の照合注記】冒頭の注記のとおり、判決原本の事件番号は令和５年(行ケ)10143である。原記事の見出しと判決の事件番号は異なる。 判決原本１頁

甲８は、台車の「コの字型ハンドル」のカーブ部分に取り付ける、手が縦パイプ部分に滑らないように規制するものである。
⇒甲８は、「コの字型」ハンドルのカーブに取り付けることを前提とした形状・寸法であり、本件特許のような「垂直な一本の棒」に取り付ける動機付けがない。

甲９発明については、甲９相違点２から判断された。甲８の安全カバーはコ字状ハンドルのカーブ部分への取付けを前提とし、甲９の上下方向に沿った長尺状の手押部材に適用する動機付けは認められない。甲３の鍔状ガードも、正しい持ち手位置を規制するエンドストッパーであって、甲９発明の課題を解決する技術思想を開示しない。一体型構造に係る甲９相違点３及び製造の難易は判断されていない。

⇒進歩性〇

【判決の補足】判決の「当裁判所の判断」には製造の難易に関する判断はなく、判決は「事案に鑑み、甲９相違点２の容易想到性から判断する。」として（判決２１頁１６行）、一体型構造に係る甲９相違点３を判断していない。甲８については、判決は動機付けを否定した上、「甲８発明のハンドルをこのような形状に変更することには、むしろ阻害要因があるというべきである。」とする（判決１９頁１３～１４行）。 判決本文

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-93400.pdf

※本稿の内容は，一般的な情報を提供するものであり，法律上の助言を含みません。
執筆：弁護士・弁理士　高石秀樹（第二東京弁護士会）
本件に関するお問い合わせ先：h_takaishi☆nakapat.gr.jp（☆を@に読み換えてください。）

東京地判令和５年(ワ)70407【電子タバコ用充填物】＜杉浦裁判長＞

公開日：2026年04月10日

原記事ＵＲＬ：https://www.nakapat.gr.jp/ja/note/%e6%9d%b1%e4%ba%ac%e5%9c%b0%e5%88%a4%e4%bb%a4%e5%92%8c6%e5%b9%b4%e3%83%af70407%e3%80%90%e9%9b%bb%e5%ad%90%e3%82%bf%e3%83%90%e3%82%b3%e7%94%a8%e5%85%85%e5%a1%ab%e7%89%a9%e3%80%91%ef%bc%9c%e6%9d%89/

東京地判令和５年(ワ)70407【電子タバコ用充填物】＜杉浦裁判長＞

【事件番号の照合注記】冒頭の注記のとおり、判決原本の事件番号は令和５年(ワ)70407である。原記事の見出しと判決の事件番号は異なる。 判決原本１頁

「シート状部材に前記第１方向に沿って切込みが形成され」（構成要件Ｂ）が非充足。

・「切込み」の辞書的な意味
・本件明細書において切込みの形成手段としてカッター刃等が例示されている
・切込みの長さ等を制御することで発明の効果（充填物の脱落防止、吸い心地の安定）が得られる
⇒「切込み」とは、刃物でシート状部材の表面を切ることにより形成された、人為的・能動的に切り目が形成された構造ないし状態を意味する。

⇒被告製品のタバコ基体には長手方向に沿って３本の線状の断裂部が観察されるものの、これらはタバコシートに捲縮加工（クリンピング）を施し、これを集束してタバコロッドに成形する過程で、波型形状のタバコシートのリッジや谷に沿って表面が裂けたり割れたりして形成された「裂け目ないし割れ目」である。
⇒非充足

原告は、辞書的な意味や被告の説明会記事などを根拠に、「切込み」は刃物で形成されたものに限られないと主張したが、裁判所は、辞書の意味も「切る」という動作に関連していることや、明細書の記載からも刃物による形成が前提とされていることなどを理由に、原告の主張を退けた。
https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-93589.pdf

【判決の補足】判決は、辞書的意義から「「切込み」とは、刃物を用いて人為的・能動的に「切り目」ないし「切れ目」が形成された構造ないし状態を意味するものと理解される。」とした上で（判決３５頁２～４行）、「「切込み」（構成要件Ｂ）とは、刃物でシート状部材の表面を切ることにより形成された、切れている部分をいうものと解するのが相当である。」とする（判決３５頁９～１１行）。原記事の「⇒「切込み」とは、」以下の記載は、この二つの説示を合わせた表現である。また、切込みの制御と発明の効果について、判決は「何らかの方法により人為的・能動的に制御することが発明の効果を奏する上では少なくとも好ましいものとされていることがうかがわれる。」とするにとどまる（判決３４頁１４～１６行）。 判決本文

※本稿の内容は，一般的な情報を提供するものであり，法律上の助言を含みません。
執筆：弁護士・弁理士　高石秀樹（第二東京弁護士会）
本件に関するお問い合わせ先：h_takaishi☆nakapat.gr.jp（☆を@に読み換えてください。）

東京地判令和５年(ワ)70393【起伏収容式仮設防護柵】＜中島裁判長＞

公開日：2026年04月10日

原記事ＵＲＬ：https://www.nakapat.gr.jp/ja/note/%e6%9d%b1%e4%ba%ac%e5%9c%b0%e5%88%a4%e4%bb%a4%e5%92%8c5%e5%b9%b4%e3%83%af70393%e3%80%90%e8%b5%b7%e4%bc%8f%e5%8f%8e%e5%ae%b9%e5%bc%8f%e4%bb%ae%e8%a8%ad%e9%98%b2%e8%ad%b7%e6%9f%b5%e3%80%91%ef%bc%9c-2/

東京地判令和５年(ワ)70393【起伏収容式仮設防護柵】＜中島裁判長＞

「回動板状部材」が非充足

～明細書の記載（「薄板」であることや、それによって全体の幅を薄くしコンパクト化するという課題解決手段）から、これは文字通り「薄い板状のもの」を指し、円管や角筒管は含まないと解釈された。

⇒被告製品の支柱（回動部材）は「角筒状（四角いパイプ状）」であり、文言非充足。
（均等論も不成立）

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-93477.pdf

※本稿の内容は，一般的な情報を提供するものであり，法律上の助言を含みません。
執筆：弁護士・弁理士　高石秀樹（第二東京弁護士会）
本件に関するお問い合わせ先：h_takaishi☆nakapat.gr.jp（☆を@に読み換えてください。）

令和６年(ネ)10045【廃水処理装置】＜清水響裁判長＞

公開日：2026年04月10日

原記事ＵＲＬ：https://www.nakapat.gr.jp/ja/note/%e4%bb%a4%e5%92%8c6%e5%b9%b4%e3%83%8d10045%e3%80%90%e5%bb%83%e6%b0%b4%e5%87%a6%e7%90%86%e8%a3%85%e7%bd%ae%e3%80%91%ef%bc%9c%e6%b8%85%e6%b0%b4%e9%9f%bf%e8%a3%81%e5%88%a4%e9%95%b7%ef%bc%9e/

令和６年(ネ)10045【廃水処理装置】＜清水響裁判長＞

*「酸素供給手段」（構成要件Ｄ）非充足

被告システム＝第２の収容槽（曝気槽）内に供給するマイクロナノバブルに、意図的・積極的に「オゾン」を加えている。

本件特許は、第２の収容槽において微生物による生物処理を行うことを目的としている。
オゾンは微生物を死滅させる恐れがあるため、本件発明はむしろ「残存オゾンの早期低減」を課題としている。
したがって、微生物がいる第２の収容槽にあえてオゾンを追加供給することは、発明の目的（生物処理の促進・残オゾンの低減）に逆行する行為であり、本件発明の技術的思想とは相容れない。
⇒「酸素供給手段」とは、酸素を供給するためのものであり、微生物に害を与えうるオゾンを積極的に追加供給する手段までは含まない。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-93482.pdf

※本稿の内容は，一般的な情報を提供するものであり，法律上の助言を含みません。
執筆：弁護士・弁理士　高石秀樹（第二東京弁護士会）
本件に関するお問い合わせ先：h_takaishi☆nakapat.gr.jp（☆を@に読み換えてください。）

＜知財実務オンライン＞「営業秘密管理指針改訂の概要」（経済産業省 黒川直毅弁護士）

公開日：2026年04月10日

原記事ＵＲＬ：https://www.nakapat.gr.jp/ja/note/%ef%bc%9c%e7%9f%a5%e8%b2%a1%e5%ae%9f%e5%8b%99%e3%82%aa%e3%83%b3%e3%83%a9%e3%82%a4%e3%83%b3%ef%bc%9e%e3%80%8c-%e5%96%b6%e6%a5%ad%e7%a7%98%e5%af%86%e7%ae%a1%e7%90%86%e6%8c%87%e9%87%9d%e6%94%b9%e8%a8%82/

＜知財実務オンライン＞「営業秘密管理指針改訂の概要」（経済産業省　黒川直毅弁護士）

１．営業秘密管理指針改訂（2025年）の概要
今回の改訂は、テレワークの普及や生成AIの台頭、雇用の流動化といった社会情勢の変化、および最新の裁判例の動向を反映することを目的としている。

①従来、秘密管理措置の判断基準として重視されていた「合理的区分（秘密情報と一般情報の区別）」について、その位置付けを整理した。
⇒改訂指針では、合理的区分を絶対的な独立要件とするのではなく、「必要な秘密管理措置の程度」を判断するための一要素として内包させた。
これにより、企業の実態や情報の性質に応じた柔軟な管理体制を認める一方で、従業員に対して「これは秘密である」という企業の意思が客観的に認識できる状態（客観的認識可能性）が確保されている必要があることを改めて強調している。

②クラウドサービスの利用普及を踏まえ、アクセス権限管理の考え方を詳述した。
例えば、特定の部署内で広くアクセス権限が付与されていても、部署外からのアクセスが制限されていれば秘密管理性が認められ得る。
また、生成AIの利用において入力データが意図せず学習に利用され、非公知性を喪失するリスクや、ダークウェブを通じた漏洩事案への言及、リバースエンジニアリングと非公知性の関係など、技術動向に即した記述が追加された。

③近年の裁判例を踏まえ、有用性については「当該情報が事業活動に使用・利用されている限り、公序良俗に反する等の特段の事情がない限り充足される」こと、また「不正取得した者がそれを有効活用できるか否かは無関係である」ことが明記された。
非公知性については、製品を解析すれば容易に判明する情報は保護されないが、相当な時間や特殊技術を要する場合は非公知性が維持されるという基準を整理している。

★今回の改訂は「形式的な管理」から「実態に即した認識可能性の確保」へと重点が移っている。
多角的な思考で見れば、IT環境の変化を所与のものとして受け入れつつ、法的な保護の枠組みを維持しようとする試みである。
批判的に検証すれば、管理の柔軟性が増す一方で、企業側には「自社の管理措置が客観的に認識可能か」を立証する高度な説明責任が求められるようになると予測される。

（第268回）知財実務オンライン：「営業秘密管理指針改訂の概要」（ゲスト：経済産業省 経済産業政策局 知的財産政策室 室長補佐 弁護士・弁理士　黒川 直毅）

※本稿の内容は，一般的な情報を提供するものであり，法律上の助言を含みません。
執筆：弁護士・弁理士　高石秀樹（第二東京弁護士会）
本件に関するお問い合わせ先：h_takaishi☆nakapat.gr.jp（☆を@に読み換えてください。）

令和５年(行ケ)10132【地盤固結材】＜清水響裁判長＞

公開日：2026年04月10日

原記事ＵＲＬ：https://www.nakapat.gr.jp/ja/note/%e4%bb%a4%e5%92%8c6%e5%b9%b4%e8%a1%8c%e3%82%b110132%e3%80%90%e5%9c%b0%e7%9b%a4%e5%9b%ba%e7%b5%90%e6%9d%90%e3%80%91%ef%bc%9c%e6%b8%85%e6%b0%b4%e9%9f%bf%e8%a3%81%e5%88%a4%e9%95%b7%ef%bc%9e/

令和５年(行ケ)10132【地盤固結材】＜清水響裁判長＞

【事件番号の照合注記】冒頭の注記のとおり、判決原本の事件番号は令和５年(行ケ)10132である。原記事の見出しと判決の事件番号は異なる。 判決原本１頁

⇒進歩性〇（取消決定取消）

特許庁は、引用発明に対し、「マグマアクション法」等の技術事項を組み合わせることで、本件発明の構成（特に注入条件）は容易に想到できたとした。

本判決は、以下の理由から、進歩性を認めた。

①固結原理の相違
本件発明の地盤固結材は「懸濁型グラウト」であり、スラグの水硬性によって固結する。一方、甲５等の文献に記載された技術は「溶液型グラウト」であり、地盤のpH（土中のアルカリ分との反応）によって固結する。両者は固結の原理が異なる。

②（固結原理の相違に由来する）注入条件の適用不可
甲５等の文献が記載するマグマアクション法は、酸性の溶液型グラウトが土中のアルカリ分と反応して固結する場合の注入条件（土中ゲル化時間より長く注入する等）に関するものである。固結原理が異なる以上、この注入条件がそのまま本件発明の懸濁型グラウトに適用できるとはいえない。

③示唆の欠如
甲５等の文献には、マグマアクション法を懸濁型グラウトに適用できることを示唆する記載はない。甲９文献には懸濁型グラウトへの言及があるものの、その固化メカニズムやマグマアクション法との関連性は明らかではない。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-93495.pdf

※本稿の内容は，一般的な情報を提供するものであり，法律上の助言を含みません。
執筆：弁護士・弁理士　高石秀樹（第二東京弁護士会）
本件に関するお問い合わせ先：h_takaishi☆nakapat.gr.jp（☆を@に読み換えてください。）

令和７年(ネ)10043【車両誘導システム】＜本多裁判長＞

公開日：2026年04月10日

原記事ＵＲＬ：https://www.nakapat.gr.jp/ja/note/%e4%bb%a4%e5%92%8c7%e5%b9%b4%e3%83%8d10043%e3%80%90%e8%bb%8a%e4%b8%a1%e8%aa%98%e5%b0%8e%e3%82%b7%e3%82%b9%e3%83%86%e3%83%a0%e3%80%91%ef%bc%9c%e6%9c%ac%e5%a4%9a%e8%a3%81%e5%88%a4%e9%95%b7%ef%bc%9e/

令和７年(ネ)10043【車両誘導システム】＜本多裁判長＞
～逆転非充足!!

*「手前へ戻るルート･･･へ誘導」とは、「手前へ戻るルート」への途中まで誘導するのでは足りない。

１．「再度･･･手前へ戻るルート･･･へ誘導する誘導手段」について:
一部の被告システムでは、一般道路やＳＡに戻された後、運転者が自らの意思と判断で元のＥＴＣ専用出入口を発見して戻ることは可能である。他の被告システムには、進入を試みたＥＴＣ車専用出口へ再度戻る経路自体がない。戻ることが可能な場合でも、
「誘導」とは「目的に向かっていざない導くこと」を意味するとして、運転者の任意で戻れることをもって「誘導」されていると評価することは困難である。
被控訴人は「第２のレーン」へ誘導すれば足り、その先の「ＥＴＣ車専用出入口手前」まで誘導する必要はないと主張したが、車両が任意の経路でたどり着き得ることをもって「通じる」と解釈することは、発明特定事項を無視するものであり、明細書の記載にも反するとして、この主張を退けた。

２．「一般車用出入口に通じる･･･誘導手段」
被告各システムには「一般車用出入口」があるとは認められない。
被控訴人は、当該設備になくても「隣接する別のインターチェンジの一般車用出入口」も含まれると主張したが、明細書の記載からは、隣接する別のインターチェンジの一般車用出入口への誘導手段を読み取ることはできず、スマートＩＣが利用できない車両が結果的に近隣の一般車用出入口を利用せざるを得ないことをもって「誘導の結果とみることは困難である」とし、この解釈を採用しなかった。

（判旨抜粋）
車両が、「第２のレーン」から出た地点から任意の経路を通じて「ＥＴＣ車専用出入口手前」や「一般車用出入口」にたどり着き得ることをもって、「再度前記ＥＴＣ車専用出入口手前へ戻るルート又は一般車用出入口に通じる第２のレーンへ誘導する」に当たるとするのは、「第２のレーン」が接続する地点を任意の場所とできるというのと実質的に同義であって、「再度前記ＥＴＣ車専用出入口手前へ戻るルート又は一般車用出入口に通じる」という発明特定事項を無視するものといわざるを得ない。本件明細書の記載を見ても、「再度前記ＥＴＣ車専用出入口手前へ戻るルート又は一般車用出入口に通じる」という発明特定事項は、例えば「レーンＥに進んで、…再度レーンＡ、Ｂ、Ｃのいずれかを選択する地点に戻る。」（【００３５】）、「レーンＥを通って、レーンＢ又はＣの通行券発券ボックス６より前の地点に合流するような構成にしてもよい。なお、レーンＢ、Ｃは一般車用レーンであり」（【００３６】）等の記載に基づくものであり、そこでは、レーンを走行しさえすれば「ＥＴＣ車専用出入口手前」や「一般車用出入口」に車両がたどり着くように導かれる、すなわち「誘導」されることが示されており、レーンを出た車両が任意の経路を通じてＥＴＣ車専用出入口手前や一般車用出入口にたどり着き得ることをもって「誘導」とする旨は記載されていない。

【判決の補足】運転者が自ら戻ることが可能とされたのは一部の被告システムであり、その余の被告システムについて、判決は「当該車両が進入を試みたＥＴＣ車専用出口に再度戻る経路（ルート）はない。」とする（判決１１頁１９～２１行）。ま

た、（判旨抜粋）は判決１３頁３～１９行の記載によるものであり、冒頭の「しかし、」が省略され、判決の「・・・」が「…」と表記されている。 判決本文

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-94945.pdf

※本稿の内容は，一般的な情報を提供するものであり，法律上の助言を含みません。

執筆：弁護士・弁理士　高石秀樹（第二東京弁護士会）
本件に関するお問い合わせ先：h_takaishi☆nakapat.gr.jp（☆を@に読み換えてください。）

令和６年(ネ)10033【庇】＜中平裁判長＞

公開日：2026年04月10日

原記事ＵＲＬ：https://www.nakapat.gr.jp/ja/note/%e4%bb%a4%e5%92%8c6%e5%b9%b4%e3%83%8d10033%e3%80%90%e5%ba%87%e3%80%91%ef%bc%9c%e4%b8%ad%e5%b9%b3%e8%a3%81%e5%88%a4%e9%95%b7%ef%bc%9e/

令和６年(ネ)10033【庇】＜中平裁判長＞

*控訴棄却（非充足）

本件特許発明は、庇の前端に取り付けられる「前縁板」の「縦板部」が「庇板の開放された前端面に当接され前面が雨水を下方へ導くガイド面となっている」構成（構成要件B2）を特徴とする。
これにより、従来の雨樋を不要とし、庇の小型化や構造の簡易化を図っている。

⇒文言非充足

特許請求の範囲の記載に基づき、「縦板部」は「横板部」とは分けられた上下方向の板の一区分であり、その前面がガイド面となっている必要がある。
被告製品の該当部分は「コ字状」であり、横方向に延びる部分を含むため、この定義に当てはまらない。
また、被告製品はガイド面と当接部が離間し、その分前方に突出している。このように、庇板の前端面に当接された板部の前面がガイド面となっていない構成まで「縦板部」に含める解釈は、庇の小型化等という本件発明の目的に整合しないとされた。

均等侵害も×

【判決の補足】判決が本件発明の目的に整合しないとしたのは、被告製品そのものではなく、そのような構成を「縦板部」に含めるとの解釈であり、判決は「このように、「庇板の開放された前端面に当接され」た板部の「前面が雨水を下方へ導くガイド面」となっていない構成が構成要件Ｂ２の「縦板部」に含まれるとの解釈は、本件明細書に記載された本件発明の上記目的に整合しない。」とする（判決１２頁５～８行）。 判決本文

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-93501.pdf

※本稿の内容は，一般的な情報を提供するものであり，法律上の助言を含みません。
執筆：弁護士・弁理士　高石秀樹（第二東京弁護士会）
本件に関するお問い合わせ先：h_takaishi☆nakapat.gr.jp（☆を@に読み換えてください。）

東京地判令和５年(ワ)70272【親綱支柱用治具】＜國分裁判長＞

公開日：2026年04月10日

原記事ＵＲＬ：https://www.nakapat.gr.jp/ja/note/%e6%9d%b1%e4%ba%ac%e5%9c%b0%e5%88%a4%e4%bb%a4%e5%92%8c5%e5%b9%b4%e3%83%af70272%e3%80%90%e8%a6%aa%e7%b6%b1%e6%94%af%e6%9f%b1%e7%94%a8%e6%b2%bb%e5%85%b7%e3%80%91%ef%bc%9c%e5%9c%8b%e5%88%86%e8%a3%81/

東京地判令和５年(ワ)70272【親綱支柱用治具】＜國分裁判長＞

*非充足

１．文言非充足
構成要件C:『矩形状の板の端部に形成されたＵ字状折り曲げ部』
本件発明の「折り曲げ部」は矩形状の板の端部で折り曲げられたものと解されるが、被告製品のフック部は側板の端部にあり、底板（矩形状の板相当）とは連続していない。
構成要件E:『矩形状の板の長さ＞フランジ幅』
被告製品の底板の長さ（100mm）は、取り付け対象のフランジ幅（100mmまたは125mm）より長くない。

２．均等不成立
　本件発明と被告製品の相違部分は、従来技術には見られない本件発明の本質的部分に当たるとされた。裁判所は均等の第１要件を満
たさないと判断し、その余の要件を検討することなく均等侵害を否定した。

【判決の補足】判決35頁は「均等の第１要件を満たすとは認められない。」「その余の要件を検討するまでもなく」とする。すなわち、第１要件を否定しており、第２要件を独立して判断したものではない。原記事には第２要件への言及があるが、これは原記事の説明であり、裁判所の判断ではない。また、原記事の「小型化」の語は判決にない。なお、判決は、反訴（不正競争防止法２条１項２１号）について、差止請求及び５５万円の限度で損害賠償請求を認容している（判決２頁３～９行）。原記事の構成要件Ｃ及びＥの『』内の記載は要約であり、判決の分説では、構成要件Ｃは「前記矩形状の板の前記第１の方向の端部で上下方向に間隔を開けてＵ字状に折り曲げられた折り曲げ部とを含み、」（判決５頁５～６行）、構成要件Ｅは「前記矩形状の板の前記第１の方向端部より逆方向の端部までの長さは、前記治具が取付けられる形鋼のフランジの幅より長い、治具。」である（判決５頁９～１０行）。 判決原本35頁

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-93577.pdf

※本稿の内容は，一般的な情報を提供するものであり，法律上の助言を含みません。
執筆：弁護士・弁理士　高石秀樹（第二東京弁護士会）
本件に関するお問い合わせ先：h_takaishi☆nakapat.gr.jp（☆を@に読み換えてください。）

東京地判令和５年(ワ)70607【遠隔操縦無人ボート】＜杉浦裁判長＞

公開日：2026年04月10日

原記事ＵＲＬ：https://www.nakapat.gr.jp/ja/note/%e6%9d%b1%e4%ba%ac%e5%9c%b0%e5%88%a4%e4%bb%a4%e5%92%8c5%e5%b9%b4%e3%83%af70607%e3%80%90%e9%81%a0%e9%9a%94%e6%93%8d%e7%b8%a6%e7%84%a1%e4%ba%ba%e3%83%9c%e3%83%bc%e3%83%88%e3%80%91%ef%bc%9c%e6%9d%89/

東京地判令和５年(ワ)70607【遠隔操縦無人ボート】＜杉浦裁判長＞

★構成要件Ｊは、「遠隔操縦装置からの信号が一定時間以上受信されない場合」（条件①）又は「電源残量が半分以下と判断された場合」（条件②）の少なくとも一方の判断が行われたときに初期位置へ自動回帰させる制御を行う第１制御装置を規定している。

⇒特許発明の課題（紛失防止）を解決するためには、「通信途絶」と「電源不足」の両方の危機的状況に対処できる機構を備えている必要がある。

⇒被告製品の条件は『満充電時の20%台等で帰還』であるから、非充足。

【判決の補足】被告製品は、下限電圧（デフォルト４４Ｖ、通常の方法で設定できる上限４９Ｖ）を下回る電圧を一定時間検出した場合に帰還する（判決３４頁４～１１行）。判決は、上限の４９Ｖに設定しても、帰還開始時の電力量の残量が「満充電時の電力量に対して20%台にまで低下している」と認定し（判決３７頁２５行～３８頁３行）、構成要件Ｊ（第１制御装置）を充足しないとした。均等侵害も「少なくとも均等の第５要件を欠き」として否定した（判決４０頁１０～１３行）。また、原記事の条件①及び②の「」内の記載は要約であり、判決は、これらを「自動回帰発動条件①（「前記第１送受信アンテナにより一定時間以上前記遠隔操縦装置からの信号を受信しなかったと判断された場合」）、又は、同②（「前記電源の残量が半分以下になったと判断された場合」）」と整理している（判決３５頁９～１１行）。 判決本文

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-93590.pdf

※本稿の内容は，一般的な情報を提供するものであり，法律上の助言を含みません。
執筆：弁護士・弁理士　高石秀樹（第二東京弁護士会）
本件に関するお問い合わせ先：h_takaishi☆nakapat.gr.jp（☆を@に読み換えてください。）

東京地判令和５年(ワ)70219【商取引システム】＜杉浦裁判長＞

公開日：2026年04月10日

原記事ＵＲＬ：https://www.nakapat.gr.jp/ja/note/%e6%9d%b1%e4%ba%ac%e5%9c%b0%e5%88%a4%e4%bb%a4%e5%92%8c5%e5%b9%b4%e3%83%af70219%e3%80%90%e5%95%86%e5%8f%96%e5%bc%95%e3%82%b7%e3%82%b9%e3%83%86%e3%83%a0%e3%80%91%ef%bc%9c%e6%9d%89%e6%b5%a6%e8%a3%81/

東京地判令和５年(ワ)70219【商取引システム】＜杉浦裁判長＞

構成要件Ｄ（「通関認証装置から、関税に関する情報を含む事前通関情報を取得するステップ」）
本件プログラムにおいて、関税に関する情報といえるものはＨＳ ＣＯＤＥのみであるが、これは原則として出品者が自ら入力すべき情報とされている。
本件プログラムを実行して入力した商品情報が認証サーバで審査され、「登録完了」というステータス情報を受信することは認められるものの、それ以外に関税に関する情報を受信することを認めるに足りる証拠はない。
本件明細書の記載によれば、「関税に関する情報」とは、関税の率や額、関税を計算するための情報（ＨＳコード等）を指すと理解されるところ、「登録完了」のステータス情報自体は「関税に関する情報」とはいえない。
⇒非充足

構成要件Ｅ（事前通関情報の通知に関する構成。要約）
本件プログラムがＥＣサーバ（商取引装置）に具体的にいかなる情報を送信しているかは、証拠上必ずしも明らかではない。
しかし、その点を措いても、本件プログラムは事前通関情報を取得するステップを実行させず構成要件Ｄを充足しないため、その情報を通知するステップを実行させるものともいえない。⇒構成要件Ｅも非充足

【判決の補足】判決は、ＨＳ ＣＯＤＥについて「HS CODEは、出品者が自ら入力し、又は「システム推奨HS CODE」を選択することとして、原則として出品者が入力すべき情報とされている。」とする（判決２７頁５～６行）。構成要件Ｅについて、判決は、本件プログラムが事前通関情報を取得するステップを実行させるものとはいえず構成要件Ｄを充足しない以上、事前通関情報を通知するステップを実行させるものということもできないことを理由とし（判決２８頁９～１２行）、送信内容が証拠上明らかでない点は「その点を措くとしても」として示している（判決２８頁１３～１４行）。また、原記事の構成要件Ｄ及びＥの「」内の記載は要約であり、判決の分説では、構成要件Ｄは「前記通関認証装置から、前記商品についての、関税に関する情報を含む事前通関情報を取得するステップと、」（判決３頁１～２行）、構成要件Ｅは「ユーザ端末と接続して電子商取引を実行する商取引装置に対し、当該商取引装置が前記商品情報とともに前記事前通関情報を前記ユーザ端末からアクセスされるサイトに掲載することができるように、前記事前通関情報を通知するステップと」である（判決３頁３～５行）。 判決本文

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-93576.pdf

※本稿の内容は，一般的な情報を提供するものであり，法律上の助言を含みません。
執筆：弁護士・弁理士　高石秀樹（第二東京弁護士会）
本件に関するお問い合わせ先：h_takaishi☆nakapat.gr.jp（☆を@に読み換えてください。）

令和５年(行ケ)10144【食品電場処理装置用直流超高電圧電源装置】＜中平裁判長＞

公開日：2026年04月10日

原記事ＵＲＬ：https://www.nakapat.gr.jp/ja/note/%e4%bb%a4%e5%92%8c5%e5%b9%b4%e8%a1%8c%e3%82%b110144%e3%80%90%e9%a3%9f%e5%93%81%e9%9b%bb%e5%a0%b4%e5%87%a6%e7%90%86%e8%a3%85%e7%bd%ae%e7%94%a8%e7%9b%b4%e6%b5%81%e8%b6%85%e9%ab%98%e9%9b%bb%e5%9c%a7/

令和５年(行ケ)10144【食品電場処理装置用直流超高電圧電源装置】＜中平裁判長＞

審決で追加された参考文献１～４は、原告が意見書で周知性を争ったことに対応して、当該技術が様々な分野で周知であることを裏付けるための補強証拠として追加されたにすぎない。
⇒新たな拒絶理由を認定したものではないから、改めて拒絶理由通知を行う必要はなかった。

本願発明の当業者は、食品電場処理装置の技術常識に加え、それに関連する部材である「直流高電圧電源装置」の技術分野の技術をも知悉する者である。
⇒相違点１（高電圧変圧器を用いずに直流超高電圧を供給する点）について、引用文献２や参考文献１ないし４等の記載から、コッククロフトウォルトン回路は、日常的な電気機器を含め直流高電圧を必要とする様々な分野で用いられる周知の電源回路である。～容易想到
⇒相違点２（高電圧出力端子とＧＮＤ端子との間に高抵抗値の抵抗器を接続する点）についても、引用文献２及び３に基づき、高抵抗と低抵抗を直列に接続して分圧により電圧を測定する手法（高電圧測定手法）は、高電圧発生装置における周知技術である。～容易想到

⇒進歩性×

【判決の補足】原記事の当業者に関する記載のうち「「直流高電圧電源装置」の技術分野」との特定は、被告の反論中の記載（判決１３頁３～８行）に対応するものであり、判決は「食品電場処理装置の技術分野の当業者は、食品電場処理装置に付随した各種部材についても、課題解決にあたり検討するものといえるから、食品電場処理装置に関連する部材に係る技術を知悉する者であるといえる。」とする（判決３７頁７～１０行）。相違点１について、原記事の「様々な分野で用いられる周知の電源回路」との表現は、被告の反論中の「様々な分野において用いられる周知の電源回路」との記載（判決１５頁６行）に対応するものであり、判決は、引用文献２、乙５、乙６、参考文献１及び参考文献３の記載から「直流高電圧を発生させるための電源回路として、コッククロフトウォルトン回路は周知技術であると認められる。」とする（判決３４頁１６行～３５頁１４行）。相違点２について、「高電圧測定手法」の語は被告の反論中で定義されたものであり（判決１７頁１０行）、判決は「高電圧発生回路の出力に、高抵抗値の抵抗器と低抵抗値の抵抗器の直列回路を接続して出力電力を測定することは、高電圧を発生する装置における周知技術であると認められる。」とする（判決３６頁８～１０行）。 判決本文

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-93471.pdf

※本稿の内容は，一般的な情報を提供するものであり，法律上の助言を含みません。
執筆：弁護士・弁理士　高石秀樹（第二東京弁護士会）
本件に関するお問い合わせ先：h_takaishi☆nakapat.gr.jp（☆を@に読み換えてください。）

令和６年(ネ)10044【ヘアーアイロン】＜中平裁判長＞

公開日：2026年04月10日

原記事ＵＲＬ：https://www.nakapat.gr.jp/ja/note/%e4%bb%a4%e5%92%8c6%e5%b9%b4%e3%83%8d10044%e3%80%90%e3%83%98%e3%82%a2%e3%83%bc%e3%82%a2%e3%82%a4%e3%83%ad%e3%83%b3%e3%80%91%ef%bc%9c%e4%b8%ad%e5%b9%b3%e8%a3%81%e5%88%a4%e9%95%b7%ef%bc%9e/

令和６年(ネ)10044【ヘアーアイロン】＜中平裁判長＞

*代表権限を有しない者によって権利が譲渡されたとして、現在の特許権者である被控訴人（被告）に対し、特許法７４条１項に基づき移転登録手続を求めた事案。
原審は、民法９４条２項の類推適用により、控訴人の請求を棄却した。
⇒控訴棄却（原判決を支持した）

控訴人の真の代表者Ｅは、平成２７年７月頃にはＢ’らが役員に就任し運営が混乱していることを認識し、遅くとも平成２８年１１月２９日には特許を受ける権利がＣ’に譲渡されているという虚偽の外観が存在することを認識していた。
それにもかかわらず、Ｅは令和３年までの約４年間、株主総会決議不存在確認の訴え等を行わず、令和３年８月に同決議の不存在を認める判決が確定した後も、Ｃ’から被控訴人の子会社へ特許権が譲渡されるまでの約半年間、Ｃ’に対して何らの措置もとらなかった。
⇒控訴人には虚偽の外観の作出等につき、それを放置したことによる重い帰責性がある。また、外観の作出自体にも控訴人の内部事情や行為が関与していた。被控訴人らは善意無過失であると認められ、民法94条２項の類推適用により請求は認められなかった。

【判決の補足】判決は、控訴人の帰責性について、虚偽の外観の放置に加え、「そもそも、B’が本件譲渡契約①を締結し、C’が本件特許に係る特許を受ける権利を有しあるいは特許権者であるとの虚偽の外観を作出するに至ったのは、控訴人自身の内部事情や行為にその一因があるといえる。」としている（判決２４頁１０～１３行）。また、判決は、被控訴人らについて「善意無過失であったと認めるのが相当である。」としている（判決２６頁７行）。 判決本文

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-93473.pdf

※本稿の内容は，一般的な情報を提供するものであり，法律上の助言を含みません。
執筆：弁護士・弁理士　高石秀樹（第二東京弁護士会）
本件に関するお問い合わせ先：h_takaishi☆nakapat.gr.jp（☆を@に読み換えてください。）

令和５年(行ケ)10139【遊技機】＜清水響裁判長＞

公開日：2026年04月10日

原記事ＵＲＬ：https://www.nakapat.gr.jp/ja/note/%e4%bb%a4%e5%92%8c5%e5%b9%b4%e8%a1%8c%e3%82%b110139%e3%80%90%e9%81%8a%e6%8a%80%e6%a9%9f%e3%80%91%ef%bc%9c%e6%b8%85%e6%b0%b4%e9%9f%bf%e8%a3%81%e5%88%a4%e9%95%b7%ef%bc%9e/

令和５年(行ケ)10139【遊技機】＜清水響裁判長＞

発明の内容：「一部オートモード」において、重要度の低い演出（第一操作要求演出）は自動でボタンが押されたことになるが、当落に関わる重要な演出（第二操作要求演出／当落分岐）については自動操作の対象外とし、遊技者自身に操作させる。

引用文献には、「オートボタン」の設定として「一部オート」が可能であり、例えば「激熱演出時のみ非オート（遊技者に操作させたい）にしてもよい」という記載があった。
⇒本願補正発明の進歩性を否定し、独立特許要件違反による補正却下を是認した。本願発明については、引用発明２と実質的に同一であるとして新規性欠如を認め、予備的に進歩性欠如も認めた。

独立特許要件違反を理由に補正を却下する場合、特許法の規定上、拒絶理由を通知することは要求されていない。仮に当事者の手続保障の観点から例外を認める場合でも、拒絶査定段階で示された引用発明２と審決で用いられた引用発明１は同一文献（甲１）に基づき、内容に共通の部分があり、同文献は拒絶理由通知で既に引用されていた。
⇒不意打ちには当たらない。

【判決の補足】判決は、引用発明１及び引用発明２について「その内容には共通の部分がある」とし（判決２８頁１～３行）、内容が実質的に共通するとはしていない。不意打ちを否定した主たる理由は、独立特許要件違反を理由に補正を却下する場合には「拒絶の理由を通知することは要求されていない」点であり（判決２７頁７～１２行）、同一文献に基づく点は「仮に当事者の手続保障の観点から例外を認める場合でも」として示された理由である（判決２７頁２６行～２８頁１行）。また、本願発明について、判決は主として特許法２９条１項３号（新規性欠如）に当たるとし、予備的に進歩性欠如としている（判決２６頁１４～１８行）。さらに、原記事の「激熱演出時（期待度の高い演出）のみ非オート（遊技者に操作させたい）にしてもよい」のうち「（期待度の高い演出）」は引用文献１の文言ではなく、判決が摘示する引用文献１の記載は「激熱演出時のみ非オート（遊技者に操作させたい）にしてもよい」である（判決２２頁１～２行）。 判決本文

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-93414.pdf

※本稿の内容は，一般的な情報を提供するものであり，法律上の助言を含みません。
執筆：弁護士・弁理士　高石秀樹（第二東京弁護士会）
本件に関するお問い合わせ先：h_takaishi☆nakapat.gr.jp（☆を@に読み換えてください。）

東京地判令和５年(ワ)70619【船舶の両舷ドラフト差測定装置】＜中島裁判長＞

公開日：2026年04月10日

原記事ＵＲＬ：https://www.nakapat.gr.jp/ja/note/%e6%9d%b1%e4%ba%ac%e5%9c%b0%e5%88%a4%e4%bb%a4%e5%92%8c5%e5%b9%b4%e3%83%af70619%e3%80%90%e8%88%b9%e8%88%b6%e3%81%ae%e4%b8%a1%e8%88%b7%e3%83%89%e3%83%a9%e3%83%95%e3%83%88%e5%b7%ae%e6%b8%ac%e5%ae%9a/

東京地判令和５年(ワ)70619【船舶の両舷ドラフト差測定装置】＜中島裁判長＞

原告は在職中に「船舶のドラフト差測定装置（喫水検査）」に関する発明をした。
⇒日本製鉄が特許を受ける権利を承継したとして出願したが、拒絶査定が確定し、特許にならなかった。

第１次訴訟：原告は日本製鉄に対し特許を受ける権利の確認を求めたが、職務発明に当たり、権利がテクノリサーチ社に承継されたとして請求が棄却され、控訴も棄却された。第２次訴訟：原告は発明者の記載の補正及び単独発明の確認等を求めたが、拒絶査定が確定して手続が終了し補正を求められないなどとして、訴え却下及び請求棄却となり、控訴も棄却された。

⇒その後、原告が個人で出願し、特許権を取得した。（本件特許）。

第３次訴訟：原告は日本製鉄及び被告に特許侵害に基づく損害賠償を求めた。第一審は、傾斜測定装置が本件訂正発明の技術的範囲に属することを認めるに足りないなどとして請求を棄却した。控訴審は、被告装置Ａの設定登録後の使用・販売の事実を認めず、被告装置Ｂは技術的範囲に属するものの特許法123条１項６号の無効理由があるとして、同法104条の３第１項により権利行使を認めず、控訴を棄却した。

第４次訴訟： 職務発明の対価請求
⇒通常実施権を超える利益が会社に生じているとは認められないとして原告敗訴。

今回の訴訟（第５次）： 原告が「前の裁判で会社が嘘をついたせいで損をした」として提訴。会社も「蒸し返し」であり不当訴訟として反訴。

＜本判決（第５次）＞
・会社が裁判で嘘をついた事実は認められない。
・特許の維持費用（年金など）は原告が自分の意思で払ったものであり、会社のせいではない。・本訴の特許権帰属確認の訴えは不適法として却下された。職務発明に関する判断は、訴えの却下後に念のため示されたものである。

★「職務発明」と認定した理由
会社は関連会社である日本製鉄から「喫水検査（ドラフトサーベイ）の改善業務」を受託しており、発明は会社の業務範囲内だった。
原告は会社の経費で部材を購入し、従業員という立場でテストを行っていた。

※被告（会社）の反訴請求について
原告の確認請求などは過去の判決と矛盾する面もあるが、過去の判決は「侵害訴訟の中での理由中の判断」などに過ぎない。
⇒裁判を受ける権利は重要であり、今回の提訴が「著しく相当性を欠く違法行為」とまでは言えない。

【判決の補足】判決は、本訴のうち「特許権が原告に帰属することの確認を求める訴えを却下する。」としている（判決１頁１２～１３行）。また、別件発明について特許出願をしたのは日本製鉄であり（判決３頁１１～１４行）、判決は、被告に吸収合併された株式会社日鐵テクノリサーチを日本製鉄の「関連会社」としている（判決２頁２０～２３行）。第２次訴訟は拒絶査定の確定等を理由とする訴え却下及び請求棄却であり（判決４頁９～１１行）、第４次訴訟は「通常実施権を超える利益が被告に生じているとは認められない」として請求を棄却したものである（判決６頁１３～１５行）。第３次訴訟について、第一審は「別件発明に係る傾斜測定装置が本件訂正発明の技術的範囲に属することを認めるに足りないなどとして、請求棄却の判決を言い渡した」ものであり（判決５頁１９～２１行）、本件特許に「特許法１２３条１項６号に規定する無効理由があり」としたのは控訴審の判決である（判決６頁４～５行）。 判決本文

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-93388.pdf

※本稿の内容は，一般的な情報を提供するものであり，法律上の助言を含みません。
執筆：弁護士・弁理士　高石秀樹（第二東京弁護士会）
本件に関するお問い合わせ先：h_takaishi☆nakapat.gr.jp（☆を@に読み換えてください。）

【商標法★】「ゴミサー」の標準文字からなる本件商標に係る本件指定役務の第４０類「生ゴミ処理機の貸与、化学機械器具の貸与」が「ゴミサー」の標準文字からなる引用商標に係る引用指定商品の第７類「生ゴミ処理機、液体肥料製造装置」と類似する（商標法４条１項１１号該当）と判断し、本件指定役務中の第４０類「生ゴミ処理機の貸与」が引用指定商品中の第７類「生ゴミ処理機」と類似しない（商標法４条１項１１号不該当）等と判断して本件商標登録の無効審判請求を不成立とした審決を取り消した事例、

公開日：2026 年 04 月 01 日

原記事ＵＲＬ：https://www.nakapat.gr.jp/ja/legal_updates_jp/%e3%80%90%e5%95%86%e6%a8%99%e6%b3%95%e2%98%85%e3%80%91%e3%80%8c%e3%82%b4%e3%83%9f%e3%82%b5%e3%83%bc%e3%80%8d%e3%81%ae%e6%a8%99%e6%ba%96%e6%96%87%e5%ad%97%e3%81%8b%e3%82%89%e3%81%aa%e3%82%8b%e6%9c%ac/

知財高判令和７年 12 月１日（令和６年（行ケ）第 10056 号）（中平健裁判長）

◆判決本文

【判決要旨】

１．商標法４条１項１１号該当性に係る指定役務と指定商品との類否の判断基準

ある商標の指定商品と他の商標の指定役務とが類似のものであるかどうかは、それらの商品及び役務が通常同一営業主により製造、販売又は提供されている等の事情により、それらの商品と役務に同一又は類似の商標を使用する場合には、同一営業主の製造、販売又は提供に係る商品又は役務と誤認されるおそれがあると認められる関係があるか否かによって判断するのが相当である。

２．商品の販売と貸与に関する取引の実情及び本件指定役務と引用指定商品との類否

本件商標の登録査定がされた時点で、引用指定商品と同じ第７類に属する建設機械について、その製造業者又はその関連会社が、販売とともに貸与（レンタル）も行っているという取引の実情があると認められる。これに加え、複写機、プリンター等の出力機器や事務用機器等の商品を取り扱う会社においても、会社の目的に商品の販売と貸与の両方を挙げる会社が複数存在する。機械に商標を使用する者がその機械の貸与も行っていることは、通常、特に意外なこととまではいえず、むしろ、予想し得る範疇のことといえる。また、本件指定役務の需要者は生ゴミ処理機を使用する者であり、引用指定商品の需要者も、その多くは、生ゴミ処理機を使用する者であると推認されるから、双方の需要者は多くの部分で共通する。

これらの事情を考慮すれば、本件指定役務と引用指定商品に同一又は類似の商標を使用する場合には、同一営業主の製造、販売又は提供に係る商品又は役務と誤認されるおそれがあると認められる関係があるということができる。したがって、本件指定役務と引用指定商品は類似するものと認められる。

【コメント】

１．判決要旨１について

（１）商標法２条６項は、商標法４条１項１１号・３７条１号等所定の商品と役務との類否について、「この法律において、商品に類似するものの範囲には役務が含まれることがあるものとし、役務に類似するものの範囲には商品が含まれることがあるものとする」と規定し、確認的な解釈規定として一般的に商品と役務との類似可能性を肯定する（特許庁総務部総務課工業所有権制度改正審議室編著「サービスマーク登録制度－逐条解説改正商標法」（有斐閣、１９９２年）４１頁）。

（２）そして、かかる商品と役務との類否の判断基準については、商標法所管の特許庁の解説によれば、旧商標法２条１項９号所定の商品の類否の判断基準について、「指定商品が類似のものであるかどうかは、原判示のように、商品自体が取引上誤認混同の虞があるかどうかにより判定すべきものではなく、それらの商品が通常同一営業主により製造又は販売されている等の事情により、それらの商品に同一又は類似の商標を使用するときは同一営業主の製造又は販売にかかる商品と誤認される虞があると認められる関係にある場合には、たとえ、商品自体が互に誤認混同を生ずる虞がないものであつても、それらの商標は商標法（大正一〇年法律九九号）二条九号にいう類似の商品にあたると解するのが相当である」（下線は筆者の付記。以下同様）旨を判示した判例（最判昭和３６年６月２７日民集１５巻６号１７３０頁〔橘正宗事件〕）と同様に、属性説ではなく混同説によるのが相当とされる（特許庁総務部総務課工業所有権制度改正審議室編著「サービスマーク登録制度－逐条解説改正商標法」（有斐閣、１９９２年）３９頁）。そして、商標法４条１項１１号に係る商標審査実務（商標審査基準〔改訂第１６版〕「第３」「十、第４条第１項第１１号(先願に係る他人の登録商標)」２０頁）は勿論、商標法３７条１号をも含めて多数裁判例（東京地判平成１１年４月２８日判時１６９１号１３６頁〔ウィルスバスター事件〕、東京高判平成１２年９月２８日判タ１０５６号２７５頁是認の東京地判平成１１年１０月２１日判タ１０１９号２５０頁〔ヴィラージュ白山事件〕、大阪高判平成２５年３月７日（平２３（ネ）２２３８号）裁判所ウェブサイト是認の大阪地判平成２３年６月３０日判時２１３９号９２頁〔モンシュシュ事件〕、知財高判令和６年１１月１１日（令６（行ケ）１００２８号）裁判所ウェブサイト〔ＡＷＧ治療事件〕等）も同旨である。

この点、判決要旨１も、商標法４条１項１１号該当性に係る指定役務と指定商品との類否の判断基準について、同旨を判示したものである。

（３）さらに、かかる商品と役務との類否の判断基準について、より具体的には、商標審査実務上は、「商品と役務の類否を判断するに際しては、例えば、次の基準を総合的に考慮した上で、個別具体的に判断するものとする。この場合には、原則として、類似商品・役務審査基準によるものとする。①商品の製造・販売と役務の提供が同一事業者によって行われているのが一般的であるかどうか　②商品と役務の用途が一致するかどうか　③ 商品の販売場所と役務の提供場所が一致するかどうか　④需要者の範囲が一致するかどうか」とされる（商標審査基準〔改訂第１６版〕「第３」「十、第４条第１項第１１号(先願に係る他人の登録商標)」２１頁）とともに、「同じ類似群コードが付された商品・役務については、審査において類似と推定され」、また、異なる類似群コードが付された商品・役務についても、備考欄に「類似と推定する」旨が記載される場合、審査でのクロース・サーチは原則行わないものの、情報提供等があったときには可能な範囲で行うものとされる（類似商品・役務審査基準〔国際分類第１２－２０２４版対応〕「１－７」及び「１－１１」）。

他方、多数裁判例（東京高判平成１２年９月２８日判タ１０５６号２７５頁是認の東京地判平成１１年１０月２１日判タ１０１９号２５０頁〔ヴィラージュ白山事件〕、大阪高判平成２５年３月７日（平２３（ネ）２２

３８号）裁判所ウェブサイト是認の大阪地判平成２３年６月３０日判時２１３９号９２頁〔モンシュシュ事件〕、知財高判令和６年１１月１１日（令６（行ケ）１００２８号）裁判所ウェブサイト〔ＡＷＧ治療事件〕等）上は、そもそも、上記類似群コード等にかかわらず原則として、商標審査基準の上記考慮要素①～④と同様の要素を総合的に考慮して個別具体的に判断するものとされるとともに、特に近時、同考慮要素①～④を「商品の製造・販売と役務の提供が同一事業者によって行われている実情の有無・程度、商品と役務の用途の共通性、商品の販売場所と役務の提供場所の同一性、商品と役務の需要者の重なり具合等」とやや緩和するような姿勢が窺われる（知財高判令和６年１１月１１日（令６（行ケ）１００２８号）裁判所ウェブサイト〔ＡＷＧ治療事件〕等）。

この点、判決要旨１自体は直接的・明示的に判示していないものの、判決要旨２のあてはめにおける認定事実に照らして、本判決は、本件において、商標審査基準の上記考慮要素①～④と同様の要素を総合的に考慮して個別具体的に判断したものであると理解される。

２．判決要旨２について

類似商品・役務審査基準等によれば、本件指定役務の第４０類「生ゴミ処理機の貸与、化学機械器具の貸与」と引用指定商品の第７類「生ゴミ処理機、液体肥料製造装置」とは、「４０Ｊ０９」、「４０Ｊ１０」と「０９Ｇ６３」及び「１１Ａ０６」、「０９Ａ０６」という異なる類似群コードが付され、備考欄に「類似と推定する」旨が記載されないものであるものの、判決要旨２は、あてはめにおいて、本件審決と異なり、本件指定役務と引用指定商品との類似性を肯認した。

この点、本件審決が、請求人（原告）等の主張立証の不足の下で、本件指定役務と引用指定商品のみに係る一般的、恒常的な取引の実情のみを考慮しつつ、上記考慮要素①～④を厳格的・制限的に考慮して、本件指定役務と引用指定商品との類似性を否定したものであるのに対し、判決要旨２は、原告（請求人）等の主張立証の補充を受けて、建設機械に加え、複写機、プリンター等の出力機器や事務用機器等に関する、本件指定役務・引用指定商品の周辺・関連役務・商品に係る個別的、具体的な取引の実情をも考慮しつつ、上記考慮要素①～④を緩和的・拡張的に考慮して、本件指定役務と引用指定商品との類似性を肯認したものであると理解される。

かかる判決要旨２は、同じく異なる類似群コードが付され、備考欄に「類似と推定する」旨が記載されない別件指定役務の第４４類「医療用機械器具の貸与」と引用指定商品の第１０類「医療用機械器具（「歩行補助器・松葉づえ」を除く。）」等との類似性を一般的に肯認した知財高判令和６年１１月１１日（令６（行ケ）１００２８号）裁判所ウェブサイト〔ＡＷＧ治療事件〕とも相俟って、今後、医療用機械器具、建設機械、複写機・プリンター等の出力機器や事務用機器等、商品の取引にレンタル又はリースが介在し易い、高額、短期利用、技術進化が早く、保守・管理が複雑であることが多い機械・機器とその貸与との類似性をより広く肯認する方向に影響を及ぼし得るものと思料される。

【判決の抜粋】

１．商標法４条１項１１号該当性に係る指定役務と指定商品との類否の判断基準

「ある商標の指定商品と他の商標の指定役務とが類似のものであるかどうかは、それらの商品及び役務が通常同一営業主により製造、販売又は提供されている等の事情により、それらの商品と役務に同一又は類似の商標を使用する場合には、同一営業主の製造、販売又は提供に係る商品又は役務と誤認されるおそれがあると認め

られる関係があるか否かによって判断するのが相当である（最高裁昭和３３年（オ）第１１０４号同３６年６月２７日第三小法廷判決・民集１５巻６号１７３０頁参照）。」

２．商品の販売と貸与に関する取引の実情及び本件指定役務と引用指定商品との類否

「引用指定商品と同じ第７類に属する建設機械について、その製造業者又はその関連会社が、販売とともに貸与（レンタル）も行っているという取引の実情がある。これに加え、複写機、プリンター等の出力機器や事務用機器等の商品を取り扱う会社においても、会社の目的に商品の販売と貸与の両方を挙げる会社が複数存在する（甲７２～７４。なお、被告も、会社の目的に「産業用機械器具の製造、販売及び賃貸」が含まれている［弁論の全趣旨］。）。機械に商標を使用する者がその機械の貸与も行っていることは、通常、特に意外なこととまではいえず、むしろ、予想し得る範疇のことといえる。また、本件指定役務の需要者は生ゴミ処理機を使用する者であり、引用指定商品の需要者も、その多くは、生ゴミ処理機を使用する者であると推認されるから、双方の需要者は多くの部分で共通する。

これらの事情を考慮すれば、本件指定役務と引用指定商品に同一又は類似の商標を使用する場合には、同一営業主の製造、販売又は提供に係る商品又は役務と誤認されるおそれがあると認められる関係があるということができる。したがって、本件指定役務と引用指定商品は類似するものと認められる。」

【判決の補足】【判決の抜粋】の１は判決１５頁１～７行の記載、２は判決１７頁５～２１行の記載によるものであり、２は冒頭の「以上のとおり、」を省略している。 判決本文

【Keywords】商標法４条１項１１号、商品と役務の類否、商品の販売と貸与、取引の実情、ゴミサー

※本稿の内容は、一般的な情報を提供するものであり、法律上の助言を含みません

文責：弁護士・弁理士　飯田　圭（第二東京弁護士会）

本件に関するお問い合わせ先：k_iida☆nakapat.gr.jp　（☆を@に読み替えてください）

法情報提供 2026 年 5 月掲載分

対象：中村合同特許法律事務所「法情報提供」及び「高石弁護士の知財速報」のうち、公開日が 2026 年 5 月 1 日から 5 月 31 日までの 27 件

収録件数：27 件

執筆者：高石秀樹（26 件）、飯田圭（5 月 27 日掲載の 1 件）

記事一覧：法情報提供／ 高石弁護士の知財速報

＜今月の見どころ＞2026 年 5 月 知財・法務アップデートの重要ポイント

今月は、公開日が 2026 年 5 月である 27 件を取り上げる。量産実用品の著作物性、結合商標の類否、動画削除申請、営業秘密、特許権の存続期間延長など、保護される対象と権利の及ぶ範囲を具体的に見極める記事が中心である。同じ紛争の原審と控訴審を対照できる記事もあり、判断の結論だけでなく、その前提となる事実の評価に注目したい。

1　量産実用品の著作物性と意匠の要部

最判令和 8 年 4 月 24 日の量産実用品に関する記事は、子供用椅子の形状について、機能に由来する構成とは観念上別個の創作的表現として把握できるかという判断基準と、その適用を紹介する。本件椅子の著作物性は否定された。飯田圭弁護士のコメントは、従来の分離可能性説との関係に加え、制作目的や「美的鑑賞」という語を用いなかった点を検討している。意匠では、大阪地判令和 5 年(ワ)10125『液体石鹸ディスペンサー用容器』事件が、壁への取付けという使用態様から背面の具体的形状を要部とした。正面の印象だけでなく、需要者が機能を確かめる際に注目する部位を比較する必要性が読み取れる。

2　結合商標の分離観察と表記による違い

『恋苺』をめぐる大阪地判令和 6 年(ワ)5007 と大阪高判令和 7 年(ネ)1750 は、同じ月に両審の記事が掲載されている。原審は「あわ」を産地表示と捉えて「恋いちご」を抽出したが、控訴審は「あわ恋」と「いちご」の結合として理解し、分離観察を否定して非類似とした。パッケージや商品の取引実情を踏まえても、どの部分が一体と理解されるかによって結論は異なり得る。『VALENTINO』事件は、著名な文字部分が強く支配的な印象を与えることを理由に抽出比較を認める。他方、『パクとモグ』事件では「パクモグ」は類似、「PAKUMOGU」は非類似とされた。不服 2024-18950 の紹介記事によれば、『ViCREA』と『BICREA』も、称呼が同じであっても外観の相違から非類似とされ、各要素の評価を個別に確認する必要がある。

3　商標の取得経緯と識別力の立証

『LEADER／リーダー』事件と『MYOFOCUS』事件は、公序良俗違反の評価を対照できる。前者は正当な権利者からの譲受け等を踏まえて無効審決を取り消したのに対し、後者は他者の標章との細部の酷似や出願時期等から剽窃を認め、提出領収書の収入印紙の発行時期や提出経緯等を踏まえ、関連原告商標が 2015 年 10 月に作成されたとの事実を認めなかった。商標取得の経緯と、取得後の使用行為とは区別して検討されている。また、立体商標の知財高判令和 6 年(行ケ)10048 は、商品の機能又は美観に関わる形状について識別力を否定し、販売実績や調査結果も使用による識別力の立証として不十分とした。『ぽんちゃん』事件では、市内での認識と市外での認識が区別されており、認識の地理的範囲と証拠の対応が問題となる。

4　動画削除申請と著作物の利用許諾

東京地判令和５年(ワ)70125は、通知に相応の事実的根拠があり、不当な目的での悪用も認められないことなどから、動画削除等の通知を不法行為としなかった。将棋の棋譜情報を扱う大阪高裁の記事では、不法行為とされたのは有料配信から得た情報を利用する動画配信行為であり、これに対する削除申請を不当とはしなかった点が重要である。映画脚本の大阪高判令和６年(ネ)1431は、共同脚本家の参加への同意と修正への協力等から変更の容認を認めた。プログラムの知財高判令和６年(ネ)10017も流用・改変の黙示の許諾を認める一方、氏名表示権侵害を認めており、利用行為と人格権の各論点を分けた確認が必要である。

5　顧客情報の管理と契約文言の実質

大阪地判令和５年(ワ)5749は、全従業員が共通のIDとパスワードで顧客情報にアクセスできる状態等から秘密管理性を否定した。受注できなかったこととの因果関係についても、価格差や成約見込みを具体的に検討している。競業避止の大阪地判令和５年(ワ)9115では、従業員と関係のない事業所まで基点に含めた禁止範囲が問題となり、限定解釈も否定された。東京地判令和５年(ワ)70680は、「最大限のお支払い」という覚書の文言と作成経緯等から個人の連帯保証を認めている。情報管理の実態、制限の対象、支払主体のいずれも、形式的な名称だけでは決まらない。

6　特許の効力範囲と用途発明の準備

大阪地決令和７年(ヨ)20008・20009は、12μg製剤の承認による後行の延長登録と、先行する延長期間が満了した24μg製剤との関係を検討する。延長登録の範囲・単位と効力範囲を調和させるという理由付けが中心である。『服』事件では、命綱貫通部の接合態様の解釈と、特殊な用途の服に一般的な被服技術を適用する動機付けとが別々に判断された。『改善された固定強度を有する骨アンカー』は周知のアイレットの採用、『袋体処理機』は先願の工程と待機状態の認定が焦点である。田胡信広「欧州特許庁における食品の用途発明の特許保護」の紹介は、医療用途と医療外用途の実施形態・対象群を出願時から区別して記載することを提言している。

全記事の３行要約

区分	記事名・３行要約
著作権	**【著作権法★★★】量産実用品の全体又は部分における形状等が、観念上、機能に由来する構成とは別個に、思想又は感情の創作的な表現として把握することができるものである場合には、当該量産実用品の全体又は部分は、著作権法２条１項１号にいう著作物のうち、美術の範囲に属するものに当たる旨を判示して、下記原告製品の著作物性を否定した原審の判断を是認し、上告を棄却した判例** ①量産実用品である子供用椅子の形状が美術の著作物に当たるかが争われた事案である。 ②最高裁は、機能に由来する構成とは観念上別個の創作的表現として把握できるかを基準とし、本件椅子の著作物性を否定して上告を棄却した。 ③商品の形状に美感があることだけでなく、機能に由来する構成とは別個の創作的表現を把握できるかを検討する必要がある。
意匠	**【意匠】大阪地判令和５年(ワ)10125『液体石鹸ディスペンサー用容器』事件＜松阿彌裁判長＞** ①壁に取り付ける液体石鹸ディスペンサー用容器について、意匠の要部と被告製品との類否が争われた事案である。 ②裁判所は需要者が注目する背面の具体的形状を要部とし、マグネット等の構成の相違から非類似と判断して利用関係も否定した。 ③意匠の比較では、使用態様から需要者が注視する部分と、その具体的形状の差異を確認する必要がある。
著作権	**【著作権】東京地判令和５年(ワ)70125＜高橋裁判長＞** ①動画に対する著作権侵害等の通知が、投稿者の表現活動を妨害する不法行為に当たるかが争われた事案である。 ②裁判所は、削除要請が審査される仕組み、通知の事実的根拠及び不当目的での悪用が認められないこと等から、不法行為を否定した。 ③削除申請の適法性は、使用したフォームだけでなく、通知の根拠、目的及び運営者の審査の仕組みを踏まえて検討される。
知財一般	**【不競法/競業避止】大阪地判令和５年(ワ)9115＜松阿彌裁判長＞** ①在職中及び退職後６か月間、法人の各事業所から半径２キロ以内での開業を禁じる規定の有効性が争われた事案である。 ②裁判所は、関係のない事業所まで含む禁止範囲が過度に職業選択の自由を制限するとして規定を無効とし、限定解釈も否定した。 ③競業避止条項では、従業員と事業所の関係、地理的範囲及び代償措置を具体的に検討する必要がある。
知財一般	**【契約】東京地判令和５年(ワ)70680【テロメラーゼ逆転写酵素のリン酸化阻害剤のスクリーニング方法】＜中島裁判長＞** ①一時金の不払いに関する覚書が、会社代表者個人の連帯保証を成立させるかが争われた事案である。 ②裁判所は、支払を誓約する主語が代表者個人であること、文言の意味及び作成経緯等から連帯保証の合意を認めた。 ③「保証」という語がなくても、支払主体と主債務不履行時の給付内容により保証と解釈され得ることを示す。
著作権	**【著作権】大阪地判令和５年(ワ)11871『比較による相対化を基にした画像診断の方法』＜松阿彌裁判長＞** ①論文、フローチャート、画面レイアウト及び画像診断システムの著作権等の帰属が争われた事案である。 ②裁判所は論文の著作権等を原告に認めたが、フローチャート等の著作物性を否定し、システムが著作物であるとしても、その著作者は日立ソフト又は委託した被告であり、原告ではないとした。 ③アイディア、創作的表現及び実際のシステム開発の主体を分けて権利の帰属を確認する必要がある。

区分	記事名・3行要約
知財一般	**【不競法／営業秘密】大阪地判令和5年(ワ)5749＜武宮裁判長＞** ①元従業員による顧客情報の取得・使用、競業及び情報削除について責任が争われた事案である。 ②裁判所は、全従業員が共通の認証情報でアクセスできる状態等から秘密管理性を否定し、受注喪失との因果関係も認めなかった。 ③秘密管理措置の実態と、競業行為がなければ受注できたかという損害の因果関係をそれぞれ立証する必要がある。
外国	**【論稿/欧州特許】欧州特許庁における食品の 用途発明の特許保護（田胡信広、パテント誌 2025 年 9 月）** ①食品の用途発明について、欧州特許庁における医療用途と医療外用途の区別及び権利化を扱う論稿の紹介である。 ②記事は関連する審判例、明細書の記載上の留意点及びドイツにおける用途発明の権利行使を整理する。 ③出願段階から医療用途と医療外用途の実施形態、実施例及び対象群を区別して記載することが提言されている。
商標	**【商標】東京地判令和4年(ワ)11316『パクとモグ』＜國分裁判長＞** ①「パクとモグ」と、片仮名及びアルファベットの被告標章との類否並びに損害が争われた事案である。 ②裁判所は「パクモグ」を類似、「PAKUMOGU」を非類似とし、標章削除後の利用者数等も踏まえて実施料率を1%とした。 ③片仮名とアルファベットの表記差や取引の実情が類否判断を分け、損害判断でも標章の寄与が問題となる。
商標	**【商標（公序良俗違反）】知財高判令和6年(行ケ)10079＜本多裁判長＞** ①旧販売代理店による「LEADER／リーダー」商標権の取得が公序良俗違反となるかが争われた事案である。 ②裁判所は、契約関係終了後に正当な権利者から取得したこと等から公序良俗違反を否定し、無効審決を取り消した。 ③商標の取得経緯の評価と、取得後の誤認混同を生じさせる使用行為への対応は区別して検討される。
著作権	**【著作者人格権】大阪高判令和6年(ネ)1431＜森崎裁判長＞** ①共同脚本家が原案に加筆・修正した行為について同一性保持権侵害が争われた事案である。 ②控訴審は、参加への同意や修正作業への協力等から変更の容認を認め、原審の判断を覆して請求を棄却した。 ③共同制作では、参加への同意、修正への対応及び決定稿の決定権限が許諾や責任の判断に関わる。
商標	**【商標】知財高判令和6年(行ケ)10089『VALENTINO』事件＜宮坂裁判長＞** ①「GIANNI VALENTINO」と図形からなる商標と引用商標との類否が争われた事案である。 ②裁判所は、周知著名な「VALENTINO」部分の強く支配的な印象を理由に抽出比較を認め、商標法4条1項11号に該当するとした。 ③結合商標の一部の周知著名性が、その部分を要部として抽出する判断に影響することを示す。
商標	**【商標法】知財高判令和6年(行ケ)10090『ぽんちゃん』事件** ①館林市のマスコット「ぽんちゃん」が商標法4条1項6号の著名な標章に当たるかが争われた事案である。 ②裁判所は地域性に応じた相応の地理的範囲での認識を求め、市外での使用等が限られるとして著名性を否定し、拒絶審決を取り消した。 ③地域内での認識と周辺地域への広がりを区別し、使用実績や媒体露出等の証拠を検討する必要がある。
商標	**【商標】知財高判令和6年(行ケ)10072＜中平裁判長＞** ①「INTUITION」に関する取引先への電子メール送信等が、不使用取消を免れる商標の使用に当たるかが争われた事案である。 ②裁判所は、商品台帳や資料の送信を使用と認め、文字の大きさや改行等から「INTUITION」が商品名として認識されるとして審決を取り消した。 ③商標の使用立証では、取引先に送った資料と、商品名・型番がどのように表示されているかが重要となる。

区分	記事名・3行要約
著作権	**【著作権】知財高判令和6年(ネ)10065＜宮坂裁判長＞** ①モザイク処理やイラストの重畳をした写真利用について、著作権等の侵害と差止めの必要性が争われた事案である。 ②裁判所は本質的特徴を感得できるとして複製権等の侵害を認め、写真データを保有し続ける事情等から再度の侵害のおそれも認めた。 ③加工後も元の写真の表現上の本質的特徴が残るか、データ保有等から再利用のおそれがあるかを確認する必要がある。
商標	**【商標】知財高判令和6年(行ケ)10048＜清水響裁判長＞** ①持続血糖モニターの立体形状について、本来的識別力及び使用による識別力が争われた事案である。 ②裁判所は機能又は美観に関する予測可能な形状として識別力を否定し、販売実績、文字商標との併用及び調査結果からも獲得を認めなかった。 ③形状自体の出所識別力を立証するには、文字商標の影響と調査対象者の範囲を考慮する必要がある。
知財一般	**【不競法/虚偽事実の流布告知】大阪高判令和6年(ネ)338＜森崎裁判長＞** ①有料配信から得たリアルタイムの棋譜情報の動画配信と、これに対する削除申請の適法性が争われた事案である。 ②裁判所は動画配信行為を自由競争の範囲を逸脱する不法行為とし、その営業利益は保護されず、削除申請も不当ではないとした。 ③棋譜の著作物性と、情報利用による営業利益侵害及び削除申請の評価とは分けて検討する必要がある。
商標	**【商標】知財高判令和6(行ケ)10067「MYOFOCUS」＝令和6(行ケ)10068** ①外国事業者の「MYOFOCUS」等に酷似する商標を日本で取得した行為の公序良俗違反が争われた事案である。 ②裁判所は細部までの酷似や出願経緯から剽窃を認めた。また、提出された領収書の収入印紙の発行時期や提出経緯等を踏まえ、原告の主張立証の信用性を低く評価し、関連原告商標が2015年10月に作成されたとの事実を認めなかった。 ③標章の細部、取得時期及び独自創作を裏付ける資料の真正性が、商標取得の適法性の判断に関わる。
著作権	**【著作権】知財高判令和6年(ネ)10017＜本多裁判長＞** ①納品プログラムの著作物性、流用・改変の許諾及び氏名表示権侵害が争われた事案である。 ②裁判所は著作物性と流用・改変の黙示の許諾を認める一方、起動時の制作者名の表示に関して氏名表示権侵害を認めた。 ③利用許諾の範囲と氏名表示権の問題は、納品方法、従前の利用実態及び顧客への表示状況を踏まえて別々に検討される。
商標	**【商標】不服2024-18950** ①標準文字「ViCREA」と図柄の引用商標「BICREA」との類否を扱う審決の紹介である。 ②記事によれば、称呼は同じ「ビクレア」であるが、外観が著しく相違して区別できるとして非類似とされた。 ③称呼の一致だけで結論を決めず、外観及び観念も併せて検討する必要がある。
特許	**大阪地決令和7年(ヨ)20008・20009【腹部不快感の処置のためのプロスタグランジン誘導体】** ①12μg製剤の承認による延長登録の効力が、先行延長期間の満了した24μg製剤にも及ぶかが争われた事案である。 ②裁判所は延長登録の範囲・単位との調和を重視し、先行政令処分の対象と同一の物等には後行延長登録の効力が及ばないとした。 ③複数の延長登録がある場合には、各承認の成分・分量等と先行延長の満了を対応させて効力範囲を検討する必要がある。

区分	記事名・３行要約
商標	**【商標】不服 2025-416** ①標準文字「百香」と引用商標「MOMOCA」との類否を扱う審決の紹介である。 ②記事によれば、ローマ字の「カ」は「ka」と綴ること、外観を区別できること及び観念の相違等から非類似とされた。 ③記事末尾の「CA」に関する記載は筆者の疑問形のコメントであり、一般的な登録可能性を保証する結論ではない。
商標	**大阪高判令和７年(ネ)1750【恋苺】＜森崎裁判長＞** ①「恋　苺」と「あわ恋いちご」の類否について、原審の判断が争われた控訴審である。 ②控訴審は「あわ」と「恋いちご」の分離観察を否定し、外観・称呼・観念の相違から非類似として原審を覆した。 ③地名を含む標章でも、他の語との結び付きやパッケージ等の取引実情を踏まえ、一体として理解されるかを確認する必要がある。
商標	**【商標】大阪地判令和６年(ワ)5007『あわ恋いちご』＜松川裁判長＞** ①「あわ恋いちご」から「恋いちご」を抽出できるか及び登録商標使用の抗弁が争われた原審である。 ②原審は「あわ」を産地表示と認めて抽出比較により類似とし、登録商標使用の抗弁も否定したが、控訴審で覆された。 ③原審の判断を利用する際には、同月掲載の控訴審記事と併せ、分離観察の判断が変更されたことを確認する必要がある。
特許	**東京地判令和元年(ワ)32779【服】＜國分裁判長＞** ①命綱貫通部の接合態様に関する充足性と、一般的な被服技術の適用による進歩性欠如が争われた事案である。 ②裁判所は接合態様を限定しないとして充足を認め、特殊用途の服に一般的なポケット等の技術を適用する動機付けを否定した。 ③クレーム文言が要求する接合構造と、先行技術を適用する動機付けの有無をそれぞれ具体的に検討する必要がある。
特許	**知財高判令和５年(行ケ)10062【改善された固定強度を有する骨アンカー】＜東海林裁判長＞** ①骨アンカーの外面、チャネル及びリブの解釈並びにアイレットを設ける構成の進歩性が争われた事案である。 ②裁判所は外面をリブの頂点を結ぶ外周と捉え、周知のアイレットの採用と配置を容易と判断して進歩性を否定した。 ③先行技術の各部とクレームの対応及び「好ましい」構成が不可欠かどうかの検討が重要となる。
特許	**知財高判令和５年(行ケ)10092【袋体処理機】＜本多裁判長＞** ①袋体処理機について、先願の移送速度調節及び袋の待機状態が本件発明と相違するかが争われた事案である。 ②裁判所は電磁コイルによる電流制御を前提と認め、上流での待機を「ストック」に当たるとして特許法29条の２違反を認めた。 ③先願の記載と工程の時間関係から、制御方式や待機状態がどのように開示されているかを確認する必要がある。

【著作権法★★★】量産実用品の全体又は部分における形状等が、観念上、機能に由来する構成とは別個に、思想又は感情の創作的な表現として把握することができるものである場合には、当該量産実用品の全体又は部分は、著作権法２条１項１号にいう著作物のうち、美術の範囲に属するものに当たる旨を判示して、下記原告製品の著作物性を否定した原審の判断を是認し、上告を棄却した判例

原記事：中村合同特許法律事務所

公開日：2026 年 05 月 27 日

判決日：2026 年 4 月 24 日　判決本文

最判令和 8 年 4 月 24 日（令和 7 年（受）第 356 号）（岡村和美裁判長）

◆判決本文

	原告製品		
			

【判決要旨】

１．量産実用品に係る著作物性の有無の判断基準

量産実用品の全体又は部分における形状等が、観念上、機能に由来する構成とは別個に、思想又は感情の創作的な表現として把握することができるものである場合には、当該量産実用品の全体又は部分は、著作権法２条１項１号にいう著作物のうち、美術の範囲に属するものに当たる。

２．原告製品に係る著作物性の有無

本件椅子は、量産実用品であって、約６６度の略Ｌ字型を成して床面から立ち上がっている２本の脚を有し、当該２本の脚の間に座面板及び足置板が床面と平行に固定されるようになっている点は、子供用の椅子としての機能に由来する構成である脚、座面板及び足置板の配置による形状が美感を起こさせるものであることを基礎付ける事情にすぎない。そして、本件椅子の全体又は部分における形状等は、子供用の椅子としての機能に由来する構成としてしかこれを把握することができず、当該構成とは別個に、思想又は感情の創作的な表現として把握することができるものではない。よって、本件椅子は、著作物に当たるとはいえない。

【コメント】

1.判決要旨１について

いわゆる応用美術の著作物性の有無の判断基準について、近年、知財高裁の裁判例上、従前の下級審の多数の裁判例における段階理論的な加重要件説とは異なる、分離可能性説（知財高判平成２６年８月２８日判時２２３８号９１頁〔ファッションショー事件〕）と無制限説（知財高判平成２７年４月１４日判時２２６７号９１頁〔ＴＲＩＰＰ　ＴＲＡＰＰⅡ事件〕）とが並立し，その後の下級審，特に東京地裁の多数の裁判例上，分離可能性説が主流となった。そして，分離可能性説を著作権法２条１項１号前段所定の「思想又は感情を創作的に表現したもの」か否かの問題として採用したものと理解される知財高裁の裁判例（知財高判令和３年１２月８日（令３（ネ）１００４４号）裁判所ウェブサイト〔タコの滑り台事件〕）もあったものの、原判決（知財高判令和６年９月２５日（令５（ネ）１０１１１号）裁判所ウェブサイト〔ＴＲＩＰＰ　ＴＲＡＰＰⅢ事件〕）は、他の知財高裁の裁判例（知財高判令和３年６月２９日（令３（ネ）１００２４号）裁判所ウェブサイト〔グッドコア事件〕）と同様に、分離可能性説を同号後段所定の「美術・・・の範囲に属する」か否かの問題として採用したものと理解される一方、「独立の美的鑑賞の対象となる」か否かを分離可能性の判断基準とするものと理解された。また、原判決は、分離可能性を問題とせず、制作目的が「専ら美的鑑賞目的のため」か否かを問題とする別個の判断基準も判示した。

これに対し、判決要旨１は、量産実用品に係る著作物性の有無の判断基準について、制作目的が「専ら美的鑑賞目的のため」か否かを問題とする判断基準を採用することなく、分離可能性説のみを著作権法２条１項１号後段所定の「美術・・・の範囲に属する」か否かの問題として採用したものと理解される。さらに、「独立の美的鑑賞の対象となる」か否かではなく、「観念上、機能に由来する構成とは別個に、……把握することができる」か否かを分離可能性の判断基準とするものと理解される。

かかる判決要旨１の特徴は、「法廷意見は、量産実用品を対象にして、その形状等について意匠登録をすることができるものが別途美術の範囲に属する著作物にも当たるか否かについて、……判断した」旨、「法廷意見は、また、我が国の知的財産法制が、どのようなものを対象にして、どのようにその権利を保護することを立法上選択したかという観点から、量産実用品について、著作権法と意匠法それぞれの保護対象物、保護の目的、保護のための要件・手続、権利の内容とその存続期間等を考慮して、それらの適用範囲を画する基準を示したものである」旨及び「法廷意見は、……「美的鑑賞」という語を用いていない。その趣旨は、……「美的鑑賞」の語からはあたかも高度な創作性や芸術性が必要であるかのような誤解が生じかねず、また、そもそも美的な芸術としての鑑賞に値するか否かを裁判所が判断するのは不適当と思われるからである」旨の裁判官尾島明の補足意見により、よりよく理解されよう。

2.判決要旨２について

判決要旨２は、判決要旨１における量産実用品に係る著作物性の有無の判断基準を原告製品にあてはめて、原告製品の著作物性を否定したものである。この点、裁判官尾島明の補足意見の通り、「法廷意見のいう……要件も、抽象度が高いものであるが、法廷意見が本件椅子についてその当てはめの判断を行っているように、その要件の具体的適用については、今後様々な事例の積み重ねに期待することとなろう」。

【判決の抜粋】

１．量産実用品に係る著作物性の有無の判断基準

「量産実用品については、その形状等が思想又は感情を創作的に表現したものであるということができれば、直ちに美術の範囲に属するものとして著作物に当たるとの解釈を採ることは相当ではない。」「すなわち、……我が国の意匠法及び著作権法における権利の発生要件、内容及び存続期間等に鑑みれば、上記解釈を採り、量産実用品の形状等について、意匠法に加えて著作権法により保護されることを広く認めた場合には、あえて費用等を投じて意匠登録を受けなくとも、同法によって、より長期間、広範に保護が受けられることとな

る可能性があり、意匠法の存在意義を損なうおそれがある。また、量産実用品の形状等について広く著作権法の保護が及ぶとすると、著作者人格権により権利関係が複雑化して量産実用品の利用が妨げられたり、意匠権の存続期間満了後も長期間にわたって量産実用品の形状等を自由に利用することができなくなったりすることにもなりかねず、産業の発達に寄与するという意匠法の上記目的が阻害されるおそれもある。」

「もっとも、量産実用品の形状等は、通常、実用目的に必要な機能（以下、単に「機能」という。）との関係で一定の制約を受けて決定されるものであり、機能に由来する構成と別個にこれを把握することができないものであるけれども、その中には、例えば、表面に単なる模様や表面加工の域を超える装飾が付加されているもののように、当該付加部分の形状等が、機能と関連せず、観念上、機能に由来する構成とは別個の絵画や彫刻として把握できるものがある。このようなものは、量産実用品に「美術の著作物」（著作権法１０条１項４号）が単純に付加されたものということができ、当該付加部分に同法の保護が及ぶことは当然である。

また、量産実用品の中には、例えば、全体として彫刻等とも看取できるもののように、その全体又は部分における形状等が、当該実用品としての機能と関連してはいるものの、観念上、機能に由来する構成とは別個の彫刻等として把握できるものがある。このような形状等は、機能に由来する構成とは別個に思想又は感情の創作的な表現を把握できるという点において、「美術の著作物」が単純に付加された上述の場合と同様であるということができるから、著作権法の保護を及ぼすのが相当である。上記のような形状等は、機能との関係で一定の制約を受けるのが通常である量産実用品の形状等としては例外的なものであるということができるのであって、これに著作権法の保護を及ぼしても、上記でみたような弊害が生ずるおそれは小さい。

以上によれば、量産実用品の全体又は部分における形状等が、観念上、機能に由 来する構成とは別個に、思想又は感情の創作的な表現として把握することができる ものである場合には、当該量産実用品の全体又は部分は、著作権法２条１項１号に いう著作物のうち、美術の範囲に属するものに当たるというべきである。」

２．原告製品に係る著作物性の有無

「これを本件についてみると、前記事実関係によれば、本件椅子は、量産実用品であって、上告人らは、大要、約６６度の略Ｌ字型を成して床面から立ち上がっている２本の脚を有し、当該２本の脚の間に座面板及び足置板が床面と平行に固定されるようになっている点において創作性が認められるから、本件椅子が著作物に当たると主張する。しかしながら、上記の点は、子供用の椅子としての機能に由来する構成である脚、座面板及び足置板の配置による形状が美感を起こさせるものであることを基礎付ける事情にすぎない。そして、本件椅子の全体又は部分における形状等は、子供用の椅子としての機能に由来する構成としてしかこれを把握することができず、当該構成とは別個に、思想又は感情の創作的な表現として把握することができるものではない。よって、本件椅子は、著作物に当たるとはいえない。」

【Keywords】商品の形態の著作物性、応用美術の著作物性、ＴＲＩＰＰＴＲＡＰＰ、トリップトラップ、ＣｈｏｉｃｅＫｉｄｓ

【意匠】大阪地判令和５年(ワ)10125『液体石鹸ディスペンサー用容器』事件＜松阿彌裁判長＞

原記事：中村合同特許法律事務所

公開日：2026 年 05 月 21 日

判決日：2025 年 3 月 17 日　判決本文

１．「要部」認定

容器の形（角丸の長方形）や蓋の構成： これらは以前から存在していたため、特別な工夫（要部）とはみなされない。

背面のマグネット部分は、 壁に取り付けて使う製品であるため、需要者（消費者）は「壁にしっかりつくか」を気にして背面を注視する。

⇒「背面（壁取付面）の具体的な形状」がデザインの最も重要な部分（要部）である。

２．本件意匠と被告製品の比較

本件意匠： 背面全体を覆う、シンプルでスッキリした大きな長方形マグネット。

被告製品： マグネットの上下に「滑り止めシート」が配置されており、全体で見ると「I 字型」の複雑な形状。

⇒非類似

３．「利用関係」も否定

デザインの特徴（要部）そのものが異なると判断されたため、他人のデザインをベースに使っているとは言えない。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-93970.pdf

（別紙）

被告商品の形状



【正面部】　【背面部】　【側面部】　【側面部】



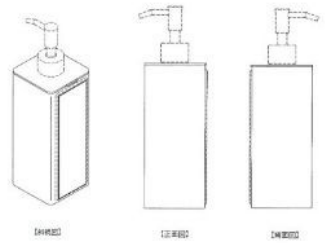
【平面部】　【底面部】　※斜視

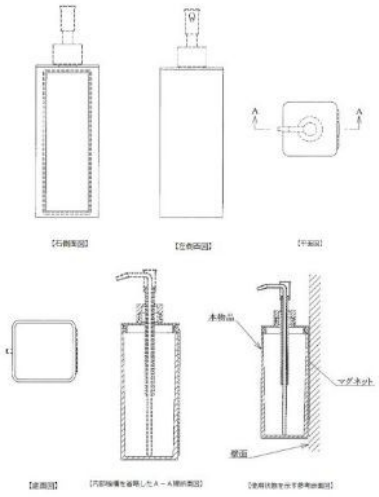
（別紙）

本件意匠（図面）

・実線で表された部分が、部分意匠として意匠登録を受けようとする部分である。
「内部機構を省略したＡ－Ａ線断面図」を含めて意匠登録を受けようとする部分を特定している。

【図面】





【著作権】東京地判令和５年(ワ)70125＜高橋裁判長＞

原記事：中村合同特許法律事務所

公開日：2026 年 05 月 21 日

判決日：2025 年 3 月 11 日　判決本文

投稿動画に対し YouTube の通知フォームを用いて著作権侵害、プライバシー侵害、名誉毀損の通知を行った行為が、表現活動を妨害する不法行為にあたらないと判断された。

１．グーグルは、侵害の削除要請を慎重に審査しており、追加情報を求めたり要請を却下したりする例があるから、「無条件に削除される」ものではない。

本件通知はパブリシティ権や肖像権の侵害を訴えるものであり、相応の事実関係（氏名や顔写真の無断使用）が記載されていた。適切なフォームが見当たらず著作権フォームを用いたとしても、直ちに違法とは言えない。

２．グーグルの規約（コミュニティガイドライン）によれば、法的な「プライバシー権侵害」や「名誉毀損」の要件を満たさずとも、本人が「不快に感じる」「評判を傷つける」動画に対し、独自の裁量で削除等の措置をとることが認められている。

３．通知の内容に相応の事実根拠（氏名の表示、詐欺師呼ばわり等の文言）がある以上、殊更に虚偽の事実に基づいたものとは言えず、専ら不当な目的（嫌がらせ等）で悪用されたとは認められない。

https://jucc.sakura.ne.jp/precedent/precedent-2025-03-11.html

東京地裁判決

控訴審：知財高判令和 7 年 10 月 16 日（令和 7 年（ネ）第 10037 号）は、原判決を維持して控訴を棄却した。判決本文

【不競法/競業避止】大阪地判令和５年(ワ)9115＜松阿彌裁判長＞

原記事：中村合同特許法律事務所

公開日：2026 年 05 月 21 日

判決日：2025 年 1 月 27 日　判決本文

*競業禁止規定の地理的範囲が広すぎて無効

⇒抑止的観点から、限定解釈せず。

（雇用契約中に行った準備行為が、雇用契約上の付随義務違反として、微少な損害賠償だけ認容された。）

（判旨要約）

本件競業禁止規定は、在職中及び退職後６か月間、原告の許可なくして、「当法人から半径２キロ以内」の競業行為の自営を禁ずるものである。

原告の事業所は、福祉事業部のみでも本店所在地のほか約 10 か所に及ぶものであり、「当法人から半径２キロ以内」とは、このすべての事業所を基点として半径２キロメートル以内の場所での開業を禁ずるものと解せざるを得ない（原告の主張もそのように解される。）。

しかし、原告のような業態からすると、従業員が現に関与した事業所であれば、これを基点として一定期間一定の距離内で退職後の競業を禁ずる合理性はあるといえるが、およそ関係のない事業所も含まれる本件競業禁止規定は、過度に職業選択の自由を抑制するものであって、公序良俗に反し無効というべきである（そして、そのような規定の抑止的効果からすると、限定解釈をしてその範囲で有効と解すべきものともいえない。）。

広範に競業を禁止することを正当化する ほどの代償措置が講じられていたとはいえない。

（被告らの事業所が実際にどの程度の距離にあったかという点については、判断の前提としておらず、具体的な距離の認定もなされていない。）

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-93798.pdf

【契約】東京地判令和５年(ワ)70680【テロメラーゼ逆転写酵素のリン酸化阻害剤のスクリーニング方法】＜中島裁判長＞

原記事：中村合同特許法律事務所

公開日：2026 年 05 月 21 日

判決日：2025 年 1 月 30 日　判決本文

「債務不履行に際しては最大限のお支払いをさせて頂くことを誓約いたします」という覚書の文言が、保証の意思表示に該当し、被告Ｂ個人による本件一時金の支払債務に関する連帯保証契約が成立した。

（判旨抜粋）

「債務不履行に際しては最大限のお支払いをさせて頂くことを誓約いたします」の主語は、その文章の冒頭の「私、Ｂ」であるから、契約当事者の合理的意思解釈としては、被告会社の債務不履行に際して支払をする主体は、被告Ｂ個人とされていたと解するのが相当である。

・・・

その内容は、主たる債務の履行がない場合にこれと同一内容の給付をするという保証の意味そのものであって、保証と同義の文言を言い換えたものにすぎない。そうすると、本件覚書が保証とは異なる意図をもって作成されたものと解することはできない。

・・・

本件覚書の文言が意味するところのほか、その作成経緯、作成状況、作成後の当事者の行動をも併せて考慮すれば、被告Ｂは、本件覚書によって、本件一時金の支払債務を連帯保証する旨の意思表示をし、原告との間で、同債務を連帯保証する旨の合意をしたと認めるのが相当である。

・・・

実質的にみても、本件紛争は、仮に被告会社の財務・契約担当者であるＣに主たる責任があるとしても、被告Ｂは、被告会社の代表取締役の立場にあったのであるから、その立場を踏まえ、医学の研究者というコミュニティの先輩でもあり、本件一時金の不払によりその支払を被告Ｂに求めざるを得なくなった原告の頼みに応じ、当時の状況に照らし連帯保証したとしても、格別不自然なことであるとはいえない。

https://ipforce.jp/Hanketsu/jiken/no/14565

【著作権】大阪地判令和５年(ワ)11871『比較による相対化を基にした画像診断の方法』＜松阿彌裁判長＞

原記事：中村合同特許法律事務所

公開日：2026 年 05 月 21 日

判決日：2025 年 2 月 17 日　判決本文

勤務先に対し、自ら作成した論文、フローチャート、画面レイアウト及びこれらに基づく画像診断システムの著作権確認等を求めた

１．論文については、著作権登録(第一発行年月日登録)を理由の一つとして、原告の著作権及び著作者人格権を認めた。

２．フローチャート及び画面レイアウトについては、アイディアを単にありふれた表現で図示したものにすぎないとして、著作物性×

３．システムについては、著作物であるとしても、著作者は、システム開発業者である日立ソフト又は同社に委託した被告であり、原告ではない。

判決 12 頁は「その著作者は日立ソフト又は同社に委託した被告であり、」と判示する。

https://ipforce.jp/Hanketsu/jiken/no/14584

【不競法／営業秘密】大阪地判令和５年(ワ)5749＜武宮裁判長＞

原記事：中村合同特許法律事務所

公開日：2026 年 05 月 21 日

判決日：2025 年 2 月 13 日　判決本文

元従業員が顧客情報を不正に取得・使用して競合他社で成約させたとして、不競法違反、誠実義務違反を主張したが、認められなかった。

～会社内で全員が見れる PW では、「秘密管理性」が認められない。（多数の裁判例と同じ）

不競法上の「営業秘密」該当性（秘密管理性）について、裁判所はこれを否定した。

顧客情報は原告の基幹業務システムで管理されていたが、約１７０８人の全従業員が共通のＩＤとパスワードを用いて、私用のデバイスからも容易にアクセスできる状態であった。特定の者のみに閲覧権限を絞るなどの措置はなく、就業規則に一般的な秘密保持規定があるのみでは秘密管理措置として不十分であり、客観的に秘密として管理されていると認識できる状態にはなかったと判断された。

誠実義務および競業避止義務違反について、被告在職中に被告会社を設立し業務を行っていた点は問題視されたものの、損害との因果関係が否定された。

本件顧客⑥を除く顧客については、原告の予定金額と実際の請負金額に約 700 万円から最大 2500 万円弱の開きがあった。顧客⑥の差額は約 150 万円であったが、原告の予定金額が 2000 万円と他の顧客より低額で、更なる減額は困難と考えられたこと、見込度が「C」（当月確定確率 30％未満）で、プレゼンテーションも未実施であったこと等から、原告との成約見込みは認められなかった。

被告らが受注できたのは、原告よりも大幅に低い予算での請負が可能であったという価格競争力の結果にすぎず、被告らの行為がなければ原告が受注できていたとは認められない。

システムからの情報削除についても、支店長という立場にあった被告が「成約見込みなし」と判断して行ったものであり、業務上の裁量の範囲内であって不当な隠蔽行為とは認められない。

知財判決速報
知財ポータルサイト
IP Force

【論稿/欧州特許】欧州特許庁における食品の 用途発明の特許保護（田胡信広、パテント誌 2025 年 9 月）

原記事：中村合同特許法律事務所
公開日：2026 年 05 月 15 日

１． ＥＰＯにおける用途発明の分類
ＥＰＯでは、用途発明を「医療用途」と「医療外用途」に厳格に区別して運用している。

クレームの種類	分類	根拠規定	形式例
第一医療用途	物の発明	EPC 第 54 条(4)	A composition for use as a medicament
第二医療用途	物の発明	EPC 第 54 条(5)	A composition for use in a method for the treatment of X
医療外用途	方法の発明	審査基準 F–IV 4.16	Use of a composition for Y

２． 医療用途と医療外用途の境界と判断基準
機能性食品は「疾患の予防（医療）」と「健康維持・生理機能向上（医療外）」の境界に位置するため、その区別が権利化の鍵となる。
医療用途に該当するかを判断する際には、医療従事者による行為が想定されるか、特定の疾患や症状を対象とするか等が判断材料となり得る。ただし、これらを全事案に共通する必要条件とするのではなく、各事案の具体的事情を踏まえて判断する。
＜主要な審判例の判断＞
Ｔ 815/22（乳児用粉ミルク）：『身体発育を、母乳を与えられた身体発育と同程度になるよう促進する』という用途は、健康な乳児の通常の栄養摂取という目的や、医療従事者によらない使用環境等の具体的事情を踏まえ、医療用途（第二医療用途）としては認められなかった。
T 0815/22 の理由 1.39 は「depends on the specific circumstances of each case.」と述べる。田胡論稿 64・67 頁も踏まえると、医療従事者の関与の有無は具体的事情の一つであり、それだけで医療用途該当性が一律に決まるものではない。
T 0815/22 理由 1.28～1.43
Ｔ 158/13（香水）：『眠気、疲労感、惰気などの生理的心理状態から解放』という用途は、病理的性質（鬱病など）を分離不可能に内包しているため、「非治療的使用」というディスクレーマーを用いても医療外用途として認められなかった。
Ｔ 1916/19（抗菌組成物）：健康な人の細菌除去など、疾患予防効果が無視できるほど小さい実施形態が含まれる場合、医療外用途としての保護が認められ得る。
３． 機能性食品の権利化に向けた実務上の提言
ＥＰＯの厳格な補正要件（ゴールドスタンダード）を考慮し、出願段階で多角的な記載を備えておく必要がある。
明細書作成において、医療用途（特定の疾患・患者群）と医療外用途（健康体・疾患リスクの低い群）の実施形態および実施例を明確に区別して記載することが、双方での権利化を確実にするために極めて重要である。
４． ドイツにおける権利行使
ＥＰＯで成立した用途発明は、ドイツ等において強力な権利となり得る。
ドイツでは、特許された用途を前提とした製品のデザインや使用説明書の添付といった「明白な準備（sinnfällige Herrichtung）」を伴う行為が侵害を構成する。
（ただし、欧州連合の「健康強調表示規制」による表示の厳しさも考慮する必要がある。）
https://jpaa-patent.info/patent/viewPdf/4694

【商標】東京地判令和４年(ワ)11316『パクとモグ』＜國分裁判長＞

原記事：中村合同特許法律事務所

公開日：2026 年 05 月 15 日

判決日：2025 年 1 月 24 日　判決本文

本件商標：「パクとモグ」

被告標章５：「パクモグ」～類似

被告標章１：「PAKUMOGU」～非類似

被告標章「パクモグ」は、原告商標「パクとモグ」と比較して、中間の「と」の有無の差異はあるが、外観・称呼が類似し、観念も同一である。

⇒類似

アルファベット表記の標章については、原告商標とは外観が著しく相違すること、被告ウェブページ等には被告の名称が表示されている取引の実情等を考慮した。

＋「パクとモグ」を「と」を抜いた上アルファベットで記載したとしても、その表記が必ずしも「ＰＡＫＵＭＯＧＵ」となるわけではない。

⇒非類似

＜損害論＞

被告ウェブページから「パクモグ」という標章を削除した後も、被告ウェブサイトのユニークユーザーの数は減少していない。

⇒実施料率 1%

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-93784.pdf

【商標（公序良俗違反）】知財高判令和６年(行ケ)10079＜本多裁判長＞

原記事：中村合同特許法律事務所

公開日：2026 年 05 月 15 日

判決日：2025 年 2 月 5 日　判決本文

商標「ＬＥＡＤＥＲ／リーダー」

原告（株式会社ＢＲＯＴＵＲＥＳ）は、かつて米国リーダーバイク社の販売代理店であったが、同社の破産後、本田技研工業株式会社（ホンダ）から当該商標権を譲り受け、分割移転登録を行った。

これに対し、米国リーダーバイク社の事業を承継した被告が商標登録無効審判を請求した。

特許庁は商標法４条１項７号（公序良俗違反）に該当するとして無効審決をした。

⇒審決取消（商標有効）

（判旨要約）

商標法４条１項７号（公序良俗違反）は、商標登録の経緯が著しく社会的妥当性を欠き、法の秩序に反する場合に限って適用されるべき一般条項である。

本件において、原告は、米国リーダーバイク社や被告が権利を有していなかった「ＬＥＡＤＥＲ」商標を、正当な権利者である本田技研工業（ホンダ）から譲り受けたものである。

原告と米国リーダーバイク社との契約関係は同社の破産により終了していたから、事後的な義務も存在しない状態で取得したものである以上、この取得行為自体が著しく社会的妥当性を欠くとはいえない。

原告が「総代理店」等を称して被告商品と誤認混同させるような行為を行っていたとしても、それは不正競争防止法等による民事訴訟で解決されるべき問題であり、商標登録自体を無効とする理由（公序良俗違反）には該当しない。

https://iwanagalaw.livedoor.blog/archives/27042185.html



【著作者人格権】大阪高判令和６年(ネ)1431＜森崎裁判長＞

原記事：中村合同特許法律事務所

公開日：2026 年 05 月 15 日

判決日：2025 年 2 月 27 日　判決本文

映画脚本の原案（第１０稿）を作成した一審原告が、共同脚本家として参加し当該脚本を加筆・修正（第１２稿を作成）した一審被告に対し、無断で脚本を改変され同一性保持権を侵害されたとして損害賠償等を求めた。

原審は侵害を一部認めたが、当裁判所は判断を覆し、請求を棄却した。

（判旨要約）

一審原告は、一審被告が脚本家として参加することに同意し、一審被告が約２か月にわたり単独で加筆・修正作業を行う間、異議を述べず調査等に協力していた。

⇒一審原告は、一審被告が自身の創作を加えて脚本を変更すること自体を容認していたと認めるのが相当である。

一審被告が著名な脚本家として名前を表示する以上、創作的な加筆・修正を行うことは当然予想されることであり、一審原告もこれを理解していたといえる。

脚本を「決定稿」とする権限はプロデューサー等の製作者側にあり、一審被告にはないため、製作者側が一審原告の明示的な同意なく決定稿としたことについて、一審被告に法的責任を問うことはできない。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-93886.pdf

【商標】知財高判令和 6 年(行ケ)10089『VALENTINO』事件＜宮坂裁判長＞

原記事：中村合同特許法律事務所

公開日：2026 年 05 月 15 日

判決日：2025 年 2 月 27 日　判決本文

⇒商標法 4 条 1 項 11 号違反

本件商標：「GIANNI VALENTINO（及び図形）」（ヤング産業）

引用商標：「VALENTINO（及び図形）」

（判旨要約）

「VALENTINO」等の文字は、著名なデザイナーであるヴァレンティノ・ガラヴァーニのブランドとして、本件商標の登録査定時に、指定商品の需要者の間で周知・著名であったと認められる。

本件商標は「GIANNI」と「VALENTINO」の文字からなる結合商標であるが、周知・著名な「VALENTINO」部分は出所識別標識として強く支配的な印象を与えるため、要部として抽出して比較することが許される。

引用商標においても、「VALENTINO」の文字は中央に大きく配置されており、同様に要部として抽出できる。

⇒類似

https://ipforce.jp/Hanketsu/jiken/no/14563

【商標法】知財高判令和６年(行ケ)10090『ぽんちゃん』事件

原記事：中村合同特許法律事務所

公開日：2026年05月15日

判決日：2025年3月12日　判決本文

商標法４条１項６号の「著名性」否定

～群馬県の総人口約197万人に対し館林市の人口は８万人弱

個人が出願した商標「ぽんちゃん」に対し、特許庁は、群馬県館林市のマスコットキャラクター「ぽんちゃん」（引用標章）との関係で、商標法４条１項６号（公益に関する事業であって営利を目的としないものを表示する著名な標章）に該当するとして登録を拒絶した。

⇒審決取消

（判旨要約）商標法４条１項６号にいう「著名なもの」というためには、当該団体や事業の地域性に照らし、必ずしも日本全国にわたって広く認識されている必要はないが、なお「相応の規模の地理的範囲」において広く認識されていることを要する。
「日南市章」事件（知財高判平成24年10月30日・平成24年（行ケ）第10125号）は「指定商品・役務に係る一商圏以上の範囲の取引者，需要者に広く認識されていること」を求めた。「JPC」事件（知財高判令和7年2月4日・令和6年（行ケ）第10060号）は、同号の「著名なもの」を同項10号の「需要者の間に広く認識されている」と同等の意義と解した。本判決は、団体や事業の地域性を踏まえ、相応の規模の地理的範囲での認識を具体的に検討したものである。

日南市章事件 判決7頁／JPC事件 判決9頁

引用標章「ぽんちゃん」は、館林市内においてはマンホールや設置物等を通じて広く認識されていると認められる。

しかし、市外に向けた使用実績は限定的かつ散発的であり、ＳＮＳのフォロワー数も数千程度にとどまること、過去のメディア露出（ＣＭ等）も一時的なものであることから、群馬県及びその周辺地域において広く認識されているとまでは認められない。

⇒「著名なもの」には該当しない。

https://note.com/shuwa_ip/n/nb9518317a838

本願商標	引用標章
商願2021-154842 ぽんちゃん（標準文字） 第９類「アニメーションを内容とする記録済み媒体及び動画ファイル」等 第16類「パスポートホルダー」等	ぽんちゃん **引用キャラクター** 

【商標】知財高判令和 6 年(行ケ)10072＜中平裁判長＞

原記事：中村合同特許法律事務所

公開日：2026 年 05 月 08 日

判決日：2025 年 1 月 22 日　判決本文

不使用取消とした審決を取り消した。

対象商標：「INTUITION」

原告の通常使用権者の従業員が、要証期間中に、取引先へ電子メールで商品台帳やプレゼン資料を送信した行為を「商標の使用」と認めた。

被告は「これらは一連の文字列であり『INTUITION』単独の使用ではない」と主張したが、「INTUITION」の文字が改行され、他の文字（WILL JP 等）よりも大きく記載されており、需要者は「INTUITION」を商品名（ブランド名）、「WILL JP」等をその型番や種類と認識する。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-93769.pdf

【著作権】知財高判令和６年(ネ)10065＜宮坂裁判長＞

原記事：中村合同特許法律事務所

公開日：2026年05月08日

判決日：2025年1月30日　判決本文

控訴人はモザイク処理等により内容の覚知が不可能であると主張したが、モザイクは粗く、イラストを重ねた部分も被写体の上半身や髪、アングル、照明等の表現上の本質的特徴を感得することができるため、複製権及び同一性保持権の侵害は免れない。

氏名表示権について、著作権法１９条２項は、利用者の便宜を図る規定であるが、少なくとも本件のように無断改変が加えられている場合、同項の適用の前提を欠く。

差止めの必要性あり

～控訴人が本件写真のデータをあえて保有し続けていることは、侵害の態様や当事者間の経緯に鑑みれば、再度の侵害のおそれを裏付けるものである。

他者がデータを入手可能であることは、控訴人の侵害のおそれを否定する理由にならない。

https://ipforce.jp/Hanketsu/jiken/no/14539

【商標】知財高判令和６年(行ケ)10048＜清水響裁判長＞

原記事：中村合同特許法律事務所

公開日：2026 年 05 月 08 日

判決日：2025 年 1 月 30 日　判決本文

*立体商標の識別性×

＜識別力（商標法３条１項３号）＞

本願商標の形状（扁平な略正円柱形、底面の円板、歯車状模様のある孔、側面の溝等）は、客観的に見て、商品の機能（身体への装着、針の挿入、通気性等）又は美観に資することを目的として採用されたと認められる。

たとえ他社商品にない特徴部分があったとしても、これらは同種商品において機能又は美観上の理由による選択として予測し得る範囲のものであり、商品の形状を普通に用いられる方法で表示するものとして、自他商品識別力を有さない。

＜商標法３条２項該当性＞

原告商品は相当の販売数・売上高を有するが、市場シェアは圧倒的ではなく減少傾向にあり、広告等においては常に文字商標「FreeStyle リブレ」と共に表示されているため、形状自体が独立して需要者に強い印象を与えているとは認められない。

原告が提出したアンケート調査は、対象者がＣＧＭ（持続血糖モニター）の購入・指導経験者等に限定されており、潜在的な需要者を含む一般的な認識を反映していない問題がある。純粋想起及び助成想起の回答結果を踏まえても、本願商標の形状自体が使用により独立した自他商品識別力を獲得したとは認められないとされた。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-94002.pdf



【不競法/虚偽事実の流布告知】大阪高判令和６年(ネ)338＜森崎裁判長＞

原記事：中村合同特許法律事務所

公開日：2026 年 05 月 08 日

判決日：2025 年 1 月 30 日　判決本文

将棋の棋戦（王将戦・銀河戦）の独占配信権を持つ控訴人が、当該棋戦のリアルタイムの指し手（棋譜情報）を盤面上に再現して配信していた被控訴人の動画に対し、著作権侵害を理由に削除申請等を行った。

被控訴人の動画配信行為が不法行為を構成するとされた。裁判所は、棋譜の著作物性の判断に先立ち、有料配信から得た情報の利用による営業上の利益の侵害を検討した。

日本将棋連盟等の主催者は、入場料収入が得られない将棋棋戦において、放送・配信権を許諾する対価で運営費用を賄うビジネスモデルを採用しており、控訴人は多額の負担をして配信権を得ている。

⇒被控訴人の動画配信は、控訴人の有料配信から得たリアルタイムの棋譜情報を無料で視聴者に提供するものであり、対価を支払って控訴人から配信を受けるファンを減少させ、控訴人に直接的な損害を生じさせるものである。

被控訴人は、上記ビジネスモデルを理解しながら、一視聴者としての費用負担のみでリアルタイムの棋譜情報を利用して収益を上げ、控訴人の収益構造を阻害した。これは、他の動画配信者がルールの範囲内で工夫して競争している状況において、自由競争の範囲を逸脱して控訴人の営業上の利益を侵害する違法な行為であり、不法行為を構成する。

被控訴人の配信行為が不法行為に該当する以上、同営業により得られる利益は法律上保護される利益に当たらない。

仮に棋譜の著作物性が否定されたとしても、プラットフォームの利用規約上、第三者に損害を及ぼす動画は削除対象となり得るため、不法行為者である被控訴人との関係では、本件削除申請が不当であったとはいえない。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-93782.pdf

【商標】知財高判令和 6(行ケ)10067「MYOFOCUS」 ＝令和 6(行ケ)10068

原記事：中村合同特許法律事務所

公開日：2026 年 05 月 08 日

判決日：2025 年 1 月 16 日　判決本文 1 ／判決本文 2

被告（オーストラリア法人）の商標を剽窃（ひょうせつ）した。

⇒公序良俗違反（商標法 4 条 1 項 7 号）

被告はオーストラリアで「MYOFOCUS」等の商標を使用し、日本でもセミナーを開催した。

原告は、被告の日本での第 1 回セミナー終了翌日の 2019 年 9 月 27 日に、被告商標と酷似する商標（本件商標等）を日本で出願した。その後、2021 年 7 月 7 日に商標登録を受け、同年 10 月 27 日付け書面で被告に使用中止を求める警告を行った。

図形の特徴や、大文字・小文字の混在構成（mYofocUs）など、細部まで酷似しており、偶然の一致とは認められない

原告が提出した「2015 年（平成 27 年）11 月 24 日付」のデザイナーからの領収書に貼られていた収入印紙のデザインが、2018 年（平成 30 年）から適用開始された新しいデザインのものであった。

⇒裁判所は、この発行時期に加え、領収書の提出経緯、再発行についての説明及び原本不提出等を検討して、原告の主張立証の信用性を低く評価し、関連原告商標が 2015 年 10 月に作成されたとの事実を認めなかった。

【著作権】知財高判令和６年(ネ)10017＜本多裁判長＞

原記事：中村合同特許法律事務所

公開日：2026 年 05 月 08 日

判決日：2024 年 11 月 21 日　判決本文

本件各プログラムは、ソースコードの具体的記述には選択の幅があり、作成者の個性が表れている。

⇒著作物性〇

本件プログラム３を複製・改変したプログラムが、１審被告の製品「サイレントロボ」のプログラムとして使用されているとは認められない。

複製権及び同一性保持権の侵害については、１審被告の内部での複製・変更を許容する黙示の合意が認められた。本件プログラム 3～5 はソースコードと共に納品され、１審被告には、納品されたプログラムを発注の契機となった現場以外で複製・変更して利用する実態があった。１審原告は１審被告の元従業員であり、独立後も相当数の制作・納品を行い、この利用実態を認識し得た。
本件プログラム 1、2 及び 6 については、納品時にソースコードを開示したとは認められない。しかし、別の現場での使用を制限する仕様がなく、複製・変更について格別の意思表示もなかったことに、従前の利用実態等を併せて考慮し、同様の黙示の合意が認められた。

本件プログラム３については、起動時の約１秒間、制作者名が表示され、顧客が現場でこれを確認し得る状況にあったため、「公衆への提示」に該当し、氏名表示権侵害が成立する。

【商標】不服 2024-18950

原記事：中村合同特許法律事務所

公開日：2026 年 05 月 08 日

本願商標『ViCREA』（標準文字）

引用商標『BICREA』（図柄）

紹介記事によれば、両商標は非類似とされた。

記事は、称呼は同じ「ビクレア」である一方、外観が著しく相違して判然と区別し得ること、両商標から特定の観念は生じないことを紹介する。

大阪地決令和７年(ヨ)20008・20009【腹部不快感の処置のためのプロスタグランジン誘導体】

原記事：中村合同特許法律事務所

公開日：2026 年 05 月 08 日

決定日：2026 年 2 月 6 日　判決本文

＜論点＞

延長１： 先発品の２４μｇ製剤の承認に基づく延長（満了済）

延長２： 先発品の１２μｇ製剤の承認に基づく延長（存続中）

債権者は、存続中の「１２μｇ承認に基づく延長登録」の効力が、後発品の「２４μｇ製剤」にも及ぶ（実質同一である）と主張した。

延長登録の範囲・単位（短冊化された範囲）と存続期間延長された特許権の効力範囲（実質同一を含む広がりを有する範囲）は必ずしも一致せず、後者の方が一般的に広がりを持つが、両者は『整合的に解釈運用され、相互に調和することで、初めて特許権者と第三者との衡平という同制度の目的の実を果たすことができる』。

効力範囲は『存続期間の延長登録の範囲・単位と抵触しないという制約の中で解釈されるべき』である。

『医薬品に係る同一の特許権について、複数の政令処分を理由とする延長登録がされている場合、後れて延長登録された特許権の効力範囲は、…少なくとも、先行する延長登録の理由となった政令処分の対象とする物と成分、分量、用法、用量、効能及び効果として同一の物は、後行する延長登録の理由となった政令処分の対象とする物と実質同一ではなく、その生産・譲渡等にまでは効力が及ばないものとして解されるべき』と判示した。

さらに、後行延長登録の理由となった政令処分の対象とする物を基準としたときに、(1)先行政令処分の対象とする物との数量的差異よりも数量的差異が大きい物（例えば分量の違いがより大きい物）、(2)先行政令処分の対象とする物と同じだけの数量的差異に加えて別の質的な差異も存在する物（例えば同じだけの分量の差異に加えて成分にも一定の差異がある物）も、物としての遠近がより離れるため実質同一とはいえない。

仮に債権者の主張を認めた場合、先行する存続期間の延長が短かった場合に、その対象とする物の第三者による実施が存続期間延長制度が規律する以上の期間にわたって禁じられることになり、『延長登録出願段階での範囲・単位を成分、分量、用法、用量、効能及び効果で短冊的に区分けし、特許権者と第三者との衡平を、その範囲・単位できめ細やかに調整しようとする存続期間延長制度の趣旨を大きく損なう』。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-95654.pdf

【商標】不服 2025-416

原記事：中村合同特許法律事務所

公開日：2026 年 05 月 08 日

本願商標『百香』（標準文字）
引用商標『MOMOCA』
紹介記事によれば、両商標は非類似とされた。

記事は、ローマ字の綴り方では「カ」の音は「ka」と綴られること、外観を区別できること、観念も相紛れるおそれがないことを紹介する。

筆者コメント：原記事は「★ローマ字の「CA」で「カ」を表現すると、非類似になりやすく、商標を取れやすい？」と問題提起する。

大阪高判令和７年(ネ)1750【恋苺】＜森崎裁判長＞

原記事：中村合同特許法律事務所

公開日：2026 年 05 月 01 日

判決日：2026 年 2 月 13 日　判決本文

*非類似（逆転）

本件商標：『恋　苺』

被告標章：『あわ恋いちご』

＜（原審と異なり）分離観察を否定した＞

「あわ」が地名「阿波」を意味するから出所識別機能を有さず、「恋いちご」が要部となるという商標権者の主張が認められなかった。

＜外観＞

本件商標は漢字の縦書き、被告標章は「恋」以外が平仮名で POP 体風の横書きであり、明らかに異なる。

＜称呼＞

「コイイチゴ」と「アワコイイチゴ」であり、文字数が異なり類似しない。

＜観念＞

「恋」と「淡い恋」では異なる観念が想起され、類似しない。

（判旨抜粋）

被告標章が上記デザインのパッケージに付されることによって、「あわ」の文字部分から地名である「阿波」が想起されるとしても、上記デザインのパッケージがいちごを同梱商品とする被告各商品のパッケージとして使用されているという取引の実情の下においては、被告標章は、「あわ恋」と「いちご」を組み合わせた結合商標であることを前提に、「あわ恋」の「あわ」の文字部分に被告各商品の産地である地名の「阿波」を掛けていると理解されるにすぎないと考えられることになるから、被告標章と本件商標の類否を判断するに当たっては、被告標章を「あわ」と「恋いちご」に分離して観察することは許されない･･･。･･･

本件商標は、漢字を縦書きしているのに対し、被告標章は「恋」以外を平仮名で表記し、やや丸みのある POP 体風書体の文字を等間隔にやや円弧状に１行かつ一連で横書きしたものであって外観において明らかに異なり、また本件商標は「コイイチゴ」の称呼を生ずるのに対し、被告標章は「アワコイイチゴ」の称呼を生ずるものであって重なる部分はあるものの、文字数が異なり称呼が類似しているとはいえない。そして、いずれも果実の名称であるいちごに、本来、味覚を表現しない心理、感情状態の語を組み合わせて、当該果実の味覚を表現するという手法で造られた言葉であるが、「恋」と「淡い恋」で違う観念が想起されるから、これといちごを組み合わせることで生ずる観念も類似するとはいえず、したがって、本件商標と被告標章は全体として類似するということはできない。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-95619.pdf

被告商品目録

1



2



オ　登録商標

恋苺

【商標】大阪地判令和６年(ワ)5007『あわ恋いちご』＜松川裁判長＞

原記事：中村合同特許法律事務所

公開日：2026 年 05 月 01 日

判決日：2025 年 7 月 17 日　判決本文

本件商標：『恋　苺』

被告標章：『あわ恋いちご』

①結合商標の類否判断（分離観察の可否と要部の認定）

被告標章「あわ恋いちご」の「あわ」部分は、「泡、粟、安房、阿波」等多義的であるが、被告各商品のパッケージには「徳島県産」の文字や阿波踊りのイラスト等が目立つ態様で付されている。

このような取引の実情に照らせば、需要者は「あわ」を地域名称である「阿波」と認識し、産地表示として受け取るため、同部分は識別力を有しない。

⇒被告標章から「恋いちご」部分を抽出し、本件商標「恋苺」と比較検討することが許される。

②本件商標と被告標章の類似性

分離された被告標章の「恋いちご」部分と本件商標「恋苺」を対比すると、外観は異なるものの、称呼はいずれも「コイイチゴ」であり同一である。

観念においても、共に「恋」と「いちご」を組み合わせた造語として、恋愛のように強く惹かれるいちごという同一の観念が生じる。

被告は、「あわ恋」部分が「淡い恋」を意味し不可分である旨を主張したが、事実関係に基づき、否定された。

⇒類似、誤認混同のおそれあり

③登録商標使用の抗弁

先行登録商標と類似し、需要者に誤認混同を生じさせる態様での標章使用は、商標法の目的及び趣旨に照らし、たとえ登録商標の使用であっても権利濫用に当たり、抗弁として成立しないと判示した。

Cf. 控訴審・令和 8 年 2 月 13 日大阪高裁（令和 7 年（ネ）第 1750 号）で覆された。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-94495.pdf

東京地判令和元年(ワ)32779【服】＜國分裁判長＞

原記事：中村合同特許法律事務所

公開日：2026 年 05 月 01 日

判決日：2024 年 4 月 26 日　判決本文

１．充足性

特許請求の範囲の記載から、「命綱貫通部」は一方の端部が服地の裏面側に接合され、かつ筒状に形成されていれば足り、その接合態様（円筒状か、縁か等）までが限定されない。

⇒充足

２．有効性（進歩性）

本件サンプルでは命綱貫通部の一方の端部が服地の「表面側」に接合されているのに対し、本件発明は「裏面側」に接合されている点で相違する。

⇒本件発明は空気漏れ防止等を課題とする特殊な用途の服であり、一般的な被服のポケット等の技術を適用する動機付けはない。

⇒進歩性○

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-94061.pdf

知財高判令和５年(行ケ)10062【改善された固定強度を有する骨アンカー】＜東海林裁判長＞

原記事：中村合同特許法律事務所

公開日：2026 年 05 月 01 日

判決日：2024 年 5 月 14 日　判決本文

本願発明の「アンカー本体の外面」は、複数のチャネルやリブによって形成される凹凸面そのものではなく、リブの頂点を結んだ外周（円周）を指す。

⇒引用発明においても同様に、骨係合面部（リブに相当）の頂点を結んだ外周を外面とみなせば、「骨係合面部の間の部分」は外面内に形成された「チャネル」に相当し、それによって画定される「骨係合面部」は「リブ」に相当する。

本願発明は、チャネルがアイレット（縫合糸を通す穴）とＴ字状に「交差」する構成を有する。

縫合糸アンカーに縫合糸を通す貫通穴（アイレット）を設けることは、本願優先日前の周知技術であった。

⇒引用発明の「連続溝」に代えて、周知技術である「アイレット」を設けることは当業者が容易に想到し得るものであり、その際、構造上の完全性を損なわない範囲で、チャネル（縫合糸受け溝）と連通する位置（Ｔ字状に交差する位置）にアイレットを配置することは、当業者が適宜採用し得る設計事項にすぎない。

甲１の記載上、引用発明において結び目を収める窪みは「好ましい」構成とされているのみであり、不可欠な構成ではない。

⇒進歩性×

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-93044.pdf

知財高判令和５年(行ケ)10092【袋体処理機】＜本多裁判長＞

原記事：中村合同特許法律事務所

公開日：2026 年 05 月 01 日

判決日：2024 年 5 月 9 日　判決本文

*拡大先願（29 の 2）違反

１．先願発明の認定

先願明細書の記載（段落 0046 や図 3 等）から、充填工程の時間 T2 は他の工程の時間 T1 の 2 倍であること、その間に 2 グループ分の充填及び閉口が行われることが読み取れる。

２．相違点１（移送速度の調節）について

本件発明は電磁石への電流で速度調節するのに対し、先願発明は電磁コイルで制御する。

⇒先願明細書には、リニア搬送による速度の任意設定が記載されており、電磁コイルを電磁石として使用し電流で速度調節することは先願発明において当然の前提になっている。

３．相違点２（ストック機能）について

本件発明は処理済み袋が下流装置の上流側に「ストック」される。

⇒「ストック」とは、下流装置が直ちに次処理に着手できるよう上流側で待機させておくことを意味する。

⇒先願発明においても、第 1 グループの密閉中に第 2 グループが上流（第三充填領域）で待機し、終了直後に密閉工程へ移行可能であるため、これは「ストック」に該当する。

https://ipforce.jp/Hanketsu/jiken/no/14334

法情報提供（２０２６年６月掲載分）

対象：２０２６年６月に弁護士・高石秀樹（中村合同特許法律事務所）が公開した記事

収録件数：３２件（同一題名の別ＵＲＬ掲載２組を含む。題名の種類は３０件）

一覧ページ：https://www.nakapat.gr.jp/ja/legal_updates_jp/

抽出基準：一覧ページの公開日が２０２６年６月のもの。公開日の新しい順とし、同日分は一覧ページ上の順序を維持した。

＜今月の見どころ＞２０２６年６月 知財・法務アップデートの重要ポイント

２０２６年６月の法情報提供には、特許の記載要件・進歩性、海外出願、米国意匠、仮想空間の知財保護、営業秘密及び訴訟手続に関する記事が掲載されている。本号は一覧ページの公開日を基準として全３２件を収録した。同一題名の２組も別ＵＲＬの記事として残している。以下では、原記事で示された具体的な論点と実務上の留意点を取り上げる。

１．米国意匠の自明性と侵害判断

「米国意匠特許の新たな自明性判断基準」（佐々木眞人）は、２０２４年のＬＫＱ大合議判決によるＲＯＳＥＮ－ＤＵＲＬＩＮＧテストの廃止を扱う。主引例との関係だけでなく、通常の創作者の視点、相違点及び二次的考慮事項を含めて検討する枠組みである。他方、「米国における意匠権侵害の判断手法の変遷」（同）は、ＥＧＹＰＴＩＡＮ ＧＯＤＤＥＳＳ大合議判決以降の通常の観察者テストを説明する。自明性と侵害とで、判断主体と先行意匠の役割を区別して読むことが重要である。 原記事 1 / 原記事 2

２．明確性とサポート要件を分けた明細書の点検

「近時の裁判例における明確性判断についての検討」（岡田健太郎他）は、明確性判断が以前より厳しくなったとはいえないとし、程度表現を技術常識から理解できる場合を紹介する。これに対し、令和６年(ネ)10038【自動二輪車のブレーキ制御装置及び挙動解析装置】＜本多裁判長＞は、角速度の記載が一貫した明細書を角加速度へ読み替えることを認めず、サポート要件違反とした。用語の意味を補うことと、物理的に矛盾する式を訂正して理解することとは区別を要する。「中国における数値範囲の限定に関するサポート要件について」（胡春豊、林軍）は、過剰な労力なく機能しない範囲を除外できるかという観点と、数値範囲・実施例の記載方針を示している。 原記事 1 / 原記事 2 / 原記事 3

３．海外出願と国際ライセンスの条件設計

「日本の特許制度と欧州の特許制度の留意すべき相違点」（野村和弘・フロリアン キューベック）は、独立項の数、自己衝突、補正及び測定方法の記載を整理する。「食品用途発明の各国出願における留意点」は、用途限定物質、非治療的使用、方法及びスイス型等のクレーム形式を各国の実務に応じて検討する必要を示す。また、「FRAND レートの算定を巡る InterDigital v. Lenovo 英国訴訟」（小林和人）の紹介では、比較契約の分析に基づく料率が控訴院で１台当たり０．２２５ドルへ修正された経緯が重要である。高等法院の料率と控訴院の料率を混同せず、過去分の実施料、割引の根拠及び複利も含めて条件を把握する必要がある。 原記事 1 / 原記事 2 / 原記事 3

４．仮想空間の保護と商標の混同回避

山口洋一郎の「米国意匠法による仮想空間における商品等の保護」と星野光秀の「仮想空間における意匠保護に関する我が国意匠法の今後の対応についての一考察―国際動向を踏まえて」は、画像の登録対象と現実・仮想空間をまたぐ効力について異なる視点を提供する。保護の可能性と制度拡張に伴う課題を併せて読むべきである。商標では、星野論稿が仮想商品の具体的な特定と役務分類を扱う。令和７年(行ケ)10111『ＳＯＲＡ』＜森冨裁判長＞は文字部分の抽出と美容関連役務の取引実態を重視した。「コンセント制度」の論稿も、同意書の存在だけでなく、流通経路、需要者及び使用態様を説明する必要を示している。 原記事 1 / 原記事 2 / 原記事 3 / 原記事 4 / 原記事 5

５．証拠と請求範囲を早期に整える訴訟実務

「知財事件における証拠保全の実際と理論等」（高村隆司）は簡易裁判所の活用や提示拒否の影響を扱い、「裁判所調査官としての弁理士」（髙村和宗、岩永勇二）は最初の準備書面で取消事由と証拠を整える重要性を説く。東京地判令和６年(ワ)4142【携帯情報通信装置及び携帯情報通信装置を使用したパーソナルコンピュータシステム】＜國分裁判長＞では、前訴で主張できた消費税相当額を残部として別訴請求したことが信義則違反とされた。令和６年(行ケ)10036【切屑検出装置】＜本多裁判長＞も、最後の補正に基づく特許審決を取り消す利益を否定している。証拠の確保だけでなく、何を請求し、どの補正を最終的に選ぶかの整理が重要である。 原記事 1 / 原記事 2 / 原記事 3 / 原記事 4

６．営業秘密と知財ミックスによる事業保護

「転職者が持ち込んだ他社営業秘密を使用することによる侵害リスク」（石本貴幸）は、誓約書、研修、相談窓口及び成果の創出過程の点検を提案する。「食品産業における知財・無形資産」（藤原研二郎）と農水委員会の知財ミックス論稿は、ノウハウ、ブランド、育成者権及びＧＩの組合せを具体例で説明する。さらに「特許審査における AI の活用」（五十嵐康弘）は、要約・翻訳への適用と一次情報へのアクセスを踏まえた活用を扱う。保護する情報、公開する技術及び業務で利用する情報を、それぞれの目的に即して管理する視点が得られる。 原記事 1 / 原記事 2 / 原記事 3 / 原記事 4

全記事の３行要約

区分	記事名・３行要約
知財一般	**【論稿/不競法】知財事件における証拠保全の実際と理論等（高村隆司、パテント誌 2025 年 6 月）** ① 知財事件における証拠保全について、申立先の選択、証拠保全の事由の疎明及び相手方の対応を検討する論稿の紹介である。 ② 紹介記事は、筆者の簡易裁判所での申立経験を踏まえて簡裁の活用を推奨し、提示拒否と真実擬制の問題を整理している。 ③ 申立先と疎明内容を検討するとともに、相手方としては、提示拒否が本案の証拠評価に及ぼす影響を検討する必要がある。
意匠	**【論稿/米国意匠】米国意匠特許の新たな自明性判断基準（佐々木眞人、パテント誌 2025 年 6 月）** ① ＬＫＱ大合議判決による米国意匠特許の自明性判断基準の変更を扱う論稿の紹介である。 ② 従来のＲＯＳＥＮ－ＤＵＲＬＩＮＧテストが廃止され、先行技術、相違点、創作者の技術水準及び二次的考慮事項を評価する枠組みに移行したと説明している。 ③ 主引例の選定だけでなく、通常の創作者の視点と商業的成功等の客観的証拠を含めて自明性を検討する必要がある。
知財一般	**【論稿/不競法】転職者が持ち込んだ他社営業秘密を使用することによる侵害リスク（石本貴幸、パテント誌 2025 年 10 月）** ① 転職者が持ち込む他社営業秘密を受入企業が使用することによる侵害リスクを扱う論稿の紹介である。 ② 入社時の誓約書、社員研修、社内相談窓口及び不自然な発明の検知という４つの防衛策を提示している。 ③ 転職者本人に加えて上司・部下を含む社内体制を整備し、入社直後の成果について創出過程を確認することが重要である。

区分	記事名・３行要約
特許	**【論稿/特許】近時の裁判例における明確性判断についての検討（岡田健太郎他、パテント誌 2025 年 6 月）** ① 程度表現等の明確性について、近時の裁判例と特許庁の判断傾向を比較する論稿の紹介である。 ② 明確性判断が以前より厳格化したとはいえないとし、当業者の理解可能性を明細書及び技術常識から評価する傾向を説明している。 ③ 用語の定義、公的規格等の判断指標及び製法と構造との関係を明細書で説明することが紛争予防に資する。
特許	**令和 6 年(行ケ)10036【切屑検出装置】＜本多裁判長＞** ① 自ら行った後の補正に基づいて特許すべき旨の審決を得た出願人が、先の補正に基づく特許を求めて審決取消しを請求した事案である。 ② 裁判所は、最後の補正に基づく請求を認めた審決について原告に取消しの利益がないとして、訴えを却下した。 ③ 審判段階で行う補正が審理対象を変えることを踏まえ、補正後の特許審決を取消訴訟で争う利益の有無に留意すべきである。
特許	**【論稿/特許】特許審査における AI の活用（五十嵐康弘、パテント誌 2025 年 8 月）** ① 特許審査の実務的タスクに対するクラウド型及びオンプレミス型の生成ＡＩの活用を検証する論稿の紹介である。 ② 要約・翻訳等へのタスク限定によるハルシネーション対策と、特許分野に特化した推論や語彙を組み込む必要性を説明している。 ③ モデル更新を注視し、一次情報へのアクセスを確保しながら、審査業務に即した適用範囲を検討することが重要である。
特許	**【論稿/中国特許】中国における数値範囲の限定に関するサポート要件について（胡春豊、林軍、パテント誌 2025 年 9 月）** ① 数値範囲を組み合わせた発明について、中国最高裁判決を踏まえてサポート要件を検討する論稿の紹介である。 ② 当業者が数値範囲間の対応を理解し、限られた実験で目的に適合する態様を得て、過剰な労力なく機能しない範囲を除外できるかを重視している。 ③ 明細書に数値範囲の指針と実施例を配置し、無効主張では通常の労力で有効な範囲を認識できないことを具体的に立証する必要がある。
特許	**【論稿/欧州特許】日本の特許制度と欧州の特許制度の留意すべき相違点（野村和弘・フロリアン キューベック、パテント誌 2025 年 9 月）** ① 日本と欧州の特許制度について、請求項、自己衝突、補正及びパラメータ発明の相違を扱う論稿の紹介である。 ② 欧州の独立項制限、厳格な補正要件、数値範囲の開示及び測定方法・規格の特定に関する留意点を整理している。 ③ 欧州展開を予定する場合は、出願当初から多様な数値範囲や従属関係を記載し、関連出願の時期と公開リスクを検討すべきである。
特許	**【論稿/英国特許】FRAND レートの算定を巡る InterDigital v. Lenovo 英国訴訟（小林和人、パテント誌 2025 年 9 月）** ①ＩＮＴＥＲＤＩＧＩＴＡＬ対ＬＥＮＯＶＯ英国訴訟におけるＦＲＡＮＤ料率の算定を扱う論稿の紹介である。 ②比較契約を基礎とする料率が高等法院の１台当たり０．１７５ドルから控訴院の０．２２５ドルへ修正された経緯と、過去分及び複利の扱いを説明している。 ③比較契約の選定と調整、ボリュームディスカウントの根拠、過去の実施期間及び利子を含めてライセンス条件を検討する必要がある。
特許	**【論稿/特許】食品産業における知財・無形資産（藤原研二郎、パテント誌 2025 年 9 月）** ① 食品産業における知財・無形資産の役割を、産業の段階及び風味・技能の特性から検討する論稿の紹介である。 ② 食品の歴史・地域性や風味の複雑さを踏まえ、製造ノウハウ、ブランドストーリー及び技術継承の重要性を説明している。 ③ 特許による独占だけでなく、ノウハウ管理とブランド形成を事業上の役割に応じて組み合わせることが重要である。
意匠	**【論稿/米国意匠】米国意匠法による仮想空間における商品等の保護（山口洋一郎、パテント誌 2025 年 8 月）** ① 米国意匠法による仮想空間の商品等の保護について、物品の用途と権利範囲を検討する論稿の紹介である。 ② 物品の用途による限定の扱い、ディスプレイの一部としての画像保護及び現実・仮想空間間の権利行使を論じている。 ③ 仮想商品に関する意匠の出願・権利行使では、表示される物品と全体的外観の関係を検討する必要がある。
意匠	**【論稿/意匠】仮想空間における意匠保護に関する我が国意匠法の今後の対応についての一考察―国際動向を踏まえて（星野光秀、パテント誌 2025 年 10 月）** ① 仮想空間の意匠保護に向けた日本法の対応を、欧米の制度・議論と比較する論稿の紹介である。 ② 画像意匠の保護拡張と現実の物品から仮想商品への効力の問題を分け、産業発展と創作の自由の均衡を検討している。 ③ 意匠法の拡張だけでなく、著作権法及び不正競争防止法との役割分担と国際的調和を考慮する必要がある。
商標	**【論稿/商標】仮想空間に関する商品・役務の商標法上の取扱い―ニース国際分類、欧州、米国、韓国及び我が国の状況（星野光秀、パテント誌 2025 年 6 月）** ① 仮想空間に関連する商品・役務の分類及び特定について、ニース国際分類と各国の実務を扱う論稿の紹介である。 ② 仮想商品の内容を具体的に特定して原則第９類とし、役務は提供の目的・結果により分類が変わり得ると説明している。 ③ 仮想商品という包括的記載を避け、コンテンツ及び提供するサービスの目的に即した指定を行う必要がある。

区分	記事名・３行要約
商標	**【論稿/商標】モデル事例を用いた「コンセント制度」利活用のための検討（中山真理子、竹山尚治、パテント誌 2025 年 10 月）** ① 商標のコンセント制度について、モデル事例を用いて合意書と意見書の作成を検討する論稿の紹介である。 ② 同意だけで登録されるわけではなく、商品・役務、流通経路、需要者及び使用態様を踏まえた混同のおそれの審査が必要であると説明している。 ③ 混同回避措置を具体的に合意し、合意書で尽くせない取引実態を意見書で立証することが重要である。
特許	**令和 5 年(行ケ)10149【独立バッフルを有する多分岐熱交換器】＜宮坂裁判長＞** ① 熱交換器の補正発明について、引用発明のバッフルセルとの対応関係及び組合せの動機付けが争われた事案である。 ② 裁判所は、バッフルセルが固体壁に相当し、別個の壁は物理的な分離の有無にかかわらず機能的な区別を意味するとした上で、技術分野の共通性や課題解決の方法となる点から動機付けを肯定した。 ③ 構成の名称だけでなく、流体への作用と機能上の区別を踏まえて引用発明との対応関係を検討する必要がある。
特許	**令和 6 年(ネ)10038【自動二輪車のブレーキ制御装置及び挙動解析装置】＜本多裁判長＞** ① ブレーキ制御装置の計算式について、角速度を角加速度の誤記と解してサポート要件を満たすかが争われた事案である。 ② 裁判所は、角速度の記載が一貫する明細書について読み替えを認めず、物理的に意味をなさない式であることだけでは誤記とはいえないとしてサポート要件違反を認めた。 ③ 計算式の物理的整合性と記号の定義を出願時に確認し、誤記の主張をする場合は明細書全体との関係を検討すべきである。
商標	**【商標/類否】令和 7 年(行ケ)10111『SORA』＜森冨裁判長＞** ① 図形と文字からなるＳＯＲＡ商標の分離観察及び美容関連役務の類否が争われた事案である。 ② 裁判所は、ＳＯＲＡの文字部分を要部として抽出して商標を類似とし、取引の実情を踏まえて指定役務の類似も認めた。 ③ 図形の付加のみで抵触回避を図らず、文字部分の識別力とサービスが複合して提供される実情を検討する必要がある。
商標	**【論稿/オーストリア商標】「Jägermeister」の事件から学ぶ著名商標の保護及びパッケージ模倣による不正な使用に関する考察（遠藤華英、パテント誌 2025 年 11 月）** ① 著名商標ＪＡ̈ＧＥＲＭＥＩＳＴＥＲの保護とパッケージ模倣を扱い、本文ではオーストリア最高裁の判断を紹介している。 ② 著名商標との連想、名声へのフリーライド及び評判の毀損について、商標法と不正競争防止法の双方から検討している。 ③ 混同の有無だけでなく、ブランドとの連想及び評判の利用という観点からパッケージの採用を検討する必要がある。
知財一般	**【論稿/税関】税関の専門委員（磯貝克臣、パテント誌 2025 年 11 月）** ① 税関の専門委員について、選任、審理の進め方及び意見書の作成を扱う論稿の紹介である。 ② ３名の専門委員が個別検討、事前会議、意見聴取を経て意見をまとめ、税関が原則として多数意見を尊重する過程を説明している。 ③ 意見聴取の場での説明・反論と専門委員の質問への回答を通じ、結論を支える資料及び論理を整えることが重要である。
知財一般	**【論稿/知財全般】裁判所調査官としての弁理士（髙村和宗、岩永勇二、パテント誌 2025 年 11 月）** ① 弁理士である裁判所調査官の位置づけ、業務及び訴訟実務上の留意点を扱う論稿の紹介である。 ② 調査官の事前調査・期日立ち会い・報告書作成を紹介し、取消事由の早期提出及び実験証明の信頼性を重視している。 ③ 原告第１準備書面で主張・証拠を整え、技術説明会等の質問の意図を踏まえた回答を準備する必要がある。
知財一般	**【論稿/知財全般】知的財産権侵害における権利濫用禁止についての覚書（森本晃生、パテント誌 2025 年 12 月）** ① 知財権侵害における権利濫用禁止の役割を、リコー事件及び金魚電話事件等から検討する論稿の紹介である。 ② 差止め・廃棄の可否と実施料相当額の支払いを分けて調整する解決を、論稿の提言として説明している。 ③ 権利濫用の主張では、差止めと金銭的救済を区別し、実施者の利益及び表現・営業の自由との関係を検討することが重要である。
特許	**【論稿/特許】選択肢で表現された発明に対する単一性違反の調査研究と提言（バイオ・ライフサイエンス委員会、パテント誌 2025 年 12 月）** ① マーカッシュ形式等の選択肢で表現された発明について、単一性と審査対象の選択を扱う論稿の紹介である。 ② 日本の最初の選択肢の扱いを欧米と比較し、共通する特別な技術的特徴の追加・主張及び包含関係への補正を検討している。 ③ 選択肢の記載順と共通構造を意識し、シフト補正及び分割出願の負担を踏まえて出願・補正方針を定める必要がある。
知財一般	**【論稿/農水】海外展開を見据えた知財ミックスによる知的財産の保護及び活用（農水委員会、パテント誌 2026 年 1 月）** ① 海外展開を視野に農林水産分野の知財ミックスとブランド形成を扱う論稿の紹介である。 ② 紅まどんな、空飛ぶパンプキン、善通寺産四角スイカ及び神戸ビーフ等を例に、商標・育成者権・特許・ＧＩの組合せを説明している。 ③ 品種名とブランド名を区別し、公開する技術と営業秘密として管理する栽培技術を選別することが重要である。
意匠	**【論稿/意匠】職務創作意匠に関する裁判例の概観（藤本一、パテント誌 2026 年 1 月）** ① 職務創作意匠の対価をめぐる裁判例を、職務発明との相違から検討する論稿の紹介である。 ② 意匠の代替可能性が超過売上高・仮想実施料率に及ぼす影響と、創作者の貢献度の評価を説明している。 ③ 特許の算定例をそのまま当てはめず、代替意匠の選択可能性及び個別の創作上の寄与を検討する必要がある。

区分	記事名・３行要約
特許	**【論稿/特許】バイオ医薬品特許保護の事例と課題（バイオ・ライフサイエンス委員会、パテント誌 2025 年 12 月）** ① バイオ医薬品の特許保護とバイオシミラーの参入をめぐる制度・課題を扱う論稿の紹介である。 ② 事実上のパテントリンケージ、再審査期間及び高額療養費制度が参入・選択に及ぼす影響を説明している。 ③ 物質特許の満了だけで判断せず、用途・製剤特許と承認制度を含めて参入条件を検討する必要がある。
特許	**【論稿/特許】食品用途発明の各国出願における留意点（バイオ・ライフサイエンス委員会、パテント誌 2025 年 12 月）** ① 食品用途発明の海外での権利化について、米国・欧州・中国・韓国の制度差を扱う論稿の紹介である。 ② 各国で許容されるクレーム形式、米国の内在性・自然法則及び欧州の治療・非治療用途の区別を整理している。 ③ 日本のクレームをそのまま翻訳するのではなく、移行先に応じたクレーム形式と構造・方法の特異性を検討すべきである。
意匠	**【論稿/意匠】職務創作意匠に関する裁判例の概観（藤本一、パテント誌 2026 年 1 月）** ① 職務創作意匠の対価をめぐる裁判例を、職務発明との相違から検討する論稿の紹介である。 ② 意匠の代替可能性が超過売上高・仮想実施料率に及ぼす影響と、創作者の貢献度の評価を説明している。 ③ 特許の算定例をそのまま当てはめず、代替意匠の選択可能性及び個別の創作上の寄与を検討する必要がある。
知財一般	**【論稿/農水】海外展開を見据えた知財ミックスによる知的財産の保護及び活用（農水委員会、パテント誌 2026 年 1 月）** ① 海外展開を視野に農林水産分野の知財ミックスとブランド形成を扱う論稿の紹介である。 ② 紅まどんな、空飛ぶパンプキン、善通寺産四角スイカ及び神戸ビーフ等を例に、商標・育成者権・特許・ＧＩの組合せを説明している。 ③ 品種名とブランド名を区別し、公開する技術と営業秘密として管理する栽培技術を選別することが重要である。
意匠	**【論稿/米国意匠】米国における意匠権侵害の判断手法の変遷（佐々木眞人、パテント誌 2026 年 1 月）** ① 米国意匠権侵害の判断手法について、ＧＯＲＨＡＭからＥＧＹＰＴＩＡＮ ＧＯＤＤＥＳＳ以降までの変遷を扱う論稿の紹介である。 ② 新規なポイントテストの廃止後は、先行意匠に精通した通常の観察者の視点から全体的な装飾的印象を評価すると説明している。 ③ 先行意匠、機能的側面及びロゴ等の装飾的差異を含めて被疑侵害品との比較を行う必要がある。
特許	**【米国】Focus Prod v. Kartri Sales（CAFC、2025.9.30）** ① 米国特許の種の選択に際しての応答がクレーム範囲からの除外を生じさせるかが争われた事案である。 ② ＣＡＦＣは、非選択種に当たるとして審査官が審査対象から除外したクレーム７３について特許権者が争わなかったことから、その特徴が’２４８・’６０９特許のクレームから除外されたと判断し、控訴人ＭＡＲＱＵＩＳについて侵害を認めたサマリージャッジメントを破棄した（控訴人ＫＡＲＴＲＩについては非侵害の主張が放棄されたとして侵害認定を維持した）。 ③ 種の選択では審査官の定義や限定を確認し、非選択種の特徴に及ぼす権利範囲上の影響を検討する必要がある。
特許	**令和６年(行ケ)10017【最適化された栄養処方物、それらから目的に合わせた食事を選択するための方法、およびその使用法】＜宮坂裁判長＞** ① 栄養処方物の数値範囲及びポリフェノールの含有について進歩性が争われた事案である。 ② 裁判所は、引用文献のω－６脂肪酸１～３５ｇの開示と周知事項等を踏まえ、１～４０ｇへの設定及びポリフェノールの含有は当業者が適宜なし得るとした。 ③ 数値範囲の包含関係と成分の周知の性質を踏まえて、相違点が設計的事項にとどまるかを検討する必要がある。
特許	**東京地判令和６年(ワ)4142【携帯情報通信装置及び携帯情報通信装置を使用したパーソナルコンピュータシステム】＜國分裁判長＞（同日判決の関連事件：東京地判令和６年(ワ)70083〔被告ソフトバンク株式会社〕）** ① 前訴で請求しなかった消費税相当額を、特許侵害に基づく不当利得として別訴請求した事案である。 ② 裁判所は、前訴で消費税相当額を主張する困難や合理的理由が認められず、残部請求が被告に二重の応訴負担を課すとして、信義則違反により訴えを却下した。 ③ 金銭請求では消費税相当額も含めて対象範囲を整理し、一部敗訴後の残部請求が制限されることに留意すべきである。

【論稿/不競法】知財事件における証拠保全の実際と理論等（高村隆司、パテント誌 2025 年 6 月）

原記事ＵＲＬ：https://www.nakapat.gr.jp/ja/note/%e3%80%90%e8%ab%96%e7%a8%bf-%e4%b8%8d%e7%ab%b6%e6%b3%95%e3%80%91%e7%9f%a5%e8%b2%a1%e4%ba%8b%e4%bb%b6%e3%81%ab%e3%81%8a%e3%81%91%e3%82%8b%e8%a8%bc%e6%8b%a0%e4%bf%9d%e5%85%a8%e3%81%ae%e5%ae%9f%e9%9a%9b/

一覧ページ上の公開日：2026 年 06 月 26 日

【論稿/不競法】知財事件における証拠保全の実際と理論等（高村隆司、パテント誌 2025 年 6 月）

１． 管轄の選択

筆者が調査した東京地裁知財部の平成 25～27 年の統計では、申立て 15 件中 6 件が認容され、認容率は 40%である。他方、筆者は、簡易裁判所を中心とする 10 回近くの申立て（地裁知財部への申立て 1 件を含む）ですべて認容を得ており、簡裁の活用を推奨している。

【統計の範囲】高村隆司「知財事件における証拠保全の実際と理論等」165 頁は「認容率は 40%であり、筆者の経験における認容率 100%に比較して大幅に低い。」とする。40%は上記の裁判所・期間・件数に関する数値であり、地裁一般の認容率ではない。筆者の 10 回近くの経験には地裁 1 件も含まれる。また、同論文は、上記統計を筆者自身の調査結果として示している（同 165 頁「今回の執筆に当り調査した結果、東京地方裁判所知財部の下記の情報が入手できた。」）。 原論文 159・165 頁

２． 証拠保全の理論と法的性質

証拠保全の本質は「証拠調べの前倒し」である。証拠の隠匿、廃棄、改ざんの恐れ（証拠保全の事由）を疎明する必要があるが、その疎明の程度について「抽象的なもの」で足りるのか「相当具体的なもの」であるのか争いがあり、筆者は、その経験から、知財事件の実務は前説に基づき行われているとの印象を示している。

３．相手方としての防衛策

証拠保全は物理的な強制力を持たないため、提示を拒否することも選択肢となる。

その場合、本案訴訟で「真実擬制（民事訴訟法２３２条、２２４条）」のリスクが生じるが、後の証拠調べで提示すれば回避できる可能性もあり、戦術的な検討が必要である。

https://jpaa-patent.info/patent/viewPdf/4666

【論稿/米国意匠】米国意匠特許の新たな自明性判断基準（佐々木眞人、パテント誌 2025 年 6 月）

原記事ＵＲＬ：https://www.nakapat.gr.jp/ja/note/%e3%80%90%e8%ab%96%e7%a8%bf-%e7%b1%b3%e5%9b%bd%e6%84%8f%e5%8c%a0%e3%80%91%e7%b1%b3%e5%9b%bd%e6%84%8f%e5%8c%a0%e7%89%b9%e8%a8%b1%e3%81%ae%e6%96%b0%e3%81%9f%e3%81%aa%e8%87%aa%e6%98%8e%e6%80%a7%e5%88%a4/

一覧ページ上の公開日：2026 年 06 月 26 日

【論稿/米国意匠】米国意匠特許の新たな自明性判断基準（佐々木眞人、パテント誌 2025 年 6 月）

2024 年 5 月 21 日 CAFC 大合議判決（LKQ 大合議判決）により、40 年以上にわたり米国意匠特許の自明性判断で使用されてきた「Rosen-Durling テスト」が廃止された。

⇒今後は、意匠特許についても、実用特許と同様に、4 つの事実認定（Graham ファクター）が適用される。

1. 従来の判断基準：Rosen-Durling テストの終焉

これまで米国では、意匠が自明（Obvious）であるか否かを以下の厳格な 2 段階で判断してきた。

① 第 1 段階（主引例の選定）： クレーム意匠と「基本的に同一（basically the same）」である意匠的特徴を有する 1 つの主引例（ローゼン引例）が必要。

② 第 2 段階（副引例の適用）： 副引例は、主引例と「密接に関連（so related）」しており、一方の特徴を他方へ適用することが示唆されるものでなければならない。

この 2 段階の基準は実用特許（Utility Patent）の自明性基準に比べて極めて厳格であり、米国で意匠特許を無効にすることは困難であると考えられてきた。

2. LKQ 大合議判決による変更点

CAFC 大合議判決は、上記テストが最高裁の先例（KSR 最高裁判決等）が示す「柔軟なアプローチ」と合致していないと判断し、これを廃止した。

今後は、意匠特許についても、実用特許と同様に Graham 最高裁判決に基づく 4 つの事実認定（Graham ファクター）が適用される。

＜新たな判断手法の 4 つの要素＞

① 先行技術の範囲と内容の認定：主引例がクレーム意匠と「基本的に同一」である必要はない。ただし、主引例も類似技術（analogous art）でなければならず、全体の外観が最も近い実在する先行意匠を起点とする。副引例にも類似技術であることが必要であり、通常の創作者の観点から変更の理由等を検討する。

判決本文（LKQ 大合議判決）：https://www.cafc.uscourts.gov/opinions-orders/21-2348.OPINION.5-21-2024_2321050.pdf

② クレーム意匠と先行技術の相違点の認定：「通常の創作者（Ordinary Designer）」の観点から視覚的外観を比較する。

③ 当業者の技術レベルの特定：当該物品を設計する通常の技術を有する創作者の知識を考慮する。

④ 二次的考慮事項の評価：商業的成功、業界の称賛、他人による模倣などの客観的証拠を考慮する。

https://jpaa-patent.info/patent/viewPdf/4664

意匠の非自明性判断―LKQ 大合議判決後

2024 年 5 月 22 日、USPTO（米国特許商標庁）は、この判決を受けた審査官向けガイダンス（覚書）を公表した。

項目	Rosen–Durling テスト（旧）	LKQ 大合議判決後の基準（新）
主引例要件	クレーム意匠と「基本的に同一」	類似技術であることを要する。全体の外観が最も近い実在する先行意匠を起点とする。「基本的に同一」である必要はない。
副引例	主引例と「密接に関連」	類似技術であることを要する。
結合動機	厳格な関連性が要求される。	通常の創作者の観点から、変更の理由等を柔軟に検討する。

【論稿/不競法】転職者が持ち込んだ他社営業秘密を使用することによる侵害リスク（石本貴幸、パテント誌 2025 年 10 月）

原記事ＵＲＬ：https://www.nakapat.gr.jp/ja/note/%e3%80%90%e8%ab%96%e7%a8%bf-%e4%b8%8d%e7%ab%b6%e6%b3%95%e3%80%91%e8%bb%a2%e8%81%b7%e8%80%85%e3%81%8c%e6%8c%81%e3%81%a1%e8%be%bc%e3%82%93%e3%81%a0%e4%bb%96%e7%a4%be%e5%96%b6%e6%a5%ad%e7%a7%98%e5%af%86/

一覧ページ上の公開日：2026 年 06 月 26 日

【論稿/不競法】転職者が持ち込んだ他社営業秘密を使用することによる侵害リスク（石本貴幸、パテント誌 2025 年 10 月）

１．知財・法務担当者が講ずべき「4 つの防衛策」
① 入社時の誓約書（注意喚起）
「前職の秘密情報を一切持ち込まない」ことを明記した誓約書を徴収。会社として不正を容認していない証拠にもなる。

② 実効性のある社員研修
「他社の情報を使うことも違法である」という認識を徹底。特に「転職者が上司になった場合の部下」への教育が、回転寿司事件のような悲劇を防ぐ鍵である。

③ 社内相談窓口（駆け込み寺）の設置
上司から不審なデータの使用を命じられた際、法務や知財部に相談できる体制を構築する。

④ 知財活動を通じた「不自然な発明」の検知
転職者が入社直後に高度な成果（配合表や設計図など）を出した場合、その創出過程（実験データ等）を精査し、他社情報の流用がないか確認する。

★経験・技能: 業界で一般的な知識や、個人に体化したスキルは、自由。

https://jpaa-patent.info/patent/viewPdf/4722

転職者による営業秘密持込みの事例

事件	行為	論稿が紹介する結果
回転寿司原価情報事件	競合他社の元役員が原価データを持ち込み、転職先の部下に分析・使用させた。	元役員、転職先の部下、法人のすべてに有罪判決。
塗料配合情報事件	開発部長が配合表を持ち込み、転職後わずか数ヶ月で「発明」として開示。	本人は有罪。法人は和解金を含む訴訟費用 3 億 7200 万円を特別損失に計上。
リフォーム事業情報事件	原価・粗利データを共有フォルダに保存し、部内会議等で使用。	本人は有罪。法人に対して 1815 万円の損害賠償等が認められた。
自動車部品情報事件	退職後に元同僚の ID を使って情報を不正取得。	本人に有罪判決。

【表の出典】石本貴幸「転職者が持ち込んだ他社営業秘密を使用することによる侵害リスク」118頁は、塗料配合情報事件につき「c社は和解金を含む訴訟費用3億7200万円を特別損失に計上することとなった」とする。リフォーム事業情報事件について、同119頁は「1815万円の損害賠償等が認められた」とする。 原論文 118〜119頁

【論稿/特許】近時の裁判例における明確性判断についての検討（岡田健太郎他、パテント誌 2025 年 6 月）

原記事ＵＲＬ：https://www.nakapat.gr.jp/ja/note/%e3%80%90%e8%ab%96%e7%a8%bf-%e7%89%b9%e8%a8%b1%e3%80%91%e8%bf%91%e6%99%82%e3%81%ae%e8%a3%81%e5%88%a4%e4%be%8b%e3%81%ab%e3%81%8a%e3%81%91%e3%82%8b%e6%98%8e%e7%a2%ba%e6%80%a7%e5%88%a4%e6%96%ad%e3%81%ab/

一覧ページ上の公開日：2026 年 06 月 26 日

【論稿/特許】近時の裁判例における明確性判断についての検討（岡田健太郎他、パテント誌 2025 年 6 月）

明確性判断が以前より厳しくなっているとはいえない!!

１．「略」「約」等の程度を表す表現の判断
不明確と判断された例
多角形断面線材用ダイス事件（No.17）：「略多角形」という表現が、製造工程で不可避的に生じる丸み（公差）を指すのか、意図的な形状変更を指すのか区別がつかず、権利範囲が不明確であるとされた。

明確と判断された例
耕耘爪事件（No.10）：「略同じ位置」「略一定」の「略」は、
機械公差の範囲内であることを意味すると理解でき、当業者が技術常識に照らして範囲を特定可能であるため、明確とされた。

２．特許庁（審決）と裁判所（判決）の判断傾向
特許庁が形式的な記載の有無を重視するのに対し、裁判所は当業者の理解可能性を実質的に評価する傾向がある。
＜特許庁＞明細書に直接的な定義や算出方法の記載がない場合、形式的に「不明確」と判断しやすい。
＜裁判所＞明細書の記載が不十分でも、出願時の技術常識や関連する研究成果を参酌し、当業者が権利範囲を合理的に理解できれば「明確」と判断する（例：車載部品固定用テープ事件、細胞分離方法事件）。

３．実務への提言
裁判所における明確性判断は依然として柔軟ではあるが、紛争を未然に防ぐためには以下の対策が有効である。
用語の定義：「同時」「一体的」などの一般的な用語であっても、解釈の指針となる説明を明細書に盛り込んでおく。
技術常識の補足：数値限定が難しい場合、JIS 規格や ASTM 規格などの公的規格を引用し、判断の客観的な拠り所を明示する。
PBP の回避：原則として物の構造・特性で特定するドラフティングを心がけ、やむを得ず製法を記載する場合は、その製法と物の構造の関係を論理的に説明する。

https://jpaa-patent.info/patent/viewPdf/4661

令和６年(行ケ)10036【切屑検出装置】＜本多裁判長＞

原記事ＵＲＬ：https://www.nakapat.gr.jp/ja/note/%e4%bb%a4%e5%92%8c6%e5%b9%b4%e8%a1%8c%e3%82%b110036%e3%80%90%e5%88%87%e5%b1%91%e6%a4%9c%e5%87%ba%e8%a3%85%e7%bd%ae%e3%80%91%ef%bc%9c%e6%9c%ac%e5%a4%9a%ef%bc%9e/

一覧ページ上の公開日：2026 年 06 月 26 日

令和６年(行ケ)10036【切屑検出装置】＜本多裁判長＞

*特許審決の取消しを求めた。⇒却下

原告は、特許出願の拒絶査定不服審判において、「補正却下の決定を取り消し、当該補正に基づいて、原査定を取り消す。本願の発明は特許すべきものとする。」との審決（当該補正は本件補正１）を求めた。
審理中、原告は令和５年６月９日及び同年１２月４日に補正を行い（後者が本件補正２）、最終的に特許庁は「原査定を取り消す。本願の発明は、特許すべきものとする。」との審決を行った。この審決は、原告が最後に提出した本件補正２に基づく発明（本件補正発明２）を特許とするものであった。
⇒原告は、本来特許されるべきだったのは本件補正１に基づく発明（本件補正発明１）であるとして、本件審決の取消し等を求めて提訴した。

本判決は、本件審決が審判請求人である原告の請求を全て認めているものであるから、原告にこれを取り消す利益はないとし、先に自らの判断によって行った補正を否定して、補正をしなかったならばされたであろう発明への特許を求めるために、請求どおりにされた審決の取消しを求めることは許されないとした。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-93722.pdf

【論稿/特許】特許審査における AI の活用（五十嵐康弘、パテント誌 2025 年 8 月）

原記事ＵＲＬ：https://www.nakapat.gr.jp/ja/note/%e3%80%90%e8%ab%96%e7%a8%bf-%e7%89%b9%e8%a8%b1%e3%80%91%e7%89%b9%e8%a8%b1%e5%af%a9%e6%9f%bb%e3%81%ab%e3%81%8a%e3%81%91%e3%82%8bai%e3%81%ae%e6%b4%bb%e7%94%a8%ef%bc%88%e4%ba%94%e5%8d%81%e5%b5%90/

一覧ページ上の公開日：2026 年 06 月 26 日

【論稿/特許】特許審査における AI の活用（五十嵐康弘、パテント誌 2025 年 8 月）

特許審査における実務的タスクについて、クラウドモデル（GPT 等）とオンプレミスモデル（Llama 等）を用いて検証が行われた。

生成 AI の導入にあたっては、従来の AI にはなかった特有の課題が存在する。
ハルシネーション（幻覚）への対処：情報を「増やす」タスク（創造的回答）ではなく、情報を「減らす（要約）」あるいは「変換（翻訳）」するタスクに限定することで、リスクを最小限に抑えることが有効である。
モデルの進化速度への対応：調査中に新たなモデルが登場するほど進化が早いため、手法の陳腐化を防ぐ必要がある。
汎用モデルの進化を注視しつつ、特許分野に特化した「思考過程（リーズニング）」の組み込みが今後の鍵となる。

生成 AI は現在、論理的な推論を行う「リーズニングモデル」や、外部ツールを操作する「エージェントモデル」へと進化している。

特許審査のような専門領域では、単なる汎用モデルの導入ではなく、審査官の網羅的な調査手法や特許特有の語彙を反映させるための「実用化に向けた試行錯誤」が引き続き必要である。
今後は、進化が緩やかになった基礎性能（コンテキスト長など）を最大限に活かしつつ、特定分野への特化を図る時期を見極めることが重要となる。
https://jpaa-patent.info/patent/viewPdf/4704

タスク名	内容	調査結果・考察
特許文献の要約	先行技術文献を400字程度に要約。	Claude 3.5で**特定率68%**（要約のみで正解文献を特定できる割合）を記録。一次情報へのアクセス性を保てば実務効率化の可能性が高い。
他庁ドシエ情報の要約	外国庁の審査経過（PDF）を日本語で時系列要約。	クラウドモデルは**引用文献を約8割網羅**。ハルシネーション（虚偽回答）の懸念も低く、他庁参照業務の負担軽減が期待される。
表の構造化	画像データとしての表をJSON形式に変換。	GeminiやGPTが良好な成績（5段階評価で3.0前後）。多層ヘッダやページ跨ぎの複雑な表には依然として課題が残る。

AI 技術の進展と特許審査への応用（論文掲載時点）

時代区分	主な技術と特徴
機械学習期（〜2012 年）	SVM（サポートベクターマシン）や決定木など。分類付与支援、検索式の作成支援等に応用。
ディープニューラルネットワーク期（2012〜2016 年ごろ）	DNN による深層学習が画像認識等で注目され、RNN による機械翻訳が実用化。
大規模言語モデルと応用拡大期（2017〜2021 年ごろ）	Transformer を基盤とした BERT や GPT が注目され、転移学習により応用が拡大。
生成 AI による普及期（2022〜2025 年現在）	GPT-4o、Claude 3.5、Gemini 1.5 などのモデルを用いた要約、翻訳、構造化等の生成タスクへの応用。

機械分類付与の精度比較に用いられた基準は非特許 BERT である。SVM・LightGBM 等に替わる手法として、DeBERTa の導入が順次進められている。

【時代区分の出典】五十嵐康弘「特許審査における AI の活用」33 頁は、機械学習期（〜2012 年）、ディープニューラルネットワーク期（2012〜2016 年ごろ）、大規模言語モデルと応用拡大期（2017〜2021 年ごろ）、生成 AI による普及期（2022〜2025 年現在）の 4 区分とする。同 34 頁の精度比較の基準は非特許 BERT である。SVM・LightGBM 等は、同 35 頁で DeBERTa への置換えの対象として記載されている。 原論文 33〜35 頁

【論稿/中国特許】中国における数値範囲の限定に関するサポート要件について（胡春豊、林軍、パテント誌 2025 年 9 月）

原記事ＵＲＬ：https://www.nakapat.gr.jp/ja/note/%e3%80%90%e8%ab%96%e7%a8%bf-%e4%b8%ad%e5%9b%bd%e7%89%b9%e8%a8%b1%e3%80%91%e4%b8%ad%e5%9b%bd%e3%81%ab%e3%81%8a%e3%81%91%e3%82%8b%e6%95%b0%e5%80%a4%e7%af%84%e5%9b%b2%e3%81%ae%e9%99%90%e5%ae%9a%e3%81%ab/

一覧ページ上の公開日：2026 年 06 月 19 日

【論稿/中国特許】中国における数値範囲の限定に関するサポート要件について（胡春豊、林軍、パテント誌 2025 年 9 月）

＜中国最高裁（2020）最高法知行終 407 号判決＞

１．中国最高裁判決の考察
特許の内容： 充電終止電圧（4.2V 超～5.8V 以下）と正負極比率（1:1.0～1:2.5）を組み合わせた数値限定発明。

争点： 明細書内に「パラメータが範囲を超えると特性が悪化する」との記載があり、アップル社が「実施例でカバーされていない範囲（発明の目的を達成できない範囲）が含まれており、サポート要件を満たさない」と主張した。

1 審判決：「請求項 1 における相当の範囲が関わる明細書により明確的に排除されたものであり、当該明細書における公開の範囲に対して、概括された請求項 1 の範囲は広すぎである。」として、アップル社の主張する無効理由は成立しないとした無効審判の審決を取り消し、中国特許庁に再度の審理を命じた（原論文 96～97 頁）。

最高裁の判断（逆転勝訴）
『当業者が明細書を閲覧し、若し各々の数値範囲の技術的な特徴の間に互いに対応する関係を確認でき、限られた回数の実験を通じて発明の目的に合う実施形態を得られ、且つ、過剰な労力をかけず、発明の目的に達成できない発明を排除できる場合、当該請求項は明細書にサポートされていると判定すべきである。』

２．実務上の注意点
同最高裁判決を踏まえ、中国における明細書作成と無効審判の対策を以下のように提案する。

① 特許明細書作成時
独立請求項の多層化： 広範な範囲を網羅する請求項だけでなく、確実に効果が得られる数値グループ（実施例のデータ群）ごとに別々の独立請求項を設けるなど、認識しやすい構成を検討すべきである。

② 実施例の配置
審査指南に従い、範囲の開始値、終了値、中間値における具体的なデータを網羅しておくことが基本である。

③ 特許無効審判時
単に「発明の目的を達成できない範囲がある」と主張するだけでは不十分である。
より具体的な実験結果を用い、「当業者が明細書のガイダンスに従っても、通常の労力では保護範囲（効果の出る範囲）を認識できない」ことを立証する必要がある。

３．まとめ
中国最高裁は、数値範囲のサポート要件について、「当業者が過剰な労力なしに機能しない範囲を排除できる

か」という新たな判断基準を示した。
これにより、広範な数値限定であっても、明細書に適切な指針があれば権利が維持される可能性が高まったといえる。

https://jpaa-patent.info/patent/viewPdf/4697

【論稿/欧州特許】日本の特許制度と欧州の特許制度の留意すべき相違点（野村和弘・フロリアン キューベック、パテント誌 2025 年 9 月）

原記事ＵＲＬ：https://www.nakapat.gr.jp/ja/note/%e3%80%90%e8%ab%96%e7%a8%bf-%e6%ac%a7%e5%b7%9e%e7%89%b9%e8%a8%b1%e3%80%91%e6%97%a5%e6%9c%ac%e3%81%ae%e7%89%b9%e8%a8%b1%e5%88%b6%e5%ba%a6%e3%81%a8%e6%ac%a7%e5%b7%9e%e3%81%ae%e7%89%b9%e8%a8%b1-%e5%88%b6/

一覧ページ上の公開日：2026 年 06 月 19 日

【論稿/欧州特許】日本の特許制度と欧州の特許制度の留意すべき相違点（野村和弘・フロリアン キューベック、パテント誌 2025 年 9 月）

1.『請求項（クレーム）』に関する相違
① 独立項の数：
日本： 制限なし。
欧州： 原則として 1 カテゴリにつき 1 つ（規則 43 条(2)）。プラグとソケットのような相互関連製品や代替解決手段などの例外を除き、複数の独立項は認められない。

② カテゴリと用途限定：
日本： 「物」「方法」「物を生産する方法」の 3 種。用途限定（例：抗疲労用～）が比較的強く認められる。
欧州： 「物理的実体」と「活動」の 2 種。「～のための装置」といった用途限定は、単に「～に適した装置」と解釈され、限定力が弱い。そのため、「非治療的使用」としての使用クレーム化が推奨される。

③ 多項従属（マルチマルチクレーム）：
日本： 2022 年 4 月より制限あり（委任省令要件違反）。
欧州： 制限なし。ただし、クレーム数が 16 以上で追加手数料が発生する。

④ 引用符号：
欧州： 図面の符号を括弧書きでクレームに挿入することが強く望まれる（規則 43(7)）。

2.『先行技術・先願公開』（自己衝突とグレースピリオド）
欧州では「自己の出願」が強力な拒絶理由になり得るため、出願戦略に注意を要する。

3.『補正の制限』（欧州の厳格な「ゴールドスタンダード」）
欧州の補正要件は日本よりも遥かに厳しく、当初明細書に「直接的かつ一義的」に開示されている必要がある。

＜数値限定の補正＞：欧州では、明細書に明示されていない数値（例えば実施例の中間値など）を境界値として採用することは非常に困難である。好ましい範囲の組み合わせは、あらかじめ明細書に明記しておくべきである。

＜除くクレーム（ディスクレーマ）＞
日本： 進歩性違反の解消に利用されるケースが増えている。
欧州： G 1/03 が扱う未開示ディスクレーマは、出願当初の開示に根拠のない除外である。同決定は、EPC（1973 年版）54 条 3 項・4 項（現行 EPC では 54 条 3 項）の先行技術又は偶然の先取りに対する新規性の回復に加え、非技術的理由で特許対象から除外される事項の除外を認める場合を示す。進歩性や十分な開示の判断に関係する未開示ディスクレーマは許容されない。出願当初から開示された除外とは区別する必要がある。

【出典の範囲】G 1/03 の見出し II は「not disclosed in the application as filed」、II.1 は「non-technical reasons」と記載する。対象は未開示ディスクレーマであり、新規性の回復だけに限られない。原論文は野村和弘・フロリアン キューベックの共著である。 原論文 82・88 頁 G 1/03

4.『パラメータ発明』
特殊なパラメータで発明を特定する場合、欧州では「測定方法」の扱いに厳格さが求められる。
欧州での留意点：パラメータの測定方法は、明細書だけでなくクレーム自体への記載を要求されることがある。また、ISO 等の規格を引用する場合は、規格の変更を考慮し、発行日（年号）まで指定しなければ不明確（不分明）とされるリスクがある。

5. まとめと提言
日本出願を基礎として欧州展開を考える場合、以下の準備が肝要である。
① 欧州特有の独立項制限を考慮し、関連発明は可能な限り同日に出願する。
② 補正の自由度が低いため、あらかじめ多様な数値範囲や多項従属形式のセットを明細書に盛り込んでおく。
③ 公開による新規性喪失のリスクを最小限にするため、欧州でのグレースピリオドは原則「無いもの」として扱う。

https://jpaa-patent.info/patent/viewPdf/4696

項目	日本 (JPO)	欧州 (EPO)
拡大された先願（自己衝突）	発明者・出願人が同一なら適用外。	同一出願人でも**自己衝突が生じる**。
新規性喪失の例外	出願前1年以内。意に反する公知、自発的公知ともに広く適用。	出願前6ヶ月以内。**明らかな濫用**、特定の博覧会のみに限定。

【論稿/英国特許】FRAND レートの算定を巡る InterDigital v. Lenovo 英国訴訟（小林和人、パテント誌 2025 年 9 月）

原記事ＵＲＬ：https://www.nakapat.gr.jp/ja/note/%e3%80%90%e8%ab%96%e7%a8%bf-%e8%8b%b1%e5%9b%bd%e7%89%b9%e8%a8%b1%e3%80%91frand%e3%83%ac%e3%83%bc%e3%83%88%e3%81%ae%e7%ae%97%e5%ae%9a%e3%82%92%e5%b7%a1%e3%82%8b-interdigital-v-lenovo-%e8%8b%b1/

一覧ページ上の公開日：2026 年 06 月 19 日

【論稿/英国特許】FRAND レートの算定を巡る InterDigital v. Lenovo 英国訴訟（小林和人、パテント誌 2025 年 9 月）

＜主な争点＞
①InterDigital の最終提案（5G Extended Offer）が FRAND 条件に適合するか。
② 適合しない場合、具体的な FRAND レートはいくらか。
③Lenovo が「Willing Licensee（誠実な実施者）」でない場合、差止命令は認められるか。

１．英国高等法院の判断（EWHC 539, 1578）
高等法院は、両者のオファーはいずれも FRAND ではないと判示した。
FRAND レートの算定方法：最も比較可能性が高い契約として LG（2017）を選定。これをベースに、販売地域や規格比率を調整し、1 台あたり 0.175 ドル（ブレンドレート）と算定した。
一括金の決定：2007 年から 2023 年末までの全期間を対象とし、実施料として 1 億 3870 万ドルを提示した。
利子の付加：支払遅延による利益を排除するため、年率 4 %を四半期ごとに複利計算する利子（4620 万ドル）を付加し、総額を 1 億 8490 万ドルとした。
ボリュームディスカウントへの批判：Samsung や Apple に適用された 60〜80%もの大幅な割引は、小規模実施者に対する差別的な行為であり、FRAND ではないと指摘した。
差止命令の当否：Lenovo に判決の条件を受け入れるかの選択肢を与え、拒否した場合のみ差止命令の対象となるとした。

２．控訴院の判断（EWCA Civ 743）
両者が不服として上訴した結果、控訴院は高等法院のロジックを踏襲しつつも、数値を修正した。
レートの修正：比較対象とした LG 契約の分析を見直し、基礎レートを 0.24 ドルから 0.30 ドルへ、調整率を 0.728 から 0.75 へと引き上げた。
最終的な判示：FRAND レートを 1 台あたり 0.225 ドルに上方修正した。これにより、一括金の元本は 1 億 7830 万ドルとなり、これに同様の利子（年率 4 %、四半期ごとの複利計算）を加算するよう命じた。

３．結論と示唆
本件は、英国裁判所が「比較アプローチ」を重視し、独自の計算で具体的なグローバルレートを導き出した重要な事例である。特に以下の点が実務上重要である。

① 過去分の支払い： 損害賠償請求権の消滅時効にかかわらず、Willing Licensee は過去の全実施期間についてロイヤリティを支払うべきであるとされた。

② 透明性の要求： 大手企業への極端な優遇（不透明なボリュームディスカウント）は、非差別性の観点から否定されるリスクが示された。

③利子の重要性： 交渉を長引かせることによる「ホールドアウト」の利得を打ち消すため、複利による利子付加が正当化された。
https://jpaa-patent.info/patent/viewPdf/4695

項目	InterDigitalの主張	Lenovoの主張
最終オファー	5G Extended Offer（3億3700万ドル）	Lump Sum Offer（8000万ドル）
比較対象	「InterDigital 20」（20件の既契約）	「Lenovo 7」（大手業者を含む7件）
過去分	将来分と同じレートを適用	2016年以前分は無償リリースを主張
ボリュームディスカウント	大規模事業者に適用するのは正当	差別的であり不当と批判

【論稿/特許】食品産業における知財・無形資産（藤原研二郎、パテント誌 2025 年 9 月）

原記事ＵＲＬ：https://www.nakapat.gr.jp/ja/note/%e3%80%90%e8%ab%96%e7%a8%bf-%e7%89%b9%e8%a8%b1%e3%80%91%e9%a3%9f%e5%93%81%e7%94%a3%e6%a5%ad%e3%81%ab%e3%81%8a%e3%81%91%e3%82%8b%e7%9f%a5%e8%b2%a1%e3%83%bb%e7%84%a1%e5%bd%a2%e8%b3%87%e7%94%a3%ef%bc%88/

一覧ページ上の公開日：2026 年 06 月 19 日

【論稿/特許】食品産業における知財・無形資産（藤原研二郎、パテント誌 2025 年 9 月）

１．食品産業は、その役割（川上から川下まで）に応じて知財戦略が大きく異なる。

２．食品分野特有の論点
食品産業には、他の技術分野とは異なる「歴史」と「感覚」に起因する難しさがある。

『歴史の長さと地域性』：有史以来続く産業であり、地域ごとの差異が激しいため、「世界公知」の把握が困難である。

『風味の複雑系（デジタル化の困難）』：食品は純物質ではなく、時間変化する複雑な組成物である。味覚・食感・嗅覚が絡み合う「風味」を客観的に検証することは極めて難しく、結果として「言語化できないスキル（ノウハウ）」に頼らざるを得ない構造がある。

『独占が利益の最大化とは限らない』：新商品の類似品が出ることで市場全体の「食経験」が増え、結果として市場が拡大する場合もある。

3. ノウハウと無形資産の活用
食品産業において、特許切れ後もビジネスを継続させる鍵は「ノウハウのマネジメント」にある。

『製造ノウハウ』：原材料のバラつきをどう抑えるか、品質規格をどう保証するか。

『ブランドストーリー』：三島食品の「青のり」欠品時の対応や、サッポロビールの地名活用のように、信頼や物語を無形資産化する。

『技術継承（スキル）』：言語化をあきらめ、修行や徒弟制度を通じて「体感」として伝承する。

『識別ノウハウ』：消費者が自発的に生み出す「使い道」や「愛着」をブランドコントロールに取り込む。
https://jpaa-patent.info/patent/viewPdf/4690

供給（川上）	農業・漁業	品種、契約、技術	食料の安定供給が優先されるため、差止請求は困難な傾向。契約に独自の栽培・漁獲法を織り込む。
加工（B2B）	製粉・精肉・受託加工	**製造法特許、ノウハウ**	ブランドで勝負できないため、独自の製法で優位性を確保。侵害立証が難しいため秘匿（ノウハウ化）とのバランスが重要。
商品化（B2C）	冷凍食品・菓子・飲料	**商標（ブランド）、意匠**	多額の宣伝広告費をかけ、顧客誘引力を高める。知財ミックス（特許・意匠・商標）により「目立つ」権利を優先。
流通・外食	スーパー・チェーン店	PBブランド、営業秘密	流通業者（PB）とメーカー（NB）のブランド競争。店舗のデータ活用や店舗外観の保護が課題。

【論稿/米国意匠】米国意匠法による仮想空間における商品等の保護（山口洋一郎、パテント誌 2025 年 8 月）

原記事ＵＲＬ：https://www.nakapat.gr.jp/ja/note/%e3%80%90%e8%ab%96%e7%a8%bf-%e7%b1%b3%e5%9b%bd%e6%84%8f%e5%8c%a0%e3%80%91%e7%b1%b3%e5%9b%bd%e6%84%8f%e5%8c%a0%e6%b3%95%e3%81%ab%e3%82%88%e3%82%8b%e4%bb%ae%e6%83%b3%e7%a9%ba%e9%96%93%e3%81%ab%e3%81%8a/

一覧ページ上の公開日：2026 年 06 月 19 日

【論稿/米国意匠】米国意匠法による仮想空間における商品等の保護（山口洋一郎、パテント誌 2025 年 8 月）

【筆者の見解と判断範囲】以下の説明は山口洋一郎「米国意匠法による仮想空間における商品等の保護」の見解を紹介する。同論文 83 頁は「用途の異なる他の物品にも行使可能であると解される」とする。他方、MPEP 1504.02 は、新規性について「A design claim is limited to the article of manufacture identified in the claim」と記載する。物品の用途とクレームで特定された物品、新規性と侵害を区別する必要があり、以下の記述は、現実・仮想間の権利行使が常に認められるという意味ではなく、MPEP の上記記載のみによって現実・仮想間の侵害が一律に否定されるという意味でもない。また、下の画像表の「仮想３次元キャラを伴うディスプレイ」は、同論文 84 頁では「仮想 3 次元のキャラクター・アイコンを伴うディスプレイ・スクリーン」である。 原論文 81〜87 頁 MPEP 1504.02

１． 米国意匠制度における物品の用途とクレームの限定

米国の意匠法は特許法の一部（35 U.S.C. § 171）であり、特許の原則が適用される。山口論稿は、特許権と同様に原則として物品の用途が無視される点を特徴として挙げる。ただし、物品の用途に関する記載と、クレームが特定する物品による限定とは分けて検討する必要がある。ＣＵＲＶＥＲ判決は後者の限定を認めている。

新規性の判断に関する山口論稿の説明： 本願物品と全く異なる技術分野の公知意匠であっても、形状が実質的に同一であれば新規性欠如の根拠となる（例：圧縮ガス用カプセルの新規性が「ビン」の意匠によって否定された事例がある）。

権利範囲：山口論稿は、用途の異なる他の物品に対しても意匠権を行使し得るとの見解を示し、登録意匠が被疑侵害物品の部分を構成する場合の権利行使にも言及する。具体的な権利行使では、クレームが特定する物品及び全体の外観等の検討を要する。

２． 仮想空間におけるデザインの保護

米国では、ディスプレイに表示される「アイコン」や「ＧＵＩ」は、ディスプレイの一部として保護対象となる。

現実から仮想への権利行使： 山口論稿は、現実の製品（靴など）の意匠権について、その製品が仮想空間のディスプレイに表示・販売され、「通常の観察者」が混同する程度に似ている場合、侵害を主張し得るとの見解を示す。クレームが特定する物品等を踏まえた個別の検討が必要である。

仮想から現実への権利行使： 山口論稿は、逆に、仮想空間のディスプレイ上に表現された物品（仮想３次元の靴など）の意匠権に基づき、現実空間の同一意匠の製品に対する権利行使も可能とする見解を示す。現実・仮想間の侵害が一般的に成立するとの確立した判例を紹介するものではない。

参照判例（Curver Luxembourg v. Home Expressions）：https://www.cafc.uscourts.gov/opinions-orders/18-2214.opinion.9-12-2019.pdf

３．米国における最新の登録事例

米国特許商標庁（ＵＳＰＴＯ）の実務の柔軟性を示す、象徴的な登録例が挙げられている。

https://jpaa-patent.info/patent/viewPdf/4710

山口論稿で紹介された米国の意匠登録例

登録番号	物品名称（要約）	権利者	対象
US D975,724 S	仮想３次元の靴を伴うディスプレイ	NIKE	仮想空間でのスニーカーデザインに関する登録例。
US D1,053,219 S	仮想３次元のキャラクター・アイコンを伴うディスプレイ・スクリーン	NIKE	仮想オブジェクトとしてのキャラクターに関する登録例。
US D1,021,967 S	作業車両、玩具、仮想モデル等	DEERE	実車、玩具、仮想モデルを１出願に含む登録例。

【論稿/意匠】仮想空間における意匠保護に関する我が国意匠法の今後の対応についての一考察―国際動向を踏まえて（星野光秀、パテント誌 2025 年 10 月）

原記事ＵＲＬ：https://www.nakapat.gr.jp/ja/note/%e3%80%90%e8%ab%96%e7%a8%bf-%e6%84%8f%e5%8c%a0%e3%80%91%e4%bb%ae%e6%83%b3%e7%a9%ba%e9%96%93%e3%81%ab%e3%81%8a%e3%81%91%e3%82%8b%e6%84%8f%e5%8c%a0%e4%bf%9d%e8%ad%b7%e3%81%ab%e9%96%a2%e3%81%99%e3%82%8b/

一覧ページ上の公開日：2026 年 06 月 19 日

【論稿/意匠】仮想空間における意匠保護に関する我が国意匠法の今後の対応についての一考察―国際動向を踏まえて（星野光秀、パテント誌 2025 年 10 月）

1. 画像意匠の保護範囲の拡張（GUI の保護）
欧州と米国の動向は対照的である。

欧州（EU）：論稿は、2024 年 10 月成立の改正 CDR（欧州連合意匠理事会規則）について、バーチャルオブジェクトを含め特段の限定なく保護可能との解釈が可能であり、バーチャルオブジェクトを含むことが明確になったといえるとする。ただし、EU では従前から永年にわたってそうであったと解釈し得るため、保護が限定的であった米国や我が国にとっては、少なくとも当面の拡大範囲としては広すぎるのではないかとの示唆が得られるとする。

米国： 登録実務上、画像がディスプレイスクリーンという「物品」と一体化していれば、日本の操作画像・表示画像に該当しないコンテンツ（例：バーチャルな靴やモデル）であっても保護対象となり得る。

＜日本への示唆＞
欧州のように特段の限定を設けない拡大はクリエイターの創作活動を萎縮させる懸念がある。一方、日本と制度的親和性の高い米国の「物品一体化」の考え方は、機器との関連性を緩めつつ産業発達を促す折衷案として有用である。

2. 意匠権の実施範囲を仮想空間へ延長（物理から仮想へ）
現実世界の物品（車や家具など）の意匠権が、仮想空間上のデジタルオブジェクトにまで及ぶかという問題である。

欧州（肯定的な傾向）：「抽象的見解（abstract view）」を採り、次元の変化（現実からデジタルへ）にかかわらず保護を認める。非デジタル意匠のデジタル使用を侵害とみなし得る立場である。

米国（否定的な傾向）：意匠権者に不当な「棚ぼた」利益を与える懸念や、写真撮影などの表現の自由を侵害するリスク、審査負担の増大から、否定的な見解が強い。

＜日本における対応案の考察＞
① 外観限定意匠権拡大案： 用途を問わず外観の類似性で権利を及ぼす。意匠投資の保護には資するが、膨大な先行意匠の調査が必要となり審査実務上の課題が大きい。
② リアル・バーチャル等価整理案： 仮想空間内での機能が現実と等価と認識される場合に限り、類似物品として扱う。判断基準は明確になるが、保護のニーズを十分にはカバーできない可能性がある。

3. 結論と提言
仮想空間には国境が存在しないため、国際的な制度調和（ハーモナイゼーション）を意識した対応が不可欠である。日本が制度を拡張する際には、産業の発展と創作の自由とのバランスを確保することが重要となる。
意匠法のみによる解決を図るのではなく、著作権法や不正競争防止法との役割分担を明確にしつつ、段階的な法整備を進めることが現実的な対応である。

https://jpaa-patent.info/patent/viewPdf/4723

【論稿/商標】仮想空間に関する商品・役務の商標法上の取扱い―ニース国際分類、欧州、米国、韓国及び我が国の状況（星野光秀、パテント誌 2025 年 6 月）

原記事ＵＲＬ：https://www.nakapat.gr.jp/ja/note/%e3%80%90%e8%ab%96%e7%a8%bf-%e5%95%86%e6%a8%99%e3%80%91%e4%bb%ae%e6%83%b3%e7%a9%ba%e9%96%93%e3%81%ab%e9%96%a2%e3%81%99%e3%82%8b%e5%95%86%e5%93%81%e3%83%bb%e5%bd%b9%e5%8b%99%e3%81%ae%e5%95%86%e6%a8%99/

一覧ページ上の公開日：2026 年 06 月 19 日

【論稿/商標】仮想空間に関する商品・役務の商標法上の取扱い―ニース国際分類、欧州、米国、韓国及び我が国の状況（星野光秀、パテント誌 2025 年 6 月）

1. 仮想空間における商品・役務の分類と特定
各国・地域の審査実務において、以下の点が共通の認識となっている。
単に「仮想商品」とするだけでは範囲が不明確であり、「ダウンロード可能な仮想被服」のように、関連するコンテンツを具体的に特定する必要がある。
第 9 類（商品）としての取扱い：仮想商品はデジタルコンテンツとして扱われるため、原則として第 9 類に分類される。

役務（サービス）の分類変更：提供手段が仮想空間であっても原則として分類は変わらないが、「提供の目的や結果」が変化する場合は分類が変わる（例：現実の輸送［39 類］に対し、仮想空間での旅行体験は娯楽［41 類］とされる）。

2. 各国・機関の主な動向と特徴
地域ごとに、実務の運用や分類の考え方に独自の特徴が見られる。

https://jpaa-patent.info/patent/viewPdf/4662

仮想商品・役務に関する主な取扱い（論稿の整理）

国・機関	主な特徴・取扱い
ニース国際分類	2024 年版より「ダウンロード可能な仮想被服」（9 類）やその小売（35 類）が追加。
欧州（EUIPO／UKIPO）	EUIPO は現実の商品と仮想商品は機能・目的・性質が同一ではないとする。UKIPO は仮想商品が明確に定義された場合にのみ認容する。
米国（USPTO）	現実と仮想の混同は「商業的関連性」に基づいて判断すべきと示唆。
韓国（特許庁）	仮想商品を画像ファイル等とは別の独自の類似群コードで管理。
日本（JPO）	2024 年 3 月にガイドライン公表。役務の代案（例：模擬レストラン）まで示す運用。

【表の出典】星野光秀「仮想空間に関する商品・役務の商標法上の取扱い―ニース国際分類、欧州、米国、韓国及び我が国の状況」112 頁では、EUIPO の資料について「現実の世界のカウンターパートと機能、目的、性質は同一ではない」と紹介する。UKIPO について同 113 頁は「仮想商品は明確に定義された場合にのみ認容される」とする。 原論文 112〜113 頁

【論稿/商標】モデル事例を用いた「コンセント制度」利活用のための検討（中山真理子、竹山尚治、パテント誌 2025 年 10 月）

原記事ＵＲＬ：https://www.nakapat.gr.jp/ja/note/%e3%80%90%e8%ab%96%e7%a8%bf-%e5%95%86%e6%a8%99%e3%80%91%e3%83%a2%e3%83%87%e3%83%ab%e4%ba%8b%e4%be%8b%e3%82%92%e7%94%a8%e3%81%84%e3%81%9f%e3%80%8c%e3%82%b3%e3%83%b3%e3%82%bb%e3%83%b3%e3%83%88%e5%88%b6/

一覧ページ上の公開日：2026 年 06 月 12 日

【論稿/商標】モデル事例を用いた「コンセント制度」利活用のための検討（中山真理子、竹山尚治、パテント誌 2025 年 10 月）

1. 日本のコンセント制度の核心：留保型
海外の多くの国とは異なり、日本のコンセント制度は「留保型」である。
⇒単に引用商標権者の「同意」があれば登録されるわけではなく、特許庁が最終的に「出所の混同を生ずるおそれがない」と判断した場合にのみ、商標法第 4 条第 4 項に基づき登録が認められる。

2. 実務上の重要ポイント（モデル事例からの知見）
① 合意書（同意書）の文言工夫
商品・役務の特定: 「特定の商品にのみ使用する」という文言は必須に近い。ただし、具体的な商品名まで記載しなくても、流通経路や需要者の相違を明記することで、将来の混同回避の意思を示すことが可能。
グループ会社間: 「互いに混同を避けるための措置をとる」といった強い表現が、混同を否定する強力な考慮要素となる。
ハウスマークの付加: 特許庁との意見交換会の議論によると、一般的に、出願商標にのみハウスマークを付す場合は、そのことのみをもって混同を生ずるおそれがないとは判断し難いとの見解であった。ただし、論稿は、「常にハウスマークと一緒に使用することとする」との文言を合意すれば、特に出願商標と引用商標の類似度がそこまで高くない場合には、将来の混同を生ずるおそれを否定する方向に考慮できる場合もあるとする。

② 意見書での主張
ファクトベースの説明: 合意書で書ききれない「ビジネスの実態（需要者の層、専門性、価格帯、生産部門の相違）」は意見書で詳細に立証する。
不使用の扱い: 引用商標が実際には不使用である場合、その旨を合意書に書くのは商標権者の不利益になる可能性があるため、「代替案の文言（流通経路の相違）」などを用いて事実上の不使用領域を避ける工夫が推奨される。
https://jpaa-patent.info/patent/viewPdf/4718

令和５年(行ケ)10149【独立バッフルを有する多分岐熱交換器】＜宮坂裁判長＞

原記事ＵＲＬ：https://www.nakapat.gr.jp/ja/note/%e4%bb%a4%e5%92%8c5%e5%b9%b4%e8%a1%8c%e3%82%b110149%e3%80%90%e7%8b%ac%e7%ab%8b%e3%83%90%e3%83%83%e3%83%95%e3%83%ab%e3%82%92%e6%9c%89%e3%81%99%e3%82%8b%e5%a4%9a%e5%88%86%e5%b2%90%e7%86%b1%e4%ba%a4/

一覧ページ上の公開日：2026 年 06 月 12 日

令和５年(行ケ)10149【独立バッフルを有する多分岐熱交換器】＜宮坂裁判長＞

引用文献２の記載から、「バッフルセル」自体が流体の流れを邪魔し方向を変更する構成であり、本件補正発明の「バッフル」に相当する。
また、「バッフルセル」は固体部分（ソリッドドメイン）を含み、流路をブロックする機能を有することから「固体壁」といえる。
さらに、「（単位セルと）別個の壁」の意義について、物理的に分離されているかにかかわらず、機能的に「切り離されている」か「異なっている」ことを意味すると解釈し、引用発明２において「バッフルセル」と「経路セル」が機能的に区別されていることから、これも相当する。
⇒両発明とも「熱交換器」に関する技術であって同一の技術分野に属し、単位セルを用いて分岐する流路を構成する点でも共通する。熱伝達効率を上げる流れ構成を形成するためにバッフルを用いることは周知技術であり（引用文献１にバッフルの記載はない。）、技術分野の共通性や課題解決の方法となる点で、動機付けあり。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-93719.pdf

令和６年(ネ)10038【自動二輪車のブレーキ制御装置及び挙動解析装置】＜本多裁判長＞

原記事ＵＲＬ：https://www.nakapat.gr.jp/ja/note/%e4%bb%a4%e5%92%8c6%e5%b9%b4%e3%83%8d10038%e3%80%90%e8%87%aa%e5%8b%95%e4%ba%8c%e8%bc%aa%e8%bb%8a%e3%81%ae%e3%83%96%e3%83%ac%e3%83%bc%e3%82%ad%e5%88%b6%e5%be%a1%e8%a3%85%e7%bd%ae%e3%80%91%ef%bc%9c/

一覧ページ上の公開日：2026 年 06 月 12 日

令和６年(ネ)10038【自動二輪車のブレーキ制御装置及び挙動解析装置】＜本多裁判長＞

本件明細書の記載が「角速度」で一貫している以上、「角加速度」への誤記の訂正（読み替え）は認められない。
⇒特許請求の範囲に記載された発明（物理的に矛盾する計算式を含む）は、発明の詳細な説明に記載されたものとはいえず、サポート要件違反

（判旨抜粋）
控訴人は、式Ａ「Ｇｈｏｓｅｉ＝Ｇｋｅｎ－（Ψ・Ｒｈｓｅｎ）」に関し、Ψを通常の記号の意味どおりに捉えると、加速度の次元を有するＧｋｅｎから角速度にセンサー取付け高さを乗じた速度の次元を有する値を減算する式となっており、物理学上意味をなさない式となってしまうから、「Ψ・Ｒｈｓｅｎ」をその字義どおり、角速度にセンサー取付け高さを乗じる計算であると理解することはできない一方、式Ａのうち横Ｇ（Ｇｋｅｎ）の補正項である「Ψ・Ｒｈｓｅｎ」が、Ｇｋｅｎに重畳されている円周軌跡上の速度変化、換言すれば、周加速度を取り除くための補正項であることは明らかであると主張するが、…物理学上意味をなさないことをもって誤記と認められるわけではなく、式Ａについては上記のとおりであるから、控訴人の主張は採用できない。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-93712.pdf

【商標/類否】令和７年(行ケ)10111『SORA』＜森冨裁判長＞

原記事ＵＲＬ：https://www.nakapat.gr.jp/ja/note/%e3%80%90%e5%95%86%e6%a8%99-%e9%a1%9e%e5%90%a6%e3%80%91%e4%bb%a4%e5%92%8c7%e5%b9%b4%e8%a1%8c%e3%82%b110111%e3%80%8esora%e3%80%8f%ef%bc%9c%e6%a3%ae%e5%86%a8%e8%a3%81%e5%88%a4%e9%95%b7%ef%bc%9e/

一覧ページ上の公開日：2026 年 06 月 12 日

【商標/類否】令和７年(行ケ)10111『SORA』＜森冨裁判長＞

⇒類似（図形と文字を分離観察 OK）

（１）商標の類否
両商標はともに図形部分と文字部分が間隔を空けて配置されており、分離観察が不自然なほど不可分的に結合しているとはいえない。また、図形部分からは特定の称呼や観念が生じないため、出所識別標識として強く支配的な印象を与える文字部分「SORA」を要部として抽出することが許される。両者を比較すると、外観は近似し、称呼（ソラ）は同一であるため、両商標は類似する。
⇒図形と文字の結合商標において、図形部分が抽象的で特定の観念を生じない場合、文字部分のみが要部として抽出されるリスクが高い。
出願実務においては、既存の文字商標との抵触を回避する目的で図形を付加しても、両者が不可分に結合（例えばロゴタイプの著しい図案化や重なり合い等）していなければ、類似と判断されることが多い。

（２）役務の類否
指定役務の類否は、手段や目的の関連性、同一営業主・同一場所での提供の有無等の「取引の実情」を基準に判断される。美容室（ヘアサロン）においてマッサージやフェイシャルエステが提供される等の取引状況に照らせば、本願指定役務と引用指定役務は、美容という目的を共通にし、提供する営業主や場所が重なる実態がある。したがって、美容師法における厳密な定義の違いにかかわらず、両役務は類似する。
⇒役務の類否判断において、国家資格（美容師等）の有無や法的な業務範囲の区分けよりも、実際の市場におけるサービスの複合化（美容室でのマッサージ提供等）という「取引の実情」が優越する。企業の事業多角化により、かつては非類似とされた役務間でも混同のおそれが肯定され得る。
https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-95933.pdf

商　標　目　録

【出願番号】

商願２０２４－４０４０６

【商標】



【役務の区分及び指定役務】（注：令和７年８月６日付け手続補正後のもの）

第４４類　　マッサージが組み込まれた顔及び体の手入れ，マッサージが組み込まれた美容のための体の手入れ

引　用　商　標　目　録

【登録番号】商標登録第５７２８３４０号

【商標】



【役務の区分及び指定役務】

第４４類　美容、理容

【登録日】平成２６年１２月１９日

【出願日】平成２６年１月１０日

【論稿/オーストリア商標】「Jägermeister」の事件から学ぶ著名商標の保護及びパッケージ模倣による不正な使用に関する考察（遠藤華英、パテント誌 2025 年 11 月）

原記事ＵＲＬ：https://www.nakapat.gr.jp/ja/note/%e3%80%90%e8%ab%96%e7%a8%bf-%e3%82%aa%e3%83%bc%e3%82%b9%e3%83%88%e3%83%a9%e3%83%aa%e3%82%a2%e5%95%86%e6%a8%99%e3%80%91%e3%80%8cjagermeister%e3%80%8d%e3%81%ae%e4%ba%8b%e4%bb%b6%e3%81%8b%e3%82%89/

一覧ページ上の公開日：2026 年 06 月 12 日

【論稿/オーストリア商標】「Jägermeister」の事件から学ぶ著名商標の保護及びパッケージ模倣による不正な使用に関する考察（遠藤華英、パテント誌 2025 年 11 月）

【国名・手続の補足】遠藤華英「『Jägermeister』の事件から学ぶ著名商標の保護及びパッケージ模倣による不正な使用に関する考察」49 頁は「オーストリア最高裁判所（OGH）」と記載する。対象国はオーストリアである。同論文 54 頁で説明される手続は仮差止命令に関するものである。OGH の裁判は、オーストリアの判例データベース RIS（4Ob55/23a、2023 年 5 月 31 日）上「Beschluss」（決定）とされ、被告の上訴を退けて下級審の仮差止命令を維持したものである。 原論文 49・54 頁

オーストリア最高裁判所（OGH）における「Jägermeister（イェーガーマイスター）」の著名商標保護およびパッケージ模倣に関する決定（仮差止命令手続。4Ob55/23a、2023 年 5 月 31 日）。

1. 事件の概要：Jägermeister vs SPAR
世界的に有名なハーブリキュール「Jägermeister」の権利者である原告が、自社製品のパッケージ（オレンジ色の帯、黒の文字、鹿の頭の図形など）を模倣した商品を販売した被告（SPAR）に対し、商標権侵害および不正競争防止法違反を理由に訴えを提起するとともに仮差止命令を申し立てた事案。下級審が仮差止命令を発令し、OGH は被告の上訴を退けて下級審の判断を維持した。

争点： 被告による模倣が、著名な原告商標の「名声の不正利用（フリーライド）」や「識別性の毀損」に該当するか。
結論：仮差止命令維持（原告の申立てを認めた下級審の判断を維持）

2. オーストリア裁判所の判断のポイント
裁判所は、商標法と不正競争防止法の両側面から、著名商標に対する「寄生的な搾取」を厳格に否定した。

A. 商標法面（§ 10 Abs 2 MSchG）
混同のリスクは不要： 著名商標の場合、消費者が「二つのブランドの間に精神的なつながり（連想）」を持つ程度の類似性があれば保護される。

類似性の基準： 外観、称呼、観念の 3 点のうち、どれか一つでも類似していれば侵害と判断される可能性が高い。

立証責任： 不公平な利用がないことの立証責任は、原則として侵害者側（被告）にある。

B. 不正競争防止法面（§ 1 UWG）
評判の不当利用： 単なるデザインの模倣にとどまらず、原告が長年かけて築いた「プレミアムブランド」としての評判にタダ乗り（フリーライド）する行為は、競争の公平性を損なう不公正な商慣行である。

攻撃的な模倣： 特に若い層に人気の高いブランド要素を、漫画的に変形させて使用した点は、評判を損なう「攻撃的な行為」と判断した。
https://jpaa-patent.info/patent/viewPdf/4731

項目	日本	オーストリア
保護範囲	非類似商品・サービスにも及ぶ	非類似商品・サービスにも及ぶ
識別力の基準	一定の著名性を有していれば、識別力の基準は低く、使用実績等の証明により保護される	厳格
立体商標・形状	一定の識別力を有していれば登録・保護されやすい	登録・保護のハードルが高い
類似性判断	消費者認識を重視	視覚・音響・意味のいずれかで類似と判断
保護目的	信用・名声の保護、混同防止	信用・名声の強固な保護、不正利用防止



【論稿/税関】税関の専門委員（磯貝克臣、パテント誌 2025 年 11 月）

原記事ＵＲＬ：https://www.nakapat.gr.jp/ja/note/%e3%80%90%e8%ab%96%e7%a8%bf-%e7%a8%8e%e9%96%a2%e3%80%91%e7%a8%8e%e9%96%a2%e3%81%ae%e5%b0%82%e9%96%80%e5%a7%94%e5%93%a1%ef%bc%88%e7%a3%af%e8%b2%9d%e5%85%8b%e8%87%a3%e3%80%81%e3%83%91%e3%83%86%e3%83%b3/

一覧ページ上の公開日：2026 年 06 月 12 日

【論稿/税関】税関の専門委員（磯貝克臣、パテント誌 2025 年 11 月）

税関の専門委員は、事案ごとに 3 名の専門委員（例：大学教授、弁護士、弁理士の混合）が選出される。
税関は、明らかな事実誤認等の特段の事情がない限り、専門委員の多数意見を尊重して判断を下す。
論稿執筆時点の期（任期 2 年、2025 年 12 月 31 日満了）のリストには、大学教授 4 名、弁護士 20 名、弁理士 20 名が登録されていた。

＜専門委員の実働プロセス＞
1. 資料受領と個別検討

2. 専門委員の事前打ち合わせ（Web 会議）
3 名の専門委員と税関職員による顔合わせ。ここでは結論を出すのではなく、当事者への「追加資料の求め」を行うか否かを協議する。

3. 意見聴取の場（口頭審理のような場）
当事者が直接出頭し、プレゼンテーションと反論を行う極めて重要な場である。
議事進行は、申立人・利害関係者それぞれの意見陳述、相互の反論、専門委員および税関からの質問、最終陳述の順で行われる。
専門委員は、質問を通じて各当事者の主張を補完させ、最終結論に至る論理付けを明確化する。

4. 意見書の作成と提出
「意見聴取の場」の議論や補足意見書を踏まえ、鑑定書形式の専門委員意見書を作成する。3 名の意見が割れた場合は、2 対 1 の多数意見が採用される。

https://jpaa-patent.info/patent/viewPdf/4729

【論稿/知財全般】裁判所調査官としての弁理士（髙村和宗、岩永勇二、パテント誌 2025 年 11 月）

原記事ＵＲＬ：https://www.nakapat.gr.jp/ja/note/%e3%80%90%e8%ab%96%e7%a8%bf-%e7%9f%a5%e8%b2%a1%e5%85%a8%e8%88%ac%e3%80%91%e8%a3%81%e5%88%a4%e6%89%80%e8%aa%bf%e6%9f%bb%e5%ae%98%e3%81%a8%e3%81%97%e3%81%a6%e3%81%ae%e5%bc%81%e7%90%86%e5%a3%ab%ef%bc%88/

一覧ページ上の公開日：2026 年 06 月 05 日

【論稿/知財全般】裁判所調査官としての弁理士（髙村和宗、岩永勇二、パテント誌 2025 年 11 月）

1. 裁判所調査官の法的位置づけ
裁判所法 57 条に規定される裁判所の職員であり、民事訴訟法 92 条の 8 に基づき、裁判長の命を受けて、事実上・法律上の事項について当事者に問いを発し、証拠調べにおいて直接質問を行う権限を持つ。
多くは特許庁の審判官経験者だが、弁理士枠として知財高裁に 1 名（機械分野）、東京地裁に 1 名（化学分野）が配置されている。任期は 3 年。

2. 裁判所調査官の具体的な業務内容
① 事前調査：原告の主張に基づき、技術用語や審決の論理を整理した資料を裁判官に提出する。
② 期日立ち会い
③ 調査報告書の作成

3. 調査官の視点から見た、訴訟を有利に進めるための留意点
① 審決取消訴訟（知財高裁）
主張・立証の機会は限られている。原告第 1 準備書面で取消事由を出し尽くし、証拠を揃える必要がある。
審決の論理に結論を左右する誤りがあるかを突くべきであり、独自のロジックを展開しすぎない。

② 特許権侵害訴訟（地裁）
提訴前の精査
実験証明の信頼性: 被疑侵害品の解析や再現実験は、信頼性の高い外部機関で行うことが望ましい。
質問への対応: 技術説明会等での裁判官や調査官からの質問は、判決の帰趨を左右する核心的な問いであることが多いため、その意図を的確に汲み取って回答する必要がある。
https://jpaa-patent.info/patent/viewPdf/4728

表 1　裁判所調査官の配置（論文掲載時点）

技術分野	知財高裁（11 人）	東京地裁（7 人）	大阪地裁（3 人）
機械	4 人（1 人は弁理士）	3 人	1 人
電気	3 人	2 人	1 人
化学	4 人（論文本文による）	2 人（1 人は弁理士）	1 人

【表の出典】髙村和宗・岩永勇二「裁判所調査官としての弁理士」18 頁の本文は、知財高裁につき「機械（4 名）、電気（3 名）、化学（4 名）」とする。原論文の表 1 には化学 2 名とあるが、ここでは合計 11 名と整合する本文の化学 4 名による。人数はいずれも原論文掲載時点のものである。 原論文 18 頁

【論稿/知財全般】知的財産権侵害における権利濫用禁止についての覚書（森本晃生、パテント誌 2025 年 12 月）

原記事ＵＲＬ：https://www.nakapat.gr.jp/ja/note/%e3%80%90%e8%ab%96%e7%a8%bf-%e7%9f%a5%e8%b2%a1%e5%85%a8%e8%88%ac%e3%80%91%e7%9f%a5%e7%9a%84%e8%b2%a1%e7%94%a3%e6%a8%a9%e4%be%b5%e5%ae%b3%e3%81%ab%e3%81%8a%e3%81%91%e3%82%8b-%e6%a8%a9%e5%88%a9%e6%bf%ab/

一覧ページ上の公開日：2026 年 06 月 05 日

【論稿/知財全般】知的財産権侵害における権利濫用禁止についての覚書（森本晃生、パテント誌 2025 年 12 月）

① リコー事件と「強制調停」のあり方
一審判決は損害賠償も全面的に棄却したが、実施者が特許発明の利益を現に享受している以上、差止めは認めずに、相当ライセンス料（実施料）の支払いを認めるという解決（昭和 43 年最判の流れ）こそが、法の整合性と衡平の観点から望ましい。
これは「強制許諾（裁定）」の趣旨にも合致し、ライセンス交渉を怠った実施者を過度に優遇することを防ぐ。

② 著作権法における「実質的フェアユース」としての活用
金魚電話事件（大阪高判令和３年）～機能的制約： 観光客誘致や生体維持（エアレーション）という目的上、他に表現の選択肢が乏しい場合、制作者の「表現の自由」や「営業の自由」を保護すべき局面がある。
⇒著作物性の判断（構成要件）で無理に非侵害とするのではなく、権利濫用論（類型④）を用いて差止め・廃棄は認めずに、損害賠償（実施料相当）のみを認めるという調整を行うことで、柔軟かつ衡平な解決が可能になる。

https://jpaa-patent.info/patent/viewPdf/4750

権利濫用の類型と知財法の事例（森本論稿の整理）

類型	内容	知財法の該当例
①不法行為型	加害目的のみの権利行使（シカーネ）。	古典的な濫用例。
②権利範囲明確化型	法の欠缺を埋め、権利の限界を画定する。	ポパイ・マフラー事件、エマックス事件、キルビー事件（論者の最終整理）。
③法変化・限界設定型	社会情勢の変化に伴い権利を縮小させる。	キルビー事件は③とも解し得るが、論者の最終整理は②である。特許法 104 条の 3 へ結実。
④強制調停型	権利同士の衝突を調整し、衡平な解決を図る。	リコー事件（再生トナー）、やっぱりブスが好き事件。

【類型表の補足】森本晃生「知的財産権侵害における権利濫用禁止についての覚書」105 頁は、キルビー事件につき「③の法変化による権利の新たな限界設定事案と解することもできるが」としつつ、「②の法規欠缺の場合の権利内容の明確化を画する事案といえる。」とする。筆者の最終的な整理は②であり、表には③と解する可能性も併記した。 原論文 105 頁

【論稿/特許】選択肢で表現された発明に対する単一性違反の調査研究と提言（バイオ・ライフサイエンス委員会、パテント誌 2025 年 12 月）

原記事ＵＲＬ：https://www.nakapat.gr.jp/ja/note/%e3%80%90%e8%ab%96%e7%a8%bf-%e7%89%b9%e8%a8%b1%e3%80%91%e9%81%b8%e6%8a%9e%e8%82%a2%e3%81%a7%e8%a1%a8%e7%8f%be%e3%81%95%e3%82%8c%e3%81%9f%e7%99%ba%e6%98%8e%e3%81%ab%e5%af%be%e3%81%99%e3%82%8b%e5%8d%98/

一覧ページ上の公開日：2026 年 06 月 05 日

【論稿/特許】選択肢で表現された発明に対する単一性違反の調査研究と提言（バイオ・ライフサイエンス委員会、パテント誌 2025 年 12 月）

1. 日本特許庁（JPO）の「最初の選択肢」原則
化学やバイオ分野では、化合物や配列を「R は A、B、又は C」「配列番号 1〜4 のいずれか」といった、選択肢（マーカッシュ形式）で表現することが一般的である。
日本の審査基準では、単一性（特許法 37 条）を判断する際、原則として「最初に記載された選択肢」を審査対象とする。
最初に記載された選択肢に新規性がないと判断された場合、出願人が真に権利化したい選択肢が後方にあったとしても、その選択肢への補正が「シフト補正（17 条の 2 第 4 項）」として認められず、追加費用を払って分割出願を要する場合がある。ただし、後述する共通の特別な技術的特徴（STF）の追加・主張等により、後順位の選択肢を審査対象にできる場合もある。

【適用場面の補足】原論文 88 頁の事例 1 は「2 番目以降のすべての選択肢を審査対象にできた。」とする。補正が認められず分割を要する問題場面と、後述する対応により審査を継続できる場面とを区別する。 原論文 85・88 頁

2. 日米欧の制度比較：
日本と欧米では「審査対象の選択」において運用に決定的な差があり、欧米はユーザーフレンドリーである。

3. 単一性違反への対応類型
① 新たな STF の追加： 審査されていない「新たな特別な技術的特徴（STF）」を全選択肢に共通する構成として追加し、全選択肢を一括審査に導く。

② 共通構造の主張： 最初の選択肢と他の選択肢が、審査で認定されていない共通の構造（STF）を有することを意見書で立証する。

③ 包含関係への補正： 最初の選択肢を「必須構成」とし、他の選択肢を「追加の構成」とすることで実質的に審査対象に含める。

https://jpaa-patent.info/patent/viewPdf/4748

項目	日本（JPO）	米国（USPTO）	欧州（EPO）
選択の機会	明文化された規定なし（原則として順序通り）	**限定要求（Restriction Requirement）**により出願人が選択可能	**不完全なサーチ（規則63）**等により、審査対象の意見提出が可能
追加費用	分割出願が必要（高額）	特になし（選択のみ）	追加調査費の支払いで複数主題のサーチが可能

【論稿/農水】海外展開を見据えた知財ミックスによる知的財産の保護及び活用（農水委員会、パテント誌 2026 年 1 月）

原記事ＵＲＬ：https://www.nakapat.gr.jp/ja/note/%e3%80%90%e8%ab%96%e7%a8%bf-%e8%be%b2%e6%b0%b4%e3%80%91%e6%b5%b7%e5%a4%96%e5%b1%95%e9%96%8b%e3%82%92%e8%a6%8b%e6%8d%ae%e3%81%88%e3%81%9f%e7%9f%a5%e8%b2%a1%e3%83%9f%e3%83%83%e3%82%af%e3%82%b9-2/

一覧ページ上の公開日：2026 年 06 月 05 日

【論稿/農水】海外展開を見据えた知財ミックスによる知的財産の保護及び活用（農水委員会、パテント誌 2026 年 1 月）

１．野菜生産者のブランディング
育成者権と商標の分離： 登録品種名は保護期間満了後にパブリックドメインとなるため、商標権も取る。
地域との結びつきが強いブランドの場合、ＧＩ制度と、地域団体商標制度を戦略的に使い分ける。

２.知財ミックスの具体的活用事例
① 商標権×育成者権：「ルビーロマン」や、品種名「愛媛果試第２８号」に対してブランド名「紅まどんな」を商標登録した事例。

② 特許権×商標権：栽培方法の特許とブランド名を組み合わせた「空飛ぶパンプキン」。

③ 特許権×商標権×ＧＩ：栽培容器の特許、商標、ＧＩの３点セットで保護された「善通寺産四角スイカ」。

④ 商標権×ＧＩ（海外）：「神戸ビーフ」の事例では、欧州等とのＧＩ相互保護の枠組みを活用し、和文の地理的表示登録に基づき欧州域内での虚偽表示を削除することに成功した。

３.酒類の地理的表示とノウハウ管理
① 酒類のＧＩ：国税庁が管轄し、産地の特性（自然的・人的要因）を保護する。農産物のＧＩ制度より約２０年早く制定されており、平成７年６月 30 日に「壱岐」「球磨」「琉球」が初めて指定されている。

② ノウハウ管理： 栽培技術等、特許化による公開を避けたい技術については、農業分野における営業秘密として秘匿管理を徹底することが重要である。

https://jpaa-patent.info/patent/viewPdf/4767

【論稿/意匠】職務創作意匠に関する裁判例の概観（藤本一、パテント誌 2026 年 1 月）

原記事ＵＲＬ：https://www.nakapat.gr.jp/ja/note/%e3%80%90%e8%ab%96%e7%a8%bf-%e6%84%8f%e5%8c%a0%e3%80%91%e8%81%b7%e5%8b%99%e5%89%b5%e4%bd%9c%e6%84%8f%e5%8c%a0%e3%81%ab%e9%96%a2%e3%81%99%e3%82%8b%e8%a3%81%e5%88%a4%e4%be%8b%e3%81%ae%e6%a6%82%e8%a6%b3/

一覧ページ上の公開日：2026 年 06 月 05 日

【論稿/意匠】職務創作意匠に関する裁判例の概観（藤本一、パテント誌 2026 年 1 月）

論文が取り上げた 7 事件のうち対価が請求された事件は 5 件である。そのうち、職務創作意匠のみに基づいて対価が請求されたのは「物干し器」の 1 事件であり、当該論文が扱う範囲では、その請求を認容した公刊裁判例は示されていない。

特許（職務発明）と比較した場合、「相当の対価」の算定プロセスにおいて以下の差異や留意点が認められる。

①『超過売上高の割合』：意匠の場合、特許に比べて代替意匠（美観を共通にしない他のデザイン）の選択が容易であるため、市場における独占的優位性が低く見積もられる傾向にある。

②『仮想実施料率』：論文で検討された事例には、特許権の実施料率の約半分に当たる１.５％～２.０％程度とされたものがある。意匠の代替可能性を考慮した算定例であるが、意匠一般の実施料率として一般化することには慎重さを要する。

③『従業者の貢献度』：論文の５％～１０％程度という記載は職務発明に関する説明であり、職務創作意匠一般の相場を示すものではない。意匠は創作者の個性が発揮されやすいため、事案によっては高く認定される余地がある。
ただし、現時点での裁判例で高い貢献度が認められたケースは、原告の属人性が極めて高い等の特殊事情によるものである。

【事件数と算定例の出典】藤本一「職務創作意匠に関する裁判例の概観」147 頁は「⑥〔物干し器〕のみが、原告がデザイナーで、職務創作意匠のみに基づいて相当の対価が請求された事案」とする。対価請求 5 件と意匠のみの請求 1 件を区別し、個別事例の算定率を一般化しないことが必要である。下表は、②〔水門扉〕（大阪高決平成 2 年 9 月 13 日）を含む、論文が取り上げた 7 事件を示す。また、輸液容器の行の「意匠部分の超過売上は否定」は、同論文 146 頁によれば一審判決（大阪地判平成 24 年 10 月 16 日）の判断である（「⑤〔輸液容器〕の一審判決は、…職務創作意匠による超過売上の発生を否定したと理解される」）。 原論文 144〜147 頁

https://jpaa-patent.info/patent/viewPdf/4768

職務創作意匠に関する 7 事件（藤本論稿の紹介）

事件	裁判所・日付	論稿が紹介する位置付け
剛性物質穴あけ用ドリル	大阪地判昭和 62 年 1 月 26 日	法定通常実施権に関する判断。
水門扉	大阪高決平成 2 年 9 月 13 日	法定通常実施権に関する判断。
三角プレート（カネシン）	東京地判平成 4 年 9 月 30 日	職務考案と併せて対価を認容。
鉄筋曲げ機	東京高判平成 16 年 9 月 29 日	職務発明等と併せて対価を認容。

事件	裁判所・日付	論稿が紹介する位置付け
輸液容器（ニプロ）	知財高判平成 25 年 7 月 11 日	意匠部分の超過売上を否定したとするのは、一審（大阪地判平成 24 年 10 月 16 日）についての論稿の評価。
物干し器（タカラ産業）	大阪地判平成 29 年 10 月 12 日	デザイナーによる請求であるが棄却。
ファン（三菱電機）	知財高判令和 5 年 1 月 23 日	内部構造で見えない意匠の利益を否定。

【論稿/特許】バイオ医薬品特許保護の事例と課題（バイオ・ライフサイエンス委員会、パテント誌 2025 年 12 月）

原記事ＵＲＬ：https://www.nakapat.gr.jp/ja/note/%e3%80%90%e8%ab%96%e7%a8%bf-%e7%89%b9%e8%a8%b1%e3%80%91%e3%83%90%e3%82%a4%e3%82%aa%e5%8c%bb%e8%96%ac%e5%93%81%e7%89%b9%e8%a8%b1%e4%bf%9d%e8%ad%b7%e3%81%ae%e4%ba%8b%e4%be%8b%e3%81%a8%e8%aa%b2%e9%a1%8c/

一覧ページ上の公開日：2026 年 06 月 05 日

【論稿/特許】バイオ医薬品特許保護の事例と課題（バイオ・ライフサイエンス委員会、パテント誌 2025 年 12 月）

1. 日本における「事実上のパテントリンケージ」
原論文が説明する厚生労働省の従来の「二課長通知」に基づく運用では、先発品の有効成分に特許が存在し当該有効成分の製造そのものができない場合は BS を承認せず、先発品の一部の効能・効果等に特許が存在し、その他の効能・効果等を標ぼうする医薬品の製造が可能である場合は、特許が存在する効能・効果等を承認しない。原論文は、このため、再審査期間が満了しても、物質特許や用途発明が存続している限り BS の承認は事実上困難となるとする。

【用途特許の例外と通知の更新】厚生労働省の 2025 年 10 月 8 日付「医療用後発医薬品及びバイオ後続品に関する医薬品医療機器等法上の承認審査及び薬価収載に係る医薬品特許の取扱いについて」は、従来の二課長通知を廃止した。同通知 1(2)は、従来の二課長通知と同じく、一部の効能効果等に用途特許が存在しても、その他の効能効果等を標ぼうする医薬品の製造又は製造販売が可能であれば承認できるとし、「この場合、特許が存在する効能効果等については承認しない。」とする。したがって、用途特許の存在が製品全体の承認を常に妨げるという趣旨ではない。 厚生労働省通知 2 頁 原論文 40〜41・54 頁

2. 再審査期間
日本独自の再審査制度が事実上のデータ保護期間（RDP）として機能しており、特許満了後も参入の壁となるケースがある。

3. 考察と今後の課題
高額療養費制度の存在により、患者が安価な BS を選択するメリットを感じにくい。今後、医療財政の持続可能性とイノベーション保護を両立させるためには、司法が関与する透明性の高い制度設計や、海外企業にとっても予見可能な市場環境の整備が不可欠である。

https://jpaa-patent.info/patent/viewPdf/4745

有効成分（先発品）	日本の状況	主な障壁・特徴
デノスマブ（ランマーク）	BS未承認（2025年8月時点）	物質特許が2027年まで存続。欧米では「承認と特許の分離」や和解により既にBSが承認されている。
エクリズマブ（ソリリス）	BS未承認	2032年までの延長特許。高額療養費制度により、患者側にBSへ切り替える経済的動機が乏しい点も指摘される。
トシリズマブ（アクテムラ）	2025年後半に承認見通し	物質特許満了後も、高粘度化防止や安定化等の「製剤特許」が厚い網（パテントシケット）を形成している。
アフリベルセプト（アイリーア）	一部適応でBS承認	先発品上市後の「用途特許」に基づき一部適応が制限された。パテントリンケージの運用基準が争点となっている。
アダリムマブ（ヒュミラ）	BS承認済	米国では60件以上の特許による「パテントシケット」によりBS参入が数年遅延。戦略的和解が上市時期を左右した。

【表の基準時点と承認情報】上の画像表のデノスマブ（ランマーク）欄の「BS 未承認（2025 年 8 月時点）」は、同時点の状況を示す記載である。富士製薬工業の 2025 年 10 月 31 日付「バイオ後続品（バイオシミラー）デノスマブ BS に関する契約締結のお知らせ」は、デノスマブ BS 皮下注 120mgRM「F」について「2025 年 9 月 19 日に製造承認を取得した」と公表している。原論文 54 頁注 8 にも脱稿後の追記がある。承認取得、発売及び薬価収載は、それぞれ別の事項である。 富士製薬工業公表資料 1 頁 原論文 54 頁注 8

【論稿/特許】食品用途発明の各国出願における留意点（バイオ・ライフサイエンス委員会、パテント誌 2025 年 12 月）

原記事ＵＲＬ：https://www.nakapat.gr.jp/ja/note/%e3%80%90%e8%ab%96%e7%a8%bf-%e7%89%b9%e8%a8%b1%e3%80%91%e9%a3%9f%e5%93%81%e7%94%a8%e9%80%94%e7%99%ba%e6%98%8e%e3%81%ae%e5%90%84%e5%9b%bd%e5%87%ba%e9%a1%98%e3%81%ab%e3%81%8a%e3%81%91%e3%82%8b%e7%95%99/

一覧ページ上の公開日：2026 年 06 月 05 日

【論稿/特許】食品用途発明の各国出願における留意点（バイオ・ライフサイエンス委員会、パテント誌 2025 年 12 月）

日本において 2016 年の審査基準改訂により「食品用途発明」の保護が強化されたが、海外展開においては各国独自の法制度と審査実務の相違が大きい。

1. 許容されるクレーム
① 米国：「物の用途発明」は認められず、方法として記載。前文（PREAMBLE）の用途は限定力を持たない場合が多い。
② 欧州：「用途限定物質 / ユース」。治療用は「Substance A for use in…」。非治療用は「Non-therapeutic use of…」。スイス型は不可。
③ 中国：方法 / スイス型（～を製造するための使用）が有効。
④ 韓国：物（食品組成物）。日本に近いが、用途が構造・形態に差異をもたらさない場合は新規性が否定されやすい。

2. 米国における権利化の難所：
①INHERENCY（内在性）～米国では、公知物質に未知の用途を見出しても、それが先行技術に「本質的に含まれる（INHERENT）」とみなされると新規性が否定される。
② 自然法則～ 摂取による体内効果は「自然の法則（LAW OF NATURE）」に支配されていると解釈され、単に「食べる」という公知工程に新たな知見を付加しても、顕著な効果の立証が極めて困難である。

3. 欧州における区分：
① 治療的用途：疾病の治療や予防に関連する場合、EPC 54(4)や(5)に基づく「用途限定物質クレーム」を用いる。
② 非治療的用途：「疲労回復」などの健康維持目的の場合、治療行為に該当しないことを明確にするため「非治療的（NON-THERAPEUTIC）」と明記したユースクレームが有効である。
「…の改善」といった表現が不明確とされたり、具体的な疾患名を挙げると先行技術（医薬用途）に抵触したりするジレンマが存在する。

4. 戦略的結論
日本で特許査定を得た構成をそのまま翻訳して出願するのではなく、移行段階から各国に適した形式への補正が不可欠である。
米国では、用途ではなく「構造的相違」や「方法としての特異性」を強調する。
中国ではスイスタイプ、欧州では用途限定物質クレームへの組み換えを行う。

日本で認められる亜種レベルの広汎な権利（菌株の限定を要しないもの）も、海外では特定の寄託番号（菌株）への限定を余儀なくされる可能性が高い。

https://jpaa-patent.info/patent/viewPdf/4743

【論稿/意匠】職務創作意匠に関する裁判例の概観（藤本一、パテント誌 2026 年 1 月）

原記事ＵＲＬ：https://www.nakapat.gr.jp/ja/note/%e3%80%90%e8%ab%96%e7%a8%bf-%e6%84%8f%e5%8c%a0%e3%80%91%e8%81%b7%e5%8b%99%e5%89%b5%e4%bd%9c%e6%84%8f%e5%8c%a0%e3%81%ab%e9%96%a2%e3%81%99%e3%82%8b%e8%a3%81%e5%88%a4%e4%be%8b%e3%81%ae%e6%a6%82%e8%a6%b3/

一覧ページ上の公開日：2026 年 06 月 05 日

【論稿/意匠】職務創作意匠に関する裁判例の概観（藤本一、パテント誌 2026 年 1 月）

論文が取り上げた 7 事件のうち対価が請求された事件は 5 件である。そのうち、職務創作意匠のみに基づいて対価が請求されたのは「物干し器」の 1 事件であり、当該論文が扱う範囲では、その請求を認容した公刊裁判例は示されていない。

特許（職務発明）と比較した場合、「相当の対価」の算定プロセスにおいて以下の差異や留意点が認められる。

①『超過売上高の割合』：意匠の場合、特許に比べて代替意匠（美観を共通にしない他のデザイン）の選択が容易であるため、市場における独占的優位性が低く見積もられる傾向にある。

②『仮想実施料率』：論文で検討された事例には、特許権の実施料率の約半分に当たる１.５％～２.０％程度とされたものがある。意匠の代替可能性を考慮した算定例であるが、意匠一般の実施料率として一般化することには慎重さを要する。

③『従業者の貢献度』：論文の５％～１０％程度という記載は職務発明に関する説明であり、職務創作意匠一般の相場を示すものではない。意匠は創作者の個性が発揮されやすいため、事案によっては高く認定される余地がある。
ただし、現時点での裁判例で高い貢献度が認められたケースは、原告の属人性が極めて高い等の特殊事情によるものである。

【事件数と算定例の出典】藤本一「職務創作意匠に関する裁判例の概観」147 頁は「⑥〔物干し器〕のみが、原告がデザイナーで、職務創作意匠のみに基づいて相当の対価が請求された事案」とする。対価請求 5 件と意匠のみの請求 1 件を区別し、個別事例の算定率を一般化しないことが必要である。下表は、②〔水門扉〕（大阪高決平成 2 年 9 月 13 日）を含む、論文が取り上げた 7 事件を示す。また、輸液容器の行の「意匠部分の超過売上は否定」は、同論文 146 頁によれば一審判決（大阪地判平成 24 年 10 月 16 日）の判断である（「⑤〔輸液容器〕の一審判決は、…職務創作意匠による超過売上の発生を否定したと理解される」）。 原論文 144〜147 頁

https://jpaa-patent.info/patent/viewPdf/4768

職務創作意匠に関する 7 事件（藤本論稿の紹介）

事件	裁判所・日付	論稿が紹介する位置付け
剛性物質穴あけ用ドリル	大阪地判昭和 62 年 1 月 26 日	法定通常実施権に関する判断。
水門扉	大阪高決平成 2 年 9 月 13 日	法定通常実施権に関する判断。
三角プレート（カネシン）	東京地判平成 4 年 9 月 30 日	職務考案と併せて対価を認容。
鉄筋曲げ機	東京高判平成 16 年 9 月 29 日	職務発明等と併せて対価を認容。

事件	裁判所・日付	論稿が紹介する位置付け
輸液容器（ニプロ）	知財高判平成25年7月11日	意匠部分の超過売上を否定したとするのは、一審（大阪地判平成24年10月16日）についての論稿の評価。
物干し器（タカラ産業）	大阪地判平成29年10月12日	デザイナーによる請求であるが棄却。
ファン（三菱電機）	知財高判令和5年1月23日	内部構造で見えない意匠の利益を否定。

【論稿/農水】海外展開を見据えた知財ミックスによる知的財産の保護及び活用（農水委員会、パテント誌 2026 年 1 月）

原記事ＵＲＬ：https://www.nakapat.gr.jp/ja/note/%e3%80%90%e8%ab%96%e7%a8%bf-%e8%be%b2%e6%b0%b4%e3%80%91%e6%b5%b7%e5%a4%96%e5%b1%95%e9%96%8b%e3%82%92%e8%a6%8b%e6%8d%ae%e3%81%88%e3%81%9f%e7%9f%a5%e8%b2%a1%e3%83%9f%e3%83%83%e3%82%af%e3%82%b9-2/

一覧ページ上の公開日：2026 年 06 月 05 日

【論稿/農水】海外展開を見据えた知財ミックスによる知的財産の保護及び活用（農水委員会、パテント誌 2026 年 1 月）

１．野菜生産者のブランディング
育成者権と商標の分離： 登録品種名は保護期間満了後にパブリックドメインとなるため、商標権も取る。
地域との結びつきが強いブランドの場合、ＧＩ制度と、地域団体商標制度を戦略的に使い分ける。

２.知財ミックスの具体的活用事例
① 商標権×育成者権：「ルビーロマン」や、品種名「愛媛果試第２８号」に対してブランド名「紅まどんな」を商標登録した事例。

② 特許権×商標権：栽培方法の特許とブランド名を組み合わせた「空飛ぶパンプキン」。

③ 特許権×商標権×ＧＩ：栽培容器の特許、商標、ＧＩの３点セットで保護された「善通寺産四角スイカ」。

④ 商標権×ＧＩ（海外）：「神戸ビーフ」の事例では、欧州等とのＧＩ相互保護の枠組みを活用し、和文の地理的表示登録に基づき欧州域内での虚偽表示を削除することに成功した。

３.酒類の地理的表示とノウハウ管理
① 酒類のＧＩ：国税庁が管轄し、産地の特性（自然的・人的要因）を保護する。農産物のＧＩ制度より約２０年早く制定されており、平成７年６月 30 日に「壱岐」「球磨」「琉球」が初めて指定されている。

② ノウハウ管理： 栽培技術等、特許化による公開を避けたい技術については、農業分野における営業秘密として秘匿管理を徹底することが重要である。

https://jpaa-patent.info/patent/viewPdf/4767

【論稿/米国意匠】米国における意匠権侵害の判断手法の変遷（佐々木眞人、パテント誌 2026 年 1 月）

原記事ＵＲＬ：https://www.nakapat.gr.jp/ja/note/%e3%80%90%e8%ab%96%e7%a8%bf-%e7%b1%b3%e5%9b%bd%e6%84%8f%e5%8c%a0%e3%80%91%e7%b1%b3%e5%9b%bd%e3%81%ab%e3%81%8a%e3%81%91%e3%82%8b%e6%84%8f%e5%8c%a0%e6%a8%a9%e4%be%b5%e5%ae%b3%e3%81%ae%e5%88%a4%e6%96%ad/

一覧ページ上の公開日：2026 年 06 月 05 日

【論稿/米国意匠】米国における意匠権侵害の判断手法の変遷（佐々木眞人、パテント誌 2026 年 1 月）

米国における意匠権侵害の判断は、1871 年の GORHAM 最高裁判決により確立された「通常の観察者テスト」を原点とする。

1984 年の LITTON SYSTEMS 判決以降、CAFC はこれに「新規なポイントテスト」を導入した。このテストは、先行意匠から当該特許意匠を区別する「新規な意匠的特徴（新規なポイント）」を備えていることを要求する。
⇒これにより、侵害認定には実質的同一性と新規ポイントの流用の双方が必要となった。

しかし、2008 年の EGYPTIAN GODDESS 大合議判決により、「新規なポイントテスト」は廃止された。同判決は、通常の観察者テストが意匠権侵害判断のための唯一のテストであることを再確認した。ただし、侵害判断の際には「先行意匠に精通した通常の観察者」の視点で比較を行うべきであり、先行意匠との対比において差異が意匠全体に及ぼす影響を評価することが明確化された。

その後の判決では、以下の点が示されている。

① 機能的な側面を概念レベルで除外した後の、全体的な装飾的特徴を考慮すること。

② 比較対象となる先行意匠の範囲は、クレームで特定された物品に適用されているものに限定されること。

③ 被疑侵害品に付されたロゴやその配置も、装飾的な差異点の一つとして考慮され得ること。

⇒現在の米国意匠権侵害判断は、単純な視覚的類似性ではなく、先行意匠を参酌し、機能的要素を分離した上での「全体的な装飾的印象」を重視する通常の観察者テストに集約されている。

https://jpaa-patent.info/patent/viewPdf/4765

【米国】Focus Prod v. Kartri Sales（CAFC、2025.9.30）

原記事ＵＲＬ：https://www.nakapat.gr.jp/ja/note/%e3%80%90%e7%b1%b3%e5%9b%bd%e3%80%91focus-prod-v-kartri-sales%ef%bc%88cafc%e3%80%812025-9-30%ef%bc%89/

一覧ページ上の公開日：2026 年 06 月 05 日

【米国】Focus Prod v. Kartri Sales（CAFC、2025.9.30）

審査官が提示した「種（species）」の定義や限定に反論せず、特定の種を選択した場合、選択しなかった種がクレーム範囲から除外されたとみなされるリスクがある。
⇒クレーム 73 について、審査官が非選択種（Species V）に当たるとして審査対象から除外し、特許権者がこれを争わなかったことで、クレーム 73 の特徴（平坦な上縁を有するリング）は除外されたと判断された。
～控訴人 Marquis について’248・’609 特許の侵害を認めたサマリージャッジメント破棄（控訴人 Kartri については非侵害の主張が放棄されたとして侵害認定維持）

【控訴審の結論の区別】判決 16 頁は「we reverse the district court’s patent infringement determination for the ’248 and ’609 patents.」とする。すなわち、’248・’609 特許の侵害判断を覆したものである。他方、’088 特許について、判決 24 頁は「Although we agree with the district court’s construction of “projecting edge,” its infringement analysis on this issue was, at a minimum, inadequate to sustain summary judgment.」とし、地裁のクレーム解釈を支持しつつ、侵害分析が不十分であるとして判断を取り消して差し戻した。これらの破棄・取消しは控訴人 Marquis に関するものであり、控訴人 Kartri については、非侵害の主張が放棄されたとして’248・’609・’088 特許の侵害認定が維持された（判決 3・40～41 頁）。 CAFC 判決 3・16～27・40～41 頁

https://www.cafc.uscourts.gov/opinions-orders/23-1446.OPINION.9-30-2025_2580961.pdf

令和６年(行ケ)10017【最適化された栄養処方物、それらから目的に合わせた食事を選択するための方法、およびその使用法】＜宮坂裁判長＞

原記事ＵＲＬ：https://www.nakapat.gr.jp/ja/note/%e4%bb%a4%e5%92%8c6%e5%b9%b4%e8%a1%8c%e3%82%b110017%e3%80%90%e6%9c%80%e9%81%a9%e5%8c%96%e3%81%95%e3%82%8c%e3%81%9f%e6%a0%84%e9%a4%8a%e5%87%a6%e6%96%b9%e7%89%a9%e3%80%91%ef%bc%9c%e5%ae%ae%e5%9d%82/

一覧ページ上の公開日：2026 年 06 月 05 日

令和６年(行ケ)10017【最適化された栄養処方物、それらから目的に合わせた食事を選択するための方法、およびその使用法】＜宮坂裁判長＞

*数値限定発明の進歩性×
（主引例の数値範囲が、本件発明の数値範囲に包含されていた。）

（判旨抜粋）
…引用文献２の実施例５（表１２）では、…ω－６については１～３５ｇの範囲に収まっている。…
１日最適量の脂肪酸を含む引用発明２の組成物におけるω－６脂肪酸用量に関する前記アの引用文献２の表１２の１～３５ｇという開示範囲に鑑みれば、これを本願発明組成物の「平均１日量で１～４０ｇのω－６脂肪酸」という用量とすることは、当業者が適宜になし得たものである。
…引用文献２には、その構成要素であるナッツや種子に抗酸化物質やポリフェノールが含まれることが記載されており、ポリフェノールが抗酸化物質であることは、本願優先日前に周知であったといえるから、引用発明２の組成物において、抗酸化物質としてポリフェノールを含ませることも、当業者が適宜なし得たものである。
…

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-93723.pdf

東京地判令和６年(ワ)4142【携帯情報通信装置及び携帯情報通信装置を使用したパーソナルコンピュータシステム】＜國分裁判長＞（同日判決の関連事件：東京地判令和６年(ワ)70083〔被告ソフトバンク株式会社〕）

原記事ＵＲＬ：https://www.nakapat.gr.jp/ja/note/%e6%9d%b1%e4%ba%ac%e5%9c%b0%e5%88%a4%e4%bb%a4%e5%92%8c6%e5%b9%b4%e3%83%af4142%e3%80%90%e6%90%ba%e5%b8%af%e6%83%85%e5%a0%b1%e9%80%9a%e4%bf%a1%e8%a3%85%e7%bd%ae%e3%80%91%ef%bc%9c%e5%9c%8b%e5%88%86/

一覧ページ上の公開日：2026 年 06 月 05 日

東京地判令和６年(ワ)4142【携帯情報通信装置及び携帯情報通信装置を使用したパーソナルコンピュータシステム】＜國分裁判長＞
（同日判決の関連事件：東京地判令和６年(ワ)70083〔被告ソフトバンク株式会社〕）

*前訴で消費税相当額を請求しなかった分を別訴で請求したが、信義則違反で却下された。

原告は、①消費税相当額は前訴の審理対象とされておらず、蒸し返しには当たらない、②消費税損失は実施料損失とは発生原因が異なり、③消費税率は判決確定時の税率で決まるため前訴時に請求するのは困難だった、などと主張した。
⇒裁判所は、前訴１・２で消費税相当額が具体的に審理されたとは認められず、本件訴えは前訴で認められなかった主張を蒸し返すものとまではいえないとした。しかし、特許侵害訴訟において消費税相当額が損害・損失の一部として請求・認容される例は少なくなく、そのことは当裁判所に顕著である。したがって、原告がこうした実務状況を認識し得なかったとはいえない。また、消費税相当額は実施料相当額に当時の消費税率（前訴１・２の口頭弁論終結時である令和４年１２月１９日の時点で既に１０％）を乗じるだけで容易に算定可能であり、前訴１・２において実施料相当額とともに消費税相当額を損失として主張することが困難であったともいえない。さらに、原告は前訴で実施料相当額の損害又は損失のみを請求することを明示しておらず、消費税部分を審理の対象から除外する趣旨も示していなかった。
⇒前訴１・２において原告は消費税相当額を含む損失全体を裁判所の審理対象とすることも、逆に消費税部分だけを外すこともできたのに、あえてそうせず一部請求をし、その一部について敗訴したものと評価されるとし、本件での残部請求は、前訴１・２の確定判決によって当該債権の全部について紛争が解決されたとの被告の合理的期待に反し、二重応訴負担を課すものであると結論した。
よって、特段の事情は認められず、本件訴えの提起は訴訟上の信義則に反し許されないと判断し、不当利得返還請求の実体判断には踏み込まずに、訴え自体を不適法却下とした。

（判旨抜粋）
…数量的一部請求を全部又は一部棄却する旨の判決は、このように債権の全部について行われた審理の結果に基づいて、当該債権が全く現存しないか又は一部として請求された額に満たない額しか現存しないとの判断を示すものであって、言い換えれば、後に残部として請求し得る部分が存在しないとの判断を示すものにほかならない。
したがって、上記判決が確定した後に原告が残部請求の訴えを提起することは、実質的には前訴で認められなかった請求及び主張を蒸し返すものであり、前訴の確定判決によって当該債権の全部について紛争が解決されたとの被告の合理的期待に反し、被告に二重の応訴の負担を強いるものというべきである。

以上の点に照らすと、金銭債権の数量的一部請求訴訟で敗訴した原告が残部請求の訴えを提起することは特段の事情がない限り、信義則に反して許されないと解するのが相当である。（最高裁平成９年（オ）第８４９号同１０年６月１２日第二小法廷判決・民事判例集５２巻４号１１４７頁（平成１０年最高裁判決）参照）
・・・
特許権侵害訴訟において、消費税相当額の損害賠償請求や不当利得返還請求がされる事例が少なくなく、消費税相当額が損害又は損失の一部として認容されていることは、当裁判所に顕著である上、本件全証拠によっても、原告がそのような実情を認識し得なかったといった事情を認めることはできない。
また、消費税相当額の損失は、実施料相当額の損失に所定の消費税率を乗じることで容易に算定できるものであるから、前訴１及び２の事実審の口頭弁論終結時において、消費税相当額を含めた損失の全体が確定していなかったとはいえず、原告が、前訴１及び２において、不当利得返還請求につき、実施料相当額の損失に加えて、同額に所定の消費税率を乗じた額を消費税相当額の損失として主張することが困難な事情や同主張をしない合理的な理由があったものとはうかがわれない。
そうすると、原告は、前訴１及び２の審理や判断の対象として消費税相当額の損失を加えることや、前訴１及び２ではその対象としないことを明示することが可能であったのに、それをしなかったものといわざるを得ない。
…本件訴えは、金銭債権の数量的一部請求訴訟で敗訴した原告が提起した残部請求の訴えに当たり、本件訴えの提起は、信義則に反して許されない。

https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-94162.pdf